大日本地名辭書

(第二部各說篇)

畿内

畿内 邦制上の舊區畫にして、京師近接の國を云ふ。猶京畿といふごとし、大化二年初めて之を置く。大化二年改新之詔、其二に曰く「初修京師置畿內、凡畿內、東自名墾横河(伊賀國名張郡)以來、南自紀伊兄山(紀伊國伊都郡)以來、西自赤石櫛淵(播磨國明石郡)以來、北自狹々波合坂山(近江國滋賀郡)以來爲畿內國」(書紀) 當時國郡の制未定まらざる所ありけるにや、其四至を備載して分國の名を擧けず、然れども其の境域は後に至るも之に仍り變更する所なし。持統天皇の時四畿內の名見ゆ、(書紀) 大倭河內難波山背の四國あれば也。靈龜二年和泉監を置き之を國に准じたるを以て畿內五國と稱す、「續紀、養老五年左右兩京及畿內五國「尋て芳野監を置く、乃ち四畿內二監の稱あり、「續紀、天平四年、兩京四畿內及二監」二監既に廢し和泉國を置くに及び五國と爲り後世復變更なし。或は五畿と稱す、五國なれば也。「續紀、天平神護二年五畿內巡察使」○承和三年、畿內の國次は承前の例大和を第一としたるを、勅して新式に據り山城を以て第一に處らしむ、(續日本後紀) 延曆中大和より山城に遷都ありしが故也。山背大倭の字を山城大和に改め、難波國を攝津國と改めたる等は各其條下に見ゆ。

(五畿)

抑畿內の地形を按ずるに、五國の地は全く難波に注ぐ所の一大水脈(淀河及大和川)上に成る、邦制の區分頗其自然を得たるごとし、但其上游なる近江伊賀を畿外とし又丹波の桑田郡を山城國に管せしめざりしはいかが。吉野郡も其水脈より觀察すれば當然紀伊國に屬す、一時吉野監を置き離立せしめしも暫にして停止す、如何なる事情に因れるにや。

上方 京都并に其附近をば遠國にて斯く云へり、本來は俗稱、畿內及其隣接地方を指す、且固より泛稱なれば正しき境域なし。意義は諸國の人民みな京師を中心として參上せるより起る、即上の方也、又上方筋と云ふは猶廣き義なり。

山城

山城 山城は本那羅山の陰、泉河(木津河)左右の地をいふ。古字山代又山背に作る、實にヤマウシロの義なり。(相樂郡山背參考) 國郡制置の時葛野宇治等の地を併せ山背國を建つ。○延曆十三年桓武帝遷都あり、佳字を取り定めて山城と爲す、其詔に曰く「山勢實合前聞云々、此國山河襟帶自然作城、因斯形勝可制新號、宜改山背國爲山城國」と。延喜式、山城國八郡。和名抄、山城(夜萬之呂)管八郡、古今異なし。

此山城と丹波の國界は水尾山愛宕山大悲山等時に移動ありき、(各條下に見ゆ) 之を要するに丹波の東部桑田郡は保津川の峽谷にして地形一區を爲し、むしろ山城に隷するを可とす。○按に山城を或は山州又城州と修辭することあれど、今多く世に用ひられず、古書には往々之あり、又萬葉集に開木代に作る、略解云聖武紀久邇遷都の條に「伐山開地以造室」とありて開木を山とよむべし、木を採る所は山なれば也と。

(山州)(城州)

山城國今京都府の管治、人口五十三萬、面積は東西十四里南北十七里約七十三方里と云。

舊事紀天神本紀に饒速日命天降供奉三十二人の中に「伊岐志仁保命山代國造等祖」と記し、國造本紀には「山城國造橿原朝御世阿多根命爲山代國造」とも、又「山背國造志賀高穴穗朝御世以曾能振命定賜」とも載せ疑惑多し。國造本紀に山背山城を二つ相并ふるは誤謬のあること必せり、而も此古山背は謂ゆる相樂の上山背に外ならず、葛野は別に一境を成せりと思はる。

京都

京都 今京都市と曰ふ。桓武天皇延曆十三年甲戌葛野郡宇太村に地を相て皇居を造り京都を建てたまふ卽是地也。皇居は南面して左右に市坊を置く、中央は卽朱雀大路なり、號して平安京と曰ふ、其古規は下條に見ゆるごとし。而て其皇居并に大小の邸宅市坊

の移動は歴世之あり、故に都邑の地域亦變更あり。大略を以て之を論ずれば延暦の古規は左京加茂川の磧を東限とす、之を東京極と曰ふ、今の寺町通なり、右京は雙岡西川を西限とす。然れども右京(一名西京)は初めより宅舍多からず空閑の地なり、故に毎に東京即左京の盛を稱したりき。天慶年間東西諸國に盜賊大に起り朝家は之が討伐に心を傷めたまへる頃より、一亂は平ぐと雖も京師の勢力は漸く衰へ村上帝の天德四年大内裏炎上し京師疲弊ます〳〵至る、皇居は之を修築すと雖も復延暦の舊觀なく、而も圓融一條の朝に皇居頻に火あり、火あれば之を離宮別院若くは外戚家に避けたまふ、謂はゆる里内裏是なり。此に及び律令格式の古法すでに破るゝと同く、京制も亂れたり、後三條院の天子は閑院に御座まして萬機を決行したまへるより白河鳥羽の兩帝之につぎて政務を院中に聽たまふ、即白河の御所は愛宕郡粟田郷一面に建築せられ、當時京と白河を幷稱して京白河の語あり。鳥羽帝の城南離宮(鳥羽に在り)は都遷しとまで疑はれたり、六波羅に造營の事起るも此時代とす。既にして保元元年大内裏の造營あり、越ゐて二年源平二氏の爭戰起り(平治の亂)大内裏は其戰場と爲り、治承元年京師大火、内裏も免れず一圓に燒野原と爲る、平清盛之に乘じて福原(攝津)の別莊に遷都せんと擬す。此遷都は一時の事にして全く成就せざりしかど、尋いで安德帝平家一門に擁せられて西海に落ちたまひ、源頼朝兵馬の權柄を握りたるより天下の形勢一變し、延暦の古規は政治上にも都邑上にも亡失したり。

京都は此より後殆ど賀茂川を中心とし西は朱雀(千本通)東は東山を限る如き形狀となり、又一條以外に擴延せり。南北朝分裂の際足利尊氏は光明帝を東洞院通土御門の高倉殿に奉安し是を皇居と爲す、之れ即今代に至るまでの禁中の基礎を定めたる者にして、爾後五百四十年は實に之に因襲す。且足利幕府の邸宅は一條以北の地に興りしを以て都邑の狀益變し、延暦經始の左右兩京は一轉して上京下京と爲る。

應仁元年細川山名兩黨の京兵師に亂入して相戰ふ、細川方は十六萬山名方は十一萬と稱す兩軍日夜抗爭火を放ちて殺掠を縱にす、煙塵十一年京師全く赭土と爲る。

應仁略記に「二條より上は北山東西悉く燒野となりて其殘るは將軍の御所ばかりにて禁裏仙洞も陣屋と爲る」とある者是也。

應仁の一亂に續きて戰國の世と爲り是より一百年間は京師衰微を極むるの時にして、織田信長の足利に代りて政權を攬るに及び京師初めて蘇生す。豐臣秀吉更に修造する所ありて京都此に改新したり、秀吉巡視の當時其光景は、高倉通以東は賀茂川東山まで渺々たる耕作地にて、西は大宮通以外田野遠くわたれりとぞ、斯くて秀吉は先洛中洛外の區分を明にせしめ、民屋雜居の寺院は東京極に移し之を寺町と爲す、大抵今の京都市區は此際に定まる。

豐臣氏は京都に修造するのみならず、伏見に大阪に修造する所あり、其天正文祿より慶長にわたる二三十年は畿内繁盛の狀想ふべし。而て元和中豐臣氏亡び德川氏は專ら京師抑壓の手段を取りしも、海内昇平の氣運は都邑富實の勢を屈せしむる能はず、京の町々は早く西は大宮より東は賀茂川を渡り北は北野舟岡の邊まで開け南は伏見に連接する事となる。戸口は年々に增加し延寶より元祿中に無慮五十萬に上ると稱したり、爾後稍屈する所ありて以て近時に至る、王政維新の前後數年は將軍諸侯の滯京ありしを以て不時の熱鬧ありしと云ふ、而も江戸遷都の後は亦故京寂寞の狀あり。方今上京下京兩區に分つ、地域は蓋し愛宕郡に屬すべく、賀茂川を狹み其東西に渉る。上京は北に在り下京は南に居り、三條通一帶の線を以て之を分つ、之を總べて京都市と曰ふ、東西凡一里半南北二里人口凡三十五萬とぞ。

平安京

京都の古名にして延暦遷京の初めに詔ありて此號を延てたまふ、本訓タヒラ後世通じてヘイアンと呼ぶ。日本紀略云、延暦十三年十一月廿二日遷御新京、廿九日詔曰葛野乃大宮地者山川毛麗久、四方國乃百姓乃參出來事毛便仁之底云々、此國山河襟帶自然作城、于來之民謳歌之輩異口同辭號曰平安京、今宜隨之。類聚國史、延暦十四年正月十六日踏歌

山城顯榮舊來傳、帝宅新成最可憐、郊野道平千里望、山河擅美四周連。(新京樂平安樂土萬年春)沖襟乃眷八方中、不日爰開億載宮、壯麗裁規傳不朽、平安作號驗無窮。

弘仁四年上幸南池院、右大臣藤園人上歌

けふの日の池のほとりに郭公たひらは千代と鳴はきゝつや。

延喜式、京程南北一千七百五十三丈、東西一千五百八丈通計東西兩京、自朱雀大路中央至東極外畔七百五十四丈(東京也西京準之)。今拾芥抄京程圖及び山城名勝志、京之水等諸地誌により古京の規摸を見んに大小の條路往々依然たるものあり、又古今尺度の長短を比するに古尺は今の九寸七分二厘許にあたりしと云ふ亦以て千古の舊をも追案すべきなり。平安通志云、舊京域今尺改算、南北凡二千九百二十一間東西凡二千五百十三間積七百三十四萬二千八百歩○縱の街路を東より西へ數ふれば

京極大路 (今寺町通)

富小路小路 (今麩屋町通にあたる、現稱の富小路は古の富小路と萬里小路の間を云ふ)

萬里小路　小路（今柳馬塲即堺町と富小路の間）
高倉　小路（今項妙寺通少東）
東洞院　大路（今存す少許東を古路とす）
烏丸　小路
室町　小路
町尻　小路（今新町通）
西洞院　大路
油小路　小路
堀川　小路
猪隈　小路
大宮　大路
櫛笥　小路（一作匣）（以下三路の地は今當るべき町通なし）
壬生　小路（一作美福）
坊城　小路
朱雀大路（今千本通）

以上は東京即左京なるが、右京も之に凖じて同名の大小條路を命ぜられたり、而も實際は多く郊野なりし也。盖兩京の充實は初より之を見ず、三代實錄すでに貞觀八年京中空閑の地は耕種を聽すと記し、延喜式には「凡京中不聽營水田、但大小路邊及卑濕之地聽植水葱芹蓮之類、不得因此廣溝迫路、又凡京中閑地者、量力播種、令盡地利」とあれば其地充實して後域を定めしに非ろや明なり。本朝文粹、天元五年慶滋保胤が池亭記に又論じて曰く「予二十餘年以來歷見東西二京、西京人家漸稀、或樂幽隱者不去、若蓄財貨有心奔營者一日不住、彼坊城南面荒蕪渺々、秀麥離離、去膏腴就磽确、是天之令然歟、將人之自狂歟云々」坊城南とは即今大内村の郊也。凡舊京程以内の地にして葛野紀伊兩郡に入る者あるは、かゝる次第にて脫離したるなれば固より問ふに及ばじ、而も左京なる縱街及び横衢とも種々の稱呼混亂ありしこと思はざるべからす。殊には右京なる葛野郡に古より鄕村共通共用の名佐比、木辻、馬代の稱ある如き其條路の完備せざりしを知る。○横の衢路を北より南へ數ふれば

一條　大路
正親町　小路（今中立賣）
土御門　大路　一名上東門（今上長者町）
鷹司　小路（今下長者町）
近衛　大路　一名陽明門（今出水）
勘解由小路　小路（今下立賣）
中御門　大路　一名待賢門（今椹木町）
春日　小路（今丸太町）
大炊御門　大路　一名郁芳門（今竹屋町）
冷泉　小路（今夷川）
二條　大路
押小路　小路
三條坊門　小路（今御池）
姉小路　小路
三條　大路
六角　小路
四條坊門　小路（今蛸藥師）
錦小路　小路
四條　大路
綾小路　小路
五條坊門　小路（今佛光寺通）
高辻　小路
五條　大路（今松原）
樋口　小路（今萬壽寺通）
六條坊門　小路（今五條）
楊梅　小路（今雪踏屋町）
六條　大路（今魚之棚）
佐女牛　小路（今花屋町）
七條坊門　小路（今珠數屋町）
北小路　小路
七條　大路
鹽小路　小路（今右京の故地に七條村大字存す又左京の故地大内村にも並存す）
八條坊門　小路
梅小路　小路（今右京の故地の七條村に大字存す）
八條　大路
針小路　小路（今大内村に故徑存す）
九條坊門　小路（今東寺の左右に故徑存す）
信濃小路　小路　一名唐橋（今七條村大字唐橋あり）
九條　大路（今東寺の南界に故徑存す）

是等は實に延曆經始の區畫とす、歷世沿革して今日の京都市と爲れることなれば、古今を比照するに今の市坊は全く東北へ移動したる者とす。故に古の條路の西南にあるものは今皆市外の村落、もしくは田野と爲る。今の村名を以て云へば

葛野郡花園村の花園、太秦村の安井、西院村全部
朱雀野村全部、大内村全部、七條村、京極村の川勝寺、紀伊郡柳原町全部、東九條村の北部

等は舊京の區域とす。而も舊京の郊外地にして今市内と爲れる者は賀茂川の磧（東京極と河水の中間）白河東山一帶及び一條以北の町々是なり、之を和名抄に對照するに、其一條以北は

愛宕郡錦織鄕（今西陣町の邊なり）
愛宕郡出雲鄕（今相國寺の邊なり）

より成り。白河一帶の地は

愛宕郡上粟田鄕の南部

愛宕郡下粟田郷にあたる、東山は愛宕郡鳥戸郷さす。又鳥戸郷の南は直に紀伊郡岡田郷に接するを以て東福寺の邊は古岡田郷の地なりしも知るべからす。

京都　　　廣瀬　旭莊

奠鼎千秋又萬秋、西人莫託夏商周、叡山北峙皇基固、鴨水南通王化流、滿地伽藍多古跡、一天煙雨入春愁、佛威更助昇平觀、輻湊扶桑六十州、

洛中即事　　　中井　竹山

雲晴嶽色壓平安、洛水霜華木葉殘、不怪冬天天日麗、禁垣新設大嘗壇、

入京口占　　　梁　星巖

山如生色畫屏開、春樹亭臺蓊鬱哉、十萬餘家衣飯椀、不知作底滿盈來、

昔より都しめたる此里は唯我國の最中なりけり、(夫木集)　　後京極大臣

九重を中に野山のにしきかな、　　蓼　太

北京又北都○山城遷都後に大和平城京を南都又は南方さ呼べるに對し平安京を北京又は北都さ稱す古書に多く散見す、明治の東遷に及ぶまで文人詞客は往々此名を使用せしが今は全く死語さ爲る。

宇太

造都以前該地の古村名なり。延暦遷都の時葛野愛宕に新京の地を求められて、その所を葛野郡宇太村さ錄せり。(日本紀略)後世葛野郡に宇多の名(今花園村へ入る)あるは之に因む所ある歟、又日本書紀顯宗卷に歌荒巣田あり、荒巣田は葛野の嵐山の麓なれど、歌の稱をば惣名に使用して葛野さ同く見たる狀也。○愛宕郡は本葛野より分割したれど、其分堺を見るに京都の地大半愛宕郡に屬すべき姿あり故に愛宕の京さ曰ふに至る、且後世市坊の移動は専東北にのみ傾き頻に愛宕郡の地を侵したり、俗說京都を愛宕郡に隷せしむるも亦其勢なり、然れども京都制置の時郡は各別立すれば本來孰の郡にも隷すべき謂れなし。國史に每々左右兩京五畿七道諸國さ並稱したるにても都市の國郡以外に立ちたるこさ明白なり。平家物語「百年を四返りまでに過來にし愛宕の里や荒れてはてなん、夫木集、我邦の數の郡の內にしも愛宕の里の大宮所」さ曰ふ、是は宇太里を愛宕郡さ見做してよめる也。○天正年中豐臣氏の時洛中洛外の區分立つ、此際舊平安西南一帶の地にして田野村莊さ爲れるものは是を洛外に置き、葛野郡に屬せしめらる、之より以後京都の町々は市區移動する每に愛宕葛野の兩郡さ相出入す。

(洛陽)

拾芥抄に平安城東京、又號洛陽、西京又號長安さあれば洛さは左京の別名にして漢唐の都邑に擬したるもの也。然るに如何にしけん洛陽の名を全都に被らしめ長安は聞ゆるこさ少し、兩京中左京特に盛なりければにや。○洛の字は京の字さ同く廣く用ひられ洛西洛北歸洛入洛など公私さもに使用せり。○又類聚往來に山城一名雍州さあり、是は秦の都邑に比擬せる也。

(雍州)西京

明治元年車駕東幸し江戸を改號して東京さ爲したまへるより、世人いつさなく京都を指して西京さ呼ぶ、固より公稱にはあらず。但文人の筆などには江戸を東都さ書き做したる頃より之に對し西京の字面を選びたるは明治以前早く之あり。(古へ左京を東京さ稱し右京を西京さ稱したるも固より之に異なり)。

西京五絕之一　　　服　南郭

周國巳禾黍、漢京芳草生、東方千萬古、只有平安城、

登長樂寺閣　　　岡本　黃石

繁華自古帝王州、鳳闕于今瑞氣浮、畿內群山皆北向、洛中一水鎭西流、依舊烟霞帶淸艷、裙[illegible]隨時多治遊、傑閣三層號長樂、誰知登眺寫閑愁、

八重さくら京にも植る奈良茶哉　　沾　圃

難波女や京を寒がる御忌詣　　蕪　村

上京

上京

京都市三條通以北を曰ふ、即古の平安京の東北部さ愛宕郡錦部郷出雲郷の地を包有す、近年上京區の設定あるに及び賀茂川東の粟田郷も之に入る。○今人口凡十七萬、戶數三萬五千、町數は九百にちかし。

上京はまだ朝がほや黑木うり、　　柳　居

內野

大內裏の地平廣なりしを以て、古より此稱あり。大內裏頽廢の後は眞の郊野さ爲り朱雀大路之を貫通し京師事あれば常に兵馬の衢さ爲れり、天正十三年豐臣秀吉其東方(千本以東)に聚樂第を興す故に今聚樂組聚樂廻の稱あり、慶長年中德川氏二條城を築くや內野の東南角は之に入る。○今この地東北大部分は町家さ爲り上京區に入るも、西南部は尙田野にして朱雀野村に屬す。

治承元年大內裏炎上の前にも早く內野の名あり、今昔物語に云「太秦に參て返けるに暗く成し程に夜に入てぞ內野を通りけるに應天門を過むさするに」。治承以後は全く荒野さ變じたり、鎌倉執權北條泰時は在京武士の此地に馬場を立てたるを禁じたるこさあり、其消息に云(群書類從に合刊す)「六波羅方より物を射るさて馬場を內野に定め出るこさは殊に然るべからず」。太平記に新田義貞東寺を襲ふ時洛中は里閈隘多く進退になやめば軍を二路に分ち內野さ鴨磧より進みたり。可德

二年山名陸奥守氏清謀叛を企て八幡より洛中へ攻入りしを將軍義滿出陣ありて內野合戰に勝利を得、即日に一亂靜謐すと續神皇正統記に見ゆ、明德記に參照するに義滿は一色詮範が堀河邸を牙營とし大內義弘を先鋒と爲し細川赤松畠山佐々木諸將其西北に備へ內野を環らして氏清の兵を邀擊す、氏清の黨援戰期を愆り部伍整はず弟義數時直進で義弘と大宮に戰ふ、義弘時直を斬り義數を擒にす、諸將爭ひ進み氏清を擊ち之を敗る一色の兵氏清の首を獲たり、明德役に尙太政官廳、神祇官廳のみ荒野間に存す、名勝志に歌學家の說を引きて曰ふ內野は新撰六帖に爲家卿初めて讀める外は少し、大內裏炎上以後の事このましからずと云也と、兩官廳も應仁亂後に絕滅す。

いかにせん內野の芝生年を經てあらぬつくりにせはくなる世を、（新六帖）

小倉山夕へ急きて出てつれと內野ののへは暮はてにけり、（夫木集）

忘れずようちのと爲れるゆふつゆの芝生に見えし礎の跡、（草根集）　正徹

大內裏址

內野即是なり、大內裏或はたゞ大內に作る即宮城の謂なり。日本後紀云、延曆十三年三月幸葛野、巡覽新京、令五位以上及諸司主典以上進役夫、築新京宮城。○宮城の名は後世多く用ふることなし。

延喜式拾芥抄等を按ずるに宮城は四面に垣をめぐらし（垣基三尺五寸）隍あり之を圍む隍廣八尺其地域南北十町（古尺）北は一條大路を限り南は二條大路を限る、東西八町東は大宮大路に限り西は朱雀門の西四町（古尺）に至る、（今朱雀野村大字西之京御前通に當る）正長方形なり。朱雀門は南面の正門にして朱雀大路之に通す、其左右に美福門皇嘉門あり、其他東面には上東門（一名土御門）陽明門（一名近衞御門）待賢門（一名中御門）郁芳門（一名大炊御門）あり、西面には談天門藻壁門殷富門上西門あり、北面には安嘉門偉鑒門達智門あり合十四門とす○拾芥抄云、延曆十二年六月令諸國造新宮諸門、尾張美濃二國造殷富門伊福部氏也、越前國造美福門壬生氏也、若狹越中二國造安嘉門海犬甘氏也、丹波國造偉鑒門猪使氏也、但馬國造藻壁門佐伯氏也、播磨國造待賢門建部氏也、備前國造陽明門山氏也、備中備後二國造達智門丹治氏也、阿波國造談天門玉手氏也、伊與國造郁芳門的部氏也。

宮城の內には禁裏を中央とし大極殿太政官廳以下八省諸司の屋舍あり。今其著名なる者を擧ぐれば

禁裏　別見す○今出水通千本東の地とす。

大極殿　八省院　別見す

太政官廳　神祇官廳　別見す

八省（宮內、兵部、中務、治部、民部、刑部、式部、大藏）諸司各所に散居す。

豐樂院　八省院の西に在り、中殿を豐樂と名づく、至尊臨御賜宴の公所なり、搆造大略朝堂院に似て門廡繞圍し樓閣參差たり、今昔物語に延曆遷都の比飛驒の工とて世に並なき者あり武樂院は其工の造たれは微妙なるべしと見ゆる者是也、扶桑略記に豐樂院康平六年燒亡の事あり爾後再營なし。（通志云、今聚樂廻に小字豐樂存す）

日本紀略に「延曆十三年三月新宮城內百姓之地卅四町給三年價値」と見ゆるは即宇太村の民家の地にて、舊主の百姓ありしこと知るべし。大內裏興廢の跡を考ふるに桓武天皇延曆の造營以後宮殿廳舍の小起滅は時々之ありしかど、內裏皇居の大火災は村上天皇天德四年を始とす、爾後再興する所ありしかど隨起隨災復舊規模を保たず。且離宮別第を以て宸居に充て之を里內と號することなりてよりは大極殿太政官の外朝のみ此地に存し禁宮內廷は常に左京所々に移動したり。後冷泉天皇康平元年皇居朝堂院みな焚け高倉天皇治承元年火大極殿より發し百官諸司大畧烏有と爲る之を安元三年の火と曰ふ、大內の域內之より荒野と爲る。（延曆より治承まで凡三百八十年）然れども仁壽殿等尙存在せしを承久元年大內守護源賴茂亂を作し之を燒く。

平安通志云、大內裏は延曆造營の初より安貞荒廢の終まで（後堀河帝御宇）四百三十四年を經たり、其間皇居凡十七回の修理あり、天德四年は創建後百六十七年初度の大災にして明年造營成る、圓融一條の兩朝に及び六度の火災あり朝政已に振はず國計亦窮す殿舍の數を減ぜんか尺を削るか朝議頗苦む事百練抄小右記等に見ゆ、其成蹟は今詳にし難きも要するに延曆の規摸に非じ。三條後一條後朱雀の朝又數災あり後冷泉帝康平元年又災す皇居より延て中和院朝堂院に及ぶ、中和は延曆造營の者始て災し朝堂は元慶再建の者なり。後三條帝延久中に修造功成る白河帝永保二年皇居及中和院災す、帝再造の事なく離宮に御す、堀河帝康和二年皇居成る然れども建築粗なるを以て常に之に御せず、殿舍漸次頹破す。保元元年後白河帝即位、少納言通憲入道信西才學を以て寵任を受け大內を營みて之を落成し、朝堂院大極殿等復興、治承の大火朝堂院以下燒亡す。○按ずるに通志に保元を以て第十五回造營と爲し文治五年賴朝造進を第十六回と爲すとあれど、第十六回以下疑はし、是は文治三年閑院內裏の造進を云ふ者乎、其後第十七回の造營ありと云ふも歲時を缺き又承久元年賴茂の亂に仁壽殿燒け翌年起工六年を經て成らず、安貞元年四月廿三日土御門町失火半造の宮殿皆烏有と爲ると云々とあり、尙考ふる所あるべし。

禁裏址

大內裏の皇居は中央に在りて稍東に偏す、二

重の垣を繞らし方三町許とす、其西部は別に一區を爲し中和院と名づく。禁裏の構造は後世の里内裏と大略相似たり、南面の正門を建禮(外門)承明(内門)と曰ふ南殿を紫宸と曰ひ内朝の正殿とす、冷泉天皇康保四年此に即位の儀ありてより或は之を外朝に比す、殿前には左右に櫻橘の二樹を植う。仁壽、承香、常寧、貞觀の四殿は紫宸の北に連る。内侍所は神器奉安の一宇にして其東に在り。

清涼殿は中殿にして常日の宸居也、紫宸の西に在り後涼殿弘徽殿昭陽舍一名藤壺淑景舍一名桐壺等も此に在り皆後宮とす、陣座瀧口は將士參候の所とす〇校書殿は清涼の南に在り、天子之に臨み政事を省たまふことあり藏人之に參候するを以て藏人所殿内に在り。

西樓月落花間曲、中殿燈殘竹裏音、(和漢朗詠集)

今禁裏址を採るに千本通の東側、出水通南北にわたること拾芥抄の指圖に照らして明白とす、即京都府廳の正西凡八町の地に就きて求むべし。天正中聚樂邸の興るや此等の舊址皆其域内に入る、故に民家散布の間に聚樂遺搆稍辨ずべきものあるも紫宸淸涼等は何の存する所もなし時に其敗瓦を土中に發見するのみ。

中和院は又中院と稱し朝堂院の西北にして皇居の西隣なり、正殿を神嘉と云ひ天皇神祇親祭の所とす、其西を眞言院と云ふ僧空海奏請して之を置き内道場と爲す。

通志云、此眞言院久く災を免れしが安元三年火に罹る吉記に眞言院燒亡造立之後未逢回祿とある是なり、爾後再營なく御修法は東寺に行ふこととなる。

蘭林坊桂芳坊は皇居北隅の御物書畫所なり、内裏荒敗の後まで蘭林坊存せり。玉海云、文治三年、公家御物在蘭林桂芳坊等、而數代之間不注目錄。又玉葉云嘉禎元年、蘭林坊破損之上、大内無四壁、如荒野、不能宿納。梨下院は拾芥抄圖に上東門の西南に方り禁裏の東北に在りて舊舘と標せり、類聚國史に「淳和天皇天長九年四月、鸞輿遷御梨本院」文德實錄に「仁壽三年二月、帝自東宮移幸梨下院、此院先代別舘也」と見ゆ、後世に聞えあけれ早く亡へる也。

古今著聞集云、西の京邊に住者あり、一夜唯一人出て内野通を行きけるに、應天門と會昌門との間を通るに、應天門の上と見上れば層の上に眞靑に光る物ありてから〳〵と笑ふ聲しけり、身の毛よだちけれども、狐にこそ有らめと思ひて西の方に行くに豐樂院の北の野に圓なる光ありて、男の前にころび來りした箭はなちけるにいつち行けん失にけり。

大極殿址

遺址南北百三十六丈東西五十六丈今朱雀野村聚樂廻の瓢簞と字する地なり。(京華要誌)

大極殿は八省院（一名朝堂院又最大院）の正殿にして即大内の外朝なり正門を應天門と云ひ朱雀大路に直通す〇八省院は政事中堂なれば其門墻の設け樓閣の備へ最莊麗を極む、近年平安神宮は此搆造に擬して立てらる。大極殿の陰に小安殿あり、至尊臨御の便殿とす。大極殿應天門は其築造最大なるを以て廢絶の後も其遺址を存せり。皇帝紀抄に寬喜二年平家の家人貞能が遺子定阿伊勢朝熊社の神鏡を盜み、宿意を遂げんが爲に之を大極殿壇礎の下に埋めて祈願したる事を記し、太平記(天正本)に正平十年足利直冬同高經桃井直常三千餘騎にて大内の舊跡大極殿の額門の跡に陣すとあり額門とは即應天門なり、草根集に詠ぜる大内の芝生の礎も八省院のものに外ならじ。平家物語に大極殿は安元三年(即治承元年)燒失の後は造られずとありて之より永く荒廢に歸したれど、即位の式典に猶其址に行幸ありしと云ふ。通志に永和元年後圓融帝即位の記を引く曰く、

大極殿のあと、龍尾道の前にて腰輿にめしうつらせ、今はいづくとも見えず草の原にてあれども、尙昔の跡を尋ねてめしうつらせ給ふなり云々、

抑大極殿は延曆十五年落成の後貞觀八年應天門二樓燒失し、同十三年再營功成り同十八年大極殿燒失元慶三年再造功成り康平元年大極殿又火あり、延久元年三造功成り保元元年修理を加へたり、治承元年大災大極殿應天門朱雀門皆亡ぶ

大極殿遺趾之碑

延曆十三年、桓武天皇相攸此地、奠建新都、號曰平安京、今京都即是也、爾來一千百年以至今日、實爲神州之舊京宇内之名都矣、京都市民謹仰聖德欽大勳、新營神宮行祭事、以擧慶祝之典、事聞、詔特奉安桓武天皇之靈、列官幣大社、號平安神宮、一準橿原神宮、於是京都永爲宗廟之地、覺襟帶山河益發輝、是誠國家之盛典、而京都之光榮也、嗟盛矣哉、夫大極殿、天皇叡念所注、森嚴宏壯爲國家正朝、實列聖之所登極、億兆之所瞻仰也、然其址堙滅識者憾焉、乃據圖志、按式程、考査測定、得其遺址、建石以表之、且記紫宸殿等遺趾、及京都大内四至、以諗後昆苟按此碑以徵之、則延曆規摸可得而詳矣、

明治二十八年三月　　京都市參事會

紫宸殿　艮　　八十五丈
應天門　正南　百二十一丈
太政官　巽　　九十七丈

大内裏四至
北　偉鑒門　二百八十九丈
南　朱雀門　百七十一丈
東　待賢門　百九十二丈
西　藻壁門　百九十二丈

平安城四至
北　一條大路　二百九十五丈

南　羅城門　千四百四十丈
東　京極（今寺町通）　七百四十八丈
西　京極（御室川東畔）　七百四十八丈

太政官廳址　本郁芳門の西北（神祇官の西北）八省院の東に在るなれば、今監獄の署內に入る者の如し　○後三條天皇治曆四年の即位式、後鳥羽天皇元曆元年即位式は井に太政官廳に行はれ是より後官廳即位の例と爲る、（名勝志援三知抄　其以前は八省院大極殿に擧行あるを正典としたり。凡官廳即位は後鳥羽より後土御門迄皆然り、想ふに大內裏荒败の餘この一廳のみ草野の間に屹立する事稍疑はしと雖、神祇官と共に形ばかりの屋宇存したる者歟、○通志云、保元元年修理の時朝所も其中に在り、（平治物語）治承元年の大火に禍を免る（顯廣王記）朝所即官廳の大殿とす、正嘉元年正廳燒けたれど朝所免れ明年造營あり（百練抄）其後數次風火の禍にあひ尙足利氏より造進したれど粗造の制なり、寬正六年後土御門帝此に即位是れ官廳即位の終あり、其後三年は即應仁の合戰なれば京師焦土と爲り官廳全く廢す。（看聞御記建內記應仁記）

神祇官址　本郁芳門の南側に在る官廳なれば今は二條離宮の地域に入りたる歟辨識すべからず、明德記に畠山右衞門佐は內野合戰の時、神祇官の北大庭の椋木を南に見て土御門の末（大宮通）に陣を取る云々、大內介は神祇官の森を後にあてゝ二條大宮に陣を取る云々とあれば、其頃までは遺址存せり。

通志云、大內裏荒廢の後も神祇官のみは修造の事ありしと見ゆ、時々祭事ありしこと歷代の記錄に散見す、伯家部類に寬永元年神祇伯雅朝王の語を記して曰く神祇官の屋敷は三十九年許已前まで芝生あり、豐太閤撿地の時變りて其より絕ゆ、八神殿は慶長四年吉田へ移す、此時まで舊址あり云々。

聚樂第址　豐臣氏の營む所にして、東は大宮西は千本、南は丸太、（春日）北は一條に至る、東西四町（古尺）南北七町古への禁裏の地なり天正十四年二月經築成る名を聚樂と命ず。（或は聚落につくる、上洛邸の義に因むごとし）十五年九月秀吉大坂城より入京し之に居る、十六年四月天皇其第に幸す絕代の盛典と稱す、旣にして秀吉關白職を子秀次に讓り躬征明討韓の軍事を西海に總ふ、秀次留守此に居り專內事に當る文祿四年秀次觸るゝ所あり死を賜はり、聚樂第幾もなく毀たる。寬永以後第址を開きて民家と爲し近傍共に百二十町あり俗に聚樂組と曰ふ。或記云聚樂は其壘郭は城制にして其宮殿は第宅なり、一條の南出水の北、東は常陸町藤五郎町を限り、西は千本に至る、南面して造營す、四方に諸大名の邸宅を興す大抵東は堀河を踰え、西は蛩町長門町に及びたり。德川氏の時是等の遺墟を開き聚樂組一百二十街を爲し、其西南郊を聚樂廻と字す、今町名を尋ねて其古を知るべき者尙多し、日暮通は行幸門の大路なり其門壯麗華美看るべき者日の暮るゝを忘れたれば日暮御門の號ありし也、黑門通は鐵門に當る巷なり、本丸町は本殿の跡、洲濱町は園池の跡山里町は園閣の跡天秤丸町は別郭の跡、東堀町裏門町馬場皆其跡々あり、郭外なる諸侯第は、常陸町は木村常陸介重茲の第、藤五郎町は長谷川藤五郎秀一の宅、長門町は毛利長門太守の居と云ふ如く遺名と思はるゝ者太だ多し、又梅雨井と云は郭內の煮茶水にして、今下長者町通（大宮町と松屋町の間）にわづかに其跡をとゞむ。

聚樂邸懷古　　　　廣島松南

悵望凄々春草繁、幾行芳樹護壞垣、機聲咿軋斜陽裏、
猶傍桃花織夢痕、

聚落第行幸記に云ふ、聚落と號して里亭をかまへ四方三千歩の間つい垣山の如く、樓門のかためは鐵の柱鐵の扉、瑤閣星を摘てたかく、瓊樓天に連てそびへたり甍のかざり瓦の縫めには玉虎風に嘯き金龍雲に吟ず、儲の御所は檜皮葺也、御はしまに御輿よせあり、庭上に舞殿左右に樂屋をたてらる、後宮の局々に至るまで百工心をくだき丹精手をつくす、其美麗あげて言ふべからず云々。

夏日侍行幸聚樂第寄松祝

たのしみを聚むる中に言の葉のさかふる色や松に見ゆらん　　　　園中將

立本寺　內野一番町に在り、日蓮宗。元亨元年僧日像之を四條大宮通の西櫛笥に開基し、櫛笥寺龍華院と曰ふ、宗中の一本山にして法華の名刹とす、後五轉して寶永五年此に移る。

華開院　行衞町に在り、龜山帝の皇子守良親王入道法蓮北野五辻宮を棄てゝ寺と爲す、今華開院町（上京）の地なり。後三轉して此地に移す。

神泉苑　二條城の南に在り、現域東西三十五間南北四十六間池を法成就池と稱す（門前町）古の疆域は東は大宮、西は壬生、北は二條、南は三條に至る。神泉苑は天子遊覽の御園にして、近衞大將を別當とし。正殿を乾臨閣と謂ひ巨勢金岡石を疊むと號す、（拾芥抄）建久中漸く荒廢し承久亂後北條泰時門垣を修造し狼藉を禁ず、其後又荒れて舊跡幽なりしを元和中僧覺雅官に申請して眞言宗の一佛寺を設き今に東寺の所管たり。是苑は平安京盛時の遺構の一なりとて、卑小破殘の餘なれど尙世にもてはやさる。

延喜式に「凡神泉苑廻地十町內、令京職栽柳、七月天皇御神泉苑觀相撲、九月又御神泉苑賜菊花宴於侍從已上及文人」とあり、日本後紀には桓武天皇延曆十九年行幸、平城天皇大同二年觀射を初めとして「嵯峨天皇

弘仁二年二月、幸神泉苑覽花樹、命文人賦詩、花宴之節始於此矣」など、もあり。元享釋書に天長元年僧空海勅を奉じて苑中に請雨經法を修したるに池より善女龍王出現したる由を記し、其後仁海範俊の二僧も勅を奉じて此に請雨し靈異を示したりとぞ、今池中に善女龍王祠存す。慶長の比京吏板倉勝重片桐且元僧快我禁中の旨を承け修造する所ありとも云ふ。

重陽節神泉苑、同賦三秋大有年　弘仁帝御製

旻氣何寥郭、登高望悠々、大田穫豐稔、從此歲工休、芳莚籬上薦、時菊盞中浮、林洞達門落、池清鏡藻收、蟋蟀藏聲砌、蒹葭變色洲、重陽常宜宴、况復有年秋、（凌雲集）

又此苑にしば〳〵勅修の御靈會ありたること續日本後紀三代實錄に見ゆ。

錦部鄉（ニシゴリ）

和名抄愛宕郡の鄉名にして、爾之古利と註す○此鄉は上京區一條以北の地なるべし、即後の西陣にあたるごとし、姓氏錄、右京諸蕃、錦部村主錦織村主同祖波能志之後也と見ゆる錦部村即是歟。古の地織戸住し近代には西陣織屋と稱し本邦第一の名を馳するも、來由遠しと謂ふべし。

西陣（ニシヂン）

應仁文明の亂に此地は西軍山名宗全の陣所たるを以て其名起る。名跡志に應仁記を引きて曰く西陣には千本北野西之京（ニシノキヤウ）又東陣も上は犬馬場西藏口（セイザウクチ）、下は小河一條までの古語あるを見れば、西陣とは東は堀川を限り一條以北を云ふ今方內百五十町と稱す、又堀川以東を東陣と曰へしが今此號無し云々。されば上京區西北部の總名と見て可なり。西陣織の機業は近時海の內外に知れ、京都繁榮の維持は專ら之に因ると云へり、工藝の淵叢、富實の根源なり。明治二十六年の統計によれば製造價額無慮一千一百萬圓（二百五萬端一萬五千枚百三十萬本一萬四千七十一萬三千尺とす）[illegible]紋織（三百四十萬圓）生綾羽二重織（百十二萬圓）繻子織（百二十一萬圓）縮緬織（百二十二萬圓）博多織（九十七萬圓）天鵞絨織（三十九萬圓）木綿織（二百四十七萬圓）刺繡（二十七萬圓）絞纈（三十一萬圓）等なり。

五辻（イツツジ）

上立賣の南にて、千本の東三四町計りを五辻と曰ふ。應仁文明の亂に西軍山名宗全の館は五辻の大宮東に在りければ此邊西陣の中心とすべし、（名勝志）今五辻町の名存す。

五辻やごれんじかけて見渡せば京しらかはに澄める月影、（職人盡歌合）

五辻殿址（イツツジドノ）

般舟院の地是なりと云ふ、五辻殿又五辻宮と稱し初め後白河天皇の皇女の居としたまへる者の如し、更に之を六條上皇に讓與し後鳥羽上皇修造して元久元年八月徙御ありけること百鍊抄に見ゆ、興廢の始末明ならず。

八月十五夜五辻殿初度の御會　松間月

今よりはこゝに千とせを松陰にすまむ月とは知るやしらずや、（月清集）　後京極大臣

承久三年上皇播遷の後廢毀したるにや、又四辻宮に同き歟。

四辻殿址（コツツジ）

是は五辻殿と同異詳ならず、今假に此に揭ぐ、又後鳥羽上皇の仙洞なり、帝王編年記云、承久三年六月十八日上皇御幸四辻殿、武士集圍繞、承久記云、三年七月二日武藏太郎（泰時）院御所四辻殿へ參して、鳥羽殿へ可有移由奏聞しければ、東洞院を下りに御幸なりて增鏡云、仁治三年正月內の上かくれさせ給ふ、未だ世嗣もおはしまさず東へぞ告やりける。都には佐渡院の宮たちにやなど聞えければ、修明院にも御心さきめきして內々其用意などしたまふ　承明門院もいしやなどさま〴〵御祈したまふ。十九日東の使者のぼり承明門院[illegible]土御門院の[illegible]さわぐ世のおさおびた、四辻殿には、あさましうなかなか物思しとさ[illegible]し」[illegible]の御有様にて、承明門院と同く後鳥羽帝の妃にましませり

慶愛寺址（ケイアイジ）

[illegible]地なり。慶愛尼寺開基如大禪師小傳云、名勝志所引　師號如大、門稱[illegible]外、後又呼無着、乳名千代野、[illegible]門之女也、[illegible]、[illegible]之女、（後號禪河堂[illegible]）[illegible]足利尊氏父[illegible]、中略、[illegible]當山城守等[illegible]、[illegible]建一宇[illegible]、名[illegible]、（是佛光國師所命[illegible]）[illegible]、昇位于尼寺五山之甲　此寺は足利氏由緒の尼院なるが後世廢絕す今の[illegible]寺は淨土宗なりと云ふ。弘安年中宋僧祖元が開ける無學寺は夢覺寺と同異いかにや、今下柳原町に在りと云ふ、（河田氏說）祖元は謚して佛光國師と曰ふ。

般舟院（ハンシウキン）

今出川通（イマデガハ）紙屋町の西に在り、皇室由緒の古刹なり。初め康和年中藤原基頼深草（フカクサ）に創建し安樂行院（アンラクギヤウ）と曰ふ、文明三年伏見の指月（シゲツ）に移し今の號に改む、後土御門天皇勅願所と爲したまひ禁裏道場に擬せらる、顯密律淨四宗兼學なりき、文祿三年伏見築城の時更に此に移し皇室歷代の御牌を置かせらる、後花園後土御門後奈良後柏原正親町後陽成六帝の御分骨塔あり　此境は舊五辻宮にして其後は歡喜天を祭れる一佛宇ありて應仁の兵火に燒亡すとぞ、今出川通千本東也。

千本（セボン）

北野社（キタノ）の東北の地を曰ふ、舊名千本松原なり、大內の廢するや朱雀大路を北に貫通して千本松原に連接せしめたるより千本の稱は後世朱雀通に代用する事と爲る。北野社の菅家傳記に北野一夜に松千本を生じた

ろこそ録せり。

月のすむ北野の宮の小松原いく代を經てか神さびにけん、（夫木集）　鎌倉右大臣

松原を省きて單に千本と呼ぶも舊き事なり、大報恩寺緣起に「承久三年千本之地云々」とあり。

大報恩寺（千本釋迦堂）

千本釋伽堂と稱す、上立賣通千本の西に在り、天正年中聚樂築城の時山門を破り一切經をば北野社に納め千石の寺產を減じ百石を與へられしと。（名勝志）現存の堂宇は七百年來の古建築にて、京都の一名物あり、又俗に奥州藤原秀衡の女の所造と傳ふ、半陶稿に見ゆる緣起によれば猫間家の卒岸高の所造とす、想ふに岸高は遠國の豪族にて京師に奉公したる者などにや。半陶稿、千本大報恩寺幹緣疏序云、夫本寺者求法上人義空插草之地、倶舍天台眞言三宗弘通之靈場也、猫間中納言光隆卿、家卒有岸高者信男也、現千本之地、以捨上人、承久三年假構小堂、安一佛十弟子像、貞應三年攝陽尼崎有巨材富買得成金者、奉施焉、於是大堂不日而成、貞治二年等持院大將軍（尊氏）降府命、行涅槃講、逐爲常規。

釋迦堂今眞言宗新義派に歸し、本堂一宇、（桁行五間梁間六間向拜一間）は古社寺特別保護法に準依せらる。平安通志云本堂今尺梁間十間桁行十二間東西棟四方様にして四隅に捨柱あり（運慶作準、觀音は木造無彩色無比の作也）○觀音寺は千本門前町に在り寺説に大同元年勅建と稱す、慶長元年僧如導中興す、今の佛堂及拜所は豐臣秀頼の營造なり。（河田氏説）

護念寺

千本佐竹町に在り、貞和元年護念法師創建、能登守藤原利顯堂宇を造營し、園太曆　當時有名の尼寺とす。中絶の後僧十譽重興す慶長年中也。康富記云、京師尼寺五山、一曰景愛、二曰通玄、三曰護念、四曰檀林、五曰慧林。

淨福寺

一條笹屋町にあり、淨土宗、又村雲寺の稱あり。桓武天皇勅建、與福寺（奈良）僧一誓を開山とす、天德四年延曆寺僧眞源再建、後大永五年念佛三昧堂を建て淨土宗を兼ねしが元龜中より全く淨土と爲る、佛堂扁額は後奈良天皇宸筆也。（河田氏説）

北野

大內の北なれば此名あり、然れども延曆帝の敎遊獵ありし北野は此に非ず、北嵯峨野なりと知るべし、而て續日本後紀に北野に天神地祇を祭り（承和三年）、扶桑略紀に雷神を祭る（延喜四年）、などあるは菅原道眞の靈を祭る誘因たりし如し、天德三年道眞の廟を此に建てたるより北野の名ます〳〵顯る。北野緣起に葛野郡上林鄕北野天滿自在天神宮とあれど、上林は平野の鄕名にて今衣笠村大字北野の邊より紙屋川を踰え其以東にも及ぼせるならん。

つばなぬく北野の茅原あせ行けば心すみれぞ生かはりける、（山家集）　西行

松ならぬよその紅葉も一夜にて北野の森はいろつきにけり、（夫木集）　爲家

天正十六年の秋豐臣秀吉此に茶湯會を開く、世に之を北野大茶湯と稱す、豐鑑に曰く其比その道に名ある佃の宗易時めきしに彼に學ぶもの數知れず、上の好事下從ふ習になむ其樣いはずとも知べし、北野の御社のめぐり馬場の左右松の木下梅の木蔭岩のはざま千尋の陰などに茶屋のあるべき所をはかこひ志ある人々に與へて其巧に隨ひ茶屋造りならべたり、遠き國の人まで此道にすけるは我も〳〵と上り集りぬれば凡千人に餘れり、其日は終日のゝじりどよみて會終れば心をつくしゝ工も皆取拂けり、後が後まで北野大茶湯とて人の口ずさみに先立ける云々。

北野天神社

今官幣中社に列し、現社宇は慶長年中豐臣秀頼の造る所とす。中門（三光門）の額は後陽成天皇の宸筆なり。天曆年中民間私に菅原道眞の靈を祀り天滿天神と稱したるより後貴賤となく崇奉し、遂に官社と爲し歷朝相承して奉幣絕えず、世に聖廟又菅廟と稱し、郡國にも往々社を建てゝ勸請し是より大社と爲る。北野天神とて別に地主社あり、是は道眞を祭る以前より此に在りし者也、俗に皇子三座と稱す。（名跡志）

天慶五年右京七條の女多治比奇子菅原道眞の託宣をのべ禿倉を右近馬場に造れと曰ふ、天曆五年遂に神託に任せ北野に祠を起す、（扶桑略記北野緣起菅家傳記　近江朝日寺の僧最珍比良社の禰宜頁種等倒力をあはせ神の威靈を宣ふ、天德三年右大臣藤原師輔殿舍を建つ、いち之を號して天滿天神又は北野天神と曰ふ（百錬鈔）一條天皇永延元年勅して官幣に預らしむ、北野祭此に始る。蓋道眞西海に貶せられて寃死したる後延喜年中京師屢雷禍あり世之を道眞の神靈の所爲と云ひ、火雷天神の稱を被らしめ、延いて上下の崇敬する所となれる也、貞元元年官符を下し[illegible]宮寺を道眞の孫文時に領知せしめられしより、寺社は永く其氏人の所管に歸し、（梅城錄　元曆元年神殿火災の時氏長者爲長に長門國[illegible]を寄附造營の料とす、後醍醐帝隱岐播遷の時姫親子（民部卿局）戀慕に勝へず宿留七日、以て神に祈り果して驗ありしこと太平記に見ゆ、

忘れずは神もあはれと思ひ知れこゝろつくしの古のたび、　民部卿局

北野神社は明治卅一年古社寺保存法により特別保護を加ふることゝなる、拜殿樂之間石之間本殿以上所謂八棟造檜皮葺の一構也、慶長年中豐臣氏造營。又社寶に北野緣起數種あり、八卷本は藤原信實畫京極良經寂蓮法師等の書也、三卷本二種一は土佐光信畫三條西實隆書、一は土佐光起畫也、又延年舞圖衛立あり春日光長筆稀世の名品なれば國寶の一に列す、又源氏重寶鬼切丸

粟田口國綱所造の名刀を藏す。

北野神宮寺は社の南に在りて本尊觀世音なり、天暦年中僧最珍の創基にして天滿宮と其造立を共にす。符宣鈔太政官符に云ふ「太宰府安樂寺味酒安行去延喜年中始所建立也、安行死去之後、始自天德三年、以氏人爲吉上於宮、補任寺司、年序漸久、今件北野寺者僧最珍與弘宗造立、次僧滿增相續、弘宗滿增死去之後、天延元年從寺逃亡、檢校最珍所進、貞元元年忽有僧增日者、從滿增傳得寺印、自稱寺司、以最珍者稱造寺之功、增日者陳持印之由、爭論尤盛、顯准安樂寺例、以菅原氏人令領知件寺、將護國家者」此北野神宮寺は近世曼殊院竹內門跡の所務なりき。

神州奇苑云、北野天滿宮南の石鳥居の傍に、大なる五輪石塔あり、世に之を忌明塔(イミアキ)と云ふ。二水記曰、大永二年、北野拜石塔、今日四十九日也、件塔聖廟御母儀塔、今世俗必詣此塔云々、不知其故。又穴太記曰、天文十九年將軍家薨去、四十九日の御佛事あり、高和泉守師宣御代官にて北野の石の鳥居へ參侍りぬ云々。按に此石塔は山名氏清の墓ならずや。碩礫集曰、竹內法親王の仰に、北野の經堂の艮の礎山名氏清の墳墓あり、亂世にまぎれていつしか唱失ひたり、內野合戰の後此に經王堂建てたまへは其墓も之に近かるべし云々。

右近馬場(ウコンノバヾ)

右近馬場は北野緣起に著る。名跡志に藁塴草を引き一條北大宮通と爲せば今の北野社の東南にあたり南北に通ずる巷路をいふ、昔は大內裏後の近衞官人每年五月此に走馬の行事ありしとぞ、北野社走馬行事も此に在りしならん。

河海抄云、右近馬場一條大宮也。類聚國史云、承和六年天皇(仁明)遊覽北野、更駐蹕於右近御馬埒、命先驅近衞等騁御馬遲速、日暮還宮

右近のむまはの日むかひにたてたりけるくろまの下すだれより女のかほのほのかに見えければよんてつかはしける、

みずもあらず見もせぬ人の戀しくはあやなくけふや詠めくらさん、(古今集) 在原業平

北野天神贊 横川和尙(出于横川集)

手捧金闕曉日紅、烏頭尙接吾公、梅花寶殿龍淵水、右近馬場春夢中、

乳牛院址(ニウギウヰン)

西宮記云、典藥別所在右近馬場西、有別當乳師預之。類聚三代格云、葛野郡上林鄕平野神社地一町、南限典藥寮園、東限荒見河云々。乳牛院は紙屋川の西に在りし歟

大嘗會田(ダイジヤウヱハタ)

右近馬場の東にて、千本の邊を云ふ(名勝志)大嘗會儀禮記云、悠紀主基之齋場所、去偉鑒門(大內裏北門)北八十二丈(○大嘗會の齋場なれば清野を點じて定められたるが、後世開墾したるは、足利時代の事なり、今は一圓民家と爲る

明德記に曰く、佐々木治部少輔高詮は一條大路を前にあて、北野の森を後にして、大嘗會田にて陣を取る。(內野合戰)○職人盡歌合判詞に曰く「通ふ內野の道のくるしさ」とこそと計りと覺ゆれ、冬は神垣遠き雪の中など、日にさはる陰なき大嘗會田はるかに見渡されて、心すごき折々も待らん。

荒見川(アラミガハ)

紙屋川に同じ、新忌なれば此名起れる歟、大嘗會田の西方を流る。名所圖會に云ふ大嘗會の時荒見川の祓とは平野の橋より少し北にて行はる。類聚三代格貞觀十四年官符

應充平野神社地一町事、山城國葛野郡上林鄕、九條荒見西河、廿四坪、東限荒見河云々

紙屋川(カミヤガハ・カウヤガハ)

荒見川又西堀川とも云ふ。鷹峯村の山中より出で南流して葛野愛宕兩郡を界す、即北野社と平野社の間を經、それより右京の地域に入り、西堀川と稱し烏羽村にて桂川へ注入る。河海抄に云ふ、紙屋川は此所にて紙を漉初めけり、今の黑き漉き返しある樣の紙より、宿紙とも黑紙とも云ふ。名勝志に云ふ、俗に薄墨の綸旨と云ふはこの紙なりと。また古說に大內裏は西堀川に至るとあり、皆川即紙屋川なり故にかへさも云はしかいへ、此所にはたれ、紙屋川とよむ、

世々經ともあやなかなにに流れゆく、開なく時なし、 御集 月院

追考、引接寺の邊を柏野(カヘノ)と日ふ然らば又カヘとは昔訛にて本名柏川なるべし、和名抄柏を加閉と訓ず

柏野(カヘノ)

名勝志(今千本五辻の邊を云ふ、引接寺門前を柏野町と稱す。日本後紀、桓武天皇延曆二十二年秋八月乙未遊獵于柏野及水生野とあるは此歟、又柏野社あり紀貫之家集に見ゆ。

延喜二年左の大臣の北の方の御屛風の歌 かへの社

蔭といみたのむかひ有て露霜に色かはりせぬかへのやしろ歟、 貫之

柏野櫟伽寺(リヤウガ)は其廢跡千本五辻にあり、上人虎關屋敷と稱す。(名勝志)本朝國師紀年錄云、師諱師鍊自號虎關、康永三年二月上皇(光明院)以城北之地、古號柏野者賜師、師開基趾。以創師之寺、寺在參河國志貫莊下條、筑後國三池莊南北、美濃國遠田莊云々。虎關は僧史元亨釋書の著者にて、博識能文の譽あり

引接寺(インゼフジ)

千本に在り、通して焰魔堂と稱す、今眞言宗蓮臺寺に屬す。本尊琰王は一條天皇の御宇佛師法橋定朝の造作とも、又改僧加彩とも云ふ。(名跡志)或は舊勸學院の孔子像にして明德中改作すと(名勝志)も云ふ。(山城志)○寺中に康曆中鑄造の梵鐘、及び至德三年彫文の石塔あり開基は定覺上人とす。(名勝志)山門橫川記云釋定覺肥後人居台嶺三十年、寬仁之始、後

一條朝）爲法界四生、音阿名號大念佛、開發三所爲、破滅之後、明鏡律師如輪繼之、故以號爲念佛始祖。引接寺又歡喜院と號し歡喜踊躍して念佛を唱ふる行事あり今停止す、或云此寺は古洛陽の北邙なりき、野邊送りする者此寺前を過ぐる時一聲の鐘を鳴らすを例とす、是れ衆生妄夢を覺さしむる義なり。（名跡志）

一聲の鐘の音こそあはれなれいかなるひとのをはりなるらん、（續古今）　座主　源　覺

寺内に普賢堂櫻と云ふ名花あり、彼念佛踊は花時に行はれたり、應仁文明の亂の比僧横川がこの花を詠したる詩は其集中に見ゆ。

謝人惠櫻花詩幷敍　僧　横　川

櫻之於我國也、不曰櫻而曰花、其普賢堂者天下第一也、世傳鎌倉右堂、普賢安之、其地有櫻、俗謂之普賢堂、平安城之西有此種、實名花也、自丁亥之亂、（應仁元年）東西満瀨、不見普賢堂者七八年于今矣、今茲甲午（文明六年）西人乞降、軍退解闘、不亦悅乎、七年不見普賢堂、丘亦東西難過墻、亂後逢花春似夢、一枝晴雪満衣香、

蓮臺寺（レンタイジ）

千本通の北端にして舟岡の西に在り、蓮華谷寳山上品蓮臺寺地藏院と號す、今眞言宗新義派の名藍たり、寺寶に彩畫過現因果經一卷あり、散逸の缺本なれど世に名高き珍品とす、今國寶と爲る。開基詳ならず聖德太子を推して興立の祖とす、寛平法皇勅與せられ村上天皇天德二年一寺を寛空僧正に賜ひ、上品蓮臺寺の勅額を附與せられたるより後眞言の道場たり、往時其支院十二ありければ十二坊の字存す、本尊地藏菩薩なり。（寛空墓、城内菩提樹院山に在り。康保三年寂）此寺一に香隆寺と曰ふ、香隆寺は今衣笠村に在りしを荒廢して本寺に併せられ、其名を後に傳ふる也。元亨釋書に「觀空、蓮臺寺僧正、又號香隆寺僧正、寛平上皇寄請、兼侍圓堂院事」とあれば二寺共に觀空の兼有とす、日本紀略に天德四年觀空北山蓮臺寺供養の事見え、扶桑略記に寛和二年、入宋僧奝然繹像を將來して先之を蓮臺寺に置きたる事見ゆ。

蓮臺野（レンダイノ）

蓮臺寺邊の郊原を曰ふ、古は此地葬所なれば此附近に歴朝の山陵多し、大抵紙屋川の西に存す、（村上天皇々女選子内親王の墓は蓮臺野に在りと云ふも今詳ならず）平家物語に香隆寺の丑寅に蓮臺野云々とあれば二寺の間紙屋川を挾みて此名を被れるなり。土蜘蛛草紙に源頼光此野中に妖怪を退治したる由を演ぶ。

露と消ば蓮臺の野に送り置けねがふこゝろを名にあらはさん、（山家集）

此野舟岡の西なれば古書に舟岡西野とも記せり。

七野社（ナナノヤシロ）

大宮通の北端（社横町）に在り、舟岡の東にあたる、一に櫟谷（イチタニ）社とも曰ふ由來詳ならず、俗説に此西北には北野柏野平野蓮臺野紫野禁野（シメノ）朝野等あれば此名ありと○名勝志に七野社は梶井勸請の日吉七社なりと、梶井宮址も舟岡東方に在れば此説に從ふべし。

寺内（テラノウチ）

上立賣の北、堀川の西、大宮の東を曰ふ、此地に古安居院（アグヰ）と云ふ延暦寺東塔竹林院の里坊あり、寺内の名蓋之に仍る、（名勝志）今も此邊寺院多し　發心集「安居院に住む聖ありけり爲すべき事ありて京へ出ける道に云々」足利氏の時代より此邊民家立ち今は市中へ入れど、古は然らざりしと見ゆ。京師には鎌倉武家の頃諸國の兵士大番役に服し、四十八所の篝屋ありて之れ京師の駐屯とせり、（別目、篝屋址參看すべし）東鑑には安居院大宮の篝屋とあり此邊に在りたる者なり。

悲田院址（ヒデンヰンアト）

悲田院は孤兒を撫育する設にて、平城京平安京ともに其當代には之あり、僧徒をして院務を所管せしむ、故に後世皆變して寺と爲る。延喜式云、凡京中路邊病者孤子、仰九條令、其所見所遇、隨使必令拾送施藥院及東西悲田院、院後世廢す、今爲町大應寺の地是なりとぞ。（此なるは西悲田院なり、東院は洛東と云ふ未詳）

後花園天皇火化所　悲田院址にあり。山陵志云、悲田院址今爲大應寺、陵是圓冢、在寺東林、山霞記曰、火葬悲田院、當時屬泉涌寺方遇兵火、而不能葬也、親長記文明三年詣大原御墓、注曰法華堂前是後花園御墓、觀於是則實致遺骨於彼也、其塔廟今存。悲田院は文明二年の當時泉涌寺の兼帶にて、兵馬慘毒の日なれば白雲の潜居より此に火化し奉る者なり、院も其後退轉し火化所も一時林叢に埋却したりしが近時重脩す、文明二年は細川山名の兩黨が天子將軍を挾制して古今未曾有の戰亂を爲しゝ最中なり、應仁記に山名の西陣を襲ふ條下に、悲田寺能成寺口は安富又三郎とり向ふとあり、（白雲（シラクモ）參看）

妙蓮寺（メウレンジ）

僧日像を開祖とす、應永年中僧日應日忠綾小路に本寺を中興す、將軍足利義尙嘗て此に臨むこと宣胤卿記に見ゆ。天正十一年大宮通の北端に移す八品派に屬す。

本法寺（ホンボウジ）

堀川通の北端に在り、日蓮宗。永享八年僧日親之を綾小路に建つ、日親は世に鍋被（ナベカムリ）とあた名せられし奇僧なり。後世再三轉徙し天正年中此に移る。寺藏摩利支天像一幅足利尊氏の寄進する所にて古靈なり、寄文綠起等ありて其名高し、書畫名品數多あり。

村雲（ムラクモ）

堀川通の北部舟橋の南を曰ふ。村雲大休寺址此邊にあるべし、足利直義の建立なり太平記に見ゆ「妙吉侍者を召取らんと人を遣されければ、早逐電して行方を知らず、去りながら坊内を搜るべしとて戻橋の村雲寺を搜す」とありて、村雲は一條以北の地名と知るべし。誓願寺は舊此に在り。

瑞龍院（ズイリユウヰン）　村雲御所と號す、豐臣秀吉の姉日秀尼（秀次母）開基、後陽成帝の勅願所にして比丘尼宮に列せしめられ日蓮宗に屬す、歷代攝家より息女入室ありて舊寺領五百石。

本隆寺（ホンリウ）　智慧光院通五辻北に在り、日蓮宗本隆寺一派の本山なり、長享二年僧日眞草創す、初め六角通西洞院に在りしとぞ。

智慧光院（チエクワウヰン）　攝政關白家の山號寺なるを以て著はる、初め高倉寺の地に在りて[illegible]、家祖藤原兼平の創建僧如一開基たり、淨土宗たりしが、後此に移す、智慧光院通の名あり（大宮通と千本通中間に在り）

桃園（モモゾノ）　一條の北、大宮通の西を曰ふ、此地昔貞純親王邸あり桃園と稱したるより起る、親王は淸和天皇の第六子にて源氏の祖たるを以て特に世に著る。拾芥抄によるに貞純親王之を代明親王に讓り、其子源保光之に居り、世に桃園中納言といふ、又攝政藤原伊尹の宅と爲りたることあり。宇治拾遺に今は昔世尊寺と云所は桃園大納言住み給ひさあるは、藤原師氏（忠平子）也、又齋院皇女の此に住み給ふこと拾遺集に見ゆ、

桃園に住侍りける前齋院の屛風に

白妙の妹かころもうめのはな色をも香をも分きぞかねぬる、　　貫　之

長保中大納言藤原行成外祖保光より傳領したる舊宅を捨て丶世尊寺を創む、行成は才藝多く最書法に長じ當時に冠たり、後世傳へて世尊寺家樣と曰ふ。○延喜式を按するに京北御園十八町の中に雜果樹四百六十株などあり在百株と注す桃園の起因は是なり、又右大臣藤原繼繩は延曆還都後高橋津第に居り十五年薨じ桃園大臣と稱す、此高橋第も卽桃園の地歟、今高橋の名北野平野兩社間に在り。

世尊寺址（セソンジ）　此寺は卽桃園親王の宅址にて、前太平記に親王桃園池に入り龍と爲り給へる樣を時人夢みたりとあるも此歟、長保年中造寺の後何の世に亡びたるか詳ならず、今笹屋町五辻[illegible]屋町より武者小路通町の邊なら ん。（河田氏說）

世尊寺の桃の花を讀る　　出　羽　辨

故里のはなのもしりこれはいかに昔の事を問はまし、　後拾遺

山名辻（ヤマナノツヂ）　名勝志云今五辻通大宮西に山名辻あり、山名勝豐入道宗全の館は此所歟、應仁記に、山名入道が東の門の通は藥師寺與一取向ふ、逆藤[illegible]へは大田垣土佐守備後衆相むかひけれは惣門寺口は安富又三郎取向ふ云々、是は文明元年三月十六日東軍の大攻擊にして宗全は邸に據り拒戰す、東軍竟たすして兵を收む備後の爭鬪は數年にわたれり

島山管領邸址は山名町の西南桑原町[illegible]屋町の邊に在り、山城志）舊藤原公相第址にて、足利氏の時管領島山持國（左門衛督）之に居る、享德三年持國養子政長（尾張守）を廢し義就を立てんと欲す政長乃細川勝元に依る、勝元部下火を此邸に放つ、持國走り建仁寺に匿れ、義就は山名勝豐に依る、勝元乃政長を立て持國を迎へ俱に此に居らしむ、翌年持國薨し應仁兩黨の亂之に源す。名跡志云、按に應仁記に東陣は上は犬馬場西藏口下は小河一條までとあり、然れは堀川通以東を東陣と云し歟、今は此號なし。

小川（ヲガハ）　小川は水名に因る、賀茂川より堰入るゝ細溝にて、一條の南には堀川と曰ふ、小川通は堀川通の東にて西洞院通の西也。小川屋形は應仁記并[illegible]記に見ゆ、細川管領邸也

細川邸址、水落町の邊とす、是は管領細川賴之以來累世の館にて上館と稱す、永正八年八月執事三好の兵管領澄元を此に攻む、妹夫細川政賢拒戰して死す、澄元支る能はず出奔す、邸此時毀したる如し

報恩寺（ハウオンジ）　小川通の西上立賣[illegible]に在り、[illegible]宗十[illegible]、[illegible]中に[illegible]開[illegible]淨土宗なり、[illegible]小川に[illegible]なり。

犬馬場（インババ）　今の[illegible]南[illegible]、[illegible]は古[illegible]に對し一條の北西洞院[illegible]名勝志故に犬馬場と稱する歟、應仁記[illegible]に作る、

妙顯寺（メウケンジ）　小川の[illegible]に在り、元亨元年日像上人の開基にて初め[illegible]に在り、[illegible]に移る、[illegible]日[illegible]宗[illegible]とす、文永二年此に移す、妙顯寺[illegible]日[illegible]今上[illegible]、[illegible]應仁記に[illegible]日とあり僧名に[illegible]、[illegible]弘通の綸旨は日蓮宗[illegible]にして、日[illegible]經一丸の[illegible]と俱に本寺に[illegible]。

妙顯寺爲勅願寺殊弘一乘圓頓之宗旨宜凝四海泰平之精祈者天氣如件悉之以狀

建武元年四月十四日　　民部權大輔定親

日像上人御房

妙覺寺（メウカク）　舊址は別[illegible]に見ゆることく二條に在り、天正の比妙顯寺と同く此に轉す、日蓮宗永和四年日實上人開基（日像弟子）當宗華屬たり、文祿中妙覺寺日奧不受不施義を立てしか禁止せられ、國淸九年再興の公聽を得て稍世に廣む。

入江（イリエ）　上立賣小川の邊を曰ふ、入江殿は三時知恩院と號し室町西に在り、名勝志に謂ゆる尼宮にて淨土宗也。袖中抄云寬[illegible]抄入江とは、左近馬場の南洞院よりは東、[illegible]の家を引入て作たる事一定なり、隨身秦兼成の家もそれに在れは入江の府生と申せり　入家の義なり

三時知恩寺　見子内親王（後光嚴皇女）入江殿の舊址にて、足利義滿女性善尼之を得て寺と爲す、稱光帝皇女了山尼之を繼ぎ六時勤行の道場と爲したまへるより遂に總じて尼宮御所たり。

寶鏡寺　百々町に在り、妙顯寺の西なり、臨濟宗、光嚴天皇の皇女裏嚴尼創建す。百々町は古百々橋在り小川に架す、永正四年三好長輝が細川管領（澄元）を擁して入京したる時百々橋に戰ふ。○通志云寶鏡寺は後水尾帝皇女久嚴尼入室ありし時大聖寶鏡の兩住持は互に景愛寺を兼攝する制を立てらる、弘化四年光格帝勅作阿彌陀を之に寄せたまへるより、勅作堂の名あり。○總持院は比丘尼御所の一なり、足利義持夫人竹庭悟公尼の創建なり、臨濟宗に屬し同く百々町に在り。

靈光院　新町通今出川西側に在り。寛仁二年菅原定義其祖道眞の家廟を河内國若江に建つ、後一條天皇讓光院の號を賜へりとぞ、後之を東寺に移し又此に移す、寛永十一年德川家康をも合祀す。

白峰宮　堀川東、今出川に在り、舊飛鳥井家の邸なり。慶應三年孝明天皇殊に叡慮ありて幕府に命し崇德（讃岐院）天皇を此に廟祀す、宮名は讃岐國白峰陵に因む。明治の初め官幣中社に列し同七年淡路廢帝（追號淳仁）をも合祀せらる、先帝の留意したまへる所なれば當代の尊崇尤淺からざるべし。

白雲　本は北小路の北なる村落の名なり、今新在家中町の邊を指す。この在家は文明の亂にあたり至尊遊難の地にして、讀史者の常に涙を催す所たり。

聖壽寺址　今詳ならず、後花園法皇後土御門天皇兩主の潜幸したまへる禪院なり。貞常親王山賤記云、文明二年正月七日の曉程ちかき聖壽寺といふ禪家へ御輿にて（後花園上皇）忍びていだしたてまつる、陣中の事に侍ればなにのさしきにも及ばず。」聖壽寺は白雲在家にありて當時法皇の行宮なりき、此歳此に崩御あり。親長卿記云、文明二年十二月廿六日、後花園法皇卯刻計已御命終、廿八日今晩自當院奉送出聖壽寺、世人號白雲、堅固密々不及例沙汰云々、文明十一年七月一日北小路殿燒亡、俄臨幸聖壽寺、（後土御門天皇）同十日入御日野政資之許、十二月七日還幸土御門殿云々。（日野氏は柳原の西にあるべき歟）

大聖寺　烏丸頭、御所八幡町に在り、岳松山と號す、開祖審ならず、或は云ふ後光嚴帝女又後小松帝女とも、歴世臨濟宗尼院にして皇族女王の入寺ありし所なり。一說本愛宕郡長谷村に在り後小松帝皇女無相の開創なり、後世之を今の御苑内に移し又此に移す。（河田氏說）通志、寺祖無相尼光嚴帝妃、西園寺家の女なり、普明國師に就き祝髮す、正親町帝皇女入室の時寺格を陞せて比丘尼御所第一に班せしめ、景愛寺兼帶を爲さしめらる、寺祿四百五十石なりき。

寶相院址　愛宕郡岩倉寶相院の里坊ならん、應仁東西陣の時寶相院は兩軍爭ふ所の中點たり、細川勝元兵を此に出し西將一色義直の邸を奪ふこと應仁記に見ゆ。院址今出川通小川西に在り。（平安通志）應仁記云、花御所四足門前は一色（義直）なれば寶相院と御倉の正實坊在所を東陣より陣取。

室町幕府址　足利氏の邸にて花御所とも稱す。室町通今出川の北に在り、（今築山町柳原町御所八幡町裏築地町より北射場町の間に亙るがごとし、東西凡一町南北凡三町。永和四年足利義滿新館を構へ花亭と號す、又室町殿と稱す、南面四足門あり皇居に准し、花御所と稱す、義滿義持二代住居、義教の時新亭を加增し義政の世に及び文安六年之を毀ちたり、七十餘年の府邸とす。應永永享二回の臨幸あり。後愚昧記に「永和四年大樹北小路亭元院御所也、而去年炎上之後依無御造作、大樹申請造營」とあれば舊離宮にして北小路亭と稱したることあり。南方記傳云、將軍の館に色々花の數をつくし植ゑられける故に、時の人花の御所と申すなり。花御所行幸記云、永享九年十月一日御路、東洞院を南に行き、中御門を西に行き、室町を北に行き、武者小路を東に行き、今出川を北に行き、北小路を西に行き、室町を北に行き、室町殿の四足に至る。康富記云、文安六年烏丸殿（義政）有移徙、寢殿門等自花御所被引之。金龍水、今柳原町に存す、府址の遺なり、名所圖會拾遺云室町頭柳原の南町西側人家に在り、茶博士の愛する所とぞ。

柳原　今柳原町の邊を云ふ、藤原氏日野族の人々の邸宅此に在りて、北朝及び足利氏の世に其門葉大に榮えたり、柳原家と稱す。

柳原御所址　柳原町に字御所内あり是なり、舊日野中納言忠光（柳原家祖也）の第なりしが應安四年後光嚴天皇の仙洞と爲り柳原御所と稱す、同七年此に崩御あり。（紹運錄名跡志）太平記柳辻も此邊とす。後大永元年將軍足利義晴更に新亭を起し之に居り柳御所と稱す。管領記云、大永元年播州より若君上洛あり左馬頭に任し義晴と名附奉し、同八月より三條御所を上京へ引き今の柳御所をみがき立てらる、頓て征夷大將軍の勅宣を蒙り玉ふ。義晴は享祿元年近江に奔り、天文中に京師戰亂屢起りければ、此御所も久しからずして廢したる如し。

今出河　今は橫大路の名にて、一條の北第四に居る、古は一條東の洞院邊を北より南へ流るゝ水名にて、後世河道亡ふ。（名勝志）

今出河殿址　今出川町にあり、初め藤原實氏の第にて、菊亭と號す、建長元年龜山天皇は外祖父前太政大臣（實氏）今出川第に誕生の事帝王編年記に見ゆ。

應仁記に、三條殿は故大相國義教公北政所藤原氏の御里なり、又淨土寺義尋（還俗名義視）は本より御外戚なりければ三條殿へ移らせ給ひて今出川殿とぞ申ける云々、三條殿とある即菊亭家の　又花御所（烏丸殿を曰ふ）と今出河殿の間僅三町許とあるも此なり、當時足利義視此に居る。名蹟志に「義視公は今出河殿と號し今出河北室町西に在り、此所は公の別業上三條亭なり」と曰ふ、三條亭即ち此亭なりと知るべし、此邊を三條とも云ふは轉法輪三條より起りたる歟（轉法輪參看）

光照院（クワウセウヰン）　安樂小路町に在り、此地は舊安樂光院、即持明院の址にて、光照院は初め室町通一條北に創建し、後伏見院皇女本覺尼の住寺たりしが後此に移す。京華要誌／安樂光院は本安樂行院に作る安樂行院寺記は群書類從本に收めらる。

安樂行院址（アンラクギヤウヰン）　持明院の佛字なり、其興立の由來は持明院の條下に出づ。寺記云、文和二年二月持明院殿炎上之後、安樂行院一字雖相殘、更無莊嚴法施之人、四壁崩倒爲牛馬之牧、本尊已及流失、仍去延文年中歟、依廣義門院院旨再興云々。安樂行院は今紀伊郡深草村に遺名を傳ふ、後光嚴帝御葬の此移したる歟

持明院址（ヂミヤウヰン）　今光照院の地なり、持明院は本藤原基頼の宅、初め堀河天皇康和年中廊內持佛堂を建て之を持名院と曰ふ、以て子孫に傳領す、天治年中大藏卿基通更に修造する所ありて九品佛を安置し、佛閣を安樂行院と改稱し持明院を其家の號とす、中納言基家其女陳子を守貞親王（高倉天皇子）に納れ其所緣にて親王此邸に寄寓せられしより世に持明院宮と稱す、承久三年鎌倉の兵京師に入り三皇を遠流し更に皇統を求めて持明院の王孫を立つ之を後堀河天皇と爲す、因りて守貞を尊み太上法皇の號を上り（後高倉天皇とも曰ふ）仍て仙洞と爲す。（安樂行院寺記）（[illegible]卿記）後嵯峨天皇讓位の後は今此に卜居したまふ、其二皇子相續きて踐極し後深草天皇先院として仙洞に遷りたまひ、其皇裔伏見後伏見を持明院流と稱す、當時皇統迭立の事あれば以て龜山院流に分つ所也。後伏見天皇世或は持明院の帝と申す。

後伏見天皇は此院に崩御の事紹運錄に見ゆ、光嚴天皇も此に御居します、神皇正統記に康永元年法皇持明院殿より伏見殿に御幸、還御の時五條東洞院に武士大不敬の事ありて、前代未聞と錄したり。續神皇正統記に觀應二年當今（崇光天皇）春宮（後光嚴院）本院（光嚴法皇）一時同居したまへる由をも載せたり、同く南風の競によりて觀應二年八月俄に內裏土御門殿より持明院殿に行幸、內侍所（神器）同渡御、武家（足利尊氏）申行はるゝ旨ありて元弘天下一統の如く每事聖斷たるべき由治定して南朝の年號正平六年を用ひられ、官位も同南主の御はからひにぞ成侍る云々。後二年を經て殿宇燒失、仙洞此より廢す。

安樂行院寺記云、後堀河院依備大位之、院居之後、以持明院被卜仙居了、後嵯峨院登極以來、彼持明院私宅自然爲代々仙居者也、仍數代祖皇御國忌御願等、久於安樂院被修之、文和二年二月持明院殿炎上之後、彌近邊荒廢云々。

大峰辻（オホミネツジ）　今大峰辻町と云ふ、古大峰寺と曰ふもの此に在り　今昔物語云、京に外術を云ふ事を好て役とする下衆法師あり一條西洞院にある大峰と云寺に居る一大峰寺は大和大峰の役行者の流末の寺たる事明なり。三條天皇皇后妍子葬、名勝志云今按するに大峰辻西南の隅に大石塔あり、疑らくは此歟、日本紀略云、萬壽四年九月皇太后藤原妍子崩、年四十四、奉葬大峰寺前野。

革堂址（カハンダウ・カフダウ）　一條の北、小川新町の邊を曰ふ、革堂行願寺此に在りしを以て也（今寺町に移す）百練抄云、寬弘元年一條北邊堂行願寺[illegible]、何阿彌陀佛とかや講釋しける法師の行願寺の邊にありけるが[illegible]に讀ふけて只獨語りけるに小川のほとりにて[illegible]に聞けるも又[illegible]もさへより來て云々。

北小路（キタノコウヂ）　一條の北にて今出川通の邊を曰ふ、今北小路町の名を存す。北小路[illegible]によれば文明八年足利義政夫人富子[illegible]北小路殿と稱し從三位に敍す、主上（後土御門天皇）小川御所より北小路殿へ行幸し暫時の皇居、文明十一年七月燒亡自雲へ移り給ふとあり　今出川室町の西に辨才天町あり北小路殿の鎭守ありける辨財天の祠ありければ也（名勝志）殿址は其邊ならん。康富記[illegible]記によれば細川屋形は北小路町にあり勝元政元二代之に住居す。畠山町に銀龍水と稱する清泉あり、蓋室町府址の金龍水に對比する名なり、足利氏の管領畠山家の宅址たるべし。俚傳畠山重忠に附會するは非也。河田氏說

烏丸殿址（カラスマルドノ）　一條烏丸御所とも、花御所とも、時には室町殿とも云ふ、其跡詳ならず、相國寺の西にて五辻通の邊なるべし。（名跡志又河田氏說）應仁記云足利義政公館烏丸（今出河の北、號烏丸殿、此所公成卿の宅、壯觀美麗をなす。此殿を花御所と云ひ又室町殿と云ふは舊構に擬し前邸に違からざりしを以てなり、文明十一年北小路殿燒亡に延燒したる歟。長祿寬正記云、寬正二年天下大きに飢饉し又疾疫惡くはやり世上三分二餓死に及、骸骨街に滿て道行人あはれを催さずと云をなし、然ども時の將軍義政公は去る長祿三年二月花の御所を作り、是を御寵愛あり山水草木に日々人民をつひやし水石をならべ國の飢饉をあはれみ玉ふ事なく、剩さへ新殿をつくり立らる、其比の帝王（後花園天皇）是を聞召て將軍へ一首の御製を給、

殘民爭採首陽薇、門室處々鎖竹扉、
詩興吟酸春二月、滿城紅綠爲誰肥、

將軍家是ヲ拜見有テ大ニ駐サセ給、新殿造營ヲ留中ケリ、誠ニ君モ君ナリ臣モ臣タリト世擧テ感悅シ奉ル。

轉法輪（テンボフリン・テボリ）

今觀音堂町と曰ふ、烏丸通武者小路の北なる三條殿町の南なり、昔は轉法輪三條とも云ひ藤原氏閑院家の一流の名ともなり後世三條殿とのみ曰ふ。應仁記に云ふ、三寶院の西北に轉法輪三條殿あり又康富記に云ふ三條大納言公綱公亭北小路今出川（水名）西頰」即轉法輪三條殿なり。今北野に移しある天王寺の額に極樂東門轉法輪所とあり、此天王寺古は觀音堂町に在り地名之に因る（名勝志）太平記にすでに地名として轉法輪を錄す。

北畠（キタバタケ）

名跡志に曰く「指南抄云北畠通從一條北其間三町也此條通東西云々」今相國寺の塔壇の邊なる歟。尙按するに相國寺より一條大路の邊までの中ならん、延喜式に京北の御園十八町とあるは北畠の起因歟。又村上源氏に北畠家あり此地に住宅したるが故也、高師直も此に居る 太平記に曰く、貞和五年八月足利將軍の執事師直が屋形へ馳加人々、一條大路今出河轉法輪櫛が辻出雲路河原に至るまで透間なく打込みたる。○名勝志、高師直家は一條今出河にあり、故の兵部卿頙良親王の母民部卿局（北畠公女三位殿）の舊御所を點したるなり云々。

大系圖によれば村上源氏內大臣通親の二男通方を北畠の祖とす。氏族志、村上源氏、其著者爲中院家久我家、中院又曰北畠、出自中務卿具平親王、後一條帝寬仁中始賜源朝臣姓、生顯房、顯房右大臣、生雅實太政大臣、其子右大臣雅定養姪雅道爲子、生通親父子竝內大臣、通親生通光通方、通方五世孫曰准大臣親房、親房、生顯家顯信顯能、父子盡力王事、南朝賴不墮者其力居多焉。○中院邸址分明ならず北畠の地即本宗傳領にて此歟、親房父子延元元年南遷後は此邸其舊を失す。

出雲鄕（イツモ）

和名抄愛宕郡の鄕名にして、以都毛と訓み上下に分てり、名跡志に云ふ、一條北邊にて洛北に至り西は室町條の邊に至る。按ふに此鄕西は堀川條小川の邊にて錦部鄕と交界し、北と東は賀茂川に限る、其下出雲鄕は後世全く京洛の中に入る、上出雲鄕は中世小山鄕と曰ひ、その一部は洛北々郊の地に存して今鞍馬口村とあり、上賀茂村へも混入する所あり。

出雲路（イツモヂ）

出雲鄕を曰ふ、按するに延喜式出雲井上神社あり、又出雲寺あり鄕名は彼社名に因む、而て盛衰記に「賀茂河原西、一條北邊におはする出雲路の道祖神」とあるを想ふに出雲神社の通路の義なり、出雲御靈の神の荒びを中途に塞ぐ意より出でたる歟、後世出雲鄕の北部を小山鄕と爲し、其南を專ら出雲路といふと知るべし。

花の色はいつもちくさに見ゆれども散れは一にのこらざりけり、（名寄）

出雲路道祖神社（イツモヂサイノカミ）

今今出川幸神（サイカミ）町に在り、天慶二年創建（或云延曆年中）初め賀茂川の濱に在り、城內方一町祠字煥然たりしとぞ、後此に移す、（京華要誌河田氏說）

○源平盛衰記云、奧州名取郡笠島道祖神は都賀茂川原西一條北邊におはする道祖神の女なり。

出雲高野神社（イツモタカノ）

今上御靈前町の猿田彥社蓋是なり。（河田氏說）又之を以て上御靈社に充る者あり、（名所圖會拾遺所援神祇拾遺）延喜式に列する古社なれば此地鄕名の記因と知らる。神祇志料に當社康永二年古文書を引き高野村（今修學院村大字）は出雲高野社領と曰ふ、按するに高野は彼地名なるを此に移し更に出雲高野社と稱する也、

上御靈社（カミゴリヤウ）

此地は上出雲又は小山とも稱す。社記及び出雲寺流記（名勝志所引）を按するに延曆遷都の比大和國宇智郡より遷座す、崇道天皇（桓武天皇皇太弟早良親王）及び井上內親王（光仁天皇妃即早良母）の靈を祀り御靈社と稱す。後伊豫親王及び太夫人藤吉子の靈廟を建て、下御靈と稱するを以て此祠は上と稱す、後又橘逸勢文室宮田麿を合祀し上下兩社俱に六座となる、三代實錄貞觀五年神泉苑に六座の神位を設けて勅修御靈會ありしは是なり。蓋是等の諸靈みな罪なくして憤死し亡魂怨む所あり種々の災害を爲すを畏るゝが爲なり。又上出雲寺を建てゝ其修法に與らしむ、後更に藤原廣嗣菅原道眞をも配し八座の御靈と曰ふ。舊說八座は井上內親王なく、吉備眞備を加ふ其故如何を知らず、今再考するに三代實錄貞觀元年出雲井上神授位の事あり、延喜式出雲井於神社あり、名勝志に之を下鴨社內に在りと爲し、神祇志料は其柊（ヒラギ）木社に充てたり恐らくは失當ならん、出雲は鄕名なれば彼地愛宕鄕に在る理なし、畢竟するに上御靈の舊名にて井上內親王を祭ればなり。

舊說或は井上內親王の名なし蓋崇道天皇と同躰と見做したる歟、社記に「初鎭大和國內山」とあるは宇智郡の靈安寺御靈社なり、井上內親王の山陵此に在り、吉備眞備を加ふるは後世のしわざなるべし。倭訓栞云、「八所御靈の其一なる吉備の聖靈をば、舊說吉備大臣眞備とするは非也、文武帝の皇女二品吉備內親王なり、火雷天神は舊說菅原朝臣道眞とするも非也、靈安寺緣起に若宮雷神とありて、井上內親王宇智郡へ押籠めたて奉りし時御懷姙にて彼地に誕生ありし皇子なり。」

樵談治要云、八所の御靈と申すは昔謀叛を起して其志を遂げず、或は何事にても恨を含める人の靈を祭られたる社也。

世を祈るいつもの寺のいつもくこの神まもる法は絶えせし（[illegible]集）　榮雅

五所八幡宮は上御靈社の傍に在り　名跡志云、筑紫五所八幡宮大永年中勸請也、筑前大分宮肥前千栗宮肥後藤崎宮薩摩新田宮大隅正八幡宮、

上出雲寺址（カミイヅモデラ）

上御靈社境内にあり、延暦年中僧最澄の創建にて御靈宮の修法堂なり、後世甕す（名跡志云、上出雲寺は今光源、觀音寺といふ、小出寺とも稱せり　古今秘抄）延喜式七大官寺の一にして御靈寺とも云へり。字治拾遺云、王城の北上出雲寺は傳教大師（最澄）の草創にて天台宗たてたる所を遷み給けるに、其寺の所を繪にかきてつかはしける、高尾日枝出雲と三の地なり　出雲寺流記云、傳教大師結草庵之室、住修之功年深、所謂四所靈崖之庭、[illegible]之佛移且此伽藍、神社寺云、世俗傳曰桓武時、早良太子井上内親王之靈爲祟、最澄法師言帝、爲立其社、其後合祭八神

元享釋書に延暦五年崇道天皇八島陵の修法の爲めに山階の地に八島寺を建てらるゝ事を載す、最澄は其にこれを移したる歟。

御靈林（ゴリヤウバヤシ）

上御靈の林を曰ふ、應仁の亂に此地戰場たり　應仁記に應仁元年正月畠山政長は其居第の地勢平坦にして拒守に便ならずとて、十八日館を燒き御靈の森を城郭として之に據り、畠山義就と決戰し利なくして潰走したる事見ゆ、名勝志に引ける小油絶句は此時の詠なり。

御靈廟牛戰爭場、月白弓絃山劍霜、一將功成萬人死、
滿城冤血染花香、

下出雲寺址（シモイヅモジ）

今丁子風呂町と西御靈町の間に在り下御靈社の修法堂とす、古今集に其名見ゆ。童蒙抄云、しもついづも寺は一條京極いすこし西にあり、今の毘沙門堂なりといふにし　此寺は何年代に創建したるにや、下御靈社は本主として大同二年河原寺に死したまへる伊豫親王を吊祭したるなれば其比よりにや、又承和六年下御靈社創建の時にや、僧最澄を推して寺祖とし出雲前司成季建立とぞ（河田氏說）

河原寺址（カハラデラ）

今詳ならず、蓋下出雲寺の舊名にして、下御靈も此寺内に創建したるか　大日本史云、大同二年藤原宗成勸伊豫親王謀不軌、親王不從、白[illegible]其事發、捕宗成、宗成引疑、日首謀親王也、親王與母夫人藤原吉子共徙於河原寺、乃幽諸一室、不通飲食、親王及夫人仰藥而死、時人哀之。伊豫親王は桓武の皇子にて其事は日本後紀に載せたり、而て贈位祭禮の事は續日本後紀承和六年の條に出でたれば下御靈の創祭も此時なり、今社傳に仁明帝の宇勅請とするは何集を誤傳するに似たり、又[illegible]寺[illegible]名[illegible]と云ふは此寺の退轉したる後寺僧の遺續したる由緒にやあらん、不審。後紀、延暦十八年七月、有一人乘小船漂着參河國、以布覆背、有犢鼻不着袴、左肩着紺布、形似袈裟、年可廿、身長五尺五分、耳長三寸餘、言語不通、不知何國人、大唐人等見之僉曰崑崙人、後頗習中國語、自謂天竺人、常彈一弦琴、歌聲哀楚、閲其資物有如草實者、謂之綿種、依其願令住河原寺、即賣隨身物、立屋西郭外路邊、令窮人休息焉、後遷住近江國國分寺。

毘沙門堂址（ビシヤモンダウ）

今毘沙門町の地にて、蓋下出雲寺の遺跡の中なり、建久六年平親範此に毘沙門堂を建て平等護法尊重の三寺を併せ、應仁の兵火に燬け後寬文中僧公海之を洛北山科郷に移し中興す　名勝志云、塔之壇の邊毘沙門町南北二町あり、俗に毘沙門堂の花盛と謂ふは此寺の事なりき、塔之壇相國寺大塔址、在毘沙門堂北富小路、民部入道圓智（親範）の遺記　名勝志所引に曰く、平等寺は葛原親王建立し廢隆寺の西に在り、其寺燒失後本尊を移す、寺領紀伊國石垣莊也。尊重寺は乃祖平宰相親信建立元五辻に在り、其寺[illegible]したり、[illegible]莊[illegible]寶保元年[illegible]いふ、[illegible]寄附[illegible]

相國寺（シヤウコクジ）

五辻通の北、烏丸の東に在り、[illegible]にわたり京[illegible]の巨刹なり、[illegible]臨濟宗五山の第二位とす　相國寺供[illegible]日記に[illegible]稱したり　永德二年[illegible]相國寺を創す[illegible]國師疎石を推して寺祖とし、普明國師妙葩之を開く、初め鹿苑院とも稱す、明德三年佛殿供養あり萬年山相國承天禪寺と號し釋迦三尊を安置す、導師當住佛日常光國師空谷明應、應永元年燒亡、義滿再興、七級の浮圖を起し高閣壯大を極む　御塔供養記云、應永六年九月御塔供養、此御塔は其文にもかなひて高さは法勝寺の塔にはまさりたりとぞ承る、今年[illegible]三年にならせ玉ふ程に、此もその御爲とぞ聞えし。將軍宗滿山七重人塔高三百六十尺

七級浮圖[illegible]北東、[illegible]、
人語鈴聲補曉風、（五鳳集）　瑞溪

應仁の兵火に寺中其災を被り、爾後稍興したるも大塔は之を興し、其址を塔之壇と云ふ、毘沙門堂の南富小路の北にあたるとぞ。此寺慶長年中豐臣氏重興して修造する所多し、今存する所の法堂は其一なり、後水尾法

皇は三重塔を起し此に御商を納め玉へり、然るに天明の大火に寺中法堂層塔の外大抵之れを免れず、途に舊觀を失す、舊寺領一千八百石、支院は其盛時に四十九宇と稱し今僅二十餘宇を存すと云ふ、豐光寺林光院養源院大徳院乾徳院心華院等也。

林光院は舊二條西之京紀貫之宅址に在り故に貫之が家の鶯宿梅を植傳して、應仁以後に此に移し其樹存す。大徳院に足利義政の墓あり、故に又慈照院(義政法名)とも曰ふ。乾徳院は足利義教の牌殿なり、故に又普廣院とも曰ふ。其境内竹林中古墳あり、俗に藤原定家の墓と稱す。

鹿苑院蔭涼軒は相國支院の著名なるものなりしも今廢す、應仁記云、應仁(元年)丁亥の歳天下大に動亂、其起を尋るに、將軍義政公成敗を有道の管領に不任、只御臺所(北小路殿富子)或は香樹院或は春日局など云理非不辨公事不知青女房比丘尼達計ひとして、酒宴婬樂の紛に申沙汰せられ、亦伊勢貞親(兵部)や鹿苑院の蔭涼軒なんど評定せられければ京童部に勸道に科なく、敎免に忠なしと笑ひける。

同志社(ドウシシャ) 相國寺の南に在り、基督敎の學校なり。新島襄山本覺馬同志の人々と結社して明治八年に創立し、廣く財資を内外國に募集し以て基本を固む、近年盛名を遠近に馳せ儼然たる一大敎院たり。

鞍馬口(クラマグチ) 鞍馬口上善寺は後土御門後柏原二帝の戒師春谷盛信上人の開基、天台宗(眞盛派に屬す)不斷念佛道場たり、勅願所の一に列す。閑臥庵は同所、寛文の比黄檗宗の僧千呆開基、境内に曙櫻あり、後水尾法皇の御製ありける名花也とて、

霞みゆく松は夜ふかきやまの端にあけぼのいそく花のいろかな、

天寧寺(テンネイジ)も同所曹洞宗、元和年中京都御所司代板倉伊賀守勝重の創建に係る。

十念寺(ジフネンジ) 今出川寺町通鶴山(ツルヤマ)町に在り、淨土宗、初め誓願寺の境内に在り、(一條北小川西)永享三年僧眞阿開基、足利義教建立、後天正中此に移す。寺記云、開山眞阿彌陀佛、後龜山院皇子なり、誓願寺に參籠し三十六歳出家、普廣院(義教)上人の德を重むし歸敬他に異なり、寺の奥に一宇を造立し十念と號し佛供田を寄せらる云々、

口にとなへ卒都婆にかきて彌陀はみつ書すとなへぬ彌陀を數へよ、　　義　敎

何と吹く風とはさらに知られともあはれ催ほす秋のくれかな、

山城志云、十念寺堂中安置大佛像、相傳自東山雲居寺移于此、又有雲居寺化緣簿、一休和尚謡讃(一名佛鬼軍圖)等。

佛陀寺(ブダジ) 初め朱雀大路邊に在り、舊址今詳ならず後萬里(マデノ)小路(コウヂ)春日通の北に移し中興す、後土御門帝戒師邦諫上人住持たり天正十九年更に此に移す。佛陀寺は朱雀上皇の落飾したまへる古刹なり、帝王系圖云、天暦六年太上皇落飾入道佛陀寺。

阿彌陀寺(アミダジ) 十念寺の北に在り、淨土宗清玉上人の開基にて、寺中織田信長父子幷將士の墓あり。清玉は信長の歸依僧にて永正十年本寺を近江國坂本に創建し、後天正十年六月明智逆謀の時清玉信長父子以下の屍を收めて蓮臺野に火葬し、蓮臺野に移したり、天正十五年本寺再移の時骨塔をも幷せ移す。織田父子以下塔は阿彌陀寺境内に存す、中央に三基幷列し左右に殉難將士の塔を列ふ、都て十六基。

拜織田右府塑像引　　　賴　山　陽

日出處、日墜地、鯨鰐食人飛生翅、扶桑大樹安在哉、紫垣縱橫萬髡嬉、祖宗有靈生英雄、手挽狂瀾扶瑞穗、大事垂成身顚躓、遺像空留北郭寺、寺門深鎖老木靑、吾來繭謁吊英靈、粉墨剝落帳籠暗、檐過殘聲寒日瞑、欲歸雲陰忽解駁、西縫可窺稍陰躍、雙眉中蹙見性急、兩頰下殺知禍滿、唯見隆鼻洞晴爛嚴電、英爽襲人難仰看、金閣寺、等持院、曾識奕世將軍面、豈有一堪敵戰、嗚呼不如此何以定禍亂、想見群雄盡膝行、猥廝肴息懼酷烹、蒼狗反噬奴復仇、威愛之報兩分明、君不見後豬匡國誰不師君者、王國藩屛皆部下、唯見猴郎侍其左、願借盟工僎其餘、豐頭大耳森列座、

本滿寺(ホンマンジ) 鶴山町に在り、日蓮宗の一本山たり、應永十七年僧日秀開基初め新町通今出川の新在家に創建す、日秀は近衞左大臣道嗣の子とぞ後此に移す、後奈良帝の勅願所たり。

本禪寺(ホンゼンジ) は本滿寺の南に在り、日蓮宗本成寺派、應永年中僧日陣開基、天文中越後本成寺日覺中興す、初め四條堀川に建て、天正中この寺町通へ移す。

北邊(キタノベ) 一條以北舊京郊の地にして、即出雲鄕の南部を指す。拾芥抄云、一條以北爲北邊。侍中群要云、一條大路は北邊大路と申す。今の北邊町は古北邊の東部を指すのみ。

北邊院(キタノヘヰン)址　江談抄云、陽成院御所立御廐、常被飼丗疋御馬、號北邊院。三代實錄云、仁和三年五月太上天皇(陽成)於北邊馬埒亭、觀覽騎射走馬。此院は後に左大臣源信の家となる歟、本朝無題詩に「此地天安左僕射之舊府仍號北邊之廐」の語あり。今昔(コンジャク)物語云。北邊の左大臣と申す御座したり、名を信(マコト)と云、一條の北邊に住給に依て北邊の大臣とは申すなり、萬の事止事なく御座ける。拾芥抄云、土御門北西洞院西、左大臣源信公家。

藤原定家北邊亭址　正徹物語に定家卿母になくれて一條京極の家より父のもとへ歌よみて送るとあるは即

此亭曲北に出雲路道祖神あり西に一條家西殿ありと云々、名跡志 今相國寺内にあるべき歟

玉ゆらの露もなみだもとゞまらず亡き人こふる宿のあき風　　定家

一條殿址(イチデウドノ)

一條の北室町新町の間に在り、今一條殿町の名存す、光明峰大臣道家造立し、之を子左大臣實經に傳ふ、爾來其家の傳領たり遂に攝籙の一に列し號を一條家と稱す　菩聞集云前攝政(實經)此左大臣におはしましける時居住の本所とせで、一條室町の御所を光明峰寺入道殿前右中將實行殿に仰て修理せられにけり、寛元三年十月御わたましありけり。

淨華院(ジヤウケヰン)

京極通、今出川南北邊町に在り、又清淨華院と曰ふ　淨土宗鎭西派四本寺の一なり、開基不詳、中興向阿上人は後圓融後小松稱光三帝の戒師たりて、當時土御門内裏土御門南烏丸西燬接近の地に在りて、依りて内道場に擬せらる〈名所圖會、京華要誌〉應仁記に應仁元年九月西軍先東陣の一の木戸たるべき三寶院を攻落し、次に淨華院へ取掛り、諸寺諸第數十個處燒亡の事見ゆ、其後此へ移さる

廬山寺(ロサンジ)

北邊町に在り、初め一條の北猪隈條の頭に在り今廬山寺通の名遺れり、天正年中此へ移さる、天台淨土律眞言四宗兼學なり本尊藥師佛十二神將は稀代の名作とぞ。

本堂は寛政六年閑院典仁親王(贈慶光太上皇)奉葬の金幣を施與せられたる造營す、寺中に近代后妃皇子女の御墓多く亦其牌堂あり　此寺初め北山に在り其台の慈惠大師草創なるも世代僧住心中興し法然上人に歸依し宗風を改め舟岡南に移し寺號を廬山天台講寺と曰ふ、元亨の比明導上人後醍醐天皇の歸依を被り勅願所と爲り莊園をも寄附せらる　寺寶法然上人自筆選擇集あり、後水尾法皇の叡覽を經て廂上に御額字ありと云ふ。

遣迎院(ケンカウヰン)

廬山寺の南に在り、初め紀伊郡東高寺の門前に在り、寺寶に遣迎院阿彌陀如來圖あり、宗派廬山寺に同じ、正治元年藤原道家創建

梨木神社(ナシキ)

京極寺町通、御苑の東に接す、別格官幣社、明治十八年創建、贈右大臣三條實萬を祭る。實萬は三條家故公爵實美の父也　此地は近代三條家の邸たり、梨木町とも云ふ、社號は之に因る　實萬公は仁孝孝明二帝に奉事し、皇室中興の啓運あづかりて勳勞多し、實美公の遂に明治の維新を翼成したるも偶然にあらじ。明治二年詔して祠を興成と賜ふ、亦異數に出づと云ふ。三條家の墓所は廬山寺内に在り。

荒神社(クワウジン)

京極東、近衛條の護淨院境内に在り、古は此邊近衛河原と云ふ、慶長五年此に荒神社を立てたるより荒神口荒神町の名起る　荒神一に清荒神と稱す本尊八面八臂の威容にて、攝津國勝尾山清の地より勸請す、近時王室にて尊崇の事もありけるとかや。〈名跡志河田氏説〉

京洛即事　　伊藤仁齋

北山屹立水南流、兩岸人家處々樓、思在九衞人定後、長風吹送一川秋、

御苑(ギヨエン)

御所(ゴシヨ)の外部にして、南は春日(丸太町)を限り北は今出川に至る東は京極(寺町)を限り西は烏丸に至る、南北凡七百間東西凡三百八十間長方形を爲す。(面積二十五萬坪　御所は中央稍偏西北に在り其四圍を御苑地と定めらる、舊院宮及び公卿邸址にして俗に公卿屋敷又公家町と唱へたり、近時開きて御所附屬の苑囿となる　故に皇宮邸大宮御所等尚其中に存す

(公家町址)

公家町の定封は天正年中豐臣秀吉の制にして、正親町天皇の時とす、△名跡志云天正十三年、徳川氏之に因り變する所なし。皇居仙洞を中に置き皇族公卿の邸宅悉皆集めて其周に築地をなし、九門を置きて外と區別し、九門には禁裏の護は其門に從ひ、諸藩を以て之を守らしむ、堺町門南面して五位に居る、文久三年八月長州藩其守衞を免ぜられ、元治元年七月爭鬪したる是なり。

文久三年朝廷大和行幸の詔あり、諸藩に入京して守衞に充てらる、議ありて長州人行幸に先ちて東幕府を伐たんとすと。事上聞す、八月十八日俄に詔あり行幸を停め長人の堺町門守を免ず。長人分疏して去らず、薩摩會津の衞兵と相持す。京師戒嚴まさに起らんとする者の如し、既にして長人皆去る。翌年七月長人訴ふる所ありと稱し京に向ふ、天龍寺天王山に陣す、京師戒嚴　十九日長人先天龍寺より京に入り、進みて蛤門に至る、薩會の兵力戰之を拒ぐ、長の隊長來島兵衞凝華洞を取らんと欲し飛丸宮垣に及ぶ。久坂は天王山より來會し堺町門を砲撃す、會兵之に應じ發射し火を門東鷹司家邸に放つ、長人潰走す。

其他下立賣蛤(ハマグリ)中立賣乾(イヌ井)今出川石藥師清和院(セイクワヰン)寺町等とす、今皆撤去す。凝華(ギヨウクワ)洞は後西院天皇の仙洞にして、其址は御所の南に接す、今銀杏の老樹存す　車返櫻(クルマカヘシノサクラ)は中立賣門址に在り後水尾天皇遺愛の花なり

皇族の御邸は有栖川宮、伏見宮、桂宮、閑院宮等なり今桂宮の外は皆撤去し新に久邇(クニ)宮邸起る

有栖川宮は御所の東北桂宮の南に在りき、此親王家は後陽成天皇の皇子高松宮好仁を祖とす、一代にして嗣なかりければ後水尾院又後西院の皇子再三入繼ありて號を有栖川と改む皆久しからず　靈元天皇皇子職仁親王六世の入嗣あり、爾來連綿今に至り五世七代を累ぬと云ふ　宮號有栖川は伏見宮祖榮仁親王

の稱にて葛野郡下嵯峨の地名に由る者と云ふ。

閑院は古の閑院と同名なれど、相關する所なし、蓋新に命名ありし者也。正德年中幕府の臣新井君美建議して、親王家を起し、皇室の繁榮を謀り給へとありけるより、享保年中幕府より奏して直仁親王（東山天皇皇子）を取立奉り閑院宮と曰ふ。二世典仁（慶光）三世美仁、美仁の弟宮入りて大統を承け光格天皇と申す、四世孝仁五世愛仁に至り家絶ゆ、今代更に伏見宮家より王子入嗣したまふとぞ。久邇宮は伏見宮の支流なり。

桂宮（カツラノミヤ）邸は御所の北にあたり今出川以南、高倉條の東に居る、近時淑子内親王薨去の後は本主あらせられず。足利氏の高倉殿址は今御苑内に入り舊桂宮邸にあたる如し、康富記に高倉御所（足利氏邸）武者小路の高倉條とし、又萬里小路條とす、地點以て定むべし。應仁記云、高倉御所之事、大樹義政公御母堂御臺之御亭也」

縣井戸（アガタノヰド）　清泉の名也、今御苑に入りて存す、舊縣宮（アカタノミヤ）と稱する祠宇此に在りしとぞ、拾芥抄云、井戸殿一條北東洞院西角、號縣井、在縣宮故也、大和物語云大膳頭公平の女共、縣の井戸と云處に住けり。

蛙鳴くあがたの井戸に春暮れてさきやしぬらんやまぶきの花（續後撰集）　後鳥羽院

わかたのむ縣のみやのますかゝみくもらぬ影を仰てぞ待つ（新續古今）　中原師光

祐井（サトノヰ）　桂宮邸の巽にあたり舊中山家址に存す、今上陛下御降誕の御井なりとぞ、碑を建てゝ之を標す

公卿の邸址今大抵詳すべからず、九條近衞二家はさすがに攝籙の上首、その昔の面影も林泉の舊觀を保つにて思ひ知らる。九條邸は堺御門の西側にて、閑院邸は更に其西とす。近衞邸は桂宮の西にして其西南に乾門を挾みて一條邸と相對せり　二條邸は桂宮の東北にあたれりとぞ。

平安上巳書感　　頼山陽
吹血東風鬧禹跡、角雞吞昔造排擠、九門今日放金鑰、春苑縱民觀闘雞、

望外今宵、是々爲新春會、　　梁星巖
宮墻流水凍猶乾、燎火猶光尚忽晴、知是移來仙蹕近、依微風遞玉鑾鳴、

正月十九日、上南殿、閣絶鄭、今十丈祝殺、
天門曉開日華清、一曲承雲萬國春、共喜聖朝恩澤遍、布韋濫得近楓宸、

御所（ゴショ）

近代の禁裏は古高倉殿の地、其南を土御門東洞院殿と云へり。文保二年後醍醐天皇此殿に受禪あり、光嚴天皇又此に居り、南北分裂の後は足利氏北主光明天皇を奉して此に設く。爾後亂離屢々にして或は土御門烏丸内裏に御したりと云、又一時の假居を一條南北屢々に移したまへる事あり、大略正親町天皇永祿の初め此に造營ありしより、皇居永く此に定まり以て明治の初めに至る。高倉殿の北を正親町殿と曰ふ、正親町天皇の時此二殿の地を并せ、後世に及び北は一條大路を踰え東は萬里小路に及ぶ南は土御門大路を踰えたる也、按に正親町天皇永祿の初め天下亂離、朝廷衰微を極む、安藝の毛利元就貲を獻じて御即位式の料を進め、又皇居造營の資を獻す。尋いて尾張の織田信長兵を以て京に入り足利氏を援けて天下に號令し、先皇居を修む（永祿十二年）元龜四年京師亂あり信長の兵火を放つて皇居延燒せしかば又造營す、天正五年京中の町人に命じ宮垣を築かしむ、天正十三年豐臣秀吉大に京師を修造し内裏亦面目を一新す、宮垣東西凡百一間南北百十間と云ふ。（名跡志）德川氏は大抵豐臣の舊に因り度々の炎上、造營の役に服す、殊に天明八年の火災は京師非常の變、一都大半燒亡す、時に幕府の老中松平定信（樂翁）議奏あり大内裏の規制に基き之を斟酌す、之を寛政の改修と云ふ。其後嘉永七年炎上、安政三年修理功成る、今上陛下明治元年八月二十七日此に即位したまふ。今東西凡二町餘南北四町許、其東北隅に天正中の遺構土藏三宇を存す。南門を建禮門と曰ふ。前殿は即紫宸にして其正門を承明と爲す、清涼以下の後宮内殿は其北に羅列す。明治二年三月東駕江戸に幸し東京に常住の宮城を修造したまへるあり、此所は別宮たり、主殿の官司を置き留守せしめらる。

月夜北禁垣外閣笛　　柴栗山
上苑西風送桂香、承明門外月如霜、何人今夜清涼殿、一曲霓裳奉御觴、

雪夜所見　　頼山陽
宮漏沈々月在空、夾街高樹玉玲瓏、紫宸朱雀知何處、三十六宮春雪中、

還宮　　光格帝御製
遙望周文閣、不羨漢文臺、舊章一是從、新築本非催、百工忽告竣、輦質自東回、拭目向城雉、城雉亦美哉、兩殿應規矩、四門總崔嵬、燕雀競齊集、櫻橘接階栽、豈其爲流豫、講禮共徘徊、委佩群僚會、將帶九州來、素心既已足、起臥感鹽梅、欣然諸忠勁、乙夜漸言哉、

皇室典範第二章第一條云、即位の禮及び大嘗會は京都に於て之を行ふ、義解に曰く今や車駕東行すと雖京都は猶大號を存し、皇宮森嚴、寢陵清穆、並觀を改めず、傳へ聞く明治十年車駕舊宮に駐在ありし時叡旨あり、後來大禮は此地に於てすべしと仰せ出さると、蓋桓武帝の遺範を準修せらるゝ者、洪謨遐猷瞻望に餘あり。

土御門東洞院殿址（ツチミカドヒガシノトウヰンデンシ）

高陽院（カウヤウヰン）（拾芥抄、土御門北高倉南（東洞院東）高倉殿二條院、拾芥抄、土御門南高倉西（東洞院東）及藤原邦綱土御門東洞院亭（山槐記、土御門北東洞院東）は一境

二町と號し、古書之を記載するに明白を缺く所あるを以て今諸書に讓し、故に大略を以て之を擧ぐ。

高陽院（カウヤウヰン）（高倉宮址）　續古事談云、長暦二年去年より女御（嫄子藤頼通養女）たゞならずならせ給ひ、左の大臣（頼長）の高倉殿にいできせ給へり。扶桑略記云、延久五年（白川帝）行幸入道大相國高倉亭（頼通家）百練抄云、應保二年（二條帝）遷幸新造皇居、本御座關白第（基實家）號高倉殿、拾芥抄に頼通は高陽院（中御門南堀川東）に大造營したるにより此なる第にも高陽の名を稱する歟。拾芥抄には高陽高倉を土御門南北二町に擬すも、其實北なる一町に二名あるに非ずや。仁安年中中宮御所と爲り、治承中には藤原邦綱の第たり、高倉天皇遁位の後此に徙御あり、承元以後には宣陽門院（後白河皇女）傳領ありて六條長講堂を院内に移さる、百錬抄山槐記等に見ゆ、後持明院流の六條長講堂領地となれるにや或は六條殿と稱し、平安の頃には陽德門院（後深草皇女光嚴准母）の居たり、増鏡に見ゆ。文保二年後醍醐帝此に就き花園帝の讓を受けたまふ、園太暦云二月廿六日讓位也、土御門東洞院（准后御所）於行幸會、劔璽渡御云々。土御門殿は光嚴帝踐祚以來北朝閏主の皇居たり、園太暦皇年代略記」南北合同の後應永八年火に罹り足利義滿造進翌年成る、常高陽院の地なり、舊に仍り土御門と云、嘉吉三年火災康正二年に及び漸再營成る。已にして應仁文明の兵亂にあひ天皇出で、足利氏邸に倚り、空宮十二年幸にして災滅を免れたりと、還幸なし難し、文明十一年修補あり初めて還御す。親長卿記に「明應元年内裏四至高倉西東洞院北正親町」とあれば其地略瞭然たり。（土御門内裏及び土御門長講堂參看）後柏原帝大永元年紫宸殿に即位あり、是果内裏紫宸殿即位の儀具さぞ、後奈良帝に及び王室衰微を極めたりしも織田氏の入京ありて幸うじて之を救ふ。豐臣氏天正十三年更に皇居を造營し先づ仙洞を營み正親町帝禪讓あり、同十九年に至り諸殿舍改造皆成る、舊の伏見殿（一條及土御門南）二舊宮址等を併せられたるは此際に在りとす。

土御門伏見殿址（ツチミカドフシミドノ）　今御所の南境にあたる、拾芥抄高倉殿と標し、土御門南高倉の西也。康富記に日く、文安五年二月後花園天皇仙洞伏見殿（後崇光院即伏見宮）に行幸あり、當時皇居一條東洞院南東の角、舊伏見殿なり、（一條伏見殿）今伏見殿は土御門高倉の南西角とす、前右府公光（三條家）の舊亭なり、去嘉吉元年冬より以來舊皇居となるを以て此亭を伏見殿とす云々。後持明院流伏見の御系は崇光後光嚴の二派となり、後光嚴の一系は四世相繼ぎ天位に登り稱光に至りて絶ゆ、崇光の皇子榮仁は伏見殿に居りたまふ之を伏見宮の祖とす、後花園帝其王孫を以て入りて大統を承く、乃ち生父貞成親王を尊み後崇光太上皇と稱し奉り、伏見宮の家系は同胞貞常親王に授け玉ふ、是より奕世相襲ぎ今に繁榮す、實にや八千代の玉椿、末頼もしき事ども也。

一條伏見殿址（イチデウフシミドノ）　御所の北境にあたる。一條南高倉殿（即中世皇居）の北に接す、天正慶長の北仙洞の地即是ならん。康富記云、土御門東洞院御、是一條東洞院殿と申す、西面御門有之、南四足門、北棟門也、もと伏見殿云々。續正統記云、康正二年一條東洞院御所より新造内裏土御門殿に遷幸。按に嘉吉より康正まで十餘年花園帝の皇居たり、もと此殿は長講堂に附隨して後世伏見宮に傳領したるならん。東洞院伏見殿參看。

後崇光院の椿葉記云、長講堂領法金剛院領以下は上皇（崇光）御管領あり、御當御領知行せり、諸家皆この院に奉公す、當時崇光の仙洞即この殿歟）應永五年崩御、光嚴院御たゝ[illegible]伏見殿、大通院榮仁即後崇光院父）へ進ぜらる、（中略）なほ不知行の處、おこゝ[illegible]へあけられて萩原殿へ申し移さる、伏見殿をば准后（義滿）の山莊になさるべしとて人もなくいたづらに置ゐる、去[illegible]に同六年十一月に内々[illegible]して天下亂れたるをりふし、伏見殿をば返し申さる、其十二月に還御なり。

櫻町仙洞址（サクラマチノセントウ）　御所東南にあり、[illegible]内大宮御所南、寛永五年徳川幕府後水尾天皇讓位のために櫻町に相して仙洞を造進す。爾後歴代の仙院とす。安政元年炎上の後廢せらる。其林泉のみ存す、一潭あり阿古瀬淵と曰ふ、紀貫之宅址也、此院は後水尾靈元中御門櫻町光格六上皇御したまふ、正親町後陽成の後院は御所の北部に屬す、後西院は[illegible]洞に御したまへり、櫻町仙洞は其古木老害、巨石潤水居然として天造地設の象あり、往時櫻町家址と云ふ者由來する所あるが如し。拾芥抄云、中御門北、萬里小路東南、庭故多櫻樹、號櫻町。無明抄云、貫之が年比住ける家跡はかけの小路よりは北、富小路東の角なり。

家にありける櫻の花のちりけるをよめる　貫之

くるとあくとめかれぬ物をさくら花いつの人まにうつろひぬらん（古今集）

大宮御所（オホミヤゴショ）　仙洞址の北に接す、舊土御門殿上東門院の地とす。寛永の末年幕府後水尾の皇后東福門院（徳川氏）の爲めに造進す、土木最壯麗を極めたりと、爾後歴代の女院にあてられ安政炎上の後再築あれど、其舊に似ずと云ふ。

土御門將軍邸址（ツチミカドノシヤウグン）　足利尊氏の邸なり、東洞院伏見殿の地歟、花山院の北なり、又は花山院を點して私第と爲したる歟、[illegible]園太暦、

に、貞和五年三月十四日火事あり、土御門の將軍尊氏第灰燼となる、觀應二年二月十二日曉出火、土御門高倉の鎌倉大納言留守居寢殿云々と見ゆ。太平記に「貞和五年八月十二日左兵衛督直義馳集りたる兵共を召具して將軍の御所近衛東洞院へのみ御座すと見ゆるも、此邸なり。

將軍池亭泛舟
看來舞榭便橋梁、巧指沙庭作射場、只爲恩波寬似海、扁舟一葉與鷗忘。(翰林五鳳集)　虎關

小一條院址

淸和天皇降誕の所にて、後花山院に併す、宗像神社あり今祠宇のみ御苑内に在り、舊址は其北なり　近衛の南、東洞院の西、一に山吹殿と曰ふ、三尺餘の瀧あり(拾芥抄)と、云へるも此なり

三代實錄云、貞觀六年二月東宮幸太政大臣(藤良房)東京染殿第、觀櫻花、中略駐、於一條第、即是帝降誕處也、榮花物語云、貞信公(藤忠平)の御子五郎師尹の左大臣ときこえて、小一條といふ處に住給ふ。枕草紙云、小一條院をば今内裏とぞいふ、御はします殿は淸涼殿にて、其北なる殿には東の渡殿てわたらせ給ふ、常の御前は壷なれば前栽など植ゑ、ませゆひていとをかし。(三條天皇東宮小一條院敦明も此に第したまへるならん)

宗像神社は三代實錄に、貞觀年中太政大臣東京一條第從二位宗像神三座並に正二位を授け又從一位を加ふることと見ゆ、大鏡には藤忠平奏請して正一位に進め奉るとあり。社記によれば藤冬嗣始て社を建つ、(神祇志料)即淸和帝の產土神にます、後世花山院宗像社と稱す、今御苑内小一條院址の南に在す。又三代實錄云、貞觀七年授太政大臣東京第無位天石戸開神從三位　、この石戸神も小一條院に御座すならん、今亡ぶ。

花山院址

小一條院の東に竝ぶ、東一條と稱し式部卿貞保親王の館たり、貞信公忠平も此に居る。著聞集云、花山院の池の中島にもちの木あり、貞保親王木の下の岩の上に座し給て常に笛を吹かせ玉ひけり、又四面の築地の上には瞿麥をひしと植られたりければ、花の盛には色々種々にて錦を山に覆へるに似たり、是に因て花山とは申ける、又亭に貞信公の手づから植玉へる名木あり。

(山花)

此院は康保年中冷泉天皇の潛邸たり、花山天皇禪位して此に居り、小一條を併せ、後藤原氏に傳領し其家號を花山院家といふ。拾芥抄云、花山院本名東一條、冷泉院此所立坊、花山院家傳領之。古事談に曰く、花山院は九條殿(藤師輔冷泉家外祖)件の家を傳領し、京極殿(藤道家)の時大内の春宮町を模して伊豫守泰仲に造らしめ玉ふ、後今に燒けざる所也云々。

建武の北後醍醐天皇此に御し、三年十二月天皇神器を奉して此を出て南方へ行幸あり、途に兩朝と爲る。(南山遺艸云)

建武の頃、花山院を内裏になされて侍りける時、御元服有し事など、おぼし出てよませ給ける、　後村上院御製
花山のはつもとゆひの春の庭わがたちまひしむかし戀つゝ　(新葉集)

神皇正統記太平記等によるに、當時内裏は元弘の亂に燒失し建武の大内裏未だ造營なき以前なるにより、後醍醐天皇花山院を皇居と做成、建武元年の春御年七歲(後村上)と申に元服をさげ、親王宣下の事ありしなるべし、建武三年十二月廿二日昨夜上(後醍醐)は花山院の皇居を忍び出給へるよし披露ありしかば、京中騷動し尊氏の館へも武士兜の緒をしめ馳參る、尊氏敢て驚きたる氣色もなく運は天に在り淺智の及ぶ處にあらずと答られければ、人其大度を歎賞しけるとかや(梅松論南山巡狩錄)應仁の兵火に花山院燒亡。(名跡志)

春日殿址

櫻町の邊に在るべし今詳ならず。(河田氏說)

大治元年伊豫守基隆之を監造し、其冬女院行啓あり、保元二年後白河　皇此に行幸す、伏見天皇又此に御し、正應元年三月賊淺原爲頼禁闕に突入し天皇女裝して遁る即此殿なり。(百練抄兵範記)

三寶院址

土御門萬里小路に在り、今御所の東に接す醍醐寺の別院なりき、應仁の亂後に醍醐へ移す。(名勝志)　滿濟大僧正は本院に住し北朝幕府に重んぜられたり。

太平記云、武藏守師直雲霞の兵を牽ゐ近衛東洞院の尊氏將軍御所を圍む、兵火の餘炎遁れがたしとて、其近邊の卿相雲客の亭より長講堂三寶院へ貴財を持運ぶ。應仁記云、東陣には武田安藝守元綱三寶院を固めて内裏の御警固をぞ致しける、是れ東陣の一木戸なればとて、九月(應仁元年)畠山大内の五將は三寶院へぞ取懸る、三寶院落ぬればやがて其日淨花院へぞ取掛りける、是れより公卿の邸宅三十七所相國寺以下の堂塔燒亡す。

土御門長講堂址

中世六條長講堂を土御門條に移さる即今御所の中なるべし。百練抄云、承元二年五月十六日今日長講堂供花也、依六條殿燒失、於土御門東洞院御所(宣陽門院也)被始之。又云同四年三月二日、今日六條殿内長講堂上皇有御幸。又云寬元三年十二月、宣陽門院令供養土御門東洞院長講堂給。百練抄を按ずるに承元二年六條の寢殿燒失後此に移し、尙六條殿の名を襲ぎたる也、百練抄に上皇とあるは後鳥羽にして宣陽門院覲子は後白河の皇女(後鳥羽叔母)にて特に鍾愛せられ生母は淨土寺二位尼(丹後局)なり、尼は後鳥羽帝の時屢宮掖に出入し又源賴朝に親善なりき當代の一女傑と謂ふべし、長講堂の其内別目(六條長講堂)に見ゆるが、初め後白河天皇本堂を建て其領莊を置き、崩御の後はこれを宣

(新講長堂址)

陽門院に傳ふ、源頼朝亦其傳領を保全し奉る、東鏡に「建久六年四月、將軍家(頼朝)御參内、又前參宮陽門院[illegible]、長講堂領七十所事、任被[illegible]門院の父にます[illegible]遺勅、可存[illegible]由[illegible]又一長講堂領七十箇所、始元可[illegible]沙汰之由、治定、是將軍家依令申行給也」とあるは是也、而して宣陽門院は此領を皇位に返附せず、持明院の[illegible]に傳へ、後嵯峨天皇は一度之を併せ玉ひ、又[illegible]統に傳へ故持明院の流を存したまへり、伏見院宸記に長講堂の事委細の叡旨あり

後深草法皇御讓狀

長講堂已下管領所々、(中略)長講堂第一大事候、能々可被得御意候、委細猶別可注申候、

土御門[illegible]後伏見[illegible]門院[illegible]相子の所出[illegible]、不可有子細、但此處始終不可爲私領、已稱新長講堂、本堂有事之時佛事等可被移行之上、修理者長講堂領也、本所進止勿論事也、

故に新長講堂とは六條の舊に對して此名を立てたるなり、土御門第即新長講堂たる事明白なり、又

伏見故女院御沙汰候しが、近年被申附遊義門院候、當時無子細候、是は長講堂領不可離本所、不可有別相傳之儀候、

此項は伏見田莊の處分にて長講堂代見莊の關係を想ふへし　當時は兩統迭立の事ありて、長講堂領の御莊にも與奪の影響ありたるは、園太暦椿松齋に其狀を錄す。又南北朝の際に北朝に在りて此長講堂幷法金剛院領は再三天位讓受と相關することゝなる、椿葉記に載す。增鏡一文永十一年本院(後深草)は故院(後嵯峨)の御第三年の事おぼし入てむ、月の末つかたより六條殿の長講堂にて哀に尊く行はせ給ふ」とある亦同じ、是時既に長講堂は持明院流の傳領に歸したる事以て見るべし、[illegible]新長[illegible]六年三月[illegible]の長講堂は高師直の亂にて(貞和觀應の比)已に燒失したる[illegible]、故に康富記に文和元年長講堂[illegible]門油小路南東の寺[illegible]と注す、其後に今の下京寺町へ遷したる也、油小路の堂址審ならず。

染殿址（ソメドノ）

清和院に同じ、今御苑内なり　類聚國史云、文德天皇仁壽三年閏三月、[illegible]太政大臣(藤良房)東京染殿第、觀櫻花、王公已下及百官扈從、天皇御釣臺觀釣魚、遂引[illegible]、御東門覽耕田、雅樂[illegible]作、遂御[illegible]、翫花樹　帝王編年記云、陽成天皇貞觀十年誕生於染殿、正親町南富小路東也　拾芥抄云染殿正親町南京極西、忠仁公(良房)家、清和院同所、清和母后御在所。

水の尾の帝染殿より粟田へ移りたまひける時よめる　　あやもち

うきめをはよそ目とのみや遁れ行く雲のあはたつ山の麓に、

清和院址（セイワヰン）

清和天皇晩年の後染殿に徙御し太后明子(良房女陽成母)之と俱にす清和院と稱す、棄てゝ寺と爲し感應寺と曰ふ　此地亦河崎と名づく、故に河崎堂の稱あり(枕草紙に「家はせかゐ院」とあるは謂はゆるくせよみなり)河崎觀音堂應仁の兵火に罹り其地を一轉し、後寛文年中更に千本(聚樂廻の邊)へ移す、故に三轉動頭所と稱すとぞ　續世繼、勢賀院に作る。

三代實錄云、元慶三年九月、太上皇(清和)延屈碩學高僧五十人、於清和院、大設齋會、太皇大后今年滿五十之筭、由是屢賀修善、元亨釋書に、壹演法師貞觀中平安城の東北鴨川の西岸に牛頭天王の敎を被りて感應寺を建てたる由記せど、蓋假托の言のみ、清和天皇の旨に依り[illegible]寺に改めたる[illegible]釋書云、壹演[illegible]觀音[illegible]岸、紫[illegible]花[illegible]應寺、一日釣翁出河水中、[illegible]曰今應爲護伽藍神、我[illegible]力、[illegible]好夫婦、調[illegible]王[illegible]一條河崎堂、[illegible]觀音[illegible]法大師[illegible]地[illegible]、壹演[illegible]像

東北院址（トウホクヰン）

清和院の東、[illegible]の北[illegible]門院[illegible]の建立、法成寺の東北にあたれば名づくと云、近代[illegible]　拾芥抄云、東北院、一條南京極東　今寺町に屬するなるべし　榮花物語云、法成寺のいぬゐの方にへたてゝ(戌亥は西北なり)[illegible]への御堂たてさせ給へり　續世繼云、東北院は[illegible]院(藤道家夫人源倫子)の御願にて、父おとゞ(法成寺入道道家)の御堂法成寺の傍に造らせ給へり、山のかたた池のすがたもなべてならず。松の風花の梢も外にはすぐれてなむ見え侍る、此堂土御門の末にあたりて上東門院と申す也。相國寺御塔供養記に、上東門院の東北院も千手堂ばかりぞ殘りたるとあれば、此頃はすでに衰微し其後は賀茂川の東に移轉せらる

東北院の渡殿のやり水に影を見て讀侍る

影見てもうき我なみた落そひてかごとがましき瀧の音かな　續後撰集、　紫式部

西北院址（サイホクヰン）

東北院の西に在り　拾芥抄、一條南京極西(法成寺と同時に落慶あり、儀曲院何子(藤道家夫人)の建立とす、榮花物語に法成寺の戌亥に在りと云ふ、今御苑内なるへし

鷹司殿址（タカツカサドノ）

拾芥抄、鷹司殿、土御門南富小路西、南北一町東西一町。京極土御門殿の西、今御苑

内とす（歴代編年集成云、後一條天皇長元六年、上東門院母源倫子（一條左大臣雅信女）七十賀、稱鷹司殿。按するに攝籙鷹司家は其號並其祖道家夫人の殿名に取る、鎌倉北條氏執權の時、近衞家より支分、兼平の一流也。

京極土御門殿址

土御門の南京極の西、或は京極殿と曰ひ、東に法成寺あり故に御堂殿とも曰ふ、藤原道長の第なり。拾芥抄云、京極殿、土御門南京極西、南北二町東西一町、其南一町被入、或云大入道家上東門是也。此地域は土御門大路より勘解由小路に及ぶ、或は中川御堂と曰ふ中川と云ふ清流あれば也、鷹司殿の東南とす。

百練抄云、嘉保二年土御門京極堂、依憚洛中不葺瓦、不立鐘樓、八月冷泉院宮供養京極殿角阿彌陀堂。○榮花物語云、此土御門殿にいくそたび行幸あり、あまたの后出て入らせ給ひぬらんと、世のあえものに聞こえつへき殿なり、之を勝地と云ふありけり、これを榮花と云ふにこそ。紫式部日記云、土御門殿のありさま言はんかたなくをかし、池のわたり木すゑとも、遣水の邊の草むらを、各がしゝ色つきわたり云々。

此第は後一條後朱雀後冷泉三天皇及び、道長の女四皇后の誕生所にて、宮殿の壯麗林泉の秀美一代に冠たり、其上東門院と法成寺の構造の如きは各其條下に見ゆる如し、長久元年燒亡す、當時は後朱雀天皇の假居たり、後廢し法成寺のみ存す。

上東門院址

京極殿中の女院なり、后名は彰子、長保元年入内して飛香舍に居る、父道長爲めに侍女を妙選す、皆一時の才色なり、藤壺と稱す。二年立てゝ中宮と爲す、帝（一條天皇）崩するに及び斷然受戒上東門院と曰ふ。門院の號此より始まる、太皇大后の官爵を以て院別當と爲し、後一條（上東門院所出）即位の初め其第を造る、諸國司に課して其役に服す、王公以下贈遺相繼く、後世椒房の貴盛を言ふもの后を以て稱首となす。長久元年殿中火あり後東北院に移り、承保元年法成寺に崩す。

法成寺址

京極土御門殿の中に在りて、京極の東に一境を爲したるにや、中川を隔てたりと云ふ、近衞河原にあたる。藤原道長寛仁二年創建す、無量壽院と稱す。長久元年京極殿の火を免れ後朱雀天皇災を避けて一時此に御す、後多少の興廢ありて、南北亂の前まで舊址を存し其後水害にあひ全く亡ぶ。大鏡云、道長のつくらしめ給へる御堂などのありさま、鎌足の多武峰、不比等の山階寺、基經の極樂寺、忠平の法性寺、九條殿の楞嚴院、聖武のつくり給へる東大寺も佛ばかりこそはおほきにおはしますめれど、なをこの無量壽院にはならび給はず、ましてよの寺々はいふべきにあらず、恒德公の法住寺いさゝうなれど、なを此無量壽院すぐれ給へり、難波の天王寺は聖德太子御こゝろに入てつくりたまへれど、なを此無量壽院まされり、ならは七大寺十五大寺などをみくらぶるに、なをこの無量壽院いとめでたく、極樂淨土このよにあらはれにけると見えたり。

扶桑略記云、治安二年七月供養法成寺金堂、安置三丈二尺金色大日如來、爲住持佛法鎭護國家也、是日天皇（後一條）行幸春宮三后同以行啓。其後改造の事ありし歟。

君を守る法なる寺のまき柱あらためたてゝ千代もくちせじ（夫木集）　家長

徒然草云、京極殿法成寺など見るこそ、心ざしとゞまり事變じにけるさまは哀れなれ、大門金堂など近くまでありしかど正和の比南の門は倒れぬ。金堂は其後たふれふしたるまゝにて取たつるわざもなし、無量壽院ばかりぞ其形は殘りたる、丈六の佛九體いと尊く竝びおはします、行成大納言の額、兼行が書ける扉のあざやかに見ゆるぞ哀れなる、法華堂などもいまだ侍るめり。海人藻芥云、法成寺者執柄御願寺、無雙寺也、而近代令顚倒、無跡形、剩寺院敷地皆成鴨川、而不知何處云々。

中川

又會初川と曰ふ、京極を流るゝ細川なり。名跡志に今の京極寺町の流を云ふ、之を內裏（御所）及仙洞の御庭へ入るゝは近世の事なれば古しへ中川は絶えて後復興ませたる歟との按あり、是說從ふべし。相染とも名づくるは染殿に因めるにて、中川と云は京極殿と法成寺間を隔つれば也。拾芥抄云、中川、近衞北京極東。藻塩草云京極河也。

行末をながれてなにかたのみけん絶えけるものをなかはの水（後拾遺集）　式部命婦

中川のわたりにさける卯のはなはかき根つゝきに浪ぞ越ける（夫木集）　俊成

またさらにすまばや住んうき草のさそはれ出るなかの川の水（夫木集）　爲家

近衞條を出水といふも中川に因むにや。

土御門院址

舊京極土御門殿を點して承明門院御所と爲したる也、卽土御門天皇の大后宮にして後嵯峨天皇の潛邸とす。今の大宮御所の地に當る。承明門院源在子は後島羽の妃にして源通親之を進む、（實法勝寺執行能圓女）土御門登極の後、號を進めまゐらせ承久の變に土御門帝阿波國へ遷幸あり皇子は其祖母太后の許におはし、仁治三年四條天皇崩御ありければ鎌倉武家の勸進を以て大統を承けたまふ、卽後嵯峨なり。

百練抄云、土御門通萬里小路西、承明門院御所○著聞集云、後嵯峨院と申は土御門天皇第三の皇子なり、仁治三年の冬の比八幡（男山の宮也）へ參らせ給ひて出家の御暇申させ給けるに、曉御寶殿の内に德是北辰椿葉

影再改さ鈴の聲の樣にて正しく聞えさせ給ひければ、是こそ示現ならめさうれしく思召して還御あり、御祖母土御門の御所へ入らせ給ふ、翌三年正月十九日、關東より秋田城介義景早打に上り、當に承明門院へ參り、御位は阿波の宮さ申定め侍るなりと云々。通親（村上源氏家を久我さも云ふ）は後鳥羽土御門の世に政事に與り、當時執柄家九條稱實良經さ勢望相當る、土御門殿は蓋通親の私第にして、彼家一に土御門さ云ふは是故也。

中御門殿址（ナカミカドドノ）

一に後京極殿（ゴキヤウゴク）と云ふ、藤良經の第也、土御門京極殿の南にて中御門の末にあたる。（良經は九條道家の父也）

著聞集云、後京極殿は詩歌の道に長ぜさせ給ひ、寬弘寬治の昔の跡を尋ねて、建永元年三月に京極殿に曲水の宴を行はんと思ほし立けり、巴字の水源淺を流し、住吉の松を引植ゑなどして、さまぐ御いとなみ有ける、慈鎭和尚往事を思ひ出給ひ、寄水懷舊をよみ給ひける、

思ひ出てねをのみぞなく行水にかきし巴の字のはるの夜の夢、

土御門內裏址（ツチミカドダイリ）

御苑の西に接し、烏丸通上長者町と下長者町の間なり。拾芥抄云、土御門內裏、土御門南烏丸西室町東、隨宮、踐祚部類抄に長和五年後一條天皇此に受禪ありと、其北すでに殿宇あり、鳥羽天皇に至り造營ありて大內に擬し、爾後興廢あり、抑此內裏と近代の御所に土御門殿の南北相異すと雖、東西相去ること一町なれば、往々混同の疑ありて臆斷し難き所あり、之を要するに南北朝以後の皇居は此二殿に外ならざるも、頗識別に苦むと云ふ。名跡志は曰ふ、御奈良天皇まで烏丸に御座、正親町天皇より今の御所なり。河田氏は曰ふ、後柏原天皇の末年大永の比より烏丸の內裏に居し、正親町天皇の御宇に今の御所に一定すと。

鳥羽天皇延久五年十一月新造土御門の皇居に遷幸す、紫宸清涼等殿舍大略大內に擬す、但承明門代なし、此地は本是師時と云ふものゝ傳領なりしに讃岐守顯能重任の勞功に因り造進す、崇德天皇此に受禪、從ひて皇居とし、狹隘なりければ大治四年修造せらる、永治元年此にて禪位あり。（百練抄）

永治元年にや、御讓位（崇德）ちかくなりての比、霜月月面白かりしに土御門內裏南殿の御前に、

忘れじよわするなさたにいひてまし雲居の月のこゝろありせば（長秋詠藻）

近衞帝尋いで此に御し、康治二年鴨川洪水內裏を浸し清涼殿に汎濫す、久安四年土御門內裏炎上す（百練抄台記）扨其後に至り北朝の初め光嚴光明崇光三主の皇居は彼高倉殿にや、觀應の亂に三主京師を去りたまひ後光嚴天皇即位あり、土御門內裏の重興は此時にや。此考按を正さすれば後圓融後小松稱光も相續きて此に御し給ふごとし、然らば明德三年の神器授受も此に行はれし歟。

續神皇正統記云、明德三年閏十月二日南主夜に入りて御入洛、直に嵯峨大覺寺に渡御、三日陣定めにて、同五日三種靈寶內裏土御門殿に渡御。嚴重の御儀式にぞまします。應永八年內裏土御門殿炎上、翌年新造。又云、嘉吉三年（後花園）九月廿三日今夜凶族等內裏に亂入て、一手は清涼殿に上り一手は局町へ攻入て放火せしむ、密々近衞殿の第に行幸、劍璽は凶徒奪とり、寶劍はやがて清水寺の傍に捨置きしを拾取て進けり。長祿元年神璽は吉野の奥より渡御。應仁元年の大兵火に烏丸殿將軍邸を除くの外免れずと云へば、（應仁記）主上（後土御門）上皇（後花園）は亦に烏丸殿へ臨幸ありしにや、文明八年十一月十三日小川御所へ遷幸、是日室町殿燒亡、よつて北小路殿へ移る、足利氏大人邸なり、十一年相國御所へ還御、日野家邸なり、十二月土御門殿還御（親長卿記）

後花園天皇は崇光の皇曾孫、大統を承け、嘉吉の炎上後彼の高倉殿に御し、應仁の兵火に罹りて後は十年間造營の事なく、文明十一年土御門內裏修理の事竣ありかくて當代なほ土御門と稱せりたる歟、然らば此殿は往古の土御門內裏とも稱すべく、後柏原後奈良の三主の皇居なり、此三主の時には微弱なりし爲め即位の事なかりしは世の人知する如し。海東諸國記は朝鮮申叔舟の撰にして、足利幕府と交際の事を記錄す、中に曰く、山城州爲國都、有山如城壁、自北而南、東西回抱、至南而未合處、有圓山（男山）當其口、二川東西而下、至圓山合流、南入于海。都中開巷道皆方通四達、每町一有中路、三町爲一條、條有大路、井々不紊、凡九條二十萬六千餘戶（戶難日錄）巷有市。國王而下諸大臣、皆有分地、如封建、世襲、雖居外州、亦皆置家京中、謂之京師。（中略）天皇宮在東北隅、周以土垣、有大門、軍士數百把守、國王而下諸大臣、以其屬下兵輪番遞守、凡過門者皆下馬、宮中支用別有二州、收其稅供進。國王殿（幕府）在天皇宮西北、亦有土垣、軍士十餘把守其門、大臣等率屬下兵輪番入直、謂之御所、畠山殿、居天皇宮東南、世與左武衞細川相遞爲管提、即管領、佐國王秉政。（中略）細川殿、居國王殿西、（中略）勝元挾國王、移天皇於其陣內、大小群臣從者衆、焚京都二條以北、據而守之、相持今六年。（中略）左武衞殿、居國王殿南、世與畠山細川相遞爲管提、云々

近衞枇杷殿址（コノヱビハドノ）

近衞殿又枇杷殿とも云ふ、近衞室町の東にして或は室町殿とも云

へり、今近衛殿町の南北にわたれる　本近衛殿は近衛北にて枇杷殿は其南なり、故に拾芥抄に之を區別したるも一所と做して可なり。近衛殿一に陽明殿と云ふ。(陽明門條なれば也)

拾芥抄云、枇杷殿、昭宣公家(藤基經)仲平公宅、近衛南室町東。江談抄云、仲平左大臣富饒人也、枇杷殿一町内、四分之一立桂屋、殘皆立倉庫。珍寶玩好不可勝計云々。此殿は道長に傳領し、三條帝中宮研子の居也、帝も此に御したることあり、研子は上東門院彰子の同母妹にして華奢相敵し、帝崩後此を大宮と爲し世に枇杷太后と稱す。後朱雀後冷泉及上東門院の一時御したまへる室町殿も此なるべし。百練抄云、久壽二年七月天皇(近衛)崩于近衛皇

近衛殿にわたらせ給ひける日、遠尋山花といへるをよませ給ひける、

尋ねつる花のあたりになりにけり匂ひにしるし春の山かせ(千載集)　崇德院御製

拾芥抄、批杷殿、鷹司南(近衛北)東洞院西一町(室町東)とあるは即近衛殿にあたる、後は基實を經て攝籙近衛家の傳領となる、天正十年六月明智叛逆の時織田信忠二條武衛陣の城郭に入りしを、明智の兵は近衛殿の箭に登り射撃し、途に之に克ちたることを信長記に見ゆ、其頃迄同家の邸たりしこと明なり。

武衛陣第址

二條武衛陣とも云ふ、名義審ならず、足利將軍の庶族斯波氏此に居館し家號を武衛と曰ふ、幕府三管領職の一家なり。此地は拾芥抄、菅原院勘解由小路(今下立賣)南烏丸西一町とありて菅原道眞の家址なり、今武衛陣町と曰ふ。康永年中管領斯波治部大輔源義將勘解由小路武衛陣の宅地を賜ふ、故に其稱號を武衛と曰ふ(名勝志)應仁文明の亂に斯波氏の子義廉義敏家を爭ひ兩立し却て家臣の制肘する所となり、後振はず、其邸は尙存し二條城と稱す、蓋管領の設ありて當時京師の鎭たり、永正五年大內義興の將軍義植を奉じて入洛するや此に據る。後將軍の邸となり、織田信長入洛して更に之に城き擴大する所あり、又天文十六年二月將軍義輝新御所に移居す即此の邸なりとぞ、永祿七年尙修造あり、(名勝志名跡志)八年五月十九日賊徒三好松永等之を圍む、二川分流記に、二條武衛陣の御構へ人數を押入れ火をかけゝれば警固の者共戰死す、義輝公も戰死し玉ひ畢ぬとある是也。

二條城址

今の二條離宮城と異なり、即武衛陣第を擴大したる者とす、二條春日第とも曰ふ、此地は二條大路と直接せず、而も二條と言ふは故を知らず。永祿十二年織田信長將軍義昭を奉じて入洛し畿內の要戶に謀して幕府を修む、堺浦の商賈命を拒む信長兵を以て之を脅迫し貢二萬貫を獻ぜしむ、乃武衛陣址を拓き大に府第を築き義昭を置く。後義昭信長と不和、天正元年義昭之を去り兵を置き留守せしむ、信長攻めて之を破る　四年詔あり信長の居館を此に定めしむ、信長修營數年にして成る、敢自縮せず上請して之を皇太子(陽光院誠仁)に獻じ東宮と爲す、十年六月二日の夜本能寺の變、信長弑に遇ふ子信忠馳せて之に赴く及ばず、所司代村井貞勝の言に從ひ二條城に入り貞勝をして皇太子并に皇太孫(後陽成)禁裏御所へ移し奉り、見兵二三百を以て之を保つ、三日賊二萬來圍す、銃手を北隣近衛殿の屋上に登せ亂發す、城中兵死傷略盡き、信忠自刃し、一城焚滅す。

總見記云、永祿十二年二條勘解由小路の前の御所燒跡を東北へ一町づゝ押ひろげ堀をほらせ石垣を築せて御所を造らる、(中略)御庭作られける時故細川管領の宅に藤戶石とて名石ありけるを引かせ、又九山八海と云ふ名石花の御所(烏丸殿)に置かれしを取寄せ、其他名木名草取集めて不日に成就す。信長記云、天正七年十一月三日二條新造御所造畢、同二十二日親王御移徙、十年六月二日信忠卿二條新御所楯籠、親王若宮とも禁中へ行啓、信忠卿戰死。按に總見記及二川分流記には東北へ一町づゝ押廣むとあれど、名勝志によれば西南へも一町づゝ擴張す、即東は烏丸南は春日西は新町北は近衛なり、故に春日亭の名あり、天正七年重造のとき西南へ廣めたる歟。

京都府廳

近衛條(出水通)の南北を占め、町尻(新町通)西洞院の間に在り、籔之內町と稱す。今山城一國丹波(五郡)丹後一國を管治す、所轄の郡衙十八所とす。

一條源氏邸址

今小川殿町なり、古左京一條一坊にあたる、(一條南堀川東)淸和天皇の諸皇子此に館す、貞固貞元貞平の三親王及源長猷長淵長鹽(陽姓皇子)等なり、後源賴光亦此に居る、(今昔物語)後長和年中右大臣藤原道綱此に居る、(野府記及拾遺集和歌小序)其のち伶人豐原俊秋此に隱栖し山里庵と號す、(名勝志)

山にてもうからん時のかくれ家やみやこのうちの山ざとの庵、　俊秋

小川御所址

一條南、油小路西、小川殿町に在り、古の源氏邸なり、文明年中將軍義尙新亭を此に造り、後土御門天皇暫時寢居と爲したまふ。親長卿記云、小川大樹亭、文明六年新造。長興宿禰記云、文明八年十一月行幸於小川新造御所、內侍所同渡御。文明十一年には天皇北小路殿(又土御門內裏)に遷り玉へば、小川寢居は久しからずと知るべし。三條小河殿も此水脈に在る歟。長門本平語云、故少納言入道信西の末の姬、(按系圖成範女信西孫女)天下第一の美人ありけり、三條小河殿に

作給ければ小河黌とぞ申けるを、主上かゝる人おはすと聞召て忍びに夜な夜な御召あり、御氣色淺からず、小河黌は作小侍從となむ、後小河黌は古賀宰と聞む

戻橋（モドリ）

一條通堀川に架せり、小川殿の西北とす、名[illegible]源氏物語 宇治巻に行くは[illegible]橋ありとみゆ 歷代此に[illegible]ありしことなるべし

いつくにも歸るさとのみ渡ればやもどり橋とやひとの云らん（夫木集） 和泉式部

此橋は古俗辻占を爲したる處なり、源平盛衰記、治承二年十一月十二日寅時、中宮（安德天皇の御母平氏建禮門院）御難産なり、二位殿（平清盛夫人）戻橋の東爪に車を立て辻占を聞かれし事見ゆ（昔古には十二人の童子手を拍ちて橋を渡り口誓に唱へて曰ふ、榻は何榻、國王のさこ、八重の汐路は波寄床さ、後安德帝海に投じたまふ、世につたへて寄中と稱す）神社考に「安倍晴明役使十二神將、常呪封之、只置一條橋下、有事喚之、自是世人占于橋邊、則神必託人只告云、或曰三善清行死、于淨藏往所之于一條橋、而清行蘇生、故世人號云反橋」などと見ゆれば古俗種々の說を爲せることと想ふべし、今も此に辻占するものありとぞ 名跡志

一條院址（イチデウヰン）

一條南、大宮東、二町四方にわたる謙德公伊尹の家たり、又法住寺大臣爲光の居と爲る、（拾芥抄）或は大宮院と稱す、（百錬抄）長保元年一條天皇の皇居とす、寛弘六年失火累朝の寶器多く焚く、翌年造營（左經記）八年此に崩す。太子本院に受禪あり（踐祚部類抄）

十月ばかりに物へまかりける道に、一條院をすぐさて車を引入て見侍ければ、火たき屋などの侍けるをみてよめる、

消えにける衛士のたく火のあとを見て煙となりしきみぞ悲しき（後拾遺集） 赤染衛門

榮花物語云、一條の大臣（爲光）の家をば女院（東三條詮子一條御母兼家女）いみじう造らせ給て、みかど（一條）の御所に思召すなるべし 後一條天皇亦之を皇居とし玉ふ、後朱雀帝長久四年此に御したまふも一年ならずして火あり、後冷泉天皇も治暦三年冷泉院の材を遷して新造ありて、此にて皇居とす、康平二年失火大嘗切の御倉此時焼けたり 後冷泉天皇中宮大宮院娟子の御所とも此說不詳

大宮大路（オホミヤオホヂ）

大内裏の左右ともに大宮と稱するも、世に當れて今に存するは宮城の東條をいふ。太平記に、伯耆守名和長年延元元年京師の巷戰に打死の事見ゆ、大宮大路と云ふ 今名蹟志に大宮梨木町西側ナマツ塚と號するものは即ち長年の墓にあてたり。

御溝址（ミカハミツ）

大宮川一名耳敏川（ミミト）、今は亡ぶ、古へ堀川の一支大宮巷を流れたりしを宮城内に引き御溝（ミカハ）水とせりとぞ、名跡志 即大内裏周圍の隍なり、故に拾芥抄には二條朱雀門前と注す 伊勢物語知顯抄云、大宮川の水を陽明門の北より大垣の内を流る、是を御溝川とす、清淨にして塵などに浮めず、末を郁芳門の南より大宮川へやり出す

もゝしきのおほみや近き耳敏がはなかれてきみを聞きわたるかな（六帖） 貫之

冷泉院址（レイゼイヰン）

今二條離宮に入る、城の東北隅の地にして竹屋町（大炊御門）南、堀川西なりといふ 嵯峨天皇の後院（仙洞）にして冷然院（レイゼン）弘仁亭と稱し、嵯弘仁年中の創建なり、爾後歷代の後院とす。村上天皇天曆三年火あり八年修造、字を改め冷泉と爲す、天曆御記に見ゆ 冷泉天皇安和二年讓位後此に御す、天祿元年院火あり、上皇朱雀院に移りたまふ、寛和三年還皇南院に[illegible]す、寛弘三年又火あり、冷泉上皇[illegible]後圓[illegible]、[illegible]（大日本史、古事談云、中山[illegible]に冷泉院は在りて石神な り 拾芥抄云、冷泉院、大炊御門南、堀川西、嵯峨院字弘仁亭、本名冷然院、累代後院、天曆火後改然字爲泉 山田社は後世三條南に遷し、今皆にありて冷泉天皇[illegible]祠たり

石神のもりの下水ゆふかけておほ宮人のすゞむころかな（夫木集）

(二條城)

二條離宮（ニデウリキュウ）

二條城とも云ふ、現城八萬三千坪東西五町餘（古制四町餘）南北四町餘（古制三町餘）堀川以西二條南北を跨有す 古冷泉院神泉苑及大内裏東南角の地なり、璧壁整然、本丸二の丸の二區に分ち、幽閣その中に在り、慶長五年徳川家康關原戰捷の勢に乘じ大に關西の諸侯に課役し此に造營し、以て上京駐馬の處とす、七年起工八年落成之を二條城と稱す、天主臺は後世焼亡したれど、其餘の殿舍諸屋宇は時々の修理を經て今に現在す、凡二[illegible]百坪とぞ 平安通志云、本城は慶長九年後[illegible]宮殿を修め、寛永の初めに至り益大を極めたり、伏見城の天主樓諸殿屋を移し華麗無雙の結構たり、寛永十一年家康入洛ありし後は歷西上する利とせず城内の殿舍毀損したる所ありと聞、尙雄壯輪奐今に至るも京師の偉觀たり、柴野邦彦撰なる小堀遠州政一の碑によれば此殿舍は實に政一の經畫に成り「內廻營繕ヶ巧思、外施庸何ヶ有功」の語當れりと謂ふべし

此城郭は徳川家康秀忠家光三代の駐所にあてられ、當時武威海內を壓して餘りありき、而も其末に及び家茂慶喜二公の上洛亦此に營したりし盛、復先代の聲勢なし、慶應三年十月慶喜此に居りつゝ〳〵國家の形勢に

觀る所あり遂に大政返上の奏請を爲す、實に明治中興の運を啓きたる者とす　後此の初め太政官代を此に置き、又京都府廳と爲る、後府廳を他に移し定めて離宮と爲され、其宮の建物を併せ此に修理を加へらる。

登二條城樓　　中井竹山

皇畿勢何存、維日二條城、樹色東西崒、人煙左右京、興亡幾霸主、感慨一書生、天地秋將盡、臨風意更驚、

高陽院址

中御門(椹木町)の南、堀川の東、方二町にわたる、其西南隅一町を賀陽院と曰ふ、故に二院混同すること多し看て一所と爲すも可なり。拾芥抄云、高陽院南北二町、南一町後入賀陽親王家、賀陽高陽本來同訓にてカヤなり、桓武の皇子とす、後世賀陽高陽異同混亂辨し難し

高陽院は藤原頼通(道長子)の所造にして、頼通は父祖の餘烈を承け富奢道長に過ぎ、高陽院は華麗無比と稱す、嘗て後一條天皇後朱雀天皇上東門院の幸啓あり、後冷泉天皇天喜元年此に徙御あり、園池藻殿の美を極めたるも翌年燒亡す　白河天皇再造、承保承曆中此に御したれど又火に罹る　本朝續文粹云、夫高陽院者累代執政之甲第也、林池瀟洒、臺榭崇興、先公相國(頼通-之)闢洪基也

上東門院高陽院に御はしましけるに、行幸待てせき入たる瀧を御覽して、

瀧津瀬にひさのこゝろを見ることはむかしも今も變らざりけり(新古今集)　　後朱雀院御製

岩間よりながるゝ水ははやけれどうつれる月の影ぞいさけき(後拾遺集)　　後冷泉院御製

續世繼云、萬壽元年高陽院行幸、又高陽院の内裏におはしましけるに、瀧の水音涼くて岩間の水に月宿して御覽せさせ給云々。榮花物語云、高陽院どのゝ有樣、此世の事とも見えず、海龍王の家などこそ、四季の景は四方に見ゆれ、此殿はそれにおさらぬさま也、れいの人の家造りなどにもたがへたり、寢殿の北南にし東西などには皆池あり、中島に釣殿たてさせ東の臺をやがて馬場殿にせさせ給て、其前に北南さまに馬走給へり、めも遙に面白くめでたき事心も及ばず、西の對を例の清涼殿にて、寢殿を南殿などにて、小寢殿とて又いさなかしく差並び、山は眞の奥山に見え、瀧小暗き中より落ち、池の面遙にすみ渡り、左右の釣殿なべてならずなかし　頼通此第を忠通に傳へ、鳥羽天皇皇后泰子(忠通女)の居と爲す、保延五年號を上り賀陽院太后と曰ふ　後鳥羽天皇は後院を此に起し、賀陽院又高陽院と曰ふ、承久三年の變は實に此院中に御しませる時にあたる　其後三年(貞應二年)燒亡す、[illegible]となる。

皇帝紀抄云、承久三年五月十五日、自院(後鳥羽)[illegible]高陽院)被遣官兵、追討大夫尉光季、是陸奥守平義時朝臣背君命亂天下之間、依縁者也、光季高辻住宅、放火之間、餘炎及數町、及陣中燒亡之間、天皇(仲恭)俄行幸、上皇御在所高陽院、賢所同渡御、土御門院新院(順德)宮宮同渡御、即義時朝臣追討宣旨、被遣五畿七道、六月十四日宇治合戰、官軍失力已敗績、十五日關東武士等亂入洛中　東鑑云、承久三年五月廿一日、一條大夫頼氏自京都下著、去十六日出京云々、京都形勢頼氏述委曲「自去月洛中不靜、十五日官軍蜂起、警衞高陽院殿門々、凡一千七百餘騎、(新院御幸也、次土御門院、六條冷泉宮、各宮々入御高陽院殿)、官軍八百餘騎、襲光季高辻京極宅合戰、光季自害放火宿廬、南風烈吹餘煙延數十町、(姉小路東洞院)同時火起六角西洞院皇居之間、行幸高陽院殿、步儀、賢所同奉渡也、六月八日官軍敗北之由奏聞、諸人變顏色、凡御所中騷動奔遑東西。次有御幸于叡山上皇土御門院新院云々。」

陽成院址

高陽院の南に在り、南北二町にわたる。二條院とも曰ふ　拾芥抄云、陽成院、大炊御門(竹屋町)南西洞院西、件院御誕生、河海抄云、元慶八年陽成天皇讓位後御二條院、三代實錄云、元慶八年二月四日、天皇(陽成)出自綾綺殿(大内後宮)遷幸二條院、奉天子神璽寶劍於今上皇帝(光孝)於東二條宮(小松殿歟)百官諸從圍繞相從、二條院與二條宮相去東行數百步。

今昔物語云、陽成院の御ましける所は二條よりは北西洞院よりは西大炊御門よりは南油小路よりは東二町になむ住せ給ひける、院の御まさずして後は冷泉院の小路(夷川)を開て、北町は人家ども成て、南町には池など殘てありける

二條院址

拾芥抄云、二條北、堀川東、天暦母后御領　日本紀略云、天暦二年上皇中宮(穩子)遷御二條院、用新宅禮　是は陽成院同所にて後世白河中宮(賢子)も此に御し、應保二年二條帝臨御亦此歟。宇治拾遺云、二條の大宮と申けるは白河院の中宮鳥羽院の御母しろにおはしましける、二條大宮とぞ申、二條よりは北堀川よりは東におはしましける、

町尻殿址

藤道兼に二條關白と稱し、町尻殿と云ふ。拾芥抄に、町尻殿、二條北町東と是也(平安通志)

夷川殿址

今冷泉小路を夷川通と曰ふ、舊水名たり、西洞院の西を北より流れたりとか、(名勝志)蓋堀川の支流にて此に屈折したるならん。○永祿八年、賊徒將軍義輝を攻め之を弑したる後、その弟僧周暠を誘ひ、之を夷川に要撃せんとせる事諸書に見ゆ。

小松殿址

大炊御門の北町尻の東方一町、光孝天皇の誕所なり。(拾芥抄)　門庭に稚松を栽ゑたり、故に小松殿と云ふ、時康親王龍潜の邸にして三代實錄に東二條宮とあるは蓋此とす、即亦受禪の所と

す、神皇正統記、臥雲日件錄、三代實錄云、二條院(陽成院)與二條宮相去東行數百步。

小野宮址

大炊御門の南烏丸の西、本小野宮惟喬親王の家なり、後藤原實頼之に居り世に小野宮殿と曰ふ、(拾芥抄名勝志)親王は小野山莊を領したまふ、故に此名あり。○實頼は關白忠平の長子、村上の朝天暦の初左大臣皇太子傅を兼ぬ、太子即位(冷泉)實頼太政大臣に陞り機務を關白す、二年にして薨ず上下之を哀む、實頼朝章に練達し世の儀範たり、清愼公と諡せらる。

大鏡云、小野宮は對屋殿讀殿はれいの事なり、辰巳の方に三間四面の御堂たてられ、廻廊は皆僧の坊にせられたり。本朝續文粹云、抑相府今日雖仕王日、多年深歸佛、間精庭於蓮府之中

小二條殿址

二條北にて、東洞院東にあり南北二町と云ふ。(拾芥抄)正暦三年新修して山吹殿と稱し一條天皇中宮定子の居とす、中宮の父道隆の私第なり、教通賴通相繼ぎ之に居る。寛德三年後冷泉天皇教通二條第に臨幸即此なり、後皇后寛子(賴通女)の宮となる。扶桑略記百練抄)此第の南町(二條南)同く教通の傳領にして、後内裏と爲る、故に之に分ち小二條と稱す。此殿は文永の比は仙洞たり、後深草帝傳領したまふを以て或は伏見殿とも云へり。(帝王編年記宮見記)一に離殿につくる即山吹なり、延武元年後醍醐天皇馬場殿を造し大内裏の經始を爲し給ふ時、此地域に及ぼせり、延元の兵火に永く廢す。

篝屋址

京師四十八所の篝屋は洛の内外に散在す、其地點分明ならず、太平記に大炊御門、油小路、篝屋と云名あれば此に擬べし、大炊油小路に高陽院の邊なるべし、鎌倉武家の世諸國兵士京師大番役に服す、篝屋は其駐屯所にして篝火を置くを以て此名あり。○大炊御門油小路、(太平記、五條京極、太平記、安居院に宮、京極、五條東洞院、(作者部類)四條櫛笥東西、六條綵選一通上人畫傳)

柳町

今柳馬場、二條南北の邊を曰ふ、天正中遊[illegible]館の地なり、名蹟志云、傾城町の名は由來久し、然れども居を構へ女色を商ふ町を立つるは、豐臣秀吉公の時代、原三郎右衛門と云ふもの免許を蒙り開く所也、其比洛中柳馬場二條南北は人家なかりしを點じて廓とす、柳町と號す。慶長七年六條室町へ移し、其後は朱雀野へ移さる。

冷泉萬里小路内裏址

冷泉の北、萬里小路の西、大炊御門南、四條隆親の家なり、後嵯峨帝踐祚の初め里内と爲す、之より先白河上皇の御所たり。○百練抄云、長治元年上皇(白河)土御門第遷御新造大炊御門第、件地本大納言宗忠卿領也、伊豫守國明造進之、大治五年上皇御所、大炊御門萬里小路、又云承元三年主上(土御門)行幸、權中納言隆衡卿冷泉萬里小路第。古今著聞集云、仁治三年、(後嵯峨)内裏へ入らせ玉ふ、四條大納言隆親卿、(隆衡父)家、冷泉萬里小路の里内裏なり。○按に龜山院内事記に載する院御方、(後宇多)へ讓與の置文の中に冷泉殿并文庫と云ふ一處あり此冷泉萬里小路殿を指す。

大炊殿址

又洞院殿と云ふ、大炊御門南東洞院東(拾芥抄)嘉保元年堀河院火あり天皇(堀河)此に移御す、太后賢子の大宮なり、尋いで鳥羽天皇此に踐祚して皇居とす。天永三年改めて洞院殿と曰ふ炊字は火に從ひ且廢帝(淳仁)の諱たるが故也。(百練抄)永久三年炎上し藤忠通長經の家に傳領す、○東鑑云、後京極殿(良經)將軍(賴經)御先祖也、御座大炊殿、於今者彼跡荒廢。

江家文庫址

二條高倉にありて詳ならず、京程圖に土御門南高倉東に[illegible]云、江家の書籍は昔より燒失せず、匡房卿二條高倉に庫を造りてふみどもを置けるを、京中火災燗るべしと人申ければ、江帥云けるは日本國失せずば斯文うすへからず、朝家失すべき期來らば此文うすべし、火災恐るべからずとぞ、仁平の比(近衛の朝)彼文皆やけにける。

大炊富小路殿址

大炊御門の北、京極の西富小路に在り、本藤原氏の家なり、初め女院の大宮となし、又後鳥羽天皇仙洞の御所に定めまゐらせることあり、藤實氏之を傳領し常盤井殿と云ふ、別目に見ゆる如し。拾芥抄云、藤三位賴輔家、或京程圖、春日南京極西大炊御門北、[illegible]部類抄云、建久五年正月後土御門院之御、(著注後鳥羽)大炊御門富小路殿、百練抄云、大炊御門京極殿、建仁二年十月上皇(後鳥羽)御移徙。

年ごろ住侍りし所を大宮の御所(不詳)にめされて、次の年梅咲たるよしを聞て下枝にむすびつけさせ侍りし、

昔ありしわら屋はみやになりにけり梅もやこゝに匂ひますらん、(家集)　頼政

去年(承久中)八月十五夜大炊殿御門にて御會ありしをたゞその心地して、

雲のうへにたれまち出てゝながめけんこその今宵の山のはの月(家集)　光経

常盤井殿址

大炊富小路殿の地なり、常盤と名づくる泉井あり。今伊勢屋町の西より下御靈社の間を云ふ、藤實氏此に居り常盤井殿と曰ふ。弘安中龜山天皇皇子恒明親王の館となり、尋いで後宇多法皇の後院と爲る。(河田氏說)增鏡云、元亨二年、此院は池山の木だちもさよりあるに時ならぬ花は木末をさへつゝりそへ、春のさかりにかはらず、洲崎に立てる

鶴の氣色も千世をこめたる霞の洞、まことに仙の宮もかくやと見えたり。これは後宇多仙洞の事なるべし。拾芥抄云、春日南京極西、太政大臣實氏家、常盤井と號するに富小路內裏も實氏の家にして此殿の南に接し同く常盤井と稱す、甚二町を併せ後又分ちたるか、故に增鏡に「正元元年太政大臣(實氏)入道したまひぬ、常盤井とて大炊御門京極なる所になり／＼住玉ふ」とあるは北邸なり、南邸は建長元年閑院炎上の時實氏の家を點じて內裏に假り後は更に擴大して二條富小路皇居と爲るもの也。

富小路殿址（トミノコウヂドノ）

冷泉富小路殿、又二條富小路殿と曰ふ、常盤井實氏の修造する所なれば或は常盤井殿とも曰へり。拾芥抄云、富小路殿、二條北富小路東冷泉南。

貞永元年十月後堀河上皇冷泉富小路亭に遷御、以て仙洞と爲す。(百練抄)寬元四年後嵯峨後深草此に寶祚受授ありて、主上は閑院に移り皇居と爲し玉へるも建長元年皇居災あり主上此に遷御ありて皇居に假る、當時實氏の亭たり、(踐祚部類抄)五代帝王物語云、建長元年閑院炎上ありしかば富小路殿內裏になる、この御所は小川の右衞門督入道親兼が家なりしを北山大相國(西園寺實氏)の殿となして、今皇居とはなれり　伏見院宸記云、後深草法皇御讓狀曰、此富小路亭、故入道太政大臣進東二條院(後深草中宮)也、然而於今者數代皇居、多年仙洞也

建長元年二月、前太政大臣(實氏)家に行幸ありてしばし內裏になりける比、梅花さかりにさける由きこし召て、人して結びつけさせ給ける、

色も香もかさねてにほへうめの花九重になるやどのしるしに(續後撰集)　後嵯峨太上天皇

正元元年龜山天皇二條內裏登極の後は此殿は仙洞となる。增鏡云、二條富小路殿に本院(後嵯峨)新院(後深草)ひとつにわたらせ給ふに、ことごとしからぬ程の御遊あり、大宮院(後嵯峨中宮姞子實氏長女)東二條院(後深草中宮公子實氏二女)も御几帳ばかりへだておはします

見る月もやと宿る人ももろともに千とせすむへきときは井の里(名寄)　後嵯峨天皇

二條富小路內裏址（ニデウトミノコウヂダイリ）

富小路殿の地なり、伏見天皇正應元年即位此を皇居とす。居としたまふ、後伏見天皇繼ぎて居たまふ、二皇禪讓の後仍此に御して仙洞と爲す。(踐祚部類抄)增鏡云、二條富小路の昔の院(後嵯峨後深草伏見後伏見)の跡に、東(關東)より造りて奉る內裏この比(文保元年)わたまし。又徒然草云、今の內裏造り出され有職の人々に見せられ何く難なし云々。又後醍醐天皇は文保二年高倉殿(土御門東洞院)に受禪の節會を行はれし後、(園大曆)又此を皇居とす。元弘二年隱岐國へ遷幸ありしかど翌年(正慶二年)六月還京ありて東寺より二條富小路皇居へ入御あり即舊宮なり。(公卿補任記)建武中興の號令は此に發す、即て宮西二條高倉に離宮を起し、又大內裏の經始あり、其修造は皆此地に拓く者の如し。而も越えて一年(建武三年即延元元年)足利尊氏叛亂、其明年細川定禪闕を犯し一炬に附す。公卿補任記云、正慶二年六月四日、先帝御入洛、幸東寺、同五日如元入御二條富小路皇居。太平記云、鳳闕(二條富小路宅)の西二條高倉に馬場殿とて俄に離宮を立られたり、又其後大內裏造らるべしとて安藝周防を料國に寄られ、日本國の地頭御家人の得分二十分一を被懸召云々。

祇陀林寺址（キダリンジ）

中御門(堺木町)京極の東にあり、(名勝志)今下御靈社の北方にありしならん、仁康上人其父河原左大臣融の河原院佛像を移し之を建つ、延元々年兵亂後亡びたる如し。(百練抄承久元年祇陀林燒亡)

百練抄云、長保二年四月、奉移河原院大佛於祇陀林寺、僧仁康沙汰也。歷代編年集成云、仁康上人、融大臣三子、祇陀林寺本主也。南方紀傳云、延元元年正月廿七八九日合戰、尊氏叔父上杉兵庫助憲房以下戰つかれて、中の御門京極の祇陀林寺の地藏堂に於て自害す

下御靈社（シモゴリヤウ）

京極東大炊御門にあり、(下御靈前町)初め下出雲寺に在り後鷹司(下長者町)新町に移し、(御靈町の名存す)又此に移したる如し、俗說上御靈の分祠にして、仁明帝御宇に勸請すと云ふ。

按するに下御靈は桓武の皇子伊豫親王及夫人吉子を祭る、仁明の朝承和六年を創始とす、當時之を下出雲寺に祀祝す、後配祀の數を增加し御靈八座と爲す、俗說正からず　慶長中此に移祀し、享保十七年夏に靈元天皇を配祀す。(天中御皇神)天明八年炎上の後內侍所の餘材を下賜せられて重興す。(河田氏說)

革堂行願寺（カウダウギヤウグワンジ）

元一條北町尻の條にあり、天正年中京極に移す。(下御靈社北)寬弘元年一條北邊室行願寺創建、行圓上人なり、上人寒暑を論ぜず躬に鹿皮を着く故に革堂と稱す、巡禮札所第十九番たり。

法興院址（ホツコウヰン）

(積善寺址)

今鉾田町の邊なり、鉾田は法興田の訛とす、京極東、二條南北二町にわたる故に押小路河原に積善寺南大門等の字あり。(名勝志)積善寺即其院內なり。拾芥抄云、法興院、二條北京極東、本號東二條、二條關白(兼家)傳領。名跡志に、洛東聖護院の邊に北ホツコウ南ホツコウの字あり以て之に擬した

ゐは採るべからず。

天暦の御后穏子(昭宣公基經女)に新造して東二條院と曰ふ、兼家之を領し、永延二年修して二條京極亭と稱し、河陽の妓を揃き[illegible]、雅集の盛未曾有と稱す、後棄てゝ寺と爲す、花鳥餘情云、永祚元年大殿(兼家)二十五の宮(村上皇女[illegible])を住ませ給ひし二條院をいみしう立造らせ[illegible]、元より世におもしろき所を御心のゆく限り造りみがかせ給へば、目もおよばぬまでめでたき[illegible]、(百練抄、正暦元年五月、入道太政大臣兼家以二條京極第爲佛閣、號積善寺、法興院内也)何の世に亡びたるや不詳。

中の關白の忌に法興院に籠て曉方に千鳥の鳴侍りける、

あけぬなり加茂の川瀬に千鳥鳴くけふもはかなくれんとすらん(後拾遺集)　圓意法師

京極定家宅址(キヤウゴクテイカ)

名跡志に曰く、藤定家卿京極の家に移りし時、諸人贈答の歌風雅集新後撰集等に載たり、徒然草に今に梅木二本侍るめりと云、其家二條北側京極西なり。(二條富小路殿邊)此所に定家爲家父子居住の故に子孫和歌の家の傳領なり、二條とも、京極とも云ふ、爲氏卿を嫡とす、爲家の長子也、又冷泉家は爲相卿を祖とす、爲家の三子なり家は冷泉南側京極西なりとぞ。二條冷泉の二家は中世以降和歌普流の祖述する所にて、別に毘沙門堂あり、爲家第二子爲教(玉葉集撰者)を云ふ。

二條内裏址(ニデウダイリ)

小二條第の南にして、二條關白教通の舊邸とす。拾芥抄に曰く、二條殿二條南東洞院東、大相國道長(法成寺)造之、二條關白傳領、二條内裏是也。扶桑略記云、寛徳三年主上自大膳職、移幸内大臣教通二條第。百練抄云、二條内裏、保延四年焼亡、仕所故博陸内相府第也、傳爲白河院御領此第は教通の時、後冷泉帝の臨御ありて、鳥羽上皇の時、又御所と爲る、其後文永の比より又御所と爲る、[illegible]ふに文永の龜山天皇后佶子は藤實雄の女にて、實雄[illegible]洞院と云ふは實雄又之に寓したる歟。百練抄云、保安四年六月[illegible]御所、備前守長親造進之[illegible]月(龜山御宇)日吉神輿[illegible]冷泉高倉一院御在所[illegible]後嵯峨上皇也)踐祚部類抄云、後[illegible]月炎上、新主(後宇多)[illegible]年九月(後宇多御宇)伏見[illegible]入御二條東洞院新造内裏、爲御見物也、東將之闕遷御虚殿(小二條第)

三條坊門將軍第址(サンデウバウモン)

足利尊氏直義義詮等の居館にして、後義持義尹も此に居る、或は二條高倉第とも稱す、[illegible]三條坊門の北萬里小路西、東洞院東とす、即高倉條の東西にわたる、今御所八幡町の邊とす。三條坊門は今御池(オイケ)通と云ふ。萬里小路(マデノコウヂ)御所は足利直義の舊宅にして、後義詮之に[illegible]禁す、三條坊門萬里小路の西、高倉の東ならん、(名勝志)太平記云、貞治四年二月、將軍(義詮)三條坊門萬里小路御所役立。此邸は後棄てゝ寺と爲す、今等持寺町なるべし、等持は尊氏の謚にして葛野郡衣笠村等持院を其墓所とす。翊聖國師年譜に「嘉慶二年正月、師於三條官第、[illegible]剛經」とあるは等持寺の事ならん、(名勝志)後何の頃にや廢亡す。難太平記云、すべて此太平記書あやまりも空言も多きにや、昔等持寺にて、法勝寺惠珍上人此書を先三十餘卷持參し給ひて、錦小路殿(足利直義)の御目にかけられし玄惠法師に讀ませられしに多く思こととも誤も有しかば、仰に云是は且見及ぶ中にも以の外違ひめ有し、[illegible]し、後に中絶なり云々。

左兵衛督家三條にて

治まれる世にあふさかの關の戸は月かけならてさす夜半もなし(草庵集)　頓阿

[illegible]門殿即此地とす、今の御所八幡町なり。此館は尊氏の女婿六條長賢家にて、古圖に竹(タケ)三條第と云ふ、尊氏之に居い[illegible]に移り、文[illegible]中絶の後應永十六年義持之に住り、義教[illegible]永正五年[illegible]河田氏說)高倉西三條坊門北。太平記云、建武二年十一月八日、[illegible]時、尊氏宿所二條高倉は[illegible]度與け、鏑矢射させて中門の柱を[illegible]應永十六年十月、將軍(義持)北山より三條坊門へ移り玉ふ、康富記、正長元年室町殿(義教)御移徙、三條坊門殿、管領記、永正五年六月義尹(義稙)公方中國より御入洛ありて、三條殿の古御所を轉じて、御殿の御普請あり。

御所八幡宮(ゴショハチマングウ)

御所八幡町に在り、即足利氏三條坊門御所の鎭守なり、萬里小路西高倉東に小祠存す、一に高倉八幡、又等持寺八幡と曰ふ。康永年中尊氏の勸請とぞ。(名跡志名勝志)

在原業平宅跡は御所八幡町の南にありし歟、高倉西三條坊門南に舊址存すとも云ふ。(名所圖會拾遺)長明無名抄云、業平の中將の家は三條坊門よりは南高倉よりは西に、高倉面に近くまで侍りき、柱なども常にも似すちまきといふ物にてなけしも皆丸に角もなく、築地もな[illegible]なりて、誠に古代の所と見え侍りき、中比晴明が封

したりけるとて火に燒けずして久數ありけれど、世の末にはかひもなく一年の火に燒にき。

或人のもとより在原業平朝臣の家の梅を傳へ植つき侍るとて送りければ、讀てつかはしける、　大僧正範憲

世々經ても飽かぬいろ香ののこりけり春やむかしの宿の梅が枝（風雅集）

高倉宮址

三條高倉西東洞院東、近代曇華院の地とす。（名勝志名跡志）治承四年後白河法皇皇子以仁王之に居り、平氏の暴橫を憤り義兵を擧げんと謀り、事覺れ此を脱して源頼政に依り宇治に戰ひて薨す、天下後世之を哀む。皇帝記抄云、高倉宮以仁、一院第三子、母高倉三位、才智才能不耻上古、達諸道、（治承四年）爲配流、差遣廷尉二人、追捕之間、宮偷以遁去入園城寺、源三位頼政卿幷子息伊豆守仲綱大夫尉兼綱以下一族等參寺了、南方武士等蜂起、於宇治合戰、宮以下途以誅之、宮頸入洛、於新院（後白河）御所有叡覽。

曇華院址

明治五年下嵯峨村へ移す、臨濟宗尼寺なり、開基智泉尼（順德皇孫四辻宮尊雅王女）其兄無極（夢窓徒弟）天龍寺第二世たるを以て三條東洞院に通幻寺を立つ、尼寺五山の一たり、後世改めて曇華院と稱す。延寶年中後西院皇女大成尼中興ありてより竹御所と號し、寺祿六百石ありき。（平安通志名跡志）（今郵便電信局即この院址とぞ）

押小路內裏址

拾芥抄、京程圖云內裏、在押小路南三條坊門北烏丸東東洞院西。二條天皇の里內にして順德天皇亦皇居とす、今船屋町塗屋町の間に在り、元關白基實の第なりと。（河田氏說）百練抄云、應保二年三月、二條院遷幸新造內裏、押小路南東洞院西、踐祚部類抄云、順德院承元四年十一月受禪、新主押小路烏丸殿

二條押小路殿址

押小路南室町東、普光院關白良實の家なり、又御池殿と稱す、良實即攝籙二條家の祖にして、今に二條殿町の名存す。光明天皇此に即位あり。三條坊門を御池通と云ひ、又御池町あり即二條殿址なり、池は兩替町西側民家の後に存す。（名勝志）太平記云、建武三年八月十五日足利尊氏公、押小路烏丸の二條中納言良基卿の宿所にして、後伏見第二の皇子豐仁親王を皇位に定め奉りけり云々、日工集云、康永二年八月、赴二條殿、入自西門、巡視泉園、池亭水石、其美不可勝言。

水亭避暑遊二條藤相公園　月舟

丞相池臺落日殘、吾曹何幸此凭欄、泉聲散似雪聲碎、避暑未終還避寒、（翰林五鳳集）

御池殿は南北亂離の後空園となり、應仁文明後は全く荒廢したる如し。

三條內裏址

東西の二內裏相竝ぶ、其實皆仙院なり、當今の寢居に非ず。三條の北にして東洞院室町の間に在り、其東內裏は今曇華院前町東屋町の邊とす。

東三條內裏址は東洞院西烏丸東、（拾芥抄）故に三條烏丸殿とも曰ふ。（著聞集百練抄）大治四年二月白河法皇移御あり播磨守家保の造進する所とす、（類聚雜要抄）平治の亂に、後白河上皇高松殿分內狹く便宜惡かりなんとて俄に此に御す、十二月九日の夜右衛門督信頼下野守義朝等襲ひて之に放火す。保元物語に見ゆる、惡左府頼通僧をして今上を東三條殿に呪咀し奉る云々は、東三條院の事也。

西三條內裏址は東三條の西に接す今室町東なり、拾芥抄　文治元年八月白河法皇之に移御し、鳥羽上皇も此に御座あり、同四年白河法皇此に崩す。（百練抄）續世繼云、白河院おはしましゝ程は本院（白河）新院（鳥羽）とてひとつ院に御かた／＼にて、三條室町殿にぞおはしましゝ。後白河上皇も此に造營あり、承安二年七月移御、百練抄云大治元年顯隆卿造進、承安二年成親卿造進云々。

高松殿址

姉小路の北西洞院の北方一町とす、本は高明親王（醍醐皇子）の家とぞ（拾芥抄）鳥羽天皇土門守家行をして造進せしめらる、後白河天皇の潛邸にして此に踐祚あり、在位三年院廳の後又此に御す、平治元年兵火　歷代編年集成に、高松殿東西一町南北一町とあり、保元物語に新院御方武士東三條に籠り居て、或は山の上に上り木の梢によぢて姉小路西洞院の內裏高松殿を窺ひ見ると、今高松神明と云ふ祠あり、即此地とす。（平安通志）

東三條院址

高松殿の北に連る、二條南町口西、南北二町にわたる、初め重明親王の家なり、又寬平法皇の後院たり、尋て藤良房（忠仁公）より傳領して兼家（大入道）に及ぶ（拾芥抄古事談日本紀略）日本紀畧云、寬平九年八月太上天皇（宇多）幷皇后（穩子基經女）遷御於東三條院。

天元三年一條天皇此に降誕す、御母詮子は兼家の女、故に東三條院と稱し奉る、永延元年天皇即位、此院に行幸ありて地主神角振隼兩社進位あり、寬弘三年又進位。（日本紀畧）正曆二年太后詮子東三條南院に居る、（百練抄）三條帝も此に生れ其南院に冠す、（大日本史）後朱雀近衛の兩皇亦行幸あり。（河田氏說）

著聞集云、雨風おそろしかりし夜、二條中納言實綱卿の家に侍共集てすゞろに物語りしけるが、只今何くへ行なん、東三條の池の邊へ向ひなんと、其印に彼の池の中島にくゐを打へしてと立ぬ云々。本朝文粹に「江匡衡、暮春侍宴左丞相東三條第、同賦渡水落花舞應制詩」あり　保元物語云、惡左府或僧を東三條殿にこめ

て、内裏[illegible]たる周圍[illegible]て、下野守[illegible]に仰せて右向に見えるに、門戸を閉て閉ざる間けせ、四て西面の南の小門を打毀て入ぬ、角[illegible]の[illegible]道て[illegible]の[illegible]、[illegible]を[illegible]て行ふ[illegible]ありき、今昔物語ス、二條よりは[illegible]に住む僧ありけり、東三條殿[illegible]の角に[illegible]の[illegible]角[illegible]の篇[illegible]に見え讀りければ、常に[illegible]て法[illegible]しける　枕草紙に千貫井さあるは、此院中にあることゝ保元物語にて明なり、角年の前社ともに今は[illegible]、[illegible]社として[illegible]野村に在す[illegible]を移したる[illegible]、大和國添上に同名社あり、蓋[illegible]勸請したる也、天慶三年[illegible]授位あり、(日本紀略)後冷泉天皇永承六年正一位に叙され、仁平二年勅祭あり、(兵範記陣中忠料)當時天皇此院に御し玉ふを以てなり。

東三條にてよみ侍る
君ならでまたうちはらふ人もなき庭の蓬か原をながめてそふる(玉葉集)　女御徽子女王

閑院址(カンヰン)

二條の南西洞院西方一町、藤冬嗣の宅なりき、子孫に傳領し後三條天皇此に御したまふことあり、後鳥羽天皇の時内裏を建したまふ。類聚國史云、弘仁五年四月幸左近衛大將藤冬嗣閑院、供張甚有餝焉、天皇賦詩、群臣賦詩、時人以爲佳會と

夏日左大將軍藤冬嗣閑居院
避暑時來閑院裏、池亭一把釣魚竿、廻塘柳翠夕陽暗、曲岸松聲夜寒、吟詩不厭搗香茗、乘興偏宜聽雅彈、暫對清泉涤煩慮、況乎寂寞日成歡、

今昔物語云、閑院も此大臣(基經)の殿にてありたれども、疎き人をば得せ給はざりき、親しき人々の限りなぞ得せ給ひて、閑なる所にせさせ給ひければ、閑院とは云なり。新古今集によれば、閑院左大将朝光此に居り、圓融天皇と[illegible]の[illegible]あり、[illegible]拾遺集によれば、花山天皇東宮にましませし時此に秋月を玩び玉ふ、(大貳高遠相秋[illegible])[illegible]四年四月、後三條天皇此に御して皇居とす、[illegible]類抄)嘉保二年白河上皇此に修造する所あり[illegible]て御す、承徳二年[illegible]羽に遷して[illegible]あり　其後[illegible]て關白[illegible](愚管抄)の所領となり、高倉天皇[illegible]に御[illegible]　既にして[illegible]、西海没落の[illegible]ありて壽永二年八月高倉帝第四皇子践祚の典禮を此に擧げたまふ、因りて定めて内裏と爲す。此院は冬嗣より傳領して、[illegible]閑水石を營み太政大臣公季[illegible]初めて家を閑院と曰ふ、子孫支分して三條西園寺常盤井徳大寺河野姉小路河院和宇今出川小倉正親町等の諸家となる。

閑院内裏址(カンヰンノダイリ)

源頼朝兵權を執れる初め閑院を修して禁宮を修造す。其規制は大内の構營に因る、後七十年の皇居とす。(後鳥羽土御門順德後堀河四條後嵯峨後深草の朝なり)山槐記に文治元年伯耆國に課して清涼殿造營さあり　東鑑、文治三年賴朝大江廣元を遣し閑院皇居修理功成る、承元二年災あり實朝修造の命を奉じ紫宸清涼宣陽校書の諸殿を營み、規制大内に准じて差小なり、建保元年成る　光親卿記云、新造内裏、去年有沙汰、被仰實朝卿、三個月之内、忽終成風之功、指圖多模大内、但南庭猶有池、是古池也、紫宸清涼宣陽校書殿、日華月華等門軒廊弓場等、大略不違、或縮間數或減寸法、隨便宜有斟酌。又古今著聞集に承元年中閑院の皇居燒け、即造内裏の事あり、本は尋常の式の樣に松殿造らせ玉へたりけるを、此度改めて大内に模し、弓場陣座など宴饗の所まで立添らるゝあり、以て其規制を看るべし。

建長元年閑院内裏燒けたり。增鏡云、二條面の對より火出て來て内裏燒亡す、承元に燒にし後は久く此四十餘年なかりつるに、去年内膳の屋やけ神代より傳はれる御かまやけ損じて、又か、打つゞけぬ云て、[illegible]所[illegible]に[illegible]、[illegible]年三月[illegible]條に[illegible]紫宸清涼[illegible]宣陽校[illegible]なり、同三年[illegible]賞、將軍實[illegible]、[illegible]紫宸殿[illegible]是迄後十年ならず正元元年又火あり、文[illegible]山天皇[illegible]に二條殿に御座ありて此内裏[illegible]

閑院の南殿にて月前松をよめる
いまはまた世々をかさぬる庭の松ふりてそみゆる秋の夜の霜(御集)　順德院

順德院御製「ものしきや古き軒端」の御製も此殿にての事歟。

堀河(ホリカハ)

古内裏の東にあたり、洞院條さ大宮條間を通する渠なり。其西堀河、紙屋川、に對し東堀河さいふべきも、東寺領に著れて古来常に堀河さのみ呼ぶ。水源は鷹峰の山中に發す、其流れて賀茂川へ入るゝは近代の事なるべし、末は桂河へ入る。

水上のさためてければ君が代にふたゝびすめる堀河の水(詞花集)　曾禰好忠

類聚三代格云、天長五年官符、去弘仁十年符偁、清常路諸司諸家垣内外[illegible]已上、既考[illegible]、今京中總五百八十餘町、橋梁三百七十餘處、難勤修造、道橋多數不能[illegible]損、而只道橋之一失、奪一年之考祿、賞罰之理[illegible]、宜[illegible]、又實垣引水、灌水[illegible]、同[illegible]本[illegible]紀云、天慶二年六月[illegible]、依舊例給[illegible]水、[illegible]者、又停止[illegible]河并東堀河、運引諸司并王臣家[illegible]水事、依百姓等訴也。古の京都にて水を引入れたる樣を考ふべし。

堀河院址(ホリカハノヰン)

堀河の東に在り、南北二町油小路を隔て閑院と相對す、藤基經(昭宣公)の家に

して地勢寛敞、大饗賓宴には基經常に此に行へり、故に堀川大臣と稱す 子孫に傳領し兼通(忠義公)更に修築する所あり、圓融帝之に御す屋宇壯麗禁闕に擬せり、時人今内裏と呼ぶ、蓋里内の始なり。其子顯光は堀河家と稱し又廣幡を氏とす〈拾芥抄大日本史〉 堀河天皇此を皇居とし遂に崩ず、中宮篤子(後三條帝女)轉じて佛堂と爲したまふ、後廢す

今昔物語云、此大臣(基經)は閑院を閑居とさせ、堀河院は地形微妙なれば晴れ所にて大饗は行れける。本朝續文粹云、夫堀河院者洛中甲第也、風景春濃、泉石秋冷、准紫庭而二代、已忝萬乘之皇居、排黄閣而七回、常作三台之相府。榮花物語云、堀河殿をいみしう造りみがき給て、内裏のやうに造りなし、貞元二年行幸今内裏といひて、世にめでたうののしりたり。長秋記云、天永四年七月、中宮篤子、供養堀河院、是西對先朝(堀河)御在所也。

三條院址（サンデウノヰン）

三條の北堀河西大宮東にあり、廉義公頼忠の第なり、之を朝光に讓る、貞元元年皇居となり、圓融天皇此に御す〈拾芥抄日本紀略〉

廉義公の家のから繪に秋の月おもしろき池ある家ある所

あきの月西にあるかと見えつるはふけ行く夜半の影にぞありける〈拾遺集〉　源　景明

三條天皇廢祚の後は此に徙り遂に崩御あり後頽廢す、千載集雜内侍和歌の詞書に「三條院かくれさせ玉ひて後かの院の前を過るに松の梢は同じ樣にて築地所々壞れたるに葎茂りたる云々」とあり

御子左家址（ミコヒダリ）

三條院の邊とす、三條坊門の南大宮東にて兼明親王の家なり、百練抄に曰く、貞元二年左大臣源兼明(醍醐の皇子賢名あり、前中書王と稱す)を以て親王とし、二品に叙し中務卿に任ず、御子左と號すと、名義詳ならず 中世和歌の家に御子左の名あり、其祖藤原長家亦此に居る歟。

妙覺寺址（メウカクジ）

二條南室町(衣棚)に在り、日像上人京師法華宗弘通最初の道場にて、天正十年織田信忠が館せる巨刹也、後小川頭へ移す。

三條（サンデウ）

三條通は上京下京の交界にして、京都驛路里程の標を三條橋側に設く、東海東山の驛路粟田口より橋に向ひ、實に一市の通衢たり 延暦の古制を按するも三條は略南北の中心にあたり、後世賀茂川以東に拓く所あるも尚形勝依然たり。

三條鍛冶は、工藝志料云、京師三條に劍工あり小鍛冶宗近といふ、宗近稻荷山の黏土を以て刀を淬す、故に稻荷山神の神助ありと稱す、其子吉家亦善く刀を造る、宗近の弟子有國術を傳へ子孫に遺し、永く家聲を墜さず、三條鍛冶と號す。

三條橋（サンデウノハシ）

京都市驛路里程の元標あり、此制蓋文祿慶長の諸國驛路を定むるの際に起る。架橋は何の世に起りしにや足利氏の時すでに之あり、天正十八年石柱を築立て六十三間の長橋に更む、今時のものは長さ稍減少すと云ふ。

古橋銘曰、洛陽三條之橋、至後代化度往還人、土石之礎入地五尋、切石柱六十三本、蓋於日域石柱橋濫觴乎、天正十八年庚寅正月日、豐臣初之御代奉行增田右衛門尉長盛造。〈名跡志〉

河原（カハラ）

賀茂河の磧の謂なれば此名あり、京極以東の地、上は一條河崎より下は九條竹田に至る一帶を曰ふ。天正年中豐臣氏封堤を起して封外を寺町と爲す、即此一帶の磧なり、爾後民衆雜居し今代は悉皆人家となり、幾多の町名を生ず 河原町木屋町新京極など皆此地域とす。河原者、古へ無宿の非人を呼ぶ、後愚昧記應安四年の條に見ゆ。

扁額軌範云、河原町人家の裏に洛の内外を定る封堤あり、古は一面の河原たりしを豐太閤京師の四方に封堤を築き、其上に竹を種られて、是より内を洛中とし、外を洛外とす、此邊後世に至り追々町家となり、河原町の西に土居の石垣東西に殘りしものも、今は其地にも家建して見えずと云へり。〈史料叢誌〉 按するに東鑑建暦二年の條に賀茂川堤あり、豐臣氏の封堤も此に因りて修造したる歟

近衛河原は東鑑嘉禎二年に見え、二條河原は太平記延元元年に見え、三條河原は保元平治物語平治元年に見ゆ、皆戰陣の地とす、三條河原四條河原五條河原(附樋口)六條河原(附七條八條)は別目あり。

三本木（サンボンギ）は古の河原の中にて今も賀茂川の千鳥を聞く名所とて、風流雅客の尋ぬるあり、近代頼山陽此に寓止し山紫水明處を營み、三本木の字を修して三樹と爲したり。

(三本木)

夏日鴨水寓樓雜題　梁　星巖

暮山霞斂碧層々、把酒闌干曲處憑、愛此細波金一片、流光和月上衣稜 又 家々團扇賣冰紈、士女尋涼爭出門、早已祇園神賽近、鼓聲燈火似中元。又 衣香鬢影多妖冶、街陌東西橋上下、醉倚竹棚聽水聲、京華風物最宜夏

題亡友子成畫鴨川夜景圖

依稀風景夢相牽、堤月橋燈曲岸煙、名士巳仙美人嫁、畫圖空對舊山川、

木屋（キヤ）

二條以南三條以北、高瀬川を帶び東山鴨水を望む、潔淸の巷なり、旅店客棧多し。

妙滿寺（メウマン）

三條南寺町、日蓮宗、永德三年日什上人開基なり。傳此は綾小路堀川西とす、古鐘あり正平年間造、紀州日高の道成寺の遺物にして、銘文明白なり。此寺は法華持者中特に勝劣義を主張し一派門に

所依して薩に法華一人之成佛を唱ふ、今は本宗八派中一派の本山と爲す。

本能寺　押小路南にて、寺町にあり、日蓮宗八品派の名刹なり、此寺初め應永二十二年僧日隆之を内野に創建し、本應寺と曰ふ、永享五年四條坊門大宮通に移し本能に改む、天文十四年更に六角南油小路東に移し、東西一町南北二町を占めたり、天正十年織田右府の凶變は此地の事とす　同十九年此に移す。

高瀬川　賀茂川の分流にして、二條南より發し京極河原を通じ、竹田に至り再び分し西岐は鳥羽の西にて桂河へ入り、東岐は鴨川の横を下て伏見市中を經て京橋側に至り淀河に會す　木石貨物の運河なり。慶長年中角倉了以の經營に成り、舟楫運送の事久く之に頼る　高瀬は舟名なり、三代實錄元慶八年近江丹波に令して高瀬舟を造らしめらるとあり、京師桂河賀茂河等には古より之を用ひたる歟、和名抄艜を太加世と訓めり。家隆の歌に「高瀬舟しぶく計りに紅葉の流れて下す大井河かな」とある即桂河の事なり。船製小にして底扁平なり、淺水に適す、今高瀬川には專ら曳船と曰ふ、綱手を以て棹楫に代へて往來するを以てなり。

下京

下京　京都市三條以南を下京區と爲す、今代制定までは正しき限界なし、明治廿二年鴨東(賀茂川東)愛宕郡鳥戸郷を併せ下京の一區とす、但右京の地及左京壬生九條近傍は大略葛野郡に入る、今下京區人口十八萬三千餘戸數三萬七千五百餘町々の名八百に餘る。

初雪や下京までは降り足らず　是流

三條河原　三條京極以東の稱名なり、今新京極寺町一帶の地是なり、近世此地刑場と爲り舊名を失ふ　建武二年新田義貞足利氏を討し東國征伐の爲め京を發する時、三條河原を過ぎ風に旗數日月の貼金を吹き奪はる、衆にして驚ける　此地東國驛路の衝に當る、然れども天正の比まで尙土橋なり、文祿年中豐臣秀次の家族を刑し此に畜生塚を建されたるにても之を知るべし。

瑞泉寺　三條の小橋(大橋の西)の南に在り、淨土宗、慶長十六年豐臣秀次の妹瑞泉尼之を建つ、秀次追福の爲めなりと　文祿年中關白秀次異謀の聞あり、秀吉怒り之を高野山に放ち自裁せしむ、又秀次の後宮を追捕し幼子以下侍女すべて三十四人を三條河原に屠らしめ、塚を起して惡逆塚又畜生塚と曰ふ、世人其殘酷を憐む。通志云、文祿四年僧慶順造塚、慶長十六年角倉了以高瀬川を開く時、石塔を置き、堂宇を修進したり。

京極寺址　三條河原に在り、應仁以後上御靈社の西に移し又廢す。名勝志　今昔物語云、高陽親王と申す人おはしけり、是は桓武天皇の御子なり、極めたる上手の細工になんありける、京極寺は其たて給へるなり、寺の前の河原にある田は寺領なり、而るに天下旱魃しける年、親王長四尺許なる童の左右の手に器を捧げ立る形を作て、此田の中に立て、持たる器に水を入れば器受けてすゝめに顔に流しかくる搆を造らる、京中の人見興じのゝしる間、其水田に滿てつゆ燒けず云々。

南蠻寺址　四條坊門に方四町の地を占めたりとて、今遺址明白ならず吉利支丹教寺にして、永祿の末年に創建し、天正十五年に破壞す、存在二十年にちかし。該教は德川氏禁止の嚴令ありしが爲め後人痛く之を忌み遺址を傳ふることを敢てせざる者歟

織田信長足利將軍を奉じて入京し四方に號令せる比、南蠻僧首等人の異教を奉ずる者、之を西國に聞き、永祿十一年伴天連烏爾干を招き此人に任せて四條坊門に一宇を創建せしめたり、之を永祿寺と曰ふ　創建の年月詳ならず永祿十一年たるべし　通じて南蠻寺と稱す　天正中に及て其歸依者漸く多く西國最盛なり、信長稍之を疑ふと雖未だ之を禁ぜず、天正十五年豐臣秀吉西國を巡り其教の國に害あるを覺り、禁止の令を布き寺を破却す、南蠻寺は創立十八年にして亡ふとぞ、日聞諸國に建る所の該教寺は四十二ありと稱す　外交志稿　南蠻寺興廢記云、天正元年信長ウルカンを招き京都四條坊門に四町四方の地を寄附し、石垣を築き一寺を建て永祿寺と號す　本書天正元年とあるは永祿十年即元龜元年の誤なるべしと云ふ又按するに石垣を築くとあるは石垣町の事ならん、新河原先斗町は石垣ありて舊名石垣町と云ふこと諸書に見ゆ) 則江州甲賀郡にて五百石の地を寄せ、寺の結構莊嚴目を驚す。又ウルカン一人にては弘法力に叶べからずとて本國より數人召呼べしと命ぜられ、ウルカン悦で本國へ申送る、是等再度の南蠻船若州小濱に着し、江州海津より大津に至り、京都に入る。財寶夥く取寄せ七寶の瓔珞金襴の幡錦の天蓋六十一種の名香門外まで薰し往來の人々立止まる。是を傳聞して人々日々群集すと雖常に佛壇に本尊をたてず宗に歸伏せざる者には之を拜さすることなし、伴天連は群集の人にかまはず、洛中洛外へ人を出し或は山野の辻堂橋の下を尋捜し非人乞食の大病難症の者を連れ來らしめ、體を淸め衣を與へ療養しける程に誠の佛菩薩今世に出現し給ふなりとて風說區々な

り、然と雖寺にては門徒の者よりは施物を受けず、信長聞し召し今ある所の佛法は人民の施物を以て相續す、夫さへ近來一向宗門徒の者ども宗の爲に一揆を起したり、此吉利支丹宗は未來よりも先今世の高恩を得せしむるは何の故ぞやと、初めて不審の心を發し玉ふ云々

新京極 三條以南四條以北、寺町と河原町の間を云ふ、明治の初年まで徒に寂寞の巷なりしが街路を改善し修築を加へたるより一大熱鬧場となり大阪の千日と相比すべしと云ふ。

先斗 新京極の東にて直に賀茂川に臨む、嘉永四年より遊廓と爲り娼家多し、舊名新河原町と云へるを今はポントとのみ呼ぶ、或は云ふ此地人家皆水に臨み裏は沙磧なれば先計の意よりかゝる遊戲の名を命じたりと 新京極先斗町邊は天正年中南蠻寺の在りける地なりとも云ふ。

誓願寺 三條南新京極西に在り、淨土宗西山深草派の本寺とす、初め一條北小川(元誓願寺町)に在り、天正中寺町に移す、豐臣秀吉及松丸(京極氏)の修造にして、再興施主檀那塔あり、元治元年燒亡六孫王大通寺本堂を移す。○元和元年大阪落城の後豐臣秀頼の遺子國松(年八歲)伏見に捕へられ刑吏の手に罹りて此に葬る。

相傳ふ誓願寺は天智天皇勅建、本大和國に在り三論宗也、後乙訓郡西岡に移し、法然上人の宗風を承け深草眞宗院立信上人管帶の後今の宗派に定まる、本尊阿彌陀佛は古佛師賢問子芥子丸の所造とぞ。誠心院は俗に和泉式部寺と稱す、式部は藤道長の法成寺小御堂に住したるが彼寺退轉の後、誓願寺中に其名跡を繼ぐもの也 誓願寺々中に林泉の觀るべきものあり、殊に法開紅と名づくる梅は古人の激賞せる所なりき

觀喜光寺 新京極中之町に在り、時宗六條派の一本寺たり 古名善導寺、正應四年綴喜郡八幡莊に建立す、開基僧聖戒也、後六條に移り紫臺由河原院と稱し、天正年中更に此に移す、錦天神祠は本來當寺の所攝なるが、近年分離す(河原院の舊鎭守也)觀喜光寺所藏の一遍上人繪傳十二卷本、圓伊法眼の畫く所、最精妙の聞えあり。

金蓮寺 四條道場とも云ふ 京極錦小路に在り錦綾山と號す、時宗四條派の本寺也 應長元年僧淨阿開基す、寺傳に淨阿廣義門院(後伏見后藤寧子)に呪符を獻じ皇子安産したまふ、即光嚴天皇なりと 寺に親鸞地藏尊あり運慶佛師の作と云ふ、一遍上人繪傳二十卷、後伏見二條花園三帝の宸筆を加へられ畫は藤原行光の作なり。

此地は四條坊門釋伽堂と扶桑略記(治暦二年)帝王編年記(寛元四年)に見ゆ、足利義滿之を金蓮寺に附與したるを以て、古釋迦堂本尊今に存置す、名跡志又云、爲平親王の第址にして十住心院敬禮寺といふも此に在り、之を四條京極の釋迦堂と一遍上人畫傳に日へり。(京華要誌 頓阿法師てふ和歌名匠此に住したることあり

金蓮寺々域南北朝の比佐々木道譽入道高氏の居館とす、道譽は近江國の大名にして勢威當時に振ふ、居地に因りて子孫京極家と號し北近江の豪族たり(別流六角佐々木氏は六角に館す館址明了ならず)

圓福寺 京極四條坊門東(東側町)にあり、淨土宗西山深草流一本寺也。建長三年僧立信後深草天皇の勅を奉じ深草に創建し眞宗院と云ふ、後花園天皇更に勅して三條坊門室町(今圓福寺町)に移さしめ玉ふ、天正中此に轉す。

蛸藥師堂 寺中に在り永福寺と稱す、本尊石像、初め比叡山の北谷にあり、三條室町(今藥師町)に移し後此に再轉す、梁銘に三條室町水上藥師とありとぞ、(名跡志名所圖會)近代四條坊門を蛸藥師通と曰ふは之に因る。

安養寺 圓福寺に鄰る、寛和年中慧心僧都之を大和國に開きて華臺院と云ひしを、僧都の妹安養尼傳領し天永年間僧隆遍之を此に移す、淨土宗東山流(又宮辻義とも云ふ)一派本寺也、佛壇の莊嚴他流に異にして蓮臺倒置するを以て俗倒蓮臺寺と呼ぶ

六角堂頂法寺 六角通烏丸東に在り、天台宗、延曆遷都前の創建と稱す、本尊如意輪觀音菩薩。元亨釋書云、頂法寺者如意輪觀自在像、聖德太子奉持、嘗來此地、欲構宇安像、傍有大杉、太子使斬之、其杉甚大、不容他木、一株而成、其宇六稜、以安像焉、桓武帝定都此州、畫城路、是宇當途、官司患之、於是黑雲下覆宇、乃躍北而避之、其還五丈、故名其路爲六角焉、取此宇也、或曰此高麗國光明寺像、本國僧徳胤令太子迎之、長一尺二寸。本朝世紀云、康治二年、六角東洞院有炎上、火出隆李朝臣宅、六角堂爲灰燼、但觀音靈像奉出了、件像上宮太子隨身持佛也、昔泰懸多羅木、件木今在堂中云々。

此地は遷都以前祈田郷土車里と號す、其名和名抄になし古郷なれば也、名跡志或は云ふ六角堂舊名雲林寺、文安四年に此に移したる歟(河田氏)按ずるに康富記に「文安四年六角頂法寺遷座、此寺爲勅願所」とあれど是は再修遷座にて移寺に非ず。山槐記に「應保元年(二條天皇)遷幸四條坊門東洞院家、而六角堂爲陣中、參詣道俗不通之由、寺僧歎申」と、此家は藤原雅實の邸にて六角堂南に在り、然らば六角堂は舊來此に在る事明白なり。四條坊門東洞院邸は所司屋敷にや、東鑑、建久三年武藏守朝政、(平賀朝雅)爲京都警固上洛、宿所

六角堂東洞院、さより
平安京皇城内には本來寺觀を置くこと少し、六角堂の如き名實に息に北面なし、中世以降僧侶信者素封然相雜り左事有避以、近代の形蹟とさ爲るも、六角堂の一千幾百年の久しき京洛の中央に境域を占めたるを失はざるは亦一奇と稱すべし、此堂は西國巡禮の札所にて住持は歷代拝花の宗匠たり

（池坊）

永觀中住僧專慶佛供の立花に妙を得たり、池坊(イケノバウ)第十二代にして挿花家の祖なり、第二十六世專順の旨を發し、第二十七世專鎭は東山殿義政に知遇せられ、花道家元の稱號を賜はる、是より相續今に絶ゆることなし

土車(ツチクルマ)

烏丸三條四條邊の古名なり　六角堂頂法寺を折田郷土車里といひ、又山城志にも其說を載せたり、且く頂照寺は烏丸錦小路に在り（元法然寺町　畫佛の題字に云ふ「山州愛宕郡土車庄錦小路烏丸、釋了善、大永三年癸未十一月、大谷本願寺實如書」と。名跡志には遷都以前の古名歟と曰へり

空也堂光勝寺(クウヤダウクワウシヤウ)

四條坊門堀川の東に在り、敲町(タタキマチ)と曰ふ、(龜屋町) 時宗空也念佛の本寺也、天慶元年空也上人創建す、空也は延喜帝の皇子とか、塵外の志深く夙に出家して四方に化導す、常に鹿皮を被り角杖に倚りて周遊す、京師疫癘の時空也佛供の茶湯を頒ち諸人を治療す、弟子定盛遺風を傳へ茶筌を造り世に鬻むとぞ、空也念佛は定盛の子孫世有髮の姿に黑衣を着け瓢を敲き和讃を誦ふ、常に市中在家を徘徊して淨土往生の因を勸む、稱して鉢敲と云ふ其詞(大意)に曰く、

長夜の眠り獨り醒め、五更の夢に驚て、靜に此世を觀すれば、纔に刹那の程ぞかし、念々無常の我命、いつか生死におさされん、然るに彌陀の本誓は、破戒重罪をは捨てず、三念五念の緣により、必ず來迎なされ玉ふ、昔の宿緣深くして、彌陀の教に逢ひける、御名をたもこや申されよ、臨終に紫金の身とになるなり、

云々、

小歡喜踊躍の態を爲して念佛する也、一休和尚鉢敲讚

貴不着管夜不背、東西南北自由身、一瓢敲畢有何益、
花發十方淨土春、

本能寺址(ホンノウジ)

六角通油小路東、東西一町南北二町、天文十四年より天正十九年まで此に在り、空也堂東なり

織田公の戰死は其時の事とす

天正十年五月、羽柴秀吉圍高松城、毛利氏大舉來救、秀吉請援織田信長、信長曰吾自往擒殄之、汝與之相持、勿使歸入、於是大徵兵、命池田細川高山中川諸將爲先鋒先發、明智光秀亦與焉、信長自以近臣百餘人發安土、入京師舘于本能寺、六月二日昧爽光秀來圍本能寺、呼噪而入、弓銃交發、信長在臥内驚起曰反者誰、令蘭丸出視其旗幟、反報曰光秀也、信長曰豎子敢爾、乃手弓而出、蘭丸以下宿直者皆肉薄拒戰、信長親射斃數人、絃絕、執槍而鬪、傷右肱、乃走入揮姬妾使逃去、縱火自殺、年四十九、(外史)

惟任退治記云、天正十年六月朔日、惟任日向守光秀、夜半延二萬之人數、打立丹波國龜山、爲押寄四條西洞院本能寺之御所、將軍(信長)此事夢不被知召、宵近信忠自側親語、及深更聞信忠有御暇乞、歸入妙覺寺居形、將軍入深閨、召集佳妃好嬪、鴛鴦之衾連理之枕、夜半私語、或非世間夢之限乎、惟任取卷御所之廻、夜昧爽之時分、引壞合壁、切破門木戶、一度颯亂入、將軍御運盡所、頃天下靜謐之條、無人之在京也、偶御供之人人、洛中所所打散、作思々遊興、御番所漸小性不衆過百人者也、將軍被聞召夜討之由、召森蘭丸問之、則申上惟任謀反之由、以思報恩之謂、非無據、有生者必滅、是亦定道也、今更何可驚乎、乙取り、[illegible]打出、五六人[illegible]、[illegible]門外追[illegible]、宗觀[illegible]、引入、[illegible]七八十人、[illegible]思思[illegible]、悉討[illegible]、[illegible]毀手自[illegible]、[illegible]

更雀寺(カウジャク)

四條通大宮西に在り、[illegible]大宮町　寛曆十三年僧賢[illegible]勅旨に依り[illegible]に一字を興したりとぞ、即新京第一の梵刹也、境内に雀塚あり今五輪塔を置く、彼實方朝臣の靈は此に埋けしたる歟、寺傳尙云ふ永長年中藤茂明明修營し、應仁の亂に亡びしを僧淨春再興し、淨土宗と爲すさ

四條後院址(シデウゴイン)

大宮西子生東　拾芥抄云、四條後院、三條南坊門北　扶桑略記云、天元四年内裏上棟、天皇圓融自官院遷御四條後院　百練抄云、太政大臣賴忠四條私家洪道、爲後院也

錦小路(ニシキノコウヂ)

拾芥抄云、錦小路、又尿小路、宇治拾遺云、清德と云聖ありけり多食の人なり、四條の北なる小路にしちらしたれば、下司などもきたながりて尿の小路とつけたりけるを、帝きゝ玉ひて其四條の南を綾小路と申す、さらば是れをば錦小路と云へと仰せられける

錦小路堀河亭は、太平記云「直義朝臣は細川兵部大輔顯氏の錦小路堀河宿所へ被移、號錦小路殿」即足利直義邸なり、空也堂の南なるべし

四條殿址(シデウドノ)

四條の西端、大宮以西にて、壬生寺の東方に在りき、北朝の時立本寺妙顯寺等の營趾ありし所也　四條家、出自藤原房前第五子左大臣魚名、權大納言隆衡始號四條、其五世孫隆資官大納言、事南朝死節八幡、有六條大宮油小路鷲尾山科等家、皆與四條同祖、(大日本史)

立本寺址は、光嚴上皇院宣、今千本立本寺に存す、(名勝志)曰く

四條櫛笥西頬地一町隆實卿跡爲今小路殿地替可令管領給者院御氣色如此仍執達如件

暦應四年八月九日　大藏卿

師覺上人御房

妙顯寺址は、後小松天皇の綸旨あり（名勝志）曰く

四條以南綾小路以北壬生以東櫛笥以西敷地事上方々坊可令全管領給之由天氣候也仍執達如件

嘉慶元年八月十五日　權右中辨資敎

妙顯寺通源上人御房

四條外郎宅址は名勝志に曰く、陳外郎（足利時代の歸化人）の宅址は今西洞院四條の北西側にありと、外郎は賣藥舖の祖と云ふ。

題陳外郎杏林亭　孝叔

華君去作歩虚仙、纔住人間三百年、醫術知歸外郎手、杏林春色故依然。（五鳳集）

四條橋

四條通賀茂河に架す、創架の年代知れねど三條四條五條は京都の最古梁ならん。（京華要誌云、三條四條及五條永治三年創架橋梁）特に四條橋の名は舊くより著る。太平記に、貞和五年六月祇園社執行行意四條橋を架せんが爲めに、河原に田樂を催して資料を勸募したること見ゆ、此以前より早く架梁はありしならん。六條緣起一遍上人傳の畫に、賀茂川に橋あり四條道場と祇園社鳥居の間に架せり

四條河原

延元元年北畠顯家足利尊氏四條河原に會戰し、新田義貞は北白河より出でゝ尊氏の横を擊ちたる事太平記に見ゆ。又同書に「貞和五年六月十一日斗數法門（異本云祇園執行行意）ありけるが四條の橋を渡さんとて、新座本座の田樂を合せ老若分れて四條河原に棧敷をうつ、希代の見物なり」と載す。僧徒が諸の造營に方り供養普請の料を募らんが爲めかゝる興行ありけるはすべて中世の風俗なり、やがて今日の納涼の源を開き、劇部の起因ともなりぬ。劇部即芝居者を一名河原者とあるも此に出づ。

河原芝居は、近代之を賀茂河東岸、四條橋側に置かる。名跡志に曰く、河原芝居は昔五條河原橋の南に在りしを、豐臣氏の伏見在營の頃其芝居は大和大路の官路にかゝり妨あるを以て、四條橋東に移轉せしむ、其比にや出雲國より巫女於仁と云ふもの上洛して、歌舞妓を興行す、寛永の比島田萬吉と云ふ京女切幕して淨瑠璃の操芝居を爲す、六條廓の遊女が能芝居を爲したるも其頃なるべし（島田萬吉洞房語園に甚吉に作る、島田髷は此妓に起る。（駿河國島田驛の女と云ふは非なり）

熊野の謠曲に「實にのどかなる東山四條五條の橋の上うき世の人を深山木と觀ばや」と空也上人の仰せられし、

春さめや四條五條のはしの上、　蕪村

四條橋　頼山陽

笑罵顰眉幾送迎、一橋高處太多情、軟沙細石春流駛、裙影怱々碎後生、

河原夕涼は陰暦六月七日より始め十八日に終る、東西の娼家妓館より磧の中に床几を設け客を延くとぞ。（名所圖會）今も其姿を存して夏夕の風流韵事とす

四條の河原納涼とて、夕月夜の頃よりありあけすぐる迄、川の邊に床几を並べて夜もすがら酒のみ物くひ、遊び女は帶の結目いかめしく、男は羽織長う着なして、法師老人ともにまじはり、桶屋鍛冶屋の弟子にまでいさかえ顏に罵る、さすがに都の氣色なるべし、

川風や薄がき着たる夕すゞみ　芭蕉

丈山の口がすきたり夕すゞみ　蕪村

祇園御旅

四條京極の辻にあり、祇園社神輿巡幸の時の駐所なり。祇園會興行の昔より定められたる者なるべし、毎歳祇園祭の時今に神輿を駐め、町々の山鉾を引渡すこと違りなし、域内に小祠多し、

曾呂利の句に「祇園會や詮議まち〳〵ひきの山」

大雲院

五條坊門寺町に在りて貞安寺とも云ふ、天正十五年僧貞安創建す、織田信忠追福のためとぞ。貞安は淨土宗の智識にして天正七年織田氏の在所近江國安土に日蓮宗の僧と論議して之に克つ、謂ゆる安土宗論是也、織田父子非命の後貞安一寺を立て大雲と名づく、信忠の諡なり、朝廷勅して定額に列せしめ、宸筆（後陽成天皇）の額を賜はる

松原橋

古の五條橋なり、五條より洛東淸水坂に通ず。平治物語に六波羅には五條橋を壞ち寄せて搔楯となくと見ゆ、其後いつの比にや此橋廢し、下二町六條坊門に一橋を架し、爾後は專ら彼を五條橋と唱へ、地名も混亂す。近年此橋復架、松原と名づく。

佛光寺

五條坊門（佛光寺通）高倉に在り、眞宗中一派の本山也、寺主は近年俗姓を定めて澁谷と曰ひ、華族に列せらる

眞宗宗祖親鸞山科郷に興隆正法の一寺を起し、興正と名づけ、上足眞佛に授與す、眞佛嗣法相續して後子孫につたへ、元應年中了源の時之を山科郷汁谷（一に澁谷と云ふ）に移す、寺號を改め佛光と爲す、後醍醐天皇一向專修義の棟梁と云綸旨を賜はりしとぞ、又後土御門天皇は門跡號を寺主に賜はりしとぞ、（門跡の事は徴證なきがごとし）天正十九年此に移す　按ずるに此寺親鸞一向專修義の紹繼者にて其法統歷々たり、存覺上人（本願寺宗昭子息）六要抄四部九帖の撰述は當寺に於てし、存覺記（名勝志所引）「元德二年供養佛光寺元興正寺」とあり、文明年中第十四代經譽の時舍兄經豪本寺を去り門徒數萬を率て本願寺へ投ず、本願寺蓮如之をなして興正寺の舊號を復せしむ、今の興正寺是たり、

佛光寺此より振はす。當寺に法然上人附法相承袈裟一領、親鸞上人嗣法相承名號一幅、後醍醐天皇宸翰高祖（親鸞）傳繪二卷を重寶とす、近世佛光寺々中の僧家に藤井貞幹と云ふものあり、無佛齋と號し、博覽多識、著述の書多し、立論俗流を卓異す而も世に聞ゆること少し、文化年中七十餘歲にして死す。

菅大臣社（クワンダイジン）

佛光寺通西洞院にあり、紅梅殿白梅殿の二祠あり、菅原是善道眞父子を祀る、其居館址なり　○菅原氏の裔高辻家五條家あり、皆此邊の町名なれば數世傳領の地なるべし。平安通志に云ふ、本朝文粹菅公書齋記に東京宣風坊有一家とあるは、宣風即五條の別名なれば此なりと云ふ。

宣風坊北新栽處、仁壽殿西曲宴時、人是同人梅異樹、知花獨笑我多悲、（菅家後集）　道眞

十訓抄に見ゆる菅公筑紫太宰府の詠什「風吹かば匂おこせよ梅の花」も此處の花を懷へるなり。

東五條院址（ヒガシゴデウヰン）

五條北大宮東にあり、南北一町東西二町、巨勢金岡水石を疊みたる所也。（拾芥抄帝王編年記）文德の皇后明子宇多の皇后溫子醍醐の皇后穩子之に居る、藤氏の傳領にして延長元年朱雀帝此に誕生あり後廢す、後世に及び後深草天皇康元元年此に再造あり一時内裏となる。

文德實錄云、嘉祥三年四月六衛戒嚴皇太夫人（明子良房女）移御東五條院、警蹕威儀一擬乘輿。三代實錄云、天安二年天皇（文德）崩、皇后哀慟柴毀、後遂爲尼、請東大戒壇諸僧於五條宮、受大乘戒。伊勢物語云、東の五條に大きさいの宮（明子）おはしましける云々宮の西の對に住ける人云々

月やあらぬ春やむかしの春ならぬ我身ひとつはもとのみにして、（古今集）　業平

日本紀略云、寛平九年七月以先皇（宇多）皇太夫人從三位藤原溫子（基經女、爲皇后、即日任職官、移御於東五條堀川院、又云延長元年六月中宮穩子（基經女醍醐妃）生第十一皇子、（右大臣（忠平）五條第、名寛明、（朱雀）

五條大宮殿址（ゴデウオホミヤデン）

古の東五條院の地とす、後深草天皇康元元年此に新造あり皇居と爲す、龜山天皇即位の初め尙此に御し後二條内裏に移御し、此殿廢す、東鑑に五條大宮内裏とあり。

百練抄云、五條大宮新造康永元年、又云正元元年當時皇居大宮殿、帝王編年記云、弘長元年（龜山）五條内裏、五條北大宮東

猪隈殿址（ヰノクマドノ）

猪隈（江隈に同じ）通、六條北に在り關白實公の第也。今本國寺方丈の北端に御所跡と云は是歟、稻荷飛鳥田社を此に載す、今椿本社と曰ふ。（名勝志）山槐記云、治承三年十一月關白（實公）近衛北室町東亭（枇杷殿）徙渡六條北堀川西亭、故美福門院御乳母伯耆局宅。

五條天神社（ゴデウテンジン）

（天使社）

五條南西洞院西に在り、傳云僧空海始て之を建つ、土御門天皇正治二年授位の事あり、（神祇志料諸神記百練抄）俗に天使社と稱す。神社考云、少彦名命與大己貴孫經營天下、復爲蒼生及畜産、定其療病之方、又爲攘鳥獸昆蟲之災、定其禁厭之法、百姓咸蒙恩賴、（神代紀）按少彦名命者是五條天神也。名所圖會云、五條天神醫道の祖神とす、承安三年僧文覺配流の時此社に黃金を埋めたる計略にて、難風を免れたる由、源平盛衰記に見ゆ。名勝志云五條天神は高野大師空海草創と、諸神記に見ゆ。

新玉津島社（ニヒタマツシマ）

藤原俊成邸は五條南烏丸西と云ひ、俊成は五條三位と稱す。平安通志云佳吉神社今高辻通油小路に在り、藤俊成卿の勧請にて、往時は五條烏丸東に在り。玉津島は歌道傳授の神と崇敬せられ近代には勅使發遣の事ありき」（平家物語には俊成家は五條京極とあり不審）此社今俊成町の西に在り、玉津島町、當時俊成の宅の域内にして文治二年俊成和歌の神を紀伊國より勧請したるものなり、或は云ふ足利尊氏勧請すと、若神輿を云ふのみ

光悦秘抄云、等持院殿の時、五條俊成卿の居地に新玉津島勧請、崇玉集云、爲家卿がかゝりしに新玉津島に和歌百首奉納あり、是祖父俊成卿勧請の宮所也、

應永廿四年新玉津島の社造替の頃、儒大僧正堯孝の讀せ侍りける百首の中に、社頭祝と云事を

今こゝにうつすも高き宮居かなもとの浦のたまつ島やま、（新續古今集）　作　稼

因幡堂（イナバダウ）

五條烏丸東に在り（因幡堂町）平等寺と曰ふ、眞言宗、長保年中因幡守橘行平其宅を捨てゝ之を建つ、承安三年高倉勅願所と爲る、足利將軍義教堂宇を再建して緣起を納む（名跡志）此堂は五百年來の古建築にして、洛中に於て六角堂に亞ぐと稱したり、近年火に罹り亡ぶ。

天和年中北村季吟同志と協力して再修す。

崇親院址（スシンヰン）

五條南京極東松原橋の邊り　名勝志云、京極五條橋北有淨國寺、元此地有池、因曰蓮池堂（蓮池町）此崇親院大泉賦

拾芥抄云、右大臣藤良相公貞觀六年立崇親院、養藤氏一門窮女、東五條京極、往年有別當、樋口京極西隅、延喜格云、昌泰四年官符、崇親院、所領地山城國愛宕郡、件地在五條大路南六條坊門小路北鴨河西京極東、（中略）其中宜大泉宜漑之名勝志

五條内裏址（ゴヂヤウダイリ）

今の葛籠町燈籠町の間、其遺址なり、初め藤賢長の第たり、後に六條高倉安德三皇の禁宮とす。（河田氏說）

山槐記云、五條殿、仁安二年六條 五條北東洞院東。名勝志云、在五條南東洞院西、藤原邦綱家也、今日ニ亦町。按ずるに拾芥抄京程圖に實長卿と邦綱家は南北斜に對同するも異所とす、仁安中に焼けたるは實長第にて後は邦綱家を内裏とせられしにや、安德天皇此邦綱家に御し、又皇西巡の後後白河法皇は木曾義仲の爲めに此に押籠められ玉ふこと平語に見ゆ。

六條内裏址

六條以北高倉東樋口南三町とす、(拾芥抄)承保二年白河天皇此に造營して後御皇居と爲す、譲位の後仍仙洞たり、(百練抄中右記)永長元年皇女郁芳門院媞子薨す、上皇落飾宮を棄て、佛寺となす萬壽寺是なり。

萬壽寺址

樋口南高倉東に在り、近代樋口を萬壽寺通と稱するは之に因る、永長元年白河天皇六條内裏を轉じて寺と爲したる也、或は六條御堂と曰ふ、永享六年回祿して廢す、東山寺中其名跡をつげる寺あり、南朝の皇孫に萬壽寺金藏主といふあり、此寺に入り給へるか、嘉吉三年南朝の黨の亂に金藏主推されて主公たり。(此寺禪宗五山の一に列せり)

五條橋

六條坊門賀茂川に架す、古の五條橋(今松原橋)を引移して此に架したることあるより、條名も混亂す。慶長の比伏見より入京の大路を定め此橋に因らしめられ石柱を築立てゝ架したるが、正保年中石を撤したりと云ふ。(京華要誌云、この橋は清水寺の本願成就院住侶諸人に勸進して經營せしかば、清水橋又勸進橋と稱したり。五條河原は延元元年の河原合戰に、足利尊氏の兵千葉宇都宮等の官軍を破りたる所なり。樋口河原は東鑑に見ゆ「承久三年六月京都合戰、大夫史國宗宿禰持院宣、於樋口河原相逢武州(北條泰時)進子細、武州傳可奉院宣下馬拜云云」

(樋口)

御影堂

新善光寺とも曰ふ、五條橋西に在り、時宗にして住侶は扇を折りて生業をなす、平敦盛の遺室尼と爲り此に居り扇折をはしめたりと謠曲にも其説見ゆ。扇は京都の一名産にて昔より御影堂の名あり。御影堂初め春日東洞院に在り、其後數度の轉徙ありて天正末年より此に居る。明月記に綾小路河原御影堂とあるもこれに外ならず、弘安年中僧應阿中興してより時宗に歸す、創立の因緣未詳。

延壽寺

五條橋の西に在り、文治元年後白河法皇創建、六條殿の北(油小路樋口南今金佛町)に置かる、當時丈六の紫銅佛を本安し金佛寺と稱したり、後此に移し淨土宗に歸し法皇の宸影を藏す。

蓮光寺

五條橋の西に在り、寺域は古の六條河原刑場の址とぞ、寺も本尊追分如來と稱す、近江國西教寺眞盛上人開基。

六條

六條坊門即五條橋通の以南、高倉條以東は巷路整はず、蓋河原院廢したる後鴨河の水に浸され一時沙磧と爲り、近代再び拓きたる者也、六條一帶の地は近代佛寺多く此に集まり、町家大抵佛に因りて生業をなすとぞ。

六條の豆腐の沙汰や夜の霜　晉　仲

河原院址

五條橋の西、塩釜町より以南八町にわたる、六條坊門以南、西は萬里小路を限る、(南は七條坊門に及び東は京極限り八町也 東六條院とも日ふ)左大臣源融之を興し、鹽陶水石巧に華麗を窮め難波の浦を取り以て池中に致し毎月難波の潮二十斛を汲ましめ日に鹽を焼て陸奥鹽釜浦の勝槪に擬す、世に河原左大臣と呼す、融薨するに及び其第これを宇多天皇に獻じ仙洞と爲す、醍醐天皇亦しば／＼臨幸せさせ玉ふ、融の子僧仁康更にこれを傳領し佛寺と爲す、後水害に遭ひて漸く廢す。

本朝文粹云、夫河原院者、弘仁(嵯峨)先朝第十二皇子左兩相融卿之甲第也、相府在世之間、翁風流之體、擅遊蕩之美、營山累石、草木比其枝、鑿水湛池、魚鳥戲其波、調管絃於仙臺、翫文籍于月殿、寬平法帝(宇多)脫屣之後遊覽焉、勝地再逢主、幽境重得時、厥後早改蓮府之號、爲花界之砌。

鹽がまにいつか來ぬらん朝なきに釣せる船は此に寄らなん(續後拾遺集)　業　平

太平記に鹽竈の浦をうつせし淳風坊河原院とあるは、淳風即六條坊門の異名とす、拾芥抄に見ゆ。元弘の頃、此に六條道場歡喜光寺を建て、地主神として源融を祭る、此寺後世錦小路京極に移し仍河原院と稱し、地主廟を鹽天神と呼ぶ、今宗仙寺(曹洞宗)の中に籬島の井あり(高倉道五條南)又枳殼殿にも鹽釜浦の水石ありと稱す、但に不審、河原院の遺址は水に浸されて亡びたるべければ萬里小路以西に其故跡あらん樣もなし。

六條河原の名は平治元年(保元平治物語)又元曆元年(皇帝紀抄義仲誅伐)の戰に著る、又東鑑に「元曆元年檢非違使等於七條河原請取伊豫守義仲首、懸獄門前樹訖、又文治元年前内大臣宗盛首持向六條河原、檢非違使等莅其所、請取之、懸獄門前樹矣」などある獄門は此に在りし也。

長講堂

初め六條殿に在り、後之を土御門に移し、又此に移す。天正年中の事にして僧玉翁中興、今淨土宗とす。當寺は後白河天皇殊に叡慮をこめて建てたまへる長日法華八講三昧之堂にて、御心をつけたまへるものは尊卑を問はず名帖に入れて其菩提を弔はせ、歷代の聖主亦遺志をうけてたふさく行はせ給へる所とす、嘉吉應仁の亂世の比より中絕して聞ゆる事なし、今纔に此に遺名を存するのみ。(六條長講堂址土御門長講堂址を參看)

市屋道場（イチノヤダウヂヤウ）

金光と稱す、[illegible]町に在り、時宗市屋派本山也。承平七年僧光勝創建、舊址は七條北堀川西にして、古左京市屋町の地に在り（今西本願寺の地）光勝は即空也上人にして釋書に「入王城、於市廛唱彌陀、勸化人、呼爲市上人」と記し、其市門に題したる和歌は拾遺集に見ゆ。弘安九年僧俊曉中興して時宗と爲し天正年中此に移さる　七條金光寺之に異なり、市姫社（イチヒメノ）は寺内に在り、古左京東市の鎭守なり。

千艸文庫址（チグサブンコ）

小六條殿の西にあり　兵範記云、近衞天皇仁平三年四月有火、五條坊門以南六條以北東洞院以西西洞院以東皆燒亡、樋口町尻江家文庫（百練抄云千草文庫）不能開闔、萬卷群書片時爲灰了。千草一に千種に作る、此邊の町名なり（今松原通室町德萬町の邊）

小六條殿址（コロクデウドノ）

六條北院とも稱す、楊梅北烏丸西南北二町（拾芥抄）枕草紙に家は小六條とあり、御供石町より南上諏訪町に至る南北二町の地にて、白河天皇の造營して離宮としたまふ所なり、鳥羽天皇此に即位す仁平元年（近衞御宇）燒亡（河田氏說）踐祚部類抄云、天仁元年新主（鳥羽）自小六條第遷御内裏。類聚雜要抄、崇德天皇長承二年鳥羽院并待賢門院移御小六條殿、讃岐守經隆鳥羽北殿壞渡造畢。

中院址（ナカノヰン）

六條北烏丸西に在り、淳和天皇の離宮にして後は藤信家之を傳領し山之井家とも云ふ（拾芥抄）一說六條南と爲す。

第三宮氏子内親王昔中院に住せ給ひける頃は見えざりける菖蒲を、人のなかのゐんのと申けるを見て讀ませ玉ひける、

淺ましや見しふる鄕のあやめ草我しらぬ間に生にける哉、（金葉集）

六條家の祖藤顯季は堀河鳥羽の朝に仕ふ、官修理大夫和歌を善くし、[illegible]自ら一家を成す、六條南東洞院東に居る。中右記云、天仁元年[illegible]鳥羽[illegible]月遷御修理大夫六條亭、號中院、以此亭暫可爲御所[illegible]　按に顯季家と中院とは拾芥抄六條南北の差異あり、不審。著聞集云、文永元年（鳥羽御宇）顯季卿六條東洞院にて柿本大夫人丸供を行ふ、件人丸の影に夢想にてあたらしく圖繪するなり。

六條南院址（ロクデウナンヰン）

六條北烏丸西にあり（拾芥抄）扶桑略記に曰く、「寬德二年（後朱雀御宇）小一條院（諱敦明親王）於東京六條第造堂宇、安阿彌陀迎接之像」と、この寺興立後詳ならず、榮花物語に道隆大臣第三女を南院に置きたる事見ゆ、又此なり、一說に六條南と爲す。袋草紙に曰く「南院は天橋立也、祭主輔親卿家也、爲觀月寢殿の南をはさゝず」云々　名跡志因りて曰く、拾芥抄に南院と輔親家天橋立を異とし、一は六條北一は六條南とす、疑らくは倶に南にて一所ならん、後拾遺集に懷圓法師の「池水の天の川にや通ふらん」とよめるは即此也、六條南烏丸西は今に天橋立町と稱す云々。

六條殿址（ロクデウドノ）

六條北西洞院西に在り南北二町と爲し、或は東西二町と云ふ、後白河法皇大膳大夫成忠（一作業忠）の宿所を召上げて仙洞と爲したまふ、殿中に長講堂を建てたまへり、東鑑に仙洞六條北西洞院西（文治六年條）とあるは是也（河田氏說）又堀河御所と稱す、平家物語云、法皇は五條内裏を出し大膳大夫成忠が宿所六條西洞院へ御幸なし奉る。

後白河院かくれさせおはしまして三四年の後五月御供花の時六條殿にて池水久澄を

むかしより絕ぬながれを白河のせき入れし末も思ひこそやれ、（家集）　寂蓮

六條長講堂址（ロクデウチヤウカウダウ）

六條殿の中に在り、拾芥抄京程圖に楊梅北西洞院西と爲す、南は六條殿にて西北は金佛寺なり、倶に後白河法皇[illegible]、長講堂は[illegible]元年[illegible]創建にて最歷史上に名あり、寺は[illegible]下寺町に遷[illegible]名を存す。（土御門長講堂在）

後白河院かくれさせ給ひて後の秋長講堂にまゐりて薄を見て

吹く風にたれなか[illegible]夕暮、（續後撰集）　入道親王承仁

百練抄云、承元二年五月長講堂供養也、依六條殿燒失於土御門東洞院御所修始之」、承元二年燒失後は土御門東洞院に移さる、拾芥抄京程圖に六條殿中に持佛堂を載す、長講堂の南なり、故に六條殿は東南三町を占めたり　名跡志に本國寺方境西至の古狀（足利直義）を引き東御所跡舊堀境とあるは、即六條殿也

六條堀河宅址（ロクデウホリカハ）

判官源義經の宿所なり、相傳ふ六條の北堀河東油小路西なり、宅中池あり後世呼びて判官池と曰ふ、今は亡ぶ（名勝志）

平家物語云、判官宿所六條堀川、百練抄云、文治元年十月十七日、今夜子刻許義經宅六條堀川、軍兵自四方攻寄之、有夜討企、義經忽合戰、襲來之勇士皆悉逃散了。（平家物語源平盛衰記の堀河夜討是也）六條殿（南東三町）の北西なるべし。金佛寺は更に義經宅の北に創たり、然れば六條坊門南一町の地歟、名跡志に曰く六條坊門南堀河東は堀河館の方境也、今泉水町と稱し人家の後に判官殿池の跡あり云々、然るに東鑑に六條室町亭に義經を襲ふとあり是は訛聞を錄したるならん、百練抄最徵證に足る。

本國寺（ホンコクジ）

寺域は五條（松原通）南、堀河西大宮東佐女牛北、日蓮宗一致派の本山なり、初め鎌倉松葉谷に在り法華堂と曰ふ僧日朗創建、其師日蓮を推して開基とす。四世日靜は足利尊氏の叔父にて、曆應

四年松葉谷より京師に至り更に法華堂を興し本國寺と號す（名勝志）足利氏俗緣の故を以て特に奬重する所あり、遂に洛陽屈指の大地と爲る。

緣起云、（名勝志所引）舊鎌倉松葉谷日朗上人造搆之靈場也、曆應四年三月日靜上人遷此地、云々、足利直義公寺境許狀曰

六條法花堂居敷四至裏田堺（名勝志云南門、昔在七條本願寺迹、北門與北五條今道堺御所跡舊堀堺西大宮敷下溝堺等事

右任本地（但四町四方）之例院宣所候也

貞和元年十月二日　直義

本國寺

許狀に見ゆる四町と云ふは六條坊門以南にて、五條今道とは今五條橋通とす、此頃すでに此名ありしや再考を要す、寺域は古今の變遷を免れずと思はる。又後小松天皇綸旨

當寺爲勅願所殊日蓮附法之根本的傳正嫡之旨被聞食訖

應永五年二月十日　左大辨

本國寺上人御房

永祿十一年足利義昭上洛の初め此に館し、十二年三好黨の兵來りて之を圍みしも、織田信長の軍救解し三好黨敗退す。建物は大客殿小客殿祖師堂釋迦堂清正堂以下大小の殿閣森然として樹立す、塔頭三十有餘之を圍む大抵天正以後の修造とす、中にも羅刹堂は天文中細川晴元造進三光社は松永久秀造進經藏は太田資高造進足利義政朝鮮版一切經を納れ今に存す、祖師堂の舊瓦は八條堀川感光寺の遺物とぞ。鎭守飛鳥田社は今人丸塚と稱す、松永久秀石塔小早川秀秋の遺廟も寺域内にありとぞ。（名跡志名勝志京華要誌）

六條源氏宅址

六條南室町西佐女牛北なり、源頼義義家爲義義經四世在住の址也、文治元年頼朝乃祖の遺跡を點じて石清水八幡若宮を勸請し佐女牛若宮と稱す、今東本願寺域に入る。

長明發心集云、伊豫守源頼義入道の家の向ひ佐女牛西洞院蓑和堂云々、東鑑、元曆二年内府宗盛以下生虜入洛條云、入廷尉（義經）六條室町第、又文治元年廷尉義經被襲條云、襲六條室町亭（實六條堀河宅、此云室町誤）又云、六條若宮點故廷尉禪室（爲義）六條御遺跡。

蓑和堂址

源氏宅の西に在り、左女牛北西洞院の東なるべし、蓑和は水曲の義にて此邊に水流ありし歟、耳納にも作る、俗說蓑和堂を以て源頼義敵虜の耳を削り納るゝ者とするは信ずべからず、首藤蓑和入道通弘造立し頼義も落飾後此に住す、治承の比には既に亡ぶ。今東本願寺の西北學林町なり

長明發心集云、伊豫守源頼義は陸奥に向ひて十二年の間謀叛の輩を滅したまへる事數を知らず、因果のことわり空からずは地獄の報ひ疑なからんと見えけるに、蓑和入道とて先立て世をそむける者ありけり、折節に此世の無常自の罪の報の恐るべき樣なとを云けるを聞き、忽ち發心して頭おろして一筋に往生極樂を願ひけり、彼みのわの入道が造れりける堂は伊豫入道の向ひ左女牛西洞院なりみのわ堂と云ひて、近くまでありき。大系圖云蓑和入道俗名通弘、首藤氏部丞親通子　東鑑に「文治三年左女牛御地、令奉寄六條若宮、是六條以南西洞院以東一町也」とある即蓑和堂の地ならん

佐女牛若宮址

六條若宮又は左女牛八幡と稱す、文治元年源頼朝創建、即源氏累世の宅址なり、鎌倉武家多く神領を寄せられ洛陽の大社たり、後荒へ慶長の比東本願寺創立の比東山へ移す、今大和大路五條橋東五丁目に遺名を存す。

東鑑云、文治元年佐殿（頼朝）令拜諸國地頭職給之内、以土佐國吾河郡、令寄附六條若宮給、彼宮點故廷尉禪室爲義六條御遺跡、被奉勸進石清水、以廣元（大江）弟秀巖阿闍梨、所被補別當職也、又云於六條若宮可始行放生會之由、有其沙汰、且可被寛叡慮云々、名跡志云、今若宮町と云ふ、佐女牛通北舊地尚古松ありて宮址存す

本願寺

又西本願寺と曰ふ、東本願寺に對して其名起る、眞宗本派の本山也、眞宗は本淨土宗の一流にして一向專念の聖教を主張し、親鸞を宗祖と爲すを以て昔は淨土眞宗又は一向宗の名あり　本願寺は親鸞（明治九年勅諡見眞）墓所東山大谷の持佛堂に基因す、（大谷本願寺址參看）親鸞の女覺信尼門徒と協力して之を創建し、久遠成實阿彌陀本願の義によりて寺號を立て、僧覺如高祖の外孫（日野廣綱の子にして覺信尼の腹たり）にあたるを以て留守職と號し寺務を執る、子孫世襲して遂に寺主と爲る、正安元年勅願定額の數に入るといふは詳ならず。文明年中寺主蓮如（明治十五年勅諡慧燈）大に宗風を發揮し、本願寺之より隆大を致す。文明三年近江國大津近松に移し七年山科に遷住す當時一向宗法華宗の二教繁盛相當り、其力漸く他宗を壓するに足る、後ますゝ富強を加へ儼然武家の一敵國と爲る。天文元年證如の時山科本願寺燬却、上人攝津國大坂石山へ移り、天正八年顯如の時石山を織田氏に附し紀伊國鷺森又和泉國貝塚に移寓し、十三年攝津國中島天滿に轉じ、十九年今の地に移る。一向宗は帶妻傳子他宗と頗る異趣なるを以て古來屢排擊にあへり、後柏原天皇の時天下大亂、朝廷即位の禮行はれず、實如其料を進め大永元年に至り其典を擧ぐ此勸賞として上人に紅衣を賜り　青蓮院門跡の執奏を被り其子證如始めて權僧正に任じ證如の子顯如更に青

蓮院門跡の准位を賜る、是より本願寺門跡號は一種の貴稱たり　門跡とは猶跡職と云ふ如し一寺の主也、中世法親王入寺の寺門跡の稱は殆ど皇族の別稱にちかゝし、世俗因りて以て本願寺の貴尊を想望することゝなれり、而て眞宗中の別派にも門跡を號するは之れ為なり、近年寺主は大谷氏と稱し華族に列せらる

寺域は堂女牛南北小路北堀川西大宮東、古の左京東市町の地域、現今の御堂は寛永十年の創造にして、本堂祖堂二あり頗宏壯たり數多の殿舍其西に沿く唐門は東山豐國廟の遺構を移したる者にて彫刻精妙を以て著る。寺に太秦廣隆寺の古鐘を藏む、少納言入道信西の銘ありとて亦世に著る、本寺本尊阿彌陀佛は安阿彌快慶作、絕妙の製とぞ、親鸞上人繪傳四卷は信濃國康樂寺淨舜畫にて詞書は三代覺如上人（親鸞外孫）の述作也、敎行信證四卷（見眞大師作）と共に本宗の重典なり、後奈良帝内勅本願寺主極官云々の一通は青蓮院執奏當寺顯證の古證文たりと云ふ。

登飛雲閣　　僧　敬雄

飛閣層々壯、雲梯梟碧空、平臨星斗上、遙望京都中、
圍郭千山合、拘城二水通、春風倚欄夕、坐覺入天宮、

摘翠閣は東南に在り、其飛雲閣は内野聚樂第の遺物とぞ、閣中の亭榭水石の美は風に好事者の推す所也。

文化年中本願寺に宗義紛亂の爭起る、別院本寺信徒の間に樹黨相排す、遂に江戸幕府に訴訟し寺社奉行の裁判を被る、法主以下其非を問はれ重きは遠島に處せられ、服せずして斬に處せられたるもあり。

（飛雲閣）

興正寺（コウシヤウジ）

本願寺南にあり、北小路北猪隈東古の市町市堂の地也、興正寺もと山科に在り佛光寺と同院なるが、文明年中分離す。今眞宗中一派の本山にて、天正の末本願寺と倶に此に移る、寺主は近年花園氏と稱し、華族に列せらる。

寺祖經豪は山科興正寺（一名佛光寺）十四世經譽の舍兄にして、文明年中本願寺蓮如に歸り僧侶四十二人門を敎へを分割し、別立し眞宗の宗派に入る　同七年本願寺と同く山科の野村の地に更に興正寺を建す、天文元年本願寺南遷の時亦同く攝津紀伊の間に遷移し。天正十九年此に歸着、全く本願寺の所管たり　而も尙出自を異にするを以て明治九年別に一派本山と爲る。寺祖經豪は花恩院と稱す、或は花園に作る、俗書に興正寺顯尊（一名顯超）上人正親町天皇より門跡號を賜ると、其詳を詳にせず。

市堂址（イチノダウ）

市町に在り、市町は堀川の西北小路南北に渉り左京の東市也、市堂は北小路南とす、拾芥抄京程圖、市屋道場とも稱す、後五條橋西に移す今の金光寺是なり。

市門に書つけて侍ける　　空也上人

一たひも南無阿彌陀佛といふ人のはちすの上にのほらぬはなし、（拾遺集）

拾遺抄云、市門は七條猪隈なり今北小路と名づけたり、件の市に石卒都婆あり空也上人たてたる也、之に歌をかきつく。名勝志云、西九條長見寺に古石塔婆あり、高一間許幅一尺表に梵字あり裏に妙法經と彫たり、土人相傳ふ元七條堀川邊にありしを近世此に遷す、是空也造立の者歟。

常樂寺址（シヤウラクジ）

七條北堀川東に在り、本願寺祖覺如存覺兩上人の古跡なり、覺如諱は宗昭外孫を以て祖統を承け本願寺三代と稱す、法脈は嫡孫如信の附授を受く、存覺字は光玄覺如の長男たり、顯密の學匠にして論述する所あり、六要抄は斯流の一註疏即存覺の作なり、存覺は家を去り其の法統を近江國木部（キノヘ）錦織寺に傳ふ。反故裏云、存覺上人京都大宮に一寺建立あり、今本山御房（本願寺）の邊、北小路と申處にて常樂臺と名附く。

居睡元政抄曰二十二日常樂寺光玄堂にて、題侍る二十首の中に照月、

あたなわれしあはぬ鳴の秋風にさせもみたれて月そこほるゝ、　　覺　如

東本願寺（ヒガシホングワンジ）

本願寺十一世顯如上人（名光佐）の長子敎如上人（名光壽）創建慶長七年也、初め顯如織田氏に抗し敎如最強項、依りて信長に忌まれ講和後敎如は身を退けたり、豐臣秀吉其少弟光昭を立て法嗣しむ、既にして慶長五年德川家康大に西軍を關原に破り京師に入る、敎如出迎ふ、家康曰く長者本當に嗣ぐべき也と、乃別に一寺を六條に起さしむ、此より海内門徒分れて東西に屬す、殆ど本支の分別なし、故に世俗西派東派と云ふ、近年寺主俗姓大谷を稱し大谷派と標す。

寺域烏丸西六條南七條北、堂宇の華麗壯偉俤寺に卓越し天下無雙と號す、元治元年兵火に罹り、近年本堂祖堂（彌陀大師）以下相繼ぎ重興す。

枳殼園（キコク）

東本願寺の東方、三町を隔てゝ相對す、方百間の地を占む、東本願寺の別園なり、一名涉成園寛永年中造。元治甲子兵火にあひしも林泉の幽趣、水石の奇巧は其觀を改めず。

亭子院址（テイジヰン）

七條坊門（今御前通）南北にまたり西洞院西とす、今兩本願寺の中間なるべし、東
七條宮と稱し、宇多法皇の後院なり、後捨てゝ寺と爲し遂に廢す。（西中筋通中珠數屋町）
拾芥抄云、亭子院、寬平法皇御所、元東七條皇后溫子家。（宇多中宮基經女）後拾遺集に亭子院の花をよめる法皇御製又伊勢の返章を載す、本朝文粹に菅淳茂が「侍亭子院同賦月影滿秋池應太上法皇製詩」の一篇を載す。

鴻臚館址（コウロクワン）

七條北朱雀大路東西に兩鴻臚ありしとぞ、拾芥抄　今島原の南に接する地なら

ん、館は異國外人の來朝を接待する場にして初め延暦造都の時建てたりしを弘仁帝捨てゝ東寺西寺と爲しぬ、（河海抄大觀秘抄）按ずるに東鴻臚を藥園とすること續日本紀記承和六年の條に見ゆ、然らば西館あるも東館は造立の事なく初より田圃たりし歟、世に東寺の瓜とて此邊の名産とす、名跡志名勝志東鴻臚に蜜瓜種ゑたる說あり。

島原（シマバラ）

六條南朱雀東にあり、（本願寺西二町）遊廓なり。初め天正年中京師の娼家は柳町に在り、慶長七年室町六條邊に移し、寛永十八年更に此に移さる、其歲肥前島原に吉利支丹一揆起り城郭に立籠る、世人之を傳へ新地一廓と成すものに比擬して島原と曰ふ。爾來洛陽唯一の溫柔鄕と爲り、華奢風流天下冠絶す、近代に及び漸く衰へ、嘉永四年洛中各所に娼家を置くことを許されてより益頽然たり。揚屋町の角屋長松樓は寛永の舊構なりとて、猶游蕩子の銷金窩たり。

誰やらがすがたに似たり今朝の春　芭蕉
島はらの外面染むるや藍ばたけ　嵐雪
傾城の賢なるはこのやなぎかな　失名

法國寺（ホフコクジ）

游行町に在り、時宗、天正年中新上東門院秀子（後陽成御母）其父勸修寺内府晴秀の菩提を弔ふとて建立、僧滿悟門基す、遊行道場なり。（平安通志）豐臣秀次此に足利學校を移さんとして成らず。

七條（シチデフ）

七條以南堀川以東は今田田村舍相雜り市外に屬す、其葛野郡に屬するは大内村の西九條、東鹽小路也　紀伊郡に屬するは柳原町東九條村と曰ふ。朱雀小路の邊は悉皆葛野郡へ入り七條村及大内村に屬す。

七條停車場（シチデウテイシヤ）

京都の車驛なり、烏丸通にあたる、東西鐵道の幹線は云ふまでもなく南は奈良に通ずる岐線あり、又丹波丹後より舞鶴に通ずる北方線の開通あり。

七條橋は、太平記元弘三年峯堂合戰の條に兒島備後三郎高德兵三萬を以て七條橋を扼すとあるも今の鴨川七條橋同所にや、思ふに桂川七條の通路を云ふなるべし、峯堂は桂川の西岸なればなり。

七條道場（シチデウダウヂヤウ）

一名金光寺、七條東洞院にあり、時宗、正安三年遊行一遍上人（第二世眞敎）創建す、佛師法橋定朝の宅址とぞ、大永四年將軍足利義晴來りて佛を禮し宴を張る、其實記は今尙寺に存す。（河田氏說）佛師定朝、其所作に勅願所七條佛所定朝作と銘するものある事日次記に載せたり、二十一代康正の時豐臣秀吉命じて三條烏丸に移さしめ金光寺を其跡に建つ、三十二代定慶に至り調伏の佛像を刻したるを以て同業の訴ふる所となり京師を追放せられたり。（平安通志）

七條銀座址（シチデウギンザ）

平安通誌云、戰國の世鑄幣なし、海内諸國の商賈等沙金石金ハツレ金と稱する雜金を京都に送り銀と交換す、兩替師之を檢查するに黑石を用ゐ且銀も亦灰吹を通用するを以て品位輕重の差を論じて其不便少なからず、德川家康夙に其弊を察し、政權を掌握するに及び京師の彫工後藤庄三郎に金銀改役を命じ、金座を江戸駿府に置き庄三郎をして之を掌らしめ、金貨を鑄造す、銀座を伏見に置き其地を兩替町といひ後京に移す、大黒常是に命じ、和泉堺の賈人湯淺作兵衞常是專ら銀貨鑄造の事を掌り、極印を刻す、即ち銀貨に常是とあるもの是なり。（德川實記石川正西見聞集貨幣秘錄參取）東山帝元祿十二年町奉行荻原重秀京都七條及び江戸に於て寛永通寳錢を鑄る、世に是を荻原錢といふ、後復七條高瀨川側錢座に於て鑄る所のものを七條錢といふ、（農政座右）當時七條新鑄錢座場内頗る廣く六千四百坪工場三十戸あり、之を糸割賦に命じ稅金鑄造十分の二を納めしむ、幾くなくして之を停む、（京都役所向覺書）寳永五年四月京都七條錢座に於て寳永通寳の大錢を鑄る、銅錢にして他の十文に當り金一兩に三貫九百文乃至四百文を定價とす、背の輪郭に世世永用の四字を記す、然れども人民便とせざるを以て六年正月通用を停む、（德川實記貨幣通考貨幣秘錄）其鑄造する所十萬貫文といふ。（京都役所向覺書）

東寺（トウジ）

（教王護國寺）

大宮西九條北壬生東八條南に在り、眞言宗總本山。延暦十五年桓武天皇東鴻臚を捨てて東寺と爲し西鴻臚を捨てて西寺と爲す。僧空海（弘法大師）入唐密敎を傳へ歸朝す勅して之を東寺に置く、弘仁十四年東寺長者職を以て空海に賜ひ灌頂道場とす、海其師靑龍寺慧果より附與せられたる健陀國袈裟及び念珠を置き寺鎭とす、天長年中師資相承の官符を賜はり秘密傳法貫主の住院と爲し、敎王護國寺（ケウワウゴコク）と稱す。爾後一千餘年其名歷世の史冊に著れ官家の崇重最他に異なり、海大師雄才多能、平安京奠都の初め兩部秘密の敎を布き、特に嵯峨天皇の推奬を辱うしたるより朝野之に風靡し、傳敎大師の延暦寺と幷稱して顯密二敎といひ實に平安京盛時の二大宗とす。後世念佛諸宗起り、卑近の敎化を力めしより形勢一變するも、眞言天台は佛道の高門として尙朝野の重んずる所たり。

東寺は後世八幡山と號す、蓋男山八幡宮を鎭守とす。類聚國史に因れば空海は稻荷神社を鎭守とし其山木を採り塔材に供したり、天長三年五層大塔造立の時とす。建久年中文覺上人念佛の流行を慣り古敎興立の志あり、東寺の堂舍修理する所多し。今の堂塔は金堂講堂食堂等豐臣氏造進にて、大塔灌頂院西院等德川氏の時に成る。金堂（桁行七間梁間五間重層屋根入母屋）大塔は今國家特別保護の下に置かる。西院は弘法大師影堂

たり、大塔は寛永年間成る基方三丈高二十三丈四尺と云ふ　門垣は大抵建久修造の舊を存し殊に西の蓮花門は本寺創建の日のものとも稱す、南大門は亡びたれども東の不明門（アカズ）は延元元年新田義貞足利尊氏を此に圍みし時之より攻撃し、鐵痕今に存す　校倉も亦古構とす、南大門は近年三十三間堂西門を移す

東寺は一千餘年大災巨害を被むることなく、佛神呵護空からず以て今日に至る、經像圖書の寶藏、貴要豐富海内第一に居る、古文書の如き百函に上る、號して百合文書と曰ふ　寶庫安置の閻本尊は舊内裏仁壽殿に安置す、初め空海將來の觀音長七寸脇侍梵天帝釋各六寸之を宮中に奉安し歴世の禮拜をかされしが、長和四年（三條朝）内裏炎上の時燒失、佛工定朝更に造進す、太平記に後醍醐天皇南遷の時吉田内大臣定房此像を宮中より取出し吉野に供奉の事見ゆ、南主還京の後故ありて東寺へ附せらるとぞふ。眞言御修法も舊宮中の嚴儀なり、今毎年寺内に奉行す。（一名左寺）

觀智院（グワンチヰン）　東寺支院中其名最著る、僧杲寶創建　杲寶は東寺屈指の學匠にして經論の注釋護法の撰述多し、文和四年足利直冬東寺に據り父尊氏を拒みたる時流矢にあたり死す。院の本尊五大虛空藏（長五尺）奇異精妙の作世に匹儔少し是れは山科安祥寺の舊佛にして慧運僧都唐國より請來すと稱す　院舍は棟瓦に永享の銘あり、釘隱に元亨の銘ありと云へば亦數百年の舊構とす。當院は後宇多法皇御願東寺第一の塔頭にて、初代杲寶二代賢寶宗風をすゝるより師資連綿堂宇亦災あること少し、住持は毎に東寺別當職を兼ね宗祖將來の寶器を管領す。（通志）畫幅曾理準闍棃王、基光準不空羂索等あり。

寶菩提院（ホウボダイヰン）　東寺塔頭たり、住持は觀智院と同じく、別當職に補せらる・庫あり　寺藏範俊僧正筆愛染明王畫幅は明治三十一年國寶に列す、寶閣樓曼荼羅一幅巨勢金岡筆と稱す。

東寺の寶眞言七祖畫幅（唐李紳畫空海題字）七幅、五大尊畫幅十二天畫幅、修法に用ゆ、弘仁曾影一幅、牛身御影（傳藤原信實筆）山水畫屛風一雙、唐人筆或は春日珍海筆、大師繪傳十二卷等あり　彫品は不動明王、（空海造）觀護法門天像、護法像、文殊像以下大小擧ぐるに遑あらず、又大師の風信帖一卷、請來目錄一卷、遺告一卷、嗜附法傳一卷等は本宗の最重典と爲す所、後宇多法皇宸翰と共に眞言教の所依と爲す。

同後承弼、觀東寺古書蹟、　賴　山　陽

趁友南部寺、開其富藏貯、觀覽許櫃越、發扃供讀披、寒傳的實居、巾服混同侶、聞士學於唐、善書非寡與、大像畫奇偉、纖幅贊七祖、大字鶴鴒頌、小字聖教序、圓活氣雄勁、綉幀伏弓弩、間以飛白書、飢蛟鬪渴虎、聰明見絶人、小技著餘緒、勅章與教書、斑々又雜數、因夸弘仁前、端楷署民部、指揮歸武人、書蹟變傳父、足利書最多、器物疑建武、入犯託窟穴、報施若其所、華押元帥筆、勾撇頗飛舞、纖豐戒踐踐、粥飯資給予、施主總安在、伽藍儀故堵、乃知開創謀、能勝英雄主、書生閲案把、採求本舊古、忍饑觀書畫、一日成萬古、

按に中世以前天台眞言並行して早く諸州に流布し、他の南都六宗と其軌を異にしたり、其流行の盛勝と思はるゝ一事は、類聚三代格承和四年官符元慶五年官符に參考すべし

應眞言宗毎年任諸國講讀師事（承和官符）

右奉勅、眞言法教、躍始行京城、而不洞邊境、被選彼僧堪講讀及修法者、任之、但其僧不限年臘選堪能者

應天台眞言兩宗定次擬補諸國講讀師事（元慶官符）

右大將、中御門宗[illegible]、事[illegible]、

[illegible]

戒光寺址（カイクワウジ）　八條堀河に在り、何の世にか廢して今[illegible]寺祖師堂の古式[illegible]光寺の[illegible]、名勝志　戒光寺[illegible]入宋し、[illegible]八世法政の法孫[illegible]宗[illegible]二年歸朝す、督學十五年也、[illegible]と倶に律宗を宣揚す、當時[illegible]云ハ京都を北京と云ふ、[illegible]日本佛教史　名跡志云、戒光寺[illegible]り、今號[illegible]光寺畑　太平記に戒光寺に[illegible]錄せるは此也、後小川[illegible]寺町[illegible]し、正保年中泉涌寺の域内に轉[illegible]

西八條殿址（ニシハチデウドノ）　東寺の北に在り、八條坊門南大宮西八條北壬生東とす、平相國清盛入道淨海の家なり、（拾芥抄）其別亭は殿内に在り、今地域多くは大内村大字八條へ入るとぞ。盛衰記云、此所をば八條殿の蓬壺とぞ申ける、入道蓬を愛して坪の内をはしつらひて蓬を植ゑ、朝夕之を見給ふ

春の北宮の西八條に出させ給へりし程、月あかかりし夜、あたら夜をたゞにや明かさむとて、權介朗詠し笛吹き、經正琵琶ひき、御簾の内にも琴かきあはせなどしておもしろくあそびし程に、

かくまでのこゝろつくさで大かたに花と月とをたゞに見したに、（家集）　右京大夫

平家物語云、平相國禪門をば八條太政大臣と申き、八條より北坊城よりにしに一町の亭ありし故なり、彼入道うせられし曉に燒にき、大小棟數五十餘に及べり。按ずるに平語は淸盛亭坊城西とせば朱雀東にして六孫王社大通寺の西なり、而て拾芥抄は壬生以東に西八條

殿を標し、且平家一門幾多の亭館を此邊に載せたり、今一々備錄せず。

六孫王社 八條北壬生西にあり、六孫王源經基廟なり、古來六宮と稱し、相傳ふ六宮經基の靈廟と而も明證なし、若大通寺の鎭守にして德川氏元祿年中再興、朝廷極位を授らる、之より其名著る、經基邸址歟。

大通寺 六孫王社の北八條坊門南にあり、承久元年源實朝歿後夫人坊門氏此に住し、後捨てゝ寺と爲し一號遍照心院、僧眞空を開基とす、眞言宗、實朝の影像を置く、六孫王社は其鎭守とす。

八條烏丸第址 八條坊門南烏丸西にあり、（拾芥抄、今七條停車場の南堺にあたる、美福門院得子の宮なり、（鳥羽中宮近衞御母）二條天皇皆ゝ此に御したまふ、後大納言平賴盛此に修造す、八條院と稱す。

百練抄云、件所元是顯隆卿家、顯能相傳、平治比爲美福門院御所、二條院御在位間暫爲皇居、而賴盛卿申請、八條院新造也、養和元年二月十七日、今日行幸、（安德）賴盛卿八條室町亭。平家物語云、治承四年五月十四日法皇（後白河）をば鳥羽殿を出したり、都へ還御なし奉り、八條烏丸の美福門院の御所へ入れたてまつる。

柳原 古の八條北七條南高倉東鴨河に至る地也、（今紀伊郡に入り柳原町と曰ふ）此邊に八條相國藤實行の宅ありき、實行は三條家の祖也。拾芥抄云、實行家、八條北高倉東。歷代編年集成云、永曆元年今年入道前太政大臣實行、以八條家（八條南高倉中爲寺、號蓮華院被申成勅願寺畢。名勝志云、實行家は後に南無阿房の堂となるとぞ。近世は柳原庄と曰へり、南は鳥羽繩手に連る

空になくゝの水田の底の郭公、　鬼貫

九條 今東九條（紀伊郡東九條村）西九條（葛野郡大內村西九條）の名存すれど東寺の邊を除く外、大略市外と爲る、上殿（針小路）中殿（坊門南）等の字あり。

九條殿址 三所あり。上殿は西洞院東針小路南、中殿は町尻東烏丸西の二邸とす、共に拾芥抄に見ゆ（其南に下殿あり）藤原基經九條宅に四十の賀を爲すこと伊勢物語に見ゆと云へば、基經の創立なるべし。法性寺關白忠通の時に長子基實近衞殿を傳へ三子兼實は本家を傳へ、此より九條を以て藤氏長者職とし、二家後分れて五家と爲る、謂ゆる五攝籙是なり。承久三年仲恭天皇鎌倉武家の逼る所となり、天位を捨てさせ此に退き玉ふ、故に九條廢帝とも申奉る、兼實の孫道家の時也。後植通の時海內沸亂天文年中亂を界浦に避け、又西海に漂泊す、九條第廢墟と爲るは蓋此間なり。

扶桑略記云、天德四年右大臣藤原師輔、薨於九條第。東鑑云、承久三年九月九日踐祚、（後堀河）先帝（明治五年奉謚仲恭）於高陽院皇居遜位、密々行幸九條院。

城興寺址 今の洛陽觀音堂（九條北烏丸西）是なり、拾芥抄名勝志 九條相國信長此に修造し、後永曆中捨てゝ寺と爲す、城興院と曰ふ、東鑑に寺の領莊信濃國櫟原倉科二所あること見ゆ。

施藥院址 九條坊門南西洞院東とす、九條殿に接す。（今東寺稻荷旅所の東凡二町）初め藤原冬嗣之を創置し、親族の窮者を收養す、天長二年官に入る、延喜式に「凡京中路邊病者孤子、仰九條令、其所見所遇、隨便必令拾、送施藥院及東西悲田院」とあるは當時既に官家に屬す、何の比にや廢絕す。天正の末年に豐臣秀吉の侍醫法印全宗施藥院使に任じ、醫師の名を著す、是猶德川氏の儒生林氏が大學頭に任じしがごとし。

綜藝種智院址 九條坊門南油小路西とす、亦九條殿の中なり。（今東寺稻荷旅所の南に接す）東寺空海大師藤冬嗣に請ふて之を創置す、學校なり、後廢し中世長見寺此に立つ、天正年中寺を其西方に移し、（今西九條村に在り）封堤築造の時院址壞る。

性靈集云、納言藤大卿有九條宅、地餘二町、屋則五間、東隣施藥慈院、西近[illegible]右閤、（東寺）道貧有意濟物、竊庶幾置三敎院、一言吐響、千金即應、永捨契劵、遠期冒地、樹名綜藝種智院。○名勝志、此院址は稻荷旅所の南なり、長見寺此地に在りしが、洛陽總土堤を築く時西九條へ移す、舊地に春日森藏王森あり、藏王森の南に寬算石あり、田間に橫ふ、寬算の靈崇と爲りて此に墜ちたりと、隕石也、寬算內供の事は大鏡に見ゆ。

（以上大意）

洛東

洛東 洛陽の東の義にて、鴨河の東を云ふ。故に近代或は鴨東と稱し鴨河を洛水と呼ぶことあり。愛宕郡の東南部にして又東山一帶の麓なるを以て東山とも稱す、白河の一水其北を流れて鴨河に注ぐ、故に又白河と稱することあり。此地は平安京の東に接し郊境に居る、水明山紫尤勝景に富む、古より宮殿寺社多く此間に散布し民居亦繁し。近年に及び併せて京都市に入り三條街粟田口の大路を以て南北を界し、上下兩區に分屬す　大抵北を白河と爲し、南を東山と爲すに似たり。古の愛宕郡下粟田鄕鳥戸鄕及び上粟田鄕にあたる。

上粟田鄕 和名抄愛宕郡上粟田鄕訓阿波多。今上京區淨土寺町鹿谷町南禪寺町粟田口町吉田町岡崎町聖護院町及び白川村等にあたる。山陵志

云、粟田古郷名也、中世其東号白河因亦名也、白河名亦廢而今三條有粟田山、淨土村北有白川村、其遺僅存焉」古事記姓氏錄粟田氏あり、又山城國押人（一作天押帶日子）を祖とす孝安天皇の兄とも又皇后の父とも云ふ、其氏人粟田臣又粟田眞人は奈良の朝に著る、姓氏錄本貫山城國なれば此地の舊族也。

粟田（アハタ）

粟田郷は上下に分れ[illegible]たれど、粟田驛址は岡崎町にて粟田山と南禪寺の東山也、又其内南を粟田口と曰ふ郷名の本據は此間なるべし。

粟田燒は、[illegible]、京都粟田陶器は清水（キヨミヅ）と其起源を同くす、相傳ふ元和年中陶工九左衞門（其子莊左助右門入德右）あり其製品に陶書粟田と銘す、是粟田燒の濫觴なり、寬永年中野々村仁清（仁和寺宮に仕へ播磨大掾藤原を政と曰ふ）は丹波國尾戸村に朝鮮陶法を學び、入京して又淸閑寺隣に宗伯に其業を問ひ名匠と爲る、明暦中壺屋久兵衞（肥前國有田皿山人）仁淸と謀り此地に色畫染附の器を造る、正保二年鍵屋德右衞門（小林氏）錦樣の器を出し錦光山と銘す、寶山帶山の二匠尋いで出で文政年間木米（青木氏）の窯起り、精雅の名大に著る。

白河（シラカハ）

水名に因る、源は比叡山の南志賀越、山中村（ヤマナカ）より出で、如意岳の溪水を併せ白川村に至り、南折し南禪寺の西に至り、右折して鴨河へ入る。古へは今の白川村より鴨河東山の間洛中九條筋の東に至るまですべて白河と曰へり、（名勝志）太平記に白河の地に宮殿の多く起りたる盛況を述べて云ふ「京中忽ちさびかへり嵐の後の木葉の如く、己か樣々散り行けば、白河はいつしか昌（シヤウ）えて花一時の盛をなせり」今曰ふ所の白河は東下粟田の山より西は鴨河に至り北は白川村の境に及ぶ間を云ふ、（名勝志）今大抵上京區の域内と爲る。

何となく春のこゝろにさそはれぬけふ白河の花のもとまで（月清集）　後京極良經

京白河と云ふ者は白河の邊を京中に比したるものにて、白河天皇六勝寺興隆の比より起る歟、後京極のよめる「けふしらかは」はこれを取る者也

身をすてゝよし野の山に入ぬともおもひや出し白河の花、（玉吟集）　家隆

淨土寺址（ジヤウドジ）

今寺廢し町名に存す、鹿谷（シシガタニ）の北神樂岡の東白川村の南なるを淨土寺町と云ふ、聚落あり其西南に河原と字するは即寺址とす。寺址の西南黑谷（鹿谷町の西）も今淨土寺町に屬す

今昔物語に後一條天皇寬仁三年の比僧明救此に住し淨土寺僧正と呼ばれしこと見ゆ、又同天皇神樂岡に火葬し奉り御骨を淨土寺に置き、後菩提樹院に移したること、皇年代私記に見ゆ　後白河帝の宮人丹後局此に住し淨土寺二位尼と稱す、將軍足利義政も初め出家し僧と爲り此に居る淨土寺殿と曰へり、文明年中相國寺の西へ淨土寺を移し遂に退轉、高階榮子は後白河帝の宮人也、僧章尊の女初め相摸守平業房の妻と爲り宮に入り丹後局と稱す、幸せられ宣陽門院を生み大に寵あり從二位に敍す、其宅淨土寺にあるを以て、人爲に[illegible]、帝崩ずる後落髮尼と爲り後鳥羽帝の時に及びて屢宮掖に出入す、人と爲り巧媚善く人主の意を迎ふ、又源頼朝の旨を希ひ密に朝廷の消息を鎌倉に報じ彼此阿順して以て容を取る、（大日本史）

後一條天皇火葬所址、淨土寺の西原なり今眞如堂北に（四軒寺の背にあり）林藪存す、俗に在原業平墓とす。（聖蹟圖志「隅抄」皇年代私記云、後一條院長元九年崩、火葬於神樂岡御骨安置淨土寺」山陵志云、自吉田東踰神樂丘、未盡、顧其北林有圓冢、此有疑於山陵、據古圖是在原業平墓也、曉鴫筆記、業平以元慶四年卒、葬東山吉田之東、[illegible]

如意嶽（ニヨイガタケ）

淨土寺山鹿谷の東に聳え比叡の一支峰にして遠く洛東を[illegible]して聳立す、[illegible]門白七十米突、その北嶺を志賀越（シガゴエ）と云ふ、山中村を經て近江國志賀に出づ。保元の亂に崇德上皇白河殿を脫し東走せんとて[illegible]に扶掖せられて如意山に至り馬を下り將士を放遣したまへるは此山なり

如意輪寺址は鹿谷の東、樓門瀧より四町許に遺跡あり、續本朝往生傳に云ふ、慶保胤寂心[illegible]三十也、長德三年寂於東山如意輪寺、如意輪寺舊樓門址の地に瀧泉あり長數丈、末は鹿谷を經て白河へ入る樓門瀧（モンノタキ）と云ふ。

（樓門瀧）

如意城址（ニヨイ）

樓門瀧の上方五町許にあり、天文十九年細川晴元佐々木定賴の兵を置きし所にて、三好の黨に陷らる（名跡志）　中尾山營所址は銀閣寺の東峯に在り亦如意嶽の中とす、東山殿義政此に退居したる比之を置く、（名跡志）俱に近江路の要隘にあたる

大文字火（ダイモンジ）は如意岳の山腹に每年七月十六日暮夜（陰暦）火を擧ぐ、大の字形を點す。相傳ふ東山殿の發起にして其臣芳賀掃部僧横川の所作なりと、洛陽夏夕の一觀なり、後世之に倣ひ洛北の松崎大北山等にも興行す。

抄秋與伯卿、上如意山　　芥　丹　邱

共覓仙蹤踏紫氛、攀緣一徑帶蘿分、洞煙斜散中峯雨、瀑布遙懸半嶺雲、宛轉二川閒帝里、青微雙闕按星文、彩毫同弄發高賦、莫道偏憐鵷鷺群、

慈照寺（ジセウジ）

一名銀閣寺、淨土寺町の北にあり、足利義政の舊館にて、延德二年義政薨じ遺命して寺と爲す、臨濟宗　寬永年中殿閣修繕を加へ今に現存す、京師の一名藍なり。

銀閣（ギンカク）

文明年中の築造、北山金閣に比して名く、二層樓、

上を心空殿と云ひ、下を潮音閣と云ふ、裝飾することなし。屋宇實形を成し壁面に鍔風鳳を置く、上閣三間下閣四間庭上の林泉と相應じて布置の宜を取る。水石の舗設は茶道の祖相阿彌の手に出て、末代築園の軌範とする所なり。

東求堂 義政の持佛堂にして本邦茶室の創始とぞ、本尊觀世音を安置し廣さ四疊半の座席なり、柱壁窓戸の設專ら簡淨幽靜を主とせり、俗に茶湯之間と稱す。

慈照寺方丈は義政の本館なり公の像を置く南之間北之間以下往時の造營多し、室町殿日記に曰ふ、東山殿元來雲院の地なりと。寺藏の君臺觀目錄は東山殿の童朋相阿彌の述記にして、殿中の修飾儀註等を錄し當年遊賞の狀況を悉して後世に法式を遺したる者なれば斯道好事家の尤所依とする者也

先相公東山苑春花　　僧　孝　叔

憶昨東山撫兆民、謝公不及我公仁、宛然遺愛花千樹、二十年來如一春、（五鳳集）

遊銀閣寺　　那　波　活　所

寂寞將軍廟、無邊草木肥、苔深過客少、松臥古人非、流水幾時盡、行雲何處歸、長嗟山路晩、幽鳥傍吾飛、

詠　史　　鈴　木　茶　溪

叛亂相尋歳幾周、妖氛漠々暗神州、東西幕府多驕侈、南北朝廷算廟謀、一縷茶煙銀閣夕、九衢兵燹鳳樓秋、十三季世眠初覺、淺水廬花月滿舟、

東山殿址 銀閣寺即是なり、足利義政應仁文明の大亂起るも治方を知らず、文明八年將軍職を子義尚に讓り、十一年東山殿を造る、即ち此に退居し、爭亂を以て意と爲さず專ら風流の遊與清雅の韻事を力め、鑑賞遊覽以て年を終る、論者之を譏りて玩物喪心と曰ふ。京華集云、文明十五年六月廿七日、准三宮大相公初移東山新府、天子下勅命、爲東山殿。

我庵は月まつ山のふもとにて傾ふくそらの影惜しぞ思ふ、　　義　政

此歌公此に詠し墨蹟又寺に存す、情景宛然人をして哀ましむと云。

黑谷 本名新黑谷、神樂岡の東南に接する丘陵を曰ふ、眞谷の西なり、黑谷は比叡山の西麓の名にして、法然上人源空其地に居り後此神樂岡の東原に移り淨土教を弘通したるより此を新黑谷と曰ふ。元亨釋書に「源空從黑谷叡空、受密乘及大乘律」とありて源空黑谷上人とも呼ばれしこと諸書に見ゆ、金戒光明寺即源空舊栖とす。

すゝしくも野山にみつる念佛かな、　　去　來

眞如堂 極樂寺と曰ふ、（淨土寺町字小山）天台宗、正曆五年一條天皇勅建、開祖戒算上人也。本尊阿彌陀佛は初め叡山常行堂に在り慈覺大師所造、戒算之を神樂岡に移す、近江國苗鹿明神の神木を以て作りたる靈佛なりとぞ。又吉野先帝御寄進の佛舍利を藏す、文明の比頽破し再三の轉移あり、元祿六年再び此に復す、堂塔幽清なり。舊址は今方丈の下方にて相距ること少許とぞ。

東三條院陵○圓融天皇中宮藤詮子（一條御母兼家女）なり、長保三年崩す、今眞如堂域内に屬し五輪石塔あり。陵墓一隅抄云、圓融院皇后塔在神樂岡東、又舊眞如堂前丘、皇后離宮址云。名所圖會に眞如堂は白河院皇后の御願其離宮を賜ふと爲すは、東三條院の御願にて其離宮を賜はりしを謬傳せる也。

菩提樹院陵 後一條天皇の御陵、淨土寺町小山菩提樹院址に存す、今紐稱寺（時宗）と云ふ小藍あり。百練抄云、後一條院御骨長久元年自淨土寺奉遷菩提樹院。又扶桑略記云、葬于神樂岡東邊今菩提樹院是也。山陵志云、後一條陵陽成陵西、而地傍丘、號櫻下、故菩提樹院地、百練抄注云、御墓地號櫻下也。一隅抄云、東北院（即菩提樹院址）西北隅、辨天祠塚是歟。

菩提樹院址 光明寺の北に接し、今東北院迎稱寺等の地也。長曆元年六月後一條御母上東門院建立ありて故帝の菩提所と爲したまふこと百練抄に明なり。應仁の兵火に廢絶したる如し。名跡志云、院跡は神樂岡吉田神殿の寅卯に當り一町餘なり。

菩提樹院に後一條院の御影を書たるを見て、みなれ申ける事など思ひて、　　出　羽　守

いかにして寫しとめけん雲井にてあかすかくれし月の光を、（後拾遺集）

菩提樹院の藤見にまかりて　　兼　好

咲にほふ藤のうら葉のうらとけて影ものとけき春のいけ水、（家集）

東北院 眞如堂の西なり、長元三年上東門院一條京極に創建の後承安年中火に罹り、今出河京極に移し衰ふ、永祿二年中興し台宗を改め時宗と爲し、元祿六年此に移す。

芝藥師堂 大興寺と曰ふ、眞如堂の西に在り、初め上京大宮五辻南（上立賣）芝藥師町に在り、建久七年後鳥羽天皇勅建僧月寂を開基とす、元祿六年此に移す。足利尊氏此本尊信敬あり、寺中に存する關羽像は元國より請來し尊氏の置く所とぞ。

神樂岡東陵 陽成天皇の御陵なり。淨土寺町小山に在り、兆域三百坪高一丈餘、壙上古松存す、天曆三年圓覺寺に殯し此に葬る。扶桑略記云、奉葬於神樂岡東北。山陵志云、陽成陵在後一條陵東。名跡志云、陽成院陵今不詳。又一隅抄云、在眞如堂前人家後園。德川實紀に元祿中陽成後一條等の數陵は不分明なりし由載す。

金戒光明寺（キンカイクワウミヤウジ）　黑谷（クロダニ）堂と稱す　岡崎町に屬す　淨土宗鎭西派の一本山たり　安元元年淨土宗の開祖圓光大師源空　法然上人　比叡山黑谷より此に遷り草菴を結ぶ、因て新黑谷と曰ふ、寺名も亦[illegible]とさる、源空此に[illegible]往生の教を勸め上下の信仰を得、諸處に寺塔を營す、此寺は弘安の頃僧大[illegible]及び諸機最[illegible]たりしが、今に其遺跡を存し紅葉白雲の間に樓閣隱現す、洛東の一勝地なり　現境內凡九萬四千坪、紫雲山と號す、佛堂　御影堂　祖師堂勢至堂經藏山門等輪奐たり、子院二十餘宇　寺寶大師像及一枚起請　淨土安心要文　あり、又山越阿彌陀地獄極樂圖絹本三曲屏風等國寶に列す、又後藤大納言[illegible]行長筆とも云ふ　山城志云、承安五年、安元元年、釋源空草創、見永正九年化跡、五重[illegible]阿彌陀堂觀音堂勢至堂三層寶塔伽藍連列、其三層塔內安文殊像、宣風霸記所謂岡崎寶幢塔寺是也　黑谷文殊堂（三層塔）は俗に日本三文殊の一とす、大和國安倍、丹後國切戶及び此なり、又蓮生堂あり熊谷直實の栖址とす

西雲院（サイウンヰン）は一名萬日寺、開基心譽宗厳は朝鮮人にて文祿役に我邦に投降し、黑谷の寺中に居り之を開創す

鹿谷（シシガタニ）　今鹿谷町と曰ふ、淨土南禪二町の間に居り東に如意山を負ふ、樓門瀧あり其末流れて白河に入る、上方二所に談合（ダンガウ）谷あり

平家物語云、東山鹿谷と云所は後に三井寺（近江國長等山）に續てゆゝしき城廓にてぞ有ける、其に俊寛僧都の山莊あり、彼所に常に寄合平家を亡すべき計略を廻しける、後白河紀云、權大納言藤原成親、有憾于平清盛、糾黨友圖滅平氏、數會議于法勝寺執行俊寛鹿谷別莊、大日本史　談合谷即山莊跡と云ふ

法然院（ハフネンヰン）　鹿谷町の北にあり、延寶八年知恩院萬無上人營造す淨土宗、萬無寺と稱す　門前に阿育王塔と名づくる古石構あり

安樂寺（アンラクジ）　鹿谷町法然院の南に在り、法然上人徒弟住蓮安樂の二僧念佛執行の故跡也、住蓮山と號す　二僧は念佛聲明の名人にて、後鳥羽上皇の宮人松蟲鈴蟲其讃歎を聞き發心して尼と爲り隱棲あり、上皇二僧を逐はしめ之を近江國馬淵に誅せしめ玉ふ、其師法然の流罪も此時とす、承元二年なり　後寺を其住址に就き與す　皇帝紀抄に曰く「源空上人　號法然房　配流於土佐國、依專修念佛事也、近日件門弟等充滿世間、寄事於念佛、密通貴賤并人妻可然之人々女、不拘制法、日新之間、搦取上人等、或被切、或被禁、女人等又有沙汰、且專修念佛子細、諸宗殊欝申之故也

圓成寺址（ヱンジヤウジ）　鹿谷の田間方四町許の廢墟あり、中世兵亂に亡ぶ大和國忍辱山へ移すと、鎭守大豐明神は今居民の氏神と爲る　名勝志

類聚三代格云、圓成寺、元是故右大臣贈正二位藤原朝臣氏宗終焉之地、故尙侍贈正一位藤原朝臣淑子發願、建斯仁祠　本朝文粹云、鳳城之左有一道場、天借煙霞、地與水石、所謂圓城寺也、元亨釋書云、益信初住東山椿峯、尙侍藤淑子有病延信持念、疾便愈、尙侍乃舍山莊爲伽藍、圓成寺是也、昌泰三年爲僧正　按するに氏宗は仁明朝承和十四年薨す、寺は其比の創立とす、左經記一條天皇火葬御骨を圓成寺に安置し、九年に及びしが方忌に依り圓融寺北陵（葛野郡花園村）に移す云々。

靈鑑寺（レイカンジ）　舊古圓成寺（エンジヤウ）の遺址なり、圓城山と號し大豐（タイハウ）明神を鎭守とし、寺域方四町と稱す、承應二年創建、後水尾天皇々女宗澄尼の開基臨濟宗なり、爾後鹿谷比丘尼御所と曰ふ、

花散て又しづかなり圓城寺、　鬼貫

櫻木（サクラモト）　神樂岡の東の[illegible]の古名なり、今淨土寺町[illegible]近江國長等山　にわたる　平家物語云、源三位賴政三井寺にこもりけるに、白河の在家に火をかけたれば六波羅の武士[illegible]、其時岩坂櫻本に引懸引懸しばし[illegible]、岩坂は如意山の中にて近江路の一險ならん、今其所を失ふ

櫻本と云所に住ける人につかはしける

今日はいさ櫻木こそは[illegible]

に送ると　玉葉集　円助内侍

櫻木陵（サクラモト）　冷泉天皇の御陵なり　鹿谷（シシガタニ）村の北字御廟所に在り、北塚と呼ぶ　山陵志云、冷泉陵在一條陵北也、今眞如堂前有佛陵、自此傍丘而西北當是櫻木地、然失名已久、丘北之敵呼塚（ツカノ）園處此也、所被稱傳　聖蹟圖志に白河の水の西、岡の東に櫻本寺址を標し此に御陵あり塚迎と記す　櫻本寺舊陵墓たらず、蓋冷泉帝の納骨所として起したる歟、帝寬弘八年崩じ櫻本寺の前野に火葬し御骨を此に置く、今陵邊の竹藪着寺墟なり。

光雲寺（クワウウンジ）　南禪寺町若王子社の北に隣る、寛文四年南禪寺英仲和尙東福門院　後水尾中宮德川氏　の命を奉じ建立す、皇女三宮岩倉顯子内親王墓あり

若王子祠（ニヤクワウジ）　又白河熊野權現と曰ふ、山槐記、紀伊國
永觀（エイクワン）堂禪林寺の鎭守なり（元亨釋書）
熊野より勸請す。若王子祠は足利尊氏の歸依厚く夏海僧正を此に置き、當時宮殿庭園の美東山屈指の寺觀たり、應仁の兵火に蕩盡すと雖、今に遊客多し、花木水石の幽趣尙掬すべし。此祠は永曆中後白河上皇創建、新熊野祠は此地勸請の後、又彼處に造營ありし也。

永觀堂禪林寺（エイクワンダウゼンリンジ）　南禪寺の北に在り、舊永觀（エウクワン）の名なし、律師永觀中興の後此名あり　初め眞言三論の道場たりしが、文永の比西山證空

(禪林寺址)

上人の徒淨音此に住し淨土宗に改む、今西山派の一本山也。

禪林寺は齊衡中律師眞紹之を建つ。元亨釋書三代實錄に曰く「貞觀五年、愛宕郡道場一院、勅預定額、賜名禪林、先是律師傳燈大法師位眞紹申牒云、昔奈以愚曚貧道之質、厚蒙承和（仁明）聖上之恩、不堪慙愧之至、思致消塵之効、行住坐臥未嘗廢忘、當此時至心發願、奉爲聖皇造佛像、爰買故從五位下藤原朝臣關雄東山家、即便爲寺、造一堂安置五佛云々」。又元亨釋書に曰く「釋宗睿平安城人、貞觀三年入唐九年歸朝、十六年奏於宮中、造持念修法院、上常召睿講演法義、終禪林寺。」（三代實錄扶桑略記に宗叡傳あり）

永觀律師は三論宗の碩學にして又眞言をなし禪林寺に住し、東南院を寺中に起す。（眞言傳、蓋聖寶僧正南都三論宗の根本を定めて東南院を建つるに擬す、寛治比の事とす、文永の比淨土宗に轉じたるは後嵯峨中宮（大宮院姞子）の御願ならん中宮落飾の後尼院を禪林寺に建て又其御陵此に存す。龜山天皇又離宮を此南に起し後捨てゝ南禪寺と爲す、是時寺域南方の地分割して彼に入る。禪林寺は古畫多し惠心僧都山越彌陀像一幅は國寶に登錄せらる、來迎佛（源信筆）二十五菩薩（惠信筆）以下逸品あり。

本朝文粹、晩秋於禪林寺上方眺望詩序云、禪林寺古先帝草創之處、奇巖削成結雲山嵐愧色、清泉飛灑白露水波讓聲、蓋釋宮之蓬丘崐閬云々。（飛泉は今若王子祠に屬す）

禪林寺眺望　　源道濟

一尋古寺到城東、靜立上方四望通、紅樹重々寒雨後、
煙村處々夕陽中、塵勞欲洗胥波水、毀譽不來耳界風、
自是宜隨無漏結、永拋俗累出樊籠、

忍びねも音なかりけりほとゝきすこや靜なる林なるらん（新拾遺集）　　律師永觀

清和天皇火葬所（）元慶四年上粟田山に火葬し奉り、御骨を葛野郡水尾山に置く、禪林寺の東に五輪石塔あり是れ灰塚の標にや（聖蹟圖志京華要志）

後三條天皇火葬所（）延久五年亦此に火葬し奉り、御骨を圓宗寺（葛野郡）に置く、今禪林寺東南に九重石卒都婆あり荼毘灰を納むとぞ（京華要志）一說鹿谷圓成寺址の西に三條塚あり、是火葬所なりと。（聖蹟圖志）

後嵯峨中宮陵（）大宮院姞子、後深草龜山二帝の御母なり、晩年尼と爲り禪林寺の宮に住したまふ、宮址は今南禪寺域内ならん、御骨塔も同寺域内に屬す。

下河原（シモカハラ）

南禪寺町白河の水邊を云ふ、永觀堂の西なり、中世此に仁和寺法親王の里坊上乘院あり下河原門跡と稱す。

上乘院址（ジヤウジヨウヰン）

南禪寺の北門前の邊にあり。（名勝志）仁和寺院家記に曰く長和親王の乳母少將源定季の母の所建、定覺阿闍梨院主職に補せられ、其後親王相續ありて下河原門跡と曰ふ。諸門跡譜に上乘院道乘大僧正（顯仁息後鳥羽孫）益助大僧正（忠成息順德孫）益性法親王（龜山子）などあるは又此門跡歟、仁和寺別院なり。

尊良親王墓（）下河原に在り、永觀堂の路傍とす。延元二年越前國金崎城陷り親王之に殉したまふ、足利氏兵之を獲て首を京師に傳ふ、即禪林寺に葬る。

最勝光院址（サイシヨウクワウヰン）

今南禪寺々域中なりと。後白河中宮建春門院平滋子の御願、承安三年創建あり、近江國園城寺に屬したりと、元仁二年盜賊の焚く所と爲り廢す一に最勝寺とも曰ふ、新古今集に最勝寺の櫻は鞠のかゝりにて云々とある是也。（名跡志京華要志）南禪寺記云、弘安年中、龜山上皇置離宮於此地、故最勝光院僧正道智昔栖此、世稱駒僧正。南禪寺陰今駒瀧あり。

南禪寺（ナンゼンジ）

今南禪寺町の名あり、岡崎の東にて東山（粟田山）を負ひ山科路日岡峠の北なり。寺は瑞龍山太平興國禪寺とも稱す、禪林寺の南を割きたるを以て南禪の名生ず、現域六萬餘坪臨濟宗の本山なり。弘安中龜山上皇離宮を此に營み正應四年之を僧普門（佛心勅賜大明國師）に賜ふ、至德三年足利幕府制して相洛五山之上に班す、其盛大を致すや子院六十に餘りしが、明德應仁再度の炎上あり。德川氏元祿中ほゞ舊觀に復し尙洛東の大禪院なり、明治二十八年客殿燒失す、子院十餘宇存す。

山門は五鳳樓と稱し後宇多の宸筆を掲す寛永四年藤堂高虎再興、巍然たる建築也。方丈は唐門と倶に慶長年中宮中の餘材を賜はりて造立したり。（方丈即豐臣氏造進の清涼殿なり）小方丈は伏見城中の一舍を移せるものとす、別宮は龜山法皇（法名金剛眼）の宸影を安置す元祿年中德川氏（桂昌院）造進に係る。洪鐘は菅相公の古銘を勒すれども元祿改鑄のものたり。（南禪院即別宮にして法皇分骨御塔此なり）

文應帝外記云、弘安之末皇后（藤佶子）薨、建一宇薦冥福號南禪、此宮北禪林寺在焉、以名。又南禪寺記云弘安中置離宮於此、宮外公卿卜地、亭館連甍、故最勝光院地也。（以上名勝志）元亨釋書云、文應上皇在龍山之離宮、怪祥作、時南京睿尊有戒行、勅誦呪止之、而不止、普門奏曰何怪之有、乃居只禪而已、然妖魅泯、上皇勅爲開山、賜諡佛心、正應四年歿、上皇命祇圓繼席、初龍山宮殿樓閣未有梵制、及圓一新、大殿法堂寢堂講院山門、櫝梵叢林當有者具體而成。

(龍山)

鎖春亭　　學叔

擧龍池畔案山前、亭子鎖春輝九天、文應上皇舊恩渥、
花紅柳綠萬斯年、

重開方丈

宗門寺品一箇門、東北宗風二十年、再造有時門竪室、見虚頂上漢宵天、（翰林五鳳集）

南禪寺春林和尚の許へ、

禪門を居たまふ過えたきみなれは見虚頂上に足もけかさし、（東野州聞書）　招　月

天授庵は南禪寺中に在り、開山普門和尚の塔所にて、山名宗全の墓もあり、聽松院も南禪寺に在り寄瑞松院と日ふ、細川滿元再興し足利氏の頃は宏麗の殿堂ありしさぞ。（京華要志）

順正書院は南禪寺中に在り天保の比醫師新宮涼庭の創建にして學校たり今に相續す　京華要志

金地院

金地院　南禪寺境内西に在り、應永年中大業和尚開基す、文祿慶長の頃住僧崇傳 本光國師 は徳川家康の知遇を獲て國政に參與す、即院の中興なり、是より徳川氏の世を終るまで臨濟宗五山の鎰所たり。院宇は伏見城桃山殿の舊構を移し、東照宮廟あり、又京烈祠あり。祠に東照公の佐命の臣本多佐渡守正信の墓碑を置く、林羅山撰文石川丈山書。

蹴上

蹴上　南禪寺の南方日岡峠の西麓さす、即三條筋粟田口の大路の東限さす大路は東宇治郡を經て近江國に通す、即東國街道也。

京都疏水

京都疏水　近江國琵琶湖の水を引き隧道を通じて京都市に注ぐ　粟田口蹴上に於てこを岐分し幹線は此に傾斜を爲し、水壓働力を生す。市中に供する各種電力の給與所なり。支線は北折し南禪寺の後より高に傍ひて如意嶽神樂岡を繞り高野賀茂二川の底を横斷し上京區小川に出てゝ市中の給水源さ爲る、而て幹線は又京都さ近江國大津間の運渠の用に供せられ、二百餘艘の荷船客船を備へ機力によりて傾斜を上下し、琵琶湖さ鴨水の間を往來す、延長六千一百餘間なり。剩水は更に鴨河に沿ふて南に導き伏見町に通ずる新運河さ爲る。

湖面は海拔凡八十六米突、之を蹴上に導き西へ降下に就く、鴨河は三條橋に於て四十米突以下に位す。抑琵琶湖疏鑿の利は古來其説なきりしに非す、南禪寺知恩院等に其設計を畫ける者間ありさ云ふ、大津より南禪寺まで直徑三千四百間に過ぎす、去れは天保年中にも企畫金貳拾萬兩の費を要すさ爲せるもありさ、明治十四年京都府知事北垣國道殖産興業の計は此工事より急なるはなしさ爲し、同十八年八月起工す　大津三保崎を起點さし水量を整へ長等山を鑿つこさ一千三百餘間宇治郡山科村に導き御陵山を穿つこさ七十間日岡峠（粟田山）を穿つこさ四百七十間委蛇曲直洞に入り堤に倚り以て京都市に至る、二十三年四月幹線の洞開大略成る、陛下臨幸竣功式を擧げさせ玉ふ　其後支線及び伏見新運河漸次に成り二十七年八月を以て全く成る、歳を經るこさ九年一百三十九萬圓の費を投じたり。

粟田山

粟田山　如意岳日岡峠より花頂山などの惣名なり、郷名粟田より出でたる稱なり。東國街道の山嶺さ做して呼ばるゝは即日岡峠なるべし、今宇治郡山科村に屬す。

粟田山越ゆさもこゆさ思ひさも侍あふ坂ははるけかりけり、（六帖）　喜撰

道の口あはたの山に秋霧の立ちてか駒もちかつきにけり、（夫木集）　好忠

又葬所さして讀める歌は黑谷花頂山などの邊ならん。

見るまゝに煙のみ立つ粟田山晴ぬかなしき世をいかにせん、（拾玉集）　慈鎭

粟田口

粟田口　京都の入口にあたる故に此名あり、今粟田口町さ日ふ、日岡蹴上の西に接す東國街道の要衝にして三條筋に通す　保元物語に保元元年新院兵を召されし時撿非違使は其兵さもの入洛を粟田口に捕へ、東鑑に寛元四年前將軍藤原頼經は鎌倉より歸洛粟田口より入京の事見ゆ、[illegible]太平記に延元元年北畠陸奥太守顯家上洛し、粟田口に[illegible]る事見ゆ、宗長手記云、關山[illegible]至れども人ひさりも逢はず、さしも此邊は賞を傾け屋を[illegible]り馬興さりあ[illegible]し、[illegible]ば上下の家昔の十が一もなし、只民屋の耕作業の體、[illegible]内裏は五月の麥の中、[illegible]永三年の事也）道宗祠看記云、永祿十一年九月廿八日、信長粟田口にまで御越、[illegible]る處に立入左京亮[illegible]殿爲御勅使御出也、其時信長粟田口に陣を[illegible]、禁中より御折を下され信長いたゞき、近年はさゝ御侍なれ候はん、此上は如何樣にも禁中の事御馳走可申候也さ申され、大内樣よりの下されもの一世の面目さ悦たまふ。

飲粟田口旗亭　頼　山　陽

牛跡車跡路泥深、蹄輾東西各成林、獨酌悠然閲來往、馬周今日已灰心、

工藝志料云建長中京師粟田口の劍工來國行名聲甚高し、子孫亦能く刀劍を造る、是を來一類の鍛冶さいふ、此際同地に藤原吉光あり其所作の刀精妙匹儔なし天下傳へて寶器さ爲す、初め後鳥羽天皇刀劍を好む因て海内の良工多く京師に集まる、是に於て吉光出づ其父祖子孫皆世に重ぜらる、粟田口鍛冶さ稱す、吉光特に絕藝を以て鳴る

粟田天王社

粟田天王社　粟田口町の高地に在り（青蓮院の東の山腹さす）感神院新宮の號あり、八坂祇園の攝社さす、一説明應年間卜部兼俱の勸請にして足利公義方輝の崇神さ崇めし者さぞ。（京華要志）一説崇德院粟田宮即是ならんさ。（神祇志料）

粟田宮は崇德天皇及左大臣藤原頼長を祭る、初め白河北殿址に御影堂を創したり、（元曆元年　後[illegible]三年洪

水の患あるを以て宮を其東方に移すこと百練抄に見ゆ、粟田山の今境に移すは此時歟。大中臣日記に建武元年粟田宮兵火に罹りしも御神體は免れ文和三年再建すとあり、其後は審ならず。應仁の兵火にも此社は延燒したるならん、明應の勸請といふは一時その荒廢したるを再興したるならん、祇園攝社と爲るも其頃の事たるべし。粟田口社は永久年中天台座主忠尋僧正の勸請と云ふこと名跡志に見ゆ、昔より此に一祠ありて、後崇徳院を祀したる歟。

華頂山(クワチヤウザン)　東山の一嶺にして、南禪寺の西南に方り青蓮院の東に接す、東國街道其下を繞る。中世此に華頂院あり、院亡びたれども院後の山丘をかく呼ぶ也、粟田天王社は即此山腹に在り。太平記、延元元年正月新田義貞細川定禪を追ひて近江國より入洛、華頂山に陣す。又耕雲讀方に「此十年あまり白河の東華頂山の奥に幻質をかくし、鹿猪に友を結び泉石に心をすましてあかし暮らす」とあれば耕雲法師明魏も此に栖隱せり。法師俗名花山院内大臣藤長親、師賢孫、南朝の名臣たり、一統後應永の比此に居りしも後をたく所を知らず。

華頂院址(クワチヤウヰンアト)　粟田天王社の東麓に池あり、今は田と爲る、是古の華頂院の舊跡也。(名勝志) 近江の園城寺の別院にて又三井門跡と曰ふ。康永元年華頂山五重塔は醍醐寺七重塔と同時に燒亡、(太平記) 後應仁の兵火に焚滅して其跡全く絶ゆ。應仁記に「華頂山は唐の天台山をうつして、嶺にも尾にも雲の端の咲うつもれて、日影雲に花の照り添ふ」などあれば勝地なりしこと知るべし。

良恩寺(リヤウオンジ)　今華頂山念佛堂と稱す、古は華頂院の房舍にや、或は惠心僧都、法然上人の住址とも云ふ、又國阿上人の墳あり　國阿は播州橋崎(ハシサキ)の人にて足利義滿に仕へ後剃髮して遊行一遍上人の弟子と爲り、東山諸處に念佛堂を興す。(京華要志)

青蓮院(シヤウレンヰン)　延暦寺の別院也、華頂山の西にして南は智恩院に接す、白河橋の東北にあたる、歴代天台座主法親王の居にして一に法義三昧院と曰ふ。仁平三年鳥羽天皇勅建、大僧正青蓮房行玄(藤師實子)開基たり、天皇の子覺快法親王其法嗣として入院あり爾後毎に尊貴の枝葉住職ありて、門跡の随一たり、故に或は粟田宮とも云ふ。天明八年皇居炎上光格天皇暫時之に御したまふ、尊融法親王明治の初め此を去り還俗し久邇宮と申し奉る、明治二十六年燒亡後重修す。(舊寺領一千三百石)

伏見天皇々子尊圓法親王此に住し、筆法に妙絶したまひ世其入木道を稱して粟田流又御家(オイヘ)流と曰ふ。又當院には嵯峨帝の天台開祖(最澄)の死を弔ひたまへる「哭澄上人」の宸翰、又唐僧順曉の澄上人に與へし灌頂授傳帖一卷、弘法大師寫經一卷小野道風覺融僧正跋文の北辰菩薩經一卷等を藏す。

植髮堂　見眞大師(本願寺祖)の遺像を置く、大師初め本院慈鎭和尚に就き剃髮得度したり、其緣に任せ本願寺は歴世當院に依附し、彼門跡號も之に准じて勅許ありし者とぞ。

京華要志云青蓮院は古へ亦十樂院と曰ふと、然らば花園院御陵も此邊に在るべし、慈道(龜山子)道熈(伏見子)等の法親王此に住したまへり。

十樂院陵(ジフラクヰンリヨウ)　花園天皇の御陵なり、正平二年崩じ十樂院の上に葬る。十樂院は青蓮院の別名と曰ふは詳ならず、蓋青蓮院側別に十樂院在りしならん、花園の二皇弟尊圓は青蓮に、道熈は十樂に住したまへり。一隅抄云、青蓮院内東南筐中存焉。又聖蹟圖志云、上之山陵は青蓮院太子堂の地なり、今堂廢するも太子杉太子水の名字存す。

將軍塚(シヤウグンヅカ)　華頂山(クワチヨウザン)の南峯にして青蓮院の背より登るべし、長樂寺の東に聳ゆ。平家物語云、延暦十三年長岡の京より此京へ移されし時、帝土にて八尺の人形を造り鐵の鎧冑をさせ鐵の弓矢を持せて、末代と云ふも此京を他國へ移すことあらば守護神とならんと誓つゝ、東山の峯に西向に立てぞ埋めける、されば天下に事出來たらんには必鳴動す。太平記延元元年正月此に合戰の事あり。

送人之日本　周一居士(出于和漢雜詩)

洛水城東第五橋、秋風上國思超々、將軍塚靜家無難、富士峯深雪未消、鯨海浮杯朝射日、龍宮洗鉢夜聽潮、阿師到日若相想、莫惜音書萬里遙、

東岩藏(ヒガシイハクラ)　粟田山の中なり、南禪寺の上方にして日岡神明宮の北とぞ、往昔平安城の四方に經卷を埋藏して帝都を鎭護したりとの緣起あれど今塚址詳ならず。應仁記に「南禪寺の上なる岩藏山と申は四方切れたる嶮山なり」と錄し、赤松政則の兵西陣の援軍河野大内に破られ京に入り、五條より岩倉山に出で神樂岡を經て東陣に投じたることを見ゆ。後拾遺往生傳云、東山石藏寺、行圓聖人建立、結庵始住四十餘年、松柏成材、房舍滿院。名跡志云、東岩倉眞性院、應仁兵火に罹り今小堂あり。

岡崎(ヲカサキ)　神樂岡の南角なり、今岡崎町と曰ふ。北は淨土寺町吉田町西は聖護院町南は白河の水流東は南禪寺鹿谷町とす。岡崎は一名寶幢寺村と云へり、寶幢寺とは黑谷文殊塔の舊名也。(名勝志)

一夢曾遊散作霞、岡崎黑谷若王花、未須話盡春宵短、幸必住山吾在家、(梅花無盡藏)　萬里

岡崎別院は享和元年東本願寺法主光瑚建立す、俚傳に親鸞屋敷と曰ふ大師の栖址にやあらん。

安永九年[illegible]寺村[illegible]瓦片を掘りいだす、其[illegible]の間敷あり、又數條の[illegible]ふあり、其さたる瓦片それぞ近時人類學者は之に因り、石器時代の遺址の此にあるを推定す、此頃は東北帝國[illegible]に稀有の事とす、人類學會雜誌にも全文を掲ぐ、[illegible]百餘年前に識者の注疑を置きたる[illegible]一書なり　好古日錄の岡崎御所とあるは白河院に同じ。

東光寺址（トウクワウジ）

岡崎東天王社の地なるべし、名勝志　清和帝后藤原高子（陽成帝母）の御願寺、寛平五年[illegible]と號す、十[illegible]法會を此に修す[illegible]日本紀略　後廢す、舊址在氏の北なるべし　保元物語云、新院（崇德）如意山に入らせ[illegible]日暮ければ平家弘父子[illegible]肩に引掛進らせ[illegible]法勝寺北を過ぎ東光寺の邊にて馬を借り乘せ奉る。太平記云、（山徒京寄事）法勝寺西門の前より打て出で、其中にも山徒五六十人ひた兜なるが大衆の中より走出て、敵二十騎のかせて尊勝寺の燒跡の一段高き所に打上り、中略　彼是二百餘騎の者共寄ければ少引退て、東光寺の前なる大きなる小橋にさゝゑ、朝野群載云、東光寺法華三昧院

岡崎東天王社は岡崎町の産土神なり、社傳に承安二年[illegible]國御鎭座の時六十六鉾の中に岡崎犬鷹鉾とあり、（京華要志）祇園の分祠にて東光寺の鎭守なるべし。

元應寺址（グンオウ）

岡崎東天王社の西に在り元門町又元應寺前の字存す、元應年中後宇多法皇の勅建にして、天台宗傳信和尙開基なり、應仁の兵火に燒亡す、應仁記に見ゆ。法勝寺の北にあたる　名跡志、河田氏說參考

善正寺（ゼンシヤウジ）

岡崎町に在り、（聖護院東北二町）慶長元年瑞龍院日秀尼（豐臣秀次母）之を葛野郡上嵯峨村に創建す、日蓮宗僧日競開基、同五年此に移す、善正は豐臣秀次の法名なり、善正寺[illegible]

吉田寺址（ヨシダ）

善正寺の傍に遺址存す、近衞坂の南にあたる、應仁の兵火に燒亡し本尊觀音は黑谷光明寺へ移す（名跡志京華要志）吉記に中山吉田寺觀音堂とあるは是也　天台眞源座主、貞元二年吉田に東閣堂を建て女人をして登山せずして佛因を結ばしむと云ふ事日本紀略并に天台座主記に見ゆ

近衞坂（コノヱサカ）

神樂岡の南に在り、洛中近衞通に通ずれば此名ありとぞ、應仁記、洛東近燒の條に華頂實相若王子吉田靈佃近衞坂云々。

中山（ナカヤマ）

黑谷（クロダニ）の丘陵の別名なり、神樂岡の東如意山の西、其中間に在れば也、（名跡志　然れども今指す所は神樂岡（カグラヲカ）と黑谷の間に在り前說は誤れる如し

中山殿址は中山忠親の亭にして後家廟と爲す、中山堂とも日ふ何の世にか廢す　忠親は花山院の家に生れ一家を起す、源平の世にあたり水鏡山槐記の遺著あり　山槐記云、安元元年（後白河法皇）御幸相模守業房淨土寺堂、還御之便路臨幸予中山堂云々、地勢殊勝、佛壇之體、神妙之由、於御前西光所申也、西光依仰忽取差圖、蝸舍之面目也、薩戒記云、中山御廟者代々墳墓也、此地者在眞如堂西、去觀音堂長二町餘歟　眞如堂の西吉田寺の東北二町餘

（中山殿址）

聖護院（シヤウゴ）

神樂岡の西南岡崎の西北にあたる、今ま地を聖護院町と日ふ、天台宗三井寺派門主の居なり、即近江國園城寺長吏にして熊野三山別當校職を兼帶し、天台宗修驗道をも管し本山派と稱し、歷代法親王入院ありて聖護院門跡と號す、嘉永七年皇居炎上の時孝明帝の行宮と爲す。明治の初め親王入院を停め又修驗道を廢せられ、此より振はず、殿堂延寶八年造營、舊院領一千四百石、

寛治四年園城寺長吏僧正增譽創建、初め常光院と日ふ、[illegible]山伏[illegible]せしめ[illegible]、又[illegible]八院天台座主と爲り、[illegible]白河皇子[illegible]入院[illegible]門跡[illegible]又白川法皇[illegible]中[illegible]の末に[illegible]聖護院[illegible]に熊野新宮は聖護院の鎭守なり、後白河天皇[illegible]建、往時は[illegible]を極めし[illegible]應仁兵火に[illegible]、寛文年中再修す、聖護院の森と稱す古は[illegible]世、

後高倉院陵　高倉天皇の子守貞親王、世皇子後堀河天皇[illegible]承けたる[illegible]院號を得る　聖護院の北字西畠に竹林中高さ六尺計の封土存す、傳へて古陵と爲す明徵なし　一國抄河田氏說

歡喜光院址（クワンキクワウ）

聖護院の東二町許、東路の西の字クハンギの地是也、名勝志名跡志　永治元年二月創建、白河法皇妃美福門院藤得子の御願なり、法皇臨幸落慶の事百練抄元亨釋書に見ゆ、久安元年法皇々子覺法々親王院の長吏に補せらる

　人々白河の花見られしに、歡喜光院の花のもとにてよみ侍りし

年每に見れこそ[illegible]春の數も[illegible]れ

は、家集　　源　賴　政

薩戒記に應永三十年此に美福門院御堂八講の修法ある事見ゆ、其後應仁の兵火に亡びたる如し

白河北殿址（シラカハキタドノ）

又白河北殿御門殿と日ふ、今東丸太町春日の末の邊なり　保元物語に日ふ北殿は白河殿の北河原よりは東春日の末にありければ北殿とぞ申しける、南は大炊御門（今竹屋町の末）表にして東西に門二あり云々　保元元年戰場の地とす、白河法皇創建、

百練抄云、元永元年越前氣比神主造進白川北殿、大治

五年白河彌陀堂供養、伊勢守宗信伊豫守家保造進之、長承三年白川北殿東新御所民部卿顯頼造進。又云平治元年白河千體阿彌陀堂供養、保元戰場爲灰燼之跡也、天養元年白河北殿炎上云々。白河法皇崩御の後は佛字と爲し鳥羽上皇更に新殿を加へ、保元兵火後は再造ありて後亡ぶ。

棧敷殿と云ふも同じ宮殿なるべし、愚管抄に新院（崇德）保元元年七月九日俄に鳥羽を出で丶、白河の中御門河原に千體の阿彌陀堂の御所と聞ゆる棧敷殿と云ふへ渡らせ給ふ。保元物語源平盛衰記を按ずるに、保元元年鳥羽上皇崩じければ新院（崇德）は鳥羽田中殿より白河殿行幸、又北殿に移り兵を召して守備せしめらる、源爲義西門を守り平忠正源頼賢東門を守り源爲朝西河原門（大炊の末）を守り平正弘春日河原門を守る、源義朝平清盛源頼政等來攻して火を縱ちければ新院方戰敗れたり。

蓮華藏院址　永久二年白河法皇創建、今鴨川の東二町許にレンゲゾの字ありと（河田氏説）按ずるに是即白河泉殿に非ずや、或は云ふ泉殿は今聖護院の東北と。

白河泉殿址　聖護院町路北の田字泉殿所あり（名勝志）永久三年白河法皇移御、阿彌陀堂御所とも云ふ、保安三年泉殿御塔供養あり尊勝寺の西北に居る（百練抄）建保元年炎上。

寶莊嚴院址

白河北殿の邊に在り、鳥羽上皇創建、保元の兵火に炎上したる歟。今聖護院町にホウゴンヰンと字する田地あり、觀音光院の東にあたる是歟（名勝志）不審。

續世繼云、鳥羽院白河の大炊殿のむかひに御堂つくらせ給ふ。帝王編年記、長承元年太上皇御願、寶莊嚴院供養有行幸、百練抄云、播磨守家成造進之。保元物語云、坂東武者二百餘騎にて八郎爲朝を追つ懸けたり、爲朝寶莊嚴院の西裏にて返し合はせて火出つる程ぞ戰ふたる、例の大矢を打交ひ堅めてひよと射る、思ふ矢壺誤らず下野守義朝の胄の星を射削りて、餘る矢は院の門の方立に箆中せめてぞ立つたりける。

大炊河原

今丸太町の橋東邊にして、古の白河北殿の西河原是也。保元物語云、下野守義朝は白河殿へ攻寄せしに、朝日に向つて弓引かんこと恐れありとて、三條へ打下り河原を馳渡して、東の堤を上りに北へ向つてぞ歩ませける、大炊御門河原を前に馬の驅場を殘し其より東頭に控へたり、新院の御所にも敵既に西南の河原に鯨波を作つて攻來れば、判官爲義以下の武士各固めたる門々より驅け出でけり、安藝守清盛は二條河原の東堤の西に向つて控へたり。

崇德院址

白河北殿の城内に屬す、今聖護院町路北鴨川の東三町許、熊野社前の邊なり。（河田氏説）壽永三年四月勅建、讃岐新院を祭る、（吉記）嘉禎三年洪水に浸されしを以て其東方に移す、（百練抄）今の粟田御靈社蓋是なり。建久四年官幣を頒たる。（帝王編年記玉海）

平家物語云、治承二年建禮門院（安德帝母）懷胎の御惱に惡靈出る、其中讃岐院の惡靈を神子の巫女明王の縛に懸けて顯したり、是故に崇德天皇と追號あり。齋宮記云、元暦元年（壽永三）崇德院の御遷宮あり、春日の北河原の東也、此所大炊殿跡先年の戰場也、又故宇治左大臣廟同東方也、名跡志及名所圖會云、舊地聖護院の森の西北にあり、字をヒトクヰと曰ふ、東丸太町の東北に中る。聖蹟圖志云、熊野社邊、今ヒトクヒ地藏堂の地也。

櫻塚は宇治左大臣藤頼長の墳とぞ。聖護院森の西方二町許に在り惡左府頼長の社地なり、塚上に櫻ありければ是名あり（名所圖會）

吉田

神樂岡の西なる聚落を云ふ、今吉田町と呼ぶ。貞觀年中藤原山蔭此に氏神の社を立て吉田社と曰ふ、地名の舊きこと知るべし、神樂岡又吉田山とも稱す。

野河殿址　長門本平家物語云、元暦二年、建禮門院歸洛、六月、吉田邊なる野河の御所へ入せ給、彼御所と申は花山法皇の世を遁させ給時造進せられし御山莊也、年久ければ御所も皆倒れ其跡もなく荒にけり、七月九日地震おびたゞしくして荒たる屋ども倒れければ、八月大原の奧寂光院と申所へ移らせ給。

牛宮塚　封土一丈廣五十坪、吉田町の西北に在り。近年考定して村上天皇の后藤原安子の荼毘所とす、其南に村上の皇孫隆頼王の墓あり（河田氏説）

京都大學　吉田村に在り、京都帝國大學と稱し、東西二大學の一たり。其分科は理工科今成立すと雖、其他は未だ完成せずと云ふ。

吉田家宅址　神樂岡麓、神龍院の門前を大納言經房の舊跡とす。經房は勸修寺家にして別業を此に置く其日記を吉記と曰ふ、子孫世襲して吉田と號す、其裔定房あり後醍醐帝の藩邸に在るや之に傅たり故を以て寵待せられ内大臣に進む、定房は其父經長に繼ぎ朝典に諳練し、其日記を吉槐記吉續記と曰ふ、吉黄記は其族經俊（勸修寺）の日記とぞ、（宣胤卿記大日本史）又宣房藤房も同族にて定房と同時とす、其家を萬里小路と云ふ。

吉田神社

貞觀年中創建す、藤原氏の氏神にして春日大原野の諸社と同體とぞ、歴代の崇敬淺からず明治四年官幣中社に列す。吉田町の北吉田山神樂岡の麓に在り。應仁兵火後齋場所八神殿と混す今地是也、舊址は其西に在り（名勝志）

藤原氏の氏神、奈良京には春日に祭り、當國遷都後大原野に祭る、貞觀年中に及び中納言藤原山蔭此に一社

を創め其一族と共に祭る、一條天皇永延元年詔して祭儀大原野に准せしめ玉ふ、大鏡帝王編年記 山階寺の西條家同祖魚名の支孫、世に傳ふ此八代、尚且つ、後世庖丁の家は之を祖述す

吉田宮祭の儀式は日に江家次第に見ゆ、中世官幣二十二社の第十一に居る、永延年中卜部兼延社務に補せられしより裔孫世々之を掌る、吉田神道宗即是也 神祇志料吉田系圖

程近き吉田の宮のいくたびか聞きて松風の聲しほりつゝ

歌枕千首　爲尹

行末も吉田の杜の藤のはなへたてぬ中のひかりをぞまつ、大木集　野宮左府

すめらぎもいはむばかりになりにけり唯山階の名殘り計に、玉葉集

(吉田神道家址)

吉田神道家は卜部氏なり、其祖兼延吉田神社の社務に補せられしより子孫世職、八世孫兼方神祇權大副に任じ釋日本紀を著す、十世孫兼熙吉田氏と稱し後圓融の朝に一族上疏して朝臣姓を賜はること後深心院關白記に見ゆ 文明年中兼倶あり神道を説きて一家を成す、我邦神道此に至り一變すと云ふ。豐臣氏の時兼從（細川藤孝外孫）豐國廟の社職と爲り、家を弟兼英に讓り別に萩原家を起す、其弟子吉川惟足徳川氏の初世にあたり神學を以て著る、兼從の祖兼見の弟梵舜僧と爲り徳川家康に親任せられ、又神道を弘めたり、故を以て徳川氏一代海内社人巫祝の徒は大抵吉田氏の所知に歸せしめ、神祇管領の號を立てしむ。南北朝の北文章に精妙の名ある兼好法師亦此家に出でたる也、

新長谷寺址は吉田神社の南齋場所の西に在り、蓋吉田氏の所建なり、吉田家號或は智福院と曰へるは新長谷寺の院號にやあらん、或は此寺を以て山階中納言建立の總持寺と爲せども誤れり。總持寺は攝津三島郡に在り、今に名づけたり、西國第二十二番即是也

吉田齋場所

吉田社の馬場にて古へより之あり、文明十一年卜部兼倶之を再興し、嘗て應仁の兵火に罹りたる也

名勝志引宣秀卿奉書抜 將軍義政の臣人從一位勝富子爲めに六角の神殿を造營し、乃ち伊勢內外宮以下海內の名神諸社を勸請したり、之より吉田社を齋場所と稱す、後土御門天皇大元宮の勅額を賜ふ、兼倶又八神殿の稱を冒し神祇官に擬す、且つ神道一家の基本を之に托す、是より唯一神道の二道並立し、神道は吉田を以て本宗とす、佛宗の本山あるがごとし、德川氏の時之に因りて神祇道の管領を定めたり 明治維新の初め其制破れ吉田神社に復與す

親長卿記云、文明十七年詣吉田、社頭于今無造營、可參齋場所ﾆ々、件齋場所自御臺（從一位富子、近日專ﾆ造營神祭閣上、人々群參六角神殿也、勸請諸神、伊勢內外宮御座、又諸國諸社在列 名跡志名勝志に據るに本殿は日本最上日高日宮と號し、嵯峨天皇宸筆と稱する額を掲げ、八神殿を中央とし伊勢兩宮并に海內神祇三千一百三十二座（一云三千六十三座）を本殿の左右兩脇に列せしめ、內外二宮の額は從一位富子の筆とぞ、社境は寺観に似通ひ樓門を起てたりと云、宣胤卿記親長卿記碑敵謀計記神鏡紀談等を按ずるに、後土御門帝文明十八年、伊勢國宇治內宮山田外宮鬪爭に依て、兩宮災に罹り神體失せ給へる由朝廷へ聞え申者あるを以て、卜部兼倶を神宮へ遣し按拔すべき命あり、時に兩宮奏狀を以て神體現存の事を訴へければ遣使の事は止にき、然るに延德元年に及び兼倶奏して云、三月廿五日夜風雨雷鳴の時黑雲八流吉田齋場所大元宮に下れり、其中に二の氣光ありしが一の靈物を得たり、此は即神代謂れある寶器にて伊勢大神是也と、天皇御覽ありて齋奉るべきの詔あり、伊勢神宮の社人之を聞き訴へをなし、其奇怪なるべき由を申す、之に因り吉田氏は神宮祭使に随從の例を停めらる 神祇志料 其八神殿と號し大內裏神祇官の祭儀を此に興したるも其頃なるべし

神龍院址

吉田神社樓門の南にあり、梵舜（吉田兼見の弟）、同祖九江は社務兼倶の男にして、神龍は兼倶の諡號、後奈良天皇の勅號なりと云ふ 名跡志

黑住宗忠靈社

神樂岡の東面に在り、文久二年創建す、神道黑住教の教祖黑住宗忠を祭る、宗忠は備前御野の人、文化文政の頃一家の教を唱へ衆人の歸仰を得たり、孝明天皇の時其徒弟京師に入り之を唱ふ、天皇之を聽こし宗忠を褒賞して大明神と追號したまふ、信徒乃ち此に其社を起す

神樂岡鎭齋神社

吉田神社の東南に在り、神祇志料 名勝志、一に云ふ其北の小祠也と（名跡志）延喜式に齋齋神三座鎭名神樂岡西北に在り、卜部氏一人をして其祭を行ふとあり、此地の最古祠也、齋齋を古訓ハタタカミと曰ふ、其祀祖未詳云、卜部兼倶日神樂岡明神元宙神也、八方堆土祭八宙、其處猶存 宙は古語霹神に通ず、又按に霹靂は推古紀霹異記にはカンドキと訓む、萬葉集倭名抄にはカミトケとも見えたり、神解の義也、解は解裂にして、神代紀に裂雷と云ふ是也、新撰字鏡に、霹靂木を震挽木と訓しカミトケノメルキと訓めり、

神樂岡

吉田町の東に在り、南北十町に滿たず、東西之に半す、高さ十六丈許、南に低下す 類聚國史、延暦十三年主上遊樂岡に獵すとあるは此也、太平記に、延元元年宮軍（延暦寺衆徒）神樂岡に城郭を構へたる敵を撃つこと見ゆ、又正平六年官軍足利義詮の兵を神樂岡に破り京師を收むること見ゆ、

君が代をいのる祈りのかくら岡猶も千年のいろや添

らん、(名寄)　衣笠大臣

白河院址

(六勝寺址)

白河殿白河仙院又白河離宮とも云ふ、初め藤原良房の別業たり、傳へて子孫に至り歴世の皇太后多く此に御す、因て仙院と稱す。白河天皇離宮と爲し法勝寺を此に興す、尊勝最勝等の諸寺其西に接しすべて六勝寺と曰ふ。宮殿寺塔の盛大古今に比なし、爾後沿革して應仁に至り一炬焚滅して蕩然たり。白河院法勝寺は岡崎町二條通の北廣道の東白河の水流を以て他方を限る、今に御所内の字を存す。其西は二條通の南北に涉り二三町に及ぶ、粟田院圓覺寺址も此邊なり。荒廢後法勝寺址を除く外は皆闢きて田圃と爲る、近代山陽の句に「第二橋東雨後泥村園門巷路東西」とあるは此也。然るに明治廿八年平安神宮及ひ博覽會場此に造營あり形勢又變す、平安神宮は尊勝寺址にして廣道西夷川通北にあたる　白河北殿は更に其西北に在り。

古今榮雅抄云、白河殿は忠仁公良房の家今法勝寺なり、本朝文粹云、白河院者優異也、三代傳而其主皆貴、四時稱而其地常幽、南望則有關路之長、行人征馬絡繹於翠簾之下、東顧亦有林塘之妙、紫鴛白鷗逍遙於朱檻之前。

文永二年七月白河殿にて人々題をつくりて七百首歌つかひまつりけるついでに、花下に歸る事を忘るといふことを、　後嵯峨院御製

みな人の家路わするゝ花ざかりよそにもかへる春のかりがね(新後撰集)

應仁記に曰く「法勝寺は代々皇居の寺として、常の伽藍に事替りて今に離宮を殘さる」云々、應仁兵火まで法勝寺中に離宮の名殘ありしこと明白也。白河殿の武士御覽は院政の盛代を想はしむる事實なり。本朝世紀云、久安三年七月、法皇於白河御所、御覽武士等、凡源氏平氏之輩次第結番、被守護西坂下、爲備非常也、河内守源季範左衛門尉光保同近康同季頼同爲義(已上四人廷尉)隱岐守平繁賢前右馬助同貞賢等皆着戎服渡御前、戈桙如林、士卒滿巷、出御所北門、歷河原、向西坂下、爲義着縹色水干其上着甲、又云法皇御覽武十、散位平正弘率子姪之輩十三人。皆着甲胄、又散位源重成郎從甲胄之士纔數幅之布、世俗號之保呂、爲禦流矢也、永久之比、南都衆徒合戰之日、叔父重時朝臣着此布云、

法勝寺址

(壇塔)

東三條森の北三町許、岡崎町の南が應仁以後斷絶す。拾芥抄に承暦元年白河天皇創建とあり、康永元年炎上の事太平記に見ゆ、慈威和尚(惠鎭)の中興は此時なるべし、法勝寺廢滅の後本尊藥師像は西敎寺に移すと云ふ。名跡志名勝志永保三年法勝寺九層大塔成る、八角九重にして寺西に在り承元二年燒失す、翌年藤公經造進、僧榮西落慶の事釋書に見ゆ、今廣道の東一町白河の北岸に塔壇(高六尺周廻六十間許)と稱する廢墟存す。都て法勝寺址は廣道(車路)の東に求むべく諸堂の名を傳ふる地字あり、滿願寺も此域内に屬せば閼加井の古跡あり、又當寺執行俊寬僧都の宅址は滿願寺の竹叢是也(名勝志京華要志)。法勝寺金堂は康和五年落慶あり、播磨守爲家の造進と云ふこと榮華物語に見ゆ。扶桑略記に、法勝寺本安置三丈二尺毘盧遮那如來、著聞集に、鳥羽僧正は法勝寺金堂の扉の繪がきたる人也云々。百練抄に白河堂塔數多の建立ありける事見ゆ、即永久二年御堂一宇從二位光子造立、保安三年一宇造立法皇御願、保安四年新御堂落慶あり法勝寺北也、大治元年三重塔紀伊守顯長造進之、大治二年五重塔但馬守敦兼造進之、三重塔伊豫守基隆造進之、大治四年御堂一宇備前守忠盛造進之、是の歳法皇崩御す、長承三年御堂一宇待賢門院(璋子、法皇宮中に養ひ鳥羽帝后と爲す)御願出雲守爲隆造進之など見ゆ。又本朝續文粹云、洛城之東建大伽藍、稱法勝寺、寺西側建九重佛閣、安丈六九體彌陀、寺北則排五字精舍、安大小數體尊容、白河之傍建五重塔一基、三重塔二基(永昌記云、名勝志所引)三重塔内安等身皆金色大日如來、佛壇高欄紫檀地螺鈿、立金銅孔雀鏡、四柱圖金剛三界十六尊、扉圖十二天」などにて其大概を知る。

法勝寺は初め白河皇子覺行承德二年圓宗法勝兩寺の檢校に補せられ、康和元年法親王と爲る、我邦法親王の名此に始まると云ふ、僧都俊寬其執行たり、覺行の皇弟覺法之を襲ぎ承安二年六勝寺の長吏を兼ぬ、道法々親王(後白河皇子)之を承け、文治四年法務大僧正公顯五勝寺(法勝、最勝、延勝、成勝、圓勝等)別當職に補せらるゝこと東鑑に見ゆ、後最勝以下四勝寺承久元年燒亡す。其後は太平記に「元弘三年三月、延暦寺の衆徒大塔宮の牒使により我先にと京へ入り、よからん宿を取り財寶をも領せんと志して、宿札どもを面々に二三十づゝ持せて先づ法勝寺へぞ集りける處へ、六波羅勢七千餘騎三方より押寄せ、丹波國住人佐治孫五郎は西門の前に馬を横たへ西頭に控へたる、山徒之を見て辟易し西門の前を北へ向け眞如堂前と神樂岡後を二つに分れ引退く、其後兵亂をさまり十一月公家より法勝寺にて合戰死亡の弔會を爲したる事見ゆ。又康永元年三月二十日「法勝寺、大塔金堂講堂阿彌陀堂鐘樓經藏惣社宮八足の南大門八十六間の廻廊一時の程に燒失云々」かくて晴豐記天正十八年九月の條に「坂本西敎寺上人へ法勝寺たいてんの間あづけ置かれ綸旨申請内參」と見ゆれば文明亂の比西敎寺祖眞盛上人へ附與せられ再興をはからしめられ、而も遂に成らざりしもの丶如し。

滿願寺

岡崎町の南に在り、(夷川通南二條通北にて廣道の東)古の法勝寺の寺域に屬す　日蓮宗元祿十年僧日

[illegible]、寺跡に云弘長年中宗親宮宿の遺址とぞ、されば白蓮宮時法勝寺中に宿れる歟

尊勝寺址

廣道の西一丁許、東川通北に其跡あり　名勝志（今平安神宮の地此也）　堀河天皇の御願、康和四年落慶、覺行　御上寺師たり　其後文永四年龜山天皇僧辨圓なし、尊勝寺を幹せしむる事聖一國師年譜に見ゆ、太平記に山徒五六十人、た兜あるが大衆の中より走抜て幡二十結つかせて尊勝寺の燒跡の一段高き所に打上るなどあれば當時すでに廢址たり。

最勝寺址

尊勝寺の南にして圓覺寺の北法勝寺の西とす、元永元年鳥羽天皇御願落慶行幸あり、覺法々親王導師たり承久元年燒亡す（百練抄）最勝寺舊跡、二條通北東道西一町許、櫻園と云田字あり（名勝志）百練抄云、久安元年六月、白河新御願供養、伊豫守忠隆造之、兩院（鳥羽崇德）御幸、又仁平元年一院（鳥羽）河東御所内中島御塔供養、

圓勝寺址

即二條通の南廣道の西（河田氏說）と云へば亦圓覺寺址の西なり（名跡誌云、此寺跡最勝寺南二條南鴨川東今の粟田口金剛寺の北に在り。待賢門院璋子（崇德御母）御願、大治三年落慶す、承久元年燒亡。（百練抄）

延勝寺址

圓勝寺の西に在り、地字存す、（河田氏說）近衛天皇御願、久安五年落慶行幸あり導師は大僧正行慶（白河皇子）なり、承久元年燒亡。（百練抄）薩戒記云、近衛院久壽二年於近衛北御所崩御之後、壞之被立延勝寺阿彌陀堂。

成勝寺址

最勝寺の西に在り夷川通の南二條通の北とす、シヤシジヤウの田字存す。（河田氏說）名勝誌には三條通の北一町半許、白河橋より東なりとあれど、不審。崇德天皇御願、保延五年落慶行幸あり、承久元年燒亡す、今上京區止住寺町歟。

粟田院址

藤原良相の山莊にして、清和天皇此に[illegible]寺と傳へ圓覺と曰ふ、今岡崎町の南廣道の西に圓覺寺と字する地あり、粟田口町の北にあたる　今平安神宮の南也

坂上田村麿粟田別業址　日本後紀に田村將軍弘仁三年此に薨去の事見ゆ　岡崎町延勝寺址西に其傳を傳ふ

粟田左大臣山莊址　藤原在衡安和二年尚齒會を粟田山莊に設け遂に此に薨す世に粟田左大臣と稱す　舊址今詳ならず

圓覺寺址

粟田院に同じ、二條南廣道の西に圓覺寺の字存す、保元物語に、保元元年六條判官爲義戰敗れ東走せんとして病みて行く能はず黑谷に抵り薙髮したるを嫡子義朝朝命已むを得ず遂に之を殺し幼兒乙若龜若鶴若天王の四人をも殺し圓覺寺に合葬すとあり、平家物語には平治元年の亂に義朝亦逆名を得て梟首せられ同く此に葬るとあり、圓覺寺址に荒塚と見ゆる者あり是歟、三代實錄云、元慶四年太上天皇（清和）崩於圓覺寺、五年勅曰愛宕郡粟田院、元是太政大臣藤原朝臣（良相）之山莊也、太上天皇、其地淸閑、暫駐仙蹕、遂於此地出家、仍爲道場、云圓覺寺

東三條森

大將軍森とも云ふ、里俗に延曆遷都の時宮城方四隅に大將軍を鎭祭す、此は巽隅なりと今域内四百坪老株二十七樹あり、（河田氏說）法勝寺址の中ならん（名跡誌）下京區長光町。

平安神宮

岡崎町の西に在り、明治二十八年宮前の地に大博覽會を開かれ、其建築の一なる美術工藝館は尙存す。神宮創始の緣起を尋ぬるに、明治二十八年は桓武天皇平安京遷都後一千年に相當するを以て、市民紀念祭を行ひ上に請ふて神宮を建立す、乃ち官幣の列に班せしめらる。境域一萬餘坪南面して樓門殿堂を起す、古大内の八省院大極殿の制に模擬したり、[illegible]を存せり、[illegible]六十尺[illegible]二十四尺[illegible]四尺五寸[illegible]尺、十[illegible]の上に立[illegible]彩[illegible]古人の清好を表せ[illegible]の式による、木材は皆塗るに丹[illegible]を以てし[illegible]門より北[illegible]十三間に龍尾壇あり[illegible]百八十尺、[illegible]、左右に登階あり石階三級、之を距ること二十五間を大極殿とす　殿は桁行百十尺梁間四十尺、土壇の上に立つ三石階あり、古制の二分一とぞ、中央を身舍とし之を周りて入側あり、五十二の丹楹之が分界を爲せり、天井は板を用ゐず化粧垂木を露出す、床は青瓷を四半に割り合せたり、大和唐招提寺金堂に式を取る　殿の左右には廊あり東西に走ること各七十尺、折れて南下又九十尺、廊は連子を以て二分し其終端には各小樓を起す、東を蒼龍と曰ひ西を白虎と曰ふ、同構造なり、桁行梁間各三十二尺中央及び四隅に大小の層樓を成す　大極殿の背に一字あり、神靈を奉安す即内殿なり、

明治廿八年三月、平安神宮成、十五日奉安桓武帝靈位、時征淸之師海陸大捷、振古未曾有之偉勳、千載一時之盛典、恰同其時、豈是國類齊歡、人神共抃、恭賦以記、　小野湖山

千古平安地、平安宮始成、聖朝追遠典、萬姓本崇誠、金碧相輝映、山河亦顯榮、威靈及殊域、[illegible]鎭東瀛、

金剛勝院址

今粟田口町金剛寺、蓋其遺址とぞ、三條通北白河橋東也　名勝志　百練抄云、近衛院康治二年、皇后宮得子（鳥羽皇后美福門院）白河供養、金剛勝院准御齋會、又承久元年四月法成寺祇陀林寺燒亡、白河夜殿邊圓勝寺金剛勝院延勝寺成勝寺最勝寺證菩提院等及數町云々、

白河押小路御所址　金剛勝院即是也、黒谷上人傳に河東押小路仙洞とありて、美福門院御在所なり、兵範記にも見ゆ。

最勝四天王院址　金剛勝院の邊にて、白河諸寺大火の比に興立したるにや、承久記に曰く「後鳥羽院三條白河橋に堂を立て最勝四天王院と名附らる」。

最勝四天王院の障子に吉野かきたる所

みよしのゝ高嶺のさくらちりにけり嵐もしろき春のあけぼの、（新古今集）　太上天皇

通志云、元久二年後鳥羽上皇青蓮院の地に最勝四天王院を建て、青蓮を吉水に移したり、貞應元年最勝廢し青蓮復す、

頂妙寺　二條、河原東に在り（上京區大菊町）法華宗、寶德元年細川勝益（土佐國主）創建、僧日祝の開基とす、當時洛中四條北柳馬場邊にあり、後鷹司新町（今頂妙の町名存す）に移し延寶大火後此に移す、二條橋の東南に居り一大伽藍也。

法林寺　俗に檀王とも曰ふ、三條橋の東北に在り、古は悟眞寺と稱し良忠上人の高弟道光創建し一名栴檀王院也、應仁兵火の後僧袋中中興して淨土宗と爲す、袋中は朝鮮琉球に弘法したる秀俊にして其遺物猶寺に藏す、又主夜神祠あり、

平安通誌云、袋中畫像贊曰、扶桑之師顯露藏六、行藏縱觀李眸境國、飃脚萬里津梁琉國、自覺及他念佛念法、使禍消過三昧律行、伏瞻仰臨世法何論、云々、辛亥春三月、琉球國王尙豐井拜題、贈袋中上人座下。

要法寺　法林寺の東（法皇寺町）に在り、法華宗勝劣派二十一刹の一なり、花園天皇の朝に僧日尊之を洛中六角油小路に創建す、後天文の兵亂に罹り和泉國堺浦に移し、又洛中綾小路に還移し、寶永年中更に此に移し、妙滿寺に屬す（京華要誌河田氏說）

寂光寺（本因坊）　要法寺と隣接す（北門前町）亦法華宗勝劣派二十一刹の一にて今妙滿寺に屬す。僧日淵開基初め近衞室町に在り、二條京極寺町に移し寶永年中更に此に移す。寺中に本因坊あり天正年中住僧算沙圍碁を善くす、織田信長召見し豐臣秀吉亦之を扶助す寂光寺を賜ふて之を居く、德川氏に及び給祿を定め歲時を以て江戸に到らしむ、四代道策の時より江戸に常住す、今日に至るも碁道の妙手相承して本因坊の跡を襲く。

下粟田郷　和名抄、愛宕郡下粟田郷。上粟田の南に接し今上京區岡崎町以南三條筋南北にわたり、下京區四條の北なる白河の末までを指す歟、名跡志に曰く、洛東二條筋の南東は白河を限るさ。

東山　洛東の惣名を東山又白河と稱す、而も大抵北を白河と云ひ南を東山と云ふも一定する所なし。山脈は北如意岳に起り逶迤南に走せ稻荷山に至る、之を東山と稱し其間三十六峯ありと號す、形容温藉にして峭峻の狀なし。

和光法師遊東山之作　嵯峨天皇（出于文華秀麗集）

幽栖東岳上、禪座對林巒、法字傳經久、深山乞食難、溪流猿共漱、野飯鬼相飡、擊磬雲峯裏、猶春不退寒、

洛外遊到晩歸途上作、　賴杏坪

洛水西東入袂斜、名蹤幾處繞京華、廢宮雨立花嬪御、荒墓苔埋石押衙、兵馬幾回爲戰國、山川萬古護王家、書生多感昏歸路、蓬髮風吹亂驚沙、

東山　賴山陽

煙襯軟塵紅欲浮、受風蝶翅弄輕柔、依山多有有花寺、沿水總無無酒樓、幾度能聽天上曲、一橋長隔世間愁、唯教行樂知吾意、何說鴨川不倒流、

三樹酒亭、同白谷松南賦　菊池溪琴

煙濃山濇映晴沙、日落春樓細雨斜、朦朧三十六峯寺、箇々鐘聲綴出花、

洛東觀花　松本奎堂

帝都景象一何雄、金佛閣連歌吹叢、面々靑山春如海、軟紅塵漲寺門風、

東山

布團きて寐たる姿はふるめかし、起きて春めく知恩院、其樓門の夕暮に、すいたお方に逢ひもせで、すかぬお客に呼びこまれ、山寺の入相告くる鐘の聲、諸行無常はエゝまゝの川、わしは無上に登りつめ、花の頂ざれいて見よう、花は移ろふ物ならば、葉こそ惜けれ、惜ければこそ、緣の芽立ち、色深見草、

京四季

春は花、いざ見にごんせ東山、色香爭ふ夜ざくらに、粹も無粹も物問う、二本さしでも柔かう、祇園豆腐の二軒茶屋、みそぎぞ夏は打連れて、河原に集ふ夕涼み、眞葛が原にそよ〳〵さ、秋は色つく花頂山、時雨を厭ふ傘に、濡れて紅葉の長樂寺、思ぞ積る丸山の、今朝も來て見よ雪見酒、そして矢倉の差向ひ、

白河橋　洛東三條通白河に架す、一說に白河は昔南禪寺の前より西へ曲り、三條通の北裏を經て檀王法林寺の邊にて鴨川へ注ぎたりと（拾遺名所圖會）今の本流は古の支流なるべし。袖河原は名寄抄に白河末とあれば、白河橋の邊なり。（名跡誌）

都をばけさぞ立つる旅ころも袖のかはらの霧のまよへに、（名寄）　衣笠内大臣

小川　古の白河支流にて今の本流を曰ふ。名勝志云、今の白川の流三條以南を云ふ、昔白川は西へ流れて鴨川へ入り、小川は其枝なりき、然るを三條橋渡されて以來橋邊地形高くなりし程に、水溜みて一年洪水に本流

も小川筋一に落けるさ也　雍州記云、白川は三條河原の口の端迄打出たり、[illegible]仲は三條白河の東へ向て引けるを、白川の[illegible]大は雨の[illegible]、木曾は[illegible]て三條小川へ引退く。枕草紙云、小白川さ云ふ所は小一條の大將殿(藤濟時)の家ぞかし。日本紀畧云、康保二年、故右大臣[illegible]白河山[illegible]邊　今昔物語云、東山の大白川に罷通る

鴨河原(カモガハラ)

洛中の河原に同じ、[illegible]は賀茂河に[illegible]にす

名跡志云、鴨河原に伏井(シカバ)さ號る所ありて榜の老木ありける由、今はなし、往來の人賀茂神を遙拜したる所也。

路の邊の賀茂の河原の伏拜みふるき榜の影もなれにき(新選六帖)　　信　實

鴨河は洛東を流るれば詞人は之を洛水さ呼ぶこさ多し、又鴨水に作るあり　此河水の利害の事古書に見ゆるは、本朝世紀云、康治元年行修理宮城使防鴨河使除目、抑防河事近年絕無修復、貴賤之䨋悉占居宅於鴨水之東、各築堤防於東岸、如此之間、京洛殆爲魚鼈之害歟、又造八省圖、先王之宮室、鞠爲茂草、嗟呼傷哉、近日依院仰、彼堀鴨河大炊御門末以南、是白河御願寺爲防水害也、

鴨水晚望　　　波多橘洲

浣女收紗鴨入欄、半溪斜照漾微瀾、樓臺際晚多人影、一々寒簾對翠巒、

秋たつや四條がはらの草のはな　　後　川

たなはたや鴨河わたるうしくるま　　嵐　雪

鴨河染○賀島備考云、友禪(イウゼン)染一に鴨川染さ稱す、友禪一に幽禪に作り、畫工の名なりさぞ　享保の比洛東祇園町に住し其彩色を染出すこさを發明し、後人之を傳へて其業大に興る、其染色は鴨川の水に溶解し光彩殊に鮮なりさ稱す　紋様は花鳥を主さしあらゆる畫趣を取る、染料は紅紫黄綠黑を主さし縮地は縮緬綸子羽二重[illegible]類なり　明治廿六年京都[illegible]入凡五十[illegible]圓、其中幽禪は十二萬圓さす。

大谷(オホタニ)

花頂山將軍塚の西麓、祇園の東なる高地を曰ふ、別名吉水(ヨシミヅ)　三條五條の間にあたる　古は荒間の地なりしも法然上人[illegible]淨土教を此に説きしより其名大に著れ、近代其址に就き知恩院の巨刹を造營し東山の勝區さ爲る。(吉水圓山鷲尾等も古へ此中さす)

[illegible]記云、康平六年、前鎮守府將軍源頼義朝臣所進俘囚貞任重任經清等首并降人交名解文、右大辨令進覽之云々、先之粟田山大谷北丘上搆獄門、三首各掛獄樹[illegible]

榮花物語云、皇太后(妍子)[illegible]條帝中宮道長女　萬壽四年九月十四日うせ給ぬ、祇園の東大谷さ申、ひろき野邊あり、其かたになんおはしますべき也

上東門院御陵　一條天皇后藤彰子(道長女)なり、知恩院正堂の西に在り　或は云ふ是にあらず、阿彌陀堂の北忍性塚五輪塔也さ(聖蹟圖誌一隅抄)　彰子の妹三條中宮姸子の陵は今祇園女御塚さ稱す、別目に出づ。

大谷寺南禪院址(オホタニデラナンゼンヰン)　今知恩院内の本地勢至堂阿彌陀堂の地なり、名勝志京華要志　法然上人源空淨土弘通の根本道場さす、初め此坊は青蓮院の傳領なりしを法務慈鎮之を上人に附與し、上人一宗開運の後此に寂す、勢至堂本尊は奥州平泉館主藤原氏の遺佛さ稱す、初め大谷吉水に上人住坊三あり中坊東新坊西本坊さ曰ふ、配流中皆廢す、故に歸洛後此に居り建暦二年遂に此に寂す、元祿十年勅諡圓光大師さ曰ふ、今廢廟す

元亨釋書云、大谷寺源空、承安四年出黑谷、居洛東吉水、盛説專修及圓頓菩薩大戒、(中略)建暦二年正月居大谷、廿五日寂、年八十、亡之前二三日、紫雲降堂坊上。黑谷上人傳云、上人一向專修の身さなり給ひしかば、遂に西明(天台山)の巖洞を出て、西山廣谷(乙訓郡)さ云ふ所に[illegible]、東山大谷の邊に[illegible]地あり[illegible]谷の[illegible]して移住し給ふ、[illegible]河[illegible]小松殿[illegible]大谷なる其居[illegible]さ[illegible]化[illegible]、大谷は上人往生の地なり、彼跡今にあり、[illegible]七年、[illegible]堂跡是なり、[illegible]大谷邊、彼郎法然上人[illegible]、是[illegible]在山門之訴、於彼墳墓[illegible]之故云々、但遺骨[illegible]門弟等[illegible]出、遍他所云　法然骨塔は今乙訓郡西山粟生光明寺に存す。

知恩院(チオンヰン)

花頂山の西麓、三條四條の中間にあたる、南は圓山祇園に接す　慶長八年德川家康舊址に就き之を擴張し、[illegible]宇を營む、此時親鸞上人菓所常在光院等を他に移す　知恩院は後柏原帝制定して淨土宗四流([illegible]鎮西、西山、長樂西九品)の上に置き、鎮西白旗流の領袖、一宗の總轄さ爲す、(此寺舊白旗十八檀林の一たり　德川氏遂に八宮良純法親王(後陽成八子)を居して家康の猶子さ爲し、華頂宮さ稱し院務に補し鎮護國家の大道場に擬したり、寛永二十年良純事を以て退院、寛永十年炎上、德川家光重興す。正堂(桁行廿四間梁間十九間)集會堂(桁行廿三間梁間十三間)大方丈小方丈庫裏等土木の功を盡す、山門は是より先元和二年德川秀忠の造立宏麗世に聞こゆ。(二層樓桁行十四間梁間六間)洪鐘は[illegible]永年中の所造高一丈八尺徑九尺五寸重量二萬貫さ云ふ。子院二十宇あり、近年淨土一宗管長の本所さ爲す

法然上人南禪院入寂の後、安貞元年延暦寺衆徒の怒にあひ堂宇破滅せられ遺骨を西山光明寺へ移す、文暦元年遺弟子勢觀房源智四條帝の勅宣を被り再興し、大谷寺知恩院さ稱す　爾後永享應仁永正數度の回祿あり、

徳川氏の時大に恢弘して洛東第一の伽藍と爲る。寺寶勅修御傳は開祖傳記にして伏見後伏見後二條三皇及尊圓法親王世尊寺行尹卿等の筆、畫は惟久吉光、毎卷足利尊氏の奥書あり都合四十八卷一宗の重典なり。額は後小松帝（知恩教院）後奈良帝（大谷寺）靈元帝（華頂山）等の宸筆とぞ。寺寶の中に名高きは圓光大師畫幅（傳隆信筆）毘沙門天畫幅（百濟河成筆歟）文珠畫幅（一幅巨勢弘高筆歟一幅春日珍海筆）地藏尊畫幅（傳小野篁筆）陸信忠筆十王圖呉道子筆稱讚淨土經説相圖等なり。

登知恩院門樓　　藤井竹外

搖吾兩袖半空飇、此處題名亦足奇、縹緲危樓風自滿、恰似山雨欲來時、

本願寺址（ホンクワンジ）

見眞大師（親鸞上人名は範宴又善信房と曰ふ）舊墳の地にて、慶長八年知恩院拓地の時西本願寺准如上人その遺骨を鳥邊野に移す、今の西大谷祖廟是なり、寺宇は是より先き文明三年破却す。

本願寺緣起（名勝志所引）云、親鸞上人（弘長二年九十歳）東山西麓鳥部野南邊延仁寺に葬、遺骨を拾［ひ］鳥部野北邊大谷に之を納む、文永九年墳墓を改めて猶西吉水北邊に遺骨を掘渡して、佛閣を立て影像を安す上人息女覺信尼建立也、寺務は覺信の息覺惠（父日野廣綱）なり。洛陽德正寺舊記云、文明三年二月山徒四五百人俄に大谷に押寄て堂舍を破却す、蓮如上人防ぐに便なく影像を先立て、密に逍去て三井の別所近松寺に潛居し玉ふ、于時越前國荒井の住人井上筑前と云ふ者薙髮して願知と號す此僧止て身命を捨て、堅く防ぐ、山徒掘發く事を得ずして退散す、同八年此寺跡に道場を建立して勝久寺と號す、後寺を洛陽に移し德正寺と改む云々。慶長八年十月准如上人廟所を鳥部野に遷さる。

曆應二の年八月十五夜、大谷にて講じ侍る歌の中に、

蓬生のしげるを月のかごとにて露分けわふる影のさびしさ、（墓歸繪）　　法師宗昭

名勝志に曰く「或云抄覺惠法師、靑蓮院尊助親王附弟也、後入淨土門、奥州如信上人（親鸞孫善鸞息）弟子に成り東山御廟留主職也、覺如上人（覺惠息名宗昭）如信の弟子に成られ本願寺三世たり」と、されば本願寺は親鸞の外孫の家にして、高田正統傳に據れば其地は下野國高田專修寺顯智の寄進也。

右此敷地は顯智房の買とり師の御影を安置候なりなしみあるによりて尼に預け置かれ候然ればたとひ覺信が子孫永く聖人へ孝申候共高田の義を背き候はゞ不孝たるべく候後の世の爲に一筆かきまゐらせ候かしく

建治三年十一月七日　　尼覺信

親鸞聖人田舍の御弟子達の御中へ

吉水（ヨシミヅ）

大谷の別名なり、然れど大谷は本來此地の總名にて吉水は泉井に因りて其稱起る、故に大谷吉水指す所往々同異あり一ならず。姓氏錄云、右京諸蕃吉水連、出自前漢魏郡人蓋寛饒也。續日本紀云、天應元年左京人正七位下善三野麻呂等三人賜姓吉水連吉水泉は圓山に在り、安養寺内に屬す。名跡志云、多福庵の下石階の傍の淸水是なり、慈鎭和尙の室址即此也。一説智恩院山門石壇の西南に鐵磐（カナトコイシ）あり此石昔は吉水の傍に在りて劍工の鐵砧たり、粟田藤四郎吉光は此石に礪淬したりと云々。

眞葛原（マクズハラ）

吉水より西祇園林に至り北は知恩院の邊に至る、古は山野なりしも近代は寺域に入り今は皆開きて花木風月遊賞の地と爲る、圓山公園即是なり。

我戀は松をしぐれの染かねて眞葛が原に風さわぐ也

〔拾玉集〕　　僧正慈鎭

賴山陽百合傳云、東山在京師、爲最佳麗地、毎到花時、綺羅雜遝、絲肉嘔啞、墮珥遺簪、相望於逕、而葛原最稱歌吹之海焉、余誦慈鎭風葛蕭騷之詠、未嘗不歎今昔之異、又怪彼秀麗所鍾、豈無才貌俱秀增美山水者、而徒見粉黛成陣、衣香扇影與霞彩相亂而已、蓋聞之故老、葛原之歌樓舞榭夾路而起者、四五十年前未至如此、寶永中有女子阿穀、作茶肆于祇園華表南側、喜作國詩、好事者裒之曰穀葉集、養一女曰百合、皆以才藻名、池大雅之配玉瀾、實爲百合所生。

圓山（マルヤマ）

知恩院の南に接し、舊名吉水なり、亭館園林の設備はり洛陽遊宴第一の地と號す、近年眞葛原より祇園林一帶の地を修營して公園と爲す、四時觀覽の客多し

安養寺（アンヤウジ）

圓山の亭館あり、靈山正法寺に屬する道場なれど何の世よりか酒肉絲竹の鄕と爲る。六支坊あり、也阿彌（ヤアミ）左阿彌蓮阿彌（レンナミ）正阿彌眼阿彌端之寮（ハレノリヤウ）と曰ふ、山に倚り屋を架し客を延き遊を助く。

此寺昔は天台の別院にて、建久年中慈鎭和尙居る、世に吉水の庵と稱す、泉水あり即吉水なり、其後正法寺に附屬し、時宗と爲る。名勝志に曰く、應仁年中盲人源照安養寺を建立す、照は後小松天皇に寵せられ紫衣を賜はる、盲人の賜紫此に始まる。多福庵大乘院などいふも安養寺の支坊歟、法然上人の住址も此と傳ふ、釋書に曰く、源空居東山吉水、盛説專修及菩薩大戒、緇素廃然向風

長樂寺（チヤウラク）

圓山安養寺の南にあり、本天台の別院なり、隆寛律師此に住し法然の淨土門に歸し一流の專修教を弘む、世に長樂寺流と曰ふ（隆寛一名皆空）天文年中僧慧梵時宗に改む、後水尾天皇堂宇を重興せしめ玉ふ、寺中眺望の佳なることを洛東第一と稱す、名

跡志河田氏說　騎龍の大士を本尊とす

名勝志云、長樂寺記略曰、寛平年中草創、當寺十一面觀音、又有釋迦文殊像、皆氏呼出東國露地釋迦牟尼是也　今昔物語云、一條院御代繪師巨勢の廣高と云ふ者ありけり、古にも恥ぢず今も肩を並ぶる者なし、東山新堂の扉板に地獄の繪をなん書ける、其繪今にあり、諸人の行て此を見るいみじき者にて有となむ、今長樂寺と云は其繪書きたる堂なり。

文治年中建禮門院平德子當寺智空上人に就き落飾し、故帝（安德）の御衣を施入して十六流の法幢となしたまふこと源平盛衰記に見ゆ、東鑑、建仁三年比叡山衆徒學生と確執を生じ合戰に及び、靈山祇園長樂寺邊に屯集することを見ゆ、又空華集に長樂寺鐘銘并序あり曰く「本寺未有鳴鐘、好事者三人、日相謂曰、寄長樂鐘、詩人所[illegible]、今茲寺名同而無鐘可惜也、途發心巡叩、不日而成、寔永和四年冬十月也」

東大谷見眞墓

今大谷に在り、長樂寺の南にして東本願寺に屬す、屋宇華麗なり、寺祖見眞大師（親鸞上人）の廟にて、文祿年中創建す、塔上に虎石と名くる者を安置す、即大師の遺愛なりとぞ、本願寺緣起に上人入寂東山西麓鳥部野南邊延仁寺に葬事して遺骨を鳥部野北邊大谷に納むとあり、其後吉水に移し又鳥部野西（大谷）に復したり、鳥部野北邊大谷とあるは此邊なるへし。

送智覺還京　竺成闘

京洛東山鳥野邊、吾師蹤跡久相傳、請看石虎墳前色、芳草春風五百年、

鷲尾

今靈山鷲尾町なり、亦東山の一山尾なり。祇園社法觀寺等の東一帶の地を云ふ。東鑑云、承久三年、佐々木中務入道經蓮（經高）候院中、廻合戰計、官兵敗走之後、在鷲尾之由風聞。

文永元年の春鷲尾の花忍びて見侍りしに

なつかしき昔にこそ匂ひ袖ふれし代々の昔の花の下風、（續古今集）　太上天皇

靈山

鷲尾に同じ鷲尾を佛家にて天竺靈鷲に擬し名けし也、東鑑建仁二年の條に靈山の名あり　最高點を拔海二四〇米突、東山粟田以南の一高峯なり、遠谷越の北に聳ゆ

ひんがし山靈せんと云所に、墳墓の地を始んとて、先見にまかりてよめる　師尙

こゝやさはつひの住み家と思ふにもまたき露けき花の上かな、（新續古今集）

雪のあした靈山と申處にて眺望を人々讀みけるに

たけ昇る朝日の影のさすまゝにみやこの雪は消み消ず見、（家集）　西行

靈山城址、名勝志不詳（長享年後兵亂記云、天文廿一年十一月廿八日、細川晴元士卒自丹波小持山口將諸兵、郡西院破却、公方御城靈山取掛、五條口放火　異本年代記、天文廿一年十月廿七日義勝（將軍義輝）靈山御城普請始

招魂場、高臺寺の背にあたる、近年嘉永安政以後國事殉難の人々を祀り、其墳墓も多く此に存す、中にも内閣顧問正二位木戸孝允の墓、其外有名の士人の碑あり

正法寺

一名靈山寺、鷲尾の高處にあり西方一面佳眺の地なり、寛弘元年創建、（日本紀略）天台の別院にして治承二年京洛佛寺七十四所の一なり、永德三年僧國阿此に住み時宗遊行派に改む、圓山の諸寺多くこれに屬す。國阿の墓塔あり。

遊靈山寺　藤明衡（出于無題詩）

一尋梵宇感相重、勝趣佳名寫鷲峯、造化風流依洞水、攀營年紀閱庭松、

雙林寺

東山長樂寺の西南に在り、昔は天台の[illegible]たりし、寺號は[illegible]、[illegible]後宇多院[illegible]雙林寺法[illegible]と[illegible]、鳥羽皇女高陽院の住ませたまひしこともあり、[illegible]年中僧國阿時宗に改め僧に東山道場と號す、[illegible]一派の本寺なり、[illegible]寺の門跡に屬す、此寺は[illegible]僧正西行法師[illegible]法師康頼頓阿法師等[illegible]の所にて、其遺跡を傳ふ

西行塔　雙林寺の西に在り、西行俗名佐藤兵衛尉憲清世の後此に閑居し、建久九年二月十五日寂す年七十三、嘗て詠じて曰ふ、「願くは花の本にて我死なん其きさらぎの望月の比」と、竟に其言の如し。西行在俗の時武名あり、後入道し眞密の教に通ず、僧慈圓其[illegible]を希ふ、對へて曰く道要を覺はんとせば暗に先づ和歌を學ぶべしと。西行庵と云は守塔の一字也。

性照塔　西行塔同處に在り性照法師平康頼の墓とす。治承の初め平清盛を討つの謀あらはれ流刑せられ、其後歸洛し此に籠居す、著作寶物集あり世につたふ。

故里の軒のいたまに苔蒸しておもひしよりも漏らぬ月かな、

芭蕉堂　天明寛政の比俳諧の名匠半化坊闌更此に祖堂を起し正風を唱ふ、來學甚だ衆し、闌更化を善くし門下に蒼虬梅室出て其名一時に振ふ

高臺寺

雙林寺の南に在り、（下京區南町）臨濟宗、慶長六年創建す、僧三江開基、豐臣秀吉夫人淺野氏（北政所）の本願也。淺野氏其父母及び一族木下氏の菩提を弔はんが爲とぞ、堂宇殿舍は前年燒亡し、今豐公廟及び開山堂存す。支院六宇あり。豐公廟は高臺祠とも曰ふ、秀吉夫妻の像を置く、小宇（三間半四間）なれども修飾莊嚴、描金蒔繪ことごとに善美を盡す、三十六歌仙の書畫を楣上に揭ぐ、智仁親王（後

陽成皇弟）土佐光信の筆也。淺野氏の墓は下勝俊の墓あり、勝俊は淺野氏の姪にて長嘯子と號し文學に通ず、其碑石龜趺圭頭高七尺頗古雅なり、勝俊の弟延俊を豐後日出藩祖とす

庭園は菊淵の水を引き樹石の安排巧妙を極む、小堀遠州の造る所とぞ、又時雨亭唐傘亭あり千利休の意匠に成ると　胡枝花は高臺寺の萩と稱し亦京名所の一に居る

此地は往昔雲居寺岩栖院と號する道場あり、花洛古圖に大治二年建立と云ふ、始末詳ならず雲居寺址參看すべし

秋後遊高臺寺　　江村北海

豐公遺跡洛城東、曾擬長揚五柞宮、環珮凄涼亡國後、樓臺無恙淨園中、秋香滿逕羅花紫、霜色入林爾樹紅、落日松聲禪寂地、使人猶自想雄風、

雲居寺址

今高臺寺の地なり、八坂東院とも稱す、一說大治二年建立岩栖院と號し号瞻和尙中興と曰ふ、是れは中世の事にして古の雲居寺は菅野眞道創建、中世に及び已に斷絕す

續日本後紀云、承和四年菅野永岑言、亡父參議從三位眞道朝臣、來爲桓武天皇所建道場一區、在山城國愛宕郡八坂鄕、雖其疆界接八坂寺、而其形勢猶爲別院、由是道俗號曰八坂東院、伏望限以四至別爲一院　因呂波字類抄云、瞻西上人雲居寺西建立一堂、安置八丈阿彌陀像、堂號勝應彌陀堂、今附本堂稱雲居寺、日本紀略云、康保元年十一月、大法師淨藏（三善淸行子）卒于東山雲居寺、又貞元二年十一月太政大臣（藤兼通）於堀川院甍、葬東山雲居寺邊、謚曰忠義公

ひさかたは手にさるはかりなりにけり雲のゐるてふ寺にやさりて、（家集）　　惠慶

祇園女御塚

雙林寺の西北にして、祇園祠の東南に在り、（淸井町に屬す）一堆の叢塚方二間餘　蓋三條天皇中宮藤姸子の御陵とぞ、俗に女御殿と稱す、聖蹟圖志一隅抄）榮花物語に祇園の東大谷と申く廣き野に葬り奉る由見ゆ。

あはれ君雲のよそにも大谷のけふりとならん影とやはうし、（家集）　　相摸

女御除地と塚は同所なり、源平衰盛記云、白河天皇感神院御幸の時、祇園西大門大路に小家の女の佇さが御幸を拜し奉る、帝御目に懸る御事ありければ還御の後彼女を宮中に召されて常に玉體に近つき進らせけり、其のち祇園社の巽に當て御所を造て居られ祇園女御とぞ申奉る、今の蓮華院と申すは御所跡也

蓮華寺址

祇園女御塚の地なり、祇園社の東長樂寺の西とす、名勝志）今昔物語云、祇園は本山階寺（奈良の興福寺）の末寺にてなむありける、其東に比叡山の末寺蓮華寺と云ふ所あり、而る間祇園別當良算彼堂前にいみじき紅葉のありけるを折に遣したるより爭起り、慈惠僧正天台座主として殿下の御修法して法性寺にましけるに、大に嗔て山の所司を呼び下し、それを以て祇園の神人等代人等へ「寄文を書き判を加へよ」と押責め「今に於ては祇園も天台の末寺なり、別當良算を追却すべし」と云ふ、祇園にも楯を儲け軍を調て待ける間、座主彌嗔て西塔平南房に住ける寄荷と云武藝第一のもの、平致頼か弟入禪と云極めたる兵この二人を遣て良算を追しむ、然て寄荷を別當になして執行せしめける云々。慈惠卽良源にて此爭鬪は蓋圓融天皇天祿天延比の事とす、（百練抄）蓮華寺興廢は不詳。

祇園

八坂神社祇園祠邊の地を云ふ、四條橋の東圓山大谷の西にて建仁寺の北也、宗良親王家集に「祇の園とは白河の波」とよみたまふ。

扁額輯括（史料叢志所引）云、延寶の古圖には祇園町には茅屋も見ゆるが、今は繁華の地と爲り家屋は所せばく建並び高樓飛觀軒端をつられ、戶々には絃歌の聲絕ゆることなく、美人の小裙とりて南北に行かふこと晝夜の分ちなし、其昔は洛東四條橋東北（知恩院の邊迄）すべて祇園社領の地にて、寬文の頃まで農耕の所とす、尙古くは祇園西門の邊に家居連りたる事諸書に見ゆ、殊に百練抄寬元元年の條に祇園西大門の前の大路在家地を拂ふて燒亡西は橋爪に及び東は今小路南は綾小路の末に至り數百家とあり、然れば應仁亂後一時に荒廢したるならん、寶永正德の頃より此地茶屋小屋起り漸く繁華に趣き、享保の初めより今の如く町々定まる。

祇園新地は四條橋以東敷條の市坊を包み娼家妓館あり　此は茶汲女に起因し寶永正德の比より盛なりと云ふも、俗說に萬屋一力亭は元祿の比井筒茶屋と並稱せられたる娼家にて大石良雄の遊べる所と傳へり、天保の末年商女禁止せられしが其後再び公許あり、維新前後より此地征盛旨を加へ遂に島原を壓し京都第一の遊廓と爲る、名媛美姬の姸麗を競ふこと實に京女郎の名に背かぬとかや。扁額軌範云、寬永の比四條の北東の地に發茶屋といふ者始まる、又祇園林には古くより茶屋あり、其處にも其比日小屋七八軒建ち夜發の類居たりしが、追々人家建續き日小屋も取拂ひ八坂迄の間皆町となると云々

祇園林

源平盛衰記に「夜雨の折祇園社の南門の鳥居の辺に當て光り物こそ見えたりける、祇園社の古狐かと平忠盛之を捉へたるに僧の火を點したる也」と云ふ奇談出つ、其頃は陰森たる地なりけん。祇園社の南方は昔時蒼樹鬱々たる所にて月の東山より昇る景色は信州更科に似たりとて新更科と稱し、安井宮門前より祇園南門下河原の邊まで晴夜には床几を置き騷客文人の

築る所なりき、然るに年々林木を伐り家居を營みしより觀月の地遂に亡びたり、又此に茶屋ありしは久き事にて寛永年中梶女は歌人の名あり、其女百合と云ふ母子日に茶湯を煮て茗を客に供し間あれば雅なる手にして吟詠したりとぞ、池大雅も此地の人にて畫名あり、百合の女玉瀾に嫁す、世に傳へて風流韻事の上乘と爲す

七夕やよき歌さゝに梶か茶屋、　其角

祇園會や僧の訪よる梶かもと、　蕪村

二軒茶屋(ニケンチヤヤ)は祇園社南門の鳥居の東西に在り、延寶の古圖にも見ゆ、此茶店年代最久し後東側に一戸建ち客を延き香煎を進めたり之を二軒茶屋と曰ふ、今の如く料理を鬻むるは後世の事なり、西側茶屋の古錦子は今も家に所藏すとぞ、紅葉唐松の紋あり(扁額執筆)

月は濡り花は昔きけり二軒茶屋、

此句は祇園の夜櫻の景を取合せたり。すべて祇園圓山には櫻樹多く垂絲の巨幹の者亦多し、花候には夜に入れば篝火を燃きて之を觀る幽艶愈加はる世に之を祇園の夜櫻と云ふ

祇園天王社(ギヲンテンノウ)　(八坂神社)(感神院)

古は專ら祇園感神(カンシン)院と曰ふ、明治元年改號して八坂(ヤサカ)神社と云ひ佛家の手を離る、尋て官幣中社に列す、八坂鄕に鎭座し、洛東の名祠なり、其祭禮祇園會は又天王祭と稱し古來京都の盛觀にして、町々より山鉾を飾り市中を巡り神輿の駐所四條に集る、其華麗都衆蓋海內神祇祭禮の冠冕とす。每年七月十七日より一週間とし舊は六月に行へり。祭る所は牛頭(ゴヅ)天王なり、又武塔天神と云ひ即素盞嗚尊なり、八王子(神代紀所謂五男三女神)奇稻田姬を之に配す、姬神此に少將井又婆利女と名つく。廿二社注式に據れば貞觀十八年僧圓如始て之を播磨國廣峯より勸請し宮坊を建て觀慶寺と云ふ、陽成天皇元慶年中攝政藤原基經精舍を造進す(一代要記に據れば從承平四年に及て修行者此に感神院を建て、東寺長者補任に據れば元慶始めて祇園の社殿建つ)、天慶の亂に朝廷此に祈り平定の日報賽の事あり、祇園天王是より著る。釋日本紀引備後風土記及び播磨國峯相記其內傳等を參考するに、武塔神は北海より南海に娶しに來る時蘇民と云ふ者の家に宿る、粟柄を席とし粟飯を饗す、蘇民の兄巨旦は神を拒みたり、故に神報答(ムクイ)して巨旦の家を殺戮し蘇民に告けて云ふ、後日疫氣あらば蘇民將來の子孫と白さば免れんと、吉備眞備入唐歸朝の日之を播磨廣峯(ヒロミネ)に祭り、後京都に勸請すと、今に疫神と崇め其祭には粟飯を献ず、牛頭は韓國の地名にて韓語にソシマリと云ふ、日本書紀に素盞嗚尊彼土曾尸茂梨(ソシモリ)に赴きたまふこと見ゆ、東國輿地勝覽に彼國牛頭山(一名太白)にも天王堂あり、江原慶尚二道の人祭祀することを錄す。

圓融天皇の朝に御靈會を修し疫氣を攘ふ、從前祇園は大和國興福寺の所管なりしか改めて延曆寺の別院、日吉社の末社と爲す。日本紀略百練抄(延久二年感神院火あり天神婆利女御体を除く外八王子蛇毒氣神大將軍等皆災に罹る)扶桑略記(永久元年近江國園城寺僧徒訴へて本祠は舊の如く興福寺春日社に屬せられんことを請ふ)長秋記(時に延曆寺僧徒兵を蓄へ暴横なり、當社并に日吉の神輿を振り朝廷公家を驚す事多し)得て之を制する能はず　崇德天皇天治元年六月臨時祭を勅修せしめらる、走馬舞樂に風流華麗を競ふこと此際より起る(百練抄中右記)

祇園臨時祭東遊歌

かみの代の八坂のさとゝ今日よりぞ君か千年はかぞへ始むる

笠にさす山鳥の尾の長き日に神のそのとぞけふまつるらん、　夫木集

承安二年後白河上皇[illegible]御靈會を修したまふ、祭儀是より[illegible]さ、百練抄　社記延久二年太政官符あり、[illegible]感神院領、四至內田畠事　在愛宕郡、東限白川山、南限五條以北、西限堤、北限三條末以南　[illegible]、件地元常荒也、而以長久五年依官符[illegible]國司已以開發、以其地利可充法華三昧料者、其後代々無收公、當任官符事在起請以前、裁許無妨者歟、在勅符院四至內田畠官符院領等者、符到奉行云々」往時感神院の四至廣大なるを看るべし

祇園神人と云ふは蓋社戶にて累世奉仕の祝部なり、又犬神人と云ふものあり[illegible]の社戶にて謂ゆる非人也絃指(ツルサシ)とも呼ふ、さて祇園執行日記山門嗷訴記に延曆寺より犬神人に命じ日蓮宗の法華堂又禪宗の天龍寺南禪寺等を破却せしめんとしたる事見ゆ。

觀慶(クワンケイ)寺址　此寺祇園牛頭天王勸請の時僧圓如創建して官坊とす、承平五年定額の列に入る、廿二社注式　初め清井町南に在り今民屋の背に礎石埋沒するあり是也　中世本社の境內に移し藥師堂と稱す明治維新の際撤去す。

安井(ヤスヰ)神社　(觀勝寺址)

祇園社の西南に在り、(下辨天町)俗に金毘羅宮と曰ふ、崇德院御靈社なり、近代讃岐國金毘羅權現世に崇拜せられてより之を讃岐院天皇に附會する所ありて混淆す　按に此地崇德天皇離宮址にして、皇妃阿波內侍之に住し天皇崩後御影を置きたり、建治年中僧大圓奇異の旨を奏し佛寺と爲す光明院觀勝(クワンシヨウ)寺と曰ふ、太平記には光堂(ヒカリダウ)と錄す應仁の兵火に罹り廢滅す　或は曰ふ治承元年創建有宮以仁王の子道尊別當職に補せられ源三位賴政の靈をも配祀すと、名跡志京華要誌河田氏說　元亨釋書に據れば觀勝寺祇大

圓即頼政の孫とす。

元祿年中葛野郡安井村蓮華光院門跡性演僧正中興し蓮華光院を此に合併し仍て安井と號す、明治の初め觀勝寺廢す、金毘羅を配祀するも元祿中の事ならん。宮殿壯麗にして社境に藤花の佳木あり。

小坂殿址

安井神社の門前通り下河原の西を舊小坂と稱せり、綾小路の末にあたる、故に又綾小路宮の名あり、天台座主妙法院門跡の舊地なり。門跡系譜に據れば昌雲僧正創始し尊性法親王（後高倉皇子）之に入室す、徒然草太平記等に著る。慶長年中妙法院を方廣寺に移したれども院中尚小坂殿の名を存せりと云ふ。（名勝志）

太平記云、（佐渡判官流刑の條下）佐々木道譽妙法院の御所へ押寄て火を掛く、餘焔建仁寺を燒く門主は御心早く後の小門より光堂の中へ入らせ玉ふ云々、光堂は今安井神社の事なりと云ふ。徒然草云、綾小路宮の御座ます小坂殿の棟にいつぞや繩をひかれしかば彼ためし思ひ出られ侍りしに誠や鳥の群居て池の蛙を取ければ御覽じ悲ませ給てなんと人の語りし。同鈔に慶運往生纔解を引きて云、綾小路と申すは後高倉の皇子にて天台座主に備りませしが、幼くませし比住たまひし小坂殿云々。

七觀音堂

護持院と曰ふ、安井神社の東下河原に在り、古義眞言宗を奉ず、相傳ふ建久五年僧澄憲禁中安置の觀音像を烏丸六角に移し之を創建し、又六體を増加し七觀音と稱す、後此に移す。（河田氏説）

大和大路

四條橋東より紀伊郡伏見に通ずる孔道を曰ふ、南方大和國に向ふを以て此名あり、古よりの通路たるべけれど豐臣氏伏見築城の際其五條以南は別に増修する所ありと云ふ。大和橋は大路の首に居り白河の末に架す。

大和大路又車大路と曰ふ專ら六波羅以北を指す、謠曲湯谷に「車大路や六波羅の地藏堂よと伏し拜み云々」平家物語には鞍馬路に造る。

仲源寺

大和大路四條に在り、安貞二年洪水の時防鴨河使瀬田判官爲躬夏禹王を祭りしに雨止みければ是れ地藏菩薩の靈告なりとて一宇を起す、故に雨止地藏の名あり。新撰地鏡（史料叢誌所引）在昔鴨河洪水の時禹王の鐵像を造り東洛法成寺に置くと云ふが、天明三年六條河原法成寺址に鐵面を得たりと云ふ、不審

（禹王廟址）　（宮川）

名跡志云、宮川町は仲源禹寺王廟の西面にあたるを以て鴨河を宮川と呼べるに因る。扁額軌範云、寶永の比四條の北東の地に十軒計の長屋を建つ、草葺屋根竹垂木奥行一間半計の日小屋也、軒には鐵色染の水引暖簾を掛け四角なる大行燈を置き、屋號を記し竈茶棚を置きて煎茶を客にすゝめ煙草を吸附て饗應す、晝は他所に住み夜に至れば店を開き夜半を限りて客を招く故に渾名して螢茶屋と云ふ、其女の衣類は金巾木綿に模樣を入れ或は縞入島の衣を着す、襟に少々絹ものを附けたり、後年に至り家を建て店附の茶立女も客あれば酒を勸め追々今の如く繁華の地と爲り、享保の初より宮川町建仁寺東石垣町なんどの町々起る。宮川町の遊廓は嘉永四年公許ありてより娼家とさだまりぬ、四條五條の間にわたる。

建仁寺

祇園の西南に在り、大和大路東側四條南五條北なり臨濟宗五山の一なり、土御門天皇建仁二年創建千光國師榮西の開く所、將軍源頼家を大檀越とす、至徳三年將軍足利義滿定めて五山第三に班し禪家の名刹とす（佛字は開祖修造の後正嘉二年火災、僧圓爾監營す佛殿雲堂兩丈等舊に復す（元亨釋書）其後兵火に罹り（太平記）天文年中又炎上す、後建築したるは今の殿堂とす。經藏は開祖將來の一切經典を安置すと稱す。中門は矢立門と稱し扉に鏃痕あり、六波羅舊館の物とぞ。古鐘初め河原院の埋藏とも、又嘉曆の鑄造とも云ふ、永享年中改鑄し號して百八聲陀羅尼鐘と曰ひ、洛東の一名物也（平安通志云、建仁寺は榮西宋國禪刹の規制に由りて堂舍の配置を定む、三堂中に相並び回廊之を繞り、僧堂西に在り、方丈北に在り、玄關は客殿の門戶にして兩扉門なり、瓦を以て之を葺き、門內は甃塼を敷き以て殿に接す。塔頭支坊多し、禪居庵は宋僧清拙（大鑑禪師）の故栖にて、大龍院は入宋僧友梅の寓址、赤松則村入道圓心の塔ありしが後世廢す。正傳院は織田有樂の造れる茗室あり。

歴代編年集成云、建仁元年建仁禪寺草創、本朝禪院最初、千光法師開山也　敷地者征夷大將軍從二位源頼家卿施入、五條以北鴨河以東也、同年六月降宣旨被置眞言止觀禪門三宗（此のち臨濟一派の本寺と定まるは聖一國師圓爾の時歟）太平記云、妙法院火かゝり餘焔建仁寺輪藏開山塔幷に塔頭瑞光庵同時に皆燒失ぬ。

もろこしに渡りて侍ける時、秋の風身にしみける夕日本にのこり留れる母の事など思ひて、

もろこしの梢もさびし日のもとの母その紅葉ちりやしぬらん（續古今集）　僧正榮西

榮西は禪門臨濟宗を本邦に弘通せる首祖也、其知見は顯密にわたり、博綜弘覽、實に中世佛法の一大革新を遂行したる雄傑とす

（六道珍皇寺）

愛宕念佛寺

一名六道珍皇寺と曰ふ、舊單に愛宕寺と曰ふ、續日本後紀天長三年の條に見ゆ、洛東五條の末に方り建仁寺の東南八坂塔の西に在り。念佛寺本堂は明治三十年國家特別保護の下に置かる、五間四方單層屋根入母屋本瓦葺一宇、宇中の古上梁銘に文保年間重修とあれは阿闍梨千觀中興當時の

物とし、長曾木[illegible]天寺の[illegible]方今絶て[illegible]巧とす、天台宗に屬す。寺門の上に王像を作り、[illegible]作と稱し亦[illegible]作なり、本堂には[illegible]如來を置、又閻魔堂等堂あり

河海抄云、桓武天皇平安城に遷さるゝ時愛宕の地を諸人の葬所に定めらるゝ事[illegible]記に見ゆ、彼處に珍皇寺と云寺を立て弘法大師の事跡として、今は東寺の一の末寺となりたり　以呂波字類抄云、珍皇寺　愛宕寺在[illegible]宕小野篁朝臣建立、土俗云此寺山城國國分寺、弘法大師幼少之時相從師僧、久住此寺、又篁朝臣閻魔廳衆的本朝實[illegible]、爲此寺修理、依此緣修盂蘭盆誦經、篁卿牙笏位袍等累代之寶物納寶藏　今昔物語云、七月十五日盂蘭盆の日、極て貧なりける女の祖の爲に食を備ふるに堪へずして、一つ着たりける薄色の綾の衣の表を解きて盆に入て蓮葉を上に覆て愛宕寺に持詣て伏拜み泣て去にけり、人怪て寄てこれを見れば蓮の葉にかく書たりける

たてまつる蓮の上のつゆ計りこれをあはれとみよの佛も、

續日本後紀云、天長三年綏子内親王薨、太上天皇（嵯峨）皇女、葬于愛宕郡愛宕寺以南山。今不詳。

北斗堂址（ホクトダウ）

謠曲湯谷に、洛東の景物を敍し「北斗の星の曇りなき」とあるは北斗堂の灯籠を云ふ、蓋妙見菩薩を祀るもの也、六道（ロクダウ）の東にこれを記せる古圖あり。又

（六道）

六道迎鐘とて毎年盂蘭盆會の前陰暦七月十日聖靈迎接の爲めとて衆人念佛寺に詣て、鐘を鳴らす、之を迎鐘と云ふ、今昔物語の古意に出づる者也　六道は佛書地獄餓鬼畜生修羅人間天上の六界輪廻を謂ふ、念佛功德の其輪廻を解脫すとぞ。轉じて此寺邊の地名と爲る。（逸史、延暦十五年、敕禁京畿吏民祭北辰）

謠曲湯谷云、河原表を過ぎゆけば、急ぐ心の程もなく、車大路（クルマオホヂ）や六波羅（ロクハラ）の、地藏堂よと伏拜む、げに守りの末すぐに、頼む命は白玉の、愛宕の寺も打過ぎぬ、六道（ロクダウ）の辻とかや、實におそろしや此道は、冥途に通ふ道なるを、心ぼそ鳥部（トリベ）山煙の末も打靡む、峯も旅雁の横たはる、北斗の星の曇りなき、御法の花も開くなる、經書（きやうかく）堂は是かとよ（經書堂は清水寺に在り）

八坂鄕（ヤサカ）

和名抄愛宕郡八坂鄕訓也佐加　今下京區大谷吉水圓山祇園建仁寺の邊、南は五條の末清水邊を限ることし。

姓氏錄云、山城國諸蕃八坂造、出自狛國人之留川麻乃意利佐也。俗說此地に八個の阪坡あり祇園長樂寺坂下河原坂法觀寺坂靈山坂三年坂山之井坂清水坂と、名跡志）蓋牽强の語のみ、たゞ坂の多きを曰へるなり

都まで民の家居をたてそへて今は八坂の甲もわかれず、　僧　盧庵

八坂墓　光孝天皇外祖父贈正一位藤原總繼夫人數子の墳なり　延喜式八坂墓、贈正一位藤原氏在愛宕郡八坂鄕、塋地十町墓戶一烟　法觀寺（八坂塔）の北胡日塚是なり、今上に稲荷祠を置く、一隅抄、金園町西側人家の後にて丘形稍辨すべきのみ（河田氏說

八坂法觀寺（ヤサカホフクワンジ）

八坂寺又法觀寺と曰ふ、延喜式平安京七寺の一なり創建詳ならず、今諸宇廢し大塔のみ存す。元亨釋書云、天暦中淨藏寓八坂寺時、縉紳多集、見塔云、塔之傾斜也、其方有內、今是塔傾向王城、爲之若何、藏云我亦思之、其夜盛坐露地、向塔持念、明朝見之、塔婆端直、都人嗟嘆。以呂波字類抄云、八坂寺、小野篁卿舍弟延立塔婆、天長三年也。夢窓國師法觀禪寺佛舍利塔記云、法觀寺塔者上宮太子建、寺塔五層、奉安佛舍利三顆。按ずるに此寺創建詳ならず、仁治元年僧證救の時建仁寺に屬す、五層塔婆は明治三十年國家特別保護の下に置かる、方三間高十六丈八坂塔と云ふ、[illegible]、今存するは永享十二年足利義教の再建に係る、元和四年[illegible]同月、法觀寺は[illegible]

（八坂塔）

八坂法觀寺塔婆供養諷誦文[illegible]　京[illegible]南
祇樹園南清水北、五層之塔忽然[illegible]、
到上界聞雲霧天、百二山河下國外、兩輪日月露盤邊、
風前細響鐸鈴語、[illegible]

八坂庚申堂は八坂大塔の西に在り、京人稱して日本三庚申の一と曰ふ、來由詳ならず。

清水（キヨミヅ）

八坂鄕東南の高地にして清水寺あり、五條坊門の末に方れど通路は五條の松原橋の末、[illegible]に係ふ清水坂と稱す南は鳥部野なり　清水寺は堂宇の奇巧と上方の眺望を以て世に鳴る、新撰朗詠に煙霞隔路三千界花柳藏城十二衢の句あり。

清みづのうへから出たり春の月　許六

建保元年清水寺僧延暦寺僧と爭闘の事ありて清水に築塞したること、東鑑明月記等に見ゆ。

清水燒　清水の製陶は京都の名産なり、產業事蹟云、延暦の昔洛北鷹峰に瓦工あり碧磁を造り、中世に及び洛南深草に窯を移し諸器物を造る、然れども其製粗にして釉藥なし。足利氏の世に及び清水の東清閑寺の瓦工古法に據り稍發明する所ありて陶器を出す、今其地を茶碗坂と曰ふ。天正年中に及び清閑寺清水邊に多く窯煙を見る、慶長年中茶碗屋久兵衛五條坂に業を營む初めて金赤青等の色彩を施す、蓋清水燒の祖なり。寬永以後に至り野々村仁清出て産寧（サンチン）坂に窯を建て、專ら茶器を作る其製太雅麗なり、清水燒是より大に起る、尾形乾山出て其作ますく世に賞せられ、文化年中青木木米に至り博く漢土の陶法を研磨し斯業愈盛なり、京燒の名天下に高し。爾來輩出の名工頴川亭平吉尾形周平

等相謀りて、青華磁器の改善を企て、遂に肥前國有田(アリタ)の秘傳を得て舊套を一變す。近年に及びては高橋道八清風與平清水六兵衛等頻に巧妙を競ひ金襴彩畫の美品を出す。一說足利氏の世永正年間明人阿米也(アメヤ)歸化して京都に住し瓶罐の粗陶を造る、是を樂燒の濫觴とす、天正寛永の比多く茶碗を製したるは皆其遺法とす、今に傳へて清水燒と稱する陶器は蓋之に由る、文化以後は磁器を燒くとす云々。

清水寺(キヨミヅデラ)　清水坂の上方平地より拔く凡百六十尺許の所に在り、今法相宗興福寺の所轄たり、昔建保の比は奈良東大寺末なり　東鑑建保元年　本堂は明治三十年國家特別保護の下に置かる、本堂は桁行九間梁間七間屋根四注す東西裳階あり前面兩翼あり廟及び舞臺之に附す懸造に架し南面す、寛永十年德川幕府の重修なり、樓門は文明年中の遺構と云ふ　寺内の諸堂は阿彌陀堂、奥の院等なり、本堂の東なり　千手堂釋迦堂の東に在り西には田村堂（田村將軍の像あり）四、朝倉堂（越前國主朝倉貞景の建立）法華堂三重寶塔經堂堂（産寧坂）泰産觀音堂爪形觀音堂等あり、北には本願成就院あり本寺別當職なり　平安通志云、清水寺に朱印制札あり三種海船の繪馬、一は寛永九年、一は寛永十一年の裝、角倉與一左衛門、後者角倉氏船にて共に當時海外貿易に從事したる船制を見る可き者也。
東寶記云、勅ヵ得大納言坂上大宿禰田村麿解狀偁、去延暦廿四年十月蒙官符、賜山地一處、建立私寺、號清水寺、望請因准傍例賜印一面、爲件寺長財云々、作清水寺傍奏國家之庭、則以田村麿之苗裔、乃補成寺家之職、且令宣下、門徒、預修治寺家之司矣、弘仁元年十月宣旨云、清水寺者桓武天皇御宇延暦十七年大納言田村麿壞渡私宅創之。（承久二年條下）元亨釋書云、清水寺者、寶龜九年、沙彌延鎭（或曰報恩）派淀河窮水源、一日至山科東峰、欽刻大悲像、而無資、延暦十七年鎮守府將軍坂田村麿獵鹿來此、因謁庵、鎮語以上事、將軍感嘆、與妻善高子謀、移自宅爲寺、刻像置焉。參考本盛衰記云、昔大和國子島寺に沙門あり、其名を賢心と云、淀河を渡給けるに水の中に金色一筋の流あり、流に隨て尋めるに山城國愛宕郡八坂鄉東山清水の瀧の下に至れり、怪しげなる草庵に白衣の居士あり行叡と云、此は伽藍を立べき勝地なり前なる株は觀音の料木なり汝必宿望を果すべしと云て、居士東を指て去にけり、賢心此に住しける程に坂上田村麿涌壇の契を結ひ、寶龜十一年に始て伽藍を草創し、延暦大同に佛殿を造開て清水寺と號す

泰産堂は俗に子安(コヤス)觀音と稱す、桓武帝宮人坂上春子の本願にして皇子葛井親王の誕生を報賽したる也、三重塔婆も親王の御願にして承和年中之を創す（清水寺舊宇治郡音羽山に在りし歟、音羽山嚴法寺參考すべし）

(子安堂)

曉秋遊清水寺上方　左府道長

清水寺高聳頭、寶殿塵境草堂幽、雲端鐘響溪嵐去、澗口泉聲石流、禮佛獨憐霜葉色、伴僧同入暮山秋、輪廻世々纏煩惱、今仰大悲莫有愁　本朝麗藻

遊清水寺　宇都宮遯庵

大悲高殿閣、倚欄囘白頭、背々鳩巢樹、脈々鴨河流、官舍氓比舍、城樓又寺樓、望中無遠近、富庶帝王州、

登清水寺閣　垣內海莊

石路凌空欲近天、登臨立處揖金仙、欄前花影籠行雨、閣外營相晴泉、四塞山河千古色、三春竹樂萬家烟、清明時節思雜客、日送歸鴻落日邊、

産寧坂(サンネイノサカ)　清水寺西門前の地なり、泰産堂經書堂(キヤウカクダウ)來光寺と稱す一字一石書寫の納所なり、寺此に在り、一に三年坂に作る、蓋泰産堂に因める名なり、名勝志に曰、江塚(ツカ)は三年坂の下路東、鼠堂屋敷に在り今高島とも云ふ、源平盛衰記に平清盛禁中にて鴉を捕取り清水寺の岡に埋む之を毛朱(モウシユ)一竹塚と名づく。又同書平治二年源賴政禁中にて鵺を射落す之を清水寺の岡に埋むとも見ゆ也。（鴉一に鴿に作る）

(鴉塚)

成就院(ジヤウジユヰン)　此院は清水寺舊蹟と方向を異にし西に面す、臨眺の濶大なるを東海道集に見ゆ、近代院の住僧月照上人（名曰忍向）才氣卓然官家の歸依する所たり、嘉永安政の際國事に奔走す、安政五年幕府大獄を起すや上人西鄕隆盛に隨ひて薩摩に走り捕吏の逼る所と爲り海に投じて死す、其追悼碑院前に樹つ　清水寺本院詩序云、鬱然拔乎東山者號曰清水寺、前源廷尉赤松院之莊也、懸梁絕岸、飛簷引山、崇巖洞戶、爽陰風、防徂暑、最宜半夏、莊之下、淺澗渙々、苔游之鱗聚焉、澗之上、脩竹冥々、佳鳴之禽羽焉、僕捨之在方外交東溪禪伯、以爲燕居。

音羽瀧(オトハノタキ)　清水寺の南崕に在り、淺澗一縷の水のみ、然れども本地清水(キヨミヅ)の名の據にして、古來世に聞ゆる飛泉なり　されば謠曲田村云、さすがな名にし負ふ、花の都の春の空、げに時めける粧、青楊の陰みどりにて、風のどかなる音羽の瀧の白絲の、くりかへしても面白や、ありがたやな地主(ヂシユ)權現の花の色もこさなり、唯賴めしめ茅が原のさしも草、われ世の中にあらん限はの御誓願、濁らじ物をきよ水の、緣もさすや青柳の、實にも枯れたる木なりとも、花さくら木のよそほひ、いづくの春もおしなべてのどけき影は有明の、天も花に醉へりや、面白の春邊や、あら面白の春や、（地主祠は即清水の鎮守なり）

くりかへし亂れて人を渡すかな清水寺のたきのしらいと（家集）　慈鎭

地主(ヂシユ)神社は清水寺の傍に在り、花の名所にて地主の櫻と稱す、白河上皇臨幸の事あり

(地主祠)

拝志（ハイシ）　拝志葉島高野久久目路（クヽメヂ）の北（小松谷正林寺北）西大谷山前の前に在り、古松墳石ありて古墳たるを知る（掌故圖志）延喜式諸陵式云拝志葉贈正一位藤原總繼、在愛宕郡鳥戸郷、墓地四町守戸一烟（類聚國史、弘仁四年愛宕郡林寺）林寺は即今の小松谷正林寺歟、總繼は光孝帝の外祖父にて中尾陵は生母澤子の墓なり、正林寺の東に存す

古塔一基、久々目路石塔町に在り、（西大谷の南方民家の背後也）十三重の石塔婆にて、俗に繼信忠信塔と稱す、一説に此塔は大和國大安寺の舊物とぞ、其一片に永仁三年二月二十日願主法西の銘あり、古は此地に寳光寺ありと（山城志京華要志）

西大谷見眞墓（ニシオホタニ）　鳥部野五條坂末に在り、慶長八年十月本願寺准如その祖師の遺骨を大谷より此に移し新に廟宇を建つ、堂房華麗西面し其前に蓮池あり境内淨潔なり。此地は見眞大師火葬地延年寺址と近接す

山井（ヤマノヰ）　清水寺の北鷲尾正法寺の南の溪澗を云ふ、産寧坂（サンテン）の下を流れ八坂庚申堂の背を經て安井觀勝寺邊にて菊溜（キクカハ）と合し鴨河へ注ぐ（名勝志）古此に山井寺（ヤマノヰ）あり明月記に見ゆ、又觀勝寺谷と稱す。源平盛衰記古今著聞集に、延暦寺僧遺恨の事ありて清水へ攻寄たる時清水寺衆僧は山井の溪の棧を落して西大門を守る由見ゆ、當時水濶く橋も大なりしならん。

鳥戸郷（トリベ）　和名抄、愛宕郡鳥戸郷、訓止利倍。愛宕郡最南の郷にて清水寺以南泉涌寺以北、西は鴨川を限り東は阿彌陀峰を籠めたり、久々目路其北に通し、瓦坂其南に通し宇治郡山科を經て東國街道の別路たり、舊事紀、天降物部二十五部の一を鳥戸と名つく、又天孫本紀に物部三楯連公鳥部連等とあれば鳥戸とは一の部民にて捕鳥部の類歟。河海抄所引風土記逸文曰「南鳥部里、稱鳥部者、秦公伊呂具的餅、化鳥飛去居り、其所森云鳥部」と此的餅の故事は稻荷山に詳にす、南北二所の鳥部里ありて、其愛宕郡のは北里なり

鳥部野（トリベノ）　鳥戸郷の山野を曰ふ、古より葬所茶毘所にて今も其墳墓存す、五條坂邊六道の東南是也（西大谷の背後）名跡志云、六道の南は古の火葬所なり、白河院を鳥部野に送り奉る事續世繼に見え、法成寺道長も此に煙にし奉る事は榮花物語に見ゆ、慶長年中まで茶毘竈散在し隱房（オンハウ）と云ふ葬戸之を管領したり、阿彌陀峰下に豐國廟建ちたる時鳥部の煙之に風靡するを以て制して此に煙を揚げしめず、而れども西本願寺要法寺などの墓所は尚此に在り。

鳥戸寺址（トリベデラ）　拾芥抄云、法皇寺號鳥部野寺、文德實錄云、天安二年寶皇寺火、金堂膽堂灰燼（續日本後紀云、天長三年仲世親王薨、今上（淳和）第一皇子、葬鳥部寺以南山。寺址今審ならず。

鳥部にて

玉祭りけふも燒場のけぶりかな、　芭蕉

五條坂（ゴデウザカ）　五條坊門五條橋の東清水寺に通ずる坂路なり、（清水坂の南）鳥部野を貫く今五條橋東町と云ふ。

延年寺址　延年或は延仁に造る、鳥部山東偏、清水寺接近の地なり（五條坂六丁目）此寺名は東鑑盛衰記等に見ゆ。（河田氏說　本願寺緣起云親鸞上人入寂して東山西麓鳥部野南延仁寺に火葬）

小松谷墓（コマツ）　俗に後京極攝政良經の墓と爲す、鳥部野要法寺境内に在り、西大谷廟の北にて古延年寺の葬所中ならん、近年まで九層の石塔ありしが今一層を遺すのみ、或は云ふ個は源義朝の首塚、又僧賴全の墓と、不詳。（名跡志河田氏說）

あはれなり我身に近き鳥部野の煙をよそにいつまでか見ん（新後撰）

久久目路（クヽメヂ）　清水寺の南、阿彌陀峰の北麓を通り宇治郡山科へ出ず、或は苦集滅道に作り、又澁谷（シルタニ）越と曰ふ、澁谷は汁谷に作る　保元物語に、保元元年院宣、檢非違使は苦集々へ向ふべしとて、久久目路へは下野判官資俊出向ふ。下學集云、苦集滅道、洛陽東山清水寺南清閑寺之麓也、三井開山敎待和尚此地、其木像之響鳴、作苦集滅道之音云々　久々目の義訓ならず苦集滅道は佛家の辭にて彼に附會したるのみ、此路一に澁谷又澁谷（シルタニ）と云ふ、久久目に潤に因みて名つけたる辭ならん。佛光寺は舊此に在り、慶長年中大佛殿の境域を開く時北は音羽川まで南は峰を限りたるを以て、佛光寺は今の地に移る。

（苦集滅道）　澁谷　釋桃溪

曉過豐公古廟陰、半嶂月殘挂碧岑、僧房磬響藏松塢、客店鷄鳴隔竹林、泉滴馬蹄黃葉滑、谷空人語白雲深、湖南煙水長關思、幾度斯途獨自尋、

歌中山（ウタノナカヤマ）　久久目路の北清閑寺より清水寺に通ふ山徑を云ふ（盛衰記云、大關小關（近江國より）宇治郡山科の通路逢坂、四宮河原を打過て苦集滅道（クヽメヂ）や、清閑寺歌中山貴寄せたり　俗說に曰く、昔清閑寺眞燕僧都門前に豗髮の女兒にあひ、忽ち愛着の心起りけれど、もの言かくへき便なければ、清水への道は何れぞと問ければ、女「見るにだに迷ふ心のはかなくて誠の道をいかで知るべき」と云捨てゝ姿をかくしける、女は即化人にてありき、其歌よみたる所を歌の中山と名づく。（名所圖會）

清閑寺（セイカン）　久久目路の北側、清水寺の東南に在り、今眞言宗知積院に屬す。一條帝の時伊豫守佐伯公行建立、本尊千手觀音とぞ、頗幽靜の境たり、古は天台宗延暦寺末なり（名跡志）靈山峰其北に聳ゆ

東鑑云、建保元年清水寺法師建立一堂、其地在清閑寺

領之由、彼寺憤鬱相論、清閑寺爲台嶺之末寺、又咎之、清水寺依爲南都末寺、奈良殊怒之て

清閑寺陵（セイカンジ）

清閑寺小堂（コダウ）陵は六條天皇の御陵なり。清閑寺の北に在り、堂礎歴々楓樹多し、近年まで之を高倉天皇法華堂御陵にあてたり、故に名跡志には不詳と爲したり。明月記云、清閑寺小堂、抑是六條院御墓所。六條陵は俗に高倉陵と爲し其傍に小督塚の名を命す、而も其上方に法華堂の陵あるを知らず云々。「聖蹟圖志一隅抄」山陵志楓樹の邊を高倉御陵にあてゝ、別に要石（カナメイシ）の地を六條御陵にあてたり、曰く清閑寺西園、怪石所伏、俗謂此石曰要、取其名摺扇軸處也、此觀京形、勢宛然若開扇然、

清閑寺法華堂（ホクダウ）陵は高倉天皇御陵なり、小堂陵の北、上方林叢の地にて、俗上の山神（カミヤマ）と云ひ其西面の墟を中壇と曰ふ、即法華堂址なり　聖蹟圖志一隅抄　今荒廢の餘なれば頗鑑定に苦む　新古今集澄憲の和歌序に「治承五年四月十四日新院崩御清閑寺にて煙になし奉る」とあれば火後置骨所址を知るべし

思ひきや人目まれなる山中に君がありかを移すべしとは（高倉院昇霞記）　源通親

常に見し君が御幸をけふ問へばかへらぬ旅と聞ぞかなしき（新古今集）　法皇澄憲

小督塚（コゴウ）　今楓樹のある陵の垣中に古石塔あり、俗に小督塚と爲す、而も楓樹陵は六條とも高倉とも二説あり。平家物語源平盛衰記に、小督の局は高倉院の深く愛させ給けるを、平相國清盛已が女を強て後宮に納れ小督を放逐しければ、小督清閑寺へ入り尼と爲り葛野郡嵯峨野に住む、帝は尚も思召し忘れたまはず御なつかしくわたらせ「臨終に朕をば必清閑寺へ送り納めよ」と御遺言ありけるこそ、御愛執の罪業とは云ながら最あはれなれ」と見ゆ、而も此塚は實否明ならず嵯峨にも小督塚あり。

遊清閑寺　伊藤東涯

清閑靈蹟化、躡屐冒雲登、喬木先朝寺、長楓古帝陵、村炊煙不斷、樵語谷相應、行樂預爲約、殷勤謝老僧、

若松殿址（ワカマツドノ）

久久目路の南、阿彌陀峰の西北麓に若松池と字する田地あり、是殿址なり　名勝志　小松谷正林寺の東にて中尾御陵の邊とす、六條天皇此に崩御ありて清閑寺に葬り奉る、百練抄云、安元二年七月十七日、新院崩、御年十三、號六條院、二條院御子童形也、日來御院御所、（六條殿）而依痢病、出御邦綱卿東山亭、於件所有此事、源平盛衰記云、治承四年十一月南都合戰、藏人頭重衡朝臣を大將軍として、五條大納言邦綱卿山莊東山若松亭勢汰ひあり。東鑑云、寬元四年入道大納言家（鎌倉將軍頼經卿）着御六波羅若松殿。

中尾（ナカヲ）

仁明天皇宮人藤澤子（總繼女）御墓あり、光孝の生母なるを以て帝即位の後追尊して皇太后中尾山陵と號せしむ。今小松正林寺の東にあたり一圓丘あり（久々目路南側）上に古松立ち石槨暴露すと　聖蹟圖志一隅抄　即是也。延喜式云、中尾陵、贈皇太后藤原氏在愛宕郡鳥部鄕、陵戸五烟山四町五段、四至東限谷南限田西限陸北限谷。四町五段の陵域は總繼の拜志墓を籠め久々目路南北にわたれる地を云ふ、正林寺は此域内に在り。

小松谷（コマツタニ）

鳥部野久々目路の南北にわたる舊字なり、今は正林寺を小松谷と曰ふ、蓋古の中尾林の陵域なり。平家盛大を極めし時此地も六波羅諸第に籠められ小松殿ありしこと平家物語に見ゆ、東大路を隔つとあれば久々目路北なり。

（燈籠堂址）

燈籠（トウロウ）堂址は正林寺の西北に接し久々目路北に在り、平重盛の小松殿念佛堂とぞ後世洛中に移し淨敎寺と稱す、今寺町に在り。名跡志云、小松内府重盛の山莊は石塔町の東三町にあたり、其址を土人稱して火トモシと曰ふ、源平盛衰記云、小松大臣の常に住玉ひける所なば、四方各十二間四十八の間に四十八體の十二光佛おはし其お前毎に常燈を燃されければ、晴夜の星の隈もなく澤邊の螢に似たりけり、上は二十歲下は十六歲色深く姿勝れ形たくひなき美女を四十八人選て油を添へ燈を挑てぞ置れける、日沒の時になれば四十八の女房達衣裳花を飾り閼伽の香り新にして閑に禮讃し念佛唱て廻られける、禮讃終りぬれば六人づゝ番を結て鼓胴拍子を囃し今樣を謠はせ廻らせらる

心のやみの深きをば燈爐の火こそ照すなれ彌陀の誓を頼む身は照さぬ所はなかりけり、

大臣吾身は中臺に坐し是をぞ聽聞せられける。

正林寺（シヤウリンジ）

小松谷と稱す、久々目路の南方廣寺の東にあたる、正林の名は蓋古の拜志寺に因る、類聚國史弘仁四年の條に林寺とあり即中尾林の御陵墓域に在り。五條邦綱の若松亭小松重盛の燈籠堂皆此地なり、月輪兼實之を領有し法然上人を此に置かる、上人傳記に此谷は天台傳敎大師の舊栖と爲すは林寺の事なるべし。中世是等古跡廢絕の後享保年中僧惠空中興して堂宇を營む、正林と號し法然を祖として開基とし淨土宗なり。

六波羅（ロクハラ）

鳥戸鄕西方一帶の總名にて、鳥部山の低地也　五條の末に六波羅密寺あり、寺南より七條の末法住寺殿址あたりまでを六波羅と呼べり、六波羅兩府廳も此間に在りき。

六波羅密寺（ロクハラミツジ）

五條松原の末大和大路東にあり。眞言宗、智積院に屬す天正十七年僧宗賢の中興する所なり、空也上人開基中世天台別院たりしこともあり。

扶桑略記云、應和三年、空也上人鴨河東岸建堂供養、

宗也不言父母、已命在世、或云出口滿流、口常唱彌陀佛、故世號阿彌陀聖、或住市中作佛事、又號市聖、過險路卽鏟之、當無橋亦造之、見無井則掘之、號阿彌陀井、天慶以往、道場聚落、修念佛三昧希有也、何況小人愚女多忌之、上人來後、自唱令他唱之、爾後擧世念佛爲事、誠是上人化度衆生之力也、六波羅蜜寺是遺迹且昌波字類抄云、六波羅蜜寺本號西光寺、爲天台別院名跡志云、本尊十一面觀音、空也上人作、卽當寺草創也、今又稱地藏堂 西國巡禮札所第十七番、

六波羅地藏堂　今觀音と同一堂に安置す、鬘かけ地藏尊と稱す今昔物語に見ゆる古佛なり、寶物集にも山送り地藏と稱せり　太平記云、正慶二年西國勢已に三方より寄たりと京中上へ下へと騷動す、兩六波羅館　地藏堂の鐘を鳴し洛中の勢を集め、地藏堂の北の門より五條の橋爪へ打て出づ　此寺に佛師運慶湛慶二師各自作の彫像あり、明治三十年古社寺保存法を布かれ二軀は登錄せられて國寶と爲る

那闍陀寺址　那闍陀寺は徒然草に見ゆ、其遺址は六波羅蜜寺の西に在り

六波羅殿址

平家の第宅なり、北は五條松原通に迄り南は七條に至る、東は小松谷を限め西は鴨河に瀕し、當時大小の屋舍其間に散在せり今の六波羅蜜寺方廣寺 大佛殿 博物館等の地を中心とす　大略北御所池殿泉殿及び法領寺を眼目とし、小松殿は別目に出づ　初め平忠盛此に方一町の邸あり、其子清盛に及び增大して一門臣屬の亭館を其周邊に置き、二十餘町五千二百餘宇の多きに達せりと云ふ　壽永二年宗盛西奔の時一炬焚蕩して去る、鎌倉武家の世に及び源賴朝尚殿舍を置き、承久以後には北條氏の子弟此に處き兩探題と稱す又別目あり

平家物語(長門本)云、六波羅とてのゝしりし所は故刑

池殿址）

部卿忠盛の代に出し所なり、南は六でうの末賀茂河一町隔て元は方一町なりしを清盛相國の時造作あり、家數百七十餘宇に及べり、是のみならず北の鞍馬路東大路 より始めて東の大路久々目路を隔て小松殿まで二十餘町作られたり、一門眷族の住所こまかに數ふれば五千二百餘宇に及ぶ　百練抄云、壽永二年七月廿五日、平家黨類出奔、六波羅已下家内同時放火

北御所址　今建仁寺の西、五條松原の南に北御所の字存す、是六波羅亭の遺名ならん　名勝志　山槐記云、池殿者御所北御所 南一町餘也、

池殿址　今池殿町の名存す、六波羅蜜寺の西に連ぶ、同寺封堤外西北の畝に近年まで平家の馬冶場と稱し鎧池と名づくる者ありき、名勝志　平賴盛 清盛弟 の甲第にて安德天皇此に降誕し、高倉天皇此に臨御す、壽永自焚の後源賴朝新に亭館を置きしが、建仁三年燒亡す　東鑑云、文治六年十一月二品 賴朝 御入洛、令着六波羅御亭、故池大納言賴盛卿舊跡、此間被建之　百練抄云建仁三年十月、自六條坊門高倉邊燒亡出來、及河原院并鎌倉前大將賴朝卿亭

泉殿址　是平家の本邸にて、清盛の祖正盛の寺塔あれば平家物語に六條の末鴨河の東一町を隔ゝと云ふ者にあたる、卽今方廣寺大佛殿址の邊と知るべし　山槐記云、常光院塔者六波羅入道相國の泉亭內に在り、攝社伊津岐島神御座　吉記曰故正盛朝臣堂常光院云々　又云治承四年十一月、遷御寄部、法皇 後白河 御與六波羅入道大相國亭也、號泉殿

法領寺址　泉殿の中に在り、一名常光院卽ち正盛の寺塔なり　百練抄云、壽永二年七月廿五日、六波羅以下家內同時放火、廿九日六波羅密寺故正盛朝臣堂[illegible]　平家物語云、壽永二年七月廿五日法領寺の院内計はしばし燒ざりければ、佛の御力にて殘るかと思ひしに、

大佛殿址（

其[illegible]に[illegible]故[illegible]忠盛[illegible]の[illegible]の間[illegible]の[illegible]ありければ、[illegible]寺の[illegible]の間[illegible]きて佛と共に燒亡、家內[illegible]に[illegible]けれ、此寺は故入道相國父の菩提の爲に[illegible]年の間[illegible]處なり

六波羅南廳址

南北の二廳あり、故に兩六波羅と稱し、承久三年鎌倉武家の兵入洛し三皇を遷流して六波羅に[illegible]を開き[illegible]政事を聽斷し[illegible]て探題と云ふ　北條泰時[illegible]に任ず爾後北條氏の子弟二人常に此に臨み北方南方の兩廳に分居し以て正慶二年の滅亡に至れり

北方廳址　平氏北御所の地たるべし、太平記正慶二年六波羅攻の條に地藏堂の北の門より五條橋爪へ打、出るとあるは北廳の兵の動作と思はる

南方廳址　平氏泉殿の地にて今方廣寺博物館にあたる歟、太平記六波羅攻の條に五條の橋爪より七條河原まで六波羅を圍むとあり

方廣寺

古の六波羅殿址なり、六條の末にあたり南は七條の末に至る、但近年其南方を博物館の敷地と爲る　方廣寺は舊愛宕郡の大像を置くるを以て大佛殿とも號し豐臣秀吉の創建、舊古溪を以て開山とす、天台宗妙法院に屬す

天正十四年秀吉創建の佛殿は坐像丈六丈、屋宇二十丈あり、慶長元年七月地震に破壞す、乃ち信濃國善光寺の如來を移したりしも翌年之を還附し、再造佛の志ありしが果さずして薨去す　七年德川家康豐臣氏の傅片桐且元をして秀賴に勸め、其亡考の冥福を資けんが爲め大佛を興造せしむ、秀賴之に隨ひ工を起す、木食僧應其を以て監事とす、鑄工失火堂宇灰燼となる　十五年六月に至り又起工す、江戶大工中井正次都匠たり、屋宇の宏麗一に舊に依る、楹柱凡二百七十章一樓の大なる

は直千五百兩として、十七年春落成す。棟高二十五間桁行四十五間梁間二十七間五尺金銅佛高六丈三尺、慶長十九年秀頼又洪鐘を鑄造し將に八月を以て落慶の供養を成さんとす、徳川家康其鐘銘の事を以て問罪出師の口實と爲し、秀頼遂に亡ぶ、方廣寺亦衰ふ。寛文二年徳川幕府貴金を以て像を造るに無從なりとし、之を破り錢貨と爲し木像を易置す　寛政十年燒亡佛殿亦烏有と爲る、其後再營すれども毫も舊規に就かず　唯今寺前石壘のみ巨材を運用し往年經始の壯大を推想せしむと云ふ。

洪鐘は慶長十九年三月下野國佐野郷天明里の鑄工を召し之を成す、南禪寺僧清韓撰銘す、銘中に國家安康の句あり、徳川氏之を執り論爭し大坂の役起る、鐘は劫餘尚存す、高一丈四尺口徑九尺一寸厚九寸重量十萬六千七百五十斤（一萬七千貫匁）に上る。

豐國（トヨクニ）神社

豐國塔は大佛殿の南に在り、豐國廟崩壞の後之を營み追悼の處とす、五輪石塔婆高一丈餘蠟方三間高一間　明治元年朝廷豐臣秀吉の遺烈を想ひ勅使を發し之に就きて祭を行ひ、又祠宇再造の命あり大佛殿址に造營す、十年別格官幣の列に班し豐國神社と稱せしめらる、同三十年朝野の有志豐國會を編成し豐國山の墓塔を修造す　當社唐門（カラモン）は伏見城の舊造を移せりと稱し、四脚檜皮の構なり、（舊豐國廟の遺物にや未だ詳ならず）工匠の激賞する所なり方今政府特別保護の物となる

秀吉は慶長三年戊戌七月死す歳六十三、之を阿彌陀峰の西に葬る、方廣寺の東南にあたる、翌年四月廟成る田一萬石を給し社司を置く、朝廷詔して豐國明神の號を賜ふ、既にして豐臣氏亡ぶ、寛永十四年徳川幕府令して之を毀壞せしむ、相傳ふ廟屋は華麗壯嚴古今に絕し、その當時方廣寺南より墓塔に至る山上山下幾多の構造ありしと云ふも後皆廢す。

（耳塚）

耳塚（ミミツカ）は舊名鼻塚と云ふ、豐國神社の西路傍に在り、文祿慶長征韓の役我軍戰捷の印に斫劓して之を送り豐太閤の實檢に供せし者を埋めたる也、亦當代の一京觀、高三間許上に五輪石塔を置く。

方廣寺　　寺門靜軒

荒涼殘礎吾堪憐、追想毫光照九天、知否佛家功德大、分身布世萬文錢、

方廣寺　　賴杏坪

曾費黃金十萬駄、鑄成百尺大遮那、佛與檀越俱灰滅、耳塚蕭條春草多、

妙法院（メウホフヰン）

天台山門の別院　初め八坂郷小坂に在り昌雲僧正開創法住寺を管す、尊性法親王入室ありてより、門跡と爲り、法住寺廢滅の後は唯新日吉社を管す、元和中方廣寺の東に移し以て方廣を管す、堯然法親王（後水尾帝弟）の時なり　方廣寺寺務は當初天台寺門の照高院（セウカウヰン）興意法親王の所帶たり、今の妙法院堂舍是なり　慶長十九年鐘銘に不祥の辭ありとて供養の事遂に停止せらる、興意因て屏居し北白川に移れ、妙法院之に代り別當に補せらる　故に庫裏は照高院大佛供養の際に成り、書院は元和五年堯然宮中の殿舍を賜はりし者とぞ、林泉亦佳勝なり（舊寺祿千六百石）新日吉（イマヒヨシ）社は後白河天皇勸請、初め瓦坂に在り、法住寺殿の鎭守なりしが、寛永年中豐國廟毀壞せられし時堯然法親王之を易置し豐國山秀吉墓前に重興す、明治三十一年豐國山修造あり新日吉を撤去す

日吉まつり衆徒や生たる太平記、　　湖　春

俗說に豐太閤の幼字を日吉丸と稱すとあるは、豐國廟毀壞の後新日吉易置の比に太閤の幼字猿と日吉山王を混淆し、日吉丸てふ名をつくり暗に新日吉を以て其廟らしく見せかけし辛苦の作意歟。

豐國山（トヨクニヤマ）太閤塋

阿彌陀峰の西にあたり其山の尾に在り、七條の末に方る、磴道を登ること直立凡一百三十尺、磴道の右は妙法院左は智積院とす、明治三十一年は豐臣秀吉甍後三百年に相當す、朝野の有志豐國會を組織し修造を加へ、以て衆人參詣に便にすと云ふ。

慶長三年秀吉甍し翌年廟宮成りしも、大坂落城其祀絕え、殊に徳川氏は勝國の故を以て遺廟の盛大を欲せず、寛永十四年遂に之を毀ち蓋世の雄傑も一朝不祀の鬼と爲る、而も妙法院僧正は其墓前に新日吉を祀り、方廣寺は追福塔を殿南に營む、畢竟するに私修して弔古の意を寓したるのみ、寛政年中大佛殿炎上後は愈衰殺し一基の五輪石を荊榛の間に見たるのみ、近年に及び其廢を修め其幽を顯す亦昭代の餘慶乎。

題豐國神廟壁　　石川丈山

零落東山古廟廊、蒼苔兔艸上頹牆、英靈飛散無巫祝、秋月春風作主張、

豐國廟感懷、奉和尺五先生　　木下貞幹

松下行厨豐廟邊、登臨轉感艷陽天、鄂褒人去荊榛合、驪岫雲還陵谷遷、殘樹徒榮荒徑裏、餘香暗度晩風前、年々惟有花時節、醉舞狂歌翠幕連、

丈山の題壁は即新日吉社ならん、貞幹の詠懷は山腹太閤坦（タイカフダイラ）の情景とす。

阿彌陀峰（アミダガミネ）

平地を拔くこと凡四百尺、小松谷久々目路の南瓦坂の北にて東山の一峰なり、七條の末に當る即豐國（トヨクニヤマ）山の絕頂とす。昔この山半腹と麓二所に阿陀彌堂あり元弘建武の亂に亡ぶ　名跡志

枕草紙云、峯はあみだ峰　顯昭拾遺抄云、鳥戶山は阿彌陀か峰なり其すそを鳥部野といふ無常所也

今よりは阿みたの峯の月影を千代の坂まて賴むへきかな　　公任　家集

雜太平記云、其比（延元元年夏）尊氏卿は東寺の御陣なり、先皇は山門に御座なり、四方の口々を宮方より閉しかは味方兵粮難儀にて、東山は闕山、清坂、阿彌陀峰、南は宇治路、西は大江山、北は長坂など連々大將を遣て破られしに、故入道花園殿阿彌陀峰に向て諏訪新比叡新目古の前にて戰あり　阿彌陀峰は南北に瓦坂瀧谷久久目路の二路あれば京都東口の一要害也

智積院

妙法院の南豐國山の西に在り（東瓦町）眞言宗新義派の一本山なり、紀伊國根來寺頼瑜阿闍梨の法統を繼ぐ　根來寺は天正年中豐臣秀吉に夷滅せられ、其徒智積院玄宥徳川氏に訴へ豐臣氏建立の禪家祥雲寺を賜はり、一派の學室、再興の道場と爲す。祥雲寺は慶長元年豐臣秀吉創建す、一子棄君追福の爲めなり、徳川幕府之を轉じて智積院に附與せるは元和中の事歟

（祥雲寺址）

京都博物館

豐國神社の南三十三間堂の北に在り、明治廿五年起工廿九年落成す、宮内省所管、洋風の建築なり、壯固を旨として而も輪奐の美あり、亦近年工匠の一大進歩を示す者とぞ。（工費二十萬圓）

法住寺陵

後白河天皇御陵なり、三十三間東竹叢中にあり御刻影像を置き小堂存す。名跡志・山陵志云、法住寺法華堂在三十三間堂東安置聖容、呼爲御影堂、其右側相傳火葬處。陵域近年修造す。

養源院

舊法住寺殿の境内にして智積院の西南に在り、（法住寺陵北）文祿三年豐臣秀吉側室淀君其亡考淺井長政追福の爲に建立す、僧成伯（長政遺子）開基、其後徳川秀忠夫人（淀君妹伊豫）再興し伏見城の舊殿材を以て造營す、故に天井に血痕を印する者あり、世俗血天井と稱す慶長五年六月の役に血戰せる紀念とぞ。

三十三間堂

蓮華王院と稱す舊法住寺殿の一院にして長寛二年後白河法皇の創建なり。現存の堂宇は桁行三十五間梁間五間向拜七間單層屋根入母屋瓦葺なり、建長三年造營上棟にて、後文永三年落慶行幸の事増鏡に見ゆれば建長中より修造に從事し文永に及び大成したる也、元祿中修補を加ふ。南門西門も古建築なりと云ふ、抑本堂は一丈二尺間の巨構にして六百餘年の星霜を經て中に一千一體の佛像を存す、古來其名の遠近に馳せ京名所の第一に推さるゝも宜なり。平安通志云、三十三間堂は建長造營後慶長元祿兩度の補修を經たり、體式率直なれど亦一種の建築なり、南北榮にして東面す、今尺桁行六十五間二尺五寸梁間九間一尺八寸柱百五十八本、丹を以て之に塗り堂内には綺彩を施したり今剝落分明ならず、向拜今尺十二間三尺とす。

（蓮華王院）

蓮華王院は平清盛長寛二年造進し導師は尋範僧正なりき、之より先き鳥羽上皇勅建の得長壽院亦此地に在り、東鑑に「元暦二年地震、得長壽院蓮華王院最勝光院以下佛閣或轉倒或破損」と記し建久二年源頼朝は大江廣元中原親能に命じ修造の事見ゆ、蓋得長壽の一千一體堂を蓮華王に併せたるは此際とす。拾芥抄に此二院同く三十三間一千一體堂と號せば同一の造營にて元暦の當時は後白河在世の折なれば蓮華王を存し、他の得長壽を廢したる歟。

拾芥抄云、蓮華王院三十三間一千一體堂也、在鴨河東七條南。増鏡云、建長元年、蓮華王院御塔御堂北斗堂殘らず燒落、文永三年供養、主上（龜山）一院（後嵯峨）新院（後深草）行幸。百練抄云、蓮華王院建長三年八月十日上棟。佛工系圖云　名勝志所引　蓮華王院建長三年七月廿四日、法印大和尚位湛慶奉勅奉造中尊。相傳ふ、中尊及び二十八部衆は湛慶の作と。（一說、康圓康清二佛匠造）三十三間堂の西椽に射を試むるは大矢數と稱し、近世武術修行の一大名譽たり、萬矢を放ち弓力を驗する儀也、是は新熊野觀音寺別當桝坊と云ふ僧の興行に初まるとぞ。

法住寺址

法住寺は一條天皇の朝に太政大臣藤原爲光の創建する所也　爲光の女祇子華山帝の女御と爲り娠八月に方り病みて卒す、爲光悲戚に堪へず是より佛乘に歸し此寺を創し正暦三年落す、恒德公と諡し世に法住寺相國と稱す、榮花物語に出づる如し、鳥羽後白河兩法皇此地を收め擴大して離宮と爲し、寺塔を興し、舊に依て法住寺殿と稱す

法住寺址は蓮華王院の東南一町許に名水あり桐井と號す、即爲光の第址にて多く桐を植ゑたり、今耕地と爲る。名勝志

得長壽院は蓮華王院南（八條の北）に在りし歟、詳ならず　長承元年鳥羽上皇創建、東鑑に鳥羽十一面堂とあるは是也、元暦二年地震轉倒此時之を廢し蓮華王院に併せたる如し、或は曰ふ寶治三（建長元）年炎上の後廢合すと。拾芥抄云、得長壽院三十三間堂十一面一千一體堂也　百練抄云、得長壽院備前守平忠盛造進之　盛衰記云、鳥羽院御願得長壽院とて鳳城の左鴨川の東に三十三間の御堂を造營し一千一體の觀音を搨奉る、勸賞には闕國を賜ふべき由仰せられ但馬を賜はる、供養導師は天台座主忠尋僧正なり、祈願の句衆病悉除身心安樂と唱へ給ひたりけるが、其聲京白河に響き洛陽の上下男女二萬三千人の病忽ちに癒たりけるによりて平癒寺と申也。

（得長壽院址）

法住寺離宮址

又法住寺殿ともいへり法住寺の北に在り、應保元年後白河上皇徙御。盛衰記に山水木立かたく思召樣とあれば林泉の勝地なり、又四郭を籠めて十餘町に及ぶと云へ

(七條院址)

ば擴大せられし事想ふべし。蓮華王院を其西に建て南殿最勝光院以下諸建築年を逐ひて成る。七條院東殿北殿西御所中新御所賞御所などの名あれど其位置詳ならず。宮域は大抵西は大和大路北は七條南は八條東は溪谷を籠めたり、今瓦坂の山野は其林泉の中と知るべし、壽永二年源義仲放火し建久二年源賴朝修造する所あり、法皇再び此に御し以て崩ず、後廢す、殿舍は皆在境の諸寺社に附せられしならん。七條院は法皇宮人殖子(藤信隆女)の居とぞ、後高倉(守貞親王)後鳥羽の御母なり。

玉海云「壽永二年七月廿四日、此一兩日江州武士登台嶽、今夜可有夜討之由風聞、仍法皇忽行幸法住寺、及曉天云々。廿五日寅刻人告云、法皇御逐電云々、此事日來萬人所庶幾也、而猶今之次第者、頗可謂無支度歟。及巳刻武士等奉具主上向鎭西、前内大臣以下一人不殘、六波羅西八條等舍、不殘一所併灰燼了、一時之間煙炎滿天、昨者稱官軍欲討源氏、今者指邊土逃去、盛衰之理、滿眼滿耳悲哉。七月廿七日、法皇還御、廿八日、義仲行家自南北入京、召之於蓮華王院御所、被仰平家追討事。十一月十八日、主上(後鳥羽)密々行幸法住寺御所、十九日午刻、義仲襲法皇宮、軍已分三手、燒拂河原在家、申刻官軍悉敗、公卿侍臣死傷十餘人、天台座主明雲於其場切殺、八條宮圓惠於華山寺邊被討取了。」一代要記云、法住寺殿合戰新御所長講堂燒拂了。」百練抄云、壽永二年十一月十九日、左馬頭義仲率軍兵攻寄院御所法住寺、南殿放火、官軍敗績、法皇駕輿出御北門、渡御新日吉。平家物語云、木曾勢法住寺へ攻入りければ主上は池に舟を浮て召れけり、武士共頻に矢を參らせければ七條侍從信淸紀伊守敎光是は内に渡らせ給ぞあやまち仕なと宣給へければ、兵共皆馬より下り弓を伏て畏こまり、閑院殿へ行幸なし奉へ。又盛衰記云、官軍南門を防ぎけるが主上(後鳥羽)も法皇も皆此御所を出させ給て他所へ御幸なりぬ、今は何をか守護し進すべきとて源藏人仲兼は法住寺に出て南を差して落行けり。東鑑云、建久二年、命大江廣元中原親能、被修法住寺殿。名跡志云、今池田町と云ふは新日吉坂の下土橋の邊より南下段の地を曰ふ、北は法住寺殿の東より南新熊野社の南に至るまでの池水也、在昔新日吉又新熊野御參詣の時船に乘り玉ひき。

最勝光院址(サイシヤウクワウヰン)

後白河法皇宮人平滋子(建春門院)の御願、承安二年造立、滋子は平時信の女高倉帝御母なり、安元二年薨ず、御骨塔を此に置く今詳ならず。明月記云、嘉祿二年有火、最勝光院燒亡、土木之壯麗莊嚴之華美天下第一之佛閣也、惜而可惜、悲而可悲、南西之諸門半作破損、塔不燒、今熊野依程近雜人等群參、滅得云々。今熊野社に接近したる者に似たり。

新日吉社址(イマヒエ・シンヒヨシ)

瓦町の南新熊野(イマクマノ)社に通ずる坂路上に在り、新日吉坂の名存す、應仁の比に此祠衰頽し、寛永の比豐國山秀吉墓前に一字を興し舊名を繼ぎたることあり 法住寺殿の鎭守神なり、應保の初め近江國日吉神を勸請す、後白法河皇深く祈誓をこめられ屢行幸參籠あり、又祭禮を勅修ありて走馬を奉りたまふ。(山槐記吉記)其後は後鳥羽後嵯峨の二皇上亦臨幸あり建長以後漸く衰ふ。

瓦坂(カハラサカ)

阿彌陀峰の南、八條より宇治郡山科へ通ず、此地に瓦工の住所あるを以て此名起る。江談抄云、緒嗣(百川子左大臣)大臣家在法住寺北邊、瓦坂東、仍號山本大臣也。公卿記、在法住寺巽今觀音寺是也。

明暗寺址(ミヤウアンジ)

明暗一に妙安(メウアン)に作る、虛無僧寺なりき、三十三間堂南門外の池田町に在り、今廢す。虛無僧は薦僧とも又普化宗と云ひ起因詳ならず、德川氏の世に盛行せしが明治の初停止せらる。承應明曆頃の薦僧は散髮に編笠を被り白布單衣を纏ふ、元祿の比より袈裟を着け寛延の比より衣服を飾り丸ぐけ帶深き窓ある笠を被りぬ、尺八は其唯一の道具とす。平安通志云、普化宗は禪家の支流にして紀伊國由良興國寺開祖覺心の創むる所なり、後世武士の糊口を失へる者又無賴の徒之に歸し其數甚多し。幕府數々令を出し之を制したり。

(南鳥部野)

新熊野町瓦坂の邊泉涌寺寺域まで舊名南鳥部野(ミナミトリベノ)と曰ふ、亦無常所なり故に火屋谷(ヒヤダニ)の字を存す、一條帝后藤定子の火化所其他醍醐後朱雀の皇后等の火屋址も此地とぞ、今詳ならず。(聖蹟圖志河田氏說)

今熊野(イマクマノ)

一に新熊野と曰ふ、其祠あれば也。瓦坂以南泉涌寺附近の總名とす、俗に今熊(イマクマ)とも云ふ。延文六年足利義詮。細川淸氏の謀叛により急に今熊野に籠り橋を撤して守備したりと云ふは、觀音寺に陣したる者ならん。

新熊野社(シンクマノ)

法住寺日吉坂を去る南二町許、泉涌寺の北にあたる、後白河法皇の勸請とす。法皇は「玉體の前生蓮生房と云ふ沙門あり熊野三山を尊崇しける利益に因り再生して萬乘の寶位に登る」と告奉る人ありしにより、畏みて遠境を凌ぎ三山行幸あり、凡三十餘度に及ぶ、遂に其神を此に勸請し三山の土沙を運び基礎を築きたまふ、平淸盛は其の遷座使たり、應保二年の事とす。(百練抄平家物語)今に社域に細礫青白貝殼之に雜る者多し。(名跡志)此社かく法皇の念慮をこめたまへる靈神なるを以て祭儀の盛大京師に鳴り神田の富有は國郡に徧く新日吉と相比したりしも爾來漸く衰へ應仁の兵火に罹り荒廢す、近時聖護院門主之を再興し舊蹟を存するのみ。新熊野社の傍に劍祠あり、由緒不明。

今熊觀音寺(イマクマ)

今熊野社の東南嶺上にあり、泉山(センザン)の中なり、江談抄に依れば此處即山本左大臣藤緒嗣の宅とす

これは元亨釋書に［illegible］に屬す、日く「泉涌寺、［illegible］也、名法輪、後改仙遊、建保六年俊芿乞［illegible］、洛東之勝區也、寺經數百載、廢頽尤甚［illegible］西國道［illegible］十五番なり、通俗今熊と稱す。

觀音寺陵

今［illegible］觀音寺［illegible］の中なり、後堀河天皇御陵とす［illegible］

後堀河院文暦元年八月六日崩、廿七日葬觀音寺　山陵志云、後堀河陵、在今熊野觀音寺地、按泉涌寺來迎院北、觀音寺東に、是陵所據古圖當於［illegible］後堀河帝之持明院家の所出たれば［illegible］を洛北安樂光院（一作安樂行一名持明）に置かれ、院荒廢の後泉涌寺に重興す、來迎院の西に在り

月輪

泉涌寺々域及び東福寺の東方なる山谷の名なり、賴業大山住に月輪田莊［illegible］とあれば今泉涌寺の地を籠めたるや明かなり、今熊野の南なり　月輪田莊は藤原兼實の居なり、兼實世に月輪關白と稱す、九條家の祖にして一條二條も同じ之に出づ

さきの日の住の宿を見しゆゑは今日月の輪に來べきなりける、後拾遺集　輔　親

夢浮橋

大和大路東、泉涌寺の山口に在り、今熊野川に架す、一名落橋といふと蔭涼記に見ゆ　夢浮橋の名は源氏物語より出で無常所の通路たる義なり、南鳥部野は此近地なれば其比より此名ありし如し　夢浮橋の西に一之橋あり大路に架す

泉涌寺

今熊野町に屬す、寺域四萬五千坪泉山月輪の諸陵あり　此寺は後鳥羽上皇勅願、俊芿律師の開く所にして、天台眞言禪とも兼ねて四宗を綜ぶ律師は我禪正法國師の號あれば一に我禪房とも稱せり　初め四條天皇此寺域に葬り奉り其後往々貴尊の葬所と爲り戰國の衰世に及び後土御門天皇以後毎に此に葬らる、［illegible］歴代の［illegible］し、今日に至る、中門には［illegible］して東山と日ふ、［illegible］寺を泉山と呼ぶ

(泉山)

釋書云、俊芿自宋歸、建保六年、有州刺史［illegible］信房以［illegible］寺［illegible］荒甚、芿改爲泉涌、俊芿跡、［illegible］上皇、後鳥羽上皇［illegible］、貞應三年勅、上［illegible］寺、［illegible］建［illegible］閣［illegible］、明年［illegible］安居、［illegible］講席、二儀皆式宋土、法制嚴明［illegible］也、台律二宗［illegible］泉涌、爲中興　當寺は寛文八年後水尾上皇の勅願によりて再興し、佛殿舍利殿靈明殿［illegible］山堂中門方丈等追年造營ありき、殊に歴代の御陵寺たるを以て［illegible］理意ることなく、塔頭支院亦數宇あり　慶應元年朝廷制して當寺は洛内各寺の上に班せしめらる、異數の特旨なり　明治二十年炎上、その後造營あれども未だ舊觀に復せずと云ふ　俊芿明治十六年勅賜大師號、月輪［illegible］に屬す

(靈明殿　雲龍院)

靈明殿　歴代皇帝后妃の尊牌を置く、寛文八年創建、後西院上皇宸翰の額を掲げたり、同條後重興せらる、開山堂は其北に在り

雲龍院　は涌泉の上に在り、（靈明殿西南）後小松天皇勅願、僧竺［illegible］開基す、先皇二帝御影を置く。後光嚴後圓融後小松稱光四帝の荼毘所にて、後小松以上三帝の御陵あり分骨塔とぞ。

來迎院　泉涌寺方丈の西北に在り　釋書云、宋僧［illegible］、寛元四年來舶入都、寓泉涌寺來迎院

安樂光院　舊名持明院、御堀河天皇觀音寺陵の園忌を此に置かる、初め洛北に在り、近代此に移す

戒光寺　淨業律師開基、初め八條堀河に在り、淨業は泉涌寺祖俊芿と相前後して入宋し戒宗を中興す、後世其寺退轉して正保年中此に重興す。

東山院の御葬禮を拜み奉りて　鬼　貫

御車は闇の月夜のなくれかな

月輪十二陵

［illegible］ふ、上に九層の石塔婆を建つ。我邦石塔あることは聖德太子［illegible］石［illegible］には陵墓に石塔を置かれしこと多し、然れど今皆存せず　仁治三年［illegible］後［illegible］代此に［illegible］四條陵［illegible］一陵を合せ一境と成し、月輪十二陵と稱す

四條　後水尾　明正　後光明　後西　靈元　東山　中御門　櫻町　桃園　後桃園

月輪南陵同［illegible］に又［illegible］堂あり　［illegible］東中［illegible］四帝［illegible］を超［illegible］
藤原氏［illegible］

(我［illegible］陵)

泉涌寺陵

泉涌寺後山に在り、［illegible］後小松［illegible］三帝の分骨塔にて、稱光帝の御本陵も此に在り、［illegible］四帝の火化［illegible］此地とす

後月輪陵

泉涌寺後山に在り、光格仁孝二帝の御陵なり。墓制從前質素の比にあらず、大略古陵制の規模に據ると云ふ　光格天皇天保十一年崩御、仁孝天皇弘化三年崩御

後月輪東山陵　慶應二年十二月二十五日崩御、先帝（孝明天皇）の御陵を日ふ、光格仁孝御陵の東に接す

後月輪東北陵　明治三十年一月十一日崩御、英照皇太后の御陵を日ふ

岡田鄕

和名抄紀伊郡岡田鄕、訓乎加多　紀伊郡東北隅の地にて、今下京區へ入る東福寺の邊是歟、岡田は此地方にあるは別に證文なし、唯郷村の配置と東福寺邊の形狀は岡田の名義に協ふを以て此説あり。南鳥部里と云へるも本郷ならん

一之橋（イチノハシ） 東福寺西北にあたり、大和大路の一小橫溪（今鷲野川）に架す、紀伊郡愛宕郡の交界とす、名跡志〻洛中八條の末に方り其南也〻按に此の一二三の橋は平家物語盛衰記にも一之橋又一二の橋見ゆ、梅花無盡藏に萬里詩句「惠日山前橋一二三」と云ふも是なり

　ほとゝぎす一二のはしの夜明かな、　其角

法性寺址（ホフシヤウジ） 九條河原に在り、藤原忠平創建す、拾芥抄〻伏見街道本町十六丁十七丁目の西側とす 師輔天暦八年落慶し其父忠平及び醍醐皇后藤穩子（忠平姉）の冥福を修す、後世に及び廢滅す

法性寺は今東福寺北門の邊（本町十五丁目東側）に重興、舊法性寺荒廢の後此に其諸尊の一なる觀音大士を置き古稱を繼ぐ、臨濟宗の禪院なり 按に忠平の墓は法性寺に在りと云ふも今詳ならず 史云、元暦三年忠平薨、年七十葬法性寺、贈正一位封信濃公諡貞信公、敕入荷前例幣之數〻名跡志に、法性寺南の路傍に塚本社あり、人家の後に墓形見ゆ、九條廢帝陵にやとこの九條廢帝（仲恭）に擬したるは貞信公墓にあらずや、帝陵は別に東福寺の東に存す

東福寺（トウフクジ） 泉涌寺の西南に在り、伏見街道九條の末より南方數町にわたり東山を負ひ凡六萬坪の地を占む、南北の二門あり共に街道より入るべし、殿堂巍々支院數宇あり 藤原道家創建、圓爾（聖一國師）開基、寛元元年の事とす、洪基を東大に亞ぎ盛業を興福に取り東福と名づけ又新大佛と曰へり〻道家は忠通兼實等父祖の積勢を承けたるのみならず、其子は九條一條二條の三家に分れ其女は禁中に入內し一子は鎌倉將軍たり、一門炬赫勢朝野を傾く其盛滿想ふべし、東福は當時の經始にして、釋書に宏構巨材爲都下之冠とあるも溢美の辭にあらず 足利氏の時臨濟禪家五山の第四に班す 法堂は釋書に建長七年開堂とあれば道家薨後に落成す、而も上梁銘には從一位藤經道（道家六世孫一條家）と記すと〻名跡志〻（俗說に創始以來災に罹らずと大和國法隆寺と相比すと） 然るに明治十四年炎上し直接の諸宇亦延燒す、三門（妙雲閣）昭堂遷佛塲（東司）の三宇僅に存る、近年法堂再興の計畫、未だ成らずと云ふ 什物古書畫最富む、中にも兆殿司筆涅槃圖大幅竪三丈九尺橫二丈六尺、同じく十八天一幅同筆五百羅漢五十幅 唐畫釋迦文殊普賢三大幅夙に世に著る、莊園古文書七通は明治三十一年國寶に編入せらる、

　舊寺領千八百石

（妙雲閣）

妙雲閣（メウウンカク）は三門なり、五間三戶の制にて樓門瓦葺なり、明治卅一年社寺保護法の下に置かる、樓上には定朝佛師の造像を置き壁上の莊嚴畢現然たり 三門の東南に十三級の石塔婆あり、藤道家の墓なりとぞ、近代光明峰寺址より移置す

　登東福寺閣示丹叔禪師　　細合麗玉

妙高高閣帝鄉邊、一望恒沙欲盡前、拂檻山風生寶樹、過息江雨散金蓮、名藍自古三千衆、福地于今五百年、極是津梁知有力、彩虹飛度直通天、

桃花蘂葉（一條兼良述）云、惠日山東福寺、峰殿（光明峰寺道家）御草創、見御置文、當時禪刹五山之一也、寺家于今不燒亡、然而應仁以來寺僧等隨緣離山、佛事上堂等今退轉畢、文明十一年以來世上聊以靜謐、住持等爲武家被定仰之間、頗本復之體也、長老入院之時御教書自武家被出了、然而依代々芳躅、家門御教書同副遣、每度潤筆料三百疋遣之 改正三河後風土記云、永祿十一年九月足利義昭は淸水寺に、織田信長は東福寺に着陣し給ふ、天下二人の將軍ありとて見えたり、洛中洛外の寺社工商等我劣らじと兩寺へ参詣して賀し奉る、其中に紹巴（連歌師）末廣二本を東福寺へ獻す、信長御覽じて「日本手に入るけふのよろこび」と仰せられける、

（通天橋）

通天橋（ツウテンケウ）は法堂と昭堂（普門院）の間の幽溪洗玉澗に架す、紅葉の奇觀古より稱する所なり、普門國師行業實錄に無關（南禪寺祖）の架する所と爲し偽あり。

　擲卻風斤支岩洞、虹霓千尺截奔淀、通宵一路脚跟下、往來人出鳥道邊、　　無　關

今現在の橋梁は慶長年中所架、上に廊屋を蓋へり、上梁銘に曰く「大相越大相國秀吉公藝州安國寺惠瓊建慶長二丁酉云々」

　通天橋　　　賴　山　陽

橋底停車酒半醺、仰看霜樹亂紛々、豪來郤上玉龍背、踏過一溪紅錦雲、

上方山隱宿禽喧、澗底紅楓照酒尊、非有鐘聲相報道、何緣知得是黃昏、

常樂（ヤウラク）庵は昭堂なり、普門院とも云ふ、寛元四年藤道家造立す東福寺の洪營未成の際に圓爾之に居り、死後昭堂と爲し九條藤氏歷代の廟をも兼ね、其靈牌を置く、創構のまゝ今日に至る

　利生方便、七十九年、欲知端的、佛祖不傳、　　圓爾臨終偈

萬壽寺（マンジユジ） 今東福寺に屬し其北門の傍に在り、萬壽は往時禪家五山の第五に班し、洛中樋口（ヒグチ）に在りしが天正年中此に移し三聖寺（サンシヤウ）に合同す（三聖は即東福の支院）今遺存の建築愛染堂は最舊の物にして、仁王門大門は之に次ぐ、明德年中足利義滿の造立なり、又佛殿本尊彌陀座像一軀惠心僧都の監造にして今國寶に數へらる、又宋僧隆蘭溪題辭北條時頼肖像一幅を藏す。

（三聖寺）

榊原（サカキハラ） 名跡志に曰ふ、東福寺の地は古名榊原と云ふと、延喜式愛宕郡賢木原氷室是なり、按ずるに堺原の義なり、即紀伊愛宕二部の交界にあたり兩郡にまたがれる如し、

東福寺山上陵　九條廢帝仲恭天皇の御陵なり、東福寺の東南丘上にあり　仲恭陵下に皇嘉門院陵あり、（京華要志）門院は藤原聖子の同胞にして崇德帝の中宮なり、久安年中豫め石浮圖を造り歿して最勝金剛院に葬り之を建てたりと云ふ、されば東福寺建立以前に最勝金剛院此に造營ありし歟、後世廢す

光明峯寺址　東福寺の南に毘沙門谷あり一淵を成す、光明峰寺此に在り、毘沙門天を本尊とし藤道家の幽栖たり、應仁の亂に亡ぶ　元亨釋書云、仁治二年大相國（道家）乃遣使招爾、（辨圓）延於光明峰別室聞道、

あはれなり草のかけにも白露のかゝるへしとは思はさりけん（續拾遺集）　九條前攝政

桃花骨葉云、光明峰寺在毘沙門堂谷、峰殿御終焉之地、十三重塔納御遺骨、而應仁之亂寺家拂地燒失、寺領小鹽莊又爲畠山右衛門佐所押領、依是佛僧以下一人不留跡、言語同斷次第也、峯殿十三重石塔今東福寺三門の邊に移存す　峰寺址の字東塚と云ふ邊に九條家代々の古墓を發見す、明治十四年の事にて、蓋家祖兼實より良經道家等以下尚經に至る十三世間のものたるべしと云ふ。（河田氏說）

來定寺址　或云來定寺址は毘沙門谷に在り、文德實錄云、嘉祥三年先皇晏駕、仍遣近隣七箇寺、修功德　紀伊寺、寶皇寺、來定寺云々。帝王系圖云、朱雀院天曆六年崩、葬來定寺北野、置御骨於醍醐山陵傍

愛宕郡

愛宕郡　京都市の北に接す、明治二十二年田中以下十六村を總べ、郡役所を田中に置く、東は比叡山の脈を以て近江國滋賀郡に界し、北には翠黛鞍馬の二山を負ひ西は鷹峰の嶺を以て葛野郡に界す、賀茂高野の二水郡内の諸澗を併せ田中村の西に至り又相合す。翠黛鞍馬の背に大悲山あり地勢懸絶し久多花背の二村あり、大悲山西の水は丹波國北桑田郡山國谷に注ぎ、山東の水は近江國高島郡安曇川の水源たり本編は久多を江州朽木谷に係け、花背を丹波山國谷に係くるを以て之を本郡に除く。

和名抄愛宕郡は於多岐と訓み、愛宕外十一鄕あり、其上下粟田八坂鳥戶上下出雲錦部の七鄕は今京都市區に入る。俗說、本郡は宮城禁中を中心とすと、（名跡志）故に京都をも或本郡に係くる者あり、又夫木集に「愛宕の都」と詠ず、

我邦の數の郡の内にしも愛宕の里の大宮所、　公朝

然れども左右兩京は本來國郡の系屬を要せず、而も之を山城國に隷せしむるは尙可なり、其郡の系屬は問ふこと勿れ。續日本紀「寶龜十一年、山背國愛宕郡人、正六位上鴨禰宜直髮部津守等十人、賜姓賀茂縣主」とあれば當時既に此郡あり。又姓氏錄日本書紀を按ずるに葛野縣主賀茂縣主は同祖にて、舊事紀に葛野鴨縣主とあれば往時葛野は大名にて賀茂は之に屬したり、且愛宕郡即賀茂の地なるを思へば國郡制定の日に水理により葛野川（古風土記に見ゆ即桂川なり）を葛野郡とし、賀茂川（古風土記に見ゆ）を愛宕郡と爲せるなり。愛宕の名義詳ならず。（葛野郡愛宕山參考せよ）

愛宕鄕　和名抄、愛宕郡愛宕鄕、訓於多木　名義詳ならず、郡名の起因地たり　上粟田鄕西北に接し、神樂岡を同界とし、今田中村修學院村にあたる。舊說に此鄕を洛東鳥部野六波羅の邊にあてたる者あり、採るべからず。

愛宕墓　嵯峨天皇女源潔姫の御墓なり、藤原良房に降嫁したまひ明子を生み、明子は文德帝后と爲り清和帝を生む　文德實錄云、齊衡三年源朝臣潔姫薨、擇定神樂岡白河地、而爲葬所、按ずるに此墓延喜式に愛宕墓と名づけ、文德實錄に參照すれば神樂岡の邊なること明なり、其地即愛宕鄕なり　聖蹟圖志に白河陵（藤明子）の邊に擬置すれども詳ならず、白河陵愛宕墓後愛宕墓蓋同兆域にして上粟田鄕白河村愛宕鄕田中村の交界に在り、後世荒廢の故を以て今其處を失す、白河陵參看すべし。後愛宕墓は藤原良房の墓なり、貞觀十四年葬送、故に後墓と曰ふ、亦愛宕墓と同兆域なり。延喜式云、後愛宕墓、太政大臣贈正一位美濃公藤原朝臣　京華要誌に曰く、上京區南禪寺聽松院の北に圓塚あり、石塔婆中斷して太政大臣の四字と文の一字を認識すべし、寺傳に初代太政大臣の墓と爲すと、此墓石は後世彼處に移せる歟。陵墓一隅抄には後愛宕墓は一乘寺村の地域内に在りと爲す、不審（一乘寺村域は直に白川田中二村の北に接す）

田中　田中村は田中高野川原の二大字あり、高野川東北より來り村西に於て賀茂川と合す、南は上京區吉田町に接し、東は白川村、北は修學院村（大字一乘寺）に界す。愛宕郡々衙は今田中に置かる。三代實錄云、貞觀五年、勅遷山城國廣幡神田中神、於愛宕郡伊佐禰（禰一作彌）里、以舊社近於汚穢也。山家集云、往昔志仕うまつりける習に、世を逃れて後も賀茂に參りけり、年高くなりて四國に修行しけるに、又

歸り參らぬこともやとて、仁安三年十月十日の夜參りて幣まゐらせけり、内へもまゐらぬことなれば、田中の社にとりつとて參らせ給へとて心ざしけるに、木の間の月ほの〴〵と常よりも神さび哀におほえて云々。按に廣幡神田中神は山城志に「今並花園村(愛宕郡)」と見ゆれば伊佐爾里とは彼地なるべし、而て其舊地たるべき跡は詳ならず、今の田中村は齊衡貞觀の比陵墓を置かれし地なれば、三代實錄に見ゆる「以舊社近於汚穢」の事情に符合する如し。田中の地名は各所に同名多ければ頗判斷に難しと雖、姑く此に附載す。

埴川 高野川の古名なり。(名勝志)小右記、寛元二年官符に濕地埴川とあり、延喜式に愛宕郡賀茂波爾神社あり、今高野川原の新田に赤宮と稱する者是なり。(神祇志料)蓋埴は此地の土質に因める名とす。日本後紀、延暦十八年、禊於墳川。西宮抄云、禁河右衛門府檢知堤河(鴨河也)云々、墳堤ともに埴の誤なり。

枝橋 今田中村の地なり。名跡志云、封地東西八町南北十町許、其地有橋、號枝橋、如今鴨川東二町餘有枝橋也、此所菅家領也、高師泰地主菅在登卿を殺害せし事、太平記に見ゆ。按に田中村より白川村の通路に橋存す、高野川を堰入れたる用水に架すれども其昔は然らず、北白河の一枝流白川村より西に直通し鴨河に入りしなり、延喜式白河陵の四至を錄して北限白河とあるは即此枝流とす、枝橋の名も之に因るならん。

百萬遍寺 本名知恩寺、俗に百萬遍と呼ぶ、田中の東に在る一大伽藍なり。淨土宗鎭西派の一本山とす。本來は賀茂とやらんの神宮寺たり、法然上人淨土弘布の時社人其教に歸依し之を讓り、法然は之を弟子源智に附與し專修念佛の道場とす、百萬遍の名も念佛修行の業に因む。神宮寺址は上京區相國寺の地とす、相國建立の時一條北油小路に移し、天正年中寺町に移し、寛文元年更に此に轉す。鳥居元忠墓、當寺に在り、元忠は慶長五年德川家康の命を以て伏見城を守り西軍に圍まれ勇戰して死す、彦右衛門と稱し、三河武士の名譽者なり。

(知恩寺)

白河陵 此御陵は田中村知恩寺の東北なる太后森にあたる如し、今荒廢し水田の間に數歩の高地を存するのみ、北白河陵(後二條帝)の北二丁許とす。(陵墓一隅抄聖蹟圖志)文德帝皇后藤明子(清和帝太后)御陵なり、愛宕墓後愛宕墓も此に在るべけれど今皆亡ふ。延喜式云、白河陵、太皇太后藤原氏(良房女明子)在愛宕郡上粟田鄕、四至東限勝隆寺東谷南限自御在所南去十一丈西限贈正一位源氏墓(愛宕墓)北限白河　延喜式を按するに此陵域には勝隆寺其東に、御在所其南に在りて、愛宕墓其西に接す、又白河の枝流は其北に通ぜり。(田中村枝橋莊參看)知恩寺の近傍を探求せば或は遺址を明にするをえん

北白河陵 後二條天皇御陵なり、知恩寺の東白川村の西字追分の田間に在り、陵西に一小塚あり車塚と曰ふ。(河田氏說)此地本來白河陵愛宕墓の所在とす、混亂の疑なきに非ず。名跡志云、知恩寺の卯辰二町許、(白川村)陵は田間に凸起し、周りは凹にして水ありしが、後平夷と爲るも尙フクツカと稱し靈地とす　山陵志云、後二條陵、見存焉、呼福塚、冷泉陵西而左丘隅面青田、右日輪川突、一代要記皇代記並云、葬北白河殿、北白河、昔時此間總名也、據古圖山陵有在

北白河 今單に白川村と曰ふ。民家は神樂岡の東北上京區淨土町の北に聚る、即志賀山越(近江國滋賀に通ずる路)の山口なり、白河の流は其處より出づ。太平記に延元元年新田足利の戰の時義貞此に屯したる事見ゆ。北白河城は勝軍山又瓜生山城に同じ。

志賀山越は白河越とも曰ふ、白川村より淵水に沿ひて東北東し山中村(滋賀郡)を經て山脈を絕り、志賀の村落に出づ、山路幽寂にして古より櫻花飛泉の題詠あり。此山間は石材を伐り出すこと多し、故に崖壁削平し瀧は今亡ふ、素性法師の「君が代までの名にこそありけり」と連ねし白河瀧即此とぞ。

音羽より落るしらかは知られとも蛙の聲はとめて來にけり、(能宣集)又白河のたきの絲見ま欲しけれと濫りに人はよせし物をや、(後撰集)

音羽瀧 即白河瀧なり、北の嶺を雲母坂と云ふ、此坂南は白川村より登り西は曼殊院(修學院村)より攀ぢ、東北して比叡山に至るべし　一說に音羽は雲母坂の北淵とぞ(此淵水は修學院村の山端に注ぐ)

比叡の山なる音羽瀧を見てよめる　壬生忠岑

落ちたきつ瀧の水上としつもり老にけらしな黑きすぢなし、(古今集)

瓜生山 白川村の東北に聳ゆ、平地を拔くこと凡六百尺、雲母坂の西なり、俗に將軍地藏山と云ふ。名跡志云、此山上に將軍地藏あり、來由詳ならず、惠慶法師家集淨土寺和歌の序に「霧の立つ瓜生の山の麓」と書けるは此なり。

行人をとゞめ兼てそ瓜生山峰たちならし鹿のなくらん、(新勅撰集)　謙德公

將軍山城址 北白川瓜生山に在り、絕頂に稜郭の狀猶存す。志賀山越雲母坂を扼し、西南は修學院一乘寺北白川の諸里を俯瞰す、應仁の亂に東軍武田國信をして北白川に築き比叡山と近江路の連絡を取りたる事應仁記に見ゆ、天文永祿の亂に細川三好松永の黨將軍義晴其子義藤を此に圍み、足利父子數年の籠城に及ぶ事諸書に見ゆ。

照高院址（セウカウヰンアト）

白川村字外山の麓に在り、聖護院宮の別院たりき。元和二年興意法親王（後陽成帝皇弟）創建、徳川氏伏見城の一丸の屋舎を移して之を造る、初め興意法親王方廣寺を務め[illegible]後地を京師に[illegible]此院に住したまひしに鐘銘の事に由りて大坂役起る、乃ち此に屏居あり。後智仁院道晃法親王[illegible]同じく[illegible]、寛文元年正月天皇（後西院）臨幸し、行宮たりしことあり。宮居炎上の際廢すとぞ。名所都鳥拾遺河田氏説。

里の名のけさ降る雪にあらはれて此山松の色もわかれず、　後西院御製

ふる雪の色よりも猶里の名は世にあらはれん君が言の葉、　道晃法親王

（北白川宮址）

明治三年、前輪王寺宮（日光山東叡山座主）公純法親王此に復歸して名を能久と改め此にましまし、北白川宮と號す、東京遷邸後同八年殿舎を撤す。（是より先き能久親王の同胞智成親王此に御す、智成薨じ能久繼ぐ、共に伏見宮より出づ）

一乘寺址（イチジョウジアト）

修學院村大字一乘寺に在り、寺廢して里名と爲る。名勝志云、一乘寺は即太平記に見ゆる藪里（ヤブサト）の地なり、拾芥抄に西坂本の一乘寺は三井寺の末にて上東門院藤彰子、康平六年建立開山僧算法師と記せしは之より稱し、日本紀略に曰く、「永延二年十月、圓融寺太上法皇爲廻心欲登台山、今夕宿泰一乘寺」とあり、盛衰記には智證（近江國園城寺祖）の門徒一乘寺と記す、三井寺門の別院たりしこと明なり、兩門不和の後穆算を祖と爲したる也　山門三井確執起に穆算天元四年叡山を出でゝ北白河一乘寺に住めることゝ見ゆ。

降松（サガリマツ）

修學院村一乘寺の別名なり、昔は垂枝の老松ありて後世植繼ぎ地名と爲る、太平記に藪里鷺森（サキノモリ）下松とつられたり、鷺森は修學院の邊に在り。（名跡志）[illegible]後世[illegible]圖下に[illegible]、一乘寺の降松[illegible]たるを法然上人拾ひ取ると太平記にあるは此也　（名跡志）

曼殊院（マンジュヰン）

一乘寺村字家の東北に在り、竹内門跡とも稱し、天台別院、法親王入院の芳躅たりき。天暦中僧是算開基、比叡山西塔の北谷（今本郷八瀬村）に建立す、永久中僧慈順之を葛野郡北山に移し、北野宮の供僧寺務を執る。康永年中是有氏命じて禁中に移す、文明中慈運法親王（伏見宮）入院あり、其後[illegible]の皇子覺恕法親王入院あり、衛々法親王門跡たり、明暦二年此に移す（名跡志河田氏説）に台嶺記云、百十九代慈嚴（後山本左大臣實宗息）元徳二年四月任座主位、竹内門流號曼殊院　曼殊院門跡或第云、竹内門跡、院字始在北山、是算國師元祖也、山門阿闍梨號始此、北野寺務最初

月林寺址（ガツリンジアト）

名勝志云、今曼殊院の地なり、又月輪に作る。日本紀略云、康保四年二廿八、左大臣（藤實頼）向月林寺翫花

清愼公月林寺にまかりけるに、おくれて詣で来て

昔我折りしかつらのかひもなし月の林の召しに入らねば、　文章生藤後生

圓光寺（エンクワウジ）

一乘寺氏家の東にて山に倚る、臨濟宗、三要元佶和尚開基　初め紀伊郡伏見町指月に在り、徳川家康營造して學校に充てたる者なり、後上京區相國寺域に移り、寛文年中更に此に移す。三要は下野國足利學校の僧にて、徳川氏創業の初め家康公の知遇にあひ、畿内寺社の訴訟を分聽したり、又好みて學術をすゝめたるを以て、公より印板植字十萬[illegible]書籍二百冊寄進せられ、當時洛陽學校の名さへありしとぞ

詩仙堂（シセンダウ）

一乘寺八大天王[illegible]、石川丈山の[illegible]後世[illegible]楣間より観[illegible]に其[illegible]には漢魏唐宋六人の詩篇を題し、昔は丈[illegible]丈山風操高[illegible]時人に卓異す、[illegible]上聞に達し、殊に其筆札を愛させ玉ふ、寛文十二年歿す歳九十、天保年中靈元上皇一たび之に臨幸したまふ、亦未曾有、[illegible]丈山の墓塚は宇[illegible]寺（ブクク）の丘に在り、碑石高さ八尺

甲午祭日會客　石川丈山

宗事常山奥、堂[illegible]、[illegible]日哉、門前晩春花、又十過三[illegible]、[illegible]九霄、[illegible]日月、卞[illegible]可歸家、
京并[illegible]重宗、[illegible]歸、[illegible]然見助、
[illegible]已欲去京師、[illegible]別[illegible]、[illegible]、
四山風月促新詩、[illegible]年[illegible]、[illegible]、
清政清[illegible]、[illegible]可[illegible]採[illegible]、

雲母坂（キララザカ）

修學院村より比叡山に登る路をいふ、曼殊院の東より登る。白川村より來る者も此に會し、四明峰を左に望み無動寺（近江國に屬す）を經て左折して[illegible]西に望み延暦寺根本中堂に至るべし。元亨釋書に皇慶法師此に一亭を置き降路の人に湯を供したること見ゆ、後世地藏尊を祀り和勞堂と稱す、太平記には童堂（ワラハ）と爲す　雲母坂は一名不動坂と曰ふ無動寺に不動尊を祀る堂あればとぞ（名勝志）　此坂は名義其上に石雲母（キラ）を含有するに依るとの俗説あれど、信用すべからず、坂路滑走の意にや。

白鳥越（シラトリゴエ）

雲母坂より延暦寺東塔を經て近江國穴太に出づべし之を白鳥越と云ふ、古路越とも云ふ、太平記に今路越の名あり、同く近江國坂本に出づ（名勝志名跡志）

比叡山（ヒエイサン） 京都の東北に峙つ名山にして、山城近江兩國に跨る 延暦寺及び之に屬する天台諸院山中處々に散居す、其山城に屬する者は西塔（八瀬村）西坂本（修學院村）に在り、往時は盛大を極めしが今衰ふ。

我山は花のみやこのうしとらに鬼居る門をふたくとそ聞く、（拾玉集） 天台座主 慈鎭

山家要略記云「比叡山、爲帝都艮、艮者鬼門之闕也、邪鬼通入之路、波旬往還之方也、故大師始禁斗其闕」と、而て鬼門の故典は史記顓頊本紀に、山海經を引き「東海度朔山、有大桃樹、蟠屈三千里、其東北曰鬼門、萬鬼處聚也」と注するを本とすべし。和訓栞には神異經云「東北有鬼星、石室三百戶、共一門、題日鬼門」と又隋書云「廻風從艮地鬼門來」と、我邦にても之を忌避けて犯さゞるは東北の維は日之少宮の所なるを以てなるべし云々と述ぶ。釋日本紀には日少宮（ヒノワカミヤ）を注し「是東北方之地也、則是少陽之宮也、日者盛在東方也、若少北則是少陰、即艮方、按易日艮爲山又爲止、今比叡山、依爲東北方、若同稱日陽宮歟」など日へり。要するに陰陽家の故實にして、延暦弘仁の當年東北蝦夷の亂ありければ、鬼門鎭守の想念おのづから世に廣まり、最澄法師の艮嶽に寺を建つるに附きても、斯る附會の論説行はれしならん。

四明峯（シミヤウノミネ） 比叡山大嶽（オホタケ）（海拔八五〇米突）の西に凸起し、修學院村に屬す 其頂稍坦、抽海八百二十五米突京都の望標たり、唐土天台山に四明峰あるに依り彼に擬したる名也 山頂に登れば右は京都より淀河の末を望むべく、左は太湖を踰えて北陸東山の諸山指點すべし、秋晴の日には富士山を見ると稱す、不審。

登四明峰 大鹽中齋

四明不啻壓城東、西眺京城眼界空、人家十萬塵喧絶、
只聽一禽歌冷風、

大比叡や拂ふ野菜の露しけし、 野 童

うくひすの比吉をうしろに高音哉、 蕪 村

西坂本（ニシサカモト） 比叡山の東麓に坂本村（近江國）あるに對し此名あり、今は用ふることなし 修學院村及び大原村の稱號と做すべき歟

沙石集に據るに西光法師建立の京七口の地藏堂の一は西坂本に在り今亡ぶ。東鑑に據るに承久の比此に天台別院梶井殿あり「承久三年六月、官軍敗北之間、主上（土御門）上皇（後鳥羽順德）有御幸於叡山、入御于西坂本梶井御所」云々、今大原三千院の地を其舊址とす。

修學院（シウガクヰン） 今村名と爲る、修學院一乘寺高野の三大字あり、比叡の西麓に居り東北は山を負ひ西南は水を帶び靜閑の邑なり。修學院の名は叡山の勝算法師（寛弘八年寂七十三）に出でたり、元亨釋書云、播州刺史佐公行、微時從算游、一日語日、我得一牧足矣、恨無由也、算日待之不晩耳、不幾得播、依是佐氏建修學院（叡麓）、永延帝（一條）上爲官寺 山門三井確執起云、天元四年、叡山慈覺門徒與智證門徒不和、智證之徒各出叡山、居別院、權少僧都勝算并門人數十住白河修學院・鷺森と云は今修學院離宮の西南、曼殊院の西に在り。

比枝の山は冬こそいとゞさびしけれ雪の色なる鷺の森より、（拾玉集） 慈 鎭

修學院離宮（シウガクヰン） 曼殊院の北一澗（山端川）を隔て赤山禪院の南に在り、地積八萬四千坪上中下の三苑に分れ、殿舍は下苑に置かる、後水尾法皇の離宮にして、承應年中幕府後水尾法皇の爲めに造進す、即明曆元年御幸あり、後は靈元法皇しばしば臨御ありて、元文以後は久しく其事なく、文政五年に上皇（光格）遊覧の爲め修理を加へられ、御茶屋と稱す。

上苑は俗に上御茶屋（カミノオチヤヤ）と曰ふ、赤山禪院の東南に接し中に巨塘あり、下苑と相距ること數百步なり 此苑は先づ躋ること十數級、蹬盡き屋出づ、屋角榜して隣雲亭と曰ふ、後は山腹に靠り前に今苑を控へ、日天際を極む、一苑の樞軸なり、下は則ち苑沼にて、屈曲縈廻水淺く波瀲あり、奇石怪巖其間に磅礴し花木其上を襯糅す、浴龍池と曰ふ、窮邃軒あり水に臨む、蓋臨御の所とぞ。靈元上皇の御製に

遠方の山より上に雲よりも白きを見れば淀の川水

とあるも此なるべし 靈元法皇御幸記云、兼好法師が家集を見るに、修學院といふ所にこもり侍りし頃と詞書ある歌あり

遁れても柴のかりほのかりの世に今いくほどかのどけかるべき。

音羽山、經上皇離宮、時殘花尙爛熳、

山繞溪廻入綵霞、春風閑說引鑾車、來偷一賞偎墻立、
幾樹殘櫻御愛花、 梁川星巖

下苑は或は音羽離宮と曰ふ、宮側の山端澗一に音羽と稱するを以て也、苑を分ちて二區とす西方は竹樹茂密澗と數十尺、林泉の間に亭を架す、嘯月觀藏六庵の題榜あり、東方に林丘寺と曰ふ殿舍あり

林丘寺（リンキウジ） 御水尾法皇離宮の正殿にて、舊は樂只軒と號す、法皇延寶八年崩御の時遺勅にまかせ佛寺と爲す皇女光子內親王（法名元瑤）住持したまふ 後皇女の入嗣三世に及び爾來寺主を置かれず。書院は東福門院の便殿を移したる者にて古雅の制なり、林丘寺、苑中御茶屋（ナカノオチヤヤ）にて、近年其宮殿は皆離宮に隷せしめられ、其一部を遺して臨濟禪の一尼院に充てらる

赤山禪院（シヤクサンゼンヰン） 修學院離宮の北に在り、仁和四年天台座主僧安慧創建、延暦寺の別院なり。院中に泰山府君堂あり、其師圓仁（慈覺大師）の勧請する所

にて、唐土赤山の靈神と云ふ。近江國東坂本には日吉を祭り、山城國西坂本には赤山を祭り以て天台の鎭守と爲す者とす。俗説、禁田猶得は商賈を擁護したまふとて、商人多く崇信す、賤客神と稱す

慈覺大師傳云、仁和四年、建立禪院、是南大納言山莊也、（南淵年名　在延曆寺西坂下、大宋合力以錢二百貫買得也）一條天皇正曆四年、官命文門、天皇掛マクモ畏キ天台山西麓坐ス赤山ニ申サク、大神大唐坐シテ被崇敬給ヒケル、慈覺大師爲求法入唐セシトキ、途中平ケク祈リケルニ依テ、（中略）奉授從四位下（名勝志）神社考云、赤山者支那山名在登州、有神稱太山府君、在天日輔星、圓仁承和五年入唐、寓登州之赤山法華院云々

山端（ヤマバナ）

修學院村の西高野川の岸を云ふ、八瀨大原の山村に入る口なり。

遊山桑　　頼　山　陽

隔水霜林嶺又疎、理節恰及小春初、野橋分路行穿竹、村店臨流喚買魚、醉後菜羹何待熟、談餘得句不須書、聯吟忘却歸途遠、點々紅燈已市閭、

小野鄕（ヲノ）

和名抄、愛宕郡小野鄕、訓乎乃。今修學院村大字修學院高野より以北八瀨大原二村に及ぶ。赤山禪院は南淵年名の小野山莊址なり、著聞集云、尙齒會は我朝には貞觀十九年三月、大納言年名卿小野山莊にて始て行はれけり。小野神社は高野に在り、三代實錄延喜式に載せらる、蓋小野朝臣の氏神なり。

冬日會小野山莊、訪土俗、　　藤　實　範

忽出洛陽感更催、山家土俗訪相來、墻樊後苑唯紅樹、席展前庭是綠苔、論課水郎嘗一簣、酒徴村老勸三盃、今尋幽境城東北、莫笑鄙才接鳳才、（本朝無題詩集）

小野氏墓　八瀨村の南高野川の北岸に在り、慶長年中土人之を發掘し石棺を得たり、中に石函銅版の墓誌あり、小野朝臣の墳たるを知る　好古小錄　小野毛人墓誌、其首飾板、長可二尺濶二寸、有銘曰、飛鳥淨御原宮治天下天皇御朝、任太政官兼刑部大卿位大錦上、背刻曰小野毛人朝臣之墓、營造、歳次丁丑年、十二月上旬即葬　書紀通證　小野毛人は妹子の子なり、小野氏は近江國滋賀郡和爾村にも其後裔居れり此を去る事遠からず。

小野宮址（ヲノノミヤ）

惟喬親王の幽棲なり、今詳ならず、或は曰ふ大原村字上野に親王石塔あり、其地を御所内と名づく、（名跡志）又曰ふ八瀨村に御所谷ありと　京華要志、惟喬親王、文德帝子也、帝最愛之、時淸和帝爲太子、而幼沖、帝欲構立惟喬爲儲貳、以待淸和帝之長、而憚外祖藤原良房、淸和帝遂立、友于懇至、惟喬雉髮居小野里、稱小野宮、善和歌又作詩。（大日本史）

雪の色を奪ひて咲ける卯の花に小野の里人冬籠りすな、（金葉集）

小野皇太后宮址　後冷泉帝后藤歡子（敎通女）事を以て宮中を出で、兄僧靜圓の小野山房に寓す、帝召せども入らず厚く佛乘に歸す、承保元年尊びて皇太后と爲す、尋て落飾し宮を捨てゝ常壽院と曰ふ、白河天皇出狩の次に之を過ぎたまふ。其宮址亦詳ならず、一說靜市野村市原にありと。

小野山（ヲノヤマ）

小野鄕の山嶺を云ふ、何處と指す所なし、近世は西行法師の歌に因りて大原村來迎院の邊に定むるものあり。（名跡志）

小野山も大原山もすみ竈のけふりはおなしあはれなるらん（拾玉集）　　慈　鎭

御蔭山（ミアレヤマ／ミカゲノヤマ）

修學院村の東北隅に在り、比叡山の麓とす。小右記に據るに賀茂大神別雷の天降りし遺跡とす、古事記釋日本紀を按ずるに、別雷の父は即比叡山に鎭坐する大山咋神と爲す、此神丹塗矢に化し賀茂の多々須玉依姫の室に在りて別雷を生ませ玉ふこと鴨神社の條に見ゆるが如し、故に每年賀茂祭の前日に御蔭山祭あり、此日下賀茂の神主此山の社に幸し、社司乃ち鏑矢二隻御阿禮神を執りて之を祭る、上古の遺風なり

御生社（ミアレ）

御蔭山の社にて一に神館と曰ふ、下賀茂に在る神館は此社に擬したる者なり、蓋御生の名は玉依姫の産屋の義にやと想はるれど、墓陵をも御陰と呼ぶ、日吉社禰宜日傳抄云「日吉神宮寺、御蔭大殿者、鴨玉依姫之陵也、又曰鴨玉依姫之陵者、在比叡山西日尾之前、今御蔭社云、神宮寺大殿者降臨之地」云々と、其日尾之前とは即此なるべし、（江州日吉社參看）花鳥餘情云、みあれは玉依姫の別雷神を生み給ふ處を云ふにや御生とも書く、則ち形を顯し給へる故に御形とも書けり、神館は糺社と本社の間なきみちと云所にありと云へり、新古今集東野州抄に「忘れめや葵の草に引結ぶかりねの野邊の露の曙」（式子内親王）を釋して賀茂祭の時に假屋を作り葵草かさりたる、齋院の皇女此假寐の野への事忘れめやと遊はしたりとあり、此說稍不當也神祇志料に御阿禮榊とは榊に五色の帛木綿を旗の如く垂たるに鈴を附て布の綱もて結びたる者の如し云々瀨見小川にも細論あり

其かみの御かけの山の諸葉草けふは御あれのしるしにぞ取る、（現存六帖）　　中原師光

契り置きてくもらぬかけのみかけ山昔の跡そ今もかしこき（家集）　　藤原爲家

高野（タカノ）

修學院村に屬すれど、北に一丘陵を隔て八瀨村の南岩倉村の東なり、高野川其中を流れて、南に去る。

崇道（スタウ）神社あり、一說に延喜式出雲高野（イヅモノタカノ）神社是なりと、

按ずるに此地は該社の舊蹟にて、其所領たりしならん、今上京區に在るは此より移したる歟　花鳥餘情云、此小野は愛宕郡の名所なり、比叡山の麓高野といふ所なり。

はかなしやたか野の原に立つ雉子たゝぬ狩場と且は見ゆらん、(五社百首)　俊成

伊多太神社は延喜式に見ゆ、今高野の西に山に倚りて伊多伊多森あり、祠字を見ず。

高野川 水源は大原村翠黛山の中に出で、南に流れ高野を過ぎて田中村の西糺河原にて鴨河に入る、長さ四里餘、一名埴河。

八瀬 或は矢背に作る、今八瀬村と曰ふ。八瀬の村民は世々禁宮に出入して行幸の時には駕輿丁を勤仕し今代に至る。村民の說に延元の兵亂に後醍醐帝比叡山行幸の時にも警護し奉りて山門に入ると、未由詳ならず。又野府記云「八瀬村者、西塔下、埴河東」と　埴河即高野川にて八瀬川とも詠めり

春さめのふりはへて行人よりは我先つまん八瀬の川芹、(六帖)　八瀬川の瀨々の井堰にせきとめて水引かくる小野の苗代、(夫木)

西塔 比叡山の中、延曆寺東塔の西なる總名にて往時は山城國に屬せり、其分水界の西に在るを以て釋迦堂相輪橖等近時改めて近江國に屬す、北谷黑谷のみ舊に依る。

黑谷 八瀬村の東にて、西塔の北谷なり。溪水北に向ひて流れ高野川へ注ぐ、延曆寺の別所にて青龍寺あり。往時圓光大師(法然)此に登り淨土敎の研究を爲せり、遂に京師に下り其風を弘通す、故に師を黑谷上人と稱す。今青龍寺其像を置き俗に本黑谷と云ふ、上京區洛東新黑谷に對する名也。今昔物語云、比叡の山の西塔北谷の下に黑谷と云別所あり、保元物語云、源爲義黑谷と云所に行き月輪房の聖者の許に立入りて墨染の姿となる、御前の過去帳に我の法名を自筆に書入て、其下に一首の歌をぞかき附ける、

梓弓はつるへしとも思はねは無き人數にかねて入る哉、

大原 舊大原莊と云ひ、八瀬村以北を云ふ。今大原小出石の二大字に分れ翠黛山陰の二村百井大見尾越之に屬す。京都より近江國伊香立村を經て若狹越前に向ふ北國路此を經、龍華越と曰ふ。高野川の源に居り邑落田野山に圍まれ一區を爲す、戶寺上野魚山草生井出等の數部に分る、古より大原とも小原とも曰ふ。(本朝遯史小原里)平治物語に、藤原信賴源義朝京師の軍敗れて大原に落行きしに、叡山衆徒之を千束嶮に要擊すること見ゆ、今八瀬大原の間に狹隘あり水に臨み千束懸甲淵の名存す。此山中の女子常に京に出て薪を賣る、頭上に重きを戴き澗花の枝を折添ひて「くろ木召せ」と呼びあるく、古より京の一雅興と稱へられ、小原女とよび習はす。

小原めや野分にむかふかゝへ帶、　その女

上野は大原魚山の南の里を云ふ戶寺の北なり。

自ら過ぎかてにするおほはらの上野の萩にすかる鳴なり、(萬代集)　寶　方

藥王坂は靜市野村大字靜原より大原村に入る坂なり、井出の西に在り。平家物語云、壽永二年後白河法皇の乘輿鞍馬寺より笹か峰藥王坂をしのがせ給ひて、比叡山横川の谷(近江國)へ入らせ給ふ。又盛衰記云、土佐房昌俊は大原路にかゝり龍華越を志して落けるが、軍兵前を切つてければ昌俊大原より藥王坂を越え鞍馬山へ逃籠る。

小鹽山は大原の村落中西方鞍馬靜原に交界する山嶺を曰ふ、草生江文の山なり、(名勝志)乙訓郡にも大原小鹽あり、在原業平の詠歌にて世に著る、此小鹽彼に擬したるか。長門本平家物語云後白河法皇江文山の麓を過ぎさせ、小鹽山の麓、芹生の里へぞ行幸なる。

芹生 大原の西方を云ふ今の草生井出の里是なり、源平盛衰記に續けて「芹生の里大原や小鹽の山の麓なる寂光院」と曰へり、寂光院は草生に在り。芹生は草生の南の小字にて今亡ぶ。(名勝志)

大原や芹生の里の月は見つゝいつかわか身もすむへかるらん、(夫木集)　寶　家

江文 大原村井出の西なる藥王坂の下を云ふ、江文神社は井出里の產土神とす、(名勝志)元亨釋書に釋蓮坊江文山に結夏し大笠を張りて塲と爲し平石を拂ひて床と爲すとあり、山頭に危岩亂石を戴く、蓋此所なり。

補陀落寺址 後拾遺往生記に江文寺の名あり是歟、今昔物語に補陀落寺緣起あり、平家物語には後白河法皇芹生寂光院行幸の時江文山の麓を過ぎ清原深養父が心を留めて立置し補陀落寺を拜せ給ひつゝ、大原の別所寂光院へ御幸なると記す。扶桑畧記云、天德三年延昌僧正補多樂寺供養。東鑑云、奧州平泉藤基衡建立、毛越寺內吉祥堂之本尊者、奉模洛陽補陀落寺本尊觀音。名勝志云、江文明神と靜原の間にて、靜原民家を去ること半里許山麓に古松一株あり、所々に礎を存す、是補陀落寺舊址とぞ。又朧清水は江文の東にて草生の中なり、(名勝志)

(朧清水)

良暹法師大原に籠りぬと聞てつかはしける

水草ゐしおぼろの清水そこすみて心につきの影はうかふや、(後拾遺集)　素性法師

ひとり住む朧のしみつ友とては月をそ澄ますおほはらの里、(玉葉集)　寂然法師

オボロとは即大原の訛言なるべし。

寂光院（ジャククワウヰン）　大原寺の西北の嶺、字草生に在り、天台宗延暦寺に屬す　高倉天皇中宮平徳子　建禮女院、平家亡びし後剃髪し此院に閉居したまふ、御庵室跡は寺の[illegible]に在り、一門の皆亡せ玉へる消息の種を以て御經を寫し[illegible]の供に[illegible]したまふ、今に此に廟あり、建禮門院と號す　其事は平家物語等の記事に見ゆ　當院は聖徳太子中宮[illegible]の創建とぞ、名跡志

思ひきや深山の奥に住居して雲井の月をよそに見んとは、平家物語　建禮門院

いかにしておほはらの里[illegible]網ひいへて法[illegible]

來迎院（ライカウヰン）　魚山とも云ふ、大原村の中央部落に在り、高野川東岸　天台宗延暦寺の別院なり　良忍上人天仁二年建立す　唐土天台山にて魚山と號する山は陳思王梵唄を聞て音を興隆したる處にて、我慈覺大師入唐の時其唄調を傳へ來り延暦寺に置けり、良忍其道を再興し大に世に行はる、魚山の名も之より起る　當院に三千坊浄蓮寺を云ふ

もと宗釋書云。[illegible]良忍承徳の初、隱居太原山、創來迎院、造一堂[illegible]、名日如來藏、又所持彌陀[illegible]、故號、其徒數[illegible]中、忍修八字文殊法、庭上大石[illegible]、[illegible]

呂律川（ロリツ）　來迎院の東に在り、[illegible]より音無と名つく、是より流れ出づる呂律と名づく、聲明の論に因みて寺僧の命ずるなりとぞ

あさ霧にたつや音なたつや小野山は絶ぬなみたの音なしの瀧、[illegible]

小野山の上より落る瀧の名も音無しにのみぬるゝ袖かな、夫木集　西行法師

三千院（サンゼンヰン）　來迎院の西北に在り、天台宗延暦寺別所、近時梶井門跡圓融院を廢し之に併せ、三千院門跡とす　梶井門跡は梨本門跡とも曰ふ、元最初は近江國坂本村東坂本に在りしと、承久の比は西坂本に在りて[illegible]此に遷したまふこと[illegible]に見ゆ、跡此なるべし、[illegible]に在る[illegible]に云ふ

（佛寺領一千石）

梶井門跡　圓融院は[illegible]天皇の後院にて寛和元年之に移御ありて其處に崩御あり、是は[illegible]に在りし如し、彼地に梶井の字あり、又梨本の稱あるは大内裏舊梨本院に因む名歟、山城名勝志扶桑略記に云ふ、應徳二年、叡山東坂本梶井御所寺供養、圓融院是也と　帝王編年記に云ふ、傳教大法師從承雲[illegible]梨本門主之始と　應徳年中東坂本に移し爾後各處に轉す、其法親王入院は後白河皇子承仁に始まり尊快　後鳥羽皇子雅成親王子尊覺、順徳皇子　等相繼ぎて門主と成りたまふ、故に後鳥羽順徳二皇の御骨は遠島より此に歸葬あり　慶長年中梶井門主の殿舍造營あり、近年之を三千院に附す、京華要志

往生極樂院（ワウジャウゴクラクヰン）　今三千院本堂と爲る、桁行四間梁間三間向拜一間單層にて屋根入母屋柿葺の一字也、明治三十一年社寺保護法の中に入る　此佛字小構なれども稀世の妙作とぞ　名勝志云、極樂殿、今在梶井宮庭中、古爲一院、其堂一字、本尊彌陀三尊、座像　須彌壇及兩界曼荼羅等、皆惠心僧都所造刻也　相傳ふ永觀三年の造立とぞ、其制は堂内天井なく[illegible]を延べて上を覆ふ、而も[illegible]も軒に及ばず、其[illegible]には二十五菩薩を彩畫す、障壁の板には金胎兩界を繪がく、又壇は飾るに螺鈿を以てし、光華絢爛として割落の條尚其古色を失はず

大原に御幸ありて　後白河院御製

池水にみぎはのさくらちりしきて波の花こそさかりなりけれ、平家

見る度に袖こそ濡るれさくら花涙の種を植や置きけん、草[illegible]　[illegible]法師

大原法華堂陵（オホハラホッケダウノミサヽギ）　後鳥羽天皇御陵にして、法華堂に在り、順徳天皇陵と[illegible]、十三重石塔なり、[illegible]陵とす　後花園[illegible]、[illegible]、畳間志は[illegible]、[illegible]、山陵[illegible]すべし　十三層石塔、三千院の北にあり　西林院[illegible]房　蒂譚院など云ふ[illegible]

山陵志云、[illegible]、北白[illegible]、[illegible]年、葬後鳥羽遺骨於隱岐、[illegible]大原、仁治二年、葬法華堂于大原、[illegible]、要記曰、仁治二年順徳院崩、遺骨葬於大原法華堂、名勝志云、百錬抄に後鳥羽院御骨を大原法華堂に渡し奉り、佐渡院御骨も康光法師大原法華堂へ納め奉るとありて、親長卿記文明三年、[illegible]後花園院御骨於大原法華堂、少々彼分山國常照寺へ云々　山國常照寺は丹波國北桑田郡也

勝林院（ショウリンヰン）　三千院の北に接す、魚山大原寺とも曰ふ、名跡志　天台宗延暦寺別院なり　本尊彌陀如來俗に證據阿彌陀と稱す、在昔延暦寺の寂光院覺超靜嚴院顯救二僧佛果の法論を此如來の前に爲し、其後法然上人又延暦寺衆徒と一向專念の問難を此に試みたりと、謂はゆる大原問答是なり　元亨釋書云、寂源、左僕射雅信之子也、俗名時信、具門莫得上羽林、俄厭世、學顯密之教、長和二年、入大原山創勝林寺、六時行道、一日見舍門大執高隨後、其天降二宴今猶在

龍華越（リウゲゴエ）　大原村大字小出石より近江國和邇郷伊香立村の龍華へ通ずる山路を云ふ、舊は和邇堺とも稱し、北陸街道なり、今は途中越と稱す、伊香立村の大字に途中あり、舊は横坂に作る　名所圖會拾遺云、大原の奥に小出石村あり山城なりとも云ふ是山城近江の堺にて、其北に横生村あり途中と云ふ、比叡山と比良山の間なり、文徳實錄、天安元年始めて近江國相坂大

小出石

石龍花の三關を置かる、其相坂は舊劉にて二處は新關たること見ゆ。朝野群載には京師四界の一を和邇堺さあり、康富記にも龍華界と記せり。

翠黛山（スヰタイサン）

大原村草生の北に聳ゆ、西は鞍馬山に連り、北は比良嶽(近江國)に並ぶ、其南に走るものは龍華越となり比叡山に接す。山北に大原村の大字百井大見尾越等あり、溪澗は曲行して北流し近江國安曇川の源と爲る。久多村は地勢全く江州高島郡朽木谷に屬するなれど本轄と爲る、彼條に係く

――〇――

賀茂（カモ）

愛宕郡の舊名にして、古は葛野鴨縣と稱す。神武天皇隨從の名將八咫烏本名建津之見の子孫此に居り、鴨縣主又賀茂縣主と曰ふ、其祖神を下上の兩社に祭れば也。建津之見初め山背岡田の賀茂(今相樂郡)に居る、名は水鳥に因むにや、又神なも古人通じて賀茂と曰へる如し。二十社註式云、賀茂建角身命(神倭磐余彦天皇御前仁立坐天大和國宮木仁宿寸、彼與利避而山背國岡田乃賀茂仁遷幸、山代川仁下座天見巡之、賀茂川乎石川乃清流也止天川上仁宮所遠定給天、北山乃麓仁住給利、此時此所遠賀茂止云也(川上北山麓の宮は即久我神社也)

愛宕郡は本來賀茂神の氏子たりしが、延暦遷都後に及び皇室にて兩社の崇敬益加はり、寛仁三年官符、郡内十二郷中其八個を寄進せらる、其文野府記に見ゆ、

太政官符民部省　應以山城國愛宕郡捌箇郷奉寄賀茂
上下太神宮事
四至東限延暦寺四至　南限皇城北大路同末　西限
大宮東大路同末　北限郡界
御祖社肆箇郷　蓼倉郷　栗野郷　上粟田郷　出雲
郷
別雷社肆箇郷　賀茂郷　小野郷　錦部郷　大野郷

其後世に及ぶや賀茂莊の名あり東鑑に見ゆ、足利氏の時神領減削す、山城名勝志に享祿二年古文書を載す、

賀茂社境内六郷　河上郷　大宮郷　小山郷　中村郷
岡本郷散在(櫟原野一之瀬幡枝在之)小野郷南北散在
之事
自往古社家可當知行之處今度小山郷有違亂之族以之
外次第云々如先々嚴密可沙汰由被仰出處候狀如件
享祿二年十月廿一日　堯運　長俊
當所名主沙汰人中

古文書の河上郷は久我神社鎭座の地にて、和名抄大野郷、今は大宮村に併合す。

賀茂川（カモガハ）

愛宕郡を貫流す、水源一は雲畑村岩屋に發し一は鞍馬村の山中に出で、相合して南に走き上賀茂社の西を過ぎ下賀茂社の南糺河原に至り高野川を容れ、京都の東偏を流れ紀伊郡下鳥羽村に至り桂川(古葛野川)に合す、凡七里、末は淀河に注ぎ攝津國へ入る、京都にては洛水と曰ふ洛陽の東を通ずればなり、又埴川の名あり日本後紀西宮抄等に見ゆ　又瀬見小川と云ふ。

御そぎするかもの川かぜ吹らしもすゞきにゆかむ妹なさらはひ(曾丹集)　あれ引に引つれてこそ千早ふる加茂の川浪立わたりけり(貫之集)　ちはやふるかもの川ぎりきる中にまるきはすれる衣なりけり(源順集)

此川は平時沙明に水細く、古風土記に狹小なれども石川の清川なりとあるが如し、然れども驟雨至れば忽洪水汎濫し京師常に其害に罹る、故に朝廷に防鴨河使を置かれ其官司の任補ありき。白河天皇の御稜威にさへ世の中に朕意にまかせぬは惟鴨河水と雙陸采と山法師(延暦寺僧)のみと宣たまへりとか。鴨河原并に河原の目を參考すべし。

平安通志云、延暦遷都の時鴨川は水脈を變改せるならん、上賀茂より故らに迪めに東せしめし跡あり、寛建以後防鴨河使を置きて之を禦ぐと雖、時々漲溢して直に京城に衝くを免れず、市中に於ても天然の凹凸ありて、西洞院通の如きは低卑にして居然溪澗の形を存し、下京に至り西洞院川を見る、烏丸通は之を西方より望むときは猶小阜坡の勢あり

蓼倉郷（タデクラ）

和名抄、愛宕郡蓼倉郷、訓多天久良、古風土記に下鴨三井神社は蓼倉里に在る事見ゆ　今下鴨村松ヶ崎村にあたる

蓼倉藥師堂址　薩戒記云、永享十一年、被修造蓼倉藥師堂、此舊堂賀茂邊在、蓼倉其所名也、非今御堂在所、(岡崎　依洪水倒、御厨子流白河汀、今留延勝寺邊、則被立御堂於其地。

(賀茂御祖神社)

下鴨神社（シモカモ）

下鴨村の東に在り、社域三萬五千坪、明治四年官幣大社に列す　續日本紀、延暦三年賀茂下上二社とありて、下社の崇敬他に異なり、而も兩社を合せて賀茂大神と稱す　類聚國史、多多須森に鎭坐し、賀茂氏の祖神なるを以て糺御祖森とも曰ふ。延喜式賀茂御祖神社二座並名神大とあり、鴨建角見命多々須玉依姫を祭る。延暦遷都の時特に告祭ありて帝都の鎭護と爲したまひ、是より歴朝の大祀たり。

吉記云、平安京百王不易之都也、東有厳神、西仰猛靈、厳神是賀茂太神宮、猛靈者松尾靈社是也、依二神之鎭護期萬世之平安。

書紀通證云、賀茂長明四季談曰、當社は大和の國高鴨の神を天武天皇の六年に當る二月の比此宮に移さる、俗說辨云、神武天皇は大和國畝傍山陵に葬り奉る神體は山城國下鴨にましますと。又山陵志云、相傳下鴨之祠、本神武天皇之祀　按ずるに大和國葛城郡の高鴨神は事

代主と其妹高津姫(宗像邊津姫)を祀る、長明の説當ならず、其神武帝を祀るといふに至りては殊に甚し、御祖とは古義多くは旨と母を指し此には玉依媛を曰ふ。(伴信友の瀨見小川と題する書に詳に賀茂松尾の舊事遺聞を述ぶ)

姓氏錄云、神日本磐余彥天皇(謚神武)欲向中州之時、山中險絕、跋涉失路、於是神魂命孫鴨建津之身命、化如大烏、翔飛奉導、遂達中州、時天皇嘉其有功、特厚褒賞、八咫烏之號、從此始也、賀茂兩社の緣起は釋日本紀に引ける山城風土記最古なり、其大意、昔建角身神武天皇の前衞と爲り大和國に降り漸に遷りて山城國岡田の賀茂に至り、又山代河に添て下り石川の清川を上りて久我國の北山本(今大宮村)に留り、丹波國神野の伊可古夜姬を娶り、子玉依彥玉依姬を生みます、其玉依姬一日石川の瀨見小川に遊びます時、丹塗矢河上より流れ下りき、乃ち取來て之を床邊に置きしに、忽ち麗夫と成り、遂に孕みて子を生みたまふ、因て外祖父の名を取り賀茂別雷命と號す。賀茂祭は欽明帝朝に始まると云ふ、然れども上世の遺俗にして其來るや倘し、文武元明の頃既に其大祭たる事史冊に載せて明なり。桓武天皇延曆三年六月奉幣、山城國長岡遷都の由を告げ、十一月從二位に敍され神社を修理せしめらる、十二年二月又平安遷都の由を告げ、十三年十月從一位勳一等を授け十二月天皇行幸あり、平城天皇大同二年正一位に進めらる。(續日本紀日本紀畧帝王編年記)嵯峨天皇弘仁元年始て皇女有智子內親王を賀茂齋院と爲す、蓋伊勢太神宮に准し其祝齋を重んじたまふ也、此より天皇即位に必齋王を卜定せらる後三百九十餘年土御門天皇の時齋院廢絕す。又造宮の制は御祖社は每二十年に之を改替するを法とす、(百練抄)蓋天武天皇山背國に令して造營ありし以來の例とす。(本朝月令)

然るに中世兵亂の比は一時荒衰にかたむける事もありし、德川幕府の時改修あり。

神祇志料は諸書に參據して賀茂祭を敍して曰く、在昔賀茂別雷神天に向ひて父を祭り給ふ時、八尋屋の甍を分け穿ち吾は天神の子なりと宣ひて天に昇りましき、茲に其家族戀ひ慕ひ哀み思はす夜の夢に、別雷神宣たまふ天羽衣を造り火を燒き鋒を擎げて走馬を飾り奧山の賢木を取り阿禮に立て種々の彩色を垂よ又葵楓の蘰を嚴に飾り待ては吾來るへしと、即其敎の隨に祭を爲すに、小野郷御蔭山に天降り給ふ、欽明天皇の時賀茂神祟りたまふを以て四月吉日を撰み人は猪頭を被り馬を馳鳴て神に祈る、後世之を葵祭と稱す、(年中行事秘鈔本朝月令袖中抄)文武天皇の時賀茂祭に當國以外の人の仗を執り集會して騎射に加はる事を停められ、元明天皇の時賀茂祭には國司臨檢を爲さしめらる、(續日本紀)宇多天皇寬平元年十一月臨時祭を行ひ後永例と爲る、圓融天皇天祿二年攝政藤原伊尹諸社あり、此後凡關白に任ずる者必之を行ふ。葵祭は四月中申酉日を用ふ申日は之を國祭といひ、又御阿禮日とも云ふ、此祭に御阿禮木立る事あるを以て也

神封社領の事又神祇志料に敍して云ふ、孝德稱德桓武平城等の朝に山城丹波二國に神戶并十烟を寄進あり神田之に稱ふ、後一條天皇寬仁元年愛宕郡蓼倉上粟田出雲栗野四鄕を下社の神封に充てらる、上社は別に四鄕を充てらる、堀河天皇寬治四年兩社に不輸稻田六百餘町を供御料に充て、又御厨を諸國に置かる神數に依る者ありと。賀茂社此より富有にて後鳥羽帝元曆中源賴朝令を諸國に下し賀茂社四十二所神領の事を沙汰す、貞永年中近江國高島郡安曇川御厨同國日吉神社禰宜に妨げらる、賀茂社人之を官に訴へ、此御厨は寬治年中神人五十二人を之に附し大治元年神田百五十六町を神人に充て神供、魚貝を供せられ日本第一の神事例幣其盛の禮典なる旨と注進する事、同社注進雜記に見ゆ。凡諸國に於て賀茂の神領散在したる事は東鑑以下同時古文書に見え、其當否の狀態ふに足り、さ、南北亂後京師衰弊し當社も衰頽に傾きき

人もみなかつらかざして千早振神のみあれにあふひなりけり、(家集)　貫之

いにしへを忍ふ心をそふるかな御祖の社に匂ふたちばな、(五社百首)　俊成

月の夜賀茂に參りてよみ侍る

月のすむみおやか原に霜さえて千鳥とほたつ聲きこゆなり、(山家集)　西行

千早ふるかもの瑞垣としをへて幾世のけふにあふひなるらん、(新續古今集)　定家

與諸友遊賀茂得叢字　伊藤仁齋

遊歷叢祠下、長吟日未曛、酒携新醸至、題取古詩分、細雨林偏淨、斜風草自薰、更添祠前水、應是北山雲、

葵艸かゝれとても牛の角、　言水

木の股に扇をかざすくらべ馬、　午殘

瀨見小川　今下鴨村の東を流れ糺社の南に至り賀茂川へ入る細流を指す、然れども古風土記に「玉依姬遊於石川瀨見小川丹塗矢自河上流下云々」とあるは賀茂川の事のみ、今の細流は水源松ヶ崎村より出で、本支の差あり。

君が世も我世もつきし石川や瀨見の小川の絕しと思へは、　鎌倉右大臣

渡らしなせみの小川の淺くとも老の波たつ影ははつかし、　石川丈山

比良木社　下鴨神社の西傍に在り、一に柊木に作る、俗諺に此社畔の林叢皆柊木あり何種の木を此に移植するも悉く柊に化すと稱す。長秋記帝王編年記に因れば

又地主明神或は氏神社と曰ふ、蓋賀茂氏の遠祖神魂命を祀る。

按ふに三代實錄又延喜式に出雲井上又出雲井於の神名あり、神祇志料は中右記百練抄等を引きて井上神社を柊木に充て素盞嗚尊を祀ると爲す、恐らくは失ならん、出雲は此地の名にあらず、上御靈社（今上京區古出雲郷）なるを云ふのみ。

賀茂齋院址（カモノイツキノヰン）

下鴨神社西に野宮（ノノミヤ）址ありと云ふも齋王曜舍蹟にや詳ならず、凡齋王は祭事の日の外は參社せず、其本院は紫野に在れど其常居は歴代相異ありて今考定すべからず、弘仁元年有智子内親王入院より元久元年まで三十一代の齋王ましますゝ延喜式云、凡天皇即位定賀茂大神齋王、仍簡内親王未嫁者、卜之、若無内親王者、依世次、簡諸女王、卜之云々、宮城便地造初齋院、祓禊三年、始參社。

糺（タダス）

下鴨村の南にて賀茂高野二川會合の地を云ふ、色葉字類抄拾芥抄に只洲に作る、又川合（カハアヒ）と稱す。延元元年官軍此地の林中に陣し足利の兵と接仗したること太平記に見ゆ、糺森又川合森と云ふ、延喜式川合坐小社宅神社この林中に在り。

いつはりを糺の杜のゆふたすきかけつゝ誓へ我を思はゝ（新古今集）　平貞文

風吹けはたゝ洲の川に立波のゆふかたかけて御そきをそする（家集）　衣笠内大臣

糺林　頼山陽

雨水縦横燕尾分、平林古廟敷家村、瀨多石走知魚脆、天稍寒時愛酒溫、吟坐怕驚栖鳥起、醉歸愁蹋板橋翻、密陰避暑猶如昨、早已稀疎露月痕、

瀨見小川云、糺は賀茂神祖の多々須玉依姫の御名に由あり、古事記開化天皇の段に見え給ふ丹波彦多々須美知能宇斯王と申す多々須も地名と聞ゆれば、玉依姫の母の本郷丹波國に由あるにあらむ。

小社宅神社（ヲコソヘ）

糺森に在り、文德實錄、天安二年鴨川合神とあるは是なり。延喜式、名神大に列す。年中行事秘抄云、河合神、是鴨御祖別雷兩神苗裔也、靈驗現然、故奉幣時先奉幣　小社宅は訓義詳ならず、日本書紀（天武卷）社戸を古訓コソベとあり、惟ふに神に祈願することを掌る人を云ふ、古俗神の苗裔を神子（コツ）と云ひ祈願の事を世職したるより社戸（コソベ）とも稱す、願人の義にや、萬葉集に乞字欲字を倶にコソと訓む所あり、希願の意に通ずれば也。彼社の字をば單獨にもコソと訓むは皆社戸より出でたる者と知るべし、此なる社宅は社戸に同き事亦推斷すべし。（三代實錄に見ゆる葛野郡小社神は、松尾の末社三宮に當るが如し）

三井（ミヰ）神社　糺森の南に在り、延喜式名神大に列す、古風土記曰蓼倉里三身社、稱三身者、賀茂建角身命也、丹波伊可古夜日女也、玉依日女也、三柱神身座、故號三身社、今訛云三井社。（釋日本紀）延喜式一處に御井に作る。

神宮寺（シングウジ）址　糺森の北にて御祖社の南に芝生あり近年迄觀音堂存す。（名跡志）百練抄に依れば神宮寺東塔は御祖社の東（高野川西）に在り、西塔は御祖社の西北（塔之壇）に在りて鳥羽上皇待賢門院の御願にて播磨守家保之を造進したることあり。（名勝志）

糺河原は寬正五年觀世音阿彌元重糺河原に猿樂能を興行す、僧善成之か勸進たり、盛に假棧を構へ朝野の群集あり、是よりのち猿樂益々行はれ其の場を開くに棧敷の設息大を致せりとぞ、樂師の家後に至るまで當年の隆運を傳へ河原能（カハラノウ）と稱す。

中賀茂（ナカカモ）

下鴨と上賀茂の間に流木杜（ナカラキ）ありこれを中賀茂と曰ふ。太平記云、糺の前にて百餘騎の勢十方に分れて下松（サガリマツ）藪里靜原（シツハラ）松ヶ崎中賀茂三十餘個所に火を掛く。宇治拾遺物語云、式部大輔實重は賀茂へ參ること並ひなき者なり、一夜下の御社に通夜したる上、上の社へ參るあひだ、半木（ナカフギ）の邊にて行幸にあひたる　日吉禰宜口傳抄云、賀茂中社、在田中、田主插苗、其苗俄變樹木、玉依姫在此樹下禮神、故曰樹下宮。

十月に賀茂に詣たりしに、外の紅葉は皆散りたるに中の御社のかたまた散らでありしに　赤染右衛門

しめの内風たによらぬ紅葉かな神のこゝろは畏こかりけり、（家集）

僞りの言の葉たゝす神も聞けさやは契りしなからきの宮、（十訓抄）　賀茂社司女

松崎（マツガサキ）

下鴨村の北半里許、今松ヶ崎村と曰ふ。一丘を負ふ、京都より高きこと凡百米突、松樹多く人目を牽く。日本後紀に「弘仁元年十月、禊於松崎川、緣大嘗會事也」とあるは此村より南流する小川の事なるべし（朝野群載云、松崎氷室）

棚ひかぬ時こそなけれ秋もまた松か崎より見ゆるしらくも、（家集）　貫之

松かさきいつもみさりの色なるをいさゝも春のかすみ立つゝ、（夫木集）　好忠

夏の日もすゝしかりける松か崎これや氷室のわたりなるらん、（堀河百首）　顯季

日本紀畧云、正暦三年、中納言源保光、供養松崎圓明寺。今日蓮宗二個寺あり、本涌寺天正中僧日生開基大黑天祠あり、（名勝志云「古名杉谷、見于百練抄」是なり。）妙泉寺毎年夏盆會の夜寺後の山に精靈の送火を焚く。

賀茂郷（カモ）

和名抄、愛宕郡賀茂郷。賀茂郷は寬仁三年太政官符に上賀茂社領の中に屬し、今の上賀茂村岩倉村及び靜市野村鞍馬村にあたる　近世は岡本郷中村郷の私謂ありて享祿年中のものに見ゆるは、賀茂郷より分ちし者とす

上賀茂神社（カミカモ）　上賀茂村の西方に在り、[illegible]賀茂別雷神社と云ふ、[illegible]日本紀及び二十二社式に[illegible]、延喜式[illegible]延暦年中[illegible]大社[illegible]神祭[illegible]上社の[illegible]賀茂[illegible]小野大[illegible]の[illegible]

[illegible]このほかには　上賀茂神を詠
[illegible]なる[illegible]見てたまへわけいかつちの神　賀茂重保
[illegible]ならぬ[illegible]（[illegible]）

上賀茂の境内に岩本橋本あり、岩本は在原業平を祭り、橋本は[illegible]方を祭ると云ふあれど疑はし、延喜式には[illegible]神社[illegible]神等あり、岩本橋本も其中のものなるべし、[illegible]今[illegible]存す、社家[illegible]、賀茂の岩本橋本は業平[illegible]方なり、人いつ[illegible]常に[illegible]れば一年[illegible]りたりしに、[illegible]たる宮司の道しる呼止めて尋ねしに、實りは御手洗に[illegible]ける所を仕れ、橋本なりけれと覚え侍る、古水和尚の月をみて花を詠じ[illegible]のかさしをは此に在原（ナリヒラ）と讀給へるは岩本の社とこそ承り置侍る
奈良小川は上鴨の御手洗なり　名勝志

（奈良小川）

風そよぐならの小川の夕暮はみそぎぞ夏のしるしなりけり、新勅撰集　家隆

賀茂山は上賀茂社の東に[illegible]ひ、社地より高きこと六十米突、俗に本山と曰ふ和歌に神山とよめり
神山の[illegible]　賀茂重政
[illegible]なき、新勅撰集

[illegible]山[illegible]に北[illegible]るべし、日本後紀に曰ゆる延暦二十二年八月幸[illegible]宮[illegible]、類聚三代格に上賀茂社の四至を記し北限[illegible]山[illegible]其北に在るものに似たり、格文云
別雷社　東限路并百姓宅地南限各并百姓宅地公田西限鴨川北限河原山

（[illegible]）

おもひ[illegible]しけき[illegible]
けふそすす[illegible]、家隆

片山御子神社（カタヤマ）　[illegible]延喜式名神大に列す、片山は賀茂山の古名に、日本紀に[illegible]北に片岡に作る、[illegible]神に[illegible]下鴨[illegible]比なり、此[illegible]今本宮楼門[illegible]御手洗の[illegible]　名勝志
片岡の[illegible]れすくる御手洗の川音すゝしなやみの[illegible]そら、新撰六帖　衣笠内大臣

神宮寺址は本山の麓に在り、上鴨社の東南に方る、明治元年毀す、寺は弘仁十一年創建と云へり　河田氏

（聖神寺址）

聖神寺址は延喜式七寺の一にて初め今の紫竹大門村に在りしを、後世此に移す、上鴨社の鳥居の内なる六観音堂是也　名勝志名跡志　聖神寺は文明五年寺領田地を武士に押領せらる、こと親長卿記に見ゆ
太田神社は上賀茂の東南太田山の麓に在り、上賀茂の摂社にて延喜式に列す　神社志料
神山や太田の澤のかきつはたふかき頼みはいろに見ゆらん、五社百首　俊成

岡本（オカモト）　上賀茂の東北一里許静市野村の地名にて今亡ふ、名勝志寛永年中古文書によれば其比は岡本郷の名あり。今静市野村大字市原野中（梅原野）岩倉村大字幡枝鞍馬村大字二之瀬は之に属せり、而て名勝志

[illegible]

御泥池（ミドロ）　[illegible]、寶[illegible]池[illegible]と見ゆ、[illegible]池と[illegible]、文字も[illegible]

（菖蒲池）

名をとけば[illegible]ていえし[illegible]のみそ　和泉式部
[illegible]、家隆

太平記に、[illegible]木[illegible]泥[illegible]攻[illegible]、[illegible]破[illegible]て鞍馬を指て引退く、[illegible]泥中に[illegible]地蔵堂あり、[illegible]記なる西光法師建立京七道の辻の地蔵の一なりと云、池[illegible]を地蔵と稱す　名勝志

幡枝（ハタエダ）　岩倉村大字幡枝は上賀茂村御泥池の北なり、又波太枝に作る、[illegible]堂[illegible]北にあり　今昔物語に、文徳天皇の御代に波太枝[illegible]人[illegible]けり、[illegible]、年[illegible]にけり

圓通寺（エンツウ）　幡枝の南に在り臨済宗[illegible]圓光院と曰ひ後水尾上皇女御[illegible]基子[illegible]の山莊なり、基子は後光明帝の生母にて延寶六年薨去あり文英尼と號す、即ち捨て寺と爲す、妙心寺僧實性開基[illegible]所たり、潮音閣は元祿元年靈元天皇創建、林泉亦奇景に富む、天子臨幸の遺址なり

岩倉（イハクラ）　今岩倉村と云ふ、上賀茂村の東北松崎村の北なり　井蛙抄云、石藏の小野の秋萩は此にて、秋津野、[illegible]秋津小野（大和）は此に異なり　按に京都は四方に岩倉あり、此は北岩倉と唱ふ、又井蛙抄に石倉

の小野の秋津は此なりと云も非なり、其本歌は萬葉集に出で、紀伊國牟婁郡に在り　勝地吐懷編頭注曰
石くらや田中の村の瓜つくり秋ははいざもとりにもなせそ、夫木抄　平　祐　擧
又「石倉や長谷川」と詠みたるは北岩倉なるべし、田中長谷など大雲寺にちかし云々、

狐坂　松崎より西北岩倉に至る坂なり、岩倉大雲寺證文に西限木列坂とあるは是也　名跡志　新猿樂記云、野干坂之專女
こう〳〵といひけるしるべ知らせては我身にきつね坂に來にけり、散木集　俊　頼

實相院　岩倉の西に在り、天台宗寺門派近江國園城寺の別院にて、岩倉門跡と稱す　藤氏懷司家の子靜基僧正開基とかや、應仁の比は洛東に在りけるにや應仁記に兵火延燒の事を叙し花頂實相若王子とつゞけたり、其後此に移り大雲寺を管し、今合同して觀院中纔に大雲の名を遺すのみ。

（大雲寺）大雲寺は又石藏寺と稱す、圓融天皇の勅建にして觀音院とも稱せり、門基は僧正は證して智辨と云ひ天台三井の奇傑なり。彼山門寺門の確執熾なりし比餘慶は此地に其徒弟を糾合したり　慶の弟子成尋は當代の學匠にて、入宋して盛名を中外に馳せしが、亦大雲寺の住侶なりき。大雲寺天文中兵火寛永年間寺門々主義尊僧正再興し、實相院所帶とす、名跡志　史に據れば圓融天皇同胞致平親王（法名悟圓）昌平親王は巖藏に隱居し、昭平親王も園城寺に住し又此に移り、並びに巖藏宮と唱ふ、皆大雲寺に倚りたまへるならん。（石藏寺）又建武元年の冬藤原藤房卿事を以て仕を辭め北山岩藏に入り僧と爲り後其終る所を知らずと云ふも此なるべし。

觀音院址　扶桑略記、永觀三年、皇太后昌子內親王、天台山脚建立精舍、號觀音院、院裏有六角堂、曰誦堂曰五大堂曰灌頂堂曰法華堂曰阿彌陀堂曰眞言堂、清泉聲分和雲色、所延者北丘之一白餘、洞羅分點嶺松、所供者滿山之三千弱、正曆四年、觀音院灌頂由無實小事、致大愁、仍慈覺門徒、所燒千手院房舍、其後智證門人、各占別處、不住叡山、山門三井確執起云、天元四年、慈覺智證兩門不和、鬪諍日滋、智證之徒出叡山、各居別院、僧正餘慶、率門人數百人、住北岩倉觀音院、正曆四年、觀音院成算之徒、與叡山衆有隙、慈覺之徒燒千手院、於是智證之徒一千人出山、慶祚闍梨移大雲寺、則今年也。

（八入岡）中村郷は岩倉の中村なり、中村八幡宮の北の山足に楓樹多し、八鹽紅葉と稱し八入岡の名あり、名跡志
くれなゐの八鹽の岡のもみぢ葉をいかに染めよと猶しくるらん、（新勅撰集）　藤原伊光
享祿二年文書に中村郷とあるは岩倉中村の謂なり

長谷　岩倉村大字長谷は中村の北なり、此地山間なれど古より貴顯の別莊あり、足利義政の殿址は御所谷に在り長谷御所と曰へり　名勝志、長谷川は岩倉村の澗を併せ高野川へ注ぐ
正月十五日、燈花最喜、謁長谷殿、　横川和尚
人剪牡丹香叫雉、萬家燈影被春催、兒童報喜一花落、幾處將軍省父回、（五鳳集）
此地に普門寺ありしことは野府記又蜻蛉日記に見ゆ、千載集左頓の和歌小序に前大納言公任北山の長谷に住みける由を載す、風雅集に伏見天皇の和歌小序に二品法親王覺如の長谷山莊とあり、公任卿北山抄の述作も此に成ると云ぞ。
見渡しの岡の八しほは散りすぎて長谷山にあらし吹くなり、（新撰六帖）　信　實
岩くらや八鹽そめたるもみぢ葉を長谷川におしひたしける、（名寄）　西　行

花園　岩倉村大字花園は高野（修學院村）の西北に在りて長谷川の末なり。相傳ふ花園上皇葛野郡花園村に妙心寺を建てたまふ時清原氏の所領の替地として清原氏に此里を賜へりと　名跡志　三代實錄、貞觀五年廣幡神田中神を愛宕郡伊佐々里に移すと、本社汙穢に近きを以てなりと、山城志は此二神今花園に在りと爲す、下宮花園の鎮守を三宅八幡宮と曰ふ、高野に近接し、其西に田間一大古墳あり、周廻數百間丘上に老松あり、俗に三宅備後三郎高德の墓と云ふ　舉蹟圖志

櫟原野　靜市野村大字市原野中を云ふ、岩倉村の北にて鞍馬の出口なり、昔賴光此野中に巨賊鬼童丸を斬りたるは此上の賞ありける所なり、類聚國史云、弘仁四年、天皇遊獵櫟原野　名勝志云、今市原に小堂あり常壽院の舊址と傳へ、二基の石塔は後冷泉天皇小野皇太后の御墓とぞ　元亨釋書曰、皇太后歡子、大宮藤原教通三女、永承帝（後冷泉）皇后也、承曆元年薙髮、乃隱小野離宮、後改宮爲常壽院、作丈六彌陀
（市原）鞍馬詣の者の夕暮に市原野を過けるに、盜人にあひて着たるものはぎとられ、剩さへ疵を負て侍ると人の語るを聞て、　慶　算
夕くれに市原野にておふ疵はくらまぎれとや云ふべかるらん、著聞集

大荒木森　荒木とは殯宮の謂にて又葬所なり。名勝志云、市原野に在り、平家物語大原御幸の條に「八重立雲の絕間より、初音ゆかしき郭公、折知り顏に音信つゝ、大荒木の森の下草繁りあひ、今日の御幸を待顏に」云々。

北肉山莊址　市原村札之辻西五町許の山際に在り、藤原肅の惺窩山莊是なり　名勝志、惺窩は戰國の末に生

れ亂離の間に奔走し、流俗の内に特立して孔孟の教を表章す、近代我邦の儒學惺窩實に其首唱者たり、慶長年中徳川家康屢之を召見したるも、仕官を強ゆる能はず、弟子林道春江戸に仕へ之に文物を明ろ、惺窩は市原に隱れ北肉山人と號す、北肉は山名なり、元和五年卒す歳五十九、明治二十六年正四位を追贈せらる　羅山文集云、北肉山、地勢洛水之源、後山前水、有其松峰杉岑、紅泉碧澗、百草千種、冬夏萬色、高師隱斯先生卜居焉、長終於此　鞍馬川は北肉山下を流る、即賀茂川の一源なり

靜原（シツハラ）

今市原（イチハラ）野中と相合し靜市野村と曰ふ、市原の東北に接し、大原村の西に居る

宿しめて何山賤のしつはらやしつかなるへきあたら住居を、新撰六帖　信實

山かつの住ぬさ見ゆるわたりかな冬にあせ行くしつ原の里、山家集　西行

元亨釋書云、峰延爲鞍馬寺主、修護摩、日中、大蛇自北嶺來、目如電舌若火、延誦毘舍門呪、蛇倒自斬爲段々、乃發役夫五十人、棄蛇靜原山、俗呼其地爲大蟲峰、延喜中逝、

鞍馬（クラマ）

鞍馬村は京都の北三里、鞍馬山寺あり、其西北に貴船山神鎭座す　鞍馬川は貴船の澗水を并せ雲畑川と賀茂村の西に相合して賀茂川の源と爲る　鞍馬は古名闇部（クラフ）なり、後撰集に「墨染のくらまの山に入谷の一」とあるは同く晴黑の義に因めり、後世山谷の形狀に附會して鞍馬の字を撰ぶ。

梅の花匂ふはゐへはくらふ山やみに越れさしるくそある哉、古今集　貫之

是やこの音にきゝつゝ雲珠（ウス）さくら鞍馬の山にさけるなるへし、（夫木集）　定頼

鞍馬山示同遊諸子　服南郭

（暗部山）

澗月殺山々、偶投丘壑存、枕流鳴石急、陰常古雲寒、直聞居長遠、鬢道路長、明朝試出塵、下山向長安、

鞍馬寺（クラマデラ）

鞍馬山の半腹に在り、延暦十五年藤原伊勢人創建し毘沙門天を祭る　延喜中東寺僧峰延中興す、天永年中僧忠尋之を延暦寺に屬せしめたるより今に天台宗たり、寺宇は文化年中火災て今に及び僧堂を燒燬す、支院一字現存す觀音院と曰ふ　枕草紙に「近くて遠きもの鞍まのつゝらをり」とあり、山下より寺門に攀ちのぼる坂路を謂ふとぞ、源瀧は寺門の内に在り源氏物語に見ゆ、

わらは病したまふに鞍馬山に有驗の聖おはすときて參詣したまふ時　源氏

吹まよふ深山おろしに夢さめて涙もよほす瀧の音かな、

東鑑云、建久二年、將軍家賴朝寄附於鞍馬寺、當寺相摸守惟義爲御使云々、又曆仁元年鞍馬寺燒亡、當寺者、桓武天皇御宇、延暦十五年丙子、藤原伊勢人依貴布禰明神之告草創以降、星霜既三百八十餘年、尊爲帝都擁護精舍。釋書云、鞍馬寺者大中大夫藤伊勢人所創也、大夫常欲得勝地建道場、至鞍馬山、適於茅裏得毘舍門天像、創一宇、後又營一堂、安觀自在像、今寺西觀音院是也、其後峰延法師居此、每傳靈應

僧正谷（ソウジヤウガタニ）

鞍馬寺の西北十町、魔王堂あり、俗說鞍馬天狗太郎坊の栖居と爲す、巖石樹林の態尋常にあらず、古へ壹演僧正とやらんが修禪の別所也とぞ　平治物語云、源義朝の幼子牛若は鞍馬の寺の東光房阿闍梨蓮忍が弟子禪師房覺日が弟子になりて、遮那王とぞ申ける。神社考云、世傳源牛弱者、平治之亂、入鞍馬山、一日到僧正谷、逢異人（一云山伏）異人敎牛弱以劍術、牛弱素好輕捷、至此刺擊之法益精、及十五歲去之、牛弱即源廷尉義經也。盛衰記云、土佐房昌俊鞍馬山へ逃籠る、伊豫守兒童の時、當寺居住の好ありて大衆山踏して尋ぬる程に、僧正谷と云所にて搦捕へ伊豫守義經にたてまつる

山風吹雪花錦高、僧正谷邊猶有在、翰林五鳳集

貴布禰神社（キフネ）

鞍馬村大字貴船に在り　按するに貴布禰（キフネ）貴船山は古へ同一なり、延暦年中其東南に鞍馬寺建ちて二地分別す　貴布禰神賀茂川の源に居るを以て河上神とも稱し、旱潦ある毎に之に祈る、嵯峨天皇の時弘仁九年勅使を遣はす事ありしより延喜式名神大に列し歴朝崇敬あり二十二社の一に居る、今代に及び官幣中社に列す、日社、遙拜所、奥院、本殿の三あり　一作木船

貴船の社は神武天皇の御宇に高龗を祭るといへど神道家の秘言なり、廿二社本縁賀茂社註進雜記に據れば賀茂神の攝社にして、賀茂氏之を祭る、其何を祭ると云ふ事詳ならずと雖、河源に居り旱霖を作すとの故を以て古より崇拜せらる、嘉承元年上賀茂社火災あり、其御體を貴布禰社に避けしめたる事あり　百練抄

（木船）

社司共きふねに參りて雨乞せし序によめる　賀茂幸平

大御田の濕ふはかりにせきかけて井闕に落せかはかみの神、新古今集

男に忘られて侍ける比、きふねの宮に參りて、御手洗の河に螢の飛侍けるを見て　和泉式部

物思へは澤のほたるもわか身よりあくかれ出る玉かとそ見る、

千早ふる神の見る目もはつかしや身を思ふさて身をや捨つへき、

夫藤保昌立かくれて見侍りしに、此歌を聞て則式部を具してかへり、尚淺からぬ結びしけるとなり、

(新後拾遺和歌集)

桟敷岳

鞍馬村の西雲ヶ畑村の北に聳ゆ、賀茂川の一源此より發し雲畑を經て鞍馬川に併す。桟敷岳は東方貴船鞍馬の嶺に連り、南は山脈委蛇して葛野郡愛宕山に至る、而て西北陰は丹波國山國谷なり。

岩屋寺

金峰寺とも稱す、雲畑村の西南岩屋にあり、此地石室岩洞の奇あり、故に名づく。眞言宗修驗道の靈場なりしが今代荒廢し、志明院を存するのみ、山中櫻花多し。

栗野郷

和名抄、愛宕郡栗野郷、訓久留須。栗栖野の栖字を省きたる例とす、寛仁三年官符にも栗野郷(賀茂御祖社領)とあり、今鷹峰村及び宮村大字西賀茂にあたるごとし。續後紀云、天長十年九月、天皇幸栗栖野、遊獵、便幸綿子池、令所調養隼、拂水禽、仙輿臨覽、而樂之、日暮還宮。(綿子池今詳ならず)栗栖野は中古朝家の牧場にて御栗栖野と曰ふ、鷹峰の東、西賀茂に其字存す。(名勝志河田氏説)明衡往來云、明日紫野見物、於栗栖之間可聞郭公也。萬水一露云、御栗栖は世に見落し野と云所なり、是上古より禁中の馬草飼領とす、依之御くるす野と云ふ。

駒の毛のひばり立たりくるす野の御牧の草やはみあらすらん、(草根集)　正徹

西賀茂

今大宮村へ併せらる、鷹峰村の東にて上賀茂村と水を隔てゝ其西に在り。正傳寺は臨濟宗、妙見堂あり、古は賀茂社の供僧にや、園太暦曰、文和二年六月八日、上杉が勢長坂に在り、或は賀茂の瓦屋正傳寺邊に在り云々。正傳寺の山頭に毎年夏の盆節の夜鐘を鳴し、船形の火影を揚げて精靈會の送火と爲す、京人望見して船山と稱す。氷室神社は西賀茂に在り、延喜式に栗栖野氷室一所とあるは此なり。

夏ながら秋風たちぬ氷むろ山こゝにぞ冬をのこすと思へば、(拾遺愚草)　定家

鷹峯

今鷹峯村と云ふ、民家は京都より丹波國園山へ通ずる山口に集まる、峰は民家の北にあたり、紙屋川の水源なり。

高峯寺址

三代實錄云、貞觀十六年八月廿四日、大風雨、檀律師法橋上人位宗叡擇造御願寺、在愛宕郡栗栖野、堂舍頹覆、佛像元在北山高峯寺、貞觀十三年大雨水、自然以大巖石塞其道路、行人不通、去高峯寺移立栗野。鷹峰村の中に寺院散在す、其等の中に舊址あるべき歟。

石門

(靈巖寺址)

鷹峰村の北に巨巖の自ら門戶狀を爲すあり、石門と名づく、名勝志之を以て葛野郡靈巖寺に充て、神祇志料は之を以て葛野郡天石門に充つ。今昔物語云、北山に靈巖寺は妙見の現じたまふ所なり、寺の前三町許去て岩門有りけり、人の屈て通る許の穴にてぞ有ける、萬の人參り仕て驗新なりければ僧房ども數多造り重て賑し事限り無し、而る間○○の天皇御目を病せ給ひければ、彼寺行幸可有議有けるに、此岩門の有れば御輿の可通樣無かりければ、火を以て多く柴を刈せて此岩門の上下に積せ、其刈積たるに火を附て燒つ、然て大なる鐵槌を以て打碎けれ。元亨釋書云、釋圓行果隣法師之徒也、入唐從靑龍寺義眞和尙、受兩部密敎、承和六年歸居靈巖寺。今西賀茂に妙見山あり、參考すべし。延喜式、葛野郡天津石門別稚姬神社は名神大に列し、類聚國史、天長五年北山神とある者是なるべし、或は葛野郡北山金閣寺の邊に求むるも詳ならず。類聚國史云、天長五年八月、爲有大地災變、禱北山神、其詞曰天皇が詔旨と、北山神に申給へと申さく、去五月廿三日、嶺谷崩壞て、京中水溢り云々。郡堺は葛野愛宕此地にて東西相接する事なれば、時々の係屬異同ありと知るべし。

長坂

鷹峰村の西北半里にして登ること半里、愛宕郡の西限なり、葛野郡小野郷村を經て丹波國へ通ず。長坂氷室は延喜式愛宕郡土坂一所とある者ならん、土は中の誤歟。

君が經む御代ながさかの氷むろには埋むこほりのとけぬ也けり、(堀川百首)　國信

京見峠は長坂の中に在り。太平記云、延元元年北丹波道へは大覺寺宮を太守として奉り、額田左馬助を被遣、其勢三百餘騎白晝京中を打通て長坂に打上り、京中を足下に見下して京見峠嵐の上高尾栂尾に陣を取る。又園太暦、文和二年六月、上杉清長坂に居り、二川分流記、永正八年八月義植公の味方長坂に陣す、共に是れ丹波より京都へ攻入る時の布置なりと知るべし。

大野郷

和名抄、愛宕郡大野郷。中世には紫野と曰ふ、享祿の頃河上大宮の二郷に分れたり、今大宮村大字東紫竹大門と稱する者これにあたる。日本後紀云、延曆廿三年、上遊獵於大野

紫野

(紫竹)

大宮村大德寺邊の古名なり、日本後紀「延曆十五年、上遊獵於紫野」とあり、又圓融天皇讓位の後此野に子日の遊宴あり、風流文雅の事なりければ後世稱して一典故と爲す。

大宮

本名久我神社、今祠名に因り村名をも大宮と呼ぶ、久我神は延喜式に列し、賀茂氏の氏神にて建角身一名八咫烏を祭る、上鴨下鴨參考すべし。叢祠は紫竹の北に在り。

(久我國)

久我神社　初め建角見命石川の淸き流を訴り、川上に宮所をさため、久我國の北山の麓に鎭り、之を賀茂さ號ふ。釋日本紀神中抄　三代實錄、貞觀元年久我神の名出づ、當事紀に賀茂氏同祖の後に山代久我直あり、乙訓郡に久我村存す、皆其因あることならん　蓋賀茂は新命名にして舊稱を久我さいへるなり、故に久我國さ錄せらる。一說云久我國は葛野乙訓等をすべたる舊稱にて、國造本紀に山背國造曾能振命さあるも山背久我國造の謨ならんさ　天神本紀に山背久我直等の祖天背男命さいふこさ見ゆ、然らば同祖の葛野縣主等の祖天神魂命さ云ふも同族なるべし、記紀二典には山代直等は天津彦根命を祖さすさ曰ふ、亦同族歟、不詳。

今宮　大宮村大宮森の南、大德寺の北、紫野の中に在り、疫神を祭る、俗說祭神の說あれど采るにいらず、一條天皇正暦五年六月、朝廷木工寮修理職をして疫神々輿二基を造り船岡山に安置して御靈會を修せしむ、長保三年五月天下疫癘に依り、神殿三宇を此に造り御靈會を修す、稱して今宮さ曰ふ。日本紀略朝野群載　是より歳時を以て官幣あり後世廢す

今よりはあらふることろましますな花のみやこにやしろ定めつ、　藤原長能

百練抄云、久壽二年四月、京中兒女備風流、調鼓笛、參紫野社、世稱夜須禮、勅禁止之　後世今宮のヤスラヒ祭は三月十日に行ふ、是は神祇官に行なはれし鎭花(ハナシヅメ)祭に擬したるものなり。續紀、寶龜元年六月、祭疫神於京師四隅、畿内十堺、二年三月、令天下諸國祭疫神、六年六月、遣使祭疫神於畿内諸國。日本紀略、正暦五年六月、爲疫神修御靈會、禮了、送難波海、起自巷說、此非朝議、長保三年五月、祭紫野疫神、號御靈會、依天下疫疾也　按に疫神は和名抄癘鬼又疫鬼和名衣夜美乃加美さありて、後世ヤクジンさ呼ぶ、長能家集、康

(疫神社)

[illegible]、[illegible]名　[illegible]に見ゆ、或は[illegible]に作る

大德寺(ダイトクジ)　大宮村の中央に在り、紫野大德寺さ稱す、山號を龍寶さ曰ひ、臨濟宗一派の大本山たり　初め赤松播磨守則村一宇を此に建り僧妙超を置く、後醍醐天皇元亨四年更に其地を増し勅願所さ爲す、花園上皇宸[illegible]の時御[illegible]塔を此に置かる。元亨四年四至榜示、東限船岡東、南限[illegible]山寺、西限[illegible]子、北限千足藥師山北邊　名勝志。宗峰妙超は花園後醍醐二帝の歸信を辱うし、特に後醍醐の推奨する所なり。其[illegible]云、大德禪寺者、特標曹溪之正脈、專傳少林之遺風、崖斯叢林之規範者歟云々、勅賜興禪大燈國師さ曰ふ。應仁の兵火に焚滅の後、文明六年一休和尚宗純監造し、同十三年寂す、殿堂は爾後世を逐ひて修營し、寛文年中に至り盛大を極めたり、近時に至り消衰ふ。

喝雷棒雨響西東、知是高僧住此中、野性由來無偶事、瘦藤挑月倚秋風、　藤　惺　窩

開山廟靈光殿に花園天皇御髮塔を置く　佛殿法堂方丈經藏等大抵寛文中の修理を經たり、三門金毛閣は大永六年連歌師宗長の勸進に成り、其上層は天正十七年茶湯師利休の増營さぞ　庫裏は天文年間堺油海商南宗鑑の寄進、其棟は明國貿易船の檣なり　北門不明門(アカズ)さ稱し構造最古樣たり、舟岡堀井宮の舊物にて應仁以前の作さす、山門の傍なる四脚門は伏見桃山殿の唐門を移したる也、四脚門明治三十一年政府特別保護を加ふ　大德寺は舊寺領二千石現域七萬坪、其勅旨本朝無雙禪苑の名に恥ぢず、子院は舊二十四字の多きも今は大半亡ぶ、豐臣秀吉建立の總見院天瑞寺二字は亡びたりさ雖、織田信長同信雄の墓は存す。聚光院は永祿年中三好義繼建立、利休の墓あり、眞珠庵は藤原保昌宅址にて、文明の比一休禪師の瞎驢軒を置きたる所也、芳春院は[illegible]、[illegible]政、[illegible]、[illegible]小堀遠州(宗甫居士)の遺跡にて風流韻士の[illegible]さす、高[illegible]墓塔は吉川廣家蒲生氏鄕小早川隆景細川忠興森野勝成片桐且元豐臣秀長等あまたあり、又近衞家の信尋公以下の墓あり。眞珠庵所藏の一休禪師讃曰、

[illegible]

成化乙巳[illegible]七月[illegible]人[illegible]

回頭世事片雲[illegible]、山色依然[illegible]月[illegible]

[illegible]　寺　門　[illegible]　軒

大德寺に名畫多し、[illegible]法常[illegible]音[illegible]圖三幅、牧谿筆虎圖二幅などは[illegible]人の物少からず、[illegible]大燈國師[illegible]種あり、眞珠庵所藏[illegible]像　大燈[illegible]上佐[illegible]在行闕一卷又名品とす

白毫院址(ビヤクカウヰン)　大德寺內舊總見院の地なりさ云ふ、名勝志に今引接寺(上京區)の南に小堂ありて白毫院の號を傳ふるは此より移したる也　名跡志　園太暦云、文和二年七月十九日、四條大納言并山名軍勢數百騎　吉野方　至西北邊向、大德寺白毫寺亂入、取寶財云々。

紫式部(ムラサキ)墓　河海抄云、紫式部墓所、白毫院南、小野篁墓西　岷江入楚云、式部は紫野の雲林院に在りさ見えたり云々。名跡志云、小野篁墓、在雲林院卯辰方二町許畠間さ。今は大德寺方丈の西二町許の處に、寛政七年一碑を建て、上東門院女房の墓さ云者あり、雲林院の古跡を移したるならん、或人曰く式部の女房が紫の名を負ふは舊說其所作の源氏物語若紫の卷殊にすぐれければ世に紫式部さ云ひ做すさあれさ疑はし、畢竟す

るに女房の紫野に住けるを以て彼名あるのみ云々と

小野篁墓（ヲノタカムラ） 今紫野織工場の構内に存す、明治二年建立の參議小野公塋域碑ありて之を標せり。碑文中曰、公塋得諸紫野東五町、歷年之久、往々爲徒步、無復碣可按、古樹三五株外、僅餘斷封而已、寬政中有奉祟者、知而痛之、植石、面西北一角亦甚斷缺、宛如別起、故土人或謂、北者公、西者紫女、則何故附葬、萬無此理、具撲之地形一封耳、蓋四面對峙、空南一面、以空其中也、見在南邊餘地、可以證矣、故今合施石欄、西四丈一尺南二丈二尺云々。

雲林院址（ウンリンヰ）

大德寺の南舟岡の東に在り、雲林院（ウジヰ）の字存す。初め淳和天皇離宮たり、天長九年天子雲林亭行幸の事史に見ゆ、後捨てゝ寺と爲し村上天皇重興あり、圓融天皇其傍に圓融院を建つ。後醍醐天皇の世に及び已に荒廢し勅旨其地を割き大德寺に入れたまふ。今大德寺所屬の觀音堂に（總門の傍とぞ）雲林の稱を繼ぐ者あり

（紫野院址）

類聚國史、天長六年、幸泥淳池（ヒドロ）、覽獵水鳥、御紫野院（ムラサキノ）、命日暮奏雅樂　九年、幸紫野院、御釣臺、院司獻物、命陪從文人賦詩、御製亦成、新擇院名、以爲雲林亭と〔按に此後親王の別莊となり又寺刹となる〕三代實錄云、仁和二年僧正遍昭奏言、雲林院、是仁明天皇第七皇子常康親王舊居也、初親王出家之後、去貞觀十一年附屬於遍昭云、故捨此院永爲精舍、欲傳天台之敎報先皇之恩、今制田園貲財永以附屬者、望請爲元慶寺別院、擇堪事者永令勾當、田園有數、支用不乏、望每年三月廿一日先皇忌日、濱金光明經、若非勅許恐有斷絕、勅許之。扶桑略記云、天曆七年勅、於雲林院、始奉造御願小多寶塔八基、應和三年、安置五佛像。古今榮雅抄云、雲林院は紫野に在り、天曆の御時の御願、寺塔など立られけり、依勅植與竹東西七十三丈南北七十三丈也、舟岡山の東からすさが鼻の近所、うじゐと云所也。大日本史云、雲林院僧正遍昭住焉、後任天台之法務、天台法務始于此、遍昭子素性又爲僧、住雲林院、河海抄云、雲林院に淳和離宮なり、仁明より常康親王に傳領す、本堂は彼親王の寄也、其後御願寺として天曆に賀性僧都別當に補せられなどして、殊に尊敬ありき、本尊は千手觀音なりき。

木の下に織らぬにしきのつもれるは雲の林のもみちなりけり、六帖　貫之

これや聞く雲のはやしの寺ならん花を尋ぬるこゝろやすめん、名寄　西行

德治三年、僧顯莚雲林院勅進同云、有雲林院者、曩代之草創、調御之蓮宮也、淳和明主天長之昔、具慶儲而遺幸路跡、宇多聖皇寬平之春、尋興寄而門曾林宮、唱塔婆則村上勅願、安置五佛尊容、思慮同城北之勝、榜和神其足云々。

雲林院陵（ウリンヰ） 舟岡の東にあたり、大宮村、路の傍に古墳あり、聖蹟圖志は堀河中宮雲林院陵ならんと云ひ、一說に圓融院の同天皇火化所歟と、土人天王塚と呼ぶ。後拾遺往生記云、堀河中宮篤子者、後三條院四女也、殮古林院之洞、今作柏城之壙、永久二年十月崩御、奉遷雲林院（柏城詳ならず柏野の事にやあらん）

雲林院菩提講寺址 大德寺境内に在り、名勝志　今昔物語云、雲林院に菩提講を始め行ひける聖人ありけり、本は鎭西の極めたる盜人なり、獄に七度禁られ其後深く道心を發したりとぞ。平家物語（長門本）云、新大納言成親卿北の方みつから御ぐしを切給ひて、雲林院の菩提講と申古寺に忍び、戒をたもち給ける。

西林寺址（サイリン） 西林寺は雲林院内に在りし歟、平戶記「仁治三年、雲林院西林寺堂內、有空閑之地云々」、又平家物語に普賢寺內大臣基通（近衞殿）西林寺より知足院へ移る事を記す、知足院も此近地と爲す。

知足院址（チソクヰン）

舟岡の南に在りしに似たり、始末亦詳ならず。西宮記云、延喜十八年十月北野行幸、乘輿到知足院南、左右衛門等陣及侍從等以次侍留、到船岡下、就[illegible]月　歷代編年集成云、久壽二年七月廿三日、上崩于近衛殿、奉葬船岡西野、御骨奉安置知足院號、近衞院　公卿補任云、藤忠實前太政大臣從一位、保元元年隱居知足院幽閉。

船岡（フナヲカ）

大宮村紫野の西偏に在り。平地を拔くこと凡十餘丈、長徑凡百八十丈、洛中千本通（朱雀大路）の正北に當る。名勝志云、舟岡は初め清淨の地なり、三代實錄曰、貞仲舒祭法、爲除賊害五穀之時、於害食之州縣内清淨處、解之攘之、故命陰陽寮、於城北船岡、修此祭云々。何の比よりか火葬場と爲る。今葬地ならねど、古塚散在す。

船岡のすそ野の塚の數そへてむかしのひとに君をなしつる、玉葉集　西行

船岡のふもとに立てみわたせは紫の野そなかはくれゆく、　富士谷成章

保元の騷亂後六條判官爲義の子賴賢賴仲爲宗爲成乙若龜若天樂等此に斬られたる事、保元物語に載す。應仁の役には西軍此に築寨したり、應仁記云、應仁二年九月七日、細川勝元舟岡山を責よとて能成寺口へぞ出られける、安富香川は芝藥師安居院口へ打向ひ、舟岡へは山名是豐藥師寺與一浦上美作守成身院等ぞ攻寄ける、此山をは西陣には一色左京大夫義直山名相摸守持たれけるを、乾艮の三方より攻上んとしけるが、小鶴安藝守相拘へたり、浦上の小者一若と云足輕賀茂を經て紫竹より、纔に五六十人にて舟岡の後へまはり、堀を飛越し石築地を飛擧り陣屋の脇に火を掛ければ、一色勢大に驚き小鶴は打死す。永正八年足利義植丹波よ

り入り細川の兵を舟岡に敗る。(二川分流記云、永正八年八月、公方は丹波内藤が館より攻上り長坂山に陣を取る、京方の細川澄元三好等小川(上京區)に在り、敵を防がんとて紫野の上舟岡山に細川右馬頭政賢を大將として大徳寺今宮まで充滿たり、澄元一戰に打負て攝州へ落行き、政賢は小川館に打死す)

建勳神社（タケイサヲ）　舟岡の東南半腹に在り、明治八年創建、別格官幣に列す、織田信長を祭る　天正十年信長公本能寺の變に遇ひ志業中途にして斃る、豐臣秀吉其後を承け朝廷に奏請して舟岡に天正寺を經營し其勅許さへありしに如何の故にや果さずして止みぬ、今代に及び明治二年追賞の典を擧げ天童藩主織田氏邸に就き建織田の神號を賜ひ官祭より此土を與へしめたまひぬ。

船岳小松原址　今昔物語云、圓融院位さらせ給て後子日の逍遙のために船岳と云所に出させ給ける、船岳の北面に小松所々に群生たる中に、遣水をやり石を立て砂を敷て、唐錦の平張を立て簾をかけらる云々。紫野大徳寺邊と思はる。

　舟岡の若菜つみつゝきみか爲め子の日の松の千代を送らん、(家集)　元輔

梶井（カヂヰ）　舟岡の東に田字梶井(カヂヰ)あり、すべて此邊は古梶井宮の跡なり。(名勝志)　初め圓融天皇此に圓融院を起し、天台山門の別院と爲したまふ、後其山房を東坂本(近江國)西坂本等に建てられ、此地の本院も應仁中兵火の爲めに終に退轉し、今大原三千院に其名跡を相承す、

梶井圓融院と御室圓融寺は同帝の御願なれど各別にて、圓融寺は今葛野郡花園村龍安寺の地なり、梶井は台家にて御室は密宗なりしとも云ふ。日本紀略云、永觀元年、新造御願圓融寺供養、准御齋會、行事大納言源重信也、參議大江齊光作御願文、佐理卿淸書、大僧正寬朝爲講師、權僧正尋禪爲咒願、扶桑略記云、天元六年、公家供養圓融寺、安置七佛藥師像、[illegible]寺、永延二年、供養太上法皇圓融寺五重塔、正曆二年、圓融院太上法皇崩、葬於圓融寺北原、置御骨於村上山陵傍。世繼云、圓融院うせさせ玉ひて紫野の方にて御葬送ありけり。圓融院に法親王入室ある事は白河天皇皇子承仁に始まる、梶井宮と稱す、又梨本宮と稱す、慈覺弟子承雲の流を承け梨本門主と曰ふ、(梨本は何に由るか審ならず)元弘の比尊胤法親王(後伏見皇子)此に法務ありしより、北朝伏見流の皇族入室せられ、應仁年中本院退轉す。應仁記に梶井宮道は舟岡瀧頭の東尾より行松雲に從えて、御池には常に群居る鳧鴨の近江の湖水に異ならず、所も名に負ふ花盛り、雲の林の宮所と云々、雲の林の宮所とあれば、雲林院の傍なるを知る。

犁端（カラスキガハナ）は舟岡の東端の字なり即梶井宮址とぞ。(名勝志)井蛙抄云、龜山院の御時山城國名跡百韵の御連歌侍りし、尋常のやさしき名所は大略過ぎ、今は俗にいひつる所を取るべしとて、

　ちきりしのみやかはらちるらん(四宮河原)

　鵜からすきかはなべてぞ頼まし(唐すきが鼻)

紫野齋院址（ムラサキノノイツキノミヤ）　野宮（ノノミヤ）とも云ふ、雲林院の南に在る歟、不詳。(名跡志)賀茂齋王の本院にて興廢の始末詳ならず。

三代實錄云、貞觀三年、賀茂齋內親王、臨鴨水修禊、是日便入紫野齋院。袖中抄云、有栖川は齋院のおはします本院の傍に侍る小川なり。延喜式を按するに本院は初齋院と稱す、立齋の時宮城便地に初齋院を造り、齋王此に入り潔齋の事あり、後三年の四月禊祭に至り初めて神社に參詣あり、貞觀三年紫野に初齋院建ちしより後世此に定まれる如し、然れども其以前は何處にや不審也、又齋祭還禰の儀仗も盛んなりしと見え「祭いかゞと云ふ事古書に見えず、枕草紙云、祭のかへさ、雲林院知足院などの前に車を立てたれば時鳥も忍ばぬにやあらん。

弘仁十四年二月、帝幸賀茂齋院山莊、命文人賦詩、內親王探韻、時年十七、即便瀝筆曰、

寂々幽莊水樹裏、仙輿一降一池塘、棲林孤鳥識春澤、隱澗寒花見日光、泉聲近報初雷響、山色高晴暮雨行、從是更知恩顧澤、生涯何以答穹蒼、

　音にきくいつきのみやの有す川たた舟岡のわたりなりけり、(夫木集)　躬恒

　齋院おはしまさぬ比にて、祭のかへさもなかりければ、紫野を通るとて、

　紫の色なき比の野へなれやかたまつりにてかけぬ葵は、(山家集)　西行

有栖川（アリスガハ）は舟岡の東を流るゝ細流にて、末は洛中に入り堀川と爲ると云ふも、今變遷して詳ならず。(名勝志名跡志)

　二條大皇太后賀茂の齋王と申ける時本院にて

　千早ふるいつきの宮の有栖川松とともにぞ影はすむへき、(千載集)　後京極大臣

小山（コヤマ）　上京區の北大宮村の東を云ふ、今鞍馬口（クラマグチ）村と改む、其地分裂して上京區及び上賀茂村へも入れり、名勝志云、鞍馬口上御靈の北に小山町あり。古今秘抄顯昭云、出雲寺とは小山寺を云ふ也、其わたり出雲の郷と云ふ、賀茂の路に小山と云里あり、長享年中の古文書に小山鄕梅辻とあり。土人は東賀茂と呼ぶ。

葛野郡

(葛野)

葛野郡

和名抄、葛野郡、訓加止乃、十二郷に分つ。京都市の西愛宕郡の西北乙訓郡紀伊郡の北に在り、其西境は丹波國南桑田郡に接す、今太秦村外十六村に分れ、郡衙は太秦に在り。郡名の本據は葛野郷なり、古は加止乃と呼ばず加豆怒と曰ふ、又加豆良と曰ふ、故に楓渡葛川、又桂川の名出づ。葛野臣葛野別葛野連葛野縣主等の諸氏之に居り、上古其地域は愛宕乙訓紀伊を兼ね葛野と總稱せり　應神天皇宇遲野上に立たして葛野を望み其富庶を詠歌したまふ、古事記云、

知婆能、(千葉也)加豆怒袁美禮婆、(見葛野則)毛々知陀流、(百千足也)夜邇波母美由、(家庭見)久邇能富母美由、(國秀見)

日本書紀天智天皇六年葛野郡の名見ゆ、此頃に及び分郡の事ありしを知るべし。延暦十三年葛野郡宇太村に遷京あり左右京境域を劃せらる、其右京(西京)は西に葛野郡に並びたり、而も京域充實の狀を按ずるに、左京は昔時より繁榮不易にして、延いて洛東に及ぶも、右京は常に閑地たり、故に右京は後世大略斥けて洛外と爲し、所在の田野村莊は皆葛野郡に歸す。今舊京域内の地にして本郡に屬する者は大内村七條村朱雀野村西院村及び京極村大字川勝寺太秦村大字安井花園村大字花園等是なり、雙岡宇多川一線の東也。愛宕の本郡分地たる事は彼郡の下に云ふ如し、乙訓は日本書紀垂仁帝妃竹野媛葛野の地の弟國に殂すと云にて明なり、又應神帝宇治野(今宇治郡)に立ちて葛野を望ませたまふと云ふ文意を地形に照すに、紀伊郡も葛野の分郡とす。カツラは古名草木の蔓藻にも、木本の楓桂にも使用し、倶に其枝葉の美き者なれば古人頭飾と爲せり、桂字を假るも木犀を指さず。加豆怒は加良野にて加止乃其轉訛なり。日本後紀(延暦十八年)楓渡あり、釋日本紀(山城古風土記)葛川あり、太秦廣隆寺一に葛野寺楓野寺又桂林寺と稱す、皆カトノ寺と訓むべし。續日本後紀、承和二年清原夏野の楓里第は雙丘の山莊を指す。

姓氏錄云、左京未定雜姓、葛野臣、大倭根子彥國牽天皇(謚孝元)皇子彥布都意斯麻己止命之後也　古事記云、大毘々命(開化帝)子、日子坐王生子、袁邪本王、是葛野之別祖也。姓氏錄云、左京神別、葛野連、饒速日命六世之孫伊香我色乎之後也、山城國神別、中臣葛野連、饒速日命九世孫伊久比足尼之後也。舊事紀云、天神玉命、葛野鴨縣主等祖、又云八咫烏(賀茂建角身)入貲例、其裔孫者葛野縣主主殿部是也、按に舊事紀に又物部驪古連あり、葛野韓國連と同祖たり、驪古は驪小路にて韓國は唐橋にや、今共に七條村に屬す。

上林郷

和名抄葛野郡上林郷、訓加無都波也之。此郷の所在詳ならず、下林は今川岡村に其名存す、又三代實錄類聚三代格に此郷名出で、平野の邊を指せるが如し故に此に係ぐ、今衣笠村大字北野大將軍大北山小北山などの地歟。

續日本後紀云、承和元年葛野郡上林郷、地方一町、賜伴宿禰等、爲祭氏神處　伴氏神社は神祇志料龍安寺に在りと爲す、龍安寺は和名抄なる馬代郷に屬すべし、相符せず、此二地相隣比せば沿革の事ありしならん、不審也　姓氏錄云、左京諸蕃、林連、出自百濟國人木貴公也、右京諸蕃、林、林連同祖(攝津國諸蕃林史林連同祖)按に三代實錄云「貞觀十四年葛野郡上林郷地一町充平野神。類聚三代格云、平野神社地一町事在葛野郡上林郷九條荒見西河廿四坪(東限荒見河西限社東道)云々」。と荒見西河は西堀川、又紙屋川とも云ひ平野神社其西畔に在り。又按に若林莊上林郷の名と相同む所ある歟、北山の舊稱なり　管見記云、嘉吉二年三月騎馬逍遙、若林松原邊。名勝志云、若林莊は北山の邊の總名なり。

平野

上京區北野と紙屋川を以て堺し、北山の南松原の東大將軍の北にて、今衣笠村に屬す、平野社あり。平野北野兩社の間北方の架梁を高橋と云ふ、北山殿行幸記(應永十五年)云、御道は一條を西へ大宮を北へ北小路よりたかはしを西へ北山殿の惣門へ至る。

月のすむ平野の松に吹風のちかきを宿のかひにするかな、(御集)　後鳥羽院御製

後鳥羽帝「宿ちかき」の御詠は四辻五辻などの後院(上京區)に臨御の時のものならん、此と相去る遠からず。

平野神社

平野の中央、(北野社西北二町)四座の神を祭る「本朝月令延喜格云、桓武天皇延暦年中立作社之日、點定四至。(一代要記作十三年)延喜式云、祭神四座今木神、久度神、古開神、相殿比賣神、祭日皇太子親近奉幣、桓武天皇後王(改姓爲臣者亦同)及大江和等氏人亦幷預見參。」とあれば桓武外戚の祖神たること明なり。

今木神は續日本後紀に今木大神、貞觀式に平野神と呼び、本社の主とする所也。桓武帝御母高野皇太后の遠祖百濟國王を祭る、其王孫我朝に投歸し大枝和の諸氏と爲る、其今木と云ふは今來の義にて古言投歸の謂なり、初め大和國田村後宮に祭る遷都の時此に轉じたり、本朝月令云、國史曰、延暦元年、叙田村後宮今木大神從四位上(續日本紀寶龜六年三月置酒田村舊宮、云々、光仁帝後宮也)神祇祝詞式曰平野祭「天皇我御命爾坐世今木與利仕奉來流皇大御神乃廣前爾白給久、」又國史曰、延暦八年、皇太后崩上謚曰天高知日之子姫尊、皇太后

姓和氏、諱新笠、贈正一位、高野朝臣乙繼之女、母贈正一位大枝朝臣眞妹、后先出自百濟武寧王之子純陀太子也、其遠祖都慕王者河伯之女、感日精而所生、皇太后即其後也、因以奉諡焉」按ずるに、皇太后奉諡の意より推して今木大神の宗と[illegible]なるべきむるに、都慕王即高句麗祖朱蒙(又鄒牟)たるべし。廿二社次第に日本武尊と爲し、古事記傳に仁德天皇、又宇治皇太子に擬したるは別に理由ある事にや。相殿比賣神は蓋桓武帝外祖母贈正一位大枝朝臣眞妹の祖なり、本朝月令に國史を抄きたるを註せり、曰く延暦九年詔曰、春秋之義祖以子貴、此則禮經之垂典、帝王之恒範、朕君臨宇內十年於茲、追尊之道猶有闕如、興言念之深以懼焉、宜朕外祖父高野朝臣、外祖母土師宿禰、並追贈正一位、其改土師氏爲大枝朝臣、夫先秩九族、事彰常典、自近及遠、義存曩籍、其土師氏惣有四腹、中宮母家者是毛受腹也、故毛受腹者賜大枝朝臣、自餘三腹者或從秋篠朝臣、或從菅原朝臣、續日本後紀、嘉祥元年平野無位比賣神に從五位下を授けらる此時始祭歟 廿二社次第に比賣神は天照大神と註するは太無稽なり、また平野四座源平高階大江四姓氏神也、縣神天穗日命中原清原菅原秋篠四姓氏神也と云ふも後世の附會胃認のみ、但平野神社は歷代東宮にて御親祭ありて「春の宮の神」と稱したれば其旁躅を踏まさて王孫諸姓源高の人々も附會したる歟、縣宮は古は所見なし、天穗日命は土師氏の遠祖なれば後世此に祭りたる者ならん。久度神は即竈神なり、古開(フルアキ)神は詳ならず、俱に祖神の類に非ず 續日本後紀承和三年今木大神昇敍の時二神も加位あれば田村後宮より俱に移されたる宮内鎮坐の竈なり 廿二社次第に仲哀天皇と爲すは杜撰極まれり、延喜式平野御竈神と稱し宮内省内膳司に祭らる、皆即此二座なるべし。神祇志料云、宮内省内膳司御竈神三座[illegible][illegible]御竈神料雜物云々」とある其[illegible]園神[illegible]久度神にて、[illegible]の樣に[illegible]、其久度[illegible]八島とも八島とも云ふ[illegible]中鈔などに[illegible]り、世俗に竈神を三方荒神など卑き御[illegible]三[illegible]出たるにや、文德實錄三代[illegible]記されたり、[illegible]作[illegible]祭儀あり、又其崇敬の[illegible]故あり[illegible]し來り、其靈代は神代の古鏡なりと云ふ[illegible]日本紀等に見ゆる如し。(以上大意)

作信友蕃神考云、平野社は桓武天皇の[illegible]祠なり、袋草紙に、平野の御歌とて

白壁のみこのみおやのおほぢこそ平野の神のひひこなりけれ

と云へるに因るも、今木神を本神(モトツカミ)とする由明かなり、然るを「白壁は光仁天皇なり其曾祖父は舒明天皇なりなど」と解けるは誤れり、此歌白壁天皇の御子桓武帝の御母こそ平野の神の曾孫なりと云ふ旨意なり、其御母高野新笠大后、和氏なり、[illegible]の曾祖父は百濟純陀太子(即位して聖明王と云ふ)に當れり、武烈紀に「百濟王、遣斯我君進調、遂有一子曰法師君、是倭(ヤマト)君之祖也」とある斯我君は即純陀太子の子なるべし、法師君の子に倭史某と呼ばれ(其名は見えず)續紀に延暦二年四月、左京人和史國守等卅五人、賜姓朝臣」とあるは其同族の人々なり、又同紀延暦九年の皇太后小傳に「皇太后、姓和氏、諱新笠、贈正一位乙繼之女也、寶龜年中改姓爲高野朝臣」とあるに引合はすれば乙繼は和史某の子とす、而て姓氏錄に左京諸蕃百濟、和朝臣、出自百濟國都慕王十八世孫武寧王之後也」とあり、武寧王は純陀太子の父に當る 又外戚家の[illegible]別なりし其情實は日[illegible]相語、見者感焉」とあるにて推測るべし、古開神は詳な[illegible]みたまふ後宇多院御製に「今も猶氏のかまどの煙まで[illegible]、今平野で明[illegible]

中原師光の歌に「我たのむあかたの宮のます鏡曇らぬ影に[illegible]中原氏に入[illegible]傍按に高階[illegible]氏も中原氏と同因に、平野の氏子となるにや)

[illegible]平野の松に[illegible]る白雪」(續古今集)又「千早ふる平野の松もけふこそは[illegible]

三代實錄貞觀六年今木神[illegible]に進めて[illegible]同數[illegible]、[illegible]名神大に列し廿二社第九に班す、明治四年官幣大社と爲る 此神域有[illegible]世より[illegible]櫻花を植えたり、[illegible]春宮親祭前庭揚火等の典故に因むにや夜に[illegible]燃して之を觀る、平野の夜櫻と稱す

大將軍堂(タイシヤウグン) 紙屋川東、舊名[illegible]大宮通に在り、其邊を大將軍と字す、今[illegible]村に屬す 名跡志に[illegible]るを遷し、又首楞嚴經第六卷を[illegible]て「上天大將軍、

即天帝所管將也、分住三十三天、各領鬼神、鎮護四方」さあるを以て本宮縁起の本文と爲せり、洛東にも大將軍森、東三條森あり　明德記云、内野合戰に大足次郎左衛門尉三百餘騎梅津より仁和寺へ追通り、雙の岡を東へ一條通大將軍の鳥居の前へ押出づ　大將軍堂の南前に右京西補隈の路存す、直達して三條に至る、其西に西堀川あり今紙屋川と云ふ、紙屋川以西一條を西に進めば花北馬代木辻等の舊條路あり

北山（キタヤマ）

衣笠村大字北山は南北の二に分れ、北を大北山（オホキタヤマ）と云ふ　凡洛北に愛宕郡岩倉村大宮村鷹峰村にも北山の名あれど其著顯なるは此なり、西園寺鹿苑院の金閣は亦此に在り、殊に世に聞ゆ　又北山村本と云は鷹峰村に出づ、此に非ず

北山にもみぢ折らんとてまかりける時よめる

見る人もなくて散りぬる奥山のもみぢは夜の錦なりけり、古今集　紀貫之

禪無畏寺址（ゼンムイ）

大北山（オホキタヤマ）民家の東側紙屋川西にて土俗セイモンと云ふ字す法音寺の西なり　拾芥抄名勝志　本朝文粹云、前中書王兼明上表曰、右臣先妣藤原朝臣淑姫、嘗於城西北卜閑地、有意建立道場安置尊像、而影堂未營、夜臺早掩、臣思述其志、歳月已久、准彼舊例、臣下道場爲定額寺有之、伏願陛下因准舊例、特降龍渙、准之前例、列之定額、謹先年申請可分之日、法觀音寺、而京畿之間號觀音寺者其數繁多、恐其字相濫、名字相類、改施其号、將道有悟云々　異朴日本傳云、兵燬堂法帖、日本國王書、此兼明親王也、

茶山遊無畏寺、觀牛落花絶句、一首、

落花の地を見る、細有傷心處知、何因霜場情越長、

宝蔵自一向時、

法音寺址（ホフオン）

大北山無量寺の南にて、阿彌陀堂も一所に在りしと見ゆ、名勝志　日本紀略云、寛弘五年二月葬花山法皇於紙屋川上法音寺北、長興宿禰記云、文明七年四月十四日、自今日、於北山鹿苑門外東阿彌陀堂、念佛勤行、亦近日彼寺邊、石不動有之云々、此寺今草宇存す、淨土宗に歸す　河田氏説

大和寺址（ダイワ）　花山御陵の東と云ふ、亦大北山の民家東に在りし也、系圖云長岑貞枝、安世男彌諸弟、大和寺

名勝志　道長公記云、寛弘五年二月花山院御葬、贈大和寺東邊。

紙屋川上陵（カミヤガハノカミ）

華山天皇の御陵なり、今衣笠村大字大北山民家の東側、紙屋川の西にあり。山陵志云、華山陵三條陵皆壞罷得其處、據古圖推間其地、里人云百年前有一農夫呼甚兵衛者、聞畢之號甚兵衛間、今其樹梅囿、相傳以爲墓所云　聖蹟圖志の圖に據れば梅林は紙屋川東に在り、而して御陵は其西に在す、山陵志未だ之を詳にする能はざりし也、法音寺大和寺等の遺址に參考すべし。

北山陵（キタヤマ）

三條天皇の御陵なり、今衣笠村大字大北山（民家の北八町）字岩上院（ヤ）に在り、岩影（イハカゲ）一條帝火化所の北に當り、但に紙屋川西なる山陵路傍に存す、山陵志云、三條陵、日本紀略大鏡裏書榮花物語並云、火葬石陰、編年集成葬於舟岡西邊、即石陰也、皇代記編年記並云、藏骨於北山小寺、小寺亦或在石陰地歟　近年此御陵確定して、字岩上院と爲す、岩上院即北山小寺にやあらん

日のひかりさしも照しゝ君、岩かけの夜半の煙となるぞかなしき、榮花物語

岩陰（イハカゲ）

大北山民家の北にあたり、山脚崖を成す邊を日ふ、一條三條兩帝の火化所此にかり、近年金閣寺より鷹峰に通ずる坂路の傍に火所を標識せしむる　山陵志云、仁和寺東伝因衣笠之丘、丘之東故有岸下只也、東北山陽日鏡石、以其光可鑑名之、隔一川紙屋川而東岸斗絶、其與平鏡石相映處、曰石影、遂稱其左右曰石影、亦曰長坂野　山陵志の説非ならず、衣笠山は金閣寺の西にして、石影鏡石は金閣寺の東北とす　拾芥抄云、石陰、西園寺金閣東、北野北　百練抄云、一條院葬長坂野

寛弘八年六月一條院かくれさせ給て、石陰と云所に送りたる此

岩影の煙となりにわき殊て其のゆくれの心地せしかな、榮花物語玉葉集　實業

一條院かくれさせ給ひけるを、石陰と云所にをさめ奉りける御供に仕奉りて、歸りてよみ侍る

いつくにか君をばおきて歸りけんそこはかとだにおもほえぬかな、新千載集　堀川右大臣

石影氷室と云ふは延喜式に無し、愛宕郡石前あり石影の地歟、名勝志に云ふ鹿苑寺西に氷室谷ありと

岩かけや松の嵐のひむろやまいつれ久しき例しなるらん、五社百首　俊成

對鏡石有感　梁星巖

丹崖中斷忽晶瑩、常傍頑然鏡鑄成、頭已二毛名未立、愧看照得大分明、

西園寺址（サイヲン）

衣笠村大字大北山の西北隅、今鹿苑寺の地なり、一に北山殿と曰ふ、元仁元年藤原公經之を創始し實氏に傳へ、子孫數世領有の後應永の初め之を足利義滿に讓與す、義滿更に鹿苑寺閣を經營したり。

拾芥抄云、西園寺、衣笠岡上、太政大臣公經家、號北山殿　百練抄云、元仁元年十二月、前太政大臣供養北山堂、號西園寺、北白河院後堀河帝生母安喜門院後堀河帝后妹　臨幸　名勝志云、西園寺地、今爲鹿苑寺、北山殿亦在其東、築垣址存于今、又寺像本尊彌陀并地藏、今遷于洛中京極一條北

增鏡云、太政大臣公經、北山のほとりにゆゝしき御堂を立て名をば西園寺と云ふめり、此所は伯三位資長の領なりしを尾張國松枝と云ふ莊に替給てけり、元は田畠など多くてひたぶるにゐ中めきたりしを、更にうちかへしくづしてゑむなる園につくりなし、山のたゝずまゐ木深く池の心ゆたかに和田の海を湛へ嶺より落る瀧の響も實に涙を催しぬべく、心ばせ深き處なり、本堂は本尊の如來まことに妙なる御姿生身もかくやと嚴しう願させ給へり、又せうみやう院は藥師佛、德藏院は地藏菩薩にておはす、池の邊に妙音堂、瀧の下には不動尊、この不動は津の國より明王員笠うち衣りてさし歩みておはしたりき、石橋の上には五大堂、成就心院といふは愛染王の像秘法とかを行はせられ、又法水院(ホスヰン)化水院(ケスヰン)無量光院とて來迎のけしき彌陀如來廿五の菩薩虛空に現し給へる御姿も侍るめり、北の寢殿にぞ大臣は住給ふ、山の常盤木とも最舊りたるになつかしき程の若木の櫻など植渡すとて、大臣

山さくら峰にも尾にもうゑ置かんみぬ世の春を人やしのぶと。

南山巡狩錄云、故北條高時入道の舍弟四郎左近大夫入道は元弘三年鎌倉合戰の時自害と僞り奧州に忍び還俗して後ひそかに上洛し、西園寺家は承久の合戰より北條が一族と因み深かりける故に彼家に至り、田舍侍の始て召仕はるゝ體にもてなし刑部少輔時興と名を改め、翌年家司三善文衡に謀り一夜大納言公宗(公經七代孫)によき便宜ありしかば、謀叛せばやと勸め、公宗も許諾あり、さらばとて相摸次郎時行(高時子)は關東に旗を揚げんと合圖を定め、主上をば北山の紅葉叡覽のため臨幸を請奉らんとす、然る處に公宗の隱謀忽露顯し八月二日終に誅に伏し、太平記に紅葉の御遊に事よせ帝を失ひまゐらせんと謀る由見ゆ、然れども公宗が隱謀露顯は更の事なり、不審云々

鹿苑寺(ロクヲンジ)

足利義滿西園寺の舊址に就きて之を造る、當時の構營頗廣大を極めたるも、義滿薨後應永の末に其殿堂大半撤去したり、今金閣を遺すも林泉は舊觀に比すれば削小なし、佛殿方丈等亦近代延寶貞享年中の再興に成る　應永元年義滿將軍職を長子義持に讓り、翌年削髮して天山道義と號し、別に此地に營む、北山殿と稱し諸將をして役を助けしむ、四年落成し之に移り、十五年此に薨ず、鹿苑院殿と諡し寺中神牌に鹿苑太上天皇尊儀と銘す、天山とふは寺中の峰名なり、

名勝志云、寺說曰北山第境內甚廣、總門在紙屋川西北北小路地藏院傍、礎石尚在、御所號方德、在今方丈東北至石不動堂、又金閣四周皆池、金閣方德間架反橋(ソリハシ)、池南有拱北樓、東南有小御堂、東有地藏堂、其北有大塔、(本尊彌勒)石不動堂在焉、方丈之北峰曰縫目。臥雲日件錄云、鹿苑院剏基、恐在于泉州合戰(應永六年大內義弘叛戰死泉州)前一兩年歟、初命諸大名之士、役于土木、獨大內義弘曰吾士以弓矢爲業而已、不可役土木、即義弘深逆鈞旨之濫、時令考其費則二十八萬貫也、然則至于畢功則殆百萬貫乎、又云、寺中西南有護摩堂、東有懺法堂、今爲等持院宗鏡堂者是也、懺法堂東有紫宸殿、今爲南禪院(南禪寺宸影堂)者是也、紫宸殿東有公卿間、(又曰天上)今爲建仁寺方丈者是也、舍利殿北有天鏡閣(臥雲日件錄に見ゆる移去の殿堂は等持南禪建仁ともに其後火に罹り今に在する者一もあることなし。南山巡狩錄に足利義滿寶幢寺(下嵯峨鹿王院)を經營し普明國師妙葩を以て開山とすと、寶幢は鹿苑の舊院にて初め嵯峨に在りしを此に移さる)

金閣(キンカク)　鹿苑寺の西、林泉中に在り、應永四年足利義滿造營す、明治三十一年古社寺保護法に依準し加庇せらる。

（石不動堂）

三層閣、上層は寶形檜皮葺、寶頂上に銅鳳凰を置く、拔地四十二尺、西端に一閣を點造あり　其下層を法水院(東西三丈三尺南北二丈四尺)に如來像國師像將軍像を置く、鏡堂とも稱す、西漱を漱清軒と曰ひ池に臨む。中層潮音洞に觀音を置、上層究竟頂(東西一丈八尺南北一丈八尺)後小松帝の勅額を掲げ天井は巨大の板を以て縫合す一枚の者あり　而て四壁と天井樘柞欄干とにみな金箔を塗る、剝脫の餘なれど光彩尚消落たり　足利治亂記云、應永十五年相國道義公當春北山の花叡覽に備へらるべしとて、北山所々に新殿を十三所構へて、天子御座の殿をば八棟に作り八龍を立て金色に彩りて御殿の西北の二方には早咲の櫻を並木に植させ、其間の庭には五色の沙を鱗形にしきたり(此八龍殿は金閣と異同を知らず、識して考正を期す)

重寄金閣寺　　琴　叔

松老楓殘古寺中、相君遺愛感秋風、遊人歸盡金堂閉、霜葉飄零池底紅、　五鳳集

秋ふるや楠八疊の金閣寺、　　竹　溪

金閣の林泉は最賞美の値あり、幽閑にして而も壯偉なり、其泉水を鏡湖池と曰ひ、夜泊九山八海等の奇石中に散在し、孤嶼あり、池周は花木蔚蒼たり、龍門瀑銀河泉安民澤等の勝は其北丘に在り、夕佳亭(セッカテイ)は慶長年中飛驒國主金森宗和の巧匠に成る。

石不動堂(イシノフドウ)は鹿苑寺の東北に在り、堂宇は天正中浮田秀家の營構なり俗に生不動とも云ふ。增鏡に此明王は生身にて攝津國より此に步行し來ると記し、足利氏の頃には有驗の靈佛と稱せられし事古書に彼是と見ゆ、又鹿苑寺の西南山際に六所明神と云祠ありける事も足利時代のものに散見す。

凡金閣の勝は其林泉に在り、閣壁に耿々の幽光を拘すも絕て華麗の想を生ぜず、故人云義滿奢侈の名あれ

れど其實たまく\太だ質素なるを疑ふと、而て寺境の半面峰巒に擁せられ、水落木老澗碧沙淨の邊、眼を放ちて京師萬家を望むに及び始て其賞すべきを知る。

衣笠

鹿苑寺の西南、仁和寺の東北を衣笠山と云ふ、其邊を衣笠と稱ふ、明治廿二年北山松原等持院等を併せ衣笠村と爲す。

衣笠殿址

四條帝の比藤原家長内大臣と爲り仁治中退隱して衣笠に居る、世に衣笠内大臣と曰ふ、遺址詳ならず、宇多院と同處にや、龜山帝後宇多帝も此に臨御あり。増鏡云、文永のはじめつかた降り給ひし齋宮は後嵯峨院更衣の腹の宮ぞかし、仁和寺に衣笠と云所に住給ふ。大日本史云、後嵯峨皇女愷子内親王爲伊勢齋、後罷職歸京、居于衣笠、容貌姝艷光彩射人、龜山帝嘗私焉。園太暦云、文保二年、仙洞(後宇多帝)此間衣笠殿たり(仁和寺は大内山の麓にて今花園村に屬す)

はるかなる都のいぬ井我宿は大内やまのふもとなりけり(新撰六帖)　衣笠内大臣

衣笠山

衣笠村の西に在り、標高二百米突に過ぎずと雖直に平郊に起り京都西北山彙の南東角に位置し、松樹之を蓋ふを以て能く辨識すべし、其西北を大内山と曰ふ。俗說、寛平法皇仁和寺に御座ます時、炎天に白雪の眺望を巧み給ひ、此山に絹張らせ給へるより絹蓋の名起ると、信ずべからず、今按するに樹蓋の義にやあらん。

くれなゐの衣笠山の岩つゝじ日影さしてぞ色まさりける(夫木集)　爲秀

すみぞめの絹がさ山の夕煙たちのぼるにぞ袖はぬれける(名寄)　爲秀

衣笠岳御靈社　衣笠村大字松原等持院の鎭守なり、六所明神と稱す。日本紀略に寛弘二年廣隆寺別當松興之を勸請したりしに、讒託ありしかば朝廷内匠寮に命じ祠宇を造らしめ給ふ事見ゆ、六所諸國國府に多く之あり、惣社錄所と稱す。

神まつる衣笠岡の岩手松ひさしくたてよさきはかきはに(夫木集)　隆房

香隆寺陵

二條天皇の御陵なり、衣笠村大字小北山の宇多川に在り、宇多川は鹿苑寺の溪澗に發し南流して一條大路に至り宇多院址を繞り鳴瀧川に合す、即右京々極の西河なり。山陵志云、衣笠丘之東、故香隆寺地、帝王編年集成曰、永萬元年二條院崩、葬香隆寺艮野、(平家物語云香隆寺邊蓮臺野)百練抄曰、二條院御骨自香隆寺本堂、渡三昧堂、三昧堂不書地、蓋以其在寺內也、寺跡今小松(松原)此也、據古圖二條及其后妃高松院(姝子內親王)陵並在焉、今亡。

五十日の果つかたに、二條院の御はかに御佛供養しける人に具し參りたりけるに、月あかく哀なりければ

今宵きみ死手の山路の月を見て雲の上をや思ひ出らん(山家集)　西行

北山のほとりをまかりけるついでに、二條院の御墓を見奉りて、

六そぢあまり治し國のよもぎふのただ一むらぞ名殘りなりける(家集)　寂蓮

後朱雀白河二帝火化所　香隆寺陵の北にて、鹿苑寺の南なる田間に一堆の丘を存す、二所相距る南北數步のみ。

香隆寺址

寺域御陵の南まで延び今大字松原の地とぞ、名勝志は「百練抄香隆寺北二條御陵、拾芥抄香隆寺今曰松原」の文に據り等持院の東と爲す、平野神社の西三町許ならん。弘法大師の徒敎日律師の創建にして、天暦年中寛空僧正之を興し勅願所と爲し、香隆蓮臺二寺を兼帶す、後何の世にや香隆廢亡し之を蓮臺に併す、故に古書二寺を錄するに往々混同あり。仁和寺院家記云、香隆寺寛空僧正、又名蓮臺寺、俗姓丈尾氏、左京人、圓行并神日入室弟子、天祿三年卒八十九。又拾要抄云、香隆寺者、靈巖寺圓行弟子敎日師建立也、次第相承寛空改之、寄天暦御願。(名勝志)著聞集云、香隆寺僧正寛空は河內國人なり、神日律師の同室にて寛平法皇灌頂の御弟子なり。今昔物語云、仁和寺の東に香隆寺と云あり、其寺に定修僧都と云人住めり云々。

壽永の比香隆寺に參りて紅葉を見て

古へをこふる涙に染むればやもみぢも深き色まさるらし(新勅撰集)　堀河院讃岐典侍

堀河帝火化所　香隆寺の南に在り、今松原民家の邊に其遺跡を定めらる。三代實錄に葛野郡北山興隆寺と云ふものあり、即香隆寺の舊號にや、今詳ならず、三代實錄云、貞觀六年常住寺十禪師傳燈法師位延奏言、於葛野郡北山本爲國家建立道場、名曰興隆寺、四履六町、安置千手觀音像一體、梵王帝釋像各一體、四王像四體、貞觀二年詔令木工寮修造堂舍爲御願寺、修成律眞言兩宗。

松原

舊香隆寺址の地なり、今村莊と爲り小松原とも曰ふ、等持院民家の東北に接す。管見記に嘉吉三年松原天神法樂などあるは衣笠岳御靈社の事歟。

眞如寺

松原に在り、臨濟宗尼院なり弘安八年尼如大創建、正脈庵と號す。康永元年高師直重修し足利氏制して禪家尼院の第三に班せしむ、近代に及び後水尾上皇再興せしめ玉ひ皇女月鏡尼公の住所と爲したまへり。(京華要誌名勝志)

等持院

衣笠山の南麓に在り、大字亦等持院と曰ふ、臨濟宗。延文年中足利義詮創建して父尊氏の廟塔とし、洛中三條坊門等持寺の別院なれば北等持

とゝなり、本堂亡び[illegible]院のみ存す、[illegible]年中[illegible]頃[illegible]、[illegible]に[illegible]地に仁和寺[illegible]、[illegible]持院に[illegible]。名勝[illegible]、[illegible]二年七月退等持、移住[illegible]。

暮春北寺看花、時住等持寺　閑　叟

[illegible]、北[illegible]南寺[illegible]、百萬[illegible]今不惡、[illegible]、五[illegible]集

[illegible]の十三代將軍の刻像を安置す、寺[illegible]に義政[illegible]の時[illegible]、本[illegible]足利尊氏[illegible]、[illegible]將軍家代々をも配附したる也、近時は廟堂亡び佛殿中に置く、元治元年在京浮浪の士人寺を襲ひ悉く像首を斬り放し[illegible]ことあり[illegible]、[illegible]中に[illegible]是也、石[illegible]、二代將軍[illegible]も此に葬ることを太平記に[illegible]、名跡志云、等持院北の山足に塋所を[illegible]封塊ありしも、墓碣なし、兵亂の爲めに失せたる歟。

綿代鄉

和名抄、葛野郡綿代鄉、拾芥抄に「西京室町號馬代」とあり、名勝志所援弘安七年文書、[illegible]大[illegible]あり今花園村東[illegible]にあたる、綿代鄉は即右京[illegible]は馬場[illegible]にて[illegible]の村里なるべし。今衣笠村大字等持院花園村大字谷口[illegible]是なり、續日本後紀なる上林鄉伴氏神[illegible]谷口に在るを見れば、和名抄以前に綿代は上林より割きたる者歟

―――――

朱雀野

舊朱雀門朱雀大路（千本通）の村郊を曰ふ、京都市區の西に接し今朱雀野村大内村の二に分る、朱雀野村は北に在り西は京聚樂廻壬生の三大字あり、南なる朱雀中堂寺の二大字は大内村に屬す[illegible]代[illegible]年[illegible]、朱雀を[illegible]に作る

朱雀門址

大内裏の南門にして朱雀大路に當る、今二條城西千本通京職町の邊に遺址を求むべし、大内裏廢亡の時より[illegible]此門の滅びたるも久しき事なり、又存在の昔も此邊は荒寥の地たり。[illegible]志云、今式文なる宮城門北上一千二百八十一丈の點を測るに、朱雀野村小字朱雀の小溝耳津を得べし、即朱雀門及び御溝耳敦川の遺址とす、更に北上して式尺五十丈の點を推すに、二條通に應天門ありしを知る、但し今の千本通は故朱雀大路の中[illegible]に傾[illegible]、[illegible]大門址は皆路西少許に在り。

續日本後紀云、承和二年八月、大臣以下執政、於朱雀門、召集諸衛府、以新弩試射之、向南[illegible]之、[illegible]之聲、不視矢去、影、[illegible]、機巧之思、頗超群匠、欲備邊兵、自製新弩、四面可射、[illegible]、康和三年、堀河御宇、洛陽大有狐媚之妖、其異非一、初於朱雀門前儲羞饌、以馬通爲飯以牛骨爲菜、世謂之狐大饗、又増珍律師說法宗[illegible]也、有一老嫗來曰、無[illegible]婦人欲修法會、[illegible]垂光臨、律師許諾、到於六條朱雀大路、人家莊嚴如常、雖設僧供無役送人、簾中[illegible]、偶出酒盃、律師怪之敢不就饌、先登[illegible]打鐘一聲、灯色忽消、所儲之饌小囊[illegible]之類也、心神迷惑、半死逍去、後日尋之、掃地無宅、今昔物語云、常陸國眞髮成村、村上帝の時選に依て左方の相撲人となり[illegible]に最手と[illegible]る、永觀二年の秋堀河院にして相撲あり、拔出の日成村右方の最手丹波國海恒世を投げ倒す、成村[illegible]朱雀門に行て納涼しけるが、歸らんとて二條より美福を過て遊行[illegible]門を過むとす、其[illegible]なり、大學の[illegible]之を見て大路を塞て相撲等を通さず、相撲等も凡卑の者ならず破て通るべしとて走懸り蹴倒さんと足を高く舉げたるに、彼[illegible]其足を取て提げながら成村の方に進寄たれば、成村も怖をなして逃げ朱雀門に至て築垣を越ゆと云々。能馬樂逸[illegible]の章に仰あり、

[illegible]光る新京[illegible]

京職廳址　[illegible]北に[illegible]、即今京[illegible]、大[illegible]廢亡の北[illegible]たる者[illegible]、今京職町の字存す

大學寮址

上京區二條城西南角の邊にあたる、拾芥抄云、左京[illegible]東西、[illegible]條坊門北、西[illegible]生西二條南[illegible]治承元年大火[illegible]す、寮[illegible]南[illegible]院あり、寮西[illegible]院、寮東[illegible]苑あり。本寮東に在り廟堂院其北に在り正門東向其間に在り、廟堂には孔子を祭る故に一名孔堂と曰ひ、孔子の影[illegible]安置す、都堂院は孔廟の西に接し[illegible]なり、[illegible]西南に在りて文章[illegible]紀傳[illegible]明經[illegible]なりとし、明法[illegible]道とを以て四大科となし、號して四堂と曰ふ。

職原抄曰、大學寮四道儒士出身之處也、紀傳（菅江氏）明經（清原中原氏）明法（坂上中原氏）算道（三善小槻氏）謂之四道、安置先聖先師九哲、春秋二仲釋奠、有東西二曹、菅江二宗爲其曹就、寮頭者儒中之選也　本朝文粋云、[illegible]文章院、[illegible]明經[illegible]此[illegible]、伏[illegible]、菅原大江兩氏建立文章院、分別東西曹司[illegible]するに大内[illegible]文章院[illegible]、[illegible]戸と云ふあり即此ならん　山[illegible]云、治承四年[illegible]、大學寮火事　治承元年）以後於官廳（太政官廳）所被行。百練抄云、元仁元年[illegible]、大學寮[illegible]放下[illegible]、[illegible]年、大學寮官廳等破壞之後、先聖先師等影被安仙洞　清[illegible]眼抄によれば安元の比大學寮西南邊に在る諸學校は勸學院を除く外皆亡びたり、勸學は「院雀囀蒙求」とうたはれ私學中最大の者とす。

勸學院址（クワンガクヰン）　拾芥抄云、左京勸學院、在三條北壬生西

勸學院は左大臣藤原冬嗣の私立に係り、封戶を割き學田を給し別當を置き永く藤氏の子弟教育の所とす、治承四年火災の後斷絶す。

勸學院は治承元年火、同六月再營、四年燒亡の後斷絶す、(百練抄)、玉海に治承再營の狀を載す曰く、氏院燒亡、生徒殆可及逃睨歟、件院閑院大相國冬嗣弘仁十二年建立、其後未有火災、及三百四十餘年歟、總天下之滅亡、則我氏之衰微、悲涙數行哀哉

弘文院（コウモンヰン）**址**　拾芥抄云、弘文院在勸學院北　弘文院は大學別當典藥頭和氣廣世の私立に係り、墾田四十町を置き明經道(明法道に屬す)の興起を謀れる者也、久しからずして廢す　和名抄云、弘文院和氣氏曹生別曹、今爲荒廢之地、在勸學院北。

奬學院址（シヤウガクヰン）　拾芥抄云、奬學院在勸學院西、奬學院は大納言在原行平の私立也。本朝文粹云、昔閑院贈太政大臣開學舍於別館、貽善誘於一門、故藤氏之生徒多才子、學之爲用不其然乎、竊是置一茅宅、開只學亭、宗室苗緒當得休舍、號曰奬學院、坊接大學寮、門對勸學院」と、蓋諸王氏の學問所たり、行平は平城帝の皇孫にして本院は後源氏長者の所帶たるを以て之を推知すべし、昌泰三年大學寮の南曹と爲し應和三年奬學院の年官は勸學院に準ぜしめられ、爾來院廢すと雖其年官は源氏の一名譽たりき

延命院（エンミヤウヰン）**址**　三條南にて今壬生村の中歟、三代實錄云、右大臣藤原朝臣(良相)勸學院南更建一院、號延命院、以養治病困無家業者

西三條（ニシノサンデウ）

右京に屬す、(今朱雀野村西之京)藤良相亭、及穀倉院は此に在り　三代實錄云、貞觀八年三月駕幸右大臣藤原朝臣(良相)西京第、觀櫻花、喚文人、賦百花亭詩、拾芥抄云、右京三條北朱雀西壬生東、(良相大臣舊跡)

穀倉院（コクサウヰン）**址**　本朝續文粹云、我朝之宮城左則置大學寮、以崇聖師、右則置穀倉院、以蓄米穀。拾芥抄云、右京二條南朱雀西穀倉院、(在大學西) 納畿内諸國銅錢、無主位職田及沒官田太宰等稻等諸莊物、或云朱雀門前、西宮記曰、大同年中始置此院。

西之京（ニシノキヤウ）

西之京は本來右京の謂なれど、平安宮の盛代にも戶口充實せず、唯北方狹少の地のみ人煙ありしかば特に西之京と呼べり。故に拾芥抄には西京南限冷泉などあり、今は民家西近衛條(花園村堺)に達す、西大宮邊に集まり、其領域の郊野は西は西室町馬代小路に至り、南は冷泉を超え三條を限る。

玉勝間云、平安城は東西の京を置れしかど、初より今の如く東京のみ榮えて西京は榮えざりしにや、慶保胤の池亭記に「予二十年以來歷見東西二京、西京人家漸稀、殆幾幽墟、人者有去無來、屋者有壞無造」とあり、伊勢物語に「都のはじまりける時、奈良の京ははなれ、此京は人の家未た定まらざりける時、西京に女ありけり」とあれば當初は西京より家居も作られしにや　大鏡云、天暦の御時清涼殿の御前の梅の木枯たりしかば求めさせ給ひしに、西京に色濃咲たる木の侍りしを掘取しかば、家の主出て其木に是ゆひ結て參れと云はせ玉ひしかば、あるやうこそはとて參り侯へしを、何ぞと御覽しければ、女の手にて書て侍りける、

勅なればいともかしこし鶯の宿はととはゞいかゞこたへむ

とありけるにあやしく思召、何物の家ぞと尋させ玉ひければ、貫之のむすめの住所也

西四獄（ニシノヒトヤ）**址**　名勝志京程圖等を按ずるに、今西之京の民家の南傍に在るべし、西堀川西中御門北とぞ。扶桑略記云、康平六年二月鎭守府將軍前陸奥守源頼義、梟俘囚安倍貞任散位藤井經清等三人首、傳京師、檢非違使等向東河受取、繫其首於西獄門

佐比大路（サヒノオホチ）

西之京民家の西に土封あり、今此一線斷續して三條以南に至れば西院（サイヰ）村民家の東路と爲る、古の右京西洞院の縱條なり、西院の名も此に因む。拾芥抄云、西京西洞院細井（サイヰ）小路、又佐比小路又道祖小路。今昔物語云、一條より仁和寺へ行くとて内大宮を行程に、土御門と道祖大路（サヘノオホチ）との邊に檜垣して押立門なる家あり云々

西堀河（ニシホリカハ）

紙屋川の末にて、一條より冷泉までは舊道を存すれど、其末は西南に屈曲し、紀伊郡に入り下鳥羽村に至り賀茂川に合す、續日本後紀、天長十年の條に東西堀河の名あらはれ、吉記には菅川（カヘカハ）に作る。

壬生（ミブ）

朱雀大路の左右に坊城壬生の縱條あり、特に左京壬生通は宮城美福門に當る、故に三條以南は壬生通を專壬生と稱す、蓋壬生部氏彼門の造營に服役したるを以て也　今朱雀野村大字壬生、大内村大字朱雀は即中世の壬生里なり

隼（ハヤブサ）神社は三條大路南側壬生通に在り、三代實錄貞觀三年授後院無位隼神從五位下とあれば、初め右京四條壬生の朱雀院に在り。延喜式左京四條座隼神社、又日本紀略天慶三年左京隼神從三位とあれば其比已に此に移されたり、今は小祠にて俗にハヤクサと呼ぶ、同名の神大和國奈良にもあれば彼處より勸請したる者也

壬生官務家址（ミブクワンムケ）　官務家とは小槻宿禰にて、中世官廳記錄の事を掌れる世職なり。名勝志云、官務家有二流、一住壬生、故號壬生官務、一住大宮、故稱大宮官務、此二流曰兩局

會官務私宅　　彥　龍

家在城南來問之、牙籤滿架緩淵殘、官童休拂落花雪、霜借君書相映看、(五鳳集)

實上明覺云、近代左大史小槻氏云官務、大外記中原氏云局務、仍稱兩局也、地下官人之棟梁也

馬代

右京室町の一名にて、雨澗院（佐比木辻）の間を云ふ、（拾芥抄）和名抄綿代郷は此條の北疆なるべし、名勝志弘安七年古文書に

弘嶺合武役者在右京馬對大路西向字德大寺
四至限東馬對大路限南三條坊門限西池領限北押小路 等

と見ゆ、其地は今朱雀野村の中ならん 今西之京と花園の間に田間の小徑あり、古の馬代路なり

壬生寺

朱雀大路東綾小路南に在り、律宗大和國唐招提寺に屬す 一條天皇御宇江州三井寺僧都快賢開基す故に小三井寺の稱ありき、本尊地藏菩薩、又地藏院とも曰ふ、現宇は文政八年造營す 壬生念佛會は當寺中興圓覺上人の創むる所にて、凡俗を勸進せんが爲めに伎樂を利用す、即桶取紅葉狩花盜人等二十五番ありて世に壬生狂言と云ふ、或は云ふ此種の踊躍念佛一轉して伎樂と爲り、田樂猿樂に混和して後世の能樂と爲る歟と 洛陽六地藏とは壬生西院蓮臺野清和院祇陀林寺等也

歌人壬生忠岑の宅址は壬生寺の北に在り、名勝志に近世此土中より古硯忠岑二字を彫れる者を獲て壬生寺に藏すと録す、又太平記に、康永の比三宅高德の謀として新田義治を東國より招き四條壬生の宿所に潛み居たるに、忽ち足利方の人に攻め襲はれ高德義治は遁去りしも武藏人香匂高遠一人壬生地藏菩薩の利益により危き命を助けられたる事を録す

猫間

壬生の南六條の北を云ふ、今大内村中堂寺に屬す、此地に藤原光隆住し其家を猫間とも壬生とも稱す、光隆の子家隆は俊成の弟子寂蓮の聟にて同く歌人たりき

坊城殿址

五條坊門に在りとも云ふ、名勝志 壬生寺の南歟 平家物語云、法住寺合戰に、上皇後鳥羽を坊城殿へ渡し參らせて、其より閑院殿へ入らせ給ふ 園太曆云、寬元二年十月、於四條坊城御所、被始行御八講

羅城門址

平安城外郭の南門にして、朱雀大路九條に在り、今大内村大字八條の四塚に遺址存す、雀生とも呼ぶ、東寺南大門の西二百間餘、民家の後に礎あり 續世繼物語に、桓武帝最初に此門を造らせ給ひ、其後度々の破損ありて圓融院の御時倒れてより後造立の事なしと云へり

謠曲羅生門云、渡邊の綱は、唯一騎、宿所をいでゝ、二條大宮を、南頭に歩ませけり、春雨の、音も頻に更くる夜の、鐘も聞ゆる曉に、東寺の前を打過ぎて、九條表に打て出で、羅生門を見わたせば、物すさまじく雨落ちて、俄に吹來る風の音に、駒も進まず高嘶し、身振ひしてこそ立たりける。

四塚は辻にて西は藪渡（柱川）に向ひ斜に馳せ、南は上鳥羽村鴨川まで直路にて造道と稱す、倶に攝州に趨る西國街道也

（四塚）

朱雀院址

右京朱雀西、三條四條の間、西坊城の東にて四町を占む、（拾芥抄）後世まで池のみ存し土人尼池と呼び泉石の跡殘れりとぞ、名勝志 四條後院とも稱へ初め嵯峨皇太后橘氏之に御す其北一半を島町と稱す、（拾芥抄）日本紀略云、昌泰元年二月、太上天皇宇多移御朱雀院、天曆元年三月王卿參上、太上天皇朱雀 朱雀院栢梁殿拜禮、同三年十一月中宮（朱雀女御熙子女王）遷御朱雀院、於島町以僧廿口令轉讀仁王經、明衡往來云、栢梁殿以栢造殿、其角有飛泉。菅家文草云閑居屬於誰人、紫宸殿之本主也、秋水見於何處、朱雀院之新家也 桂史抄云、延長六年、朱雀院行幸、御栢殿、令賦翫鶴入池、鶴入寄青霄、且太毛盛魚云々。

朱雀院の櫻のおもしろき事を、延光朝臣のかたり侍りければ、みるやうにおぼえ侍るなど、昔を思出て、

咲き咲かず我になつげそさくら花人つてにやはきかんと思ひし、後撰集　大輔

西宮址

朱雀院の西隣、四條北西大宮東也、高明親王（醍醐皇子）の家なり 拾芥抄 今田圃の間に其北白森あり、是れ其址とぞ、又長者宅と稱し宇治拾遺に見ゆる者之に同じ 名勝志 高明は西宮左大臣と呼ばれ、安和元年藤原實頼の讒により太宰府に配流せられ其宅を燒かれたり、後宥されて歸洛す、所著西宮鈔あり、高明の皇姉勤子内親王も此に住はせ玉ひ、源順之に來事し和名抄を撰述し、亦其池亭記を作る

本朝文粹云、永寧坊（四條坊門）中有一仙宮、風煙幽奇、水石清麗、東閤延喜長公主卷錦帳垂珠簾、西閤應和大納言延月宴排華閤、古老傳云、此地本主、奢與富期、買巖爲山、鑿地成海 源順西宮池亭記 宇治拾遺物語云、古へ上緒主と稱する者有り、是を以て沼池を埋め、家屋を造りて之に住めり、その後佐田大納言源定にや、順の親なりしに賣れり、此地は池有り其水底に古へ舟を沈めたれば近頃まで脚を以て水底を探れば其脚舟に中る、今は半ばは埋めて畠田と爲すと云ふ 日本紀略云、天祿三年四月太宰權帥源朝臣高明上洛、着于葛野別居。

西宮の大臣筑紫にまかりて後、すみ侍ける西の宮の家を見ありきて、讀侍ける、

秋風に岸打つ波もろともに昔にあらぬ聲のするかな、後拾遺集　惠慶

西宮址は四條通梅津に通ずる路側にありて、西院村の

地に遊けれど壬生に屬するなり。

西院（サイヰン）

今西院村（サイヰン）と稱し西院山内の二大字と爲る、朱雀（スザク）野村の西四條南北に渉る、西院址此に在り。細井（ホソヰ）小路は西院村民家の東偏に存す、即平安京右京西洞院大路にして淳和太后淳和太上皇の仙洞此に在りき、惟ふに西洞院の名は初め細井（サヰ）と仙洞兩地に因みて命ぜられ、後左右二京に東西兩路の洞院あるを見る事とは爲れり、サヰは卑名山古合を云ふとぞ

淳和院址（ジュンナヰンノアト）

西院村民家東西に渉り、四條西洞院數町に及ぶごとし、拾芥抄に四條北西大宮西とあれど可ならず、四條南にも渉り西は木辻（キツヂ）に至り西堀川を中に籠めたり、南池院松院の位置を探りてこれを知るべし、一名西院（サイヰン）、初名南池院（ナンチヰン）。歷代編年集成云、弘仁元年天皇（嵯峨）行幸南池院、類聚國史云、弘仁四年、天皇行幸皇太弟（淳和）南池、命文人賦詩、右大臣藤園人上歌曰、

けふの日の池のほとりに郭公たびらは平安京と千代と鳴はきゝつや、

天皇和日

郭公なく聲きけは歌ぬしとともに千世にと我もきゝたり、

又天長十年、天皇（淳和）遷御淳和院、讓位於皇太子、（仁明）承和七年太上天皇崩　三代實錄云、貞觀十六年四月淳和院失火、宮殿一時燒盪、是夜淳和太皇太后、御葉車避火於松院、元慶三年太后崩、諱正子、嵯峨太上皇之長女、母橘氏太后、天曆二年受戒法名良祐　此院は嵯峨皇后橘氏（嘉智子）より其女淳和皇后に傳領す、故に淳和天皇の潛邸たり、又仙洞たり、其南池本院は燒失し、松院は淳和皇后崩後捨て　道場と爲す、拾芥抄に、西院、后太后宮、淳和皇后と是なり　續教訓抄云、南池院と申には四條なはての北、西の宮殿の森の西南町はかり、繩手より北へ一町餘の程に島あり、廻りは池なて侍り、池の南にも殿の跡と覺しき所あり、うるはしきり、但當侍は東の方には田を作れり、西の方は猶池に御所は定て池の北に南向にこそ侍りつらめ、ゆゝしく廊き中島今に見え侍るめり（名勝志）今西院氏家の東北に飯山（イヒヤマ）と云ふ丘り、是れて中島の遺歟、河田氏說〕

（南池院址）

松院址

〔平安通志〕西院村の小學に今淳和院（スナヰ）と云ふ。松院（マツヰン）は南池院の西南にあたり、今西院氏家の西南隅に寺町の字存す、淳和院中の別亭にて、貞觀十六年本院火後、太后此に御し後道場と爲る、故に淳和院と院と呼び松（マツ）井（ヰ）寺（デラ）とも云へり。三代實錄云、貞觀十六年淳和院燒盪、太后避火於松院、後崩、太后慈仁天至、濟物在勤、以淳和院爲道場、安置平生侍左右之尼、厚充供料、永令居住、簡貢相承、修道不斷

西院の后（淳和皇后）みくしおろさせ給ひて行はせ玉ひける時、彼院の中島の松を削りて書附侍る、　素性

音に聞く松か浦島けふそ見るむへも心あるあまは住けり、　後撰集

（松院址）

松井寺址

日本紀略云、延喜八年、光孝天皇第一源[illegible]卒、號松（マツ）井（ヰ）院君、天曆元年三月、太上皇（朱雀）幸西河、（宇多河）[illegible]幸松[illegible]　榮花物語に「西の京さるところある」と此歟、三條皇后（[illegible]時女）後三條中宮[illegible]（[illegible]條皇后）非[illegible]に西院に退居したまふ、亦此歟、其他[illegible]名勝志に永享十一年古文書に「西院松井寺[illegible]干梅津陽[illegible]院」の事ある由[illegible]

秋日淳和院即事　[illegible]皇在[illegible]

[illegible]

（山名）今到勝形仙洞地、放遊縱目感心肝、本朝無題詩集、

詩中上闕とあるは上杜なり　松井新助康之は此地の人

（松井寺址）

細川藤孝忠興父子に仕へ肥後に移り子孫顯榮す、

學館院址（ガククワンヰンノアト）

淳和院中の學校にて、所在明ならず、拾芥抄に四條北、宮西とある地即西堀川の東の淳和院是歟、西宮の西に接す、文德實錄云、嵯峨天皇后（橘嘉智子）與弟右大臣橘氏公議、開名學館院、勸諸子弟、誦習經書、西宮記云、嘉祥三年學館院云々）日本紀略云、村上天皇康保元年、勅以學館院爲大學寮別曹、依參議橘好古奏狀也、學館院は康保の比より大學寮に移されたるにや、其廢亡の事詳ならず、別當職は固より橘氏長者の所帶なれど、藤原道隆之を賜はり後九條家に歸す。淳和院學館院は本來同一なり、然るを後世淳和を源氏の學院と爲すことと不審なり。〇平安通志云、道隆の母は中納言橘澄淸の女なれは道隆之を兼併す、「台記」に道隆の裔賴長再興の事あれど成否明ならず、「台記久安三年、學館院地形皆良耕田、但築垣纔殘、件院頹倒之後、數歲無屋舍云々」永德三年後小松帝足利義滿に淳和奬學兩院の別當兼帶せしめしより、德川氏に至るまで將軍家の兼官名號たり

小泉（コイヅミ）

京都古圖に西院の邊に多く小泉と稱する坪町あり、蓋家領の名にや　名勝志云、西院村四條北土封の西三町許に藪あり、小泉城跡と稱し堀迹少し殘れり。長享年後兵亂記云、永[illegible]五年三好久助[illegible]たり、西院の小泉城に在陣す　二川分流記云、永祿九年六月松永方山城[illegible]衆西院小泉城を三好方へ明渡し　○松井新助康之は永祿中其任所を三好黨に奪はれ、長岡藤孝上野淸信等と謀り足利義昭を奉じ織田氏に寄附す、康之後肥後國八代城主と爲る、二川分流記に見ゆる永祿九年の亂は康之失家の時の事ならん

山内（ヤマノウチ）

西院村大字山内（ヤマノウチ）は西院の西北にて、三條通木辻以西京極までを云ふ、蓋比叡山延曆寺座主領なりしと云、故に山之内と稱す、[illegible]宮寺日吉神社あり　西京

樫の稱は亡びたれど、大字山里、同[illegible]字多川を以て舊界とす。

西七條（ニシノシチデウ） 今七條村と改め、西七條西[illegible]小路南小路南[illegible]在大字[illegible]、[illegible]京[illegible]九條北西[illegible]賜寺に[illegible]七條通[illegible]替[illegible]日[illegible]、[illegible]間、[illegible]日入道、[illegible]合戰、[illegible]生變大路之[illegible]七條なたりの合戰、[illegible]右兵庫[illegible]代々[illegible]骨の[illegible]、[illegible]没落又しけり。[illegible]丹波[illegible]人[illegible]嘆西京桂川を過て七條に乱入す、然れば六條大宮わたりまで公方（義晴）御[illegible]座、道永（細川高國）[illegible]寺[illegible]大門[illegible]日從桂川左右の合戰、御動座と、御敗軍なふせ射矢を止め畏りける（太平記に、峰堂合戰官軍六條忠顯の為に兒島高德七條橋を挽ずる事あす、是は松尾寺堂の前晴なれは[illegible]を指すや必せり、當時七條橋の名はなけれど、七條通なれは斯く作爲したるならん）

侍從池址（ジジウ） 古事談云、寛德二年二月、白鳥羽[illegible]四尺許、身長三尺、侍從池来住、西七條　牛鳥鳴詞、有飯無菜云、拾芥抄に侍從池七條坊門町尻西とあれば今西七條村の西にて円勝寺の地籍にや、池沼の跡と覺しき所あり、西大寺[illegible]流記、寶龜十一年[illegible]山背國葛野池とあるも此歟

西市町址（ニシイチマチ） 今西七條民家聚落の處即是なり、市野と云ふ、西堀河と大宮の東西の地なり、南は西鴻小路に至る其南なる八條を塩小路と曰ふ

西八條院址（ハチデウ） 名跡志云、今御所内村なる歟、八條細井小路にあたる　日本後紀云、延暦二十三年九月、天皇行幸于西八條院

秋日西出七條　僧大典

洛城西出歩田園、雨色[illegible]條[illegible]暗、松樹林[illegible]圍[illegible]、
梅花[illegible]落[illegible]村、[illegible]遠丹波道、秋竹[illegible]門、
千里那識[illegible]思、鳥飛[illegible]向[illegible]得、

水藥師寺（ミヅヤクシ） 七條村西鴨小路に在り、眞言宗本尊藥師如來なり、[illegible]中断[illegible]代[illegible]倉勝重建立す、寛政中櫻町[illegible]門門院[illegible]、[illegible]御[illegible]園[illegible]世[illegible]、[illegible]宴[illegible]、其[illegible]此に[illegible]牌を[illegible]安し、尼[illegible]に命[illegible]、追[illegible]る、今に皇室由緒の尼院たり。

西寺址（サイジ） 七條村大字唐橋に屬す、舊右京西大宮東九條坊門南在北にて、四町を占め左京の東寺と相對せり、今に遺址辨すべし、金堂塚塔之本など[illegible]田字と稱る、桓武天皇延暦十五年創建、四條天皇天福元年燒亡後再興の事なかりし如し　通志云、羅城門な四塚字米生と爲し、今之より古尺百五十丈西寺金堂と云、式文を[illegible]測するに東寺と同一距離に其遺址を得たり　弘仁天長の比守敏僧[illegible]此に居り、東寺空海と相追迹したり、寺址に守敏塚の名今に遺れり　日本紀略云、天長元年、在為柏原天皇、於西寺限七箇日講法華經、致仕大僧都護命法師爲講師、公卿以下供事、其經太上天皇手跡也、紫紙金字、玉軸[illegible]帙、一點一畫、有體有勢、珠連星列、爛然滿月、觀人稱曰眞聖[illegible]遺少猶未足云、又佛堂莊嚴、種々法物、[illegible]奇窮巽　拾芥抄云、西寺少僧都慶俊開基、歷代編年集成云、延暦十五年、以大納言藤原伊勢人爲造年長官、建立東西寺、以爲東西兩京[illegible]、南北二町（南九條北辛橋　東西二町（東皇嘉西大宮）　催馬樂云、にし寺の西てらの老鼠、云々、梁塵按抄曰、西寺とは昔東寺に對して西寺とてあり、百[illegible]、天[illegible]九年[illegible]

西寺の[illegible]

澄[illegible]りいさ[illegible]、古今[illegible]

王室集云、紀伊國より[illegible]されこ見えたるに、[illegible]思なすゝめんが爲たりと[illegible]思出[illegible]より馬より[illegible]心[illegible]し[illegible]、[illegible]に[illegible]傳にあへたり、[illegible]に[illegible]なし[illegible]、今と[illegible]、[illegible]れ[illegible]出[illegible]思出[illegible]行ふ、井[illegible]しるし[illegible]に留[illegible]跡も

游[illegible]　高[illegible]上人

見[illegible]西寺[illegible]、寛[illegible]僧[illegible]西寺別當、始[illegible]進心桂川、法[illegible]寺　明恵上人行状云、[illegible]年中、文[illegible]上人修理西寺塔

慈恩寺址（ジオンジ） 西寺の別院にて、其南にありしと云、承和年中滋野貞主居宅を捨て、道場と爲したる也　續日本後紀云、承和十一年四月、[illegible]式部大輔滋野貞主、以在西寺南居宅一區、捨爲道場　本朝文粹云、慈恩院初會[illegible]、承和十一年五月、日野相公[illegible]、[illegible]相、有城南別業、住[illegible]二十年、出[illegible]之勤、[illegible]槐棘之昔、[illegible]宅路富不[illegible]燒不[illegible]、故捨之爲道場、以[illegible]恩佛堂

唐橋（カラハシ） 七條村大字唐橋は舊右京西大宮通の九條坊門にあたる、本九條坊門の別名なりしが、[illegible]因[illegible]ならずと云ふ（二水分流記云、大永七年十月、武家御陣、東寺の西、西寺にて、道永（細川高國）在唐橋[illegible]（一に辛橋に作る、歷代編年集成に見ゆ）

辛橋やしほの小路のやけしこそ桃の井こいは鬼味噌なすれ、太平記

本辻（ホンツジ）　花園村に字花園の西にて、舊右京東洞院の條路なり。今一條により三條に至て通徑存す。拾芥抄名所志」長秋記云、天永四年巡尾行を、自大宮北行、自二條至辻北行、中御門末西行、自常盤北南、至浮橋（今二條中御門の右京條路亡ぶ。妙心寺前路は右京近衛御路中一の南條なり。又長秋記に浮橋とあるは今渡月橋の邊とす。常盤は西宮殿存す）長享年後兵亂記云、永正六年二月、丹波勢至杉坂、（中略）安井木辻常盤等所々放火。

宇多院址（ウタノヰン）　拾芥抄云、右京宇多院、在土御門北木辻東、此小路當東洞院、法皇御所、刑部卿源湛（嵯峨帝孫）宅　宇多院は一條南馬代西に當り、宇多法皇此に御し、皇子行明親王之を傳領したまふ。文永中御宇多法皇又此に營造ありて衣笠殿とみふ。衣笠參看。

宇多院に子日せんと有ければ、式部卿のみこをさそふとて、　行明親王

古郷の野邊見に行くと云めるをいさもろともに若菜つみてん。後撰集

園太暦云、文保二年仙洞（後宇多）此間衣笠殿たり。

尋入る宇多の野の風なうけてこそ法をつたへし宿に古めけれ。續千載集　後宇多法皇

花園（ハナゾノ）　舊右京の西北隅、雙岡（ナラビノヲカ）の東を云ふ。其西北なる大字谷口御室宇多野をも併せて花園村と稱す。總べて此一帶の地は中世仁和寺とも稱せり。仁和寺の御藍に近接すればなり。西は嵯峨村、南は太秦村、北は大内山を負ふ

此地古は右大臣清原夏野の別業にて花園の名あり、後齋院領し保延中其所寺と與に之を待賢門院に寄附す、此より法金剛院領と爲り、延暦帝離宮を營み花園院と號す。妙心寺是なり。又後三條帝皇子輔仁親王も此に住せあり輔仁の子有仁は花園左大臣と稱したまふ。其遺址審ならず。愚管記云、輔仁親王仁和寺の花園と云所に住ませ給ひけり、白河法皇より何にいつさなく引籠らせ玉ふにか、時々は御出なんと候へしを、親王御返事に一花ありて山中の友とし侍れば世上の情は知らずとぞ。續世繼云、花園有仁公、仁和寺に花園と云所に山里作りいたして通ひ給ふに、四十に餘りて失せ給ひにけむ。

花園今宮（イマミヤ）は今法金剛院東に在り、名勝志に三條天皇長和四年天下疫癘あり、京人新に疫神を花園寺の坤方紙屋川の西頭に祭る、今宮と稱す、勅して御靈會を修せしめらる、百練抄小右記　花園寺蓋今妙心寺なり

法金剛院（ホフコンガウヰン）　一名比寺、又雙丘寺、又天安寺　花園村妙心寺の西南三町許、舊右京西京極中御門の末にあたる、西北は雙岡に接す、境内方四町を占めたりと、今金目地藏堂の如き院を去ること東南二町に在り、舊趾想ふべし。初め承和年中清原夏野其宅を捨てゝ氏寺と爲す、天安二年官寺と爲り、保延年中鳥羽帝中宮待賢門院（藤璋子）再興して離宮と爲し法金剛院と改めたまふ。後白河法皇の時長講堂法金剛院等の領莊を制置し、世々仙洞の御料とせられ、傳へて後嵯峨法皇に至り、此御料をば後深草帝に授け子孫の資と爲させ玉ふ、而も大統の御位は龜山帝の流に歸する事と爲る、然るに兩統の間種々の事起り終に南北兩朝の慘禍を見るに至る、法金剛院領は既に其定めあれば後深草の流に傳領したまひ、花園離宮萩原殿妙心寺等の造營あり、後足利の亂世に及び皇室の衰微とともに法金剛院以下皆廢亡し、妙心寺のみ稍舊觀を存すと云ふ。

（天安寺址）

三代實錄云、天安二年文德天皇崩、陵邊修三昧、陵號田邑、沙彌二十口令住雙丘寺、元是右大臣清原眞人夏野之山莊、今所謂天安寺也。百練抄云、保延元年、兩院（鳥羽待賢）始法金剛院東新造御所、周防守憲方造進之。菩聞集云、崇德帝保延三年九月、法金剛院仙洞に行幸ありて、十番競馬を御覽ぜられけり。

法金剛院にてよませ玉ひける

荒里にあらしにつけて聞やらんわが住寺の入相のかね。續拾遺集　後嵯峨法皇

椿葉記云、そもそもこれは講堂領法金剛院領熱田社領同別納播磨國衙同別納等は、後深草院以來正統につたはる（正統に傳はるとは伏見後伏見光嚴の三上皇也）然れば法皇（光嚴）の御讓をうけて上皇（崇光）御管領あり、萩原殿も別坊（花園皇子直仁）御一期の後は宗領にかへしつけらる

西村兼文云、一切經又大藏經は時代により增減を見る、其版本は北宋より古きはなし、近時京都の寺社を歷覽するに、宋版を藏するは先づ東寺の宣陽門院御寄附本と智恩院の秀忠將軍御寄進本を推すべし、共に福州開元寺版六千七卷本にて今八十餘卷を缺く、又石清水八幡宮に豐臣秀賴公寄附の元祐版ありしが今は政府內閣に收めらる、東福寺には大字の美本ありたれど早く世上に散布して今は無し、塔頭三聖寺は元祐版なれど今零帖を坊間に見るのみ、其丸の內に三聖寺の朱印を押しあるに單と重輪あり、醍醐三寶院に俊乘坊重源宋國將來の全部を藏すれど、虫喰甚敷して讀べからず、葩閣法金剛院は北宋版にて安吉州資福寺刻の珍版にて四千五百餘帖の零本なりしが、明治十六年の比北京の帝室文庫にも宋版大藏經のあらざるを以て淸人買得して持歸たり、栂尾高山寺も北宋版の大字たりしが享保年間火災に罹り今は殘本坊間に流布す、東本願寺末堀川の瑞泉寺に南宋本あれど零帖なり、南禪寺と妙心寺に宋版あると聞けど未聞たり、此餘建仁寺は高麗版白紙摺の大字善本なれど、惜むべし天保年間賊僧の火に

遍り傾に三百箇を遺せり、本願寺は明阪なり、高瀬[illegible]
待[illegible]白河[illegible]の[illegible]、[illegible]公刻の寄合書にて
一切[illegible]中[illegible]一の[illegible]品たり、[illegible]明治二十年の[illegible]
大中に[illegible]りなし、三二を遺すのみ、石清水八
[illegible]宮に[illegible]あり[illegible]これ[illegible]、
[illegible]り、大徳寺[illegible]り、此僧の
寺院に[illegible]にて、日[illegible]一分にも
及[illegible]

待賢門院陵　明治四年法金剛院境内[illegible]の古墳を
發掘す、石棺ありし上に青石一個、字の刻文あり、石棺
の四方には瓦あり、兩面に法華經を彫刻す、寺門院の
御墓と云ふ、寺中には門院の影堂を建てりしも、通志は
久、長庭を失へたる由　山城志　百錬抄云、久安元
年、待賢門院崩于三條高倉第、以法金剛院北三昧堂
陵墓一闕抄云、待賢門院墓在法金剛院、今此日遺令葬
于石窟、陵北方古墳是乎

安井（ヤスヰ）

舊右京二條の末西京極なり、花園の南に接し今
太秦村に合せらる　安井より京都市へ通路は古
冷泉條にて、太秦村の方へ通ずるは即二條の末とぞ、

蓮華光院址（レンゲクワウヰン）　蓮華光院は安井門跡と稱す　元祿年中洛
東觀勝寺へ併せ眞言宗大覺寺の舊寺なりしが、明治の
初め寺、廢せらる　本院は後白河皇女高倉後鳥羽等准
母亮子内親王の創建にて、殷富門院と稱す、百練抄に
建仁元年十二月東宮（親徳）安井殿に行啓ありて門院の
猶子たるの儀を擧げたまふ事見ゆ、爾後道圓法親王（土
御門皇子）入闢ありて歴代法親王門跡たりき。

龍翔寺址（リユウシヤウ）　安井に在り往昔は徳大寺と云ふ佛跡ありと
云ふ、後二條天皇嘉元年中大應國師輔にて禪院と爲し
たるも其後廢し、國師の墓塔ありと云ふ今詳ならず
聖蹟圖志云、龍翔寺址に後鳥羽皇女嘉陽門院の墓と後
宇多帝御髮塔あり。

龍翔寺廢　　一休和尚
當任約請用巳身、山門境致剪公蒭、殿堂具貝花苦[illegible]、
慶現秋風二月春、（名勝志）

妙心寺（メウシンジ）

花園村大字花園に在り、花園法皇創基、臨濟
禪宗の一本山にて[illegible]元の頃大徳寺[illegible]の法
[illegible]山[illegible]の開く所なり　寺域方五町に涉り、堂閣の
宏[illegible]洛西第一に居る　現存の[illegible]は大[illegible]寺[illegible]文
の北に[illegible]も、中に舊造のもの[illegible]、[illegible]泉
[illegible]の四派に分れ、子院四十餘あり　後柏原
[illegible]時、[illegible]格を陞せ五山に亞ぐ事となれ
山門は重閣、慶長年中重修、南面して通路に臨む、佛
殿は木像釋迦拈花の坐像なり、大佛師[illegible]清の作とぞ、
法堂　東西十一間南北十三間明暦中成　[illegible]殿方丈　承應
年中成、當山[illegible]、[illegible]年、遺構にて閤
山國[illegible]の[illegible]を祀る、大永八年[illegible]
堂[illegible]　明智光秀[illegible]
之造立　以下之に准ふ　庫門の西に古鐘あり、世に黄
法調と號す、寺說に嵯峨の檀林寺淨金剛院傳來の物と
ぞ、銘に云、

戊戌年四月十三日壬寅收糟屋評造舂米連廣國鑄鐘

一行二十二字、學者鑑定して文武天皇即位二年の造成
と稱す、實に一千二百年を經たるなり

玉鳳院（ギヨクホウヰン）　花園法皇の御影堂にして、玉鳳禪宮の額は後
花園天皇の御題とす　當院即法皇在時の遺宮にて、今
拈華室と云ふは其常居にあたる、內陣螺鈿の扉四枚は
文藻[illegible]の[illegible]利品とぞ　花園法皇宸影法衣の[illegible]に
て後花園帝の御[illegible]あり、本寺第一の[illegible]寶なり　宋明兩
朝の名畫亦多し、中に釋迦俱乳圖一幅は世に逸品と稱
する者也

（靈雲院）
靈雲院（レイウンヰン）は方丈の西に在り、行幸殿とす、天文年中後奈
良帝臨御の所なり、其構造粗陋なれど以て時勢の興衰
を[illegible]ふに足るあり、[illegible]等に[illegible]する古書は大[illegible]
野[illegible]の[illegible]、[illegible]として[illegible]、四十[illegible]
[illegible]、崇[illegible]にて[illegible]
と[illegible]、今[illegible]國[illegible]と[illegible]、[illegible]心[illegible]
彌の開く所なり、[illegible]宗[illegible]、[illegible]と[illegible]、
信徒に宗猶を具へ、萬里小路[illegible]に[illegible]同[illegible]な
り

萩原殿跡（ハギハラ）　妙心寺の地是なり、花園法皇の離宮にして
初め法金剛院領に屬し吉岡院[illegible]内親王より花園法
皇に傳へたる、又此に小寺を建て、[illegible]直
仁親王に[illegible]領あり、親王薨後之を伏見宮の本領に附す
とも[illegible]、殿舍すでに荒[illegible]に就くを以て直仁の子衛門高捨
て妙心寺に入る、玉鳳院即其遺跡なり
園大曆云、長講堂領、法金剛院領、室町院　後堀河皇女
暉子內親王　御領半分花園院御分、又云、貞和四年二
月相當韻親門院（後花園御母）十三回忌辰有御佛事於西
郊御所萩原殿後[illegible]、十一月太上法皇（後花園）於仁和
寺萩原仙居[illegible]恬靜也云、應永五年五月萩原殿の前坊
直仁崩御なりぬ、後御領とも室町女院（暉子）御遺
領なり、前坊一期の後には宗領に返し附らるべきよし
光嚴院御置文あり、此子細准后（足利義滿）聞召されれ
て室町院領の中七所と萩原殿の御所とを伏見殿（後崇
光）へ進せらる、中略、萩原殿は荒廢して又還御あるべ
き樣もなく、御修理せらるゝ程とて嵯峨に入り七八年
ましまし、中略　萩原殿をば前坊の御子に周高西堂と
申人公方へ所望申されて寺になし、きよくほう院と申
すなり

（雙岡）
雙丘（ナラビノヲカ）

雙岡は比丘、雙岡又は雙岳に造る、平安京一條
西京極の西に在り、一座三墳を成し南北に相比
ぶ、其北境最高く平地を抜くこと二百尺、花園村に屬
す、其中を花園と云ひ其北を御室と云ふ、御室に仁和

寺あり。續日本後紀云、天長七年、天皇臨幸右大臣清原眞人夏野新造雙丘山莊（山莊即法金剛院）續日本紀云、承和十四年雙丘東墳授從五位下、天皇遊獵時駐蹕於墳上、以爲四望之地、故有此恩。名跡志に、東墳とは今法金剛院の庭前東北に在りて内山と號すとあれど、其四望之地たるを思へば恐らくは此に非じ、雙岡の第三の墳丘にや、此岡今御室に屬す。

色々にならびの岡の初もみぢ秋の嵯峨野の往來にも見る、（風雅集）　後宇多法皇御製

吉田兼好法師の壽藏は二之岡に在り、今東麓長泉寺域内なり（名勝志）寛助僧正塚は二之岡東面に在り。（聖蹟圖誌）

雙の岡に無常所を設けて傍に櫻を植さすとて

契り置く花とならびの岡の邊に哀れ幾世の春を過さん、家集　兼好

雙池　址は二之岡（即東墳）の東妙心寺の西に在り、今埋却して田と爲る。（名跡志）衣笠山の谷口より來る溪水を渟滯したる者の如し、末は宇多川と爲る。續日本後紀云、承和十四年、雙丘下有大池、池中水鳥成群、車駕臨幸、放鷹隼拂之、左大臣源常山莊在丘南。

世の中に沈むとならば照月の影をならびの池にすまはや、名寄　俊頼

谷口

花園村の北、御室の東を大字谷口と爲す、龍安寺在り、衣笠大内二峯の峽なれば谷口の名ある歟。

古は此地に圓融圓宗圓教圓乘の諸寺諸陵ありしに、中世徳大寺領となり其後悉皆堙滅し、今皇陵わづかに探究して其跡を標示するを得るのみ。（龍安寺谷一名春日谷）

徳岡

谷口の北、龍安寺の西、今住吉山と曰ふ。延喜式、葛野郡徳岡の氷室は此に在りし也、仁和寺性信親王墓も此地とす。名勝志

伴氏神社

續日本後紀云、承和元年、葛野郡上林郷地方一町、賜伴宿禰等爲祭氏神處。嘉祥二年、奉授伴馬立天照神伴酒著神從五位下。伴氏社延喜式に列り、今龍安寺に存す（神祇志料）續後紀の酒著神蓋之に同じ、天照神は太秦木島座神也、共に伴氏の奉齋したるならん。

龍安寺

（山主）

花園村谷口、大雲山と號し臨濟宗、僧義天開基細川政元創建す、其父勝元の墓所なり、舊洛東々福寺の支院とぞ。勝元此地の泉池を賞し徳大寺家より讓得す、寺に藤公有（徳大寺祖實能十二代孫）の契券を藏すと云ふ、然れば中世徳大寺山莊の域内とす、細川氏造營は文明の比にや。龍安寺の背を衣笠の主山と稱す、六代の皇陵あり、北峯を朝日山と云ふ乃其絶頂也。名勝志に仁和寺三僧記を援きて、保壽院は圓融院の山陵に壁を隔つ、代々の御骨堀川院に及ぶまで皆此處に御座す、仍て臨幸允憚りあるべし云々。（保壽は仁和寺支院也）

徳大寺址

一に得大に作る、近衞帝御宇の比藤原實能此地を拓き山莊を營み徳大寺を創建し子孫に傳領す、實能の子公能其子實定（號後徳大寺大臣）幷びに貴勢を極む、十二代公有の時山莊を細川勝元に交附し寺廢す。拾芥抄云、徳大寺、仁和寺内衣笠岡坤、左大臣實能公家、或云龍安寺與等持院間。山槐記云、承曆元年九月、於得大寺馬場馳馬、此所右大將（實能）領也　又古文書云、得大寺者仁和寺律家領之、今龍安寺主山等跡也。（名勝志）

著聞集云、文治の比後徳大寺右大臣におはしける時、徳大寺の亭に作泉とかまへられて、中御門左府わたり給ひにけり、其次日仁和寺北院の御室覺法より成法寺法印を以て、寺中に候なから此事を知らず遺恨なりと申されければ、又かたの如くに泉を構へ入御候ば面目の由答られたり、やがて御室渡御ありけり。井蛙抄云、徳大寺に歌之間と云所あり、寢殿の西の角の間なり、是左府（實能）西行に被對面ける所也、

徳大寺大臣の堂に立入て見侍りけるに、堂の跡あらためられあらぬ事となりてあはれなり、

なき人の形見に立てし寺に入りてあとありけりと見て歸りぬる、

三昧堂の方へわけまゐりて、秋の草よりかはりける鈴の音かすかに聞きて、

とへ置きし淺茅の露を分入は唯わつかなる鈴蟲の聲、山家

永圓寺は今龍安寺南、等持院西に存す、仁和寺の律院たり　如導律師の創建、一名本願寺と云ふ、中世は徳大寺の域中に屬したる事あり。名勝志　日本紀略云、貞元元年大外記彌邪朝臣於建立本願寺、修石塔灌頂、康富記云、寶徳三年、仁和寺律院（本願寺）相傳之法然上人自筆往生之繪、被持參仙洞有叡覽云々、壽永源平合戰之後、熊谷次郎入道奉迎法然上人、尋往生地儀、乃上人來迎之繪書給蓮生了、其後熊谷代々相傳、近來此繪本願寺相承云々。

圓融寺址

今龍安寺の地蓋是なり、仁和寺々記に圓融帝の後村上陵をも主山と云ふ、然れども村上陵は此に非ずして北中尾に在り。圓融帝の葬所は圓融寺北にて、圓融寺は主山の下に在るを以て當時此にも御分骨ありし歟、陵墓一隅抄聖蹟圖誌に村上圓融の二帝陵幷びに圓融寺主山に在りと爲すは固より採るべからず。堀井圓融院（愛宕郡紫野）と當寺は同帝同代の御願なり、疑惑多し再考を要す　日本紀略云、寛和元年、後太上法皇（圓融）自堀河院、遷御圓融院、僧正寛朝候御車軍、扶桑略記、正曆二年、太上法皇崩、葬於圓融寺北原、置御骨於村上山陵

冬日遊圓融寺　　周光

塵外[illegible]何處尋、圓融故院一沈吟、蒼苔[illegible]蓮華夢、松岸今留遺愛音、洞裏門閑[illegible]者、林間路窄白雲深、歸程爰遂及將暮、山月[illegible]照有心、（本朝無題詩集）

圓融寺北陵（エンユウジ）

一條天皇の御陵なり、龍安寺主山の東北峰原（ミネノハラ）に在り、堀河帝陵と相並ぶ、日本紀略に一條天皇は北山長坂野とあるは火葬所なるべし、左經記に據れば御骨は寛弘八年より寛仁四年まで九年間圓成寺（洛東）に安置し、後此に奉移したるなり　左經記云、寛仁四年六月、故一條院御骨、爲避方忌年來奉置圓成寺、而依方開、卜奉置御骨處、鎮於圓融院邊、仍遷御骨於圓融寺北方、圓融院御陵邊也、聖蹟圖誌云、峯原（ミネノハラ）の中央に一壇起處あり、高十間周四十五間皆有築成するに似たり、或は村上天皇陵と爲す、其南に接し二帝陵あり　圓融寺北陵後圓教寺陵、各高五間周十五間、

世の中をはかなきものとみさゝきの埋る山に歎くらんやは、（蜻蛉日記）

圓乘寺址（エンジョウジ）

今龍安寺の南方、住吉山の麓にして、仁和寺東南也　百練抄云、天喜三年、供養圓乘寺新堂、是先是後朱雀御願未遂也　扶桑略記云、天喜三年公家供養圓乘寺、仁和寺南有一形勝、此處立堂、奉安置金色丈六釋迦如來普賢文殊延命如意輪等菩薩像各一軀、繡幀珠軒、爲在當今之新飾、丹楹紺頂莫非先朝之素懷、凡大門廻廊經藏鐘樓、一寺莊嚴、四神具足

圓乘寺陵（エンジョウジ）

（圓教寺の西に並ぶ）

後朱雀天皇の御陵なり、圓乘寺の北方龍安寺主山（スジャマ）に存す、皇后陽明門院（三條帝女禎子內親王）一處とす、陵墓一覽京華要誌　歷代編年集成云、葬高隆寺乾原、安置御骨於圓教寺、圓乘未遂の時なれば圓教寺とあれど、御願は固より圓乘寺なり又後朱雀陵は後冷泉陵の東北、圓融陵之北也

圓教寺址（エンキョウジ）

今龍安寺の南方にて、村路以南、圓乘寺址の東に並ぶ　扶桑略記云、後一條長元七年供養圓教寺御願堂、本尊丈六金色大日如來普賢釋迦各一體、[illegible]傳云、後朱雀院の御時、陽明門院御懷姙あり、皇子御祈ありたしさて成典僧正不空羂索法を行し給ふ、後三條院御誕生あり、其靈驗顯然ありて僧正の住房を改めて圓教寺と號す（長元七年即後三條帝誕生）

圓教寺陵（エンキョウジ）

後冷泉天皇の御陵なり、圓教寺の北方龍安寺の主山に存す　扶桑略記云、治暦四年葬船岡西北野、安御骨於圓教寺　歷代編年集成百練抄等云、安於仁和寺山。

圓教寺後陵（エンキョウジノチノ）

堀河天皇の御陵なり、圓教寺の北方、龍安寺主山の東北峯原に在り、圓融寺北陵の側に存す　歷代編年集成云、嘉承二年火葬香隆寺坤原、置御骨于同寺、百練抄云、天仁元年、先得御骨、從香隆寺、奉移圓融院　山陵志に「古圖一條陵堀河陵皆列於村上陵側」とあるは村上陵も亦龍安寺背に在りと爲せる者也、今采らず。

圓宗寺址（エンシュウジ）

今龍安寺の南方、妙心寺の西北に在りと云ふ、今圓宗寺林と稱する地は仁和寺尊壽院の東にて、妙心寺の支配とす　名勝志　歷代編年集成云、延久二年、供養御願寺圓明寺、（葛野郡仁和寺）後日改圓宗寺、有行幸、東宮（白河）行啓、圓宗寺は性信法親王（三條皇子）開眼尊師を爲したまふ後、覺行覺法の二親王（並に白河皇子）長吏に補せられたまふ、四圓寺の中圓宗最永續せしかと思はるれど、廢亡時代不詳　續本朝往生傳云、後三條天皇、相傳曰冷泉院後權在於執柄、皇威如廢、癸天皇五年之間、初親萬機、俗反淳素、人和禮義、日域不及塗炭、民于今受其賜之故耳、[illegible]今、[illegible]成業[illegible]、丈六[illegible]于此、作圓宗寺始置三會、深歸一乘、禪讓之後遂以遁世、大漸之旬、專心不亂、口唱念佛、[illegible]日崩御、[illegible]隔安樂[illegible]、宇治大相國[illegible]聞天皇崩御歎曰、此本朝不幸之甚也

圓宗寺陵（エンシュウジ）

後三條天皇の御陵なり、今龍安寺主山に在りて、圓宗寺址に在り、名勝志云、扶桑略記に「延久五年、火葬神樂岡南原、安置於禪林寺」とあれど、後は圓宗寺に移さる、律師[illegible]忠に依り僧[illegible]處に設ける例多し、吉記曰、嘉承二年山陵使[illegible]圓宗寺地、[illegible]　山陵志云、後三條陵、在仁和寺南故圓宗寺地、[illegible]奉遷御骨於禪林寺、然則[illegible]圓宗寺、吉續記、文永十年遣山陵使於圓宗寺、[illegible]陵所無疑、元亨[illegible]、延久二年圓宗寺成、乃在仁和寺之南、[illegible]部下、擬花園妙心寺西[illegible]、後三條[illegible]存乎、聖蹟圖誌に圓宗寺林に二擬陵を標す、一は北に在り仁和寺三門前通の東末にあたり池塘の北傍也、一は南に在り妙心寺の西北路傍とす。

御室（オムロ）

御室仁和寺は一名、其に使用せられ、廣く其近地に彼及せり、今仁和寺所在の地のみを花園村大字御室と定むれど、古は花園村全部より衣笠村の西方をも籠めて御室とも、仁和寺とも呼べり　仁和寺邊は古より櫻花の名所にて、御室の花は世にさ類を異にすと稱し、櫻樹其丈低く、其身幹矮に伸せず、枝葉満身に横生するを以て頗る風致を加へ、花を着くること亦多しといふ

御室やま花ももみちもかつしきて頼むかけなき谷の下草、（續後撰集）　法眼覺宗

春遊仁和寺寬平法皇離宮　　服部蘇門

此地舊芳好、離宮即梵宮、華幢嵯峨北、鶯語五雲中、花影人顏醉、山光鳥語工、更知[illegible]樂、千載與民同、

小松（コマツ）　御室を舊小松と曰ふ、和名抄に載せず、私稱なるべし、然れども仁和寺光孝天皇を小松帝と號するを見れば山陵より起れる名なり。明治の初め仁和寺門跡純仁法親王復飾の後は伏見宮に歸し東伏見と稱し、又小松宮と改めたまふは親王舊住の緣なれば祀したまふ者ならん。

暮れて行く秋や戀しきあらし吹く小松の峯に鹿の鳴なる、（家集）　中納言定賴

二千代をかさねてゆつれ君をいのる小松の里の鶴の毛衣、（夫木集）　仁和寺喜多院親王

大内山（オホウチヤマ）　御室の北嶺なり、峰頂の東偏に宇多帝陵あり。花鳥餘情云、大内山は仁和寺の名所なり、承平三年、若狹國所獻之雉、放於大内山、○大内の名は宇多帝離宮此に在りけるより起るにや。

亭子院（宇多帝）大内山におはしましける時、勅使にてまかりて侍けるに、麓より雲の立のぼりけるを見て、

白雲の九重に立つ嶺なればおほうち山といふにぞありける、（新勅撰集）　中納言兼輔

隙もなきあさなあはれと見つるかな大内山のけさの白雪、（拾玉集）　慈鎭和尚

大内山陵（オホウチヤマ）　仁和寺の正北八町許、山頂の一凹處に存す、封土五尺、火葬所に就て御陵と爲したる也。大日本史云、宇多法皇遺詔、以薄蔥棺、以葛約之、停任葬司造山陵、火葬大内山、稱宇多院、天子稱院省尊號、自此始　名跡志云、宇多院大内山陵は古より秘所なりとぞ。花鳥餘情曰、龜山天皇文永五年大内山へ山陵使を立らるゝ時途に以て知る人なかりき。山陵志云、古圖宇多陵在仁和寺西北隅也、依遺詔不置山陵、然其火葬處猶是山陵、今呼丸山是也、御室相承記、寛平法皇陵在禪倉上、丸山而東北溪間、有方地、圍之以小溝、此蓋禪倉趾、亦可以備一證矣、又丸山而西北之丘、有大石、或謂爲宇多陵、名勝志引三僧記曰、是一條左大臣雅信墓、據古圖果然、（龍安寺北なる蓄山（モリヤマ）の西南にあたる、陵より更に北に踰ゆれば溪水集まりて池を爲し北流す、宇多池と云ふ、其末は隱害村に出づ、（紙屋川の一支源也）一名池尾山

仁和寺（ニンナジ）　花園村御室の中央にあり、境内十萬六千餘歩、眞言宗を奉す　宇多法皇御室を此に營み給ふに崩御あり、法皇は僧益信に就き空海傳來の灌頂を相承し、（空海眞雅源仁益信以上四傳）法名金剛覺と云ひ、（寛空寛朝雅慶を經）傳へて濟信に至る、御室流と稱す　性信法親王（三條皇子名師明）中興ありてより宗風益振ふ、故に仁和寺は宇多法皇を推し御室帝と爲し、性信を大御室殿と曰ふ、爾來皇子入室ありて法務宮と號す、後應仁兵亂に及びて仁和寺の本寺は頽破し、四十九院も衰廢を極め、法務親王は雙岡の西麓に殿舍を營み纔に法脈を傳授ありき　寛永年中德川幕府寺塔諸宇を造還し面目更新す、覺深法親王（後陽成皇子）の時なり、正保年中に至り本寺大成す、金堂五重大塔觀音堂祖師堂經藏二天門仁王門（三門）及び殿舍なり、殿舍は寺域の西南隅に置かる、（此殿舍近年炎上す）寺領千三百石なりき。寺寶空海逸勢等共寫の三十帖冊子、御室相承記揷畫六卷、巨勢金岡筆聖德太子寛平法皇御影、張思恭筆孔雀明王以下數多あり。類聚三代格云、寛平二年官符、仁和寺別當律師法橋上人位幽仙奏狀偁、幽仙謹緣勅命勾當寺家、而建立年淺、止住人乏、何況伽藍在山陵內、諸人出來不必內也、如今聖主陛下、近爲莊嚴山陵、遠隆佛法、建立精舍、令創白業於聖靈、謹撿代々御願例、皆有年分度者、幽仙昔就師從、久住叡山、稟學眞言止觀等、正教之設莫如此二法、望請天裁、建斯兩宗於件御願寺、年分僧中才學優長者、賴居寺階業、司以向大乘者、勅宜依來奏、仁和寺は當初天台業なること此文にて明白なり、昌泰三年別當觀賢別に本寺圓堂院に眞言聲明業の年分度者を許さる、事亦同格に見ゆ）

仁和寺御傳云、光孝天皇卽小松御大内山麓、荊棘穿鑿木草創一院仁和寺是也。則里號稱小松帝、宇多天皇光孝王子　貝寛平九年七月禪位、點昌泰己未之歳落飾入修眞道、世號寛平法皇、任先王素願、又莊一室號南御室、（南院也今在光孝陵南）法皇沒法海之淵、嘗智水之甘、上法與佛法共懸日月之光、然則長和親王（性信）直敍二品、天仁親王（覺性名本仁）領惣法務、建長御室浴准三宮之封戸、嘉元大王世敍一品、斯爲僧中高位之元祖、法之最上、宗之勅驗、依異于他也　花鳥餘情云、宇多天皇仁和四年八月、新造西山御願寺、行先帝（光孝）周忌御齋會、これ仁和寺なり、其後延喜元年（昌泰四）御室を此にたてらる、同四年圓堂を造らせ供養あり、本尊は金剛界の三摩耶形也　遠碧抄云、延喜二年、先帝御願寺院の跡に一の僧房を建立して仁和寺と號す、今いふ本寺と云ふ是なり　按ずるに本寺とは現域金堂以下在所の地を云ふか、中世は一時本寺荒蕪と爲る「徒然草壽命院抄云、本寺とは今の仁和寺　是中世の假殿にて南院なり雙岡西麓光孝帝陵南さす）より北の方に野あり本寺の舊跡たる故にや、今は本寺野と號す龍安寺より西にて嵯峨へ行く方にあり」と以て證すべし

南院址（ミナミノヰン）　今仁和寺の南にあたり雙岡西麓に存す、又古御所（フルゴショ）と曰ふ、田邑後陵の南一徑を隔て、高土居下壇（ゲダン）御池等の字遺れり、（聖蹟圖志）寛平法皇の南御室、覺法々親王（白河皇子）の南院と云ふは此なり、其南西に接して菩提院あり。大教院址は南院の北方に接す亦仁和寺支院たりき。

冬日遊大教院　輔仁親王（後三條皇子）

一遊大教畢場〻、更尋此時入五雲、石門多年人寞寞、松門盡日鳥喧喧、寺檢霜菊也深守、満山古松幹作昔、只有舊僧相對中、時々清話去寥寥、本朝麗藻

名勝志云、仁和寺□□日、大教院、一品内親王聰子（後三條皇女）御願、永保三年供養、請僧二品親王性信

北院（キタノイン）址　仁和寺の西（祖師堂に接す）に存す、一に喜多院に作る、白河天皇の御願なり　名勝志　帝王編年記云、永保二年供養仁和寺御願喜多院、導師入道師明親王、

尊壽院（ソンジュイン）　仁和寺寺院なり、本寺の東に存す（尊壽院は古円宗寺と域に接すれば、後三條帝陵は此邊ならんと云ふ）

彌勒寺（ミロク）址　今詳ならず　古事談云、延喜の聖主基勢法師を召されて枕を賭物にて囲碁を決せしめ、基勢勝奉る處、申て云年来一堂建立の宿願に候、早く此御賭物を賜り舗塗せばや、若し打返されもやするとてやがて退出す、翌日より一宇を建立し彌勒寺と云ふ。今昔物語云、寛蓮は宇多院殿上法師也。河海抄云、肥前橡橘良利、法名寛蓮、伊勢好手也　東鑑云、建久三年六月、若公渡御于彌勒寺、法印僻曉仁和寺坊、

田邑郷（タムラ）

和名抄、葛野郡田邑郷、訓多無良。田邑は三代實録延喜式に出て文徳光孝前後の二帝陵あり、今花園村大字宇多野太秦（ウヅマサ）村大字中野常盤谷（トキハダニ）に渉る、南は葛野郷西は橋頭（ハシモト）郷、東は綿代郷とす　三代實録、仁和元年、田邑郷榊應寺、預定額

宇多野（ウタノ）

今御室の西なる福王子鳴瀧の村里を大字宇多野と稱す、古は小松とも云ひ山野の名なれば此地方一帯に被れるならん、日本後紀に「延暦十八年獵于西野（ニシノ）」とあるも此なり、宇多河を西河（サイカ）と呼び御室山を西山と呼べるにて之を知る。和名色葉云、禁野とはおほかたの人ならでは此に獵狩すまじと禁ずる所なり、河内の交野と山城の宇多野を云ふ、

若草のみかりの跡みよそへて錦をはらふ宇多のみかり場　續古今集　家隆

宇多河（ウタ）

平岡鳴瀧の山中より發源して宇多野を貫き、御室の西を繞り西平安京西堺を劃して紀伊郡に入り、桂河に注ぐ。長三里餘　一名鳴瀧川、又西河と云ふ　日本紀略云、天暦七年三月大上皇（朱雀）幸西河、御宇多院、一名御室川

鳴瀧や西の河瀬に御禊せん岩こす浪に秋はちかきと　續後撰集　俊成

田邑後陵（タムラノノチノミササギ）

光孝天皇の御陵なり、文徳陵號田邑に對して後陵と云ふ。其所在は仁和寺西南にあたると云ふも二箇の疑陵あり、其一は仁和寺西南（三門の正西）にありて天王塚（テンノウツカ）と云ふ、元禄年中徳川府修理を加へたり、西字七本松（ナナモトマツ）と云へり、平安通志名跡志は之を取り、山陵志は疑陵と爲す、曰く「今仁和寺西南有古墳在焉、里老相傳以爲光孝陵、據古圖果然」と、江次第には「在仁和寺西、大教院艮」と曰ふ、位置相符す　其二は仁和寺西北落合陵址の邊にして、今毀損せられたれど一封土猶存すと云ふ、百錬抄に「嘉承元年二月、發遣參議宗忠朝、於後田邑陵、申增損之由、去日實檢之、覺行親王依造喜多院之間、被損陵、任式可修固之」とあるにて、喜多院邊たる事明なりと也、陵墓一隅抄は之を採取す

（小松陵）

延喜式云、後田村陵、在葛野郡田邑郷、立屋里小松原、西限芸原嶺、東限清水寺東、北限大峯、南限大道（芸原嶺、山陵志は小松峰にあてたれど恐らくは長尾にあたる歟、大道は一條の末なり、雙岡北麓を通ず、清水寺は後世所見なし、仁和寺の邊に在りし歟）歴代編年集成云、仁和三年八月、光孝崩仁壽殿、九月葬于小松山陵、葛野郡仁和寺　寛平御記、又小松山陵[illegible]、一條大路北[illegible]山陵と云ふ　古墳ありと云ふ、

福王子（フクワウジ）

大悲寺にも作る、仁和寺の西なる一小社の號なり、今民家の字と爲る、古の長尾の地にして、鳴瀧川其西南を流るれば或は鳴瀧とも云ふ、花園村字宇多野　花園（ハナゾノ）陵寺　光孝天皇の皇女班子女王の御墓なり、今上社地即墓域とす　名勝志陵墓一隅抄　日本紀略云、昌泰三年四月、皇太后班子女王崩、女王號洞院太后、今上醍醐之祖母也、令葬於葛野郡頭陀寺之邊

北長尾（キタナガヲ）

宇多野の中、其南を長尾（福王子）と云ふに對し、其北を斯く呼ぶ、村上陵及び妙光寺在り

元弘元年、北長尾の山荘妙光寺にこもり居けるを、世の亂によりてかくしなし又立出て、後讀作りける、

庵むすぶ山の下柴折々のあらましにぬ身の行ゑかな、又　思ひ入にし山を立ち立ていまよふ浮世もたゞ君のためにと　新葉集　文貞公

南山巡狩録云、文貞公（花山院師賢）は元弘の亂に北叡山に上り天皇の危難に代り賊手に擒る、後下總國に配流せられず薨す（發心集に仁和寺の奥、西尾東尾と云ふも長尾の地に外ならじ）

村上陵（ムラカミ）

村上天皇の御陵なり、又北長尾陵と稱す、妙光寺花園村字宇多野の後山に在り　山槐記云、村上陵在仁和寺長尾　日本紀略云、葬於田邑郷北中尾　大日本史云、康保四年陵、謚曰不置國忌山陵、葬於村上山陵、稱村上天皇　村上陵は圓融帝陵と伴に疑惑を招き古来其所在を失ふこと久し、圓融帝陵も伊に疑惑を招きたり、近時日本紀略の文に據り内務省地理局採明し

て妙光寺後陵と爲す。

村上後陵（ムラカミノチノ）

圓融天皇の御陵なり、村上帝の北に在り（日本紀略云、圓融法皇火葬圓融寺北原、置御骨於村上山陵下、大日本史云、正暦二年崩、遺詔葬置山陵側、蓋御骨於村上山陵側、是爲後村上陵　通志云、宇多野善積寺の後林に在り）

（周圍六十六間封土九尺）

妙光寺（メウクワウジ）

宇多野福王子社の東北二町許、字上之谷（カミノタニ）に在り、臨濟宗建仁寺末十刹の一也。弘安年中藤原師繼北長尾山莊を捨て法燈國師を延きて之を開く、今印金堂と號する古構一宇現存す、堂に五色の絹帛を粘し、印金を以て雲紋を描出す

（續海語錄云、妙光禪寺、始祖法燈圓明國師、花山亞相捐北山別業創之、法燈國師年譜云、師七十九歲、二品內大臣藤師繼、當惜男右少將忠季少而妙光之短命、改北山仁和寺別業爲禪寺、忠季命名法寺心性、則稱空巖、與其弟大納言師信、隨從命維寺、初師移山師信の子師賢亦直栖止したる事あり、聖蹟圖誌に據れば仁和寺覺性法親王鳥羽皇子、初名法務）所創の紫金臺院も妙光寺の地に在りしに似たり。

（印金堂）

春の夜や印金堂の木の間より、　蕪村

鳴瀧（ナルタキ）

宇多河の上流、般若寺の南なる急湍に因み、後世地名と爲り廣布して平岡（ヒラヲカ）、梅ケ畑村と字まで及ぼす、砥取山あり石材を出す

名產圖會云、京に砥は王城五畿内に出で、諸國に隨ひて產すと、昔和州春日山の奥に出でし白砥は今其跡のみ殘れり、今城州鳴瀧高尾に出す所は天下の上品他に類なし、是を內曇又淺黃と云ふ、丹波の白谷にも出す、是等ともに刀劍の磨石以下大工小工皆之を用ふ。○研磨に供する鳴瀧砥は從來盛に伐出し今に衰へず、鳴瀧川の北嶺に採る、近時年額數千圓に上る、其質は粘板岩に屬す、嵯峨村にも同質の品を出し、硯材に供することあり（此砥山は德川幕府の此刀劍鑑定師本阿彌家の支配なりしとぞ）

明方に夜はなりにけり鳴瀧や西の河瀬に落るつきかけ、名寄　爲家

しはしこそ人目つゝみにせかれけれ果はなみたや鳴たきの川、山家集　西行

般若寺（ハンニャジ）

鳴瀧の北に在り、其南東に泉谷西壽寺あり　般若寺は觀賢僧正の開基、其法嗣聖濟創建、文殊堂本尊は賢の遺佛とぞ、密宗血脈抄に觀賢は宇多法皇の所師、歸敬の餘り其墳なは御陵に並べ葬りとあり、今其墓所在詳ならず

五智山（ゴチサン）　鳴瀧川の西南般若寺と谷を相隔つ、山西は廣澤池（ヒロサハノイケ）なり、東南に仁和寺別院あり光政の後明居の北木食僧但唱再興し遍化峰寺と號す、石造の五智如來其下數多の石佛を置く。山陵志に五智山を以て村上帝の御廟所なりと論ずるは不當なり、聖蹟圖誌に據れば御廟山と字する古墳は田邑陵の西傍に在り、

平岡（ヒラヲカ）

宇多河の上游に居る、鳴瀧の西にて一部落を爲し、今梅畑（ウメガハタ）村に屬す、北に善妙寺あり、東に砥取（トトリ）山あり。

善妙寺（ゼンメウジ）

明惠上人行狀云、貞應二年、文覺上人の善妙寺四至、被附栂尾高山寺、又高山寺緣起云、右寺者北丘尼寺也、本堂者西園寺相國（藤原公經）古堂を移立、中將門中納言宗行卿後室禪尼、爲彼卿菩提、申請作堂移立、貞應二年七月、以栂尾本佛先立給願主督三位局佛上供養（爲本尊供養）、同三年供木十六羅漢并同畫、供養、守護善妙明神新羅國女神也、以安貞三年故勤請書、貞應三年安置神像并獅子狛犬等而滿足云々　史料叢誌云、藤原宗行は承久の亂に東國に忠死を遂げゝれば、其後室は栂尾明惠の弟子と爲り禪衆と稱し善妙寺を建て、禪尼子寫の寫經今に存す、筆蹟遒美なり、承久殉難の諸士其妻子の高山寺に倚賴したる者尚多く、佐々木判官廣綱の妾は貞應二年七月まで山中に修行し、廣綱及び子勢多伽丸の爲めに寫經し、三週忌の日にあたり清瀧川に投じて死す、高山寺に是等人々の寫經多き中に華嚴經一部七八の婦人にて集筆して成したる者を傳ふ。

砥取山（トトリ）

近世の砥山は鳴瀧を盛なりとするも、古は高雄の堺に在り、善妙寺四至官符寛喜二年の者に「西限砥取山」の語あり、又古歌とて上人の傳ふる句あり（名勝志）

高尾なるとゝりの山のほとゝきす己かかたなをとぎすそ鳴く、

聖蹟圖誌に平岡の音戸山（オントウ）に古墳數多あり、石槨の露出したるものありと、其地を五智山の西北に標し、鳴瀧般若寺より廣澤池へ踰ゆる山徑の西傍とす、山城志云、鵜原（ウノハラ）在梅畑莊平岡村、今曰宇寺、即鵜原寺、故見三代實錄及延喜式、今昔物語云、震旦の天狗智羅永壽此國に渡り、修驗の僧に會て力競せんと思ひ、比叡山の嶽の石卒都婆の許に居法師となり居り、大僧正等の過ぐるを搦せんと思ふに、小童部走り來て居法師を打蹈み、搦する後此國の天狗谷底より這出、其腰を打給ひのゝるが糸惜き事とて、北山の鵜の原と云ふ所に將て行き、人も住まぬ房の湯屋にて打置て其腰を湯して還り日には返し遣ける　朝野群載に、山城國水室鵜原とあり　又三代實錄云、元慶七年、愛宕郡鷲田四段七十步、返給鵜原寺とあり　延喜主殿寮式に、鵜原寺料山城國正稅稻穀等云々

（鵜原）

知らざりき賴めし事を忘れつゝさみだるの原におふるものとは（夫木懷中）

中野（ナカノ）　雙岡の西にして今太秦村に屬し、其大字を稱ふる、宇多野と嵯峨野の中間なり、中野及び常盤谷の村稱は古の嵯峨大路にあたる。桓武帝皇子中野親王は此に居りたまへる歟、其御墓在り 親王は光孝皇后班子（伊賀宗良）の父にて宇多天皇の外祖父也、故に贈一品太政大臣たり、古は田邑郷内とす

高畠（タカハタ）墓は中野民家の南、廣隆寺西五丁片平（カタヒラ）辻に在り、亦其山とふ 聖蹟圖志陵墓一隅抄 延喜式云、高畠墓、中野親王、在葛野郡

常盤（トキハ）　雙岡の西南、中野の東に接す、今太秦村に屬し常盤谷とふ、嵯峨皇子源常（トキハ）此に居たまへる事あり、西圓寺北野行幸の時御輿岡の名出づ北野は嵯峨の北野にて、仙洞圖に常盤と其名を傳ふ 又常盤の稱は皇子の御名に因りて起れるならん、續日本後紀云、承和十四年、左大臣源常山莊、在雙岡南

秋そとも分ぬときはの里人はたゞ花さむにやこゝろも打らん、續千載集　法眼兼譽

御輿（ミコシ）岡　今詳ならず、顯昭抄云、みこし岡は常盤林の西に在り、嵯峨野御幸の時輿かきすゑたる也

延喜の御時北野の行幸に御輿岡にて

見こし岡いくその世々に年を經てけふの御幸を待て見つらん、後撰集　枇杷左大臣

常盤殿は八條女院暲子内親王の山莊なり、常盤の北鳴瀧川の西に其址あり、仁和寺諸提陵西に方る 此に牛塚と云ふ古墳あり、聖蹟圖志 女院は鳥羽皇女にて、三后に准せられ二條天皇の准母たり、百練抄に承安四年女院仁和寺に遊院の事に見ゆ

常盤（トキハクワ）第址　藤原爲忠の家は常盤と稱し、其裔孫伊賀守爲業入道して寂念と曰ふ、二弟寂然（俗名頼業）寂超（俗名爲隆）と並びに大原山に隱れ、皆和歌を善くす。寂念著す所大鏡一名世繼物語あり、世に行はる。今地藏堂これにや

前伊賀守爲業ときはに堂供養しけるに、人々まうできたると聞きて、いひつかはしける

いにしへにかはらぬ君が姿こそ今日はときはの形見なるらめ、山家集　西行

田邑陵（タムラ）　宇多野の西に在り、文徳天皇の陵なり　古は田邑と稱へ今太秦村に屬す、中野民家の北五町許字田因山見なり。其上は山によりて南面し溝水を繞らす、眞原（マハラ）岡は其舊名なり、陵の西の民家今山越（ヤマゴエ）と云ふ　或書に文徳陵は松尾村に在りと爲すは非なり　三代實錄云、天安二年九月、田邑郷眞原岡定山陵、号文徳天皇、十二月改眞原山陵、爲田邑山陵　延喜式云、田邑陵、文徳天皇、在山城國葛野郡田邑郷、兆域四町、東至丹波道北限細尾水落西限芋喰路南限嵯峨大路　丹波道は常盤より鳴瀧に通ずる一徑なり、細尾水落とは五位山南麓ならん、芋喰は詳ならず、廣澤池の東方に在るべし　聖蹟圖誌云、田邑陵の西に御廟山と字する邊荒塚七八あり、陵東小松峰と字する地にも荒塚あり

神代三陵は田邑陵の南に在りと云ふも今所在を失ふ、此所は平安城遷都の後西州に在る神代の陵墓、彦火々出見鸕鷀草葺不合尊を此に奉迎し時々の祭に便したまへる也。何年に迎祭ありしやも詳ならず。延喜式云、神代三陵、於葛野郡田邑陵南原祭之、其兆域東西一町南北一町。

嵯峨（サガ）　田邑郷宇多野以西を云ふ、今嵯峨村下嵯峨村の二に分る、弘仁帝此に別館を置きたまへるより歷朝高貴の住止ありて、洛西の勝地たり、近世に及び名藍巨刹亦衰へたりと雖、嵐峽山寒の絶景あるを以て遊賞者四時群至す、鐵道七條を距る六哩、丹波に通ず。

遊沙河　賴　山陽

泥乾郊路柳花飛、幽約追晴自不違、滴瀝山瓢携酒烈、[illegible]

嵯峨懷古　井上四明

[illegible]

秋毎に大宮人の來る野邊に[illegible]、能宣集 [illegible]

[illegible]、山家集 [illegible]

[illegible]野の花、貫之集

[illegible]嵯峨野と[illegible]千代にかけてよめる歟あり

嵯峨野（サガノ）　三代實錄云、元慶六年韶、葛野郡嵯峨野、元來禁制、今新加禁、樵牧之外、莫聽放鷹追兎　袖中抄に嵯峨野は葛野とて紫野といひけるなりとあるは、嵯峨野宇多野を葛野の惣名に攝したる說なり　嵯峨の峨字濁音なれど古言取歟

廣澤（ヒロサハ）　嵯峨村の東に在る池なり、下嵯峨村の北とす、今方四町許。北嶺を遍照寺山と曰ひ、南村を池浦と曰ふ　拾芥抄云、廣澤池寬朝僧正造之、每秋都下貴賤賞月處也。

こゝにしも月すむ夜半は廣澤の池も空にそひとつなりける、（六百番歌合）　經家

過廣澤　廣島松南

池水坡寒老紫菱、霜楓殘處映秋塍、村翁拱手爲吾說、一簇松雲是帝陵、

阿刀（アト）神社　廣澤池の南方安堵（アト）橋（池浦）に在り、三代實錄貞觀八年阿刀神授位、延喜式に列す、舊阿刀氏の祖を祭る　神社志料　舊事紀云、饒速日尊天降時、船長同共率領梶取等、天津[illegible]取、阿刀造等祖天麻良、姓氏錄阿刀宿禰祖味田命は本國は河內なり

朝原山（テウハラヤマ）（代子）三代實錄に、貞觀十八年、大覺寺四旁、東至朝原山と見ゆ。名跡志云、朝原後世千代原に作り、古道なるべし。嵯峨天皇の御時、後撰集に在原行平光孝帝御幸の時、

嵯峨の山みゆき絶えにし芹川の千代の古道あとはありけり、

と詠じたるを典故とす　又續紀「寶龜七年十一月、葛野郡人秦忌寸箕造等、九十七人、賜姓朝原忌寸」と見ゆ、是は當時葛野に繁殖せる秦氏が朝原の地名を採り氏號に立てたる也

思はずよ花をかたみの嵯峨の山雪に跡問ふ千代の古道（新續古今集）　　源滿元

遍照寺址（ヘンゼウ）　舊大覺寺別院なり、舊跡は廣澤池の西北にありしと云ふも、今池浦觀音堂に寺號を傳ふ　元亨釋書云、寬朝、敦實親王（宇多皇子）第二子也、居遍照寺、皆密灌、世稱廣澤流、朝音聲明、般若理趣分作詩調諸人、密學者傳其韻焉　名勝志云、寺址在池西北、今有釣殿名、池中西方有堂島、古有橋云、此堂本寺十一面觀音像、今在池浦觀音堂

遍照寺翫月　　藤實植

對月遍逆三五晴、蕭然古寺感方生、最明素擇今宵色、遍照彌知此地名、松礎莉陣秋雪宿、雲泉向白冰露、漏更曉到將歸處、張望山西影已傾、本朝無題詩集

大覺寺（ダイカク）　嵯峨村の中央、大澤池の西に在り、小字北嵯峨と云ふ。歷代法親王入嗣の門跡寺たりしなり、境地閑淨にして殿堂高潔たり、舊嵯峨天皇の山院なりしを、淳和皇后御願恒寂親王開基して寺と爲す、後宇多法皇中興ありて法燈重光す　現在寢殿は貞享三年宮中紫宸殿の舊構を移し、御影堂は後宇多法皇院政の昔御座を置きたまへるの故を傳へ、靈明殿は安井蓮華光院の舊構を移したる者也、寺領は四近の地守護不入の制を遺して近代まで坊官支配たり、凡一千石高なりき、本寺所藏龜山帝消息一幅、今國寶と爲る　後宇多帝遺告一卷、修法の則士像十二天畫幅等皆一宗の重寶たり

（嵯峨院址）

日本後紀云、弘仁五年、遊獵北野。日晚御嵯峨院　類聚國史云、弘仁十年、幸嵯峨院、令文人賦詩、十四年天皇讓位、幸嵯峨莊、承和九年崩于嵯峨院

三代實錄云、貞觀十八年、淳和太后請以嵯峨院爲大覺寺、大嵯峨院者、太上天皇（嵯峨）昔日閑放之地也、昇霞之後涉日既深、階庭不掃、華與宿昔之餘哀、欲守終爲於此地、樓閣仍舊、便爲道場、名號惟新、稱曰大覺、勅曰宜隨太后御願、賜額曰大覺寺、以葛野郡二條大山田地三十六町、爲大覺寺地、其四履、東至朝原山、西至觀空寺並栖霞館東路、南至大路、北至山嶺、自餘山野皆入嵯峨院四至者皆爲公地、若有稱空閑申請者、一切不得勅許、但樵蘇之輩不在制限　元亨釋書云、恒寂天長帝（淳和）第二子也、承和帝（仁明）册爲皇太子、天皇弘仁上皇相次崩、太子廢、嘉祥二年薙髮、晚以莊田資產捨大覺寺、大覺寺者弘仁帝之故宮也、天長太后淳和皇后正子內親王改爲佛寺、安造丈六彌陀像、又度諸經論等、寺供僧額等皆寂之所置也、三代實錄又云、淳和太后捨嵯峨舊宮爲精舍、號曰大覺寺、其側建廨舍、名爲濟治院、療僧尼之病

春日嵯峨山院、探得遲字、　　嵯峨天皇（出于文華秀麗集）

鏡序如今春欲遲、嵯峨山院暗光遲、峰雲不覺侵梁棟、溪水尋常落砌湄、幽石磯破經年苔、楊柳未懸伸月眉、此地幽閑人事少、唯餘風動暮猿悲、

夏日大覺寺即事　　藤明衡

晨出洛城日漸闌、嵯峨古院得盤桓、披雲先禮水顏潔、當夏獨制雪霰來、慈在敎文雜沼李、（院主頃公令予讃西天正敎序）終南氣味、樹園于時有杯酒、梵宮華搆龜陰苗を傳ふ、陰者遷山之陰、仙洞之昔馬瑞境、松岩風生秋百尺、竹籟吹于露千竿、何因遠克逢瀛地、象外空虛々看、本朝無題詩集

恒寂親王は仁和元年覺去あり、寬空僧正相承して之を定昭僧に付與す、爾後三百年昭の正嫡を傳ふ、（昭は奈良興福寺一乘院祖也　後宇多天皇東の奥秘を仁和寺僧禪助に受け、退位の後一室を大覺寺畔に築き、（蓮花峰寺　人事を謝絕して經教を覃思あり、躬大阿闍梨と爲りたまふ、元亨元年金堂創建後、皇子性圓法親王を大覺寺に住持せしめ、永く其法水を流す、正中元年崩御あり、南北朝講和の時、元中九年、南主車駕先づ大覺寺に入り三種神器を後小松帝に傳授ありき。

大澤池（オホサハノイケ）　大覺寺の東に存す、舊寺內の一觀にして、中に菊島と云ふ巖石ありしが、閑院へ移されて荒敗したる事、後拾遺集の歌詞に見ゆ、

ひともとと思ひし菊を大澤の池の庭にもなかめつるかな、（古今集）　　紀友則

大澤の池のけしきはふりゆけどかはらず澄める秋の夜の月、（正治百首）　　藤俊成

名許曾瀧址（ナコソノタキ）　今昔物語云、百濟川成と云繪師有けり、世に並なき者にて大覺寺瀧殿の石も此川成の立たる也、同御堂の壁の繪も此川成が書たる也。

大覺寺の瀧殿と云あたりに住む人のもとへ、十月計時雨ふる日尋ね行きたるに、庭は山の麓にて薄のおほくまねきたるを、

瀧の音は絕えて久くなりぬれど名こそ流れて猶聞えけれ、（拾遺集）　　大納言公任

黃葉集云、大覺寺にありと云瀧の跡、志はありながら度々嵯峨へは行かひけれど、さがし求りにしを、寬永十一年水無月ふと思ひ出てゝ行きぬ、此瀧の在所は五

社の東、大澤の北なり、瀧殿なといふも此にて田中に草苗むらくたり、東に向ひ北と南に石立てり、

あたなれの縁にこさしを瀧の瀬と詠みし人も名こそ聞ゆれ、　烏丸光廣

蓮花峰寺陵（レンゲブジ）　後宇多天皇の御陵なり、大覺寺東北八町許に存す　名跡志云、蓮華峯寺舊地、廣澤池西北四町許、御陵は古へ八角堂なりしと、今も一堂あり八角と呼ぶ、中に五輪石塔あり、長八尺許左右に小石塔あり、堂を護り[illegible]あり　山陵志云、後宇多陵、自[illegible]西北、故蓮花峰寺地也、寺廢應仁亂已焦土、里老猶[illegible]陵所、呼爲八角堂者此也、舊是八角之堂、[illegible]、今纔[illegible]　○今林法華堂（イマハヤシ）　後宇多上皇[illegible]門院皇子内親王　亦大覺寺邊と云く　蓮花峰寺址は御陵の下に在り、大覺寺東北五町許）　寺即後宇多帝の仙院なりき　園大暦云、延慶四年三月、幸大覺寺殿、蓮花峰寺御所　法皇外記云、建治帝　後宇多　元亨元年四月、御大覺寺本堂、[illegible]宗、爲大覺寺中興　紹運録云、後宇多院、葬蓮花峰寺

元亨三年八月、大覺寺殿に行幸あり、（後醍醐）人々題をさくりて歌つかうまつりしついでに落葉をよませ給ひける、

山里は散くもみぢ葉に道絶て冬は人目のかきるなりけり、續後拾遺集　後宇多院

嵯峨北山陵（サガノキタヤマ）　嵯峨天皇の御陵なり、大覺寺の西北御廟山の頂に在り　相距六町許、拔地三十餘丈　聖蹟圖誌云、御陵は其形なし、たゞ山頂の平地に大なる石七つを置る所、是御陵なり「遺詔、不封不樹、土與地平、使草生上」と見えたる甚よく合へり　山陵志云、嵯峨陵、延喜式、由遺詔無[illegible]、然今大覺寺北、山麓幽僻之間有一丘、呼爲御廟山、此蓋陵也、[illegible]之言廟也、其音近

續日本後紀云、承和九年七月十五日、太上天皇崩于嵯峨院、遺詔曰、擇山北幽僻不毛之地、葬限不過三日、夜剋須向葬地、[illegible]不過二十人、[illegible]、[illegible]已下了、不封不樹、土與地平、使草生上、長絶祭祀、十六日定山陵、以南[illegible]二千[illegible]一千貫文、各充御[illegible]即日御葬　皇代曆記云、承和九年七月、葬嵯峨院北山地　山陵記云、元曆元年八月、後京極攝政山陵使、左大辨[illegible]房云、向嵯峨不知其所、尋導邑老之處、大覺寺内北方山、向件寺[illegible]間、一町餘中不道、忽騎馬向彼所[illegible]、[illegible]

淳和皇后陵　大覺寺の南なる門前路、東側の圓塚歟、詳ならず　聖蹟圖誌陵墓一隅[illegible]　三代實錄云、元慶三年淳和太后崩、太后[illegible]、請命曰[illegible]火葬、置山陵、無樹廟之可隔、[illegible]即入[illegible]村之櫃心、抑嵯峨之山腹、葬於嵯峨山（北山陵邊に在るべし）　入道塚（ニフダウツカ）　恒寂親王墓　大覺寺の南[illegible]、路西[illegible]に入道塚あり是歟　後拾遺往生記云、亭子親王諱淳良、淳和第二子、住淳和院東亭子、故號亭子、[illegible]、葬太后陵邊云。

北嵯峨（キタサガ）　嵯峨村大覺寺の邊をいふなり、菖蒲澤（シヤウブザハ）即此なり　平家物語に見ゆ　東鑑云、文治元年、北條殿　時政　住關東御、於一照寺[illegible]、大覺寺北菖蒲澤、廣橋[illegible]三位中將[illegible]嫡男六代云々　東涯文集云、出洛二里許西北、至三寶寺、[illegible]數椽、構于巖腹、自山後攀躋一里許、至山根、怪松數株、隱々凝[illegible]、俗稱登天松、前則群巒[illegible]拱、如瓮如[illegible]、後則城市之富庶、目下可指、其間有一澗、碧波清淺、可浴可漱、是乃菖蒲谷之絶勝也、自是跨嶺則可到愛宕山云々。山城志云、菖蒲谷、在北嵯峨村北、元和中有吉田光由者、鑿山引水、嵯峨民庶頼其利多。

（菖蒲澤）

觀空寺（クワンクウジ）　大覺寺の西北民家の間に在り、今ハ一間四面小堂、

觀音[illegible]、安[illegible]、[illegible]　三代實錄云、貞觀十[illegible]、[illegible]勅[illegible]、[illegible]檀越、[illegible]

北野（キタノ）は北嵯峨野の[illegible]、[illegible]小序に見ゆる北野も此なり、日本[illegible]紀云、弘仁[illegible]七月、遊獵北野、日晩御嵯峨院、[illegible]、延暦帝北野に獵し、伊豫親王の山莊に宴し、日暮に[illegible]れんとす、天皇詠歌ありければ[illegible]聞[illegible]ふる北嵯峨の事とす、

[illegible]鹿の[illegible]なき[illegible]すはいかに夜[illegible]

（北野）

華嚴寺址（ケゴン）　古代元祿の比、僧鳳潭[illegible]に居り五教[illegible]、[illegible]寺の遺り[illegible]、[illegible]成就せず、又古華嚴寺あり[illegible]、本朝[illegible]史云、[illegible]、弘仁天長之[illegible]、當時呼爲[illegible]山人、又爲[illegible]逸人也、嵯峨天皇有逸人和[illegible]云

絶頂華嚴寺、[illegible]路遠、道心[illegible]境、眞性[illegible]鹿[illegible]、間[illegible]、觀空法界[illegible]、天花流遺澗、香氣度[illegible]、風竹時明[illegible]、[illegible]山月下、[illegible]

嵯峨、訪鳳潭師　僧　無隱

風俗[illegible]、[illegible]家、我來問着普賢境、只指春風滿苑花、

鳳潭の住房址は松尾村に在りともいふ

清涼寺（セイリヤウ）　嵯峨村、覺寺の南、二尊院の東に在り、舊嵯峨院の境内にして清涼山寺棲霞館と共に在りけるを、法然奝然二師中興しける後、何の頃にや合同して清涼と曰ひ今浄土宗に歸す　奝然安置の釋迦像は三國傳來と稱し、著世の靈佛なるを以て俗に嵯峨釋迦堂（シヤカダウ）と曰ふ　元禄年中將軍綱吉之を禮拜せんとて江戸に由降したることあり、當時之を出開帳と稱し其風

（嵯峨釋迦堂）

一世に行はれしとぞ。此寺は堂塔の構今にそなはり、寺邊を上嵯峨と云ふ

三代實錄云、貞觀七年、以葛野郡山地一町八段、賜清涼寺。小右記云、永延元年、奝然奉請、以愛宕山號五臺山、建一伽藍、號大清涼寺、安白檀信釋迦像、求途夙心、長和五年逝。高弟盛算法師重矣、以吾寺內釋迦堂、號清涼寺。扶桑略記云、寛和三年、入唐僧奝然歸朝、摺本一切經論並靈山第三傳釋迦尊身立像十六羅漢繪像持來。元亨釋書云、奝然永觀元年入宋、途於汴京西華門外啓聖禪院、禮優塡第二傳像、乃屈佛工張榮模刻其像、具今在嵯峨清涼院。○此寺樓門今も愛宕山の額を掲ぐ、彼山を五臺に比して寺額と爲すものなり。

釋迦像一體、（傳云三國傳來栴檀の木を以て刻成す、高五尺二寸五分、右手を垂れ左手を揭げ、蓮座の上に立つ、相好容貌溫恭慈悲、素木に彩を施さず、蓮座に唐開元寺僧傳戶と銘す、而て奝然弟子盛算の瑞像記には佛工張榮造と爲す、座銘と合はず）十大弟子立像十體、（同く奝然將來品）木刻着古）十六羅漢畫十六幅、（同く奝然將來品、無款絹本）釋迦緣起繪傳六卷、尊應親王筆狩野元信畫）融通念佛緣起繪傳二卷、後小松帝堯然法親王尊應准后足利義持以下公武合書、土佐行廣法眼永春畫）皆寺寶の名品なり。

（棲霞寺）

三代實錄云、元慶四年、太上皇清和遷自水尾山寺、御嵯峨棲霞（セイカ）館、詔授左大臣源朝臣融家令洋宿禰枝雄從五位下、館在左大臣山莊也。李部王記云、天慶八年、源重明就棲霞寺之新堂、修先室藤氏周忌法會、安置金色等身釋迦如來一體。源空上人傳（法然九卷傳）云、上人棲霞觀に阿彌陀堂を建立し棲霞寺と名づく、御殿を食堂になし、寢廊を鐘樓にし、泉殿を閼伽井とす、今釋迦堂は泉の名によりて清涼と名付く。花鳥餘情云、今清涼寺東にある阿彌陀堂は棲霞寺なり、舊清涼寺は其西にあり。法橋上人奝然申請て釋迦堂とす（東鑑、建保六年十一月、嵯峨棲霞寺釋迦阿彌陀兩堂燒失、本尊奉取出）

後白河院棲霞寺におはしましけるに、駒迎のひきわけの使に參りけるに、

嵯峨の山千代の古道跡とめてまた露わくる望月のこま。（新古今集）　定家

陶野（スエノ）

名勝志云。清涼寺東南八軒と稱する民家を一に深草（フカクサ）といふ、土器造の住所なり、太平記に一宮尊良親王の御息所嵯峨の奧深草里に松の袖垣隙あらはなるに隱れ座す事を載す即此とす○深草傳名陶野、蓋紀伊郡より移せる名也　陶野、在嵯峨清涼寺東南、民居姓深艸者、以造土器爲業、因又名深草里（山城志）國史云延曆十八年九月遊獵於陶野、十六年十月、遊獵于陶野、天長九年九月、乘輿幸北野試鷹犬獵栗岳及陶野、幸雲林院賜侍從已上祿有差（類字名所外集）

しくれ行く末野の山の木の葉まて遠方人を神やもるらん、（壬二集）

小倉山（ヲクラ）

嵯峨村の西に在りて孤嶺甚高からざるも秀色あり、其東麓に二尊院あり、山脚東南に延きて龜山（カメヤマ）と爲る、西南麓に桂川廻繞し、嵐山即其水を隔て、相映帶して嵐峽の勝景を生す　小倉は古書或は雄藏、小椋に作る　是語蓋小闇を本義とし、樹木の蓊々として暗きに由る。

夕月夜をくらの山になく鹿の聲の內にや秋はくるらん、（古今集）

小倉山かくれなき夜の月かけに明石の濱をおもひこそやれ（夫木）　兼明親王

小くら山峰のもみち葉心あらは今ひとたひの御幸またなん、（大和物語）　貞信公貞平

芹河（セリカハ）

名跡志云、芹河は小倉山より出て、野宮を經、天龍寺前を過ぎ、大井河（桂河）に注ぐ、芹河は往昔嵯峨御幸の時歌詠に入りし名所にして、殊に著るゝは三代實錄「仁和二年十二月行幸芹川野、勅賜皇子源朝臣諱帶劍、別勅皇子源朝臣諱故右藤原朝臣時平二人、令着摺衫行騰、放鷹鶴撫打野禽、日暮乘輿幸左衛門佐藤原朝臣高經別業、奉進夕膳、夜還宮、是日自朝至夕風雪慘烈矣」と錄する光孝帝の遊獵とす。此芹川は今背戶（セト）川と呼び、紀伊郡の芹川と同名異所とす。又芹川殿は龜山離宮の中にして、大井河の畔に在りき。山城志云、芹川殿、千載集曰龜山院芹川に御幸ありて三首和歌詠せられしに葉落を　前大納言爲世

自ら吹かぬ隙間も嵐山名にさそはれて散紅葉かな、

又有鑄錢所蹤、兆在川端、貞觀中鑄造云

小倉山莊址（ヲクラ）

花鳥餘情云、醍醐帝御子中務卿兼明親王山莊、在大井川畔、號雄藏殿　名跡志云、土人曰舊跡二尊院南、常寂寺邊　親王山亭起請序に「東棲霞觀、西雄藏山、中有茅茨、松桂三間」の句あり、其地點又概推するに足る。

□塞上、把塞即大堰（今云大井）　兼明親王

塢塞上、龜山傍、柴扉門、竹編牆、松有蓋、石有牀、前有樹、後有篁、春之色、秋之光、花漠々、鶯百囀、雁數行、曉之與、晚之望、雲渺々、水茫々、詩兩韵、琴一張、其他何稱飽霜、彼摘何葵向陽、薇一饌筝一管、瞻一筋酒一觴、臥睡夢起彷徨、荷露氣桂風香、痴王堪慷稽康、任行樂入坐忘、心自得壽無疆、

小倉の家に住侍る頃、雨のふりける日蓑かる人の侍ければ、山吹の枝折てとらせ侍りけり、心も得なくまかり過て、又の日山吹の心も得さりしよし云ひ送こせて侍ける返事に、

七重八重はなはさけとも山吹の實のひとつたになきそあやしき、（後拾遺集）　兼明親王

小倉の宮の住給ひける所と云ふ堂に一夜とまりて、有明の月面白き曉に、いろ／＼の花を折て佛に奉るとて、月殘り露結ばむ長まがきの花供せむと[illegible]たる[illegible]思出て、

昔お[illegible]をたて[illegible]今もたむけつるかな（家集）　　宗　好

小倉中院址（ヲグラナカノヰン）

[illegible]山莊なり、清凉寺西二尊院北[illegible]宕山道に[illegible]定家卿[illegible]山莊造りて厭離庵一名時雨亭なり[illegible]家に傳領せしを、定家爲家こそは中院入納言と[illegible]　名勝志名跡志　小倉山莊時雨亭といふことは近代[illegible]に傳ふるにて、二尊院内にも其址を稱し洛中[illegible]院等にも[illegible]所あり皆採るべからず、彼百人一首選定の地今定かに此と爲す　嵯峨日記[illegible]小倉[illegible]別の時に云、

さ[illegible]色紙[illegible]きたる壁の跡、　　芭　蕉

嵯峨秋興　　　　六　如

川原秋盡氣寒々、勝處重尋似始經、[illegible]
[illegible]水[illegible]、[illegible]
此景何堪頻訪古、歸來[illegible]掩柴扃、

小倉陵（ヲグラ）

後龜山天皇の御陵なり、小倉山福田寺（クデン）の西に在り。二尊院北四町許、愛宕山路の西南二町許　[illegible]圖誌云、御陵杉林の中に南北二間東西九尺許、石壇の上に五輪石塔あり、高一丈其四方に小石塔各一あり、（名跡志、左右石塔二）皇妃皇子などの御標にや、寺號もなく御名傳はらず。後龜山崩年は應永三十一年にて、和漢合運南方紀傳　山城志、福田寺[illegible]銘も亦云「文中二年踐祚、明德三年閏十月二日入洛、潜居嵯峨、應永三十一年四月十二日崩、葬嵯峨於當寺南築陵」而て薩戒記に應永二十九年七月十五日小倉殿御入滅、同十七日御葬禮とあるは不審也　之を要するに南主歸洛潜居三十餘年足利幕府之を待遇したる無禮を極む、終に根を絶ち芽を截り悉皆亡滅と爲る、其陵墓及び殿舍の事當時記錄の傳ふる者少く遺址亦廢す、千載餘哀ありと謂ふべき也　山陵志云、後龜山（福田院）陵七塔、院附合祀、古來所傳是已、無復他說　河内國交野郡私市にも後龜山陵あり、今皆附載

小倉殿址（ヲグラ）

後龜山上皇嵯峨潜居三十餘年の遺跡なり、今所傳なしと雖蓋二尊院の地たるべし、二尊院は攝籙家二條氏の廟所にて、其南隣常寂寺を小倉山莊跡と稱す、古は前中書王此に營み、南主歸洛又此に稱止ありしならん。

續明德記云、明德三年十月廿八日、南帝南山を御出ありて、御寶物を先として、主上腰輿三宮福御所も同く御出あり、三宮嘉喜門院南主御母二條關白同基女。閏十月二日嵯峨大覺寺に着御　南方紀傳云、應永三十一年、小倉殿南方崩御。

嵯峨の奥にすませ給ける秋の比

思ひやる人たにあれな住なれぬさかの秋の露はいかにと（新撰古今集）　　後龜山院

按に長慶天皇の御陵も此處にや、近世偽書を流布して長慶天皇の遺跡を說く者あるも採るべからず　史徴墨寶考證云、長慶の字は本號に似ず、文明本紹運錄朱書に長慶寺とあり、嵯峨大龍寺塔頭に長慶寺ありしと云へば其處なるべし、蓋南北合一の後は後龜山上皇と共に此地に御座し崩後長慶寺に葬り因て長慶寺の謚號あるならん

嵯峨深谷山陵（サガフカタニ）

嵯峨天皇皇后橘氏（檀林太后）の御墓たり、嵯峨北山の西、愛宕山路の鳥居の西三町許とぞ、さ云ふも今其所在を失ふ　文德實錄云、嘉祥三年嵯峨天皇太后崩、葬深谷山、遺令薄葬、不營山陵　延喜式云、嵯峨陵、皇太后大橋氏、在葛野郡、兆域東西六町南二町北五町守戸三烟　按に檀林皇后薄葬ありて陵なきに由り補[illegible]、二尊院[illegible]南二町に[illegible]宮あり、[illegible]中院[illegible]長者あり、是[illegible]遺命[illegible]人之を傳へて、[illegible]信據し[illegible]

往生院址（ワウジヤウヰン）

[illegible]二尊院[illegible]、清凉寺西なり（黑谷上人傳云往生院は念佛房（又號念阿彌陀佛）草創也、もと叡山の住侶にて天台の學者なりき、然るに上人の勸化に依り淨土の出離を求め、名利學道を止めてけり　盛衰記云、妓王今は[illegible]の外へ出んとて、二十一にて尼となり、嵯峨の奧往生院と云所に柴の庵を引結び、念佛してこそ居たりけり　妓王は平相國清盛の寵愛也、

[illegible]出るも枯るゝも同じ野邊の草いつれか秋にあはてあるへき。

近世まで院址に別に妓王寺あり、又妓王及び妓女（年廿九）止知（年十七）佛御前（年四十五）等の像を置きしとぞ　平家物語云、小松殿家人瀧口左衞門尉時賴菩提心を發し、出家して嵯峨往生院と云ふ所に行ひすましてありけるに　名勝志云、瀧口時賴は横笛女の事に依り遁世す、上人曰、往生院坤二尊院戌の方山上の三寶寺是瀧口寺とぞ

皆人の住てうまゐるやさりこそ浮世のさかの西にあるかな、　新古今集　　後小松院

太平記に、延元の亂に新田義貞戰歿の後勾當内侍其菩提を弔ひ往生院に住める由見せ、雍州府志には義貞塔は往生院邊に在すと爲す、今往生妓王瀧口の諸字皆廢すれど義貞の石塔のみ猶弔ふ人あり

二尊院（ニソンヰン）

今天台宗清凉寺の西、天龍寺の北に在り、小倉山の麓なり　四宗兼學二條鷹司三條諸家の廟所にて、巍々たる堂構なりしが、近代稍衰ふ、本堂永正年中造立、大日那三條西大臣實隆也　法然上

人間基、正信房湛空再興し、佛工快慶作、彌陀釋迦の兩像を安置し、二尊敎院と曰ふ、勅額二尊院(後奈良)小倉山(後柏原)と題せらる。(名跡志名勝志)足曳堂は法然上人の畵像を置く、繪師宅磨澄賀の筆にして九條關白兼實の激賞したる者とぞ、生氣活動の態あれば世に足曳御影と云ふ。二尊院は後嵯峨天皇龜山殿に因由ある者なり、足利尊氏龜山に天龍寺建立の時淨金剛院及び同帝御塔を此に移したるにて之を知るべし、淨金剛今全く廢す。法然房淨土義七個條の一卷は弟子連署の秘典なり、妙義集の一卷は最澄空海兩大師の筆跡にして世間絶無の稀品とぞ、(平安通志)今並に二尊院に藏す 又空公(法然)行業碑あり延曆二年の造立なるが、其製作は宋國人の手に成り彼地より舶載し來れる也

野宮址 伊勢齋王の淨居なり、二尊院の南、天龍寺の北(常寂寺の巽なり)一叢祠あり黑木神明と稱す 延喜式云、凡天皇初即位者、定伊勢大神宮齋、內親王簡未嫁者、卜城外淨野、造齋宮、明年移入之 伊勢齋宮は大和京の昔より之あり、平安京に及び後鳥羽皇女肅子內親王の後は此事斷絶す。(名跡志)

常寂寺

二尊院の南隣近代創建の法華道場なり、小督局手澤の琴車と銘する者を藏す、小早川中納言秀秋の寄進とぞ、寺域は後龜山帝小倉殿址歟。

落柿舍址 元祿年中俳諧師去來の住所なりき、芭蕉之に寓す 嵯峨日記云、元祿四年辛未四月嵯峨に遊びて去來が落柿舍に至る、舍中の片隅一間を伏所と定む、机一つ夜の衾調菜の物とも京より持來て貧しからず、舍は處々頽破す中々に作り磨かれたる昔の樣より今のあはれなるこそ心とゞまれる、彫せし梁畵る壁も風にやれ雨にぬれて、奇石怪松も葎の下にかくれたる、竹椽の前に柚の木一本花香しければ、

柚の花のむかし忍ばん料理の間、 芭蕉

ほとゝぎす大竹藪を漏る月夜、

豆植る畑も木部屋も名所かな、 凡兆

龜山 (龜尾)

小倉山の東南の尾、其形龜甲に似たり、故に一名龜尾山と云ふ。此山の東面に嵯峨天皇別館(嵯峨院西區)を起し、後捨てゝ檀林寺と爲し、檀林廢し後嵯峨天皇中興して龜山殿と爲し、又淨金剛院と爲る、足利尊氏淨金剛を二尊院に移し、今の天龍寺を建立す、嵯峨山水の幽奇、之を推して最と爲す。山の西面は即嵐峽にて大井河流る、龜尾瀧は河中のなりしが近代削夷せられて今は亡びぬ。

憶龜山 兼明親王

憶龜山、久往還、南溪夜雨花開後、西嶺秋風木落間、豈不憶龜山、

龜山の甲をうつして行水に漕來る舟は幾世經ぬらん、(古今六帖) 紀貫之

行歸り程さへ遠き子の日かな千代の松ひく龜の尾の山(家集) 壬生忠見

龜山の仙洞に、吉野の山の櫻をあまたうつし植はべりしが、花さきけるを見て 後嵯峨太上天皇

春ごとに思ひやられし三芳野の花はけふより宿にさきけれ、(續古今集)

龜の尾の山の岩根をとめて落る瀧のしらたま千世の數かも、(古今集) 紀維岳

檀林寺址

今天龍寺の地也、名勝志に嵯峨舊圖大指圖を按き其地域を覈ぐれど詳ならず、增鏡に檀林寺跡に淨金剛院を建てらるとあれば、天龍寺の東に本寺ありて四境を籠めたるならん、舊嵯峨院の別館たり。續日本後紀「天長十年詔云、嵯峨院者先太上天皇光臨之地、第宮經構、分東西之各區」とある西區蓋此也。承和中嵯峨皇后橘嘉智子之を捨てゝ禪刹と爲し檀林と號す、唐僧義空開基たり、日本首傳禪宗の道場にて施封五百戶あり 一條帝の比に及び已に廢し、其鐘地に委す今妙心寺の古鐘或は之を傳ふる者歟、徒然草に淨金剛院の鐘の音黃鐘調なりとあるも同じ。

檀林寺の鐘の土の下に聞ゆるをいかなるぞと問へば、鐘堂もなくなりて御堂の隅にかけたればかう聞ゆるぞと云ひしに、后のおぼし置きあはれにて、

ありしにもあらずなり行鐘の音つきはてん世ぞ哀なるへき、(家集) 赤染右衛門

元亨釋書云、義空唐國人也、事鹽官齊安國師、室中推爲上首、初慧蕚跨海覓法也、太后橘氏欽唐地禪化、委金幣聘有道、蕚到杭州參國師、且通太后幣、國師使義空應其請、義空與蕚泛海而至、太后創檀林寺居焉、後數歲歸唐。岸院は亦嵯峨の別館にて大井川に臨める者なり、江吏部集に大江匡衡詩あり、

岸院即事

遠尋古院被秋催、岸上排松窓戶開、灑砌涙紅鋪落葉、遶階嵐綠掃寒苔、孤舟掉影穿煙去、晚寺鐘聲渡水來、此地卜隣非俗境、龜山便是小蓬萊、

龜山殿址 (淨金剛院址)

檀林寺址に同じ。建長年中後嵯峨上皇檀林の廢墟に營造ありて仙洞と爲し、中に淨金剛院を建て後遂に此に崩御葬送あり、龜山天皇傳領又仙洞と爲し、此に崩御葬送あり、一名嵯峨殿と云ふ。名勝志に曰く嵯峨殿古圖東に惣門あり、北に上土門唐門あり、四至は東は大路(朱雀大路と曰ふ清涼度月に通ずる者なり)南は大川、北は野宮、西は龜山歟、其中に芹川殿東に在り、(大橋社の西)壹殿東北に在り、北殿北に在りて其北に淨金剛院其西に壽量院あり、西に藥草院あり、其北に法華院あり、而て遙東に川端殿あり、(大橋社の東)今同寺地とす。增鏡云、上皇は嵯峨龜山の麓、大井川の北の岸に當て

ゆゝしき院を造らせ玉ひける、橘の太后の昔建てられし檀林寺と云しは今は破壞して石すゑ計に成たれば、其跡に淨金剛院といふ御堂を建させ、道覺上人を長老になされて淨土宗を置かる　增鏡云、上皇大井の山莊を御居にうつしおはします、造營の事は大納言實雄卿龜山代見聞卓居ゑ、號淨院と沙汰させ聞えし、水の心ばへ山の氣色めづらかに面白所がらなり、東は廣隆寺常盤の杜、西は前中書王の古き跡、小倉山の麓わささ山水をたゝへ、されども自然の勝地なり、南は大井川近う流れて法輪寺の橋斜なり、北は生身二傳の釋尊清涼寺におはします、彌望世にすぐれたる佛法流布の處なり、かゝる藐姑射の山を占め給ふ御事もめでたき御時なり　百練抄云、康元元年、上皇御所、嵯峨殿御堂、淨金剛院供養、上皇臨幸

淨金剛院にてよませ給へる　後嵯峨院

幾里か嵐につけてきこゆらん我すむ寺のいりあひの鐘、（玉葉集）

龜山宮　失名

傑閣降樓金碧明、六鼇擎戴小蓬瀛、崑崙應是帝居側、放出河流徹底清、（濟北集）

春日遊嵯峨　僧六如

憶昔棲霞駐翠華、先皇馳道入寢廊、溪煙曉抱金爐散、蘿月夜懸宮扇斜、松繞陵園流梵唄、雲生嵓壁護龍蛇、寧祇牢落山僧在、供佛時烹玉乳花、

龜山法華堂陵

後嵯峨龜山二帝の御陵なり、今天龍寺方丈の北に在り、相並ぶ　增鏡云、後嵯峨院は嵯峨藥草院に葬る、又云、龜山院は龜山殿の上の山に火葬し、法華堂を立て御骨を收む、山陵志云、後嵯峨陵、帝王物語皇年略記並云、藏遺骨於淨金剛院、古精記文永十一年、遷于法華堂、故知祔龜山陵、又今天龍寺相傳、以其後林數步之間爲竃麥所、

嵩法華堂跡　名跡志云、天龍寺北西の山に塚あり、古木森々たり、此處地中間鳴動すといふ、疑らくは後御陵なる歟　通志云、法華堂近年再造、藥草院在所址在林中

天龍寺

嵯峨村の南、桂川（大井川）の邊に在り、大字を天龍寺と云ふ。天龍寺は古の壇林淨金剛の布金跡にして、靈龜山と號し、禪家臨濟宗の一本山なり、殿堂は元治元年長州毛利氏の兵京師を犯せる時屯營と爲りしが爲めに火禍に罹る、現域一萬七千餘步、支院雲居庵多寶庵金剛院等あり、再擧亦年を逐ひて成るべしと云ふ、尙洛西の名刹たり。

南北朝分立の後、曆應中僧疎石（七朝國師夢窓）足利尊氏に說き南方先帝（後醍醐）の憤を含みて昇天ありしを以て世間に疫災多しと云ひ其冥福を修すべしと爲す、尊氏乃龜山殿址に就き經營せしむ、當時亂離の際なれば七年を經て成り像設極めて麗し、貞和元年先帝の周忌を修し兼慶讃を爲す、太上皇（花園　上皇　光嚴）今上（光明）文武の卿相を率て之に臨む、實に法會の盛觀と稱せり、疎石祭文を草し先帝の高恩を謝し、後寺中の雲居庵に逝去せりとぞ。至德三年五山の第一に班す。

送僧之天龍　僧義堂

去年作客龜峰寺、回首依々心未降、方丈老人雙眼碧、雲居尊者兩眉龐、嵐侵几席山當戶、潤透經書水近窗、此日海東還送汝、夢隨歸雁度長江、（空華集）

寶篋院址　天龍寺中に在り、寶篋院は足利義詮の法諡にて其墓石此に存す、義詮墓石の傍に楠正行の首塚と稱する卵塔あり　京華後集（僧補庵文明九年）云、謹按延文戊戌、大居士（義詮）初秉釣軸、適善人默庵禪師住本寺、居士政務之暇、入山諮詢法要　名勝志云、默庵開創寶篋、一名諭默院）

金剛院院御髮塔　平安通志云、光嚴院天皇の御遺髮塔、天龍寺中金剛院に在り、兆域十七坪五合

長慶寺址　史徵墨寶考證云、長慶天皇の諡は文明本紹運錄朱書に長慶寺とあり、是れ其寺の名なりと云ふ、當時記に應永廿九年小倉宮崩御と見ゆ、天龍寺に寶、龜山天皇宸影、[illegible]、宋畫涅槃圖、宋理宗宸筆[illegible]、同軸臨川寺地圖等あり、策彥和尙入明に係る古文書多し。

小督櫻　天龍寺中三軒屋の北竹林中に在り、平家物語に見ゆる小督局の幽棲の址とぞ、[illegible]、名高き韻事ふるあり、[illegible]さて今に傳唱す　[illegible]高綱[illegible]仲國に[illegible]あり、小河殿[illegible]小督殿は仁和寺の片折戶より首途さる、高綱内野を筋違に、仁和寺の西の端、常盤の辻に立やすらひ、衣笠大路を下り、駒に任て行程に、或は法輪寺なんどやと思て心さし、大堰河の橋を渡らんとする所に、龜山近きあたりに、松の一叢ありける秋の[illegible]絶間より、琴の音幽に聞えければ、大路の北のつらに片折戶ありけり　嵯峨日記云、大井川前に流れ嵐山右に高く松の尾の里につゞけり、虛空藏に詣る人往かひ多し、松尾の林の中に小督屋敷と云有て、都て上下嵯峨に三所あり、何れかたしかならん、彼仲國が駒を留たる所とて此邊に侍れば之に據るべきにや、墓は三間屋の隣藪の内に有て、標に櫻を植たり、畏くも錦繡綾羅の上に起臥して終に藪中の塵芥となる、昭君村の柳、巫女廟の花のむかし思ひやらるゝ、

うきふしや竹の子と爲る人の果、　芭蕉

三軒屋　天龍の南水に臨みて亭館を置く、舊來三軒と稱す、嵐山大井川の勝を賞する者皆此に酒食を辨す、謂ゆる「春麗嵐山山下樓」と云ふもの是なり。襟帶の山水掩映して景を成す。

落行くや此は浮世そ嵯峨の鮎、　重頼

掘堂𢌞行云、大堰川西岸爲嵐山、櫻花萬株爛熳如海、其下水光明淨如鏡、花影倒蘸眞幻相對、而橋之臥棧之泛、舟之去留人之來往坐立、宛然在圖畫之間、但都人士女勝香係途、歌呼如沸、頗爲花風景也、乃上一亭憑欄而望、山之容頓增、留玩久之、日已昏、遊人落々如晨星、鳴禽下上溪聲之間、倍覺境之幽、少焉金光落波、月出山上、軟銀撲實上下相照、橋之在其間恍如月宮梯、名曰渡月信不誣也、遂留宿焉、翌拂曉過橋旭日方升、香霧靄然、循岸而行渉四足、花覆頭上、香風撲撲入衣裳、行五六町、抵戶難瀨、一小泉耳、凄神寒骨、殆爲深山幽谷想、又行四五町、地漸上、抵大悲閣、閣角倉了意所創、林羅山碑在焉、却立而望、嵐之花木皆可俯見、而古木怪岩夾水錯立、奇不可言、昨日所未觀也、還抵天龍寺、樓閣壯麗、園池甚佳、池西有龜山帝陵、其上有七老亭、攀躋數折而達、對岸即嵐山、地絕高、滿山之花悉得逈眺、俯視大堰川、如一匹練、紆餘曲流、隱見於叢樹間、而東南諸山出沒在靄中、諸嵐基置、丹樓寶塔縹緲現出、於是嘆曰、觀花不遊嵐山、猶不觀也、遊嵐山不上七老亭、猶不遊也、

渡月橋 嵯峨村より松尾村へ通す、大井川(桂川)に架す、此に橋ある事は最古き事とす、和名抄に橋頭郷の名あるも之に因る、昔は大橋法輪橋御幸橋等の稱あり度月の字は初めて梅花無盡藏に出で、天龍寺三軒屋の下にして嵐山虛空藏堂の北なり。盛衰記云、橫笛は桂川の水上大井の早瀨、御幸の橋の本に行き、行年十七を申すに河のみくづとなりてけり云々(按するに御幸の名あるは嵯峨院行幸に因む歟、當時河西櫟原郷の地も院の四至中なれば往來に便すとて架橋ありし歟)。百練抄云、貞應二年、法輪寺橋供養(法輪寺即虛空藏堂)

度月橋　　萬里

臨川寺外法輪塔、度月橋橫大井河、萬頃浪花閑下筏、行人和得棹郎歌、　梅花無盡藏

臨川寺 (當川) 嵯峨村天龍寺の東、渡月橋の北に在り、臨濟宗夢窓國師開基、其塔あり、後醍醐天皇建武二年川端宮を國師に賜與ありて道場に爲したるなり　川端御所は舊龜山殿の別館にて、大井川に臨むを以て此名あり、龜山帝皇女昭慶門院に傳へたまひ資給太厚し、世に川端女院と云ふ、太宰帥世良親王(後醍醐二皇子)其養子と爲り更に傳領ありしが、薨逝の後僧疎石に勅授ありて親王の菩提を弔ふ、其御墓在り、寺藏宸翰に「右當寺者龜山法皇仙居、都督大王遺跡也」云々。

大橋神社 名勝志云、臨川寺西側に在る小社也、土人大橋殿と呼ぶ、龜山殿古圖にも見ゆ松尾神の末とぞ。三代實錄、貞觀元年在授遷小社神從五位上、同十八年山代大堰神とあるは相樂郡ならん)、政事要略に據れば秦氏本系帳に秦氏の先祖堰を築きたる事見ゆ、其頃より祭りたる所ならん、大井川を參考すべし。

山田郷 和名抄、葛野郡山田郷、此名は湮滅して嵯峨に傳ふる事なけれど、三代實錄貞觀年中大覺寺の四至を定めらるゝ時葛野郡二條大山田大覺寺とあれば、此郷即嵯峨なり　松尾村は山田莊と稱し上山田下山田の字も存すれど、彼處は櫟原郷たる事明白なれば、和名抄山田郷は彼に非ず　嵯峨は和名抄山田橋頭二郷に分るれば、山田は今嵯峨村大字上嵯峨にあたる、大覺寺清涼寺等是也、其以南天龍寺及下嵯峨は橋頭郷とす。姓氏錄云右京諸蕃山田宿禰、出自周靈王太子晉也。

橋頭郷 和名抄、葛野郡橋頭郷、今下嵯峨村及び嵯峨村大字天龍寺是とす、渡月橋參看。

下嵯峨 嵯峨村の南、太秦村の西、大井川を帶ぶ、大井の水を疏して京都三條へ通ずる運河あり、慶長年中角倉了以大井川を改修したる時併せて之を創めたる也、專ら木材を泛ぶ。了以は本名吉田光好、算數に明にして工役に精し、豐臣德川二氏の命を承け數施設する所あり、後世其澤を享くる者多し、下嵯峨角倉に居る、子孫業を繼ぎ之を弘め家聲を墜さゞる者數世に及べりとぞ。　嵯峨本、一名角倉本てふ刊書、亦此家の業とす、了以の子蘇庵の時なり。

(角倉)

車折祠 下嵯峨村村木町に在り清原頼業の靈社と稱す、俗諺に此祠は地獄冥府の官人來臨の處なれば商賈賣買の約束違變なきを祈誓すべし、其證に社頭の小石を取り收め、他日滿願すれば倍蓰して石を還納すと。大日本史云、清原頼業、高倉帝侍讀、文治五年卒、關白兼實稱曰、頼業學誌和漢、當世無雙、國之大器、道之棟梁、嘗讀禮記、表出中庸、據本經爲解、不取舊註、頼業與宋朱熹同時、羅註朱傳、其所見適相諳合、人以爲奇云、子孫建祠祭之、後嵯峨帝賜號、曰車折大明神、相傳有人乘車過其祠、車忽折、因名焉。

鹿王院 下嵯峨村の北に在り、臨濟宗、普明國師妙葩開基、足利義滿創建　此寺は北山鹿苑寺(金閣)の舊院也、初め康曆年中義滿普明の爲めに寶幢寺を建つ、至德元年禪宗十刹の一に班す、已にして普明を以て北山に興隆せしめたり、寶幢は後世廢したるを寬文年中々興して鹿王院と改號す、寺寶宋國傳來の佛舍利は鎌倉右大臣實朝の求めたる者にして、夢窓國師之を相承して普明に附し、當寺に藏せしむる所也(近時三條臺華院移于此)

嵯峨夜歸　　柴栗山

酒氣花香滿面蒸、暮鐘催客別山僧、妙心寺畔煙初暗、如意峯頭月未升、野竹顛遠風勢細、村橋影淡水聲崩、郭門野市應非遠、點々前林見數燈、

夕くれや嵯峨をうしろに鐘かすみ、　子鳳

有栖川殿址（アリスカハドノ）　有栖川は嵯峨[illegible]侍る[illegible]流るゝを、然るに[illegible]と云[illegible]名跡志云、今存する所の有栖川は下嵯峨村なり、[illegible]中抄云、有栖川は齋院のおはしますあたりに侍る、小川なり、又八日、大[illegible]り流[illegible]、登る道にある小川なる云云、嵯峨[illegible]御幸の時此川を何と問せ給ひければ、凡河内躬恒

いましふす[illegible]れにこゝに有栖川[illegible]御幸にけふこそあひぬれ

[illegible]今[illegible]下嵯峨に[illegible]、日野宮といふは二尊院南(芹河)下嵯峨二所ありしならん、應永中伏見宮[illegible]大通院榮仁親王後崇光院貞成親王此地に御し、有栖川殿と曰ふ。榮仁親王は崇光帝の御子、應永十年[illegible]の嵯峨有栖川の山莊に移る、二十三年薨ず年六十六、其御子貞成親王即後崇光院なり、野史椿葉記云、[illegible]殿は荒廢して又還御あるべき様もなし、御管領あらせらるゝ程とて嵯峨の洪恩院小川禪尼山莊へ入申さる、七八年は嵯峨にまします

應永十三年夏の頃、有栖川殿へまゐりて暫く侍し時、卅六番歌合冷泉中納言為尹卿合點判詞などめされしによめる、

君になほ千代の齢を松か枝のさきはひ色をゆつれとそ思ふ、(砂玉集)

夕されは空もなくらのほとゝきす有栖の山に聲なしのひそ、(夫木集)

有栖川は一處愛宕郡紫野に在り

清瀧川（キヨタキガハ）　嵯峨山の西北陰に在り　小野郷（ヲノガウ）村棧敷岳（サンジキタケ）[illegible]山中より發源南流し梅ヶ畑村を過ぐ、謂ゆる梅尾槇尾高尾てふ三尾皆此西崖に並ぶ、愛宕山の東麓を繞りて井川に注ぐ長五里、其合會の處二水ともに屈曲し山容水勢奇變極なく、[illegible]に似たるを[illegible]岩と稱す、下流に愛宕山[illegible]水尾村へ通ずる路係る、民家あり清瀧と字す

東鑑云、曆仁元年六月洪水、栂尾清瀧河邊[illegible]出　清瀧は何處飛泉と云ふべき者なし、通じて[illegible]中にも栂尾と中川村の間に菩提瀧と云ふ[illegible]あり、數丈[illegible]、殿上の人々あまた具して、大[illegible]に[illegible]清瀧と云所まで登りて、瀧[illegible]みるに、[illegible]波た[illegible]しとて返りけるに、

清たきは[illegible]たき[illegible]、　隆源

なみたかせ舟わきかへらすな、　俊頼

清たきや瀬々の岩なみ高尾山人もあらしの風のみやすむ、新勅撰集　高[illegible]

きえ瀧や波にちりこむ靑松葉、　芭蕉

高尾（タカヲ）　梅ヶ畑村に屬す、神護寺あり　梅畑（ウメハタ）は清瀧川の中游に在り花園村の西に當る、鳴瀧平岡[illegible]梅畑村に屬す、[illegible]往來すべし、高尾槇尾栂尾の三寺[illegible]京西に相並び愛宕山東麓とす、村家は水東に聚る　秋日黃葉の幽賞世に聞こゆ　藝苑日渉に、西齋詩話、壽上人回首日東、以其國所產梅山茶見贈、賦詩謝、其句云、幸得梅山信、初嘗日本茶、とあるを注して云、梅山即栂尾なり、栂字舊皇國所製にて彼土に通ぜず、故に梅に作ると、然れども高山寺文治年中鐘銘に梅尾坊とありて梅尾栂尾ともに往昔より此地の稱なり、梅畑は總名にて其一所を梅尾と爲す者とぞ　凡三尾中高尾は南に居る、經國集野岑守詩に高雄に作る、元亨釋書亦同じ

（梅畑）

岑守詩云、

五言、歸休獨臥、寄高雄寺空海上人、

三千二法界、一十三年死、空色將有無、俄頃[illegible]忽[illegible]、影花假艷嬌、風火期滅已、寵辱[illegible]難息、是非紛易似、聖人獨出寰、獨臥白雲裏、忍[illegible]傷[illegible]、慧刀豈因砥、[illegible]

[illegible]投之[illegible]

[illegible]岩つつしかな（夫木集）

山風の高雄の峰[illegible]谷[illegible]もみち葉、　中　門

紫三雄山　服　南　部

行入三摩地、連山各古[illegible]、歲年存古寺、神[illegible]、門徑清相似、[illegible]

神護寺（ジンゴジ）　高雄山に在り、古名神願寺又高雄寺と云ふ、眞言宗　寺[illegible]今三高僧坪、[illegible]門金堂[illegible]樓八幡宮以下清涼坊[illegible]法華堂[illegible]園神社[illegible]王院等あり、諸堂は大抵元和年中に成り、[illegible]名[illegible]す、中興上人文覺の墓あり　愛宕山の[illegible]

護國神社は和氣清麿を祀る、孝明天皇[illegible]王の號を賜ひ、嘉永四年官幣と爲る、清麿卿本寺創基者たり、明治十九年上京區鶴[illegible]町に祀堂を建つ

類聚三代格云、太政官符、應以高雄寺爲定額、并定得度經業等事、右河內守和氣朝臣眞綱等上表偁、去景雲年中僧道鏡竊懷法王之號、遂懷覬覦之心、發八幡大神託宣、天位之傾弱、[illegible]侍宮、仰佛力之奇護、乃因清麿面宣御命、仍清麿奉詔旨向宇佐神宮、于時大神託宣須寫經造像、建立一伽藍、草[illegible]有遺失、清麿遭時不遇、塗泥一隅、幸蒙神力、再入帝都、欲奏此事、未行之間、

遇讓位之事、天應二年亦奏之、柏原先帝、延曆年中、私建伽藍、名曰神願寺、天皇追嘉先功、爲定額寺、今此寺地勢□泥、不宜壇場、伏望相替高雄寺、名曰神護國祚眞言寺、佛像一依大悲胎藏及金剛界等、永修三密法門、則與大神之大願、除國家之災難者、右大臣宣、奉勅、得度一人、天長元年九月　大日本史列傳云、初淸麿欲立寺、助神威、靖窴不果、延曆中私爲河內神願寺、帝勅爲定額、後天長中子眞綱爲河內守、與弟仲世等請、相易高雄寺地、改號神護國祚眞言寺　又云、眞綱弘仁天長間累官內外、承和七年爲參議、眞綱稟性敦厚、忠孝兩全、臨職執事、未嘗阿枉、因請解官、杜門謝世、尋卒、素歸佛乘、天台眞言兩宗之立、眞綱之力云元亨釋書云、延曆二十四年、最澄自唐還、傳天台秘敎、勅爲國師、於淸瀧峰高雄道場、建灌頂大壇、選諸寺智行兼備者、受灌頂三摩耶、是本朝密灌之始也、天長二年勅改高尾寺、名神護國祚眞言寺、賜空海、眞濟在寺海受法、嘗於高雄寺建寶塔、安五大虛空藏像　寺記、寛喜二年太政官符云、所司等解狀偁、謹檢舊貫、當寺者、初則八幡大菩薩垂靈託、且安置御本尊藥師如來、伽藍之濫觴也、後高祖師弘法流布眞言、密敎瑜伽傳來之根本也、淳和仁明建御願堂、後白河[illegible]兩代恭憐荒廢、欲致興隆寄進寺領、加之國母仙院、建立兩堂、則出自文覺上人之素意、再挑湖昭金剛之餘燈、堂塔復舊　蓁綠記又云、金堂(三間一宇)禮堂、(五間一宇)承下寶錄曰、根本堂檀像藥師一軀、(脇士二軀)八幡大菩薩像一鋪、(安置長角大師筆)講堂(三間二階一宇)佛師運慶中尊三軀、納涼房大師本房也影像一鋪、鐘樓鐘稱三絕、神護寺鐘は橘廣相詞、菅原是善銘、藤原敏行書、三名家の作を刻せるを以て世に三絕と稱す、近年定めて國寶と爲さる。(下に引ける銘は寶物と少異あり)

高雄山神護寺鐘銘幷序　受當之山、神護之寺、三寶既備、六度無虧、唯所有梵鐘、形小音窄、故禪林寺少僧都眞紹和尙、始發弘願、有心改鑄、鑄鐘未成、衣械早化、權越少納言從五位上和氣朝臣彝範、悼和尙之遺志、尋先祖之舊蹤、以貞觀十七年八月廿三日、屆治工志我部海繼、以銅一千五百斤令鑄焉、恐年代久遠、後人不知、仍助記於鐘側、右少辨橘朝臣廣相之詞也、銘一首八韻　傳音在器、證果憑因、爾祖初業、厥孫聿遵、宿昔三尺、今日千斤、聲有覺發、功無舊新、山聲萬歲、谷響山旬、開宜覺夢、截即歸眞、鼓周世界、感及非人、彫琢懸趣、蒙叟當仁　參議菅原朝臣是善銘　圖書頭藤原朝臣敏行書

猿窟は高雄の南山に在り、岩屋と日ふ　名勝志　蓁綠記云、傳敎最澄於本寺南峰巖窟、修練數日、有一猿來捧山芋供師側、一日猿序谷而斃、傳敎憐之寫經弔之

納涼房望雲雷　　僧　空　海

雲蒸々似淺、雷渡空如地、颯々風滿房、蕭々雨伴[illegible]、
天光暗無色、攪月待雖至、聽避猶殺人、心深不能寐、

游高雄　　伊藤仁齋

欲上空王殿、逸窮溪水源、秋風黃葉寺、細雨綠花村、
山徑龍蛇走、木枝虎豹蹲、夕陽吟未盡、莫負擢頭樽、

夏初遊高雄山寺　　伊藤東涯

夏木憑龍山氣佳、上方唯許白雲埋、僧居隨處々叔若、
女作尋常陋寶柴、碧水蛇行廻斷岸、古藤龍掛壓層崖、
經遊幸卜好風日、百歲人間抒壯懷、

高雄の尾崎坊にて　　宗　祇

衣織る霞も白したきのいさ、

神護寺の兩界曼荼羅は弘法將來品とぞ、春日基光筆十二天十二幅、春日隆信筆重盛賴朝等肖像四幅、山水書屛風一雙、今國寶とある、文覺上人之神護寺緣起一卷は後白河法皇御手印を捺したまへる者にて、古文書中比類なき品とす、佛像亦稀品多し。

槇尾（マキノヲ）

高尾の東北にあたり、清瀧川屈曲兩尾の間を流れ、西明寺あり。中興自證上人は泉州槇尾山僧なりければ此名あり

西明寺（サイミヤウジ）

建治年中自證上人建立、衛後廢して神護寺に併せしを、慶長年中神護寺明忍律師重興す。元祿に及び江戸將軍桂公(桂昌院)堂宇修造の資を投じければ、大に土木を役し今三尾中推して第一の伽藍と爲す。景致亦佳なり　西明寺は今眞言律宗學なり、初め弘法上人神護寺智泉開基中興、自證愛染明王を安置して平等心王院と稱したり、重興の後は釋迦像を置き檜廚子中に在り。名勝志京華要誌

栂尾（トガノヲ）

高尾の東北相去る十町許、高山寺あり秋楓の名所なり　或遊記にいふ、三尾の地栂溪を以て第一と爲す、栂溪の勝、山谷深邃、淸水曲折、山を繞りて流る、楓樹千章、水の兩岸を挾み、板橋あり白雪と云ふ、二丈許、絕澗に架す、橋下奇石多く、狀奔牛駭馬の如し、水勢激注石の過むる所と爲り、雪花と爲り織文と作り、潭水淳畜、青藍染めたるごとし、橋を渡れば一禪境を得、(高山寺)規模宏壯、地形最高、全地の景勝悉く目下に在りと、栂尾茶は由來久し、建仁の比榮西和尙入宋の歸途茶實を獲て之を筑前背振山に植ゑ、又餘種を高山寺明惠上人に贈る、是より栂尾の茶園日に盛大に赴く　庭訓往來に我朝產茶名山者、栂尾爲第一也、神尾寺是爲補佐、高山寺々說云、上人始種茶實、深瀨三本木爲稱首、深瀨在橋東北(名勝志)

高山寺に詣で、清瀧川のほとりにてよみける　　岡屋攝政

世々を經て濁にしみし我心きよたき川にすゝきつるかな、(玉葉集)

栂尾山歌　　賴　山　陽

霜楓歷逕雖異水、溪淺一橋如通寺、晨磬消翻路猶濕、
剝魚聲隔錦雲裏、[illegible]野庭、浮遣石隣猶可指、

一自法雲前後否、鸞後蘇得世界無、匠洗扇血臨寒古、
想憶予康詩對暖、一樹喚醒英靈夢、九世傳經兵治哀、
君不見傳圖猛石虎如海鴎、執若此尖化八月、沒時如己
此橋入、音[illegible]葉鳴、且作尋常畫千古、不妨又呼
雪乳圖、

高山寺（カウサンジ）

栂尾に在り、眞言宗、建永元年明惠上人高辨開基、華嚴宗弘布の名藍なりしが、寛喜年間に頽廢せるを以て遂に衰殺す　高山寺明惠は學德才器共に高く文覺に師事し、行業世に著る、夙に[illegible]山重忠夫人に出離要道を問ふことも見え、著聞集に高辨の奇特北條武藏前司泰時之と政治を談ぜる事あり、堂宇は中世以後頽亂したるもなほその舊規の幾分を存す、所藏古文書は高辨在世の比のもの擧手として存在す最貴重すべし、開山堂は後鳥羽上皇の賜ふ所賀茂石水院を移したる者と云へば、其制も當日の遺構なるを知る

高山寺々藏、鳥羽僧正の鳥獸戲畫四卷、將軍塚築造圖一卷、藤原信實書華嚴緣起六卷（同書明惠上人法助准后道家兼經公經等數人合作）は世に著れし神品なり、明惠肖像文覺肖像忠亮肖像又春日住吉の神影皆稀世の畫幅とす、佛像乾漆造藥師如來を初めとし木銅の諸作あり、銅佛皆小軀にて寺傳に西然作と云ふも、其一軀の銘に彰州路信豐與云々とあり　平安通志一

元亨釋書云、高辨居於栂尾、此地古練若廢弛久矣、乃復院宇、承元二年歸紀州、四年又歸栂尾遂寂、高山寺緣起云、此當寺者本是號爲愛宕山之一號、神護寺之別院、荒蕪歲舊、而明惠上人住居、佛日再留影、法雨重播潤、土御門院建永元年被下院宣、（後鳥羽院）以栂尾山內賜明惠上人、永爲華嚴興隆之勝地、寺號高山、後堀河院寛喜二年被下太政官符、定四堺榜示　凡華嚴宗は奈良朝に東大寺に其教僧あり、平安京に及びては高辨崛起して一世に宣揚し、弟子喜海道證等ありしと雖も遂に久しからず、藤原信實は其父隆信の衣鉢を傳へ畫壇に歌人たり、信實は丹青の技世に冠し北野緣起華嚴僧緣起後世に傳へて尤神品と稱す、信實承久の亂に後鳥羽上皇に供奉し一旦栂尾に入りしに、上皇遠島に遷されたまへるより、俄に發心する所ありて山中に捨て去りまして蓮華谷に籠る、蓮華谷に古墳多く、其[illegible]乙經じ、又繪師宅磨法眼勝賀も同時の人にて明惠に歸依し其墓この山中に在りとぞ　[illegible]錄云、天慶三年天台座主尊意、將小北山有陶遠堂、號日度賀尾寺、號彼道場石院等也、

小野（ヲノ）

今小野鄕村と云ふ清瀧川の上游にて、愛宕郡鷹峰村の西に在り。西に越ゆれば丹波國（北桑田郡周山村）とす、中川村あり、又小野の中とす。東河內に小野鄕の[illegible]神社あり祭る所は惟喬親王[illegible]とふも信ずべからず、蓋小野氏は大和春日以來の古大姓なれば其一族の占居せし所のみ、北に桟敷ヶ岳あり　此地は駄運して鷹峰村に出づべく、水運せば下嵯峨に通ず、故に木材薪炭の類を造り以て京師に貢輸す、北山木と稱す。

杉坂（スギサカ）

小野鄕村の東南にて、鷹峰村の通路なり、此坂路は京師北方の一絕險なれば、兵旅行客の常に忘る能はざる所とす、太平記以下の軍書に數々出でたり、（長坂同所く今に驛舍なり

去洛里許有一山村、雜花夾路、問其名則曰杉坂也、余笑云、名實相反世之常也、
詞雨出城行少西、烈明桃晴望如迷、爲花設險山家路、不許風吹逐馬蹄、（半陶稿）

落川（オチカハ）神社は延喜式に列す、今小野鄕に在りて落葉明神といふもの是也と山城志に見ゆ、落川も古地名なるべし。

小野炭や手習ふ人の灰せせり、　桃青

愛宕山（アタゴヤマ）

[illegible]峨村の西北に在り、葛野郡北隅の大嶺なり拔海九二〇米突を標す　嵯峨村の鳥居本より登ること五十町、絕頂に神社あり（白雲寺）、地なり、[illegible]寺あり西方に水尾陵、水尾里あり、北に降れば北桑田郡細野村也　此山國界にあたり古[illegible]南丹波に屬したり、故に山名は神名阿多古に因み、西麓[illegible]南桑田郡千歲村（愛宕村）に在りしを、別に山上に祭り僧徒奉仕し愛宕權現と稱すと　惟ふに[illegible]名愛宕郡名愛宕其號皆異なれど同本に出で、相轉せるのみ　又神祇拾遺神社啓蒙等に山神は本愛宕郡愛宕村の東に在りと云ふ、則其賀茂松尾一類の名にて、上古此地占居の民族の氏神たるを知る、今も嵯峨村下嵯峨村の氏神たり、而て僧法者流之を地藏に託し、神道家亦火燧に假る、皆中世以降の訛說に出づ、佛家道天狗を說くに至りては最も絕なるかも　愛宕山一名白雲（ハクウン）山、々中五峰あり　朝日、大鷲、高尾、[illegible]、龍上　故に又五峯の目あり　愛宕山の開創を泰澄小僧都慶俊とす　下學集拾芥抄

我宿はそなたを見てぞなくさむる誰か仇子のやまさ名つけん、　玉吟集　　藤原家隆

登愛宕山　　山崎闇齋

空手徒行登宕巔、風雲相語路先後、碩夫自古稱災祥、
愚將刻今還勝負、願與宮房鞏地藏、且驅杉怜制天狗、
山神使者飛禽清、妙用顯然君既否、

愛宕神社（アタゴ）

嵯峨村より西北行、試坂を越え清瀧河渡猿橋あり山路稍險にし　[illegible]に向ひ愛宕原を過ぐれば石階を踏み登攀し社前に到るべし、山路五十町と稱し、杉檜路を蔽ふ、明治の初年權現の稱を停め供僧の寺（白雲寺）を廢し火神を祭る所とす、蓋此神に祈るに火を避くることを以てせば必驗ありと云へば也　避火の事三才圖會雍州府志に見ゆ　三代實錄、貞觀六年、丹波國愛宕

護神授位、同十四年加位、元慶三年阿當護神敍位とあるは延喜式桑田郡阿多古神社にして、今千歳村國分鎭座の者にあたる 而も此山廟は同書元慶四年阿當護山無位雷神破无神並授位さある者にして、同神別所さす、蓋皆松尾同類の威靈さす。初め修驗道者此に修行し神佛並祭したるより七高山の一さなり途に盛大を致し、愛宕權現勝軍地藏太郎坊天狗等の名著る 本宮(端之御前)若宮(奥之御前)の二殿あり、奥之御前即雷神破无神にて松尾の同類さす、本宮は後世追配にて佛者謂ふ所の本地堂(勝軍地藏)のみ

釋家官班記云、七高山阿闍梨、近江國比叡山、比良山美乃國伊吹山、山城國愛護山、攝津國神峰山、大和國金峰山、葛木山、毎年給穀五十斛、有承和三年宣旨、春秋各四十九日、於件山修藥師悔過、祈天下五穀也 朝野群載云、法橋上人位齋然(清涼寺住僧)望七高山阿闍梨奏狀曰、愛宕五峰、因准大唐五臺山、東爲鎭護國家、毎年擬神宮寺(白雲寺)可修文殊秘法、即便奏聞、申置阿闍梨了、康和五年八月、按するに七高山修法の因は上に條にて明なるか、又日本紀略、天元五年左近衛少將源惟章有近衛將監源遠理愛宕權現に於て出家さ見え、歴代編年集成に永延二年愛宕山戒壇建立宣旨は延暦寺の訴訟に依り停改せらるゝ事あれば古より僧徒競望の名地たるや曉然たり 一説平安京遷都以前に河内僧慶俊山を開き、旦那は和氣清麿なりさ、(下學集元亨釋書)之に因れば高雄神護寺さ同開基たるを知る、神社考にも愛宕山五寺(高雄神護寺朝日白雲寺鷲峰月輪寺龍上日輪寺鍾倉傳法寺)同開基さす (〜修驗道の天狗談は固さ七高山秘法に胚胎する者歟。 盛衰記云、柿本紀僧正は日本第一の天狗さ成て愛宕山の太郎坊さ申也。 積礫集云、世に云ふ愛宕太郎坊は柿本紀僧正眞濟(空海上人)なり。異稱日本傳には登壇必究の愛宕山靈德地藏を撹き論述する所あり) 神社考云、世傳愛當山神者日羅之靈也、或云大寶年中役小角欲上此山、有雲遍上人者、住嵯峨之奥、小角同行、到淸瀧之上、雷鳴雨降、二人秘呪密言、俄而天晴、地藏龍樹富樓那毘沙門愛染五佛放光、天竺ニ大天日良唐土大天善界日本太郎坊、各將其眷屬現于大杉之上、有九億四萬餘天狗、神頭鬼面、披毛戴角、告二人曰、我等二千年前靈山會上受佛附屬、成大魔王以領此山、因置五岳、曰朝日峰曰高雄山曰龍上山曰鎌倉山曰大鷲峰、立神廟於朝日、雲遍更名泰澄。

白雲寺址(ハクウンジ)

今愛宕神社同境にして、一名朝日峰さ云ふ、即供僧寺にて地藏の本地堂なりしが神佛混交を禁ぜられし際寺號停止せらる。

題白雲寺　　　　伊藤東涯

白雲深處白雲寺、磴道盤紆入碧空、仰日樓臺超象外、遙聞鷄犬在煙中、前溪水漲知經雨、老樹陰森不待風、一十六州歸眼界、却疑身座上淸宮、

いさ行きて朝日の嶽にやさりなん小倉の山は春くれぬべし、(歌枕)　　道命法師

月輪寺(クワツリンジ)

朝日峰より東へ降る十三町を大鷲峰(オホワシ)さ稱し月輪寺あり、直ちに高雄神護寺の上方にあたる、登臨最開濶の地なり、謂ゆる十六州の山河目前に呈す、寺より東南に降れば淸瀧川に至る、其間に日暮瀧(ヒグラシ)あり一名空也瀧さ曰ふ、空也上人此に修行の跡なれば也さ河海抄に見ゆ(元亨釋書云、仁鏡、聞愛太子(アタゴ)山地藏龍樹攝化之地、不下唐土五臺、往居大鷲峰、晝夜讀妙經、今昔物語同之)衆妙集(細川玄旨)云、愛宕山より月輪にまかりて秋たち二日さ云に下山しける、道に瀧の有けるに折節名にたがはず鳴ければ云々。

水尾(ミノヲ)

愛宕山の西溪にして、淵水は朝日峰の西より發し水尾の村家を經て屏風岩さ字する地にて大井川(保津川)に合す、長一里許、水尾村は今嵯峨村に併するも、相去るこさ一里、絶壑の間に孤立す。淸和天皇遜位後此に山居したまふ、藤原基經常內宴に侍して其賜衣を着ければ「醉望西山仙駕遠、微臣淚落舊恩衣」さ賦したるも此際なるべし。

うちつけに水の尾の山の秋風を岩間にたぎつ音かさそきく。(夫木集)

水尾山陵(ミノヲヤマ)

淸和天皇の御陵なり、山陵志云、水尾山、本丹波國地、今隸于山城、有寺號圓覺、舊是京東粟田道場也、淸和帝落飾入道、卜水尾之山爲終焉之地、既而歸京崩於圓覺寺、故取寺號以奉祀焉、有遺詔不置山陵、延喜式由此無載、然里老相傳、皆指圓覺寺西北小岡、爲山陵所、其間隔一溪此也。(通志云、今兆域八百坪、老樹陰森五輪塔を置く)三代實錄云、元慶四年三月、太上天皇巡幸大和攝津名山佛壠、廻御水尾山寺、八月遷自水尾山寺御嵯峨栖霞觀、以水尾山寺有營造佛堂、十二月自勝尾山歸於海印寺、俄而入丹波國水尾山、定爲終焉之地、遷於圓覺寺崩、奉葬愛宕郡上粟田山、奉置御骸於水尾山上。

高田鄕(タカタ)

和名抄、葛野郡高田鄕。名勝志云、高田村在大井川東、太秦坤、應永古文書高田道祖神云々。高田村は下嵯峨村の南梅津村の北なり、明治七年嵯峨野村さ改稱し、同廿二年太秦村へ併す、古の高田鄕は梅津村を包有したる者なるべし 姓氏錄云、右京諸蕃、高田首、出自高麗國人多高子使主也。

梅津(ウメツ)

梅津村東西の二聚落さ爲る、其西に梅津宮あり、其東に長福寺あり、桂川其南を繞洄す。梅津の村路は京都四條の末に方る、明德內野合戰の時山名滿幸は梅津を渡り進戰したり。

師賢朝臣の梅津の山里に人々まかりて、田家の秋興といへる事をよめる、　　紀　信

夕されは門田の稻葉音つれて葦の丸屋にあきかせそふく、(金葉集)

桂川かは添柳なみかけて梅つははやく春めきにけり、(名寄)

梅津　　　　　　　　忠　通

長安十二衢邊宅、名者納言昔引朋、西北額山部縣外、東南陣塔兩三層、立望仙洞雲披閣、老訪禪林嵐響應、桂水梅津光有意、花如白浪月如氷、(本朝無題詩)

梅津にて桂川を梅津川と呼ぶ、

梅津川井堰の水にもるなかさなりにける身を待ぞ恨むる、(夫木集)　　　　和泉式部

長福寺(チヤウフク) 東梅津に在り、南面水に臨み寺域廣敞なり、臨濟宗に屬す　寺傳、初め仁安三年眞理尼創建眞言宗たり、暦應二年梅津邑主右衞門尉清景、入元僧月林(普光大幢國師)を請て再興開山と爲し大梅山と號す、足利氏の時制して禪刹十寺の一に列す　別傳院は花園帝の御影堂とす、帝嘗て月林に歸依し參禪あり

梅宮(ウメノミヤ) 西梅津に在り、今官幣中社に列す　延喜式云、梅宮座神四社幷名神大、又二十二社第十七に班す、嵯峨帝皇后橘氏の祭る所にて其祖神なり　名勝志に、檀林橘太后、祈神有孕、遂以當宮清砂、敷御座下、生兒仁明帝是也、世人今産月、取當社砂、佩帶襟者、其遺風也」と、謂ゆる産土(ウブスナ)の語に附會せる古事ならん、所祭の四座は酒解神酒解子神大若子神小若子なり。酒解(サカトケ)は相樂郡より移來る者にて、即橘氏の祖神なるか、若子(ワクコ)は伊勢國度會より相樂に移し、又此に移す、蓋橘諸兄の母縣犬養三千代の祖也。(諸兄其子奈良麿、其孫清友、清友女嘉智子、則爲嵯峨皇后、生仁明)名跡志梅宮舊記を引き「大若子伊勢度會神主遠祖加夫良居命少若子其弟云々」神の名勝志引舊宮圖會に度會郡に在社(栗瀬村)縣社(高向村)二あり相傳ふ、橘三千代の由緒ある神とす、此に若子とある者即是也　酒解の緣由は神祇志料に詳にす、曰く、酒解神若子神小若子神初め相樂郡拮山(ナキヤマ)圓提寺に在り、諸兄の母縣犬養橘三千代之を祀る、仁明天皇の御世に及て此神天皇に祟り座る山御下に出で、復宮人に託て宣はく我は天子(スメラミコト)の外家(ミハハ)の神なるに大幣に預らしめ給はざるは如何(イカン)ぞやと告給ひしかば、天皇甚だ畏み來り大社に准へて嚴く神社を造り年毎に祟め奉らむとせしを、橘嘉智子大后聽し給はず唯國家に祟る事畏しと詔て近く葛野川頭に移祭り、自ら其地に幸して拜祭り給ひき、是今の梅宮祭なり(色葉字類鈔引橘氏譜牒)又云、

拔本書注に、縣犬養大夫人其子藤原光明子乙牟漏王女共に洛陽葛野川頭に祭りしを後相樂郡拮山に遷祭るとあれど、拮山は佶遠ければ復葛野に移すべき由なし、若しもと葛野なるを拮山に移し仁明天皇の時また葛野に移たりと云へけれど、延喜式を按するに橘諸兄公の曾孫淸友の墓拮山にあり、こは蓋相樂郡は橘氏の本居にして縣犬養氏も其近きわたりに住たりけむ、故に橘氏外家の神を氏神として彼拮山に祀られしを卸て都近き葛野川頭に移せし事著し、故今之を訂せり。

承和三年梅宮三座授位の事あり、同十年三座の外に白玉手祭來酒解一座あり、(續日本後紀)玉手は相樂郡平尾綺田二氏同族にして亦橘氏の居所なるべし、玉井手の略歟。

太秦(ウヅマサ) 太秦村は(大字常盤谷中野嵯峨野等を除く)葛野の親里(オヤサト)にして葛野郡葛野鄕即是なり。應神仁德の御宇に方り融通王秦遺民百二十七縣の衆を以て韓國より來投し諸方に安置せらる、秦氏(ハタ)と號し世々知巧を[illegible]、[illegible]秦氏[illegible]し、秦氏の人く機織を善くす、[illegible]雄略帝の時秦公酒あり姓を禹都萬佐と賜ふ、酒の裔孫川勝あり聖德太子に仕事し佛法を興隆す　[illegible]に山城國は往時賀茂松尾の兩神祇あり[illegible]、秦氏來住に及び益開明を加へ[illegible]、[illegible]を啓く、吾古家の最留意すべき所也

姓氏錄云、左京諸蕃太秦公、秦始皇帝三世孫孝武王之後也、男功滿王仲哀帝八年來朝、男融通王(一日弓月王)應神天皇十四年來朝、率百二十七縣百姓歸化、獻金銀玉帛等物、仁德天皇御世以秦氏分置諸郡、使養蠶織絹貢之、天皇詔曰、秦王所獻絲綿絹、朕服用柔軟溫煖云々、雄略天皇御世、秦公酒絲綿帛悉積如岳、天皇嘉之、賜號禹都萬佐號　又山城諸蕃秦忌寸、太秦公同祖、秦始皇天皇(諡仁德)御世、弓月王男眞德王、次普洞王、時姓日波陀、今秦字訓也、次雲師王、次武良王、普洞王男秦公酒、大泊瀨稚武天皇(諡雄略)御世、普洞王時、秦民摠被劫略、今見在者十不存一、請遣勅使檢括招集、天皇使小子部雷、率隼人等、搜括鳩集、得秦民九十二部、一萬八千七十人、遂賜酒、爰率秦氏、養蠶織絹、盛詣闕貢進、如丘如山、積畜朝廷、天皇嘉之、特降寵命、賜號曰禹都萬佐、是盈積有利益之義、役諸秦氏、搆八丈大藏、於長谷宮側、是時始置大藏官員、以酒爲長官」此禹都萬佐の稱は略雄紀に「充積朝廷、因賜姓、曰禹都萬佐、注曰、一云禹都母利麻佐、本盈積之貌也」とあり、古語拾遺には「宇豆麻佐、古語隨積埋益也」と云へり

太秦に詣給ひて、よしある局に遣しける、　　元良親王

立寄ばちりたつはかり逝と聞をなどもろこしの心地のみする、(御集)

（葛野國府址）

（市河）

蜂岡

廣隆寺の地なりといふ　日本書紀、推古帝十一年、皇太子謂諸太夫曰、我有尊佛像、誰得是像以恭拜、時秦造川勝進曰臣拜之、便受佛像因以造蜂岡寺。太子傳（書紀通證所引）云、太子臨楓野大堰而宿、造假宮於蜂岡之下、後爲寺。神皇正統記云、昔聖德太子蜂岡に登りて、今の都を見めぐらして、四神相應の地なり百七十餘年ありて都を遷され侍るまじき所なりと宣ひけるとぞ、申傳へたる。

山代の分國の初には國府相樂郡なりしならん、其後北に移して葛野郡に置かる、以て延暦十六年に至る。日本紀略に、延暦十六年、遷國治於長岡宮南、以葛野郡地勢狹隘也と、按に本國遷都に就きて國治も移されし者の如し。其府址は國郡沿革考に今京極村大字郡即府址にあたり、遷都後右京接近せる故に乙訓郡に移すとあれど、郡は郡家の地にて國府は別に太秦に在りけん、市河の字太秦に存す。市河は諸國々府の市の邊には多く其名あり、以て推斷すべき歟。市河ば太秦の小字なり、市河神鎭座す　廣隆寺資財帳云、延暦十八年葛野郡四條郊田里、（高田にや）四條荷構里、五條荒蒔里、五條市川里、七條牛養里　三代實錄、貞觀十三年、市河神授位。山城志云、市河神、在太秦屬邑市河西、今稱辨財天。

久受原は太秦村の南桂河邊歟、古墳散存す　三代實錄、貞觀十三年、制定百姓葬送放牧地、其一處、在葛野郡五條荒木西里、六條久受原里

廣隆寺

太秦に在り、聖德太子開基、秦川勝創建、一千二百年の名藍にして京都第一の古蹟とす、今や荒破の餘と雖、像寶猶觀るべく、最感懷に足ると云ふ　宗旨は眞言兼三論なりしが今眞言に歸し古義派の一本山たり

日本書紀、推古帝十一年、奉造川勝受皇太子尊佛像、因以造建蜂岡寺、同三十一年、新羅貢佛像一具、即居於葛野秦寺。朝野群載、廣隆寺緣起云、廣隆寺字秦公寺、一名蜂岡寺、小墾田宮御宇、推古天皇、即位壬午之歲、奉爲聖德太子、大花上秦造河勝所建立。資財交替實錄（現寺藏本）云、推古天皇治天下卅歲、歲次壬午大花上秦河勝奉爲上宮太子所建立。拾芥抄云、廣隆寺、東寺末太秦、又號蜂岡寺。廣隆寺梵鐘銘云（名勝志云、此鐘今在西本願寺、梵字仁和寺法親王、銘藤通憲、）大廣隆寺者、上宮太子濫觴之、秦河勝草創之、本朝之佛法發始、此地之繁昌破今、靈驗奇異言語道斷、事在前記、不須後說、於是久安六年正月十九日、仁祠忽逢回祿之殃、住侶空愉欒巴之術、雖悲靈寺之爲灰、唯感驗佛之免煙、方今佛閣僧院[illegible]滅、悉尋基趾、新加修復、故鑄洪鐘、即作銘（倚陰陽兩文の梵字四十八行を刻す）

廣隆寺今存する所は桂宮院講堂藥師堂太子堂及び仁王門十輪院等なり、中にも桂宮院は初創以來所替なしと稱し、講堂は永萬元年落慶、藥師堂は文明五年重修の者とす、安置の諸佛像は謂はゆる靈驗奇異言語道斷是也。秦致貞筆聖德太子繪傳　款云延久元年、四幅、能患法師繪傳（土佐行長筆寂蓮法師書）一卷、資財交替實錄二卷、（平安通志云、卷中に貞觀十五年一卷、仁和二年一卷の語ありて、滿紙秦公寺印を押せり、此二卷は即貞觀仁和の物にて、古刹希覯の珍書なり）十七條憲法一卷は足利義輝書と傳ふ。

太子堂は講堂の北に在り、聖德太子を祭る、歷朝々廷より御衣を獻せらる、靈佛乾漆如意輪像一軀（長三尺）塑造藥師如來一軀（長四尺五寸）木造毘沙門天一軀（長五尺五寸）共に千古の妙好像なり　本堂は今假金堂に充て檀像藥師を置く、緣起云、立像三尺、乙訓郡向日大明神權化神作也、清和天皇貞觀六年、御惱之時、勅廣隆寺道昌僧都祈禱、道昌奏曰、願德寺藥師像有靈驗、奉迎云々、日本後紀曰、延暦十三年、遷山城國乙訓社佛像、於大原寺。即是像也。十二神將、（十二軀長三尺八寸）緣起云、件尊像者康平七年甲辰丹後守資長奉作之、佛師長成法橋。又廚子三尊銅造三軀あり、三國傳來と稱す。

講堂、緣起云、大講堂五間四面、丈六彌陀如來像、大安寺僧賢溢作極樂生身如來也、萬壽元年放光。續古事談云、阿彌陀堂の中尊は稽文會が造れる也、惠心僧都の夢に極樂の阿彌陀佛を拜まんと思はゞ此佛を見奉れとありけり。其かみ光を放ち給ひ寺僧火事かと驚きさはぎけり。今講堂は赤堂と呼び丹堊を塗る、古の放光佛大講堂は久安の火に焼け靈佛も免るゝ能はざりしにや詳ならず、今不空羂索像あり木造高一丈六尺、亦一佳作とぞ。講堂の側に機織祠あり、秦氏の造帛の名を傳ふるならん。

塔頭十輪院、太子堂の西、本尊地藏菩薩（俗に埋木佛と稱す）を奉す　寺中の廢址は大塔平等寺實相寺隆城寺等あり。百練抄云、承安二年、廣隆寺内塔供養　名勝志云、三重塔婆一基、（今在十輪院庭中、礎石獨存）五重塔婆一基、日寶塔院并廢　平等寺、三代實錄云、貞觀元年中納言平朝臣高棟奏請、別墅在葛野郡、以爲道場、賜額平等寺、詔許之　毘沙門堂記錄曰、平等寺、葛原親王建立、在廣隆寺西　實相寺緣起云、眞濟僧正建立之、紀納言等一類氏寺也。（眞濟紀氏子、父曰御園）三代實錄云、元慶七年、紀伊郡墾田一町二段、返給實相寺。隆城寺緣起云、又名紀伊寺、本爲孝德天皇秦河勝弟相賀奉造之。三代實錄云、貞觀十七年、少僧都道昌遷化於隆城寺別室。

桂宮院

聖德太子の御像、及び百濟國所獻觀音、新羅國所獻彌勒、隋國所獻阿彌陀等を安置す　八角の一字、毎

面二間五尺、檜木造、屋上寶形檜皮葺也（面積今尺五坪三分）世に稱して推古帝十一年創建のまゝと爲せど、平安通志に、當寺傳來の中觀上人桂宮院勸進帳に據れば大治年中待賢門院御願、再修の者の如しと、然れども再修の時舊形を模したりと想はるれば、亦以て創建の當時を推知するに足らん歟、太子御容（木像三尺八寸）及本尊（如意輪觀音木造長四尺三寸、日本書紀に見ゆる太子所有の尊像にして川勝拜受以て本寺を起したる者是也、今國寶に登錄す、寺說には太子親作と爲し、扶桑略記には推古帝十一年百濟國奉貢觀音像なりと爲せり）彌勒塑製長二尺七寸、寺說には百濟國奉貢、川勝拜受の尊像なりと爲す）阿彌陀銅造長四尺四寸、寺說に隋帝煬帝の奉貢と爲し、蒼然たる金色掬す計りなり、元亨釋書に「川勝建蜂岡寺安像阿逸多」とあるは斯如來を指すか歟、堂前に石造燈籠あり太だ古雅なり、世に太秦形と曰ふ、龕の左右面に松竹を刻み、中面梟を刻す、柱銘云「清心名泉、顯末期、大治三年三月、信濃國住丹波大藏藤原貞重」

桂宮院（出于空華集）　僧　義堂

古寺經過感替隆、老僧爲說昔年功、三韓大士來傳法、百濟眞人去御風、白髮桐煙金佛像、黃昏鼠走石燈籠、祇陀太子千秋後、捨樹還誰把殿宮、

舊時樓閣勢穹隆、結構當年費幾功、隋國傳來留瑞像、衡山歸去仰高風、衙蜂釀蜜仍殘蠟、放鶴沖雲已出籠、愧我不才追二老、題詩繫杖到蠻宮、

桂宮院を一書楓宮院に作る、桂楓古訓加豆良通用し、葛と相同じ、倭訓栞云、神代紀杜樹をカツヲとよめり、古事記には楓樹とも香木とも書く、新撰字鏡には椿字を充つ、倭名鈔には楓（乎加豆良）桂（女加豆良）と注したり、彼杜は桂の誤とも云へり、今昔物語に「天暦の震旦より渡りたる僧あり、桂の宮の杜木を試て、唐の桂心に勝れりといひし」よし書けり、倭名抄の桂も此物にて今の菌桂なるべし、古より神社には必此木を植たりと見ゆめれば、たもくすたも泛く指たる物ならむ。（松尾の條を參考すべし、主として加豆良と云は鄒肉桂歟）

大酒（オホサケ）神社

廣隆寺の伽藍神にて域内に在り、太秦公酒を祀る秦氏の統領なり。廣隆寺明應八年緣起にに「大酒大明神者、秦始皇之祖神也、功滿王來朝而化渡之」とあり、不審　延喜式、大酒神社元名大辟神　續日本後紀、嘉祥二年大辟神社授位、以屢有靈驗應祈也　日本書紀云、雄略紀（十五年）臣氏分散臣連等、各隨欲所使、勿委秦造、由是秦造酒甚以爲憂、而天皇愛寵之、詔聚秦民賜於酒、仍領率百八十種勝、奉獻庸調御調也、絹縑充積朝廷因賜姓曰禹豆麻佐、一云禹豆母利、皆盈積之貌也。牛祭は大酒の神事なり　和訓栞云、桂宮院大辟神社は秦氏の祖先なり、毎年九月祭の前夜牛一頭に多く繩をつけ承仕の僧に紙烏帽子紙假面を着せ繩もて腹を卷かせ彼牛に乘せて之を牽廻るなり、是は列異傳に曰ふ秦文公の立られたる陳寶祠の事に據たるなるべし。一說に牛祭は摩多羅神を祭る法にて、慈覺大師入唐の時之を傳へたり、五大尊を表する五人の役者を五牛に乘せ異形風流の裝を爲し牽廻る、終には祭文を讀む、文章は俳諧を以て成り、頗奇篇なり、（社會事彙）

木島（コノシマ）

太秦村に屬す、廣隆寺の東五町許り村路の北なる平林なり。延喜式の木島座天照御魂神社此に在り。東鑑、承久三年官軍三浦胤義の妻子太秦に在りければ胤義之に赴き、東軍に邀せられて叢祠に入ると云ふも此なるべし。

木の島の森の下水ひきかけてしめのやたりに早苗とるなり、（夫木集）　後九條家內大臣大夫

都名所圖會云、蠶養社は天照神の東に在り、西には清水ありて世に元糺と云、名高き所なり、按ずるに此に蠶養社あるは太秦氏の奉崇する所なるべし、名跡志に木島森は廣隆寺の鎭守と云ふ。又清水あるは夫木集に下水と詠ぜる者にて、三代實錄、貞觀十三年、清水神授位とあるは此歟、同十二年野宮齋院の新錢を梅宮宗像（松尾村）清水堰小社の諸神に獻ずるあるも同じ、按、蠶養祠は木枯神の舊蹟、山城志云、木枯神、之を存す、貞觀四年授皇太后宮木枯神從五位下者此、廣隆寺傳、神六前、大酒木枯木島三神并預員、木島祠、古來四道學者最所崇信、事見文德三年文章生兼備中連文、清氏枕艸子に木枯森の名見ゆ、六帖には

君こふと我こそ胸をこがらしの森とはなしに影になりつゝ。

（木枯森）

天照御魂（アマテラスミタマ）神社

延喜式云、木島坐天照御魂神社、名神大、神社志料云、大寶元年勅天照月讀兩社神稍を中臣氏に賜ふこと續日本紀に見え、大同元年許志摩社に神封九戸を寄し奉ること新抄格勅符に見ゆ　按ずるに木島森は書紀通證に「舊事紀、饒速日尊天降時供奉防衛三十二人中有日神命、日對馬縣主等祖、日本書紀顯宗卷、日神月神著人曰、我祖高皇產靈有奉以盤余田對馬下直待祠、延喜式葛野郡月讀神社（今松尾村）天照御魂神社」と、然らば松尾の月讀同類にて高皇產靈の苗裔神也、伊勢大廟と混ずべくも非ず、延喜式對馬國高御神社阿麻底留神社と同く壹岐對馬の縣主等の祖なり。（磐余は大和國に在り、然らば此神初め彼地に在り、十市郡目原御魂神是歟、又按ふに天照御魂神は攝津島下郡新屋には三座を祭り、其二は伴馬立天照神伴酒着神なり、馬立は大和十市郡の地名に似たり、太田市の目原鄕是なり、新屋も太田を別名とす、酒着は山崎天王山又梅宮に祭る酒解と同じかるべし、）木島神は貞觀元年授位の事三代實錄に見ゆ　一說饒速日尊を祭ると

葛野郷

和名抄、葛野郡葛野郷、訓加度乃、今太秦村大字太秦、京極村大字[illegible]の地是なり。廣隆寺縁起に大秦郷と記せるは太子傳抄に楓野一名大堰と云ふに基く、即葛野郷也。

旅人の行來も見えずなりにけりかどのゝ里の今朝のあさ霧、（夫木集）　仲實

川勝寺

右京七條の地なれど今京極村と改む、蓋太秦造川勝が造立の遺址ならん歟、寺刹亡び分明ならず、名勝志云、公卿傳曰大納言藤内光、大永七年二月、西七條戰時横死、號尊勝寺、二水記曰、大永七年二月、桂川邊合戰、日野内光卿討死、彼戰場者、號せんせう寺在所也。

秦河勝の事は大秦廣隆寺を參考すべし、瀨見小川云、廣隆寺明應八年の後縁起には秦氏家系を載せ、始皇帝、胡亥皇帝、孝武皇帝、竹協王、宋孫王、法成王、功満王、融通王、普洞王、酒公、意美秦公、忍秦公、丹照秦公、河秦公、國勝秦公、河勝秦造とあり、融通普洞の間に眞德王と脱したるに似たり、又河公は大井川の堰を造れる人なるべし、名の趣によりて然もやと思はるゝなり、秦氏本系帳に見ゆる秦都理は更に河勝の裔孫にて、相繼ぎて葛野に住たりけるが因縁にて、其近き松尾の神に仕へ奉り初めしものなるべし

山城志云、川勝寺西、有津寺址、延暦十三年、帝御右大臣繼縄高橋第即此

長福寺

眞言宗、天明四年桃園帝皇后恭禮門院富子（一條兼香女）創建す、川勝寺村に在り　円院兩帝（桃園後桃園）追福の爲めに内帑を施入し尼僧を置かせらる、皓月宗繪比丘尼開基たり（平安通志二一許、此寺舊後花園帝の御願にて爾後天明中の再興なりと。

大井河（大堰）

桂河を嵯峨松尾の邊にて斯く呼ぶ、其下流にては桂と呼ぶ。政事要略秦氏本系帳に據れば秦氏の祖先葛野川に大堰を設けて水利を興したり、大堰（又大井）の稱此に始まる。秦氏本系帳云、造葛野大堰、於天下誰有此揆、是秦氏率種類、所造構也、昔秦昭王、塞堰洪河、通溝澮、開田萬頃、秦富數倍、所謂鄭白之沃、衣食之源者也、今大井堰様、則習彼所造也　臨川寺の大橋址は即堰址なりと云ふ、秦氏の祖昭王を祭りたる歟と瀨見小川に説けり（二十）。紀通證云、龜山帝召宇治里人、令造水車於大井川、見徒然草、今僧於堰還作之（轉磨碓）日本後紀云、弘仁十三年應禁制所損水邊山林事、葛野郡大井川者、河水暴流則堰堤淪沒、採材遠處還生損瀨、因茲國司量便、禁制河邊云云。

大井河行幸は嵯峨北野と同事にて延暦弘仁の昔よりこれありしならん、然れども其著るゝは昌泰元年九月十一日宇多天皇の御時よりの事とす、紀貫之和歌并に序文を獻る、

大井がは川邊の松に事とはんかゝる御幸やありしむかしも、（拾遺）

あはれ、我君の御代、長月の九日を昨日といひて、殘れる菊見たまはん、又暮ぬべき秋ををしみ給はんとて、月の桂のこなた、春の梅津より御舟よそひして、渡守を召て、夕月夜小倉の山の邊、行水の大井河の河べに行幸し給ば、久方の空には棚引る雲もなく御幸を待ち、流るゝ水は底に濁れる塵なくしておほん心にぞかなへると詔して、仰せ給事は、秋の水に浮びて流るゝ木の葉と誤たれ、秋の山を見れば織人なき錦と覺え、紅葉の葉の嵐に散りて曇らぬ雨と聞こえ、菊の花の岸に殘れるを空なる星と驚き、霜の鶴河邊に立て雲の居るかと疑はれ、夕の猿山の峽に啼て人の涙を落し、旅の雁雲路にまどひて玉章と見え、遊ぶ鷗水に住て人に馴れたり、入江の松幾世經ぬらんと云事をぞよませ給ふ、我ら短き心のこのもかのもにまどひ、拙き言の葉吹風の空より亂れつゝ草の葉露とともに涙落ち、岩波と倶によろこばしき心ぞ立歸る、もし此言の葉世の末迄殘り、今を昔にくらべて後の今日をきかん人、あまのたく繩くり返し、忍ぶの草の忍ばざらめや、（古今著聞）

圓融帝一條帝白河帝の御時には詩歌管絃の三船を分ち、龍頭鷁首の遊あり事亦千古の雅賞たり、藤原定頼の詞に

水もなく見えわたるかな大堰がは峰のもみぢ葉雨とふれども。

（嵐峽）

大井川は丹波國保津村と當國嵯峨の間に於て急灘と爲る、愛宕山其北進に居り嵐山其南岸を成し、水甃み石掣し五十町の間に六屈曲を爲す、龜頭　鵜川（水尾の委口）屏風岩猿飛　清瀧の委口）書冊　岩龍門　瀑等奇勝あり、嵐峽と曰ふ、往年角倉氏開鑿のゝち險灘纔に舟を通ず。

大井川うかぶ鵜舟のかゞり火に小倉の山は名のみなりけり、（古今六帖）　業平

保元物語云、左大臣頼長白河殿を落ち給ひ、流れ矢頸に立ちて經憲扶け進らせ、漸く嵯峨に至つて經憲が墓所の荒れたる坊に入れ奉り、明れば十二日を大臣を富家殿に見せ奉らんとて梅津の方へ赴き小舟を借り、柴木を取掩ひ桂河を下り、日暮ければ其夜は賀茂川尻に留り、明る日木津へ入り十四日奈良へ入れ進らす　村瀨栲亭嵐遊峽記云、峽自櫟谷、距丹之龜頭一里而遙、其間幽若爲觀音堂、々在半嶺、奇石爲觀瀾石、爲浪花灘（舊名大瀧）爲嵐峡（舊名猿飛）爲群書巖、爲石門關、爲烏船灘（舊名鵜河）大都山之膚肉不過二三分、而有

七八分骨格、所以爲奇、凡舟自宮津下、迅若箭、不待順時云々、

日東曲　明宋濂

伊水西流曲似環、宮闕遥映青山[illegible]、六十六州上一[illegible]、千年猶傚漢衣冠、（[illegible]山[illegible]　松下[illegible]云、[illegible]、[illegible]保伊河、嵯峨伊、龜山、嵯峨嵐山、栗田口山、さ龍山は南禪寺の號さ知るべし）

嵐山二首　頼山陽

青溪一曲水迢々、夾水櫻花影亦嬌、桂楫誰家貴公子、
落紅深處坐吹簫、春風吹雨過西溪、々上遊人路欲迷、
女伴相呼聯袂去、紅裙半濕落花泥、

嵐山（アラシヤマ）

松尾村大字上山田に屬し、大井川を北に帶ぶ、山は春花秋葉俱に賞する地にて、白沙青苔水明に山紫に峰巒濃然たり。一嶺樹木鬱蒼として壁立一千尺に及び、東面して居る、其廣延（凡二十町）甚長からざるも斜めに西北に向ひて深淵と爲る、謂ゆる嵐峡是なり。日本書紀顯宗の卷に歌荒樔（アラス）の名ありて荒樔は松尾の古名と思はるれば、嵐山は舊荒樔山（アラスヤマ）と呼べる也

あらし山これも吉野やうつすらん櫻にかゝる瀧のしら絲、（新千載集）　後宇多院

秋ふかし染めぬ梢はあらし山時雨にもるゝ青きひさえた、（正治百首）　後鳥羽院

嵐山看花　僧瑞溪

堰西三里是嵐山、二十年來百往還、人已數莖新白髮、花猶一笑舊紅顏　五鳳集

（櫟谷）

櫟谷（イチタニ）神社は嵐山の北面、大井川の南岸上に在り、延喜式内に列し松尾の末社也、續日本後紀嘉祥元年授位あり　本社幷に宗像神は松尾七末社の中なる事百練抄に見ゆ、宗像神亦同所に在り、三代實錄に見ゆる所なり。

戸無瀨（トナセ）

嵐山の淺淵を今戸無瀨（トナセ）瀧と曰ふ、古歌に大井川の一灘をば戸無瀨と詠ず自ら之と異なりと知るべし。

山城志云、二十丈、嵯峨川潭、自丹州桑田郡、流入本郡、渓流龜嵐二山峡、作二瀧、上曰龜尾瀧、下曰戸無瀨瀧、往年有角倉了意者、疏鑿二瀧、始通舟楫」と、古の龜尾戸無の二瀧今削平せられて其形跡を失ふこと明白なり、

うく紅葉ちる瀨々の色そめ、となせの瀧に秋もとまらず、（拾遺愚草）　定家

流れ行く紅葉の秋の戸なせ川堰手こす浪にあらし吹らむ、（順德院御集）

大井河逍遙に人に代りてよめる

となせより流す錦は大井川いかだにつめる木の葉なりけり、（散木）　俊頼

千鳥淵（チドリガフチ）は嵐山の下なる碧潭の名なり、土俗傳へて平家の侍時賴の情婦横笛の投水處と爲す、藤原藤房の妾左兵衛督局が沈める跡も此にやあらん

大悲閣（タイヒカク）　嵐山の西部に在り、千光寺（センコウヂ）大悲閣と稱す、幽邃の淨境なり、閣中に角倉了以の像あり、又其墓碑林羅山撰文あり、了以は大井川疏鑿の功を成し慶長中の奇傑なり。或人の句に「花の山二町のほれは大悲閣」と曰へり。

宿大悲閣　藤井竹外

石泉經雨響如崩、夜對山僧待月昇、斗戸不扃風晴入、
落花亂撲佛前燈、

嵐山は龜山殿造營の昔、勅旨ありて吉野の花樹を移植せしめられ、其時吉野藏王權現をも勸請したりとぞ、其廢墟は大悲閣の東に權現壇の字を存す。（名勝志）

嵐山城址（アラシヤマシロノダン）　土人云、嵐山の頂を城之壇と名くと、即永正中の築塞址歟。二水記に、永正二年管領細川政元の家人香西又六逆亂嵯峨の城に籠り、政元の近侍に賂して弑逆を行はしむ、四年政元の養子澄元阿波兵を以て京師に入りければ、又六嵐山に城を構へ之を防ぎ、戰敗れて死す事見ゆ、此に嵯峨嵐山蓋一處なるべし。

櫟原郷（イチハラ）

和名抄、葛野郡櫟原郷、今松尾村是なり、[illegible]に據れば[illegible]にて、櫟谷の名あるも亦此に因む、櫟とは藪子の野生するより起れる名なるべし、[illegible]

[illegible]いふごあかふめ[illegible]の由、

三代實錄云、元慶五年、[illegible]四至之内也、貞觀[illegible]

法輪寺（ホフリンジ）

嵯峨渡月橋の南にして、嵐山の東部に在り、本尊虛空藏菩薩なり、虛空藏堂と稱し眞言宗、大覺寺に屬す、廣隆寺縁起云、道昌僧都貞觀十六年葛井寺、建立佛堂、安置虛空藏菩薩、改葛井寺曰智福山法輪寺、寶慶記云、法輪寺は道昌僧都建立、時に[illegible]靈地也、旅人秦氏[illegible]虛空藏菩薩[illegible]持法を修せんとて勝地を尋ね求めけるに、葛井寺相應の地也と仍て天長六年此に參籠、一百箇日の修法したまふ、貞觀十六年山腹を割き岡谷を埋め佛閣を造て、佛像を安置す、同[illegible]能堂と申は當山鎭守の靈跡なり、天平年中に[illegible]建立しけり、其後[illegible]年中に[illegible]也上人貴賤を勸進して、[illegible]を修造して常行堂とするとかや

いつか又[illegible]遂べき法の[illegible]の山を[illegible]し出てなば（家集）　西行

松尾（マツノヲ）

松尾村は上山田（カミヤマダ）、下山田、松尾谷（マツノヲダニ）、松室、御陵（ゴリヨウ）の五大字に分る、山名松尾に出でたる稱なり、又松尾神あり、古事記に葛野之松尾坐大山咋神とあるは是也、此神上世より威靈夙に著れ、松尾賀茂兩社並稱して國の大祀とす、蓋古代大姓盛族の祖神也、

一條院の御時、始て松尾行幸侍りけるに、歌ふ歌仕ふまつりけるに、　後拾遺集　源兼澄

千早ぶる松の尾山の[illegible]今日ぞ千年の始なりける、

按に松尾祭には賀茂祭と同く葵草桂の枝をかざせり、

桂は玉葛ともよび古俗之を華鬘の類と共に頭の飾と爲せり、謂ゆる眞柝のかつら、日陰のかつら、木綿かづら、花かつら、柳のかつら、菖蒲のかつらなど皆同類なり。此桂と云は大和本草に「賀加豆具其の葉まことに白楊に似て兩々相對す賀茂の祭に用ゐる者是なり」と記し、其根は香料と爲すべし藪肉桂(ヤブニクケイ)の名あり。

誰しかも松尾の山のあふひ草かつらに近くちきりそめけん　續拾遺集

衣手社(コロモデノヤシロ)は、名跡志に舊地松尾社の東南三町許とぞ。藤社と共に松尾の末社なり。

紅にちしほや染めし山姫のもみちかさねのころも手の森　夫木集　藤俊成

藤生野(フヂフ)

名勝志云、松尾社の北法輪寺の南三町許、土人藤社と云ふ森あり、今に藤多し、此邊藤生野なるべき歟。袋草秘抄云、藤生野は山城國にあり、神の社あることし、催馬樂に詠す。

ふちふ野のかたちか原をしめはやしいつき祝ひし時にあへるかも　催馬樂

ちはや振る神か千とせを松の尾のかゝりて咲る藤生野い藤、久安百首　待賢門院安藝

松尾神社(マツノヲ)

松尾村大字上山田の南に在り、東面して山に倚る、山即松尾にて嵐山の南面たり、故に本社背に荒子(アラシ)山と錄す、上茂賀別雷神をも配祀し一名別雷(ワケイカヅチ)山と云ふ。祭る所は大山咋神(別雷之父)也、大山咋は乙訓郡にて火雷神と崇められ、近江國には比叡山王と稱へられ、其苗裔社最も多し、中世廿二社第七に班し、今官幣大社に列す。末社に三宮(サンノミヤ)四大神社等あり(瀨見小川に、三宮は三代實錄に見ゆる小神社にして、賀茂の小社宅神に同しかるべしと云へり。今按に四大神は藤生野の藤社と同じき歟、紀伊郡稻荷藤森に次ては四大神は秦大臣の訛なりと思はる、松尾の神主も下に見ゆる如く秦氏にて、稻荷の秦氏と同族なれば、其因由最明白なり、相參考すべし、)

古事記云、大年神、娶天知迦流美豆比賣、生大山咋神、(亦名山末之大主神)此神者坐葛野之松尾、用鳴鏑神者也、(鳴鏑は禊祀に丹塗矢とあり、乙訓神社及下上賀茂神社參考すべし)古事記傳云、松尾神延喜式名神大二座とぞ、一座は或は若山咋神(別雷神を云)とも或は市杵島姫とも云へり、續紀「延暦三年敍松尾乙訓二神從五位下、以遷都也」とありて其後進階の事國史に見え、三代實錄「貞觀八年加正一位」と見ゆ、江次第に「大寶元年秦忌寸都理始造立神殿」とあるは新めて美しく造り奉りしか。名跡志云、松尾の一座は當社鎭座記曰「元明帝和銅二年、山田莊荒子山於賀茂初(カモヨリ)奉(ウツシマツル)傳、氏成曰別雷苗裔神也云々」今按するに二座の一を市杵島姫と云ふは秦都理か造殿の時に配祀すと爲す者也、本朝月令秦氏本系帳に都理松尾神殿を建て宗像(市杵島媛)神を請奉り、阿禮(一云神舍、一云祭主)を立て齋子(イツキコ)を居くとあれど、宗像神は嵐山の北面に其社あれば此なる二座は必定大山咋別雷の兩神なるべし、又同書に養老二年秦忌寸都駕布を祝とせしより秦氏世々承繼して奉仕すとあり、祭儀は內裏儀式に備具す、元慶中祝部秦氏本系帳を作る、秦氏本蕃別歸化の民たり葛野郡に繁延したる比より大山咋を假り已が祖神と爲す、當時大山咋の眞苗裔は已に衰微したるを以て歟。

松尾神を猛靈と稱するは本朝月令古記等に出で、國史に參照すべし、而て後世釀酒の家に此神を祀する事特に盛にして、諺に酒力を松尾の靈に比喩するに至る、其因由明ならず。近年伴信友の瀨見小川に本社の事を述ぶる所あり。

松尾山寺址(マツノヲサンジ)

松尾に在り、創始不詳、僧延朗中興して谷堂峯堂の二と爲す、太平記、元弘三年山陰道の官軍此に陣する事見ゆ、其後廢墟と爲る、類聚國史云、天應二年、松尾山寺、僧尊隆生年百一歲、請入內裏、敍位大法師位。

谷堂址(タニノダウ)

名勝志云、谷堂最福(サイフク)寺、拾芥抄、在松尾傍、本願延朗上人舊跡、松尾社の南西方寺の北松室に在り、方一町許、今其地に延朗影像を傳ふ、太平記云、彼谷堂と申は八幡殿の嫡男對馬守義親が嫡孫延朗上人造立の靈場、奇樹怪石の池上には都率內院をうつして、四十九院の樓閣をならぶ。元亨釋書云、延朗姓源氏、但州人、大將軍義家四世之孫也、安元二年、移松尾山南最福寺、穿大池、建殿其上、建久七年、松尾祠杉中出一漆塔、其內又有銅塔、盛舍利、便於祠之南、建三層塔安之。

峯堂址(ミネノダウ)

名勝志云、寶秀朝御故書案曰、西山峯堂法花山寺、今舊跡を峯山と曰ふ、地藏院と淨土寺の間丹波國王子村へ通ふ道傍にて、峯に登る事十町にして堂跡あり。(唐櫃越の山中にや)元亨釋書云、承元々年、延朗謂門弟子曰、我當與世尊同歲、今年七十八、來年其歸寂乎、我滅後山西高峯光明出、其處我墓也、汝等識之、明年逝、西峯果有光、諸徒立塔其地、下山田の西峯を衣笠山(一名地藏院山)と云ふ、京師七條の末に當り望標と爲る、法花山寺は此に在りし歟。

月讀神社(ツクヨミ)

松尾村大字松室(マツムロ)に在り、松尾社の南三町許。延喜式葛野坐月讀神社是也、顯宗帝の時鎭座す、祭る所は壹岐縣主等が祖天月神にして、韓國の事に因いて歌荒樔田(ウタアラスダ)を神封と爲し、隨ひて其祠を建つ。名跡志云、歌荒樔田は大井川の西南岸、即松尾社東南の地たり、齊衡三年月讀社を松尾社の南に移す。日本書紀、顯宗卷云、阿閉臣事代、銜命出使于任那、於是月神著人謂之曰、我祖高皇産靈、有預鎔造天地之功、宜以民地奉我、月神。若依請獻、我當福慶、由代由是

（槿花）

還京具奏、本以歟羌横田、壹岐縣主先祖押見宿禰侍祠、書紀通證云、延喜式壹岐國有月讀神社高御祖神社、蓋事代之使于任那也、必經壹岐、則月神者、三代實錄云、仁壽三年疱瘡流行、時有神現形曰、我是大堰河上所居神、名爲月讀神、我居近河頗有泛濫之患、今欲移居於松尾南山、若能敬祭我者、災害自當消矣、帝得神語大悅、乃會廷臣祭之、隨神意遷宮於彼地、自是以來天下每有癘瘡之疫、人皆此社以祈禱、按に斯神を素盞嗚一名月讀と云神と相混すへからす、舊事紀饒速日天降の時供奉防衛三十二人の中に壹岐縣主祖天月神命あり、是なるへし　本島座天照御魂神社も同樣なり。續日本紀、大寶元年、月讀天照の兩祠神稻を中臣氏に給ふ事を錄す

西芳寺

松尾谷の西に在り、開基詳ならす、弘仁年中眞如親王（廢太子高岳）此に落飾あり、暦應に及び僧疎石中興して臨濟の禪院と爲す　西芳寺緣起云、高岳親王入當寺、爲法門號眞如、建久年中有攝津守大江師貞者、本佐々木氏後爲大江　四代孫攝部頭親秀、以西方寺、請夢窓國師入道場

西芳精舍に御幸ありて、兩株の律花を叡覽ありけるに、翌日に奉られける　竹林院内大臣

めつらしき君か御幸を松風にちらぬさくらの色を見るかな、夢窓集

同御かへし　夢窓國師

花故の御ゆきにあへる老か身も千年の春を猶も待かな、

征夷大將軍尊氏西芳寺の花さかりにおはして法談の後歌よみける次に　夢窓國師

心ある人の訪ひくるけふのみそあたら櫻のとかなわするゝ、

地藏院　松尾村下山田の西北衣笠山の下に在り、貞治六年細川賴之創建し、僧碧潭を開山と爲す　當時[illegible]大道場なりしか應仁兵火に燒亡し、自後復興せす稍破れ今纔に殿宇を見るのみ、細川賴之の墓在り

葉室

松尾村下山田の舊名なり、村の西に接して衣笠山東麓とす　太平記に曰く、官軍（大將六條忠顯）の勢見えか爲めに[illegible]下る處に、葉室大路より峯の堂（法花山寺）へ上る處に、（萩野彦六朝忠）淨住寺の前に行合ひて云々、峯堂は衣笠山頭にやあらん、葉室は葉秋の晶にて林樹の名より起れる者なるへし

藤原光頼　勸修寺流　此に山莊を營み、葉室大納言入道光然と稱す、子孫此地を領し淨住寺を重興して、其菩提所とす

續世繼云、大納言光頼と聞え給ひしは四十餘にてかしらおろして桂の里に籠居[illegible]、光頼、長寛二年出家、承安三年入滅　大系圖云、光頼號葉室、又號桂大納言

亂裏觀葉室櫻花　僧策彦

人盡名奔又利爭、花雖亂裏獻奇情、年々不改存風面、公道世間唯白櫻、

淨住寺

葉室に在り、僧[illegible]開創、葉室氏の建立なり、中絶の後、元祿二年僧鐵牛、葉室大納言頼孝と重興して禪刹と爲す　名勝志云、淨住寺傳ト葉室中納言入道[illegible]然建本寺、[illegible]住之、正慶二年圖、有本堂東向　[illegible]　舍利殿　本堂西）寶塔（二基在舍利殿南北　四十九院（一字本堂南）戒壇（四十九院東）鎮守食堂、本堂是と等也

按するに淨住寺は古の柏原常住寺の廢墟に就き造立し其名を改めたる者なり、彼葉室の稱も柏樹の森々たるより出でしや明なり（拾芥抄云、野寺藥師（柏原）延喜式七箇寺之一、以呂波字類抄云、常住寺、號藥師佛、件寺桓武天皇遷都之時、自南京令移渡此京、本御持佛也、

（址寺野）

日本後紀云、延暦十四年[illegible]七寺[illegible]、宣令七寺常[illegible]、即[illegible]又[illegible]大吉院、令[illegible]　合教文　[illegible]八年、常住寺塔、火自第五層起、延燒兩堂[illegible]小廊大門一時蕩盡、日本紀略云、天慶[illegible]　[illegible]野寺は大原野、乙訓郡勝持寺歟とぞいふ

ふけにけり霜もや置けはなかたの野寺の鐘のつきにすむ聲、續撰吟集　堯空

眞如院址　下山田の西に在り　三代實錄、貞觀年中閑大臣（内麿）の子藤良繩葛野郡の別野を捨てゝ眞如院を建て其母紀氏此に居る事見ゆ、中絶の後萬治年中日蓮宗僧日通此に一字を興し、眞如寺と云ふ、今又廢す、

桂河

上流にては大井と曰ふ、丹波國桑田郡に發源し彼地にては保津川と云、桂の渡より下にて桂河と呼ふ、釋日本紀に葛川に作り、日本後紀に葛野川に作る、古より禁河にて御膳の鮎を獻じ今に名產とす、

西宮抄云、禁河葛野川、右衞門府檢知、夏供鮎

朝なく日次備ふる生魚のゆみをはこふみちもかしこし、新撰六帖

桂渡は京都七條の末にあたり、今京極村川勝寺と桂村の間架橋　日本後紀云、延暦十八年、勅日葛野川、近在都下、每有洪水、不得徒涉、大寒之節人馬共凍、來往之徒公私同苦、宜楓佐比二渡、各置度子、以省民苦、東鑑云、文治元年、賢所神璽令著今津邊、某等參向桂河大渡之後、朱雀大路井六條有大宮、入御待賢門、渡御官朝所、

後になして都には入らんと思へはいそきもせぬ程に月出ぬ、桂川月のあかきにぞ渡る、人々のいはく此川あすか川にあらねば淵瀬更に易らさ

りけりと云て、或人の讀ヘ歌

久かたの月に生ひたる桂川そこなるかけもかはらざりけり、(土佐日記)

月夜泛桂川　　　柴　栗　山

桂水瀰秋々似水、白雲紅樹鏡中開、廣寒宮殿應非遠、一棹仙槎貫月回、

此渡口は西は大枝山(丹波路)に通じ、南は山崎(攝津路)に赴くべきを以て、南北の兵亂より足利時代には數度の戰場たり

川邊郷（カハノベ）

和名抄、葛野郡川邊郷、訓加波乃倍、今桂村蓋是なり、渡津を此に設けたるより專ら桂と呼び、川邊の名は亡びたり。

桂（カツラ）

桂村、今上野徳大寺ト桂下桂千代原の五大字に分る、桂は楓渡より起りたる莊名也、源經信(白河帝に仕ふ)桂莊に居りしことありて世に桂大納言と稱し、和歌の名匠なりつ　又歌人伊勢女の家ありて當時桂の宮と云へり、伊勢家集云、生みたりける男みこは桂の宮と云所に置きてみつからは后の宮に侍らひける。

伊勢が桂に住ける比の雨の降日つかはしける、

月の中の桂の人を思ふとてあめになみたの添てふるらん、(新拾遺集)　　　七條皇后

桂の山莊にて時雨のいたう降侍りければよめる

哀れにも絶えず音する時雨かな問ふへき人もさはぬ住家に、(後拾遺集)　　　藤　兼　房

上桂莊上野莊は東寺百合文書(文朝年中)に見ゆ、其上桂莊相論文書云、當莊者七條女院遺領十七所之隨一也、四辻入道、正應二年讓進從字多院、正和二年宸筆施入東寺畢、桂東莊北方者是也　神祇志料云、下桂の橋逸勢神社は舊左京姉小路猪隈に在りし者なり、此社平治元年上皇詔ありて祭を行はる、尤風流を盡したり、當時の人譏り淫祠なりと云き。(百練抄帝王編年記)

かつら女や新枕する夜な〳〵はさられし鮎の今よひさられぬ、(家集)　　　源三位頼政

桂女（カツラノ）と云ふ事諸説定まらず。名跡志云、桂女は古より公家武家に出入す、今尚後裔あり、桂姫桂御前など稱す他所に住むも其號を改めず。名勝志云、伏見御幸宮（ゴカウ）の神主の女を桂女と云ふは元此の里の者なりしやいぶかし、惟ふに頭に藁卷したる故に名つけたるにや、又桂の里女は常に鮎を賣り、俗傳に彼先祖は神功皇后松浦にて鮎を釣給ひし時より隨從したりとぞ。ご殘後覺云、豐太閤御香宮に詣られし時伏見神主の巫女(いわめ)公を喚び奉りけるに、公笑はせ市女は心も賢くみめもよき女房かなとのたまひ、高麗陣の首途に山崎まで送り祝ひ奉る、市女即桂女なり　日本社會事彙云、桂女と云ふは紀伊郡上鳥羽村に住み、徳川氏の時代には諸役免許、累世女子相續し其夫は他家より迎ふ、一説に男山八幡宮の巫女龜(竹腰正信生母)徳川家康に幸せられ一子を伏見邸に生む、長じて義直と曰ふ即尾張侯の祖なり、近代の桂女は其承仕の後なりと。○桂女必しも桂村の女の謂にあらず、巫女の頭に慢を着くるより起りたる稱たらん。倭訓栞には「職人歌合異本の圖、桂女頭を包みて高く結揚たる異形の女が飴を賣る體也」と注せり、又貞丈雜記には「桂と云ふは遊女なり」と斷定し、桂の里の女歟と注す、其所引の徵に云(巫女の變じて遊女と爲るは、伊勢の白拍子、嚴島の内侍など同じこ)

永祿四年將軍三好亭御成記曰、桂兩人御樣に祗候。三年中恆例記曰、千百と云女性は日野殿の桂なり。三儀一統曰、猿樂師へ禮の事云々白拍子傾城かつらなどは何も猿樂と同前也　島山記曰、此間公方の御慰みに參り歌舞などしける桂の遊女の裝束を、若君にきせまゐらせ、桂につくる云々。

桂離宮（カツラリキユウ）

下桂（シモカツラ）に在り、方三町許、東は桂川に瀕し、大道の北に在り、近年收めて離宮と爲すつ　桂宮は智仁親王の邸たりしが、近年收めて離宮と爲す。

桂御所と稱し、桂宮家の邸たりしが、近年收めて離宮と爲すつ　桂宮は智仁親王(正親町皇孫陽光院皇子)を祖とし、八條宮又は京極宮とも稱す、親王の後系屢々絶えたれと毎に皇子女の入繼あり、近年に及び淑子内親王(仁孝第一皇子)之を承けたまへるも又絶ゆ。

桂御所の造營は豐臣徳川兩氏の奉行する所也。平安通志云、豐太閤智仁親王を請ひて己が猶子と爲し、別墅を桂里に興しこれを作ず、殿舍林泉ともに小堀遠州の結構にして、宮室亭榭皆曲折刻畫を極め、樹竹水石妙趣幽微を盡さゝるなし、初め天正の末年に落成したれど、寬永年間智忠親王の時徳川氏再び小堀に增修を命ぜられ、御幸殿成る、上皇門院臨幸あり、今に三百年、依然推して京都第一の名苑と爲す

黄葉集云、寛永の比にや、八條殿智忠親王、都の西桂と知ろしめす所あり、先の宮(智仁)の御時より假の庵て置かれしを、其處しつらひ物せよとて御みづからもあまた度わたらせまして、工匠の司召して樣々の亭閣を起し、山を築き石をたゝみ、桂川を分て水せき入ろ、花の色鳥の聲木たち中島めづらしう見ゆ。

下林郷（シモツハヤシ）

和名抄、葛野郷下林郷、訓之毛都波也之、今川岡村大字下津林、桂村の南川島(川岡村)の東に在り、南方は乙訓郡なり。和名抄本郡に上林郷あり、其地遼隔して愛宕郡に近し、今衣笠村の中となる。

川島郷（カハシマ）

和名抄、葛野郡川島郷、訓加八之末、今川岡村は古い川島大岡を合せたる地にて、大字川島は其東部桂村に接す、桂川に近ければ川島の名ありけん。東寺百合文書云、正和三年、七條院領山城河島莊つ　古此に革島氏あり、革島莊南北二莊に分れ、

佐竹義昌の養子義季以來相傳の下司職を領し、近衞家の本家たり、一宮に至り三好氏に侵され滅亡す（史徵墨寶考證註四參　延喜式河島に作る）

河島墓　延喜諸陵式云、河島墓、贈正一位當宗氏（仲野親王夫人後宇多帝外祖母）在葛野郡　名跡志云、河島村に在るべけれど詳ならず　陵墓一隅抄云、德大寺村（今桂村の北部）の古墓にや、或は曰ふ天皇塚是なりと。

久遠寺（クヲンジ）　日御坊、又は川島別院と稱す、本願寺の別院なり、覺如（宗昭）上人の墓あり、覺如は親鸞の外孫にして本願寺の山祖なり、親鸞（見眞大師）の直嫡孫たる如信は諸國化導の間に隱れ、女覺信尼其夫人宗惠と京師に居て、遂に本願寺の留守職は宗惠に附せられ、覺如に傳ふ。今の兩本願寺實に之より出づ、寶暦年中本願寺主此に遺營して、祖塔の所在を明にす。

大岡鄉（オホオカ）　和名抄、葛野郡大岡鄉、訓於保乎加　今川岡村大字岡（ヲカ）にあたる、岡は土俗堅木原（カツキ）とも稱し其北なる廣野（ヒロノ）（今松尾村大字御陵）と倶に古の大岡鄉なり、延喜式大岡墓は廣野に在り、岡村は桂村より西に通ずる丹波路の一驛所たり。

大岡墓（オホヲカノハカ）　延喜諸陵式云、大岡墓、桓武天皇夫人藤原氏（藤吉子伊豫親王御母）在葛野郡大岡鄉　今川岡村の北松尾村大字御陵（ゴリヨウ）の東方田圃廣野（ヒロノ）に在り、古陵の形狀現然たり、御陵村の名は之に由りて起る。世俗或は之を以て文德帝田邑陵と爲す、山陵志、田邑陵、今在廣野、其狀宛官中、京郊山陵此特爲然、其廣狹纔不過十餘歩、因之大和河內等諸陵、可謂兒孫巳。考古學會雜誌云、洛西樫原の釋迦（シヤカ）峯は前方後圓の古墳にして、其墳前を塚前原と稱す、又墳後少許を隔てゝ車塚と稱する地あり、明治廿五年釋迦峯の石棺發露せることあり、棺長九尺許横三尺餘、之を包むに丹朱を以てし更に粘土を以て之を固めたる者のごとし、棺中を檢するに陶器あり、其他古鏡三面短劍一口を見る、其一鏡は徑八寸背に四神の形圖を鑄て外周に銘文をも備へしと云ふ、說者平安遷都以前の古墳歟とぞ。此釋迦峯は大岡陵と比較研究せば得る所あらん）

深川（フカカハ）　延喜式、葛野郡深川神社。書紀通證云、日本紀應神皇子去來眞稚、是深河別之始祖也、此歟、今不詳。

淨福寺址（シヤウフク）　類聚三代格云、寬平八年官符、中宮職解偁、謹案今旨、發心發願、於山城國葛野郡、建立道場、有勅賜額曰淨福寺、年分度者二人、建天台法相兩宗　今舊地不詳、上京に一條[illegible]に淨福の遺名を傳ふる一院あり。

乙訓郡

乙訓郡（オトクニ）　和名抄、乙訓郡、訓於止久邇、分九鄉、此郡は葛野の南に接し西は山脈を以て丹波國（桑田郡）に堺し東は桂川淀川を以て紀伊郡に堺し南に亦山脈を以て攝津國（三島郡）に堺す、乙訓川西北大枝山に發し斜に流れて淀川に入る東部は平坦にして水田多く中部乙訓川に添ひて岡陵起伏す、今向日町外十村に分れ郡役所は向日町に在り。

本郡は古へ葛野より分れ乙訓の名は弟國（オトクニ）（少國の義）の謂なるべし、古書に或人此地にて輿より墮ちて死しければ墮國と命名す弟國と云ふは訛なるは附會顚倒の談のみ、須く自然の事理を辨すべし。延喜式本郡園中（ソノカ）神社あり（今所在を失ふ）弟國（オトクニ）の中なる地に在れば也、和名抄、伊勢國に兒國鄉弟國鄉相并ぶ參考すべし。垂仁紀云、天皇喚丹波五女、納於掖庭、唯竹野媛者因形姿醜、返於本土、則羞其見返、到葛野、自墮輿而死之、故號其地謂墮國、今謂弟國訛也、繼體帝の時數年の間此に遷都あり、日本紀[illegible]、古事記傳[illegible]古弟國と云し地は今の井之內村今里村の邊なり、井之內に乙訓神社あり、今里に[illegible]又延喜式[illegible]延暦の初め山城遷都は先づ本郡長岡の地に定められ、其遺蹤は向日町に存す（○乱道にあり）、山陰道（丹波路）大枝山（老坂）に係る、西國道は山崎より北上し久世に至り桂川を渡り京都に通ず、今鐵道を架し向日山崎に車驛を置かる　山崎は賀茂川宇治木津の諸水合注し以て淀の一流と爲る所にて水陸の要衝たり。

大江鄉（オホエ）　和名抄、乙訓郡大江鄉、訓於保江　大江關は天武帝の時此に置かる、山陰道の要所たり、或は大枝に作り後世於伊又老に訛る、葛野郡松尾山の西南に居り本郡の西北隅とす、大江山は其西に峙ち、南は大原山に連る今大枝村と稱し、沓掛塚原長野の三大字に分る（古へ大枝氏あり此に居る、大枝陵參考すべき也）

大枝山（オホエヤマ）　大枝村沓掛（クツカケ）より西北澗水に沿ふて坂路を通じ、一里にして丹波國篠（シノ）村大字王子に達す、最高點は南に在り、海拔凡四百七十米突、新古の二路其北に係る、古路の絶頂を手向（タムケ）と云ふ。

丹波道の大江の山の眞玉葛（サネカヅラ）たえむこゝろをわれおもはなくに。（萬葉集）

大江山かたふく月の影さえて鳥羽田の面に落つる雁がね。（新古今集）　慈圓

名跡志云、大江山或は老坂（オイノサカ）と曰ふ、手向の西二町許に國界あり、此處に大福寺（子安觀音）酒呑童子首塚などあり。

（老坂）

大江關址（オホエノセキ） 大江山の中たる手向（タムケ）の邊に在る歟、又は沓掛の驛中に在る歟、不詳 日本書紀、天武天皇白鳳八年、新置關於大江山 通證曰、在丹波山城之堺、卜家本江作枝、續日本紀五關之一大枝道、朝野群載京城四界之一大枝堺、又式部歌大江山生野之道即此。（通證又云、天武紀大江、一本作大坂、今按ずるに大坂山大和國に在り。）

唐櫃越（カラウトゴエ） 名勝志云、大江山越しの名也、松尾村の谷間の地藏院淨住寺の間より踰ゆる間道にて、世に之を唐櫃越と云ふは誤なるべし、建武三年古文書に從羅富津（カラフツ）越と記す。太平記云、正平七年官軍千種少將顯經五百餘騎にて丹波路唐櫃越より京へ押寄、又云、今は京四方七つの道わうちに唐櫃越あきたれ云々。

沓掛（クツカケ） 大江山東の驛舍也、驛路東の方塚原より同村（葛野郡川岡村）に出て京都に達す、沓掛は履を懸け置く、居の義にて即驛亭なり、諸國の古驛に此名多し 延喜式、葛野郡大井神社とあるは此枝の誤歟、河田氏云、沓掛の北に今大枝神社在り。俗に稚兒（マゴ）明神と稱す。

大枝陵（オホエ） 光仁帝皇后高野氏（桓武天皇の母）の墓なり、沓掛驛の北民家の後山に在り、封土高三間半周廻七十二間。（平安通志參謀本部地圖）延喜式云、大枝陵、在乙訓郡、兆域東一町一段西九段南二町北三町 類聚國史を按ずるに延暦中高野氏の祖族は大枝朝臣（土師氏）の賜姓あり、蓋大枝郷の地は大枝眞妹（高野氏女生母）大枝眞仲等の居處なりし如し。陵墓一隅抄聖蹟圖志に大枝陵を以て酒呑童子首塚に充て、大江坂絶頂の西、地藏堂を去る一町路傍南側に在りと爲せり、今採らず。

塚原（ツカハラ） 沓掛の東に接したる一聚落なり、同く大枝村に屬す。聖蹟圖志云塚原民家の傍に御塚と稱する大石五個并ぶ、又民家の南方長野に至る間に一丘あり宇波多（ウハタ）陵是なり、此說今採らず、其西側を宇波多川流る、長野の民家には石槨を掘取りて橋に替へたる者あり、石片五枚許散在す

宇波多陵（ウハタ） 桓武帝皇后藤原氏（百川女旅子）の御墓なり、塚原の東北五町許山上に在り、字宇婆世と稱し現域凡三百五十坪。（平安通志參謀本部地圖）延喜式云、宇波多陵皇太后藤原氏（淳和母）在乙訓郡、兆域東西四町南一町北三町 名跡志聖蹟圖志は本陵を以て塚原の南なる荒墓に充て、且字は宇の誤なるべしと云へり今採らず。

茨田（ウハタ）神社址 延喜式乙訓郡茨田神社今所在を失ふ、茨田は訓みて宇波多に同じければ彼山陵の邊に求むべし、名跡志に宇波多は大原野の東なる地名なりと云ひ、名勝志に大江山より出でゝ南に流るゝ（乙訓川）を宇波多川と云ふと爲す。

大原野（オホハラノ） 大枝村の南にして、西に大原山（一名小鹽山）を負ひ山野紛雜す、其間に幾多の小村家散在す、今大原野村と稱し大原野小鹽（チシホ）石作上羽石見の五大字に分る古の石作郷なり。大原山の西陰に外畑（トノハタ）出灰（イツルハ）の二大字あれど地勢別境を爲し丹波國樫田村（桑田郡）と同一山中に在り、其水は長淵を爲り南流して攝津國芥川（三島郡）の源と爲る、亦奇形の境と爲すべし

世の中をそむきにさてはこしかども猶うき事は大原の里、（新古今集） 讀人不知

大原や野邊の御行のさこ六待てこそらさろけふの眞白斑の鷹、（六百番歌合） 法橋顯昭

日本後紀云、桓武天皇延暦十五年十月、遊獵大原野。

大原山陵（オホハラヤマ） 淳和天皇の御陵なり 大原野村勝持寺の西嶺絶頂に在り、麓を去る二十町許、平地を抜く凡一千六百尺の上也 封土三間面積二百坪、小石を積み五圓塚を成す、土俗經（キヤウ）塚と云ふ。名跡志云、勝持寺の西尾の峯に經塚あり、則大原山陵歟。山陵志云、延喜諸陵式、淳和陵不載、其遺詔碎粉御骨而颺之野也、物集村（向日町）有墳名曰車塚、相傳帝靈車火於此、猶可擬山陵 續日本後紀云、承和七年上皇崩、火葬乙訓郡物集村、遵遺詔御骨碎粉、奉散大原野西山嶺上。

(小鹽山)

大原山は一名小鹽（ヲシホ）山と稱す、山陵所在を最高峯とし土俗今に至るも小鹽山と呼ぶ、而て南方良峯（ヨシミネ）を後世九條家領小鹽莊と爲したるより、大原小鹽二地の有あれど古は然らず。

大原や小鹽の山の小松原はや木だかかれ千世のかげ見ん、（後撰集） 紀貫之

大原や小鹽のさくらさきぬらしかみよの松にかゝる白雲、（續千載集） 爲實

おほはらやをしほの里のあさかすみ往来になれし春を忘れぬ、（夫木集） 後久我太政大臣

大原野神社（オホハラノ） 小鹽山の麓大原野に在り。勝持寺は社西に在りて元本社の供僧房たり、桓武帝延暦遷都の時皇后藤原乙牟漏氏河内大和國春日に在りて遠隔するを以て此に勸請す、（神祇志料叅取大鏡裏書楢記公事根源）或は云ふ嘉祥三年左大臣藤原冬嗣之を移すと。（名跡志引神祇正宗）文德實錄云、仁壽元年別制、大原野祭儀一准春日、大原野祭儀は貞觀儀式に詳見し、行啓の盛典は三代實錄日本紀略小右記等に參考すべし、中世は二十二社第十に列し、明治四年官幣中社に列す。

二條后（清和皇后藤原高子）のまだ東宮のみやすむ所と申しける時に、大原野に詣給ひける日よめる、

大はらやをしほの山もけふこそは神世のことも思ひいづらめ、（古今集） 在原業平

勝持寺（ショウヂ）

勝持寺　大原野神社の西に在り、天台宗三鈷寺に屬す、延暦中僧最澄創建、大原野寺と曰ふ、文德帝佛陀上人をして中興せしめ春日神の供衛寺と爲し、號を勝持と改む　足利尊氏本寺に歸依し寺門盛大なりしが應仁兵火に罹け衰微し、天正中纔に佛殿を復し本尊藥師を置く、仁王門は仁壽年中の舊構と云ふ、山城志云、號小鹽大寺、有足利家文書、寺前有老櫻樹、相傳西行法師所植、因曰花寺、傍有瑞庵址　太平記に佐々木道譽大原野に當花の宴を張りたること見ゆ、此寺の事なり、又按ずるに延喜式七寺の隨一に柏原の野寺藥師、僧最澄天台教初傳の道場にて常住寺と云ふ者あり、葉室淨住寺葛野郡松尾村に其遺址ありと云へど或は勝持寺即是なるやも知るべからず。

清和井（セカ井）の水冴野（サエヌ）の沼は勝持寺の名所と云ふも其所審ならず。又太平記云「大原野の花の本に宴を設く、禪房花木深く寺門に當て潺溪のせゝらきを迷り、本堂の庭に十圍の櫻四本あり」云々。長嘯子西山山家記云「花の寺の水草湛き所に、そびえたる石の苔の衣きたるが、人めきたるを玄賓石と名づく」云々と、此に玄賓法師の住止したることもありけるにや、不審。

大原やせかゐの清水ひさごもて、鳥は鳴くとも遊びてを汲め、遊びてゆかむ、（本）我門の板井の清水里遠み、人し汲まねば水さびにけり、水草居にけり、（末）

（神樂歌杓章）

大原やせかゐの水を手にむすび鳥は鳴くとも遊びてゆかん、（古今六帖）　家　持

夜なさむみせか井の水はこほるとも庭燎は春の心地こそすれ、（夫木集）　匡　房

小鹽山松風さむしおほはらやさえのの沼のさえまさるらん、（續古今集）　中　務

過大原野知德庵明高看花　僧　月　舟

洛陽春在此山中、七百餘年古梵宮、莫向花前久留滯、綿々帶雪豈成翁、　五鳳集

日本後紀云、延暦十三年、遷乙訓社佛像大原寺　[illegible]

寺緣起云、大原寺僧知威大德、渓上人、初住元興寺後居大原寺。

（花寺）

西岩倉（ニシイハクラ）

大原野の西に字坂本と云ふ民家あり、山上に金藏寺（コンザウ）あり、寺の領守は延喜式石井神社（イハヰ）にて石井岩倉（イハヰイハクラ）古音同義なり、三代實錄元慶四年石坐神（イハクラ）授位の事見ゆ（大字石作金藏寺）、天台宗、堂宇は元祿年中德川氏（桂昌院）修造、山下に仁王門あり、山上に觀音堂あり。緣起云、開山隆豐（?）行善、隆豐河邊郡人、入和州談峯定惠法師室、剃髮、遍歴高麗、寓耽牟羅阿私山、歸朝之後創梵宇。又中興記曰、賀茂慈惠徒也、天德二年、登西岩倉、伽藍寶塔頽廢復舊、文明二年正月爲兵火爲灰燼。今昔物語云、京の西山に西岩倉と云山寺あり、其に仙久と云持經者住けり　太平記云、元弘三年、官軍坊門少將雅忠寺戸と西岡の野伏共駈催して岩倉邊に向はる。

（金藏寺）

三鈷寺（サンコ）

大原野村大字石作に屬す、灰谷の鴨瀨山に在り、天台宗、初め此地善峯寺北尾の域内にして往生院有り、善惠上人承保年中不斷如法念佛を與行し西山の名道場と爲し、後嵯峨帝勅額を賜ふ、三鈷の名は山容に取るとぞ　本尊阿彌陀は善峯寺祖源算の監造にして、宇都宮賴綱入道蓮生如來の化現を拜視したりとて、世に抱留（タキトメ）御像と稱し、念佛往生の奇妙を說く、蓮華廟は善惠の墓所たり

西山の草の庵にてよめる

月影のあきは夜さむになりぬとも誰かは請たん苔のさころも、（新千載集）　蓮　生

良峰（ヨシミネ）

大原野の南嶺（大字石作小鹽に屬す）を良峯と曰ふ、善峯寺此に在り　桓武皇子安世は良峯朝臣の姓を賜はる、此地に因む所あるべし、後世訛りてよしみねと呼ぶ

善峯寺（ゼンボウ）

天台宗、寛弘二年僧源算創建、初め寺地を三鈷四谷を包括し西山の名藍たり、中世慈鎭和尚住持し、尋いて道覺（後鳥羽皇子）慈道（龜山皇子）等諸親王の入室ありて西山（ニシヤマ）御所と稱す、文明年中兵火に罹りて亡す、元祿年中德川氏（桂昌院）造營の如き今の本堂、然れども往昔の壯觀なし、[illegible]、寺庭に老松あり世俗に賞せらる。

只呂波字類抄云、善峯本名阿知坂也、今改善峯山、是則流布名善峯在之故也、本願延曆寺沙門源算、俗姓守大中臣忠俊男、寛弘二年造入千手觀音像　元亨釋書云、源算至西山良峰、枕石嗽流、誦修自適、欲創一宇、基址不平、岩石崔嵬、算施齋飯、一夕野猪數千蹴石衰土、翌早見之、基址坦行、乃創蘭若、後仁弘法師造八尺像、安良峰寺

よし峯に侍ける時よめる

わきて猶もみちの色やふかからんみやこの西の秋の山里、（新千載集）　慈道法親王

（西山）

十輪寺は善峯寺の巽五町許、小鹽村に在り、嘉祥三年染殿皇后の勅建と云ふ、詳ならず、往時より善峯寺に屬したる支院なるべし、觀音堂あり屋宇の構造は古にして世上無比の制なり、堂西に寶篋形の石塔あり、相傳ふ在原業平の墓と

善峯寺の東尾を小鹽と云ふ、中世九條家の領邑にて、文明年中畠山氏之を奪ふこと名跡志九條家文書を引きて證す、即小鹽莊轉して村名と爲り今また大字と爲る者とす。

（十輪寺）

石作鄕（イシツクリ）

和名抄、乙訓郡石作鄕、訓以之都久利、今大原野村即是也、其大字石作と云ふは近時まで灰方（ハヒカタ）灰谷長峯などと云へる小部落を合せ命名したる名

（灰方）

さす、灰方に延喜式石作神社あり、類聚國史「延暦十一年遊獵于石作岳」とあるは即此地たり 灰方灰谷に石灰を産す、然らば石作の名は石灰製造に起因すべし、古事記姓氏錄に見ゆる石作連は石棺を造ることを掌る、石灰亦造棺の料たるべければ相通す 姓氏錄云、左京神別、石作連、火明命六世孫建眞利根、舊事紀、饒速日尊六世孫建麻利尼之後也、垂仁天皇御世奉爲皇后日葉酢媛作石棺獻之、仍賜姓石作大連公（古事記に石祝部あり）石作神社は三代實錄、貞觀元年石作神授位、延喜式、乙訓郡石作神社とあり、蓋石作連の祖神を祭る、今大歳神社と合祀す

大歳神社（オホトシ） 延喜式、乙訓郡名神大社の一なり今灰方の南に在り。古事記に據れば、山咋（葛野郡松尾神）の父を大年神と曰ふ、本郡乙訓神社は火雷神即大山咋なれば此なる社は亦同族の祖神たること明白なり

御阿禮ひく賀茂のみとしろ引植て今はた年のかみないのらむ、（曾丹集夫木集）

石作陵（イシツクリ） 淳和皇后高志内親王（嵯峨皇女）の御墓なり、灰方（ハヒカタ）の西南丸尾山に在り（聖蹟圖志云灰谷東北徑路の北傍虫塚）延喜式云、石作陵、在乙訓郡北域東西三町北六町

（入野）

石作寺址（イシツクリ） 今詳ならず 三代實錄云、元慶三年、勅以乙訓郡公田返入石作寺、延喜式云、凡近都諸寺東拜志以北、西石作以北停預講師（山城志云、石作寺在灰谷）

入野神社（イリノ）は灰方の東上羽（ウヘバ）に在り、（大原野村大字上羽）今春日神を祭る、延喜式入野神社是也 山城志云、在上羽村以藏王寺爲神宮寺名區也、冠辭考云、萬葉旋頭歌に劔の後鞘に納野に葛引く吾妹とあるは乙訓郡入野神社同所にて、彼入野の薄とよめるも此なるべし、

さを鹿の入野のすゝき初尾花いつしか妹が手まくらなせむ、（萬葉集）

名跡志云、小鹽十輪寺の石塔は在原業平墓と云ふが、初め此より下壇の地に在りしを近年寺中に移す、又業平の父母の塔は上羽村に在り、五輪にして相並ぶ、上羽は古の長岡の地内にや、業平長岡の里に住めること伊勢物語に見ゆ（業平の父は阿保親王、母は伊登内親王なり）

長岡（ナガヲカ） 長岡は桓武帝數年奠都の地にして、其宮城址は向日町大字鶏冠井（カヘデ）に存すと云、因りて按するに長岡京の方域は今の向日町乙訓村新神足（シンカウタリ）村に涉り、南は大山崎村淀河に臨むもの如し、大略向日岡を北至として乙訓川（一名長瀬）左右を京城と定められしならん、當時水陸之便ある地と謂ありき。姓氏錄に桓武皇子岡成に「延暦六年、特賜姓長岡朝臣、貫于右京」とあり日本紀略に「同十三年七月、遷東西市于新京、造店舍且移市人」とあれば宮城の規則は平城平安の二京に同じ相比視して其大略を察知すべし。而も稍地勢の狹隘を感ずる所ありしにや十年ならずして再移更營の議起り、同十三年葛野郡宇太に遷京あれども舊城の尚此に在るありて留守を置かれ、其後に及びて都邑全く廢して村莊田野と爲る、西岡（ニシノヲカ）と曰ふ。（又長井寺戸廢足等の莊名あり）

（西岡）

長岡や落穂ひろひし山里にむかしをかけて田面をそ行く、（五社百首） 俊成

細川藤孝（野史云、三淵宗薫子、爲細川元常養）は一に長岡氏を稱ふ、此地を領有したる事あれば也 北越軍記云、昔し細川藤孝早崩勝龍寺（今新神足村）の軍に戰功あり、故に則其在所永岡莊を織田信長公より采地に拜領せしに依て名のられしとかや。松永久秀も西岡の賈人なりしが、細川家三好黨に奉事し、足利幕府の末造に方り名を馳せたり、亦此地の產歟。（熊本年代便覽云細川元常の弟晴員の子藤孝、洛東岡崎に生る）

長井郷（ナガヰ） 和名抄、乙訓郡長井郷 長岡の地は歷都の後物集長井鞆岡山崎の四郷を分置せらる、井丘字畫相近きを以て長井は長丘の誤かとも云へど、長岡長井は古來並稱あり必しも誤と爲すべからず 河田氏云、此郷は舊都の地にして、三鈷寺雜々文書に、承久元年長岡莊長井莊の名見ゆれば蓋中世長井を割きて長岡莊を置きしならん、今向日町大字向日鶏冠井森本植野及び乙訓村にあたる歟

乙訓川（オトクニガハ） 大枝山より出て東南に向ひ沓掛川學畑（チハタ）川の名あり、大原野の東偏を經て向日の岡の西傍を流れ南向して勝龍城址を過ぎ淀川に入る、長凡三里 宇治拾遺物語云、長岡の邊（向日町）を過ぎて乙訓河のつらを過ぐと思ひば、又寺戸の峯を登る（是は路を迷ひ南北に彷徨したる記事也）

乙訓（オトクニ）（オトクン） 近時今里井内粟生の邊を合村して、乙訓（オトクン）村と稱す、乙訓川の西、向日岡の南なり 即古の弟國都址にして、延暦再都の時にも京域に入る、乙訓社乙訓寺今に存す

弟國宮址は古來諸説一致せず 書紀通證云、弟國都跡、連亘上羽井内等、有地名西京、白井村有地名御垣本 今按するに西京御垣本恐らくは長岡京の時の遺址ならん、平安通志は名跡志の大原野に御所屋敷と字する地ありと云を取り、名跡志云、大原野神社の一鳥居の卯辰に當り芝生あり、上人御所屋敷と呼ぶ又大原野社の北に內裏跡の字あり上羽村の艮の方にも御所屋敷ありなど列擧する所あり、要するに大原野村の中に求むべしと爲す 然れども繼體帝の時の經營なれば土功の跡の遺るべき造營とも思はれず、土俗の云々も新舊混亂の語多きは物の常なれば準據し難し、唯乙訓社乙訓寺の千古依然として存在する者に就き其近地に求むべきのみ。

乙訓神社（オトクニ） 延喜式、乙訓郡名神大、乙訓坐火雷神社是なり、乙訓村大字井ノ内に在り、角宮と稱す。神祇志料云、大山咋神と[illegible]、[illegible]建角身命の女玉依姫石河瀬見小河の瀬に[illegible]、[illegible]丹塗矢[illegible]上より流れ下りき即取り、床邊に挿置、遂に孕みて男子を生[illegible]、[illegible]丹塗矢は乙訓郡の神[illegible]、[illegible]此社に祭る[illegible]火雷神と稱へ申しき。續日本紀[illegible]、續日本紀云、大寶二年、在山背國乙訓郡火雷神、毎旱[illegible]、頻有徴驗、宜入大幣、及月次幣例、寶龜五年、山背國言、乙訓郡乙訓社、狼及鹿多、[illegible]、毎夜鳴、七日而止、勅奉幣乙訓社[illegible]、延暦三年十一月、遣兵部大輔大中臣諸魚、叙從五位下乙訓[illegible]神從五位、[illegible]遷都也。新撰格勅符云、乙訓社天平七年[illegible]神封[illegible]戸。此社は今に角宮と稱するは[illegible]身の名に因むか、[illegible]ならず、遷都の比まで松尾乙訓相比[illegible]たる大社なりしも中世以降には本社衰へたり、然れども此社の遺存するに因り、郡名の本據弟國の宮址も此地たる事徴證するに餘あり。

乙訓寺（オトクニ） 乙訓社の南方町許今里（イマサト）に在り、延暦四年廢太弟早良皇子を乙訓寺に幽因せしめたまふ事水鏡に見ゆ。名跡志云、乙訓寺は推古天皇勅願所、聖德太子開基なり、法皇寺（ホフワウ）と號す近代僧徒爭論のことあり南禪寺伯英に賜はり禪宗と爲りしが、江戸[illegible]持院[illegible]得し眞言宗に改め再興す（法皇寺と呼ぶは上宮法王聖德の遺蹟の門なるべし）性靈集、獻柑子表云、沙門空海言、乙訓寺有數株柑橘樹、依例交摘、取來[illegible]、遺眞抄云、弘法大師、弘仁二年冬、乙訓寺別當、乙訓寺有自爲御影、[illegible]八幡御首刻彫し給ふに大[illegible]八幡續給へる也、今此藏[illegible]合體大師、在法皇寺 文德實錄云、嘉祥三年、詔先皇奉爲之後、初盡七日、仍遣使於近隣七箇寺、以修功德、紀伊寺實皇寺即乙訓寺 來[illegible]寺拜志寺深草寺

（法皇寺）

[illegible]

弟國宮址（オトクニ） 乙訓村今里（イマサト）の東岡を弟國宮址と[illegible]、[illegible]山城志に曰く、岡[illegible]、在法皇寺東南、世傳[illegible]古帝[illegible]宮[illegible]、と、按ずるに法皇寺に推古帝の勅願[illegible]此說ある歟、其實は繼體帝の宮址ならん、推古帝乙訓寺の事他に所見なし「[illegible]帝十二年戊戌遷于弟國」と日本書紀に見ゆ、日韓古史斷に繼體紀の紀年重複あり其二十七年は實十年に過ぎず、元年帝樟葉宮に在りと云ふより十二年[illegible]弟國に遷すまでにふも同年の事なるべければ、樟葉弟國[illegible]同地」と論ず、[illegible]河内國交野郡に在り[illegible]所なり、即[illegible]に樟葉より此に移りたまひ、五年筒城宮に再遷ありしなり。

（今里）

雨ふればさ[illegible]はつゝる今里の古道とめて落つるやま水、新撰六帖　知家

日くるれは遠方の今里蚊火たてゝ鳥羽田の西にけふりたなびく、藻鹽草　覺助法親王

光明寺（クワウミヤウ） 乙訓村大字粟生（アハフ）に在り、今里の西 淨土宗西山派の總本山にして殿堂甚備す 宗祖圓光大師の墓あり、建久中大師（法然上人）の徒弟熊谷蓮生房（俗名次郎直實武州人）此に念佛三昧院を營み淨土往生を願む、上人滅後安貞元年比叡山延暦寺の衆徒念佛宗を憎み洛東大谷なる上人墓所を發かんとす、念佛門徒仍て骨を收め此にうつす、四條帝の時勅旨あり光明寺の號を賜ふ、爾後一宗の祖廟として世に重んぜらる、其事上人繪傳に詳なり、又蓮生墓あり。百練抄云、安貞元年六月、山門所司已下[illegible]大谷邊、破却法然上人墓所、是專修念佛事、近日有山門之訴、彼頃[illegible]盛之故、然於遺骨者、門弟等[illegible]出、渡他所 元亨釋書[illegible]云、永正八年、故法然上人三百年忌也、仍於西岡光明寺、如法念佛執行

（粟生）

長法寺（チヤウホフ） 光明寺の南に在り、大字長法寺と曰ふ、此寺天平中僧[illegible]

長岡宮址（ナガヲカ） [illegible]向日町大字[illegible]東南、今[illegible]向日町[illegible]へ、[illegible]

續日本紀云、延暦三年五月、遣[illegible]小黑麻呂[illegible]山背國乙訓郡長岡村之地、[illegible]六月[illegible]造長岡宮使[illegible]、十一月天皇[illegible]幸長岡宮、[illegible]日本後紀云、延暦十四年[illegible]、令五位下[illegible]

[illegible]、[illegible]葛野郡に相地す、其正月既に「遷都東院欲造宮也」と類聚國史に見ゆ、翌年十月新京の宮殿成り遷都の詔命を擧げらる、而て舊都には僧[illegible]廢宮ありと雖も全く亡びたるが如し 類聚國史 弘仁七年、天皇[illegible]作小野石子長岡之第、令文人賦詩」の事あれど、舊宮の名復見えず

島陂址（シマサカ） 續日本紀云、延暦四年三月、御島陂宴、召文人令賦曲水、賜祿有差。土佐日記云、かくて京へ行くに島坂にて人饗したり 山城志云、島坂、上人口、向明神南町端石塔寺南、有小坂此所也。

猪隈院址（ヰノクマ） 類聚國史云、延暦十二年正月、[illegible]院、於猪隈院、令五位以上射、賜中宮[illegible] 名蹟志云、文明十五年傳奏奉書[illegible]、[illegible]、山城國西岡猪隈莊

鶏冠井（カヘデ） 今は里名なれど鶏冠状の泉井ありしに因る歟、鶏冠は蛙手（カヘデ）と相似たり故に命字斯の如し。名跡志に據

れば鶏冠井初名向日里と云、中世向日鶏冠井相分裂したるならん、北は寺戸(テラト)に接し連續して一驛を爲す。或は寺戸郷と稱す、蓋長井郷の名に代へたる私謂なり、三鈷寺雜々文書云、寺戸郷内鶏冠井里(中略)作田德大寺左大臣家(實能公)所被施入也。管領記云、大永七年道永(細川高國)三百餘騎にて責上り、東寺西七條唐橋鳥羽かゝ之森に陣を取る、此由を西岡鶏冠井方より注進しける(石清水文書、延久四年官牒「乙訓郡、寺戸里手井兩處庄」)

長岡國府址(ナカヲカノコフ) 山背國府は初め葛野郡太秦に在り延暦十六年長岡に移す、府址詳ならざるも其方位大略察すべし。日本紀略云、延暦十六年八月、遷國治於長岡京南、貝葛野郡地勢狹隘也と、後貞觀三年之を山崎郷に移し、河陽國府と稱す。

眞經寺(シンキヤウ) 鶏冠井に在り、日蓮宗の檀林にして南北の二院に分る、倶に僧日像を開基とす。南寺は寛永六年日福再興し、北寺は寛文六年僧日祥中興す。

向日(ムカフ／ムカヒ) 岡陵の名に起因して里名と爲り、今向日町と稱し向日鶏冠井森本植野(ウヱノ)寺戸物集(モツメ)の六大字に分る、郡役所在り。車驛は東北久世村の近地に置く、ムカフとも、ムカヒとも云ふ。

八幡(ヤハタ)山むかひの里のほとゝぎすしのびかたの聲もいとはれず、(玉吟集)　家隆

向日山(ムカヒノヤマ) 葛野郡松尾山の脈南に延び大向と云ひ、川岡村稍東に轉し長岡と爲る、長岡の南岩嶺起る處を特に向日山と稱し向日神あり、松尾より此に至る凡六十町、最高二百尺許。

早苗とる伏見の里に雨過ぎてむかふの山に雲ぞかゝれる、(續後撰集)　土御門院

夕つく日向ひの山のうすもみぢまたきさびしき秋の色かな、(拾遺愚草)　定家

向神社(ムカヒ) 向日町の西なる長丘の上に在り、三代實録、貞觀元年向神授位、延喜式にも列す、大年神の子向日神を祭る、松尾乙訓同族の祖神なり、神殿は應永廿九年の遺構とぞ、古事記傳云「古事記、大年神、娶活須(イクスヒ)毘神之女伊怒比賣、生子白日神」とある白は向の誤に牟加なるべし、延喜式乙訓郡に大歳神社と並びたり、今向日(ムカヒ)神社と申、其所を向日町と云ふ、今牟加布と唱れども古は牟加比なりし事日の字を添て書にて知るべし

影といみ頼むむかひのありて露霜に雨かはりせぬ神のみやしろ、(土佐日記)

大原野へ立つ、西山と云所になれば、むかひの明神近きほどにて、つれにまゐると云ひしが、思ひ出るよりあはれになつかしくて

なかゝしむ心なしらはゆくさきに迎ひの神のいかゞ見るらん、(中務内侍日記)

寺戸(テラト) 鶏冠井(カヘデ)の北、物集女の南、久世村の西なり、長岡寺址あり、寺戸は寺所の義なるべし、又高島陵あり、此地古長岡村の中にて廢都の後は物集郷に屬し、或は高島と稱したり、今向日町に併す。

野府記云、寛仁三年、阿波介爲時者、有背力之聞、住寺戸、宇治拾遺云、三條院の八幡行幸に、左京屬、俊宗、(今昔物語利延)供奉したりけるに、長岡に寺戸と云所の程行けるに、人ども此邊には迷ひ神(迎ひ神の誤にや)あるなる邊ぞかしと云つゝ、いかなる様に、俊延もさきくはと云ひて、漸々とゆかれば、今は山崎の渡に着きぬへきに、あやしう同じ長岡の邊を乙訓の河つらを過ぐと思ひば、又寺戸の岸を登る、寺戸過て行きもて行くな乙訓の河つらに來て渡るぞと思へば、又すこし桂川を渡る、太平記云、元弘元年三月、六波羅勢は桂河を渡り河島の南を經て、物集(モツ)女大岡野の前より押寄たりける、赤松是を聞て三千餘騎を三手に分ち、五百餘人小

（高島）

勢山へ廻す、一手は千餘人狐川の邊に控へさす、一手は向日明神の後松原の陰に隱し置く、六波羅勢敵是まで可出合とは思ひよらず、そゞろに深入して、寺戸の在家に火をかけて西岡を南へ打過る處を四方より圍まれ敗軍。

法菩提院(ホフボダイ)は寺戸の西に在り、天台宗、佛花林(ブツケリン)と號す世に寺戸觀音堂と呼ぶ、或は是古の願德(グワントク)寺の遺墟と名勝志〇名勝志又云、寶菩提院元在東山三條小川高島、初中納言平親盛卿領也、其子法印忠快自關東歸洛之時占住居、故號小川殿、弟子承澄移西山、今山門管領也、忠快之事見于盛衰記、願德寺縁起云、乙訓郡乙訓社作佛像、稱藥師佛、有讖、、延暦十二年奉安置大原寺、仁明天皇御宇有勅、安置願德寺、淸和天皇御宇勅爲隆寺、本迦藥像、願德寺留古佛座光、因號座古堂(ザカウ)

長岡寺址(ナガヲカ) 京華要誌云法菩提院の地にして願德長岡相同じと云ふ説あり、桓武帝の長岡陵即法菩提院の西に在り。類聚國史云、大同五年七月、遣使於河原長岡兩寺誦經、爲聖躬不豫也

高島陵(タカシマ) 高島陵は桓武帝皇后藤乙牟漏(天高知日之子姫尊)の御墓なり、一に長岡陵と曰ふ、類聚國史、寺戸の西に在り、大塚と呼し封土一丈三尺積周三千三百坪、平安通志 延喜諸陵式云、高畠陵在乙訓郡、兆域東三町西四町南三町北六町 本陵は長岡宮城の時、延暦九年に在り所なれば長岡條小頓宮址なり、向神社の北五町許、東南面の丘に就き墳を起す、左右に堤あり東側に池水存す、池の北を寶菩提院と爲す、蓋古の長岡寺なり(山城國志)此地は五塚原と字し、本陵を其首大なりと呼ぶと云ふ、高島は寺戸の一名なり、名勝志云、久世村の西に高島と云所あり、東鑑に「承久三年、東國勢三浦義村、被淀芋洗等要害、宿高島邊」とあるは此所なり。

物集郷（モヅメ）

和名抄、乙訓郡物集郷、訓モヅメ、今向日町に併す、大字物集女と云ふ是なり、寺戸も之に屬したるならん、北は葛野郡(大岡)に堺し東は久世村なり　日本後紀云、弘仁六年、乙訓郡物集國背兩郷、雷鳳壊百姓廬舍、姓氏錄云、左京雜姓物集、始皇帝九世孫竹支王之後也、又山城國未定雜姓物集、始皇帝九世孫竹支王之後也。太平記云、元弘三年六波羅勢桂川を渡り向明神を南へ打過さんとする處に、物集女の前西岡の東西に當て馬煙おびたゞしく立つ云々

（物集女）

物集に女字を加ふるは重複なり、本義持部にて朝廷奉仕の一職名なるべし、姓氏錄によれば此ある物集氏は秦氏の黨なる事明なり。

淳和天皇火葬所　續日本後紀云、承和七年後太上天皇崩于淳和院、本葬乙訓郡物集村、御骨碎粉、奉散大原野西山嶺上。聖蹟圖志云、寺戸の北、物集女に至る路傍東に方り鷄塚あり（火葬所此歟）又山陵志云、物集村有墳、曰車塚、相傳淳和帝靈車火於此、猶可擬山陵。

元弘寺（ゲンコウジ）　名勝志云、仁空上人記曰、故千種相公忠顯卿、經奏聞爲後醍醐天皇勅願、於物集女莊内後鳥羽院御影堂邊、建立天台教院、號元弘寺、即以此莊爲寺領

訓世郷（クゼ）

和名抄、乙訓郡訓世郷、訓郡勢　今の久世村是なり、久世大藪（オホヤブ）築山等の大字あり、東に桂川を帶び紀伊郡(吉祥院村)に堺す　大藪は藪渡と云ひ、桂川の一渡津たり。

（久世）

久世（クゼ）は日本後紀弘仁六年の條に國背郷あり、萬葉集(卷十一)旋頭歌に開木代來背の句あり、略解に山城久世とよみて本郷にあてたれど久世は久世郡の方古里にて此なるは彼より移したるに非ずや。

簀原（スノハラ）神社址　神祇志料云、延喜式簀原神社は今廢たり、築山村に簀原森と云小壇あり是其舊址也、三代實錄貞觀元年簀原神授位の事見ゆ。

久我（クガ）

久我村は向日町の東にして桂川の西岸に居る東岸即上鳥羽（カミトバ）(紀伊郡)にして京師朱雀大路の末は此に在り、古は久我に桂川を渡りこより山崎に一孔道あり久我畷と稱せりとぞ　延喜式久我神社は本村に在りて、古より久我森と稱す

春の比久我にまかれりける次に、父おとゞの墓所の邊の花の散りけるを見てよめる　源通親

ちりつるも苔の下にもさくら花おしむ心やなほ殘るらん、(千載集)

下久我に佛光寺と云舊蹟あり、寺は廢池年久し、其地に石塔ありて時々靈異ありければ近年之を眞福寺に移す、塔に鳥の形を彫附たりとて土人鵺塚と呼ぶ疑らくは通親の父雅通公の塔乎（名勝志）此地源氏の家領にて別業の址上久我（カミクガ）に在り御所屋敷と云（名跡志）久我家は村上源氏師房(具平親王子太政大臣)を祖とす師房顯房(左大臣)雅實(太政大臣)雅定(右大臣)雅通(右大臣)相繼ぎ顯達を極め、雅實久我に別業を營みたるより久我家と稱す、通親(内大臣)又才略あり要路に登る、武門源平兩氏盛衰の際に方り藤原氏と相并び、以て京師公家の權勢を定めたり、

（久我森）

久我（クガ）神社は下久我にあり、森明神と稱す、賀茂縣主同祖久我直の祖を祭る。舊事紀云、忍穗耳尊降之時供奉防衞三十二人中、天背男（セヲ）命(姓氏錄天神魂命)山背久我直等祖、又云、天世手命久我直等祖と而て愛宕郡に又久我神社ありて賀茂縣主の祖建角見命を祭るを見れば、其一類の神たること明白也。神祇志料云、永昌記に桂川胡我邊とありて今も胡我と呼ぶ、三代實錄貞觀八年授位の興我萬世繼神も之に同じ。河田氏云、名跡志に久我神は上久我に在り菱妻（ヒシツマ）明神と號すとあれど非なり、菱妻は永久年中源雅實の創建の祠なり。

いさはやも鳴きつる雁か久何の杜木にはふ葛も紅葉あへぬに、古今六帖　大伴女郎

木々にはふ葛もみちせり久我の森淀のわたりやしくれしつらん、(名寄)

久我畷（クガナハテ）　名跡志云、久我畷は西口は山崎の長にして乾に向ひ久我に至る、今も此路野中に在りて平直なり。「此古道山崎に至るまで一直線、凡二里今…」太平記云、元弘三年三月、六波羅勢山崎へ向ふ…此勢二手に分れけるが久我繩手は路細ければとて、六波羅大將名越高家此に打たる　豐鑑云、天正十年六月十二日光秀は秀吉備中の軍を和平にして登りぬと聞て、青龍寺(久我畷西)の城に移り、其勢を山崎の東に陣立す、同十三日未明いまだ戰はざるに、秀吉の從者加藤遠江旗を進め山崎の宿の南川のはたを直に、久我畷を上りに後へまはらんと進行ば、明知の勢うしろを包まれじと色めき、遂に叶はず或は丹波路、或は久我繩手、思ひ〳〵に落行けり。

（神川）

鴨川（カモガハ）は久我村の東に接する大字なり、桂川に瀕し賀茂川是位より來り此に會す、釋日本紀に賀茂建角見命山背川を渡り葛川(桂川)鴨川の會する所に至るとある即此なり、延喜式神川（カモガハ）神社あり舊址遺蹤を傳ふる者にして、地名之に因りて起る　山城志云、鴨川村、住吉祠、草庵和歌集曰、等持院贈左大臣家に住吉社を造て歌講せられし時、

築てより我君の世の長閑に跡をや垂れし住吉の神、

其山莊故址、今呼池上　鴨川今羽束師村の所屬大字となる。

羽束郷（ハツカシ）

和名抄、乙訓郡羽束郷、訓波豆賀之。久我村羽束師村此郷に屬すべし、羽束師森今羽束師村に在り羽束は師を省きたるも訓は同じと知るべし、名義詳ならず。

羽束師（ハツカシ）村は今志水古川（フルカハ）菱川等の大字あり、羽束師森は

（羽束師森）

古川の北、志水の西に在り、樹木欝々として古代の致を失はず　羽束師坐神は延喜式に名神大高御産日神と明記す、斯神は所謂造化三神の一にして天地初發の靈なりとす　新抄格勅符大同元年封戸を寄せられ、三代實錄貞觀元年授位の事あり、然れども想同明ならず。

　忘られて思ふ歎きのしけるをや身をはつかしの森と云らん、（後撰集）

姓氏錄に攝津國天孫羽束氏あり天佐鬼利命三世斯鬼命の後とあり此と相關る所ありや、攝州有馬郡に羽束郷あり　山城志に「廢河原寺、在菱川（ヒシカハ）村、日本後紀大同五年七月遣使於河原長岡兩寺誦經、其長岡寺今跡未詳」とあれど河原寺も此に非ず。

西淀（ニシヨド）

桂川宇治川木津川は、古へ羽束師郷の南に相會し水勢渟滯したるより澱の名出て、其與杼神社は乙訓郡に屬す、今淀村是なり　西淀と稱す　然れども東岸にも淀の地名起り、近代には城市を置きたるより彼郡の淀最著れ本郡の地も割きて紀伊郡に入りたる事あり、今舊に復し樋爪（ヒツメ）水垂（ミツタレ）大下津（オホシモツ）の三大字あり　此附近は河道變改の爲め歷代形勢の替りたる所なり、古の淀渡と云ふは八幡より河水（即三川會注處）を横絶して淀村に登り、久我西岡を經京に入りたる者の如し。

（久世郡淀の大渡參看すべし）

與杼（ヨド）神社

延喜式、乙訓郡與杼神社　三代實錄、貞觀元年與杼神授位　姓氏錄、山城皇別與等連、臨屋連同祖、彥忍太信命之後（舊事本紀云、與等連日臣十八世孫乙訓與止連）今淀村大字水垂に在り、大荒木（オホアラキ）社とも稱す、名跡志に千觀法師肥前國より勸請すと云は信すべからず、歌枕にこゝ荒木森はあらきと讀むなり、人を葬る時のかりもがりを大荒城と云へり萬葉にあり、因て禁忌あればなりけらし、然らば古墳に非ずや、勸請社の類にはあらじ

（大荒木森）

　かくしつゝさてやみぬへき大荒木の浮田の杜のしめならなくに、（續古今集）（浮田森は隔岸の久世郡淀町に在り）

　大あら木の森のしたくさ生ぬればこまもすさめすかるひともなし、（古今集）

祠域島狀を成せり、民家其左右に接比す、南に河水を隔てゝ淀町（久世郡）在り、東桂川を隔てゝ納所村（紀伊郡）在り。

赤井（アカヰ）

淀村の北樋爪（ヒツメ）より羽束師村の間に赤井の名存すと云ふ名勝志　古は赤日埼又赤井埼と稱し桂川に瀕せる一高地たり、又赤井河原の稱あり、赤井橋と云ふは桂川に架し横大路（紀伊郡）に通じたる者歟、古は河道東に傾き本郡に沿ひて古川跡ありしと云ふも、天正年中豐臣氏淀河改修以來形勢一變す、

　さみたれに淀の古川みちみちて向の岸そさほさかりゆく、洞院攝政家百首　行時

（赤日埼）

日本後紀云、延曆十一年八月、大雨洪水、幸赤日埼、覽洪水　三代實錄云、元慶七年、制野、自故治部卿賀陽親王石原塚（今紀伊郡吉祥院村字石原）以南至赤江埼承和元年以降百姓不能漁獵、重加禁　平家物語盛衰記保元物語などにも赤井河原の名出て、淀と同く淀川の兩岸に廣く被ふれる稱なり

樋爪（ヒツメ）

今西淀の大字なり、山槐記に火爪と作る、宇治拾遺に火爪橋とも見ゆ、赤井橋の一名ならん、名勝志云、水落（ミツオチ）今水垂歟、散木集曰、

　水おちといふ所を過ぐとてよめる、

　きしかたを思ひ出れは水落を我目の外の物とやは見る、

　西岡春望　宇田栗園

菜圃花黃麥隴青、天晴上下不停筌、六十餘村春一色、人隨牛後入京城、

榎本（エノモト）郷

和名抄、乙訓郡榎本郷　榎本は江條（エノセト）の義にて淀村にあたる歟、他に證明すべき途なし　姓氏錄云、左京神別榎本連、道臣命十世孫佐弖彥之後也、これも此地を本據とする歟

鞆岡（トモヲカ）郷

和名抄乙訓郡鞆岡郷、訓度毛乎加。今新神足村海印寺村是なり、新神足（カウタリ）に大字友岡存す、乙訓村の南大山崎村の北に在り、古の長岡舊都の城内なり

　此笹はいつこの笹ぞ舍人らが腰にさがれる鞆なかのささ、梁塵秘抄神樂採物歌、

枕草紙云、ささも岡は笹の生たるがをかしきなり。

神足（カウタリ）

今神足開田（カイデン）友岡勝龍寺（ショウリュウジ）等合併して新神足（シンカウタリ）村と爲る、東寺古文書正和三年廣足莊とあるも此なるべし。延喜式、乙訓郡神足神社あり、文德實錄、齊衡元年、神足神列於官社と是也　名跡志云神足（カウタニ）の神足社は村の巽にあり、又云神足古城跡は勝龍寺の北にて村家の中に在り、文明年中畠山義就此に居る事後太平記に載す。（勝龍寺城と同所異名歟）

長岡天滿宮は開田の西に方り、丘に倚り池を前にし祠堂佳麗なり。延寶四年八條宮智仁親王（桂宮家）建立、靈元法皇の宸筆を殿額に揭ぐ、菅家古精舍を轉じたる者と曰ふ。

勝龍寺（ショウリュウジ）城址

一に青龍に作る、今新神足村大字勝龍寺と云ひ、民家散在す　乙訓川を東に帶び久我畷西岡路を左右にし、山崎以北の要害なり、平坦（ヒラシロ）なれと壘壕の跡依然たり　此城は初め曆應二年細川賴春之を經始し、文明の亂には畠山義就此に居る、永祿中岩成左通城を以て織田氏に降る、天正年中細川藤孝長岡莊を賜り此に修築し、十年明智光秀の叛亂するや其將三宅綱朝を此に居き西國の道路を塞ぐ、六月十三日の戰光秀に敗れ、綱朝自殺す、其後廢墟と爲

あへ

[illegible]　藤敦著

石河内古小田寺、今有佛堂[illegible]、同[illegible]居[illegible]障害、未知[illegible]清田宮[illegible]千片紙、別[illegible]作律、[illegible]

海印寺（カイインジ）

[illegible]神谷村、[illegible]寺村と曰ふ、海印寺あり　西[illegible]山寺山に連接し、山中に淨土谷、柳谷等あり

海印寺は村の北に在り、眞言宗。弘仁十年僧道雄開基、初め堂宇數[illegible]を置き、[illegible]に寺[illegible]三千束の[illegible]領を寄せらる、其の後時には[illegible]内八町支院十字ありしと云ふも應仁の亂に燒亡し、今寂照院を存するのみ（改正三河後風土記に、永祿十一年織田信長青龍寺城を攻めたる時寺戸寂照院を本陣とすと云、寺戸にはあらずして此なるべし、）

類聚三代格云、太政官符、應置海印三昧寺預定額置別當[illegible]先年分度者事、右得少僧都道雄表偁、華嚴爲宗者、毘盧舍那十身[illegible]、其海印三昧[illegible]、與普賢文殊等大智[illegible]、常説恆説、其本有十、此十本之内上中下三本、秘在龍宮、龍樹菩薩[illegible]出下本、流傳人間、今道雄淮國滿譯、修海印三昧、[illegible]、山城國乙訓郡、木於山寺建立十院、於是君學七宗八宗業道、名曰海印三昧寺、凡此堂塔尊像、自家[illegible]作、[illegible]在其中、伏望擬年分二人、受戒了則還住此寺、一十二年不許出山、修練花嚴、一紀之後、智行優者富時簡用、其座主者、師資相傳、遍從試業、[illegible]演説、永不退轉者、右大臣宣、奉勅、道雄法師殊立此一宗、創起彼十院、理趣有切、宜依來表。三代實錄云、元慶四年、太上天皇自勝尾山（攝津國）歸於海印寺、俄而入水尾山。元亨釋書云、道雄、姓佐伯氏、從慈勝法師受唯識之旨、尤通因明論、學華嚴於長叡、習密法於弘法、雄欲創伽藍、未得勝地、一夕[illegible]、山中[illegible]、名曰海印寺、[illegible]巻中、[illegible]、合一十院、[illegible]置[illegible]、道[illegible]創[illegible]海印寺、[illegible]、城[illegible]一寺

金原（カネガハラ）

海印寺南に在り　名跡志云、金原寺は亡滅し、今所の名とす（海印寺村大字金原）海印寺[illegible]八町、土御門院の母公承明門院[illegible]在子、御建立、十[illegible]門院[illegible]御骨を收る所也。

金原（カネガハラ）法華堂址　土御門天皇御分骨所なりき（天皇阿波國板野郡に崩御ありて、池谷村を御陵とす）、[illegible]志云、金原地藏院の西に廢寺址あり、石塔即御跡なり、明月記云、天福元年承明門院日來御[illegible]營金原御堂[illegible]功、供養導師、[illegible]所眞安故院土御門[illegible]御骨[illegible]云々。寬元元年土御門院十三回忌、於金原寺有御八講、承明門院行啓（吉續記云、文永十年七月、遣山使於金原、）

走田（ハシリダ）神社は海印寺の北に在り、今神明大權現と稱す。神祇志料云、海印寺村水帳に社地の字を走田林と云ひ、又小倉神社舊記に小倉神は當社に[illegible]りて中守[illegible]に「御與たいして走田社にいてまして本宮に還らしめ」とあるを證とすべし。

淨土谷（ジャウドダニ）は海印寺の西南三十町許、山間の一部落なり、五社明神あり、延喜式乙訓郡小倉神社是なりと云ふ。

（柳谷）

柳谷（ヤナギダニ）寺は淨土谷の西北柳谷に在り、淨土宗初め白河帝の御宇に水觀上人觀音堂を興立したるが、後世廢し、元祿年中再興す、幽寂を極めたる淨刹なり。

圓明寺（エンミャウジ）

（葛原）

海印寺村の南に在り今村名の大字と爲り、大山崎村に屬す、葛原親王の第と稱する者あり、古は葛原（カヅラハラ）莊と稱する地即是歟、東寺古文書、建武三年葛原莊、又康暦二年葛原[illegible]莊と見ゆ。又小倉（ヲグラ）[illegible]社り、圓明寺村の産沙神にして、社後の山を小倉山と呼ぶ、此社は延喜式に名神大と注せらる。

[illegible]

[illegible]王[illegible]是れ[illegible]にあらず[illegible]

圓明寺は村の南にして[illegible]、俗に山寺と呼ぶ、眞言宗、[illegible]名勝志云、圓明寺[illegible]

[illegible]小倉[illegible]

圓明寺にて[illegible]

知らざりきかし[illegible]

てんとは（新千載集）　後一條入道[illegible]

[illegible]此圓明寺にて[illegible]入道[illegible]出て讀ける

かくにありたき[illegible]人もあらじ[illegible]

山里（新後撰集）　後光明照院[illegible]

山崎（ヤマザキ）郷

（大山崎）

和名抄、乙訓郡山埼郷、訓也末佐岐、今大山崎（オホヤマザキ）村是なり、中世大山崎莊と稱し、直接地攝津國山崎村と相分らたるに因る　乙訓郡の南隈にして山城國の國境此に在り、地勢宛も口の如く、山崎八幡相去る半十町、淀川及び兩國大道之を通じ天王山、男山（ヲトコ）の二峯相屹峙し實に京師の南塞たり。故に平時に在りては運漕の要津、戰亂に及べば攻防の險隘たり、今鐵道の一車驛とす。

日本書紀「孝德天皇白雉四年、天皇欲捨國位造宮於山碕」とあるは此地なり、古書何是より先なるはなし。日本後紀云「大同三年、遣使、掃山埼津、難波津之酒家甕、以水旱成災、[illegible]也」と、當時山埼と難波は對比の要津當處の[illegible]たりしなるべし、又山埼驛に作る　別名河陽と云ふ。河陽は古訓賀陽高陽と

同く昔日柏に通ず、謂ゆる河陽離宮河陽國府是也　又高橋の津あり、高橋を架したるを以てなり、日本紀略に高瀬橋とあるも亦此也、

山崎は古來より要害の地たり、然れども陣地は常に西岡淀八幡方面に據りて、諸村に據り一々此に悪し難し、今其著顯なるは天正十年明智光秀雨度の署試を爲すべし、ぜひなく、又は十年六月十二日、秀吉攝津國を押馬場へ高槻に屯す、に留めぬ、光秀は自て吉祥寺の城に移り其勢を山崎の東に重立て、同十三日未明に秀吉天神の馬場を立山崎に向ふ、中川瀬兵衛高山右近心さしありければ山崎の宿のはづれ寶寺を東に軍立して明知が陣に向ふ、秀吉の先陣未だ來ばざるに秀吉の從者加藤遠江守進て山崎宿の傍、川の端を直に久我畷を上りに伐へきはいわず進みけば、明知の勢もしるつゝまれしと色めき見えしに、中川高山に入れ亂れ掛りければ、明知先勢戰はんとすれど叶はず、我さきにと落行けり、（俗説に、天王山の争奪を本戰の大機會の如くいへど、信憑し難し）稿藩府新誌云、慶應四年正月、京師伏見の戰に東軍敗れ、五日橋本八幡の両傍に陣したるに、京軍の參謀議して淀藩を先鋒と爲し之に當らしめ、又山崎の關を守れる津藩へ使者を向ひ京軍に屬すべき旨を強ふ、東軍未だ之を知らず、橋本に防げる際突然山崎より東軍本營へ砲彈を打込たりしかば、東軍不意の事にて大に狼狽し、最早味方と頼む要所の裏切と爲り、失望いはん方なく、走

山崎油　産業事蹟云、昔貞觀年中石清水八幡宮鎮座の初め大山崎の社司其木と云搾具を以て荏胡麻の油を製し石清水大山崎兩宮の燈明料に奉る、是山崎油の濫觴なり、朝廷よりも之を賞し油司の日官を賜り、公事課役を免除あり、從ひて諸國の油賣も皆大山崎の許状を受け旦る荷物を帶して往來したり、ていに山崎臣先規を變ぜられ油座各所に起る、但後年まで大山崎八幡宮に毎年正月會合初と云ふ事絶えず、是古の油賣免許狀の受授式なり云々。

　山崎の別名なり、昔嵯峨天皇離宮を山崎に置き河陽宮と號く、　其それより山崎を河陽と云ふ。

河陽

し、當時宮女を江口神崎に比し、河陽の遊女を召し酒を佐けしめたる事古物語に出で、宴集の盛大を稱したりき。

朝野群載云、自與杼津、浮巨川、西行一日、謂之河陽、往返之山陽南海三道之者、莫不遵此路、本朝文粹云、河陽則今山河攝三州之間、而天下之要津也、自西自東自南自北往反之者、莫不率由此路、

　河陽驛經宿、有懷京邑　　嵯峨天皇
河陽亭子經數宿、月夜松風惱旅人、勿聞山猿助客悶、誰能不憶帝京春、（文華秀麗集）

　河陽十景之一、花　　藤原冬嗣
河陽風土饒春色、一縣千家無不花、吹入江中如濯錦、亂飛機上奪文紗、

　和左大將藤冬嗣河陽作　　嵯峨天皇
節序風光全就暖、河陽用氣更生寒、千峯積翠籠山暗、萬里長江入海寛、曉猿悲吟誰得斷、朝花巧笑豈堪看、非唯物色催春興、別有泉聲落雲端、

　到河陽有感　　菅原道眞
去歳故人王府君、駟馬鶏子泣相分、我今到此問亭吏、爲報向來一點墳、（家集）

河陽離宮址は今の離宮八幡宮（一云大山崎八幡宮）の地即是なり、日本後紀云、弘仁四年、幸河陽宮、其山崎驛爲行宮、類聚國史云、弘仁十年幸河陽宮（下略）津國三島郡）日暮御河陽宮、水生村綱丁等獻木、此宮名

は草壁皇子親王、皇子源定（河陽大納言）に傳へ、貞觀中に及び國府廳と爲りぬ

河陽國府址　離宮を轉じて國府と爲し（國府初め葛野郡に在り）王城の地に及し處す、年代審ならず、諸國に比すれば稍早かりし如し　三代實錄云、貞觀三年、山城國言、河陽離宮久不行幸、稍致破壞、請爲國司政廳、許之、和名抄云、國府在乙訓郡、今日府ヶ、類聚國史云、承和九年、爲國府　山城志

離宮八幡宮　大山崎の西谷に在り、即河陽宮址とす、僧行教貞觀元年豐前國宇佐八幡神を此にたゞし、地を丈夫山に相しこれを移す石清水祠是なり、然れども倚此地に神蹟を留め、離宮の鎮守と爲す、寶永年中徳川氏修營したるも、元治元年七月長州藩士嘯集の時兵火に罹る、由崎停車場の北なる小祠是なり（大山崎の地勢、北は天王山を負ひ一條の村市たり、其南は汙澤にして古へ淀の水此に江濟を爲しが、近代更に對岸なる八幡（橋本）を寄船所と爲す、從ひて江山の風景も古今の相異これなきに非ず）　神州名勝志云、山崎離宮八幡宮、左右の椽側妻戸に細男と云者あり、其形裸形の男女、冠を着け妻戸の上より外の方へ雨手なさしのべて合掌す、妻戸の後に至りてこれを看れば兩の女なり、其雙二枚合せて兩足を遺れるなり、細に音骨にてさいさ讀むは與音なり、俗にたゞほそをここと稱せり、即武内明神高良明神とぞ、細男の名は榮花物語本朝文粹に見ゆ　朝野群載云、（石清水八幡宮護國寺縁起）行教欲拜大菩薩、貞觀元年至豐前宇佐宮、一夏九旬、晝夜精勤、八月二十三日到山崎離宮、同廿五日在登、彌誓國家、示宿可移住之處、石清水男山之峯也、則奉移之

山崎關址　大山崎の西に關戸町の字あり、關戸神祠と稱する舊跡あり、是關址ならん、名勝志云、此地山城

(關戸)

國南界、西有圃、又有官舍、號關外院、後世指其舊跡名關戸、古則敬非常、又征商賈　扶桑略記云、治安二年十月前大相國（道長）詣紀伊國金剛峯寺、同日於山崎背邊下其御舟、關外院之[illegible]、[illegible]內、掃除庭中　太平記六、元弘三年三月赤松則村は中院中將貞能を取立て聖護院の宮と號し、山崎八幡に陣を取り、河尻の[illegible]を塞ぎ、西國往反の道を打止む、僕之常中の商賈止りて、士卒皆轉漕の助に窮めり。

河陽十景之一、故關柳　見于文華秀麗集

故關昔人何處在、古坡荒涼餘楊柳、春到[illegible]開初時色、看過行客幾回久、

源公貞が大關へ罷り下りけるに、せきとの院に月あかゝりけるに、別れ惜みて

はるかなる旅の空にも後れねばうらやましきは秋の夜の月、拾遺集

せきとの院と云所にて羈中觀月と云心を

草まくらほどこそへにける都出ていく夜か旅の月にねぬらん、新古今集　大江嘉言

大日本農史に、寛保三年官吏ありて山崎關番所の物貨及近郊農民負擔の上に至るまで關係の際に錢十文乃至三十文の課錢を徴せしむなどあれば、徳川氏の時に山崎關は征税したるを知るべし　山崎關は徳川の末慶應年中特に衛戍を増せしが終に廢す、關戸又關外は文字みな本義と合はず。關所に因むのみ。

山崎橋趾(ヤマザキバシ)

此橋の沿革古人論じて多し、今按ずるに神龜三年僧行基之を造りたるに洪水に壞れたる事扶桑略記水鏡に出て、行基傳には之より先に橋ありて廢したりと云ふ。桓武天皇長岡遷都の時延暦三年阿波讃岐伊豫三國に仰せ橋の斷えたるを修めしめらる　續日本紀に嘉祥三年大水山崎橋斷ゆ以爲らく河橋の壞れ易きは水の淺溜に由る便地を得ば害すること無からんと、利地を求めて之を定めらる。文德實錄、延喜式に山崎橋便は播津伊賀等國各六枚[illegible]安[illegible]波等國各十枚各上二丈四尺廣一尺三寸厚八寸と制せらる、然れども成橋の[illegible]記せず、延長以後其橋久く斷絶せり　土佐日記拾芥抄）天正二十年豐臣太閤朝鮮に事あらんとして往還に便せんが爲に再興す、凡長一百八十間廣五間柱一百三十八本た地に入る深一丈餘、惟高文（[illegible]）而て此橋又久しからずして壞る、歴代弘賢云ふ行基の造りし所は何地に當るか、嘉祥年中に擇ばれし所は中世大渡と云へる所にや、狐川とも稱するに同じと　文華秀麗集に河陽橋の詠ありて、

別館雲林相映出、門南長路有河橋、上承紫宸長拱宿、下從蒼海永朝潮、

と云ふ。即河陽宮の門外に在りしを知る。其地は古今河道の變ありと雖、今離宮八幡宮の南たるや明なり、而て天正の造橋は其東に在り。名跡志云、山崎宿觀音寺前の河畔向は橋本驛なれど今宿は北なり、中世狐(キツネ)川(カハ)大渡と云ふは八幡山崎の間、河道の變に隨び何處と推し難し。狐の稱は變化に比喩したる者にや、凡水勢今日の如く定まれるは天正中豐臣氏治河以降の狀なり

(狐川)

とにかくに人の心のきつね川かげあらはれん時をこそ待て　夫木集　爲宗

淀河此にて又立田川とも稱せり。

山崎川を立田川と云ふ、筑紫へ行きて

白河の立たの川を出しより後くやしきは船路なりけり　宗集　源重之

橋(ハシ)寺(デラ)觀音堂は僧行基造橋の初め祈誓の爲め之を建立すと云ふ、造橋の古畫を藏す、元治元年兵火堂宇燒失したる事あり。

淀河は近代八幡山の方へ傾きたるより橋本を水驛と爲し、山崎は衛水[illegible]失へ[illegible]、然れども古は江亭古渡の地にありけるに[illegible]、高橋[illegible]、[illegible]、續紀、延暦六年、行幸高橋津、[illegible]人[illegible]　日本紀略、延暦十一年五月、幸[illegible]野川、[illegible]　高橋津、便遊獵于石作丘　[illegible]、高椅、一本崎に作れり　太平記、正平七年男山合戰の時[illegible]高橋氏舍[illegible]を燒きたる事見ゆ、[illegible]

(高橋津址)

高瀨(タカセ)橋とは即山崎なるべし、桓武[illegible]早良太子淡路國へ流罪となり高瀨橋にて氣絶ゆ、日本紀略にあるを、水[illegible]に山崎の[illegible]給ふと爲す、高瀨山崎同きを知る　因て按ずるに高瀨舟と稱するは此地を本據とする歟、三代實錄、元慶八年、近江丹波造高瀨舟、又和名抄[illegible]訓太加世とあり、近代は京都五條まで運河を通し、以て淀河を上下す、其舟名は今に仍る

(高瀨橋址)

下高瀨　尾藤二洲

微雨春脊晴、野航穿柴化、柴花香巡處、知是近人家、

溯淀水　梁川星巖

綠夫魚貫蹈渉行、隊々[illegible]葉似蟬、萬緣遮殘牛殘白、瀰城々堞漸分明、

凌雲集詩小序に、自山崎古江、赴[illegible]岐、在難波江口」の語あり、催馬樂難波海章には「おしてるや難波の海漕もて上る大舟小舟筑紫津までに今少し上れ山崎までに」と見ゆ。小舟即[illegible]るべし

相應寺(サウオウ)址

山崎の古橋の西にして河陽離宮址の南ならん、淀河に臨む。名跡志云、相應寺は離宮八幡鳥居の前大路の南に小堂存す。三代實錄云、貞觀八年勅、相應寺者、元是濵商比居之地也、往年僧僧[illegible]慈、泛水觀行、橋頭有一[illegible]、河舍[illegible]地、壹濵便作墻法、錙平地、中得普佛像、因緣相應、釋瑞頻現、太政大臣（藤良房）歎其希有、[illegible]建道場、遂定寺名以爲相應、宜[illegible]四履永爲寺界、東至橋道、南至河岸、西至作山、北至大路。

山崎に、相應寺のほとりに暫し舟を停めて、さかく定むる事あり、此寺いきしはとりに柳多くあり、或人此柳の影の川の底にうつれるを見てよめる

さゝれなみよするあやをは青柳の影の絲して織るかとぞ見る、（土佐日記）

寶寺（タカラデラ）

山崎驛舍の北、天王山の南面に在り、眞言宗、今寶積寺（ハウシャク）と號す、按ずるに行基の山崎院は此に非ず、河内國北河内郡枚方に在り、續日本紀寶龜四年の條にも河内國山崎院と明記したり。山城志云、寶積寺、明月記及桃花蘂葉作寶寺、又山崎寺、有正堂三級浮屠十三層石塔及僧舍五宇、又有嘉慶三年勅爲定額院宣及仁治以來古券數十章、松下和歌集曰、

誰も見よ衣の玉を寶寺磨き持やさ鐘も聞らむ、

廢山崎寺、在寶積寺南山中。其南日補陀山（シヒノチ）、有瀧同名。續日本往生傳云、寂昭大江定基、長德年中、大宋進發之刻、於山崎寶寺、爲供修八講。以靜昭爲講師。名勝志云、山崎中山寺今絶、本尊十一面像寶寺元亨書曰、慈信、號空鉢上人、寄某州中山有十一面觀音像、昔上宮太子令百濟佛工刻之、延寶中信對像曰、山州山崎其民緣熟、信乃移像於彼、寶寺は天正十年山崎役の後一時羽柴秀吉の陣所と爲り繁榮し、今に堂宇寶塔嚴然たり。

寶積寺看花　　僧　熙　春

櫻樹吹雪帶輕陰、山寺風光古又今、昨雨喜晴堂無意、猶留春色伴吾吟、（五鳳集）

妙喜庵（メウキアン）

寶寺の下に在り。明應の比佐佐木宗鑑の建立にして、千利休の茶室あり、併せて好事者の遊賞する所也。宗鑑は近江國志那村の人彌三郎範光と稱す、世足利將軍に仕ふ、範光は義尚の侍者たりしが將軍薨後剃髮して此に隱れ、俳諧の句を造る、世に山崎宗鑑と稱し連歌の名匠たり、人口膾炙の附合は

宗鑑がすがたを見ればがきつばた、　實　隆（三條西）
のまんとすれど夏の澤水、　宗　鑑
くちなはに逐れていつち歸るらん、　宗　長

天王山（テンノウザン）

大山崎村の內に峙つ、標高二七〇米突太だ高からずと雖大路の傍、要隘の口に居るを以て世に著る　山上に祇園祠あり、山下に聖天堂あり、因て天王山と稱す、舊名山崎山。山城志云、山崎山其巓有神祠、俗呼天王山、山勢雄偉、松柏蒼翠、與八幡山相對、淀河流其間、布帆飽風、漁歌響濱、岸柳青青、少鴻雲門、鳳嶽宜入畫圖。

酒解（サカトケ）神社は山上に在り、延喜式名神大社にして元山崎社と曰ひ、自玉手祭來神と稱し葛野郡宮の配祀に同じ、蓋相樂郡玉手なる橘氏の祖神也、而て神祇志料はこを以て離宮八幡宮の左殿に在りと爲す、再考するに玉手（今井出村）にも近代は祇園八王子を祭りたれば酒解の變じて祇園天王と爲るも中世已來久き事とす、續日本後紀云、承和十年山崎神預名神、十五年勅、山崎神奉充御戸代田二町。

（酒解神社）

山崎城址は天王山の頂に在り。應仁記云、文明二年山名彈正忠是豐は兵庫より發上り天王山を搆て淀鳥羽八幡を支て陣居ければ、畠山右衛門佐（義就）の方より西岡の勝龍寺の陣城に相拘へ、大內介（政弘）は上山城（カミヤマシロ）の狗津と云處に城郭を搆て究竟の者共を籠て置ける。管窺武鑑云、天正十年六月光秀は山崎城と山崎源太左衛門を招けども一味せず、居城へ早々引入て堅固に持つ。〇天正十年六月天王山の爭奪は山崎合戰の大機會たりしが如くに並ぶる軍書あれども疑はし、秀吉の手簡にも本戰を敍し「十三日の晚山崎に陣取申候、高山右近中川瀨兵衛久太郎手へ明智め段々に人數立切懸候處を、淀筋は高山中川久太郎切崩候、南の手は池鎭もの我等者には加藤作內崩候、山の手は小一郎黑田官兵衛其外人數を以て切崩候而、則青龍寺を取卷候へば、明智め夜落に北落候處を、或川へ追入候儀は我等覺悟にて仕候歟」と見ゆ、惟任退治記も「惟任人數段々立置、數刻防戰之處中筋川筋山手、一度廻旗手、矢楯不揃押込、即時追崩、悉皆敗北」と錄す、豐鑑に參照すれば南の手即川筋より崩れ初め、以て戰鬪を決定したる也、凡山手の備と稱する者も絶頂を爭へるには非じ。

登天王山絶頂有僧庵　　藤　井　竹　外

盤空細路像羊腸、振策登々到上方、二水北來分甸服、孤峯南面是天王、欲呼老衲尋遺事、誰造雄文吊戰場、彷彿啣枚輕騎走、松聲一陣午風長、

天王山　　松　橋　江　城

香臺古樹影參差、幾度回頭望翠微、一代英雄空白骨、天王山畔暮雲飛、

紀伊郡

紀伊郡（キイ）

京都の南、桂河を西限とし深草山（東山の脈）を東限とし巨椋湖及宇治川に至る、南西部は諸水の會する所にして汙澤の地なり、天正中豐臣氏伏見（フシミ）に城き治水の功を成すに及び今日の形狀初めて生ず。淀町（久世郡）は往時本郡に屬す、諸水淀の南に合したれば也。宇治巨椋（オグラ）の水道を淀城の北に導き木津河を男山の下に決せしめたるより汙澤多く涸して田野と爲れりと云ふ、然れども伏見より淀の間尚卑濕を免れず。巨椋湖は久世紀伊兩郡の間に跨り汙水の停匯なり、霖雨には汎濫の水之に入り、以て其漲勢を殺ぐこ

さうし
和名抄、紀伊郡、岡田、[illegible]　今伏見町[illegible]町八幡
原[illegible]と云ふ下京區に在るべし、[illegible]十村に分ち、[illegible]は伏見
に在り、蓋明ならず、山城志及び[illegible]に屬せしめ、[illegible]
保年中頃に久世郡に屬せしか、[illegible]名抄に紀伊郡あり、
文[illegible]に紀伊郡あり、[illegible]あり[illegible]名[illegible]
賀茂[illegible]、[illegible]何[illegible]に[illegible]ず、或は[illegible]
本[illegible]村に[illegible]、[illegible]紀伊郡[illegible]
國史[illegible]十九年初出す、然れども分郡[illegible]已[illegible]
べし、又吉事[illegible]に[illegible]、謹に註
して紀伊郡は古[illegible]中[illegible]と云ふ、[illegible]
より分ち[illegible]日本紀[illegible]紀伊郡は消否
なれば採らず。

吉祥院（キチジヤウヰン）　吉祥院村は桂河の東岸にして、右京城西九條の南に接す、其南部を大字石島と云ふ、石原島は即ち[illegible]石原鄕に乙訓郡久世村より本村に通ずる數渡（わたり）と曰ふ。

吉祥院は菅原氏の氏寺にして今淨土宗に屬す、元慶四年菅原道眞創建、後世道眞の靈廟を此に立てたるより天神御靈又は聖廟と稱す。拾芥抄云、吉祥天、菅家御願、四塚[illegible]城門[illegible]西南四五町許、歷代編年集成云、元慶四年[illegible]從三位行刑部卿菅原朝臣是善薨、式部少輔文章博士菅原朝臣[illegible]供養吉祥院、菅家文草、吉祥院鐘銘云、（此鐘今破壞し、寬保三年菅原爲範再鑄して舊銘を寫す。）

科限[illegible]器、[illegible]是仁、利心[illegible]、[illegible]字成門、他利[illegible]誓、
我歸[illegible]、[illegible]伏刃、[illegible]

扶桑略記云、治曆二年、吉祥院[illegible]神堂、本移舊廟、外記日記云、三所御靈、[illegible]寺[illegible]出雲寺[illegible]吉祥院等也。神祇拾遺云、上社御靈、[illegible]神[illegible]所、在京極號中御靈、
（此に上桂云ふも吉祥院にや。）

石原鄕（イシハラ）　和名抄、紀伊郡石原鄕、名[illegible]志云、石原今村の名とす上下二村あり、[illegible]に上[illegible]、下村は其南に在り、石原の名は石島の[illegible]小[illegible]落を石原と云ふ其[illegible]に塔森あり、[illegible]古の石原[illegible]中に[illegible]里なり、[illegible]元年[illegible]に石原[illegible]名あり。

佐比河原（サヒカハラ）　佐比は[illegible]右京の[illegible]の名なり、[illegible]南に[illegible]して紀伊郡の河[illegible]會ふ處を佐比河原と名づく、今上鳥羽村大字塔森の南なり、[illegible]田[illegible]云、紀伊郡佐比の里あり、三代實錄貞觀十三年百姓葬送の地を制定せらる、其一處紀伊郡十一條下佐比里とあり、[illegible]に佐比河原なり、[illegible]途にて小兒の集まる所とし、且[illegible]化[illegible]し給ふと云ふは、此葬所に小石塔多く[illegible]りしより訛り出しならん。

佐比橋址（サヒノハシ）　朱雀大路の末鳥羽大路より斜に乙訓郡久我畷なる西國道に通ず、其中間の桂河に佐比橋あり　名勝志に「今昔物語云、鳥羽の村に大なる橋あり、此は昔より桂河に渡せるなり」と、あるは佐比橋歟、按に佐比橋は延曆の比これなし、佐比渡と曰ふ、貞觀中に及び橋あり寺あり百姓送葬の所と爲る、其後は橋寺ともに絕え[illegible]洪水に流され地形を改替す　日本後紀、延曆十八年勅、[illegible]野川近在都下、每[illegible]洪水不得徒步、大寒之節人馬共凍、來往[illegible]徒、公私共苦、宜[illegible]佐比二渡[illegible]、置渡子、以省民苦、三代實錄云、貞觀十一年、[illegible]使[illegible]野宿[illegible]河[illegible]文云、佐比大路極南、橋[illegible]路、[illegible]流、[illegible]間、[illegible]勢脆小、[illegible]力、四方[illegible]之[illegible]、[illegible]傾[illegible]水上、九[illegible]道[illegible]、更留[illegible]橋頭、今河[illegible]力[illegible]、仍附佐比寺、永代[illegible]功、佐比寺は延喜式にも見ゆ後世廢絕す、謂ゆる佐比河原の[illegible]堂なりしならん。

塔森（タフノモリ）　鴨[illegible]南河の會ふ邊にて佐比河原の北なり、或は塔（トウ）森に作る、今上鳥羽村に屬すれど古は右京[illegible]內百姓送葬所の一なり、三代實錄、貞觀十三年制定、百姓葬送放

[illegible]一[illegible]十條下石[illegible]里、[illegible]人傳、[illegible]合[illegible]、兒[illegible]

鳥羽鄕（トバ）　和名抄、紀伊郡鳥羽鄕、[illegible]鳥[illegible]して[illegible]中[illegible]に[illegible]、和名抄に[illegible]したる鳥羽[illegible]今上鳥羽村[illegible]村の中たるべし。

鳥羽田

[illegible]鳥羽田[illegible]長き　後京極攝政
[illegible]鳥羽田の[illegible]に衣う[illegible]　後鳥羽院
[illegible]くりける人の[illegible]、小[illegible]
[illegible]千代のふるみち、[illegible]　後德院
隔[illegible]くる鳥羽の田[illegible]の南、　白蕉
鳥羽[illegible]、五六[illegible]いそく野分かな、　[illegible]村

鳥羽造路（トバノツクリミチ）　京都九條羅城門址四塚より[illegible]鳥羽村を通じて大路存す、[illegible]二町許、其南は[illegible]小枝橋にて下鳥羽に[illegible]す、[illegible]は朱雀大路の末にて上鳥羽より西南に南の佐比河原を[illegible]て久我畷に接したる者也、遷都の初めに[illegible]あり[illegible]、中世[illegible]南に鳥羽殿を起されたる[illegible]と云ふも、古の鳥羽は上鳥羽なるべし。徒然草云、鳥羽の作り道は鳥羽殿の作られて後の號には非ず、昔よりの名なり。元良親王〔陽成子〕元日の奏賀の聲甚だ殊勝にして、大極殿より鳥羽の作り道まで聞へけると、李部王の記に侍るとかや。古今著聞集云、東寺の南のくり道の田中云々。

小枝（コエダ）　上鳥羽村の南部を小枝と云ふ、鴨川に架して下鳥

羽に通ずる小枝橋と曰ふ、戊辰の年正月三日夕七つ時頃、突然上鳥羽村小枝橋に於て官軍幕兵戰爭をひらき、大小砲の響天地に轟き、人心膽を寒からしむ云々

戀塚（コヒヅカ） 小枝の淨禪寺に在り 林羅山撰文の名鳥の銘云「呼節婦兮、推孝能兮、有何恋兮、自名曰□」と、文覺上人在俗の時誤りて殺害せる袈裟の墓と云ふ事不審なり、名跡志に、小枝塚の畔にて袈裟の墓と云ふは非なり、想ふに此邊に池あり鯉の怪を成せしを埋めし塚なりと曰へり、然れども戀塚の名も久し 謠曲卒都婆小町云、鳥羽の戀塚、秋の山、月のかつらの川瀬舟、漕行く人は誰やらん、

戀塚に心ありてや男へし　斜嶺

平安通志云、文覺ころせし女の髪を取て自園に塚を築き、三年の忌までは行道念佛退轉なくいとめつゝ、彼往生を祈りけるとぞ

東九條（ヒガシクデウ） 東九條村は上鳥羽の東、鴨川の西なり、北は京都の九條をも包むが故に此名あれども大略は古の鳥羽郷の内なりし

九品寺（クホンジ） 九品寺成菩提院は初め竹田に在り、鳥羽上皇建て、安置九品佛を安置せられし遺跡とぞ、法然徒弟覺明此に住し一流の念佛義を唱へ九品派と稱し、淨土宗四派の一なり、文明三年今の地に移す 圖會拾遺河田氏此寺を取九品派は一流は古代念へ亡ふ

稻荷山（イナリヤマ） 深草山の北部にして其高頂を三ケ峯（ミツガミネ）と曰ひ、山内に稻荷神社あり 故に社前の街を稻荷町と稱し、京都より伏見に通ずる大路にあたる、稻荷の代或は稻荷の大字あり、明治廿二年稻荷稻荷を併せ深草村に入る、此神は福德を授け給ふさきたまふ靈ありとて古來崇敬甚だ厚く、今に詣賽の盛なる事京中に超ゆ、稻荷停車場は社前に在り、鐵道西は京都七條に至り、東は宇治郡山科に至る其間時なり、

きさらぎ初午になりいなり詣したるところ
ひさりの我越なくにいなり山春のかすみの立かくすらん　家集　紀貫之

遅くとも宿を出てつゝいなり坂のぼればくたるみやこ人かな　堀川百首　源□呂

瀧のみづかへりて澄まばいなり山七日のほりしるしとぞみん　拾遺集

稻荷山ほからくと明る夜を名のるからすの聲も春なる　荷田東麻呂

稻荷坂と云ふは三箇峯の登降路を云ふ、稻荷の舊社は此峯上に在りしとぞ 凡稻荷山の域は古深草の中にて後分れ和名抄岡田郷の中となり後東福寺法性寺邊近一境なりけん 異本應仁記云、文明三年西軍より闕山科は三寳院の領分なれば合力として東松武田相控へたり、爰に目借多賀豐後守高忠が從者骨皮左衛門尉道源と云ふもの山科より稻荷山へ打越し、社務羽田出羽守と示合せ山上の社に陣を取る、伏見木幡（コハタ）藤森三栖（ミス）深草迄竹田鳥羽法性寺の路まで目下に見おろし有ければ、大唐の人降りて、稻はけの木訓になるを、和に假名は仁の音用通ひ惠あれば也、通せば稻額（ツミカ）と部称（ツルカ）我共通なり、

稻荷（イナリ）神社

舊社は山上三箇峯に在りて伊奈利に作る、今山下に在るを本祀と為す 延喜式に紀伊郡稻荷神社三座並名神大とあり、後世に及びに中神四大神を加へ五座と爲る 伊奈利神は秦氏の創祭する所にして稻を播き福を授け貨殖の靈なり、山内三所に祭りて三座とす、後の神道家漫に神代紀に依傍して説を爲し宇迦之御魂と云、今官幣大社なり 書紀通證、山城風土記曰、稱伊奈利者、秦中家忌寸等遠祖伊侶具公、積稻粱有富裕、乃用餅作的者、成白鳥、飛翔居山峰、伊禰奈利生、遂社名、諸神記曰、稻荷、秦氏之祖神也、今按社司秦氏 神祇志料云、元明天皇和銅四年秦伊呂具始て社を建つ、初め伊呂具家富み餅を以て的とせるに化し白鳥と成り飛翔りて三箇峯の平處に在り、稻成り生ひき、事の靈異なるを以て伊呂具之を神として祭り、名付けて伊奈利と云ふ、其裔孫中家に至て伊呂具が之を悔て社の木を抜て家に殖ゑ此禱を祈祭りき、其蘇生に依て朔々の時の禱を存り、其氏人等又庶宜祝として仕へけり、故に今も其子を殖て蘇（すゞ）は福を得、其木枯ぬれば福あらずと云ふ、山城風土記年中行事秘抄所引神祇記等所取、和銅四年據二十二社註式也、其三前上中下と云ふ事は文德實錄三代實錄に始て見たり、蜻蛉日記枕草紙古今等を合考するに三前のうち中社には特にしるしの杉ありて詣多く、又中社にいみ詣たる事見えて、本社ともいへるは必下本の伊奈利神にます故なるべし

稻荷山やしるしの數の人問はゝつれなき人をみつとこたへよ　拾遺集　平定文

きさらぎや今日初午のしるしとて稻荷の杉はもとつ葉もなし　夫木集

天長三年、僧空海神木を伐り東寺の塔材と爲す、故に祟ありければ其年授位且つ之を敬せしめらる、類聚國史 是より先空海伊奈利神を鎮守と爲す、其後に日ふ、空海人々杉を稻荷へるに逢ふ、故に呼して稻荷と云ふと 延喜式神名帳等 天安元年に及び稻荷神に前各正四位下を授けられ、貞觀十二年稻荷上中下三名神從三位に叙せられ、天慶三年正一位に進めらる、田中（タナカ）神は菩開集、和泉式部田中明神のほとりにて時雨に逢て田刈ける童の襖と云物を借りて稻荷へ參るとある者是也、

當社は本社の南三町許に在り　名跡志　田中神四大神は台記久安四年藤原頼長稻荷詣の時既に三座に加へ五所と爲ると云、其所祭詳ならず共に秦氏の祖先にやあらん。(深草屯倉址參考すへし)

社殿は延喜八年藤原時平三字造營あり、永享十年今地に本社を定めらる、然れども山上山中山下の舊社は古より替る所なし、近代に及び社殿修理あり、殊に安永三年稻荷祭再興ありてより益賑ふとぞ　百錬抄に後三條天皇延久四年始て稻荷祇園の行幸あり、之を兩社詣と云ふとあり。

俗説辨に「稻荷社は專女(トウメ)の由緣にて狐を置く、河海抄に白狐をさうめ御前と云ふことあり」と、抑狐を稻荷神使と云は種々の因緣あれど、支那の書に社狐と云ふ如きに出でたるならん、きつは食(ケツ)と古言相似通へば稻成(イナリ)神に附會したる歟、又狐の妖術と陀枳尼天の秘法あり

參考本盛衰記云、平淸盛或時蓮臺野にて大なる狐を追出し、既に射んとしけるに、狐忽に童女と變じてやゝ我命を助給はゞ、汝が所望を叶へん、我は七十四道の中の王にて有ぞと聞え、女又本の狐と成てこう〳〵と鳴て失ぬ、淸盛按しけるは今我財寶にうへ、餘の貪(タン)者なる事は、荒神の所爲にぞ、之を鎭て財寶を得んには辨才妙音にはしかず、今の貴狐天皇は妙音の其一なり、扨は我陀天の法を成就すへき者にこそとて彼法を行ける、按に陀天は茶吉尼天なり、後世之を飯綱(イヅナ)法とも曰ひ、稻荷神の狐をば使ふとも稱す。和訓栞云著聞集、茶吉尼法を行ひ狐の尾を得たる事、太平記、外法成就を願ひ陀祇尼天に濃たる事見ゆ、谷響集曰、茶吉尼有二、謂實類與曼荼羅衆、實類茶吉尼者啖食人心、雖業通自在、祭者得福、名爲邪法、曼荼羅茶吉尼者、如來應跡、故雖啖盡心垢、往大涅槃、所以名乘、如天龍八部皆此義也」と、また文德實錄に「席田郡、有妖巫、其靈狐行啖心、一種滋蔓、民被害甚」とあるも茶吉尼の邪法なるべし。凡狐を茶吉尼天の妖術者と爲すことは、別に中世の迷信に因りて起れる事なれど、事の關係あれば此に掲ぐ

氏族志云、秦氏出自秦主政三世孫孝武王、孝武子功滿、與其子弓月、應神帝時率部民歸化、仁德帝時分置秦氏於諸國、蠶織爲貢以充服御、帝嘉其絲綿柔軟溫暖、詔賜姓波陀公、國語謂肌膚爲波陀、亦兒爲字訓也、普洞子酒、雄略帝時奏曰、今秦民盡被却略、見在者十不存一、請遣使檢括鳩集。乃敕搜索得九十二部一萬八千六百餘人、皆屬之酒、酒乃率之、獻蠶織絹貢進。儲山積、帝大悅特賜酒號曰禹都萬佐、即盈積利益之義也、因役秦氏營八丈大藏於宮側、納其貢物、始置大藏官員。以酒爲長官。秦氏一祖之子孫各因居地行事、分爲數氏、欽明帝時、山城紀伊郡人秦大津父得寵、拜大藏官、因聚秦氏七千餘戶編籍、以大津父爲伴造、其裔秦公伊侶具、元明帝時、建稻荷社於紀伊郡、其後裔世爲社司、有松本大西被川羽倉毛利諸族。

(深草屯倉址)

日本書紀孝德天皇の卷に深草屯倉(フカクサノミヤケ)あり、欽明天皇の卷に「山背國紀伊郡深草里、秦大津父拜大藏省」とある秦氏の大藏即同處なる歟、山城風土記に秦公伊侶具の家富裕にして伊奈利神を祭る事を錄するも同家たるや明なり。然らば今稻荷社の地若くは田中社の地即古の秦氏の墟にして、屯倉址たるべし。日本紀を按するに聖德太子の皇孫山背大兄王蘇我氏に逼られ給ふ時、深草屯倉に走り以て當國の兵を興さんとの議ありき、惟ふ是れ秦氏に賴り急を救はんと爲す者にして、當時秦氏の富强なりし事知るべし、若深草と太秦(ウツマサ)は當國秦氏の二大故墟と謂ふべし。

日本書紀云、欽明天皇幼時、有人云、天皇寵愛秦大津父者、及壯大必有天下、寐驚遣使普求、得自山背國紀伊郡深草里、乃告之曰、汝有何事、答曰無也、但臣向伊勢商賈來還、山逢二狼、相鬪汙血、乃下馬洗漱口手、祈請曰、汝是貴神、而樂麁行、儻逢獵士、見擒尤速、乃抑止相鬪、拭洗血毛、遂遣放之、倶令全命、天皇曰、必此報也、乃令近侍、優寵日新、大致饒富、及至踐祚、拜大藏省　又云召集秦人漢人等、諸蕃投化者、安置國郡、編貫戸籍、秦人戸數總七千五十三戸、以大藏掾爲秦伴造　又云皇極天皇二年、蘇我臣入鹿遣兵、襲山背大兄王於斑鳩、王逃出隱膽駒山、三輪文屋君進而勸曰、請移向於深草屯倉、從茲乘馬、詣東國以乳部爲本、興師還戰、其勝必矣、王曰然、但吾以一身之故、豈煩勞萬民、自山還入斑鳩寺、自經倶死　書紀本文に東國の乳部(ミブ)とあれど、山背の名を負ひ玉ふ王なれば山背を乳部とす、東字恐らくは本の誤ならん、

天慶六年日本紀竟宴歌得秦大津父

おほかみをたすけてのちそ大津父(オホツチ)か深草よりはなりてたりける、　源國淵

神州奇苑云、稻荷山本社のうしろなる岡に、白狐の社あり、たうめと曰ふ、神體は周八九寸許の石にて、色は黑き中に白狐の走行くかたち首尾四足とも明らかに見ゆ、別當愛染院之を藏む。

深草(フカクサ)郷

和名抄、紀伊郡深草郷、訓不加久佐、今深草村の中大字深草の地なり、其以往には河田郷(今稻荷町稻荷村及京都東福寺邊)及拜志郷(今大龜谷村)をも總べ深草里と稱したる如し。今の深草村は稻荷町深草町及び大龜谷(オホカメダニ)福稻村を合せたる者にして、伏見京都間一條の街路に傍ひて民家連櫛し、直違(スヂカヒ)橋通と稱す、其中にも專ら深草と稱するは稻荷以南大龜谷に至る間の舊里とす。南方伏見に接する地は藤森(フヂノモリ)と稱す。

深草やあかつきさむく吹風にいとゞ身にしむさりき

りすかな、　御集　後鳥羽院

（深草山）

深草のさとの月かけさびしさも住こしまゝの野邊のあき風、（新古今集）　源通具

深草山は其北を稻荷と云ひ、南は木幡山に連る、中に大龜谷の一峯地あり

夏くれは深草やまいほとゝきす鳴聲しけくなりまさるなり、（拾遺集）　讀人不知

深草野は深草山以西、竹田村まで皆野とよめるなり、

年を經て住にし里をいてゝいなはいとゝ深くさ野とやなるらん、（古今集）　在原業平

深くさの野邊の煙となりもせはいつれの雲をわけてなかめん、（新千載集）　右大將道綱母

狩にこしうつらの床のあれはてゝ冬ふかくさの野邊そさびしき、（御集）　後鳥羽院

土器瓦缶を造る家此野に多し瓦町の字あり、

つほ／＼と土さる跡も鶉かな、　蘆錐

東鑑に「承久三年合戰、武州（北條泰時）相具壯士十六騎、潛陣于深草河原」とあり、此沙磧は深草村の西（竹田の北）賀茂河の流なるべし　又竹葉山あり、名跡志云、深草大路長講寺橋（一名轉ひ寺橋）の西二町餘に竹葉山あり、今平地と爲り其形わづかに存す、今は葬所と爲る。

（竹葉山）

ふかくさや竹の葉山の夕きりに人こそ見えねうつら鳴なり、（續古今）　家隆

艸山晩眺　元政

愛山又出門、投杖倚松根、秋水界平野、暮煙分遠村、霞昇林際白、星出樹梢昏、自覺坐來久、蒼苔已有痕、

竹葉山、蓋草山之別稱也、余締一箋黃茅、住此有年矣、近又欲別構一菴、而名以竹葉、

我觀竹之心、草木之空者、我觀竹之形、幽人之友也、

道澄寺　今深草直違橋六丁目に寺名を存するも、舊時の遺制に非ず、唯古道澄寺の梵鐘は後世大和國宇智郡榮山寺に傳へ、其銘文并に拾芥抄に據り本寺の緣起を知るべし　道澄寺鐘銘云、道澄寺者、從三位守大納言兼右近衛大將行中宮大夫藤原朝臣（道明）參議左大辨從四位上行勘解由長官播磨權守藤原朝臣（澄清）爲報四恩而濟六趣、合誠戮力、所建立也、堂宇比甍、南北相隣、尊像接座、前後對峙、南相公宿殖善本之緣、北無□葛之戚、非唯結現世親眤之情、亦欲共淨刹安養之業、故名取其名首字、以爲其寺額題、所以貽本緣於末代、期同志於他生也、藤原相公命匠、乃鑄鴻鐘、且將長夜之昏迷聞妙聲而知曉、令苦海之沈溺驚梵吽而通津、延喜十七年十一月三日（下略）

石峰寺　深草の東北（稻荷社南二町）に在り、黃蘗禪宗寶永年中僧千呆の創建なり、後山に釋迦十六弟子五百羅漢の石像を置く、畫家伊藤若冲の圖按に據れるもの

霞谷　深草村の東北なる山麓を云ふ、寶塔寺眞宗院より谷口までの惣名とぞ、都名所圖會拾遺、古陵墓多し、

思ひやる苔の下こそかなしけれかすみの谷の春の夕くれ、（玉吟集）　家隆

深草村の東南に阿保親王（平城帝皇子）と傳ふる墓あり、封土嚴然（高五尺東西六間南北三間）として存す、又藤原冬嗣の別業拜志寺の跡も深草にありと云へど、今詳ならず、眞宗院の東に淨禪山あり、此地は文德實錄嘉祥三年深草山陵近隣寺の中なる深草寺眞木尾寺檜尾寺と云ふ其一歟。初例抄及以呂波字類抄云「貞惠號檜尾僧正、弘法大師第一弟子也、檜尾寺者法禪寺是也」と、法禪は淨禪の誤り歟、不審。

極樂寺址　深草直違橋通（六丁目より十丁目）東に在り、極樂寺の字存す、近代寶塔寺瑞光寺既境内に建立せらる、稻荷社南五町許）極樂寺は昭宣公藤原基經の創建する所なり、基經幼時仁明帝芹川（鳥羽村）行幸に隨ひし時に箏爪を遺失ありけるに、帝基經の敏慧を察したまひ之を求めしめらる、基經莊然として爲さん術なかりけるが、心に誓へるは命を果すを得ば一佛盧を建てんと、遂に之を得て帝に獻じ、後大に顯達し、因て極樂寺を創めたりとぞ、名勝志云、稻荷の南に大門鋪標寺の名のこる、又寶塔寺の西南を藥師堂趾と號す、皆極樂寺の遺址なり　本朝文粹云、極樂寺者、東山勝地也、寺西北有一仙洞、蓋象外之境、寰中之天、中起高堂、大悲觀世音爲中尊、西置禪房、傳法阿闍梨爲之本主、堂與有碧蘿、山雖少、而其勢知對千萬仞、山中有瀑布、泉雖細、而其聲可聞一二里　拾芥抄云、極樂寺開基昭寶法師、本尊阿彌陀　名跡志云、極樂寺は菅家文草に「爲左大臣（藤時平）請欲爲定額狀」ありて宇治郡と註す不審なり、

深草墓　寶塔寺の西瑞光寺の北路傍に在り、古墳にして今番神と號するは法華宗の徒後世此に三十番神堂を建てし事あるを以て也　名跡志に極樂寺の大塚は昭宣公の墓なりと爲せど、公墓は宇治山に在り、陵墓一隅抄聚韻圖誌は之を以て深草墓と爲す、深草墓は延喜式に贈正一位藤原氏とあり、陽成帝外祖妣藤原長良夫人（清和皇后高子の母）を云ふ。

瑞光寺　日蓮宗、明暦元年僧元政創建す、古極樂寺藥師堂の址なり　元政ハ學識道德世に卓絶し、緇素の仰慕を得き、其墓佛殿の西に在り、其遺稿を艸山集谷口集と曰ふ。

重過詩僧政上人墓　鳥山芝軒

政公墳墓在、傳是此棲遲、除有三竿竹、終無隻字碑、人高宵谷隱、我愛草山詩、重過留題去、祇應地下知、

寶塔寺　日蓮宗僧日像開基、古の極樂寺域にして東峯を七面堂山と名づく、此寺日像の墓塔あるを以て信徒の

歸仰厚く、天正中僧日銀中興し堂宇輪奐たり。名跡志云、延寶中、日象京師に來り一宗弘通の初め、極樂寺[illegible]日像に從ひ、[illegible]、[illegible]の法[illegible]在りしが、後此下に日像の遺骨を[illegible]、故に[illegible]と號すといふ。

深草後陵

[illegible]

眞宗院

[illegible]深草[illegible]七町目[illegible]寺北に在り、東に接す[illegible]治中圓空上人深草郷に眞宗院を[illegible]しが應仁文明の亂に燒亡したり、其遺跡は今地の西南に接し安樂行院の南にあたる。寶文五年[illegible]願寺[illegible]上人廢寺の名を惜み、安樂行院の寺境に就き再興を[illegible]し、其[illegible]深草一流の[illegible]源を明にす。圓空上人名は[illegible]信、西山善惠上人證空を師とし淨土の門に歸依し、殷[illegible]宗を指へ念佛三昧に入る、世に之を深草流の祖にして、[illegible]眞宗院を建立し、寶治年中嵯峨に勅願たり、上人[illegible]弘安七年化す　名勝志都名所圖會拾遺

さきなばさちきりし日より深草の花のみやこの人を[illegible]　圓空上人

[illegible]は昔の[illegible]深草陵兆域に屬し、今[illegible]に圓空上人の[illegible]廟を置く所即其地か、又嘉元二年後深草院崩御の時も此に法華堂を建て御骨を收めらる。よて伏見後伏見の二帝をも此に送り奉り深草法華堂と稱したり、而て[illegible]大寺興輟の際御骨塔も擁破になりければ之を安樂行院に移し奉る、今十二帝陵に[illegible]深草[illegible]伏見後伏見を合同するはこれが爲めとぞ

名跡志云、今の[illegible]陵の地は中古安樂行院の内なり、昔彼院中門の所に塚あり崩れて損じけるに、其中に石榴あり、其六角六枚の石を[illegible]作れり、今も安樂行院に在り、[illegible]に納めたるは天子御骨也、増鏡云、嘉元二年[illegible]法皇(後深草)かくれさせ[illegible]、又の日夜に入て深草殿安樂行院へ渡し奉る、御目[illegible]の程は伏見殿に宮たち[illegible]院女院(後宇多皇后)なども[illegible]おはします

[illegible]深草の院[illegible]かくれさせ給ひし比深草へ御幸[illegible]けるに[illegible]立て侍りければ

消えはてし煙の末の面かけも立そ[illegible]まりの深草のさと　やまの、新千載集　伏見院

深草法華堂陵

[illegible]深草帝以下十一帝の御陵なり、安樂行院に在り　眞宗院内寶塔寺南。此御陵塋、中世[illegible]にて[illegible]かくりしを近年稍復する所あり、今代に及び修治せしめられ十二帝陵と稱す。深草法皇代見天皇後伏見天皇後光嚴天皇後圓融天皇後小松天皇稱光天皇後土御門天皇後柏原天皇後奈良天皇後陽成天皇等なり。深草法華堂は嘉元二年納骨の後に代見後伏見を同納し奉り、後光嚴帝更に新堂あり、爾後分骨して本陵及び泉涌寺般舟院に安置あり。山陵志に「安樂行院、中[illegible]有小堂、傳云[illegible]法華堂趾、以其内安[illegible]帝遺骨、稱御骨堂とある是也」又名勝志に曰く安樂行院の法華堂は外門の内東の方に在り、佃守を收め奉る地なりさて十八佃骨堂といふ、其南は小堂あり[illegible]したる近年其上に小堂宇を建つ。

過安樂行院、侍[illegible]御骨堂　僧　元　政

滿園秋草絶衣冠、御骨堂[illegible]白露[illegible]、寂寞[illegible]安樂廟、昔年深鎖玉光寒、

安樂行院

此寺は本持明院の佛堂にて今上京區安樂小路ゐ其寺址とす、彼處退轉此に移したるは後光嚴帝の時にや[illegible]

[illegible]深草法華堂、安樂行院内[illegible]寶文[illegible]寺執行[illegible]、[illegible]心[illegible]、又[illegible]天皇[illegible]を[illegible]

深草陵

仁明天皇の御陵なり、深草村の東谷口に在り、嘉祥寺址其北に在り。(瓦町とも云ふ眞宗院内　此陵は[illegible]所を失し[illegible]擬定ありしを、[illegible]中[illegible]西[illegible]塚と稱せし[illegible]に在る)、而て山陵志に仁明陵に擬せる者(當時桓武帝柏原陵とせしは[illegible]に在り、深草山陵志の仁明陵に擬せるは、[illegible]塚と稱す[illegible]東北に在り、但[illegible]相違[illegible])日本後紀[illegible]三年[illegible]於紀伊[illegible]深草山陵、遣[illegible]制薄葬　文德實錄云、[illegible]、列樹[illegible]深草陵　三代實錄云、貞觀八年勅、改定深草山陵四至、東至大墓[illegible]南至純子内親王家北垣西至貞觀寺東垣北至谷[illegible]云、深草陵、兆域東西一町南北七段、[illegible]北三町守戸五烟[illegible]三代實錄に[illegible]柏原陵を指す[illegible]、又本陵の東西に[illegible]と稱する[illegible]あり、[illegible]の[illegible]地なり[illegible]圖誌[illegible]貞觀六年仁明帝[illegible]原[illegible]、深草山兆域に[illegible]の事三代實錄に見ゆ。

深草の[illegible]御[illegible]日に[illegible]

草ふかき霞の谷にかげかくし照日のくれしけふにや[illegible]、古今集、　文屋康秀

嘉祥寺址

[illegible]一帶の地[illegible]、北は今眞宗院にて、西南は貞觀寺址なり。名勝志云、嘉祥寺は[illegible]陵東南の地なり、[illegible]所あり、仁壽年中[illegible]ありて眞雅僧都に附し後世仁和寺の別院さ

爲る。今は全く廢し瓦作の者多く居住す、其村家の中に巨松一株あり、土人これを嘉祥寺の鎭守の神木と云ふ。文德實錄云、仁壽元年、移清涼殿爲嘉祥寺、此殿者先皇仁明帝之講寢也、今上(文德)不忍御之、故捨爲佛堂。類聚三代格、天安三年太政官符曰、眞雅表偁、夫嘉祥寺者、先帝奉爲深草天皇所建立也、舊跡風流宛然有日、伏願便於彼寺新院、永賜三人度者、恭以悉曇、文相、學以梵字字義、即是聲聞之業、其持念之術、仕西院轉讀、特令弟子之中貫主者、永代相承者、右大臣宣、奉勅、宜依來表。三代實錄參酌、百練抄云、大內燒失古殿、在嘉祥寺醍醐寺等、依彼殿可被造歟。

貞觀寺址(ヂヤウクワンジ)　三代實錄云、貞觀四年以嘉祥寺西院、爲貞觀寺、天皇降誕之初、僧眞雅入侍、擁護聖身、太政大臣忠仁公(藤良房)與眞雅相謀、建立精舍、奉爲寢宮、同十六年詔、於貞觀寺設大齋會、其願文曰、夫貞觀寺者、先皇仁壽之初、今上降誕之時、星垂長男之光、日有重瞳之慶、故太政大臣美濃公、遭龍姿不免在襁褓、憐鳳德未勝得衣冠、與僧正眞雅和尙、私相謀、念諸佛之加持、修眞言之秘密、(中略)爰命輪材、構毘盧舍那寶塔、造尊勝如來之像、并立灌頂堂一宇、太政大臣生存之日、更建一堂、奉造釋迦丈六、梵釋四王像、皇太后別立西堂、安置金剛界曼荼羅、眞雅和尙又立東堂、安置胎藏界曼荼羅、類聚三代格云、太政官符(貞觀十四年)夫貞觀寺、建立之初、未定其名、因茲假嘉祥寺、即稱西院、貞觀四年應以嘉祥寺西院、號貞觀寺之狀、下知已訖、

栢原(カシハヽラ)　深草村の東、谷口より山科に通ずる路邊(鐵道此を通ず)即古の柏原なり。桓武天皇の御陵初め此に造營ありしを以て柏原陵の名あり、後伏見山松原に移さる、然れども廢陵は尙此に求むべし。類聚國史云、延曆十四年遊獵于柏原野。

(柏原廢陵)

名跡志云、柏原中比より轉じて瘡原(サヨイカハラ)と稱す、土人御陵を知らず發り穢しけるに因りて瘡を病むと。聖蹟圖誌に、谷口の東路の北に山伏塚あり、南に御輿塚あり、御輿塚の邊を瀧前堂原と稱し、中比轉じて瀨原と云ふ、今仁明御陵の東に古塚あり、(山伏塚の西)元祿年中幕府之を以て桓武御陵と爲し修治を加へ、遂に拜殿を建つるに至る、然れども徵證なしとて明治十年陵標を除く、文政四年延曆寺僧堯覺有栖川宮家の令旨を奉じ拜殿を起し、弟子堯雄之を成す、萬延元年又旨あり影堂と稱せられ、改修する所ありとぞ。)山陵志に曰く「谷口即霄谷也、據古圖仁明陵果在焉、近世妄人榜於此陵側、曰桓武天皇御陵、甚哉欺物也」陵墓一隅抄云、柏原廢陵は今の山伏塚(ヤマブシツカ)ならん、桓武帝幼名を山部と云ふ、それの轉じたるならん、塚の下に水流あり、類聚國史に「大同元年大水柏原山壞陵損」と見ゆ、此際に伏見山松原へ移したる者とぞ、柏原野は今稱して御草山(オクサヤマ)と曰ふ、此御草の名は慶長年中村民秦某が此地を官へ獻じ秣場と爲したるに由る、(此御草山は伏見の東に連る山なれど、延喜式、柏原陵丑寅角二岑と云ふ中ならん)秦氏はもと山本院の下司にて、此山は院祖淨藏貴所へ勅賜地と云、山本院は瀧前堂の事にて正嘉二年の古文書を傳へ、柏原陵下司大進阿闍梨とあり。

藤森(フヂノモリ)　深草村の南部、伏見町に近き邊を藤森と云ふ、藤森神社あり京伏見大路の東傍に居る。社の東方は深草村御草山(古の柏原野)にして、伏見山(桃山)木幡山は御草山の南とす、大龜谷は更に御草山の南、藤森の東にあたる。藤森祠は祭神異說紛々たり。山城志、藤森神祠、界內有七冢、其一曰旗塚、土人共崇敬焉、神幸之地、在稻荷村藤尾社。又藤森の舊神域は此にあらず、稻荷山より移すと。藤森社緣起云、弘仁七年、弘法大師稻荷大明神爲勸請、藤森天王敷地之內、可奉借之由、依有神託、三山之麓勸請之

藤森神社は深草村直違橋の南に在り、深草鄕の總社にて居民の崇敬殊に厚し、毎年の報賽を深草祭と稱す。

紫の雲とよそにて見えつるは木たかき藤の森にそありける。(新撰六帖)

大同類聚方云、鴨別藥、山城國紀伊郡、藤森神戶等家傳也、元者大巳貴神方也、兼邦卜部百首歌抄云、神功皇后、異國降伏時、御旗一旒、納所深草藤森社是也、又本社緣起曰、卜部兼右云、當社三所天王者、神護景雲年中、紀伊郡藤尾之靈地垂跡者也。此社は祭神詳ならず、俗說傳ふる所は或は舍人親王或は早良親王と云ふ附會も亦甚し、而て其詣る所旗を收めたる所にして軍陣に功烈ある靈なりと云ふは諸說一致す。蓋秦氏の祖廟にし軍陣に功烈ある人を祀る者歟(名跡志に、稻荷神社も或は藤森同神と云ふは非なりと云ふも、諸書皆稻荷の地を藤尾と曰ひ、藤森と相關するやの疑あり、惟ふに藤森の東に旗塚あり、即秦塚(ハタツカ)の謂にして秦氏の墓にや、稻荷社五座の一たる四大神(シンダイシン)は必定秦大臣(但諺富豪を大臣又大盡と云)の訛にて秦氏の祖富豪の人を祭れる者なるべし、要するに稻荷藤森は同類一氏の祖神たるべきや明白なり。葛野郡松尾の末社四大神藤社も之に同じく秦氏の祖神なるべし。

觀梅伏水此日上午　　賴　山　陽

十里飛塵漲額紅、狐王廟裡鼓鼕々、藤林一折看梅路、
萬雪堆明夕照中、

大龜谷(オホカメダニ)　深草村の東南を云ふ、谷に沿ひて東南すれば宇治郡木幡山を踰ゆべし、盛衰記にも見ゆ、北は深草山(柏原野)にて南は伏見山(伏見城墟)とす。此大龜の名は日本書紀深草里の秦大津父が東國商旅の途に狼に會ふと云ふ地に當ればにや、詳ならず、狼大龜古言混同す、今も八科(ヤシナ)峠と云ひ往來多し。大龜

谷佛円寺の西北、路の西側に猿丸の墓と云ふ古墳あり、庚申塚とも稱す。

佛國寺 藤森社の東南凡十五町許、伏見城址の東北角にあたる。延寶年中僧高泉殿堂を興し天王山と號す、伏見御香宮の祝氏其地を寄す、後水尾上皇大閣覺の額號を加へ、黄檗宗の名藍たり 近年維持の路窮し頗荒敗に就く。

拜志郷 和名抄、紀伊郡拜志郷、訓波以之、此郷は深草村の東南大龜谷の邊を指したるならん、都名所圖會に拜志寺は深草に其址あるべしと云ふも是歟、一說愛宕郡東山なるべしと、藤森の邊も古は此郷中に屬したりし歟。山城志に東寺古文書、紀伊郡拜師莊内眞幡寸里飛鳥里の文ありと云ふに據れば、拜志郷は下鳥羽村（眞幡寸神あり）横大路村（飛鳥田神あり）に充つべきにや、不審。

大里郷 和名抄、紀伊郡大里郷 今詳ならず、久世郡淀町は古本郡に屬し納所村と倶に與等津の内なり、此に充つべき歟。

竹田 竹田村は深草の西下鳥羽の東にして、北には賀茂川流る。高瀬渠は東洞院路と倶に京都より來り南に赴き伏見に通ず、竹田の東側を過ぐ。竹田の名は古に聞えず、鳥羽殿興されたる時は其方境に屬し、安樂壽院并に三帝陵は當時の遺跡を標す。竹田は舊莊號にして或は眞竹莊と云へり、延喜式眞幡寸神社は今下鳥羽村に存し、眞幡寸辻の字は安樂壽院北門の西に存すと云、名跡志圖會拾遺 眞竹即眞幡寸の訛なり。太平記に、元弘三年官軍源忠顯竹田路より京に入り六波羅府を圍みたる事見ゆ

心からたけ田の里にふしなれて幾夜水鶏にはかられぬらん、堀川百首。　俊　頼

契り置かんわかよろつ代のともなれや竹田の原の鶴の毛衣、續千載集　法皇御製

深さより竹田かはらの淀車あかつきかけて音そきこゆる（歌枕名寄）　為　家

紀伊郷 和名抄、紀伊郡紀伊郷 紀伊の郷名久く其地を失ふ、竹田下鳥羽は郡の中央に居り古より邑里之れありと思はるれど其名なし、蓋紀伊郷此なり 姓氏錄に山城國未定雜姓、木勝あり津留木の後也とぞ、木勝即紀伊村主に同じ 又文德實錄嘉祥三年先皇修功德深草近隣七箇寺の第一を紀伊寺とあり、今竹田の國分寺即紀伊寺にや

國分寺 初め聖武天皇國別分置の僧寺は本國相樂郡に在り、而て又此に一寺あるは相樂は僧寺にて紀伊は尼寺歟。名跡志云、竹田村安樂壽院の艮に在り、光明皇后の建たまへる國分尼寺か。續日本紀云、天下國分寺、本太后（光明）之所勸也、寶龜四年捨山背國國分寺。僧田各廿町 名勝志云、東寶記曰、羅城門左。元山城國國分寺在焉、今竹田村有小堂號國分寺。舊額曰元曆元年仲秋吉辰云々。山城志云、國分寺者、實爲安樂壽院、最初清淨律院、今曰奥院即此。

安樂壽院陵 鳥羽近衛二帝の御陵なり、安樂壽院は鳥羽東殿中の佛殿にて、當時此地は離宮域内に屬したり

鳥羽天皇陵 竹田村の中央にあり、本御塔と號す、古は寶塔在りしが燬壞の後慶長十九年佛殿を以て之に代へたり、慶應元年之を北側に移し、更に神廟を建つ、廟下甃石嚴重に封せらる、近衛陵も同じ。山陵志云、鳥羽郷古有塔三基、鳥羽陵其中塔也、並是安樂壽院地、山槐記、鳥羽上皇嘗創二塔於鳥羽之東殿、以其一令藏御骨、一充之女院（美福門院）中塔謂之本御塔、此塔以天文兵火燬、今就其趾構堂焉。

近衛天皇陵 鳥羽廟の東南なる二層寶塔の建所是也、古塔は天文中燬け慶長十一年豐臣秀頼更に造營し、號して新御塔と曰ふ、山陵志云、安樂壽院、相傳鳥羽院中塔、成於保延五年、謂之本御塔、中塔成於保元二年、謂之新御塔。鳥羽皇本以其一令藏御骨、一充之女院、而女院遺令、使別營已、於紀之高野山、則東塔空虛、是以近衛遺骨藏焉、百鍊抄曰、長寬元年近衛御骨奉渡於鳥羽東殿、美福門院御塔云。

安樂壽院は鳥羽離宮東殿の地にして、鳥羽天皇は安四年造營あり、中に佛殿を置きたまふ即安樂壽と爲す 元亨釋書に「保延三年慶安樂壽院」と是也、中世衰頽し又兵火に罹りしか天正十三年豐臣氏寺封を給附す、尋いて諸堂を營み兩御塔を興し陵寢を守りて今に至る、眞言を宗とす、本尊阿彌陀如來は世に引手御像と稱す、鳥羽帝の遺佛なり、寺寶は孔雀明王圖幅 絹本着色 今國寶簿に錄せらる、積翠集云、安樂壽院は鳥羽院の御佛殿なり、本尊は四海無雙の如來なり、此わたり皆離宮の跡なり。

不動院は安樂壽院の西に接す、古は倶に鳥羽東殿の中に屬す 佛堂は北向して竹田より京師油小路に通ずる徑に對す、今天台宗を奉ず、名跡志云、鳥羽法皇興教大師を信じ玉ひ、當院を建立して師に勅し不動明王を安置せしむ、近世後水尾法皇の御時より、當今に至るまで御祈願所たり云々。

成菩提院陵 白河天皇の御陵なり、竹田村不動院の西二町許、田間に在り、堂宇廢滅久し、今墟に就て御陵を標す、名跡志云、成菩提院陵、今件所竹田村の西田間塚あり是歟、彼帝は火葬御骨を納むる所なるべし。山陵志云、鳥羽郷古有塔三基、以擬山陵、白河陵其西塔也、故鳥羽離宮成菩提院地、中右記、火葬衣笠山東麓、安置骨於香隆寺、百練抄、天承元年、遷於鳥羽三重塔、乃謂成菩提院也、而其今開

、尙謂其田曰成菩提院、其中有圓丘、蓋塔之基也、異老相傳以爲近衞陵、誤矣也

成菩提院址（ジヤウボダイ）　〔古事談〕續抄云、鳥羽殿泉殿之內、九體阿彌陀堂供養、天承元年七月、白河帝崩後三年、成菩提院是也　此九品如來は後世東九條村に寺號を與ふ、淨土宗九品寺の濫觴たるべし　名跡志云、鳥羽北殿に田中殿とも云へり、保元物語の上菩提院、元亨釋書の勝光明院は此內にありしなり。

鳥羽離宮址（トバリキウ）

白河天皇應德三年創營、鳥羽天皇增修し、一に城南離宮と名づく、此地城南柳（眞幡寸社あるを以て也　初め仁明帝芹川遊獵ありしより歷代數御幸の所となり、（芹川は葛野郡嵯峨にもあり之と異也）藤原時平又此に水石亭を營みたり、白河鳥羽二帝の大造營に及び殿舍寺塔方數町を占め、隨從の公卿各居宅を卜し凡百餘町に涉る、一時の盛邑也。後白河後鳥羽二上皇亦此に御したまへるも漸く廢に就き、仁治三年勝光明院火あり、後嵯峨天皇修營の事ありしが爾後全く廢亡す。宮址は竹田村下鳥羽村に跨り、安樂壽院以西、賀茂川小枝に至る凡十町、城南森南北凡六町

南殿址（ナンデン）　名跡志云、白河帝應德三年造立、今中島の下鳥羽大字中島城南森の東南の領內に御所內と云ふ其跡歟　帝王編年記に、保延三年太上法皇白河御願、證金剛院供養　大內記文に云、帝都之南有一仙洞、林池幽深、風流勝地、中有新建之道場、號證金剛院、安丈六阿彌陀佛、又作供養三基、其中三重之塔、安金字銅紙妙法蓮華經　按ずるに御所內の字は城南森の南にして西は小枝の秋山に接す、田間に礎を存し秋山の一丘纔に臥せり、舊殿の假山とぞ、山家集に南殿に菊を詠せる歌あり、又、名跡志に秋山の事を本紀に詠しは小枝宮跡と[illegible]

（秋山）

君が代にあひかりなぞへよ末とほき千年の秋の山のはの月（鳥羽殿歌合）　　行家

水石亭址は、藤時平の句に秋郊の語あるに就き按ふれば其秋山の地たる事想ふべし、日本紀略に全文出づ

延喜元年九月、於城南水閣、賀大藏善行七旬算、賦し、

自從菩學來流堂、當昔年深德倚響、應似城南今日會、秋郊御拜老人星、

北殿址（キタドノ）　城南森の東北に居る、田中殿泉殿と云ふも此中ならん、鳥羽天皇保安四年の造營にして東殿もこれに屬す、今安樂壽院是也　名跡志に田中殿は城南森東手の間より丑寅に至て三町計り、假山泉石の跡田の字に存せり勝光明院も此內ぞとある是也。勝光明院は春花を賞美ありし事は古今著聞集に見ゆ、南殿の秋山に對を覽たまへるに對し此に春山の稱あり、其跡存す　扶桑略記云、公家近來、九條以南鳥羽之山莊新起、後院凡百餘町焉、近習卿相侍臣地下雜人等、各賜家地營舍屋、宛如都遷、讃岐守高階泰仲依作御所、已蒙重任之宣、備前守藤原季綱同以重任獻山之賞也、池廣南北八町、東西六町、水深八尺有餘、殆近九重淵、或擬蒼海作島、或寫蓬山疊岩、泛船飛帆、煙浪渺々、搖棹下碇、池水湛々、風流之美不可勝計也（按ふに池水は賀茂川を引きて之を湛へ、宮城中を廻らせたる者なれば閣捨廢換一ならず、其八町六町とあるは長徑を計るならん、著聞集云、久壽元年二月法皇（鳥羽）美福門院御同車にて鳥羽東殿より勝光明院へ御幸ありて、寶の藏御覽せられけり、先阿彌陀講を修せられける、法皇少納言入道信西を御使にて御歌を櫻の枝につけられける、

心あらば匂をそへよ櫻花のちの春をはいつか見るべき

保元物語云、新院（崇德）は讃岐の國へ遷し奉るべき由定りしかば、仁和寺を出て夜もほの〴〵と明行けば、鳥羽殿を過ぎ田中殿へ參りて故院（鳥羽）の御墓を拜まんとせられしかど、刻限移り候ひなば後勘如何と恐れ申しければ、安樂壽院の方へ御車向けて、即牛をはづし只御涙に咽ばせたまふ、暫くあつて鳥羽の南の門を遣り出す　佐藤兵衞尉義清は鳥羽殿の侍にて出家して西行と號す、後世西行庵と云ふもの竹田村の西に在り、[illegible]其宅址にて

何となくものがなしくぞ見えわたる鳥羽田の面の秋の夕暮、（新續古今集）　　圓位法師

（芹川）

芹川（セリカハ）は、名跡志に古の芹川と云ふは城南神社の南五町許りに在り川は絕えて村の名とすとあり、今下鳥羽村の大字中島などにや　芹川の名は嵯峨野にもありて「御幸せし野邊のふる路踏分けて跡絕えぬは芹川の水」などよむは嵯峨なるべし、然れども

はさたにも夜をこめて採れ芹河や竹田の早苗ふしたちにけり、續古今

などあるは城南の芹川たるべし、類聚國史に延曆十五年正月、遊獵于芹川野」と見ゆるは即此にや。

城南神社（サイナン）

竹田村の西、下鳥羽村の北、城南森（サイナン）に在り、下鳥羽村大字中島に屬す　上鳥羽下鳥羽竹田の產土神たり　此神は俗說種々あれど延喜式眞幡寸（マハタキ）神社に充つる者最も信にちかし、山城志圖會拾遺　日本紀略云、弘仁七年、飛鳥田（トトリタ）神眞幡（マハタ）寸神預官社、並鴨別雷神之別也　令集解云「眞幡寸神社者、賀茂別雷之燕神也」と、或說に燕とは阿禮の旗にて賀茂神の祭具なりと　延喜式、紀伊郡眞幡寸神社一座　吏部王記云、延長三年、城南寺祭、行幸　此神には供僧房ありて城南寺の稱起りたる歟、山槐記に永曆元年鳥羽上皇城南寺祭に臨幸あり、當時離宮此社を包みて營まれければ典儀頗盛大なり。承久三年鳥羽上皇北條を討たんとし、

（眞幡寸）

城南寺の流鏑馬に託して京都守護大江親廣入道蓮阿を召したまふ事承久記に見ゆ　文久三年孝明天皇石清水行幸の時、特に本社に參拜あり、慶應四年正月鳥羽戰爭の時官軍進みてこゝに據り、以て東軍を擊破したり、尋で三月大坂城行幸の時も又此に御休憩あられたりと云ふ

　城南寺にて城南御會社頭祝

民の戸も神のめぐみにうるふらし　の南ぞ居せしより　月清集　後京極攝政

名所圖會に、城南神社は桓武帝平安城を開きたまふ時、伊勢石清水等の七社を勸請し、即帝の寶鋒の神名を當社の神體と爲すとあれば、妄誕取るべからず

下鳥羽（トバ）

下鳥羽村は桂川の東畔に居る、上鳥羽と賀茂川を隔て其南なり、古は草津（クサツ）とも云ふ、此津より舟を泛べて淀川に至る、上下の運漕昔時より其設ありし地なり、河田氏云、鳥羽僧正覺猷は此地に住したる歟、下鳥羽の北の壇上と字する處に昔一僧居り往來の人を見て畫を造れりと土俗の所傳なり、覺猷は源隆國（今昔物語作者）の子なれば、或は然らん、

草津（クサツ）

名跡志云、草津は下鳥羽なるが、古へ桂河は下鳥羽の南より辰巳に流れ淀に合す、鳥羽殿の南門に近かりき、法然上人左遷の時南門より草津の船に向へる趣彼傳記に載たり、新拾遺集云、隆信朝臣は美福門院かくれさせ玉ひける御葬送の御供に、草津と云所より船にて漕出る、曉の空のけしき涙の音なから物かなしくて讀侍る、

　朝ぼらけ漕行跡にきゆるみのあはれ成に浮世なりけり。

保元物語云、新院は讃岐の國へ遷し奉るべき由定りしかば、仁和寺を出て鳥羽殿を過ぎ南の門を遣り出す、國司季行朝臣御舟并に武士兩三人を設けて草津にて御舟に乘せ奉る　平家物語云、治承四年、上皇（高倉）嚴島御幸あり、鳥羽に立寄り法皇（後白河）に御對面ありて、草津より御舟に乘玉ふ　草津は當時木津（キツ）とも今津（イマツ）とも唱へしことあり　[illegible]本盛衰記云、治承四年十一月二十五日、兩院木津に着しおはします、此に御所もなかりければ、御舟に奉りて見苦き御有樣也、玉海云、二十五日、今夜行幸御舟共着、御木津殿　玉海云、元暦二年四月、神鏡神璽御入洛、行事辨參向草津、着高畠橋下方、御船[illegible]河市古弊船也、東[illegible]門、寶所令着今津邊

慶應四年正月三日午後、東軍の一隊下鳥羽より小枝に向ひ彼處に戰端開かれ、其夜新撰組中歸順の壯士城南社より發て出て、下鳥羽問屋濱（トヤハマ）の東に於て東軍步兵奉行佐久間近江を斃す。

橫大路（ヨコオホヂ）

下鳥羽の南に接する一村なり、東を三栖（ミス）と字す伏見町に接し、卑濕の地なり　古赤井河原と云へるは此地なり。

(赤井河原)

赤井（アカヰ）　名跡志云、今下鳥羽の南橫大路の西に赤井村と云て穢多居住す、（乙訓郡淀村の北）是は近世の所稱也、此の地は今の橫大路の東より南に續たる田畑是なり、此邊古は淀堤無して一編の川原なりき、盛衰記云、壽永二年池大納言賴盛卿も池殿の亭に火を掛て、鳥羽の南赤江川原まで落たまふ、保元物語云、保元元年、六條判官爲義生害の後、其室は赤江の淵に身を投る、平家物語云、十郎藏人行家は淀の赤井河原にて終に切られけり　太平記云、元弘三年、官軍千種頭中將忠顯朝臣は五百餘騎にて大渡（淀）の橋を引て赤江河原に扣へらる。又云正平七年八幡は究竟の要害なるに、赤井橋を引て畿內官軍七千餘騎にて楯籠りたり、三方は大河にて橋もなく舟もなし。

飛鳥田（トブトリダ）神社　延喜式、紀伊郡飛鳥田神社、一名柿本社

(飛鳥

日本後紀云、弘仁七年[illegible]飛鳥田[illegible]官社、延喜式[illegible]也　山城志云、[illegible]、[illegible]南[illegible]、又[illegible]見[illegible]たる謂べし、當日小川に、今橫大路の南に在り、柿本と云ふ墓名なりと云ふ

納所（ナフソ）

淀納所と稱す、今一村を爲し、久世[illegible]淀町と字す、宇治川を隔て、乙訓郡淀村と淀川を以て[illegible]、本總名淀（ヨド）の中なり　東は宇治川に沿ふて伏見に至り、北は桂川に沿ふて橫大路鳥羽に至る、倶に各一條の堤に依る　納所の名は淀津の[illegible]の處の謂なるべし

小橋（コバシ）　名跡志云、淀の小橋は納所村と淀町の間、昔は木津川、今水道變じて巨椋池の水のみ流出す　是は宇治川及伏見の澤の落合也、橋行七十間とす、此橋は秀吉公淀城造營の時懸渡さる

淀澤（ヨドノサハ）　淀澤は納所及橫大路の東方、伏見に至る浮澤の地を云ふ、歌枕に淀野とあるも同じかるべし、或は伏見澤と稱す。

　まこもかる淀の澤水あめふれは常よりことにまさる我戀、古今集　紀貫之

淀堤（ヨドツヽミ）

淀堤は淀澤と宇治川の間長三十六町、蜿蜒たる築防なり、蓋天正時代の修造とす

慶應四年正月三日、伏見の戰東軍敗れ、四日曉隊長土方歲三更に淀堤千兩松の邊に布陣し官軍を拒む、薩長の銃兵猛烈に之を攻擊し三十餘人を斃し砲を奪ふ、歲三且走り且戰ふ、翌日に及ぶも尙淀堤を相爭へり、六日八幡橋本の陣營破れ、東軍初て淀堤を捨て去る。

伏見（フシミ）

今分れて伏見町、堀內（ホリウチ）村、伏見城墟、向島村の三と爲る　此地山野を負ひ、水澤に臨む形勝の宜を得れど、豐臣氏築城の時まで尙未た大に著れず　豐太閤此に居り海內に號令したるより大都邑と爲り、德川氏

(俯見)

創業の際又一要鎭たり、元和六年城を毀ち獨り奉行を置き稍衰に就く、然れども其繁昌は京都大坂に亞ぎ海內の一名市たりき、德川氏の中世に町數二百六十余屋六千三百と號す、明治以降從前經由の水陸路も皆伏見を去り京都に就きたるを以て益衰ふ、今は人口一萬七千(戶四千)と云ふ。

伏見(フシミ)日本書紀に俯見に作る、中古は伏見莊と稱し、船戶(フナト)村森村久米村法安寺石井(イシヰ)村北尾村北內村山村即成院等に分れ、朧々たる郊野、所々に高貴の山莊散在したり豐臣氏の時、海內の大小名家邸を造り商賈百工集まり市街を成す、狀態數年ならずして一變せりと云ふ書紀通證云、雄略天皇十七年、山城國俯見村爲贄土師、按今伏見與深草相隣、深草土器師即此遺也。冠辭考云、萬葉集宇治川歌に「射目人乃伏見」とあるは射部人の目伏(フシ)をさして伏隱れ居て、ねらひ射る故に伏見にはつゞけたる也。

巨椋(オホクラ)の入江なるなり射目人のふしみが田井に雁わたるらし(萬葉集) みやこ人暮るれば歸る今よりはふしみの里の名をもたのまし(後拾遺)

有方錄云、(寬政八年)抵伏見、人煙稠密、只近京師、風氣頗似、昔時豐臣氏、或浪華或此城、往來相居、其墟在市東山上、望爲麥田、諸侯邸宅跡、植小木標、書曰某々邸跡、蓋土俗所爲耳、然可知者少々、而不可知者已多。買舟且飯、二更舟發、舟不點燈、終夜昏黑、惟聞艫聲、已履鼕鼕然于天衢、舟子呼曰過淀城今在橋下。五更就睡、天明、揭篷窓、見浪華城。

伏見の町は明ほらけ打ながめ行くに所々家のさなり島になりてさびし、

伏見人皆きびがらをたばねけり、 鬼貫

それより深草に行く、少將屋敷、今は野人の草いの往來す、牛御亭くるまにおさす草のつゆ、

大椋(オホクラ)神社址 延喜式に見ゆる舊祠にして大椋森と稱し大椋湖に臨み、其地を森村と云へり。今鍋島町と云ひ陸軍兵營の地なり(舊築城の時之を他に移し今住吉町の森明神と云ふは即是なりと云ふ)

伏見(フシミ)兵營 鍋島(ナベシマ)町に在り、今中部都督第四師團の屬營なり 德川氏の時伏見奉行の廳舍たりき、奉行職は小堀氏其祖遠江守政一以來世襲す、政一は文藝技能の譽あり、其裔孫和泉守政方に至り放縱貪戾治下の民之に困む。天明五年伏見の貢人九助九郎江戶に赴き政方を訴ふ、執權松平定信訟を聽き獄を起す、政方伏罪職を罷められ士民之を悅ぶ。慶應四年正月兵火奉行所燬く これを戊辰戰爭の發端とす。正月二日前大將軍德川慶喜大坂城を發し京に向ふ、松平容保(會津)松平定敬(桑名)以下兵を以てこれに隨ふ、東軍凡二萬、朝廷乃薩長二藩に命し伏見鳥羽の兩道を扼せしめ不虞に備ふ、三日慶喜伏見に次し午後兩道の兵壘染小枝の塞に至り前將軍入朝を告げ兵を通過せしめんと乞ふ、京軍聽かず、大熕を發し之を拒く、凡六千五百、東軍應戰す、忽にして井伊氏の兵散し敵桃山を略し、火を放ち伏見廳舍を燒く、東軍支へず、日暮交綏す。夜雨に再び相撃つ、東軍又克たず。四日午前兩道又相遇る京軍其鋒甚銳、東軍動搖定まらず退きて淀城に入り、尋いて大敗す。維新史料云、正月三日東軍の精銳土方歲三は奉行廳を本營とし二百餘の隊士ありこれを守る、東の方桃山は彦根勢の陣所なれば一途に味方なりと賴み居たるに、鳥羽の砲聲を聞くや薩人已に桃山に登り、朝命を以て彦根勢の陣地を占め、急に大小砲を連發し廳舍を焚燬す、土方支へ難く東軍敗れ、京橋の方へ走る。

伏見燒(フシミヤキ) 伏見陶器は雄略帝の時贄土師を定められ、食器を此地の工人より造進せしめらる、中世には聞ゆる所なし、近代又伏見燒の名起る 工藝志料云、元和年中伏見の人鵤幸右衞門始めて小兒玩具の土偶を造る、時人呼で人形屋と曰ふ、其地の工人巧を傳へて今に至る。

(橋梁)

京橋(キヤウバシ)は伏見市の南に在り、宇治川の一支に架す、高瀨(タカセ)渠(カハ)京都より來り此にて本流に會す、即淀河運漕の埠頭たり 圖會拾遺云、京橋に大坂より河瀨を引のぼる三十石の舟着にて、都に通ふ高瀨舟宇治より下る柴舟數々こぞり、岸邊の家には旅客をさゝむ、三十石とは船稱なり、平安通志云、德川氏の初より水陸の漕運漸開け、慶長八年河村木村二氏をして淀河過所船の事を司らしめ名けて過所座(クワショザ)と曰ふ、(過所とは今の稅關と云に同じ)凡傳法 大坂の海口 尼崎(神崎川)木津(木津川)伏見の間を上下する船は年稅銀を納れ其餘舟の公事に徵する者順次違亂勿く、武家の爲めに發するはゞ銀を問はず、船數又限る所ありき。

船戶(フナト)御所(ゴショ)址 伏見殿の一にして、下(シモ)御所とも云ふ、船戶(フナト)は京橋一帶の古名なり(今村本滄町松林院(京橋東)の邊を殿址とす、初め持明院所知ありしを後嵯峨天皇傳領したまひ、後院と爲したまふ。百練抄云、建長七年、上皇(後嵯峨帝)伏見殿御幸、御傳領之後初度也。園太曆云、延文元年、伏見殿洪水、珍事之間、女院(廣義門院寧子後伏見帝皇后光嚴光明母)俄渡御於上御所、下御所者大略水之底下成訖。增鏡云、弘安元年、兩院(後深草帝及妃)ひとつ車にて伏見殿へ御幸なる、秋山のけしき御覽せさせんとなり、又の日は伏見津に出させ給ひて、鵜舟御覽じ、白拍子御舟に召入て、うたうたはせなどさせ給ふ。名跡志に、京橋の卯辰三町許松林院の東に伏見殿の御墓ありしと云ひ、今も有り、蓋納骨所なるべければ、諸皇子后妃などの墓歟。一隅抄に、後崇光院(崇光帝孫貞成親王後花園父)は伏見風呂町西方

寺堂下に在りと曰へり。

(戸船)

按に船戸(フナト)は泊舟の一津にして、中世すでに早く小繁華となれる如く、遊女白拍子(アソヘ)の居りしにて、夫に接すにし遊女の事は住吉物語に遊女もの共あまた侍りにつきてさぶひ、撰集抄に「旅人の往来の跡をしたひ遊女」と述べたり、又散木集に伏見の山里の遊女の事ものせたり、

伏見の山里にて、あそびさもあるしのおこしたりけるが、たてこもりて侍たりけるを、あそへなさかうてはなさいひけるついでに、

あそびなたにもせぬあそびかな、　孝清

さらこそはうたもうたはぬ君なふめ、　俊頼

墨染(スミゾメ)

伏見町の北部深草村に堺する邊を云ふ、日蓮宗欣浄寺(ゴンジヤウジ)あり、天正中僧日秀創建す、日秀は豊臣氏に歸遇せられ當時事を用ひし者也、寺寶秀吉影像あり、上に題詞ありて曰く、

あはれてふいろかなきさこの櫻木の花の面影すみぞめにして、　細川幽齋

寺中墨染と號する古櫻あり、地名之より出づ、按ずるに墨染とは、古今集の名句なる典故とす、

堀河の太政大臣の公みまかりける時に、深草山にをさめけるに、　上野岑雄

深草の野邊のさくらし心あらばこの春ばかり墨染にさけ、

此歌は藤基經を傷悼せる作にして、其墓は宇治の木幡山に在り、然るに此に深草山と云ふは草山貞観寺なとに茶毘したるにや、不審、元政上人の詩に云、

過墨染寺

堂前一樹櫻、千載得佳名、客訪貞觀跡、人傳眞雅聲、時殊物皆變、世遠事何明、唯有岑雄詠、聊餘懷古情、

或は云ふ、今此地に墨染櫻あるは日秀幽齋豐太閤の寵去を傷み、深草山の典故に因み墨染の號を附したるに因る、今は小町時にゆる深草少將小野小町など云ふは、墨染櫻の上に更に構架したる説柄とすべし、

戊辰伏見の役、正月三日東軍一旦敗れたりしが、其夜九つ時に至り藤堂隊は寶田備前の引率したる傳習隊は引返し殊に目覺き働あり、官兵を打破りしが、戰勢なほ逆轉せず、墨染邊に進みたり、此に官兵の援兵に遭り傳習隊の將は討死せしより又敗れ、終夜の退戰、遂に幕府兵負け、墨、淀の方へ敗走す

石井郷(イハヰ)

和名抄、紀伊郡石井郷に伏見なと云ふ、石井の名は中古村名と爲り御香宮邊是なり、其石井の香水と云ふ者即御香宮の地に在り(伏見町の東兵營の北)

御香宮(ゴカウノミヤ)

延喜式御諸(ミモロ)神社即是なり、御諸は御森と同音にして、神の鎮座する林の義なり、此社初め官兵舍兵營の地に在り、伏見築城の時之を大龜谷に移す、(今佛國寺邊)慶長十年徳川氏復舊造營して伏見一郷の鎮守と爲す、名跡志云、此地を御諸と云ひ社を御香と云ふ、古此所清泉湧出し香四方に薫す、病者服すれば病忽愈ゆ、故に御香宮と稱す、此宮を神功皇后廟と云ふこと、古書に徴證なし)

遊御香宮　僧元政

撰存古樹中、行宮御香宮、白石封葉長、黄茅餘古風、鶯啼談法々、蝶喚唱空々、末掩和光影、夕陽處々紅、

伏見山(フシミヤマ)

今堀内(ホウチ)村と云ふ、東は木幡山(コハタヤマ)を籠絡し、(舊宇治郡)西を伏見町とす。舊伏見城及び其西外郭の區域にあたる、南は宇治巨椋の大水に臨み、最高處を桃山(モモヤマ)と稱す、(標高一百米突)大龜谷を以て深草山を隔つ、四方各二十町許あり。桓武天皇陵は西面稍北に在り。

ふしみ山秋の田の面の色つけは松のみさりそよそになりゆく、(玉吟集)　家隆

戊辰正月　日[illegible]大朝合[illegible]、[illegible]三更村下戰、

戰餘來拔落南山、　小原鐵心

月見岡(ツキミノヲカ)　今指月(シゲツ)(豐後橋北)の上方の月見岡と稱す、或は之に當りたる舊蹟に擬り、或は小野寺觀音あたりと云ひ、或は伏見山月見岡を指す、其谷より入るもあり、七條より瓦坂に入る者もあり、或は伏見山月見岡を打過て法性寺一二の橋より入るもあり

柏原陵(カシハラ)

桓武天皇の御陵なり、初め深草山相向に造置ありしが大同元年水害あり毀損す、乃ち伏見山松原に移修せらる、文祿築城の時陵域全く郭内に入るを以て、密に延暦寺に求り御廟を所寺中に遺り、近に陵名を去り後其所を失ふ、近時樺崇、古墟を發見し、明治十三年制定、帝陵の樣を立てらる

延喜式云、柏原陵、平安宮御宇天皇、在紀伊郡、兆域東八町西三町南五町北六町、加丑寅角二岑一谷、按大龜谷以南に岑一谷あり、桃山は其一岑にして一谷は之原山修めて北域と爲す、域北更に一岑あり、山陵説云、柏原陵、在伏見山松原中、拾芥抄云、在伏見山二町ホ入、稻荷南野　山陵志云、廟陵記引山槐記、仁明帝陵南、伏見之山、有柏原頂、桓武帝陵所也、閣當時地圖、即今之伏見山大龜谷等地、是柏原、則陵之所在當在城之中央、擴仁部記、其全体不卑小、而今終乎難認、蓋築城時皆所毀壞、噫其城亦已壞、桑海之感又豈耐乎、陵墓一隅抄云、山陵志曰、伏見築城之時帝陵壞、非也、柏原陵者今桃山西北、而字五里太町梅谷　又字堀向　是已、近時谷森氏考著柏原山字名曰、近江國坂本有稱桓武帝廟者、豐公築城時、密命施藥院全宗、移之于彼寺也、事見叡山門再興年譜云　御香宮の東北凡八町、今堀内村字三人与敷と云ふに本陵あり、其東は空壕にて

伏見長城東郭の跡さす、近年大に修治を加へらる。

京郊所見　　頼山陽

十萬人家煙火蒸、虎踞龍蟠勢崚嶒、不知耕鑿由誰力、
春艸茫々桓武陵、

伏見城址（桃山）

伏見山に據り、大龜谷を北限さし、西面するを以て伏見町を西市さし、南は宇治川を帶び、水南に向島の一塞を置く、東は木幡山を籠絡す。其内郭は中央に居り、毀壞後墾きて多く桃樹を種ゑたり、故に桃山さ稱す、東西四町南北六町、壕壘尚存する者あり、土中往々貼金瓦甍を出すさ云ふ、外郭は寺社士民の居たり、今山野墾蕪相半す、其治部郭に金城閣、月見平に三夜莊等近年亭館の設ありて、遊賞の地たり。内郭は本丸東偏最高處さす、天守臺址あり、其北に松丸山岡丸長束郭(大藏郭)等あり、西は大手にして千疊敷石田丸(治部郭)下野郭を經て外郭市區に至るべし。南は名古屋丸增田郭の二あり。壘壕崖壁各其地形に因り之を設けたり、外郭も亦同じ。此城は秀吉天正の末年に起し、初め指月の前洲を相したりしが、文祿二年伏見山木幡山を相して廣大の規畫を爲す、四年成る秀吉向島を牙營さ爲す、諸書或は云ふ此城は慶長元年地震に毀壞したりさ、然れども毀壞したるは指月向島の營館に止まる可し、而も天正十七年慶長元年兩度の事さす。慶長元年秀吉牙營を本城に移し四年城中に薨す、子秀賴徙り大坂に居る。家康伏見に在り權に國事を視る、五年東西兵起る家康其臣鳥居彥右衛門元忠を伏見に留め兵二千を分ち東征す、西軍之を見て七月廿日兵四萬元忠を圍む、元忠堅守兵足らず八月朔日叛者あり松丸焚く、浮田秀家の兵之に乘じ名古屋堡を奪ふ、島津義弘西郭を攻め之を破る、元忠以下奮戰して死す城遂に陷る。既にして九月家康關原に大捷す、西上して伏見城を修め、經營壯を加ふ、子秀康を置き以て京畿を鎭隱す、十二年秀康卒す松平定勝之に代る、慶長十九年大坂兵起る豐臣氏亡ぶ、元和六年幕府命じて本城を毀ち其舊材を京師寺社に給附し、又淀城增修の料と爲す。

名跡志云、文祿三年伏見城造營さ雖、此所初め小城あり、水淵大和守の所築也。管窺武鑑云、天正十七年の冬大地震にて伏見の御城破壞す、其城跡は今の豐後橋より南の方なり、向島の出丸御遊山所を初め端々の矢藏或御本丸御座の間なども悉くゆりくつし候、文祿三年異國征伐の御隊大方明けられ候に付、本伏見の城をツグルス(小栗栖木幡さ相接す)山の西の山へ引き、木幡山さ名附て城普請仰附られ候、慶長元年惣構まで成就なり、同七月北國筋大地震、此地震にて本伏見の城をゆり崩したりさ噺す衆あれど、上方筋は此地震少々なり。

寄題豐公舊宅　　物徂徠

絶海樓船震大明、寧知此地長柴荊、千山風雨時々惡、
只作當年叱咤聲、

伏水桃山　　頼山陽

萬樹桃花映碧流、豐家誰認舊侖區、春風曾返東征旆、
遺恨無人教放牛、

伏水　　貫名海屋

斷石縱橫沒棘榛、颱颭遲反遶嶙峋、至今殘塹猶深碧、
附與村人來採蓴、

商女尋常月滿隄、可無遺恨似秦淮、桃花歲々開還落、
空趁流波過館娃、

伏水觀梅　　藤井竹外

絶叫猴郎安在哉、野梅擁隴雪千堆、一杯欲倩玉纖酹、
月下美人來不來、

伏水　　菊池溪琴

君不見椋湖八千頃、丞相在日人如花、又不見伏水
紅桃三萬樹、丞相死後花似霞、征韓健兒二十萬、絶海
樓船間貢獻、丞相斯樂報列聖、誓復版圖充素願、八道
旌旗捲颶風、投鞭擬涉鴨綠江、海外聞者威讋伏、不合
胡廝窺日東、吁嗟蒼腐儒眼如豆、漫將寸管論英雄、

伏見西岸寺上人に逢て

我衣にふしみの桃のしつくせよ、　　芭蕉

たゝひさ夜桃に宿かる木幡かな、　　正秀

大名のあさなを桃のはたけかな、

伏見に町屋のうらに鳴く鶉、　　鬼貫

伏見殿址

伏見町、陸軍兵營の東、堀内村伏見山西南面の地なり、御香宮の東南にあたる、南は宇治川に臨み眺望絶佳の處さす、今月橋院及大光明寺陵此跡に存す　初め藤原賴通の子俊綱の山莊たり、俊綱富饒居宅を營み勝境を賞す、白河帝の時俊綱自稱す近京の地石田(宇治郡)第一、高陽院(上京)第二、伏見第三、或は第一たるべしさ、其後長講堂の傳領地さ爲り、建長七年後嵯峨上皇臨幸あり、船戸御所に對し上御所の名あり。兩統分裂の後は伏見殿は持明院流の皇統に相傳し、伏見後伏見光嚴光明崇光相承して後院さ爲す、崇光の皇子大通院榮仁親王其子後崇光院貞成親王亦之を受けたまふ。貞成親王京師に還住し長子皇統を承け二子貞常親王伏見宮三世さ號したまひ親王家を定め給ふに因り、此地は擧げて寺家に附せらる、謂はゆる大光寺光嚴院般舟院指月庵等是なり。天正の末年豐臣氏此地を相し城府さ爲し館を置き、三十餘年間武家の所營に歸す、爾後又廢墟さ爲る。

增鏡云、弘安元年九月、後深草院伏見殿へ御幸なる、秋山の景色はれたるに、伏見山田面につゝく宇治の川波、はるゞさ見わたされ云々。

軒ちかき松原山のあきかせに夕くれきよく月いてに

けり、(風雅集)　　伏見上皇

名跡志云、持明院伏見皇居址は御香宮東南、豐後橋の北指月その所也、太平記に見れて久き伏見殿とあり、觀應二年官軍此に來り光嚴光明の方々を吉野に移し奉る。太平記云、伏見離宮はさしも紫樓紺殿を彩り、奇樹怪石を在て見ところありし洞遲なり。又云、禪定法皇(光嚴)自山より還御の後、伏見の奥、光嚴院と聞えし幽閑の地に住せ給ける。椿葉記云、伏見殿を准后(足利義滿)山莊になさるべしとて、人もなく淸らに置かる程に、應永六年十一月大内義弘謀反おこして天下亂れたる時節、伏見の御所をば返し申さる、其しはすに還御なりぬ。(後崇光院貞成)かくて二三年は伏見に御座あるほどに、同八年七月四日の夜御所回祿しぬ、累代の御記文書樂器ども大略なかば過は燒けぬ、あさましとも申ばかりなし。

即成院址

藤俊綱の墓ありと云へば即古の伏見山莊なり、又宣陽門院の寄進ありし事を以て考ふれば、六條長講堂領の一邑として持明院伏見流の相傳地と爲る者也、即成院は文祿築城の時之を大龜谷に移し、近年全く廢絶す。山城志云、伏見寺舊在即成院村、今江戸町是也、見于古圖、拾芥抄曰、伏見寺一名即成院、稱綱俊(誤俊綱)建、有石塔婆六尺餘、乃其墓云、後白河院皇女宣陽門院、喜捨下野國那須莊于當寺

光嚴院址

圖會拾遺云、大龜谷西福寺は光嚴院と稱す、古は禪刹にて太平記に見ゆる古跡なり、慶長八年教譽上人現地を德川氏より拜領し、草創あり。按するに光嚴院址今詳ならず、舊伏見殿の屬境にして其東歟、或は云ふ桃山に在りきと、後考をまつ。椿葉記に云ふ、應永十五年管領申沙汰して伏見御領を返し申さる、此御領は長講堂領なれども總御領に混せずして御名字の地なり、御安堵あればめてたくて次の年六月に嵯峨より伏見へ還御なる、今はもとの御所もなし御座あるべき所なくて、故三位局松殿の里にてほうこんたんと申す比丘尼所になされし所を、まつ御所になされ、苟めながら今に(後崇光院)御所ざかし(ほうは、わうの誤ならずや)

指月庵址

名勝志云、今月橋院の地を土人指月森と云ひ後山を指月と云ふ、秀吉公文祿二年城を築かれし跡なり、按に指月は今の城山の内字治見山歟、伏見宮祖大通院榮仁親王の創建なり、始末明白ならず

應永廿二年九月廿九日、大通院指月庵に御座ありて、夜半の月哉歌を合せられしに、雨中惜暮秋といふ事を、

長月や秋もあらしの夕しくれそめてもおしくちる木の葉哉、(砂玉和歌集)　　後崇光院

題指月庵　　僧西胤

芒碭山中雲一去、禪扉長掩蘚苔青、階留羽葆森千樹、風送仙韶走百靈、細々爐煙浮靜夜、蒼々溪月照空庭、殘僧尚說前朝事、不覺令人涕泗零、(五鳳集)

般舟院址

是れ舊伏見の舊殿文明の亂に方り廢頽に就きたるを以て、後土御門天皇般舟三昧院を建て、專ら先皇の遺蹤を吊はしめ、且は後聖の往生を勸めしめん所と爲し給へる歟。文祿二年之を洛中に移さる、彼處尚後花園後土御門等六帝の神牌を奉安す。名勝志云、月橋院の地に般舟院畑あり　西山往生院住持次第云、第十四世惠篤上人、文明年中後土御門院伏見の勝地に於て般舟三昧院を建て、勅諚に應じて入院す。洛陽般舟三昧院記云、伏見般舟院は後土御門御草創なり、凡此伏見は福地富窟にて、橘俊綱(橘は藤を誤る)久く居をしめ長者の號を殘せり、山形河勢の眺望天下無雙の地たり、其後藐姑射の離宮と爲り、殊更正應(伏見)の御追號たりしより數代大王の御所にて、今に伏見殿とて御跡ヶ殘し給へり、就中後花園院は後崇光院第一の皇子におはせしを、稱光院御世みじかくて繼體の君もおはしまさぬより、普光院贈相國(足利義教)此伏見殿へ御迎に参らせ給ひ、嚴重の有樣にて帝位を踐み玉へり、後土御門院は幼年の時此殿に養ひ奉りしに、此御門は位に在りながら後世を御心にかけ、仙宮を營し佛閣造立の宿願にて、征夷大將軍に[illegible]、遂に不日落成せり。

月橋院

名跡志云、豐後橋の北に在り、此邊[illegible]町傳の城を地名指月と云ふ、東南西は渺々たる流あり、舊の般舟三昧院と云ふ、禁裏の御菩提所あり、洛北に移されたる後、今の禪院を立らる　月橋の名は、天正の末年向島城成り、豐後橋架せられたるに因り、命名せられたるならん

伏見學校址

名跡志云、月橋院の後丘にあたり土俗月光と呼ふは即學校址なり、東照公之を草創し、僧俗の入學を勸んため、下野國足利學校住職三要を召し一字を建てらる、圓光寺と號す、後愛宕郡一乘寺村へ移す。

大光明寺陵

光明天皇並に崇光天皇の御陵なり

陵墓一隅抄云、指月之後山、土俗稱兒長老邸、即大光明寺址、而陵在其寺中。河田氏云、大光明寺陵、堀内村の西南字兒長老に在り、封土の高凡六尺、兆域東西二十三間南北十五間、陵上竹を生じ老杉之を圍む、其東を光明帝とし西偏を崇光帝とす。

大光明寺址　名勝志云、大光明寺は豐臣氏築城の時京師相國寺へ移され後廢す、太平記に新院(光明)伏見の大光明寺にぞ御座有けると見ゆ是也　伏見宮祖榮仁親王を大通院と號す、大通は大光明寺の塔頭たりと云ふ。

普明國師語錄云、文和年中、廣義門院　後伏見皇后、於

伏見行宮傍、建立精舍、專安修禪徒、自稱大光明院、蓋以追慕橋太后遺蹤、架別世號也。

會大光明寺見花　　僧　橫　川

先帝離宮花尙香、高僧中ん住禪房、春風御愛一株雪、深殿燈殘白日長、補庵京華別集

崇光院址

（法安寺址）

聖蹟圖誌云、伏見御香宮の東（龍雲寺の西）な山村と云ひ、藏光菴址あり、崇光帝の崩所とぞ。藏光は崇光を誤りたるにあらずや。又法安寺あり亦詳ならず。皇年代略記云、光明天皇、文和四年八月、自河州東條行宮、出御伏見殿、此間令着禪衣、其後遷御當所法安寺、所々經行。椿葉記云、光明院其後伏見のほうあんじにて禪衣を着しまします、長谷寺の御庵に御隱居あり。

向島

伏見の南にして、宇治巨椋の二水に圍まれ、一洲一村を成す。天正中豐臣氏修治して城塞を置き、慶長の初め德川家康之に居館したり、其末年に廢城と爲りし如し。南に向ひて巨椋湖中に一條の堤塘を通し、久世郡小倉村に至る凡三十町、東は宇治郡槇島村に亦一綫あり凡三十町。西面は渺々たる沼澤にして北に豐後橋あり、伏見山指月に架せり。

豐後橋　名跡志云、此橋は秀吉公の時代に造らる、別所豐後の邸此にありしを以てなり、橋の南方左右の堤みな同時の所造なり、一說伏見院皇居ありける時は南の洲崎へ至る橋にて、桂橋と號したりとぞ。

向島城址

向島村の東三町許、水田中に一墟あり方二町餘、即本丸なり、其南に池を隔て一墟あり、東西に長し（民家散在）之を二丸と爲す。此城は宇治川を北距と爲し堤を以て壘に換へ、西面巨椋の湖及び塘がはゞ害と爲し、東南二面また沼澤也。天正の末年に豐臣氏造營し秀吉自ら之に居る、再度の震災に會ひ慶長元年桃山に移る　三年秀吉薨し人心疑懼す、家康向島に徙り衆情を安んじたる事舊史に見ゆ、其後伏見本城の廢毀とともに、属塞なれば同く廢す。

管窺武鑑云、天正十七年の冬大地震にて、向島の出丸御遊山所を初め、端々の矢藏或御本丸御座の間など悉くゆりくつし候。伊達日記云、慶長元年太閤樣伏見の向島と申處に御城構候、御普請半出來候處に、閏七月十二日夜半時分、大地震にて御城の天守御殿とも破損し、御城の内にて男女五十人餘被打殺候、向島は宇治川立廻、地形下所にて候故、猶以普請衆餘多惑申候、秀吉公此城御立候共然有間敷被思召、同廿二日に木幡山を御覽被成、御城に可被成由被仰出候。

伏見澤

名跡志云、凡伏見の鄕は巽より乾に至て渺々たる澤たり、坤のかた一里餘は悉く沼なり、其中南北に通て巨椋堤あり、東西に通て淀堤あり。

冬の夜のさむけき月に敷みえて伏見の澤にわたるみつとり。（新拾遺集）　　乘功法師

迂梅坡、自萬道至伏水、　　賴　山　陽

長堤泥滑拔芽肥、業棟花殘漁父扉、記取椋湖々畔路、斜風細雨送君歸、

六地藏

伏見の東、木幡山の麓に六地藏堂あり、此地伏見の東口にあたるを以て驛舍と爲り六地藏と稱す。櫃川驛中を流る、明治廿二年櫃川を以て紀伊宇治の郡界と定め、其西方を堀内村に屬せしめら、古の木幡關此に在り。

六地藏堂　山城志云、大善寺六地藏堂、舊木幡淨妙寺子院。名跡志云、大善寺に六地藏堂あり、傳曰文德帝仁壽二年勅建、是諸方より帝都に至る路口に置き弘く結緣せしめんが爲なり、保元二年六體中五體を分ち、山科鳥羽桂常盤御菩薩池に置かる。

木幡山

伏見山（堀内村）の東面を木幡山と云ふは木幡里の西に傍ふを以てなり、古は宇治郡に屬す。山城志云、大善寺六地藏堂永曆元年廳宣曰、西限伏見坂、紀伊郡界、又曰宇治紀伊兩郡之界者、木幡伏見一山之巓也、宜爲芳徵。按するに古事記に應神卷「天皇、越幸近淡海國之時、御立宇遲野上、望葛野歌」あり、其宇遲野は此木幡山たる事推斷すべし。

山科の强田の山を馬はあれど歩より吾來汝をおもひかねて、（萬葉集）

（强田）

書紀通證に云ふ、强田の馬は大和國より本郡深草に通せる路にあたり、日本書紀、皇極帝二年山背大兄王が、「向於深草屯倉、從玆乘馬者、東國以乳部爲本、興師還戰」とある深草馬を本據とすと。然らば此地の驛舍たるも久しと謂ふべし。

木はた山花の錦は折りてけりやなきさくらをたてぬきにして、（夫木集）　　堀川右大臣

雪ふかき木幡の峯をながめても宇治のわたりに人やまつらん、（名寄）　　小　宰　相

木幡關址

名跡志云、關の舊地は六地藏の西北にて今も關山と云ふ、平家物語に信西入道が下人木幡峠に行逢と云、是也、古往還は今大龜谷八科峠の南とす、秀吉公伏見城を構へ玉ふ時、往還の華郭内を見下す故に、今の如くに改め、六地藏より藤森に通ず、關山と云ふは巨幡墓のある地にて、古の木幡峠は桃山の東偏、名古屋丸本丸の傍を過ぎたるならん、故に或は伏見の關とも曰ふ。

春ははや來はたの關のあさはらけみやこの辰巳やかすみぬる、（千首和歌）　　爲　尹

遠からぬ伏見のさとのせきもりは木幡の峯にきみそすゑける（新後拾遺集）　　家　隆

巨幡墓は桓武皇子伊豫親王墓なり、木幡山六地藏堂の北西に在りて今金塚と呼ぶ、親王は大同二年不慮の事

に會ひ夫人吉子と倶に藥を仰ぎて死したまひ、京師に御靈祉を立てゝ祭祀ありき。延喜式云、巨幡墓、贈一品伊豫親王、在宇治郡、兆域東一町西一町南二町五段北三町

宇治郡

宇治郡　西は東山深草山の脈を以て京都及び紀伊郡に堺し、南は宇治河を以て久世郡に堺す、東北は長等山逢坂山並に音羽笠取岩間の諸嶺界を爲し、近江國滋賀郡と相限る。今醍醐村外三村に分れ、郡衙は山科に在り　和名抄、宇治郡、訓宇知とあり、蓋内の義にて三方山を限り一面水あり、其中の地なればなり、又和名抄に八郷に分つ。古今を比照するに東北隅大谷追分藤尾等は逢坂の西なれば當然本郡に屬すべきを、近代之を滋賀郡大津町に屬せしむ。南界宇治郷の地は應神帝離宮の遺跡にして宇治河の名之より起る、而て其南岸をも宇治と稱したるより近代割きて久世郡宇治町に屬せしむ　此篇は古に原き是等の地皆之を本郡に繫く、地勢と史傳の自然に從ふ所以なり。日本書紀(神功紀)に菟道に作る

宇治は其北方過半を山科と曰ふ、萬葉集「山科の強田の山」の句あれば其邊までの總名たり　道路は京都より近江國大津に通ずる東國街道山科村を過ぎ、鐵道も之に隨ひ大谷山科の二驛あり、山科より紀伊郡伏見に通ずる間路は醍醐村を過ぎ、又伏見より大和國奈良へ通ずる者は宇治村を過ぎ、其鐵道は木幡を一驛とす、

雉子啼く宇治の茶の木の霞かな、　呂　房

山科

或は山階に作る、宇治郡其南部を除けば過半山科と稱す　日本書紀「天智帝八年天皇縱獵於山科野」とある是也　和名抄山科郷餘戸郷小野郷栗栖郷大國郷皆此中とす、今山科醍醐二村と爲る　延喜式に「供御月料山科園進早瓜一捧」とあれど、今は瓜の名なし、名跡志云、山科は土人茜草を以て絹布を染め、世に山科茜と稱す。

山階寺址

藤原の祖中臣鎌足創建し、其子不比等之を大和國に移し廐坂寺又興福寺と曰ふ、實に藤原氏の氏寺たり、名勝志に、舊跡山科椥村三宮明神邊とも、又小野村に興福寺橋の字存すとも云ふ　椥辻は大宅の西にて、小野は其南とす、今山科村大字東野の三宮森は即陶原家址なりと說くものあり、(椥字は梛の譌歟)

帝王編年記云、齊明天皇三年、內臣中臣連(宇治臣鎌足)於山階陶原家、始立精舍、乃設齋會、是維摩會之濫觴也　盛衰記云、興福寺は是淡海公(藤不比等)の御願、藤氏累代の氏寺なり、此寺にもと天智天皇即位八年、嫡室鏡女王、大織冠(鎌足)の御爲に宇治郡山階の郷に建てられる　興福寺緣起(昌泰三年勘錄)云、宗我大臣毛人之男入鹿、自執國柄、恣行威福、王室衰微、社稷傾危、于時藤原內大臣竊謂、立輕皇子孝德爲君、發願奉造釋迦丈六像一軀脇侍菩薩兩軀、住於四天皇寺、(難波)事遂叶願、仍造茲像、至於天命開別天皇(天智)即位二年歲次己巳冬十月、內大臣枕席不安、嫡室鏡女王請曰、敬造伽藍、安置尊像、大臣不許、再三請仍許之、因此開基山階、始構寶殿。

(原陶)

山科鄉

和名抄、宇治郡山科鄉、訓也末之奈。此は今山科村の西北、日岡御陵安朱西野東野花山などの地たるべし、山科陵あるに由り御陵の字あり。山科は平安京東國路の門戸にして、日本後紀「延暦二十三年、停山城國山科驛、加近江國勢多驛馬數云々」と見ゆ。

餘戸郷　和名抄、宇治郡餘戸郷。此は山科郷の剩戸たるべし、強て其所を推せば四宮追分大谷などにあたる歟、

日岡

山科より京都粟田口へ通ずる坂路にあたる、山を粟田と云ひ村を日岡と云ふ、東面すれば嶮、土人の說なり　延喜式に日向神社あり一說に日丘に謂ならんと、日本紀略云、天暦三年、粟田山路損害、遣官使實檢」とあるは即此なるべし。

松坂は日岡の坂路の一名なり　平家物語云、賀茂河さつさ打渡り、粟田口松坂へもかゝりし云々

歸りこん程をもちぎらん忘れなよ我れまつさかの松ならはまつ、家集　鴨　長　明

日向神社址　名跡志云、日岡は三面皆山にて東の一面晴たり此故に名つく、延喜式日向神社は日丘につくるべき歟、日向社は今なし、其地日岡の北に今は田となれる井の跡ある處とぞ、日岡神明宮は西面にて、京師粟田口に近し。

山科鏡山陵

天智天皇の御陵なり、日岡の東大字御陵の北に在り、後山を鏡山と云ひ、傍に鏡池あり、今琵琶湖疏水陵畔を繞る　延喜式云、山科陵、近江大津宮御宇天皇、在宇治郡、兆域東西十四町南北十四町、名跡志云、御廟野の東北林中にあり、小祠ありて前に沓石あり、此陵一名鏡山と曰ふ、萬葉集に「從山科御陵退散之時額田王作歌」に「八隅知し、わが大王の恐みや、御陵仕ふる、山科の、鏡の山に、夜はも、夜のこと〳〵、晝はも、日のこと〳〵、ねのみを泣きつゝありてや、云々」

拜天智天皇陵　山科郷、日岡東有曠野、稱御廟野、有小丘、護以竹落、前有丈許方石、厚尺餘、無復佗物)

芳草荒煙路不分、松楠影老簇如雲、唯餘一片蒼苔石、
倘記千年古帝墳、　　　伊藤東涯

山城志云、山科陵、在御陵村西北御陵野、陵上有小祠、陵戸一煙猶存、歲嘉暦建武以降御在際數章、水鏡所記天智幸山科、而不歸、有遺履、治陵于此者、謬傳晉羽山行常居士事也、詳于元亨釋書。山陵志云、鏡山前是陵地、而其右傍有小祠、有烏居焉、土人歳時奉祀、幸無所陵機、雖世有汙隆、道有盛衰、天之顧於有道、特如是然、陵之四野、號御廟野、廟之與陵俗言相通、又東南村落曰陵村、乃陵大津、大津中宗所都也、廟陵記云、山科陵石槨暴、而其高離棄於外、今檢之不然、其陵狀圓者此用明以來制也、陵前有方石、其上平而廣長若干尺、呼爲履石、是奉幣使宣命之處也、或云此石昔在於外、後移於此、以復其初、總以爲石槨、蓋謬認指此。

安祥寺(アンシヤウジ)

山科陵の東方に在り、今眞言宗高野山金剛峯寺の兼帶たるを以て俗に高野堂(カウヤタウ)と曰ふ。

安祥寺は文徳天皇勅願の精舍にして往時には山科陵以東の山野を占めしが、一時衰頽を極め慶長年中に至りて半割きて毘沙門堂に附す、今安朱(アンシユ)と字する領内地なり、之より安祥寺は西偏に移り、僧政遍中興の基を定めしかど、堂塔末だ備はらず、寶暦九年灌頂堂寶塔以下成る、梵鐘は攝州安曇(アツミ)寺の舊物を傳ふ。名跡志云、安祥寺初は此より北の上方十餘町に在り。其後今の地の三町許南に移り衰微したり、近代此に移り、其初めの寺境を檀谷(ダンノタニ)と云ふ

文徳實錄云、齊衡三年、紀朝臣興我業、以山城國宇治郡來田山、施入安祥寺。元亨釋書云、慧運洛城人、東寺實慧之徒也、承和五年、共圓仁同舟入唐、十四年歸爲安祥寺第一世。三代實錄云、貞觀七年、繚太皇大后仁明皇后文德御母御願、於安祥寺、永代相承、持念萱勝道場、轉讀孔雀明王經、及諸宗經論、其願文曰、發從去貞觀元年、志建此安祥寺、奉爲田村天皇(文德)以翊聖朝、加護國家、頻聚三代格云、貞觀元年官符、令律師安祥寺皇太后宮御願。去仁壽年中初建此伽藍、令律師惠運專一勾當。史海云、安祥寺五大虛空藏尊は今東寺觀智院に在り、惠運僧都唐の靑龍寺より將來したる佛像也、其地藏尊は今尙安祥寺に在り。拾芥抄には安祥寺虛空藏と記し、觀智院杲快僧正記に曰く、天文元年八月洛中法華の徒山科本願寺を攻るに、寄手四方より放火するの聞あるを以て、安祥寺より五大尊ともに當院に預けたりしが、同寺の荒廢たゞならず、雨露の漏さへ手當出來ざるを以て、其儘になると。

後山科陵は仁明皇后藤原順子(冬嗣女號五條院后)の御墓なり、安祥寺の山麓、字御所平に在り。延喜式云、後山科陵、太皇大后藤原氏、宇治郡。

業平谷(ナリヒラダニ)

名勝志云、業平谷は安祥寺の北に在り。今昔物語云、右近衞中將在原業平と云人、或人の娘の形有樣世に不知微妙しと聞けるを、心盡して密に盜出してけり、其を忽に隱すべき所の無かりければ、思ひ繚ひて北山科の邊に舊き山莊の荒て人も住まず有けるに、其家の內大きなるあせ倉ありければ、此內に女を具して行く、臥せける程に俄に雷電霹靂して愕ちれば、中將太刀を拔て女をば後の方に押遣て、起て閃かしけるに、雷も漸く鳴止み夜も明ぬ云々。

毘沙門堂(ビシヤモンダウ)

山科村大字安朱(アンシユ)の北に在り、即古の安祥寺々域たり。慶長年中洛中一條出雲路より本堂を移し、寺領一千石を給附す。もと天台宗延暦寺の別院なりしが、此より日光山輪王寺の兼帶に歸し、山科の貴刹たり。初め輪王寺天海僧正中興の奏請を爲し、安祥寺々域を割き寺祿を制せられ、寬文中に及び公海僧正殿堂の修造其功を終へたり、稱して毘沙門堂門跡と曰ふ。其法嗣公辨法親王(後西院帝皇子)入室以來久く輪王寺宮兼務所たりき。

四之宮(シノミヤ)

山科村安朱の東に接する民家を大字四宮と云ふ。仁明帝四子人康親王の館址なれば也。溪水北方藤尾より來り村を過ぐ、瀬川の源たり四宮河原の名あり。名跡志云、河原今はなし、袖比(ソデクラベ)と云所古此邊にありし歟、宇治拾遺に曰く、昔山科の道のつらに、四宮河原と云所に、袖くらべとて商人の集る所あり。

あはれなり是も世わたるいほそかし其山科の袖くらへまて、拾玉集　　　慈鎭

長享年後兵亂記云、享祿二年、高野瀬家澄爲使、細川六郎殿へ婚姻の禮あり、天文六年、細川右京兆晴元與佐々木定賴婚姻、於山科河原、(山城宇治郡)三上下笠後藤白々木澤波多野池田請取之

十禪寺(ジフゼンジ)

四宮の中央に在り、天台宗、又河原觀音堂と稱す。圖會拾遺云、楊柳山十禪寺は人康親王の御所跡なり、貞觀中薨去の後寺となせしが、後世荒廢せしを明曆元年明正院より二重高閣を賜はり之を移し再興す。伊勢物語に「山階のせんしのみこ(紹運錄云人康親王仁明帝四子號山科宮法名法性)其山科の宮に瀧落し水はしらせなどしておもしろく作らせたる云々」とある其舊跡、石橋の西北數の中の泉水と云字の地あり。

四のみこうせ給ふつさめて風ふくに
今朝よりはかなしの宮の秋風やまた逢坂もあらしさ思へば、(家集)　　　小野小町

(諸羽山)

諸羽(モロハ)神社は十禪寺の北にあり、後丘(毘沙門堂東南)を諸羽山と云ふ又柳山(リウセン)と稱す、社を四宮とも云ふ。名跡志圖會拾遺　諸羽は諸葉の義にて、林木の鬱脊たるに因む者歟。

つらしさて諸葉の山にかくるとも我山彦になりて答へん(六帖)　　　喜撰法師

參考本朝事記云、三井寺より大關越り、關寺關山打つつき、往人來人會坂や、一むらすきの下より筧の妙美井絶々なり、くゝ井坂、神宮森、醍醐路に懸り宇治へぞ入せ給ふ。

追分（オヒワケ）

今滋賀郡大津町に屬す　山科村の東北にして國道此に岐分し、一は京都に一は伏見に向ふ、故に追分の名あり、古に關す、近代の驛舍たり　山城近江兩國界は逢坂山の嶺の少南にて兩國寺の地是也、近代は追分を以て國界とす、追分以東山路稍險、人家谷中に滿つ大谷（オホタニ）と云ふ、大谷停車場は逢坂隧道の西口に在り、此隧道は本邦鐵道工事最初の開鑿にして、東に出づれば即大津町なり

從京都之大津途中　　僧　大　潮

窈窕大津路、遶逶京樹陰、關高花易晴、湖濶月難沈、蟬寄青山繞、虹橋綵霞深、招提遊不倦、慰愉客中心、

（大谷）

兩國寺は大谷北側に在り、近江國輿地志略に兩國寺は國界なるが故に名づくとあれど、類聚三代格に寛平の比會坂（アフサカ）を兩國の界と爲したる事明白也。大谷に關明神關走井等あり、此の大谷の地は即關山なれば也、今昔物語に源頼義々家父子夜盜を追ふて關山に至りたを捕へたる事見ゆ。

關走井（セキノハシリヰ）　閑窓拾遺云、大谷茶店の軒端に在り、後山の水此に走り下り涌出ること瀝々として寒暑に增減なく甘美なり、往來の人渴をしのぐ便とす。延喜式云、凡諸國驛路邊、植菓樹、令往還人得休息、若無水處、量便堀井。

走り井のほとなしらはやあふ坂の關ひきこゆるゆふかけの駒、（拾遺集）　清原元輔

蟬丸祠（セミマル）

大谷の北側に在り、又關明神と稱す、無名抄云、會坂關の明神と申は昔の蟬丸のかのわら屋のあとを失はずしてそこに神となり住玉ふなるべし。○蟬丸東關紀行に延喜帝第四の皇子とあれど謬說なり、今昔物語に宇多帝の御子敦實親王の雜色なりと云へり、又同書に源博雅は木幡に住める盲法師に琵琶を習ひけりと云は、此盲人に混して蟬丸を傳したる也、蟬丸盲人にあらざる事は後撰集「これやこの」の歌の端書に「ゆきかふ人を見て」とあるにて知らる、蟬丸が祠は大津の松寺にもあり　近江名所圖會　賀茂眞淵曰、逢坂山こゝに蟬丸社とて在り、蟬丸は盲人なりと云ふ事は極めて僻ごとなり、後撰集にかの人の歌に逢坂の關に庵室作りて住けるに行かふ人を見てとは書あればなり、さて宇治物語に博雅の三位といひける人は木幡とかやに目つぶれたる法師の世にあやしげなるに琵琶は習ひけりと有るは別人なるべし、又良少將の和琴習ひに通はれける由長明無名抄に見え、清正集に「ある所にて琴など彈て遊ぶに夜ふけて月も入りぬ内の人々も入りぬる音しけるに琴をしらべて出したるに『あふ坂の關路に年はへぬれともけふの清水や名をは流さむ』とあるなどはよる所めきたり、又延喜第四の皇子なりといふはいと〳〵あらぬことなめり、歌のさまも延喜より前のものと聞ゆるなり、又或說に古今集にある「あふ坂の嵐の風は寒けれど」などいふ歌を此人作れるといふ付添ことをするは、道行く人に聞て境を爭ふ類なり。

藤尾（フヂヲ）

追分の北十町、谷間に居る、東北に長等山あり山路十町にして三井園城寺に至る、今大津町（滋賀郡）に屬す。澗水は南流し櫃（ヒツ）川の源なり、宇治村六地藏に至り宇治川へ注ぐ、長凡三里。琵琶湖京都疏水は大津高觀音堂（タカクワンノンダウ）より地底に入り、其西口藤尾の南に在り。

古事談云、天慶二年之比、粟田山之東、山科之北、有一仁祠號藤尾寺、南邊有別道場、件所有一尼、自先年

右進右清水八[illegible]大同[illegible]、[illegible]驗聞並多矣、住京[illegible]貴賤男女、歸依如林、何況京市、毎八月十二日、本宮（石清水）神人皆千人、同伴山科[illegible]、[illegible]縣鐘衣尼[illegible]、千手觀音像[illegible]本宮、東[illegible]諸國寺　石清水　[illegible]者此書作

音羽山（オトハヤマ）

逢坂山以南の大嶺にして、國界を成し、笠取山に接す、延袤一里。音羽川は山中に發源し北流、牛尾觀音寺[illegible]、音羽に至り四宮川（醍醐川）に合す。

音羽山嶺のはなさきにおそさくら春とさつさい逢坂のせき、（拾玉集）　慈　鎭

音羽山音にきゝつゝあふ坂の關のこなたに年をふるかな、（古今集）

過きにけり關のこなたに鳴神の音羽のさとの夕立のそら、夫木集　爲　家

巖法寺（ゴンポフジ）

音羽川の上流、牛尾（ウシヲ）山科村大字小山に在り、名勝志云、巖法寺記曰、洛之東、宇治之北郡、有山曰音羽、凡縱横八九里、脩嶺尖峯、數十餘仭、其[illegible]曰牛尾、中有寺、以巖法額之、蓋千手大士之靈場也、故老相傳、係斯天智帝勅所作製、不動多聞侍立左右、然閲諸書、不知誰某、此寺は今東山清水寺に屬し、即清水寺の奥院なるべし、元亨釋書に、清水寺者、寶龜九年、沙彌延鎭有靈事、沂淀河、而行見一支流、有金色水、尋窮水源、至瀧下、側有艸庵、老翁居焉、曰名行叡、乃指庭前株曰、我以是擬大悲像材、汝當營之、言已向東而去、鎭一日到山科東峯、見翁履、鎭取履歸曰、乃知翁大悲之應現也云々、彼の行叡遺履昇天の事を天智帝の登遐に附會し、巖法寺像を帝の御作と云ふ者のみ。

（牛尾）

みねたかき牛の尾山に入る人は柴くるまにて下るなりけり、堀川百首　顯　季

花山　山科村大字花山、(上北の二に分る) 日岡の南に接し南花山今川田と稱す、京師洛東に通ずる澁谷瓦坂の一路は花山の南北に係る、名義花山寺に由る、

まてと云はいさもかしこし花山にしはしと鳴ん鳥の音もかな、(歌枕)　花山院遍昭

元慶寺　一名花山寺、天台宗、中絶の後近世恩道和尙北花山に再興す(恩道寛文元年逝、諡寶鑑國師)初め貞觀十八年清和天皇勅建、僧正遍昭住止す、延喜式に花山寺觀中院とあり、貫峯氏系圖に由れば觀中院即遍昭の遺室とす、元亨釋書に、貞觀十八年建伽藍、時天皇(清和)禪位、明年當改元、是歳十二月、詔紀元、曰元慶寺、拾遺抄云、花山は山階に在り、元慶寺と云ふ、花山院は彼寺に御幸ありて御出家あり、仍花山法皇と號く、名勝志云、元慶寺、本尊藥師佛、遍昭像等見在す、古の跡は街道の北山際に寺之内と云田あり、所々に礎残れり、六所明神を寺の鎭守とす、遍昭の墓は北花山の南二町許、字中道に在り、墓上一石を置き櫻を植ゑたり。

花山にまかりけるに、僧正遍昭の室の跡の櫻のちりけるを見て、

あるしなき住家にのこるさくら花あはれむかしの春や戀しき、(續古今集)　津守國基

慈德寺址　百練抄云、長保元年、東三條院(圓融皇后一條御母藤詮子兼家女)供養慈德寺　榮花物語云、女院長保三年迄に空くならせ給ふ、かくて御法事の程にもなりぬれば、花山の慈德寺にてせさせ給ふ

本願寺址　山科村大字東野、今西本願寺別院の地是也、初め文明三年蓮如大谷の堂宇山徒の破壞にあひ北國に走りしが、文明十年歸洛し更に地を山科に相し本願寺を再興し、宗風之より大に振ふて永正の末に實如(名光兼)資料を禁中に納れ門跡に准せらる、其子證如(名光教)に至り益強盛なり、武家諸氏之を觀るに一敵國のごとし。天文元年京に武家并に法華衆の爲めに攻襲せられ焚滅す、證如避けて攝州大坂(石山)に移轉す、天正の末年本願寺京師六條造立の時、此地は蓮如(慧燈大師)實如の墳あるを以て改めて修治を加ふ、享保年中西本願寺は其蓮如墓側に別院を營み、舞樂寺と稱し東本願寺は實如墓畔に別院を營み長福寺といふ。

蓮如上人傳記云、文明十年、上人河内國茨田郡中振郷より上洛して、山城國宇治郡小野莊山科の内野村西中路に住すべき分にて、暫く當所に逗留して、泉州堺に小坊のありけるを取登せて作らる。遺德記云、文明十二年十月、檜皮葺の御影堂造り畢りぬ、五間四面、十一月江州近松より根本御影を移し入る

九月十三夜月おもしろかりければ東山を見て

大宅や山科つゝく小野山のひかりくまなきよるの月かけ、(遺德記)　蓮如上人

加越闘諍記云、明應九年、皇太子(後柏原)踐祚ありと雖、京都亂れ諸國合戰止むひまなく、公方の御動座數に及ぶ、之に依て公家武家力衰へ、御即位あるべき樣もなく年月を過させ玉ふ、されば爰に三條西實隆公如何にもして御即位を成し奉らんと、武家を賴み給ふ、頭に其比僧の中の大福者なれば山科本願寺へ仰下されければ、本願寺諸檀那を勸め一萬貫の金子を奉る、叡感の餘に行成卿のかゝれし歌集を下し賜る、其上永代子々孫々准門跡に補任せられける、奇代の朝恩なり、而て永正十七年終に御即位あり。

細川兩家記云、享祿五年、細川晴元(本願寺顯如妻の父)より山科本願寺(證如の時、其子顯如)を御賴みありければ同心あり、則攝州大坂下向あり近國の門徒へ相ふれさせられければ、則三萬計馳あつまる。又云、同年(改元天文)山科本願寺責破るへしとて江州六角殿と法華衆一味して、同八月廿四日に責落し、悉燒失なり、尼女ともの迯ちる事目もあてられぬ風情なり、誠に寶の山と見えつるも唯一時に灰燼となりて滅するなり。二水記云、天文元年八月廿四日、山科本願寺に於て早旦より合戰、巳刻許攻落之、抑本願寺者四五代に及び、寺中廣大、莊嚴只佛國の如し、在家も亦洛中に異ならず、今日一時に滅亡して、念佛三昧の阿彌陀堂とて、沙頭に露の斑々たる哀れ也

大國郷　和名抄、宇治郡大國郷、今山科村音羽大塚大宅、椥辻等の地たるべし。古事記に垂仁天皇の妃に山背の苅羽田刀弁は大國淵の女とあり、此大國即此にて、日本紀に苅幡戸邊山背大國不遲女に作る。諸書に云大宅は藤原氏の先祖中臣の鎌足の宅なりと、姓氏錄には山城國皇別大宅あり、要するに大國郷は即大宅にして、古代此地方の大邑たる謂ならん、鎌足が陶原の山階寺、行容の山階の嚴法寺共に本郷に屬せる歟、

山科御所址　名勝志云、後白河上皇の御所にして、今大宅と大塚の間に御所森あり、又大宅の鎭守神の山を御所山と呼ぶ、山城志云、大宅中小路鎭坐石屋明神、有額背面書曰、保元元年四月、左京大夫藤原明經奉寄、百練抄云、治承三年六月、上皇山科新御所移徙、本是雅寶僧都領也、被逆下故建春門院、依有飛泉也、去年被造營。山槐記云、治承四年五月、北山科燒亡、下人曰後白河御所、自園城寺燒之、武士等向彼寺時、調陣仍燒之。

大宅寺址　名勝志云、大宅寺跡、大宅の南に在り、土人堂山と呼ぶ、勸修寺の東の向ふ岡なり、近年曹洞宗月坡和尙、大宅の岩屋明神西傍に一

（大屋寺址）

寺を創め、大宅寺と號す　大宅寺は縁起明ならす山臣氏閑原精舎の遺にあらすや、又宇多帝中宮の母の縁所にて、二に大屋寺に作る

類聚國史云、天長六年、地二段三百步、施入大屋寺　扶桑略記云、宇多天皇御記曰、朕十七歳、吉中宮（藤胤子なるべし）可爲沙門、中宮曰此極吉也、大屋寺有練行法師應俊者、爲彼法師、裁縫細綺装束、並袈裟、先以與耳　小世繼物語云、閑院左大臣冬嗣公の御孫高藤は山科の郡の大領宮道彌益の女に契り女の子あり、御所につれて西對に置きたまふ、此姫君は宇多天皇位におはしますに女御に參らせ、幾許もなく醍醐の帝を生奉る、彌益は四位になりて家は今の勧修寺なり、勧修寺のむかひの東の山からに、おはの家には塔を立たり、其寺をば大屋寺となんいふ。

栗栖野（クルスノ）

名跡志云、花山の巳午の間二町許、醍醐路の邊を云　古より栗栖野に就て異說あり、然るに舊記に田村將軍を栗栖野に葬るとありて、西塚此に在り、又栗栖氷室を試に詠す、今野の南なる勧修寺になし、延喜式に見ゆ　日本後紀云、延暦十五年十一月、遊獵於栗栖野、（小栗栖（ヲクルス）は更に勧修寺の南に在り）

栗栖野の氷室のこほりいつまでか結ほふれつゝさけんさすらん、（夫木集）　相摸

眞萩はら葉いさな栗栖野に日を經て織るやにしきなるらん、（新續古今集）　雅縁

田村塚（タムラツカ）

山科村大字栗栖野東南、（勧修寺の北）園中に在り、土俗馬背（ウマノセ）と呼ぶ　即前征東大使大納言兼右大將坂上田村麿の墓なり、塋域凡四十坪、明治二十八年修治して墓道を作る

鬼のしこ草もかるゝや田村塚、　失名

大日本史云、弘仁二年、坂上田村麿薨、贈從二位、賜宇治郡栗栖村水陸田山林三町爲墓地、使其廐立棺中、向平安城而葬之、并甲冑劍矛弓箭糒塩瘞之、是後國家將有事則、其墓鳴動云、毎大將出征、先詣而禱焉、其所佩劍、藏之御府、曰坂上寶劍

大石良雄潜居碑　栗栖野の西十町許、大字西野山（ニシノヤマ）岩屋明神の北側、園中に一碑あり、安永年中建つる所にして、元祿の比烈士大石良雄（播磨國赤穂藩淺野氏臣號內藏助）之に潜居せる事を表す

山科過大石氏宅趾　小野湖山

豫讓稱國士、不過刺衣死、海島五百人、唯是攙々爾、偉哉大石氏、千秋誰倫比、忠義出心肝、謀略極危詭、得士四十餘、進退皆使指、一擧殪大讎、迅速疑神鬼、當其韜晦時、起臥肉絲裡、馬牛從我喚、談笑忍羞恥、益信餘裕多、伎倆豈止此、我過山科郷、觀其故宅趾、俯仰空歎息、九原不可起、

小野郷（ヲノ）

和名抄、宇治郡小野郷、訓乎乃、今山科村大字勧修寺栗栖野（クルスノ）西野山小野（ヲノ）等の域是なり　小野帝（醍醐天皇）の陵は小野寺に在り今の隨心院是也、小野諸陵墓は勧修寺の西谷に在り

本郷は小野朝臣の邑たり、因て名づく、小野は和邇氏同祖にて彦國葺（孝照帝四世孫）より出で、（近江國滋賀郡）を本據とす、宇治道宮（ミヤチ）道宿禰等皆其同族なり、類聚國史に、弘仁四年、左中辨小野朝臣野主等言、猨女之興、國史詳記、其後不絶、今猶見在、又猨女養田、近江國和邇村、山城國小野郷、今小野臣和邇部等既非其氏、被貢猨女、熟捜事緒、二氏之中、貪人之利田、不顧恥辱、拙吏相容、無加督察也、と、猨女は采女に同じ、形容端正の貢女なり。小野小町は古今集に著るゝ歌人なるが、其出處諸說紛然たれど小野篁の孫にて、出羽守良貞の女と、大日本史も論定する所あり、即當時本郷の猨女にや、隨心院に古來傳へて小町宅址と云所ありさま（小町は舊宮の町名にて、[illegible]）なり、

宮道氏は勧修寺故址にて、小世繼物語には宇治郡大領とあり、應神帝紀に河枝稚宇治稚郎子の又近江和邇の人にて菟道宮に居ますを以て宮主と稱す、宮道氏即其族裔たるべし。

勧修寺（クワンシウジ）

山科村に屬し大字を勧修寺と云ふ、眞言宗、法親王入住の門跡なりしを以て或は山階宮と稱せり。現在の殿舎は寛永年中後陽成院の中皇居内侍所を賜り佛殿と爲す　延喜二年済高僧都長吏職を拜したるより、相承三十三世濟範法親王に至り、明治維新に會ふ　濟範復飾晃親王即是也　其法親王住寺は寛胤法親王（後伏見皇子）の時に初まりとぞ　此地は舊宮道氏の邑にして、藤原高藤其女を娶り、生む所の女胤子宇多天皇の妃と爲り所生の皇子即醍醐帝也、醍醐帝昌泰三年、承俊律師に勅し太后御願に任せ、之を創立す。延喜五年定額に預り、眞言三論兩宗を立てしめられ、延長三年補曼陀羅神事法を修せしめられ、其一幅今に現存す　勧修寺縁起一卷（藤親長撰文）仁王經三帖（唐僧良賁書忠海跋文押梵文印）等寺寶多し、氷室池は今寺中の林泉と爲る、夫木集に栗栖の御室（ミムロ）とあるは本寺を指したる者歟　扶桑略記、延長三年勅、於勧修寺、奉爲故后（胤子）修御法事、奉繡胎藏界内院曼荼羅、奉供養御筆法華經、文章博士菅原淳茂造御願文、少内記小野道風書之、其詞曰玉毫光遠似迎眞容於華藏之臺、金字影斜如雨寶華於瑠璃之界、梵唄播聲於遍法界之風、幡蓋飜影於盡虚空之雲。

春もみるみむろのあたりけなさむみこや栗栖野の雪の村消、（夫木集）

勧修寺僧正成寶

池邊に氷閣をかまへて管絃あ

ろへきよし語られ侍し、後によめる、

思ひやる池のみきはの松かせにたくひやすらむ絲竹のこゑ、（家集）　藤原光經

修水池園記　晃親王撰　水池園在勧修寺内、水池延喜式所載、古有主水司献氷之事、其境東至蘆屋山、西及鍋岡、南抵山岸、北距山道、及豐臣氏改築道路、壞山塡池、池爲之縮小、遂爲今園、々有十五勝、其天女峯則祠風神、集仙島則祠水神、二神倶皆載於延喜式、蓋勧修寺勅願之所也、自延喜創建數百年、莊嚴依然、文明中爲兵燹所燬、堂宇之園落爲灰燼、幸有勧修寺古事及拾遺灰集錄拾燼集古記拔華諸書在焉、及寛海爲長吏、永愿爲別當、法流復振、濟深法親王（靈元皇子）爲勧門中興、潤海興慈尊院、雷澤建觀音堂、堯甫建毘沙門堂、及維新後頽就衰焉云々。

勧修寺家は藤原高藤を祖とす、冬嗣公の六子内舍人良門高藤を生み、高藤内大臣たり、其子右大臣定方姉胤子と協力し外戚宮道氏の家を捨て寺を建て勧修院と號す、因て以て家號と爲す、其族吉田甘露寺萬里小路清閑寺中御門坊城等の諸家あり。

山科（ヤマシナ）神社

延喜式、宇治郡名神大山科神社二座の今勧修寺に在り、宮道（ミヤチ）二所明神と號す、又大宅岩屋社西野山岩屋社倶に宮道氏祖神を祭ると云ふ、皆當齋神なるべし　名勝志云、宮道明神は勧修寺の鎭守にて寺の南邊に在り、勧修寺縁起に彌益大領は今の二所と申是也、宮道の明神とも申すとかや。公事根元云、山科祭、此社者宮道氏祖神也。諸社根元記云、新國史、延喜十一年宣旨、山科神二前、右依宮道氏人内藏少允宮道良連等解、初附官帳四度幣。小世繼物語云、閑院左大臣冬嗣公の御孫高藤殿、稚い未小鷹狩に出玉ひ、山科のナイシヤの岡をつかひ玉ふに、風雨頻にして雷鳴けれはさある門の内に入玉ひ、今宵は此屋に宿り、十三四の女のありしかは假に契をこめ佩玉ひたる太刀一腰殘し置き玉ひぬ、其後女の子産侍るか此家の主は郡の大領宮道彌益と聞て、是も前世に契りならめと思召、御所につれて西對に置玉ふ、打續き男の子二人誕生あり、高藤殿は大納言になりたまひ、男二人は泉の大將三條右大臣（定方）此姫君は宇多天皇位におはしますに女御に參らせ、幾許もなく醍醐の帝を生奉る、彌益は四位になりて家は今の勧修寺なり。

宮道氏は續日本紀に宮道宿禰吉備麿賜姓朝臣と云ふありて、姓氏錄には之なし、古事記に、貝兒王者宮首之祖也とあるは日本紀に照すに景行皇子宮道別にあたる、白雉五年宮首阿彌陀あり、（舊事紀に日本武尊子稚武王近江建部宮道君祖とあり、參河國にも宮道の地名あり、）其同異出自分明ならず。神祇志料云、本朝月令に據れば昌泰元年公家初めて山科祭を行はる、延喜十一年二座の中舊より祭られし宮道祖神の外なる彌益をも本神に准へて並に官幣に預らしむ。

山科停車場は勧修寺の北に在り、鐵道は勧修寺の寺域を貫き小野山陵の邊を西に坂路を通じ、紀伊郡稻荷に赴く。

小野（ヲノ）陵

宇多天皇妃藤原胤子の墓なり、勧修寺の西、大日山に在り、今狐塚又は穗神松塚と稱す、延喜式云、小野陵、贈皇太后藤原氏、在宇治郡小野郷、東限百姓口分并勧修院山、南限小栗栖寺山并道、西限檑尾岑、北限松尾百姓口分。

小野墓は藤胤子の父醍醐帝外祖父高藤の墓也、勧修寺の西鍋岡の上に在り享保年中建碑。式云、小野墓、贈太政大臣正一位藤原朝臣、在宇治郡小野郷。後小野墓は醍醐帝外祖母宮道氏の墓也。式云後小野云贈正一位宮道氏、在宇治郡小野郷　西宮記云、延喜七年依左大臣申、止長頁墓、以宮道列之、預荷前事。

隨心院（ズヰシンヰン）

山科村大字小野の南、勧修寺の東五町許、眞言宗小野流の本寺たり、又小野門跡と稱す。舊曼荼羅寺の塔頭たりしか仁海僧正五世弁嗣か後阿闍梨本寺の門跡を隨心院に附し、六世親嚴僧正後堀河帝の祈願所宣旨を賜り、之より公卿貴補の相承入寺あり、以て今に至る。

曼荼羅（マンダラ）寺址

曼荼羅寺の號は今隨心院之を摠す、寛仁二年仁海僧正創建し一名小野寺（ヲノデラ）と曰ふ、文明亂に燬壞し再興せす。名勝志云、隨心院の東傍に藥師堂あり、是れ曼荼羅寺の金堂と曰ふ、眞言傳曰、僧正仁海建立曼荼羅寺於小野、或記曰宮道惟平息也。元亨釋書云、仁海事元杲闍梨、窮密學、博綜衆流、醍醐之側小野之地、啓密講席、四來受業者多、世稱小野密派。

（小野寺）

言の葉をちらさすもかな雲井まて吹つたへたる小野の山風、（新拾遺集）　榮海僧正

一流のことを思ひて讀侍りける　僧都道順

夏草のことしけき世にまよひても猶末たのむ小野の古道、（新後撰集）

山科小野（ヤマシナヲノ）陵

或は後山科陵と號す、醍醐天皇の御陵也。隨心院東二町、字古道（フルミチ）に在り、圓塚にして樹生す。著聞集云、延長八年、延喜聖崩御、醍醐寺の北の山陵にわたし奉りけるに、御硯御書三卷黒漆筥一合琴（青眼）笛（秋風）和琴御笛等入られたり、今は土にこそ成侍らめ、哀なることさ也。日本紀畧云、延長八年十月、奉葬大行皇帝、於宇治郡山科陵、醍醐寺北、笠取山西、小野寺下。山陵志云、醍醐陵、在故小野寺地也、小野寺即曼荼羅寺是也、具山陵在其寺中、稱小野帝、是爲後山科陵、今陵地平坦、草莽無穢、蓋嘗塔其上、而塔後除去、李部王記曰、山作使立卒都婆三基于陵地、知是卒都婆以擬山陵、而其埋之、不必高封也。

醍醐陵（ダイゴ）　朱雀天皇の御陵也、醍醐村大字醍醐の北、民家（字陵町）の間に在り　名跡志云、三寶院北に陵（ミササギ）町あり、北側人家の北に朱雀帝陵あり方二間許石を井ふ、御骨堂の跡也。帝王系圖云、朱雀院葬來定寺北野、置御骨於醍醐山陵傍（醍醐帝陵の東南三町）

河山氏云、醍醐山上に白河帝皇后皇女の墓あり兆域凡六十坪、中宮皇后藤原賢子皇女媞子内親王（郁芳門院）令子内親王（鳥羽帝准母）及び鳥羽帝皇女禧子内親王等を合葬す、

醍醐（ダイゴ）　醍醐村大字醍醐は理源大師所開醍醐寺の寺境にして、其東方は醍醐山笠取山を緍め石閒寺（イハマデラ）近江國滋賀郡に至る、岩谷崖深なり　寺塔は上下の二所に分れ其他道盛大を極め、近年に至る迄寺領四千石不易の大邑たり、維新後三寶院等屬の修驗道停止せられたるより頓衰退せり。

笠取村今別立し、小栗栖石田（イハタ）日野の三村を醍醐に合併す、京都を去る一里半。

醍醐寺（ダイゴ）　貞觀中僧聖寶（理源大師）創立、延喜中官寺と爲り、延長天曆の比大に堂塔を造修し、天曆三年清涼殿を賜ひ法華三昧堂と爲す　無量壽理性報恩等の子院を置き、座主を立てゝ一山を總べたり。龜山帝皇子道性聖雲二僧正座主に補せられたまひ、爾後貴種代々の入寺と爲り後遂に三寶院を以て一山の門跡と爲したり、座主滿濟は足利義滿と親善にして准三宮に昇る、義演は豐臣秀吉に知遇せられ又准三宮と爲る、文明の兵亂に一山荒廢したりしも豐臣氏の時修理を加へ、山上山下略舊觀に復す。寺域昔東方笠取山を跨有せしも、今醍醐山に限る、下醍醐の櫻樹は豐臣氏の植ゑたる遺種さぞ　山號を深雪（ミユキ）と曰ふは御幸（ミユキ）の義にや詳ならず、醍醐は僧家法味の甘に比す、本乳酪の精を云ふ。寺誌に上醍醐の閼伽井を聖寶醍醐味水と名づけ、寺號之に因ると、今眞言宗古義派に屬し、事相小野流の大本山たり

李部王記云、醍醐寺四至、東者石間寺西、西者嶺河、南者社御房堺、北者高岡河、西南者布貫田里十二坪東行河東社道、西北者大數里廿坪西繩手行河。元亨釋書云、聖寶、貞觀之末開醍醐寺、兩演顯密二教、又建同京東南院講三論之宗、延喜二年爲僧正、九年賜勅醍醐爲官寺、其徒觀賢、延喜十九年任醍醐座主、其職自賢始、醍醐寺雜事記に、寺家宿直兵士事、座主大僧都御房元自房御時始、三寶院守護也と、元[illegible]は元海僧都なるべし、寺領莊園より分番對仕の兵毎月召集するを云、元海は鳥羽崇德の朝に任補せらる、是れ以て當時諸大寺の兵を事とした状を推すに足る者也、

暮春櫻桃寺即事　中原廣俊

鶯陽三月欲闌程、一訪廢扉出洛城、山寺門深春草滿、暮山樹遠碧雲横、櫻桃李色花空盡、佛法僧吾鳥獨鳴、塵境隔蹤人事少、松風澗水響彌淸、本朝無題詩集

（上醍醐）

上醍醐（カミダイゴ）は醍醐山の上を云ふ、下醍醐を去ること二十町標高四五〇米突、此より更に一谷一嶺を踰え岩間寺に至るまで凡一里、西笠取東笠取の民家は谷中に居る。觀音堂五大堂祖師堂開山堂藥師堂經藏光臺院等の諸宇あり、皆天正年中の重修と云、其經藏は獨中古の遺構なるべし、清瀧沙迦羅龍王祠は笠取に在れど別祠は此にも在り、祈雨の勅願所たり。上醍醐觀音堂は巡禮札所第十一番にして、之より東に山を降り十二番岩間寺に至るを順路とす。

長尾天神宮は下醍醐の北に在り、長尾の邊は慶長中豐臣秀吉の觀花の雅遊を爲したる所にて、其辰巳に花見山の字あり、名勝志云、寺家記曰、菅丞相天慶中北野乘跡、營社壇。

承元三年[illegible]合

手向けこし春のはじめに[illegible]長尾の宮の花のゆふしで、たれかは　定家

（下醍醐）

下醍醐は醍醐山の西麓に在り、三寶院等の諸院僧房は其西傍南北數町の間に布く、五重塔は、名跡志に云ふ、延喜帝御諒闇に當て、[illegible]攝州高頂寺の一宇を移して建る所也、五層塔婆は天曆年中の所構にして、樣住は傳言觀相の繪ありと　明治三十一年此大塔を特別保護法の下に列せらる、大門は西向して建つ、其北を三寶院とす、高頂寺は紀州在田郡湯淺滿願寺の謬なり、

理性院（リシヤウ）　醍醐寺塔頭の随一にして、今眞言宗別格本寺とす、永久三年僧賢覺開創す　下安通志云、賢覺を賢圓の住房に本尊大元明王を安置し理性院と號す、賢覺中に入り玉體に近き大元帥修法を行ひたるより法皇奏問し、爾來居約賞極の時太元法を修せしめられき

三寶院（サンボウイン）　下醍醐に在り、醍醐寺座主の住院にして三寶院門跡と稱す、眞言宗古義派大本寺なりし。醍醐寺第七代勝覺僧正創建、承久三年落慶す、後鳥羽上皇の御願たり。第廿五代滿濟僧正の時本院に住し一山を檢校して公武の信任厚かりしより本院を一山の座主門跡と爲し、義演座主の時慶長三年觀花の宴あるべしとて金剛王輪院の殿堂庫院數宇を修造せしめ、聚樂邸の樹石を移し華麗の構營を爲す、即金剛王輪を廢して本院の名義に易ふ、今存する所の殿舍是也　明治三十一年特別保護法を加へらる、玄關表之間庫裏表書院寢殿純淨（シユンジヤウ）觀護摩堂等林泉門垣を合せ當時の構造傳存として存在し、海内稀覯の所とす　宗長日記云、醍醐菩提院に九山八海と云石淺茅の中にあり、聞しよりは見るさも云ふへし、名勝志云、九山八海石、今三寶院門主の前庭に在り　寺說に云、文祿三年三月豐太閤當山遊覽の時、三寶院糸櫻の蔭に詠ぜられげる、

名もしらぬさくらは寺をあらはしていつか忘れん花の面影、

當寺法寶、醍醐帝御影一幅又五大尊五幅（絹本着色淨田長女筆）は國寶登錄なり、修法諸尊の畫幅數幀、過去現在因果經一卷（四月七日寫經生從八位云々の跋文あり）著清日記義演日記等世に名高き藏品とす。

三寶院の修驗道管帶は聖寶僧正の遺業に出づ、元亨釋書、聖寶好修練、行歷名山靈地、金峰之險徑、役君之後、榛蕪塞行路、寶援葛藟而蹈開、自是諸行之者相繼不絶云々、白河法皇は聖護院を導師と爲し熊野より入り給へるも、金峰蹈開ありてより山伏は二派と爲る。後世其流末往々相爭ふ所ありて慶長十八年江戸幕府制令して三寶院を以て小野六流の正嫡と爲し修驗道の根本とせしめ、山伏を分ち眞言天台の兩宗に依屬し、醍醐寺を以て當山派修驗道の司令と爲す　因て醍醐法流は三寶院の所務たり、又聖護院は熊野入を順峰と云ふに對し、三寶院は金峰より入るを以て逆峰と呼びき。

小栗栖郷

和名抄、宇治郡小栗郷、訓乎久留須。今醍醐村にあたる、其大字醍醐は東北に、日野は東南に、石田は西に、小栗栖は西北に在り、小栗郷の南は木幡にして、今宇治村（古の岡屋郷）と曰ふ。

法琳寺址

小栗栖寺とも云ふ、延喜式、小野陵南至小栗栖寺とあり、拾芥抄「小栗栖太元堂、常曉律師造之」とある亦同じ、名勝志云、北小栗栖の西山半腹に小堂あり、毘沙門天像を安す此法琳寺舊跡也、舊記曰昔時堂塔四宇三重塔彌勒堂藥師堂齊明天皇御願、定惠和尚造立也、太元堂仁明天皇御願、常曉和尚建立、續日本後紀云、仁明天皇承和七年、入唐請益僧傳燈大法師位常曉言、宇治郡法琳寺、地勢閑燥、足修大法、望請今般自大唐奉請太元帥靈像秘法、安置此處、爲修法院、保護許之。元亨釋書云、常曉山州小栗子路傍棄子也、稍長事元興寺豐安、承和元年入唐、謁華林寺三教講論大德元照、請從密奧、照授以阿闍梨位從受大元帥秘法、此法彼國不出都下、識外諸州不許修供、照喜曉之才器、潛授焉歸申官、於小栗栖故里法琳寺修法、七年賜法琳予曉、齊衡之間、奉勅修太元法。

本經寺　名跡志云、南小栗栖に在り、日蓮宗勝劣派、永正三年僧日法創建し京師勝劣八寺の一談林なり

豐鑑、天正十年六月、明知光秀小栗栖の土民に擊たれたる事を記して「十三日光秀山崎軍破ぬるを見て、五六人具し道を替て、伏見の北の方大龜谷に掛り、山中にて物具をはぬき捨勸修寺を過、小栗栖を通り、里の中道の細きを出行に、野伏共の發して、垣こしに突ける鑓光秀が脇にあたりぬ」云々然れとも勸修寺を過とあるは六地藏を過の誤なるべし、地理合はず。

石田

醍醐村に屬し其西南に在り、櫃川西傍を流れ六地藏（宇治村）に至り宇治川に合す、此間沼澤あり　石田の東は日野にて南は木幡なり、共に高燥の地とす。石田は今專イシタと稱す、白河帝の時藤原俊綱近京の勝地、石田第一次は高陽院なり鳥羽院の如き眺望甚奇絶ならず第三は伏見山莊と論せり、則ち此地に一大營造のありしや必せり、今其址も傳へねど江山の風景凡常に非る也。

山品の石田の小野の柞原見つゝやきみか山路こゆらむ、萬葉集　藤原宇合卿

ひくらしの涙やよそにあまるらん秋といは田の森の下風、御集　順德院

天穗日命神社は延喜式宇治郡に見ゆ、今石田森の田中明神と云者是也、山城志名跡志、萬葉集に「山科の石田の社の須馬神」とあり、三代實錄貞觀四年始て官社に預る天穗日命は神代史によれは天照皇大神の所纒美豆良の珠より成れる神也、

日野

醍醐村に屬し其南に接す、日本後紀「延暦十五年遊獵於日野」とある是也、藤原氏の一流此に傳領地ありて日野家と稱す、法界寺は其所建也。大日本史云、日野家出自右大臣内麿、長子刑部卿眞夏、七世孫式部大輔資業、始稱日野、先是眞夏孫家宗、賜日野法界寺、據此、其裔有裏松家、日野家、又有本願寺四辻烏丸柳原竹屋等家、本願寺系出資業曾孫皇后宮大進有範子範宴、々々爲僧、號親鸞、爲本願寺祖、至孫如信嗣絶、養有範弟範綱曾孫宗昭爲子、其派自是而滋矣。

伏見すきぬ岡の屋に猶とゝまらて日野まて行きて駒こころみん、（山家）

増鏡云、文永四年長月の比、左の大臣近衞殿（基平）の日野の山莊へ、一院（後嵯峨）新院（後深草）御幸あり、松茸の入らる山へみないらせおはしまして御覽す。宗長手記云、日野七佛藥師（法界寺）門前より杖にてまことにさびしく哀也、あらしにまかふ落葉、佛前のはき戸張に吹まよひ、昔覺ゆる心地す、鴨長明の閑居の舊跡、（日野の東なる山上にこれを傳ふ）彼の重衡卿笠やとりの跡、（日野佛心寺哀堂と稱す平重衡の墓あり）泪こほれ侍し、ふる坊所々の道芝、もみちの朽葉を分て行く云々。

法界寺

日野の中央に在り、日野藥師と稱す　藤原家宗創建、傳教大師の秘佛を傳へ本尊とす、永承六年日野三位資業諸堂を中興し文庫を置く。天正中藥師堂炎上し、今阿彌陀堂を以て本殿と爲す、堂五間四面重層屋形寶球檜皮葺なり、屋内は五彩に繪き、本尊佛及定朝法橋造る所の如來大士十二神將等あり、文庫は亡ひたりと雖、世上稀に法界寺文庫の捺印ある古冊零卷を傳ふる者ありと云。

歷代編年集成云、永承六年、式部大輔藤原資業、可立堂之由、營宣旨發出、傳教大師手から作、身長七寸藥師像一體太刀一腰多羅葉藥師經一卷與之、今日野本佛是也。兵範記云、保元二年殿下(藤忠通)密々令向日野、令參丈六阿彌陀佛、依宿願造、可令拜見給之故也。

金剛王院　醍醐寺の塔頭なり、明治十年日野法界寺の廢跡を轉じ、之を占有したる也、阿波內侍の墓堂の故跡を傳ふ。

櫃河

北山村の南、大谷より發源し、音羽川を合せ南流し、石田小野を經て六地藏(宇治村)に至り宇治川に會す、長凡三里、櫃河橋は六地藏に在り、宇治紀伊の郡界とす。

都いでて伏見をこゆる明方はまつうち渡す櫃かはのはし(新勅撰集)

盛衰記云、櫃川を打渡り、木幡山深草里より入るもあり。承久記云、宇治の官軍敗れければ、皆落行く所を、櫃川の橋木幡山伏見の山間の日野醍醐勸修寺に至るまで、所々にて組落しくこれを討つ。

木幡

宇治村大字木幡は紀伊伏見山堀內村の東面までこの地名にて、木幡山に接處なるも、近年櫃川を以て郡界と爲し、東部にのみ大字木幡を存し、又六地藏を字す、奈良宇治より伏見大津に通ふ岐路此に分れ金辻(カネノツジ)と云ふ、古事記、應神帝の段に「到坐木幡村之時、麗美孃子遇其道衢」とあるも此邊たるべし、木幡に馬を詠ずる故典は紀伊郡木幡山に揭げたり。

山城のこはたのさとに馬はあれどかちよりぞ行く君を思へば　拾遺集　人丸

かち人の道さへ思ふ由しない木幡の里のあきのゆふくれ　新續古今集　後京極攝政

木幡川は宇治河の支派にして、此地本流屈折の所なるを以て、北方に衝激し支流を生じ、伏見山に觸れて復歸す、今は支流なけれど、木幡民家の西南に沼池溝渠多し、是其址なり。

いかにせん人の心は木幡かは月はふれどもえたる瀬もなし(玉吟集)　家隆

こまとめて宇治より出でし木幡かは思ひ流すなうき名流すな(名寄)　爲家

宇治木幡諸陵墓

藤原冬嗣以下藤氏歷代の墓並に皇妃后子の陵墓多く木幡に在り、延喜式に宇治と標する者皆是なり。中世以來祭展の事絕えて荒蕪に廢し、今荊棘の間塔丘の散布を見るも甲乙殆辨じ難し、其古書に出て世に著はるる者さへ其處を失ふ者あり　按に藤原氏は冬嗣以降愈盛榮せし狀は國史に見ゆる事なるが、中にも日本紀略弘仁十一年の詔に曰「周嘉公旦、祚流七胤、漢禮蕭何、一門十侯、藤氏先祖、逐鳥雀於朝廷、評雅韻之輕翼、是以褒賞封戶、歷代不絕、總一萬五千戶、官白貫白丁、迄于五世、課役蠲除、奕葉爲例」とあるなど、特異の待遇をうけたる明證なり。

後宇治墓　延喜式云、後宇治墓、贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣、文德天皇外祖父、在宇治郡、又云、以次宇治墓、贈正一位藤原氏、在贈太政大臣墓內。木幡の東北御藏山林中の古墳赤塚と云ふは是歟。

次宇治墓　延喜式云、次宇治墓、贈正一位太政大臣越前公藤原朝臣(基經)在宇治郡。同所狐塚と云ふは是歟。

又宇治墓　延喜式云、又宇治墓、贈太政大臣正一位藤原朝臣時平、在宇治郡。木幡の北御藏山の西麓、三十番神塚是歟。

宇治陵　江家次第云、宇治陵、太后也、在木幡村。醍醐帝後中宮藤原穩子なり、朱雀村上二皇の母とす。

中宇治陵　江家次第云、中宇治陵、中宮也、在木幡村。村上帝の皇后藤原安子にて、冷泉圓融二帝の母とす。

今宇治陵　江家次第云、今宇治陵、皇后也、在木幡村。後三條帝中宮藤原茂子なり、白河帝の母とす。

後宇治陵　堀河帝皇后苡子にて、鳥羽帝の母とす。

河田氏云、木幡の南皇后陵は藤原溫子(宇多帝中宮)藤原[illegible]安子(木幡の南大路の東中宮陵の中の五位墳是なるべし)藤原茂子(號淨妙寺城內)藤原苡子(木幡の東北字山田に古墓あり)、藤原懷子(花山帝母后)藤原超子(三條帝母后)藤原詮子(一條帝の母后)藤原彰子(後一條帝母后)姸子(三條帝中宮)威子(後一條帝中宮)藤原嬉子(後冷泉帝母后)其他皇子には敦實親王(宇多帝皇子)敦道親王(冷泉帝皇子)等なれど今一々詳にし難し、藤原道隆の墓塔還木幡に在る事榮花物語に見え、道長の遺骨も此に渡したる事同書に見ゆ、又頼通の墓ある事中右記自筆抄に明なり、其他閑院公季法性寺忠通の墳も此に在るや必せりと云。

淨妙寺址

木幡の東北御藏山の麓に在り　寬弘二年藤原道長僧勸修と謀り祖先塋域の邊を相して之を造る、別當所司を置き、一方の名藍たり　建久三年靜慧法親王別當に補せられ玉ふ、延慶中燬け、尋いて南北の爭亂あり遂に復興の運に會せずして止む。本寺は平安朝藤氏の墳墓、子孫追崇之より貴きはなき所なるも、中世公家衰微、藤氏の家分流して各家菩提寺を定むるに及び、遠祖の祭展之を行ふに遑なかりしにや、全く廢絕す。

大織冠記(一條兼良撰)定惠和尚、中臣連鎌足一男、實者天萬豐日天皇(孝德)御子、墳所在山城國木幡寺邊。

本朝文粹云、寬弘二年供養淨妙寺願文、(大江匡衡撰)道長昔弱冠著緋之時、從先考大相國(兼家)愿指木幡墓所、仰三重嶂四顧、古塚累々、幽遂寂々、佛儀不見、

鶴作念云、我若向後至大位、心事相諧者、爭於茲山脚、造一堂修三昧、福助過去、恢弘方來、思以迭蔵、仍自長保六年、結華構、備初心、不材之所企造、尊賢而爲刻木　元亨釋書云、勸修、姓紀氏、年十一、從吉山静祐爲童、學業早成、名震朝市、永延元年、羽林中郎將藤道長、陰語曰、我不得法力、難安大祚、師加意焉、修諾之、不滿十年、道長據鼎鉉、後建淨妙寺、屬修之門業、報持念之德也。名勝志云、木幡村の東北の山麓に、大門跡塔壇等あり、又村民の葬所を淨めん寺と名つく、是皆古址なり、又村内なる行願寺の阿彌淨像は淨妙の古佛と申し傳ふ。

許波多神社　宇治村大字木幡及び五箇莊（岡之屋）の二所に在り　延喜式に宇治郡許波多神社三座とある者是なり、今土俗并に柳明神と曰ふ、山城風土記の逸文に「木幡社名天忍穗耳根命曰 祇 社」とあるに同じ、蓋田神歟、食穗長根は稻の美稱ならん

一年木幡に牛多く斃じ死にければ、所の神を柳明神と聞召して、歌よみ捧げられしかば、忽此災止みぬと、

あはれみを垂るゝ柳のかみなれば死ぬるなうしと思はさらんや、（都名所圖會拾遺）　近衛應山公

天正元年、足利義昭織田氏と不和になり、槇島に籠城の時、信長は柳川に陣し、五個莊平等院の二渡より攻撃す、槇島は木幡の岡水對岸に在り。

岡屋郷　和名抄、宇治郡岡屋郷、訓乎加乃也、今宇治村大字木幡五箇莊是なり、五箇莊に岡之屋の字存す、宇治河に臨む。日本紀略「延暦十二年天皇遊獵於岡屋野」とある此也、姓氏錄「山城諸蕃、岡屋公、百濟國比流王之後也」また古事記に「武埴安彦、岡屋臣等祖也」と見ゆ。三代實錄には右京人岡屋公祖代、賜姓八多朝臣、其先出自八太屋代宿禰」とあり、今に畑寺の

(五個荘)

宇あるは其遺墟なるべし、但屋代宿禰より出づと云ふ事不審、必定諸蕃の人なれど武内宿禰の族黨に歸し冒姓したる者のみ。

名跡志云、方丈記に岡屋に行かふ舟と云ふは此地なり、古より近衛殿の傳領にして、兼經公（基通孫）は岡屋關白と號し、今に近衛の別館址并に墓所あり。（五箇莊とは諸國に多き地名なるか、是は御家莊の謂にて敢て五箇の數に關する所なきがごとし）

名勝志云、岡屋の東なる西方寺の西に二子塚あり、台記久安六年の條に出たり。

覺束なたれさかたらん二子塚はゝその森や知らてあるらん、　俊頼髄腦

黃檗　宇治村大字五箇莊大和田の地なり、萬福寺あり黃檗禪宗の本山たるを以て此名あり、萬福寺の東南山中に宇治火藥庫あり、軍事所要の材料を貯藏す

萬福寺　隱元禪師創建、後水尾法皇の宣旨に依る、黃檗派の本山にして德川氏の初世に方り宗風盛行し、多く武家の歸信を得たり。隱元は明僧にして彼朝衰滅の際歸化し、其徒弟相繼ぎ來航したるを以て明朝の文藝技術、因りて我に傳ふる所あり、現域五萬餘坪、建築は大略彼國風に擬したるを以て、宗派と倶に特異の趣味饒し、明代の遺制を傳へ、濟北の異光を觀すと稱す、俳句に「山門を出れば日本の茶つみうた」と曰へるも宜なり。松隱堂は祖廟にして後水尾法皇を并祀す。

隱元和尚年譜云、師福州福清東林林氏子也、名隆琦、承應二年歸東（明永暦七年）寛文元年開創黃檗山萬福禪寺、二年建法堂廣十一間深十間、師自入國所見梵像不甚如法、偶閩商有范道生者善造、命居監院、督造觀音韋駄伽藍祖師監齋等像、八年大殿上梁、既而天王殿應供堂鐘鼓樓等次第告竣。

宇治郷　和名抄、宇治郡宇治郷。今宇治郡宇治村大字三室戸（莵道）志津川及久世郡宇治町大字宇治郷等是なり。

賀美郷　和名抄、宇治郡賀美郷。宇治の上郷にして今の笠取村にあたるべし。

日本書紀云、神功皇后向京、忍熊王引軍、退到菟道而軍之。續日本紀云、天平神護元年、山背國宇治郡少領笠臣氣多麿賜姓朝臣。大日本史云、宇治連祖、兄太加奈志弟太加奈志、二人仕皇太子菟道稚郎子、播磨風土記、按二人蓋伊香色雄子孫然今無所考、蓋因是賜姓也、其族世居宇治郡爲大少領。（今按、宇治連は小野臣同祖歟）

三室戸　今宇治村大字菟道是なり、三室戸山三室戸寺あり、三室戸山は即今の喜撰嶽ならずや。

玉くしげ三室戸山のさねかつらさねすはつひにありはてましや　萬葉集　大織冠鎌足

くれはつる秋のかたみにしはしみん紅葉ちらすな三室戸の山（名寄）　西行法師

三室戸寺　三室戸の東山上に在り、西國三十三所十番の札所にして、本尊千手觀音なり　天台宗寺門派を奉ず、寺説に寶龜年中光仁天皇御願所にて、僧行表開基す、康和元年隆禪法師中興す。名勝志云、三室戸寺最初は志津川喜撰嶽西谷（今三室戸寺南）の東北に在り、此より喜撰法師の栖址まで廿五町許とぞ。

萬葉集略解云、長歌「山代の管木の原ちはやぶる宇治の渡瀧屋の阿後尼の原を」とあるは、阿後尼、宇治郡三室戸村にあり、蜻蛉野の一名と云り。

大鳳寺　三室戸の低地、宇治河の水濱を云ふ、廢寺址にや。此に近年稚郎子の御墓を標示せらる、宇治橋路傍の地にして一丘周三百三十間許、上に松樹亂生す　日本紀には稚郎子尊の崩御を記し「仍葬於菟道山上」と曰ふ、山上と目すべき地にあらずして宇治十帖の浮舟

宮の故實など記されたる所を、今宇治宮と治定するは不審の事也。

彼方　今久世郡宇治町へ入る、乙方にも作る、三室戸の西南也、延喜式宇治彼方神社と録す、名跡志、彼方浮舟宮さいふ此歟

をちかたやはるけき道に雪つもり待夜かさなる宇治の橋姫、拾遺愚草、　定家

彼方やみやこの辰巳たかすみて眞木のすみ竈煙立つらん、夫木集　俊成

菟道離宮址　今久世郡宇治町離宮社　宇治郷、蓋是なり、名跡志に離宮は上古菟道稚郎子の御所なり、リクウさ稱す　日本書紀云、譽田天皇崩、太子菟道稚郎子、讓位于兄大鷦鷯尊、興宮室於菟道、而居之、爰皇位空之、經三載、太子曰我知不可奪兄王之志、乃自死焉　山城風土記云、宇治若郎子造桐原日桁宮、以爲宮室、因御名號宇治、本名曰許乃國矣。小川氏云、風土記御名に因み地名と爲すとあるは非なり、それより先垂仁紀神功紀已に菟道の名著る、又古事記を按ずるに應神天皇、娶丸邇之比布禮意富美之女、名宮主矢河枝比賣、生御子宇治和紀郎子、又娶其弟袁那辨郎女生御子宇治之若郎女」とあり、此宮主矢河枝姫を娶りたまふ時、近江國丸邇への路に宇遲野を過ぎたまふ事同書に明なり、然れば應神帝の時より此に離宮を置かれ皇太子の時更に修造ありしならん、大山守皇子兵を擧げ菟道宮を襲ひて克たず敗死したる、亦此とす本朝麗藻に宇治賞覽の句に「橋北稲花帝王田」とありて「宇治院宇構已毀、只有點田」と注す此は離宮にあたる、又其宇治院と云ふを見れば花鳥餘情に源融源雅信等の造營せる山莊とあるに同し、而て平等院即宇治院と云ふは不審ならずや、久世郡平等院富家殿址參照すべし。

ちはや人、宇治の渡りの、渡瀨に、立てる梓弓眞弓、い伐らむさ、心は思へさ、い採らむさ、心は思へさ、本べは君を思ひ出、末べは妹を思ひ出、いらなけく、其こに思ひ出、悲しけく、そこに思ひで、い伐らずそ來る、梓弓眞弓　古事記、これは大山守皇子の亂の時、宇治稚郎尊の御詠なり)

ちはや人宇治のわたりに竿とりに早けむ人し我もさにこむ、　日本書紀

秋の野のみ草かりふき宿れりし菟道の宮子の借いほしおもほゆ、萬葉集、此は皇極天皇近江國行幸の時宇治野に行在を造りたる事を詠ずれど、故都に因み宮子とよめることし、

いもらかり今來の嶺にしげり立つつまの待の木は古人見けむ、(萬葉集)

(今木)

姓氏錄云、山城皇別今木、道守同祖、建豐羽頬別命之後也、又山城神別今木連、神魂命五世孫阿麻乃西乎乃命之後也　書紀通證云、今來嶺、在宇治彼方町東岸、今曰離宮山(一名朝日山)　宇治宮主矢河枝姫は丸邇の人なれば、小野臣同祖にして宇治連宮道宿禰など、後世本郡々司たる家は宮主姫の一門たる事推斷すべし、宇治神社二座と云ふも一は宇治皇太子にして、一は宮主氏の祖たるべし。

宇治神社　宇治郷の東朝日山(古名今來嶺)の麓に在り、後世專離宮八幡と號す、延喜式宇治神社二座とある者是也、本宮若宮の二社に分つ。　蓋菟道宮主矢河枝媛の祖神并に稚郎尊子を祭る者なり、(今宇治橋東凡四町)初め應神帝の時此に造營ありて離宮と爲し、皇太子仍て之に居たまふ、而も皇位を仁德帝に讓りたまはんとて薨去あり、後世これを悲み、その應神帝を八幡神と稱するを以て、之に配して若宮と號す。扶桑略記、治曆三年平等院御幸の時、離宮明神に授位の事あり、又中右記に崇德帝長承二年、宇治郷民私に[illegible]宮に奉せず、[illegible]源平盛衰記に、承平年中平將門の亂に[illegible]將軍に征伐下向し、[illegible]故ありて[illegible]なかりければ、忠文怨み憤り斷食して死す、果して惡靈と爲り禁樣悩しき事ありければ、神に崇めて宇治離宮明神と申す云々、名跡志云、離宮鳥居の北、町中小社あり、杉の宮と云ふ、祭る所は忠文の靈と云ふ

宇治墓　應神帝の皇太子菟道稚郎子の御墓なり、今宇治郷離宮址興聖寺等の地皆其古兆域なりと謂ふ地點詳ならず　山城志云、宇治墓、在朝日山、墓前有寺曰興聖寺、近年永井心齋者、剏下兆域而建、舊名神明山　河田氏云、興聖寺に宮城と稱する者あり、宇治墓此にあらずや。

日本書紀云、菟道稚郎子、興宮室於菟道、而居之、[illegible]位於大鷦鷯尊死之、仍葬於菟道山上　延喜式云、宇治墓在宇治郡、兆域東西十二町南北十二町、按に宇治墓は延喜式に載すれど疑惑あり、續日本後紀「承和七年、中納言藤原吉野奏言、昔宇治稚彦皇子者、我朝之賢明也、此皇子遺教、自使散骨、後世効之、然是親王之事、而非帝王之迹、我國自上古、不起山陵所未聞也、山陵猶宗廟也、縱無宗廟者、臣子何處仰」と、此吉野の奏によれば山陵を起さゞりしに似たり、蓋亦本邦陵墓制沿革の一疑問とす。翻堂紀行云、上朝日山、有稚郎皇子墳、皇子與仁德帝讓位、至於貢魚爛腐無收者、遂不立而薨、帝不得已即位、是千古盛德、比之夷齊有篤、但其墳墓未知是非、恐出後人之僞造耳、山上西望、須磨淡島之間、歷々可辨、風概絶佳、　山城志云、今來嶺、在宇治彼方町東南、今曰離宮山、朝日山在今來嶺東、山不高而靈、清流廻麓、望之丹霞翠靄、早迎朝曦仍名　謠曲賴政云、名にも似ず、月こそ出づれ、朝日山、山吹の瀨に、影見えて、雪さし下す、島小舟、山も川もおぼろ〳〵さし

(朝日山)

て、是非をわけぬけしきかな。

朝日山あらしや色に出てぬらんもみちふりつむ宇治の柴舟（夫木集）　光明峰寺入道

興聖寺（コウシヤウジ）

朝日山の半腹に居り、園林の風色絶佳なり、慶安二年淀城主永井家の建造にして萬安和尚導師たり、京畿に於ける曹洞禪宗の名藍たり。名勝志云、此寺初め紀伊郡深草郷谷口（藤森の東）に在りて、道元禪師の開基なり、寺記曰本寺は本朝曹洞初祖道元法師の草創として、宗門相續せしが、いつの頃よりか破壞して、かたもなくありしを、淀城主永井信濃守大江尙政朝臣其廢れたるをかなしみて、忽再興の志をはこび、不日の經營を爲し、釋迦牟尼尊を安置す。朝日山は萬葉集に今來嶺と詠ず、今來氏あり「姓氏錄山城國神別、今來連、巨椋連　久世郡小倉村）同祖神魂命五世孫」此地の舊姓なりけん、後世槇尾（マキノチ）と詠ずるも亦同じ今木の尾なり。

峰の雲槇の尾山に吹くあらし防くやさいな宇治のさと人（御集）　後鳥羽院

笠取（カサトリ）

醍醐村宇治村の東にして山城近江國界に接す、古は醍醐寺四至に籠められ「東至岩間寺」と云ふ中にて、三寶院古文書には笠取莊と曰ふ。岩間寺は滋賀郡石山村大字内畑に屬し、今に至るも國堺依然たり、堺嶺を笠取山と云ふ其宇治村志津川の間に喜撰（キセン）岳あり。笠取は今東笠取西笠取池尾二尾炭屋（シトヒ）等の大字あり、東南に宇治川東嶺を穿ちて流る跳跑の奇勝あり

雨ふれと雨もらしな笠取の山はいかてかもみち染めけん（古今集）　元方

笠取の山をたのみしかひもなくしくれに袖をぬらしてそ行く（新撰集）　頼基

清瀧（キヨタキ）宮は醍醐寺修法の處にて、西東の兩笠取に各一祠あり、池沼の龍王を祀る

雨そゝくしるしそ雲にあらはるゝ笠取山のきよたきの宮（拾玉集）　慈鎭

喜撰嶽（キセンタケ）

笠取村の西なる峻峰なり、或は宇治山と曰ふ。名勝志云、一名喜撰洞と曰ふ、山の半腹に大巖窟あり、又喜撰法師の住址とつたふる處あり、喜撰は元亨釋書に「窺仙居宇治、持密呪、兼求長生、辟穀服餌、一日乘雲去」と記し、羽化の仙人として世に傳へらる、宇治郡は製茶の産地なるが、今喜撰の名に因み、茶銘に正喜撰あり。

我宿はみやこの辰巳しかそすむ世をうち山と人は云ふなり（古今集）　喜撰

宇治山の昔のいほの跡とへはみやこのたつみ名そふりにける（續拾遺集）　慶融

無名抄云、御室戸（今宇治村三室戸寺）の奥二十町許山中に入りて、宇治山の喜撰が住ける跡あり、家になけれど堂の石ずゑなど定かにあり。名跡志云、三室の巽三十餘町にして志津川村あり、山上巖洞あり、絶頂は八疊敷計り、はたかやまにして一木なし、常に風ありて一塵を置かず、遠境目前にあつまる

宇治河（ウヂガハ）

近江國琵琶湖の水勢田（セタ）に決潰して南流又西流本郡笠取村に至り（二里を經）西南流二里忽然西北に折れ、一里にして宇治郷に達す、宇治郷より上五里許、水脈山巖に束縛せられ激湍飛瀑を成す所あり、其跳鹿（シヽトビ）灘は宇治橋を去る凡二里、水壁み石峙ち形勢最奇なり、漸米（ツヾミ）瀨は更に其下流に居る、石出でゝ水を支へ波浪澎湃淅米して泔汁を濁くに似たり、故に此名あり。上游には勢田河と名づけ、本郡には宇治川と云ひ、宇治橋以下は平流と爲り、伏見淀に至り淀川の名あり　宇治の網代は氷魚の御供所にて、延喜式に山城國網代一所と云ふ者此なり。

從近江國上來時至宇治河邊作歌

物の部の八十氏川のあしろきにいさよふ浪の行ゑしらすも（萬葉集）　柿本人麿

（河氏）

宇治河作歌

あきつ風山吹の瀨のとよむなへあま雲かける雁にあひろかも（萬葉集）

氏河はよさむ瀨もなしあしろ人舟よはふ聲をちこち聞こゆ（萬葉集）

なかめやる宇治の川瀨の水車とこはにこそきみはかけけれ（夫木集）

日本書紀、垂仁天皇三年、新羅王子天日槍、自菟道河泝、北入近江國　又神功皇后向京、命武内宿禰擊忍熊王、至菟道以陣河北。

宇治橋（ウヂハシ）

宇治河に架す（今久世郡宇治町に屬す古は久世宇治の郡界也）名跡志云、上古は船渡なりしを孝德天皇御宇大化二年道昭和尙之を造れり、長八十三間、初め今橋より上二町許に在りて橋の中央南の欄干に廣一間許張出し三之間（サンノマ）と云へり。

年經ぬる宇治の橋守こととはん幾世になりぬ河のみなかみ（新古今集）　清輔

弘安元年宇治橋供養の日龜山院御幸有ける行末も道はまさはしためしなきけふの御幸のあとをのこして（後拾遺集）　圓光院關白

元亨釋書云、道昭、外勤利濟、路傍穿井、諸渡儲船、山州宇治之大橋、昭之創造也　日本後紀云、弘仁元年、太上天皇（平城）取川口道入於東國、遣宇治山埼兩橋與渡市津頓兵。延喜式云、宇治橋敷板、近江國十枚、丹波國八枚、長各三丈弘一尺三寸厚八寸。此橋は京師南方の一要害なれば、源平の戰、承久の役、南北の亂毎に爭地たり、當時弓箭騎馬の兵を主としければ其戰鬪の狀後世に異なり、古物語に見ゆる如し、

宇治橋　月舟和尙

水逆山閣地小清、翠楊挾岸白沙明、碧瑠璃上畫橋影、多少遊人波底行、翰林五鳳集

橋寺(ハシデラ)　宇治橋東岸彼方(ヲチカタ)町に在り、放生院常光寺と稱す、道登道昭創橋の時之を置く、寺宇今一小堂のみ、中に宇治橋の斷碑を藏す、寛政中尼張人中村績購補完す、扶桑略記に「作橋之北岸之石銘」と云者此なり、帝王編年記云、大化二年元興寺道登道昭、奉勅始造宇治川橋、石上銘曰、

浼々横流　其疾如箭　修々征人　停騎成市　欲赴重深
人馬亡命　從古至今　莫知杭葦　世有釋子　名曰道登
出自山尻　慧滿之家　大化二年　丙午之歳　搆立此橋
濟度人畜　即因微善　爰發大願　結因此橋　成果彼岸
法界衆生　普同此願　夢裡空中　導其昔緣

古京遺文云、宇治橋斷碑、

浼々横流　其疾如箭　修ヽヽヽ　ヽヽヽヽ
世有釋子　名曰道登　出ヽヽヽ　ヽヽヽヽ
即因微善　爰發大願　結ヽヽヽ　ヽヽヽヽ

右斷碑、在常光寺、寛政三年四月、發土獲之、碑全文、載在帝王編年集成、據以可補、道登、見孝德天皇大化元年及白雉元年紀、道登營宇治橋、又見現報靈異記、而續日本紀則云、道昭造宇治橋

按續日本紀又云、昭以文武天皇四年物化、時年七十二、泝數之、大化二年時年十八、猶弱齡恐無有造橋之事、蓋以登昭共元興寺僧、名字亦相涉、修史者誤認爲昭也、賴遺此一片石、而得以糾千歲之謬、亦可喜也　弘安七年二月太政官符云、河上有一橋、元興寺道登道昭建立之、若登昭戮力造之則石銘立特載登遺昭耶、蓋彼欲據碑爲道登則與史乖、欲從史爲道昭則與碑違、以兩存之、則不足據

宇治渡(ウヂノワタリ)　此地或は架橋なき時は渡津にして、宇治渡と稱す、上古には忍熊大山守二皇子の亂幷に此に戰ふ、日本書紀に「大山守皇子、菟道稚郎子異母兄」詣菟道、將渡河、溺河而沒、歌曰ちはやひと宇治のわたりに棹とりて云々」とあり、又萬葉集に「ちはやぶる宇治の渡」とよめり、盛衰記に富家渡とあるも之に同し、富家とは山莊の名にて平等院の地なり

夜もすから我こそは見れとふ螢宇治の小川のまつの精を、宇治百首　慈鎮

棹の手なりちらまらされの螢かな　知足

泛舟伏水至菟道觀螢　子成

攜朋載酒放舟撓、撐過漁家小板橋、竹裏荻籬皆醉處、門前繫纜買魚苗、

久世郡

久世郡(クゼ)　宇治河以南を久世綴喜の二郡と爲す、大略其北を久世と爲し其南を綴喜と爲せど、地域相交錯す、分郡の初め八幡(ヤハタ)附近の二郷(竹淵奈良)は久世に隷したり、後世綴喜に移さる。又田原郷は久世郡の東に在りて山間別に一邑を成し古より綴喜郡に屬す、故に今久世は三方綴喜に圍まれ境域狹少なり。淀町は紀伊郡の地なりしが、近代之を本郡に屬し今郡衙を置く、宇治河郡を繞り巨椋湖と相幷ぶ、湖西に木津河あり、此三水相通して郡の西北大半の地に利害す。交通線は淀巨京宇治の三線南に赴き相合し、長池驛を經て奈良及上野(伊賀)に向ふ、鐵道は其宇治長池木津を通過す。

和名抄、久世郡十二郷に分ち、其竹淵那羅二郷は後世綴喜郡に入る。今本郡は淀町宇治町外八村と爲す。久世は古栗隈(クリクマアガタ)縣と稱す、仁德帝大溝を掘り田野を潤澤せしめ給ふ地なり、今木津河巨椋湖の間に修治したる者とす、久世の郡名は村名に因る、今久津川(クツカハ)村の大字に遺り、萬葉集に「山代の久世の鷺坂」と詠せる是なり、

宇治郷(ウヂ)　和名抄、久世郡宇治郷、今宇治町と曰ふ、北岸宇治郡に應神天皇離宮を建てたまひけるより郷名と爲り、水の兩傍を兼稱す　宇治郡宇治郷今又宇治町に編入すれど、本篇は彼處に繫きたり、參考すべし、此町亭館の設ありて、遊人旅客を接遇す、

暫駐歸驂此倚欄、落城春事已闌殘、新林一帶江山畫、萬碧樓頭把酒看、　齋藤鐵研

躍馬先登蹤已陳、長橋百尺架通津、江都新下採茶使、一騎黄塵來驛人　高橋古溪

山ぶきや宇治の焙爐のにほふ時、　芭蕉

采茶歌　五龍

四月宇治路、薫風抽芳茶、無數女兒纖々手、各携竹筐摘且謳、一樣茜裙一樣笠、采々不知到日斜、遊人結驛來又去、鬢影衣光笑聲譁、東方之茶久擅美、就中宇治出香芽、陽羨及顧渚、比來又何加、聞說西洋欲茶如嘉穀、一日無此人不育、向我垂涎長、異心幾年蓄、寄言風流士、茗戰休徒學李陸、

宇治茶　宇治茶は古に聞ゆる所なし、相傳ふ足利氏の初世に栂尾(葛野郡)の良種を移し宇治に栽たるより今に至て名産たりと、豐臣氏伏見に居り茶事盛行し貴顯相競ふて之を賞味したるより宇治茶著る、德川氏江戸開府に及び宇治を以て茶所と爲し茶師を置く、其精品を朝廷に獻し又江戸に送致せしむ、其運送を茶壺御用と稱し驛傳の特例あり、宇治茶は其製大別して碾茶(ヒキチャ)煎茶(センチャ)の二種と爲し、碾茶に濃茶(コイチャ)薄茶(ウスチャ)の兩種あり、濃茶は專老樹より採製す、茗園は宇治久世綴喜三郡の山野

に散在す、江戸茶師山本氏は元祿の頃より幕府の命を被り、世襲して其業を弘む、元文三年湯屋谷（綴喜郡宇治田原村）に一種美色の煎茶を製せる者あり、山本氏（四世嘉兵衛）之を賞味して奇品と爲し天上天下一の銘を撰みたり、然れども當時尚碾茶廣く行はれ煎茶の需用狹し、寛政の比に及び世間靡然として煎茶を好み徧く上下に用ゐらる、天保六年山本氏（六世嘉兵衛）小倉村碾茶焙爐中に團珠を成す者を獲たり、香味絶佳なり即新製玉之露と號し世に弘む、是を玉露製の始と爲す。

訶和羅前（カワラサキ）　古事記、明宮（應神）段云、大山守命渡宇遲河、到河中之時、令傾其船、墮入水中、流到訶和羅之前、而沈入、故以鉤探其沈處者、繫其衣中甲、而訶和羅鳴、故號其地、謂訶和羅前也

橘小島（タチバナノコジマ）　宇治橋の西にして、舊橋姫社の所在と云ふ、今尚小島の字あり。盛衰記に「平等院の艮方橋の小島崎より武者二騎かけ出たり」と錄し、佐々木梶原の二勇士が渉河を競ひたる所也。

たつねつゝ小島か崎の旅ころもぬれてそかほる山吹の花、　千五百番歌合　藤原家隆

袖の香やなほいころもへん立花の小島によせしよはの浮舟、　續古今集　後嵯峨上皇

增鏡云、寶治二年十月、上皇（後嵯峨）御舟にて槇の島梅の島（ウメシマ）橋の小島など御覽ぜらる　洞院家記云、上皇宇治に御逗留あり、御舟を槇島（マキノシマ）にのぼせられ、網代に下られ氷魚を御覽あり　○浮島（ウキシマ）弘安九年此島上に高五尺十三層の石塔を建られし事帝王編年記に見ゆ、今之なし、洪水に流失すと云ふ、此島は網代を設くる所にして河中の一洲なり、

橋姫社（ハシヒメ）　宇治橋の傍に在り橋守の神なり、古今集に待席の詠あるを以て歌、昔昔より種々の說あれど、大抵附會を免れず。

さむしろに衣かたしきこよひもや宇治の橋姫われを待つらん、　古今集　讀人しらず

宇治は内（ウチ）に通ひ橋は愛の古言はしき（つつ）に通ふ、故に此社に假り離情を述べたる歟。

蘇我岡（ソガノオカ）　山城風土記云、久世郡蘇我岡、武内宿禰屯軍、土人多病死、出屋財賻之、武内葬後祭鼓　今詳ならず、逸文の意義亦明ならず、日本書紀なる「皇后命武内宿禰、令撃忍熊王、選精兵從山背出之、至菟道」とある際の事にや。

藏勝庵址（ザンショウアン）　平等院の西なる山腹に在り、明治の初に廢す。名勝志云、建仁寺栢庭佛運禪師の開基にして絶景の所なり、太閤記に宇治の藏勝庵の釣月伏見の指月いつれかましおされるとある者此也

明日香親王別業址　類聚國史云、弘仁五年、天皇御彈正尹明日香親王宇治別業。山城志云、別業址未詳、或曰在宇治折居町。河田氏云、折居川の西に一古墳あり、御廟と呼ぶ。

平等院（ビヤウドウヰン）　宇治町の東北、宇治橋の南二町に在り、宇治河東畔を流る。此地初め左大臣源融の別館にして、陽成天皇行幸あり勝景を以て稱せられ宇治院と曰ふ。長德年中藤原道家買得して山莊と爲し、富家殿（ケ）（藤忠文舊宅）に併せ之を子賴通に傳ふ賴通永承七年修理して寺と爲し、平等院と號す。名跡志云、平等院總門は北に開け無雙の高名ありしが、元祿の失火に燒ぬ。佛殿を鳳凰堂と云ひ、莊嚴の美絶倫也、太平記に楠正成宇治を燒拂ふ平等院の佛閣まで燒すとあれども、燒けしは也宮及寶藏の事なり、

鳳凰堂（ホウワウダウ）　永承七年平等院造立の事扶桑略記に見ゆ、本寺は中堂兩翼及び後尾より成る、中堂三間二面裳階あり、屋根入母屋二重を成す、瓦葺也、屋上に銅鳳を置く、明治三十一年特別保護を加へらる、之より先き藤原氏明應中修補し豐臣德川二氏の時亦修理を加ふ、明治廿七年米國市俄高世界大博覽會の際政府本堂の模造を彼地に建て、藤原氏全盛の日の樣式を開示せり。今天台宗寺門派最勝院淨土宗淨土院輪番して之を守る。名勝志云、本堂は古の寶宮の制を模せるにや、彼豐樂殿にも左右に青龍白虎の兩樓あるに似たり、無雙の堂つくり也、緣起に云く、本尊阿彌陀は定朝作、圓光の中の梵字は醍醐寺成賢僧正筆、色紙形は堀河左府源俊房筆、四壁扉に畫なる釋尊八相淨土九品圖は繪所長者宅麻爲成筆と。平安通志云、楣上の五十菩薩も坐像本尊と同く法橋定朝の作たるべし。

觀音堂は最勝院と號す、本尊は十一面佛にて釣殿觀音と稱す、釣殿は今なし、其本尊を移したる也、堂傍を扇芝と字し源三位賴政の自刃したる所と傳ふ、釣殿即此地に在りし歟、帝王編年記云、治承四年五月廿六日、賴政入道奉以仁王（以仁王）欲赴南都之間、遣官軍於宇治合戰、宮以下遂以誅之、宮御頸入洛、於院御所叡覽、賴政卿親子於平等院釣殿、自害訖、增鏡云、寶治二年十月、宇治御幸（後嵯峨上皇）平等院の釣殿に御舟よせておりさせ給ふ、本堂にて御誦經あり、阿彌陀堂せんぼう堂までこと〳〵く御覽じはたす

行幸平等院　源經信

城南別業富風流、鶴駕與巳幾有由、殿飾仙壇宜禮敬、窗迴風骨浮寒翠、林等水葉深家透、嶺入青天鳥路幽、非只今差候閣外、山容水態望悠々、本朝無題詩

平等院　僧元政

三游平等院、宗日思悠々、何出鳳凰殿、獨成燕雀栖、寶地階草合、碧瓦古仙棋、昔日文遺址、向誰問舊題、

扶桑略記云、永承七年三月、左大臣捨宇治別業爲寺、安置佛像、初修法華三昧、號平等院、八年三月、關白

左大臣、平等院内、建立大堂、安置丈六彌陀佛像、屈百口高僧、設其供養、准御齋會、[illegible]十一月、上東門院、御幸平等院、[illegible]四年十月、皇[illegible]宮臨、造立平等院之多寶塔、平等院者、本右[illegible]、[illegible]流勝絶 前有一葦之渡長河、猶如專觀於彼岸、傍有二華之疊層嶺、不異積善而爲山、是以今改普閣分爲佛家、廻心匠分佛躰舍、發造彌陀如來之像、移極樂世界之儀、仰引接於八十種之光明、諸徒而於十萬億之刹土云々、治暦二年、右大臣師實、平等院内、建五大堂、供養之、三年十月、天皇車駕幸臨平等院、宸儀渡御菟道橋之間、伶人棹竜船浮河上、凡仁洞之莊嚴、事絶于曩昔、寺家加封 花鳥餘情云、河原左大臣融公の別業宇治郷に在り、陽成天皇暫く此所におはしましけり、宇治院と云、宇多天皇朱雀天皇も領し給ひ、承平の御時此にて御遊舟ありける事李部王記に見えたり、其後六條左大臣雅信（敦實親王の子）所領たりしを、長德四年御堂關白（道長）此院を買取りて乘舟の遊などありき、宇治關白（頼通）の代になりて永承七年に寺になされて法華三昧を修せられ、平等院と名附侍り、治暦三年に行幸あり、今は藤氏の長者の知る所なり 續世繼云、治暦三年宇治の平等院に御行幸あり、（後冷泉帝）其度の御製などと承り侍りしは「忽看鳥瑟三明影、暫駐[illegible]輿一日蹤」（新撰朗詠に入る）大日本史云、頼通、永承中捨宇治別業爲寺、名平等院、治暦三年車駕幸之、賜封三百戸、頼通飾船、奏樂迎駕、本誠極其精、駐蹕三日 又云、應保元年、後白河上皇、幸平等院、上皇嘗有院宣、以平等院附皇子定慧法親王、徒弟相承、故稱平等院宮（平等院、即江州三井寺圓滿院の流なり）

(宇治院址)

富家殿址（フケドノ）

富家殿址は平等院の西なりと云へは今縣宮以西の地たるべし、拾芥抄に富家殿民部卿忠文とありて、藤原忠文（宇治民部卿と稱す天慶中征東副使に拜す）之を[illegible]たる事十訓抄に見ゆ、平等院建立の後は藤氏之を領して別[illegible]と爲し、忠實[illegible]特に富家大臣と稱せらる 名勝志云、宇治[illegible]時寺建てられ、其後關白の別[illegible]平等院の[illegible]にて西の方四町に置かる、其跡に[illegible]町[illegible]の名は今に遺れり

春日富家別業即事　藤　忠　通

城南別業斷心機、眺望朝[illegible]排竹扉、深澗宜猿懷樹峙、孤洲鷺鷲帶魚飛、春風閑處柳搖綫、暮雨晴時山早稀、勝地遙望何所思、攀花藏鳥得忘歸、（本朝無題詩集）

秋風に富家の里ざ音すなれもこゝろにかゝる河波、（寶集）　祐子内親王紀伊家

十訓抄云、忠文は富家の領を券契に書きて九條殿に奉れり、其より代々傳へて一の人（長者）の御領なり 盛衰記云、元暦元年源義經（伊賀國より宇治に向ふ）八條（柞）の森を弓手に爲し、光明山（綴喜郡井出村）の鳥居前を妻手に見て、山城國宇治郡平等院の北邊富家の渡へ着給ふ 名勝志云、本朝麗藻曰

橫嶺晴雲紅慘澹、落潮秋水白潺湲、村南柳樹將軍宅、橋北桐花帝王田、

柳樹宅は原注に、西岸有一舊墟、臨河楊柳兩三株、人傳大慶征東使終焉之地也、江相公詩云「只看小暗宅前柳」謂之乎、とあり。然れは富家殿の中に小暗森ありて鎮守神歟、又帝王田の原注に宇治院豎櫛已畢、只有黠田と云ふ。今按するに源融源雅信等の造營せる宇治院は平等院の地にあらずして、橋北離宮こそ其故跡ならん、後の考證をまつ

宇治やまのをちの色をかこつかな小暗の森のおほつかなさよ、（名寄）　左　近

智勇人推一世雄、白頭擧事戰功空、九原不起源三位、枯木花開春寺風、　齋藤拙堂

[illegible]似たる皆日出、[illegible]、おのおのやれ、宇治の里の茶摘、にたる餘りは[illegible]の花よ、井の人の木さいいて、茶と云文字にまむわいて、作業はおかしくてや摘みやれ、[illegible]

縣宮（アガタノミヤ）

平等院の西に在り宇治町の鎮守なり、[illegible]平等院の地主神にて此地の[illegible]の[illegible]なり、[illegible]アガタとも呼ぶ

殖栗鄉（ヱクリ）

和名抄、久世郡殖栗鄉 今其名なし、宇治[illegible]由大字白河ならむといふ、白河は宇治の東南十町、山麓に居村、 山城志云、久世郡式内殖栗神社、在白河白山神社、在所未詳、或日白河村白山神社即此、境内有神宮寺、日金色院、文殊堂一宇存焉、有門建武二年三月設、土人云古有不動堂虛空藏堂行者堂、而今皆廢

十三重石塔　白河村鍋倉山の麓に在り、山城志、後冷泉帝皇后藤原寛子（頼通女）の墓と爲す、寛子宇治殿に崩じ四條太后と稱す、

槇島（マキノシマ）

槇島村は宇治町小倉村の北にして、宇治河巨椋（オクラ）湖其兩傍を浸す、古は其南北に宇治河の支流あり巨椋湖に通じたるを以て全く一洲を成せりと云ふ。今築堤して宇治町と向島村（紀伊郡）を連絡す、長五十町槇堤と稱す 名跡志云、槇島里は宇治の戌亥十町許に在り、土人は曝布を産業と爲す

霞ゆくまきの島松藤さかはうきていろ添ふ宇治のかは波、（夫木集）　爲　實

槇のしまさらしかけたる手作に見えまがふまで鷺ぞむれ居る、　宗　賢

宇治にて水車を見てよめる

早き瀬にたゝぬ計りぞ水車われもうき世にめぐるとぞしれ、（金葉集）　僧正行尊

槇島

竹逕江闇堪結廬、水車轆々引清渠、烏巾幾日占住處、一覧分流春梅魚、默雲稿

百練抄云、寛治二年十月、上皇(後嵯峨)承明門院(後鳥羽后)大宮院(後嵯峨后)御幸、前太政大臣(兼經)宇治眞木島山莊 增鏡云、寛治二年十月、紅葉御覽しがてら宇治に御幸し給ふ、關屋の攝政の御桟なり、中務内侍日記云、槇の島と云所、河崎に、鷺の居たる、大なる水車に、紅葉の、色々の錦を掛け渡したる様なり 東鑑云、承久三年、芝田橘六兼、、佐南條七郎、駿下眞木島(承ノ記によれば、官軍判官代長瀨左衞門尉五百人を以て槇島を防く)

槇島城址 此地は宇治殿の屬領なりしと云へば其比より別邸ありし歟、永正軍記に弘中兵部と云者此に居城すと見ゆ。織田軍記信長記等に槇島昭光此に居ると云ふ、元龜三年七月將軍足利義昭信長と隙あり京師を棄て此に據る、信長大兵を發してこを攻め義昭敗れ走る、信長是に於て遂に足利氏に代り號令を發す 城址は今田園沮洳となり、字蓮池月夜大庭等あり、處々泥中に礎石を見ると云ふ、方二町許。釣月庵、今誓證寺の地を云ふ、康永の頃若乘道人と云者此に居り釣月菴を創め、眺望の好きを以て著る、又空華庵ありしが倶に廢す、日工集云、康永三年四月、如宇治河中槇島、々中有庵、曰空華、曰釣月、皆若乘道人所住也

那紀郷

和名抄、久世郡那紀郷 萬葉集に名木河歌三首あり、宇治鷺坂を詠ずるを見れば名木河は謂ゆる栗隈溝にして、那紀郷は今小倉村伊勢田の邊たるべし。

名木河 今此名なしと雖、南方富野莊村より小倉村の西に至る迄六十町許、一渠あり、墾田の間を通し汙水を排除す、即古の栗隈溝なり 冠辭考云一衣手の名木の河邊一は長きと云ふを刈めぐりひかけた歟。

こゝろも手の名木の河邊を春雨にわれ立沾ると家におもふらむか、萬葉集

小倉

小倉村は宇治町の西にして、巨椋湖東南岸の地なり、小倉(北)伊勢田(南)の二大字あり。近代槇島向島の隄防成りたるを以て、小倉村より彼地通路あれど、古は之なし、殊に小倉より向島の築塘は豐臣氏の所造にて、巨椋湖を中分して一綫を通ず、左右倶に大澤なり。

巨椋神社は小倉の東に在り湖岸に近し、延喜式に巨椋とあれど、後世小倉に作る、訛音よるべし。姓氏錄、山城國神別巨椋連、今木連同祖、神魂命五世孫阿麻之西乎乃命之後也、又云、左京神別大椋置始連、縣犬養同祖、佐爲大首命之後也

伊勢田神社 名跡志云、伊勢田社は小倉の坤十二三町に在り、土人蛇天王と云 三代實錄、貞觀元年、伊勢田神授位 延喜式、久世郡伊勢田神社三座

巨椋湖

久世郡の北部に在り、其長徑南北四十町東西五十町、凹字形を成し、淀町其狹窄部に居り即湖口たり、豐臣氏の時槇島向島小倉の諸堤防を起し宇治河と相區分し、徳川氏の時木津川の洪水動もすれば淀町を浸し巨椋の流末を激衝するを以て木津川を其南方に利導す、之より湖畔四周皆淺淤と爲り、墾田年を逐ひて生ず。昔は此水面宇治河の一大曲江たり故に巨椋の入江と稱す、今は池狀を爲すと雖霖雨には、宇治の水尙之に入り、一望浩渺の江灣を成すと云ふ。

宇治河歌

巨椋の入江とよむなり射目人の伏見が田井に雁わたるらし、(萬葉集)

巨椋の入江の月のあさにまたひかりのこして螢さふなり、(續古今集)

藤原爲尹

栗隈

古は栗隈縣と稱し、皇室御料の地たり、今宇治町西南より大久保村久津川村佐山村富野莊村等を籠めたる歟、仁徳推古の兩朝に大溝を此地に起し田野に利潤せらる 山城志名跡志共に因ふ大久保は屯倉址なりと、大木集に「栗駒の三宅と云所」とあるに照せば御倉在りし事明なり 古事記に「倭建命、娶山代之玖々廊毛理比賣、生御子足鏡別王」とあるを、本居氏云、玖々廊は久世郡栗隈を約めて云へるにや、毛理は守歟森歟詳ならずと、又日本書紀(天智卷)に栗隈首徳萬と云人あり。

栗隈溝 日本書紀云、仁徳天皇十二年、堀大溝於山背栗隈縣、以潤田、又云、推古天皇十五年、山背國、堀大溝於栗隈 溝は溝渠なり此大溝古史にさへ特書せる者なれば卑小の土木たらざるや想ふべし、而て今其名を傳へず、富野に栗隈池の址と傳ふ者あれど、洪利を興すべき隄築に非ず。按ずるに寺田の西より北に向ひ一渠あり末は巨椋湖に入る、富野以北の汙水之に注く是大溝の遺址歟 寺田は古の水主郷にして木津川の水流に瀕り地形今昔の變遷あり、惟ふに栗隈大溝は木津川を堰入れ潤田し、後世水勢變し今の狀と成れるならん、尙名木河并に水主郷を參照すべし。

栗隈郷

和名抄、久世郡栗隈郷、訓久里久末 栗隈縣の首邑にして、今大久保村是なり 名跡志云、大久保村古は栗隈と稱する歟、其故は土人産沙神を栗隈大神と稱す、是村名は易ると雖神號古の如し栗前野は今大久保村大字廣野(大久保の東北宇治町の西南)是なり、近代一小驛市と爲り、宇治伏見(向島を經)淀の三路此に會し南方に述べ、十字街を成す 日本後紀云、延暦十五年八月、天皇遊獵於栗前野、御于故右大臣藤原是公別業、又 一弘仁三年正月、天皇遊獵

(野前栗) (野廣)

栗前野、五位以上及山城國掾已上賜衣祿。河田氏云、廣野の東字一本松に一堆の圓塚あり、又廣野の丘上に淀城主稻葉氏の別莊あり、今開地と爲る。

栗子山（クリコヤマ） 名跡志云、久世古山は宇治橋より坤七町許を一之坂と云ひ、又七八町にして栗子山と云ふ、神明社あり故に神明山とも云ふ。春日權現驗記繪詞云、永久元年延曆寺の衆徒淸水寺を燒き拂ふ、興福寺の末寺たるによつて本寺大きに憤り衆徒發向せしかは、公家官兵を遣して之をふせかる、な源朝臣爲義を將としてはからず平驅山にて官兵と合戰を致す。前太平記云、源爲義南都の大衆を栗子山に防ぐ云々、

奈良法師栗子山まてしふり來ていかい物の具をはきそ取らるゝ、

大久保（オホクボ） 東鑑、承久三年合戰條云、武州（北條泰時）陣于栗子山。

大久保村、今大久保廣野の二大字に分る、栗隈天神社大久保の東に在り、式内旦椋神社是也

旦椋神社（アサクラ） 神祇志料云、今栗隈社と稱す、社の後に七の小冢あり土人七社（ナナノヤシロ）といふ、其冢邊を字淺食（アサクヒ）と云ふ由水帳に見えたるは旦椋の轉音なるべし。○旦椋は栗隈縣の屯倉（ミヤケ）にして古言丸木を梁し造れる庫を云ふ、後世校倉（コセウ）と云ふに同し。山城志云、桓武帝第七子彈正尹明日香親王墓、在廣野村東、呼曰別所墓。河田氏云、別所墓は大久保の東にして舊旦椋社の後にあり、其親王墓たるや否やは詳ならず。

久世郷（クゼ） 和名抄、久世郡久世郷。今久津川（クツカハ）村と改む、東大字久世津屋（ツヤ）平川の三あるを以てなり、東寺古文書に上久世下久世の二莊に分つ。

久世神社は大字久世に屬し、大道の東林間にあり。大倭本紀に倭武尊蘘去の時白鳥にかりたまひ天を翔り久世の鷺坂小篠の上にとゝまりますと云所、此也とぞ。

(坂鷺)

（鷺は古言に白鳥と云ふ）

開木代（ヤマシロ）の來背（クセ）の社の草な手折そ己か時たちさかゆとも草な手折そ、（萬葉集）

此地即鷺坂山なり富野（トノ）寺田の方より望めは一段の高丘なり、又道傍（大字平川の東方）に一大古墳あり。

鷺坂作歌

細（タク）ひれのさき坂山のしらつゝし吾ににほはれ妹にしめさむ、（萬葉集）　又、山代の久世の鷺坂神代より春は張（ハリ）つゝあきはちりけり、（同上）又、白鳥のさき坂山の松かけに宿りてゆかな夜はふけにけり、（同上）

白鳥のさきさかやまを越來れば小篠か峰に雪ふりにけり、（堀川百首）　顯季

水主郷（ミヌシ） 和名抄、久世郡水主郷。今寺田村大字寺田水主の二に分る即此地なり、鷺坂山の南方木津川に至るまで稻田平鋪し、汙泥沖積の大邑なり。延喜式水主神水度神在り、惟ふに本郷は富野郷と共に木津川を南西に帶び其曲防にあたる、故に水祠あり、彼栗隈溝は本郷より久世栗隈拜志等の諸郷に通したる者の如し、然るに其後水勢の變動ありて栗隈溝廢し、河道沿革して中世に及び郡鄉の境界を崩壞したり。綴喜郡樺井社は今水主に屬し、水主も近代綴喜郡に編入せられしも事あり、要するに水主郷は大住郡（綴喜郡）は中世水害にあひ、土地古今の大變ありと知るべし。姓氏錄云、山城國神別水主首、火明命之後也、左京神別槇室連、火明命十七世孫奥足尼之後也、上宮太子巡行山城國、于時古麿家在久世郡水主村、其門有大槇樹、太子曰是樹如室、大雨不漏、仍賜槇室連。

水主神社（ミヌシ） 今水主（ミマシ）の北字鶴道（カヘハヒ）に在り、鶴道は延喜式綴喜郡樺井（カハヰ）社の地なり、中世水害を被り此に合祀し遂に舊址を失ふ。水主氏の祖神にして蓋栗隈溝の水政に功ある者とす。延喜式、水主神社十座並大、預月次新嘗祭、就中水主坐天照御魂神、[illegible]坐山背大國魂命神二座預相嘗祭、[illegible]、續日本後紀云、承和十一年水主神[illegible]、三代實錄云、天安二年[illegible]命婦南水主神、貞觀元年爲祈風雨奉幣水主神、九年奉五穀水主神坐せるに水主氏の祖火明命一に天照御魂神と曰ふ、又舊事紀、[illegible]山代根古命、山代水主首部連、輕部、[illegible]宜部首ら祖とあれば、山代も古即山背大國魂なるべし、山背國造の一家たる阿多根命と曰ふも之に同じからん、餘八座不詳。

樺井（カハヰ）月神社は今水主神一境にあり、鶴道即樺井の訛にして本綴喜郡大住郷の地なり、洪水に依て變易す。延喜式、綴喜郡樺井月神社。續日本紀云、大寶元年勅、樺井神社給中臣氏、續日本後紀云、承和十二年、山城國言、是歲綴喜相樂兩郡神蟲殊甚、如蠶蝕、好咬牛馬、於綴相樂郡、牛皆死無遺、綴喜郡又有此患、郡司百姓卜之、樺井神之祟也、乃遣使謝之。樺井は古言カンハヰなるべし、月神又葛野郡松尾に在り

水度神社（ミト） 名跡志、久世の南十四五町大和街道に三田（ミタ）坂（サカ）あり、或は水戸坂と云ふ、坂の東凡六七町に寺田天神あり、水戸神歟。延喜式云、久世郡水度神社三座山城風土記云、久世郡水渡社、名天照高彌牟須比命和田都彌豐玉比賣神。神祇志料云、釋日本紀所引風土記逸文、天照の下に大神二字なし、されど釋紀先師案文を玩味するに天照は即天照大神なる事著し、又此二座は共に天神なるを此に祇社とあるは疑はしきに似たれど、本社の主神は豐玉比賣命なるを以てかく云へるならん。○水度は水處にて此地淺水あれば海神を勸請したる歟、祖神の類に非じ。又天照高は彌牟須比神の美稱なり、釋紀之を皇祖大神に充てたるは濫と謂ふべし。

寺田　大村なり、久世の南境外の北なり、水主郷中世廢し寺田郷の名あり。公卿補任云、元弘元年九月、花山院大納言師賢出奔、山城寺田郷地頭代野邊若熊丸、召捕師賢、進于武家

宿寺田莊、將赴行春日社參、費用多々、求官錢於價、

古寺罷田秋已登、數宵借宿旅家燈、今年米價賤何錢、縣裏求錢夜叩僧、(小補絕句)　僧　横川

富野郷　和名抄、久世郡富野郷、訓止無乃、今富野莊村と云ふ、富野觀音堂琵琶莊の三大字に分る。驛舍の地を長池と云ふ、京都奈良間の一驛にして鐵道停車場あり、觀音堂と連橋す。琵琶莊は寺田村水主と相隣り木津川の屈折所に在り、琵琶は水輪の轉音たるべし。

長池　驛舍なり、元和元年五月東軍水野勝成長池に在り、大坂の兵大和國に入るを聞き、是れ我趾なりとて疾驅して之に赴くこと、當時の軍書に見ゆ。

栗隈溝の址なりとて長池の田に泥深き處あり、蓋し一部たりし歟。此溝は大久保村の彼方まで流通したるを以て栗隈の名あり、栗隈池蓋其上流に屬す、

拜志郷　和名抄、久世郡拜志郷。今佐山村大字林あり、中世羽栗郷と混同し佐山莊と稱したりとも云ふ。栗隈郷大久保村の西なり。

相之京　河田氏云、林村字高畏は相之京とも云ふ、拜志長者の宅址にて近傍に幣田神田あり、耕者往々古瓦を堀出す、其形完き者方三寸厚一寸六分、表に蟠絡裏に雲紋を印す、又其墟は中央に小塚あり、土人呼びて野神と曰ふ。

羽栗郷　和名抄、久世郡羽栗郷。羽栗今詳ならず、延喜式に雙栗神社あり今佐山村大字佐古に在り、然らば羽栗は佐栗の誤にやあらん、然れども古事記羽栗臣、姓氏錄山城皇別葉栗臣ありて、日本書紀寶龜七年にも山背國乙訓郡人羽栗翼賜姓臣とあれば、羽栗氏の貫名地にや。

佐山　近代佐山莊の名あり、拜志郷と美豆御牧の間を總稱す、古の羽栗拜志の二郷の地歟、大字佐古に近き地に雙栗神社あり、土俗椏本八幡と號す。

双栗神社　佐山の東北佐栗に在り、中世以來石清水八幡の分靈と爲し、五個の供僧あり、西方三福淨福(佐山)安樂藥蓮等なり、相傳ふ椏の大木ありければ椏本宮と云ふと、近年之を以て延喜式雙栗神社と爲す、三代實錄、貞觀元年雙栗神授位。

荒見神社は延喜式に見ゆ、山城志に依れば今佐山村の西大字田井に荒見の字あり、寛永七年洪水の爲に社地を失ひ、今の地に移す。

室城神社は延喜式に見ゆ、神祇志料云、今下津屋(佐山村の西にて木津川に瀕す)に在り、舊址を室木と稱し後此に移されたりと。荒見室城共に緣起詳ならず。

奈美郷　和名抄、久世郡奈美郷。今詳ならず、或は曰ふ美豆御牧の地歟と、然らば御牧村美豆村(綴喜郡)にあたる。石清水文書、延久四年官牒に奈美富野兩所の莊園壹所とも見えたり、

御牧　佐山村の西巨椋湖の南を御牧村とす、御牧は美豆と稱し木津川兩岸に渉りしが、其東北岸を御牧村と稱し、四圍堤防を築き淺害に備ふ。木津川近代其道を改め佐山村より直ちに西に向ふ、故に御牧の一なる舊木津川西南岸の地を美豆村(綴喜郡)と曰ふ。名跡志云、美豆御牧は淀大橋(木津川)の北也、古は馬寮の御牧にて放飼の地なり、今美豆は綴喜郡に屬し狹少なれど、御牧は數村となる

かりてほす美豆の御牧のなつ草はしけりにけりな駒もすさめる(夫木集)　順德院

延喜式云、山城國美豆廐、畠十一町野地五十町餘、右二寮夏月、簡御馬不肥者遣飼、小當祭料馬同令放飼

名勝志云、馬島は御牧村に在り、活所遺稿に淀河馬島は豊太閤朝鮮の馬を放つ所とあるは此ならん。

美豆入江は巨椋湖の一部にして、御牧に傍へる所を云ふらん、今も巨椋の湖岸に二重の堤を築き堤内に池沼多し

打わたす美津の入江のたま柳ぬれてみさりの色まさるなり(夫木集)　爲家

一口　御牧村の北部にして、巨椋湖の水細流と爲り淀に向ふ邊を曰ふ。名勝志云、一口は是より三栖(紀伊郡横大路村)へ舟渡しあり、昔は淀一口の要害と稱す、古老曰三方は沼にて一方より入口之ある故に一口と書したりと、盛衰記平家物語に一口とあれど、東鑑には芋洗と記す。

(洗芋)

東鑑云、承久三年、軍士有僉議、三浦義村計申云、勢多相州(時房)手上城介(安達景盛)武田五郎等、宇治武州(泰時)芋洗毛利入道(季光)淀渡結城左衛門尉(朝光)并義村可向之。又云、軍士破淀芋洗要害、宿高畠(乙訓郡向日町)邊。

淀　久世郡淀町は紀伊郡納所村(大字淀)乙訓郡淀村(西淀)と相鼎峙し互に水を隔てたり。名勝志云、今の淀は昔の地に異なり道筋水筋も古と替れる也、今の淀大橋八幡堤など新規と云ふ、又昔の淀城は足利公方の固めなりしが、元龜三年落城後斷絕す、今の城は元和元年台命に依り築かしめらる。此地は享保の比迄紀伊郡に屬したりしが、後久世郡に編入し今藩城廢し、郡衙を置く、盖明德記に淀中島とある所也、

さみたれやまやのあまりの程さきてあやめも知らぬ淀の里人、御集、　順德院

與等津　延喜式云、諸國運漕功賃、山陽南海諸國、海跡

自國濟興等津、船賃石別稻若干束、自與等津遣京里、船賃石別五升。日本後紀云、弘仁元年、太上天皇入於東國、遣宇治山埼兩橋與渡木津頓兵。高野春秋云、延慶六年、淀舟升米半分宛、自明年正月可被寄附大塔修造料之旨、聞院宣　又云、元應元年十二月、下賜根本大塔修造料、淀津關米半濟、永代寄附、宮内卿資嫌奉云々　右の興等津は京津なれば紀伊郡納所(東淀)の方にや、また源平盛衰記に壽永二年平家都落の時肥後守平貞能は攝津國に在りしが今津より取て返し淀の相撲の辻と云所に行幸に出會ふと記す、相撲は詳ならず、總じて水陸交通線上其位置古今の沿革あるべければ今臆斷し難し

伊勢向神社

今淀下津町に在り、初め宇治河小橋の寅卯洲崎に在り浮田森と曰ふ、明治五年此に移す、延喜式紀伊郡に錄せらる者是也　名跡志云、淀小橋の寅卯なる洲崎を伊勢田と云ふ、伊勢向宮此に在り、其地浮島なり洪水に浸さるゝと雖水の増すに隨て宮猶水上にあり、按ふに古歌に詠める所浮田は此歟。伊勢は五十瀬なるべし、古歌「いせ渡る川は袖より流るれば問ふにさはれぬ身は浮ぬへし」と詠ず、瀬の多きを云ふ。

下草は漠す云計りに成りにけり浮田の森のさみたれの比、(長秋集)　俊成

姓氏錄云、山城國皇別與等連、鹽屋連同祖彦太忍信命之後也。

淀城址

淀町の西北、東西五町南北三町同字形を成し石壁濠池猶存す　北岸納所村(紀伊郡)に屬郭を衝き、北間に小橋を架す、宇治川也　西面は淀川宇治川桂川の會流にして南方には巨椋湖の水を引きたり、木津河往時城南に注ぎ巨椋宇治の二水此に來會しなりしも築城の時之を改めたりと云ふ。城地は高中島又は楊枝島の字あり、永正の比細川氏の屬城にして京師の要害たる事永正年中記に見ゆ。元龜の比三好黨岩成主税助佐通之に居る、三年織田氏の將細川藤孝攻めて之を陥る、天正の末に豐臣秀吉修築して淀君を置く、因て淀殿と稱す　元和九年徳川氏伏見城を毀去し遺材を以て之に増築す。松平越中守定綱を置き後、寛永十年永井信濃守尚政、寛文十年石川主殿頭憲之、寶永八年松平丹波守光熙、享保二年松平左近將監乘邑、享保八年稻葉丹後守正知十萬二千石を領知し子孫世襲、以て大政一新に及ぶ、明治七年廢毀に附せらる。

春霧　菊池溪琴

嘔鴉度霧一舟行、十里春流擁水城、宇治江頭天欲曉、棲婆橋影不分明、

明徳記云、山名勢は宵より八幡を打立て大渡(木津川)を越え淀の中島にて方々の手分をしける、山名中務は淀より鳥羽の秋の山を經て竹田を上りに河原へ打出て、山名氏淸は淀の大明神御前(乙訓郡淀村に屬す)へ浮橋を掛て、久我繩手を直違に西之岡を經て下桂に打出つ。細川兩家記云、藥師寺與市は細川政元を誅し奉り阿波の六郎澄元を其上にあがめ申さばやと、頃は永正元年甲子九月に、與市淀の城へたて籠りける、然ば京田舍いきやうてむ物いひ取々なり、然と雖政元の御内衆兒手を入かへ責る程に十八日終に城落ちにけり。舊幕府雜誌云、慶應四年正月鳥羽伏見の合戰幕府東軍連日敗北し、五日黎明に京軍淀城を攻む、東軍淀橋を隔て防戰す、京軍河岸より砲撃す、瀧川充太郎大川庄次郎引率の傳習隊能く戰ふ、此時陸軍奉行竹中丹後守の號令今隊に行渡らず諸隊共差圖役頭取の見込にて攻撃防禦を爲す、此戰爭中會藩の一隊に鎗刀組と云あり切込隊にして隊長は佐川官兵衛なり、全藩砲隊の長白井五郎太夫銃隊の長は林權介此者等打合せ鎗刀組を所々の截中等に續し、尋で正午なるに及びて左右より鬨を作て京軍の中央に突入り右往左往に切り立て突き立て其向き當るものは悉く分死し、京軍大に潰乱して隊伍を亂す、其機に乘じ東軍の一隊は正面より返し烈しく銃撃す　會藩の砲隊は左翼より砲撃し京軍は大に敗し桃山の方に逃走す、此時會藩の鎗隊の者は重なる敵中の首二三個を取り鎗に貫き敵の逆ふるを尾撃して進行したり、此時東軍には全隊を指揮する者なく銘々區々にて、諸隊は終に橋本に退く、此時若し東軍巧みに全力を盡し會藩の切込隊を助けて追撃せしならば、京軍淀を拔く事叶はず、淀の東軍一隊は八幡橋本狐川渡近傍に退く、桃山邊は東軍の有と成り大勝利を得し事と、今に遺憾なりと語るものあり、正月六日京軍將に橋本を攻撃せんとす、東軍は淀城に據りて防がんとし、淀藩に申入れしに、豈圖らん拒みて入れず、これ京軍の使者已に來りて反覆丁寧に順逆を陳べ身方させし故なり、東軍已むことを得ずして城下を退去す、京軍淀城に入る。

淀渡

淀は衆水の會集にあたるを以て渡津幾多あり、古今の變遷を見る中にも一口大渡封戸を三渡口と爲す、一口は今御牧村に屬するを以て彼所に出づ。

大渡址　今の淀町は昔時河中の一孤島なれば衆水淀町の西南に瀰す、桂川は其西より來り宇治巨椋は其東南より來り木津河は南方より來る、故に八幡より京に向ふ者は美豆村より渡口を求め、久世佐山より京に向ふ者は御牧村より一口を求む、而て北岸は又分れて東淀鳥羽(紀伊郡)と西淀久我(乙訓郡)の二路となる。名勝志云、宇治川昔は巨椋池に入り淀城の南にて木津川と落合へり、故に其末を大渡と云ふ。

本朝世紀云、久安三年春日社行幸、路出右衛門陣、北

行到土御門大路、東行至東洞院大路、南行到七條大路、西行到朱雀大路、南行辰二點於久我河原有馱餉事、同三點到淀津、乘輿渡浮橋之間、有船樂事、橋左右浮龍頭鷁首、已二點着御美豆頓宮、未刻高松給馱餉、到奈良坂、

封戸渡 今淀町の東南一里に移る、佐山村字津屋に在り是れ木津川を淀の上流にして越ゆる者なりき、故に舊渡口は御牧村の西美豆村の東なるべし、即木津河跡近代皆田圃と爲る所歟。

ほとゝぎす雲のはつかにきこゆ也淀のわたりの村雨の空、（御集）　後鳥羽院

名跡志云、淀大橋（今綴喜郡美豆南界）木津川の末に架す古は此川北に流れ今に異なり、今の封戸の渡の西より美豆御牧の東を經て淀川に入る、今云ふ古川條也。

淀河 宇治桂の二水淀町の北に會し、南流三十町更に木津河を容れ攝津河内の兩國の間に入る、畿内第一の大水にして、近江山城東丹波伊賀の水を集め、又攝河二國の水を併す。

舟をさす淀の河瀬のあさぎりにたえ／＼見ゆる岸のかち人、（名寄）　爲家

花朝下澱江　藤井竹外
桃花水暖送輕舟、背指歸鴻欲沒頭、雪白平山之一角、春風猶未到江州、

澱江上舟　落合雙石
雨餘芳草欲成煙、花盡新林哭杜鵑、遊跡天涯猶未遍、東風又上澱江船、

參考本盛衰記云、成親卿は、大納言の世におはせし昔、熊野詣などには、二瓦の三棟に造たる舟へ、次の舟二三十艘漕續けてこそ下りしに、今はけしかる舁居屋形の船のあさましかりけるに、大幕引廻し見も馴ぬ武士に乘具して、淀の泊の黎明に、白雲かゝる八幡山、木津殿、鵜殿、渚院、江口、神崎、漕過て、今夜大物浦に着給ふ。顯注密勘云、淀よどみを云、水の流もやらでとゞこほりぬるとゞまれる也　都名所圖會云、淀の城郭の汀には水車あり、淀殿住し玉ひしより城中の用と爲す　塵塚物語云、細川管領右京太夫勝元は一家不雙の榮耀人にて、平生の珍膳に鯉を好みて食せられけるに、外國の鯉は造りて酒にひたす時一兩箸に及べば其汁にごれり、淀鯉は然らず是名物のしるし也と、申されける

澱江送子文　藤井竹外
十幅帆開趁曉晴、送君不恨與君行、水車聲裡鯉魚躍、便是江南第一程、

淀澤は淀附近の沼澤を云ふ、

まこも刈る淀の澤水ふかけれど底まで月の影はすみけり、（新古今集）　大江匡房

打わたす遠方人も存さてや淀野の澤にわか菜つむらん、（新續古今集）　成恩寺關白

綴喜郡

綴喜郡 本郡は相樂郡の北にして、河内國交野郡（今北河内郡）と男山洞嶺の脈を以て相分れ、久世郡を抱き片假名のレの狀を成す。東部田原郷は山間一區を成し、近江國栗太郡に接し、郡境太整正ならず。今郡衙を田邊村に置く

和名抄、綴喜郡、訓豆々岐、分れて十郷と爲す、今八幡町外十三村あり。和名抄久世郡竹淵那羅の二郷今本郡に入り、志磨郷は木津川に浸され其地を失ふ、久世郡水主郷と相混じたる歟。郡名は綴喜郷に因む、仁德皇后繼體天皇の興宮ありける名邑なり。又井手は橘氏の別業ありし地にて、續日本紀に相樂別業と記せり、然らば木津川以東は本相樂郡に屬したる者の如し。

美豆 古の美豆の御牧（久世郡御牧參看）の中にして、舊木津河西岸の地たり　此地元來八幡に接續したるが、近代水脈變じ、八幡を離れ淀町へ接す　名勝志云、美豆町は新出在家なり、古人云、昔美豆と淀の間を宇治川木津川落合て流れたり、故に隔河戀の歌に「向ひに見つる森」を詠めり、古道は鳥羽より美豆を經て大和河内へ通ぜり、長秋記、天永二年の條に水津の頓宮とあるは此地歟。

あふことは淀にありてふ美豆の森つらしと君を見つる比かな、（後撰集）　讀人しらず

美豆村は今正三角形の堤防に圍まれ、西邊は淀川、東邊は木津川址、南邊は木津川なり　而て頂邊北部に美豆社存す、南は橋を以て八幡町大谷に通ず。

竹淵郷 和名抄、久世郡竹淵郷、訓多加不知。竹は嶽にして淵は緣の義歟、今八幡町ならん、男山鳩峯は其嶽なるべし。古歌に橋本（男山の西麓）を竹の下道とよめり

綱手引く竹の下道さりこめて舟路によふよさのかはきし、（名寄）　後京極攝政

淀水舟中　菅茶山
一舡又一舡、挽上柳煙間、蓬窓半微白、依約丈夫山、

橋本 八幡町の西にして、男山の麓淀川に臨む、對岸は山崎驛、（乙訓郡）南は楠葉驛（河內國交野郡）にて、亦一要驛たり、今八幡町に隸す。古は山崎橋此に架す、故に橋本の名あり、今橋廢し狐河渡と云ふ。太平記、正平七年男山合戰の時、高橋より北軍攻寄す、高橋即山崎橋の舊址たり、天正中豐臣氏再び此橋を架

せしが跡もなく壊る。

淀江夜泊　　失名

漠々秋光漫水涯、汀煙隔見野人家、翻車軋々追波轉、
漁篴[illegible]擬棹歸、橋上烏啼楊柳外、岸邊霜滿荻蘆花、
綠螢到處非深望、雄德山上曉月斜、

榮花物語云、延久五年後三條院天王寺に幸し給ふ、橋本の津と云ふ所に下らせ給ひて、御覽ずれば、下々の舟どもゝ、御舟さまに遊によせ漕したり　惺窩文集云、山州八幡橋本之津、商舶出入之咽喉也、山口宗一本釣命、作長橋長一百八十間、天正二十年也　慶應四年正月五日、東軍敗し、纔に橋本を保つ、是時に方り津藩藤堂氏の兵山崎關を守る、官軍之を諭すに順逆を以てす、淀藩亦既に官軍に歸す、六日官軍淀兵を先鋒と爲し橋本に向ふ、東軍陣を布きて之を邀ふ、既にして津藩の兵横さまに巨熕を發し橋本を射る、東軍潰散、諸隊狼狽、皆走り大坂城に赴く。

男山(ヲトコヤマ)

一に雄德又丈夫に作る、八幡宮鎭座の所なるを以て八幡(ヤハタ)山とも云ふ　山頂鳩之峰(ハトガミネ)は八幡宮の西にして拔海一四〇米突あり、南方に走せて洞ケ峠(ホラガトウゲ)神南備と爲り生駒山(大和河内國界)に連る、北方は斷絶して淀川に臨み、天王山は水を隔て、其西に在り、相對して京師の關門を爲す　男山は古書に牡山(ヲトコヤマ)にも作る、(鳩峰)

(牡山)日本後紀「延暦十五年八月、勅、遷都(平安京)以來、于今三年、牡山烽火、無所相當、非常之備、不可暫闕、宜山城河内兩國、相共量定、便處置彼烽燧」とあるは、古來其要害たるを見るに足る

萬代に千世なかされて八幡山君を守らん名にこそ有る、夫木集　俊成

八幡山西にあらしの風吹くは川波しろきよどのあけぼの、月清集　後京極大臣

檻輿道上作　吉田松陰

男兒山如古、男兒人已非、廣轎雨中客、涙帶暮雨飛、

女郎花(ヲミナヘシ)、名跡志に男山の南なる志水に女郎花塚男塚坊主塚と云ふ字ありと、是古今集の詠吟に因みて附會したるものなり。

名にめでゝ折れる計ぞ女郎花われおちにきと人にかたるな、古今集　遍照

僧正遍昭も許に奈良へまかりける時に、男山にて女郎花を見てよめる、

をみなへしうしと見つゝぞゆきすぐる男山にし立てると思へは、古今集　ふるの

男山陣址(ヲトコヤマ)　太平記に元弘三年、官軍赤松則村男山及び山崎を略して京軍に對陣し、延元三年、官軍北畠顯信男山に築塞して足利氏を拒みたり、正平七年、南主後村上天皇親討軍を督し男山に臨みたまふ、當時八幡宮別當田中法印定清ゝ家を以て行在に充て、北の京を回復せんとて、北畠顯能楠正儀和田正忠等、伊勢河内和泉の兵を以て之に隨ふ、足利義詮之を犯して、高橋(橋本)園殿口佐羅木の輦官軍利あらず、天皇營を棄て賊圍を潰えて南旋したまふ　太平記云、正平七年閏二月主上は男山に移りたまひけるも、五月十日合戰官軍敗れたり、主上は八幡山を落のび給ひけるも、古津(コツ)川(木津川)の端を西に向て御馬をはやめ給ふ所に、備前の松田、備後の宮入道二三百騎にて取籠奉り、十方より雨の如く射かけ奉る、然るに天地神明の御加護も有けるにや、御鎧の袖(天正本胸板に作る)草摺に六筋まであたりけるも矢のかつて裏をばかゝざりける、法性寺左兵衛督康長は是迄もなほ離れまゐらせず、只一騎供奉したりけるが、後より追奉る敵あれば、取て返して防きまゐらする、其のち主上は玉體つゝがもなく夜の明かたに招提寺(大和添下郡)まで落させ玉ふ。

八幡(ヤハタ)

今八幡町と曰ふ、男山其中央に在り八幡神領田以降其社領たり、東[illegible]二年八幡莊とあり其西を橋本驛と云ひ北を大谷と云ひ西を川と云ひ木津河の岸を川口と云ふ　天正の末年淀城の北、木津河を川口より西に轉ぜしめ、男山の北岸に於て淀河と相會す。

ほとゝきす八幡山崎さかは雲の中ゆくよどのかは舟、　失名

法園寺(ホウヲンジ)

八幡の東宇園に在り、眞言律宗にして僧寧守(中道と號す)開基　弘安四年蒙古寇の時招提寺聖守八幡宮に修法して怨敵退散を祈る、果して靈驗あり依て園の地を割き本寺を創む、中興丈俊林照は筑前秋月城主大藏種長の四男、關原役の後入道して此に隱栖したる也、西寺或は中寺と稱し、今衰微す

善法律寺(ゼンポウ)

男山の東麓に在り、一名西寺又紅葉寺と稱す、境内に楓樹多し、舊律院にて延長年中寶相律師開基、今臨濟宗をなす　史料叢誌云、善法律寺佛殿は五間四方一宇、弘安年中八幡宮假殿を移建したる者とす、塗るに丹朱をもてし、今六百餘年を經たれば朱色皆剝し天井織に之を遺す、本尊寶冠彌陀脇侍不動愛染は佛工定朝作、又千手觀音(長五尺)地藏尊あり、皆古製也、聖天堂に本尊の外厨子入の彌陀如來あり、舊八幡宮本地佛にして、明治の初め此に移す、其藏庫は戊辰の正月園口科手(ソノクチシナテ)の戰に破燒したり、行教和尚種字の曼陀羅一幅現存す

大谷(オホタニ)は古來製革を業とするもの多し、菖蒲革駒菖蒲八幡黑藍皮等の名目あり、八幡宮仕の神人之を世業とし專ら武家の需用に應じ兵具の材料と爲したりと云ふ、今に染革を名產とす。

(宿院)宿院(シクヰン)は旅所(タビコロ)とも古院とも云ふ八幡放生會神幸の處也、一鳥居あり、極樂寺之に傍ひしが今廢す、戊辰役兵燹

戰場たり、故に兵火に罹れり

石清水八幡宮（イハシミヅハチマングウ）

八幡町男山の上に在り、南面して石階二條あり、山東より登るべし。宮殿は本殿外殿舞殿幣殿樓門廻廊等より成り。元祿年中將軍德川綱吉の修營する所也、近年特別保護を加へらる、銭形燈籠は豐臣氏の造進する者にして、天下無雙の名物たり。明治四年官幣の社に列す、域內凡二萬三千坪、舊僧徒と相混淆し護國寺西宮寺等ありしも今皆改正す　八幡緣起二卷、永享五年足利義教造進す、卷尾に願文を載せたり。

〔類〕三代格に據れは本社は久世郡石清水山と曰ふ、其泉は七曲りの左に在す、八幡宮は貞觀元年大安寺僧行教豐前宇佐より勸請す、行教の族紀氏世別當たり、中世に及ひ大に衰へ、一宗廟と稱し、朝野の崇敬公武の歸信最厚し、其略に、

得消來不利法性　小八正道垂權迹　皆得解脫救衆生
故號八幡大菩薩

本殿三所、八幡大神（譽田命）神功皇后）比咩大神なり、攝社若宮以下數字あり　神祇志料云、石清水祠は清和天皇貞觀元年木工權允橘正基に勅し、宇佐宮に准て六宇神殿を造り、明年に至て御體を移奉る、初僧行教奏して云、行教豐前國宇佐宮に參でて大乘經を轉讀する時、神託りに吾汝か修善に感（サトシ）じ給へり、依て都近く移坐て國家を鎭護奉らむと教給ひ、山崎に還來るの夜に及て移り坐すへき處は石清水男山の峯（タク）也と示し給ひ、即山城巽方に月星の如くなる光あり、行教愈神德を畏み、三日夜祈申し其地を點め草を結び假に座せ奉りし由を奏せしかは、天皇皇后及公卿も此夢告ありと云へれは此に至て始てこれを祭りき、（朝野群載類聚三代格帝王編年記）

按、帝王編年記元宇釋日並云、行教神殿をほり奉む事を祈し時、彌陀三尊現れたり仍三尊を殿內に安置すといへるに、當時の實事なるへし。

七年四月木工權助和氣朝臣彜範を勅使として栖梓御鞍を奉り、十一年十二月使を遣し幣帛及宣命を捧げて新羅の寇賊を祈らしむ、其詞云皇太神は我朝廷の大祖と御坐て、食國の天下を護給ふ大神に坐せば、國內諸神等を率ひ彼寇を追却て神國の故實を失ひ給ふ事莫れと申しき、（三代實錄）

按、八幡大神を朝廷の皇祖と申す事正史に見えたる事なし、大祖と云事始て此に見ゆ、蓋行教の徒が祭神を貴くせむと思巧みて、大祖の文によりて或は應神天皇など申奉りしなるへし、

十八年勅して紀朝臣御豐を神主となす、（三代實錄類聚三代格）後紀氏相繼て本職に補せらる、宇多天皇寬平元年勅して東遊を請ひ給ふ、神教あるを以て金銅佛器漆杯壇一前香爐舍利珠等を奉る、（扶桑略記）天慶中滅賊の報賽として臨時祭を行ふ、天祿以降は時祭となれて永式たり、（本朝世紀日本紀略一代要記孔宋云錄）圓融天皇天延二年雅樂寮をして放生會に仕奉るへく制給し、天元二年三月行幸あり、行幸此に始る、（日本紀略）後三條天皇延久二年八月十四日放生會に上卿以下六衛府馬寮行幸に准て神輿に扈從すへく制給ひ、大納言源隆國參議源經信等を遣して祭を修めしむ、此後放生會恒例たり、（扶桑略記）是より先き一條天皇中宮藤原彰子（上東門院）放生會神輿三基を造進せらる亦恒例たり、（本朝世紀）文治元年後白河法皇西海平定を祈り其賽報に筑前筥崎宮を以て本社に寄奉りき、（六代勝事記）建久元年大納言源賴朝石清水宮寺に詣で、（東鑑）龜山天皇文應元年後深草上皇御願に依て御劍を奉る、（帝王編年記）後宇多天皇文永十一年天皇行幸蒙古寇平定を祈り給ふ、弘安四年六月龜山上皇行幸一夜御籠あり、蒙古の賊船果して大風に吹漂されしかば天下其神驗を仰ぎ奉りき、（八幡愚童訓）○後世本社を稱へ伊勢に次ぐ第二宗廟とす、（神皇正統記）源氏また大菩薩を仰ぎ氏神と爲す、初め源賴信下總の賊平忠常を平ぐるや、本社に報賽し奉幣讀經す、其子賴義孫義家又東國を征伐し屢神驗を被る、賴朝兵權を握るに及び篤く此神に歸敬し武門の徒相倣ひて皆之を祭る、諸國郡鄕に八幡社の起る實に之に由れり、蓋賴朝が自ら稱して「清和天皇第三の孫より出つ」と曰へる（東鑑）に據れは、清和帝の時男山八幡創められしを以て男山をは特に氏神とためにしやとおもはる　而るに近日男山宮ノ當田中氏所藏の賴信永承元年告文世に露布す、其告文中に

先人新發（滿仲）其先經基、其先元平親王、其先陽成天皇、其先清和天皇、また　曾祖陽成天皇者、權現（應神帝）之十八代孫也、賴信者彼天皇之四世孫也、

など述へたり、此文に據れば「清和天皇第三の孫」とは三世孫元平親王を指し奉る、從來清和帝第三子貞純親王を以て經基の父と爲せる系圖と大相違あり、再考を要す　〇文久三年四月孝明天皇石清水行幸あり、將軍德川家茂病を以て從はず、警固の諸藩士（親兵と稱す）之を憤り、遂に天皇親征幕府を罰し夷狄を攘ふ議ありしか、議成らすして止む。

石しみつ松かけたかくかけ見えて絕へくもあらす萬代までに、（家集）　紀貫之

石清水すみはしめけむつきかけの三の衣にかけそつつりし、（夫木集）　衣笠內府

數ならぬ我身はふりぬ男山おいせぬ宮もあはれかけなむ、（名所外集）　藤原家隆

（若宮）

（按に老せぬ宮とは若宮（ワカミヤ）なり、若宮は本宮に對比せる末裔神にして、石清水にては本宮を應神天皇以下三所とせば、其若宮には仁德帝を祭るに似たり）

寶自此移記云、淸和帝の時、宇佐の八幡大菩薩、皇城に近き男山の淸水にうつり給ひ、天皇きこしめして勅使を遣はし其所を點じ、もろもろの上におはせて、新宮を造り、宗廟に崇せらる　八幡愚童訓云、欽明天皇十二年に至て、三歳小兒と顯れ竹葉上に立玉ひ、我日本十六代譽田天皇也、護國靈驗威力神通大自在王菩薩也と告給ふ、百王鎭護三寶降伏神國第二宗廟と祝はれ給ふなり　石淸水緣事抄、承安三年官符云、夫石淸水八幡宮者、鎭護國家宗廟也　元亨釋書云、行敎武內大臣之裔也、居大和大安寺、貞觀元年、詣豐前宇佐八幡祠、一夏九旬、法華淨讀、夢大神言、久愛法施、不欲離師、々宜上京、吾亦隨行、居于城側、當護皇祚耳、敎至山崎、其夜見大光、師見我所居、俄忽伸起、見東南男山崎上現大光、遂居于光處、奏聞此也、敎傳錄二等表「宇佐宮宇佐祠、勅建新宮、世言、敎師見大神本身、於其袖阿彌陀如來三像現袈裟上、因是殿內安三像」古事談云、敎時親王八幡御影二體を造り奉る、一體僧形、一體俗形なり、御供を備へり祈請を致さるの後、之を拜見しするに、僧形の御供に御箸を立てらる、件の法體御影保延五年の時燒失、首に月輪を戴き御手に磬を持たしめ給へり　石淸水緣事抄又云、曆應元年注進、八幡宮御體形、一体圓形久和形　鏡九面、拜見護國寺佛壇云々

護國寺址（ゴコクジ）　八幡宮奉仕の僧は往時護國寺寶塔院以下數十坊に散居し、經聲香煙最も盛大なりしが、明治維新の際、皆山上の佛字を撤去せしめ、今纔に山下の數寺を存す　宮寺緣起に據るに大菩薩の男山に移りまして以降典に石淸水寺東面の堂を改め南面と爲す、護國寺是なり、貞觀四年太政官符に「改石淸水寺爲護國寺」と見ゆ、按に護國寺別當檢校は當初一山の宮寺を總へて貫首たりしが、後世善法寺氏（俗別當）之に代る。

（善法寺）

朝野群載云、石淸水八幡宮護國寺略記、三所大菩薩移坐此男山峯、即奉安置御體、爲後代緣起事「愛以貞觀二年十一月、奉爲行敎奉向豐前國宇佐宮（中略）又爲大菩薩宮、申成十五人度者、於石淸水社以爲所願也、抑彌大大菩薩成等正覺、兼爲鎭護國家、深以忠誠也、因茲以弟子法師安宗、宛定寫經所別當已畢、吾有非常事、以安宗必可令遂件大願、又修治宮寺之事、安宗爲首、近廻一門之中、遂傳萬代之外」云々、貞觀五年正月、建立座主、安寺傳燈大法師位行敎　三代實錄、貞觀十八年、敕令山城國、每年米三十二斛、充石淸水寺八幡宮護國寺、永以爲例。廿二社本緣云、石淸水祠官には紀氏の叢有す、行敎俗姓紀氏にして舍弟は御城寺の益信僧正なり、仍て當宮の初の檢校には益信を補任せらる、別當は安宗法師に始む、是も紀氏なり、其後は檢校別當及び俗官皆紀氏を補す、紀氏は武內宿禰の後胤也　澤人滌芥云、八幡社務は武內大臣の後胤に宣下せらるゝ者也、善法寺、新善法寺、田中南北、平等王院、檀、竹、駿河小路、園、此輩を祠官と號し、朝家に賞せられ直に法眼に敍せらる、近代は一向に四位の雲客の振舞也、昔より八幡祠官の女をも大內の女房中臈に召仕はる、後圓融院の御母儀崇賢門院は八幡祠官の女也　雍州府志云、善法寺新善法寺并紀氏、田中元八幡山之地主藥師堂之別當也、然加兩門主之列、源賴朝卿之時、善法寺之祖、有社司成淸者、得賴朝寵遇、被免門跡之號、其末裔宮淸、當後嵯峨院恩顧、特賜懷胎之宮女、遂產男子、成長後號尙淸、斯時被免着僧正之緋衣、撰妻子着僧衣、是爲始、又云、田中元爲護國寺別當、然今同僧令守寺（按に護國寺は近代は專ら地主堂（本尊藥師如來）を指して曰へり）群書類從本紀氏系圖に

兼弼─┬御園─御豐（石淸水神主）
　　　├行敎　安宗（石淸水別當）─┬幡朗（同）
　　　└益信　　　　　　　　　　└會俗（同）

と見え、初例抄に「天元中、八幡別當、任僧綱、以之爲始」また愚童訓に「天元の行幸に檢校別當始て僧綱に任し、僧別當其賞に[illegible]、皆是[illegible]、八幡の僧綱昇任には「法印光淸、其本中宮、僧[illegible]、八幡任官也、彌勒寺此時付了」とありて、古來[illegible]には擬檢校僧都成淸は光淸の第十三郎の弟子[illegible]に別當に補せられ、剩へ僧正に擬せられて[illegible]、又彌勒寺寶塔院を兼帶するほどに、始て大僧正八幡宮寺庄等を附せられ、門跡相承せらるへき由仰せらる」と述ふ。八幡別當の盛衰に並ける[illegible]此頃よりの事とす、雍州府志の說く所大に誤まれるに似たり。山城志云、護國寺、舊名石淸水寺、寶塔院、在寺西五十丈許、釋迦堂在院傍、平等王院一名愛染堂、在東谷、極樂寺在下院傍、正法寺在淸水町、行成三昧堂僧院三十六坊皆在山中、橋本坊瀧本坊等也、律院曰善法律寺、在淸水町、法園寺在園町、大乘院一名神宮寺、在北村子町、金剛寺在今田町、善德院在芝町、謂之山下五院、神官三家、所司五家、六位家大祝家小祝家宮家神人家神巫子神樂家等多居山下、至小綱童子駒形獅子火長白丁等皆群衆居於四方者亦復有之、西福寺相共奉仕神事、幷行佛會、其長吏曰社務、有三家曰善法寺曰田中曰新善法寺、管領八幡八邑、戶居萬石君之富、又太平之一事奇哉。

洞嶺（ホラガトウゲ）　男山の南一里に在り、（八幡町に屬し有知鄉村西也）男山標高一四〇米突より低き事七十米突、綴喜郡より北河內郡交野に通ずる山陘なり　天正十年六月大和國主筒井順慶兵を嶺上に屯し、山崎合戰を觀望したる事人口に膾炙す、嶺の西を字帶原と曰ふ、圓福寺あり　河內國交野郡に通出す

那羅鄉（ナラ）　和名抄、久世郡那羅鄉。今綴喜郡に編入したるを以て都々城（ツツキ）村と稱し、奈良岩田津屋野尻等の大字あり、木津河の西岸に居り、淀町より田邊へ通す

る踏にあたる　日本書紀、欽明天皇廿六年、高麗人頭霧耶陛等投化於筑紫、山城國今畝原奈羅山村高麗人之先祖也。

野尻は東鑑「天元三年山城國野尻莊」と見ゆ、奈良の南、岩田の北也　石田神社は都々城村大字岩田の西北に在り、御靈社と稱す　舊石田氏の祖神とす、垂仁天皇山背の苅幡戸邊を娶り五十日足彦命を生む事日本書紀に見え、五十日足彦命是石田君の始祖也とあり、延喜式久世郡石田神社是なり。

（石田）

有智郷

和名抄、綴喜郡有智郷　今有智郷村と云ふ、内里戸津美濃山の三大字あり、八幡町の西南なり

内神社は延喜式に見ゆ、内里に存す　古事記云、孝元天皇皇子、比古布都押之信命、娶尾張連等之祖、意富那毘之妹、葛城之高千那毘賣、生子味師内宿禰、此者山代内臣之祖也　陳云、内は綴喜郡有智郷にあたれり、書紀雄略紀山背内村、今内里村と云ふあり、書紀欽明紀有内臣、姓氏錄「大和皇別内臣、孝元天皇皇子彦太忍信命之後也」これら山背の有智より大和へ移れるなるべし、武内宿禰の兒の家也。

美濃山

名跡志云、美濃山は八幡町志水の東に在り、後鳥羽院の御宇美濃局此に住み、當所善法寺光清女と倶に和歌の達人たり、又待宵小侍従と云ふは此人の妹也、美野山は内里の西、洞嶺の南東にあたる、

大住郷

和名抄、綴喜郡大住郷、今大住村大字松井大住の二に分る、木津河に傍ひ對岸を久世郡水主郷（今寺田村）と爲す。

東鑑云、嘉禎元年、八幡宮寺領薪莊、興福寺領大住莊、用水相論云々。古事記傳云、大住郷は大隅國の隼人の留り住しよりの名也、中原康富記に隼人司領山城國大住莊とあり

月讀神社は大住の西南池平に在り、御靈社と稱し供僧養昌寺あり、寺今廢す、延喜式に樺井の月神又月讀神兩社ありて、三代實錄には樺井月讀神、貞觀元年授位の事あり、蓋同神を二處に祭りたる者にして樺井は今久世郡寺田村水主の北に鵜道の字を遺す、中世水に浸され境域變したる也。

樺井渡趾

古事記に市邊忍齒王の二皇子苅羽井より山代玖須婆之河（北河内郡樟葉村淀河）を渡り播磨國へ至りますとあるは此地なり、泉河（木津川）古今の變あるへけれど大住村の東に樺井渡ありしと推斷すべし、東岸久世郡に鵜道（寺田村水主）の字存す

日本書紀云、垂仁帝幸山背、比至行宮、（筒木の行宮か又は石田の宮にや）大龜出河中　通證曰、延喜式、泉河樺井渡　古事記穴穗宮安康段云、大長谷王殺市邊之忍齒王、市邊王子等意富祁王、袁祁王、（仁賢、顯宗）聞此亂而逃去、故到山代苅羽井、食御粮之時、面黥老人來奪其粮、故此渡玖須婆之河、至針間國。延喜式云、山城國、泉河樺井渡者、官長率東大寺、毎年九月上旬造假橋、來年三月下旬壞收

（苅羽井）

松井

續日本紀「天平神護元年八月、紀益女、於綴喜郡松井村」とありて益女は和氣王（舍人親王孫）に坐侍し巫鬼の事を請し、和氣王の逆謀に與し罪せらる。和氣王は姓を岡眞人と賜ふに因りて之を按するに、王は此地に居住ありし歟、大住の東に岡村の字あり

名跡志云、近江滋賀郡坂本村古鐘銘曰、山城國松井郷成願寺文保三年云々　蘊簡集云、山城國松井八郎助宗軍忠狀、建武四年七月攝州井山城三片原合戰云々（葛野郡にも松井あり）

薪

田邊村大字薪は田邊町の西北に接す、古は薪莊と稱す、東鑑云、嘉禎元年、石清水八幡宮寺與福寺有確執喧嘩等、是薪大住兩庄用水相論之故也

酬恩庵

薪の南にして、一丘に倚る、康正年中大德寺一休禪師創建　初此地に妙勝寺あり、大德寺大應國師の開基なり、一休再興して庵室を置く、其室を虎丘と號し舊構現存す、一休の肖像及び骨塔此に在り、佛殿方丈等は慶安中再興

甘南備山

薪の西南二十町、標高二〇〇米突、峯頭に小倉あり、延喜式甘南備神社是なり　名勝志云、神奈比寺は薪の西南三町許に在り、土人云元は甘南備の半腹に在り、近世黄檗派の僧此に移し、藥師像の頽廢したるを修復して安置す　今昔物語に綴喜郡に飯の岳と云所あり、其戌亥の方の山の上に神奈比寺と云山寺あり、藥師如來なり云々。

田邊

田邊村は一市街にして、今薪村河原村及び興戸村を併せ、本郡の役所此に在り、北部を天神杜と字す。田邊は近年木津より星田大坂に通ずる鐵道車驛と爲る

天神社は延喜式に列する咋岡神社にして、天神杜に在り

棚倉彦神社亦延喜式に列する咋岡にして、田邊の西北字棚倉に在り、三代實錄、貞觀元年授位の事見ゆ

甲作郷

和名抄、綴喜郡甲作郷、蓋田邊村を云ふ、今田邊の東に大字河原あり、甲は古言カワと云ひ甲作の部民此に住し来る歟、武埴安彦の族黨なるべし。

日本書紀云、崇神天皇擊武埴安彦、賊卒脫甲而逃之、故號其脫甲處、曰伽和羅　書紀通證云、伽和羅在綴喜郡、今作河原、與棚倉野相近、古者甲用皮、故稱甲云加和羅、瓦亦同名、言似鱗甲也　古事記に見ゆる字遲河の訶和羅前は此と異なり。

酒屋神社　名跡志云、興戸の西の山上に延喜式酒屋神社あり、古は興戸を酒屋と號せし歟。

筒城（ツヽキ）　今普賢寺村と山本村の邊なるべし、仁徳皇后磐之媛天皇の遺蹟にして、綴喜の郡名之に因る　三山木村は古の山本郷にして高麗人の住める「古」によし奈良山城の山代の筒木京も此地なるべし、普賢寺谷は一條の溪澤にして凡五十餘町あり、丘陵之を圍み村莊其谷に在す、其西は山嶺を以て河内國交野郡と相界し、溪幅凡二十町とす

綴喜郷（ツヽキ）　和名抄、綴喜郡綴喜郷、訓豆々木　中世普賢寺莊と稱し今普賢寺村といふ、多々羅水取天王高船打田等の大字あり

佐牙郷　綴喜の佐牙なるべし、和名抄に見ゆ

筒城宮址（ツヽキノミヤ）　多々羅の上村の西北に在り、宮谷と稱す、仁徳帝皇后磐之媛在住の時人の宮に就き始て宮室を此に興し、繼體天皇亦移拓して都邑と爲す、然れども僅に一代にして廢す、後普賢寺を建て貞應年中近衞基通寺中に寓す、故に今御所内とも云ひ、近傍に王子谷公宗谷等の字あり方三町許

古事記云、皇后擬命、暫入坐筒木、韓人名奴理能美之家也　日本書紀云、磐之媛皇后、聞天皇以八田皇女爲妃、甚恨之、興宮室於筒城岡南而居之、天皇以口持臣喚皇后、皇后不從、時口持臣[illegible]、伏于皇后殿前、而不避、於是口持臣之妹國依媛流涕之、[illegible]

揺豆喩宮の苑に紀に云々[illegible]はなれ

はおみたくまれも、

いにしへの筒城の宮は[illegible]は又

もおもへらず、（白河紀七百首）　光　俊

日本書紀云、繼體天皇五年冬十月、遷都山背筒城、按ずるに繼體帝初め樟葉宮に坐す、[illegible]は筒城、[illegible]一世を隔つあいだ、又弟國乙訓郡に遷り次に筒城に遷す、後移に大和國磐余に遷りたまふ、同帝の年紀は錯謬ある事日韓古史傳にも論ずる所あれば、筒城の御宮は久しからずと知るべし、

はるさ[illegible]すやかてつゝきの里はれ[illegible]な[illegible]鳴く[illegible]絶

やまとこえて、（玉吟集）　定　家

多々羅（タヽラ）　普賢寺村多々羅はヒト一二に分る、名跡志に段多羅に作る古韓人の投化して住したる村なり、姓氏録云、山城國諸蕃多々良公、出自御間名國主爾利久牟王也、天皇欽明御世、投化獻金多々利金乎居等、天皇譽之、賜多々良公、蕃人奴理能美の投住は多々良公の先に在り

地は延喜式に見ゆ、今多々羅上村の中央比谷に在り

普賢寺址　寺堂今廢し村名と爲る、而して寺址を大御堂と稱し、僧觀音寺といふ一廢宇をなす　或云普賢寺は初め天武天皇勅建僧義淵開基、親山寺と曰ふ、堂塔甚盛時人呼て筒城大寺と云へり　平安通志云、觀音寺本息長山普賢教寺と號す、山大寺真弉開基弟子眞忠爲第一世となす、後大乘院領智實僧等之を重興し、大宿禰近衞基通基實父子大に伽藍を修す、元亨元年一山焼亡し十一年再造す、後又荒廢し今僅に觀音堂を存し觀音寺と改むと雖、舊域の廣遠なるを見て當時の偉大なりけるを知るに足る　山城志云、廢普賢寺、在上村、元治中攝政基通公建、其舊閣居地、因號公當賢寺殿　河田氏云、普賢寺址の東山に五輪石塔あり、傍に石塚二あり、里傳に近衞基通の墓、貞應元年隱棲、天福元年三月此に薨す、即茶毘して之を葬ると

水取（モヒトリ）　姓氏録云、左京神別水取連、饒速日命六世孫伊香色雄之後也　多々羅の西南に水取村あり、古の水取の里にあらずや

朱智神社（スチ）　普賢寺村大字天王の西嶺に在り、水取の西　延喜式の古祠也　神祇志料云、今朱智天王と云ふ、蓋迦邇米雷王を祭る、與福寺官務牒及朱智佐牙兩莊圖に見ゆ、此王は開化帝の皇子日子坐王の子、山代之大筒木眞若王の子にて、息長帶比賣命の祖父にまします、按ずるに官務牒に普賢寺は筒城郷朱智莊にあり息長山と號す、實は古息長宿禰の居にして息長山とは迦邇米雷王の子息長宿禰の御名に由ありて聞ゆる者、以て[illegible]

息長

山本郷（ヤマモト）　和名抄、綴喜郡、山本郷、今三山木村に山本の字あり、近年改稱故名を失ふ、續日本紀に和銅四年、始置都亭驛、山背國綴喜郡山本驛とある是なり、筒城の普賢寺谷の谷口にして一要地たり、今倚八幡より大和に通ずる路にあたる

山本郷は相樂郡下狛村に隣接す、古高麗人の歸化せる山村は山本郷とす、日本書紀、欽明天皇二十六年、高麗人投化山城國、今畝原奈羅山村高麗人之先祖也

佐牙乃神社（サガノ）　三山木村大字宮津に在り、江津村と云へり、其西北に天神あり、即是とす　社地を切山（キレヤマ）と云ふ、地傾ありし地[illegible]より、祭る所歟、新抄格勅符に「大同元年佐牙乃神に充攝津地九戸」の事あれば貞觀以前に此社あり　三代實録云、貞觀十二年綴喜郡山本郷山崩圓、長二十二丈廣五丈一尺、庭廣四丈八尺相去七丈、小山崩起、樹木宛然、呼曰相山

山樹

古事記崇神河宮開化段云、御子日子坐王、娶山代之荏名津比賣、亦名苅幡戸辨　荏名津即江津なるべし苅幡は綺田にて木津河を隔てゝ在り

（荏名津

草内（クサチ）　草内村は田邊の東南、木津河に臨み渡場あり、多賀田原へ赴くべし　草内渡は其名太平記にも見ゆ

飯岡（イヒヲカ）　草内村西南、水に接して一孤丘あり、方五町許、平地を拔くこと一百尺、飯岡と云ひ其北面に人家あり、遠く望めば島の如し　島頂一祠即延喜式所謂神社なりと云ふ　咋岡はイヒノヲカ歟、又クヒナカ歟、今

昔物語に「綴喜郡に飯の岳と云所あり其戌亥の方に神北奈寺あり」と見ゆ。又正應元年西大寺田數目錄に飯岡莊あり、河辭考云、萬葉集泉河邊歌、

春草を馬咋山の越來なる雁のつかひはやと過きぬなり

此は咋山と云を馬咋と言かけしなるべし、咋岡同所歟。

志摩郷

和名抄、綴喜郡志摩郷 草內村なるべし、飯岡中流低洼の狀を爲し、木津川之を繞り洲島の形あり 一說洪水に浸蝕せられ古郷亡ふと

中村郷

和名抄、綴喜郡中村郷 今青谷村大字中村存す是なり、東を推尾山と云ひ、田原村郷之口への通路なり（久世郡富野莊村長池の南也）

(青谷) 粟神社 延喜式粟神社に青谷村の大字市野邊の北字青谷にあり、村名は是之に因る。（市野邊は市邊忍齒皇子に因みある地歟、不詳）青は粟の訛なるべし。

梨間 今奈島に作る、名跡志云、太平記に笠置軍には北の手は梨間宿のはづれより、市野邊山の麓を廻て追手へ向ふとあり、今路山路を巡らず奈島より直に玉水驛へ向ふ、此堤防は秀吉公の時築く 名勝志云、奈島の東街道の傍に松ひとむらあり、丈六堂の舊跡なり、土人誤て十六笠と呼ぶ、丈六堂は古東海宇治拾遺に出づ（奈島の南に民家あり十六と字す、草內渡より田原に向ふ辻にあたる、即丈六堂なるべし）

多河郷

和名抄、綴喜郡多河郷 今多賀村及井手村是なり、青谷村の南に堺す 太平記に多賀の郡有王山とあるは此也、有王山は多賀井手二村の中山を曰ふ

高神社 名跡志云、延喜式高神社は多賀村の産沙にて、今大梵天王と額を打つ。山城志云、多賀天王日瑞籬內外有小祠二十前、山中有瀑五丈許、名龍王瀧、流繞社前、此地高燥、衆田在東、下瞰木津川、祝氏家藏文永九年神社流記、永正六年遷宮記、大永三年方學祭式等。

贄野池 名勝志云、今多賀村と玉水町の間中の道に地藏池あり、土人禁裡御領池と稱す、按に是贄池歟、枕草紙にも池はにへの池、泊瀨にまゐりしに水鳥のひまなくさびさわきしが、いとをかしくて見えしなり。盛衰記云、高倉宮平等院を落させ給ひて、男山八幡大菩薩を伏拜み、新野の池も過させ給ひ、井手の渡と云ふ所まで延させ給ひけり

有王山

有王山は元弘帝の賊難に會ひ給へる故跡にして增鏡には高間山と記す、蓋高の間山なり、即多賀村と井手村なる中山にて、其峯を有王と呼ぶ者歟。名跡志云、有王山は井手村の東に在り、今有王谷と曰ふ。橘諸兄の井手山莊の中にて其孫有王の宅址此に在る歟、橘氏系圖曰、有王、奈良麿之孫島田麿之男、性空上人曾祖父也

太平記云、元弘元年笠置合戰主上御沒落あり、如何にもして其夜の內に赤坂の城へと御心ばかりを盡され、山城多賀の郡なる有王山の麓まで落させ給ひけり、藤房季房も三日まで口中の食を斷ちければ、足たゆみ身疲れて今は如何なる目に逢とも逃げぬべき心地せざりければ、せん方なくて幽谷の岩を枕にて君臣兄弟諸共にうつつの夢に伏し給ふ、梢を拂ふ松の風を雨の降るかと聞召して、木蔭に立ち寄らせ給ひたれば、下露のはらはらと御袖にかかりけるを、主上御覽ぜられて、（相樂郡笠置、河內國石川郡赤坂）

さしてゆく笠置の山を出でしより天が下にはかくれがもなし、

藤房卿泪をおさへて、

いかにせんたのむかけとて立ちよれは猶そでぬらす松の下露、

山城國の仕人深泥入道、松井藏人二人は此邊の案內者なりければ、山々峯々殘る所なく搜しける間、皇居隱れなく尋ね出されさせ給ふ（紀伊郡橫大路村三栖又木郡大住村松井あり）

玉水

井手村の驛舍なり、名跡志云玉水町は秀吉公の代に街道堤を築く、古の玉水の井は今路傍の者に非ず、實は今井より北の道に橋あり、橋東の小籔の下にある水是也、石垣猶存し井は埋もれ水は絕えず、件の水流れて木津河に入る、其中間を玉川と云歟、又玉水町の北端に玉井寺あり、庭の井を玉井と名づく、是も橘左大臣の荼蘼花を愛せられたる古跡にあらず、家隆卿の歌に因れば玉井漸く衰滅すと見えたり、管見するに舊蹟は玉水町の東に在り 玉水町は其西岸に飯岡山、東岸に有王山ありて一要害なり。慶長十九年大坂勢に玉水と云ふ驛森今田邊村を拖し東軍を拒む計畫なりしに、藤堂高虎に先制せられて其事成らず。

玉水路上　　　　管茶山

南都山翠北山連、流合斜通笠置川、壞道久無鑾輅過、當歸芍藥滿春田。

井手

井手村は其西部を玉水町と云ひ、北を上井手と云ふ、南を石垣と云ふ、中央を井出と曰ふ、井手は古語灌漑の謂なり又井堤に作る。

玉津岡神社 井手村の鎮守なり延喜式に見えず、然れども綴喜郡乙訓郡に自玉手祭來酒解神あり、橘氏の氏神とす、惟ふに井手即橘氏の故里なれば玉手と云ふは

(玉手) 今の玉津岡天王たる事明なり、其玉手は玉井手の義にて美稱たるべし。

(玉井) 玉井頓宮址 續日本紀云、天平十二年天皇(聖武)從木津、到山背國相良郡玉井頓宮 木津河與東中村郷多賀郷田原郷は古相樂郡なるべし、頓宮は即井手大臣の宅なるべし、同書に相樂別業とも記す、本朝麗藻に玉

井手別業址（ヰデノベツゲフ）　河田氏云、井手村玉川の南三町許、字石垣六角井（ロクカクヰ）間田の邊なるべし　名跡志云、井堤左大臣の館址は字石垣（イシガキ）の南にて山麓に石垣礎石等尚殘れり　名勝志云、諸兄公の別館は井手の東觀音寺の南三町許に在り、舊跡山寵にして北大塚南大塚と云ふ、田間に泉水築山の跡少々殘れり、又岩松中島なと云田あり、山吹花は此谷の奥高堤と云所に在り花は一重なり、井手の蛙はふるの籔本名御閣異にあり、

續日本紀云、天平十二年、天皇幸右大臣橘諸兄相樂別業、宴飮酣暢、授大臣男無位奈良麿從五位下

山吹はあやなゝ咲そ花みんとうゑけん君がこよひこなくに、古今集

萬五抄云、此歌は諸兄の大臣の歌なり、山城井手の、光明寺此寺を建立し、山水に山吹をうゑたり、其時高向の迎留の大臣此歎冬を來てみんと約束して來らぬ時によめり。今の井堤（ヰデ）の玉水其舊跡なり云々、古今集に、

蛙なくゐての山ぶき咲にけり花の盛にあはましものを、

此歌は或人の曰く橘清友の歌なり、清友は奈良麿の男なり

山城のゐての玉水手にむすひたのみしかひもなき世なりけり、伊勢物語

色葉集云、山城に井堤の水とてめてたき水の道のつらにある也、其水の名を玉水と云へり、往來の人是を手に掬びてのみ興めて玉水と云、俳清が云左大臣諸兄公境地の面白きによつて、井手に新造ありて山吹を植ゑなどして此水を愛せり、我一期の後に我を思ひ出さば此水を來て見よ影をうつしてみせんといへり、後に行て見れども其影なし、此事を思ひ出てよめるにや。

井堤の山よそながらたに見るべきに峰の白雲たちなへたてそ、名寄　好忠

駒とめて猶水かはんやまぶきのはなのつゆそふゐての玉河　新古今集　俊成

里人も今はみくさを打はらひほたるはかりそたまの井の水、玉吟集　家隆

井手寺址（ヰデデラ）　玉河は六玉河秀歌の一にして、即井手河に同じ　井手寺は光明寺と號し、橘諸兄建立なり、玉水町卯辰三町許に藥師堂大門などの字存す、名勝志名跡志、相樂郡旋背山にも圓提寺あり、橘氏の墓所なれども其女橘林皇后の所建也　無名抄云、井堤と云所に有樣、堤川流たる體など及び侍らず彼井手の大臣の跡なればことはりなれど、河に立井がたるなとも上條子ばかりさゝりみや達ゝたておきけん、石縁に其されはさりの事とは見えず、古老の者の日ふには井手の大臣の堂は一年焚けたり、その前におびたゝしく大きなる山吹むらノ\みえ侍りき。その花の輪は小土器の大きさにて幾重ともなくかさなりて河の汀に織きてひまもなくありしかば、花の盛には黄金の堤などを築渡したらんやうに侍りし、但下臈の事とて斯く名高き草を田の草にして跡もなく刈取侍りし程に今は跡もなし、又井手のかはづと申すは唯のかへるにはあらず、此井手の河にのみ侍るなり、色黑くて世の常の蛙のやうに躍りあるく事なし、つねに水にのみ栖て、夜更る程に彼が鳴たるは、いみじく心すみ哀になむと、申侍りし

山城の井手越す波の立花の實さへ戀しきやまぶきのにほふ、草根集　正徹

田原鄉（タハラ）　和名抄、綴喜郡田原郷、訓多八良、相樂郡の北、宇治郡の東にして東は近江栗太郡に接し、北は宇治河に臨む、諸溪澗皆宇治河に注ぎ、民村多く重嶺の間に在り、今田原村宇治田原村の二に分る　名跡志云、田原郷は[illegible]宇治の午未二里に在り、故に土俗宇治田原と曰ふ

郷之口（ガウノクチ）　田原郷の口の謂にして、宇治田原谷村より入るに此を口とす、民家稍多く、郷の首村たり、今田原村と改む　天正十年六月本能寺變の時、徳川家康堺より北河内郡より相樂郡へ出て郷之口へ入り、[illegible]と別路を取り草内渡（くさうちのわたし）に上兵[illegible]殺さる、家康[illegible]郷之口より信樂へ走り、多羅尾氏に倚る、信樂[illegible]江甲賀郡に屬す、此間山城近江伊賀の國堺にして山巒重疊、水脈縱横の僻邑なり、名所に[illegible]宇治に適ぜずと云ふ　名勝志云、相樂郡光明山寺の本尊藥師佛は今田原荘名村の[illegible]寺に安置す

田原栗栖宮（タハラクルス）　田原村の南字名村に在り、一宮又稱社と號す　社傳に天武帝の行宮に[illegible]御[illegible]明神と稱す、栗林あり、朝貢の御栗園なりしが、近年開拓して栗園と稱す

西宮記に田原御栗栖[illegible]とあり、山槐記に「田原供御所獻甘栗十籠」とありて、今も綴喜郡より例貢とす云々　倭訓栞　宇治拾遺物語に、天武帝東走の事を記し、山城國田原と云所に道も知たまはねば五六日たどるノ\おはし座ける、其里人あやしみ氣色のいみじかりければ高坏に栗を燒又ゆでなどして参らせたり、其時春宮（天武）思ふ事協ふべくは生出て木になれとて二色の栗を片山のそへに埋み給ひ、それより春宮大和國に歸おはしてなん位に即たまひけり、田原に埋しやき栗ゆで栗は形もかはらず生出にけり、今に田原の御栗とて奉るなり。山城志云、名村八幡宮、天永四年山背友武、捨私田八町、爲御栗栖鎭守大明神兩所二季六節祭田、見朝野群載　天武帝の東國行幸は日本紀に其行程詳なり、此地は其經由の地に非ず。然れども中世よりかゝる附會の傳說もありし也

大道寺　名跡志に大道寺觀音堂の前路傍に信西塚ありと記す、今郷之口の東立川に屬す、伊勢新九郎長氏の從者に大道寺荒木の氏號あり、荒木は郷之口の北に接す、此地長氏が故里と云ふ（平家物語云、少納言信西南都の方へ落られけるが宇治路にかゝり田原が奥大道寺と云所領に行けるが、出雲前司光安行き向ひ其首取る、盛衰記に石堂山とあるも、此所歟

禪定寺　宇治田原村大字禪定寺に在り、綴喜郡大石村大字曾束に接す　正曆元年關白藤原忠實創建して南都東大寺に屬したり、道家處分記に建久二年山城國曾束莊とある者此なり、荒廢中絶の後延寶年中僧月舟中興して、曹洞禪院と爲す

米淅瀨　宇治河の激湍なり、上流なる鹿飛供御瀨に近し、綴喜郡と相並びて世に稱せらん、田原村大字高之尾の北に在り

蕪村文集云、宇治山の南田原の里の山ふかく、茸狩し侍りけるに、いにしへ大納言隆國卿ひら茸のあやしき沙汰は書留たまひ、松茸をもらし給ひけるにや、

君見よや拾遺の茸の露五本、

最高頂上に人家見えて高の尾村と云、汲鮎を業とするよし、かゝる絶地にもすむ人ありやと、そゞろに客魂をひやす、

落鮎やいよ〳〵高き尾上かな、

米かしと云へるは宇治川第一の急湍にして、水石相戰ひ奔波激浪雪の飛か如く雲の廻るに似たり、音山谷に響きて人語を亂る「銀瓶乍破水漿迸、鐵騎突出刀鎗鳴」と琵琶の音をおもひ出て、

帛をさく琵琶のながれや秋の聲

相樂郡

相樂郡　山城國の南界にして、伊賀國の衆水其東方より會注し郡の中央を貫き凡五里にして北流す、即木津川なり　民村田野すべて其兩岸に在り、幅二里餘、南は一嶺を以て大和國と相堺し、大和より看れば實に山背の地と爲す、一に相良に作る　和名抄佐加良加と訓し分ちて七郷と爲す、今十九村と爲し郡衙を木津村に置、　木津は京都より大和に通ずる外又伊賀より水に沿ひて降る路線に當り、三方の衢道車轄たり、天平年中聖武帝遷都（恭仁宮）の跡也　相樂今はサウラクと讀む、文字に因りて轉じたるのみ、サカラカを正と爲す、約めてサカラと曰ふ、而て古事記にサカリキと訓むは疑ふへし、蓋古人往々地名に寄託して舊事を傳ふ、此地佐加良加の名に寄せて懸木の事を傳ふる耳、若し原名懸木ならは轉じてサカリと爲るへき音理之なし、但佐加良加の名義は今之を詳にし難し必しも強解せずして可也　古事記云、垂仁、喚上丹波美知能宇斯王之女四柱、然其二柱者因甚凶醜、返送本土、於是圓野比賣慚以、而到山代之相樂時、取懸樹枝而欲死、故號其地、謂懸木、今云相樂

上山背　相樂郡を土俗上山背と云ふ、惟ふに古の山背の地は木津村相樂村等をいふ歟、山背川の稱出て其水に及ほし後國名と爲り（續後紀）、國郡沿革考云、山背は其地山背川左右に亙りて、後葛野宇治等を併せ山背國を置、（神功皇后紀に、山背出で平菟道の句あり、然れは宇治亦上古は山背に屬せすと。按に國造本紀に山背國造氏二家を并載し天神本紀天孫本紀を參考するに天神なる天神立命（背鬼又は背男）を祖とすると、天孫なる饒速日尊、火明命を祖とするとの二氏あるを知るし、紀平姓氏錄に見ゆる山代直は天神の裔なれば前者を指し、天孫の裔なる山代氏は上山背を領知せる家ならん、久世郡水主社に本郡岡田を參考すべし。

山背河　一名泉河、後世專ら木津川と曰ふ、水源は伊賀國に在りて伊賀川名張川と云ふ、二水相樂郡の東境大河原に來會し西流、木津の北に至り北折し綴喜郡八幡に至り、淀河に會す、大河原以下八幡に至るまで十里、小舟の水運あり　日本書紀云、仁德皇后不泊于大津、更引之泝江、自山背廻而向倭、天皇遣舍人令還之、皇后不還、猶行之至山背河、即越那羅山、望葛城歌之、

菟藝泥赴、椰莽之呂餓波烏、かはのぼり云々、

書紀通證云、つぎねふ次嶺經也、今按するにつぎねふは綴喜嶺經の義のみ、山背と大和の國堺に重嶺（那羅山）ありと云ふには非ず、山背河が綴喜の次嶺を經て流るゝを詠じたるなり。

泉河　山背河の一名なり、水泉郷に因む者也　日本書紀に泉は挑の訛と云ふも是亦古人地名に寄せ事を談したる者也、信ずべからず　日本書紀云、崇神天皇、撃武埴安彦、到輪韓河、埴安彦挾河屯之、各相挑焉、時人改號其河、曰挑河、今謂泉河訛也、輪韓の名は後世之を失ふ。

輪韓河

讃恭仁新京歌

楯並めて伊豆美のかはの水緒たえずつかへまつらむ大宮所、萬葉集

又萬葉集、藤原宮之役民作歌に「磐はしの、淡海の國の、衣手の、田上山の、眞木さく、檜のつまでを、物のふの、八十氏河に、玉藻なす、浮べ流せれ、其を取るとさわぐ、御民も、家忘れ、身もたな知らず、鴨じもの、水に浮居て、吾作る、日の御門に、不知國より、巨勢道より、（中略）泉の河に、持越る、眞木のつまでを、百足らず、筏に作り、云々」と見ゆ、此水路は田上山の

材木を宇治河に下し、淀津より木津河筋を泝る名と知るべし、其の河即木津河の筋なり、當[illegible]直に奈良道[illegible]へ、山又何所の地にて、[illegible]、地名に[illegible]なし、河を渡り行くを泉河(イヅミ)と稱す、木津[illegible]

木津川(キヅガハ)

山背河の今名なり、古より[illegible]同様に呼べり、太平記に古津川と書す

君[illegible]に[illegible]見せんこつ川の瀬々にうすよ[illegible]頃い　白楽、名寄

蟹幡郷(カムハタ)

和名抄、相樂郡蟹幡郷、訓加無波多。今棚倉村に改む、大字綺田(カバタ)平尾にあり、綴喜郡井手村の南に接す、古へ本郷に住人二姫偶に綺戸邊と稱する者あり、古史に著れたり

古事記、[illegible]段云、[illegible]幡戸辨。日本書紀云、垂仁天皇[illegible]、此[illegible]有住人曰綺戸邊(カニハタトベ)、[illegible]幡綺とも[illegible]音は通音にて和名抄の無も通音なり、後世之を約めて[illegible]音[illegible]と云ふを見れば、何より撥音なりけん、萬葉集には可爾波多と記したるは古人の音讀行奈行の差別をも見、混同したる一例と爲すべし

(綺田　蟹幡苑)

ますらをと思へる者を太刀はきて可爾波の多田に芹そつみける、萬葉集

しつの女か加婆多の原につむ芹もたかためにとて袖ぬらすらん、五社百首　俊成

されば原名は樺田(カニハタ)なるべし、故に樺(カニハ)の田井とも詠ず、綺原(カニハ)神社は延喜式綺原坐健伊那太比賣神社是也、今蟹満寺の森に在り、樺原宮と稱す、樺原の訛なるべし、祭神不詳、古史に見ゆる綺戸邊の一名に非ずや、若則蟹満寺の蟹女歟、蟹満(カニマン)も可爾波の轉ならん也

蟹満寺(カニマン)

棚倉村大字綺田の東に在り、眞言宗、本尊釋迦牟尼佛銅作の古像にて、寺傳に僧行基開創と云ふ、正德元年智積院亮範中興す、元亨釋書靈蟹の縁起を載せり、是古代靈異談の一になり、[illegible]久世郡と爲すは誤なり。

[illegible]寺[illegible]久世郡、有郡民、合家慈[illegible]、有女[illegible]、[illegible]法華經普門品、[illegible]月、一日出遊、村人捕蟹持去、女問捕此爲何、答曰充饌、女曰以蟹惠我、我家有[illegible]佛報[illegible]、村人與之、女得放河中、歸家多歸乾魚、[illegible]父耕田、田中一蛇追蝦[illegible]自[illegible]之、父憐而不食曰、汝捨蝦[illegible]、以汝爲壻、蛇聞[illegible]、[illegible]見[illegible]、吐蝦而去、父歸舍悔前不食、女問曰何有憂而不食、父告實、女曰莫慮也、早食焉、初夜有叩門人、父開門有衣冠人、曰依約來、女曰且待三日、冠人[illegible]、女[illegible]擇其材造室、室成女入内、閉居三日後、冠人[illegible]室、[illegible]女居室、生怨恨心、乃復本形蛇、長數丈、[illegible]尾叩戸、父母大恐、不得爭、半夜即無息、聞[illegible]、[illegible]、又止、且日父母見之、大蟹蟹百千、[illegible]亂[illegible]、蛇又[illegible]餘所、并皆死、女開室出曰、我[illegible]誦普門品、有一菩薩告我曰、無怖也、閉戸外大小[illegible]來殺蛇、父母大悦、便穿土埋衆蟹及蛇、就其地營寺、爲冥福、故號蟹満寺、又曰紙幡(カハタ)寺。蟹満は古訓樺(カニハ)に同じかるべし、而て延喜式に建伊奈太比賣神あり、今寺側に存す、古史素盞鳴尊の蛇を斬り稻田姫を救はれし談と蟹満寺縁起似通ふ所あり、古人靈異を説くや神佛に假託し錯雜して結構を成す、今一々に訓釋すべからず。

光明山(クワウミヤウサン)

綺田の東嶺をいふ、山寺あり光明と號せしが後世廢す、名蹟志云、光明山寺は眞言宗にして百二十坊ありしとぞ、今廢す、其跡は蟹満寺の東南に當りたる山なり、按するに蟹満寺は[illegible]堂は光明山寺の一字たりし歟、元亨釋書云、實範姓藤氏、[illegible]議大夫顯實子也、初住[illegible]尋山、(大和)探花傘中川山、建伽藍曰成身院、後移居光明山而終

[illegible]記云、元[illegible]、攻上る、宇治[illegible]寺、今日[illegible]河、河[illegible]打[illegible]、[illegible]光明山[illegible]、宇治[illegible]、名蹟志云、光明山寺の鳥居跡は奈良道[illegible]、[illegible]治承四年光明山の鳥居の前にて[illegible]、後人[illegible]の地[illegible]建つ。山槐記云、治承四年五月廿七日、自南京巳講申送[illegible]人一人[illegible]、宮(以仁王)着水干小袴生小袖給、於加幡河原被打取了

棚倉(タナクラ)

今綺田平尾二村を合同して棚倉と曰ふ、鐵道停車場あり。天平二十年大安寺流記に山背國相樂郡棚倉とあれば舊號なり

(平尾)

たか弓手にとりもちて[illegible]獵に君はたたいおもなく久其の野に、萬葉集

和伎(ワキ)神社は棚倉村大字平尾の中央に在り涌出宮と稱す、延喜式和伎坐天乃夫支賣神社是なり、名蹟志云、綺田平尾の間に涌森涌出宮あり兩村の産沙神とす、地名和伎に因みて涌出の字を爲す歟、此社を後に出現すと號す、三代實錄、貞觀元年、和伎神、又天夫支賣神授位。

我君は和伎神社の[illegible]の古名なるべし、日本書紀云、崇神天皇、[illegible]武埴安彦、[illegible]屍甲而逃之、知不得免、叩頭曰我君、故時人號其叩頭之處、曰我君。

(和伎)

大狛郷(オホコマ)

和名抄、相樂郡大狛郷、今高麗村上狛村の二に分る高麗人棲息の地にて、故原郷此歟、河内國にも同族居りて、大狛と稱す。日本書紀云、欽明天皇二十六年、高麗人頭霧利耶陛等投化於筑紫、置山背國、今畝原高麗人之先祖也　代　[illegible]云、欽明天皇二十三年、狭手彦獻高麗之囚、城　狛人是也　姓氏錄云、山城諸蕃狛造、出自高麗國人大連王也

高麗館址（コマヒノタチ）　日本書紀云、欽明天皇三十一年、高麗使譲着越海、詔遣河召使者云、於山背國相樂郡起館、装飾船往迎於近江北山、遂引入山背高械館。書紀通證云、私記曰、案假名本作高麗乃多知。和名抄曰狛郷名以比。

迦和羅（カワラ）　日本書紀云、崇神天皇、擊武埴安彦、兵破甲而逃、故時人號其脱甲之處、曰迦和羅。今高麗村大字北河原あり其北を我君（ワキ）とす、和君迦和羅ともに武埴安彦の敗軍したる所とすれば地理合す、綴喜郡にも甲作（カワラ）郷あれど稍疑はし。

狛山は高麗村東の嶺なるべし、今神童寺山と稱す。

　讀久邇新京歌

狛山になくほとゝきす泉河わたりをとほみ此にかよはず、萬葉集。

　さみだれは渡りな遠み泉かはゝこまやま見えす雲てかゝれる、（玉吟集）　家隆

神童寺（ジンドウジ）　狛山の山中に在り、里人神童子と曰ひ、高麗村に屬す、眞言宗、北吉院と號す、本尊藏王は現に神童化現の作像とぞ、縁起書なりかす高吉野金峯山に擬し、大峯山を大峯に准し此を北吉野に比す、本堂は應永十三年の營造なり

上狛（カミコマ）　木津村の北岸にして木津河其南西を繞る。名跡志云、上狛に高麗寺跡あり、用明帝勅して唐僧惠宗を以て此寺に住せしめしと、泉橋寺の艮五町計に礎尙存す、昔は瓜を產す今は斷絕す、僻爲集に「山代の狛のわたりの瓜つくり」と詠す。

　定めなくなるなる瓜のつらみても立やよりこん狛のわきもこ、拾遺集

狛塞址（コマ）　應仁の亂に西軍狛に寨を築き、東軍の木津に對す、應仁記云、さて東陣は山崎天王山を堺に拵て支てければ、西陣の勝龍寺を陣城に相拵へ、大内（政弘）は上山城の狛と云ふ所を城郭に拵て、完竟の者共を置ける。

高麗寺址（コマデラ）　上狛の東に狛寺の字あり、東西三町南北一町礎散在す、俗呼びて錢れと曰ふ、徑三尺餘の者數箇あり、土中敗瓦多し、所謂高麗館も此歟、法華驗記云ふ、狛寺僧榮常常に法華を讀誦したる事今昔物語元亨釋書にも見ゆ、驗記云、天平年中、山城國相樂郡內有一白衣、姓名未詳也、同郡高麗寺僧榮常誦法華、彼白衣與居其寺、暫間作碁云々。

泉橋寺（センキョウジ）　上狛の新在家（シンザイケ）に在り、古の泉河橋の橋頭にあたる今橋寺と稱す、天平年中橋と共に之を造し、橋は幾もなく廢絕し寺遺る、太平記に古津の地藏堂といふは是なり、近年此地又架橋す。續日本紀云、聖武天皇天平十七年、車駕到恭仁宮泉橋、時百姓遙望車駕、拜謁道左、共稱萬歲。三代實錄云、貞觀十八年、泉橋寺申牒云、故僧正行基五畿内建立四十九院、泉橋寺其一也、泉河渡口正當寺門、河水流急、橋梁破、每遭洪水行路不通、以備營渡船合力買得大小船一艘、施入寺家、以備人馬濟役。作者部類云、天平十三年春三月、行基捲留基僧詔、聖武天皇行幸、終日清談、永施食封一百戶、左大臣橘朝臣左施食封五十戶、大臣諸兄曰、

　蓮葉に湛へる水の玉のことひかれるひとにあふかうれしさ、

天皇和之曰、

　玉のこと光れるひとにおほろけにわれしおもはゝここにあはめや、

下狛郷（シモツコマ）　和名抄、相樂郡下狛郷、蓋精郷の西岸山本の相樂山村の高麗里なり、今日三山木と曰ふ、南に接す、蓋古の相樂山村の高麗里なり。今下狛（ヒンタ）北の二大字あるを以て改稱して狛田村と曰ふ、名跡志云、下狛は僧行谷村里の民家にあれ百濟寺あり、百濟國僧此に住す、姓氏錄云、山城國諸蕃日佐、朝臣同祖、武內宿禰之後也、欽明天皇御世、率同族四人國民三十五人歸化、天皇以爲遠來勅賜臣、爲三十九人之譯、時人號曰譯氏、男石臣、大庭奈臣、是近江國野洲郡日佐、山代國相樂郡日佐、大和國添上郡日佐、祖也

法光寺址（ホッコウジ）　河田氏云、下狛、中の字拜殿に在り、舊城方四町餘今耕地と爲る、寺傳曰百濟僧惠辨伽藍造立、百濟寺と號す後法光寺と改む、曾て法親王（二條帝皇子）の墓あり今廢壞し石塔の遺片存す、尊惠は三井園城寺の長吏にして狛門跡と稱す、法光寺內圓滿院に住したまふ、（圓滿院は後世三井に移す）法光寺は興廢の始末明ならず。今下狛に普王寺存す、（淨土宗）古は同く法光寺に屬し狛僧正道智和尙の住院なりきと。山城志云、法光寺舊名瓜生別所、天仁二年阿闍梨教貞住于此、見後拾遺往生記。

狛野（コマノ）　舍人親王の子和氣王の墓は狛野に在りて墩岡と字す、封土高十二丈七尺周八十間、山城志云、土人稱石塚、天平神護元年坐謀叛、流伊豆國、到相樂郡絞之埋狛野。

　やまさとも高麗とも見えず山背のこまの野に咲けるなでしこの花、名寄　頓　信

祝園郷（ハフソノ）　和名抄、相樂部祝園郷、訓波布曾乃。日本書紀云、崇神天皇擊武埴安彦、屠其多、故號其處曰羽振苑（ハフリソノ）、羽振は古言屠る義相通し祝園は葬所の義なるべからず、今祝園村稻田村是なり。

祝園神社は三代實錄、貞觀元年授位祝園神、延喜式大社に列す、山城志に祝園村稻社に在り、每年正月祭を行ふに村中の男女三日の間致齋す之を齋宮と曰ふと、即武埴安彦（孝元皇子）を祀るにやあらん、木津河の岸に在り、土俗春日明神に混す。

柞森（ハハソノモリ）　柞は[illegible]古名なりとも云ふ、此地祝園村に[illegible]森林を成したれば[illegible]樹名を称ふる歟　今祝園村に属す。

泉河行き交の舟は瀬過ぎてははその森に散りやゆくらむ、拾遺愚草　定家

はくくみし楢ひさしくなりぬらんはゝそのもみち散行く見れは、（堀川後百首）

わか人の命ははゝその森なれは[illegible]まゝに色かはり行く、（家集）　俊頼

船さめぬ人はあらしないつみ川柞の杜にもみちしぬれは、六百番歌合　[illegible]宗

元亨釋書云、永祿九歳喪父、母携赴南京、寄於柞森、時興福寺[illegible]師[illegible]、儀[illegible]、[illegible]日、汝父已亡、我寡不能字汝、肆業于南寺、安得如此僧都、汝其勗乎、已而歸事一乘院頼眞、習學日新、應徳元年京維摩講、時年三十七、母疲病久矣、[illegible]赴賀、於柞森忽感泣不進、曰此地先妣誨勵、能我成也、林木如舊、昔人非我、豈可堪乎、後幻當七大寺、道[illegible]、乘[illegible]入宮。

稲八間（イナヤツマ）　今植田（ウエタ）村と合し稲田と云ふ、祝園の西に在り。

保元物語云、悪左府の息右大将兼長を始めとして師長隆長範長の四人、南都を出で山城國稲八間と云所へ移て、是より各配所へ赴く　室町記[illegible]云、永祿二年[illegible]の大渡には松永[illegible]助、狛稲八間のおさへには松永彈正少之を守る、又云、狛稲八間の城主奥田甚助内々松永を討て大渡の要害をさらはやと思案す、彈正少（久秀）早くも攻寄せ火を掛て落城せしむ、稲八間或は稲屋又は稲間に作り、下狛に近接すれば狛稲屋の称あり、石清水文書延久四年官牒に

壹處　字稲間庄　相樂郡

水田武拾玖町武段伍拾歩

四至　限東祝園稲間堺畷、限西山岸、限南荒陵里

[illegible]拾[illegible]、限北下狛稲八間堺畷、

[illegible]田村[illegible]里[illegible]坪[illegible]町　[illegible]坪[illegible]町

里坪[illegible]町　下略

たること見ゆ、[illegible]は吐師の里なるべし、古墳の在りければ此名を負ひしか、稲田の名今亡ぶ

相樂郷（サガラカ）　和名抄、相樂郡相樂郷、訓佐加良加。名跡志云、里俗の説に里に相樂あり、土人佐賀那加と曰ふ、今相樂村山田莊村是なるへし、又江家次第に[illegible]王[illegible]京[illegible]相樂頓宮と云ふ此歟　相樂山[illegible]大和の國界にして[illegible]或は歌枕[illegible]、[illegible]の長歌に句あり、

朝霧のほのにすりつゝ、山代の相樂山の山の際に、云々。

相樂神社は延喜式に列す、今相樂村大字相樂の北に在り八幡宮と称す　此地に國背比売の墓あるべき歟、詳ならず

吐師（ハゼ）は相樂の北里なり、今相樂村に屬しハゼと呼ぶ、土師（ハシ）の轉にや、又泊瀬（ハツセ）にや古の泊瀬は葬所なり、

相良墓（サガラ）　延喜式云、相良墓、贈太政大臣正一位藤原朝臣百川、淳和天皇外祖父、在相良郡、兆域東西三町南北二町。又云後相良墓、贈正一位藤原氏、同天皇外祖妣、在贈太政大臣墓内。日本後紀云、延暦十六年、賜相樂郡田二町六段、為贈右大臣藤原朝臣百川墓地、

吐師の西北の中條に古墳あり、其一を円塚と呼ぶ、封土高一丈八尺周二十八間、近年修治し、百川夫妻の墓と為す、此地尚古墳あり相並ぶ、封土皆高一丈許周四十間其制相同じ　河田氏云、高麗村大字椿井の東北に大塚山あり其古墳を土俗百川墓と云ふ、

山田莊（ヤマダノシャウ）　相樂村の西なり、今山田莊村と云ふ。改正三河後風土記云、天正十年六月二日、神君は織田殿内變に附、枚方より落ち延び、普賢寺の南山田村に着せ

[illegible]、[illegible]

[illegible]田[illegible]日[illegible]渡[illegible]

こゝ、今[illegible]八幡山に[illegible]四月[illegible]

たり。

木津（キヅ）　今木津村、其南は[illegible]に在り奈良より京都に[illegible]人[illegible]

[illegible]は日本紀に[illegible]土字[illegible]

[illegible]と呼ぶ、又[illegible]あり

日本紀云、[illegible]元年[illegible]

入[illegible]東國、[illegible]興[illegible]市[illegible]雄

氏[illegible]、左京[illegible]

と[illegible]也

木津城址　木津町の中山を城山と[illegible]、[illegible]記に[illegible]畠山氏の兵此に築きたり。

大智寺　木津町の[illegible]町に在り。名勝志云、泉橋は行基菩薩の[illegible]所にて、[illegible]弘安年中[illegible]を在す、西大寺興正菩薩[illegible]命じ[illegible]殊大士像を造り[illegible]、故に橋柱寺と曰ふ、寛文年中僧本寂之を改め大智寺と号す

岡田（ヲカダ）　是古へ久仁賀茂の二郷に分れたる大邑にして、奈良朝の時離宮を置き[illegible]館を建てられ、聖武帝[illegible]、後[illegible]今[illegible]村加茂村[illegible]

[illegible]村[illegible]見たるべし、又岡田鋳山[illegible]

岡田[illegible]今の木津町にあたる、續日本紀[illegible]

[illegible]離宮[illegible]、山背國相樂郡岡田驛[illegible]

[illegible]志に離宮址[illegible]加茂の北村と[illegible]

和銅元年、天皇（元明）行幸山背國相樂郡岡田離宮、特給賀茂久仁二里戸稲三十束。

岡田國神社（ヲカダクニ）は木津町の東南に在り、天神と称す　三代實録、貞觀元年岡田國神授位、延喜式大社に列す、[illegible]山

背氏の祖神を祭る　其山背氏に天孫なると天神なるとの二氏あれど、此は天孫にて山背河を領知せる家歟、即久世郡水主の山背大國魂神是なるべし、山背久我直と相異也　神祇志料云、古風土記に岡田之加茂と云を見れば、岡田は此地の總名にして、中世大野村(今加茂村に屬す)春日社は岡田國神と云へど、大野は古來加茂鄕の地にして久仁鄕にあらず、國は久仁にて恭仁京の地なれば、今木津町に在る[illegible]本社なり

市阪（イチノサカ）

木津村の南大和に界ひ北に在り、古名幣羅(ヘラ)と云ふ　坂上に十三重塔又念佛石と名くる者あり、法印前行の跡と云ふ

幣羅坂（ヘラ）

日本書紀、崇神天皇紀注云、一曰大彥命到山背平坂時、道側有童女歌之、曰云々、古事記、平坂作幣羅坂　木津村大字市坂、民家の南に春日社あり、舊名幣羅坂明神と稱せり。

河田氏云、市坂の西に古墳三所あり、西山塚封土高一丈二尺周五十間土人云大彥命墓と云ふとぞ、瓦谷塚(ウランダヒ)一に車塚と云封土高四丈五尺周八十間なり、上人平塚封土高七尺周二十五間あり

梅谷（ウメダニ）

市阪の東にして、奈良より笠置の方へ赴く小徑あり、一條兼良藤河記云「奈良の京を立て般若坂を越え梅谷と云ふ心冷き所を經て 加茂の渡を過て 笠置川木津川 に乘船云々、今も此名存す

　ならみちや富歸はたけの花一木、　蕪　村

水泉鄕（イヅミ）

和名抄、相樂郡水泉鄕、訓以豆美　續日本紀に出水鄕に作る、舊岡田の地なり、或は賀茂久仁の二鄕に分つ、今木津村加茂村祝原等の地なり、中世の富居等置相樂等は鄕名にならず、莊園を所引ある德四年古文書に出水莊とあるは此中なるべし、

　家人に戀過めやもかはつ鳴く泉の里にとしの經ぬれば（萬葉集）、又宮木ひく泉の追に(杣)たつたみの息ふさきなく戀渡るかも（萬葉集）

續日本紀云、寶龜元年、賜左大臣正一位藤原朝臣永手、山背國相樂郡出水鄕山三百町、又類聚三代格云、寛平八年、得相樂郡司解偁、諸鄕百姓愁狀曰、東大元興福等寺採材木山、在泉河邊、或五六百町、或一千餘町、東源伊賀國接大和云々

　わかせこにきやむ時もなく[illegible]いつか泉の杣の
　[illegible]、[illegible]

恭仁（クニ）（久邇）

恭仁京は久邇にあり、今木津村是なり、古は山背の管邑なれば、國の際久仁の名を合じたる歟、又古國府の地とす　大倉門文書に「河內國去京行程半日、和泉國去京行程一日」など記し「山代國去京行程半日」とあるに相樂國府の時の行程なるべし、之を當時平城京より河內の志紀國府、又當國の葛野乙訓等の地への行程と比較せば、半日程と葛野に非ずして相樂なること、延暦遷都と共に府治を移したるを知る　續紀、和銅元年九月、巡幸平城、觀其地形、行幸山背國相樂郡岡田離宮、賜所經國司目以上袍袴各一領、造行宮郡司祿各有差、并免百姓調、特給賀茂久仁二里戶三十束、恭仁大宮は岡田、條下に見ゆ

恭仁京址（クニノミヤ）

聖武帝の時恭仁鄕に造營あり、大養德恭仁大宮と曰ふ、大養德は於保耶麻騰(オホヤマト)と訓み大倭大和の字に易へ以て國家の大號と爲したまへるならん、京城址太明ならず　或は曰ふ宮城は瓶原にありと、名跡志は法華寺野(加茂野)を宮墟と爲す、山城志は木津加茂瓶原上狛の四村を域内と爲す、河田氏云、恭仁宮址は木津の內大路の邊なるべし、右京左京の形存す、左京を立削尻と字し、右京を切道と字す　按ずるに木津內大路は古の泉橋の大路にして、宇治大路也、然れども續日本紀「從賀世山西、大路以東、爲左京、以西爲右京」とあるを見れば、此大路即恭仁京中央路にあたり、謂はゆる賀世山西大道是なり、凡此京は造營四年にして停止せられ、備はらずして、廢す、其遺蹟頗探究に難きも其所以あり

續日本紀云、天平十二年十二月、行幸美濃國、右大臣橘諸兄在前而發、經略山背國相樂郡恭仁鄕、以擬遷都故也、皇帝幸恭仁宮、始作京都矣　十三年正月天皇始御恭仁宮受朝、宮垣未成、繞以帷帳、遣使七道、告遷京之狀、三月運平城兵器、於恭仁宮、又詔自今以後五位以上不得任住於平城、其見在平城者限今月內悉皆催發、自餘因在他所者亦宜急追　五月幸河南觀校獵、太上天皇(元正)從御于新宮、天皇在河上、宴群臣于新宮、詔移平城二市于恭仁京、賀世山西大道以東爲左京、以西爲右京、又爲賀世山東河造橋、諸兄奏此間朝廷以何名號傳於萬代、天皇勅曰大養德恭仁大宮也　十四年正月、爲大極殿未成、權造四阿殿、於此受朝、始樹大宮垣、御大安殿、宴群臣歌舞、御製

　あたらしき年の始にかくしこそ仕へ奉らめ萬代までに

又賜京人大宮百姓二十人爵、人[illegible]無問男女並賚物、二月詔以新京創宮室未成、便饗新羅使於大宰府、又始開恭仁京東北道、通近江國甲賀郡　七月行幸甲賀郡紫香樂村、宮城以南大路西頭、與甕原宮東之間、令造大橋、令諸國司隨國大小輸錢十貫以下一貫以上、以充造橋用度　九月車駕還恭仁宮、十二月幸紫香樂離宮　十五年正月壬辰朔、遣右大臣橘諸兄在前、還恭仁宮、壬寅車駕自紫香樂至、癸卯御大極殿百官朝賀、壬子御石原宮樓(在城北)賜饗百官　十二月始運平城器仗、收置於恭仁宮、初壞平城大極殿并步廊、遷造於恭仁宮、四年於茲、其功纔畢矣、用度所費不可勝計、至更是造紫香樂宮、仍停恭仁宮造作焉　十六年正月、詔喚會百官於朝堂、問曰、恭仁難波二京、何定爲都、又就市問之、市人

甚願以恭仁京爲都、更割京職令諸寺百姓皆作宮舍、天皇行幸難波。二月遣使取恭仁宮鈴印於難波宮、又運恭仁宮高御座幷大楯於難波宮、又遣水路取兵庫器仗、以恭仁宮百姓、願遷難波宮者聽之、當宮令以難波宮定爲皇都宜知之、壞京中百姓任意往來。十七年五月地震、遣使令掃除恭仁宮、從衣冠爲以恭仁京市人、于時百姓遙望和鄕、共稱萬歲。是日都恭仁宮、固守遣使掃除平城宮、于時恭仁京市人徙於平城、曉夜爭行、相接無絶。戊辰行幸平城京、十二月遣恭仁京兵器於平城。十八年九月恭仁宮大極殿、施入國分寺。

催馬樂

澤田川袖つくばかり淺けれど恭仁の宮人高橋渡す、

按に恭仁京には橋梁三所あり。一は賀世山東より泉河に通ずる者也、二は恭仁京より北たる狛里へ架せる泉橋なり。三は續紀に「宮城以南、大路西頭與甕原宮東之間、令造大橋」とある者也。此甕原の東と云ふ者は不審なり。河水は甕原の西南を繞る、恐らくは誤謬ならん。又澤田川の高橋あり

又按ずるに、恭仁京の都邑は、平城平安兩京の如き坦地に就き條坊を置き宮闕を建てたるものと相異なる如し。大極殿は國分寺に施入せられ今瓶原登大路に在り、舊宮闕は瓶原に在り、泉河の北にあり、故に賀世山以東に橋を架したるに通ず、右京は賀世山西に在り、古の岡田驛今の木津村、宮と市とは相距る一里、水を隔て山を阻す、而て宮の東北より道を開き更に紫香樂宮に通ず、今の和束山中峰續五里の遠きに在り、經營太異常なり。

鹿背山(カセヤマ)

木津村加茂村の間に在り、西麓の民家を今樫(カシ)と云ふ（木津村） 北麓を法華寺（加茂村）東麓を大野觀音寺（共に加茂村）と稱す、一塵の間陵にて泉河に臨む、續日本紀に恭仁京經營の時賀世山

(賀世山)

西道以東を左京と爲すとあれば、此間は即左京の區域たるべし、又賀世山東河に橋を造るとあれば岡東の泉河に架設ありし事に見えたり、又此山の麓に造宮ありし事を知るは此故也。

讃久邇新京歌

山代の鹿背山の際に宮柱太敷たてゝ高知らす布當の宮者云々（萬葉集）

鹿背の山木立をしげみ朝さらず來なきとよもす鶯の音、（萬葉集）

冠辭考に云、三香原の都の荒たる悼む歌に天着(アモリツク)鹿背山際爾開花とあるは天由降也、其時の都を寿さみし山なれば、彼香山になぞらへて天降着てふ冠辭を置きしにや。

泉川わたりさむけき秋風にきぬたうつ音のころもかせやま、（夫木集）　少將内侍

加勢(カセ)山墓　延喜式云、加勢山墓、贈太政大臣正一位橘朝臣淸友、仁明天皇外祖父、在相樂郡。陵墓一隅抄云、鹿背山瓶子寺側、池有塚墳、是也。續後紀、天長十年勅相樂郡令置守冢。

(推山)

圓提寺址

井手大臣の氏寺なれば圓提と云ふ、鹿背山民家の西南字北向谷に在り　以呂波字類抄云、太后橘氏嘉智子所願也、右大臣淸友也、供其神於圓提寺、嘉智始天皇之人所祭也、其後遷祭祀於梅宮、仁明天皇祭於野川頭、今梅宮是也　圓提寺の氏神は伊勢度會郡より移す、若子神と稱す。

(例幣)

瓶原(ミカノハラ)

瓶原村に上狛村の東にして泉河の北岸に在り、布當川和束山中より發し瓶原に至り泉河に合す、大字例幣(デイヘイ)河原等あり、此地は元明帝以來離宮を置かれ、聖武帝恭仁京を造營の時も宮闕は此に在り　名跡志云、續日本紀に甕原に作り、其他或は御鹿原又三香原三日原に作る、木津の東三十町許に在り、中間泉河西村と稱する古墳あり、其上高一丈八尺周圍十間許茂生す

影きよき月は波間にいつみ川秋の十日なけふ三日の原　拾玉集　慈圓

瓶原は德川氏の時は禁裏御料の地なりき

(布當)

甕原宮址(ミカノハラノミヤ)

續日本紀云、元明天皇和銅六年、行幸甕原離宮、聖武天皇神龜三年、行幸甕原離宮、天平十一年、行幸甕原、又恭仁京造營自十二年至十五年中　恭仁宮元年、行幸御鹿原　按ずるに甕原は即恭仁大宮大極殿の在所なり、天平十五年に恭仁京大極殿落成す、又壞さるなり、大極殿を「施入國分寺」とある是なり　倫萬葉集の歌を參考すべし、一名布當(フタギ)宮と曰へり。

讃久邇新京歌

明つ神、吾おほきみの、天の下、八島の中に、國はしも多く有れども、里はしもさはに有れども、山並の宜き國と、川次の立合ふ郷と、山代の鹿背山際に、宮柱ふとしきたてゝ、高知らす布當(フタギ)の宮は、河近み瀬の音ぞ清き、山近み鳥が音とよむ、秋されば山もとゞろに、さを鹿は妻呼びとよめ、春されば岡邊も繁に、巖には花咲きをゝり、あなおもしろ布當の原、いと貴き大宮處、うべしこそ、吾大王は君のまに、きこし賜て、刺竹の大宮此と定めけらしも。

三日の原布當の野邊をきよみこそおほみやところさためけらしも、萬葉集　又、布當山のやまなみ見れば百代にもかはるへからす大宮所、

(布當)

山城志云、布當川、一名和束川、源自湯船山中、至白栖村、兩岸巨岩峭立、其間纔一丈許、可以躍超、傍有石佛高一丈許、此川支流爲渠、自井平尾、傍山引水、堤防長二千二百五十丈、灌溉瓶原鄕田畝、傳云僧慈眞所造、毎歳土人僧祭、謂之井手祭　布當宮址、今瓶原

鄉岡崎井手尾二村間、冠辭考云、布當は二瀧の義ならん 又姓氏錄云、福當連、高麗前部能莫之後也、福當造、高麗前部志發之後也

三香の原久邇の京はあれにけりおほ宮人のうつりいぬれは、〈萬葉集〉

ふく風にむかしをのみやしのふらんくにの都ののこる橋、〈新拾遺集〉 土御門院

國分寺址

瓶原村大字河原の東登大路の西南に寺址を存す、近代まで殿宇ありしが今僅礎石遺すのみ、寺邊には巨大の礎石多し又古瓦の埋棄せらるゝは其廢墟たるを證すべし。續日本紀に恭仁大極殿を國分寺に給附の事あれば、今の寺址即宮闕の地にあたる如し、凡瓶原は邑中所々に廢墟あれど、幾多の殿舍邸宅其跡微なければ之を決し、續日本紀、寶龜元年、行幸御瓶原離宮、四年、山背國々分寺捨僧田各二十町なとあるは此宮址の事たるへし。

海住山寺

瓶原村大字例幣登大路の上方、三條山の中腹に在り、南面して布當及、河原村を下瞰す。坂路に樓門あり上に寶塔佛殿僧房あり、今殿舍衰ふと雖も足利時代までは猶五十餘宇ありしとぞ、眞言宗小野隨心院に屬す、寶塔は五層樓にして建保二年の造立とす、文殊堂は永正九年の再興なり 名跡志云、海住山寺は聖武帝の勅願なり、開基詳ならず、中興解脫上人笠置山へ移り、其高弟慈心上人此に住せり 山城志云、海住山寺在佛生寺村上方、本名出水山、寶龜元年賜左大臣藤原永手出水鄉山三百町、即此。

和束

此村は瓶原の東に接し布當川の上流廣大の山谷を占む中世は和束荘と稱し、今東中西の三村に分れ、湯船村別立す、古は宇治田原村の山地なり。之を經て近江國甲賀郡信樂鄉朝宮に通すへし、恭仁京の時東北の道を開かれたるは蓋此也

(和豆香)

萬葉集「安積皇子薨之時、内舍人大伴宿禰家持作歌」と題し其句「舍人よそひて和豆香山御輿立たして」とあり、和豆香山即本村の群嶺にして、今親王墓は白栖に在り。

わかおほきみ天しらさむと思はねはおほにそ見ける和豆香杣山、〈萬葉集〉

石原宮址 續日本紀云、天平十五年正月、天皇御石原宮樓、在東城北、賜饗於百官、及有位人等 按に東城の北と原注あれば、東城即瓶原宮にして、其北なり、今布當川に沿ひ石寺といふ一村あり、(西和束村) 石原宮を捨て、寺と爲したる故跡にあらずや、山城志には「石原宮舊址、今河原村」と曰ふ。

活道岡

聖武皇子安積親王御墓地即この岡なるへし、今墓は西和束村大字白栖(石寺の北に接す)の東大勘定に在り、封土高四尺周十六間明治十一年官制定して兆域を標示す。萬葉集に安積親王宴遊の時の長歌に「活道山木立の繁に咲花もうつろひにけり」云々の句あり、又

天平十六年正月登活道岡集一株松下飲酒歌

ひとつまつ幾代か經ぬる吹く風の聲のすめるは年ふかみかも。

鷲峰山

瓶原村の東北凡三里、東和束村大字原山に屬す、役小角開基と號する古刹金胎寺あり、元弘元年後醍醐帝は兵を南都に避け、此寺に移り、笠置山に移りたまふ、太平記に見ゆ

金胎寺 東和束村大字原山西北鷲峰山の嶺頭に在り 上方を鷲峰と名け、寶塔を建つ、永仁六年伏見上皇勅建、後醍醐天皇の遺跡あり愛染明王を祀る、其他の堂宇今大半亡び、寺宗、僧坊。開基役小角を推す、寺傳修驗道の靈場にして、往昔大に繁昌したる地と云ふ、銅造舍利塔一基高一尺五寸、内に銘あり云「吳越國王錢弘俶敬造八萬四千寶塔乙卯歲記」

太平記云、元弘元年八月廿四日主上都を出て古津の石地藏をすぎさせ給ひける時、夜は早若々と明けにけり、先つ南都の東南院へ入らせ給ふ、顯寶僧正は關東の一族にて權勢の門主たる間、皆其志にや恐れたりけん與力する衆徒もなかりけり、かくては南都の皇居叶ふまじとて、翌日廿六日、和束の鷲峰山へ入らせ給ふ、こゝは又あまりに山深く里遠くして、何事の計略も叶ふまじき處なれば、要害の御陣を召さるへしとて、同廿七日潛幸の儀式を引きつくろひ、南都の衆徒少々召し具せられて、笠置の石室へ臨幸ある。

湯船

和束の東奥に在り、今別立して湯船村と曰ふ、湯船は岩船と同く巨巖の美稱なるへし、今百丈山大吉寺あり其側に巨石屹然たり即岩船ならん

大智寺

臨濟宗、江州永源寺と同開基也、貞治二年山名伯耆守時氏と謀り僧理有大鑑禪師をして創造せしむ、足利義詮寺封を寄進し後光嚴天皇勅願の宣旨を賜ふ、寺封凡三百町、伽藍堂々たりしが天正中火に罹り、明暦元年僧妙覺中興す 山城志云、大智寺巨岩屹立高數十丈、因名百丈山寺、岩下有瀧、其東南有文殊岩、西有布掛岩、恰似瀑布因名に

賀茂鄉

和名抄、相樂郡賀茂鄉 今加茂村及び當尾村是なり、續日本紀に加茂里と記す、古は總名岡田の中にして、神武帝の功臣建角身命此に居り、後葛野愛宕の地方へ移ると云 ○伊賀上野より木津へ通する鐵道は今加茂の舊屋に車驛を置く、又加茂より奈良大佛殿へ通ずる二線あり

加茂は恭仁京營の時、泉河(一名鴨河)に架橋せられ宮川の名を命せらる。蓋亦京邑の中とす

(船屋)

岡田鴨神社は加茂村大字北村に在り、延喜式大社に列す。釋日本紀に山城風土記云、賀茂建角身命、神倭磐余比古之御前立坐而、宿坐大和葛木山之峰、自彼漸

遊于山代國岡田賀茂

岡田鋼山（ヲカダカナヤマ）　今詳ならず、加茂村瓶原村の中なるべし、貞觀年中採銅の事史に特書せられ、加茂にて字錢司の名存す　錢司は瓶原村字當川の東にして泉河の北岸也　三代實錄云、貞觀八年以前筑後守清原眞人瀧雄爲山城國岡田山鑄錢使、返賜七年所置相樂郡岡田鑄錢司二十町、於右大臣源信、但採銅依舊

笠目云、芭蕉翁笠置より舟に乗りて錢司と云所を過るに、山の腰すべて蜜柑の畠なりければ、山は皆みかんの色の黄になりて、と申されし、是は最も然り、青は峰の緑の重なるなり、みぎは檜柚の色を見るといへる風情なり

(錢司)

當尾（タウノヲ）　加茂村の南、丘陵起伏の間に小村落多し、總稱して小田原又は當尾と云ふ、今制して當尾村と曰ふ、南は大和國（東里村中之川）に界し、北は笠置山なり

淨瑠璃寺（ジヤウルリジ）　當尾村大字門前の南に在り、小田原山法雲院と號す、開基不詳、永承中僧義明中興す、九體堂三層塔等存し古像逸品多し　名勝志云、淨瑠璃寺は小田原寺とも稱したる乎、後拾遺往生傳に云く、上人經源者、中納言藤[illegible]賴卿之息也、初住興福寺、後遷小田原、汲眞言法水、保安四年卒　淨瑠璃寺は今眞言宗、西大寺に屬し、京華要誌に天元年中多田滿仲の造營と稱す、證徵ある歟。

九體堂一宇、十一間四面向拜一間屋根四注本瓦葺、三層塔婆一基、檜皮葺、明治三十一年特別保護法に預かる、寺藏吉祥天木像一軀傳聖武天皇御作、同年國寶簿に登る。寺藏九品佛九體佛師定朝作、不動及二童子一座佛師康圓作、四天王四體佛師運慶作、其他地藏法起藥師等いづれも名作とぞ　名勝志云、此寺を土人九體佛と呼ぶ、堂前に大池あり、池の東に寶塔あり、釋迦佛を安置す、其の北に觀音堂あり

(小田原)

岩船寺（イハフネデラ）　淨瑠璃寺の東北十二町に在り、開基未詳、寺四に亘り多し、寶塔・藥師堂一宇あり　寺藏四天王四體は宗朝作、彌陀一體亦同作にして淨瑠璃寺に亞げる古物なり

笠置（カサギ）　加茂村の東一里、民家は泉河を挾み其兩岸に在り、南方の山は石を以て成る、勢險にして氣雄なり、上に古寺あり謂ゆる笠置寺是也、延喜式に鹿鷺に作れり　笠置は伊賀鐵道の[illegible]驛　北谷[illegible]にして、木津と泉河に因り木津八幡淀河に至るべし。笠置は木津上游中游の交界にして、笠置以上は水[illegible]り[illegible]危し　南方は同錯起伏直に大和添上郡に接す、而[illegible]都と云ふ、其水皆笠置に注ぐ

(笠置)

さみだれは水上まさるいつみ川笠置の山も雲がくれつゝ（長秋集）　藤原俊成

自笠置至淀城舟中作　梁　星巖

百里川程一葉舟、荒煙寒樹水悠々、叢巒依約笠山影、送到淀城雨未休、

笠置寺（カサギデラ）　笠置山上（水際を拔く凡二百米突）に在り。往時隆盛の日は上中下堂に分れ次に列し崖に倚り殿閣兩區に滿ちしが、元弘の亂に山燒燬し、寺、七院を復したるも漸衰へ、近代は津藩藤堂氏の領域に屬し稍注意する所あり　明治維新後は文明造立の毘沙門堂并に福壽院等を遺すのみ、眞言宗新義派に屬す。本寺は初め修驗道の行場にて吉野の奥大峯に比擬したり、解脫上人貞慶中興し大伽藍と爲し安元三年後白河法皇臨幸あり、東鑑に解脫笠置禮堂造立にあたり源賴朝沙金を寄進したる事見ゆ。

法の雨ふらぬ日もなきしるしにや笠を置きけん峯の山寺、（草根集）　正　徹

名勝志云、山上には彌勒石藥師石文殊石虛空藏石などあり、[illegible]高さ八九尺、[illegible]た り、[illegible]い ゝ[illegible]、吉田は日本[illegible]、境[illegible]、高山[illegible]して當[illegible]願を傳ふ

(笠置山)

寺[illegible]年[illegible]、[illegible]、

今昔物語云、天智天皇の御子に、[illegible]に[illegible]、心にさとりありて才賢かりけり、[illegible]に[illegible]人と[illegible]しかれば、[illegible]文の道を[illegible]めて、好みたりける、[illegible]の[illegible]此[illegible]の時より此國には始まりける、[illegible]を好みて、[illegible]の[illegible]を[illegible]り[illegible]賀茂郷[illegible]東にあ[illegible]山邊を[illegible]り行くに、山の崎に[illegible]りたる所を[illegible]ても、[illegible]来て鹿に就て[illegible]に[illegible]おりのありけ[illegible]り[illegible]る[illegible]、[illegible]を引[illegible]、ども、[illegible]り[illegible]馬[illegible]、[illegible]、[illegible]り[illegible]に指出たる巖のさきにさち、[illegible]り退きむに所もなく、馬より下りむと爲なにも、[illegible]道[illegible]の谷なり、心騒ぎ、只今馬と共に死なむとす、然れば皇子歎きて山神助け給へ然らば此巖のほとりに彌勒像を刻み奉らむと願を發す、[illegible]、道さきに[illegible]り、廣き所に立ちぬ、其時皇子馬より下りて、[illegible]る[illegible]笠を脱ぎて置て返りぬ、其後、[illegible]所の笠を[illegible]の像を彫りたる、是を笠置寺と云ふ、其後に至り[illegible]僧正と云人[illegible]舍な造り、[illegible]て僧[illegible]多[illegible]住して行ふさたり、彌勒石藥師石の北にあり、佛像は見えず、凡笠置山の北西前に險なれど南方より登れば馬を通[illegible]し　名跡志云、笠置山千手岩屋は良辨僧正行法の窟なりとぞ、

河上やかさきのいはやけなきむみなむしろをならす優婆塞、（宗集）　好　忠

名にしおはゝつねはゆるきの森にしもいかてかさきの岩やすふねる、（千載集）　登　蓮

元亨釋書云、眞慶、興福寺出家、有才學、曾應最勝講詔、而巳不還、止山州笠置窟、高名稍甚、元曆上皇、後鳥羽、好遊射御、暮年崇敬、稽佛宇、薦皇帽、聞慶德望召爲落髮導師、慶徒步入宮、便上殿階、詞辯婉暢、君臣無不感喜 笠置寺鐘樓存す、鐘銘曰、建久七年丙辰八月十五日笠置山般若臺云々、又緣起云、建久五年解脫上人六角堂を山南般若臺院に造り、釋迦文佛を安置す、春日大明神の御告ありて守護に立ちたまふ

我ゆかんにきて守らん般若臺釋迦の御のりのあらんかぎりは、(玉葉集)

笠置行在址(カサギ) 元弘亂の(ゲンコウノラン)に主上は別當聖尋僧正を頼み此山寺に行幸し上 堂に居たまふ、賊軍從ひて之を圍む、名跡志に皇居を造るさ爲せさ信ずべからず、今城跡さ傳ふる所即上堂址なれば、堂即行在たるべし 名蹟志云、城ヶ嶽南右の上の山にて西北の隅に本丸の跡あり其後、二王門跡從是登る所許、少く下り一の城門跡あり、足利又四郎が遠矢を射たりし所、坂中にあり、陶山小見山は東北の谷より夜討せしさ云ふ 笠置寺緣起云、元弘元年八月本堂を以て內裏とし行幸をなし奉る、二十八日戊刻に城中に火を縱つ、多に猛風頻りに吹て本堂の猛火本尊を覆ひ、石像燒闕て化人彫刻の尊容已に埋没せり 南方紀傳云、元弘元年八月卅日、笠置の寄手陶山小見山夜討、官軍敗亡、錦織判官源義繼息義右以下十三人城中にて自害

笠置におはしける頃、秋深くなりてよませ玉ひける、

うかりける身を秋風にさそはれておもはぬ山のもみぢをぞ見る、(增鏡)

太平記に、笠置官職の記事地理月日多く不盾す、「九月二日宇治平等院より六波羅勢進發す、南の手畿內の兵七千騎光明山の後を廻りて搦手に向ふ、東の手は東海道の兵二萬五千餘騎伊賀路を經て金剛山越に向ふ、北の手には山陰道の兵一萬二千餘騎梨間の宿のはづれより市河山の麓を廻りて追手へ向ふ、西の手に山陽道の兵三萬二千餘騎木津河をのぼりに岸の上なる細道を二手に分けて推し寄る、追手搦手都合七萬五千餘騎笠置の山の四方二三里が間は尺地も殘さず充滿したり」云々兵數の誇張の言に似たり、但し山勢を敍して「彼笠置の城さ申すは、山高くして一片の白雲峰を埋め、谷深くして萬仞の靑岩路を遮る、攀折なる道を廻りて上る事十八町、岩を切りて堀さ爲し石をたゝみて屏さ爲し云々」前實を得るにちかし 南山巡狩錄云、元弘元年八月後醍醐帝は南都より笠置寺に入らせられしかども、はかぐしく軍勢はまゐらず、かくては皇居の警固いかゞ有べしさ叡慮を惱し煩はさせ給ひ、藤房卿を勅使さして河內國の住人楠多門兵衛正成を召さる 太平記 正成はかねてより賴まれまいらせし事ありければ取敢ず笠置に參る、(增鏡)主上藤房卿をして東夷征伐の事正成にたのみ思召る所也云々、增鏡村時雨の卷に事の始よりたのみおぼされしよしいへり、されば笠置の山に行幸ありしも皆かねての謀にて、南柯の帝夢にいりしさいふものは太平記文飾れるならむ。

笠置山、觀元弘行在所作歌　賴 山 陽

巨嶽拔地骨起、怪岩崔尺爭嶙累、豎者爲檣橫爲壔、天作高城掩天子、元弘元年秋八月、龍旆憑險事何衰、黠虜蟻附攻關門、一蒙塵廛插戟、吾於慷慨憶當時、時熟有勢嚢樸集、藤公陳勤楠公竭、此處是耶未可知、居民爲我指村墟、爲説導寶由渠、至今猶不適婚嫁、章端唾罵斥如奴、嗚呼茁壞猶能辨大義、寄語人間士大夫、

笠置山下作　張 紅 蘭

一篠人家水雨淮、鳴鑾遊没草離離、春風吹滿前溪雨、寸寸香魚上釣絲、

有市(アリイチ)

笠置村に屬す、北笠置の東に接し、泉河に臨み水涯に居る 河中に炭酸泉あり、曹達及鹽鐵を含有し、其味酸美にして能く飲食の消化を助く。有市國津神社は有市の東に在り、三代實錄、貞觀元年授位。本社の南に泉河の中に巨石の露出して流を支ふる者あり

大河原(オホカハラ)

この村は今鐵道の一車驛にして、泉河南北に民家あり、東は伊賀國島原驛なり

大河原國津神社は北大河原の北に在り、三代實錄云貞觀元年授山城國從五位下、大河原國津神有市國津神正五位下。

明神大瀧(シヤウ) 伊賀の上野川大河原に來り瀑布を成す、高數丈、更に名張川に會し泉河 木津河 さ爲る

童仙房(ドウセンバウ) 大河原の西北 里に在り、明治の初年京都府廳吏を置き開墾を督し、初めて民村を爲しし處也、今大河原へ

大和

大和國

大和は大和川の上流に在りて、一國を成す　四周山を以て圍み平曠肥腴なり、神武天皇橿原建都の後列聖の宮、歴代遷移ありと雖大抵此國を出でず、和銅中平城京を造營せられ、規模大なり、延暦中山城に遷都ありて南都と稱す　其國南方には峻峰層嶂綿亘したる吉野郡と云ふ、本國に續くも其水脈は相反すれば、吉野北山十津の三水の上流にして、一水は横流し吉野二水は北背す　又東方宇陀郡は伊賀國と一境を爲し、名張川發源して北流し山城國に入る

（南都）

大和古倭に作る、倭は古義人本邦を稱したる異名なりと雖、取りて後に此の譯に假りたり　又日本に作る、此地即本邦の首邑なりければ義に因りて謂ひたり　神武帝磐余橿原宮に宅したまふ、神日本磐余彦の號あり、磐余即畝傍山の邊の總名にして、倭の古語も此地に限れり、今高市郡磯城郡忍阪の邊に出づ　後葛城國闘鷄國磨礒等に及ぼし、地方の總名と爲ると供に本國の大號と爲る　孝徳天皇大化改新の比定めて六縣と爲れり、日本書紀云、大化元年八月、於倭國六縣遣使者、宜造戸籍并校田畝、書紀集解、引延喜式祈年祭祝詞云、御縣に坐皇神前に白、高市葛木十市志貴山邊曾布と御名は白て、此六縣に云々これなり、國郡制度定まるに及びて大倭國は前の六縣を分ちて十二郡と爲し、宇陀吉野宇智を之に隷せしめ十五郡なり、延喜式和名抄之に同じ　國郡沿革考云、大倭國は聖武天皇天平九年改めて大養徳（オホヤマト）と爲し、十九年復舊大倭の字を用ゐ、孝謙天皇天平寶字元年更に改めて大和と爲す、續日本紀天平寶字元年五月六月の條に大倭宿禰小東人并見し、十二月に至り大倭宿禰長岡あり、二年二月に至り始て大和國とあり、大和等に[illegible]宿禰[illegible]公云々、而て拾芥抄に大和[illegible]時寶中、改大倭國爲大和一とあるも未だ據となし難きに似たり　和は[illegible]戸戈切、[illegible]也[illegible]不堅也[illegible]也　倭も[illegible]音には[illegible]と發音す、倭は烏禾切、音[illegible]、前漢地理志云、樂浪海中有倭人分爲百餘國、又[illegible]一切音[illegible]、説文云、[illegible]也、人[illegible]、詩曰周道倭遲、と然れば和倭は元來異字なり唯譯義に共通の意あり、又字音字中之に因りて改號ありし者の如し、日音亦相同じ

按に釋日本紀開題云、倭字之訓、其義如何、答云、延喜講記[illegible]、[illegible]者音[illegible]、然[illegible]惣[illegible]謂、今案[illegible]字書中、又指無[illegible]　東宮切韻曰、陸法言云、烏禾反、東海中女王國、[illegible]孫[illegible]云、荒外國名、[illegible]云、又於幾反、[illegible]貌、孫愐云、從[illegible]、東海中日本國也　玉篇曰、於爲反　説文云、順貌　詩云、又爲禾反、國名　[illegible]上又云、本朝[illegible]麻止事　弘仁私記序曰、天地剖判、泥濕未乾、是以栖山往來、因多蹤跡、故曰耶麻止、又[illegible]古者居住於山也、[illegible]、[illegible]曰、人倭國草昧之始、未有居舍、人民唯據山而居、[illegible]曰山戸、是留於山之意也　又或説云、開闢之始、土[illegible]而未乾、至于登山、人跡著焉、仍曰山跡　[illegible]以上、此に耶麻止は山に止まると云意、又山に跡ありと云意と爲すは信據し難し、山ある處の義なるべしと、或人の説あり、前説にまされるが如し、又冠辭考云、磐余彦神武天皇定天下、平大倭國、王業初成、仍以成王之地爲國號、譬周成王[illegible]成周定王業、仍[illegible]號周　松屋國名考云、大和之爲言、山處也、處猶言地、凡訓地云止古呂者、略云止、古語其例多矣、謂其國外則高山四周、内則爲場也、或曰椰[illegible]勝者椰[illegible]知也、知勝音通、乃山内國義、所謂「玉牆内國（タマカキノウチツクニ）」又「青垣山籠（コモレル）倭（ヤマト）」等可以徵矣。

大和十五郡、明治二十九年合郡する所ありて十郡と爲る今奈良縣管治、人口五十萬、面積東西十里、南北二十五里、約二百方里、畿内志によれば和州四十五萬石城州二十一萬石と云へり、[illegible]州は[illegible]の[illegible]分、公武[illegible]の[illegible]邑[illegible]、大和は和名抄に於保[illegible]と訓ず、[illegible]と[illegible]に出で常に[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]に[illegible]あるもの同じ、[illegible]にたる者也

（和州）

寄和州高取守植村氏　伊藤東涯
[illegible]年[illegible]、百里[illegible]、[illegible]山[illegible]、[illegible]、
分[illegible]長吏、[illegible]、何日[illegible]、陸花[illegible]角巾、

添上郡

添上郡（ソフノカミ）

大和國東北隅にして舊添下郡と一境の地なり、春日の三笠山中央稍北に峙ち、山東の地は、田原柳生等別に一境を成し、山城相樂郡伊賀名張郡に接す　日本書紀神武帝の卷に層富縣あり、即帝の發に添上郡とあるは之也　大化元年大倭六縣の一は延喜式に曾布と記し、日後上下に分れたり、續日本紀、元明天皇和銅元年、幸春日宮、詔添上下郡勿出今年調云々　日本書紀、天武白鳳五年、添下郡あり此頃已に分れたりと知るべし

和名抄、添上郡、訓曾不乃加美、分郷八あり、今奈良市外十七村と爲る、郡役所奈良市に在り

那羅山（ナラヤマ）

添上郡奈良佐保及び生駒郡（舊添下）都跡村の北なる丘嶺の總名なり、中にも奈良市の北なる奈良坂と云ひ、（相樂郡木津に通ず）佐保村の北なる佐保山と云ひ、都跡村の北なる歌姫越（ウタヒメ）と云ふ

(平山)

日本書紀云、崇神天皇之時、武埴安彦叛、遣大彦與彦國葺擊之、官軍進登那羅山而軍、時官軍屯聚而蹢跙(フミナラス)草木、因號其山曰那羅山。神皇正統記云、嵯峨の御代に(弘仁元年)奈良坂の戰ありて後は、朝に兵事といふ事なかりしに、保元より亂れ初ぬれ、時運のくだりぬる姿とぞ覺え侍る 那羅は古書に乃樂又諾樂寧樂に作る事あり、然れども蹢跙といふより起因すと云ふには信すべからず、地名に因りて稱辭を附るが故に古人往々此種の語あり、惟ふに那羅は樹名楢に出でたる歟、萬葉集にふるころもき馴し山とよみ楢の字を充てたる所あり 又楢の縁語などに多く青丹吉と云へり、青丹は土の名なるべし、又平山に造るは平均の訓を假りたるのみ。

平山の峰のもみちはされはちるしくれの雨し間なくふるらし、(萬葉集)青丹吉奈良の山なる黑木もち造れるやどはませどあかぬかも、(同上)

奈良豆比古(ナラツヒコ)神社は奈良町大字奈良坂の西側に在り、舊西福寺境内に屬し俗に奈良坂春日社と曰ふ、延喜式に列す。

奈良坂(ナラサカ)

木津村市阪(イチノサカ)より十八町、更に南方般若坂川上(カハカミ)寺民家十町許相接して奈良町に達す(一名高坐(タカクラ)坂また楞(モン)間坂と云ふ平城坊目考云、奈良坂は慶長以前まで一村たり、近世繁昌なるを以て在家奈良町につらなる、伊賀路は奈良坂の東北へ行く、俗に平野道といふ、盛衰記に平野の笠卒都婆といへるも此東なり。

雍良岑陵(ヨラノミチ)

東西の二陵ありて、其東陵は元明天皇の葬所なり、奈良坂の西北三町許に在り、俗名所圖會云、奈良坂春日社の側に函石と云者あり、俗に佐保姬神影向石と崇めたり、是則元明帝陵の碑石也、之を此所に移すこと詳ならず、高三尺橫巾一尺三寸許、銘曰

(椎山陵)

大倭國添上郡平城之宮馭宇八洲太上天皇之陵是其所也養老五年歲次辛酉冬十二月癸酉朔十三日乙酉葬

此銘文は東大寺要錄にも載たり、其葬處の南稻荷山に大石と云者四個あり、隼人の像なるか(南都圖志) 此陵は和漢圖史、扶桑略記に椎山と稱す 續日本紀云、養老五年十月、太上天皇詔曰、厚葬破業、重服傷生、朕甚不取焉、朕崩之後、宜於大和國添上郡藏寶山雍良岑造竈火葬、莫改他處、謚號稱其國其郡朝庭馭宇天皇、流傳後世 又詔曰、其殯中器、素薄是用、仍丘體無鑿、就山作竈、芟棘開場、即爲喪所、又其地者皆殖常葉之樹、即立刻字之碑、十二月太上天皇崩、葬於添上郡椎山陵、小川氏云、雍良峰は火葬所にして後改葬あり故に延喜式に奈保山東陵とあり、改葬は遺詔の本意に非れど後世の御旨に因り改葬して山陵を起し又謚をも日本根子天津御代豐國成姬と申し、追謚には元明と申す、

雍良岑西陵は元正天皇の葬所なり、東陵の西二町許辨天山と稱す 續日本紀に因れば天平二十年佐保山に火葬し、日本根子高瑞淨足姬と謚し、天平勝寶二年奈保山に改葬し、追謚元正と曰ふ 按に佐保山奈保山の疑は早く本朝世紀にも見ゆ、同書「久安五年、實檢山陵之使歸洛陳申云、興福寺上座吉實爲造替佛堂、奈保山石少々所引也、聖武天皇山陵者在佐保山、所在奈保山者元正天皇山陵也、所與之石兆域之外也、東大寺諸司申云、佐保山奈保山是一所異名也、堀積本願聖武天皇山陵、運取數多大石等者云々、難一決」と古より此種の疑問ありしと見ゆ。扶桑略記には「元明天皇火葬于椎山陵、元正天皇葬佐保山陵」とあり、此椎山は奈良山と訓むべし新撰字鏡に椎字をば奈良乃木と注す。按此山陵は諸說區々にして今斷定し難きに似たれど、之を要するに奈良坂の西なる雍良岑を火葬所とし、法華寺の北奈閒小奈閒を奈保山の本陵とする方、稍通し易きごとし。又大石(一名七石又隼人石)の事に就き、元明帝陵と佐保山西陵(文武皇后宮子姬)の混亂あり、其說大八洲雜誌に見ゆ。○大八洲雜誌云、隼人石の事まつ石像所在地を考ふるに、其の記載せる所一樣ならす、松下見林の說には大奈閒にありと記されたり、前王廟陵記卷上に云、奈保山東陵、平城宮御宇元明天皇、在大和國添上郡、兆域東西三町、南北五町、守戸五烟、或曰、今俗云、大奈閒七疋狐邊、有七立石鐫狐、と見えたる是なり。關祖衡並河永等の說には字たいこくにありと記されたり、大和志卷二陵墓の條に云、佐保山西陵、平城朝太皇大后藤原氏宮子、在眉間寺西北陵北六百步許、呼曰大具后尾、有巨石彫刻十狐、即天平勝寶六年八月火葬之地、謚曰千尋葛藤高知天宮姬之尊、乃聖武帝母也と見ゆ 蒲生秀實も同所と記されたり、山陵志卷一添上郡の條に云、佐保又有西陵東陵、東陵是聖武皇后藤原氏、西陵是文武皇后藤原氏、文武后之陵、今呼大黑柴(ダイコクバ)、蓋其火葬處云、後轉爲大宮、大黑其音訛也、其邊有刻石面如狐者七枚、或云狗也非狐、古時隼人職守宮門爲狗吠、故陪大葬亦以狗形置梓宮旁云と見えたり、また屋代弘賢が實踐せる紀行にも、同所に於て一覽せし事記載せり、道の幸卷中、寬政四年十二月七日の條に云、ひるつかたよりたいこくの芝へ行く、ここは元明天皇御火葬の舊跡なり、この所のならひにて小山を芝といふなり、たいこくとは大后宮といふへきかつゝまりたるなり、このならひに、藤原のみや子の御墓あれば、さはいふとぞ、續日本紀に見えたる遺詔の趣いと揭焉にて竈の跡かすかに殘り隼人の像えりたる石みつあり、むかしは七ツありしにや、こゝの字を七疋狐ともいふなり、奈良の箱石はこの所に有へきが、誰人のわざにやかしこにうつしぬとぞ云々。以上諸說區々なるが今大澤清臣氏の說を參考するに、此石像は太后宮芝

に遺在せし事、また七匹狐と羅艮峰と大奈閉山とは各別なるを知るべし、又云、犬石は法蓮村の内字七匹狐とよべる古墳の上に在り、此地いにしへ佐保山とも黄金山とも呼べり、彼佐保山南陵聖武陵より見渡し同町方西北にあたれる地なり、今にも其石四個ありて犬石ともいふ、此犬石の地と羅艮峰と大奈閉山とはもとより別地なれば、前書に一にまがひてこの犬石も羅艮峰にありしよしにいはれたるは、土人の物がたりなどを打聴きに記せるものに依りて、其地理に悉しからざりしより起りたる誤にて、この犬石はかの奈保山東陵の羅艮峰にも大奈閉山の古墳にもさらにあづかれるものならず　以上

般若寺（ハンニャジ）

奈良坂の南に在り、寺邊を般若坂又般若野といふ　此寺太平記に、元弘元年、大塔宮親王軍難に遭ひ賊手を免れ玉ふと傳ふ所なり、又俗説聖武帝御願にて石塔を建てたまふといへど採るべからず、孝徳天皇御宇白雉五年曽我日向子臣の創建にして、後世重興したる者也

上宮聖徳法王帝説云、曽我日向子臣、字無邪志臣、難波長柄豐碕宮御宇天皇　孝徳之世、任筑紫太宰帥也、甲寅年十月、爲天皇不豫、起般若寺　三代實錄云、貞觀五年、般若寺山内十町、令制禁伐木、　元亨釋書云、延喜中觀賢開相州般若寺、又云、忍性敬講之餘、切于興復、叢衆緣通丈六文殊大士、今般若寺之像是也　平城坊目考云、般若寺は治承四年重衡に放火せられ、其後文永年中興正菩薩再興し、律宗と爲す、延德中又回祿して唯經藏楼門等を遺したり、寬文年中本堂を造り、元祿の比寺中十三重の石造經塔を修復したるに、金造釋迦佛一體露盤の中より現はれたり、其後故の如く之を收む、

般若坂（ハンニャザカ）

平家物語に、治承四年南部大衆七八千人奈良坂般若路二所の道を掘り切搔立逆茂木を引て待掛たる事見え、太平記には延元三年桃井直常般若坂に據り奥州國司北畠顯家を禦ぐ事を載す

般若野（ハンニャノ）

平城坊目考云、中世には刑場たり、今も居着癩人の住居と爲る、十八間戸の東に在り、保元物語に載たる左府頼長公の墓般若野五三昧大道より東入一町餘とあるは今東大寺北御門五劫院の東傍歟、墓は其東に在るべし　又云、笠卒都婆二基あり、一基は表に梵文八字を刻し側に諸行無常の四句偈あり、一基は表に梵文八字を刻し側に如來證涅槃の四句偈あり、營武因、亦是三間卒都婆也、盛衰記、解脱上人貞慶赴于東大寺、俊乘上人重源行于笠置寺、兩上人相遇平野、於三間卒都婆、而互告合靈夢と　天保年間奈良奉行梶野土佐守給人積井田忠友此塔の下方に文字を發見し、宋人伊元吉亡母追福の爲めに建たるを知る、東大寺法華堂前の石塔も此人の建てし者にて、建久年中の事也、陳和卿と俱に來朝したる人ならん、盛衰記の三間卒都婆即伊元吉の石塔にや同異詳ならず、頼長墓は北御門の東道の東トリガツボ田の西南畔と云ふ。（坊目遺考）

北山十八間戸（キタヤマジフハチケンド）

般若坂の東側の字なり、舊癩人の住宅にて忍性の阿閦寺を建てたる所也　坊目考云、北山阿閦寺は光明皇后造立の悲田院と相異なり、忍性律師の造營にして般若五三昧の地内なり、古石塔あり今分散す。忍性菩薩行狀略頌云、仁治元年、修悲田院濟乞丐、不堪步行𤺋癩人、自負送迎、創北山宿、戒現業、寬元元年先妣十三回、癩宿十八集千人、悉施飲食、勸戒齋、元亨釋書云、奈良坂有癩者、時忍性在西大寺憐之、曉到坂宅、負癩置店市、夕負歸舊舍、坊目考又云「宿者曰一臈、若癩婦令來入、則爲新婦、一臈之於妻、以故妻讓二臈、二臈三臈亦准之、讓於其次爲一と、十八宿者ありて癩者を收容したる謂なり

伴寺址（トモデラ）

一名永隆寺、伴大連の安麿其宅を捨て寺と爲しなり、故に伴寺と曰ふ、佐保川の上流東大寺の北に在り、今般若野の東に在て、安麿を佐保大納言と稱し壬申の亂に戰功あり、坊目遺考に云ふ、諸寺[illegible]舊記曰、往昔伴寺法師、當寺別當[illegible]、[illegible]於若草山下、而自洪[illegible]、[illegible]兩寺爭蜂起[illegible]、伴寺僧徒、歷若帥山羅路、白[illegible]下岩淵、小[illegible]寺大衆越於下道、而至當永隆寺、相互押[illegible]寺、令放火、兩寺同時回祿令滅亡也、其後有再興云々、傳見[illegible]法師之遺蹟、葬於若帥山西南林下、今云浄火坂是也、東大寺要錄曰、伴寺跡、當時東大寺爲三昧所、右[illegible]府頼朝石塔大馬頭義朝阿波民部卿、且藤本[illegible]等、俊乘上人重源石塔等先年在于念佛堂傍、元祿十六年移此於伴寺山墓所云、

中川寺址（ナカノカハデラ）

般若寺の東二十町、中之川村に在り、中之川は今東里村に屬す、相樂郡小田原淨瑠璃寺と國界を隔て相去る十町に過ぎず、或書に此寺長寬二年欽識の古鐘を載す　僧實範初め興福寺に居り相宗を學ぶ、唐招提寺に至り鑑眞和尚影堂に就き戒本を得て、遂に律を唱ふ、嘗忍辱山に在り採花に因て中川に至り境地の奇勝を見官に奏して伽藍を建て成身院と曰ふ是なり、戒法復世に興ると云々。（元亨釋書東國高僧傳）

奈良（ナラ）

奈良市は春日山の西麓にして、奈良坂其南方二十餘町を占め、寺社民宅田野村莊相錯雜す。今奈良縣廳此に在り、六千戸二萬三千口の數あり

平城坊目遺考云、今の奈良は舊平城左京の稗城内なり、本寺社の封戸にて奴婢仕官の宅居たり、遷都以来春日東大興福に依賴し吐田より南は興福寺に屬し、由留木より北西は東大寺に屬し、寺林より南西は悉元興寺に屬す、其餘は佐川の森田畑竹籔にて偏に田舍の如

し、度々の兵革寺社衰頽し自然町家居地となる、信長公秀吉公治世より寺領社領多く收有しより工商の住居軒を並べ繁昌しけるに、大和大納言秀長卿奈良氏戸三千四百石の屋地子運上させて家臣井上源五郎定利を町司に置き守護せらる、秀長卿逝亡の後郡山住居の工商此に來住す、是に於て竟に町家の繁盛町家建續きて國府となる、寛永十一甲戌年閏七月同家の家地子二千四百石餘地方屋子四百十一貫餘收免を賜り、奈良奉行を置かる　明治維新の初、諸寺社領封を奉還し借銀分散せるが爲め奈良の市區衰頽殊に甚く、家宅半は廢墟と爲る、近年稍舊態の色あるも、未だ舊に復せずと云ふ。

平城懷古　　梁　星巖

雲甍雙閣古神京、寧昔春風與雪旌、荊沼已荒槐柳合、
大廷何在藍畦平、[illegible]草[illegible]、[illegible]花[illegible]鶯、
行盡皆香山下路、流泉鳴珮最關情、

風雨望寧樂　　藤井竹外

半空瀧出兩浮圖、更有伽藍附九衢、十二帝陵低不見、
黑風白雨滿南都、

奈良七代七堂伽藍八重ざくら、　芭蕉

八宗をひとつに掃い落ち葉かな、　鳥醉

誰のぞく奈良のみやこの桐の畑、　千那

笈の小文云、灌佛の日は奈良にてここかしこに詣侍るに、鹿の子を産を見て、此日に於てをかしければ、

灌佛の日にうまれ逢ふ奈良のしか、　桃青

又舊友に分るとて

鹿の角まづひとふしのわかれかな、　桃青

しろ、候紅葉の外は奈良の町、　鬼貫

奈良は奈良晒漬瓜漬に法論味噌の名あるに止らず、工藝には彫刻[illegible]等[illegible]造像の要用あれば也、中にも晒布は最廣く世に行はる。産業事蹟云、奈良晒は明治維新の比奈良の市上に一年十萬匹と云ひ、近年は大に減ぜりとぞ、惟ふに奈良は永祿十年松永が兵燹に罹り、次て豊臣秀長郡山を治城となせしより奈良の市街衰頽し、商賈生計に困みしより業を織工に轉じ、或は近傍の生布を購ひ之を晒し、賣買せしに基せしならん、殊に寛永以來徳川氏大四時の衣服自ら定まりしより、奈良晒は禮服の料となり、其需用又一層多きを加へしを以て、明暦年中奈良奉行初めて尺幅檢査の法を施きたり、此に於て橋本町に生布判場即檢査所を置く、檢査の記錄によれば元文元年には生布二十一萬八千七百六匹幅狹布一萬二千百八十七匹、合二十三萬八百九十三匹、天保十三年には十一萬五千六百二十匹、明治元年には五萬二千百五十匹、同十五年には二萬二千二百匹なりと云ふ。

正倉院（シヤウサウヰン）

東大寺大佛殿の西南二町、碾磑（テンガイ）門の東に在り。天平勝寶八年孝謙天皇先考聖武の遺物を東大寺に納附し、校倉（アゼクラ）を建てゝ之を藏せしめらる、之を正倉院と曰ふ　本朝世紀に、康治元年鳥羽法皇東大寺勅封倉御覽の記事あり。平城の日遺芳云、和銅三年平城の地に遷都ありしより七代にして皇茲に都し玉ひ、桓武天皇延暦三年都を山城國に遷され、爾來此地の堂塔數回兵燹にかゝると雖、幸にして此正倉院のみ火災を免れ古器物を千百餘年の今日に遺し、本邦美術の淵源と賞讃せられ、世界無比の寶庫なり、間口二十間許奥行六間許、一棟三門の校倉にて三棱の材木を井桁の如く組建て、高八間半、[illegible]前に扉を設け中央に階段を置き瓦葺なり、俗三倉（ミツクラ）と云ふ、是也、御寶物は孝謙天皇皇太后光明太后が聖武先皇の冥福を祈らん爲め東大寺盧舍那佛に御愛翫品を獻納して後世に遺し給ふ所也、東大寺獻物帳に天平勝寶八年六月二十一日とあり、寶庫も此の時の御創建か、爾來寶庫の開閉は勅旨に依る、建久四年の開封修繕は源頼朝公の請ふ所なり、この時寶物を綱封倉に移し、明年三月竣功寶器還納、後乘坊重源上人寶庫の錫杖を請ひ勅旨にて與へ給ふ、正應元年十一月前攝政藤原道家公寶物拜覽を聽さる、元中二年八月將軍足利義滿公春日祠に詣で寶庫拜覽、寛正六年九月將軍足利義政公始めて蘭奢待及紅沈香を截る、天正二年三月勅使開封參議織田信長公拜覽を請ふ又信長公の請に由て蘭奢待を截る、慶長七年六月内大臣德川家康公寶庫修繕且寶器點檢を請ふ、明年二月同公大久保小場を發遣し寶器を油倉に移し修繕を加ふ、明治五年世古宮内少丞勅使と爲り寶器點檢の事あり、十七年正倉院を宮內省圖書寮に屬せしめられ十九年修繕を終へ門墻を改造す。

東大寺（トウダイジ）

今奈良市の東北部を占む、その寺域は西轟橋（トドロキハシ）大路に至り、東手向山（タムケヤマ）を籠め北般若野に至り南は春日社域に接す　本寺興立の初め大小の殿舍此間に布かれしも中世以降漸衰頽に就き、德川氏の時寺祿三千三百石ありしが近年に及び益振はず、唯金仙の大像以下貴重の造功の猶遺存する者ありて世に推稱せらる。聖武帝佛法興隆の至願を發したまひ諸國に國分寺を建てさせ給ひしが、天平十三年更に盧舍那大佛の造像を志し、十五年近江紫香樂宮に御し造像の詔を頒ち玉ふ、廿一年平城京東山に大像を鑄、三年にして莊嚴成る、實に天平勝寶四年也。大日本佛教史云、大像鑄造の着手は天平十九年九月、水鏡東鑑而て其成就は三年の後なり、一代要記濫觴抄を按ずるに八回の改鑄あり、天平十三年より算すれば前後九年を經、落慶の歲までには實に十二年に及ぶ、世に四聖建立の伽藍と云ふ、蓋本願聖武天皇、開基良辨僧正、勸進行基菩薩、導師菩提遷那を菩薩權化と四聖と爲す者也。（帝王編年記

砕石集　東大寺は創立以降齊衡年中に至り佛頭の自ら墜ちてこれを修理したる後、又二回の火災に會ふ、治承四年平氏の兵放火し大殿燒け佛頭墜れ、建久六年再興落慶あり後鳥羽天皇臨幸源頼朝臨場す僧重源勸進僧堂西幹事たり、永祿十年松永久秀放火、佛像は幾もなく、假に修補したれど殿舍なかりしを、元祿五年金佛をも重ねて修補し尋いでその屋宇を備へぬ、現寺域六萬坪華嚴宗の大本山也。

大佛殿(ダイブツデン)　東大寺の中堂也、中に金佛廬舍那を置く、殿堂は再度の火に罹り寶永中舊規の寸尺を減縮して之を建つ、其金佛は當初の頭首燬壞し後人の補修に係る　朝野群載云、鑄師柿本男玉高市眞國高市眞麿、大佛師國中麿、鑄料熟銅七十三萬九千五百六十斤、白鑞一萬二千六百斤、鍊金一萬四百卅兩、水銀五萬八千六百兩、成像結跏趺坐高五丈三尺五寸、面長一丈六尺廣九尺五寸、銅座高一丈徑六丈八尺、石座高八尺基周卅九丈五尺、大佛殿、二重十一間、高十二丈六尺、東西二十九丈、廣十七尺基砌七尺、○東鑑云、建久六年東大寺供養、法皇後白河　勅重源上人、去壽永二年令大宋國陳和卿、始奉鑄本佛御頭　坊目遺考云、永祿十年十月、松永三好戰爭の兵火に罹りたるを、當國福住　山邊郡福住　住人山田道安富財を抛て佛を修補す、然に大殿燒失後佛體雨露に曝され給ひし事百十餘年、龍松院公慶上人大殿再建の志願を發し、五代將軍綱吉公寶永元年再建あり。考古學會雜志云、現存の大佛は其頭首元祿五年の鑄造にして、右手は壽永二年の鑄造なり、其他所々に修補を加へたれば、天平創造のまゝなる所は、胴體の大部さ、蓮座の花片十餘枚に過ぎず。

元祿五年南都大佛供養記曰、佛御頭、永祿年中大殿燒失之時落、山田道安以銅板假修之、今寫其面容、鑄之、鑄物師沼津內蟠國重、宮本兵庫正次、佛御身內、以洪村上下縱橫支之、依傷損折漏、材木悉朽、今新修之、

抑この金銅佛造立の當時を回想するに、天平勝寶元年陸奥の貢金を以て之に塗抹せられしも今の數度の災厄を經ければ自然たる色澤わづかに其國光を辨ふべきのみ、銅座蓮瓣にも三千大千世界の刻圖あり其四十八片中數片は尙天平の舊を存じ彫鏤觀るべし　又堂前の銅燈籠は大佛同功の作にして、柱に刻文あり、鑞和寬文兩度に修補す　東大寺銅板詔書、菩薩戒弟子沙彌勝滿稽首十方三世諸佛法僧、去天平十三年歲次辛巳、朕發願偁、廣爲蒼生遍求景福、天下諸國各令敬造金光明四天王護國之僧寺、施封五十戸水田十町、又於其寺造七重塔一區、又造法華滅罪之尼寺、施水田十町、所冀天地神祇共相和順、恆將福慶永護國家、開闢已降先帝尊靈、長幸珠林同遊寶刹者、今以天平勝寶五年正月莊嚴已畢、施封五千戸、水田一萬町云々　（以上節略）

鐘樓　大佛殿の東北に在り、近年特別保護を加へらる、一間四方單層屋根入母屋本瓦葺　天平勝寶四年鑄成の梵鐘　口高一丈三尺六寸徑九尺一寸厚八寸、其資料熟銅十萬二千斤とぞ、扶桑略記に見ゆ、現在の鐘は延應元己亥年再鑄の銘あり。

尊勝院(ソンショウイン)　大佛殿の北に在り、村上帝の勅旨に因り大僧都光智開基、智は東大寺所傳の華嚴教を發揚し特に尊勝院を開き一宗の本處と爲す、其徒弟分れて東大寺高山寺（北京）の二相承と爲り、法脈を後に傳ふ

講堂址　扶桑略記に據れば大殿側に講堂廚房食堂等あり今皆亡ぶ、坊目遺考云、講堂址は大殿の後に礎あり、天平勝寶中の建立、本尊五丈の觀音なりしが、永祿十年の兵火に滅亡す。

大塔址　朝野群載云、大塔二基、並七重、東塔高二十三丈八寸、西塔二十三丈六尺七寸　坊目遺考云、兩塔は天平勝寶五年造立、治承四年回祿、建治元年に再興延文五年雷火

二月堂(ニグワツダウ)　東大寺二世實忠開基、大佛殿東北四町、毎年二月法會あり、本名羂索院と云ふ、治承の兵火を免れ寬文七年回祿し九年再造す、西向して高地に倚り佳景なり、北に長廊を架す。

遠敷(ヲニフ)祠并に若狹井は堂側に在り　元亨釋書云、實忠、良辨之徒也、嘗遊攝州難波津、獲十一面大悲像、長七寸（鍋閼加器）供羂索院安之、忠每歲二月對像修悔過、始天平勝寶ゟ大同四年、俗號二月法、于今不絕、初忠修法時、若州遠敷明神、託曰獻閼伽水、忽涌甘泉

(金鐘寺)

三月堂(サングワツダウ)　法華堂なり、明治卅一年堂構佛像ともに、特別保護法に與かる、桁行五間梁間八間禮堂中堂本堂を連合して一構をなす、瓦葺也　佛像は本尊不空羂索觀音立像一軀脇侍の像二軀四天王乾漆立像四軀を[illegible]と爲し不動辨天地藏吉祥等の像あり、後面に執金剛神を祀る、本堂一に金鐘寺(コンシヤウ)と曰ふ、釋書の金熟に同じ蓋良辨の一字にして、本堂は東大寺に先たち造立し天平五年と稱す、拾芥抄に東大寺千手觀音道基上人とあるは、今の本尊なるべし　釋書云、添上郡有寺曰金熟、優婆塞金熟居焉、故名之、持一執金剛像、以繩繫脛捉之、念修晝夜不休、一夜像脛放光照宮、聖武天皇驚怪、勅尋光至此、中使見聞、乃召金熟問、欲求何事、奏曰求得度、勅許之、四時供給、時人號金熟菩薩、天皇亦以此地爲勝區、鑄大像　三月堂の西に四月堂あり、治安三年の造營本尊普賢菩薩なり。

千手院(センジユ)　三月堂の乾に在り、初め當院は若草山千手谷に在り、元祿年中此に移す、當院の住僧鍛工を善くする者あり、堀河天皇御宇に千手院行信始て長刀を造り、爾後數世其業を傳へ、千手鍛冶と稱す

東南院(トウナンヰン)　大佛殿の南に在り、東大寺々務の住房と爲

(南大門)

す、古教三輪の法脈を傳へ世々尊勝院と相並び幹事たり。諸門跡譜云、南都東大寺東南院、開基聖寶尊師、葛野王息也、十六歳投元興寺僧都得度、學三論于元興寺願曉及圓宗、受唯識于東大寺平仁、又華嚴于同寺玄榮、延喜九寂七十八

南大門(ナンダイモン)は大佛殿の正門なり、五間三戸樓門造瓦葺、特別保護法に與る。正治元年再造、力士は佛工運慶快慶の刀に成る。又石造獅子一雙あり、行基の作と傳ふ、實は建久年中宋人陳和卿の徒の作なり

水門(スイモン)は南大門の西北を云ふ、今門亡び地字と爲る、水谷(ミツヤカハ)川の流之を過ぎ、佐保川へ入る。東大寺要録云、嘉吉元年、自興福寺押寄令破却西室坊、言語同斷惡行儀也、又嘉吉二年彼坊築地相殘を繼添る處、又自興福寺令下知七鄕人、皆悉打こほし了、文安四年相當春日社造替之間、可相懸當鄕棟別之由有其沙汰、寺中構要害、九月十四日未明寄來、國分門の扉を伐破り亂入、南大門同切破責入、寺中打死の僧五人、凡一寺頓滅兩宗離散、中々不及記之。

西大門址は水門の北にして雲井(クモヰ)坂に在り、坊目遺考云、西大門は國分(コクブ)門とも云、金光明四天王護國之寺と題額し本州の國分寺たるが故也、門廢し額は本寺に存す。景淸(カゲキヨモン)門は正倉院尊勝院の西に在り、門前の民家八町を手貝(テガイ)と曰ふ、坊目考云、華嚴僧正七大寺巡禮記曰、天平之朝、瑪瑙幌礎在東大寺食堂厨屋、是高麗國所貢也、謂其西門曰幌礎、東鑑曰、建久六年、陳和卿鞍一口、爲手搔會之移鞍、此地は永祿十年松永三好合戰のみぎり坊舍悉焦土となり、後町家と爲る、俗に景淸門と云、建久六年大佛供養の時惡七兵衞景淸此門に隱れ頼朝公を窺ひ秩父重忠に搦取られしと、強ち妄說とも云ひ難し、謙倉志は此門本平家物語を引て之を證せり、又謠曲に作るも是によるものなり。按ずるに幌礎門前の西路

(幌礎)

は法華寺西大寺に直達す、是平城京一條南路の舊線なり、又南方雲井坂より春日大鳥居を經て紀寺へ通ずるは左京六坊大路の舊線なり

雜司(ザフシ) 正倉院尊勝院の北を雜司と字す、寺家雜司の宅の謂あり、北門あり、所なれば亦北御門(キタミカド)と稱す

戒壇院(カイダンヰン)

大佛殿の西二町、水門の北岡上に在り、安置の四天王は着色塑像四軀、近年國寶簿に登錄せらる 戒壇は聖武天皇唐僧鑑眞を請じ創立あり、後世再三火に罹り享保十六年江戶靈雲寺慧光の再興する者今の構造是也、堂中土壇三層高八尺東西五間南北四間、本邦最舊唯一の芳趾と爲す 鑑眞東征傳云、天平勝寶六年入京、詔曰、大德和上遠涉滄波、來投此國、誠副朕意、朕造東大寺經十餘年、欲立戒壇傳受戒律、自今以後一任大和上。釋書云、鑑眞館東大寺、奉勅於大殿西構戒壇院、上皇(聖武)受菩薩戒、皇帝(孝謙)皇太后(光明)以下同受、又云、空海延曆十有四年、登東大寺壇受具足戒、乃佛前誓曰、三乘十二部我心有疑未能決擇、願垂加祐示我正法、夢中有人告曰、有大經卷名大毗盧遮那神變加持、是眞秘法也、後尋求諸所、適於久米道場得此經。七大寺巡禮記云、戒壇院、南向五間四面、安六尺金銅塔、(高一丈五尺許)置壇上中心、是受戒會本尊也、壇下埋聖武天皇御骨、天天竺祇園精舍戒壇、埋釋迦佛鬚爪、准彼例 日本紀略云、昌泰二年十一月、太上法皇(宇多)於東大寺、登壇受戒、令右大辨紀長谷雄作戒牒文。寬和二年圓融上皇御受戒の次第は專著あり、後世に傳ふ、記事詳備也、其後は鳥羽後白河兩皇の登壇あり、鳥羽法皇の記事は本朝世紀に見ゆ 圓融院御受戒記云、寬和二年三月、自仁和寺御車、到東大寺、於西面中門外、下御車、門內東南二丈許、有一堆處、持部所舖小筵一枚、其上供御半疊、法皇着之、向巽三禮、觀者攬涙詢之、長老曰、本願聖主禮寺護法之定也、(中略)法華經寺內、泊于大炊屋、米十五石一甑炊之、數十人用櫂攪之、爲饒飯飩、以樋引於洗飯也、侍臣曰偉哉大哉、此寺草創之後、堂閣屋舍、頹毀有年矣、今僧正寬朝自爲別當、以致修繕、土木之功涓故、捨草之飾知新 本朝世紀云、康治元年、法皇從白河殿御幸宇治、小松殿下向東大寺、着御西中門前、(號礒礎)脫御車即下、御門中堂巽角有一堆、號禮拜臺、其上舖小筵、昔本願聖武天皇、於此臺上、遙拜大佛相、次圓融法皇亦如此、今日同幸戒壇、自西廊北脇門入御、次和尙(二品覺法々親王)等着袈裟、法皇入御堂內、沙彌戒與、御手持衣鉢、登壇、就中央銅塔、作法如常、

南都客中　　　　　　　　　蟾　　蜍

客路花飛事遠人、蓊雲喬木故都春、荒陸草棘衣冠盡、祇有金僊閱劫塵、

むしほしや錫の僧訪ふ東大寺、　　　　　蕪　　村

二月堂

水とりやこもりの僧の沓の音、　　　　　芭　　蕉

南大門たてこまれてや鹿の聲、　　　　　正　　秀

大佛の眠るものならおぼろ月、　　　　　鳥　　醉

手向山八幡宮(タムケヤマハチマン)

東大寺の東五町に在り、即東大寺の鎭守神にして聖武天皇の御願、宇佐より遷奉る。初め天皇造佛の發願ありしに八幡神々教あり禰宜大神杜女主神大神田麿之を奏す、乃之を迎來り平城に宮殿を梨原(ナシハラ)に設け、尋で天皇神輿と俱に東大寺に行幸し大佛を拜し、終に寺中に奉祀す、天平勝寶元年十二月とす、左大臣橘諸兄宣命を傳へて曰く、

天皇が御命にませまをしたまへと申さく去辰年河內國大縣郡の知識寺に坐る盧遮那佛を禮奉て則朕も造り奉らんと思とも得成さゞりし間に豐前國宇佐郡に坐す廣幡大神の勅はく神我天神地祇を率いさなひて

必成奉らむ事たゞにあらず銅の湯を水と爲し我身をも草木土に交えて障る事なく爲さむと勅たまひながら成りぬれば誠に貴み念ほしめす云々。（續日本紀）

永仁二年東大寺衆徒朝廷に訴ふる所あり、神輿を奉じて京に入る、此後しば〳〵此事ありて公家を驚かしめき。近年之を手向山社と稱するは手向山其東にあるを以て也。

(鶯山)

若草山(ワカクサヤマ)

東大寺の東にあり、春日山の北尾の一嶺なり、又手向(タムケ)山とも曰ふ、古名鶯山(ウクヒスヤマ)なり、小芝生の山にして翠黛を作す如く、恰も小潤描なり、春燒の實殊に雅趣あく、宛然たる十佳家の圖様也。

今も猶聲やこもれる春日野の若草山にうぐひすの鳴く。（夫木集）　中務卿親王

鶯の春になるらし春日山かすみたなびく夜目に見れども、（萬葉集）

すたつともみえぬものから鶯の山のいろ〳〵ふみも見るかな、（うつほ物語）

類字名所外集云、うつぼ物語の梅花笠の段は、藤氏の大臣春日詣して人々題を得てよめるなれば、其鶯山は春日に在りと知らる

鶯山に古墳あり鶯塚と云ふ、或は之を以て大山守皇子の墓と爲す　坊目考云、在原業平、平城京より奈良へ女をぬすみ具しける程に、之を取返さんとて尋ねられしに女の歌に、

むさし野はけふはな焼きそ若草のつまもこもれり我もこもれり、

此歌伊勢物語には武藏野といひ古今集には春日野に作る、歌の意を考ふるに當時此野山を春燒したる事明なり、又若草の山名は此歌に因みしたるなり、此山往古より毎年春の此火を燒くを例とす、近代には奈良奉行

所の道は東大寺と興福寺役僧立會し燒く事とす。春日野に手向山八幡宮以南を稱す、[illegible]

飯盛(イヒモリ)山は若草山の高處飯を盛りたる狀あれば名づく

續日本紀云、寶龜元年、破却西大寺東塔心礎、其石大方一丈餘、厚九尺、東大寺以東飯盛之石也。

(梨原)

内侍原(ナイシハラ)

今奈良に屬し内侍原町と云ふ、平城京二條大路に當る　坊目考云、東大寺八幡の行宮古跡あり、續日本紀、天平勝寶元年、迎八幡神於平群郡、是日入京、即於宮南梨原宮、造新殿以爲神宮、請僧四十口悔過七日と、後歷代春日祭勅使着御の地なり、又昔、昔春日祭勅使は中は途より相樂郡を經て法華寺道に來り、奈良の前を過て二條大路より當所に着、休息の間なり、續日本紀にある梨原神宮とあるは今の奈良内侍原にあらざるべし　太平記に元弘元年内侍原法眼は武家方に與し、大塔宮を般若寺に襲ひたる事見ゆ、孰れか一の寺同なるべし。○正平六年正月、直義入道は八幡山に陣取り諸方の合圖をまたれけるうち、知久四郎右衛門尉に千五百餘騎をさして内侍原法眼好専を殺して登るべしと下知せらる、好専は去年直義入道都を落たりし時おのが家に隱し置まゐらせしかど、直義專好を疑ひ辱ひこゝを忍び出給ひし事あるにより、今は八幡山に至り直義入道に陳謝せばやとおもひし所に、天亡の期や至りけん終に殺されける は不便なりける事どもなり。（天正本太平記）

奈良奉行所址(ナラブギヤウショ)

東大寺國分門の西四町に在り、德川氏の時奉行職（一員）を置き與力七騎同心三十人を屬せしめ、幕府直轄の市政を布きたり、明治元年停廢す　慶長五年大久保長安初任以來の事とすと云へり、

(包永)

包永(カネナガ)は今町名と爲る、奈良劍工の家名なり、初代包永は弘安比の人なり手搔(テガイ)門の西に居るを以て手搔包永と稱す、二代平四郎包永以下代々名匠の與あり。

春日郷

今名なし、添上郡春日村[illegible]、南部なる紀寺紀高畠佐保等に係る、[illegible]中なりけん

(備香)

冠辭考云、日本書紀(武烈卷)に播磨比能(ハルヒノ)[illegible]の句あり、又萬葉集に春日を春日山の句あり、此は春日の霞むと云ひかけて、文字春日とも書けり、古事記[illegible]云、開化紀に遷都于春日、春日率川宮と[illegible]、又書紀に播磨比能[illegible]などあり、此地名の起り專姓氏錄に見えたると疑はし、其副に春日氏の先祖仁德天皇の御代に糟を以て垣にせしに因て糟垣臣と號たまへるを後に春日臣に改むとあり、然れども此より先[illegible]紀に既に春日縣主あり、古事記に孝昭天皇の御子天押帶日子命春日臣の祖也とあれども、春日もとより正しく地名なるべしと云々

春日山(カスガヤマ)

春日郷の東に峙ち一邑の主山なり、古より神靈の宅と爲し殿に伐採を禁じ御笠山(ミカサヤマ)と稱す、一山の雲樹として植住色あり、抽海凡五[illegible]米突、奈良町凡八（米突）北は若草山南は高圓山左右に擁侍する者の如し　續日本後紀云、承和八年、命使國郡司、禁春日大神々山内狩獵伐木

物おもひかくろひ居りて今日見れば春日の山は色づきにけり、（萬葉集）

又萬葉集に長歌「春日(ハルヒ)を春日(カスガ)の山の高座(タカクラ)の御笠の山に」とあるは、春日山の西峯（今春日大宮東嶺なり）を特に御笠と名づけし歟

三笠山(ミカサヤマ)

顯注密勘云、春日山に三笠山とてひき下りて小き山に春日社おはします、春日山は總名なり、三笠山は別名也、冠辭考云、萬葉集に高按(タカクラ)の三笠山とあるは、即位朝賀の時たゞ大極殿に御座を飾て天皇のおはしますに御高座あれば御笠山は此語を冠らせたり、又「大王(オホキミ)の御笠山」「君の服(ミケシ)三笠山」とあるは日蓋の

意なるべし。今按ふに此山笠もて覆ふがごとき狀あれば原名は起れるならん、中世三笠山と云ふ名を近衛大將の別號とす、八雲御抄後頼秘抄等に見ゆ、是はいかなる故にや。

青うな原ふりさけ見れは春日なるみかさの山に出し月かも、（土佐日記）　阿倍仲麿

名のみして山はみかさもなかりけり朝日夕日のさすを云かも、（拾遺集）　紀貫之

三笠山下有懐阿倍仲麿　梁星巖

風華想見晁常侍、皇國諸生唐客卿、山色依然三笠在、一輪明月古今情、

歌人は居なから入唐す　鬼貫

秋の月人の國までひかりけり

羽買(ハカヒ)山詳ならず、翼の義なれば、春日山左右の一峯なるべし、萬葉集に見ゆ、

春日なる羽買の山ゆ猿帆(サホ)の内へ鳴き往くなるはたが喚子鳥

香山(カウセン)

春日山の南半腹に在り、舊香山寺天地院に在り、故に今尚其字存し、延喜式鳴雷(ナルイカヅチ)社あり、岩井川の源は此山より發す、此香山は古名香(カ)山ならん、神代卷(カミ)に香土神鳴雷神など云ふ名あり想ふべし、鳴雷社今神鳴(ナリ)宮と呼ぶ

香山寺址(カウセンジ)

坊目遺考云、今春日水谷(ミヅヤ)社の水船銘に曰く西堂金長尾水船文和二年三月日置云々と、此は香山寺の遺物ならん、香山寺跡は春日山の絶頂より南に在り、天喜五年燒亡す、天平勝寶の古圖に春日山頂の巽、岩井川水源の上に香山堂を記す、今も坂道に石佛敗瓦の遺りたるあり　續日本紀云、天平勝寶元年五月、勅崇福寺香山藥師寺建興寺法華寺、四寺各施二百疋。大和志云、天地院在八幡山東、一名上堂又銀堂今亡。扶桑略記云、治安三年十月十八日、入道前大相國（道長）

（天地院銀堂址）

禮日本第一大佛、又寺内東去五六町山上有堂、謂之銀堂、堂中安銀丈六盧舍那佛像、破損殊甚、銀像過半爲賊竊取云々。

春日率川宮址(カスガイサガハノミヤ)

開化天皇の皇居なり、古事記伊邪河宮に作り、日本書紀に「遷都於春日之地是謂率川宮」とある是也、坊目遺考云、春日野々田の東端浮雲(ウキクモ)宮の邊より南は率川に近き所まで皆舊址の跡にて、後世春日大宮又四恩院等の境域と爲り、地相變更したり、按ずるに率川宮址は野田の東なり、率川陵は油坂に在りて相去る事十八町に及ぶ、書紀通證は和漢三才圖會に據り、率川社即皇居と爲せり。

（伊那河宮址）

能登(ノト)川は率川の別名、春日社邊より出で、高畠紀寺を過ぎ猿澤池に入る

能登川のみなそこ並(ナヘ)に照るまでに三笠の山は咲にけるかも、萬葉集

水谷川(ミヅヤ)

宜寸川(ヨシキカハ)と稱す、春日神宮の北界を流れ東大寺の南を過ぎ末は佐保川へ注ぐ、

わきもこに衣借香(カスカ)の宜寸河よしもあらぬかいもか目を見む、萬葉集

春日神社(カスガ)

春日山の下に在り、社殿南面し本殿井殿樓門前殿等廻廊を繞り一區を爲す、延喜式に春日祭神四座とある者是なり、藤原氏の氏神にして興福寺の鎭守たり、現在の殿宇は慶長十七年修造す、明治四年官幣大社に列す。春日若宮は長保五年本殿二三之間に現れたまひ、長承四年別殿を建し之に鎭座す　坊目遺考　酒殿(サカドノ)は祭時釀酒の處なり、續日本紀「天平勝寶二年、行幸春日酒殿」とあるも此歟　拜殿の歌仙色紙は後光明帝宸筆を加へ玉ふ者とす、又社藏の後樂舞衣中に稀世の名物あり、又刻像の佳なる者は天燈鬼龍燈鬼二軀あり。

神祇志料云、春日祭神(カスガニマツルカミ)四座、今春日郷三笠山の麓にあり、大和志和爾雅國華萬葉記　第一殿常陸鹿島(カシマ)に坐健甕槌(タケミカツチノ)命、第二殿下總香取(カトリ)に坐伊波比主(イハヒヌシ)命、第三殿河内枚岡に坐天兒屋根(アマツコヤネ)命、第四殿比賣(ヒメ)神を祀る、文德實錄延喜式帝王編年記

按、編年記比賣神は伊勢相殿にして伊勢大神宮より遷御といひ、神名秘書之を誉幡手々姫とするを以て後世遂に伊勢大神を配せ祭ると云ふに至れり、然れど文德實錄延喜式に正しく比賣神とのみあるに據れば若天兒屋根命の比賣神にして、伊勢相殿の神にあらざる事著し、

初元明天皇和銅二年、右大臣藤原不比等、官姓據續日本紀　鹿島神を氏神と崇め、天皇皇居の御新に近く春日の三笠山に移し奉り、地名に依て春日神と申す、（大鏡及舊事中臣氏文字類鈔）

按、編年記春日驗記氏神記等の書並に神護景雲二年を以て始とせしつれど、天平十二年大中臣清麿此神を攝津國久山に移祭る事雜例集字類鈔に見えて、神護元年封戸を寄せ由、新抄格勅符に載たる者と合はず、故に今之を取らず、

稱德天皇神護元年鹿島社の二十戸を割て之を寄し、新抄格勅符　神護景雲二年十一月春日神殿造り畢るを以て香取神枚岡神比賣神を合祭り、春日四所明神と云ふ、帝王編年記一代要記大鏡裏書春日驗記色葉字類鈔、

神殿造畢據春日社記諸神記

按、和銅中既に氏神を祭る時神殿ありし事著きを後三座を配祭るに就て殊に改造ありしなるべし、宇佐託宣集に引春日社注進狀に左大臣藤原永手春日大明神を三笠山に勸請するを云るは三座の神を祭りし事にやあらむ、附て後考を俟つ、

其後外戚の權甚盛なるに及て春日神社も顯れ、延暦二

十年常陸國鹿島上總國鹿島神封の調庸布千四百端庸六百斤紙六百帖を毎年の祭料に充て、前に割く所の二十戸を鹿島に還し納め、舊格勅符、嘉祥三年建御賀豆智神伊波比主命を正一位に陞せ、根命を從一位、比賣神を正四位に叙せらる、文徳實錄 貞觀元年正月丙申祭を行ふ此より二月十一月申日を以て恒例とす、三代實錄○儀式、一條天皇永祚元年行幸あり、春日御詣其に始る、兵範記日本紀略 寛治の比より興福寺僧徒動もすれば神民數千人を率て榊神木に鏡を懸け春日神體と稱へて京に入り事を訴へ、其暴横尤甚し、本朝世紀百練抄○當藤原氏春日神を崇めしより齋女を置き皇室の齋院あるに擬へ、神寶を富し祭料を豐にし多き事亦伊勢大神宮を除く外天下諸社比すべき者なし、中葉以來關白の品に公卿上官多く之に從ふ、儀衛の盛なる又知るべきのみ、其祭式賀茂祭に異なることなし、延武以後稍衰ふ、本社の神人大中臣中臣二氏あり、中臣は中臣殖栗連時風秀行の裔にして、其族修行正預神宮預等に任され大中臣の族は神主に任さると云、近代神官凡百七十餘戸あり。(以上)

春日の鹿と燈籠とは諸人の奇談と爲す所なり、鹿は古より神使と號し之を愛護するを常とし、今圍を設けて之を飼養す、燈籠は石燈凡一千八百基春日野登大路より社前路傍に配置す、銅製の者之に雜る、掛燈は本社內に吊垂す銅鐵種々あり、凡一千其形狀亦一ならず中に鐵製文龜三年の銘ある者、銅製には元亨三年康曆二年等を最舊と爲す。

春日は攝關家の氏神にして、中世八幡は武家幕府の崇奉厚かりしより此二神を以て伊勢大神宮に亞等せしめ三社の稱あり、春日驗記に此權現は慈悲萬行菩薩と自稱したまへる由の託宣あり、貞治四年足利義詮春日社造替に際し海內諸國に令し棟別拾文の課錢を發したる如き亦其權威を見るべし、說文書本社に現存すと等定料覽志 坊目考云、奈良は往昔七鄕に分ち刀禰七人ありて此法を沙汰し、春日供奉人と稱する事不審なり、官の僧寄七鄕記を按ずるに享祿中興福寺衆徒武稲以下七人各分七鄕掌人夫傳馬等とあり、刀禰は此末孫歟、南都の衆動もすれば春日供奉人の裔と稱するも是れ今を見て古を知らず、抑春日神は神護景雲二年に來りましゝと雖も其時僧徒微なり、清和天皇貞觀以後やゝ威嚴なり、往時東大寺八幡大神は殊に莊嚴にして其委は國史に見ゆ、後世東大寺八幡衰へ其供奉奴婢の族も皆春日に屬せるがごとし 坊目遺考云、餅飯殿町を大宿所(オホヤドリ)と云、古書に曰く當所其先號鏡島鄕、其後鬮進餅飯供御於春日興福寺名餅飯殿、所謂遍昭院是也、春日若宮御祭禮保延二年始行之、至建武年天下爭亂以來大和侍盛威、而或衆行興福寺衆徒春日祭禮願主等、若事竟若宮祭禮弓馬料米等神物、悉爲大和武士下知者、於此以當遍昭院爲大和武士神事齋場、號大宿所、然慶長年中十市筒井等大家自滅亡、大和武士悉衰微、而末裔僅令相續云今、每年祭禮勤仕不怠云々 坊目考又云、春日祭の時大宿所に雉子兎狸鹿酒等を調へ春日の大宮へ献ず、此掛物並に假殿用材は寛文八年江戸公儀より制令あり、假屋材木并雉子二百狸二百二十兎二百二十は先規の如く毎歲大和一國中に之を勤仕すべしと。

榎本社(エノモト)は春日本社の東に在り、春日山地主神と曰ふ、神祇志料云、天平勝寶八歲東大寺圖に御蓋山の下に神地と云所あり、當時未だ四座神を祭らず、然らば謂はゆる神地は即地主社にて、延喜式春日神社なること明けし。

天乃石吸神社(アメノイハスヒ)は延喜式に列す、神祇志料云、春日本社の巽に在り春日攝社四所の一なり。

浮雲社は春日の攝社にして鹿島神垂跡の地と云、或はふなり、延喜式大和國日向神社に充つ、

鹿島より鹿に乘りて春日なる三笠のやまにうきくもの宮、　春日社抄

或云、日向は東と同訓にして鹿島は東國より大和に垂跡したまふを以て此名あるか、又云、宮本に日向八綱田を祭るか、姓氏錄に日向八綱田命とあり

春日野(カスガノ)

興福寺東なる大鳥居より以東、東大寺以南の平岡を春日野と爲す 其南方低地を高畠と云ふ、春日神官の宅多し

春日野に朝居る雲のしくしくにわれは戀まず月に日にけに、萬葉集　大伴像見

春日野の雲間を分て生出る草の葉つかに見えし君はも、古今集　壬生忠岑

(武藏野)

武藏野は春日野の別名なり、武藏塚あるを以てなり

武藏野はけふはな燒きそ若草のつまもこもれり我もこもれり、伊勢物語

武藏塚は登大路(春日社道)と東大寺南大門路の十字辻の艮に在り、小玉塚と云者もあり。

飛火野(トブヒ)　飛火は烽燧なり、續紀和銅五年始置大和國春日烽火以通平城これなり、烽人を野守(ノモリ)と呼べり

かすが野のとぶひの野守出てゝ見よ今幾かありて若菜つみてん、古今集

奈良博物館

本館は春日野大鳥居北東に在り、近年の創置にて洋式の建築なり、大倭古京の美術妙技を蒐集して其保存を謀り且公益を起さんが爲めに計畫せらる、東京京都と并せて三所の其一館なり

興福寺(コウフク)

奈良市の中央に在り、即ち平城左京三條七坊にあたる、藤原氏の氏寺にして、大織冠鎌

足創建、初め山背國山科の陶原に在り、故に山階寺とも云へり、齊明帝三年歲次丁巳の事と爲す、天武帝元年歲次壬申之を大倭國飛鳥の廐坂に移し法光寺と號す、元明帝平城遷都に及び鎌足の子不比等和銅三年更に春日に移す、乃興福寺と改稱す、續紀興福寺僧の仁明天皇四十の御賀を申す詞に「旅人に宿春日なる山階の佛舉」とつゝけたり。鎌足嘗て疾あり維摩經講會を修して愈ゆ、因て陶原宅を捨てゝ精舍と爲し、銀造長二寸の釋迦佛を奉す、後之を丈六像の首に納め興福寺本尊と爲し、又維摩會を恒例の大修法と爲す。(帝王編年記扶桑略記伊呂波字類抄興福寺緣起史徵)延喜式云、凡興福寺維摩會施料、調綿六百屯毎年送彼寺會、十月十日始十六日終、其聽衆僧綱商定、先經藤原氏長者定之

興福寺は慈訓法師寺以降法相宗を奉し、今法隆藥師二寺と并び三大本山たり、此の法相は南都六宗中勢力卓絶の教門なりしか、近世藤氏衰へ寺門振はざるより宗門漸悩み、戰國の末世に至り兵亂以後愈衰弊す、明治維新に及び春日神社を本寺より分離せしめ、寺祿三千餘石を收公し僧侶を還俗せしも、其僧侶は大乘一乘の兩門跡以下、塔頭諸坊院家と稱したりしの住持大略京師公家(堂上方と稱したり)の子弟なりしを以て、特恩を以て華族に列せしめられ、後松園(大乘院 水谷川(一乘院)以下二十餘家に子爵を賜ふ、今俗云ふ所の還俗華族是なり、而て本寺の廢頽此際を以て極まり殆ご墟土と爲る、十數年を經て再興の議起り、幸にして全滅の厄運を免ると雖、舊觀目十が一をたつに過ぎす、土人云、五重大塔の如き 時銅鐵商の手に歸し無風の日を相し將に一炬に附して崩壞せられ其金屬具を灰中に收めんとせし事ありと 坊目遺考云、興福寺明治維新の際僧侶還俗し 春日社へ奉仕するに當り、傳來の佛像經卷古書畫頗多く散失し、食堂を破却し門垣を撤去し、官衙公園を置かれたり、甚さは金堂を掃除して廳舍(郡縣出張所)に充てられしこと數年實に歎ずべき限なりき、近年藤氏の華族相謀り興福會を起し寺門維持の途を求め、明治二十一年金堂を復し莊嚴を加へ諸佛を還置す 佛像の事は各堂に見ゆ、古書畫の稀品は二天王像絹本掛軸二幅、慈恩大師像絹本掛幅一幅、(以上國寶)住吉慶恩筆法相秘事圖繪等尙存す 集古十種に當時勸善院神輿四年鑄鐘の銘を載す)

中世以降本寺々務は大乘一乘の二院交代之に任じたりしが、爭論しば／＼起り、德川幕府の裁斷を請へる事あり、明治維新兩院廢滅す 元亨釋書云、慈訓初與興福寺玄昉二師、學法相、後入唐謁賢首國師法藏、稟華嚴深旨、歸來付良辨、建賢首宗、稱德帝貴之爲僧都、寶字元年爲興福寺寺務、此職自訓始 續日本紀云、天平寶字元年、紫微內相藤原朝臣仲麻呂言、緬尋古記、淡海大津宮御宇皇帝、(天智)天縱聖君、聰明睿主、考正制度、創立章程、于時功田一百町賜臣曾祖藤原內大臣、(鎌足)褒勵壹匡宇內之績、世々不絕、傳至于今、今有山階寺維摩會者、是內大臣之所起也、伏願以此功田永施其寺、助維摩會、彌令興隆、遂令內大臣之洪業、與天地而長傳、勅報曰、宜告所司令施行。

西金堂は今本寺大殿と爲す者是也、即藤原不比等及光明皇后造立の所にして現在殿宇は文政二年再修に係る 本尊釋迦如來(長半丈六)脇士藥王上藥王を安置す、其中彌勒菩薩(木造座像 六頭(木像座像)四天王(立像四躯)無盡長妙幢世親無著等の諸像あり、是等は平城朝の古製に非すと雖、藤氏の盛時儀軌に因り技術を盡し 造進せる者也、又板面に刻める十二神將十二枚あり、頗る古様の製とぞ、其他々高き洞[illegible]原設ありて唐國の將來品とす 元亨釋書云、和銅三年、藤公不比等營興福寺大殿、其像寺大織冠蘇我入鹿時、所誓刻之丈六釋迦及二菩薩也、又云、光明皇后、天平六年、爲先妣橘氏於興福寺、建西金堂安釋迦十弟子神王等像、莊嚴妙絕。

南大門址 西金堂の南に在り、享保二年燒失後再營なし 往時は毎年二月此に散樂を興行す、薪能の神事と稱す。坊目遺考云、薪能は弘仁十二年兩金堂に花を餝り舞樂を爲し擁護神に供養し夜を以て甚に繼ぎ薪を焚きたるに起因し、後に大門に於て此修事あり、寛文二年幕府制令あり今春寶生金剛三座の猿樂に命じ、料米毎年五百石を給せられき 按ずるに奈良猿樂は古の伎樂の流にして、興福寺の盛なるや其寺戶猶其技を傳ふ、竹田氏信(法名禪竹)其業を繼ぎ能樂謠曲を改作し一家を成し金春大夫と稱す、其弟分れて寶生金剛と爲る 坊目考云、金春氏は高天町に住し祿五百石を賜はる、或は竹田氏又圓滿井座と號す、其祖先は山城狛里に住す、織田信長治世の時より奈良に徙居す、竹田氏信は服部清次(觀世大夫祖)と同時の人也、其女を觀世元淸に嫁す、并に足利義滿治世の比とす。(舊門の金剛密迹力士二軀(佛師康運作)寺中に藏す)

東金堂は西金堂の東南二町に在り、神龜三年聖武天皇元正太上皇の爲めに病を祈り藥師堂を建つと云者即是也。(帝王編年記元亨釋書)今の堂宇は應永二十二年重興す、七間四面單層屋根四注本瓦葺明治卅一年五重塔と同く特別保護法に與る 本尊金銅藥師如來は應永の改鑄なれど古容を模したる者歟、又往時は新羅國の貢佛此に在りき、釋書云、敏達帝八年、新羅國貢釋迦像、日本書紀曰、新羅[illegible]獻佛像等 上宮太子奏曰、此像[illegible]、則招福緣壽、帝聞之敬崇供養、今見在興福寺東金堂 金堂に定朝作十二神將運慶作維摩文殊 并着色畫像等あり、其維摩文殊は天下無比の神品と稱せられ、仁王力士の作と倶に鑑賞家の嘖々賞して止まざる所也、國寶に列す。

五重塔は東金堂の南四十歩に建つ、光明皇后光明子御願天平二年創建、應永二十六年再營す、高十五丈一尺。

南圓堂（ナンエンダウ）　西金堂の南西に在り、西國三十三所九番札所にして參詣者多し、寛政元年再建、八角寶珠形の堂宇にて、本尊は不空羂索觀音なり、平安通志云、南圓堂不空羂索は文治四年四天王并に六祖の像と同じく法橋康慶の作なりと寺説に傳ふ。佛前の銅造燈臺一基、今國寶に列す。江談抄云、閑院大臣始南圓堂、房前（閑院冬嗣曾祖父也）手自作南圓堂不空羂索四天王　釋書云、弘仁四年藤冬嗣建南圓堂、安不空羂索觀音四天王、莊嚴殊特、世傳爾時藤氏衰微、冬嗣營構爾榮族、其藤氏益茂

補陀落の南の岸に堂たてゝいまぞさかゆるはなの藤なみ、（新古今集）　閑院大臣

興福寺縁起（昌泰三年錄）云、法華會、右會於南圓堂所行也、弘仁八年閑院贈太政大臣太閤、奉爲先考長岡相府名內丸所始行、料稻七十三石、以其田（備前）地子所用也。

古京遺文云、南圓堂銅燈臺　六方、銘亦六版、末二版逸矣、今所存四版耳、藤原朝臣名諱不可知、或云冬嗣公非是、

弘仁七載歲次景申伊豫守正四位下藤原朝臣公等追遵先考之遺敬志造銅燈臺一所心不乘麗器期於積慧景像而不窮忘光燭而無外道教經云燈有明則命也燈延命譬喩經云爲佛燃燈後世得天眼不冥處普廣經云燈供養照諸幽冥苦痛衆生蒙此光明緣此福德皆得休息然則上天下地匪日不明□□入冥匪大不照是故以斯功德奉翊先靈七覺知達一念了通庶幾有心有色非超於九横無小無大共饋於八苦普光明菩薩誓取說呪藥樂如來供油上佛居今望古豈不美哉式標良因貽厥來者云大雄降化應物開神三乘分轍六度成津百非洗蕩萬善惟新更昇忉利示以崇親（其二）叢修福（下闕）。

北圓堂（ホクエンダウ）　南圓堂の北に在り、八角寶珠形單層瓦葺の一字なり、中に定朝作[illegible]像を安置す、今[illegible]特別保護法に與ふ　共[illegible]五年、天皇并太上天皇同勅、爲右大臣淡海公周忌法事、興福寺內建北圓堂、安置彌勒像四天王像　按に北圓堂は[illegible]の[illegible]ありて、一書には此堂文治四年又應永六年の上棟と爲すものあれど信ずべからず、（坊目遺考）京華要志は永承三年造立と爲す。

三重塔は南圓堂の傍に在り、康治二年待賢門院藤原皇后璋子の御願に成る。（坊目遺考）

悲田施藥兩院址（ヒデンセヤク）　近代悲田院の名は城戶（ジヤウド）町に在れど、是れ中世此に移したるにて、古は興福寺の中に屬し其北に在り、施藥院も同所歟　山階寺流記云、山階寺北門名悲田、門前町四町、爲病苦孤獨之徒、爲營養也の元享釋書續日本紀を按ずるに此二院は養老七年の勅建にして、光明皇后浴室を建て千人の垢を去りたまへる所なり、其阿閦佛放光の事は信ずべからずと雖、兩院建立皇后施行の事は疑ふべきに非ず、續日本紀石上宅嗣芸亭を置きたるも此歟

芸亭址（ウンテイ）　續日本紀云、天應元年石上宅嗣薨、捨其舊宅以爲阿閦寺、寺內一隅特置外典之院、名曰芸亭如有好學之徒欲就閲者、恣聽之、仍記條式以貽於後、又云宅嗣禮待賢陽豊年、屢芸亭院、數年之間、博究群書、中朝群彥皆以爲釋道融[illegible]王之不若也、此芸亭は興福寺の阿閦堂と同異詳ならねど、同名に因みて此に揭ぐとぞ云へり。（坊目遺考）

八重櫻（ヤヘ）　興福寺々内の櫻種なり、一條天皇の時上東門院此櫻花を山城の京に召されしに女房伊勢大輔は「今日九重の」歌を獻じたる事世の偏く知る所なり、其古株の今日に存すべきにはあらねど、種を繼ぎて尚名花を傳ふ。（伊賀國花垣（ハナガキ）參照）

淺茅原公園（アサヂハラ）　興福寺東金堂及び其以東大鳥居の邊、近

一乘院址（イチジヨウヰン）　興福寺の諸門跡にして、近年廢して奈良地方裁判所の敷地と爲る、本寺の北に在り　諸門跡[illegible]、一乘院、定昭大僧都開基、興福寺別當[illegible]（[illegible]）、小一條左大臣師尹公男也、永觀元年寂、七十八歲　按ずるに定昭以來數世僧侶[illegible]の時、一乘大乘兩院[illegible]、其法燈連綿一乘院を附せられ、法親王[illegible]、後陽成天皇十[illegible]、[illegible]王入[illegible]りき、後[illegible]帝[illegible]王[illegible]入院法務を執り玉へり[illegible]

奈良縣廳（ナラ）　興福寺の北に在り、猶本寺食堂の址たり、明治[illegible]奈良縣を置かれ此に營造す、其後縣廢し堺縣に隸し、又大阪府に隸し、明治廿年十二月奈良縣再置ありて大和一國を管治す

菩提院（ボダイヰン）　興福寺の東南に在り、天平中玄昉僧正創立、大御堂と云ふ、康永の頃破壞し天正八年改修す、本尊無量壽佛にて、その側に觀世音菩薩を廚子に安置す兒親音といふ、俗傳昔十三の兒童鹿を殺し此境內にて刑せしと云ふは妄說信ずべからず、又當寺の梵鐘を十三鐘（ジフサンカネ）といふはむかし曉七ツ時と六ツ時との間に此鐘を撞き其音を聞て塔中の雛僧春日社に往て修行する事ありしより十三鐘と號けしとぞ。（坊目考）

大乘院址（ダイジヨウヰン）　興福寺々務門跡にして、近年廢して校敷地と爲る、菩提院の南に在り　諸門跡云、大乘院隆禪大僧都初祖、（長谷寺大安寺別當）康和二年寂、六十三歲　按ずるに大乘院三世尋範は京極攝政師實の子にして四世信圓は（菩提山寺內山本願又長谷寺金峰山寺別當）法性寺攝政忠通の子たり、大乘院權勢此より興福寺を傾けたり、信圓又一乘院を兼帶し一乘を良圓僧正に附し大乘を實尊に附したり、後世兩院交

交主務に就く事となりぬ。本院は鬼薗山の傍に在り、泉石の構造頗佳麗にして南都第一の壯觀と稱せられたり、今廢して荒蕪に歸す。鬼薗山一名安積山。

高畠 春日野の南方低地にして、紀寺の東を曰ふ。此地多くは春日神官の邸宅なりしが、近年荒蕪に歸す。

赤穗神社は高畠字上之坊に在り延喜式に列す。天神社は高畠字天神にあり、續日本紀に見ゆ、曰寶龜元年、遣唐使祠神祇于春日山下、去年風波不調、不得渡海、使人亦頻相替、至是副使小野石根重修祭禮(遣唐留學生阿倍仲麿が彼地に御笠山の詠ある事想ふべし。)

新藥師寺 高畠井之上町に在り、東大寺に屬し舊香藥師寺と曰ふ。明治卅一年本堂一宇桁行七間梁間五間單層入母屋本瓦葺は特別保護建造物に與かり、眷屬十二神將立像(各着色十二軀)佛涅槃圖(絹本着色掛幅一幅)も國寶と爲す。坊目考云、本尊藥師行基作と云ふ、十二神將は岩淵寺廢亡以後當堂に安置せるなり、續日本紀云、孝謙帝天平勝寶三年詔曰、頃者太上天皇聖躬不豫、枕席不安、由是七日間屈請四十九賢僧於新藥師寺、依續命之法、設齋行之、所願聖躬平復、寶祚長久云々、當寺建立年月は正史に載せず、相傳ふ東大寺大佛殘造木を以て(足代木)當寺本堂を營造す云々、當寺本堂は天平以降曾て火災なし、甚希有之舊所也云々、不空院も井之上町にあり、律宗西大寺派寺領廿石、本尊は不空羂索觀世音、本堂は八角寶形なり、便誘に曰、弘仁年間南圓堂建立之時試所造之、然者空海所經營乎、當時者律師圓晴之住坊也云々、竊にいふ古へより東大寺と興福寺動もすれば鬪諍な事として兵革に及ぶ、於是今日東大寺の末寺たりといへども明日は興福寺の末寺たり、唯さきの剛強猛威に隨ひて倶に本末法範の禮なし、新藥師寺不空院の兩寺偶堂舍兵革破却の災難にあはずして數百年を歷る事、未曾有の靈場なり、可貴もの乎、又附近伽井町あり、續日本紀云、寶龜十一年、大雷災於京中數寺、新藥師寺西塔、葛城寺塔并金堂等皆燒燼焉云々、按ずるに新藥師寺西塔は此邊なるべき乎、當鄕の南野邊を鬼界が島と稱す、當鄕東に吉備塚あり、土俗吉備垣外と稱す鬼界は吉備垣の訛歟。

紀寺 高畠の西南を紀寺鄕と呼ぶ、紀寺璉珹寺あればなり。坊目考云、紀寺緣起曰、行基菩薩開基、號璉珹寺、其後紀有常爲再興、仍稱紀寺焉云々、續日本紀云、淡路廢帝天平寶字八年、從二位文室眞人淨三等奏言、撿紀寺遠年資財帳、放紀寺奴益人等七十六人從良云々、これを以て考ふる時は天平年間既に紀寺と稱して璉珹寺の名あらず、然れども世俗紀有常再興に依て紀寺と稱すと云ふは非なり、有常清和陽成帝の御宇の人にして再興においては據あり、當寺は元來興福寺末なりしに近代誓願寺淨土宗門徒となり、享保中住侶罪を犯し一寺破滅す。

猿澤池 興福寺の南崖下、登大路北側に在り、率川の水の湛ふる者也、或云猿淵の義なり、僧徒之を天竺國獼猴池に擬し改作す。但本邦古語良行音を加減するは常の事也、大和物語云、昔奈良の帝に仕奉りける釆女あり、帝めしけるが後召さゞりければ限なく心うしと思ひ、池に身を沒てけり、帝は、

猿澤の池もつらしなわぎもこが玉もかづかば水ぞひなまし

と詠給ひ、墓せさせ玉ふ。元要記云、猿澤釆女、河內國平岡人、其祠櫃中納言良世(閑院八男)建立、興南院僧正快禎勸請。

樽井町は猿澤池の西畔を云ふ、舊興福寺興南院の域にあたる、天正慶長以後民家となる橋本町も同じ。

興南院址 坊目考云、興南院の南に率川流れ橋を架す、興南院の西には吉祥堂ありき、後鳥羽院御巡禮記曰、建久二年十月、奈良城春日與御下向、御宿所橋本之興南院着御、山階寺流記云、天平記曰、佐勢作波池西瓦屋一區。

元林院址 坊目考云、元林院は天文元年土一揆のために廢亡せしめ後町家と爲る、山階寺流記「四至延曆記曰南至興寺北小道」とあるは此邊を言ふ乎、俗に繪屋町と云ふ、往年春日繪所芝宅間住吉粟田口等當坊に住し、近世まで猶佛畫師三四家存せり。

三條 春日登大路の末にして古京三條大路の遺街なり、油坂鄕とも稱し興福寺の西に接す。今奈良の道の南畔なり。

坊目考云、三條、今に至まで此大路直にして遠長なり、山階寺流記曰、天平記云、山階寺在左京三條六坊云々、南京中央に、春日明神と親鸞派門徒とは不和なりと稱す、今按ずるに天文元年七月南都土一揆、大概親鸞派門徒にして興福寺と町人等と大に合戰に及ぶ、今に土一揆調伏の法春日において有之とぞ、是に於て一向宗門は明神惡み給ふとなり、又文年中以後此宗徒南都に稀少にして淨土眞宗の道場もこれあらず、天正慶長に至り本願寺光佐三條に道場淨敎寺を建つ、異本合遷圖(興福寺菩提院所藏本)寛永十九年、六條門跡春日社參詣、近衞殿以爲御緣者而令和興福寺也云々、於是近世逐年法威盛にして、梵宇嚴重なり。

林小路 坊目考云、山階寺流記に、西敬田門、寶字記云、西墓園在三條六坊と、かの墓園有之以て後世林小路と稱する乎、又或記に先年饅頭屋宗仁(號方生齋)當町に住居す、宗仁者天正年中の人にて林氏は中華林和靖末裔也、林淨因建仁寺龍山禪師自宋歸朝の時相從て來後

南都に住して饅頭を製造す、是奈良饅頭の始祖なり、子孫其作相續して當郷において家業とす、於是林の字を饅頭の中興師に當用て、世に作る林小路と名くといふ、彼宗に書家を好み、學を究め、源氏物語抄を著述し、林逸抄と號す、俗饅頭屋本といふ節用集を撰す、是本中僧学安文集の字符也

圓證寺　坊目拾遺云、是同所に[illegible]明法印の別業にて天文廿年法印當所に卒す、同時より順慶三歳なりしゆゑに松永久秀筒井家の隙を窺ふ於茲、其隠事を[illegible]病を尊密にして他に露さず、而る内山寺村に葬る、於是當町別業を菩提所として圓證寺と號す、又云角振町は平城京角振隼神の社地にて延喜式祭部後衛之に祭る、首黙阿彌といふ者往年當町隼人明神の邊に住居す、而時筒井順昭圓證寺において病卒、家子等敵を欺かんが爲に黙阿彌をして順昭が病床に代らしめつゝ、順昭存命の如く崇敬す、是平素音聲面貌の順昭に似たるを以てなり、後兵革止み喪を顯して順昭を葬り、黙阿彌を役落宅に歸らしむ、於是時の人彦に事なかりし元に復る事を謂て元の黙阿彌といふ是言縁なり、大和軍傳に此事を載す

椿井　坊目拾遺云、椿井町に天正十三年同左羽柴氏の業あり、其行人井上源五郎定利住宅なり、慶長五年江戸より大久保石見守長安出役まで此所官衙なり、又之より先天文元年土一揆の富人橘屋主殿豐冬住居す、南都土一揆の張本なり、異本舍筒井大和軍傳曰、後奈良院天文元年七月十七日、南部土一揆蜂起合戰、興福寺衆徒恐不能防、而落行高取城、寺院各坊合兵火、一揆大將橘屋主殿豐冬及雁金屋民部國之蔵屋兵衛正忠三人張本也、同年八月七日衆徒復出頭、亡一揆、屠燒民居、豐冬於大安寺、八月七日小田切春次相戰、高田小太郎滿之指遣討死、國之八月七日於財據、爲大學利元討死、民部郎從五十餘輩攻枕討死云々、藏屋兵衛正忠滿宏之妻子守護同在於南都、兩張本死後藏屋兵衛爲帥軍、猶守國衙同主揆之、八月十五日伊方相平、從一揆之堂々[illegible]宮內

春日率川坂本陵

開化天皇の御陵なり、三條通猿坂の北側林小路に在り、陵東に漢國社あり。本陵は民屋の間に介し念佛寺の寺境に屬したることありしが、近年修治せしめらる。延喜式云、春日率川坂上陵、日本書紀作坂本陵 春日率川宮御宇開化天皇、在添上郡、兆域東西五段南北五段、在京戸十烟、毎年差充令守。

漢國社は開化陵の東に在り、町名をも漢國といふ異邦人の遺墟なるべし。

率川

此川は春日山より出で能登川又狹井川とも稱す、俗に子守川とも云、子守社側を流るればなり、西流して大安寺河に至り（左京六條二坊）佐保川に合す、

はれかつら今する妹をうらわかみいさ率去河の音のさやけさ、萬葉集

延喜式に大和國京南庄、并率川莊墾田、とあるは今此地方（杉ヶ村三條村）なる歟。

傳香寺は率川に在り、律宗招提寺末、天正二年筒井氏母芳秀宗尼建立、泉堂[illegible]同基、今川義元二男云禪尼順慶定次三代其他一族の墓あり、寺領百石。

率川神社

今子守社といふ、往時は大祀にして率川坐大神御子神と稱し、大寶令に三枝祭著れ、文德天皇仁壽二年授位、延喜式、率川社三座とあり、後世之を子守神と曰ふ、御子神と云へるを訛れるなり、此地蓋神武皇后伊須氣余理媛の家址と云ふ、古事記云、伊須氣余理比賣命之家、在狹井河之上、天皇幸行、一宿御寢坐也、其河謂佐韋河由者、於其河邊山由理草多在、故號也、山由理本名云佐韋也、比賣命歌

（狹井河）

佐韋がはゆくもたちわたり畝傍山このはさやぎぬかぜふかむとす

神[illegible]、率川社は又三枝神とも云ふ、春日社記傳云ふ[illegible]春日率川邑に遷して、[illegible]十餘歳命を崇祭る、[illegible]大神を神といふ、元正天皇養老中藤原朝臣不比等[illegible]守神を配祭る、狹井は大神社と同じ、子守は玉依姫なり、大倭社注進状引大神氏家牒大三輪社鎮座次第　玉櫛姫は三島溝杭耳神の女、又三島溝橛姫といひ、亦勢夜陀多良比賣といふ、日本書紀　事代主神の大物主神勢夜陀多良比賣に娶て生坐る御子、姫蹈鞴五十鈴姫命、名撮日本書紀　始名富登多多良伊須須岐比賣命、後改て比賣多多良伊須氣余理比賣と申す、文武帝大寶令、毎年四月三枝祭を行ふ、三枝華もて厳ひ、酒樽を飾り祭るは是古の遺風也、令義解　又鎮花祭ともいふ、令集解　其大神族類の神なるを以て大神氏宗之に供ふる、令集解　續日本紀　光孝天皇の御世勅旨田八十町を寄し奉れり、（年中行事秘鈔）

率川阿波神社址

坊目考云、延喜式、率川阿波神社は西城戸に舊跡あり、天文兵亂に廢亡し今幽微にして知人なし、神祇志料云、大倭神社注進状に據れば子守三枝御子社と稱せりと

かゝみなす吾見し君を阿婆の野の花たちばなの珠にひろひつ、萬葉集

書紀通證云、皇極天皇三年謡歌（烏智可枳能　遠方也）阿婆努能禰々始　下野雉子也　延喜式、率川阿波神社。城戸は木戸郷ともいふ中世奈良七郷の一なり、南方の極にして往時衝門ありしとぞ。

元興寺址

芝新屋町に在り、古の新元興寺の中門堂大塔婆觀音堂近代まで存せり、之を元興寺と日ひ、寺領五十石、安政六年大塔觀音堂燒

失し(先に中門堂又亡ぶ)今は廢墟と爲る。大塔は高二十四丈、天平寶字中藤原押勝造進と傳へしが今斷礎を見るのみ。

新元興寺址　新元興寺は坊目考に左京五條四坊に當る如しと云ふも疑はし、四坊大路は大安寺東にて今田野と爲る、山階寺流記に山階寺は三條七坊に在りと云ふより推せば、新元興寺は五條七坊なり。坊目考云、中辻町及廊坂(籠の坂に同じ)七軒町邊は往古の五條大路、即京終町東西の通りにて新元興寺南大門前東西大路是也、籠の坂といふは元興寺伽藍の跡にて廊の辻子ともいひしなるべし、寶德三年十月廿日諸堂南大門回廊俱に燒亡せしたり、西門舊地は東木辻町にあり、花園は往古元興寺の僧坊の椿の實の油を燈火に燃す其原料の椿數多ありし花園也、按に椿を殖しは今の花園町より南へ京終町東へ廣き花園なるべし、建久年間屋敷券文に「在添上郡元興寺南大門前南口字花園」とあり、元興寺中門堂懸板銘、延慶四年二月二十二日の文にも添上郡元興寺南大門前南口字花園とあり、元[illegible]圖を觀るに東は鬼園山より南へ眞言紀寺迄、西は下御門[illegible]を南へ京終迄、南は京終及七軒町紀寺迄、北は東向北より東西ノ寺林町を下御門迄を平城左京五條四坊内と云、今存する所の小塔院極樂院十輪院等は往昔新元興寺境内に屬す。

又云、當寺緣起異說繁多にして或は時代年歷を誤傳する事甚し、續日本紀曰、元正天皇養老二年秋八月甲寅、遷法興寺於新京、是新元興寺也、今謂ふ元興寺にてこれは中門堂と云ひ、金堂大門迴廊等今謂ふ所の元興寺町以南にあり、皆は綠化せしむ、異本今昔圖門、後の開院寶德三年、南は小塔院為馬借炎上、日録新元興寺金堂極樂坊禪定院等燒云々、然は寶德年間廢壞せしむるの上、尙其後天文年中澤藏軒亂妨或は土一揆の兵火等に廢地となりて原野の如く荒芝生ゐる處なり、天正文祿年間漸民家となり於是芝の新屋町と號するものとす、又中世より東大寺興福寺動もすれば合戰鬪爭に及び互に法威に乘じ元興寺を奪て末寺とせり、元祿五年當寺觀音開帳あり、爾時延喜通寶銅錢十枚觀音の花瓶の中にあり、此を以て考ふる時は天平年間造立以降中門堂大塔火災なかりし證たるべし、寶永四年地震に中門堂破壞し、安政六年火災大塔亡ぶ

新元興寺は又飛鳥寺と曰ふ、初め蘇我馬子之を飛鳥に創建したれば也　類聚三代格に「元興寺、此寺者佛法元興之場、聖敎最初之地也、去和銅三年、帝都遷平城之日諸寺隨移、件寺獨留、更造新寺、備其不移闕、所謂本元興寺是也」と、本元興寺に後れて移されたる者也

詠元興寺里歌　大伴坂上郎女

ふる里の飛鳥はあれど靑丹よし平城の明日香を見らくしよしも　萬葉集

禪院址　續日本紀云、元興寺、道昭和尙物化之後、遷都平城也、和尙弟子等奏聞、徙禪院於新京、今平城左京禪院是也、此院多有經論、書迹楷好、不錯誤、皆和上所將來者也　坊目考云、今十輪院南側なる公納堂町の遺迹を云ふ歟(禪定院禪院同一ならん)

藥師堂址　今藥師堂町と云ふ、小新元興寺に屬せる者乎、御靈社あり鎭守神なり、又新元興寺に白山權現社あり今に存す、按ずるに昔昭弟子泰澄加賀國に至り白山神を拜す、此も泰澄の建てたる者乎　坊目考)

小塔院址　今西新屋町と曰ふ、即小塔院址なり、護命僧都の住居なりき　坊目考)

高坊址　橘但大臣藤豐成の石塔あり、高坊は藤豐成の菩提所なり、永祿中心前法師此に住しけるに、松永氏の兵其石を徵收しければ、心前松永氏へ書送る、

引のこすあきや花さく石の竹

因りて其事を停めたりと傳ふ。(坊目考

中院　坊目考云、中院は新元興寺の中央なれば乎、今町名と爲り猶極樂院あり即中院の跡を傳承せる也、智光大法師傳記云、智光、幼名麻福田丸、爾時有猛者、(猛者當人今曰長者)而存一美女、麻福戀之、娘不拾其思情、而合智文筆或佛經、竟爲僧形修行焉、未遂情慾、而女子死、於是麻福發菩提心、行篤實一乎、智光は河内國の人なり家地は和泉國泉南郡稻葉村にあり、之と基菩薩の弟子となり極樂院に住し、師に先達て入寂す、今西大寺に屬し田祿百石。律宗なりと

十輪院　坊目考云、亦新元興寺の別院にして南光院とも云へり、境内に古雅なる石佛多し、經藏は空虛なれど扉の兩面に四天王を畫き床下石龕に十六善神を刻む、(此經藏は謂ゆる校倉造りにて、明治十五年東京上野の博物館へ移し建つ　近代此地を割きて興善寺を建立す、朝野魚養の墳あり墳前に沒字碑あり、魚養は天平年中の人、書札を善くす、七大寺の額榜を題せりと云、續日本紀に下忍海原連魚養とありて、宇治拾遺には遣唐使彼地にて妻を設けて生みけるが歸朝したる也と曰ふ。

井上　坊目考云、往時新元興本元興兩寺の間にあたり、今井上町と云ふ、按ずるに光仁天皇々后を井上内親王(聖武皇女)と申しぬる、內親王事を以て幽囚にあひ薨去の後宇智郡靈安寺に祀らる、今此地にも御靈社あり、井上内親王を祭る、藥師堂御靈是也

本元興寺址

新元興寺の西南、大安寺の東に接して建立ありし者歟、木辻村の西南京終村の耕田に葛城の字存すと坊目考に見ゆ、本元興一名葛城寺又豐浦寺と曰へり、蓋六條七坊の地なり　六條大路は大安寺の南路にして故徑存す、其四坊にや七坊にや疑惑多し、後の考正をまつと云ふのみ

續日本紀云、元正天皇靈龜二年五月、始徙建元興寺于左京六條四坊」本元興寺緣起佚篇云、坊目考所引靈龜二年遷豐浦寺、於平城左京四坊、稱豐浦寺曰本元興寺、寺地七百三十二町　續日本紀云、光仁天皇寶龜十一年、大雷災於京中數寺、其新藥師寺西塔葛城寺塔并金堂皆燒盡、本元興寺緣起佚篇云、光孝天皇仁和三年十二月、本堂一宇無殘悉皆燒亡　本元興寺は仁和の雷火燒亡以後再營なかりし如し、續日本紀寶龜元年の童謠に豐浦寺の西なるやとよめるも此寺なり、三代實錄に「建興寺、是宗我稻目宿禰之所建也、又推古天皇之舊宮也、元號豐浦、故爲寺名」云々、東大寺要錄、天平勝寶元年官符、元興寺（飛鳥寺）右寺二千町、新藥師寺建興寺（豐浦寺）右寺別五百町など見ゆ、三代實錄、貞觀五年勅以新錢一千貫文鐵一千挺施入諸大寺、東大寺興福寺元興寺大安寺藥師寺西大寺各錢百貫文鐵百挺、延曆寺崇福寺各錢三十貫文鐵三十挺、豐浦寺本元興寺招提寺天王寺新藥師寺知識寺各錢二十貫文鐵二十挺、梵釋寺比叡西塔院東寺西寺各錢十五貫文鐵十五挺。

（建興寺址）

葛城や豐浦の寺のあきの月西になるまでかけたこそ見ゆ、續古今集　源具氏

此寺は飛鳥の豐浦より移されたり、而て一號葛城とあるは上宮法王造興して之を葛城臣（蘇我氏）に附せらるれば也。

肘塚（カヒナツカ）　奈良市の南限にて肘塚村と云ふ、玄昉法師の肘塚あり、坊目考云、玄昉は天平中筑紫に虐死す、疑らくは骨肉破壞散亂して全からず、弟子集之て火葬せしめ其枯骨を採て平城舊坊に贈る、亦當所の弟子或は法侶等昉が妖死と憐哀て元興々福東大等に埋歟、天文年中土一揆の記曰、一揆の張本ハ金屋民部國之手勢百餘人肘塚郷に殿して防戰、終に越智大學利元の爲に討たる。

木辻（キツジ）　坊目考云、鳴川（ナルカハ）東西通を木辻と云ふ、往年鳴川郷と呼ぶ、今遊女屋里となる、古老曰、往年無在家、有堂舍（今の稱念寺是なり）、路頭に一大樹有て、木辻と稱す是其遺蹟なり、慶長年間民家二三宇を造て茶店とす、漸に殷盛の旗を置く、而後在家軒を列ね遂に傾城町となる云々、享祿年中七郷記、天正年間地子帳等に木辻町見えず、是慶長年中以來町屋となる故分明なり。

京終（キヤウバテ）　木辻の南にて、奈良市の南限の意なり、古京六條坊門に當る如し。延喜式大和國京南莊井率川莊とあるは此地にして、往時は京南と曰へるならん。

猶中鄕（ナホナカ）　和名抄、添上郡猶中郷。奈保山佐保山附近の地にして、今佐保村及び奈良坂村に涉る、猶は直山那富山（ナホ）などの奈保に同じ、其中里の□なるべし。奈保山佐保山は一地異名の稱あれど、佐保は本來水名より起りて山名に轉ぜるごとし。

佐保　今佐保村は添上郡西北部を籠め法華寺法蓮の二大字に分る、佐保川あり奈良坂の東より發源し水谷川率川岩井川等を併せ南流して南方の諸水を灑して大川（オホカハ）と曰ふ、即大和川の上游なり。寶鳳細記、明應六年殿下傳領莊園の一所を大和國佐保殿（サホデン）とあり、今猿澤祠社の邊なり、又本朝世紀、康和五年右大臣與福寺下向の時佐保殿に着到の事見ゆ。

設飲饌以賞長官佐爲王、未及日斜王既還歸、於是怜惜不厭之歸、仍作此歌、　椋作村主

おもはえず來ませし君を佐保川のかはづきかせずかへしつるかも、（萬葉集）

詠柳

打のぼる棹のかはらのあをやぎは今は春へとなりにけるかも、（萬葉集）

（佐保川）　（藏寶山）

佐保山は一に棹山又藏寶山に作り、那羅山の中に屬す、其北嶺を稚兒峯と曰ふ、南を眉間寺山と曰ふ、其西に興福院あり、又佐保山陵あり

佐保山をおほに見しかど今みれば山なつかしき風吹くなゆめ、（萬葉集）

佐保□宮は佐保の□□の東に在り、古事記傳云、□□、□には古田□□□、□の□□□、是奈良の京の頃より古くあるべし、古田は京の内に在りて古田姫と申すあるに因て、佐保は早に古る名と見て設けたるならん、西三條公高野山□記に佐保□社に祭りしとあり、□按ふに古くは佐保は大邑にして、古事記開化段に、日子坐王、娶春日建國勝戸賣之女、名沙本之大闇見戸賣、生子沙本毘古王、次袁邪本王、次沙本毘賣命、亦名佐波遲比賣、此沙本毘賣命者爲伊久米天皇之后、この沙本毘古王は書紀には狹穗彦とありて、垂仁帝伊久米天皇の御宇に謀叛の事あり、此沙本は日本書紀武烈天皇の歌にも

春日の春日を過ぎつま籠もる小佐保（ヲサホ）を過ぎ

とあり、其小の佐保何地を指すや明了を缺く、法華寺の東南佐保川北畔に丘墳五六尚起して存す、古代の墓なるべし。

法蓮（ホフレン）　佐保村の東部にして佐保川の北なり、其東西路即左京一條南路なり　春日の香山寺天地院天喜年中焼亡後其名跡は此に傳へ、僧法蓮住居したるより此名起ると云ふ、今閼伽堂の遺址在り、釋書云、法蓮、豐州人、住□□寺、常誦持法華、同郡人有宗勝者、住元興寺、亦誦法華、讀經相勝、出俗法蓮福と云ふは本朝木綿最初此地に植ゑたる傳へ、後但境遠内に及ぼす、當村相木の地と稱すと、其説明了を缺く。坊目考

佐保山陵（サホヤマ）　法蓮の北眉間寺山に在り、即左京一條南當北五坊大路の衝にあたる歟、聖武

天皇の御陵なり。初め眉間寺を兆域內に造り、永祿年中松永彈正少弼久秀此に築城し御陵其中に在りしが、猶御陵森(ミサヽギモリ)と稱し殘せるを見る。文久二年眉間寺を山下に移し御陵を修治せらる。延喜式云、佐保山南陵、平城宮御宇勝寶感神聖武天皇、在添上郡兆域東西七町南北七町。

佐保山東陵 聖武皇后藤原光明子(不比等女)の御陵なり、延喜式に列す。聖武陵の東北にて、老松生じて南陵と相對す〔名所圖會〕陵墓一隅抄

佐保(サホ)山西陵 文武皇后藤原宮子姬(不比等女)の御陵なり、延喜式に列す 聖武陵の西北大黑芝(ダイコクシバ)と稱する地蓋其火葬所にして又山陵ならん。〔陵墓一隅抄〕今稻荷山とも呼び、七疋狐又犬石と呼ぶ、隼人像石四個陵上に置かる、奈保山陵の條を參考すべし。那富(ナホ)山墓は聖武天皇の皇子基親王の葬所とす、今、南陵の西北に在り、(陵墓一隅抄)按に那富山は奈保山に同じ、即元明元正と其陵號を一にす、古へより佐保山奈保山又椎山は差別なかりしにや、不審。

椎岡(ナラヲカ)墓は藤原不比等の墓なり延喜式に見ゆ。眉間寺の西に在り佐保山西陵と相並ぶ、〔陵墓一隅抄、京華要志〕椎は楢と同韻なり。隅山(スミヤ)墓は藤原房前の墓にて、今杉山と號し老松三株雜樹茂生す、〔同〕同所なり、隅山墓類聚國史に見ゆ〔大和名勝志〕

(椎岡墓)

眉間寺址(ミケンジ)

佐保南陵の兆域內、其眉間に在りて、寶圓看侍の僧なりき。坊目遺考云、和州寺社記、開基未詳の後其傍に本寺を建つ、眺望山と號し、佛殿寶塔鐘樓庫裡等ありしを、文久二年之を撤去し山下に移し、其後數年悉皆廢亡す

元亨釋書云、道昭居元興寺、移住眉間寺、其寺未有營好、嘗作一摸手中音像一千軀、未畢寂、戮力而成、又寄法鐘三、捨東大長谷金峯三寺。

多門城址(タモンジヤウシ)

佐保山に在り、南陵東陵を籠め佐保川を前にし般若坂を背にす。永祿十年大和河內國主松永久秀之に城き、以て南都を壓す、石築財司一時に近絕す。天正元年久秀の子久通城を以て織田氏に降附す、織田氏山岡景友を置く、後幾もなく廢し其材は高市郡山城に移すと云ふ。久秀永祿の初め三好長慶に仕へ大和を徇へ功あり遂に州內を平定し、乃信貴山に城き天主樓を起す、兵馬强盛なり、八年久秀足利義輝を弑す亦三好黨と隙あり、十年六月佐保山に築き門郭を修め士卒をして之に栖息せしむ、海內築城の規矩之より一變す、稱して多門造と曰ふ、當時久秀の屬邑迷坂の岡國高、古市の古市景治、高山隆瀨の菅田豐春、片岡の岩成春之、平野の森正友、狹山の森正次、高槻の入江盛重等各其地を守備す、是年十月松永三好の兵大に奈良に戰ひ大佛殿を燒く、筒井氏久秀に服せず屢兵を出して相戰ふ、天正五年久秀敗死す。

興福院(コウフク)

法蓮の西、佐保山の中央に在り、和氣氏弘文院の遺名と稱す、初め右京三條(今都跡村大字興福院)に在り、德川家光寺封二百石を給し小堀遠州宗甫をして此に徙建せしむ、寬永年中の事也。

狹岡(サヲカ)神社

狹橋岡の神なり、興福院不退寺の間字佐保殿(サホデン)靈山に在り、此神は三代實錄仁壽二年授位あり、延喜式には八座とあり、率川神の苗裔神にやあらん

不退(タイ)寺

興福院の西十町許左京一條北路二坊大路と想はる、地なり、佐保殿と字す。不退寺は平城帝の皇子女協力建立の貴刹にして、在原寺とも稱す。在原氏皇子阿保親王に出づ、今は荒廢にして纔に草堂一宇を存するのみ。三代實錄云、高岳親王爲僧、貞觀初表請、以大同四年所賜上毛宮勢右上內親王等平城水田五十五町餘、還施不退超昇二寺許之

形はかり其名こりとて在原のむかしの跡を見るものなつかし、(玉葉集)　爲家

阿保山(アホヤマ)

不退寺の岡陵なるべし、平城皇子に阿保の御名あるも之に因る、阿保は或は穴大に作る本伊賀國の地名なり、古事記、垂仁の皇子に伊許婆夜和氣王ありて沙本穴太部之別祖と曰ふ、沙本即佐保なれば彼國より此に移れる阿保氏ありて阿保山の號は出たる也。

阿保山のさくらの花はけふもかも散りみたるらむ見る人なしに〔萬葉集〕

法華(ホッケ)寺

佐保村大字法華寺に在り、寺前東の方法蓮より東大寺景清門に通ずる一徑は右京一條南路にして、南の方佐保川に沿ふ田徑は左京一坊大路なり、而て本寺は舊宮城境內に屬したる如し　今律宗を奉し、貴族尼公住職し門跡と號す。榮華物語江談抄には宮寺は大織冠鎌足造立と爲す、然れども扶桑略記は文武太后宮子媛の宮を棄て、法華寺と爲すとありて後說信にちかし、即天平十三年每國僧寺尼寺を置くの詔ありし際に在りし歟、續日本紀、天平感寶元年、大倭國法華寺墾田一千町、又天平寶字六年、太上天皇(聖武)御法華寺など見ゆ、東大寺を總國分僧寺と爲すに對し本寺は總國分尼寺なりし、延喜式云、凡大和國國分二寺者便以東大寺爲僧寺、以法華寺爲尼寺。明治卅一年、十一面觀音(木造立像)一軀國寶に列せり、佛堂殿舍は頽破の看なきに非ず。

海龍王寺(カイリユウワウジ)

法華寺の東傍に在り。寺藏毘沙門天像(絹本着色)一幅今國寶に列す、本寺も光明皇后天平中の創建と云、緣起未詳。海龍王寺と法華寺の間を宮垣と字す、即平城宮の遺名にして二寺の間に左京一坊大路ありて宮の內外を分ちし者の如し、又續日本紀天平十年隅(スミ)院有とあり、隅院即海龍王寺なるべし、當時皇居の東北隅にあたれば也、扶桑略記、天平神護二年、奉爲隅寺毘沙門像所現舍利於法花寺、僧綱氐々年壯有

容貌者二百人、執持種々幡蓋行列前後、其所着衣服金銀朱紫錯綜之。此寺今は西大寺に依屬し本堂西金堂の二字を存す、寺傳に興正菩薩嘉禎年中所造五層塔模型あり、下層方八尺許より露盤に至る十尺三寸餘、今九輪を缺く、之に以て古代建築の手法を觀るべし、猶亦平城朝以往の樣式とす。大和志云、海龍王寺、一名隅寺々僧補任大安寺々務職、其大安寺緣起亦有於斯。

宇奈太理神社

法華寺の宮垣に在り「高御產神を祭る、三代實錄に法華寺薦枕高御產日神と錄し、延喜式大社に列す、之より先き持統天皇六年新羅調物を菟名足社に奉りたる事日本書紀に載せたり、古の靈祠たるや想ふべし。

神祇志料云、佐保川は法華寺の東南を過ぎ薦枕川の名あり、古は本社其川の邊に在り故に薦枕神と呼ぶ歟、閑窓摘日、按地顱に佐保殿村法華寺村の間に田地の名に雨多利と書るが今猶呼べるあり、古の宇奈多利の遺名也。然るを貞觀以後神名に法華寺を冠らせ唱ふるは當時佛法盛なりしより此神社を其守護神などとし事のありしより起れるなるべし、長門本平家物語に治承合戰の時平重衡法華寺の鳥居の前に打立と云事見えたり、證とすべし。今按するに鳥居は古へ寺門にも社前にも同く建てたり、平語の鳥居は法華寺寺門ならん

奈保山陵

(山直)

佐保村法華寺の北に二山陵あり、磐之媛陵の東南に接し大奈閉小奈閉と稱す　高塀深溝、平城朝時代の他陵に異なり、其制垂仁成務の御陵に比すべし、故に論者或は之を以て奈保山陵に非すと爲す、然れども尚疑なきにあらねば暫之を以て此に繫く。山陵志云、奈保、佐保之西、所謂平城舊都北郊也、距今奈良西十八町、法華寺是皇居趾也、其北今呼在東者爲大奈閉元明東陵也、在西者爲小奈閉元正西陵也、奈閉奈保之訛也、大小以前後之排次言之也（東陵南北二百間東西百四十間、西陵稍小なり）

延喜式云、奈保山東陵、平城宮御宇元明天皇、在添上郡兆域東西三町南北五町　又云、奈保山西陵、平城宮御宇淨足姬天皇、在添上郡兆域東西三町南北五町、按に續紀には直山陵に作り、二帝の改葬は必定此なるべし、扶桑略記に養老四年元明天皇火葬の條下に「陵高三丈方三町也、自此以後不作高陵」と注したるは直山改葬の御陵を指せるならん。

那羅山墓　大奈閉の東五町佐保山中に古墳あり、峯に倚り築成し、圓塚なり、土俗大山守皇子墓と爲す。日本書紀云、大山守皇子死于菟道、葬于那羅山。

平城京址

(寧樂)

平城は一に寧樂に作る、按に此京は添上添下(今生駒郡)の二郡に跨り、條坊を區畫し宮殿寺塔公私の宅舍を其間に布置せらる、其條坊の跡今に故徑を存する者多く、之を寺塔の位置宮殿の廢墟に參考せば其大略を辨知すべし。古圖平城京九條の横衢を置き中央縱街を朱雀大路と爲し左京右京兩京に分ち各四坊と爲すと云ふ、然れども靈異記に左京六條五坊の名を載せ、群書類聚本の興福寺緣起に「寺家一院、在左京三條七坊」とありて、坊目遺考にも、山階寺流記を援き左京三條七坊と曰へり、七坊とは東京極の外なる坊目なれど、又固より當然の名なり　されば古京の東堺(左京七坊大路)は今奈良町手貝雲井坂より大鳥居に通ずる大路是なり、東大寺春日社は七坊以外にして興福寺は七坊に屬す　西京極(左京西坊大路)は今生駒郡伏見西大寺菅原寺の西に在るべし、故徑廢亡す。又一條北路は伏見村西大寺北垣に並行し東の方佐保村法華寺まで故徑存す。一條南路は法華寺南垣に並行し東の方東大寺手貝門(景清門)まで一線直通す。九條大路は添上郡辰市村九條より生駒郡郡山町九條に向ひ廢徑斷續す　其他左京二坊大路は三條以南に於て大安寺村の南に復び之を存す、左京一坊、左京三條南北に亘て佐保川西畔に存して在り、朱雀大路を經、跡は村佐紀の南に殘存す、右京一坊大路は佐紀の西より南方一路洞通し、喜光寺三條六條等を經て郡山町九條に至る號して佐紀大路と曰ふ、右京三坊大路は伏見村垂仁陵南より六條七條九條まで廢徑依然たり、其九條民家の間に辻あり縱横の交叉を爲す。二條大路は奈良町以西今尼辻村と跡伏見村菅原に至るまで猶存在を徵すべし、三條大路は春日大宮より大路と相通し伏見村垂仁陵の邊まで儼然たる堤道あり、(三條坊門も奈良町より佐保川畔まで存在す)四條大路五條大路は左京奈良町に故徑あり、右京には亡び招提寺の南に五條の大字存す、六條大路は左京三坊大安寺南より右京三坊藥師寺北に至るまで存し、藥師寺の北に六條の大字存す、七條大路は廢滅し右京三坊に七條の大字を存するのみ、八條大路は廢滅し左京二坊八條の大字を存するのみ

平城京東西市の名は萬葉集に詠歌あり、東市は今辰市其址なるべし、

西の市にただひとり出て目ならべず買ひし絹の商じこりかも、東の市の殖木のこだるまで逢はず久しみうべこひにけり。白金の目貫の太刀をさげはきて奈良の都をねるは誰子ぞ、拾遺和歌集神樂歌

續紀云、元明天皇、和銅元年春二月、詔曰、朕祗奉上玄、君臨宇內、以菲薄之德、處紫宮之尊、常以爲作之者勞、居之者逸、遷都之事、必未遑也、而王公大臣咸言、往古已降、至于近代、揆日瞻星、起宮室之基、卜世相土、建帝皇之邑、定永鼎之基、固無窮之業斯在、衆議難忍、詞情深切、然則京師者、百官之府四海所歸、

惟朕一人獨逸豫、苟利於物、其可遠乎、昔殷王五遷受中興之號、周后三定致太平之稱、安以遷其久安宅、方今平城之地、四禽叶圖、三山作鎭、龜筮並從、宜建都邑、宜其營構、資須隨事條奏、亦待秋收後、令作路橋、子來之義、勿致勞擾、制度之宜、令後不加、秋九月巡幸平城、觀其地形、平在日宮、大倭國添上下二郡、勿出今年調、車駕還宮、以正四位阿倍宿奈麿從四位多治比池守、爲造平城宮司長官。二年秋九月車駕巡撫新京百姓、○三年春三月始遷都於平城。四年九月勅、頃聞諸國役民勞於造都、奔亡猶多、雖禁不止、今宮垣未成、防守不備、宜權立軍營禁守兵庫、五年正月、詔諸國役民還鄕之日、國司等宜勤加撫養、又云、聖武天皇天平十二年十二月、遷都于山背恭仁宮、十三年移平城二市於恭仁。

天平十六年傷惜寧樂京荒墟作歌

くれなゐに深くそめにしこゝろかも寧樂の京師の忘れいぬへき　萬葉集

世の中を常なき物と今そしる平城の京師の移らふ見れは　同上

續日本紀云、天平十六年正月詔、喚會百官於朝堂、問曰恭仁難波二京、何定爲都、又就市問市人、皆願以恭仁京爲都、但有願難波者一人、願平城者一人。二月天皇行幸難波宮、勅云今以難波宮定爲皇都、宜知此、京城百姓任意往來。十七年四月甲寅宮山火、五月地震、太政官召諸司官人等、問以何處爲京、皆言可都平城、四大寺衆僧又曰、可以平城爲都、地震連日不止。甲午令掃除平城宮、時諸寺衆僧率淨人童子等、爭來會集、百姓亦盡出里、無居人、以時當農、慰勞而還、丁卯諸司於平城、是日市人從於平城、曉夜爭行相接無絶、戊辰甲賀宮山火未滅、仍令收官物、是日行幸平城、以中宮院爲御在所、乙亥親臨松林倉庫、賜陪從人等酒、六月、宮門之大楯、八月行幸難波宮、九月還到平城、十二月運恭仁宮兵器於平城。

平城は和銅三年より延暦三年まで八代七十七年の皇都也、其間聖武帝天平年中恭仁甲賀（紫香樂）難波の遷京ありしも皆久しからずして囘駕せられ、此際平城は別都と爲り一時衰運に就きしかど、暫にして東大寺西大寺等の造營ありし程なれば尚盛大なりき、延暦遷都後は離宮ありて之を修め平城帝入御の後は全く廢絶したる者に似たり。三代實錄云、貞觀六年、大和國言、平城舊京、其東添上郡西添下郡、和銅三年遷自古京（高市郡飛鳥藤原）都於平城、於是兩郡自爲都邑、延暦七年（日本紀略三年）遷都長岡、其後七十七年、都城道路變爲田畝、內藏寮田百六十町、其外私竊墾開、往々有數。類聚國史云、延暦十七年勅、平城舊都、元來多寺、僧尼猥多、濫行屢聞、宜令國守、便加撿察。

古里となりにしならの都にも花はかはらす今はさきけり、（古今集）　平城帝

道しはの霜ふる月をふみならしふりにし都あれにけらしな、（夫木抄）　三條右大臣

平城宮址

宮城は二條以北東西一條大路の間に在り、今法華寺（添上郡佐保村）の西南偏陵（今生駒郡都跡村超昇寺）の南にあたる、墾破して田圃と爲り殿墟明認すへからず。

續日本紀云、天平十五年、始壞平城器仗、收置於恭仁宮、又云、天平十七年五月、行幸平城、以中宮院爲御在所、舊皇后宮爲宮寺也。諸司百官各歸本曹。又云、二十一年六月、自遷御藥師寺宮、爲御在所、七月皇太子受禪卽位於大極殿、十月庚午行幸河內國智識寺、以茨田宿禰弟之宅爲行宮、丙子車駕還大郡宮、十一月於南藥園新宮大嘗、天平勝寶二年正月朔、天皇御大安殿受朝、是日車駕還大郡宮、賜宴、又於藥園宮、給饗焉、二月天皇從大郡宮移御藥師寺宮、五月於中宮安殿請僧一百講經。三年正月、天皇御大極殿南院、賜宴　五年正月、天皇御中務南院賜宴、六年正月、天皇御東院賜宴、七月太皇太后（光明子）崩於中宮。天平寶字元年五月、移御田村宮爲改修大宮也　六年太上皇（孝謙）自保良宮還平城宮、天皇（淳仁）御于中宮院、太上皇御于法華寺。按に平城宮は天平十三年一旦毀壞せられ、大極殿を恭仁へ運致せられしが、十七年復都せられ、皇居は此際造營なかりしも年を逐ひて諸宮殿起る、中宮院は光明皇后の法華寺即宮寺なるべし、藥園宮大郡宮は添下郡郡山に在りしと云ふ、南院東院なとは大內裡に在りしならん

田村宮址

續紀云、天平勝寶八歲四月、大納言仲麿招大炊王居於田村第、天皇詔、迎王立爲皇太子、寶字元年五月天皇移御田村宮、爲改修大宮也、六月山背王告橘奈良麻呂備兵器謀圍田村宮、按に田村は京中の地にして今詳ならず、東大寺要錄、（天德四年注文）「平城田村地二町四段二百卌八步、四條二坊十二坪、（一町二段百卌四步）五條二坊九坪、（一町二段百卌四步）」此證文にて大略を知すへし、續紀「光仁天皇寶龜六年、置酒田村故宮」とあるも此なり

田村　萬葉集云、大伴宿奈麿卿、居田村里　姓氏錄云、左京皇別吉田連、大春日朝臣同祖、彥國葺之後也、昔御間城天皇御代、任那國奏請將軍、天皇令彥國葺孫鹽乘津彥命、遣彼國爲宰、故謂其苗裔之姓爲吉氏、從五位下知須等、家居奈良京田村里間、仍廢帝聖武天皇神龜元年賜吉田連姓。（吉木姓也田取居地名也）弘仁二年改宿禰姓。

青丹吉寧樂の京師はさくはなのにほふかことくいまさかりなり（萬葉集）　藤浪の花はさかりになりにけり

平城の京をおもふすや君、(同上)あをによし寧樂の家にも高世にわれも かよはむわすることおもふな、(同上)海原を八十島がくり來れども奈良のみやこはわすれかねつも、(同上)名つきにし奈良の京の荒ゆけばいてたつことになげきしまさる、(同上)

寧樂懐古　太宰春臺

南都往々古帝城、三條九陌自縱横、[illegible]人度、驢酒逢[illegible]、細柳[illegible]、閑花[illegible]、千年[illegible]、

和州[illegible]　梁[illegible]巖

古都六七里、春[illegible]、雨[illegible]殘[illegible]、鳥[illegible]王魂、

大同帝の[illegible]宮を[illegible]に[illegible]るをのべし、後條[illegible]し[illegible]接に[illegible]、[illegible]年上皇[illegible]、[illegible]、上皇出入往反、巡覧寺中、毎見破壊之堂舎、彈指歎息、出寺門至[illegible]宮南門所、路傍有酒醴果子、群臣任意飲喫、或曰此的大安寺別當[illegible]相待也、なとさ。此の舊宮と云は即平城宮にして重閣門とは[illegible]城門の事なるべし

大安寺(ダイアンジ)

大安寺今寺廢し村名と爲る、奈良市の西南にして大字大安寺[illegible]八條の三に分る、其大安寺址は六條坊三(左京)にあたる、靈異記に「楢磐嶋者、諾樂左京六條五坊人也、居住于大安寺之西里」とあるも五坊は東里なるべし。中央に杉山(スギヤマ)墓あり、大山陵にして其制[illegible]時代以前の者の如し。[illegible]古道にやあらむ、大安寺の東西路は右京六條の六條大路にして、其斜に郡山町に通ずる徑を大安寺堤と云ふ、佐保川に沿ふ。

大安寺址(ダイアンジ)

大安寺は初め熊凝(クマゴリ)平群郷に建て、百濟(廣瀬郡)に移し大寺と云ふ、高市に移し大官大寺と號す　和銅三年元明天皇詔して新京に移し明年供養法會あり、大安寺縁起帝王編年記、聖武天皇天平元年道慈が唐の西明寺に因り改造し唐國西明寺に擬す、天皇益多く[illegible]を寄せ東大西大に對し南大寺と稱せしむ(大安寺縁起)[illegible]、今[illegible]壯麗を誇るの[illegible]を築たしさ日へば、[illegible]に名高き都率天の遺影にのみ[illegible]、大安寺又呼大寺、萬葉集「相思はぬ人を思ふは大寺の餓鬼の後邊に額つくがごと」即此、今[illegible]堂地[illegible]八[illegible]神[illegible]、續日本紀云、天平九年[illegible]、[illegible]勅住[illegible]大安寺、修造以來、於此伽藍、[illegible]請浄行僧、[illegible]年[illegible]大般若[illegible]、[illegible]寺[illegible]、永爲恒例、[illegible]聖武[illegible]皇[illegible]、[illegible]大官寺[illegible]、[illegible]大安寺[illegible]等因、大安寺天平元年[illegible]日[illegible]遣唐[illegible]西明寺結構、[illegible]之[illegible]天竺の祇園精舎に寫し作り、[illegible]の祇園精舎をうつしの西明寺に移してつくり、もろこし西明寺の一院をこのみかどは大安寺にうつさしめ給へる也　[illegible]大[illegible]門僧正碑云、僧正諱菩提僊那、姓婆羅門也、本郷[illegible]、[illegible]唐、唐國道俗、仰其徽猷、[illegible]時聖朝通好、發使唐國、使人丹治比眞人廣成、學問僧理鏡、仰其芳譽、要請東歸、僧正以其懇志、無所辭請、以大唐開元十八年十二月十三日、與同伴林邑僧佛哲、唐國僧道璿、隨船泛海、以天平八年五月十八日、得到筑紫太宰府、八月八日到於攝津國治下、前僧正大德行基智燭心燈、定凝意水、聞英風於忍土、[illegible]寶妙化於季運、聞僧正來儀、喚[illegible]有、主客相[illegible]、如舊相知、白首如新、傾蓋如舊、於是見矣、乃[illegible]同法[illegible]倡云、[illegible]關以來、[illegible]百王[illegible]萬歳、未有蓋若梵[illegible]、印度聖種、[illegible]山航海、[illegible]聖朝、而今聖[illegible]作而異人至、呂運[illegible]大[illegible]隆、非[illegible]諸佛[illegible]願之[illegible]、[illegible]聖朝崇法花[illegible]也、[illegible]天皇[illegible]、[illegible]住大安寺、供給[illegible]降厚、僧正[illegible]、其[illegible]心要、尤善咒術、弟子承習、至今傳之、[illegible]有[illegible]、[illegible]巳[illegible]果、[illegible]四[illegible]慶[illegible]子、二月二十[illegible]日夜半、合掌向西、[illegible]、如入禪樂、春秋遷[illegible]、[illegible]年三月二日、闍[illegible]於登美山右僕射林、春秋五十七、[illegible]大安[illegible]道慈法嗣)寒三論之學、弘仁中於紫宸殿集諸宗碩德爭[illegible]操爲[illegible]法[illegible]加[illegible]東大[illegible]十六年、[illegible]和[illegible]比[illegible]向[illegible]城[illegible]、於大安寺別院[illegible]、七[illegible]僧[illegible]鉢[illegible]、大小[illegible]二十[illegible]　又[illegible]和六年大安寺燒亡、所遺堪遺也

高橋(タカハシ)は大安寺村八條の古名[illegible]、延喜式高橋神社在り、[illegible]川の東にあたる。

辰市(ツノイチ)

辰市村は大安寺村の南に接す、東九條村の大字あり。即左京九條二坊三坊四坊等の地なり。古京の辰の方位に當り市を立てゝ[illegible]所にやあらん、中世には[illegible]辰市莊と云へり、辰市神社あり、東大寺要錄(長徳四年注文)京八條市[illegible]此歟

無名の[illegible]辰の市とはさはけども[illegible]たる人を賣るよしもなし、拾遺集　人丸

[illegible](ウ)清水は東九條に古跡をつたふ。

辰の市賣間のしみすゝしくてけふはいひある心地こそすれ、[illegible]

[illegible]後日記云、永正二年、就去年徳政之義、大安寺辰市美濃庄[illegible]、奈良六方衆下向被放火候、筒井衆[illegible]少々被出候。(美濃は辰市の南にて今平和(ヒラワ)村に屬す)

大宅郷

和名抄、添上郡大宅郷、春日郷に連接し、今奈良町南部并に東市村白毫寺及び大安寺村等なるべし。白毫寺鎮守神を宅春日と稱するは古名の遺れる也。古事記云、彦國押人命（孝安帝）兄、天押帯日子命者、春日臣大宅臣之祖。姓氏錄云、大和神別、大宅臣、大中臣同祖、天速日命之後也。東大寺奴婢籍帳云、大和國添上郡大宅郷、戸主大宅朝臣可是麿。日本書紀、武烈巻の歌詞に

ものさはに於宴野該すきはるひのかすかをすきの句あり、冠辭考云、官家は物多なれば公と云意にて云かけたり。史料通信叢誌云、宅郷は後世東大寺の領莊と爲る、志に「大宅寺、在白毫寺村西、難波皇子所建、仍號皇子寺、寺見巡禮記一」とあるに依り、其書を閲するに一大宅寺、號難波皇子寺、堂塔少々相殘、今在之者也」と見ゆ、大乘院領段錢日記（享德二年）「大宅寺庄、下司山村、給主古市」と載す。

岩淵寺址

春日山の南、高圓山の北腹なり、勤操僧都の開基にして中世伴寺の衆徒と喝食彌僧の事により爭を爲し、兩寺相鬪ひ互に放火して滅亡すと云ふ、其時造十二神將は今新藥師寺に秘藏せり。坊目遺考云、岩淵寺址は白毫寺より凡十五町許東南、字伽藍坊と云所に在り、地形を視るに南向なり、世人或は瀧坂の路傍と爲せど瀧坂には伽藍跡と覺しき地を見ず、水は鹿野苑（東市村大字）へ降り岩井川と云ひ佐保川に合す、故に瀧坂の北に香山堂の遺址あれど、其南には十五町山中に入り岩淵寺跡ありと爲すべし。

高圓山

春日山の南に在り、白毫寺の上方なり。白毫寺（東市村大字）に閻魔堂あり寺墟なるべし、緣起詳ならず、岩淵寺と同く勤操開基と稱せり、此地に天武皇子志貴親王の宮ありし如し。

（白毫寺）

靈龜元年志貴親王薨時作歌

梓弓手に取持て、ますらをのさつ矢たばさみ、立向ふ高圓山に、春野やく野火と見るまで、燃る火をいかと問はゞ、玉桙の道ゆく人の、泣涙云々、（萬葉集）

高圓の野邊の秋はぎいたづらにさきてちるかも見る人なしに、同上

春日高圓離宮址　續日本紀、和銅元年、同五年春日離宮行幸の事あり、後世尾上宮と云ふ皆是なるべし、古市の東方高圓山の下に宮址ありと云ふ。名所圖會

天平十一年己卯、天皇遊獵高圓野之時、小獸泄走堵里之中、於是適値勇士而見獲、即以此獸獻上御在所歌

丈夫の高圓山にせめたれば里に下り來るむささびぞこれ、（萬葉集）　坂上郎女

夕くれのころも手すゞし高まとの尾上の宮の秋の初風、（金槐集）　鎌倉右大臣

續日本紀云、天平寶字四年、石川朝臣廣成、賜姓高圓朝臣、姓氏錄云、高圓朝臣、出自廣世也、元就母氏爲石川

鹿野苑

今東市村の大字なり、寺墟なるべし、昔梵福寺と云ふ者ありきと。鉢伏山あり、春日烽火即此なりとぞ。獵高野あり、姓氏錄云、右京諸蕃、雁高宿禰、出自百濟國貴主王也。

獵高の高圓山をたかみかもいでくる月の遲くてるらむ、萬葉集　坂上郎女

鉢伏八幡宮は延喜式宅布世神社なるべし、宅を伏せたる如き山あれば地名に因れる社號なり、書紀通證に之を多奇波世と訓みて竹葉瀬君の關係に充てたるは採るべからず。

八島郷

和名抄、添上郡八島郷、訓也之末。今東市村に大字八島あり、明治村平和村も此郷内にや。

（島田）

島田神社は八島山の西麓にあり、延喜式に列す、姓氏錄云、島田臣、神八井耳命之後也。古市の石立神社參考すべし。

八島陵

桓武皇太弟早良親王の墓なり。親王延暦四年罪あり淡路に配流せられ途にして卒したまふ、追號して崇道天皇と曰ひ、山陵を八島に營み八島寺を建てらる。扶桑略記に山階に八島寺を建つとあるは不審なり、今寺廢し廟存す。延喜式云、八島陵、崇道天皇、在添上郡兆域東西五町南北四町。陵墓一隅抄云、八島陵は八島に廟存すれど、陵地を失へり。

古市

古市は八島郷の首里なり、今東市と改む、元和五年藤堂家（伊勢津藩）陣屋を此に築き、散在の領村を管治せり、明治四年停廢す。

穴次神社は延喜式に列す、今古市の井栗に在り。石立命神社は延喜式御前社原石立命に作る、（一本杜を社に作り・本の字なし）今古市に在りて御前石立明神と稱す。延喜式に添上郡内本社の外に天乃石立神社又五百立神社あり、大和志に前者は柳生村（小柳生岩戸谷）に在り、後者は東大寺（五百餘社）に在りと云ふ、蓋以上三社一類の神にして島田臣同祖の氏神ならん、即神八井耳命の孫建五百健命并に健磐龍命を祭ると云ふ説採るべし。

神祇志料云、神八井耳命、島田臣科野國造阿蘇國造等の祖也、舊事紀國造本紀神八井耳命孫建五百健命を科野國造とする事みえ、神名帳肥後阿蘇郡健磐龍神社あり、阿蘇系圖に神八井耳命の子とす、之に據らば五百立は五百健に石立は磐龍に音通へり、且上に島田神社あるは或は神八井耳命を祀り、二社は即建五百健命健磐龍命を祀れるにやあらむ。然れども未だ明證を得ず、故今附て考に備ふ。

稗田　八島の西に在り、今平和と改む、大字稗田存す。日本書紀、壬申亂の條に、大伴吹負稗田に至り近江の軍衆ある聞き乃築山に赴くとあるも此なるべし。又延喜式賣田神社あり、書紀通證に古事記誦者稗田阿禮は此里人なるべしと曰へり　大八洲會雜志云

稗田阿禮は天鈿女命の子孫なる事は、弘仁私記序に「先是淨御原天皇御宇之日、有舍人、姓稗田、名阿禮、云々」とある本註に阿禮天鈿女命後也と見え、また齋部氏家牒にも「阿禮者、宇治土公庶流、天鈿女命之末葉也」とあるにて知られたり。稗田氏の猿女君なる由は、西宮記に「猿女依縫殿寮解、內侍奏補之」とある裏書に「貢猿女事、弘仁四年十月廿八日、猿女公氏之女一人、進縫殿寮、延喜廿年十月十四日、昨尙侍令奏、縫殿寮申、以稗田福貞子、請爲稗田海子死闕替云、天曆九年正月廿五日、右大臣令奏、縫殿寮申、被給官符於大和近江國氏人、令差進猿女三人死闕替云、」と見えたるにて知らる。さて稗田とは、住所の地名を負へるにぞありける、其は神名式なる大和國添上郡賣田神社を、今本にヒメタとあり、大和志に「在稗田村今稱三社明神」と、元は比賣田と有りけむを脫せしなるべく、此猿女君の代々領居し地なるから、其遠祖を祭れるなるべし。又式に、近江國伊香郡賣比多神社も、今本にヒメタと訓み、古本に比賣多とあり、此も鈿女命を祭れるか近江國にも猿女の養田ありし事、類聚國史また三代格に見ゆ

此稗田氏もと葛城郡臣勞より出でし者に似たり、又大同類聚神遺方に「佐野邊茶大稱國添上賣田主之家」と見ゆと、或人曰へり　姓氏錄、[illegible]田朝臣與太臣同氏、巨勢雄柄宿禰四世孫稻茂臣之後、男荒人謚皇極天皇御世、佃葛城長田、其地野上灘水難、至荒人能解機術、始作長穪灌田、天皇大悅賜稗田臣姓

三橋　今平和村大字三橋といふ、稗田の東に在り、續日本紀云、元明天皇和銅七年十二月、新羅使入京、迎諸三橋。

永井　今明治村と改む、東市村の西平和村の東なり、中世は永井莊と稱す　八雲御抄云、永井里、大和國　又攝津國に同名あり、

清澄　八島郷の東南な清澄莊と稱す、今五箇谷村と改む。菩提山寺虛空藏寺興隆寺など古刹あり、清澄池は大字高樋に在り萬葉集に見ゆ、東大寺要錄（長德四年注文）添上郡清澄莊田廿七町。

吾こゝろ清隅のいけの池のそこわれはおもはすたゝにあふまて、（萬葉）

本朝世紀云、久安五年、東大寺與藥師寺有企合職事、尋其由緒、東大寺領清澄庄、與藥師寺領藥園庄接境之間、清澄庄住人等寄住藥師寺領、不隨寺家所勘之故也、

虛空藏寺は五箇谷村の南にして、和爾に近し、弘仁寺と號す、東大寺に屬し小野氏創立、弘法大師開基、堅寶僧正管領と云ふ、東大寺緣起に見ゆ

菩提山に五箇谷村の北に在り、滿山松杉檜椚茂生す、正曆寺あり眞言宗、正曆三年僧兼俊開基、建保年中僧信圓中興す、龍華樹院と號す。本尊藥師如來寬永の炎上に猛火の間に在りて免れしと云ふ、堂塔諸宇相排比し亦一名藍なり。

（正曆寺）

大岡郷　和名抄、添上郡大岡郷。此郷今詳ならず、蓋五箇谷村櫟本村にあたる、古の和珥分れて大岡山村の二郷と爲れる歟。

和珥　今櫟本村是なり、大字和爾存す。和珥池は帶解村大字池田に在り、和爾下神社は治道村に在り、古へ大邑廣地なりしを知るべし。和珥氏は春日氏小野氏同祖、孝昭天皇に出で、大和山城近江攝津等に領族繁延せり　日本書紀云、天足彥國押人命　孝昭皇子　此和珥臣等始祖也　古事記云、開化天皇、娶丸邇臣之祖日子國意祁都命之妹、生日子坐王、姓氏錄云、左京皇別、和邇部宿禰、彥姥津命四世孫矢田宿禰之後也　又和邇部、天足彥國押人命三世孫彥國葺命之後也

和珥氏等注の段は本地の人人春日の名を冠したる如し、日本書紀雄略卷に春日和珥臣あり、姓氏錄に攝津皇別和邇部、大春日朝臣同祖天足國忍人命之後也と見ゆ　又異姓あり、姓氏錄云、大和地祇、和仁、古大國主六世孫阿大賀田須命之後也。

和珥坂　和珥所在の坂なり、謂ゆる武鑠坂に同じき歟　日本紀神武天皇中州平定の條に「層富縣、和珥坂下、有居勢祝」とあり、祝蓋肉猿に譬ふ、古語拾遺曰「天十握劍、其名天羽々斬、古語大蛇、謂之羽々云々」祝は羽々人の謂なり、隼人と言相通すれど異義にて、居勢は地名なり　古事記應神帝の御歌に「伊知比韋の和邇佐の邇を」の句あり、本居氏云、櫟井の和爾坂の土の義なり。櫟井和爾同地なり、此邊昔は殊に好き土の殊に此地より出しなるべしと。按ずるに稗田の條に引ける神遺方佐野邊茶は即佐野邇の誤たるべし、邇は赤土即丹也。

武鑠坂　日本書紀云、崇神天皇、遣大彥命與和珥臣遠祖彥國葺、向山背、擊埴安彥、爰以忌瓮鎮座於和珥武鑠坂、則率精兵進、登那羅山而軍。書紀通證に武鑠坂金鉏岡同處と爲せど徵なきに似たり、金鉏岡は古事記雄略卷に見ゆ「曰天皇幸行春日之時、媛女逢道、即見幸行而逃隱岡邊、故作御歌曰。

をさめのいかくるをかを加那須岐もいほちもかもすきはぬるもの

故號其岡謂金鉏岡也。

和爾坐赤坂比古神社は今櫟本村大字和爾の天王社是

なり、赤坂は坂上の土赤ければ云ふ歟、盖和珥氏の祖神なり。神祇志料云、和爾神又丸神に作り、天平二年神戸租稲一餘束を充てられし事正倉院文書に見ゆ、延喜の制大社に列す。

山村(ヤマムラ)郷

和名抄、添上郡山村郷、訓也末無良。今帯(オビトケ)解村是なり、古の和珥の地に屬す、昔は豊邑なりけるにや、其名夙に著る　日本書紀云、欽明天皇元年、百濟人己知部投化、置倭國山村、今山村己知部之先也。姓氏錄云、大和諸蕃山村忌寸、己智同祖古禮公之後也、己智出自秦太子胡苑也　靈異記云、添上郡山村中里。今昔物語云、添上郡山村里住人。

幸行山村之時歌二首　萬葉集

あし引の山行きしかば山人のわれにいしめしやまつとそこれ、　聖武天皇

あし引の山にゆきけむ山人のこゝろも知らぬ山ひとやたれ、　舎人親王

(圓照寺)

圓照寺(エンシヤウジ)は山村(ヤマムラ)御所と號す、後水尾太上皇の女深如尊法尼の開創にして後四世相繼きて皇女入室あり、其御墓存す、舊寺領三百石。

和珥(ワニ)池は帯解村大字池田に在り、越田(コタ)池蓋是なり、神武天皇紀に見ゆる和珥坂の居勢とある亦此地なり。古事記仁德帝の時に和邇池を作るとあり、日本書紀にも推古帝十一年和珥池を作ると載せらる。書紀通證云、添上郡和珥池、在池田村、一名光臺寺池　大和町村志云、池田村に天武皇子池田王宅址あり

越田(コタ)

帯解村田中池田なとの地、古名なるべし　日本後紀云、弘仁元年、太上皇赴東國、至大和國添上郡越田村、即聞中兵遮前、乃旋宮　靈異記云、諸樂京越田池南、蓼原(タデハラ)里中、蓼原堂在藥師如來木像、當帝姫阿陪天皇御代、其村有一盲女、禮敬藥師、現得明　又田中に廢隆興寺址あり、又田中に大臣藤原仲麿の宅址あり。(大和町村志)

帯解(オビトケ)

和珥の今市を云ふ近年寺號に因り村名を立つ、山村田中池田等之に屬す。帯解寺は本と地藏菩薩、相傳ふ文德皇后藤明子(染殿后)懐胎の時御祈あり報賽のために寺宇造立、後世因りて帯解寺と稱すと、名所圖會　諸人多く至り、今に門前常に市を成す。

櫟本(イチヒノモト)(イチノモト)

此の村は山邊郡石上村(今山邊村と曰ふ)に接し、小都市なり、柿本寺歌塚の舊跡あり。東大寺要錄、長德四年注文、添上郡櫟本莊　顯昭法師人丸勘文云、藤原清輔嘗過大和、問故老言、添上郡石上寺傍有祠號治道社、祠邊寺號柿本寺、是人丸所建也、祠前小塚名人丸墓、寺礎僅存、墓高四尺許、圓建卒都婆　長明無明抄云、人丸墓は大和に在り、初瀬へ參る道なり、人丸塚と云て尋ぬるに知れる人なし、彼所には歌塚と云なる　家隆卿柿本講式云、大和國添上郡石上寺のほとり、治道(ハルミチ)の森の中に一の草堂を建て、壁に柿本を葬る。按ずるに人麿墓は石見國にも在り、孰か是なるを知らず、然れども此地柿本氏の邑たりし事信ずべし、姓氏錄、大和皇別柿下朝臣、大春日朝臣同祖、天足彦國押人命之後也、敏達天皇御世、依家門有柿樹、爲柿本臣氏、此柿下氏の家は是地なるや明なり。

(柿本)

高橋(タカハシ)

神祇志料云、一說延喜式高橋神社は今八條に在れと櫟本の高階と云地を舊境とす、日本書紀の歌に石上布留を過て薦枕高橋を過ぎさとある地理よく符へり。日本書紀云、崇神天皇、以高橋邑人活日、爲大神之掌酒　古事記云、宇摩志麻治命十三世孫、物部建彦連公、高橋連等祖。日本書紀、雄略皇女春日大娘、更名高橋皇女。

櫟井(イチヰ)

櫟本村の西に在り、今横田村と合し治道(チダウ)村と稱す。和珥櫟井は昔同族の一地を分ちたる稱なり、古事記云、天押足日子命者、壹比韋臣之祖也。姓氏錄云、左京皇別櫟井臣、和爾部同祖彦姥津命之後也　古事記應神天皇の御歌に「伊知比韋の和邇坂の土を」とあり、又允恭紀に一衣通郎姫、從烏賊津使主而來、到倭春日、食于櫟井上、弟姫親賜酒于使主、慰其意」と載せたり

和爾下神社は横田に在り下治道(ハルミチ)天王と稱す、上治道天王は櫟本村に在り、大和志　為和珥壹比韋氏等の祖神なり、延喜式に列せり　治道と云も古地名ならん

刺なへに湯わかせ子ども櫟津の檜橋よりこむ狐にあむさむ、萬葉集

(治道)

楊生(ヤギフ)郷

和名抄、添上郡楊生郷、訓也木布　楊生は三代實錄貞觀元年養父(ヤギ)に作り、今昔物語には柳生に作る　今大柳生村柳生村東山村大柳生の東、月瀬(ツキセ)村(東山の東)東里村、大柳生の西春日山の東、狹川(サカハ)村(柳生の西)等に分る

大柳生(オホヤギフ)

楊生郷の中央にして山口神社あり、文德實錄楊生山口神、三代實錄夜支布山口神とありて延喜式に列せり。

忍辱施(ニニクセ)

今大柳生村の大字なり、忍辱施は元寺號にして、楊生山中の蘭若(エ)たりしが、後世京へ城州東山(鹿谷)(シシタニ)の圓成(ヤウ)寺を此に移し、忍辱施寺の遺跡を併せ傳へしむ、今眞言宗に屬し、正堂鐘堂寶塔昭堂等あり、幽邃閑寂の淨刹也　寺傳に忍辱施寺は聖武帝本願、唐僧虛瀧開基、律師寬遍中興とぞ

(圓成寺)

柳生(ヤギフ)

大柳生の東南に接す、德川氏の時柳生氏の陣屋ありて今に地方の首村たり　柳生但馬守宗矩は本邑の人にして擊劍を善くし、德川家光に仕へ封侯の班に列す、采地一萬石を賜はり寬永十九年陣屋を本村に置く、近年に至るまで持續す

廣岡（ヒロヲカ） 西大寺の條に云、菩提院、又は廣岡寺、右寺今添上郡[illegible]天皇寶龜五年八月、正二位[illegible]大中臣建立せし（今[illegible]村大字廣岡）

月瀬（ツキセ）

[illegible]村の東一里を月瀬村と云ふ、奈良を去る凡三里[illegible]梅花を以て名る、大和伊賀及山城 相樂郡 の交界地にして月瀬村大字尾山[illegible]長引、石打、嵩、波多野村 山邊郡 大字[illegible]等に亘れり 名張郡）大字[illegible]名張川（一名五月川）を挾む、山隈水涯皆梅を植う、世に月瀬梅溪と曰ふ、此諸村は山中に僻在して物貨[illegible]、梅を以て活計を為す、文政中[illegible]の領主藤堂家[illegible]拙堂梅溪遊記を草して其勝景を激賞す、此より名海内に傳へ年々遊賞の客之を訪ふと云ふ、藏王[illegible]に、春日神社常陸より詣の時、伊賀より月瀬里に移りて御笠山に垂跡したまふと云ふ、五月（サツキ）川は山城 相樂郡 大河原村に至り泉河と為る

拙堂梅溪遊記云、何の地か梅無らん、何の處か山水無らんや、唯和州の梅溪、花山水を挾んで而して奇、山水花を得て而して麗、天下の絶勝なり、然れども地州の東隅に在り、頗ぶる僻陬に[illegible]、[illegible]に名甚だ顯はれず、顯はれしは[illegible]人より始まりしと云ふ、溪傍に梅を植え業と為す者凡そ十村、日く石打日く尾山日く長引日く[illegible]野日く月瀬日く嵩日く[illegible]瀬日く廣瀬和州に屬す、日く白樫日く治田伊州に屬し我上野城南三里許に在り、舊志を按ずるに月瀬諸村多くは伊に屬し、伊人道ふ昔兩國の[illegible]強相奪ひ此地始めて和に屬すと、今其地勢を審にするに上野城に近く、山脈相通ず理固より應に然るべし、故に往へば來る常に少なく而して西五十年伊人毎に往て觀る者、溪の勝是に於て乎顯はる者、十村の梅幾萬株なるを知らず然れども盡くは[illegible]に非ず、[illegible]に臨む者[illegible]清和と[illegible]す、踏源を和の[illegible]に發し此に到る[illegible]間に[illegible]月[illegible]に在り、[illegible]水[illegible]大八洲遊記云、月[illegible]して、[illegible]流石を嚙み鏘[illegible]等怒號す、拙堂[illegible]花を賞して水石に及ばず、山間[illegible]云ふ溪山[illegible]此地[illegible]子を[illegible]烏[illegible]に[illegible]近年西洋新法に摩せられ價大減し[illegible]十貫[illegible]に二圓、[illegible]十兩故に斬伐[illegible]、後年[illegible]嗚呼[illegible]と為るも知るべからざる也

月瀬　　　頼山陽

兩山相迫一溪明、路緣[illegible]入呼渡行、水[illegible]梅花[illegible]地、[illegible]影斜陽、

觀[illegible]月瀬村、村屬[illegible]州、一水貫山而下、凡二十餘里、山[illegible]水涯、[illegible]湖[illegible]、[illegible]不梅花、[illegible]萬株、[illegible]天下奇觀[illegible]、

　　　梁川星巖

[illegible]出城、東風[illegible]、[illegible]二十里、[illegible]花[illegible]行、

[illegible]水東西、[illegible]梅花[illegible]、[illegible]知有寺、山[illegible]、[illegible]月落後、[illegible]、

桃香野（モモカノ） 梅溪遊記云、舟中既に尾上諸谷を覧る、又西して桃野を觀んと欲す、纔に[illegible]を轉ずれば、北岸に未だ見ざる所の山[illegible]として躍り出で、[illegible]石雜[illegible]狗、[illegible]大[illegible]、一石有り人の冠して而して立つ如し、烏帽子巖と曰ふ、水[illegible]映じ、激搏[illegible]、仰ぎ見れば桃野前に在り、地勢[illegible]、黄茅[illegible]して梅花爛漫の間に現出し、瑤宮[illegible]の白雲中に在るか如く、望むべくして即く可からざる也、[illegible]亦此溪[illegible]月[illegible]に[illegible]

波多野（ハタノ）

[illegible]一村[illegible]月瀬[illegible]、[illegible]山邊郡に[illegible]別にして[illegible]、[illegible]川を以て相[illegible]、山中幽邃の地也

波多野の古語は中畔由と云ふ、[illegible]、大和志名勝[illegible]大字[illegible]に春日神[illegible]あり、[illegible]八[illegible]郡の一村にあた[illegible]

(中峰山)

田原陵（タハラ）

[illegible]光仁天皇[illegible]御父施基皇子の御陵なり、田原村大字[illegible]に在り、東西相具して相別つ、

田原東陵 延喜式云、田原東陵、平城宮御宇天宗高紹天皇、光仁 在添上郡[illegible]東西八町南北九町 山陵志云、田原[illegible]今[illegible]田原村[illegible]古墳、日王墓、此即東陵也 光仁帝初め廣岡山に葬り、後田原に改葬す、東西[illegible]北に廣岡の字あり 名所圖會

田原西陵 延喜式云、田原西陵、春日宮御宇天皇、田原[illegible]在添上郡[illegible]南[illegible]陵戶[illegible]守戶[illegible]田原村矢田[illegible]に在り 山陵志云、西田原村有古墳、呼為[illegible]此也、

山邊鄉（ヤマノベ）

(田原)

和名抄、添上郡山邊郷 今の田原村[illegible]なり、山邊郡山中の地、西にある春日[illegible]國と相接す、惟ふに本郷は山邊郡山邊郷及び山邊郡都祁郷[illegible]等は大和平原地の山背に在り別にて一區を成す、昔國郡の建置ありしも以ありと謂ふべし。

生駒郡

生駒（イコマ）郡

明治廿九年添下平群の二郡を合併し生駒郡と曰ふ、生駒は本州西界の大嶺にして古より著る、郡名之に因る　郡衙は郡山町に在り十八村を管治す　添上平群は本來郡界交錯して、大抵南方を平群と爲し北方を添下と爲せり、國郡制置以前に在りては倶に層富縣に屬せり　生駒郡は山嶺を以て河内に堺す、生駒山　暗峠（クラガリタウゲ）　信貴山等相並び、生駒川其下を流る、富小川其東に在り、秋篠川更に其東に在り、佐保川添上郡より來り秋篠富生駒の三水を併せ立田川と爲る、以て南界を限る、北方は一帶の高陵にして水脈に從ひて南下す。

添下（ソフノシモ）郡

和名抄、延喜式、添下郡、訓曾不乃之毛。日本書紀「白雉五年、倭國添下郡、鰐積吉事、貢瑞鷄、其冠似海石榴華」とあれば、天武帝以前の分郡なり．本郡東部は平城京右京の地にして今郡跡村近傍是なり、延暦以後廢都と爲るも猶、西大寺招提寺藥師寺の名藍倚存し、和名抄四郷に分つ、或は添大郡と曰へり。

秋篠（アキシノ）

今平城（ヘイヤウ）村と改む、平城京西北隅の溪澗にあたる、澗水は押熊（オシクマ）山より發源し、南流右京三坊の壖を貫き、佐保川へ入り、郡山の東に於て大橋川と稱す。秋篠は歌に外山（トヤマ）の里と詠す、外山とは高嶺の外周に居る山を云ふ、秋篠の西に生駒山あり

秋しのゝ外山の里やしくるらん生駒の嶽に雲のかゝれる、新古今集　西行法師

朝日さす生駒の嶺はあらはれて霧たちのほる秋しのゝ里、玉葉集　參議實俊

續日本紀云、延暦元年、土師宿禰安人等言、臣等遠祖野見宿禰、造化物象、以代殉人、垂裕後昆、生民頼之、而其後子孫、動預凶儀、尋念祖業、意不在此、是以土師宿禰古人等、前年因居地名改姓菅原、望請古人等改爲秋篠。詔許之　姓氏錄云、和泉神別土師宿禰、秋篠朝臣同祖天穗日命十四世孫野見宿禰之後也。右京神別秋篠朝臣、土師朝臣同祖、乾飯根命七世孫大保度連之後也．秋篠氏は桓武帝外戚家の姻類にして、秋篠寺即其氏寺なりしならん。

秋篠寺（アキシノデラ）

平城村大字秋篠に在り．寺傳に光仁天皇寶龜十一年善珠法師（元興寺元昉徒）の創建と云ふ、是歳勅封一百戸秋篠寺の事、續日本紀に出せたり、續紀弘仁三年又一百戸の施入あり　中世以後衰頽し、醍醐三寶院に屬し修驗道場と爲る、幸にして本堂一宇、保延中再營存在し古佛像を置く　技藝天は運慶作像一體運慶作、梵天も運慶・安阿彌作、救脫菩薩も運慶作像一軀以上は明治卅一年國寶に列す、其他藥師十二神將等の妙作あり．

押熊（オシクマ）

平城（ヘイヤウ）村大字押熊は秋篠川の源にして、北方は山城國相樂郡と．丘を隔つのみ、仲哀天皇の皇子坂忍熊二皇子の乳部兼地に在りし歟、書紀通證云押熊村に押熊祠あり」と、鹿畑（シカハタ）村に鹿畑祠ありと、鹿畑は押熊の北に接す古は鹿（カコ）坂と云へる者にや

狭城楯列池上陵（サキタタナミイケノヘノミサザキ）

神功皇后の御陵なり、佐紀の郷楯列の池の邊に在り、（今五社神八幡宮北と今池なし、山陵（ミササギ）村平城村大字）の北に當り御陵山と稱す、丘に倚り南面す、瓢形、長徑二百間、周濠あり、其北方は東方に接す、秋篠寺の東八町也、日本紀、氣長足姫尊葬狭城楯列陵、延喜式、狭城楯列池上陵、磐余稚櫻宮御宇皇后、在添下郡兆域東西二町南北二町。類聚國史、仁明天皇承和十年四月、去三月十八日有奇異、擬検圖錄、有二楯列山陵、北則神功皇后、南則成務天皇、世人相傳以南陵爲神功之陵、偏依是口傳、每有神功之祟、空謝成務之陵、先年緣神功之祟、所作弓劍之類遣進於陵、今日改奉於神功陵　八幡愚童訓云、神功皇后稚櫻宮にて崩御なし給ふ、天下濕なに神のしからみせきあへず、さてしも有可きならねば葬禮の儀式調て秋篠山陵に納め奉る、異國蜂起の時は此山陵官幣奉り祈申させ給ふ也、則是宮社（字佐八幡）にて東御前た多羅志女の御事也

狭城盾列池後陵（サキタタナミイケノウシロノミサザキ）

成務天皇の御陵なり、池上陵の南四町に在り　瓢形周濠長徑百二十間横幅八十間許、高野山陵其南に接す　大和巡覽記云、成務御陵は石塚と云近年（享保以前）本多内記忠勝郡山城を領し給ふ頃、里人此に石を掘取り石棺に行當り棺を掘て見れば、太刀短刀鏡などあり、本田氏之を聞き元の如く土を封すへしと命ぜらる　日本書紀云、稚足彦天皇、葬于狭城盾列陵　延喜式云、狭城盾列池後陵、志賀高穴穗宮御宇天皇、在添下郡兆域東西一町南北三町。本陵は池上陵を委ぬべし、此二陵は式の兆域よりも現存陵、過大なり、疑ふべし（楯列池は今山陵の民家の邊歟、不審）

狭木（サキ）寺間陵

垂仁皇后日葉酢媛の御陵なり、盾列池後陵の東に接す、瓢形周濠其大相似たり　本陵の東に方り古來陵墓所あり、一は東北一町許圓塚（丘上に在り）と爲す、他は東小池を隔てゝ相集り、圓塚・瓢塚二なり。日本書紀云、垂仁皇后日葉酢媛命薨、野見宿禰領土部等、取埴以造作人馬及種々物形、獻于天皇曰、自今以後以是土物更易生人、樹於陵墓、仍號是土物謂埴輪、天皇大喜、下令曰、自今以後陵墓必樹是土物、無傷人焉、古事記云、此后者、葬狭木之寺間陵、同傳曰、寺間は他書に見えず今も聞えず、續紀に大和國人從七

位下寺門臣大嶋等四人賜姓大岸朝臣とあるは此地より出つらむ、此は寺と云ものありて後の地名なるを古に及して云るなるべし。

本陵の東に南北相並ぶ西池あり、山陵志之を以て皆列池と爲す、即ち池東の古陵を以て神功成務と爲す者の如し

高野陵（タカノ）

孝謙稱德天皇の御陵なり、今狹城盾列池後陵の南に接する者を以て之に充つ、陵制卑小なれど高塚と稱し周濠存す。陵墓一隅抄云、西大寺東北古墳是也、史曰以鈴鹿王舊宅爲山陵（一說）山陵志云、成務陵、其東南神功陵、西北孝謙陵也、在高野。（一說）續日本紀云、神護景雲四年、故鈴鹿王舊宅爲山陵、葬高野天皇於添下郡佐貴郷高野山陵、延喜式云、高野陵、平城宮御宇天皇、在添下郡兆域東西五町南北三町（按に西大寺は高野寺と稱し今に至るも變せず、高野は本彼地の名にして天皇の別號なり、今の陵域と相距る事八町、陵墓一隅抄西大寺東北と云者今陵に同じき歟疑惑多し。西大寺資財流記云、西大寺、居地參拾壹町、在右京一條三四坊、東限佐貴路、除東北角喪儀寮、南限一條南路、西限京極、除山陵八町、北限京極路。

みわたせば高野の野邊のうつき原みな白妙にさきにけらしな（萬葉集）

歌姫（ウタヒメ）

古京の北郊、那羅山の麓にして佐紀池の北なる民村なり。（今平城村大字）歌姫より那羅山を踰ゆるに二路あり、一は相樂郡木津へ一は同郡相樂へ出づべし、歌姫越と稱す。古は奈良坂とも云ひ今奈良町の奈良坂と同名異地なり、平城京の世には春日奈良坂よりも此佐紀奈良坂の方通衢たりし歟、平家物語治承四年平家南都責入の時、大衆は奈良坂般若坂兩所を防ぎけるに、平重衡之を破り法華寺へ入と云ふは、奈良坂即歌姫越を云へり。

寧樂山作歌　長屋王

佐保過ぎて寧樂の手祭（タムケ）に置くぬさはいもをめかれず相見しめとそ（萬葉集）

坂上（サカノウヘ）　歌姫民家の西二町許田中に瓢形の古墳あり。歌姫の古名ならずや、大伴坂上大娘の居地とす、萬葉集云、坂上大孃、是右大伴宿奈麻呂卿之女也、卿居田村里、但大孃居坂上里、仍曰坂上大孃。又坂上氏あり、初田村の二郷の居地即此なるべし居に依り氏を命するは古の法なり　姓氏錄云、右京諸蕃坂上大宿禰、出自後漢靈帝男延王也。田村里と云ふも近地なるべし、平城京址を考すべし

坂上墓　歌姫の南四町狹城池の北畔に在り、高大無比の古陵なり、平地に就き築成、前方後圓周濠二重、凸起瓢形を爲す、縱二百間横百三十間蓋仁德皇后磐之媛陵とす　日本書紀磐之媛命、葬乎那羅山　延喜式云、平城坂上墓、磐之媛、在添上郡兆域東西一町南北一町、今循列池上陵戸兼守。坂上墓式の明文は現在の陵形に合せず疑はし、又本陵の東北に古墳圓塚二所、東南小奈閇陵の間に圓塚二所、南方狹城池畔に圓塚三所あり、小奈閇は添上郡佐保に屬すれば本陵邊も添上郡の地たりし事ありし歟、土俗ヒシヤケ山と呼ぶ。

狹城池（サキノイケ）

古京の北郊、宮城の北敷町に方る。小奈閇山（添上郡佐保村）の西、楊梅陵（添下郡都跡村大字佐紀）の東也、法華寺は池南に在り、方二百間土俗水上池と云、日本書紀「垂仁天皇作倭狹城池迹見池是なり。迹見池詳ならず、續日本紀聖武天皇「神龜四年三月、御鳥池塘、宴五位以上、召文人令賦曲水之詩」とあり、鳥池亦同じき歟、宮北狹城池の附近にありし者ならん。

楊梅陵（ヤマモモ）

平城天皇の御陵なり、今都跡村大字佐紀超昇寺と字する地に在り、土俗爾知山と稱す。陵墓一隅抄、延喜式云、楊梅陵、平城宮御宇日本根子天推國高彦天皇、在添上郡、兆域[illegible]、本陵古に添上郡に屬せりとぞ、[illegible]、狹城池の西なれは添下郡たる事明なり、又[illegible]は添上郡法華寺に在り、然りと雖此超昇寺[illegible]遺跡にして即楊梅宮の古跡たる[illegible]ざれば、御陵疑を挾むべき[illegible]陵の字を當[illegible]寺とも云ふ、當[illegible]超昇寺[illegible]廢址歟、

楊梅宮址（ヤマモモ）

續日本紀云、光仁天皇寶龜[illegible]年、是月甲南方、同僧一百口、[illegible]於楊梅宮　八年、楊梅宮、南池生蓮[illegible]此宮は孝謙帝の離宮にして延曆遷都後まで存在し平城帝も御[illegible]、又超昇寺と爲れるならん、超昇寺は平城上皇[illegible]創建なり

超昇寺址（テウショウ）

寺址は狹城池の西に在り楊梅宮址に同じく、僧綱補任云、貞觀僧正[illegible]行者、右京人大中臣氏、父[illegible]也、[illegible]內舍人、名正棟、承和二年出家入道、一[illegible]、未有證、時藤原良房重病、[illegible]投卷未[illegible]之間、病即愈、爲超昇寺座主、依本願眞如親王之弟子也　元亨釋書云、清海入超勝寺精勤、一日香煙之中彌陀像現、其長五六寸、海成喜便取像、本安今尚在焉（）名所圖會云、超昇寺念佛堂は天正の頃兵火に罹り燒亡す。

扶桑略記云、天慶五年、在唐僧中瓘申狀偁、前春宮坊無品高丘親王、先過震旦、欲度流沙、風聞到羅越國、逆旅遷化云々、親王者平城太上天皇之第三子、去大同五年廢皇太子、親王歸命佛路、混形沙門、名曰眞如、往東大寺、心自爲眞言宗、師資相傳、猶有不通、凡在此間難可質、若求入唐、了悟幽旨、乃至庶幾、尋訪天竺、貞觀三年上表曰、眞如出家以降四十餘年、而一事未遂、所願蹬諸國之山林、渴仰斗藪之勝跡、勅依請、即便下知山陰山陽南海等諸道、所到安置供養、四年奏請擬入西唐、適被可許、乃乘

一舶渡海、彼之道俗、甚見欽仰、親王遂向宋國、雖得難渉、送書律師道詮曰、吾家貧窮、無及晋師、至于眞言、有一要旨焉、親王遂決渉路、身殞中途。

賀陽豐年墓は陵下にありと云ふも今詳ならず。

後紀云、賀陽豐年、式部大輔、射芸高行、直操守義、頗好[illegible]挟、自非知己、不好讀書、大同[illegible]、右[illegible]間、禮待尤厚、罷芸亭院、延暦年中任東宮學士、及践祚拜式部大輔、既而女[illegible]讒、護賢見排、平城太皇不豫、傳位今上、[illegible]遷居平城、不預追從、猶守本職、及于從亂、自[illegible]退、今上惜其宏材、任播磨守、在任三年、稱病入京、賜于宇治之別業、昔仁德天皇與宇治稚郎子相讓之事、其有風軌、故甚亦其風俗、病裡聞之、追慕不已、託左大臣、(藤冬嗣)墓於地下之臣、弘仁六年卒日、有勅其陵下、贈正四位下、且崇國華也、時人猶稱其智有[illegible]人[illegible]云見

日本逸史、大同四年十一月、[illegible]奈等野、及平城舊宮、古太上天皇宮地、甲寅遣右兵衛督藤原仲成、造平城宮、戊戌令畿内諸國、雇工及夫二千五百人、以造平城宮也　五年九月依太上天皇命、擬遷都平城、正三位坂上田村麿從四位藤原冬嗣等爲造宮使、丁　緣遷都事、人心騒動、仍遣使鎮固伊勢近江美濃等三國府並故關、繫藤原仲成於右兵衛府、詔曰云々。弘仁二年勅、聞平城宮諸衛官人等、出入任意、不勤宿衛、宜直彼奏議加督察焉　類聚國史日本紀略、按に平城宮址は超昇寺なるべし、是平城帝の御子高岳親王の本願なればなり、扶桑略記、元慶二年の條に「修行傳燈賢大法師位眞如本願超昇寺」と錄す。又續日本後紀云「承和二年、平城舊宮地、水陸地卅餘町、永賜高岳親王、親王者天推國高彦天皇第三子也、大同年中、立爲儲貳、世人號曰蕃居太子、遭遇時變、失位蒙謫」と見ゆ。以て傍證と爲すべし　又親王の卓孫の事は三代實錄一元慶三年勅、無品高岳親王入唐之後、男正五位下在原朝臣安貞等、請返收親王封邑、朝家思其貴愛、不忍聽許、如今年紀徒積、歸來無期、宜仰所司、令充安貞往日之請焉」とあるにて、其情實を推知すべし

佐紀郷（サキ）

和名抄、添下郡佐紀郷。古書狹木狹城佐貴等に作る、平城京西北部、今平城村（ヘイジャウ）及都跡村（ツアト）大字佐紀・伏見村（フシミ）にあたる、山陵志云、狹城也、古山上陵陽、今超昇寺西北、爲山陵村、實是山上陵陽、而有四池、昔南北縱列、里老相傳故七池、其三已作田、所謂盾列池、即縱列池也　靈異記に「大養宿禰眞老者、居住諸楽京活目陵北之佐岐村」と見ゆ、活目陵は即菅原伏見陵なれば伏見村も本郷に屬せるに似たり、但今の都跡村五條山南は村國郷なるべし

盾列池（タタナミノイケ）

盾列は古事記に多々那美に作る、（前皇廟陵記云、楯列池、今沒、藥師寺其跡云）續日本紀云、神龜四年六月、從楢波池、飄風忽來、吹折南苑（平城宮皇居）樹二株、即化成雉、盾列池は今尋ぬべからず、神功成務二陵の間に在りしならん、而も南北に縱列せりと云ふ、山陵志は今狹木寺間陵と定むる者の東に南北に遺存する四池是なりと論斷す、後考を俟つ。

春日なる三笠の山に月も出ぬかも佐紀山にさける櫻の花の見ゆべく、（萬葉集）

名跡幽考云、佐紀山は歌姫村の西にあり、此山奈良より見ゆ、これを佐紀山と云由、八雲御抄に見えたり、萬葉集に「女へし咲野に生る白つゝじ」又「かきつはた開（サキ）沼（サハ）に生る菅根の」なごあるは皆是地なり。

佐紀宮址　萬葉集、長皇子與志貴皇子（並天武皇子）於佐紀宮倶宴歌、

秋されは今も見ること妻戀に鹿鳴かむ山そ高野原のうへ。

高野は佐紀の諸山陵の邊を云ふ、佐紀神社は延喜式に列す、今都跡村大字佐紀字超昇寺に在り、大宮と曰ふ。

西大寺（サイダイ）

今伏見村大字西大寺に在り、其舊域は古京右京一條三坊四坊に當る、[illegible]西偏に移るものにして、天平神護元年孝謙天皇[illegible]開基にして高野寺と稱す（類聚國史拾芥抄元亨釋書）、嘉禎二年僧思圓（興正菩薩叡尊）中興して法弟に附與し、爾來戒律宗の大道場なり、四王堂は[illegible]代の重興なりと雖、猶宏大の遺制をけす、中堂[illegible]音堂等あり。思圓は忍性律師と共に行德一世に高く、公武の歸依最厚かりき、[illegible]鎌倉の恩命に依り西大寺多田院等を營治したる由は多田院古文書に徴すべし、蒙古來寇の時敕旨を奉じ男山八幡宮に詣り愛染明王を祈りて異賊降伏の修法を爲す、今此寺に愛染堂あるは其故習に出づ、思圓墓も本寺に在り、奥院と稱す。

さりともと西の大寺たのむかなそなたの願ともしからしと（夫木抄）

扶桑略記、天平神護元年、高野天皇造西大寺、供養七尺金銅四天王[illegible]、神護景雲三年、天[illegible]本造西大寺彌勒淨土、在添下郡平城宮右京一條三坊、四年破却西大寺東塔心礎、其石大一丈餘厚一丈餘、東大寺之東飯盛山之石也、天皇不念卜之、破石爲祟、即復拾淨地、不令人馬踐之、今其寺内東南隅、數十片破石是　續日本紀云、神護景雲元年、幸西大寺法院、令文士賦曲水　元亨釋書云、西大寺者、天平神護元年稱德帝建、鑄四天王銅像長七尺、三像已成、只増長天一像不成、改鑄六度遂不就、至第七度、帝親幸冶處、誓言朕若因是功勲、來世轉女身成佛道。手攪熱銅無傷損、而像成矣、若不然、手爛像不成、俾以玉手撹洋銅、御手無傷、像便成　扶桑略記亦異、興正菩薩傳云、傳燈大法師位叡尊者、一天四海之大導師、濁世末代之生身佛也、以濟度衆生爲己任、以大悲闡提爲本願、故號興正菩薩矣　（正安二年院宣）

菅原　今伏見村及都跡村の中にして、平城京右京三條南北の地なり、和名抄に見えず但紀伊郡に屬せしめたる無不當なり　菅原伏見の二陵は明日あり　日本書紀「推古天皇十四年、造菅原池」續日本紀「元明天皇和銅元年、行幸菅原」などあり、菅原氏の故里にして其祖廟あり。

菅原神社　延喜式、添下郡菅原神社、今伏見村大字菅原に在り、右京三條四坊にあたる、土師宿禰の祖廟なり。續日本紀、天應元年、土師宿禰古人道長等言、土師之先出自天穗日命、其十四世孫名曰野見宿禰、昔纏向珠城宮御宇垂仁天皇世、古風猶存、葬禮無節、毎有凶事、例多殉埋、于時皇后薨、野見宿禰進奏、率土師三百餘人、自領取埴、造諸物象進之、或號埴輪、言曰相半、若其吉凶、祭日預吉、如此供奉、允合通途、今則不然、專預凶儀、念祖業意不在此、望請因居地名、改土師以爲菅原姓、勅依請許之。

いさこゝに我世は經なん菅原や伏見の里のあれまくもをし、（古今集）

菅原寺　菅原神社の西南に接す、今荒廢して堂宇纔に存す、天平二十一年行基僧正菅原寺に入寂、事續日本紀に見ゆ、扶桑略記、天平廿一年正月十四日、於平城中島宮、請大僧正行基、太上天皇受菩薩戒、名勝滿、中宮受戒、名德滿、皇后受戒、名萬福、即日改大僧正、名曰大菩薩、私云太上天皇者誰人哉、若是高野歟、二月二日、行基菩薩、於菅原寺東南院、右脇而臥、身心安穩、如入禪定遷化、春秋八十歲、最後遺誡云、弟子光信法師爲世眼、我之所造卌九院、悉附屬汝、又誡弟子等云、口虎破身、舌劍斷身、汝等愼口業、塞口令如鼻。

行基の遺歌とて新勅撰集、續後撰集に見ゆるは

法の月久しくもがなと思へども小夜ふけにけり光かくしつ、　又、假そめの宿かる我そ今更にものお思ひそほさけさそなれ、

扶桑略記云、延曆四年、皇太子早良親王將被廢、時馳使[illegible]寺、令[illegible]白業、諸寺拒而不納、後乃到菅原寺、爰興福寺沙門善珠、含悲出迎、灑淚禮佛訖曰、前世殘業今來成害、此生絕讎、更勿結怨、使者還言、親王[illegible]爲歡云、自披忍辱之衣、不怕逆鱗之怒、其後親王亡靈、屢惱於皇太子、（平城帝）善珠乃祈請云、忽用小僧之言、勿致惱亂之苦、說無相之理、其病立除、十六年僧正善珠卒、皇太子圖其形像、置秋篠寺。

伏見　伏見村は今稱名となり、菅原其小名となる、古に反す　此地名義は臥身の人あるを以てこ爲せし附會の[illegible]なり、釋書云、伏見翁者不知何許[illegible]人、[illegible]笠士來、[illegible]臥平城菅原寺側畔、三年不起又不言、人呼爲臥翁、天平八年、行基迎婆羅門僧菩提、歸於菅原寺設供、三人共歡、其臥所因名臥身云々。

大和におやありてかよひける人、後におやなくなりければ（中略）伏見にて、

名に立てふしみの里といふことはもみぢを床にしけばなりけり、（家集）　伊勢

菅原やふし見のくれに見わたせばかすみにまがふをはつせの山、（後撰集）

菅原伏見西陵　安康天皇御陵なり、伏見村菅原の西六町大字寶來に在り、丘に倚りたる構ふ其形完からず。山陵志云、垂仁陵（伏見東陵）西數町、有呼爲西蓬萊山、今已犂爲田壠、其遺未埋、若半月然、與東陵屹乎相望也、呼保天堂、安康御名穴穗、保天堂即穗天皇訛也。延喜式、菅原伏見西陵、石上穴穗宮御宇天皇、在添下郡兆域東西二町南北三町。扶桑略記云、菅原伏見西陵、高三丈方二町。

菅原伏見東陵　垂仁天皇の御陵なり、伏見村大字平松の東に在り、巍々たる山陵なり、深[illegible]、[illegible]五十[illegible]二十町、俗に蓬萊山と云ふ、日本書紀、活目入彥五十狹茅天皇、葬於菅原伏見陵、古事記、伊久米伊理毘古伊佐知命天皇御陵、在菅原之御立野中也、延喜式云、菅原伏見東陵、垂仁天皇、在添下郡兆域東西二町南北二町、續日本紀云、[illegible]山活目入彥五十狹茅天皇陵[illegible]、靈龜元年充守陵三戶、書紀又云、活目入彥五十狹茅天皇[illegible]、因[illegible]守至自常世國、[illegible]、乃向天皇陵叫哭而自死之、山陵志云、蓬萊山陵、北[illegible]、[illegible]田道間守墓歟、

（蓬萊）[illegible]蓬萊島、在[illegible]村　藤本田宮

[illegible]間守墓[illegible]、[illegible]小蓬萊、時[illegible]風[illegible]、[illegible]是[illegible]鶴來、

（平松）平松は蓬萊山陵の西なる民家なり　姓氏錄云、右京諸蕃平松連、[illegible]祖[illegible]之後也　垂仁帝陵の北西三條路北側に古墳あり、上に一祠あり、山陵志には田道間守墓と疑へさ、大和志には之を以て新田部親王（天武皇子）墓と爲せり、字兵庫山と曰ふ、名所圖會、安康陵と爲す。

齊音寺　大和志云、齊恩院寺、在齊音寺村、延曆十一年、[illegible]聽許故入唐大使藤原清河宅爲寺、號曰齊恩院、即此、清河贈太政大臣房前第四子也、勝寶五年奉使入唐、禮畢還日、偶遇海逆、漂到驩州、時州人叛、通船被害、清河僅以身免、遂不歸、後十餘年薨於唐國、寶龜十年贈從二位、齊音寺村、右京三條三坊に位置す、佐紀大路この民家を貫通す。

招提寺　唐招提寺とも云ふ都跡村大字五條に在り、右京五條二坊にあたる　天平寶字三年唐僧鑑眞の創建せる所、新田部親王の舊宅と云ふ、諸殿堂經像多く傳へて今に依然たり、戒律宗の本山にして覺盛（大悲菩薩）中興す、其宗風は後世振はずと雖、南都七大寺中、典雅幽深、千古の風色を傳ふる者、法隆寺以

（唐招提寺）

外此寶坊あるのみ。

贈日東鑒禪師　　唐司空圖

故國無心度海潮、老禪方丈倚中條、夜深雨絕松堂靜、
一點飛螢照寂寥、　異稱日本傳

金堂（七間四面屋根四注本瓦葺）今特別保護を加へらる、本尊盧遮那坐像（夾紵乾漆造）後光千体背面二千佛の製にして世上無比の妙相なり、講堂は平城京八省院朝集殿を移建したる者にして當代の朝廷を想見するに足る、鴟尾の款識に元亨三年改鑄の由見ゆ、其東に鼓樓東室舍利殿經藏寶藏あり開山堂其北に在り、皆往時開創の際に起す所也、戒壇堂は西に在り、近年燒失して堂址を存するのみ。

扶桑略記云、天平寶字三年、鑒眞和尚奉爲聖武皇帝招提寺所創建也、金堂一宇少僧都唐如寶所建立也、安置盧舍那丈六像一軀、講堂一宇平城朝集殿施入也、安置丈六彌勒像脇侍菩薩像、經藏一基、鐘樓一基、食堂一宇、羂索堂一宇。元亨釋書云、鑒眞唐國楊州人、天平勝寶六年來朝、勅館東大寺、太聖武上皇詔、於東大寺授戒壇、上皇受菩薩戒、勅賜皇子開府儀同三司田部舊宅、天平寶字七年化、初本朝大藏經論、多烏焉之誤、及眞之至、勅加整勘、眞失明而多所諳誦、數下雌黄、又諸藥物、此方不知眞僞、眞以鼻別之、一無謬誤。又云、招提者、天平寶字三年、鑒眞法師爲聖武上皇所創也、初以皇子舊宅賜眞、建上皇崩成寶坊、諸公卿及沙門等共營、大殿者唐僧如寶建、安丈六盧舍那像、講堂者捨平城宮而成、彌勒及二菩薩脇士、唐法力所造也、食堂者藤仲公捨家屋、（食堂今亡）經藏者唐義靜造之、納佛舍利舍及菩薩經律論一切寶物、羂索堂者藤清河施屋、安金色像并八部神衆、又賢璟法師爲國家書大藏四千二百卷度之。延喜式云、凡招提寺、安居講師、以當寺淨行僧、次第請用。本朝高僧傳云、從鑑眞和尚肇律儀、東西二壇東行別受、歷數世而戒師不續、招提之不振四百五十年、至如來之淨戒委吠畝之殘僧、盛公以聞出之士、奮然擄文自誓受戒、非不絆而用規矩乎、始雖孔艱、卒若易然、大開招提中興之業、亦所謂豪傑之士也

初謁大和上　　沙門普照

摩騰遊漢闕、僧會入吳宮、豈若眞和上、含章渡海東、禪林戒網密、慧苑覺花豐、欲識玄津路、緇門得妙工、
（唐大和上東征傳）

傷大和上傳燈逝　　釋思託

上德乘杯渡、金人道已東、戒香餘散馥、慧炬復流風、月隱歸靈鷲、珠逃入梵宮、神飛生死表、遺教法門中、
（同上）

赤膚山（アカハタ）（波哆岳）　唐提寺の西に在り、禿山にして不毛の赤土なり、波哆（ハタ）岳岬卽此也と　古紀通證大和志

神武帝の時波哆岳岬に賊名を新城戸畔と云者あり、

もみちするかはた山を秋ゆけは下照るはかり錦織りつゝ（夫木集）　　顯仲

勝間田池（カツマタノイケ）　都跡村大字六條砂（スナ）村の池を云歟、藥師寺の東に在り。

かつまたの池は我知る蓮なししか云君がひけなきがごと、原注云、右或曰、新田部親王出遊于堵裡、御見勝間田池、感緒御心之中、還自彼池、不忍憐愛、於時語婦人曰、今日遊行、見勝間田池云々（萬葉集）

勝地吐懷篇頭注云、按に此親王大寵ましませば戲に打かへてよめるなり、藥師寺の傍にて近きころ田の中より勝間田池の斷碑を堀出せしが、文字はよみがたかりしとかや、其田猶池のかたちを存せりとぞ。

物へまかりける道に、昔のかつまたの池とて。
家居跡計りみえけるに、

くちたてる家ゐなかりせはかつまたの昔の池と誰か知らまし、（夏玉集）　　道濟

藥師寺（ヤクシジ）　都跡村大字六條砂村（スナムラ）に在り、右京七條三坊にあたる、法相宗大本山なり、天武帝御願にして初め高市郡藤原宮に創立し、元正天皇の朝に平城右京に移し、聖武天皇天平年中造營成る、今金堂六層塔東院堂等存す、講堂西院等は亡びたり　金堂、本尊藥師如來は石壇（長五丈四尺幅一丈二尺）の上に安置す、金銅立像、脇士日光月光すべて三尊なり、黑紫黝然光澤掬すべし、寺傳に養老中行基菩薩鑄と云ふ、然れども藤原宮造成なるやも知るべからず雄麗壯固の作なり、聖觀音銅造立像一軀寺傳に孝德天皇御願と云ふ、其他女神一軀十一面觀音（木作立像）一軀皆靈佛なり吉祥天畫幅（絹本着色）は世上多く模寫してこを傳ふ。

又名たかき佛足石あり、堅石饅状を成す、上面平滑にして足跡を刻む、縱二尺五寸横三尺三寸、足蹟石の後に歌碑樹立す、高六尺廣一尺五寸厚二寸、正面に和歌を書刻せり　本寺は七大寺の隨一にして千載の寶刹なりしが、平安遷都の後漸く衰ほせ、近時に及び愈振はず、唯其殘餘の諸佛大塔等の、往時を徵證するに無比の好據を爲すあるのみ、史學者が大塔の柱銘に依り壬申の即位年を定むる如き是也○本朝世紀云、久安三年藥師寺最勝會、勅使不下向、五百餘年大會、今年初勅使不下向之由、法印隆覺所申也、被尋子細之處、依院御定免除也とぞ、本寺の衰に就けるは此比よりの事ならん

一代要記、元亨釋書云、天平二年起東塔于藥師寺。續日本紀云、天平四年、以粟田人上爲造藥師寺大夫、天平感寶元年、定諸寺墾田地、限藥師寺一千町、天平勝寶元年、聖武天皇遷御藥師寺、讓位皇太子、天平勝寶二年、幸御藥師寺宮。按するに藥師寺は聖武孝謙の朝に落成し至尊之に御したまふ、殿舍の備具したる亦想ふべきも其規模は詳ならず　濫觴抄に「藥師寺、土木之功終十三帝、日月之營、送於五代」とあるは三帝天武持統

文式にして、五代は元明元正聖武孝謙淳仁なるべし。

扶桑略記云、天武天皇九年庚辰、皇后病、誓願之、立寺、鋪金未遂、始持佛像遷藤原之朝、聖武帝於右京六條之宮、土木之功歷三帝、(天武持統元明)日月之營造於五代、又如次武天皇、一日、藥師寺、清御原天皇之師、僧義達入定、見龍宮樣皆作也。寶塔二基各三重有裳階高十一丈五尺、從盤三丈五尺、兩塔内安置釋迦如來八相成道形、金堂一宇二重閣五間四面長七丈八尺廣四丈五尺柱高一丈九尺、佛壇長三丈三尺高一尺八寸安置丈六金銅藥師佛像一軀左右脇士日光月光菩薩月光遍照菩薩各一、已上持統天皇奉造座者也、又觀世音菩薩像二軀、又階壇下佛前並左右造立綵色十二神又大將像高各七尺五寸、南大門五間二重居獅子力士、中門五間立二王像并夜叉形天及座形鬼等、講堂一字重閣七間安置繍佛像一帳、爲天武天皇奉造者也、食堂一宇九間四面、經樓一宇、鐘樓一宇、懸百濟國王所獻鴻鐘一口也、西院安置彌勒淨土障子。

六層塔は藥師寺東塔なり、三層塔なれど毎層裳階あれば俗に六層と曰ふ、天平二年造立、遺構儼然たり。塔頂九輪擦柱の下に銘あり、寺傳に舍人親王の撰文と曰ふ、蓋藤原より移建して規模を變ぜざる者歟、藤原の造營は持統帝の時也。寛元元年藥師寺縁起云、天武天皇即位八年庚辰十一月、皇后不念、巫醫不驗、因之爲除病延命、發奉鑄丈六藥師佛像之願、發願既有感、皇后病愈、天皇大感、已鑄金銅之像、鋪金未畢、以十四年崩於明香清原、以戊子年十一月、葬於高市大内山陵、皇后嗣即帝位、是持統天皇也、爲遂太上天皇前緒、高市郡建寺、安置佛像謂之寺、本藥師寺是也、即塔露盤銘之文云「維清原宮馭宇天皇即位八年庚辰之歳建子之月以中宮不悆創此伽藍而鋪金未遂龍駕騰仙大上天皇奉遵前緒遂成斯業照先皇之弘誓光後帝之玄功道濟群生業傳曠劫式於高躅敬造眞金道々善々藥師如來大發誓願廣運慈哀猗歟聖王仰延冥助爰餝寶字莊嚴調御亭々寶刹寂々法城正崇億劫慶溢萬齡」

佛足石は金堂西南の小堂に安置し、高一尺八寸餘、上面縱二尺五寸許横三尺餘、その上面に足跡を刻む其凡一尺六寸、石の四側に銘文及び佛像を刻む、石質凹凸にして字畫明白ならず又磨滅あり補刻あり、今古京遺文并に考古學會雜誌に參照し其文を録く、

釋迦牟尼佛跡圖

案西域傳云今摩揭陀國昔阿育王立精舍中有一大石有佛跡各長一尺八寸廣六寸輪相華文十指各異是佛欲涅槃北趣拘尸南望王城足所蹈處近爲金耳國商迦王不信正法毀壞佛跡鑿已還平文彩如故又捐於河中尋復本處今現圖寫所在流布觀佛三昧經云若人見佛足跡內心(一曰而心)敬重无量衆罪由其而滅(一曰由共亡滅)今口俱口非有幸之所致乎又北印度烏仗那國東北二百六十里入大山有龍泉河源春夏含凍晨夕飛雪暴惡口龍常雨水災如來往化令金剛神以杵擊崖龍聞心怖(一曰暴龍出伏)歸依於佛恐惡心起留跡示之於泉南大石上現其口跡隨心淺深量有長短今丘慈國城北四十里有佛堂口中玉石之上亦有佛跡齋日放光道俗至時同往慶觀佛三昧經佛在世時若有衆生見佛行者及見千輻輪相即除千劫極重惡罪佛去世後想佛行者亦除千劫極重惡業雖不想行見佛迹者見像行者出步之中(一無之中)亦除千劫極重惡業觀如來足下平滿不容一毛足下千輻輪相轂輞具足魚鱗相次金剛杵相足跟亦有梵王頂相衆蠡之相不異諸(一曰不過諸惡)是爲休祥

大唐使人王玄策向中天竺口口國中(一曰□□國中)轉法輪口因見跡(一曰向見跡)得轉寫搭是第一本日本使人黃書本實向大唐國於普光寺得轉寫搭是第二本其本在右京四條一坊禪院向禪院壇披見神跡敬轉寫搭是第三本從天平勝寶元年歲次己丑七月十五日至二十七日并一十三箇日作了檀主從三位智努王天平勝寶四年歲次壬辰九月七日改王字成文室眞人智努畫師越田安万(一曰安方)書寫石手口口呂人足(一曰仕奉)口口人

口口口(一曰至心發)願爲亡夫人從四位下茨田郡王法名良式敬寫釋迦如來神跡伏願夫人之靈駕遊入无勝之妙邦口口口之聖永脫有漏高登無爲同霑三界共契一眞

諸行无常　諸法无我　涅槃寂靜

知識家口男女大小　三國眞人淨足　(闕外題名)

古京遺文云、禪院、道昭所建、初在飛鳥、後移平城、智努王、天武天皇之孫、父一品長親王、天平勝寶四年賜文屋眞人姓、天平寶字五年改名淨三、是記、石質頑堅、不得深刻、文字隱晦、多不可讀、又高昇云、刻隨其勢、是以世罕搨本、余親至寺、經七日之久、精搨一本、纔得釋之、其右閣下方二題字、埋在塵土中、余磨拳得之、前人所未嘗見也、三國淨足無攷、又云、佛足石歌碑、在佛足石之後、所鐫歌廿一首、其十七首、咏讃佛蹟、四首呵責生死、碑嘗罹火災、以故四邊有剝脫者、中亦有磨滅不存者、有後人補刻者、第二首拾遺和歌集載之、云光明皇后自書于山階寺佛蹟、按拾遺集山階寺者、恐傳聞之謬、考古學會雜誌云、佛足石歌碑、文字古雅雄健にして我邦金石文中の上乘なるものなり、智努王は天武帝の孫なれば其縁にて佛足石を藥師寺に建て、又此歌碑を置きしならん、拾遺集光明皇后山階寺の佛蹟に題せられたりと云歌は、本寺佛蹟歌碑の第二首と詞句相違ふ所あれど、全く異章さす、今按に佛足石歌碑の第一首に

美阿止都久留伊志乃比鼻伎波阿米爾伊太利都知佐閇由須禮知々波々賀多米爾　毛呂比止乃多米爾

さあるは當時刻碑跡の碑字に感じて父母菩提の至願を詠せる也、智努王の亡夫人の事と相渉らず、疑ふべし、又佛足石の智努王銘文の圍外に「知識云々三國眞人淨足」の題名あり、因て謂ふ淨足は即建碑者にして、父母菩提の爲めに智努王の轉搭本丼に其序詞頌文を一石に刻み、又歌碑を一傳に置けるにやと、萬葉集に三國人足といふ作者あり、年代を推せば淨足もしくは其子などやあらん。

羅城門址（ライセイモン）

平城京朱雀大路の南大門なり、今郡山町大字九條の東に在り　大和志に耕田の礎石羅城門の銘ある者を得たり、此所を來生と字すと云ふ。續紀、天平十七年遷于羅城門　九條は郡山町の北にして、東は添上郡辰市村東九條に通ずる故道存す、即古京の南限なり。

鳥見郷（トミ）

和名抄、添下郡鳥貝郷、訓止利加比。和名抄見を貝に誤り從て加比と訓めり、富小川（トミノヲガハ）の上游にして今北倭村富雄村と曰ふ、續紀和銅七年の條に登美箭田二郷とあり、和名抄又矢田郷あり。日本書紀、神武天皇長髓彦を撃ちたまふ條に「有金色靈鵄、飛來止于皇弓之弭、其鵄光曄煜、狀如流電、由是長髓彦軍卒皆迷眩、不復力戰、長髓是邑之本號焉、因亦爲人名、及皇軍之得鵄瑞也、時人仍號鵄邑、今云鳥見是訛也」と述ぶ。今按に鵄瑞あるが故に其地を鵄邑と云ひ、後に鳥見に訛ると爲すは附會なるべし、鳥見は長髓彦の本邑にして此地鳥見なり、磯城郡にも鳥見と名くる地あれども後の鳥見は神武の長髓彦を破れる地にて、同名異地とす、神武は皇師を河内國より生駒山を踰えて入らんとして長髓彦に會戰したまふ、長髓彦の生駒山下に據て富雄に占據したる事を推すべし、長髓も邑名にて鳥見の別稱たるべし、其邑主をば長髓彦と云ふ、皇師は更に熊野吉野の方面より進入し磯城に賊軍を掌破したり（長髓）

以て大勢を觀るべし。

白庭山（シラニハヤマ）

舊事紀云、饒速日尊、從河内國川上哮峯、遷坐於大和國鳥見白庭山、伺娶長髓彦妹。哮峯は河州北河内郡天之川（アマノ）の上、生駒山の北嶺なり、即大和生駒川の上とす。大和志河内志　白庭山は富小川の畔にして、延喜式登彌神社の地歟、姓氏錄に據れば鳥見姓は饒速日命の裔にして、長髓彦に代りて此域に富る　史料通信叢誌云、春日若宮嘉禎二年文書に據るに今の磐船越をば上鳥見（カウツトミ）路と曰ふ、饒速日命を祭めし白庭は北倭村大字上（カミ）の眞弓山（ユミサン）長弓寺の邊に在りて弓塚（ユミツカ）と稱す。

高山（タカヤマ）

今北倭（キタヤマト）村と改む、富小川の源にして東は山城相樂綴喜二郡の地にて西は河州北河内郡なり、北界を傍示（ハウジ）と云ふ、北河内郡岩船村に通ずべし、龍王山あり、即富小川の濫觴とす。

高山八幡宮は天平勝寶元年宇佐八幡を東大寺に迎ふる時、神輿平群郡に次すと云ふ事續日本紀に見ゆ即此なりと。（縣名勝志）添下平群は相接すれど此地傍示ありて古道之に係る事明白なれば、平群は添下を錯記したる者歟。

伊射奈岐神社は三代實錄貞觀元年伊射奈岐神授位、延喜式添下郡の大社なり。今北倭村大字上村字古川に在り、天王社と稱す。大和志縣名勝志

添（ソフ）

添は古書に層富とも記し、添上下平群にわたる大名なりと云、其本據は鳥見に在り、添御縣神社は今富雄村に屬する是也、續日本紀に「神護元年、添下郡人大領正七位上縣主石前、賜姓添縣主」とあるも添の本據は此と爲すの一證たるべし。（層富）

添御縣坐神社は富雄村大字三碓字下條に在り。姓氏錄云、大和神別添縣主、津速魂命男武乳遺（タケチノマス）命也。舊事記之に同じ　神祇志料云、添御縣坐神社今鳥見庄三碓村にあり、大和志　所謂祭六縣神の一也、延喜式、聖武天皇天平二年神戸租稻一百七十二束を以て祭祀雜料に充て　東大寺正倉院文書　平城天皇大同元年神封二戸を寄奉り　新抄格勅符　延喜式添下郡の大社に列す。

富雄（トミヲ）

古の鳥見郷の中村なり、近年改稱す、富小川（トミノヲ）に因めるならん。代見村より西へ生駒山暗峠の通路に係る、即奈良町三條より大坂に通ふ者なり。

靈山寺（リヤウセンジ）

中村の西に在り鼻高山と號す、富小川の北を流る。婆羅門僧正菩提遷那の墓あり、又寶塔一基あり弘安六年建立す、本寺は寺傳に天平勝寶八年に菩提遷那の相謀り創建したる所也と云、兩僧の事は釋書に所説あり　縣名勝志京華要志、扶桑略記に「天平十八年天竺婆羅門僧正菩提始來本朝、勅令巡禮諸寺、至大安寺東僧坊南端小子坊留住、後尊處給官額、日菩提僧正院」と載せ、又「寶龜四年勅、故大僧正行基法師修行之院、惣卌餘處、其六院未預施例、宜大和國菩提登美生駒、河内國石凝、和泉國高渚五院、各捨當郡田三町、河内國山埼院一町」とあり此菩提院と云は大安寺にて登美院と云ふは靈山寺なるべし。（大安寺址を參照）

河上（カハカミ）寺　延喜式云、河上陵、贈皇后藤原氏、在添下郡兆域東西四町南北四町　大陵は光仁天皇御母、桓武皇后旅子（百川女）なり、陵墓一隅抄は富雄村大字砂村の坤三町許字菜園山是ならんと云、而て奈良縣名勝志は富雄村大字大和田字丸山に在りと爲す、孰れも是非詳ならず、大和田丸山は中村の南三町許、富小川の畔なり、聖蹟圖誌云、丸山の南に茶筅山と云所ありて古祭器の破片出づ。

王瀧寺（ワウリウジ）　富雄村大字二名（フタナ）に在り、林巒深邃にして怪岩峙立す、寺背の一岩に觀音不動二像を刻し、高一丈五尺、其傍に銘を刻し建武丙子三年十二月十二日大願主僧千賀行人僧千識云々と曰ふ　名勝地誌

(島木)

登彌神社　延喜式、添下郡登彌神社、今富雄村大字石木字木島に在り、郡山町丸條の西十五町、登美連の祖神を祭る。姓氏錄云、登美連、饒速日命六世孫伊香我色雄命之後也。舊事紀云、饒速日尊、遷坐於鳥見白庭山、[illegible]使娶長髓彦妹御炊屋媛、誕生宇摩志麻治命、鳥見岡は登彌[illegible]より東南郡山城址に續接する山岡是なるべし、萬葉集[illegible]茂岡とよめるも同所歟。

紀朝臣鹿人、至大伴宿禰家持跡見莊、作歌、
射目たてゝ跡見の岳べのなでしこの花ふさたをり吾はもていなむ寧樂人の爲め、(萬葉集)
紀朝臣鹿人見茂岡松樹歌、
茂岡に神さび立て榮えたる千代松の樹の歳の知なく、(同上)

大和軍記云、松永久秀は志貴と多門の兩城を持持に[illegible]件其間五里余計に小泉郡山龍の市の城あり、久秀[illegible]山の小北にカウノシマと申處の山につなきの城を構へ押通されし云々。○按に大和軍記カウノシマと云は登彌社の木島なるへし地形合ふ、

矢田郷

和名抄、添下郡矢田郷、今矢田村片桐村是なり、富小川の西に在り。續日本紀に養老七年始發矢田池とあるも此なるべし、和銅七年の條に登美箭田二郷と見ゆ、舊事紀に載れて白庭邑と云へるも此地なるべし、白庭山別見す。

八田の野に淺茅いろづく有乳山みねのあは雪さむくふるらし、萬葉集

略解云有乳山は越前なり、都近き矢田野の秋げしきを見て越路の山を思ひ出してよめる也。

矢田神社　延喜式、添下郡矢田坐久志玉比古神社二座、今矢田村横山に在り、新抄格勅符、大同元年矢田神奉寄二戸、三代實錄、貞觀元年矢田久志玉比古神授位、神祇志料云、矢田神は今矢落明神と云、蓋矢田部氏の祖神櫛玉饒速日命及妃御炊屋媛なり。舊事紀天孫本紀云、櫛玉饒速日尊、[illegible]天降坐於河內國河上哮峯、則遷坐於大倭國鳥見白庭山、[illegible]長髓彦妹御炊屋媛[illegible]宇摩志麻治命[illegible]饒速日尊[illegible]神寶[illegible]御炊屋媛云、神寶帶手貫三物、[illegible]登美白庭邑、以此爲[illegible]也。

八田寺　矢田村の西、山中に在り、金剛山寺と稱す、寛元四年歡喜の古鐘に矢田寺と見ゆ。縣名勝志云、天武天皇八年智通法師開基と云ふ。寺記云、寛平十年、弘濟法師[illegible]僧正、[illegible]住[illegible]寺、[illegible]決擇去疑、遂辭所帶、入矢田寺、修行[illegible]心、[illegible]元亨釋書云、滿米[illegible]和州金剛山寺、(八田寺)[illegible]弟子[illegible]本不測人也、身列朝班、百神選琰宮、琰王[illegible]延滿米、受菩薩戒、[illegible]因請見地獄、往閻魔城、地藏菩薩代衆受苦、滿米自陰府歸、招工[illegible]刻獄中地藏相、安于寺、或曰米本名滿慶、得琰宮[illegible]改名、通は齊明帝朝に入唐し、玄奘[illegible]に就き學び、歸朝して大倭國に觀音寺を開き僧正に任ず。日本書紀[illegible]觀音寺は郡山町に字を存す

東明寺　金剛山寺の北八町に在り、寺傳に持統帝七年舍人親王建つと云、鍋倉山と號す　名所圖會縣名勝志

松尾寺　金剛山寺の南十八町、大字山田に在り、養老二年僧永業建立、舍人親王の御願なり、寺後に親王の墓ありと云　名所圖會、大和志云、松尾寺、號補陀落山、有正堂三層塔僧院十區、延喜式曰、松尾寺料二千八百束、即此。

小泉

今片桐村と改稱す、富小川の西岸、郡山を距ること一里、松尾寺を去ること廿四町、小邑なり。元和中片桐貞隆本地一萬石を封せられ、陣屋を置いたり、[illegible]に至るまで存す　小泉庄中宮は[illegible]なら[illegible]す、[illegible]著名なし

[illegible]して、[illegible]ひて[illegible]小泉に在り、高約二丈周回二町許、日本[illegible]外に山寺墓あり、誰たるを詳にせず、高約三丈周回三町許、(縣名勝志)

村國郷

和名抄、添下郡村國郷、今郡山町筒井村にあたる如し、延喜式村國墓は郡山の南に在りと云、(陵墓一隅抄)

村國墓　延喜式、村國墓、贈[illegible]一位[illegible]、在添下郡兆域東西四町南北五町、[illegible]縣犬養大夫人、平城朝[illegible]二皇の外祖母也、或は[illegible]の丸山是なりと、路傍にして(新木氏家)西北、郡山城址の南、田中村の北四町に當る、信否詳ならず

新城

今郡山町大字新木是なり、日本書紀云、神武天皇之時、層富縣波哆丘岬、有新城戸畔者、恃其勇力不肯來庭。この新城戸畔は當時此地の女酋なりし如し。

新城宮址　日本書紀云、天武天皇白鳳五年、將都新城、而限內田園者、不問公私、皆不耕悉荒、遂不都矣、十一年幸于新城　續日本紀云、光仁天皇寶龜五年、行幸新城宮、

藥園宮址　名勝地誌云、藥園八幡宮今郡山村本町に在り、此社初め市街の北に在り、即藥園宮の遺跡なりき、續日本紀云「孝謙天皇、天平勝寶元年十一月、大嘗於南藥園新宮」また東大寺要錄云、天德四年注文、定諸莊田、藥園宮內田地十三町四段、在大和國添下郡。

大部宮址　續日本紀、天平二十一年十月庚午、行幸河內國智識寺、丙子還幸大郡宮、天平勝寶二年正月朔、天皇御大安殿受朝、是日車駕還大郡宮賜宴、又於

藥園宮紛議寺、二月天皇從大郡宮移御藥師寺宮」大郡は添下の號たるべし、攝津國東生西成の二郡相幷び其東生郡を大郡と號せる例なり。續紀に見ゆる孝謙帝の大郡宮は今其遺址を傳へねど、藥園宮と相接近したりとおもはれ、且郡山の名は即大郡の郡家なりければ之を此にかゝぐと云のみ。

殖槻（ウヱツキ）

郡山町の中なるべし、神樂歌に「殖槻や田中の森」の句あり、田中村（今片桐村に合す）は郡山の西南に接す。名所圖會云、郡山に殖槻八幡宮あり、傍に觀音堂あり此を植槻森と云ふ、冠辭考云、萬葉長歌に「春されば殖槻於（ウヱツキノヘ）の遠つ人待ちし下道ゆ登らして國見あそばむ」とあり、殖槻於は殖槻てふ所の山の上を云ふ。

殖槻や田中のもりやもりやてふ、笠の淺茅が原に、
（本）我を置きて二妻とるやさるたてふ、笠の淺茅が
原に、（末）神樂歌

殖槻寺址（ウヱツキ）

郡山觀音寺蓋是なり、僧正智通之を開く、天武朝の比なり（元亨釋書）初例抄云、慶雲四年閏維摩會於殖坂寺、講師觀智也、新撰國衙、和銅中移于植槻寺、五年移于興福寺。植一作殖、今昔物語に大和國敷下郡殖槻寺とあるは、敷字添の誤なるべし。大和志云、和銅二年、釋淨蓮、修維摩會、予植槻道場。

郡山（コホリヤマ）

今郡山町と云ふ、生駒郡役所在り、天正中より當國の鎭城を此に置きて大邑と爲る。城壕は西部に偏り市街は其東に居る、戸數二千、殷賑奈良に亞ぐ、鐵道中驛あり、市民は多く綿布を製造す

郡山城址（コホリヤマノシロ）

郡山城は内郭南北五町東西六町、石壁壘濠を以て區分して二の丸と爲す、外郭は南北十二町東西十五町、内郭を抱き外濠を繞らす、其北西南三部は土壘の舊址今皆荒廢す、東部のみ商工の家舊に依る、城西は一座の小丘北方に連亘す。

郡山城は小田切宮内少春次初て築くと云、大和志　天正十三年豐臣秀吉舍弟秀長をして大和紀伊和泉三州に封し郡山に築き筒井城を毀たしむ（大和軍記）秀長秀俊二世にして家絶え、文祿四年増田長盛に賜ふ、食祿二十萬石。慶長五年關原戰後江戸の命を以て藤堂高虎之を收む、元和元年大坂兵起る伊賀國主筒井定次兵を以て郡山城を守る、大坂軍擊ちて郡山を略取す、既にして大坂亡び水野日向守勝成功を以て本城を賜へり、爾後の交替は元和五年松平下總守清國、寛永十六年本多大内記政勝其子政長、延寶七年本多下野守忠泰（五代相續）享保九年柳澤甲斐守吉里以來世襲して明治の初に至る、封土十五萬石。

和州路上　　頼山陽

小市平橋路幾叉、法隆寺遶接當麻、行人買醉和州路、滿野東風黄菜花、

菜の花の中に城あり郡やま　　共角

田中（タナカ）

郡山の西南十町許を田中村と云ふ（今片桐村に屬す）田中社あり　古事記云、天津彦根命者、倭田中直等之祖也　古事記傳云、書紀舒明八年の所に田中宮とあるも、三代實錄貞觀七年大和國田中神とあるも此間なるべし高市郡歟、田中村あり、又神樂歌に殖槻や田中の森とあるは添下郡なり。

筒井（ツツヰ）

郡山の南二十四町許、筒井村と云ふ、村中に筒井氏の墟、古井あり　筒井氏は其先詳ならずといふ、興福寺の衆徒なりしが其寺役に服し、郡邑を略す、筒井遺老春日社の次第に乾氏大神莊添下郡十二萬石居城筒井村とあり　永享天正中筒井順慶武略あり松永久秀と爭衡し後織田氏に屬す　細川兩家記云、永祿十年松永方へ尾張の衆二萬許相添大和へ手遣候間筒井平城（ヒラジロ）は夜明退候なり、同く井戸城に被懸あまた討取。或は云筒井順慶布施（フセ）に新城を築く、今郡山に址存すと、天正十三年頃迄の予定で伊賀國へ移封、後除封せらる、

大和軍記云、先祖は近衛の家より出候由にて、順慶の親は順興と申候出家にて候、器量の人にて還俗、武威を振ひ添下郡筒井と云所に平城を築き、其今の六萬石程の知行候。然る處松永彈正筒井を可討覺悟にて法隆寺まで被打出候を、順慶も筒井より廿町計も西椿尾の森と申所まで被出向、先手は島左近松倉右近兩人にて迚松と申處まで入に掛向ひ軍始り、筒井殿軍直に宇多郡秋山へ落候、其後順慶龍の市の井出十郎に心を合せ、松永被城を取詰られ候處に、順慶は十市越智兩人引具し、山傍に龍の市の東へ寄られ、掛向合戰、松永敗軍」

興福寺英俊法印日記、永正二年國衆大名の交名中に筒井良舜房順賢と云人あり、又永正三年七月、法隆寺禪學兩座喧嘩、兩方諸勢雖出、筒井成敗而先引發了、同年八月、京勢澤藏軒西大寺邊陣替、秋篠寶來自燒、超昇寺は陣になる、郡山西京以下自燒、筒井井戸城城役落、當國大略武家知行也、十六日筒井自東山内山（ウヤマ）際出頭、北方一揆合蜂起了、依之京衆通路今日留了、古市山村以下惣以燒拂

（菅田）

菅田（スガタ）神社は筒井村に在り、延喜式比賣神社是なり、姿池の側に在り。縣名勝志　筒井の東南八條字一夜松に延喜式菅田神社ありと云ふ異なれど亦同類の地なり、姓氏錄云、菅田首、天之久斯麻比止都命之後也

おさめ子がすがたの池のはちす葉は心よけにも花さきにけり（堀川百首）　　師頼

平群郡（ヘグリ）

延喜式、和名抄、平群郡、訓倍久里、生駒（イコマ）谷（タニ）及び富小川（トミノヲカハ）の末流邊を指す、今龍田村外九村に分れ明治廿九年生駒郡と改む。國郡沿革考云、平群は蕃古靨（ツホ）宮の地に屬せしなるべし、平群の名は始て景行天皇紀に出づ「帶遣利の山のしらかしが枝

な」「天武天皇紀に倭國飽波郡とあるも此郡の初稱歟、抑又追書の誤れる歟、和名抄、平群郡飽波郷あり

額田郷（ヌカタ）　和名抄、平群郡額田郷、訓奴加多　今平端村本多村なり、大字額田部あり、東は由邊郡二階堂村に接し北、筒井村（添下郡）南に佐保川あり、古名熊凝と云ふ地是也　日本書紀云、千熊長彦者額田部槻本首等之始祖也（神功紀　今本多村に大字椎木あり槻の訛歟　又仁賢紀云、日鷹吉士還自高麗、獻工匠須流枳奴流枳等、今倭國山邊郡額田邑熟皮高麗是其後也　書紀通證云、今山邊郡嘉幡村（今二階堂）西十町許有皮工邑、隣平群郡額田部村、乾熟木字　姓氏録云、大和諸蕃額田村主、出自呉國人天國（一作呉）古也。（福亮智蔵道慈の三僧は此郷人歟）

熊凝（クマノコリ）　日本書紀云、神功皇后撃忍熊王時、有熊之凝者、爲忍熊王軍之先鋒、注熊之凝者葛野城首之祖也（今平端村大字椎木あり葛野城の訛なり、佐保川に瀕す）、姓氏録云、熊凝朝臣、神饒速日命孫味饒杵田命之後也、古熊凝寺と云者あり、今額安寺は其址なるべし。三代實録云、昔日聖德太子、建平群郡熊凝道場、飛鳥岡本天皇（舒明）遷建十市郡百濟川邊、號曰百濟大寺」熊凝精舍の事太子傳暦并に大安寺縁起にも見ゆ

額安寺（ガクアンジ）　平端村大字額田部に在り、推古帝御宇上宮太子熊凝村に一精舍建てたまふ即是なり、玉林抄に、推古帝造立、藥師堂額安寺と云ふ（名所圖會）大安寺伽藍縁起流記資財帳云、初飛鳥岡基宮御宇天皇（舒明）之未登極、號曰田村皇子、上宮皇子命謂田村皇子曰、愛哉善哉汝姫男、自來問吾病矣、故以熊凝寺付汝、大王及繼治天下、歳次己亥春二月、於百濟川側建（元亨釋書云、大安寺云々、推古二十五年、太子豐聰入定見來世皇運、出奏曰、季葉を觀、乞建寺鎭之、乃營熊凝精舍、舒明十一年移之百濟河側、

大島嶺（オホシマノネ）　額田郷は平野の間に隆起して一丘を成す、萬葉集、大島嶺と云は此歟、或は立野の島山を大島と云ふにや、今詳ならず。

近江大津宮御宇天皇時鏡王女御歌

妹か家もつきて見ましを山跡なる大島嶺に家も有らましを、（萬葉集）

略解云、鏡女王は額田女王の姉にて平群郡額田郷に同く住給へるなるべし、天智天皇近江へ遷ませし後も女王は大和に居給ひし故にかくは讀給ふ、大島嶺も平群郡に在るべし。

飽波郷（アクナミ）　和名抄、平群郡飽波郷、訓阿久奈美　今の安堵村なり、佐保川富小川其西南に相合す。日本書紀「天武天皇白鳳五年、倭國飽波郡言、雌鶏化雄」と、當時平群を飽波の郡と云へる事有りしに似たり。東寺文書、正和三年、七條院領安堵荘。

飽波宮址（アクナミノミヤ）（安堵）　飽波常樂寺あり、是れ宮址にあらずや、續日本紀、稱德天皇、神護景雲元年四月、幸飽浪宮　大安寺縁起云、聖德太子、薨于飽浪宮　、常樂寺は安堵村の東安堵に在り、寺傳云、山背大兄王建立。

飽波安堵の北に高安村あり、（今富郷村に屬す）延喜式大野墓は高安の古墳是也と云、陵墓一隅抄　大野墓、太皇大后之先大枝氏、在平群郡、兆域東西六町南北四町。（大枝氏は桓武御母山城國大枝陵高野新笠の先なり）

富小川（トミノヲガハ）　生駒郡の北界、北倭村高山より發源し南流五里にして佐保川に合し、大和川（立田川）と爲る。此川鳥見の地をすぐれば富小川と云ふ、又斑鳩を過ぐるを以て斑鳩寺を詠するに此水を援く事典故あり。

斑鳩やとみの小川の流れこそ絶えぬ御法の始なりけり、（新千載集）　いかるかや富の小川の絶えばこそ我大きみの御名は忘れめ（拾遺集）

上宮聖德法王帝説云、上宮薨時、巨勢三大夫歌、

いかるかの止美のをかはのたえばこそわかおほきみのみなわすらえめ、

夜摩郷（ヤマ）　和名抄、平群郡夜摩郷、今法隆寺村富郷村是なり　玉林抄に引ける法琳寺資財帳夜摩郷法琳寺とありて、法琳寺は法輪寺と改め富郷村に在り、此郷は一に鵤と云ふ、夜摩は當村山部にや、西邊に山有歟、續日本紀云、延暦四年詔、自今以後宜改避先帝御名及朕之諱、於是改白髪部爲眞髪部、山部爲山と、山部に係せば夜摩なり　姓氏録云「大和皇別山公、内臣同祖、味内宿禰之後也」と　又東文氏の族に山口直ありて、氏族志云「應神帝時、阿智使主、率十七姓民人自歸化、分居諸國、雄略帝時、詔聚漢部、定其伴造賜姓曰直、以其居皇城東、故稱東漢直、又倭漢直、阿智－都賀、都賀生三子、山木志努爾波伎、子孫分爲數十氏、而志努之後坂上氏最著、今取日本書紀續日本紀令義解坂上系圖　文氏出自爾波伎、即東文氏也、初曰漢書直、孝德帝時、有漢山口直大口、法隆寺二天像光背記、作山口大口費、即是人也」と見ゆるも此邊を故墟とする歟、不審

法王帝説の詠歌、巨勢三枝大夫が上宮薨去を傷む作に多婆佐美山已能加支山あり、法隆寺北に在る者なるべし、

美加彌乎須多婆佐美夜麻乃阿遲加氣爾比止乃麻乎志和何於保支美波母、

伊加留我乃已能加支夜麻乃佐可留木乃蘇良奈留許等乎支美爾麻乎佐奈、

竹林殿址（タケハヤシドノ）　春日神の影向所なり、大和志に今飽波郷安堵村に在りと云ふは此より彼郷へ轉ぜしめたる歟）春日權現記目錄云、大和國平群郡夜摩郷に一靈地あり、

竹林殿と號す、春日大明神御影向の所也、昔し有馬允藤原光弘、廣瀬郡吉南岩といふ所に住けり、大和河の北の邊を見れば夜々光る所あり、貴女この所におはして子孫繁昌すべき所なりとの給、如何なる人何れの所より來給にかと光弘申ければ、

我宿はみやこのみなみしかのすむ三笠の山のうき雲のみや

かくおほせられて見え給はず、光弘夢想によりて、天暦(村上)二年二月廿五日始めて土木をかまへて、村上天皇に奏聞して同年六月十六日より此處にすむ　法隆寺の南は大和川廣瀬郡なり、吉南殿今詳ならず

岡本(ヲカモト)

今富鄕村(トミサト)大字三井の東に字存す、法起寺あり、此寺は靈異記に鵤村岡本尼寺とある者にして、法隆寺を太子傳曆に鵤僧寺と呼ぶに對せる稱なり、岡本宮址は今法起寺即是なり、日本書紀云、推古天皇十四年、皇太子講法華經於岡本宮、法王帝說云、太子起七寺、其一曰池後寺(イケジリ)

法起寺(ホフキジ)

法隆寺の東北凡十二町、大日本佛敎史には法隆寺資財帳を引き池後尼寺推古帝十五年建立す法起寺是也と)岡本池の南に在り、昔堂一字三層塔婆一基存す、即聖德太子の宮址にして、其三重塔は太子遺言當年の制を觀る、今特別保護を加へらる、法輪寺と共に法隆寺に屬す、靈異記云、觀音銅像反化鷺形示奇表緣第十七、大倭國平群郡鵤村岡本尼寺、觀音銅像有十二體、昔少墾田宮御宇天皇世、上宮皇太子所住宮也、太子發誓願以宮成尼寺者也、聖武天皇世、彼銅像六體盜人所取、尋求死得、經數日月、平群驛西方有小池、夏六月、彼邊有牧牛童男等、見小池中、有嘲木頭、頭上居鷺、取牽上見、觀音銅像、稱觀音像、名菩薩池

池神の力士舞かも白鷺の桙くひもちてとひわたるらむ、萬葉

三井(ミヰ)

富鄕村大字三井、法隆寺の北に接す、法王帝說に富の井の歌あり、蓋此地に泉あるを以て此名あり、法王帝說云、膳夫人(三穗姬)臥病而將臨歿、時乞水、然聖王不許、遂夫人卒也、即聖王誄而詠是歌、

伊我留我乃止美乃井能美豆伊加奈久爾多義氏麻之母乃止美乃井能美豆。

法輪寺(ホフリンジ)

古は法琳寺に作る、今眞言宗の寺に依屬し、法隆寺の北八町に三重塔及妙見堂存す是なり。山背大兄の創立、上宮妃膳三穗姬の御願なり、塔婆は當時の遺構とす(今特別保護を加へらる、又百濟國將來の木造觀音一體を傳ふ)玉林抄云、法琳寺資財雜物等目、法琳寺、東限法起寺界、南限鹿田池堤、北限氷室池堤。西限夜垣峰、在平群郡夜摩鄕、有寺斯奉爲小治田宮御宇天皇御代、歲次壬午年、上宮太子起居不安、于時太子願千度、即男山背大兄王并由義王等始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事者、膳三穗娘爲太子妃者、太子薨後以此爲檀越、今斯高橋朝臣等三穗娘之苗裔也、法隆寺日記抄云、當上宮王院北去十町許、有寺名三井寺、亦名法林寺、有金堂講堂大塔食堂、建立之樣似法隆寺、推古天皇年中所建云、百濟開法師圓明法師下氷新物等三人合造此寺云々、奉爲聖德太子、山背大兄王建立云々、然則下氷新物者即大兄王歟。

駒塚は法輪寺の東南二町に在り、岡野塚とも稱し、廣大の古墳なり、土俗之を以て聖德太子の騎乘烏斑を埋葬したる者と爲し駒塚と呼ぶ、然れども太子傳補闕記に烏駒は中宮寺南に在りと爲す、此古墳と相異なり。

斑鳩(イカルガ)　(鵤)

靈異記には鵤村に作る、即夜摩鄕也、續日本紀に初出し、聖德太子宮室を此地に起し僧寺并建ありければ佛法興隆の聖地と爲り、今に一千三百年天下無比の靈場とす。

限りありし鵤の林のかたみをは留めて置けるいかるかの里、(夫木集)　殷富門院大輔

(因可池)

因可池(ヨルカ)は法隆寺内の一池を云ふ歟、詳ならず。

斑鳩の因可の池のよろしくも君をなし言へは念ひそ吾する、萬葉集

いかるかやよるかの池は氷れとも富の小川そなかれ絶せぬ、夫木集

斑鳩宮址(イカルノミヤ)

日本書紀云、推古天皇九年、廐戸皇太子初興宮室于斑鳩、十四年天皇播摩國水田百町、施于皇太子、因以納于斑鳩寺。又云、皇極天皇二年、蘇我臣入鹿遣小德巨勢德太臣等、掩山背大兄王等斑鳩、王取馬骨投置内寢、遂出隱膽駒山、德太臣等燒斑鳩宮、三輪文屋君從大兄王勸曰、請移向於深草(フカクサ)屯倉、王不從、曰山還入斑鳩寺、軍將等即以兵圍寺、王使語之曰、吾起兵伐入鹿者、其勝定之、然不欲由一身之故而傷殘百姓、是以吾之一身賜於入鹿、終與子弟妃妾、一時自經俱死、于時五色幡蓋種々伎樂照灼於空、臨垂於寺、衆人仰觀稱歎、遂指示於入鹿、其幡蓋等變爲黑雲、由是入鹿不能得見、斑鳩宮は即法隆寺の東にある殿なりと云、又蘆垣宮あり、同異詳ならず

蘆垣宮址(アシガキノミヤ)　蘆垣は聖德太子崩御の宮殿にして、法隆寺古今目錄抄に見ゆ、今法隆寺より巽方五六町許に神屋(カミヤ)と云ふ所是なり。(名所圖會)按するに神屋は上宮の轉訛なり、一說聖德崩御は飽波宮とも云へり

北岡墓(キタヲカ)

延喜式云、北岡墓、山背大兄王、在平群郡北城三町南北二町。大和志云、北岡墓上、有寺、曰龍寺。四畔田丘五所　玉葉集に見ゆる太子御廟は北岡墓にあらずや、法隆寺の丑位に當り即北方なり。

太子の御廟に詣てよめる

消にしをうしと許りは御墓山さきたつ雲の行衛しらせよ、玉葉集　花山院左大臣

中宮寺(チユウグウジ)

法隆寺村に在り、法隆に屬すと雖近代は斑鳩御所と稱し、尼宮門跡の一に列し皇族女

僧入寺したまへり。寺寶に天壽國曼荼羅あり、刹繡掛軸一幅、即ち繡帳にして、今は一の額に綴せられたり。天壽國曼荼羅は聖德太子薨去の後、橘大女郎の太子を慕ひたまふの爲めに推古天皇に請ひて諸采女をして之を織らしめ玉ふ。令者畫工の名は曼荼羅の題詞に見ゆ。又本寺の建立は推古天皇十五年、太子七寺の一なり、中宮尼寺と號す。法隆寺資財帳法王帝說古今目錄抄云、中宮寺者、太子母穴穗部皇女之宮也、而新成寺名號尼寺、々裏古云、中宮寺者、葦垣宮岡本宮鵤宮三箇宮之中、故云中宮又云中宮寺、太子生年十六歲丁未、依母遺詔、即宮寺創建、斑鳩寺始造之。舊跡幽なり、中宮寺は文永年中河州西林寺日淨上人再興、又其後西大寺思圓上人重修ありて尼僧を寺主とせらる。當院に天壽國曼荼羅ありしが、往古後世の瑞應つれならず。考古學會雜誌云、天壽國曼荼羅に新古の二種あり、其古き物は今亡び、斷片を補綴して方三尺に滿たざる一幅と爲す。人物宮殿龜甲銘文等わづかに其舊樣を認むべし。新曼荼羅は建治元年の模造なり、新曼荼羅(裏書あり)并に太子傳聖譽抄に據るに、此繡帳は二張にして黄紫の兩綢各長二丈六尺ばかり、人物佛像鬼形等五六十、龜形百有を繡ひ、又龜甲に各四字づつの銘文を繡ひ、當初は法隆寺の寶藏に置かれたり、安置後六百五十餘年(文永十一年)比丘尼信如中宮寺修造の願を發し、法隆寺に古曼荼羅二帳を得たり、即此繡帳なりき、信如其朽敗を傷み京師に詣り案人を勸募し翌年模造の功を畢る、其銘文の點讀者は花山院中納言藤原諸繼と園城寺大僧都定圓となりし事も新曼荼羅裏書に徵すべし。其龜甲銘文曰

斯歸斯麻宮治天下天皇名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌已等娶巷奇大臣伊奈米足尼女名吉多斯比彌乃彌已等爲大后生名多至波奈等由比乃彌已等妹名等由彌居加斯支移比彌乃彌已等復娶大后弟名手嗣尼乃彌已等爲后生名孔部間人公主斯歸斯麻天皇之子名蕤奈久羅乃布等多麻斯支乃彌已等娶庶妹名等由彌居加斯支移比彌乃彌已等爲大后坐乎沙多宮治天下生名尾治王多至波奈等由比乃彌已等娶庶妹名孔部間人公主爲大后坐瀆邊宮治天下生名等由刀彌彌乃彌已等娶尾張大王之女名多至波奈大女郎爲后歲在辛巳十二月廿日癸酉日入孔部間人母王崩明年二月廿二日甲戌夜半太子崩于時多至波奈大女郎悲哀嘆息白畏天皇前曰啓之雖恐懷心難止使我大王與母王如期從遊痛酷无比我大王所告世間虛假唯佛是眞玩味其法謂我大王應生於天壽國之中而彼國之形眼所叵看悕因圖像欲觀大王往生之狀天皇聞之悽然告曰有一我子所啓誠以爲然勅諸采女等造繡帷二張畫者東漢末賢高麗加西溢又漢奴加己利令者椋部秦久麻

右在法隆寺藏、繡帳二張、縫著龜背上文字者也、
　更々不知者云。天壽國者猶云天耳。法王帝說

長大墓(ナカノオホハカ)　上宮太子傳補闕記云、庚午四十七年四月廿日、夜半有災斑鳩寺、太子馬其名烏斑、太子馭之凌空躍雲、能馳四足、東登輔時岳、三日而還、北遊高志(コシ)之州、二日而還、太子欲臨眷之地、此馬不駕、辛巳四十八年十二月廿二日薨。太子悼之、遣葬墓、今中宮寺南、長大墓是也　補闕記の干支紀年疑はし。又長大墓は今土俗駒塚と云者と同異詳ならず。

法隆寺(ホフリユウジ)

　斑鳩寺是なり、推古天皇十五年建立、或は伊河留我本寺(法隆寺資財帳)、鵤僧寺(イカルガソウジ)(太子傳曆)に作る。聖德太子山背大兄王一族薨去の跡なるを以て現身往生所寺とも云(太子傳逍要)、本寺は天智帝八年九年遂に災あり、一屋を餘さゞりしが、元明天皇和銅年中興復設齋あり、(日本書紀續紀)義智藏法師(熊凝福亮の子也其徒額田道慈亦其僧たり)在住の日にして、禪僧は之を弘め、智藏は三論宗を主張し其徒弟に及び法相を兼學せり、故に本寺は今に法相宗大本山たり。(三論は後世亡ぶ)寺域凡二萬三千步、大小の建築之に滿つ、中にも金堂五重塔中門は元明朝再興の者にして、雄大絕倫と稱す。本寺は我佛教に於て推古朝の典型を遺し、法寶に於ては隋唐三韓の光闡を傳ふ、其昔推重して止む能はざる所也。近年寺門衰頽、頽壞特に甚しかりしも、王室並に政府の保護厚きなれば、富の小川の法水げに絕えずして永く後世に流れんかし。好古叢志云、天智紀八年の條に「是冬、災斑鳩寺」と見え、九年には「夏四月壬申、夜半之後、災法隆寺、一屋無餘」と見ゆれば、今存在の伽藍は推古朝の舊物にあらず、古今目錄抄に金堂内の壁畫を指して「此堂内壁、有四佛淨土繪、鳥繪師畫之」とあれど天智朝に燒失せば鳥佛師(推古朝の人)畫けるには非ず、七大寺年表に「法隆寺、和銅元年、依詔作」とあり、又伊呂波字類抄に「法隆寺、七大寺內、和銅年中建立」と載せ、續紀、元明天皇和銅八年六月、設齋於弘福法隆二寺とも見ゆ。

南大門　正門なり、永享十一年再建す、中門の南百間許に在り

中門　四間二戶の樓門制なり、樓上に孝謙帝勅願と稱する百萬塔數百基を置く、左右金剛密迹の二像は塑造彩色、形貌太奇偉なり　中門は廻廊と接續し、鐘樓鼓樓講堂と相連り方形を爲す、其中庭に金堂大塔相并ぶ、故に俗言に中門は口。鐘鼓樓は雙耳、講堂は鼻、金堂大塔は兩眼の如し、廻廊は其輪廓を爲すと曰ふ、此一構即本寺の中院なり。

金堂　中庭東方に在り、五間四方重層にして裳階あり、(屋根入母屋本瓦葺)今尺高五丈八尺五寸東西十二間四尺南北十一間、灰石壇の上に建つ、形狀最壯麗なり　堂内は外陣の上十二間に四佛淨土圖及菩薩繪像を

給畫て、又貫木の壁には羅漢像天井の板には蓮化を描寫す、今剝削の餘と雖も彩燦乎たり また內陣土壇の本尊釋迦如來金銅坐像、(長二尺八寸七分) 脇士藥王藥上金銅立像、(各長二尺七寸) 本尊背に銘を勒す、造佛の所由を記す、法王帝說云、

法興元丗一年歲次辛巳十二月鬼前大后崩明年正月廿二日上宮法王枕病弗悆干食王后仍以勞疾並著於床時王后王子等及與諸臣深懷愁毒共相發願仰依三寶當造釋像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安住世間若是定業以背世者往登淨土早昇妙果二月廿一日癸酉王后即世翌日法王登遐癸未年三月中如願敬造釋迦尊像幷挾侍及莊嚴具竟乘斯微福信道知識現在安隱出生入死隨奉三主紹隆三寶遂共彼岸普遍六道法界含識得脫苦緣同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造

右法隆寺金堂坐釋迦佛光後銘文如件、今私云、是正面中臺佛云々、

同書釋曰、法興元丗一年、此能不知也、但案帝紀云、少治田天皇之世、東宮廐戶豐聰耳命、大臣宗我馬子宿禰、共平章而建立三寶、始興大寺、故曰法興元世也、此即銘云法興元世一年也、後見人差可疑年號、此不然也、然則言一年字、其意難見、然所見者、聖王母穴太部王薨逝辛巳年者、即少治田天皇御世、故即指其年、故云一年、其無異趣、鬼前大后者、即聖王母穴太部間人王也、云鬼前者此神也、何故言神前皇后者、此皇后同母弟長谷部天皇、石寸神前宮治天下、若疑其姊穴太部王、即其宮坐故、稱神前皇后也。

(法興元は三字建元にて丗一は三十一なり 即推古帝二十九年也と知るべし)

東壇佛は本尊藥師如來、金銅坐像、脇士日光月光、金銅立像なり、其背に本寺造立の緣起を刻す、

池邊大宮治天下天皇大御身勞賜時歲次丙午年召於大王天皇與太子而誓願賜我大御病大平欲坐故將造寺藥師像作仕奉詔然當時崩賜造不堪者少治田大宮治天下大王天皇及東宮聖王大命受賜而歲次丁卯年仕奉

法王帝說云、右法隆寺金堂藥師像光後銘文、師寺造始緣由也、今私云東壇佛也、

按するに池邊宮天皇は用明帝、少治田宮天皇は推古帝也、聖德太子は用明第一男にして丁卯は即推古十五年にあたる、本寺創建の歲次也、古今目錄抄に據れば藥師は金堂最初の本尊と曰へり、即是也 西壇は本尊彌陀座像、脇士觀音勢至とす、此金銅の三尊は元明帝の本願なりしが中世盜に遇ひ貞永元年再造したる者とぞ。又土壇の四隅に天王の像あり、製作全く諸本尊に同し、然れども其一體西方天の銘に「山口大口費上而次木閈二人作也」とあれば、孝德紀「白雉元年、是歲漢山口直大口、奉詔刻千佛像」と云に參考して當時の造立なりしを知る、此他壇上に吉祥天多聞天觀音等數軀あり、古京遺文云、

觀世音菩薩造像記、

歲次丙寅年正月生十八日記高屋大夫爲分韓婦夫人名阿麻古願南无頂禮作奏也

右金銅二臂如意輪像、藏在大和國法隆寺綱文庫、記在其座下、按丙寅推古天皇十四年也、正月生十八日、謂正月月始見之後第十八日也、當時未用曆日、非因月之明晦、莫知每月之更改、故以月初見於西方爲朔、訓朔爲月立者以是故也、猶倚書哉生明、其後雖行曆法、然邊鄙猶認月見數日、故天智天皇十年十一月紀、對馬國司上言云、月生二日、是足以見古時素樸之風也、高屋大夫名諱今不可知、凡金石文之傳于今日者、不有先於是者、而前人所未見、余客歲(文化中)西遊始得遇之、亦何幸耶。

金堂には壇上又二箇の厨子あり、一は玉蟲(タマムシ)厨子と稱し、一は橘夫人念持厨子と傳ふ、共に古雅の造巧に成り往代の規模形式を遺せる寶龕とす。○好古學會雜志云、凡法隆寺の建築は彼の金堂塔婆中門の三字が相并びて儼存し、吾人推論して之を推古式と名づくと雖、亦確然たる證據に乏し、此際別に玉蟲厨子の在るありて吾人の判斷を確實ならしむ。厨子は臺座廣さ四尺五寸高一尺、須彌座高三尺一寸、其上に宮殿を置く、殿の高さ屋上の鴟尾まで三尺六寸とす、古今目錄抄に「推古天皇御厨子、腰細也、以玉虫羽以銅彫透、唐草下臥之」と、諸家考證して推古帝の朝百濟工人の所造と爲す、今其宮殿の手法を按するに殆ど金堂塔婆の諸字と相符合し、一見して當代建築の模型に接する思あり、洵に天下無比の貴寶たり、斯製作は百濟人の手に成りしこと明白にして、毫も本邦上古傳來の藝術に關與する所なし、又其裝飾の著しく西域乃至希臘の趣味を含有せることをも觀察し得べし。橘夫人三千代厨子は古今目錄抄に「厨子、黑漆須彌座、光明皇后之母橘夫人所造也、內在彌陀三尊、以金銅敷地、作波文、中生蓮花三本」と見ゆ、其屋蓋今逸失し、古作の天蓋を以て之に充つ。

(現身往生所寺)

五重塔 金堂と相并び其西に峙つ、高十一丈五尺方四丈八尺九寸、現身往生所寺(ゲンシンワウジヤウシヨ)と稱し山背大兄王一族同時に此に薨去ありと傳ふ 塔內須彌山を造り諸佛菩薩羅漢を配置す、其製奇古なり、俗に泣佛と稱し日本支那天竺三國の土を將て塑型すと云。補闕傳記大兄王の慘禍を記して曰く、癸卯年十一月十一日、宗我大臣發惡逆、太子子孫男女廿三王、同被害、初山代王等皆入山中、經六箇日、入斑鳩寺塔內、立大誓願、曰吾暗三明之智、未識因果之理、然以佛言推之、吾等宿業于今可賽、吾捨五濁之身、施八逆之臣、願魂遊晉晨之上、陰入于淨土之蓮、擎香爐大誓、香氣郁烈、上通雲天上、三

道現種々仙人之形、種々伎樂之形、種々天女之形、種々六蓋之形、向西飛去、光明炫燿、天華零散、音樂妙響、時人仰看、遙加敬禮、當是時諸王共絕、諸人皆歎未曾有曰、王等靈魂天人迎去、而賊臣等、目唯看黑雲、徽雷掩于寺上。扶桑略記云、蘇我入鹿、積惡年深、皇極天皇四年六月、召入鹿入大極殿、中大兄皇子、以劍擊入鹿肩、入鹿□□□、中大兄皇子奏之、入鹿蠱皇子將傾天、意指殺山背大兄王等事也、遂令誅入鹿、是日中大兄皇子、即入法隆寺、爲城而備、爰大臣蝦夷大怒、燒天皇記并國記珍寶等自殺、墮大鬼道、蘇我門家一旦殄滅矣。好古叢志云、法隆寺塔婆内の塑像は古書に塼と曰ふ、蓋和銅年中の製にて今百餘個あり、大は三尺二寸より小は六七寸とす、本寺資財帳云、塔本肆面具攝、一具涅槃像土、一具彌勒佛像土、一具維摩詰像土、一具分舍利土、右和銅四年歲次辛亥寺造者。(字鏡集塼モタヒ) 太子傳私記云、塔者五層塔婆也、又在裳階、板也、每層四面皆板、書最勝所說四種龍王之名、外陣連子、内陣壁也、其內、南面彌勒曼荼羅、脇士在、法園林大妙相二王二天等眷屬一々御坐、西面釋迦之荼毘所、即金棺上積木出炎、(中略) 北面菩薩像、涅槃像、皆悲愍相、東面淨名文殊不二法門之所、惣此塔者現身往生御塔云也、太子御入滅後、廿二年十二月十六日朝、廿五人諸王子等一時飛行西方、故云、此塔心柱本、佛舍利六粒鬚髮六毛納籠、表利六道衆生之相、即塔內作地獄衆生等形給、(以上) さて此像は大小取々にて後世の補缺ありて、元祿年中に瓦師して其缺損を補ふたることあり、其後も補へり、其諸像の中に國王大臣在家衆など云ふ者は、天竺の衣冠風俗にあらずして、本朝の古風俗を徵すべき者のごとし。

講堂　東西十三丈四尺南北七丈七尺、延長年間舊堂雷火し正曆元年山城國法性寺普明院を移す、今堂是なりとぞ、東西の鐘鼓樓も其比の改造歟。上之堂は講堂の北に孤立す、舍人親王本願、舊堂傾倒、慶長元年改造す。(京華要誌)

西圓堂　俗に峰藥師と稱す、西方の丘上に在り、橘夫人(聖德太子妃にや又光明皇后の母にや)本願と稱す、本尊藥師如來(長八尺)十二神將(各長二尺五寸)佛師運慶作と云ふ。

聖靈院　中院の東に接す、聖德太子の影殿なり、本尊三十五歲坐像(長二尺七寸)脇侍山背大兄王殖栗王子茨田王子惠慈法師等なり(京華要誌、保元二年建、綱封倉は聖靈院の東に在り、校倉造一棟、本寺の寶庫なり、太子の遺物を主と爲し數十點の法寶を納る、稀世の珍品あり。食堂は聖靈院の東に接す、本尊藥師如來以下數多の塑像あり。

夢殿　東院又は上宮王院と稱す、中院の東四町許に在り。八角圓堂(高三丈九尺徑五丈六尺)上宮太子在世の日入定の室址にして、夢殿と號す、蓋齋殿の謂乎、扶桑略記云、太子在斑鳩宮、入夢殿內、此殿在寢殿之側、一月三度沐浴而入、明旦談海表雜事、及諸經疏。本尊十一面觀音、(木像六尺五寸) 又行信僧都道詮律師の二像あり、本殿は天平年中行信造立なるべし、今中院の金堂大塔中門と同く政府特別保護を加ふ。夢殿の前にあたり禮堂あり、側に舍利殿あり、本尊正觀音立像(寺傳止利佛師作長二尺九寸) 俗に夢違佛と曰ふ妙好の相を具ふ、五間の障子に太子繪傳を描寫す、舊畵は延久三年攝津國大波郷人秦致眞の作なりしを、天明中吉村光貞摸寫したり、(舊畵は今御府に歸す) 傳法堂は夢殿の背に在り古佛像多し、中にも木造四天王は最著る。

五言、扈從聖德宮寺一首、時高野天皇在祚、　淡海三船

南嶽留禪影、東州現應身、經生名不滅、歷世道彌新、尋智開明智、求仁得至仁、垂文傳正法、照武播凶臣、茂實流千世、英聲暢九垠、我皇欽佛果、廻駕問芳因、寶地香花積、鈞天梵樂陳、方知聖與聖、玄德永相隣、

(法隆寺藏古简有此一篇)

扶桑略記云、治安三年、前大相國(道長)御法隆寺、先覧東院、是聖德太子夢殿也、覽種々寶物、有御歌、

王の御名をはきけさまたも見ぬ夢殿までにいかてきつらん、

弘安元年、法隆寺寶物和歌　靈山定圓

鷲の山法のこころをいかにしてしろしそめけむいかるかの宮、(法花經義疏御草本) すかしなす佛のいますかさりまてさそ玉蟲のひかりますらむ、(玉蟲厨子) 此寺のさかえを見れはうつみ置くくらひうくへきよははるかなり、(伏藏) 秋の霜さえたる上に夜の星七の光をならへてそ見る、(七星御太刀)

法隆寺開帳、南無佛の太子を拜す　千那

お袴のはづれなつかしべにの花、

法隆寺にて　園女

二王にもよりそふ葛のしげりかな、

法隆寺の佛像を、天王寺に拜みて　契沖

いかるかの宮は昔の軒の草おひこそかはれ人の心に、

生駒川

北生駒村より發源し、生駒山下を踰て平群谷(今明治村)を過ぎ、龍田村を貫き、佐保廣瀨の諸水に會し大和川と爲る、長四里許。龍田には之を龍田川と云ふ。生駒谷は南北の二村に分る。

生駒山

北生駒村の西に聳ゆ、大和河内の國界を爲し頂點拔海六四〇米突、山路を辻子越と曰ふ、寶山寺より河内の芝村興法寺に通す、辻子越の南

に暗峠あり河内枚岡へ出つ、(河内國草香參看)辻子越の北に又別路あり善根寺越と云ふ河内日下へ出づ古の孔舍衙坂此なり。

久かたの雲井に見えし生駒山春はかすみのふもとなりけり、(新勅撰集)　後京極攝政

萬葉集仙覺注に云、昔百濟國より馬をこの國へ献りたり、それを秦氏の先祖よくのれりけり、さて帝これをいみじきものにせさせ給ひて、うまと云こと定り始て、いこま山に放てかはしめ玉ひけり。○按に古事記應神帝の時、百濟國主照古王牡馬牝馬各一疋を阿知吉師に附して貢上したる事を載す、其時の放飼の故事によりて駒山の名起る歟、伊駒の伊は發語を冠らたせる者に似たり。古名は孔舍衙山にや不審。

孔舍衙坂　日本書紀、神武天皇、欲東踰膽駒山而入中州、時長髓彥聞之、徼之於孔舍衛坂。按するに神武帝浪速より草香津に次し生駒を踰えたまふ、草香今日根市村大字日下是也、然らば孔舍衛は孔舍衙の誤なるべく、其故道も今善根寺の北路にて、草香山の直越是なり、舊說多く生駒南路暗峠に充てたるは精からず。

妹かもと馬に鞍して射駒山うち越くればもみちちりつゝ、(萬葉集)

寶山寺　生駒山絕頂の東北十町、山腹(四五米突)巨岩暴露の處に在り、石狀瑰醜を極む、殿堂亦觀るへし般若窟と稱す。古は修驗道者の行場なりしが、延寶六年湛海比丘遠近に勸募して造營を爲す、山下を菜畑と云ふ、北生駒の首村なり。

往馬神社　寶山寺の下生駒川の畔に在り、南生駒村大字一分に屬す、延喜式往馬坐伊古麻都比古神社二座是なり、生駒谷の氏神にして往馬彥往馬姬を祭る。神祇志料云、膽駒神は天平二年神戸稻租二百三拾餘束を祭料及ひ雜用に充て、(東大寺正倉院文書)平城天皇大同元年神封三戶を寄し(新抄格勅符)清和天皇貞觀元年正月從五位下往馬坐伊古麻都比古神に從五位上を授く、(三代實錄)醍醐天皇延喜の制二座並に大社に列り祈年月次新嘗の案上官幣に預り其一座は又祈雨の幣に預る、(延喜式)凡大嘗祭膽駒社の神部をして火鑽木を奉らしむ、(北山抄)卜部氏又此神を祭て龜卜火燧木神と云、延喜式年中御卜料波波迦木は大和有封の社に仰せられ之を採進む、本社火燧木を奉る者或は波々迦木と云ふ。

鬼取山　生駒山の一峰なり今南生駒村、大字鬼取と曰ふ、鶴林寺あり拾芥抄に役小角の開基、儀學儀賢の二鬼を呪縛したりと云古跡なり。竹林寺あり行基菩薩の埋葬所と曰ふ、竹林寺の大鼓近年まで大坂城の鼓樓に在りし由、(金城聞見錄に見ゆ)

生駒山大聖竹林寺、大鼓張之記錄、古傳聞、迦葉打鼓則阿難立舞、上宮吹笛則山神出遊、(中略)筒則、生駒山之靈木、而桴則竹林寺之貴木、彼山者是海公大師之聖跡、此寺行基菩薩宿樹也、(中略)正安二年歲次壬寅、(中略)奉張直大聖竹林寺御堂大鼓、(中略)御願本尊大聖文殊、(中略)寬正三辛巳年、(鼓銘一節)

暗峠　南生駒村に屬し河内枚岡に越ゆ、近代奈良大坂の通路は專ら之に由りしを以て其名著る、或は暗嶺越と曰ふ。

重陽くらかり峠にて

菊の香にくらかりのほる節句かな、　芭蕉

平群鄉　和名抄、平群郡平群鄉、訓倍久里。今南生駒村北生駒村明治村是なり、明治村は舊平群谷と稱し、生駒谷と相分れ亦山中一境を成せる地なり、大和志云、平群山、上方數峰、平齊成群、因名。古事記傳云、大和志平齊成群とは假字を知らざるひが言也、冠辭考云、萬葉歌「薦爲平群のあそ」とは編たる薦の幾重もへたて重ぬる意にて云かけたり。小川氏云、平群は重快の意なるべし、應神天皇歌に戶中之異句離とあると同し意ならん、景行天皇歌に「たゝみこも平群の山」と見ゆ。

平群谷　今明治村と改む、福貴外十九の大字あり、生駒川の兩崖山丘の間に散在す、西南隅を信貴山と爲す。

平群坐紀氏神社は延喜式に列す。日本書紀、武內宿禰子曰木菟宿禰、是平群臣之始祖也。古事記、建內宿禰之子木角宿禰者、木臣之祖　神祇志料云、紀氏神社、今平群谷上莊村にあり辻宮(木兎宮の訛にや)といふ、椣原西向共に之を祀る、(大和志)蓋紀朝臣の遠祖武內宿禰を祀る、(參取姓氏錄)淳和天皇天長元年、右衞門督紀朝臣百繼越前加賀守紀朝臣末成等が奏請に依て紀氏神を幣帛の例に預らしめ(類聚國史)六年山城愛宕郡の丘一處を百繼等に賜ひて神を祀る處たらしむ。(日本紀略)

楢本神社　三代實錄云、貞觀三年、平群郡靈甘寺楢本神、位　延喜式云、靈甘寺坐楢本神社。大和志云、靈甘寺坐楢本神は梨本村野馬田明神なり、縣名勝志云、梨本の字宮脇に在り。

雙墓　梨本(上之莊の南)の東方字前と云所に長尾塚牛尾塚あり、相傳ふ長屋王吉備內親王の墓なりと。(縣名勝志)續日本紀云、天平元年二月十二日、遣使葬長屋王吉備內親王屍、於生馬山。

船山神社は延喜式に列す、今梨本の東大字三里に船と名つくる地あり、此歟、(縣名勝志)或云、中宮村山上に三の舟石あり、其形舟を覆ふに似たり、此なり。(神祇志料)

鳴川山　平群谷の西北隅にして暗峠の南に在り、明治村大字鳴川に屬す。古精舍あり千光寺と曰ふ、大和志云役小角の開創にて、鐘銘に元仁二年四月鑄とあり。膽

駒山口神社は鳴川の南東十八町、生駒谷平群谷の交界に在り、明治村大字櫟原に屬す、三代實錄貞觀元年授位、延喜式大社に列したり。

平群神社　明治村大字西宮に在り、延喜式平群神社五坐并大社に列すとある者是也、即平群氏の祖廟なり。

按古事記姓氏錄三代實錄、平群木兎宿禰の裔を舉て平群臣佐和良臣馬御樴連、平群文室朝臣、韓海部首、額田首、味酒首凡七氏あるが内、平群文室姓は平群に文室を冠れたるにて平群より出たる姓と聞え、額田首は母の姓なりと云へば此二氏を除きて即五氏なり、依て思ふに五座は即五氏の別れたる祖を各一人づゝ祭れるはあらし歟、（神祇志料）

御櫛神社は西宮の西大字櫛原に在り、大和志　諸平群氏の一類馬御樴連の祖神なり　古事記曰、都久宿禰

平群臣佐和良臣馬御樴連等之祖也云々、延喜式に列す。

石床神社　延喜式大社に列す西宮の西大字越木塚字石床に在り、里人嚴山社と曰ふ、傍に巨石あり、三代實錄、貞觀元年石床神授位　神州奇苑云、岩床村に十三峠の麓なり、石床神社の路の邊に皷塚あり古墓なるべし、箱瀬川近く流る、又此あたりに丸山二子塚とくりやまなど云ところあり、此石床は大なる岩あつまりて自ら石室を成し、其中に又大石あり之を石床と名つくる也。

信貴山　明治村大字信貴畑に屬す、山頂四八〇米突、和河の國界たり　東半腹に朝護國孫子寺あり、信貴の毘沙門是なり、延喜式平群郡猪上神社は、大和志信貴山に在りと爲せど、今詳ならず。

(朝護國孫子寺)

毘沙門堂は朝護院朝護國孫子寺と稱す、淵邃窈窕、樓閣縹渺、畫中の趣を具ふ、慶長年中豐臣氏造營する所也。延喜中明蓮上人開基、按ずるに明蓮は道詮と同く法隆寺の住侶たりき、道詮は富貴律師と稱する事本朝高僧傳に見ゆ、富貴即信貴の別名なれば此等二師の建立歟　南山巡狩錄云、元弘元年より此方、誅伐に心を慥まされける大塔宮は（護良親王）命を全して元弘三年六月志貴の毘沙門堂に御座あり、尙合戰の御用意ありと聞えければ、京中の武士心中さらに穩ならず、即征夷大將軍に任じ給ひ、十七日志貴を御立あり都に歸り登られしかば、世の中のさまはなく〳〵しくぞ見えわたりける　大和志云、志貴山寺、拾芥抄曰、大明上人開基、有緣起文、鳥羽僧正所圖也

鶴林寺は鬼取山に在り、史學雜志云、大和志鶴林寺の楠正虎の書簡は永祿中の者なり、正虎は祖正成朝臣の信貴山多聞天の申子たるに因て天文二十二年登山して願文を納れ、正成の修羅苦患を救ひ併せて自己の武運長久を祈請したり、其原稿は今鳥取縣士族楠葉の家に藏す、又正成勅勘恩免の請願は松永久秀に因て執奏す、久秀が其勅免を賀する狀今香川縣士族楠葉の家に藏す、久秀は當時當山に在城せり。

信貴城址　永祿三年松永久秀大和河内を征略し、信貴山に築き天主居倉を起す、後天正四年織田氏の滅却する所と爲る。大和寺社記云、信貴山の頂に古城の址あり、初め吉川喜藏と云し武士築かれしとかや、天正年中松永彈正此城に籠る、（名所圖會　毘沙門堂の邊なるべきにや、築造の址存すべきも今尋ぬる人なし。

高安城址　信貴山の西は河内高安なれば、古の高安城も山中なるべし、今詳ならず。日本書紀云、壬申之亂、坂本臣財、長尾直眞墨、率軍士三百、距於龍田、坂本臣次於平石野時、聞近江軍在高安城、而登之、乃近江軍知財等來、以悉焚秋稅倉、皆散亡、仍宿城中、會明臨見西方、自大津丹比兩道軍衆多至、顯見旗幟、財等自高安城降、以渡衛我河、戰于河内　生駒山の烽火亦高安にして、天智帝の置かれし者なり、萬葉集、悲寧樂故京長歌の句に

射駒山飛火が塊にはぎの枝をしがらみちらし云々

龍田川　生駒川の下游にて、新龍田（今龍田村）の西を過ぎ大川に會し大和川と爲る、古來詠歌の名所にて學者の議論多し　龍田考云、凡龍田川は古今集に

神なび山を越過て、龍田川をわたりける時、もみぢ葉のながれけるをよめる、　清原深養父

神なびの山を過ゆく秋なれば龍田川にぞぬさは手向る、

と詠めるは、河内の方より出こし道の次第に非らず、神南山を越て西の方へ歸りいなんずる秋なれば、先東より立田川にみそぎはらひて幣をば手向る心をいふにて、今秋の越えんとすれば此山は立田川の西にあるなり、即立田新宮の方にあるべし、立野にては實地唯川副の路をこそゆけ、あなたの山は嶮しく渡るべくもあらず。又云龍田川は萬葉集に詠じたる者なし、彼古今集に

立田川もみぢみだれて流るめりわたらば錦中や絶なん、

（此歌は讀人不知と載せて、左注に奈良帝と記し、同書序に秋は立田川に流るゝ紅葉をば帝の御目に錦と見給ひと書るは、專此御歌をさして云へるにて、玉勝間にも平城天皇なるべきよしにいはれつるは實にさる事なり）とある御歌で立田川といふ名の物に見えたる始にはありける、後撰和歌集に元方

立田川もみぢは君が名をおしみ岩瀨の杜のいはじとぞ思ふ、

岩瀨杜を詠合せたる、其岩瀨は新龍田の土橋より四五町下にあれば、此處なる立田川を詠るものなる事疑な

しかゝれば今の龍田の立田川ぞ此川の名の起れる原なり、然るに彼の廣瀬川に流合つる後は大川筋を龍野の湊過るほど迄ども或は立田川といひつる事あり、其は兼盛集に、初瀬にまうでけるに

から錦あらふを見ゆる立田川大和國のぬさにぞありける

を初とし、後拾遺集に

嵐ふくみむろの山のもみぢ葉は立田の川の錦なりけり、　　能因

これらの歌どもは皆大川をよめり。

那珂郷

和名抄、平群郡那珂郷、此は今の龍田村にあたる歟、即平群郡の中郷の謂ならん、靈異記に「平群驛、西方有小池」など見ゆるも此驛家なるべし。

龍田

龍田は今の龍田村三郷村を總稱す、神武天皇天皇紀に「飭兵歩趣龍田」とありて古より河内大和の交通要害の所なり

新龍田は今龍田村と曰ふ、名所圖會云、新龍田は法隆寺より六七町坤にあり民家軒を並べたり、初め龍田神を法隆寺鎭守とし爲しけるも其立野までは程遠しとて、此に移し奉り新宮と稱す　按に慶長十ヵ年大坂東西兵起るの前にあたり、徳川氏片桐市正且正を攝州茨木より移封し龍田に治せしめ、邑三萬石を給ふ、寛永九年出雲守孝利除封せられ更に弟之允爲久に一萬石を給せられ、明暦三年に至り全く除封せらる、小泉の片桐氏は本藩の支家なるべし

龍田新宮

龍田村驛中北側に在り、延喜式龍田比古龍田比女神社二坐とある者是也　龍田考云、本社傳に聖徳太子法隆寺を建給ふ時、その建立の地を神祇に乞ひ給ひしかば、法隆寺成就して後に其傍に、勸請し給へるよしみたまひて、毎月此斑鳩宮より彼立野社に參詣たまひ

(尙此神の老翁となりて伽藍の勝地を教へて我また守護神とならんと詔しよしなどもあり)に傳へつるは實にさもあるべし、然るを大和志に此小社の列なる社をも「倶在龍野村云々、神幸之地在龍田村、舊名御熱所、今建小祠、稱曰新宮」とあるは非なり。

吾ゆかば七日はすぎじ立田彦ゆめこの花を風にちらすな、(萬葉集)

大和の國故郷なりければよめる

つひにわかきてもかへらぬ唐錦たつたや何のふるさとの空、　　下河邊長流

清水墓　延喜式云、清水墓、間人女王(天智天武之妹)在平群郡、兆域東西三町南北三町　書記通證云、今墓上建寺、曰清水山吉田寺、在龍田村南小吉田　隱名勝志云、吉田寺は永延元年僧惠心の開剏なり

因幡宮址　續日本紀、稱徳天皇天平神護元年閏十月、河内弓削宮より還幸の時因幡宮に駐蹕の事見ゆ、龍田村大字稻葉の名存す、蓋此地なり

(幡因)

奈良志岡

龍田村の南なる小吉田東瀨目安の邊を曰ふ、神南山と龍田川を隔て、其東方なり、磐瀬森は其北に在り、名所圖會に、目安村に在り龍田大橋より四町許、南川添にさゝやかなる森あり垢離取場と稱す此なりと、然れども垢離取場は即磐瀬森にて奈良志野中の一林のみ。奈良志一に平石に作る、日本書紀、壬申之亂、將軍大伴吹負、聞敵自河内、則遣坂本臣財、率三百軍士、距於龍田、時次于平石野、

是時近江軍在高安城、而登之、龍田考云、萬葉卷の六大和吉大伴旅人卿寧樂に在りて故郷を思ふ歌あり、

須叟　去而見牝　神名火乃淵者　淺而瀨二香成良武、

卷の八に此旅人卿の孫なる大伴田村大孃が其妹坂上大孃に送れる歌に、吉那之奈良志之岳能霍公鳥とあるに

(平石野)

考へ合すれば、旅人卿までの本居は此奈良志岡也、又今の龍田川の東傍に松の老木ども村立殘れる森を今も岩瀬の杜と呼べり、此邊にて龍田川一名神南川といふ、萬葉卷の八に志貴皇子

神名火の磐瀬之杜之霍公鳥毛無乃岳仁何時來將鳴

かくよませ玉へるは此皇子の御殿この毛無岡に在て、其處に住給しかば、今磐瀬杜に鳴なる霍公鳥のいつか吾住處には移り來なかむと詠せ玉へるなり。

磐瀬森は龍田村の南車瀬に在り、其林中小祠あり。

神奈備の伊波瀬の杜のよふこどりいたくななきそ吾戀まさる、(萬葉集)　　鏡王女

磐瀬森の對南、龍田川を隔てゝ四町許に三室山神南村等あり、

(磐瀬杜)

神南山

一名三室山と曰ふ、龍田村大字神南に在り、山の南東を繞り水瀬に民家あり、山上に神岳社あり、高凡十丈許徑五町に滿たず、三方水に圍まれ島を成す。或云、萬葉集額田女王の詠歌大島嶺は此ならんと。

龍田考云、神南三室山といふは龍田里より四五町ばかり南の方にて、やゝ高き山なり、其山東は高き岸にて龍田川流れ廻れり、西の方やゝ低く成るところに龍田の里より彼龍田越にものする官道ありて、其處なる阪を椎阪といへり、彼古今集の歌の端書に神なび山を越すとかけるは則此坂の事なりけり、さて此椎坂を南に越ゆれば勢野の里なり、北は田畠にて南の方には神南村といふありて、山中に今は里人の山王社といふなるぞ或は式に見えたる神岳神社には坐したる、是れ高市郡神岳より此處に移したる古社あり、按ずるに聖徳太子は磐余池邊宮の邊りにて生れ給へるには違ひあるまじければ、飛鳥神南備社を産土神ともち齋き玉ふべき理りなれば、斑鳩宮に移り坐つる時其產土神も移

したるならん。

神名火のうちわの前の石淵のこもりてのみや吾戀居らむ、(萬葉集)　河津なく甘南備河にかげ見えて今やさくらむやまぶきの花(萬葉集)　淸き瀨に千鳥つまよぶ山のまにかすみ立らむ甘南備の里、(同上)　神なつきしくれもいまたふらなくに兼てうつろふ神南ひの杜、(古今集)

(飛羽山)

勝地吐懷編に、萬葉集、笠女郎大伴家持唱和の詞中飛羽(トバ)山打廻(ウチワノ)里の名あり、神南備打廻同地なるへしと云ふ、古事記、孝靈天皇の皇女に倭飛羽矢若屋比賣と申も、此地名を負給ふならん。

しら鳥の飛羽山松のまちつゝぞ已が戀わたるこの月ころを、(萬葉集)　笠女郎

寛正元年畠山政元大和に入り河内の畠山義就を伐つ、政元龍田に陣し義就の將遊佐國助を邀擊す、國助神南に戰死し政元島城(シマノシロ)を取る、島城蓋神南山を云ふ。長祿寛正記云、河内勢は高安より二手に分れ、島の領内福基のたうさと云所に若黨二十四人指置、國助追手の大將にて千五百騎押寄、天の川の南片岡の端の鄕を通り、總持寺の芝野に勢揃し、一手は神南の北繩手を東に向て金山の敵に當る、一手は法隆寺と吉田の間馳向ひ此手先づ敗北、遊佐一黨譽田一黨百五十騎計神南山の頂に上りて、敵の旗を見腹を可切と評定し、河内の國助以下自害。

立野(タチノ)

今三鄕(ミサト)村と改む、龍田村の西南一里に在り。大和川此地より漕運を通じ土俗湊と稱す。立野の東を勢野(セヤ)と曰ふ、西は河内の國界にして、山水險隘、謂ゆる龍田越にして龜瀨(カメセ)と曰ふ。龍田考云、龍田大宮は地理を按するに太古より此地鎭坐なるべし、東の方は遙にひろくうち開けたる地にして、西は所謂龍田山高く聳えたれば實に然いふべき地のありさまなるうへ、萬葉集卷の九の歌に打越而名二負有杜爾風祭爲奈(ウチコエテナニオヘルモリニカザマツリセナ)とある、打越えてとは難波より歸るとて立田山を打越てといふ事にて、立野は立田山の東の麓なればよゝ、待へり、然るを橘守部が著せし鐘の響に、行賞抄龍田明神の條に昔の紀行の文を引て、別當いはく、此神は人皇十代崇神天皇の御宇に齋ひ鎭めたまへる山を神南備山といふて緣起にもありと云へるは、すべて信難き妄言なり、天武天皇紀の「四年夏四月遣小紫美濃王小錦下佐伯連廣足祠風神于龍田立野」とあるも此時絶たるを改めて祭られしに非ず　舊事紀云、宇摩志麻治命十三世孫、物部武彦連公、立野連等祖也。

勢野(セヤ)

古事記傳云、神武天皇后を勢夜陀多羅媛と申奉る、勢夜は地名なるべし、聖德太子傳曆に勢夜里と云見えて、今勢野村あり是なるべし。

坂門鄕(サカト)

和名抄、平群郡坂門鄕。舊事紀云、饒速日尊天降之時、五部造爲伴領、率天物部天降供奉、其一坂戸造。姓氏錄云、坂戸物部、神饒速日命天降之時從者、坂戸天物部後也。坂門鄕今立野村に當る、龍田越の山口なればなり、天武紀に「坂本臣財、率軍士三百、拒於龍田」とある坂本も坂戸物部にや。史料通信叢誌云、坂門は法隆寺資財帳に坂戸に作る、天曆六年の古牒に「牒平群郡坂門鄕刀禰、非郡廳家地肆段玖拾步(中畧)限東法隆寺法師安美地」なとあり、同寺々要日記に勢野龍田坂戸三所とも錄せり。

龍田神社(タツタ)

今三鄕村立野に在り、中世二十二社の第十四に列し、風神を祭る。延喜式龍田坐天御柱國御柱神社所祭級長戸邊命級長津彦命二座とある者是也。古事記傳に、風は天と地の間を支へ持てば御柱と稱へたりと、書紀纂疏は風神即龍田姬龍田彦なりと曰へり、按ふに級長は古事記志奈に作り、龍田の別名歟、名義詳ならず。今官幣大社に列す。

神祇志料云、級長津彦日本書紀に見ゆ、舊事紀には級長戸邊ありて二神と爲せり、此二神即風神にして、上古伊弉諾尊大八洲國を生給て、我生りし國唯朝霧のみ薫滿る哉と詔ひ、乃吹撥(イフキ)せる御氣息に生坐(アレマセ)る神也。日本書紀舊事本紀、崇神天皇御世、五穀(イツヽノタナツモノ)物惡風荒水に逢てあまねく傷はるゝを天皇憂給ひ、祈誓(ウケヒ)して御寢坐(ミネマセ)る大御夢(ミイメ)に此神顯れ坐して、此は我御心(アカミコヽロナリ)也、明衣(アカシ)楯戈御馬鞍品々の幣帛(ミテグラ)備て、朝日(アサヒ)の日向(ヒムカ)ふ處夕日(ユフヒ)の隱る處の龍田立野(チノ)の小野に吾宮を定奉りて吾前(アカマヘ)を治め奉らば、天下の公民の作りと作る物は草の片葉に至るまで成幸へ奉らむと悟奉りき、故に其始て神社を建て之を祭りき　延喜式祝詞　天武天皇三年、小紫美濃王小錦下佐伯連廣足をして風神を龍田立野に祭らしむ、風神祭此に始る　日本書紀　大寶令、風神祭、義解云、廣瀨龍田二祭也、欲令風不吹稼穡滋登、故有此祭。

山姬のちゝへたの錦織りはへて立田のもりは神さびにける、(雲葉集)　源信明

龍田關址(タツタノセキ)

立野村に在り、其西限を峠と云ふ、峠の西南水流石に激する處を龜瀨と名づく、凡此通路南北の峯與にしあり而て近代は專ら葛城郡王寺村より南峯を經行す、謂ゆる龜瀨越なり、北峯を古道立野越とす、關隘此に在り。書紀通證云、天武天皇八年、初置關於龍田山、今關址在立野西、天文八年收立野關錢、事見信貴山寺日記、古今集云

たか身そきゆふ着け島かから衣たつたの山におりはへて鳴く、

相傳四境祭、鵄着木綿放之四關、名曰木綿着鳥。

龍田山(タツタヤマ)

三鄕村の西なる嶺を云ふ、信貴山の南に接し河内堅上村(大縣郡)に跨る山なり、而も一峯の名つくべきなし。日本書紀云、神武天皇、勒兵步趣龍田、而其路狹嶮、人不得並行、乃還。又云、去來

穗別太子、(履中)發當麾縣兵、令從身自龍田山踰之、曰彼來者誰人也、何ゝ行急之、若賊人乎、因隱山中、而待之、出伏兵圍之、悉捕得○書紀通證に龍田に盜賊を詠する事は去來穗別太子の故典に起る乎とあれど疑はし、按するに

風吹けは沖津しらなみ立田山夜はにや君か山路こゆらん、(古今集)

是本より山中龜瀬の瀧川に瀧田嵐の夜毎に吹すさむを詠せるに過さず、盜人の異名をしらなみと云ふは莊子に綠林白波の語あり、後世之に因り說を爲すのみ。

立田越

龍田考云、立田越の事を玉林抄に聖德太子初め開きたまふとあれど非なり、日本書紀に神武天皇又履仲天皇の御事蹟あるぞかし、たゞ彼太子此斑鳩宮より攸河内にものし給ひしよしなれば、其程さしも狹險なりし路を平に造らしめ給ひしかば其を誤りしかいふなるべし、さて萬葉の歌に龍田山之瀧上とある瀧は尋常のにはあらで速川をいふ、今も此川龍田山なる龜瀬をいふあたりにて岩にせかれ落瀧ち流るゝが故にしかいへるなり、又瀧上の小鞍嶺は此歌どもによるに彼龜瀬の邊の一の山の名にはありける、大和志に「小倉峯有二、一在立野村西」、また立田之島山とよめるは彼川の折廻て島となれる處を指して島山とはいへるなり、然るを契沖が古今集餘材抄加茂翁が伊勢物語古意などに此立田山なる小倉峯を暗峠の事なりと註はれつるは誤なり。

(小鞍嶺)

春三月諸卿大夫等下難波時歌

白雲の龍田の山の、瀧の上の小鞍の嶺に、さきをゝる櫻の花は、山たかみ風のやまねは、春雨のつきてふれれは、ほつえはちりすきにけり、下枝にのこれる花は、しはらくはちりな亂れそ、草枕旅ゆく君の、返り來むまて、(萬葉集

島山は萬葉集に難波經宿明日還來之時歌として

島やまを、射ゆき廻れる、河そへの、丘邊の道ゆ、昨日こそ、吾越來しか、云々

是は高市郡橋の島山と其地異なり、立田越の中に屬す。

懼坂

立野の西なる峠と字する坂なるべし。日本書記、壬申之亂の條に「先是遣紀臣大音令守懼坂道、於是坂本臣財等退懼坂、而居大音之營」、萬葉集の石上乙麿卿配土佐國之時歌に「やそ氏人の手向すと、恐の坂に幣まつり」云々こゝ也。

扶桑略記云、昌泰元年十月廿八日、上皇進發、指攝津住吉濱、經龍田山、入河内國、龍田是自古名山勝境也、群臣獻和歌、菅原朝臣道眞絕句曰、滿山紅葉破心機、況遇浮雲足下飛、寒樹不知何處去、雨中衣錦故鄕歸、

神まつり大和こともや立田歌、　鬼　貫

北葛城郡

北葛城郡

上古葛城國の北部にして、中古分れて葛下廣瀨二郡となり、明治廿九年合併して北葛城と稱せしめらる。地勢南に高く北卑し、西は二上山の脈を以て河内國に堺し、北は大川(大和川)を以て生駒郡と相距て、東は重坂川を以て磯城郡と相隔つ、南方は高市郡南葛城郡と相接す。郡役所は高田町に在り一町廿村を管す。鐵道は高田を交叉點とし、一線東して畝傍櫻井に通じ、一線南して新莊を經て吉野へ向ふ、一線は西北王寺に通ず、王寺即奈良大坂間の一驛なり。

葛下郡

延喜式、和名抄、葛下郡、訓加豆良木乃之毛。地形勾狀を成し、廣瀨郡を東北に抱擁す、和名抄七鄕に分れ、今一町十五村と爲り北葛城郡に併す。葛下郡は日本書紀天武帝白鳳十三年の條に葛城下郡と初出す、後世文字を音讀して專らカツゲと云へり。

片岡

今王寺村志都美村上牧村等の地を云ふ、古は甚其東南に廣袤す、蓋傍丘の義なり。山陵志云、丘是舊都(高市)西南、而其西並葛城山、延邈乎南者里許、因號傍丘焉、大和西偏古葛城國也、後世分爲二郡、曰葛上葛下、傍丘即葛下西地、所謂片岡莊也、而其名泛蒙此間、或指西山曰傍丘、謬也、傍丘磐坏二陵、在葛下南隅。(今磐園村陵西村)姓氏錄、左京神別、中臣方岳連、大中臣同祖。舊事本紀に見ゆる「綏靖天皇、皇兄手研耳命、於片丘大窨、獨臥于大牀」も此片岡の地歟。

片崗のこの向峰に椎まかは今年の夏しかけにならむ歟、(萬葉集)

大和軍記云、葛下郡片岡と申所の片岡新助は小身にて候得共、和州にては如形なる武功の人にて、今の知行高八千石計也、松永久秀筒井を宇多郡へ逐落し、國侍皆久秀に隨候得共、片岡一人不隨久秀も兩度押寄せ候、志貴城より三里計、其間に河合と申沙河あり、常は歩わたり、水出は舟越に候、新助此河端迄山つたひに打出て松永を防く、松永寄せ難くして龍田に片岡押への城を取、番勢入置る、新助の子彌太郞の時に松永寄せられ城を乘取○永正二年、和州武家衆の交名中に片岡氏あり、此片岡氏の居所は即今の王寺村也○

片丘馬坂陵

孝靈天皇の御陵なり今王寺村馬背坂の東に在り墳起高八間周二十五間、

字峰垣戸と曰ふ　書紀通證、山陵考　日本書紀云、大日本根子彦太瓊天皇、葬于片丘馬坂陵、延喜式云、片丘馬坂陵、黒田廬戸宮御宇孝靈天皇、在葛下郡北域東西五町南北三町守戸五烟

王寺（ワウジ）

この村は片岡の首邑なり、北葛城の西北隅、大和川に臨み龜瀬越の東口也、奈良大坂間の鐵道は此に南方の五條及櫻井と相接す、亦一要驛也

龜瀬越（カメカセコエ）

龍田越の別路にして、大川（大和川）の南岸を通し河内國分村（南河内郡）に至る、鐵道も此隘處（凡一里）を經て柏原驛に達す　扶桑略記、治安三年入道相國高野參詣時に云、廿六日御法隆寺、廿七日指河内國出發之間、龜瀬山之嵐紅葉影脆、龍田川之浪白花聲寒、發於山中假舗草座、聊供菓子、燒紅葉煖佳酒、蓋避寒風也、昏黒御河内國道明寺

片岡坐神社　王寺村片岡山に在り、五社明神と云ふ、延喜式名神大社に列す、神祇志料云、蓋鴨建角身の子鴨建玉依日子命を祀る、參取釋日本紀山城風土記、姓氏錄延喜式千載和歌集　大同元年大和遠江近江三十戸を神封に充奉り（新抄格勅符　貞觀元年授位。三代實錄）片岡小松社も此歟。

片岡の小松のもりのほとゝぎすほのかにも啼け戀しかるへし（六帖）

（久度）

久度（クド）神社は王子村大川端に在り、字を久度と云ひ久士寺あり（大和志神祇志料　續日本紀、延暦二年平群久度神官社に列し、延喜式平群郡に載せらる、郡界少變有るに由る、按するに此神今山城葛野郡平野神社に合祀す、謂ゆる竈神ならん。

達磨塚（タルマツカ）

王寺村に在り。元亨釋書に聖德太子飢人の墓を築きたを達磨塚と曰ふと曰へり、塚上の堂は勝月上人創立とも解脱上人建造とも云ふ、興福寺衆徒之を憎み嘉元三年堂宇を燒きしが、足利氏の時制して寺を置き給田も、近代は臨濟宗南禪寺に屬し、寺内に中興碑及松永久秀墓あり　日本書紀、推古天皇二十一年、皇太子遊行於片岡、時飢者臥道垂、仍問姓名而不言、皇太子視之與飲食、即脱衣裳覆飢者、而言安臥也、則歌之曰、

級（シナ）てる、片岡山に、飯（イヒ）に飢（ヱ）て、臥（コヤ）せる其旅人哀れ、親なしに汝（ナレ）なりけめや、さす竹の君はや無き、飯に飢てこやせる其旅人哀れ、

他日遣使視飢者、飢者既死、皇太子大悲之、因葬於當處、墓固封也、日非凡人、必眞人也。書紀通證云、以飢人爲達磨、蓋浮屠好事者爲而已、日本紀及拾遺集只云太子云飢人耳、未曾云達磨也、按本朝文粹藤後生倭歌序元亨釋書等爲達磨、俊頼和歌髄腦清輔袋草紙等爲文殊、後人因建寺、今在王子村、事見得岩中興記。

達磨寺中興記云　達磨寺在和之片岡、俗稱曰墳寺、初鹿苑相公枉駕南京西大、扈從之僧到、則破屋一間、祖師上宮太子二像偶坐、有一禪衲居守焉、涼烟白草、寥闃可念、既而勝定相公繼體、施置莊產、將營構焉、和乃春日社之邑、而興福攝其治、東大左右之、故法相華嚴兩流、根據頡頏、以爲儻使禪刹勃興、則諸衆爲之瞋奪「不利於己」、損食像占莊田、相公知其因、大行誅罰、成復于舊、輪奐絢爛、過者拭目、嗚呼粤推古癸酉、至永享紀元、既得八百餘歳、起而復仆、々而復起、祖跡由來無動搖、得中興記命工彫、斯文歷刧留斯石、假使天衣拂不消、

文安五年戊辰六月　　住持比丘南峯祖能誌焉

此記は八角石幢に勒したり。

葦田（アンタ）

古片岡の一地名にて、王寺村にあたると云ふ、葦田池一名肩岡池と云ひ、今王寺に在り（大和志）古事記云、履仲天皇、娶葛城之曾都毘古之子、葦田宿禰之女、名黒比賣命。姓氏錄云、大和未定雜姓、葦田首、天麻比止津乃命之後也。

あすからは若菜つまんと片岡の朝の原はけふぞ燒きぬる、拾遺集

葦池（アシイケ）　日本書紀、壬申之亂、將軍大伴吹負、引軍到當麻衢、與壹岐首韓國、戰葦池側、書紀通證、葦池卽葦田池、一名肩岡池、推古紀十五年作倭肩岡池

志都美（シツミ）

近年平野今泉（イマイヅミ）上里畠田（ハタケダ）等を合せて志都美村と曰ふ、王寺村の南なり　志都美神社は延喜式に見ゆ、今上里（カミサト）八幡宮是なり、又延喜式火幡（ホタ）神社あり、今畠田八幡宮是なり、火幡卽火田の義なるべし、大同元年火幡神供與二十戸を神封に寄せらるゝ事新抄格勅符に見ゆ　延喜式伊射奈岐神社、今上牧村大字下牧に在り五社と云ふ、

片岡葦田墓（カタヲカアシタ）

茅渟王（彦坂押人大兄王子）の墓なり、王は敏達の皇孫にして孝極孝德二帝の父也　延喜式云、片岡葦田墓、茅渟（チヌ）王、在葛下郡北域東西五町南北五町、今志都美村大字平野清岡の頂に在り、大和志に顯宗天皇傍丘磐坏陵と爲す者是ならん。（山陵志陵墓一隅抄）按するに本陵墓は平野今泉の交界に在り、又書紀通證に「顯宗陵在今市村、寛永年間陵崩、遂爲民居」とある今市は下田村大字北今市を指す歟、詳ならず。

品治郷（ホムチ）

和名抄、葛下郡品治郷、訓保無智。此郷今詳ならす、片岡王（カタヲカワウ）寺村の邊にや。古事記云、本牟智和氣命、拜出雲大神宮之時、每到坐地定品遲部也。日本紀云、垂仁天皇、愛譽津別皇子、定譽津部（ホムツベ）。（此地譽津部の故墟なるへし）

賀美郷（カミ）

和名抄、葛下郡賀美郷。此郷今詳ならす、二上（ニヂヤウ）村なるべし、二上（フタ）山の名古より聞ゆる所也。

蓼田郷（タデタ）

和名抄、葛下郡蓼田郷　メデタと訓むへし、本書賀美の次に記されたれば下蓼田（シモタ）の義にて、今下田村にやあらん。

下田（シモダ）

下田村は王子の南一里餘、鐵道車驛にして小山市なり二百戸許、西に穴虫越あり、河内國へ通す、古は大坂とも曰へり。旗尾池は下田に在り、周回七十餘町、郡第一の巨塘也。

大坂山（オホサカヤマ）（穴虫）

下田村の西に逢坂あり、其内に關屋、二上村大字）あり此より河内へ踰ゆるを大坂と曰ふ、二上山の北に接す、今穴虫越と稱す。關屋より右すれば田尻を經て國分村に出づべく、左すれば駒谷飛鳥へ出づべし、山中岩石累々、金剛砂を産す。

日本書紀云、崇神天皇祭大坂神、遷大坂山石而造箸陵、時人歌「飫朋佐介珥菟藝廼伽屢伊辭務望羅珥云々」古事記云、應神天皇時、百濟國貢知醸酒人名仁番、亦名須々許里、須々許里醸大御酒以獻、天皇御歌、幸行時、以御杖打大坂道中之大石者、其石走避、故諺曰堅石避醉人也　又書紀云、去來穗別太子、（履仲）到河内國埴生坂、而醒之、顧望難波、見火光而大驚、急馳自大坂向倭、至于飛鳥山　又云、天武天皇元年、將軍吹負既定倭地、便越大坂、往難波、八年、初置關於龍田山大江山。書紀通證云、天武紀大江山活板作大坂山、今葛下郡岩窟越也、關屋大坂村與相隣可以證矣。古事記傳云、此道は古は往來しげき大路なりしを、今はさばかりには非ず、穴蒸越とも云、穴蒸と云村より河内飛鳥村に到り、難波の方に通ふ　續日本紀、天平十五年、大坂獲金剛鑽

大坂山口神社は今穴虫午頭天王社是歟、關屋にも逢坂に祠あり、孰れか山口の神ならん　日本書紀云、崇神天皇、夢有神人、誨之曰、以赤盾八枚黑矛八竿、祠大坂神、於是依夢之教、祭之　延喜式云、大坂山口神社、（大月次新嘗）云々。

大坂なれや越來れば二上にもみちは染めりしくれふりつゝ、萬葉集

地學雜誌云、二上村穴虫山中の溪間には其堆積せる沖積土砂に交り金剛砂を多量に産出す、其質良好にして諸種の石材を切斷若くは琢磨するに供用せり、鑛源は西北に發達せる英雲安山岩中にありて、其副成分として多量に抱有せらるゝ柘榴石の母岩、雲爛崩壞して土砂となると共に澗底に沈澱したるものにして、今尚ほ成生しつゝあり。

威奈大村墓　名所圖會云、穴蒸山馬場村の農夫近年地を掘り大甕を得たり、甕破れ内に一銅器あり、形大球の如く蓋身兩分す、身の下に圓足あり、蓋に墓誌銘を小楷にて彫たり、文字鮮明なり、蓋身ともに口徑八寸深各四寸重四斤三兩　其銘云、小納言正五位下威奈卿墓誌銘并序、卿諱大村、檜隈五百野宮御宇天皇之四世、後岡本聖朝紫冠威奈鏡公之第三子也云々、葬倭國葛木下郡、山君里狛井岡云々。

二上山（フタカミヤマ）（ニジヤウサン）

北葛城郡の西嶺にして、其高峰内に耳を聳ゆる者即二上山なり。其峯麓を今二上村當麻村と爲す、峯は土俗男岳女岳と云ふ。

木道にこそ妹山在といふ玉櫛二上山もいもこそありけれ、萬葉集　二上にかくらふ月の惜しかれと妹のたもさをかるゝ此ころ、（同上）

當麻越　二上山の南北に二路あり、共に當麻路と稱すべし　一は北に在り穴虫越是なり、一は南に在り竹内越是なり、履仲紀云、太子到河内國埴生坂、顧望難波、見火光而大驚、則急馳之自大坂向倭、至于飛鳥山、（今南河内郡駒谷村）遇少女於山口、對曰執兵者滿山中、宜自當麻徑踰之、太子於是得免難、則歌之曰、

おほ坂に逢ふやをさめをみちとへはたゞにはのらす哆嵯麻知をのる。

此に大坂と云ふは穴虫越にて、竹内越即當麻路なり、共に河内飛鳥より岐分す。

當麻鄉（タイマ）（タギマ）

和名抄、葛下郡當麻鄉、訓多以末　今當麻村磐城村五位堂村等なり、二上山の南東を云ふ、當麻寺萬法藏院あり、古今著名の大刹也。舊事本紀云、饒速日尊天降之時、天物部等二十五部人同帶兵仗天降供奉、其一當麻物部、又云開化天皇々子彦坐王、當麻坂上君等祖　古事記云、用明天皇、娶當麻之倉首比呂之女、飯女之子、生御子當麻王。

腰折田　日本書紀云、垂仁天皇時、當麻村有勇悍士、曰蹶速、強力能毀角申鈎、恆語衆中曰、於四方求之豈有比我者、帝聞之求其對、一臣進稱出雲國人野見宿禰、乃令捔力、宿禰蹶折蹶速之腰而殺之、故奪蹶速之地悉賜宿禰、是以其邑有腰折田之緣也、大和志云、良福寺村有腰折田、又有衞池、（今五位堂村良福寺）日本書紀、壬申之亂、將軍吹負到當麻衢、

當麻神社　當麻彦社一座　山口社一境に在り、今當麻村字平田莊山口に在り、降名勝志神祇志料　共に延喜式に列し、山口神は大社なり　神祇志料云、當麻彦は益田明天皇の皇子麻呂古王を祭る、清和天皇の外祖母源朝臣潔姫の外家當麻眞人の氏神也、日本書紀三代實錄新撰姓氏錄、是れ麻呂古王の御母は葛城直磐村が女廣子なれば其由緣に因て古くより祭れる神なるを、清和天皇の外祖母の氏神たるを以て特に崇奉あり、文德天皇仁壽三年始て當麻祭を行ふ。諸社根源記に此祭を以て山口祭とするは誤れり。（三代實錄延喜式參取）

葛木二上神社は延喜式に葛木二上神二座並大社と著錄し、今二上山の東に在り、當麻村大字染野の上方と爲す。二上藥師堂は元亨釋書に見ゆ、今大字新在家の高雄寺是也。

二上墓は大津皇子（天武子）の墓なり、二上神社の東に在り、今當麻村大字加守の域内あり。日本書紀、持統天皇元年、大津皇子賜死於譯語田舍、萬葉集云、移葬

大津皇子屍、於葛城二上山。

倭文神社は延喜式に葛木倭文坐天羽雷命神社、今當麻村大字加守字上太田の志登利の地に在り、棚機森と曰ふ。縣名勝志神祇志料 倭文氏祖神を祭る、倭文の遠祖天羽槌雄神代に在りて文布を織りたる事、古語拾遺舊事本紀に見ゆ。

當麻寺

當麻村丸子山の下に在り、用明帝子麿子王が兄聖德太子の教を受け興立したまふ者なり、古今著聞集大和志大日本史、禪林寺と號し、本尊觀世音、金堂講堂藥師堂東塔西塔法華堂曼荼羅堂以下數多の坊舍あり、眞言宗淨土宗兩徒之を守る。法華堂は治承年中一山燒失の後源賴朝造進すと云ふ。名所圖會）東塔（三層瓦葺）西塔（三層皮葺）は近年特別保護を加へらる、寺寶淨土曼荼羅 絹本着色法橋慶舜筆、法然上人繪傳（藤原吉光筆）は鑑賞家の喜ぶ所なり。

元亨釋書云、和州禪林寺者、俗號當麻寺、初號萬法藏院、在內州山田鄉、（二上山西麓也）白鳳二年麿王子移于當麻、當麻者役小角之家地也、天武帝諭小角、捨家爲伽藍、十年成、改名禪林寺、落慶導師慧灌僧正也。按するに麿子王は推古朝に創立ありしならん、大日本佛敎史は寺記を引き推古帝二十年創と、而て其移置は麿子王薨去の後歟、然らずんば王在世の日天武帝以前に轉徙したる者とす。

二上當麻寺に詣て、庭上の松を見るに、凡千とせも經たるならん、大さ牛をもかくさん、かかる非情も佛緣に引れて斧斤の罰をまぬかれたるぞ尊し、

僧あさがほ幾死にかへる法の松、 芭蕉

曼荼羅堂 元亨釋書云、天平寶字中、僕射藤橫佩有女、性無世染、入寺薙髮、誓曰我見淨土觀彌陀、集蓮莖百駄、與二化女、得絲織之、其幅一丈五尺、淨土衆相、嚴麗備足、化女即彌陀觀音也、古曼荼羅は今秘藏見ろ者少し、三十三所圖會に延寶中修補すと記す、又云、和州寺社記曰く、中將姬橫佩大臣豐成の女、寶雅法師を師とし善心尼妙意尼又法如尼の名あり、其庵は今紫雲と名づく、雪玉集に曰く中將姬二上山に草庵を給ひ、正身、彌陀來迎あらば命終の期とせんとて、念佛三昧に入寥々たる窓の前に日の光をしあらはれたるに、老尼一人來り給ふ法如尼あやしみおぼしめして、

南無阿彌陀佛をのみそよぶこ鳥あやしやたれぞ二上の山、

治承年間兵火の爲めに金堂講堂及び二基の塔鐘樓經藏坊舍けふりとなりたりと雖、曼陀羅堂のみは巽の角に火付きながら自ら消たりと酉鬖抄に見えたり、凡當麻寺の曼陀羅其古幅は彌陀觀音の兩尊織らせ給ふ所なるよし、其上品上生中品中生の間に織る所の銘文四百十三字最も奇巧なり、實に三國無雙の靈寶といふべし、近世補修あり、新曼陀羅は當今本堂に收むる所なり、故に今本堂を曼陀羅堂といふ、順德院建保二年に勅許を蒙り同四年阿波國浦の庄にて絹を得たり、五年六月廿三日功成りぬ、畵工は貝賀法印源慶法眼銘文は修理大夫藤原朝臣行能なり。春日畵所芝法橋慶俊の造れる曼荼羅（文明年中）又延寶中重新造の者等寺中數幅あり。

奥院往生寺 當麻寺の西の方にあり、本堂は圓光大師の像を安んず、傍に阿彌陀堂方丈庫裏樓門等巍々たり、當院にも寶物數多あり、則ち本尊彌陀佛は惠心僧都の作也と、當寺に安置する源空上人の遺像は桑原左衛門入道眞像を寫す所にして上人自ら開帳四十八度に滿給ひし靈像なり、其初は洛東智恩院に在りて年歷を經たりしが、十二世誓阿上人の時此院へうつす。惠心僧都源信は當麻鄉の人なり。

染野寺染野に在り、 石光寺と稱す。元亨釋書云、染（染野）野有精舍、昔天智帝時、其地夜々有光、帝使人見之、三大石形似佛像、勅刻三石、作彌勒三尊像、其上架殿庇之、俗以近染井號染寺、後役小角殿前栽一櫻樹、曰佛法沮櫻樹枯、自樹衰枝漸竹、新梢茂秀、枝葉鬱茂、花果鮮麗、見今存焉

長尾

今磐城村と改む、當麻の南にして山驛なり、大字竹內と相接す 西當麻山を踰ゆるを竹內嶺と曰ふ。日本書紀、天武天皇元年、長尾直眞摯、率三百軍士、拒於龍田、書紀通證云、葛下郡有長尾村、又此地の長尾神社は延喜式幷に三代實錄に見ゆ、長尾直の祖神也。

（竹內）竹內嶺 古事記傳云、若櫻宮（履仲）段に當岐麻道と云は、河內石川郡より大和葛下郡へ越ろ者にして、二上山の南に在て今竹之內越と云ふ。按するに當麻路は河內國山田村鷲關に出て、彼地にて岩屋越とも稱する事河內志に見ゆ、山中に岩石多し、天武紀に見ゆる岩手道亦此なり。（壬申年、遣鴨君蝦夷、率數百人、守石手道）

高額鄉

和名抄、葛下郡高額鄉、額頟同字なり、其地今詳ならず、新莊村にあたる歟、古事記云、息長宿彌王、娶葛城之高額比賣、生子息長帶比賣命。日本書紀云、神功皇后母曰葛城高額媛、姓氏錄云、高額眞人、春日眞人同祖、敏達皇子春日王之後也。

新莊

北葛城の南部の大邑なり、延寶八年德川氏永井越中守尙房を此に封し、明治維新まで世襲す、領高一萬石、陣屋は後櫛羅に移せり。高田より南へ通する鐵道、新莊御所を連驛と爲し吉野へ入ろ。

調田神社は新莊の北大字疋田に在り、春日と稱す。（大和志）神護景雲四年槻田神に神封を寄する事新抄格勅符に見ゆ、延喜式調田坐一事尼古神社是也

金村神社は新莊の西大字大屋に在り、三代實錄延喜式に載す。日臣命九世孫大伴連金村を祀る歟、金村は仁

賢武烈繼體安閑宣化欽明の六帝に歷事し、久く忠誠を竭して大連と爲る、

埴口墓

飯豐青皇女の御陵なり、今新莊村大字北花内に在り、三歲山と云ふ、陵山の轉也、書紀通證云、天和中桑山氏毀御墓、建八幡神祠、日本紀云、弘計天皇與億計王、讓位久而不處、由是天皇姉飯豐青皇女、於忍海角刺宮、臨朝秉政、崩葬葛城埴口丘陵。延喜式云、埴口墓、飯豐皇女、在葛下郡兆域東西一町南北一町。續日本紀云、天平六年、葛下郡人白丁、花口宮麿、散巳私稻、救養貧乏、仍賜少初位上。

神戸郷

和名抄、葛下郡神戸郷。今詳ならず、蓋磐園村にや、葛木御縣神此に在り。

葛木御縣神社は今磐園村大字築山に在り、(縣名勝志)神三代實錄延喜式に列し、祈年祭大倭六縣神の一也。神祇志料云、大同元年本社に備前地を充封せらる、和名抄備前赤坂郡葛木郷あるは蓋神戸なり。

傍丘磐坏陵

磐坏に南北二陵あり、傍丘は今葛下の西北隅に其名存すれば探る者或は本陵を下田王寺の邊に索めたり、然れども傍丘は大名にして磐築は小名なり、磐築の跡を求むれば築山の地に從ふべき歟、今磐園村陵西村是なり。(武烈紀城上の地は、後の葛下廣瀨に渉れる者なるべしと云)

磐坏南陵　顯宗天皇の御陵なり、今陵西村大字池田の二子山是なり。(陵墓一隅抄)山陵志云、磐坏、傍丘南隅也、武烈陵乃其北、相並曰北陵、磐坏蓋藏、取其名於祝而築之、今有築山村、其南爲陵家村、而南北各存古墳、北陵其高莊、武烈之陵也、而南陵乃卑地之所築、頗卑小、日本書紀云、葬弘計天皇于傍岳磐坏丘陵。延喜式云、傍丘磐坏丘南陵、近飛鳥八釣宮御宇顯宗天皇、在葛下郡兆域東西二町南北三町。扶桑略記云、磐坏丘陵高三丈東西二町南北三町、同北陵、高二丈方二町。

意多郎墓　日本紀、武烈天皇三年、百濟意多郎卒、葬於高田丘上。今陵西村大字岡崎に在り。(書紀通證)

磐坏北陵　武烈天皇の御陵なり、今磐園村大字築山に在りて城山と號す、大和志に茅渟王葦田墓と冒認したる者是也。日本紀、葬小泊瀨稚鷦鷯天皇于傍丘磐坏丘陵。延喜式、傍丘磐坏北陵、泊瀨列城宮御宇武烈天皇、在葛下郡兆域東西二町南北三町。武烈紀云、作城像(譯藏也)於水派邑、仍曰城上。

高田

高田町は大和西南部の都會なり、戶數八百、交通輻湊、木綿賣買の市場たり、鐵道は東南北の三方に通ずる外、西は長尾竹内嶺を經て河内に到る山路あり。縣名勝志云、高田天神宮は一古祠にして、貞應弘安應永以下の上棟牌あり。

石園

石園は今磐園村浮穴村の地に當る、磐園村に大字磯野あり古名の遺なり、浮穴村には延喜式石園神社存す。

浮孔（三倉堂）

三倉堂村近年改稱して浮孔と曰ふ。大和志書紀通證に安寧天皇片鹽浮穴宮は三倉堂の地なりと爲せるに由る、然れども片鹽は河内大縣郡たる事、古事記傳に之を論せるが如し。

石園神社は三代實錄、貞觀元年、石園多久豆玉命授位、姓氏錄、爪工連、神魂命男多久豆玉命之後也。延喜式、石園坐多久虫玉神社。三倉堂の西方に在り、龍王社と稱す、境内八段計。(大和志縣名勝志)

山直郷

和名抄、葛下郡山直郷。和名抄和泉國山直訓也末多倍とあり、山田部の義なるべし、今其地を失ふ、要するに高田町附近の古名なり。一說大坂山の穴蟲に掘出せる墓志に山君里とあるは山直に同じかるべしと。

廣瀨郡

明治廿九年廢停し其地北葛城郡に入る。延喜式、和名抄、廣瀨郡、訓比呂世。東大寺天平二年大稅帳、廣湍郡。本郡は東西一里南北二里、狹小の地にして葛下郡に抱擁せられたり、日本紀の歌謠に飫斯乃廣瀨とあり飫斯は葛城の忍海なれば、皆葛城より分出したる事明白也、和名抄六鄕に分れ、今五村と爲る。

散吉郷（馬見）

和名抄、廣瀨郡散吉鄕。今馬見村大字三吉あり卽此地とぞ。(大和志)古事記、開化天皇々子、比古由牟須美王之子、讚岐垂根王、馬見村は古の城戶散吉兩鄕の地にて葛下の陵西村と接し古墳多し、大字大塚の地に前年古鏡十餘枚を得たり、今東京博物館に收藏す。日本書紀欽明帝二十三年の條に見ゆる讚岐鞍獦と云者も此鄕人歟。

讚岐神社は三代實錄、元慶七年散吉大建命散吉伊能城命授位、延喜式、讚岐神社。今三吉に在り大和志に散吉鄕淨恩寺安部の界に在りと云是也、按するに散吉讚岐その原つく所は城にして狹之城の義歟。

城戸郷（相成）

和名抄、廣瀨郡城戶鄕。今馬見村に合す、日本書紀に「武瀨天皇三年、作城像於水派邑、仍曰城上」とある地にあたる歟、然れども武烈片傍磐坏陵此に非ず、萬葉集に高市皇子の殯宮を此地に起したる事見ゆ、木𡍲城上木上木於城於など種々ある皆同じ。於神社は延喜式に列す、書紀通證云、於神社在大塚村、稱城宮、今馬見村大字大塚にあるべし。

成相墓は押坂彥人大兄皇子の墓あり、皇子は舒明帝及び茅渟王等の父也。今馬見村大字平尾小子塚にあたる、崩壞して原形を失ふ。(大和志縣名勝志)延喜式云、成相墓、押坂大兄皇子、在廣瀨郡東西十五町南北廿町。姓氏錄に「成相眞人、敏達天皇皇子難波王後也」と見え、成相は本地の名なり、而て成相墓兆域の廣大なる

を見れば初め押坂皇子等の山莊にやありけん。三立岡墓は高市皇子(天武子)墓なり、今馬見村大字吉字大垣内の西北三立山あり、然れども墓處を失ふ近代開拓して之を亡せるなり。大和志群名勝志或三立岡墓は牧野成相陵墓の南五町に在り、三墓鼎峙さ。(名所圖會、延喜式云、三立岡墓、高市皇子、在廣瀬郡兆域東西六町南北四町。牧野墓は桓武帝の外祖父高野乙繼の墓也、高野朝臣め和氏さ曰ふ、太后新笠姓を賜ふて高野さ曰ふ、延喜式云、牧野墓、太后太后之先和氏、在廣瀬郡兆域東二町南北二町。名所圖會云、牧野墓は成相墓の西十町許に在り。

河合（カハヒ）

廣瀬郡の北部を河合村さ曰ふ。佐保初瀬飛鳥の諸水相會して此に至り、更に廣瀬川(百濟川葛城川)さ會し富小川を容れて益大なり、故に大川の名あり、河合村即其南畔に居る。日本書紀に廣瀬の川曲さ記す所之に同し、廣瀬神社あり、謂ゆる川合神(千倉院文書)是なり。廣瀬川は本葛城川の廣瀬をいふ、今百濟村に在り、廣瀬神社この川合に立ちたるより大川(大和川)とも廣瀬川さ呼ふ。

御そきして神のめくみも廣瀬川いく千代までかすさんさすらん、(千五百試合)

河合の大字佐味田に寶塚さ呼ふ古墳あり前年此より明藏品を獲たり。其鑑十七枚は今東京博物館に藏置す、一は尙方四乳鏡、一は四神四獸鏡、一は日月天王鏡なり、是等製作銘文圖様に因り漢魏の世のものたるを知る。

（廣瀬川）

廣瀬神社（ヒロセ）

河合村大字川合に鎭座し、今官幣大社に列す。日本書紀大忌神に作り、延喜式和加宇加乃賣神に作り、又廣瀬河合神さ云ふ。中世は二十二社第十三に列し、歴代祈年の大祀たり。日本紀云、天武天皇三年、遣小錦中間人蓋大山中曾根韓犬、祭大忌神、於廣瀬川曲。延喜式云、大忌祭一座(廣瀬社)御膳持須留若宇加能賣命、大賓令云、大忌祭、義解云、謂廣瀬立田二祭也、令山谷水變成甘水、浸潤稼苗、得其全稔、故有此祭也。大和志云、河合村定林寺、爲廣瀬神宮寺。

倉郷（クラ）

和名抄、廣瀬郡上倉郷、上倉下倉二郷相并ふ、舊事記に「綏靖天皇兄手研耳命、於片丘大窖中、獨臥于大床」さある大窖之に同しかるべし、今河合村大字穴闇あり、此地は葛下の片岡相接すれは古は片丘大窖とも稱しけん。大和志云穴闇寺、今名長林寺、見于橘寺緣起文

下倉郷（チツクラ）

和名抄、廣瀬郡下倉郷　上倉郷參考すべし。

山守郷（ヤマモリ）

和名抄、廣瀬山守郷、今其名を失ふ、箸尾村萱野の邊郷名なし、蓋此歟、應神天皇の時諸國の海人部山守部を定めたまふ事書紀に見ゆ、是其部民の住處なるべし。

箸尾（ハシヲ）

河合の南、百濟の北を箸尾莊と曰ひ、其首村を萱野と爲す、今箸尾村と改む。平城坊目遺考に春日大宿所勤番の事を記し、箸尾氏は中川黨藤原姓にして、廣瀬郡に居り六萬石高を有すと錄す、戰國頃の大名なり

大和軍記云、廣瀬郡箸尾と申所に箸尾宮内少輔と申仁被居る、先祖より代々の居城にて其旗下には布施萬財南郷東院などと申人々あり、今の知行高二萬石計に候、筒井國替の後其まゝ本領を給り候處、石田逆亂の刻直に改易にて本知を放れ申候。英俊日記、永正二年國衆大名交名に箸尾上野守とあり、別に布施安藝守と云ふもあり、又箸尾上野守父子被述懷道世事、高田家之儀裁許無一途、近日當廳へ出諸勢、被押寄候、又云、兩高田者、河内在國、裁許無一途間、其儀河内に勘忍云々、又布施安藝守行國、箸尾上野守爲國、萬歲在京進則宗、高田次郎清房なども注す

（萱野）

當村北に辨才天は今箸尾村大字辨財天に在り、本社延喜式に列し、舊事紀に據れば饒速日尊の姪御炊屋姫を祭るもの也、淨蔵家之を辨財天に傳したるならん。按に護内志に廣瀬寺は今大福寺さいふ辨財天を祭れり、大福寺貞應三年古鐘、泉州貝塚村願泉寺の什物さ爲るさ曰へり、本社の供僧也

（辨財天）

廣瀬（ヒロセ）

今百濟村に屬す、葛城川の東畔に居る。(百濟の北に接す　日本書紀に「天武天皇十年、將蒐於廣瀬野、而行宮搆訖、装束既備、車駕畢不幸矣、十三年幸于廣瀬」とあるは此境ならん。大和志「廣瀬行宮址在大野」と、大野は河合村に屬す、不審と謂ふべし

廣瀬川袖つくはかりあさきをやこゝろふかめて吾おもふらむ、(萬葉集)

舊事記云、饒速日尊天降之時、供奉防衞、三十二人中、天乳速日命、廣湍神麻續連等祖　崇峻紀に廣瀬勾原とあり、匂まで廣く被れる名なり。)

百濟（クダラ）

葛城川（廣瀬川）重坂川の間なる村落也、南は葛下の高田町東は磯城の平野村とす。應神帝の朝に百濟新羅人等歸住したるに因り此名あるべし、敏達天皇元年百濟大井に造宮あり、河内志此大井を以て河内國百濟郷に求め、今川上村大字太井に擬すれど太井は造宮あるべき地理に非ず、必定大井宮址も大和百濟邑に求むべきのみ

百濟池　古事記云、建内宿禰命、引率新羅人、爲役之堤池、而作百濟池。大和志云、百濟村西、廣四百畝。百濟宮址　日本書紀云、舒明天皇十一年、造作大宮、以百濟川側、爲宮處、書紀通證云、百濟宮故址、今半入十市郡飯高村　按するに百濟川即重坂川なり、飯高は今平野村に屬す、天武紀壬申の亂に大伴連馬來田か

弟吹負に兵を起したる百濟家も此地に在りしなり　紀云、馬來田先從天皇、赴于東國、吹負留於倭家、冀立名于一時、欲寧艱難、卽招一二族、及諸豪傑、僅得數十人、密與留守司坂上直熊毛議之、詐稱高市皇子、將兵於百濟家。

百濟大寺址

日本書紀云、舒明天皇十一年、詔作百濟大宮、及大寺、百濟川側、建九重塔。大安寺縁起云、上宮皇子以熊凝寺、附舒明天皇、歲次己亥、於百濟川側、子部社爭切排而定寺家、建九重塔、入賜三百戶封、號曰百濟大寺、此時社神□而失火、燒破九重塔、并金堂石鴟尾。三代實錄云、昔日聖德太子、建平群郡熊凝道場、飛鳥岡本天皇、遷建十市郡百濟川邊、曰百濟大寺、子部大神在寺近側、含怨屢燒堂塔、天皇遷立高市郡、號曰高市大官寺　通證云、今塔之址、在廣瀨郡百濟屬邑二條、三代實錄爲十市郡、拾芥抄曰、大安寺、本名百濟寺　大日本佛敎史云、百濟大寺は舒明帝建立、封邑三百戶を施入し學侶を住せしめ給ふ、大安寺縁起扶桑略記　其後火あり堂塔灰燼とし、皇極天皇阿倍倉橋百足を造寺司と爲し、近江高志の丁を發して之を造營せしむ、日本書紀元亨釋書大安寺縁起　孝德天皇僧惠妙を以て寺主と爲したまふ蓋造營成れば也、天智天皇七年大に百濟大寺を修し丈六佛像を造く、大安寺縁起資財帳帝王編年記扶桑略記　天武天皇二年更に之を高市郡夜部村に移し高市大寺と曰ふ。名所圖會云、百濟寺の址、僅にのこりて毘沙門堂あり

百濟野は萬葉集高市皇子城上殯宮之時の歌に、

言さへぐ百濟の原ゆ神葬り葬いまして云々、

高市の京より葛下の城戶郷への葬所に赴く路次にあたれば此の如くよめる也。

百濟野のはぎのふる枝に春まつと居りて鶯なきにけむかも、萬葉集

下勾郷

和名抄、廣瀨郡下勾郷こ今百濟村是也、高市郡に曲川村あり相接す　古は當麻勾さ云ふ、當麻へ通ずる路邊なればなるらん、又廣瀨勾さ云ふ、廣瀨に屬する郊野なれば也　古事記云、開化天皇御子、日子坐王、小俣王、小俣王者當麻勾君之祖。

勾原

日本書紀　崇峻紀云、物部守屋大連誅之軍、忽然自敗、合軍悉被皂衣、馳獵廣瀨勾原、而散。

南葛城郡

南葛城郡

古葛城國の南部にして、後葛下忍海二郡に分れしを、明治廿九年合同して南葛城の號を立つ。西は葛城金剛山を以て河內國に界し、南は巨勢山を以て吉野宇智郡に界す、東は高市郡と相交錯す、葛城川(下流廣瀨川)重坂川(下流百濟川)南方より發し北葛城郡へ入る、郡衙は御所町に在り、十四村を管す　鐵道高田より御所を經て宇智郡五條に向ふ。

忍海郡

延喜式、和名抄、忍海郡、訓於之乃美とあり、日本書紀顯宗紀に於尸農瀰とあり、神功卷に桑原佐糜高宮忍海凡四村とありて、本葛城國の一村なり、初め忍海部氏の邑とす。古事記云、開化天皇御子、建豐波豆羅和氣王者、道守臣忍海部御名部造等之祖也　此の邑は飯豐皇女一名忍海郎女の御名代に定められし歟、天智紀忍海造小龍あり、續紀大寶元年倭國忍海郡人三田首あり　忍海は初め一村なるを一郡に建て、和名抄四郷に分つ、人口稠密の地たる事想ふへし　然れさ域內東西二里南北一里に滿たす、故に今又合併して忍海一村さ爲る。

中村郷

和名抄、忍海郡中村郷、今忍海村大字忍海なるへし、卽忍海の中心なり、續日本紀に葛下郡國中村さあるも同しかるへし　寶龜五年、國中連公麻呂卒、本是百濟國人也、其祖父德率國骨富、屬本蕃喪亂歸化、天平年中、聖武皇帝發弘願、造盧舍那銅像、其長五丈、當時鑄工無加手者、公麻呂頗有巧思、竟成其功、以勞授四位、官至造東大寺次官、寶字二年、以居大和國葛下郡國中村、因地命氏焉。

角刺宮址

顯宗天皇登極の際飯豐皇女標に朝政を聽きたまへる所也、忍海村忍海に小祠あり、此なりさ云ふ。書紀通證「日本書紀云、億計王與弘計天皇讓位、久而不處、由是天皇姉飯豐青皇女、於忍海角刺宮、臨朝秉政、當世詞人歌曰、

野麻登へにみかほしものは於尸農瀰のこのたかきなる都奴娑之のみや。古事記云、葛城之忍海之高木角刺宮。

津積郷

和名抄、忍海郡津積郷。今詳ならす、忍海村笛吹の邊にや。

園人郷

和名抄、忍海郡園人郷　今詳ならす、古事記に葛城之村苑人さある其一村なり、古事記穴穗宮(安康)段云、大長谷王興軍、圍都夫良意美之家、都夫良意美八度拜白者、先日所問賜之女子、訶良比賣者侍、亦副五處之屯宅以獻、注所謂五村屯宅者、今葛城之五村苑人也　姓氏錄、大和諸蕃、園人首、出自百濟國久知尸神之後也

栗栖郷

和名抄、忍海郡栗栖郷　今詳ならす、大和志云、柳原に栗栖野ありさ、忍海村の東部に大字柳原あり　日本書紀云、去來穗別太子、自龍田山踰之、時倭直吾子籠、素好仲皇子、密聚精兵數百、於攪食栗林、爲仲皇子將拒太子。書紀通證云、攪食栗

林、在忍海郷柳原村。萬葉集云、

さすすみの栗栖の小野のはきの花ちらん時にし行て手むけん

按に此歌は大納言大伴旅人の詠なり、栗栖は和名抄山城國愛宕郡栗野に作り、久留須と訓注したり、栗栖とは國栖と同言なるべし其考は吉野郡の中に注したり。日本後紀、大同元年勅、池之爲用、必由灌漑、栗林之用、頁爲得菓、今諸國所有蓮池幷栗林等、或決灌田之水、潤彼芙蓉、或占無實之林、寄言供御、如此之類、必妨百姓、宜遣使仔細勘定。

忍海（オシウミ）

今は一郡一村と爲り、十五大字あれど、舊四郷の區分明ならず、爲志（ヰシ）神社は延喜式に列す、今林堂十二所權現と云ふ。（大和志）皇極紀に「やまとの飫斯の廣瀨を渡むと」云々、爲志は忍志（オシ）の誤ならん。

笛吹（フエフキ）神社

延喜式、葛木坐火雷神社二座是なり、笛吹山に在り、一座は火宮（ヒノミヤ）と稱し火雷神を祭り、一座は笛吹連の祖を祭る。（大和志神祇志料）三代實錄、貞觀元年正三位勳二等葛木火雷神に從二位を授け、延喜の制名神大社に列し、凡朝廷に事ある毎に笛吹社より波々迦木を奉らしむ。姓氏錄、天孫笛吹連、天火明命之後也。舊事紀、天火明饒速日命六世孫建多乎利命、笛吹連若犬甘連等祖。笛吹池は笛吹の北梅室に在り。

笛吹の池の堤はさほくさもちかくさひなばわすれさらなん（古今六帖）笛吹のやしろの神は音にきく遊の岡やゆきかへるらん（藻鹽草）

書記通證云、古事記曰、天照大神、閉天石屋戸時、召天兒屋命、取天香山之天婆々迦、而令占、與儀抄曰、婆々迦木、取自笛吹社上之山、和名抄、朱櫻一名櫻桃、和名婆々迦、一名邇波佐久頁、今按婆々迦樺也、和名加波、又云加仁波、俗名犬櫻、一名南殿櫻是也。

葛上郡（カツジヤウ・カツラギノカミ）

延喜式、和名抄、葛上郡、訓加豆良岐乃加美。本郡は和名抄九郷に分れ、今御所（ゴ）町外十三村と爲る、明治廿九年忍海郡と合し南葛城と稱す。加豆頁岐乃加美は近代專らカツジヤウと呼べり、古の腋上秋津洲の地たり。葛城（カノツキ）川は金剛山の東麓より發源し、南流して廣瀨川と爲り、北葛城郡河合にいたり大川に注く、長凡八里。

鴨（カモ）

葛上郡に廣く被れる古名にて、神武帝の時建角身命も一時此に居り、因て賀茂（カモ）の稱を冠す、其他饒速日の供奉、又大田々禰古の裔孫、共に鴨の稱を冒す。和名抄に上鴨下鴨二郷あり。

釋日本紀云、山城風土記曰、日向曾之峯天降坐神、賀茂建角身命、神倭石余比古御前立坐而、宿坐大倭葛木山之峯、自彼漸遷至山代國。舊事紀云、饒速日尊天降之時、供奉防衞三十二人中、天櫛玉命、鴨縣主等祖。古事記云、意富田々泥古命者、神若鴨若之祖。舊事紀云、大田々禰古命之孫、大鴨積命、此命磯城瑞籬朝御世賜賀茂君姓。姓氏錄云、大和神別、賀茂朝臣、大神朝臣同祖、大國主神之後也、大田々根古命孫大賀茂都美命（一名大賀茂足尼）奉齋賀茂神社也。按するに安寧帝の后渟名底仲媛は事代主命孫鴨王（カモキミ）女也と日本書紀に見ゆ、此鴨王やがて太田々根古の祖にあたる歟。（開化皇子彦坐命より出でたる鴨氏は牟婁郷參考すべし）

下鴨（シモカモ）郷

和名抄、葛上郡下鳥郷。（下鳥は下鴨の譌りなる事明白なり、今御所町及び三室竹田（タケタ）等の諸村ならん、下鴨社は御所町にあり、謂ゆる鴨都美八重事代主神社二座是なり。

下鴨（シモ）神社　本社は高鴨に對し下津賀茂社と云事、應永二十五年田莊注進狀に見ゆ。史料叢誌、神祇志料云、本社は又葛城賀茂神社といふ、出雲風土記延喜式神皇正統記大三輪神鎭座次第）大三輪社の別宮也、（大三輪神鎭座次第）今御所村にあり、近隣五村の氏神とす。（大和志神名帳考名所圖會　盖積羽八重事代主神妹高光姬大神命を祭る、（參取古事記舊事記延喜式）社傳に下照姬命建御名方命を合祭るとあるも下照姬は盖高光姬を誤り傳へし者なること著し、舊事紀に據るべし、こは天下造らしゝ大神大國主の邊都宮に坐高津姬を娶て生坐る神也、（舊事紀）崇神天皇御世神裔大賀茂祇命に敕して初て社を葛城邑の賀茂に建て此神を齋き奉らしめ給ひき、（大三輪神鎭座次第參取舊事本紀）醍醐天皇延喜の制並に名神大社に列す。

御所（ゴセ）

御所町は南葛城の大邑にて、郡衙あり、又鐵道車驛たり。或は五所に作り、古來ゴセと訓む、其義詳ならず。三十三所圖會云、五所新莊高田の邊は諸村木綿紺飛白縞織の類名産たり、或は絹の糸を交へてめづらしき縞を織出すを家毎に手業（テワザ）させり、是を世に大和縞と號して名産とす、去れば村中に藍染の紺搔多く、數多の綛糸を染て軒端に干す、其の傍には機織處女小歌を謡ひ、裏には糸繰甚婆詠歌をあぐる、爪の長き仕入の商人あれば、氣の短き親仁ありて恰かもいさかへの如く、算盤の音機音に混じて甚靜ならざるは、正しく土地の榮と謂ふべし。

掖上池心宮址（ワキカミイケノウチミヤ）

孝昭天皇の宮址なり、大和志書紀通證に池内（イケノウチ）（今秋津村）御所二村の間に在り、此地一名大章古（オホイコ）原今蓬原（ヨモギハラ）と云ふとあり。掖上は御所東西廣く被むれる名なり、博多陵嗛間丘牟婁鄉の所在にて之を知るべし。日本書紀、孝昭天皇遷都於掖上、是謂池心（イケコヽロ）宮。

掖上（ワキカミ）池　日本書紀云、推古天皇廿一年、作掖上池。持統天皇四年、幸于腋上陂、觀公卿大夫之馬。掖上池は書紀通證に井戸村と爲せど疑はし、宮址と同く池内

村に在るべし。

博多山上陵

孝昭天皇の御陵なり、今御所町の西南三室村に在り　延喜式、博多山上陵、掖上池心宮御宇孝昭天皇、在葛上郡兆域東西六町南北六町　山陵志云、孝昭帝都腋上、居於池心宮、今池内村卽其趾、博多山在池内西北、掖上是此間總名矣、博多山今呼天皇山、上有祠、奉孝昭之祀、其地三室村、又池内村西隣曰室村、孝安帝秋津島宮所在、今有古墳焉、石棺一片暴露於其上、里老相傳、此亦孝昭陵、夫孝昭之葬、日本書紀爲孝安三十六年、意不應稽延至此、更攷舊事紀、書元年葬之、則孝安孝思之深、蓋初近葬其所居室地、朝夕觀望之、乃晩年卜地改葬博多矣、且其曰三室、或仍陵室名之也。（山陵考云、博多山、根廻百二十六間高九間垣廻百四十三間）

掖上

今御所町の東玉手茅原の邊を掖上村と爲す、蓋古の桑原郷にあたる、卽ち掖上の古都なり、嗛間丘あり。按古書腋と通用す

（腋上）西州投化記云、姓氏錄、功滿王、秦始皇三世孝武王之子也、仲哀帝八年來朝、按三代實錄三世作十二世、東雅鳩巢小說井曰秦至子嬰而亡、今稱始皇之孫者、蓋出自扶蘇也、功滿王之子曰融通王、又作弓月君、應神帝之時更歸國、率百二十七縣狛姓歸化、天皇嘉之、賜朝津間腋上地居之

桑原郷

和名抄、葛上郡桑原郷、古の腋上の中にして、日本書紀に桑原邑とありて、歸化人の住地なり、今掖上村にあたる如し。姓氏錄云、大和諸蕃、桑原直、漢高帝十世孫萬得使主之後也、左京井攝津諸蕃、桑原史、桑原村主同祖。

玉手

掖上村大字玉手に孝安天皇玉手丘陵あり、日本書記仁德卷に「播磨佐伯直阿我能胡、殺雌鳥皇女、探足玉手玉得之、皇后命有司、推鞠得狀、阿我能胡乃獻巳之私地、請免死、故納其地、赦死罪、是以號其地曰玉代」とあるは此歟、河内國にも玉手村あり。古事記、葛城長江曾都毘古者、玉手臣祖也、卽此なり。

玉手丘上陵

孝安天皇の御陵なり、今掖上村大字玉手に在り　延喜式云、玉手丘上陵、室秋津島宮御宇孝安天皇、在葛上郡兆域東西六町南北六町。山陵志云、孝安陵、今所在曰宮山、其上有祠焉、蓋此間亦當隸掖上、而式不冠之、畧言爾。（山陵考云、玉手丘上陵、高九間根廻百四十間）

嗛間丘

（本馬）

掖上村大字本馬の南、柏原に在り、國見山と曰ふ、本間は卽嗛間の訛なり。日本書紀云、神武天皇巡幸、因登腋上嗛間丘、而廻望國狀、曰、研哉乎國之獲矣、雖内木綿之眞迮國、猶如蜻蛉之臀呫焉、由是始有秋津洲之號也、書紀通證云、秋津洲、此非云日本國狀、嗛間丘所瞰之地形爾、蓋蜻蛉喜銜尾而飛、狀成輪田、故譬之青山四周。按するに秋津洲は腋上の地の別名なり、島とは一締りの地域を指す、孝昭天皇之に移都し孝安天皇之に造宮ありしより其名著れ、後は和州全体に及ぼして遂に國朝の別號となれる者の如し。

茅原

掖上村大字茅原は修驗道の開祖役小角の故里なり、今吉祥草院五條寺存す、小角の開基と稱し其遺像を置く。靈異記云、修持孔雀王呪法、得異驗力、以現作仙飛天緣、第二十八、役優婆塞者、賀茂役公氏、今高賀茂朝臣者也、大和國葛木上郡茅原村人也、自性生知、博學得一、仰信三寶、以之爲業、修行孔雀之呪法、證得奇異之驗術。

牟婁郷

和名抄、葛上郡牟婁郷、孝安帝の都邑したまふ所にして、今秋津村大字室の名存す、日本書紀履仲卷にも掖上室山あり　古事記伊邪河宮（開化）段に、御子日子坐王の子室毘古王あり、（葛城鴨氏の一流の祖なるべし、姓氏錄、左京皇別鴨縣主、攝津皇別鴨君は蓋是なり。）

秋津島宮址

今秋津村大字室に在りとぞ、（大和志）孝安帝の御宮なり、古事記云、天皇坐葛城室秋津島、治天下也、日本書紀云、天皇遷都於室地、是謂秋津島宮。按するに室は亦掖上の中にして、孝昭孝安二帝の都城也、秋津島の名之より著れ、後國朝の別號と爲る。

室墓

武内大臣の墓なり、或云ふ玉手に在り、又云ふ室村に在りと。日本書紀允恭卷云、玉田宿禰、主反正天皇之殯宮、逃際武内宿禰之墓域。山陵志云、孝安玉手陵南有舊冢、呼爲罐子山、檢之是宮車象、而左右有二三圓冢、蓋所陪葬者、或以爲孝安陵、非也、孝靈孝元二陵未象宮車、而孝安獨先得如此乎、玉手一爲玉田、武内是玉田氏之祖、由此觀之、蓋武内之丘墳、而其孫之所匿、亦可以備考矣。史料叢誌云、三輪神官巨勢氏系圖曰、葛上郡室村南、鉢伏山有墳、卽武内之室墓也。

琴彈原

秋津村大字富田に在り、又白鳥陵あり、室の鉢伏山の東北なり。（大和志）日本書紀允恭卷云「新羅人恒愛京城傍耳成山畝傍山、則到琴引坂顧之」

白鳥陵　日本書紀云、日本武尊葬于伊勢能褒野、化白鳥自陵出、指倭國而飛、群臣因開其棺而視之、明衣空留、而屍骨無之、追尋白鳥、則停於倭琴彈原、仍於其所造陵焉、白鳥更飛至河内。

上鳬郷

和名抄、葛上郡上鳥郷。和名抄の上鳥は上鳬の謬りなるべし、下鴨の上方にして今櫛羅村小林村などにあたる、櫛羅には鴨山口神社あり。

櫛羅(クシラ)　此村延寶八年丹後宮津城主永井氏の舍弟直圓櫛羅新庄一萬石の地なりしが、其陣屋近年亡ぶ、西嶺は葛城の一峯にして、夜那と名づくる瀧あり。

　葛城山、倶尸羅瀑布　　藤本田居
銀河分一派、直向葛城流、飛響無今古、狗搖天地秋、

鴨山口神社は櫛羅村に在り、延喜式大社に列す、又三代實錄に載せらる、按ずるに戒那山(カイナサン)即鴨山と呼びし者にて、建角身命の鎮止せるは此地なるべし。

楢原(ナラハラ)**郷**　大村なり、和名抄、葛上郡楢原郷　櫛羅村の南にして、又葛城山の中に在り、太平記云、元弘元年東國勢南都へ合戰に負ければ、楠が武略侮りにくしとや思ひけん、吐田楢原迄は打寄んとは不擬　平城坊口邊に、南黨楢原氏は葛上郡金剛山麓に住し三萬石高なり、春日明神勤番五年毎に勤むとあるは、戰國頃の大名なり　大和軍記云、楢原は國侍の内にては、よき身上の仁にて旗下も多くクシラ、サヒ、長貝など申者に候っ　旅俊日記、永正二年和州武家衆の交名中に、楢原三郎榮遠とあり、又吐田修理進遠光と云もあり、

葛木大重神社は延喜式に列す　大和志云、楢原村に在りと　神祇志料云、新抄格勅符に大同元年葛木犬養神に信濃地廿戸を神封に充てらる、大重は犬養の誤に似たり

吐田(ヘンタ)　今吐田郷(ヘンタガウ)村と云ふ、和名抄大坂高宮二郷の地なり、吐田の名は太平記に吐田楢原と見ゆれば新稱にもあらず、金剛山の東麓にして山路あり、即大坂にして今水越峠(ミヅコシタウゲ)と稱す。(名義は埴田なるべし)

大坂(オホサカ)**郷**　和名抄、葛上郡大坂郷。今吐田郷村の上方を云ふ、大字關屋あり、山路を水越(ミヅコシ)と呼び、河内石川の上游に到るべし。古事記掖上宮(孝昭)段云、皇子天押帶日子命者大坂臣之祖也　葛下郡にも大坂あれども之と異なり　姓氏錄「大和神別、大坂直、天道根命之後也」とあるは孰れの大坂ならん、

葛木水分(ミクマリ)神社は今吐田郷村關屋の水越峠(ミコシタウゲ)に在り、此神三代實錄貞觀元年授位、延喜式に列し、祈年祭水分四神の一なり、水分は配水の謂なり。

(水越峠)

葛城(カツラギ)　葛城は南北に渉り、古來大名なるが、其本據は金剛山下高宮郷なるべし、即今の吐田(ヘンタ)郷の中なり、日本書紀云「高尾張邑有土蜘蛛、皇軍結葛網而掩襲之、因改其邑曰葛城」と、是れ神武帝の時にして謂ゆる「以劍根者、爲葛城國造」とあるも當年の事なるべし、高尾張の名は後に聞く所なし、蓋高丘と云ひ高宮と稱するは皆高尾張丘、高尾張丘宮の略ならん　武内宿禰、其族蕃衍して孫葛城を以て本據と爲し、蘇我大臣高宮に祖廟を立つ、高宮の條參考すべし

尾張(ヲハリ)　葛城(カツラギ)の別名なるべし、古は尾張連あり大姓也。神武天皇紀に高尾張邑と云ふは即高宮郷なるべし、河内國に尾張郷あり、東海道に尾張國あるは尾張連の移住に因る歟。又尾張に古言兩義あり、小墾田(ヲハリダ)と曰ひ土地に因り、尾羽張(ヲハハリ)と曰ひ劍制に因る。

高尾張(タカヲハリ)　日本紀神武卷に高尾張邑と見ゆ、即尾張の高丘の地を指して斯くも曰へる歟、(神代卷)天忍穗根尊、生兒天火明命、火明命兒天香山、是尾張連等遠祖也　火明命は舊事紀に因るに即饒速日と同じ、曰饒速日尊天降之時、供奉防衛三十二人中、天香語山命、饒速日尊兒也　古事記「掖上宮孝昭段云、天皇娶尾張連祖奥津余曾之妹、名余曾多本毘賣命。又境原宮孝元段云、御子比古布都押之信命、娶尾張連之祖、意富那毘之妹、葛城高千那毘賣」と。當時葛城は皇居在り、押之信命の孫武内の族亦此地に繁衍す、以なしと爲さず。小川氏云、舊事紀尾張連系譜、三世天忍人命の妻に葛木出石姫あり、弟天忍男命は葛木土神劍根命女を娶る、土神は國造の謂なり、四世瀛津世襲命は葛木彦と云ふ、七世建諸隅命は葛木直祖大諸見足尼女を娶る、建諸隅の妹大海姫一名葛木高名姫は古事記水垣宮(崇神)段に天皇娶尾張連之祖意富阿麻比賣とあるに合ふ、之に依りて之を觀るに當時尾張連は葛城に居住したる豪強の族たるや明なり、然るに延喜式六國史中葛城に於ける尾張連の祖神絶えて之なし、是れ疑問なり。

高宮(タカミヤ)**郷**　和名抄、葛上郡高宮郷、訓多加美也。是は高丘宮の謂にて綏靖天皇の都邑なれば此名あり、大和志に森脇を宮址と爲す、是なり。今吐田郷(ヘンタガウ)村の下方にして大字森脇(モリワキ)存す、又大字名柄(ナカラ)あり、古は長柄に作り長江(ナカエ)と訓む即長江襲津彦の邑なり、襲津彦の女磐之媛皇后の歌に「箇豆羅紀　葛城也　多伽瀰揶　高宮也　和藝幣能阿多利　吾家之邊也」と日本書紀に見ゆ、又同書神功紀に桑原佐糜高宮忍海凡四邑とありて共に葛城に屬す。

(森脇)

高丘宮址(タカチカノミヤ)　高丘は神武帝の葛城の土蜘蛛を誅したまへる高尾張の地にして、尾張連居る、別目に其説を擧く、綏靖帝此に都邑したまひ、又高宮と曰ふ。書紀通證云、釋引土佐風土記曰、葛城山東下、高宮岡、持統帝幸焉、按に高丘宮は葛木一言主神社と同く吐田郷村森脇なるべし

日本書紀云、綏靖天皇都葛城、謂高丘宮　又云皇極天皇元年、蘇我大臣蝦夷、立己祖廟於葛城高宮、而爲八佾之舞。

又云推古天皇三十二年、蘇我馬子宿禰遣使奏曰、葛城縣者元臣之本居也、故因其縣爲姓名、(葛城氏)是以冀得其縣、以欲臣之封縣、天皇詔曰、朕自蘇我出之、大臣朕舅也、然今當朕之世、頓失是縣、後君曰、愚痴婦人、臨天下、以頓亡是縣、豈獨朕不賢耶、大臣亦不忠、是後葉之惡名、則不聽。

一言主神社

吐田郷村大字森脇に在り、此神は葛木の一言主と稱し雄略の朝に出現し事古事記に詳かなり、舊事紀には此神は素盞嗚尊の兒とあり、釋紀引土左風土記曰、土左高賀茂大社、其神名爲一言主尊、其祖未詳、一說曰大穴六道尊子味鉏高彥根尊、[illegible]一言主[illegible]天皇[illegible]獵、有不意之言、[illegible]神[illegible]而降、神身已顯、[illegible]之地、後遷于此、[illegible]天平寶字八年、高賀茂田守等言、而本[illegible]於葛城山中[illegible]高宮岡上、其[illegible]留[illegible]國于祭祀、云々と、之に據れば高賀茂神と同神にして土佐國一宮亦同し 通證云、[illegible]、一言以決[illegible]、[illegible]知非一言主神 文德實錄、[illegible]三位[illegible]一言主神授正位、三代實錄、貞觀[illegible]葛城一言主神授從二位、延喜式名神大社に列す、昔雄略天皇葛城山に登り給ひし時、其向の山尾より山上に登る人あり、既に天皇の鹵簿に等しく其裝束の狀及人衆も相似て傾かず、爾に天皇望みて問はしめ給ふ、此倭國に吾を除ては王はなきを、今誰人か如此て行くぞと問ひしかば、答申せる狀も天皇の命の如くなりき、於是天皇怒らして矢刺給ひ、百官の人等も悉く矢刺けれは、其人等も皆矢刺り、故天皇其神なる事を知しめせるを、猶名を亦問しめ曰く、然らば其名を告さね各もに名告て矢彈むと詔ひき、於是答曰く、吾先問はれたれば吾先名告せむ、吾は惡事も一言、善事も一言、言離の神葛城之一言主大神也と申しき、天皇惶畏て白し曰く恐し我大神宇都志意美有らむとは覺らざりきと白して、大御刀弓矢を始めて百官の人等の所服る紅紐の青摺の衣を脫しめて拜みて獻き、故其大神手拍て其捧物を受給ひ、天皇の還幸時に谷の山口に送り奉りき、是一言主の大神は此時に顯れ坐ける、古事記参取日本書紀 按に一言主は出[illegible]、彼天空倒映の象に似たり、亦一不思議と謂ふべし。通證云、按小說曰、役小角架石橋于葛城山、役使山神、憤成功之遲、鎖山神、此本三齊略記所說、秦始皇之故事、載在廣博物志、一言主神豈見役使之鬼乎、俗說之惑人、可亦甚。

石橋(イハハシ)

古より其說あれど實を詳にし難し 扶桑略記元亨釋書云、役小角、入葛木山、居巖窟者、三十餘歲、持孔雀明王咒、駕五色雲、優遊仙府、驅逐鬼神、以爲使令、日域靈區、修歷殆偏、一日告山神曰、自葛木嶺、至金峯山(吉野)其間危、難苦行者、猶或艱之、汝等架石橋、通行路、衆受神命、夜々運巖石、督營構、小角呵神曰、何不早成、對曰葛城峯一言主神其形甚醜、難晝役、待夜出、以故遲耳、小角怒、咒縛一言主神

岩橋のよるの契りも絕えぬへしあくるわひしきかつらきの神。拾遺集

小川氏云、寛文記に葛城の神は女躰にましますと曰へるは、彼石橋の虛誕により、詠歌者流之を夜の契などいよみたるより出しならん。

（太多）

多太(タタ)神社

多太神社は吐田郷村大字多田(タダ)に在り、莊神と云ふ、蓋三賀茂兩氏の祖大多田根子の故里にして之を祭る、延喜式に列す。古事記水垣宮(ミヅカキ)(崇神)段云、天皇問之、汝者誰子也、答曰僕者大物主大神、娶陶津耳命之女活玉依毘賣生子、名櫛御方命之子、飯肩巣見命之子、建甕槌命之子、僕意富多多泥古白、卽以爲神主、而於御室山、拜祭意富美和之大神前、此意富多多泥古命者、神君鴨君之祖 攝津國多田も此大多田根子の一族分居の地なるへし。

宮戸(ミト ミヤト)

宮戸(ミヤノヘ)は吐田郷村の大字なり、今ミヤトと呼ぶ、蓋神地にして此邊に猪石岡あるへきも今詳ならす。姓氏錄云、山城神別神宮部造(カムヤベ)、葛城猪石岡天下(アマクダル)神天破命之後也、六世孫吉足日命、磯城瑞籬宮御宇崇神天皇御世、天下有災、因遣吉足日命、令齋祭大物主神、災異即止、天皇詔曰、消天下災、百姓得福、自今以後可爲宮能賣神、乃賜姓宮能賣公、然後庚午年籍注神宮部造也。

長柄(ナカエ ナガラ)

今吐田郷村名柄(ナガラ)は古は長柄に作り長江と訓む、後世轉して長柄と爲す、仁德皇后磐之媛の故里にして日本書紀に葛城部を定むとあるも此地の事歟、磐之媛は父は古事記に「葛城長江曾都毘古、玉手臣之祖」と稱す、即邑人たり。長柄(ナカエ)神社は名柄に在り、延喜式に見ゆ 姓氏錄云、大和地祇、長柄首、事代主神之後也 日本書紀云、天武天皇九年、幸于朝嬬、因以看大山上以下馬於長柄杜、乃俾馬的射之。

御歳(ミトシ)神社

今葛城村大字東持田(ヒガシモチダ)の御年山に在り、延喜式に祈年祭斯神を拜し名神大社に列す 三代實錄、貞觀元年葛木御歳神授從一位とあるは是なり、初め大田々根子の裔孫本社の祝たりと云ふ、姓氏錄、此神後世太た顯れす舊事本紀に本社は事代主及高照姬を祭ると爲せど、誤文に似たり。

御歳神は大年神の子とす、其功烈は古語拾遺に詳なり、上古大地主神(オホトコヌシノ)御田營ふし時、田人に牛肉を食はしむ、御年(ミトシ)神の子其田に至り御饗に唾(ツハキ)て還り坐て父神に其狀(サマ)を告す、時に御年神怒りまして其田に蝗(イナムシ)を放し給ひしかは、苗葉忽に條竹(シノ)の如(コ)く枯損(カレ)き、故大地主神片巫(カタカウナキ)(志止々鳥)肱巫(ヒヂカウナキ)(今の俗竈輪(カマワ)及米占是也)をして占求給へは此は御年の祟也、白猪白馬白鶏を獻りて其神怒りを解和給へと白しき、故教のまゝに御年神に白し給ふ、時に答曰く是は誠に吾御意也、麻柄(アサカラ)を加世比に作り其葉を以て之を掃ひ、天押草(アマノオシクサ)をもて其を押し、烏扇(アフギ)を以て扇け、如此(カク)して猶去らすば溝口に牛肉を置き薏子(ツスタマ)山椒(ハジカミ)胡桃葉及鹽を其畔(クロ)に班置(アカチ)けと言教給ひき、茲に大地主神其教の隨行

給ふ、時に苗葉復茂りて年穀豐に稔りき、是神祇官白猪白馬白鷄を以て此神を祭る縁也、（古語拾遺）稱德天皇天平神護元年、大和讃岐等十三戸を神封に充奉る。（新抄格勅符）

日置郷　和名抄、葛上郡日置郷。日置は諸國に多き名なるが、此地最舊き歟、舊事紀に「腋上池心宮御宇孝昭天皇の后は饒速日尊四世孫世襲足姫命亦名日置姫命」とあり、本郷蓋世襲足姫の御名代なるべし。仁德天皇の御歌に「朝妻の避箇の小坂」の句あり、避箇即日置なるべし、然らば今葛城村の中とぞ。栗田氏郷名同唱考云、日置といふは和名抄に能登珠洲郡、丹波多紀郡、出雲神門郡、肥後玉名郡、大和葛上郡、安房長狹郡、尾張海部郡、薩摩郡名、伊勢壹志郡、長門大津郡、越後蒲原郡、周防佐婆郡、但馬氣多郡、ヒオキともヘキともヒキとも訓るは皆音の轉なり、正しくはヘオキとも訓むべきにや、出雲なるは風土記に「日置郷云々、志紀島宮御宇天皇之御世、日置伴部等所遣、來宿停而爲政之所、云日置郷」とある志紀島宮は崇神天皇なるべし、この御世に出雲振根が事ありて後大神を祭らず、是によりて神託ありしかば伴部を遣はされて大神を祭らせ政をせさせ、其人々を置せ給ひしなるべし、さて其の人々の戸を定めて置かれしよりヘオキの義にて日置郷は出來たるにやあらむ、さて日置部臣といふ姓も出雲にあるは此に起りしなるべし、部々の住る處をしか名けたりけむも知るべからず。

避箇　書紀通證云、朝妻山在葛上郡、朝妻村上方山路、曰比介小坂。（避岐を避箇に轉ずる事古言其例あり）

阿佐豆磨の避箇の烏瑳箇をかたなきに道行くものもたくひてそよき、（日本書紀）

朝妻　今葛城村の大字なり。姓氏錄云、弓月王、譽田天皇十四年來朝、上表更歸國、率百二十七縣百姓歸化、并獻金銀玉帛種々寶物等、天皇嘉之、賜大倭朝津間腋上地居之焉、又云、大和諸蕃、朝妻造、出自韓國人都留夫主也。允恭天皇御名を雄朝津間稚子と申奉る、相因める所ある歟、又「天武天皇九年、幸于朝嬬」とも見ゆ。

けさゆきて明日は來なむと云へしまに旦妻山に霞たなびく、（萬葉集）

（旦妻）

葛城山　大和國西界の峻嶺にして、其脈北に赴く者は戒那山二上山と爲り、西に趣る者は河内紀伊の國界を爲し由良海門に至る。其高峰は南葛城郡の西に於て高天山と爲る、一名金剛山と曰ふ、役小角山中に修行しけるより今に道士絶ゆるなく、中世は七高山の隨一にして、修驗宗の靈場たり。

春柳葛城山にたつくものたちてもゐてもいもしおもふに、（萬葉集）

よそにのみ見てややみなんかつらきや高間の山のみねの白雲、（新古今集）

葛城峯　新井白石

天上玉芙蓉、五城十二重、帝畿標巨鎮、神府擁群峰、列宿環朱鳥、飛泉掛白龍、霓旌仙蹕度、時有羽人逢、

葛城山にて

猶見たし花にあけ行く神の顏、　芭蕉

日本書紀、雄略天皇四年、射獵於葛城山、忽見長人來望向谷、面貌容儀相似天皇、天皇知是神、猶問曰何處公也、長人對曰、現人之神先稱王諱、然後應道、天皇答曰朕是幼武尊也、長人次稱曰、僕是一言主神也、遂與盤于遊田、驅逐一鹿、相辭發箭、並轡馳騁、言詞恭恪、有若逢仙、於是日晩罷田、神送天皇、至來目水。又云雄略天皇五年、狡獵于葛城山、嗔猪從草中暴出逐人、天皇詔舍人逆射、舍人怯緣樹、嗔猪直來欲噬、天皇用弓刺止、擧足踏殺、於是欲斬舍人、皇后止之曰、陛下以嗔故而斬舍人、無異於豺狼也、天皇乃與皇后上車歸、呼萬歲、曰樂哉、人皆獵禽獸、朕獵得善言而歸、又云齊明天皇元年五月、空中有乘龍者、貌似唐人、著青油笠、而自葛城嶺、馳隱膽駒山、及至午時、從住吉松嶺之上、西向馳去、扶桑略記云、爲憲記曰、韓國連廣足、元以役行者爲師、敬重、後妬賢德、讒於公家云、小角謀惑世間、爲國内亂也、又葛木山之淵云、常有吟音、聞之尋至、大磨藤繩、疑是靈吟歟、切放即繩、如本繫縛、役公傳曰、役優婆塞者、着藤皮衣、松葉爲食、吸花汁、助保身命、卅餘箇年、誦孔雀王咒、雖行苦行、大驗自在、追聚鬼神、令驅仕、吾國無比也、於時命峯與葛木峰、爲行通於兩山、召集諸神、令度橋、金峰大神、不勝咒力、而且作始之、葛木一言主大神、又且始作、申於行者云、自形尤醜、夜間作之、行者云、晝尙忿、況將夜作哉、時一言主神、不勝於行者迫、讒言於王宮、云々。

高天　葛城村大字高間、葛城山の上方にして世俗高天原と曰ふ、南遊紀行云、葛城山東麓より二十町登りて高天村に至る、高天は郷内廣く村々多し、櫻又鶯の名所なり、此邊より大和國中よく望見す。

葛城の高間の草野さくしりて標めさゝましを今ぞくやしき、（萬葉集）

古今秘抄に、孝謙天皇の御宇、大和國高天寺の小童空くなる、次の年鶯來り梅か枝に鳴く、其聲をきけは「初陽毎朝來不相還本栖」と、これを文に移せは「初春の朝々毎にきつれともあはでぞかへるもとの栖かに」と云々と見ゆ。今も高天寺の境内に古梅あり。（名所圖會）

高天彦神社は高天山に在り、今彦澤權現と稱す。（大和志）延喜式名神大社なり。新抄格勅符云、寶龜十年、高天彦神奉充四戸。類聚國史云、大同元年、高天彦神預四時幣帛、緣吉野皇太后願也。三代實錄云、貞觀元

年、正三位勲二等高天彦神授從二位。

金剛山寺

葛城山の頂に在り。神皇正統記に華厳經の文「東北海中有一處、名金剛、從昔以來、有菩薩、名曰法起」を引き、書紀通證は金剛鑽山中に出づ故に名づくと爲す、名所圖會云、金剛山寺は正堂大和國に屬し、餘堂河内國に隷す、東に朝原寺あり南に猪石岡寺あり（猪石岡は姓氏錄に見ゆ昔天降る天破神此に居る）正堂本尊法起菩薩なり、役行者開基と云ひ、此寺一名轉法輪と云ふ

吉野詣記（天文廿二年）云、此名山は彼「於南海中、有一淨土、常在說法、法喜菩薩、名金剛山」の本文も此世の外の心ちして、道すがらのけはしさ、鳥の聲もたえたる所に雪のこり、み山木など冬の盛の姿にてたてる、誠に馬の通ひもなき故と人々申けり、晡時に辛うじて上りつきぬ、檜と云もの焚きすさびたる爐火のもさによりて、道すがらの寒さつくろふ、程もなく點心などいふものとりまかなひ備へたり、長く道たえたる山のうへに、かゝる貯へのさりあへざりしもふしぎにて、思ひつゞけゝる、

　衆峰絶頂金剛窟、行者高蹤路轉迷、今日利宮禪悦食、相盟法喜法身妻。

金剛沙一名柘榴石、（一名榴子又石榴球）色澤種々にして其美麗なるを寶玉と爲し、細沙を玉石の裁磨に用ゐ、金剛鑽と稱す、本邦其産地金剛山最著れ、今葛下の穴虫河内石川郡古市郡等金剛山の脈中に産す　天平十五年、官奴大友斐太葛下郡大坂に金剛鑽を獲て玉を造る事續日本紀に見ゆ、當時稱して大坂砂と曰へりとぞ。

佐糜

日本書紀神功卷に佐糜邑とある者此也。

今葛城村大字佐味、中世には佐味莊と稱したり、

神戸郷　和名抄、葛上郡神戸郷、今葛城村佐味高鴨の邊なるべし、即高鴨社の神戸、中世は神通寺村の名あり。

高鴨神社

（神通寺）

葛城村大字高鴨字神通寺に在り、大和志）出雲阿遲鉏高日子根神を祭る、又迦毛大御神と謂へり。（古事記　舊事本紀に捨篠社と云ひ、延喜式高鴨阿治須岐託彦根神社四座（并名神大社）と爲す、蓋苗裔神を配祀せる也。初め雄略天皇の朝此神出現ありしが、天皇之を土佐國に移し、天平寶字年中其氏人の請に因り之を迎ふ。出雲風土記云、意宇郡賀茂神戸、阿遲須岐高日子命、坐葛城賀茂社、此社神戸在焉、故名鴨（新抄格勅符云、鴨神戸八十四戸大和廿八戸伯耆十八戸出雲廿八戸）續日本紀云、天平寶字八年、復祠高鴨神於葛上郡、高鴨神者、法臣圓興其弟中衛將監賀茂朝臣田守等言、昔大泊瀨天皇獵于葛木山時、有老夫毎與天皇相逐爭獲、天皇怒之、流其人於土佐國、先祖所主之神、化成老夫、爰被放逐、於是天皇淳仁乃遣田守迎之、令祠本處、新抄格勅符云、天平神護元年、土左地廿戸奉充高鴨神、二年大和伊與地三十三戸奉加。三代實錄云、貞觀元年、從二位勲八等鴨阿治須岐宅比古尼神授從一位。

餘戸郷　和名抄、葛上郡餘戸郷、蓋神戸の餘戸にして、今葛村なるべし、雲櫛神あり。重坂川の上游にて、地勢高市郡巨勢郷と連接す、巨勢山あり。

巨勢山

葛城郡と吉野郡の堺に在り、重坂川之より發す、延喜式巨勢山口神社は葛村大字古瀬に在り。

　巨勢山のつらつら椿つらつらに見つゝ思ふな許湍の春野に、（萬葉）

巨勢寺址　日本書紀云、天武天皇、朱鳥元年、巨勢寺封二百戸。書紀通證云、巨勢寺、在葛上郡古瀬村、今廢。

腋田　今葛村の大字樋野蓋此なり。姓氏錄云、巨勢楲田朝臣、雄柄宿禰四世孫稻茂臣（欽明紀許勢稻持臣）之後也、男荒人、皇極天皇御世、遣佃葛城長田、其地野上漑水難、至荒人能解機術、始作長楲灌田、天皇大悦、賜楲田臣姓也。

戸毛

（葛）

戸毛村古瀬村等今合同して葛村と改む、御所より吉野山へ赴く驛路にあたる　吉水院文書、建武元年戸毛莊。

大穴持神社は葛村[illegible]に在り、三輪明神と稱し拜殿ありて神宮なし、大和志名所圖會）延喜式に列す。雲櫛神社は延喜式、葛上郡大倉比賣神社、又云雲櫛社、舊事紀によれば此神即高鴨神の妹下照姫に同じ、大穴持と同く高鴨社の苗裔神也、土人宇久比須宮と稱す、（縣名勝志）彼高天寺にも鶯を名所とす、惟ふに高天彦は下照姫の夫天稚彦を祭る者にして、亦同く高鴨社の苗裔神ならん。

重坂川

葛村巨勢山中より發し、重坂を經て高市郡に入り北葛城礒城二郡の間を流れ百濟川と稱す、長八里、大川に注ぐ、能登瀨川と云ふは本川の古名歟。

　高湍にある能登瀨の川ののちもあはむ妹には吾は今にあらずとも、（萬葉集）

火打崎

火打崎は大治元年白河法皇高野御幸記に見ゆ、大和川の南方廣瀨社に近しと云ふ、今詳ならずと雖葛城郡の中なるべければ、假に此に係く、再按、扶桑略記、寬治二年太上天皇高野御幸の時も往復とも火打崎行宮に着御ありて、葛上郡火打崎と錄す、大治元年高野御幸記云、大和川連日雨降、中途泥濘、然間河梁逐流、危渡有畏、綜艫三艘、可渡由仰左衛門少尉源爲義、着御于火打崎、作御所立三間四間檜皮葺屋一字、爲御所、西有板葺五間廊、爲公卿殿上人座、北有同六間廊、爲所衆武者所座、御所長方有五間廊、爲御厨子所、北垣西頭五間一面屋爲廄、乾角立九間二面屋、爲御厩、坤角立四間屋爲御車宿、御隨身所

良角立三國一商屋、[illegible]、此其人家祖筆、民居稱典、仍[illegible]、[illegible]、[illegible]今在依[illegible]巡路、[illegible]。

高市郡

高市郡（タカイチ・タケチ）　延喜式、和名抄、多介知、倭漢字類抄、[illegible]、高市、今タカイチと云ふ。[illegible]八[illegible]十二村と爲り、[illegible]八木[illegible]、[illegible]西[illegible]と境し、[illegible]北[illegible]に接す。[illegible]の地なり。[illegible]高市[illegible]に傍り、[illegible]に入る。神武[illegible]宮に[illegible]、磐余の名を[illegible]、[illegible]と稱し奉る、橿原即磐余の屬地なれば也、宮址今本郡白[illegible]村に在り

日本書紀神代卷に「大物主神[illegible]事代主神、乃合八十萬神於天[illegible]市、[illegible]京[illegible]」の語あり、此天[illegible]は此地なるや否[illegible]、同名あり、[illegible]高市は[illegible]市邑の義たる[illegible]、神武[illegible]朝の宮殿多く本郡に在り、[illegible]、故に高市の名ある歟、又一時今來郡の稱あり、歸化[illegible]に[illegible]しければさ云ふ、今來は[illegible]なり

古事記云、天津日子根命、倭[illegible]、姓氏錄云、高市縣主、天津彦根命十二世[illegible]之後也、日本書紀云、天武天皇元年、[illegible]高市縣主許梅、同十二年、高市縣主[illegible]

(今來郡)

今來郡の名は日本書紀[illegible]、高市郡の別名にして[illegible]、[illegible]一時の政治ならん、然れども亦以て昔時[illegible]に[illegible]、[illegible]特に繁盛するを徵るに足るは此一[illegible]由る

日本書紀云、欽明天皇七年、倭國今來[illegible]、[illegible]五年春川原民直宮(民は姓宮は名)買取[illegible]、[illegible]、[illegible]檜隈村人也　續日本紀云、寶龜三年、[illegible]、[illegible]坂上大忌寸苅田麿等言、[illegible]檜前忌寸任大和國高市郡司、元由者、先祖阿智使主、輕島豐明宮馭宇天皇御世率十七縣人夫歸化、詔賜高市郡檜前村[illegible]、凡高市郡內者、檜前忌寸及十七縣人夫滿地而居、他姓者十而一二、是以天平元年、[illegible]檜前忌寸[illegible]、[illegible]郡司、[illegible]、[illegible]に高市[illegible]の京邑[illegible]に[illegible]別雜居多しと云ふ[illegible]より[illegible]、[illegible]藤原[illegible]りて白[illegible]悉皆平城に移りたるより、本郡遺留の人民[illegible]別獨りく、十中八九を占め、因て古[illegible]天津彦根の[illegible]め、新[illegible]化檜前忌寸の[illegible]

巨勢鄉（コセ）　和名抄、高市郡巨勢鄉　今越智岡村新澤村天滿村にあたる、[illegible]の西部にして[illegible]坂川の[illegible]に居る、[illegible]川は[illegible]山より[illegible]す、一名能[illegible]川、

さゝれなみいそ越道なる能[illegible]河音のさやけさたきつ[illegible]に、萬葉集

古事記云、武內宿禰之子、許勢小柄宿禰者、許勢臣之祖也（小柄三代實錄に男柄に作る）日本書紀、[illegible]天皇元年、巨勢臣[illegible]人、[illegible]德天皇大化五年、巨勢[illegible]、按ずるに[illegible]村は[illegible]の[illegible]部の地たるやも知るべからず、

越智（ヲチ）　今越智岡村の二村は古の越智なり　姓氏錄「左京神別越智、石上同祖神[illegible]之後也」は[illegible]、[illegible]越智岡[illegible]、越智野[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]、[illegible]越智[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]利[illegible]なる[illegible]、[illegible]、故館は越智岡村大字[illegible]、大和國武士各日[illegible]、[illegible]、[illegible]年なり、高市[illegible]大[illegible]、[illegible]、左兵[illegible]、[illegible]和の越智の[illegible]、[illegible]河內和泉紀伊國[illegible]

(越野)

越野は越智野なり、歌枕に[illegible]野とよむはこれなり　[illegible]萬葉、

しきたへの[illegible]たれの越野に過ぎぬ[illegible]むやも、

此反歌は[illegible]に「或本云、[illegible]河島皇子[illegible]越智野[illegible]」とあり、[illegible]、高市郡の[illegible]り、「[illegible]の[illegible]」[illegible]高志[illegible]、[illegible]越智[illegible]

またよらく[illegible]人しからまく惜さすかも、

越智岡上陵（ヲチノヲカノヘ）

天津石門別神社（アマツイハトワケ）　延喜式、三代實錄に見ゆ、今越智岡村大字[illegible]に在り、[illegible]名勝志、姓氏錄云、神魂命之子天石部[illegible]命　古事記云、天石戶別神者御門之神也、

皇極齊明天皇の御陵なり、今越智岡村大字[illegible]の東にあり　一丘二塚其一塚は崩壞して石槨暴露す、古丘は完好なり、是即帝陵にして陪塚は皇女[illegible]なるべし、或は[illegible]越智の南

車木天王山陵墓と云ふ、陵墓一隅抄、山陵志云、續日本書紀曰、茅原之東志に谷蔭伊佐野西山、志貴谷西列也、謂山勢布列東西也、伊佐野谷、大和方言謂崩、則崩山指越智岡、續日本紀、天平十四年越智山陵崩壞、長一十一丈廣五丈三尺、在茅原之東矣、按ずるに大和志は本陵を北越智東北邦塚と爲す、一隅抄謂ふ所と同異詳ならず、山陵志の茅原は南高城郡上村にして本地の西南に接す　日本書紀、天智天皇六年、合葬天豐財重日足姫天皇與間人皇女於小市岡上陵、以皇孫大田皇女葬於陵前之墓　延喜式、越智岡上陵、飛鳥川原宮御宇皇極天皇、在高市郡北越東西五町南北五町、扶桑略記云、齊明天皇、幸西遷居筑紫朝倉宮、七月天皇崩、山陵朝倉山、十一月改葬大和國高市郡、越智大握間山陵

今城谷上墓　大和志之を以て吉野郡大淀村の今木に在りと爲せと疑ふ可し、越智岡上陵と同所にあらずや。日本書紀、[illegible]四年、皇孫建王薨、今城谷上起殯、[illegible]雨收、天皇[illegible]、萬歳千秋之後、要合葬於朕陵

新澤（シンザハ）

北越智は近年改めて新澤村と稱す　字常門に延喜式高市御縣[illegible]代牟神社あり、打鳥居と云ふ　大和志名勝志[illegible]又北越智の東に古墳あり（牟加山と云ふ）島泉に花高[illegible]墓なるべしと云ふ、今四月に出せば此に揭げず　三十三所圖會云、常門の長法寺は本尊十一面觀音堂地藏堂等あり、十三重石塔婆は先年其中より銅造金佛を出せる事あり、石燈籠は正和五年造の銘ありと　新澤の西なる大滿村は南高城郡忍海村と相隣る

波多鄉（ハタ）

和名抄、高市郡波多郷　今高取村中[illegible]なり　靈異記に高市郡波多里、又今昔物語に高市郡八多郷に小島寺ありと見ゆ、小島は今高取村に大字存す

旗野は日本[illegible]に[illegible]字羽田、以赴於明日と

（旗野）

あるに同しかるべし。

あられふり夜は風ふき寒き夜の旗野に今宵われひとり寝む、（萬葉集）

波多神社　大和志に今高市村の大字畑に在りと爲す、畑は高取村の東に接すれば或は然らん、本社は延喜式に列す、波多氏の祖神なるべし　波多は四流あり、一は建内宿禰の後也「古事記、建内宿禰之子、波多八代宿禰、波多臣等之祖也」「姓氏錄、八多朝臣、武内宿禰命之後也」二は稚野毛二俣王の後也「古事記、二俣王應神皇子」生子大富杼王者、波多君等之祖」姓氏錄、八多眞人、出自應神皇子稚野毛二俣王」三は姓氏錄云、大和諸蕃波多造、出自百濟國佐布利智使主也」四は大和未定雜姓波多宿禰、高彌牟須比命孫治方之後也」これら何れの氏か本郷に據占したるなり。

寺斎　高取村の西南に寺崎山あり、近年市尾丹生谷（ニタニ）羽内の諸村を合せ寺斎村と改稱す　波多[illegible]は新地名[illegible]三代實錄[illegible]延喜式に見ゆ、寺斎村大字羽内に在り今天照太神と曰ふ。

大丹穗山（オホニホ）

寺斎山の古名ならん、今も丹生谷の大字有す、大化[illegible]の[illegible]三代實錄に見ゆ　紀州丹生祝[illegible]に宜丹生と云此歟　日本書紀、皇極天皇三年、蘇我大臣蝦夷、使長直於大丹穗山、造桙削寺、書紀通證云、桙削寺、在高市郡丹生谷村、今廢　靈異記に法器山寺あり、桙削山寺を修正したる者にあらずや、同書云、大皇后天皇[illegible]時代、有百濟禪師、名曰多常、住高市郡内法器山寺、勤修淨行、看病第一、應死之人[illegible]

高取（タカトリ）

高市郡の南隅にして、鷹鞠山を負ふ。其尾を高取山と云ふ、其西谷は壺坂と云ひ澗水西流して重坂川に入る、其東谷は子嶋土佐と云ひ澗水は北流楢前川の源たり　高取[illegible]、竹取翁[illegible]竹取翁の舊跡は大和の國竹取の塚と云ふ[illegible]かしく當たりし是なりといふ。（三十三所圖會）高生神社は三代實錄に高生神とあり、今高羽根（タカハネ）明神と曰ひ、高取村清水（シミヅ）谷に在り。

高取城址（タカトリノシロ）

高取山に在り、土佐（トサ）町より登る事五十餘町、險阻に據り要塞を成したり。南北爭亂の際吉野方の防備を起せしに初まり、天文中越智氏之に移り、天正中國主豐臣秀長に歸伏す。已にして越智氏家絶ゆ、慶長五年徳川氏増田長盛の封邑を奪ひ高取城を割き本多因幡守俊政に給附す二萬五千石、乃其修築を修す。寛永十七年植村出羽守家政之に代る、子孫世襲して近時に至る、封邑二萬九千石土佐町を市案と爲す、本城明治の初め廢城と爲り、層樓粉壁尚舊觀を存す　三十三所圖會云、越智家は代々大和に住す、和州高取軍傳に、應永一年高取の初代[illegible]下とあり、又天文元年の春南都合戰の條下に越智[illegible]利之は高取の城主にして父を大學助利元と云ひ同[illegible]小治郎利清といへるあり云々、又高取城主番頭利之は和州高市郡高取山の城主知行一萬五千石領主の嫡婚也、慶下土佐八木飛鳥氏五千石合せて二萬石なると　按ずるに史學雜誌越智家譜傳を引き、源滿仲の流た和源氏有馬頭親家始めて越智に住し、其長子親房を鳥延者と號し、次子宗房を越智延者と稱すとあり、親家は曾部氏に入婿したる者ならん、中世其例多し、同書又云、家榮天文の間に至り越智氏高取城に居る、宗房より廿一代玄蕃頭賴秀大和大納言秀長卿に屬せしが、天正十七年自害す　高取城は文久三年八月浪人天誅組に襲はれし事あり、或書之を記して曰く、八月廿七日天誅[illegible]五十餘人を以て高取を攻む、昧爽の軍利なく天之河辻へ退く、其一將吉村寅太郎重傷を負して三在に至り、功なくして退くを見[illegible]を挾して曰く、嗚呼惜男子何ぞなさ

さむ我れ死せん耳と、卽ち書を遺し同志十三人を率ゐ潜行、城に火し以て死を決せんと欲し、乾草を背にし火を前にして夜に進む、時既に夜、途に敵の哨兵杉野某に逢ふ、其兵凡六十人衆皆死闘す、重綱大傷を負ひ杉野を狙刺す、杉も忽ち重綱の胸を洞す、遂に志を得る能はず。

鷹鞭山（タカムチ）　大和志云、鷹鞭山、在土佐村上方、今曰高取山、山勢峭拔、爲郡主山、山中有巨巖、就造五百羅漢像、傍有石燈籠、勒曰慶長十一年本多俊政創立、其西壺勒山（鞭は古語に通ず鷹鞭の義歟）

狩人のこれ目ありとも憑むちの山のきゝすはのさけからしな、相模家集

壺坂（ツボサカ）　鷹鞭山の西にして、高取山の南極なり。南法華寺あり、壺坂寺と稱し古今不易の名區なり、

壺坂寺（ツボサカデラ）　眞言宗を奉じ三十三所の随一なり。

三十三所圖會云、壺坂寺は高取土佐町の東南一里壺坂に在り、八角の本堂禮堂法堂鐘樓經藏二王門以下巍々として建つ、南法華寺と號し、本尊千手の像は道基上人造作なり、開基は元興寺の海辨上人なり、拾芥抄　又帝王編年記に曰く「文武天皇大寶三癸卯、佐伯姫足子の尼善心といふ者有り高市郡南法華寺を建立せし人なり」寶應集に「本淨曰、子島と壺坂とは開基別なりと雖、中古より一所の寺となれり、花山院の時分眞興阿闍梨といふ人あり是を世に子島の先德といふ、今密宗の秘事を傳ふるには子島の流をば又は壺坂とも云」然れば一本寺にて兼帶せしなるべし、仁明天皇承和四年、壺坂寺は定額並に官長の撿校たるべしとの宣下ありとは續日本後紀に見えたり、當寺の歌に

岩をたて水をたゝへて坪さかの庭のいさごも淨土なるらん、

南法華寺

因幡堂は二王門の下に在り、寛永年中領主高取城本多因幡守政武建立と云ふ、堂内に豐臣秀長本多俊政等の牌を置く。

圖會又云、五百羅漢石及兩界曼陀羅石は壺坂本堂より凡八丁ばかり東高取の山中に在り、巨巖の石面に各彫り付たり、慶長年間本多俊政彫刻せるよし、寛文大和寺社記に曰く、高香山とて、壺坂より八丁程東の方に、近き頃本多因州安置し給ふとて、五百羅漢を切り付たる石兩界のまんだら切付たる石佛おはします云云。本居氏玉勝間に、壺坂の人形彫たる石を論じて曰く、五百羅漢の像とて石に數百の人の形を彫たるあり、或人の云へるはこれを俗に羅漢ともいふはあらぬ事なり、よく見れば皆上つ代の人の形也、神の御しわざと見えたりと云へり、すべて舊き神の御像またさらぬをも世には皆おしなべて佛の像と思へる多し、又物の形など石にゑりたるが異しく、跡もわきまへがたきなど世に多かるを見れば、上つ代にはくさぐさ石に物ゑることの多かりし也、神代のしわざをも今まのあたり見るべき物は石のみぞ有ける。考古學會雑誌云、壺坂寺の奥香高山の石面に彫刻あり、凡此山に登れば先つ岩石に地藏菩薩を彫り浮へる者、次に兩界曼陀羅を彫めるを見るべし、やがて進めば五社明神の像を觀るへし、此五社明神の形像を按するに、其一は鉾を杖にし寶塔を捧けたる者、多聞天に似たり、其二は有臂合手の相にして、頭髪の上に髻を見る、其三は鑰と球を手にせる者、印鑰童子に似たり、其四は其二と頭顏を同しくするも、右肩を袒にし手を上下して卷子と刀子に似たる者を持つを相異とす、其五は寶塔を戴き八臂を備へ柔和の座像也、辨財天たるや明白とす、其彫刻の緣起詳ならす、本邦の古神像に類する形狀も稀これあり。又云、壺坂寺に方尺許の甎二枚ありて、面に釋迦三尊并に天蓋天女等、又鳳に雲を描出す、其圖樣太た古雅にして蓋推古天智の比の様式に係る、此甎は寺内の土中より往々發見せられ、龍蓋寺にも同種の甎一枚を所藏し、圖樣酷似すと云ふ、上述なとの實際なりしなるべし。

國府址（コフ）　大和國府は高取村大字土佐町に在りしと云ふ、今國府八幡宮あり、境域一千餘坪、蓋し其址なり　地志提要隱名勝志　和名抄、大字國府、在高市郡、行程一日、管十五郡。

土佐（トサ）　高取村の主部にて、土佐町と稱す、舊高取城下の市聚なれど民戸僅く、一百許に過ぎず。

子島（コジマ）　高取村の大字にして土佐町と相接す、子島神は三代實錄に見え延喜式に列す、今在日明神と稱す　觀覺寺は寺傳に古の小島寺なりといふ、千手院と號し觀音を祀る　三十三所圖會

子島寺址（コジマデラ）　元亨釋書云、報恩、天平寶字四年、於和州高市郡子島神祠畔、建伽藍、安丈八觀自在菩薩像、及四大天王像、號曰子島寺、桓武帝勅、賜官祿恩、又受封戸。又云、眞興、長保五年、爲維摩講師、棲子島寺、人貴之不字、呼子島先德　子島寺は今昔物語に見ゆ、今の觀覺寺其名を傳ふる者にや、報恩は備前國に興立の寺字甚多く、彼地にて報恩大師と呼び、尊崇比なし、惟ふに子島は備前にも其名あり、相因緣する所ある如し

檜前鄕（ヒノクマ）　和名抄、高市郡檜前鄕、訓比乃久末　今坂合（サカアヒ）村と改む、坂合陵あれは也、又大字檜前存す。檜前氏は歸化種なれど、姓氏錄によれば他に檜前舍人連あり「火明命十四世孫波利那乃連公之後」と云ふ。古事記檜垌に作る、牟狹（ムサ）も昔之に屬す。

日本書紀云、雄略天皇、所愛寵、隈民使（タミノツカヒ）博德　又欽明七年、檜隈邑人川原民直宮（民使、民直共に姓なり）姓氏錄云、檜前村主、出自齊王祖男齊王肥也、又云檜前忌寸、阿智王之後也　續日本後紀云、阿智使主、韓島豐

明宮馭宇天皇御世、率十七縣人夫歸化、詔賜高市郡檜前村而居焉。

於美阿志神社

延喜式に列し、今檜前に在り、僧舍を置き之を守る、道興寺と曰ふ。於美阿志は史に使主阿智と云ふにあたる、即檜前忌寸の祖神なり。（名所圖會縣名勝志・西州投化記云、阿智使主、後漢靈帝之曾孫也、續日本紀 按姓氏錄、作三世又四世孫、三代實錄作四世孫、姓氏錄云坂上大宿禰、出自靈帝男延王也、據之則延王蓋阿智王之祖父也、漢祚遷魏、阿智王、因神牛之、行帶方、聞東國有聖主、歸之則應神天皇二十年也、阿智王奏請曰、臣舊居在於帶方、人民男女皆有才藝、伏願天恩遣使追召、乃勅遣使、舉十七縣人夫、隨使盡來、永爲公民、詔賜檜前村而居焉、姓氏錄 按秋月氏系圖曰、阿智王生高貴王、又名阿多倍、來歸號都賀使主、生二子、長志努直賜東姓、次山木直賜大藏姓、次爾波木直賜內藏姓

檜前川は高取山より出で、眞弓岡の東を過ぎ久米寺の西を經て重坂川に入る、眞弓川又久米川とも呼はる、長凡三里。冠辭考云、佐檜乃熊檜隈川と云ふは佐は發語にて檜隈を重ねて曰へるなり、三吉野の芳野などの類也。

佐檜のくま檜の隈川の瀨を早み君が手さらは言よせむかも、（萬葉集）

吳原（クレハラ）

今坂合村大字栗原なり、吳人の歸住せる地にて日本書紀に檜隈野と記したり。古事記、朝倉宮（雄略）段云、吳人參渡來、其吳人安置於吳原、故號其地謂吳原也。吳人は即漢土江南の地より到來せる者なるが、其之をクレと呼ぶ事何の由る所あるを知らず。吳津彥神社は栗原に在り下宮と稱す。大和志・書紀通證に雄略帝の時「吳國使獻漢織吳織及衣縫」の文を引き本社吳人の廟なりと曰へり。姓氏錄云、牟佐吳公、

（原栗）

吳國王子靑海王之後也。牟佐は坂合村の北に接したる地にて、古は一鄕の中歟

栗原に道昭法師を火葬したる事、釋書に見ゆ、又此地なるべし。曰、道昭和尙河內國丹比郡人、俗姓船連、父惠釋、白雉四年入唐、遇玄弉三藏受業焉、歸朝於元興寺東南、別建禪院住焉、文武三年物化、弟子等火葬於栗原、天下火葬從此而始。

安古岡陵（アコノヲカ）

文武天皇の御陵なり、今坂合村大字栗原に屬す、火葬の事續日本紀に見ゆ。延喜式云檜前安古（古一作占）岡上陵、藤原宮御宇文武天皇、在高市郡兆域東西三町南北三町。扶桑略記云、文武天皇火葬飛鳥岡、山陵檜前安古岡上、高三丈方一町。山陵志云、欽明陵之南、以陵上孤松茂翳、今呼高松山、一名美賛佐伊、即文武陵也。（名所圖會云、平田の西に在り、俗に中尾石墓と云、陵圖考云、高松山高、一丈五尺周廻二十間。）

坂合陵（サカアヒ）

欽明天皇の御陵なり、坂合村大字平田に在り 延喜式云、檜隈坂合陵、磯城島金刺宮御宇欽明天皇、在高市郡兆域東西四町南北四町。（扶桑略記云、本陵高四丈）山陵志云、欽明陵、今謂其丘北、曰坂中、推古帝二十八年、以砂礫葺檜隈陵、今據之果然、故或號石山。名所圖會云、本陵は纒子山又梅山と呼び、高四間廻三十四間、石佛四體あり背にも腹にも面貌あり、元祿十五年平田村池田より掘り出して此に据ゑたり。陵墓一隅抄云、平田の猿山（石像猿に似たればなり）の欽明陵は初め河內國古市郡輕墓に殯りしたまへるを、後此に改葬ありし也。按に書紀、推古天皇二十年、改葬皇太夫人堅鹽姬、於檜隈大陵云々、是は欽明皇后をも合葬ありしにや、今陵邊に產の俎鬼の雪隱と呼ぶ大石あり、是は其實人巧の棺にて身蓋二片なり、長一丈二三尺其內容を測るに凡長九尺横五尺高三尺六寸、製成頗精也、一說之を以て倭彥命墓の遺棺と爲すは誤れり、一說此棺は身蓋二片の外に横側の扉ありし者と云ふ、形狀を按するに其言當れり。

廬入野宮址（イホリノノミヤ）

是れ宣化帝の皇居にして、日本書紀に「遷都于檜隈廬入野、因爲宮號也」とありて、威奈大村墓誌に檜前五百野宮とあり、此宮址即檜隈寺ならん。

檜隈寺址 日本書紀、天武天皇元年、檜隈寺封百戶、限三十年。山陵志云、聖德太子傳記曰、檜隈寺者欽明天皇宗廟也、今檜隈村道昭寺、蓋其遺構矣、尙有九層石浮屠、俗謂之欽明陵、即以陵廟之稱互通也。道昭火葬の事吳原の條に出づ、此に道昭寺と云ふは又相因る所ある也。

眞弓（マユミ）

坂合村大字眞弓あり、檜前川西畔にして丘に倚り、巨勢鄕と相腹背す。續日本紀に檀山とありて御陵あり。

櫛玉命神社は三代實錄、貞觀元年授位、延喜式四座並に大社に列す、今眞弓八幡宮是也、玉造氏の祖御明王祖櫛玉彥櫛玉媛を祭ると云ふ。名所圖會神祇志料、檀弓岡墓は茅渟王妃吉備姬の墓なり、阪合村大字越に在りと云ふ、書紀通證、今詳ならず。日本書紀、皇極天皇二年、吉備島皇祖母命薨、葬于檀弓山岡。

眞弓岡陵（マユミノヲカ）

草壁皇太子の墓なり、坂合村大字越の戌亥に在り、土俗御前塚と云者是歟、或は云眞弓の西なる王塚（今越智岡村大字森に屬す）是ならんと。（陵墓一隅抄）

續紀、天平神護元年、車駕過檀山陵、詔陪從百官悉令下馬、儀衞卷其旗幟。延喜式云、眞弓丘陵、岡宮御宇天皇、在高市郡。草壁皇太子の東宮は飛鳥岡に在りしならん、故に岡宮と稱す、文武帝の御父なるを以て追尊ありしなり 萬葉集に「日並皇子尊殯宮之時、舍人

等惜傳說あり、佐太岡を訛あり佐太岡は眞弓岡に接し今越智岡村に屬す、大字佐田是なり

朝日てる佐太の岡邊にむれ居つゝわか泣く涙やむ時もなし、（萬葉集）よそに見し檀の岡も君ませはとこつ御門ととのゐするかも、（同上）

越村（コスムラ）　巨勢郷の分村にて今坂合村に入る者ならん、古墳の石室暴露せる者あり甚大なり、奥行一丈四尺幅八尺二寸高九尺、天井は一枚石なり、側壁又巨石を用ひたり、羨道長二丈八尺幅八尺より七尺に至る、天井五枚の巨石を列せり。（人類學會雜誌）許世都比古命神社越村に在り、延喜式に見ゆ許勢氏の祖神なるべし。（巨勢鄉參看を要す）

身狹（ムサ）　（見瀬）

今白橿村大字見瀬（ミセ）は身狹の訛なり、此地は檜前久米兩鄉の間に居れり、孰れに屬すべき歟、或は牟佐又武遮にも作る　大字鳥屋五條野も身狹の中たるべし、鳥屋は古築坂と云ひ、五條野は大内丘と云へり　日本書紀云、雄略天皇、寵愛身狹村主青、又云、欽明天皇十七年、遣蘇我大臣稻目、於高市郡、置韓人大身狹屯倉、高麗人小身狹屯倉、姓氏錄云、牟佐村主、出自呉孫權男高也、又牟佐呉公、呉國王靑海王之後也　續日本紀云、和銅三年、牟佐村主相模、獻瑞、進位二階。

牟佐坐神社　日本書紀天武卷に、神教あり「吾者牟佐社所居、名生靈（イクタマ）神者也」と載せたり、延喜式大社に列す、今見瀬に在りて境原天神と稱す、大和志　生靈は一に生雷に作る。

大内丘（オホウチノヲカ）

今白橿村五條野（ゴデウノ）なるべし、檜隈大内陵此に在り、古は牟佐に屬し檜隈に近ければ其稱あり（山陵志云「檜隈是身狹東南、所謂輕之舊市也、輕古時蓋廣、而檜隈名始見雄略紀」と、然らば輕の地域内なりし事もある歟　日本書紀云、欽明天皇七年、檜隈邑人、川原民直宮、得良馬、超渡大内丘之壑、十八丈焉。

大内陵（オホウチ）

天文持統二帝合葬の御陵なり、五條野の西字圓山是なり（野口（ノグチ）荒墓を參看）聖蹟圖志云、元祿中大内陵を野口の荒墓に擬したる事あれど非なり、五條野の丸山是なり、塚崩れ羨門露る、其門南面し隧道長十四間半、天井は六枚の石を以て蓋へり、室は縱四間橫三間半、石棺二個あり各長九尺高六尺幅六尺、蓋は金字を成す、即二帝の合葬陵なり　山陵志云、大内陵巍然而崇、今呼爲丸山、取名其形也、爲壇三成、而南面、其中等之上有羨門、黑石爲之隧道、深可三丈、而有室、築之以甓、覆之以巨石、崇廣皆丈餘、有石棺二焉、一在北南面、一在東西面、因以爲其南面天武也、西面持統也、日本書紀云、持統天皇元年、皇太子（草壁）率公卿百寮人等并諸國司國造及百姓男女、始築大内陵、三年葬之、延喜式云、檜隈大内陵、飛鳥淨御原宮御宇天武天皇、在市高郡兆域東西五町南北四町。又云、藤原宮御宇持統天皇、合葬檜隈大内陵。扶桑略記云、檜隈大内陵、高五丈方五町、大寶二年太上天皇崩（持統）火高大内陵、天武天皇之同陵也、以下火葬。

築坂（ツキサカ）　（鳥屋）

今白橿村大字鳥屋（トリヤ）是にあたると云ふ、身狹の桃花鳥坂とも曰へり　日本書紀、神武天皇、賜道臣命宅地、居于築坂邑、以寵異之。この地畝傍白橿原の皇居と相去る遠からず。

桃花鳥坂墓は倭彦命（崇神皇子）の墓なり、今鳥屋と北越智の立合場、字升加山の半腹、牛頭天王社の地なるべし。（陵墓一隅抄）日本紀、垂仁天皇、葬倭彦命于身狹桃花鳥坂、集近習者悉生而埋、立於北域、數日不死、晝夜泣吟、遂死而爛臭、犬烏聚噉焉、天皇聞此泣吟之聲、有悲傷、詔群卿曰、是雖古風、非良何從、自今以後、[illegible]、[illegible]田道[illegible]文に「武[illegible]」とあるも見[illegible]

鳥坂神社（トリサカ）　延喜式鳥坂社二座鳥屋に在り、又大伴神社と云ふ、大伴氏の祖天押日命道臣命を祭ると（縣名勝志神祇志料）或は云鳥坂は桃花鳥坂の略ならん。

巨勢山坐石椋孫神社（コセヤマ）　延喜式に見ゆ、今鳥屋の東南巨勢谷に在り、土人呼びて春日明神と稱す（大和志縣名勝志）

桃花鳥坂上陵（ツキサカノヘ）

宣化天皇の御陵なり、皇后橘仲皇女（仁賢皇女）及子女を合葬す、今白橿村大字鳥屋に在り、ミサンサイ山と稱し、高十二間周百九十間、濠を繞らし、陪塚五あり。日本紀云、天皇葬于身狹桃花鳥坂上陵、以皇后橘皇女及其孺子、合葬于是陵　延喜式云、身狹桃花鳥坂上陵、檜隈廬入野宮御宇宣化天皇、在高市郡兆域東西二町南北二町、扶桑略記云、本高三丈方三町。山陵志云、桃花鳥者乃畝傍南地、身狹之地、分在南北、欽明紀所謂大身狹小身狹此也、其地相接桃花鳥坂、兩地之交不可偏舉、故號之曰兩地、益田池碑云左龍寺、右鳥陵、龍寺謂岡村龍蓋寺、鳥陵即桃花鳥坂上陵、と、地今爲鳥屋村、自此東南、即益田故池

桃花鳥田丘上陵（ツキタノヲカノヘ）　（衝田）

綏靖天皇の御陵なり、今詳ならず、一說綏靖陵は畝傍山の北に在りと爲す（下に其地目あり）信ずべからず、聖蹟圖志に池尻八幡宮は土人綏靖帝陵と爲すと、池尻は白橿村に屬し今の桃花鳥坂の田間に當る、稍信にちかし。延喜式、桃花鳥田丘上陵、葛城高丘宮御宇綏靖天皇、在高市郡。（古事記には衝田岡陵に作る）聖蹟圖志又云、鳥屋宣化陵に東に大古墳あり、其陵塚の石槨顯る、土俗石上持と稱す、其傍に大陵と想はるゝ者存す、元祿年中之を以て越智岡上陵に擬したり

益田池址（マスダノイケ）

弘仁十四年勅旨ありて、久米の南、檜隈の間に此池を造る、弘法大師其功を紀して碑文を勒す、後世池廢し碑も亦亡ふ、今見瀬の西南岡上に碑の趺石あり、俗に石船と云、高二丈許縱二丈五尺橫一丈三尺、上に孔を鑿り二槽と爲す、碑文の原稿眞蹟は高野山の古院に傳ふと云ひ、模刻を世に傳ふ、字甚放蕩を極めたる大筆なり。（大和志名所圖會）益田は沙田の義歟、姓氏錄云、左京諸蕃、沙田史、百濟國人意保尼王之後也。

三十三所圖會云、益田池の碑石は何の世の事にや、當國高取の城の石壘に積み込みありと古く言傳へたり、然れども其城の廻り廣大にして何方にありと云ふ事を知るものなしとぞ、今集古十種に載する處當の一字を搨たるあり、其字の大さ凡五寸余、巾凡四寸余と見ゆ、さもある可しと覺ゆ。舊跡考云、益田池、久米寺の邊りに花出山と云ふ際に益田の池の跡とてかすかに殘れり、其西に續きて池尻村と云ふあり、村從古ご傳て彼池の樋口にて侍れば池尻の名ありと也、思ふに是より南半里許り行き碑銘をすゑたる石今に殘れり、池尻村より見迄昔は池に侍りたん。益田の舊名は村井と云へり、此地は淡海の舊宅なり、平城天皇夫に田畑の損はれん事を愁ひ給ひしかば、弘仁十三年の比大和守藤原朝臣三起伊守末繼、此所の地理佳き事を辨へ、池を掘るべき由奏しければ、勅許ありしより、繼主末等眞圓律師と申せしに池を掘せたり、大僧都眞圓讃和州太守藤原…池の碑銘に載せられたり、或人曰早魃の時に至りては田に得ある事甚だしきを以て益田の池と號せられけるとぞん、銘文は性靈集に見えたり、其句に一池之所出也、在龍寺、右鳥陵、大墓南峙、畝傍北峙、來眼東岑、其長、武遮（ムサノアフ）其坤、十佛ノ陵驛端店聞、四面長堤遊龍、宮前之上、水激陵隈之下。齋藤拙堂紀行云、抵一岡、石船在焉、岡下舊爲益田池、有碑僧空海撰、見其性靈集、此石蓋爲其趺、々高可二丈、碑之大可知矣、其上可坐數十人、步而數之、竪得十二武、橫其半而加八之一、石面有方鑿二、徑三四尺、左右相對、是承碑處、石上高顯、望縱空豁、碑文所謂「左龍寺、右鳥陵、大墓南聳、畝傍北峙」者皆可坐而按焉、余謂、太祖相中土、營藤原宮、諸帝遷徙、不出此間、當時壯觀可想、今荒郊曠郊、皆不可的知其處、且據碑文所云、「笑昆明之非儔」等語、池水之大、當如湖海、今也數里內求一帶水、而不得焉、况於所云一春千秋鴻鵲黃鵠之翫者乎、又其所謂蒼龍之宅於今日見之者、可勝歎哉。

來目鄕（クメ）

和名抄、高市郡來目鄕、訓久米。今白橿村に當る。大字久米存す。來目鄕は古の畝傍軽（カル）辛佐等の地を幷せたる者ならん。來目は神武帝の軍將大來目命の居宅せし所なれど、又伴流の久米氏あり、舊事紀、饒速日尊天降之時、天物部等二十五部供奉、其一曰久米物部 又古事記、武內宿禰之女久米能摩伊刀比賣、姓氏錄云、久米朝臣、武內宿禰孫宿日之後也、又久米朝臣、大足彥國押人命之後也。天孫本紀云、宇摩志麻治命者、橿原宮御宇天皇、御世、元爲足尼、次爲申食國政大夫、奉齋大神活目邑、五十吳桃女子師長姬爲妃、按に活（イクメ）目は伊久米にて、伊は發語なるべし、五十吳桃は伊久米部と云ふに同じかるべし、又垂仁天皇の御名を活目と申すも此地に因みあらせられしならん。

（目活）

來目川（クメノカハ）

檜前川に同じ、畝傍村に至り百濟川に注ぐ。日本書紀云、神武天皇、使大來目、居于畝傍山以西川邊之地、今號來目邑 又云、雄略天皇、射獵於葛城山、一言主神出而與帝于遊田、送天皇至來目水、是時百姓咸言有德天皇也。

葛城へ渡る久米路の繼橋の心も知らずさと歸りなむ（神樂歌）御符する君がへるさて久米川に一言主そ出てませりけれ（夫木集）

久米御縣（クメノミアガタ）神社は延喜式に本社三座とあり、今久米に在りて天神と稱す 來目部の祖高御魂命味耳命大來同命等を祭るとも云ふ（大和志神社志料）姓氏錄、久米直、高御魂命八世孫味耳命之後裔。按するに垂仁帝の興したまへる來目屯倉來目高宮即此歟。

來目高宮址（クメノタカミヤ）

日本書紀、垂仁天皇行幸來目、居於高宮、興屯倉于來目 又云、景行天皇定倭屯家、又云纏向玉城御宇天皇（垂仁）之世、爲太子大足彥（景行）定倭屯田。此來目屯倉は其朝號倭を冠せしを見れば、當時盛大の御府なりし事推知すへし。

久米寺（クメデラ）

白橿村大字久米に在り、今眞言宗を奉す。大師空海茲に秘經を求め塔中に獲て立志修學すと稱す、開基不詳。益田池碑に來眼精舍鎮其艮の句あれば當時既に名著たり。佛殿本尊藥師なり影堂善無畏空海二師像を置く、多寶塔は慶安中賊火に罹り仁和寺の古塔を移建す この寺は古仙久米の造立と稱せり、一書來目皇子（聖德皇弟）の開基と爲す。釋日本紀所引一伊豫風土記曰、伊豫郡天山、所名之由者、倭在天加具山、自天天降時、二分而以片端者降於倭國、以片端者降於此土、其御影敬禮奉久米寺」と、此古語に云ふ久米寺は本寺にや、伊豫にも久米部あり、不詳。扶桑略記、弘法大師本傳云、海佛前發願、一心祈感、夢有人告曰、於此有經、名字大毘盧遮那經、是乃所要也、在高市郡久米道場東塔下、於此解緘普覽 今昔物語云、今は昔何れの時にや、帝內裡を大和國高市郡に造り給ふに、國中の夫を催して其役とす、夫の內に仙人と呼者あり久米と申す、先年當國吉野郡龍門寺に籠り法を行て仙となり空に飛行しけるが、吉野川の邊にて

若き女の衣を浣へるを見て心まよひつゝ女が前に落ぬさ行事官聞て、偖はやんごさなき人にこそ、其時の行法定て覺えたるらん、かく多き材木を自持運ばんより祈て飛ばしめよかしさ戯る、久米一の道場に籠り祈るに、八日に當れる朝そこばくの材木南の山邊の杣より空を飛て造營所へ集りけり、行事官等も敬ひ貴みて久米を仙さしけりさなん。元亨釋書云、久米仙者和州上郡人、嘗於高市郡營構禪舍、鑄丈六藥師金像并二菩薩、所謂久米寺也、後又修仙凌空飛去、又有大伴仙安曇仙二人、與久米相後先、兩仙庵基今猶在和州。多武峰略記云、久米寺注記曰、古仙之所建立也、昔有一女於久米川洗衣、古仙見其脛白、自從天落、即建寺於此地、至心亦修悔、白日更昇靑天、安置丈六藥師銅像并二菩薩像、靈驗掲焉、利益甚盛矣、檢校千滿注文云、天慶八年當國守忠幹着任、初奉拜當寺聖廟、以座主大法師眞昇、補任久米寺別當職矣。扶桑略記云、久米仙、飛後更落、其造精舍在高市郡、奉鑄丈六金銅藥師佛像、堂宇皆亡、佛像猶在曠野之中、久米寺是也

畝傍

白橿村大字畝傍及び畝傍山四近の總名なり、畝火雲飛宇禰傍にも作る。古歌に玉襷畝傍さつゞけたり、襷を纒るさ云かけたる歟。日本書紀「推古天皇廿一年、作畝傍池」さあり、池今詳ならず。姓氏錄云、諸蕃畝火宿禰、坂上大宿禰同祖、後漢靈帝男延王之後也。古事記云、宇摩志麻遲命、此者妹臣祖也。

畝傍山

白橿村の中央に特起す、一座の丘陵他に連接せず、土俗慈明寺山さ呼ぶ。其形質たる層狀を呈し水成岩の如き觀ありて、主成鑛物は黑雲母さ斜長石、所謂雲母安山岩なるものにして、稀に柘榴石を抱有し火山岩中多く現出せざる種類なり、之を砥石に用ゆるこさあり、此地又所々に古土器を出し、雨後などには多く顯はるさいふ。(地學雜誌名所圖會)

宇泥備やまひろは雲さひ夕されは風吹ふかむさす木のはさやける、(古事記)　神武帝皇后

思ひあまりいさもすへなみ玉襷畝火の山にわかしめゆひつ、(萬葉集)

神代をもかけてそしのふたまたすき畝火の山をけふし見つれは、　富士谷成章

畝火山口坐神社　本社は大同元年神封を進められ(新抄格勅符)貞觀元年昇位(三代實錄)延喜式大社に列し、祈年祭山口神六座の一なり、然るに後世之を神功皇后を祭るさ爲す其所由詳ならず。○畝火社、昔は畝火の山腹にあり、今山の頂上に遷す、祭る所神功皇后なり、畝火明神さ名附、神名帳及び三代實錄に出づ、又宮寺を慈明寺さ云ふ、西の麓に神祠の跡の石あり今御旅所さ云ふ、又山腹に馬繫さ云ふ所あり、畦樋大谷吉田慈明寺山本大窪四條小晝堂等の氏神さす、毎年攝津住吉神社より神官此社に來り祭儀ありてのち、畝火山の土を取る事舊例なり、孰れの代より始りしこさを知らず。大和志三十三所圖會、慈明寺さ云古院、畝火旅所の傍に在り。(聖蹟圖志)

(慈明寺山)

畝火山北陵

神八井耳命(綏靖帝兄)の墓なり、大字山本に屬す今御陵山さ稱す、陵邊小祠あり岩井耳さ曰ふ。書紀通證聖蹟圖志之を以て綏靖陵に擬せり主膳塚の名あれば也、日本紀云、神八井耳命、葬于畝傍山北。山陵志云、神武陵、古事記爲畝火山之北方白檮尾上、尾上者山嵎如尾者、今畝傍山東、里人呼曰御陵山、墳然而隆起此也、大和志以此爲神八井耳墓也、若果神八井耳之命、何以傳謂之御橿乎。山陵志の古事記白橿尾上の語に據り論ずる所誠に以あり、而て今制定して神武陵さ爲す者は平野に居り、尾上さ云ふ者に符合せず。然れごも此山本の舊圖は神武帝陵にや、又皇子墓にや、尙覈審を要す。

橿原宮址

橿原宮は神武天皇創國の皇居にして、古事記に畝火之白檮原宮に作る、近年白橿村の名は之に因る　宮址は二千年の久き其處閑より遺失す、明治廿二年國家發祥の跡を標せんが爲め畝傍山東南に地を相し神宮を建つ、特旨內京舊闕の神嘉殿及內侍所を賜り移造す、號して橿原神宮と曰ひ、官幣に列す。

高みくらさはり掲けて柏原の宮のむかしもしろき春かな、(新葉集)　後村上天皇

日本書紀云、神武天皇下令曰、自我東征於茲六年、賴以皇天之威、凶徒就戮、雖邊土未清餘妖尙梗、而中洲之地無復風塵、誠宜恢廓皇都規模大壯觀、夫畝傍山東南橿原地者、蓋國之墺區乎可治之、即命有司經始帝宅、郎位於橿原宮、是歲爲天皇元年、號曰神日本磐余彥天皇。古事記傳云、畝傍山の東南麓に畦樋村さ云あり、今樋を淸て呼り、然れごも古は濁れり、白檮原宮さは白檮樹原にてありし故に負る名なるべし書紀に「拂山林、經營宮室」さあり、此地名は今世に遺らされ共、大宮所は山の東南の麓に近き地なりしこさ著明し。或說に葛上郡なる柏原村(今掖上村)此宮址なり、山の西南に當れば東字は西の誤りさ云は非なり。一說橿原は加志布さもよむべしさ、天平六年造の讚岐國山田郡中臣宮處氏本系帳には「高市縣畝火之橿原宮、家牒云加志布能美夜云々」さ見ゆさ、古へより斯く兩樣に呼べる地名にや、風土記逸文に宇禰備能可志婆良さ見ゆ。

(橿原神宮)

御陰井上陵

安寧天皇の御陵なり、白橿村大字吉田御陰井の西北に在り、安寧山さ呼ぶ。古事記云、陵在畝火山之美富登也。日本書紀云、葬天皇、於畝傍山南御陰井上陵。延喜式云、畝傍山西南御陰井上陵、片鹽浮穴宮御宇安寧天皇、在高市郡兆域東西三町南北二町。書紀通證云、陵在井西北、廟在

井東南。

纖沙溪上陵

懿德天皇の御陵なり、白橿村大字畝傍眞名子谷に在り、陵西一荒墳あり。古事記云、陵在畝火山眞名子谷。日本書紀云、葬天皇於畝傍山南纖沙谿上陵。延喜式云、畝傍山南纖沙溪上陵、輕曲峽宮御宇懿德天皇、在高市郡兆域東西一町南北一町。

畝傍山東北陵

神武天皇の御陵なり。本陵は後世其處を失ひ元祿の比神武田の字存するに據り其近傍に就き古冢を捜り、前王廟陵記(松下見林)大和志(並河永關祖衡)等首唱して帝陵と爲す、曰く「畝傍山東北陵、可百年以來、壞爲糞田、民呼其田字神武田、暴汙之所爲、可痛哭也、餘數畝爲一封、農夫畏之、恬不爲怪、及觀之寒心、夫神武天皇、繼神代草昧之蹤、東征中州、闢四門朝八方、王道之興、治教之美、實創於此、我國君臣億兆、當致尊信之廟陵也、澆季至於此噫哀哉」と此數畝を餘せる一封は、蒼四條の管内なる荒丘にして、今綏靖帝陵に擬定せらるゝ者なり、其塚山は一書高七尺迴三十間とす、幕府之に因りて陵域を標す、寛政四年、幕府博士柴野邦彦巡視し、詩ありこれを紀す、

壬子冬、奉使入大和、行經神武陵、
遺陵才向里民求、半死孤松數畝丘、非有聖神開帝統、誰教品庶脫夷流、廐王像設專金閣、藤相墳塋層寶樓、百代本支麗不億、幾人來此一回頭。

爾來國情の變遷にしたがひ帝陵の議世に起る、山和志(蒲生氏)に至り古事記「畝火山之北方白檮尾上」の語に據り廟陵記大和志の所定を駁す、而も文久年中幕府戸田氏の請を以て朝廷に奏し山陵修理の事あるや、猶前標に因り營造したり、今代に及び議者神武田に尙古塚あるを主張し、官家遂にこれに就て修理を加へ、神武陵を制定す、明治十年車駕行幸陵前に拜告あり。(今白橿村大字山本の管内字神武田)

古事記云、御陵在畝火山之北方白檮尾上。日本書紀云、葬天皇於畝傍山東北陵。延喜式云、畝傍山東北陵、在高市郡東西二町南北二町。山陵志云、神武陵、在畝火山之北方白檮尾上、尾上者山嶋如尾者、今畝火山東、里人所呼曰御陵山、墳然而隆起此也、大和志以此爲神八井耳墓矣、若果神八井耳墳乎、何以傳謂之御陵乎、且所謂餘數畝爲一封塚者、亦不在神武田、距神武田又北三町許、決非神武陵。聖蹟圖志云、畝傍山の東北麓洞村(今白橿村大字)に生玉明神あり、祠畔に丸山あり此丘即神武天皇東北陵たるべし、彼神武田の古塚、又四條の東塚共に眞陵に非ず。

神武田址は今神武天皇の御陵域是なり。聖蹟圖志云、神武田は一說神武堂の訛なり、即廟堂の址といふ、山本村に屬し古塚舊塚二個あり　山陵志云、神武田亦曰美佐々岐、蓋以其嘗有廟皃、相傳舊有神武祠廟、在神武田地、昔年水潦、廟爲之所漂、而後遷大窪村、今大窪寺之址、有國源寺焉、又傳、國源寺亦自神武田旁遷于此、據多武峯記、有泰善法師、貞元二年、創國源寺。

(神武田)

國源寺址

神武田の地に當り、今陵東勅使殿をば塔垣内と曰ふ亦寺址なり。初め貞元二年僧泰善國守藤原國光と協力創營し、神武天皇の神敎に依ると曰ふ、後水害を被り大久保(白橿村大字)に移す、寺田を神武田と稱す。多武峯略記云、神武天皇崩于橿原宮、葬畝傍山北陵、舊記曰、國源寺在高市郡畝傍山東北、天延二年三月十一日早朝、檢校泰善被過彼地、途中有人頂戴白髮、身着朱襲、告泰善曰、師於此地、爲國家榮福、講一乘矣、泰善問云、公姓名亦住處何乎、答曰我是人王第一國主也、常住此處、言訖不見、故泰善毎年三月十一日、到彼地講法華、貞元二年、當國守藤原國光傳聞此事、建方丈堂、安觀音像、永爲當寺末寺矣云々。

大窪寺址

大久保に在り、近世國源寺彼地より移り此址に居る、書紀通證に「神武祠廟在大久保村」と云者是也、大窪寺は日本書紀に「天武天皇朱鳥元年、大窪寺封百戸限三十年」と云者にして、其廢亡久し、緣起亦詳にし難し。(白橿村)

娘子塚、大和志云、在大窪村、昔有娘子、字曰櫻兒、有二壯士、共誂之、捐生格競、貪死相敵、娘子歔欷曰、從古至今、未聞一女適二門矣、二子意難和平、不如妾身死相害永息爾、乃尋入林中、懸樹縊死、見萬葉集和歌小序。謠曲三山云、南に香具山、西はうねみの山に咲く櫻子の里見れば、よそめにも花やかにて、羨ましくそ思ゆる、生きてよも明日までの、人のつらからじ、この夕暮を限りぞと、思ひ定めて耳無の淵にのぞみて影うつる、名も月の桂のみどりの髮は、さながらに池の玉藻の濡れごろも。

(娘子塚)

四條

綏靖天皇陵は白橿村大字四條の東に在り、元祿中之を以て神武陵と爲す、近年更に綏靖陵に擬す。舊史に見ゆる桃花鳥田岡と稱すべき地に非ず、神武田の東北にあたる、不審。

古事類苑に引ける四條村神武帝陵周垣成就の圖に、塋山惣廻五十間、溝八角形延長三十六間、中に丘墳あり、下段西方高七尺、上段東方一丈とす、東北隅は細流に瀕し、西南邊は小徑に沿へり、是ぞ元祿十年幕府(其實は細井廣澤等の建言にて、廣澤の主人柳澤甲斐守吉保の執行)にて修理ありし時の事とす。廣澤の記に云「神武天皇の陵、畝傍山の東北におはします、田の中にて知る人なかりし、所の民「ジブノタ」とよび侍りき神武を傳へあやまると見えたり云々。

高市御縣神社は四條に在り、今高縣宮と稱する是也、

大和志 大同元年神封なし、貞觀元年官位あり、新抄格勅符三代實錄、延喜式名神大社に列し、明年祭倭國六縣神の一なり、高市は甘樫山北曾我川の畔の古名にて、後郡名と爲れる者の如し、日本書紀「推古天皇十五年作高市池」の事あり、今詳ならず

輕（カル）

白橿村の東部、大字大輕和田石川五條野、邊なるべし、古は輕の地と云ふ總名なり、懿德孝元應神の三朝の皇居あり、又輕市と稱して、市邑なりき、古事記に「あまたむ輕」と詠ず、天飛ぶと云ふかけたる也、萬葉集には「わが鷹なかり路の小野」と詠ず、輕を雁に言ひかけたり 古事記、境原宮 孝元 段云、建內宿禰之子許勢小柄宿禰者、輕部臣之祖也、又姓氏錄云、輕部、倭日向八綱多命之後也、雄略天皇御世獻加里之器、仍賜姓輕部君、又姓氏錄云、輕我孫、彥坐命之後四世孫白髮王、成務天皇御代、賜輕地三十千代、是負輕阿彌古姓之由也

（輕市）日本書紀、天武天皇白鳳十年、天皇將蒐於廣瀨野、群卿皆居于輕市、而檢校裝束 輕市は今大輕の輕町ならん。

やまと路や輕の市女に事問んあふにつらさそいかが買ふべき、五百番歌合 季經

輕曲峽宮址（カルノマガリヲノミヤ）

懿德天皇の皇居なり、古事記に境岡宮に作るも同じかるべし 古事記傳云、曲峽宮在輕町坤方、今字田有未波利手作、即跡。

（境岡宮址）日本書紀欽明卷に、大伴狹手彥往高麗、以所獲美女、進蘇我稻目宿禰、稻目宿禰納爲妻」とあり、蓋既亦此地歟。

輕境原宮址（カルノサカヒハラノミヤ）

孝元天皇の皇居なり、書紀通證云、境原宮、在輕村大道西、今里民云佐加伎波羅。身狹（ムサ）に牟佐坐境原天神あり、彼地歟。

豐明宮址（トヨアキラノミヤ）

應神天皇の皇居なり、古事記に輕島之明宮とありて、日本書紀亦同し。舊事紀も亦輕島明宮一と作し、日本紀古語拾遺、靈異記、山城風土記等は輕嶋豐明宮とあり、諸國土記には輕島豐明宮と記す、宮址今大輕大內丘の邊なるべし

（明宮址）

輕池（カルノイケ）

日本書紀「應神天皇十一年作輕池」これは酒折池とも同處たるべし、酒折は其形の似たるにあらずや 古事記、水垣宮崇神段、作依網池、又作輕之酒折池、又玉垣宮垂仁段、本牟知和氣命作、倭小井、淨使之市師池、輕池、萬葉に輕路は輕路の假借なり、

輕の池のうらまゆきめくる鴨すらに玉藻の上にひとり寢なくに、萬葉集 遠つ人獵路の池にすむ鳥の立ても居ても君をしぞ思ふ、同上

輕寺址（カルデラ）

日本書紀、天武天皇朱鳥元年、輕寺、封百戸、限三十年、大輕の字に法明寺あり、草堂纔に存し礎石寺と稱す 名所圖會 山陵志云、輕寺有古時礎廢、大內之丘北、田畝中有礎石、大臣宅地、蓋是輕寺之訛也、凡宮之地、必擇佳壤、此異之、在中古風習矣

[illegible]坐神社 延喜式、高市郡輕樹村坐神社二座 大和志云、白橿村大字池尻の南、輕寺村に在り、輕我孫公の祖神歟、又日を祀る者歟

天飛ぶや輕の社の齋ひ槻いく代まであらむこもり妻ぞも 萬葉集

石川（イシカハ）

白橿村大字石川在り、蘇我氏の祖石川宿禰河內の石川に生れ後本國に移ること三代實錄に見ゆれば、後地名に移したる者なるべし、蘇我氏の宅此に在りしことも書に見ゆ 日本書紀、敏達天皇十三年、蘇我馬子宿禰、於石川宅、修治佛殿、とあれば後世まで別業此に在りけり、同書用明天皇元年紀に蘇我大臣畝傍家とあるも此歟、或云某村の跡歟、詳ならず。大年神社は延喜式本社二座、今石川に在り、蓋は古言田寄にて穀物に本つき、收納を一年と爲すと古事記傳に見ゆ、大年の神にして、祈年祭主として之を祭れるなり

石川精舍址（イシカハノシヤウジヤ）

[illegible]達天皇十三年、蘇我馬子石川の宅に精舍を造り[illegible]、佛法の初め[illegible]起す、是より佛法[illegible]、想ふに當時物部守屋中臣[illegible]して佛法を[illegible]し、堂を倒し[illegible]に果さず、佛法衰微せり 石川精舍は何の世までか存せしたるにや、邊址廢されたり、今淨土宗本願寺其故跡を傳へ、馬子塚と傳する五輪石塔高丈[illegible]あり、又村中田間の字に八幡田、山城の字に花[illegible]寺大[illegible]道寺等あり 大和志云三十三所圖會

日本書紀云、敏達天皇十三年、從百濟來鹿深臣有彌勒石像一軀、佐伯連有佛像一軀、蘇我馬子宿禰請其佛像、乃遣鞍作部村主司馬達等池邊直氷田使於四方、訪覓修行者於石川宅修治佛殿、佛法之初自茲而作、十四年蘇我大臣起塔於大野丘北、大會設齋、以司馬達等所獲舍利藏柱頭、時疫疾流行、物部弓削守屋大連與中臣勝海大連奏、禁斷佛法所建其塔、縱火燔之 古事記傳云、推古帝の陵初め大野岡上に在り、後科長大陵に移すとあれば、大野岡即馬子の起塔したる所なるべし 大野丘北塔址に今白橿村大字和田に在り、田圃と爲り塔之田と曰ふ 三十三所圖會

[illegible]こも寄る大野河[illegible]みこもりに[illegible]こし妹か紐とく我は 萬葉集

劒池陵（ツルギノイケ）

孝元天皇の御陵なり、白橿村大字石川の劒池是なり、池中島を起す、高一丈周三十二間、池周三百間、名所圖會 日本書紀、孝元天皇葬于劒池島上陵 古事記、御陵在劒池之中岡上 延喜式云、劒池島上陵、輕境原宮御宇孝元天皇、在高市郡、兆域東西二町南北一町。劒池 日本書紀云、應神天皇 作劒池輕池鹿垣池廐坂池、舒明天皇七年、瑞蓮生劒池、一莖二花、皇極天皇二

年、劍池蓮中有一莖二萼者、豐浦大臣(蝦夷)妄推曰、是蘇我臣將來瑞也、即以金墨書而獻大法興寺丈六佛、明年蝦夷入鹿被誅。

廄坂（ウマヤサカ）　畿の中にあらざれば詳ならず、自ら大字田中の邊蹟、日本書紀云、應神天皇御世、由□□□□年其役蝦夷前作廄坂池、又云、百濟王遣阿直岐貢良馬二匹、即養於輕坂上廄、以阿直岐令掌飼、故號其養馬之處曰廄坂也、其蓮池と云も輕坂の邊ならん、伊勢ならはびのこことぞとの思はましたれなるてふ俊作の池、堀河二郎口首

廄坂宮址（ウマヤサカ）　日本書紀云、舒明天皇十二年、天皇至自伊豫、便居廄坂宮　是は田中宮と同じき歟、即廄坂寺な其宮址に置かれしならん、廄坂寺は高市郡なる事源平盛衰記に見ゆ。

廄坂寺址（ウマヤサカデラ）　初め藤原鎌足山階（今山城山科郷）に精舍を立て、釋迦像を置く、天武天皇元年之を高市郡飛鳥里廄坂に移し法光寺と號す、（伊呂波字類抄大日本佛教史）平城遷都の時和銅三年左京に移して今の興福寺是なり（公式等鎌足云、維摩會者大織冠鎌足之所崇也、大織冠寢、毎年十月莊嚴法筵、仰維摩之景行、說不二之妙理、薨逝以來、間斷年久、爰淡海公、以慶雲二年丙午冬十月、於城東第、初開維摩法會、屈入唐智鳳、以爲其講師、同四年丁未十月、在廄坂寺、請新羅僧觀智、請兩本維摩經　初例抄云、維摩會、始自内大臣元年、講師有大寺福亮法師、慶雲四年自大和國、小部朝語齋明國僧

田中（タナカ）　自高市大字田中は石川と接す、古事記云、建内宿禰之子、蘇我石河宿禰者、田中臣之祖也、此地は古へ舒明天皇の田中宮、廄坂宮の處にあらざるか、又三代實錄に高市伊勢部田中神と云ふもあり、大和志に之を其、田中八幡宮に擬したり、馬市伊勢（マタテ）と云ふ所只は詳ならず。

田中宮址（タナカ）　日本書紀云、舒明天皇八年、災岡本宮、天皇遷居田中宮、廄坂宮と一處歟。

雲梯郷（ウナテ）　和名抄、高市郡雲梯郷、訓字奈天。今金橋（カナハシ）村字曾我村今井町等にあたれり、今金橋に大字雲梯あり、本日郷の北にして磯城、北葛城郡の間に夾在す、重坂川郷中を貫流し此に曾我川と呼び、下流には百濟川、日本書紀、宇奈天は溝の古言なり、日本書紀欽明十四年に溝邊直と云人あり。姓氏錄云、雲梯連、高向村主同祖、漢寶德公之後也、續日本紀云、天平寶字七年、賜漢人伯德廣道、姓雲梯連

雲梯森（ウナテノモリ）　古事記傳云、出雲國造神賀詞に「事代主命の御魂を宇奈提に坐（マサセ）」とあれども延喜式に此社載せず、又賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神奈備に坐（マサセ）て」とあるも式に合はず、然思ふに彼文は「事代主命を飛鳥の神奈備に賀夜奈流美命を宇奈提に」とあるべきをまがひ誤る者なるべし、故に飛鳥は事代主雲梯は賀夜奈流美と云事今も國人の言なり、大和志に延喜式加夜奈留美命神社は但の森、今高市村に在りと云るは定かなる證なし。

眞鳥すむ卯名手（ウナテ）の神社の菅の根をきぬにかきつけ着せむ兒もがも、萬葉集。

延喜式加夜奈留美命神社は三代實錄にも其名見ゆ名社也、神祇志料云、加夜奈留美命神社今雲梯村にあり、古事記傳　大穴持命の子加夜奈留美命を祀る、加夜奈留美命又加屋鳴比女神と云、延喜式類聚三代格一高鴨神の裔神とす。類聚三代格

高市森（タケチノモリ）　雲梯神社同處歟、或は云ふ今廢すと、壬申の亂に「吾者高市社所居名事代主神」と神教ありし處なり、貞觀元年從二位高市御縣鴨八重事代主神從一位と三代實錄に見ゆ、延喜式大社に列したり。大和志に本社今鴨公村大字高殿に在りて鴨公森（カモキミ）と云ふとあり、亦一說なりと考ふべし　日本書紀云、大伴吹負軍金綱井之時、高市郡領高市縣主許梅、倏忽口閉而不能言也、三日之後方著神（カミカヽリ）以言、吾者高市社所居名事代主神、又牟狹（ムサ）社所居名生霊神者也、乃顯之曰、於神日本磐余彦天（カムヤマトイハレヒコ）皇之陵、奉馬及種々兵器、便亦言、吾者立皇御孫命之前後、以奉送于不破而還焉、今且立官軍中守護之、且言、自西道軍衆將至之、宜愼也、言訖則醒矣、故是以便遣許梅而祭拜御陵、因以奉馬及兵器、又奉幣而禮祭高市身狹二社之神、然後壹岐史韓國（フヒトカラクニ）自大坂來、故時人曰二社神所教之辭適是也、軍政既訖、勅登進神之品以祠焉。神祇志料云、雲梯事代主神社は今その社既に廢たり、奈良縣神社取調書　即八重事代主神を祭る、三代實錄日本書紀延喜式　初此神其御父大巳貴命と共に群神を天高市に集て天に昇り、天神の命に歸順ふ由を申し給ひき、日本書紀古事記　其後大巳貴命巳神の和魂を大御和の神奈備に坐させ、御子事代主命の御魂を宇奈提の神奈備に坐せて、皇御孫命の近守神と宣り給ふは即是也　延喜式祝詞　此神其稜威尤嚴なるを以て、人皆之を畏る。所謂宇奈提の森の神也、萬葉和歌集

川俣（カハマタ）神社、今金橋村大字雲梯に在り、今川俣八王子と稱す、三代實錄延喜式に見ゆ、蓄川俣公の祖神なり　姓氏錄云、大和皇別、川俣公、彦坐命之後也

忌部（インベ）　金橋（カナハシ）村大字忌部は忌部氏の住所なりき、祖神太玉命社あり。忌部氏の祖は天照大神に奉事し大功あり、子孫世々國家祭祀の禮儀を掌知す、古事記云「布玉刀命者、忌部首等之祖」と、其裔齋部廣成、大同二年、古語拾遺を選述し延奏する所あり。

太玉（フトタマ）神社は貞觀元年授位　三代實錄　飛鳥神の苗裔神と爲す、類聚三代格延喜式名神大社に列し四時祭に預す、布刀玉命、其子大宮能賣命、櫛磐間戸命を云

ふ、四神並に天照大神に侍從したる事、日本書紀古語拾遺に見ゆ按するに本社飛鳥の苗裔と云ふは、忌部氏退轉して後彼攝屬と爲れるを云ふ歟、飛鳥は事代主神なれば本一族の類に非ず。

勾（マガリ）

金橋村大字曲川の邊を云ふ。其西北に接せる北葛城郡百濟村は和名抄廣瀨郡下勾郷の地なれば、曲川は上勾なるべし。安閑天皇の遷都したまへる勾は此地と云ふ、大和志に曲川は舊名勾金と云ふとあれど疑はし、曲川は此地を流るゝ宗我川に因みたる者にて亦其所由あり。天文二十二年吉野詣記に見ゆ、曰高田を立出ぬるに、曲川までわかき人おくりに馬など引せてきたり酒すゝめて立別れけり、きさらぎもけふのみなるに桃花こゝかしこ咲て、川のまがり曲水の興を催すべき所のさまなるよし申て、

さかつきに手させもめくれもゝの花川は曲の水にうかへて。

（曲川）

金橋宮址（カナハシノミヤ）

今金橋村曲川にあるへし、近年宮名に因み村名を改む、安閑天皇の皇居なり、日本書紀云、安閑天皇、遷都于大倭勾金橋、因爲宮號、古事記云、勾之金箸宮

曾我（ソガ）

今眞菅村と改む、萬葉集に「眞菅よし宗我の河原」と詠したるに因る　蘇我氏の祖先此に居宅したるに因り彼氏名起れり、古事記傳云、蘇我氏は滿智韓子稻目馬子倉山田蝦夷亦兒の人々あり史に著る、後は石川と改む、三代實錄に「右京人石川朝臣木村箭口朝臣岑業改姓賜宗岳朝臣」と見ゆ、馬子蝦夷等逆臣なれば我を岳に改めたる歟云々

（宗岳）

國造本紀云「素賀國造、橿原朝廷、始定天下時、從侍來人、名美志印命、定賜國造」と、按に此條は本書遠江と駿河の間に載せたれど、神武帝開國の初に方り東海の遼地まで國造配置あらん事疑はし、大和の蘇我にあらずや、今徵證なけれど錄して後の考定をまつ。

（素賀國）

宗我神社は曾我村の北河原に在り、今入鹿宮と云ふ、蘇我氏の祖神なり。新抄格勅符神封、三代實錄授位の事あり、延喜式宗我坐宗ゝ都比古神社二座並に大社に列す。三代實錄云、宗我氏始祖石川、賜宗我大家爲居、因賜姓宗我宿禰。

（蘇我）

宗我川

眞菅村金橋村の間を流る、重坂川檜前川（一名久米川）の合流にして又勾川と稱す、末は百濟川と爲り大川に注く、

眞菅よし宗我の川原に鳴くちとりまなし我せこわかこふらくば、（萬葉集）

安川（ヤスカハ）　日本書紀神代卷に天安川と云者あり、古語拾遺に天八湍河に作る。小川氏云、安川は即八宗我川なり、八は發語にして之を約めて安川と云ふ、按に天高市神社曾我村に現存す神世に在りて諸神の靈蹟をあらはし給ふも此地なるべし、舊事紀を參照するに「伊弉諾尊、斬軻遇突智、劍鐔垂血、激越爲神、所走就湯津石村、所成之神名、曰天尾羽張神、今坐天安河上天窟神也」とありて宗我川の上游に天津石戶別神社あり、延喜式に著れ巨勢郷越智岡に存す。明治三十年宗我川の右岸眞菅大字中曾司に石器時代之遺蹟を發見す、即宗我神社の北なる古墳散在の島地是なり、石鏃土器の徵證に足るものを見るべし、從來石器時代遺跡は畿內に於て之を見ること最稀なり、前年河內國々府村の地に之を見たりといふ。（考古學會雜誌）

天高市神社（アマノタカチ）

眞菅村大字曾我に在り、高市八幡宮と稱す。（大和志神祇志料）三代實錄貞觀元年授位、延喜式大社に列す。天高市及び天安川は神代史に見ゆ、然れども神代の談人事を以て律すべからず、此地即神代史に合するや否やは詳ならず。日本書紀神代卷一書曰、大物主神及事代主神、會八十萬神於天高市、帥以昇陳其誠欵之至、古語拾遺云、素戔嗚命[illegible]、爲日神[illegible]無狀、天照大神赫怒、入天石窟、閉戶而幽居、時八十萬神相會天高市、議之。

今井（イマヰ）

今井町は眞菅村の東にして八木町に接す、戶數五百、本郡の小繁華なり

和州軍記云、今井村と申所は兵部と申す一向坊主の取立たる新地にて候、此兵部器量のものにて四町四方に堀を廻し土手を築き、內に町割をいたし人をあつめ家を造らせ、國中へ商等をいたさせ、又は牢人をはひあつめ候、然處に大坂一向門跡逆意の刻右の兵部も今井に一揆を發し、近邊を放火し相働候を、筒井順慶仕寄にて半年計も被攻終に落去せず、大坂扱になりて後は今井も扱になり、矢倉等をおろさせ、兵部は其まゝ信長公より赦免、先規に不替、今井の支配仕り一門を相續候、秀吉公時代も右の通にて居住候。

金綱井（カナツナヰ）

日本書紀、天武元年壬申の亂の條に曰く、將軍大伴吹負、爲近江軍所敗、以獨率一二騎走之、逮于墨坂、更還屯金綱井、而招聚散卒、西到當麻衢、先是軍於金綱井時、高市大領高市縣主許梅著神、云々と、墨坂は宇陀郡に在り、吹負乃樂山（添上郡）に敗れ墨坂に走り、高市縣に返り高市社（曾我村）牟佐神（身狹村）の神教を得たり、謂ゆる金綱井は今井の邊なる事明なり、今井の大字小綱あり古はコツナと呼ひ、即金綱に非すや、詳ならず。

八木（ヤギ）

八木町は今井町の東北に接し、飛鳥川を隔つ、亦同く小繁華にして機織戶多く、總て三百餘戶なり。小房觀音堂あり。飛鳥川は八木にて曾我川と云ふ、玉林抄に聖德太子斑鳩より曾我川を經八木宮を過きて橘宮と通ひ玉ふと見ゆ、是也。

遊部郷（ユフ・アソブ）

和名抄、遊部郡遊部郷。今の八木町鴨公村にあたる歟。三代實錄元慶四年の條に百濟

大寺を高市郡夜部村に移されし事見ゆ、夜部遊部同しかるべし、又大和志に飛鳥川を一名遊副川と呼ふとあり、因りて其地を求むるに八木町鴨公村に相當す。玉林抄に八木の曾武川とあるも遊部川の轉したる乎、尙徵證を要す、一說白橿村大字四分は遊部の訛と曰へり。按に遊部は久米部氏の稱にして、阿曾賦と呼へるを後地名に轉し由賦とも唱へしならん。遊部の本義は令集解云、遊部、隔幽顯境、鎭凶癘魂之氏也、終身勿事、故云遊部、古記曰、遊部者、在大和國高市郡、生目天皇(垂仁)之苗裔也、天皇之子圓目王、娶伊賀比自伎和氣女爲妻也、凡天皇崩時、比自岐和氣等到殯所、而供奉其事、仍取其氏二人名、稱禰義與此也、禰義者負刀並持戈、與此者持酒食、並負刀入内供奉、唯禰義等申辭者輙不使人知也、(中畧)其人終身無事、免課役任意遊行、故云遊部。

高殿

今鴨公村と改む、八木村の南にして古の藤原の地なり、畝傍香久耳成三山鼎立の間に在り。(耳成山は入木町の北に在り)

(鴨公)

鴨公森　大和志書紀通證云、延喜式高市御縣坐鴨事代主神社、在高殿、今稱大宮、又名鴨公森。今按ずるに高市森は雲梯森と同じく此に非ず、縣名勝志又云高宮と曰ひ大殿と曰ふを合せ考ふれは蓋藤原宮の跡ならんと。

飛驒

鴨公村大字飛驒あり、斐太の細江此なるべし。冠辭考云萬葉集「白まゆみ斐太の細江の菅島の」云々是は弓を畧きて斐と言掛たり。東大寺要錄(長德四年注文)高市郡飛驒莊と。

藤原

今鴨公村高殿の地蓋是なり、又大原と稱し、埴安の西に方る、持統文武の皇居藤原宮同く此なり。之より先に古事記明宮(應神)段に「御子二俣王生藤原之琴節郎女」とあれば舊地なり、日本書紀、允恭天皇藤原に別宮を構營し衣通姫を置きたまふ、衣通姫は即藤原之琴節郎女なり。曰、天皇召衣通郎女、(即弟姬)勿近宮中(遠明日香宮)則別構殿屋於藤原而居也、天皇幸于藤原宮、密察衣通姬消息、是夕衣通姬戀天皇而獨居、其不知天皇之臨、而歌曰

わかせこかくへきよひなりさゝかにのくものおこなひこよひしるしも、

天皇聽是歌、則有感情。推古天皇十五年、於倭國作藤原池。

大原

藤原の別稱にて、藤原鎌足の本居なり、今大織冠宅址と傳ふる所あり、即鷲栖坂の北に當る。書紀通證名所圖會、多武峯畧記云、推古帝二十二年、鎌足生大原藤原第　姓氏錄云、藤原朝臣、出自津速魂命三世孫天兒屋根命也、二十三世孫内大臣大織冠中臣連鎌子(古記曰鎌足)天智天皇八年、賜藤原氏、男正一位贈大政大臣不比等、天武天皇十三年賜朝臣姓。

天皇(天武)賜藤原夫人(鎌足女爲皇妃)御歌

吾里に大雪ふれり大原の古にし里にふらまくはのち(萬葉集)

大原やこのいちしはのいつしかと我おもふ妹にこよひあひぬる(萬葉集續古今集)　田原天皇

大原やふりにし里にいもをおきて我いねかねつ夢に見えつゝ(萬葉集風雅集)

按に萬葉集第八の一歌の注云「藤原夫人、字曰大原大刀自、即新田部皇子之母也」又續紀には「天平神護元年、行幸紀伊國、車駕巡歷大原、長谷、臨明日香川、而還藤原　と載せたり、畧解云、大原は續紀に紀伊行幸の路を記せしに泊瀨と小治田の間に大原と云所見ゆ、今も大原村あり、即藤原とも云り、藤原氏の本居にて十市郡なり。(十市郡香具山の西に接したれと固より高市郡也。)

藤原宮址

鴨公村鴨公森の邊なるべし、萬葉集に「あら妙の藤井か原に大御門始めたまひて埴安の堤の上にありたゝし」云々の句あり、藤井原即藤原の井ある處なれば斯くも呼ふのみ。日本書紀、持統天皇朱鳥七年、幸藤原宮地、八年春、幸藤原宮、冬十二月、遷居藤原宮。續日本紀云、天武天皇慶雲元年、始定藤原宮、入百姓一千五百五烟於宮中、賜布有差。按ずるに日本書紀朱鳥の紀年詳ならざる所あり、之を要するに持統帝五年甲午より元明天皇和銅三年庚戌まで十六年の皇居なり、後世特に持統文武の二主を藤原宮御宇天皇と稱し奉る、淨見原宮より此に移り後平城に遷都なり、帝王編年記に元明天皇四年藤原宮火の事見ゆ、此より廢墟と爲る、扶桑略記云、和銅四年、大官大寺並藤原宮燒亡。釋日本紀藤原宮條云、私記曰此地未詳、愚按氏族略記云、藤原宮在高市郡鷲栖坂北地。(鷲栖は今白橿村大字四分の地なり)

藤原の大宮つかへあれつくやおさめかさもはさもしきろかも、(萬葉集)　藤原のふりにし鄕の秋はきはさきてちりにき君待かねて、(同上)

大官大寺址

大官一に大宮に作る、天武天皇二年百濟大寺を高市郡夜部村に移し改號したる也。日本書紀三代實錄)夜部は今鴨公村なるべし。書紀通證云、「大寺址、在小山村東、礎石尙存」と、小山は今飛鳥村に入れと鴨公村と密接す、蓋是なり。和銅三年平城左京に移し、更に大安寺と號す。(元亨釋書大安寺緣記流記)日本書紀云、天武天皇二年、以小紫美濃王小錦下紀臣訶多麿、拜造高市大寺司。十一年、天皇不預、誦經於大官大寺川原寺飛鳥寺、因合稻納三寺、各有差。朱鳥元年勅之、大官大寺、封七百戶、乃納稅三十萬束。大安寺伽藍流記云、天武天皇二年歲次癸酉、自百濟地移高市地、六年歲次丁丑、改高市大寺號大宮大寺、藤原宮

御宇天皇詔延、高市法師等令造之、借依藤原朝廷御宇天皇、文武九年落成、令造之、由是六條坊造之、續紀云、文武天皇大寶元年六月、於大安寺藥師寺新令

藥師寺址（ヤクシジ）

今生駒郡都跡村の藥師寺は初め藤原宮に在り、大和志に未詳と爲す、本址は鴨公村の西に接し、今白橿村に屬す 天武天皇の時に創始、藥師寺大鐘銘 養老二年平城西京に遷す 扶桑略記、日本書紀云、天武天皇白鳳九年、皇后不豫、則爲皇后誓願之、初興藥師寺、仍度一百僧、由是得安平、續日本紀云、文武天皇二年、以藥師寺構作略了、詔衆僧令住其寺 扶桑略記云、藥師寺者、清御原宮御宇天皇建立、其後功畢、日月之營逮五代、元亨釋書云、白鳳八年、皇后寢病、勅建藥師寺、新營敎、時不知營構之規、冥入定、見龍宮之伽藍、出而奏之、式以故藥師寺宏壯瑰妙云。按ずるに藥師寺移建の大塔は生駒郡に現存す、營構瑰妙古人の所言に合ふ、而も舊堂諸宇今焚毀の餘礎を存するなし。

鷺栖（サキス）

鷺栖は藤原宮址の南にして、古書藤原古地の岡と稱する所なり 玉林抄云、「藤原宮は鷺栖坂の北なり」、釋紀云、「藤原宮、在高市郡鷺栖坂北地」 鷺栖の名は古事記に見ゆ、玉垣宮(垂仁)段云、天皇鷺栖の池の樹に住む鷺や宇氣比(誓也)落ちよと斯く詔り給ふ時、其鷺地に墮ち死き。鷺栖神社は延喜式に列す今白橿村大字四分(シブ)に在り、鷺栖八幡宮と曰ふ 大和志

飛鳥（アスカ）（明日香）

今飛鳥村高市村(タカイチムラ)に當る、或は明日香に作る。初允恭天皇顯宗天皇此地に皇居を營みたまひしも各一代にして止み、推古帝に及び又遷都あり、爾後一百年京邑と爲る。藤原(持統帝)平城(元明帝)の遷移に至り舊京と稱し別都たり、天平寶字中淳仁帝行幸あり後廢墟と爲る 飛鳥を明日香と訓むは「飛鳥のあすか」と云ふ枕詞に由る、日本書紀「天武十五年、改元曰朱鳥、元年、仍名宮曰飛鳥淨御原宮(トブトリキヨミハラ)」と見ゆ、此淨御原は明日香の中なれば轉じて飛鳥を明日香と唱へ、後に其字のみを明日香とよみならはせりと、本居氏の說 又云、あすかと云ふ鳥の名を明日香の地に云掛て、飛ふ鳥とは冠らせしならん。(加茂氏說)此あすかと云ふ鳥は即いすかならん、紅色にて口角の齟齬ひたる者なり、皇國にあるなべての鳥の中におほかり全くさきはめざるへあらず、此鳥何國に棲るにか常は見えず、秋の比西南の方より數千打群れ飛び出來て、春の半過る頃又うち群れて歸り去る者なり、此鳥古は阿須賀と云けむ云々 伴氏 古事記、玉垣宮(垂仁)段云、[illegible]子大中日子命者、飛鳥君祖也 姓氏錄云、飛鳥田、天事代主命之後也

遠飛鳥宮址（トホツアスカノミヤ）

允恭天皇の皇居なり、書紀通證に飛鳥村鳥形山なるべしと云ふも徵證なし、或はこれを河內國飛鳥に求むれど信ずるに足らず、要するに本地に在りて故址を失ふ也 其遠飛鳥(トホツアスカ)と云ふは仁德帝難波宮の時、河內の飛鳥を近(チカツ)と爲したるに對し、大和のを遠と呼べるなり 古事記曰、伊佐本和氣命(履中帝)坐難波宮之時、其弟水齒別命(反正帝)、河內丹比宮御宇天皇、到倭大坂山口、詔斬曾婆訶理、今日留此間、而先給大臣位、明日上幸、留其山口、斬曾婆訶理之明日上幸、故號其地謂近飛鳥也、上到于倭、詔之今日留此間、爲祓禊、而明日參出、將拜石上神宮、故號其地謂遠飛鳥也、云々(履中反正二帝は共に允恭の同母兄にして、仁德帝の皇子とす)

草まくら我ふるさとの外に亦遠つあすかの都戀しも、(新續古今集) 堯孝

賀美郷（カミ）

和名抄、高市郡賀美郷。飛鳥の地にして今飛鳥高市の二村是なり、高市郡の上方に在れば也 日本紀注、天武六年、高市郡賀美郷、甘南備山飛鳥寺と云ふ由見ゆ

飛鳥京址（アスカノミヤコ）

又小墾田京(ヲハリタノミヤコ)と稱す、推古帝以降持統帝に至るまで一百年の都邑なり、豐浦岡本川邊の諸宮あり、當時の皇居は毎代必遷易し其間時々移御あり、故に遣宮ありて遣都なしと謂ふべし、然れども飛鳥は百年後の岡本宮常に此に在りしを以て自ら遺都の狀を爲し、以て後世の都尚未だ此の舊遷を爲し致したり 孝德帝天智帝は一時此を去りて難波近江に遷都ありしかど永からず、尚古京と稱し其街市も舊に依り別存したりき、天平寶字中尚岡本宮存在す、後荒墟と爲る 萬葉集に飛鳥明日香の里と云ひ、靈異記に小墾田古京と見ゆ

(小墾田京址)

飛ぶ鳥の明日香の里をおきていなば君があたりは見えずかもあらん、新古今集 元明天皇

たをやめの袖吹きかへす明日香風都を遠みいたづらに吹く、續古今集 田原天皇

日本書紀、天武天皇元年、大伴吹負誓高市皇子、率數十騎、自飛鳥寺北路、出之臨營、乃留守司高坂王、擁飛鳥寺西槻下爲營、唯小墾田兵庫器仗、軍衆聞散、悉散走、吹負語曰、古京是本營處也、宜固守之、解取道、吹負與近江將大野果安、戰于乃樂山、爲其所敗、於是果安追八口、集解本作八田、見京、毎街竪楯、疑有伏兵、乃稍引還 按ずるに八口八田何れならず、延喜式治田神社あり今高市村大字岡の宮田に在り、此歟。治は古字發に同し。

小墾田（ヲハリダ）

或は小治田に作る、飛鳥の異名同地なり、故に或は飛鳥岡本宮 日本書紀、又小治田岡本宮(日本紀)の名あり、然れども飛鳥は廣く及ぼし、小墾田は狹く限れり 雷岳豐浦岡本の邊を指したるに過ぎし 河內國船氏墓版に乎婆陁に作る。

日本書紀云、安閑天皇、以小墾田屯倉、與每國田部、給賜妃紗手媛。古事記、建内宿禰之子、蘇我石川宿禰者、小治田臣等之祖也、欽明紀云、蘇我稻目宿禰、小墾田家、安置佛像云々、姓氏錄、小治田宿禰、物部石上同祖、欽明天皇御代、依墾小田鮎田、賜小治田大連

雷

飛鳥村大字雷は、日本書紀並に靈異記に小子部栖輕(一作螺嬴)雄略天皇の詔命を宣へて、雷を豐浦と飯岡の間に捕獲したりと傳ふる地なり、雷岡あり、神岳又神奈備三諸の別稱を負ふ。

雷岡

古事記傳云、書紀雄略卷に「天皇詔少子部連螺嬴曰、朕欲見三諸岳神之形、或云此山之神爲大物主神也云々」此古事記靈異記にも委く見えて、三諸岳即出雲國造賀詞の飛鳥之神奈備山と云所なり、三輪山と混ふべからず、萬葉集十三、登神岳山歌、三諸乃神名備山とも神名備乃三諸山ともよめる皆此にて、神岳とも雷岳とも云、飛鳥神社もそこに坐しけるなり、天長六年今の鳥形山へ移したる　今按するに雷岡は神奈備山は出雲國造賀詞に「賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐」とあるに當り、延喜式加夜奈留美命神社は天長六年本社移轉後舊祀を存したる者に似たり、古事記傳神祇志等に加夜奈留美命神社は雲梯社なりと爲す者恐らくは穿に失する論なるべし　日本書紀、天武天皇朱鳥元年、天皇不豫、奉幣飛鳥四社、とあるは鳥形山遷坐以前、雷岳の事なり)

天皇(天武)御遊雷岳之時、柿本朝臣人麿作歌

すめらきは神にしませは天雲の雷の上にいほりするかも(萬葉集)

神山の山下とよみゆく水の水の尾絶えれは後もわかつま　同上

見渡せは白ゆふかけてさきにけり神なひ山の初さくら花(玉葉集)

三垣山は雷岳の邊に在るべし、柿本人丸詠鳴鹿歌あり、

三諸の神邊山に立向ふ、三垣の山に、秋はきの妻をまかむと、朝つく夜あけまくおしみ、足引の山ひことよめ、喚立て鳴くも(萬葉集)

垣田池は書紀通證に曰く應神紀に鹿垣池を作る事見ゆ、神代卷一書に天垣田とあると同く垣を繞らせる天子の御田を云ふ、萬葉集に「神奈備の清き御田屋の垣津田の池」とよむ、今飛鳥村に在り云々　彼三垣山も同類の語歟、

國栖神社　延喜式、氣吹雷響雷吉野大國栖御魂神社二座とありて、今雷村の北に纔に存す、九頭明神と云ふ、縣名勝志　三代實錄、貞觀元年氣吹雷神響雷神官社に列すとあり、蓋雄畧帝雷丘の故事に因る、之に國栖部の祖神を配し祭て二座なるべし、國栖部は吉野郡の古住民たる事、日本書紀姓氏錄に詳なり。

八釣

今飛鳥村大字八釣なり、顯宗天皇近飛鳥八釣宮は此なるべし。古事記傳云、伊邪河宮(開化)段「御子日子坐王之子、神大根王亦名八瓜入日子王。又遠飛鳥(允恭)段「御子八瓜之白日子王」(日本書紀、八釣白彦皇子　八瓜は夜都理と訓べし、こは高市郡八釣村なるべし。

獻新田部皇子歌　柿本人麿

八釣山木たちも見えすふりまこふ雪またらなるあした樂しも、萬葉集

近飛鳥八釣宮

顯宗天皇の皇居なり、飛鳥村八釣なるべし、允恭天皇の遠飛鳥に對して別異せる稱ならん　古事記に倭の山口大坂を近飛鳥(今河内國南河内郡嗣谷村飛鳥)と稱する由見ゆる所あれど之と異なり　古事記云、遠祁之石巢別命、(顯宗帝)坐近飛鳥宮、治天下捌歲也、日本書紀云、顯宗天皇元年、於近飛鳥八釣宮即位

飛鳥川

高市郡稻淵山に發源し、飛鳥村を經て北流、磯城郡に入り大川に合す、長凡八里。

古事記八釣宮(顯宗)段云、初天皇逢難逃時、求奪其御粮猪甘老人、是得求喚上、而斬於飛鳥河之原。

阿須箇我播みなきらひつつゆく水のあひなも無くも念ほゆるかも、(日本書紀)　齊明天皇

飛鳥川七瀬の淀にすむ鳥もこころあれはこそ波たゝさらめ、(萬葉集)

あすか川淵は瀬となる世なりとも思ひそめてむ人は忘れし、古今集

甘橿岡

飛鳥村大字豐浦に在り、誓盟の神古より此に鎭坐し探湯の事ありし所なり、「弘仁私記云、今高市郡有釜是也」と見ゆ、後世湯釜亡ふと雖神社猶存す。日本書紀、皇極天皇三年、蘇我大臣蝦夷兒入鹿臣、雙起家於甘橿岡、稱大臣家、曰宮門、入鹿家曰谷宮門　甘檮は或は味橿、又甘白檮に作る。甘樫坐神社は延喜式四座並大社と爲し、三代實錄授位の事見ゆ、土俗推古天皇と稱すと云へり　大和志　神祇志料云、甘樫坐神社蓋八十禍津日神大禍津日神神直毘神大直毘神を祀る、(參酌古事記文安三年神名帳注解及社說本社傳說)　此八十禍津日神大禍津日神は伊邪那岐命黃泉國の穢き汚れに依りて成坐る神也、故天下の萬つの禍事惡事は此神の御靈より起り、神直日神大直日神は其禍を直さむとして成坐る神也、故天下の禍事惡事を直し給ひ見直し給ふ御靈に坐り、古事記參取延喜式祝詞　垂仁天皇の御世本牟智和氣御子の爲に、使を遣して甘白檮の前なる葉廣熊白檮を宇氣比枯し宇氣比生し、允恭天皇の御世天下の氏々の氏姓を正し給ふ時に言八十禍津日前に玖珂瓮を居て、其違過まる氏姓を定玉へるも、蓋皆此神に祈りませる也　古事記、日本書紀)

飛鳥神社

飛鳥村鳥形山に在り、延喜式四座并大社と云ふ者是なり。舊雷岡の三諸に鎭坐し飛鳥神と稱す。出雲國造神賀詞に據れば、大物主神杵築宮に靜まり御子賀夜奈流美神の御魂を飛鳥神奈備に坐させて皇孫の近き衛護と爲したまふと云ふ者にして、日本書紀には三諸岳の神は大物主なりとある皆是也。他の二座は蓋味耜高彦根と事代主なるべしと云ふ。神祇志料「日本紀略、天長六年、高市郡賀美郷甘南備山飛鳥社、遷同郡同郷鳥形山、依神託宣也。類聚三代格云、貞觀十六年太政官符、應以大社封戸修理小社事、其祖神者貴而有封、其裔神則微而無封、假令飛鳥神之裔、天太玉櫛玉日瀧加夜鳴比女四神此等之類是也」按ずるに本社鳥形山今甘南備とも稱するは舊地の名を襲くものなり、裔社加夜鳴比女は雷岡の舊境に在來する者を指せり。飛鳥神境に今伊勢八十末社を儲し伊勢神宮に擬せる祠あり、又飛鳥井あり、催馬樂詞に

飛鳥井に宿りはすべしやおけかげもよし御水もよし御秣もよし、

酒槽石は酒谷、本社南方に在り、大石縱一丈五尺横一尺石面に槽七道を彫成す、相傳ふ本社の酒殿にて釀造の遺器なりと。

飛鳥山口坐神社は新抄格勅符安宿山口神、大同元年大和播磨の地十四戸を寄し、三代實錄授位、延喜式大社に列す、今鳥形山の酒谷に在り（大和志縣名勝志神祇志料）

（鳥形山）

飛鳥寺址

蘇我馬子の本願に依りて眞神原に興立し、法興寺又元興寺と號す。續紀に養老二年八月新京に移す事見ゆ、是を平城左京新元興寺に併せたるなり。而も故地には別院を遺して、本元興寺と稱し治安中まで存す、今安居院（眞言宗、號鳥形山、飛鳥大佛と稱する者）の北に本寺址礎石數多あり、擧破して田圃と爲る、院の西に五輪古石塔あり、土俗入鹿墓と曰ふ。元亨釋書に「崇峻元年、蘇我馬子營法興寺、推古十四年寺成、今之元興寺也」とあるはすなはち飛鳥寺にあたる、又玉林抄に元興寺四門の額、南に元興寺北に法滿寺東に飛鳥寺西に法興寺と掛られたりと記す、諸寺興立年を逐ふて成り一地に相並び遂に元興寺の大號の下に攝せしめたる者歟、法滿寺は今其寺名を遺す（眞言宗なりとぞ）色葉字類抄云、元興寺、推古天皇御願、建立於大和國武市郡、號本元興寺、々家緣起云、崇峻天皇第二年己酉、聖德太子與蘇我馬子大臣、武市郡建法興寺。

（法興寺址）

（元興寺址）

日本書紀云、崇峻天皇元年、蘇我馬子宿禰大臣軍敗而退、乃發誓言、凡諸天王大神王等、助衛於我、使獲利益、願當本爲諸天與大神王起寺塔、流通三寶、誓已而進、果殺守屋大連、平亂之後、蘇我大臣、亦依本願、於飛鳥地、起法興寺、又云、是歲百濟國遣使、并僧惠總等、獻佛舍利、又并獻寺工、鑪盤博士、瓦博士、畫工、馬子請百濟僧等、問受戒之法、以善信尼等、付百濟國使、發遣學問、壞飛鳥衣縫造祖樹葉之家、始作法興寺、此地名飛鳥眞神原亦名飛鳥苫田、（苫田/邦音、與鳥形相近似、疑轉訛爲鳥形、）推古天皇十四年、銅繡丈六佛像并造竟、坐於元興寺、金堂設齋。扶桑略記云、推古五年法興寺造了、今元興寺是也、天皇設無遮會供養之、紫雲降覆、合掌日送、語左右曰、此寺感天、故有此祥、但三百年後霜露沾衣、五百年後堂殿亡矣。三十三年、高麗僧惠灌住元興寺、流布三論法門、建井上寺。又日本書紀、皇極天皇三年、中臣鎌子連求可立功名哲王、偶預中大兄於法興寺槻樹之下打毬之侶。齊明天皇三年七月、作須彌山像於飛鳥寺、以設盂蘭盆會。又云、天武天皇元年、大伴連吹負、密與留守司坂上直熊毛議之、謂一二漢直等曰、我詐稱高市皇子、率數十騎、自飛鳥寺北路出之、臨營、乃汝内應之、既而繕兵於百濟家、先使至南門、謂寺西營中曰、高市皇子自不破至、發留守司高坂王及興兵使者穗積臣百足等、據飛鳥寺西槻下爲營、唯百足居小墾田兵庫、運兵於近江、時營中軍衆聞熊叫聲、悉散走、吹負率數十騎、劇來、百足、而殺之、亦高坂王向令從軍焉、遣使於不破宮、奏事狀、天皇大喜、乃以吹負拜將軍。又云、白鳳九年、勅凡諸寺除國大寺二三、官使治、唯、有食封者、先後限三十年、滿則除之、是以飛鳥寺不可關于同法、而官恒治、十四年幸于淨土寺、書紀通證云即飛鳥寺。持統天皇元年、請集三百龍象大德等於飛鳥寺、奉施袈裟人別一領、此以先帝御服所縫作也。元亨釋書云、慧灌高麗國人、入隋受嘉祥吉藏三論之旨、推古三十有三年、本國貢來、勅住元興寺。又云、道昭姓船氏、丹比郡人也、居元興寺、有戒行擧、白雉四年、勅入唐、至長安謁三藏玄奘、承禪法得悟、業成還邦、又止元興寺。三代格、貞觀四年官符云、此寺者佛法元興之場、聖教最初之地也、去和銅三年帝都遷平城之日、諸寺隨移、件寺獨留、朝廷更造新寺、備其不移闕、所謂元興寺是也。平城坊目考云、世俗元興寺と謂ふ小兒を嚇す、是れ元興寺鐘樓靈法師の故事にして、平城京の時に非ず、本朝文粹及神社考にも載せたり、元興寺は平城に移されしと雖その餘堂倉庫等彼鬼頭と高市郡の古寺に遺存す、扶桑略記曰「治安三年十月、入道大相國道長詣紀伊國金剛峯寺、十八日本禮東大寺、興福寺元興寺、大安寺在上寺等、十九日御本元興寺開寶倉、令覽鍾堂鬼頭、忽難探出、依物忌事忙也、亦御橘寺云々」文繁ければ其を摘て、本元興寺鬼の平城にあらざる證とするのみ。

（苫田）

眞神原

又眞神原に作る、飛鳥法興寺の地にて、鳥形山の下なり　日本書紀雄略卷崇峻紀に見

ゆ、漢才伎の住所なり　姓氏錄云、大和諸蕃、眞神宿禰、出自漢福德王也、書紀通證云、倭名抄、兼名苑云、狼一名豺、和名於保加美、蓋大神也、昔明日香地有老狼、土民謂之大口神、故其地名大口眞神原、見風土記、

大口の眞神の原にふる雪はいたくなふりそ家もあらなくに、（萬葉集）

（建興寺址）

豐浦寺址（トユウラテラ）

飛鳥村大字豐浦に在り、飛鳥寺の南に接し、二寺一境を成したる者の如し　本名建興寺（ケンコウ）と云ひ又小墾田寺と云ふ、初欽明帝の時蘇我稻目向原の家宅を捨てゝ精舍と爲し向原寺と稱せしが、物部守屋の焚く所と爲る、廐戶王再興して葛木寺（カツラキ）と號す是也、和銅三年平城遷都の時本寺猶故京に留存し、續紀靈龜二年元興寺を左京に移すとあるは建興の豐浦寺なるべし、而も此寺當時新元興寺に對し元本興寺と稱し、飛鳥寺も亦本元興寺と稱したるごとし　葛木寺と云ふは法王帝說、太子起七寺　中略　葛木寺賜葛木臣と見え、蘇我氏即葛木臣なり　太子傳暦に葛城寺又名妙安寺と曰へり、而して大和志に一故葛木寺、在葛上郡朝妻村、云と說くは採るべからず、葛木寺豐浦寺の一所なることは靈異記并に催馬樂に傳ふる歌詞に徵して明白とす

大和志又云、廣嚴寺、在高市郡豐浦村、舊作向原、又名豐浦寺と、此廣嚴は向原の音カウゲンを轉して後世かく改めたる者のごとし、今も難波池の西に僧堂坊舍ありと、

朝日刺、豐浦寺の西なるや、櫻井に押てや押てや、櫻井に白玉しづくや、云々（靈異記、白壁天皇治天下之表、擧天下而歌之）

葛城の寺のまへなるや、豐浦の寺のにしなるや衣（エノ）波井（ハヰ）にしらたましつくや、云々（催馬樂葛城章）

（向原寺址）

日本書紀云、欽明天皇十三年、蘇我稻目宿禰、淨捨向（ムク）原家爲寺、會疫炎大行、大連物部守屋等奏、以佛像流棄難波堀江、後縱火於伽藍燒盡、（扶桑略記云、向原椋木原也　椋木牟久木也、日本書紀云、舒明天皇之時、山背大兄王向京、而居豐浦寺、持統天皇六年、爲先帝設無遮大會於五寺、大官飛鳥川原小墾田豐浦（五字一寺名也）坂田　三代實錄、元慶六年、太政官下符　大和國司稱、散位宗岳朝臣木村等言、建興寺者、是先祖大臣宗我稻目宿禰之所建也、本緣記文具存灼然、望請宗岳氏檢領、而彼寺別當僧傳燈大法師位義濟所執曰、太政官仁壽四年符偁、彼寺推古天皇之舊宮也、元號豐浦、其故爲寺名、凡厥緣起具在前志、佛法東流最始於此、其田園奴婢施入之田、勅誓堅懇、銘之金盤、頃年堂龕頹破、尊像暴露、綱維不勤、勾當有懈、佛物僧物還致俗用之穴、習而不悛、恐乖御願、又貞觀三年符偁、彼寺本自無有俗別當、而今特置之、寺中諸事觸途爲損、早從停止者、宗我稻目宿禰以家爲佛殿、天皇賜其代地、遂相移易、施入皇宮、稻目宿禰奉詔造塔、然則建興寺之建、出自御願、不可爲宗岳氏寺明矣、官商量宜停氏人檢領之望、不得重致寺家之愁）

（朴井）

櫻（サク）井（ノヰ）

書紀通證云、向原寺今曰廣嚴寺、在豐浦村、傍有井曰櫻井、又名榎葉井（エノハヰ）、續日本紀、寶龜元年童謠曰、

葛城寺の前なるや豐浦寺の西なるや（オシトトトシトト）櫻井に白壁しづくや好壁しづくや（オシトトトシトト）しかせば國ぞ昌ゆるや吾家らぞ昌ゆるや（オシトトシトト）。時井上內親王爲白壁皇子妃、識者以爲井則內親王名、蓋白壁天皇登極之徵也、

按に當時豐浦寺は平城京に移されたれど、舊地の櫻井に因みて此童謠あり。其舊曲は「白玉しづくや」と曰へるを白玉と白壁日龜は音相通するに依り、續紀に載する詞章のごとく改められしにや、催馬樂には白玉と謠ふと曰へば舊曲なるべし。法王帝說裏書云、庚戌春（崇峻帝三年）學問尼善信等自百濟還、住櫻井寺、今豐浦也、又推古紀云、二十年、百濟人味摩之歸化、曰學于吳、得伎樂儛、則安置櫻井、而集少年令習　又按に朴井（エノヰ）と榎葉井は一所にて櫻井に同じかるべし、推古紀、二十四年、掖玖人歸化、先後并三十人、皆安置於朴井。

氏族志云、榎井氏、物部之屬、孝德帝時、有物部朴井連稚子、天武帝時、有朴井連雄君、爲壬申功臣、賜氏上、（日本書紀）本族自是而興、文武帝二年大嘗、直廣肆榎井朝臣倭麻呂代本宗物部氏豎大楯、（續日本紀參取日本紀）是後榎井氏與石上氏、世掌其事、（貞觀儀式）元正帝時、從八位下榎井連挊麻呂賜朝臣（續日本紀）

日　書紀、欽明帝十三年、以向原家佛像、流棄難波堀江。玉林抄云、堀江は豐浦寺の東の佛門の前東、飛鳥川の西の入江是也、今かすかに遺れり、昔は廣くして海にたさひ、浦にこさよせて或は豐浦と云ふ　按に古史難波堀江と明記す、其攝州の津頭を指すこと必然とす、玉林抄の說採るべからず。

豐浦宮址（トヨウラノミヤ）

三代實錄によれば推古帝十一年小墾田新宮に移御ありて十四年元興寺を舊宮に置かれし者の如し、然らば蘇我氏の向原宅豐浦宮元興寺同所たるべし、推古帝豐浦宮に即位したまひ、十一年間の皇居なり

堤なは豐浦の宮につきそめて世々を經ぬれは水ももらさす、（新勅撰集）　貞信公

川原宮址（カハラノミヤ）

河邊（カハヘ）宮同處にして、川原寺の地たるべし、今高市村大字川原に在り、飛鳥川の西岸豐浦の南なり。日本書紀、孝德天皇白雉四年、皇太子（天智）奉皇祖母尊（齊明）往居于飛鳥河邊宮、五年鼠從難波向倭都而遷、又云、齊明天皇元年、災飛鳥板蓋宮、遷居川原宮

川原寺址（カハラデラ）

高市村大字川原に在り、一名弘福寺（グフク）と曰ふ 齊明天皇の造立にして其皇居たり、川原又河邊宮と稱す。日本書紀、白雉四年、畫工狛竪部子麻呂鯽魚戸直等多造佛菩薩、安置於川原寺 天武天皇二年、聚書生、始寫一切經、於川原寺、續日本紀云、天平感寶元年、定諸寺墾田地、弘福寺五百町 三十三所圖會云、淳和天皇弘仁九年、川原寺を弘法大師に給はり、高野より都に通ひ給ふ道の宿りにせられよとの勅ありと、水かゞみに著せり、爾有て寺の東南院に折々住居せしとぞ、其院は程ふるまでも殘りたりしが、定慧和尚の住給ひし西南院は無なりけるよし、玉林抄に見えたり、今は唯名のみ殘りて、幽かに草堂一宇を古跡とす。

（弘福寺）

橘（タチバナ）

高市村大字橘は飛鳥川の上游にして、稻淵の北なり 雄略帝后草香幡梭姫は後名を橘姫と申す此地に居たまふ歟、又用明天皇は橘豐日命と稱したまふ、古歌橘花降里と詠ぜり、聖徳太子一寺を創め今に存す、菩提寺と曰ふ。

橘寺（タチバナデラ）

今佛頭山上宮院（ジヤウグウヰン）と稱し、聖徳太子の像を置く 堂塔舊觀なしと雖僧舍數宇あり、寺傳に用明天皇の別宮址と爲す、或は然らん、天皇は橘豐日と號したまへり 佛頭山（ブツトウサン）は寺傍の丘を曰ふ、丘下池あり 書紀通證云、太子傳曰、推古十四年、皇太子勝鬘經講說之夜、蓮花零降、花長二三尺、而溢方三四丈之地、即於其地、誓立寺堂、是今之橘樹寺也、橘寺興立の事は法王帝說に見え、日本書紀に、白鳳九年、橘寺尼房失火、以焚十房」とあり、元亨釋書に一名菩提寺と爲す、畝割塚（ウネワリヅカ）、建治四年古鐘（泉州淡輪菩提寺）古燈籠等存す、石燈籠は僧舍の側に在り、佛像と十二支を刻めり、銘文なけれど古色多し、世に天下第一と稱す、萬葉集に「橘の寺の長屋の」と云句あり、又「橘の殿の立花」とあり皆此ならん、寺傳に聖徳太子此殿に誕生したまふとも云ふ。

たち花の寺のなかやにわかいねしうなゐはなりはかみあけつらむか、（萬葉集

名にしおはばしばしやすらへほとゝぎす橘寺の夏の夕ぐれ（月清集

いにしへに誰袖の香をうつし置きて花たちばなの寺となしけん（夫木集

今こそは昔の下まで見えずとも空より花のふりしところぞ （新六帖

扶桑略記云、治安三年、入道大相國（道長）次御橘寺、披覽寶物、今日所恨、不求得天雨曼陀羅花、太子講經時之瑞也、次瀬向晩與、次龍門寺

野口荒墓（ノグチ）

橘寺の西大字野口（高市村に屬す）荒墓あり、其所在之墓は元祿中之を以て天武持統の合葬陵に擬したり、石槨あれば棺なし、或は倭彥命の墓と爲せり、之を去る遠からず鬼俎及鬼厠と號する者あり石棺の委棄せられたるを斯く呼び習はす。野口荒陵は近年宮内省諸陵寮論定して大内陵と爲し修理せらる、即天武持統合葬の寢所也と云ふ。

文曆二年四月、高市郡大内山天武帝陵盜に穿鑿せられし事、百練抄、帝王編年記、并に明月記に見ゆ、古事類苑に高山寺文書阿不幾乃山陵記を援く、穿鑿の始末最詳なり、曰く阿布幾乃陵は大内山陵なり、諸陵雜事注文に大和青木天武天皇御陵とあり云々、記云

（阿不幾山）

里號野口□

盜人亂入事 文曆二年三月廿日廿□□兩夜入云

件陵形八角、石壇一通一町許歟、五重也、此五重の峰有森、十餘株、南面有門、門前有石橋、此石門を盜人等纔人一身通許切開、御陵の內、有內外陣、先外陣方丈間許歟、皆馬腦也、天井高七尺許、此も馬腦無繼目、一枚を打覆云、內陣の廣南北一丈四五尺東西一丈許、有金銅妻戶、廣左右扉各三尺五寸七尺、扉厚一寸五分高六尺五寸、石辺はたたきと黒漆、冠木已上金銅扉の金物、大小六、形如蓮花、こふの樹子也、內陣三方上下皆馬腦歟、朱塗也、御棺張物也以布張之入角、朱塗長七尺廣二尺五寸深二尺五寸許也、御棺蓋は木也、朱塗、御棺床の金銅厚五分、居五上を彫透左右尻頭に十二、さりたた尻四に六、御骨首は普通よりすこし大也、其色赤黒也、御脛骨長一尺六寸、肘長一尺四寸、御棺內に紅御衣の朽たる少々在之、盜人取殘物等被移橘寺內、石御帶一筋其形は以銀兵庫にして、以種々玉飾之、石とあり、形如連錢、表手石長三寸、石色如水精、似玉帶、御枕以金銀珠玉飾之、似唐物、其形如鼓、金銅桶一納一斗許歟、居床、其如欄盤、緣少々くりかた一在之、又此外御念珠一連、三尺の琥珀、以銅糸貫之而多武峯法師取了、又香爐中に納めかけこに在之、已上。

又明月記に「天武天皇大內山陵云々、只白骨相、又御白髮猶殘云々、於女帝御骨者、爲犯用銀筥、不弁路頭了」などとありて、大內山の合葬陵たること當時其說ありしを知る、然れども高山寺文書の委細なる檢注に、二帝の御棺又は二帝の御骨のことを見ず、野口里の青木墓の前に大內山陵たりや否やは尙疑ふべし、且延喜式に檜隈大內山陵とし在るに據れば其檜隈の地たること最確實なり、野口の青木墓は飛鳥の橘の地にして山谷相隔て全く別境とす、後の識者の考按をまつのみ。（阿布幾乃山陵記に馬腦石とあるは、石なばセメント以て疊みたるを見て斯く迹へしならん、古墓には往々磚瓦を以て造れることき精巧なる窟室ありと云ふ）

島（シマ）

高市村橘に接し島莊（シマノシヤウ）と云大字あり、古は橘の島と稱したり、帝王編年記に「高市郡飛鳥岡本宮島東

岡地也」と見ゆ、是也 日本書紀云、推古天皇三十四年、蘇我馬子大臣薨、仍葬于桃原墓、大臣則稻目宿禰之子也、家於飛鳥河之傍、仍庭中開小池、乃興小島於池中、故時人曰島大臣 書紀通證云、島莊村有荒墳、疑是桃原墓也、又宅址在同村。桃原（モヽハラ）雄略卷にも見ゆ。

島山にてる立花をうすにさし仕へならはまうちきみたち、萬葉集

島宮址（シマノミヤ）

高市村島莊に在るへし、天武天皇の別宮にして皇太子草壁亦此に御す、日本書紀、天武天皇元年、天智帝授鴻業、乃辭讓之、卽日出家、入吉野宮、自菟道（宇智郡）返、或曰虎著翼放之、是夕御島宮、又云、捷後車駕還于倭京、而御于島宮 白鳳五年天皇御島宮、宴射手、同十年、周防國貢赤龜、乃放島宮池

島の宮勾の池のはなちとり人目に戀ていけにかつかす、（萬葉集）

御立しの島をも家と住鳥も荒ひな行きそ年かはるまて、同上

つれもなき佐太の岡へに君ませは島の御橋にたれかすまはむ、同上

東の多藝の御門にさもらへときのふもけふも召すこともなし、（萬葉集）

ひさひには千たひ參りし東の太寸の御門を入りかてぬかも、（同上）

此の東の瀧の御門と云ふも、島宮の別殿なるへしと思はる、

播磨風土記標注云、島宮の號は天武紀に屢見えて、萬葉集卷二に「高光我日之皇子乃、萬代爾國所知麻之、島宮波毛」、是は天武天皇の皇子草壁皇子の坐し給ひし宮にて、此皇子持統天皇三年四月に薨し給ひしを傷奉れる歌也、然るに爰に天皇とも稱奉れるは、朱鳥元年に天武天皇崩給ひ翌年を持統元年として、其四年に持統天皇位に即き給ひしかば、三年の間は此皇子皇統を繼き給ひし事疑ひなし、然るを明治に追諡に洩たるは日なしき業也、續紀天平寶字二年の紹に「日並知（ヒナミシリ）皇子命、天下未稱天皇、宜奉稱岡宮天皇」と宣ひ、紹運錄には長岡天皇と記し奉れり、日並知皇子とは此草壁皇子を申す、播磨風土記には歴然と島宮御宇天皇とあり。

高てらす吾日の皇子のいましせは島の御門は荒れさらましを、（萬葉集） 島宮 舍人

稲淵（イナフチ）

或は蜷淵（ニナフチ）に作る、今高市村大字稲淵是なり

日本書紀、用明天皇二年に南淵坂田寺とあり、坂田村（今高市村大字）相接す、日本紀略、弘仁十四年、坂田朝臣弘貞改姓、賜南淵朝臣、和名抄、蜷俗訓美奈とありて、姓氏錄云「右京皇別蜷淵眞人、出自諡用明天皇皇子殖栗王也」又續日本紀、藤原宇合子田麿隱蜷淵山、世稱蜷淵大臣 又冠辭考云、和名抄、河貝子美奈とありて古は饗に供し者也、

御食向ふ南淵山のいはほにはふれるは誰れか消わすれたる。（萬葉集）

日本書紀、皇極天皇元年八月、天皇幸南淵河上、跪拜四方、仰天而祈雨 玉林抄云、南淵（ミナフチ）山は橘寺より五丁町許にて、瀧の名所なり。按するに延喜式に高市郡瀧本神社宇須多岐神社あり、共に飛鳥川の水上南淵に在る者ならん。

臼瀧（ウスタキノ）神社は今稲淵に在り、宇佐宮と曰ふ。大和志 類聚三代格に臼瀧は飛鳥神の裔社と爲し、延喜式には、島川上坐宇須多岐比賣命神社とあるもの是也。大和志云、龍福寺、在稲淵村界内、有墓表、文字頗剝滅、其中曰、「二位竹朝臣墓天平勝寶三年歲次辛卯四月三日葬于朝風南一」

日本圖經云、高市郡稲淵村、龍福寺、石浮圖處、有竹野王墓碑、正書四行、前二行各八字（天平勝寶三年歲次辛卯四月廿四日丙）三行一字（子）四行六字（從二位竹野王）又其石浮圖、凡四層、上第一層、高九寸五分方一尺一寸、有半蓋石厚五寸方一尺四寸、（中略）第四層高一尺六寸方一尺四寸五分、蓋石厚七寸方二尺七寸、惟此層有字、正面今不之見、右側有字五、而不可辨、右側僅存昔阿曾三字。

日本書紀云、皇極天皇三年、中臣連鎌子既與中大兄相善、俱手把黃卷、自學周孔之敎、於南淵先生所、通證云、先生失其名、疑南淵朝臣之先也、今稲淵村有神明塚、或謂先生墓也

坂田寺址（サカタデラ）

高市村大字坂田にあるへし 書紀通證云、坂田寺一名小墾田坂田尼寺、萬葉集小墾田之坂田、一書曰司馬達等居址。日本書紀云、用明帝疾病、司馬達子鞍部多須那進奏曰、臣奉爲天皇出家修道、又奉造丈六佛像及寺、天皇爲悲慟、今南坂田寺佛像是也 多武峰略記云、日本紀第二十二、推古天皇十四年夏五月五日、勅鞍作鳥即賜大仁位、因以給近江國坂田郡水田廿町焉、以此田爲天皇作金剛寺、是今謂南淵坂田尼寺矣、太子傳上云、用明天皇二丁未年、佛工鞍部多須奈爲天皇自身出家、造丈六佛像幷坂田寺矣、承安二年八月四日、南淵坂田等永可爲當寺之末寺由、賜長者宣、三年正月晦、彼寺本主木幡寺上座永嚴、以坂田寺流記公驗等永寄進當寺了。司馬達等繼躰天皇の朝に佛像を以て梁國より渡來し坂田原に廬居したる事扶桑略記水鏡及元亨釋書に見ゆ、本邦の佛像最初の所なり、達等の子多須那は河内鞍部の村主と爲り其子を止利と曰ふ、一門力を興法に致す、推古天皇の止利を襃美したまへる詔旨、日本書紀に曰「朕欲興隆内典、方將建佛刹、肇求舍利時、汝祖司馬達等便獻舍利、又於國無僧尼、於是汝父多須那、爲橘豐日天皇出家、又汝姨島女初爲諸尼導者、以修行釋敎、今汝所獻佛又合朕心、此皆汝之功也

小墾田の坂田の橋のくつれては桁より行かむな戀そ吾妹（萬葉集）

歌人寺中世に當り此坂田を板田に誤り換歌多し、扶桑略記八、繼體天皇即位十六年壬寅、大唐漢人鞍部村主司馬達止入朝、即結草堂於高市郡坂田原、安置本尊、歸依禮拜、擧世皆云是大唐神也、然而非流布也

上宮址　聖德太子の上宮は池邊宮（今磯城郡安倍村）の邊なるへしとも思はるれど、扶桑略記云、に日ふ「廐戸皇太子居宮南、稱上宮太子」、今謂坂田寺、是其處也」と豐浦宮の南の謂ならん、書紀通證云、推古元年、立廐戸豐聰耳皇子、爲皇太子、令居宮南上殿、故稱其名、謂上宮太子、今謂坂田寺、是其宮、所見曆錄

岡　高市村大字岡は飛鳥に接し、今岡寺存し古の岡本宮址の地なり。岡は市往岡と稱し、日本書紀には飛鳥之岡と云ひ、萬葉集には高市之岡とも日へり。姓氏錄云、右京諸蕃、岡連、市往公同祖、百濟國王男安貴之後也、鬼神因鬼感和之義、今代謂岡宮、廢帝天平寶字三年改賜百濟公姓

市往岡　或は逝回丘に作る、岡の里の高處の名なり

續日本紀云、神龜四年詔、僧正義淵法師、禪枝早茂、法梁惟隆、扇玄風於四方、照惠炬於三界、加以自先帝御世迄于朕代、供奉內裡、無一咎愆、念斯若人、年德共隆、宜改市往氏賜岡連姓、傳其兄弟。

故鄕豐浦寺尼私房宴歌　丹比　國人

明日香河逝回の丘のあきはきは今日ふる雨にちりかすきなん（萬葉集）

（逝廻丘）

治田神社は延喜式大社列にし今岡村の宮山にある者是なりとは大和志小治田氏敷流なり其中の祖神歟、小墾田を參考すへし」日本書紀、天武帝壬申の亂に「大伴吹負、與近江將大野果安戰于乃樂山、爲其所敗、於是果安至八口、（集解本作八田）登而視京、毎街竪楯、疑有伏兵、乃稍引還」とあり、此小墾田京を望視すへき八口は何地にや、八口の誤りと爲せば八田治田相通ず。

岡本宮址　今高市村大字岡の龍蓋寺境是なり、然れども本宮は或は小墾田宮又岡本宮後岡本宮等、同所異造の皇居なれは其詳今盡し難し、大和志に小墾田宮は豐浦なりと爲せど從ひ難し、龍蓋寺々說に治田神社及寺境は故宮なりと云ふに從ふへし。

小墾田宮址　日本書紀、推古天皇十一年、遷于小墾田宮、朝廷には廐戸皇子攝政し、始て冠位を定め、朝禮を正し、憲法を布き、曆法を頒ち、十六年隋國の使者を延見し、文物典章此時より觀るへし、實に國勢推移の大時運に際したり。

岡本宮址　日本書紀、舒明天皇二年、遷於飛鳥岡傍、是謂岡本宮　書紀通證云、在岡飛鳥二村間、即逝回岡也、萬葉集謂之高市岡本宮。

後岡本宮址　日本書紀、齊明天皇二年、於飛鳥岡本、更定宮地、遂起宮室、天皇乃遷、號曰後飛鳥岡本宮

天武天皇元年自島宮、移岡本宮。

小治田岡本宮址　續日本紀云、淳仁天皇天平寶字四年八月、播磨備前備讃糒三千斛、以貯小治田宮、尋幸小治田宮　五年正月朔、廢朝、以新宮（平城）未就也、暫移而御小治田岡本宮

板蓋宮址　日本書紀、皇極天皇二年、自權宮移幸飛鳥板蓋新宮、齊明天皇元年、即位于飛鳥板蓋宮、是冬災。通證云、在岡飛鳥二村間。按ふに中大兄皇子十二門を鎖し大極殿を圍み蘇我入鹿を誅斬したまへるは本宮の事とす、凡岡本宮の造營は多武峯上に至る迄周垣を繞らし山上に天宮を起し、種々の興立あり、天平寶字中の宮殿も此舊構に依る者ならん、今龍蓋寺に古構門一宇あり、故宮の遺物と傳へり。

長等山風云、東大寺要錄所引龍蓋寺記に據れは、天智天皇岡宮を義淵僧正に賜はりて寺と爲し龍蓋と云ふとそ、此岡宮即岡本宮に同じく、草壁皇子（文武帝父）をも岡宮天皇と稱したる即此宮址に御坐せしなれど、神皇正統記紹運錄などに岡本天皇を長岡天皇と記したるは岡を長岡とも云へるによりて然も稱しならひたるなるへし、色葉字類抄に「岡寺、大炊天皇之時、越前國封五十戶施入」と見えたり。

（岡宮址）

岡寺　法號龍蓋寺と日ふ、寺記、天智天皇二年、後岡本宮を捨て、精舍と爲し義淵法師に附興せらる、本尊塑造丈六二臂の觀音は皆海の作にして、其胸中に天平寶字の聖主念持小像を納れたりと。按に拾芥抄に「龍蓋寺、丈六土佛、高市郡、興福寺末、弓削法皇造立之後未燒」とあるは、三十三所觀音の一にして、即此岡寺なるへし、寺は龍の讖ならん、本寺は荒廢の餘今堂宇の存するもの、卑小にて舊大の狀なけれど、古制を傳へ、其佛殿小樓鼓觀るへし、其他山門僧房等は皆後世の修造也。三十三番第七の札所也、詠歌に

けさ見れは露岡寺の庭のこけさなから瑠璃の光りなるなん。

（龍蓋寺）

元亨釋書云、義淵之幼也、天智帝同皇子鞠育於岡本宮後出家、倡相宗、受其業者、行基道慈良辨宣教隆尊等也、又勅建龍蓋寺龍門寺龍福寺、皆淵之構造也、大寶三年爲僧正、神龜五年寂。

淨御原宮址　高市村大字上居にありと云ふ、上居は淨御を改作せる者なり、大和志書紀通證、日本書紀、天武天皇營宮室於崗本宮南、遷以居是、謂飛鳥淨御原宮、又鸕野皇女（持統）及有天下、居于飛鳥淨御原宮、古事記傳云、書紀「天武十五年改元、曰朱鳥元年、仍名宮曰飛鳥淨御原宮」とあるは

(淨)

トブトリとよむこと、朱鳥の祥瑞の出來たるをめでて賜ひて飛鳥と名つけ賜ふ、大宮の號をトブトリと云ふから其地名に冠せて飛鳥明日香と云ひ、終に枕詞の字を地名に用ひて書くこととなれり、萬葉集名所考云、按に本來の地名は淨にて、宮名に淨御原と負せしにやあらむ、されば歌詞には本のまゝ淨宮ともよめるなるへし略きて云るにはあらず。卷一に「明日香淸御原宮」卷二に「飛鳥之淨之宮」云々、又

妹もあれも淸之河のかはきしのいもかくゆへき心はもたし

細川（ホソカハ）　高市村大字細川は淨御原宮の上方にして、多武峰に接す　天武紀　白鳳五年勅、禁南淵山細川山並莫蒭薪、とある者見也

打手折多武の山霧しげみかも細川の瀬になみのさやける、　萬葉集

冬野

滑谷岡（ナメハサマ）〇日本書紀、皇極元年、葬舒明天皇于滑谷岡　通證云、滑谷岡在冬野、[illegible]二年改葬于押坂陵、

磯城郡

磯城郡（シキ）

磯城は明治廿九年十市式上式下三郡（トイチシキシヤウシキゲ）を合併したる地なり　古磯城縣あり、實に今の郡境に當る。十市(田原本町外八村)式上(三輪村外七村)式下(都村外三村)總て一町二十村郡衙を三輪に置く、西北部は平坦にして、北葛城生駒二郡と水脈を以て分る、其山邊高市二郡の交界は村莊相接す、東南部は多武峯音羽山吉隱山等の山嶺を以て宇陀吉野と相限る、寺川初瀬川此間より發源し西北に流して式下にて皆大川に會注す

磯城縣主は古の大姓にして、其流二あり、一は黒速の裔にて其家綏靖帝以來數代の姻戚たり、孝元帝以降聞ゆる所なし、一は建新川命の族黨なる物部にして垂仁帝以降に起る、譬へば磯城縣は十市縣と接近し十市亦物部一黨の邑なりければ、古書に二氏相混同す、初め神武天皇は磯城縣主兄磯城を誅し弟磯城を以て縣主と爲す、一名を黒速と曰ふ、綏靖帝は師木縣主祖の女河俣比賣を納れ、安寧帝は磯城縣主葉江の女阿久斗媛を納れ懿德帝は磯城縣主太眞稚彥女飯日媛を納れ、孝靈帝は十市縣主祖大目の女細媛を納れたまふ、古事記　大目は日本紀磯城縣主に作る　姓氏錄、大和神別、志貴連、神饒速日命孫日子湯支命之後也　舊事紀云、日子湯支命五世孫伊賀色雄命子建新川命、倭志紀縣主等祖、纏向珠城宮御宇(垂仁)天皇御世、爲侍臣供奉　又云、伊香色雄命兒十市根命、纏向珠城宮御宇天皇賜物部連公姓　又云、十市根大連之子物部印岐美連公、志紀縣主等祖、志賀高穴穗宮御宇天皇(成務)御世爲侍臣供奉、又按ずるに磯城とは石疊の謂なり、工藝志料云、石をならべて垣を成す是を志貴といふ、雄略天皇泊瀬朝倉宮に於て詠したまふ「もゝしきの大宮」と云句あり、則皇居の周垣石を以て疊み築き、城を成したるを云ふ、

磐余（イハレ）(石村)　磐余は本高市郡及磯城郡南部に廣被したる地名なり、然れども耳成川の邊即十市郡を中心となし其四近に及ぼせる者に似たり、故に磐余川磐余池は今安倍村に在り　日本書紀云、神武天皇、望磯城、有兄磯城軍布滿於磐余邑　又云、磐余之地、舊名片居、亦曰片立（カタヰ）及我皇師之破虜也、大軍集而滿其地、因改號曰磐余（イハムラ）　片立又片居今所考なし、古書に石村に作るも同し岩村の略と云ふ。

十市郡（トホチ／トイチ）

明治廿九年廢停して磯城郡へ合す、田原本町外八村なり　和名抄に止保知と訓じ、四郷に分つ、櫻井村は舊城上郡より入れるあるべし　近代は止保知を止伊知に轉したりき、十市郡は古の十市縣にして、日本書紀「孝安天皇皇后、注、一曰十市縣主五十坂彥女五十坂媛也」又孝靈天皇皇后、磯城縣主大目女細媛、一曰十市縣主等祖女眞舌媛也」など見ゆれは磯城の分地なるが如し、又舊事紀に物部氏の一祖十市根命垂仁帝の朝に物部連の姓を賜ふとあり、國郡制置の初に一郡と爲る　十市は遠市の義歟、十は止保に假れるのみ。

池上郷（イケノヘ）　和名抄、十市郡池上郷　埋豬發香、天平寶字五年沽券、十市郡池邊の解文に郡內池上郷と載す、磐余池邊の地にして用明帝宮此に在り、今安倍村香久山村是なり　姓氏錄云、右京皇別、池上眞人、出自諡敏達孫百濟王也　又左京未定雜姓、池上椋人、諡敏達天皇孫百濟王之後也

磐余池址（イハレノイケ）(市師池址)　市磯池（イチシノイケ）とも稱す、今安倍村大字池內香久山村大字池尻ありて、池塘は廢す　大和志　古事記、玉垣宮　垂仁　段、御世等華御子本牟智和氣命、遊狀者、作二俣小舟、浮倭之市師池、幸遊其御子。日本書紀、履仲天皇、作磐余池、又泛兩枝船磐余市磯池、與后妃分乘而遊宴、時櫻花落于御盞　磐余池は一名埴安池と云ふ

櫻さくる室の山風吹ぬらし市磯の池にあまる白波、　夫木集

稚櫻宮址（ワカザクラ）　磐余の稚櫻宮は市磯池の邊に在るべし　大和志に池內(安倍村大字)と爲せり、日本書紀「神功皇后攝政、都于磐余、注、是謂若櫻宮」とあり　古事記傳云、若櫻の名は履仲天皇の宮號にて書紀神功卷に「是謂若櫻宮」と注したるは後人のさかしらに加へたるなり、彼紀に和加には稚字のみ用て若

と書る例なし、然るを又古語拾遺に神功の御世を稚櫻朝と云ひ、履仲の御世を後稚櫻朝と云るは誤なり。履仲紀云、即位於磐余稚櫻宮、天皇泛兩枝船于磐余市磯池時櫻花落于御盞、天皇異之、則召物部長眞膽連、詔之曰、是花也、非時而來、其何處之花矣、汝自可求、於是長眞膽連獨尋花、獲于掖上室山而獻之、天皇歡其希有、即爲宮名、故謂磐余稚櫻宮、其此之縁也。

甕栗宮址（ミカクリノミヤ）

清寧天皇の皇居なり、亦磐余に在り、蓋安倍村池内と云ふ。（大和志）甕栗の義いまだ詳ならず。清寧紀云、設壇場於磐余甕栗、陟天皇位、遂定宮焉

玉穗宮址（タマホノミヤ）

繼體天皇の皇居なり、亦磐余に在り。繼躰紀に（つぬさはふいはれのいけのみなしたふ）の歌詞あり、此宮址も安倍村池内の邊に外ならじ。日本書紀、繼體天皇、遷都磐余玉穗、崩玉穗宮。常陸風土記云、石村玉穗宮、大八洲所馭天皇（繼體）按に玉穗は土地の名に取れる宮號ならん。

池邊宮址（イケベノミヤ）

用明天皇の皇居なり、又雙槻（ナミキノミヤ）宮と曰ふ。大和志、宮址は長門邑今安部村大字安倍にあたると爲せり。日本書紀、用明天皇即位於磐余、名曰池邊雙槻宮（續日本紀、作石村池邊宮）按ずるに雙槻は槻樹の在りけるを以て名つけたる也「用明紀二年、毗羅夫連手執弓箭、就蘇我馬子大臣槻曲（キノクマ）家不離晝夜守護」とある槻曲家も宮傍にある者なるべし、萬葉集には「池の邊の小槻が下の細竹（シヌ）」と詠せり、又「帝葬于磐余池上陵、後改葬于河内磯長陵」と用明紀にあれば、當時宮傍に假殯の事ありし也。

磐余（イハレ）河　用明紀、二年夏四月、御新嘗于磐余河上、此川は耳成川の上流にて、山田寺の奥より發する者也。

磐余（イハレ）野　安倍村香久山の邊ならん、今其名なし。

うま人にいはれの野邊の花すゝきかたよりにのみなひく君かな。　覺雅僧都百首

（高佐士野）　高佐士（タカサジ）野は磐余野と同處ならん、大和志に南浦（今香久山村）に在りと爲す、古事記に神日本磐余彥天皇七媛と高佐士野に遊びたまふ事見ゆ。

山田寺址（ヤマダデラ）

安倍村大字山田（ヤマダ）に在り、華嚴（ケゴン）寺と曰ひ、蘇我倉山田の建營なりき。日本紀、孝德天皇五年、蘇我臣日向、譖倉山田大臣於皇太子、（天智）曰將叛、天皇將興軍圍大臣宅、大臣逃向於倭、大臣長子興志、先是在倭、（謂在山田家）營造其寺、大臣仍陳說於山田寺衆僧、及長子興志等曰、夫爲人臣者、安構逆於君、何失孝於父、凡此伽藍者、元非自身故、造奉爲天皇誓作、今我見譖、身刺而恐橫誅、聊望黄泉、尙懷忠退、所以來寺使易終、時言畢、開佛殿之戸、仰發誓曰、願我生々世々不怨君王、誓訖自經死而。云々多武峰略記云、山田寺法號華嚴寺、蘇我山田石川麿大臣安置十一面觀音像長五尺、長元七年、檢校善妙當大臣之忌日、始修法華八講、堂塔鐘樓經藏等跡、今猶存之。扶桑略記、治安三年十月、入道前相國（道長）云々、次御山田寺、已以入夜、十九日覽堂塔、堂中以奇偉莊嚴言語云默、心眼不及、御馬一疋給僧都扶公、次御本元興寺、開寶倉令覽、中有此和子陰毛、鐘堂鬼頭忽難攫出、依物多事忙也

東大谷日女（ヒガシオホタニヒメ）神社は延喜式高市郡に列す、今安倍村大字山田に在り、大谷八幡（ヤハタ）と稱す。（縣名勝志大和志）書紀通證云、姓氏錄、東漢文直谷宿禰、漢別也

阿倍（アベ）

今阿部生田（イクタ）山田池之内の諸村合併して安倍と改む。姓氏錄云、阿倍朝臣、孝元天皇々子大彥命之後也、書紀通證云、孝德卷阿倍内麿臣、爲左大臣、又有阿倍倉梯麿、二名同人、十市郡阿倍村倉梯村。（今多武峯村大字倉橋）姓氏錄、阿倍朝臣の外に和安部（ヤマトノアベ）臣あり、大春日朝臣同祖、彥姥津命の後なり、是異流にして北葛城郡馬見村大字安部を本貫とするならん、阿部は靈異記にも「自阿部山田道南浦寺内」とありて古より阿なのみ用ゐたり、今安に改むる謂更の業なり。南山巡狩錄に、興國二年辛巳正月、大和の國安倍山の城に於て吉野方官軍楠西阿蜂起す、これより京師に聞え、足利直義佐々木近江入道に下知して發向せしむ、（楠木氏文書）又太平記卷廿六の楠正行挙吉野條に、楠將監西阿といふ人あり、足利本には右楠將監西阿に作る、こゝに見ゆる西阿も同人也、三月廿八日、大和國西阿城合戰あり、足利方渡邊源四郎實戰功ある。（森簡集）此安倍は馬見村歟、又此なるにや、後の分別を期すと云ふのみ

阿部文珠堂（アベノモンジュダウ）

安部村に在り、寺域に古墳多し、今崇敬寺知足院と稱す。寺傳大化中創立、本尊文殊大士、是日本三文殊の一、奥州永井丹州切戸と合せ、其一とぞ、又大日堂あり、寺説に本尊文殊は堂の背なる石窟（イハヤ）の中より顯出すと云ふ。元亨釋書云、承暦三年、沙門覺結廬和州安部山、安部之峯、爲精修之區者、覺之力居多。

香具山（カグヤマ）

今香久山に作る、山邊の諸村を合同して香久山（カグヤマ）村と稱す　山は大字域外に屬し、高凡十七丈、頂を天之指（アマノサシ）と呼ぶ、土質埴土なり、亦埴白埴と日ふ。安倍村の北鴨公村の東なり、藤原宮址は山の西北に接す、此山天香山と稱し或は高山賀久（カク）山に作る。續紀、文武天皇四年、宇尼備、賀久山、成會山陵、及吉野宮邊樹木無故凋枯（此に賀久山と云ふは山陵號と聞ゆれど、賀久山に帝居の陵寢ありしを知らず、不詳）。

春すぎて夏來るらし眞白にそ衣ほしたりあまの香來やま、　萬葉集

萬葉考別記云、大和國は山々四方に廻りたちて國の中は平かなるに、香具山耳成（ミミナシヤマ）山畝火山の三つのみ各獨り立て、其おはひ各一里許づゝあり、物の三足あるが如し、

(天香山)

藤原宮の跡所は此三つの山の中にて、香山へよりし也、扨畝火は高く耳成はそれに次ぎ香具山は中に卑けれど形は富士の山を小さく作れる如くにて、往古四方の麓廣く水木繁く萬足りて美しかりければ、取りよろふ天の香久山とは詠めるなり、又此山の畝尾は西へも引、殊に東へは長く曳わたりけん今は其畝尾の形いささか殘れるが、其畝の本につきて二町四方ばかりの池あり、是ぞ古の埴安の池の殘れるなり、彼池より八町許東北に池尻村池内村てふ里の今あるは古の此池の大きなりし事知る可し、夫は後にかの畝尾を崩し池を埋めて田所とし里居をもなせし者なり、斯れば古の歌に其池を海原見てとも詠み給ひ、且つ彼山々の中に香具山はなだらかにて萬便りあれば、登りて國見をもし給ひけん。

高市崗本宮御宇(舒明)天皇、登香具山望國之時御製

山常には、村山あれど、取よろふ、天の香具山、のほり立、國見をすれば、國原は煙立こみ、海原はかまめ立たつ、うまし國そ、あきつしま、八間跡のくには、(萬葉集)

いにしへの事は知らぬを我見ても久くなりぬ天の香具山、(萬葉集)

天香山は神代卷に載せたれど天上の事とせば論及し難し。釋紀所引伊豫風土記云「伊豫郡、自郡家以東北、在天山、所名天山由者、倭在天加具山自天天降時、二分而以片端者天降於倭國、以片端者天降於此土、因謂天山本也、其御影敬禮本久米寺一」と、亦稽ふる所なし、此久米寺とは大和にも伊豫にも久米の地名あれば孰れとも定め難し。又添上郡春日にも香山の地名ありて雷神を祭る、紀州鳴神郷にも香山神社ありて神代卷の迦具土神八雷神の事と相涉る者のごとし 歌學者流の

(香山)

説に天香山は在所知る人なしと曰へり、亦以ある哉。神武紀に、夢有天神訓之曰、宜取天香山社(注云香山此云介遇夜摩)中之土、以造平瓮、而敬祭天神地祇、則虜自平伏」とありしは正く此地の故事にして、崇神帝の時武埴安彦亦此山の土を取り詛謀を爲したり、蓋上古以來神秘の靈山と做したる故也。又按ずるに萬葉集中大兄天皇御詠に「高山は雲根火ををしと耳梨と相爭ひき」と詠じ、播磨風土記云「出雲國阿菩大神、聞大和國畝火香山耳梨三山相闘、以此欲諫止、上來之時、到於此處、(播磨國)乃聞鬪止」などと見ゆれば、三山爭競とも云ふ故事は一の寓意ある諺なるべし。姓氏録云、香山眞人、出自諡敏達天皇皇子春日王也、又香山連、出自百濟國人達率荊員常也。

天香山神社は香具山の北麓南浦に在り、(大和志、神武天皇天香山社中の土を採らしめたまへるは此所と云、新抄格勅符、天香山櫛眞知命と爲し、延喜式元名大麻呂井天知神、三代實録太麻等野知神と曰ふ。神祇志料曰、延喜式、元名太麻止乃知神の誤にて、蓋太兆の卜事を掌り坐す神なりと。

畝尾神社

延喜式、畝尾都多本神社、今香久山村大字木之本啼澤杜是なり。(大和志、日本紀、神代卷書曰、伊弉冊尊化去、伊弉諾尊哭之、隨而涙、是即畝丘樹下所居之神、號啼澤女命 按ずるに本社は神代の故事に因み後世追祀したる者歟、萬葉集に人命を此に祈る事あれば、當時既に在りし者とす。

檜隈女王怨啼澤神社歌

哭澤のもりに三輪すゑいのれども我おほきみは高日知らしぬ、(萬葉集)

姓氏録云、畝尾連、天辭代命子國辭代命之後也

香山寺は香久山村坂下に在り、今興善寺に改め文殊院と號す、香具山の東麓に居る 帝王編年記に見ゆ八香久山三學院は此歟、天照皇大神の故跡と稱せり。三十三所圖會 日本書紀、神代卷、天照大神怒甚、乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、注云天磐戸在香山。按するに神代の事人世を以て規律すべからざる所多ければ、香山の磐戸、畝尾の樹木の遺跡の如きは、史書撰述の當時既に此地なりと説ける者ありて、斯く注せる如し。

埴安

香具山の麓の古名なるべし、今此名なし。古事記に云、波爾夜須は埴黏なり、字鏡に「埏謂作泥物也、爾也」と見ゆ、香山畝尾の地名なり。

健埴安神社は今香久山村大字下八釣に在り、延喜に畝尾坐健土安社是なり。大和志、著孝元皇子健埴安彦命を祭る、古事記傳神祇志料はこれを以て土神を祭ると爲せど、健の名負ふを見れば皇子なるべし。古事記埴安宮 孝元段云、此天皇娶河内青玉之女名波邇夜須毘賣、生御子建波邇夜須毘古命、この皇子は此に住し給へるより、其名を取りたるならん

埴安池は今香久山村大字南浦に纔に遺る、蓋古の大池の殘りなるへし、磐余池市磯池同所異名なり。按ずるに萬葉集に埴安の御門の原にと詠したるは藤原宮の事なれば香久山の北面にて磐余と異所なるへし。

高市皇子尊城上殯宮之時、柿本人麿和歌、

埴安の池のつゝみのこもり沼のゆくへも知らに舍人はまどふ、(萬葉集)

多武峰

今峯下の諸村を連合して多武峯村と云ふ。古はタムと呼びしを中世以降タウと云ひ、又談武に作るにより、修して談峰談山と爲したり、峰上に藤原鎌足廟あり。この談峰は磯城郡の南隈にして、西は高市郡東は吉野郡とす、澗水北流して倉橋川に入り寺川と爲る。齊明天皇田身の峰上に離宮を造り給ひ持統文武又行幸あり二槻宮と號す、東鑑云、文治元年豫州(義經)從吉野山深峯、向多武峯、是鎌足廟大織

冠詞覧云々。

二槻宮址　日本書紀、齊明帝二年、於田身嶺、冠以周垣、又於嶺上、兩槻樹邊、起觀、號爲兩槻宮。亦曰天宮。通證云、多武峯西北有地名槻木、即宮跡、田身往此日大務、多武峰勝志云、共寺後、増賀上人改葬處也、爲念佛道場、齊明帝兩槻宮址。

談山神社

多武峯上北面に在り。初め大織冠藤原鎌足の墓所に就き、其子定惠、寺塔を建てたり、藤原氏の盛大を極むるや崇重益加はり、供米頗厚し、後稍衰ふと雖徳川氏の時尚寺祿三千石を給したり、祠廟は嘉永二年重修し、壯麗州中の第一たり、大塔は古時の遺構、其餘の堂宇明治維新の際妙樂寺の廢亡と共に多く毀廢に屬す、今別格官幣に列す。

延喜式云、多武峯墓、贈太政大臣正一位談海公藤原朝臣、在十市郡、兆域東西十二町南北十二町。三代實錄云、貞觀五年、大和國、禁藤原氏先祖贈太政大臣多武峯墓、四履之部內、百姓伐樹放牧、大日本史云、初葬鎌足於攝津阿威山、子僧定慧歸自唐、改葬大和多武峰、肖像祀焉、後世國家將有大變、則其像破裂云、注、談峯緣起曰、初鎌足與天智帝、會議和州倉橋山藤花下、謀誅入鹿、因號其地曰談峯、鎌足常謂定慧曰、談峯之爲地也、東連伊勢山、西對金剛山、南界金峯山、北降大神山、其靈勝不下唐之五臺、我百歳之後卜兆域於此、則後裔繁衍矣、定慧歸自唐、營其言遂改葬于談峯、且創伽藍名曰妙樂寺。神社考云、延長四年建多武峯總社、於是勅號曰談山權現。

（談峰）

同合岡巒氣勢騰、煇煌金碧繞廟層、風雲一際君臣業、山背誰論天智陵、　賴　山陽

園城寺古梵宴少、飛鳥宮空佩日、唯有談峰神德在、夕陽金碧照寒山、　越　鐵兜

藤かつら絕ぬ根さしなさゝめける跡もかしこき多武の山寺、　伴　蒿蹊

霞れさ此も檜の峰つゝき芳野川瀨の花の中寺、　飛鳥井雅章

大八洲雜誌云、貞慧法師は藤原鎌足の子にて、日本書紀には定惠に作る、世に貞慧傳の一書あり「白鳳十六年、歲次乙丑、秋九月、經自百濟、來京師也、（中略）以其年十二月廿三日、終於大原之第、春秋廿三、道俗揮淚、朝野傷心」と見ゆ、白鳳十六年は日本書紀天智天皇四年の原注に「定惠以乙丑年、付劉德高等船歸」とあるに符合す、其大原第は高市郡大原の藤原第に外ならし。かくては貞慧多武峰を開きたりと云事も疑ふべく、其事は古くより異說多し、多武峯略記「荷西記云、定慧和尚、天智天皇治天下丁卯（天智六年）生年二十三入唐、天武天皇治天下戊寅（天武七年）歸朝、語弟右大臣（不比等）聞云、大織冠御墓何地哉、答曰攝津國島下郡阿威山也、於是和尚與弟先公契約、即引率二十五人參阿威山墓所、掘取遺骸、手自懸頸、即落淚言、吾是天萬豐日天皇（孝德）太子、宿世之契爲陶家子、云云（陶家とは、多武峯緣起に內臣不病歸居山城國宇治郡小野鄉山階村陶原家とある家を指るなるべし、）故役人荷土、共登談峯、安置遺骸、於十三重之塔之底矣」後記（洛東鳳閣寺の朝の僧千滿撰）云「或記云、白雉四年（癸丑）夏五月十日、定惠和尚生年十歲、隨遣唐使小山上吉士長丹等到長安、天智四（乙丑）年秋九月廿二日、付大唐使劉德高等歸京師、天智九（庚午）年閏九月六日、改大織冠墓廟、移倉橋山多武峰云云、或記云、天智六（丁卯）年、定慧和尚生年二十三入唐、白鳳七（戊寅）年歸朝、同年十月、改大織冠墓廟移倉橋山多武峰、其上起十三重塔云云、或說云、白雉四年入唐、天智六年入唐矣、舊記云、定慧和尚、白雉四（癸丑）年夏五月、隨遣唐使入唐、高宗永徽四年也、在唐習學二十六年、高宗儀鳳三（戊寅）年、付日本使歸朝、白鳳七年戊寅九月也、同年十三重塔云云、已上入唐歸朝改葬起塔之時代、異說如此、但此中荷西記云、與定慧和尚存日記全同、仍實以彼說可爲指南歟」とあり、（後記の或說の白雉四年云云の說は、日本書紀に合へど、其餘はすへて合はず。元亨釋書には、白雉四年の入唐、唐の調露元年己卯即白鳳七年（癸酉をもて元年とす）の歸朝として、習學廿十歲とあるは謬なり、本朝高僧傳にその歸朝を調露元年即白鳳八年（壬申を元年とす）とし、在唐二十七年としたるは、年數をかぞへて改めたるなるべし、是らの諸說を觀るに定惠の多武峰を開きたりとの事蹟も疑ふべし、尚考察すべきことにこそ、もとより高明の裁定を仰くべきことなり。（以上）

妙樂寺趾

大和志云、妙樂寺在多武嶺、號曰護國院、僧定惠建、鎌足公廟、在止堂東。元亨釋書云、定慧大織冠之長子也、慧在唐、大織冠已薨、慧歸朝、與徒周上阿威山、取遺骸改葬談岑、就上構十三層塔。○談峰大織冠像破裂及び大衆蜂起の事中世歷代之あり、中にも其一例、永保元年、興福寺僧數千入多武峰、燒民家三百餘戶、多武峰僧奉大織冠像、逃匿僧房、像破裂鳴動、「罷興福寺別當公範、遂捕首惡繋獄」（大日本史）の如きあり、又降りて[illegible]日記「永正三年八月、京衆澤藏亂入間、國衆者十市箸尾以下南脇衆者悉多武峰楯籠り、攻間に相踏了、廿七日澤藏軒香久山陣替、多武峰の麓の小屋二三所追落、九月四日澤入道惣勢を出し多武峰取懸了、五日曉多武峰沒落、同燒了、言語道斷體也」など僧兵の狀を推知すべし。

飯盛塚　談山廟の下に飯盛塚あり、多武峰少將高光墓と云。（名所圖會）高光は九條右大臣師輔の子村上帝に仕へ文才の名高し、遯世して其祖先の廟山に入り、遂

に近に卒す、正暦五年たり、法名如覺と曰ふ。

音石(オトハ)

今多武峯の東に其大字遺り、倉橋と相接す、音石(オトハ)寺の跡あり、多武峯略記云、音石寺、又善法寺者、千手觀音靈應之地也、勝寶元年沙門心[illegible]建立之、其後天長年中改造之、願主安部中納言入道俗名國香、檜皮葺坊舍廿宇、相分上院下院、坊舍數繁多也、又元興寺僧都明詮來住此地、又高尾峰僧正眞濟來住此地、貞觀十年延安和尙時、永爲當寺之末寺矣。

栗原(アハハラ)

今多武峯村の大字と爲る、粟原寺は後世廢絶し、其鑪盤銘を勒せるもの傳ふるに因り舊事を得たり、古京遺文云、粟原寺鑪盤、今藏多武峰妙樂寺、

寺壹院四至　限東竹原谷東岑　限南太岑
限櫟村谷門岑　限北忍坂川

此粟原寺者仲臣朝臣大島惶々誓願奉爲大倭國淨美原宮治天下天皇時日並御宇東宮敬造伽藍之爾故比賣朝臣額田以甲午年始至於和銅八年合廿二年中敬造伽藍而作金堂仍造釋迦丈六尊像和銅八年四月敬以進上於三重寶塔七科鑪盤矣仰願藉此功德皇太子神靈速證无上菩提果願七世先靈共登彼岸願大島大夫必得佛果及含識具成正覺

按崇峻天皇紀、有鑪盤博士、七科即七層、猶云七層也

倉橋(クラハシ)

多武峯村大字倉橋古は倉椅、古事記 又椋椅 (三代實錄) に作る、多武峰の東口なり、東嶺は宇陀郡と交界し倉橋山又音羽山と曰ふ。日本書紀、天武天皇白鳳十一年、獦于倉梯、三代實錄、貞觀十一年、大和椋(クラハシ)橋山河岸崩、獲鏡一枚、廣一尺七寸獻之。古事記、仁德帝御世、速總別王宇陀へ逃退の時、倉椅山に騰り「椅立の倉梯山をさかしみと」の詠あり、古は磐余より宇陀の通路は此に係り、今の長谷路には非ず。

(椋梯)

椋橋の山を高みか夜こもりにいで來る月の光りさもしき(萬葉集)

遊獵　　大津王

朝擇三能士、暮開萬騎筵、喫臠倶豁矣、傾盞共陶然、月弓輝谷裡、雲旌張嶺前、曦光已隱山、壯士且留連、(懷風藻)

天武紀十二年に倉梯に狩りしたまふことあり、大津皇子の遊獵篇も其時の事にや。

倉梯宮址(クラハシノミヤ)

崇峻天皇の皇居なり　古事記云、天皇坐倉椅柴垣宮　書紀通證云、倉橋村金福寺、是其舊址　名所圖會云、下居(オリヰ)村なり「倉梯山の下居原と云ひ、いみじう庭つくらせ四季に從て叡覽ありけるとぞ」と七卷抄に見ゆ。

(下居)

下居(オリヰ)神社　三代實錄、天安元年梯橋下居下授位、延喜式に列す、姓氏錄云「下家(オリイヘ)連、彦八井耳命之後也」と蓋神武帝の皇子を祭る、今香久山村大字下居の北數町(櫻井村大字下居)に在り。

倉梯岡陵(クラハシノヲカ)

崇峻天皇の御陵なり、延喜式云、倉梯岡陵、倉梯宮御宇崇峻天皇、在十市郡、無陵地　書紀通證云在倉橋村東、今云赤城。山陵志云、多武峯、其東北之麓、是爲倉梯、按崇峻爲賊臣所虐、即日葬之、意其陵不應比他、而今按之頗高壯、蓋非一朝所治、治壽藏當時已成俗、崇峻亦然歟、地傍鑿間甚隘、不獲之兆域、式曰無陵地、其此之謂歟　名所圖會云、倉橋岩屋山、高十三間周廻八十三間窟中に石十あり、高三尺八寸長八尺幅三尺七寸厚九寸鍊石也、窟の廣九尺、

倉梯川(クラハシ)

多武峰音羽山の溪水相合し倉梯川と爲り、櫻井に至り忍坂川と合し、耳成村に至り磐余川を容れ寺川と爲る。日本書紀、天武白鳳七年、竪齋宮於倉梯河上。又萬葉集に「橋立の倉梯川の石のはし」と詠せり。

川邊鄕(カハノヘ)

和名抄、十市郡川邊鄕、訓加八乃倍。蓋倉梯川の邊にて、今の多武峰村是なるべし。

磐余山(イハレ)

安倍(アベ)村と櫻井村の間なる歟、磐余山口神社今櫻井村大字谷(タニ)の西南に在り。日本書紀齊明天皇二年に見ゆる石上山も此地なるべし、延喜式石寸に作る寸は村の略字なり、書紀石上は石寸の誤ならん。齊明紀、二年起宮、曰後飛鳥岡本宮、時好興事、廼使水工穿渠自香山、西至石上山、以舟二百隻、載石上山石、順流控引、於宮東山、累石爲垣。水理を按するに石上は山邊郡の名なれど、穿渠順流の事と相符せず、蓋石寸の誤のみ。

つぬさはふ石(イハレ)村もすきず泊瀨山いつかも超む夜はふけにつゝ　(萬葉集)

(石寸山)

石寸(イハレ)山口神社は天平二年正倉院文書、又新抄格勅符に見ゆ、延喜式、祈年祭六山口社の一にて大社に列す、櫻井村大字谷の西南に在り、縣名勝志、一說安倍村に在り　(大和志)

櫻井(サクラヰ)

櫻井村は古城上郡の地に似たり、延喜式城上郡內の二社今本村に在り、證すべし、地域十市郡と交錯し全く倉梯川の兩岸に跨る。櫻井の名は櫻部の訛にして謂ゆる磐余若櫻部の居邑なり、但推古紀「二十年、百濟人味摩之歸化、曰學于吳得伎樂舞、則安置櫻井、而集少年令習伎樂」とあるは此に非す、豐浦寺の櫻井なり。櫻井の驛舍は戶數五百、鉄道西南方より支線を通し、多武峰初瀨三輪等の集散は本車驛之を專にす、亦四方の小走集なり　拙堂紀行云、櫻井驛、係我藩(伊勢藤堂氏)封疆、邑屋稠密、爲兩方市集、我藩除二伊外、在城和提封五萬石北起城ノ笠置、南千和州多武山下、自爲一縣時、[illegible]本行官廳、掌其政事、治於古市(フルイチ)　櫻井藥師堂は磐余寺と云ふ、又來迎と稱する巨刹あり、殿堂宏壯なり、櫻井町大字淺古の前谷に古墳石槨の露出せる者あり、洞高五尺餘橫四尺餘奥に行くこと八尺八寸、其前面は破壞したれど今其周壁天井を檢するに煉瓦を以て疊成せる

に似たり、實は然らす、磚狀の石塊をはセメントにて築きあげたる者のみ、此種の古墳は多武峰村大字粟原の見寄峠、榛原村(宇陀郡)大字萩原の南山に在り、安倍文殊堂の境內なる洞窟も同種の墳穴とす。(考古學會雜誌)

若櫻神社は延喜式城上郡に列す、櫻井村大字谷に在り(大和志)若櫻部の祖神なり 姓氏錄云、若櫻部造、初去來穗別天皇、盪膳帥、浮兩枝船於磐余市磯池遊宴、是時膳臣余磯獻酒、櫻花忽來浮于御盞、天皇異之、遣物部長眞膽連尋求、乃得於掖上室山獻之、天皇歡之賜姓、

高屋神社は延喜式城上郡高屋安倍神社三座とある者是なり、今若櫻神社(土俗白山社と云ふ者)と同境に在り大和志に上舞臺と云者或は舊址ならん、(櫻井村坤方の高岡にて安倍村の東也)萬葉集舍人親王の御歌に、

(高屋)

ぬは玉の夜さりそ立てる衣手の高屋のうへにたなひくまてに、

祭神は阿部朝臣同祖、膳臣若櫻部朝臣等の祖神なり。姓氏錄、若櫻部朝臣阿部朝臣同祖とありて、膳臣余磯の事は若櫻神社及稚櫻宮の條下に見ゆ、陽村安倍に今大字膳夫あり

耳成

今耳成村立つ、耳成山の近傍を云ふ、大字葛本木原十市太田市等之に屬す 耳成川倉橋川の合流處にて耳成山は其南に在り 日本書記「推古天皇九年、天皇居于耳梨行宮」と見ゆ、大和志木原に在りと爲す。

和名抄、十市郡神戸郷、今其名を失ふ、蓋十市御縣の神戸にして、今耳成村に當る歟。

耳成山

香具山の南に聳ゆる一座の小丘なり、木原の東方に特起し、高十餘丈形狀愛すへし。

日本書紀允恭卷に「新羅人恒愛京城傍耳成山畝傍山」とあるも以あり、當時皇居は飛鳥の八釣に在り。類聚國

史、延暦廿四年、勅大和國畝火香山耳梨等、百姓任意伐損、自今以後莫令更然 大和志云、耳梨山、四面田野、孤峰森然、山中梔樹多矣、因又呼梔子山

みゝなしの山のくちなしえてしかな思ひの色の下染にせん、(古今集誹諧歌)

耳梨池は耳梨畝火香山の三山争競と云ふ古說に因めるにや、萬葉集に耳梨池に鬘兒三人の男に相競はれ我身を沈むと云事小序に見え、其歌に

耳なしの池しうらめしわきもこかきつゝかくれは水は涸れなむ、

耳梨川は磐余川に同じ、耳成山の西を流る、目梨川とも云、

目なし川耳なし川の見すきかすありせは人なつらみさらまし、(六帖)

耳成山口神社は耳成村木原(耳成山の頂)に在り、天平二年正倉院文書新抄格勅符三代實錄等に見ゆ、延喜式祈年祭山口神六座の一にて大社に列す、耳成は本社鎭坐するを以て土俗天神山と稱す。

太田市

耳成村太田市は古の磐余田にして、目原の地なるべし、高皇産靈祠あり。(縣名勝志)

延喜式、目原坐高御魂神社 日本書紀、顯宗卷云、阿閇臣事代、銜命出使于任那、於是日神著人謂之曰、我祖高皇産靈、有預鎔造天地之功、宜以民田奉我、若依請獻我、當福慶、事代由是、還京奏、奉以磐余田十四町、對馬縣主直侍祠。

目原坐高御魂神社 延喜式二座並大社、天平二年正倉院文書新抄格勅符にも見ゆ、高御産靈神及日神を祭る日神は舊事紀對馬縣主等祖天日神(俵速日尊供奉三十二人之一)是なるべし。

十市

耳成村大字十市に十市森あり、謂ゆる御縣神此なり。中世十市氏和州の豪族にして南朝にし屬足利氏に抗す、平城坊目遺考に「十市氏中原姓、或曰縣主、長谷川黨なり、十市山の城に住し春日大宿所隔年勤番」とありて、城址は弓月嶽と云へり、氏族志云、中原氏、初自十市首、自安寧皇子磯城津彥後、然未詳也、舊事紀大臣五部人中、有十市首祖富々侶、是或其先也 朱雀帝時、有左少史十市宿禰春宗、九條殿年中行事記 春宗于大學博士有象、及同姓助教貝思等、圓融帝時改賜姓中原宿禰、孝德朝臣、子孫世任文職、(中原系圖 按三代實錄、陽成光孝朝有助教中原朝臣月雄、蓋是族也)と、此文職中原と土豪十市の關係知れず、又縣主は、古事記云、黑田宮(孝靈)天皇、娶十市縣主之祖大目之女、名細比賣、生御子大倭根子日子國玖瑠命(孝元) 又舊事紀云、伊香色雄命兒十市根命、纏向珠城宮御宇垂仁天皇御世、賜物部連公姓

十市御縣坐神社は十市森に在り、十三社と稱す 大和志 天平二年正倉文書十市御縣神稻一千餘束と見え、新抄格勅符三代實錄に封戶授位あり、延喜大社に別し大和六縣坐神の隨一とす、坂門神社は延喜式に列し今耳成村大字中村に在り

竹田

耳成村大西竹田、平野村竹田に對し東竹田と云ふ 延喜式竹田神社あり、上人三十八所社と呼ふ、大和志、竹田川邊連の祖火明命を祭るならん、萬葉集に竹田莊あり

坂下郎女從竹田莊贈賜女子大孃歌

うちわたす竹田の原になくたつのまなく時なく吾戀ふらくは、

姓氏錄云、神別天孫、竹田川邊連、火明命五世之後、仁德天皇御世、十市郡刑坂川之邊、有竹田社、因以爲氏神、同居住焉、錄竹大美、供御箸竹、因茲賜竹田川邊連。

飫富郷

和名抄、十市郡飯富郷、飯は飫の誤なり、古來沿用す、今多村及び平野村の南部是なり

（平野村北部及び田原本は古の城下郡の地歟）多神社あり、意保臣の祖神也〔古事記〕白檮原宮（神武）段云、御子神八重耳命者、意富臣祖〔姓氏錄〕多朝臣、出自謚神武天皇子神八井耳命之後也。大日本史氏族志云、多臣、景行之時、有多臣祖武諸木、從西征有功、天智之 有多臣蔣敷、其妹嫁百濟王子豐、壬申之亂、美濃、八磨郡湯沐令多臣品治、從天武帝有功、十二年多臣改賜朝臣、〔日本書紀〕以從四位下太朝臣安麻呂爲氏長、即撰古事記者也〔續日本紀古事記序〕

多（オオ）神社

多村大字多に在り、延喜式多神社、又彌志理都比古神社二座とある是。綏靖皇兄を祭る、書紀通證云按彌志理都比古身知彥也、神八井耳知身之才、而克讓之謂歟、綏靖紀云、與兄神八井耳命、知庶兄手研耳命藏禍心、遂殺之、神八井耳命服其勇、讓曰吾當爲汝輔、奉典神祇者、是即多臣之始祖也〔神祇志料云、本社は神武天皇を非祭して二座と爲すさて、初神八井耳命弟建沼河耳命に吾は兄なれども汝命を扶けて忌人となり、天神地祇の神事を知りて仕奉らむ、汝命上として天下知しめせと詔して御身を退き給ひき、故彌志理都比古命と稱なりき〔古事記〕參取多大明神社記、聖武天皇天平二年神は租稻一萬六百九十束を祭神及神官酒料に充たり〔東大寺正倉院文書〕平城天皇大同元年大和播磨遠江六十戸を寄す〔新抄格勅符〕

皇子神命神社は延喜式多神社四皇子の一なり、今本社の西南に在り、〔大和志〕姬皇子神社は延喜式多神社四皇子の一なり、今本社の東に在り　小杜神命神社は延喜式多神社四皇子の一なり、今本社の東南にて下社と稱す　屋就（ヤツキ）神命神社は延喜式多神社四皇子の一なり　今本社の西大字大垣に在り　子代（コシロ）神社は延喜式に列す　多村大字千代に在り亦多神の苗裔なるべし。

秦樂寺（シンラクジ）

多村大字新莊（ハタノシヤウ）に在り、小堂字なれど建築觀るべし、蓋中古の遺構と云ふ、樂戸秦氏の氏寺ならん。（杜屋參看すべし）

新口（ニイグチ）　多村の大字なり、建武二年吉水院文書に新口莊とある此なるべし、近世劇部に新口の民忠平大坂の妓梅川に狎る事を傳稱す。

子部神社（コベ）

今平野村大字飯高に在り、延喜式、三代實錄に列し、蓋小子部連（チヒサコベ）の祖神八井耳命を祭る。

雄略紀、六年、天皇欲使后妃親桑、以勸蠶事、爰命蜾蠃聚國內蠶、蜾蠃誤聚嬰兒、奉獻天皇、天皇大咲、賜嬰兒於蜾蠃、曰汝宜自養、蜾蠃即養嬰兒於宮牆下、仍賜姓爲少子部連　通證云、舊事紀曰蜾蠃有子、蜾蠃育之、蜾蠃取他子爲己子、因此爲名、按ずるに姓氏錄に異說あり、子部、火明命三世孫、建刀米命之後也、又舊事紀云、天火明櫛玉饒速日尊四世孫、天戸目命、子部神社の西に百濟川あり、舒明帝川邊に百濟大寺を建て玉ひし時、子部神祟あり、三代實錄曰、子部大神、在寺近側、含怨讒燒寶塔云々。

飯高（イヒタカ）堂　今瑞華院と稱す、小堂字なれど亦中世の構造なれば樣式參考すべし、秦樂寺と一對の古刹なり。

野倍（ヤベ）

多村大字矢部（ヤベ）あり、萬葉集に屋部坂あり、此歟、日本後紀には、於保美野にたゞに向へる野倍の坂」の謠あり、於保美野は多宮なるべし、即皇居に比興し、野倍は桓武御諱山部と相近し、

寶龜四年天皇（桓武）爲皇太子、天宗天皇（光仁）心懷猜機、遂廢他戶天皇、初有童謠、識者以爲天皇踐祚之徵、

於保美野にたゞに向へる野倍の坂いたくなふみそつちにはありとも。〔日本後紀〕

田原本（タハラモト）

田原本町は十市郡の北限にして、式下郡界に在り、古は城下郡の地なるべし　和名抄、城下郡賀美郷歟、田原本に德川幕府の時旗本交代寄合平野氏の陣屋あり、五千石高を知行す、今田原本町及平野（ヒラノ）村是なり。故に田原本は今に市店六百戸、小繁華の邑なり

城下郡（シキノシモ）

後世式下（シキゲ）に改め、今磯城郡へ合併す、延喜式、和名抄、城下郡訓之岐乃之毛とあり、

磯城の北部を分割したる者にして和名抄六郷に分る、後其大和郷は山邊郡へ入り、賀美郷は十市郡へ入る、磯城の上下二郡は續日本紀天平勝寶二年の條に初て出づれど、尚其以往に分割せられしならん、明治廿九年式下（シキゲ）郡四村を磯城郡に合同す、本郡は古の城下郡なるが何の世より文字を改めたる歟詳ならず、和州平坦地の最中に居る、北は佐保川を以て生駒郡に界し、西は百濟川を以て南葛城郡に界し、東南二面は山邊郡及舊式上十市の地と錯雜す、初瀨川寺川飛鳥川（一名遊副川）の三水南より來り、各自に佐保川に注く地勢卑低なり。

黑田郷（クルダ）

和名抄、城下郡黑田郷、訓久留多、今都村大字黑田あり是也、孝靈天皇此地に都邑し御子を彥國牽命と申す、牽古事記玖琉に作る、黑田の久留と相因る所あるが如し、

盧戸宮址（イホトノミヤ）

孝靈天皇の皇居なり、書紀に、遷都於黑田、是謂盧戸宮」とありて、大和志に宮址は都森即是なりと爲す。〔書紀通證〕

都森（ミヤコモリ）は都村大字宮古と黑田の間に在り。

すきゆかん三輪の山邊をしるしにて宮古のもりの名をな忘れそ、〔夫木集　祐擧〕

富都（ソフ）神社は延喜式に見ゆ、大和志富本（トミモト）〔今都村大字〕に在りと爲す、蓋村屋坐彌富都神の裔社なり。

鏡作郷（カヾミツクリ）

和名抄、城下郡鏡作郷、訓加加美都久利、〔部上殿美〕今都（ミヤコ）村大字八尾及川東村の西

部にあたる如し、鏡作諸社は八尾及び川東村大字小坂に存す

鏡作神社　神祇志料云、今鏡作郷八尾村鏡池の側に在り、蓋鏡作連の祖天照國照火明命を祀る、(神宮雜例集)火明命の子天香山命を鏡作の遠祖とす、延喜式鏡作坐天照御魂神社是なり、舊事記と併讀すへし、天平二年正倉院文書、鏡作神戸祖稻百餘束、大同元年新抄格勅符大和伊豆の地十八戸神封に充たす。鏡作伊多神社は延喜式に列す、今都村字保庄に在り、縣名勝志　又鏡作麻氣神社同じ、式内なり、今川東村大字小坂に在りと云(大和志)

三宅郷（ミヤケ）

和名抄、城下郡三宅郷、訓美也介。今三宅村再興す、黑田郷の西北に接す、川西村も本郷に屬したる歟

仁德紀云、纒向珠城宮御宇(垂仁)天皇之世、科太子大足彦尊、定倭屯田也、是時勅旨、凡倭屯田者、毎御宇帝皇之屯田也、其雖帝皇子、莫御宇不得掌。

父母にしらせぬ子ゆへ三宅道の夏野の草をなつみ來るかも(萬葉集)

結崎（ユフサキ）

今川西村と改む初瀬川寺川遊部川の滙集する所にして、其西方に在ればならん、川東村あり之に對す、結崎唐院は川西村の首部なり　觀世系圖云、觀世之先、伊賀服部氏之子、幼名觀世、爲春日社掌、領結崎、(大和　更曰結崎清次、號觀阿彌、其子元清伎能絶特、鹿苑大相國嬖之、寵幸最渥敍從五位、號大夫、薙髮曰世阿彌、乃新爲謠曲、有序破急、稱于當世。按に觀世家は杜屋の樂戸秦姓服部氏の末なるべし、伊賀服部と云ふは附會のみ。

(絲井)

絲井（イトヰ）神社は結崎の結城市場に在り、今春日と稱す(名所圖會)　絲井は日本書紀安寧卷に絲井媛、應神卷に糸媛、(古事記糸井比賣)敏達卷に絲井王あり、此地に因みあり。姓氏錄云、大和諸蕃、絲井造、伊蘇志臣同祖、新羅天日槍命之後也、蓋結崎の古名也。比賣久波（ヒメクハ）神社は延喜式に列せり、今唐院の敎塚（ヘウツカ）に在り子守（コマリ）社と稱す(名所圖會縣名勝志)

室原郷（ムロハラ）

和名抄、城下郡室原郷。今川東村（カハヒガシ）なるへし萬葉集に「日本（ヤマト）の室原の毛桃」とあるは此歟一説川東村大字唐古に室原の名ありと。(縣名勝志)日本書紀、孝德卷に「遣使大唐、以室原首御田、爲送使」

淹知（アムチ）

川東村大字海知（カイチ）あり、古は淹知（アムチ）海知（アマチ）なるを改めたる歟、大和志海知に恩智神社ありと爲す。又山邊郡二階堂村大字菴治あり郡界に接せば古は本郡の地歟、靈異記に十市郡菴治村、今昔物語にも十市郡庵治村鏡作部なと見ゆ、十市式下二郡亦相隣る、要するに古淹知氏の邑此邊にありける事明なり　姓氏錄、菴智造、額田部湯坐部同祖、天津彦根命十四世孫建凝命之後也　古事記云、天津彦根命者、倭淹知造等之祖也。延喜式倭恩智神社あり、是は河内恩智神社と分別する爲め倭字を冠する者也

村屋（ムラヤ）

今川東村大字藏堂（ザウダウ）に村屋神社あり、此邊の古名なり。天武紀壬申亂の時近江將犬養連五十君中道を經由し杜屋に陣する事見ゆ、當時山邊各麓の一線を上道と云ひ、(初瀬川東)之に對して城下十市の低野を通ずるを中道と稱したる者の如し、即奈良方面より飛鳥京に向ふ路程とす、今上道あれど中道なし。延喜式に樂戸郷杜屋（モリヤ）あり、村屋の一稱ならん。雅樂寮式云、凡四月八日七月十五日齋會分、充役樂人、於東西二寺非寮、官人詣寺檢校、前會三日、官人史生各一人、就樂戸郷簡充、原注在大和國城下郡杜屋村。大和志を按ずるに同寺現在の古鐘の銘に「城上郡森屋郷新樂寺建保三年四月鑄」とありとぞ、新樂寺は今多村の奏樂寺を曰ふ、此寺は樂戸秦連の氏寺にして、郡郷の

(杜屋)

所管亦昔相異なるは、境域の移動に因れる歟、村屋神社は延喜式、村屋神社二座、大和志藏王堂に在りと云ひ、神祇志料今彌富都比賣神社域内に在り、舊村退轉したるにや、又初より彌富都の齋社にや詳ならす

彌富都比賣（ミフツヒメ）神社は延喜式に列し、今藏王堂森屋社と日ふ　大字藏堂（ザウダウ）者是なり、式下郡の大社なり　神祇志料云、大物主神の妻三穗津姫命を祀る、三輪社の別宮也　日本書紀大三輪社鎭座次第　初大物主神大神の命に歸順する時事代主神と共に八十萬神等を天高市に會集へ天に上り坐き、茲に高皇産靈尊勅給はり汝若し國神を妻とせば吾猶汝を疏る心有と思はむ、故今吾女三穗津姫を配せて汝が妻とせむ、今より後八十萬神を領て永く皇孫命を護れと詔を還し降らしめき　天武天皇壬申の亂、將軍大伴吹負金綱井に軍する時、村屋神祝に託て陰に軍威を佑給へり、依て進て之を制らしむ(日本書紀　村屋神は即彌富都比賣命也、延喜四時祭式)聖武天皇天平二年神戸稻祖五十四束を以て祭神及神甞酒料に充しむ　東大寺正倉院文書)久須々美神社は延喜式に列す、今彌富都比賣社内に在りと云、神祇志料　服部神社は延喜式二座とあり、樂戸秦（ハト）氏の氏神たるべし、舊川東村大字大安寺に在り波登社と云へり、今彌富都比賣社内に移す。

(藏堂)

堅鹽（キタシホ）

堅鹽は今河内國中河内郡堅上村堅下村(舊大縣郡)にも此名あり、安寧天皇々居は片鹽浮穴宮と稱す、舊說葛下郡に宮址を充てたるは固より徴證なし、河内堅鹽稍信に庶幾し、然れども大和亦岐多（キタ）志太神社あり、是神名に非ず地名に似たり　書紀通證云欽明天皇妃堅鹽媛、(蘇我稻目女)孝德紀曰、忌稱鹽名改曰堅鹽、延喜式、城下郡有岐多志太神社、萬葉集堅鹽　普訓加・志保　縣名勝志云、岐多志太神社川東村大字

大木の大鼓地に在り。

阿刀

今川東村大字坂手の邊の舊名也（書紀通證云、城下郡阿刀村、在坂手村東南今廢　日本書紀、敏達天皇十二年、召葦北國造阿利斯登子于百濟、饗館於阿斗桑市、使住日羅、供給隨欲。按するに河内澁川郡又阿部の地あり、日羅阿斗桑市館は澁川に非ずや、雄略紀、七年倭國吾礪廣津邑は正く此なり、

鹿の音に皐のいほりも露けしてなみた流るゝ阿刀の村里、（相摸家集）

姓氏錄に據れば攝津國にも阿刀の地ありし者の如し、又其氏號に寶來津氏あり、

池

川東村大字法貴寺の古名なり、池大宮今同所に存す、（縣名勝志　延喜式に池坐朝霧黄幡比賣神社と錄し又池社と云ふ、（令集解延喜式、大同元年池神社封三戶を充たる事新抄格勅附に見ゆ。

坂手池

川東村大字坂手、通證云、池水今涸、爲田畝、堤則屬于十市郡竹田村、日本紀纂行卷曰、造坂手池、即竹蒔其堤上。

韓人池

今川東村大字唐古に在りと云ふ（大和志）應神紀、武內宿禰領諸韓人等作池、因以名池、曰韓人池、

輕島の明の宮のむかしよりつくりそめてし韓人の池（夫木集）　衣笠　大臣

城上郡

（式上郡）

後世式上に改め明治廿九年停廢して磯城郡と爲す。城下の東十市の東北に接し初瀨川の上游なり、三輪山中央に立ち東境は山嶺を以て宇陀郡と相限る　延喜式和名抄、城上郡、訓之岐乃加美とあり日本紀皇極卷に志紀上郡とあれば其の比の分郡なるべし。（磯城郡參看）古城上は或は今山邊郡の地と混同し山邊の名を稱す、蓋石上山より三輪山一帶の高地其通路を上道（天武紀に見ゆ）と號し、因りて其間を山邊と命名したるなり、山邊道上陵に城上郡に屬し、靈異記に山邊郡磯城嶋村の私語あるが如き以て證すべし。

磯城川は初瀨川の一名なるべし、今城島村と三輪村の間に此稱ありし歟、城島即古の磯城島にあたり初瀨川其北を限り、刑坂川（一名寺川）其南を繞る　日本書紀應神卷、武內宿禰弟甘美內宿禰讒言于天皇、武內宿禰有望天下之情、天皇勅兄弟令請神祇探湯、是出于磯城川邊、爲探湯、武內宿禰勝之。

式上郡は即城上郡に同し、和名抄、城上郡八鄕今三輪村外七村、明治廿九年磯城郡を復し、式上式下十市を合同す。

大市鄕

和名抄、城上郡大市鄕、訓於保以智、大市は崇神紀に「倭迹々姬命、葬於大市、號箸墓也」とありて今織田村にあたる、大字箸中に御墓存す　姓氏錄云、諸蕃任那、大市首、出自任那國人都怒賀阿羅斯止也　大倭神社注進狀云、井神社在城上郡、所謂大市長岡、今狹井社地是也　又姓氏錄云、諸蕃、長岡忌寸、已智同祖諸齒王之後也。（已智出自太子胡苑の穴師兵主神社參看。

狹井

狹井は一所添上郡奈良町の南に故蹟を存す、相參考すべし　延喜式、城上郡狹井坐大神荒魂神社。神祇令云、季春鎭花祭、義解曰、謂大神狹井二祭也、在春華飛散之時、疫神分散而行癘、爲其鎭遏必有此祭、故曰鎭華、大和志云、狹井溪源自三輪山、遶狹井寺跡、至箸中村、入纒向溪。

狹井神社　神祇志料云、狹井坐神五座、今三輪神社の北、狹井溪南にあり、花鎭狹井神社と云、相州舊跡幽考大和志名所圖會）古之を佐爲神と云ひ　東大寺正倉院文書新抄格勅符　大物主神の荒魂（令集解延喜式）及和魂井御の御子事代主命媛蹈鞴五十鈴姬命妃勢夜多良比賣命を祭る、即大倭社の別社とす　大倭社注進狀參取古事記　聖武天皇天平二年神戶租稻三百九束を以て祭料とし、東大寺正倉院文書、平城天皇大同元年神封二戶を充奉る。

笠縫

後世其地を失ふ、蓋織田村大字茅原に在るべし。（史學雜志）大和志、十市郡新木村と云ふも明徵なし、名所圖會、三輪社の南三町と爲す亦證なし、神樂歌に「笠ゝ淺茅原」の語あり笠縫淺茅原の訛ならん今の茅原是のみ、崇神垂仁兩帝の皇居に遠からず。日本書紀、崇神天皇、以天照太神託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、又（垂仁紀）云、倭姬命以天照大神、鎭坐於磯城嚴橿之本而祠之、然後隨神誨、遷于伊勢國渡遇宮。延曆儀式帳云、美和乃御諸原爾造齋宮始奉支。茅原は三輪山の北狹井川の東なり、崇神帝卜問の所之に同じ、日本書紀云、崇神天皇幸于神淺茅原、而會八十萬神以卜問之。又（顯宗紀）弘計王曰、倭者彼彼茅原淺茅原弟日僕是也、弘計天皇の辭によれば茅原と笠縫は二名一所たる事明白なり。

（淺茅原）

箸墓

箸箸古字同じ、土師と音義相通す。今織田村大字箸中の路傍に在り、迹々日百襲姬（孝元皇女）の御墓なり、天武紀、壬申亂の時山邊の上道箸陵に兩軍會戰の事見ゆ、亦此と爲す。日本書紀（崇神卷）云、倭迹々百襲姬命、爲大物主神之妻、然其神常不見、而夜來矣、姬曰明旦仰觀威儀、大神曰吾入汝櫛笥而居、願勿驚、姬心密異之、待明以見櫛笥、有美麗小蛇、則驚之叫啼、時大神忽化人形、仍踐大虛、登御諸山、爰姬悔之、隱居、則箸撞陰而薨、乃葬於大市、故時人號其墓、謂箸墓者、是墓也日也人作、夜也神作、故運大坂山石而作、則自山至于墓、人民相踵、以手遞傳而運焉。

芝村

三輪村の北に接し、德川氏の時邑主織田氏一萬石の陣屋あり、近年芝村茅原等合同して織田村の號を立つ、舊主に因む者なり、初め織田長益

長五年東軍に屬し戰功を以て大和地二萬石を加封せられ、元和中二子に分ちて戒重柳本の二所に居きて分藩す、長政の後丹後守長清正德三年幕府に請ひて陣屋を芝村に移す、子孫相襲で明治の初に至る。

大神郷（オホムチ・オホミワ）

和名抄、城上郡大神郷、訓於保無知。今三輪村大字三輪是なり、三輪山あり大神鎭坐し古來國家の崇奉する所也。三輪の名義は古事記及姓氏錄舊事紀に結苧三縈の故諺を錄す、然れども酒瓮なる水曲なる古語に輪と云ふ、此地初瀨川の迂曲處にあれば水曲の謂先起り、其山に名づけ其社に及ぼし遂に祭神の酒瓮に及ぼしたる者歟、此地美酒を出し神靈も酒を愛したる事三輪大神宮の條に參考すべし。又神字を美和と訓むは、日本紀貴字を牟知と訓むと同義なり、地名に神字を無知と云ふ例多し。古事記傳云、和名抄大神を於保無知と云ふ、美を無と云も古俗なり、知は和の誤ならん、此氏人は垂仁卷に三輪君祖大友主、舊事紀、太田々根子命之子大御氣持命其子大鴨積命次大友主命、此命磯城瑞籬朝へ崇神御世賜大神君姓、姓氏錄云、大神朝臣、大國主命之後也、初大國主神娶三島溝杭耳之女玉櫛姫、夜未曙去、來曾晝到、於是玉櫛姫績苧係衣、至明隨苧尋覓、經於茅渟縣陶邑、直指大和國御諸山、還視遺苧、唯有三縈、因之號姓大三縈

美和河　古事記、朝倉宮（雄略）段云、天皇一時遊行到於美和河之時、河邊有洗衣童女、名謂引田部赤猪子。

　大神大夫任長門守時集三輪河邊宴歌

三諸の神のおばせる泊瀨河水尾したえずはわれ忘れめや、（萬葉集）

泊瀨川は三輪山（即三諸）の東北上之郷村より發源し、山南を繞りて山の西を北へ流れ去る、大神郷にて之を三輪河と云、謡曲鉢木云、駒とめて、袖打拂ふ陰もなし、佐野のわたりの雪の夕ぐれ、兩樣によみしは大和路や、三輪が崎なる、佐野の渡り、是は東路の佐野の渡云々。

三諸山（ミモロヤマ）（三輪山）

後世專ら三輪山と稱す、三輪村の東、初瀨村の西、孤峯峻拔にして林木青葱たり。日本紀神代卷一書云、大己貴神、問幸魂奇魂、汝欲何處住耶、答欲住於日本國之三諸山、故即營宮彼處、使就而居、此大三輪神也。又崇神卷云、天皇勅豐城命活目尊曰、汝等二子慈愛共齊、不知曷爲嗣、各宜夢、朕以夢占之、於是兄豐城命、以夢辭奏曰、自登御諸山、向東而八回弄槍、八回擊刀、弟活目尊以夢辭奏言、自登御諸山之嶺、繩絙四方、逐食粟雀、則天皇相夢、謂二子曰、兄則一片向東、當東國、弟是悉臨四方、宜繼朕位、立活目尊、爲皇太子、以豐城命治東。

　三諸つく三輪山見ればこもりくのはつ瀨の檜原おもほゆるかも、（萬葉集）

日向神社は延喜式、神坐日向神社、三輪山の巓にあり高宮日向王子と稱す、大神の奇社なり。（大和志神祇志料）

玉列神社は延喜式刊本或は玉烈に作る、今三輪山の南に在り、朝倉村大字慈恩寺に屬す、大神の奇社なり。（大和志）

大神大物主神社（オホムチオホモノヌシ）（三輪社）

三輪山の西面に鎭坐す、又三輪社と稱す、今官幣大社に列し、神域三百町、鬱蒼たる靈境なり。斯神崇神天皇の世に著れ大己貴神一名大國主の御魂を祭り、大物主神と號す。惟ふに斯神國土修成の功業あり、子孫盛大なるを以て初より此地に祀祭せられ、崇神帝禮典を盡し神子をして之に侍祠せしめ、威德益加はる。本社今神殿あれども、前年まで鳥居樓門拜殿のみありて神の宮室なし。奥儀抄曰、大三輪は祭の日茅の葉を三くりて岩の上に置てそれを祭る、社のおはさぬを怪しさて作りければ、百千鳥飛來てついき破り踏みこぼちて去にける、それより神の誓と知りて社は造らざりしと也、云々。古事記傳曰、大三輪社は崇神の御世に始て建たるが如く聞ゆれど然には非ず、白檮原宮の（神武）段に美和之大物主神と見え、下文に「至美和山而留神社」とあるも往昔の事なるをや、さて此社今世には御殿はなくしてただ山に向て拜むはいかなる故歟、古は御殿ありつと見えて、即書紀この御世の御歌に「彌和の殿の、あさ戸にもおしひらかね、彌和の殿戸を」と詠みたまひ「開我宮門」など見ゆ、又日本紀略、長保二年、大神社寶殿鳴、童蒙抄、三輪社に參り祈り申程に其社の御戸を押開き見えたまふなど見えたり。中世三輪大明神二十二社の第五に列し、和州一宮と稱せり。令義解云、天神者伊勢山城鴨住吉神等類也、地祇者大神大倭葛木鴨出雲大汝神等類是也、

日本書紀云、崇神天皇御世、國內多疾疫、民多死亡者、天皇乃幸神淺茅原、而會八十萬神、以卜問之、是時神明憑倭迹々日百襲姫命曰、天皇何憂國之不治也、若能敬祭我者、必當自平矣、天皇問誰神也、答曰大物主神、大己貴別名　時隨敎祭、然無驗、天皇祈之、夢大物主神曰、以吾兒大田々根子、令祭吾者、則立平矣、亦有海外之國、當歸服、天皇布告天下、求大田々根子者、得諸茅渟縣陶邑、即以爲祭主、於是國內漸謐、天皇以高橋邑人活日、爲掌酒、活日奉神酒獻天皇、仍歌之曰

　このみきはわがみきならず椰磨等なす大物主のかみしみきいくひさいくひさ

又云、雄略天皇御世、吳國使獻漢織吳織及衣縫兄媛弟媛等、以衣縫兄媛、奉大三輪神。天平二年東大寺大税帳、大神神戶穀式百壹拾漆斛。新抄格勅符、天平神護元年、大和攝津遠江美濃長門地百六十戸奉充神封、櫁日

本社、天平九年遣使於伊勢神宮大神社、以告新羅無禮狀。三代實錄、貞觀元年正月大神神授從一位、二月授正一位。延喜式、出雲國造神賀詞云、大巳貴命和魂を八咫鏡に取託て倭大物主櫛𤭖玉櫛と名を稱て大御和の神奈備に坐。（縣名勝志云、三輪神寳鐵鏡二面あり經各一尺厚六分許古色蒼然掬すへし上古の物たる疑なし）

大三輪寺址（オホミワノ）　倭路記云、三輪大明神の大鳥居の邊茶屋多し、鳥居に入て行て北の方に大三輪寺あり、寺内に若宮おはします、此處は慶圓法師（長和三年天台座主慶圓にや）開基、其東に三面大黑天あり、又三輪山南に平等寺あり。天文二十二年吉野詣記、廿八日柳本太神にまゐりて、おなし川を渡り檜原大御輪寺にまいりたりしに、寺のさまうるはしくよのつれのつくりさまにあらす、くさびなといふものも用ひす造れるさまものかたりせり、かたはらにみわ明神の王子の入定の所あり、王子寶殿にさち入せ給ひし時の兩足の跡顯然として有り、錦にて覆あり、開きて見るにそのあさ卿かふみちかへたり、顯當を表し給ひしよし神秘なとかたれり。大三輪寺は近世停廢したれど、其址に若宮存す神子大田々根子の廟壙なりと云ふ。

緒環塚（ヲダマキ）　活玉依姫（大田々根子母）の墳なるへし、本社の北なる字明神溝に在り。三代實錄延喜式に見ゆる綱（ツナ）越神社即此なりとも曰ふ　縣名勝志　古事記云、活玉依毘賣、其容貌端正、夜半之時、有神相感、美人妊身、其父母欲知其人、誨其女曰、以赤土散床前、以閉蘇紡麻貫針、刺其衣襴、故如教、而旦時見者、所着針麻者自戸之鈎穴、控通而出、唯遺麻者三勾（ミワ）耳爾、即知自鈎穴出之状、而從糸尋行者至美和（ミワ）、而留神社、故知神子、故意富多多泥古命者神君鴨君之祖也。近代院本淨瑠璃に三輪杉酒家（ミワノスギサカヤ）の一編は本社の故事を材料と爲して作意したる也。

三輪（ミワ）　三輪村大字三輪は古三輪市と稱し、今に驛舍なり、造酒と索麪を土產とし、店を設け客に饗す、殊に酒は古代より其名あり。

尋れはやほのかに三輪の市に出ていのちにかふる印ありとや、（六百番歌合）

うま酒を三輪の祝のいはふ杉てふりし罪か君にあひかたき（萬葉集）うま酒の三輪のいはひの山てらす秋のもみちは散らまくをしも（同上）

三輪磐井（ミワノイハヰ）　日本書紀、雄略天皇、乾獵殺市邊押磐皇子、是月御馬皇子（市邊皇弟）往三輪、不意道逢遮軍、於三輪磐井側、逆戰不久、被捉、臨刑指井而詛曰、此水者百姓唯得飮焉、王者獨不得飮矣。

三輪城址（ミワノシロ）　十訓抄云、昔中納言和田麿の末に余古太夫といふものありけり、年來三輪市の傍に城を造て住けるに、妻の敵に責られて城も破れ、兵も悉打失せて、笠置山寺の窟のありける中に隱れて住みける。太平記に三輪の西阿と云あり、武士にや又僧祝の徒にや、吉野に勤王す。大日本史云、西阿三輪人、延元二年、帝御吉野、勅諸國討足利尊氏、西阿應勅、據關地城、與兵尊氏遣兵攻之不能克、興國二年、尊氏又遣細川顯氏佐々木貞氏等來攻、拒戰無利、棄城走、聚兵還據城、顯氏等又來圍、遂不能拔之、後與子眞圓等輔正行（セイ）、戰死于四條畷。其族尙在三輪、勤王不易節云。關地城址即三輪なるへし、南山巡狩錄に阿倍山　前將監西阿とあり三輪西阿と同人にや。巡狩錄又云、永享十二年五月一色左京大夫義貫大和國三輪にて一族三百人自害し、諸人心をいたましむ、（宮麓記に據る）南方記傳に一色は高智退治として和州三輪に居たりけるに、義教に近侍する女房小辨と聞しか、いかなる故有しにや一色義貫は官方にこゝろを通じ京命を傾んとはかるよし讒言しければ、義教事の實否をも糺さずして一色を責るに、より終に一族三百人三輪にて自害す、是により義貫が怨靈義敎の愛子を罰すといふ。

（關地城址）

上市鄕（カミノイチ）　和名抄、城上郡上市鄕、大市に對し此名あり、謂ゆる海石榴市にあたる如し、即今三輪村の南部大字金屋（カナヤ）の邊の古名なるべし。

海柘榴市（ツバイチ）　今三輪村大字金屋（カナヤ）の中なり、椿市觀音堂又つばいち地藏など云あり。（名所圖會）長谷の山口にして觀音參詣の路なれば、古には殊に世に聞えし市なりしとぞ、今は全く荒村なり。○枕草子に云、市はつばいち（日本紀略云、延長四年、長谷寺山崩、至于椿市、人烟悉流、花鳥餘情云、小右記、正曆元年長谷寺、午時至椿市、令交易御明灯心器等、而詣御堂」これ等にて當時を知るべし。）日本書紀云、武烈天皇、聘物部麁鹿火大連女影媛、平群鮪報曰、妾望奉待海柘榴市巷、又云、敏達天皇十三年、弓削守屋中臣勝海奉詔燒寺塔、有司便奪尼等三衣、禁錮楚撻、海石榴市亭。又云、炊屋姬皇后（即推古帝）別業、是名海柘榴市宮。

むらさきは灰さすものを海柘榴市の八十の街に相し兒也誰、（萬葉集）

畧解云、紫は海石榴の灰を加へて染る者なるにより、つばいちといはむ序とせり。

殖栗（ウヱクリ）神社は三輪村大字上之莊字南垣内の殖栗に在り、延喜式内の古社なり　神祇志料縣名勝志　日本書紀用明帝の御子殖栗王此に因める御名歟

（金屋）

志貴神社（シキ）　三輪村大字金屋にあり、志貴宮と稱す。三代實錄延喜式に見ゆ。即倭國六縣の一社にして、磯城縣主の祖神なり、縣主の家系の事磯城郡の條を參考すへし。本社は正倉院文書、天平二年磯城神戸租稻三千三百五十餘束、新抄格勅符、大同元年神封千二戸を進らる。崇神帝磯城瑞籬宮も同地なるへし。

磯城瑞籬宮址　崇神天皇の皇居なり。日本書紀云、天皇遷都於磯城、是謂瑞籬宮。古事記には水垣宮に作る。通證云、宮址在三輪村中南。志貴御縣坐神社西　史料通信叢誌云、磯城水垣宮址は今長谷川と三輪川の間なる金屋（今三輪村大字）に在り、天皇山と呼ふ、天宮あり、志貴御縣祠の西南に當る。

恩坂郷（刑坂）　和名抄、城上郡恩坂郷、訓於佐加、今城島村なるべし大字忍坂あり　古事記傳に恩は忍の誤なるへし今も忍坂村と云ふとあれど忍若くは恩なるは於に假りたる者にして、後世オシ坂に訛れる也、昔は磐余磯城より宇陀郡の地へ通ずる徑路は此忍坂より萩原へ出てたり、神武天皇大和打入の際實に然り、其後初瀬路開け、恩坂路漸廢す。恩坂忍坂は舒明紀押坂、姓氏錄刑坂に作る。古事紀、遠飛鳥宮（允恭）段、娶意富杼王之妹忍坂之大中津比賣、（安康母）爲御名代、定刑部。本居氏云刑部は忍坂部なり、刑部と書故は其郷の人等の刑部の職に仕奉りしことのありしより、やがて其職名の字を書ならへる也。姓氏錄云、未定雜姓、忍坂連、火明命之後也。氏族志云、刑部、古書或作忍壁、又作小坂部、邢讀皆通

（忍坂）

刑坂川は姓氏錄に見ゆ忍坂川なり、忍坂の東に發し西流、外山櫻井の間を過ぎ、倉橋川に合し寺川と爲る。

室屋址　神武帝大和打入の條に於佐箇の大室屋に虜を掩殺したる事見ゆ、曰天皇勅道臣命、汝宜師大來目、可作大室於忍坂邑、盛設宴饗、誘虜取之、道臣命奉密旨掘室於忍坂、而選猛卒、與虜雜居、酒酣之後、一時刺虜、無復焦類者

恩坂山口坐神社は三代實錄延喜式に見ゆ、祈年祭山口神六座の一なり、今城島村大字赤尾に在り。生根神社は延喜式恩坂坐生根神社、今忍坂の宮山に在り、山口神と同く三代實錄新抄格勅符天平二年大税帳等に見ゆ、土人神禮山とも曰ふ。

押坂陵　舒明天皇の御陵なり、田村皇女（舒明母）大伴皇女（欽明女）鏡女王の墓同所に在り。日本書紀、皇極天皇元年、葬息長足日廣額天皇、於滑谷岡、二年葬于押坂陵、延喜式云、押坂内陵、高市岡本宮御宇舒明天皇、在城上郡兆域東西九町南北六町。日本紀、天智天皇三年、島皇祖母命薨、通證云、帝王系圖曰、糠手姫皇女號島祖皇母尊、押坂彦人大兄王子妃、舒明天皇母。延喜式曰、押坂墓、田村皇女、在城上郡舒明天皇陵内。延喜式、押坂内墓、大伴皇女、在城上郡押坂陵域内　又押坂墓、鏡女王、在城上郡押坂陵域内東南。今城島村大字忍坂の字丹塚（又段々塚）高十七間周廻百三十六間三壇を成す、舒明皇陵なり、陵西南二町許天神社後の古墳は蓋田村皇女也、又東北半町許塚穴あり、恐くは大伴皇女ならん。（名所圖會山陵志陵墓一隅抄）

迹見（鳥見山）　今外山に作る、城島村に屬し忍坂の西に接す、等彌神社あり、蓋長髓彦の徒類の居址にして神武帝大捷の故蹟なるへし。長髓彦は古事記一名登美毘古と曰ひ、生駒郡鳥見郷を本居とす、此地は別居ならん。日本書紀、天武白鳳八年、自泊瀬還宮之日、看群卿儲細馬、於迹見驛道頭、皆令馳走。外山は今初瀬櫻井間の小村なれど、古は忍坂路の要驛にして忍坂山を一に鳥見山と曰へるに似たり、神武紀「立靈畤於鳥見山」とある故蹟は大和志宇陀郡萩原に在りと爲す、萩原は忍坂の東一里に當る、再考するに類聚三代格登美山に宗像神社在り、然らば鳥見靈畤も此地にして、萩原には非じ。

（外山）

宗像神社は外山の春日宮即是也。（大和志）日本書紀、雄略天皇、遣凡河内直香賜與采女、祠胸形神、欲親伐新羅、神戒天皇曰、無往也、天皇由是不果行。通證云、城上郡宗像神社疑即是、時皇居在此郡。延喜式、宗像神三座名神大社に列す。類聚三代格、登美山宗像神高市皇子外家の神なるを以て、其氏賤年當物を分て神社を修理せしめ、後裔高橋朝臣人即氏人と爲る、筑前宗像神の別宮なりと云ふ。

磯城島　今磯城島の名回復し城島村に作る、栗原外山等の大字あり、三輪村と初瀬川を界て、櫻井村と刑坂川を隔て自ら一洲の狀あり、太子傳玉林抄云、欽明天皇の敷島は異說あれど皆實說を知らず、彼處の人勸田原と曰ふ、敷島とて長谷へ參れば山崎に小堂あり、今は武家入部の時くつせり、惣して敷島とて一郷の處なり、慈恩寺殿の管領なる故に三輪の宮本へ郷役をするなり、金刺宮は川の向に竹原あり其内に小社あり、此欽明天皇内裡の跡也。按に古來「敷島の倭國」の成語あり、大和の別名と爲り、又本邦の大名に轉じ、更に歌道を敷島の道とも曰ふ、凡平城朝以後の語なるべし、論者或は崇神天皇磯城瑞籬宮に御宇して神の敎を人の世に廣め政法興りければ之を敷島の道と言ひ、言語を以て之を傳ふるを以て歌道にも及ぼすと說けど、崇神の皇宮に敷島の號なし、佛の敎の我邦に顯れたる欽明の御宇こそ敷島と相關すれ、因て再考するに「敷島の倭國」の語は上古に聞く所なく、萬葉以降に多し欽明天皇以前に此詞あるべからず、然らば欽明の昭代を謳歌したるより起るに非るは莫し、但書紀通證に、「稱此邦爲磯城島、舊說以欽明都城於磯城、故取其號者、不是、延喜式祝詞曰皇神之敷坐島之八十島、蓋出于此」亦一說なり、然りと雖秋津島は南葛城の地名にして又飽き足らず意を含む如く、敷島も此地の名にして又知ろし食す（猶統御といふごとし）の義に通するは、皆古人措辭の妙趣と謂ふべきのみ。

金刺宮址（カナサシノミヤ）

今城島村の中なるべし、日本釋名云、敷島の都の跡は長谷の谷のひろき所、慈恩寺村（朝倉村大字）の下五六町に在り、芝原少し殘れり。日本書紀、欽明天皇元年遷都、倭國磯城郡磯城島、仍號爲磯城島金刺宮　法王帝説に欽明帝を志癸島（又志歸島）天皇と記したり、金刺は造營上に因める名なるべしと雖詳ならず、或は何の金は堅固の状を言ひ、刺は杙なり、和名抄杙音和名佐須とありて、杜上の横叉を言ふと。

大和かも磯城島の宮しきしのひむかしないさゝ霧やへたつる（月清集）

史料通信叢志云、三輪村大字金屋の山崎は敷島と呼び垣内（カキウチ）と字する田あり、又三輪山の南麓（即山崎）に金屋（カナヤ）島（シマ）及び穴刺（アナサシ）の字ありて、長谷川は其垣内と穴刺の間を流る、三百年前の古圖に長谷川西岸に磯城島宮と標する者は今の垣内に當る、因地は近年の開拓にてお玉林抄に曰へる小祠今は亡びてこれなし、高圓山（タカマヤマ）は慈恩寺の南に在り。

戒重（カイヂユウ）

城島村の大字なり、慶長五年關原の役織田武藏守長益（信長弟）石田軍を破るの功を以て徳川氏より高徳石の地を大和に給す、元和元年に至り隱して有樂と號し戒重一萬石を左衛門佐長政に分祿し、子孫世襲す、正徳三年同郡芝村へ移館す。

英俊御記云、永正二年、長谷大佛供公事云々、十市衆大佛供合力人共損云々　大佛供殿久敷荷遣例、合戰之最中な尋去、從之兩勢引了、越智仲人云々、三年八月京衆入國、戒重城沒落。

長谷郷（ハツセ）

和名抄、城上郡長谷郷、訓波都勢。今朝倉村初瀬村の中なるべし、辟田郷と相混す。長谷は古書又泊瀬と記したり、其地勢狹長の谿澗（ハセ）なるを以て、長谷の字を押當てたりと云ふ、語意泊瀬歟。古事記傳に初瀬川々上は猶遠けれど此地ぞ上瀬なれば初の瀬の意とあり、物の終始は丸相通す　又小泊瀬と稱す、信濃國にも小泊瀬山あり後世訛りて姥捨山（ウハステヤマ）と曰ふ、因て古の葬所たりやの疑あれど、此地の氏人信濃に移り小長谷の名彼地にも起れるのみ、而も泊瀬に終（ハツ）の意あれば詞人特に葬所の悲感を寓せるならん。長谷に三氏あり　姓氏録、長谷置始連、神饒速日命七世孫大新川命之後也　見其上なり　古事記朝倉宮（雄略）段大長谷稚建命、小長谷朝倉宮、定長谷部舍人、又建内宿禰之子波多八代宿禰者、長谷部君之祖也（見其二系あり）武烈帝は小泊瀬稚鷦鷯天皇と稱す。氏族志云、小長谷氏、武烈天皇置小泊瀬舍人、日本書紀　本氏蓋出於此、有連姓、有造姓、（古事記、連據日本書紀、佐伯宿禰有）小泊瀬造祖宿禰臣、賜名賢臣、天武帝十一年小泊瀬造賜連（日本書紀、瀬按釋日本紀　又長谷川（ハツセガハ）氏あり、新編常陸國志云、長谷川は大和國長谷より起る、多武峯緣起に承安年中の人長谷川三郎季俊長谷川主殿正辯なごいふあり、是長谷川の初祖と見えたり。長谷の枕詞な隱口（コモリク）（又籠國）と云。詞林采葉抄云、此所は山の口より入て奥ある故に籠口といへり、書紀通證云、隱ェ利（コモリ）矩隱口也、見萬葉集、謂泊瀬山口谿府故爲枕詞也、泊瀬或用長谷瀬亦可以見其義。古今六帖に海士小舟泊瀬（ハツセ）と詠ず。

隱口の泊瀬少女が手にまけるたまはみだれてありと言しやも（萬葉集）君が世は大初瀬路の百枝槻も、えなからもさかえますかな（同上）

泊瀬小野　日本書紀、雄略天皇、遊乎泊瀬小野、觀山野之體勢、慨然興感歌曰云々、於是名小野曰道（ミチ）小野。通證云、小野在初瀬西（ダウノヲノ）。

（長谷川）

初瀬川（ハツセ）

本郡上之郷村大字小夫（ヲフ）の山中に發し、南流長谷寺の傍を過ぎ、西流朝倉三輪を過ぎて北に屈折し、山邊郡二階堂村に至り佐保川に合し、大川即大和川と爲る、長凡十里　古は泊瀬を百瀬と謂りモ、セとも云へり　詞林采葉抄云、此川百瀬川とも云ふ、長谷寺に詣でぬるに渡る處は初の瀬なる故に初瀬と云なるべし。

石走のたぎち流るゝ泊瀬河たゆる事なくまたも來て見む（萬葉集）

（泊瀬）

泊瀬列城宮址（ハツセナミキ）

武烈天皇の皇居なり　日本書紀、武烈天皇、設壇場於泊瀬列城、陟天皇位、遂定都焉。通證云、在長谷寺南、出雲村。（今朝倉村大字出雲（イヅモ））古事記、繼體天皇の皇女出雲郎女あり、出雲に住居したまへるならん、又書紀「欽明天皇、三十一年、幸泊瀬柴籬（ハツセシバガキノミヤ）宮」の事あり、列城宮と同異詳ならず。

（出雲）

泊瀬朝倉宮址（ハツセアサクラ）

雄略天皇の皇居なり　日本書紀、雄略天皇、設壇於泊瀬朝倉、即天皇位、遂定宮焉　通證云、今黒崎岩坂二村間（今朝倉村大字黒崎大字岩坂）姓氏録云、秦酒公率秦氏、養蠶織絹、盛詣闕、貢如丘如山、積畜朝廷、天皇嘉之特命寵愛、役諸秦氏、構八十大藏於宮側、納其貢物、故名其地、曰長谷朝倉宮。氏族志云、内藏公、系出阿智使主四世孫東人、履中帝時二朝、相踵建内藏大藏、諸國貢調、使東西文氏、勘録其簿、於是漢氏賜姓內藏大藏二氏、姓氏録古語拾遺帝王編年記云朝倉宮、在城上郡磐坂谷南、廿町許。朝倉は藏庫に因める號なり、萬葉集校倉又文庫と云ふは即朝倉なり、其制は古歌に所謂「朝倉や木の丸殿」と云ふ類にして、横材をたゝみたる造構す、又壬倉と云語あり波世庫と訓む、支は叉の語にて長谷倉なるべし、乘燭譚に寶庫は四角なる木を積上て造るをアゼクラ又アゼ庫と稱す、下學集叉庫をアゼクラと訓むと或書に見ゆ、和

（朝倉宮址）

名抄、校倉(阿世久良)藏穀物也、然れども支倉は後世倫姓の氏名に遺るのみにて、未だ徴證を得ず。倭訓栞云、和名抄校倉をあぜくらと讀み、今昔物語字治拾遺にも見ゆ、あぜは交(マゼ)の義なるべし、方なる木を打違へて井樓の如くに組上て、木の角を外へあらはす、依て下學集には叉庫と書り、新猿樂記にも叉倉に作り、俗にあぜりとも云といへり、姓氏錄には畤籠とかけり、北山鈔に校屋あぜやとよむ。

白川陵は後村上天皇中宮源顯子(北畠親房女)の墓なり、陵墓一隅抄云、正平八年入長谷寺爲尼、御陵在笠間山、曰白川陵。今朝倉村大字笠間に在るべし。

泊瀬山(ハツセヤマ)

初瀬郷の山を指せりと雖、特に初瀬村大字初瀬を本據とす、長谷寺山口神社同所に在り、雄略天皇の御詠に、

隱暮利矩の播部制の山は、いでたちの宜き山、はしりでのよろしき山の、籠國のはつせの山は、あやにうらくはし、あやにうらくはし、(日本紀)

籠國の初瀬の山の山際にいさよふ雲はいもにかもあらむ、(萬葉集)

(小初瀬)

長谷山口坐神社は天平二年東大寺大税帳に、神戸穀三拾參束、新抄格敕符、大同元年長谷山口神々封二戸などあり、延喜式大社に列す、初瀬村大字初瀬に在り。

事しあらば小初瀬山の岩木にもこもらば共に思ふなわかせ、(萬葉集)

小初瀬山の岩木とある岩城(イハ)即石郭の謂にて墓穴也、前にあげたるいさよふ雲の歌も火葬の挽歌なりと知るべし、茲に泊瀬はやがて葬所の名なるべし。

初瀬(ハツセ)

今初瀬村と云ふ、此村川に臨み伊賀國及宇陀郡より大和へ通ずる大路にあたり、山中の孤驛なり、長谷寺の大伽藍あり、觀音大士の靈場にして、眞言宗新義派の學寮なるを以て道俗の參詣頗多し、或人の句に「麥青し泊瀬まゐりの笠ならぶ」と云へり。

長谷寺(ハツセデラ)

(豐山寺)

初瀬に在り、佛殿山に倚り高に在り、堂塔諸字四傍に散布し、儼然たる大伽藍也。寺說元正天皇養老五年辛酉草創、又云文武帝の朝に德道上人造立と。本堂は八棟(ヤツムネ)造、本尊十一面觀音、殿堂の構造京都清水寺に相似たり。明應五年再興なりとも又寬永年中造進とも云へり) 豐山神樂院と號す、延喜式に豐山(ホウサン)寺料稻二千四百束とあれば、別名豐山と云ひし也、萬葉に豐泊瀬道(トヨハツセヂ)の語あり。續日本紀、稱德天皇神護景雲二年、行幸長谷寺、捨田八町 續日本後紀、仁明天皇承和十四年、勅、大和國城上郡、長谷山寺、元來靈驗之蘭若也、宜爲定額、永以官人合檢校也。三代實錄云、貞觀十八年、律師法橋上人位長朗申牒偁、大和國長谷山寺、是長朗先祖、川原寺修行法師位道明、靈驗年中草其同類、本爲國家所建立也、靈像殊驗遐邇仰止、請每年安居、令居住僧等講演最勝仁王兩部經、誓護朝廷、其布施供用寺家物、太政官處分依請。元亨釋書云、神龜三年、長谷寺成、行基法師爲導師、義淵咒願而慶之。又云、長谷寺者、比丘道明沙彌德道(即法道仙人)勠力建、其像者、自近州高島郡三尾山流出、靈異木也、中書侍郎藤房前奏、賜和州稻三千束、乃刻十一面觀音像、高二丈六尺、靈帝破巖石爲坐、方八尺、佛工稽主勳稽文會作之と、長谷寺緣起は菅原道眞書と稱すれど信憑し難し、近年寺中より千體佛銅版の發見あり、三代實錄と并看して當寺興立の本緣を知るに足る。千佛多寶塔銅版、竪三尺巾二尺六寸厚一寸、其面の中央に多寶塔を鑄出し、無數の諸佛菩薩其四傍に充滿す、其鑄巧最精妙なり。下段に銘文あり三百二十餘字を刻す、廿首八行許中は缺損すれど、後段及銘辭は完し。此銅版久く隱沒し集古十種古京遺文等にも收められず、近年五重大塔燒失の後灰中より端なく現出したり、然れども火の爲めに缺損したるは可惜すべき也、其序中に「粤以奉爲天皇陛下、敬造千佛多寶佛塔、上厝舍利、仲擬全身、下儀並坐諸佛、方位菩薩圍繞」云々、又銘辭曰、

遙哉上覺　至哉大仙　理歸絕妙　事通感緣
釋天眞像　降茲豐山　鷲峯寶塔　涌此心泉
負錫來遊　調琴練行　披林晏坐　寧枕熟定
乘此勝善　同歸實相　一投賢劫　俱值千聖
歳次降婁　漆菟上旬　道明率引　捌拾許人
奉爲飛鳥　清御原大　宮治天下　天皇敬造

右銘によれば本寺は天武帝の爲めに道明造立、歳次降婁は建卯之辰なり、禮記云、日在奎(注、仲春者日月會於降婁、而斗建卯之辰也。)漆菟詳ならず、一本漆兔にして七月ならんと、卯年三代實錄に參照し、靈龜元年乙卯なる事疑なし 長谷寺緣起云、此豐山有二名、一名泊瀬寺、又云本長谷寺、二者長谷寺又云後長谷寺、其差別者、十一面堂西有谷、自其西岡上有三重塔並石室佛像等、是泊瀬寺也、得號者泊瀨河瀨、瀧藏權現坐、其所勝地而往古以來諸天影向砌也、脇彼地在天人所造之毘沙門天王、古人喚爲戶靈神矣、雷取登空之時、御手寶壞流、而泊此山麓三神甲神河瀨、武内宿禰卜筮則自手崇、而北峯西北隅納之、其後經三百餘歲、河原寺道明聖人移之石室、天武天皇吏勅道明聖人建精舍於此矣、其聖人六人部氏矣。次東岡上有十一面堂者、長谷寺也、德道聖人之願、而北家房前臣、奏元正天皇奉聖武勅詔、以所建立也、彼聖人播磨國揖寶郡人、俗姓辛矢田造米麿也と、以上大意なるが疑惑多し、

長谷寺は三十三所第八番に當り、古より參者盛なり、早く源氏物語玉蔓卷にも見え、初瀬詣の名あり、順禮詠歌の事は何世より起れるにや、天文二十二年吉野詣記云、初瀬本尊の御前に參り、祈しも歌うたへる女二

人法樂さおほしくに詠うたへるあり、其詞に花の都人うたよませ給へやさ云を打聞くより、誠に都人にはまきれなけれど、歌よみなむ事は胸つぶれて、暫念誦して本尊に向ひ奉れり云々。

拙堂紀行云、由行崎嶇數十里、經萩原吉隱、日將晡、忽過一閣、石榜上題曰長谷之道、豁則眼界頓豁、寺在前山中央、金閣寶塔、翁鬱綠樹間、其下碧甍粉牆、人家且千、實爲壯觀、同人連聲呼快、下阪數町、自大門入穿廊々長二町許、南部詩三十三天次第攀信矣、曲折而上、右傍有一老梅樹、榜曰紀貫之故里梅、出後人狡獪耳、廊盡即爲大悲閣、々架崖而起、與清水石山同制俗呼爲舞臺、倚欄而望、櫻花爛漫、坐人白雲中矣、通豐而出、巳昏黑、長廊掛燈數十、累々如連珠

きかてたゝあらましものをけふの日も初瀬の寺の入相の鐘、（新續古今集）　通　守

なはつせや花よりひゝく山風にかねのにほひもしらむ夜のそら、　宮　長

奈良を出て初瀬さまりや花の春、　太　名

曉に初瀬山に詣でゝ、堂の前なる欄に立よりて見れば、朝風の遙に谷より吹上りて、瀧のひびきのそさはかさなし、

嶺はたゝもみち吹はらふ嵐ぞ聆く、　涼　岱

春の夜やこもりゆかしき堂のすみ、　芭　蕉

笈摺に卯の花さむしはつせやま、　去　來

小池坊（コイケノバウ）　觀音堂の西なる岡上に在り、如音院さ云、嘗紀州根來山寺學頭なり、天正年中根來破滅し、妙音院は寛永に及び其遺侶德川氏の外護に因り講堂學寮を豐山城内に起し、眞言宗新義派の種藝綜習場さ爲す。

與喜山（ヨキヤマ）　觀音堂の東方、水を隔てゝ與喜にあり、山上菅原相祠あり、其邊を與喜の里さ曰ふ、此山に洞院實世の墓あるへしさぞ。南山巡狩錄、正平十三年、洞院左大臣實世公薨し給ふ、年五十一、此人元弘のはしめより先帝の御旨を受け萬事を執し、忠功のたくひすくなかりける所なり、（公卿補任太平記合考、細々要記に、與喜山さ云處に葬りけるさあり、新葉集に與喜左大臣さ署せり。

鍋倉山（ナベクラ）　相模集云、初瀬に詣でつきて、はしの前に谷深つもみち多かるを、いつくそさ問へは、なへくら山さいふ、

春ならて色もゆ計りこかるゝはなへ倉山のたききなりけり、

吉隱（ヨナバリ）　今初瀬村に屬す、初瀬の東一里宇陀郡の界邊に在り、日本書紀「持統天皇九年、幸菟田吉隱」さある此也、萬葉集吉魚張に作る、長谷より宇陀への通路なり、

吾やさの淺茅いろつく吉魚張の夏身の上にしくれふるかも、（萬葉集）夏身一に浪柴に作る、地名なり

吉隱陵は光仁太后紀氏の墓なり、吉隱に在り、今高塚さ呼ぶ、大和志、延喜式、吉隱陵、皇太后紀氏、在城上郡、兆域東西四町南北四町。

猪養岡（ヰカヒノヲカ）は天武皇女但馬女王の墓此に在りさ云。

但馬皇女薨後、穗積皇子遙望御墓、悲傷歌、

ふる雪はおほになふりそ吉隱の猪養の岡のせきならなくに、（萬葉集）

辟田鄕（ヒキタ）　和名抄、城上郡辟田鄕。今初瀬村の中に混じたるならん、乗田（ヒキタ）神社同村大字白川に在り。古事記雄略帝の引田部赤猪子に賜へる歌に、

此氣多のわかくるすはらわかくへにゐねてましもの老にけるかも

さある栗林は此鄕なり。續紀に、慶雲二年、大和國人大神引田公足人、賜姓大神朝臣さあるも此鄕の人なるべし。辟田を引田さよむこさ其例稍有なり。古事記、朝倉宮雄略（段云）、天皇一時遊行到於美和河之時、河邊有洗衣童女、其容姿甚麗、天皇問誰子、答曰己名、謂引田部赤猪子、即令詔者、汝不嫁夫、今將喚而還坐云々。〇辟田即ヒラタさ訓む歟、しからば辟田も平田も平らなる地面の田あるを云ふさきこゆ、推古紀に百濟味摩之歸化云々此今大市首辟田首等祖也さ見え、姓氏錄、大和蕃別に「辟田首、任那國主都怒如阿羅志之後也」さあるも此に住みけるに依りて負るなるべし、一説に辟田は佐岐ゐさ訓へし雄略紀に菟田鄕戸部眞鋒（マホト）田高天あり、鋒田は辟田に同じ、菟田は隣郡の宇陀なりさ云へり、如何あらむなほ考ふべし。（郡名同唱なり）

（白川）

乗田（ヒキタ）**神社**　延喜式乗田神社二座、一本曳田に作る今初瀬村大字白川龜潺（フカ）の上に在り、白山權現さ云ふ、蓋引田首の祖神なり、引田部赤猪子、又天武紀に見ゆる三輪引田君難波麻呂は此氏人ならん。

跡驚淵（トドロキノフチ）　跡驚淵は白川の宮山の下に在り、枕草子に「轟の淵はいかにかしましく恐ろしからん」さ記せる此なるべし。天武紀云、白鳳八年、幸泊瀨、宴迹驚淵上。

神戸鄕（カンベ）　和名抄、城上郡神戸鄕。此鄕今詳ならず、初瀬三輪山の背なる上之鄕村にあらずや、初瀬川の上游なり小夫（ヲフ）笠村瀧倉の諸大字あり。

小夫瀧倉（タキクラ）　上之鄕村瀧倉は小夫の南笠村の東なり。瀧倉明神社あり、延喜二十年授位の事類聚符宣抄に見え、天慶三年正二位に進むさ日本紀略に在り。瀧倉禮堂さ今昔物語に載せたり。大和志云、瀧倉神宮寺、鐘銘應永二十六年

上之鄕村大字笠（カサ）に笠山あり、纒向山に接す、峰容笠の如し故に名つく。

雨ふれはきむさ思へる笠の山人にな着せそつゆはひるさも（萬葉集）　石上　乙麿

卷向山（マキムクヤマ）　纒向村の東嶺にして上之鄕村の西界をなす萬葉集に「三毛侶の其山なみに子等の手を

「向山は常にあれると云々」とある如く、三輪の纏向山の北に相並ぶ

檜原（ヒバラ）

纏向山の南を云ふ、姓氏錄、檜原宿禰、坂上大宿[illegible]同祖、出自後漢靈帝男延王也。

卷向の檜原にたてる春かすみ暮れし思ひはなほやあけぬらむ、萬葉集　鳴瀬の音にのみきく卷向の檜原の山をけふ見つるかも、（同上

弓月嶽（ユツキガダケ）

纏向の高峯の名なり、多く萬葉集に詠せり　名所圖會云、弓槻嶽の頂上に十市兵部少輔遠忠の城跡あり、此邊の道筋に龍馬石と云あり、小澤に野つら石たゝしたり、カツロキと云舊蹟あり

痛足川は波立ちぬ卷目の由槻か嶽に雲居たつらし　萬葉集

大和軍記云、十市と申所に十市常陸介と云人は代々の居城にて、和州の東山際は此人の領知に候、東の山中伊賀境まて持分に候、常には筒井順慶の旗下にて候の[illegible]日記、永正二年國樂大名の交名中に、十市新次郎遠治と云あり

玄賓僧都の庵址は[illegible]在り、三輪山の北に方り一名玄賓谷と曰へり　[illegible]會、玄賓は平城平安兩朝の交に隱名あり、特に僧都[illegible]の眷顧を被りたり、然れとも隱退して出てず清節を持して身を終る、江談抄、弘仁五年玄賓任律師、辭退歌云

三輪川のきよき流れにすゝきてしころもの袖は更にけかれし。

纏向（マキムク）

今纏向村の東部穴師卷野内などの邊の古名なるべし　纏向は垂仁景行二帝の皇居したまへる所なり、卷向神社は即卷向坐若御魂神社（マキムクニイマスワカミタマ）（延喜式）一名卷向穴師社（釋日本紀引大倭本紀）今三輪山の北卷向の檜原にあり、豐受大神と云、大和志神名帳考證名所圖會）

[illegible]天皇[illegible]の[illegible]神の[illegible]父和久産巢日神（ワクムスビ）なりける、古事記日本紀　[illegible]一百十餘一合を具て鎭形とす。上古天照皇孫命を天降し給ふ時三種神寶に此[illegible]御食神の御食奉の讀り[illegible]日[illegible]大[illegible]是也　釋日本紀引大倭本紀[illegible]天皇大同元年大和二戸を神封に充つ（新抄格勅符　本社は後世[illegible]今わつかに小祀なるに過ぎず。

纏向珠城宮址（マキムクタマキノミヤ）（玉垣宮址）

垂仁天皇の皇居なり、今纏向村古是[illegible]　書紀通證名所圖會　珠城は古事記に玉垣に作り、師木玉垣宮と曰ふ

日にみかく玉城の宮のさくら花春のひかりと植や置けむ、續古今集

纏向日代宮址（マキムクヒシロノミヤ）

景行天皇の皇居なり、今纏向村大字穴師の北に在りと云ふ、大和志書紀通證古事記之を[illegible]して曰ふ、

麻[illegible]年久の比志呂のみやあさひ照る宮、夕日のかけるみや。

穴師（アナシ）

纏向村大字穴師是なり、穴師山痛足川（アナシガハ）卷向山卷向川異名同實とす、古は大市郷の中なるべし、日本書紀穴磯に作る。

（痛足）

纏向の痛足の山にくも居つゝ雨はふれとぬれつゝぞこし、萬葉集）世の中の女にしあれは吾渡る痛背（ナセ）の河をわたりかねめや、（同上）ぬはたまの夜さりくれは卷向の川音たかしもあらしかも疾き、同上）

兵主神社（ヒヤウス）

穴師に在り、舊大和國魂神の別宮なり　新抄格勅符大同元年大和和泉播磨[illegible]十二戸を神封に寄進せられ、播磨風土記兩處に兵主郷穴無里あり、延喜式名神大社に入る、正倉院文書天平二年穴師神戸租稻一千四百三十六束とあり、今延喜式ナ兵主神社と同境に在り　本社の地[illegible]古[illegible]穴磯邑大市長岡岬なるべし、日本書紀垂仁紀[illegible]倭大神[illegible]大市[illegible]、大初之時期曰、[illegible]我親治大地官者、[illegible]穗邑、[illegible]命[illegible]長尾市宿禰令祭[illegible]、按ずるに垂仁帝の時に崇祭られしは大[illegible]にて、渟名城稚姫[illegible]、長尾市に至り大[illegible]山邊郡[illegible]を始めたる歟、其地を[illegible]と曰ふは即軍[illegible]、後世の追[illegible]、大和神社を存すへし

柳本（ヤナギモト）

纏向村の北に接し、山邊郡の郡界に密邇す、[illegible]の[illegible]柳本氏あり、柳本の東[illegible]弓月嶽な要害と爲したるにありけり、蓋三輪十市の一[illegible]なりし

柳本寨址　芝村と同く織田氏の陣屋なり、初有樂齋長益（信長弟）隱居後東軍に屬し軍功あり、徳川家康三萬石を給す、元和元年其一萬石の地を大和守尚長に分祿し柳本に居館す、子孫世襲して明治維新に至る

天神山（テンジンヤマ）　延喜式伊勢與枝神社此に在り　臂名勝志大和志[illegible]、[illegible]人あり柳本天神社に石佳を立て其に道標と爲す、石を以て道標を造る事蓋此に始む

水口神社（ミナクチ）

柳本村大字[illegible]谷、中山[illegible]に在り　臂名勝志垂仁帝の時、大和大國魂[illegible]命に敷奏して、致命ありし事、穴師兵主神社の條參看すへし。古事紀に依れは大水口氏は穗積同祖にして、物部氏と出自を共にす。

山邊道上陵（ヤマノベノミチノウヘ）

崇神景行二帝の御陵なり、今柳本朝和の邊とす　古[illegible]より三輪に通ずる路は山に沿ふて行くべし、之を山邊道と曰ふ、天武紀壬申亂の條に大和上中下三道の一なる上道即是なり、陵名之に因りて命せられし也、今諸陵寮柳本の王

墓向山の二所を以て之に擬定せらる。

崇神天皇陵　延喜式、山邊道上陵（古事記山邊道勾之岡上）磯城瑞籬宮御宇崇神天皇、在城上郡兆域東西二町南北二町。大和志山陵志は崇神陵は南に在りと爲し、柳本村大字澁谷東南向山（高十一間周二百間）を以て之に充て、聖蹟圖志は其西に一荒墓を錄す。陵墓一隅抄は崇神陵北に在りと爲し柳本村の東字別所にサンサイ又王墓と稱する者を以て之に擬す。按するに延喜式「山邊郡衾田墓、無守戸、今山邊道勾岡上陵戸兼守」とあれは崇神陵當に北に在りて衾田に近かるへし、後の論者をまつ

景行天皇陵　延喜式、山邊道上陵、纏向日代宮御宇景行天皇、在城上郡兆域東西二町南北二町。大和志山陵志は景行陵を其北に在りと爲す、即柳本村別所のニサンサイ是也、高一丈四尺周百間式文に符合す。山陵志云、景行陵、呼爲忍代山、即古遺言也、帝諱忍代別、古者上下相名、而不敢諱、陵旁柳本村北、接于釜口。而て陵墓一隅抄は之に反し景行陵は南に在りと爲す、按するに南なる古陵は諸大式文に合せず、疑らくは帝陵に非す、崇神の眞陵は釜口衾田の地に求むへき歟。

下野鄕　和名抄、城上郡下野鄕。下野今其名なし、柳本村纏向村の中にて平衷の地を謂ふか、萬葉集に敷野あり磯城の下野の義なるへし。

　君に戀ひうらぶれ居れは敷の野の秋はぎしぬぎさをしか鳴くも、（萬葉集）

譯語田　又他田に作る、今纏向村大字太田辻村の邊の古名なり。古語譯語（通事）を乎佐と曰ふ、（他田）因りて他種の言譯を經る者をも乎佐と呼び、他字を假りたる如し、敏達天皇の皇居したまふ所なり、靈異記及帥同鏡には磐余譯語田宮とあれど、磐余は十市高市に廣く被むれる名なりと知る可し。

譯語田幸玉宮址　敏達天皇の皇居にして、初め天皇此に生長したまふ、故に諱を譯語田と曰ふ、諡して渟中倉太玉敷と曰ふ、幸玉宮に居りたまふを以てなり、渟中倉とは宮中の御庫の號なるべし、今纏向村大字太田に天照御魂神社あり、幸玉宮其社邊に在りしなるべし。日本書紀云、敏達天皇四年、命卜者、占海部王家地、與絲井王家地、卜便襲吉、遂營宮於譯語田、是謂幸玉宮。通證云、大田村有舊址。

他田神社　延喜式、他田坐天照御魂神社。今纏向村大字大田字海道に在り、縣名勝志、饒速日命を祭る、正倉院文書（天平二年）新抄格勅符三代實錄等にも見ゆ。

山邊郡

山邊鄕　今夜萬倍と呼ふ、延喜式和名抄山邊郡訓夜萬乃倍とあり、和名抄六鄕あれど郡域固より整はざるを以て古今の沿革あり。山邊は初めより總名にして石上より三輪の邊まで一帶の稱なり、古事記、垂仁天皇御子、大中津日子命者山邊之別之祖也とあれは此間に領邑したまへるなり、山邊縣も此に外ならず。當時闘鶏國造あり東山數十里の溪間を占有す、其國廢し置郡の日之を本郡に入る。天武紀白鳳十二年山邊郡竹谿村とあるは和名抄宇陀郡多氣鄕に同し、又和名抄添上郡山邊鄕あり、蓋天武朝以後山邊郡管闘鶏の諸鄕を分割し宇陀添上に入れしめたり、宇多郡多氣鄕笠間鄕添上郡山邊鄕楊生鄕等是なり、而も今波多野村は楊生を離れ本郡に復し笠間鄕、東里村豆原村も本郡に復したり。又西南界大和神社は（今朝和村の内）古城下郡大和鄕と稱す、延喜式大和神社本郡に載するを見れは延喜以前に變遷あり、山邊郡今山邊村外八村と爲り、山邊村丹波市を首邑とし郡役所を置く、奈良町より三輪櫻井に通する孔道丹波市を經由す、古の山邊の上道是なり。

大和鄕　和名抄、城下郡大和鄕、訓於保夜末止。今山邊郡朝和村東南部なる長柄萱生等の地なり、大和大神鎭座するを以て其名あり。日本書紀崇神卷に「祭倭大國魂神、倭國市磯邑、後改名曰大倭邑」とあり之を垂仁卷一注に參照するに市磯は穴磯の誤にて城上郡穴師兵主神にあたり、大倭は大倭直祖長尾市の祭事したる者にて相異なり、舊名穗積なるへし。書紀磐之媛皇后歌に「烏陀氏夜莽苫なすき」の語あり、釋紀云「烏陀氏小楯也、青山如立小楯也」と見ゆ、大和社の東方に丘陵相接す、之を小楯に比する歟。續日本紀、天平寶字二年、大和國奏偁、部下城下郡大和神山、生奇藤、其根蟲彫成文云々。當時本鄕は城下郡に隷す、延喜式に至り山邊郡に屬せしむ、和名抄城下郡と爲すは延喜以前の舊を襲ける者のみ。

衾田墓　繼體天皇々后手白香皇女（仁賢帝女）の陵なり、今朝和村大字中山に在り殿墓と稱す、大和志　延喜式、衾田墓、手白香皇女、在山邊郡兆域東西二町、今山邊道勾岡上陵戸兼守　按するに山邊道勾岡上陵は崇神帝にして今城上郡柳本村南陵を以て之に擬定すれど疑なきにあらず、衾田墓附近の地に求むへし　大八洲雜志云、中山邑の東北に一大荒隴あり、前方後圓にして封域頗廣し土人之を東殿塚（又ウブアマ）と字せり、此荒隴の西に沿ひ又一座の大陵あり、之を西殿塚と稱す、二者相幷ひ其間僅に六七間を距て、形狀高低封域方向を同しくせり、其西殿塚は繼體天皇の皇后手

白香姫の山陵とぞ。

衾道を引手の山にいもを置きてやま路をゆけは生けりともなし、(萬葉集)

(引手山) 名所圖會云中山の東に龍王山高く聳ゆ、即引手山なり衾道ば此邊に在り。按するに引手山卽釜口山の一峯ならん、南は纒向弓月岳に連る、

釜口山

朝和村中山の東にして、壞墓の羨道露出する者多く其竈に似たるを以て釜口の名起る歟、長岳寺あり寺を繞り古墳纍々たり、古より農民田野に耕牧する者副葬の器具を獲ることあり、今に絶えず 天明寛政の頃にや長岳寺主曇如好古の癖あり、近郊出す所の金石多く其藏に歸す、故に自稱して曲玉館主人と號せりとぞ 天文二十三年吉野詣記云、大和國に入り、山邊内山にて暫く足をやすめ、長岳寺(釜口と號す愛染明王)におもむき二夜をあかしけり、此の寺の外護柳本とてやさしく情けふかし、凡浮居は桑下の三宿をだに戒められしに、此柳本こそ千夜をも明すべきやどりとは覺え侍れ、本堂にまいりて、愛染堂前花繞松、方池龜出水溶々、忽除業障洗煩惱、十二時中不退鐘、又寺に歸りて夜に入て柳本篩堯と盃さしいて遊びけり

營生千塚

朝和村東部高地に古墳甚多し、故に此名あり。貝原氏の二階堂窟と曰ふも此なり、世俗今に古人穴居の跡と爲す者あれと非なり、萬葉集に衾道の引手山とありて當時葬所の事著明なり又此墓を戰國の頃殺戮の事ありて原上一時に其屍を收めたる者と云ふも非なり、古代數世間(平城朝以前)の葬所のみ。

史料通信叢誌云、荒隴を千塚と云は諸州往々之れあり、千塚とは數十の古墳一區に碁布するもの丶俗稱にして千は其多きを謂へるなり。大和國山邊郡朝和村の大字に營生中山あり、其地東は衾田引手山(名勝たり俗に龍王山と呼ぶ)を負ひ、南は崇神景行の山陵を隔て纒向三輪長谷の諸山を控き、北に布留山石上邑に連り西は成願寺邑(亦朝和村の大字)を隔て官幣大社大和神社を望めり。此營生中山成願寺は勿論、接近の村落は古墳頗る多く累々として相依り地上微く隆起せるものは皆古墳ならざるなく、一望波瀾の起伏するが如し、

(中山) 就中營生中山最多し、俗に營生千冢と稱す、其何れの時何人等を葬りしや記錄口碑の徵すべきなければ之を知るに由なしと雖古來村民開拓する毎に冢穴石棺等發現し、曲玉管玉小玉石器古鏡甲冑馬具刀劍鏃土器の類を獲たり、今山野墾破の餘其地大概民有と爲り、桑圃に變じ柑園に化せり。貝原益軒營窟說云、凡諸州、依高岡爽塏之地、爲石窟者多矣、五畿四荒皆然、就中大和州二階堂邑、河内州服部川邑、傍山爲營窟者、孔夥矣、殆不可數、故二州氏、目之俱稱千塚焉、是皆人力之所營作、非天工之自成也、其窟口咸向南而開、窟中左右及深奧當面之處、疊石爲壁、其上頭以大石之扁者、連布而蓋之、恰若今之藻井然、大率深入可二三丈或四五丈、其中作區處二三間、恰如今世民屋之中爲區別、其高濶各六七尺、其口窄狹纔可容身、鞠躬而入、人皆疑之曰、此窟古人之所築、未知其爲何而作也、國俗曰上世氷雨氷風歷傷人、故探營爲之、方其雨氷時避之而潛居于此焉、或曰疑是上世葬人之坑也

岸田

朝和村大字岸田は中山の西に接す 姓氏錄云、岸田朝臣、武内宿禰五世孫稻目之後也、居岸田村、負岸田臣號。日本書紀、孝德天皇二年「涯田臣之過者、在於倭國被偷官刀、是不謹也」とあるも同族也。

兵庫

朝和村大字兵庫は大和神社の北に接す、大倭神社は武器を納めたる藏なれは其兵庫にあらずや、東鑑大和國兵庫莊見ゆ。

大和神社

朝和村大字新泉に在り、延喜式大和坐大國魂神社三座並に名神大社に列し、中世二十二社第四に班す、今官幣大社也。此神は日本書紀を按するに崇神天皇の時顯れたまふ、初め穴磯に祭る穴師兵主神是なり、垂仁天皇の時更に穗積臣祖大水口宿禰に神教あり因て長尾市宿禰をして祭祀せしめたまふ、即本社なり 舊說此地は市磯邑なりと曰ふ市磯は穴磯の訛にて此に非す

神祇志料云、大和社は素盞嗚尊の子大年神の子大國御魂神をまつる、八尺瓊を以て靈形とす 大和社注進狀 蓋此神倭國を經營し功德ある神なるを以て朝廷にも殊に深く尊み崇ばれり故之を大和大神と申す 參取日本書紀、古事記、舊事本紀大意

按出雲風土記に此神を宇都飯梨鄕に天降坐すことみゆ、此は大穴貴命天神に歸順奉り天上に登上り坐時此神も從奉りしか降坐しなるへし、且大穴貴命天下を經營玉へるを以て大國玉命と稱奉るを、此神も大和大國魂神と申すは、或は彼神を助けて殊に倭國に功德ありし事著し、姑附て以に備ふ、

初大國魂神を天皇大殿の内に齋奉り、崇神天皇に及て甚く神威を畏給ひ渟名城稚媛命に託て之を市磯邑に遷祭らしむ、日本書紀、市磯邑據大倭社注進狀 相殿二座其一は大年神の兄八島士奴美神五世孫八千矛神を祭る 古事記大倭社注進狀 八千矛神は卽大穴貴命也、昔此神の天孫に奉りし廣矛も大殿内に在しを齋奉て卽其靈形とす、參取日本書紀大倭社注進狀 其一は大年神の子御歲神を祀る、古事記、大和社注進狀 垂仁天皇御世大和直祖長尾市を神主とせは天下太平ならむと神教給ひき、故長尾市を以て大國魂神を祭る神主とす。日本書紀 此後大倭氏世々其祭を掌りき、日本書紀續日本紀 持統天皇六年幣を奉て藤原宮を造る由を告し、

新羅の調物を奉り（日本書紀 聖武 皇天平二年、神戸租稻一千四十餘束を以て祭神及神嘗酒料に充しめ、（東大寺正倉院文書）孝謙天皇天平勝寶元年大和尾張常陸安藝出雲武藏の地三百二十七戸を神封に寄奉る、（新抄格勅符） 清和天皇貞觀元年從二位勳三等大和大國魂神に從一位を授け、宇多天皇寛平九年大和大國魂神に正一位を授け奉り、（大倭社注進状引舊國史） 醍醐天皇延喜の制三座並名神大社に列り祈年月次相嘗新嘗の案上官幣及祈雨の幣帛に預る、（延喜式） 鳥羽天皇元永元年二月、乙火災に依て神殿三字及靈形みな燒失給ひき。（小右記）

長柄（ナガラ）

朝和村大字長柄（アサワ）、白鳥明神あり、延喜式白堤神社あり、（大和志）姓氏錄云、大和神別、白堤首、天櫛玉命八世孫大熊命之後也。神武紀に臍見長柄丘と云地あり、臍見即穗積なれば長柄此也（史學雜誌）、臍見長柄丘は猪祝の據るところにて、山邊郡の東南隅に長柄村あり、即其地にして和珥の南に當り、波哆丘と共に鼎足の勢を爲す、神武天皇旣に磯城長髓等を滅す、是に於て西北方隅猶三賊ありて相聯結す、故に偏師を遣り先づ平げ、尋て力を東南葛城の賊に用られしなり。

穗積（ホヅミ）

（臍見）（新泉）

今朝和村の中なるべし、大字新泉（ニイヅミ）は新積即初穗（ホツミ）を積置處の義にて此を謂ふか、神武紀臍見長柄丘とあり、今新泉長柄相接す。積積氏は物部氏同族にして盛風たり、穗積臣遠祖大水口宿禰大倭大國魂神の教を被り其社を居邑に興せるより之を大和郷と爲す、古事記、宇摩志麻遲命、此者物部連穗積臣婇臣等祖也とあり、境原宮（孝元）段云、天皇娶穗積臣等之祖內色許男命妹、色許賣命。志賀宮（成務）段云、天皇娶穗積臣等之祖建忍山垂根之女名弟財郎女。萬葉集に長歌

みてくら楢より出て、水葱穗積に至り、鳥網張る坂手を過ぎ、石走の甘南備山に云々

此行程、楢は奈良京なるべし、甘南備は飛鳥にも龍田にも二處あり。

朝日（アサヒ）

朝和村大字佐保莊に朝日觀音堂あり、朝日は地名なるべし、今朝日の朝と大和の和を取り朝和の村名を命じたり。延喜式、朝日豐明姬神社は三代實錄にも見ゆ、今觀音堂の地蓋神域にて小祠存す。（大和志）夜都伎神社延喜式に列す、今朝和村大字乙木（オトギ）に在り。（大和志）

內山（ウチヤマ）

（永久寺址）

朝和村大字杣之內（ソマノウチ）は內山と稱し永久寺（エイキウ）（一作永福）の廢址あり、此寺明治維新の際まで田祿一千石を有し堂宇諸房巍々たりしか、住持の僧下劣にして一朝毀壞に附し、今悉皆敗亡す。名所圖會云、內山金剛乘院永久寺は山口村に在り、永久年中鳥羽院の御願、開基亮慧なり、本堂阿彌陀奧院不動明王眞言堂大日如來なり、元弘年中笠置沒落の時後醍醐帝忍て入御ありし遺跡とす、眞言宗を奉し堂塔房舍四十八區。大和志云、內山永久寺、又曰石上神宮寺、貞觀八年、勅以大和國田二十八町、施入石上神宮寺、爲待消寺爭還收、見三代實錄。

長屋郷（ナガヤ）

和名抄、山邊郡長屋郷、訓奈加也。○名跡幽考云、長屋原は今長原にあり、萬葉集に見ゆ、續日本後紀承和十三年の條に山邊郡長屋郷と見ゆ。今朝和村大字永原（ナガハラ）の邊なるべし、二階堂村の東南部大字井戸堂も此郷中なるへし。

長屋原（ナガヤハラ） 萬葉集云、和銅三年春、從藤原宮遷于寧樂宮時、御輿停長屋原、向望古郷作御歌。近年永原の人中村直三と云者あり、農を勉め德を好み、篤行の名遠近に聞ゆ、明治十五年歿せり。

山邊（ヤマノヘ）

今此名なし、二階堂村（ニカイダウ）大字井戸堂（ホトダウ）の邊なるへし山邊御縣神此に在れば也。古事記傳云、更科日記に初瀬に詣つる道の所東大寺云々、石上云々、其夜山の邊と云所の寺に宿りてなど見えて、中昔まで山邊里あり、本其名より郡名にもなれるなり。

泊瀬へ詣つとて山邊と云わたりにて

草枕旅さなりなは山の邊のしらくもならぬわれや宿らん、 後撰集

山邊御縣坐神社（ヤマノヘノミアガタニマス）は二階堂村大字西井戸堂字大門に在り（名勝志 更科日記山邊寺と云も此なりしならん）本社は天平二年東大寺大稅帳に山邊御縣神戸租稻二百七十束、大同元年新抄格勅符神封二戸とあり、延喜式大社に列し、倭國六縣神の一なり。舊事紀云、饒速日尊六世孫建麻利尼命、石作連桑內連山邊縣主等祖也。

小島（コシマ）

二階堂村大字小島は嘉幡の東に存す、古の服部郷なるへし初瀬川其側を流る。日本書紀、雄略天皇時、齒田根命奸采女山邊小島子、天皇聞、以齒田根命、收附物部目大連、以馬八匹大刀八口、祓除罪過。

服部郷（ハトリ）

和名抄、山邊郡服部郷、訓波止利。今二階堂村大字嘉幡（カハタ）あり蓋服部の訛なり。姓氏錄云、大和神別服部連、天御中主命十一世孫天御桙命之後也。

二階堂（ニカイダウ）

（嘉幡）

村名なり、嘉幡（カハタ）に二階堂膳夫寺（カシハテ）あるを以て近年四近十餘村を合併し二階堂村と稱す、佐保川初瀬川南北より來り此に於て相合す　膳夫寺は初め十市郡膳夫村（香久山村大字）に在り、聖德太子妃膳夫姬の造立なり、二階堂と呼ひ、本尊虛空藏菩薩、後世此地に移す。（名所圖會）

喜殿（キトノ）

二階堂村大字喜殿、此地は古へ奈良より飛鳥泊瀬の方へ赴くに中道と云ふ筋にあたる歟、喜殿井戸堂より磯城郡村屋藏堂を通じたる者に似たり。

初瀬に參りけるに、きさのと云所に宿らんとし侍けるに、誰と知りてか云ければ、答するとて、

名のりせば人知りぬべし名のらずば木の丸殿をいかで過ぎまし、(續拾遺集)　赤染衛門

石上郷(イソノカミ)

和名抄、山邊郡石上郷、(加伊曾乃加美)今山(ヤマ)邊村是なり、石上は宮と布留に在り、古へ皇室武烈天皇の皇宮を營み給ふ所にて、安康仁賢の二帝亦此に皇居したまふ、姓氏錄云、石上朝臣、宇麻志麻治命十六世孫物部麻侶、天武朝賜姓、改賜石上朝臣姓。石上は古事記に礒上に作り、日本書紀は伊曾能箇美と訓める所あり、

石上溝(イソノカミノミゾ)は日本書紀「履仲天皇、掘石上溝」の記事あり　高拔原(タカヌキ)は日本書紀一書曰、天皇、命、倭直、於石上高拔原、鷄兒人云々」、石上池は日本書紀「齊明天皇六年、於石上池邊作須彌山、高如廟塔、以饗肅愼人」など見ゆ、

石上市神(イソノカミイチノヤシロ)社は山邊村大字石上の古屋敷に在り、天神とよふ、舊址は村東の平尾(ヒラオ)の地とぞ、神祇志料大和町村誌集　市邊押磐皇子(履仲帝男)の宮址にして仁賢天皇の因りて皇宮としたまふ所なり、仁賢は押磐皇子の子にして、日本書紀に

石上振の神椙本かり末きり市邊(イチノヘノミヤ)宮に天下治す天萬國萬押磐尊の御子

と云宮旨あり、履仲帝亦石上神宮に居たまふ事同書に見ゆ。

祝田(イハヒタ)神社は延喜式に列す、今山邊村大字田部の南方に在り、(縣名勝志)古の市倉の遺ならん、豐田神社も延喜式に列す、今山邊村大字豐井の天神是なるべし、(大和志)

(市邊宮址)

石上廣高宮址(イソノカミヒロタカノミヤ)

仁賢天皇の皇居なり、大和志之を嘉幡(カハタ)に在りと爲せど徴證誤れり、帝王編年記に「廣高宮、山邊郡、石上左大臣(石上麻呂天武文武の比の人)家北邊、田原」とあるに據れば石上市神社の祝田神社の邊に外ならず、日本書紀には「於石上廣高宮、即天皇位、或本曰天皇之宮有二所焉、一宮於川村、一宮於縮見高野」とあり、縮見は播磨美嚢郡の潜郎なれど、川村は大和の皇居にやあらん、大和志川村を嘉幡に擬すれど石上と地勢遠隔す、當に今の山邊村の中に就き求むる所あるべし、穴穗宮を存つ。

石上穴穗宮址(イソノカミアナホ)

安康天皇の皇居なり、大和志田邊村大字田村と爲す、田村は丹波市に接し布留川の南畔なり。帝王編年記云、穴穗宮山邊郡、石上左大臣家南、古川南地是也。古事記傳云、田村は丹波市に近く布留川の南なり、此天皇早くより此地に住坐けるを以て穴穗王と申せるなり。穴穗宮を田村とせば石上左大臣家は大字川原城にあたる、更に廣高宮を求むれば大字田部石上の邊こそ其所なれ石上溝石上高拔原原等は皆此間に在りしならん。

三島(ミシマ)　山邊村大字三島に近年淫祠神道天理教會と云者興る。

丹波市(タンバイチ)

山邊(ヤマベ)村の驛舍にして、戸數三百山邊郡の首邑なり、奈良の南三里三輪の北三里。丹波市は布留川の邊に在り、布留川古名市川也、官幣大社石上神宮は丹波市の東十八町に在り。

石上寺址(イソノカミ)

今山邊村に石上寺址二所を傳へり。一は大字石上に在り、名跡幽考云、礒上寺は礒上村にて、在原山本光明寺と號し、在原業平朝臣の住まはれし地に立られける也、拾芥抄に礒上寺は寶達寺と號すと見えたれば何の代に本光明寺と改めたるにや。一は大字布留に在り、名所圖會云、良因寺、又良峰寺石上寺と曰ふ今戀ひ(コイヒ)堂とも云ひ布留に在り、天長年中善守法師住持す、後僧正遍昭其子素性并に娑に幽居す良峰(ヨシミネ)氏なり、按するに在原氏は桓武の皇孫に出で良岑氏も桓武の皇裔也、又石上内親王(桓武皇孫女)あり、[illegible]に、石上の[illegible]寺共に[illegible]氏遺立の營寺なり、[illegible]今の大字[illegible]にして、其後略記延喜九年[illegible]良岑法師素性[illegible]良因院に住居[illegible]事也、又扶桑略記云、治安三年、入道[illegible]大相國當宿東大寺、石上大佛、次[illegible]寺、次[illegible]元興寺、次[illegible]大安寺、次本時御法華寺、了石上寺、留給十八町、[illegible]御田寺、[illegible]井筒云、名ばかりは在原寺の跡ありて、[illegible]塚の草、是こそそれよ、なき跡の、一村すすきの穗に出るは、いつの名殘なるらん、草茫々として、露森々と、古塚の、まことなるかな、古への跡、なつかしき景色哉。天文二十三年吉野詣記云、在原寺道すこし行きて問ひければ、昔の筒井筒の井の本など敎へける、形の如く殘れり、磯の上古野(フルノ)の田面を行きて、

(在原寺址)

石の上と云寺に詣でゝ、日の暮ければ夜明てまかり歸れとてとゞまりて、此寺に遍昭侍りと人の告侍りければ、もの云試んとて　小野小町

石の上に旅寝をすればいとさむし苔のころもをわれにかさなん、(遍照返し)世をそむく苔のころもはたゞ一重かさねばうとしいざ二人ねん、(後選集)

ならの石上寺にて　素性法師

石上ふるきみやこのほとゝぎすこゑばかりこそ昔なりけれ、(古今集)良峰の寺にきてこそ千早ふる布留のやしろのもみちをも見れ、相模集　昔より植けんときを人知れず花にふりぬるいその上寺(夫木集)

布留(フル)

今山邊村大字布留、この地は崇神天皇布留の靈石を鎭座せしめたるより此名あり、姓氏錄に「市川臣木事、大[illegible]同祖、[illegible]達倭(ヤマトニイタリ)、賀布都奴斯神社、於石上御布瑠村高庭之地」さあれど仁徳帝始て布都の靈石を奉祭せられしに非ず、此以前已に其神庫其村名ありし也　布留布都古音相通ず、又靈さ

號す、玉篇、鍔頭等とあり、利刄の言也。

石の上布留（フル）とも雨にさはらめや妹にあはむと言ひてしものを、（萬葉集）

姓氏録云、大和皇別、布留宿禰、柿本朝臣同祖、天足彦國押人命七世孫米餅搗大使主命之後也、男木事命、市川臣、大鷦鷯天皇御世、達倭、賀布都努斯神社、於石上御布瑠村高庭之地、以市川臣爲神主、齊明天皇御世曰物部首并神主首、因茲失臣姓、爲物部首、天武天皇御世依社地名、改布瑠宿禰。

石の上振の山なる杉村のおもひすぐへき君にあらなくに、（萬葉集）

布留川は或は古川に作る、姓氏録布瑠市川宿禰あり、市川は蓋布留川なり、石上神宮の下を過ぎ丹波市を經て二階堂村に至り初瀬川に入る長凡三里、（中世の俗布留の枯野を歌枕に古梢（ハヤ）とよめり）

わきもこやあを忘らすな石の上袖振川の絶えむともへや、（萬葉集）

石上神宮（イソノカミ）

山邊村大字布留の高庭（タカバ）に在り、日本書紀石上神宮又振神宮（フルノヤ）に作り、履中天皇此に御したまふ事あり、延喜式名神大社石上坐布留御魂神社是なり、今官幣大社に列す、本社は神武天皇平國（クニムケ）の靈刀を本視し種々の神寶を收藏したる御庫なり、故に神府の名あり　崇神天皇神庫造立の初め太后伊香色謎の弟伊香色雄をして鎮祭せしむ、伊香色雄之に因りて物部と稱し、軍事の柄自ら其家に歸し、此より大伴佐伯二氏と相并び武職を世々にする事と爲る、延喜式に據れば古へ正殿及び佐伯大伴の三殿あり、正殿即物部殿と謂ふへし。後世宮庫壞廢、今樓門寶庫等あり、正殿は近年造立。史料通信叢誌云、石上神宮は拜殿ありて寶殿なかりしが、相傳ふ拜殿の後の禁足地は往古火盜の災を避け寶物を封埋したる處と、明治七年宮司より敎部省に稟請し其方官立會にて發掘を爲す乃ち劒一口鉾一口鏡の破片數片勾玉管玉二百數十を獲たり、其神劒は鑑定して布都の靈なるべしと云ひ、之を奉安して正殿の神體と爲せりと云ふ、神寶は秘藏の靈器なれば多く世に聞えざりしと雖、鐵製の古鉾、鐵製内反刀二口、錯金文の七枝刀等殊に名あり、其に貴重すべき者也　然るに弘化四年盜あり成務垂仁稱德の三陵を發き下部の貴き劍玉等を盜み、又布留神庫に入り小狐丸と名くる劒を盜みたりと記す

神祇志料云、石上神宮布都御魂の橫刀を祀る、布都御魂亦名佐士布都又甕布都神と云ふ、初神武天皇紀伊國熊野に幸して荒神を避け給ふ時に、建御雷神平國時の橫刀布都御魂を下し給ひしかは其荒振神自ら切仆されき、（日本書紀古事記）天皇橿原に都するに及て、物部連遠祖宇麻志麻治命其天瑞寶を獻り神楯を立て五十櫛を布都主劒大神に刺繞して殿内に齋奉りき、崇神天皇の世八十萬神を祭る時初めて建布都大神社を大和國山邊郡石上邑に移し奉り、伊香色雄命をして天神より受け給し瑞寶を共に此社に藏めて國家の爲めに齋鎮めしむ、號を石上大神と申し、又其兵神とす、（舊事本紀）垂仁天皇御世皇子五十瓊敷命、作らしし橫刀一千口を神宮に納め、又之を掌らしむ、其後妹大中姫命に其事を知らしめんとし給ふ時吾は手弱女也いかて天の神庫に升らんと申給ひ、更に伊香色雄子物部十千根大連に授けしめ給ひき（日本書紀）仁德天皇此布瑠村高庭の地に幸して布都奴斯神を齋ます時に、布瑠宿禰の祖市川臣を神主とせられき、（新撰姓氏錄）是より物部臣市川臣裔今に奉仕す　石和閒見志書紀通證、天武天皇忍壁皇子を神宮に遣して神寶を瑩き、即勅して神府に貯ふる諸家の寶物を其子孫に還さしむ、（日本書紀）聖武天皇天平二年、神戸稻租三千八百餘束を充て祭料とし、（東大寺正倉院文書）稱德天皇神護景雲二年、神封五十戸を充奉る、（續日本紀）桓武天皇延暦廿四年二月、典藥頭中臣朝臣道成等に勅して石上の兵仗を返し納めしむ、是より先き神社の兵仗を山城葛野郡に運びつるに神怪あるを以て也（日本後紀）平城天皇大同元年大和伯耆信濃八十戸を神封に寄し、（新抄格勅符）文德天皇嘉祥三年正三位を授け（文德實錄）清和天皇貞觀元年正三位勳六等石上神に從一位を加へ、九年正一位に叙され、甞て大和國に勅して百姓神山を燒き禾豆を播蒔するを禁しむ　（三代實錄）凡本社正殿及伴佐伯二殿並に鑰各一口神祇官庫に納めて輙く開くことを得す、又本社門鑰匙官庫に納め、祭時官人神部卜部をして門を開き社地を掃除して祭に供奉らしむ、其備後の封租穀を社家に收て夏冬祭料に充つ、（延喜式）今神寶猶遺る者多し、又神に仕ふる者忌火禰宜年預あり、忌火は禰宜の上首たり布留氏之に補され、物部氏を以て其神寶を守らむと云（石和閒見志）○舊事紀云、磐余彦天皇即位、宇摩志麻治命奉獻天瑞寶、乃先考饒速日尊自天受來天璽瑞寶十種、是所謂瀛津鏡一邊津鏡一八握劒一生玉一足玉一死反玉一道反玉一蛇比禮一蜂比禮一品物比禮一是也、天神敎導者有痛處者、令茲十寶謂一二三四五六七八九十而、布瑠部由良由良止布瑠部、如此爲之者、死人返生矣、即是布瑠之言本矣、日本書紀云、垂仁天皇詔曰、朕聞新羅王子天日槍初來之時、所將來寶物、今在但馬爲神寶也、朕欲見之、天日槍曾孫清彦、獻羽太玉一箇足高玉一箇鵜鹿赤石玉一箇日鏡一面熊神籬一具、皆藏於神府（

出雲建（イツモタケル）神社は石上神宮の前に在り、（縣名勝志）若宮（ワカミヤ）と稱し、延喜式に列す、昔出雲建を平けし靈を祭る、古事記には景行の朝に倭建命討ちて出雲建を平くとありて、書紀と少異あり、（書紀崇神卷ム、出雲振根有怨

其弟飯入根、欺弟共沐止屋淵、先是兄竊作木刀自佩之、及浴兄先上陸、取弟眞刀自佩、後弟驚而取兄木刀、共相擊矣、弟不得拔木刀、兄擊弟飯入根而殺之、故時人歌之曰、やくもたつ出雲建が佩けるたちうつらさはまきさひなしにあはれ。

今按するに飯入根の大刀を傳へたる出雲振根に、即ち古事記に錄せる景行朝の處にあたる歟。

石上神社は石上神宮前に王子宮と云者此歟。續日本紀、神龜三年聖武帝不豫の時奉幣あり、蓋備前國赤坂郡石上布都の別社なり、赤坂郡は古吉備磐梨縣の域内なれは此に石成神と稱す 日本書紀神代卷云、素戔嗚尊所斬蛇之劍、號蛇之麁正、此今在石上也、一書曰今在吉備神部許也。古事記傳云、備前石上布都之魂神社の傳說には神劔は昔大和の石上へ遷し奉りて此には坐まさずといひ、崇神垂仁の御時など餘の神寶と共に京に召上給ひて、其時より石上に納められけん。○垂仁帝の皇子大中津日子は吉備石無別と稱し、子孫大に吉備の地に興る、因由ありと謂ふへし。

石成郷

和名抄、山邊郡石成郷、訓以之奈利。今山邊村大字布留及ひ山中の古名なるへし、石上神宮の石成神に發すへし。備前國磐梨より蛇之麁正神を此に移したるに因り其名出しならん、以之以波古言相同し

桃尾瀧

今山邊村大字瀧本に在り、高七丈幅一丈、寺あり龍福と曰ふ、瀧の水は流れて布留川と爲る 大和志云、龍福寺、在桃尾山、有正堂彌陀堂不動堂伽藍神祠僧房十六區、元亨釋書曰僧義淵建。

鬪鷄

古國名なり、層富山邊磯城等の東嶺背にして宇陀郡并に伊賀國と相接し名賀郡と名張川の一線を以て交界す 後世山邊郡に隷屬し山邊楊生都介星川笠間の數郷と爲る、和名抄に至り山邊楊生を添上郡に分隷せしめ、笠間を宇陀郡に割與したり、今笠間の地復山邊郡に入る。

日本書紀仁德卷云、額田大中彦皇子獵于闘鷄、時喚闘鷄稻置大山主。又允恭卷云、初皇后隨母在家、闘鷄國造嘲之、於是皇后貶其姓、謂闘鷄稻置 萬葉集に「日本の黄楊の小櫛を押へさす」の句あり、黄楊即闘鷄に同し、又續日本紀「元明天皇和銅元年、開大倭國都祁山之道」とあり、亦時平城造都の初めなれは忍坂泊瀨の舊路を不便とし、此舉ありし也、故徑今詳ならず

星川郷

(針別所)

和名抄、山邊郡星川郷、訓保之加波。今其名なし、蓋福住村針別所村に當る歟、針別所は針莊と云へる地なるへし。

長門本平家物語云、興福寺領針庄と云所あり、去仁安の比西金堂衆の代官として小河四郎遠忠と云者是非なく庄務を打止る間、衆徒の中より快尊が差遣し遠忠を濫妨を押へさす。針別所福住の北に波多野村あり、(添上郡に編入す)波多星川二氏、建内宿禰に出て、同祖の裔なり、古事記、波多八代宿禰者、星川臣之祖也、姓氏錄云、大和皇別、星川朝臣、武內宿禰之後也、敏達天皇御世、依居地改賜星川臣。

福住

今福住村と云ふ、永祿中福住の郷士岩掛城主山田道安東大寺大佛の修補を爲す、此地に都介氷室址あり。大和志云、文明以降、大和國士、越智十市清澄福住等、各割據其邑、統屬不一、加之多武吉野之徒、衡行國中、天正年間、筒井松永、占其渠魁、國入戰闘、民勞賦役。

都介郷

和名抄、山邊郡都介郷。今都介野村是なり、日本書紀仁德卷云、額田大中彦皇子獵于闘鷄、時自山上望之、瞻野中有物其形如廬窟也、闘鷄稻置大山主曰氷室也、皇子即將來其氷、獻于御所、天皇歡之、自是以後每當季冬必藏氷、至春分始散氷也。延喜式、山邊郡都介氷室一所。大和志、福住村有氷室房社

都介の野に大山主が藏めたる氷室を今もたえせさりける、(堀河院百首)

都祁山口神社は三代實錄延喜式に列す、今都介野村大字小山戸に在り、(縣名勝志)都祁水分神社は延喜式に列す、今都介野村大字友田に在り、大和志 下部神社は延喜式に列す、今都介野村大字吐山織部に在り。

笠間郷

和名抄、宇陀郡笠間郷、訓加佐末 今東里村大字笠間あり、豐原村も之に屬す、溪水は名張川に入る、東大寺要錄、天德四年注文、伊賀國笠間莊四十二町とあるも此なるへし。舊事紀云、物部膽咋宿禰、宇太笠間祖大幹命女此巳呂爲妻。

神野寺

豐原村大字伏井の神野山に在り、法性山一心院と號す、神龜年中僧行基の開く所と云ふ、名所圖會縣名勝志 扶桑略記、元慶四年、以太上天皇聖躰乖豫、遣使廿一寺修功德、東大興福元興西大藥師大安法隆招提延曆新藥師四天王香山長谷崇坂崇福梵釋現光神野三松子島龍門云々と、此の廿一寺の中に三松と云ふもの詳ならず。

宇陀郡

宇陀郡

延喜式、和名抄、宇陀郡、宇太に、古は菟田縣又猛田縣と曰ふ。磯城郡山邊郡の東西にして、名張川の上游たり、四面皆山、溪水悉名張に入る。郡東南界は山脈を以て伊勢國(一志郡飯高郡)及吉野郡と相隔つれど、北方は伊賀國名賀郡と相交錯す通路は初瀨より本郡萩原驛に至り三本松を經て伊賀國に入るを初瀨街道と曰ふ、內牧村才の山腹を涉り一志

に出つるを伊勢路の故徑とす、郡の南西部に松山あり郡中の小都會なり。
神武天皇東征の際は吉野より宇陀の穿邑に至る、書紀に「蹕八咫烏所向、仰視而追之、遂達于菟田下縣」とあり。下縣は郡の東部今宇賀志村宇陀村等なり。天皇兄猾を誅し弟猾を封し猛田縣主と稱す、其後裔史書に見ゆる所なし　皇極天皇三年菟田郡人押坂直あり。(日本書紀)菅家文草に雨多縣に作る、和名抄五郷其管間郷は今山邊郡に屬す。又多氣郷は一時山邊郡に隷したる事あり、天武紀白鳳十二年山邊郡竹谿村と記す、竹谿即多氣郷にして猛田縣の遺號なり。今本郡松山町外十一村に分る。

菟田山　皇極紀、三年倭國言、頃者菟田郡人押坂直、登菟田山、便見紫菌、挺雪而生、高六寸餘、滿四町許、乃採取還示隣家、摠言不知、押坂直煮而食之、大有氣味、因喫菌羮、無病而壽、或云蓋俗不知芝草、而妄言菌耶。

宇田川

神武紀に菟田川の名出つ、今萩原川とも稱す、宇賀志村高見山中より發源し西流、又北流、萩原驛を徑て東流す伊賀に入り名張川と爲る、凡七里。

多氣郷

和名抄、宇陀郡多氣郷、今萩原村内牧村三本松村等なり、蓋猛田縣の遺號にして、續日本紀「聖武天平十二年、幸伊勢國、是日到山邊郡竹谿村、堀越頓宮」とある者此也。

猛田 (猛田)

神武紀云、皇師立誥之處、是謂猛田、作城處號城田、又賊衆戰死、而僵屍枕臂處、呼爲頓枕田、書紀集解同通證等に頓田を十市郡竹田に充つ、地理相符せず、同紀に「給弟猾、菟田邑、因爲菟田縣主、是主水部遠祖也」と見ゆる如く此諸地皆菟田の域内なる事明白なり、但其城田頓枕田主水部の故跡審ならず、猛田の本據も

未詳實を缺く。
多氣山は萩原內牧の東界にして、三本松の右に從ゆ、室生山と相並ぶ高一百丈と稱す、岩石崖壁形狀奇偉なり　皇極紀に見ゆる紫菌を採れる菟田山此歟。

榛原 (萩原)

又萩原に作る、宇陀郡西北隅に在り、西は隱山を踰ゆること一里にして磯城郡初瀨に達す、東は三本松を經て伊賀に入り內牧背爾を陟れば伊勢に達すべし、小驛なり。神武紀小野榛原の地此と云へり。

鳥見山　神武紀云、天皇立靈畤於鳥見山中、其地號曰上小野榛原、下小野榛原、用祭皇祖天神焉。古事記傳云、榛原は今の萩原驛是なりと云、此村長谷の東方にて今は宇陀郡に入て、彼城上郡外山村とはやや遠けれど、古へ登美と云は廣き名に聞ゆれば、彼驛のあたり迄かけて鳥見山中なるべし。

墨坂

萩原の西に在りと云ふ。日本書紀、神武卷云、國見岳上有八十梟師、又於女坂置女軍、男坂置男軍、墨坂置焃炭、其女坂男坂墨坂之號由此而起也。又天武卷云、將軍大伴吹負、爲近江將所敗、獨率一二騎走之、逮于墨坂、遇置始連菟軍至　按ふに吹負は乃樂山に敗れ南走東國に入らんとして墨坂に至り還軍、又飛鳥古京を守る、其地理合す。又姓氏錄云「大彥命遣治蝦夷之時、至於菟田墨坂、忽聞嬰兒啼泣」と。墨坂神社は榛原村大字萩原に在り、六社權現と稱す。(縣名勝志　日本書紀云、崇神天皇有夢神人誨之曰、以赤楯八枚赤矛八竿祠墨坂神、古事記云、於宇陀墨坂神、祭赤色楯矛。又雄略紀、天皇詔少子部蠣羸、朕欲見三諸岳神之形、原注或云菟田墨坂神也。

宇陀野

秋もはや宇田の炭がま煙りけり　鬼貫

日本書紀、推古天皇、十九年夏五月五日、藥獵於菟田野、鷄鳴集于藤原池上、(高市郡)以會、明乃往之、諸臣皆着髻華　三代實錄云、貞觀二年、詔[illegible]臣隷、歸大和國宇陀野、爲[illegible]之地。大和志、足立村(今榛原村)今云宇野、縣名勝志、萩原の西二町許に宇陀野の字あり、即ちと、按に承元中の宇々の內野行幸も此歟、百錬抄云、承元三年三月六日、上皇(後鳥羽)行幸南都、七日上皇御幸長谷寺、并宇多郡內大野、召御、九日上皇還御。

宇陀の野の秋芽子しぬき鳴鹿もつまに戀ふらく我にはまさず、(萬葉集)

郡家址は榛原村の中なるべし今詳ならず、天武紀云、王駕逢伊勢駄五十匹、於菟田郡家頭、皆棄米而令乘步者、到大野。

丹生

宇陀の丹生神は神武天皇祈禱の遺跡なれど、後世甚著れず。丹生神社延喜式に列し、今榛原村大字雨師に在り。神武紀云、吾今當以嚴瓮、沈于丹生之川、如魚無大小悉醉而流、譬猶柀葉之浮流者、吾必能定此國、頃魚皆浮出、隨水噞喁。

朝原

榛原村大字雨師に在り。神武紀云、天皇祭天神地祇、則於彼菟田川之朝原、譬如水沫、而有所咒著也。書紀通證云、延喜式、宇陀郡丹生神社即此、在雨師村。雨師は菟田川の西岸にして丹生社の西に朝原あり、周廻五町、原中に龍王祠あり　(縣名勝志)雨師又龍王は丹生神の別名也

篠畑 (雨師)

榛原村の東北大字山邊に在り、天照大神の別宮として、小祠存す　垂仁紀云、倭姫命求鎭坐大神之處、而詣菟田篠畑、延曆儀式帳云、宇太の阿貴に坐し、次に佐々波多宮に坐き、書紀通證云、山邊郡屬邑篠畑、今猶在神祠云、篠幡本字。按に、篠畑頓宮は延喜式御杖神社是なり。椋下神社は榛原村大字額知の字椋下に在り、延喜式に列す、一說椋下と訓み高倉下を祭ると爲す。(縣名勝志　神祇志料)

檜牧（牧内）

今内牧村と改む、榛原村の東にして一溪に據り赤埴八瀧の諸村あり内牧谷と稱す、東山柏峠を陟り曾爾村を經て伊勢通路あり。日本後紀、延暦十八年、大和國宇陀肥伊牧、以授民居損田園也。眞木原寺址は今詳ならず、眞木原は牧原なれば此地にありと推知すべし　靈異記云、閻羅王示奇表、勸人令修善縁、九日、藤原朝臣廣足者、帝姫阿倍天皇（元明）御代、依病嬰身、爲差身病、神護景雲二年、至菟田郡於眞木原山寺、而住云々。御井神社は延喜式に列す、今檜牧に在り、食井明神と稱す（名所圖會）

八瀧墓は壬申役將軍文根麿の墓なり、天保二年八瀧の米山に耕夫土中より銅函を發見す、中に銅版墓誌銘あり、量五百匁、函長九寸五分廣一寸九分高一寸五分、廣一寸四分銘云、

壬申年將軍左衞士府督正四位上文禰麿忌寸慶雲四年歲次丁未九月廿一日卒

後其墓誌銘を本地龍泉寺に附し、寺内に塚を築き之を埋む　三十三所圖會　日本書紀、天武天皇壬申六月、發途入東國、事急不待駕而行之、從者皇后以下、書首根麿之類二十有餘人、七月遣書首根麿、率數萬衆、自不破出、直入近江　續日本紀、大寶元年、壬申年功臣賜食封、書首尼麿一百戶、慶雲四年十月、從四位下文忌寸禰麿卒、遣使官詔、贈正四位上、并賻物布、以壬申年功也

赤埴

内牧村大字赤埴は八瀧の東北に在り相接す　赤埴山は樹木繁茂し林中佛隆寺あり、石磴を踏みて之に上る、寺の東北一里室生寺に一徑を通す　陀名勝志

山跡の宇陀の眞赤土のさにつかばそこもか人の我をことなさむ（萬葉集寄赤土）

味坂

今荷坂に作る、内牧村に屬し赤埴山の上方に在り、延喜式味坂比賣神社此に在り　陀名勝志　按するに味坂は神武紀に「女坂置女軍」とある地なるべし、後世味坂に訛る。（女坂）

大野

三本松村大字大野は萩原驛の東北二里、宇陀川の左岸に居る　天武紀に壬申六月、天皇發途入東國、到大野以日落也、及夜半到隱郡（隱訓名張）古事記傳云、大野は今山邊郡にて名張へ到る道なり、大野寺あり、承元三年後鳥羽太上皇の御幸ありし宇陀郡大野石佛と云是なり　大野寺は宇陀川の上に在り、室生溪の合流處にして山水幽奇なり、弘法大師の開基と稱す、龍神瀧あり高八丈淵三尺

毛ころもを春冬かけて出てましゝ宇陀の大野はおもほえむかも、（萬葉集）

三本松

三本松村は近世山邊郡に屬したる事あり、今本郡に屬し萩原名張間の間驛なり。宇陀川に沿ひ水清く石秀で旅客の詩情畫想を發するに足る　名勝地誌云、南に水を渡り山に入る一里室生寺あり　三本松の山中に瀑布多し、中にも擣瀧最美なり、宇龍口に在り高五丈幅八尺、廣瀨旭莊の詩に「上潭與下潭、濆花散復集、分派蒙巖角、如人荷擔立」と云者是なり、大字瀧には三瀑あり。

堀越頓宮址　三本松村大野の西に堀越頓宮址あり、大向淵に屬す　續日本紀、聖武天皇天平十二年、行幸伊勢國、是日到山邊郡竹谿村堀越頓宮　大和町村誌集

室生

室生村は三本松の南、内牧の東、曾爾の西に一溪を成す、大字田口室生等あり　山粕は地勢曾爾に屬すれど今室生村へ入る。室生一に室生に作る、室生寺は俗に女高野と稱し、其靈異を高野山に比す。

室生寺

室生山中に在り、高峯東北に聳え溪澗三方を繞り、塵外の淸境あり。龍穴神の供僧坊にして桓武天皇御願僧賢、開基、或は曰く僧修圓創立、空海再興すと　本堂五重塔灌頂堂等數宇あり、其大塔は明治三十一年政府特別保護を加へ、寺僧は觀るべき者多し、中にも木造觀音、等國寶に登錄す。

龍穴神社

神祇志料云、いま龍王社と云ふ、和州舊跡幽考神名帳考證大和志　光仁天皇寶龜中僧をして延壽法を室生山に修めて東宮の御煩を祈らしむるに即愈給ひき、蓋寶龜九年の事なるべし（後興福寺僧賢、室生山寺を創建してより此神殊に靈あるを以て加護法神とす、凡旱災ある毎に龍穴に臨て雨を祈るに神驗屢顯る、（承平七年室生山寺奏狀　淸和天皇貞觀九年從五位下穴生龍穴神に正五位上を授け、（三代實錄　醍醐天皇延喜十年雨を祈るに感應あるを以て從四位下を給ひ、（日本紀略室生寺奏狀　朱雀天皇承平七年、大和少掾藤原善時を使として幣を奉るに甘雨忽至りき。室生寺奏狀）元亨釋書云、慶圓屏居室生山、一千日、還過河橋、貴婦人至、儀服甚靚、而不露面、啓曰願授即身成佛印明、圓曰姉誰人也、女曰善龍女也、圓附印明、女便騰空中、其爪長丈餘、放五色光、倏忽隱沒

漆部郷

和名抄、宇陀郡漆部郷、訓奴利倍　今曾爾村御杖村にあたるといふ（大和志　用明紀に小坂漆部造兄あり本郷人なるべし、又靈異記に宇陀郡漆部郷、風流女、難波長柄豐崎宮（孝德）甲寅年登仙飛化の奇譚を載す、又以呂波字類抄云「倭武皇子、遊獵宇陀阿貴山之時、以手摩折木枝、其木汁黑美、染皇子之手、爰召舍人床石足尼曰、此木汁塗干而可獻之、床石塗干而獻之、皇子大悦、取之令塗翫好之物、以床石足尼任漆部官」と、是は宇陀に漆部を置かれし濫觴ならん、史料通信叢誌云、今阿貴山（神戶村）に嬉川原と云ふ大字あり、寬永十二年の古文書に漆河原莊と記せり、倭武皇子漆木を獲たまへる古蹟にや。（漆河原）

山粕　室生村に屬す曾爾村の上方にして、伊勢路之に係る、山粕の北に屏風岩あり山容壁立削成横屏の如し。

曾爾

室生村の東に在り、其水北流して伊賀國に向ふ曾爾谷と云ふ、今曾爾御杖の二村に分る

日本書紀、仁德卷云、隼別皇子、雌鳥皇女、逃走于伊勢、吉備品遲部雄鯽追之、至菟田、迫於素珥山時、皇子隱草中得免、急走而越山、歌曰

梯立のさがしき山も吾妹子と二人越ればやすむしろかも。

菅野

古事記高津宮（仁德）段、速總別王女鳥王、共逃亡到宇陀之蘇邇時、御軍追到而殺也

今御杖村と改む、山驛なり　古事記傳云、速總別王の物し給へりし道は蘇邇より伊勢一志郡の家城村を經て川口に至る筋なり、古の大道は是にや有けむ、川口關此に當る（○御杖村は此地神末に延喜式御杖社ありと大和志に記したるに因りて改名したる也、然れども日本書紀垂仁卷には「天皇以倭姬命爲御杖、貢奉於天照大神」とあれば、倭姬頓宮御杖社たり。門僕神社は延喜式に門僕神と曰ふ、今曾爾村大字今井の曾爾明神是也　大和志略名勝志　姓氏錄云、門部連、牟須比命兒安牟須比命之後也

國見岳

國見山とも曰ふ、曾爾谷と伊勢一志郡界間に在り、古書の八十梟帥の據れる所とぞ。

大和志　神武紀云、皇師陟菟田高倉山之巓、瞻望域中時、國見丘上、則有八十梟師　按ずるに國見山の位置明了を缺く、古今の異同あるに似たり、三國地志によれば此邊に六箇山郷と稱し、最幽僻の里なり。

高倉山

今高見山と稱す、室生村大字田口の南に在り、標高凡八八〇米突、山粕驛より凡二十町、東は伊勢國飯高郡、南は吉野郡高見村なり、俗に高見山宇陀富士と稱す　驛路北麓を山粕峠と云ひ、南麓を高見峠と曰ふ。大和志高倉山は守道に在りと云ふは之に異なり、疑ふべし、神武紀「天皇陟菟田高倉山之巓瞻望域中」と云ふは此なる地形と相合ふ、守道は今政始村に屬し遼隔の地に非ず。

齋藤拙堂南遊志云、高見嶺、界勢和、神武帝之東征、向孔舍衙坂（衙或譌作衞今爲暗嶺）軍不利、乃轉繞紀國、向伊勢、由此嶺入大和、故御製中有神風伊勢之語、或以爲由熊野入吉野者非、又帝擊破八十梟師於國見丘、按國見在高見南、山勢相連、谷川氏謂、國見山在勢伊之界、伊賀見村上方、余遍搜圖誌、無所謂伊賀國見村者、且勢之界伊處、與國見相距數里、帝之至伊、史亦無明文、此說不可從。

宇賀志（穿）

高見山の西を宇賀志村と爲す、則神武紀に「天皇導八咫烏所向、遂達于菟田下縣、因號其所到之處、曰菟田穿邑　注曰穿邑此云于加知務羅」とある者是也、大字宇賀志存す、古事記に「於宇陀、有兄宇迦斯、弟宇迦斯二人」とあれば、書紀穿邑は本より地名にして其梟帥の負へる號なり、

血原　神武紀云、兄猾（兄宇迦斯）陳屍斬之、血流沒踝、故號其地曰菟田血原。大和志之を以て高倉山の北に在りと爲す、今室生村上田口に屬す、古事記傳之を疑ふも其以なきに似たり。

日張山　宇賀志村大字宇賀志の東に在り、高倉山の西南一里とす、山中に青蓮寺あり、俗に中將姬の古跡と云ふ、

駒歸　宇賀志村大字駒歸に辰砂水銀の鑛產あり。

佐倉神社は延喜式に列す、宇賀志村大字佐倉に在り、境內一株八幹の老杉樹存す　縣名勝志

宇陀

宇陀村は宇賀志村の西に接す。大字古市場を首邑とす、古市場は戶數二百あり、延喜式宇陀水分神社鎮坐す。

（古市場）

宇陀水分神社は三代實錄貞觀元年授位、大和志に榛原村大字井足に在りと爲せど彼社は水分と謂ふべき地に非ず、古市場の社は老樹鬱立、祠堂亦古雅なり、內務省鑑定して四百年外の建造と爲し維持費を給す、宇陀川の上游水濱に居る、狀態想ふべし。

大神は宇陀村の大字にて古市場の北に在り、延喜式神御子美牟須比命神社此に在り、今は古首神と曰ふ（大和志）

伊那佐

宇陀村の西南に接し內牧村の南なり、大和志山路山を以て神武帝御歌に見ゆる伊那佐山に充てたるに由り、近年此名立つ。古事記傳は之を採らず、伊那佐山は墨坂の別名ならんと曰へり、延喜式、都賀那木神社、伊那佐山の上に在り、是亦大和志の說なり。

八咫烏神社

山路山の西面に在り、宇陀村大字高塚に屬す。神祇志料云、八咫烏神社舊熊塚村にありてなごころすの社と云、今其舊址僅に存れり、和州舊跡幽考、大和志神名帳考證古事記傳　神魂命の孫鴨建角身命を祭ル、參取日本書紀續日本紀姓氏錄釋日本紀　初神武天皇中州に入坐時、此神八咫烏となり虛空より飛翔りて皇軍を導き奉り大なる功を著し給ひき、日本書紀古語拾遺　文武天皇慶雲二年九月八咫烏社を宇太郡に置て之を祭らしむ即此神也　續日本紀、太平記に、昔大和國宇多森に鬼神ありて人を害す、賴光朝臣の從者渡邊綱之を打取鬼の手を斬りたる事見ゆ、今高塚の邊に大字母里あり、此即宇多森にあらずや。

伊福郷

和名抄、宇陀郡伊福郷　此郷名今其所を失ふ、宇陀村宇賀志松伊那佐村なとにあたる歟、伊那佐村大字福西あり、伊福西の遺稱にあらずや。（三代實錄、貞觀四年播磨人雅樂寮笛生伊福貞、復本姓五百木連云々）

浪坂郷　和名抄、宇陀郡浪坂郷、訓奈無佐加　此郷名今其所を失ふ、松山町神戸村政治村にあたる歟。續日本紀、和銅六年、宇太郡浪坂郷人、得銅鐸於長岡野地」とあり
岡田小秀命神社は延喜式に列す、今政始村大字小和田に在りと云ふ　大和志、岡田は波坂村長岡の地歟。
續紀「和銅六年、波坂郷人、得銅鐸於長岡野地、獻之、高三尺口徑一尺、其制異常、音協律呂」。

守道　近年政始村に改む。吉野郡龍門山の脈を以て南方を限り、高見村鷲家に通する山路あり
大和志は神武天皇登望の高倉山は守道に在りと云ひ、神武志料亦高角神社延喜式、守道の字高倉に在りと爲す、然れども高見山（今吉野郡高見村）にも高角神社あり、登高瞻望は彼地稍勝れるを覺ゆ、後の考慮を期す。

吾城　吾城は延暦儀式帳阿貴に作り、萬葉集安騎野と云ふも此歟。（萬葉に詠せるは吉野の地歟）
今松山町近傍の總名にして、和名抄浪坂郷にあたる如し。天武紀壬申亂の條に「王駕自吉野發、入東國、即日到菟田吾城」、又白鳳九年、幸于菟田吾城」とあり。

秋山　松山町の南に接し一丘あり、丘上寨址あり秋山城と稱す、天文の頃土豪秋山氏の居と云ふ、今神戸村大字拾生に屬す。萬葉に見ゆる安騎野は此なるへし、中世宇陀狩場といふ、謠曲國栖云、身を秋山や、世の中の、宇陀の御狩場よそに見て、男鹿伏なる春日山、みかさそまさる春雨の、音はいつくそ吉野川云々。又伊呂波字類抄に阿貴山に作るも此を指す。
輕皇子宿于安騎野時、柿本朝臣人麿作歌、
阿騎の野にやどる旅人打なびきいもねらめやも古へおもふに、（萬葉集）
大和軍記云、宇多郡の秋山は筒井順慶の縁者にて、一度順慶此人を頼み、宇多へ引込み終に運を開き候。

松山　松山町は戸數四百、宇陀郡の小都會なり、天正年中多賀氏此地に築城したるより、元祿年中まで封侯相承したり。

松山城址　神戸岡と稱す、初め多賀秀種豐臣氏の將堀秀政の弟なり　此地に封せられ二萬石を領す、子出雲守秀家慶長五年西軍に屬し除封と爲る。福島正頼（正則弟）之に代り三萬石を賜はりしが、元和元年故あり除封、織田内大臣信雄更に本地五萬石を食み子孫此に住す、元祿八年伊豆守信武に至り丹波柏原へ移り、松山城廢す。

甘羅　松山城は舊名神樂岡と云ふ、甘羅と云も吾城の地なれは此なるへし。天武紀云、車駕發吉野、到菟田吾城、過甘羅村、有獵者二十餘人、則喚令從駕、遂騎馬於郡家。姓氏錄云、大和諸蕃桂連、出自百濟人狛也

神戸　今神戸村立つ、大字迫間に神部明神あり、昔伊勢神宮の封邑なり。大神宮諸雜事記云、垂仁天皇時、天照坐皇太神天降坐於宇陀郡、于時國造進神戸等、今號宇陀神戸是也。神鳳抄云、宇陀神戸、卅七町白布廿一段。
阿紀神社は神戸村迫間に在り其地を神樂岡と云ふ、延喜式に列し、垂仁天皇の御宇皇女倭姫命天照大神の宮處を求め美和より宇太阿貴宮に移り、次に筱畑宮に赴きたまふ事延暦儀式帳に見ゆ。
劔主神社は延喜式に列す、今神戸村大字宮奥の白石明神是なり、神殿の背に廣三席はかりの巨石横たはる、所祭詳ならずと云。（縣名勝志）

男坂（半坂）　神戸村大字半坂蓋是なり、西に踰ゆれば磯城郡忍坂の粟原に出つへし、忍坂即大坂の義あれは男坂は小坂なるべし、神武天皇の時虜の陣せし故跡なり、中世又波津坂と云ひ今半坂と呼ふ。舊說女坂も男坂の近傍に在りと爲せと詳ならず、延喜式味坂の名ありて、今内牧村大字荷坂にあたる如し、

咲居　半坂の南に大字嬉河原あり此地歟　奈良縣名勝志云、神武紀、椎根津彦弊衣服及び蓑笠を著け老人の貌を爲し、又弟猾は箕を被り老嫗となり天香山に至る、群虜二人を見て大にこれを咲ふと、後人其地を指して咲居と稱すと云ふ、今其所在詳ならず、或は曰ふ宇陀郡神戸村大字嬉河原の西南方に小字ワラヒと云ふ處あり即是なりと、未た當否を知らず。
波津坂　今の半坂是なり。元弘三年正月官軍蜂起し、和泉國熊取地頭木本宗元は護良親王の令旨に應し此に戰ふ事古文書（史學雜誌）に見ゆ　木本宗元、最前參御方、致合戰忠節、就中出羽入道寄來吉野御所之時、於屬大將中院少將家、馳向大和國宇多郡波津坂、致合戰忠節之條、兵部卿親王家御感、令旨炳焉。

吉野郡

吉野郡　吉野或は芳野に作る、大和南部の大郡にして紀伊川の上游（即吉野川）の地なり。十津川郷北山郷の地は更に其南に在り、地勢相異なりと雖本郡に隸す。宇智郡は吉野の西部を割きたる者にして本郡と一境を成す、面積約百三十方里、土俗奥郡と云ふ。

（吉野監）神武天皇熊野より嚮導を得て其軍を吉野河の河尻に進めたまふ事古事記に見ゆ、當時十津川の重嶺深谷を陟絕したるや想ふへし、日本書紀に菟田穿邑より吉野を巡幸すとあるは誤れるに似たり。應神天皇吉野に離宮を置きたまへるより歷世其設あり、故に元正天皇の時芳野監と爲し國郡以外の行政區と爲る、聖武天皇の

時號を廢し郡に復す（國郡沿革考云、芳野郡の名は續日本紀和銅四年に初出し、元正天皇の時芳野監と改め和泉と共に二監と稱す、離宮あるを以て監の官職を立つ、靈龜二年和泉監を置かるれば此前後に建置せられしならん「天平四年七月、令兩京四畿及二監、依内典以請雨焉、十二年、廢和泉監」と、芳野監も此比に停止せられし也。

莊園考云、大館高門所藏舊古文書に日本國六十七とありて、和泉國佐渡國を缺きたれば天平寶字元年和泉國を立られし後に記せる者と見ゆ、然るに芳野監芳野國郡二郷三里九とあるを思ふに、芳野國と云かありける故に六十七國なりしなり、大和を大倭とかき去京里程はなく山城を山代とかき去京行程半日とあるにて、延暦以前奈良の朝の事なるを知る。延喜式、和名抄、吉野郡、訓與之乃。或は三吉野と呼ぶ、雄略帝の歌に美延斯乃と詠したまふ、是は發語にて異義あるに非ずと曰ふ。日本紀萬葉集には曳之努又與之努余思努なりと書す　吉野には神武帝潛幸の比井光國栖の二族あり歸伏す、井光の後は吉野連と爲り、續日本紀續日本後紀に其氏人載せられ郡領に任ず、國栖は國栖部と稱し中世まで其異俗を持せり、

吉野十八郷の名は太平記赤松記に出でたれど其郷名詳ならず、和名抄四郷は吉野川沿岸に止まり、僻遠なる十津川郷北山郷は未だ建たざりしに似たり、今上市町外十四村十津川郷九村、北山郷二村と爲る、郡衙は上市に在り、

新刊の一冊子に曰く、吉野山林は方今幽邃蓊蔚雲與霞起して其觀最盛なり、此杉檜の造林は三四百年來の事に過ぎずと云ふ、或は其良種を薩摩土佐より傳へたりと說き、川上村の杉檜栽培を文龜年間に起ると爲す者あり、然れども川上の五社峠の三本杉は各周圍二丈、其大さ牛を蔽ひ其壽四五百年を下らず、蓋吉野の山谷古より天生の杉檜なかりしに非ず、造林の術亦自此に出でしのみ、近年の統計書を見るに吉野郡に官有林なし、其民林毎歲の賣高は百六十八萬圓の多きに達す、此造林地には古來五郷組合と稱する團結あり、川上中莊黑瀧西奥の五組にして、造林及び林木の流出販賣等の改善を謀れり、又所有權の事に就きて　大抵林地と林木は其主を異にす、地主は村落の共有あり富家の私有ありて、林木の栽培は別に木主の在るあり、地主の政府に納むる租銀を山手と稱し、木主の地主に拂ふ料銀を步一又は步口と云ふ、是材木販與の價銀中百分の五乃至十許を地主に納るれば也、而て此地主木主の利害を計較するに、村落人民を地主とせる木主の造林を最善美と爲すがごとし、又地主木主の貸借を計較するに、年期貸借の法は大に不可なり、謂ゆる立木一代限の慣習こそ便利なれ、何則、凡吉野の林齡は七八十年より百二三十年を大法とす、若し短期にして伐木を急がば木主地主共に利益なし、長期にして造材需用の時機に投合し易からしめば、木主地主共に多額の收益を得れば也、十津川郷は吉野に屬すと雖、造材流出の上に於て損失多ければ、林業盛大ならず、吉野河沿岸の獨り榮々たるは、紀川の漕運自在なるに因る、封建の時世に當り、和歌山藩は吉野の下游岩出村に關を置き、木材通過の稅百分十を徵したり、之を口役と稱せり、明治維新後、口役の關稅を除却せらる、

斐太人の眞木流すてふ爾布の河こそは通へど船は通はず　萬葉集、今按に斐太人は造材者の古名歟、爾布は山林の別名歟、

賀美郷

和名抄、吉野郡賀美郷。今高見村龍門村上市町等吉野川の上方の地にあたる歟、北并に東は山嶺を以て限る、即宇陀郡及伊勢國飯高郡なり、高見山東北隅に峙つ。

高見

高見山は一名高角山。吉野川の北支源小川之より出て、國樔村に至り川上川に會し初めて大なり、此間五里許、高見小川の諸村散布す。高角神社は延喜式宇陀郡に列す、神武天皇熊野より進軍したまふ時嚮導たりし八咫烏本名建角見命を祭る、今高見大字平野に在り土人水分神と稱す。

小川

是中世莊名にして、今の高見小川四郷の三村にあたる、高見山の山中瀑布あり小川瀑と呼び、其末國樔に至るまでを小川と呼ぶ。

鷲家

高見村の首邑にて、宇陀郡より上市下市に通ずる驛舍なり。文久三年天誅組の浪士此地に來り諸藩兵の圍む所と爲り遂に散亡に歸す　藤本鐵石忠烈碑（吉野村如意輪寺建立）云、鐵石常憤皇威之不振、慨然以天下之事爲己任矣、文久三年癸亥秋九月與同志士五十餘人、奉侍從中山公忠光、舉兵於十津川、先生實爲之總裁、幕府遣兵來攻、二十五日、大戰於鷲家村、遂死之、時年四十有八、其臨戰也、從容賦國詩、以精神貫磐石自況云、後五年、大政復古、雖賴先帝在天之靈、抑亦先生首唱之功、與有力焉、朝廷嘉其忠烈、爲追恩之。

薊嶽

四郷村大字麥谷に在り、高見村の南にして川上村の北に聳ゆ。元亨釋書に「眞登上金峰山、住薊嶽、數十年、持法華、鬼神出現、供果爪、猛獸毒蛇、皆悉馴伏」とあるは此歟。（名所圖會）

龍門

高見村の西に接し、上市村に至る間を龍門村と爲す、古の龍門牧又龍門莊の地なり。北に龍門山を負ひ、吉野川に臨む、大字柳村山口の二を首里とす、東鑑云、文治元年、源義經赴大和國宇多郡龍門牧以來、一日片時不住安堵之思」この宇多郡は比隣の地なれば誤記したる歟、義經の幼時母常盤に抱かれ此

里に隱れたること平治物語に見ゆ。

過龍門里、在宇陁郡、常盤抱牛若避難處、

滿天飛雪暗荒村、懷裡孤雛泣凍暄、他日嶄然頭角現、始知此地是龍門、　齋藤　拙堂

龍門郷山口村に古文書あり、正平三年本郷百姓愁訴狀を載す、此の大頭入衆日記は春日講の頭をなす順帳にして、上冊は正平二年乙丑に始り大永八年にいたり、下冊は享祿二年乙丑に起り天正十二年甲申にいたる、みな古き反古を返して帳につゝりしものにして、本文を載する申狀もかの帳のうらに見ゆものなり、扨又龍門郷は此時まで南都興福寺の領地なり、しかるに後醍醐天皇この山に入らせ給ふよりのちは勅命にしたがひ租税を行宮に納め來れり、しかるに內裏は師直が爲に燒失ありしゆゑ、穴太といふ所へ皇居を移されしうへは、龍門郷の租税を以前の如く興福寺へ納むべきよし、彼寺より下知す、されども行宮よりも勅ありて今の御所へ參らすべしとあるゆゑ、百姓等雙方へ役をつとむる事を難義におもひ、愁狀を捧し者なりと

龍門寺址　龍門村の山口の上方に在り、元亨釋書義淵法師の興立と爲す、飛泉あるに依り此名を命じたるならん。今昔物語云、今は昔何れの時にや、大和高市內裏の時、當國吉野郡龍門寺に籠り法を行て仙となりたる久米と云者あり、空に飛行しけるが、吉野川の邊にて若き女の美なるが衣を浣へる脛の白を見て、心まよひつゝ女が前に落ぬ、則其女を妻として仕侍る、其より仙人とは呼申す。扶桑略記、(三代實錄)元慶四年云々太上天皇落飾入道、寄事頭陀、意切經行、便欲歷覽名山佛隴、於是始自山城國貞觀寺、至大和國東大寺香山神野比蘇龍門大瀧、攝津國勝尾山、諸有名之處、經過禮佛、或處留住踰旬乃去。又治安三年、入道相國(道長)次龍門寺、于時仙洞雲深、峽天日暮、青苔岩尖、瀑布泉飛、禮佛之後、留宿上房、霜鐘之聲驚、露枕之夢難結、昔宇多法皇詠卅一字於仙室、今禪定相國挑五千燈於佛壑、岫下有方丈之室、謂之仙房、菅丞相都良香之眞跡、書于兩扉、前總州刺史孝標者、菅家末葉也、誤以假手之文、忝書神筆之上、惡其無心、消以壁粉、其外儒胤成業者、又並拙草、衆人嘲之

龍門瀧　山口と柳村の間に在り、即龍門寺址の地なり、

大和に三月はかりすむに、さうしくしく寺めくりせんと思ひてありきけるに、りうもんと云寺に詣てゝ、むつ月の十日あまりになん有ける、見れは其たきの有さまは雲の內より立くる樣に見ゆ、仙の窟と云はいたく年つもりて、岩の上の苔八重むしたり、哀に覺えて、

たちぬはぬ衣きし人もなきものを何山姬の布さらすらん、(伊勢家集)

雲見ねて人まさにはすは流れ出し龍の門よりきたる水かも、　素性　法師

龍門山　懷風藻云、葛野王子淡海帝之孫、大友太子之長子也、母淨御原之長女十市內親王、器範宏邈、風鑒秀遠、材稱棟幹、地兼帝戚、少而好學、博涉經史、頗愛屬文、

遊龍門山一首

命駕遊山水、長忘冠冕情、安得王喬道、控鶴入蓬瀛。

吉野山口神社は三代實錄延喜式に列す、龍門村大字山口に在り、又本社境內に高榦神社あり、延喜式に列し古は龍門山の巓に在りし者と云(大和志

津振川　龍門寺大字津風呂は山口の南にして溪に沿ふ、日本書紀、天武卷云、大海人皇子發途東國、事急不待駕、乃皇后載輿從之、逮于津振川、車駕始到、即日到菟田。往時の行徑は津振より牧村を經て龍門山を踰えしならん。

妹兄山（妹山）　國樔村宮瀧の西、上市町の東、吉野川を挾み相對せる丘陵の名なり、北岸を背山と呼ふ即妹山なり、三代實錄授正一位大名持神社此にあり、蓋古歌に神ありて妹兄山を造れる由詠ずるに依り託詞を起し、下流に別に兄山あるを以て或は此地の兄山洪水に漂はされて彼に到るなと、古來雜談多し

大名持神社は延喜式名神大社に列す、妹山に在り境內に大海寺あり、又潮生淵あり、鹹水涌出す、(名所圖會)今龍門村大字河原屋

大名持少名み神の作れりしいもせの山を見るそうれしき(拾遺集)　柿本　人麿　(萬葉集讀人不知、

和州巡覽記云、上市より龍門へ入る谷口吉野川の兩傍に水を隔てゝ雙山あり、飯貝(今吉野村大字)に在るを背山と云ひ西也、龍門の方を妹山と云ふ東也、是は茂山なり、共に高からぬ同大の山相むかへり、古歌に詠せる名所なり云々。○按に顯昭袖中抄に萬葉集紀伊の國の妹背の山とよめるを以て妹背山紀伊に在りと曰ふ、また元明天皇阿閇皇女と號ひ給ふ比の詠に「越勢能山時御作歌」と題し、

是れやこの倭にしては我こふる木路に有てふ名に負ふ背の山(萬葉集)

と見ゆ、歌意を推せば古より唱ふる諺に「紀伊の妹背山」と云者も實は吉野即大和國の中なりとて其事に附けて實を述べたまへるなり、日本紀に京畿の南限は紀伊兄山とありその名著るれど、此兄山と云は伊都郡笠田村の中流の孤島にて、妹兄相并ふ地形にあらず

兄の山にたゝに向へる妹の山こさゆるすやもうち橋わたす、(萬葉集)人ならは親のまな子そあさもよし

紀の川つらのいもさせの山、(同上)

など皆吉野なるべし、而も當時已に「紀伊の妹背山てふ」諺ありて兄山の方をば專に詠じたることとし、彼地

は南海往反の通路にて人々の詠吟も多くあらし如し、之を要するに同名兩地と判斷すべき歟、後世にも古今集續拾遺集には吉野たるべき謌歌を載す

流れても妹背の山の中に落る吉野の川のよしや世の中、古今集　讀人不知

流れてもうき瀬な見せそよし野なるいもせの山の中かはの水、續拾遺集　行家

上市

吉野川の北岸に在り、吉野村と水を隔て、相望む、戶數三百、小市驛なり、上市町と稱す、北なる山を千股山と曰ふ、萬葉集宇治間山は此とぞ、名所圖會及び略解の說也。

宇治間山あさ風さむし旅にしてころも借るへき妹もあらなくに、萬葉集　長屋王

那珂鄉

和名抄、吉野郡那珂鄉、國栖村の邊を中莊と稱するは那珂鄉の遺歟、然らば國樔村吉野村川上村にあたる

國樔

又國栖國主に作る、此地古代穴居異習の土民あり國樔と號す、中世に至るまで雜糅せず、其後此跡全く亡び唯葛根に名を存するのみ　國樔村は吉野川に跨り龍門の南、金峰の東に在り、應神以降聖武帝に至るまで離宮の在りしは即此地に屬す、郵便局は新子に在り

日本書紀云、神武天皇親率輕兵、巡幸吉野、有尾而排磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰臣是磐排別之子、此則吉野國樔部始祖也　姓氏錄云、大和地祇國樔、出自石穗押別神也、神武天皇行幸吉野時、川上有遊人、于時天皇御覽、即入穴、須臾又出遊、竊窺之喚問、答曰、石穗押別子也、爾時詔賜國栖名、後仁德天皇御世、始賜名人國栖意世古、次號世古、二人允恭天皇御世遊御贄、仕奉神態、至今不絕　日本書紀云、應神天皇幸吉野宮、國樔人來朝、因獻醴酒于天皇、而歌之曰、云々歌訖則打口以仰咲、今國樔獻土毛之日、歌訖即擊口仰咲者、蓋上古之遺則也、夫國樔者其爲人甚淳朴也、每取山菓食、亦煮蝦蟇爲上味、名曰毛瀰、其地自京東南、而居于吉野川上、峰嶮谷深、道路狹巘、故雖不遠於京、本希朝來、自此之後、屢參赴、以獻土毛、其土毛者栗菌及年魚之類焉　延喜式云、踐祚大嘗祭、宮內官人引吉野國栖十二人、楢笛工十二人、入自朝堂院東腋門、就位奏古風　延喜式又云、吉野御厨、年魚鮨火干、從四月至八月、月別上下旬、各三擔、吉野御贄所進、蟾并伊具比魚煮凝等、隨得加進。

國栖さもかわか菜つまむさ司馬の野のしはしはく君を思ふこのころ、萬葉集

勝地吐懷編に契沖師「司馬は奥義抄にしめの（標野又禁野）とよめるは非なり、しはしはとうけたるに叶はず」と述へたり、蒿溪子頭注に國栖等を仙覺抄にクニスラと訓み、契沖師クズトモと言はる顯昭袖中抄にはクズヒトとよめり、仙覺の說は心得かたし、按にクニス|クズ|シバノシメノ|古言通用にや。源平盛衰記云、吉野の國栖とは舞人なり、國栖とは人の姓也、淨御原天皇大友皇子に襲はれて、吉野の奥に籠りましましけるに、國栖の翁栗の御料にうくひと云魚を具して供御に備へ奉る、後天皇御位につきたまふてより以來、元日の御祝には國栖の翁參りて、桐竹に鳳凰の裝束を賜て舞とかや、豐明の五節にも此翁參りて、栗の御料にうくひの魚を奉る也。古事記傳云、續紀（卅二）外從五位下國樔小國あり、小右記に「寬弘八年正月一日、無國栖奏、依不參上也、近年如之、是大和守賴親時被調、巳不參上」とあり、此程より參上絕たるも江次第盛衰記等に國栖人の見ゆるは其調のみなり。

うくひすや國栖の翁の笛の弟子　貞室

按に諸國に栗栖小栗栖の地名多し、和名抄に鄉名あり

（栗栖）萬葉以下の古歌にも此名見ゆ、蓋栗林の地にして其鄉民は秋實を採り、之を貢獻するな例とす、即一種の山民なり、而して之を久留須と呼ふは栗林に栖むと云義にはあらず、語源自ら異なり、クズの轉りに非ずや、紀伊國栖原浦に久授呂宮あり、社傳に國栖人の吉野より來りて祭れる者と爲し、今國主宮と訛る、此栖原には持統紀那耆野と載せられたる禁野にて、仁壽四年東寺眞濟大德の田券に在田郡野村栗栖林と記せる地なりとぞ、亦國栖栗栖の同言たるを證すへし。

吉野宮址

吉野離宮は蓋二所あり、一は國樔村大字宮瀧にして一は下市村なり、然れども下市の徵證明白ならず。「應神天皇、幸吉野宮時、國樔人來朝、雄略天皇、幸于吉野宮」日本書紀　是時の行在詳にし難し、但雄略帝の河上蜻蛉小野に幸せるに考合すれば昔宮瀧の蜻蛉宮歟、齊明天皇二年吉野宮行幸、此より天武持統文武元正聖武の行幸は書紀續紀及萬葉集に見ゆ。

よき人のよしとよく見て好といひし芳野よく見よ良人よくみつ、萬葉集

蜻蛉野

（芳野）

大和志蜻蛉流の地に充てたれど臆說のみ、萬葉集蜻蛉宮あり今宮瀧にあたれば蜻蛉野亦此なり、河上小野と詠ぜる亦同所とす、下市村の秋の野或は蜻蛉野と同じからんと曰ふも明徵なし。（中世和歌名流は蜻蛉野は形野ともよみたりと云）

雄略天皇、幸吉野河上小野、命虞人驅獸、欲躬射待、虻疾飛來、噆天皇臂、於是蜻蛉忽然飛來、齧虻將去、天皇嘉其有心、號曰云々因讚蜻蛉、名此地、爲蜻蛉野、日本書紀

野磨等の、古事記美延斯怒　鳴武羅の嶽に、獸ふす、誰か此事、大前に申す、大君はそこを聞かして、玉纒きの吳床にたゝし、しつ巻のあぐらにたゝし、獸

待と我いませは、手腓に蝱かきつき、其蝱を蜻蛉はやくひ、這蟲も大君にまつらふ、汝か形はおかむ、あきつしま野磨等、

養老七年癸亥夏五月、幸于芳野離宮時、笠朝臣金村作歌、萬葉集

瀧の上の、御舟の山に、水枝さし、しじに生ひたる、刀我の木の、彌繼々に萬代に、かくし知らさむ、三芳野の、蜻蛉の宮は、神柄か、貴かるらむ、國柄か、見かほしからむ、山川を、淸みさやけみ、諾し上代ゆ、定めけらしも、

蜻蛉は大和志小村中今小川村大字小村に擬したり、宮瀧に續し、御舟山は宮瀧の上に其名存す

幸于吉野時、弓削皇子贈與額田王歌、

古へに戀ふる鳥かも弓絃葉の御井の上より鳴きわたり行く、（萬葉集）

略解云、弓絃葉（ユヅルハ）井は蜻蛉離宮の邊に在るべし、御父天武帝の幸入おはせし所なれば、かの額王も聞く知られむ、故に贈り給ふなるべし、

吉野川（ヨシノカハ）

二源あり、北支源は高見山に發し小川（ヲカハ）と稱す、南支源は川上川と稱し大臺原山に出で、西北流七里國樔村に至り小川と合し、西流上市下市五條等を經て紀伊國界眞土山（マツチヤマ）に至る八里、尚西赴十三里和歌山市の西北に至り海に入る。吉野諸村、材木を山林に採り水を利用して和歌山に降下し、海上諸州へ販與す、本郡第一の富源とす。古歌に「吉野川其水上を尋ぬれば葎かしつく萩の下露」と詠る如く、源は一所にあるべからず、土俗曰ふ此山中西風には東方へ水多く流れて伊勢の宮川滿まさり、東風吹けば吉野川あふれ、北風には熊野川（十津川）へ水多しと。

隼人さふ湍門のいはほも年魚はしる芳野の瀧に尚しかずけり、萬葉集

吉野川は山中瀑最多し、宮瀧大瀧は幹川の石に激し急湍を爲る者にして、最も觀なり

遊副川は吉野川の一名なるべし、萬葉集吉野宮長歌に「遊副川の神も大御食に仕奉ると上つ瀬に鵜川を立て下つ瀬に小網（サデ）さし渡し」云々と見ゆ、略解は宮瀧の末に遊川（ユカハ）野ありと記す、或は結八川（ユフヤカハ）に作る

妹の紐結八川内をいにしへの假人（ヨキヒト）見きと此をたれか知る、萬葉集

懷風藻の詩句八石洲笛浦夢淵等の勝景あり、吉野川の中ならん、八石は今國栖村大字矢治（ヤヂ）あり轉訛したる者歟、夢淵は下市に其名存す、笛浦夢淵は詳ならずと雖笛は延喜式國栖村に樋の笛工あり、今國栖村樋井（ヒノヰ）の住民なるべし、笛浦の名之に因る歟、夢淵は雄略帝歌舞の故典に因る如し

天皇幸行吉野宮之時、吉野川之濱、有童女、其形姿美麗、故婚是童女、而還坐於宮、後更亦幸行吉野之時、留其童女之所遇、於其處立大御吳床、而彈御琴、令爲舞其孃子、作御歌曰、

吳床居の神の御手もちひく琴に舞するをみなとこよにもかも、（古事記）

和藤太政佳野之作　葛井廣成

物外囂塵遠、山中幽隱親、笛浦棲丹鳳、夢淵躍錦鱗、月後楓聲落、風前松響陳、開仁對山路、獵智賞河津、

從駕吉野宮　吉田宜

神居深亦靜、勝地寂復幽、雲卷三舟谿、霞開八石洲、葉黄初送夏、桂白早迎秋、今日夢淵上、遺響千年流、

宮瀧（ミヤタキ）

國栖（クズ）村大字宮瀧は北岸なり、古の蜻蛉野にして吉野川此に至り急湍を爲り、石出て水鬭む、古來遊賞の勝地、殊に離宮の在りけるを以て、宮瀧の名あり。名所圖會云、宮瀧は懸泉に非ず、吉野川の兩岸に大岩あり、高五間許巨水其間に挾められ一丈八尺許と爲る、其景奇妙なり

扶桑略記、昌泰元年十月廿二日、太上天皇遊獵直向宮瀧、廿四日過現光寺、禮佛捨綿、別當聖珠在山裏、煎香茶、以勸從侍臣、上皇亦行宿於吉野郡院、廿五日遂至宮瀧、愛賞徘徊、不知景傾、其瀧之爲體、廣袤二三町、勢非峻嶮、其石礚流之色、如崩積雪、有勅曰勝地不可空過、以觀宮瀧爲題、各獻和歌、路次向龍門寺、禮佛捨綿、松露水石、如出塵外、源朝臣昇向古仙舊庵、不覺落涙、殆存古跡、上皇安坐佛門、痛感飛泉、勅令獻歌、是日山水多興、人且漸疲、素性法師菅原朝臣道眞等銜尾而行、法師問曰、此夕宿於何處、朝臣應聲而曰、不定前途何處宿、白雲紅樹旅人家、入夜執炬、到野別當伴宿宅、廿六日留而不出、廿七日進發、上皇指攝津住吉濱、經龍田山、入河內國、

年のはにかくも見てしか三吉野の淸き河內の瀧つしら波、萬葉集

昌泰元年十月廿五日宮瀧に遊び、立やすらふに日の暮るゝ事も知らず、其瀧のありさまめぐり三四町許、高さ、さしからねど音はいとたかく、早く流れたる岩に積れる雪の崩れかゝるが如し、水の中に所々に大なる石あり、相去ること遠きは一丈あまり、近きは七八尺云々、後撰集引菅家記

水引の白絲はへて織るはたは旅のころもにたちやかさねん、　菅原道眞

瀧落る吉野の奧の宮川のむかしを見けん跡したはゞや、山家集　西行法師

淸河原（キヨカハラ）日晩山（ヒクラシヤマ）なとは、古の歌詠にまかせ後人其地名を立てたる歟、二所ともに宮瀧の邊に在りと名所圖會に見ゆ。

苦しくも暮行く日かも吉野川きよき河原を見れと飽かなくに、（萬葉集）

日くらしの山路をくらみ小夜ふけて木の末毎にもみちてらすらし、（後選集）

菜摘（ナツミ） 國樔村大字菜摘は宮瀧の東に接す、萬葉集に「國栖さゝいわかな摘まむと司馬野（シバノ）にしてふ句あれは古名司馬野なるへし、吉野川を此地にて夏實川を呼ふ。

吉野なる夏實の河の川淀にしきそ鳴くなるやま影にして、（萬葉集）

山高み白木綿花に落たきつ夏身の河門（カハト）見れとあかぬかも、（同上）

かすみたち雪も消ぬや御吉野の御垣の原に若菜つみてん、（續後撰集）

三船山（ミフネ） 三船山は菜摘の東南に在り、遠く望めは船の狀あり、坂路太嶮なり。名所圖會、懷風藻に「雲卷三舟谿、霞開八石洲」の句あり、三舟谿即此地にして、其東に大字矢治（ヤチ）あり、八石（ヤシ）を訛れるにあらすや、雄略天皇御歌鳥武羅獄も此にあらすや

瀧の上の三船の山に居る雲の常にあらむと我おもはなくに、（萬葉集）

たきの上の三船の山の秋津邊に來なきわたるは誰喚兒鳥、（同上）

楢井（ナラ井） 國樔村大字楢井は宮瀧の西に接す、延喜式楢井坐神社此に鎭座す、今春日神と稱す（大和志）古い國栖人の祭りし者なるへけれは春日と云ふは後世の事也、國栖部の楢笛工（フエシ）あり此の住民なるへし「延喜式、國栖十二人、楢笛工十二人、奏古風」との事あり

樫尾（カシヲ） 古は鹿𪊲（カシホ）に作り、又加志能布と呼ふ、國樔村の大字也。宮瀧の對岸（吉野川南側）にあたる。

（鹿鹽） 延喜式、川上鹿鹽神社あり。大和志古事記傳云、明宮御宇段、國主人の歌に「加志能布に横臼（ヨクス）を造り」とあるは樫生に今も鹿鹽神社あり、大倉明神と云ふ此なり、國司七村の氏神とす。

象（キサ） 今國樔大字喜佐谷（キサダニ）是なり、樫尾の西南に接す、一溪西青根峰（アヲネ）より出てゝ吉野川に入る、又西南に登陟すれば數町にして吉野村に至る、象の中山即此ならん。

暮春之月幸芳野離宮時中納言大伴卿奉勅作歌

昔見し象の小河を今見れはいよよさやけく成りにけるかも、（萬葉集）

太上（持統）天皇幸于吉野宮時高市連黑人作歌

やまとにはなきてか來らむ呼子鳥象の中山よひそ越なる、（同上）

倭訓栞云、倭名鈔に[illegible]きさとよむ、木文也と注せり、今いふ木目也、刻むの義なるへし、象なきさと訓むも象牙の標に似たる文あれはなるへし、天智紀に象牙をきさいきとよめり、拾遺集物名にも見えたり

川上（カハカミ） 國樔村の南東、長七里幅三里の山中を川上村と云ふ。大臺原山東に屏立し、大峯西に盤踞し、伯母（ヲバ）峠は南方北山郷の分水嶺を成す。此地東は伊勢の大杉谷、西は十津川郷、四面皆高山深谷にして川上谷其中央に居る、即吉野川の源頭とす、所々に急湍ありと雖木材を流下するに筏師の技巧善く之を過ぐと云。方今吉野の山林、川上村を推し美と爲す、民其業を勉め、往々巨萬の富を累ぬるものあり。

（大瀧）

大瀧は國樔の南一里、川上村大字大瀧西河（ニシカウ）の間に（吉野川の激湍）あり、一名西河瀧と曰ふ。

蜻螟瀧（セイメイノタキ） 川上村大字西河に屬す、水高處に瀦り一潭を成し溢れて下垂す、直高凡十二間。文祿年中大和國主豐臣秀俊（郡山城主）蜻螟瀑の湫中に溺死すと云ふは此なり、一名白絲瀧と曰ふとぞ。

代々を經て絕しとそ思ふ芳野川なかれて落るたきの白いと、（新勅撰集）　延喜帝

吉野西河の瀧にて

ほろ／＼と山吹ちるか瀧の音、　桃青

鮎の子のこゝろすさまし瀧の音、　土芳

南朝皇孫遺跡　川上村諸所に王孫の事を傳ふ、凡南朝皇胤の談は川上莊及北山郷（和州及紀伊）に土俗の所說多けれど徵證の明確なるは少し。大和志云、川上莊神野谷金剛寺、一名中寺、山號妹背、本尊曰地藏、山中有南帝自天王陵、及小祠寶篋印塔一基、刻日長祿元年十二月二日。南朝遺史云、川上村東川（ヒガシカハ）に住吉明神と云あり、此は即小倉宮實仁親王（後龜山帝長子）の廟とぞ、大字神之谷金剛寺忠義王尊秀王（後龜山帝三子尚壽寺尊義王之子）の石塔神牌あり、大字入之波の三之公山に尊壽寺尊義王の墓あり、大字高原に河野宮忠義王の居址あり、忠義王は神の谷に居給ふ。（陵墓一隅抄云、南朝先帝中宮、新待賢門院藤原廉子、川上西陵也、在高原村、隆起如山、上有一祠

（神之谷）

入之波（ニフノハ） 溫泉あり、炭酸性九十度、澄明にして味甘賸なり、砂礫の間より涌出し、夏時來客を待ちて盧屋を營み浴湯を開くのみ、土俗役小角の發見と傳ふ。

柏木（カシハギ） 川上村大字柏木は國栖村を去る東五里、伯母峠を越ゆれは四里にして北山郷河合に至るべし。柏木十二社權現は川上莊の氏神なり、山中に洞窟多し深十餘丈に至る者あり、中に石鐘乳を生ず、凝結種々にして、珠玉纓絡の狀を爲す。

飯貝（イヒガヒ） 吉野村大字飯貝は上市町の南岸に在り、古事記傳吉野連の祖井氷鹿の遺蹤なるへしと云へり。日本書紀云、神武天皇親率輕兵、至吉野時、有人出自井中、而有光、天皇問之曰、汝何人、對曰臣是國神、名曰井光（古事記井氷鹿此則吉野首部始祖也） 姓氏錄云、大和地祇、吉野連、加彌比加尼之後也、神武天皇行幸吉野到神瀨、遣人汲水、使者還曰、有井光女、

天皇召問之汝誰人、答曰臣自天降來白雲別神之女也、名曰豐御富、天皇即名水光姫、今吉野連所祭水光神是也。

よし野を下る時

飯貝やあめに泊りて田にし聞、　芭　蕉

吉野（ヨシノ）

吉野村は吉野川の南金峰山の下、嶮岨に據り村を成す　六田渡より金峰に至る一里餘、寺社民家崇嶺を相して排置す、昔は金精明神威靈の地にして堂宇壯麗を極め、花木の美山川の清その風光を加へたり、元弘の亂に及び寺衆護王、導いて天子南巡行在を寺中に置き以て恢復を圖りたまふ、先帝（後醍醐）大業竟たず蒙塵四年にして崩ず、太子（後村上）踐祚正統の號令を以て海内の義軍を奬む、國勢遂に分裂して宮方京方と爲る、謂ゆる南北朝是なり、正平三年賊軍吉野を犯し行在焔る、南主避けて加名生（カナフ）に移り又河内に赴きたまふ、延元元年より此に至り凡十三年也。爾後四十年南主多く此に御せずと雖、尙吉野朝廷と稱するは、吉野實に南方の倚賴する所なればなり。已にして南朝義烈の事陳跡に歸したりと雖、櫻花萬朶の絢爛今に依然として在り、懷古賞勝の客推して天下第一と爲す。吉野村大字吉野山は山市を成し戸數三百、旅亭酒家の款待に便するあり、年々花候には四方の人簇り至る。

南遷吊古　伊藤東涯

黄屋南奔王氣分、峰巒重疊駐孤軍、中原戈甲無清日、北闕鑾輿只白雲、神器那能祚衰運、藥人誰復奏殊勳、漁郎不知興亡事、一棹刺過箕水濆、

芳山懷古　中井竹山

天子蒙塵度大瀛、親王敵愾據孤城、帳中不灑悲歌淚、麾下猶懸節義名、土窟游魂千載恨、邪讒振旅一時榮、悵望故壘烟塵迹、魅谷風腥杉檜鳴、

よしの山入にし人は音せれどゆふべの鐘のありかをぞ知る、　加茂眞淵

みよしのはいかに秋立つ貝の音、　破　笠

よしの山たゞ大雪の夕かな、　野　水

歌書よりも軍書にかなし吉野山、　其　角

蕉翁笈の小文云、吉野の花に三日留りて、曙たそかれに向ひ、有明の月の哀なる樣など、心に迫り胸に滿て、或は攝政公のながめに奪れ、西行の枝折にまよひ、彼貞室が是はくと打なぐりたるに我は言んことばもなく、徒に口を閉たるいと口をし、思立たる風流いかめしく侍れど、こゝに至りて無興の事也。

吉野山（ヨシノヤマ）

山中の總名なり、凡此山の花一時に開かず上中下の候あり、大概立春より六十五日に當る頃を最中とし、麓の花過ぎて中路の花盛に、中路過ぎて上の花開く、其間三十日許り、昔より櫻樹一切伐採を禁じ、藏王權現の祟ありと傳ふ、薪の中に小枝あるをもこれを焚くことなし。吉野山の名は舊事紀に「茅渟縣大陶祇女、隨絲尋人、入吉野山、留三諸山」とあるを最古とす。

一目千本（ヒトメセンボン）

六田渡より東南に登れば銅鳥居まで三十三町あり、其三十町前後の地、山上山下一目皆花なり、故に一目千本と稱す、又坂路羊腸たれば七曲（ナヽマガリ）坂の稱あり。

藤尾（フヂヲ）坂　東鑑云、文治元年十一月十七日、豫州（義經）籠吉野山之由、風聞之間、執行相催惡僧等、日來雖求山林、無其實之處、今夜亥刻豫州妾靜、自當山藤尾坂降、到于藏王堂、其體尤奇怪、衆徒等具問子細、靜云、豫州自大物濱來此山五箇日逗留、衆徒蜂起之由依風聞、假山臥之姿逐電訖、于時與數多金銀於我、附雜色男欲送京而彼男取財寶、棄置于深雪中之間、如此迷來、八坂本平家物語云、判官義經は吉野山の深雪に踏迷ひ、兎角して宇多郡へぞ出られける、龍門の牧は母常盤の所縁なりければ暫く息をつき、それより南都に上り東大寺の邊勸修坊と申山寺に忍びておはしけるが、年の暮に都に上り伏見深草梅津桂西山東山の片邊に隱れ、次年（文治二年）春の比山伏修行者のまねをし、笈を掛北國に懸て奧州へ下られける。愚管抄云、文治元年十一月、九郎義經川尻にて落失せ、暫しと隱れつゝありけるが、無動寺に財修とて有ける堂衆が房には暫ありけること、後に聞えき、終に陸奧へ逃て行にける。東鑑云、十一月廿二日、豫州凌吉野山、向多武峯、廿九日十字坊相議豫州、在遠津河邊、三年二月十日條曰、前伊豫守義顯、日來隱住所々、度々遁逃捕使害訖、遂經伊勢美濃等國、赴奧州云々

吉野城址　元弘二年冬、尊雲法親王還俗護良と曰ひ、（大塔宮）吉野山に兵を擧げたまふ藏王堂に據り守備を爲し吉野城と稱す、然れども謂ゆる永久築造にあらねば山中處々に防禦の設を爲ししならん、今廢長峯藥師堂の側に村上彥四郎義光父子忠烈の碑あり、二十五丁目、此邊追手外郭にあたる歟。

高城山（タカギヤマ）　子守明神の左なる高處を曰ふ、俗に城山（シロヤマ）と呼び吉野城址なりと云ふも疑はし、高城山の名は夙に萬葉集に出づれば元弘年中の故跡にあらず。

見吉野の高城の山にしらくもは行はゞかりて棚引て見ゆ、（萬葉集）

吉野塗は吉野郡製造の漆器にして、多く膳椀を作る、其作紀州根來の產に似たる者を吉野根來と稱す　吉野紙は其理疎にし潔白なり、輕薄比なし、漆及油を漉すに必需の料なり、亦本郡の名產とす

勝手祠（カツテ）

勝手神は祭る所詳ならず、坂路西側に在り、吉野山八神の一にて古より其名あり、神社啓蒙云「勝手神、鬘受命、天孫降臨之後、爲後見降居」と、今村上義隆の墓碑此に在り、義隆戰死の地歟。

袖振山（ソデフルヤマ）

勝手祠の邊に在り、天女舞樂の故事あり、彼雄

略天皇吉野川邊に童女の舞を覽たまふと云者と相似たり。本朝月令云、五節舞者、淨御原天皇（天武）之所製也、相傳天皇幸吉野宮、日暮彈琴有興、俄爾之間、前岫之下、雲氣忽起、疑如高唐神女、髣髴應曲而舞、獨入天矚、他人無見、擧袖五變、故謂五節、其歌曰

おと女ともをとめさびすもからたまをたもとにまきてをとめさびすも。

吉野拾遺、先帝豐明の節會をせさせるへるに、餘りに形ばかりなる有樣を思しなげかせ給ひけるに、袖振山の日近く見えわたりければ、

袖かへす天津乙女も思ひ出よ吉野の宮のむかしかたりに、

と打詠めさせ、月更るまでおはしましけるに、御夢ともなく袖振山の上より白雲の棚びきて南殿の御庭の冬枯し櫻の梢にとゞまりけるに、夫れかとばかりおほしやらせ給へるに、乙女の姿のうちしほれたるが、

かへしては雨とやふらむ哀れしる天津乙女の袖のけしきを、

となくく詠じて雲に隱れけるを、御覽じおくらせ給ひて御こゝろほそげに渡らせ給ひし。

水分山（ミクマリヤマ）

水分峯に吉野水分神あり、後世子守（コモリ）明神と稱す、一說水分子守を別社と云ふは非なり、古事記傳神祇志料に據り同神と爲すへし。

神さふるいはねこゞしく三芳野の水分山を見るは悲しも、（萬葉集）

（子守祠）

吉野水分神社は水分山に在り今子守明神と云ふ、勝手祠の上方十八町、或は籠（コモリ）の宮と云ふ。水分神は諸山多くこれあり、水の配分を司る神靈なり、故に水分と號す、枕草紙にみこもりの神とある同し、續日本紀、文武天皇二年馬を芳野水分峯神に奉り雨を祈る、新抄格勅符、三代實錄、延喜式にも見ゆ。

世尊寺（セソンシ）址は水分峯の邊、獅子尾坂の上に在り、近代大淀村比曾に移し廢墟と爲る　世尊寺は靈鷲山と號し、保延七年鑄成せる播磨守平忠盛施入金峰山寺の古鐘ありしと。（名所圖會）緣起詳ならす。

鷲の山御法のにはにちる花を芳野の峰のあらしにそ見る、（月清集）　後京極良經

金峰神社（カネノミタケ／キンブ）（藏王堂）

近年其神佛混淆を改む。又藏王堂（ザワウダウ）と稱す、金峰山（カネノミタケ）の下に在り、神社考に「世傳金峰山權現者、勾太兒廣國押武金日天皇（安閑）也」とあれと、御諱金日に附會牽合したるに過きす、本社は吉野金峰の鎭守神にして、僧家之を兩部に祭り金剛藏王權現と爲す。中世に方り供奉の僧徒盛強號して吉野大衆と曰ふ、延元の亂に勤王帝駕を奉迎し行在を寺中に置く、正平三年（北朝貞和四年）正月賊師秦（高階越後守）師直（高武藏守）來犯し行在及祠宇を燒く。後世再興、其舊觀復する能はすと雖、尙宏壯の建築なり。銅造鳥居高二丈五尺發心門と稱す、相傳ふ聖武天皇東大寺巨像鑄成の剩餘を以て之を作ると、門前橋は豐臣氏架造、山門康正元年造立、金剛密迹二力士各高一丈六尺、大塔は土壇を遺すのみ礎石の上に一小宇を置く、此大塔供養の事承曆三年と元亨釋書に見ゆ、銅製燈臺高一丈文明三年辛卯の銘あり。本堂十八間四面康正元年再興、（足利義政の時代）天正十九年修繕、（豐臣氏の時）本尊金剛藏王權現脇士すへて三體を安置す、（本尊二丈六尺魔障降伏の相を表示す）棟梁柱楹の類堅完無比の良材をあつむ、中に躑躅樹の柱と曰ふ者周圍八尺長三丈一尺杉柱周圍一丈三尺長三丈五尺、（名所圖會）栗田氏志料云、金峰（カネノミタケ）神社今吉野山村金御嶽に在り、金精（コンシヤウ）大明神といひ、（大和志和爾雅大和回記）又藏王權現と云ふ、（太平記和爾雅）金山彦姫命を祭る、（參酌本社傳說日本書紀古今著聞集）即吉野山鎭守の神也。（大和志大和國式神名帳考）文德天皇仁壽二年特に從三位を授け、三年名神に預り、齊衡元年相嘗月次神今食祭に預らしめ、（文德實錄）淸和天皇貞觀元年從三位勳八等より正三位を授け、（三代實錄）醍醐天皇延喜の制名神大社に列り祈年月次相嘗新嘗の案上官幣に預る、（延喜式）堀河天皇寬治六年上皇及中宮御精進ありて本社に詣給ひき、（百練鈔中右記）中世以來御嶽精進を重むするは此社に詣るの神齋を云也、（河海鈔壒囊鈔）後金峯寺盛なるに及て僧徒此神を稱て藏王權現といひ、子守勝手神人等も又屢神輿を昇て事を京師に訴ふ、（一代要記皇帝紀鈔百鍊鈔太平記大意）後村上天皇正平三年正月辛亥高師直等吉野皇居を襲ひし時神殿及七十二間の廻廊三十八所の神樂屋寶藏竈殿悉く火に罹りて燒亡き。（園太曆太平記）三十三所圖會云、金精大明神は吉野山の地主神なり、祭神垂跡未詳、三代實錄貞觀元年八月、從五位下行備後權介藤原朝臣山蔭外從五位下行陰陽權助兼陰陽博士滋岳朝臣人等を遣され大和國吉野郡の高山に於て祭禮を修せしむ、又五年二月吉野郡の高山に祭事を修せしむ、是兩度共に螟蝗五穀を害するを禳ふ法也、若斯の金峯の事たるへし、又宇治拾遺に、京洛七條の箔打師あり、金御嶽の金を穿ち冥罰を被ふる事を記したり。○金峰祠は中世以降修驗道の行場にして、藏王堂（金輪王寺）の名あり、寺傳亦云ふ、役行者小角の開創する所、山神化現の像威猛の德を備ふ、小角の禮拜せる者と。金峯本堂の側に威德天神社あり、菅原道眞の靈を祭る、扶桑略記元亨釋書に天慶四年沙門道賢（日藏上人）の禮拜したる由見ゆ。元弘三年大塔宮護良親王藏王堂に據り城と爲し賊の來攻に備へたまふ、賊將二階堂出羽入道道蘊大兵を以て至る、城遂に陷る。太平記云、

太塔宮は藏王堂の大庭に最期の御酒宴あり、宮は御

鎧に立ところ〻矢七筋、御頰さ二の御腕二箇所突れさせ給ひて血の流る〻を瀧のごとし、然れども立たる矢をも拔かず流るる血をも拭ひ給はず、敷皮の上に立ながら、大盃を三度傾けさせ給へば、小寺相模四尺三寸の太刀の鋒に敵の首を貫きて宮の御前に畏まり「戈△劍戟を降す事電光の如くたり、磐石盤を飛ばす事春の雨に相同じ、然りとはいへども天帝の身には近づかれず、修羅かれが爲に破らる」と囃を揚げつゝ舞ひたりける、折しも大手の吟戰急なりと見えて、村上彦四郎義光鎧に立ところの矢十六筋、枯野に殘る冬草の風に臥したる如くに折懸て、宮の御前に參りて申けるは、今は叶はじと覺え候、一先落て御覽あるべしと、錦の御鎧直垂と御物具とを下し給ひつゝ御諱字を犯して敵を欺き御命に代り參らせ候はん、早く御物具を脫せ給ひと、上帶を解奉れば宮げにもとや思召しけん、脫替させ給ひて、我若生たらば汝が後生を吊ふべしと仰られて、御淚を流させ給ひながら、勝手の明神の御前を南へ向ふて八十津川郷へ落させたまふ。

（吉水神社）

吉水院（キツスヰ）　藏王堂の供僧坊なりしが、近年改替して吉水神（ヨシミヅ）社と號し、南朝吊祭の靈場と爲す。藏王堂を去る凡三町、地稍低下す　三十三所圖會云、吉水院の草創は大寶年中小角山上修行の時姑息の庵室なり、其のち醍醐の聖寶尊師もこゝに跡をとゞめ玉ふ、加之源平兵亂には源義經當に此寺にいる、吉野法師等義經を討んとせしゆゑ又此寺を出て中院谷（チウヰンダニ）に隱れしに、惡徒等なほも跡を求め來りければ、佐藤忠信を殘して落玉ふなり、又後醍醐帝京都を逃れさせ玉ひ此山に潜幸ありし時、先當院へ行幸ありて行宮とし、後に實城院に移り給ふ、此院の床を御枕として詠み給ひし御歌に、

花にねてよしやよしの〻よし水の枕の下に石はしるおと

秋齋閑話云、吉野吉水院あり、太平記に吉水法師宗信とあるは此住持にて、後醍醐天皇の姫宮を下され妻帶なりしが、今は清僧の寺となれり、此寺親房の自筆の職原抄あり、○今按ずるに吉野拾遺に「みよし野の山の山守こととはん今いく日ありて花は咲なむ」と後醍醐天皇の尋ねさせ給ふ御返しに「花さかん頃はいつとも白雲のゐるを知るべきにみよしのゝ山」と申上たるよし、此寺の事にこそ云々、尙近くは豐太閤も吉野花見の時、此院に入らせ給ふとなん。

實城院址（ジツジヤウヰンシ）　藏王堂の乾方三町許に在り、實城院は吉水院と同く舊供僧坊にして、延元興國の際行在所と爲る者是也、近年廢頹し全く荒墟と爲る。竹林院も藏王堂供僧也、凡吉野衆徒の遺院は今竹林院わづかに存す、庭園の造爲佳麗なり。

吉野行宮址（ヨシノアングウ）　實城院即當年の行在たるべしと云ふ。又初めは吉水院に御し、後は實城院へ移りたまふとも云へり。後醍醐天皇延元元年十二月吉野に入り行宮を定め、四年天皇崩ず、皇太子卽位之を後村上天皇と爲す、正平三年賊兵來犯火を行在に縱ふ、神社佛寺多く延燒す、天皇加名生に避けたまふ　南山巡狩錄云、按ずるに後醍醐天皇より後村上天皇の御宇はじめまで吉野內裏と稱せしは今の實城院の所と思はる、太平記園太曆等によるに正平三年正月楠正行四條繩手に於て討死の後官軍敗北せしかば、廿五日師直等皇居に責より見るに、御前には人なかりし程に、其邊に火をかけたり、折ふし山風吹て皇居をはじめ月卿雲客の宿所のこるかたなく燒失し、この餘煙に藏王堂北野社七十二間の廊迄灰燒となりぬ。櫻雲記云、興國二年（北朝曆應三年）新帝後村上吉野を帝都とすといへども、行宮殿閣なし、月卿雲客微少にして昇殿除目常闕絶せんとす、於是二月下旬源親房常陸小田の城に居し、職原抄二卷を作り、吉野へ獻じ奉る、百官品位職掌を指すが如し、末代に至り帝都の龜鑑とす

此にても雲井のさくら咲にけりたゞ假初めの宿と思ふに、　延元帝御製

みやこたにさびしかりしを雲はなれ吉野の奧のさみだれの空、　同上

延元四年、吉野の行宮にさぶらひし比、よみてたてまつりし歌の中に、　宗良親王

あきらけき御代の春しる鶯も谷より出る聲きこゆなり、

さらぬだに春は先思ひやらるゝ吉野の奧、此比は皇居にて、さまざまおもはかられさせ給ひしかば、

さかば先ゆきてこそ見め我やさたのむよしのゝ花の下陰、

中院准后（親房）歌よみて吉野より見せ侍りし中に「九重の御階のさくらさぞなげに昔にかへる春なまつらん」とありしそはに書加侍りける、

君すめはこれもみはしのさくら花むかしの春にかはらざるらん。

芳野竹笛歌　賴山陽

有客手裡橫紫玉、就視蒼々裡老緑、吹之一曲聲悲咽、如許梢之狩不北還、淚亂湘雨斑痕簇、又如望帝之魂噴百鳥、啼裂山竹夜濺血、問客何處得此物、延元天子古殿屋、敗椽散學柯亭收、一條龍秋寄勝躅、長舌有簧君樂聽、短夢重失中原鹿、劍器渾脫始犯聲、七道賊伐沸野哭、圍城聞笛非無人、凝碧音絃長胡曲、君不見芳野山中如白鳥、翠輦似呼返闕速、吉語誤人入歌詞、空止殿屋俛且啄、龍顏仰屋曾按劍、王氣或寄一尺竹、

如意輪堂（ニヨイリンダウ）

吉野勝手神社の坤の谷に在り、藏王堂の艮にあたる、字を塔尾（タフノヲ）と曰ふ、往昔如意輪塔ありける地とぞ、吉野先帝（後醍醐）の御陵は堂背に在り。本堂は先帝御影殿にて、影像厨子に奉安し扉に吉野全峯より熊野那智の行路繪圖を寫し、其上に藏王權現の讃辭あり、相傳ふ先帝の宸筆と、名所圖會 初め正平の兵火如意輪塔御影堂亦免るゝ能はず、天授年中世泰親王（後龜山帝長子）更に新堂を此地に營みたまふ、遷して堂側に葬る。（京華要志）太平記云、正平三年、楠正行先帝の御廟に詣でゝ、討死の御暇など敬申て、如意輪堂の過去帳に「楠正行同正時同將監和田新發意同舍弟新兵衛同紀六左衛門子息二人野田四郎子息二人西阿子息關地良圓

各留半座乘蓮臺待我閻浮同行人

先だゝは後るゝ人を待やせんひとつ蓮の中を殘して

願以此功德平等施一切同發菩提心往生安樂國

歸らじとかねて思へは梓弓なき數にいる名をぞ留ると書附ける」。嘉喜門院御集云、天授二年やよひのはじめつかた如意堂に御こもりありし比、御影堂の前の花につけて内の御かた（後龜山帝）へたてまつられける、

こゝのへに色そへて見よむかし思ふみのりの庭の花の一えだ、

御返し

なきかげを花によそへてしのべとも是もあだなる色ぞかなしき。

髻塚（モトドリヅカ）は如意輪堂側に在り、慶應元年碑を立つ、森田節齋撰文して之に勒す。其文に云ふ、正平三年正月、車駕在吉野、賊將高師直大擧來寇、楠左衛門尉與其族黨百四十三人、詣行宮辭擧、拜訣後醍醐帝陵、入如意輪寺、各截髻書姓名於壁、然後迎戰不克、皆死之、今茲乙丑之秋、余自備中歸鄉、將登談山、途遊芳野、會津田正臣、述不欲以表左衛門尉髻塚、來請文余、余曰余且遊二山、子姑待之、已而余談山、謁藤原大織冠廟、規模宏麗、殿宇壯麗、使人起敬、及登芳山、首問其所謂髻塚者、在蔓草寒烟中、過者或不知也、於是余低徊不能去、潸然泣下、因左衛門尉與大織冠皆王朝藎臣也、而大織冠建大勳於一擧、助天日於將墜、位極人臣、子孫蔓衍、廟食百世、左衛門尉則討賊不克、以身殉難、南風不競、宗族殆盡　今欲求其遺跡、而不可遽得、嗚呼何其幸不幸之異也、已而余拭涙、以爲其幸不幸雖異、其功未嘗不同也、夫大織冠回天之績偉矣、然比之左衛門尉父子之大節、彪炳與日月竝懸、存綱常於無窮者、未知其孰愈、故曰其幸不幸雖異、其功未嘗不同也、余既歸、正臣復來促、乃擧前言告之、且曰方今夷狄猖獗、九重宵旰、士効力國家之秋也、事成則爲大織冠、廟食百世、不成則爲左衛門尉死節、垂名於竹帛、豈非大丈夫平日至願乎、正臣蹶然起、曰是以表左衛門尉髻塚矣、遂書以與之

吉野陵（ヨシノ）

後醍醐天皇の御陵なり　山陵志云、在吉野山藏王堂東北、今呼塔尾陵、昔時以陵前有如意輪塔名之也、太平記云、延元四年八月十八日崩玉ひき、藏王堂の艮なる林の奥に、圓丘高くつきて、北面に葬奉る。○侍從吉房は延元帝に奉仕し、登遐の後思慕止ます薙髮して僧と爲り松翁と號し、陵傍に廬したり、松翁の著はす所吉野拾遺世に傳ふ。（南山巡狩錄三十三所圖會）

芳野　　藤井竹外

古陵松柏吼天飇、山寺尋春々寂寥、眉雪老僧時輟掃、落花深處說南朝、

吉野山に登りけるに秋の日既に斜になれは、名ある所をのこして、まつ後醍醐天皇のみさゝきを拜む、

御廟としを經てしのぶは何を忍ぶ草、　芭蕉

椿谷（ツバキダニ）

吉野山南の溪なり、椿山寺あり天慶年中僧道賢創建、道賢は一名日藏世に御嶽上人と稱す、種々靈驗を示現せしめ修行道の英傑たり、扶桑略記元亨釋書に本傳あり 名所圖會云、椿谷の邊に雨師（アマシハ）獏の觀音堂あり、昔こゝに後醍醐天皇御幸ありて雨を祈りたまふ、

此里は丹生の川上ほどちかし祈らばはれよさみだれの空。

此處より一里許下流に丹生神社あり。

青根（アヲネ）

吉野山の東嶺にして金峰の北に竝ぶ、青嶺の義なり、萬葉集に蘿を詠し、此山に寄せて其青氈に似たる景致を敍せり、

三芳野の青根が峰の蘿席（コケムシロ）たれか織りけむ經緯（タテヌキ）なしに、

安禪寺

安禪寺（アンゼンジ）は青根峠の下に在り、飯高山寶塔院と號す、藏王權現を祭り、奥院と云ふ慶長九年豐臣秀頼重興。（三所圖會）

苔清水（コケシミヅ）

青根の安禪寺を去る西北二町に在り、西行法師庵室の址にして、芭蕉又之を訪ひ雅懷を述へたり

淺くともよしや又くむ人もあらし我にことたる山の井の水、　山家集

野晒紀行云、獨吉野の奥にたどりけるに、まことに山深く白雲峰に重なり、烟雨谷を埋んで山賤の家ところ〳〵にちいさく、西に木を伐るおと東にひびき、院々の鐘の聲こころの底にこたふ、昔より此山に入て世を忘れたる人のおほくは詩にのがれ歌にかくる、いでやもろこしの廬山と云はんも又むべならずや、ある坊に一夜を借りて、

碪打てわれにきかせよや坊が妻、　はせを

西上人の草の庵のあとは、奥の院より右の方二町許り

わけ入る程、柴人の通ふ道のみわづかにありて、さかしき谷をへだていとたふとし、彼とく〳〵の清水はむかしにかはらずと見えて、今もとく〳〵と雫落ける、

露とく〳〵こゝろみに浮世すゝがばや、
凍とけて筆に汲ほす清水かな。

西行庵遺址在芳山極深處　藤井竹外
樵人牧豎語行公、風雨深山春已空、我覓殘碑不覺遠、行三十里落花中、

金峯（キンポウ）（御金嶽）

吉野山の高峯にして吉野村の東南に峙ゆ。南は大峯（釋迦嶽山等）に連り山谷相通して熊野那智の境に至る、修驗道者の經行せる所にして古より其名著る。萬葉集に「三吉野の御金嶽にひまなくぞ雨はふるといふ時じくぞ雪はふるといふ」云々の句あり、文德實錄に金峯三代實錄に高山と記して靈神あり、後世藏王權現と稱する者是也、山中に金あり山神惜みて人の採ることを聽さずと云事は宇治拾遺物語に見ゆ

扶桑略記云、役優婆塞者、賀茂役公氏、葛木上郡茅原村人也、自性博學、仰信三寶、住葛木山、卅餘箇年、被藤皮餌松葉、開孔雀之神咒、究奇異之驗術、乘五色雲、通仙人宮、駈使鬼神、汲水採薪、仰山神侍、金峯山與葛木嶺、就亘石橋、可通行路云々、大寶元年、母子共度去於大唐、作行者唐國四十仙人中第三座也、道唐副學生道昭、往新羅山寺時、神仙每日集會、其第三聖以倭音揖問論議、道昭驚奇、作聖人答言、我是日本國金峯葛山井富慈峯等修行、役優婆塞也、又同書云、天台沙門陽勝、於吉野郡堂原寺邊、飛行空中、元登金峯山之次、尋古仙舊庵、彌存幽居之志、到吉野郡牟田寺、三年苦行、終到堂原寺止住、不食穀衣、遂以飛去、古老相傳、本朝往年有三、仙飛龍門寺、所謂大伴仙安曇仙久米仙也、大伴仙草庵有基無舍、餘兩仙室于今猶存、但久米仙後更落、釋書云、聖寶、修練經歷、名山勝地、金峯之嶺、役君（小角）之後、榛塞無行路、寶援葛藟而踏開、置船役、自是苦行之者、相續不絕、又云、都藍尼、精修佛法、兼學仙術、世傳金峯山黃金之地、藏王菩薩護之、不容婦人涉覓、藍曰我雖女身淨戒、豈凡婦之比哉、乃登金峯、義楚六帖云、日本國、都城南五百里、有金峯、山頂上有金剛藏王菩薩、第一靈異、山有松檜名花軟草、大小寺數百、節行高道者居之、不曾有女人得上、至今男子欲上、斷肉食慾色、所求皆遂云、藏王是彌勒化身、如五臺文殊、金峯或は黃金峰とも曰へり。

神のますこがねの峯は法說きし鷲の御山のあさとこそきけ、（夫木集）　藤原信實

あまそそりかねの御たけは雲居にて高く見えける金の御嶽は、　本居宣長

（耳我嶺）

萬葉集名所考云、御金嶽は僧尼令義解に「假如山居在金嶺者、判下吉野郡之類也」また靈異記に「聖武天皇代、廣達入於吉野金峰、經行樹下、而求佛道云々」など諸書にあまた見ゆ。然るを本集卷一に「吉野之耳我嶺」と書たるによりて、後世早く八雲抄にみみがの嶺は吉野の山のよし書せ給へるを初めて、近來おしなべて說く者多し、岡部氏耳我は御缶てふ意にて、此山の形缶に似たるをいふならむといひ、卷十三御金嶽とあるをさへ引出て、金は缶の誤なりと漫に推定せしはいかにぞや、抑美加は御缶の意にて、御御缶といかで云ふべきぞ、又御缶の義とするも加を我と濁る例なし、皆違へり、耳我は誤字なるべし。中世金御嶽を尊ら御嶽とも呼へり、源氏物語に御たけ精進の事見え、當時崇敬並びなき靈祠たりき。

六條の源中將と經房の中將と花見んと契りて、いかにぞ花見にはありきたまはぬぞといひたるを、いかゞなんとありしに、かはりて二首、

我はまたおもひもたゝず花ざくら君やみたけの山もこゆらん、（赤染衛門）
心にもあらでのぼりし吉野やま君をみたけのほどなかりしぞ。

六田（ムタ）

吉野村の北なる渡津にして、大淀村に對す。六田の里人六田の淀と稱す、水濱楊柳多きを以て柳の渡の名あり、芳山來往の客之を過ぎざるものなし

かはづ鳴く六田の川の川楊のねもころ見れどあかぬ君かも、（萬葉集）
さくら咲く水分山に風吹けば六田の淀に雪ぞつもりける、（續後拾遺集）

芳川　中井竹山
芳川淺々繞芳山、綠色臨光百許灣、天愛名花設斯險、不分一樹向塵寰、

元亨釋書、仙人陽勝、夏入金峰山、冬下牟田寺、延喜元年辭世、

大淀（オホヨド）

上市町の西を大淀村と爲す、近代池田莊北莊など云へる地なり、吉野川の北岸に居る、大字增口は吉野村六田の渡の津處也、太字下淵は下市村への渡口なり。

今しくは見めやとおもひし三芳野の大川淀を今日見つるかも、（萬葉集）
音にきゝ目にはまだ見ぬ芳野河六田の與杼を今日みつる鴨、（萬葉集）

御馬瀨（ミマセ）は日本書紀雄略天皇御馬瀨行幸の事見ゆ、通證云吉、野郡池田莊有口村。羽狹山は日本書紀、履仲卷羽狹、允恭卷、播舍能伐摩、通證云「吉野村北莊馬佐村、上方有羽狹山」と當否を知らず

比蘇寺址（ヒソデラ）

大淀村大字比曾に在り、近代吉野世尊寺を此に再興す寺鐘は寬元二年金峰山

(現光寺址)

寺の物にて、吉野郡[illegible]師寺庄葛上郡字島屋を寄進せる由を識せりと云ふ　此村現光寺は古の吉野寺なり、玉林抄に本尊佛光を放ちたまふにより現光寺と名つけられき、又栗天八一と書し額ありしと、今破壞して唯古瓦現光寺と銘する者舊址より出つるのみ。(名所圖會)三十三所圖會、欽明天皇紀十四年、河内國言、泉郡茅渟海中、有梵音、震響若雷聲、光彩晃耀、如日色、天皇心異之、遣溝邊直、入海求訪、果見樟木浮海玲瓏、遂取而獻、天皇命畫工、造佛像二軀、今吉野寺放光樟像也。元亨釋書云、推古帝三年、南海之濱有浮香、夜放光聲如雷、着淡州、沈水香木也、勅百濟工、刻觀音像、安吉野比蘇寺、時々放光。釋紀云、天書曰、欽明十四年、樟樹浮海、初造佛像、遂爲吡蘇山寺。

越部(コスヘ)

大淀村大字越部は増口と下淵の間に在り、越部の名は靈異記に見ゆ　同書云、未作畢佛像而棄木示異靈表緣、第廿六、禪師廣達者、俗姓下毛野朝臣、上總國武射郡人(一云畔蒜郡人)聖武天皇代、廣達入於吉野金峰、經行樹下、而求佛道、時吉野郡桃花里秋河、有椅々下有音、曰嗚呼莫痛蹈耶、禪師聞之、怪見、未造佛了而棄木也、禪師大恐、勸人集物、彫造阿彌陀佛彌勒佛觀音菩薩像、既訖、今居置吉野郡越部村之岡堂也。越部村之岡堂なれば釋書に和州村嶺寺に作るは誤れり、今越部堂なし、蓋南北戰爭の際に亡ひたるならん。

下淵(シモフチ)は今大淀村に屬す、南岸は下市村なれば丹渡あり。

今木(イマキ)

大淀村下淵の上方にある大字なり。今木の北は高市郡南葛城郡の地にして接續の地葛(クズ)村へ南葛城郡」越智岡坂合(高市郡)等は昔今木郡の稱ありし地なり、此地も其名の遺れるならん、日本書紀今木の諸墓は大和志書紀通證等此の大淀の今木に在りと爲せど疑はし、彼葛村越智岡村坂合村等に求むへき者のにこそ、

(漢王)

槻本南丘墓(ツキモト)　日本書紀云、雄略天皇、燔圓大臣宅、與坂合黑彦皇子眉輪王俱被燔死、時坂合部連贄宿禰抱皇子屍而見燔死、其舍人等收所燒、遂難擇骨、盛之一棺、合葬于新漢槻本南丘。書記通證云、吉野郡有今木村、此墓俗稱天狗森。

今木雙墓(ナラヒ)　日本書紀云、皇極天皇元年、蘇我大臣蝦夷、盡發舉國之民、幷百八十部曲、預造雙墓於今木、一曰大陵、爲大臣墓、一曰小陵、爲入鹿臣墓、四年大兄(天智)殺二人、詔許葬於墓、復許哭泣。書紀通證云、陵墓、今在古瀨水泥村(今葛村大字)與吉野郡隣。

今城谷上墓(イマキノタニノヘ)　日本書紀云、齊明天皇四年、皇孫建王薨、今城谷上起殯而收、天皇本以皇孫有順、而器重之、詔群臣曰、萬歲千秋之後、要合葬於朕陵。書紀通證云、殯塚在吉野郡今木村、今云保具良家。又齊明天皇御歌あり、本紀に載す

伊磨紀なる乎武例がうへにくもだにもしるくしたたばなにかなげかむ、

(按本史云、天皇傷哀極甚作歌、時々唱而悲哭、幸紀溫湯又有歌、詔曰傳此歌、勿忘於世)

山こえて海わたるともおもしろき今來の内は忘らゆましに、

乎武例は小嶺の義なるべし、續古今集に外山に改む。

吉野鄉(ヨシノ)

和名抄、吉野郡吉野鄉、訓與之乃。上中下三郷の外に本郷あり、今の大淀村下市村秋野村等にあたる如し、靈異記に桃花里秋河とあるは秋野村に當れば、一名桃花里と曰ふ歟。

あさぼらけ有りあけの月と見るまでに吉野の里に降れる白雪、(古今集)　坂上是則

下市(シモイチ)

下市村は吉野村の西大淀村の南に方り、秋野と共に秋河の谷に居る。下市は一小山市にて吉野詣吉野塗を名産とす、吉野箸は古の吉野郡年魚鮨火干の遺流なるべし、鮨火干は延喜式に見ゆ　三十三所圖會云、釣瓶鮓(ツルベスシ)は下市に産す、鮓屋彌助と云者之を製す、其盛器釣瓶のかたちに似たり、故につるべ鮓と云ふ、其味又美なり、主人曰例年吉野七郷より院御所はじめ高家の方に鮎(アユ)の鮓を獻じなることと久し、近世下市村に宅田屋何某といへる魚商人ありて鮓の調味に馴たるに依り此家に托して漬させ獻ぜし事ありしより、年々其加減の違はざる爲めとて終には例年宅田屋に打任せて漬させしとぞ、夫より此家の名物となりて、獻上の時過ぐれば平日にも製して商ふ事となれり、然るに、世義經千本櫻と云へる淨瑠璃の戯作に此家の事を取組て作りしより、諸國に其名高く聞え、主人の名さへ更めて鮓屋の彌助と呼べり、世に斯る例はまた少なからずと云云。古へ吉野の里に味稻と云へる男ありて吉野川に至りて魚梁を打て魚を取る、柘の木の枝流れ來りて其魚梁に留まりしほどに、取りて歸るに忽ち化して麗しき女となる、是則ち仙女なり、終に味稻(ウマシネ)と夫婦の契りをなし老せず死せず、共に久しく住けりとぞ、此歌萬葉集に見ゆ。○維新史料云、文久三年天誅組浪人下市を襲ひたる事件林光平日記に見ゆ、當時彦根藩井伊氏の戍所なりき「文久三年九月十日夜下市の民家に放火す四十五ヶ所なり、彦賊等周章狼狽し烟の下より迷ひ出る賊兵を味方の勇士芋刺にする、方角を失ふて賊の討るゝもの數を不知と云々、己は終夜皇軍山の御軍陣より火の手を見つゝ、

吉野山峯の梢やいかならん紅葉に成ぬ谷の家村」。

本邦にて手形流通の事は、和州下市を以て始とすといひ、下市には南北朝の末つ方より一種の流通手形起れり、此地毎月六次の市立ありて百貨を交易賣買するに、錢にては持運びに不便なりとて、有德の商人銀目を紙に

かきつけ、切手さ名つけて發行せるに濫觴す、其公許を得たるは寛永十三年の事にて、當時下市の有德者三十人を三組に分ち、定札一貫目出すものは三貫目の銀當品を差入れさせ、若し札元の身上不如意となれば組合にて引受くることを命ぜらる、當時都合二百貫匁を限りて出札せしに、延寶中には三組八十六人の札高五百貫匁に達せりさぞ（古典叢談）

夢回淵（ユメノワダ） 下市村大字新住（アラヂ）に在り、吉野河の一潭にして、奇石あり、土俗梅（ウメ）の淵さ呼ぶ

夢の和太事にありけりうつゝにも見てこし者を念ひしおもへは、（萬葉集）

波比賣（ハヒメ）神社は今下市村の南大字栃原（トチハラ）の黄金（コガネ）嶽に在り、供僧を金山寺と曰へり 名所圖會、文德實錄天安二年波寶神波比賣神並に官社に預り、三代實錄貞觀八年二神共に從三位に敍され、延喜式に列す、波寶神は今銀峯村に在り相去る一里。

秋（アキ）

今下市村の東南に秋野村立つ、秋河あり長三里、下市にて吉野川に入る。仙覺萬葉抄に安騎野は吉野山の方に在りさ云ふは此地を指す、然れど萬葉集に詠ずる安騎野は此に非ず、宇陀郡なり 靈異記云、聖武天皇時、吉野郡桃花里有椅、々本伐爲之、歷霜餘、同處有河名曰秋河、彼引置梨、度于是河

丹生川（ニフノカハ）

吉野山の南に發源し西流四里、賀名生（アナフ）村に至り北折し、又二里にして南宇智村に至り吉野川へ注ぐ 丹生川は二所に瀑布を爲す、一は丹生瀧（南芳野村大字丹生）と云ひ、一は王之瀧（賀名生村大字瀧）と曰ふ。

斧取りて、丹生の檜山の木こり來て、筏に作り、ま梶ぬき、磯こきたみつゝ、島つたへ見れとも飽かす、三吉野の、瀧もとゝろに落る白浪、（萬葉集）

賀名生の行宮にて、人々歌よみ侍りける中に、

冷泉右大臣

忘れめやみかきにちかき丹生川の流れにうきて降る秋詠、（新葉集）

賀母鄕（カモ）

和名抄、吉野郡賀母鄕、今鄕名ならず、地勢より考すれは丹生川の谷なる、賀名生村白銀村等あたるが如し、故に今假に此に係く

南芳野（ミナミヨシノ）

吉野村下市村の南にして丹生川の上游なり大字中戸堂原長瀨丹生等あり、中世には黑（クロ）瀧（タキ）莊の名あり。丹生に丹生瀧あり、高三十丈其北に丹生川上神社あり。

堂原（ダウハラ） 元亨釋書に堂原寺の名見ゆ此地なるへし、仙人陽勝、能州人、姓紀氏、初登叡山、後居和州、夏入金峯山、冬下牟田寺、習仙方、延喜元年永謝世境、掛袈裟松枝曰、讓與堂原寺延命、命見是尋求、無蹤跡

丹生川上神社（ニフノカハカミ）

南芳野村大字丹生に在り、祈雨の大社にして、或は雨師（アマシ）神と稱す、中世二十二社第二十一に列したり。神祇志料云、本社は水神彌都波能賣神（ミツハノメノ）を祀る、（廿二社註式廿二社本緣）伊邪那岐命の御子神也、古事記日本書紀 此神よく天下蒼生の爲に甘雨を降し給ふを以て、其德を稱て雨師神と申す、參取類聚三代格日本紀略大要、昔此神敎し給はく、人聲（ヒトコエ）の聞えぬ深山（ミヤマ）吉野丹生川上に我宮（ミヤ）柱（ハシラ）を建て敬祀（イツキマツ）らは、甘雨（アマアメ）を降（フラ）し霖雨（ナガアメ）を止（トヾ）めむさ敎給ひき、故宮社を造りて仕奉りき、（類聚三代格）之を大和神社の別社とす。（類聚三代格大倭社注進狀）大炊天皇天平寶字七年旱するを以て幣帛乃黑毛馬を奉り、（續日本紀）光仁天皇寶龜四年大和丹波四戶を神封に充たむ、靈驗あるを以て也、（續日本紀新抄格勅符）六年霖雨祈の爲に白馬幣帛を奉る、是後此神を祭るもの、旱には必黑馬を奉り、霖雨の日には必白馬を奉りき、（續本紀三代實錄續日本後紀日本紀略延喜式）其禱祈ある毎に神寶幣帛を奉る、（左經記古今著聞集吉野拾遺）元慶元年正三位に敍せられ、三代實錄寛平七年勅して百姓浪人等神山に入りて狩獵する事を禁しむ。是より先き大和社神に大和人（ヤマトノヒトナス）狩獵さく、別此丹生川に雨師神の祝等なく、祭祀來祀をうふるに昔神官に依て此を建しより今に至るまで幣なく日畢なたるに依て、東は塍勾（オフヒ）南は大山峯西は檜前（ヒノクマ）瀧北は糸罩瀧を神社の界さし、神馬を放牧ひ狩獵を禁めらる、然るに國栖戶百姓浪人事を供御に寄せ神地を妨け、動すれは神祟ありさ云ふ由を奏せるに依て也（類聚三代格寛平紀）九年從二位を授け、大倭社注進狀 延喜の制名神大社に列し、大和社の神と相幣す、爾後歷朝崇、之を山城國貴船神に比す

白銀（シロガネ）

（十日市）

南芳野村の西に接し、驛所を十日市（トツカイチ）さ曰ふ丹生川の谷なり、北嶺を白銀嶽さ曰ふ、山上に延喜式波寶（ハホ）神社あり、波寶神波比賣神の事文德實錄三代實錄に見ゆ 正平十五年睦良親王（大塔宮王子）叛かせたまひ、賀名生の行在を燒き、銀嶽に據る事太平記に見ゆ 維新史料伴林光平日記云、文久四年九月九日、銀峰山の御陣に在けるに、後の山際に俄に玉打音の頻にしける故、何そと問へは、彦根の賊間近く寄來りしさ云、さては速に踏散せさて「身を捨て千代はいにあぬ大丈夫か流石に菊は折かさしつつ」斯て上の平さ云所まで打出しかは、彦賊等旗の手を取亂して雲霞の如く逃退

賀名生（カナフ）

（穴生）

丹生川の末に在り今賀名生村と曰ふ、宇智郡南宇智村に接す、舊名穴生（アナフ）と曰へるを正平年中南帝此に行在を建てたまへる時改めて賀名生と爲す、初め延元元年十二月後醍醐帝先つ穴生に至り吉野に移りたまふ、正平三年吉野內裡戰火に罹り後村上帝又此に御したまへり、既にして正平七年の春（即觀

應三年壬辰 主上親ら諸軍を督し八幡(男山)に出征したまふ。其夏軍利なく北方の上皇以下を伴ひ奉り山中に歸り給ふ、幾程もなく河内に移り、翌年は天野行在におはしませり 後龜山天皇の時、文中二年三度賀名生の御幸あり、是より二十年間の皇居たり、或は吉野の奥なれば推し及ぼして唯吉野宮と呼ぶ 大和志に賀名生村の和田華藏院址を以て先帝延元の行在に擬し黒淵總福寺址を以て後村上後龜山の皇居なりと曰ふ、南山巡狩錄は之を採らず。

賀名生行宮址

南山巡狩錄云、正平三年後村上陵穴太まで立のかせ給ひしかども、行宮になさるべき宴舍もなきにより、先帝の行在堀又太郎が家に入らせ給ひし事さみゆ、幾程なく此所に行宮を作られ八九年頃まですませ給へり、大和志によれば後村上帝のすませ給ひし、故跡は賀名生の庄和田村後村上陵は黒瀧村に居給ふよししるせり、今より考ふるに二帝ともに和田村黒瀧村等にすませ給ひし事はなし、是は小倉宮御兄弟の御子後仁王尊義王高秀王忠義王等のすませ給ひし事ありしをあやまりつたへし事さ思はる。又云、正平十五年將軍宮睦良親王いかなる御心やつきけむ、賀名生の皇居に押よせ御所を燒給ふ、この宮に附したがひし軍兵どももはじめの程は宮の御謀にやあらむさおもはれしかど、終に此宮北朝に御合體にて叛逆し給ふ由披露せしかば、兵どもは離散し宮も御自害を遂げらる、此頃賀名生の御所には主上御座なかりしかど、睦良親王をはじめ宮及公家の從類多さゞまり給ひし事さ見ゆ。凡正平三年の後吉野の行宮さ指て云へるものは賀名生に限れり、南も正平中北ニへ出陣ありて後其賀名生に還らせ給へるは文中二年のろくし、其據所々にあり、まづ花營三代記の應安六年の條に宮方天野へ發向の事見え「八月南方不意位於御舍弟宮之間、相副三種神器、沒落吉野」さみゆ、是天野より吉野へ行幸なさしていへる據一也 また五百番歌合に入道關白「忘れしなまた出ぬさも吉の山なれて三させの花の下陰」さあり、此歌合ありし天授元年より三年後に推時は文中二年に相當り、北朝の應安二年さなれり、是據二、又新葉集雜中、中宮の歌の詞書を見るに、正平廿四年の春吉野の行宮におはしましける年月をへて後又彼山に行幸ありける比、松さいふ事を「契あればまたみよしのゝ峯の松まつらむさたにおもはさりしを」さあり、此詞書より考ふれば正平廿四年より後も吉野より他所へ臨幸あり、程なく歸り給へる證さなる、是據の三。又嘉喜門院御集に文中二年霜月廿日頃雪いさう降り侍りし日こその冬あま野にて御覽ぜられし雪のけしきなど思召し出づる由申されて「かきくらす峯の白雪それながらさもに見し世のおもかげはなし」さあり、この歌も又去年はあま野さいふ所の雪を見給へども今年は他所の雪見給ふこゝろ見ゆ、是據の四也 是れらより考ふれば實に文中二年行宮を賀名生にうつされしと分明なり、何故文中二年天野山より賀名生にうつされしさいふに、花營三代紀に見ゆる如く細川氏春、京勢を率ゐて天野山に打むかひし故なり。扨又新葉集雜中に天授三年行脚の僧よみける歌をのせ、其詞書にさき山の行宮さ見えたり、かのさき山さいふものはいづれにや知らずさいへども、賀名生に在所の山にして行宮はやはり賀名生の皇居をさして云へるものか、猶尋ぬべし、此後元中九年にいたるまでこの賀名生の御所に居たまふ。

天の下大御心にかなひきや賀名生は里の名にこそありけれ　　本居宣長

芳野吉竹笛歌、竹賀名生邑堀又太郎家出之、　　草場佩川

畿内南北割鴻溝、一陽何安芳嶺幽、文武衣冠不復見、多恨年々花滿邱、山陰秦子慷慨志、千里弔古去幽押、翠華當年駐此地、一區蒼廬迹可求、夜坐深上如有物、怪底悲吟訴竊愁、寥聲仰視起歎息、枯骨安問是龍蚪、爲倩伶人高世手、一腔六孔使進修、聞昔國栖里中老、奏曲爲解君王憂、獨此南狩慨難釋、萬古芳河水激流、英魂知有待妙音、悲風落月滿山秋、

皇代畧記云、觀應三年五月十一日、新主〈後村上〉南上皇新院幷儲皇、遷御於賀名生離宮、是新主官軍失利御沒落、被在作之 吉野拾遺云、正平壬辰の年の春傳都の三主ともにとらはれ人さならせ玉ひて、此山に入らせ給へるに、黑木の御所の淺ましきに、尙其外に荊棘を隙なく植たる内に押こめ奉る

十津川郷 (遠津河)

吉野郡南部廣大の地を十津川郷さ稱す 古は遠津川さ唱へたり、熊野川の上游にして今九村に分る。東鑑云、文治元年十一月廿二日、豫州（義經）逡吉野山深雲、吉向多武峰、到着之所者、南院内藤室、其坊主號十字惡僧也、曾感豫州、廿九日十字坊相談豫州云、寺院非廣、住侶又不幾、遁隱始終不可叶、自是欲奉送遠津河邊、彼所者人馬不通之深山也者、豫州諾之、大欣悅之間、差惡僧八人送之 三年二月十日條曰、伊豫守義顯、日來隱住所々、度々遁逃捕害訖、遂經伊勢美濃等國、赴奥州也、相具妻室男女、皆假姿於山臥并兒童等。

十津川の吉野のたきを分ゆけば水そ泡さとけてさまよふ、〈家集〉　　曾根好忠

吉野山十尾津川上ゆきゝかみけふりも民の家居なるらん、〈堀河百首〉　　國信

神武帝大和打入の時、熊野より吉野に出て給ふ、實に十津川を經由したまへり 古事記云、於時高倉下亦當

木大神之命以、覺白之、天神御子 神武帝をいふ 自此於奥方、莫使入幸、荒神甚多、今自天遣八咫烏、故其八咫烏引道、從其立後、應幸行、故隨其教覺、幸行者、到吉野河之河尻。此に記ふ所奥方即十津川郷にして河尻は今宇智郡阿太村をいふ。十津川の郷民は山中に生活し一種の氣風古よりこれあり、古事記に奥方の荒神と錄したるは當時土賊の類なるへし、保元物語太平記に見ゆる十津川郷士より、近年浪人與力の十津川徴兵に至るまで、皆武勇を好む習あり、蓋地理に所因あるべし。保元物語云、南都より衆徒大勢にて、吉野十津河の者共を召し具して、千餘騎にて今夜宇治に着き、明朝入洛仕る由聞え候ふ、敵に勢の着かぬ前に押し寄せ候はん、内裏をは清盛などに守護せさせられ候へ、義朝は罷り向て忽に勝負を決し候はんとぞ勸めける。太平記云、元弘二年大塔宮は十津河を尋て分入らせ給ける、其道の程三十餘里か間には、絶えて人里もなかりければ、或は高峯の雲に枕を欹て苔の莚に袖を敷き、路の程十三日に十津河へぞ着かせ給ひける、宮をばとある辻堂の内に置き奉りて、御供の人々は在家に行きて、熊野參詣の山伏ども道に迷ひて來れるよしをいひければ、在家の者共哀を垂れて粟の飯橡の粥など取り出して其飢を助く、聲を高らかに揚げて、是は三重の瀧に七日うたれ、那智に千日籠りて三十三所の巡禮のために罷り出でたる山伏共、路に踏み迷ひて此里に出でゝ候云々、戸野兵衛申すには身不肖に候へども某一人だにかゝるこそと申さば、鹿瀬、蕪坂、湯淺、阿瀬川、小原、芋瀬、中津河、吉野、十八郷の者までも手刺す者候ふまじきにて候。（按ずるに鹿瀬以下五郷は紀伊國に屬し小原以下三郷を十津川と爲す戸野も郷名の一なるべし當時十津川四郷に分れし歟）人類學會雜誌云、十津川郷は五十餘の部落（大字）あり、其住民は古より十津川郷士と稱したるものなれば、木を伐る樵夫も田を鋤く者曳も皆是籍を士族に列ぬるものにして、其氣風の如きも京畿地方の農夫とは自から異る所あるが如し、然るに去る明治廿二年八月一たび大洪水の汎濫して、山谿を崩壞し耕地を侵すや、住民多くは北海道に移住せしが、猶今日にても山腹向陽の地には、數頃の田圃に圍まれて點々矮屋あり、總べて杉の厚皮にて葺ひ、之に數條の大材と石塊とを横ふるを常とす。地學雜誌云、南吉野郡高峻多く山脈あり、之を大峯山上岳の連山とす、其東西に各一徑の谷あり、東を北山谷と稱し、西を十津川谷と稱す、北山谷の東は大臺ヶ原の山脈に連なり、十津川谷の西は高野山の山群に接し、恰も山字形の斷面を示し、中央の山系に於て其海拔の最高點は山上岳二千メートルに達し、左右の山系に在りては是より低きこと二百メートルなり、此二谷は喚雲起雨の地形を成し、森林の養成に適して喬木鬱蒼天日を遮り、谷深く崖高く、嶮峻の山間なれば河流に沿ひて纔かに小徑を通じ、山腹の平坦地及び河畔の洪涵地に據り村落を成したり、所謂十津川郷是なり、其表土は皆礫質土壤なれば、明治廿二年の大雨に地辷り山崩れの慘狀を招けるも自然數の也。

十津川（トツガハ）

吉野新宮川の上游にして、源を大峯山上嶽に發す、（天川村）西流七里十津村に至り漸南流し、南十津川村大字七色に至り紀伊に入る、源頭より此に及ふ凡二十二里、十津川の舟楫は中十津川村以下に於て之を見る。探奇小録云、十津川舟楼下る者岩石間を縫ふ、舟子棹を手にして舟首に立ち石に逢へば則ち撞て以て避く、左逃右轉其巧なると人を驚かす、時に淺灘有り灘石水を激し水咽んで白を鋪すと百十頃、舟底石に觸れ轆轤聲有り、又巨岩の下盤渦して潭と成る、乃ち恐る舟隨ふて而して輪旋するを、舟子隨處手を着け易々に經過す、[illegible]、山[illegible]に岩遇げ、[illegible]を存る如し、門を[illegible]、忽ち七色に至る、舟行蓋已に三里、和州盡き右、紀州續き左、兩岸卽ち低く河身漸く濶く、而して水勢頗へ緩し

大峯（オホミネ）

十津川郷の東に横はる大山脈中 吉野金峯の南より玉置山に至る迄凡十五里、嶺勢綿亘す。大天上小天上山上嶽國見山彌山禪師嶽天狗嶽東屋嶽玉置山等一條の山脈を成す 其國見山より一支東に走り伯母峠と爲る者は大臺原山に接す 大峯は往時修驗道の靈跡且て練行を試みたる靈地にして、其蹤攀を峯入と名づく。修驗道（山伏）に二流あり、一は天台宗聖護院に屬し當山派と號し吉野より峯入を爲す、一は眞言宗三寶院に屬し本山派と號し金峯より峯入を爲す、此時入は役小角の創始する所にして近時に至る迄其業盛行したりしが、山伏停廢の政令ありけるより今や衰へたり。

法眼定恩にあひて侍し時、大峯の物語などせしを聞て、後よめる、　源　實朝

すゝかけの苔折きぬのふる衣いく木の本にきつゝ馴けむ、（金槐集）

大峯にて　僧正行尊

もろさもにあはれと思へ山さくら花より外に知る人もなし、（金葉集）

峯入は宮もわらぢの旅路かな、　宗　因

花も奥ありとや、芳野にふかく吟し入りて、

大峰やよしのゝおくを花の果、　曾　良

山伏詩并序　僧　元　政

山伏者本僧也、昔我俗稱僧、總以山伏、是也、今之所謂山伏者、祇是一類異形之徒而已、頭着小角巾、肩挂不動袈裟、腰横雙刀、手柱八角棒、而高聲鳴螺、翱翔市邑、或言役行者之徒、[illegible]叔父

顯行者、是鼻祖也、行之次曰義學、其次曰義玄、其次曰義直、其次曰壽元、五代之後、枝蔓布濩、

充案平批聞云、

一鍚出雲鳴帝讖、雷岸雷擘崩崴、隨閭倒樂明王劔、月上斜懸古佛衣、雲捲月陰巾影動、葛城雲暗杖頭飛、不知大法下寰去、終日吹嘘何處歸、

參考本義眞記云、山王院大師（圓珍）大峰に入給しに、宿七雲霞峰を隔て荊棘道を埋て東西を失ふ、瀧尻に留り七日祈請し給へば、八咫の靈烏飛來て木を食折て其路を示し給ふ、八尺の長頭巾この表示とぞ聞ゆ。凡役山の體たる、三重の瀧に臨めば百丈の瀧六根の垢を洗ひ、千草の嶽に上れは四季の花一時に開て盛なり、フキウの峯には寒風衣を徹し古家の宿には時雨袖を濡す、彼驗、兒宿、瀧の胸先、大禪師、小禪師、屏風の岨道、釋迦か嶽、負釣、行者歸、何れも得道の人に非ずば爭か爰を通はん

山家集云、行者返り兒の泊りと云所につゝきて過くる也、昔の山伏は屏風が嵩と申所をたひらかに過むことをかたしと思ひて、行者兒の泊と思ひわづらふなるへし、

屏風にやこころをたてておもひけむ行者はかへり兒はとまれる、

又云、大峰にて、大和國近くなりて古畑と云所にて、鴿の聲いとすごくなきければよめる、

ふる畑のそはのたつ木に居るはとの友よふ聲のすこき夕くれ、（新古今）

名所圖會云、吉野山（金峰）より六里にして大峰山上嶽に達す、山勢高峻にして蹊嶮阻を極む、其間大天上小天上の二峰を踰ゆれは今宿に至る、又洞辻あり、洞辻より直に山上嶽の頂に攀づ藏王堂あり、古鐘を置く銘云「遠江國佐野郡原田莊長福寺天慶二年」山上より東行一里を小篠と曰ふ、此邊岩窟多し、又西南一里許を脇宿と曰ふ、又一里許にして普賢嶽あり、又南一里餘を兒泊と曰ふ、國見山あり、又且南一里にして行者歸と曰ふ、又行こと二里八町彌山と稱す、（彌山以南の路程別見す）すべて金峰より玉置に至る間を峰中と稱し高嶺に行徑を求めて修行したり。

山上嶽

天川村の東に在り、熊野川の源此に出づ、山上藏王堂あり故に山上の名あり、即大峯の奥院なり。天川村大字洞川龍泉寺より登る者は八十餘町の高原を經て之に達す、峯入行者近年大に減じたりと雖信徒未だ全く絶ゆるにあらず、夏季登山者諸州より至る。頂高凡五千六百七十尺。

笙窟は國見山（六百四十丈普賢嶽の西南）に在り、國見は北山谷川上郷及十津川郷の交界點にあたり、遥眺頗廣し、山中岩窟多し中にも笙窟は日藏上人（三善清行子道賢）行慶僧正（白河帝の皇子）の栖止したまへる所とぞ（名所圖會大日本史縣名勝志）

天川

天川村は吉野丹生川谷の南にして、天川に沿ふて部落あり、天川は古歌にあまのかはと詠ぜり、

吉野山花やちるらんあまの川雲の堤をあらふしらなみ、（夫木集）

長祿記云、寛正四年六月、畠山義就紀州岡の城を忍び出て、天川より末々の人をば暇賜り、三十餘人計にて深山を凌ぎ、北山さゝらんに忍び給ふ。大和志、又銅鑛を出す（地誌提要）大字坪内に宗像神社あり、舊辨財天を祭り供僧を白飯寺於音院と號し、天川莊廿一村の氏神なりき。（名所圖會）

天辻

今大塔村大字簾の上方にして、五條賀名生より十津川郷に入る要路にあたる、天辻峠と稱し驛所を坂本と曰ふ、文久三年九月天誅組の浪人十津川を保せんと欲し此に據り諸藩兵を拒みし事あり、當時伴林光平日記云、天の川辻と云所は要害屈竟の地なれど、水の手立隔り、民家の少きのみ兵衆の愁なりけり、

蒸苔の麓の里にすまひ居てもうき目はかりはへたてさりけり。

天辻は西は高野山（紀州伊都郡）に連り、筒香の藤代峯に接比す、神功皇后が丹生神を筒川に鎭め祭り給ふと云事播磨風土記に見ゆ。

(本坂)

殿野

今大塔村と改む、舊十二村莊と稱し元弘年中大塔宮護良親王の潜居したまへる地なれば、今大塔に改む。殿野は太平記戸野に作る。大日本史云、尊雲（護良）遂與光林房玄尊赤松則祐等、裝爲修驗者、出般若寺、赴熊野、饑困旬餘、始抵十津川、憩息佛舍、從者散入村落、乞食得粟飯橡粥進焉、如此者三日、玄尊適造土豪戸野兵衛家、乃入門覘伺、有女奴出請曰、主母正罹邪祟、願煩師之禱解、玄尊顧指佛舍曰、老師在彼、尊雲乃往其家、病者得愈、兵衛出謝曰、田家無物可答報、願舍于此旬餘、以解羈倦、兵衛一夕從容語曰、如聞大塔宮避難熊野、師等豈知之耶、熊野別當定遍素黨北條氏、非宜駐駕之地、此地雖小四方負嶮、加之俗頗樸實習武、往昔平維盛避亂投我家、卒得保全、今大塔宮亦幸來于此乎、將出力奉之、從者指尊雲而曰、是即大宮塔矣、兵衛驚而謝罪、乃造新館、奉尊雲、擧絶諸要、爲守備計、兵衛甥竹原八郎聞之、大喜迎致其家。太平記に戸野の佛舍とあり、今殿野に接し辻堂の大字あり、佛堂此に在りしならんと云者あり。

(辻堂)

中津川

十二村莊に屬せり、中津川の名は太平記に出で、今大字存す。野迫川村の池津川立里等の地に銅鑛あり、又北俣に將軍塚あり。名所圖會云、將軍塚は今野迫川村に改む、野迫川の谷間に在り、舊

(池津川)

石塔十三あり羅列す、或云将軍宮畔良王の墓なりと、畔良は大塔宮の子也、野迫川村は大塔村の西にして、紀州高野山に接す。（野迫川）

長殿（ナガドノ）　今北十津川村と改む、大塔村の南なり、北十津川は大字長殿に村役場を置く、文久三年九月天誅組義兵は此を過ぎて、十津川郷中に退く、
九月十二日、此の間にして、出て東を見て
長殿の木々のもみぢを今日見ればはや冬の色をなせるなりけり、
同時に藤本津之助が詠める歌に、
雲を踏みいはほ裂さくみし武士の鎧のそでにもみぢかつ散る、

又九月十四日義兵は上野地（ウヘノヂ）を本營とす、中山公義兵解散の仰あり、十津川郷民も亦云ふ、山中糧食に乏しき故に得堪へず、軍衆此に屯ありては新宮口五條口諸方の口止さなり候へば退陣を乞ふさなり、やがて退陣さ爲る、
なお附日ふもさの松にかたふきぬこゝや雲より上の地の里。（上野地）

上野地の西に大字谷瀬あり。名所圖會に、竹原八郎宅址は谷瀬に在り、大塔宮居ありし所さ、然らば大塔宮還俗改名八郎の女を納れ、減度の時を立にたまふさ云ふも此にや、尙再考すべし

芋瀬（イモセ）　今北十津川大字五百瀬（イモセ）なり、芋瀬は往時一莊の名なりしにや、太平記に芋瀬莊司さ云ふ者あり　芋瀬川は紀州阿瀨川鄕の堺より發源し、川津（今十津川花園村）に至り十津川（トツカハ）野村に注ぐ

野尻（ノジリ）　今十津川花園村に改む、北十津川村の南にて中十津川村の北なり、野尻は一山間なり、野尻の北に風屋瀧（熊野川）あり高三十丈。

彌山（ミセン）　大峰山脈の一峰にして高六千七百尺、和州第一の高山なり。山上嶽の南六里（山徑）さ稱す、

彌山の南十町を大日岳さ呼び、更に南行して峯入路を來むれば三里にして釋迦嶽に至る、其間に小池宿平地宿あり、共に行者の憩所さ爲す、山東は北山谷也。

釋迦嶽（シヤカガタケ）　一名轉法輪（テンパウリン）さ云ふ、彌山の南に在り、山勢雄大高六千六百尺、彌山に亞ぐさ云ふ、土俗屢掛富士（クツカケフジ）さ曰ふ。（縣名勝志）釋迦嶽の南に天狗嶽笠捨山東屋嶽（アヅマヤガタケ）等四五里の間に相連り、以て玉置山に至る。大和志云、釋迦嶽、在御山南五里許、一名大峰、部内諸山、唯此山最雄峻而秀、遠眺冨狀如布棊石者、可以日數、海內之山如是者則幾何。（一名所圖會）

小原（ヲハラ）　今中十津川（ナカトツカハ）さ改む、花園村の南なり大字武藏の東泉寺に二所の溫泉あり、硫黃性熱百五十度許。太平記に十津川鄉小原さあるは此ならん。小原に接し大字小森（コモリ）あり、山驛にして十津川鄉の首里なり、其西方に行者（ギヤウジヤ）嶽峠あり。（小森）

果無（ハテナシ）　今南十津川（ミナミトツカハ）村さ日ふ。大字平谷桑畑七色等あり、十津川の本流此に及べば舟を通ず、果無山は桑畑七色の西北に峙ゆ、谷幽にして峰嶮し、紀州東牟婁郡に界し、本宮村（熊野）を去る三里に過ぎず。下谷（ヒタニ）の柳本溫泉は炭酸性百四十度の甘泉なり。（下谷）
大和紀伊の界なる果無坂にて、往來の順禮をさどめて奉加すゝめければ、料足つゝみたる紙のはしに書つけ侍る、
つゝくりもはてなしさかや五月雨、　去來

玉置（タマキ）　今東十津川（ヒガシトツカハ）村さ云ふ、十津川北山川兩水相近つかんさする地にして、玉置山其中央に聳ゆ、上に玉置權現あり、玉置氏の祠神なり、玉置山、有玉置神祠、巨鐘一口、銘曰應保三年、金口二口、一曰貞永二年造焉、一曰文安四年懸焉、祝家則玉置氏、其僧舍曰名閒院。（大和志）和州玉置氏は明神の社人にて、奧州岩城判官正業の後なりさもいふも詳ならず、家の紋章は桐菱形也、一說に平中將資盛の子伊勢ノ藤野の住人十郎資平壽永の亂に玉置山中へ入り此に家を起す、承久の頃より玉置氏へ嗣し八十五町の地を領し玉置莊司さ稱す、元弘の頃は莊司盛高あり大塔宮の熊野へ入り玉ふ時武家方さし宮を拒み奉る事太平記に明かなり、盛高子なし右衞門尉藤直光を以て家督さ爲し所領を讓り、直光三子あり長子は玉置田の別當職を受つぎ、次男三男は日高郡河上莊同郡山地莊に移り別家を立つ。（紀州名所圖會）

洞谷（ドロタニ）　東十津川村の南、玉置口村（紀伊東牟婁郡也）に在り、北山川の水此に至り奇絕の景を生す、或は瀞溪に作る。大八州遊記云、北山川南流而于瀞溪、兩崖逼束、其間纔八九間、入谿口、頓覺別天地之觀、河心極深、水流無聲、其色紺碧䏻綠、土人呼爲度呂、言其水瀞而不動也、故詞人塡以瀞字耳、夾水奇巖層出、千姿萬態、不可殫述、巖上古木茂樹、蔽翳曦影、殆如壺中洞裏天、其峭直者如壁之削、圓者如釜之覆、橫者如屛牆之環、蹲者如虎豹、層者如樓閣、縫裂爲紋、大者如冰裂、細者如縠縐、或不衍可步可攀、有巖洞、宵窕似神仙之居、有屹立水中者、爲蓬壺之容、一涯未畢、一涯亦至、應接不暇、盤石攢列、如此者凡八町、說者因謂、瀞溪上下、皆巖流、至此爲山、所窄、殆如石門、諡往古大水爲門所塞、不能傾洩、沙土皆爲水嚙盡、巖根露出、爲此異觀

川村）熱百五十度、備地浴客少し　紀州名所圖會　出谷鹽類泉、東十津

北山（キタヤマ）　吉野郡川上村の南十津川鄉の東に在り、大峰大臺原二大嶺に挾まれ最幽僻の境なり、澗水は南流して紀伊に入る、凡七里にして西に赴き、兩國堺の間を流れ、又七里にして十津川に合し、熊野川さ爲る。

北山郷は今上北山下北山(吉野郡)北山(東牟婁郡)の三村に分る、其川の南岸を口北山と云ふ、今南牟婁郡に屬す。(今入鹿村西山村神川村五郷村飛鳥村)上北山の河合と下北山の浦向に郵便局あり。

龍川寺（リユウセンジ）　自天王潜居の所とぞ、神暦云「開基南帝自天勝公正親傳位神璽正三年丁丑十二月」又遺教經あり跋云「寶徳二年庚午之歳建當寺」、大和志、自天王は尊秀王又北山宮と稱す、按撰記に北山莊大河内に居たまふとあるは大河内郷大滝なるべし。北山宮は嘉吉三年御父萬壽寺宮に隨ひ兵を擧け比叡山にこもり軍敗れ、父宮は亡せ給ふ、尊秀忠義尊雅の三王孫は吉野山中に逃れ此地に御坐ます事十餘年、神璽を奉じて恢復を志したまへり、長祿元年(即康正三)赤松家の遺臣どもにあざむかれ尊秀は害され給ひ、忠義王川上莊に走り尊雅王高野上（タカノノウ）(今紀州有田郡)に走りたまふと、實否詳ならず。南朝皇胤紹運錄云、按南朝の皇胤は其名諱平周ならざれども、今姑く實錄の書に載する所を見れば、小倉宮と云ひ(後龜山の皇太弟泰成親王を云ふか但泰成子なし後龜山の皇子其後を承くるならん)上野宮と云ひ(後村上第五の皇子上野太守説成親王の胤)玉川宮と云ひ(長慶帝の胤帝嘗て紀州の玉川に在りしを以て此稱あり)又圓滿院宮(長慶帝の胤)護正院宮(又は聖五庄に作る惟成親王の胤)等あり、此諸皇族の内或は遺臣に奉戴せられ或は幕府不逞の徒に挾持せられ前後屢兵を動かして皇統を爭ひ給ふ、然れども皆志を得ず、或は横に禍害に罹り、或沈隱して終る所を知らず、其京に在るもの足利氏が髪入寺せしめて其胤を絶たんことを謀れり、嘉吉三年南朝の餘黨萬壽寺宮金藏主(後名尊秀王)を擁して兵を起し、潜に禁闕に入り神璽を奪ふ、金藏主殺さるゝに及び又上野宮中頼(一に護聖院宮に作る或云即圓滿院宮の胤なりと)を奉して紀伊の北山に據る、中頻亦害に遇ふ、乃ち一宮二宮(南朝紹運錄に一宮を尊秀王二宮を忠義王と爲す然れども尊秀嘉吉三年に斃し忠義の事は實錄の徵すへき者なし)を擁す、長祿二年赤松氏の遺臣一宮二宮を害し神璽を收還す、南北合一より此に至て又六十六年、南朝王子の事是後所見なし云々。

大臺原山（オホダイハラ）　北山郷の東に横亘し、伊勢の大杉谷及北牟婁郡の相賀浦（チハヒ）に跨る、直立四千九百尺、山容高聳の狀を成す、大臺原の支峯備後山は大瀬の北に在り、大瀬より東に一嶺を越ゆれは尾鷲に至る山徑五里。

宇智郡

宇智郡（ウチ）　吉野郡西北隅の小村にして、舊吉野の河尻（カヘジリ）と云へる地なり。古事記傳此宇智を以て建内甘内兄弟の本居と爲せど疑はし、内臣氏の古里は紀伊名草郡の宇治郷なるべし。續日本紀「文武天皇二年、車駕幸宇治郡」大寶二年、復大倭國吉野宇智二郡百姓」など見ゆ、當時御遊獵場にて内野と稱したり、寶龜勘錄内大寺流記資財帳に宇治野桃島莊と云ふあり。宇智郡和名抄四郷に分る、今五條町外七村と爲る、北に葛城金剛山を負ひ吉野郡川中を貫流して紀伊に入る、丹生川吉野の南より來り(南宇智村)之に注ぐ。五條は吉野宇智二郡の都會にして鐵道は南葛城郡御所より來り五條を東驛と爲し吉野川に沿ふて和歌山に赴く。古事記云、天皇(神武)到吉野河之河尻時、作筌有取魚人、爾天皇問汝者誰也、答曰僕者國神、名謂贄持之子、此阿陀之鵜養之祖也(今阿太村に接するに舊名阿陀（アダ）、後宇智に改めたる也、阿陀古言異なれば異類の人民に命名したる者歟。

加美郷（カミ）　和名抄、宇智郡加美郷。阿陀の上郷の謂ならん、今阿太村南岸の地及野原（ノハラ）村にあたる歟、大字南阿田あり。榮山寺天平古文書云、榮山寺領西新開治拾漆町陸段、在宇智郡賀美郷萬提村眞上條。

那珂郷（ナカ）　和名抄、宇智郡那珂郷。阿陀の中郷の謂ならん、今南宇智村坂合部村にあたる歟、坂合部に大字中村存す。榮山寺天平古文書云、榮山寺領南家栖牧地參拾町、在宇智郡那賀郷河南三條五灰燒里北迄布師村。

丹生川（ニフガハ）　南宇智村を貫き吉野川に入る、此川は吉野金峰に發源し、丹生川上神(南芳野村)に在り、南宇智大字丹原（タンバラ）にも丹生川神社あり延喜式に列す。

靈安寺（リヤウアンジ）　南宇智村に在り、今寺廢し廟を存す、御靈明神と稱す、井上皇后及皇太子の靈を祭る。皇后寶龜三年巫蠱に坐し廢せられ皇太子從ひて庶人と爲り幷に憤死し玉ふ、寶龜九年改葬、延暦中に及び山城京に御靈社を立て、本郡に山陵を置かる(延喜式、靈安寺料四千束は官稻を分給せられし制也、蓋靈安寺は陵廟供奉の僧房にして、延暦中創建とす。宇智陵は光仁天皇々后井上内親王の墓也、靈安寺の西大字御山（ミヤマ）に在り、兩靈塚と稱す、名所圖會廢太子他戸親王井上皇后陵の墓も同處と云ふ。陵名勝志延喜式云、宇智陵皇后井上内親王在大和國宇智郡兆域東西十四町南北七町、雷神社（ホノイカヅチ）は南宇智郡大字御山に在り、蓋宇智陵に就き更に祠廟を建てたる也、三代實錄、貞觀元年正四位上火雷神授從三位、元慶三年授正三位とあり當時の俗、冤魂其所を得されは、必祟を爲し火雷と化りて世を害すと爲せり、故に此祠あり、又延喜式に列す。

坂合部

坂合部村は近年の命名にして、紀伊國伊都郡の交界なれは也。大字大深に狹嶺山あり「續日本紀、慶雲三年、大倭國狹嶺山焚」とあるは此なりと云。（名所圖會）

落杣神社は延喜式に列す、今坂合部村大字黑淵に在り（輿名勝志）落杣本一に落に作る、或云落杣は久米仙を謂ふ歟と、久米の仙人其通力を失ひ吉野川邊に降落したる古蹟あり（吉野郡龍門を參考すへし）

阿陀郷

和名抄、宇智郡阿陀郷、音可濁讀。今阿太村宇智村北宇智村等歟、吉野川の北岸なり。萬葉集阿太大野又宇智大野とよめるも本郷の中なり。

阿太は宇智郡の舊名なるへし、其苗民漁業に名あり、阿太隼人又は阿太人と稱す。古事記玉垣宮（垂仁）段云、

御子大中津日子者、阿太之別等之祖也。

日本書紀云、神武天皇至吉野、及緣水西行、亦有作梁取魚者、天皇問之、對曰臣是苞苴擔之子、此則阿太鵜養部始祖也。

阿太人の梁うちわたす瀨をはやみこころは思ひさたにあはぬかも、（萬葉集）

延喜式阿多比賣神社あり、今阿太村大字原に鎭座す、蓋阿太鵜養部の祖神なり。鵜養部は一に鵜排部と稱し、神武天皇の大師に歸順し、垂仁帝の皇子大中津彥は阿太の別君と爲りたまふ、阿太人は異種他類の裔ならん。

眞葛原なびくあき風吹く毎に阿太の大野の萩子の花ちる、（萬葉集）

阿陀墓は藤原良繼の墓、平城天皇外祖父なるを以て延喜式に列す、今阿太村大塚是也。（名所圖會）延喜式云、阿陀墓、贈太政大臣藤原朝臣良繼、在大和國宇智郡兆域東西十五町南北十五町。

宇智

今宇智村立つ、古の内野の地蓋是なり。今大字今井安生寺に延喜式宇智神社あり、國生明神と稱す。（大和志）又其北に荒木山あり、延喜式荒木神社あり、按ずるに姓氏錄「玉祖宿禰、建荒木命之後也」とあれば玉作部の祖神なり、今井の北大字三在に庶人墓あり、土人は之を以て廢太子他戸親王と爲す。（名所圖會）

高市崗本宮御宇（舒明）天皇、遊獵内野之時、中皇命使間人連老獻歌、

たまきはる内の大野に馬なめてあさふますらむその草深野、（萬葉集）

宇野

宇智村大字宇野は保元物語に見ゆる源親治の邑也、宇奴首も此地の豪族歟。姓氏錄云、大和國諸蕃宇奴首、出自百濟國男彌奈曾富意彌也。保元物語云、法性寺一の橋の邊にて、馬上十騎計り直冑の兵上下二十餘騎へ打て上りけるが、大將進み出で身不肖に候へども形の如く系圖なきにしも候はず、大和守賴親が四代の後胤下野權守親弘が子に宇野七郎源親治とて、大和國奧郡に久しく住して未武勇の名を落さず、左大臣賴長殿の召しに依つて新院の御方に參するなり、源氏は二人の主取ることなければ官旨なりとも得こそ内裏へは參るまじけれとて、打ち過ぎけれ。

榮山寺

宇智村大字子島に在り、今梅室院と稱す、藤原武智麿養老三年創むす。武智麿は藤氏南家の祖にして、薨じて此に葬る、其子豐成中將并に顯遂す。今寺藏山城國深草道澄寺の古鐘あり、（國寶に列す）銘文は小野道風書とぞ、天下の絶品と云。榮山寺古文書曰、天平神護元年九月官符、大和國司、應永爲榮山寺領掌山地島水田等之狀、贈太政大臣武智麿公御墓山地壹佰町（在阿陀郷）（中略）右寺家本願贈正一位藤原朝臣施入、厥後男豐成朝申請、爲不輸租田、宛供燈料修理等、而土人致妨、國宰亦收公云々。後阿陀墓は榮山寺の北に在り。（名所圖會）延喜式云、後阿陀墓、贈太政大臣正一位藤原武智麿、在大和國宇智郡、兆域東西十五町南北十五町。（榮山寺大平古文書云墓山地弐佰捌拾町、在阿陀郷牧野）

牧野

今北宇智村牧野村なるべし、太平記に大和國官軍眞木野宇野滿遭寺あり、滿遭は今坂合部村にや。槇野城址は牧野村大字上村に在り槇野氏の居城也（名所圖會）南山巡狩錄云、南朝編年畧記に佐々木京圓を引て大和國宇智郡水越に於て三輪入道西阿眞木野入道宗觀男宗丸提仕寺麻峰の衆徒を催し合せ師直と合戰に及ぶ、佐々木佐渡判官左衛門尉秀宗師直が命を受け接戰して終に討死すといふ。（水越は槇野の城地の名なり）

（越水）

一尾瀬神社は延喜式に列す、今牧野村大字北山に在り水分神と稱す、宮前霹靂神社は延喜式に列す、今北宇智村大字西久留野に在り雷神と稱す。（大和志、名勝志）

高天山

牧野村の上方にして葛城金剛山を指す、延喜式高天山佐太雄神社は大字大澤の神福山に在り、延喜式高天岸野神社は大字北山の岸野に在り。神州奇苑云、大澤村遍照寺に古瓦多し、享保中土中より墓志一枚出づ、厚二寸長六寸八分濶九寸、表に文字を彫る、瓦製にて彫文には朱をさせりとぞ。

從五位上行衛士督兼行中宮亮下道朝臣眞備葬亡妣楊貴氏之墓天平十一年八月十二日歲次巳卯

資母郷

和名抄、宇智郡資母郷。今五條町及坂合部村（吉野川北岸）の中なるへし。

五條

五條は山を負ひ水に臨み、吉野川の江流を利し奥郡の名邑なり、戸數七百本郡の諸官衙此に在り、往時松倉氏此に築城し、元和以後徳川幕府の時吏を派し之を治す五條代官と稱したり　文久三年八月京師大和行幸の議あり、諸州浪人延臣中山侍從忠光を擁し行幸の先驅たらんと欲し、大和河内に入り兵を集

松本謙三郎（奎堂）藤本津之助（鐵石）吉村寅太郎等其魁帥たり、五條陣屋を襲ひ代官鈴木某を殺し、吉野十津川に赴き幕府の來討を拒む、事就らずして皆敗死す、天誅組の亂是也。

須惠（スヱ）　五條町の東北に接す、八幡宮あり三代實錄元慶五年授位須惠神は是なりと云ふ。大和志、文久三年天誅組の亂に、須惠野に代官等の首級を掛渡したる事あり。

切りされは芋頭さへ憐なり寒き葉つきの須惠のやまはた、　伴林光平

二見（フタミ）　五條町の西に接し二見神社あり、延喜式に列す、今雨師と稱す。○大和志　姓氏錄云「二見首、富須洗利命之後也」と、是れ筑紫の阿多隼人の祖神火闌降命の子孫と爲す者にして疑ひなきに非す、神武帝東征以前に阿多人薩摩より轉移し來れりと想はれず、同名なれば姓氏錄に祖先冒稱のままに記したる者歟。二見城址は吉野川に臨み、慶長年中松倉彌七郎重政築く所也、重政は越中新川郡松倉村の人、大和に來り筒井氏に仕官し、才幹勇氣一世に重く、關原役東軍に從ひ功あり、德川家康拔擢して二見二萬石を給與す、大坂役又功あり、肥前島原城に移封せらる。原城記事德川加除封錄

（角太河）

眞土山（マツチヤマ）　和紀州の堺上に在り、今紀州伊都郡隅田村の東に大字芋生眞土相並び、紀之川の北岸通路に當り、此邊に紀之川を角太川とも呼ぶ、古の紀伊路なるを以て、騷人の詞藻多く萬葉集に見ゆ。

亦打山ゆふ越行きて廬前の角太河原にひとりかもねん、　辨基

亦打は眞土に同じ。署宮云、すみだ川と云所古今集には武藏下總のあはひと云、古今六帖には出羽なる青戸の關のすみた川とも有、又駿河廬原郡にもあれど、此なる辨基の歌は紀伊國と定むべし。

白栲ににほふ信土の山川にわかうまなつむ家想ふらしも、　萬葉集

（亦打山）

大寶元年辛丑九月太上天皇幸紀伊國時歌

朝もよし木人ともしも亦打山ゆきくと見らむ樹人ともしも、　調首淡海

たびなれば誰かは我をまつち山ゆふ越えゆきて宿は問ふとも、　本居宣長

雪と見て駒やなつまむ白妙ににほふ眞土の山さくらはな、　本居大平

（庵崎）

紀伊名所圖會云、古の亦打山國郡界少變して今和州木原村（今牧野村大字木之原）に屬す、隣前は芋生侍乳川紀川へ合流する處を云ふ、芋生は庵と云ふ詞の訛にて此地出崎の如きを以て庵崎の名あるなる可し今上凪村に岩坂とて海道に右を數々小坂あるを庵崎の轉語と云へどもあやまりなり、又今の堺川の東道に當る山を侍乳峠と云ひて大和國に隷けり、古は峠より少し南の方を越ゆるを南海道とす、萬葉集に所謂待乳山是れなり。上古此海道を木戸と名く、帝都より紀伊國に出づる門の義なり。其山脈は葛城連峰に起りて北より南に走り紀和兩國の隔をなす、古國郡の堺を定むるとき此山の東を大和とし西を紀伊とす、故に神龜元年笠朝臣今村の歌にも「木道に入たつ眞土山」と讀めるならん　又峠の西麓に木原畠田等の村ありて今大和に屬すれども永仁弘安の文書に二村を隅田庄とす、證とす可し。

木戸（キノト）　紀伊の門の詞にて、皇畿と餘州の關塞なり、後世其名傳はらねど眞土山の邊に在りし也。古事記玉垣宮（垂仁）段云、御子本牟知和氣命、遣拜出雲大神之宮時、自那良戸（那羅山）遇跛盲、自大坂戸（穴蟲越）遇跛盲、唯木戸是掖戸之吉戸、卜而出行。

宇智河崖涅槃經碑の事、古京遺文に載せ、五條驛なとの邊と想はるれど、今存否をだに詳にせず。

大般涅槃經
諸行無常　是生滅法　生滅々已　寂滅爲樂
如是偈句乃是過去未來現在諸佛所說開空法道如來證
涅槃永斷於生死若有至心聽常得無量樂若有書寫讀誦
爲他能說一經其身於劫後七劫不墮惡道
寶龜九年二月四日　工少……　知識……

右、刻在大和國宇智河、就崖書、後影佛像、區未完、似鐫鑱不卒業者、字頗漫滅、而以碑首大般字、遂或錯大般若經碑者誤。

河內國

河內國（カハチ・カフチ）

疆域東は大和西は攝津和泉南は紀伊北は山城に至り、東西凡四里南北凡十三里、[illegible]東南たり[illegible]淀川西北に繞り大和川其中央を貫き、土地肥沃なり、北河內中河內南河內三郡は水の利害最厚し、築堤疏流の工役古來屢之あり、地形の變革亦多し。（延喜式、和名抄、河內國、訓加不知、十四郡なり、後世丹北郡を丹南丹北に分ち、又丹北より八上（ヤカミ）を分つ、故に拾芥抄十五郡と爲し、正保圖十六郡と爲す。近代は二十六萬石の封疆と稱せり。明治廿九年諸郡を廢し南河內中河內北河內の三を置[illegible]す、面積四十三方里人口三十萬、大阪府の管治に歸す。○河內は修辭して河州（カシウ）又內州と曰ふ。

（河州）（凡川內）

河內古凡川內（オホシ）と稱し國造あり、其本居蓋今中河內の地なり。古事記云、天津日子根命者、凡川內國造之祖也。日本紀云、天津彦根命、凡河內直祖也。國造本紀云、磐余尊（神武）以彦己蘇根命、爲凡河內國造、即凡河內忌寸祖。又云、橿原朝、以彦己曾保理命、爲凡河內國造。○安閑紀に大河內（オホシカフチ）に作り。欽明紀に加不至と注せる所あり。河海抄云、凡河內也、以皇都在和州、而大河繞州西北、故名。古事記傳云、河內は倭名抄加不知とあり、加波宇知の波宇を切めたる也、今加波知と云は訛也。又凡河內とは凡字に大小對比の義あるにや、又凡とは思智（オシチ）と同語にして地名を冠らせし稱號にや、詳ならず。一說凡とは押し統ふる義にて、河內の諸部の統領を凡河內と呼ぶ即氏號なりと。○國郡沿革考云、國郡制度始定の時、茅渟縣（チヌ）を河內に併せらる、元正天皇の時三郡（即茅渟縣の地）を割て和泉監を置く、神護景雲三年由義別宮を都と爲し國を改め職と爲されしが、幾もなく舊に復す。續日本紀、稱德天皇神護景雲三年十月、以由義宮（志紀郡）爲西京、河內國爲河內職。光仁天皇寶龜元年八月、河內職復爲河內國。

河內手作布（テヅクリ）は世上其名あり、然れども是れ草綿作織以來の事なれば、其盛興は近世の事なるべし。古は此國桑織を以て著る、万葉集に河內女（カハチメ）と稱出て、女功の起る其久きを徵すべし。延喜式云、中宮御服絲六百疋料、白絲一千五百絇、色紙三百絇、右年料、附河內國、依件織、其爵功者、用商布一千八百段充給。

河內女の手染の絲をくりかへし片絲にあれど絕んと念へや（萬葉集）

北河內郡

北河內郡（キタカハチ）

明治廿九年讃良（ササラ）茨田（マツタ）交野（カタノ）の三郡を合同して北河內郡と爲す、凡三十一村二町（枚方守口）、郡衙は枚方に在り。東南は洞ヶ峠龍王山飯盛山笠（男山より生駒山に連接）一帶の高地にして、山背は山城大和なり。西北淀河を以て攝津三島郡に界し、枚方より守口まで凡六里沿水の地界隈を免れず。其西部茨田郡は往時山城川大和川交衝の點にあたり、汚澤渺々として大坂城の東を繞りぬ、近世治水の功わつかに舊態を變ずと雖、歲時汎濫の患あり。南は中河內郡に接す。○本郡は古へ茨田（マムタ）の地なり、中世三郡に分れ、今復一に歸す。大坂洪水志云、淀河の水利は攝河二州の安危に係る、昔貞享年中、德川幕府修治の策を施し、淵を導き阻を鑿つ、而も後世仍水患を免れず、享和二年六月、點野（今牧野村）の堤防を決し、茨田讃良若江の諸郡、汎濫して海を生す、枚方以西の河身は爲に涸れ、運漕の舟は漫水の上を走れり、同歲十一月始めて復舊あたりき、明治十八年六月、淫雨止ます、十七日淀河暴漲し、枚方伊加賀堤を決潰し、奔流滔々として讃良茨田を過ぎ大和川の流域に入る、寢屋川の堤防其險衝に當り、市民は東成郡野田の堤を截り、濁水を本流に復せしむ、[illegible]日の午後に至り洪水稍減するを見る、下旬に至り雨猶止まず、伊加賀の決所築堤功に垂んとして、二十八日再び大決す、寢屋川の堤障も濁水に浸し、濁流滔滔中河內、北河內、東成西成諸郡底と爲る、七月二日、大坂南部は天滿一時に沒落し、街上の水深[illegible]に達す、又淀河右岸は島上郡に決潰し、鐵道線以南の村落浸水に會ふ、當時河原、琵琶湖に於て六尺五寸の增水、大坂に於て十一尺八分の增量を見たりき。

交野郡（カタノ）

（肩野）

明治廿九年廢して北河內郡に入る、河內國、最北に居れり、延喜式、交野[illegible]加多乃と訓めり（交は交造の字義に假る造古訓カタミ）或は肩野に作る（日本書紀姓氏錄）和名抄、六鄉、後世岡本鄉は茨田郡に屬したる事あり、國郡考云、交野郡は茨田の分地なるべし、和名抄交野郡三宅鄉は古の茨田屯倉なれば也。（[illegible]）姓氏錄云、物部肩野連、伊香色乎命之後也（[illegible]云、伊香色雄命子多辨[illegible]命者、交野連等祖、[illegible]宇天皇御世奉宿禰奉[illegible]、伊香（イカ）鄉は即今枚方町の中なれば物部氏の祖此地より中興したるを知るべし。日本書紀、欽明天皇々女に肩野王あり。○續日本紀「桓武天皇延曆二年、行幸交野、放鷹遊獵」とありて爾後此地を禁野と爲る、山田岡本田宮三鄉に跨る者の如し、後世牧野（マキノ）と稱し、今牧野村大字禁（キンヤ）野の名存す。

葛葉鄉（クスハ）

和名抄、交野郡葛葉鄉、訓久須波。○今樟葉（クスハ）村是なり、山城八幡町橋本（ハシモト）の水驛と相接す、古は此地江亭にして對岸山崎と相比したり、又[illegible]天皇此

地に臨幸したまへり。

（久須婆）

久須婆渡（クスバ）楠葉の渡は淀川にして、西岸高濱（タカハマ）（三島郡島本村）に至るへし、古は須を清み婆を濁る、今は之に反し久受波と云ふ。古事記水垣宮（崇神）段云、「日子國夫玖命、射死建波邇安王、追迫其逃軍、到久須婆之度時、皆被迫窘、而屎出懸於褌、故號其地謂屎褌（クソハカマ）、今謂久須婆、又遮其逃軍以斬者、如鵜浮於河、故號其河、謂鵜河也」と記き、この鵜河と云ふも此邊の古名なるべし。又穴穗宮（安康）段云、市邊王之王子、意富祁王袁祁王、逃到山代苅羽井、渡玖須婆之河、至針間國。

（楠葉）

樟葉宮址（クスハノミヤ）日本書紀、繼體天皇元年、天皇從越國行至樟葉宮、大伴金村迺跪、上天子鏡劍璽符。○按するに樟葉は一時の行宮なり、今宮址を傳へず。

くもらじな異すみのか、み影添る樟葉の宮のあきの夜の月、（續古今集）　岡屋左大臣

楠葉（クスハ）（又樟）、續日本紀、和銅四年、始置都亭驛、河內國交野郡楠葉驛。延喜式、河內國驛、楠葉、槻本、津積、各七疋。○太平記に「建武元年、於所望輩の利に依て、諸國往來の輩、年貢運送の煩ありとて大津葛葉の外は所々の新關を止めらる」と錄し、其後北朝光明院より葛葉關錢を住吉明成法師に賜らんとせしが、之より前に東大寺に附與したるを以て果さず、（諸書攝津葛葉とあるは皆河內の誤なり）近世に及び葛葉に驛し、橋本枚方（ヒラカタ）に監何所を置きたり。

舟橋（フナバシ）　樟葉村大字舟橋は本村の南に在り一池を有つ、（池南北十町東西廣狹不一）舟橋川は氷室村大字尊延寺甘南備山より發源し二里許にして淀川へ入る。

これや此そらにもあらす天の川交野へゆけはわたる舟橋、（名寄）

洞峠（ホラガタウゲ）　樟葉村の東南、招提（セウダイ）村の東に在り。山城男山（ヲトコ）の南尾にして山河二州の交界とす、古より兵家覗望の要害なり。○太平記云、正平七年、足利義詮宇治路を廻りて木津河を打ち渡り洞峠に陣を取らんとす、是は河內東條の通路を塞ぎて八幡の敵を兵粮に攻めむためなり、八幡より此へは和田五郎・楠次郎左衛門等を向られけるが、楠は今年二十三和田は十六何れも皆若武者なれば、思慮なき合戰をや致さんずらんと危ぶ思はれけるに、皆荒坂山（アラサカヤマ）へ打ち向けて要を支へんと控へたり。○荒坂は男山の南、洞峠の北なるべし、（山城國綴喜郡洞頭南出）

（荒坂山）

山田郷（ヤマダ）

和名抄、交野郡、山田郷。○今山田（ヤマダ）村存す、山田池は大字田口（タグチ）に屬す、山田郷は山田村招提村牧野村にあたる。姓氏錄「河內諸蕃、山田宿禰、魏司空昶之後也」とあるは此歟、南河內にも山田村あり、孰れにあたる。

田口（タグチ）　田口は橘清友夫人の故里也、仁明天皇即位の時（天長十年）外從五位下田口氏に正一位を贈り、交野郡小山墓（チヤヤマハカ）に守家一戸を置かる・事、續日本後紀に見ゆ。○小山墓は今詳ならず、田口の南十町許に一荒塚あり、上に木を生し傍に壞なす此なるへし、大字中宮の東五町也、近傍古墳多し。

中宮（ナカミヤ）　山田村の大字にして田口の西南に接す、牧野村と同一丘上に居る。名所圖會云、中宮百濟王神社今存す、古は伽藍ありしが後廢して礎を遺すのみ、傳へ曰ふ桓武帝交野遊獵の行宮にして、百濟王氏の宅なり、此族多く此に居す、又檀林太后の父橘清友（清友同胞）居の址あり。○中宮の北十二町を渚宮と云ひ西六町を禁野（キンヤ）と云ひ西南十二町を田宮と云ひ東南十町を池宮（イケノミヤ）と云ひ、古墳冢諸所に散在す、百濟王氏の遺壟、歷代遊幸の往蹟、此間に外ならず。○日本逸史、延曆十二年、錢三十萬及長門阿波兩國稻各一千束、特施入河內國交野郡百濟寺。

（百濟）

交野離宮址（カタノリキユ）　中宮百濟社卽是なるべし、延曆六年「幸[illegible]原、編裏百濟氏、賜正四位、百濟明信、賜從三位。又行幸交野、放鷹遊獵、以當郡別業、爲行宮」と續日本紀に見ゆ。

過交野離宮感舊作　弘仁帝

追想昔時過宮館、凄涼瀉下勿窮眼、隣村已見人煙斷、荒院唯聞鳥雀吟、荊棘不知歌舞處、藤蘿獨向綺情深、看花故事誰能訪、空聽浮雲轉傷心。（凌雲集）

百濟王氏の平城平安兩朝の交に當り盛大なりし状は史册に明也。西州投化記云、舒明帝三年、百濟王義慈遣其子豐璋王及禪廣王爲質。白雉元年、左右大臣率百官賀祥瑞、百濟君豐璋其弟塞城忠勝等預之。（日本紀續日本紀、按塞城與禪廣同人也）齊明帝時、義慈王兵敗降唐、其臣佐平福信請迎豐璋紹興絶統、於是遣豐璋王子其父忠勝等、衞送其國。豐璋旣立、唐兵復攻之、豐璋竄于高麗、禪廣因不歸國。天智帝三年、以善光王等居于難波、元明帝賜號曰百濟王。（日本紀續日本紀姓氏錄、按善光卽禪廣）善光子昌成爲攝津亮、天武帝三年卒。（姓氏錄日本紀）昌成子郎虞、天武帝崩郎虞代居光而承之。（日本紀續日本紀）郎虞第三子敬福、叙從三位爲刑部卿。（續日本紀姓氏錄）○按に從四位眞守將軍百濟俊哲、同百濟教俊等は敬福の一族なり、桓武帝朝に仕ふ、俊哲の女貴命、教俊の女慶命並に嵯峨帝の女御たり、又桓武帝の諸妃に百濟教法教仁貞香の三女あり、續紀に據れは延曆九年百濟王玄鏡百濟王仁貞百濟王鏡仁に授位せられ、詔して云「百濟王等、朕外戚也、今所以擢一兩人、加爵位」と、卽諸妃の族人に寵命ありしを見るべし。姓氏錄に「右京諸蕃、百濟王、百濟國義慈王之後也」と載せたるも此王氏にて、當時難波又は河內の貫籍にあらずして京戶と爲れるを見る。

片野（カタノ）

片野の原は今山田村牧野村川越（カハコエ）村枚方町等にわたる。天之川穗谷（ホタニ）川舟橋川の三水其間を並行して淀川に注く、岸低の丘陵淀川に添ひ起伏す、卽古の遊獵地なり、鳥立原（トタチノハラ）百舌原渚岡原等の稱あり。

御狩すととたちの原をあさりつゝ片野の野邊に今日も

くらしつゝ、(新古今集)　前關白

交野なる□田か原をつかい間も時すやあらん花のみやこに、(夫木集)　長明

天之川(アマノカハ)　牧野村大字禁野(キンヤ)の一名にして、同名の木標を過ぐ、古より多く歌に詠む。○伊勢物語云、交野御幸の時、御ともなる人酒をもたせて野より出來り、飲てんとて好き處をもとめ行に、天之川と云所に至りぬ、皇子(惟喬)右馬頭(業平)おほみきまゐる、彼右馬頭よみて奉りける

狩りくらしたなはたつめに宿からんあまの川原に我は來にけり、

山家集云、天王寺へ參りけるに、片野原を申わたり過て、見はるかされたる所の侍けるを、天の河と申すときく。

渚(ナギサ)　牧野村大字渚は古の渚宮(又渚院)の地なり。名所圖會云、渚院は今觀音堂と稱す、堂前に五本櫻とて枯朽して僅に存せり、歌に重樣と詠す。

渚院趾(ナギサノヰン)　伊勢物語云、昔惟喬のみこと申皇子、右馬頭なりける人(在原業平)を常に將ておはしけり、今狩する交野のなぎさの家、其院の櫻ことにおもしろし、其木の下におり居て枝を折てかざしにさして右馬頭のよみける、

世の中に絶てさくらのなかりせは春のこゝろはのどけからまし。

任はてゝ登りける道にて、なぎさの院の梅花を見てよみ侍りける、　紀貫之

君戀て世をふる宿の梅の花むかしの香にぞなほにほひける、(土佐日記)

よもすからおきの鈴鹿はふりしてなぎさの宮にさねつゝみうつ、(名寄)　仲忠

片野神社(カタノ)　今牧村大字坂(サカ)に在り、一之宮牛頭天王と稱す、蓋桓武天皇天神を祀りたまへる遺祠なり、延喜式に列す。河内志に郊祀壇址を片鉾(今山田村に屬す)に在りと稱せど、確證なし。○續日本紀云、延暦四年十一月壬寅、祀天神於交野柏原、賽宿禱也。六年十一月甲寅、遣大納言藤原繼縄、祀天神於交野、以高紹天皇(即光仁)配享、其祭文曰、維昭告于昊天上帝云々、高紹天皇配神作主、尚饗。文德實錄云、齊衡三年十一月、遣大納言藤原良相於交野柏原、郊祀昊天上帝、後田原天皇(即光仁)同。○交野柏原の祭天は漢土郊祀に擬したる者なり、此地百濟王氏の邑にして、桓武帝は百濟氏の所出なれば其故ある事なるべし。○久須々美神社は延喜式に列す、今牧野村大字坂　葛上(グズカミ)に在り。(名所圖會)

宇山(ウヤマ)　牧野村大字宇山は大字坂の北に接す、延暦十一年坂上田村麿蝦夷二酋を河内植山に斬ると云ふは此なるべし。大日本史云、蝦夷酋大墓公阿弖利爲盤具公母禮等率部落五百餘人降、將軍田村麿將二酋歸京、請放還本部以招其類、公卿議曰、野性獸心、反覆無定、今得朝威、獲此梟帥、若依奏請、是所謂養虎遺患也、乃斬於河内植山。○宇山の東一里菅原(スガハラ)村大字藤坂に鬼(オニ)墓あり蝦酋の墳墓。

園田鄉(ソノダ)　和名抄、交野郡園田鄉。○今園田の名なし、津田村氷室村菅原村等にあたる者のごとし、穗谷川は傍橋川の上游なり、東に甘南備山を控ゆ、田邊(綴喜郡薪莊)と嶺を以て相界す。

津田(ツダ)　今鐵道車驛なり、伊賀より笠置木津を經て田邊に至り當國に過す。津田以南は星田放出を經由して大阪片町に至る、關西鐵道會社線也。○紀州名所圖會に交野郡津田城主周防守正信は息監物算長は砲術家なりし由見ゆ、天正頃の事ならん。

穗谷(ホタニ)川は氷室村大字穗谷より出て、西北に津田菅原二村の間を經、牧野村に至り淀川に入る、長三里。

於竹(オタツカ)墓○河内志云、王仁墓、在河内國交野郡藤坂(フヂサカ)村東北墓谷、今稱於竹墓。按するに此は百濟博士王仁にや、又蝦夷酋を植山に斬りたれば、是其墓にあらずや。

(長尾)

王仁墓、在□□村　田中□□

[illegible]

[illegible]

王仁墓、今菅原村大字長尾の東百五町許、近年□治を仰へ碑を建つ。

三宅鄉(ミヤケ)　和名抄、交野郡三宅鄉。○今□野(カツノ)村大字村野村田原村等なり。此鄉は日本書紀仁徳紀に茨田屯倉(マムタミヤケ)と見ゆる者にや、牧野村大字倉治(クラチ)は倉地の遺蹤か、古事記、高津宮(仁徳)段云、役秦人作茨田堤、及茨田三宅。日本書紀仁徳紀云、始立茨田屯倉、因定春米部、宣化紀云、遣阿蘇仍君、運河内國茨田郡屯倉之穀於□□。

倉治(クラチ)　今郡津(コウツ)村大字と合せ倉治(カツノ)村と改稱す。倉治の東五町許字神宮寺に開元(カイゲン)寺の址あり、古祠其下に存す、又其北方に古墳と想はるゝ者三四所あり。神宮寺の上方三二八米突の標高あり穗谷山(ホタニヤマ)也。

私部(キサベ)　此里に城址あり、永祿年中安見直政と云人畠山高政を逐て此に據れりと。(名所圖會) 元龜年中三好松永黨の據れる交野城も此に同しかるべし。○私部は后邑の謂にて、朝家其皇后宮(キサキノミヤ)の爲めに私邑をたて、其名代(ナシロ)と爲す者也、此地は何朝の名代にや。此の私部(キサベ)(交野村)の南十八町に私部市(キサイチ)の大字あり、今磐船村と改む、前漢書食貨志注に「私官、皇后之官」と見えたり、日讀敏達紀に私部をキサイベとよめり、今の姓氏に私市に作るも同し。姓氏錄、皇別、大私部、開化天皇々子彦坐王之後也。

私部光通寺は後村上天皇行頓所、別當和南開基と云ふ、此邊南朝由緒の古刹あるは其以詳ならず。

磐船(イハフネ)　私市(キサイチ)村近年磐船村と改む、山中處々に巨巖あり、磐船と號す、故に此名あり。中にも私市の南二十町田原村に至る山中に天磐船(アマノイハフネ)と號する者あり、(漫遊文

(私市)

草云、澗大河南入山、可一里、逕路狭隘、左右皆石壁、壁下皆巨石、其中者山岩嶄、高二丈餘、延袤不甚衣、其上可列十數人矣、除之兀[illegible]如屋屋、而泉[illegible]澗水、水流在下、故有船名耳、不必相似也。

獅子窟寺

私市の東十町許山中に在り、普賢山と號す、古い貴利なり、開基未詳、俗[illegible]山、後鳥山皇后の分骨塔あり、如何なる由緒にや。○陵墓一隅抄云、後[illegible]山院、交野百濟原陵、在私市村獅子窟山寺。○瀧澤交草云、獅子窟寺、相傳役小角草創將、今寺官文年中大坂宗長法橋者所作也、窟在寺側、巨石相銜、自然作搆、院之勢、其口可容十數人云々。

師仁法親王（土御門天皇々子）獅子岩屋に籠り侍ける次にまかりて歸るとてよみ侍りける

よもすから分つる路の露よりもおもひおくにそ袖はぬれまさる（新後拾遺集）　僧正　[illegible]

同[illegible]し

昔かへる山にもふかき白つゆのおくる、袖はぬれまさりける（同上）　師仁法親王

[illegible]頃私市山道云、獅子窟寺は私市の東にて、麓より十二町にあり、本堂西に向へり、其一段高き處に大磐石あり、窟山院の御陵は窟の上にて、遺跡に依て此所に葬奉る、其境は[illegible]れたる山地にして、石階二重、佛堂も美麗なり、此山中に大石ゝ石多く奇岩怪多し、山上より大坂の町を眺望す、天の川の下に流る最佳景なり、是より岩船へゆくには、寺を下り天の川を東に上ること三十町とし、[illegible]云、窟山院御不豫の時、獅子窟寺の法師に仰せ附られ、窟山に臨幸ありて祈念し給ふ、即御平復、叡感によりて窟山に葬奉る、今に御陵儼然たり、寺字は其後廢壞したるを、寛永中元住律師再興。

獅子窟寺　藤本　田居

十里松林路欲迷、金輿昔駐暮烏啼、當年獅子窟猶在、當日暉未碧海西、

龍王山

磐船村大字傍示の上方を云ふ、標高三五〇米突、交野諸山、最高なり、龍王祠あり。東麓は生駒郡北倭村大字傍示にして、富小川の源此に出づ。

田原

田原村は磐船村の南にして、山岳四周し澗水一東北に向て潰決す、卽天之川なり。東寺文書、安貞二年河内國田原莊と云は此なり。

哮峯

舊事紀云、饒速日尊、乘天磐船、而天降河内國河上哮峯。○按するに哮峯は生駒山とも、獅子窟寺とも、龍王山ともいひ一定ならず、共に天之川の川上なり。

天之川

田原村生駒山中より發源し北流、私市に至り西北へ、牧野村枚方町の間に至り淀川に會す長三里半。○名所圖會云、天川は星森より出で磐船谷を經、幽溪風色の絶なり、傳升曰、昔仙女あり、此溪水に浴し遊ぶ、其羽衣を少年に取らる、女因て留まり少年と夫婦となり、年經て天に歸る、故に天川と號す。○牧野村大字禁野一名天之川と曰ふ、水畔に居れば也、上に[illegible]目あり。

星田

星田村は天之川の西に在り、三宅山、星田寺あり卽古の星田庄倉の遺蹤なるべし。○元和元年大坂役の時、徳川家康五月五日京都を發し深夜星田に至り、諸將を會し、翌朝の陣取を議定し、六日枚岡に進營したり。此地山野平遠大軍を容るべし、澗水の西に注ぐものは[illegible]川となり大坂に向ふ。今鐵道車驛なり。

妙見山

星田の南なる岡巒なり妙見菩薩を祭る、然れども舊名は三宅山にして、石淸水文書延久四年官牒に見ゆ、「三宅山在交野郡山作鄕伯町御倉町井館院等内地陸町免田貳拾參町云々」往時は廣大なる莊園なりしを想ふべし、後世三宅の名に牽強し妙見堂を置き今地方の名祀とす。

田宮鄕

和名抄、交野郡田宮鄕。○今川越村大字田宮存す、山田村の南にして天之川を挾み數部落あり、古事記、應神皇子二俣王の王女田宮媛あり、此に所因ある歟。○名所圖會に、田宮村大垣內は昔牧の垣結廻したる古跡なりと、然らは本鄕も交野遊獵地の域內なりしことと思ふべし。

岡本鄕

和名抄、交野郡岡本鄕。○今牧方町の中大字岡大字三矢是なり、中世には眞木と稱したる地にて、交野遊獵場に屬したり。南は[illegible]塚の岡陵を負ひ、淀川北より來り之を衝き西に折る、地域狹しと雖水に傍ひ利する所あり。○續日本紀云、養老元年、從五位[illegible]少麿言、因岡命氏、從來相同、是以河內忌寸、同邑被氏、其類不一、請少麿等子弟、改換舊氏、賜岡本、許之。

眞木

名所圖會云、枚方は中頃より京師通ひ路り旅客多し、昔は駒い牧ありし地とぞ、豐臣氏の亭館址を觀音山と稱す。○眞木城址と云者觀音山なるべし、長祿覺正記云、長祿四年[illegible]山[illegible]にて[illegible]の方をかへり見て[illegible]之あり、彼所を下り天川と云塚へ遊佐河內守國助御迎に參向す、夫より國助先陣にて其夜は眞木[illegible]に留り給、終夜[illegible]は都之[illegible]躰を語、國助は紀州の有樣御物語申けり、それより河內の若江の城に入玉ひけり。

山崎院址

牧方町大字三矢に在り、（河內志）續日本紀云、寶龜四年、勅故大僧正行基法師、戒行具足、知德兼備、先代之所推仰、後世以爲耳目、其修行院四十餘所、或先朝有施入田、或本有田園、供養得濟、但其六院未預施例、河內國山埼院、捨當郡田三町。

茨田郡

明治二十九年廢して北河内郡へ合す。此地淀川を帶び每に其水の患あり、仁德天皇治堤以來河道の變遷最多し。[illegible]川附近は近世に及び佃家居積田と爲る、古は草香江深野池の巨浸實に此に在り。○和名抄、茨田郡、萬葉年多。古事記傳云、茨は字の具手波良と云ふを云へ、萬年と云はや、後[illegible]なるへし、本より

萬年多ならんには此字を書へくもあらず、本は字湊貝多なりけんを、字を省き貝を萬に轉し貝を音便にて牟と云なせるなるべし、日本後紀「延暦二十三年、改茨田親王、名爲萬多」これは文字を改められたる也、當時既に萬多と呼へる事是にて知らる。

古事記高津宮ノ條云、役秦人、作茨田堤、及茨田三宅、この三宅は中世の野畠に□したり、茨田堤は淀川の南浸を拒める者にして、内外の二線ありし如し、下に見ゆる所あり。○茨田氏は皇別蕃別の二流あり。古事記云、娶□□和氣大皇(景行 御子、櫛角別王者、茨田下連等之祖。姓氏録云、茨田勝、景行天皇之子、息長彦人大兄瑞城命之後也。又茨田連、出自異國王孫□□後□加牟托君也、□仁徳天皇、御世賜□於茨田邑、因負茨田連也。

伊香郷(イカガ)

和名抄、茨田郡伊香郷、訓以加々。○今枚方町の中大字伊加賀北町(ドロマチ)の地にあたる、一名□突出、淀川の衝に當り、水勢屈折す、故に伊加賀崎の名あり。

枕にあたる波のしつくを春なれはいかゝさき散る花と見さらん、(古今集)　兼覧王

我はたゝ風にのみこそまかせつれいかゝさきく又は行らん(續後拾遺集)　和泉式部

名所圖會に土地□□□を引き伊加賀崎は近江國伊香郡なりと曰へり、然れとも此地は物部氏物□の本居にして近江なるは却て此より移せる名なり、且つ山城の江流を上下せば枚方の浦に□泊ある事必然なり、伊加賀崎は他所に有るべからず。○伊賀迦色許賣は孝元天皇々后に立ちたまひ、其弟伊迦賀色許男は開化天皇の朝に大臣に補せられ其家大に興る、之を物部氏と爲す、此地蓋其本居なり、記紀及舊事紀姓氏録を見て其世系族黨の繁衍を知るべし。

(伊加賀崎)

意賀美(オカミ)神社は延喜式に列す、今枚方町伊加賀の宮山に鎮坐し、伊賀美と稱す。

枚方(ヒラカタ)

伊加賀、岡(トロマチ)、三矢(ミツヤ)等の大字あり、北は牧野村天川に接す古交野茨田兩郡の交界に跨り淀川の水驛なり、人口一千五百。徳川幕府の時船番所(フナバンショ)を置き上下の舟を監し伏見大坂間の航漕を掌知せしめたり、近年鐵道の業稍衰ふと雖も、猶一大江村なり。

枚方の名は古に聞ゆるなし、眞木(大字岡)天川(アマノカハ)に擬せられし者の如し、豐臣氏伏見大坂の城府を起し航漕の務を重んじたるより、枚方の名あらはれ、慶長元和の際軍備の要地たりし事當時の諸書に見ゆ。

書紀通證云、神武帝湖流、至河内草香邑、青雲白肩之津、今枚方□白肩之轉訛、枚方灣有屈折、今云北原。此説誤れり、書紀集解、白肩(シラタテ)は白盾の鳥魚なりと云ふに從ふべし。

○枚方の西より南蹉跎村の中央を貫き河道の跡あり、長三十餘町、太間(タイマ)の北なる木屋(コヤ)池に涯す、河の世の河道にやあらん。

佐太郷(サダ)

和名抄、茨田郡佐太郷。○今蹉跎村是なり。姓氏録「右京皇別、佐太宿禰、坂上大宿禰同祖、後漢孝靈帝男延王後也」は此歟。

蹉跎(サタ)神社は蹉跎山に在り大字を中振(ナカノリ)と稱す、中振の名は靈心寺建徳二年文書に見ゆ。本社傳云、菅原道眞公筑紫左遷の時、息女苅屋姫君を慕て此所に至り西を瞻て蹉跎したまふ、公感したまふ後此所に影向あり、是より近郷二十五村の生土神と爲す、後世神前座席の爭より諸村分離したり。(名所圖會)○按するに佐太天神は菅相公に假託せざ信ずべからず、然れども茨田郡内に斯神を勸請するを見れは、此地方有功の仁祠にて、古の治水の靈祠にあらずや。

(蹉跎)(中振)

鬼貫禁足の旅の記云、暮に難波の地を離れて伏見への船にのりて入る、草葉の露は左右同しく置けど、船曳男らの岸傳へかたく蟲のねたえて、是も物のあはれなるべし、江口の里はまだ宵やみの覺束なく、川かぜも今は旅人の枕になれて、昔の秋をしたひ顏なる、佐太(サダ)過ぐるに月は佐田の空にいでゝ、森のともしび影うすく、いと神々し、夜は枚方□□の里にふくれど、夢もむすばず

ひやひやと月もしろしや秋の風。

蹉跎池(サタノイケ)

蹉跎村大字中振、出口(デクチ)間に存す、古淀□なり、往時淀川枚方伊香賀崎より南へ決□したる事ありしならん、末は木屋池に入る、蹉跎川と曰ふ。

我せこが老るを惜さた□□いたま□にをかな刈あけはやさん(古今六帖)　伊勢

駒なべていさ見に行んさた川に浪さしかざすやまとなでしこ(名寄)　俊頼

三井郷(ミヰ)

和名抄、茨田郡三井郷。○今友呂岐村是なり、大字三井存す、本郷は茨田氏の本居の地なるべし、大字郡(コホリ)の名あり。○河内鑑云、三井村本原寺は、京都本能寺尼崎本興寺と共に日隆上人開基の三個所也。

友呂岐(トモロキ)は中世の莊名なり。東寺文書、建武年中茨田郡輌呂木莊。又康正二年造内裏段錢引付記云、拾五貫文三條右大臣家、河内國茨呂岐。輌は輌の誤ならん。

太間(タイマ)

今友呂岐村に屬すれど、三井郷の諸大字と東西に相距り、太間は西淀川の岸に在り。古は絶間又斷間に作り、仁徳天皇の時茨田堤決潰の所なり。今木屋(コヤ)池□□潰なり、常に古流は□屋川門眞川の□筋に入り草香江に會したるならん、形状尚存す。

(友呂岐)

逢事は絶間の池のかきつはたへたつる中となりやしぬらん(夫木集)　六條院宣旨

衫子斷間(コロモコタエ)

日本書紀云、仁徳天皇、將防北河之澇、以築茨田堤、是時有兩處之築、而乃壞之難塞、時天皇夢、有神誨之曰、武藏人强頸、河内人茨田連衫子(衫子此云莒呂母能古)二人以祭河伯、必獲塞、衫子取全匏兩箇、臨水投之曰、河神祟之、以吾爲幣、是以今吾來也、必欲得我者、沈是

飽而不合泛、則吾知眞神、親入水中、若不得沈殺者、自知僞神、何徒亡吾身於瓢風、忽起引匏沒水、匏轉浪上、而不沈、則滲々汎以遠流、是以衫子雖不死、而其堤且成也、是因衫子之幹、其身非亡耳、故時人號其兩處、曰强頸斷間、衫子斷間也、是歲新羅人朝貢、則勞於是役。書紀通證云、衫子斷間、在茨田郡太間村。

幡多郷

和名抄、茨田郡幡多郷。○今豐野村大字太秦、國松及水本村是なり。友呂岐村の東南に接し、寢屋川は本郷より發源す。是は秦氏の居邑にて「古事記高津宮段云、役秦人作茨田堤、及茨田三宅」とある者也。○姓氏錄云、河内國諸蕃、秦宿禰、太秦公同祖、秦始皇五世孫融通王之後也。

(秦)

細屋神社は延喜式に列す、秦村の神樂田に在り、傍に神宮寺あり、本尊觀音を置く。(河内鑑神祇志料) ○秦村に秦氏の墳あり、又鍛冶屋行綱宅址あり、行綱は後鳥羽院に徵されし名匠なり、苗裔包平有成等あり。(名所圖會)

寢屋

今水本村と改稱す、東は星田村に接す。星田山中の水北流又西流して寢屋を過ぎ、南に折れ郡内の汚溝を集め、門眞川恩知川を會し大坂に赴く、寢屋川と稱す。

池田郷

和名抄、茨田郡池田郷。○今九個莊村是なり、大字池田存す。友呂岐村の南にして庭窪村の東なり、澱濱は分れて門眞川寢屋川に入る。茨田池の涸れて田野と化せるならん、遺形稍辨すべし。

茨田池址

九個莊村池田と友呂岐村平池石津の間の低田是なり。日本書紀、皇極天皇二年七月、茨田池水大臭、小蟲覆水、其蟲口黑而身白、八月茨田池水變如藍汁、死蟲覆水、溝瀆之流亦復凝結、厚三四寸、大小魚臭、如夏爛死、由是不中喫焉、九月茨田池水漸變成白色、亦無臭氣、十月茨田池水還淸。

神田

九個莊村大字神田あり、四宮村島頭に接す、茨田勝加牟托君の邑にやあらん。姓氏錄云、河内國諸蕃、茨田勝、出自吳國王孫皓之後、意富加牟托君也、諡仁德天皇賜居地於茨田、邑因爲茨田勝。

茨田郷

和名抄、茨田郡茨田郷。○此郷詳ならず、今大和田村四宮村にあたる歟。中世島頭莊と稱し大和田村大字野口に堤根神社あり。

島頭

中世島頭莊の名あり、今大和田村四宮村にあたり、其四宮に大字島頭あり。寢屋川門眞川左右を流れ、古へ南は草香江に瀕したるを以て、當時一洲の形を成せり、此地其上方なり。

堤根神社

大和田村大字野口の常稱寺に在り、文德實錄延喜式に見ゆ、其門眞川の邊に鎭坐するに因りて之を按ずるに、當時北河斷間の遺流門眞川筋に添ひて此地を壓迫しければ築防の事あり、即堤上に修祭したる者ならん、故に曰ふ淀川の茨田堤は二線あり、一線は枚方伊加賀崎より守口を經て難波大坂に至る者是外堤なり、一線は島頭にありて斷間の決潰に備ふる者是內堤なり。

大窪郷

和名抄、茨田郡大窪郷、訓於保久保。○今庭窪村なるべし、中世には大庭莊又佐太莊と稱せり、九個莊村の西南に接し、淀川に瀕す、名所圖會云、大窪莊に昔中西四郎兵衛[illegible]顯住したり、其事太平記に見ゆ。

津島部神社は今庭窪村大字金田に在り、文德實錄、嘉祥三年津島女神授位、延喜式に列す。神祇志料云、此神蓋ふらくは津島部臣津島直の族、此地に住て其祖天兒屋根命を祭れるならん。

大庭

今庭窪村に合す、名所圖會云、大庭は一番より九番まで村名あり、北十番東十番已上十一村を大庭莊と曰ふ。○觀心寺古文書に大[illegible]曰ふ、新墾の謂ならん、大庭の東に接し門眞一番より四番まで村名あり、同く新墾なり。南山巡狩錄云、觀心寺申河內國大庭闕所散在之間可被移中頓之狀如件　建武三年後三月　左衛門附　嶺山三郎太郎殿。」○朝野群載遊女記云、江河南北村邑、掃部寮大庭莊也。

佐太宮

大庭一番に在り、蹉跎村天滿宮の分祠なり。慶安元年淀城主永井尚政造す、其頃後水尾太上皇梅枝を寄贈ありしと、其接樹今に存す。(名所圖會)

家の風世々につたへてかみ垣やたえたるをつく梅も匂はむ、　後水尾天皇

來迎寺

庭窪村大庭一番に在り、佐太宮と相接す。大念佛宗の本山にして[illegible]院と號す、本尊は天筆三尊と稱する靈畫也。寺傳云、攝州深江の僧法明、康永元年男山八幡宮に參籠し念佛三昧を修したるに神託あり、且畫像を賜り、遂に淨土門中に一流の大念佛宗を開き、融阿上人と號す、其法嗣西願上人寶算、貞和三年來迎寺を興し、大念佛宗の本所と爲す。

高瀨郷

和名抄、茨田郡高瀨郷。○今守口町三郷村にあたる。西は攝州東生郡と郊野を分ち、淀川此に至り南に折れ、又西に屈す。神樂歌に「こも枕高瀨のよとにや」と詠せる者此なり。

こもまくら高瀨の淀にさすさてのさてや戀路におほれはてなん、(夫木集)　家長

見渡せは末せきわくる高瀨川ひとへになりぬさみたれの比、(續後撰集)

今三郷村大字高瀨は昔小高瀨莊と稱し、延喜式高瀨神社其世木と云地に在り、高瀨川は此に淀川を指す、小高瀨莊は往時觀心寺知行なりしと云。(名所圖會南木志) 後世河道北に移り、今水を去る八町。

守口

守口町は枚方大坂間の水驛なり。枚方を去る五里十二町、東生郡古市村界に至る十二町、京街道は淀川南岸の堤を行くべし。守口の名産は菜菔の糟藏したる者にして、之を守口漬と稱す。

淀川舟中作　　[illegible]　[illegible]

寶[illegible]天[illegible]上、
不知[illegible]月日中、[illegible]大[illegible]六、[illegible]一[illegible]尻、
[illegible]度、[illegible]

十七箇所（ジフシチカシヨ）

南山巡狩録云、正平廿四年三月、楠正儀は、足利方に降參せし事かくれなかりしかは、楠の一族御味方さたちわかれ、正儀を討んとて天王寺に陣まりけれは、[illegible]も又正儀を助けん爲に[illegible]發向す、廿三日正儀[illegible]に陣をとる、四日正儀北方に[illegible]、廿一日楠正儀河内國十七ヶ所に引退く[illegible]。[illegible]云、文明十四年七月細川政元、[illegible]（河内守護）を講し、政元其[illegible]河内國十七箇所を[illegible]に[illegible]大乘院[illegible]記に見ゆ。十七箇所は今の守口なり

門眞（カトマ）

庭窪村の東に接し、島頭の南に在りて[illegible]川を南てたり、その一番より四番まで[illegible]を分つは、近代の新墾なることを知るへし。門眞川は[illegible]の[illegible]を[illegible]す、南流二里、[illegible]川に入る、其東に[illegible]村古宮村二島村あり皆[illegible]治[illegible]以後の新[illegible]なるべし。

（手眞）江家次第に載する[illegible]の[illegible]に、河内國[illegible]田眞手御所と云地名見ゆ、眞手今[illegible]村に當るにや、眞手[illegible]茨田の[illegible]にして、[illegible]なる一所[illegible]なりし[illegible]。[illegible]、關手[illegible]址、在門眞[illegible]番村、江家次第[illegible]河内茨田眞手御宿所即此、又古歌にまてと云所にて、

思きやうかりし潮を過し來て今日まて人に見えんものとは、

茨田堤（マムタノツヽミ）

茨田堤の[illegible]は、仁徳天皇の時大洪水ありて強頸[illegible]子の[illegible]二[illegible]を[illegible]しなりとへるより以降、續紀寶龜元年延暦三年、續後紀嘉祥元年[illegible]、[illegible]潰を[illegible]したる事あり、[illegible]の詳ならすと雖、[illegible]に土功を要したるや知るへき也、今枚方より東牟郡野田村に至るまて凡七里、徳川氏の世に再修し、京街道と稱す。

[illegible]は今[illegible]大[illegible]に在[illegible]、又[illegible]り、[illegible]間に[illegible]、慶長十九年[illegible]、見ゆ仁和寺、今大[illegible]住大宮今[illegible]の數所を決しければ、大[illegible]東に[illegible]へし以て防禦に利せんとし、凡[illegible]せしめんと[illegible]、[illegible]の[illegible]數百堤上に會し[illegible]て之を[illegible]たる事あり、（[illegible]國史、天長十三年、[illegible]河内[illegible]、堤外茨江[illegible]內[illegible]江三處、定竹門江[illegible]江大[illegible]江二處、又[illegible]御江同上（日本逸史）

[illegible]江[illegible]中　　岡本[illegible]
[illegible]相喚水[illegible]、[illegible]里長[illegible]半日程、[illegible]、[illegible]

讃良郡（サヽラ）

（荒更）（占現）明治廿九年[illegible]して北河内郡へ併す、[illegible]の間に介在せる小郡なりき、[illegible]に[illegible]して姓氏錄「茨田宿禰、[illegible]井耳命之後、男野[illegible]」にして、[illegible]天皇御代、造茨田堤[illegible]」と見ゆ。現[illegible]眞に[illegible]して、男野は今甲可村大字南野なり。○延喜式、[illegible]、和名抄、[illegible]良々、[illegible]郷に分つ[illegible]、[illegible]に[illegible]作[illegible]る、[illegible]て佐々良と曰、[illegible]、[illegible]大寺[illegible]古[illegible]に作[illegible]、[illegible]すべし。

天なるや神樂良の小野にちかや荊かや苅りはかに[illegible]たつも、（万葉集）（神樂の字を佐佐に假るは神樂の和[illegible]に佐[illegible]拍子と[illegible]故也、又[illegible]は天上の事を[illegible]したりと云説あれと、[illegible]上てふ[illegible]に[illegible]て[illegible]良野の事をよみたるならん、）

[illegible]わくる音もさきらの河内路に[illegible]てけふもくらしつ、（新六帖）　　行家

（良和佐）古事記に「建内宿禰之子、平群都久宿禰者、佐和良臣等[illegible]同祖、平群郡久宿禰之後也」とある亦同し、[illegible]、[illegible]國[illegible]、[illegible]紀[illegible]にして、[illegible]と曰へり。日本紀[illegible]、[illegible]凡[illegible]には古今[illegible]、[illegible]出[illegible]なりと謂ふへし（姓氏錄、河内國[illegible]、[illegible]國人久米[illegible]也。此なるは佐々良の[illegible]なるへし。

高宮郷（タカミヤ）

（良[illegible]）和名抄、讃良郡高宮郷（今[illegible]野村大字高宮）、小[illegible]池等の地にあたる、延喜式大社高宮[illegible]にあり。

高宮[illegible]神社[illegible]、三代實錄、貞觀[illegible]年[illegible]、[illegible]て[illegible]式に大社に[illegible]せしむ、[illegible]ならず、此社[illegible]大高川[illegible]宮[illegible]、[illegible]紀に「高[illegible]今豐野村大字高宮に存し、傍に神宮寺あり。○大社御祖神社は延[illegible]式に[illegible]し、[illegible]大社[illegible]社と稱す、今高宮の東に在す。古は[illegible]と云もの（コンヘ）ありて[illegible]に奉仕す、本社は[illegible]記に謂ふ所の[illegible]主の[illegible]天[illegible]川命（アメノコハカハ）を祭る者ならん。

[illegible]郷

和名抄、[illegible]、[illegible]（今甲（カン）可村大字岡山砂（スナムラ）村宮山（ミヤヤマ）及水本（ミツモト）村の燈油（トウユ）打上（チアゲ）等の地なるへし、[illegible]より中河内へ[illegible]路にあたる。（姓氏錄云、河内國神別、[illegible]、津速魂命十四世孫[illegible]臣之後也。按するに枚岡大社は中河内郡に在り、[illegible]は此地名の[illegible]、津速魂三世孫を天児屋根命と曰ひ、即枚岡大社の[illegible]神と爲す。

（山岡）[illegible]神社は延喜式に列す、今甲可村大字岡山（チカヤマ）の坪井に在り。岡山は大坂役東軍此に屯集し、徳川公陣所の跡には[illegible]久松と[illegible]する老樹在り。（名所圖會）

甲可郷（カフカ）

和名抄、讃良郡甲可郷。（今甲可村の中野（ナム）[illegible]野[illegible]逢坂などにあたる、東に山嶺を[illegible]れ

ば田原村に至るべし、山中に往坂池等あり。○日本書紀、欽逹帝十三年、應濟臣齎國より佛像を將來したる事見ゆ、此人本郷の族類、近江國にも甲賀郡あり。康正二年造内裏段錢記に河内國甲可鄕見ゆ。

中野（ナカノ） 延喜式國中神社、今甲可村中野に在り天神と稱す。中野の東清瀧峠逢坂山あり、清瀧川西流し中野の西部屋に至り寢屋川に注ぐ長一里。

南野（ナムノ） 古は男野に作る、茨田宿禰の居邑なりき。姓氏錄云、茨田宿禰、彥八井耳命之後、男野現古宿禰、仁徳天皇御代、造茨田堤。この男野現古宿禰は[illegible]、又日本書記には茨田堤を成功したる人其名を衫子と爲す、○延喜式、御机神社は南野の鈴原山に在り。

室池（ムロノイケ） 南野の東南十八町、飯盛山の背に在り。[illegible]溝の口を塞ぎ池と爲す、長十町幅三町、末は南野より四條畷を經て寢屋川へ入る。室池は古い氷室の[illegible]なり、延喜式「讃良[illegible]氷室一所」とある者此也。

[illegible]正行墓は南野の[illegible]尾堤に在り、此地[illegible]山下[illegible]の跡にして、近時墓側に相して四條畷神社を造營したり、○楠正行弟正時正平四年正月五日此に戰死す、後人[illegible]に楠樹を植て傍に石を立て[illegible]と稱す、一に和田、新發意賢秀墓近所に在り。〔名所圖會〕近年[illegible]で、其忠魂を吊ふ者多し。

(屋寢)

[illegible]大[illegible]楠公正行[illegible]云、[illegible]河内之六郷、乃爲[illegible]、[illegible]南朝[illegible]之、[illegible]、其地方十有餘歩、四隣[illegible]高、在田畝之[illegible]、[illegible]存、中有一楠樹、老且大、[illegible]立一碑、所刻如識。

飯盛山（イヒモリヤマ） 四條村大字北條の東に峙つ、標高二百九十米突。山頂に古城址あり、山背に室池あり。此地は西方一面[illegible]にして往時深野池草香江あり大和川に[illegible]接したり、[illegible]は京[illegible]山より河内和泉若くは大坂へ[illegible]する要[illegible]かに山[illegible]走れり、[illegible]

(條北)

とす。南北亂の時南軍多く四條畷に會戰す、四條畷は中河内郡枚岡村に屬し、飯盛山の南凡二里とす。正平四年の役に楠正行は北軍高師直を伊駒山南に破り、四條畷より進み飯盛山下に至る、而も[illegible]力[illegible]遂に克たずして戰歿す、近年四條畷神社を此に造りたるより、北條を改めて四條と爲す。

飯盛山城址（イヒモリヤマノシロ） [illegible]武元年、北條[illegible]、[illegible]兵を起して飯盛山に據る、[illegible]正成攻めて之れを[illegible]る。天文元年、畠山氏の兵之に據る、管領細川晴元本願寺と連合し之を攻陷す。永祿中に及び三好長慶細川氏を輔け攝津に居るや、飯盛を以て要害と爲し、[illegible]さて之に移る、長慶[illegible]し、畠山氏の將遊佐信教之を[illegible]せしが、織田氏の兵至るに及び其[illegible]する所と爲り、後[illegible]す。北條より[illegible]十二町にして城址に達す。

[illegible]正三河後風土記云、天正十年六月二日、[illegible]（家康）[illegible]浦[illegible]出立[illegible]山下に[illegible]子[illegible]我[illegible]一軍しよし[illegible]、今[illegible]より部に登り知恩院に入て腹切て信長と死をともにせむ[illegible]打立、二十町計行きしに、[illegible]出る[illegible]は、信長の御為に[illegible]御志を[illegible]にかして[illegible]國に[illegible]、[illegible]首討切て御手[illegible]、[illegible]つく[illegible]、道中の山賊一[illegible]を防ぐ手立を[illegible]せられ、東へ走り[illegible]。

四條畷神社（シデウナハテ） 飯盛山下に在り、明治廿二年楠正行の靈祠を[illegible]に創む、即此也。朝家特に官幣を授け、又[illegible]位あり。此地は當年大坂人野崎詣と稱し、[illegible]せる處なり、[illegible]川に[illegible]

[illegible]小[illegible]　　宇[illegible]

[illegible]中原、[illegible]將一死定中原、[illegible]表未[illegible]年[illegible]、[illegible]主長[illegible]往日恩、老樹幾枝從北折、殘碑半面向南存、但[illegible]官[illegible]秋山裏、無復[illegible]間至尊、

野崎（ノザキ） 今四條と曰ふ、飯盛山の麓少南に在り。小槻長興宿禰記云、文明九年九月、河内國野崎、畠山右衛門佐（義就）與同左金吾政長方合戰、左金吾打勝、右衛門佐引退。

慈眼寺（ジゲンジ） 野崎に在り、山に倚り西面す、開基詳ならず。近世大坂商民當寺觀音菩薩の靈應に歸依し賽者甚盛、堂宇[illegible]りて壯[illegible]を致せり、春時寢屋川の堤を歩し又舟を曳かしめ往來す頗雜閙を極む、野崎詣と稱す。

即事　　　　頼　山陽

[illegible]寺[illegible]横、兩三分隊上堤行、舟中堤上呼相答、十里[illegible]夕照中。

河内志云、[illegible]野崎村、有古碣、題曰「永仁二年[illegible]」[illegible]寺、[illegible]村、寺有銅佛像、背題曰「讃良郡山[illegible]南條村專[illegible]常住物永正十七年」。

中垣内（ナカカイト） 今南條村に屬す、野崎の南十二町、北中兩郡の交界此に在り。延喜式、須波麻神社あり、垣内の古訓カイチをカイトと訛る。龍間は中垣内の東二十町、山中の孤村なり、古剎あり釋迦寺と稱す。

山家鄕（ヤマヘ） 和名抄、讃良郡山家鄕、○此鄕今詳ならず、石井鄕と同く四條村の中なるべし。

石井鄕（イハヰ） 和名抄、讃良郡石井鄕、○此鄕今詳ならず、山家鄕と同く四條村の中なるべし。

鸕鷀野（ウノ） 今詳ならず、日本書紀、欽明天皇二十三年、新[illegible]、其使人知新羅被任那、[illegible]國[illegible]、[illegible]今河内國[illegible]野邑、新羅人之先也。○按に氏族志云「川内馬飼首[illegible]馬飼氏、[illegible]造姓、天武帝十一年倶[illegible]姓、不詳其所出也」と、是は生駒山中の牧村にして富

畔苑野邑とも馬飼里とも呼へる也、和名抄、山家郷石井郷などに當るべけれど未た事證を得ず。

馬飼（ウマカヒ）

今詳ならず。日本書紀、天武天皇白鳳十二年、娑羅羅馬飼連、賜姓曰造。靈異記、女人大蛇所婚賴藥力得全命緣三十一、河内國更荒郡馬甘里、有富家、々有女子、大炊天皇世、天平寶字三年、登桑揃葉時、有大蛇纏之、以婚云々。

寢屋川（ネヤカハ）

水本村大字寢屋の南星田山（ホシダヤマ）に發し、逆瀾して豐野（トヨノ）村に至り南流し住道（スミノダウ）村大字三箇（サンカ）に至り恩智川と合し西流、大坂市の東備前島に至り淀川に注ぐ。〇寶永年中大和川改疏以前に在りては、寢屋川筋は一大汙澤にして、洪水に及へは巨浸と爲る、謂はゆる深野地是なり、今南鄕（ミナミカウ）村古宮（フルミヤ）村今津（イマツ）村諸（モロツ）堤村二島（ミフタジマ）村住道村寢屋川（ネヤカハ）村等は薬沼の塘を被れる地なるべし。

（三箇）

深野池址（フカウノイケ）

古へ北河内中河内の間に巨浸あり草香江（クサカノエ）と稱す、大和川南より來り派を分ち之に會し、共に西流して難波に赴く、神武天皇の皇舟難波津より溯りて草香邑に至りたまふと云者、此水に泛べるなり。茨田河内の堤防歷代修治ありけるより、地勢漸く變し、多く瀦濱を開き水を排して田土と爲したり、而も剩水猶存し正保國圖載せて深野池と稱す。下流勿入淵（ナイソノ）あり。寶永の初め新大和川を疏するに及ひ此地全く涸渇して墾田數村を生したり。深野の大字は今四條村に屬す、寢屋川は其遺址と見倣して可なり。（中河内郡草香江參考）

勿入淵址（ナイリソノフチ）

今南鄕（ミナミカウ）村大字諸福（モロフク）に在り、土人內助淵（ナイジヨ）と呼ふ、水涸れて名を存するのみ。（名所圖會）

つれなくは身をしづめんさかこつ夜のうなたの月になりその淵、（爲尹千首）

寶龜勘錄西大寺流記資財帳に「一卷獻入莊家塩葦原、在河内國更占郡諸濱」など見ゆ、其葦原と曰ひ諸濱と曰ふ、往時皆草香江の邊なれはならん。〇貝原諸州巡（元祿年中）云、深野（フカウノイケ）池はその廣さ南北二里東西一里、所により東西半里許ありて湖に似たり、其中に島あり三箇（サンカ）と云ふ、故に此池を三箇沖とも云ふ、三箇村は漁家七八十戸南北二十町東西五六町とぞ、池には鯉鮒等多し日々漁船出て之を大坂に賣る、又蒓菜等あり菱尤多し是を採て飯にも餅にし或は菓子にもす、御供村は池の東に在り又漁人多し、深野池のまはり凡四十二村と云ふ、池の流れの末は大和河に出つ、大坂へ二里毎日商船往來す、內助（ナイジヨ）が淵は深野池の西南にして方八町許。

（內助淵址）

中河內郡

中河內郡（ナカカハチ）

明治二十九年若江澁川河內高安大縣丹北（オホガタタンホク）六郡を合併して中河內郡と爲す。郡役所を八尾に置き三十九村を管治す。東には生駒高安の峻嶺自然の國界を爲す（大和生駒郡）と雖、他の三面は北河內郡南河內郡及攝津和泉兩國に接し、天成の境界なし。東西凡三里南北凡四里半、古の凡川內國（オホカフチ）なり。大和川の河道古今の異あるを以て地勢の沿革あり。

大和川址（ヤマトガハ）

大和國の衆水龍田に匯し、結束して龜瀨を越ゑ其河內に入るや、地平夷なるを以て忽ち奔放に就く、其今の如く堅下村より西に導き直に海に達せしむるは寶永の改疏に因る、其以往に在りては堅下（カタシモ）より西北流して難波津に向ふ、而も數條の分派あり、歷世修治を加ふ、其間又沿革あり、今古大和川（フルヤマト）と稱する水脉の存在に據り其概說を爲すへし。〇古大和川は堅下（中河內郡）柏原（カシハラ）（南河內郡）の間より北に折れ、一小支を西に分つ橘川と曰ふ、（龍華川今平野川と曰ふ）曙川村に至り一大支を分ち、本流は西北に向き長瀬川（ナガセガハ）又明川（アケガハ）の名を負ふ、大支は北流し玉串川（タマクシ）と稱し玉串村に至り更に二分し、其本流は猶玉串と稱し西北に向き、一支は松原を經て北に進み草香江深野池に入り、以て菱水を導き西に向ひ、楠根川俣に至り三流（長瀬玉串深野）相會し川俣江と曰ふ、やがて今の大坂城の東北に注ぎ淀川と相會せり、楠川は西北流して菱江川に入り玉造江と爲り、大坂城東を過ぎ大和川に復歸したり。是等諸水今涸れたりと雖、其遺跡猶存して澤瀆に代ゆ。

續日本紀「天平寶字六年、河內國長瀬堤修造。寶龜元年修志紀澁川等堤、同三年澁川堤十一處志紀堤五處並決」なと見ゆるは皆大和川筋なり。志紀澁川共に長瀬の流にして西北岸の隄防なるべし。三代實錄「貞觀十二年、築河內堤、所遣雨水瀦之患、奉幣大和國諸社」とあるも、本川の築堤なり。

新大和川（シンヤマトガハ）

元祿十六年十月、江戶幕府大に工役を興し柏原村（南河內郡志紀郡）より大和川を疏導して西流せしむ、和泉國堺浦の北に至て海に歸す、是を新大和川と稱す、長凡四百二十八町、寶永元年十月功成る、是に於て澤拔悉く涸れて新田若干町を開墾し中河內北河內永く水害を免る。

細雨如絲濕客衣、菜花滿蕭送芒肥、春光欲暮河州路、滿野輕寒綠露霏、　　岡本　黃石

河內郡（カハチノカフチ）

明治二十九年廢し中河內郡と爲す、生駒山の西麓にして古の草香（クサカ）邑是也。此地初め三野縣（ミヌノアガタ）あり國郡制置の時建てゝ河內郡若江郡と曰ふ、續日本紀神護二年の條に河內郡始見す、和名抄七鄕に分つ。

草香（クサカ）

又日下に作る、（日古訓を加と云ふ轉して久に假る、下は佐迦利の利を省きて假る）神武天皇東征の時浪速より溯流して草香邑に上りたまふ。當時草香江

あり、江瀬後世湮れたりと雖、今日根市村大字日下の名存す。

（日下）

日下氏には數流あり。古事記伊邪河宮（開化）段云、子日子坐王、生沙本毘古王、此王者日下部連之祖也。氏錄日下部宿禰、三代實錄日下部連）是其一なり。仁德帝の皇子此に住居し大草香と號し玉ふ、王孫幡梭皇女（雄略皇后）若日下王あり。日本書紀云、大草香皇子、以其女幡梭皇女、配大泊瀬天皇、天皇殺根使主、命有司二分子孫、一分大草香部民、以封皇后。古事記云「若日下王、坐日下之時、天皇（雄略）自日下之直越道、幸行河內、於是若日下王、令奏天皇、背日幸行之事甚恐、故已參上而仕奉」など見ゆ、是其二なり。大日本史氏族志云、日下氏（姓氏錄、宿禰據日本後記）初曰難波吉士、（士或作師又忌）應神帝時、難波吉師日五十狹茅宿禰、從忍熊王軍敗、俱死、安康帝時、難波吉士日香蚊、事大草香皇子、帝信根使主之讒、殺大草香、日香蚊與其二子、慷慨殉難、及雄略帝時、根使主事覺伏誅、帝乃求日香蚊子孫、賜姓大草香部吉士、天武帝十一年、草壁吉士賜連。（日本書紀）是その三なり。

草香山は生駒山に同し、其北尾を云ふ、日根市村大字善根寺より登路あり、即古の孔舍衙坂にして、又直越と稱したり。

忍照る、難波を過て、打靡く、草香の山を、ゆふくれに、吾越くれは、山もせに、咲ける馬醉木の、にくからす、君をいつしか、往て早見む。（萬葉集）

日本書紀、神武天皇、欲東踰膽駒山而入中州、時長髓彥聞之、徼之於孔舍衙坂。○孔舍衙本書孔舍衞に作る魯魚の誤なり、

直越は古事記朝倉宮（雄略）段云「自日下之直越、道幸行河內、還上之時、立其山之坂上、歌曰云々」とありて

（孔舍衙坂）（直越）

草香山の直徑なり。萬葉集を按するに、此山路は難波の捷程と爲す、草香江を絕り往來したるならん。

直越の此徑にして押てるや難波のうみと名つけけらしも、（萬葉集）

蓼津

盾津又草香津と稱す、直越より草香江を絕れる津なるへし、即直津の謂ならん。○日本書紀、神武天皇、從浪速潮流、至河內草香邑、青雲白盾之津、（中略）天皇引軍還、至草香津、植楯而爲雄誥、因改號其津、曰盾津、今日蓼津訛也。（白盾本書白肩に作る今書紀集解に從ふ）古事記又云、天神御子泊青雲之白肩津、此時登美能那賀須泥毘古、興軍待向戰、爾取所入御船之楯、而下立、故號其地謂楯津、於今者云日下之蓼津也、於是與登美毘古戰之時、五瀨命於御手負登美毘古之痛矢串。（此なる白肩も白盾の誤なること著し）

草香江址

今日根市村の西に江瀬の跡を存す。古草香江は北河內郡深野池寢屋川と相通し一大巨浸を爲し、玉串川の支流松原より來り之に匯したり、末は川俣江と稱り、長瀨川之に注き、難波津に向へり。（北河內郡深野池參考）

久佐迦江のいり江のはちす花蓮みのさかりひとともしきろかも、（古事記引田老女歌）草香江の入江にあさるあし田鶴のいきたつくくし友なしにして、（萬葉集）

生駒山

日根市村大戶村等の東に在り、其最高峰六四〇米突は大戶村大字神並より登攀すべし、辻子越と曰ふ、暗峠は枚岡村大字豐浦より上る、暗峠の南に在り、辻子越四百米突の所に興法寺あり。○名所圖會云、生駒山は山勢南北に延ひ、大樹なし篠竹を生す、和銅五年高安烽火を廢し高見烽を置かれ平城京に通すと續日本紀に見ゆ、高見は暗峠の北にあり生駒の飛火即是なり。○萬葉集名所考云、卷六に「八隅知し云々射駒山飛火がたけに云々」とあるを、一本には射鉤を射駒に作れと、彼歌意に叶はず、本居氏射鉤は羽飼の誤なるへしと云へり。

（高見烽址）

いもかりと馬に鞍置て射駒山打こえ來れは紅葉ちりつつ、（萬葉集）君かあたり見つつも居らむ伊駒山雲なたなひき雨はふるとも、（同上）難波刀を漕きゝて見れはかみさふる伊古麻多可禰に雲そたなひく、（同上）

延曆八年職判、攝津住吉大社司解狀に膽駒神南備あり、

膽駒神南備山本記、

四至、東限膽駒川、龍田公田。南限賀志支利坂、山門川、白木坂、江比須墓。西限母木里公田、鳥坂里。北限饒速日山。

右山本記者、昔依大神本誓、奉寄卷向玉木宮御宇天皇、橿日宮御宇天皇也。熊襲國辛島合服賜、自長柄泊、登於膽駒山賜、宣賜、大八島國天下奉出日神者、船木遠祖大田田之神也、以此神造作船二艘、（一艘木作一艘石作）爲後代驗、納膽駒山、長屋墓石船、白木坂三枝墓木船矣。唐國大神過渡賜時、乎理波足尼命、以此山坂木、迹驚岡神降坐、岡邊凡時、恩智神參坐在、仍每年春秋、通幣江參、因之猿往來不絕、此其驗也。母木里與高安國堺、在號許石、大神此山之名賜、草燒火木朽石之逆期云云と。今山下に神並の大字を遺す、然れとも此山は本來饒速日命に因由ある所と想はるゝに、又住吉神の御山と爲すは不審。（饒速日山は田原の暗峯なるべし）

大戶郷

和名抄、河內郡大戶鄕。○今日根市村大戶村なり　姓氏錄云、河內國皇別、大戶首、阿閉朝臣同祖、大彥命男比毛由比命之後也、安閑御世、河內國日下大戶村、造立御宅、爲首仕奉、仍賜大戶首姓。

大宅郷

和名抄、河內郡大宅鄕。○姓氏錄云、大宅臣、大春日朝臣同祖、天足彥國押人命之後也。○此郷詳ならす、「日下大戶村造立御宅」の事姓氏錄に見ゆれば、日下の中に大宅大戶二處ありて、今日根市村東、

神並（カウナミ）　今大戸村大字神並は生駒山の直下に在り、石切劔箭神社は神並に在り。三代實錄、貞觀七年叙位、延喜式に二座とあり。社傳云、上社は生駒山の中腹に在り、下社は山下に在り〔名所圖會〕

額田鄉（ヌカダ）　和名抄、河内郡額田鄉、訓奴加多。〇今枚岡村大字額田存す。姓氏錄、古事記云、天津日子根命、凡川内國造、額田部湯坐連之祖也。姓氏錄云、額田部、天津彦根命子、明立天御影命之後也、允恭天皇御世、被遣薩摩國、平隼人、復奏之日、獻御馬一疋、額有町形廻毛、天皇大悦、賜姓額田部、姓氏錄又云、河内國皇別、額田首、早良臣同祖、平群木兎宿禰之後也、不尋父氏、負姓額田。

額田廟は、古事記明宮(應神)段云、此天皇、娶品陀眞若王女、高木之入日賣命、生御子額田大中日子命、今額田に大中彦祠あり、御母方に緣由ある國なればなり。〔古事記傳書紀通證〕〇按するに額田は和名抄大和河内伊勢參河上總美濃加賀越前備後にあり、上野備中長門には額部とあり即額田部なり、其他諸州に此地名多し、其故を詳にせず。

長尾（ナカヲ）〇額田の東二十餘町、生駒山の長尾の下に在り。飛泉二條、雄瀧高四丈許、雌瀧稍面に傍ひて落つ。

豐浦鄉（トヨウラ）　和名抄、河内郡豐浦鄉。〇今枚岡村大字豐浦出雲井（イツモヰ）の地にあたる。河内鑑云、枚岡明神の宮寺六坊豐浦に在り、豐浦をとよはらと云ひならはす。〇日本書紀仁德卷に「引石川水、而潤上鈴鹿下鈴鹿、上豐浦下豐浦四處郊原、以墾之、得四萬餘頃之田」とあるは此地なるへし。然れとも「堀大溝於感玖、乃引石川水」とあるに合せず、疑ふらく原書錯誤あるへし。感玖は南河内郡なれば此地と水理を一にする能はす、又鈴鹿の地名今其所を失ふ。

母木（オモノキ）　日本書紀云、神武天皇、孔舍衞坂之戰、有人隱於大樹、而免難、仍指其樹、曰恩如母、時人因號其地、曰母木邑、今云飫悶廼奇訛也。〇書紀通證云、母木一説高安郡母木也、枚岡鄕土記云、母木寺在枚岡下豐浦之地。

枚岡神社（ヒラヲカ）　枚岡村大字出雲井（イツモヰ）に在り、今官幣大社に列す。書紀通證云、平岡神社、在草香村一里許、神武紀所謂孔舍衞坂、禮祀神祇者、即此矣。社有四坐。（名所圖會云、平岡四座は天照大神天兒屋根命經津主命武甕槌命なり、每年正月占粥の事あり、五穀を小管に容れ粥を炊き其煮汁により豐凶をトす之を粥トと稱す、按するに本社は初め中臣氏の祖神にして二座なり、天兒屋根及び比賣大神なるべし、比賣神は天兒屋根の妃か女なるべしと古語記傳に云せり。彼大日大神と爲すは妄説のみ。

神祇志料云、枚岡神社四座、今出雲井村日下山枚岡にあり〔河内志河内式社神社記、即河内一宮也〕〔一宮記名所圖會〕中臣祖神天兒屋根命は興台産靈命玉主命の女許登能麻遲媛命に娶て生座る神也〔藤原系圖〕上古天照大神石屋に隱（カクレ）り座時、此神天香山の眞坂樹を掘て種々の物を取りけ祝て大神を招出し奉り、皇孫命を輔翼奉りて天降り給ひき、〔日本書紀古事記〕其英靈威神の德尤も當時に著る。〔日本書紀古事記古語拾遺大意〕平城天皇大同元年河内丹波地六十戸を神封に寄し〔新抄格勅符〕仁明天皇承和三年從三位勳三等天兒屋根命に正三位從四位下比賣神に從四位上を授奉り〔續日本後紀〕清和天皇貞觀元年天兒屋根命に正一位比賣神に從三位を賜ひ其後彌加布都命神比古佐耳布都命神を合せて四座とす、〔三代實錄延喜式〕蓋彌加布都命は健御雷命にまし佐耳布都命は經津主命にませり、〔參酌三代實錄日本書紀古事記延喜祝詞式大意〕三年從三位彌加布都命神比古佐耳布都命神并に從二位を加へ、七年勅して春秋二祭神祇官の中臣一人を差て幣帛を附け祭事に檢校し琴師一人を祭場に供奉る事を恒例とし、平岡神四前に各二十六、春日大原野にも幣を奉るべく制給ひ。〔三代實錄〕按に古書によりさき皆二神なりし事て四前なる由を云はず、此に至て始て四前を云はれたり、是に依て考ふるに元は二座なりしを此御世の頃より鹿島香取の神を合せ祀られしを、藤原氏神を祀りて殊に春日四座神を崇く崇奉りけれ、此にも本社より遷まさりて御靈ましけれ、此に春日の四座神を祭るべき自らの時なれば也、此時より此方に傳ふ。

醍醐天皇延喜の制四座并に名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣及び神甞の幣帛に預る、凡武藏國封戸調庸を以て神社を修むるの料とす、祈年二月十一月上申日を用ふ、此日神官祇一人琴師工卜部等一色人を率て之に供奉る、凡神社に仕ふる者神主物忌宮司〔延喜式〕以上。

平岡（ヒラチカ）　此地に中臣鳥の祖廟あり、藤原一家盛大を致すに及び大社と爲る、和名抄高良郡枚岡鄉あり、姓氏錄平岡連ありて中臣氏なり、蓋北河内より此に移りたる者なるべし。今枚岡村は大字豐浦額田民戸稠し、暗峠の西口にして枚岡神社の北傍より登る。〇延喜式、河内郡栗原神社あり、姓氏錄栗原連あり、中臣氏なれは枚岡社邊にあるへき歟。

英多鄉（アカタ）　和名抄、河内郡英多鄉。〇今英田村三野鄉村是なり、枚岡村の西に接す、玉串川の岸にて、古の御野縣の本據なり。

吉田（ヨシダ）は英田村の大字なり。名所圖會曰、吉田村吉田氏宅に富景樓あり、田祿二百石を附し文庫と爲し不朽を謀る、領主片桐侯より和漢書籍若干を納める云々、此文庫後に聞えず廢壞したる歟。

松原（マツバラ）　枚岡の西に接し、大坂玉造口に至る捷路あり。〔英田

村大字松原）往時大和川の支脈玉串川此地に來り一支を分ち、松原の西を過ぎ北流し草香江（深野池）に入る。○[illegible]（大要記）云、慶長十九年十月朔日、片桐且元其子貞隆と共に大坂城を去る、士卒五百を從へ用心して玉造門を出で、七條長之を護送す、且元父子松原に至り[illegible]を開けて七條長に謝し茨木城に赴く、翌年四月廿八日、豐臣軍の退河内口の陣地を備し、本多康紀同康俊を遣し松原に當らし、奈良街道を守備せしむ、此日藤堂氏の士長田村（今南長村大字長田、松原の西一里許）の番所を襲ふ。

（三野）

古三野縣あり、後の河内若江二郡は之より出でたり。古事記[illegible]（崇神）段に[illegible]とあるは[illegible]の[illegible]なる[illegible]、之[illegible]三野縣主小[illegible]あり、[illegible]河内[illegible]天[illegible]川國宗[illegible]之後也、[illegible]氏[illegible]、[illegible]、延喜式、若江河[illegible]口ま、なほあれは其大概を知るへし。延喜式、若江郡三野縣主神社今三野郷村に在りて、河内郡英田村と相接するは、是れ玉串川の沿岸なれは、地形の變動する所ありしならん。

三野郷は和名抄に其名なし、河内郡に英多郷（今英田村）ありて若江郡三野縣主神社は英多郷の南に存すれは（今英田村三野郷村にて）三野縣の本據なるや明なり。續日本後紀、（卷十五）「[illegible]美努宿禰、貫河内國若江郡」とあるも徴證とすへし。○東寺文書、正和三年、七條院領、河内國美濃勅旨田。

御野縣主神社（ミノノアガタヌシ）延喜式若江郡御野縣主神社二座とありて今三野郷村大字上之島（カミ）に在り、御野縣主の祖神を祭る。○延喜式、河内郡津原（ツハラ）神社、今三野郷村大字市場に在り、玉串明神と稱し、傍に津原池あり（名所圖會）

玉串川（タマクシガハ）

この川は寶永年中新大和川開鑿以前には、大和川の北支流にして、水量大なりき、今は一條の溝渠を遺し、舊河道開墾して新田と爲る。南高安村より楠根（クスネ）村まて凡三里にして、長瀬川に合す。○玉串の名は玉串明神より出たるならん、莊園考所引正安四年文書玉櫛莊あり。玉串明神は東岸に在り、社域廣大なり、（三野郷村大字市場）社の北に古へ玉串川の一小支北流して深野池に入りしが、今は全く絶ゆ。

新居郷（ニヒヰ）

和名抄、河内郡新居郷。○此郷今詳ならず。枚岡南村にあたるへき歟、四條畷の邊を曰ふに似たり。

四條畷（シデウナハテ）

枚岡村大字四條の野を云ふ、古墳[illegible]山に倚す。太平記を按ずるに、正平四年正月、北[illegible]より北河内に打て出つ、其六[illegible]、飯盛山の南及び四條畷に[illegible]、山外山[illegible]、師直[illegible]ら[illegible]を將て北後に居る、[illegible]山南と云は飯盛山なるへし、暗峠の口なり、外山は南東に中山に作る今[illegible]ならす、師泰（師直弟）は別に一軍を以て堺浦に屯す、楠正行は之を見て往生院（今池島村大字六萬寺）に[illegible]し、正月五日兵三千を以て四條畷より進み敵を撃ちて京街道を押し、飯盛山の麓に至り力戰之に死す。（往生院參看）○南北朝の時北軍は大軍二路に分れ、直に北河内より入る者、難波を經過し[illegible]天王寺に入る者の[illegible]あり、南軍[illegible]北兩途を東[illegible]河内[illegible]の間に大[illegible]あるを以て、南軍[illegible]に[illegible]、兩途に會戰したり。正平十四年の後、南山巡狩錄の記事最此狀を洞見するに足る。當時北軍は[illegible]な大手の本[illegible]、「十二月北方足利義詮[illegible]河内に發向、廿日[illegible]は大手に發向せんか爲め北[illegible]七萬餘騎なり、太平記抔に異本[illegible]大曆には、[illegible]の軍[illegible]以て[illegible]はかりとしるせり、廿三日[illegible]尼ケ崎にむかふ、[illegible]東寺[illegible]廿[illegible]日には搦手の大將畠山六夫入道々誓、八ケ國の勢二十萬騎辰刻に京を立ち八幡より河内路に打入り、廿五日四條[illegible]に於て何度も合戰あり、（園大曆）廿六日和田楠の手の者共一人も出されは大手搦手の勢同日に川をわたりたり、住吉天王寺へ入る、しかれとも大將義詮猶いまた川を越えず尼崎に陣し、赤松良世同則祐はこゝかしこに打ちりて斥候の備を全くす、仁木義長は三千餘騎にて西宮に相集り、われ一人天下の大功を立てんと思案をなし陣を堅めて居たりしが、翌年春に至り畠山仁木不和出來、義詮京都へ引還す」（太平記）

櫻井郷（サクラヰ）

和名抄、河内郡櫻井郷。訓佐久良井。○今池島（イケジマ）村是なり、安閑天皇櫻井屯倉を建てたまふ。

日本書紀云、帝以無嗣、詔大伴大連金村、金村曰、請爲皇后次妃、建立屯倉之地、使留後代、令顯前迹、以櫻井屯倉、與毎國田部給貺」とあり、姓氏錄に、櫻井田部連同祖、[illegible]美命之後也。國造本紀云、穴門國造、櫻井田部連とあるは混淆なるへし。櫻井寺は六萬（ロクマン）寺往生院の古名なるへし。日本書紀、崇峻天皇三年、學問尼善信等自百濟還住櫻井寺とあり、然れども、大和高市郡豐浦寺も櫻井の名あり、孰に當るへき歟、又續日本紀、「天平十六年、天皇行幸難波宮、安積親王縁腳病、從櫻井頓宮還」とあるは即此地なり。

（六萬寺）

梶無（カヂナシ）

延喜式、河内郡梶無神社、今六萬寺字櫻井に在り、船山明神と稱す、社北に梶無の字あり、（河内志）石淸水文書、延久四年官符に「河内郡、字[illegible]油園、兔田拾肆町伍段、參條土江里、肆條梶無里、陸條馬里、漆條梶刀里」など云ふは此地方なるへし。

往生院（ワウジヤウヰン）

池島（イケジマ）村大字六萬寺（モクマンジ）に在り。名所圖會云、往生院六萬寺は岩瀧山と號す、額は聖武天皇御宸筆の古額なり、天平中行基菩薩開創、封七十戸一百頃を賜はり勅願所たり、宇多天皇修補、食地三十餘町あり、

貞和五年楠正行之に拒り北軍を撃つ、高師直寺を燒き田を沒收す、天和年中淨土宗僧欣譽再興す、楠氏の石塔あり、東に山を踰れば鳴川千光寺に至るべし。○太平記云、高兄弟は淀八幡に越年し、楠は諸國の勢を調へ河內へは向はんと議しけるが、楠已に最期にせんために吉野へ參りて暇申し、今日河內の往生院に着きぬと聞えければ、師泰先づ正平四年正月二日淀を立ちて、二萬餘騎和泉の境の浦に陣を取る、師直も翌日三日の朝八幡を立ちて六萬餘騎四條に着く、此傳聽て相近くへけれども、楠定めて難所を前に當てゝぞ相待つらん、寄せては惡しかるへし、寄せられては便あるべしとて、三軍五所に分れ、鳥雲の陣をなして、陰に設け陽に備ふ。

高安郡

(高安)

明治二十九年廢止して中河內郡へ入る、高安山の麓にして小郡なりき。和名抄、訓多加夜須、四郷に分てり。後世或は恩智郡と呼ひたる事あり。三代實錄、元慶三年、常澄宿禰宗雄同秋原等六人、賜姓高安宿禰、宗雄等自言、先祖後漢孝靈皇帝之後也、裔孫高安公陽倍、天萬豐日(孝德)天皇御世、立高安郡、陽倍二字、與八戶兩字相涉、仍後賜八戶史姓、末孫貞川等、承和三年、改賜常澄宿禰、望請復本姓高安。(八戶南河內郡八上八下郷參考すべし)○高安は往時蕃別繁殖の地なり、姓氏錄云、右京諸蕃、高安下村主、出自高麗國人大鈴也。(攝津諸蕃、高安漢人、出自狛國人小須々也)河內諸蕃高安造、八戶同祖、八戶、出自後漢光武孫章帝之後盡達王之後也。(續紀、天平神護二年、河內國人毗登戶東人等九十四人、賜姓高安造)河內未定雜姓、高安忌寸、阿智王之後也。

高安里は伊勢物語に見ゆ、或は曰ふ物語の女子は高安村神立の人なりと、神立は大和國へ通する十三峠の口なれば往來の便自ら多し。○南山巡狩錄云、延元三年三月より北畠陸奥國司源顯家の軍は、八幡住吉の邊に數度の合戰あり、五月天王寺に陣し玉ふ、廿一日高師直と合戰に及ばれ討死せらる、この日高木遠盛は高安にあり、敵陣を燒拂むとせしかば、天王寺より助け來りし程に、遠盛まつその勢を追ひはらひ、やがて在家を燒たりける。(高木遠盛申狀)

君かあたり見つゝをおくらん生駒山雲なかくしそ雨は降るとも(伊勢物語)夜もすから生駒おろしに月さえてころも打也高安の里(新撰六帖)

玉祖郷

和名抄、高安郡玉祖郷、訓多麻乃於也。○今北高安村是なり、玉祖神社あり。貝原諸州巡覽云、神立村に玉祖大明神あり、大道に鳥居あり、社まで列樹の松あり、是在原業平をまつると云、卽高安の神なり、伊勢物語に見ゆる業平が高安の女に通ひしは此里なり。

玉祖神社

北高安村神立の東十三峠の登口に在り、(名所圖會云、供僧を園光寺竹之坊と云ふ)玉造氏の祖神を祭る。姓氏錄云、河內國神別、玉祖宿禰、天高御魂乃命十三世孫建荒木命之後也。又云、玉祖玉作、高御魂命孫大赤玉命之後也、天津彥火瓊々杵尊、降幸於葦原中國時、與五氏神部、陪從皇孫降來、是時造玉璧、以爲神幣、故號玉祖連、亦號玉作連。○神立は神序の謂なり、元和元年大坂夏の役に將軍秀忠此地に宿す、陣地跡を花岡と稱す。

(神立)

十三峠

神立より大和國(生駒郡)國界まで廿三町、道傍に冢十三あり、因て名とす。大坂天王寺より龍田法隆寺に赴く路なり、伊勢物語に見ゆる河內通ひの遺跡とぞ。(名所圖會)

鴨森は神祇志料云大竹村(今北高安村神立の西北なり)鴨森に鴨神社あり、延喜式に高安郡御祖神社鴨神社并ひ載せ、三代實錄に御祖神御子宮神共に授位あるを考ふるに、御子宮神卽鴨森にて、御祖神は鴨御祖神社なり。○都夫久美神社は延喜式に列す、今大竹(北高安村)の中森是なり、久美大神と稱す、姓氏錄、河內國神別、都夫久美直、物部關刀同祖、千尾志直治命の後也。

千塚

千塚は北高安村の南部の大字なれど、古代墳墓の散在は此地に限極せず、北部大竹に[illegible]の樹木蓊鬱したる者あり、すべて大竹神立より中高安村大窪に至るまて十町餘の間最多し、中高安村郡川の邊(相距八町)亦墳墓を見るべし。

人類學會雜誌云、高安郡神立大久保の二村多くの塚穴あり、坪井氏曰ふ此所には塚の崩れ方のさまゞゝある中にはヨウロッパに在る純粹のドルメンと同じき形に變じたるものもありて甚だ面白し、予は曾て駿河國駿東郡土狩村にも類似の者を見たりしが、此所程に保存が揃ひ居るものにはあらざりき、高安郡の塚穴調べ殊に崩れ方の度に異同有る事の調べは極めて興味あることなり、千塚の名を導き來りしも亦偶然ならざるが如し、形狀亦種々にして完形をなすあり、半ば其形を存ずるあり、又纔に其痕跡を留むるあり、彼の石塊の草間に散亂せるも皆研究すべし、中には其形狀の最も奇にして、石机と稱すべき者あり、されば彼の外人の唱ふる石机なるものも始めは塚穴にして、後砂土崩れ又變じて机卓に類するより、斯くはドルメンの名稱を附與せしものなること亦疑ふべからざるなり。

坂本郷

和名抄、高安郡坂本郷。○今中高安村なるへし、高安城の麓なれは、坂本の名ありしならん。日本書紀、天武元年、坂本臣財長尾直眞[illegible]、率軍士三百、距於龍田、次千平石野、時聞近江軍在高安城、而登之云々。此坂本臣財は本郷の人なる歟。御祖神社は中高安村大字大窪に在り。三代實錄、貞觀二年授位、延喜式に列す、蓋鴨御祖神なり。(名所圖會神祇志料)

山畑 中高安村の大字なり、大窪の南に接す、延喜式、佐麻多度神社あり。〔河内志〕○相傳、在昔山畑に長者あり、信德丸と曰ふ、母は死し繼母家刀自たり、弟は繼母の所出なり、繼母二男を立てゝ惣領と爲し信德丸を逐ふ、信德は幼にして天王寺舞樂童たりしを以て天王寺に潛み乞丐と爲る、同國に富家蔭山の長と云あり、其一女信德丸を慕ひ天王寺に詣り祈願し、遂に親の許を得て夫婦と爲り、其家大に興る、彼山畠の母子は惣領を奪ひたる業報により衰滅したりとなん。〔名所圖會〕是譚話は近世淨瑠璃に編立て天王寺合邦辻と題す、河内志云、舊家、在山畑村、俗云眞德長者跡、事見與呂法師曲詞、或曰女婿從五位下百濟王眞德、延暦中人。

郡川 郡川は今中高安村の大字にして、東に法藏寺あり、寺の上方を高安山と稱す、此地古高安の郡家の址ならん。○人類學會雜誌云、近年大學教師モールスは日本塚穴論の一篇を著し、高安郡服部川郡川諸村に散在せる塚穴に就き其所見を述べたり、此邊一帶の地巨石の錯亂して草叢の間に横はるもの、皆これ塚穴内部を搆造せる石塊の崩壞せしものとす。○郡川の北に接するを大字服部川と云ふ、北高安村と同く、古墳の崩壞せる者多し。

高安山 高安山は古事記高津宮の段に見ゆ、後世には專ら信貴山と稱す。十三峠以南中高安村の上方に標高四八〇米突に及ぶ、之を鉢伏山と稱す。鉢伏の南十二町を雁多尾畑山と曰ひ、堅上村に屬す。○高安山は南北一里に過ぎずと雖、竹木滿山溪水多し、灌漑に利あり、卽恩智溝の本源なり。〔元亨釋書云、生馬仙者、入河内高安縣東山、住深谷中、寛平九年沙門明達、到其庵、便以瓜與達云々〕

高安城址 高安の鉢伏山に在り、五老峰とも稱す。天智天皇初て此に築き烽火を置き、難波津大和京の警備と爲す、和銅五年、高安烽を高見（生駒山）に移し本城廢したり。永祿年中松永久秀信貴山に築きたる時、壘塞を鉢伏に置きたり。〔大和に重出す〕日本書紀、天智天皇六年、築倭國高安城、八年、天皇登高安嶺、議欲修城、仍恤民疲、止而不作、天武天皇元年、坂本臣財率軍士三百、距於龍田、次于平石野、時聞近江軍、在高安城而登之、乃近江軍知財來、悉焚秋稅倉、皆散亡、仍宿城中、會明臨見、西方自大津丹比兩道、軍衆多至、財自高安城降、以渡衛我河、戰于河西。持統天皇三年、行幸高安城。○續日本紀、文武天皇二年、修理高安城。大寶元年、廢高安城、其村具賜大和河内民。和銅五年、罷高安烽、始置高見、以通平城宮烽。

掃守郷 和名抄、高安郡掃守郷。○今南高安村の中大字黑谷敎興寺垣内などにあたる、掃部神社黑谷に存す。○姓氏錄云、掃守田首、武内宿禰男紀角宿禰之後也。日本書紀、孝德天皇五年、遣大山上掃部角麻呂於新羅。

掃部神社は三代實錄貞觀十六年河内國掃部神授位、蓋掃守氏の祖神なり。掃部の故典は古語拾遺に詳なり、曰天祖彥火尊、娉海神之女豐玉姬、生彥瀲尊誕育之日、海濱立室、于時掃守連遠祖天忍人命、供奉陪侍、作箒掃蟹、仍掌鋪設、遂以爲職、號曰蟹守、今俗謂之掃守者、彼詞之轉也。（天忍火蓋誤忍人）

敎興寺 南高安村に在り、民戶大邑を成し、大字をも敎興寺と稱す、卽古の高安寺なり。

立田やまあらしの音も高安のさとはあれにし寺と答よ、〔玉葉集〕　阿一上人

今眞言宗を奉す、僧行基開基、崇峻天皇元年創建す。〔地誌提要〕

高座神社 南高安村大字垣内の東に在り、岩屋辨天と稱す、供僧寺其傍に在り、卽春日戶神社なり。延喜式、高安郡天照大神高座神社二座、並大社、元號春日戶神、○名所圖會云、高座神社は敎興寺の東なる岩窟に在り、辨財天と稱し寺僧之を祭る。○按するに高座は岩窟の一稱なり、二座は天照大神春日戶神にて、伊勢遷坐の途次の頓宮ならん、春日戶は姓氏錄春日井連ならん、高安宿禰の一族なり、春日井連、河内造同祖、後漢光武帝七世孫愼近王之後也　神祇志料云、延喜式、春日戶社坐御子神社は今山畑（中高安）寶積寺境内に在り、高倉祭と云事ありと、御子神は春日戶氏の祖神にて、天照大神には所因なかるべし、新抄格勅符、大同元年河内國戶を春日部神に充奉り、三代實錄、貞觀元年春日戶神授位、みな天照大神に關せざる也。

恩智 今南高安村に屬す、恩智神社あり、食の事を知れる大神にして古は神宮寺あり、今大字神宮寺は其遺蹟なり。南北朝の頃恩智氏あり、楠木和田と協力王事に勤めたり、右近將監滿一の名俗書に見ゆれど、實詳ならず。○姓氏錄、河内國神別恩智神主あり、高魂命兒伊久魂命之後也と見ゆ、或云、凡河内は恩智河内なるべし、然れども恩智は古音オホチなるへく、オホシには非じ、猶所考あるべし　和名抄澁川郡志紀郡共に邑智郷あり。

恩智神社 南高安村大字恩智の東に在り、神境高古なり。文德實錄三代實錄に恩智大御食津比古命、恩智大御食津比咩命二座と爲す、蓋古事記、那岐那美二神所生の大宜都の神、又日本書紀保食神と同體なり。神祕抄に豐受大神同體と爲す、延喜式名神大社に列す。○神祇志料云、恩智神社蓋御食の事を知り給ひて大なる功坐す神也、（參取延喜式大倭本紀延暦儀式帳等大意）之を河内二宮と云ふ。〔神名帳頭書〕天平神護二年、河内丹後播磨美作三十七戶を神封に充奉る。〔新抄格勅符〕

恩智川 恩智山高安山の溪澗を本源とし、北に流れ寢屋川に會す、灌漑の溝洫なり、水尙乏きを以て堅下村より大和川の水を堰入れ之に通せしむ、長凡三里。

三宅郷（ミヤケ）

和名抄、高安郡三宅郷。（姓氏錄云、河内國諸蕃、三宅史、山田宿禰同祖、（忠意之後）忠意之後也）此郷今詳ならず、或は南高安村邊にあたるごとし、續日本紀宮池驛あり亦是歟。

神宮寺（ジングウジ）

此寺廢寺、□神の神宮にして、古は三宅寺と稱したるならん。續日本紀、孝謙天皇天平勝寳八歳、行幸難波、至河内國、御智識寺南行宮、遂幸知識山下大里三宅家原鳥坂等七寺、禮佛。（延喜式大縣郡常世岐姫神社は高宮寺の西なる八王子社現是なり、三代實錄貞觀九年始て官社に預る、蓋常世連の祖神なり、姓氏錄に常世連は燕國公孫淵の後と見せり）

宮池驛は續紀、天平十七年、行幸難波宮、不豫、車駕還平城、夕宿宮池驛、とあり、三宅に關係あるべし

（宮池）

大縣郡（オホカタ）

明治二十九年廢して中河内郡へ入る、境域最小にして今堅上堅下の二村に過ぎず。然れども和名抄既に六郷に分ち、一時堅上堅下二郡を建てられたり、其地狹少と雖人口夙に稠密なりしを知るべし。○大縣の稱は古へ片鹽と稱したり、即古の凡河内國造の本居なり、古事記「天津日子根命者、凡河内國造之祖也」とありて、姓氏錄「大縣主、大津□□命之後也」に作る是也。片鹽は安寧天皇の宮を營みたまへる地なり、國郡制置の時堅上堅下の二郡に分れ、尋いで之を併す、續日本紀云、養老四年、河内國堅下堅上二郡、更號大縣郡 し片鹽は萬葉片足羽に作る、片足羽川あり、即大和川の別名也、片鹽の地にして此稱あり、河内志は石川の舊名とせざる所以を知らず。萬葉集に「見河内大橋、獨去娘子歌」あり、

級照る、片足羽河の、さ丹塗の、大橋の上ゆ、紅の、赤裳すそ引き、山藍もて、摺れる衣きて、たゞ獨り、い渡らす兒は、若草の、夫かあるらむ、橿の實の、ひとりかぬらむ、問はまくの、ほしき我妹の、家も知らなく。

（片足羽川）

此大橋は堅下村大字安堂より西へ、古市郡船橋村（今南河内郡道明寺村に屬す）に架したる者ならん。

巨麻郷（コマ）

和名抄、大縣郡巨麻郷 ○今堅上村大字本堂及雁多尾畑なるべし、延喜式、大狛神社その本堂の産土神なれば也（河内志）高安山の東南にして、雁多尾畑の北なる山村なり。

家原（イヘハラ）

家原、名今亡ふ、雁多尾畑を曰へるにあらずや。續日本紀「天平勝寳八歳、孝謙天皇、家原寺禮佛」の事見ゆ、又觀心寺古文書に、伽利帝母の封田家原里に在る事、史傳寄進に載せたり、雁多尾畑は伽利帝母畑の訛にあらずや、興國四年二月、大夫將源朝臣附狀曰、觀心寺伽利帝母御寶前、常燈料所、光延名田地事、合參段、在河内國大方郡家原里。

（雁多尾畑）

金山神社（カナヤマ）

延喜式、金山孫神社今青谷に在り、八大金剛童子と號す、延喜式、金山孫女神社今雁多尾畑に在り、山王權現と號す（河内志）此二神は神代卷に見ゆる伊邪那美命の所生なるべし。

光德寺（クワウトクジ）

堅上村大字雁多尾畑の中央に在り。雁林堂と稱す相傳ふ、聖武法皇の御領所にして、僧法明（延暦寺）開基、安貞二年僧乘信□□寺と號し、□□上人に歸依して信乘と改名し、松谷念佛房と號したり、親鸞七條の御文を當寺に遺し、今に其の名存す（名所圖會）二十四輩（會）日本暦經に載する雁林堂跡の故識曰、

南光先覺寺傳　夫松谷者風水地□而登東廬頂跡昔日山凡朝陽照林窓西海入海夕日北信貫殿南□法音金剛葛城山東西時美景真□林堂傍有一井泉名曰清水□井一口讀延壽福德□昧不捨其樂僧法威□以可號行□時寛喜己丑別當僧門□□□工藤原家綱

（雁林堂）

賀美郷（カミ）

和名抄、大縣郡賀美郷。○今堅上村大字青谷などにあたる歟、青谷は雁多尾畑の南にして、大和川に□□□□、山中なり、寺□□古の堅上□の遺名にして、今の堅上村□□□□なり、□□□□□□續日本紀、神護景雲三年、河内國大縣郡人、從五位下上村主五百公、賜姓上連。

（堅上郡）

鳥取郷（トトリ）

和名抄、大縣郡鳥取郷 ○今堅下村大字高井田なり、鳥取氏の祖天湯川田命の□此に存す、姓氏錄云、河内神別、鳥取、角凝□命三世孫天湯河桁命之後也、又云、垂仁天皇々子、譽津別命、年向三十、不言語、于時見飛鵠問曰、此物何也、天皇悦之、遣天湯河桁尋求、詣出雲國宇夜江、捕貢之、即賜姓鳥取連。

天湯河田神社は延喜式に列す、高井田の西に在り、延喜式、宿奈河田神社は高井田の東に在り（河内志）宿奈は本社の前名なるへし。○日本書紀云「鳥取造祖天湯河板擧、詣出雲而捕獲之」と、古事記は日高の越國に追ふと稱し、異説あるに似たり。

（高井田）

竹原井（タカハラヰ）

堅下村高井田は竹原井田の謂とす、此里は龜瀬越の西口にして景勝の地なり、平城宮の朝に離宮を此に置かる。大和川の水高井田以西に及べば山に觸れ石に激し結束凡一里此に至り稍廣し。○名所圖會云高井田村竹原山に石井あり、井傍に住吉岩あり、住吉明神の影向と云ふ、

上宮聖徳太子出遊竹原井之時、見龍田山死人、悲傷作歌

家ならは妹か手まかむ草まくらたひに臥せる此人あはれ（萬葉集）

たかはらの石井の水やあまるらん立田の山のさみたれの頃（夫木集）　光俊

竹原井離宮址）續日本紀、養老元年、行幸難波、還至竹原井頓宮、造行宮司賜祿。天平六年、車駕自難波、宿竹原井頓宮、免安宿大縣志紀三郡今年田租、以供竹原井頓宮也。天平勝寳八歳、行幸難波、至河内國、御智識寺南行宮。寶龜二年、車駕自難波還、到竹原井行宮。

鳥坂郷（トリサカ）

和名抄、大縣郡鳥坂郷。○今堅下村大字安堂、太平寺にあたるか、高井田の北に在り、鳥坂郷の坂下なり、續紀、天平勝寳八歳の條に孝謙天皇智識寺南の行宮(竹原井)に御し、鳥坂寺の佛を禮したまふ、今安堂に大日寺あり、鳥坂寺の址なるへし。河内志に鳥坂寺址は高井田に在りと曰ふ、志紀郡國分寺を稱すへし。○普光寺、在高井田村、延暦三年、寺[illegible]之、因我大法師、并施稲一千束、一名井上寺、又名鳥坂寺。(河内志)

智識寺址（チシキジ）

（太平寺）

智識寺は聖武天皇盧舍那佛發願の[illegible]を結ひたまふ所にして、拾芥抄に據れは太平寺即是なり、今太平寺は其大字を存る。或書云、[illegible]年中此地に金銅佛を[illegible]る事あり、之を太平寺に置く。[illegible]智識寺は中古[illegible]し、[illegible]ならす。續日本紀云、天平勝寳元年、[illegible]天皇[illegible]、行幸東大寺、白八幡大神詞曰、去辰年(天平十二庚辰)河内國大縣郡の智識寺に坐す盧舍那佛を禮み奉りて、則朕も造り奉らむと思へとも得不造し間云々。又天平勝寳八歳、行幸難波、至河内國、御智識寺南の行宮、遂幸智識山下、大里三宅家原鳥坂等七寺禮佛。天平神護元年、幸河内國、捨智識寺[illegible]封五十戸。○扶桑略記云、應和三年六月、河内國智識寺[illegible]、盧舍那大佛[illegible]、長六丈、觀音立像也。(拾芥抄は猶觀音佛と云ふごとし)

石上神社は三代實錄貞觀九年官社に預り、延喜式に列す。今太平寺に在り[illegible]。(名所圖會)

片鹽浮穴宮址（カタシホウキアナノミヤ）

（浮穴宮址）

安寧天皇の皇居なり、大和志葛下郡に宮址を擬てたるは誤れり、片鹽は大縣郡の地名にして、姓氏錄、河内國神別、浮穴連あれは此地に求むべし。(大和志、葛下郡にも浮穴あり参考すべし) 日本書紀安寧帝[illegible]此云[illegible]之渡とあれは、石上神と相因む者に似たり、延喜式、大縣郡石上社、今堅下村大字太平寺に在り。○古事記云、師木津日子玉手見命、坐片鹽浮穴宮治天下也。日本書紀云、磯城津彦玉手看尊、遷都于片鹽、是謂浮穴宮。姓氏錄、河内神別浮穴直、移受比命五世孫、弟意孫連之後也。

津積郷（ツツミ）

和名抄、大縣郡津積郷。○津積は延喜式に河内國津積驛馬七疋とありて、驛家なり。今堅下村大字大縣に擬すへき如し、又續紀に見ゆる智識寺の次なる山下寺は此に求むべし。

高尾（タカヲ）

名所圖會云、大縣の東に高尾山あり、老松巨巖の奇あり、延喜式鐸比古神社嶺上に鎮座す。○按するに「姓氏錄、河内諸蕃、高尾忌寸、[illegible]同祖[illegible]王之後也」と見ゆ。[illegible]、又延喜式、大縣郡[illegible]比賣[illegible]ありて、鐸の神名詳ならす、姓氏錄[illegible]移受比古命の[illegible]ならん、即此に祀る所の神と爲す可し。

大里郷（オホサト）

和名抄、大縣郡大里郷。○今堅下村大字法善寺平野の地なるへし。續紀孝謙天皇天平勝寳八歳七寺巡禮の次第に智識山下大里三宅とあり、三宅は高安なれは大里は直に之に接す、法善寺の大字は即大里寺の遺に非すや。○姓氏錄、河内國諸蕃、大里史、太[illegible]之後也。

（法善寺）

平野（ヒラノ）

堅下村大字法善寺の北に在り、延喜式、[illegible]命若倭部神社三座[illegible]此に在り。三代實錄、貞觀元年授位と見ゆ、(名所圖會)何氏の祖神にや詳ならす。○河内志に清寧天皇埴生坂門原陵を平野の古墳に擬したり、此は帝陵にあらずと雖、貴人の墓たるべき歟。

若江郡（ワカエ）

明治二十九年廢して中河内郡へ入る、其郡域大略玉串川長瀬川及深野池に圍まれ、三角形を成す、本來若江澁川一境を成し、凡川内國に屬し、又三野縣あり。(高安の三野參照すべし) 國郡制置の時、若江澁川二郡に分れたりと雖、延喜式澁川神社御野神社を若江郡に列せしめ、和名抄巨麻郷を若江郡に隷せしむる等混亂あり。○和名抄、若江郡、訓和加江、七郷に分つ、其巨麻郷は今久寶寺村に當れは、地形若江郡に屬すべからず。續日本紀、養老四年、河内國若江郡人、河内午人刀子作廣麻呂、改賜下村主姓、免雜戸號」とありて別に巨麻の下郷の名あるに似たれど、和名抄に之を缺けり。

長瀬川（ナガセガハ）

一名曙川(又明川)と曰ふ。舊大和川西北流の[illegible]瀆にして、寶永中新河道成るの後乾涸して大抵新田と爲るも、一條の溝渠を存し、尚長瀬と稱す、[illegible]川村より楠根村に至る。凡三里。

續日本紀、天平寶字六年、長瀬堤決、發單功二萬二千二百餘人、[illegible]修造之、[illegible]元年、[illegible]川堤、[illegible]役夫三萬餘人。○三代實錄、貞觀十二年、[illegible]河内國[illegible]。[illegible]大和國諸水[illegible]、有水害之患。[illegible]於大和國也 十七年。以右中辨[illegible]朝臣三夏、築河内國[illegible]北長官。

刑部郷（オサカベ）

和名抄、若江郡刑部郷。○今曙川村にあたる、大字刑部あり。此郷古は物部氏の本居弓削と一郷なり、弓削宮址本郷に在り。○姓氏錄、河内諸蕃、刑部、出自呉國人李牟意彌也。(書紀云、字牟[illegible]治部十一世孫、物部石持連公、刑部[illegible])

都塚（ミヤコツカ）

曙川村大字[illegible]に[illegible]、玉串川の堤上也。延喜式[illegible]美島神社あり、所在詳ならず。([illegible]布忍村又[illegible]美[illegible]社あり)

由義宮址（ユゲノミヤ）

稱德天皇僧道鏡(弓削氏)を寵任ありし比、一時弓削行宮に御し、遂に定めて西京と爲し、河内職を置かる、由義宮是なり。河内志は宮址八尾木(今曙川村大字八尾木)に在りと爲す、八尾木の眞守社の西北八町許に別宮八幡社あり、(今八尾村大字別宮)名所

圖會之を以て宮址に擬せり。○續日本紀云、稱德天皇天平神護元年九月、遣使造行宮、於大和河內和泉等國、十月丙戌、車駕自和泉國日根郡新作行宮、到河內國丹比郡、丁亥到弓削行宮、授道鏡太政大臣禪師號、令文武百官皆拜之、又云、神護景雲三年十月、行幸由義宮、詔曰河內國爲西京、構建市廛於龍華寺、令河內職、免除安宿志紀田租之半。寶龜元年正月、入大縣若江高安等百姓宅於由義宮酬給其價。三月行幸由義宮、臨博多川、以宴遊焉、葛井船津文武生藏六氏男女二百三十人、供奉歌垣、

ふちもせもきよくさやけし波可多我波ちとせをまちてすめるかはかも、(伯太川は此に長瀨川を云ふべし、伯太社は本川上流玉手村に在り)

をとめらにをとこたちそひふみならす西の京はよろつよのみや。

按するに稱德天皇是歲八月崩御、道鏡亦黜けらる、由義宮の西京も六年にして廢す。

弓削寺址○弓削寺は盖物部弓削氏の氏寺にして、道鏡盛滿の日造營施入の事續日本紀幷元亨釋書に見ゆ、道鏡は僧綱補任に「河內人、弓削氏、天智天皇孫志基親王第六子也」とあり、王孫を以て弓削氏の養子と爲りたる歟、疑はし。天平神護元年稱德重祚の詔旨中に「此禪師の晝夜朝廷を護仕奉を見るに先祖の大臣として仕奉し位名を繼むと念ひて在人なりと云て退賜と奏しかとも此禪師の行を見るに至て淨く佛の御法を繼隆むと念行まし」とあるに據れは、彼の弓削の祖拜佛の魁物部守屋大連の裔孫たること明白なり。弓削寺址は曙川村大字東弓削と八尾木の間に在り(名所圖會)

弓削神社○延喜式、若江郡本社二座と在れと、其一座は今南河內郡志紀村大字弓削に在り、一座は本郡曙川村大字東弓削に在り、長瀨川を隔て相望む、其間は即ち弓削河原なり。

原眞垣もち弓削のかはらの埋れ木のあらはるましき事ならなくに(萬葉集)

弓削社は和州石上神宮の苗裔神なるへし、即物部氏の氏神にして石上と同く布都神と稱す。三代實錄、貞觀二年河內國從三位彌加布都命比古佐自布都神とある是歟。

弓削鄉

和名抄、若江郡弓削鄉、訓由介。○弓削は若江志紀に涉る地名なれと、此なる弓削鄉は今八尾村なり、日本紀垂仁卷、十箇品部の一に弓削部あり、造弓職の謂也。日本書紀幷に舊事紀に物部弓削大連守屋とあり、物部氏の邑なりき、然れとも又異流あり。姓氏錄云、河內國神別、弓削宿禰、天高御魂乃命孫天毗和知可氣流夜命後也。

八尾

八尾は中河內郡の大邑にして、今郡役所を置き、鐵道線路は大和國より南河內郡柏原に至り、八尾を經由し、大坂に向ふ、戶數一千。○八尾は箭負の訛ならん、延喜式矢作神社(今八尾村字矢作樋に在り)(河內志)姓氏錄云、河內國神別、矢作連、布都努志乃命之後也。盖古言箭矢造箭相通用し、令義解「職員令、造兵司雜工、謂弓削矢作等」とあり。又姓氏錄、矢作連祖布都神とあるは弓削神社に同しかるべし。○天文二十二年吉野詣記云、八尾金剛蓮花寺に行きつく、八尾と云所は鶯の名所なり、よの常のは尾十二枚かさなれり、此所のは尾を八枚かさね、すくれたるよし申しけり、

契りおきてこゝにそきかんうくひすの八尾のつばさ八千とせの聲。　三條西公條

八尾城址

八尾村大字木戶あり、此なるへし。八尾の邑心にして寺內の東なり、木戶の南に莊之內の大字あり即城內歟。○南山巡狩錄云、延元二年七月、小山三郎左衛門忠能高木八郎兵衛遠盛等八尾城に押よせ合戰をとけ、常陸房慶盛疵を蒙る、八月十六日、宮方高木八郎兵衛遠盛八尾城を責んかため打むかふ所に、城兵五條河原まで打出こゝにて合戰あり(高木遠盛申狀)十七日高木遠盛は昨日の軍に敵を追かけしはらく陣とり居ける所に、天王寺の敵再びこゝによせ來り遠盛またかの勢と合戰す、十八日高木遠盛は丹下城に押よせ、近邊を追捕ふ、十月五日、遠盛八尾城に押寄て城郭を追捕ふ(同上)正平二年、細川顯氏河內國府が城郭へ押寄せける時、正行は火を擧けて箭尾に出向ふ狀を見て顯氏の大軍を藤田林に敗る、同十五年、大和の官軍八尾を守りしが、和泉落城しければ同く降る。(太平記)

長柄神社は延喜式に列す一本長栖に作る、長瀨川の神なるへし、八尾村大字莊之內に在り、子守宮と稱す(河內志神祇志料)盖水分神の謂なり。○別宮八幡社は八尾村の南に在り、相傳ふ稱德天皇由義宮の址なりと(名所圖會)

大信寺

八尾村の西、大字寺內に在り。慶長十二年僧光壽開基、眞宗大谷派の名藍也、光壽は教如と號し即東本願寺の祖とす、

常光寺

八尾村大字西郷に在り、禪宗を奉す、本尊地藏菩薩は小野篁作と稱す、寬治二年白河法皇熊野行幸の時駕を廻らされ舍利を寄進したまふ、至德二年五郎大夫盛澄と云者伽藍再建、康應二年足利義滿詣拜し祈願所と爲す、元和元年大坂役此地戰場と爲る、寺中に藤堂氏軍士七十人の墓あり。○日本戰史(大坂役)云、長曾我部盛親は五月六日早天增田盛次と共に城を出て敵に會ふ、長曾我部の兵五千、增田は兵三百を率ゐたり、路久寶寺を經て八尾に進む、先頭隊は別に萱振村に出つ、敵兵既に攻擊し來るを以て直ちに東向して開戰す、長曾我部の隊は銃卒後方に在れども應擊する能はず、稍々躁擾の色あり、萱振の西に退却す、藤堂家信等進擊、八尾地藏堂の前に至る、高虎も亦馬を玉串川の東堤に立て戰を督す、時に佐渡未た八尾に入らず、麾下三百騎を左右に配備し、皆馬を下り長瀨川の堤上に折敷かしめ、命して曰く令を待たずし

て起つ者は斬らむと、今敵兵の突入し來り其距離十餘間なるに及び、令して槍を竝べて下擊せしむ、藤堂の兵爲めに散亂し、藤堂高刑遂に之に死す、長曾我部の兵既に（補）藤堂の左先頭を破り、勢に乘じ敵を沼澤中に追擊し、騎士六十餘人兵卒二百餘人を殺し、猶進みて其援隊を破り大に之に勝つ、盛親長瀨川堤上に駐止し戰を罷む。（長瀨川は八尾久寶寺間を流る）

栗栖神社は三代實錄、貞觀四年授位預官社、延喜式に列す、今常光寺の傍に在り、牛頭天王と稱す。（名所圖會）

穴太（アナホ）

八尾村大字穴太は大信寺の北四町に在り。姓氏錄、河內國未定雜姓、孔王部首、穴穗天皇（安康）之後也。

萱振（カヤフリ）

今八尾村に屬す、八尾の北十町に在り。南方紀傳云、足利將軍義政の世に方り、畠山左衛門督政長同右衛門佐義就と故管領左衛門督持國入道德本が家督をあらそふ事あり、康正二年の夏河內國萱振といふ所にて終に合戰に及ぶ、彼等もと一族の中なりしかば、其旗同じくして敵味方わかちがたかりとて、政長やがておのが旗に乳つけて竿にさしけり、其世の人皆これに倣て旗の制一變しき、後世にいはゆる乃保利これなり。

加津良神社は三代實錄延喜式に列す、今萱振に在りて牛頭天王と稱し、萱振の神事あり、萱を以て松明を作り神をいさむるを謂ふ。（名所圖會）

小坂合（コサカアヒ）

今八尾村に屬す、玉串川の西堤の邊なり、坂合神社あり、此社は三代實錄元慶七年授位ありて、延喜式には二座と爲す。

錦部郷（ニシゴリ）

和名抄、若江郡錦部郷。○今西郡（ニシゴリ）村及若江村なり。姓氏錄云、河內國諸蕃百濟、錦部連、三善宿禰同祖、速古大王之後也。

（西郡）西郡は八尾村萱振の北に在り、若江村は尙北に在り、玉串川を去る東へ八町です。西郡若江二村間の堤傍に木村長門守重成及山口伊豆守重信の墓あり、山口は元和元年夏役木村に戮され、木村も同日戰死し、武名を殘す。○日本戰史（大坂役）云、五月五日、木村重成は急に東軍の主力星田より南走千塚を經て道明寺に來るへしとの巷說あれは、地形を視察し且偵者の言を聞き、直ちに兩將軍の麾下を側擊せんと欲す、松原、吉田、若江、河野、西郡、萱振、八尾の諸村を巡視するも、意に適する處なく、たゞ若江の東磧地稍〻平衍にして玉串川之に屈曲し、其大小の堤上（當時の堤高さ者二間許なりしと云ふ）楊柳繁茂、以て陣地と爲すへきを認定し、其夜兵數四千七百人平塚某を先頭とし大和橋（玉造口平野川の架橋）を發す、街口を出る二三町にして六日天明け、銃聲遙に道明寺方位に起り、煙塵天に颺り、東方山麓の東軍は旌旗陸續として南に進む、重成年少氣短く急に若江に出てむとすれは、人影動搖敵あるか如し、既に八尾に達す、前に沼池あり敵來る能はす、我も亦進む能はす、重成輕進を悔い更に全隊に命し轉回し北すること二十町許、此時東軍（藤堂隊）已に其右方に在り、然れとも之を長曾我部隊に讓りて顧みす、東軍藤堂以謂く敵我兵を顧みず直に若江に向ふ、是れ我星田に本營あるを知り襲擊を圖るならむ、請ふ之を側擊せむと、八尾若江一帶に開戰す、木村の隊若江に達すれは東軍の俄に方向を轉し來るを見る、乃ち其兵を三分し、右翼は西郡村の小堤に沿ひ、南方藤堂隊に備へしめ、左翼を岩田村に出し、奈良街道に備へしめ、本隊は若江の南端に駐止し山口弘定を其前方十三（ジフサン）街道に進めて井伊隊に向はしむ、既にして藤堂隊の右先頭藤堂良勝は藤堂良重と共に玉串川を渡り萱振村に向ふ、途中良重猛進し萱振の東南に至り、敵兵（卽ち木村重成の右翼）の西郡村方位より來るを望み槍を揮ひ突出し遂に重傷を負ふ、良勝部兵を率ゐ其後を承け遂に之に死す。井伊直孝は是日敵兵若江八尾に出づるに驚き、急に軍令を發し恩智川を渡り田間の細路を經更に玉串川を渡り其左岸の堤に上る、時已に正午に近し、重成堤上に銃卒三百六十人を配備し井伊隊を襲擊せんとす、重成の臣下曰く我兵既に功あり宜く城に歸るへしと、重成曰く予未た兩將軍を獲（補）ず區々の捷何ぞ言ふに足らんと、聽かず。井伊の隊玉串川左岸に上る、重成の後隊先つ潰ゆ、（其理由未た詳ならす）重成怒て前進し、庵原朝昌と鬪ひ、遂に西郡の堤上に死す。

若江（ワカエ）

若江村は西郡村の北に接す、姓氏錄に「若江造、出自後漢章帝苗裔奈率張安刀也」とありて、若江郡の舊邑なり。若江城は此に在りしと雖、其跡泯滅す。元和元年夏役若江堤の激戰は西郡の條に詳なり。

若江城址（ワカエノシロ）

若江は足利將軍の世に國主畠山義深家臣游佐某を河內守護代と爲し、ここに築き居らしむ、寬正元年畠山氏の二子政長義就相鬪き義就若江城に入り游佐國助に倚りけるより遂に大亂と爲る、（寬正長錄記名所圖會）天文の末に及ひ細川家執事三好長慶の子筑前守義長幕府の執權と爲り若江を居城とす、將軍義輝の妹を娶り威勢自張る、永祿四年松永久秀義長を弑し義繼を立てゝ長慶の嗣と爲し、三代二十餘年三好氏若江に在りて天下の成敗を司る云々。（菅窺武鑑名所圖會）

鏡（カガミ）神社は延喜式、若江鏡神社、今若江村大字南村に在り、雷森と稱す。文德實錄、齊衡元年、大雷火明神授位とあるは此也。（名所圖會）

餘戸郷（アマベ）

和名抄、若江郡餘戶郷。○和名抄錦部郷の次に列せしめたり、蓋其餘戶にして今彌刀村小坂村などにあたる歟、西郡村の西なり。

（彌刀）彌刀（ミト）神社は延喜式に列す、今彌刀（ミト）村の名を立つ。河內志に彌刀神は近江堂の牛頭天王なりと云へるに因る。

新治郷（ニヒハリ）

和名抄、若江郡新治郷。○今詳ならねど玉川村などにあたるか、若江村の北にして玉串川

の兩岸に渉る。河内志云、延喜式伴村神社は若江に在りと、若江今玉川村の大字なり、稲葉と同く玉串川の東岸に在り。

岩田（イハタ）　今玉川村に屬す、玉串川の西岸なり。元和元年夏役に、木村重成の[illegible]木村宗明[illegible]岩田に出て枚岡の東軍に[illegible]、[illegible]小笠原の[illegible]之を見て動かず、宗明兵を收めて退く、小笠原[illegible]する[illegible]急に天王寺に向ひて進む。○石田神社は岩田の南に在り、延喜式若江郡石田神社三座とある者是也。

六郷（ロクガウ）　玉川村の北に東六郷西六郷の二村あり、[illegible]江村[illegible]、其[illegible]古の草香江、新池及玉串川等の堆積地に成る、[illegible]河内志に延喜式若江郡[illegible]神社は加納に在りと、[illegible]は若江院[illegible]（岩田考所引）に見ゆ、加納今東六郷の大字なり。

川俣郷（カハマタ）　和名抄、若江郡川俣郷。（今川俣村意岐部村にあたる、古事記伊[illegible]河俣（開化）段云「御子日子坐王曾孫、息長宿禰王、娶河俣稲依毘賣」と此川俣の地なるべし、姓氏錄云、川俣公、日下部宿禰同祖、彦坐命之後也、と是れ以て證すべし、又、河内國神別、川跨連、[illegible]速魂命九世孫[illegible]之後也（[illegible]大字川俣は玉串川長瀬川の會流に在り、古は草香江の水[illegible]に合せり[illegible]）續紀云、行基大德、令堀開於難波之江、而造船津、説法化人、道俗貴賤、集會聞法時、河内國若江郡川俣里、有一女人、携子聽法。

長田（ナサダ）　楠根村大字長田は川俣の東南に接す、姓氏錄「河内國未定雜姓、長田使主、百濟國[illegible]王之後也」とある此ならん。

楠根川（クスネ）　玉串長瀬の中間に在る[illegible]流なり、[illegible]川村[illegible]塚より玉串の水を分ち西北に導き、若江意岐部の諸村を經て川俣に至り、玉串川に併す。○川俣江（カハマタ）古へ草香江の末玉串長瀬の諸水を[illegible]も川俣江と稱り、[illegible]生郡に入る。

（川俣江）

日本書紀仁德天皇の御歌に、

伽破摩多曳のひしから（菱殼）のさしけくしらに（刺不知）云々

此なり、近世水[illegible]として唯[illegible]を存するのみ。

御厨（ミクリヤ）　今改めて意岐部村と曰ふ、川俣の東南にして楠根川に[illegible]る、延喜式に江[illegible]あり、此なるべし[illegible]式云、年料[illegible]所進。○姓氏錄云、河内國[illegible]江首、江人[illegible]八井耳命[illegible]七世孫[illegible]日[illegible]に[illegible]す、今[illegible]、また此なり[illegible]稱するは本社[illegible]。

（意岐部）

澁川郡（シブカハ）　明治二十九年[illegible]して中河内郡へ入る、[illegible]川の西に沿ひ[illegible]長の地なり、西[illegible]東[illegible]部の交界は頗る錯雜す、小路村今東成に[illegible]す、[illegible]川に屬すべきに似たり。○和名抄、澁川郡、訓之不加波、五郷に分つ、若江郡[illegible]澁川に屬す、凡六[illegible]本若江と一[illegible]にして凡川内に屬したる者に似たり、今久寶寺を大邑とす、古の[illegible]也。

邑智郷（オホチ）　和名抄、澁川郡邑智郷。○今巽村長瀬村にあたる、巽村大字大地あり。餘戸郷（アマベ）和名抄[illegible]、[illegible]智の[illegible]戸にて今府[illegible]村高井田村[illegible]小路村[illegible]ならん。○[illegible]延久四年[illegible]に「澁河郡大地庄田[illegible]五町[illegible]江里[illegible]島里同條足代里」など見ゆ、足代は今布施村の大字に遺れり。

（大地）

高井田（タカヰダ）　長瀬川の西にして[illegible]村と接す、西北は攝州[illegible]なり。[illegible]式、澁川郡[illegible]高田神社は本村に在り、今長[illegible]寺八幡宮と稱す（名所圖會）高田の名は此地長瀬川と玉造江の間に在る古村なればならん、[illegible]新[illegible]に[illegible]したる稱謂也。

[illegible]美[illegible]社[illegible]、[illegible]川郡[illegible]美神社、今布施村大字[illegible]足代に在り、所在[illegible]なり。[illegible]美[illegible]と云もの若江郡諸川村部塚にも在り。

蛇草（ハクサ）　今長瀬村に收む、[illegible]

神社あり。

波牟許曾神社（ハムコソ）　延喜式に見ゆれど所在を知らず、[illegible]

衣摺（キヅリ）　長瀬村大字衣摺は[illegible]の[illegible]に在り、古は衣[illegible]に作る、物部守屋の澁川[illegible]は此地なるべし。書紀通證云、澁川郡有木摺村、守屋所領、見平氏太子傳、太子[illegible]字[illegible]也。

澁川稲城址（シブカハノイナキ）　日本書紀云、用明天皇二年、蘇我馬子宿禰、勸諸皇子、謀滅物部守屋大連、俱率軍兵、從[illegible]紀郡、到澁川家、大連親率子弟與奴軍、築稲城而戰、於是大連昇衣揩朴枝間、臨射如雨、有[illegible]見首赤檮、射墮大連於枝下、而誅。○衣揩は今[illegible]華村太子堂の北三十町に在れど、城址を傳へず、太子堂に守屋大連墓と稱する者あり。

横野（ヨコノ）　今巽村の地なるべし、延喜式横野神社は巽村大字大地に在り印色宮と云ふと（河内志）仁德天皇の時横野の堤あり、楠川を堰入たる[illegible]なるべし、日本書紀に見ゆ。

紫の根延ふ横野のはる野には君をかけつゝうくひす鳴くも（萬葉集）　しもかれの横野の堤かせ冷ていりつ汝遠くあきぞり鳴なり（續古今集）

[illegible]入江の上流なれは、入江を誌したるなり。

賀美(カミ)鄕

和名抄、澁川郡賀美鄕。○今久寶寺村の西に加美村在り、此なるへし、[illegible]

正覺寺(シャウガクジ) 加美村の大字なり、平野町（舊平野鄕）と澁川を隔てゝ其北に接す。○正覺寺は明應年中管領畠山政長一族義豐を譽田城に攻めたる時、將軍義植をこの地に迎へ師を出せり、細川政元兩設の兵を以て義豐を援け正覺寺を圍み、政長を殺す、義植脫走周防に赴く。（細川兩家記、殿史外史）

鞍作(クラツクリ) 加美村に屬し、正覺寺の南にして、平野八尾の中間なり、鞍部氏の邑なりけん。（書紀通證）○[illegible]部村未詳、司馬達等其子善信尼多須那多須奈の子止利佛師三世[illegible]、佛法東漸の初め、頗其力を致したり、日本書紀推古紀に事蹟見ゆ。

巨麻(コマ)鄕

和名抄、若江郡巨麻鄕。○河內志に澁川郡巨麻社の名は久寶寺村に遺り、且つ式澁川郡許麻神社同所に在れは　和名抄若江郡に屬せしめたるは誤れり、地形亦澁川に入るべし。

許麻神社は久寶寺村午頭天王是なり供僧坊觀音院あり即古の久寶寺と云者是なり。○按に古語に白劍又高麗劍の稱あり、又狛錦高麗錦の稱あり、河內國には錦部郡又錦部鄕（若江）の名あるは即白錦の產地なるへし、而て續紀養老四年若江郡人河內午人刀子作廣麻呂と云雜戶あり、午人の午は干支馬に配すれは此に駒人即川人の義ならん、刀子(ヒツクリ)作は即劍工の稱たるや明なり、されは高麗劍の製作は此地に於てありしこと推測すべし。○或書に三條古鍛冶宗近は本河內に居り有成と曰ふ、其子有國は長和年中の人にて、子孫に其家法を傳ひ、有氏有國有正など云ふ名匠ありき、蓋高麗劍刀子作氏の遺風にや。

久寶寺(キウハウジ) 久寶寺は舊許麻神社の宮坊なり、轉して邑名と爲る。今久寶寺村、方四町、人口二千餘、八尾町と長瀨川を挾む。○日本[illegible]史、大坂役云、五月六日午前、藤堂高虎の前隊長瀨川八尾村に大兕衡を破れる後、藤堂家の[illegible]遂に渡り八尾を占領して長曾我部氏の久寶寺に在る者と相持せしか、午後井伊隊の悉く木村家の軍を郤し更に西南に進み來るを望み、[illegible]其[illegible]久寶寺に向ふ、長曾我部[illegible]且つ退き大いに敗る、彼[illegible]進軍[illegible]高虎以下二千餘人を喪し、更に平野を占據して日暮[illegible]を請ふ本[illegible]を進められよ、其に[illegible]日より退却[illegible]、眞田を擊たんと、高虎[illegible]ず師を[illegible]い行前後七回に至る、了已むを得ず兵を平野に放火して其[illegible]。

顯證寺(ケンシヨウジ) 久寶寺村に在り。文明十一年蓮如大師[illegible]の創建する所にして、慶長以後[illegible]に屬し、[illegible]り。文化年中宗[illegible]一件[illegible]、[illegible]に加え[illegible]攝州小[illegible]に[illegible]、[illegible]隔りけれは顯證寺[illegible]。

竹淵(タカブチ)鄕

和名抄、澁川郡竹淵鄕、訓多加不知。○今龍華(リウゲ)村大字竹淵(タカブチ)竹[illegible]并太子堂等なるへし、跡部鄕と[illegible]近なり。

竹淵(タカブチ)○竹淵は龍川の南にある大字なり、田中に池水の同らせる小洲あり、古淵[illegible]の形を成す。拾遺集に竹川の淵を詠せるは此地なるへし。

　もみちはの流るゝ時は竹川の淵のみとりも色かはるらん、（拾遺集）　凡河內躬恒

跡部(アトベ)神社を延喜式跡部に作るは謬れり、今龍華村大字植松に在り、姓氏錄、阿刀宿禰物部同祖なれは、阿刀氏の祖神なること明なり。（河內志）

龍華(タチバナ)川 一に橘川に作る、南河內郡[illegible]原村より大和川の水を堰入れ、太子堂の西南を經て平野の東を過き、[illegible]村に至り攝津東成郡に入り平野川と日ふ、末は玉造江と爲り、澁川に注く。

太子(タイシ)堂 今龍華村の大字と爲る、聖德太子建立勝軍(シヨウグン)寺此に在り、故に太子堂と稱す、南河內郡[illegible]長太子堂を上之太子と呼ふ、此に下太子の名あり。

　　太子寺　　　　羽野[illegible]

上宮太子古金佩、留得當年守屋田、[illegible]鬱々、[illegible]花風散石[illegible]煙、

吉野詣記云、八尾より神廟むくの木のある寺に參りて、彼木のもとを拜み、本堂へ參り、太子の御影開帳はなさましけりしかと、寺內しれる人ひそかに申て開きけり、　三條西公條

　[illegible]なく帳かゝげて椋の木のむくつけさ迄向ふ御、

勝軍寺(ショウグンジ) 廐戶太子建立、（今眞言宗を奉ず）太子御影を祭る、植[illegible]と稱す。寺前に椋[illegible]の老朽せるあり、物部守屋を[illegible]討[illegible]に攻[illegible]したまふ時、椋樹に隱れ危きを免れたまふとて、賊[illegible]後此に伽藍を興さる、故に椋樹(リヤウジユ)寺の別號あり（名所圖會）○日[illegible]原巡[illegible]記云、下太子勝軍寺昔は大[illegible]なりしに、[illegible]兵火にかゝり今は大ならず、此村は田中に在り、[illegible]原ならず、寺前に守屋の頸[illegible]二あり。[illegible]記補註云、守屋[illegible]、在太子堂傍、有銅[illegible]○按するに太子傳[illegible]記云「[illegible]寺被災之後、不[illegible]定寺地、故百濟入師、率衆人、令造葛野蜂岡寺、川內高井寺」と高井即下太子堂にあらすや、或は大縣郡に竹原井の名あれは彼地歟。

跡部(アトベ)鄕

和名抄、澁川郡跡部鄕、訓阿止倍。○今龍華村大字植(ウヒ)松(マツ)澁川の邊を云ふ。姓氏錄、阿刀宿禰、石上同祖、饒速日命孫味饒田命之後。○按に舊事天神本紀に「船長、同共率領梶取等、天降供奉」の人々を擧け船長、跡部首、天津羽原、梶取、阿刀造等祖、天鯨良。船子、笠縫等祖、天津麻占。爲奈部等祖、天津赤星など見ゆ、姓氏錄、味饒田命と云ふは此船長梶取船子等の主長とならせ給へるにやあらん、笠縫島は攝州に在り。

阿都(アト) 日本書記、用明天皇二年、物部守屋大連、聞群臣謀已將斷路、即退於阿都（原注云、阿都、大連別業所在、地名也）阿都は即今龍華村の古名なるへし、大和國[illegible]城郡

(植松)

にも阿刀の地名あり。敏達紀十二年、阿刀桑市館、(一[illegible]所寫也）推古紀、阿斗河邊館なとあるは河內にして此地ならん。植松に龍華寺址あり、河邊館にあらずや、長瀨川に近し。

龍華寺址 續日本紀云、稱德天皇神護景雲三年、行幸由義宮、構建市廛、於龍華寺、車駕臨觀。河內志云、龍華寺址、在植松村、有龍華堤、土人稱橘莊。○集古十種に河內國橘寺庭中所置土露盤の銘を載す、文字漫滅讀むべからず、片假名に綴りたる文にて年號月日并に干支を係く、干支己酉也、此龍華寺の物歟。

(澁川)

澁川神社は延喜式に列す、今龍華村大字植松の東長瀨川の堤上に在り、社の北に澁川あり。○按するに澁川は龍華川の古名ならん、續日本紀に「天平勝寶八歲、車駕自難波還、取澁河路、至智識寺行宮」とあるは、今の植松太子堂を經て天王寺へ通する者なり、龍華川も寶永年中新大和川疏開以後水脈變遷したる歟。

丹北郡

明治二十九年廢して中河內郡へ入る、新大和川の南北に跨り境域狹はず。丹北の名は丹比の北郡の謂にして和名抄丹比郡の注に「爲丹南爲丹北」と見ゆ、中古以降の事なり。其後志紀郡及住吉郡（攝津國）の地を侵奪したり、故に和名抄、志紀郡志紀郷、住吉郡住道郷、丹比郡三宅郷依網郷田邑郷等を以て近時丹北と稱したり。

志紀郷

和名抄、志紀郡志紀郷。○今長吉村三木本村なるへし、長吉に延喜式志紀長吉神社あり。○續日本後紀云、承和六年、河內國志紀郡志紀郷百姓志紀松、取宅中所生橘樹、其高僅一二寸餘、而莖發者、植于土器、進之。

三木本

三木は樟也、延喜式、志紀郡樟本神社三座、河內志、南木本に在りと爲す、今三木本村大字南木本也、三木のみは稱美の謂にて、古事記に見ゆる兔寸大樹蓋是なり、龍華川村を貫く、兔寸川亦是也。○古事記高津宮（仁德）段云、此之御世兔寸河之西、有一高樹、其樹之影、當旦日者、逮淡路島、當夕日者、越高安山、故切是樹、以作船、甚捷行之船也、時號其船謂枯野、故以是船、旦夕酌淡道島之寒泉、獻大御水也。古事記傳云、和泉志に兔寸川を菟才田河と爲し、日根郡菟才田村にあてたれと地理違へり、高安山と云は河內の中なるへし。

(兔寸河)

(木本)

阿州將齊記、永祿年中和州筒井喜三と云もの人數二萬計にて河州木本といふ所へ打ていで三好家と度々合戰、終に三好宗之に討れけり、是も將軍義輝喜三かたへ內證と聞ゆ、其子細は是ほどの大亂に三好左京太夫義繼は兩度の合戰に虛病をかまへ出合ざりけり、義繼は義輝公の從弟婿なるにより兩陣ともに立間敷よし、義輝公より內書有ゆゑなり、扨喜三討死の後は義繼が外の三好家は義繼不和のよし。

長吉

三木本村の西を長吉村と爲す、古事記遠飛鳥宮の（允恭）段に河內惠我之長江と見ゆ、延喜式、志紀郡志紀長吉神社二座と云者長吉村大字長原に存す、此社は三代實錄貞觀元年授位の事あり、河內志に今日高明神と稱し、大嘗會の時日高燈を貢進す、中世長吉村分れて二と爲り長原吉富と曰ふと載せたり。○長原の南に大字川邊あり、天王寺平野より南河內郡に通ふ驛路にあたる。

(川邊)

住道郷

和名抄、攝津國住吉郡住道郷　○住道は日本書記仁賢卷に住道人山寸あり、姓氏錄攝津國神別住道直あり、今國堺移り河內へ入り矢田村（大字住道）瓜破村と爲る。

須牟地神社 延喜式、住吉郡須牟地曾根神社中臣須牟地神社神須牟地神社三座あり、河內志、中臣社は住道に在りと爲す、今住吉明神と云ふ、曾根神社は和泉泉北郡五個莊村に在り。○延喜式云、凡新羅客入朝者、給神酒、其釀酒料、攝津國住道伊佐具二社各百廿束、合二百四十束、送住道社、令神部造中臣一人、充給酒使、於難波館給之。○按に住吉大社司解に「天平元年、依託宣、移住河內國丹治比郡楯原里、故號住道里住道神」とあるに據れは此神は住吉の別宮なり、延喜式に住道神二座は八十島祭に預ると爲す。

瓜破

河內志に六月晦日訓みて瓜破と云ふと爲す。花營三代記、楠正儀北朝に歸したる頃、應安四年十一月官軍（吉野方）正儀守和利城を攻むる事見ゆ、宇和利は瓜破ならん。

矢田

石淸水文書、延久四年官牒に「丹北郡、矢田莊、參條矢田部、參條轉家里」なと見ゆるは此也。

依羅郷

和名抄、丹比郡依羅郷。○今天美村是也、攝津住吉郡大依羅の分郷なり。姓氏錄云「河內神別物部、依羅連、神饒速日命之後也」又云、矢田部首、依羅同祖、六世孫伊香我色雄命之後也」と、今矢田村大字矢田部は實に本郷の北に接し、新大和川を隔つ、之に因りて按するに住道依羅等の地は古へ一境を成したり、今攝河泉三州の交界に跨る。（又云、河內諸蕃、依羅連、出自百濟素禰志夜麻美君）

天美

天美村は新大和川の南にして攝泉の堺に接す、大字城連寺の西南枯木天美岡に阿麻美神あるを以て近年立て、村名と爲す、此神延喜式丹比郡阿麻美許曾神社とあり、許曾は古言祠なり、阿麻美は海部に同しかるへし。

神祇志料云、琉球の北界に阿麻彌大島あり、中山傳信錄琉球國史略中山系圖及南島志與兒島名勝考引中山傳說并に云、上古神人あり阿摩美久の神又阿摩彌久筑之神と云、始て阿摩美山に降る之を天孫をいへり、三男二女を生む一を天神とし一を海神とす、此に據に阿麻美

久師或は我天神伊非諾尊の御子稲積神にして所謂二女或は豐玉姫玉依姫歟、琉球人名字今猶豐玉の語を用る者多きも海神豐玉彦の名に由緣あり、然らは火々出見尊の幸し給へる海神の宮疑らくは彼地方に在む歟、阿麻美許曾神社恐らくは阿麻美久神を祭るに似たり、然れとも未た明證を得す、姑附て後考に備ふ。

田邑郷

和名抄、丹比郡田邑郷、多無良。○今布忍村松原村なるべし、三宅村の西南に接す。松原村に大字田井莊あり、古の依網屯倉の田部の邑ならん。

布忍

布忍は近世布瀨莊と號せしが今村名と爲る、狭山池の末流之を過き又布瀨川と曰ひ、新大和川に入る。○布忍は古山奴乃師ならん。姓氏錄、河内國皇別、布忍臣、的臣同祖、武内宿禰之後也。

高木

今布忍村の大字高木は高木遠盛の本居なるへし、高木莊は西琳寺古文書應永元年の物に見ゆ、遠盛は延元年中官軍に歸し本州に戰功あり、南山巡狩錄多く高木遠盛申狀を援用す。

松原

松原莊は河内志に錄す、今立てゝ村名となる。布忍の東なり、南北朝ハ此松原城あり、城址未詳。○南山巡狩錄云、延元三年閏七月、松原城に凶徒籠ると聞き、和田左兵衛正興橋本九郎右衛門尉正茂等軍勢を率て打むかひ合戰を遂る、此時高木遠盛城攻丹下八郎太郎同子息能登房を討取り軍功をあらはし、剩彼城にこもる所の敵兵を追落す。(高木遠盛申狀)

田坐神社は三代實錄、貞觀四年田坐神授位預官社、延喜式、丹比郡に列す。河内志、田井城に在りて八幡宮と稱す。日本紀、「景行帝世、諸國興田部屯倉」とある依網屯倉の田部也。

丹比柴籬宮址

反正天皇の皇居なり、日本書紀云「天皇都於河内丹比、是謂柴籬宮。」書紀通證云、在丹比郡松原莊植田村、名所圖會云、上田

(淡路宮址)

村の廣庭神祠の東北を云ふ。○今松原村大字上田の東に廣庭社あり、社域蓋皇居址なり、社南大路六町大字立部に至る、即天皇の御名代とす、日本紀に丹比を淡路に作り「初生于淡路宮、於之有井、曰瑞井、汲之洗太子、時多遲花、落在井中、因爲太子名也」と今淡路國にも瑞井宮の遺跡を傳ふ後勘をまつ。又按に古事記、浮穴宮(安寧)段にも「師木津日子命之一子、知々都美命者、坐淡道之御井宮」とあり此淡道も舊訓阿波知と云ふ、若くは多治に非ずや、再考すべし。

立部

松原村大字、古は蝮部に作る。古記高津宮(仁德)段云、爲水齒別命、反正之御名代、定蝮部。姓氏錄云、瑞齒別尊生淡路宮之時、瑞井水奉灌御湯、于時虎杖花飛入御湯瓮中、色鳴宿禰稱天神壽詞、奉號多治比瑞齒別命、乃定多治部諸國、爲皇子湯沐邑、即以色鳴爲宰領。

三宅郷

和名抄、丹比郡三宅郷、訓三也介。○今三宅村存す、松原村の北にして新大和川の南なり、三宅村の東に若我村あり、古三宅の屬地にや、又志紀郡長野郷に詳附にや詳ならず。○日本書紀、依網屯倉は仁德巻に始見し、皇極天皇元年、「於河内國依網屯倉前、召百濟大使翹岐等、令觀射獵」とも載せらる。書紀通證云、三宅村有馬場池卽此。○酒屋神社は三代實錄延喜式に見ゆ、今三宅村の東南に存す。(河内志)

南河内郡

南河内郡

明治二十九年志紀丹南八上安宿部古市石川錦部の七郡を廢し、其區域を以て南河内と爲す。郡衙は富田林に在り、五十村を管す、南北七里東西三里半、北の一面を除く外大和紀伊和泉の三國と各山嶺を以て相限る、其中河内郡と接する境は村落犬牙相錯る。石川の水全郡を貫き、西偏に狭山川あり。○本郡は古へ志貴縣主紺口縣主二氏あり、並に神八井耳命の裔にして隣近を知攝せり。

丹比郡

丹比は後世丹北丹南八上の三郡に分れ、郡名廢するや久し。和名抄、十一郷あり、原注に「訓太知比、爲丹南丹北」とあれば八上は更に丹北より分れし者の如し、八上は丹北の西境なれば也。○丹比は古事記に「爲水齒別命、反正之御名代、定蝮部」とありて姓氏錄云「丹比宿禰、火明命三世孫天忍男命後、男武額亦命七世孫、御殿宿禰男色鳴、賜多比部、因號丹比、爲姓」、又古事記に宣化天皇「御子惠波王者、多治比君之祖也」とあれば、丹比氏は二流あり。

八上郡

明治二十九年廢し南河内へ入る。八上は古に聞えず、蓋和名抄八下郷(丹比郡)の地なり、八下の名稱馴ならされは後世私稱八上と爲し、一郡に擬したり。正保國圖に公然八上郡を載す、西は泉北郡に接し、方一里許。

八下郷

和名抄、丹比郡八下郷、訓波知介。○今金岡村南八下村北八下村の三と爲る。按に此地は八戸氏の下邑なりければ八下の名あり、姓氏錄云「河内諸蕃、八戸史、後漢光武帝之後也。」又三代實錄云、天萬豐日天皇(孝德)御世、高安公陽倍、立高安郡、陽倍二字與八戸兩字訓相涉、仍後賜八戸史」と、即高安を八戸の上邑とし、此を下邑と爲したる也。

金田

今金岡村に改む、旧傳ふ金田の土地神金岡社は巨勢金岡を祭ると、近年金田長曾根の二村を併せ金岡の稱を立つ、堺市より古市村に通する驛路にあたる。

南山巡狩錄、和田氏古文書、

和田藏人助氏中河内國金田郷惣判官代職幷長母寺郷郡

司職等事爲訓氏市代相傳本領之條隣東六波羅御下知讓狀以下證文分明之上者本職無相違之由目代所令注進也然早任先度國宣岸和田助氏領等仍下知如件

正平八年七月十九日　左衞門少尉　花押

小寺

今南八下村の大字と爲る、天平神護元年丹比行宮址此地に在り。(河内志)續日本紀、天平神護元年十月丙戌、車駕自和泉國日根郡新作行宮、到河内國丹比郡、丁亥到弓削行宮。○元亨釋書云、安慧姓狛氏、内州大縣人、七齡事州之小野寺廣智、俗之號菩薩者也、智異其才器、携附台嶺傳教、承和十一年爲羽州講師」と、小野寺今詳ならず小寺は其遺構にあらずや、此地法安寺等梵刹多し。又小寺の南に大饗野(大字大饗)あり、丹比行宮の饗庭なりしにや。

丹南郡

明治二十九年廢して南河内郡へ入る。和名抄丹比郡の注に丹南丹北とあれば、中世既に郡の分割あり、野中丹下丹上菅生黑山狹山土師の七郷の地なるべし。○丹南の狹山池西南の曠野は本不毛の地なりしが、近世開闢して村邑立つ。

土師郷

和名抄、丹比郡土師郷。○今日置莊村なるへし、和泉國土師郷に接するを以て推斷すべし。

(日置)○日置莊村の西なる大草村は高野街道(堺市より紀州高野へ)に沿ひ、近世の新墾地なり、南は三都村に接し、一帶の卑丘相連る。

(大草)大野關址(名所圖會云、大野關址は日置莊西村の西に在り河泉兩國の堺にして高野街道にあたる、昔楠氏の軍士此に關を建てゝ要害とせし也、元祿年中開發して關茶屋新田と呼ふ。○今大草村と曰ふ、西は泉北郡東百舌鳥村(古土師村)也。

狹山郷

和名抄、丹比郡狹山郷、訓佐也萬。○今狹山村野田村なり。狹山は崇神天皇の時埴田水少きを以て池溝を開きたまへる地なり。姓氏錄、和泉國神別、狹山連、大中臣之同祖、天兒屋根命之後也。

狹山

狹山村は狹山池を圍み、池原池尻本狹山半田等の部落あり。小田原北條氏天正十八年滅亡し、相摸守氏直弟氏規天野山に入る、豐臣氏狹山の田一萬石を給す、(文祿三年)二人相尋で卒し、慶長五年氏規の子氏盛封を襲ぎ此地に陣屋を置く、爾後相繼して明治維新に至る。○文久三年八月十四日、京師脱走の浪人等侍從中山忠光を奉じて窃に京師を發し、船淀を過ぎて即日大坂に抵り、其明曉して和泉に赴く、舟中髮を斷て衆を誓ひ直に進みて河内に入り、狹山の寺院に據る、其衆凡そ一千人號して天忠組といふ、邑主北條氏の臣屬等を說きて糧仗を出さしむ。十七日五條代官鈴木源内を斬り、以て車駕を促がす、俄にして朝議一變し詔して大和行幸をとゞむ。

狹山神社は三代實錄延喜式に列す、狹山村大字池尻の本狹山に在り。蓋狹山連の祖神を祭る、今牛頭天王と稱す。(河内志神祇志料)

池尻

姓氏錄、河内國未定雜姓、池後臣、天彥麻須命之後也。○南山巡狩錄云、正平二年正行東條に在り官軍を催す、攝津國和泉國及ひ紀伊國熊野の邊に於て楠方の者とも蜂起なすよし京に聞えしにより、細川顯氏を大將とし八月天王寺に着陣し、それより泉州堺の浦に向ひ、廿四日河内國池尻に於て、楠勢京方とたゝかふ。(岸和田助氏申狀)

半田

日本書紀、狹山池を開く條に狹山埴田水少しとあり、當時此地の謂なるべし。狹山は小山の義なれは埴田も讀みて字の如し。南山巡狩錄、延元二年九月、池尻半田に在る所の凶徒を打破る爲め、佐備三郎左衞門尉正忠馳向ひ合戰を遂る由、高木遠盛申狀を援證す。

狹山池

狹山村の中央に在り、水源は天野山より出て二里にして此に瀦す、南北八町東西四町漫々たる大池なり、末は二條と爲り北流す、各二里半、大和川に會す。丹比郡の村落其利を被る者、方三里に渉る。○古事記、玉垣宮(垂仁)段云、御子印色入日子命者、作狹山池。○日本書紀云、崇神天皇詔曰、今河内狹山埴田水少、是以其百姓怠於農事、其多開池溝、以寛民業。續日本紀云、天平寶字六年、狹山池堤決、以単功八万三千人修造。○河内志云、狹山池、天野小山田二溪、瀦于此爲池、周囘一里許、永祿中安見美作守者重修、慶長中片桐東市正因加修補。○狹山堤神社、三代實錄延喜式狹山堤神社是なり、堤社は池東北の宮ウ山に在り。

狹山下池

狹山大池の北一町に大鳥太間の二池あり、各方三町許。續日本紀云、天平四年、築河内國丹比郡狹山下池。○書紀通證云、崇神紀所載、依網池、反折池、一日天皇居桑間宮是造池也、未詳、今大鳥池太満池、俱在狹山、疑謂此歟。

春ふかみ狹山の池の根ぬなはのくるしげもなく鳴かはつかな(堀川百首)

野田

野田村は狹山の北に接す、興國三年觀心寺文書、野田莊管領地頭得分(南木志)と見ゆ。又高木遠盛申狀、延元二年九月、凶徒野田莊に城郭に構ける故に、和田正興以下之を攻落す。(南山巡狩錄)

菅生郷

和名抄、丹比郡菅生郷、訓須加不。○今平尾村を云ふ、大字菅生存す。

菅生神社は三代實錄延喜式に列す、菅生の南に在り天神と稱す。新抄格勅符、天平寶字八年封戶を充奉り、姓氏錄「河内國神別、菅生朝臣、大中臣同祖、津速魂命三世孫天兒屋命之後。

平尾

菅生の北に接す、今合同して平尾村と曰ふ。○南山巡狩錄云、弘和二年正月、官軍は山名氏清の爲に敗らる、按するに舊案の内須波部新左衞門入道の申狀に、山名氏清武家の命を得て楠中務大輔正儀の討手に向

ふと見えたるをおもへば、和田和泉守正武か軍を起せしのみならず、正儀もこの時は再び官軍に附屬し、一族と共に旗を擧げ、所々に打て出けるなるべし。二月河内國平尾にて、楠中將大夫正儀は山名が勢と戰ひて勝利をうしなひ、要害に引退く、案ずるに正儀一度足利義滿に降參せしかども、いく程もなくまた叛きて、南朝に仕へけるなるべし。

（黒山）

黒山郷（クロヤマ）

和名抄、丹比郡黒山郷。（今黒山村存す。河内鑑云、天武天皇御願黒山に在り、藥師堂ははらみの藥師と云。（書紀通證云、黒山、見孝德紀、延喜式、黒山席即此。（黒山の北に古冢あり、西面前方後圓にして壕を繞らす、長徑百間許、丹比神社の西凡四町とす、河内志之を以て仁賢天皇埴生坂本陵に擬せり、餘部（アマベ）は黒山村大字餘部あり、狹山川ここを過ぐるを以て餘家（ヨケ）川の名あり

丹上郷（タンシヤウ）

和名抄、丹比郡丹上郷。○丹比（タンヒ）村丹南（タンナン）村是なり、丹南に大字丹上存す、丹比の上郷の謂なり。丹比に大字郡戸（ゴホツ）あり、古の郡家なるへし。

丹比（タンヒ・タヂヒ）

中世多治比と曰ふ、近年河原（カハラジヤウ）城と合同し丹比（タンヒ）村と爲す、丹比神社あり、域內廣衍なり。丹比神社は土俗若松天神と稱す、上殖葉皇子を祭る、即丹墀氏の祖也。○日本書紀、宣化天皇子上殖葉皇子、亦名椀子（マリコ）、是丹比公偉那公凡二姓之先也　古事紀云、上殖葉皇子、丹比君祖、三代實錄云、加美惡波皇子、生十市王十市王生多治比古王、賜姓多治比君。○續日本後紀、文德實錄三代實錄授位奉幣の事見え、延喜式に列す。

（丹治比）

河原（カハラ）

今丹比村大字河原城（カハラジヤウ）は河原莊の謂にして、河原連の居なりけん。續日本紀、神龜二年、河內丹比郡人、正六位下川原椋人子虫等四十人、賜河原史姓、神護景雲三年、河內國人、河原藏人人成等五人、賜姓河原連。姓氏錄云、河內國諸蕃、河原連、廣階同祖陳思王植之後也

丹南（タンナン）

この村は丹比村の西北に接す。元和九年　木主水正正次丹南一萬石の封を幕府より給せられ、子孫世襲、陣屋を置けり、維新に至り廢す。延喜式櫟本（イチノモト）神社は丹南の南大字眞福寺の櫟本に在り、其南大字大保に鍋社と云者あり、鍋子丸を祭る、古へ此地鑄金の鑄造業ありきと（河内志名所圖會）按するに鍋子丸は丹比氏祖椀子皇子に非すや。

丹下郷（タンゲ）

和名抄、丹比郡丹下郷。○今高鷲村なり、大字丹下（タンゲ）存す。高鷲原御陵本郷に在り。○丹下城址今詳ならす、南山巡狩錄云、延元二年三月のころ、和田楠の人々河內國古市郡に要害を搆ける所に、丹下三郎入道西念以下多勢を率しこの城に打むかひけるによりて、和田楠も勢をしたがへ野中寺の前に打て出て、こゝに於て合戰あり、寄手を打取るのみか機にのりて丹下城の在家を燒拂ふ。（岸和田治氏申狀）大日本史云、延元三年、鎭守府將軍源顯家出陣和泉、橋本正茂與和田正興擧兵應之、圍丹下城、攻之數日、會顯家戰歿、旋軍。

大塚（オホツカ）

丹下村の西に一大古墓あり、人家其上に占居す、大字大塚と曰ふ。北面して池を繞らす、前方後圓、最高平地を拔くこと凡六丈。（東西凡三町南北凡四町）書紀通證之を以て來目皇子埴生山岡上墓と爲せど非なり。全く平地に在れは岡上と曰ふべからず、或は疑ふ雄略天皇高鷲原御陵に非ずやと、形狀壯大當時の盛勢を表示するに似たり。（高鷲村大字大塚）大塚掃部助惟正は此地の人歟、楠氏の族也。建武中興和泉守護代と爲り、正成に從ひて湊川の役に赴き、戰敗るるに及び引還り河泉の地を守る、後正行に從ひて高師直の兵を拒ぎ重創を被むり馬斃れて復た戰ふ可らず、會々逸馬あり騎て逃るゝこと數里、宗族盡く死すと聞き馬を廻らして接戰し、遂に戰死す。（大日本史）

高鷲原陵（タカワシハラ）

雄略天皇の御陵なり。日本書紀云、葬大泊瀬天皇于丹比高鷲原陵、于時隼人晝夜哀號陵側、與食不喫、七日而死、有司造墓陵北、以禮葬之。延喜式云、丹比高鷲原陵、泊瀬朝倉宮御宇雄略天皇、在河內國丹比郡、兆域東西三町南北三町。扶桑略記云、丹比郡北高鷲原陵、高二丈方二町。古事記云、御陵在河內之多治比高鸇也。河內志は本陵を島泉（シマイヅミ）（今高鷲村大字）の西なる古墓に擬したるより、今仍て陵標を定む、然れど是卑小の丸塚にして、小治田宮朝の制式に合ふも、雄略帝陵とせば疑はし、山陵志云、高鷲原是長野郷之西、島泉村有古墳、其形圓而壕以濶、此也、呼爲丸山、高鷲之名久喪之、但陵南有僧寺、此以爲山號。○按に島泉の圓徑百間に滿たず、其東少間にして又小墳あり、此數者蓋舊史謂ふ所の隼人墓ならん、而も其眞墓陵は此を距る西微南十五町、大塚山に擬す可きのみ。

（泉島）

大津神社（オホツ）

延喜式大津神社三座、今高鷲村大字宮に在り、大宮と曰ふ、宮の東に大字津堂あり、蓋津連の祖百濟辰孫王等を祭る。○續日本紀云、津連、賜姓菅野朝臣、出自百濟國貴首王、應神天皇、搜聘有識者、貴須王遣其孫辰孫王、隨使入朝、天皇嘉焉、特加優寵、以爲皇太子之師矣、仁德天皇、以辰孫王長子太阿郎王、爲近侍、太阿郎王子亥陽君、亥陽君子午定君、生三男、長子味沙、仲子辰爾、季子麻呂、從此而別、始爲三姓、各因所職以命氏焉、葛井船津連等即是也。

埴生（ハニフ）

今埴生（ハニフ）村立つ其山野を羽曳山又丹比野と曰ひ、古市より西へ往來する古道之に通す、之を埴生坂と曰ふ、又丹比坂の名あり、一簇の丘陵なれど古墳の散在する者多し。丹比野、古事記若櫻宮（履仲）段云、其弟墨江中王、欲取天皇、以火著大殿、於是阿知直盜出、而乘御馬、令幸於

後、故名子を延比賣命、天皇勅曰、

冬直比賣に嫁むとしりせはたつこともちてこましを

ねむとしりせは

日本書紀には同事を「太子、自河內埴生坂、遣之」と載せたり、一層なる事明白なり、

波邇布邪迦わかたち見れはかきろひのもゆる家村つまが家のあたり、（古事記）

（野上）

野中郷

和名抄、丹比郡野中郷。○丹比野の中郷の義なるへし、惠我長野、野上は其東北に散在す、今埴生村是なり。○埴生村大字野中の西なり。姓氏錄、河內國諸蕃、野上連、河原連同祖、陳思王植之後也

野中寺 今野上に在り、青龍山德蓮院と稱し、聖德太子開基と傳ふ、中世荒廢の後寛文年中僧慈忍律師ありて中興し、眞言律宗の道場と爲す（名所圖會）○日本後紀、延曆十八年、菅野眞道言、先祖葛井船津三氏墓地、在河內國丹比郡、野中寺以南、名曰寺山、子孫相守、累世不侵、而今樵夫成市、採伐冢樹、先祖幽魂、永失所歸、請依舊令禁、許之。按するに津氏の祖神大津社は野中寺の西北高鷲村大字宮に在り、葛井の名は野中寺の東北長野村に葛井寺存す、船氏の本居も三代實錄に依れは丹比郡なりけれと、今詳ならす。船氏古墓は分村（安宿郡）に在り、此を去る稍遠し、凡一里とす。○野中神は三代實錄貞觀十七年授位、今野上の法泉寺中なる蓮池辨財天是なりと云（名所圖會）

埴生坂本陵

仁賢天皇の御陵なり。日本書紀、億計天皇、葬埴生坂本陵、延喜式、埴生坂本陵、石上廣高宮御宇仁賢天皇、在河內國丹比郡、兆域東西二町南北二町、扶桑略記云、丹比郡埴生坂本陵、高二丈方二町。○今埴生村大字野上の東にして、仲哀帝陵の南凡八町也。名所圖會云、河內志は仁賢陵黑山村に在りと曰ふも非なり、野上の東に御陵とおほしき者あり、池塘をめくらし字をボケヤマと曰ふ（長野村大字野中管內）埴生坂の下にして、帝諱億計に由來すれは、ボケは億計の訛なるべし。

埴生岡上墓

日本書紀、推古天皇十一年、征新羅大將軍來目皇子、薨於筑紫、殯于周防娑婆、後葬於河內國埴生岡上。○名所圖會云、埴生山（今羽曳山と曰ふ、伊賀、今埴生村大字にて領內に一古墳あり、先年盜石あらはれたるに、壙は大さ六尺計、內へ入ること一丈五尺、是れ來目皇子の墓ならん ○今野中寺の南八町許に、來目皇子の墳なりとて修理せる者あり、舊事地圖載之）名所圖會謂ふ所と相異なり。

（羽曳山）

志紀郡

明治二十九年廢して南河內郡へ入る。此郡本大和川西濱の地なりしか、元祿中新大川を郡の中央に導き、西に決せしめたるより、南北の二域に分る。和名抄、志紀郡、訓之岐、八郷に分つ、其志紀郷は中河內郡（舊丹北）へ入る。○古は志貴縣主あり。古事記、朝倉宮（雄略）段云「幸行河內、爾登山上、望國內者、有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家、答曰志幾之大縣主家」又姓氏錄、河內國皇別、志紀縣主、多朝臣同祖神八井耳命之後也、此の志紀は大和磯城と同名なれと、異流の郡邑なり、三代實錄にも其證あり。○志紀郡古名思我とも云ふ。

長野郷

和名抄、志紀郡長野郷。○今長野村是なり、（長野の西なる中河內郡惠我村も本郷の一地なりけん）古は惠我長野の名あり、廣く志紀郡の域に被れり、仲哀天皇長野山陵此地に置かれしより其名著れ、以東にまで及ぼせるならん。日本書紀神功卷に「足仲彥天皇、葬於河內國長野陵」雄略卷に「以餌香長野邑、賜物部目大連」など見ゆ。

志紀辛國神社は延喜式、志紀郡に載す、今長野村大字岡の南辛國池邊に在り、春日明神と稱す。（名所圖會）按するに是れ韓人長野連の祖神なるべし　姓氏錄、河內國諸蕃、長野連、出自[illegible]王之子孫也

長野神社は延喜式志紀郡に列す、今長野村大字岡に屬し、剛琳寺の傍に在り、辛國社は更に其西に在り。

惠我長野陵

仲哀天皇の御陵なり、日本書紀に長野陵と記す、後世其東方に諸陵營造せられければ西陵と稱す、古事記、帶中日子天皇御陵、在河內惠我之長江也、延喜式、惠我長野西陵、橿日宮御宇仲哀天皇、在河內國志紀郡、兆域東西二町南北二町。○今長野村大字岡の南に在り、藤井寺（剛琳寺）と野中寺の間なり、山陵志云、仲哀陵、在惠我長野、惠我長野濱石川、而南北長矣、陵居其西偏、故曰西陵、今呼爲仲哀山、古來所傳、仍仲哀御名也。

仲哀陵、東南大字野中に古塚數々あり、其仲哀應神[illegible]三帝陵鼎立の間に居り、大なる者四所、陵を起し水を遶らし瓢形を成す、小なるは圓塚にして、其數七八個あり、猶其舊跡たるを辨す、其餘は環土許ならす（山陵志に是等の一所は反正帝陵ならんと云ふ）

（葛井）

藤井寺

今長野村大字藤井寺は葛井寺あるを以て此名あり、百濟辰孫王の後なる葛井氏の創建也。續日本紀云、仁德天皇、以辰孫王長子太阿郎王、爲近侍、太阿郎王子亥陽君、亥陽君子午定君、生三子、長男味沙、仲子辰爾、季子麻呂、從此而別、始爲三姓、各因所職以命氏焉、葛井船津連等即是也。これに依れは葛井は味沙の後なるべし、剛琳寺も同氏の創建歟。

剛琳寺 葛井寺の法號なり、今紫雲山三寶院と號し眞言宗を奉ず。舊は古子山と曰ふ、聖武天皇の御願、阿保親王の再造とぞ、一說云、堀河院御宇永長元年、大和加留里の藤井安基と云者古寺塔の荒廢を再修しけるより、世に其苗字に依り藤井寺と號しける、本尊觀世音は石川春日

里の樗氏作なり、三十三所第五番の靈場とす。(名所圖會
卅三所圖會)

参るよりたのみをかくる藤井寺花のうてなにむらさきの雲、

藤井寺合戰、岸和田治氏申狀に見ゆ、「延元二年三月十日、細川兵部少輔同帶刀先生等爲大將軍、寄來古市之間、馳向野中寺東、防戰之處、[illegible]顯等引退之間、追懸藤井寺西井岡村北河、致散々合戰之刻、細川等大勢分二手寄來之間、散[illegible]戰合[illegible]之忠節者也、就中帶刀先生討死之時者、於藤井寺前大路、至御方退散之期、抽軍忠[illegible]、此等次第、當國守護代大塚掃部助依正所令存知也」又日本戰史云、元和元年五月六日昧爽、西軍後藤基次國分道明寺に東軍と會戰す、西軍隊將毛利勝永藤井寺に在り、眞田幸村の來會を待つ、已にして前鋒大敗、午後東軍は道明寺より譽田に連なり、西軍は野中寺の東より藤井寺の前に亘る、幸村適至り譽田の敵を擊ちて利なく、兵を收め勝永の陣に至り其手を執り謂て曰く、今曉[illegible]の爲に時を誤り我行進期に後れ、途に又兵衞基次(薄田隼人兼相)等の死を救ふ能はず、今此に足下を相見るは予甚だ恥づ、抑々豐家運命の盡る所か、勝永曰く此に死するは既に益なし、請ふ明日共に右府の馬前に戰死せむと、時に午後四時を過ぎたり、諸將順次退却するも東軍敢て追擊せず、幸村大言して曰く東軍百萬と稱するも終に一人の男兒なき也と、勝永銃隊を殿として追擊に備ふ、其士相議し附近の民家に放火し烟焰に混し退却す、

小山（コヤマ）

長野村の北を小山村と曰ふ、小山大字津堂の南に城址あり、三好山城守康長入道笑岩元龜年中之に居る、天正元年織田信長若江に三好氏を攻むるの時、織田信包瀧川一益五千騎を以て高屋口に備へしは小山城の押へなり。(三十三所圖會)

新家郷（ニヒノミ）

和名抄、志紀郡新家郷。○今詳ならず、小山村などにあたる歟。姓氏錄云、河內國未定雜姓、新家首、汙麻鬼足尼命之後也。徵證これなし。

邑智郷（オホチ）

和名抄、志紀郡邑智郷。此郷詳ならず、今太田村などにあたる歟。和名抄識川郡にも邑智郷を載すれど、地勢稍遠隔す。太田村は大和川の北岸に在り、柏原驛の西とす。

田井郷（タヰ）

和名抄、志紀郡田井郷。○今志紀村柏原村なるべし、志紀村大字田井存す。田井の東大字弓削に延喜式弓削神社二座中の一あり、物部氏の氏神布都魂を祭る。按するに舊事紀「宇摩志麻治命八世孫、物部金弓連公、田井連佐比連等祖。又云、十世孫物部目古連公、田井連等祖。又云、十二世孫小事連公、柴垣連田井連等祖」とあれば、物部氏の邑たる事明なり、彼金弓連の名は弓削の美稱なるべし。

柏原（カシハラ）

大和川の新古二派の股間に居り、小市邑なり。大和川は元祿寶永の土功に西北より導して直北に導きたりと雖、舊川の水脈は尚僅に仍り玉串長瀨二流の支流あり。○鐵道は大坂より奈良五條に通ずる者、柏原王寺間に於て龜瀨(大和川の隘口)を通過す、柏原は其西口の車驛なり。

井於郷（ヰノウヘ）

和名抄、志紀郡井於郷、訓井乃倍。○今道明(ダウミヤウ)寺村大字大井國府等なり。元亨釋書云「慧灌高麗國人、推古三十有三年貢來、勅住元興寺、時雨有旱、擢爲僧正、後於內州、創井上寺、弘三論宗」この井上寺は靈異記に「河內市邊、井上寺之里」とあり、餌香(エカ)市の邊なる事明白なり。○井於は田井の上郷の謂ならん。

國府（コフ）

是衙府の地なるが今道明寺に屬す、國府の北を大字北條(ホウデウ)と曰ひ、東北を大字船橋と曰ふ、此地は古井於郷の中なるべし大和川其東北を繞ぐ。延喜式、和名抄、河內國府在志紀郡、行程一日、此地即古の餌香市なり。

志紀(シキ)神社は延喜式に列す、今道明寺村大字大井に在り、天上宮と稱す。(河內志)按するに古事記明宮(應神)段云「品陀天皇之御子、若野毛二俣王、娶其母弟百師木伊呂辨、亦名弟日賣眞若命、生子意富富杼王、(繼體帝祖父)次忍坂之大中津比賣、(允恭帝后)次田井之中津比賣、次田宮之中比賣」と田井郷は本郡に存し允恭帝皇后陵亦在り、師木伊呂辨命の本居は此地にして、本社は其廟にあらずや。○黑田(クロダ)神社は延喜式に列す、今道明寺村大字北條(テウ)(志紀神社の東五町許)に在り、天神と稱す。(河內志)志貴縣主神社は延喜式大社に列す、今道明寺村大字國府に在り、春日明神と稱す。姓氏錄、河內國皇別、志紀縣主、神八井耳命之後也。國府總社(コフノソウジャ)は舊州國府に之あり、本地に存す。(河內志)本朝無題詩、大江佐國詩序に「遊惣社寺、々在河州府東山」と記するを見れば、當時國府衙存せり。○井上(ヰノウヘ)寺の名所圖會云、國分に衣縫(イヌイ)千塚(オッカ)町あり、其地御[illegible]及乙(オト)[illegible]と稱する者あり、續日本後紀承和三年旌表の志紀郡孝女衣縫氏の墓なりと。按するに衣縫は岐奴比なり、土俗伊奴比と云は井上の訛なるべし、以て國府地は和名抄井於郷たるを知るべし。○人類學會雜誌云、河內國方に於て石器遺跡稀少也。山城木津より石棒の出しことありしと說いしと、雲根志石[illegible]に大和國にはたい法隆寺より三里東、布留の社の西丹波市の野山に大なるもの稀にあり云々の記錄あるの外は、石器の畿內に出でたること少し。明治二十二年其道明寺村の河內國志紀郡國府村に發見せり、村中允恭天皇の御陵あり、其東北の田野志貴縣主社の邊に遺物散布す、採集せし遺物は石器貝類土器[illegible]齒にして、石器は皆粘板石を打製して造りたるものにして、石斧一個其長サ三寸巾一寸五分なり、此他は多くは小石器にして、種々の石鏃(長きものは一寸三分小なる

ものは五分に過ぎず）剝皮具其他小石鏃及其尖端若小石の欠片等なり。

餌香市（ヱガノイチ）

今道明寺村國府の舊名なり、日本書紀、雄畧巻云「狹穗彦玄孫、齒田根命、竊姧采女山邊小島子、天皇聞、以齒田根命、收付於物部目大連、而使責譲、以馬八匹大刀八口、祓除罪過、資財露置於餌香市邊、橘本之土」と、此橋は萬葉集に河内大橋とありて片足羽川に架す、村岸は片鄙の地なれば也、又餌我川と曰ふ、顯宗巻には旨酒（ウマサケ）餌香市を頌せり。

舟橋（フナハシ）

道明寺村大字舟橋あり、大和川石川の會合所にして其西岸にあたる、今新大和川に架橋して柏原村へ通ず。日本書紀餌香市邊の橋、又萬葉集河内大橋と云は此なるべし。續日本後紀、承和八年、志紀郡孝子衣縫氏女、惠我川に梁を架すも此に外ならじ。（中河内郡片足羽川參照すべし）

衛我川（ヱガガハ）

餌香市邊の流を云ふ、大和川にも石川にも通ず、日本書紀崇峻巻に餌香川原、天武紀に衞我河とあり。○日本紀、壬申年「坂本臣財、率三百軍士、距於龍田、聞近江軍、在高安城、而登之、乃近江軍散亡、財仍宿城中、會明、臨見西方、大津丹比兩道、軍衆多至、顯見旗幟、有人曰、近江將壹伎史韓國之師也、財等降自高安城、以渡衞我河、與韓國戰于河西、財等衆少、不能拒、先是遣紀臣大音、令守懼坂、於是財等退懼坂、經一日、近江軍當諸道多至、卽並不能相戰、以解退」按するに懼坂（カシコノサカ）は龍田越なり、近江軍何か故に解退せしやを詳にせず、大津は今高鷲村大津神社あり、丹比は丹比坂にして今埴生村に在り。

惠我長野北陵（エガノナガノ）

允恭天皇の御陵なり、應神天皇藻伏山陵の北に當れは此名あり。古事記に「在河内之惠賀長枝（ナカエ）」とあり、長江の義にて惠我川の濱に在れは也。日本書紀「葬於河内長野原陵」とあり。延喜式云、惠我長野北陵、遠飛鳥宮御宇允恭天皇、在河内國志紀郡、兆域東西三町南北二町。○山陵志云、允恭陵、乃在仲哀陵東北、今呼爲市野山、此地故是餌香市也、或以爲市邊王押磐墓、然他無所證、不取也、○允恭陵は北面し、道明寺大字國府の西に接す、市邊王子墓は近江國に在るべければ固より相異なり。河内志は國府陵の西南に接する澤田の古陵中津山を以て允恭帝と爲したり、然れとも澤田陵今標して允恭皇后仲津姫陵と定む、西南面し陵形相同じ。○名所圖會云、惠我北陵の畔に小塚十三あり、其三は道明寺に屬し、七は澤田に屬し三は古市に屬すと。今按するに仲津姫陵の南に宮車像の小墓あり、其他北陵附近十數個の土饅頭あり。

拜志鄕（ハヤシ）

和名抄、志紀郡拜志鄕　○今澤田村なり、大字林存す、道明寺村の西に接し、惠我長野北陵の畔なり。林氏は數流あり、姓氏錄云「河内國皇別、林朝臣、道守朝臣同祖、竹内宿禰之後也」續日本紀云「延曆六年、河内國志紀郡人、林臣海主等、改姓賜朝臣」又姓氏錄云「河内國神別、林宿禰、大伴宿禰、大伴室屋大連公男、御物宿禰後也」「河内國諸蕃、林連、出自百濟國　直支王」一伴林（トモノハヤシウヂ）氏神社は今澤田（サハタ）村大字林の北に在り、天押日命を祭る、大伴氏の祖なり。三代實錄、貞觀九年伴林神官社に預り十五年天押日命神授位あり、延喜式に列す、其氏人は姓氏錄云、林宿禰、大伴宿禰同祖、高皇產靈尊五世孫、天押日命之後、續後紀云、承和二年、河内國人、林連馬主、賜姓伴宿禰。

（澤田）

土師鄕（ハシ）

和名抄、志紀郡土師鄕。○今道明寺村大字道明寺是なり。江談抄「菅家、本姓者土師氏也、河内國土師寺、是其先祖氏寺也」と見え、土師氏は河内より大和に移り、又山城京に移る。姓氏錄云、右京神別天孫、土師宿禰、天穗日命十二世孫、可美乾飯根命之後也、光仁天皇天應元年、改土師賜菅原氏。○日本書紀、垂仁巻云、皇后日葉酢媛命薨、臨葬有日焉、天皇詔群卿曰、從死之道、前知不可、今此行之、奈之爲何、於是野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋立生人、是不良也、喚上出雲國之土部壹佰人、自領土部等、取埴以造作人馬、及種々物形、獻于天皇曰、自今以後、以是土物、更易生人、樹於陵墓、爲後葉之法、則天皇大喜之、仍號是土物、謂埴輪、亦名立物也、厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、卽任土部職、因改本姓、謂土部臣。○土師鄕は本國丹比郡又和泉國大鳥郡にも多し、江談抄に據れは此地土師氏の本居にて、其他は[illegible]族枝別の地に似たり、菅原道眞詩にも此地を故鄕と[illegible]せり。

天夷鳥（アメノヒナトリノミコト）命神社　文德實錄、天安二年河内國天夷鳥神授位　今道明寺ノ鎭守天滿宮是也、天夷鳥は土師氏の祖天穗日命の子なり、後世菅原道眞と混同し、今土師神社とも稱す。

道明寺（ダウミヤウジ）

道明寺村の名は土師寺（ハシデラ）の別號道明と曰ふに因る、蓋氏神天夷鳥祠の供僧なり。○道明寺今眞言宗の尼院なり、初め土師八島連家を捨て、精舍と爲す、聖德太子の所營とぞ、後菅原道眞の伯母覺壽尼住寺なれは此に出家あり、道眞筑紫左遷の時此寺に一宿せられ、自像を造さる、（今天滿宮本体荒木の像是也）其明曉に

　鳴けはこそ別れもいそけ鷄の音の聞えぬ里のあかつきもかな

後北野靈社造立の比此にも天滿宮を創む、中世寺運多かりしかと畠山氏の兵亂に之を失ひ、天正中寺社再建す。八島は唱歌の妙を得て鬼神を感動せしめたる事、平氏太子傳に見ゆ。（名所圖會）○土師八島連の家は寺西二町餘に在り、○扶桑略記、昌泰元年　宇多上皇巡幸の條に云「經龍田山、入河内國、菅原朝臣（道眞）絶句曰、雨中衣錦故鄕歸」と又治安三年入道相國道長近覽の條に云「指河内國、進發之間、昏黑御道明寺、同司爲職、裝束食堂、

（土師寺）

雖幟ノ旆、壯覺云盡、朝夕之禮、敢不怠諸、諸陪從南、□太以過分、明日入攝津國」と、按に昌泰御幸の時も、上皇は菅原朝臣の故郷たる道明寺に一宿ありしならん。

過道明寺有感　　惟宗　孝言

閑宮多暇出城外、引歩便來古寺前、雁塔五重承夜露、晃讀三下報黄昏、檀那昔到留神跡、紗帳深護安世尊、樹下春閑無舊盧、家山誓忘立煙根、（無題詩集）

道明寺糒は古來その名たかし、姓氏錄土師氏の祖に乾飯根と云人あり、偶然と爲すべからず、今も寺中に之を製し詣者に販給す、或者の賦に

尼の撰る舍利のほし飯道明寺。

大坂夏役、元和元年五月六日、天明け西軍の諸隊道明寺の東石川磧に至る、時に前發の後藤基次に國分に敗に會し、大敗、殘兵退き走り石川を渡り、山川北川の隊に混入す、諸將退軍の敵に當り奮闘甚た勉む、殊に薄田兼相は狀貌魁岸膂力人に過ぐ、前役博勞洲の敗を雪ち必死を期し、縱横馳突、先つ東軍に獲らる、山川北川は道明寺前に於て返戰時を移し、南に退き譽田の森に據る。

譽田（コンダ・ホムタ）

今古市（フルイチ）村に屬す、大字古市の北に接す。古事記景行皇子品陀（ホムタ）眞若王あり、蓋此に住居し玉へり、應神帝亦品陀和氣と稱し眞若王の女を娶り爲して此に葬り奉る。古事記傳云、應神天皇品陀眞若王の御女を娶りたまふも此地に居住しませばなる可し、吉野國巢等が歌に仁德天皇を永年多陀是古と詠めるも、品陀天皇の御子と申すことなり、書紀に譽田天皇と註せり、譽田今コムタと呼ふは後の訛也　○此地元志紀郡の地なるを、中世より古市郡に屬せしめ、今遂に古市村に合同す、譽田林（コンタハヤシ）は藻伏山陵にして、譽田河原は石川磧なり。太平記に、正平二年河内守楠正行は北軍畑川顯氏を此地に要撃したる事見ゆ。○日本戰史、大坂役）元和元年五月六日午後に至り眞田幸村期に後れ根浦街道曳（ハビキ）野（今植生村伊賀より野之上間）より譽田に至る、前隊すでに破れたり、東軍伊達隊曰く赤隊彼に在り之を擊てと、赤隊は卽ち眞田の隊なり、旗旌甲冑皆赤色を用ふ故に云ふ、彼我の間地勢平坦以て奔馳すべし、片倉重綱乃ち步小性を騎兵に合せ前後二隊と爲し、又銃卒を其左右に展開し、之に側面より敵將を狙擊すべしと命し、鼓譟吶喊して進む、幸村急に其兵をして折敷かしめ、敵騎の接近を見、槍を蹴へて之に迎はしむ、片倉の士突進之に死傷する者尠からず、兩隊大に混戰す、進退數合、重綱竟に其兵を譽田の村落に收む、兩軍終に交綏し、眞田の隊は野中村に退く。

當宗（マサムネ）神社は譽田の北王水（ワウスヰ）町なる當宗垣内に在り。（河内志）延喜式志紀郡に列し、宇多天皇外祖母當宗忌寸の祖神三座を祭る。姓氏錄云、當宗忌寸、出自後漢獻帝四世孫、山陽公之後也。仁和五年當宗祭、始めて幣帛使を遣し、國司をして專當せしめ給へり。（年中行事秘抄）

（宗當）

惠我藻伏崗陵（エガノモフシノヲカ）

應神天皇御陵なり、今古市村大字譽田の北に在りて北面す、高五丈許、（南北五町東西四町）巍然たる廟陵也。古事記、御陵、在川内惠賀裳伏岡也。延喜式云、惠我藻伏岡陵、輕島明宮御宇應神天皇、在河内志紀郡、兆域東西五町南北五町。山陵志云、應神陵、呼爲八幡山、長野是此間總名也、今西北二陵皆繫長野、而此陵獨不言長野南陵何也、蓋藻伏之名自古大闕、卽其地方不足詳言也、又云、藻伏古事記註曰百舌鳥、本是和泉地名也、因疑此自彼改葬、而仍其舊號、故名達稟。（按に舊陵は百舌なりしにもせよ藻伏と百舌は同言に非ず）扶桑略記云、天皇葬于河内國志紀郡惠我藻伏陵、一云葬河内國崗陵、高五丈方五町。○雄略紀云、河内國言、飛鳥部郡人、史伯孫女者、古市郡人書首加龍之妻也、伯孫聞女產兒、往賀聟家、而月夜還於蓬蔂（イチヒコ）丘、譽田陵下、逢騎赤駿者、伯孫視而心欲之、仍換馬、相辭、明日伯孫顧覷、赤駿變爲土馬、伯孫異之、還覓譽田陵、乃見騘馬、在於土馬之間。

譽田八幡宮（ホムタハチマン）

應神陵の南二町卽其背に在り。八幡宮緣起に依れば後冷泉天皇の時、本陵の南一町餘に造營すと云者是なり。○名所圖會云、長野山譽田八幡宮は僧院十五宇祀家十三字神子三人奉仕す、本地堂は護國寺と號し、本尊阿彌陀佛、奧院は寶蓮華寺と號し、眞言宗を相承す、譽田緣起は足利義教筆に成る、天正年中神領沒收の後豐臣氏更に二百石の寄捨あり（近年寺社家の離祠廟舊觀なし）又卅三所圖會云、八幡宮寶物古畫論經像の類多し、又伎樂の器具あり、洪鐘は「八幡宮譽田山陵鐘也、建久七年丙辰七月日鑄之」と銘す、社境の內に「土馬塚成赤駿」の古跡なりとて、舊址を傳へたり。

延久四年官牒曰、長久五年國符云、可奉免、古市郡譽田山陵、三昧田佛僧供料田拾伍町事、右八幡宮御牒云、譽田山陵者、大菩薩御舍利之處也、今奉爲法樂莊嚴、建立三昧堂、已限永年、勤修行法、件三昧田、彼時國司賴隆直人、依夢想告、初以奉免者。（史學雜誌）○譽田宗廟緣起曰、應神帝、葬于河内國古市郡長野山、欽明帝始、改造廟而有行幸、聖德太子亦有參詣、後冷泉御宇新造官社、去本所一町餘。」

古市郡（フルイチ・フルチ）

明治二十九年廢して南河内郡へ入る、志紀郡の南に接せる小郡なり。古事記に倭建命の魂白鳥と化し伊勢より飛翔り河内國志紀に留まり坐とあるを、書紀には古市村に留まると記し、今も白鳥陵存すれば本郡は志貴縣の分地たる事明なり。和名抄、古市郡、訓不當知、三郷に分つ。後世譽田及安宿郡加美郷石川郡大國郷を併せたり。

古市郷（フルチ）

和名抄、古市郡古市郷。○今古市村大字古市碓（ウス）井（キ）なとの地なり、日本紀に市村（寬平熱田緣紀古市邑に作る）白鳥陵の事見え、續日本紀云「天平

十七年、河内國司言、古市郡古市里、庭中得白鶴一頭。〇姓氏錄「古市村主、出自百濟康王也」とあるは雄略紀に古市郡人書首加龍と云ふ人と同族にて謂ゆる西文氏なるべし。氏族志云、文氏、出自漢高帝孫鸞王、鸞王之後王狗、轉至百濟、其孫王仁、博通典籍、應神朝應徵來朝、是爲河內文首祖、即西文氏也〔日本書紀古語拾遺姓氏錄續日本紀〕稱德帝時、古市郡人有馬毗登益人、改賜武生連、出自王仁孫阿浪古。〔續日本紀姓氏錄〕

西琳寺（サイリンジ）　諸州巡覽記云、古市村に西琳寺あり、古市寺とも號す、是れ本朝寺院の初にて、蘇我稻目の建立向原寺是也、今律僧住す。〇此寺は蘇我氏向原宅の古寺と云事河内志にも採れり、然れども古縁起によれば欽明二十年河内の文氏の造立たるや明白なり、此寺古文書を藏し、南河内に名蹟の一なり。

わかたのむ西の林のうめの花みのりの庭の種かとぞ見る、〔新葉集〕　後村上院

寺藏、弘安四年太政官符云「西琳寺四至東限飛鳥莊（依爲太子御廟四至內下官符禁止殺生）南限岐子莊（依爲山門西塔院往代墓所禁殺生）西限尺度莊（依爲根本法花堂領往代墓所禁殺生）北限譽田陵（依爲代々帝皇陵下官符止殺生）（依當寺者、欽明桓武兩朝御願、當郡第一靈寺之仁利也、草創當先於天王寺、三十箇處）〇按するに弘安官符の文に天王寺より先んずる三十年と云ふは欽明御宇に當る、岐子莊今其名なし高屋の別名歟、古京遺文云、河內國西林寺記、載天平五年緣起曰、天忍羽廣庭天皇、己卯年九月七日、始大山上文首阿志高時、率諸親屬等、仕奉此寺、並阿彌陀丈六佛像。

古市城と云ふは高屋城と同異詳ならず、南山巡狩錄云、正平二年三月の比、細川兵部少輔同帶刀先生以下多勢を率し河內國古市城に寄せ來るにより、和田楠以下の官軍野中寺の東にかけあはせ防き戰ひ、敵を追ひ退け藤井寺の西岡村といふ所まですゝみ行く、細川勢軍兵を二手にわけ取て返し又合戰を遂け、和泉の守護代大塚惟正平石源次郎八木法達以下僅か手に屬し接戰する程に、細川帶刀をうちとり官軍勝利を得たりけり。〔岸和田治氏申狀〕

伊岐宮（イキノミヤ）は古市の西に在り白鳥明神と稱す　河內鑑云、古市雪の宮は白鳥宮とも云、日本武尊靈になりて飛たまひしと申傳ふる所也。

（古市）　古市は南河內の一大村なり、畠山氏南北朝の後を承けて古市の南高屋城（タカヤノシロ）に居り國務を視たるより、此地河內の首府と爲る、天正中畠山氏亡びて後寒邑と爲る、而も古俗を存し尙南河內の山市なり。

高屋陵（タカヤ）　古市村の南に在り、安閑天皇の御陵なり。日本書紀云、廣國押武金日天皇、葬于古市高屋丘陵、以皇后春日山田皇女、及天皇妹神前皇女、合葬于是。延喜式云、古市高屋丘陵、勾金橋宮御宇安閑天皇、在河內國古市郡、兆域東西一町南北一町五段、扶桑略記云、高屋丘と、高三丈方二町。延喜式又云、古市高屋墓、春日山田皇女、在河內國古市郡、兆域東西二町南北二町　按するに延喜式安閑陵其皇后陵と幅員を異にす二陵相並ぶに似たり、然れども書紀に合葬とあれは其實一陵なるへし明應年中河內守護畠山基國此に築城し、帝陵其域中に入る、近世陵上より玉碗（タママリ）を發掘したる事あり、古市西琳寺に藏すと云、藤貞幹集古圖、蜀山人一話一言等に詳なり。

高屋神社は延喜式に列す、今高屋陵の字古屋敷に在り、八幡宮と稱し、築城の時其域中に屬したり。姓氏錄「高屋連、出自神饒速日命」とあれは其祖神を祭れるならん。

高屋城址（タカヤノシロ）　古市村の南に在る、字古屋敷（フルヤシキ）と云ひ、土俗八幡山と稱す、帝陵を其北部に籠絡し、土壘壕池の遺形歷々尙存す、東西凡四町南北八町、國主畠山氏二百斗の居宅なり。初め南北爭亂の末に方り、足利幕府は畠山義深を以て大和河內の守護に任し侵略を一事とせしむ、[illegible]高屋に築き南方を掠め、子基國[illegible]中、堅族和田楠屋甲越中等を攻め、[illegible]木氏を破り、[illegible]國に治す、明德中也　基國[illegible]管[illegible]たるを以て守護代を置き遊佐安見木澤等之に任せり、基國[illegible]國、其子政長義就兄弟相爭ひ、其子孫互に擯斥したりしが、政長の孫植長終に本國を復す、尙傳して高政に至り、永祿[illegible]長慶[illegible]城に據る高政出亡す、三好[illegible]之に代る、已にして織田氏兵京に至る、高政其援を得て高屋に還り本州の半を封せらる、天正元年遊佐信教亂を作す、織田氏の兵本州に入り之を平け、高政出亡す、三年、三好康長入道本願寺に加擔し此に籠りしが、後に出て降る〇信長公記云、天正三年四月、信長南方へ御馬を被出、若江に至て御陣取、大坂より差向候附城かいまりへは御手遣もなく、直に與[illegible]遺成御通、八日、三好笑岩居城高屋へ取懸、町を被破、不日取可相支、[illegible]數度合戰、此時信長駒ヶ谷山より御目の下に被見物、晴がましき働也、其日は譽田の八幡道明寺河原へ取續、段々に陣取、信長は駒ヶ谷山に御陣を居せられ、方々へ足輕を出遣、谷々入口迄御放火、其上麥苗を被薙捨。

白鳥陵（シラトリ）　古市村の西大字輕墓（カルハカ）に在り、日本武尊の假葬なり、輕墓は其陵を稱す。日本紀云、日本武尊、化白鳥、飛至河內、留舊市村、亦作陵、曰白鳥陵、然遂高翔上天、（古事記曰化八尋白智鳥）仁德天皇之時、定白鳥陵守等、充役丁、天皇臨役所、時陵守目杵、忽化白鹿以走、於是天皇詔之曰、是陵自本空、故欲除其陵守、而甫差役丁、今視是怪者、甚懼之、無動陵守者、則且授土師連等。

（輕墓）

尺度郷（サカト）　和名抄、古市郡尺度郷。〇今古市村大字輕墓、西浦村大字西浦等の地なるべし、丹比坂の東なり、坂門の義なるべし。

尺度池は白鳥陵の西、坂門原陵の北なる池塘ならん、方

三町許。續日本紀云、天應元年、河内國言、尺度池水變成血色、其臭甚穢、長可二町、廣可三丈。○姓氏錄、河内國皇別酒人造、日下部同祖彦坐命子狹穗彦命之後也。

坂門原陵（サカトハラ）

清寧天皇の御陵なり。延喜式、河内坂門原陵、磐余甕栗宮御宇清寧天皇、在河内古市郡、兆域東西二町南北二町。○今西浦村大字西浦の北に在り、白鳥陵と相距二町許。山陵志云、坂門者通生坂門也、其地西浦村、而其東古市、即思我長野之南、清寧陵、呼曰白髮山（シラガヤマ）。○按に清寧陵は扶桑略記「坂門原陵高二丈方二町」に作り、又「飯豐天皇、葬于大和國葛木埴口丘陵、一云葬河内國古市郡、坂門原南陵」ともあり、飯豐陵の事は日本書紀延喜式に據れは葛下郡埴口墓たるや明白なり、扶桑略記の一說は疑はし。

河内途上　篠崎訥堂

路入河南古未曾、孖山南近當双稜、蘚碧滿地午猶明、野草秋風何帝陵。

坂本鄉（サカモト）

（茹戸）

和名抄、古市郡坂本鄉。○今西浦村大字坂田あり、此邊を云ふ、尺度鄉の南なり。

戸苅池（トカリ）○日本書紀、推古天皇十五年、作戸苅池。河内志云、在古市郡宮内村（グラノウチ）、今日利雁戸（トカント）。（今西浦村大字藏内）○利雁神社は延喜式に列す、今西浦村大字西坂田（ニシサカタ）戸刈山に在り。（河内志神祇志材）

姓氏錄未定雜姓、依羅連亦依羅連祖に物部伊莒弗連の裔也、依羅氏鳥飼を設て鳥を捕る事を掌る、且伊莒弗五世祖伊香色雄命の女を高屋河良姫と云ふ、高屋神社に由あり、利雁は鳥獵の假言ある時は、利雁神社或は依羅連の祖神を祭れるも知るへからず、西坂田高屋二村相隣接す

安宿部郡（アスカベ）

古は安宿に作る、正保國圖すでに安宿部と記せり、明治二十九年廢して南河内郡へ入る、石川の西なる狹小の地なりしも、古市と共に志貴縣の域内なるへし、和名抄、安宿部、訓安須加倍。日本紀雄略紀に飛鳥部郡と見ゆるは追書なれは、當時未た郡制なしと知るへし、和名抄、三鄉に分れたり。○飛鳥部は蕃別なり。姓氏錄、河内國諸蕃、飛鳥戸造、出自百濟國比有王男琨支王也。又飛鳥戸造、百濟國末多王之後也。

（安宿郡）

資母鄉（シモ）

和名抄、安宿郡資母鄉。○今玉手（タマテ）村にあたる、國分駒谷（コマガダニ）に對し下方に居る、片山玉手圓明の三大字に分る。

片山（カタヤマ）

玉手村の北に在り、大和川の南岸に臨み人家散在す。南に丘陵を起す、小松山玉手山と曰ふ、元和元年夏役の戰場にして其遺址あり

河内野や片敷山の片岸にゆきか花かさなみそよせ來る、（古今六帖）

日本戰史云、東軍大和口水野勝成之を指揮たり、五月五日關屋龜瀨より進み、晡時國分に至る。時に諸將小松山に登り曰く好陣地なり宜く此地に屯すへしと、勝成肯かず、夫れ寡兵を以て此に屯し敵若し來り擊たは竟に支ふる能はざらむ、國分は片山を距る遠からず前に水田あり細流あり地形頗る良好なり、今夜國分に屯し若し敵小松山に來らは南朝繞りて玉手圓明方位に出て、前後夾擊して之を殲さむ、勝敗の機は敵を致すと致さゝるとに在りと。伊達政宗後れ至る、其先頭片倉重綱小松山の東南に列り、兵を分ちて二と爲し一隊（銃二百弓五十長槍百）を山下に伏せしめ、自ら一隊（騎士六十銃百弓五十長鎗百步小性組槍百）を率ゐ退くこと二町許にして屯し、警戒す。是日西軍眞田幸村毛利勝永後藤基次は黎明以前に小松山を越ゐ前後隊を合し狹隘部の口に於て東軍を迎擊せむと決議したりしか、六日基次二千八百の兵を率ゐ拂曉藤井寺に達し、後隊を待つも至らず、時稍く後るゝを以て獨り道明寺に出て前路を偵察せしむるに、敵兵二三千國分に屯すと云ふ、乃ち石川を渡り直に馳せて小松山に登る。其先頭兵すてに片山を東に下り鬪爭を發して急に東軍を擊つ、復た銃擊に遑あらず、槍を以て接戰し劇鬪甚た勉む。東軍地勢利あらず先つ敗る、松倉重政山北より進み西軍左翼の銃火を冒して之を驅逐し、更に南に進み遂に敵軍の後を絕てり。基次は初め擊退すると數回なりしも、東軍三面の多兵三面より攻擊を受くるに及ひ、終に勝算なきを知り、小松山を西に下り馳せて高谷の地に出、展開して死戰し、遂に胸部を射擊せらる、時已に正午に近し。

玉手（タマテ）

玉手村に安福寺あり、地方の名藍なり、片山玉手山に出す所の甕穴古器、金環陶器は頗る寺中に藏す。日本書紀仁德卷に播磨佐伯直阿俄能胡玉代（タマテ）の地を獻納するあるは比なり、大和南葛城郡にも同名あり。

人類學會雜誌云、河内玉手村丘陵の南面に橫穴散布す、各穴の間隔多きも五六間少きは一二間に過ぎず、今六個許の發見あり、其一穴の奧に土棺の崩れたるものあり、即此橫穴も亦曾て墳墓として使用せられしものと云ふへきなり。

安福寺（アンブクジ）

玉手村大字玉手の山上に在り、今淨土宗を奉す、寬文年中僧珂憶廢頽の荒院を更新して之を成す、行基開闢の遺跡と稱せり。珂憶は尾州侯光友の歸依を得、堂舍建立多く其資助に因り、屋式梁低く柱太く萬世不易を期したり、俗に聖德太子の式と稱す。寺は高に倚り望廣く、難波の江海眼下に來る。

（太伯）

伯太（ハカタ）神社は今玉手村に在り、伯太又白曾に作る蓋此地の古名なり。續日本紀に由義宮の邊の長瀨を澁河と頌せり、玉手の下を過ぐる石川の水流れて長瀨と爲るを以てなり。○延喜式、文德實錄、伯太彥伯太姬の二座と爲し、神祇志料は是れ田邊史伯孫夫妻を祭ると曰へり、河内志、彥神社は安福寺に在り、姬神社は圓明山に在り白山權現

と爲すと。○姓氏錄云、上毛野朝臣同祖、豐城入彦五世孫、多奇波世君之後也、雄略御世、努賀君男百尊（日本書紀作伯孫）爲阿女產、向聟家、犯夜而歸、於應神天皇御陵邊、逢騎馬人、相共話語、換馬而別、明日看所換馬、是土馬也、因賜姓陵邊君、百尊男德尊孫斯羅、皇極御世、賜河內山下田、以解文書、爲田邊史（國分村に字田邊の名存す）

（田邊）

國分

國分寺の所在地なれは此名あり、玉手村の東大和川に添ふて一村を爲す。大和國王寺下田より龜瀨關屋を經て此に出づ、小驛舍なり

元和元年五月、大坂軍國分口を爭ひ先隊後藤基次敗れ、後隊期を失し又敗れ、遂に天王寺の會戰と爲り、大坂城陷る。日本戰史云、夏の役起るや、基次曰く城壞既に塡めらる、我軍出て平原曠野に迎へ戰せんか、以て老功の家康と精練の東兵を破らんこと未た保し易からず、故に天王寺に戰ふの策は予の取らさる所なり、願ふに東軍必す大和路より來らむ、寡を以て衆を禦くは險に據て戰ふに如かず、我精銳を聚めて國分の狹隘を扼し、之を半途に要擊せは十中七八志を得ん、旣に先頭を破らは其他は必す奈良郡山に退却し、再來數日を費すへし、其時に臨みては更に應變の良策あらんと、前隊後藤基次薄田兼相等六千を以て先發す、五日曉を以て國分の西片山に東軍に會ふ。

國分寺址○延喜式云、河內國國分寺料一千束、今國分村に其蹤を存す觀音堂あり、石地藏あり（河內志）○本朝無題詩集に河州府東山普光寺あり、國分寺を言ふにや、又安福寺なとにあたる歟、靈異記、安宿郡信天原寺亦詳ならす。

遊普光寺、々在河州府東山　大江　佐國

秋日遥尋古寺登、暮林寂寞嶺泉澄、梯危路遠幽溪入、山隔塵從斷峽興、如過舊遊丹頂鶴、纔談往事白眉僧、此時修勝池吟詩、被引風流去未能、

扶桑略記云、大同元年、傳燈大法師慈應卒、年卌九、俗姓長屋忌寸、右京人也、神護景雲四年得度、登壇之後學業殊高、安居之日講光明攝論等、厥後永爲普光寺傳法講師、勸誘不倦、生徒卒業　○靈異記云、河內國安宿郡部內、信天原山寺、爲妙見菩薩、獻燃燈、帝姬阿倍天皇（元明）代、知識緣依例施財、其布施錢五貫、弟子竊盜而隱之、返す河內市邊井上寺之里（磯長妙見寺にや）

（信天原寺址）

松岳山（船氏墓）國分村松岳山に前年古墳を發き墓誌を獲たり、銅牌長九寸七分濶二寸二分厚五厘、兩面文を鐫たり、又同地より奇石を獲たる事あり、全圓徑六寸形狀齒輪に似たり、其質綠泥石なり。（好古小錄人類學會雜誌）船氏は葛井大津と并ひ百濟辰孫王の裔にして、河內史氏なり。

惟船氏故王後首者是船氏中祖王智仁首兒那沛故首之子也生於乎娑陁宮治天下天皇之世奉仕於等由羅宮治天下天皇之朝至於阿須迦宮治天下天皇之朝天皇照見知其才異仕有功勳勅賜官位大仁品爲第三殯亡於阿須迦天皇之末歲次辛丑十二月三日庚寅故戊辰年十二月殯葬於松岳山上共婦安理故能刀自同墓其大兄刀羅古首之墓並作墓也卽爲安保萬代之靈基牢固永劫之寶地也

按するに辛丑は舒明天皇十三年、戊辰は天智天皇元年なれは相去る廿七年とす。

尾張郷

和名抄、安宿郡尾張郷。○今國分村にあたるべし、徵證なし。姓氏錄云「河內國皇別、尾張部、彥八井耳命之後也」と、卽志貴縣主同族なれは其以ありと謂ふへき歟。又尾張連あり、舊事紀云、饒速日尊十三世、尾綱根命妹金田屋姬、嫁品陀眞若王、生三女王、譽田天皇幷爲后妃、誕生十三皇子、賜尾綱連姓爲大臣、勅曰汝自腹所產十三皇子等、留率養日足奉耶、時連爲大歡喜」と、此品陀眞若王譽田天皇幷に隣邑志貴の譽田に居たまふ事なれば、是亦相因る所あるが如し。

賀美郷

和名抄、安宿郡賀美郷、今駒谷村大字駒谷飛鳥の二所なるへし、玉手村の上方に接す。靈異記鋤田寺は本郷の中に在、記曰「沙門智光者河內國人、其安宿郡鋤田寺之沙門也、俗姓鋤田連、後改姓上村主也、母氏飛鳥部造也、天年聰明、智惠第一、製盂蘭盆大般若心經疏等、爲諸學生、讀傳佛教、時有沙彌行基、時人欽貴、美稱菩薩、以天平十六年甲申冬十一月任大僧正、於是光法師發嫉妬之心云々

（鋤田寺址）

駒谷

駒谷村大字駒谷は古市の東南十町、當麻越（又竹內越と云）の出口なり。○金剛輪寺は、名所圖會云、四々山金剛輪寺安養院と號す、後村上院勅願所として攝州尊屋莊を寄せ給ふ、綸旨及楠氏の遺物數多傳へたり、藤原永手淸少納言の墓と稱する者寺中に存す

杜本神社は金剛輪寺の上方に在り（河內志）舊桓武天皇々子仲野親王の室當宗正一位當宗氏の祖神をまつる、三代實錄延喜式に列す。○神祇志料云、本社は當宗同族の神なり、仁壽三年奉幣使を遣され、杜本祭此に始る、後祭儀久絕し字多天皇寬平元年再興したまふ。（諸社根元記公事根源）○三十三所圖會云、天明三年刊三餘抄云、杜本社國分村火の谷にあり、古代は杜本千軒とて坊舍千軒これあり、勅使御下向これあるよし申傳ふ、其近邊土中より古瓦おりおり掘いたすといへとも、社頭と申もこれなく、大木の松これあり、其木に藤かづらまとひ、春は花咲みだれて常ならぬ木立とて神木と申傳ふ。

（杜本）

飛鳥

今駒谷村に屬す、駒谷の東南十二町に在り、竹內越の山路にして、磯長村を經て大和國長尾に至る。其路當麻の南に出つ、一支路當麻の北に至るを穴蟲越と曰ふ。履仲天皇其南路に就き北路を避けたまふ事記紀に詳なり。履仲紀云、天皇到河內國埴生坂、遙望自大坂向倭、至于飛鳥山、遇少女於山口、問之曰此山有人乎、對曰執兵者滿山中、宜自當摩徑踰之、於是得免難、則歌之。又

古事記云、水齒別命（反正帝）遣下難波、欺隼人曾婆訶理、殺墨江中王、率曾婆訶理、上於倭之時、到大坂山口留、卽造假宮、忽爲豐樂、乃隼人賜大臣位、百官令拜之、飲時斬其首、乃明日上幸、故號其地、謂近飛鳥也。○按するに近飛鳥（チカツアスカ）とは飛鳥の二路中其北路なる大坂は捷徑なれば此名あり、古來附會の說あれど考察を要す。

飛鳥戸（アスカベ）神社は延喜式安宿郡の名神大社也、今駒谷村飛鳥の東に在りて天王宮と稱し、但僧を常林寺と曰へり。神祇志料云、飛鳥戸造百濟宿禰の祖琨伎王を祀る（姓氏錄三代實錄）淸和天皇貞觀元年無位飛鳥戸神に正四位下を授け、二年十月官社に列る、陽成天皇元慶四年氏人百濟宿禰有雄御春朝臣有世等か請に依て春秋の祀の爲に田一町を充給ふ（三代實錄）新神考云、續紀に桓武天皇は百濟永繼を女御とし給ふ、永繼は公卿補任類聚錄を併せ考るに飛鳥部奈互麿の女なり、又續後紀には「御春朝臣是百濟王之種飛鳥戸等之後也」とあり、永繼は又藤原內麿に嫁し、眞夏冬嗣の生母たりき。

石川郡（イシカハ）

（東條郡）

明治二十九年廢して南河內郡へ入る。大和川の一支源石川の上游にして、古は錦部郡と一境にして紺口縣と云、又蘇我氏の先祖此に居り石川宿禰と曰へり、後其西部を分ち錦部郡を建て、和名抄、石川郡、訓以之加波、四郷に分ち、後世或は錦部郡と混同し指して東條（トウデウ）郡と稱したる事あり、太平記に見ゆ。三代實錄云、大臣武內男宗我石川、生於河內國石川別業、故以石川爲名、賜宗我大家爲居。○東鑑云、元曆元年、樋口次郎兼光、爲木曾義仲使、征石川判官代、日來在河內國。史徵墨寶考證云、石川源氏は義家以來世々河內に住し、石川錦部の邊を領せる一流にて、義基養和元年の初平氏の爲に斬られ、弟義資は虜にせられ其後本國に歸り木曾の爲に攻められ、遂に賴朝に投し是より鎌倉に於て連枝の列に在り、元弘の亂に其子孫宮方に與し、延元の役に馳加りしこと尊卑分脈等に見ゆ、其一族錦織氏あり。○東條郡は元弘の亂に楠木正成無名の家より出てゝ、文武の材幹義烈の盛擧を發したる地なり、河州第一の勝跡とす、東條郡の說は河內志及國郡沿革考に見ゆ。

大國鄕（オホクニ）

和名抄、石川郡大國鄕　○今駒谷村大字大黑（ダイコク）あり、是大國鄕の遺稱ならん、大黑寺と云禪刹あり、又大黑石と號する石を產す（三十三所圖會）因て按するに本鄕は駒谷村大字大黑壺井に磯長村山田村等に擬すべし

大黑（ダイコク）

石川の東岸に在り、延喜式、石川郡大祁於賀美（タケオカミ）神社今此地の生土神なり、山王權現と稱す（河內志）

壺井（ツボヰ）

今駒谷村大字壺井は中世古市郡に隸したり、河內守源賴信任國の日、別業を此地に占めたるより三代の墳墓を置く。三十三所圖會云、源氏墳墓壺井に在り、又古へ化輪寺といふ淨利あり、是は賴義公奧州征伐の時敵身方の亡卒を追福の爲に建られ、本尊に慈覺大師の作し賜ふ阿彌陀佛を安置す、後世廢寺となりて化輪寺藪金堂芝など圃の字となりぬ、漸本尊は殘りて壺井寺什寶となりぬ、されば此邊は皆一跡の地にして、源家の領と見えたり。

通法寺（ツウボフジ）

壺井寺と稱す、石丸山と號し眞言宗を奉す、源氏三代の墳あるを以て元祿十三年德川幕府堂舍を再興せしむ。賴信墓は本堂の巽位二町に在り、賴義墓は觀音堂畔に在り、義家墓は賴信の東一町に在り。

〔通法寺文書〕永德三年四月河內國古市郡通法寺別當幷供僧等謹言上

欲早被寄捐丹生谷左近將監遠房所掠賜料所儀且云賴義建立伽藍且任八幡殿御自筆寄進狀右大將家假名書御教書幷代々手繼文書楠木中務大輔正儀之御度下知狀旨如元令安堵佛聖燈油四町三段間事

右當寺者爲源家御氏寺雖送三百年星霜靈驗猶日新者哉御本尊千手觀音者賴義有御出狩庭之時山中放光明而草木變金色之間成希代之思有御覽者因光中忽然而現給千手觀音發露啼泣而投五體於地御歸依之餘仁奉負自身建立伽藍可被安置其內御本尊今千手是也次後八幡殿十二歲御時天喜年中應于勅命而爲追討朝敵之御發向奧州之時於彼御本尊御前立種々願望未渠者特躍御直中被懸像之御首畢其時之帳絹今猶在像之御首上加之八幡殿深有御祈誓之造寫彼形像懸于御守與時不放於身御下向奧州經十二年三月被責彼貞任宗任併依當時御本尊千手擁護也先年大地震之時令崩倒御堂之間發起立今御堂引地之處堀出石厘欄開之而奉拜見云御骨是顯然也伊豫入道殿八幡殿被立二基之五輪石塔幷有御定立墓堂而割分件免田四町三段云々

壺井八幡宮（ツボヰハチマングウ）

相傳、天仁二年源義家勸請す、卽源氏の氏神なり。元祿十四年、德川家綱通法寺修理の時、奏請して正一位壺井權現の號を三代武將に賜はり、本祠に配祀す。（名所圖會）祠前に壺井あり

磯長（シナガ）

（科長）

今磯長村存す、用明敏達推古聖德孝德の諸皇陵あり、梅鉢紋の如くに位置す。科長神社は山田村に屬す。磯長は古市村の東南一里餘、大和當麻寺の西嶺背に當る、聖德太子の廟寺最世に聞ゆるを以て俗に太子と稱す。

磯長太子陵（シナガノタイシ）

磯長村大字太子に在り、上宮法王聖德太子の墓なり、墓下聖靈院叡福寺を其廟堂と爲す。○日本書紀、推古天皇廿九年二月、厩戶豐聰耳皇子命、薨于斑鳩宮、（上宮法王帝說及法隆寺佛像銘卅年）是時諸王諸臣及天下百姓悉長老、如失愛兒、而鹽酢之味在口不嘗、少幼者如亡慈父母、以哭泣之聲滿於行路、乃耕夫止耜、舂女不杵、皆曰日月失輝、天地旣崩、自今以後誰恃哉、是月葬上宮太子、於磯長陵。○延喜式、

磯長墓、橘豐日天皇之皇太子、名云聖德、在河內國石川郡、兆域東西三町南北二町。御廟山は山に倚り墳を成す其中央は太子御母穴穗部間人皇后、東方卽太子にして西方は太子妃膳臣女、三石棺を納めたり。〔名所圖會〕

叡福寺

磯長村に在り、瑞川勝軍寺を下太子と云に對し上太子と號す、聖德法王の影像を置く、故に聖靈院と名あり、今眞言宗を奉し堂舍は慶長八年豐臣氏の造進なり。〇西方院は南の上段に在り、淨土宗を奉す、南林寺は更に其南に在り、叡福寺古廟の講堂の跡なり、天正二年兵燹の後廢絶しけるに後水尾太上皇叡福寺行幸の時一宇を再建せしめらる、卽南林寺也、寺中太上皇御手植の皆實桐存す、太上皇皇女光子內親王御書等を什寶とす〔名所圖會卅三所圖會〕

西方院の東一町許民家の前に古墳あり、或は之を以て蘇我馬子桃原の墓と爲すも詳ならず。又延享年中叡福寺境內染堂の畔田圃より高屋連枚人の墓誌を獲たることあり、寺中に其誌石を藏す、長八寸巾六寸厚三寸餘、硬石に似たり。〇古京遺文云、高屋連枚人墓志、石河郡山崩所出志似石非石、但丸非丸、土砂合成、未經火化者、和州宇智郡楊貴氏墓志正同、

故正六位上常陸國大目高屋連枚人之墓寶龜七年歲次丙辰十一月乙卯朔廿八日壬午葬

古事談云、天喜二年、聖德太子御墓近邊、爲立石塔、引地之間、地中有石筥石、堀出之、筥也、長一尺五寸許、横七寸許、有身蓋、開見之處、御記文也、仍天王寺奏聞事由、件御記文狀云、

吾爲利生、出彼衡山、入此日域、降伏守屋之邪見、終顯佛法之威德、於所々造立四十九箇之伽藍、化度一千三百餘之僧尼、別記、法華勝鬘維摩等大乘義疏、斷惡修善之道漸以滿足矣、今年歲次辛巳、河內國石川郡磯長里、有一勝地、尤足稱美、故點墓所云、吾入滅以後、及于四百三十餘歲、此記文出現哉、爾時國王大臣、發起寺塔、願求佛法耳、

按に太子の未來記と云ふは中世の書にて、數度かゝる造言假託のありし事と思はる、攝州天王寺に藏すへし。集古十種に收めたる上太子碼碯石、高四寸有奇寬五寸有奇、正書六行、第一行第六行闕す、蓋本碑數片中の一片にやあらん、第二行に「今年□□辛巳」第三行に「□□足稱美□」第四行に「于四百□□餘」第五行に「王大臣□□寺」など見ゆ、古事談の記文に符合する所あれど、眞贋如何を知らず。

葉室

磯長村大字葉室は叡福寺の東南に接す、佛眼寺は此に在り。三十三所圖會云、この寺は花山法皇の御記眞鈔曰「花山法皇十九歲にして出家なされ、神慮ある旨を尋ね給ひ河內國石河郡聖德太子の墓所に御使を立られしに、何國ともしらず聖一人忽然と來る、帝御覽あれば、眼より金色の光りさし給ふ人なれは、則ち御名を佛眼上人と宣旨せられ、上人を先達として三十三所の觀音の廟禮を修行し給ふ」と此寺は草創の年歷詳かならす、唯佛眼の開基と言傳ふ、今頽廢す。

磯長中尾陵

敏達天皇の御陵なり、磯長村大字葉室に在り、天王山と稱す、欽明皇后磯長原墓同域なり。日本書紀云、葬譯語田天皇於磯長陵、是其妣皇后所葬之陵。〇延喜式、磯長中尾陵、譯語田宮御宇敏達天皇、在河內國石川郡、兆域東西三町南北三町、又磯長原墓、石姫皇女、(宣化皇女欽明皇后)在石川郡敏達天皇陵內。扶桑略記云、磯長中尾山陵高三丈方二町。〇山陵志云、古市東南磯長葉室村、有古墳、敏達陵此也、其形象宮車、據史初殯于廣瀨、今廣瀨郡有仁基山酸山、皆帝陵形也、疑之其一敏達初殯之陵、而史誤爲殯歟、崇峻帝四年祔其后妃廣姫、廣姫以敏達四年薨。

春日

磯長村大字春日は太子堂の東北に接す、古市駒谷より此を經て山田村に出て、大和當麻村に到る一山路なり。〇古傳說に春日の名あり、俗諺春日臣の居地と爲すは非なり、今此地に春日宮址存す、春日井氏の作と爲すは非なり、(續日本紀に)共に證據也、(續日本紀河內志春日條)姓氏錄云 河內國、春日臣同祖、武帝七世孫愼近王之後也

妙見寺

春日の東北山中に在り天台山妙見寺と號す、寺中舊日墳より墓誌を發掘したる事あり、誌は長八寸二分廣五寸一分厚二寸、背に誌文を刻す、其文云、

維延曆三年歲次甲子□□朔癸酉丁酉參議從四位下陸奧國按察使兼守鎭守副將軍勳四等紀朝臣廣純之女吉繼墓志(以上四行)

又此寺に古碑を藏す墓標なり、前年寺東片原山に在りしを收めたる也、其石長三尺許廣一尺文は六行に刻す。

飛鳥淨原大朝廷大辯官直大貳采女竹良卿所請造墓所形浦山地四十代他人莫上毀木犯穢傍地也

己丑年十二月廿五日

磯長中陵

用明天皇の御陵なり、今磯長村大字春日に在り、字を圓山と云。〔河內志〕山陵志、用明陵、春日村古墳、此也、古事記以此爲科長中陵、蓋西南則中尾、東南則山田、東北則大坂、西北則太子墓、岐乎相望也。〇古事記、池邊宮(用明)段云、此天皇御陵在石寸掖上、後遷科長中陵也、延喜式云、河內磯長原陵、磐余池邊列槻宮御宇用明天皇、在河內國石川郡、兆域東西二町南北三町。〔書紀推古帝元年改葬於磯長陵〕扶桑略記云、用明天皇磯長原山陵、高三丈方三町。

山田

山田村は磯長村の東に接す、古磯長の中なり。山田染と稱するは紫草茜にて往時其名遠近に聞ゆ、又山澗より金剛砂を出す。此地は和州當麻寺の西の方なる當麻寺の舊址萬法藏院廢跡は菖蒲谷に在り。〔名所圖會卅三所圖會〕

科長神社は延喜式石川郡に列す今山田村東條に在り、八社明神と稱す、其南一町に妹子塚あり。(河内志)

磯長山田大陵

推古天皇の御陵なり、山田村高塚即此なり。古事記に「此大皇御陵在大野岡上、後遷科長大陵」とありて、日本書紀に「天皇遺詔與陵勿厚、便宜葬于竹田皇子之陵、從之」と載せ、扶桑略記にも「竹田皇子陵河内國石川郡」と見ゆ。延喜式、磯長山田陵、小治田宮御宇推古天皇、在河内國石川郡、兆域東西二町南北二町。

大坂磯長陵

孝徳天皇の御陵なり、一に鶯陵と曰ふ、山田村に在り今上野山と曰ふ(名所圖會)山陵志云、孝徳陵、在中尾陵北、山田村古冢、稱北山者此也、大坂是葛城山、自河内踰大和県也、(大坂今河州曰岩屋越、和州曰竹之内越者)書紀、磯長謂作科長。○延喜式、大坂磯長陵、難波長柄豐碕宮御宇孝徳天皇、在河内國石川郡、兆域東西五町南北五町。扶桑略記云、大坂磯長山陵、高二丈方五町。

鶯關址

名所圖會云、山田村竹之内峠の西八町許の處なるへし、鶯陵は枕草紙に載せ、即磯長大坂陵を指す、大坂は竹之内峠(一名岩屋峠)に外ならず。

我おもふこゝろもつきす行く春を越さてもとめよ鶯の關、(明玉集)　康資　王母

石川

此川は高向村瀧王瀬より發源し、葛城金剛山の諸瀧水を併せ北流す、南河内郡唯一の洪流也、長凡八里、道明寺村に於て大和川に會す。○日本書紀仁徳卷に「堀大溝於感玖、乃引石川水、而潤鈎鼈豐浦郊原、以墾得四萬餘頃之田」とあるは此地の事なるへけれど、鈴鹿は其地を失ひ、豐浦は中河内郡に其名あれと、感玖と遠隔して相通せず。住吉大社司解狀に石川の灌漑の緣起あり、下に引く。

仁徳紀に見ゆる石川の灌漑の事に就き、延暦八年與判の攝津住吉大社司解狀は此養水を以て大神の本願と爲し述ふる所あり、然れとも其言詞奇異に渉り含糊の態多し、大意南河内の地は往時大神の御田御山なりと云ふ、其四至の地域は明白に例證し難けれど南河内及び隣接の地を指すごとし。其文に曰く右大神宣、我田我山、潔淨水錦織石川針魚川合引灌、以榊葉木能齋祀、吾有饒祝謀時、如斯齋宣、亦山領石川錦織許呂志奉仕、山名所々在、號曰兒山　天野　横山　錦織　石川　葛城　音穗　高向　葉林　二上山等。(葛城山元高尾張也)

四至　東限大倭國堺道、葛木高小道、忍海刀自家宇知道。南限木伊都縣道側、井大河。西限河内、泉、上鈴鹿、下鈴鹿、雄濱、日下野公田、宮處、志努田公田、三輪里道。北限大坂、音穗野公田、陵部波多之男中女御、吾嬬坂、川合、坂山、埴田、大村、斑鳩野谷

右山河奉寄本記者、昔者纏向玉木宮御宇天皇、癸酉年、隨大神願、遣使屋主忍男武雄心命、所奉寄也、(武雄心命、以用此山爲幣、居於䏻原而齋祀、九年內、即申賜難波道住山一所、武雄心命者、武内足尼父也。(中略)羽白熊鷲依得地、膽取云、日晩御宿地、日暮云、依有横中山故、横山云、在横嶺故、横嶺云、嶺東方頭、杖立在二處、石川錦織許呂志忍海刀自等爭水利、故俗謂杖立、爭論處。亦西國見丘在、東國見丘在、皆大神登臨國老人、見國賜岳、亦横谷冷水潔清、凡派池在、吉野萱野沼、智原萱野沼此水食聞、甚冷清水、仍依御田引灌思召、針魚等堀作溝谷。(中略)通方向堤樋流灌、其樋地二百代、(在河内志紀長倉、高向堤地、樋尻に謂住吉、碑文穿影附也、)

墨江堰在、(同長倉沙古田里、十五坪、堰池五十代)時凌忍海刀自、率親族等白於大神曰、別分此太給乞申、乃智原萱野水分少小賜、悅其水賜、持行溝穿造、(中略)遂水通潤田因其地水分、水越云、亦令住三箇人鎭守水分時、八咫烏子塞奉寄吾住道、自斯此内、東倭谷、南美奴道、竹川西公田、北玉井、倭川、比太米道、差申。亦難波高津宮御宇天皇、遣大神宣、以大和守、令堀紺口溝、同水流開、上鈴鹿、下鈴鹿、上豐浦、下豐浦、四處郊原、四萬頃之田墾成、膽田此溝油、故其地百姓作賤、在饒之賀、無凶年之憂、是大神本願也、石川針魚河水、引灌於大神御田縁此也、針魚通此河、今不絕、爲往來、云々と。今按に兒山伊都大河(紀川)阿備等は紀州にて、横山灘嶺日禰(日暮)宮處志努田三輪熊取等は泉州なるべし、葉林は其訓を知らず、針魚は人名にして又其人の造れる溝の名に轉用す。音穗吾嬬坂などは其地詳ならねど、文辭に據りて稍位置を大抵を辨知すべきに似たり、萱野沼と云ふは即石川の水源なるべし横嶺と呼ぶ山中にあたる。吾住山又吾住嶺とは大神の御山の義なるべし。鈴鹿豐浦は更に仁德朝の追灌の田地なるか、鈴鹿は西堺に當るべしと云へは泉州に接近する地歟、志紀以西に其名ありしごとし。(住吉浦に豐浦水分神社あり、此溝は住吉浦へ穿り通せし如し。)

石川

石川村は富田林村の東、磯長村の南也、大字大箇塚は山麓なり、大箇塚に接し大字一須賀あり。

石川城址

石川村の中ならん、今詳ならず。養和元年前武藏守源義基、據石川城與源頼朝、遣源季貞等討斬之、傳首京師、廣澄葉常重賀光賢、壽永三年、源行家赴河内、據石川城畔、義資與之、源義仲遣其將樋口兼光擊之、行家棄城走。(大日本史)

降幡神社は大箇塚に在り、大伴氏の祖天押日命を祭ると稱す、延喜式に載せたり。(名所圖會)壹須何神社は延喜式に列す、石川村大字一須賀の市河明神是なり。(神祇志料)

勝地吐懷編云、姓氏錄、河内國諸蕃、狛連、出自高麗國人

伊利斯沙禮斯也」「大狛連、出自高麗國溢士福貴王也」「島木、高麗國伊理和須使主之後也」かやうにあるを催馬樂に合せ考ふれは、これら石川郡におかせ給へる其子孫を石川のこもうと、云へる歟。

石川のこまうどに帯をとられてからき悔するいかなる帯ぞ縹田の帯の中は絶たる(催馬樂)

喜志（キシ）

喜志村は石川の西岸に在り、富田林の北一里許。和田池の傍に延喜式美具久留御玉神社鎮座す、文徳實錄嘉祥三年授位、今下水分（シモスヰブン）神と稱す、赤坂村の水分神に對比したる也(河内志神祇志料) 美具久留は美具曇（ミクバリ）利(水分の義)の轉訛にや。

富田林（トンダハヤシ）

富田林村は南河内の小都會なり、古は富田芝と稱す、曠原なりしを天正年中開發し、市店遂につき醸造家最多し、戸數五百許、眞宗興正寺別院あり、足利氏織田氏の古證文を藏す、興正寺十四代證秀上人開基、毛人谷（エヒタニ）に上人の墓あり(名所圖會卅三所圖會)今南河内郡々衙を此地に置く。柏原より此まで鐵道六哩。

大伴（オホトモ）

富田林の東石川の南を大伴村とす、大字山中田に大伴塚ありしが今隅塋す(名所圖會) 日本書紀、敏達天皇十二年、留以百濟日羅妻子水手等居于石川、大伴糠手連議曰、聚居一處、恐生其變、乃以妻子居于石川百濟村、水手等居于石川大伴村　姓氏錄云、河内國未定雜姓、大伴連、天[illegible]命之後也、又大友史、百濟國人白猪奈世之後也。

雜居郷（サハヰ）

和名抄、石川郡雜居郷(今石川村喜志村富田林村大伴村等にあたる歟、敏達天皇の時百濟日羅の妻子従類を石川に安置し、又之より先き此地百濟の村名已に見ゆれは諸蕃雜居の謂により此郷名を建てられしに似たり、錦部郡新居郷百濟郷は雜居の南に在りし如し。

紺口郷（コムク）

和名抄、石川郡紺口郷。○或は感玖又は咸古に作る、今中村河内村白木村赤坂村等の地なるへし、中村に寛弘寺あり即紺口寺なり(河内志紺口神社は龍泉寺に在りと云ふは頗疑はし龍泉寺は今東條村に屬し、紺口郷の別郷佐備の域内ならずや) 紺口縣主より即此地を本居とす。

(玖或)

日本書紀、仁德巻、堀大溝於感玖、乃引石川水。○姓氏錄、河内皇別紺口縣主、志紀同祖神八井耳命之後也、古事記明宮(應神)段云、此天皇娶品陀眞若王女、高木之入日賣命、生御子額田郎女(日本書紀作澇來田皇女)○按するに紺口縣は石川錦部二郡に渉る、延喜式鴨習太（カモノナラヒタ）神社は中村大字神山（カウヤマ）に在り神山の西に寛弘寺あり、又南は赤坂村に接す。

(山神)

寛弘寺（クワンコウジ）

紺口（カムク）寺の謂なるへし、寺後世廢し今中村の大字と爲る、延喜式咸古神社は此地に在るべき也、河内志之を龍泉寺に在りと云は信ずべからず、龍泉寺は佐備郷なり。

平石（ヒライシ）

今白木（シロキ）村と改稱す、中村の東北河内村の北に接す。太平記に平石城見ゆ、又「平田」と記せる地名あり、平石の誤ならん。曰く、正平三年京方に於ては河内楠が館をは燒きはらひ、吉野の君をも取り奉るへしとて、越後守師泰六千餘騎にて、正月八日和泉の境の浦を立ちて、石川河原に先つ向城を取る、武藏守師直は三萬餘騎の勢を率して同十四日平田を立ちて、吉野の麓へ押し寄する。○名所圖會云、平石村に方六町許の城址あり、平石左衞門尉茂山の籠れる所なり。大日本史、正平十四年畠山國淸將犯行在、楠正儀和田正武修赤坂城據之、十五年春守橋本正高與福塚某河邊某等城平石、以五百餘兵守之、其餘將士各守近里、尋今川範氏佐々木氏賴等陷平石城、諸營並陷、正儀與正高、退保金剛山。

高貴寺（カウキ）

平石の神下（カウゲ）山に在り、眞言律宗を奉す。相傳ふ空海大師此山中に安居し、修練の夜佛法僧を聽き詩あり、閑林獨坐草堂曉、三寶之聲聞一鳥、一鳥有聲人有心、聲心雲水倶了々、後草堂を改め高貴寺と[illegible]、後[illegible]天皇吉野行幸の時特に勅をめぐらして寺に當てなさる、御製云

我國はみのりの道の[illegible]佛法僧かな

近世明和安永の頃、慈雲律師[illegible]河内を[illegible]卓然として一旗幟を建て高貴寺に登り正法律を[illegible]復古を唱ふ、遂に勅願の内宣を賜り當寺を興す、故に後桃園帝十三重石塔及桃園後桃園二皇の神碑を寺中に置く。○按に河内志に「高貴寺、在神下山、相傳上古有天神降于此峰云、僧空海建草堂、安置高貴徳王菩薩像、因以名寺、有神祠稱石船」と述へたり、高貴徳王は中古仏者大神の本地佛として崇敬せられたるを思へは、此本地佛と神の關係は石川の御田御山に寄托して起れる緣起說にや、石川を參看すへし。

弘川（ヒロカハ）

今河内村に屬す、河内志云、弘川寺、是楠氏家臣隅屋（スヤ）與市舊館之地也、墳墓（ブンマ）櫻（ハシサクラ）在堂前、與市嘗以此樹爲標、自謂其地兩櫻曰、縱令我軍不利、不出此域、終戰死于樹下。○寛正二年、畠山宗家の亂に畠山政長弘川に據り寨を起したり、赤弘川寺の地なり。長祿寛正記云、畠山義就有無の合戦にて運命を見るべしとて、弘川へと急ぎけり、寛正二年六月廿日の夜いまだ明けざれは山中にまよひ、夏夜無程明方に漸々弘川の陣に馳付てみれば、三重に大木戸を打高矢倉を上たり、夜中に攻入べしとて風上に火をかけ塀の下に切て入る、されども政長の本陣までは火もかからず、是は御幡に院宣を入られし御旗なるにより兼て用心きびしかりしかは少もさわがず、頓て政長御幡を被出、寄手を追散す。

弘川寺（ヒロカハテラ）

河内村大字弘川に在り、眞言宗を奉す、本尊藥師如來、寶龜年中沙門光意此山に住したる事元亨釋書に見ゆ、寛正の兵亂に火を被り焦土と爲る、今堂宇纔に存す。○西行法師の墓あり、近世似雲法師長秋詠藻に據り西行

墓を尋ねて弘川寺に到れるも、山僧之を詳にせず、本堂の奥二町許に行塚(ギャウヅカ)を獲て標を立つ、塚周廻十五間高二間似雲其東に花之庵を營み幽栖年を經て死す、其墓花之庵の下二町許に存す。〔名所圖會〕

圓位聖歌ども乞侍りし、其年は文治なり、河内の弘川と云山寺にて煩ふ事ありとて、急きつかはしたりしかば限なく喜び、言遣して後二月十六日に南に隱れ侍りける、彼上人先の年に櫻の歌多く詠けるに、

同くは花のもとにて春死なんそのきさらぎの望月の頃

遂に此日終を遂げけるに、あはれにありがたくおほゆ云々。〔長秋詠藻〕

なみならぬむかしの人の跡とめて弘かは寺にすみぞめの袖〔野史〕　今西行似雲

水分(スヰブン・ミクマリ)

今赤坂村大字水分は中村の東南に接し金剛山の西麓なり。赤坂城址は其上に在り。水分(スヰブン)明神は南河内の名社なり、額背書して云「延元二年丁丑四月廿七日勅授位記五年庚辰四月八日左衛門尉楠正行書」。建水分(タケミクマリ)神社は三代實錄貞觀五年授位、延喜式に列す。神祇志料云、凡天下諸神增階の例天慶より建治まて七度なる時は、本社の如き三代實錄元慶三年従四位上に叙さるれは、正に七階を經て従一位に進み給へるを、延元に正一位を給ひしなり。

赤坂城址(アカサカノシロ)

今赤坂村大字水分(スヰブン)の上方に在り、城壖南は山岳に靠み、東南斷崖三百尺、北に一徑を通すと河内志に見ゆ、山中の形勢は當に然るへし。而て太平記赤坂を說き三面平地と爲す、此城と相符合せず、後の考按をまつ。○赤坂城は元弘元年楠正成己か館の上なる山上に築き東國勢を引受けたる所也、正成居宅は水分邑内ならん、元弘の變守役、正平年中正儀再三赤坂に據り北軍を拒けり。○太平記云、元弘元年九月、東國の軍勢楠兵衛正成か楯籠りたる赤坂の城へぞ向ひける、石川河原を打ち過ぎ城の有樣を見遣れば、俄に拵へたりと覺えて、はかばかしく堀をもほらず、僅に屏一重塗りて方一二町には過ぎじと覺えたる、其内に櫓二三十か程掻き雙べたり、是を見る人ごとにあな哀の敵の有樣や云々。東國の勢是を見て一攻なせしに忽ち敗れて蜘の子を散すか如く石川河原へ引き退く、其道五十町か間馬物具の捨てたること足の踏所もなかりければ、東條一郡の者どもは俄に怨つきてぞ見えたりける。初度の戰に負ければ、楠が武略侮りにくしとや思けん、吐田楢原邊に各打ち寄せたれとも、聽て又推し寄せんとは擬せず。彼の赤坂の城と申すは東一方こそ山田の畔重々に高く少し難所のやうなれ、三方は皆平地に續きたるを堀一重に屏一重塗り、方四町にたに足らぬ平城に敵四五百人籠りたるを、東八箇國の勢どもが責めかねて還攻したることの淺ましさよ云々。(以上の文によれば、此楠木城は平城なりしと想はる、赤坂の地形に合はず、或は云ふこれは東條の柵にして、別に太平記に三方岸高くして云々の山城あり、即赤坂柵かと)又云、三年二月、楠の城へ寄せられ、四方雲霞の如くに取卷、此城三方は岸高くして屏風を立てたるが如し、南の方許こそ平地に續きて、堀を廣く切り岸の額に塀を塗り、平野將監入道初め三十餘人こもりたり。又云、正成は去年赤坂に自害して燒け死にたる眞似をして落ちたりしを實と心得て、武家より其跡に湯淺孫六入道定佛を地頭に居ゑ置きたりければ、今は河内國に於ては殊なる事あらじと心安く思ひける處に、二年四月三日楠五百騎を率して俄に湯淺が城へ押し寄せて息をも繼せず責め戰ふ、城中に兵粮の用意乏しかりけるにや、湯淺か所領紀伊國の阿瀬川(アセカハ)より人夫五六百人に兵粮を持たせて夜中に城へ入らんとするより、楠風に聞きて兵を道の切所へ差し遣し悉く是を奪ひ取る間、湯淺入道降人に出づ、楠其勢を并せて七百餘騎にて和泉河内の兩國を靡けて大勢になりければ、五月十七日に先づ住吉天王寺邊へ打ちて出て、渡部の橋より南に陣を取。」

楠氏宅址○赤坂村大字水分に在る歟、河内志其第址又誕生所を水分に繫けたり、或は云ふ、東條村龍泉に在るへしと俱に詳ならず。○太平記云、河内金剛山の西にこそ楠多聞兵衛正成とて弓矢取りて名を得たる者は候ふなれ、是は敏達天皇四代の孫井手左大臣橘諸兄公の後胤たりといへども民間に下りて年久し、其母若かりし時志貴の毗沙門に百日詣で、夢想を感じて設けたる子にて候ふとて、稚名を多門とは申し候ふなりとぞ答へ申しける、主上さては今夜の夢の告是なりと思召して頓て是を召せと仰下さる。增鏡は稍太平記に異なり「笠置殿には大和河内伊賀伊勢なとより兵とも參り集ふ中に、事の始より頼み思されける楠兵衛正成といふものあり云々。」太平記又云殘に河内より早馬立て六波羅へ注進あり、楠兵衛正成といふ者御所方になりて旗を擧ぐる間、近邊の者ども志あるは同心し志なきは東西に逃げ隱る、則ち國中の民屋を追捕して兵粮のために運びとり、己が館の上なる赤坂山に城郭を構へ、其勢五百騎にて楯籠候。○氏族志云、橘氏、左大臣諸兄六世號公廉、生河内守恒國、尚侍醍醐皇女紹子内親王、(一代要記、皇胤紹運錄、齋院記、橘氏系圖)以藤原氏盛、而其族大衰、(玉海)然支派蔓繁、布在國郡者、不可勝紀、其在河内者爲楠木氏、(東鑑、建久元年、有楠四郎者、蓋是族也、按太平記唯云、正成諸兄之後、不載父祖之名、而世所傳楠氏系圖、諸說皆不合。

佐備郷(サビ)

和名抄、石川郡佐備郷。○今東條村千早村なり、東條に大字佐備存す。延喜式に載古佐備神社の名あり、今東條村大字甘南備に存するを見れは、佐備は紺口郷より分れし者たるを知る。

佐備神社は東條村佐備に在り延喜式に列す。上梁文云「石

川那東條佐備鄕高向宮文安元年十二月所修」（河内志）○舊事紀云、卷向宮、垂仁御宇之世、五十瓊敷入彦皇子留於河内國守乃河上宮、作太刀千口、名曰赤花之作、亦謂作「今藏在石上神宮」この造刀の事は記紀二典には詳なりと爲すも、舊事紀の說亦參考する所あるべし、同書又云、十市根、大連之子、物部金弓連公、佐比連等祖。（南山巡狩錄云、延元三年九月、池尻牛田の凶徒を打破らん爲に、佐備一郎左衛門尉正忠高木遠盛以下彼所に向ひ合戰あり（高木遠盛申狀）此正忠は佐備の鄉人なり。咸古佐備神社は延喜式に列す、東條村大字中佐備に在りと云ふ（河内志）舊錦部郡に屬して、佐備鄉に係りたる也。

東條

東條は本佐備鄉の莊名に起り、一時は東條郡の稱あり、石川、錦部郡を指せり、實に楠氏の根據なり。延元元年南山巡狩の初め京方には後帝（後醍醐）を東條に御座ありと想へり、豫章記云、

後帝御幸華御座河内國東條之間凶徒等可蜂起之由有其聞早引率一族并伊豫國地頭御家人不日馳向可致軍忠之狀如件

建武三年十二月廿日　判

後村上帝の時吉野より東條郡觀心寺及天野山に移御あり、其來往の途次東條の邑に御したまへる事あり、行在は龍泉寺なるへし。觀應二年二月二十六日、南方の主上已に山中を御出ありて、腰輿を先づ東條へ促さる、劍璽の役人ばかり衣冠正しくして供奉せられ、其外の月卿雲客衛府諸司の尉は皆甲冑を帶して前騎後乘に相順ふ、東條に一夜御逗留ありて、翌日頃て住吉へ行幸なれは、和田楠以下、眞木野、三輪、湯淺入道、山本判官、熊野の八庄司、吉野の十八鄉の兵七千餘騎路次を警固仕る云々。

東條城址

龍泉城に同しかるへし、龍泉城は東條村大字龍泉の上方に在り、方四町許、壘壁の跡顯然たり。（河内志名所圖會）

（龍泉城址）

南山巡狩錄、建武二年十月、岸和田彌五郎治氏東條の城に楯籠る。（岸和田治氏申狀）延元二年十月十九日、足利尊氏は細川兵部大輔を大將とし東條（東條は河内國にして楠か籠れる所の城なり）に押寄せしむ、官軍に於て高木遠盛岸和田定智以下之を防ぐ。（高木岸和田申狀）正平三年正月五日、楠正行戰死、十四日高師直三萬餘騎を引具し平田莊にうつる。（太平記園太曆細細要記）この日河内國東條に於て高師泰は岸和田彌人助氏等と接戰す。（岸和田助氏申狀）二月八日三月十八日十九日かさねて東條にて合戰を遂ぐ、岸和田文書の面を見るに東條上時彼方佐美谷所々に於て合戰すと云ふ、四月に及ふもやまず、翌年八月まで師泰石川に在陣す。（椿葉記云、觀應三年閏二月廿日、南朝（後村上）の天氣によりて兩上皇（光嚴光明）新院（崇光）儲皇直仁親王八幡の軍陣に幸しましますす、南方の官軍利なくして八幡より沒落、河内國東條の城に還幸あり、同五月に又大和國加名生の斷宮に渡御なる。園太曆云、觀應三年五月十三日、今朝聞去夜八幡陣敗北、主上以下之人々被過南都、或有稱東條之說、然而南都實事云々。觀應三は南方の正平七也）○太平記云正平十四年京方河内へ發向す、和田楠相謀て龍泉平石の諸城を守る中にも龍泉には大和河内の兵一千餘人籠置たるが、寄手之を攻めんともせさりける間、斯ては徒に兵を置ても何かせん打散してこそ野戰にせめさて、龍泉の勢をは皆呼下して、さしもなき野伏とも百人計見せ勢に殘し、こゝの梢かしこの弓隱の端に旗許を結附、尚も大勢籠りたる体に見せたり、云々、十五年夏龍泉城陷る。

龍泉寺

龍泉城址の下に在り、牛頭山醫王院（眞言宗）と號す、本尊藥師如來。寺傳云、蘇我馬子勅を奉し十二願主を移し、群類利益の道場を建つ、弘仁中空海師再營の後繁榮大に加る、靈水あり、龍泉と稱す、黄門定家卿立願の歌に、

十まりふたつのちかひ清くしてみかける玉の光をみ知る、

寺記正三位晉明筆、中將大輔康俊畫（名所圖會）○元亨釋書云、內州有一寺、其池元龍池、龍移他處、池又涸、寺衆苦無水、空海點一所加持、清水忽涌、因號龍泉寺。

千早

東條村大字甘南備の上方にして、金剛山の中腹に在り、千早村と曰ふ。或は千劍破に作る（劍は以の義に假る破は比不字の也を假る）眞乘院文書、元弘三年大塔宮楠兵衛追討の古案に茅和屋に作り、（東鑑雜誌）史徵墨寶第三編、宇都宮河野文書に茅屋に作れり。○千早城は村の東に在り。謂ゆる金剛山城是なり、今郵便局は大字小吹に在り。

（千劍破）（茅和屋）

千早城址

金剛山の西腹に存す、山勢巍然として四面の谷深さ、ゝ東百丈、西七十五丈南八丈北三十丈、東南の間に一道あり坂路巍々たり、元弘中楠正成の起す所にして、南河内十七所の根城ゝす、（河内志名所圖會）○外史云、元弘二年冬、楠正成築千劍破城、於金剛山、三年二月、吉野赤坂皆陷、關東三軍皆會于金剛山、西南面諸道兵、應變者亦會焉、稱八十萬、合勢攻正成、正成以千餘人拒之、五月解圍、正平二年、足利尊氏令諸將、攻金剛山不克、元中七年、足利義滿使畠山義深攻金剛山、城兵飢不能戰、逃走據十津川、自正成築城焉、凡六十年、爲賊兵所陷。

太平記云、元弘三年楠兵衛正成千劍破に籠る、此城東西は谷深く切れて人の上るべきやうなし、南北は金剛山につゝきて、しかも峯そはたちたり、されとも高二町はかりにて、廻り一里に足らぬ小城なれば、何程の事かあるへきとも覺えず、されど、此城を力攻にすることは、人の討るゝばかりにて、其功成り難し、唯取卷きて食攻にせよとて下知す、爰に如何なる者か詠みたりけん、一首の

古歌を翻案して、

よそにのみ見てややみなん葛城のたかまの山の峯のくすの木

軍もなくて陣々に江口神崎の傾城どもを呼び寄せて、様々の遊をさせられける。○梅松論云、楠兵衛尉正成と云ふ勇士叡慮を請て河内國に金剛山千波屋と云無双の要害を城郭に構て宮の御旗を上しかは、去年笠置へ向たりし東士共重て上洛して翌年の春大將軍奈良路を經て先吉野へ發向して大塔宮を攻落し奉り、則村上彦四郎義輝を討取て其勢すぐに金剛山に向て城を圍む、數萬の軍兵武略を盡すといへとも究竟の要害につよ弓精兵多く籠る間、寄手命を落し疵を蒙るもの幾千萬といふ數をしらず、東士利を失ふ。

金剛山（コンガウセン）

葛城山の一峯にして、千早村より登る事二十八町を絶頂と爲す。轉法輪寺此に在り、大和(南葛城郡葛城村)に屬す、國界は寺域内に之を劃す、和州葛城山及金剛山寺參看すへし。○金剛山城は即千早城也太平記云、光嚴院法皇行脚の時、霞に消えて高く峙てる山を問はせ給へば、是こそ音に聞ゆ候金剛山の城とて、日本國の武士ともの幾千萬といふ數を知らず討れ候ひし所にて候へとぞ申しける、是を聞召してあなあさましや、此合戰といふも我一方の皇統にて天下を爭ひしかば、其亡卒の惡趣に墜して多劫が間苦を受けんことも、我罪障にこそなりぬらめと、先非を悔させ御座す。

後醍醐院御時、金剛山といふ所にて合戰ありけるに、公家武家の人々命をおとしたるよし聞えける頃、

いたつらに名にかへてたに捨る身と法の爲にはなと惜むらむ（國師詠草）　夢窓　疎石

河內途上、望金剛山、懷楠中將、

標識仙史被夜、金剛山色露斜暉、中興偏嘗睢陽守、大皐徒夢玉等閑、海樹雲葱分甸服、郊田□沃入皇畿、山河千載英雄恨、歴々荒叢想指揮、　菅　茶山

河內途上

南朝古木鎖寒霏、六百春秋一夢非、幾度問天天不答、金剛山下暮雲歸、　菊池　溪琴

南遊往返、數望金剛山、想楠河州公之事、慨然有作　頼　山陽

山勢自東來、如鳥開双翼、遙夾大江流、相望列黛色、南者金剛山、插天最岐嶷、拖尾抵海涯、蜿蜒盡南域、隱與城郭似、擁護天王國、想見豫章公、孤壘扞群賊、合圍百萬兵、陣雲繞箭黑、臣豈不自惜、受托由面勅、慟泣誓吾旅、爲君鑒鬼蜮、果然七尺軀、自有回天力、容叡連武庫、隔江對正北、公死實在彼、在公盡臣職、所惜環長城、寧支大廈仄、吾行歴泉紀、往反喜大麓、顧瞻山海間、慨慨三太息、丈夫有大節、天地賴扶植、悠々六百載、冬嶺迭興踣、一時涙入眼、雖洗史書墨、仰見山色々、萬古青如拭、

錦部郡（ニシキベゴリ）

明治二十九年廢して南河内郡へ入る。大和川の一支源石川の上游にして、古は石川郡と一郡なり、蕃別錦織部（ニシコリベ）此に歸住しけるより石川錦部と稱し置郡の時分立す。和名抄、錦部郡、訓爾之古里、四郷に分れたり、南北朝の頃東條郡の私稱あり、南方の帝王行宮を本郡に徙し觀心寺天野山等に御したまへる事あり。

日本書紀、仁德紀云、百濟王之孫酒君、逃匿于石川錦織首許呂斯之家、姓氏錄云、河內諸蕃錦部連、三善宿禰同祖百濟國速古大王之後也。○錦部郡は西和泉に堺し南は紀伊に堺す、岩湧（イハワキ）槇尾天野（アマノ）諸山相列なり、其東北は舊石川古市丹南と相接し、山川紛糾す。

新居郷（ニヰ）

和名抄、錦部郡新居郷。○今甘山（ツヽヤマ）村なるへし、大字新家（シンケ）あり錦織村も此中なりけん。石川の西岸にして、北に皐丘を踰ければ狭山村東山池に到る。

甘山（ツヽヤマ）

甘山村は狭山より東條へ通する要隘にあたる、南北亂の時數度の戰場たり。太平記云、延文五年(正平十五年)閏四月廿九日の曉、桔梗一揆五百餘騎忍ひやかに津々山（ツヽヤマ）より下てまたしのゝめ明けはてぬに、霧のまぎれに龍泉の一の木戸まで押寄せ、同音に鬨をどつと作る、細川相摸守清氏と赤松彦五郎範實とは二十山（ツツヤマ）に陣を並へて居たりけるが、龍泉の鬨の波を聞てあわや人に先を駆けられぬるとひしめく云々。○甘山村より東條村龍泉まで、凡二里の距離とす。

河田（カウタ）

日本書紀、敏達天皇十二年、百濟日羅至、恩率德爾等殺之、詔以百濟日羅妻子水手等居于石川、大伴糠手連議曰、聚居一處、恐生變、乃以妻子居于石川百濟村、水手等居于石川大伴村、收縛德爾等置于下百濟阿田村、遣數大夫推問其事。○河田は舊河田（カウタ）村なり、甘山村大字甲田（カフタ）あり、河田の訛に似たり、又本郷新居（ニヰ）は即下百濟にあたる、百濟郷は彼方長野にあたる可し。

錦郡（ニシゴリ）

錦部村は甘山の南に接す、中世石川源氏の一族に錦織氏あり此に居住したるならん、錦織判官代と稱し永久記太平記に見ゆ。○錦織天王宮及び人寶寺と云者本村に在り、河内志に人寶寺は續紀天平十九年の條に載せたる河内人阿保人寶ならんと曰ふ、○按に觀心寺資財帳に「地壹町五段、北限道東□部□□、在□部郡□□向村、承和八年撰刊等」と見ゆるは今の錦部村の地にあらずや、又光仁紀寶龜四年行基の河内國石凝寺の事見ゆ、石凝錦織は相疑似す。

百濟郷（クダラ）

和名抄、錦部郡百濟郷。○今彼方（ヲチカタ）村長野村市新野村等に擬すべし。敏達紀十二年に百濟日羅の妻子を石川百濟村に安置せしめられしは此地也。

彼方（ヲチカタ）

錦部村の南にして東條村の西なり。南山巡狩錄、正平三年正月楠正行戰死の後、高師泰石川東條に

攻入り彼方佐太谷の邊に合戰止む時なく、四年八月まで師泰石川在陣の旨を記せり。金胎寺山の塞は卽彼方なり。此邊西條莊（サイデウノシヤウ）とも云ふ。

嶽山（タケヤマ） いま彼方村大字嬉（ウレシ）の上方を曰ふ。楠氏十七所枝城の一なる金胎寺（コンタイジ）址此に在り、明德年中國主畠山基國の將遊佐氏之に居り高屋城の後備たり。（河内志明德記）○三十三所圖會云、嶽山明王寺は慶長年中再興、其不動明王は嶽山の城中守護の尊像なり、嶽山は此地の上にして今金胎（コンタイ）寺の城址と云へり、金胎寺は延文の亂に將軍足利義詮公龍泉山を攻給ふ時兵火の爲めに伽藍殘らず燒失す、嶽山の城は寬正元年畠山義就爰に楯籠り畠山政長と戰ひ、勢猛にして金胎寺に出城を構へ、三年か間籠城に及びしが糧盡し程に金胎寺を捨てゝ暫し嶽山に籠り、其後嶽山をも明去つて高野山に忍び又粉川にて政長と戰ひ、終に吉野の奥に蟄する事後太平記に詳なり。○嶽山金胎寺城の事は應仁記に見ゆ。

（金胎寺城址）

高向（タカムク） 高向村は今長野村の南に一村を爲せど、古は長野も高向の中なるべし、高向王の墓と傳ふる者長野村大字上原に在り。○姓氏錄云、高向朝臣、石川同祖、武內宿禰六世孫猪子臣之後也（此地卽古の錦部鄕なる由錦部郡の條下を參考すべし）

長野（ナガノ） 長野村上原（ウヘノハラ）八幡宮あり、其傍に古墓あり、高向王（用明帝孫）と曰ふ。此邊は俗に高向庄と稱する地なり、前王廟陵記に「仲哀天皇惠我長野陵、今長野莊上原村」と云ふは誤れり。（名所圖會）

光瀧（クワウノタキ） 高向村大字瀧畑に在り、高九丈三尺幅八尺其下に光瀧寺あり、光瀧のの上方は藏王峠（ザワウトウゲ）と曰ふ、紀伊國妙寺（伊都郡）に通す。光瀧の末は西條川と稱し、北流して大伴に到り、東條の諸溪を併せ、石川と爲る。○三十三所圖會云、光瀧寺は泉州槇尾山施福寺の奥院也、槇尾（マキノヲ）西一里許に在り、多寶塔は今廢す、（豐臣氏造立）或云、行滿和上欽明の朝に泉州賀福山より光の瀧を尋ね來りて此道場を開き、其後槇尾山を草創し給ふ、六尺の不動の尊像は別院無量坊の本堂に安置す、世人炭燒不動と唱ふ、其所以は天慶六年の春、當寺の住職常操大僧都に、白炭を燒く秘術をあやしくも授け賜ふ、今も世に光瀧炭の名あり。

餘戶鄕（アマベ） 和名抄、錦部郡餘戶鄕。○是れ百濟の餘戶なるべし、今天見村は此遺稱なり。川上村加賀田村三日市村等之に屬す、中世には甲斐莊と稱す、峽閒の謂ならん。

天見（アマミ） 天見村は岩湧山（イハワキヤマ）の麓にして、南河内の南界なり紀見峠を越ゆれは紀州橋本驛に達す、畠山義就寬正四年嶽山を退去し此を過ぎ述懷の詞に、

夏落る木の實峠の行末も人にまかせてさくはなを見ん

とありと當時の軍書に見ゆ。○又甲斐莊（カヒノシヨウ）安滿見の名は楠木合戰注文に出づ。

今年（正慶二）正月五日、於河內國甲斐莊安滿見、致合戰打死人々、紀伊國御家人井上入道山井五郞以下五十餘人、皆爲楠木被打畢、

是は元弘三年正成千早に據れる時の事とす、石淸水文書延久四年官牒に早く「錦部郡甘國豐處、字甲斐伏見莊、葦谷山肆拾捌町玖段」なとゝも載せれり。

（甲斐）

岩湧山（イハワキ） 天見村加賀田村の上方に峙ゆ、山勢峭然絕壁削るが如し、金剛山（和紀河三國交界）と七越山（ナヽコシ）（河泉紀三國交界）の間に在り、脈絡相綴けり。山中に岩涌寺井に岩涌瀑あり。

三日市（ミカイチ） 三日市村大字上田に一宏址あり、土俗烏帽形（エボシカタ）と曰ふ。（名所圖會）○三十三所圖會云、三日市は京師浪花より高野詣の通路にあたり、旅店數多ありて賑はし、夏月には大峯入の寶螺の音に出女の晝寐をさまし、泊りすゝむる聲々の色を含みし厚花粧に、護摩酢の[illegible]たる寂寥は、行人の倦むも打忘れて、[illegible]ぬべし。

川上（カハカミ） 三日市村の東、東[illegible]村の南を今川上村と稱す、大字寺元に觀心寺あり南河內第一の貴刹なり。○觀心寺の東南を大字[illegible]原と曰ふ、續日本紀、文武天皇[illegible]年河內國[illegible]日村、「[illegible]錦部郡[illegible]年租稅」とあるは此[illegible]歟（河内志）

延命寺（エンミヤウジ） 川上村大字鬼住（オニスミ）に在り、延寶の頃覺彥比丘故宅を捨て、精舍と爲せる也、覺彥は當時密教家の首領にして今弘法の遺響あり、元祿四年將軍綱吉に謁し江戶に靈雲寺を建てたり。

觀心寺（クワンシンジ） 川上村大字寺元（テラモト）に在り、檜尾山（ヒノヲ）と稱す、眞言宗、本尊七[illegible]觀音、開山實惠は空海の高弟にして、謚號道興大師と云ふ、實惠の弟子眞紹修造して定額に列す。元亨釋書云、實惠、初事大安寺泰基、後從弘法大師、法稱告曰、我法之興汝之力也、附以東寺、天長四年、從內州觀心寺。○史徵墨寶考證云、觀心寺は寺傳に、文武朝の開創にして雲心寺と曰ふ、空海之れを再興改號して實惠に附すと云へり、實惠は空海の高弟、天長四年觀心寺に住し承和二年始て東寺長者と爲る、晚年又觀心寺に歸休し廟塔も此に在り。此寺元慶七年勘錄緣起資財帳并に後龜山後小松兩帝御敗の寶錄帳ありて徵古に資す。○觀心寺本堂一宇、七間四面向拜三間（屋根入母屋本瓦葺）明治三十一年政府特別保護を加へらる、又建掛塔（タテカイタフ）と稱するは楠氏の所造完からずして後に遺したりと云者也、古文書寶器數多あり。

承和三年太政官符云「觀心寺錦部郡以山中一千町（地名仁深野）四至東限横尾、南限小月見谷、西限紀伊道川井公田、北限龍泉寺地并石川郡界、又石川郡以南山五百町（地名東坂野）四至東限國見峯、南限上龍、西限峯、北限石川家井堰」（寶錄帳）○考古學會雜誌云、觀心寺勘錄緣起資財

帳事

合　寺壹院　在河内國錦部郡以南山中

敷地拾伍町許　四至　東限大尾瀧　南限　西限小仁深　北限龍泉寺山

承和三年閏三月十三日官符

右寺起首、自去天長二年、故少僧法眼和尚位眞紹、居住件山、所建立也。卽眞紹解偁、已居住件地、歷十餘年、聊建道場、號觀心寺、望請殊賜件地、永爲寺地勅依請者。

加之、去貞觀十一年、治部省符偁、眞紹奉狀偁、故少僧都傳燈大法師位實慧、奉爲國家所建立也・承和十年官符偁、以當國守充作寺別當、若守遷授以介充之、立爲恒例者、今件僧[illegible]僧徒寔繁、轉經之音少間未絕・眞紹守先師之遺跡、念興隆之久遠、望請爲定額寺、勅依奏者、仍註錄緣起如件。

三間檜皮葺如法堂壹間。五間檜皮葺講堂壹間。六間板葺護摩堂一間。萱葺三間講堂一間。六間檜皮葺房一間、北端爲經藏。檜皮葺寳藏一字。僧房、檜皮葺五間室一間、萱葺七間室一間、九間室一間。大衆院、食堂神殿等凡九箇。(以上節畧)

三代實錄云、貞觀五年九月、以山城國宇治郡道場一院、預於定額、賜名禪林寺、先是律師眞紹申牒偁、昔奈以愚朦旨道之質、厚蒙承和聖主之恩、(中畧)至心發願、奉爲聖皇造毗盧遮那佛及四方佛像、而每事闕如、資具未備、唯採材木未始鏤刻、爰逮于齊衡元年、於河内國觀心山寺、講本造三年之間、其功既畢、竊慮山中寂寞、住持難久、至于後代恐有頽廢之事、須近移京畿之邊焉、爰買東山家、便爲寺、云々。

觀心寺行宮址（クワンシンジ）

後村上帝正平の初め吉野賀名生より河内國へ臨幸あり、天野金剛寺を以て行在に充てたまふ、正平・五年の夏賊兵宮に行在を犯しければ金剛山へ移御す―と號し觀心寺を以て行在と爲したまふ、幾もなく京師亂起り北方京へければ車駕觀心寺より攝津住吉へ行幸、皇居を彼所に置く事數年に及ふ、花營三代記に據れば天皇は正平廿三年住吉殿に崩御し給ふ。南山巡狩錄之を辨して曰く、後村上帝崩御の行宮は何地歟、今嘉喜門院御集に考へ見るに正平廿三年の歌ありて、其詞書に、此比天下諒闇にていとさ物あはれなりしこの春うつし植られける櫻の枝につけて今上「植置きしむかしの人のかたみとて手折る櫻はおもかげもなし」御返し「かたみとて手折る櫻の花だにもちりて跡なき色そかなしき」とあり、この心によれば後村上院の崩御ありし御所に夏の比まで門院も後龜山帝もすみ給ひしにや、河内志にも櫻雲記にも正平二十三年の春忍びて住吉より觀心寺へ行幸あり、かの所にて崩御のよし記せば元より後龜山帝はこゝに居給ひ後村上院も春の比よりこの寺に忍びて入らせ給ひ、御庭に櫻の木を植させ給へるなるべし、是等の說に從へば嘉喜門院御集の歌にも害なし、又住吉より崩御の後靈柩を觀心寺まで送りまゐらせし月日も詳ならざるよりみれば等彼說の如く住吉より觀心寺にうつり給ひ、しばし住せ給ひ、遂に此にて崩御ありしに似たり。○南山巡狩錄又云、南方は正平十五年五月、楠和田は赤坂の城終にこらへじと見けれは城に火をかけ金剛山の奥へと引退ける、(永月古鑑)此程の事にや去年の冬より官方所々の城々落去しぬと聞にければ、觀心寺の行宮にて君もいとおそろしく思し召され、群臣も心をいためける、然るに敵かつて寄せ來らず、あまつさへさして仕出したる事もなく、此度のいくさは是まてとて、五月廿八日に寄手の總大將宰相中將義詮尼崎より皈洛せられしかば、五畿七道の勢二十萬騎各本國へそ皈りける、細々要記に六月下旬和田楠金剛山を出て住吉天王寺に發向し、磐田の城を攻たりける是によって武家より畠山細川土岐佐々木武田宇都宮數千人發向す、此時また和田楠も金剛山に引かへせば京勢は天王寺に陣をとると云ふ。

檜尾觀心寺陵（ヒノヲクワンシンジ）

後村上天皇の御陵なり、觀心寺に在り住吉行在にして崩し給ふとも又觀心寺に崩し給ふとも云ふ。山陵志云、後村上陵、在檜尾山也、觀心寺後山中有墳、廣可二丈、寺僧歲時奉祀焉。名所圖會云、檜尾陵墓荒蕪して叢林繁れり、上に椿樹あり。○楠公首塚觀心寺にあり、延元々年兵庫の戰に正成歿し其軀は湊川に葬り、首級は敵兵の手に罹り後故鄉へ送致せられ此に葬るとぞ。

觀心寺　篠崎小竹

金剛山麓千箇陵、古寺臨淵曰觀心、佛殿荒涼丹青剝、老杉參天午蕭森、下有一塔知誰墳、中將楠公葬其元、言是湊川戰歿日、函送公家從敵軍、河山攝山[illegible]海、身首相望兩墳在、官道自多墮淚人、此地寧莫鬼恐餒、獨有正平天子陵、君臣千載永相憑、

河合寺（カガフジ）

觀心寺の西北に在り、本尊十一面觀音、楠正成の持念佛とぞ。河合寺碑云、河合寺、皇極帝二年勅建、爲楠氏遺愛也。(寬保三年建)

山田鄉（ヤマダ）

和名抄、錦部郡。山田鄉○今天野（アマノ）村大字小山田あり、蓋是なり。宗良親王河内山田に寓し新葉和歌集を撰したまふ、當時天野金剛寺はた住吉など行在所建てたまへる頃なれは、親王此に假居したまへる歟。○此地は錦部郡の西偏にして泉州に界す、澗水皆北流狹山池に注く。

天野（アマノ・テンヤ）

狹山村の南二里、東條村の西一里半を天野山（テンヤサン）と曰ふ今天野村と稱す大字下里（シモサト）に金剛寺あり。○永萬元年紀の南山の沙門阿觀河内國天野澤に異人に逢ふ、阿觀曰く是は何人ぞや、翁答て我は建水分（タテミツワケ）の神・天野の澤に棲むなりと、阿觀爰に堂宇を建て丹生水分の神祠を建て鎭護とし、後白河院の[illegible]を賜ふ、建久二年八條女院牒

を下して僧坊三綱七十餘功を造らしめ、後白河法皇再建の由緒を以て皇子覺法親王の御寺となり、建保三年七月落陽門故八條女院の芳信を感じ、宗風を繼て女人の高野と稱號し給ふ。正和二年學頭阿闍梨忍賢當山の瑞光を見て阿育大王の鐵塔を感得し、古佛聖跡たる事實に知られけり、即ち其出現の所を今塔の尾と云ふ。（三十三所圖會）

金剛寺（コンガウジ） 眞言宗、永萬年中僧阿觀開基、安元元年後白河法皇高屋憲良に勅旨ありて再修、同六年石川判官代義兼寺領は國役雜事永く免除の院宣を奉承す、元弘三年大塔宮の令旨を賜り、正平八年南主後村上院臨幸、寺を以て行在に充て給ひ、北朝三主又此に御す、當時播州西河莊河州大島莊攝州山田莊等寄進せしめらる、寺寶兩部大曼荼羅は北主の御附與、もと禁中修法の具なりと、山寺の形勝鐘磬の音自其に和し、松柏の翠樓閣を圍り、春花秋月眺覽絶妙ならずと云事なし（名所圖會三十三所圖會）

天野行宮址（アマノ） 後村上天皇天野殿の遺址は今金剛寺の食堂即是なり、月見亭又存す、（河內志）正平八年南方新帝（後村上）賀名生より此に徙御、十二年寛成親王立太子の儀あり、十四年の冬觀心寺へ還御、又住吉へ移幸あり。南山巡狩錄云、正平九年の頃、河內國錦部天野山金剛寺に臨幸ある、此寺は僧房七十餘宇ありて從ふ衆徒も少からず、供奉の人々假に住居いとなみける事と見ゆ、されば新葉にも「君すめば峰にも尾にも家居して深山ながらの都なりけり」とあり、一說に竹口榮齋金剛寺の文書を引て正平八年四月八日天野に臨幸のよしいひたれども詳ならず、されども公卿補任及御文書目錄に正平九年の頃皇居を指て天野殿といふを見れば、いかにも此寺への臨幸は八九年の事蹟なるが如し、又十二年の冬河內國觀心寺へ行幸ありし由觀心寺の古文書にみゆ、是は假初に臨幸ありし事にてかしこを行宮と定め給ひしにはあらざるべし、十四年十一月足利義詮及び畠山國清入道が東國勢天野山を襲ひける時、楠正儀和田正武天野殿に參內し軍の評定したりけるに、只今の皇居はあまりにあさまなる所にて候へば金剛山の奧觀心寺と申すへ御座をうつしまゐらすべしと申ければ、さらばとて行幸あり、終に觀心寺を行在所となさる、正平十五年の事なり。按に「皇年代略記云、光嚴天皇、文和二年（南朝正平八）、八月於河州行宮御落飾、四十一（按に文和二一書觀應二に作るは誤れり）戒師西大寺元燿上人、延文元年（正平十一）於河州離宮、由良覺明和尚奉令著禪衣。又光明天皇觀應三年（正平六年）十二月、戦以御落飾、戒師泉涌寺了敎上人、文和四年八月、自河州東條行宮、出御伏見殿。」なみぞな天野のことなるべし。

天野は往時僧醸の名あり、金剛寺の坊舍に於て之を造る、今はなし（名所圖會）蔭涼軒日錄云、（文正元年）「筑前國練貫酒、小樽盛有之、將座上有衆客八九人、仍勸之皆曰久聞其名、今嘗此味、不言絶呼也、似乎頁南天野名酒之風味」と、其他諸書に天野酒の稱散見す。

河內道上　　越　夢吉

落花吹滿袈裟衣、國首南巡事已非、唯有御香留遺跡、春風如夢鎖禪扉、

和泉國

和泉國（イツミ） 東は河內、南は紀伊共に山脉を以て交界す、北は大和川を以て攝津と相隔つ、西は海灣にして謂はゆる和泉灘なり。（古は茅渟海と稱し、今或は大坂灣と曰ふ。）面積三十三方里、其沿海凡十四里、國形はゞ三角を成し、其弦にあたり、矢の長凡五里（七越山より大津村まで）土地狹小と雖甚豐美、魚鹽の利あり。○延喜式、和名抄、和泉國、（管郡三）三郡に分つ、後世其和泉郡に泉南を分ち合せて四郡と爲す。正保國圖、和泉郡を泉郡に作り、泉南（センナン）を南郡に作る。明治二十九年大鳥、和泉郡を合同して泉北（センボク）郡を置き、日根（ヒネ）南を合同して泉南（センナン）郡を置く。今人口二十五萬、大坂府の管治なり。俗稱には古來泉州（センシウ）と曰ふ。

（泉州）

和泉は古へ茅渟（チヌ）と稱せる地なり、茅渟縣也、國郡制置の際之を河內國に隷す。日本紀允恭紀に河內茅渟（カフチノチヌ）とあるは是なり。靈龜二年珍努宮（チヌノミヤ）の營造ありければ和泉日根の二郡を割き珍努宮に供し、尋て和泉宮並大鳥和泉日根を以て和泉監を置く。天平十二年和泉監廢し、之を河內に併せしが、天平寶字元年和泉國を復し、三郡を管す。天長二年攝津國江南四郡（東生西成百濟住吉）を割き和泉に隷せしむ、而して民情服せず、幾くもなく之を止む、扶桑日本紀、國造本紀、續日本後紀等に詳なり。（靈異記泉水に作る。）和泉の和は衍字也訓なし。

茅渟（チヌ）（血沼）（珍） 或は血沼又珍（チヌ）に作る、古事記云、天神御子、與登美毗古（トミビコ）戰之時、五瀬命、於御手、負登美毗古之痛矢串、自南方廻幸之時、到血沼海、洗其御手之血、故謂血沼海也。日本書紀云、皇軍至茅渟山城水門、時人號其處曰雄水門（ヲノミナト）。古事記又云、（開化）忍泥命（孝昭）弟、當麻志比古命者、血沼別之祖。姓氏錄云、和泉國皇別、珍縣主、豐城入彥命三世孫御諸別命之後也。（古事記傳云、黑鯛の屬に知奴と云魚あり、和名抄に海鯽魚を當てたり、此魚血沼海の名產なりし故に、地名を即て其物に負へるなるべし、延喜式、和泉國貢に、御贄鯛鰯あり。今按するに茅渟は海の名より國土に及ぼしゝ者にして、其初め知奴魚に起因したるにや、知奴魚は其色赤くして血を塗れる狀あればならん、謂ゆる堺の櫻鯛蓋是なり、櫻鯛の名は夫木集に出つ。（國造本紀云、和泉國造、元河內國、靈龜元年、割置茅野監、則改爲國、元珍努（チヌノツカサ）官。

茅渟海（チヌノウミ）　古事記血沼海に作る、茅渟の條下に出づ。日本書紀欽明巻云、河内國言、泉郡茅渟海中、有梵音、震響若雷聲、光彩晃耀、如日色（此に河内國泉郡とあるは國郡制置後の追書に係る者のみ）

妹がため貝をひろふと陳奴の海にぬれにし袖はほせどかはかず（萬葉集）

和泉灘（イヅミナダ）　古の茅渟海なり、今大坂灣とも稱す、難波灣は其北部也。○水路誌云、和泉灘は内海の北東端にして、北東と南西の濶さ三十五海里、南は和泉國の大山嶺を以て界し、其西は淡路島を以て界す、諸濱岸は一般に高くして樹木森立す、然れども處々に低沙濱あり、此海に一の島嶼險礁なきは甚奇觀なり淡路島の東濱に便利なる一錨地なく、之に反して其對面和泉攝津の海岸は一般に距離二海里（大阪附近は四海里）にして五尋界となり、全岸到る處に好錨地あり。○和泉灘の名は凡に土佐日記に見ゆ。

泉南郡

泉南郡（センナン）　明治二十九年、日根郡を併せ泉南郡を建つ、泉南の名は和名抄に見ゆる者、和泉郡より分ち後の南郡に當る、境域古今廣狹の差あり。○本郡南は葛城山の餘脉西に走せ國界を爲す雄山と曰ふ、孔道は海に沿ひて通す、鐵道車驛は岸和田佐野尾崎等と爲す、尾崎より和歌山（紀州）に至る。○郡衙は岸和田に在り、二町（岸和田濱町貝塚町）四十村を管治す。

日根郡（ヒネ）　明治二十九年廢して泉南郡へ併す。日根の名は日本書紀、允恭天皇茅渟宮に御し日根野に遊獵の事見ゆ。又雄略巻に云ふ「根使主、爲殺大草香皇子、事覺、使主逃匿至於日根、造稻城而待戰、遂爲官軍所殺」と、根使主即日使主にて、姓氏錄「和泉國諸蕃、日根造、出自新羅國人億富使主」とあるに同じかるべし。（日根野參看）○和名抄、日根郡、訓比禰、四郷に分つ。

亭子院の帝、（宇多）おりゐ給て又の年御ぐしおろし、所々の山ぶみし給て行ひ給けり、備前掾にて橘のよしとしと云ける人、御供に頭をおろしてけり、泉の國に至り給ひ日根と云所おはしまし、仰せごと有ければ、

古里のたびねの夢に見えつるはうらみやすらんまたとはねば（大和物語）

いつみなる日根の郡の日ねもすに織てかくらす君が知るらん、（古今六帖）

日根文派は日根の織業なり、初め樽井村大津屋新助の妻安永年中（紀州文派に倣ひ）これを織る、天保年間藩府令して奢侈を制し絹布の類一切之が使用を許さず、是に於て該業俄に隆盛に赴き、機工四百五十有餘戸の多きに上る、明治十五年には製造地に增減なし、產出高二十一萬反此價十一萬圓、織元六十五戸出機千二百五十戸なりしと云ふ。（產業事蹟）

鳥取郷（トトリ）　和名抄、日根郡鳥取郷、訓止止利。○今東鳥取村、西鳥取村、淡輪村、深日村、孝子村、多奈川村、下荘村等にあたる。○日本書紀、垂仁天皇、令天湯河板擧、獻鵠、則賜姓而曰鳥取連。姓氏錄云、和泉國鳥取、天湯河桁命之後也。○古事記に見ゆる鳥取之河上宮は日本書紀茅渟川上宮に作り、其故址今東鳥取村に在りと云ふ、舊事記幸之河上宮と爲す、幸は今の尾崎村なり、東鳥取は其南に接す。

谷川（タガハ）　今多奈川村に改む、泉州の最西南にして、紀淡海峽加太瀬戸の東北に在り、俗に田川と呼ぶ、鳥取連祖天湯河桁は此地の人なりし歟。又土佐日記云、ぬしま（淡路沼島）と云所を過ぎて田無かはと云所をわたる、辛くいそぎて和泉のなだと云所に至りぬ。○按するに桁は此地方の古名なるへし、淡輪は桁の廻なるべく、谷川は桁川なり。日本書紀に「五十瓊敷命、遊茅渟居菟砥川上宮」とある注に「一云鍛名川上」と記入せり即谷川なり。

（鍛名）

慶長年中、領主桑山法印谷川港灣を鑿て泊地と爲す、後埋沒し更に其北に新港を造る、今に入船多し。（名所圖會）○谷川港は加太瀬戸口より東北方約三海里、陸岸に在り、人造の一小港、口幅約二十碼、灣入約一百碼、大抵低潮に四呎半小艇の繋泊に適す。（水路志）谷川港東西凡四町半、南北四町半深一仞二尺、西方へ開く、觀音崎は港の東北角なり、山崖壁立す。（地誌提要）近時船渠造設の計畫ありと云ふ。

理智院（リチヰン）　谷川村に在り、眞言宗、慶長中桑山氏中興す、院内に豐國祠あり、豐太閤の像を置く。桑山氏谷川築港の時港畔の丘上に豐國明神を勸祀し、理智院を以て供僧とす、元祿中該祠火災、因りて此に移すと云ふ。○桑山法印は豐臣氏に仕へ、和泉山城を築き之に居り紀泉に封邑四萬石を給せらる、諱は重晴、剃髮して治部卿法印と云ふ。

深日（フケヒ）　深日村は多奈川村の東に在り、沙淨く山翠にして風景の地なり。續日本紀、稱德天皇、天平神護元年、遣使造行宮于河内和泉、遂行幸紀伊國、還到和泉國日根郡深日行宮。○平家物語云、壽永三年、阿波國安摩六郎忠景、紀伊國園部兵衛忠康志を同して、和泉國吹飯に城門を築て籠居す、平家の大將能登守教經兵船を集め來りて吹飯を攻む、安摩園部得堪ず、教經城兵の頸百三十取て福原へ歸陣す。大日本史云、平教經、聞淡路人安摩宗益、率其徒屬之京師、率百五十騎、要之西宮海上、宗益不得進、退泊船於和泉吹井浦、與紀伊人園部重茂、欲乘間與之合、俱之京師、教經又抵紀伊破之。（盛衰記）

（吹飯）

時つ風吹飯の濱にいて居つゝあかふいのちはいもか爲めこそ、〔萬葉集〕

寛平の御時菊合、和泉ふけひの濱の菊

けふ〳〵と霜おきまさる冬はた、花うつろふと浦かけはくらむ、〔夫木集〕

延喜式、國玉神社(深日村に在り、〔和泉志〕)又彌勒寺あり、天德元年右衞門督猪使公忠の創立とか、荒敗せりと雖古僧々傳へ舊院の名を遺す。○日本外史(大坂役)云元和元年四月廿九日、池田忠雄吹飯の浦に着陣す、淺野長晟方に樫井(カシヰ)に戰ひ使を遣し來援を求む、忠雄遙々の火煙を望み土寇の火擧を恐れ兵を動さず、長晟乃ち日暮全隊を山口(紀伊名草郡)に收む。

飯盛山(イヒモリヤマ)

(孝子)

深日の東南孝子(カウシ)村に在り、紀泉間の連峯の一にして雄山(チノヤマ)の諸嶺中最秀抜なり、山径を孝子(ケウシ)越と曰ふ深日より紀伊國園部六十谷に通す、凡三里、山頂に廢寺址あり、役行者の開創とか。

史學會雜誌云、湯淺黨六十谷彥七定尚は紀泉兩國の境なる飯盛山(孝子越の絕頂に近く和泉國日根郡深日村より凡三十五町)に城廓を築き、建武元年冬より翌二年春に涉り官軍と烈戰して終に木本宗元の手に討たれ、官軍は總督足利高經諸將楠木正成宇都宮冬綱畠部信連以下高野山衆徒等手を碎て奮戰し、就中正成の盡力にて終に城を陷れたり。○按に飯盛山の名は河內にも紀伊にもありて、紀州名所圖會には那賀郡淺門山の東なる飯盛山を以て建武元年の凶徒籠城の跡と爲せり。高野山文書、延元二年、左兵衞三善資連、備後國太田莊山中鄕を高野山へ寄進する狀中に「去建武元年、爲紀州飯盛城凶徒追伐、亡父信連爲勅使、楠木河內大夫判官正成相共發向之時、高野山衆徒殊被抽軍忠」とあり、參考すへし。

淡輪(タンノワ)

(田身輪)

深日村の東を淡輪村と爲す、和泉志云、紀小弓宿禰墓此に在りと、古紀氏の居邑なり、其古墳多く存す。雄略紀云、紀小弓宿禰爲大將、伐新羅、膳吉備上道采女大海、爲隨身視養、小弓宿禰病薨、大海從歸來、不知其所、憂諸於大伴室屋大連、大連即爲奏之、勅作冢墓於田身輪(タムノワ)邑、葬之、また按に同時に將軍大伴談連と云人あり、談は此地の名に因むに似たり。○名所圖會云、紀小弓墓は淡輪の東南に在り、方一町許池水を繞らす、大海墓、封域之に同し、土人小墓と呼ふ、又淡輪の西に紀船守の墓あり、其傍に小冢二あり、船守は天平寶字中惠美押勝を撃ちて功あり、延曆中累進して、近衞大將大納言を拜し、十一年薨し右大臣を贈らる。○賓窟武鑑云、大坂夏の戰に大野主馬亮紀州へ押向ふ、淡輪六兵衞は泉州淡輪の舊族主なれば案內者として主馬亮先手を仕り働けるが、潔く討死を遂く。

黒崎(クロサキ)

淡輪の海角を云ふ、谷川崎と尾崎の中間に在り、沙觜の類のみ。土佐日記云、和泉のなだと云所より出て漕行く、海の上きのふの如に風波見えず、くろさきの松原をへて行く、所の名は黒く松の色は青く、磯の波は雪の如くに、貝の色は蘇枋にて、五色に今一色ぞ足らぬ。

箱作(ハコツクリ)

今下莊(シモノシヤウ)村と改稱す、大字箱作貝掛(カイカケ)相接す、此地石匠多し古來其名あり、和泉の石作(イハツクリ)と云者是也。姓氏錄云、和泉國、石作連、垂仁天皇御世、爲皇后日葉酢媛命、作石棺(イハハコ)獻之、仍賜姓石作大連公。○和泉石は色青綠にして石理精好なり、碑碣に造り文を刻するに適す、同質の石近代は多く阿波國より伐出す、或は同しく和泉石と冒稱す。

箱浦(ハコノウラ)

箱作貝掛の海濱を指す、土佐日記に見え、歌名所たり。

このあひたに、けふは箱の浦と云所より綱手ひきてゆく、かく行間にある人よめる、

玉くしげはこの浦波たゝぬ日は海をかゞみとたれか見ざらん、〔土佐日記〕

菟砥(ウト)

今東鳥取村に在り。菟砥川は今井關(ヰセキ)川と呼び、箱作の南岡より發し、東北へ二里にして男里(ヲノサト)川に入る。

菟砥川上宮址(ウトノカハカミノミヤ)

和泉志云、在自然田(ジネンダ)村東南、○古事記、玉垣宮(垂仁)段云、御子印色入日子命者、坐鳥取之河上宮、令作横刀壹仟口、是奉納石上神宮、即坐其宮、定河上部。日本書紀云、五十瓊敷命、居於茅渟菟砥川上宮、作劍一千口、因名其劍川上部。○書紀には之を菟砥川上に作る、蓋尾崎の川上の義にや、書紀原註「一云鍛名川上」とあれば鍛名川即谷川なれば東鳥取に非ずとも疑はる。

宇度墓(ウト)

印色入日子命(垂仁皇子)の墓なり、今東鳥取村大字自然田の東に在り、玉田(タマダ)山と稱す(和泉志)延喜式云、宇度墓、五十瓊敷入彥命、在和泉國日根郡、兆域東西三町南北三町。○今箱作村の東北なる古墳、和泉志に紀小弓墓と曰へる者を以て宇度墓と爲し修理せらる、箱作停車場の西南二十七町許。

波多(ハタ)神社は延喜式に列す、今東鳥取村大字石田(イシダ)の八幡宮蓋是なり、社傳鳥取連の祖角凝命を祭る、後世八幡神を合祭す、末社に[illegible]祠あり、供僧を神光寺と曰ふ(和泉志名所圖會)、按するに波多神社もは今鳥取鄕の總社と稱し、其八幡神と云ふは即垂仁皇子を應神天皇に紛亂したるに非ずや。

井關山(ヰセキヤマ)

東鳥取下莊の南嶺にして、飯盛山の東に接す、櫻雲記に見ゆる井山は此なるべし。○南山巡狩錄云、正平六年八月、岸和田助氏、日野(日根郡を云ふ)に於て凶徒と相戰ひ軍功ありしこと助氏申狀に見ゆ、櫻雲記に「和泉國井山城は官軍の籠れる地なりけるに、武家方淡輪彥太郎と云者攻來り合戰あり」と曰ふに相當る。

雄山(チノヤマ)

紀泉間の山嶺の總名にして、古の呼唹鄕鳥取鄕の南に亘る、葛城犬鳴(イヌナキ)山の餘脉なり。日本後紀、延

暦二十三年、行幸和泉、遂幸紀伊國、還從雄山道、入御日根行宮。又平治物語に平清盛父子熊野詣の時、京の兵亂を聞き切目王子より引返し紀泉の堺、於の中山に於て六波羅の使者に逢ふ事あり。○雄山道は今東鳥取村より踰ゆる大道に同しかるべし、大字山中宿あり、古驛名を存す。

東涯文集云、自鳥取郷到紀州山口、此間三里許、宛轉乎崇巒複嶺之間、傍山有澗、沿澗而道、澗底奇石怪巖、瑰詭可愕、間有長松山田、布置映帶乎其間、一丘一壑、亦是靡障中物。○名所圖會云、山中宿地藏寺に地藏堂王子あり、宿の北に馬目原王子あり、王子記御幸記に見ゆる者なれど、今共に廢す。

呼唹郷（チ）

和名抄、日根郡呼唹郷、訓乎。○延喜式、和泉國、驛馬呼唹七疋。和泉志云、男里村、昔乎郷、或云、下津男郷、呼唹之字者、允恭天皇朝、地名限二字、紀爲紀伊之類也。○今尾崎村、男信達（チノシンタチ）村、樽井村、東信達村、北信達村、西信達村、鳴瀧村、呼唹は古事記男に作り、紀國と爲す。日本紀雄に作り茅渟と爲す、惟ふに此名在昔紀泉の間に跨り、雄山南北數里を籠絡したるならん、之に因り記紀の異說相容れざるを見るに似たり。

尾崎（チサキ）

尾崎村は東鳥取村の北にして、男里（チノサト）川此に至り海に入る。蓋男里の崎の謂にて、舊事紀に鳥取川上（古事記）を幸之川上（サキノカミ）に作る即男里の幸の川上なるべし。○尾崎は戸數五百、賈人船戸多し、今鐵道車驛にして泉州最南の集散地たり。名所圖會云、尾崎は南海廻漕の舟懸りなり、吉田某の家は其祖先源右衛門、清房九右衛門重章永祿慶長の頃此地の吏務を執り、當時の古書數通存す。

男神社（チ）

今雄信達（チノシンタチ）村大字男里（チノサト）に在り、男里川の東岸にして古の山城（ヤマキ）水門に近接す。○延喜式、男神社二座。泉州志云、今在男里村、一座神武天皇、今稱男森明神、一座彦五瀨命、今稱濱大神。

山城水門（ヤマノキミナト）

古呼唹濟の舊泊地なり、又山井水門（ヤマノヰ）と曰ふ。和志泉云、「山井水門、在樽井（タルヰ）村」と、樽井は雄信達村の北に接し、小灣を成す。日本書紀云、天皇軍、至茅渟山城水門、（亦名山井水門）時五瀨命、矢瘡痛甚、雄誥而蹶、時人號其處曰雄水門。○日本後紀、延暦二十三年、行幸和泉、遊獵于城野。この城野或は山城の郊野にあらすや、後の考をまつ。

山の井のみなとを分て行舟のあかずも人にぬるゝ袖かな〔夫木集〕

男里川（チノサトカハ）

東信達村葛畑（ツヾラハタ）に發し、西流金熊寺（キンユウジ）川と云ふ、山中鳥取二川を併せ、尾崎村雄信達村の間に至り海に入る、長四里。

金熊寺（キンユウジ）

東信達村に在り、觀音堂藥師堂行者堂等ありて、其鎮守神を金峯熊野の二權現と爲す、故に金熊寺の名を得すと、近年此鎮守神は男神社に引きあてゝ、神武帝と五瀨命になしまつると傳ふ、寺中又淺神社あり、是は延喜式畿内十界の疫神祭の一處、和泉紀伊の堺に在りと云者に當る歟。○金熊寺の山野に梅樹を植ゑ、俚俗一目千本といふ、春時來游の客多し、樽井車站を去る凡五十町。

樽井（タルヰ）

今樽井村と曰ふ、舊名山井（ヤマノヰ）と曰へるを改めたりとぞ、戸數四百、絞羽織の業盛大なり、鐵道車驛あり大坂を去る二十五哩、和歌山を去る十四哩。

信達（シンタチ）

信達は中世の莊名なり、今北信達、西信達、東信達、鳴瀧、樽井の數村と爲る、古の呼唹郷の中にて泉州志は下津郷の謂なりと爲せど詳ならず、北信達村大字市場を首邑と爲す。

市場（イチバ）

方俗は御所（ゴショ）村とも曰ふ。名所圖會云、白河院堀河院熊野行幸の時、御止宿ある故に御所と曰ふ、後鳥羽院御幸記曰「建仁元年十月、信達宿厩戸御所に入御、宿所三間例の如し」云々、厩戸は大苗代村の北に在り、今筆王（フデ）子祠存す、御幸記又曰「厩戸御所を出てゝ、信達一瀬王子に詣る」と、此祠今牧野村の南に在り。○大苗代（オホノシロ）牧野市場等は連檐の邑にして、今北信達村と改む。

信達村觀音堂　林羅山

信達佳處石徑斜、海山風景畫難加、觀音堂裡何所有、一個野僧持法華、

今は鐵道線信達の海岸、樽井村を經由するを以て、市場は步車の驛舍たるに止まる。○和泉志云、大苗代觀音堂今名長慶寺、舊名海會寺、靈異記所云血渟山寺蓋此。

賀美郷（カミ）

和名抄、日根郡賀美郷。○今上之郷（カミノカウ）村、日根野村、新家（シンゲ）村、田尻村、長瀧村、佐野村、中通（南北）等に當る。茅渟宮日根宮等の遺址皆本郷に屬し、泉州の舊邑なり、之を賀美と名けしは尊敬の意に出てしにや、又延喜式、意加美（オカミ）神社本郷に存す。

茅渟宮址（チヌノミヤ）

上之郷村字中村（ナカムラ）に在り、其地を土人衣通姫の手習所と曰ひ、享保の頃まで小祠を置き今現方一町許なりき、後ち悉て田と爲し又葬所を作り、遺址殆泯滅す。（和泉志名所圖會）○日本書紀、允恭天皇、納衣通郎姫、更興造宮室、於河内茅渟、而令居、因此以屢遊獵于日根野。○續日本紀、元正天皇、靈龜二年三月、割河内國和泉日根兩郡、供珍努宮、四月割大鳥和泉日根三郡、始置和泉監。聖武天皇天平十五年、太上皇（元明）幸智努離宮。○按に茅渟宮は衣通姫及元明女皇の離宮なり、當時宮監を置き郡務を兼掌せしめたるより和泉國遂に獨立する事と爲れり、日根行宮は茅渟宮の東日根野に在り、相距る一里に過ぎず。

意賀美（オカミ）神社は延喜式に列す、今上之郷村字上村の舊都山に在り、武士大明神と稱す。（名所圖會神祇志料）本郷の名賀美は此神號に因りて起れる如し。

血沼池（チヌノイケ）古事記玉垣宮（垂仁宮）段云、印色入日子命、作血沼池。和泉志云、茅渟池、在日根郡野々村西、廣三百三十畝、今曰布池。名所圖會云、茅渟池は佐野村の北に

して、行道の東に在り。○東遊文集云、經貝塚而到近義莊、近義次作近木、民業造木櫛、過丸屋、到見出川、道側有池、土人稱野々池、或云推古天皇所鑿手芳池是也、凡泉之州、自攝津至樫井、五十里許、行路海平田之間、極目皆木綿、時久亢旱、桔槔龍骨參々相續。

日根野（ヒネノ）

日根野村は淳和帝遊覽の時遊獵場たり上之鄕村の東大井關川の北に在り、中世には日根野莊と曰へり。

日根（ヒネ）神社は日根野に在り、日根野莊の生土神にして、大井堰大明神と稱す、蓋日根造の祖新羅國人億斯富使主を祭る。（姓氏錄正倉院文書明細帳）延喜式に列す。（雄略帝の時根使主の據れる日根稻城も此地とす。）○また比賣神社は日根神社の鳥居の南に在り、溝口（ミゾクチ）大明神と稱す、茅渟宮の舊址と相近し。相傳ふ比賣神は即允恭皇妃衣通姫を祭ると。（名所圖會）三代實錄、貞觀元年、和泉比賣神、預官社。延喜式、日根郡、比賣神社。

日根行宮址○日本後紀、延暦二十三年、行幸和泉、進幸紀伊、從雄山道、還御日根行宮。○これ桓武帝南巡の行宮なり、日根野に設けられしならん。

大井關川（オホヰセキガハ）

この川は犬鳴山の南、紀州根來山の陰より發し、北流日根野村大井堰祠の南を過ぎ、西田尻村吉見に到り海に入る、長六里。○續日本紀、天平十六年、元明太上皇智努離宮行幸の時、仁岐（ニキ）河に臨みます事あり、仁岐河今詳ならず、蓋大井關の流なるへし。

犬鳴山（イヌナキサン）

日根野の東に在り、紀泉を界する葛城山の一峯にして高五千百尺餘、大井關川其西麓を流る、大木土丸の二村あり、今合併して大土（オホツチ）村と改む山中飛瀑多し。

七寶瀧寺（シッパウリウジ）

大木（オホキ）の東二十餘町、嶮崖石磴を經て登る可し相傳ふ役小角開基、其犬鳴の緣起は世にきこわたる事なれど古書に未た見ず、正平中志一上人中興し眞言宗の道場と爲す、和泉式部が大鳴にてよめる歌とて、寶集に見ゆるは、

山里は寐られさりけり夜もすから松吹風に驚かれつゝ。

七寶瀧（シッパウノタキ）

犬鳴山中に七瀧あり、兩界、塔、辨財天、小槻、奧、千丈、布曳等なり、布曳は高三十六丈幅二尺、其末は皆大井關川に入る、何年の頃にや九條稙通殿下七寶瀧寺に詣て、

おもひきや七のたからの瀧に來て六のにこりを濟むへしとは、

藤澤南岳遊記云、泉南之山、可遊者二、北曰牛瀧、寺稱大威德、南曰犬鳴、寺稱七寶瀧、皆以瀧得趣、所以命名也（中畧）壬辰初冬、余遊犬鳴、自大久保、稍々入山、至土丸村、則溪山已佳、一岡送、一溪迎、一嶺去、一峯來、徑險則步、且步且息、至大木村、村路岐、右則走紀之村川者、取左而行、到溪橋、從此石徑不容車、皆步、徑幅十餘步、一大石渠也、過橋、傍有小瀑、呼兩界瀑、蓋仙凡分界之處也、過第二橋數步、巨岩當徑、徑即絕矣、乃蹈岩稜跂、已踰之、徑不甚險、板橋縫溪、溪左右轉、轉々殊觀、有塔瀑者、可觀、左崖磴上、有二小石祠、一爲獵夫、一爲義狗、皆載泉州志、過第七橋、巨堂當面、堂安不動明王像、堂前又有瀑、巨岩突兀、洄游萬狀、瀑最美矣、又從堂左小蹊、行數十步、有一瀑、長二丈餘、亦可觀也、轉而僧房、々在第四橋北崖上、即七寶瀧寺也、與燈明相對、滿目秋色、紅紫可愛、而溪則幽邃耳、寺僧曰、寺上數町、土肥消、山骨露、中有之命、不可名狀、殆與和州金峯相似、實羽流苦行之地、又曰淡之小聖、遊獵女子此、與彼獵女事、不足陳于大人前、獨正平中、南朝忠臣、據於土丸雨山者、今明王堂、即楠木正高所新修、（中畧）溪山之美、實爲一州之冠、牛瀧不及大哉。

火走神社（ヒハシリ）

延喜式に列せり、今大土村大字大木に在り、瀧大明神と稱ふ、昔此神[illegible]るに、男神火の上を走る行事ありけりとぞ。（名所圖會）

土丸城址（ツチマルノシロ）

大土村大字土丸に在り、土丸は大鳴山の西にして日根野村を去る一里ほど、天授中官軍橋本判官正高の據れる所也。○竹口榮齋が南朝編年紀畧に、細川清氏が歸依の僧志一上人東國より河内國に來りけるが、官兵橋本民部大輔正高是を尊信し、和泉國日根郡大鳴山に不動堂を修造し、七寶瀧寺を開基し、かの志一上人を以てこれに居らしむといふ事を彼等い文書を引てしるせり、詳なることをしらず。（南山巡狩錄）大日本史云、天授元年、土丸城主宮内少輔橋本正高降、四年、橋本正高起兵於紀伊、歸和泉、據土丸城、五年、山名氏清等來圍土丸城、防戰失利、奸果死之、遂損城而去○明德三年、山名義理紀伊に據り、小草山隱河守をして美作國江見氏戸等七百人を以て土丸雨山（今東村）兩城を守らしむ事明德記に詳なり。

樫井（カシヰ）

今南中通村に屬す、中通（ナカトホリ）は近代の莊名なり。樫井は北信達村の北にして大井關川を隔つ、元和元年の古戰場なり。○樫居王子は後鳥羽院御幸記に見ゆ、又日本後紀、延暦二十三年和泉行幸の途次に垣日野（カキヒノ）と云地あり、今樫井と云は垣日の訛にあらすや。

日本戰史（大坂役）云、夏の役起るや、大坂城兵日を期し兵二万を以て和歌山城を攻撃せんと決議す、大野治房之を指揮す、和歌山城主淺野長晟兵五千出てゝ之を拒く或は佐野に於て防戰すへしと云ふ、龜田高綱曰く我等最終の勝利を鬪らさる可からず、佐野の地たる山麓遠く東に偏れ海濱近く西に接し、開豁なる曠野にして兵馬の進退自由なり、寡を以て衆を拒くの地に非す、後方一里に樫井あり、以て戰ふへし、宜く其驛通路の松林を前にし、八町畷を銃擊しつゝ遞退すへし、前に松林あれは敵我兵の多寡を知る能はず、且つ畷の左右は深泥なれば

(安松)

を遮へて來る能はず、我軍必す捷たんと、四月廿九日、城兵港を以て敵を會戰せむと期し、諸隊次序を逐ふて進む、先頭岡部則綱塢山次貝塚に於て朝餐を喫し、佐野市場に達し、敵兵の既に信達方位に退却するを知り、蟻通の北方池端に出て、安松の北に陣止し後兵の繼き至るを待つ、島田尚綱は天明安松の民家を放火し、蟻通祠邊に出て、敵に接し、一戰を試みしも利なし、我諸隊の南行を見て漸次遁退す、既にして城兵追擊甚た急なり、紀州兵も亦拒戰頗る勉め、樫井を中心とし刀槍相闘ふあり赤手相搏つあり、則綱は傷き直次戰死し、城兵皆安松に退却す。

吉見（ヨシミ）

今田尻村と改む、大井關川此に到り海に注く。明治維新の際、近江三上藩遠藤氏此地に移封せられ、數年ならずして廢藩と爲る。

月をのみよし見の里の秋のくれ松風ならで呼人もなし。(夫木集)

吉見里　　新井　白石

雉鳴青野外、犬吠翠微間、桃欲迷前路、桂堪歌小山、數家桃杏動、一水桔槔間、毎隨明月到、應作白雲還、

南方紀傳に、興國元年征西宮吉野行在を出て和泉路吉見浦より發船して西國に下向し給へる事見ゆ、又河內志に「泉州海濱、漁獵豪富相雜、佐野賀祥寺多造巨舶、行商四方、其細民十里遊漁、妻獨守室」と述ふ、賀祥寺は吉見浦の大字なり、又同志に「日根郡兒才田（ウサイタ）村、民以農隙出大坂及堺、傭人舂米、凡屬傭者雖出他邑、呼曰兒才田、其歌謠亦謂之兒才田曲」と、兒才田は吉見の隣村にして今新家（シンケ）へ合同す。

(兒才田)

中通（ナカトホリ）

近代の莊名なり、佐野長瀧の邊を曰ふ、今南中通村(樫井北中通村鶴原)の名あるは之にちなめる也、中通とは蟻通明神に所因あるにや、枕草紙の蟻通緣起に「もろこしの國より、七曲（ナヽワタ）にわたかまりたる玉の中を通りて、左右に口あきたるかちいさきを奉て、之に緖通して給ふらんとて奉る」なと見ゆ、附會の嫌あれど、蟻通明神此に在れは併記す。

長瀧（ナガタキ）

長瀧村は南中通の北にして、元中通莊に屬す蟻通明神あり。○萬壽寺記(群書類從本)云、弘長三年關白殿下、以泉州長瀧包富、附與十地上人、建武五年、以長瀧彌富井附。この包富彌富名は長瀧の小字なるべし。

蟻通社（アリトホシ）

長瀧村の北に在り。名所圖會云「蟻通大明神の林は馬場二町計り、境內に鐘樓神宮寺あり此神は枕草紙を以て本と爲す」と、然れとも紀州天野の丹生四所の第二を氣比（キヒ）宮と云ひ、一名蟻通明神と爲すを見れば尙由來ある事にや。○枕草紙云、ありとほし明神、貫之が馬のわつらひけるに、この明神のやませ給ふとて、歌よみて奉りけるに、やめ給ひけん、いとをかし、このありとほしとつけたる心は、誠にやあらん、昔おはしましける帝の、唯若き人をのみおほしめして、四十に成ぬるをは失はせ給ひけるに、中將なりける人みそかに親を家の內に土ほりて屋を立て、それにこめすゑたり云々(中略)さて其人(中將の親人)の神になりたるにやあらん、此明神のもとへ詣てたりける人に宣ひける、

なゝわたにまかれる玉の緖をぬきてありとほしともしらすやあるらん。

紀貫之家集云、ありとほしの神と云をきゝて、詠みて奉りけるに、馬のこゝちやみにけり、

かきくもりあやめも知らぬ大空にありとほしとは思ふへしやは。

○俗說辨云、蟻通の故事は佛典に出つ、法苑珠林、不孝篇、棄父部、引雜寶藏經云、世尊曰、我於過去、久遠有國、名棄老國、彼國中有老人者、遠驅棄去、有一大臣云々と述へ枕草紙と同し意を記したり、又祖庭事苑云、世傳孔子厄於陳、穿九曲珠、遇桑間女子、授之以訣、孔子遂曉、乃以絲繫蟻、引之以蜜、而穿之ともあり。○今按するに蟻通の小說は、佛典に材を取りたる者なるへし、然れとも貫之が此に偶然蟻通の地名にあひ詠歌しけるより、更に清氏女の攜采を誘引したる者とす。

佐野（サノ）

佐野村は市とも市場とも稱し小繁華なり。今鐵道の車站也、戶數一千五百、岸和田以南の大邑とす、銅鏡匠あり古より其名あり。

佐野と云所に輿かきすゑたる程に

いつみなる佐野の市人たちさわぎこのわたりには家もありけり、(雪玉集)

管窺武鑑云、元和元年四月の末、紀州の淺野但馬守先手は四備、但州に一日先立て佐野鶴原の邊を取しき、二備は二十町程間を隔て長瀧安松の邊に陣取る、やかて競ひて押寄せ、大坂勢を引受て一旦合戰って、右の方は蟻通の明神の森の陰へ引退き、左の方は岡山の林へ引取る、大坂衆はきほひ進て追詰るを、紀州勢は樫井川まで引かけく退くなり、但州急に之を見て旗本組の備を下知して、樫井川を渡り脇より押廻しければ、大坂衆案に相違して敗軍と爲る。

鶴原（ツルハラ）

佐野の北に在り、今北中通村と改む。貝田（カヒダ）土子あり、後鳥羽院御幸記に見ゆ、此地舊名貝田なり。○鶴原の東瓦屋（カハラヤ）にて街道二分して堺市に向ふ、沿海は卽國道にして、山に沿ひて土生伯太を通するを小栗（チグリ）通りと名つく。○加支多神社は延喜式に列す今鶴原に在り貝田八幡宮と稱す。(和泉志)

北中通村大字中野は莊あり、此は天正五年織田氏の軍一向一揆を擊ち、貝塚中野の塞を拔き雜賀孫市を降し、戍を佐野に置くとある地なるべし。

近義鄕（コギ）

和名抄、日根郡近義（コギ）鄕。○今北近義（コギ）村、南近義村、熊取（クマトリ）村是なり。姓氏錄云、和泉國未定

雜姓、近義首、新羅國土角折王之後也。○近義は蓋韓語王なり、日本書紀に韓王をコキシと訓み、或は千岐に作りてコニキ又コニキシとよめり、本郷は其語に出つる事姓氏錄以て證すべし、後世はコキ又コギに訛る。行基年譜に日根里近木郷內と錄せば日根より分ちたる郷名なるや明白とす。東鑑小木郷に作る、曰文治二年、前備前守[illegible]家、在于和泉國一在廳日向權守清實、小木郷宅。又古木王子は後鳥羽院熊野御幸記に見ゆ。近義川は西葛城村大字蕎原より發し、西北流木島村水間を經て北近義村脇濱に到り海に入る、長凡四里。

(小木)

南山巡狩錄云、正平十五年二月、京勢河內へ入る、和泉國近木郷の散在十生生長生職二分は和田左衛門藏人助氏本主たるのよし文書を捧て歎きし所に、別紙を以て天下靜謐の時一圓賜ふへしと仰下されける、此よし坊門中將卿を傳へて楠正儀朝臣の添狀をあたふ、然るに畠山入道々誓か許より藏人に申おくつて、京方に降參なさば望にまかすへきよし頻にあさむきければ、和田終に武家に降參し祖父和田修理亮入道が跡を知行しける。(諸家系圖纂)

古木王子は今近義村大字王子に在り、王子の東に大字橋本あり、南北朝の比泉州の官軍和田の一黨に橋本氏あり、本邑の人ならずや、橋本民部大輔天授中南山士九に屬り京勢と合戰することを諸書に見ゆ。又橋本に千石堀信善寺の塞址あり。和泉志云、千斛堀信善寺兩塞址、在橋本村管內、相傳天正中本願寺光佐據大坂、與織田侯相挑、根來僧徒等相率紀泉二州諸士、進據積善寺千斛堀城、聲援光佐、而光佐既請降、退于紀州、僧徒猶不降、告報久保田畠中高井貝塚澤村諸塞、又欲援岸和田城、十三年、豐太閤火攻積善寺千斛堀、殲根來僧徒、諸城悉潰。

(橋本)　(千石堀塞址)

神前 今近義村の大字にして、舊日根と和泉(南郡)兩郡々界に當る　天平年中行基法師此に泊所を設け、神前船息と稱せり、行基年譜云、神前船息、在和泉國日根郡、日根里、近木郷內。○延喜式、日根郡神前神社、今神前の砂見祠是なり(和泉志)

熊取 熊取村は中世熊取莊と稱し、日本後紀、延曆二十三年、和泉行幸の時、熊取野に遊獵あり、東領を雨山と曰ふ、南は犬鳴山に至る。○熊取莊は五門を首村とす、中左近と云ふ舊家あり。(名所圖會)

(史學雜誌)雜訴決斷書　牒　和泉國衙

湯淺木本新左衛門尉宗元申當國熊取莊地職事(在中狀具書)

牒任去月十日　綸旨可沙汰居宗元於莊家之狀送牒如件以牒

建武元年九月五日

(前大臣今出川兼季公)　(楠木正成)

從一位　藤原　御判　左衛門少尉橘朝臣在判

(萬里小路藤房卿)

中納言兼左衛門督藤原朝臣御判

南郡 明治二十九年廢して泉南郡へ入る、南郡は和名抄に「和泉國、分和泉郡、置泉南郡」とあれと何年の分割なるや詳ならず、後世泉南の名を訛り唯南郡と曰へり、正保國圖南郡と記し以て今時に至る、和名抄に參照するに木島掃守八木山直の四鄕の地即本郡を成す。

木島鄉 和名抄和泉郡木島鄉、訓木乃之末。○泉州志云、木島鄉水間村、相傳、昔此境山深而多良材故曰木島。按するに今木島村(大字水間)島村、貝塚町、麻生鄉村、有眞香村等の地なるべし。

水間寺 木島村大字水間に在り、近義川西葛城村蕎原より來り寺畔を過ぐ、寺は龍谷山と號し南閑の道場なり僧坊四十餘宇耕樵を兼業して生活を爲す、歷代公武の賜書制狀數通存す、(名所圖會)今觀音室多寶塔藥師室行基堂鐘樓室等數宇ありて、山中の佳境を占め、寺背に大瀑あり最も觀るべし。水間觀音寺は水間を去る數町、本同く行基開基と稱する古刹なり。○和泉志云、水間寺、有建久正治年間古文書、今昔[illegible]曰[illegible]山[illegible]比、又云、貝塚願泉寺古鐘銘曰「大和國[illegible]郡[illegible]寺[illegible]年[illegible]」又「曰和泉國泉南郡木島鄉水間寺寶應正三年[illegible]」不知何時再移願泉寺。

有眞香 水名に因り村名起る、阿理麻川と曰ふ、東葛城村大字蕎原より發源し西北流貝塚町の北に到り海に入る。(津田川とも曰ふ)長凡四里○有眞香は日本書紀崇峻天皇元年の條に見ゆ、物部守屋の資人捕鳥部萬の邑なり、其墓今大字八田に在り。

犬墓 崇峻元年、物部守屋大連、資人捕鳥部萬、將一百人、守難波宅、而聞大連滅、騎馬夜逃、向茅渟縣有眞香邑、朝廷遣衛士數百圍萬、々射殺三十餘人、仍以持劍三截其弓、還屈其劍投河、別以刀子刺頸死焉、國司以萬死狀牒上、朝廷下符斬之、散梟八國、[illegible]梟時、有萬養白犬、俯仰廻吠、於其屍側、遂嚙擧頭、收置古冢、橫臥枕側、飢死於前、國司尤異其犬、又牒上、朝廷哀之、下符曰、此犬世所稀聞、可觀於後、須使萬族、作墓而葬、由是萬族[illegible]起墓於有眞香邑、葬萬與犬焉。○書紀通證云、萬墓在泉南郡八田村、狗墓在其北。(明治二十二年八田の双墓に發掘す)

矢代神社は延喜式和泉郡矢代寸神社二座、今八田に在り、(和泉志)神祇志料云、蓋建內宿禰の子波多八代宿禰の末角宿禰を祭るか、矢代氏寸氏の祖なるへしと云也、一說矢代村と訓めり。

麻生鄉 麻生鄉は和名抄に載せず、後世木島より分割したるならん。有眞香村の西、貝塚町の南也、今麻生鄉村と曰ふ。

阿理莫神社 延喜式、和泉郡阿理莫神社、今麻生鄉村大字久保に在り。(和泉志)神祇志料云、此地古は有眞香邑の內ならん、有眞と阿理莫相通へり、姓氏錄、安幕首あ

り、饒速日命の後也、盖之を祭る。○姓氏錄云、和泉神別安寐物部、十市尼大連之後。

貝塚（カヒツカ）

貝塚町は岸和田（キシノワタ）の西南半里許、一小市街なり。願泉寺在り、泉南の大伽藍にして寺域方四町の廣さを占め、往時有勢の寺家たりき、元和元年四月廿九日大坂城より大野道犬治房總大將として二萬人を以て紀州へ進擊したる時、道犬岸和田城を押へん爲め兵三千を分ち、願泉寺卜半の饗應を受け寺中に屯營する間に、前鋒塙團右兵衛門直次樫井（カシヰ）に戰死し總敗北と爲る。

貝塚岸氏遺世園、南海佳觀、蓋十一目

遺世園臨海、萬株松影齊、天池涵星夜、地脉淺東西、帆駕青山過、波搖紅日低、市遊雜預約、漂泊坐相顧、

願泉寺（グワンセンジ）（東派）

貝塚の北に在り、金涼山眞教院と稱し、眞宗本願寺に屬す。初め佐野川（今佐野村）の人新川卜半、一向同行の信者にして貝塚に移り、念佛道場を建て天正年中大坂石山本願寺織田家と合戰の頃卜半泉州門徒の魁たり、顯如上人石山を去り紀州雜賀に赴くに及び卜半救護甚く力む、上人亦暫往來し一時此に寓止したる事あり、故に貝塚本願寺と號せり、元和元年官に東軍に通し亦功あり、幕府より寺地方四町を附與せられ、江戸傳永寺の院家に列したり。

掃守郷（カモリ）（加守）

和名抄、和泉郡掃守郷、訓加別毛利。○今南（ミナミカ）掃守（モリ）村北掃守村、岸和田町、土生瀧（ハブガツ）村等の地なり。掃守氏は二流あり、姓氏錄云、和泉國皇別、掃守田首、武内宿禰男紀角宿禰之後也、又云、和泉國神別、掃守連、振魂命四世孫天忍人命之後也、雄略天皇御代、掌掃守事、賜掃守連。○掃守或は加守に作る。

岸和田（キシノワタ）

岸和田（キシノワタ）、今岸和田（キシワタ）町岸和田濱町岸和田村の三に分る、戸數三千許泉南郡の郡衙を置き、鐵道車驛あり。○岸和田氏は南北朝の際に勤王の一族なり、諸家系圖纂南山巡狩錄等に岸和田氏の古文書數通あり、中にも

和泉國岸和田彌五郎治氏申軍忠次第

一　延元元年五月廿五日兵庫湊川合戰之時楠木一族神宮寺新判官正房並八木彌太郎入道法蓮相共抽合戰之忠乃者也

延元二年三月日

なさあり、治氏の子を助氏と曰ふ、又快智定智の名あり。或は云、和田の一黨にて岸村に住しければ岸和田と稱すと。（名所圖會）永祿年中、三好氏堺浦に居る時、安宅冬康淡路より移り此に居る、天正年中羽柴秀吉の將中村一氏岸和田に據り、南海の咽喉に備ふ。○中村式部少輔一氏記云、中村一氏は天正十一年十二月泉州に在り岸和田を守る、紀州一揆根來雜賀の者申合せ二百の寺にて泉州表へ出張しかまつり、中村、澤、田中、積善寺千石堀五ヶ所に附城つかまつり、岸和田と何も五十町はかりへたて、日日のかけ合御座候、一揆大將は根來杉坊、赤井坊、粉川御池坊、雜賀、中村、本木、的場、横庄司、鶴書一味にて打出申候、其年中は方々に取合、翌年正月に紀州一揆ゲヂく山に本陣をすゑ佐野邊へ先手を出し既に岸和田迄も可相働体に見え、岸和田の出城積善寺に取つく、中村式部少輔六千ばかりにてかけつけ小木川にて對陣し、一揆方をやぶる云々。

岸和田城址（キシノワタノシロ）

今岸和田村卽是なり、天正十年中村式部少輔一氏之を創め十三年近江國水口に移り、小出播磨守秀政一氏に代り本國六萬石を賜はり城を鎭す、孫大和守吉英、元和元年大坂の役東軍に應し、部將金森可直と共に守備を固くす、大坂方岸和田の南に進め淺野氏と樫井佐野に戰ふ、其兵敗退、小出氏之を城下に要擊す。此歲小出氏但州出石に移り、松平周防守康重本城を賜はる、寛永十七年岡部美濃守宣勝更に之に代る、爾來岡部氏世襲、明治維新の際に至る。

蛸地藏堂（タゴチザウダウ）

岸和田の大伽藍なり、天性寺（テシヤウジ）と稱す、緣起詳ならず。土俗其靈驗を渇仰し、參詣日夜絕ゆるなし、盖近世の開基にして、文祿中小出氏在城の比より起ると云ふ。

土生郷（ハブカウ）

和名抄に載せず、今土生瀧村と曰ふ、大字畑あり、延喜式、和泉郡波多神社は此に在るべし、有眞香村矢代神社と相近ければ祭る所も相同しく波多八代宿禰なるべし、和泉國皇別、掃守田首も同族の因みあり。

苗生野（キフノ）

日本後紀、延暦二十三年、和泉行幸の時苗生野に遊獵あり。延喜式、和泉國司に苗笠四十六枚と錄し、後世泉州名產の笠は松村より出せりと（名所圖會）云へば苗生野は今南掃守の邊歟。日吉（ヒヤウス）神社は延喜式和泉郡に列す、今南掃守村大字西之内に在り、泉北郡泉穴師神社の別宮なり。今北掃部村大字に吉井（ヨシヰ）あり、東鑑に「嘉禎三年、矢部禪尼、賜和泉國吉井郷」とあるは此ならん。

八木郷（ヤギ）（吉井）

和名抄、和泉郡八木郷。○今八木村存す。平家物語に十郎藏人（行家）殿は和泉國八木郷と云所にましますとあり、東鑑には小木郷と爲す孰れか是なる。又姓氏錄「右京皇別、八木造、和多羅豊命兒布留多摩乃命之後也」と見ゆ、延喜式、和泉郡夜疑神社を載せたれは八木造の本居は此なり（夜疑神社大字中井に在り）八木の首邑は大字大町なるへし、南北亂の頃には八木太郎法達武名あり、岸和田氏の一族なり、南山巡狩錄云、延元元年兵庫合戰の後、泉州にて細川次郎畠山國清と延元するにより、岸和田の一族は世向ひ相戰ふと雖、勝利を得ずしてしばらく八木の城に籠る、其頃攝津國天王寺に陣し給ひし中院右少將、并に楠が一族橋本九郎左衛門尉正茂以下後詰として攻來り給ひしかば、城中より之を見

て打て出、さしつゝみてたゝかふ程に、寄手うち負て引退く、この勢ひに乘して敵方の城を攻落す。（岸和田氏申狀）

久米田寺（クメダデラ）　八木村大字池尻（イケシリ）に在り、眞言宗、隆池院と號す。門前の池塘方八町、灌漑の利あり、神龜二年僧行基の營造する所也　永祿三年、三好の一黨豐前守之康入道實休、久米田寺に屯し國主畠山紀伊守高政と合戰に及ひ陣歿す（和泉志名所圖會）○史徵墨寶考證に久米田の寺田は山直鄕包近名及八木掃守木島三鄕の内に在りしこと、本寺所藏の古文書に見えたりと曰へり。本寺緣起に據れは天平十年本寺成る、五間佛堂一宇、釋迦三尊を置き、寶塔一基鐘樓經藏幷に僧房若干、四至は「限東、角河春木峯小津川東峯七廊峯、限南葛木横峯、限西松村登路幷延年峰、限北大道」と見ゆ。又本寺所藏天平勝寶元年勘錄の流記坪付云、

隆池院　字久米多寺　　住僧　二口
和泉國行基菩薩肆拾玖院内寺領流記坪付
右院緣起久米多寺池所溉之田有千餘町好農業天旱勤耕作各乏水事廣眼苗之苦以天平十年二月其堤上加修理臨時所起之院泉郡上池田村所在是也
院内地漆段田貳町伍段　伍段在島池尻林壹所寺院西北在
總合寺領田伍拾陸町參百步
上久米田里二坪肆段貳佰肆拾步（中畧）下久米田里四坪壹段佰捌拾步（中畧）吹井里一坪參段（中畧）波多山里一坪漆段瀨良谷陸拾步（中畧）岡田里二坪伍段（中畧）上池田里十坪伍段小松井里七坪肆段（中畧）動里十四坪捌段（中畧）上池尻壹段捌拾步
右院領流記坪勘錄如件（以下の連署法師名畧す）

山直鄕（ヤマタベ）　和名抄、和泉郡山直鄕、訓也末多倍。○今山直上村、山直下村（大字新在家）及び山瀧（ヤマタキ）村（今泉北郡に屬す）に當る。姓氏錄云、和泉國地祇、山直、天穗日命十七世孫日古曾日乃巳名命之後也　○山直は續異記にも山直里と記し、山田部の謂にや、又山之直の略にや詳ならず。土俗ヤマタビと唱ふ、大津川の南支源、牛瀧山の谷也。

三田（ミタ）　山直下村大字に三田あり、茅渟の山の屯倉と云者此歟。日本書紀、安閑卷に「櫻井屯倉、賜妃香々有媛、注一本云加貺茅渟山屯倉」と見ゆ、山の屯倉果して此地ならば山直は山之直の義なり。

新在家（シンザイケ）　山直鄕の大邑なり、下山直に屬す。名所圖會云、庭訓往來に和泉酢の名あり、建長二年記に「和泉郡、御酢莊、貢酢」と見え、今山直の新在家より酢を出す。○延喜式、和泉郡淡路（アハヂ）神社、今山直下村大字摩湯に在り、淡路と云ふ事何の謂たるを知らず。（和泉志）

（積川）

包近（カネチカ）　山直上村大字包近は中世包近名（カネチカミヤウ）と稱したり、延喜式、和泉郡楠木神社・今此に在り。（和泉志）積川（ツカハ）神社は山直上村大字積川に在り、祈年祭、座摩五座生井福井綱長井波比岐阿須波の神を祭ると云ふ。（積川社記古事記傳等）日本紀略、弘仁十四年、奉幣積川社、祈雨、續日本後紀、承和九年、積川神授位、延喜式、和泉郡に列す。○積川は訓むこと津川に同し、山直山中の水西北流して泉北郡大津村に到り海に注く、然らは大津の川上の社の謂なるへし。

神於山（シンオサン）　山直上村の南に在り、東葛城村大字神於に屬す、土人稱して和泉郡の鎭山と爲す。延喜式、和泉郡意加美（オカミ）神社此に在り、供僧舍を神於寺と稱し、寶勝大權現を祭ると云へり。（和泉志）○神於山は葛城山牛瀧の北支脈にあたり、山中の總名葛城と稱するを以て、今東葛城西葛城の二村を立つ。○西葛城村大字蕎原（ソボハラ）に葛城一言主神の石寶殿（イシノホデン）と號する社あり。岸和田治氏申狀

（蕎原）

に、延元元年□原□の名を見す　又大字木積（コツミ）の觀音寺は行基開基四十九院の一といひて、後世修補の餘なれと、一宇の中に古佛像數多あり。

（木積）

内畑（ウチハタ）　今山瀧（ヤマタキ）村と改む、山直上村の東南に接す、今泉北郡に屬す）延喜式、和泉郡山直神社は内畑山直池の東に在り（和泉志神祇式料）蓋山直氏の祖神なるへし。

牛瀧山（ウシタキサン）　山瀧村大字大澤の南に在り、北は槇尾七越（マキノヲナナコシ）の畜嶺に連接し、紀泉間の葛城山脈の一高峯なり、大津川は此より發源す　○山中飛瀑多し、中にも一之瀧（高□丈）二之瀧（高十丈）三之瀧（高四丈）最も勝るへし、其三の瀧の潭心に石出づ、形牛の水中より跳上するに似たり、牛瀧の名之に因る。楓樹亦富すへし、大澤を距ること凡十五町。（名所圖會地誌提要）

小車もつひにとゞめむなにしおはゝ牛瀧やまの木々のもみち葉、　　似雲

大威德寺（タイヰトクジ）　牛瀧山に在り、眞言宗を奉す、寺記云、正歷、安大威德明王之像、六面六臂、騎青牛、慧亮法師所鑄、威應殊絕、相傳、淸和天皇□病降魔、開□摩壇、修威德明王之法、感靑牛之現至、成之、寄於此山（名所圖會）今威德殿多寶塔行者堂求聞持堂及び僧房數宇あり。

牛瀧山佳句　　後藤　春艸
□高寺間泉□々、翠柏映發葛樹楓、天然□□□山容、左顧右視忙消接、禪房邊嫌眼界狹、飯罷下山辭宿葉、入言冬山如打睡、今日含笑々何事、笑君與水老興地、

泉北郡

泉北郡（センボク）　明治二十九年、大鳥郡泉郡を合同し本郡を建つ、郡役所を鳳（オホトリ）村に置き四十一村を管治す、

堺市は郡内に在れど別に市制を布けり。○孔道は海に沿ひて通ず、北攝州大坂住吉より堺に入り濱寺大津を經て泉南郡岸和田に至る、今鐵道線路を架す、堺市より南河内に向ふ者は狹山古市道明寺の別あり、奈良に赴くは道明寺よりする也、高野吉野に赴く者狹山を便路とす。

泉郡(イヅミ)(和泉郡)

舊和泉郡に作る、明治二十九年廢して泉北郡へ入る。和泉郡は日本書紀、欽明十四年、河内國言、泉郡茅渟海中、有梵音云々とあるは追書なり、當時未た國郡の制置なし。靈異記に泉郡と錄し、和名抄に「泉南郡分置」と註す、蓋其池田郷、坂本郷、上泉郷、下泉郷、軽部郷、信太郷の六を實に依り本郡に屬し、他の四郷を割きたる者とす。

七越山(ナヽコシヤマ)

和泉國の東南隅に在り、即紀河三泉州の交界なり、其北に接し槇尾山(マキノヲ)あり。○七越は山直川(牛瀧)松尾川、池田川の南にして泉州第一の深谿なり、南に踰ゆれは紀州伊都郡に出つ可し、一名横山と云ふ、故に北麓を横山荘と曰ふ、狹衣物語に和泉なる横か嶽と書るも此なりと云ふ。

立のほる月のあたりに雲消えてひかりかさぬる七こしの峯〔山家集〕　西行

何としていかにやけばや泉なる横山炭のにほふなるらん〔新六帖〕　光俊

七こしのうへにかさねつ雲の峯　悠川

七越峠は南横山村大字父鬼(チヽオニ)より紀州妙寺(メウジ)に通す。

槇尾山(マキノヲサン)(巻尾)

七越山の北に在り、東横山村大字槇尾に屬す此山は四岳八谷、層巒簇々として蓮花の如く、四十八瀑三十六洞ありと稱せり、嶺東は河州天野山高向村等なり。○巻尾(マキノヲ)神社は三代實錄、貞觀六年巻尾神授位とあり、即巻尾寺の鎮守にして、今施福寺本堂の南大壇に在り。

施福寺(センフクジ)

巻尾寺觀音堂即是なり、延喜式に見ゆ。往時は三論及眞言宗にして延應年中横山荘を灌頂堂料に寄進せられ、後法草法皇建長二年修法あり、同三年宜陽門院萬華萬燈會料として日根郡吉見の免田を附せらる、寬文中より天台宗に歸す〔名所圖會〕○元亨釋書云、空海年十八、上大學、雖讀儒書、志在佛經、偶逢沙門勤操、受虛空藏求聞持法、未羅染、而事修練、甫弱、就操落髮受戒、研究三論、時據在泉州槇尾山寺。○三十三所圖會云、巻尾寺但樂院施福寺は弘化年中火に罹り再興す、延喜主税式曰、和泉國巻尾山寺、觀音堂料五百束云々、今時は坊舍七十字ありて免除の租税纔に六石也、然れとも山林若干廣うして樹木繁茂せり、是を農湖に鬻きて益とし、又一山の坊中順禮の徒輩に宿を貸し一助とす、故に籠の花咲き初る頃より詣人群參して最賑はし、旅人必す此に宿る可し、坊舍何れも清潔なれは世塵を拂ひて實に心の穢をも洗ふへきを思ひせらる、「寺に寢て誠顔(マコトカホ)なる月見かな」撰集抄に曰、西國卅三所第四番施福寺の千手は欽明天皇の御願、行滿上人の建立、三間四面の堂なりと云々、按するに凡本朝に佛法の傳來せし事は欽明帝の御宇が始めなれど未た專ら行はれず、豈勅願所あらんや、行滿上人も恐らくは後世の人なる可し、開山は行基空海に過く可からず、空海延曆年中滿願寺を建て、自ら千手大悲の像を彫刻して安置し給ひ、後再ひ來て求聞持の法を修し給ふ、故に當山に捨身嶽隱水等あり、皆弘法の遺跡なりと云々、また詠歌「深山(ミヤマ)路や檜原松原わけ往けは槇の尾寺に駒ぞいさむる」按に山中檜松杉多く茂り、殊更第三番粉川寺より當山に至るを檜原越と云ひて、頗る難所の深山路なり、槇を牧に取りなして駒とつゞけしなる可し。

白雲埋路幾重々、門外寒流石上松、林鳥相呼山更靜、老僧擔鉢下孤峯、　登槇尾山　山本利盛

巻尾寺衆徒は延元の亂に南方に從事す、延元二年八月岸和田一族幷に巻尾寺衆徒は横山荘宮里城にて武家方と合戰し、十月十三日岸和田治氏巻尾寺に籠れるに、凶徒寄來りければ治氏大塚新左衛門尉正連と共に城外に打て出て之を追退けたり。〔南山巡狩錄諸家系圖纂〕

横山(ヨコヤマ)

横山は中世莊名たり、今東西南の三村と爲る。池田川の上游にして、七越槇尾の山麓とす、横山は原來七越嶺の別名也。○南山巡狩錄云、延元二年正月、楠が手に隨ひ岸和田治氏所々の敵營を燒拂ひ、今日また横山に打むかひて凶徒等の館を燒拂ふ、〔岸和田治氏申狀〕横山の地名詳ならず、按ふに河内和泉の内にあるべし、四月十六日岸和田侍從房快智同大輔房定智同彌五郎治氏等和泉國巻尾寺の要害をかまへ、所々の官軍と牒し合せ互に聲援をなす。〔岸和田快智同定智治氏等申狀〕

福瀬(フクセ)

東横山村大字福瀬に鳥地獄あり、南面利(ナメリ)湯とも曰ふ、鳥地獄とは池中不斷時に泡沫を湧出し、飛鳥此に飲めは忽ち死す、天保年中究理家浴澡すれは驗あるを知り浴湯を開かしむ、冷泉なり、又福瀬に又岩隙より湯の沸所あり、朝谷と稱す。〔名所圖會〕男乃宇刀(チノウト)神社は延喜式「和泉郡、男之宇刀神二座」今西横山村大字佛並(ブツナミ)に一座、大字下宮に一座在る、是なり〔和泉志〕此地本社の鎮座あるを以て中世は宮里と曰へり。

宮里(ミヤザト)

西横山村大字下宮佛並(上宮と云ふ)及南池田村大字國分の邊の古名なるべし。○延元元年六月、和泉國宮里城に於て、岸和田の一族武家方と數度合戰を遂く、廿八日唐國(カラクニ)の敵在所を燒拂ふ、八月四日岸和田黨巻尾寺衆徒等宮里城を攻め、國分寺に於て激戰あり、七月凶徒と宮尾に戰ひ、九月廿七日宮方岸和田彌五郎治氏大塚掃部助惟正上郷彌次郎俊康等宮里城に押寄せ合戰を遂くる。〔岸和田快智同定智同治氏等申狀〕

和泉國宮里保、爲美濃國五箇郷替、所被寄附玉鳳院也、早被領掌者、天氣如此、仍執達如件

永和四年三月廿日　左中辨花押（日野仲光）
妙心寺 授翁上人禪室　（史學雜誌所揚）

國分寺（コクブンジ）

今南池田村に屬す、大字を國分と曰ふ、西横山村下宮の西に接す、寺址に就き一草堂を遺すのみ。延喜玄蕃式云、和泉國安樂寺、爲國分寺、置僧十口、主税式、和泉國國分寺料五千束、文殊會料一千束。○名所圖會云、昔智海上人と云あり、泉郡浦田の人にて宮里の瀧山に住み佛乘を勤修す、或時鶏來り智海の小便を嘗て懷胎し一女を生む、稍長して太妹麗なり、藤原不比等之を看て大に異み養育して宮中に納る、卽光明子なり、光明子後宮里の家地に就き安樂寺を建てたまひ、承和六年勅して國分定額と爲す、今瀧山藥師堂存す、國分寺の奥院にして智海上人の遺跡なり。○聖武皇后光明子其姉を宮子と曰ふ、卽文武皇后なり宮里或は兩后の乳母の家地ならん、但鶏泄懷胎は妄誕信ずべくもあらず、兩后の生母は犬養宿禰三千代なる事續日本紀に歷然たり。○岸和田氏軍忠狀云、延元二年八月、岸和田快智同定智同治氏井に卷尾寺衆徒宮里城に押寄せ、武家方と合戰に及び、殊に國分寺前に於て戰を勵ます。

松尾（マツノヲ）

今北松尾南松尾の二村ゝ爲る、横山の西に接し一谷を爲す、松尾川は其末大津川に會す、松尾寺あり。

松尾寺（マツノヲデラ）

南松尾村に在り、阿彌陀山と號し天台宗を奉ず、相傳ふ役小角開基、往時は朝廷勅願の貴刹にして、後世敗頽し豐臣氏再興の事ありと雖、古規の十の一に及ばずと。（名所圖會）○白石紳書云、和泉國丹羽谷松尾寺と云を土俗かうべ堂と云、傳に平家の壽永の敗に一族の首どもを埋めし所なりと、三間四面ばかりなるが椽の下はことごとく髑髏なり、昔は板屋なりしを後に銅瓦に改たりと見ゆ。百拙和尚松尾寺記云、天正中、平信長之兵、放火佛閣、亡有子遺、唯其首堂者、巍乎兵燹中耳、慶長七年、豐臣秀頼再造、粗復舊觀。○和泉志云、松尾寺、又號阿彌陀峯寺、承和六年、勅爲定額寺、々有元曆延元貞和正平年間勅書廳宣等、峰中記曰、松尾寺、昔日修法驗者僑居于此、又以當寺僧、爲和泉國講師職、見宍師寺古記。

春木（ハルキ）

今南松尾村に屬し、陸軍砲兵射的場あり、春木莊の名は玉海安元元年の條并に建長二年道家處分記に見ゆ。

唐國（カラクニ）

北松尾村に屬す、古の韓國氏の居なるへし。姓氏錄云、和泉國神別、韓國連、采女臣同祖、伊香我色雄命之後也、武烈天皇御世被遣韓國、復命之日、賜韓國連。○岸和田氏軍忠狀云、延元二年六月廿八日、さきに岸和田一族唐國と云所に馳向ひ、敵の居所を燒拂ふにより、凶徒も出合ひ合戰を遂くる。

池田鄕（イケダ）（林三）

和名抄、和泉郡池田鄕、訓以介多、○今北池田村（大字下村）南池田村（大字三林）の二に分る、横山莊の北に接す。姓氏錄云、和泉國皇別、池田首、景行天皇々子大碓命之後也。延喜式、和泉郡穗椋（ホクラ）神社は今和田小倉山に在りと（神祇志料）南池田村三林（ミハヤシ）の北に大字和田あり、此歟。○萬町（マンチヤウ）（南池田村大字）伏屋氏の後苑に阿闍梨契沖の庵址あり、契沖の家集に其頃の詠草を載せたり。（名所圖會）一說に契沖庵址は濃村南松尾の久井（ヒサヰ）なりと。

池田川のほとり、伏屋某が造りおける庵を借て住けるに、其ほとり大竹おほそらに聳ゆる者多きを見て、

千ひろある岸根に生る村竹をいほりのまかきすくしてぞ見る、

池田川の流いと面白く島と見ねたる所に梅ありて匂ひけるをよめる、

夕月夜うめが香おくるかは風にさしねの草の身をぞ忘るゝ、

池田神社は北池田村大字下村に在り、池田首の祖神大碓命を祭ると云ふ。（名所圖會和泉志）

坂本鄕（サカモト）（莊鄕）

和名抄、和泉郡坂本鄕、訓佐加毛止。○今鄕莊村と改む、池田鄕の西に接す、坂本氏の舊墟なり。姓氏錄云、和泉國皇別、坂本朝臣、紀朝臣同祖、紀角宿禰男、白城宿禰三世孫、建日臣、因居賜姓坂本臣。續日本紀云、天應元年、和泉國人、坂本臣糸麻呂等六十四人、賜姓朝臣。續日本後紀云、承和二年、讃岐國人右少史坂本臣鷹野、請除讃岐之籍帳、復和泉之舊墟、建內宿禰男紀伊宿禰之後也。○和泉志云、坂本氏累世住坂本村、坂本石見守、大永年中、修造祇園社、棟札今尚在矣、天正年中坂本某戰死於大坂川口。

桑原（クハバラ）

今鄕莊村の大字と爲る、西福寺あり、東大寺僧衆坊重源の墓と傳ふる者あり。又桑原井あり、相傳ふ昔此井に雷落けり、井より上らんとする所を人々集り蓋を覆ふ、雷煩悶して誓を立てゝ云ふ永々此地に落ちまじと、卽蓋を除き雷を放てり、此に因て後世雷鳴をきけば桑原々々と呼ぶ、雷は彼誓にまかせ其地に落ちずと。（名所圖會）

觀音寺（クワンノンジ）

今鄕莊村の大字と爲る。和泉志に云延元三年和泉郡觀音寺城井に箕形城に官軍楯こもりしかば、日根野道悟と云者押寄せ之を攻落したり、當時の古文書猶ありと、箕形は今北松尾村の大字と爲る。

上泉鄕（カミツイヅミ）

和名抄、和泉郡上泉鄕、訓加美都以都美。○今國府村、伯太村、南王子村等なり、此地は中世本州々廳の在所にして、初め和泉宮を置かれ、宮監轉して國府と爲る。

和泉宮址（イヅミノミヤ、ニキイヅミノミヤ）

國府（コクフ）村大字府中に在るへし、和泉寺蓋其舊墟と爲す。或は曰ふ信太村に舊府（フルフ）神社あり、卽宮址歟と、亦詳ならず。

續日本紀云、元正天皇、養老元年、車駕幸和泉離宮、免河內國今年調、聖武天皇、天平十六年、行幸和泉離宮。之よりさき靈龜二年四月、割河內國大島日根和泉三郡、

始置和泉監とあり、天平十二年和泉監併河內國など見ゆれば靈龜二年始めて和泉宮を興し宮監を置かれたる歟、又稱德天皇、天平神護元年、行幸紀伊國、還到和泉日根郡深日行宮、乙酉到同國新治行宮と見ゆ、此新修の行宮も和泉宮ならん、和泉の名は泉井に因りて起る事にりたり。和泉の井、御館森西北に在り。和泉神社は延喜式和泉郡和泉神社也、今和泉寺に在り、後之を御館森に移す、(神祇志料)本社に古作の神像四十八躰所藏す。○和泉今國府清水と稱す、府中の西の入口に在り、一名和泉の井と曰ふ清冽無比の水にして酒を釀し茶を煮る共に佳也、井上に延喜式泉井上神社あり。○或人の說に此泉は美稱をニギイツミと呼びたるに依り宮名に其字を採りたるべしと曰へり、井神は俗に井戶八幡と呼び、總社五所明神と一境なり。

（和泉井）

國府址

（府中）

今村名と爲る、大字府中御館森を廳址と爲す

和名抄、和泉國府、在和泉郡、行程上二日下一日。○府中村に國府總社及び泉八幡宮あり總社には神宮寺ありて奉祀せり、(名所圖會)○後鳥羽院熊野御幸記に「建仁元年十月六日、平松王子より御馬を停め步にて國府新造御所入御」と、亦御館森の地歟。土俗は上古の茅渟縣の宅址も此に外ならずと曰へり、靈異記に泉郡大領血沼縣主倭麻呂の邪婬を見て發心し、出家して行基法師に隨從する事見ゆ。

伯太

伯太村は國府村の北に接す。延喜式、和泉郡博多神社此に在り、又同式丸笠神社は伯太の丸笠山に在り。

伯太陣屋は寬文元年渡邊越中守方綱、伯太一萬三千五百石を幕府より賜與せられ、陣屋を置き之を治し、明治維新に至る。渡邊氏の祖半藏守綱は、慶長年中武州松山に封ぜられ、方綱に至り泉州へ移邑したるなり。

平松

伯太村の字なり、熊野權現の伏拜ありて平松王子と稱せり、後鳥羽院御幸記云「建仁元年十月六日、平松王子に於て殊に亂舞の沙汰あり」

平松はまたくもふかく立ちにけり明行鐘は難波わたりか　後鳥羽院(正治百首)

輕部鄕

（加里）（忠岡）

和名抄、和泉郡輕部鄕、訓加留倍。○今忠岡村大津村是なり、大津川の末委にて海濱に居る。姓氏錄云「和泉國皇別、輕部、倭日向建日向八綱多命之後也、雄略天皇御世、獻加里乃郡、仍賜姓輕部君」と、之に因れは此地舊名加里なるへし、古事記、遠明日香宮卷云、御子爲木梨之輕太子、御名代、定輕部とある輕の名も此地に因むか、大和高市郡にも輕の地あり。又古事記神代卷に「大年神、娶天知迦流美豆比賣」とある加流美豆は輕之津の謂にや、卽此地なるべし。

興津濱

輕部の濱を曰ふ。古事記傳云「大年神、娶天知迦流美豆比賣、生子奧津日子神、次奧津比賣神、亦名大戶比賣神、此者諸人以拜竈神者也」とあり、古今集に和泉國沖津濱の歌あり、和名抄に和泉郡輕部鄕あるも御母の名によしあり。

貫之和泉國に侍りける時、大和よりこえまうて來てよみてつかはしける、

君を思ひおきつの濱になくたづのたつね來れはぞ有とだに聞く　忠房(古今集)

名所圖會に澳津濱は大津濱の一名とあり、大津村は忠岡村の東北に接し、大津川を隔てたり。

大津川

三源あり、其牛瀧川松尾川は國府村の南に合同し、槇尾山より出つる池田川は國府村を過き、此に至り更に二流相併せ、大津忠岡の間に於て海に入る、長凡六里。

大津

宇多大津、下條大津の二村あり、今合同す。戶數一千許、古の輕之津なり。土佐日記に小津に作る。應神紀に見ゆる「吉備兄媛、請省親之、自大津發船、而往之」は此に非ず。

五日、けふからくして和泉のなだより、小津の泊りをおふ、松原めもはるくなり、かれこれくるしければよめる、

行けどなほ行やられぬば妹がうむをつの浦なる岸のまつ原、(土佐日記)

更科日記云、さるへきやう有て、秋の比和泉にくたる、(中略)冬になりて登るに、おほつと云浦に舟にのりたるに、其夜雨風いはもうごく計にふりふきて、神さへ鳴りて轟く、岡の上に(中略)舟引上け、夜をあかす、五六日すぎ風なぎたれは舟を出す、(中略)國の人々あつまりきて、其夜この浦をいてさせたまひて石津につかせ給はらましかは、やがて此御舟なごりなくならましなといふ心細うきこゆ、

あるゝ海に風よりさきに船出して石津の波と消なましかは。

（小津）

下泉鄕

和名抄、和泉郡下泉鄕。○泉州志によれば吾孫子莊(今穴師村)及下條大津(今大津村の內)を指す。

我孫子

我孫子は中世莊名に呼ぶ、今穴師村に大字我孫子あり、穴師神社を氏神と爲す。○姓氏錄云、和泉國未定雜姓、我孫公、豐城入彥命男倭日向健日向八綱田命之後也。延喜式云、和泉國網曳廚所造、味鹽魚二十石六斗。

穴師

穴師村は舊我孫子莊と曰ふ、穴師神社あるを以て今改稱す。延喜式、泉穴師神社(二座)兵主神社聖神社相並載す、兵主神は穴師村の南一里泉南郡北掃守村に在り、聖神社は大津村大字宇多に在りて聖宮と稱する事和泉志に見ゆ。

泉穴師神社

穴師村大字宮に在り、此神天平九年神戶稻三千九百餘束を奉充し、(正倉院文書)承和九年貞觀十一年授位あり、(續日本後紀三代實錄)延喜式に列す、神

宮藥師堂あり御旅所と稱す（名所圖會）神殿は慶長中修理す、古作の神像八十餘軀現存す。

神祇志料云、大和國、穴師坐兵主神　卷向坐若御魂神を延喜式に并載したるは和泉國泉穴師神兵主神若御魂神を并載したると參考すべし。大倭本記に、一鏡及子鈴は天皇御食津神、今卷向穴師社宮所坐御饌津大神也とある御鏡等二に坐は、卷向社二坐なるべきに、一坐なるは疑はし、其一坐は穴師兵主神にてもあらぬ歟、然らば本社も一坐は倭大國魂神を祭れるにて、次なる兵主神は別に祭れる社にや、若しくは和久産巢日神の子豐受毘賣神を合せて二坐なる歟、猶考ふべし、さて玄蕃式に新羅客に飲しむる釀酒料稻を大和の纏向河內恩智及本社より出すも、御食津神の幸ひ坐る稻以て釀れる酒を蕃人に給ふにて、卽此神等の恩賴を被らしめ給ふ御わざなるべし、又按ふにこの穴師社殿に男女主神各一體、東殿に日子神七體、日女神四體また攝社天富貴命殿內に主神日子神一體、其佗日子神十四體日女神十九體、凡一百九體形相異なり新作にあらずと云へり、何故にかく神像多くあるにや、姑附て考に備ふ。〇考古學會雜志云、穴師神社、今神像八十三體を藏す、中にも其形稍大にして彩色を施したる女體は五六體のみ、彫木高一尺六寸、其裝容は頭髮半車にして小髻を結ひ、衣は袖濶く衣上に背子樣のものを着け右手にして、裳を穿き、前に組帶を結びたり、大略佛家天女の圖像と本邦古代の服飾を折衷して彫飾せることとし、袖口と裾脚に錯口樣の緣飾あり、又衣の上部袵の邊に鰭の如き飾あり、和州藥師寺の神功皇后像に比すれば頗古樸なり、吉野水分祠の神像と相類す、凡此種の女神像は本州和泉井上社、攝州池田の呉服神社、奧州平泉の毛越寺等にも現存すとぞ、平安朝初期の比の樣式なりと曰へり。

信太郷

和名抄、和泉郡信太郷、訓臣太。〇今信太村上條村是なり、姓氏錄に「信太首、百濟國人百千之後也」と見ゆ此地の氏人ならん、又萬葉集に小竹田男を亦知奴壯士と稱へたる歌あり、知奴は茅渟に同じく總名にて、小竹田は小字なりと知るべし。

信太森　枕草紙にもりはしのだのもりと記し、歌の名所なり、名所圖會云、信太森は今信太村の中村に在り信太明神の社を謂ふに非す、社の西十町許、莊官森田氏の宅地に老楠あり、之を土人信太森と呼び、樹高凡八丈三葉繁茂す明神の舊地とぞ、樹下に狐を住ましめ又葛葉祠あり彼簠簋內傳鈔に安倍博士晴明の母は信太森の狐にて名を葛葉と云へりと云ふ小說に因り、好事家の作爲なるべし。

和泉式部道定に忘られて、ほどなく敎通の王かよひ給ふときゝて、よみて遣しける、

うつろはでしばししのたの森を見よかへりもぞする葛のうら風、　赤染右衛門

かへし

あき風はすごく吹くとも葛の葉のうらみがほには見えじとぞ思ふ（新古今集）　和泉式部

いづみなるしのだの森の楠の木の千枝にわかれて物をこそ思へ、（紀氏六帖）

聖神社　信太山に在り、信太大明神と稱す、古歌の信田森は此を指す。三代實錄、貞觀元年、和泉國聖神、列官社延喜式、和泉郡聖神社是なり。社傳萬松院云、古語記に大年神、娶活須毘賣之女、伊怒比比賣、生子大國御魂神、次韓神、次曾富理神、次向日神、次聖神」この聖神なりと。（名所圖會古事記傳）〇信太村大字王子に屬す、寬政八年本社々家と社僧の間に訴訟ありける事、一話一言に載せたり。

王子　今信太村の大字と爲る、熊野權現の伏拜あり、後鳥羽院御幸記云、建仁元年十月六日、於篠田王子、松下有御祓、家行爲御使、參信太明神。

舊府神社　三代實錄、貞觀元年和泉國舊府神列官社。延喜式和泉郡に載せたり、今信太村大字尾井に在り、（和泉志）これ舊府の址と云ふ

曾禰　今上條村と改む、大字曾根あり、曾根に接して助松濱あり、北は高石濱に接し、一帶の濱洲なり。〇曾禰神社は延喜式に列す、姓氏錄云「和泉國神別、曾禰連、釆女臣同祖、神饒速日命六世孫伊香我色雄命之後也」また日本書紀天武四年の條に曾禰連韓犬と云人あり

泉州道中　藤井竹外

喚取鹽輿便換舟、浪華南去是平疇、西風吹木鷄國、一路穿花到紀州、

大鳥郡

明治二十九年廢して泉北郡へ併す。日本書紀持統天皇三年河內國大鳥郡高脚海とあり、又續日本後紀、承和六年八月の條に庚午年被管河內國大鳥郡とあるは天智帝の御宇の歲次ならん。和名抄、大鳥郡、訓於保止利、十鄕に分つ。郡の北部堺市の中及五箇莊（綾香）向井（遠里小野）地は往時攝津國住吉郡に屬す、元祿の末年新大和川開鑿、是等の地水南に屬しければ、明治の初年に至り之を本郡に移されたり。

日本後紀、延曆廿三年十月行幸和泉國、甲辰夕至難波行宮、乙巳卜御舟泛江、四天王寺奏樂、國司奉獻、丙午至和泉國遊獵于大鳥郡思美原、丁未遊獵于城野、日暮御日根行宮

上神郷

和名抄、大鳥郡上神郷、訓加無都美和。〇今南北中の三の上神村に分る美和を俗に轉したる也　大鳥郡の東南隅にして石津川の上游なり、美木多村久世村陶器村と共に一境を成す。〇姓氏錄云、和泉國神別、神直、神魂命五世孫大道足命之後也。（和田連同祖）

鉢峰　南上神村に在り、一名小倉峯、峯南は槇尾橫山の地なり、延喜式大鳥郡同神社は大字鉢峰に鎭座す、又法道上人の開基と稱する長福寺あり金堂寶塔存す。〇鉢峯明谷院長福寺は又法道寺と云ふ、白鳳年中法道上人開基、今眞言

宗を攝す、古文書を收藏す。（名所圖會□□□）

片藏（カタクラ） 今中神（ナカニワ）村大字片藏（カタクラ）、此村に延喜式大鳥郡櫻井神社あり、社頭に湧く之井あり。（名所圖會）大日本史、楠木正高傳に「天授六年、正高與山名氏戰於和泉死之、上神、下村、毛穴（ケアナ）、草部（イツベ）、櫻井等諸土豪鬪死」と見ゆれど、下村□穴等も上神郷内にや否や詳ならず。（延喜式、大鳥郡山井神社、今中上神村大字栂（トガ）に在り、社畔に山井寺存す。（神祇志料）

大庭寺（オホバデラ） 今北上神村の大字と爲る、神社（ミワ）誤訛して陶波と爲り大庭寺の名□りし歟。（延喜式、大鳥郡鴨田（カモタ）神社今北上神村大字大平寺に在り。（和泉志）

和田郷（ニキタ／ミキタ） 和名抄、大鳥郡和田郷、訓儞木多。○今美木多村北上神村久世村是なり。○儞木多を後世美木多に訛る、又和字を普通して和田（ワタ）とも唱へたり、上神（カニワ）郷の西北に接す。○姓氏錄云、和泉國神別、和田首、（神首同祖）神魂命五世孫天道根命之後也、（又云、天兒屋根命之後）（延喜式、大鳥郡美多彌神社は今美木多村大字上村に在り、姓氏錄、民直、天兒屋根命之後とあれば、亦和田氏同族の祖神なるべし（和泉志 神祇志料）

和田（ワタ） 和田は楠氏の一黨に和田氏あり、太平記に和田新發意源秀同兵衞尉正朝同九郎正忠同和泉守正武等の名あり、終始忠節を南朝に盡し泉州無双の名家なり。名所圖會云、和田村に和田城址あり、又多聞天寺ありと、和田今久世（クビ）村と改稱す。和田の荒山（アラヤマ）に延喜式多治速比賣命神社あり、國内神名帳に田治早姫に作る是なり。（神祇志料）

いつみなる荒山櫻さきぬらし槇のはしのきかゝるしらくも、（夫木集）公朝

又延喜式、坂上神社、今久世村大字平井に存す。

大村郷（オホムラ） 和名抄、大鳥郡大村郷、訓於保無良。○今東陶（ヒガシタウ）器（キ）村、西陶器村是なり。（和泉志）古は陶邑（スヱ）又陶器莊と稱したり、和田郷の東にして櫻井郷の南たり。○姓氏錄云、和泉國神別、大村直、神魂命子大名草彦命□□根□□彌命之後也（又云、天道根命六世孫若積命之後也）

陶（スヱ） 日本書紀、崇神卷云「於茅渟縣陶邑、得大田根子」と、古事記にも此事を錄し「大物主大神、娶陶津耳命之女、活玉依毘賣、生子太田田根古」とあり、此地の舊邑たるを知るべし。書紀通證曰、大鳥郡陶器莊、濟和天皇之朝、陶家益多、而河内和泉兩國、相爭燒陶伐薪之山、事見三代實錄。○延喜式、陶荒田神社二座ありて今東陶器村大字上に存す。（和泉志）蓋陶津耳氏の祖神を祭る、又延喜式大雷（オホイカツチ）神社あり、今東陶器村大字北に存す。（和泉志）蓋大年神の苗裔なるべし、山城國に同名の社あり。陶器城と云事南山巡狩錄に見ゆ、東陶器村大字福田（フクタ）などの地ならん。正平六年七月、宮方岸和田助氏、和泉國陶器城に攻よせ城をいとむといへども勝負を決せず。（岸和田助氏申狀）

（田□）

陶器（タウキ） 人類學會雜誌云、陶器莊は大鳥郡の東偏に在り、丘陵起伏するもの稱して陶器山（タウキヤマ）陶山と云ひ、其衆水の深坂村に會するもの之を陶器溪と云ふ、莊内到る處土器破片の散亂せざるはなく、其數多なる貝塚土器の比にあらず、殊に高藏寺村字道祖神山（サイノカミヤマ）其他所々にかまあとと稱する處あり、是實に古代製陶の遺跡にして、謂はゆる朝鮮土器祝部土器等此に相混じ錯雜して遺れり、之によりて見るに朝鮮土器と祝部土器は同時に同所に於て製造せられたり、但し朝鮮土器は概して大なる器物たりしならん、且其質の頗る堅緻なるより察すれば、即牢固を要する日用の器具に供し、祝部土器は祭器として造られ、又時々高杯の如きものなきにあらざれども、概して巨大ならざる日用に器具として造られ、或は之に飲食物を盛り又之に依りて液料を飲みしならん、此等の土器は世に僧行基の創造に出るものなりとし、呼て行基燒と稱せり、高藏（カウザウ）寺は行基の創造する處なれど、其寺應仁の兵燹に罹り記錄之なし、蓋河泉二州製陶の業は其源猶頗る遠く、行基以前にありしならん、元來祝部とは祭器の謂にして、忌瓮（イハヒベ）に作るを正とす、朝鮮土器と云ふは近日人類學會會員□□の語にて歐人中にはコリアンポッテリーの語あるに由る、畢竟其朝鮮式に倣て造るより斯く呼べるものなる可し、甚妥當ならず。（今西陶器村大字高藏寺、同深坂。）

（高藏寺）

日部郷（クサベ／クサカベ） 和名抄、大鳥郡日部郷、訓久佐倍。○今鶴田（ツルタ）村是なり、大字草部（クサベ）あり。延喜式、和泉國日部驛馬七疋と見ゆ、續日本紀に取石頓宮あり、古事記に日下之高津池（日本書紀高石池）あれば今取石（トロシ）村高石（タカイシ）村も本郷の中なるべし。○姓氏錄云、和泉國皇別、日下部首、日下部宿禰同祖、彦坐命之後也。按ずるに河内生駒山下に日下あり、古事記傳は日下蓼津は生駒山下にあらで此高石海なるべしと論せり、其説に河内の日下は船通ふべき川だになしと云ふ也。然れども彼大和川北流の昔を想はゞ川だになしとは言ふべからず、蓼津は此日部郷にあらず生駒山下のみ。日部（クサカベ）神社は鶴田村大字草部に在り、延喜式に列す、今牛頭天王と稱す、但僧行與寺あり其奥院を瑠璃窟成願寺と云ひ、藥師堂あり、天王社内には正平廿二年と刻し昇降の龍及四天王を鑄せる石燈籠ありと。

菱城（ヒシキ） 仁賢紀菱城邑人鹿父。通證云、今大鳥郡菱木村。○今鶴田村大字菱木。

取石（トロン） 取石村は取石（トロシ）池あるを以て近年其名を建つ、取石頓宮は續日本紀「神龜元年、車駕從紀伊、還到和泉國取石頓宮」とありて、延喜式日部驛蓋此なり。○姓氏錄「和泉國諸蕃、取石造、出自百濟國人麻奇彌也」此麻奇彌（チオミ）は日根造□億富使主と同人にして根使主即其族人なり、根使主罪ありて子孫收められて日下部の御名代と爲る事

河内國日下の條に詳にす、因て惟ふに此地は舊名取石なるを日部に改められたる也。

いもか手を取石の池のなみのまゆ鳥の音けに鳴く秋すきぬらし、（萬葉集）

富木 延喜式、大鳥郡等乃伎神社、今取石村大字富木に在り。姓氏錄云、和泉國神別、殿來連、大中臣之同祖天兒屋命之後也。（名所圖會）

高石 高石村は取石村の西に接し、海濱一里許、北は濱寺村に至る。續日本紀「天平神護二年、和泉國人外從五位下高志毗登若子等五十三人、賜姓高志連」とあり。又釋家官班記云、行基、和泉國大鳥郡人高志氏、是は高石にや越にや。又高石池は日本書紀垂仁の朝に五十瓊敷命の所造なり、古事記日下之高津池に作る。（姓氏錄「河内諸蕃、古志連、文宿禰同祖王仁之後也。」とあれば靈異記俗行基越史と云ふに合ふ、高志は高石に非ず）

高石神社 延喜式に列す、高石連祖百濟王仁を祭ると云ふ。（名所圖會）又道遙院殿高野紀行云、高師濱の松原の下天神の社の前に輿をたてゝ、

袖のうへに松吹く風やあた波のたかしの濱の名をもたつらん、

明治維新の際此高石の松を斬りて士族授產の料に充てられし事あり、時の內務卿大久保利通之を見て、堺なる縣令の許へ斬伐の情なきよし申送りて停止せしめらる、近年其事を石に記して松原に立て置く、利通公の歌に云、

音にきくたかしの濱のはま松も世のあたなみはのがれざりけり、

高師濱 日本書紀、持統天皇三年、禁斷漁獵武庫海、（攝津國）一千步內置守護人、准河內國大鳥郡高脚海。

沖つなみ高師のはまのはま松の名にこそ君をまちわたりつれ、（古今集）　貫之

高石村大字今在家の濱なる井戸森に、延喜式大鳥濱神社あり、大鳥神の攝社とす。（和泉志）

大鳥郷（鳳） 和名抄、大鳥郡大鳥鄕、訓於保止利。○今鳳村に作る、書紀通證和泉志は大鳥社記を援き日本武尊の靈大鳥に化したまひ此地に降ります、謂はゆる大鳥神是なりと爲せど信ずべからず。○今鳳村大字北王子に泉北郡役所を置く、堺市大小路を去ること一里半とす、大鳥社は本州第一の大祀にして神鳳寺之に奉仕せり、今神鳳寺廢すと雖、州人崇敬舊に依る。

大鳥神社 鳳村大字大鳥に在り西面す、高石濱を距る凡十八町、和泉國の一宮なり。俗說日本武尊と爲し社記亦傳ふる所あれど證據に乏し、姓氏錄「大鳥連、大中臣同祖、天兒屋根命之後也」とありて藤原氏の盛時に及ひ、大鳥神と顯れたるを想へば祭神は天兒屋根命たるべし。○大同元年大鳥社和泉の地二戶を寄奉り、（新抄格勅符）弘仁十四年祈雨の爲に奉幣あり、（日本紀畧）承和貞觀の比頻に授位あり從三位に進み、（日本後紀三代實錄）延喜式名神大社に列したり。○和泉志云、大鳥神社、慶長中罹兵火、元祿中僧快圓、興建神鳳寺於神域、今寺凋僅存小祠。名所圖會云、供僧勸學院は神鳳寺と號し、僧行基開基、後世荒敗に及ひしを豐臣秀賴再營ありしかど、元和の兵火に燒亡し大塔一基を遺す、寬文年中堺奉行石川土佐守利政石造鳥居を寄進し寺社の再修を爲し、本社及攝社四字皆成る、神鳳寺は眞政圓忍律師の中興なり、神域を千草森と呼ぶ、利政詠進あり、

いつみなるおくさの森におきたれてちかひつきせぬ萬代までに。

踏尾北村氏向榮亭八景之一、鳳寺晩鐘　梁田蛻巖

鳳寺春山夕、鏗然法響傳、花飛搖返景、林靜度深煙、鴿集香臺外、僧歸淸廟邊、何人驚大夢、將此脫塵緣、

平家物語云、平治元年、淸盛父子熊野に詣でけるに洛陽の兵亂を聞て半途より歸り、和泉國大鳥神社に詣り葦毛と云名馬を神前にたてまつる、淸盛のよみて奉りける歌に、

かひ子ぞよかへりはてなば飛かけりはごくみたてよ大鳥の神。

大鳥神社、今神鳳寺を停め、官幣大社に列す。攝社日[illegible]下大鳥[illegible]神社（今濱寺村大字下鎭座）大鳥濱神社（今高石村今在家鎭座）大鳥美波比神社大鳥井瀨神社ともに延喜式に列す。神祇志料云、大鳥井瀨神社今廢せり、舊址は平岡（八田莊村大字）に在り、美波比神社は北王子（今鳳村大字）に在り美夜比若宮と稱す、續古事記に見ゆる大年神の子庭津日神なり、延喜式本郡に大歲神社を錄せば其苗裔神の鎭座せるも所由ありと謂ふべし。

石津郷 名名抄、大鳥郡石津鄕、訓以之都。○今神石村（上石津）濱寺村（下石津）の二と爲る、鳳村の北なり、東は百舌鳥野にして、海濱は堺浦と高石濱に續く、石津川此地にして海に入る。○土佐日記云、いし津といふ所の松原おもしろく濱邊をとほし云々。

晩晴　梅嶺

閑齋南軒眺晩晴、汀沙渺々海潮平、歸帆影失春煙際、復入靑松樹杪明、

石津大社神社〇延喜式に列す、今神石村大字上石津の夷祠是なり、姓氏錄「和泉國神別、石津連、天穗日命十四世孫野見宿禰之後也」と然らば穗日命を祭れるならん。（名所圖會）

石津原（原耳） 姓氏錄、石津連は野見宿禰の後土師氏にして、百舌鳥野も舊石津原と稱す、日本書紀仁德紀に見ゆ、曰天皇幸河內（この河內は追書なり）石津原以定陵地、始築陵、是日有鹿、忽起野中、走入役民之中、而仆死、時異忽死、以探其痍、即百舌鳥自耳出之飛去、因視耳中、悉咋割剝、故號其處、曰百舌鳥耳原者、即是之緣也〇史徵墨

寶考證云、延元三年陸奥太守北畠顯家戰死の地、太平記吉野拾遺等阿倍野とするは誤れり、顯家高兄弟の軍を堺浦の陣に攻めて大敗し、泉州石津に戰歿す。按に國郡全圖石津濱に十郎藏人源行家墓を標す、行家は東鑑和泉小木郷(近木郷)に捕へらるれど、此に其墓ある事不審なり、蓋北畠大將軍顯家を誤れるならん、鶴岡社務記錄及び深堀文書に據れは、顯家卿伊勢路より大和に入り延元三年三月阿部野合戰、又五月廿二日高師直と堺浦に戰ひ、敗軍と爲り石津にて戰死せらる、神皇正統記に「五月和泉國にての戰に、時や到らざりけん忠孝の道こゝにて極り侍き、苔の下にも埋もれぬ物とては唯いたづらに名をのみぞ心うき世にも侍るかな云々」と見ゆ。

石津川 二源あり、一は鉢峯より發し上神谷川と云ひ、一は陶器村に出て、相合して北流、石津に至り海に入る、長凡六里とす。

濱寺 濱寺は大雄寺の俗稱なり、寺廢し今村名と爲る卽下石津なり。大雄寺は僧覺明の開基覺明は會津の人、由良法燈禪師の衣鉢を紹ぎ入元して天台に遊び、歸朝出雲國雲樹寺を創めたり、元弘三年後醍醐帝伯耆行在におはすや召して所受あり、國濟國師の號を賜ふ、後山城國長尾妙光寺に居り足利氏之を延けども應せず、夜遁れて吉野に走る、後村上帝河內攝津に巡狩の比大雄寺を石津に立つ、帝又戒法を受け三光國師の號を加へたまふ。(本朝高僧傳和泉志史徵墨寶考證等)禪海寺神石村大字市に在り、臨濟宗大德寺の末なり、開基一路居士は洛西仁和寺の門主にましませしが、遁れて此に栖む、一休和尙問答の事あり云々。(名所圖會)

(大雄寺址)

蜂田郷 和名抄、大鳥郡蜂田郷、訓波知多。○今八田荘村是なり、和田郷久世村の北にして大鳥郷の東なり、大字八田八田寺等あり、行基菩薩の誕生地とす。蜂田神社は延喜式に列す、今八田荘村の大字八田寺に在り。姓氏錄、和泉國神別、蜂田連、大中臣同祖天兒屋根命之後也と見ゆれば其氏社なるべし。(和泉志)

家原寺 八田荘村大字を同じく家原寺と曰ふ、大鳥神社の東十町許、神石村大字踏尾の南三町とす、大僧正行基の故宅にして僧叡尊(興正菩薩)中興の精舍なり、本尊文殊佛その白毫光の中に一寸八分黃金像を納む、婆羅門僧正菩提僊那來朝の時將來したる者とぞ。(名所圖會)親長記に、文明十一年三月家原寺に詣てゝ文殊を拜し、殘花を看てよめる歌見ゆ。

(踏尾)

行基は元亨釋書に「百濟國王之胤也、天智七年生」と、明匠畧傳同じ、家原寺傳に「行基母、蜂田首虎身女藥師娘」と曰へり、姓氏錄に「和泉國諸蕃、蜂田藥師、出自吳國主孫權王也。」又云、出自吳國人都久爾理久爾也、古記云怒久利」など見ゆ、而て靈異記に「越史越後國頸城人也」と錄す。惟ふに行基の男系は實に和泉諸蕃古志史卽王仁の裔にて、其族黨は越後頸城に所因ありけるより、彼氏號を負へるに似たり、故に越人とも泉人とも爲す。○續日本紀云、天平勝寶元年、大僧正行基和尙遷化、俗姓高志氏、和泉國人也、和尙眞粹天挺、德範風彰、初出家、讀瑜伽唯識論、卽了其意、旣而周游都鄙、敎化衆生、道俗慕化、追從者動以千數、隨器誘導、咸趣于善、又親率弟子等於諸要害處、造橋築陂、不日而成、百姓至今蒙其利焉、豐櫻彥天皇(聖武)甚敬重焉、詔授大僧正之位、幷施四百人出家、和尙靈異神驗、觸類而多、時人號曰行基菩薩、留止之處、皆建道場、其畿內凡四十九處、諸道亦往々而在、弟子相繼、皆守遺法、至今住持焉、薨時年八十。○元亨釋書云、叡尊、寬元三年於泉州家原寺、行別受法。名所圖會云、家原の塞は戰國の比寺町左近雀部兵衞の築く所三好笑岩之を攻め兩士を殺し泉州を平定したり。

深井郷 和名抄、大鳥郡深井郷、今爲深井、訓不加井。○今深井村存す是なり、蜂田郷の北にして、土師郷の西なり、常陵の訓詳ならず。旅野氏云、常陵は盖常陵にて登古豆加と訓む歟。○泉州に深日深井二所あり、長祿寬正年間記に「細川從元方の軍勢は和泉のふかいに陣を取り、同高國方の諸勢は同萬代荘に陣取る」とあり、此深井は卽此地なるべし、其隣接の土師郷卽萬代荘なればなり。

土師郷 和名抄、大鳥郡土師郷、訓波尒之。○後世萬代荘と稱し今東百舌鳥村(大字土師)西百舌鳥村(大字百濟)中百舌鳥村(大字梅村)の三と爲る。本郷は百舌鳥野の南部にし、西は石津郷臨穴郷に接し北東は郊野河州の境と相接比す。蓋應神仁德の山陵此に營造ありしを以て、土師氏職を以て之に從事し、遂に歸住したる所とす。日本書紀に「孝德天皇崩、起殯於南庭、以百舌鳥土師連土德、主殯宮之事」とあり。又姓氏錄「和泉國神別、土師宿禰、秋篠朝臣同祖、天穗日命四世孫野見宿禰之後也」とあり。(東百舌鳥村土師に今波世の世を濁音にす)

百濟 今西百舌鳥村の大字と爲る。姓氏錄云、和泉國諸蕃、百濟公、出自百濟國酒王之後也。又日本書紀云、依網阿彌古捕異鳥、獻於天皇、(仁德)酒君曰此鳥多在百濟、得馴而能從人、亦捷飛掠諸鳥、百濟俗號曰倶知、(是今時鷹也)乃授酒君、令養馴。

百舌鳥野 古事記には毛受野に作る、又石津原と稱す。和名抄、石津郷土師郷臨穴郷の三郷に跨り、今神石村百舌鳥の三村舳松村及向井村大字中筋等の地にあたる、堺市の東に接する低丘これなり、南北凡一里、東西稍減す、仁德履仲反正の三正陵、應神の殯陵及數多の荒墓散在す、大略を以て之を擧ぐれば百舌鳥村大字土師百濟の間に大荒陵一所陪塚四五個、萬代八幡宮の東に荒墓三個、又其西履中陵に至る間に大荒陵二所、(其一所は應神殯陵と稱す)宮山東小墓及圓形陪塚凡十個、

履仲陵の南に大荒陵一所、其附近頭陀山中に至るまで丸墳數多あり、大仙陵は巍々として平野の中央に徙ゆ、陵側の陪塚十個餘、其西副に宮車象の者二所、反正陵は其北に在り東畔亦一墳あり。

（毛受）

日本書紀云、依網阿弭古、獻異鳥於天皇、(仁徳) 乃授酒君、令養馴。未幾時而得馴、酒君則以韋緡著其足、以小鈴著其尾、居腕上、獻于天皇、是日幸百舌鳥野、放鷹令捕、忽獲數雉。又云、天皇幸石津原、以定陵地、有鹿仆死、探其耳、即百舌鳥自耳出之飛去、因視耳中、悉咋割剝、故號其處、曰百舌鳥耳原。〇續日本紀云、延暦九年、詔、朕外祖母土師(ハニシ)宿禰、(太后新笠母) 追贈正一位。夫先秩九族、事彰常典、自近及遠、義存曩籍、其土師氏、惣有四腹、中宮母家者、是毛受(モズ)腹也、故毛受腹者賜大枝(オホエ)朝臣、自餘三腹者、或從秋篠(アキシノ)朝臣、或從菅原(スガ)朝臣。〇雄野氏云、毛受を中世以降の諸書に萬代と錄する者あり、此地は聖陵集墓の特に多き地なれば、漢籍に天子の壽藏を萬代域など云ふに倣ひ、萬代と書し、毛受と訓じたる歟。

（萬代）

萬代八幡宮(モズハチマングウ)

萬代を毛受に假る。其故を詳にせず、八幡宮は西百舌鳥村大字赤畑に在り、大仙陵の東南凡十町、宮前の流を百濟川と曰ふ。名所圖會云、萬代八幡宮は神宮寺東樂院あり奉仕す、社說曰、應神天皇初め百舌鳥野に祭り、後譽田に移し奉る、宮西の御廟山即廟所なり。

參　和泉國萬代の別宮に參籠しける時よめる　　二品　親王

民やすく國をさまれといのるかな人のひとよりわか君のため（新葉集）

裳伏岡(モフスヂカ)殯陵〇古事記傳云、明宮(應神)段、裳伏岡の上に百舌鳥陵也と云五字の細註あるは、決く後人の書加へたることゝ也、裳伏は河內譽田にて百舌鳥は和泉なるを、言の近きを以て妄に押あてに云るなり、堺神が河社に云「百舌鳥は今萬代と書て八幡宮あり、陵に似たる山におはします。其氏子の習にて毎年正月三日の間肉食をとゞむ」云々。〇山陵志云、應神天皇、河內惠我藻伏岡(エガノモフス)陵、諡曰百舌鳥、百舌鳥本是和泉拙名也、因畦此自往敗葬、而仍其舊號。〇按ふに應神殯陵と云者ははなはだ明白を缺く、河社に八幡宮々域即殯所と爲せど非なり、社說の傳ふる所は宮西の二大荒陵中其西百舌鳥村大字高田の民家の北なるを指し御廟山と爲す、墳甚高からず西面して池をめぐらす者是なり。又八幡宮の南六町に大荒陵あり東西四町南北稍殺ぐ巍然たる制式なり、大字百濟に屬す、鎮主の舊跡にや。

（大仙陵）

百舌鳥耳原中陵(モズミミハラノナカ)

仁德天皇の御陵なり、土俗大(タイ)仙陵(センリョウ)と曰ふ、今舳松(ヘノマツ)村の領域とす。延喜式、百舌鳥耳原中陵、難波高津宮御宇、仁德天皇、在和泉國大鳥郡、兆域東西八町南北八町。扶桑略記、陵高五丈。〇書紀通證云、舳松村大山陵、域外有七塚、曰長塚、俗云武內宿禰、曰長山塚、俗云王仁。山陵志云、仁德帝、嘗幸石津原卜陵地、命其地曰百舌鳥耳原、遂又爲陵號、蓋壽藏自此始矣、今曰大山陵、古事記、百舌鳥作毛受。〇大仙陵は方位南々西に向ふ、(履仲反正二陵と一致) 縱七町橫最廣六町、墳起凡九丈、周濠二重、其形狀最端正を極む、明治五年偶然本陵の崩壞あり洞穴露出す、官之を檢按し修理前の如くにす、當時陵中種々の副葬器具在るを見とめたりと云ふ。

百舌鳥耳原南陵(モズミミハラノミナミ)

履仲天皇の御陵なり、今神石(カミイシ)村大字上石津の領域にて、仁德陵西南凡八町とす。延喜式、百舌鳥耳原南陵、磐余稚櫻宮御宇、履仲天皇、在和泉國大鳥郡、兆域東西五町南北五町。〇此陵、今縱五町橫四町餘、周壕一重、墳起は北案十六間、南案十四間とす、陵東に三大古陵あり、(裳伏岡殯陵參考) 又陵南に一所あり、共に方位形狀を同じくす、即西面して縱二三町橫稍減す、其他古墳墓數多散在すれば一々に擧げ難し。

百舌鳥耳原北陵(モズミミハラノキタ)

反正天皇の御陵なり、土俗田出井(タデヰ)と稱す、今向井(ムカヰ)村大字中筋に屬す、河內大和街道の南畔にして仁德陵の北八町に在り。延喜式、百舌鳥耳原北陵、丹比柴籬宮御宇、反正天皇、在和泉國大鳥郡、兆域東西三町南北二町。〇此陵は仁德履仲二陵に比すれば卑小なり、北隣に田出井と呼ふは丹比の訛なるべしと云。(和泉志山陵志) 陵東に[illegible]大古墳あり、制法亦古墳に似たり、樹域陵域通算して東西三町の式に合すと云ふ。(扶桑略記云、百舌鳥耳原北陵、高五丈、三町)

名所圖會に中筋牛頭天王を東原大明神と稱し、王仁博士を祭ると、此祠の西北に方違(カタタガヒ)の[illegible]と稱する小社あり、又紅谷庵(コウコクアン)といふ禪寺あり。向井(ムカヰ)寺と云ふ行基開創の一宇は、此方違の邊にありしと云ふが、後世堺の市中へ移ったり、今の向泉寺是とか。

際井仁德天皇大仙陵、仙陵惣山[illegible]有溜陂之、周廻一里、其大可舟、餘之以灌村民田、北刹境寺[illegible]雲鎖[illegible]日色、長者[illegible]、[illegible]千年間、石馬金魚何處尋、經典三韓開帝業、人煙萬戶[illegible]、碧池周匝有餘潤、仍億一坏遺[illegible]　　伊藤　東涯

鹽穴郷(シホノアナ)

參　和名抄、大鳥郡鹽穴郷、訓之保乃阿奈。〇今堺市南莊(ミナミノシャウ)(大小路以南)舳松(ヘノマツ)村湊村是なり。(泉州志) 〇[illegible]誤りて、之阿奈(シアナ)と呼ふ、舳松村の南に字鹽穴存す。(泉州志聖蹟圖志和名抄郡鄉考) 粉河寺古文書、建武三年二月、粉河寺行人鏡乘か一族大塔若宮陪從親王の御教より、戰功を以て和泉國鹽穴莊地頭職を賜ふ。(南山遺待錄) 今鹽穴(シアナ)寺(大安寺西一町)存す、鹽穴とは潮井と云に同し。

舳松(ヘノマツ)

舳松この村は堺市の東南に接す、向井村大字中筋と共に百舌鳥野の中なり、仁德帝反正帝二陵此に在り。〇湊村は往時の埠頭にや、堺市の西南に接し海に瀕す。湊燒を產す、此土器は相傳へて僧行基の陶法を承くと云ふ、

點茶家實用する所の炒滷（爐中に灰を盛る器也）は卽湊燒なり。

堺（サカヒ）

（大小路）

百舌鳥野の西北海に臨める都會なり、戶數一萬人口四萬七千大坂を去る凡二里、繁華大坂に比すれば稍遜色ありと雖、河泉第一の府市也。市邑の狀艮位より坤位に伸び長廿七町・橫幅十四町より五町に及び均一ならず、中央の橫條を大小路（オホセウヂ）と云ひ南北莊を分つ、四至圍むに壕池を以てす、西に向ひて港灣を造る、灣の東を戎島（エビスジマ）と稱し、灣の南を大濱（オホハマ）と稱す。

市は往時堺浦と稱し、攝津和泉交界の地に起れる海村なり、故に大小路以北北莊の地は住吉郡朴津鄕より割入すと云ふ。堺莊の名は東寺文書「正中二年最勝光院、攝津國堺莊、領家今林准后兵士七人」とあり、卽北莊なるべし、延元三年鎭守府大將軍北畠顯家高師直を堺浦に攻め石津原に戰死す、南方新帝住吉行宮の時、細川氏南海を略有し堺浦に兵船を備へたり。太平記云、正平十六年吉野の諸卿の僉議一同して明年よりは三年北塞りなり、節分以前に洛中の朝敵を責め落すべしとて、十二月三日住吉天王寺に勢揃をすれば、細川兵部少輔氏春淡路の勢を率して兵船八十餘艘にて堺の濱へつく。○明德年中足利義滿本州の守護職を山名氏淸に賜與し、氏淸堺に築き泉府（センプ）と稱す。氏淸敗死の後、大內義弘本州を賜はりしが、故ありて應永六年叛き堺に據る、足利氏擊ちて之を斬る、義弘據守の狀應永記に見ゆ。曰、義弘入道は相公（御所樣義滿）已に有御動座・於東寺御出之由を傳へ聞て、其日は石津に在て向レ北成レ禮けるとかや、是迄は君臣の禮相殘れりと、哀れにこそ覺え侍りけれ、去程に聽て堺に打歸て陣を取り、合戰の評議有けるに、先河內の高山（タケヤマ）を討取て東條土丸（トウデウツチマル）の邊を陣取て、和泉紀伊國を管領せば五年十年なりと云々御方つまること不可有、堺の浦、淸（スム）水の浦、中國の船の通路も其便り可有と申す（淸水は住ず道なり）○細川滿元大內に代り本州を守護し、四傳して政元に至る、其養子高國澄元家嫡を爭ひ、大永中澄元の子晴元阿波より至り、堺に據り遂に本州を取り、家臣三好長基を守護代とす。天文元年長基（海雲）晴元に迫られ顯本寺に自殺す、已にして長基の子長慶晴元に背き本州を擁專し、宰松永久秀を堺浦に置く、時に唐船蠻船入津し貨物の交易太盛なり。富庶天下に冠たり。永祿十一年織田信長京師に入り足利義昭を立てゝ將軍と爲し號令を發す、阿波三好黨之に抗する能はず、久秀款を納れ、十河存保阿波に歸る。細川兩家記、永祿十一年、信長堺南北へも二萬貫矢錢被相懸候處、不能承引、城樓をほり北の口々に樋を埋み候間、矢錢之儀相延申候、十二年正月五日六日合戰、御難儀之由御所樣より信長へ御注進有ければ、則自身攻登り同十四日に京着候なり、諸勢跡々より又五萬許京上り、此時信長より堺南北へ使者を被遣、今度阿州衆堺より備候て出陣の事由被申懸、可被破由候條、南北堺難儀にて足弱荷物等根來粉川槇尾などへ隱し運の由風聞なり、阿州衆悉下國の由懇望して詫言申にて候、三人衆の家共悉同々を被打崩體候なり。○天正五年、織田氏政所を堺南莊に置き松井友閑をして吏務に任せしむ、十三年豐臣秀吉政所を北莊に移し小西行長をして之を掌らしむ。文祿以降奉行を置き市政を爲す、大坂長崎と相比したり。明治維新堺縣を置き河泉大和の三州を管治す、數年にして廢せらる。今殿馬場（トノババ）の四近は文祿以降の官衙地とす。

（堺浦）

夏と秋の堺いうらのまつかせにかたえす・しく寄する白波、（夫木集）

行春の堺の浦のさくら鯛あかぬかたみに今日や曳くらむ、（夫木集）

南山巡狩錄、正平十九年、和泉國堺の浦に道祐といふ隱者あり、あらたに論語を鏤刻し世に傳ふ、是を正平板と云、堺の浦は中古唐山より來舶せる津にして、天正の頃までは猶遺風のこれり、此故に堺の浦にて刻せる論語活版の文選韓文柳文等多く今も世に流布せり、道祐何人たるを知らざれども、當時彼堺の浦にて儒を唱し者なるべし。○史學雜誌云、堺浦は應永六年大內義弘か楯籠れる時、兵數二萬三千、防禦の城郭は方十六町、井樓四十八、矢倉千百二十五の要害にて、兵火に罹りし民家一萬餘と大內實錄に見ゆ、當時漸く殷富に赴きしこと想見するに足る。義弘敗死の後は細川の守護地と爲り、阿讃淡との交通は次第に頻繁となりしなるべし、開口社文書に明德二年代官のこの地に駐在せるを證す、領家政所の代官ならん、糸亂記に「大永元年堺の政所號を三好長基（元長）に賜ふ、此時よりして奉行所と稱せらる由」載せたるは非なり。寬正二年堺南莊は京師相國寺崇壽院領となる、應仁文明の亂には畠山政長は南莊に陣し畠山義就は北莊に入る、文明十四年和平の後に至り南莊の屋地子錢七百三十貫文は減して四百貫と爲る、細川政元亦其利を兼并せんと欲し幕府に訴ふる所あり、延德二年幕府南莊を以て政元の家臣安富元家に附與せしむ、其與奪の始末は蔭涼軒日錄に詳なり。明應二年將軍義植の畠山義豐を紀伊に伐つや堺附近は干戈の巷と爲る、永正五年大內義興中國西海の兵を以て義植を奉し東上す、四月廿七日堺に着船し六月を以て遂に京師に入る、義興管領職に任し堺港を以て其往來の門戶と爲したり。永正十八年義植細川高國の逐ふ所と爲り堺に來り南莊に舍す、幾もなく四國に走る。大永六年十二月三好之長兵七八千を以て義植の養子義維并に細川晴元を奉し入京を謀る、先鋒淡州洲本を經て堺港に入る、翌年三月義維四條道場（今北莊金光寺ならん）に居る京人呼ひて堺御曹司といふ、元長之より堺に據り高國と爭ふ云々、堺浦の繁榮は、應永中大內が此地を以て近畿に於ける立脚所と爲しゝに由る、糸亂記云「應永の頃大內義弘此地を領し來て、再び津を開き

呉越三韓南蠻と好を結ぶ造に商船を通してより、家増し民富み一都會を成す、今其時の引らずも商賈あるは此故とかや」是也。初め永享同年に府の專用の時、堺の商人も勘合の符を受け彼國に往き貿易せり、又南方琉球に向ひ通商せり。文明三年島津立久堺の賈人が竊に琉球に通商し自家の利權を害する由を訴ふ、幕府之を禁制し島津氏の許可を有せざる船舶の琉球に入港するを停む、而も密航なほ已まず、文明六年には幕府の賈人小島林太郎左衛門尉、湯川宣阿、小島三郎左衛門の渡海を琉球に輸出する事を禁ず、文明八年に幕府琉球渡海を發程す、是より遣明船は多く堺を以て發程地となし、通商の繁大に進み殷賑に倍す、是等の事情は薩藩舊記、島津國史、蔭凉軒日錄の諸書に見ゆ。天文六年細川晴元堺に命じて遣明船を調へしむ、天文御日記七年正月の條堺浦には聊少も候はす宗三郎渡海にて打わり候間紀州藤白(フヂシロ)湊又は一二箇所(在所失念仕候)此所は如何樣の大渡大風にも山さおへ寄候間不苦候云々とあるは遣明船に關して、本願寺の周旋を乞ふ時の事とす、此遣船は紀州眞山氏等に大内氏の故障ありし事も諸書に見ゆ。天文中幕府財帑足らず堺の富賈に就きて錢を借ること數度、皆河内十七箇所(ジュウシチカショ)の租入を以て返償に充つ、此を以て商人頗勢力を得て種々の特權を享受し、又大内氏に縁り山口に往來して入明渡唐の特權を得たり。凡堺の商港は其民政納屋(ナヤ)に在りき、糸乱記に曰、海岸に納屋を持ち之を貸して取得となせる者を上分の者と稱し、納屋貸衆と云ひ、其中の大なる者十人を十人衆と云ひて、公事訴訟の類は皆此十人衆によりて裁決せられしと、之に依りて之を見れは堺港は古より多少自治の制もありしにや、永祿中には會合三十六人と云へり、三好家の政所を補佐せる市參事會員とも謂ふべし、三十六人衆の首席者は能登屋臙脂屋なり。織田信長の近畿を定むるや、堺の商賈の强暴を恨み大に貴むる所あり、市民自方陣財貨に充る、信長竊に其事實を知らず、十八人の會合衆を誅して命を奉せず、信長怒り諸人を獄に下し其首魁たる者を捕らへ堺浦の北口に梟首せしむ、堺の市民此に至り屈服す。然れとも其通商の雄心は未た衰滅せず、天正文祿の比納屋助左衛門呂宋(ルソン)に貿易し、慶長中助左衛門が東埔寨(カンボヂヤ)に航して商業を監督せること豐長記文書に見ゆ、德川氏の始に至りても、堺は京江戸大坂長崎と共に五ケ所の稱ありしも外國貿易は長崎の一港に限らるゝに及び、堺の商業又云ふに足らず。○諸國圖會云、堺市は圖書に「和泉一州、男食鼓鑄、浮俗有中國之風」と云ひ、圖書編に「和泉一州、富者八戶、皆居積貨殖」と云へり、是皆三好家政所の昔、海舶互市の全盛を記せるにや。○異稱日本傳云、皇明實紀、萬曆二十五年、楊方亨陞秩、去年六月十五、從釜山渡海。九月二日于大阪受封、即回日向和泉州。今按萬曆二十五、當日本慶長二、大坂當爲大坂、于大坂に封非也、于伏見見楊方亨沈惟敬也、國和泉州、此時渡海來于和泉界、故去時亦回于此也、兩朝平攘錄、萬曆二十四年八月十八日、冊使至日本沙浦郎、皆九日冊使向五沙浦、九月初二冊使入見關白、初四冊使即還沙浦郎(五沙浦は大坂にて、沙浦郎は堺浦なり、韓人浦をカイと訓むは彼俗訓相通也、圖書編は堺を沙界に作れり)

大濱(オホハマ)

堺新港の西南を大濱と曰ふ、海上の眺望あり遊賞の客至る、近年料樓旅館等の設置成り、大濱公園と稱す。○堺浦は元祿の末年新大和川を此港の北に導きたるより、泥沙沈滯し海灣大に淤洲を生じ、遂に碇泊所を失ふ。寬政の初め官家命を下し新港を開築す、波戶(ハト)を起し舟溜を穿ち、燈臺を建て又溝渠を通す、士俗之を新川開發(シンカイ)と稱す、吉川某の計按に出てしとぞ、然れとも港中尚大舶の寄泊に勝へず、僅に地廻船の來往するのみ。德川幕府の末にあたり港頭に砲臺を築造したることあり、今大濱に[illegible]景也)。

堺津　　　中野　小山

[illegible]新樹陰[illegible]、[illegible]一陣曉風[illegible]、吹[illegible]

堺浦曉望　　　東海　勝莊

洋心一點夕虫飛、風送孤帆萬々歸、[illegible]
耶山色濟依々、

堺浦舟中　　　藤井　竹外

淡路[illegible]夕陽[illegible]、淡山看入浮[illegible]、還
自過濟[illegible]寺青、

(津驛)

鹽津(シホノツ)は堺浦の古港の名なるへし、鹽穴(シホアナツ)津の訛にや、細川兩家記に見ゆ、應永記には清水浦とあり、住道浦の訛なり、住道は和名抄住吉郡住道郷ありて、今中河内郡へ入る、新大和川開鑿後地形變化ありと雖北庄の西なる三寶村は古清水湊なる事明白なり、鹽津又清水浦と云へるも此なるべし、淺香浦と云ふも同しく此所なり。○細川兩家記云、大永七年三月、阿波國より若御所樣(足利義維)十七歲、屋形細川晴元の御曹子六郎殿(晴元)十四歲にて、堺へ御着津なり、然りと雖鹽津に月日を送り春過き夏たけ、同九月十四日前筑前守之長の孫なる三好筑前守之長(海雲)大將にて、諸勢ことごとく堺を打立て攝洲尼崎に渡り、同十七日伊丹城へ取懸る。

堺織物○堺は往時機織の業最盛なり、足利氏の初め泉府を此に建たるより其業起れりと云ふ、蓋當時專ら絹布繻紗綾類を織出せり、降りて天正年間に至り支那の織工來航し明樣の紗、紋紗、金紋紗、錦、金襴、緞子、縮緬、好絹、分袴衣等の諸品を織り、此業を土地の織工に傳へき、後寬文五年の頃に及ひ盛に好絹を織る、時人稱して羽二重といふ、又元和中支那の織工初めて金紗を織る錢屋某松屋某傳へて之を製す、錢屋織松屋織即是なり、而して織業斯の如く堺の地に盛なりしより其織場の地を錦の町、

綾の町、絹屋町と名づけ、支那地方より輸し來る所の生糸を購入するに一定の條式を定め之を糸割符と名づけ、獨り其商權を此地に專らにせしが、徳川幕府移り物換り一たび京都西陣織の進歩したると、大坂の繁榮を極めたると、長崎の貿易を開きたるとによりて、此地の織業漸次に衰頽を來し、貞享元祿の頃に至りては遂に職工其業を失ふに至れり、爾後數十年を經て寶暦の頃初めて本地に帆木綿及眞田、眞田等の諸品を織出し、寛政年間には綿段通を創め、明治初年には小倉「アツシ」石油箋小倉を製するに至れり。然れども之を昔時に比すれば霄壤啻ならず、彼の絹綾織類の如きを今其名を二三市坊の名稱に存するのみにして、數百年前の紀念として織機械の音を聞くに過ぎずといふ。(工藝志料産業沿革)

堺鍛冶○天文年中、南蠻人種子島に來り鳥銃を傳ふ、堺の賈人橘屋又三郎之を得て本市に鋼銃の業を創む、是より鐵砲鍛冶諸國に行はる、今に至り鍛冶あり〔名所圖會〕又庖刀を造る鍛師多し、皆古の遺法を存するに過ぎず。

南莊

堺市大小路以南の總名なり、東寺文書、文安元年大鳥郡堺南莊。○細川兩家記云、天文十二年七月細川次郎殿氏綱(高國子)と申候は常桓御跡目と申て、諸浪人集り泉州玉井衆取立申し、堺南莊へ打入、十月に氏綱も御渡へ御陣あり、然は世上しつかなり。○玉井は泉州の莊名なりと云ふ、今其所を失ふ。

南宗寺

堺南莊の南隅に在り、舳松村と相接す。臨濟宗、大林和尚の草創、三好長慶其先考海雲入道元長追福の爲に創建す。當時は宿院の傍に在り、寺祿二千貫を給せらる、弘治二年也。天正二年兵火に罹り大半回祿、元和元年又兵火にあふ、幾もなく澤庵和尚幹事して再興す、本市奉行喜多見勝忠、岸和田城主小出吉英等協力ありければ造營年を經て成る、堺第一の佛藍なり。堺の閑人牡丹花肖柏武野紹鷗千利休(宗易)曾呂利新左衞門の墓在り、此寺は堂宇荒廢にして、唯開山塔幷に茶室は皆觀るべし。○旭蓮社大阿彌陀經寺は南宗寺の北に在り、淨土宗鎭西派白旗流義の一本寺也。開基開證上人、文保中入元し廬山東林寺に到り念佛三昧の眞悟を得、歸朝の後正中年中堺の濱に旭蓮社を創め道場を營む、實に本邦蓮社の嚆矢なり、後醍醐帝建武四年二千六百貫の田を賜ふ。寺內に舳松明神あり。○堺南風呂は古より著る、名所圖會云、風呂は旭蓮社の領なり、(大町の西)湖井浴室の前に在り、守覺法親王家集に「和泉國新家と云所にてしほゆあみし給へる」事見ゆ、或年豐太閤此に浴し、奉行石田隱岐守政成に仰せて制禁を賜へり。

三條西實隆高野詣の記云、堺南莊光明院に至りて、さまさまいたはりもてなされ侍り、海雲宿の寺へも罷り侍り云々、濱向の道、又堺に返りつきぬ、宗仲が亭にて一宿侍り、翌日御靈院寺へ招請あり、大師御作の辨才天なと拜見、たうときなん、近き寺の風呂に入りて、夕つかたに歸る程に、濱は巡りて光明院に歸る、

潮かへり入江の浦の夕なぎにさかひ知らる、己が清々。

大安寺

臨濟宗、應永元年[illegible]和尚草創、南宗寺の東に在り、今の佛殿は魚屋助左衞門の居宅を移造したる也、助左衞門堺浦の商賈にして貿易を以て富を致す、天正文祿の比呂宋に往來し巨利を獲たり、此時齎せる茶碗世に傳へて魚屋と稱する者あり、其居宅(魚屋と稱す)は建築甚侈を極め、七寶を鏤めたりと云ふ。○祥雲寺、寛永年中澤庵和尚創むる所也、寺中に五葉松の老幹あり、市人呼びて松之寺と云ふ、(京堺志)大町の東に在り。

宿院

堺南莊に在り、住吉神(攝津)の禊所にして、神幸の旅所也。東北に一丘あり、名越岡と曰ふ、攝取宮高倉御前の二祠を置く、毎年六月晦日の禊の神幸あり。

みな月の今日の堺にみそぎして千年をのぶる神のみやびと、(壬二集)　藤原家隆

書紀通證云、如意神祠在泉州堺南莊、俗謂稚子卯神、或稱子之神、此本住吉攝也、親長記所謂、魚指子之御前是也。俗說辨云、播州住吉は上代潮滿瓊潮干瓊の出たる所也、故に玉出島の名あり、彼二玉後に堺の飯七池に納む、故に宿院に如意明神ましますと。(今飯七池は宿院に在れども別に市町の東に如意神社ありと云ふ、不審)

開口神社 (大寺)

延喜式、大鳥郡開口神社、今堺南莊甲斐町に在り、宿院の北に接す。供僧大念佛寺あり世に堺の大寺と稱す、蓋住吉の別宮にて、或は三村明神と稱す、開口は此地の舊字なり。(書紀通證名所圖會)享祿の亂に三好元長大寺に屯營したる事細川兩家記に見ゆ、近年寺宇を撤去し、三層塔一基存す。○延暦八年職判、住吉大社宮司解狀云

六月御禊、開口水門姫神社、在和泉國、四至東限大路、南限神崎、西限海棹及限、北限堺大路、

この解狀によれば是れ水門の神津守の祠なり、三村と云ふも御津の村に鎭坐の義のみ。又市中に乳守の地名あり、卽津守の訛ならん。

顯本寺

宿院町の東に在り、文明十三年僧日淨開基、法華宗の古刹也。天文元年細川晴元其臣三好宗三木澤長政等をして本願寺一揆を誘ひ、海雲入道を顯本寺に殺さしむ。細川兩家記云、享祿五年攝河泉三箇國の本願寺一揆蜂集、十萬にて三好筑前守元長陣所南庄へ取懸けたりければ、合戰にも及はず大寺をのき顯本寺へ取籠られける、又御所樣(義維)も四條の寺より顯本寺へ御成ありければ、四方より責入るほどに、筑前守を初めて凡討死七十餘人なり、一揆も三十餘人討死するなり、既に御所樣も御切腹候る、處に、晴元より人を遣はされ刀を奪ひとりて、前に御座候つる四條の道場(金光寺)へうつし申されけるなり。

北荘 堺市大小路以北の總名なり、東寺文書、正中二年攝津國界荘。又前田家文書、應永年中攝津國北荘と見ゆ。蓋往時住吉郡榎津郷の地なり、近世大和川を堺浦の北に導きたるより、北荘の西更に新洲を生ず。天神宮は北荘戎町に在り、明曆三年造立す、供僧を常樂寺と曰へり、或云此社昔鹽穴郷濱村に在り、鹽穴天神と稱す。文明二年菅原爲長卿記云、和泉國毛受、深井草部、土師、鹽穴、高石等は菅原の舊領なり、天神宮は菅原家の家廟なりしと。(名所圖會)

妙國寺 北荘材木町に在り、法華宗永祿年中僧日珖開基、三好實休入道之康及び市民油屋常言の創建なり。庭前に大蘇鐵樹あり、實休の植たる者と云ふ、海内無比の巨株也(名所圖會)

信證院 信證院北荘神明町に在り、本願寺の別院なり、德川氏の時寺祿三百石の朱印を給せり。○東本願寺の寺末眞宗院亦堺の名藍なり。

戎島 此島は寛文四年激浪この浦を衝ける際に成り、越て二年蛭児神の石像を海中に得たり、奉行水野氏築堤して戎島と名づく、蛭児神社あり、(名所圖會)今鐵道驛を置く。○東涯文集云、大和川、本過大坂城東偏、而入海、寶永元年、廢舊河、命諸鎭兵、自河州鑿新河、九里八町、歷堺津而入海、東島、々長五六町、寛文四年、海溢沙擁爲洲、遂築爲島、今爲商船安泊之處、人戶稍庶。

向井 向井村は堺市の北郊なり、往時堺北荘の中なれば大字北荘存す、向井寺は堺市に移し向泉寺と改む。

(高渚)

又大字七堂は往時七堂濱と號し、高渚寺の廢址なり、高渚寺、續日本紀寶龜四年の條に見ゆ。

淺香 今五箇荘村と稱す、向井村の東に接す、往時住吉郡大羅郷の地なり、新大和川疏通以來地勢變す。淺香浦は後世地形變じ今此名なし、蓋堺北荘の西なる三寶村の地、古は海灣に屬す、淺香浦此に外ならず。

夕されは汐みち來なる住吉の淺香の浦にたまもかりてな(萬葉集) 思紀 皇女

萬葉集の當時、潮汐の干滿ありし江灣なれば、今の遠里小野の低地即大和川の邊に淺水ありしと思はる。○細川兩家記云、本願寺細川晴元と不和になり、享祿五年八月晴元方木澤左京亮衆へ一揆方より彩次にて陣寺をしかけ討取る、然ば則木澤衆より其日境の東にあさかの道場とてあるを初て、近郷悉く放火する、然は和泉河内大和攝津の國一揆即時におこり、あくる五日に堺に御座候屋形へ取懸ければ、木澤左京亮自身打出合戰す、其日一揆衆負て引、彌大兵亂出來たり

須牟地曾禰神社は延喜式攝津住吉郡に列す、今五箇荘村大字花田の南に在り、勝手明神と稱す(和泉志)蓋住吉の別宮也。○船玉神社は延喜式攝津國住吉郡に列す、今五箇荘村大字船堂に在り、船玉明神と稱す(神祇志料攝津名所圖)船玉は即住吉大神の靈を曰ふ。

新大和川 寶永元年新大和川の疏鑿成り、大和川を南河内郡柏原の南より堺浦の北へ導き、河州の水害を除く。延暦中攝津大夫和氣清麿河內の水を西海に排去せしめんか爲め、天王寺荒陵の南に土功を起したる事は紀に見ゆれと成功せず、德川氏の時に其功を遂ぐ。而て堺浦は此新疏の爲めに埋却し、寄泊の便を殺がると云。○常憲寶記云、元祿十六年十月、此度大和川水路修治あれば、本多中務大輔忠國(後改名政武)助役被仰付。寶永日錄云、寶永元年四月、大和川普請に附松平左兵衛督直常等三人に命し工事を助けしめらる。河內志云、新大和川、元祿十七年大與力役、自柏原村疏導於西、至堺浦北、注於海、堤廣十三步、高二十尺、兩岸相距百步、長九千百步、於是古水道傍、即背免水害之患、太平年表云、寶永元年三月、泉州河州の間へ四里二十八町の新川を掘る、播州姫路城主本多政武之をうけたまはる新大和川と曰ふ。

攝津國

攝津國 東は河內、南は和泉(大和川を以て堺す)及海、北は山城丹波、西は播磨に至る。其西北界は大略分水嶺を以て相限り、東界は河內と、一部淀川を以て相分ち一部は鄰野相接す、東西凡十二里南北凡九里、澱水山城より來り、平野流勢に沿ひて開く、群峯西北に連り、海灣其外を抱擁す、地海陸の衝に當り實に中州の樞紐たり。難波津の名上古より顯れ、不易の都會なり、江山の王氣千秋猶存すと謂ふ可し。故人云西南の咽口、皇畿の關城山嶺右に繞り、平野左に連る、田土の肥腴、海濱の膏瘠、澤國の佳致、他州に比なしと。○今面積五十三方里、大坂神戸二市七郡に分れ人口一百萬、大坂府兵庫縣の二廳あり之を治む。

古へ浪速國又津國と云ふ。姓氏錄、攝津國神別天孫國造氏ありて「天津彦根命男天戶間見命之後也」と註す。天武天皇六年難波大宮あるを以て攝津職を置かる、即宮監にして國務を兼ねし制也、延暦十二年攝津職を停めて國司と爲し、攝津の號轉して國名と爲る。○國郡沿革考云、日本書紀「天武六年十月、以大錦下丹比公麿、爲攝津職大夫」又職員令「攝津職、帶津國」と。字書に攝總也兼也とあり、其攝津は即職名にして津を以て國名と爲したる也、清寧天皇紀に攝津國とある追書なるべし。類聚三代格曰、延曆十二年太政官符、應停攝津職爲國司事右大臣宣偁、奉勅難波大宮既停、宜改職名爲國、按ずるに和名抄「攝津、延暦十三年停職爲國」と云は二の誤の

り。天長二年、江南の四郡（東生西成住吉百濟なり）を割き和泉國に隷す、百姓騒動止むなきを以て舊に復せしむる事日本紀畧に見ゆ。

（浪速國）浪速國の名は神武紀に見ゆ「皇師至難波之碕、會有奔潮太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今曰難波訛也」と、また古事記云「故從其國上行之時、經浪速之渡、而泊青雲白肩津」と、此余美波奈爾波の名義今詳にし難し、浪速又は浪華は其の名義を托したる漢字とはおもはれず。○萬葉集古義名所考云、今の世の人は浪速又浪華なと、書て、ナニハと訓ことのやうに心得、殊にみやびたることの樣にさへおもひて、好み書く人も多かめるはいと片腹いたき事也、

（浪華）抑浪華浪速など書てはナニハとは訓れぬ也、ナミハナ又ナミハヤと云によりてこそ浪華浪速とも書るなれ、然ればいまだ訛りてナニハと呼ぬ先に立もどりてナミハヤと訓せむとならば浪速とも書くべし、若し浪速とて書てナニハと訓る、事ならば寧樂人なとにもしか書たるがあるへし、萬葉集の中に難波那爾波名庭なと書たれと浪速とも浪華とも見ゆるは一所もなし云々。○按に記紀以下の古書に地名の起因を説きたる中に種々の附會ありて信據し難き事多し、釋日本紀開題に論せる「弘仁私記序云、本紀、更端小説、怪力亂神、爲備多聞、莫不該博、一書及異説、猶更端反語、及諺曰、爲小説也」の言想ふへし、其小説に訛と云ふ方の正實にして、起因の方の往々誤まれる者あり、この浪速浪華の如きもナニハの方却て正實にて、之を浪の速さ浪の華に言ひ寄せたる方最疑はし。古音を考ふるに難字はナニヌ子ノ行の韻にてナヌなるへし、故に那爾に假るは當然なり、爭てかマミムメモ行の那美に因みあるべけんや、後世ン韻の爲にナニヌ子ノマミムメモの兩行紊亂せる時代なれば之を論せず、寧樂朝以前に在りては音韻最正順にあるへき筈なり、豈那爾と那美の差別を混同すべけんや。而も書紀に難波は訛にして浪華

（難波）浪速は本なりと云ふは、地名の起因を求め故事に言ひ寄せんが爲めに牽強せる謬説のみ、地名には此類すくなからず。近くは難波の御津の如き記紀二典ともに牽強の説を錄せり、併參考すべし。（浪速浪華の速華は波の一音に假りたるにて波也波奈に非じ）○又今大坂の地名にナンバあり是は後世ナニハを訛りてつたへけるが遺れるにや、再考すべし。

難波人葦火たくやのすしてあれどおのが妻こそつねめづらしき、（萬葉集）やそくには那爾波につどひ船かざりあかせむひろをみもひともがも、（同上）海原のゆたけき見つつあしがちる奈爾波にとしはへぬべくおもほゆ、（同上）

（津國）津國と云ふことは、難波は無比の要津なれば也、應神紀に「阿知使主、求縫工女於呉、率其三婦女、以至津國及于武庫、而天皇崩之不及」と見え、古今の諸書に多く載する所なり、其義理は律令に見ゆる者最切實なり、

律云、凡私度關者徒一年、（謂三關者）攝津長門減一等餘關又減二等、越度者各加一等、（不由門爲越）

令義解云、攝津及太宰主船司之官船云々、又云、欲度關、若船筏經關過者、要請過所、謂長門及攝津、其餘不在此限、又云、凡行人出入關津者、皆以人到爲先後不得停擁、謂行人者、公私皆是也、津者攝津、其要路津濟、置船運度、自依雜令、

（攝州）蓋三關は古京東方の要隘にして、難波津長門關を西方の要所としたり、其關券を過所と稱し出入を制限したる所以也、和名抄、攝津は世都都と訓み、管十三郡その百濟郡は後世缺郡と稱したりしが、近世に及び缺郡の名も廢しければ十二郡と爲り、明治二十九年更に住吉郡を東成（古東生に作る）に併せ、島上島下を合し三島郡に復し、豐島能勢を併せ新に豐能の號を立て、八部菟原を武庫郡に併す、故に今七郡と爲る。攝津修めて攝州と呼ぶこと多し。

難波津（ナニハツ）

古は難波大津と稱す、今東成西成二郡の地にわたり、墨江（スミノエ）の津大伴の津（御津と云）の兩港あり、皇極元年難波郡と曰ひ天長二年江南四郡と曰ふ、（日本紀畧）即此也。

難波津に美船泊ぬときこえなばひもときさけてたちはしりせむ、（萬葉集）奈爾波津によそひよそひてけふの日や出てまからむ見る母なしに、（同上）

古今集序云、難波津の歌は御門のおほむ始なり、

難波津にさくや木の花ふゆこもり今ははるへとさくやこの花、

大鷦鷯の御門の難波宮にて皇子と聞えける時、東宮を互に讓て位に即給はで三年に成ければ、王仁と云人のいぶかり思ひて讀て奉りける歌也。○神功紀云、三韓渡之日

（大津）吾和魂宜居大津渟中倉之長峽（オホツノヌナクラノナガヲ）、便因看往來船（攝津風土記云、宮名椋之長岡之前、今稱須久乃叡）又應神紀云、吉備兄媛請省親、自大津發船、而往之（書紀集解云、大津蓋指難波津）又仁德紀云、天皇幸大津、待皇后之船、而歌曰、那珥波ひと、鈴船とらせ、こしなづみ、其船とらせ、大み船とれ。○日本書紀、皇極天皇元年、饗諸大夫於難波郡、檢高麗國所貢金銀等、并其獻物。○姓氏錄云、難波忌寸、大彥命之後也。難波連、出自高麗國好太王也。

神功攝政の朝に韓國を服屬せしめ、百濟船を難波の海に致さしめたまひ、離宮を大隅（オホスミ）に建つ。仁德天皇に至り高（タカ）津宮を難波に起したまふ、津國の繁榮此に基す、履仲以後大和に復都すと雖難波に亭館倉庫の設あり、西方の往來に便にす。孝德天皇の時再び長柄（ナガラ）豐崎宮を起し皇居と爲す、又一代にして遷移す。而も猶離宮を置き天武帝羅城を築き別都と爲す、聖武帝亦遷宮の事あり久しからずして罷めらる。桓武天皇山城に遷都し東方に多事なりけ

るより難波稍閑なり、後遂に衰ふ。南北分立の際、後村上帝住吉行在に御し軍事を視たまひしも克たずして止み、天正中豐臣秀吉大坂城を築き難波復興す、今西京を匹し東京と競ひ俗謠三都の目あり。(國造本紀云、攝津職、初爲京師、柏原帝代、改職爲國。

すむ月もいく世になりぬ難波かたふるきみやこの秋の夜の月、(續古今集)

春江花月歌　屈　景山

浪華江上梅花樹、南枝開遍及北枝、浪華江水接大海、西海南海無津涯、春潮連江々不流、夜月纔生光陸離、江花江月相掩映、江上春色更熙々、昔日仁皇此營都、虎廷揖讓衣裳垂、萬井煙々人煙熾、江花猶笑入麗詞、龍馭一去空千載、高陵松柏雨露滋、豐公重築大坂城、金湯不屑固當幾、霸御宮虎在掌握、威名赫奕震蠻夷、代換城空復何見、唯有江月閱榮衰、江月有待夜々明、江花居然年々披、江水猶不捨晝夜、万古滾々無盡時、仁皇遺愛豐公迹、人世興亡忍可悲、此時須記春江好、春來勿誤花月期、

浪華懷古　龍　草廬

地比金陵古帝州、曾聽往歲茶登收、堯仁曾許三年貢、禹德猶餘一水流、鴻雁渚邊風色老、蒹葭洲上夕陽愁、春宵唯有梅花發、入唱王郎舊日謳、

寄橋本香坡　山中　靜逸

遙望江南無限情、雲霞何處浪華城、想君詩筋探梅去、一百八橋春水生、

小倉、難津波

なには津に、咲くや木の花、冬ごもり、今は春邊に匂ひ來て、吹ども梅の風、枝を鳴らさぬ御世とかや、げにや津の國の、なにはのことに至るまで、豐なる世の例こそ、實に道廣きをさめなれ、〳〵、

難波潟　又難波海と曰ふ、卽難波の海上を指す、此地淀川の河道變遷泥沙堆積の爲めに古今の沿革あり、大略北尼崎(川邊郡)より南堺浦に至るまで年々沙洲の增大を見る。○三代實錄、元慶五年、難波海解除。(延喜式八十島祭に難波湖とあり、湖は萬葉集に潟と同し。)

超草香山時歌

直超のこの徑にして押てるや難波の海と名つけけらしも、(萬葉集)難波方潮干にいてゝ玉藻苅るあまつをとめらなか名のらさね、(同上)難波かた汐みちくればあま衣、天ごろも(本)あまごろも、田蓑のしまにたづ鳴渡る、鳴渡る、(末)(神樂歌大前張)

古の難波崎は大坂城の高處を指す、今城より天保山迄八十町の距離を數ふ、近時更に天保山以外に築港與堤の業を初めたり、其新洲益加ふる所あるべし、此間凡二千年の久き、數方里の土壤を生したるならん。近時の地圖多く大坂灣と標す。

東成郡

東成郡　古へ東生郡に作る、難波津の東南部なり、初め難波大宮此に在りけるを以て難波大郡と稱したり、後分れて東生百濟住吉の三郡と爲る、百濟は一に闕郡と稱し中世亡びて東生住吉に割入す、明治廿九年更に住吉を本郡に併す、今面積凡六方里、廿五村四町(平野安立東平野玉造)人口十一萬、郡衙を天王寺村に置く。大坂市の東南を包み東は河內國と田野接比し、北は淀川を以て西成郡と堺し、南は和泉國と大和川を以て堺す、西南の一部又西成郡と斥鹵相錯る。○地勢を以て之を謂へば本郡中玉造町猶堀村東平野町西高津村天王寺村は當然大坂市に入るへき者に似たり。

難波大郡　日本書紀、欽明二十二年、於難波大郡、次序諸蕃、又推古十六年、饗唐客等、於難波大郡。○國郡沿革考云、難波大郡、和銅中國郡の名を定むるに及び東生と稱せしなるべし、後世東成に作り今亦之に仍る。

住吉郡　明治廿九年廢して東成郡へ合併す。住吉古は須三乃江と呼へり、和名抄、文字に依り須三與之を訓み、後世多く之に仍れり。仁德帝の時墨江之津を定められ、後建てゝ郡と爲れる也。古事記傳云、神功皇后の御世に住吉大神を鎭め祭られし地は菟原郡の住吉なるを、仁德天皇の御世に彼神を今の地に遷し奉り、墨江之津を定め給へる也。

和名抄、住吉郡、訓須三與之、五郷に分る、其住道郷は今河內國中河內郡へ入る、(矢田村大字住道村)餘戶郷は今西成郡勝間村粉濱村等なるべし、中世百濟闕郡の地本郡に入りたる事あり。

榎津郷　和名抄、住吉郡榎津郷、訓以奈豆。○今住吉村墨江村安立町等の地なり、又和泉國泉北郡向井村五個莊村及堺市北部等の地も古榎津郷の領域也。和名抄、訓以奈豆とあるは江奈豆の誤なり、蓋住の吉津の約なり、萬葉集に「住吉の得名津」と詠せり。大社解狀に神戶郷とある地ならん。

住吉の得名津にたちて見渡せば六兒の泊ゆいづるふな人、(萬葉集)　高市連黑人

あし引のやまの高根にのぼりて朴津の海はちかく見えける、(夫木集)　能因　法師

攝津志云、榎津は其所を轉し今住吉の字に存す。名所圖會云、遠里小野の南に朴津兒谷あり、又朴津寺の舊蹟は礎をのこす、中世村を移し今は民家もなし。

新大和川　寶永元年大和川を河內國柏原より西方に疏通

し、複津郷遠里小野淺香山等を穿ち海に導く、因て新大和川と稱す。近年水南の地は悉く和泉國に屬せしめ、河心を以て攝泉の堺と爲す。（和泉國新大和川參考）

住吉（スミヨシ・スミノエ）

和名抄、榎津郷餘戸郷（今西成郡粉濱村勝間村）にあたる、即仁德天皇の定めたまへる墨江之津なり
日本書紀履仲巻に「鷲栖王、衙居於住吉邑、是讃岐國造、阿波國脚咋別、凡二族之始祖也」と見ゆ。又姓氏錄、右京皇別、住吉朝臣、上毛野朝臣同祖、多奇波世君之後也。

住吉の里を得しかばはる花のまゝめづらしみ君に逢へるかも。（萬葉集）

墨江津（スミノエノツ）

古事記、高津宮（仁德）段云、定墨江之津。雄略記云、身狹村主青等、共吳國使、將吳所獻、手末才伎漢織、吳織、及衣縫兄媛弟媛等、泊於住吉津。○又三津（ミツ）とも曰ふ萬葉集に「忍照る難波にくだり、住吉の三津に船のり直渡り（タヾワタリ）」の句に見ゆ。○墨江は其岸及び濱古より聞こゆ、或は敷津と云。

嬉しくもみちぬる鹽か墨江の岸の浦わゆゆかましものを。（萬葉集）
白浪の千重にきよする住吉の岸の黃土（ハニフ）にほひてゆかな。（同上）
住吉の濱によるてふ打背貝さねなきことをわれ戀むやも。（同上）

(吉志)

住吉岸（スミノエノキシ）は難波吉志氏の本據なるへし。姓氏錄云、攝津國皇別、吉志、大彥命之後、又云、難波忌寸、大彥命孫、波多武彥之後也。吉志と忌寸同祖なる事知るへし、而て古事記には「忍熊王以難波吉師部祖、伊佐比宿禰、爲將軍」と見え、日本書紀には「神功皇后、自穴門向京時、麛坂王忍熊王起之、吉師祖五十狹茅宿禰、屬于麛坂王、爲將軍」と見ゆ、有勢の名族たる事想ふへし。雄略帝の時難波日鷹吉士堅磐あり、安閑帝は難波吉士氏に命し諸國匝倉の事を掌らしめたまふ。（日本書紀）○氏族志云、按日本書紀、稱吉志者頗多、應神帝時、有吉之識、與五十狹茅、俱從忍熊王、註云多吉吉士祖也、敏達帝時、有小黑吉士宰於百濟、皇極帝時、有國勝吉士水鷄、使於百濟、天智帝時、有岐彌吉士針間、所系皆不詳。○古事記傳云、吉師は大彥命より出つ又吉師舞と云ことあり、續日本紀に「攝津國蕃吉師部樂」とあり、阿部氏の人昔新羅國より大嘗會の日に歸り參て始て吉志舞を奏せし事あり、大嘗會は阿部氏の祖なれは同支流なり。又繼體紀に吉士老とあるを初とし、吉士某と云は皆韓國の吉士に因れる稱にて、難波吉志の氏人に非ず。○按するに多古吉士は日鷹吉士同しかるへし、即難波吉志なり、天武紀に「三宅吉士、賜姓曰連」とあり、又難波吉志たるべし。（後世住吉踊と云業あり吉志舞の遺風にあらずや）凡吉士には兩意あり一は家號にして一は戸號なり、戸號なる吉士は韓國の吉士の稱を移したる官位なれど、家號の吉志は岸と稱する地名より出てたるならん。一書云、住吉踊は田植神事の變にや、田植神事も今は堺浦の傾城遊女その役を勤む、其田植の周邊に赤白の幟立て、具足したる武夫巡る、是は征韓凱陀の時彼國の婦女をつれ歸りたる名殘りと云ふは俗人の附會にや、或人の戯れに「傾城のかくし藝なり田植歌」とよめるあり、近代專ら神宮寺の僧家に住吉踊と稱し、下賤の業を爲したるも、亦吉士舞の餘裔歟、源委詳ならず、又住吉大神は別號を高貴德王菩薩と稱し、近世には別當南坊ありて神領二千石の中に就き配分を享けたりと云々。

住吉はもと兎原（ウナヒ）より移せる名なれと淸江（スミノエ）の義なり。萬葉集に淸之江と記せる例あり、後世住吉の細江又池なとゝ詠ずるは言字重複の嫌あれど亦苛論を爲し難し。住吉神社の西に細江存し、打出濱に通す。

住吉の細江にさせる澪標（ミヲツクシ）ふかきにまけぬひとはあらしな。（詞花集）
さみたれの住の江越に日をふれは海より通ふ池のしらなみ。（拾玉集）

失題　　柴　秋村

晩來換酒是魚蝦、呼取閑鷗作一家、最是澄江明月夜、滿篷乾雪宿蘆花、
笠影[illegible]、北生[illegible]、英[illegible]子皆黃土、
野[illegible]江雲自在秋、

墨江拜神祠　　劉　元高

松陰玲瓏古殿扉、相携[illegible]跡、紫霞如雪[illegible]舞、聖鼓吹旗送晚暉、

手塚（テツカ）

名所圖會云、住吉村の北五町計街道の道に手支山（テツカヤマ）あり、登臨せは眺望佳なり、一説に之を鷲栖王の墓と曰ふ、不審。久保之取蛇尾云、住吉の北なる岸のひたひに塚の侍るを世に手[illegible]帝塚（テイツカ）といふ、攝津志に大玉手塚小玉手塚と錄す、今は其南なる大手塚は黃土よろしきにより土人に崩され、小手塚のみ殘る、小手塚は狹手彥の墓にや狹手彥の父は金村にて欽明紀に住吉宅に居ること見ゆ大手塚は其父なる金村の墓にや。

住吉神社（スミノエ）

住吉村（スミヨシ）に在り。延喜式住吉坐神社四座とあり、中世二十二社第十五に列し攝津の一宮なり、今官幣大社に班す、宮司津守氏、華族男爵を賜ふ、此祠は古事記「底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命、三柱神者、墨江之三前大神」とあるの外後世神功皇后（息長帶姫命）を配祀し四座と爲る。攝津國風土記（釋日本紀所引）云、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出、而巡行天下、覓可住國、到沼名椋之長岡之前、乃謂斯實可住之國、遂讃稱之云、眞住吉之國、乃是定神社、今俗略之、直稱須美乃叡、前者今神宮南邊、是其地。○按するに住吉大神は紀記の說く所筑紫日向（ツクシヒムカノ）小戸の橘の檍原（アハキハラ）に現れたまふ、即海神（ワタツミ）に同し、今筑前國に舊蹟を遺す。神功皇后征韓の日、大神の靈威尤顯著なりければ、是より國家の大祀と爲る。（筑前國住吉神社參照）
神功皇后初め本社を武庫の菟原（ウナヒ）に定め、仁德天皇此に移

(椋名淳)

さる。沼名椋は倉庫の名なるへし、敏達天皇を淳中倉太玉敷尊と謚し奉るも御蹤に因む者ならむ、又播磨風土記（釋日本紀所引）に「住の吉の大倉向きてとはゞこそ速鳥といはめ何にかはやとり」の歌あり。○神祇志料云、鴨長明文字鎖に住吉四座の一を衣通姫と爲すは誤傳なり、初め息長帶姫尊國を征給はむとせし時、大神始て御名を顯はし給ひて、今實に其國を求めまく思さば我御魂を御船に坐せて大海を渡り坐すべしと詔給ひき、故其神教に依て終に新羅を平定給ひ、即大神の荒魂を其國守り坐す神と祭鎭奉り、還渡て務古水門に至り坐時、大神吾和魂は大津の淳中倉の長峡に坐て往來船を看行すべしと誨給ふ隨に、始て住吉國に神社を定めて鎭坐しめ給ひき。（日本書紀古事記古語拾遺）一代要記に天平寶字二年始て住吉社を造るとあるは修造の事を指すに似たり。欽明天皇御世使を遣して住吉神を祠らしむ、將に新羅を征給はむとせば也、（釋日本紀引天書）天武天皇十三年行幸して神田三十町を奉て御酒料に充給ひ、（色葉字類抄）桓武天皇延暦八年本社に行幸あり、住吉行幸蓋此に始る。（帝王編年記）大同元年遣唐使の御祈に依て從一位を授く、（日本後紀）凡此社諸國に使する者必幣帛を奉て船舶の恙なき事を祈り白しき、（參取延喜式萬葉集和歌等）是歳攝津丹波播磨安藝長門地二百卌九戸を神封に寄奉り、（新抄格勅符）弘仁三年勅して本社正殿の外破るに從て修理するを永例とす、二十年毎に改作る時は甚弊あるを以て也、（日本紀略）貞觀十三年筑前封戸の貢綿剩之を致すことなく制給ひき、（類聚三代格）延喜の制并名神大社に列り凡神社正殿二十年毎に改造らしむ、其料は神税を用ふ。（延喜式）後鳥羽天皇文治元年二月、平氏追討の御祈に神驗あるを以て御劒并に寶器を奉り、建保二年又寶器を納め給ふ。（百錬抄）後村上天皇正平七年二月甲辰晦住吉に幸して幣馬を奉る時、遙社前の松樹故なくして倒れ、十五年四月戊辰神殿鳴動して社前の楠樹又故なくして折る、人以て凶兆とす、（太平記）九月天皇住吉社に行幸し、（新葉和歌集李花集）十九年三月又行幸し給ひき、（新葉和歌集）然れとも此後皇室漸衰へ終に京師を回復し給ふ事あたはず、（太平記、續神皇正統記）大凡住吉大神の靈威事に觸れて顯れ給ふもの往々此の如し。（參取東鑑太平記古今著聞集大意）凡住吉祭甚多し、二月四日祈年祭、五月廿八日田植祭六月晦大祓神輿開口の旅所に幸す、（住吉社記八幡宮本記）十一月新嘗祭神人祭衣を着け馬に騎り大和畝火山口神社の埴を取來て天平瓮を造て神饌を供ふ、祈年祭も又同じ、（和州舊跡幽考名所圖會）其神社に仕ふる者神主權神主社務あり、（續日本紀津守系圖）祝屋、狛、津守、大宅、神奴、大領、高木之を神主七家といふ、皆田裳見宿禰の裔也、其他神人三百餘家あり。（住吉神社考攝津志）○住吉四座の造營そのさま諸社に混せず、三社の進みて立てるは魚鱗の備、一社ひらくは鶴翼の陣なり、是れ韓國征伐の軍神なれは也。（名所圖會）半圓狀の高橋あり、反橋又球橋と云ふ、亦此地の一名物也。

住吉大神を高貴徳王菩薩と云ふは其所以を詳にせず、彼れ謠曲丁固松に「此神は高貴徳王菩薩の御垂跡と申すさかや、おもたかの尊とて、景行天皇の御宇よりして、此浦に聖廟を立置き給へる」などありて、世に喧傳すれど疑惑多し。古今著聞集には慈覺大師叡山にて如法經かきたまひける時、白髮の老翁あらはれて誥宣あり、

我是兜率天内、高貴徳王菩薩（原注紫龍）也、爲鎭護國家垂跡、當朝墨江邊松林下、久送風霜、時有受苦、自當社北方、有一勝地、願奏達公家、建立一伽藍、轉法輪云々、

これによりて神宮寺建立せられぬ、又津守國基の申侍るは、住吉の南社は衣通姫にして玉津島明神と申し、和歌浦神なり云々と。蓋此後段衣通姫を混入するは、住吉にも玉出島の一名あれは紀州なる和歌浦と相亂るゝのみ、又前段の高貴徳王に紫龍と註せるは住吉神も海神なれは龍家の天部龍王などに附會せるものゝごとし。○延暦八年撰判の住吉大社司解狀は攝津古書に收めらる、其記錄する所の事項之を記紀二典並に古風土記に對照するに、多少の異同ありて、而も現存の古書に傳へざる特異の事跡あり、神道家古史家の研究を要する者ならん、今地物關連の條項を下に抄出し、又諸州各地に分出する者あり、

座攝津職住吉大社司解　申言上神代記事

從三位住吉大明神大社神代記

合

住吉現神大神顯座神縁記

座玉野國淳名椋長岡玉峡墨江御峡大神

今謂住吉郡神戸郷墨江住吉大神

御神殿四宮、第一宮表筒男第二宮中筒男第三宮底筒男、右三前、今三軍大明神、亦御名向匱男聞襲大歴五御魂速狹騰尊、又速逆騰尊

第四宮姫神宮御名氣息帶長足姫皇后宮

奉齋祀神主津守宿禰氏人者元手搓見足尼後

神戸三百十四烟當國卅烟播磨國八十二烟長門國九十五烟、、、、、烟

齋垣内四至　限、、、道　限南墨江　、、海棹及限

限北沮道郷

凡大神宮所在九箇處　當國住吉大社四前　西成郡座摩社二前　菟原郡社二前　播磨國賀茂郡住吉酒見社三前（戸三烟）長門國豐浦郡住吉忌宮一前　筑前國那珂郡住吉社三前　紀伊國伊都郡丹生川上天手力男意氣續流住吉大神　大唐國一處住吉大神社三前　新羅國一處住吉荒魂三前

部類神

當國廣田大神　筑前國橿日宮　長門國豊浦宮　三
前　播磨國明石郡垂水明神　紀伊國名草郡丹生咩
□神子神
座摩神二前（一名[illegible]神）中臣住道神（須牟地）
住道神　須牟地曾禰神　住道神（伴住道神達八
前）赤留比賣命神（中臣住地神草津神）◎船玉神
（今謂齋祀紀伊國紀氏神□神籬□顯伊達本社）多
米神　須牟酒曾禰神　止杼侶支比賣神　天水分豊浦
命神　奴能太賣命神　津守安必登神二前（號海神）
難波生國魂神二前　下照賣神　味早雄神　堂津神
長岡神　大歳神　忍海神　伎人神　片縣神　阿
閉神　魚次神　田々島神　開凹口姫神　鉏刀島神
長柄神　武雄神
（中略）
四至　限東□□　限南朴津水門　限西海棹及限
限北住道郷
右大明神以顯現者、古昔天地未剖、（中略、大抵神代紀の本文を引けり）三所大神、今謂墨江御峽大神、號稱住吉大明神也、薦敵除賊、蓋自此時始也、（中略）十四代足仲彥天皇、穴門豊浦宮御宇、
在長門國豐浦郡北樹社今謂住吉齋宮
（中略）氣息長帶天皇、□□□天皇、第十五代、初居橿日宮、後居磐余稚櫻宮、（中略）三軍神詔之曰、吾魂宜居大御□大津、渟中倉之長岡岬國、便誨之往來船、因即以手□足尼、□□拜奠、□□長柄泊岡、□□河邊山倉座時、奉寄甘南備山、大神重宣、吾欲往居地、淳名椋長岡玉出峽、（中略）卽大神往賜國、□御意定賜住吉國。（中略）大神宜、吾天野□□石川高佐張□甘南備山等、榊巢木土毛土產等奉前、及□刀島物等□、以此等物齋祀。（中略）皇太后□□子及武內宿禰曰、就所之□白一國、是大神所□□國也、非由人、故大神大□定□所□□之。

黄記曰、住吉大神、與廣田大神、成交親、故有御風俗和歌、灼然焉、
　墨江伊賀太浮海未世住吉夫古
是卽廣田社、御祭時神宴歌也。
以前、御大神顯坐神代記、引勘己未年七月朔丙子注進、大山下右大辨津守連吉祥去以大寶二年壬寅八月廿七日壬辰定給本縁記等、依官旨具勘注、所言上如件、謹以解。
天平三年七月五日　神主從八位下津守宿禰　島麿
　遣唐使
　神主從六位上津守宿禰　客人
件神代記雖通之中、進官一通、社納一通、氏納一門一通二門一通、後胤各秘藏、妄不可傳見、努力如前起請了。
　但客人家料也　島麻呂
　　　　　　　　客人
　爲後代驗請判　津守宿禰屋主
郡判依請
　攝大領外正六位下勳十一等津守宿禰知麻呂
　少領外從八位下津守宿禰淨山
　攝主帳　土師豐□
職判依郡判
　從五位下行大進小野朝臣淨守
　正六位上行少進爲木水魚□
　正六位下行少屬□十一等物部首
　從七位上行少屬□部使主
　　延曆八年八月廿七日
按に神祇紀聞に「住吉社には縁起なし、勘文一巻あり、作者は津守國核にて南部□台の書なり」と曰へり、其勘文と此解狀は各別のものならん。解狀に玉野國渟名椋(タマノクニヌナクラ)とあり、其一書には帶須比賣乃命、自筑紫、難波長柄に依坐

（玉野國）

至、大神御言以宜　吾者玉野(タマノ)國有、大垂海小垂海等ニ祀所拜禮　宣一と錄す、住吉郡は古名玉野國と呼び、垂海とは淳名椋の一名なるべし、豐島郡の垂水(タルミ)神も此より移したる者歟、住吉神を三軍(ミイクサ)大明神と曰ふは然ることながら、向匱男聞襲大歷五御魂速狹騰尊(ムカツノチキクノオホフイツノミタマハヤサノボリ)とある亦名は神功紀の外に見えず、其義不詳、紀州丹生川上神を天手力意氣續流住吉大神と稱するも他に聞見なし。大唐國新羅國に此神の祀殿ありし由を錄せるは、韓國服屬の情勢を證明する一要件と爲すべし、但大唐とは漢土の謂にあらず、古史に大伽邪及大駕洛に作る所の任那の日本府所在の地を指すのみ。今も攝社に鉾御前(ホコノミサキ)「楯御前(タテノミサキ)」の神あり、韓國征伐の軍神なりし故と知るべし。
住吉の御前の沖の汝合にうかび出たる淡路島山、（新葉集）
　建久六年、將軍家（賴朝）以梶原平三景時爲御使、令奉幣住吉給、被奉神馬、景時參着社頭、詠和歌一首於釣殿之柱云々、（東鑑）
我君のたむけのこまを引つれて行末とほさしるしあらはせ、
天くだるあら人神のあひおひをおもへばひさし住吉のまつ、（拾遺集）　安法法師
西の海あはきのはらの波間よりあらはれそめし住吉のかみ、（續古今集）　卜部兼直
我見ても久くなりぬすみのえの岸の姫松いくよ經ぬらん、（古今集）住吉の岸の松が根うちさらしよせくる浪の音のきよしも、（萬葉集）住吉にいつく祝が神言にゆくともくとも船ははやけむ、（同上）
　海濱神祠（住吉）　藤　爲時
晴沙岸上寡江十、蔚々林叢□□□、□是神□□□熱、浪驚□松夏中寒、（本朝麗藻）
すみのえや花ともいはず松か春、　蓼太

(森合行)

歌道者流住吉神を和歌三神の一と爲し神詠あり、新古今集に錄せり、之に依り又行合森（ユキアヒノモリ）と稱す。

　夜やさむき衣やうすきかたそぎの行合の間より霜や置くらん、〔新古今集〕風通ふかたへに露やこぼるらん夏とあきとのゆきあひのもり、〔歌枕名寄〕

源平盛衰記云、凡和歌は國を治め人を化する源にして、心を和げ思を遣る基也、只住吉玉津島のこの道の崇神たるのみにあらず、伊勢石清水加茂春日より始め奉り、託宣の詞は皆夢想の告、何れも歌に非るはなし云々。是は中世の歌神と云ふ義の釋なれど、後世には三神三聖などいふこと起り其說煩しくなりぬ、又歌道の譯に住吉の三忘と云事あり、其本歌は忘貝忘草忘水なり、

　いとまあらば拾ひにゆかん住の江の岸によるてふ戀忘貝、〔萬葉集〕

　住よしと海士はいふとも長居すなひと忘草生ふと云ふ也、〔古今集〕　忠峯

　住吉の淺さは小野の忘水たえ〴〵ならであふよしもがな、〔詞花集〕　範經

玉出島（タマテシマ）　住吉本社の西北に在り、與丘島狀を爲す、大海神（タイカイ）鎭座す。大海神は延喜式に元名津守安人神（ツモリノアラヒト）二座と錄す、安人は現人の訛なるごとし。天平寶字三年垂水神攝津二戶を寄奉り、天平神護元年備中二十戶を加奉る、〔新抄格勅符〕延喜の制住吉大神と同く八十島祭に預る、天曆二年祭使を住吉海神に遣し給ふ卽是なり。〔日本紀略〕○神祇志料云、海神は豐玉彥命豐玉姬命を祭る、今一棟三座ありと曰へり、按するに住吉大神一名少海童神（ワカワタツミ）と云ふ事神代紀に載せたり、然らば海神此に其苗裔豐玉彥媛二神を指し後世彥火々出見尊を配祀したる者の如し云々。○名所圖會云、住吉社記玉出島は神寶滿珠干珠を藏めたる所也、一說遠里小野（チリチノ）の南三町許圃中に玉手箱塚あり、土民之を崇ふ登陟を禁す。（今按に此は岩手（イハデ）又岩出杜と唱へし所なり、地中より石などの出し處にや）

　君がため玉出の岸に和ぐる光りの末はちよもくもらじ、〔新拾遺集〕　津守國平

又按に海神二座を此に現人神と云ふは住吉大神の荒魂を殊に祭るならん、然れども其三座と曰はさるは不審なり、八十島祭の海神二座垂水神二座、住道神二座此諸神皆住吉神に同じきに二座と爲すは別に緣由あること歟、住吉太神宮年中行事云、九月晦日、玉出島御祓神事、御出備進、神輿一基出御、玉出者當社第一之秘區也、故於此祓禊」と、荒魂出現の寓意歟。○延喜式、住吉郡生根神社、今玉出島の北一町許に在り、俗に天神宮と呼ふ。〔名所圖會〕

磐出（イハデ）　又八十島（ヤソシマ）とも云、卽玉出島（タマテシマ）同地にして八十島祭ありし所とす。元眞集に「いてはの八十島に舟のりて人あそぶ」と云題書の歌あり、いてはゝいはての錯置なるを八雲御抄にも出羽と註せられしは誤なるへし。名所補翼抄に夫木集重之の歌を引き此一首「侍從乳母紀伊へ下りける時、餞せさせ給ふとて」とある由を擧けたるは善き思考なり、然るに猶いづこと定めず、今は判斷して住吉の玉出島に充つ。勝地吐懷編にも夙に攝國磐手杜は住吉の末社ならんと云へり。今三島郡に安滿社（アマ）を磐手森とも呼ふに據れば、住吉の齋神玉出島などを古は磐手森とも呼へるを知る、安滿は海に通ふ卽大海神の杜なり。

　いては(いはて)の八十島に舟にのりて人あそぶ八十島の浦のなぎさにかぞへつゝとまれるとしもあまた經ぬへし、〔元眞集〕

　侍從乳母紀伊へ下りける時餞せさせ給ふとて

　八十島の松の葉數をかぞへつゝ今ゆく末にくらべてしがな、〔夫木集〕　重之

　人しれず思ふ心のふかければいはてぞ思ふ八十しまの松、〔夫木集〕　謙德公

末なる謙德公歌最證とするに足る、猶八十島祭の事は玉（タマ）造（ツクリ）の生玉神社址參考すへし。○按に八十島祓所は卽磐出森なり、舊說紛々として歸著せざれど、古今秘註に「堀江東有澤廻一萬步許名八十島」とあるに據れば、古へは生玉の邊に在りしこと、生玉社址の下に述へしごとし。然れとも何れの世よりか住吉に移さる、袖中抄「住吉の濱のこなた」とある是なり、江家次第に「行幸難波津、宮主作壇、中略)禊了、以祭物投海、次歸京」とあるも、投海は住吉の事なるへし、生玉堀江にては稍當らず。下なる歌詞にも住吉なること著明なり、蓋古風土記に堀江とあるは平城京の頃などの舊祓所と爲すべきに似たり。

(八十島)

　後白河院の御時、やそ島の祭に住吉にまかりてよめる、〔新拾遺〕　隆季

　住の江に八十島掛て來る人や松を常盤の友と見るらん

　住吉の行宮におましましける頃、人々いろ〳〵心ばへをつくして、風流の破子とも奉りける中に、神主國基八十島祭のかたを造りて奉りけるを、御覽じて、

　みそぎする八十島かけていましもや波治まれる時は見えける、〔新葉〕　後村上院

船玉神社（フナタマ）　住吉の攝社にして、本村の南に在り、延喜式に列す。續紀「天平寶字七年、初遣高麗國船、名曰能登歸朝之日、風波暴急、漂蕩海中、祈曰幸賴船靈、平安到國、必請朝廷、酬以錦冠、至是緣宿禱、授從五位下、其冠製錦表絁裏、以紫組纓」この船靈神蓋此也。延曆八年解狀に船玉神の下に「今謂齊祀紀伊國紀氏神□神龗□神伊達小社」と注したり、其故を知らず、紀伊の紀氏神伊達神等を船靈と爲して祭ると云ふ義ならん、今俗熊野大神または船玉十二社など、呼ふも紀伊に相因めど不審。

長岡（ナガヲカ）　今長岡山と云ふ、立間神（タチキキ）と稱する叢祠あり。長岡は蓋沼名椋之長岡前の謂にして、延曆八年解狀にも部類神の中に長岡といふあり。

侍者前(オトモノサキ) 住吉神主の祖田裳見宿禰の祠あり土俗地主宮と呼ふ、宿禰初て住吉大神に奉侍し子孫世襲して其職を失はさず、號して津守と曰ふ、蓋祭政一致の古代に在りては、祠官津吏之を相兼ねたれはなり。住吉浦一に津守浦と稱す、津守郷(大坂西成郡)參看すべし。

神代より津守の浦にみや居して經ぬらん年のかきり知らずも、(千載集)　隆季

住吉行在址(スミヨシノアンザイ) 後村上天皇、正平中住吉神主國夏の宅を以て行在と爲し臨御數年にわたり、恢復の軍政を此に視たまへり、當時號して住吉御所(スミヨシノゴシヨ)と曰ふ。津守神主の家は大宮の巽に在り、御所蓋其地なり。又慶長十九年十一月大坂役に東軍先鋒藤堂高虎大和國より小山(南河内)大仙山(泉北郡)に進み、十一月五日住吉森の北に陣す、十七日徳川家康住吉に至り津守神主の家に營す。

南山巡狩錄云、正平七年新帝吉野賀名生より住吉神主の家に移御、やがて京師恢復ありしが果さず。十五年再此地に駐輦し給ふ、抑正平十四年十二月東國の畠山の勢など河内國まで責入て天野の行宮もあやふく見にさせ給ひければ、觀心寺に遷幸ある、其頃信濃國に御坐ありし宗良親王にも勢をつけて責上るへきよし仰せ遣はされしならん、しかるにとかく宮の仰にしたがふ兵もすくなく、上洛し給はん事遲はりける内に、十五年五月おもひのほかに敵はしりぞき、北方にて仁木畠山か亂起りしかば官軍京へ亂入し、主上も都ちかき住吉まで行幸あり、折にふれては京を遯で給はん御はかりとをめくらされけると見えたり。同し頃にや住吉の行宮にて泰成親王うまれ給ふ、權大納言公忠卿「住よしの松よりすたつ鶴の子の千とせはけふや初なるらん」と詠したりける、この泰成親王はのち太宰帥宮と申す。李花集曰、正平十五年、東國の凶徒とも河内國にせめ入て行宮も危く聞えしかは、何ともしてひと所へなど思ひ侍りしかどもふさはかなひ侍りて心苦しう聞え侍りし、程なくもとの如くにうちしたがへられて、北へ御入洛有へきため住吉へ移らせ給ふほど、信濃よりとく申合てせめ上るへきよし仰られしに、秋冬迄に成ければはたそく侍るとて「いつ迄か我のみひとり住吉のきはぬ恨を君にのこさむ」と仰られしかば、御返事に奏させ侍りし「わかいそく心をしらむ住吉の松久しきぞ恨みざらまし」。又云、正平十五年九月東條より住吉にうつされ、津守か舘を皇居とせらる是も又園大暦太平記等に明らかなり、皇太子は彼所にわたらせ給ひし事はなく吉野山或は觀心寺金剛寺などに居給ふとみえて、後龜山院住吉にてよませ給ひし御製新葉集に所見なし。又後村上院正平廿三年崩御の地は住吉なる事を花營三代記嶋嶺雜事記なとに見ゆるうへは疑ふへきにあらず、然るに住吉誌記に「正平十九年四月上旬、足利義詮津の國難波の浦をみんとて船にのり逍遙し給はんと兼てはおもはれしが、世の亂を思て住吉の社のみにもうてられこゝに一夜をあかし都へ歸り上り給ひける」とみゆ、稍不審なり。案ずるに此時住吉の津守の舘は南朝の行宮として諸臣下此處にすまゐ給ふことあきらかなりされは足利義詮住吉にもうてらるゝと云事甚いぶかし、時勢はかりがたければ實に間行して此社に來り一夜をあかし申されけるか、測るへからす。○嶋嶺雜事記云、應安元年三月十一日、住吉御所崩御、御年四十一。(河内國天野觀心寺を參看すへし)

神宮寺は住吉の北に在り、舊號新羅寺と云ふ、本尊藥師は秘佛なり、今天台宗を奉す。(名所圖會)元亨釋書云、明遠住吉人、天慶三年、於住吉神宮院、降藤純友、修毘沙門法、明年五月伏誅。○繫昌詩云、住吉祭、是爲神宮寺之僧徒、呼投十二穴、立門前奏其伎、僧凡四五人、皆戴菅笠、々擔垂尺餘絳巾、著白衣、揮白扇、一老僧擎大傘、執竹片、叩傘柄唱和、以按節、三四僧揚手躍身、環繞於傘下焉、其歌曲不能知爲何語、唯記岸姬松之語也、柳穀有詩曰、

現來街上叫花身、莫是西天古態眞、阿難唱歌迦葉舞、千今瞞殺滿城人、

淨土寺(ジヤウド) 住吉社の東に在り、應德元年津守神主國基開創、堀河天皇の勅願所なり、文應年中僧叡尊中興、眞言律宗を奉す。(名所圖會)○新葉集、正平十八年八月先帝かくれさせ給ひしより廿五回忌にならせ給ひければ、住吉行在に於て攝津國住吉淨土寺にて御八講を行はれける、夜に入て月くもりて侍ければ主上かくそ詠し給ひける「秋を經て月やはさのみ曇るへき涙かきくるいざよひの空」。

出見濱(イデミノハマ) 住吉森の西に松林あり、細江淺澤(ホソエアサハ)の水林際を過き海に入る、此邊を出見濱と呼ふ。住吉の獻火高燈籠あり、何の世より設けたるにや海上標識の用を爲し、海神の皆にかなひ、最興趣あり。

住吉の出見濱の柴なかりそねをとめらが赤裳のすそぬれて行かむ見ゆ、(萬葉集)

敷津(シキツ) 住吉出見濱の西の新洲也今敷津村と名つく、其洲土全く近代の附緣(ツケヨリ)に成る、古の敷津浦は即此地にして墨江津亦同し。敷津村の北西角に突堤あり、木津川の川口にして燈明臺を置く、天保山を北西に視、相距ること凡四十町。

住吉の敷津の浦の名のり藻の名は告てしをあはぬもあやし、(萬葉集)

粉濱(コハマ) 粉濱村は住吉村の西北に接す、(如何なる故にや今西成郡に屬す)又粉洲(コス)とも稱す。

住吉の粉濱のしゞみあけも見ずこもりてのみや戀わたりなむ(萬葉集)

住よしのこすのとこなつさくも見すかくれてのみや戀わたるらん(夫木集)

勝間(カツマ) 今勝間(コツマ)村と云ふ、粉濱村の北にして阿倍野天下茶屋

の西なり、粉濱喜連二村西成郡に屬すれど地形の當然に非ず。○勝間は或は木夏に作る、按するに筑前國志賀島にも勝馬村あり、堅曲とは古書に見えて又轉して舟を稱す、その訛れる也、細川兩家記云、享祿四年常桓等は淀川を越し欠郡中島へ陣替し、先陣は住吉のこつまに陣取るを、阿州衆堺より押よせ切崩て、天王寺今宮木津難波に陣取。

出で出よ千代の子の日のけふことにかつまの浦の岸の姫松、(名寄)

餘戸郷 和名抄、住吉郡餘戸郷。○是は榎津郷の餘戸にして、今粉濱堺間の一村なるべし。(大社解狀の北住道郷と云に當る)

淺澤 住吉社の南に一條の窪地あり、東南依羅池に連る、今開きて田と爲し細流存す、古歌に淺澤の野とも沼とも詠す。(墨江村に屬す)

墨吉の淺澤小野のかきつばたきぬに摺つけきむ日知らずも、(萬葉集) さみだれに淺澤沼の花かつみかつみるからにかくれ行くかな、(千載集)

長順住吉詣

住吉へ一筋道が梅の花、雪かと見れば晴れわたる、日本橋すぢ永き日に、春の景色の浦々と、背中たたいて此神は、いつの御代より今宮の、此も新家と誰かたてそめて、天下茶屋、のぼりやすな、すな砂づつみ、ぎうで婚入にや打たるゝ身じやに、石の鳥居のお宮門出もよし、岩田帶して誕生石の、殿はなほよし姫小松でも、千代や引らん萬代や經ん、(住吉の誕生石は石津島津忠久の故跡とす)

安立 住吉村の南に接し、(泉州堺市の北) 大和川に至る一條の驛舍を安立町と呼ふ。此地古は阿其禮松原と稱したり、姓氏錄、攝津國諸蕃に「荒荒公、任那國豊貴王之後也」と見ゆたるも此地の名によれる姓なるべし、(阿其禮)

玄與日記に慶長二年云々「住吉の灘干を待侍る、住吉の行合の間細江あられ松原津寺遠里小野など見侍りぬ」と見ゆたるを思へば、其比までも名の遺れるなり。

あられ打阿其禮松原住の江のおきひをとめと見れどもぬかも、(萬葉集)

住吉の御前の橋より、松原に出て濱のわたり逍遥して、和泉の堺にまかりこゆとて、路すがら名ある所ども、云盡すべくもあらぬ見物なり、霞の松原と云所を過くとて、見れは世の常の松のはにも似ず、吹き枯らしたる樣に見ゆ侍れば、　三條西實隆

木ならしの吹しほる色と見るばかり名に流るゝあられ松原、(高野詣日記)

日本紀略、延喜二年、攝津國天水分神授位」又延喜式「住吉郡天水分豐浦命神社」との神祇志料、水分社は今安立町に在りと曰へば、荒神は水分神の別名にあらずや。

遠里 今墨江村是なり、大字遠里小野存す。○遠里小野を稱したる地なり、中世瓜生野と稱し因て舊字に遠き訛りて遠里と爲る。舊境は大和川以南、淺香山百舌鳥野に至る。

住吉の遠里小野の眞榛もてすれるころもの盛りすぎぬる、(萬葉集) 古今、遠里小野の油つりつちさはけさの波こうの聲、(夫木集)

名所圖會云、遠里小野は往昔油を以て油を絞り住吉の燈火に供す、また遠江村(今墨江村に屬す)若松神は延喜式住吉郡止杼侶支比賣神社にあたる、社頭に霧池あり。按するに筑紫の方言涌泉を霧と名つく、神功紀にも霧の語ありて涌泉を指せり、此止杼侶伎の池は蓋淺澤の一源歟。

瓜生野 遠里小野に同じ、太平記には同樣に記したり、曰「光嚴院は建禮浪の浦を過させ給ふに、御津の濱松霞みたりて

誰まちて御津の濱まつかすむらんわか日の本のならぬ世に

と打ちなみだくませ給ふ、住吉の遠里小野へ出させ給ひ、たれは燒痕恒綠春容早、松影穿紅日脚西なりける。又曰、正平二年九月の頃、河内國藤井寺の合戰に細川陸奧守顯氏無甲斐打ち負け引き退きし後、十一月二十五日山名伊豆守時氏細川陸奧守顯氏を兩大將にて、六千餘騎を住吉天王寺へ差下さる、楠帶刀正行是を聞きて廿六日の曉天に五百餘騎を率し先つ住吉の敵を追出さんと、石津の在家に火をかけて瓜生野の北より押よせ之をかけやぶる。

來目 日本書紀清寧紀に「難波來目邑大井戸田」とあり、攝津志は遠里小野の古名を來目と云ふと曰へり。

磯齒津 日本書紀、雄略紀云、身狭村主靑等、共呉國使、將才伎、泊於住吉津、是月爲呉客、通磯齒津路、名呉坂。

四極山うち越見れは笠縫の島こきかくるたななし小舟(萬葉集) 千沼廻より雨てふりくる四八津のあま綱手ほせりぬれはたへんかも、(同上遊覽住吉濱、還宮之時、應詔作歌)

古事記傳云、磯齒津は萬葉集に四八津の白水郎を和泉千沼海と詠合せたり、住吉津と相近し、住吉の東なる喜連村は呉を訛りたる者と云ふ、住吉より喜連へ行く間にてき、岡山の横たはりてあるぞ四極山にて、呉坂は此なるへし。○按ふに磯齒津は他ならず、古事記傳に住吉喜連の間に坂ありと云ふは、住吉の東八町許に地勢稍高まれど坂と云ふべき者なし。雄紀通證云、住吉一名磯齒津。

大羅郷 和名抄、住吉郡大羅郷、訓於保與佐美。○今依羅村是なり。河内國にも依羅郷あり、今大和川を隔てゝ天美村と曰ふ、天美の西に接する五箇莊村も本郷の領域なり、大和川疏通後地勢隔絶するを以て今和泉國に屬す。○依羅氏數派あり、姓氏錄「攝津皇別、

依羅宿禰(日下部同祖)彥坐命之後也」これぞ大依羅氏なるべし、物部依羅氏と百濟依羅氏は河内を本土とす、大依羅は娃を吾孫と云ふ、網曳の義歟。日本紀神功征韓の條に「以依網吾彥男垂見、爲祭神主」と見ゆ、其氏人國史に散見す。

大依羅神社　延喜式、大依羅神社四座、並名神大、預八十島祭。本社今依羅村大字庭井に在り。神祇志料云、蓋依網我孫の祖建豐波豆羅別王を主とし、住吉三前神を配祀す、(古事紀姓氏錄大意) 息長帶姫命蕃國を伐給ふ時住吉神の和魂は御身に服て壽命を守り荒魂は先鋒として師船を導奉らむと教給へるに依て、依網吾彥男垂見を神主として拜祀らしめき、(日本書紀) 稱德天皇神護元年攝津備前十八戸を神封に充奉り、(新抄格勅符) 仁明天皇承和十四年七月依羅神社を修造り官社に預らしむ。(續日本後紀) ○古事記、伊邪河宮(開化)段云、御子建豐波豆羅和氣王者、依網之阿毘古等之祖也。按するに建波豆羅別は彥坐命の弟にあたる、姓氏錄と少異あり、此依羅神に兒孫を祈り奉る由は宗家卿集にも見ゆるが、其起因は神功皇后の故事なるべし。本紀云、大神(住吉)有誨曰、和魂服玉身、而守壽命、因以依網吾彥男垂見、爲祭神主、于時也適當皇后之開胎、皇后則取石、插腰而祈之。

依羅社に求子の歌よみてたてまつるへきよし、祠官申しかは、たてまつりし、

君が世はよさみのもりのことはに松と杉とやちたびさかえん、(拾遺愚草)

依網池　今依羅村に僅に存す、其池址は大依羅社の西南新大和川の堤畔に在り。蓋寶永年中新大和川を此に導く以前には狹山川の水依網池に瀦し、西に屈折して住吉の淺澤と爲れり、古今の變遷あり　攝津志云、依羅池在庭井村、俗呼仁右衛門池、其三分二爲新大和川、當今廣六百六十餘歩。名所圖會云、依網池古人崇て御依網と稱し、今は仁右衛門池と曰ふ。○日本書紀、崇神天皇詔曰、農天下之大本也、民所特以生也、其多開池溝、以寬民業、造依網池狹山池等。又應神紀の歌に「みつたまる豫佐瀰能伊戒にぬなはくり」の句あり。○古の依網池の末は、住吉淺澤の流と爲る者の外に、北流する者は長居池と爲りし如し。

草津大歲神社は延喜式住吉郡に列す、今依羅村大字苅田に在り牛頭天王と稱す、(攝津志) 依網池の北にあたる、○努能太神社は延喜式住吉郡努能太比賣命神社、今依羅村大字杉本に在り、依網池の西に接す。神祇志料云、杉本村に奴能太と唱ふる塚あり、本社の舊址なり、又野々田池其傍に存すとぞ。

我孫子　今依羅村の大字と爲る、依網池の北西にして依網の氏人の故里なるべし　姓氏錄「攝津國地祇、我孫、大己貴命孫天八現彥之後也」「攝津國未定雜姓、我孫、豐城入彥命之男大網多之後也」「左京皇別、大網臣、豐城入彥命六世孫下毛君奈良弟眞若君之後也」と、大網は即大依網の謂なり。續日本紀、天平勝寶二年、住吉郡人依羅我孫忍麿等、賜姓依羅宿禰、神奴意岐奈祝長月等、賜姓依羅物忌。○大聖寺觀音堂、この里中に在り、

寺岡　依羅村大字寺岡は吾孫子の北十町許、東丘に臨南寺在り。○延喜式、住吉郡多米神社。姓氏錄云、多米宿禰仕奉於大炊寮、御飯香美、特賜嘉名。書紀通證云、多米神、今在寺岡村西苗見社、稱多禰加志宮、今荒廢。

長居池　今依羅村寺岡の北より田邊村の西にあたり狹長の池猶存す、蓋是なり。(名所圖會) 南北凡十八町東西二町許、古は依羅池の末流寺岡に至り一派を分ち此に瀦し、更に(今猫間川筋) 玉造江に向ふて流れたるならん。千載集に長居浦と詠たるも此歟、(名所大繪圖には百か池と標す)

すめらぎの長居の池に水すみてのどかに千代の影ぞ見えける、(堀河後百首)　肥後

霜さえて小夜も長居の浦さむみあけやらずとや千鳥鳴らん、(千歲集)　讃岐

杭全鄕　和名抄、住吉郡杭全鄕、訓久末多。○杭全は中世闕郡に入りたる事あり、今喜連村平野鄕町是也、古事記傳云、倭建命御子、息長田別王之子、杙俣長日子王あり、杙俣は地名にて攝津國に見ゆ。

喜連　今喜連村と曰ふ、平野の南に在り喜連は古名呉の轉にて今は喜連と呼ふ。細川兩家記に永祿二年六月南河内喜連抗全と云處へ三好方また陣替也、又欠郡内喜連抗全と云所など見ゆ。戰國畠山細山の爭奪の比は此地闕郡に入り河内に屬したりと見ゆ、地勢亦疑似の所に居れり。○延喜式、住吉郡楯原神社、今喜連村の西に在り天神と稱す。(攝津志)

倭人　古事記傳云、住吉の東一里許に喜連村と云あり、河内の堺なり、昔は河内に屬て萬葉集に河内國倭人鄕とある所なるを久禮を訛りて喜連とは云なり、孝謙紀三代實錄なとに倭人堤とあるも此所の事なり。○按に舊事本紀、宇摩志麻治命十三世孫、物部呉足尼と云人あり依羅連の祖と註す、呉宿禰は蓋此地の在名とす。攝津志に喜連鄕は今の平野なりと云へり、萬葉集河内國倭人鄕後世に轉して本州に入り抗全と改稱したるにや。又攝津志に萬葉の歌

天平勝寶八歲、於河内國倭人鄕馬史國人之家、宴歌

にほ鳥の於吉奈我何波は絕ぬとも君にかたらむ事つきめやも、

を引き息長河を此地に載せたり、息長河他に聞えず、近江國には同名の地あり。倭人を久禮と訓ずるは、往時投化の呉人は皆才伎を以て當代に稱せられけれは也)

呉坂　日本書紀、雄略巻云、身狹村主靑等、共呉使、將才伎、泊於住吉津、爲呉客道、通磯齒津路、名呉坂　○古事記

傳云、住吉より蓑達へ行間の岡なるべし、今も古代の通路と云傳ふ。

平野 今平野郷町と云ふ、大坂市を距る事二里、人口八千、大和に通ずる鐵道車驛なり。郷中古より工匠多く、紡績は機械を用ひし往時より殊に盛なり、龍華川其東を繞り北に流る、一名百濟川又平野川と曰ふ。夏陣の平野合戰の事は日本戰史云、元和元年五月德川家康は七日の曉天を以て河内の枚岡を發し、片山道明寺の戰場を巡視し、十時頃平野に至る將軍秀忠來會す、乃ち桑津に向ふ日已に午に近し、秀忠急に岡山に向ふ家康も住吉に向ふ、時に松平忠直は夜を冒し諸隊を率ゐて進軍し、午前七時天王寺の西南に向て備ふ、初め家康諸隊に令し本日將に少子義直賴宣に示教せんとす猥に開戰すへからずと、斥候をして敵軍の情況を視察せしむ、斥候歸り報して曰く敵の隊伍整肅にして動搖の狀なく戰を待つものゝ如しと、家康乃ち使を城中に遣し再び和を議し移封を勸めしむ、而も越前兵已に開戰す。

杭全神社 平野郷の氏神なり町の北大字泥堂龍華川畔に在り、熊野三所神を勸請す。○熊野社記云、平野郷昔杭全莊と云しを、嵯峨帝の時田村將軍の男坂上廣野麿に本郷を賜はる、其苗裔相繼して世に平野殿と曰へり、宅址今長寶寺の北に在り、此家に女子あれは比丘尼と爲し長寶寺に住せしむと云々。(名所圖會)○長寶寺は大字西脇に在り、眞言宗女僧院なり。本尊十一面觀世音、開基慈心尼は田村將軍女(桓武妃葛井親王母)とぞ。(名所圖會)熊野權現緣起は近世伏見宮梶井宮以下近衞攝政家熈等の詞書にて麗しく成就せり、其畫は繪所預土佐之芳の筆なり、權現の勸請、田村氏の榮報、はた長寶寺建立の事なと詳に述べたり。

赤留比賣神社 延喜式、住吉郡赤留比賣命神社。今平野郷野堂に在り。三十歩神と稱す祠畔大楡樹あり(攝津志)○古事記明宮(應神)段云、比賣碁曾社、謂阿加流比賣神者也、本居氏云、東生郡比賣許曾神社、住吉郡赤留比賣神社は比賣許曾を又別に住吉郡に祭れるなるべし、しかる例多し。大坂の比賣許曾神社參看。

大念佛寺 平野郷町の西北隅、大字馬場に在り、融通大念佛宗の本山なり。寺域四千歩、堂舍輪奐郷人群詣の道場たりしが、明治三十一年失火、諸宇みな灰燼となる再興二百萬金を要すべしと云。○融通念佛宗は大原良忍を元祖とす、當國深江の人僧法明男山八幡宮に參籠し神託に任せ其教を中興し、元亨年中(一云嘉元)此地に本寺を開基す、即一宗の大本山にして良忍上人を推して開祖と爲す、本尊天得如來は八幡神の示現とぞ、法明は初め專ら本邑の人を擧げ法緣同行者中一人を推して上人と爲せり、佛宗に比類なき風儀なりき、元祿年中住寺上人に紫衣敕許あり、寺法稍改更し漸々たる專修道場とはなれり、近年宗風衰へ信徒二萬戶許と云。

三才圖會云、大念佛寺、良忍上人、天治二年、依鞍馬毘沙門瑞告、弘融通念佛、兩門弟在嵯峨、立自己法、以不合法意、稍中絕焉、元亨元年、深江村法明上人、因八幡神託、再興融通其法、是中興之祖也、其門法例、若住持遷化、則平野村內住人、有其系緖者、中任器選人、俄薙髮爲上人、勤寺役、蓋云融通易行法乘、元祿年中、大通上人以來、敕許紫衣法服、定爲傳洞法弟子、寺門立戒壇、○一書云、大念佛寺は正德中幕府より御尋ありしに、攝河山の三州の外に檀信者なし、寺寶幽靈の片袖と云は寶蓮寺宮の御筆緣起あり、其大意、元和年中住吉の社家松太夫の女、東國に順禮して箱根山にて死す、臨終の時奥州の相禮に遺言して平野の道御上人の回向を請ふとて片袖を授付すと、此始末不思議の念佛功力を談ずる也。

百濟郡 此郡は住吉東生兩郡の間に介在し、四至不審の小郡なりき、後世其郡を改稱し郡域頗移動あり、近世に及び闕郡全く廢し其地は住吉東生に分屬したり。○續日本紀、延曆十年、攝津國百濟郡人、廣井造眞成。和名抄に、百濟郡、訓久太良、三郷に分る。

闕郡 又缺郡に作る、百濟郡の假名なり、隣國の西は西成郡中島をも缺郡に入れ移動甚し。它山石云、古は百濟郡と云が東生郡と住吉郡の間にありて攝州十三郡有しがいつの頃にか亡びたり、按に足利家の天文中の記錄豐臣氏の天正總檢地の記錄には、共に津の國十三郡と記されたれば、百濟の廢たるは文祿以後の事なり。攝陽群談云、後世百濟の郡里を割て東生の大郡に結ぶ、因て中古に東生闕郡と書けり。○按に欠郡は小槻長興記(文明九年)細川內家記等に見ゆ、南北朝以前には之を詳にせず。國郡沿革考云、缺郡は元和の初猶存せり、元和三年松平下總守忠明領地目錄に攝津闕郡井南北中島四萬三千石の文あり、正保圖に至りて闕郡を載せず。

百濟川 河内龍華川の末にして平野郷を過ぐるを以て今平野川と稱す、小椅江玉造江の中游なり。
くたら川かは瀨をはやみゆく駒のあしの浦まにぬれにけるかも(六帖)

南部郷 和名抄、百濟郡南部郷。○今田邊村南百濟村の地なるへし。奈良の朝に住吉郡田邊郷の名あれば、其後田邊郷を南部郷と改めたるにや。一説本郡の東西南の三部は皆田部を改めたるなりと、舊事天孫本紀に「物部依古連公依羅田部連祖也」とありて此諸郷は住吉の大羅郷に接近す。

鷹合 今南百濟村と稱す、日本紀に仁德天皇依網阿彌古の捕へたる鷹を百濟酒公に馴養せしめ、鷹甘部を定めたまふ事あり、鷹谷は蓋其部民の故宅なり。○田邊東神は三代實錄貞觀四年授位の古祠なり、今南百濟村大字中野

に在り。(神祇志料) 西神は田邊村に存す。

田邊(タナベ)

南百濟村の西北に接す、長居池を隔て、阿倍野と相望む。姓氏錄著別田邊史あり、氏族志「聖武帝時、有攝津住吉郡田邊郷人田邊史眞立、見于正倉院文書」と、又三代實錄「貞觀四年田邊西神授位」、西神は今田邊村の南に在り山坂明神と曰ふ、(攝津志) 蓋東西兩神ともに田邊史の祖神なり。法樂寺は田邊村に在り、本尊觀音、平重盛創建、又源義朝造立と云へど詳ならす。

東部郷(トウブ)

和名抄、百濟郡東部郷。○按に東部西部は對比の郷名なり、而て田邊村以北は北百濟村生野村南北に列し東西と云に符せず、或云、今生野村百濟野にあたると。

西部郷(サイブ)

和名抄、百濟郡西部郷、○按に東部西部は百濟郷を東西に別ちたるならん。(貞觀七年百濟郡百濟郷の田券あり、世上に搨寫相傳へり) 又桑津(北百濟村) 舍利寺(生野村) 邊の地理を考ふるに延暦中攝津大夫和氣清麿河内川を荒陵の南に導かんとしたる開鑿址存す、桑津の北より天王寺荒陵(茶臼山)の東に向ふ、東部西部は或は此水道に依て分れたるにや、桑津は西南に屬すべく舍利寺は東北に屬すべし、若此假想の如くんば生野村岡百濟野と稱する岡山は東部郷なるべし。

桑津(クハツ)

今北百濟村を改む、日本書紀「應神天皇召髮長媛、至日向、便安置於桑津邑」と、攝津志云、住吉郡桑津村、土人傳此事、今有八幡神祠。

百濟野(クダラノ)

今生野村及鶴橋村大字岡村木野百濟野等の地なり。天王寺の東、水田溝渠之を間統し、一塵畠状の丘なり、(攝津志) 南北二十町東西十町より五町に至り均一ならず。

くたら野の萩のふる枝にはるまつとすみし鶯なきにけむかも、(萬葉集)

百濟郡百濟郷志良岐氏貞觀七年田券一紙世に傳ふ、北大道大寺等の地字今に存す、此邊には唐人山あり、東に百濟川(平野川)流れ、中央に百濟寺の跡あり。(史料通信叢誌)

百濟寺址○今生野村舍利寺蓋是なり、日本書紀に難波大別王寺とあるも此寺、敏達天皇五年、大別王自百濟國還、百濟國王貢獻經論若干卷、及律師禪師比丘尼呪禁師造佛造寺工六人、置於難波大別王寺。○靈異記云、尺義覺者、本百濟人也、其國破時、當後岡本宮御宇天皇(齊明)之代、入我聖朝、住難波百濟寺矣、法師身長七尺、廣學佛教、念誦心般若經、時有同寺僧惠義、獨以夜半出行、因見義覺室中、光明照耀、讚曰大哉尺子、多聞弘叡、閑居誦經、心神讀誦、所有玄寂焉、(今猶似之)、開通光明照耀し

(生野)

舍利寺(シャリジ)

生野村の中央に在り、今黃檗宗に屬す、佛殿本尊釋迦を置く、太子堂は廐戸皇子を祭る、寬文年中唐僧木菴中興す。○舍利寺緣起云、生野長者の子生れながら啞なり、廐戸皇子に遇ひ口より佛舍利を吐出し、是より能く言ふことを得たり、因て奇緣に感し長者の家を捨て寺と爲す、生野は此地の舊名なり云々。○舍利寺の北五町に岡村あり、今鶴橋村に屬す、此邊大坂役に德川氏の陣所なり。

岡山(ヲカヤマ)

生野村百濟野の別名なり。北北部(鶴橋村大字岡)に中臣氏の祖大小橋命の墓あり、(攝津志) 今舍利寺の北三町に荒塚あり蓋是なり、其北二町に御館宮あり土人イバラ神と呼ふ(名所圖會) 日本外史云、大坂冬の役、將軍秀忠岡山に營する二閱月、樹柵を樹る殆と城寨の如くし、門を山北に置き山麓に營舍を構造す、和議成り兵を罷む。翌年夏の役、將軍の營は又岡山に在り。五月七日岡山口の東軍は午時に及ひ開戰し急に天王寺に向ふ、東武奮進力む、時を移して勝敗決せず、南軍遂に退潰す。西軍大野治房兵隊を率ゐ直に秀忠の麾下を衝く。麾下騒擾す、秀忠自ら槍を執りて敵中に突入せんとす、黑田長政加藤嘉明等麾下に集り營衞す。井伊直孝は天王寺口の敵を側擊したりしが、敵兵秀忠の麾下に向ひ來り東軍大に騒擾するに及ひ、旌旗を麾へ返戰せむとするも能はず、漸くにして敵退色あり、玉造口方位に走る。○元和元年五月七日、大坂城攻詰の時、茶臼山なる眞田左衞門佐赤旗備にて天王寺表岡山東まで筭手なりに備たてたり、此時秀賴公醒き大將にて麾しまして、未明に先手へ出馬有て味方の機を勇め下知あらば、諸軍勢も勇氣出來て勝負は時の運による、假令敗軍に及ぶも天王寺鳥居の前に床几を据ゑ死を極めまさばいかなる弱兵もいかで見捨遁るべき、されば古今に比類なき一戰あつて前代未聞なるべきを、出馬遲々にて越前家頭に合戰を初め、東西面合戰、御出馬を待として名譽のものども悉く討死仕り、毛利豐前石川肥後眞田左衞門佐大野主馬何れも今日を最後と粉骨を盡し戰ふ、東國方數度敗軍に及候へども、先へ突拔たる關東勢頓て跡にて火を擧げ城を燒立て候故、天王寺表敗軍して皆討死。(山本豐久私記)

木野(コノ)

岡山の北端にして今鶴橋村の大字と爲る。小槻長興記曰「文明九年九月、於河內國野崎、畠山左衞門佐(義就)與同左衞門督(政長)朝臣方合戰、右衞門佐方引退、義就向攝津國闕郡、於木村合戰。實天王寺陣」と此木村即此なるべし。

鶴橋(ツルノハシ)

岡山の東に猪飼野(鶴橋村大字)あり、其百濟川に架する者を鶴橋と云ふに依り今鶴橋村立つ。攝津志に鶴橋を以て仁德天皇の架したまへる猪甘津橋と爲す、然れども猪飼野の西北に小橋村あり、猪甘津橋は即小橋に在りしならん、河內に通ずる者也。

東生郡（ヒムガシナリ）

後世沿革して東成郡と稱る。和名抄、東生郡訓比牟我志奈里、五郷に分つ。〇按に難波大郡を東生と改め小郡を西成と改める、東生西成は對比の詞なり、その奈里と命せられたるは奈里止巳呂の意にや、帝王家の制築なりければ也、而も春生秋成の義を寓したり。

餘戸郷（アマベ）

和名抄、東生郡餘戸郷。〇後世阿倍野の名は是に因るか、今天王寺村なるべし。此には必しも餘戸（アマリヘ）の義にあらず、阿倍を餘戸に假りたるのみ。日本書紀應神天皇の皇女阿倍あり、通證には東生郡阿倍（アベ）野を以て御名の所因と爲す、八雲御抄には歌枕阿部の島（シマ）を攝津國に在りと定めらる。

（阿部島）

阿部の島鵜のすむ石によるなみのまなくこの頃やまさし思ほゆ（萬葉集）　赤人

阿倍野（アベノ）

又安部野に作る、天王寺以南住吉祠に至る一帶の沙丘なり、長三十六町幅十八町。今住吉村勝間村天王寺村今宮村等に分屬すれども、其中央大字阿部野并に天下茶屋は天王寺村に屬す。二條の大路之を貫く、一は天王寺より、一は今宮より、共に住吉村に至る。〇平治物語云、平淸盛父子熊野より引返し、途中に惡源太義平が阿倍野に待と云ふは如何にと問給へば、其義は曾て候はず伊勢國伊東の兵共こそ都へ入らせ候はゞ御供仕らんと、三百餘騎にて待參らせ候ひつれと申す。〇神州奇死云、崑玉集曰、兼好法師、津の國天王寺のあたり、阿倍野の原と云所の松原のふるき所に行ひ、古家なと折ふしあるにふれて、弟子寂閑わらは命松丸を具して行ひしが、貧しかりければ恒の産なきは過し難しとて、弟子わらはなどものして筵やうの物をこしらひて、京なる便にあきなはれけり云々。今阿倍野村五六町西北、天王寺より十町許西南の岸のうへに丸山と云所あり、此に石塔數多ありて一說に之を兼好塔と云ふは誤れり、享保の比或人の說をいつはれる者にて採るへからず。又丸山の南に谷を隔てゝざくろ塚と云古墓あり、阿倍野村より五町許西北の畑の中とす、此塚徑四尺厚一尺許の石あり、此塚の西を聖天山（シヤウテンヤマ）と云ふ歡喜天堂あり、攝陽群談には佰楯塚の東南に松蟲塚（マツムシ）ありと、松蟲塚は最ちいさし、謡人の跡にや、兼好宅址は分明ならず。

（聖天山）

阿部野神社（アベノ）

阿倍野の南に在り、（住吉村字岸野）明治二十一年創建、別格官幣社に列す。北畠顯家を祭る、吉野拾遺に據れは、延元三年五月顯家卿は北軍と阿倍野に戰ひ陣歿す、右父親房公之を傷み

先たちし心もよしやなかなかに浮世のことをおもひ忘れて

と又「先帝の時（延元三年五月）源の中納言・陸奧の軍を數多從へ玉ひ、道々を平けて美濃の國迄おはしける由、先立て聞えけれは、上より殆て賴もしき事に思し玉ひけるに、阿倍野の露ときえさせ玉ひけりと、刑部丞友成その際の有樣を參りて泣々語る、爰に三年か程經て北方其野を過させ玉ひけるに、爰が其人の消させ玉ひける所と告けゝれは、

亡人の形見の野邊の草枕夢に昔の袖のしらつゆ。

大名（ダイミヤウ）塚は天王寺村大字阿倍野の南東二町に在り、攝津志之を以て北畠顯家墓と爲し、爰人皆許今に多し、或は曰ふ顯家は公家なり大名と云ふ事太だ疑はし、又高貴の人を收葬するに原頭に於てして寺中に爲さゞるは怪むべし、當時の習に違へり、且顯家は「延元三年三月十五日、阿部野の一戰に敗れしかど、尚退きて泉州を保ち、五月廿二日再び堺浦に戰ひ、終に石津原（泉州）に陣歿す」と說く者あるに非ずや、其墓の此に在るは疑なきに非らず。

阿部野　廣瀨　旭莊

興亡千古泣英雄、虎鬪龍爭夢已空、欲問南朝忠義墓、蕎花秋什野田風。

過安部野、謁[illegible]（[illegible]）　藤井　竹外

一年鳴鏑報君恩、[illegible]、黃葉[illegible]、

白人[illegible]斜陽天、

天下茶屋（テンガヂヤヤ）

今宮より住吉に通ずる街にあたり、阿部野の字なり、往時より茶亭二戸あり、是は豐太閤殿下住吉詣の憩所にして、天下茶屋の名之れに因むと傳へり。此邊遊覽の客の訪ふ所にして、住吉浦木津川[illegible]の風色此處に映し、攝津名所の一に居る、近時大坂富豪の別莊小亭等多く起る。

阿部野は渡邊天王寺及び河泉二州の中間に居るを以て、兵馬を以て[illegible]を爭ふの日、阿倍野[illegible]に其要衝と爲る、楠氏の出陣、北畠の激戰、石山攻の[illegible]等に徵すべき者あり、其最著大なるは夏冬の兩役是也。大久保物語云、夏の陣に御先手御鑓の奉行人は大久保彦左衞門忠教也、然るに御旗奉行の衆御鑓奉行の衆を下目に見てける處に、七日の合戰に相國樣（家康）は岡山の方へ上らせ給ふに、御旗をば住吉まで押て行く、途方を失へば彦左衞門御旗をあれなる大塚へ上て阿部野の原を押上け給へと云へば、天王寺をさして押上けるに、中程にて御旗立ける處へ彦左衞門駈けよせて、何とて敵近き所にて御旗をひらめかせ給ふぞ、茶臼山を左にして押上け玉へと云、稍ありて天王寺の方へは押ずして東の方へ押し、御旗がまくれて見苦し、然る處に茶臼山の東にてやうやう相國樣見付申、然る處にはや天王寺口にて鐵砲の鳴り聲合ける、御旗を田中にたてける時旗にて聊を合はるべきかさて鑓を前へ出す、然る處に天王寺の南にて味方戰かに崩れて來りければ其時御旗奉行一人も居ず、相國樣は道より天王寺の方に顧て路辭に御馬を控へさせ、小栗忠左衞門忠政より外は一人も無くして散りぢりになりけるが、逃げたる事やらむ御前にはあらず云々。

玉造江址（タマツクリエ）

百済川の末を云ふ、古は百済川及狭山池（サヤマ）の末小橋（ヲバセ）に至り江と爲る、小橋の北は玉造なれば又玉造江と稱す　河内川の諸脈東より來り之に會し高津生玉（タカツイクタマ）の岡を繞り其北西に至り、更に山城川（淀川）に會す、勾形一里許、大坂今鶴橋の北より中本村北開[illegible]村野田村に至る、後世水脈變し江海も田野と爲る、[illegible]平野川（即百済川）、猫間川（ネコマカハ）の細流あり、玉造江の遺跡と謂ふべし。（猫間川を一書巨脉川に作るものあり）

みなと入玉造江に漕船の音こそたてれ君を戀れど、〔新拾遺集〕

深江（フカエ）

今南新開（ミナミシンカイシャウ）莊村と改む、此村菅笠を名産とし、菅草を以て之を造る。總て南北さへ新開址は深江の村なれは和名抄の名に見ゆる當なし、東生郡深江郷の遺蹟ならん、然れとも[illegible]名に[illegible]せられたれば[illegible]當地[illegible]へし。東は中河内高井田村に接す。

四極山（シハツヤマ）うち越見れば笠縫の島こきかくるたなし小舟〔萬葉集〕

（笠縫島）

按に古事記、垂仁天皇[illegible]の條の中に「笠縫等祖、天津[illegible]」[illegible]、天武天皇紀にも笠縫里あり。古事記傳云、[illegible]一具は延喜式、御輿中子菅蓋一具、菅部[illegible]笠縫氏等莖造とある部民の居所にて、今の深江村是なり、此地古は川々多く流れ合ひて廣き沼あり、海の如く其中の島にてありしと也。

おしてるや難波菅笠おきふるし後はたれきむ笠ならなくに、〔萬葉集〕

鴫野（シギノ）

今北新開（キタシンカイシャウ）莊村と改む、東北に大和川址あり、寛永の治水後僅に一條の溝と爲る、慶長十九年冬の陣に東軍上杉景勝此口に當り大和川堤を守へり。○日本戰史云、大和川[illegible]堤には西岸より柵三重を設く、[illegible]大野治長之を守る。十一月廿六日東軍之に[illegible]る、鴫野口[illegible]代兵支へず頻次之に死す、上杉の隊[illegible]安田能元退[illegible]首百[illegible]を取る、[illegible]令して大和川を限り追撃を止む、景[illegible]を鴫野の堤上に進てしめ大和川の西堤を截断して柵を樹つ、[illegible]にして城兵出て戰ふ、家康鴫野の報を聞くや上杉隊の疲勞を察し使を以て景勝に命し速に兵を收め其地を堀尾忠晴に讓らしむ、景[illegible]兵を收めず、堀尾の兵も亦[illegible]し大和川の淵端より射撃す、城兵終に柵を復する能はすして大に敗る、然れとも其兵衆多なるを以て、退いて大和川の外堤に據り柵を修築す。

放出（ハナテン／ハナチテ）

今榎本（エノモト）村に改む、往時は放手に作り大和川の北岸にあたる、寛永中大和川[illegible]更に放出の北に[illegible]川を[illegible]き、鴫野に至り[illegible]川[illegible]紀に八劔[illegible]あり、[illegible]之を以て[illegible]と爲す、[illegible]に[illegible]も、當に[illegible]在るへし、放出に在[illegible]。

放ち出や逼の川の朝はらけつゝみむかふに舟よぶやたれ〔[illegible]名[illegible]草〕

堀川（ホリカハ）は放出にて大和川をかく呼へるならん、花營三代記には上の瀬放手渡と曰ふ、下の瀬は渡辺なれは中の瀬は今の野田村京橋口たるべし。○[illegible]田[illegible]録云、[illegible]二年五月、細川右馬助[illegible]等を[illegible]し[illegible]の行營を[illegible]んとす、六月廿二日に至りて河を渡る、上の瀬放手の渡を越る人々には細川典厩山名霜臺同戸部楠木正儀、又中の瀬を渡る人に[illegible]一色[illegible]佐々木[illegible]土岐[illegible]なり、下の[illegible]は[illegible]門仁木[illegible]門赤松[illegible]等次第に[illegible]を[illegible]めける。

今福（イマフク）

今[illegible]江（ナマツエ）村と改む、古は大和川の北岸にして鴫野と[illegible]せり、[illegible]江は此地[illegible]の名なり。○日本戰史云、今福村は大坂城の東北半里に在り、京橋口及青屋口に[illegible]す、二村大和川を挾み[illegible]村は其左岸、今福は右岸に在り、相距る僅に六町許、今福[illegible]の方蒲生村と相接し、片原[illegible]島に至るへし、[illegible]に其堤を稱して今福堤と云ひ又蒲生堤と云ふ。今[illegible]鴫野南地の左右皆水田にして人馬に便ならず、冬の役城兵今福堤を截断すること三所柵を四重に設け之を守る、其第一柵今福村を距る三町許、大野治長の部將矢野正倫飯田家貞各々三百人を以て之を守り、十一月廿三日に假橋を柵の後なる截斷所に架し銃手を以て之を[illegible]す。廿六日[illegible]東軍佐竹[illegible]今福[illegible]に進み[illegible]て進む、正倫退くこと二三町京街道の[illegible]に至り東兵の爲めに[illegible]さる、其部下悉く死し家貞も亦[illegible]る、殘兵退きて片原町の[illegible]（第四）を守る。佐竹義宣[illegible]を進めて[illegible]片原町に[illegible]兵を[illegible]す、木村重成[illegible]中に在り之を[illegible]出[illegible]す、後藤[illegible]亦之に[illegible]き[illegible]進む、[illegible]日正午な[illegible]、重成[illegible]兵の[illegible]合[illegible]に至り[illegible]大に[illegible]すでにして[illegible]周[illegible]北[illegible]も[illegible]す、後藤[illegible]兵之に乘して[illegible]に入る。此時[illegible]村[illegible]に[illegible]り、[illegible]部隊の敗[illegible]を見て[illegible]し、[illegible]に先[illegible]持するも、一人の送[illegible]するなし、乃ち[illegible]を鴫野に遣し[illegible]景[illegible]に乞ふ、景[illegible]乃ち杉隊[illegible]にます、[illegible]七百餘人を率て進て大和川の中洲に[illegible]るも[illegible]くして[illegible]る可らさるを以て、[illegible]面より城兵を銃[illegible]せしむ、両軍共に[illegible]す。

（鯰江）

榎並（エナミ）

今[illegible]く北を榎並村と曰ふ、中古榎並莊と云ひし地これなり、[illegible]は古[illegible]守口（モリクチ）に[illegible]り京街道にあたる、[illegible]大[illegible]て[illegible]攻[illegible]する所と爲る、[illegible]大[illegible]（ノエ）[illegible]なるべし。

[illegible]山[illegible]云、正平二十四年三月、楠正儀北朝へ降りしかば一族[illegible]味方に分れたり、足利義滿は正儀を助けん爲め[illegible]を[illegible]向け、四月正儀は榎並十七個所に陣を取る。（[illegible]守口[illegible]なり）○三條西實隆高野詣日記云、[illegible]より[illegible]出して、[illegible]三[illegible]江なと[illegible]所、いとをかしく見侍り、江なみとかやいふわたりにて、天昭院

きかやより、吾等の出でゝに[illegible]、[illegible]になむ、かくて伏待の月指しあがりて、短夜ものこりなき程に、おさか(今大坂にて石山本願寺をいふ)[illegible]にいたる。○穴太記云。天文十八年己酉の頃、三好[illegible]は同名宗三入道に野心を含み[illegible]に、細川右京大夫晴元[illegible]に宗三入道を[illegible]、宗三は細川右京大夫晴元[illegible]の[illegible]へ引さりぬ、此[illegible]、[illegible]日來は[illegible]右京大夫[illegible]。(又[illegible]は今[illegible]村[illegible]、[illegible]たり。又[illegible]に「[illegible]」[illegible]町、[illegible]、又[illegible]天文五年[illegible]之[illegible]」[illegible]、[illegible]に、[illegible]西成郡[illegible]納と云ふに當る、今都島村大字中野を[illegible]とするにや、又坂北村に大字中[illegible]あり。

古市郷（フルチ）

和名抄、東生郡古市郷、訓不留智。○今榎並村の北に古市村(フルチ)の名立つ、東は北河内郡守口町に接す、淀川の堤に傍へり、之に因れは古市村清水村(シミヅ)[illegible]北村等を古市郷とすへきか。大日[illegible]云、[illegible]東生郡、古市大戸[illegible]方○又按ふに古市は淵(フチ)[illegible]ひたる[illegible]なるべし、此[illegible]河內[illegible]の[illegible]にして、仁徳の朝の[illegible]強頸(コハクヒ)絶間(エマ)[illegible]古市村大字千林(センハヤシ)に存すと云、古來淵瀬の易れる所ならん。

強頸絶間址（コハクヒノタエマ）　千林(センバヤシ)に一絶間(イチノタエマ)あり、強頸絶間の址とぞ。(攝津志書紀通證)○日本書紀云、仁徳天皇將防北河(內[illegible]川即淀川)之澇、以築茨田堤、是時有兩處之築、而乃壞之難塞、時天皇夢有神、誨之曰、武藏人強頸、河[illegible]伯、(衫子)強頸泣悲之、沒水而死、乃其堤成焉、時人號其處、曰強頸絶間也、書紀通證云、名村號入牲、[illegible]人口。[illegible]于此。

(千林)

澤上江（カスカエ）

今[illegible]村を改む、大字澤上江[illegible]を[illegible]して[illegible]に分る、澤上江町澤上江[illegible]を[illegible]し[illegible]なり。相[illegible]、[illegible]改めたる也。○澤上江の[illegible]は澤上宗(ボウンジ)の[illegible]なり、[illegible]のために創建ありと。(攝津名所圖會)○日本[illegible]史云、慶長十九年十二月六日、東軍大坂城に[illegible]、中[illegible]大[illegible]なく大[illegible]を[illegible]す、伊奈[illegible]曰く苟も上[illegible]を[illegible]は[illegible]すへしと、家康乃ち毛利[illegible]島に夫卒一萬五千を課し、角倉與一の川舟數百艘を以て土石を輸送し澤上江の工事を助けしむ、九日長柄(ナガラ)を澤上江[illegible]の工事成る、高さ一丈八尺[illegible]十[illegible]間[illegible]二十間上[illegible]中津川に入り天滿川の水大に減じたり、然れとも大和河内の水[illegible]より來りて已まさるを以て、城下の渡渉猶試みかたし。

友淵（トモフチ）

攝津志云、[illegible]西宮六[illegible]寺[illegible]銘曰「攝津國西成郡[illegible]」此[illegible]は西成郡に屬せしにや、又[illegible]の混亂にや、[illegible]とある[illegible]、水脈の[illegible]移ありし故にや、[illegible]內[illegible]とあること[illegible]ふへし。

善源寺（センゲンジ）

今都島の大字を爲る、多田院文書に善源寺莊見ゆ。貞治五年文書には中島內善源寺地頭職ありて足利家より多田院へ寄付したる領莊とす、應曆二年には善源寺[illegible]、[illegible]同年に[illegible]、[illegible]西成郡[illegible]善源寺村[illegible]入道不致所務」など見ゆ、郡號稱謂の亂れたること想ふへし。

都島(ミヤコジマ)には明治二十八年大坂瀦水道の瀦池成る、市中十萬戸の給に足ると稱す、水量百二十萬石あり。

(都島)

櫻宮（サクラノミヤ）

今都島村大字中野に屬す、淀川東岸に在り堤上多く櫻樹を植る花時最佳景なり、大坂人之を江戸の梅見[illegible]に比す、[illegible]「花に風輕く來て吹け酒の泡」の句は此地の詠とぞ。按に櫻宮は[illegible]攝津國中村御坊にして、伊勢大神の[illegible]地とす。[illegible]云。[illegible]に[illegible]く任せつゝ、[illegible]花[illegible]、[illegible]、空さへ[illegible]ふ月[illegible]、[illegible]にて、[illegible]知らぬ[illegible]道の邊の、行かふ袖の花の香に、春一しほの景色かな」と、櫻宮は伊勢[illegible]宮の[illegible]末なるを此に[illegible]名を移したる也。

夏日櫻[illegible]望　　内山　[illegible]齋

日射江心[illegible]、[illegible]在[illegible]、[illegible]岸、單[illegible]出林飛不[illegible]、列[illegible]、[illegible]樹[illegible]天、此時[illegible]倚[illegible]、[illegible]共傳、

春夜[illegible]　　藤井　竹外

落花江水[illegible]春、皎々空中孤月晴、如此春江花月夜、何[illegible]人、

[illegible]影[illegible]空月似沼、[illegible]下[illegible]、[illegible]少婦[illegible]招手、一片殘[illegible]酒痕、

[illegible]花多、歌[illegible]夜波、紅[illegible]何[illegible]、猶[illegible]舫在[illegible]、　　中島　棕隱

網島（アミシマ）

櫻宮の南八町、西は淀川を隔て、川崎造幣局に對す、南は舊大和川(今[illegible]川)を以て大坂城と分離す、謂ゆる京橋口なり、名所圖會に、酒店[illegible]あり風景[illegible]最なりと[illegible]す。○網島の東を野田村と云ふ京街道之に係る、南を片原と云ひ西は備前島と云ふ淀川北より來り此に於て西に屈折し更に天滿川の名を獲。○近松巢林子の名作に「天網島」あり、網島大長寺(ダイチヤウジ)に紙治小春の墓ありて院本の本縁を傳ふ。或云大長寺は舊後藤伯爵祖先[illegible]の[illegible]提所なり、高政は十露盤(算顆盤)を明人より傳習し初て之を本邦に廣むと、高政は豐臣秀吉の[illegible]なり、一說文祿年中[illegible]利[illegible]衞[illegible]より傳來すと云者と相符合せす。片町(カタマチ)は片原町の義なるへし、今鐵道停車場あり。此鐵道は放出より北河內へ通し、木津[illegible]を經て伊賀伊勢へ往來す、關西鐵道會社の布設する所にして、東海より大坂

(大長寺)

に通ずる捷路なり。

網島

霞遶網島寺、春通櫻花岡、十里江堤曲、遊人競酒旗、　篠崎　小竹

天網島、橋づくし

蜆と大和とふた川を、ひとつ流れの大川や、水と魚とは連れて行く、我も小春と二人づれ、ひとつ刄の三つせ川、何を歎かん、此世でこそは添はずとも、未來は云ふに及ばず、こん度のこんどの、ずつとこんどの其先の世までも夫婦ぞ、一つ蓮のたのみには、一念一部の夏書せし、大慈大悲の普門品、妙法蓮華京橋を、わたれば至る彼の岸の、玉の臺に法を得て、佛のすがたに身なる御成橋、野田の入江の水煙、あけがた近くほのぐと、はや寺々の鐘の聲、かうかうとしていつまでか、とてもながらへ果てぬ身を、最期急かん此方へと、手に百八の玉の緒も、涙の玉にくりませて、南無阿彌陀しまのいさ大長寺、すぐに取らせた給へと、誓のたものいさら川、流れ來る樋の上を、此ぞ夫婦が最期處と、終にはかなくなりにけり、

備前島（ヒゼンジマ）　網島の西に接す、今は網島と同く大坂市北區に屬す。○慶長十九年冬役、十一月廿九日、今福堤の兵（後藤基次に屬す）營所を焚き備前島に保む、是日船場已に敵に陷られ備前兵（池田氏）之を望見して天滿に入り將に備前島に退らんとす、花房職之援めて曰ふ後藤の在るあり宜しく進すべからずと、時に後藤は柵を設けて敵の至るを待つ、十二月朔備前兵、遂に天滿を占有す後藤も備前島の守地を棄て、京橋に入る、片桐且元東軍の命を奉し備前島に進み其最も城に近きを以て職手をして砲を發さしむ、翌年夏役亦東軍石川京橋の部將備前島に退り之を據す。

京橋（キヤウバシ）　大坂城の西北口にして京都街道の要衝なり、舊大和川（今寢屋川）に架す。此江は蓋仁徳帝の引きたまへる南水にして玉造江とも稱せる者也、以西は天滿川と曰ふ古の難波江なるへし。橋北京街道より分岐して東に赴くを今福堤と曰ひ、奈良街道なり、此辺の民家を片原又相生町と字す。

春日歩浪華城外　　廣瀬　旭莊

遶海長橋當外城、黑山形勢實天成、南流一水官道、北走伏山向帝京、春燒入煙翻雨光、茶帆徐樹見風行、時和幾日田家樂、野老花中笑語聲、

撫凹（ナツクボ）　靈異記に見ゆ、曰「攝津國東生郡撫凹村、有一富家長、公姓名未詳也、聖武天皇之世、其家長依漢神祟而禱之、祀用牛七年、每年殺祀之以一牛、合殺七頭、七年祭畢、忽而病云々」と、今其地を失ふ。

大坂

大坂（オホサカ）　東成郡西成郡の中間に居り、西面海を控え江河北より來り、百貨の集まる所とし、海内無双の商業地と稱す、人口七十五萬、實に本邦第二の都府と爲す。街衢井然、江渠縱横、最運輸の便あり、水運は淀河に由り其利古より著る。海運は安治川木津川の兩口に依る、諸國の出入千艘と曰ふ、然れとも大艦巨舶を容るゝ能はず、之を以て近時天保山外に築港を起す、竣工の期遠からず。○大坂今市制を布き東西南北の四區に分つ、東西五十町南北六十町、天保町の港灣は蜿蜒して一里以外に在り。西濱町難波村今宮村木津村九條村三軒家村上福島村下福島村野田村北野村川崎村（以上西成郡）大仁寺村東平野町（東小津）西高津村天王寺村玉造町等（以上東成郡）は今郡に屬すれど皆接比の邑なれば、當然大坂の屬なり。○鐵道は東海道線の車驛は曾根崎村梅田に在り、大和河内線は難波村（湊町）を停車場とす、和泉紀伊線亦同所に在り、北河内線は片町に在り。

大坂は古の難波津なり、上世其咽喉を利として西海鎮禦の要樞と爲し、屋客館の設備を見たり。平安京の初より廢衰に就き、泊舟の津門は神崎大物浦に移りたりと雖、尚國府を渡邊に置き州の要邑なり、名社六寺あり亦前代餘光を揚けたり。南北朝の亂には常に兩軍の爭ふ所となる。明應五年の比蓮如上人生玉莊大坂に一向專修の道場を立て其教諸州を風靡す、時に群雄其の大名に同じ、大坂の名之より著れ、難波渡邊の舊號を掩ふ、細川兩家記云「永祿十二年今度東國衆（織田氏）攝州入、寺々并所は以禮錢相濟、大坂よりは五千貫文分出之由候」と、當時堺浦は二萬貫の矢錢を課せらる、兩地の力以て比較すへし。天正文祿の交豐太閤本願寺の故址を擴大し定めて都府と爲し、諸國列侯の朝會を制合せるより千門萬戸忽にして江上に充ち、商工の民集る。元和元年德川家康命ちて豐臣氏を滅し、宗社一朝にして相易る、然れとも海内昇平の勢運は交易市場の盛大を致し、大坂の繁華幾年ならずして舊に倍蓰す。蓋大坂は東西諸州の中心に居り水陸の便を占め、商賈射利、最利市に長ず、故に幕府諸侯皆倉廩を設け、米穀の糶糴より物産の販賣金錢の借貸に至るまで凡ての調度之を大坂に爲したり、是れ當時政治兵馬の大府は江戸に移れりと雖財貨の權は大坂を離れざりし所以也。大坂舊事記云、元和元年五月七日秀頼公大坂落城也、其貴賤口の堅めは諸侯方の御番有りしか、各歸國の節は御譜代上彼台命松平下總守の領地となり、町人共は立歸りたれと亂後に金銀諸色共に甚以不自由、立戻りし共輩故に至て困窮、漸々譜代の住居にて退家も間り、原々今の山家住居同樣也、此頃伏見城引拂、伏見町人共の内に伏見も後々には衰微に可成やと見越推量して大坂へ下り願出、何卒私共へ町家被下置候はゞ我々引越し住居仕度段願上、初めは二十三町なりしが後に漸々望

來る者多く終には貳百餘町となる、之を伏見組北組南組の三郷に分ち、東を東生郡と云ひ上町を大坂と號す、西を西成郡と云ひ下町を船場と稱す、是皆下總國(思明)の御作意なり、其後三郷惣會所御奉行所は北組六千四百石南組三千二百石天滿組々入れ四千六百石、此三郷人數寛永二から十八万人寛文九年四十一萬七千人、元祿の頃より少しつゝ次第に繁華の地と爲り市町年毎に交易榮ゆ、當島古川安治川堂島堀江高津難波曾根崎等の新町相加り、明和五年北組四千七百石南組四千二百石天滿組千八百石と爲る。(北組は城下官地と組替ありしごとし)又大坂上常國云、江戸堀阿波座堀立賣堀海部堀は明和二年の新地なり、江之子島安永八年新地なりと、近年に及て益四周に延長し以て今日の大部を爲す。(大坂の名義起因は石山本願寺址の小坂を參考すべし)

元祿戌の秋九月九日、奈良より難波津にわたる、

生玉の邊より日をくらして、

菊に出て奈良と難波は宵月夜、　芭蕉

五月六日大坂うち死の遠忌を弔ひて

大坂や見ぬ世の夏の五十年、　蟬吟

蘆の穗に箸うつたかや客の膳　去來

四つ橋の角たちけるぞ冬の月、　乙洲

難波晩望　山本　洞雲

浪滲長橋二百弓、春陰未霽是何虹、金城巷市斜日、碧殿穿雲絶大空、千店闔閭地列、一條周道到京通、年々眺望思無盡、南國魚鹽輳洛中、

浪華　岡本　黃石

千帆日來往、長河一道流、豪華多賈俗、輻湊冠諸州、十里無餘地、萬家盡有樓、殷與何用說、逝水夢悠々、

一書云、大坂は寛文年中石丸石見守定次が東町奉行たる時、商家に問丸を設けさせ荷物の運輸を迅速ならしめらる、又大小の兩替屋を設けさせ手形の流通を盛んにし仲間信用を厚からしめたり、天滿南北の三郷に分ち組年寄十四人を定め市政に參與せしむ、元祿享保に及び大坂江戸の交通大に開け、江戸に十組問屋大坂に廿四組問屋を結び其組株を通す之を菱垣廻船問屋と曰ふ、此に於て江戸の物貨は皆大坂に於て集散する形と爲り市民富裕を極めたり、天保中仲間組合の制を解かれ諸株式を廢止せられ一時商家諸工の衰頽を見たり、その後其舊制を回復せしが、明治維新後又形勢の變更あり云々。(大坂繁昌詩云、五大洲中、人品都雅、萬物富饒者、以日本爲第一而黃金如山、白銀如海者、以我大坂爲無雙、([illegible])浪華殷富、甲寰區、素封之家、不可勝數)諸侯動王事、聘幕府、國用不足者、皆謹借貸、大坂以借之、(邦俗呼借金之家、稱銀主)審考古皇紀、徙豪富于成陽、實有故矣、今日金銀供諸侯、則國足稱天下有用之財、吾有聞之、豐臣氏之治天下、金銀不可勝用也、是以大坂城有金井、埋黃金數萬枚、元和元年、兩將軍收城內燼餘、猶見有金二萬八千枚銀二十四萬兩、予吾有金銀久矣。

安良郷

和名抄西成郡安良郷○今天王寺及び附近の地なるべし、御手印緣起に荒陵郷と云ふ者是なり。和名抄に之を安良に修めたるは荒陵の字面を忌みたればならん、陵墓の事は凶禮に屬すればなり。攝津志に安良は長良の訛と曰へり、又一說に「安良は姓氏錄に見ゆる荒荒にて萬葉集の阿良禮松原の地歟」と、阿良禮松原は住吉の南にて西成郡境と疑惑す、二說并に採らず。

四天王寺

(天王寺)

阿倍野の北、荒陵の東北に接する丘上に在り、今本寺の四周に僧院民居集まれるを以て天王寺村と稱す。

四天王寺今天台宗を奉し城內二萬六千步、堂舍四十餘宇、大坂市其境地を修理して公園と爲す、花木の擺制無の美賞すべきを以て四時道俗雜沓す。○本寺は聖德太子創立、[illegible]四[illegible]稱す、[illegible]刹なり。本[illegible]に[illegible]斷[illegible]せられ[illegible]後[illegible]し、[illegible]延[illegible]五[illegible]二百[illegible]間[illegible]は[illegible]後醍[illegible]、[illegible]に[illegible]り金堂大[illegible]以下[illegible]十餘[illegible]じす、[illegible]九年、大坂[illegible]銀町の紙[illegible]屋[illegible]、勸[illegible]に復す。抑本寺は一千三百年の舊蹟、其[illegible]の[illegible]必爭の點に當たるを以て兵亂の災害數々なり、然れども太子[illegible]一日、手印本[illegible]起一卷、扇面法華經(紙本著色[illegible]十二枚[illegible]國寶)一帖等猶存す、寺傳の造作は古規に據ると云ふも[illegible]沿革を免れざるべし。西大門は西大門と追手とす、門前に石[illegible]表あり[illegible]を揭ぐ、寺記云、[illegible]居[illegible]、[illegible]當極樂土東門中心、太子[illegible]也、[illegible]相[illegible](大木[illegible])つのくにの難波の浦の大寺の鎗の銘こそまことなりけれ。○元亨釋書云、[illegible]詣四天王寺、開聖德太子施[illegible]悲田敬田四院事[illegible]、永仁二年、奉納管天王之主務、捨俸餘益悲敬二院、此寺大門之外有石門、(俗曰鳥居)鉅木安村、嚴久朽頹、性出新志、以石新之、高二丈五尺、圓八拭日。(石の表(法界實心門)の傍に納骨堂あり、引聲(法華)堂(念佛)堂とす。寺記云、念佛堂、在西門之前、石鳥居之間、古尼堂也、此堂爲王藏將軍家參詣之時、爲居館、接大系圖、後二條帝皇子、守邦親王女宮、爲天王寺尼衆、元和年中幕府令放逐尼衆。○西大門には輪寶を備へ、詣者をして之を轉せしむ、門內には五智光院并に經藏あり。寺記云、五智光院、治承元年、後白河法皇建立勸進灌頂、從是每歲有結緣、爲其料土佐國高岡莊寄附。○南大門は回廊仁王門の南に在り、門側に萬燈院あり。寺記云、萬燈院、嘉禎四年、攝政入道道家、於天王寺修萬燈會、此其場也。回廊は中央に在り(延長百五十間)大講金堂講堂の三字を

(坊秋)

[illegible]、下[illegible]を開[illegible]す。金堂[illegible](桁行十間、[illegible]間)
本尊如意輪[illegible]像、東堂四天王を安置す皆西面す。大塔は其南に在り、五層[illegible]方二丈三尺高十四丈七尺、本尊釋迦佛なり。仁王門は更に大塔の南に在り、講堂は金堂の北に在り、[illegible]り。[illegible]常院は[illegible]なり[illegible]堂の傍六時堂の前に在り、[illegible]昔に天王寺の舞樂は[illegible]にはおず、善く調をしらべ黄鐘[illegible]の鐘樂の最中に協はずと見ゆ、今の鐘は後世の改鑄なれは如何にや。又一書に、天王寺大塔は後[illegible]帝の時[illegible]修造り、和州額安寺の古塔[illegible]を移造らるゝ之を雲水作々曰へり、近代は當屋字兵衛其形に摸り造營する所とぞ。○
廊の北に食堂あり、又六時堂あり、天王寺記云、百濟寺舊[illegible]在東久保村之東、接[illegible]、引[illegible]波百濟寺舊記曰、天王寺六[illegible]堂、千手觀音一[illegible]、往昔百[illegible]寺本尊とぞ。[illegible]は[illegible]の上に[illegible]し、[illegible]此[illegible]を安ず、此寺の[illegible]樂は本[illegible]、[illegible]に此に移し[illegible]をして樂く所あらしめたりと云ふ。聖靈院は南隅に在り即太子[illegible]なり、[illegible]像(十六歳御容)を安置す。○[illegible]云、四天王寺、聖德王之[illegible]、在二月廿二日、[illegible]於[illegible]池上、伶人[illegible]樂、按我邦傳古樂、始于百濟國味摩師云、味摩師傳之[illegible]川[illegible]、川[illegible]傳子川滿、相傳不絕、至今日焉、西土永[illegible]以後、樂府多散亡、隋平陳之後、纔得其一二、所謂淸商[illegible]也、[illegible]以[illegible]、至唐武后時、稍得之、所謂平調[illegible]是也、迄五代、天下[illegible]、古樂逃亡、至宋[illegible]傳[illegible]所載、僅[illegible]十二譜、及張蔚然三百[illegible]、然以理數損度之、而不能得其古調矣、我邦所傳、實[illegible]不失古調、歌[illegible]雖逸、亦可以定古樂之正聲、眞是大快事、古河[illegible]七絕曰、

六代[illegible]、[illegible]陵王、傳今[illegible]古無解入、月底花前看一場、

淸水寺[illegible]伶官[illegible]宅相列、曰樂人街、伶官受制于仙洞上皇東西兩京(町奉行)不能制矣。○ 秋坊(アキノバウ)は本寺の寺司家也、

金堂の北に[illegible]す、公文所と稱し寺[illegible]を[illegible]す、[illegible]ふ、太子の侍臣小野妹子、[illegible]文人、[illegible]を[illegible]り子孫[illegible]續す、[illegible]に[illegible]川[illegible]の[illegible]孫と爲す(名所圖會)宗祇が句に「[illegible]津や秋に言葉の海もかな」とあるは秋野坊にてよめるものとぞ。

榮花物語云、延久五年二月、後三條院天王寺に詣させ給ふ、先住吉にまおらせ、廿四日御堂のこりなく御[illegible]じ、[illegible]井など御覽ず。廿五日御[illegible]いたす御[illegible]島と云所御覽ず。

萬[illegible]を住める[illegible]井の水やさは富の小川の流れなるらむ、(後拾遺集)

天王寺に參りけるに難波の浦にとまりて

さ夜ふけて蘆の末こそ[illegible]風に打そふ波の音かな、(新古今集)

天王寺に舍利を拜み奉りて　曉[illegible]

薪[illegible]煙もすみて去にけお是や名殘と見るぞ悲き、(千載集)

屏風の繪に、天王寺の西門にて法師の舟に乘て、西方に漕離れ行かた書たる所　俊頼

あみだぶと唱る聲を楫にてや苦き海を漕離るらん、(金葉集)

天王寺にたちよりて見れば、聖德太子四天王を納めおき玉ふ、又みつからの御[illegible]をすゑおき給ふ、石の鳥居[illegible]井の水など心しつかになかめて、

萬代をかゐ井の水にむすびおきてゆく末なかく我もたのまん、(足利義[illegible]住吉詣記)

登天王寺浮屠　中井　竹山

浮圖標出古[illegible]田、晴日[illegible]、表裡中山判王氣、東西[illegible]接人[illegible]、仙[illegible]、[illegible]、[illegible]天、千歲層樓金碧煥、從來世事幾推遷、

觀四天王寺搭[illegible]作歌　梁川　星巖

我聞阿育王發願、造塔滿八萬八千、舍利爪髮有餘層、[illegible]、是[illegible]城[illegible]山川、[illegible]中[illegible]天王寺、[illegible]、上宮太子[illegible]、[illegible]八天、[illegible]比方[illegible]盛、八宗分[illegible]因緣、法[illegible]不[illegible]、[illegible]十有一百年、[illegible]佛骨、伴[illegible]、[illegible]、守[illegible]兀兀[illegible]穿、鳴[illegible]君不見一彈指頭寶[illegible]現、[illegible]子鬼母戲青蓮、

わけは知らずおぼろに淚千條年、　大江丸

未來記の是もひとつや一乘會、　淡々

日本書紀云、用明天皇二年、蘇我馬子勸諸皇子群臣、謀滅物部守屋、俱[illegible]兵、[illegible]子[illegible]群臣[illegible]、三回[illegible]退、是時[illegible]戸皇子、東[illegible]於額、[illegible]後、料曰[illegible]、[illegible]、乃[illegible]頭[illegible]、[illegible]作四天王像、置於頂髮、而發誓言、今[illegible]、[illegible]、必當[illegible]世[illegible]王、起立寺塔、[illegible]已[illegible]、大[illegible]、平亂之後、於攝津國[illegible]四天王寺、又云、推古天皇元年、始造四天王寺於[illegible]波荒陵、三十一年、[illegible]貢金[illegible]舍利一具、大灌頂幡一具、小幡十二條、皆納于四天王寺。孝德天皇大化三年、阿部大臣請四衆於四天王寺、迎佛像四軀、使坐於塔內。○書紀[illegible]云、平氏太子傳[illegible]本願緣起曰、以丁未歲(用明二年)始建玉造岸上、癸丑歲(推古元年)壞移荒陵東、大連子孫從類二百七十三人、爲永奴婢、寺[illegible]田園十八萬六千八百九十代、定[illegible]、河內國弓削[illegible]大[illegible]葉[illegible]代御立[illegible]等、八箇所地、都集二十萬四千六百四十代、攝津國於[illegible]江[illegible]田[illegible]地、[illegible]五萬八千二百五十代、居宅[illegible]所[illegible]、[illegible]分。○扶桑略記、四天王寺[illegible]云、法[illegible]寺。[illegible]立、故以[illegible]村[illegible]寺、[illegible]四天王、故曰四天王寺敬田院、東西八町南北六町)[illegible]院、[illegible]田院、北中間[illegible]院、是三院在寺[illegible]外、敬田院、斯地內有池、號荒陵池、[illegible]青[illegible]地、以丁未歲[illegible]玉造岸上、癸丑歲[illegible]移荒陵東、斯[illegible]昔釋迦如來轉法[illegible]所、于[illegible](廐戶王)成長者身、

仲養知衆、以其餘物、起立寺塔、相當於釋迦國土界門中心、以髻髮六毛、相加佛舍利六粒、籠納塔心柱中、金堂安置金銅救世觀音像、自擬四王西將七、瓦葺塔一基五重瓦葺、金堂一宇二面瓦葺、金堂六面寶塔一基、金銅佛舍利塔形一基、講堂一宇八間瓦葺、食堂四間丈六觀音像一體、登堂四間觀音一體、步廊一廻瓦葺八十間、二面中門一宇瓦葺五間、(金剛力士)食堂一宇七間瓦葺二面陀文殊毗頭盧、自餘不遑詳之云々。○元亨釋書云、用明天皇二年、上宮廐戸王、於攝州玉造岸上、建梵刹、安天王像、分物氏資產納寺、推古元年、移難波荒陵東、故曰荒陵寺、有池南北一里、東西里餘、曰荒陵池、昔有迦文佛四地轉法輪於此、時長者子六長者、曾受供養、故於此地寶塔大殿、對門樂界東門、舍子六寸、加四舍利六粒、藏塔中柱、表叔世六趣。○古京遺文云、四天王寺本願緣起、係後人僞託、然其出在一條帝前、故可取據。

天王寺の前は永和年中別當和上行任の後、保延元年には白河法皇の子行慶任此の別當ありてより、法親王の入寺多かりき。帝王編年記に或交替比、此寺に山門(延曆寺)寺門(園城寺)の所屬を爭ふ事數十年に渉り、寺官衆徒干戈を執り騷動止まざりし由見ゆ。足利時代には天台嚴官の差別なく法親王の入寺あり、元和以後台家の王寺の管領に屬したり、明治八年より更に住職を置くことゝ爲りぬ。

天王寺は南北朝の時しばしば、兵馬の衝を爲り、南軍やゝの中點たり、中にも其名あるは楠木正成の天王寺陣なり。楠木合戰注文云「正月十九日巳刻、楠木天王寺、其合戰、交名人等、大將少將員、楠木一族、云云、一日合戰、晚時、子遁逃、楠木軍兵下、御米少々押取、同廿二日東向引歸」(正慶二年)又太平記云、東國の兵の中に天王寺の鳥居に

花さかぬ老木のさくら朽ちぬともその名は苔の下にかくれじ

と一首の歌を書きて、其次に「武藏國住人、人見四郎入道恩阿生年七十三、正慶二年二月二日、赤坂の城へ向ひて、武名を揚せんために、討死仕り畢りぬ」とぞ書きたりける。○楠木宇都宮の對陣は太平記に據れば正慶元年夏の事とす。曰六波羅勢は渡邊より天王寺の在家まで楠勢を追かけゝるに、正成は思ふ程敵の人馬を疲らして、二千餘騎を三手に分けて、一手は天王寺の東より、敵を弓手にうけてかけ出づ、一手は西門の石の鳥居より、魚鱗に懸りかけ出づ、一手は住吉よりかけ出で、之を破る、然るに翌日楠は敵定めて今は近づくらんとて引きたりける、夜明けゝれば、宇都宮七百餘騎の勢にて天王寺へ押し寄せ、古宇都の在家に火をかけ、此邊は馬の足立惡しくして、道狹を開かせ入る敵に甲を據られな、後を包まるなと下知して、紀清兩黨馬の足をそろへて、天王寺の東西の口よりかけ入りけれども、敵一人もなし、宇都宮不レ戰先に一勝したる心地して、本堂の前にて馬より下り、上宮太子を伏し拜み奉り、思をなせり、四五日を經て後、和田楠和泉河内の勢兵を四五千、驅り、大和河内紀伊の山々浦々に、篝を焼かぬ所はなかりけり、其勢數萬騎もあらんと推し量れておびたゞし、如此する事三四夜に及びければ宇都宮も天王寺を退く。○天王寺の事は太平記に見ゆるが、明月記にも正應二年の條にも其記をのせ、時代を逐いて古に出せす其實疑ふべしと論せり、諸僧託し流言にして當時の諺なるべし。○天正年中織田氏の軍兵天王寺の寨を守ると云ふは即ち城塞(ショウサン)なり、天王寺、石山に接する地なり。名目は石山に寺を以て天王寺は址と爲す、月江寺は此寺院の北三町許なれど、其間一溝地を隔つるのみ。

攝山稲穀、花朝、中有洲濤繞草寮、塔影到衣櫻春午、桃紅映竈甌欹眠、只見一佛不見僧、這回金碧續荒陵、楊花雨後春雲積、埋沒浮圖第四層、　柴　秋村

荒陵(アラハカ)　(茶臼山)

後世茶臼山(チャウス)と稱す、天王寺の西南に接す。陵形緣損すと雖西南半面に濠を遺し方數十町許。日本書紀仁德紀に「當此陵之南(ツメノ)…」と見えたり、其古墓なること想ふべし。又釋日本紀に攝津大和紀、臨河内川を荒陵の南に導かんとして成らざりし事を載す。前皇陵記云「天王寺舊記曰、四天王寺西南有荒墓、相傳仁德天皇築之、後更定陵」と、この說詳ならず。

荒陵の茶臼山は太平記又大塚と曰ふ、天文十五年細川晴元の兵之に據る。細川兩家記云、山中又三郎天王寺大塚へ地搦へて居けるを、河内の衆打立て責候へば難儀に成間、好方同衆三衆扱にて城をあけ、九月朔日に中島へ打退、同二日に少々渡邊川をこゆる所に、天王寺城破に成て明渡なり。○日本戰史云、慶長十九年冬の役德川家康營を茶臼山に置く、山頂の地甚狹く近侍の外居るべからず、番士は一心寺を以て屯所と爲し寺の東に總門を建て、守衛の兵は近傍の山に陣營す、是歲和議成り、翌年夏又兵起る。五月東軍大和河内に入る、西軍五月六日道明寺八尾若江の諸戰皆敗れ、將士の死傷尠からず、是夜眞田幸村毛利勝永等茶臼山及天王寺に屯す。七日昧爽大野治長茶臼山に來り軍議す、幸村曰く天王寺附近を最も堅固なる陣地とし、東軍を誘致して決戰せん、別に一隊を船場(センバ)に置き正面軍開戰の時背に下寺町(シタデラ)を經て茶臼山の南に迂廻せしめ敵の背後を衝撃すべしと。東軍は先鋒本多忠朝旗進して先鋒に越え毛利隊に對す、右に四十間餘の溜池あり左に小丘あり、越前忠直は隊の前にも亦小丘あり、丘上より赤旗の茶臼山に滿るを見て眞田隊なるを知り、衆皆懼の色あり。正午忠直馬を命し進撃す、西軍毛利隊僅に一町弱の距離に於て四

千餘の兵を折與かしめ、先つ本多隊を銃撃す、本多隊敗る、毛利隊は越前兵の右翼に突入し忠朝を斃す。東軍小笠原秀政父子保科正貞と共に竹田永翁の隊と戰て之を破り、天王寺を左にして進撃する七八町許、更に大野治長の兵と戰ふ時毛利の隊復た來り側撃す、秀政重創を負ふて退く（其夜終に歿す）兵子忠脩其退却を知らず槍を提け奮闘し之に死す、二子（秀政年十八）父兄の死するを聞き殊死突入し敵の背後に出て激闘し遂に七創を負ふ、正貞も亦丸に中り其從兵橋は戰死す。之より先き幸村は越前隊の來迫るを見て指揮之に向ふ、大谷吉久渡邊礼伊木遠雄等善く戰ひ、越前兵も亦奮戰し呼號天地を動かす。家康は平野より桑津の西に出て、越前兵の後尾に在て進みしに、毛利勝永本多小笠原の兩隊を破り勢に乘じて來り衝く、兩軍混亂復我を辨せず、東軍大に擾る。是日東軍諸隊皆争進して進み後方の部伍未だ定まらず、家康は時を爲傍に止め彷徨す、已にして越前兵の潰走して進み終に旗を茶臼山に建つ、西軍支ふる能はず。賊れ走る幸村は時に歿るに迄して蹤跡を失ふ、南軍が撹亂する敵中の後廣に退て安居天神に休ふ、越前の兵追て之を殺す。（諸書を參考するに七日の軍は「大坂方に於て今日ぞ堀際の一戰たるべしとて、城兵天王寺表を一圓に取敷、眞田は茶臼山に旗を立て旗本と二之手にて西面計後の勢を待て備しける、味方右のかた岡山表の先陣は加賀利常卿、左の方茶臼山の一陣は越前少將なり、其間は本多出雲守忠朝、川勝、大小名中備［illegible］を待合にて二之手備其云ふ、武者持ち）七日の合戰は城より打出、西は天王寺を目由を限り東山は岡山まで段々に備へ、城中七八萬の人數を二手へ出し、殘りは城中に在たる四五萬の者を黒門玉造口三の門より一同に討て出、兩御所の旗本へ［illegible］はゞ今日の戰は何れとも知れがたく見得たり、隨て諸軍御備立てながら二盃上り［illegible］を御館へなげ玉ひ、兵糧は遣ひ腹はよくなりたれば餓鬼道に落ちても眞直に閻魔の廳に可行と被仰、御首を召し御馬引々御供なされ、其日の一番合戰なりけり。（武道雜談）七日の合戰のとき、濃州牧に今宮の方より人數をいだす、越前家備の跡を押通りたるを見るとて、何者となく紀州殿被致候切と申出し歸りて、關東勢大に騷動す、之に乘じ眞田左衞門尉幸村馬廻の勢を以て大御所御旗近く攻てかゝる所に、越前家の旗本にて受留兼痛く合戰す、後眞田左衞門合戰の樣子怪の者多く、此日初は茶臼山へ出で、夫より平野口に於て伏兵を引廻し又岡山に出で戰ひ後に天王寺表に於て討死す、此往々拔道の跡今に跡殘ると誠しやかに云ひ傳ふ、今按するに去年冬の城攻の時竹束を附け仕寄道を造りたるを、數十年の後に相殘たる跡を見て、合點行かざるもの拔道などと取合せ、兵家常の事を不知、訳を傳へたりと考ふ（元和先鋒錄）

按するに誰人、眞田丸の跡より、一條の窪地に南東に連り、斜めに桑津今林の間を經て平野郷に至る、今平野街道は此窪地に沿ふて走る。名けて大溝に之を河堀口と標榜す、猪甘津中河内川是なり也。桑津以西凡二十町、其入口附近の窪地となり、桑津以東は一面の平田、謂はゆ大和川を承けたる河内の水を［illegible］川に通し、荒陵の南を經て海に導かんと企畫せる也。荒陵の西には河道猶存す、俗に猪甘川と呼ふ、猪甘津の跡なり。日本後紀に之を記し、和氣清麻呂攝津大夫、鑿河内川、直通西海、擬除水害、所費巨多、功遂不成。（日本紀云、延暦七年清麻呂、河内攝津兩國堺、堀川築堤、自荒陵南、導河内川、乃河於海、然中沃壤、可以墾闢矣、於是使清麻呂、勾當其事、應役凡二十三萬餘人、給糧從事）德川氏寶永元年を以て新大和川を造り、以て河州の水害を除き沃壤を發したるは、實に此遺謀に出づと謂ふべし。

一心寺（イッシンジ）

天王寺石鳥居の下、荒陵山の西北に在り、舊天王寺の別所にして源空の庵室たりき。慶長中參州の僧本譽存牛興し一心寺と號す、たまたま兵亂の起るにあひ冬の役には家康公營所を此に立てたり、亂後に大坂城の殿材を給附し寺宇を重修せしめらる、家康書する所の坂松山の額あり。前門は大坂玉造口黒門（マツクリクチ）を移したる者とぞ、又五月七日の戰に死したる本多出雲守忠朝主從十八人の墓あり。○名所圖會云、一心寺は淨土宗々祖二十五靈場舊跡の一にして、難波名號の道場也。文治元年、天王寺別當慈鎭和尚、法然上人を招請し四間の庵室を結び新別所といふ、後白河法皇天王寺行幸の砌上人を訪はせ、共に日想觀したまふ、其時相共に見ゆ、

阿彌陀佛と云ふよりほかは津の國の難波のことも辭ならぬべし　法然

難波潟入にし日をもなかむれはよしあしともに南無阿彌陀佛　後白河法皇

一心寺の西に合法辻（ガツポフ）の字あり。名義を知らず。

夕日岡（ユフヒノヲカ）

天王寺の西、一心寺の北、高津（カウツ）に至る間の總名なり。源家隆卿想觀の故事、又家隆卿夕陽庵の跡あるを以て此稱起る、西面の崖地にして岡下を下寺町（シタテラ）と云ふ岡上も寺町なり。

安居（ヤスヰ）天神宮は一心寺の直北に在り、元和元年眞田幸村功戰の末此祠畔に憩り、越前兵西尾久作に其元首を授けたる所とす。

新清水（シンキヨミヅ）は安居の北に接す、寛永年中觀音堂を建て堂宇作意の制一に京師清水寺に擬せり。此邊亭館の設多く遊賞の客を延く、有樹山とも稱す。

大坂志云、安居天神祠、地成小岡、故又呼天神山、岡北有聞居庵、皆一大酒樓、天神山西、路傍有一祠、安石聞［illegible］土、此名台法衞、此間［illegible］土、田泉水極潔、有增井逢坂諸名泉焉、清水寺在其北、

與[illegible]山村[illegible]、横[illegible]、日本橋[illegible]、元和之役、樫[illegible]平[illegible]等十[illegible]町、日[illegible]、[illegible]等見[illegible]吏弊[illegible]。合[illegible]御[illegible]、[illegible]、樹[illegible]水[illegible]奮闘、數

勝鬘院（ショウマンヰン）　[illegible]門、

[illegible]向[illegible]中[illegible]にして、[illegible]南[illegible]の北に接す。勝鬘院は[illegible]天王寺[illegible]にして、[illegible]なり、今[illegible]塔あり大日如來を安ず。○勝鬘の[illegible]は[illegible]は天王寺[illegible]と呼ぶ、天正中織田氏石山本願寺と[illegible]陣の時、向城として之を築く。名所圖會、天王寺城址は今の月江寺なりとす、月江寺は勝鬘院の北三町許なれど、一塁地を隔つ。○古實書云、夏の陣大坂落城の時[illegible]公の上意に、此茶臼山の北に見ゆる[illegible]の山に佐久間不干（信盛）筒井順慶荒木村重こもりて大坂の門跡顯如上人よりかける時、鐘台ありし事聞及ばぬ、其外上方にての鐘大形聞き及はず、鐘は昔より云ひ傳へる杉成りの鐘にて天正六年五月三日の合戰とか。○世々乃[illegible]（本[illegible]寺古文書）云「天王寺北城近衛殿人數入替、大坂退城之刻[illegible]子[illegible]をも引取、今度役衆を可入置事」と是は天正八年の事なるべし二月十七日署印の信長證文なり、北城は卽ち勝鬘院なり、[illegible]城は茶臼山なり、近衛殿は前久公なりと云ふ。

藤[illegible]は[illegible]勝鬘院の背、夕陽丘に在り。家隆は天王寺の[illegible]にて最期を遂げられ、辭世の[illegible]あり。享保年中墓碑を建てゝ之を標示す。（名所圖會）

　ちぎりあれは[illegible]の里にやどりきて波の入日をおがみつるかな、　　藤原　家隆

勝鬘院の傍に大江神社あり、[illegible]毘沙門堂なり。

國分寺（コクブンジ）　天王寺の東五町に在り、（今生野村大字國分）[illegible]天平年中勅建の國分僧寺にして[illegible]の開基と稱す。中世荒廢、延寶八年黃檗山僧性派再興す、元祿元年東大寺公慶大僧正の時、[illegible]往代此寺より[illegible]に[illegible]して[illegible]師たるを以て、派を招き法會首領に在て[illegible]れりと云ふ（[illegible]國高僧傳）

毘沙門池（ビシャモンイケ）　天王寺の東北に接す、國分寺の西北六町に在り、[illegible]より西十町、夏の役の時[illegible]なり、大坂[illegible]書云、元和元年五月七日の[illegible]には、[illegible]川[illegible]中守[illegible]の手は岡山の西を押す、天王寺[illegible]毘沙門が池に[illegible]立て[illegible]あり、田の中へ[illegible]村西の土手を[illegible]たる[illegible]へ掛る、土手へ乘上り此口の[illegible]打[illegible]、[illegible]を追拂ひ[illegible]を追ひ[illegible]まで討候。日本[illegible]史云、五月七日岡山口に、[illegible]の前備たる藤堂[illegible]井伊の隊は本多小笠原等の隊敗績し西軍[illegible]入し[illegible]、[illegible]津村より[illegible]澤を渉りて進み諸[illegible]の[illegible]隊を[illegible]し、[illegible]先頭は毘沙門池邊に於て毛利隊を[illegible]つ、毛利隊は眞田及渡邊大谷等の諸隊皆潰え後方連絡絶ゆるを以て之を棄て退却し岡山口一帶の西軍終に支ふる能はず、土山の東西より黑門口若くは大和橋口に退却す、乃ち天王寺及岡山口の西軍相合して城に遁る。

讚揚郷（サヤ）（狹屋部）　和名抄、西成郡讚揚郷○今西高津村東平野村（卽東高津）等、天王寺の北方なる高地ならん、郎郡戸（コホト）又は高津（カウツ）と呼へる皆此なり。○皇[illegible]（村岡氏）云、讚揚は當に佐耶とよむべし、卽佐夜部を修めしなり、孝[illegible]紀に「[illegible]佐夜部（サヤベ）[illegible]子代[illegible]、[illegible]行宮也」と、姓氏錄、攝津[illegible]別に「佐夜部首、[illegible]香色[illegible]命[illegible]之後」と、天孫本紀に物部大小木連、佐夜部直、また物部[illegible]連公、佐夜直等祖也とも見ゆ、承和六年（續後紀）攝津國人、[illegible]佐夜部[illegible]主、賜[illegible]朝臣[illegible]是れ其[illegible]なり、[illegible]難波[illegible]に[illegible]れは今の高津町にあたる、攝津志に「揚當作攝、今三宅（サンバ）村」とあるは[illegible]り也。○按に讚揚は狹屋部邑にて高津（カウツ）ならんとの說は從ふべし、但し其地[illegible]に據ると云はるゝも、[illegible]より[illegible]と[illegible]は[illegible]れず、必しも之に據るを要せず、孝德紀子代（コシロ）離宮を一に蝦蟆（カハツ）行宮とあるにて、讚揚は蝦蟆と同地たるを證する[illegible]

に[illegible]、[illegible]說[illegible]相[illegible]れり

高津（カウツ）　[illegible]天王寺[illegible]一[illegible]云ふ、今西高津村東平野町（卽東高津）等是なり、古の高津と相[illegible]なり、[illegible]に作[illegible]、[illegible]古事記[illegible]に作る（[illegible]年[illegible]）○[illegible]、今[illegible]にカウ[illegible]高津と書て、[illegible]は[illegible]所なり[illegible]、カウツ[illegible]紀[illegible]行宮とある所にて、此[illegible]名[illegible]にも見えたり。

蝦蟆行宮址（カハツノミヤ）　日本[illegible]孝德天皇[illegible]年[illegible]行宮。（註或本云[illegible]宮）[illegible]云、[illegible]日、[illegible]難波の[illegible]に冠柳に到りたまひて、大宮

　河津なる柳かえだに居る[illegible]をしろくさくともまつ見つるなる、

疑今所[illegible]津、[illegible]王子[illegible]作郡戸。古事記傳云、蝦蟆宮は今の比[illegible]許[illegible]の社のある高津なるべし。○按に蝦蟆行宮は狹屋部邑に在りて子代[illegible]宮とも曰ふ、孝[illegible]難波[illegible]部の初めに此に御せしが、大化三年[illegible]小郡[illegible]宮をありて、小郡の蝦蟆行宮を[illegible]し更に[illegible]に[illegible]遊ありしと知るべし。

郡戸（コホド）　コホドと呼ぶ、郡字をコホに假る[illegible]に例あり。細川兩家記云、享祿四年浦上等は天王寺上[illegible]渡邊（ワタナベ）[illegible]津村[illegible]所なり、又云、元[illegible]元年信長方の人數は天王寺今宮[illegible]と、此に[illegible]部戸とあるは皆郡戸の[illegible]にて今の高津を[illegible]す者とす。宣胤[illegible]記、明應六年殿下傳領の一莊を攝州群戸とあるも此なるべし。

圓珠庵（エンジュアン）　今東高津（ヒガシカウツ）[illegible]に在り、[illegible]契沖の住宅にして[illegible]、元祿十[illegible]年[illegible]とぞ。此法師內典を究むしのみにあらず、和[illegible]に長じ博く國書に通す、德行非凡なり、後世[illegible]師として止まず、[illegible]なりと雖法師の遺物を[illegible]す、[illegible]大坂の一名所と謂ふべし。

つかの野のそなたにはあらで難波潟こぎ出る舟に鹿子そなくなる。　契沖

◎高津と此に昔を忍ふれば宮の舊野田になくなり、

生玉神社

西高津村に屬す、夕日岡の北に接し東面す。祠背は隱崖なるを以て、叢樹の設あり、西海の雲萬家の煙を望むべし、今官幣大社に列す、謂はゆる難波大社なり。祠東に池之辨天、北向八幡等あり。

生玉神は本玉造村難波杜に在り、明應の比蓮如上人本願寺を石山(今大坂城)に建てたる時、本社は其傍に存せりと云。慶長の初め豐臣氏之を城外に移す、即今の所なり、德川幕府祠領二百石を充て奉れり。○神祇志料云、難波生國咲國魂神社(神祇式咲國の字なし釋日本紀に據りて補ふ)は生國咲國魂神を祭る、是れ島の八十島堅る事なく皇孫命に寄さしまる大神なり、(延喜式)大同元年攝津二戸を神封に充奉り、(新抄格勅符)貞觀元年難波生國魂神授位、(三代實錄)延喜式名神大社に列る。(玉造生國魂神社址參看)

高津神社

西高津村に在り、生玉神社の北二町許、今仁德天皇を祀り比賣許曾を別殿に祀る。此地蓋孝德天皇蝦蟇離宮の址にして後世牛頭天王社あり、近世高津は仁德天皇の宮名と疑似するを以て更に帝廟と號し、又延喜式東生郡比賣許曾神社ありて後廢絕したるを以て此に其名を傳ふ。(比賣許曾神社址は小橋にあり)此祠域は道頓堀の東に當り、地勢隆起して登覽に宜し、多く梅樹を植う、或人の詠に曰く、

春の夜の月に昔や思ひ出て高津の宮に匂ふ梅が枝、

東平野

西高津村の東を東平野町と稱す、即東高津なり。名所圖會云、高津の東を總て上小竹葉野と曰ふと、又佐山と曰ふ、東北は味經の姫山(即眞田山)に接す。(再按上小竹野の古跡は此に非ず)

妹か髮上小竹葉野のはなち馬あらびにけらしあはぬ思は、(萬葉集)綱引する三津の濱邊にさはかれてあけさゝは野に田鶴かへる也、(堀河百首)

大坂冬役、十二月四日の曉、加賀前田の隊篠山より眞田山に向ふて進撃し、夜黑く路を失ひ眞田山の兵の爲め苦められたる事當時の軍書に見ゆ。

空堀(桃谷)

高津の北にて今大坂市南區に屬す。大坂城古三之丸の南外湟なりしが、冬役の後埋却したれど猶其遺形を存す、桃谷の窪地を中心とし東は眞田山の北に通し、西は東横堀に至る。○日本戰史云、大坂城の地勢や西に海を控へ、東及北に川を帶ひ、天險自ら敵軍を阻するに足るも、獨り其南方は高原にして平かに城に連なる。故に空壕を鑿ちて之を阻絕せりと雖、秀吉猶終に之を憂慮せりと云ふ。冬役、眞田幸村の砦を南郭外に築きたる、蓋亦此に見る所ありしならん、大坂城三之丸の南面に三門あり、西端に在るを松屋町口とし、其次を谷町口其東を八町目口とす、共に路を天王寺に通す、眞田幸村の砦(世に之を眞田丸と稱す)は八町目口の東、即ち城の東南端に在り。○同書又云、冬役東軍は城池堅固攻撃不利なるに因り、藤堂高虎をして詐謀をめくらさしめ、谷町口の城將の一人南條忠成を誘はしむ、忠成塀柱の根を斬りて東兵を導かむと欲し、提燈を揭くるを期とし銃を發すべしと約す、其事あらはれ十二月三日忠成ころはる。四日東軍城に迫る、城兵急に之を防かむとし誤て火藥を爆裂し櫓を燒く、東軍以て忠成の内應となし益兵を進む、時に午前四時なり、東軍塀壕に入りし者進退維れ谷る、城兵銃を發し石を飛ばし悉く之を殺す、日既に午を過くるも戰鬪やまず、加賀[illegible]兵益死傷して城兵一人の死傷なし、三時に至り戰やむ。此役[illegible]の仕寄、[illegible]に距る僅に三十間或は二十間に至る、先頭高虎及直孝等の陣地は土山を築き城内を瞰射す、城中も亦土嚢を積みて障壁となし之を拒き銃丸雨の如し、東軍死傷甚た多く各營三百或は五百に至る、而して城兵一の死傷なく唯銃環を障壁に印するのみ、東軍及隧道を鑿つ効なくして已む。又云、冬陣の時蜂須賀の番の倉某後代の覺えの爲め天王寺口の矢倉を金堀を以て堀らす、本多佐州見て誰人の許しにて彼に矢倉を堀らすが、何様なる事は書物に書留る事なれば關東の武士共が城を攻かね町人を頼て矢倉を堀らせたるといはれむは後代の名折なりとて押止めらると云々、其堀たる穴の中に座具を構へ四りの入様にして茶湯を仕掛、美はしき形勢なり、久國直に見ると云々。(久國談話)其後木村長門守御使大御所へ参り候て起請文受取歸候申候、夫より城中寄衆共互に出合申候、城中より[illegible]引々々に寄衆の仕寄など見物いたし、藤堂和泉守金堀御入の穴は巾二間半高サ一間御座候、樽の木にて兩方の柱の上桁切張削り立三尺に一ツ宛兩方に[illegible]け壁[illegible]とも申候、此穴城までは特の外遠く御座候。(山口休庵咄)

郡家鄉

和名抄、東生郡郡家鄉○今大坂市空堀桃谷安堂坂(南區)などの地にて讃揚鄉の北、玉造の南なる高地ならん。難波大郡の客館は此に在りしごとし。

難波大郡館址

館又津館と云ふに同し、蓋諸蕃を置かれたる亭館なり、難波設備は應神仁德の聖朝より創まりし者ならん。(攝津志、書紀通證に[illegible]安曇寺坂上に在りと云。古事記傳云、上町[illegible]安曇寺町[illegible]の民家の後へに小祠有て今に古宮跡と云傳へたりと、安國寺坂上と云ふ者之を指すに似たり、今大坂市上町南區東區の交界の邊なるべし。

欽明天皇紀、二十二年、新羅獻調賦、於難波大郡、次序諸蕃。推古天皇、十六年夏四月、召大唐客裴世清等、爲客更造新館、於難波高麗館之上、九月、饗唐客等、於難波大郡。舒明天皇二年、改修理難波大郡、及三韓館。皇極天皇二年、[illegible]難波百濟客館堂。(書紀通證云、難波

客館、在東生郡安國寺坂上、萬葉集曰在館門傍江南美女歌、即此、又云、安國寺坂、北有小祠、此即高津宮墟、一名大郡宮。○按するに高津宮は此と相異なり過誤の甚しきを採るべからず。難波客館は續日本紀延喜式に難波館と記す者即鴻臚に同じ、帝王編年記に「敏達天皇十二年、百濟僧日羅來朝、于時太子十二歲、交於童子、潛隱難波館、日羅看太子、遙跪地合掌唱曰、敬禮救世觀世音、傳燈東方粟散王、從於西方來誕生、皆實妙法度衆生、是本邦開闢聖名號之始也」此に日羅を館と云ふは疑はしけれど、事のついでに引く。

鴻臚館址(コウロクワン)は即難波大郡客館にして更に高麗館三韓館百濟客館なとあるに同し、承和十一年館を以て國府の廳舍に充てらる、以後府館の興廢は詳ならず。○續日本後紀云、承和十一年、攝津國言、依去天長三年承和二年兩度符旨、定河邊郡爲奈野、可遷建國府、而今國弊民疲、不堪遷役、望請停遷彼曠野、便以鴻臚館爲國府、且加修理者、許之。○名所圖會に「三韓館は眞田山の北一町許に舊趾あり、字を唐居殿(カラキドノ)と云ふ」と載す。韓家殿の義にやあらん。

(鴻臚館址)

眞田山(サナダヤマ)

高津の東北に接し北は空堀、東は水田、西は味經池にして西は高津に連り一座の丘なり。舊名姫(ヒメ)山と云ふは山南に比賣許曾神社ありければ也。大坂冬役に眞田幸村此に出丸(デマル)を築き、前田利常(加賀宰相)之に對し仕寄(シヨセ)を造りたるを以て眞田山又宰相(サイシヤウ)山と呼ふ、幸村壘址今小橋寺町と呼び、大略寺院の塋地と爲る。按に、浪華圖志は眞田山の邊を以て仁德帝高津宮址と推定す、曰「皇城は東百濟川、西上町、北は玉造、南は百濟野と限り、宮址は小橋寺町の西の方、今の桃木原、此を土人御殿(ゴテン)谷と云、或は云東は有都谷(眞田山の南一町)西は大江岸、北は味生坂高臺(土人コンダイと呼ふ)南は餌差町の地歟」と、今採らず。○戰史、慶長十九年十一月、眞田幸村大坂城南方の防禦固からざるを以て、一砦を空堀の東南隅に築く、方百間門を四處し壕を環らし、壕中又二重の柵を樹つ、壕柵一邊毎に箭眼六個を開き銃三挺を排置し、又櫓間に相樓を設け七尺の武者走(武者走は當時築城家の通語にして門側の壁内に設け兵士の登降に便する者を稱す、歷木坂は坂相坂の三種あり歷木坂を便とし相坂を忌むといふ)を構へて銃を列す、背は南に谿谷叢生ひ小高地(小橋村に屬す故俗之を小橋の宰相山と謂ふ)あり亦銃卒を出し之を守らしむ。十一月十一日以來東軍漸々城南に薄り柵を設け營を布く、城を距る凡十四五町許、十三日家康令して輕しく接戰するを勿らしめ、湟塹を堀り土壘を築き巨砲を以て射擊せしむ幸村之を見て兵を篠山に増し之を防く。○眞田山の東北に稲荷祠あり、俗に眞田稲荷と稱す。又眞田山の邊を清堀(キヨボリ)村と曰ふ。空堀に因む所ある歟。

(宰相山)

味原郷(アヂフ)

和名抄、東生郡味原郷。○今小橋村の北部(大字猪飼野東小橋小橋)及び中本(ナカモト)村(大字本莊)なるべし、即郡家郷の東にして北は玉造に接す、難波舊地考に味原は葦原葭茅原(ヨモヤフアサチフ)の例にして味生に同し、攝津志に之に味舌(アマシタ)村に擬したるは採るに足らず、天王寺の北なる山小橋(ヤマナハセ)の舊名を味經と曰ふと此也。○延喜典藥式云、凡味原牧、萬葉牛牧、其生犢牡牛、便充牧作藥園井與父牛。

(清堀)

味原池(アヂフノイケ)

小橋(ヲハセ)の西に在り(眞田山の南麓)比賣許曾の御影(ミカゲ)池と呼ふ、池北を桃山(モモヤマ)と云ひ池南を産湯(ウブユ)と云ひ、今花木を植ゑ遊覽の場と爲す。○中世の歌集に味原(ミハラ)池と詠したるは即此也。

今朝よりはみはらの池に氷居てあちのむら鳥ひまもとむなり(夫木集)　俊頼

猪甘(ヰカヒ)

今鶴橋(ツルハシ)村大字猪飼野あり、平野川の東岸に在り。古は猪甘津の名あり、當時平野筋を小椅江(又玉造江)と稱し江灣たり、日本書紀仁德天皇の條に「爲橋於猪甘津、即號其處曰小橋」とあり、是れ河内大和の通路に架せる者なり、長瀨玉串の諸水を渡り草香江の邊を經て久宝寺坂に至れるならん。

忍ふれと人はそれぞと御津の浦に渡り初にしゐかひつの橋(小町家集)

此に御津の浦とあるは、蓋小椅江(ヲハセ)なり。

小橋(ヲバセ)

今鶴橋村に屬す、大字小橋東小橋の二に分る。名所圖會云、小橋の里は味原郷なり、大小橋命の宅址今小橋の西に在り藤原(フヂハラトノ)殿と云ふ、大系圖を按ずるに大小橋命の父雷大臣初て中臣姓を賜はり、其十一世孫鎌足に至り藤原姓を賜ふ、此地藤原の字あるは後人の所作なるべし、胞衣(エナツカ)塚と云者あり。姓氏錄云、攝津國神別生田首、雷大臣命之後也、其子大江臣者、中臣藍連之祖也。○姫許曾社舊記云、大小橋命の墳は猪飼岡(今岡山)に在り、形は馬鬣封にして長九十六間横二十六間、其子小泊瀨宿禰の墳は傍に在り、又大小橋命の館址は姫許曾社の西南に在り。(史料叢誌)

いにし世のひとりの跡の名をとめて小泊瀬の里に煙にきはふ(應安百首)

小椅江(ヲハシノエ)

小橋の東に猫間川(ネコマガハ)(古は狭山池依羅池長居池等の末なり)平野川(古は河内川の一派にて百濟川と云ふ)存す、古は河内の諸水此に會注し一江灣を成し玉造江とも稱す、大抵小橋以北一里に至る、更に長瀬川草香江等と相會し難波江と爲る。小椅江を堀り治めし事は古事記高津宮(仁德)の段に見ゆ、當時は今の中本(ナカモト)村南新開(シンカイシヤウ)荘村北新開荘村等は汎澤なりしならん。○名所圖會云、猪甘津橋の北に尼淵(アマカフチ)の字あり、日本紀「推古廿七年、攝津國有漁父、沈罟於堀江、有物入罟、其形如兒、非魚非人、不知所名」と見ゆるは此なるへしと云ふ。

桃山(モモヤマ)

小橋の西、味經池の北なり、即眞田山の南面と爲す。或は桃木(モモノキ)原と稱し、池の南産湯淸水(ウブユノシミヅ)野中觀音堂に至るま

て多く梅桃を植ゑ、客を延き賞翫せしむ。

浩庵樹林亭有感　菊池　海莊

風林蕭瑟日將斜、客子偶秋感旋深、五日年來□故跡、

眞□□々有□□、

味經宮址（アヂフノミヤ）

小橋村に在る歟。名所圖會に「長柄豐碕宮址は、桃木原（今桃山なるべし）云者味經宮に非ずや。」旧宮址は小橋寺町の西なる桃木原御殿谷なり、北は味原坂、東は有栖谷、南は餌差町にいたる、餌差は即小橋法藏山なりと。（圖會、又御殿谷より古瓦を發見したる事ありとて、孝由良宮天皇二年攝津に宮なりと云文を載せたり、贋作僞造たる事明白なりとす）○日本書紀、孝德天皇、白雉元年正月朔、車駕幸味經宮觀賀正禮。三年十二月晦、於味經宮、請二千一百餘僧尼、使讀一切經、是夕天皇從於大郡、遷居新宮、號曰難波長柄豐碕宮。○按ずるに孝德帝の正宮は長柄豐碕にして、仁德帝高津宮と同く玉造（今大坂城）に在り、味經は其別宮なり、大郡宮とも曰ふ、神龜二年聖武帝難波長柄宮行幸の時、大伴金村長歌に「おきつ鳥味經の原に、物部の八十伴雄は廬して、都なしたり、旅にしあれども」とあれば其頃荒宮廢しぬ。天平十六年難波遷都の時は萬葉集に之を「御其向ふ味原宮」と詠したれど、其旬意に據り宮城の形状を推すに、玉造を大宮とし、味經は離宮歟。續日本紀「天平勝寶八歳春二月、天皇孝謙至難波宮、御東南新宮。三月太上天皇幸堀江上、遣□攝津國寄□□□□有差」此東南宮と云ふは玉造の大宮の東南にて、即味經なるべし。

比賣許曾神社址（ヒメコソ）

小橋味經池の南、產湯清水の崗なり、法藏山と稱す。產湯は土人大小橋町の產土神と稱し、昔は湧出す、傍に產湯稻荷社あり。邪は後世□□其遺蹟知れざれば、高津天王社を以て之に擬したる事あり。天明八年東小橋の小祠中古代より社址を發見し、初めて舊蹤を得、而れども社址の神は記紀以下の古書すでに明白を缺き、待宵記々云者小□□□す。○相傳ふ姫社は鎭座年暦最久し、□天□□□□寺台□の時兵燹に罹り滅亡す、舊記古圖に據るに東□地を法藏山と云ふ、東西六十五間南北□間、產湯清水の上に在り、□□□□玉江と曰ふ、即八十島の境域なり、高津の泊高彦崎大葉刈山法藏山等の古蹟あり云々、此舊記は天文二十年味原某の撰述とぞ。其中に曰ふ、

法藏山、神武天皇、有自笑、稱□俱目之山也、入王卅七代孝德天皇御宇、白雉二年、於味經宮、令讀一切經、其經軸佛具等、藏此山、仍以蹬久目山、稱法藏山。大僧正慈圓家集曰、

おきぬ僧法の山路の末かけてあのくたら野に鶯ぞ鳴。

神祇百首將部妍名歌曰、

朝かすみ四方も靜に立春の姫こそ祭今日こそは見ぬ。

難波神崎神社、即當社別稱也、傳記曰、天磐舟艑而、高日女（亦名天探女）神此地天降給時、磐舟而至于此、以天磐舟泊、故名高津也、石舟有□□、仍曰石照神社、石押五兮道也。亦曰難波大社、亦曰□□神宮、亦呼味生大宮、亦高津天神社、亦曰古字津天王宮云々、

比賣許曾（姫社）神は新抄格勅符に比賣神社に作る、許曾即古言神社に同しければ也。延喜式（臨時祭の條）又下照比賣社に作る、古事記に阿加流比賣神と曰ふ、風土記萬葉集大汝女と記す。是新羅國王の子天日矛の妻にして蓋難波渡之神（ナニハノワタシノカミ）の女なり、海上靈威の神なるを以て上古より之を崇敬せり。古事記津國風土記は應神天皇朝の人と爲し、日本書紀は垂仁朝の□阿□□等を以て天日矛に混す。播磨風土記に據れは必定神武東征、前の事に屬す「昔天日矛、一女の日耀に感け孕みて生ける赤玉を得て、床邊に置りしかは、即美麗嬢子に化ぬ、仍婚して嫡妻と爲たりき、此妻常に珍味を設て恩に其夫に侍ける、日矛心奢りて妻を罵れは、其妻吾は汝か妻と爲へき女に非す、吾祖の國に行なむと云て、竊に小船に乘て逃度來て難波に留りける、此は比賣許曾社に坐す阿加流比賣と申す神なり、其磐舟の泊ける處を高津と曰ふ、日矛追て渡り來て難波に到らむとせるを、其渡之神塞て入れしめざりき」（古事記及攝津國風土記逸文）○日本書紀云、初阿羅斯等、在國之時、黄牛負田器、將往田舍、黄牛忽失、尋跡覓之、至一郡家、郡公殺食、問牛直、對曰牛直莫望財物、便欲得郡內祭神、其所祭神是白石也、因將來置于寢中、其石化美麗童女、於是阿羅斯等大歡之、欲合之間、童女忽失也、阿羅斯等大驚之、問已婦曰、童女何處去、對曰向東方、則尋追□、遂遠浮海、以入日本國、童女者詣于難波、爲比賣許曾社神、見祭焉。○難波の比賣許曾一名阿加流比賣と云ふにより、或は高皇產靈の女□玉命に混し、又一名下照姫と云により或は味耜高彦根の妹なる下照姫天探女に混す、後世之に因りて大葉刈山（オホハカリヤマ）高彦崎の附會を生す、其の高彦崎は夫木集鎌倉右大臣の歌に「天地のひらけし代より神さびてはるかになりぬ高彦の崎」と見ゆ、當時既に混淆を釀せり。○新抄格勅符、大同元年比賣神社攝津地一戸を寄せ、三代實錄貞觀元年下照比賣神授位あり、延喜式名神大社に列す。

磐船山（イハフネヤマ）

味原池の東畔に方十間許の一堆の丘あり、字を下ケ至十野原と云ふ、即磐船山なり。比賣許曾の神の正體とか、社家注進記曰「□仁帝御宇、神石化美麗天女、云々、給、比賣許曾宮云々」俗に□□と書すとぞ。〔名所圖會〕○按ずるに磐船は石棺にして、山は古墳なるべし、風土記萬葉集に載せたる高津の磐舟は自ら之と相異なり。○朝野群載云、攝津國東方於味原、有石窟、往年下照姫□□□跡、其磐船四十尋餘、頁二十尋、石中有凹凸、□□珠一顆、名曰如意寶珠、此船向東北、付智□揺動、其上有祠、祭祀石窟。

阿遲速雄神社址○延喜式、東生郡阿遲速雄神社。今東小橋の姫社に本祠の名を傳ふ、舊祉は廢亡久し。蓋味原の地主神にし阿加流比賣の祖、謂ゆる難波渡之神なり。古事記明宮(應神)段云、昔有新羅王之子、名謂天之日矛、聞其妻遁、乃追渡來、將到難波之間、其渡之神塞以不入。

酒人郷

和名抄、東生郡酒人郷。○酒人は大和河内に坂門又尺度とある者に同しかるべし、蓋坂邊の義にして今玉造町井に大坂城(大坂市東區)附近の高地と云ふ、卽玉造郷なり。後世小坂又大坂の名は之に因りて起る。

高津

今大坂城の地、玉造の古名なるべし。難波舊地考、高津宮は或人の考に、今の大城の所ならむと云へり、さるは仁德紀に見えたる菟餓野は今天滿(北區)と云邊の古名なれは、天皇のそこなる鹿の聲を聽きたまはんには高津宮址は天滿に遠からずと知らるれば也、又紀に「堀宮北之郊原引南水」といへるは卽今の大川(天滿川)なりと、此說當れるに似たれど堀河院以來の難波古圖どもの有るを見るに、今の大城の所は何れの圖にも唯石山とありて宮地と謂ふへき者にあらず、又天滿川を堀江と云ふも當らず、大和河内の諸水は古へ大城の東南より北を流れ西に赴きて海に入れり云々。今按ふに舊地考前段の說當れり動すべからず、後段堀河院以來の難波古圖と稱する者數種ありと雖皆贋作にして、而も考據の價値なし、宮北の南水は最考慮を要す、南水卽河内川にして其宮北に於て山城川(淀川)と會流するに方り、仁德帝の時其南水の流末を開鑿して高津の泊處を便利したまへる者に似たり、謂ゆる難波江と云者是也。○高津卽玉造の岡は南の方阿倍野より隆起せる一脈の北端なり、住吉淺澤より之を通觀すれは阿倍野(南北一里東西半里)に於て最高十八米突に過きず、天王寺以北玉造江(大坂城北)に至る長一里幅十五町最高二十三米突に及ふ、大坂城西南隅卽此也、而て城中は稍低し三面の岡脚は皆水流にして澤汝を生ず、形勢は最雄偉なり、其江海沼澤洲々の間に突出したるを以て古人「おし出る難波」の語あり。

久方の天の探女か石船の泊し高津はあせにけるかも、(萬葉集)

攝津風土記云、難波高津者、天稚彦天降時、屬之神天探女、乘磐船而至于此、其磐船所泊故號高津。(續歌林良材抄萬葉代匠記) 此に天稚彦とあるは天日矛にあたり、天探女は阿加流姫にあたる、混亂の所以は比賣許曾神社の條を參看せば明了すべし。

高津宮址

仁德天皇の皇居なり、日本紀「都難波是謂高津宮」とありて御歌に「おしてる難波」と有れば難波皇居は地形突出の處なるべし。宮址は玉造石山の中に在るべけれど年歷の久しき變易の數なるが爲め後世其遺址を求め得ず、攝津志浪速國志等擬定する所あれど採り難し、難波舊地考の說最參考すべし而も尙不審なきに非ず、此間幸にして坐摩神祠のその故址を今日に傳ふるあれば、之に因り宮城の片隅をのみ推知すへし、坐摩神は宮地之靈にして、宮城内たること明確毫絲の疑を容れず、一隅と雖、擧けて以て全形を想ふべし、宮城内附餘の狀態は之を缺く。

仁德紀云、詔曰、朕登高臺、以遠望之、烟氣不起於域中、以爲百姓既貧而家無炊者、朕知五穀不登百姓窮乏也、封畿之内尙有不給者、況乎畿外諸國耶、自今之後、至于三載、悉除課役、削心約志、以從事乎無爲、是以宮垣崩而不造、茅茨壞以不葺、是後風雨順時、百姓富寬、炊烟亦繁、甫科課役以構造宮室、故於今稱聖帝也。古事記云、大雀命、坐難波之高津宮治天下也、天皇登高山、見四方之國、詔之、於國中烟不發、國皆貧窮、故自今至三年、悉除人民之課役、是以大殿破壞、悉雖雨漏、都勿脩理、以械受其漏、後見國中、於國滿烟、故爲人民富、今科課役、是以百姓之榮、不苦役使、故稱其御世、謂聖帝世也。扶桑略記云、仁德天皇、都難波高津宮、天皇登樓閣望、民烟閑寥、仍詔曰、自今以後三年、悉除諸國課役、息百姓苦、宮舍雖破、敢不修造、百姓已富、天皇登樓八見、詔曰朕已富足、炊烟繁昌、天皇因

たかき屋に登て見れば烟立民のかまどはにぎはひにけり、(此歌は新古今集にも入り御製と爲せり)

一本頭註云、或曰云々、是非御製、日本紀竟宴之歌也。

櫻花いまさかりなり難波の海於之弖流宮にきこしめすなへ、(萬葉集)　大伴家持

此家持の歌は萬葉卷廿に載せ天平勝寶七歲の比の作なること其前後の章に據りて知られたり、續日本紀には天平勝寶八歲行幸の事を載せたれは其前年に家持ら難波に行役したるならん、又長歌に

天皇の遠きみよにも、於之弖流難波のくにに、あめのした知らしめしきと、今の世にたえず云ひつつ、云々

とあるは仁德天皇の御事を指したるにて、其終に「うべし神代ゆ始めけらしも」と結へるも、神代卽仁德帝の盛時を云へるなり、亦以て當年の難波宮は卽高津の宮址たるを推斷すべし、下なる長柄の宮も同所なり。

いにしへのなにはの事をおもひ出て高津の宮に月の住むらん、(金葉集)

長柄豐碕宮址

孝德天皇の皇居なり、一說長柄を長江と訓む、然れとも釋紀所引古風土記逸文に難波長柄豐前宮とあれは其訓の誤りなること疑なき歟、而て攝津志其宮址を長柄本庄西成郡豐崎村に求めたるは非なり、彼本庄の地形を看るに卑低の水郷にして高爽の稱號に符合せず、且豐崎は岬の意を寓したるに似たれば渡邊の堀江(天滿川)の上なる今大坂城の邊こそ「押いづる出崎」と謂ふべき也。書記大化四年の條に單に「幸于難波碕宮」とありて白雉二年に及

ひ「太宮代於大郡、[illegible]遷新宮、號曰難波長柄豐碕宮」とある者皆此なり。○長柄を長江と訓み其宮址は本庄にあらずと論せるは難波古地考の立案なり、其長江と訓むと云へるは今採らず、其本庄にあらずして難波宮と同地たること以呂波字類抄に據り判定すべし(同書云「味酒宮、坐攝津國難波長柄、今謂難宮也」と、字類抄は必定古書に説きて此註解を爲せしならんが、團兒に味波經宮とありと云は聖武帝の造營したまひ、光仁帝も行幸ありし者に外ならず、(光仁紀、寶龜二年二月、車駕幸交野、辛丑進至難波宮、癸卯左大臣藤原永手薨時、右大將[illegible]大中臣朝臣清麿、攝行大臣事、戊申車駕取龍田道、還到竹原井行宮、)此難宮を以呂波字類抄に「今謂難宮」と曰へるは、平城京時代の古書を字句其まゝに援引せるを想ふべく、今這とは平城朝の[illegible]造の遺跡、或は今の下玉字を脱せる歟、兩義に外ならじ。[illegible]此難波宮も高津宮と同じく玉造今の大坂の地に在るへきこと、[illegible]宮址の條にも辨ずる所あり、但し長柄宮と稱せし古跡は中世早く湮沒す、尚長柄泊、長柄橋參考すべし。

いにしへの長柄の宮は跡もなし橋ばしらだに朽はつる世に、(夫木集)

按に孝德紀四年の註に「是歲、移京於難波、而板蓋宮[illegible]」と謂し、其六月蘇我大臣の誅斬せられ、尋いて孝德帝の登極ありて七月改元大化と曰ふ、中大兄皇太子たり、時に[illegible]難波津の館に在り、海内諸國に使者を發して之を觀察せしめらる。十二月「天皇遷都難波長柄豐碕、老人等相謂之曰、自春至夏、鼠向難波、遷都之兆也」と。二年正月に及び改新の詔勅を發せらる「其二曰初修京師、置畿內[illegible]」云々、是月子代離宮に御す、紀註に「或本云壞難波狹屋部邑子代屯倉、而起行宮」とあるは[illegible]、二月「天皇[illegible]子代離宮」とあるは[illegible]小墾田宮へ還幸ありしならん、九月「天皇御蝦蟇行宮(或本云離宮)」と蝦蟇[illegible]子代[illegible]宮の宮名なり。三年「是歲、壞小郡營宮」とあるは小郡は狹屋部の蝦蟇行宮を指す、而て新宮未た成らず。十二月晦、天皇還自溫湯、而停武庫行宮(武庫地名也)是日災皇太子宮、時人大驚怪、四年春正月朔、賀正焉、是夕天皇幸于難波碕宮云々、四年の賀正の武庫行宮に行はれしは新宮の成らさりければならん。五年正月、[illegible]百官、三月天皇朱雀門、(中略)倉山田大臣[illegible]道、[illegible]於倭國、(中略)是夜[illegible]宮(宮謂小墾田宮)なとあるにて、此に至り難波新宮城も稍成れるを想ふべし。翌「白雉元年春正月朔、車駕幸味經宮、觀賀正禮、是日車駕還宮」とあるは當時味經の別宮にて賀正の事行はれしは、稱宮の經營尚完からされはなり。冬十月、爲入宮地所壞丘墓、及被遷人者、賜物、即遣將作大臣荒田井直比羅夫、立宮堺標云々。翌年に至り「冬十二月晦、於味經宮、請僧尼[illegible]經、是夕燃二千七百餘燈於朝庭內、使讀安土側等經、於是倂於大郡、[illegible]新宮、號曰難波長柄豐碕宮、三年春正月朔、元日禮訖、車駕幸大郡宮」と是にて宮城成る、大郡宮は味經の別殿を指せり。又云「三年秋九月、造宮已訖、其宮殿之狀、不可殫論、冬十二月、請天下僧尼、於內裏設齋[illegible]燈、五年冬十月、皇太子(在倭國[illegible])聞天皇病疾、乃奉皇祖母尊[illegible]難波、天皇崩于正寢、仍起殯於南庭」云々、翌年正月、齊明帝即祚して飛鳥に復京ありしも「七月、於難波朝、饗北(北者越)蝦夷九十九人(東陸奥)蝦夷九十五人、并設百濟調使一百五十人」など見ゆれは難波宮城は其後まで保存せられしを知る。又其規模の廣大なりし事も八省百官の設備あるにて想像するに足る。

(難波宮址)

長柄豐碕宮は其後專ら難波宮と唱ふ。天武紀云「八年、初置關於龍田山大江山、仍難波築羅城。十二年、詔曰、凡都城宮室非一處、必造兩參、故先欲都難波、是以百寮者、各往之請家地。朱鳥元年、難波大藏省失火、宮室悉焚、或曰阿斗連藥家失火之、引及宮室、唯兵庫職不焚焉」。(難波國を餘國に準せずして京師に擬し、其攝津職を以て其宮司とせられしも此天武帝の時なり)されば天武帝の末年に難波の宮室は火災にあひ、孝德帝の舊構も滅したるを知る、然れとも尚焚餘の別殿などのありしにや「文武紀、三年正月癸未、幸難波宮、二月丁未、車駕至自難波宮、賜役從諸國騎兵等、今年調役。元正紀、養老元年二月壬午、天皇幸難波宮、丙戌自難波至和泉宮。河內攝津二國并造行宮司等賜祿」とあればその頃にも孝德天武の遺影を見るへし。聖武帝に至り難波行幸多し、神龜二年行幸、尋いて式部卿藤原宇合は知造難波宮事と爲り、天平四年石川枚夫造難波宮長官と爲る、而も當時の難波皇居は又高津の長柄豐碕に在る事萬葉集に徵すべし

太上天皇(持統)幸于難波宮時、自人部王作歌

大伴の美津の濱なる忘貝家なる妹を忘れて念へや、

慶雲三年幸于難波宮時、志貴皇子作歌

葦邊ゆく鴨の羽かひに霜零て寒夕は倭し念ほゆ、

神龜二年冬十月、幸于難波宮時、笠臣金村作歌

忍照る難波の國は、葦船のふりにし鄕と、人皆の念ひやすみて、つれもなく有し間に、續麻なす長柄の宮に、眞木柱ふとたか敷て、食國を收めたまへは、おきつ鳥味經の原に、物部の八十件の雄は廬して、都なしたり旅にしあれとも、

荒野らに里はあれとも大君の敷ます時は京師となりぬ

式部卿藤原宇合卿、被使改造難波堵之時、作歌

むかしこそ難波田舍といはれけめ今はみやこと都びにけり、(萬葉集)

殊に續紀「天平十三年三月、攝津職言、自今十四日始至十八日、有鵠一百八、來集宮內殿上、或集樓閣上、或止太政官之庭、每日辰時始來、未時散去、仍遣使鎭謝焉」とあるは、明に孝德天武の舊志に出でし都城の、一百餘

年の後まで繼紹せられしを知るに足る、又天平十六年の聖武帝の遷都造營も、舊址に就き修補ありしに過ぎさるべしと想はる。即續紀に、天平十六年正月、天皇在恭仁京宮、喚會百官於朝堂、問曰恭仁難波二京、何定爲都、各言其志、於是陳恭仁京便宜者百八十人、陳難波京便宜者百五十三人、就市問市人、皆願以恭仁京爲都、但有願難波者一人、願平城者一人。是月天皇行幸難波宮、二月勅云、今以難波宮爲皇都、運恭仁宮高御座并大楯、於難波宮、又遣使、取水路、運漕兵庫器仗、恭仁宮百姓、情願遷難波宮者、恣聽之、天皇取三島路、行幸紫香樂宮、三月樹大楯槍於難波宮、中門外東西樓殿、請僧三百人、令讀經。十七年六月、平城宮、樹門之大楯。八月車駕又幸難波宮、癸酉天皇不豫、勅平城恭仁留守、固守中宮、悉追孫王等詣難波宮、己卯車駕還平城、是夕宿宮池驛。○又難波の市巷の事は桓武紀「延曆三年、攝津職言、蝦蟆二萬許、長可四分、其色黑斑、從難波市南道南行池、列可三町、隨道南行、入天王寺内」と見ゆるに據れは、四天王寺の北方にて大道相通せること、推想すべし、當時の難波市巷は今の上町なる丘岡に倚りて建造せられし歟、即其宮畔の地也。

天平十六年難波宮作歌、

安みしし、吾大君の、在り通ふ名庭の宮は、いさ魚取り海片つきて、玉拾ふ濱邊を近み、朝はふる浪の聲さわき夕なきに櫂の音きこゆ、曉の寢覺にきけは、わだつみの鹽干のむたに、洲渚には千鳥つまよひ、葦邊には田鶴鳴どよみ、見る人の語りにすれは、聞人の見まく欲りする、御食向ふ味原(アヂフ)の宮は、見れと飽かぬかも、(萬葉集)

この一長歌に據るも、難波宮城は高津の豐碕より味經の原野までを籠められしを證明するを得ん。

玉造(タマツクリ)

和名抄、浦入郷の地なり、今西北大半は大坂城及び其外郭と爲り、玉造町は東南の一部を占むるに過ぎず。日本書紀仁賢巻に玉造部鰓魚女ありて、通證に「東生郡地名有玉造、此其遺也」と見ゆ、其當否は今詳にし難しと雖、玉造と云ふ名義は必定玉造部の堀なりしが故に起る者とす。

玉造は高地にして長江大澤三面を繞圍す、故に玉造の岸の名なり、上宮聖德太子傳補闕に用明二年丁未玉造の東岸上に四天王寺を起されしこと見ゆ、曰く物部弓削守屋大連、與宗我大臣、緣佛法興不之論、內忘親親之義、外蔑君臣之道、發睚眦之怒、興忘道之軍、率己黨類、以稲爲城、調練軍士、擬毀京城、朝廷震恐、專倉卒、大臣奉勸太子、與惣軍士、直趣波自後而襲、以平群臣神手爲少軍、自志紀襲於澁川、師誓放物部府都大神之矢、中太子鐙太子亦誓放四天王之矢、即中賊首大連胸、倒而墜樹、衆亂躁、川勝進斬大連之頭、少將軍聚平餘黨、係虜首家口、寢奏於玉造之東岸上、(在東生郡) 即以營爲四天王寺、始立垣基、大臣與太子、還宮親奏、後布新位之時、神手叙小德、川勝叙大仁、四天王寺、後遷荒墓村。○五代帝王物語云、見阿と云法師、天王寺修理の料に玉造の岸に太子瓦をうつみ置れたるよし、御手印緣起に註しおかれたるを堀出して、寺家を修理すへき旨宣旨を申請ひ、(中略) 文永二年六月の比、數百の人夫を相具し、玉造の岸に幔幕引まはして堀する程に、十日許かしこゝ堀らすれども、人夫の力のみ疲れて更に見えず、これは、聞満院二品親王天王寺を興隆せられ、寺領十箇所を附け緣起文に任せ三箇所建立して悲人病者を扶置かるゝを聞き、此寺家の修理上人聖一の日來ありつるをのけて管領せんの心ふかきに因て、太子の冥慮を憚らず只貪慾に任せて堀らすれは堀出さぬこそ道理なれ、同八月此僧みづから刺刀持て我喉かき切て死うせぬ。

生國魂神社址(イククタマ)

延喜式、難波坐生國咲國魂神社と錄し、慶長の初め高津(カウツ)に移す。攝津志云、舊在今城域地、明應中釋蓮如欲毀而建佛刹、屢示神異、恐怖而止、天正中豐太閤築府城時、遷[illegible]郡[illegible]南、加其祭田。然れとも今其社址明にし難し、築城を經たれば也。○古事記傳に大國主神の裔に活玉前玉(イクタマサキタマ)比賣ありと云ひ、書紀通證に舊事紀「生玉命、新田部直遠祖也」と見ゆと云ひ、本社に引あてたれと緣由詳ならず。日本書紀に「孝德天皇、尊佛法、輕神道、斮生國魂社樹」と載せたれは古人崇敬殊に深かりしを知る、延喜式に一名難波大社とありて、祝詞に「往島(イクシマ)の御巫の辭竟奉る皇神たちの御まへに白さく生國足國(イククニタルクニ)と御名は白して辭竟奉る」と載す、往島は幾多島の義なれは八十島に同し、島の幾島八十島の神靈を祝祭する者なるべし。

(八十島)

八十島(ヤソシマ)祓所址は即生國魂神社址に同しかるべし。延喜式に八十島祭には住吉神大依羅神海神垂水神住道神等之に預ると曰ひ、之を難波の海の解除と稱す。萬葉集三代實錄等に其事見ゆ、此祓所址は住吉浦とも大河尻津村江とも云ひ、其大河尻と主張する說に今里(イマサト)(今神津村)に舊址ありとも曰ひ御幣島(ミテシマ)(今歌島村)に生玉神を祭るとも曰ふ、今判明し難けれは、一書に「堀江の東に澤あり八十頭島」と云ふに據り、假に之を生玉に係く。

釋紀、神武天皇即位の條に舊事本紀を引きて云、凡即位之時、生島是大八洲之靈、命生島御巫齋祀矣、復座摩是大宮地之靈、命座摩御巫齋祭矣。延喜式云、八十島祭御巫、生島巫并史生(中略)赴難波湖祭。○古今秘註抄神中抄云、御代初に八十島の使と云事、或ものに云、風土記曰「堀江の東に澤あり、廣三四町許、名をは八十頭島(ヤソカシラ)と云、昔女人を待其子を負つゝ罟もちて鳥を捕らむとする、鳥まつ間河の鳥飛て罟にかゝる、女人鳥の力にたえすしてかへて引返されて落いりて死也、人あり其頭を求に、人頭二鳥頭七十八あり、合八十頭也、是によりて名づくる也」袖中抄又云「八十島の使とて内の御めのとた

ち、八十島めぐりと云事は侍れ、それも島々にて祓すへきを住吉濱のこなたにて、西の海にむかひもろ〳〵の島島の神を祭るといへり。○住吉大社年中行事云、八十島祭於難波河尻島々被行之、河尻者淀河之下流也、河中多島如田蓑幣島等皆是也、往古河尻島々、皆住吉鎮之、故八十島祭、難祭諸神、宗住吉大神。(按考、八十島祓所は中古以降住吉の盛出なるべし、其以往には此生玉歟)

建久二年八十島祭に住吉にまかりて讀はべりける

君か代は八十島かくる波の 音に風靜なり 住の江の松

(新拾遺)西園寺入道前太政大臣

難波杜（ナニハノモリ）

今玉造町の北を森村と字す大坂城玉造門の前面なり。日本書紀、推古天皇六年、難波吉士磐金、至自新羅、而献鵲二隻、乃俾於難波杜、因以巣枝而産之。○名所圖會云、玉造に森宮と云小祠あり、此は鵲森なり、往時本願寺御室は此に在りて鷺森と云ふ、天正八年紀州退去の時和歌山に鷺森の名を移す。○按するに難波杜即生國魂社なり、今の森宮は森村の東なる田畔に在り、蓋豐臣築城の時、其社を高津に徙し、又難波杜の民を東成に退け、此に因りて森村森宮の名猶玉造の中に存せるならん、古の眞舊址にあらず。

石山本願寺址（イシヤマホングワンジ）

石山御堂、又大坂御坊と稱し、今大坂城本丸の地にあたると云ふ、蓋古の難波社なり、明應五年山科本願寺蓮如此地を相し道場を建つ、蓮如の孫證如の時天文元年山科の堂宇法華一揆并佐々木の兵の燬毀する所と爲る、證如因て本尊を石山に移す。當時攝河泉三州は細川兩家畠山氏及び法華宗の割據する所、皆兵を以て對峙し各主持する所あり、本願寺は石山に據り同行一揆最強盛なり、壘壕を起し守備を嚴にし、寺宇即城郭なり、稱して城構と云ふ。天正中織田信長之を攻め、數年にして拔けず、顯如稍屈し、又朝家の□旨あるに會ひ、城寨寺宇を織田氏に致して紀州鷺森に避く、後また中島(今の津村御堂)に移り、遂に京師六條に重興す。

細川兩家記云、享祿五年五月、屋形晴元より山科本願寺御頼みありけれは、同心有、則攝州大坂へ下向有、近國の門徒へ相觸られ三萬計馳集。又云、天文二年三月、本願寺一揆衆おこり晴元方伊丹の城へ取懸る、木澤調儀して京中の法華衆相語ひ後巻に下る、合戰あり後巻衆切かちて一揆衆五百計切捨なり、下郡中村々里々悉放火す。四月晴元御勢堺へ取かけゝれは、本願寺衆大坂へ取入なり、五月五日より御屋形衆木澤衆京中法華衆一味して大坂へ取懸り責候へ共叶はず、和睦して同廿日に諸陣開也。(晴元の女を顯如に嫁與したるは此時なるべし)○古事類苑云、本證寺の門跡となりしは永祿年間を正とするが如し、御湯殿上日記并に門跡傳によれは、永祿二年十二月光佐の時の事とす、古今獨語にも云ふ「抑開山聖人(親鸞)三百年忌は永祿四年にあたる、之に因て諸國御門徒御一家其外坊主衆參向、ひきあけられ前修あるへきよし沙汰あり、今師(顯如上人)禁裡より門跡になし由されたり、下間一家も坊官の准據たるべしとて法橋法眼等に叙せり、それに附て顯證寺、願證寺、光善寺院家の望み天氣を經られ永祿三の比參内あり、それより後教行寺、順興寺、慈敬寺、勝興寺常樂寺院家にさたまりぬ。

本願寺は元龜元年より織田氏の兵に攻撃せられ、天正八年に至る、其和議の際信長より出せる證文、世々乃蹟(本願寺古文書)に載す、中に云「賀州二郡、大坂退城以後、於無如在者、可返附事、月切者七月盆前可究事、花熊尼崎退城之刻可渡事、三月十七日」と按ふに石山は天文二年證如上人の定めて本據となせし城壘なるべし、信長記に天正八年まて四十九年間と云に符合す。○信長記云、天正八年大坂本願寺本門跡新門跡退出、抑大坂は凡日本一の境地なり、其仔細は奈良堺京都程近く、殊更淀鳥羽より大坂城戸口まて舟の通ひ直にして、四方に節所を拘へ三里が内には中津川吹田川江口川神崎川引廻し、東南は二上か嶽立田山生駒山飯盛山の遠巒の景色を見送る、其麓に道明寺川大和川の流に、新ひらき淵の水落合、大坂の腰まて四里の間江と河とつゝいて渺々たり、西は滄海漫々として唐土高麗南蠻の舟まて出入、五畿七道之に集る、賣買利潤富貴の湊也、本願寺此境地に隣國の門徒、加賀の城作を召寄、方八町に相構、眞中に高き地形有り、爰に一派水上の御堂をこう〳〵と建立し、前に池水を湛へ後には弘誓の舟を浮べ、利劍即是の名號には煩惱賊の怨敵を治し、佛法繁昌の靈地に在家を立、甍を並へ軒を繼き福祐の煙厚く遍し、されは此法を尊む遠國端島の外より日夜佛詣の者道に絶たず。一年信長公野田福島の詰の處に、長袖の身ながら一揆蜂起せしめ、落去候ては大坂手前の儀と存じ通路ふさぐ。是時信長公野田福島の人數御引取、其御遺恨歟、既に五箇年以前より當時參詣の謂を被推止、剩被取御敵一分諸口を取詰、天王寺に相城被申附候、末法時到て修羅鬪諍の瞋恚を發し、力及はずなから大坂方もくう津丸山ひろ芝正山を始として、端城五十一箇所に楯籠、攝の内にて五萬石致所務、任運于天道五年の間相守ると雖調議不相叶、此上は勅命と云ひ道理と云ひ退城可仕と申候、爰大坂立初て以來四十九年の春秋を送りし事、昨日の夢の如し、然而城内掃除の上、おもてに弓矢鐵砲等の兵具をかけ並へ、資財雜具を有べき儘に飾置き、御勅使御奉行衆へ相渡し、八月二日新門跡退城、雜賀淡路島より數百艘の迎船ありて、城内のものの右往左往に海上と陸とちり〳〵に別れ候。いよ〳〵時刻到來候哉、燒松の火に甚風來りて吹かゝり餘多の伽藍一宇も殘らず、夜晝三日黑雲となつてやけ失せぬ。(本門跡は顯如上人光佐、新門跡は教如上人光壽なり)

蓮如上人大坂の御文章曰、抑當國攝州東生郡生玉の莊

大坂と云在所は、往古よりいかなる約束にありけるにや、さんぬる明應五の秋下旬のころより、假初ながらこの在所を見初めしより、すてに形の如く一宇の坊舍を建立せしめ、當年は早すでに三年の星霜をへたり云々。

攝營隨筆記云、石山御坊本尊銅像彌陀は長六尺背に應永十四年八月廿五日と刻めるが、此像矢玉の痕八九所ありて、寛永中大坂御目附今村某之を江戸へうつし、青山權太原の長禪寺へ安置すと云ふ。(御佛を此寺の本尊と云ふは疑はし、又矢玉の痕ありと曰へは、堂外の灌佛にや。)攝玉集云、お坂と云所に到て、兼て賴置しを導侍りし、最甲斐々々しく知邉して由ある宿りに誘入て、兎角勞り侍りしに、各舟の内の苦しさもわすれ果ぬ。つとめて此所の本堂など見るへきよし申せしかは、ここかしこ見巡る、心詞も及はさる莊嚴美麗の樣になむ侍りし。(是三條西實隆卿天文の初年の紀行也)○攝陽落穗集云、今の大坂城は東生郡にて、蔭尉櫻山と號し、生玉大明神の社、一向宗本願寺御堂、生玉の社僧南坊を始め、曼陀羅院櫻本坊等十個寺此地に住居せり、東は沼にして葭蘆茂り、北は湖水の流れの末うけて淀川ふかく、西は伯樂が淵より海上につゝき、南は一方平地にて自然に要害をなす、今城の大手先の井戸は本願寺の臺所井なれは、世人蓮如井戸と名つく、又本丸の庭に本願寺の數寄屋流芳樓の址あり。攝營秘錄云、本丸の數寄屋趾自然石の手水鉢あり、一之谷又八十島と名つく、石燈籠もあり、共に本願寺の比より有之由申傳ふ、秀頼生害松、并に蓮如袈裟掛松もあり、また石灯籠は高五尺、左右に文字彫附人の形あることし地藏形と名つく。金城聞見錄云、本丸御居間より西十間はなれて、庭に燈籠手水鉢敷石ともに一石を切分け造れり、土中には三石共に一連なり、石燈籠の銘に岩松無爲風來吟と刻む、天守臺の東に稻荷社あり、殿堂美々たり、實は豐國大明神なるべし、舊圖に符合す、此邊に袈裟掛松生害松あり。(按に本丸の石水盤を名つけて八十島と云ふこと、八十島祭の事と思ひあはすべき如し)

小坂(チサカ)　新編常陸國志云、古年代記に生玉莊小坂とあるは後の大坂なり、土人今に大坂をオホサカと呼はずオサカと唱ふ。(攝玉集高野山記にもおさかに作る)浪速國志云、大坂の名上古に聞えず、明應の頃蓮如上人の文に「攝州東生郡生玉莊の内大坂」とあれは其初め封疆廣からず、今は大坂の生玉と稱し昔に反す。○按ふに生玉莊は本生國魂神領の謂ならん、豐太閤築城の時の歌にも「生玉の城の石垣」と曰へり、然るに、仁德紀

阿佐豆麻の避箇の烏塊介をかたなきに道行ものはたくひてぞよき

の御歌を引き、小坂の名已に此にあらはると云ふ者あり、無稽も甚し、阿佐豆麻の避箇は和州南葛城郡にして、仁德皇后の故里なり、釋紀に阿佐豆麻は「師說在難波之地名也」と註すれど、固より據るに足らず。

本願寺の舊城は之を豐臣氏の築造に比すれは卑小なりしや知るへし、贋作の擬古圖にも寺址を後の本丸と爲すは年代久遠ならざる事なれは採るへし、從ひて生玉社の舊址も推すへし。○大坂城由來云、此城一向宗本願寺顯如上人見立て、惣構堀をほり只今の御本丸の庭に御堂を建て、堂の前に池を堀り船を浮め佛營の船に進し宗門を進められける、土堀なり、予大坂在城の節に與御番所前空地を破損奉行人足ども堀て壁土に用ゐ深く堀けるに、小さき五輪どもを堀出し、入足とも御城内に石塔有るを不思議なる事といひ居る、立寄て見るに文字も無し、是昔一向宗寺なりし時の印うたかひなし。(日本社會事彙)○石山籠城の狀勢は畑川兩家記の記事最切實ならん、西一里を隔て、野田福島の水寨あり、其南北に尼崎木津の援あり、渡邊船場の地を取纏めて東國衆(織田氏)に抗せる也。曰元龜元年野田福島由[illegible]合には、實信長[illegible]五六萬有之共當城へ一度にはよせがたく、一萬二萬づゝ寄來る共城戸より外へ出る事なかれ、弱々として日數送るならば東國衆長陣は叶まじか、萬一きふに攻來らば木戸口際にて鎗突太刀折して運を可開なり、本國立し日より思ひ切て來ることの身なれば、尋常のはたらき專一なり、[illegible]ようけせば海河にて可爲犬死なり、身を捨るならば命有んと定置れけるが、同九月十一日に信長方より福島堤へ被出候、然時城方若黨の衆城[illegible]仕かけ、信長の武者百七つ討取て城内へ取入由候なり、扨大坂内談には野田福島この間の分なれば苦からず候へ共、萬一不慮出來候へば則大坂の手前になり候得ば如何なり、兩所堅固の時只今色立候て可然由にて同九月十二日夜半に寺内の[illegible]かれ候へば即人數集けり、信長方仰天也。○織田氏の石山攻圍は十餘年の久に涉り奏効せず、天主寺に築壘し日夜諜[illegible]を事とす、力爭したりと謂ふべし、而も斯の如し、惟ふに本願寺は諸州強援を有し門徒所在に充滿し、織田氏以て其の武力を專にする能はざりしにもせよ、宗門一揆の猛勇死を顧みざるに非ざるよりは、此久年の固守を遂け能はざるべし。

大坂城(オホサカノシロ)　大坂市東區の東に接し、方九町許、本丸二丸の二郭に分れ、舊[illegible]樋門地利を相して築造す、外郭は三丸と稱し、今上町玉造町と稱し大半民家と爲る、凡内外東西廿町餘(西は東横堀東は猫間川)南十八町許、(南は空堀北天滿川なり)今中部都督并に第四師團の營也、北郭、青屋口を造兵廠と爲し、三丸追手口玉造口の外邊皆兵營操場に供せらる。

大坂城は天正八年本願寺退去の後豐臣秀吉之を築く、其子秀頼に至り益壯固を加ふ。慶長十九年十一月秀頼據守して東軍を拒く、之を冬役と曰ふ、和議成り其外壕を毀つ、翌年(元和元年)兵再び起る、五月城陥る之を夏役と

曰ふ。初秀吉の海内を一統するや京都及び伏見に築造し、而も大坂を以て首都と爲し之に子孫百世の業を託したり、慶長五年關原一戰の後兵權全く江戸に移ると雖、諸侯大名の質に大坂に歸嚮するあり、德川氏之を憂ふ、秀頼死し海内治て大に定まる。夏陣の終るや德川氏大坂を松平忠明に賜ひ十萬石を給す、忠明荒廢を修し市邑を治し數年にして殷賑故の如し。德川氏乃忠明を他に徙封し大坂を鎭府と爲し、城代(一人)を置き之を守る勲舊の諸侯之に任す、京橋玉造に兩營あり旗本大番頭更戍す、山里中小屋青屋口雁木坂は別に小諸侯を役して衛戍を爲さしむ、稱して加番と曰ふ。舟手奉行は別に九條島に居り官船及津務を掌れり、市政は町奉行(二人)兩廳に分れ之を視たり。又城郭殿宇は元和六年西國大名に課役して改修し、數年を經て竣功す、萬治三年青屋口火藥庫雷震し城内災けたり、寛文五年天守閣雷火、天保十四年市民に百五餘萬金を課し殿舍諸門を修理す（德川十四代家茂長州征伐の師を起すや大坂城を以て行營と爲し、慶應二年八月營中に薨す、是歳京都又崩御の凶事あり、天下の勢大に變す。翌年王政復古の號令京都より發せられ、十五代將軍慶喜兵權を返上す、四年正月二日慶喜兵を率て入朝路にして官軍に撃退せらる、七日慶喜大坂に還り急に軍艦に移り江戸に走る、九日城中失火所有の櫓屋兵器大路滅盡す、十一日官軍大坂に入り舊府の兵皆散亡す、西南近畿の諸州忽にして定まる。三月車駕大坂に臨み、東國親征の令を頒つ、中興維新の業因りて成る。陸軍の制度に就くに及び鎭臺を本城に置き、後改めて師團と曰ふ、今中部都督之に臨み第三師團第四師團の軍政を統ぶ。

大坂城觀打毬歌　　野田　笛浦

金城還用兵、分曹各對營、笠換霓旌杖換戟、八騎如龍氣風行、雪片火珠高空下、兩陣爲壁城欲傾、君不見猿面藤郎却據時、叱咤群侯如育雉、一朝豚犬終不保、戎馬蹴踘妖氣腥、叙成龍虎現天象、鼓聲猶爲打毬聲、茫々世界何所擬、嗚呼一場打毬耳、

豐鑑云、天正十年の夏羽柴秀吉城州山崎に明智を討取り此に暫く在陣、然共素より山崎も住べき所にあらずと思ひ給ひければ、攝津國大坂こそ要害に付ても西國舟の出入の便に遠からざれば、爰をなん住所に定め城がまへ殿作りひたたくみほどこし給ふ、北の方を移し人々住べき様をおきて給ふある人の

　ゆほひかに潮ひなしつゝ君住ば今ぞほり江に玉もしかまし。

柴田退治記云、秀吉於大坂、定城郭、彼地五畿内中央、而東大和、西攝津、南和泉、北山城、四方廣大、而中歸然山岳也、廻龍大河、淀川大和川、合其水即入海、大船日々着岸、不知幾千萬艘、平安城十餘里南方平陸、而天王寺住吉堺津三里餘、皆立續町店屋辻小路、爲大坂之山下也。

　生玉の城のいし垣つみあけてたかきいさほは雲の上まて、(京都豐國神社所藏眞筆)　豐臣　秀吉

日本戰史云、大坂城は慶長十九年冬役、當時の狀、蜿蜒高廿間壕廣く水深く中に五層の天守閣あり、外郭は西方横堀(今の東横堀)を限り船場を隔て、海を控ね、北に天滿川を帶び川以北は西福島野田より東川崎に至るまで水田に接し、東方は大和川又平野川あり、大和川の水鴫野今福より片原町に至るの間廣さ三町に及ぶ、乃ち淀川に沿ふて隄塘を増築し障壁櫓櫓を備へ亂杭を以て水を堰き、以て西國の兵に備へ、東は玉造より猫間川まて壕を堀ること二町許、又其上に壘壁を構ふ、南は空壕十數町、生玉より玉造に至る、其側に高さ一丈の石壁を築き上に鹿柴を列ね十間毎に櫓一所を設け(市街の倉庫を毀ち之を造る)各銃砲十挺を備へ、時に小橋山に一塞を起し南方の防禦首部とす、西は支砦を穢多崎博勞淵及阿波座土佐座の西岸に構へ、又砦を河原町(今の瓦町)に構ふ、船場天滿は島津等西國諸侯の陣地に充て、福島には砦を置き櫓を築き五十餘間の壕を鑿ち、野田海老江中島傳法九條等に戍兵を置き、傳法の川口に巨艦大安宅丸(櫓五十挺を用ふ)を繫ぎ更に番船を置き船路を扼し、又鴫野今福に對しては京橋堤に廠頭柵を新設し、東西北の城壁にも銃眼を増鑿し十間毎に一櫓を設け戍兵を配置したり、而て開戰に及び西國來援の兵なく、十一月西面の諸砦悉く東軍に奪はる、偶和議の約成り戰を罷む。十二月廿日東軍急に滯在の諸侯を役し外壕を埋沒せしめ内城に及ふ、二丸の壕濶四十間乃至六十間水深四間に及ふ、二十餘日にして塡壕毀郭漸く終る。已にして城中再び戰謀を決し、元和元年三月兵士を招募し卒役を發して塹壕を復し柵を植う、天王寺口獨復舊に難んじたゞ柵門を置く、然れども敵は必天王寺口より來るべきを知り結局の方略我軍は出でゝ雌雄を野戰に決するに在りと爲せり。又云五月東軍大和河内に入り六日若江道明寺に接戰す、西軍敗る。七日は東軍勝に乘して南方より逼る、此日東西北の三面に接戰なし、而て天王寺岡山兩口の戰西軍大に敗れ、將士大半戰沒し殘兵城中に退却す、東軍は勝に乘して三之丸に逼る、此日の晨秀頼天王寺口に出て決戰せんと欲し旌旗を列し櫻門(本丸)に在り、時に東軍使を遣し和を議せしむ城中或は媾和を希ふ者あり、又流言あり叛應者秀頼の出るを待ち火を城に放たむと云ふ、因て其出馬を遲延す、既にして敗報至る、秀頼慨然として曰く一死素より期する所なりと出て戰はむとす、適々速水守久天王寺より歸り諫めて曰く、前軍崩潰し道路に塡咽す、出て屍を亂軍中に暴すは主將の事に非す、寧ろ退きて本丸を守るへし力窮りて後處決するも未た晩しと爲さゝるなりと、秀頼之に從ふ、廚吏密に款を東軍に通し火を廚に放つ、適々暴風飆起し烟燄天を蔽ふ、東軍競ひ進み三之丸の木柵を越え過々に放火す、城中一も防禦の備

を指揮する將なく、午後五時頃に至り遂に陥る。八日の朝乃ち母子は田郭、本丸山里に往き）に潜居す、片桐且元之を告知し、東軍井伊及安藤の兵、之に砲を發す、秀頼乃自殺し毛利勝永之を刎す、（時年廿三）母（淀君浅井氏）及隨從の男女之に殉す。（慶長見聞記云、七日の晩市正且元は病中にて候へども城の案内知り候へは乘物にて城へ入、焼殘候所々火を掛けさせ焼拂ひしに、飯[illegible]に秀頼御一[illegible]成候て、女中等も見たる由候間、即其旨を大御所様（徳川家康）へ申候事、眞に士の非本意と諸人心あるは申しける、固より市正病者は隱れなく候へども此台[illegible]の後百日之中に亡ひはて子孫も後には絶果けるとも也。

東遊六首之一　頼　山陽

畿甸風光吾始過、東來地勢廻坡陀、淡洲蟠踞當郊樹、淀水奔流接海波、楠子孤墳長涕淚、豐家遺業尚山河、悠々今古供搔首、欲誌興亡奈獨何、

登浪華城樓　中井　竹山

金城臨眺日、勝國事堪哀、降準元天授、孤兒豈覇才、當時群嶂出、接堞大江廻、形勢依然在、千秋重鎮開、

下澱川、過浪華城　人見　寧

天若地荒喚奈何、澱城市暗亂啼鴉、無情最是長江水、依舊滔々入浪華、

天保八年二月十九日大坂町與力大鹽平八郎（名は後素中齋と號す字を子起と云）當時隱居の身なりしが、時の世運に感激する所あり、子格之助十數人を糾合し亂を作し多く市中を焚掠したれど、一日にして平定す、平八郎は油掛（アブラカケ）町の家に潜み、後月餘自焼して死す。

無題二首　梁川　星巖

蘆葭無際水悠々、二百年來覇氣收、尚剩金湯爲保障、誰名仁義弄戈矛、淸平有事是天警、合黨雖多非國讎、君子原情定功罪、[illegible]紘妄誕豈春秋。攝地風濤撼老鯨、戰車迅發自雷聲、石頭從古例縱火、京口於今能用兵、焉俑先生空有道、可嗤豎子漫成名、捷書只報孫歆死、不道[illegible][illegible]高甲行。

難波江（ナニハエ）

今の大坂城の西北に瀕るゝ天満川の筋なり、然れとも此水古代には直に南に走り西海に入し如し、卽御津埼を海門と爲す。御津濟今南區島之内にあたる、而て水勢世を逐ひて西北に傾き遂に木津川と爲れり、元祿元年木津川より一支を分ち安治川を造り之を入船の河口と爲す。今は難波江の名なし。

忍照るや難波の小江に云々、おしてる難波の小江の云々（萬葉集巻十六）なには江の釣するあまに目かれけむ人もわかこと袖ぬるるらん（小町集）

此江昔は山城川河内川は云ふも更なり、日下（クサカ）江小椅江の水まて落合ひ、洪河を成せる者ならん、謂ゆる仁徳帝の堀江とは此江の水脈を修治開疏せられし者にして、北河（山城川）の水量多大なる爲めに、南水（河内川）の常に擁塞せらるゝを疏引せられし所也、古史に逆流（北河）を塞き、横流（南水）を決くと云ふ蓋是のみ。

堀江（ホリエ）

昔仁徳帝高津宮の北郊を掘開して南水を引き、又茨田堤の絶間を築塞して北河を防ぎ以て難波江を駛す、難波の渡蓋是なり、或は難波堀江と號す。仁徳紀に「詔曰、今朕視是國、郊澤曠遠、而田圃乏小、且河水横逝、以流末不駛、聊逢霖雨、海潮逆上、而巷里乘船、故群臣曰、決横源而通海、塞逆流以全田宅、乃堀宮北之郊原、引南水以入西海、因以號其水曰堀江」とあり。帝王編年記に、此堀江の條下に註して「今山崎河通海、是堀江」と見ゆ、山崎とは淀川卽古の山城川の經由する所なれば、水脈の源委分明とす。而て其堀江の形状は、河流の左轉右遷、歷代その變なきにあらざれば、千年の後世にして、仁徳帝當時の河身を探尋し難し、唯其大略の位置を今日に指示せんには「天満川筋に於て、北河の逆流を塞き南水の横溝を通し、一時新河身を造らせ玉ふ者、之を堀江とは名つけられし也」と云ふを得べし、近年大坂に數種の擬古曆作の地圖流布し、桃谷等堀の邊に南水西決の跡を標記するもの多し、甚[illegible]を忘れず、而も世人之に惑ひ、附會の辭を加ふるは最怪むべし。

抑難波堀江は、河内川の末にあらずして、山城河内兩水の委口なりし狀、古事記の磐之媛太后が堀江に泝り山城川に入りたまふ一事、最徵據に足る、曰く「大后之日賣命、還幸之時、於難波之大渡、悉投棄御綱柏、故號其地謂御津前也、即不入坐宮、而引避其御船、泝於堀江、隨河而上幸山代、此時歌曰、つきねふ、夜麻志呂賀波を、かはのぼり、わかのぼれば」云々。（續日本紀云、天平勝寶八歳、太上天皇（聖武）幸堀江上。

天平十六年太上天皇、御在於難波宮、御船泝江、遊宴之時、左大臣橘宿禰奏歌、

保利江にはたましかましを天皇をみふねこかむとかねてしりせば（萬葉集）

御船以綱手泝江、遊宴之日作也、傳誦之人、田邊史福麻呂是也、

保利江より水乎（ミヲ）ひきしつゝ御船さすしつのをともはかはのせまうせ、　夏の夜はみちたつたつし舟にのり川の瀬毎に棹さし登る（同上）

天平勝寶八歳、太上天皇太皇大后行幸於難波宮、江邊之作也、

保利江こくいつての船のかちつくめ音しは立ちぬ水尾早みかも、船競ふ保利江の川の水際に來居つゝ鳴は都鳥かも（同上）

さよふけて穿江こくなる松浦船かち音たかし水尾はやみかも（同上）　津のくにの御津の堀江に雨ふれはかきりも知らすたまる我戀（家集）　伊勢

堀江寺址（ホリエデラ）

延喜民部式云「攝津國堀江寺者、七人二人浪

人十八、金剛壽命經、井免罰等、有乘諸師來皆」云、此寺始末詳ならず。蓋欽明帝の時物部尾輿中臣鎌子が論奏して小墾田向原寺の佛像を流棄せる故蹟とす。用明紀云「天皇曰、依奏有司、乃以佛像、流棄難波堀江」と、今大坂市中に堀江町ありて和光（ワクワウ）寺阿彌陀池に佛像流棄の故跡を傳ふるも以なきにあらじ。難波津は故俗禊祓の祭所にして、朝廷屢禊祓を擧げ清め給はんが爲め、難波禊を行はせ給へる事後世まで其典例を遺せり、佛像の拋擲も此水頭に行はせられしこと推理甚明白とす。〇續紀に「行基大德奏聞於難波之江、而造船津、說法化人、道俗貴賤、集會聞法」と堀江寺も行基の建立歟。

津の國の難波利良のひとつ橋君わたさらばあからめなせそ（成稜道別井古風土記逸文所引）

堀江川の渡舟及び橋梁の事は、渡邊の條に參考すべし。

長溝（ナガミゾ）郷

和名抄、西成郡長溝郷。〇攝津志難波部考云、和名抄西成郡長溝郷は長江の誤なるべし、彼長柄をも中世以來誤て奈賀良と訓めど奈賀江なり、北條九代記に攝州長江莊と見ゆ。〇按するに和名抄刊本長溝は長江と讀むべく其文字は長江とせん歟、大安寺伽藍縁起并流記資財帳に長溝郷と見ゆ、曰「攝津國一處、在西成郡長溝郷、莊内地二町、東田 西海限船津、南百姓家、北路之限」と、長溝郷の西は海濱にして船津なる事以て知るべし。東鑑承久三年の條に長井廚河莊とあり皆此歟。所考する長柄は續紀所引古風土記逸文に長柄に作り、住吉大社宮司解狀に長柄泊ありて、即大安寺資財帳の船津に當る、其訓は奈賀江にあらず、奈賀良なり、但其地は長溝郷に當る如し、其長溝は奈賀江と訓むべき歟、中世には渡邊と稱し、或は南長柄の名をも遺せり。荒木田氏貴地考に古の長柄は今の長柄本村（豐崎村）に非ずと判定せるは卓見なりしと雖、尋ずるに其訓をも長江と寫したるは從ひ難し。〇長明の發心集に

津國渡邊と云所に、なからの別所と云寺あり、其に近比道俊といふ僧ありけり、長寛二年の秋道俊夢に見るやうは云々

とあるは、渡邊即古の長柄たるを證明するに足る。

長柄（ナガラ）（上町）

和名抄長溝郷の地にして、今の大坂上町（ウハマチ）（北區内）に當る。孝德天皇の皇居を長柄豐碕宮と云ふは、長溝郷の上方なる玉造（タマツクリ）に在りしを以て、同しく長柄の號を冠せるなり。而して西成郡内又別に長柄橋（ナガラノハシ）あり、日本後紀、弘仁三年、遣使攝津、造長柄橋と見ゆ、此兩長柄は南北相去る一里許なるを以て、古來往々混同して錯亂の嫌疑なきにあらず。〇長溝郷の長柄は船津にして長柄泊と曰ふ、中世には專ら渡邊と稱したり、其事長溝郷の條下に述ふるごとし。住吉大社解狀（延曆八年職判）云

長柄船瀨

四至　東限高瀨大庭　南限大江　西限鞆淵　北限川岸

右船瀨泊、欲遣唐貢調使調物積船舫、造泊、天皇念行時、大神訓賜、我造長柄船瀨進矣、造之。

此文意は「遣唐貢調使の調物を船舫に積まむと欲して造れる泊瀨なり、天皇造らんと念す時、大神訓へ賜ひて我造れる長柄の船瀨を進らせて造らしし」と也、されは此船瀨は遣唐船發行以降の造設ならん、其遣唐使の幣物を貢調と曰へるは失體なれど、文字を以て實義を害す可らず、さて其船瀨の水面は、大安寺資財帳に長溝郷の一莊の西は海にて船津なる由見ゆ、又住吉大社解狀の四至に南限大江とあるにて渡邊の泊所と同一なるを知る、其東限高瀨大庭とあるは江水の上游にて、今も河内國守口の邊（茨田郡）に高瀨大庭の地名存す、鞆淵は詳ならず。（今東成郡都島村に友淵の大字あれど方位本文に符合せず、江水の下游なる川尻にありしもの歟）〇渡邊の長柄と云ふことは發心集にも見ゆるが、長柄は渡邊橋の辭なる由建仁元年の後鳥羽上皇熊野行幸の諸紀行に見ゆ、最徵證とするに足る。

家長日記云、一年三熊野詣の御悦に、長柄の御宿に着せ給ふ、日は入方近く成て今宵頓て御船にて登らせ玉ふなれは、御儀何くれと打紛れて心周章しきに、君は何となく所の哀なる樣しめ〲と眺めさせ玉ふ。はる〲とそこはかとなく淸けなる濱面に、小松原の生たゝる綠深く見え渡り、風の音すさまじく打吹、今更に出て越なき所の樣なり。渡邊の橋の上に行かふ駒の足音、おどろ〲しく踏鳴し、橋呼聲々も耳かしましければ、御前の邊は何となくしめやかなるに、昔の長柄の橋とかや此わたりなりにけんかし、唯名ばかりを聞渡るに、跡をたに見てし哉と思召たり、何所を指てか見えんすべきなど、且は笑中合り、少將雅經が其橋柱の切持候云々。〇熊野御幸記云、建仁元年十月廿五日、曉參御所（住吉）出御前出道、於大鳥居小休了、出過天王寺、入ナカラ宿所、（白京家到來相具船也）仍候之、但此宿細川庄（入水無瀨）成時沙汰也、人不來云々、仍即打出了、馳奔入皆瀨山崎、前々宿所也、今日過十五六里了、御幸ナカラより御船上御、云々。〇按に家長日記并に御幸記に長柄驛と云ふは、渡邊に同しきこと、水程船路の次第に由りて判知すべし、今の豐崎村の長柄橋址の地にあらず。

大江（オホエ）

又長溝に同し、萬葉集に見ゆる難波小江の訛なるべし。名所圖會云、今天滿橋南東八軒屋の濱を大江の岸と云ふ、大江橋は渡邊橋に同し、後京極にも「わたの邊や大江の岸に宿りして」と詠めり。〇實隆卿高野紀行云、渡邊より舟にのりうつりて漕出る程に、能因法師が「雲井に見ゆる伊駒山」もおもひ出られ侍り、樓の岸（ロウキシ）などいふもこゝと云也、大江殿の跡とてまことに今も松のみ緣に見え侍り。（或抄に、大江殿と云ふは、左大臣源融の別業にして、融の裔孫此に住止し、渡邊は渡邊氏となると曰へり、

江家次第に大江御厨とあるは、伊勢大神宮の神封なりしと見ゆ、亦此處なるべし、其厨の舊址、後世存否を詳にせず)

渡邊（ワタナベ／ワタノベ）　又渡部に作る、難波江の渡口の地を云ふ、三代實錄云、仁和三年、攝津國奏言、長柄（ナガラ）、國、河、頃年口絶、人馬不通、請准堀江川、置二隻船、以通人渡、許之。古事記傳云、堀江は渡邊と云ふ處なり、此江に傍て南渡邊北渡邊とて里有り、堀江の渡の邊なる故に渡邊と云しなり、橋のありし時もあり渡邊橋と云りき、其橋は今の天神橋のあたりなりき。○按するに古事記明宮（應神）段云「昔有新羅王之子、名謂天之日矛、聞其妻（比賣許曾）遁、乃追渡來、將到難波之間、其渡之神塞以不入」と見ゆ、是渡之神は渡口の主と云義なれば古代此地の首長を指すにや。此地は中世國府渡とも稱し、河海並びに之を津頭と爲したり。

さみたれは日數ふれともわたの邊の大江の岸はひたさざりけり（堀河百首）

扶桑畧記云、治安三年、前相國（道長）十月廿八日、入攝津國、午時御四天王寺、次於國府大渡邊、乘御船、廿九日、風靜波平、過田蓑島、雲海茫々、沙渚渺々、未時指江口之間、遊行之女船泛來、歌曲參差、爲作其所費之意、米百石給之。○長門本平家物語云、元暦二年二月十五日、範賴西河神崎を出て長門國に赴く、義經四國へ渡んとす、日比は從郷内思侍を以て、神崎渡邊兩所にて舟揃しつるが、今日既に纜を解に、梶原申けるは、船に逆櫓を立て進退自在にせばや云々、按東鑑、元暦元年九月朔、範賴發京向西海、至二年二月、猶在周防、而諸平家、與義經同日赴長門者、無所據、又梶原景時先此赴西海、或在備後或在播磨、諸據論無所見、東鑑曰、二月十八日、昨日廷尉自渡部欲渡海之處、暴風俄起、舟船多破損、士卒船等一艘而不解纜、爰廷尉云、朝敵追討使、暫時逗留、可有其恐、不可勝風波之難、仍丑刻先出舟五艘、卯刻着阿波國椿浦、（參考太平記）○大日本史云、源綱、祖仕任武藏守、父宛稱箕田源次、綱爲源敦所子養、敦者源滿仲婿也、綱養母居攝津渡邊、因以渡邊爲氏、又元亨釋書云、渡邊傳、攝津渡邊郡人也、家世業弓馬、自幼年慕佛、一比丘教曰、南無一乘教禮西方教主、三十三萬億一十一萬九千五百、同名阿彌陀佛、出聲如是、則早滅罪、傳內心謂號、毎日千遍、三十年而逝、時長承三年也○盛衰記云、文覺は渡邊黨遠藤左近將監盛光の一男、上西門院の北面下臈なり、三歳の時父死し一門遠江守遠光に養はれ、元服させて盛遠と名を附く。又云、文覺道心の起を尋れば女故なりけり、文學の爲に外戚の姨母一人あり、衣川殿と云ひ、娘一人あり名をはあとまと云ける、前里に源左衛門尉渡（瀧口源恬子）とて一門あり、其比渡邊の橋供養行れける云々、遠藤武者も入道して失にし女（阿津摩又袈裟）の骨を拾ひ、後園に墓を築き、第三年の間は行道念佛して斜ならず弔けるとぞ承る、去ばにや夢に墓所の上に蓮花開て、袈裟聖靈其上に坐せりと見て、さめて後歡喜の涙を流しけり。○按に城州鳥羽に戀塚と云ものありて、袈裟墓とも傳ふ、然れとも其人々の故園は渡邊に在ることなれば、此地に墓を築きたる事疑なし、後世其遺跡を傳へざるは惜き事ならずや。

按に此地に渡邊黨の在住したる由は、諸書に散見す、中にも「古今著聞集云、渡邊に往年一堂あり藥師堂とぞいふなる、源二左衛門翔の先祖の氏寺なり、番の馬允が時此堂を修理しけるに（中略）此堂は建立の年紀を數ふれば六十餘年になりにけり、云々。」又雜鎭要集に一谷發向の廻文あり、攝津國御家人遠藤七郎爲信と云名を載す、東鑑「寛元元年、攝津國渡部海賊人罪名事、今日及評定、彼刑部丞綱法師、所帶下司職、爲領家收公」とも見ゆ、翔番爲信綱なとあるは皆渡邊黨なるべし、山槐記、盛衰記等に源三位頼政陣後の渡邊黨の人々多く見ゆ。（北條九代記云、攝津國の住人渡邊右衛門尉と云もの野心を起し、鎌倉を背き、六波羅の政道に隨はず、近隣を犯して黑稿をいたす、與力同心の輩五百人にも及びけり、高時則河内國住人楠多門兵衛正成に仰せて對治せしむるに、不日に伐平げたり云々。此說信否を知らねど、南北亂の頃まで渡邊黨は此地に占居しけん、其後は離散したるごとし。

窪津（クボツ）　渡邊の一名なるべし、文治中には此津をかく呼べる歟、玉海、文治三年八月天王寺詣の條に窪津に着す渡邊也とあり、翌年の天王寺詣の條に「晚頭附渡部、自之六渡邊、卽乘車、法印下船、於此邊御船相進、追可着天王寺」又翌五年の天王寺詣の條にも「着窪津、乘輿參寺」とあり。國府津（コフツ）の訛なりべし。

國府址（コフ）　日本後紀「延暦二十四年、停攝津國治、於江頭」とす江頭即大江（オホエ）の渡邊（ワタナベ）なり。國郡治革考云、攝津職は初め西成郡雄作郷に在り、古歌に大作之御津と詠す、後江頭に遷す、今天滿宮を古國府渡と云ひ、終に其地を渡邊と稱すと云ふ時は江頭は此たる必せり。天長二年江南四郡を和泉國に隷せしめ國治を豐島郡に洗さんとせられしかど果さず、尋いて國治を河邊郡爲奈野に遷さんとせられしが又果さず、承和十一年鴻臚館を以て府と爲さる、拾芥抄に西生郡府と記せるは何世の事にや。○渡邊の渡津一に國府渡とも、窪津（クボツ）とも曰へり。

みやこ人ありやと問はゝ津のくにの國府の渡りにわぶとこたへよ（夫木抄）　法性寺殿白

こふのわたりと云所にて

尋つるこゝろも知らで津のくにのこふとも人のつくるなりけり（夫木抄）　大納言公任

浪速國志云、浪速は古代大伴氏の傳領なりしとか、大伴郷の名あり、其領主の邸宅は大江の岸の國府町也、今の八軒

是の濵にて、坐摩の御旅所の神石ある故に石町とも云ふ。

渡邊橋址　名所圖會云、一名大江橋今の天満天神兩橋の間に架し、往時は河幅二百六十間に上れりとか、貞享年中堂島を築きたる時大江渡邊の二橋を新架せるは、古名を傳ふるのみにて、其遺址に非ず。○渡邊橋の創架の事詳ならず、「堀江のひとつ橋」とよめる古歌あれば、之を證とすべき歟、三代實錄によれは仁壽中長柄(今豐崎村)三國(今新莊村)の二橋も斷絕し、堀江川に準じて船を置かるゝ事見ゆ、中世堀江の大渡に架橋供養の事は盛衰記に見ゆ、又百錬抄「貞永三年伊豆守信光、供養渡邊橋、件橋信光所造作也」とも見ゆ。○太平記、楠正成渡邊橋に屯し六波羅勢須田高橋の兩軍を敗り、子正行は同所にて山名細川の大軍を敗りたる事を錄す。花營三代記には「建德二年六月北軍三手に分れて、河を渡る、上瀨放手の渡、中瀨(地名を缺く)下瀨渡邊」と記したり、○赤松記云、浦上方は大坂の前、渡邊の渡にて馬をのり沈め、又は橋よりおち馬に乘ながらむざと川に乘入沈み果候、たまたま殘りし者ども又野里の渡にて悉入水して討れ候、浦上(村宗)も渡邊川にて沈み果ける。(大永四年)又細川兩家記云、七十一年以前畠山勢天王寺に陣取、其時渡邊川長柄に橋をかけられたり、四十年前浦上方天王寺陣の時は、渡邊川福島川二瀨に橋を懸られたり。

はるかなる大江の橋はつくりけん人の心を見にわたりける〔夫木集〕　俊頼

わたの邊や橋のうはてをはしめにておほかる岸のつまやしろかな〔夫木集〕　公朝

難波江御津の浦は其流委の海に注くには古來幾多の變遷あり、大抵世を逐ふて西北に偏きたり、たゞ渡邊のみ大變なし。正平年中にあたり足利尊氏の住吉詣記には、渡邊・御津浦と爲すは疑ふべし、曰「みつの浦より舟に乘てこゝかしこを見るに、

聞くより見るはまされりけふ社は初てみつの浦の夕なみ

たみのゝ島にあがりてみれば、あまの釣する船共あまた岸のほとりにこぎよせて、やすらひゐたり。」又延喜の頃に成れる横橋談の航程あり亦一考すへし、曰彩舟に帆を揭け順風よければ、人々こぞりて乘りぬ、月影海上を照し清風故人に逢てこそ更なき年を思ひ行れ、船郎聲あけて棹の歌を發するに耳を傾る人もあり、

わたの邊や大江の岸に宿りして雲井に見ゆる生駒山哉

と良遍法師か歌を吟する人もあり、福島木津川、右は他美乃島、左に岸の浪松あれば住吉の浦も見ゆ云々と、他美乃島を今の堂島福島にあたると爲す、不審。

天滿橋　東區上町八軒屋より北區天滿へ架す、長百十餘間近年鐵材を以て更架す。

難波橋上眺望　伊藤仁齋

橋上幾千尺、登覽眞壯哉、河抱城闕入、天向海門開、水濶波瀾細、岸遠家白廻、憧々來往者、誰是濟川才、

天神橋　天滿橋の下五町に在りて相並行す、長百三十間亦近年鐵材に改められ、大坂三大橋第一也。○三大橋とは天滿天神其下流なる浪花橋を併稱する者とす、浪花橋は中之島を中間に挾み、其長稍減す。

浪華橋納涼　賴山陽

萬人雜沓夜如何、月到天心露氣多、哀竹喧絃船櫛比、一江無處容金波、

春船　垣内溪琴

三百河橋水自春、黃金翠袖浪華津、々頭正有櫻花發、箇々樓船坐玉人、

八軒屋　或は八間と稱す、天滿天神兩橋間南岸の字なり。古の南渡邊にして今東區に屬す。淀川航漕の泊所にして、滊船烟江を掩ひて簇る。

難波客舍歌　服南郭

八間樓上南去客、八間樓下北來舟、問君此去向何地、問君此舟自何處、東極江都西帝州、難波風俗與壯遊、城闕直居滄海邊、五方雜錯萬國游、江南江北青樓女、到處隨意攀花眠、勸君行樂好自愛、明朝回首各風煙、

送君東下江上限畢　賴山陽

勸杯送時定風波、牽衣將歌莫渡河、江上雨絲與風片、看來不及別情多。欄鎖深收雨似塵、烏篷夜繫浪華津、篝燈呼酒擬相謝、誰是行人誰送人。

座摩　八軒屋の舊名なり、古へ坐摩神社此に在り。近世之を船場の西南に移し渡邊の名を傳ひ、(東區西橫堀)今坐摩と呼ふ。古事記傳云、大年神は天知迦流美豆姬を娶りて生める子阿須波神波比岐神あり、此神は宮中所祭卌六座の中に「坐摩巫祭神五坐生井神福井神綱長井神波比岐神阿須波神」とある是なり。祈年祭の祝詞に「座摩の巫の稱辭竟奉る、皇神等の前に白さく、生井榮井津長井阿須波波比岐と御名は白して」とあり、賀茂眞淵の考に座摩は本津の國の所の名にて、祝詞の文に依るに古より此神の敷坐し所に、仁德天皇高津宮造り給ひて宮中にも之を齋ひ給ひしより、其後京都を移されても同く遷し齋はれたる者なるべし、座は今集解に居とも書たれは爲さ訓ことは定かなり、摩も借字ならん、即井之後と云地名にやありけん、井に因れる名と聞こゆ。○按するに井之後五座中生井榮井長井は井の水を齋ひ稱へたる辭なり、名所圖會に座摩は井神三座鎭神二座と爲すは、據ある說歟。書記通證に「應神天皇時、遣紀角宿禰等四將討百濟國、便立阿花爲王而歸、即日於難波沼中拜祀神功皇后坐摩神是也、今神幸地(大江岸)有鎭坐石、俗呼神功皇后憩息石、此即舊社地」云々、とあるは攝津志の說なるが信用し難し。仁德帝の高津皇居の時に宮地の主神として重く齋祀ありしと云說信用すべし。釋紀所引の舊事本紀

「座摩是大宮地之靈、命座摩御巫齋祭」とある者最簡明なり。住吉大社宮司解狀にも歷々として之を證明す、曰く

猪加志利乃神二前。一名猪加志利神、元大神居座、爲唐飯聞食地。

右大神者、難波高津宮御宇天皇之御世、天皇子波多毗若郎女之御夢、本賜久、吾者住吉大神之御魂ぞ止、號爲猪加志利神、亦猪加志利之神止。託給え、仍神主津守宿禰令齋祀(中略)神戶二烟、神田七段、現在西成郡、以前大神所顯坐所、并御名、注顯如右。

今解狀を參考するに、猪加志利は地名にて住吉大神の仁德帝皇女に託宣出顯の所なり、而も其二前と云ふは住吉大神を一殿とし、宮地之靈を一殿とし、之を二前とは曰ふならん。又大宮地之靈を平安京の時葛野郡平野(ヒラノ)に祭り竈神とも稱せり、中世以降仁德帝を平野明神なりと謂ふるも緣由なきにあらず。○座摩神社古文書は眞僞相混ずる者のごとし、治承壽永の古簡に攝津國一宮坐摩大社、又難波大社(坐摩社)別殿渡邊王子なとあるも、一宮は住吉郡の大社にて、難波大社は坐摩の事にあらず生國魂を指す哉疑ふべし。貞和五年足利尊氏御書に「坐摩之神者、海中出現之三神也、昔神功皇后三韓追討之時、現神力、助皇后、追代異賊、依令安座座摩社朝敵、故有名座摩」なとあるは微證の一補と爲すべし。又承元四年坐摩神宮寺の叙元要の狀に當寺は王喜應と稱しなれり。然るに近年に至り坐摩社に宮地之神のみ祭るは古義に背くと謂ふべし、坐摩神社參看すべし。

樓岸(ロウノキシ)

坐摩(ヰカスリ)の舊地八間屋(ハチケンヤ)を曰ふ即大江(オホエ)の岸邊なり。攝津志、坐摩神社、舊在石町、時其地曰樓岸、有數小祠、其舊壤內、今尚有石、方五尺、俗呼神功皇后憩石、天正中遷置圓江側、夫木集曰、

わたなべや橋の上てを始めにて多かる岸の妻社かな。

按に樓岸は渡邊の岸にして、大江殿の古跡亦此なりと云ふ事は實隆公條吉野紀行にも見え、僧元政の温泉遊草にも樓岸と題して詩あり、

岸上樓臺接紫霞、炊烟疎處識齋民、如今樓蕪岸空在、勞想看登覽人、

と云ふ、即仁德帝の登樓望煙の古趾と爲す者也。此說にして是ならば、此岸蓋高津宮域中の樓臺にや、或は高津宮即此とも推論するを得ん。

高きにのぼりて見れば天の下四方にけふりて今ぞ富みぬる、　日本紀竟宴和歌　藤原　時平

信長記云、元龜元年九月、中島細川典膳が城迄、公方(義昭)御動座、同八日に、大坂十町許西にろうの岸と云所取出に被仰付、并に大坂の川向と川口と申在所候、是又拵云々、九月十三日、夜中にろうの岸川口兩所の取出へ、大坂より鐵砲を打入、一揆蜂起、無是非子細候。

東横堀(ヒガシヨコボリ)

東區南區を南北に貫流す、長二十餘町、即上町と下町(船場島內)の交界なり、西横堀(西區東界)の東十町許に在り。東横堀は大坂城の外湟にして、高麗橋大手橋(淡路橋又思案橋)本町橋農人(ノウニンバシ)橋久寶寺橋安堂寺橋等之に架す、蓋古の安曇江(アツミノエ)にして築城の日に改修したる者なり。

高麗橋(カウライバシ)

今大坂市の里程元標此畔に在り。○冬陣に城兵は船場を維持しかね、高麗橋本町橋等を殘し其外は焚毀に附しけるに、石川忠總進みて高麗橋に向ふも兵寡し、池田忠繼備前兵を以て之に代り筏を組み渡涉を試み吊井樓を築き城中を瞰視す、城兵屈せずして拒む、阿波の蜂須賀隊は農人橋に進し城兵の夜襲に會ひたり。夏陣には越前忠直勇戰して眞田を破り川場(センバ)を拔き火を民屋に放ち、勢に乘して高麗橋を奪ひ先登城に入り旗を樹てたり。○按するに高麗橋は往昔河原(カハラ)橋と唱ふる者に似たり、管窺武鑑に東横堀を河原町川と記したり、又寛永五年板行の入子枕と云書に瓦橋あり高麗橋を指すならん、「瓦橋とや油屋のいさり火のかげまで云々(即阿波久松世に傳を追善と題する歌の句なり)

安曇江(アツミノエ)

東横堀の古名なるべし、古へ江畔に阿曇寺(アツミデラ)あり今堀の東西に安堂寺(アンダウジ)町の名存す。○日本書紀曰、孝德天皇白雉四年、幸旻法師房、而問其疾、遂口詔恩命。原註、或本於五年七月云、僧旻法師臥病、於阿曇寺、於是天皇幸而問之。○書紀通證云、阿曇寺、在大坂安堂寺町、地藏石像尚存。○續日本紀曰、聖武天皇天平十六年、幸安曇江遊覽松林、百濟王等、奏百濟樂。○又江次第にある難波三所祓の一所安曇口は口字疑ふらくは江の誤のみ、御津頭を參考すべし。安曇寺址の石佛今油掛地藏と呼び、油掛町の名起る、天保八年大鹽平八郎の死せる巷は此なり。

(安曇寺址)

神州奇苑云、安堂寺町は安曇寺のありし所にて、二町目の木戸側に地藏の石像あり、願ある人は繩もて石像を縛り置き、成就すれば油をかけて報賽す、三尺許の石なり、大坂市中に於て殊に靈驗ありと稱せらる云々。

船場(センバ)

或は川場千波に作る、東西横堀の間にして北は天滿川に至る、南は長堀島之內なり、今東區と稱し大坂市の中心にあたる。千門萬戶最殷賑を極め、殊に其北部高麗橋通今橋通北濱等は商社銀行の淵藪とす、今上町の北部を併せ東區の名を立つ。按に橋本漫北に船場は洗馬の義と云ふも疑はし、京都の寄物市の川丸を俗にセンバと云ふ、交易の所を斯く云ふにやとあり、因りて之を推すにセンバは糶賣(セリバ)場の訛なるべし。○慶長十九年冬の役、船場は西軍以て屬塞と爲し兵を配備す、已にして十一月廿九日城中相議す、博勞淵阿波座等破れ船場天滿も亦危し如何せんと。七隊長曰く某等始より守地構築の不利を說けり、今果して然り宜く天滿船場の二所を燒き兵を收めて上町に退き壕(今の東堀)を限りて守るへしと。乃ち諸將に命す、大野治房之を庇

かず、因て人を今橋より出し町家に放火し以て治房の營に延燒せしむ、治房退く。翌昧蜂須賀至鎮船場南御堂（本願寺別院）に陣し仕寄を堀りて本町橋の側に至る、東軍山内忠義池田忠雄淺野長晟鍋島勝茂等相繼て陣を船場に移す、是より塚を隔て橋を爭ひ晝夜相戰ふ、後數日にして和議成る。元和元年夏の役、西軍出てゝ南郊に戰ふ、明石守重は船場より迂回すへきの命を受け、精兵三百を選ひ南進して東軍の側背に出て其不意を撃たむと期せしに、天王寺口の我兵已に敗るゝを聞き市街の南端に駐り東軍を挑む、午後二時頃越前兵大に至る、守重之に向て逆撃す、水野勝成屁陀寅を督し西軍を撃ち敵の敗に乘し競ひ進む、船場又陷る、東軍城に入り忽にして其旗幟門に樹つ。（日本戰史）

北濱（キタハマ）

船場の北にして天滿川に濱す、河中に中之島（ナカノシマ）堂島あり（共に北區に屬す）濱橋淀屋橋等を架す。○淀屋と云ふ豪商は往昔此に住める也、家の祖を岡本三郎右衞門と云ひ北濱町に住し材木を商ひて業とす。三郎右衞門嘗て德川氏に恩顧あり故を以て城州八幡に山田三百石、又其請によりて大坂井に堀浦入濱の千間運上を賜ふ。淀屋辰五郎は其數世の孫なり、少年家を繼き居も奢侈を極む、是に因て罪を得又謀者謀判を以て死刑に該る、其名族に係るを以て罪を宥し家產を沒收し三都を追放す。其家の天井は金箔を以て厚く貼り、其夏亭と稱するものは硝子を以て作る。純金模白木寳金百十二萬兩白銀八千五百貫地所金が數十萬兩其他之に副へりとぞ、元祿年中の事なり。

蝙蝠が出て北濱の夕涼み、川風さつと吹針丹、からいしかけの色男、いなさぬいなさぬ何時までも、浪華の水にうつす姿鏡、

懷德堂（クワイトク）書院址、同書院は維新の頃まで持續し船場今橋通に在りしと云ふ。（大坂府史八上）懷德書院は享保十一年中井甃庵の起す所にして尼崎町に建て、其師三宅石庵を請ひ祭主と爲し孔孟を尊奉して子弟を教授す、名聲風に當世に馳たり。抑大坂の地たる、商買の俗修學を知らず、懷德院建つに及び一府を風靡し四方游學の人之に歸す、其子竹山履軒に至り頗に才學あり、書院の盛此際を最と爲す。

津村（ツムラ）

船場（センバ）の西部を津村と曰ふ、古は圓（ツブラ）江と呼へり、江灣の名に因る。圓江は名寄に「奈波の津夫良江」と詠し、萬葉集なる縄浦も此に外ならじ、蓋圓江は今の西横堀に擬すべし。

雪ふれはあしのうら葉も浪越て難波もわかぬはなのつぶら江、（名寄）　頼昭

難波行くたつの羽風にうちなびき聲なみよるなはのつぶら江、（夫木集）　兼光

東大寺要錄、長德四年註文、攝津國西成郡宗江莊、地六段 この宗江も圓江なるへし、宗を都牟に假る者なり。○攝津志云、圓神祠、今稱津村御靈、古今秘註曰、堀江東有濱、周廻一萬歩許、名八十島頭、延喜式曰、八十島祭、祀難波祭之、皆此。

(圓江)

縄浦は、萬葉の風景に據れは、藻鹽を焚き釣漁を爲し前には島の横たふ由にて、當時の風色想ふべし。催馬樂に「なんばの海」又は「なはのつふら江」を詠し、此なはなんば同語にしてなんばは轉訛にやあらん。從來の通說、難波浪華の訛りてナンバと爲れりと云ふは信じ難し。

縄の浦に鹽やくけふり夕されは行きすきかねて山に棚引（萬葉集）　縄の浦ゆそかひに見ゆる奥つ島こきたむ舟は釣りせすらしも（同上）

催馬樂、縄振、風俗歌（袖中抄）

なはのつふら江のせなの春なれは霞みて見ゆるなはのつぶら江、本 つぶら江のせなや秋なれは霞ても見ゆるなはのつぶら江、末

(縄浦)

細川兩家記、元龜元年八月廿四日信長人數三萬餘騎にて渡邊京上なり、廿六日に天王寺へ陣取なり、其外諸勢は渡邊津村上難波下難波木津今宮部戸陣取由候なり、廿七日に三好左京大夫殿中島の內天滿森へ陣取。

津村御靈宮は津村平野町に在り祭神詳ならず、名所圖會云津村は祇邊の總號なり、津村杣の名は土人の久く傳ふる所にして、今に其杣あり。（津村御靈は俗にゴンゴリヤウと呼ひ、鎌倉權五郎景政に附會すとぞ）再考するに延曆二十四年淡路の廢太子の爲めに諸國に御靈祠を置かれし事國史に見ゆ其遺址歟。

津村（ツムラ）北御堂は津村本町に在り、本願寺別院なり。佛殿對面所の建物宏大なること大坂第一と稱す。明治元年三月大坂初度行幸の時此に駐輦し給ふとぞ、寺境石壘を以て自ら圍くし、宛乎たる小城郭なり。○南御堂は南三町に在り、久太郎町久寳寺町の間とす、即東本願寺の別院なり。

(津村御堂)

睿昌詩記曰、西本願寺、在安土坊西、結構屹然、勢擬王侯、按唐時蜀有猱村、其民剃髮、若僧徒者、蓄妻子、盖西土既有一向宗之風、乃猱村先龍谷、殆四百年矣、往年朝鮮行使之過大坂、以此爲館、近來有故暫絶、東本願寺在其南、堂宇較西少減、山陽有冷語曰、鎌府付猱民、室府委灰塵、一姓傲要寒、還傳五百春、

座摩神社（ザマ）

船場久太郎町に在り、社傍を渡邊と字す 此社舊渡邊に在り、延喜式、西成郡座摩（ヰカスリ）神社是なり、今俗ザマと呼ふ。名所圖會に伏見院の勅額に難波大社座摩神と題せられ、今に西成郡の總社生土神なりと曰ふ、蓋豐臣氏築城の際此に移さる。○座摩神は新抄格勅符、大同元年攝津二戸を寄進、三代實錄、貞觀元年從?位あり。延喜式曰「凡座摩巫、取都（ツガ）下國造氏童女七歲已上有充之、若及嫁時交替」と、是は仁德帝の皇女に託宣ありし遺風ならん、其舊地坐摩（ヰカスリ）の條を參考すべし。

菟餓野（トガノ） 今天滿川（テンマガハ）南北の地なるべしと。延喜式「凡座摩巫、取都下國造童女」とある都下（ツガ）は菟餓に同じかるべし、書紀通證云「菟餓野、北自天滿北野、南京橋町（八軒屋）中野町（八軒屋の南西町）之總名、座摩社記作都下、又名渡邊」と、同名の野八部郡（ヤタベ）にも有り、師夢野なり。○日本書紀云、仁德天皇居高臺、每夜自菟餓野、有聞鹿鳴、一夕鹿不鳴、明日猪名縣佐伯部、獻牡鹿、問之明曰「菟餓野、帝悲而有恨、移佐伯部」

わきも子を聞き都賀野べの靡（シナ）ひ合歡木（ネブ）われはしぬびえずまなく念へば（萬葉集）

（都下國）名所圖會云、今西天滿を床野（トコノ）江と云ふは菟餓野の訛なるべし。○都下（トガ）國造氏は他に所見なし。姓氏錄攝津國神別に國造氏ありて「天津彥根命男、天戸間見命之後也」と註す、蓋津國造にして延喜式都下國造と同きに似たり。座摩の神主は今渡邊を氏號とし、其所藏文書に多く都下國造と署名する者あれば、徵據すべきに似たれど、文書の眞僞詳ならざれば引用し難し、追考を期す。

雄伴郷（チトモ） 和名抄、西成郡雄伴郷。○和名抄刊本は雄伴を雄惟に誤る。攝津風土記の逸文に「雄伴郡、有夢野」と遺り、法隆寺資財帳に攝津國雄伴郡宇治鄉と載す、此雄伴郡は後の八部郡なれども、雄惟の誤寫なる事以て推論すべし。○雄伴は萬葉集に大伴と唱ふる地にして、即御津濱也、大小の變更は淳和帝御諱大伴を避けし歟、又古人音調を節する爲めに雄伴を大伴と轉せる歟、此地は今南區島之內（シマノウチ）にて、即長堀道頓堀の邊にあたる、謂ゆる御津濱也。○冠辭考續貂云、大伴氏昔大連の職に居り、難波河內を食地にや領せられけん。欽明紀に「大伴金村大連、居住吉宅、稱病不朝」と見え、又靈異記にも推古の御時「大伴野栖古、居難波宅而卒」と見ゆ、此人を壽詞せし歌萬葉集に載す、

（大伴）

輙かくる伴の男廣き大伴の國榮ゑむと月は照るらしと、是大伴の領國なる由なり、大伴の御津と云ふも此處

山上臣憶良、在大唐時、憶本鄕歌、（續紀、大寶元年、以守民部尙書粟田朝臣眞人、爲入唐執節使、無位山於臣憶良爲少錄）

いざこども早日本（ヤマト）邊に大伴の御津の濱松まち戀ぬらむ（萬葉集）

太上天皇（持統）幸于難波宮時歌

大伴の高師の濱の松の根をまきてし寢れは家ししぬばゆ（同上） 置始 東人

御津（ミツ） 古へ渡邊の船津なり、今南區島之內に三津寺町の名存す。之に因て當時を推すに難波江は渡邊（長濟鄉）より西南に流れ、御津（雄伴鄉）を以て泊處と爲したり、隱江（コモリエ）の名あり。其西南は大海にして難波碕柏濟の險あり。凡是等水脈汀線の變及び陵谷の遷れる狀は今之を詳にし難しと雖、大畧今の木津川東岸（西區西濱町等）は近世まで高陸に非ざりしを想へば、奈良朝の比の長汀曲浦は、今の東區南區に求むべく、其以西は沙觜堆洲の散在せる淺水なりけん。

日本書紀仁賢卷云、日鷹吉士、被遣韓國、後有女人、居于難波御津。又續紀、天平勝寶五年九月、攝津國御津村南風大吹、潮水暴溢、壞損廬舍一百十餘區、漂沒百姓五百六十餘人、並加賑恤、仍追海濱居民、遷置於京中空地。

大伴の美津の濱にある忘れ貝いへにある妹をわすれで思へや（萬葉集） 身人 部王

押てるや難波の三津に燒鹽のからくも我は老にけるかも（古今集） 讀人 不知

萬葉集に「葦か散る難波の美津」又「臨子の三津の海」「大伴の美津の泊」など見ゆ、又御津堀江あり。

ひとりのみ見つの堀江に住む鴉のそこは絕すも戀渡るかな（六帖） 紀 貫之

攝津[illegible]圖會考云、攝津職の治所、[illegible]大江宮御津に在り、上古浪速より往來する者皆此津に因る、攝津職を置れしも必ず此に津宿を[illegible]れる[illegible]知すへし、攝津志曰「三津寺町、在大坂島之內」三津寺町 其三津寺町の邊、津職の舊址なるべしと云々」

三津濱（ミツノハマ）は江家次第云、伊勢齋王、（讀[illegible]、中宮）前代、向禊所、（舊例三日）、有三所禊、近代同日行之、[illegible]大江儲所、而近代先過此所、禊後着、

三津濱下方禊（攝住吉） 三津宿禊 安曇口禊（口難波江之訛）更歸大江御身儲所、給國司祿、

三津寺（ミツデラ） 三津寺諷誦。

南區に屬し、三津寺町の名あり。此寺寬永中の再興にて大福院と稱す、又三津八幡宮あり古の禊所址にやあらん、寺には觀音を本尊とす。○攝津志書所收、三津八幡宮記云、神龜中此三津に行基菩薩八幡の御本地堂を立て彌陀を安置し給ふ、世に三津の寺と云、延久二年本社御建立あり、西南の濱に山を築き松櫻楓を植、此所を今に山西浦と申す、故に

世を救ふ誓の海の入日こそなにはの三津のてらす也けり

と曰へり、源光俊朝臣の歌に

逢事は世を譜つとも玉垣の三津の湊に手向をぞする

又行家卿の歌には

行人の手向も見ねず玉垣のみつの湊のさみだれの比

と、かくの如く證歌多しと云々。（寶永年中再寫）

島內（シマノウチ） 今南區と稱す、東は橫堀、西は西橫堀、北は長堀、南は道頓堀とす。古の大伴鄉三津濱なるべし、今高津の地を併せて一區の行政を爲す。

（心齋橋）

長堀（ナガホリ） 長堀東橫堀と西橫堀及び木津川の三水を連絡し、東西に貫通す。心齋（シンサイ）橋長堀橋等之に架す、心齋橋は明治五年鐵材を用ゐ改造す、本邦鐵橋の最初とぞ。○長堀は其

創通年代を知らず、一說之を以て和名抄長溝鄕の起因とす。

道頓堀（ダウトンボリ）　長堀と並行し其南に在り。慶長十七年市民安井道頓、梅津川と呼へる小渠を改修したるものにて、元和の初めに竣功せりとぞ、日本（ニホン）橋は道頓堀に架し堺市に通ずる國道に係り、大坂南方の衝に當る、劇場觀棚數座ありて、日夜熱鬧を極む。此地は貞享年中竹本義太夫（名博敎）近松門左衛門協力して淨瑠璃曲を興し之を操人形芝居に上せたる所也、今に至て其流ますく大なり、元祿中淨瑠璃分れて竹本豐竹の兩座と爲り、後世此偶衰へ歌舞伎盛なりと雖、義太夫節の世に行はるゝ事依然たり。

御津埼（ミツノサキ）　難波津の海門なり、今木津川尻の千本松堤に擬すへけれど、古は水脈汀線後世の比にあらず、故に今子細に考覈し難し。

古事記、高津宮(仁德)段云、大后將爲豐樂、而於採御綱柏（ミツカシハ）幸行、木國之間、聞天皇娶八田若郎女、大恨怒、載其御船之御綱柏者、悉投棄於海、故號其地、謂御津前也、日本書紀又云、磐之媛皇后、遊行紀國、到熊野岬、取其處之御綱葉、而還到難波、聞天皇合八田皇女、而恨之、則其採御綱葉、投於海、而不著岸、故時人號散葉之海、曰葉濟（カシハ）也、皇后不泊于大津、更引之泝江、自山背廻而向倭一と、按するに御綱柏葉を海門に散したるより御津埼の名生したる如く書を成せるは、地名に據り事件を寓せる者にて其實本末を轉ずべし、古史其例多し、日本書紀景行卷に已に「日本武尊、殺柏濟之惡神」と載せ、神武卷に難波之碕出つれば磐之媛以前の[illegible]名なり。

おしてるやなにはのさきのならひ濱ならへむとこそそのこはありけめ、(日本書紀)　仁德天皇

難波之濱と云は地名にや、萬葉集載朝臣[illegible]村入唐使に「夕されは、鶴（タヅ）か妻喚ふ難波方、三津埼より、大船に、ま梶しゝぬき、白波の高き荒海を、島傳ひ別れ行かば」など

（柏濟）

見ゆ、又略解本なる柿本人麿羇旅歌

三津の埼浪をかしこみ隱江（コモリエ）の舟をもいつかよせむ奴島に、(今按、隱江はナバリエとよむ歟、細浦あり)

（一之洲）

此隱江は海門の內なる船津を指し、海門波高く奴島（ヌシマ）(淡路に在り)に行きかぬる狀を叙したり。三津埼中世に難波湊又一之洲（イチノス）の稱あり、一之洲は卽門洲を曰ふ。

霜かれのなにはの蘆のほのぼのとあくる湊に千鳥なくなり、(千載集)　賀茂成保

風あらきみなとの沖の一之洲にむかふ小舟は早入にけり、(新撰六帖)　行家

埼頭には古より六尾衝石の設あり、其木造のものを水尾木水尾杭と稱す、今の防波堤浮標の類なり可航路の所在を示す故に澪標に作る。延喜式云、難波津頭、海中立澪標、若有舊標朽折者、搜求拔去。○土佐日記に當時海上の航程を記す、

二月五日、けふ辛くして和泉の灘より小津の泊をおふ、石津の松原又住吉のわたりを漕ぎ行くに、ゆくりなく風吹てこけどもくしぞく也、六日、澪標のもとより出て、難波の津を來て河尻に入る、皆人々女をさなき者額に手をあてゝ喜ふこと二つなし、かの船醉の淡路の島の巨子京近くなりぬといふを喜びて、船底より頭をもたげてかくぞ云ける、

いつしかといふせかりつる難波潟あしこき避けて御船來にけり、

七日、けふは川尻に船入り立ちて漕きのほるに、川の水ひて惱みわつらふ船の登る事いと難し、

來とそては川の淵江の水をあさみ船も我身もなつむけふかな、

此歌は京近くなりぬる喜に堪ずして言るなるべし。八日なほ川のほとりになつみて鳥養（トリカヒ）の御牧といふ邊にとまる。

津守鄕（ツモリ）　和名抄、西成郡津守鄕。雄作鄕の南にして住吉郡に接せる地なるべし、卽今の難波村今宮村木津村の邊にあたる。○姓氏錄云、攝津國天孫、津守宿禰、尾張之同祖、火明命八世孫大御日足尼之後也。この津守氏卽住吉神主なるべし。類聚符宣抄に「攝津住吉大領、津守貫茂」と云あり。○同國雜記云、津の國なこの浦に難波津を守れる人の住しによりて、其浦を津守の浦といひ、又其子孫の氏によびて津守氏有とかや、今はなこの浦の所をさたかに知れる人なしとなん。

大舟の津もりの浦につけむとはまさしに知て我ふたりねし、(萬葉集)　大伴皇子

住の江の津守の浦にうけのをのうかれか行むてひつゝあらずば、(同上)

祝津（ハフリツ）　是は住吉の敷津と同しき歟、祝の字音（シク）は敷（シキ）に近し孰れか當れる。攝津志は「祝津宮址は河邊郡難波村に八幡宮あり」と爲せど、祝津は住吉岬の近地たるへし、疑ふらくは西成郡難波村に非すや、難波天王祠あり。欽明紀元年、幸難波祝津宮。釋紀引天書曰、天皇幸難波、進幸祝津宮、遣使問住江神、將征新羅井。續紀、勝寶二年、住吉郡人祝長月等、賜依羅姓。

名子（ナゴ）　名兒那呉那古等に作る。回國雜記云「入日をあらふ沖つ白波」とよめるは津國住吉郡なこの浦とかや、其浦に難波津を守れる人のすみしによりて津守の浦といふとかや、今はなこの浦の所をさたかに知れる人なしとなむ。○名所圖會云、今大坂道頓堀の南今宮木津難波等の總名なるへし、住吉浦に續けは古詠之を兼合せたり、日本橋以南堺街道を長町（ナガマチ）と呼ふも實は名兒町なるべし。

住吉の名兒の濱へにこまなめてたまひろひしく常わすらにす、(萬葉集)

舟はてし可志（カシ）振り立て、廬せむ名子江の濱邊過さかてぬかも、(同上)

略解云、和名抄「戕牁、加之、所以繫舟一」と有て舟をつな

くべき所へ立る木也、今も舟人の詞に可志を振ると云。

那古の海の汐干のかたは遠けれと目に近かりし淡路しま山（夫木集）　公朝

萬葉集攝津作歌の中に吾兒の鹽干あり。略解云、吾兒は住吉の名兒をかくも唱へしにや。

雨はふり借る□はなしいつのまに吾兒の鹽干に玉はひらはむ、

難波

今大坂市道頓堀以南の地にして、天王寺夕日岡の西麓也。其長町（日本橋筋）千日前等は西區に隷し難波村は東西に存す、民居接比す。難波をナンバとよむこと古へに聞えず、催馬樂難波海に「ナンバの海ナンバの海こぎもてのぼる」とあれば是等を初見とすべし、細川両家記には上難波下難波の村名多く見ゆ、今の難波を指す。按に奈爾波をナンバと訛ること疑惑あり、ナンバは別に此地縄浦の縄（隠江のナバリ）の訛れるにて、浪華と語根を異にするに非ずや。

難波の城塞は天正中本願寺門徒の築きて木津河の海運を防衛したる者なり、塞址詳ならず。天正四年五月織田の將原田長俊大坂の南より進む、敵塞を木津及難波に搆へ戍を置き、三塀に據り銃を縦ち長俊を拒く、長俊深田を渉り奮戦克たずして之に死す。○難波の東部は享保以後開きて新地と爲る、又難波は徳川幕府の時米廪を置き糧穀を節制したる所なり、大倉今に存す。難波御藏の北は千日前と稱す。

千日前

道頓堀の南、長町日本橋筋の西を總稱す。泉州線（坂堺と云）の車驛にして、見世物小屋寄席亭多し、喧噪晝夜を分たず、京都の新京極に比す。此地は幕政の時刑場を置かれ千日寺と稱する無常所あり、寒煙蔓草の間に墓石纍々相依れりとぞ、難波遊廓は千日前の西北に接す。

瑞龍寺

難波村の中央に在り、延寶年中鐵眼和尚（道光）藥師堂を轉して黄檗禪の精舎と爲す。鐵眼は學術道德一代に卓異し、興造濟度の功殊に多し、世に鐵眼寺と稱し訪詣今に絶ゆることなし、寺宇亦觀るに足る。○難波の生土神天王祠は瑞龍寺の南に在り。

鼬川

今宮難波木津諸村の汗水を西に導く溝渠なり、本名役川西濱町に至り木津川に入る、西濱町は往時は穢多村と稱したる也。○人類學會雜誌云、明治十一年難波村鼬川の開鑿の時、土中より舟を發見す、船身は大木二枚にて造り古のウツボ船と云ふものなり、木質は物産家の說に據れは桑と云ひ又木工等の云ふに樫の類なりと、所々破損腐蝕せるありと雖、猶其大躰を存し、長さ四十尺許幅最廣き處にして四尺に餘れり深さは最深一尺七八寸なるが如し、而して其實躰は實に二枚より成りて相重ねて結合す、三條の棍ありて兩舷をつなぐ三棍の下には一枕材ありて此等の支をなす。○攝津志、鼬川、本名河内川、自天王寺荒陵南流、歷木津難波二村間、達木津川、延暦七年、單功二十三萬人從事、即此矣、今平野西有河内川荒陵南有堀越村、皆其故踪。（河堀口を參看すべし）

今宮

今宮村は西區長町の南に接し天王寺の西木津村の東なり、今宮神あるを以て村名と爲る、此地近年市街を開き稍熱閙におもむけり。名所圖會云、今宮莊は今宮所藏弘治の綸旨に見えたり、往時朝役神役と云事あり朝役は每年禁裡御所へ魚味の供御を奉る、神役は京都祇園の駕輿丁なりと。○按に今宮文書は年號蝕滅の御厨子所預の宣旨、文永十一年正安二年の宣旨あれと、文章通讀する能はず、

祇園社大宮駕輿丁攝津國今宮神人魚物商賣等事爲莊中相着間凡令賣買云々早任度々御成敗上非分之族商賣致座中沙汰可守神役之由所被仰下也仍下知如件

大永二年六月　左衛門尉三善判

祇園社大宮駕輿丁攝津國今宮神人等申往昔以來致賣買之業被停止浦々關泊往反之煩禁裡御厨子所供御人再當社之神人之條勤其役無妨之處近年猥依成他家被官人或相掛非分課役云々

永祿三年十二月　前大和守主善判

等、近く慶長中まて、駕輿丁の許狀を時々申請したること見ゆ。

惠美須社は即今宮の社なり、蓋武庫の西宮の戎神を勧請せる也、正月十日祭を初戎と稱し、大阪市人群詣して福を祈る、中に妓女は駕に乘り之に赴く俗に寶恵駕と曰ふ、亦大阪の名物也。廣田神社は今宮の北に在り、相距る一丁餘、亦武庫の西宮廣田神社を請へる也、攝社祇園神あり、

輔政家集に

九月十三夜

津守より廣田にわたる商人もこよひの月をめてさらめやは

とあるは武庫なるを詠せる歟、又此にや。

東岡一帶幽閑地、返照蒼茫烟靄靖、多少樓臺春樹中、塔尖獨認天王寺。

田蓑島（田蓑浦）

今詳ならず、津守鄕の内にて江家次第に見ゆる三津濱下方祓所にあたることし。大同類聚方云、男賀崎藥　攝津國田蓑浦津守連通主家方也、又生守里藥、攝津國田蓑浦、津守連等所上奏之方也、と此に田裳田面と云ふは田蓑に同しかるへし、田裳乃と相近し、又顯注密勘云、田蓑島は天王寺の側に在り、靈所の七瀬の一なり、方角抄云、田蓑島は天王寺の西、戌亥の方より海邊なり、海道より南なり。○又按に住吉大社解狀に「九月御解除、田蓑島姫神社、在西成郡」とありて而も祓所なり、後世其舊蹟を亡失すと雖田蓑宮は、今船場座摩神社の攝社に之れあり、田蓑橋は堂島に其名を傳ふ、又大仁村（鷺洲村）の北に古松一株あり、其下に石の宮土中に埋れたり、是を古へ齋宮女御の禊祓の古跡なりと云ふ（攝津志名所圖會）女御の事源語に出つ、

住吉の御社たち給ひて所々に逍遥をつくし給ふ、難波の御禊なく殊に七瀨によそほしう仕う奉る、堀江のわたりを御覽じて今はた同じ難波なると御心にもあらて打誦し、御車留めさせ、

澪標こふるしるしにこゝまでもめぐり逢ひけるえにはふかしな、

田蓑島に御祓仕う奉る、日暮になり夕しほ滿來て入江の鶴も聲をしまぬ程の哀なるをりから、

つゆけさの昔に似たる旅衣たみのゝ島の名にはかくれず。〔源氏物語〕

難波潟汐みちくらしあまころもたみのゝ島に鶴なきわたる、〔古今集〕

天の下のさけかるへし難波かた田蓑の島にみそきしつれは、〔新後撰集〕　津守　經國

足利義詮住吉詣記云(貞治三年)たみのゝ島にあがりて見れば、あまの釣する船どもあまた岸のほとりにこぎよせて、やすらひ居たり、

雨ふれど降らねどかはくひまぞなき田蓑の島の蜑のぬれ衣、

それより南にあたりて野田の玉川と云所あり。此紀行によれは田蓑島は彼大仁なと歟と疑はる、然れとも此紀行本來信濫し難ければ、重據と爲すへからず。

木津(キツ)(三軒家)

木津は今木津村西濱町(舊穢多村)の二に分る、難波(ナンバ)村の南に接し西は即木津川なり。三軒家(ザンゲンヤ)は木津の對岸にして船溜あり、木津川口より入船する者は多く此の邊に泊す、謂ゆる木津河口の泊所是也。

有方錄云、(寬政八年)大坂、將至四國、間船可托、有阿州船、欲以明日發、乃與此約、阿州有厲禁、不挾過所者、不許上陸入艦、於是就其藩邸留守謀、留守予券書一通、船即所謂五十斛者也、二更解纜於道頓港、船舶群集、軸艫相衛、艫々相接、帆檣森然、如行林樾、江岸置一字、戈戟列植、張燈數炷、問船出入、柁手大呼以報曰、阿船一隻方發、岸上曰諾了、即過此、松櫚如戟、斜月在杪、水白影黑、行一里餘、左見燈光燗然、是爲住吉祠前石櫻所點。○參考本盛衰記云、重衡卿の女房、新中納言局、櫻町成範女)は故殿の若君の首を懷に入持て、乞食修行し觸護の尼と名附らる、天王寺西門にて斷食し居たりけるが、今宮の前木津と云所より、海人を語らひ遙の沖に漕出て、海へぞ入給ふ。按に長門本には、此事を經正卿の北方(鳥飼中納言女)にて、渡邊の橋の上より投水せられたりと爲す。

木津川(キツカハ)

淀川(ヨドカハ)大坂市に入り天滿船場の間に至り天滿川又船場川の名あり、福島に至り屈折して南に赴く、東岸に木津村あるを以て木津川と稱す。今中之島の西、安治川木津川の分脉より千本松堤に至るまて七十町あり、千本松堤即川尻にして堤の西角に燈臺あり天保五年堤成る、天保山を西北に視て一里の距離あり。大艦巨舶は天保山沖に泊すと雖、和船は木津川安治川に入る、其比較木津川尻の入船稍多しと云ふ。

信長記云、七月十五日の事候(天正四年)中國安藝の内能島來島七八百艘大船を催し、大坂表海上乘出し兵粮可入行候、打向人數まなべ沼野宮崎尼崎小畑花くま野の口是らも三百餘艘乘出し木津川口を相防候、御敵者大船八百艘計也乘懸相戰候。陸者大坂ろうの岸木津ゑつ田が城より一揆共競出、住吉後手之城へ足輕を懸、天王寺より佐久間右衞門人數を出し横手に懸合、推つおされつ數刻之戰也。箇樣候處海上者はうろく火矢なとゝ云物をこしらへ御身方の舟を取籠投入々々燒崩、西國船は得勝利大坂へ兵粮入。又云、其後信長公は大坂へ出船、勢州の九鬼右馬允に被仰付大船六艘作之、瀧川左近大夫一艘是は白舟に拵へ順風見計寅六月廿六日(天正六年)熊野浦へ押出し大坂表へ乘廻候之砌、雜賀谷輪浦々の小船不知數乘懸矢を討懸鐵炮を放四方より攻候也、九鬼右馬允七艘之大船に小船を相添山の如く飾立敵舟を間近く寄付候樣に持なし大鐵炮一度に放懸敵舟數多打崩候之間、其後は中々寄付不レ及レ行に無難寅の七月十七日堺の津へ著岸候し也、見物驚耳目候し也。翌日大坂表へ乘出し塞々に舟を懸置海上之通路を止堅固仕候なり。十一月六日西國舟六百餘艘木津へ漕來り九鬼へ乘向候へは南へ取巡、午刻迄海上にて舟軍有、初は九鬼支合候事難成見に候、六艘之大船に大鐵炮餘多在レ之敵船を間近く寄付大將軍の船と覺しきを大鐵炮を以て打崩候へは是に恐れて中々不二寄付一、數百艘を木津浦へ追上、見物之者共九鬼右馬允手柄成と感せぬはなかりけり。○安西軍策云、天正三年(信長記四年)大坂石山の本願寺信長卿に攻らる、顯如上人へ加勢として毛利家より兵粮船六百餘艘警固船三百餘艘艤して差上らる、晝夜急ける程に七月上旬に播州室の津着岸す。信長卿よりも大船三艘木津の川口に横へ、其外兵船三百餘艘相隨て通路を差塞、中々大坂へ可入樣ぞなかりけり、中國の船には野島も村上も舟軍は代々其妙を得て次第次第にせり込敵船に乘移切廻ける程に、あだけ二艘乘取けり、其外截取小舟は數知らず。○玄與日記云、文祿五年八月、和田御崎より難波浦傳ひして大坂近なれは、船子の歌ふ聲にぎはしく成りて十八日に大坂へ着船なり、地震の折節浪たかく風はげしき海上つゝがなく侍りつる事佛神のまもりにうたがひなく思ひ侍りぬ、九月六日一葉のふねをさし、あくれば長月七日八幡山山崎なと見侍て伏見の入江に着侍りぬ。

浪華觀漁　牧　戇齋

萬檣爭趁市塵攤、粉壁縱横夾碧流、笑我吟箭着無地、滿江秋雨上漁舟、

浪華竹枝

卒濛煙雨夕陽沈、一葉蟲舂道舶陰、指點農家西嶺下、

浮虫自造是郎心。

穢多崎（三軒屋）

今此名亡ふ、即三軒家村なり、木津川西岸に在り木津難波二村と南北相當す。日本戦史に穢多崎は船場の南端にして今三津寺町地方也とあれど採るべからず。

管窺武鑑云、大坂冬陣の時、蜂須賀阿波守は今の川口の御番所ある寺島(今西區松島)の南の埼、三間屋の小島へ取着かれたり、此所に穢多か城あり、是は其昔織田信長の時本願寺門跡大坂に籠城の事あり、此刻渡邊住所の穢多共が門跡方を仕り構へるを以て也。此寺島再島穢多崎の邊所々に大坂衆張番を置、或は人數を用ひたり、然れども蜂須賀衆夜に紛れて大坂衆を悉く追散し、其處を取敷けり。(慶長十九年冬役、明石全登兵八百を以て穢多崎を守る。阿波兵十一月十八日木津を探り、十九日午前三時を以て時間を疑し其兵三千餘人を二分し水陸並び進む、一隊は潜に敵砦の背後に出民舍に放火し吶喊して不意を襲ひ、一隊は船を以て砦下に逼り銃砲を以て砦を毀ち前後夾撃す時に北風烈しく火四方に延焼す、戍兵狼狽全登遂に遁逃し柴崎同勞淵に走る。廿六日穢多崎より野田福島へ交通の便を開く爲め舟橋を架す。(日本戦史)○按に管窺武鑑渡邊の穢多と稱するは近世西濱町に移轉せる者なるべし、寺島は今松島と稱し遊廓あり、松島の南三軒家村の北端(道頓堀東より來り木津川に會する所)に近年まで造船所在りき。

川南（松島）

九條村の西南に接する新洲を今川南村と稱す、東は木津川北は安治川西は海なり、亦九條島の増墾せる者にして中央に木津川の一支尻無川貫流す。凡此新淵は、東北角九條村を除くの外は皆近世三四百年の増墾に係る、天保町は淵の西角にして實に天保元年の築成に係る、近時大坂の築港計畫は、川南村の西面に行はるゝ者也。○産業事蹟云、恩加島(今川南村)同島新平治ぶ衣

政年間始て發見せし「晩生潮知らず、赤穂水米」は素と種米の發生せしものなり。西成郡海岸の寄洲は堤防を修築し寶暦年度に於て二百四十餘町歩を開墾し逐年開墾をなしたるものにして、土質細砂にして鹹味を含有し爲めに稻木の枯凋すること往々あり、然るに獨赤穂は枯死することなきのみならず、成長太だ能く收穫多量なるを以て甫めて「赤穂潮知らず」の名を下せり。其の色赤黒にして醜なりと雖精米にすれば頗る潔白となり、味も亦美なり、故に近時に至つては西成住吉、兩郡海岸の地は十中の八九該種を栽植するに至れりと云ふ。

九條

九條は木津川と中津川間の斥鹵にして福島以南の總名なり、九條島と號す。寛永年中香西哲雲(一作夕雲)官に請ひ此に修築し住宅墾田の基を定む、爾後新洲年々増加し貞享年中河村瑞賢島の中部を穿通して安治川を造る、天保中新見正路又安治川を修治す。今九條島分れて川北村(又四貫島と云安治川の北)川南村九條村等と爲る、三軒家村は島の東岸を成す。

竹林寺は九條村尻無川の畔に在り、東は松島に對す、浄土宗、寛永年中九條島の開基香西哲雲創建する處なり。寺の西南二町に茨住吉社あり、又哲雲の勸請せる者にして九條島の生土神とす。○九島院は竹林寺の西三町に在り、寛文年中黄檗僧鐵眼開基、寛文十年海嘯浸地の時溺者を憐し自死す、後人其奇蹟を傳へ寺を建つ。九條村の北本田町古川筋等は今西區に屬す。本田は寛政の時御船手屋敷を稱し御船所船番所船屋等あり、此地安治川木津川の分派點にして斜に中之島と對す、明治維新、濱御舟手屋敷を以て外國人居留地に供す。富島は本田町の西に在り一淵を成し安治川に傍ふ、元祿十一年の築成に係る、今大坂商船會社商船學校此に建つ。

安治川（富島）

貞享年中河村瑞賢の開く所にして、福島の南、中之島の西より大川を導きて西せしめ、以て海に會せしむ。其海口に波除丘を起す、俗に瑞賢山と稱す、今安治川南三町目に存す、爾後河水の淤塞年を逐ふて漸く生じければ、天保年中新見正路再び海口を修め其堀出土を以て瑞賢山の西南三十町に天保山を起す、前後通して五十五町と爲す。或云瑞賢之を安治と因へるに因り、時人安治川と命じたりと、不審。

貞享四年畿内治河功成る、向きに河村瑞賢治水の命を受くるや大坂に至り役を起す。蓋大坂は河の將に海に入らむとする所に九條島あり、河は島に扼せられ旋流して海に入る、此れ上流漲溢し淤塞の由て致す所なり、故に先つ九條島の中央に就き一道の新河を開き直に海に達せしむ、新川既に成り河水沛然として傾注し、向きの漲溢するもの自ら順下し淤塞するもの自浚除す。凡そ大小幹河支流、堤防通計十萬餘丈の間、田圃或は河岸を侵占するもの今悉く之を撤去し、又堤旁堤内所生の蘆葦竹樹は該管官民をして悉く之を芟除せしむ。是に於て河口また湮塞の患なく、南海西海諸道の漕運阻礙なきに至る、誠に國家無疆の慶にして生民未曾の利なり。(畿内治河記)

○明和三年赤水長崎紀行云、大坂は繁華東都に劣らず、家數二十七萬七千戸人數九十萬口と聞く、蓋門の廻船河中に満る、毎日出入おゝく千艘也と云ふ、廿一日朝番を下し番所の前を經て、安治川二丁目の[illegible]大島屋につなぎ汐を待つ、八反帆七間斗舟子五人なり、廿二日風雨に留、夜に入れば遊女ども十人ばかりつゝ組つれ舟へ來り戯る、又蜆川の方より島屋ひきて遊女舟幾十艘といふ數知れず客船の左右へ漕よせ呼めぐり、誠に江南長干の風俗もかくあらんかとをかし、廿三日安治川より十町計り下り、和久の鼻に順風を待つ。

安治河口即事　　長州徳元義

南去北來船作叢、津梁架街曲如弓、狂雲半破天收雨、各自蓬窓斷作風、

尼崎僦舟入坂　　頼　山陽

風頭蘆花亂撲篷、一支寒港半時程、忽然轉脫大江口、舟傍高檣林底行、

舟到浪華港作　　坂井　虎山

高城遥指浪華洲、浦上風煙入暮愁、客隋當年亡二世、狩陽今日富諸侯、雲間塔聳東西寺、港口帆飛南北舟、篷底經旬心已厭、明朝又泝澱川流、

夜過柴東野、自浪華歸讃州、　　廣瀬　旭莊

濶潤煙無際、舟移月有聲、前程雖不遠、夜色渺離情、

天保山

安治川の海口にして其南岸頭なり。天保二年安治川浚渫の土砂を積み之を築き防波堤を出す事百間に上る以て船舶入港の標識とす、故に目標山とも曰ふ、後燈明を點き又改修して砲臺と爲す、明治維新の後砲臺を停廢し燈臺を改建す。○天保山は地角斗絶の邊にあるを以て海天の眺望はなはだ廣し、遊覽の客を延かんが爲めに亭館の設あり。

登天保山　　廣瀬　旭莊

絶巓嵌概嘗傳聞、此日振衣倚夕曛、一簣成山人力大、孤飛鵰海鳥心勤、風生樵浦帆形仄、春入遥峰燒痕分、幾歳西州歸不得、龍蛇蟠窟萬重雲、

新見正路文政十二年大坂町奉行となる、赴任して數月訟理まり政擧がり吏民悅服す。此より先き攝河川路塡塞す、民屢々水害を受く、正路需旨を奉じて之を濬治す、民或は其の事を畏ヒて從ひ肯へんぜず。正路爲めに懇諭すること數回、遂に感悟す。是に於て衆皆な鉦鼓を鳴して之に赴く、遂て濬口を浚して商舶の出入に便ならしむ、輸入大に喜び相與に醵貲して以て公役を賀け、更に壘土を積み以て一大邱を爲して疏鑿の績を表し、喚びて天保山と云ふ。〔事實文編〕

大坂港

日本水路誌云、大坂港は西及南に開く、泊地の水深他て規則正しく漸次に増減す、其底質歎泥錨抓き最好くして船舶は依て以て安全に颶風を凌くに足るべし、濱邊は皆白沙なれども、低潮痕を距る一鏈の邊に至れば泥となる。目下の好錨地は天保山燈臺の西方一二海里、水深四尋或五尋の邊とす、底質歎泥にして錨抓き甚よろし。安治川口は二條の防波堤間より海に入る、其北側半海里餘は水甚淺し、然れども大坂城下まで端舟を通ず。川口に門洲あり、非常の低潮には殆露出せんとす。砲臺は其近傍地低きを以て甚顯著なり。木津川口は安治川口門洲の南と東二海里にあり、木津川門洲あり該門洲は未だ密測を經ず、然れども安治川口門洲よりは稍々深からむ、何となれば大坂に至る和船は安治川を泝る者より木津川を泝る者のやゝ大なればなり。○開港規則云、大坂の港界は、武庫川口目標ツリーポインより南微西に向ひ引きたる一線と大和川口より引きたる一線と武庫川口目標より六海里大和川口より五海里の所に於て相接する其二線内に含まる。

大坂府廳

西區江之子島に在り、攝津の東部（一市四郡）幷に和泉河内二國を管治す。（大坂市西成郡東成郡三島郡豐能郡一市四郡）

江之子島は木津川の水心に居る、西は九條本田町、東は阿波座薩摩堀町なり、梅田停車場を去る二十町、大坂城を去る三十町也

（江之子島）

西横堀

東横堀に幷行し、西區と東區南區の界を爲す。西區は西横堀を東限と爲し北は土佐堀（天滿川の一支）に至り南は木津川に至り南は道頓堀に至る、土佐座阿波座新町堀江等の字あり、而て江之子島松島等附近の町々之に屬す。

堀江

西區の南部にして元祿十一年市街を開く、道頓堀長堀の間に在り、中央に堀江堀ありて地を南北に分つ、蓋古へ大伴の御津の西に接すれは御津堀江の遺名にやあらん。天明寛政の頃堀江の商人薫井屋太吉（木村孔泰）博物の學に長じ交道尤廣し、嘗て井を鑿ち古蘆根を獲たり、喜て曰く此れ豈古の謂ゆる堀江の蘆葉かと、遂に其堂に名つけて蒹葭堂と云ふ。

葦島

今堀江の地なるへし、大坂冬陣に眞田幸村兵を伏せて德川公を要撃せんとしたる處也。日本戰史云、十一月廿七日の夜、幸村の間諜出てゝ家康の明朝木津福島を巡ると聞き、歸り告く、幸村大に喜び兵を葦洲に伏せ家康を襲擊せんと欲し銃に巧なる者五十人を撰拔し更に壯者十八人に槍及鐵鈎を持たしめ、小舸三隻に搭し天滿川を出て博勞淵の南なる葦洲に至り蘆葦中に伏す。寒風凛烈、霰雨交々飛ぶ、兵皆相抱きて暖を取る、幸村巨榼を開き酒を兵士に給し又一齋より油を取り手指に塗らしめ、黎明又餅を給し勞苦を慰し、既にして火繩を銃に施し以て家康の至るを待たしむ。昧爽家康急に出馬を止め、本多正純に命し銃卒を率ゐ船に乘じ葦島近傍及福島新家を巡視せしむ。幸村正純等の旗章を見て曰く予は賤符の爲めに出たり、彼等の爲に發す可らずと、兵を收めて退く、東軍終に之を知らず。

和光寺は北堀江に在り、元祿十一年堀江開市の頃創建す、俗知善閑甚、小池あり阿彌陀池と稱し上に寶塔を架す。古史に佛像を難波堀江に投棄する事見ゆ、其故蹟此阿彌陀池なりと說く者あれど信し難しと云ふ。

新町

西區に屬し長堀立賣堀の間を云ふ、寛永年中の新地にして其初め官家特に傾城町の爲に開きたり、後世に至るも改めず、大坂名物の一なり。攝陽落穗集云、新町の大夫扇屋夕霧は寛文延寶の比の全盛なり、芭蕉翁と云は承應明曆の比の流行唄にて夕霧の新曲なり。

博勞淵

今新町の地なるべし、大坂冬陣の時薄田兼相（俗に岩見重太郎と曰ふ）の守れる砦あり、其址詳ならず、管窺武鑑云、穢多崎の並び道頓堀の北に馬口勞町あり、鈴木田は此壕か淵に籠るを蜂須賀家政を聞み、穢多か崎

博勞淵內所退散す、又藤田能登守へ博勞か淵の城の體を見積らせられしに、藤田の言上に此城方三町に不足、郭十町餘有無也、是を以て考れは籠る所の人數一人役を勤る程の者大積り、內を以て二千八百、外を取て三千六百までは有間敷とあり。○日本戰史云、博勞淵は曾々淳の名なり、狗子島(江之子島)の東に在り、後遂に其沿岸の地を總稱す、東南に穢多崎あり、西南に茶島三軒屋島あり、冬役城兵此に柵樓を築き壕を南北に堀り一橋を穢多崎に通し、薄田兼相七百人を以て之を守り、阿波兵に破らる。

阿波座

西區新町の北に接す、即立賣堀京町堀の間の字なれと其中央に阿波堀海部堀薩摩堀等ありて北部を別に靱町と字す。此地は慶長以來の商市街なれど、明和二年に壕渠を改修し面目を一新したりとぞ、西に江之子島あり。○日本戰史云、冬の役、阿波の商賈阿波座に居る者城兵に包圍せられて出る能はず、十一月十九日蜂須賀至鎭穢多崎を取るに及ひ竊に出て城兵の守備堅固ならさるを告く、至鎭乃ち其婿池田忠雄と兵を合し、博勞淵及阿波座土佐座を攻めんと欲するも、博勞淵の戍兵時々艀舸に乘り穢多崎附近の蘆葦中に伏し射擊す、東軍仕寄を狗子島沿岸に附け以て博勞淵の柵樓を射壞せんとす。

土佐座

西區の北部を土佐座と云ふ。北は土佐堀に至り南は京町堀に至る、中央に江戶堀を通し今其北を土佐堀通と云ひ、其中を江戶堀通と云ひ、其南を京町堀通と云ふ。○土佐堀は其北に中之島橫はり、幕政の時大名諸侯の邸廨多く堀の南北に散在したり。阿波座は蜂須賀氏の開く所なるが如く、土佐座は長曾我部氏山內氏の開く所なるへし。○日本戰史云、冬の役十一月廿九日、東軍石川忠總博勞淵を攻めんと欲し黎明葦島の洲嘴に出つ、時に潮滿ち水漲りて渡るを得ず、博勞淵の兵柵樓より之を銃射し彈丸雨の如く忠總の兵多く之に死傷す。忠總轉して狗子島の北より渡る、蜂須賀の兵も亦舟數十隻に搭し、木津口より穢多崎に逼る、忠總先つ上博勞(本町通の北)を取り城兵の土佐座に走る者を追擊す。蜂須賀の士下博勞(本町通りの南)に向ひ攻擊し、至鎭は阿波座に向ひ忠總は土佐座に向て攻擊し、遂に各之を取る、時に午前八時なり。

雜喉場

京町堀通の西に在る魚市場也。產業事蹟云、大阪魚市は永祿年中に特權を公許せられ、當時京大坂に賣買する所の魚類は大概本場に於て糶賣するものとし、若し此市を經由せずして漁家より直に他へ輸送する者あるか、又は出賣と稱して魚荷を船中に於て取引するが如きは、皆官に出訴して相當の禁罰を受けしむるの例なりき、明治維新後に及ひ舊法故習漸く廢す。抑京の魚賣の事は七十一番歌合に魚賣女の「いをは候、あたらしく候、めせかし」と呼ひ步行く由を記せり、室町將軍の時京都其外に魚座ありて魚を賣買し運上を納めしかば、座より出す所の賣子商人公儀を申し押賣喧嘩を致し撿斷所へ罷出るなど商人非道の賣買多かりしこと、室町殿日記に見ゆ。

大坂西區には各種貨物の問屋多し、流石に商業を以て海內の財富を傾くるの地也　按ずるに庭訓往來に藝才七座の店とあるを抄に絹座、炭座、米座、檜物座、千朶積座、相物座、馬商座の七座は市每にありとあれば、猶令式の市廛の如し。また太平記に「あひ物」の語あり、康富記文安六年の條に「あい物」とは「あきない」の事商の字なりと見ゆ、當時商物の名を干魚の獨占なるほどなれば魚類賣買の盛なりしこと想ふべし、今も佐渡、越後等にては干魚を手廣く賣買する者を四十物師といへり、四十と書く義未た詳ならず。又問屋あり或は問丸と云、庭訓往來に湊に替錢浦に問丸といへるもの是なり、和名抄に邸を今按ずるに俗に津屋と云は此類なり、古へ賣物を停めて賈を取る處といへり、古問丸を津屋といへるにや、問丸問屋等の名既に親元日記文明五年の條に見ゆれば魚類にもさる問屋の有けるを論なし。德川氏の時の事を地方凡例錄に問屋はもと株式なれば新規に願ふも輙くは許されず、是等は賣物の多少によりて運上を納むといへり。

中之島

北區に屬す、東西二十餘町橫幅廣さは三町に及ぶ、天滿川分岐して之を繞る。北を堂島川と云ひ南を土佐堀と云ふ、幕政の頃一嶋を擧けて西國諸藩の庫邸に占有せられたり。廢藩後官衙學校醫院工場等に供せらる、東部には公園あり明治十三年豐國神社を園中に建て、大坂中興の威德を表す、今官幣に列す。

玉江橋春望　　　賴　春水

玉橋乘興好從容、麗日和風淑景濃、侯邸古松靑陣々、市樓楊柳翠重々、雲邊塔影天王寺、海上嵐光佛母峰、莫道村郊尙耐踏、何人此去可移筇、

玉江と云は難波江の小字なり、今は知れず、勝地吐懷編に見ゆ。

玉江こく蘆刈小舟さしわけて誰をたれとか我はさだめん、（後撰集）

堂島

中之島の北に在り、中之島に比すれは幅員稍小なり。大川を此に堂島川と云ひ小派北に繞るを曾根崎川と稱す、對岸は即曾根崎なり、米市工場等あり。名所圖會云、堂島の市たちは米穀を糶糴なり、市人街頭に聚り指頭を搖して高下の極をさうぼして、之を又須臾にして遠き國まて知らすとかや。此始元は北濱の富商淀屋巨庵豐臣氏の軍糧を掌る事年久く、常に諸國の米穀を買積み、己か家の前なる橋爪に每朝市を立てゝ諸人に商ふ、此家斷絕の後其遺風を以て日々市を立つ。堂島は近世五花堂と云風流者京洛より移り來り此に住して花木をたのしむ、其頃は野原なりしを貞享の頃公命により市街を開く、五花堂の事蹟山文集に見ゆ。○堂島の米商賣價

の權衡を持して海内を動せる事は、藩政庫邸（クラヤシキ）時代を最盛とす、今も餘力猶足れり、其衰を見ずと云ふ。

有方錄（寛政八年）云、大坂、見商賈集渡邊橋、交易五穀、人衆如雲、彼此相分、或隱語或正言、喃々呶々、約言定而散焉、有人經紀、視其價直、甚上而欲病、相結而不可解、則大潑斗水、如急風暴雨、人乃散、而復集、更端驚買、名曰相場、謂一定物價之上下也、天下穀價、大抵因此、而貴賤同募相移、是蓋郡國之大樞、寓之商賈之手、且不存之京師江戸之間、而委諸浪華何也、浪華者舟船所湊、東運西輸、不歷于此、則不能得、是以一日貿易、數百巨萬、富豪射利、鬻封者多、儼然侯國、不爲之稱貸者、爲甚稀也、夫侯國雖小者、尚連數十里地、擧其財利、納於尺寸無土之商夫、雖勢使然、豈無制度之能救哉。

郡家鄉（グウケ）

和名抄、西成郡郡家鄉。○今北區天滿にあたる、即難波小郡の郡家なり。日本書紀壬申亂の條に云「大伴吹負、既定倭地、便越大坂、往難波小郡、而以西諸國司等、令進官鑰驛鈴傳印」と。日羅墓（）書紀通證に小郡西畔丘前なる日羅墓は天滿同心町に在りと曰へり、同心町は今川崎造幣局の域内に入る、墓の存否詳ならず。敏達天皇十三年、遣復任那、召火葦北國造阿利斯登子達率日羅于百濟、日羅到獻計、百濟恩率參官等送日羅、臨發時、竊語留者德爾余奴等曰、計吾過筑紫許、乍殺日羅、於是日羅自桑市村、遷難波館、德爾等相計、欲殺日羅、日羅身光有如火焰、恐而不殺、遂於十二月晦、候失光殺之、詔令收葬於小郡西畔丘前。（日本書紀）

驛家鄉（ハユマ）

和名抄、西成郡驛家鄉。按に郡家の水驛にして渡邊の稱之に由る、即難波堀江の渡戸とす。水南長溝鄉を南渡邊とするに對し天滿を北渡邊と云ふ、北渡邊即此驛家なり。廐牧令云、水驛不配馬、量閑繁、別置船四隻以下二隻以上。又文德實錄云、仁壽三年、攝津國長柄三國兩河、淮堀江川、置二隻船、以通濟渡。

驛路（ハユマチ）に引舟わたしたゝのりに妹がこゝろにのりにけるかな。（萬葉集）

天滿（テンマ）

今北區と稱し、川崎曾根崎堂島中之島等の地之に屬す。天滿の名は無題詩集太平記等に出て、菅公廟あるを以て也。淀川北より來り天滿の東を過ぎ屈折して西に向ふ、今天滿天神等の橋を架す、故に天滿川と稱す。毎年七月天滿祭に神輿を舟に乘せ松島に渡御せしむ、水上の光景人目を驚かす、大坂神事の第一と稱す。天滿は往時北渡邊（キタワタナベ）と稱し、北は長柄三番（サンバ）に接し一島を成せり、西方地形數變革あり。○日本戰史云、天滿は大坂城の北西、水を隔てゝ在り。其西は中津川支流を隔て南中島に、西南は天滿川を隔てゝ船場に、東方は淀川を隔てゝ備前島に隣接す。冬の役東軍天滿川の深くして城に逼り難さを憂ふ、藤田重信建議して曰く淀川右岸の隄を破り水を神崎中津の二川に導き、破口の下に欄を樹て土囊木石を以て水を塞き、以て下流を涸すへしと。家康之を善とし、十一月十一日松平忠利伊奈忠政に命し鳥飼近傍に於て神崎川の隄を破り之に淀川の水を引く、すてにして家康鳥飼の工事功なきを以て更に澪上江（カスカエ）に隄を築く、時に野田福島の諸塞陷る。二十九日天滿の諸營自燒して城中へ入る、初め秀賴島津家久を招き天滿を守らしめむと欲し砦を此に築きしも、其來らさるを以て終に守り難しと爲し、是に至て之を燒く、東軍天滿に入て陣す。

天滿天神宮（テンマテンシン）

天滿の中央に在り、菅原道眞を祭る、蓋山城北野神を勸請す、緣起ありと雖詳ならず。名所圖會云、地主祠あり大將軍と曰ふと。

九月盡日、陪天滿天神祠　藤原　敦基

渡口社壇訪土民、說言天滿是天神、華榮便帆瑞籬菊、蘋禮近薦肉澗蘋、藥稍敗風秋盡夕、木綿飄雪日晴辰、重巖松老無知歳、波浪花飛韻壁春、城北靈祠猶仰德、河陽古廟更歌仁、村閭遠近低頭至、報賽黄昏歸海濵、

季夏菅廟祀日舟中題二首　渡陰

羽衛迎神下水涯、假童擊鼓絳巾垂、畵船彩舫觀如堵、不似西冥竄逐時。江上船連岸上樓、絃歌接夜咽中流、華燈百萬天猶晝、豪擧應凌六十州。

太平記云、正平二年瓜生野より京勢引返し、先つ橋を警固せよとて渡邊を差して引さけるが、天神の松原まて落ちのびたりける。又云、應安元年九月、楠正儀和田橋本五百餘騎を率して渡邊の橋を打わたり、天神の森に陣を取る。○細川兩家記云、元龜元年九月、信長天王寺より中島天滿森へ陣替なり、則天滿宮拜殿會所放火申候、然ば森中へ陣屋を懸られ候なり、先陣衆は海老江堤田中に陣取敵近く候。

川崎（カハサキ）

天滿の東に接し淀河に臨める地を云ふ。今造幣局あり、臨高大遠望して之を知るへし、此地は舊幕府の時東照宮及倉庫并に諸吏の宅に充てたる所なりしが、明治元年之を一掃して鑄錢の工場を建つ、規模最觀るへしと云、中に亭館あり千布觀と云ふ。

北野（キタノ）

天滿の西北を北野村と云ふ、大融寺と稱する古刹あり。

浪華逢客導游　廣瀨　旭莊

未醒南郊酒、還浮北渚舟、三秋曾坂澗、一日此携游、好樹多臨水、美人宜在樓、不妨天易晩、明月照滄流、

大融寺（ダイユウジ）

眞言宗桂木山と號す、相傳ふ左大臣源融公創建、中世荒敗し今大門の跡は西三町に存し、寶塔樓閣等皆田の字にのこれり、後快濟上人再興し今の如くなれり、什寶に建武元年足利尊氏倉橋莊寄附狀、建武三年吹田莊寄附綸旨等有り。（名所圖會）

曾根崎（ソネザキ）

天滿の西、堂島の北なり、曾根崎村と云ふ。寶永年中より漸次市街を開き、今大略大坂市に隷す。

梅田（ウメダ）　曾根崎村の大字なり、鐵道幹線大坂停車場在り、旅客貨物の出入常に尖集山積す、蓮池を穿ち南堂島川に通し水運海灣と相連絡せしむ。

夜入浪華　河野　秀野

扁舟五里十里、細雨二更三更、撼破蘆花殘夢、菅神祠外鐘聲、

西成郡

西成郡（ニシナリ）　古の難波小郡なり、續日本紀「神護景雲三年、西成郡人秦人神島、賜秦忌寸」と見ゆ。國郡沿革考云、和名抄、西成を西生と作る所あり、生に作るは誤なるへし、日本後紀延暦三年の條に東生西成二郡と記し、古より東西文字を異にしたる也。○西成郡は難波津の西北半部を占む、中世國郡の制度破れ闕郡の稱を冒したる事あり、又中島と云ふ、淀川の流末支分して郡村を抱擁すれは也。○本郡は三方水を以て限ると雖南部に於て東成郡（古東生郡住吉郡）と交錯す、和名抄、西成郡川邊之余里十二郷に分る、其郡家驛家讃揚長溝雄伴津守等は今大坂市に入る、中世闕郡と稱したる事は細川兩家記云「大永六年細川澄元方牢人闕郡中島へ切入り、河を越し吹田に陣取。又享祿四年播磨勢淀川を越し闕郡中島へ陣替し、細川常植は中島の内うらいに陣取」と此うらい今鷺洲村大字浦江（ウラエ）なり。

本郡今三十村二町（天保町西濱町）に制爲すと雖、大坂市郡の南部に蟠踞し、市郡の境界頗齊はず、海岸には新洲年々に増加するあり、水脈縱横に馳するを以て地形の變遷歳時に之ありと云。

中島（ナカシマ）　中島に南北の別あり。神崎川（三國川）中津川（長柄川）間を北中島と云ひ、穴太記に見ゆる三好宗三の中島城此に在り。細川兩家記に見ゆる細川常植の中島城は南中島に在り、中津川天滿川（福島川）間を南中島と云ふ。太平記云「正平三年、楠帶刀正行は今年殊更父か十三年の遠忌に當りけれは、其勢五百餘騎を率し、時々住吉天王寺邊へ打出てく、中島の在家少々燒拂ひて、京勢やかゝると待たりける」と、是は繊場（センバ）を指す如し、中島の戰爭の事、大坂陣に至るまて諸書に散見す。

和名抄、西成郡宅美鄉○今詳ならず、田蓑島は

宅美鄉（タクミ）　即宅美鄉歟と疑はるれと徵據に乏し。一說宅美は多久美と訓むへく、應神紀に見ゆる猪名部の能匠（タクミ）なとが住地ならんと、因りて按に今の野田福島の邊にや、此地中世以來船戸船匠の在住の跡あれば、そのかみも工匠の名を負へる邑里歟。

福島（フクシマ）　今上下の二村に分る、大坂市堂島の西にして街巷相接比す。安治川は其西に流れ木津川は其南に在り、古今不易の舸場（カシハ）なり。文治の比には源廷尉渡邊に臨み船を福島に治せる事盛衰記に載せたり、今上福島（カミフクシマ）に逆櫓松（サカロノマツ）あり義經艤舟の遺跡と唱說す、蓋松は後世好事者の寄託なるへけれど而も其所以ありと謂ふへし。

細川兩家記云、享祿四年猶上方勢は天王寺木津難波今宮上難波朔戶渡邊津村陣所なり、其時は渡邊川福島河二顚に橋懸られたり、其時相手は阿波讃岐の三好家なり、此衆の陣所は住吉吾孫子勝間遠里小野築島さうの口堺南、日々取出取合なり。○又云、織田信長と云人五畿內押領して進退候事、且は阿波の國衆口惜次第なりと、元龜元年庚午年春の頃より阿波の勝瑞と云處にて折々被相談、今度攻上るには先々可然處に軍楯籠由候處、或人被申けるは攝州の中島の內野田福島と申所候、先西は大海なり淡路四國へ舟通路自由なり、北南東方は淀川まきたり、里のまはりは沼田なり、箇程なる所は稀なるべしと被申たりければ、皆々此儀同心有、秋の末を被相待其勢一萬三千攝津中島天滿森へ陣取たり。阿州にて如相定、野田福島に猶以堀をほり塀を付櫓を上させ、河後き所に亂株逆茂木引、此當所へ被楯籠而、東國勢被相待候由候なり。然に此處は昔三百八十七年以前に源判官平家御退治のとき御陣取の處なり、是より御船に被召候て四國西國迄御利運に成由候なり。

福島に天神社三處なり、蓋天滿の分祠なり。又五百羅漢堂あり妙德寺と號し、正德年中僧南源の建造せるものとす。○鬼貫大居士記云、一年大坂の市を出て、閑なるを好んて心を福島に動し、みつから大居士と呼ばって俳道を吠ゆ、家は汝津橋の邊なり、前には軒の松風流水にひたして猶冷かに、後は野徑の蟲時しも野分に吹送りて、己れ己れが鞏固也、

吹風や稻の香にほふ具足櫃

右には武庫淡路のつゝき遠く聳えて、左は伊駒葛木の峰遙に高し、むかふは堂島の新地家立ならび、舟さほふ堀江の川嵐に、西海の浪路を忘れ入日を惜む歸帆、半は屋上に見越して、

須磨の秋風にしみたる帆筵か。

元龜天正中の福島寨址今詳ならず、慶長中豐臣氏船庫を福島に置く、當時安治川は之なかりしと雖、下福島の西より富島の東南に一渠ありて、中津川と相通せしめたる如し、今に古川（フルカハ）の名あり。四貫島の新堀は之に異なり、安治川疏鑿の後中津川と安治川を相通せしめし者也。

野田（ノダ）　野田村は福島の西に接す、其西部中津川に臨む地を新家（シンケ）と字す、傳法港の東十餘町に方る。新家の南に木津川へ通せる舊渠存す、又西南安治川に通する新渠あり。○日本戰史云、野田福島は南中島の西南端也、中津川天滿川の兩間に位置し大川尻の要衝たり、西は傳法四貫島大川尻西南は九條南は狗子島博勞淵と川を隔てゝ

相對す豐臣氏の船庫其西南端に在り。新家と稱する地は此船庫の北に在り、城將大野道犬柵樓を福島の五分一に設け八百人を以て新家を戍り、川に沿ひ柵三重を樹て、大安宅丸以上船數艘（六十枚の櫓を設けたる福丸及三十七挺櫓の傳法丸等）及盲船（兩側に胴壁を附け處々に箭眼を穿つ）等を新家傳法口等に泛へ、又福島に砦を設け宮島兼與小倉行春二千五百人を以て之を戍る。十一月十六日東軍の船將九鬼守隆向井忠勝大船十一艘輕舸五十艘を率ゐ傳法港に入り、陸上なる池田氏の軍と協力し新家を攻撃す。廿三日東軍新家を取る、尋て五分一附近の島嶼に移り、廿八日夜雨に乘じ堤下より進み五分一の柵樓を攻撃して之に克ち、大船盲船等數隻を獲、西軍の戍兵皆天滿へ逃去す。

野田藤（ノダノフヂ）野田村の東に藤棚あり、傍に春日神を勸請す、細江あり野田玉川と號す。○貞治三年住吉詣記云、田蓑島より南にあたりて野田の玉川と云所あり、此邊りに藤の花さきみだれたり。鬼貫が句に「野田村に蜆あへけり藤の頃」

難波がた野田の細江を見渡せば藤なみかゝるはなの浮橋、〔新類題集〕　西園寺公曠

鷺洲（サギシマ）

野田福島の北を鷺島と曰ふ、今大仁浦江海老江塚本を合併し鷺洲村を立つ。中津川村西を流る、土人野里川と呼ふ、享祿四年播州勢數千の溺死したるは大字塚本の地歟。

細川兩家記云、元龜元年九月信長天王寺より中島天滿森へ陣を替へ、先陣衆は敵近く海老江堤の田中に陣屋をかけられ候。○日本戰史云、冬の役池田忠繼尼崎に屯し、十一月七日神崎川を徒渉して兵を進め悉く大坂の戍兵を驅逐し、更に中津川を踰ゑ浦江大仁に移る。翌日直に野田福島の敵に向ふ、軍使其挺進を制すれとも聽かず。○大仁の村郊に古墳あり、王仁墓と稱すれど詳ならず。旭莊の絶句に「十三渡西南・田間古松樹、々下土微穹、人道王仁墓」。

槻本鄕（ツキノモト）

和名抄、西成郡槻本鄕、訓都木乃毛止。○是南中島の中なるべけれど今詳ならず。日本書紀神功巻に千熊長彥を槻本首之始祖也と註す、此鄕に因む所あるにや。鷺洲村大字塚本は槻本と相近し南中島なり、後の考定をまつ。

浦江（ウラエ）

鷺洲村の中央にして、大坂梅田車驛の西八町許也。享祿四年細川常桓此に陣し、播州衆の援を以て細川晴元及阿州衆を堺浦に攻め大敗す。元龜元年織田氏三好黨を討つ時將軍義昭を此に奉じたり、中島城と稱す。

細川兩家記、享祿四年常桓の御勢播磨勢淀川をこし闕郡中島へ陣替し、先陣は住吉のこゝまに陣取を堺より推よせ切勝て、天王寺今宮木津難波に陣取、常桓は中島の内うらいに陣取給ふ、浦上は同野田福島に陣取なり、その勢二万餘騎との風聞なり、堺の町人驚天し門々に垣をしたりければ、誠御食なぞの日と見ゆるなり。六月四日に晴元方堺より諸勢打出、天王寺木津今宮へ取かけその日責くづす、常桓方和泉守護殿伊丹兵庫助國助河原林日向守、薬師寺三郎左衛門、波々伯兵庫介討死せり、此外中島の野里川へ入て死するなり、同播磨衆に浦上掃部島村彈正初て三百餘人討死なり、此外五千餘人野里川に入て水におぼれて死なり、以上七千餘人死すると言ふなり、誠にく川を死人にてうめてあだかも堀の如く見ゆる、昔も今も末代もかゝるためしはよもあらじと人々申なり。又元龜元年九月、東國衆は中島の内浦江と申所に古城候へ御所樣（義昭）御入城なり。此所は先年細川常桓浦上を御頼み同心ありて播州備前美作三箇國を催し三萬騎にて常桓在城あり、今度中島において尾張信長と阿波三好方取合の事凡日本國三分一双方へ軍勢集、同四國衆一萬三千にて堅固にして運開かれ奇特由候なり、信長方軍勢六萬人にて敗軍して遠路無異儀歸國候事、是亦名大將哉と申候。

三番（サンバ）

今中津に大字下三番あり上三番は豐里村と改む、萬葉集に見ゆる上小竹葉野の地とす、三番は小竹葉の訛なり、上は播磨風土記并に住吉大社解狀に吾君又吾君に作り、中津川の舊名とす。

妹が髮上小竹葉野の放駒あらびにけらしあはぬ思へば　〔萬葉集〕

（小竹葉野）今中津村大字三番は鷺洲豐崎西村の間に在り、中津川の渡口ありて俗に十三と呼ふ。名所圖會に此邊は中世富島と稱したる地なりと記す、富島莊、建長二年道家處分記に錄せらる。

（富島）

中津川（ナカツガハ）

淀川の一支にして柴島長柄の間より西流す、四十町にして南流、三十町にして又西流、三十町傳法村の西に至り海に入る。川尻を傳法口と云ふ。○中津川又長柄川と呼ふ。畿內志云、長柄河淀河、第二支上古水道唯是一川、橫流不一、仁德天皇疏導掘江、延喜中通三國川、然猶氾濫不已、疏柴島北故水道、漏水勢于三國川、名曰中津川、今二重堤即此、後淺名柄川、寒此水路、童謠曰「攝津國能中津河原遠塞支加禰天」。按に北中島なる柴島の北に河道故址あり、畿內志之を以て中津川と爲す、其所說疑なき能はず。

吾君川（アキ）

中津川の古名なるべし、萬葉集に上小竹葉野とあるも、中津川の畔なる三番野の謂ならん。住吉大社解狀云、從三國川尻、至于吾君川尻、難波浦、（中略）[illegible]三韓國調貢、從此川（三國川）運進、而濟渡、此川仍有制不運漕從吾君川運漕云々。また吾君濟と云ふ名あり、吾君渡の謂にて播磨國の古風土記に見ゆ。其吾君濟を一名高瀨濟と呼ふ、高瀨は守口（河內茨田郡）の舊名に還れば中津川の筋をは高瀨川とも呼へることありしにや、今之を推す

に其渡津は十三若しくば橋寺(ハシテラ)の邊なるごとし。播磨風土記云、昔大帶日子命、誂印南別孃之時、到攝津國高瀬(タカセ)之濟(ノワタリ)、請欲度此河、度子紀伊國人、小玉申曰、我爲天皇贄人否、爾時勅云、朕公雖然猶度、度子對曰、遂欲度者、宜賜度賃、於是即取爲道行儲之弟縵、投入舟中則、縵光明炳然滿舟、度子得賃乃度之、故云朕君濟。

十三(ジフサウ)

中津村大字光立寺の渡津を十三と呼ふ、即中津川の筋なり。○細川兩家記云、元亀元年九月信長の軍引退の時、中津川船橋は四國衆より夜中切流したり、然は船橋渡らんもなし、昔からの橋もなし、皆々かち渡にし玉ふなり。一里程行候へば又大河有、是は江口河と申す名所なり、こゝにも橋もなし船もなし、かち渡りにせられたり、我も人も難儀と申も愚なり、堀(今神津村十三渡)と申所の船橋なり。○日本外史云、冬役池田利隆は神崎川の淺深を測らしむるに、深くして渉る可からずと云ふ、乃ち方に船筏を覓めしが、弟忠繼大和田川を渉るの報を聞き、大に憤恚し衆を麾して神崎川を渉る、城將織田長賴十三(ジフサウ)(地名)の渡を戍る、肯て戰はずして退く。

長柄(ナガラ)

今豐崎村と改む、一說此地は孝德帝豐崎宮の舊址と傳ふればなり。和名抄何郷にあたるにや、郡家(グンケ)にやあらん。今豐崎村その大字北長柄、南長柄 本莊(ホンシヤウ)南濵、國分等あり。

三代實錄、仁和元年、攝津國長柄神授位、此は本郷の鎭守なるへし、孝德天皇の長柄豐崎宮址は本郷かとも云へと今探らず、天滿川以南の地に豐崎宮址を求むべし。難波舊地考云、長柄宮の御跡は 天滿の北に 長柄と 云村あり、其西に本莊と云村あり、そこにいさゝか森ありて神祠の殘れるは大宮所の跡といへど、或識者の考には今の崇禪寺濵(北中島村)と曰へり、已親く其地を覩るに本莊と云村も崇禪寺濵も彼長柄村よりは一段低くて、上古山城川の流れ出てたる河尻の洲濵なるへきか、大宮所の跡ならずかし、抑豐崎宮の長柄を奈賀良と訓はひかよみにて奈賀江と訓へき也云々。

津の國のながらへ行けば忘られて猶そみまくの堀江ならまし(古今六帖)

長柄橋址(ナガラノハシ)

日本後紀云、弘仁三年、遣使攝津、造長柄橋。文德實錄云、仁壽三年、攝津國奏言、長柄三國兩河、頃年橋梁斷絶、人馬不通、請准堀江川、置二隻船、以通濟渡、許之。○此橋は古今集序詞に載せられ、廢絶の後は能因法師その橋造りの鉋屑を取得て人に引出物したる事袋艸紙に見ゆ、家長日記明月記には後鳥羽上皇この橋柱の水底に朽のこりたるを採らせて、和歌所の文臺に造らせ玉ふよし載せたり。

世の中にふりぬる者は津の國のながらの橋と我となりけり(古今集)

公任卿集云、三島江をへてながらのはしにて

橋はしらなからましかは流れての名をこそきかぬ跡を見ましや、

くらうなる程に住吉にまうてつきぬ、松風波の音聞しにたかはずをかし。又俊頼家集云、此道にながらと云所聞ゆるは過きぬるかと、人のたつぬれば、船人のながらはしま(二字不審)川のかたになん侍ると云をきゝて

淚のみ大河尻のかたなればよもながらへはゆかしとぞ思ふ。

源義詮住吉詣云、貞治三年卯月上旬のころ、津國の難波の浦みむとてかの所にまうでけるに、淀より舟にのりてゆくほどに長柄といふ所につきぬ、いにしへも此所に橋ありて人のゆきかよひしが、今ははしの跡とてはわづかに古くゐばかり也、やうやう難波の浦につきぬ。(此紀行は疑はしき節多し信ずべからず)○陸路之記云、長柄の橋柱の跡と云ふものあり、こは貞享の頃津國西成郡柴島(クニシマ)村といふ所の田の中に埋れたりしものにて、妙法院堯延法親王の

あしまよりみゆるながらのはしはしらむかしのあとのしるしなりけり

と歌よみたまへるがごとなり。むかし後鳥羽の帝の仙洞におはしましゝほど、此橋柱を歌所の文臺に作らせたまへること家長記にみえて、そは津村盛房といふ者のとほつおやの川のみな底さくらせて堀出たるよしなれは、其かみはなほみをのすぢも明かにしられつらんを、其後またあまたのとしをへて、ついにもとの流れは田畠となれる、まことにこの木の片をみても世のうつりかはるさましられたり。

鶴滿寺(クワクマンジ)

豐崎村大字南長柄に在り、延享年中僧忍鎧重興す、開基不詳、天台律院にして閑雅の寺宇なり。重興の際毛利侯より寄附せられし古鐘在り、形狀雅麗、銘云

長門州原東郡宇部松江山普濟禪寺(中略三言四言銘詞)

永和五年己未仲呂日

太平十年二月日寺枋而□□三□金鐘入三百斤長二尺四寸二□

攝陽落穗集云、鶴松山鶴滿寺の鐘樓にかくる古鐘は唐土北燕馮跋の太平十年(東晉義熙十年)に鑄造する所なり、往昔我國に渡て長州普濟寺の物となり、即永和五年の彫銘あり、然るに普濟寺退轉の元文の比長州毛利侯堤防經營の折から土中より堀出し延享年中之を此寺に納れ給ふ、二千餘年の古器なり。○國分寺は鶴滿寺の東北に在り、正國山金剛院と號す、荒敗の後近世快圓比丘尼中興して律院と爲す、蓋古の國分尼寺ならん。(名所圖會)

源光寺(ゲンクワウジ)

豐崎村大字南濵に在り、東成郡平野大念佛寺の別院にして建武年間法明上人之を開く、即融通念佛宗の一本寺にして、本尊天筆阿彌陀如來を安置す。

伏見郷(フシミ)

和名抄、西成郡伏見郷、訓布之美。○此中島の中なるへけれど今詳ならす、或は大坂市船

場の伏見町を以て之に擬すれど、伏見町は元和の比山城國より移したる名なれば採り難し。江口大道なとの村里ならん。

柴島（クニシマ）

名所圖會云、今土俗國島に作る、此邊淀川の流に布木綿を晒す、是を國島晒と云ふ。○柴を久爾と訓むは古言なるへし、北越方言に柴薪を久爾と云ふ事今なほ然り、攝津志には柴島は古へ芥渡と呼へりと、不審。本朝無題詩集に藤茂明攝州山寺の律句に「南歆柴島小於箏」と云は登臨して此地を望みたる言なり。又細川兩家記云、天文十八年八月、三好長慶方衆中島へ入るなり、然に柴島に典厩衆宗三衆籠る城ありて其西方の濱に出合候て合戰あり、宗三衆負て其夜城を明け退くなり。柴島は南中島の長柄と中津川を隔て、即中津川の分水口にあたる、今西中島村と改むるは江口の中島より西にあたれば也、大字濱あり。

大日寺（タイニチジ）

今豐里（トヨサト）村大字上三番に在り、眞言宗中臺山遍明院と號す。延喜式「攝津國正稅公廨、大日寺料五千束」と見ゆ、往時は當州の名藍たる事想ふべし。名所圖會云、大日寺、本尊大日如來弘法大師の作なり、堂字は中世兵亂に會て荒廢すと雖、嵯峨院龜山後深草三帝の宸影を寺寶と爲す。豐里村は柴島の西にして大道村の南に接し淀河に瀕す、大字三番の西を大字橋寺と曰ふ、北河内の守口驛の對岸也。夫木集藤信實の詠に

長柄なる橋本寺もつくるなりおこさぬ家を何にたとへん

とあり、此橋寺の字は之に因る歟、新莊村大願寺は今橋本寺の遺跡と傳ふ、是非を詳にし難し。

大隅島（オホスミシマ）

蓋北中島東部の古名なり、今中島村大道（ダイダウ）村新莊村豐里村等にあたるごとし。○日本書紀云、安閑天皇勅大連云、宜放牛於難波大隅島、與媛島松原、冀垂名於後、又續日本紀云、靈龜二年（今攝津國、罷大隅媛島二牧、聽百姓佃食之。○按に攝津志、書紀通證等、應神帝大隅宮址は西大道村（今大道村大字西大道）に在りと云、今之に從ふ、然れとも徵證太た乏し、又形狀疑ふ可し、後の頂考を期す。

(道大)

大隅宮址（オホスミノミヤ）

應神紀云「天皇幸難波、居於大隅宮、登高臺遠望、時妃兄媛望西、於是天皇問曰何傷歎之甚也、對曰妾有戀父母之情、便因西望、天皇則聽之、仍喚淡路御原之海人八十人、爲水手、送兄媛于吉備、兄媛自大津發船而往之、天皇居高臺望兄媛之船、以歌之云々」と。按に大隅宮は難波大津の上にして津頭發船の狀を望視し得へき地なるに似たり、蓋高津宮（タカツミヤ）なとの地勢と同しかるべき所とす、而て之を大道村（タイダウ）とすれば大津と相隔遠するのみならず、海船の發ち出つるを望み得ん理なし、大隅宮址は必定大道なとの邊にはあらで、大坂の中なるべし。

江口（エグチ）

北中島の東北端にして、神崎川の淀川本流より岐分する所に在り、今中島（ナカシマ）村と改む。○名所圖會云、江口古は西海の船京師に赴く時此より川船に乘替しとなり、泊處なれは繁華の地にして娼妓其名あり、いまは農家僅に在りて耕作の村と爲る、江口の遊女妙（タヘ）と西行法師贈答の歌は新古今に載せ、又撰集抄に江口尼の說あり、今江口の堤上に寂光寺を遺す、寂光寺に君堂（キミノタウ）あり妙女の像を置く。○續日本紀云、天平寶字三年、高麗使高南甲、到難波江口。江家次第云、八十島祭日、到難波津、禊了以祭物投海、次歸京、於江口、遊女參入、纏頭例祿如恆。○江口娼女の事朝野群載に詳なり、河邊郡神崎參考すべし。

江口にて白といふ遊女のむすめの虎を具して、是は又をさなき者なればあはれにせよなど申ければ、物語などして遥に送りて、今青はとゝめばさまりげに申けれど、猶をりふしあしとて、返しつかはしける次によめる、

とゝめよとしろくいへとも折節のあしわけにても過しつるかな、（散木集歌）

天文十八年、細川晴元三好宗三等、三好長慶を拒みたる時、宗三江口の中島に據り、晴元は島下郡三宅に陣す、長慶擊ちて江口を拔き宗三を斬る。穴太記云、長慶は細川氏綱を取立て河內住人遊佐河內守長教大和國住人筒井順昭を相語ひ、中島（南中島）に陣取敵の寄るをぞ待かけける、天文十八年六月十一日の早天に、宗三入道はゐなみの城を立出で江口の渡を越に、中島の城にちかき江口の里にうちあがり木澤の陣をかずゐにける、此江口と申は四方に大河漫々として汐頭みちせばきに波うち際迄逆茂木を引かけたれは敵も寄せ難し、又打出んも船あらねば只いつとなく近江勢を待居たりけるに、廿三日の月を待て一首の狂歌よみて武士の猛心をなくさめける、

河船もとめておふみの勢もこずとはんともせぬ人を待かな。

按に穴太記氏綱の中島城は南中島野田村とす、（名所圖會名所大繪圖）江口の中島城は、名所圖會江口の村長田中氏の宅其古跡と曰へり。○江口の西に瑞光寺と云ふ巨刹あり。

小松（コマツ）

中島大字小松は江口の西に接す、涙池の故跡あり。（名所圖會）東鑑、建久三年攝津國小松莊、又東寺文書、正和二年七條院領小松莊（攝津）など見ゆ、今小松の西に新莊村あり卽小松莊の中なるべし。三國川北邊を過ぐ、對岸は三島郡吹（スヰ）田町なり。

よしさらは泪の池に身をなしてこころのまゝに月やとるらん、（夫木集攝津）　西行法師

大願寺（タイグワンジ）

今新莊村に在り、佛性院橋本寺と稱す、蓋古の三國川の橋寺なるへし。三國川に架橋ありし事は文德實錄

仁壽三年の條に見ゆ、大願寺近代俗日蓮[illegible]して法華道場と爲す。

（新莊）名所圖會云、北中島城は初め江口に在り、三好長慶が從弟宗三之に據れるを、長慶の一族十河一存攻めて宗三を殺す、後城塁を新家村に移し天正年中中川清秀の兵之を守れりとぞ。元和中[illegible]紀通の居邑中島と云も此城」

崇禪寺 今北中島村大字山口に在り。嘉吉二年建立、國主赤松滿祐事を以て將軍義教を弑し、首を携へ西走の途次此に埋葬したる、管領細川持賢乃ち寺を建てゝ之を吊祭す。開基僧辛隠、曹洞宗院也、寺後世衰頽すと雖門前に馬場あり松林繁々たり。正德五年大和郡山の藩士遠城治左衞門兄弟其一弟を殺せる仇敵生田傳八郎を崇禪寺馬場に要撃して果さず、却て反り打ちに會ふ、世上之を傳唱し遠城兄弟の狂屈を悲む。

三津屋 今神津村を成む、南に中津川の渡あり十三と稱す、北に神崎川の渡あり三國と稱す。三津屋長榮寺は眞言宗、藥師堂大師堂あり。

堀 神津村大字堀の渡は即十三渡也。細川兩家記云、元龜元年東國衆は中島の内堀と申所の前、中津川に舟橋を遣られたり、七十一年以前に畠山尾張守河内高屋城より出て攝州入の時に天王寺へ陣取り、渡邊川長柄に橋をかけられたり、然に其所詮なく歸陣候つる由申傳候不吉之由候也。太平記、應安元年楠和田の一黨渡邊橋を越に佐々木秀詮同氏詮は神崎川を過ぎ中島に合戰あり、其地理は今神津村の中なるへし。曰佐々木判官秀詮兄弟は神崎の橋爪へと馬を西頭になして歩ませ行く處々、楠正儀が足輕の野伏三百人兩方の深田へ立ち渡りて鏃を支へ散々に射る、佐々木は後陣より返さんとする處に和田橋本福塚五百餘騎拔き連れて追懸けたり、中津河の橋爪にて白江源次六郎踏み止りて討死したる。守護代吉田肥前房嚴覺眞先に橋を渡りて迯げけるが、續く敵を渡さじとやしたりけん橋板一間引落してければ、佐々木判官兄弟は橋の邊まで落ち延びたりけるが、恥しめられて兄弟二騎引き返して矢庭に討れてけり」と、本文中「神崎の橋爪へと馬を西頭」と云句地理に合はず、懸聞の誤に似たり。

三國川（神崎川） 今神崎川又江口川と曰ふ淀川の一支にして江口にて分れ西流二里餘神崎（川邊郡）に至り南に折れ一里にして大和田村に至る、其末委は更に數派に分裂す。古の大河尻大物浦なり。三國川の名は續日本紀「延暦四年、遣使堀攝津國神下梓江鯵生野、通于三國川」と見ゆるを初とす、鯵生野は今三島郡味生村なれば、神下梓江は安威川（茨木川）なるべし、三國渡は今神津村の東に在り豐能郡莊内村（大字菰江小字三國）に通ず。三國橋は文德實錄に見ゆ、又太平記正平十七年和田楠等神崎橋より二十餘町上なる三國の渡を越ゆ」と載せたり、今は神崎の東三十町に三國渡あり。

三野鄕 和名抄、西成郡三野鄕。○今歌島村稗島村なり、北中島の西南部にして野里の名存す。按するに日本紀安閑巻に「天皇行幸三島、縣主飯粒上御野下御野之地」とあるは此に非ず、三島郡鳥飼牧なるへし。此三野鄕は姫島牧なり、即稗島の御野あるを以て此號立つ。姓氏錄、攝津諸蕃三野造、百濟布須麻乃古之後也。

加島（蟹島） 古の蟹島なり、今御幣島野里と相合せ歌島村と稱す。朝野群載に江口神崎蟹島の繁華を記したる文あり、天下の大樂地と號したり、神崎の對岸にして同く江口川の筋なり、神崎橋と云者も太平記に見ゆ、蓋此に在り。○名所圖會云「昔は加島千軒とて此地に鍛冶多し、今は僅に一兩軒の治戸あるのみ、延喜式云「攝津國五十八煙、右鍛冶戸、毎年自十月一日、至二月三十日、爲番役使。

かしまを過けるに、遊女どものあまた出來て、歌うたひけれとも、かかるおもひをかうふりてのぼれは、目遊ならぬ由を申て、いささかの物とらせて還したりければ、又夜ようて來てさこにかゝりけれはよめる、

かしまへはあそひしにやとつきぬらむ戯にても思かけぬを（散木集歌）

御幣島 今歌島村の大字あり、美天と唱ふるは美天久良の略なるへし。浪速上古圖說に八十島祭の當地は御幣島ならん生玉住吉の二神をば今も此里に祭ると曰へり。按に幣島は難波河尻の八十島の一島たる由、住吉年中行事にも錄し、古の祓所なるべし。住吉大社宮司解狀（延暦八年職判）

一　荷前二處幣帛濱等本縁

一處　從科戸島山爲上至于錐刀島南爲界

一處　從宇治川爲上至于針間宇刀川爲界

一處　從三國川尻至于吾君川尻難波浦

右荷前并幣帛濱等、昔氣長帶姫皇后所奉寄也、爰三韓國調貢、從此川運進、而淺淺、此川仍有制、不運漕、從吾君川運漕、因爲幣帛濱、坐神姫神祭是也、社一前。

此に見ゆる荷前一處は播州なるへし、科戸詳ならず、三國川吾君川の間なる浦と云ふは今の歌島稗島傳法大和田等の海に當る、其幣帛濱は御幣島に殘り、姫神は姫島に殘る即比賣許曾神なり。（延喜式島下郡に幣久良神社を載す、不審）

みてくら島と云所をすくとてよめる

夕かけてみてくら島を過行はその川上にたむけてぞさす（散木）

百練抄云、延久五年二月廿日、太上皇（後三條）陽明門院、一品内親王、參石淸水、住吉、天王寺給、廿二日覽難波浦、廿五日覽長柄橋、於御船有和歌、廿七日還御」と、扶

桑畧記には此事を録すれど、廿五日條長柄橋の一項を缺く、榮花物語にも「廿五日の辰の時ばかりにぞ御舟出す、午の時に左衛門權佐まさふさ參れり、種々に裝飾たる中にあかきうへのきぬにことくしく參りたる、最めづらしく見ゆ、左中辨さねまさ題たてまつる、みてくらしま(御幣島)と云所御覽す、さねまさを御舟に召上て歌共講せさせ給」とのみ見え、長柄橋の事なし。

野里

今歌島村と改む、南は稗島に接し東は中津川を隔て鷺洲に對す、即ち野鷺の遺稱なり。細川兩家記云、中島陣に於て播州赤松殿浦上掃部に付て御遺恨の子細有之、敵方阿波國讃州へ被仰談之條、浦上方衆取詰なり。然ば浦上も島村も腹切候なり、所々にて討死するもあり病死するもあり、二千餘人と云、野里川へ入て死する人五千人と云、以上七千人と彼記と申候なり、頃は享祿四年六月四日なり。

媛島(稗島)

今の稗島村是なり、中津神崎二川の間に横はり、南なる傳法西なる大和田は今に湊口たり、往時媛島も海口なるべし。攝津風土記逸文云(釋日本紀所引)「比賣島松原者、昔輕島豐阿伎羅宮御宇天皇之世、新羅國有女神遁去、其夫來住筑紫國岐伊乃比賣島(今豐後姫島)乃曰此島者猶不遠、若居此島、男神尋來、乃更來停此島、故取本所住之地名、以爲島號」と此女神は即比賣許曾神にして男神は天日槍なり、當國風土記は應神天皇の御宇とせど播磨風土記は神武紀以前即神代の事と爲せり。古事記難波津宮(仁德)段云、天皇將豐樂而幸行、日女島之時、於其島雁生卵。又日本書紀、安閑天皇、放牛於難波大隅島、與媛島松原、冀垂名於後。又敏達天皇、勅遣使於葦北、召日羅眷屬、賜德爾等、任情決罪、是時葦北君等、受而皆殺彌賣島、彌賣島蓋姫島也。續日本紀、靈龜二年、令攝津國、大隅媛島二牧、聽百姓佃食之。和銅四年、河邊宮人、姫島松原見孃子屍、悲歎作る

妹か名は千代になかれむ姫島の小松か末にこけむすまてに、(萬葉集)

中津川晩望　廣瀬旭莊

斜陽冉々下平坡、秋入江心水不波、野渡無人沙雁起、紅楓影裡一牛過、

餘戸鄕

和名抄、西成郡餘戸鄕。○餘戸は海部の假借にして、大和田村傳法村福村千船村等の沿海邑にあたる。中世は大河尻と稱し神崎中津の二水此に滙し更に激漲と爲り海に入る、今大坂尼崎間の地是也。

大和田(佃島)

神崎川(三國川)の末、東岸に在り。西岸を佃島と云。佃島の西に一支流ありて尼崎大物杭瀨等(川邊郡)と相隔つ、古の大河尻の泊湊は蓋尼崎町と大和田村の間に在りしならん、水脈の推移と洲岸の變遷ありて今古の形勢相異なり。名所圖會云、大和田は尼崎と相近く河海の交堺なり、水に鯉多し、諺に「大和田の鯉摑み」と云。

田邊福麿過敏馬浦時作歌

濱きよみ浦うるはしみ神世より千船のはつる大和太の濱、(萬葉集)

敏馬浦は比賣浦の謂にて媛島の浦歟、武庫郡にも同名あり疑ふべし、媛島は大和田の東に在り、今佃島を千船村と號するは乃古歌に因める也。○大和田濱大河尻は中世西岸に在りては大物浦と稱し、平安京の時西海の大津頭なりき。蓋難波津衰へて海漕の路北に移り、大輪田大物より神崎川を泝る事と爲れり。後世に及び堺浦南に起り大物浦褪せて尼崎之に代る、天正中より大坂勃興し南北の埠頭共に衰ふ、隆替常なきを知るべし。○陰德太平記云、天正三年、大坂本願寺より大和田に出城を構へ、下間某を入置、渡邊神崎十艘川邊へ軍兵を出し、鄕民を惱亂す、三月中旬、荒木攝津守大和田の城へ押寄、攻崩追打して、大坂の總構天滿迄打破。信長記云、天正四年四月、荒木は尼崎より海上を相働、大坂の北野田に取出を三所押並、川手通路取切。

傳法

稗島の南にして中津川(長柄川)の海門なり、傳法口と稱す。豐臣氏の時に港泊と爲しゝ歟、古に聞見なし、渠を大和田(神崎川)福島(木津川)に通ずるは即豐臣氏の所開にや。○豐臣氏の時傳法口を港泊と爲しゝ事は、大坂冬陣の際東軍之を衝きて西軍の艦船を奪へるにて明白なり。日本戰史云、大坂の船庫は福島に在り、十一月十六日九鬼守隆志摩より三國丸安宅丸等の五艘及輕舸五十を以て傳法口に入る、乃諸國よりの入船を檢す。是より先向井忠勝大船六艘を率ゐ江戸を發し遠州洋に風濤に遇ひ船皆散落し忠勝獨り纔に免れ此に至り傳法に來會す。廿三日中島在陣の池田氏の兵と協力して福島を攻撃し、敵を襲ふて多く船艦を奪ふ。

三島郡

三島郡

攝津國の東北隅にして、南は淀川に至り東は山城(乙訓郡)北は丹波(南桑田郡)に界し西は豐能郡に接す。面積十四方里、郡衙を茨木村に置き、三十二村を管す、人口七萬あり。

古三島縣あり國郡制置の初め分割して島上島下二郡と爲す、明治廿九年復舊して三島郡の名を立つ。舊說島上島下豐島の三郡を併せ三島と曰ふは謬れり、豐島は本郡の西に並ふと雖地形河邊郡の東一半を成す、且三島は御島の義にして即島村(今宮島木村大字)を本因と爲す。古事記白檮原宮(神武)段云、三島湟咋之女、勢夜多良比賣と、湟咋は今溝咋村の名存し、島村と相接す。○日本書紀雄略

天皇の條に三島郡安威原（アヰノハラ）とあるは安威郷なるが、郡稱は追書に係る。又「欽明天皇二十三年、新羅遣調使人、知國家背新羅滅任那、不敢請罷、例同百姓、今攝津國三島郡埴廬新羅人之先祖也」と見ゆ、埴廬は今詳ならず、書紀撰修の當時は尚島上島下の名なかりし如し。○三島氏に數流あり、藤原大中臣同祖縣主最著る。日本書紀「安閑天皇、行幸於三島、使大伴大連問良田於縣主、飯粒仍奉獻上御野下御野等之地。」續日本紀、神護景雲三年、攝津國島上郡人、正六位上三島縣主廣調等、並賜姓宿禰。姓氏錄云、右京神別三島宿禰、神魂命十六世孫建日穗命之後也」とある是也。舊事紀「饒速日尊天降之時、供奉三十二人中、天神玉命、三島縣主等祖」と見ゆるも同し、彼三島湟咋は蓋縣主の祖にして其孫女伊須氣余理比賣（父は大和大物主神の靈と云）は神武天皇の嫡后なり。又舊事紀云「宇摩志麻治命十四世孫物部金古連公、三島韓國連等祖。景行天皇皇子豐門別命、三島水間君祖」なと見ゆるも此地なるべし。姓氏錄、右京皇別三島眞人、出自謚舒明皇子、賀陽王也。○三島菅いまた苗なり時まてはきすやなりなむ三島すけかさ、（萬葉集）

島上郡（シマカミ／シマノカミ）

和名抄、島上郡、訓志末乃加美。○島上は三嶋郡の東部なり上下の間自然の境界なし、和名抄、五郷に分る。○島上の孔道は山城國山崎より芥川に通す、芥川より二分して島下郡に入り一は大坂に達し一は伊丹西宮に向ふ（西國街道）今鐵道は大坂線を通じ車驛を高槻（タカツキ）（芥川）に置く。

水無瀬（ミナセ）

今島本（シモト）村大字廣瀬（ヒロセ）是なり、城州大山崎村と相接し世俗通して山崎驛と稱す。東は淀川を隔てゝ男山に對し、西北は山嶺を負ふ。日本後紀「延暦十六年、遊獵於水生野（ミナセ）。又類聚國史、天長八年遊獵於水成野。東大寺要錄長德四年註文、島上郡水成瀨莊」なとあるは即此なり。水無瀬川は大澤山及び尺代（シヤクダイ）山より發し、屈曲廣瀬に至り淀川に會す、長三里。

（水生野）

　浦觸れてものはおもはし水無瀬川ありても水はゆくてふ物を（萬葉集）

水無瀬殿址（ミナセドノ）

山城名勝志云、卅八帖歌枕曰、皆瀨は津國風土記島上郡也、山背堺。寛平菊合曰、名所一番、山崎皆瀨菊。又伊勢物語曰、昔惟喬の御子と申皇子あり、山崎のあなたにみなせといふ處に宮あり、年毎に櫻の盛には其宮へなむおはしましける。○本朝遯史云、惟喬親王、文德天皇第一子、有以不得皇嗣、閑居于洛外山崎水無瀨宮吟詩詠歌以自遣、毎歲當櫻花一日遊河州交野之奈疑佐院以翫櫻花在原業平從行賦倭歌、惟喬自交野到天河以設宴、業平記有常皆詠歌、然而惟喬彌厭俗塵、隱于小野時人號小野宮。

　君をわれ交野のさとにたのみおきていく夜みなせの渡しつらん（夫木集）　憲盛

惟喬親王の宮址は今詳にし難きも、後鳥羽院の離宮は稍推知に足る、初めは淀川の濱に在り洪水流失の後之を西山の下に移す、今の水無瀨官幣社は蓋洪水流失の故宮址なるへしと云。○増鏡云、後鳥羽院水無瀨といふ所にえもいはずおもしろき院造り、しばしばかよひおはしましつゝ、春秋の花紅葉につけても御心ゆく限り世をひゞかして遊をのみそし給ふ、所から遙々と川に臨める眺望いとおもしろくなん、元久の比詩に哥を合せられしにも、とりわきてこそは、

　みわたせは山本かすむみなせ川夕は秋となにおもひけむ。

高野日記云、信實朝臣の水無瀨殿の四季の四巻詞書、同筆御製なとの有るあたりは、御輦もくはへられたり、尾上殿瀧殿田上のいなは殿河にのそめる萱葺の渡殿釣殿、所々の岩木は色あひ水の心はへそのおりおりの景色を書わけられし、百練抄云、建保五年正月十日、上皇御幸、水無瀨新御所、是本御所去年大風洪水之時流失之間更無他所被造營也。（古今著聞集云、鳥羽院御時、交（カタ）野八郎と云強盜の張本ありけり、今津（不詳）に宿したるよし聞召て、西面の輩をつかはして搦め召されける、やがて御幸成て御船に召て御覽せられけり、彼奴は究竟のものにて、搦めて四方をまき責むるにとかく遁れて如何にも搦められず、御船より上皇みつからかいを取らせ給ひて御おきてありけり、其時即搦められにけり、水無瀬殿へ參りたりけるに云々。

　春のいろをいく萬代かみなせ川かすみの洞の苔のみとりに（建保百首）　定家

　水なせやませせきいれし秋の秋の月おもひいつるもなみたなりけり（壬二集）　家隆

水瀨無宮（ミナセノミヤ）

廣瀬の中央に在り、明治六年水無瀨離宮址に就き後鳥羽土御門順德三皇の神靈を祭り、官幣中社に列す。初め三皇承久の變にあたり遠島に巡幸あり車駕終に回らず、明應三年特詔あり使を隱岐に遣し神靈を奉迎し御影堂に置く、後中納言藤原兼成卿をして祭事を掌らしめ、子孫世襲し此地に住し羽林家に列す。明治六年阿波佐渡の兩處亦神靈の奉迎あり殿宇を造進せしめらる。（名所圖會地誌提要）

天皇恐み恐も畏き後鳥羽院の靈祠に申賜へと奏さく云々、爰に元弘建武より以來、聖怨世に滿て國を亂し給ふと紀文有に依て、四海安からず一朝靜ならざる事、偏に御祟りに由ると、今思召有て、坐所の號を以て水無瀨神と申さへ、云々。

明應三年八月廿三日　新文章博士菅長草之

山城名勝志云、後鳥羽院御影堂は街道の東二町許に在り、頓阿法師高野日記曰、院は信實朝臣召して御影をかゝせさせ給ひて七條院へまゐらせられしそれにて、御影堂は

立られし云々、是也。安貞二年古文書、七條院（後高倉天皇妃）傳領の事見ゆ。

櫻井（サクラヰ）

今島本（シマモト）村に屬す廣瀨の西南に接す。山城名勝志云、水無瀨を去る十五町許なり、明月記曰、承元二年十月十五日、武庫川渡て船に乗り了ぬ、漸く八幡御山に望む、櫻井を過て山崎につき了ぬ、石淸水歌合「此里は櫻井ちかきみなせ山ほとはむかへの夕くれの雲」經光、家集「櫻井の里にて春の花を見て秋は桂の月をなかめむ」藤中納言長方。○太平記云、楠正成公兵庫へ下ける、嫡子正行か今年十一歲にて供したりけるを思ふ樣ありとて、櫻井の宿より河內へ還し遣はす。日本外史云、余數往來攝播間、訪所謂櫻井驛者、得之山崎路、一小村耳、過者或不省其爲驛址、蓋避足利氏、世故變移、道里驛程、隨轉改耳。（太平記異本に櫻井を兵庫邊に作る）

過櫻井驛址　頼山陽

山碕西去櫻井驛、傳是楠公訣子處、林際東指金剛山、堤樹依稀河內路、想見警報交馳、促驅羸羊餧獰虎、問耕指奴織指婢、國論顛倒君不悟、駐門立馬臨路岐、遺訓丁寧垂髫兒、從騎聞之皆含淚、兒伏不去叱起之、西望兵庫賊氛惡、回頭幾度覘去旗、既破全明支偏羅、爲君更賭一塊肉、顛倒空復嘗賊鋒、頗似祁山與綿竹、脈々熱血濺國難、大阪東西野草綠、雄志難繼空逝水、大息小兒相望哭、

なてしこにかゝるなみたや楠の露　芭蕉

櫻井寺は今廢す。以呂波字類抄云、櫻井寺、從街道西有舊跡、西有島上郡瀨美鄕、康和四年奉造、藥師如來、長治二年供養已訖。

待宵小侍從墓は櫻井の西南なる山に在り、小侍從は男山八幡宮別當淸光の女にて近衞院皇后に仕ふ、碑文は林羅山文集に見ゆ。（山城名勝志名所圖會）

櫻井村着梅花、側有待宵小侍從墳

美人曾此葬氷肌、化作寒梅南北枝、一脉香魂誰喚返、春風竹外吳宮時、　藤井竹外

大原（オホハラ）

續日本紀云、和銅四年、始置都驛亭、攝津國島上郡大原驛。大原今詳ならず、櫻井の舊名にや、又芥川にや。

高濱（タカハマ）

島本村大字高濱は水無瀨の南十町餘に在り、淀川に瀕せり。

來て見れは千世も經ぬへし高濱の松にむれ居る鶴の毛衣、（續後撰集）　太上天皇

上牧（カミマキ）（堤原）

今梶原（カヂハラ）村と相合し五領（ゴレウ）と改む、島本村の南に接す、安閑天皇の三島上御野は此なるへし。安閑紀云、天皇行幸於三島、使大伴大連問良田於縣主、飯粒仍奉献上、上御野下御野上桑原下桑原井竹村之地。

鵜殿（ウドノ）

五領（ゴレウ）村大字鵜殿は上牧の南十町許に在り、東は淀川に臨む西に池塘あり。名所圖會云、鵜殿の堤に生る蘆は篳篥の舌に可なりとて、昔より其名あり。○土佐日記云、かくて船引上るに、なきさの院（今北河內郡牧野村）といふ所を見つゝ行く、其院むかしを思ひやりて見れはおもしろかりける所なり、こよひ宇土野（ウドノ）と云所にとまる、明日さしのぼるに東のかたに山のよこほれるを見て人に問へは八幡（ヤハタ）の宮といふ（此宇土野即鵜殿なり地理合す）

神內（カウナイ）

五領（ゴレウ）村大字神內は梶原の北に接す、櫻井の南十町許。山城名勝志云、神南備、山崎より一里許西南なり、土人云森は神南備の南、街道の東の傍に古木二三株殘れり、井蛙抄曰、神なひの杜とよめるも大和なり、但古今に山崎より神南備の森まておくりにまかりてといへるは大和にてはあらし、郡の西の方にやとおぼゆ、太平記に、文和四年二月四日、義詮朝臣山崎の西神南の北なる峰に陣を取る、又神南櫻井の山脇より馬場東西になびかして云々、共に此地なるへし。○太平記、文和四年、將軍義詮七千餘騎にて山崎の西神南の北なる峰に陣を取り給ふ、山名右衞門佐師氏神南の敵さまでの大勢ならずと見すかして、八幡に控へたる、南方の勢と一となりて先つ神南の宿に打寄り合戰あり、山名敗軍。

磐手（イハテ）

今成合（ナリアヒ）安滿古曾部等を合せ磐手村と稱す、安滿明神は土俗磐手森と稱す、古歌に詠したる名所とぞ。勝地吐懷編云、岩手森は住吉にちかくて末社なとにや、今尋るに知る人なし。（住吉にも磐手の地名あり）

とき〳〵物申ける人の住吉に詣てゝ、いはでの森のもみぢこそまだしかりつれと云ひおこせて侍りける返事に、

君にしも秋を知らせぬ津の國のいはての森をわか身ともかな、（續古今集）　馬內侍

金龍寺（キンリユウジ）（安滿）

日本逸史、天長九年、島上郡荒田井野地二百二十三町、爲安滿村皆爲寺田。

磐手村大字成合（ナリアヒ）の東嶺に在り・大字安滿の北廿町（坂路八町）天台律院なり。草創は延曆中參議阿倍是雄にして初め安滿寺と號したり、百餘歲を經て千觀內供中興して金龍寺と云ふ、邂逅池（玉坂池）あり、慶長年中宗佐法印豐臣氏の資助を獲て再興す。○元亨釋書云、千觀初止三井、旁修淨土、園城之背、西峰數眺、不使日觀、乃遠覓勝地至攝州、有山出金色雲、觀思靈區、而卜居、今之金龍寺也、池有龍故名焉。（金龍寺緣起、[illegible]枝葉抄）

たまさかに見るだにさびし世のつねの雪の深山を思ひこそすれ、　千觀

谷口山詩集云、攝之金龍寺、初稱安滿寺、延曆中參議阿倍是雄所艸創也、應和三年之春、千觀內供、遙見瑞雲、便陟斯山、山高谷深、人跡幾希、西望冥々、日觀可凝、南望渺々、水想可澄、內供忻然、悅目愉心、山有小池有金色龍出現、因改名焉、遂就池側、結艸而居、康保之年、其東造一字堂、安普賢像、懺悔無始罪宿也、嘗製

頌偈、作四弘誓歌、源信惠籟詣其偈、感激隨喜之餘、作詩句六十部稱讃之、云々。

古曾部

磐手村大字古曾部は安滿の西に接す。古曾部は社戸の義にして、日本書紀「大化元年、中大兄使阿倍渠曾倍臣、攻古人皇子斬之、又天武紀に社戸ありて、釋紀は古曾部と訓せり。通證云、社訓古曾、乞字亦同訓、蓋神社則人之所爲祈願、故訓社爲古曾。旗野氏曰、コソの語に二義あり、一は指辭にして是其の畧也、一は乞にして轉しては社と爲る、社人を乞部と云ふ事願人を稱宜と呼ぶが如し。○金龍寺開基を攝津志阿部是雄と爲す、蓋巽曾倍氏なり。姓氏錄云、左京皇別許曾倍朝臣、阿倍朝臣同祖、大彦命之後也。○此地近代陶工あり、古曾部燒と名つく。

津の國古曾部と云所にて讀る

我宿の木末のなつになる時は生駒のやまは見えずなりける。（後拾遺集）　能因　法師

能因は俗名橘永愷、此地に住したるを以て世に古曾部入道と稱す、能因塚存す、慶安三年高槻城主永井氏建碑す、林羅山の撰文なり。此地は舊墟に倚り高槻芥川を去る十町許、佳景の古村也、花井と云泉は古曾部の字別所に在り、美人山と詠ずるも此とす。

花井、在城北三里、往昔井上有櫻花、僧能因咏和歌賞之、事見于碑、　藤井　竹外

花井々荒花不開、殘碑字滅半莓苔、一泓淨緑無人管、附與寄蛙喚雨來、

遊伊勢寺　僧　元政

遙來伊勢寺、佳境絕凡塵、梅影知何水、櫻花未改春、塔悄寄石齊、碑刻好文新、一鏡清如月、至今照古人、

次人見寄韻　藤井　竹外

終年謝客閉柴關、市声絕斷心自閒、只是無朝無暮望、西方恰有美人山、

讀上偶詠　森　春濤

別却桃花減却春、仙郎憔悴水之濱、扁舟欲繫相思夢、恰好山名是美人、

古曾部能因塚の上方に伊勢寺あり、才女伊勢（藤原繼蔭女）の隱棲跡と稱す。元和元年僧祖永中興し、慶安年中高槻城主永井氏其古墳を修め、碑を立て林羅山の撰文を刻す、元政上人寺記を述ふ。

（伊勢寺）

濃味天神社

古曾部の西嶺に在り、高槻村大字上田部に屬す。社邊を天神山と稱し石礎數町、大路を高槻古城の西に通す凡十八町、天神馬場と稱す。今高槻東驛は馬場の一端に當る、延喜式、島上郡野見神社是なり、蓋菅原氏の祖野見宿禰を祭る。○天神社の西に靈松寺弘德寺（曹洞禪宗）廣智寺（黃檗禪宗）等あり、靈松は應永の比無月妙應禪師の開く所にして佳曠の淨刹なり、芥川氏の古墓あり。

天神馬場は天正十年六月羽柴筑前守秀吉山崎會戰の時陣したる所也。當時秀吉は疾驅速戰して其功をおさめければ、神戸信孝（信長次子）之を疑ふ、秀吉辨解の證文新編會津風土記武家事記等に收めたり、曰く

同十二日池田を同道いたし中川瀬兵衛高山右近令談合、山崎表へ馳上兩人御さきに陣取、其次に天神之馬場迄我等者とも取續け陣取せ、大坂へ人を進上候間御可申といへ共、信孝樣を相待、富田に一夜陣取相かけ申候。次の十三日晝時分川を越せられ候間、筑前も懸御目候へは御落淚、筑前もほた申候儀限無御座候、十三日の晩山崎に陣取（中畧）明智め切崩、則夜路に山科の藪中へ明智め北入百姓に首をひろわれ候。筑前西國より不罷上候とも、終には信孝樣明智め首刎させられへき御事案之内と可被思召候へ共、筑前早く毛利をも物の數にせず馳上、信孝樣の御先懸致し信孝樣天下のほまれ取らせられ候は、筑前の覺悟にて、何樣にもかはゆからせらるへきと存候。

濃味鄉

和名抄、島上郡濃見鄉。○東大寺奴婢籍帳、（天平年中）「島上郡野身里戸主[illegible]部[illegible]張」など見ゆ、今高槻村野見天神あれば此地たる事明なり、磐手村大冠村島本村九領村も之に屬すべし。

高槻

高槻村は近時まで永井氏三萬六千石の城下なり、芥川を去る十町、富田を去る二十四町、慶長後大に衰頽すと雖尚一千戸あり、鐵道東驛は西北天神馬場に在り、芥川村に接す。○名所圖會云、野身鄉高月は初め近藤進の邑なり、之を高月殿と云、十二代の後入江左近の時没落す、後和田伊賀守惟政高山右近友祥之に居る。

高槻城址

高槻村大冠村の間に在り、平夷に就き築成し南北七町東西五町、壍溝の餘土壕池の跡尚存す、本丸稍南に偏し、四方に數郭を分つ。本城は高山氏の興す所ならん、元和元年大坂陣の時東軍石川忠總高槻を守る、元和三年松平紀伊守家信に賜り、寛永十年岡部美濃守宣勝之に代る、同十七年松平若狹守康信更に之に代る。慶安二年永井日向守直清入部し、爾後世襲して近年に至る、三萬六千石。

大冠　（大塚）

高槻の南、淀川に沿へる卑低地を大冠鄉と稱す、今大冠村と改む。大字大塚は河内の枚方驛と相對し、一水驛也。

冬夜下澱江　藤井　竹外

布衾夢破纖佼々、雁打寒更水欲氷、起掲疎篷月先沒、暗風吹動夜船燈、

芥川

水名、又村名なり。芥川は水源丹波國南桑田郡田能村より出て南流す、長五里、大冠村の西に至り淀川に注く。

はつかにも君を三島の芥川あくとや人の音づれもせぬ。（夫木集）　伊勢

芥川村は高槻村の西北なる一驛なり、芥川其中を貫流す。

延喜式、島上郡阿久刀(アクト)神社在り、古事記、淨穴宮(安寧)段云「天皇娶河俣比賣之兄縣主破延之女、阿久斗比賣、生御子大倭日子鉏友命」(懿德)とあり、此比賣は阿久刀神と相關する所ある歟。

太平記云、細川卿律師定禪は讃岐國鷺田莊に旗を擧け、建武三年正月四國中國の軍勢を驅催して播磨大藏谷に着きたりけるに、赤松信濃守範資我國に下りて旗を擧げんと京より逃げ下りけるに行き逢ひて、其勢都合二萬三千餘騎正月八日午の尅に芥河の宿に陣を取る、將軍高氏の大渡口の合戰をさゝへて定禪は櫻井の宿の東へ打出でければ、山崎の官軍防ぎ得ず、さらば淀鳥羽の邊へ引退きて大渡の勢と一になりて戰へとて、討ち殘されたる官軍に三千餘騎赤井を差して落ち行けは、新田左衛門督大渡を捨て、都へ歸り給ふ。○芥川氏は貞和康安の比右馬允と云者あり、南軍に屬す、子孫散して備後深河に往る、永正中三好之長入道喜雲其次子孫次郎長光を此に置き芥川氏を冒さしむ、其子孫十郎同、天文中三好長慶に屬す。〔名所圖會史蹟考證〕○外史補云、天文十七年、攝津三宅某芥川某、逐歿於三好長慶。永祿元年、長慶因細川晴元于芥川城。踰年卒。十一年織田信長入攝津、攻細川六郎三好長縁于芥川城、長縁等棄城走。又外史云、天正元年、信長令荒木村重、攻和田惟政于芥川、城傍常格曰、獲主將者予萬金、村重將中川清秀熟視之、以鎗勾之、觀者無測其意、既而惟政出城、雜士卒修守備、淸秀俟其側、躍出斬其首、信長乃賞淸秀以萬金。○芥川城は高槻城と異なるべし、名所圖會に「芥川の山城垣内と呼ぶは城跡なり」と見ゆ、土岐山城守定吉は天正の末年に此に居りし者のごとし。

郡家(グウエ)

郡家は今芥川村に合併す、グウエと呼び芥川の西に在り。郡家と阿武野村大字氷室岡本の間に一大古墳あり西面す、塹破を繞たりと雖古構指彈すべし、東西三町許、其前面に陪冢あり。郡家は古の衙處にして此地は眞上郷の中なるべし、古跡の由來詳ならず。

眞上(マカミ)郷

和名抄、島上郡眞上郷、訓末加美。○今淸水(シミヅ)村大字眞上存す、本郷は今芥川村及淸水村大字眞上阿武野村大字氷室岡本宮田塚原土室(ハムロ)等なるべし、服部郷の地と相混するに似たり。

(墓山垂酒)

眞上酒垂山(サカタレヤマ)墓○淸水村眞上の東、光德寺(芥川の北にして濃味天神の西)に文政年中古墳を發し石川年足の墓誌銘を獲たり、島上郡白髮郷と記す、白髮は延暦の詔旨に依り眞髮卽眞上に改めたる也。○墓誌銘云、(古京遺文)

武内宿禰命子、宗我石川宿禰命十世孫、從三位行左大辨石川石足朝臣長子、御史大夫正三位兼行神祇伯年足朝臣、當平成宮御宇天皇之世、天平寶字六年歲次壬寅、九月丙子朔乙巳、春秋七十有五甍于京宅、以十二月乙巳朔壬申、葬于攝津國島上郡白髮郷酒垂山墓、禮也、儀形百代、冠蓋千年、夜臺荒寂、松柏含口、嗚呼哀哉。○狩谷望之(掖齋)云、右墓志、文政三年正月、攝津國島上郡眞上光德寺村民已右衞、鑿其宅後荒神山而獲之、按公卿補任、履仲天皇之時、執政臣有蘇我滿智宿禰、蓋是石川宿禰之子、其子韓子其子高麗其子稲目其子馬子其子雄正子其子連子其子安麻呂其子石足其子年足故曰十世孫也、年足卿、官銜與日與史合、平成宮卽平城宮、又倭名類聚抄島上郡有眞上郷、無白髮郷也、按續日本紀、延暦四年五月詔曰、臣子之禮必避君諱、比者先帝御名及朕之諱、公私觸犯、猶不忍聞、自今以後、宜並改避、於是白髮部、爲眞髮部、山部爲山、然則白髮郷之爲眞上、亦係延暦所改、是志在詔前二十四年、故猶不諱也、酒垂山、當今荒神(クワウシンヤマ)山。

服部(ハトリ)郷

和名抄、島上郡服部郷、訓波止利。○今淸水村大字服部存す、本郷は服部原(ハラムラ)村奈佐原(今阿武野村)等にあたる。

神服(カムハトリ)神社は淸水村大字服部に在り、延喜式に列す、盖服部連の祖神也。姓氏錄云、攝津神別服部連、熯之速日命十二世孫、麻羅宿禰之後也、允恭天皇御世、任織部司、總領諸國織部、因號服部連。○名所大繪圖、服部村に一本木塚安國寺塚等の荒墳を標す、又松永久秀の築けりと云ふ服部城址あり字を城山(ジヤウヤマ)と曰ふ。行嚢抄云、服部より十町許乾の方に古壘あり、山城なり。

阿武野(アムノ)

服部の西を阿武野(アムノ)と云ふ、奈佐原(ナサハラ)莊とも曰ふ、北山に靈仙寺と云ふ古刹あり。○皇典講演に欽明紀なる埴廬邑は今の土室(ハムロ)かと曰へり、土室は今阿武野の大字なり。奈佐原莊は若王寺文書養和元年のものに見ゆ。

(盧墟)

原(ハラ)

今淸水村と改む、服部の城山の陰にして一澗を成す。芥川之を通す、上方は卽神峯(カムノミネ)なり、今本山寺山と稱す。○姓氏錄云、攝津國諸蕃原首、眞神(眞上)宿禰同祖福王之後也。

原山のさゝやの床のかりぶしにとりの音聞ゆあけぬ此夜は、〔名寄〕　爲家

安岡(ヤスチカテラ)寺は北山本山寺(ホンサンジ)に對し南山と稱す、原村の北に在り、本朝無題詩に藤原茂明の詩あり、此寺の卽事にや。

夏日於攝州山寺卽事

時々此地有留連、尋到寺門思慨然、西繞芥河纖似帶、南欹紫島小於拳、當窓斜竹纔過日、殘砌短松不紀年、境隔囂喧人事少、素心宜禮金仙。

本山寺(ホンサンジ)

原村(ハラムラ)の北方、山路三十町、天台宗、北山[illegible]實院と稱す。寺背の峯は標高六百四十米突に及ぶ、東は神峰山(カブヤマ)に連接す、神峰寺と相去る二十町。○相傳ふ役小角開基、本尊毘沙門天を安置す、天正中高山氏の兵火に罹り慶長年中豐臣氏再興を爲し、元祿年中德川氏桂昌院の修補あり。〔名所圖會〕

神峰山寺(カブセンジ)

神峰山寺本山寺の南に在り、(原村の東岡)の天台宗、根本山寶塔院と稱す山門毘沙門堂行者堂阿彌陀堂

以下僧房數多あり、相傳ふ役小角開基、本尊毘沙門なり。按するに拾芥抄七高山の一を攝州神峰と云ふ、卽是也。又三代實錄に「貞觀二年、僧三澄奏言、神峰寺在攝津國島下、奉爲國家所建立也」とあるは忍頂寺の事にて相異也、疑ふ長年中豐臣氏再造、惟ふに南山北山は共に當寺の別院なるべし、山中泉石林壑の奇勝あり。

明曆丁酉之秋、登神峰山寺、老僧說緣起曰、此山也役行者之開基、開成皇子之中興、本尊者多聞天、有瀧名九頭、有松名影響、十三級之石塔、是收光仁帝玉骨之處、乃皇子所建也、

護世神峰山更微、役君古栖擁雲扉、祇今願賴多聞力、記得老僧說緣起歸、

津江（ツノエ）　今五百住村と相合し如是村と改む。如是川あり芥川の一支なり、高槻富田二邑の間に在り。津江は（如是）康正二年造内裡記に「六百五十文、妙法院御領、攝州津江莊段錢」と見ゆ。

富田（トンダ）　島上郡の大邑なり、近代は造酒家多かりしが、今は伊丹灘の下に在りて名聲稍衰ふ。

本照寺（ホンセウジ）　眞宗本願寺存如上人（蓮如の父）開基、正信房創建、近代は小濵毫攝寺を此に併せ、當國本宗本派の法務を總べ、本願寺連枝之に住す。俗に上卷の御祖師と呼ぶ、蓮如上人敎行信證を敷說せる舊跡とぞ、故に敎行寺とも云ふ。寺域は壘壕を以て自ら固うし、庭中に富壽榮と稱する偃臥松あり。○細川兩家記云、天文元年十二月、攝州上郡武士衆一味して富田道場此外所々燒失あり、同時に池田伊丹武士衆相談、下郡中道場殘らず放火するなり、然は一揆衆のありさま目もあてられぬ體共なり。

普門寺（フモンジ）　富田の西郊に在り、臨濟禪の古院なり。說嵓和尙開基す、戰國のころ廢頹、近世明曆のころ龍溪和尙再興す。○細川兩家記云、永祿四年五月、細川晴元入道有て一淸と號し申候なり、攝州富田莊普門寺へ入被申候、則富田莊御料所被附馳走候て、めて度由候なり、同九年九月阿州公方樣（義榮）越水城へ御出候なり、十二月に富田莊普門寺へ御座を被替候也。○普門寺鎭守三輪明神は一境に在り、蓋三島鴨神社の別宮也。

慶瑞寺（ケイズヰジ）　富田に在り、應永年中僧松巖開基、當時景瑞庵と稱す、明曆の比僧龍溪中興し臨濟を改め黃檗と爲す。○祥雲山、本尊觀世音は後水尾天皇の御念持佛寬文五年寄附、同帝及靈元院法皇の宸筆あり。中興龍溪は大宗正統禪師の勅號を賜ひ、明僧隱元歸化の時龍溪奏請して之を長崎より招き本寺を附屬す、黃檗禪宗是より興隆す。（名所圖會）

兒屋鄕（コヤ）　和名抄、島上郡兒屋鄕。○今富田村附近なるべし。名所圖會五位莊三島江とあり、五位は兒屋の轉訛なるべし。蓋今富田村三個牧村（大字三島江）溝咋村島宮村等なり。按するに中臣藤原の遠祖を天兒屋根命と曰ふ此の兒屋鄕兒屋根は地名人名相因む所あるべし、河邊郡には昆陽に作る。また兒屋鄕は三島郡の本據にして、日本書紀「皇極天皇三年中臣鎌子、稱病退居三島」とあるは此なり、今三個牧村大字三島江の名存し又島宮村大字島の名存す、溝咋村の左右に並ぶ。姓氏錄に攝津國島首あり、天忍穗耳尊の後裔と爲す。

三島鴨神社（ミシマカモ）　延喜式島下郡三島鴨神は今三島江（三個牧村）に在り、此邊は島上島下の交界なれば古今郡界の推移あり。神祇志料云、蓋大山積神を祭る、初め仁德天皇の御世此神百濟國より渡來まして、津國御島に坐さと伊豫風土記に見ゆ。○按するに三島神は鴨と號すれば大和三輪の神等たるや明なり、伊豫にも三島神ありしが爲め風土記之を混同するも從ふべからず、日本書紀（神代卷一書）云「事代主神、化爲八尋熊鰐、通三島溝樴姬」と卽事代主の靈を祀りたる也、古事記には大物主に作る、二神同系にして同德の神なれば今是非を分ち難しと雖、其大山積に非ること證すべし、溝咋神社參考。

三島江（ミシマエ）　今三個牧村と改稱す、淀川の西岸にして、富田村の東南三十町。此邊中世に御料の牧なりしと云ふ西は鳥飼の牧に連接す。

三島江の入江のこもをかりにこそわれをば君は思ひたりけれ（萬葉集）

みしま江となん申といふをきゝて

思ひしるうみみしま江の水なればゆけともゆかぬ心地こそすれ（公任卿集）

三島江所見　　渡邊　積所

殘柳踈蘆傍野塘、鯉魚風裡一江長、秋波減灔平如席、無數輕帆帶夕陽、

玉川（タマカハ）　名所圖會云、和歌六玉川の一所攝州なるは三島江の西面に古跡を存す、萬葉集三島の玉江は遺號乎

見渡せば波のしがらみかけてけり卯の花さける玉川の里（拾遺集）

三島江の玉江の薦をしめしよりおのがとぞ思ふいまだからねど（萬葉集）

和田泊（ワダノトマリ）　土佐日記に「和田の泊のあかれの所」と錄せる地は、水路鳥飼と渚院の間なれは三島江若くは枚方驛に當る如し、今其名を失ふ。○土佐日記云、八日、猶川のほとりになつみて、鳥かひのみまきと云ほとりにとゝまれり、九日、船を引つゝのぼれとも川の水なければゐさりにのみゐざる、此あひだに和田のとまりのあかれの所と云所あり、米魚なとこへはおくりつ、かくて渚の院を見つゝゆく。（加藤磯足云、あかれの所は一本贈の所とあり、商所か、又別れの所かとも思はる）

筑紫（ツクシ）　淀川の古水驛なり、今其地を失ふ。書紀通證之を以て津江に充てたれと、津江は淀川堤の北三十町に在り水濱に非ず、津江に傍ひて芥川流れ三個牧村大字唐崎に至り淀川に會す。因て考ふるに唐崎舊名筑紫にあらすや、

後撰集の雜の部に大江玉淵女の詞書に「女ともたちのもとにつくしよりさしくしを心さすとて」とあるを大和物語には鳥飼院よりと爲せり、鳥飼と云も相隣比す。姓氏錄、攝津國諸蕃漢、笠志史。陳思王植之後也。

柱松（ハシラマツ）

平治に此地名あり又土佛と云もあり今三箇牧村の柱本驛〇長門本平家物語云、淀の渡、草津楠葉の渡、きんや片野山、心ほそげにましける。去程に柱松と云所に着給ふ。此名は大和言葉にはあらずして佛說とも云つべし。其故は花秋中納言と申ける人他界せられしに、其子の少將悲み奉り盂蘭盆經の跡を聞傳に、七月中の五日の葉程に御墓に詣でつゝ、枯松に草の葉むすひかけ火を灯して

玉すがたしばゝ我に見せ給へ昔語の心ならひに

と云つげて、火をかけられたり、誠に昔の風情に違はず、故大納言現して見え給ふ、是より此を柱松と名附け、初秋十四五日の暮、もしは彼岸を待て、高きも草を結び靈に手向る灯火を柱松とが申ける。成親卿住吉詣どもの有し時、加樣の所々を過しにも何とも思よらさりしが、今我身に歎のある時が昔の思も知られけり。所々を過行ば、土佛と云所に着給ふ。是は吉野尾少將と申す人、無實の罪蒙り備後國徐尾と云所に配流せられければ、其所にありける佛師に仰せ土を以て佛を造り供養せらる、かゝりし功德にや程なく無實はれて召返さる、其よりして此をば現佛の浦とも申、土佛の湊とも申ける、(以上實錄無所見且其說甚涉怪誕)是と云彼と云、思ひつゞけて入江入江洲崎洲崎を行程に、長柄に至る。〇台記云、久安四年二月二十日、詣天王寺、於西海乘舟、自一洲入、遊群來宿加島邊、廿一日宿柱本邊、今夜宿江口遊女、於舟中通之、廿二日、返遣遊女、給米又有鷄頭事、鷄鳴後着鴨河尻。

(本柱)

溝咋（ミゾクヒ）

今三個牧村(三島江)の西に接し溝咋村立つ、舊の溝杭莊なり。延喜式、島下郡溝咋神社此に在り、大字を馬場と云ふ、富田村の南二十町蓋三島縣主の祖を祭る。

溝咋神社〇古事紀、白檮原宮(神武)段云、更求爲大后之美人時、大久米命曰、此間有媛女、是謂神子、其所以謂神子者、三島湟咋之女、名勢夜多良比賣、其容姿麗美、故美和之大物主、見感而其美人、爲大便之時、化丹塗矢、自其爲大便之溝、流下突其美人之富登、(此二字以音)爾其美人驚、而立走伊須須伎(此五字以音)乃將來其矢、置於床邊、忽成麗壯夫、即娶其美人、生子名謂富登多々羅伊須々伎比賣命、亦名謂比賣多多羅伊須氣余理比賣、故是以謂神御子也。〇舊事紀云、事代主神、通三島溝杭女活玉依姬、生兒天日方奇日方命、妹姬蹈鞴五十鈴姬命。

島下郡（シマノシモ）

和名抄、島下郡、訓準上。〇島下は三島郡の西部なり、和名抄四郷に分つ、其南方鳥飼吹田山田の邊は郷名を缺く、不審なり。〇鐵道線は今東南方を掠め茨木吹田に車驛を置く。古來の國道は其北太田(今三島村)郡山(今春日村)を過き伊丹西宮に向ふ、即西國街道なり。

鳥飼（トリカヒ）

鳥飼は延喜馬寮式に攝津國鳥養牧(左寮)とありて、淀川に沿へる牧野也。今は開きて田と爲し鳥飼村味生村と曰ふ、三個牧の西南に接し安威川茨木川其西北を繞り洲を成す、長一里餘橫十餘町。土佐日記に淀川を上る舟の鳥養の御牧のほとりに泊る事を錄す、萬葉集に取替川と詠したるは即此に淀川を指す。大和物語に鳥飼院と曰ふは御牧に同じ、遊女などの居る事見ゆ、當時江口神崎に並へる水驛なりしならん、今味生村大字一津屋あり、江口(西成郡)と相對し神崎川の分派路にあたる、此一津屋蓋古水驛なるべし。

あらひきぬ取替川のかはよどのよどまむ心おもひかねつも、(萬葉集)

大和物語云、亭子のみかど(寬平宇多天皇)鳥飼の院におはしましにけり、れいのごとおんあそびあり、このわたりうかれめどもあまたまゐりてさぶらふ中に、聲面白くよしあるものは侍りやととはせ給に、うかれめばらの申樣、大江のたまふちといふものなむめづらしうまゐりて侍と申ければ、見させ給ふにさまかたちもきよげなりければ、あはれがり給てうへにめしあげ給ひ仰せ給ふやう、玉淵はいとらうありて歌などよくよみき、この鳥飼といふ題をよくつかうまつりたらむに、したがひてまことの子とはおもほさむとおほせ給ひけり、うけ給はりて即ち

淺みどりかひある春にあひぬれば霞ならねどたちのぼりけり、

とよむ、ときに帝のゝしり哀れがりて御しほれ玉ふ。〇散木和歌集云、熊野に詣けるに、よどにて船にのりてくだりけるに、とりかひといへる所にて舟のおてくだらざりけるに、日くれにければ、

おきへなき高瀬の舟をさしすゑてとりかひにても暮しつるかな、

〇按するに三島縣主飯粒が安閑天皇に獻したる下御野は即ち鳥飼の御牧なるべし、今藤森と稱する古址あり。

味生（アヂフ）

鳥飼村の西を今味生村と改む大字別府一津屋等あり、即古の鯵生野なるべし。續日本紀云「延曆四年、遣使堀攝津國神下梓江鯵生野、通于三國川」と此神下梓江と云者詳ならすと雖三國川は味生村の西南に淀川の分岐する者を指す、即神崎川なり。惟ふに神下梓江は安威川茨木川等なるへし、古は彼水直に淀川の本流に入りけるを、延曆中鯵生野の西に導き、今の如く支流三國川へ注く事となれる歟。

別府（ベツプ）

外史補云、天文十八年、三好長慶攻三好宗三於中島、宗三出榎並城、拒江口、長慶使安宅冬康、陣別府江口三宅之間、而急攻晴元三宅城、還攻江口、大破之、斬宗三。

○味生村別府は江口三宅の中間に在り、吹田の東二十餘町にあたり、味舌(マシタ)村と相接す。日本戰史云、慶長十九年冬の役、東軍松平康重岡部長盛等山陰道の兵合計一千六百餘を率ゐて攝津に入り康重別府(吹田の東北)に陣す、戍兵吹田川の對岸に陣し弓銃を列して之に備ふ、康重の士部築某其營に放火し戍兵を擊退し遂に諸將士と共に北中島に至る。

吹田(スキタ) 本郡西南の大邑なり、鐵道車驛あり。神崎川邑南を流れ安威川は東北より來り之に灑す ○吹田村は醍醐雜事記に貞觀七年吹田庄を寄せ、園太暦には吹田御野と記す、又近古此地は西園寺家の領莊なりし由諸書に見ゆ。

增鏡云、寶治の比、大おとの津の國の吹田山庄にもいとしは〳〵おはしまさせて、樣々御遊數を盡さる、川にのぞめる家なれば、秋ふかき月のさかりなとは殊にたむありて、門田の稻の風になびく(中畧)、

川舟のさしていつくかわかならぬたびとは云はじ宿と定めむ。

百鍊抄云、建長三年九月、上皇(後嵯峨)御幸吹田殿、大宮院(皇后)同御幸、七箇日可被召湯山御湯云々。岡屋關白記云、建長三年閏九月、上皇臨幸大相國(實氏)吹田別業、可被召寄有馬湯也　五代帝王物語云、前相國(公經)天王寺、吹田、濱の島、北山さしも然るへき勝地名所には山莊を造り營まれ、家の繁昌ならひなくぞ見えし云々。○正平八年三月、官軍吉良石塔等神崎の邊に打出て、土岐頼康と吹田にたゝかふ、土岐謀をめぐらしける程に官軍終に打負て討るゝ者多かりし事、園大暦南山巡狩錄に見ゆ。又細川兩家記云、大永六年十二月細川澄元方牢人關鐵中島へ切入り、河をこし吹田に陣取、合戰やぶれ堺までこそ逃にけれ。

吹田一名高濱と曰ふ、鎭守を高濱神社と稱す、圓滿寺觀音堂は世に濱堂と呼び、圓通院觀音堂は高濱山と號す。本朝高僧傳云、釋能忍、號大日、平景清叔父也、天生好禪、卒有悟處、建三寶寺、於攝州水田縣、唱禪法、文治己酉夏、忍使弟子練中勝辨、齎書幣、入宋謁育王山拙庵光禪師、(中略)一夜景清訪來、刺殺忍而去。

佐井寺(サヰテラ) 今千里(チサト)村の大字と爲る、吹田の北二十餘町に在り。此地に伊射奈岐神社あり、佐井寺は古へ其供僧なりしならん。名所圖會云、一名山田寺、本尊觀音、天平中僧行基草創し三代實錄拾芥抄所載の舊刹なり、天正中兵火に罹り正保年中再興す、領主板倉周防侯撞鐘を寄進したり。○千里山(チサトヤマ)は佐井寺の北に在り。山中桃花多し、一名河田山、往々者あり。

(千里山)

伊射奈岐神社○延喜式、島下郡伊射奈岐神社、二座並大。三代實錄、貞觀元年授位、此二座中一座は千里村佐井寺に在り、卽伊弉諾尊を祭ると云ふ、俚俗春日神社と爲す。〔攝津志神祇志料〕

山田(ヤマタ) 山田村は千里の東北に接す、往時此二村同く山田鄕なるへし、山田鄕は和名抄に見えされと東鑑「文治三年、攝津國山田莊、奉寄佐女牛若宮」とあるは此歟。(八部郡にも山田あり)○延喜式、伊射奈岐神社二座中の一座は山田村大字小川に在り、伊弉冊尊を祭ると云ふ、俚俗五社明神と爲す　○山田の東に[illegible](ハチサキ)寺金剛院と稱する古刹あり、南面して味舌(マシタ)三宅岸部の諸村を下瞰す。

岸部(キシベ) 岸部村は吹田の東北にして味舌村の西に接す、或は吉志部に作る。鎭守大神宮は村の北岡上に在り、此地は難波吉師部の遺墟なり、吉師の本據は住吉にて此地は其別邑なるへし。古事記傳云、忍熊王に仕へし將軍は「難波吉師部之祖、伊佐比宿禰」とありて吉志部氏姓氏錄に見ゆ、又吉志舞と云ことあり、續日本紀十一に攝津職奏吉師部樂とあり、今島下郡に吉志部村あり、地名より出てたる歟はた舞より出たる號にや。○北山抄云、大嘗會午日祭、安倍氏五位以上引之、設床子等如前、作高麗亂聲而進、舞者二十人樂人十人、安倍吉志大國三宅日下部難波等氏供奉。

(吉志部)

味舌(マシタ) 此村は岸部三宅の間にして山田村の東北に接す、古村なるべけれど他に聞見なし、攝津志味原(アヂフ)を以て味舌と混同したるは謬れり。宜旅記に「明應六年、殿下麓、所々渡領註之、味舌三宅岸部南鄕(攝津)」とあるは此地なり、卽攝錄家の世襲領なりしを知る。

高生鄕(タカフ) 和名抄、島上郡高上鄕○皇典講演云、和名抄高上は高生の誤なるべし、訓みて多加布と云へし、武藏但馬に高生鄕あり、安閑紀に三島竹林屯倉ありてタケフと傍訓す、刻本に竹林を竹村に作る、姓氏錄、攝津神別竹原氏あり角凝魂命男甲佐布命之後と、今の三宅村は竹林屯倉の遺名ときこゆ。○今按に上に引ける村岡氏の說發明と謂ふべし、盖今の鳥飼味生味舌吹田なと皆高生の鄕域ならん。又再考するに三島分郡の時高生も分鄕して高上高下と爲し、其高上鄕は島上に屬し今の鳥飼なとにやあらん、高下は其西南にて島下に編入したる歟、和名抄に高下鄕なきは遺脫と云はん歟。

(竹林)

(高上鄕)

三宅(ミヤケ) 味舌の北、山田の東を三宅村と曰ふ、舊三宅莊と稱す、大字藏垣内(クラカイト)に三所明神あり、藏垣内は古の屯倉の遺號なるへし　大字宇野邊(ウノヘ)に延喜式島下郡井於(キノヘ)神社あり、土俗又三所明神と稱す、宇野邊は井於の訛なり。○古事記、玉垣宮(垂仁)段云、天皇以三宅連等之祖、名多遲麻毛理、遣常世國。姓氏錄云、攝津國諸蕃新羅三宅連、新羅國王之子天日桙命之後也、而或記以伊久米入彥命(垂仁帝)爲祖(一本云滋野宿禰同祖田道嫡守之後也)。按ふに此地卽三宅連の故里なり、日本書紀天武帝の時三宅連石床と云人あり、十三年、賜姓朝臣と記す。三宅城址は今詳ならず村西の高地に在りし歟。天文十八年細川晴元三宅の鄕士某に倚頼し此に據り三好長慶の兵

を拒きたり。穴太記云、三宅といふ者も細川右京兆晴元の被官たりしが、天文十八年敵に同意ありとて香西越後守元成を差向不日に攻おとし、則右京大夫入城しておはしけるが、佐々木彈正少弼定頼朝臣は聟なりしかば兼てより合力の志侍りて彼勢をぞ待れける。六月廿四日の朝霧のたえまより十河民部太輔一存は三宅の城へ押寄、大手の木戸逆茂木を引やぶり二の木戸迄ぞよせつけたる、城の内には僅百人たらぬ勢なりしかども流石名有る士共なりしかば鋒に血を濺て戰ひければ、十河は少し引退き人馬に息をぞつかせける。斯て一存申けるは此城の體を見るに今一攻せめばおちぬと見えたり、去りながら譜代の主君に腹切らせ奉らるも本意ならず、倡や人々江口の城に押寄宗三を打取長慶か宿意を奉ぜんとて、三百餘騎は引返し四國の海賊になれたる者一文字流を切て打渉り、向ふの岸に這あかり具足の水をしたゝらしてぞ立にける(三宅の南二十町に別府あり、別府の南十餘町鳥崎川の濱に江口あり、別府今味生村と云)

澤良宜

今玉櫛村と改稱す、三宅村の東に接し茨木村の南なり。延喜式、島下郡佐和良義神社在り。

穗積郷

和名抄、島下郡穗積郷、訓保都美。○今春日村大字穗積存す、茨木村も本郷の屬地なりしならん。穗積氏は姓氏錄「神饒速日命五世孫、伊香色雄命之後也」とありて大和美濃に同名の郷あり。○春日村大字郡山は相接比す古の島下郡家なり、此地は茨木村の西にあたり、郡神社宮門、馬牧等の古跡ある由、名所大繪圖に見ゆ。

茨木

茨木村或は茨城に作る、本郡の都會なり、今郡衙を置き、鐵道車驛たり。茨木川は二源あり佐保山(清溪村)勝尾山(豐川村)より出て福井村中河原に會し、茨木の西を過ぎ安威川に注ぐ、長凡四里、一名手柄川と曰ふ。○靈異記に島下郡舂米寺及味木里の名あり、味木はウマキと讀み茨木は其訛にやあらん、舂米寺は詳ならず。曰く石川沙彌者、自度无名、其俗姓亦未詳、所以號名石川沙彌者、以其婦河内國石川郡人也、其雖假為於沙門、而常心於賊盜、或詐稱造塔、乞斂人之財物、退與其婦買雜物而噉之、或住攝津國島下郡舂米寺、斫燈塔柱、焚法誑人莫過斯甚、終到島下郡味木里、忽得病氣云々。

茨木城址

福富氏始て之を築き、細川三好の與黨たり、永祿十一年織田氏の軍本國を徇へ中川瀬兵衞清秀に茨木を賜ふ。慶長年中片桐市正且元茨木二萬五千石を給せられ此に修治したりしが、大坂役の歲大和國龍田に移封せられ本城永く廢す。○茨木神社あり、延喜式、島下郡、天石門別神是なりと云ふ。天石戸別神は神代卷に顯る、然れども舊事記「景行天皇々子、豐門別命、三島水間君祖」と見ゆ、豐門別を稱するにや。神祇志料は延喜式、山城葛野郡天津石門別稚姫神社、伴氏神社大伴神社相並び、此にも新屋神三座中に作酒者神あり次に石門神を載たるは從ふて由ある事なるべしと論せり。

新野郷

和名抄、島下郡新野郷、訓爾比夜。○今三島村福井村の地なるへし、延喜式新屋神社は三島村大字西河原に在り。

新屋神社

延喜式、島下郡新屋坐天照御魂神社三座、並名神大。攝津志云、一座在於西河原(今三島村大字)一座在於福井村、一座在宿久庄上河原(今豐川村大字)○按するに天照御魂神は大和十市郡山城葛野郡にも之を祭る、一說饒速日命此神の一なる天日神命とも、又饒速日尊の別名なりとも云ふ。神祇志料は三座の二は伴馬立神作酒者神なりと論したり。新抄格勅符、大同元年新屋神々封一戶を充奉り、續日本後紀、嘉祥二年伴馬立天照神作酒者神に從五位を授け、三代實錄、貞觀元年[illegible]八等新屋天照御魂神に從四位下を授け、伴馬立神作酒者神に正五位下を授けらる、蓋伴氏の祖神なるへし、

太田

今三島村と改む、繼體天皇三島藍野陵此に在り。又字西河原新屋神社の東南一町許に便水と稱する古跡あり。

月影はさたにけらしな神かきやよるべの水につらゝおるまで、(家集) 清輔

世人之を抗水と稱し傍に抗櫻あり稀代の大樹なり。(名所圖會)按するに安閑天皇の時三島縣主飯粒あり、抗の名は由緒なきにもあらず、又大和十市郡太田市に目原坐高御魂神あり、此地に新屋坐天照御魂神あり、同神異祭ならん。

太田神社○延喜式、島下郡太田神社。舊事紀云、景行天皇々子豐門入彥命、太田別祖。皇子豐門別命、三島水間君祖。姓氏錄「攝津神別中臣太田連、天兒屋根命十三世孫御身宿禰之後也」ともあり。太田神社は今太田山に在り、太田別の祖神なるへし。○名所圖會云、太田塞址あり、上古は石風呂在りしと云ふ、東鑑に見ゆる太田太郎の城地と稱り、南朝正平年中には太田賴基此に居る。(石風呂とは上古の石棺なるべし)

牟禮

今三島村戸伏の舊名なるへし、太田の西茨木の東に在り。牟禮神社は延喜式た列す、古事記、玉垣宮(垂仁)段云「御子大中津日子命者、牟禮之別當祖也」と、此社今戸伏に存す。牟禮とは古言森もしくは村に同じ。

惣持寺

今三島村に屬す、茨木の東北十町許、眞言宗西國札所第二十二番の巡拜場なり。本尊十一面觀音、堂宇は高丘に倚り門垣石階を備ふ、寛平二年藤原山蔭創立し元龜中兵火に罹り、慶長八年豐臣氏再興す茨木城主片桐且元奉行せりと云ふ。○三國傳記に、陽成天皇御宇越前守藤原高房(淡海公五代孫)一寺建立未た果さずして卒し、其一男中納言山蔭亡父の所願を果さんとて遣唐使大神御井に多くの黄金を附て千手觀音の御衣木を求めたる事見ゆ、蓋此寺の創立也。○朝野群載、惣持寺鐘銘云、與温

父越前守藤原朝臣、歸心於普門之習、傾首於鑊鐶大悲、而際溘然、閉當候傳、納言尊考、於先業之不遂、欲善因之未成、以黄金附入唐使大賀直井、買得白檀香木、造千手觀音菩薩、因惣持寺、於是第二男備前權介公利、傳讚一口、于時延喜十二年夏四月八日。

藍野陵

繼體天皇の御陵なり、今三島村大字太田に在り。延喜式に島上郡と爲す、此地もと服部鄕阿武野村の領域にや。○延喜式云、三島藍野陵、磐余玉穗宮御宇繼體天皇、在攝津國島上郡、兆域東西三町南北三町。扶桑略記云、三島藍野陵、高三丈方三町。○名所圖會云、陵の封境方六十間周に堀あり上に石棺の蓋きたる者有岸因徹あり、元祿年中官命を以て當時農家散在の石を收拾せられたる也、土人池上陵と云ふ又小塚五あり。山陵志云、繼體陵、太田村古墳此也、呼爲茶臼山、以其頂有四所名之也、然而象宮車、環之溝依舊、三島今割爲上下二郡藍野陵乃在其交。○名所圖會云、太田村の上野に女九宮と云者あり、繼體天皇奉葬の時妃妾九人の殉死したるを祭ると云、其證不詳。

耳原

三島村大字耳原は太田の西に接す、幣社あり。延喜式島下郡幣久良神社是なり、耳原に幣塚又糠塚と號する古墳あり。

安威鄕（安威川）

和名抄、島下郡安威鄕、訓阿井。○今安威村石川村見山村是なり。安威川は丹波桑田郡別院村より發し、流るゝ事二里にして見山に至り南流、太田溝咋の諸村を經、西に折れ茨木川を併せ、吹田に至り神崎川に入る、凡七里。

藍原

安威鄕の南より三島村太田の邊までの古名なり。日本書紀云「凡河内香賜、逃亡不在、雄略天皇、遣弓削連豐穗、普求國内縣、遂於三島郡藍原、執而斬焉」と又三島の上桑原下桑原と云事安閑紀に見ゆ、今石河村大字桑原ありて其南を安威村と爲す、蓋上桑原は石河村に擬すべく、下桑原は藍原即安威村にあつべし。阿爲神社は延喜式に列す、今安威村に在り、苗森明神と云ふ。蓋中臣藍連の祖雷大臣命を祭る、姓氏錄該峰緣起を參考すべし。（攝津志神祇志料）姓氏錄云、中臣藍連、同大江臣之後也、兒屋根命十一世孫雷大臣命、十二世孫大江臣也。

阿威山墓

藤原鎌足の舊墳なり。方三町許一堆の丘なり、上に石塚あらはる、土人將軍塚と呼ふ　藍野陵の西北十五町に在り。攝津志云、藤原氏墓、在攝津國島下郡安威村、公身後之日、遺言薄葬、及瘞此地、公原子釋定慧者、白雉四年、隨使入唐、浮海而入長安、不違其喪、歸朝之日、改葬大和國十市郡多武峰。

桑原

今石河村と改む、安威村の北に接す。日本書紀に三島縣主飯粒、上桑原下桑原等之地を安閑天皇に獻納したる事見ゆ。

大門寺

石河村大門寺は舊名青龍寺と云ひ、本尊觀世音眞言宗を奉ず、文祿四年豐臣秀次の侍臣木村常陸介重茲此に入り自殺す遊、其墓存す。

與諸友遊攝州青龍寺　藤原敦光

晨興尋古寺、々辭正端居、雁叫秋雲外、鐘鳴暮雨初、逢僧談妙理、禮佛絲眞如、風渡菊籬馥、月明林逕疎、窮通心底識、名利夢中虛、信宿催歸駕、來遊是只且、

（本朝無題詩集）

忍頂寺

見山村に在り、眞言宗、本尊觀世音を奉す。勝尾寺開成皇子の創建と稱し壽命院と號す、往時は大伽藍なりしも今は衰微を極む。三代實錄、貞觀二年、傳燈滿位僧三澄奏言、神峯山寺、在攝津國島下郡、三澄奉爲國家所建立也、春演說最勝王經、秋囘講法華妙典、請爲御願眞言一院、賜名忍頂寺、詔許之。

史學雜誌云、金剛集裏書、元弘二年十二月十六日の狀に、「九月より京中以外騷動候、阿か河に朝敵充滿し山崎迄せめいり候間、宇都宮赤松入道爲打手、早速追返候了、仍仁定寺に構城郭引籠候を、昨日（十五日）打落責兵數被召捕候、是大塔宮御所爲と申也云々」、此狀中の阿か河とは蓋阿くたならん、而して阿の字は次の行の頭にあり、仁定寺も地理を案ずるに芥川より西北凡二里を距てたる島下郡の忍頂寺也。○太平記、康永元年足利氏は佐々木治部少輔高秀を攝津國へ差し下さる、當國は道譽が管領の國なれは國中の勢を相催して五百餘騎忍常寺を陣に取る、官軍中島を打ち越ゐて差して攻め上る、忍常寺の麓を打ち通るに橋を行れて隱してやありけん矢の一をも時懸けすをめくくとこそ通しけれ、さては山崎にてぞ一軍あらんずらんと思ふ處に、今川伊豫守も叶ふまじとや思ひけん一戰も戰はで島羽の秋山へ引き退くと云々。按するに忍常寺は忍頂寺に同しかるへし、然れとも中島より山崎へ通する要路に當らず、全く山間に僻在す、太平記の所說誤れるに似たり。

宿久鄕（殖村）（壽久山）

和名抄、島下郡宿人鄕。○和名抄宿人は宿久の誤なり、延喜式須久久神社ありて後世宿河原宿久莊の名存す、今豐川村（大字宿久莊）清溪村（大字泉原）福井村等にあたる。○續日本紀、和銅四年、遷都平城、始置驛亭、攝津國島下郡殖村　この殖は宿久に同しかるべし、其驛址は今春日村大字郡山などにや、國道舊に依り之を通す。名所圖會云、徒然草に見ゆる宿河原のホロホロ塚は郡山の竹林の中に在りと。

神祇志料云、須久久神社二座、今宿久莊鳥羽の須久山に在り春日神を祭る、右大臣大中臣朝臣清麿仕を辭て壽久鄕に居りし時、壽久山に遷して氏人と共に壽久山神社と崇奉る即是也、神宮雜例集天平十二年此神を遷祭ると云り、然れとも清麿致仕延曆初年に在り其天平と云者恐らくは誤れり、又按、天平中清麿故有て此に寓居りし事ある歟　今得て考ふへからず。

福井 茨木川の上游に居り一大村なり。新屋神社三座の一なる式内祠あり、又眞龍寺あり、福井の北を今清溪村と稱す、泉原山あり。

宿河原 今福井村中河原(豐川村宿久莊の東南に接す)蓋是なり、西國街道之を經由す。徒然草云、宿河原と云所にてぼろぼろ(今の虛無僧なり)おほく集て九品の念佛を申けるに、外より入來るぼろぼろの若し此中にいろをし坊と申法師やおはしますやと尋ければ、其中よりいろをし此に候、かくの玉ふは誰ぞと答ればしら梵字と申者也、己が師何某と申人東國にていろをしと申ぼろに殺されけりと承りしかは、其人にあひ奉て恨申さばやと思ひて尋申なりと云、いろをしゆゝしくも尋ねおはしたり、さる事侍りき、爰にて對面し奉らは道場をけがし侍るへし、前の河原へ參り合はん、あなかしこ脇差太刀いつかたをもみつき玉ふな、あまたの煩にならは佛事の妨に侍るへしと云定めて、二人河原へ出あひて心行はかりに貫きあひて共に死にけり、ぼろぼろと云者昔はなかりけるにや、近き世にぼろんじ梵字漢字など云ける者其始なりけるとかや、世を捨たるに似て我執深く、佛道を願ふに似て闘諍を事とす、放逸無慙の有樣なれとも死を輕くしてなつまざるかたの潔く覺て、人の語りしまゝ書附侍る也。○今春日村大字郡山にホロホロ塚あり、郡山は中河原の南に接す、茨木川の磧地なりと知るべし。

勝尾寺 豐川村大字粟生勝尾山に在り、應頂山菩提院と稱す。舊名彌勒寺、神龜四年僧善仲善算開基、開成皇子興立なり。大日本史云、光仁天皇々子僧開成、天平神護元年、潛登攝津勝尾山爲僧、住桂洞、師事僧善仲、後伐桂樹、構草堂、帝施攝津豐島郡稻一千束、以充經費、命曰彌勒寺、寶龜六年給島下郡水田六十町、天應元年卒、延曆元年勅、爲開成修法華八講、著爲恒例、淸和帝幸寺、改賜額勝尾寺。○名所圖會云、勝尾寺は眞言宗、坊舍二十有三、本尊十一面觀音、西國巡禮第二十三番の札所なり、一鳥居は粟生新家の路傍に在り、之より登山三十六町にして樓門に達す、觀音堂開山堂般若臺彌陀堂等あり。

元亨釋書云、善仲善算、攝津刺史藤致房之雙兒也、九歲師事天王寺榮堪、十七剃髮、神龜四年逃入山、縛草庵、宴居淸修、今勝尾山也、神護景雲二年、仲乘草座、忽飛去、後三年算沖天而西。又云開成、光仁帝子、桓武之兄也、幼敏穎而志佛乘、上甚鍾愛、天平神護元年、潛出宮入勝尾山、疊石爲塔、禪宴其側、仲算二師、經行山中、適見問曰、深山孤閴、何爲居此、皇子告志、二人延歸菴所、卽日就剃受戒、一日二師避席、揖成讓座而去之、初二師發願寫經之日、雷落地、今最勝峰是也、二師乃種楮於此、已而紙成、二師投紙、託成而去、成寫大般若經、欲得淨金水研之、八幡大神金錢以爲[illegible]、[illegible]南宮神取水充器、乃棲桂窟寫經、六年而功畢、就雷墮之地、建道場、號彌勒寺、光仁帝捨官租、建如法堂、移桂窟之居、大桂腹朽、自然如洞、窟在山中、天應元年成寂、成平時自刻藥師像奉事焉、遷化時其像淚滴至花座、今猶在。又云、勝尾寺講堂、觀自在像者、寶龜八年堂成、九年日州沙門興日、塑八尺白檀香木、而未有良工、十一年比丘妙觀者來曰、我能刻像得否、座主開成許諾、三日後僧俗童豎、總十八人、作觀來影像、千臂千目莊麗端嚴、又加四天王像凡五尊、三十日而成、八月十八日也、時人曰十八應應之數、不虛設也、國俗以十八日爲觀自在日、正曆元年宋商二人來、一台州人周文德、一務州人楊仁紹、二商曰、百濟國后妃、未逾壯齡、其髮早白、一夕后夢、日本國勝尾寺千手大悲、靈感無比、汝其祈之、以是寄我等二人、以閼伽器金鼓金鐘等什物、遙獻勝尾寺、大宰府使使者、送到本寺云。○又云、行巡爲勝尾寺第六座主、貞觀中帝不豫、勅巡獻法衣一領念珠一串、帝作禮病乃愈、上大悅、捨莊田永爲寺產、初此寺名彌勒、巡不應而北京、而承帝旨、以四夫勝天子、故勅改賜額勝尾寺(山麓云尾)後帝遜位、幸勝尾寺、而巡已歸寂。○按するに楓柱の古訓共にカツラと云ひ又カトと云ふ山城葛野郡の原名に參照すへし、勝尾も舊名勝之尾にして桂山の謂なるのみ、元亨釋書桂洞に作るは其一證なり、而て又勝天子の說あるは附會の妄語のみ。此寺近代衰へたりと雖箕面山の東に接し、觀楓の客時に之を過くるあり、又光明天皇の御陵あり。

勝尾山中書所見　　失名

爛々數株楓、界破萬杉翠、高下多僧房、總曰勝尾寺、十房九無僧、基堂燕雀墜、山門賣糕餌、迎客說近事、無上三寶教、今已屬澆季、招提淸淨地、幾容鶯鸞戲、熊羆古皮眞、獅象法儀僞、盛風動天閣、倏忽雷霆至、行者歸福堂、現世現阿鼻、唯道蓮帶蓮、夕燭照頷額、

勝尾寺陵 名所圖會云、光明院御塔勝尾寺の東谷に在り、康曆二年本寺草庵に於て崩御遺勅によりて此に藏む、元祿己卯公命に因り墻を造る。○南山巡狩錄云、光明院は世をうしとや思召たりけむ、佛門に御志ふかく、ある時は躬勝尾寺に光明院をいとなませ給ひて住せ給ひ、またある時は保安寺にも入御し給へりき。享保の頃紹運錄によりて光明院の御草庵の跡を勝尾寺にいたりて尋ね、石塔を得たり、其銘に光明院と刻たりけるよし松下見林か前王廟陵記に見えたり

豐能郡

豐能郡 明治二十九年豐島能勢の二郡を合併して豐能の號を立つ、近時合名立號の時に往々此種の方按を取ると雖、義理に合はず。○豐島能勢は猪名川の

東方にして、三島郡の西に接し北は丹波に至り南は三國川に至る、本河邊郡と一境の地なりしが、後世相分措すと雖猶同一の形勢あり、謂はゆる猪名野なり。然るに近時河邊を兵庫縣に屬せしめ、豐能を大坂府に屬せしむるは當然の立界に非ず。

本郡面積凡十二萬里人口四萬七千、池田町外廿二村に分れ、郡衙を池田に置く。池田は猪名川に瀕し郡の中央を占む、其北山中の地は能勢にして野間（今東郷村）を大邑とし、其南低平の部は豐島にして岡町（今豐中村）を大邑とす。西國街道は池田の少南を過く、古は草野驛瀬川驛あり、後世之を缺く。

能勢郡

明治二十九年廢して豐島郡に併せ、豐能郡と改む。猪名川の東支源にして、豐島郡の北に接し、山間幽僻の境なれは、俚俗傳へて平家の餘裔と稱する者在り。

和名抄、能勢郡、訓乃世とありて三郷に分つ、古は河邊郡に屬し玖佐々村と曰ふ。大寶元年分置せらる。續紀、和銅六年、攝津職言、河邊郡玖佐々村、山川遠隔、道路嶮難、由是大寶元年始建館舍、雜務公文一准郡例、因請置郡司、許之、今能勢郡是也。

枳根郷

和名抄、能勢郡枳根郷、訓木子。○今枳根莊村是なり、大字今西に延喜式岐尼神社あり。

本郷は能勢郡の北限にして丹波國に通ずる徑路あり。

神山　枳根莊村大字神山に三草山あり、昔清山寺と稱する精舍あり、元龜年中回祿し今山下に移す、三草山一名美奴賣山と曰ふ。釋紀、引風土記云、美奴賣者神名也、其神本居能勢郡美奴賣山。（攝津志名所圖會）

今西　名所圖會云、今西の生土神岐尼宮は今二座と爲す、春日明神多田權現なり、後者は源滿仲の家士此に居住したるより崇めたる者なるへし、天文年中國侍鹽川伯耆守と能勢小重郎合戰の時社殿燒亡し、其後太田和泉守再興せり、神官二家供僧一坊あり。

おのづから神の心にならはしのきねの宮居の月ぞさやけき、（歌枕名寄）

西郷　是は和名抄能勢郷の西郷なるへし、大字宿野大里等あり、卽古の來狹々村也。

來狹々　日本書紀、雄略天皇、詔土師連等、使進應盛朝夕御膳清器者、於是土師連祖吾笥、仍進津國來狹々村、名曰贄土師部。○來狹々は宿野の舊名にして、今に至るも土器を名産とす。延喜式久佐々神社あり、土人草々明神と呼へり、一花草と稱する者神籬に茂生す、小草宗と長ずる二寸許冬花を開く梅に似たり夏は葉脱す。

下樋山　西郷村大字大里の西北に在り、今劍尾山と稱す。萬葉集に「まそかゝみたゝ目に見すは下桧山した行く水の上に出ず」の句あり此地の古事なるへし。（攝津志）攝津風土記云、昔有大神曰天津鰐、化爲鷲、而下止此山、十人往者、五人去、五人留、有久波乎者、來此山伏下樋、而屆於神許、從此內樋通而禱祭、由是曰下樋山。

田尻　田尻村は西郷東郷の間に在り。大日本史氏族志云、源國直子國基、領攝津能勢郡、稱能勢氏、四世孫賴仲爲田尻莊地頭、其後稱田尻氏。（茂羽本能勢系圖及古文書）

能勢文書は、寬喜三年將軍賴經の判物にて「能勢郡內田尻庄源賴仲親父賴定朝臣讓狀に任せ地頭職たるへし」と云ふを初とし數通あり、弘安七年將軍家政所下文に「賴仲法師跡、能勢郡田尻野間兩村、阿波國篠原庄地頭職」とあり、康永四年足利直義の判物には能勢判官賴連父賴任讓狀にまかせと記す、又應仁元年七月能勢源左衛門尉同彌次郎近衞油小路合戰に討死の感狀は細川勝元の書なり、天文中細川家の感狀最多し。

倉垣　今歌垣村と改む、田尻村の北に接す、攝津風土記雄伴郡に歌垣山あれと、此に非ず。

くらかきの里に波よる秋の田はさしなかいこの稻にぞ有ける、（夫木集）　匡房

能勢郷

（黃地）

和名抄、能勢郡能勢郷。○今東郷西郷歌垣田尻の諸村なるへし、能勢田尻は攝津源氏の一筆なり。名所圖會云、能勢氏の故蹟諸處に在り、地黃（今東郷村）に累代の館址あり、清普寺と云日蓮宗の道場は歷世の菩提所にして、能勢賴幸の古墓石存す、野間の妙見山は能勢藏人の要害なり、元和の初めには能勢攝津守賴次あり、賴次は地黃の眞如寺（日蓮宗）を祈願所と爲したりと云ふ。○能勢氏は足利時代諸家紋帳に十二目結の紋を錄す　戰國の亂に散亡したる也、始末詳ならず。

野間　今東郷村と改む、延喜式野間神社は大字地黃に在り、此地能勢郡の首邑と爲す。○[illegible]雜抄云、建武三年九月院宣、攝津國野間田千歲足寺邊田地、并屋敷、[illegible]寺報恩院知行。又東寺文書、應永廿九年、攝津國野間莊、文化中、野間郷出野村辻英の家より建保五年藤原經房と云ふ人の錄せる古書發見す、卽安德帝西海の波に隱れさせ玉はず、實は經房供奉して潛に此山中に匿ひ奉りしに、文治三年出野にて崩御ありしと云ふ始末を載す。是書は贋作ならんと判斷せらるれど、一顧の値なきに非ず。

妙見山　東郷村の南に在り、山頂に妙見堂あり能勢妙見と稱し、土人群詣す、吉川村の東北に方り、地方の望標なり。

雄村郷

和名抄、勢能郡雄村郷、訓乎無良。○今其地を失ふ、盖吉川村及び河邊郡東谷村中谷村等にあたる。

吉川　東郷村の南に在り、河邊郡東谷村と地域相錯る、吉川の山中に銅鑛の廢坑多し、保原山花折山川西山等は尚現行す、鑛中に銀萬分之四以上の量を含めと、今其産額乏しと云ふ[illegible]師あり七寶山萬代寺と號す。此地の銅鑛は

日本紀畧に、「長暦元年八月、奉幣七社、奉献攝津國所銅上分」、又長久二年、攝津國始献紺青」などあるに當る歟。帝王編年記には「長暦元年、能勢郡初献銅」と錄すれは多田鑛山より貢せる者のごとし。

（余野）

東能勢（ヒカシノセ）

東郷村の東南を東能勢村と曰ふ、久安寺川の源なり、三島郡に接す、攝津志延喜式島下郡走落神社を東能勢村大字切畠の走湯天王宮に擬したり、然らは此地古は三島郡の城内にやならん、大字余野を首邑とす。

名所圖會云、木代（今東能勢）靈福寺古刹なり、本村より朝家へ毎年玄猪餅を献進しけるに、靈福寺之を支配す、相傳ふ弘安六年本村男山八幡宮神領と爲り、正應三年供御田と爲り康安應永兩度の口宣案を保存す、天正年中兵亂の爲め供御中絶しけるか、文祿二年より先規を復し亥月亥日の供御を進め奉る、此玄猪餅一に能勢餅と曰ふ。

豐島郡（テシマ）

明治二十九年廢して能勢郡に併せ豐能郡と改む。東は三島郡に接し、南は三國川を以て西成郡と相堺し、西は河邊郡と地域相錯る、猪名川の東岸也。

（手島）

和名抄、豐島郡、訓手島、七郷に分つ、桑津郷は後世河邊郡へ入る　古は手島連あり、古事記、日槍原宮（神武）段云、日子八井命者、茨田連手島連之祖、姓氏錄云、攝津皇別、豐島連、多朝臣同祖彦八井耳命之後也と、又靈異記には禪師永興攝津國手島郡人也と、又大同類聚方に切國手染郡なと見ゆ、此豐を止與と訓める例なし

止止呂美（トトロミ）

久安寺川に添へる村にて東能勢村の西南に接す、鹽川國岐入道の故塞と云ふ者あり、鹽川氏は中世の邑主にて天正中亡ふ。○按に止止呂美は[illegible]又は[illegible]なと云地名と同しく涌泉のある所の稱なり、鹽川の涌泉は延暦八年職河の住吉大社宮司解狀城邊山の縁起に見ゆ、城邊山は今の止止呂美細川二村なるへし、其鹽川と云ふは即久安寺川の古名とす、意保呂野、長尾山等今存否を知らず、田々は即多田に同し。

（鹽川）（城邊山）

豐島郡城邊山

四至　限東能勢國公田　限南我孫井公田　限西爲奈河公田　限北河邊郡公田

右杣山河、元昔櫃口宮御宇皇后、所奉寄供神所杣山河也、元爲賊土蛛、造作斯山上城居住、略盜人民、軍大神悉誅伏、吾杣地領掌賜、山南在廣大野、號意保呂野、山北別在長尾山、山岑長遠、號長尾、山中有湖水、名鹽川、河中涌出鹽泉也、豐島郡與能勢國中間在斯山號城邊山由、因上城居在、山中在直道、天皇行幸丹波國還上道也、頗在部原、百姓開耕、號田々邑。

久安寺（キウアンジ）

細川村大字伏尾に在り、大澤山安養院と號す、眞言宗、觀音を本尊とす、寺傳行基の開基にして、治安年中佛工定朝更造して舊像を腹中に納む、近衛天皇久安元年重興し久安寺の號を賜ふ、寺職覺實上人は天皇降誕の時加持の功力ありしを以て也、寺中に小鶴の庭あり、名木奇石多し。（名所圖會）

細郷（ホツカウ）

今細川村と復稱す、伏尾以下六個大字に分る。池田町の北に接し多田院村（河邊郡）の東に居る、久安寺川東能勢村より發源し本村大字木部に至り猪名川に會す、伏尾の久安寺及ひ吉田の湯松庵は恒に景勝の地を占め、地方の名藍なり。○蓬菜事蹟云、細郷植木、又池田植木と云ふ、其業天文の頃より起る、大阪の市府勃興するに及ひ庭園樹苗の需求多く加り園藝の術益進む。細郷谷近傍の山中に一種細末の砂あり、此砂にて種に嫩芽插條すれは能く根を生するをもて、插條を始め播種、接木、壓條、水假曲、切截、根廻及ひ盆栽等園藝上利便を得るや多し。承應二年大內炎上し左右の櫻橘燒枯せしか、明曆元年郷中接木の巧者六藏なるものを御所に召され、遂に燒失せし橘に接木せしめらる、而して接橘よく成長せるを以に其賞として橘兵衛の名を賜りしと云ふ。降りて延寶天和の頃世上靜謐、庭園樹木及盆栽を愛玩するもの益々增加せるをもて、郷中營業者は內外諸方より奇種を集め草木、花卉、菓樹、藥種、山林の苗木等悉く栽培し、西國地方は勿論、江戶名古屋を始め諸方へ販賣す、一年大凡五六萬荷、郷中の營業者其數三百戶。天保の末幕府世上の奢侈を誡め植木栽培を停めたりしか、郷の四境山嶽に接し猪鹿の田圃を害するのみならず用水常に欠乏せるを以て、植木栽培の補貲あらされは以て生計を營む能はず、且つ其業たる或は玩弄に屬するものありと雖も、多くは菓豆山林等有益の樹苗なるを以て再ひ其許可を得たり。維新に至り植木の需求者漸く減少し、明治十九年の調査花戶凡二百六十六戶とそ。

望木部村、在池田北三里、一村皆花戶、

遠望別村錦霞、千金誰解買名花、私田盡把牡丹種、不是尋常百姓家、　藤井　竹外

細川（ホツカハ）

細川神社は大字吉田の慈園寺山在り、今毘沙門天と稱し久安寺の奥の院と爲す、細川谷の鎭守、列延喜式にす、細川は蓋久安寺川の古名なり。○大字古江の無二庵に和泉式部の墳と稱する者あり、式部は丹後守藤原保昌に嫁したる事あり、保昌は河邊平井の人なれは、由緣なきにしもあらず。（名所圖會）

池田（イケダ）

猪名川の東畔に在り、猪名川谷（能勢細川及ひ河邊郡多田院諸村）の隘口にあたるを以て山民の交易に便なり。戶數一千五百、繁榮伊丹と相匹敵し共に美醞を以て盛名あり。近代灘目酒（西宮）興り池田を凌駕すと雖猶酒國の一都と謂ふへし。池田炭は吉川村より出て此市に販賣するを以て其稱あり。○池田氏は井出左大臣橘諸兄の後裔とす、細川氏守護の時之に屬す、兩家記曰、永正十六年秋の比より四國勢京上りに附、澄元方に池田

前筑後守息三郎五郎申されけるは、今度攝津國口の先陣は何かし仕候へしとて申請、人數を揃ふる所に、高國の方河原林對馬守正頼細川孫太郎役討、寄手うたれ三郎五郎は首三十あまり討取り、阿波國に元へ注進、御感ありて豐島郡一色に下され彈正忠になされ申ミなり云々。後永祿十一年の比織田氏の兵攝津に入る、池田筑後守勝政邑を守り出て降らず、織田の兵攻擊して之を降す。天正元年勝政放逐せられ、池田城は荒木村重に附與せらる、城址は五月山に在り。○豐能郡役所今此地に置かる、尼崎伊丹より池田に至る鐵道線あり、猪名川筋の運輸樞關と爲す。

五月山　池田町の上方、拔海凡二百米突、秦野山の西嶺なり、蓋佐伯山の訛とす。日本書紀仁德天皇の時猪名縣佐伯部移于安藝とあるその佐伯部の遺蹤たるへし、寶龜勘錄西大寺資財帳に「一巻豐島郡佐伯村、和諸乙並布勢夜恐女等獻」とあるも此地なり。

(佐伯山)

五月山花たちはなにほとときすかくあふときはあへる君かも(萬葉集)佐伯山卯の花もたしあはれわか子をしさりては花よりぬかも(同上)

五月山佐伯山同處なり、池田城址大廣寺愛宕祠等此山にあり、愛宕は佐伯部の祖神を祭るとそ、毎年夏夜燈火を焚きて法會を修す、尼崎大坂の地より之を望見すへし、一奇觀なり。

さつき山木の下やみにともす火は鹿の立とのしるへなりけり(拾遺集)　貫之

大廣寺　五月山に在り、愛宕祠の東三町。曹洞宗、僧天巖開基・應永年中邑主池田筑後守充正の本願なり、神牌存す大廣寺殿玉堂金公と題す、殿堂亦寺名と相かなふ。天正中歌人牡丹花肖柏此に寄寓したりとて其肖像を藏す。

呉服神社　池田町の南に在り、其田野を呉服野と稱し、呉國渡來の工女を祭ると云ふ。土俗池田町舊名呉服里と傳ふ、日本書紀、應神天皇、遣阿知使主於呉、令求縫工女、使主與工女兄媛弟媛呉織穴織至津國、及武庫而天皇崩、是女人等之後、今呉衣縫蚊屋衣縫也(攝津志)按するに池田は和名抄秦上郷の中なり即蕃別秦織の工人の住宅たりと云事由緒明白なり、然れとも延喜式河邊郡伊居多神社を以て之に擬するは不審の事とす。○氏族志云、坂上田村麿、子治部大輔正野、五世孫正任、居攝津豐島郡呉庭其後右莊居村治等氏(坂上系圖)又按に呉服里の世上に聞ゆるは謠曲に見ゆれはならん、又本社標札に

據中間(太簇周武學冠源高)應神皇帝(中略)則二女已在攝州路豐島郡呉羽里得呉服穴織之以降(中略)不道擲梭之勞無倦□□等云々慶長九甲辰片桐東市正且元

昔の海中、中頃の淵、今は田夫の耕まくらをなして夢と爲る、織女の歡樂の跡をおもふて、池田の唐船淵をよめる、

棹のうた松の聲のみ鼓つつみ、　鬼貫

伊居多神社は名所圖會に池田の北に穴織神社あり、本號伊居多なり、古は河邊郡小坂田村に在りけるを此に移す、因り呉服里を改め池田と爲す云々。(小坂田は和名抄豐島郡桑津郷に屬し、今神津村に入る。)

池田古墳○字五三堂に古墳あり、明治三十年發堀、蓋石を除きたるに深四尺長四間幅三尺壘むに割石を以てす、墓底は朱砂を布く銅鏡一面刀劍の折れたる者數多土器一個玉數個を獲たり、或は宣化皇子椀子王の御墓と爲せど詳ならず。○字呉服野に荒木攝津守村重及ひ從臣の墓と稱する者あり、土饅頭なれば上世の遺墳なるやも知るべからず。

秦下郷　和名抄、豐島郡秦下郷。○今池田町是なり、秦上郷は今の秦野村なるへけれは推知すへし。

姓氏錄云、攝津國諸蕃秦忌寸、太秦公宿禰同祖、功滿王之後也。又云秦人、秦忌寸同祖、弓月王之後也。

秦上郷　和名抄、豐島郡秦上郷　○今秦野村なり、池田町の東に接し一段の高地なり、北嶺を秦山と曰ふ。大字畑の山中に石あり溝水一道亂石堆積の上より落下す、其末は瀬川村に下り猪名川に合す、山北は即細川村にして東は箕面山に連接す。

續日本紀、神護景雲三年、攝津國豐島郡人、井手小足等十五人、賜姓井手忌寸。○井手は古言堰塘の義にして此地に井手氏の造れる塘あるを以て此名號在り、池田井口堂・北豐島村大字(等の稱呼然に非ず。難太平記に高師直高師泰は攝州井出の合戰に敗績せらると爲す、即此地にして秦野の南方今井口堂瀬川村(箕面村)の邊即其戰場たるべし。人類學會雜誌に秦野村大字寺田の古墳を記して云ふ、雙塚は其穴露れ田畝の中にある竹叢繁き丘なり、穴口の前には一字の神祠あり、石室の高さ十八尺長さ二十二尺横十尺入口長さ二十五尺あり、正面は一段高くして中央には石の十三塔左右に地藏不動の石像あり、周壁は大石を以て疊み天井石殊に大なり。

(井手)

萱野　萱野谷十一村東は三島郡に至り箕面山の麓なり。延喜式攝津國草野驛。和名抄、豐島郡驛家郷は此地に外ならず、西國街道今に至るも之を通す、大字芝村爲光院に萱野三平墓あり、三平は元祿赤穗烈士の一人にして院本には早野勘平と稱す。

(草野)

驛家郷和名抄に列す、即延喜式草野驛なり、今萱野村箕面村是なり。古驛は稻村芝村(萱野村大字)の邊なるへし、中世は瀬川(箕面村大字)を驛舍とす。

稻村　古稻村は萱野に屬し、新稻村は箕面に屬す。續日本紀寶龜十一年豐島郡人、韓人稻村等一十八人、賜姓豐津造と見ゆるは此地の諸蕃なり。

爲那野　是れ本猪名川兩岸の總名にして、豐能河邊二郡に渉る、其爲那都比古神は萱野村大字白之島に鎭座するを以て今此に標出す。

しながとり爲奈ふしはらとびわたるしぎの羽音はおもしろきかな、(拾遺集神樂歌)

あやしくもしくれに返すたもとかな猪名の笹原さして行くとも、(元永歌合)　法性寺關白

爲那都比古神社は延喜式豐島郡本社二座とありて、今萱野谷の鎭守とし、土俗大宮と稱す、或は牛頭天王を祭ると爲せど後世の事なるへし、爲那氏は數流あれは此神何氏の祖にや詳ならず、河邊郡爲奈參考すへし。

外院（ゲキン）

萱野村大字外院(ゲキン)は三島郡勝尾山の南にあたる帝釋寺あり、蓋勝尾寺の別院なり、相傳ふ清和天皇勝尾山行幸の時、山上を都率内院に比し、山下の帝釋寺を外院に擬したまふと。

箕面（ミノオ）（箕尾）

萱野谷の西を分割して今箕面村を立つ。此地名は水尾(ミノヲ)の義なるへく古來或は箕尾に作りミノヲと呼ふ而も箕面の字を假るは轉してミノモと呼へるに因る歟詳ならず。今面訓オモなるを以てオ假字を附するは古法古義に非す。

雨しのくみのをの里の柴垣にすたちはしむるうくひすの聲、(夫木集)　西行法師

箕尾山瀑布　服南郭

偶然探勝此攀躋、地出天門極峽間、万丈瀑泉鳴石壁、千般草木潤靈山、方信界道通天上、忽恨隨流落世寰、得卽列星假投宿、應騎箕尾向東還、

觀箕面瀑布　梁蛻巖

界破青松叢石端、恍夫誤作廬山看、却虞白髮三千丈、坐嘯天風六月寒、

箕面山は大字平尾の北にして拔海五百米突勝尾山の南鄰山の東北なり、箕面川は山中より發し南流して瀬川宿に至り國道を横斷し西に折れ猪名川に注く、長二里餘。

箕面瀧（ミノオノタキ）

平尾(ヒラヲ)より箕面川に沿ふて上る十町にして瀧安寺に至る、更に上る十餘町にして飛泉あり高十六丈、其上に碧潭あり、號穴と名つくし。元亨釋書云、役小角、嘗在攝州箕面山、山有瀧、小角夢入瀧口、謁龍樹大士、覺後構伽藍、自此號箕面寺、爲龍樹淨刹。又云、釋千觀居箕面山、撰法華三宗相對抄文、應和二年夏旱、朝議勅觀祈雨、中使到柳宜旨、菴之後二里有大瀧、觀上瀧口、觀上座椅手擎香爐、啓白持念、于時爐煙當騰、山雲相和、甘雨大降。

忘れては雨かとぞおもふ瀧の音にみのをの山の名をやからまし、(夫木集)　津守國助

齋藤拙堂記云、箕面の山、盤廻して而して之を上れは則ち淨境別に開け清溪奔駛し紅欄橋架す焉、此間竹經松緯、一往曲折、寺門に至る、稍前めは左右磴有り、左を行者堂と爲し右を辨天宮と爲す、並に宏麗にして之を合せ名つけて瀧安寺と曰ふ、滿山皆楓、爛然として霜に飽き色渥丹の如し、下は岩間に紆緒し時に陂淵有りて波に映し杳然として流れ去る、談者多く言ふ其勝高雄の上に在りと、意ふに然らん、後門に出で、徑に沿ふて而して行く、楓蓋きて松栞り水窮りて石出づ、巨岩峙し大さ廈屋の如き有り、庶人屏と曰ふ、屏の言たる反る也、相傳ふ昔外國の人有り來遊して此に至り險を畏れて反り去る、故に名づくと、更に進む、大聲轟々山谷に震ふを聞く、徑轉じて瀑布の絶壁に掛るを望見す、長さ二百尺可り、墳沫空に飛び跳擲して而して下り、潭底に至て復逆上し、輙ち蹶然として雷動す、一佛堂在りて瀑に面す、登り觀る時、凛然悚惕久しく留まること能はずして而して去る、聞く近畿の瀑布那智を以て第一と爲し、此瀑之れに亞ぐと、想ふに當さに然るべし、堂の右より磴を躡んで而して上る、瀑頂に出づ、頂凹皆方三丈、上流瀦注し底深測られず、蓋し瀑の源也。

瀧安寺（ロウアンジ）

箕面山吉祥院と稱す、天台宗に屬す、役小角の開基なるを以て修驗道を奉し、殊に其の靈場なりき。本尊は辨財天女を祭り俗に竹生島嚴島江島に並て四所の辨天宮と曰ふ後朱雀天皇の内勅を賜り現在の伽藍を成す。○名所圖會云、箕面寺は毎年富會あり古來之を行ふ、正月七日四方の庶人競ひ來て、木札に已か名を書し、三の韓櫃の内に入れ置く、寺僧出てゝ櫃の中より札を突き出たす、一番二番三番の富札の者には護符を授く、之を得る者は幸福忽に來るとす、此富會は最舊き事にて夫木集に兼隆卿の歌あり富突山とよめり、

君か代は富突山のさき／＼にさかへそまさるよろつ世までに。(按に此歌は長和大嘗會の歌なれは、富つき山云は備中か丹波なるへしと云)

みのを寺にこもりて出侍る曉の面白く侍りければ　覺性法親王

木の間よりありあけの月のおくらすは獨や山の峰を出まし、(千載集)

史學雜誌云、元弘の亂後後醍醐帝の隱岐に在ませ給ふ間、護良親王は漁人をして官軍の形勢を帝に報せしめ給ふ事常に絶えず、(増鏡)猶親王は自ら危難に瀕し給ふも常に父帝に孝養を盡し給へるは、箕面寺へ下されし令旨にて明なり、卽ち

箕面寺者往古御祈禱所也當今皇帝之還幸御祈禱殊可抽忠懃之由依　大塔二品親王御氣色之狀如件

元弘三年閏二月二十二日　左少將定恒奉

果せるかな天運再び環り、帝は機を得て遂に閏二月二十四日隱岐島を脫し、伯耆船上山に出てたまへり。

瀬川（セガハ）

今箕面村に屬す、半野村の東南に接し北豐島村玉坂の上に在り、西國街道の一驛にして太平記に見ゆ。延元元年二月、官軍足利黨の兵を逐ひ下し、新田義貞の細川和氏を瀬川に破りしは此也。正平六年、高師直師泰兄弟井出合戰に打果さる、井出と云も此近地なり。今川了俊道行振云、津の國のあくた川にいたりぬるに、もちりの身の行末いかゝとおはつかなし、世河(セガハ)小屋野なといふ

倭道行携云、津の國のあくた川に至りぬるにも、躑い身の行末いかがと覺束なし、世河小屋野など云ところの川つらにそひて、木ふかく物ふりたる山あり、武庫の山と申すとなん。○阿比太神社は延喜式豐島郡の大社なり、今瀨川の北十町大字新稻村に在り、牛頭天王と稱す、阿比太神の事は日本後紀に見ゆ、所在詳ならず。

玉坂（タマサカ）　北豐島（キタテシマ）村大字坂は瀨川の西南十町餘に在り、西國街道之に係る。此地豐島郷に屬し古郡家の在處なれは其名夙にあらはる、

津の國にたまさかといふ所にしりおき給ひける女に、〔御集〕　元良親王

てしまなる名をたまさかのたまさかに思ひいてゝもあはれ問はなん、

玉坂の西八町許を中之島（ナカノシマ）と曰ふ、菅原峯嗣の山莊址ありて〔攝津志〕三代實錄云、菅原峯嗣、天安二年爲典藥頭、貞觀五年自謝老、出爲攝津權守、退居豐島郡山莊、灌藥養性以卒、峯嗣處治必効、常撰金蘭方。

豐島郷（テシマ）　和名抄、豐島郡豐島郷、訓天之萬。○今豐島村是なり、日本紀略「天長二年、遷攝津國治、於豐島郡家以南」とありて此郡家に國府を移さんとしたる事あり、然れとも果さずして止みぬ。郡家は大字市場と云ふ者其故蹟なるへし。太平記、延元元年二月官軍足利の敗兵を追擊して豐島河原に戰ふ事を錄す、市場の傍を流るゝ箕面川の磧なるへし、西國街道之を經由す。

餘戸郷（アマルヘ）　和名抄、豐島郡餘戸郷。○本郷は豐島の餘戸なるへし、今麻田村櫻井谷村なとに擬すへき歟、又豐津村の邊にや。

櫻井谷（サクラヰタニ）　萱野村の南、熊野田麻田の間なる溪村なり、卑低の山峰に圍まれ一區を爲す、櫻井谷と稱す、人類學會雜志云、櫻井谷村大字野畑の太鼓塚より一陶棺を堀出せり、總高さ一尺六寸二分幅一尺五寸長さ四尺七寸五分にして、內側に六個宛の小穴あり、足は六本宛二行に付けり、內部の周圍に波紋充滿す、蓋は高さ五寸七分長さ四尺七寸七分幅一尺四寸二分にして頂備に波紋あり、蓋の橫に各一個の穴あり、此穴に小蓋あり其徑三寸三分なり。

麻田（アサダ）　櫻井谷の南に接する田村なり、德川幕府の時青木氏の陣屋あり。青木氏の祖所左衞門一重は豐臣秀賴に仕へ大坂七手組の一隊長なり、民部少輔に叙せらる、元和元年二月命を以て駿府に奉使し歸途東軍に拘禁せらる、大坂城陷るに及び一重薙髮し宗佐と號す、寬永中德川氏出仕を命じ麻田一万九千石を給し、子孫世襲す。

岡町（ヲカマチ）　村中に原田明神あり　大日本史に「宗純爲僧、號一休、有子爲僧、曰紹偵、號岐翁、居攝津櫻塚」と見ゆ。今豐中（トヨナカ）村と改稱す、櫻塚（サクラツカ）と相接比し小市聚なり、

熊野田（クマンダ）　豐中村の東に在り。佛眼上人開基の寶珠寺あり、寺說佛眼は華山法皇を導き奉り熊野三山を巡禮したりしが後此地を相して靈場を經造し、熊野代と稱す、後世訛りて村名を熊野田と爲す。

穼山（チヤマ）　熊野田村の上方にして三島豐能の郡堺を爲す、一名千里山と云ふ、亂形の丘山なり。〔攝津志名所大繪圖〕

つれてゆく穼山も知らず白鳥のさきの世もうき身のちきりかな、

大明郷（オホアケ）　和名抄、豐島郡大明郷、訓於保阿介。○今詳ならず、岡町若くは倉橋莊なとにあたる歟。

小曾根（ヲソチ）　熊野田村の南なり。攝津志輯軒小錄に小曾根郷春日祠に多數の古簡收藏すと云、今其傳ふる者を見るに。元中五年大納言南方將軍家尊と署名する奇異の願書などありて、眞僞混亂するに似たり。

春日社領攝津國榎坂郷雜掌中常郷內田畠參町余事訴狀副之事如此吹田河內守家人小藏法師濫妨云々

延文元年八月日　沙彌

赤松信濃判官殿

服部（ハトリ）　小曾根村の西に接す、今豐中村と改む。天神宮あり大坂より池田街道にあたり、藝人者流の特に崇拜する祠也。

倉橋（クラハシ）　今倉橋の名なし、南豐島村庄內村二に分る郵便局は三屋（サンヤ）に在り。此地中世倉橋莊と稱す西は名川に至り南は三國川に至り本攝河兩國の境なり、東寺文書、永久三年、武家青天氣之趣、依爲女官沙中狀、可停止攝津國長井倉橋兩莊地頭之由、三個度被下宣旨之處、右京大夫（秦時）不請申、仍無甚故也。○古は此地椋橋部の住所ならん、姓氏錄云「攝津未定雜姓、椋椅部連、伊香我色乎命之後」和州にも同地名あり。〔細川兩家記云、天文三年八月、三好伊賀守同久助本願寺一味して、御屋形晴元へ御敵して椋橋城へ取入楯籠により、晴元衆取出て北中島と云所にて合戰あり、伊丹衆まけて同名馬場を初て十餘人討死也

（三屋）　（椋橋）

垂水（タルミ）　今豐津（トヨツ）村と改む、小曾根村の東に接す。大字垂水に延喜式豐島郡名神大社垂水神社あり、續日本後紀、承和八年垂水神授位の事見ゆ、蓋住吉の海童神を祭る。姓氏錄云、右京皇別垂水公、豐城入彥命四世孫賀表乃眞稚命之後也、六世孫阿利眞公、諡孝德天皇御世、天下旱魃、河井涸絕、于時阿利眞公、造作高樋、以垂水岡基水、令通水宮內、供奉御膳、天皇美其功、便賜垂水公姓掌垂水神社也。按に是は孝德天皇長柄豐碕（ナカラトヨサキ）宮の事ならん、然れとも此垂水岡の地より長柄まて高樋を造作する理なし大河を隔てたる所なればなり。但し延喜式八十島祭の條に垂水神二座とあるに據れば、此神は住吉の別宮なること想ふべし、又垂水は古言瀧に同し、住吉浦にも垂海（タルミ）の地名あり。神功紀には「大神（住吉）有誨、曰和魂服王身、而守壽命、荒魂爲先鋒、而導師船、即得神教、而拜禮之、因以依網吾彥男垂見（ヨサミ）、爲祭神主」とあるに参考せば、此垂水とは依網垂見が特命を承りて祭りたるに因り垂水祠起り、其祠の地をも垂水とは呼ふなりけり。

河邊郡

河邊郡（カハノベ・カハベ）

或は川邊に作る、猪名川の流域にして豐能郡と相抱擁し古の猪名（ヰナ）縣なり。仁德天皇の時河部の名代を定め、國郡制置の際河邊郡を建てらる。北は山脈を以て丹波多紀郡と相限り、南は海に至る卽大坂灣なり、東は豐能郡と地形錯雜し西も武庫郡有馬郡と相交る。南北凡十一里東西は最廣四五里より一二里より減す、面積十四方里、人口七萬三千伊丹尼崎の町一十四村に分つ。郡衙は伊丹に在り、兵庫縣の管治に屬す。○和名抄、河邊郡、訓如波乃倍、八鄕に分つ後世豐島郡桑津鄕武庫郡比嶋鄕賀茂鄕雄田鄕等本郡に入る。古事記高津宮（仁德）段曰、天皇爲大后之弟、田井中比賣御名代、定河部。又境原宮（孝元）段云、建内宿禰之子、蘇何石川宿禰者、川邊臣等之祖也。古事記傳云、山城大和にも河邊あれど攝津なる川邊臣の里ならむ、此氏人は天武紀十三年に朝臣姓を賜はる。姓氏錄云、右京皇別川邊朝臣、武内宿禰四世孫宗我宿禰之後也。

爲奈（ヰナ）

或は猪名縣と稱す、今の河邊豐能二郡の舊名なり。和名抄爲奈鄕は河邊郡に屬し、延喜式爲那都比古神は豐島郡に在り。猪名縣は仁德紀に見ゆ、猪名縣佐伯部、獻苞苴、天皇令膳夫問之。牡鹿也、爲奈氏は數流あり。應神紀、新羅王、貢能匠者、是猪名部等之始祖也、又雄略紀、木工猪名部眞根。姓氏錄云、攝津國諸蕃爲奈部首、出自百濟國人中津波手之後也。○舊事紀、饒速日尊供奉五部人中、爲奈部等祖、天津赤占、又船子、爲奈部等祖、天赤星　姓氏錄云、攝津國未定雜姓爲奈部、伊香我色乎命六世孫、金連之後也。○古事記檜坰宮（宣化）段云、惠波王者、韋那君多治比君之祖也。（日本書紀、惠波作殖葉及椀子、韋那作偉那）而て姓氏錄「爲奈眞人、宣化天皇々子火焔王之後也」と載す、惠波火焔二王共に此に封せられ給へる也。爲奈野は二郡に渉る總名なるべければ何處と限定し難し、萬葉集に「しながとり居名野を來れは有間山」云々とつゝけたり。又爲奈野牧は延喜式に見ゆ、今河邊郡長尾村に大字荒牧あり此歟。又三代實錄「仁和元年、爲奈野、爲太政大臣（藤基經）狩鳥野。貞觀元年、賜左大臣源信、河邊郡爲奈野、爲遊獵之地、貞觀十五年、賜河邊郡爲奈野、於二品親王（時康）以爲狩獵之地、勿禁百姓樵蘇焉。○又續日本後紀、承和十一年國府を河邊郡爲奈野に遷建することを停められし事見ゆ、此遷建を計られたるも何處にや詳ならず。（長尾村鴻池參看）

猪名川（ヰナガハ）

或は蜷川（ニナガハ）に作る、多田池田の地を經過するを以て多田川又池田川とも稱す。六瀨（ムツノセ）村より發源し南流し多田に至り能勢川久安寺川を容れ池田を過ぎ箕面川を容れ伊丹に至り、分れて二流と爲る、椎堂（ケマ）を經て戶之内に至り三國川に入るを本流と爲し、支流は食滿を經て神崎に至り三國川に入る藻川（モカハ）と稱す、各長一里餘、凡其水源より計れは十里。

かくのみに有けるものを爲名川のおくをふかめてわれ思ひける、（萬葉集）

伊丹舟下猪川　後藤春草

東岸交覆盧、西堤半竇柳、輕舟乘淺流、小春暄可負、行到略彴下、不免皆縮首、岸勢台還開、船頭左之右、水落灘聲急、風景移如走、白石粼々淨、洗杯澆腸垢、

桑津鄕（クハツ）

和名抄、豐島郡桑津鄕、訓久波都。○今神津（カウツ）村是なり、猪名川の東岸にして地形豐能郡に屬すへし、大字桑津存す。

火焔（ホノホ）王祠は神津村東桑津に在り、此皇子は川原公爲奈公志比陀公の祖にまします事爲奈鄕の下に詳にす。古事記檜坰宮（宣化）段曰、天皇娶川内之若子比賣、生御子火穗王。攝津志云、河邊郡火焔王祠及墓、在東桑津村。延喜式河邊郡伊居太神社は舊此に在りしを、後世今の池田町に移すと云ふ、不審なり。

雄家鄕（ヲベ）（小戶）

和名抄、河邊郡雄家鄕、訓乎倍。○今川西村大字小戶（ヲヘ）あり、舊川尾部（チヘ）なり、延喜式小戶神社は今小戶天神と稱す、攝陽群談云、雄家今小部に作る。又荒木略記云、荒木大藏大輔は丹波の波多の一門にて御座候、攝津へ牢人仕り武庫郡小部莊と申所に小身の體に居申候（武庫は河邊の誤なり、武庫に小部なし、大藏大輔は村重の父にて義村と曰ふ）○本鄕は川西村大字小花（チハナ）小戶火打の邊にあたる、池田町の西にして猪名川を隔つ、北は多田村の谷口なり。

延喜式河邊郡鴨神社は今川西村大字加茂に在り、伊丹の北一里、東は猪名川を隔て池田に對す。

大神鄕（オホムチ）

和名抄、河邊郡大神鄕、訓於保無知。○今多田村東谷（ヒガシタニ）なるべし、大神は大和大物主の神子大田々根子（オホタタネコ）の住地なれば此稱あり、姓氏錄、攝津神別に神直（ミワ）神人（ミワ）ありて皆大田々根子の裔とす、大神鄕多田に住みたる苗姓ならん。（神代紀に貴字を武智とよむ、貴師其義相通ず、故に神の字も武智とよむ、釋紀秘訓にも見ゆ）

多田（タダ）

伊丹町の北二里に在り、中世多田莊と稱せるは東谷中谷（ナカノタニ）六瀨（ムツセ）谷を總へたるならん、多太（タダ）神社は延喜式に列す、大和大物主神の神主大田々根子の祖廟なり、多田村大字平野に在り、俗說山城平野神を勸請すと爲す妄誕のみ。崇神紀云「天皇夢有一貴人、自稱大物主神、曰天皇勿以國之不治、若吾兒大田々根子令祭吾者、則立平矣、復有海外之國自當歸伏、天皇布告天下、求太田々根

子、即於茅渟縣陶邑得之、即以爲祭主」と古事記には意富多多泥古に作り、舊事紀大直禰古に作る、古事記傳云多々は地名なるへし。姓氏錄云、「攝津國神別田々内臣、石上朝臣同祖、神饒速日命六世孫伊香我色雄命之後也」と此田々氏は自ら別流なり。

多田鑛山

猪名川の上流に發達せる金屬鑛脈は其區域能勢、川邊、豐島の三郡に跨り、大約東西五里南北三里餘の廣袤を有す、六十九村に亘り新舊坑千九百有餘あり。凡此地の採鑛は多田源氏勃興の初めに起りて、水中の沙金を採る、天正の末豐臣氏の時に至りて隆盛を極め、德川氏に及んで猶盛なりしと云ふ、爾來現今に至るも亦多少の產額あるは、蓋し其の鑛質良好にして且つ銀分に富めるの致す所にして、多田銀山の稱ある偶然ならざるなり、然れとも其缺點とする所は鑛脈の薄少にして各所に離隔散在するに在り。（地學雜誌）現行の鑛山は吉川村多田村（眞盛山）數抗あり。

（平野）平野溫泉は多田村大字平野に在り、泉源は沙羅林山に在り、元祿年中初て樋を架し浴室を設け熱を加へて客を延く、炭酸性の泉なり、往時は客舍二十四戶ありしと云ふも、近年頗衰頽せり。

多田院

（多田宮）多田院は源滿仲の廟にして源家崇敬の寶刹なり、鷹尾山法華三昧寺と稱す、近年改めて多田宮と曰ひ、其地の大字をば多田院と爲す、多田村の中央にして山色水聲佳景の境なり、宮域方百數十間、寛文年中德川幕府修造頗る廣麗の制なり、近年漸頽廢に就くと云ふ。東は新田山平野溫泉に接し四山處々に鑛穴あり、又中谷村北田原の大井と字する地に奇岩怪石の爭ひ立てるあり。

帝王編年記云、天祿元年、源滿仲建多田院、中尊丈六釋迦像、滿仲營作、文殊、願主攝津守賴光（顯政行德先祖也）普賢、願主大和守賴親（法華經太郎賴安先祖也）四天、願主河内守賴信（賴朝卿以來代々將軍家先祖也）供養導師天台座主慈惠也、寛弘五年、花山法皇、於攝州多田、令尋惟成少將法名悟寂給、少童傳事由之時、無左右惟成馳參、涕泣無限、〇大日本史云、源滿仲累歷攝津守、嘗居多田、故家號多田、子賴光攝津守、子賴國、賴國六世孫行綱、世居多田莊、稱多田藏人、後白河法皇謀討平氏、諭旨於行綱。又云滿仲仕村上冷泉圓融花山四朝、爲人有勇略、朝廷賴爲爪牙、拜鎭守府將軍、後剃髮更名滿慶、天祿元年創多田院、長德三年卒、年八十六、即葬多田院、安其像、子僧源賢小字美女丸、事僧源信求法、終有所得、號多田法眼、好和歌、所著有樹下集、傳于世。〇名所圖會云、滿仲公天祿元年多田莊新田山に築き之に移り是を新田城と曰ふ、多田院は公の墓所なり、忍性菩薩中興して道化普く振へるより院職は世大和國西大寺の管掌と爲る、文明四年足利家の推擧に依り正二位を賜りたまひ、萬代守護權現と號せしむ。寛文年中德川家より營造を加へられ、元祿九年德川家の推奏ありて更に正一位を進め、多田權現と號せしむ。

多田院文書は、鎌倉武家以來の古簡類を收め、重要の墨蹟其中に存す。文永十年の多田院造營條々、

一荒神祭事　右先皇所當之上分宜潔祭祀之中稍進顚棄之禮敢勿緩怠矣

一鎭守社事　右六所之和光者一庄之鎭守也早爲所當任本跡可令造替也

一本堂造營事　右檜皮雨漏連眼露冷朽損之趣寺之長久不如瓦葺者早改檜皮可用土瓦矣

當時院に寺と村と給主の三方ありて、政所は兩分し納奉行安東平右衛門尉某の代官たり、又別當職並勸進の事は眞觀房へ附せらる、又弘安四年文書に依れば同年三月本堂供養あり、正應六年の兩執權連署に依れば國內棟別錢を賜ひ方に下知し給ふ」と定め、六波羅の下知を請へたり、永仁元年、下知狀には丹後國の棟別錢見ゆ、駿州に課せられし也、弘安五年のものに鎌倉極樂寺より本堂の上葺未成功三重塔修理信任の事見ゆ、正和元年文書に當行堂法華堂三重塔供養のこと見ゆ、此頃に至り寺院諸宇完成したるごとし。古關中最古きは

多田莊內鷹尾觸田者等爲多田院總社六所權現御燈油料御燈供料所度々寄進狀等明鏡也者當院御知行不可有相違者也□山野（東限禪師坂西限尾道南限猪鼻北限杉谷燒尾）者景滿數代所管領田所寄進之狀如件

寛弘三年十二月八日　波豆河鄉公文源景滿　判

是れ多田院創立の際のものにや、波豆河は多田の西に接し今西谷高平二村に當る。總社六所は田々根子の祖神なる大物主ならん、又別に荒神あり住吉三現の神を云ふならん、滿仲の遺筆住吉三現と號する者に據り推すべし弘安四年の多田院本堂四方拾町殺生禁斷の執達狀に「雀山河、可令立堺」とあり、別案に「限東總政所東浦木、限西石屋大谷西峯、限南風尾、限北鷹畑谷南峯」と載す。正應六年官符云、當寺者、多田滿仲之終焉場也、釋迦善逝之靈像也、長河前横、夕陽曉月之觀念有便、高山後峙春花秋葉之嘯望添興、善心自備、勝形尤好云々。建武元年二月廿五日、足利尊氏願書云、當祖滿仲氏寺之間、源家之歸依所異他也、然而今度之義兵、蒙本意、將又天下太平、四海安全、當家繁昌子、孫長久云々。かくて四年に尊氏より東成郡善源寺東方地頭職を寄進したる由も其文書あり。又建武元年八月廿日沙彌連性寄進狀に（木工助貞經爲朝敵追罰細向津輕之間）とあるは誰人の事蹟にや。康正二年の寄進給主目錄には

善源寺　東方地頭職誠　三郎左衛門尉跡
鷹尾　總社六所權現料　北畠殿
椙作　上寺觀音堂免　同

鎭守　總社六所權現免　同
猪淵村　毎日佛性米　執事武藏守
原郷　地頭給内五段御搭修理料　京播磨守
多々郷内左左部方　生名水仕給　仁木京兆
山原村　本堂以下修理料　佐渡判官
石道村　平居九郎跡本堂寄進　赤松參河守
紫合　本田方談義所料　同

延文三年六月足利義詮が先公尊氏の遺骨一分を當院に納置すとの狀ありて、以下將軍歴代の納骨狀見ゆ。又文明元祿兩度の位に關する諸簡あり。多田院の西大寺所管と爲れるは、西大寺、招提寺等と同しく武家の制狀に任せ忍性律師に附與せられしに因る、忍性の書狀三通あり、本院の造營供養幷に新田開發に關せる者なり、當時の別當職良親等も其忍の徒なるべし。又元應元年自筆判にて多田院政所へ下知したる制狀に

南都西大寺以下三十餘寺者可爲關東御祈禱所之由永仁六年被成御下知畢多田院專爲一候也上爲御内御祈禱之間造營事當長老存當御祈禱被申子細自公文所々被仰下也地頭御家人以下甲越人等可加制禁云々

寬正文龜の比の文書には「多田〔莊〕七郷幷に加納分米谷山本小戸村、寺社諸本所領、當源寺地頭職等、段錢爲寺家當〔知行〕」など見ゆれは足利氏の時に米谷山本小戸などの加納を賜與したりと見ゆ。

滿願寺（マングワンジ）　多田院の南二十四町に在り、長尾村平井の北十八町許、溪間の古刹なり　滿願寺より西方仲山寺淸澄寺に至る一帶の嶺を成す、横峰（ヨコミネ）と稱す。○本寺は蓋多田法眼源賢の開基にして、多田一門郎黨の古石塔を存す、初め源賢金堂常行堂千手堂等を興し、北條泰時三層塔を造進し、北條長時樓門を造進し正中二年後醍醐天皇勅願所と爲したまふ、後火に罹り烏有に歸せしが慶安年中重興すと雖も當時の觀に復する能はず、今眞言宗を奉す。

畝野（ウネノ）　多田院の北にして能勢川六瀨（ムツノセ）川の交會する處なり或は宇禰野に作る今東谷（ヒガシタニ）村と改む。日本後紀、大同三年、廢攝津國河邊郡畝野牧、爲牧馬逸出、損害民稼也。○住吉大社解狀に見ゆる坂根山は畝野の邊の山谷を指すものゝごとし

河邊郡爲奈山別名坂根山
四至　限東爲奈川幷公田　限南公田　限西御子代國界山　限北公田幷羽東國界
右杣山河領掌之由同上解（豐島城邊山）但河邊豐島兩郡内山總號爲奈山別號坂根山昔大神誅土蜘蛛餝坂上仍號山内有宇禰野天皇還采女採柏葉御子代國今謂武庫者訛
爲奈河　木津河
右河等領掌之縁同上解（豐島郡城邊山）但源流者從有馬郡能勢國北方流山中出東西兩河也東川名久佐々川□通多拔山中西川名□度奴川流通美奴賣乃山中兩河俱南流逮于宇禰野西南同流合名號爲奈河西邊有小野富城邊山西方名曰軍野昔大神率軍衆爲賊土蜘蛛御座地也因號伊久佐野河邊昔居山自稱我奈賀因號阿我奈賀川今謂爲奈川就訛大神々實男神人賜□流運宮材造作料材木（中略）爲奈川無大石生芹草武庫川有大石無芹草兩河一流合注依神威爲奈川于今不入不淨物領掌木津川等此其□也

按に爲奈河木津河は今の爲奈河の上游なる多田河に外ならす、其東川と云は能勢川にて、西川は六瀨川なり、六瀨村に大字木津存す、木津の東に美奴賣山あり、而て解狀後段に至り西川を武庫川と爲すは今謂ふ所の武庫川に非す、六瀨川を指せるのみ、兩河一流とあるにて明白なり、伊久佐野と云ふは今知れす、西畝野なとにや。

小童寺（セウドウジ）　多田の東谷村大字西畝野に在り、淨土宗忠孝山と號す、源賢闍梨藤仲光の一子幸壽丸の爲めに創建す。初め源賢の幼時美女丸と曰ふや習學の爲め仲山寺に登るも放逸にして敎を受けず、父滿仲怒り郎從藤原仲光を遣して之を殺さしむ、仲光之を悲み竊に美女丸を比叡山横川の惠心房に送り、更に源信僧都に託し己子幸壽を斬り身代として小童の首を主君の見參に供す、後美女丸其事を聞き感激して修學を力め遂に其業を成す、即幸壽の忠孝の爲めに身を殺せるを傷み本寺を創むと云ふ。○一庫（ヒトツクラ）の温泉は亞爾加里性の鹽類泉なり、温六十八度、小童寺の北一里に在り。

楊津郷（一庫）　和名抄、河邊郡楊津郷、訓也奈以豆。○今中谷村六瀨（ムツセ）村なるへし、大同類聚方に河邊郡楊津里賢根朝臣食麻呂とありて、中谷に廣根の大字存す、攝津志にも楊津郷は六瀨莊にあたると曰へり、多田莊の北に接し爲奈河の水源なり六瀨川とも呼ふ

銀山（ギンサン）（廣根）　今中谷（ナカタニ）村の大字と爲る、大字廣根（ヒロネ）の西山也。地學雜誌云、本銀山は天正年間以來盛況を呈したる礦區にて、其脈中央に偏在し、其舊坑と稱する者は往時の富鑛の最なるも、今は水沒して廢坑たり。礦種は斑銀礦及輝銀礦にして少量の黄銅礦を雜ゆ、之を分析したるに百分中銀〇、一〇五銅一一、二六及鉛三三、七三の定量を得たり、極めて富良の礦石と云ふべし。猪淵山の礦脈は銀山町より一山を越へ直徑凡そ六丁南に在れり、銅分は礦石百貫目に付十貫目にして之に銀二百匁内外を含めりと。

六瀨（ムツセ）（木津）　多田谷の奥を六瀨と曰ふ、即猪名川の源なり。池田より丹波國□山に通する間道之に係る、驛舍は木津（キツ）に在り。○多田の西谷（ニシタニ）は地形より論すれは有馬郡に屬すへし、大字羽豆（ハツ）ありて、和名抄有馬郡羽束郷の中とす。

山本郷（ヤマモト）（平井）　和名抄、河邊郡山本郷、訓也末毛止。○今長尾（ナガオ）村と改む、大字山本存す、川西村の西に接し、多田の横峰の南面なり。（小濱も本郷の中也）大字山本の東北に接し大字平井（ヒラヰ）あり藤原保昌の故里とぞ、保昌は家號を平井と曰ひ、攝津大和丹後の國守を累歴し事決

[illegible]略あり、[illegible]信と名を齊くす。○平井より北五町、溪に沿ふて登れは西明寺瀧に至る、白水飛發の勝を賞すへし、岩洞の奇偉なる者多し、此より更に北上八町にして滿願寺あり。

中山寺（ナカヤマデラ） 古は仲山寺に作る、長尾村の西に在り大字を中山（ナカヤマ）と曰ふ、西國卅三所の第二十四番とす、玉葉承安四年の條に見ゆ。現境二萬坪、眞言宗に屬し、金堂本尊觀世音を置き、藥師堂地藏堂太子堂護摩堂十王堂等あり慶長八年豐臣氏重修す　寺傳に此山は仲哀天皇の妃大中姫の葬所にり、姫の所生皇子忍熊王宇治に戰死したまひ後此に歸葬す、聖德太子其古陵に就き寺宇を建立ありき。攝津志云、中山寺傳言、相傳忍熊王墓。

鴻池（コウノイケ） 長尾村山本の南に大字荒牧（アラマキ）鴻池あり、荒牧は古の牧場なり新牧の義ならん。鴻池は攝津志國府池の轉と爲す、卽天長承和の際移府の事あらんとせる所也。鴻池の村家の南に大鹿（オシカ）池あり、攝津志一名荒府池と爲す、卽ち新府（アラフ）池なるべし。○續日本後紀云、承和十一年、攝津國言、依去天長二年承和二年兩度勅旨、定河邊郡爲奈野可遷建國府而今國弊民疲、不堪發役、望請停遷彼曠野、以鴻臚館爲國府者、勅許之。

落穗集考云、津の國鴻の池の酒屋勝庵（初め三郎右衞門、寬永年中の人なり）といふ者、酒二斗ばかり入る樽二つを壹荷として擔ひて江戸にくだり、大名の家々に至り壹升を錢二百文づゝに賣りたり、そのころ米は下直なり木錢は十二文などしたる故、鴻の池より江戸への一と上下錢三百五六拾文にて仕込たり、しかるにその酒日を追て賣る故、馬の脊にても及びがたく、終に東海道を何十萬樽といふに至りて、船に積みて入津すること、今日に盛也といふ。

小濱（チハマ） 小濱（チハマ）村は長尾の西に接す、武庫川の東岸にのぞむ。眞宗本願寺支院豪攝（ガウセフ）寺あり、此寺は初め京都出雲路に在り、寺主乘專覺如上人に歸依し改宗す、天正年中此地に移る、寺主善秀の時なり、善秀は門徒一揆の魁帥たり、後本願寺の連枝を以て寺職を繼かしむ、文化年中本願寺宗意惑亂の紛起り、當時主闡岩は智洞破斥の位置に居り時評となれり。

米谷（マイタニ） 小濱村大字米谷に延喜式河邊郡賣布（メフ）神社あり、今賣布神社と爲す、米谷は蓋賣布谷の訛なり。賀茂別雷社文書、壽永三年攝津國米谷莊、また同社神記、河邊郡山本郷蔵野拾五町、貞觀六年所寄進也、號米谷莊。また康正造内裡引付に攝津國山本莊二貫文松尾社領など皆此なり。○天孫本紀、伊香色雄命子、大咩布命、若湯坐連等祖、纏向珠城宮御宇（垂仁）天皇御世、爲侍臣供奉」と之を姓氏錄に參考するに「攝津國神別若湯坐宿禰、伊香色雄命之後也」とありて三代實錄、貞觀五年河邊郡人若湯坐連宮足なと見ゆ、賣布神は卽若湯坐氏の祖なるべし。○米谷と山本郷は後世相分裂すれど、そのかみは同名一境なりしごとし。

清澄寺（キヨシ セイチヨウ） 米谷（マイタニ）に在り、中山寺の西南十町許、眞言宗を奉ず。宇多天皇寬平年中勅建、佛工定圓に命し釋迦彌陀彌勒三尊を造進せしめらる、開基は益信僧正なり、益信修法の時三寶荒神此に影向ありとて、後世最之を敬祭す、謂ゆる清荒（キヨシクワウジン）神なり。京都禁裡の東北に勸請する者卽之に同し。平家物語に叡山の學侶慈心坊尊惠律の國清澄寺に住み、承安二年焔魔廳へ赴き法華を轉讀したる一條の話説あり。鹽尻云、荒神は役者感得とも叉開成感得とも曰へり、皆後世の附會なり、荒神の本緣の事は佛者も、谷響集には正法になしと云へり、或はいふ瑜義經等に曰へる、毘那夜伽講して大聖歡喜天と云者にて、これに忿怒と如來の二像あり、一切法の障碍となる神ゆゑ、修法の時先之を降伏する事密家の大事なり、これ竈神に非す、蓮花三昧の所説を本とし、顯教には普賢大士の變作とし、密教には金剛[illegible]の所[illegible]に習ひ[illegible]と同くす、但し荒神を云ふは[illegible]上になし、我邦あらぶる神の意なり、盛衰記に清[illegible]修法して荒神を[illegible]めて財寶を得しこと見ゆ。

（清荒神祠）

米谷清澄寺　　[illegible]　[illegible]

木食天容小、山黒生雲分、何者同我住、隣是師歸去、松風如天樂、深谷終夜聞、

安倉（アクラ） 小濱村の南を安倉莊と曰ふ、今其大字と爲る。日本書紀、白雉元年の條に難波吉士胡床（アクラ）あり、此地に由緖あるか。

兒屋郷（コヤ） 和名抄、武庫郡兒屋郷、訓古也。○今河邊郡稻野村是なり、昆陽寺昆陽池等此に在り。北は山本郷南は武庫郷に至り、武庫川其西を流る

昆陽（コヤ） 今稻野（イナノ）村に改む、伊丹町の西なり。大字昆陽は驛舍にして伊丹を去る十餘町、其北に昆陽池あり、方六町許。

夕されは木のまの月しくらけれはたどりぞわたるこやの松原、（夫木抄）法成寺入道　いかはかりいふせかるらんこやの池のみくさのもとにすたく蛙は、（堀河百首）兼昌

津の國にすむこやの入道、歌ものかたりなと大かたに云者なりけり、門の前をわたるとて、いそく事有てたまわらず、何事かと云ひたれは（川道束）

難波人いそかぬ旅の道ならてこやと計は云もしてまし

昆陽池は行基法師の造る所とぞ、昆陽寺は池の西南八町に在り、此地は古來西國街道にあたれば其名凡に著る。○兒屋郷は三島郡にも其名あり、天兒屋根命の由緣ある地也。細川兩家記に小屋野（コヤノ）間とあり小屋は卽昆陽にて今共に稻野村の大字なり。太平記には小屋野と記し、野間の西北大字山田に高師直の墓あり、然れとも難太平記によれは師直は井出に打死す、又細々要記には「觀應二年二月廿五日、武庫河の邊鷲林寺の前に於て、上杉修理亮高師直師泰以下十餘人をうつ、河津高橋以下又切

腹をす」と錄す、

昆陽寺（コヤデラ）稻野村大字寺本（テラモト）に在り。名所圖會云、崑崙山昆陽寺今眞言宗を奉す、天平五年僧行基開創池を造り田を墾き院家に施入し、寡孤瘵疾を救治す、攝州第一の名刹なりき、天正中寇火に罹り、後僅に造營す、藥師堂開山堂主水堂等のみ、主水堂は天平九年疱瘡流行の時行基修法の靈蹟なりとて、今に至るも秘水を出す。○日本後紀云弘仁三年勅、在攝津國昆陽獨田、一百五十町、宜令國司耕種、所獲苗子、每年中官、特為處分、然後用之、但獨田者、故大僧正行基師、爲矜孤獨所置也。延喜式云、凡故僧正行基昆陽院事者、攝津國與別當僧、共用檢校。○昆陽寺の鐘の事は今昔物語にも見ゆるが、今は寶暦年中改鑄の新鐘に古銘を勸す。一書に此寺鐘の古銘を載す、

建立堂宇敷地一町元來總領寺開基野寺[illegible]
四至　東限伊丹坂　南限昆陽池尻　西限武庫川　北限
後湖池　大小池十二所在四至內
在攝津國河邊北條武庫東條云々天平[illegible]元年二月菩薩
貴男上人門弟等云々

驛の東に接し大字千僧（センソウ）あり、亦佛家由緣の名なるへし。○本朝世紀云、天慶八年、京洛之間訛言、從東西國諸神入京、或號志多羅神、或曰小藺笠神、又稱八面神、攝津國言上解文稱、從河邊郡方、數百許人奉輿神輿、擊幣擊鼓、歌舞羽劍、來着豐島郡、又捨置於河邊郡兒屋寺。

雄田鄉（チタ）和名抄、武庫郡雄田郷、訓乎多、○今河邊郡の立花（タチハナ）村なるへし、今立花の東なる塚部久々知神社の地を小田村と改稱したるは雄田の上郷なればなり、往時分郡の時雄田の上郷を河邊に隷せしめ、下郷を武庫に隷せしめ、下郷を和名抄には雄田郷と錄せし者のごとし。

富松（トミマツ）今立花村に屬し、其中央に居る、塚口（ツカクチ）と相并て民口頗多し、太平記云、正平十七年和田楠其勢八百餘騎神崎へ打莅む、攝津の守護佐々木道譽か代官箕浦俊定橋を二三間燒落して待けれと、和田楠は三國渡より打渡り小屋野富松河原林へ勢を差廻して、敵を河へ追ひはめんと取籠めたり、箕浦は淨光寺の要害へ引返さんとすれは、敵はや入替りたり。（淨光寺は今豐能郡中豐島村大字長興寺にや、不詳）○細川兩家記云、永正十六年細川高國、十二月二日池田城へ着給ひ、越水の城の後卷のため小屋野間九十九町水堂（ミツドウ）等武庫川のはたに陣をつけ、折々合戰させられたり。（水堂は今立花村に屬し富松の南に在り）又云、享祿三年の八月に、細川晴元の與黨なる藥師寺三郎左衞門國盛は富松城にたて籠、同九月廿一日に神呪寺より富松城へ朝懸して責落ければ、三郎左衞門に和泉衆相加へ尼崎の大物へ入られたり。

郡家鄉（グウケ）和名抄、河邊郡郡家郷。○今伊丹町なるへし、此地昔名野宮在りて昔邑なり、今に至るも郡名あることも偶然にはあらじ。○猪名野（ヰナノ）宮は伊丹町の北に在り、土俗祇園社と曰ふ、然れとも古來野の宮と呼ふを見れは郡家氏の祖神を祭れるならん、貞享二年邑主近衞家の重修する所也。

伊丹（イタミ）伊丹町、今戶數千八百（大坂を去る四里餘池田を去る一里餘）繁昌大盛なり。當郡本紀に「宇摩志麻治命十二世、物部木（イタヒ）子連公、石上賢高宮御宇（仁賢）天皇御世爲大連」と伊丹の名は木子連に由來あるか詳ならず、但し丹字は多仁に假るべきも、多美に假るべからず、亦疑なきにあらず。史に貞治元年伊丹某長、軍忠狀ありと云へは古來の在りしを知る、伊丹氏は天正の初めに滅亡し、荒木村重國守と爲り築きて之に居る有岡（アリヲカ）城と稱す。德川氏の時本邑は攝家近衞殿の領封たり、市民の長を擧けて御宿老と爲し之を治めしめたり。○今尼崎池田間の鐵道線は伊丹を過く

山海名産圖會云、伊丹に釀す酒は醇雄のほまれたかく、今は諸國にても諸白をさして伊丹とのみ稱し呼べり、されど伊丹の酒を造る業も古代より久しきとにあらず。元は文祿慶長の頃より起て、江府に賣始しは伊丹隣鄉鴻池村山中氏の人なり、其の當時は纔五斗一石を釀して擔ひ賣とし、或は二十石三十石にも及びし時は近國にだに賣あまりけるによりて、馬に負はせてはるぐ江府に鬻き、不圖も多くの利を得て其價を又馬に乘せて皈りしに、江府ますく繁昌に隨ひ石高も限りなくなり富巨萬をなせり。繼起る者猪名寺屋升屋と云て是は伊丹に居住す、船積運送のとは池田滿願寺屋を始めとす。うち續て釀家多くなりて今は伊丹池田、其外西宮兵庫灘今津なとに造り出す物また佳品なり。

賴山陽長古堂記云、伊丹之酒、醇於天下、而坂上氏最醇云、洪釀戶亡慮七十餘家、舶載輸江都、歲以三十餘萬斛、凡其運酒以木為[illegible]、藨包席裹、署號於上、而其號率新奇、歲更月革、撝刮人目幾不觀、而坂上氏唯署一縱一橫、如劍鋒返角狀而已、自昔未之或改、呼曰劍菱、天下酒價低昂、皆視劍菱爲準。

伊丹のふくろあらひ　鬼貫
賤の女や袋あらひの水の汁、

七月伊丹の愛宕火を見て　宗因
天もともし火に酔り伊たみの大燈籠、

戲作攝州歌　賴山陽
兵可用、酒可飲、海內何州當此品、[illegible]地長、
腹貯五州水[illegible]、剛吉不肯損與人、[illegible]宅城加錦、
龍頭虎倒兩逝波、戰血滿地化嘉木、伊丹劍菱美如何、
各醉一杯龍臥座

和伊丹坂上生見寄　梁田蛻巖
雲漿丹丘幾人醉、[illegible]笠別傳倚欄[illegible]、清風[illegible]氣、
樂土休問南北[illegible]、携手山中觀大澤、回[illegible]蒲上[illegible]秋[illegible]、
惆悵何日攀觴去、對月同傾[illegible]、

伊丹城址（有岡）　伊丹町の東に在る一座の荒丘なり、壕壘の形稍々辨すへし。南北三町東西二町有岡と稱す、或は有鷹山と曰ふ、伊丹氏の要害なり。細川兩家記に高國方の人に永正十六年伊丹兵庫助國扶あり、天正の初め伊丹氏織田の軍に滅却する所と爲り、天正六年荒木村重本城に據り織田氏に叛きしか、翌年冬に及ひ落城す。〇城址の傍に墨染寺あり、荒木氏將卒の墓及ひ俳諧師鬼貫の墳在り、此寺法華宗にて伏見より移すと傳ふ。

和尚にいかなるか是れなんぢが俳眼と問はれしに即答、　鬼貫

庭前に白く咲いたるつばきかな、

日本外史補云、大永七年、三好元長攻伊丹不下、享祿二年柳本彈正與伊丹某鬪、遂殺伊丹、伊丹與元長有婣、元長遣兵、救伊丹攻柳本、柳本走枚方。〇細川兩家記云、天文二年三月五日、本願寺一揆おこり伊丹の城へ取懸る、らうかと　物を一町あまりつゝ二通りこしらひ、晝夜の境なく尼女まてほり堀を埋めけれは難儀に及候處同廿九日に木澤左京亮扱儀して京中法華衆相語ひ後巻に下る、合戰あり後巻衆切かちて一揆衆五百計切捨なり、〇野史云、永祿十一年、織田信長入京師、先是伊丹親興先送款于信長、以故分攝津于親興及池田勝政和田惟正、後親興畔之、元龜四年七月、信長遣荒木村重來伐、親興拒戰、力盡遂自殺、城陷。外史云、天正六年荒木村重叛、據伊丹城、應毛利氏、七年村重如華隈尻崎。

有岡のむかしを哀れにおぼえて、

古城や茨くろなるきりきりす、　鬼貫

さびしさの急には見たぬ薄かな、

辻碑は伊丹町大字辻に在り、此地伊丹の北昆陽の東にして西國街道に當る、銘曰

距東寺十里距攝戸七里距須磨七里距天王七里距大小路七里

天王は丹波境根莊村（豐能郡）の天王峠なり、大小路は和泉堺浦に在り、此碑攝津志に載す近世好事者の建立歟。

爲奈郷

和名抄、河邊郡爲奈郷。〇今園田村なり、大字猪名寺あり、伊丹の南神崎の北にして猪名川の西畔に居る。藻川村中を貫流し食滿御園田中瓦宮椎堂等十餘大字に分る。

坂部

伊佐具神社は延喜式に列す、神功皇后、神前の松原に祈られしと云古跡ならん、今園田村大字上坂部の稻荷明神是なりと云ふ（攝津志）〇坂部は元和三年五月播州大山寺衆徒注進状に、攝津尼崎同坂部村と記し太平記元弘三年の條には酒部に作る。姓氏錄を按するに酒部公あり所因ある歟。姓氏錄云、右京皇別酒部公、大足彥忍代別天皇皇子、神櫛別命三世孫彥大兄王之後也、大鷦鷯天皇御代、從韓國參來人、兄曾々保利弟曾々保利二人天皇勅有何才、白有造酒之才、令造御酒、於是賜麻呂號酒看郎子賜、山鹿比咩號酒首郎女、因以酒看爲氏、又「攝津皇別久久智、坂合部同、大彥之後也、允恭天皇御世、造立國境之標、因賜姓坂合部連」と、久々智は今坂部と相接して其遺名あり。

瓦宮

園田村の大字なり、川原公の舊址なるへし。三代實錄卷七卷卅八に攝津國河邊郡人川原公の人々見えて「宣化皇々子、火焰親王、是川原公爲奈眞人等祖」と錄し、姓氏錄云「攝津國皇別川原公、爲奈眞人同祖、火焰親王之後也。天智天皇御世依居、賜川原公姓」。

椎堂

園田村の大字なり、瓦宮の東北にして藻川を隔つ、蓋椎田君の舊居なり。日本書紀「宣化天皇火焰皇子、是椎田君之先也」（古事記椎田は志比陀に作る）姓氏錄を參照するに、天智天皇の時椎田君を改めて川原爲奈の二姓と爲したまへるに似たり。

雄上郷

和名抄、河邊郡雄上郷。〇今小田村なるへし、雄田の上郷の謂なり、雄田郷は和名抄武庫郡に屬すれと今は本郡に轉し立花村と云ふ者蓋是なり。

神崎

今小田村に屬す、三國川（一名神崎川）に臨む、往時大河尻大物浦に海船の競ひ入泊するに當り、神崎は京津間の水驛たり、後大に衰ふ。神崎停車場は神崎の西十五町に在り、尼崎伊丹の間を過くる[illegible]線車驛也。攝津風土記云、昔息長足媛天皇、幸于筑紫時、集諸神祇於川邊郡內神前松原、以求福　〇朝野群載遊女記云、江河南北、邑々處々、攝津國有江口神崎蟹島等地、比門連戶、人家無絕、倡女成群、掉扁舟、看旅舶、以薦枕席、聲遏溪雲、韻飄水風、經廻之人、莫不忘家、洲蘆浪花、釣翁商客、舳艫相連、殆如無水、蓋天下第一之樂地也　江口則觀音爲祖、中君、□□小馬、白女、主殿、蟹島則宮城爲宗、如意、香爐、孔雀、三枝、神崎則河菰姫長者、孤蘇、宮子、刀命、小兒之屬、皆是俱尸羅之再誕、衣通姫之後身也、上自卿相、下及黎庶、莫不接牀、第施慈愛、又爲妻妾、沒身被寵、雖賢人君子、不免此行。南則住吉、西則廣田、以之爲祈徵嬖之處。殊事百丈夫、道祖神之一名也、人別剋之、數及百千、能蕩人心、亦土風而已。長保年中、東三條院、參詣住吉社天王寺、此時禪定道長大相國、被籠小觀音、長元中、上東門院、又有御行、此時宇治殯通大相國、被賞中君。延久年中、後三條院、同幸此寺社、狛犬犢等之類、並舟而來、人謂神仙、近之勝事也。成田參詣記云、百丈夫云々ハ男根ノ貌ヲ多ク揃ヘタルカアルコトナルヘシ、但シ百丈夫ノミニテハ通シカヌル故ニ道祖神ト註セシナラン。〇園大曆に神崎、濱崎、杭瀨、今福、久岐等の住民神佛權勢の號を假り公役を逃るゝを責し請狀あり、濱崎は尼崎を指せるごとし。

津の國のなにはの事は法ならぬ遊びたはむるまでとこそきけ、（後拾遺）　神崎遊宮城

神崎の東南三國川を隔てゝ加島あり、古の蟹島なり。太平記には神崎橋數度の戰場と爲る事を載す、今架設する

所なし、時々形勢の變易に因るとは云へ、今や孤村寂寞として僅城堞の草離々たるのみ。

久々知（ククチ）　今小田村と改む、神崎の西にして立花村の東也。立花は和名抄武庫郡雄田郷の地と云ふ、而て久々知は河邊郡雄上郷と云ふ、雄田の上郷の事なり、姓氏録に攝津皇別、久久知、高橋臣同祖大彦命之後也と見ゆ、此地の在住貴族なりしを知る。○南山巡狩錄云、元弘三年六月、赤松退治として佐々木時信常陸前司時知五千騎にて打向ひしかとも、この勢わつかに打なされ幾程なく歸京せしかは、洛中の騷動おほかたならず、赤松三千騎にて久々知酒部を陣されは、十月六波羅の討手再び瀬川に到着す、十一月賊を逐るといへども討手また利を失ひ、赤松勢は逃るを追て十二月淀赤井山崎西岡に着て、所々に火をかけたり。

長洲（ナカス）　今小田村に屬す、尾崎の北六町許、海を隔つ一里、然れとも古は難波潟の汀線此邊に畫せられし也。日本書紀履仲卷に「負惡隙寶解除、而出於長渚崎、令秡禊」とあるは此なるへし。

いのちたに長洲に有れは津の國の難波の事もうれしかるへき、（相模家集）

しなか鳥居名のみなとに入る舟の梶よくまかせ傾くな、若草の妹も乘たりや我ものりたりや船かたぶくなく、（催馬樂踏香取章）

（猪名湊）

大わたに荒しなふきそしなかとり居名の湖に舟はつるまて、（萬葉集）

餘戸郷（アマヘ）　和名抄、河邊郡餘戸郷。○今尼崎なるへし、餘尼共に海の古言と相同し蓋海戸（アマヘ）海崎（アマカサキ）の謂なり。此地は三國川の末に在りて難波潟武庫浦に臨む、大河尻大物浦尼崎等、舊時の海港相亞ふ、停泊の便否は世と共に變易し、今寂々たる海村なり、獨尼崎の猶舊觀を保つあるのみ。

大河尻（オホカハジリ）　大河尻は三國川（一名神崎川）の舊委口にして大物浦大和田（西成郡）の間也。今地形變易すと雖、大略尼崎の東杭瀬（クヒセ）梶島（カチカシマ）（今小田村に屬す）佃島（西成郡千船村）等を其古跡とすへし。木津川口（西成郡）をも或は大河尻と稱す同名異處なり、大河尻大物浦は平安京の初より西海の要津と爲る、南北朝の比より大河尻大物浦散亡して尼崎之に代る。

大和物語云、亭子の帝（宇多）川尻におはして遊女（ウカレメ）しろさと云を召に遣はしたりければ參りてさふらふ、かんたちめ殿上人みこたちあまたさふらひ給ひければ、しもにとほくさふらふ、かうはるかにさふらふよし歌つかうまつれと仰せられければ、即詠て奉りける

濱千鳥とひ行かきりありければ雲立山をあはとこそみれ

とよみたりければ、いとかしこくめで給ひて、かづけものたまふ。○藤原隆信集云、人々にいさなはれて川尻のかたへあそびにまかれりしに、うかれ女などあまたきあつまれる中に、きびめがむすめとかすぐれて目とゞまりしかば、かへるみちよりたよりにつけていひやりし、

淺からすこゝろをかけし浪路よりぬれにし袖のかはくまぞなき。

俊頼家集云、此道になから（長良）と云所聞ゆるは過きぬるかと人のたつぬれは、船人のなからはくまかは（くまかは不詳）の方になん侍ると云を聞て、

涙のみ大河尻のかたなれはよもなからへはゆかしとぞ思ふ、

又云、一の洲に事なくて入て悦ふ程に、とねと云者の詣て來て酒なとこゝろさして侍けるを、人々急きのみけるに殊の外にすかりければ、飲さし侍りけるを見てよめる、

入ぬるをよろこひ顏にのましや一のす酒をとねことさもなへ。

此を西河尻（ニシカハシリ）とも曰ふ事は長門本平家物語に見ゆ、木津（キツ）口に對せる名ならん。又源義經河尻出船の際、合戰の事、異説多し、參考本盛衰記云、伊豫守義經西國へ落下ると聞き、攝津源氏多田藏人行綱、大田太郎、豐島冠者等千餘騎を引具し當國中小溝と云所にて陣を取。玉海、文治元年十二月四日、傳聞、昨日義經於河尻邊、與太田合戰、打破通了、又云、義經行家等、去五日夜、乘船宿大物邊、自夜半大風吹來、乘船損亡、義經行家等、指和泉浦逃去了、聯東鑑云、五日豫州、至河尻之處、多田藏人豐島冠者等、河原發矢石、遮前途。印本平家物語云、大田太郎賴基、河原津と云所に判官を射懸、伊藤本平平家物語云、溝杭と云所に城槨を搆て待懸たりし。○史學雜誌、建久七年太政官符（大坂小原文書）云、河尻一洲者、洪濤漫々、萬里無崖廣滄浩々、四面受風、既來而欲入河尻不得、而空沒海底」この官符は東大寺重源上人魚住輪田の二處と同く河尻の門洲をも修治せんと奏上せるに答せる者也、數行の文字なれと緊切比無し、輪田（兵庫）は先つ成り魚住も後年普請したるか如し、唯此河尻の成否は詳ならず、此官符中に「屋役河尻在家人夫」の語あり、即河邊郡海部郷西成郡海部郷の民なるへし、又大物（尼崎町大字）の東に杭瀬（クヒセ）の名存す、蓋往時の停泊處にして杭を建てたるにより此稱ある歟。

寺江（テラヱ）　大河尻に在り、其地詳ならず。玉海云、治承四年六月十三日、參福原離宮、到草津乘船、終夜浮淀川、十四日就邦綱寺江山莊、到于大物浦、騎輿。百錬抄云、治承四年六月二日、行幸攝津國福原、法皇新院同以臨幸、貴賤上下出平安舊城、赴攝津新都、今日着御寺江頓宮。○寺江後世に聞えず、光雅卿記を參考するに大納言邦綱は大河尻大和田に山莊を占有す、寺江は其中の一地名たること明白なり。（平家物語寺井に作る）、

大物（ダイモツ）　古は大物浦又大物濱と稱す、大河尻の停泊處也、今尼崎町の東に大字大物あり、又大物濱大物橋の

遺稱存す。名所圖會云、大物濱を當州島ともいふ、昔此浦に日下左衛門と云者あり、家貧く夫婦飽かぬ別を爲して女は京へ上り男は島にのこり再會を待ちつゝ蘆を刈り世のいとなみせしが、後に女は貴くなりて男に逢し事大和物語に見ゆ、是也。

東鑑、文治元年十一月六日、行家義經、於大物濱乘船纜、而忽逆浪覆船之間、慮外止渡海之儀、伴類分散、相從豫州之輩四人、所謂伊豆右衛門尉堀彌太郎武藏坊辨慶并妾女靜一人也。(源平盛衰記に、藤原師長土佐國左遷の時大物浦に至り琵琶の秘曲を源惟守に傳授したる由を載せ、太平記に、尊良親王の家從武文御息所を供奉し土佐へ下らんとて、大物浦に至り暴難にかゝる事を載す。

浦初島は大物浦に在り、今尼崎町字辰巳及初島新田の邊なるへしと云ふ、紀州にも同名あり。

思ひやる浦の初島おなしくはゆきてや見まし秋の夜の月、(續拾遺集)　平　清時

尼崎

尼崎町今戶數二千八百、神崎川を控へ大阪灣に臨み、溝渠四達す。其北方猪名川筋には鐵道を架し、伊丹池田に達す、幹線鐵道は神崎驛を最近とす、本町を去ること凡二十町。(尼崎港は小船の出入あるのみ、南方の廣床大字大洲に一渠を穿通し、海上に防波堤を起し船を導く、二十町にして本町に至るへし。又神崎川の支派にも小船を容る。

尼崎は古海士崎にて、和名抄餘戶鄕の地なり、太平記に初出す、云元弘二年五月、隅田高橋は南六波羅の軍勢を率ゐして四十八所の篝并に在京人畿內近國の勢尼崎神崎柱本の邊に陣を取り、遠篝を燒きて相ひ對陣す又云、元弘三年三月、六波羅勢既に瀨川に寄せぬと聞えければ、赤松勢は在家にこみ入居ける所に、尼崎より船を留めてかかりける阿波の小笠原三千餘騎にて押寄せたれば、赤松敗軍して小屋野の西に退く。(尼崎は元弘三年五月播州大山寺衆徒注進狀に見ゆ、赤松合戰の時の事なり。大永七年細川高國故公方義澄の子義晴を迎立せる時、尼崎に築城す、當時尼崎大阪堺浦は鼎立して犄角の勢あり。天正の初年荒木村重修補し、村重の叛くや本願寺一揆と協力して尼崎花隈を保ち織田氏に抗す、織田氏遂に之に克ち二城を池田信輝に屬す。十年六月本能寺の變羽柴秀吉急に軍を旋して尼崎に至り信孝と謀り明智を擊つの議を決す、遂に山崎の大捷あり、當時神戶信孝大阪に在り遲疑止まず、秀吉の書に曰く、(新撰會津風土記古文書)

信孝樣大阪に御座候を、明智既河內へ亂入はや大阪を取可御腹を可召之由、八日丙之刻風の便に御注進候間、若信孝樣御腹召候ては何かも不入儀と存、夜晝なしに八日辰之刻尼崎迄罷着陣、人數不相揃討死仕候はんと存、川を越致後巻可申に相究申候、

尼崎城址

尼崎町の中央に在り、方五町許、內外の二郭に分れ、石壘壕池猶存す、舊名大物寺城と稱すと。細川高國創築、荒木池田兩氏を經て、慶長の比建部某之に居る、德川氏の時元和三年戶田左門氏鐵に賜ひ、寛永十二年青山大藏大輔幸成之に代り、玄孫幸侶に至り、寶永八年松平(家號櫻井)遠江守忠喬更に之に代る、封土四万石以て、明治維新に至る。

本興寺

城址の西に在り、日蓮宗八品派の一本山也、應永二十七年僧日隆開基す、今佛殿祖堂開山堂多寶塔等あり、宏壯の靈境なり。

栖賢寺は臨濟禪宗十刹の一に列す、文和年中僧竺堂開基す、天正年中羽柴氏の陣跡なり。德川氏の時田祿五十石を給附せり。(如來院は淨土宗圓光大師遺跡二十五所の一なり、遍照寺と號し、初め神崎に在り。

釣鐘　廣瀨　旭莊

遠山西偏寒鏡、孤鶴南飛秋色杳、夾水兩行紅樹間、釣魚舟過知多少、

謠曲雲林院云、蘆屋の里を立出てゝ、我は東に赴けは、名殘の月の西の海、波の蛸子の浦遠し、松原に煙をかつく尼が崎、暮れて見えたるあさり火の、あたりを問へは難波津に、咲くや木の花冬ごもり、今は現の都路に、遠かりし程は、櫻にまきれある、雲の林に着きにけり。(明朝人の錄せる圖書編に「日本、山城居中、乃城國之都、山城之南、爲和泉、其南海濱泊者、爲阿賓介撒几、爲番打阿波、爲于撒几、爲失正者、爲沙界衣、又其南爲「堺」と見ゆるは堺港の事あれど、阿賓介撒几は尼崎にて、沙界は堺なり、于撒几は大坂にや又尾崎(泉州)にや、其他を知らず。

武庫郡

武庫郡

古書或は務古に作る、明治二十九年菟原八部二郡を廢し、本郡に合す。東は河邊郡、北は有馬郡、西は播磨明石郡にして南は海に面ふ、六甲山(古名武庫山)高く其北に峙ち、武庫川其東を流る、東西八里南北二里東南に向ふて海灣を抱く、謂ゆる武庫海なり、此地明石海峽の東門にして、瀨戶內海の要隘を占め、東西往來の便利畿內大坂の上に在り、且山嶺環繞、風波の難少きを以て最上の寄港に便なり、之を以て務古水門は神功皇后の朝より其名あり、中世には兵庫津福原莊一時繁盛の事あり、近時神戶市を開き五方萬國の互市場と爲し、東は横濱と相敵す。(本部今神戶市獨立し、郡部二町(西宮御影)十有九村に分る、人口凡九萬、郡衙は西宮町に在り。

神社考云、風土記「神功皇后伐三韓、歸到攝津國、海濱北岸、廣田郷、今廣田明神是也、故號其海日御前濱、

又攝其兵器曰武庫」と、此埋兵の說は元亨釋書にも見ゆ「以如意珠、及金甲冑等、故亦曰武庫」と共に疑はし、按に武庫は假字のみ記紀務古に作る、埋兵の故に新に命したるに非ず、後世に至り埋兵の說あるを以て更に兵庫の稱起る歟、加茂眞淵武庫は原名向（ムカフ）なりと曰ふ說に從ふへし、住吉大社解狀には御子（ミコ）の訛と曰へり。

たまはやす武庫のわたりに天つたふ日の暮行けは家をしそ思ふ、（萬葉集）

冠辭考云、此武庫は椋と云說あれど歌の意は椋と云かけたらむか、椋の葉は物を磨けは也、又此名は古書などには務古とも牟古とも書たれは武庫も假字なるを、字に就きて說をいふは俗の業なり、椋の樹ある地あれは椋山なといひしか、又向（ムカ）つ峰向つ國など古へ多く云へり、此地海頭へさし出たる地にて難波より向はるゝ故に向と云ふ歟。○今按するに武庫原名向と云ふ事最信すへし、日本書紀に向津（ムカツ）比賣とあるは則武庫郡廣田大神なり、當時西宮廣田の邊を向津と稱せるならん、和名抄津門郷後世難目海と稱す、又兵庫も務古水門と號し、武庫川の名存す。之に因りて觀れは菟原八部二郡も古代は總名武庫の中なり、國郡制置の際武庫菟原雄伴（後八部に改む）の三と爲る、今代の合併即復古の舉なり。○姓氏錄、攝津國諸蕃牟古首、出自百濟國人片禮吉志也。續日本紀、天平神護二年、武庫郡大領、日下部宿禰淨方、獻錢二萬緡稻一千枚。

武庫海（ムコノウミ）

武庫川川尻崎より兵庫津須田山に至る曲浦なるへし、武庫浦とも云ふ。日本書紀、持統天皇三年、禁斷攝津國武庫海、一千步內。

武庫の海のにはよくあらしいさりする海士のつり舟いさりする見ゆ（萬葉集）

夕つくひ和田のみさきをこく舟の片帆にかゝる武庫の浦風（玉葉集）

武庫の浦入江の洲鳥羽くゝもる君に離れて戀にしぬへし（萬葉集）

武庫のうら和田の御崎によるなみのこゝにもかくる天の橋立　釋　契沖

武庫郡南浦、有懷寄京故人、　僧　義堂

四海干戈猶未息、邊烽點々爍晴紅、回瞻北闕人何在、尙遇南樓月正中、半夜潮鳴知海國、五更鐘動覺霜空、還讎挽下天河水、注爲蒼生洗蠹蟲、（應仁元年避亂中之作云）

武庫川（ムコガハ）

水源有馬郡に在り、其一支源は古市村（丹波多紀郡）より出て一支源は小野村に出つ、南流三田川となり有馬郡中の諸水を併せ東流又南流して生瀨（ナマセ）に至り武庫郡に入る。（水源より此に至る凡十里）更に南流四里にして海に入る、鳴尾崎と云ふ。○武庫川下游は平時水涸れ砂磧廣し、瓦林の南に一支派あり西に折れ今津に至り海に注く。

武庫河の水尾はやみかも赤駒のあかくそゝきにぬれにけるかも（萬葉集）

武庫川に跡もとゝめぬかほよ鳥なく日も見えぬさみたれの頃（夫木集）　家長

石井郷（イシヰ）

和名抄、武庫郡石井郷、訓以之井。○今詳ならず、民部省圖帳に「武庫郡石井莊、以海鮮之料爲鹽之有無、充貢云々」と錄し、書紀通證は之を引きて石井莊に廣田大神在りと爲せさ、圖帳は僞書と思はるれは採らず。今郡郷の布置を按するに良元（リヤウゲン）村に擬すへし。

伊子志（イソシ）

良元（リヤウゲン）村大字伊子志伊曾志と訓む、子は孫の畧字歟、攝津志伊刀志に作る、武庫川の南岸にして有馬郡生瀨驛の東南一里に在り。

寶塚（タカラヅカ）

伊子志に在る鑛泉の名なり、武庫川の岸にして、近年浴場を設け冷泉を熱し、遠近の遊客を延く、泉質は含炭酸鹽泉なりと云ふ、往時此地に鹽尾（シホナ）湯又川面（カハモ）湯と稱する冷泉ありし事攝津志に見ゆ、俗說有間湯の逝水（ニゲミツ）と爲す。

小林（コハヤシ）

今良元村と改む、伊子志の南に接す。小林莊は山州新熊野社養和年中古文書に見ゆ、又藤原光經集に小林（コハヤシ）の溫泉の事見ゆ、此溫泉即今の寶塚なるべし。

貞應二年十月、津の國のをはやしと云所に湯あみんとてまかりて侍りしほと、なれ遊ひし遊女に小屋野より別るとて、

旅人のゆきゝの契りむすふともわするな我を我もわすれし、　藤原　光經

讓葉峰（ユツルハノミネ）

枕草子云峰はゆつる葉のみね、春曙抄云ゆつる葉のみねは津國なり楪（ユツリ）の條に同し。攝津志云、楮李（ユツリハ）葉嶽伊刀志村上方也、山中楮李樹多矣。

武庫郷（ムコ）

和名抄、武庫郡武庫郷、訓無古。○今武庫村是なり、大字武庫存し武庫川の東なり。武庫御厨は東鑑建久三年の條に見ゆ、武庫莊は同元年の條に見ゆ、大字武庫莊の名亦存す。

守部（モリベ）

今武庫村の大字なり。細川兩家記、永正十六年細川高國越水城後巻の條に「小屋野九十九町高木河原林武庫守部水堂等に陣を立てつゝけ折々合戰の事見ゆ。

新田（シンデン）

今大莊（オホシヤウ）村と改む、武庫村の南に接し同く武庫川の東なり。細川兩家記、永正十六年越水城後巻の段に「武庫守部水堂濱田大島新田武庫川のはた上から下まて陣を立つゝけ折々合戰させられたり云々」濱田大島の二大字は新田の北に接し今同く大莊村に屬す、近代此地は大島莊と稱し故に大莊と改めたるなり。攝津志新田の南なる大坂港の一部を以て琴浦と爲す、琴浦一に巽浦に作る。

（琴浦）

こと浦に朽てすてたるあま小舟わか方に引く波もありけり（風雅集）

はつ音をはわか方になけ子規こと浦に待つ人はありとも（續千載集）

曾禰郷（ソネ）　和名抄、武庫郡曾禰郷（今鳴尾村是なり）、大字小曾根存す。武庫川の西にして北は今津村と枝川を以て相限る、西南は武庫海なり。新[illegible]と曾禰又夜和戸に止宿と云む。

小松（コマツ）　鳴尾村大字小松は小曾根の南に接す、其生土神に[illegible]加志乃宮あり、攝津志名所圖會等は押照宮と録し、孝徳天皇有間温湯より還幸の時停息ありし武庫行宮の跡と為す、日本書紀參照すへし、今此生土神を延喜式岡太神社に擬する者あり、不審。○夫木集に小松崎は攝津近江兩國と為す、此なる小松崎は鳴尾崎に同し。

難波潟うらかせさむみ波かては小松か崎に千鳥なくなり（夫木集）　[illegible]明　法師

觀應二年足利尊氏御影濱小清水に合戰し、敗れて松岡の城へ退く事太平記に見ゆ、攝津志、松岡城址は小松に在りと為せと、今詳ならす。

鳴尾（ナルヲ）　鳴尾は武庫川西岸の大村なり、即古の曾禰郷なり。

此地は泥沙年々流水に排出せられ沈堆して洲を成す、古は小松崎の名あり、並鳴尾崎と相同く武庫川口の沙嘴を指す。今小松より沙嘴まで三十町、鳴尾より沙嘴まで二十四町を限る、沙嘴には立標ありて其東南を大坂港の限界と為す。鳴尾浦は武庫海に瀕し大坂港限界の西を指す、即今津西宮の澳なり。

常よりも秋に鳴尾の松風はわけて身にしむものにそありける（新拾遺集）　西行　法師

けふこそは都のかたの山の端も見たすなる尾の沖にいてぬれ（千載集）　大納言實家

なる尾なる所に鹽ゆあみにまかるとて

あすよりは戀しくならは鳴尾なる松の根ことに思ひおこさむ（散木）　源　俊頼

謠曲高砂云、たかさこや此浦舟に帆をあけて、月もろともに出てしほの、波の淡路の島影や、とほくなる尾の沖すきて、早すみの江に着にけり。

瓦林（カハラバヤシ）（高木）　今高木と合同して、瓦木村と呼む。細川兩家記永正十六年池田筑後守の段に小曾根村同九十九町高木瓦林云々とあり、九十九町は今詳ならす、河原林即瓦林なり、同書に又河原林對馬守正頼あり此地の城主なるべし。（史籍集覽に瓦林政頼記を收む）

津門郷（ツト）　和名抄、武庫郡津門郷、訓都止。○今今津（イマツ）村瓦木村なり、今津に大字津門存す、廣田の水門なれは津門と呼ふ。姓氏錄云、攝津國皇別津門首、櫟井臣同祖米餅搗大使主命之後也。

都努松原（ツヌノマツハラ）　津門の松原なるべし（攝津志萬葉集略解）今昌林寺の山號を松原と稱す其遺名ならん、都努一に角に作る。

我妹子に猪名野は見せつ名次（ナスキ）山角の松原いつかしめさん（萬葉集）

天乙女いさりたく火のおほくして都努の松原おもほゆるかな（同上）

行[illegible]抄云、此所を津戸と云事は、昔多田滿仲の息美女丸に代り死したる幸壽丸か首をつゝみたる苞（ツト）の流れ來りし故に村の名とする由、里俗の說なり、松原山松林寺あり。○幸壽丸の首苞の說は妄誕なれど、攝津志に昌林寺に源攝津守頼光墓ありと云ふ、源家由緒の古刹なるべし。

今津（イマツ）　鳴尾の西にして西宮の東なる海村なり、蓋津門の村を南移したる者ならん、今津門と相距る八町に及ふ、西宮（ニシノミヤ）と相去る五町、造酒家多し、戸數富力は之を西宮に比して稍遜色あるも亦灘目郷屈指の豐邑なり。海濱に入船に便する爲め小堤を設け燈臺を建つ。（元治元年幕府西宮今津に小砲臺を築きし事あり）

西宮（ニシノミヤ）　西宮は戸數三千、西國官道中央を貫き鐵道は其北を過ぎ、車驛あり。南に港灣あり、沙嘴西南を掩蔽して泊舟の地を作爲す、神戸（四里）大坂（五里）の中間にあたり、灘目郷第一の海驛也、夷（エビスノミヤ）宮鎮坐し其名最著る。又[illegible]は方今[illegible]を指して[illegible]と爲す、尺素往來に「[illegible]天[illegible]之鑄物、兵庫西宮之[illegible]」を並ぶれは古代より[illegible]せられし事を[illegible]するに足る。又[illegible]東[illegible]記に「戊子三（我應仁二年）書[illegible]、内攝津州、西宮[illegible]、長[illegible]中[illegible]、且[illegible]」とあるは朝鮮貿易に從事せる土豪ありしを[illegible]る。

攝州道中　　相[illegible]　山[illegible]

[illegible]、淡島噴[illegible]、[illegible]見[illegible]家瓦、紅[illegible]曆、英[illegible]紀、形[illegible]、自[illegible]、征[illegible]。

太平記云、建武三年正月、官軍京都に勝利を得て足利尹は西へ行く、新田義貞追懸て西宮へ着給へは、直義朝臣支へて湊河に陣をた取られける。同七日の朝なきに遊の澳を見渡せは、大船五百餘艘順風に帆を揚けて東を指して馳せたり、何方に付く勢にかと見る處に二百餘艘は磯を直して兵庫の島へ漕き入る、三百餘艘は帆をついて西宮へそ漕き寄せける、是は大伴大内介が將軍方へ上りけると、伊豫の土居得能が御所方へ參りけるゝ漕き連れて着たるなり。荒手のしるしなれは大伴厚東大内か勢三千餘騎一番に旗を進めたり、土居得能後へつとかけ抽けて直義の控へ給へる打出の宿の西の端へかけ出でける間、左馬頭叶はしや思はれけん又兵庫を指して引き給ふ。

西宮神社（ニシノミヤ）　西宮町の西北字市場に在り、延喜式菟原郡大國主西神社即是なり、土俗夷宮（エビスノミヤ）と稱す、中世以降夷神を福德の神と爲し世の崇敬盛なり、殊に商賈の拜する所也、其緣由を論ずる者諸說一定せず、稍聞くべき者三說あり。○書紀通證云、諾冊二尊爲夫婦、生蛭兒、雖已三歳、脚猶不立、故載之於天磐櫲樟船、而順風放棄、白井宗因曰、蛭子御前、西宮所祭之一座、世所謂西宮夷是也、相殿二座、乃八千矛大國主命、卜部兼邁廿二社注說也。○鄕土傳云、蛭兒尊、世稱福神、即西宮夷神社、而社下蛭子浦、蓋其船之泊處也。（此說蛭兒と爲す

者也、聰説にして明了を缺く、然れとも平家物語劔巻にも此説あり）○俗事排云、世俗大黒と云は大巳貴命なり、大巳貴一名大國主、大巳貴大國字音彼此俱共に近似す、世土類家にも大黒天あり相混せざるをいはす、大巳貴の子事代主命を夷神とも稱す、彼蛭子の船津國に流れ着きけるを其土の夷とも養ふて夷三郎殿と號したりと云は僞説なり、山崎垂加云、「大巳貴命、初自從雲中州、而不昇于天上、其子事代主命遊行釣魚、聽天神之勅、則避而去之、蛭子事代主命の事を[illegible]、其徳之至、爲如何哉」この父子二神皆に本邦地主の神なる故に、今に人家祭りて福神とするなるべし。○大八洲學會雜誌云、源平盛衰記に平判官康頼流人たりし時、硫黄島を去る事五十町に鹿田あり、彼山には夷三郎殿と申神を[illegible]る由載せり、今立網法師等[illegible]之跡を得るふに、蔭膝には恵比須の像は他邦岩上釣魚のものゝ異なり、男女の二像を[illegible]并せて座する也、蓋彦火火出見尊（エビス）を稻魂主神なり、彼夷の御像も又美濃に通にして（エミ）笑み坐し給ふ御容に出つ、御名火火出見は稻穗にして含笑の義にあらずや。○按するに蛭子説採るへからず、事代主命と云説信にちかし、彦火火出見尊と爲すは詳ならざる所あり、其恵美須は古音相通の事は實に祭りと爲す。延喜式大國主西宮神社と號するに因れは其大國主神（又大巳貴）にて（事代主にても）たる事疑ふべからず、後世夷（エビス）の宮の名あるも夷は本社の地字にやあらん、要するに神名社名の根本は夷に在らすと知るへし、夷の名の附會は固より此神の本祭にあらず、

西の海に風心せよ西の宮あつまにのみやたひすさぶらふ、（拾玉）

西の宮の神民の船に梓縛さして、[illegible]されらると云物とりて風の重するかたかけるをまめる、

家小舟さはにかけなせゆふしで、西の宮人風祭りしつ（[illegible]）

(夷宮)

(戎三郎殿)

過西宮、覩俗所謂劔珠者、　　　僧　義堂

補禪摩尼一顆圓、連光夜射九重天、若從沙羯宮中過、龍女神珠不直錢、（空華集）

東鑑（巻四十三）今度始而於西御門脇、被勸請三郎大明神、又（巻四十八）夷社とも見ゆ此時代より夷宮諸州へ勸請せらるゝにや、類聚既驗抄には濱南宮夷三郎殿とありて、閑院大臣冬嗣の養女が此神の靈氣にかゝりて病み狂ひたる事を錄したり。○攝津志、本社は廣田の西に在るを以て西宮と稱すと爲せど疑はし、廣田の南に在り、然れども「故實は西濱に在りて南宮又は沖の蛭夷と稱す、合せて戎三郎南社と云由」仲資王記に見ゆれは、北故證こそ[illegible]神に屬し廣田の西南なりしならん。（南宮は今本社内に[illegible]す）○西宮は廣田の末社なれば建久五年夷宮[illegible]の[illegible]あるを以て廣田神に奉幣あり（仲資王記攝津志及廣田[illegible]西宮社[illegible]合）應永廿六年宗[illegible]の時、西宮蛭夷宮[illegible]の[illegible]後崇光院御記に見ゆ。○西宮の末社に百太夫（ヒヒアカキ）祠あり傀儡師の祖なりと云ふ、中世傀儡と云ふ傀儡師あり本社の附属了の類にやあらん。

御前濱（オマヘノハマ）

西宮の南濱なり、攝津風土記（神社考所引）皇后到攝津國西濱、北岸廣田郷、故號其濱曰御前濱、又曰御前澳」かの南宮の舊地は此なるへし廣田社の西南三十餘町、此に瀕する[illegible]を御前濱と稱す、又御前沖御前灘の稱あり。○古今著聞集云、後三條院の御時、國の貢物廣田の御前濱に多く入海の聞ありけれは、宣旨を彼社へ下され貢物を浸倒せられむ由祈請ありけるに、社前木一夜に枯にけり、主上[illegible]かせ玉ひて宥め申されけれは、本元の如くなにけり、其後舟も入海せざりけり、又嘉應二年住吉社の歌合の事を、廣田[illegible]より奏ませ玉よし爾へ[illegible]の夢見奉る、道因其由聞にて、又人々に歌乞ひて合にけり。

御前と云所になこらと申もの立を聞て

さのみやは人の歎きをしら濱のたつはおまへのしわざとぞ見る（[illegible]木集）

けさ見れば濱の南の宮つくりあらためてけりよはの白雪、（廣田社歌合）

海淸寺は巨鰲山と號し臨濟禪宗、應永年中無因禪師開基す、西宮の北に在り伽藍最廣大なり、六湛寺は或は六大寺に作る、赤松記享祿三年の條に見ゆ。

廣田郷（ヒロタ）

和名抄、武庫郡廣田郷、訓比呂多。○今大社（タイシャ）村大字廣田あり、芝村甲東村も本郷の屬なりしならん。日本書紀に廣田國の稱あり津門郷の浦をも廣田海と云ふ、廣田本武庫川西の總名なりしならん。大字廣田は西宮町の北二十町に在り、

廣田神社（ヒロタ）

大社村大字廣田の西岡に在り、今官幣大（タイシャ）社に列す。天照大神の荒魂を祭る、官幣大社[illegible]す。

皇后征韓の時[illegible]威を示したまひ、撞賢木嚴之御魂天疎向津比賣命と御名を稱へたてまつる、向津は武庫津と曰ふに同し。日本書紀云、皇后之船、廻於海中不能進、更還務古水門而卜之、天照大神誨之曰、我之荒魂（撞賢木嚴之御魂天疎向津比賣）不可近皇后、當居御心廣田國、即以山背根子之女、葉山媛令祭。○新抄格勅符云、大同元年廣田神攝津之地四十二戸奉付、三代實録云、貞觀十年進廣田神階特加從一位。延喜式云、武庫郡廣田神社、名神大、凡新嘗祭入朝者、給住吉神社、廣田生田長田三社各五十東合二百東、並生田社神部請、差中臣一人充[illegible]使、醸酒者於敏賣崎給之、

押なべて心廣田の神ならばかゝるうき身をめぐまざらめや、（廣田社歌合）

書紀通證云、廿二社註式曰、廣田者天照大神之荒魂也、司謂伊勢神宮同體、如式文者一座也、現在五社。神祇志料云、按将士湯寺記諸神記等諸書に本社は神功皇后を祭ると云もの誤れり、後世に及ひ八幡住吉南宮（諏方）八幡神を合せ之を廣田五所と云ふ、仲資王記に元久元年神殿破損朝廷[illegible]の[illegible]太[illegible]を以て[illegible]私に造修し

て五所の[illegible]宮を行ふこと見ゆ

伊和志豆神社は延喜式武庫郡の一社に列す、三代實錄貞觀元年伊和志豆神授位あり。攝津志云、廣田莊中村に在りき、今大社村大字中村。

名次山（ナスキヤマ）

廣田大社の西の岡を云ふ、名次神社鎭座す、新抄格勅符、大同元年奈須岐神攝津二戸を封し奉り、三代實錄、貞觀元年名次神授位、延喜式、武庫郡の大社に列す。

わきもこに猪名野は見せつ名次山角のまつばらいつか示さむ（萬葉）

越水城址（コシミヅ）

（小清水）

大社村大字越水に在り、中村の西北五町廣田大社の西（八町）西宮の北（十餘町）丘に倚り舊壕の[illegible]を存す、方二町に滿たず。前面は御前濱打出濱にして後は甲山武庫山に連接し一要害の地なり。○太平記小清水（コシミヅ）に作り、觀應三年足利直義其兄尊氏を此地に破る、永正六年細川高國の屬將河原林政賴此城を守り細川澄元三好元長を拒む、其年元長攻めて之を陷る、後三好氏の屬城と爲る、永祿十一年織田氏の軍之に臨む、篠原長房城を棄て〻潰走す。

太平記、觀應二年攝津の守護赤松信濃守範資使者を以て播州光明寺なる將軍尊氏へ申けるは、京都八幡より七千餘騎を光明寺の後攻に差下され候、只先つ其城をは閣き討手の下向を相支へ神尾獅林寺小清水の邊にて御合戰候は〻敵の敗北疑ふ處にあらず、（中略）かくて小清水の軍には將軍打負けて引退き、兵二萬餘騎の、四方四町に足らぬ松岡の城へ、我も〳〵とこみ入ける。○細川兩家記云、永正十六年細川高國は丹波攝津山城國相觸させ、十二月池田城へ着き越水城の後卷のために、小屋野關九十九町高木河原林、武庫、守部、水堂、濱田、大島、新田、武庫川のはた上から下まで陣を立つゞけ折々合戰させられたり、年とれば永正十七年庚辰になり、正月高國より諸陣に相觸れさせられて、二萬餘騎にて打出諸口にて合戰終日にあり、又高國方攝津國の住人伊丹兵庫助國扶は中村口へ取懸り木戸逆茂木を切落し內へこみ入る、かくて日月を送る程に越水も退屈して同二月三日夜半に落城、高國京へ引返す。

越木岩（コシキイハ）

大社村の大字なり、越水の西に接し西宮町より六甲山鷲林寺に登る阪路にあたる、澗溝に水車を裝置する家多し、又甑岩と稱する怪石あり。

宿川（スクカハ）

（須岐）

越木岩の山中より發し西宮の西を過きて蘆屋灘に入る細流なり、名所大繪圖に宿川の傍に凡村を標す、今大社村大字森具（モリグ）にあたる、純友追討記に見ゆる兎原郡須岐驛は此なるへし。凡（シク）と須岐相近似し、和名抄葦屋の賀美鄉ありて延喜式葦屋驛と云者亦此須岐なるべし、郡界の變遷あり。純友追討記云、伊豫掾藤原純友爲海賊之首、備前介藤原子高風聞其事、爲奏聞其旨天慶二年十二月下旬、相具妻子自陸路上道、純友聞之、將爲害子高、令郎等文元等、追及攝津國兎原郡須岐驛、同十二月廿六日壬戌寅剋、純友郎等、放矢如雨、遂獲子高割截耳鼻、奪妻將去也、子息等爲賊被殺畢、公家大驚、下固關使於諸國、且於純友給敎喩官符兼預榮爵、叙從五位下而純友野心未改、猾賊彌倍。（本朝世紀云、攝津國葦屋驛邊、純友士卒追來、闘陵備前介藤子高等）

甲山（カブトヤマ）

或は兜山に作る廣田社の北三十町、拔海三百米突圓錐形の樹峰なり。山腹は花崗質の岩石亂堆す、今東麓なる門戸大市（カトヘオホイチ）の諸村を合して甲東村（カブトウ）と稱す。○甲東村大字門戸に延喜式武庫郡岡太神社あり、攝津志は岡太社小松に在りと爲せと、今名所圖會に從ふ。

神呪寺（シンジュジ）

（神尾）

甲山の東面二百米突の高處に在り、神尾（カンノヲ）と稱す、即觀音堂なり。元亨釋書云、如意尼者、天長帝（淳和）之次妃也、丹州余佐鄉人、十歲入王都、雖尊寵、志在山林、嘗修如意輪供、持誦閉目兒然、空中有妙音告曰、播州有寶山、號如意摩尼峰、昔神功皇后征新羅而還、埋如意珠及金甲冑弓箭寶劍衣服等、故亦曰武庫、汝若居彼、結願之期日、有天女乘雲、向西南去矣、蓋辨才天也、又摩尼峰、是役小角苦行跡也、天長五年、一夜妃共宮女二人、潛出宮赴攝州、到南河畔乘舟、明日向宮渚下舟、詣南宮廣田神祠、次日入山、山西北有池、々中出五色[illegible]、池邊皆白石似玉、妃登峰營構、三十三日而梵宇幾成、帝感姬、勅尚書右丞眞王、入山賜存問、諸后妃懷嫉以誤燒山房、上知之勅眞王、伴燒山下萬屋、諸妃遂見燒、妬心乃止、今其地曰燒寺、妃又請空海入山、代撰刻像、就海剃髮、爾來持誦益勤、故號神呪寺、承和二年帝幸山中、大中大夫和眞綱屈從、如慈演說、帝情大悅、是歲如意向西而化、年三十三。

追記神呪寺西閣題詩　僧　蓮堂

昔遊三十年前事、舊老重來倚古今、天女遺蹤芳草合、帝妃小隱落花深、山埋寶劍藏靈護、水鑑明月欲沈、又聞紫雲僧說事、蓮臺人去杳難尋。（容膝集）

六甲山（ロクカフサン・ムコ）

甲山の西、御影濱の北にあたる、橫嶺の總名にして、中に數峰あり、山中に鷲林寺の廢址あり。鷲林寺は天長十年僧空海開基と稱し神呪寺と同く觀世音を奉す、天正中年兵火に罹り燒失し、今わつかに茅堂を存す。

秋の夜の務古の高根にゆきふりて津守の浦によする白波（夫木集）

これは昔足姫のもろこしの三の國したがへたまひかへりたまひける時、此山によろひかぶとなどうづみ給ひけるより、やがて武庫の山と申すとなん、

此たびもあらき波路のさはりなく猶ふをおくれむこの山かせ（了俊道行振）　今川貞世

六甲山の南澗は御影濱に流出す御影川と稱す、故に六甲山をも御影山と稱する者あり、今御影川の渦篠原高羽八幡（シノハラタカハヤハタ）の諸村を合併して六甲村（ロクカフ）と爲す、北澗は有馬郡に注く

〇六甲の最高峰は住吉より湯山に通する阪路に當り、抽海凡九百米突、武庫有馬の郡界を爲す。或云武庫の高峰を譲葉の峰と呼ふ。

かど松やうしろに笑ふ武庫の山、　鬼貫

兎原郡（寃名負）

明治二十九年武庫郡に併せられて廢止す、武庫山の麓沿海の狭地なれど和名抄八郷に分ち戸口古より繁し。萬葉集に葦屋之菟名負（又宇奈比）とあれは原名は海邊なるへし、故に又海原と稱し轉して菟原と爲れる者なり、後世訛りて莵郡と爲す和名抄に宇波良と註し伊勢物語にもムハラ郡と記す。續日本紀、神護景雲三年、菟原郡人、倉下水守等十八人賜姓大和連。〇菟原郡は本稍古の域内にて、葦屋を總名とす、置郡の際葦屋は郷名と爲り、大小轉倒したり、然れとも菟原郡の海を葦屋灘と稱するは、後世まで其古を忘れざるものならん。

攝州菟原旅宿聞雨（本朝無題詩集）　藤　[illegible]

山根海畔客中居、風友留連翠月餘、露色秋花征戍陣、潮聲夜入旅人廬、衍花戸外追風穀、柿葉蹐陰擧雨疎、請問土民營底事、生涯產業釣江魚、

菟原途中　菅　茶山

六甲山南三十里、興感懷古思茫然、波濤幾由千帆影、邑里東西萬戸煙、殘[illegible]滿界分野碓、故宮荒廢滿人田、今時自作今時[illegible]、容感寄公成[illegible]年、

葦屋郷

和名抄、菟原郡葦原郷（寛も郷）〇和名抄、葦原は葦屋の誤にて、賀美は其上郷なり、上郷は打出濱井に須賀及び今の精道村ならん、其以西は和名抄の本郷にて中世山路莊と稱したる諸村ならん。延喜式葦屋驛は即上郷の首驛にして、今西宮村に入る。〇姓氏録云、攝津諸蕃、葦屋村主、石占忌寸同祖（出自後漢靈帝子延王）阿智王之後也。

打出

宿川の西にして大社村大字森具に接す、海に臨み打出濱の稱あり、今精道村の大字と爲る。太平記延元元年正月官軍追撃して足利直義を打出濱に破る事見ゆ。〇打出の北鐵道線の傍に古墳あり、阿保親王（平城皇子）と稱す。攝津志に此地は親王の別莊にして、地字に御所内堂上金津岡等の舊蹟ありと云ふも詳ならず、在原業平の蘆屋に在住したる事は古書に見ゆれは其父君も由縁なしと謂ふべからず。

蘆屋

在原業平の此に住みし事は伊勢物語に「昔男津の國むはらの郡蘆屋里にしるよししていきて住けり、之をなん葦屋のなだとは云けり」と記す、因りて是は父阿保親王より傳領の莊なるへしと云ふ、其の在住の頃よめる歌は多く哥語に見ゆ。

晴る夜の星か河邊のほたるかも我住かたの海人のたく火か（新古今集）　在原　業平

聞へかくなあしやの里のはるの夜にわか住方の月はいかにと（續後撰集）　少將　内侍

攝津志云、蘆屋里、在原氏宅址、土人呼曰猿丸大夫舊第也、名所圖會云、蘆屋川の傍に猿丸か古墳と云者あり、其謂詳ならず、打出より青木まて蘆屋浦と呼び又莬人濱と稱す、又藤兵衞屋敷跡と云ものあり、是は謡曲藤栄に藤左衞門尉一子月若が相傳七百餘町の家領をば其伯父藤栄に横奪せられ月若一時零落せらるを北條最明寺時頼その由ときゝて月若に返し與へたりと傳ふる古跡なり。

（鷹尾）

鷹尾城址は蘆屋の北なる一峰、民家を去る八町許松樹蓋生す。細川両家記云、永正八年淡路守殿（細川尚春）兵庫口へ渡り灘へ上る處に、高國方の河原林對馬守正頼は蘆屋の北の上鷹尾城に籠る、淡路守殿この城を責むべしとて灘羽井といふ所に陣取給ふ、此由正頼より京なる高國へ注進、同七月二十六日蘆屋河原にて合戦あり、又鷹尾より河原林の手を合せて戰ひけるに、京高國方討負て淡路衆百餘討取、八月初旬播州の赤松勢鷹尾城を取卷さかしき谷高き岸をもいはず責められける間、城の内にもこゝをせんどと戰ひければ、その日も暮て寄手も籠へ引、しかれ共城の中に此分ならは叶はしと思ひ同十日の夜半に城あけにけり、播磨勢は悦て則伊丹の城へ取懸り遂に京に切上り云々。

灘（灘目）

鳴尾の武庫川口より神戸の湊川口までの廣灣を土佐灘と稱す蓋鷹尾灘の謂なり。中に就きて魚崎以東を中灘と呼ひ、魚崎以西を大灘と呼ふ、此灘上の海驛江村總稱して灘目郷と曰ふ灘邊の訛なるへし。

蘆の屋の灘のしほやきいとまなみつげの小櫛もさゝず來にけり（新古今集）　在原　業平

なだの海きよき渚のはま千鳥ふみおく跡を浪やけつらん（伊勢集）　枇杷右大臣

つなて引く灘の小舟や入ぬらん難波のたつのうらわたりする（續後撰集）

灘郷の豪家大抵造酒を業とし諸國に運送す、謂はゆる灘酒是なり、斯醸造家の盛大は年暦久しからず、伊丹の後に起る者の如し。然れとも延喜式新羅來朝の外客には生田に造れる住吉の神酒を敏賣崎にして給與する事見ゆ、生田敏賣共に後の灘邊郷に屬す、亦由來する所ありと謂ふべし、近年に至り灘酒の聲價斛量頓に加り海内を壓して酒中の王と爲れり。

棹歌　菊地　海莊

月落潮來亦右欄、潮頭初月收弓彎、孤舟悲盡鮫人涙、空洋風濤擬行選、漁笛悠揚渡幾灣、佛母峰邊烟[illegible]浮、一篙新月好攜眉、

山路

中世山路莊あり今亡ふ、深江青木等は本莊村と改稱す、沿海の地なり。田中岡本等は本山村と改稱

す、山麓に在り。

播磨守に侍りける時、三月はかり舟より上り侍りけるに、津の國に山路と云所に參議爲道朝臣しは湯あみて侍ると聞てつかはしける、

長ゐすなみやこの花も咲ぬらん我も何故いそく船手ぞ　　平　忠盛

〔詞花集〕

山路城址は本山村大字田中に在り、觀應年中赤松範顯の據れる所也。〔攝津志太平記〕

岡本（ヲカモト）　今本山村と改む、古墳多し。岡本の北なる大字北畑の嶺根に延喜式菟原郡保久良神社あり、古は牛頭天王と爲す。〔攝津志〕岡本は魚崎町の北十八町にして扁保曾塚あり、往時は其畔に尙二十餘の土饅頭ありて。里諺に

岡本の愛佐婆にたてる扁保曾塚ぬの織る人は岡本に在り

と唱ふ其解を知らずと。今村寺の背に方四尺高二尺許の土饅頭を遺し、又發掘せられたる塚穴二所を存するの外幾多の古塚は皆破壞して其跡を留めず。近年同所字マンパイのオリツカに石棺露出す、中より土器（皿狀）一石輪一曲玉類百五十許を獲たりとぞ。

魚崎（ウヲサキ）　住吉川の口にして其東畔に在り、或は五百崎に作る、今魚崎村と稱す、造酒家の邑あり。○釀造事蹟云、魚崎山邑氏の監製する所銘酒正宗は享保年中之を創め淳良の佳名あり、文化中に及ひ正宗の銘は早く己に海內諸州に知らると云ふ、當時酒場を菟原郡魚崎村及ひ武庫郡西の宮町の兩所に設置したりしが、釀酒の良否は大に料水の適否に起因するものなりとのことを案出し、天保十一年始めて西の宮町酒造場の料水に供する井水を魚崎村酒造場の料水に供用し、以て試造せしに、果して品位同等の淸酒を釀造することを得たり、爾來年々西の宮町より多量の井水を海路魚崎町に運搬し、以て釀造の料水に供し、猶且釀造法を改良すること數次、以て今日見る所の芳烈佳良の良酒を得たりとぞ。

（雀松原）

參考本據實記云、千代に替らぬ緑は、雀の松原みかげの松、雲井にさらす布引は、我朝第二の瀧とかや、求塚と云へるは徒に命を失ひし二人の夫の墓とかや、いなの湊の隅に霧立てむる住吉の松。○雀松原（スヽメノマツハラ）は魚崎より深江迄の濱松原をさすとぞとし。

佐才郷（サイ）　和名抄、菟原郡佐才郷○皇典講演云、佐才當に讀て左左伊と云ふへし、鷦鷯の假借なり雀にも作る、古は雀部氏あり其居る所ならん、今魚崎の雀松原と云ふは鷦鷯松原の遺名にや。

住吉郷（スミヨシ）　和名抄、菟原郡住吉郷。○住吉村存す。魚崎御影の北にして汀線を去る十町許、鐵道東線の南傍に茨住吉神社あり、神功皇后の御宇に表筒男中筒男底筒男の三海神現出し其神誨に依て始て此に奉祭す、乃地名に取りて住吉神と稱す、後諸所に此神を祭る者皆住吉と云ふ。○日本書紀云、神功皇后向京、二王拒之、二王狩于菟餓野、赤猪咋殺麛坂王、忍熊王同是事大怪也、於是不可得敵、則引軍更返屯于住吉。この條を按ずるに菟餓野（トガノ）は今の湊村摩耶若くは都賀野村の邊なり。

茨住吉神社（ウバラスミノエ）　本社は延喜式に載せず、何の誤にや。神社啓蒙云「茨住吉在茨原郡」と、古事記傳云、日本書紀、三神誨之曰、吾和魂、宜居大津渟中倉（ヌナクラ）之長峽、便因看往來船、於是隨神教、以鎭坐焉、則平得度海とある渟中倉の長峽は菟原郡住吉郷なり、今も本住吉とて祠もあるなり此地古名ヌナクラ里と云ひしとぞ、武庫山の支別の南の方へ長く引延たる尾崎にて誠に長峽と云へき地なり。○按するに務古を住吉の本據と爲すは當然の論なるへし、彼大津と云ふも務古水門の事ならん、書紀前段の後に「直指難波、于時皇后之船、廻於海中、以不得進、更還務古水門而卜之」ともあり、然れとも仁德帝に至り難波に墨江の江を定め大神をも彼地に遷し奉りぬれは、後世の人等或は務古を遺却し、[illegible]住吉に限れるをも知らず、神功皇后の昔に宮居したる[illegible]、今[illegible]住吉の御影を[illegible]見するに山坂に在り、其南にして[illegible]に在す、本居氏の說誤れりと云ふへし。[illegible]なる今[illegible]の阿部野より南に引きたる[illegible]の間にして、住吉大社は正に其尾に在り。

郡家（グウケ）　住吉村の西に接し[illegible]村あり、今御[illegible]村の大字となる、中世本郡々衙の地なり。

覺美郷（カカミ）　和名抄、菟原郡覺美郷○今詳ならず、御[illegible]山御影[illegible]なと、[illegible]と云ふことは相[illegible]所[illegible]るか如し、御影町なとにやとおもはる。

御影（ミカゲ）　今御影町と曰ふ、戸數一千、赤[illegible]の大[illegible]なり。住吉の西十五町、直に海に瀕す、御[illegible]と稱す。

世にあらは又歸りこむ津の國の御影の松よ面かはりすな〔續古今集〕　　基俊

御影の名は本地石材の産出盛大なるか爲めに世に花崗岩の一名と爲す。住吉社記に社背の嶺を御影山と曰ひ、住吉神の垂跡處とす、是御影の原名は神祠の靈陽を爲す者の稱にして、猶御笠山のごとし、今御影の名廣く武庫郡石材伐出の峰嶺に及ほし古意を失ふ。○御影濱は正平六年足利尊氏高師直が官軍石堂賴房に破られし處也、太平記に見ゆ。

八幡林（ハチマンバヤシ）　今六甲（ロクカフ）村と改む住吉村の西都賀川の東にして六甲山の麓なり、摩耶山は大字篠原の西南十八町。名所圖會云、慶龍寺篠原に在り、忉利天上寺の子院なり、僧慶日の創む所とぞ、慶日は元亨釋書に見ゆ。○太平記云、元弘三年閏二月五日、六波羅勢は赤松則村追討として六都を立ち、同十一日卯の剋に摩耶の城の南の麓求塚八幡林よりぞ寄せたりけるか忽ち引退る、赤松入道

先んするにはしかずとて、三千餘騎を率し、摩耶の城を出て、久々知酒部に陣を取。

摩耶山（マヤサン）

六甲山の西南に特立せる一峰なり、抽海七百米突、峰陰を灘谷と曰ふ、布引瀧の源なり。峰陽に三路あり、一は上野（都賀野村大字）一は布引より、一は葺原よりす、海を去る直徑一里、峰勢峭峻にして峨々嵯々たるを以て最眺望に佳なり。峰頭に忉利天上寺あり、文人摩耶を修して佛母と爲す。○摩耶山は正慶二年赤松圓心入道則村の據守して城と爲せる所也。

忉利天上寺（タウリテンジヤウ）

今都賀野村大字上野に屬し、摩耶山の峰頂に在り、佛母山と號す。觀音堂夫人堂あり、寺説に梁武帝女人の難產を憐み、佛母摩耶夫人の影像を造り功德を修す、僧空海入唐の時之を傳へ歸朝して佛母堂を建つと。此寺今眞言宗を奉し、佛殿僧房清潔にして、山中の風光殊に壯麗の情あり、神戶の人毎年夏に至れは避暑の計を此に取る、舊名天城寺（テンジヤウ）とぞ。三才圖會云、摩耶山忉利天上寺、一名佛母山、天武天皇時天竺法道仙人來朝建立、法道初在天竺、將赴日本、先到中華、謁西明寺道宣律師、々以十一面觀音與之、曰釋迦四十二歲時鑄之、登忉利天、過摩耶夫人授之、至佛滅後夫人降于下界、附與此像於阿那律尊者、其後來于西明寺云々、法道携之、新作一尺六寸木像、納歸佛於胸中、以爲本尊。○摩耶山の下に舟寺（フナデラ）の舊蹟あり。攝津志云、舟寺河原村八幡祠傍、一名神宮寺、見文明年中舊記。

舟寺に僧の居て經よむ所を

ふね寺にのりうかぶなり夜もすがら聲を帆にあげてよみすましつゝ（散木奇歌集）

（舟寺址）

天城鄉（アマキ）

和名抄、菟原郡天城郷。○今都賀野村の北部を云ふ、攝津志曰、「天城郷廢、上野村舊名天城野、屬都賀莊」と。上野に天上寺あり郷名より出てて忉利天に故事附したる者と。

津守鄉（ツモリ）

和名抄、菟原郡津守郷。○同名西成郡にも之あり參考すへし、古事記傳云、高津宮（仁德）の御世に難波に大宮敷座るに就て住吉大神の御心京師近く座さく欲て、菟原より今の處に移奉る、住吉の津の事は書紀にも見え、和名抄菟原郡津守郷あるは其津を守りし人の居住なるべし。○此郷今都賀濱村なるべし、謂ゆる敏馬浦なり。都賀野村の南部も本郷の中なりけん。

敏馬（ミヌメ）

今都賀濱村都賀野村にあたる、敏馬は古書美奴賣三犬女及見宿女に作る。延喜式八部郡汶賣神社ありて、中世郡界推移したるに似たり。

汶賣神社（ミメメ）

攝津志云、今菟原郡岩屋（イハヤ）に在り、萬葉集仙覺註風土記に見ゆ。神祇志料云、美奴賣神を祀る、蓋素盞鳴尊なり、神功皇后征韓の時神誨あり故此神を此浦に祭る、後世新羅の使來る毎に敏馬崎にして住吉の神酒を飲ましむるは蓋又此故也。○攝津風土記云、美奴賣松原、今稱美奴賣者神名、其神本居、能勢郡美奴賣山者、息長足比賣天皇、幸于筑紫國時、集諸神祇、於川邊郡內神前松原以求福、于時此神亦同來集曰、吾亦護治、仍諭之曰、吾所住之山、有須義乃木、各宜材採、爲吾造船、則乘此船、而可行幸、當有幸福、天皇乃隨神教、還命作船、神船遂征新羅、（一云、于時此船大鳴響如牛吼、自然從對馬海、還到此處、不得乘、仍卜占乃留置、）還來之時、祠祭此神於斯浦、并留船以獻、亦名此地曰美奴賣。

珠藻かる敏馬をすぎて夏くさの野島の崎に舟ちかつきぬ、（萬葉集）　柿本人丸

敏馬浦は今都賀濱以西小野濱に至るの海邊はりと云ふ、汶賣祠は其中央岩屋（イハヤ）（今都賀野村大字）に在り、汀線を去る百間許の高崖に居る、謂ゆる敏馬崎は此なるべし。

過敏馬浦時山部宿禰赤人作歌

御食向ふ淡路の島にたゝ向ふ三犬女の浦の奥べには云々、（萬葉集）

（岩屋）

又田邊福麿作歌

八千桙の神の御世より百船の泊る津（ツ）と八島國もゝふな人の定めてし三犬女の浦は云々（同上）眞十鏡見宿女の浦はもゝふねのすきていくへき濱ならなくに、（同上）

海路の心をよめる

もとめ塚お前にかゝる柴舟のきたけになりぬあるかたもなみ、（散木集）

此浦古代には一大泊舟處なる事風土記萬葉集に徵して之を知る、蓋武庫水門の別稱なり、中世以降衰へ敏馬の名亦亡ぶ。萬葉集珠藻苅敏馬を一所には珠藻苅處女に作る。

（三犬女浦）

都賀野（トガノ）

六甲村の西を今都賀（トガノ）野村及西灘（ニシナダ）、其東南を都賀濱村と呼ふ、是れ都賀川（摩耶山の東より發す）に因みて命名したる者にして蓋古の菟（ツ）餓（ガ）野の遺稱。日本書紀に「神功皇后向京、麛坂王忍熊王拒之、二王出于菟餓野、而祈狩之、赤猪咋麛坂王而殺焉、忍熊引軍、更退屯于住吉」と曰ふ者は此地なるへし。然れとも菟餓野は西成郡北野邊（天滿の邊）及八部郡夢野（今湊村）にも其名あり、同名異所なり、混亂するなきを要す。建武二年三浦文書（荘園考引）の都賀莊と云も此歟。○高林神社は延喜式、菟原郡高林神社、三代實錄、貞觀十八年高林神授位、攝津志云、在于原田村。○原田は今都賀野村に屬し、汶賣神社の北六町許に在り。河内國魂神社は延喜式、菟原郡河内國魂神社、神祇志料云、今五毛村御影森に在り、蓋凡河内國造の祖天津彦根命の子天御影命を祭る。（參古事記姓氏録日本紀攝津志等）○五毛（ゴマ）は或は胡麻生（コマフ）に作り、今西灘村に屬す、摩耶山の麓に在り。

求女塚（モトメツカ）

萬葉集に菟原處女墓とある者是なり。大和物語にはモトメ塚と記し、太平記には、延元元年兵庫合戰の時新田義貞敵の追撃にあひ求女塚に上り之を拒く、賊兵競ひかゝり太た危急なりければ小山田高家その

少代りとなり娠死する由見ゆ。〇處女墓三所今周廻八十餘歩、一は住吉村字御田御〻町(東)一は東〻明(トウミヤウ)今御〻町に屬す其西に在り)一は味泥(トロ)(今西灘村に屬す汶賣神社の東六町)に在り、相距る各十餘町、今御田東明の二墓は現存し、近年味泥のは削られて民宅と爲る、俗說御田墓を茅渟の信太男墓、東明墓を處女墓、味泥墓を兎原男墓と爲す、皆前方後圓の大馬の封なり。

過葦屋處女(アシヤノチトメツカ)墓作歌

古の益荒をとこの、あひ競ひ妻問しけむ、葦屋の菟名日處女の、奥城(オクツキ)を吾立ち見れは、永き世の語りにしつゝ、後人の偲にせむと、玉桙の道の邊近く、磐構へ作れる塚を、天雲の退きへの限り、此道を行人毎に、行きよりていたち嘆けかひ、惡人(ワヒヒト)はねにも哭つゝ、語りつきしのひ來にし、處女等か奥城所、吾さへに見れは悲しも、古へ思へぱ、

古の小竹田(シメダ)男のつまどひし菟會(ウナヒ)處女の奥つきそこれ、

見菟原(ウナヒ)處女歌

葦の屋の菟名負處女を、(中略)智奴をとこ宇奈比をとこのふせやたき、すゝし競ひて、相よばひなしける時に、(中略)しつ手纏賤き吾故、大夫の荒そふ見れは、生けりともあふへくあれや、宍串呂(シヽクシロヨミ)黄泉に待むと、打歎き妹かいぬれは、血沼壯士、其夜夢に見、取りつゝき追ひゆきけれは、をくれたる菟原壯士も、ところつらとめゆきけれは、親族(ウカラ)ともいより集ひて、永き代に標にせむと、近き世に語つかむと、處女墓中に造り置き、壯士墓此方彼方に造置ける、故緣きゝて知らねども、新喪のごとも、ね哭つるかも。

知奴小竹田は今泉州の地名なり、又此一話と同事と想はるゝ者生田(イクタ)川にも之を傳ふ。

布敷(ヌノシキ)郷(ヌノヒキ)

和名抄、菟原郡布敷郷。〇此は後世訛りて布引と爲る者歟、又敷字をヒキとも訓むべき歟、布引瀧あり、其今神戸市の東部葺合小野濱等の地なり

姓氏錄云、攝津國皇別、布敷首、玉手同祖、葛木曾津彦命之後也。

布引瀧(ヌノヒキノタキ)

今神戸市に屬す、生田川の上流にして大字葺合(フキアヒ)に在り、雌雄の二瀑を懸き大激し之を望めは白布を敷くか如し。此瀧大道の傍海上を去る尋遠からず、古來其名あり、近年神戸市水道の源地を此に造り、大に飛泉の風致を破損すと雖尚奇景たるを失はず。水源は摩耶山の北澗に出て、此に至り凡六十町、末は生田川と爲り海に入る凡十五町。〇布引瀧の上方を瀧谷(タキタニ)と曰ふ、一條の幽澗亦探遊に可なり。砂山(イサゴヤマ)は雌瀧の左傍に在る瓢狀の丘なり、瀧山と稱す。砂の名は伊勢物語に「いざ此の山の上に在りと云ふ布引の瀧」云々とあるにより設けたる者と曰ふ。今按するに生田神社は舊砂子(イサゴ)山に鎭座せりと攝津志に見ゆ、延喜式、玄蕃寮新羅入朝の條に「攝津國生田神社の神稻を以て酒を造る、難波館に就て之を蕃客に給す」と爲す、伊佐具神(延喜式河邊郡にも同神あり)往時生田の砂子山に在りしを以て伊佐具の別稱ありし歟、砂子伊佐具相近し。近年神戸の市人山上に伊勢遙拜所を建てゝ花園社と號す、其意は再興に非すと雖其跡は相同し。

(山子砂)

伊勢物語云、昔男津の國むはらの郡あしやの里に知るよしゝて行て住けり、其家の前の海の邊にあそひありきていさこの山の上にありと云ふ布引の瀧見に登らんと云ひて、のほりて見るに其瀧物よりことなり、長さ廿丈ひろさ五丈はかりなる石のおもてに、白絹に岩をつゝめらんやうになん有ける。〇此瀧は平治物語に平相國清盛一覽の時霹靂に會ひたる怪談を錄し、九州軍記には太閤秀吉海上を船にて漕きゆき遙に望みて、雲より落る瀑有、あれこそ生田川の源にて布引の瀧ぞなどしるされたり。

あしの屋のいさこの山のみなかみを登りて見れは布引の瀧　(夫木集)　衣笠内大臣

海邑早歸[illegible]　藻田 [illegible]

松谷[illegible]上有[illegible]、海面[illegible]、行人猶上[illegible]横、

筒井(ツツヰ)

名所大鑑に葺合の東南生田川の東に筒井の村名を標す、今亡ふ　仁治元年西海道紀行云、「[illegible]ヲ立チ筒井ニ至ル、路間五里小屋[illegible]原ヲスク、筒井ヲ立チ石屋[illegible]ヲ渡テ石屋ニ宿ル、路間六里餘人マタルミヲスグ」此の行程の記載は誤謬あるに似たり、地理に合せず、唯其筒井と云は生田邊の筒井なるへく、石屋渡と云は淡州岩屋へ渡る明石瀬戸なるべし。

小野(ヲノ)

生田(イクタ)の小野の謂なり、布引の南なる平原にして生田の末社二宮(ニノミヤ)あり、二宮の南方沿海の地を小野濱と曰ふ。

間はねとも誰か爲さてか津の國の生田の小野に若菜つむらん、(夫木集)　經季

小野濱(ヲノハマ)

舊生田川の末にして、堆沙あり自ら嘴を成して南に向ひ湊川の川尻と相望みて神戸港の左翼を爲す。明治四年生田川を布引瀧より疏通して、舊口の東北十町許字脇濱に導き、之を新生田川と名つけ、小野濱を開く。明治七年加納某此に船溜を造りしが、十七年に至り海軍省船渠を收めて更に造船所を建て諸種の工事を加ふ、西は外國人居留地に接し神戸港の一眼目なり。〇舊生田川口を今小野崎又神戸崎と稱す。

八部(ヤタベ)郡

明治二十九年廢止、武庫郡へ合併す。本郡は攝津國西極の地にして、生田より須磨に至る長三里に過ぎず、而も江山の形勝を占め明石瀬戸の隘口に當る。〇八部郡、和名抄同、後多倍、五郷に分つ、拾芥抄八田部郡に作る。延喜式に汶賣神社を八部に屬せしめたるは誤なるべし、生田の東一里に及べば也、其間に布敷郷ありて菟原郡に屬せり。

古事記、高津宮(仁德)段云、天皇戀八田若郎女、賜遣御歌、八田若郎女答歌、故八田若郎女之御名代、定八田部。書紀云、高津宮御宇天皇、立矢田郞女爲后、而不生皇子、詔侍臣大別連公、爲皇子代后號爲氏、使爲氏造、改賜矢田部連公姓。○姓氏錄云、攝津國皇別韓矢田部造、豐城入彥命之後、三世孫彌母里別命孫現古君、息長足比賣(神功)筑紫橿日宮御宇之時、海中有物、現古君遣見復奏之日、遣韓蘇使主牽來、因茲賜韓矢田部造姓。○此地は初め雄伴郡と曰ひ、淳和天皇の御諱大伴を避けて八部郡と爲せる者に似たり、雄伴郡の條參考すへし。而て八部は即八田部なれば八田皇后御名代、若くは韓矢田部氏の由緒地なるへし。

雄伴郡

攝津風土記逸文、及法隆寺資財帳(天平十八年勘錄)に此名あり、而て延喜式和名抄に見ゆるなし。風土記「雄伴郡夢野」資財帳「雄伴郡宇治鄕伊米野一」とあるを考れば八部の前名なる事明白なり、凡官家に於て當時郡鄕名を改むるは至尊の御諱を避くる事其一例なり、淳和天皇御諱大伴なれは其比の改名なるへし。○西成郡難波の御津も和名抄雄伴鄕の地にして萬葉集大伴御津と訓せる埠頭なり、此は務古の水門にして又雄伴郡の名を負ふ、其謂なきにあらさるべし。住吉大社解狀には「菟原郡、元名雄伴國」と載す、菟原雄伴武庫は三名一國と見て可なり。

歌垣山

風土記云、雄伴郡波比具利岡、西有歌垣山、昔者男女集登此上、常爲歌垣、因以爲名。(波比具利岡歌垣山共に詳ならす、夢野と同く宇治鄕にやあらん。)

神戸

小野濱より西南、和田岬に至る大都市なり。湊川を挾み神戸兵庫の二區を成し、橫十町乃至二十町長六十町、西北は蜂巒環立東南に向ひて港灣を開く。其兵庫和田岬は即古の務古水門にして、神戸は生田宇治鄕也。德川幕府の末造に當り兵庫を開放して外國互市場と爲すの議あり、慶應三年遂に神戸を相して租界を置き交易を與む、此より兵庫神戸繁昌急に加はり、明治三十年如今戸數四萬五千人口二十萬に上る、即二邑の外荒田葺合林田等を併せ市制を布かる。

神戸港

日本水路志云、神戸は條約港の一にして大坂の西方十二海里にあり、港の區域は和田岬燈場より北東に向ひ舊生田川(小野崎)より正南に向ひ直線を引き其內線を以て以內とす。此港は中央の川埼に由て二部に分る、神戸泊所は南西の障屏甚微なれども能く偏西風を保障す、兵庫泊所は湊川口と和田岬の間に位し水深概して四尋底質硬泥錨抓き甚可なり、神戸は南西風を避くること兵庫に及ばさるも偏東風に暴露する事は兵庫より少なり。○開港規則云、神戸の港界は生田川の舊口より南方に向ひ引きたる一線と和田岬より北東に向ひ引きたる他の一線との二線間を經界と爲したる面積內に含まる。

神戸　岡本黃石

萬里潮光入畫家、近來開港日紛奢、通漕已可壓瓊浦、繁富亦將同浪華、賈館分區連海涯、妓樓作郭倚山涯、鎮將楠氏英靈在、此地過看氣色加、

生田鄉(活田)

和名抄、八部郡生田鄕、訓以久多。○今神戸市の東部三宮以東の地を云ふ。日本書紀に活田長峽國と曰ひ、生田神社本鄕の中央に現存す。天武天皇九年「攝津國言、正川活田村桃李實也」と亦此地とす。姓氏錄云、攝津神別生田首、天兒屋根命九世孫雷大臣命之後也。

稻葉ふくかぜもことにか身に寒き生田の里の秋の夕ぐれ、(夫木集)　後成

波白む沖のはやてやつよからん生田の礒によするとも舟、(同上)　爲家

生田川

水源摩耶山の陰を出て、布引の瀧と爲り初めて海濱に就く、舊は布引より南流して神戸租界(外國居留地)の東に至り菟原八部の郡界なりしが近年更に其以東脇濱に疏導す。○大和物語に「昔處女あり、競ふ男二人ありけるを、身になけきて生田川に投し死せるよし」を錄す、蓋處女塚の異傳なり、其處女のよみける詞に「住佗ぬ我身投てん津の國の生田の川は名のみなりけり」云々。

幾たびの生田の川にたちかへる波に我身をうちぬらすらん、(後撰集)

生田神社

今三宮町の北、山手通の東に在り、官幣中社に列す、稚日女尊を祭る、此神々功皇后征韓の時靈驗あり、皇后凱旋の際務古水門に泊し神誨に依り此に祭る、新抄格勑符、大同元年攝津國十四戶神封に寄せ奉り。三代實錄、貞觀十年禱告あり從一位を授け。延喜式、八部郡名神大社に列す。名所圖會云、生田大明神は三之宮村に在り近隣廿四村の生土神なり、古は生田川の水上布引の砂子山に鎭座し、地名を生田長狹國と稱す、(今按するに長狹は中間の義なるべし)裔神八前域外に在り、一宮は北野(今山本通の東)二宮は生田川東三宮は神戸(今三宮町)四宮は花熊五宮は平野六宮は坂本(今湊川神社の北)七宮は兵庫北濱町にあり。○日本書紀「神功皇后凱旋、舶于武庫水門、稚日女尊誨之曰、吾欲居活田長峽國、因以海上五十狹茅祭」○本居宣長云、神功皇后御問の條に彼の廣田の神天疎向津媛命(天照大神に同し)の次に「亦問之、除是神有神乎、答曰幡荻穗出吾也於尾田吾田節之淡郡所居之有」とある所居之の下に神の名脫たり、前後を合せて見れは稚日女尊なるへし。○活田長狹一に活田長峽に作る、然れとも廣田生田長田は三處相連り同く神功皇后奉祀の神なり、而て生田

は他二社の中間に在りて之を長狹と稱す、蓋し中間の意なり。又神祇志料云、書事本紀に稚日女尊をば天照大神の御妹と爲す、他に所考なし、然れとも日本書紀には稚日女尊、坐于齋服殿、而織神之御服也、素盞嗚尊見之、則逆剝斑駒、投入之殿內、稚日女尊乃驚、而墮機、以所持梭、傷體而神退矣とありて、本書の例尊字を用ひしは至貴の神等に限りたれは此神も甚貴くおはす也。今按ずるに此神は神功皇后に詔敎の威靈にして本居氏の說最參考すへし、其尾張吾田節之淡郡を舊解にアタフシと訓むは誤れり、アゴノタフシなれば志摩國答志郡粟島乎多坐神（神名式）即是なり、吾(アゴ)は英虞に同しく答志の別名と知るべし、猶志摩伊雜(イサハノミヤ)宮參考すへし。

（生田森）

嚴島御幸記、治承四年三月廿日、とりの山坂にて晝の御食參りてやかて出させ給ふ、生田の森なと打過て申のくたりに福原に寄せ給ふ云々。此地は福原遷都の時東の大手門たり、源平盛衰記に當年合戰の事を詳にす。又延元元年の兵庫合戰、其二月十日には楠木正成賊を追擊して生田宮濱に至り軍を還し、五月廿五日の一戰には四國の船手細川の兵は紺部濱より上陸し生田森に向ひ新田義貞を擊破す。梅松論云、足利高氏公は兵庫の島にうつされ、當所の榊を點して諸國の御方に志を同して同時に都に責入べしとありけるに、周防の守護大內豐前守長門の守護厚東入道兩人兵船五百艘當津に參じたりければ、此荒手に都へ責登るべしとて、建武三年二月十日、兵庫を御立有ける所に、宮方にも楠大夫判官正成和泉河內兩國の守護として攝津國宮濱に馳合て、追ひつ返しつ終日戰つて兩陣相支ふる處に、夜に入て如何おもひけむ正成沒落す、翌日十一日、細川の人々大將相支ふ、即筑紫へ下向ある云々。○生田明神の南、三宮の西傍の邊に古墳あり双塚なれは土俗河原太郎兄弟の墓と曰ふ由或書に見ゆ、又一新聞紙に、頃年昔生田村の畑間に行路を造るに方り石棺を發きたり、六枚の盤石より成り中に刀劍矢鏃等を獲たりと。

平家物語云、壽永三年二月五日の暮方に、源氏昆陽野を立て漸く生田の森へ攻め近つく、雀(スヾメ)の松原、御影の松を見渡せは、源氏手に〳〵陣を取て遠火を燒き、更行くまゝに眺むれは山の端出る月の如し。明くれは六日、大手生田の森をは源氏五萬餘騎にて寄せたりけるが、其勢の中より馬には乘らで弃下をはき弓杖をつきて、二人のもの森の逆木を上り越え、武藏の國の住人河原太郎私の高直同き次郎盛直生田の森の先陣そやと名乘りて城の中へぞ入りたりける。城の內には之を見て今は此者葉しにくし討てやと云程こそありけめ、備中の國の住人眞名邊五郎射る矢に兄弟二人は皆させて同し枕に伏にける。東國の强者なる原三之を聞き是は不覺にてこそ討たせたれ寄せやとて五百餘騎逆木を取除け、父の平三景時平次景高兄の源太同三郎つゝきて攻入たり。新中納言知盛の卿は生田の大將軍にておはしけるが、後顧み黑煙おしかゝりければあはや西の手は破れにけると、取物もとり敢す我先にと落行きたり。

三宮(サンノミヤ)

生田社の南を三宮町と稱す、今神戸鐵道車驛にして居留地界の北に接す、此地に生田の第三の裔神ありければ是名あり。

神戸(カウベ)鄉

和名抄、八部郡神戸鄉。○生田鄉の西、宇治鄉の東なれは大略今の元町(モトマチ)南北の地にして西は再度(フタタビ)嶺に至る者歟。郡鄉考云、かうべは土人の說に往昔神功皇后三韓より歸陣せさせ給ひて、かしこにて討取給へる所の首を此所を埋め給へるより頭村と名つけられしと曰へり、此所を黑谷上人傳には押部（甲部誤）と書し、太平記に紺部と書く、生田の近境なれは當初其社の神戸なるべし。○按するに本鄉は生田の神戸なること論するまでもなし、延喜式には生田の神部をして造酒せしむる事を載せたり、[illegible]にして由緒太だ正し、曰凡新羅客入朝者、給神酒、送二百束生田社、今神部造、於敏賣崎給之。

神戸は慶應中年まで一箇村民家五百許、今は二ツ茶屋(フタツチヤヤ)走水(ハシウト)村と相接比し一邑を成し、之を合へて一千戶に滿たず、今の元町通を其大路とし、西家船戶ありて漁舟の狀を備ふと雖、兵庫津と湊川の廣れを隔てゝ相對し、國栖[illegible]の人家散在して烟火蕭條たり、今往事を摘採して其大略を述へん。兵庫記云、神戸村は宇治野川の東につゞき往還の村なり、太平記に紺部濱とあり西の口を走水(ハシウト)次を二茶屋東を神戸と申て三所相つゞく、此所には諸國の廻船ふなもち多し、昔神功皇后三韓退治の時歸陣ありて是に至り異國の首を實見ありし故頭村と申すと云傳ふ、開港史云慶應の當時まで神戸三村は兵庫と同く[illegible]府直轄の地にして、街道の南、海に近く濱は十數棟あり廻船問屋數戶あり、而も大半は小農民にして精米商之に雜はる、生田川の傍に八町馬場あり、社頭より直に水濱に達す、沙上に鳥居あり生田磯と云ひ（今租界の地也）俚謠に「馬場ぢやくと云はんすけれど此んな馬場でも花がさく」と傳ふ、神戸の北に花隈、宇治野の二村あり、西宇治川を越ゆれは菅原(スガハラ)今の生田、坂本、北畑平野の三村あり、文久三年幕府大に海軍を興すの議あり、海軍奉行勝麟太郎（義邦後安房）建策五月遂に大坂船手方を廢止し神戸に海軍局を創め操練所を建て、兵勇を敎育す、勝其長官たり連に小野濱川崎和田崎に砲臺を築き西宮今津に及び大坂堺浦と相犄角し海防の備を立つ、又神戸村民私造の舟入場を收め船渠(ドック)場と爲すの計畫を爲す、十月將軍家茂巡海の事あり勝其事を紀して碑を局內に建つ、

文久三年三月大君爲大將巡覽攝播海濱至于神戸相其地形命臣義邦使作海軍營之基可謂當時之偉圖也頗大君臨床指畫之爲恐久而湮沒謹勒于石以貽永世云々

其十一月故あり勝の職を免し海軍局尋て廢す、局は三宮町に在り、操練場は宮濱の舟燎場の東なりしと云ふ。慶應三年兵庫開港の勅許初めて布告せられ、その宮濱を以て外人居留の租界と爲す、面積凡二十六町なり、(舟燎場は安政三年二茶屋の舟手網屋吉兵衛の修造なり、當時攝海に船底掘燎の設備ある處なく、多度津に之あるも不便多し、網屋之を憂ひ百方苦慮、遂に之を成就したり、然れとも其工費銀七十貫に上り網屋破産しければ、村民協力負債を代辨して之を完功す、後數年にして海軍局立ち互市場となり税關を此に建て、舟燎場を利用して舟溜と爲す。)神戸の當初地は宇治川尻の東、走水の濱にて、築堤して小港を造り以て出入に便したり、其廻漕は菱垣船樽船と稱する船式なり、當時の貨物は米穀油肥料を主とし問屋は大坂兵庫の商人なれとも、其船隻は神戸に繫留する者最多く、隱然たる無名の海港なりき、其菱垣船は松前函館の遠北まで航走し堅牢を以て稱せられ、樽船は專ら灘酒の運送に供せり。○神戸開港(兵庫開港)は會て幕府瓦解王政維新の際に方る、慶應三年十二月海内物情騷然、翌年(明治元年)正月鳥羽伏見の變あり、兵庫奉行官を棄て、脫走す、港市に政治を視る者なし、英米諸國の軍艦海上に在り警戒す。其十一日備前藩の小隊三宮町を過き外人を傷く、軍艦之を聞き兵を上陸せしめ港市を守る、已にして官軍東伐し參與東久世通禧旨を奉し神戸に臨み兵庫に外國交際の事を來朝諸公使に告けしめらる、佛英伊普蘭米の六國使臣運上所(宮濱に在り)に會し大命を聽き上陸の兵を纏め去る。尋て新政府は兵庫鎭臺を置き二月改めて裁判所と爲し專ら外務を處理せしむ、五月海内鎭定る即裁判所を罷め兵庫縣を置く、廳舍は坂本村に在りき。此より後港市の繁榮年々に加はり街巷を造り内國の閑地を開く、遂に西は兵庫に接し民口猶溢れて近郊數村を[illegible]以て今日の盛大を看る其發達の急遽なる海内に比なしと云ふ。詞人は神戸の地形を相し、呼びて神山と曰ふ。

兵庫縣廳（ヒヤウゴ）

今神戸北長狹通に在り、攝州三郡播磨國淡路國但馬國(各一國)丹波二郡を管治す

花隈（ハナクマ）

今神戸北長狹通、縣廳西三町許、舊花熊村と稱し自ら一邑を成せり。永祿十一年織田信長の兵攝州に入り細川三好の諸黨與を破る。荒木村重功を以て本州を賜はる、村重花隈に築き山陽道を制す。天正六年村重叛き、毛利氏に通し、大坂本願寺を援け伊丹城に據る、門徒雜賀根來の士兵海路花隈に來援す、翌年伊丹食竭き、村重西走毛利氏に倚らんと欲して果さす花隈に入る、伊丹陷る。八年十月花隈又食竭き池田輝政の攻陷する所と爲る、村重は其所終を知らず。本願寺古文書、信長證文に「花[illegible]退城之儀可渡事」と見ゆ、是は天正八年春本願寺石山城退去を約する時なれは、當時花隈は本願寺と共に門徒の據守したるを推知すべし。

諏訪山（スハヤマ）

神戸山本通に在る一丘なり。再度山の山口にして諏訪明神あり老樹森々たり、地甚高からすと雖神戸の正北に居り眺望遠大なり。山中に炭酸泉あり、熱を加へて澡浴に供す、旅館茶亭の設備り庭園最清佳なり、此冷泉は舊鹽池と稱し明治三年修めて浴場と爲す、後近地を闢き遊園と爲し、布引と并稱して神戸の二遊覽處と曰ふ。(諏訪山の東飛越(舊北野村)瀧口(布引)の二所にも同質の冷泉あり。)

再度山（フタタビサン）

(多多部山)

神戸の北に聳ゆる峻嶺なり、拔海凡四七〇米突諏訪山より坂路羊腸三十町にして絕頂に達す、舊名多多部山なり。山頂の古刹を大龍と名つく、眞言宗を奉し觀音を本尊とす、弘法大師開基、和氣氏の本願なり近世寬文の比和州唐招提寺僧正上人再興す、亦神山の一勝境なり。○大日本史云、正平十七年、和田正武與楠正儀等入攝津、與石堂賴房攻赤松光範、進至湊川、燒兵庫民家、光範據多田部城固守、乃引兵還。

宇治郷（ウヂ）

和名抄、八部郡宇治鄕。○神戸鄕の西八部鄕の北なり。宇治野村宇治野川の名は後世まて存す。宇治野川は再度山より發し平野の東を過き坂本宇治野二村の間を過き走水に至り海に入る辨天濱と稱す、本鄕は今相生町(舊名菱原)多聞町福原町橘町坂本町宇治野町荒田村湊村等の地なるべし。法隆寺資財帳に「宇治鄕夢野」とあり、今湊村大字夢野存す即是なり。湊川本鄕を貫流して海に入る、川尻を湊崎又川崎と稱す。

湊川（ミナトガハ）

、水源二あり、一は再度山鍋蓋山の陰(丹生莊山田村に屬す)より出て、一は小部山鵯越の邊より出て湊村に至り平野夢野の間に相會し、南流會下山の東に隔れ左折して海に向ひ其川尻を川崎と稱す、長二里餘、平時は水涸れ沙磧を見るのみ、河床太た高く堤防を以て之を護す、堤上松樹を栽植し公園と爲す、其神戸市の中央に在るを以て士女散步の地たり。

湊川うはなみはやく且こたて汲までにごるさみたれのころ、(夫木集)　爲相

みなと川うき瀬の床にきこゆなり生田のおくのさを鹿の聲、(同上)　範兼

湊川の原名は稍古の水門に因る、法隆寺資財帳に「雄伴郡宇治鄕、宇奈五丘、東限須奈刀川」と錄す、宇奈五丘は後の會下山なるへし。名所圖會云、此川古は會下山の麓を南へ流れ兵庫の西を繞り大和田濱にして海に入る、平相國築島の時に福原の洪水の難を避けんか爲め兵庫の北へ疏導せらる。○按に湊川往時兵庫の西を流れたりと云事は信なるへし、地勢を看取するも歷々たり、且其時代を推すに壽永の亂前に其流を改めし歟。東鑑「元曆元年、一谷戰敗、越前三位通盛、到湊川邊、爲源三俊綱被誅戮」とあるを盛衰記には「通盛湊川の端を下りに落されしが木村源三成綱と組て討れ玉ふ」と錄し、平家物語

は「三位通盛山の手の大將軍にておはしけるが、其勢皆落失せ敵に押隔てられ給ひぬ心靜に自害せんとて東に向ひて落行き給ふ所に、近江國住人佐々木の木村三郎業綱以下七騎が中に取籠られ討れ給ふ」と見ゆ、而て攝津志は通盛墓佐比江堤の東北に在りと爲すは當時已に今の如く湊川の東流したるを證すへし、佐比江は兵庫の北船入にして湊川堤に接す、名所圖會に佐比江堤の通盛墓今之を失ふとて、西野なる木村源五重章墓邊に其跡を求めたるは誤れるに似たり。

川崎（カハサキ） 又湊崎と曰ふ、湊川の川尻にして一座の堆洲なり。兵庫神戸兩市街の中間に突出し、之を佐比江（兵庫の北船入）走水濱（神戸宇治川尻渡止場）より計れは東南に擴張する事凡十町、湖形三角を成す。西川崎（兵庫出町）に砲臺を置く。東川崎に造船場あり、明治二年金澤藩鐵工廠を此に創め沿革して造船場と爲る。

川崎停車場は東川崎に在り、（相生町の東）今東海道幹線の西端にして神戸市の東端なり山陽鐵道は之に接續し兵庫以西を往來す。神戸大坂間は明治七年に創業運轉し、山陽線は明治廿三年に其端緒を成す。

湊川神社（ミナトガハ） 楠公祠（ナンコウ）と稱す、湊川東北五町許、今開通楠通の間に在り。明治維新の初め特に詔旨を授け建創し、楠公の忠烈を表揚して天下の義氣を獎む、同四年社堂成り尋て別格官幣に列す、殿廡門垣の結構壯麗なり、此地もと坂本村に屬し空野寂々一堆の荒墳を見るのみなりしが、開港以後市肆填塞し方今神戸第一の繁劇巷と爲る。墳上には一碑を留め、猶社域に遺れり、山陽外史の長歌行に「攝山迢迢海水碧、吾來下馬兵庫驛、想見訣兒呼弟來戰此、刀折矢盡臣事畢、北向再拜天日陰、七生人間滅此賊、碧血痕化七百歲、茫々春蕪長大麥、君不見君臣相圖骨肉相吞、九葉十三世何所存、何如忠臣孝子萃一門、萬世之下一片石、留無數英雄之涙痕」と叙せるは此なり。

兵庫名所記云「正成墓は街道の上手坂本村の前畠の中に在り、往年までは目印に梅松の二木ありしが、元祿四年水戸家にお墳を再興あつて碑石を建てたまふ」と。按に墳標は尼崎城主（當時本村の領主）青山氏の植ゑる所にして、從前の[illegible]生員原氏も忠義の墳の湮沒を嘆い建碑の企ありしが果さす、水戸黃門光圀修史の志ありて儒臣をして海内に採訪せしむる所あり、楠墓の荒廢を慨して碑を立つ、龜趺碁石を畳せ高十尺、碑面に自筆「嗚呼忠臣楠氏之墓」と題し、碑陰には明徵士朱之瑜の贊辭を勒す。

余偶泊舟於攝州兵庫津、下船陸行、過湊川北、而見楠公墓、々在平田之中、榛莽蕪穢、無墳隧、無墳封、又無碑碣、[illegible]上唯有松梅二株、悲風蕭々、春艸青々。（貝原益軒楠公墓記）

宿生田　　菅　茶山

千載恩讎兩不存、風雲長爲吊忠魂、客窓一夜聽松籟、月暗楠公墓畔村、

攝州路上　　頼　山陽

酒家粉壁映晴波、官道乾沙涉淤河、風景依然人欲老、楠公墓下十經過、

楠公墓　　森　春濤

笠置山與貉一邱、延元陵古水東流、南朝無限傷心涙、灑向楠公墓畔秋、

延元元年五月廿五日の兵庫役は、海陸二界に跨り古今稀有の大戰なり、梅松論の記事最詳なり。曰將軍の御方は船數大小總て五千餘艘と聞えし、さりながら其夜の御供に出し舟は三千艘に過ざりけり、月の出汐を待て播州室津より五十町東なる杓子浦に御舟かゝる、順風なりければ四國船を本船にて御先に走る、是も淡路の瀬戸須磨明石の浦にぞ泊し夜になりしかは、皆船の舳艫に焼す篝火實に浪を焼かとぞみえし。陸地の勢は一谷を前にあて、[illegible]見渡たりし間、明日五月廿五日[illegible]の合戰の時御[illegible]合[illegible]御[illegible]夜の中に往復度々に及ぶ、廿五日卯刻に細川の人々四國の舟五百餘艘を本船として、なほ追風なれは昨日のごとく帆をあげて敵のむかひたる[illegible]の島をば左にみなしてゆはしりける、敵の陣をふさがん爲なり、同時に數千艘の舟帆を上て淡路の瀬戸五十町をせはしとさしり合て、更に海はみねず漕並べたりしに、辰の終に兵庫島を近く見渡したりければ、敵は湊河の後の山より里まで旗をなびかし楯を並て監たり、是は楠太夫判官正成とぞ聞えし、扨[illegible]海道の須磨口も大將向てさゝへたり、濱の手は和田の御崎の小松原を後にあてゝ、新田方中黑の旗さして一萬餘騎もあるらんと見えしが、和田の御崎の合戰破れて兵庫の端の在家より煙あがりしかば、大道もたまらず山の手も又かくのごとし。さる程に四國の勢兵庫の敵を落さじと生田の森の邊よりあがりける所に、義貞兵庫の戰に打負て三千騎許にて引けるに行合たり、細川の人々從弟兄弟我もくと船よりあがりければ、義貞打負て都をさして落にけり。定禪義貞には目をかけずして、湊川に向ひ楠正成殘て大手の合戰、一所に自害する輩五十餘人、討死三百餘人　湊川の軍破れしかば御所は御下向の時と同く兵庫の魚の御堂にて有し、高尾張守の手の者討取し間、正成が頸持參せられける實檢あり。○足利方細川の人々四國船を以て紺部濱に向ひ、以て官軍の退却路を要したる事は太平記にも見ゆれど、戰爭の狀を記する事緊切ならず、同書又正成は湊川の北なる民舍に入り自害すと爲し、後世且諸說あれど信するに足らず、戰敗れ軍亂るゝの際決然唯一死あるのみ、豈他の閑作業あるへけんや。

坂本（サカモト） 今坂本町と曰ふ、北に圓形の丘あり廣嚴寺（クワウゴンジ）安養寺等其下に列し丘東を宇治野と稱す。廣嚴寺は俗に

當寺と曰ひ禪家に屬し元僧明極の開基とぞ。

廣嚴寺（クワウゲン）

醫王山と稱し本尊藥師如來。此寺楠公墓所の北三四町、俗說多く楠公に附會する所あるも、後儒の言信を採るに足らず、寺中に一碑あり、

楠公墳上一株梅、元祿年間此地栽、精忠猶見當時節、歲々南枝向日開、　此梅元在楠公墳上云々。

史學雜誌云、古寫本太平記に據れは正成自害の段、其大略曰「有馬頭直義の五十萬騎、正成の七百騎に駈ちらされて須磨の上野へ引のく、入替て吉良石塔仁木山上杉の人々六十餘騎にて湊川の東へ打出て跡を切らんとぞ取卷ける。楠兄弟の兵取つて返し三時計りの間に十六度までもみあひける、されは楠の兵皆打れて僅に七十騎にぞ成りにける。正成は打破つて落つへかりしか共、都を出しより世の中の事は是迄と思ひ定めたりけれは、一足も引ず戰て身已に疲れけれは、湊川の北に在家の一村あり中へ走入て腹を切んとて（今本には此下に楠か一族十三人手の者六十餘人六間の客殿に二行に並居て一度に腹をそ切る云々の句あり）舍弟正季に向ひて、抑最期の一念に依て善惡の生を得と云へり、九界の中には何の處か御邊の願なるやと問ひけれは、正季から〱と笑ひて七生までも只同し人間に生れて、朝敵を亡はさばやとこそ存候へと云ひけれは、正成よにも快げなる氣色にて罪業深き惡念なれとも、我も加樣に思ふ也、いざさらは同く生を替て此本懷を達せんと契りて、兄弟同し枕に臥にけり云々」按に「一村ある中へ走入て腹を切んとて」の下に今本竄入の文字あり、中にも六間客殿なと云は廣嚴寺の明極行狀に符合すれと、參考太平記及大日本史も天正本を引き之を疑ひ竄字を辨したり、明極行狀と云ものも、今本も皆天正以後に取拵へたる者歟、○今按に、明極行狀に楠公の當時の官を攝河泉三州太守と稱したるは疑ふべしとて[illegible]あり、又明極行狀に楠公は五月十五日に此地に着陣し明極と法話せりと爲す、細々要記に「五月廿三日、官軍播磨を引て兵庫へ退く、同日楠判官正成勅を受兵庫へ下向、其勢五百騎計、廿五日兵庫湊川合戰」とあれは正成が明極と對話の事亦疑ふべし。要するに明極行狀は據るへき古書に非す、廣嚴寺の明極住止、幷に楠公明極の問答等は盖無根の構說のみ。

荒田（アラタ）

荒田村近年神戶市へ編入せらる、福原造都の比此に平淸盛弟賴盛の山莊あり。平家物語云、治承四年四月、高倉院嚴島還幸、播磨の國山田の浦に着かせ給ひ、それより御輿にめして福原へ入らせおはします、御逗留ありて福原の所々を皆叡覽あり、池の中納言賴盛卿の山莊あらたまて御覽せらる、又同し年六月、日比福原へ都うつりあるへしと聞えしかは、京中上下騷ぎ合ひ、二日の日新帝行幸の御輿をよせたり、明る三日福原へ入らせましますす、池の賴盛卿の山莊皇居になる、十一月十三日福原里内裡へ遷幸。○荒田に差方（シヤハウ）塚と云者二所あり、一は村の東北に在り一は南蓼原（今中町通二丁目）に在り、福原造都の時條里を割るに方り之を築きて割出しの基と爲したりと傳ふ、事由詳ならず。近年荒田の南に娼家を集め一廓を成さしめらる、湊川の東堤に倚り、福原新地と稱す。

湊山（ミナトヤマ）

湊川の上游の地を指す、今湊村と稱し奧平野石井夢野烏原等に分る。

湊山とことはに吹く汐かせに稍島のまつは波やかくらん、（新明題集）　後德大寺左大臣

天王（テンワウ）溫泉は奧平野字天王社の前に在り、俗稱冷泉にして岩罅より湧出す、諏訪山靈池と同質なれとも其發見は慶長の往時に屬す、豐臣秀吉、浴室開創者正直屋蓄閑へ與へたる證文今に村人の家に藏する由、攝泉志に見ゆ。○天王越とは溫泉の傍より湊川に沿ふて丹生莊山田村へ通する山路を曰ふ。○千鳥瀧（チトリノタキ）は湊川の激湍なり、天王溫泉の西に在り。

深山かとおもひ來ぬれはさはなくて千鳥の瀧に汲そ滿くる、（袖中抄）

此歌意によれは往時に湊山まて潮の干滿ありしにや、又湊と名を負ふに牽合して潮を詠したるにや、詞人の語深く依據すへからず。

夢野（ユメノ）

湊川の西なる高原なり、（長十町橫六町）北は湊山南に會下山にして西は鴨越に通する傾阪なり。民家は石井夢野の二大字に分る、治承四年六月平淸盛は牢御所（ラウゴショ）を夢野に造り、後白河法皇を奉す、謂ゆる牢御所是なり。

牢御所（ラウゴショ）跡○平家物語都うつりの段云、入道相國は高倉宮御謀叛によりて法皇をは憤り治承四年六月福原へ又御幸なし奉り、四面にはた板して口一つあきたる内に三間の板屋を造りて押込奉り、守護の武士には原田の大夫種直ばかりそ候ひける、たやすう人の參り通ふべきやうもなけれは、童なとは牢の御所とそ申ける、聞くも忌々しうあさましかりし事ともなり。○參考源平盛衰記云、治承四年十月、新院嚴島より還御あり、遙々の海路を御舟にて事故なく都へ上らせ給ふ。十一日夢野（長門本作夢殿）と云所に櫻の御所を造て、法皇御渡有へき由、入道相國申されけれは、（長門本云、法皇渡らせ給ひけりが、三條殿へ御渡有へき由申されけれは）御輿に召て御幸あり、名もいま〱しき櫻御所を出させ給て尋常の御所に移り入らせおはすも、嚴島明神の驗にやとぞ思召されけり。○攝津志には石井に平家造營の雪見（ユキミ）御所跡ありと爲す、牢御所と異同詳ならず。

湊川うき寐の床も今宵こそあきをつけ野の鹿もなくなれ、（夫木集）　公衡

あはせてやいむといふらんうば玉の夢野の鹿のもろ聲に鳴く、（同上）　長明

(刀我野)

夢野は一名刀我野と曰ふ。○攝津風土記云、雄伴郡夢野、父老相傳、昔者刀我野、有牡鹿、其嫡牝鹿、居此野、其妾牝鹿、居淡路國、牡鹿宿嫡處、明旦語其嫡云、今夜夢、吾背有雪零而草生、此夢何祥、其嫡惡夫復向妾所、而詐相之曰、背生草者矢射背上之祥也、又雪零者鹽塗宍之祥、汝渡淡路島者、必遇船人射死、謹而勿往、其牡鹿不勝感戀、渡淡路島、海中遭行船、終爲射死、故名此野、曰夢野、俗諺云、刀我野爾立有眞牡鹿母夢相乃麻爾爾。日本書紀仁德天皇三十八年攝津なる菟餓野の條に「鳴鹿も夢あはせのまに〳〵」と云ふ、其の起因を註す、風土記と少異あり。菟餓野の故址は本地を標とし、牡鹿と云ふは水夫の異名なるべし、即務古水門の船戸の古稱也、烏原は夢野の西北澗中に一區の聚落を成す。名所圖會云、烏原願成寺は法然上人の弟子住蓮の菩提なり、平三位通盛の室小宰相の塔寺内に存す、住蓮平家滅亡の後通盛夫婦の菩提を弔ひ、今に住蓮坂の名ありと、不審。

會下山　夢野の南を蔽ふ高陵なり、法隆寺資財帳(天平十八年勘錄)に宇奈五丘と云は此歟、曰「雄伴郡宇治鄕、宇奈五丘、東限高奈刀川、南限加須加多池、西限凡河内寺山、北限伊米野」と。(加須加多池は今西野の池なるべし、凡河内寺山と云は長田神社の東陵にや、伊米野即夢野也)名所圖會云「會下山一名延喜山といふ、幅三町の平山なり、延喜年中に築出せし所なり」と、此延喜年中に築くと云事何の謂たるを知らず、會下と云ふは中世の寺、禪僧の會所を曰へり。

八部鄕　和名抄、八部郡八部鄕、訓也多倍。○八部郡の首邑なり、即務古水門にして後の輪田泊兵庫津なり、宇治鄕の東にして半面は海濱なり。(八部郡參考)

務古水門　輪田泊兵庫津の舊名なり。日本書紀云「神功皇后之船、(從韓國凱旋向京忍熊王拒之)現於海中、以不能進、更還務古水門、而卜之、有神誨、乃云「廣田長田三神」と、是れ忍熊王兒原住吉に據るの時にして其抗拒地境を推し以て務古水門の位置を辨知するに足る。又云、應神天皇、取枯野舟材、爲薪而燒鹽、得五百籠、賜諸國因令造船、是以諸國一時貢上五百船、悉集於武庫水門、時新羅調使宿武庫失火、即引及於衆船、而船多見焚、由是新羅人聾然大驚、乃貢能匠者、是猪名部等始祖也。

住の江の南名津に立ちて見わたせば武庫の泊をいつる舟人(萬葉集)　黑人

輪田兵庫の沿革は下に見ゆ。

輪田(大輪田)　大輪田とも云ひ又和田に通用す、務古水門兵庫津の別名なり、中世(鎌倉時代)築島して港泊を修めたる比より輪田泊の名廢れて、專ら兵庫島と稱す、南岬に和田崎の名存す。

大輪田は難波の河尻(三國川)にも同名の船瀨あり、蓋皆韓國朝貢の盛代に興りたる海驛にして、或は行基法師の建置と爲すは傳說の謂のみ、行基年譜云、大輪田船息、在菟原郡宇治。延喜年中三善淸行意見封事に曰「臣伏見山陽西海南海三道、舟船海行之程、自檉生泊(揖保郡)至韓泊(飾磨郡)一日行、自韓泊至魚住泊一日行、自魚住泊至大輪田泊一日行、自大輪田至河尻(難波大輪田)一日行、此皆行基菩薩計程所建置也。○名所圖會云、兵庫の海底に洲あり常時には隱れて見えず、洲の長さは菟原郡深江浦に達る、毎年三月潮涸るゝ時見ゆと云ふ、天長八年入唐使の船を此洲に泊りし時洲の南の海中に出ると云ひしは是なり、即大輪田泊の古跡とぞ、洲の近傍水甚深く、十二三尋あり、船客の畏れ忌む所也。○輪田泊の修造は歷代之あり、中にも築島の事最世に喧傳す、其始末下の如し。史學雜誌云、和田岬は西風には安穩なるも、東南風急なるときは高浪岸を拍て停泊し難きを以て、古來造船瀨を設き石堤を築て舟泊の舟を保せり、當時廢頽の時船瀨荒廢せしかば役を與して之を修營し弘仁七年に其功を訖る、爾後は其修作の料には官稻の米を收め及び水脚を三日つゝ使役する等の事あり、(類聚三代格に見ゆ)船瀨は即船居にて泊舶の所なり。仁壽三年に至り又大輪田船瀨石椋修造の事あり、其田の稱を以て其料にあつ、又三代格に見ゆ、石椋はいはくらとよむ、三善淸行の意見封事に「而今公家唯修造輪田泊、長廢魚住泊」云々の言あれば當時五泊の内專ら輪田泊に措けり。平淸盛の築島經營は平家物語に見えて、應保元年より三年までの事と爲すも、源平盛衰記には承安二年三年の事と爲し相合はず、其詞叉虚飾多し、治承四年の官符は山槐記に載す、

太政官符

應以諸國庄田荷物運上船梶取水手下向時、人別三箇月、勤仕攝津國大輪田石椋造築役事、

右得入道前太政大臣家今日解狀偁、(中略)爰近年占攝津平野之勝地、爲遁世逃老之閑居、依其境之相近、聞此泊之要害、殊勵私力、因築新島、波濤當險、石椋不全、自非假國々之功力、爭得致速々之營作乎、剩下知畿内當國山陽南海西海道諸國、不分庄公、不論權勢、田一町別二丁別、各宛一人、可被加召、於其時節者、各可令申請、但播磨國造小安殿、備前造大極殿、已以當大功、不可准他國、宜被公田支配庄園、至于東海西海南道國々者、當國大小雜物運上之時、其船梶取水手下向之次、随任先例、役經三日、望請官裁云々。

此に新島を築くと云へは舊來の模樣にては不完全なるゆゑ更に意匠を出して新築若くは增築を謀る歟、是時宋の商舶博多及び兵庫に來りて貿易し而して淸盛居を福原に占しは船舶の停泊に便せんがため大に計畫する所ありしならん、即ち現今築島寺所在の一島新築の役を與せしなり。去共之より廿年後の建久の官符に「大和田泊者、古今

之間、或雖修復、二十年來、石椋頹壞云々」とあれは治承の頃は兵亂急に起り未成功に至らざりしならん。平家物語等に清盛の工事を記して十分に竣功し、一時永代の業を成すか如くに其功を誇稱するは事實に非す、建久七年の官符は大與小原文書に見ゆ、

太政官符　攝津國司

應任東大寺大和尚重源申請、勅免不論神社佛寺權門勢家庄園公領、令修築魚住大輪田泊等、石椋并一洲小島修理築等、點進諸國役夫修補船瀬役河尻邊平宗八實官云々。

この施行により兵庫の築島始て完成せしなるべし、清盛の經營、重源上人の手を經て成功すと云ふべし、攝兵庫經島の用途として後年まで課したる升米は延慶元年に至り遂に東大寺八幡宮に寄附せらる、爾後東大寺には同所に代官職を置き有検修理を取計らはせ、升米管有の徴收は代官の請負となりて、其年額は七百五十貫文なりと云ふと永享八年の文書に見ゆ。

兵庫（ヒヤウゴ）

古の務古水門、大輪田泊なり、今神戸市に入る。兵庫の名は上古に所見なし、平語に福原兵庫と記し、東鑑元暦元年兵庫三箇莊の名あり、太平記には輪田泊を以て兵庫島を爲す、難太平記梅松論等之に同し。蓋鎌倉武家は此に輪田泊の事ありて、其津頭に變改あり、因て更に兵庫島と稱したる歟。按に務古一に武庫に作るを以て、武庫を其文に因り兵庫に轉したるにや、然れども徴證なければ臆想を免れず。神社考に引ける古風土記逸文には「武庫今曰兵庫」と註すれど、此注は原文なるにや、神社考作者の今注にや詳ならず。○鎌倉武家の時に制定せりと傳ふる貞永式目三十一條世に傳へり、其奥書云

右三十一箇條之依貞應二年癸未三月十六日兵庫辻村新兵衛土佐守戸　以掃左衛門尉房野津田備前天下へ讀召出諸御奉行衆之所可御裁判行成候理を以て法有とも法を曲理不可有之候此三十一箇條之外にも行之沙汰於有之者三十一箇條引合理を以可有沙汰候者也

名所圖會云、兵庫津は福原庄なり、海陸都會の地にして一名武庫泊と曰ふ、昔の津口は西北の山手の地なり、平相國清盛築島成就して今の形狀となり、其築島即經島（キヤウノシマ）と云ひ兵庫の津是なり。○按ずるに務古水門と稱するは往時佐比江を要津とし、佐比江として其南岸邊に移り大輪田泊と稱し、後大輪田の北佐比江の南に築島したる者の如し、近世の兵庫津是なり。其岡方南濱組北濱組の三に分れしは古代の遺跡なるへし、岡方は務古水門の舊邑にして、南濱は大輪田の古驛なるへし、而て北濱は兵庫築島以後の新地なるを知る。名所圖會に「兵庫津は官道岡方にかゝり南濱北濱の別あり、繁昌大坂にかはりなし、諸州の船の入津繁盛は天正以後の事なり」と云ふは粗漫なり、大輪田務古福原の昔は之を措き、足利幕府の時にも兵庫は京畿第一の要津なり、日韓交通の事態を錄せる海東諸國記に

我慶尚道東萊縣之富山浦、至對馬島（中略）自尾路關、至兵庫關、七十里水路、自兵庫、至王城、十八里陸路、

と載せしは當時水陸の經由を觀るに足る。又「應仁元年丁亥、成化三年、遣使來朝、書稱攝津州兵庫、平方民部尉忠吉、受圖書、約歲遣一船」とあるは平方氏其土豪なりしを想ふべし。近年破產せる北風某を兵庫の舊家なりとすれど不審、俚俗その家を俗諺一千年の舊家と曰ふは誇大の嫌あれど、近古以來の家筋なりしにや。○一遍上人緣起云、正安元年津國兵庫島へ着給、此村賑りて街を並べ、河海集へて派を瀉す、錢塘三千の宿、眼の前に見る如く、范蠡五湖の泊、心の中におもひ知らる、治承の比新都を建られし、福原の京とは此所なり、翠華還らずして歲月久く積りぬれば、玉臺宮の跡を殘し九の松さへ其名なくなりにけり。○南方紀傳云、嘉吉三年六月、朝鮮の使者來る、是より將軍義教の薨逝を弔ふとなり、朝鮮人兵庫に到る時、貢獻をわぶる、管領持國の曰く、我は商賈の爲に來朝すと見たり、然らは國役その費多し、都に入ることあるへからすとあり、朝鮮人は弔の爲に來朝す全く商賈のためにあらすと陳ずる故に、都へ入らしむ。

異稱日本傳に「圖書編曰、攝津、其[illegible]、爲阿家保枝郎、爲築堤、爲男女條、東[illegible]海、爲阿功州」とあるを引き、[illegible]附谷は兵庫にて、阿家保枝郎は明石浦、東[illegible]なるへしと云へり。福原莊は鎌倉武家の初め、藤原兵衛[illegible]家の務領となり、一條家に讓與せられ、南北朝後は赤松香川等の武家其下司たり、事一條兼良の桃花蘂葉に見ゆ。應仁の亂に兼良の孫政房兵庫に避けしが、山名氏の兵に殺す所と爲る、應仁記曰、文明元年大納言政房依爲御本領、兵庫におはしけるが、何とや思ひけむ、以兵庫御心もとを突通し奉る云々。應仁亂後は細川三好諸氏の跡有する所と爲り、織田氏の起るや攝津を定め荒木村重に與ふ。村重の叛くや花隈城を以て中國路を塞く花隈兵庫の名多く當時の軍書に見ゆれは、兵庫にも築塞したるに似たり。兵庫三組四十四町其三面郊野に接する部は溝渠を設けて防備し門を置きて出入を嚴にしたる狀、泉州堺浦に同しき者あり。開港史云、兵庫は外郭と云へる溝渠を以て之を限り、總門は湊川柳原兩口に在り官道之を通したり、天正八年花隈落城の後池田輝政兵庫を以て城郭の構と爲せりとぞ、豐臣氏大坂を興し萬國の船舶を引附たるより兵庫面目を改む、大坂は船舟の便惡きを以て大船の船は多く兵庫に廻漕したるを以て也、當時の下知として和田崎より大坂河口までの間に淺瀨あり是を十里の遠淺と云ひ大船を入れ難し、卽大坂城の要害と爲す、依て諸國の廻船は皆兵庫に止らしめ、大坂の海商は更に其貨物を小舟に移し出入を爲す之を迎舟と號す、又

田亭と呼へり、徳川氏に及び兵庫神戸等の地は尼崎領と爲り、明和年中より幕府の御料所と爲る。

兵庫の濱に舟をつなぎめ、此處に大なる浴室ありて行て見る、玄森法師の読せる詩も思はれ侍る、〔懷橘談〕

昔後白河清淨身、江頭山色共相均、聚余名賞古來少、[illegible]兵見賞、

大正七年、兵庫人口一万九千六百、南濱一千二百九十戸岡方一千五百八十戸北濱一千五百八十戸神社十一寺宇三十四[illegible]二十一戸[illegible]七百八十二[illegible]内港[illegible]五十八（開港史）明治元年兵庫を以て外國互市場と爲し神戸を開港す、湊川の沙礫數年にして街巷と爲り兵庫神戸の間に湊川の一組を生ず、明治十二年兵庫三組神戸等を合同して神戸區と稱せしめらる、自治制を布かるゝに及び神戸市と稱し、隣接の村落中田（ナカタ）池田荒池村林（ハヤシ）御影等皆市中に編入す。

佐比江（サヒエ）　兵庫の西北部に在り岡方（ヲカカタ）に屬す、湊川に接し東に小港あり、土俗船入（フナイリ）と曰ふ、即佐比の江にして小船の出入に便す。蓋古水門の遺墟にて、其傍に生田の裔神七宮（シチノミヤ）在り。

年を經てにごりたにせぬ佐比江には玉藻かり得て今ぞ澄むべき、（後拾遺）　壬生忠岑

名所都鳥會云、佐比江は兵庫北の入口にして青樓あり、佐比江とは淸からぬ入江の名なり、若狹守平經俊（經盛次男）集、佐比江橋邊に在り、開帝東云、佐比江、賑ひはいと甚し、但哥に

兵庫西（ワケ）べにおもしろいの花の盛さで江とぞいへど日々にあたらし、

と口吟めり、其後遊家は西の出口柳原（ヤナキハラ）に移され、六七十年來は佐比江は商人の住居と爲る。○兵庫髷は佐比江の娼婦の好みに出でし髮形なり、稱して云者に類す、又兵庫踊と云者あり駿河國主今川氏眞亂舞を好み兵庫踊を召したる由、改正三河後風土記に擧けたり。又歷世女粧考に兵庫髷は兵庫の遊女より結び初めたるなり、寛永板の俳句犬子集に「兵庫のものよ唯ごめんなれ（付句）けかをしてゆく女房のかみ」また慶安板崍續集に「髮にほしきけば兵庫の泊舟（付句）名にむすびたる青柳の髮」など見ゆ、云々。

（築島）

經島（キヤウノシマ）　今北濱（キタハマ）の地なるべし、築島以後數度の沿革ありて舊形を尋ぬべからずと雖、大抵佐比江以南來迎寺々邊即是なり。來迎寺は築島（ツキシマ）寺と稱し、寺邊を島之上町と曰ふ、今淨土宗を奉し本尊阿彌陀佛なり。

長門本平家云、福原の湖は泊のなくて、風と浪との立合ぬれは、通へる舟も倒れ、乘人の死する事昔より絶えず怖き渡と人々申ければ、入道（淸盛）阿波民部大夫成長に仰て、去る承安三年始たりしを、次の年風に打失はれて、次の年石の表に一切經を書て船に入て幾隻と云事もなく沈られたり、さてこそ此島をは經島とは名けられけれ、猶往返の舟に仰て十の石を取持て、彼島へ入べしと末代までも此御背くべからすと宣旨下され、成長計申ければ其事に定られけり、はしより沖へ一里三十六町出してを築きたりける、初は河舟計り有ける、それを便にて廣くなり、商舟へ築き續け、見る〳〵船も留り家なども出來、室高砂に劣るべしとも見えざりき、世をすぐす習なれは遊女の有も憎からす、小舟の影に居て四周を見渡せば、潮行舟の跡の白波と歌ひ遊ぶめり、或は屋形の内にて「船中浪上歡會惟同」とて「和琴緩調臨潭月、唐櫓高推入水煙」など朗詠をす、鼓を鳴らし拍子を打ち餘波惜き曲をうたふ、國司以下は中將のそでを挽ひ、商人下臈はもとてを倒しつゝ、後は悔れとも此時逢にしなれは力なき習なれや云々○印本平家物語云、平相國入道福原の經の島築かれて上下往來の船の今の世に至るまで煩なきこそめでたけれ、彼島は去應保元年二月に築始められたりけるが、同八月二日俄に大風吹き大波立ちて皆揺り失せてき、同三年三月下旬に阿波の民部重能を奉行にて築かれけるに、人柱立らるべきなんど議ありしかども、それは中々罪業なるへしとて、石の面に一切經書きて築かれける故にこそ經の島とは名つけけれ。六代[illegible]云、入道大相國は民部大輔成長（田口）をさこそしきともいをして築しめたりし經の島の多くの人の命を助けて、萬代の名譽を殘す。（築島の業は一朝夕の事に非す、其始末驛田の條に見ゆる如し。俗說讃州香川民部の子松王小兒（コテイ）と云者、人柱に立ちて成功すと、其事由詳ならず）太平記には兵庫島と稱し、當時攝津明石の海路を扼する要津なり。太平記云、細川定禪律師は四國の兵ともを驅り催し、大船七百餘艘にて紺部（カウベ）の濱より上らんとて礒に傍てぞ漕上りける、兵庫島三箇所に扣へたる官軍五萬餘騎、船の敵をあけ立てじと、漕さ行く船に隨ひて汀を東へ打ちける間、船路の勢は自ら進みてかゝる勢に見ゑ、陸の官軍は偏に逃けて引くやうにぞ見ゑたりける、海と陸との兩軍互に相簇ひて遠の汀に着きて上りけれは、新田左中將・楠判官と其間遠く隔りて兵庫島の船着には支へたるべくもなかりけり、依之、九國中國の兵船六千餘艘和田の御崎に漕さ寄せて、同時に陸へぞあがりける。○懷橘談云、經島は人柱築入れしとつたふれど、平家物語には人柱罪業なりとて石の面に經文を書て築かれたりければ故にこそ經の島とは名づけゝるとあり、平相國の塔と云ふを尋ね見るに弘安九年二月日と彫て、淸盛の忌日二月四日なれば月は同し。○平相國塔は平家物語に「養和元年閏二月四日、入道相國悶絶逐にあつち死そし給ひける。同七日の日愛宕にて煙になし奉り骨をは圓實法眼頸にかけ津の國へ下り、經の島にぞをさめける。さしも日本一州に名

をあげ威を振ひし人なれども、身は一時の煙となりて須の眞砂にたはむれつゝ、空き土となり給ふ」とあり、此古跡は逆瀨川八棟寺なるへし、其地岡方に屬し經島の西南六町許とす。

築島　　齋藤　拙堂

洲背截衝千丈長、萬家樓外簇帆檣、世人一立學僧見、欲用長城罪始皇、

新川（シンカハ）　築島寺と岡方備町の間に一港あり、方百間許の池なりしかど東は海灣に通し小舟の入泊に便し兵庫の埠頭たりき。明治七年神戸區長神田某此船池を以て北口と爲し西南に一水を疏鑿し、南濱の西を繞り外郭の舊溝渠に通し入泊避風の處と爲す、呼びて新川と曰ふ、南口は和田崎の北に在り。近年更に其南口を和田崎の西に移し、岬頭廻航の迂路を免れしむ。

逆瀨川（サカセガハ）　兵庫津の舊外郭、西南方の溝渠を爲せる一條の野水なり。明治七年築島寺の入船池より逆瀨川に水脉を通し、修造して新堤と爲す。○參考本盛衰記云、成親大納言は大物浦より船に乘り、鹽路遙に滑出し、難波の里に飛螢、葦屋の沖の舟呼ひ、武庫山下風、福原の京、諸河（湊河の誤）和田御崎逆手河行來の人のしけけれは小馬の林に隙ぞなき。（逆手河卽逆瀨川）

八棟寺址（ハツトウジ）　逆瀨川の邊に在り、兵庫名所記に殘礎見ゆと云ふも今其境域を詳にし難し、蓋平氏造立の伽藍にして入道相國の古石塔一基を存す。清盛の遺骨は福原に藏したる事平家物語盛衰記編年集成等に見ゆ、現建の古石塔は眞光寺の南に在り、石造十三層浮屠高二丈六尺「銘云弘安九年二月」と鎌倉執權北條貞時の所建と云。〔攝津志〕○大日本史云、平清盛剃髮法名靜海、辭大政大臣、天下政事一出其手、放濫驕溢、上下苦之、治承四年六月遷都於福原、九月伊豆流人源頼朝起兵、清盛還舊京、時天下諸道叛平氏者日相續、清盛憂憤沮喪、以政事專委其子宗盛、會清盛得病、大息曰所恨者不見頼朝首、我沒之日無造堂塔、無供養佛、須斬頼朝首、以懸墓上、薨藏骨經島、及京師失守、宗盛行至福原、拜清盛墓、終夜奏樂、誦經而去。○東鑑には清盛納骨所は播磨國垂水の山田浦法華堂と爲す、山田にも分骨したるを云ふなるべし。

魚御堂址（ウヲミダウ）　逆瀨川の邊にして眞光寺の東なるへし。魚御堂の本尊は須磨の後能福寺に移す。〔名所圖會〕魚御堂は梅松論難太平記に錄し、延元元年足利尊氏筑紫往來の途次陣舍せる所なり。難太平記云、兵庫魚御堂と云所にて御方皆腹切の着到付られしに、細川卿房は御舟にめさるべしと申行けり、故入道範國殿は是にて御腹めさるべしと張行申けり、此事を後日に錦小路殿の常に御物語有しは、すでにはや御先途と覺しめし定しを兩人の異見うしろあはせなり、清き武者の心は同じかるべしと思ふに、此ちがひめは今に不審也と仰有し也、此事なさは殊更無隙間、太平記にも申入度存事也。

眞光寺（シンクワウジ）　逆瀨川の西傍に在り、時宗僧知眞開基、正應二年創建、寺域六千坪、堂宇廣大なり。遊行念佛の流祖一遍上人（諱知眞）正應二年八月遷化の遺跡にして、時宗渇仰の靈場なり。眞光寺の南に同宗藥仙寺あり、寺域四千坪、平盛清塔は此兩寺の間に在り。○一書云、兵庫延福寺に延文年中鑄銘の鐘あり。

福嚴寺（フクゴンジ）　兵庫岡方の西に在り、臨濟宗に屬し開祖佛灯國師、願主木下源太と云ふ。福嚴寺の傍に福海寺あり、同宗開山圓有和尚足利尊氏の創建と稱す。〔名所圖會〕太平記隱岐院彼地より歸洛の條に曰く、元弘三年五月晦日は兵庫の福嚴寺といふ寺に儲餉の在所を點して、且く御座ありける處に、其日赤松入道父子四人五百餘騎を率して參向す。龍顏殊に麗しくして、天下草創の功偏に汝等贔屓忠戰によれりと叡感ありて、此寺に一日御逗留ありて、供奉の行列還幸の儀式を調べられける處に、其日の午の剋に羽書を頸に懸けたる早馬三騎門前まで乘打にして、庭上に羽書を捧げたり。諸卿驚きて急ぎ披きて之を見給へば、新田小太郎義貞の許より相模入道以下の一族從類等不日に追討して東國已に靜謐のよしを注進せり。（天正本に同日の菓程に河野入道土居得能伊豫國の勢を率して大船三百餘艘にて參着すとあり）六月二日腰輿を回らさるゝ處に、楠多門兵衞正成七千餘騎にて參向す、其勢殊にゆゝしくぞ見えたりける云々。

福原（フクハラ）　今兵庫岡方及び長田尻池等の地なるべし。平清盛別業を此に置き福原莊と稱す、治承四年造都の計畫を爲し遂に里内裏を興す、而も久しからず、車駕舊京に還る。壽永二年平宗盛幼主を奉し西海に赴く途次、福原に由り舊館故宮を焚滅して去る。福原の名は平氏經營の比は東生田より須磨まで波及したるに似たり。平氏滅後福原莊は藤氏長者の傳領に歸し、之を一條家に傳ふ、文明の亂に一條政房本莊に退居し暴兵に殺害せらる。近代福原莊の號は兵庫以東に遺り、其以西には罷めたり。○一條兼良桃花蘂葉云「攝津國福原莊領家職者、鎌倉右大將已來傳領之、武家代々安堵狀在之、土貢者赤松請申時爲四百五十貫、次第減少、當時守護被管香川領之、代官職爲家門自專之在所、撿斷人足等事、將軍下知狀在之」と之を建長二年九條道家處分記に照らすに「報國院領、攝津國福田莊、當院者故禪閤（良經）草創終焉地也、又家領福田寺生島莊」とある福田莊卽福原莊なり、東鑑「元曆元年兵庫三箇莊殿下御領」と云に符合す。平家別業址○逆瀨川八棟寺の邊に萱御所あり、夢野に雪見御所あり、賴盛第は荒田村なりなど云ふに因り、之を按するに、造營は福原近郊處々に散在したるや明なり。而て本莊の中心は彼逆瀨川の邊にや有けん、相傳ふ萱御所跡は清盛塔の南なる田間にありと、又その西に一墟あり今大藏省米倉を置く（南逆瀨川町）是亦殿址と爲す、尚

西に至れは昆池の分内に寺山（テラヤマ）と稱する一區あり、土俗方四町の築垣の跡と云者此なり。(攝津志名所圖會開港史)或は寺山を以て舊内裡に擬する者あれと今採らず、内裡は古書に輪田の西野と稱し、今の湊川の西十町に西野の字存す。(舊長田村の屬)○福原別業の創始詳ならず、嘉應元年後白河上皇高野行幸の歸途之を訪はせ、又「百練抄云、承安元年十月、上皇(後白河)御幸入道太政大臣(清盛)福原別業、有舟遊事、遊女賜祿。又云治承三年三月、上皇御幸入道大相國亭、安藝伊都岐島小巫、調廻雪之袖、爲叡覽也」なとありて、治承四年には高倉新上皇御宿禱のため嚴島御幸の時往復此に途次あり。大日本史云、平清盛、嘗別莊福原、享樂風流、以窮四時之觀、清盛常疾叡山奈良僧徒、屢犯京師、欲遷都於福原避之、治承四年六月、遂徙焉、宮殿未成、權以弟賴盛別莊爲宸居、既而復徙車駕於己第、幽法皇於三間板屋、清盛欲造大内裡於新都、使大納言藤原實定參議源通親等相地、輪田規度廣袤、而土地狹隘、假爲皇居、稱里内裏、十一月新都宮成、帝徙御焉、俄而還舊京、壽永二年、宗盛奉帝而西至福原、燒故都宮殿公卿第宅、泛海如太宰府、遂抵讃岐、既而山陽南海將士稍爲其用、翌年正月、築城於一谷、廣袤三里、包福原故都、北限山南至海、一谷爲西門生田森爲東門、兵士七十萬餘、設船數万艘、遣使于京師、違和與源義仲、遂駐蹕於福原行宮、源賴朝使其弟範賴義經攻之宗盛奉帝、再如屋島。○源平盛衰記に福原の地勢を叙したる一段あれと、隣近の地數里の長さに渉り、散漫の憾あり、方丈記の文獨切實なり、里内裡の條に援く。○盛衰記云、福原北は神明垂跡生田廣田の宮谷甍を並へたり、盡せぬ御代のしるしとして雀の松原御影の松千代に變はらぬ緣なり、雲井に晒す布引の瀧の白玉岩間につらね、後を顧れは翠嶺の雲を挾んで曉の嵐の漫々たるを吐き、前に望めは蒼海の天をひたして夕陽の沈々たるを呑り、湖水漫々として遠帆雲の浪に消さまされ、巨海茫々として眺望煙波に眼を遮り、月の名を得たる須磨明石淡路島山おもしろく、螢火燃るあし屋の里の夏の葉、孰れもとりとりに心すみたる所なり。

福原內裡址（フクハラダイリ）

輪田の西野なり、今兵庫闕方の西長田の東に在り。百練抄「治承四年六月、乘御福原、世專號之遷都、入道大相國申行之。九日差遣大納言藤原實定參議源通親左中辨藤原經房左少辨藤行隆左大史小槻隆職右大夫小槻國宗等於輪田、點定遷都地、左京條里不足、又無右京云々。十一日於新院殿上被議遷都事、左大臣已下參入。以輪田被定其所、而條里不足、亦可被縮宮城歟、又平地内無右京、當西有山、隔件山被用右京如何、山谷相交、可有其難。人々定申云、左京不足、右京山谷相交事、有何事哉、於被縮宮城之條者不可然也。○皇帝紀抄云、治承四年、相國禪門俄申行遷都之儀、主上行幸法皇密々渡御、攝籙以下悉以追從、即皆御攝州福原別業爲皇居、或印南野或昆陽野、帝都之地有評定、然而後遂被定福原了、新都之事、天下愁歎、何事加之哉。○平家物語云、六月九日新都の事始あるべしとて、上卿二人奉行官人とも召し具して當國和田の松原西の野を點して宮城の地を割られけるに、一條より下五條までは其所ありて、其より下はなかりけり、行事の官歸り參りて此由を奏聞す上は播磨の印南野の猶津の國昆陽野のなと公卿詮議ありしかと事行くへしとも見えざりけり。舊都は巳にうかれぬ新都は未た事行はず、ありとしある人は皆身を浮雲の思を爲し、もと此所に住む者は地を失ひて愁へ、今移る人々は土木の煩をのみ歎き、すへて唯夢のやうなりし事とも也。上卿宰相の中將通親の卿の申されけるは異國には三條の廣路を開きて十二の洞門を建つと見えたり、況や五條まてあらん都になとか内裡を立てらるべき、かつくまつ里内裡を造らるへしと詮議あり。五條大納言國綱の卿臨時に周防の國を賜りて造進せらるへき由、入道相國計ひ申されける、此國綱の卿と申は萬なと大福長者にておはしけれは、内裏造りいたされんこと左右に及はねど、いかんぞ國の費民の煩なかるべき、やかて八月十日の上棟、十一月十三日遷宮と定めらる。舊き都は荒れゆけと今の都は繁昌す、(中略)平家都を福原へ遷されて後物の怪とも多かりけり、岡の御所と申は新しく造られたりけれは然るへき木もなかりけるに或夜大木の倒るゝ音して、是は天狗の所爲と沙汰したり、

咲きいつる花のみやこをふりすてゝ風ふく原の末そあやうき。

參考本盛衰記云、法皇(後白河)をは福原に三間なる板屋を造て、四面に波多板し廻して南に向て口一つ開たるにそ居參らせける、筑紫武士石戸諸鄕種直か子位原大夫種益守護なり一日に二度形の如供御を進らせけり、かゝりけれは此御所をは篭御所とそ申ける。玉海云、治承四年六月、行幸福原別業、内裡中納言賴盛家、上皇(高倉)禪門之別莊、法皇宰相教盛家、攝政(基通)安樂寺別當安能房、十一月二十三日、人傳云、去夜手島藏人某(元伺候三條宮近年凡夜非常下退)放火福原人家、遂雷向東國了、二十五日還都。○平家物語云、平家一門すでに都を落ち福原の舊里につき一夜をそあかし、所々を見給ふに、春は花見の岡の御所、秋は月見濱の御所、泉殿松蔭殿馬場殿二階の棧敷殿雪見の御所萱の御所人々の館とも、國綱卿の承りて造進せられし里内裡、鴛鴦の瓦玉の石たゝみいつれも三年か程に荒れはて、舊苔道を塞き秋の草門を閉ち、籬絕ぬ圍あらはにして月影のみそ差入ける、明けぬれは福原の内裡に火をかけて主上を初め參らせて、人々皆御船にめす、壽永二年七月廿五日なり。○方丈記云、津の國福原の京は、所のさまを見るに、其地程狹くて條里をわるに足らず。北は山にそひて高く南は海に近くて下れり、浪の音道にかまひすしくして鹽風殊

にはけし。内裡は山の中なれは、かの木丸殿もかくやと計りなかなか様かはりて優なる形も侍りき。日々に家は作れるに、猶空き地は多く、道の邊を見れは車に乗るへきは馬に乗り、衣冠なるへきは直垂をきたり、都の手振忽に改りて、唯鄙びたる武士に異ならず。これは世の亂るゝ瑞相かと、きゝ置るも苦く、日を經つゝ世の中うき立て人心治らず、民の愁遂に空しからさりければ、同年の冬猶山城の京に歸り給ひき。

(西野)

福原内裡の故跡詳ならず、或は尻池の寺山を以て之に擬すれど、寺山は廣斥の間に立ち、方丈記内裡は山の中なれはの文に合はず。百練抄に右京山谷相交ると曰ふを見れは長田山會下山等を右京と爲し、其山脚に大路を通し輪田の廣斥沙岸を以て左京に充用したるを知る。今此大略の推定に因り[illegible]田西野を探檢するに、湊川以西會下山長田山の下より須磨に向ふて野徑縱横坊割として條坊の區畫を見るへし。其方位は西南に面して縱街を開けり、中にも大路(朱雀に擬すへし)と思はるゝは湊川堤(今福原遊廓の西岸邊)より起り、直徑大池(オホイケ)の傍を過き西野(ニシノ)と稱する一團の民家の南を掠め、西國街道に合し苅藻川蓮池を經て須磨に向ふ。其左右は田畝の排列の方向一致する所あり、横巷の跡は最明白なり、大池の東に會下山と尻池(シリイケ)間に三條の野徑并行し、其以西長田山と尻池間にも數條の野徑并行し皆彼大路と直角に交叉し、條坊區畫の遺跡たるを推せしむ。殊に長田の東南、西野の西南、苅藻川と大路の相交切する邊に、幾多壽永役の埋屍塚あるは、斯大路の當時要衝なりしを證す。然れとも皇居は其故域を詳にし難し、大路に傍ふて探求を累ぬれは或は發見するを得ん、之を要するに唯西野大池の邊と想像せらるるのみ、錄して他日の補正を期す。

和田崎(ワタノミサキ)

兵庫の南東に横はる沙嘴なり、卽神戸港の南界を成し、東に向ひ突出ず、兵庫南濱に屬す和田明神は萬治年中鳴尾浦より移したる者とぞ、又三石社あり。○和田崎砲臺は文久年中幕府の築造する所にして、石堡壊なり、明治四年其傍に燈明臺を建造し、迷津なからしむ。此御崎に燈ありしは土俗平相國の時に始むと爲す、太平記にも官軍輪田の燈爐堂(トウロウダウ)に陣したる由載すれば最舊しと謂ふべし。大日本史、足利尊氏將水陸數十萬至、新田義貞部分諸將、使脇屋義助、將五千人、陣于經島、大館氏明三千人、陣于燈爐堂南、以禦水軍、自將二萬五千餘人、守和田崎、以策應諸軍。○名所圖會云、御崎は和田明神より辰巳の方八町許、海面へつきいづる洲なり、一名遠矢濱と稱す、建武の亂に官軍本間孫四郎重氏足利の軍船に對し射術の名譽を取りし處也、燈爐堂跡は千僧寺の南と云ふ、寺傳に平相國此に萬燈會千僧供を行ひたるが燈堂は後世退轉し千僧寺のみわづかに存すと。

(燈爐堂址)

くるま舟輪田の御崎をかいめぐりうしまどかけて鹽は引くらん(夫木抄)

みなと川こき出て行けばほとゝぎす和田の御崎の松に啼くなり(同上)

百錬抄云、承安二年十月十五日、入道太政大臣(清盛)於攝州輪田濱、修千壇阿彌陀供、上皇(後白河院)十三日臨幸令修法拾給。○山家集云、六波羅太政入道、持經者千人集めて、津國和田と申所にて供養侍りける、頓て其序に万燈會しけり、夜深るまゝに灯の消けるを、各ともし継けるを見て、

消ぬべき法のひかりのともし火を挑る和田の御崎なりけり

かゝげつゝ輪田の御崎の灯は舟のみのりのしるしなりけり(東雲集)

輪田岬の海上を輪田海と曰ふ、西は須磨明石の瀬戸を控し、東北に武庫浦廬屋灘に連接す、東鑑「壽永三年、平内府宗盛返狀云、自讃岐屋島、解纜遷幸攝州、不能下船、經廻輪田海邊」と、是は平族一谷築城の前日の事なるべし。

和田の海に降る白雪は消ながらなみのこゝろに寒さをぞそむ(夫木集)

和田崎に近年遊園を開き、四時賞景の客を招く。

長田郷(ナガタ)

和名抄、八部郡長田郷、訓奈加多。○今林田村(大字長田)須磨村是なり、林田は神戸市へ編入せらる。長田は日本書紀に御心長田國と讀し、本郷は八部郡の西限にして攝播二州交界は須磨の西に在り、南は海に至り北は鷲取山鐵枴峰等峙立し地勢狹隘、謂ゆる須磨關(セキ)也。(海に在りては明石瀬戸と云)

長田神社(ナガタ)

林田村大字長田に在り、苅藻川其西を流る、西國街道を南に距る六町、事代主命を祭る、廣田生田二神と同く神功皇后の祭りたまふ所也。日本書紀云、皇后之船、廻於海中、以不能進、更還務古水門、而卜之、於是事代主命(號於天事代於虛事代玉籤入彥嚴之事代神)誨之曰、祀吾于御心長田國、則以葉山媛之弟長媛令祭。○大同元年、攝津地四十一戸長田神に充て奉り、(新抄格勅符)貞觀元年、從四位を授け、(三代實錄)延喜の制名神大社に列り、明治の制官幣小社に列る、兵庫の民稱して開運の神靈と爲す、蓋廣田西宮と同體なればなり。源盛平盛衰記に「福原の北には神明垂跡廣田西宮」と載するは此なるへし、大社村西宮町の事にはあらじ。又神皇正統記に「後醍醐天皇鎌倉の滅亡を西の宮と云所にてきかせましましける」とあるも長田の西宮なるへし。

早う懸想しける女の津の國長田の森と云所にありときゝてやりける、

いのちたになかたの森のなかりせは便りに君か宿を見ましや(爲賴集)

苅藻川(カルモカハ)

長田山鵯越より出て鷲取山を繞り南流尻池に至り

海に注ぐ、長凡十町許の細流なり、長田の南に方り、苅藻川西國街道相交切する邊に古墳多し、此街道より西野大池湊川に向ひ東北に馳する野徑あり、蓋福原新都の中央大路なり。〇平武藏守知章其從兵監物太郞賴方の墓は享保年中攝津志の著者並河五一郞石標を建つ、街道の側に在り。知章墓の北に平三位通盛及木村源吾重章の墓と稱する者あれど其眞否疑はし。之を要するに此一帶は福原內裡の舊跡にして、一谷攻擊の時激鬪の地たるべし、卽源平盛衰記に山手鵯越と稱する道路も此に會す。然るに平家物語は知章賴方戰死の話說を須磨の條に掲く、而て今其墓所の長田に在るは疑なき能はず、同書山手の侍大將越中前司盛俊と記せる盛俊塚は武藏守墓の西名倉(ナクラ)池の傍に在り。

過平武州墓　　賴　山陽

凍雨連南海、寒雲失鐵山、如何歲月暮、猶在道途間、生理老妻手、別懷慈母顏、泥深武州墓、下轎淚潸々、

(池蓮)

蓮池(ハスノイケ)は長田の西、大字池田に在り、街道の北側なり。平家物語云、三位中將重衡は生田の森の副將軍にておはしけるが、賊すでに敗れて渚の方へ落給ふ處に、後より敵は追かけ舟に乘へき隙もなければ、湊川苅藻川をも打渡り蓮の池を馬手に見て、駒の林を弓手になし、板宿須磨をも打過ぎて、西を指てぞ落給ふ。

(池尻)

眞野(マノ)

池田の西に接す、眞野池あり故に後世尻池(シリイケ)村と稱し、今林田村に合併して神戶市に編入せらる。北は長田、西は苅藻川、南は海に至る、福原造營の時其域內に入り、築造の溝渠を存す。(福原參看)〇近江滋賀郡に又眞野村あり、參看すべし。

眞野の浦のよどの繼橋こゝろゆも思ふや妹の夢にし見ゆる(万葉集)眞野の池の小菅をかさにぬはずして人のとふ名を立へき者か(同上)白菅の眞野の榛原こゝろゆもおもはず君がころもに摺りぬ(同上)

眞野は[illegible]田海に臨む、淀と云ひ池と云ふは苅藻川の水脈に由れるならん、今其跡を失ふ。勝地吐懷編云、萬葉集にいざ子とも大和へ早く白菅の眞野の榛原手折てゆかむとあるは津の國なり「大和へ早く」とあるにて其和州ならぬ事顯れたり、榛の皮を以て衣を摺り染む之を榛摺と曰へり。

繼橋のあとは水田の水鷄かな、　芭蕉

駒林(コマノハヤシ)

今長田村と合併し、林田村と稱す、大字駒林は苅藻川の西畔にして其西を大字野田と曰ふ。名所圖會云、駒林に源氏松とてあり、昔光源氏の君須磨浦に居たまふ時植玉ひ、後世植繼したる也。

古の駒の林の松みれは植しふる葉も殘らさりけり(名寄)

鷹取山(タカトリヤマ)

一名神撫(カミナテ)山、長田の西須磨の東北に特起す、標高三三〇米突、西麓に禪昌寺妙法寺の二院あり。禪昌寺は臨濟禪家、延文年間正續禪師宗光の開基、本尊觀世音なり。妙法(メウホフ)寺は本尊毘沙門天、城州鞍馬山に擬す承和年中僧定範與立し眞言の精舍なり、後世荒廢し黃檗禪家の山房と爲る。發心集に「津の國和田の奧に妙法寺と云ふ山寺あり、彼所に樂西と云ふ出雲の聖人ありて住みけり」云々の逸話を載せたり。〇山南を板宿と曰ふ平家物語に見ゆ、今須磨村に屬す。(近年鷹取に石炭を試掘したれと遂けず)

(寺法妙)

須磨(スマ)

今須磨村と曰ふ、延喜式須磨驛の名を載せ和名抄には之を缺く、蓋長田鄕の內なり。西部山海相迫る處を一谷と稱す、北に鷹取山後山鐵拐峯鉢伏山を負ひ、海を抱きて直に淡路島に對す、卽明石瀨戶の東口なり。一谷より西南五海里にして岩屋浦稻島に到るへし。

須磨(スマ)の海人の鹽燒衣のなれなはか一日もきみを忘れて念はむ(萬葉集)　山部　赤人

須磨のあましほたくきぬの藤衣まとふにしあればいまたきなれず(同上)　大網　人主

須磨は水碧沙明太だ幽絕の地なり、古來菅遷の人多く、山陽外史の詩に「亂松出處白沙明、隔水靑山對面晴、背海風袖渡前、遠帆如坐並帆行」とあるは此地の情なるべし。名所圖會云、須磨は古は鹽屋なりと云へど、今は民家のみにて海濱なれど漁家少し、鹽屋も古の事にして今は海面遠淺になりたりとて鹽竈も絕たり、西須磨は漁家每に表の方に簾を垂るゝは海人の苫屋の遺風なるべし、又磯馴(ソナレ)味噌と號し葉にて製したる物を賣るは近世の俗なり、潮水を汲み粥を煮て潮雜炊と云ふは今も民家には食すとぞ、礒馴松とは磯濱松と云ふことし、總稱捨濱松に其本與あり。

須磨の浦やなぎさに立る礒馴れ松しつ枝は波のかゝらぬ日そなき、　俊頼

在原行平閑居址〇東須磨西須磨の間に字菖蒲小路と云ふ處は行平佗住の跡とぞ、俗諺に行平流人となり此に謫りける時、松風村雨と呼ふ二女召されて閑居に給仕す、近き世まで東須磨に辻堂あり二女の遺蹟を傳へしと云、又月見松衣掛(キヌカケ)松など號する老株あり、すへて謠曲松風に因り設けたる事なるべし。(名所圖會)〇行平謫居の事詳ならず、然れども其須磨に閑居したる事ありとは、古今集源氏物語に明なり、西行法師撰集抄以後に多く流罪の說を見る。

田村の御時(光孝帝御宇)に、事にあたりて津の國の須磨といふ處にこもり侍りけるに、宮のうちに侍りける人に遣しける、　在原　行平

わくらはに問ふ人あらはすまの浦に藻しほたれつゝわぶとこたへよ(古今集)

行平身にあやまつ事ありて、須磨の浦へ流され、もしほたれつゝ浦つたひしありきたるに、あまにいつくにやすむと尋ねたまへば、

（須磨浦）

「白波のよする渚に世をすごすあまの身なれはやともさためず」とよみてまきれぬ、云々（撰集抄）

源氏物語、須磨巻云、源氏の君御舟に乗り給ひ、日長き比なれは追風さへそひて、また申の刻はかりに須磨の浦に着き給ひぬ、おはすへき所は行平の中納言のもしほたれつゝわびける家居近き邊なり、此浦は昔こそ人の住處なともありけれ、今はいと里ばなれ心すごくて海人の家たに稀なり、人繁くひたゝけらん住居はいとほいなかるべし、海面はやゝ入りて哀なる山中なり、垣のさまより初めて珍らかに見給ふ、萱屋とも葦ふける廊めく屋なとをかしうしつらひしたり、近き所々の御莊の司召して仰せられ、水深う遣りなし植木どもなとしなさせ給ふ。須磨は海は少し遠けれと、行平の中納言の關吹越ゆると云ひけん浦波よる〳〵は實にいと近く聞えて、又なくあはれなる者はかゝる所の秋なりけり。一夜枕をそばたてゝ四方の嵐を聞き給ふに、波たゝこゝもとに立來る心地して涙墜つとも覺えぬに、枕浮く計りになりにけり、琴を少し掻き鳴し給へるが、我なからいとすごう聞ゆれは、ひきさし給ひて、

「戀ひわひてなくねにまかふ浦波は思ふ瀉より風や吹くらんと」歌ひ給へるに、人々驚きて起き居つゝ、鼻をしのびやかにかみわたす。

源語は本寓言なれと、其文情の妙に須磨の景致を寫し出せば此に載す。

世俗傳へ云、一絃琴は行平中納言須磨浦に謫居中、一日卒塔婆の波に打寄せられたるを拾ひ取り、冠の緒を以てこれに架し濱邊の蘆を切りて左右の指に箝めて彈ぜしに始まると、或は此地の浦風に散落したるに烏帽子紐を張とし、又松風村雨と云ふ二人の海女の事さへ附會して彼卿須磨に謫居の徒然を慰められしによりて須磨琴の稱ありといへり、左れど信ずるに足ず。日本後記に「延暦十八年七月、有一人乗小船、漂着參河、以布覆背、左肩著紺布、形如褌襀、年可二十、身長五尺五分、耳長三寸余、言語不通、唐人見之、曰崑崙人、後頗習中國語、自謂天竺人、常彈一絃琴、歌聲哀楚」とあれば異邦の一絃琴も此頃よりや渡りけむ。皇國固有の一絃は質素なる片板又は竹の割りたるものに、一絃を張り、其按處は六箇處ありて、和琴六絃の調をなす。神社等の樂器に用ひて古雅なる樂器なり、後世の八雲琴は全くこれの發達せしものなり、現今の一絃は今を去ると二百年前四山人別號覺飯仙人と云へる河内金剛輪寺の僧を中興の祖とし、文政天保の比より八雲琴と相并ひて世に廣布し、以て今日に至る。

「笈の小文云、卯月中比の空も朧に殘りて短き夜の月もいとゞ艶なるに、山は若葉に黒み掛りて杜鵑鳴出へきしのゝめも海の方より白み初めたるに、上野とおほしき所は麥の穗波あからみあひて、漁人の軒ちかき芥子の花絶〳〵に見渡さる、

須磨の海人の矢先に鳴くや杜鵑、　桃青

東須磨西須磨濱須磨と三所に別れて、あなかちに何わざするとも見えず、藻鹽たれつゝなど歌にも聞え侍るも、今はかゝる樣も見えず、きすごと云魚を網して眞砂の上に乾し散しけるを、烏の飛來てつかみ去る、之を惡みて弓をもておとすは海人の業とも見えず、若し古戰場の名殘を留めてかゝる事をなすにやいとゝ罪ふかし、猶昔の戀しきまゝに鐵拐か峰にのほる、

月はあれとるすのやう也須磨の夏、　桃青

此浦の實は秋をむねとするなるへし、淡路島手にとる様に見えてすま明石の海左右にわかる、呉楚東南の詠もかゝる所にや、物知れる人の見侍らは、さま〳〵の境にもおもひなそらふへし。（以上）

折しも秋なかば三五夜中の新月の、三千里の外までも心知らる、秋のそら、雨は赤瀟湘の、夜のあはれぞおもはるゝ、云々（謠曲雨月）

赤石抵兵庫途中　越　鐵兜

蓼地汀雲掠日過、西風簸雪去來波、無人說着平公子、松色秋寒老塔婆、

家々竹窗午風輕、松氣淺深陰復晴、一霎馬前人後雨、蓑笠[illegible]影兩分明、

力なう入かゝる日や須磨の秋、　涼苑

松影や月は三五夜中納言、　貞室

おぼろ夜やことさら須磨のふる鐘、　既白

須磨浦に今綱敷天滿宮と云あり、菅公西赴の時浦人の家に休憩し綱網を敷きて圓座を設けさせ給へりと傳ふ、當時の影像なりとて祠中に奉安す。

上野（ウヘノ）　須磨の上方を云ふ。往時は上野の臺地に民戸あり、街道は月見山の麓古屋舖と字する邊より鉄拐峰を踰え播州に到れりと、然らば西須磨一谷は昔海潮うちよせて通路なかりしにや。（須磨誌）

波かけぬ須磨の上野の露にたに猶しほたるゝ旅ころもかな、（新千載集）　淨阿

釣舟をよする音にやさはくらん須磨の上野に雉子鳴くなり、（名寄）　顯昭

建武三年五月廿五日の合戰に、足利直義は陸路の總督として此に陣したりと云ふ。太平記曰、正成正季兒玉黨陣にかけ向ひ七度合ひて七度分る、其心偏に左馬頭に近きて組んで討んと思ふに在り、遂に左馬頭の五十萬騎も楠の七百餘騎にかけ靡けられて、又須磨の上野の方へぞ引返しける。

福祥寺（フクシヤウジ）　世に須磨寺と云ふ、上野に在り。寺寶に無官太夫敦盛の青葉笛、武藏坊辨慶の若木櫻の制札等あり。湯淺常山東行筆記云、青葉笛と傳ふるはあらぬ贋物なり。名所圖會云、若木櫻は源語に因りて設けたる者なり、其制

札とて此花江南所無云々とあるも信ずべからず。○源語須磨巻云、須磨には年かへりて日長くつれ〴〵なるに、植ゑし若木の櫻ほのかに咲き初めて、空の氣色麗なるに萬の事思し出られて、一年の花の宴の事思ひ出、聞ゝ給ふ、

いつとなく大宮人のこひしきにさくらかざしゝけふも來にけり。　光源氏

(後山)

須磨寺の後背の横嶺を呼び後山（ウシロノヤマ）と曰ふ、是も源語須磨巻に君の「おはしますうしろの山に柴と云ものふすぶるなり」の句あるより名所と爲る、標高三百米突、鷹取の西南に崛起す。

月いづるうしろの山は雲はれて須磨のいほりに歸る浦かせ〔夫木藁〕　爲家

(須磨關址)

關屋（セキヤ）址○西須磨の西源光寺の邊なりと云ふも定かならず、源光寺の傍を流るゝ細流を千鳥川と呼ぶは「寢ざめの關守」の句意より名づけたる也。

旅人はたもとすゞしくなりにけり關吹こゆる須磨の浦風〔續古今集〕行平

あはぢ島遥に見つる浮雲の須磨のせき屋にしぐれきにけり〔玉葉集〕家隆

淡路しま通ふ千鳥の鳴聲にいく夜ねざめぬ須磨のせき守〔家集〕兼盛

須磨の關塞の事は古書に未だ見ず、延喜式畿内十處疫神祭の一處を攝津と播磨の堺と爲す、須磨關の名之に因るか。今千鳥川の西を濱須磨（ハマスマ）と曰ふ、即一谷なり。

一谷（イチノタニ）

須磨村西部、山海間の狹隘なり、俗に濱須磨と稱す。千鳥川の西、界川の東、長三十町に滿たず、

(鐵拐峰)

鐵拐（テカイ）鉢伏の山嶺其背障を成し、淺溪三所あり、一谷二谷三谷の稱あり。名所圖會云、一之谷は谷の廣二十間許高十二間、谷口より波打際まで六十間餘あり、霖雨には流水を見る、此源溪の沙色西方赤く東方白し源平の旗色今に類ると土人の諺なり、谷の上方に壽永帝の內裡跡あり、方廿四間計り其峯を鐵拐と云ひ、嶺北に鵯越あり。

參考本盛衰記云、平家は室山水島二箇度の合戰に打勝、木曾も討れぬと聞えければ、屋島をは出して攝津播磨の境難波潟一谷に籠ける、去正月より此能所なりとて城郭を構たり。歷代皇記云、元曆元年、正二月比、平家悉發西國軍勢、福原以南群居播磨室井一谷邊、以一谷爲其城、重々堀池、其勢六萬騎、二月七日、東國九郞加羽保田等自京寄、卯刻合戰、自後山偷入放火、至巳時平家散々落了、前帝幷女房等前內大臣等乘船逃了、凡所打取上下千三百餘人、生取之勢二萬餘騎許。玉海云、平家大略籠城中者、不殘一人伐取了、但素乘船之人々、四五十艘許、在島邊、歸住讃岐、其勢三千騎計云々。東鑑、前內府返狀曰、

正月廿六日、解纜屋島、遷幸攝州、奏聞事由、隨院宣行幸近境、且二月四日、相當亡入道相國之遠忌、爲修佛事不能下船、經廻輪田海邊之間、依可有和平之儀、來八日院使出京不歸之以前、不可有狼藉之由、以書狀被仰畢、仍官軍相守此仰、本自無合戰志之上、相待院使下向之處、七日關東武士等襲來于叡船之汀、官軍等依院宣有限、不能進出、各雖引退、彼武士等乘勝襲懸、忽以合戰、多令誅戮上下官軍畢、此條何樣事候哉、仔細尤不審、若相待院宣可有左右之由、不被仰彼武士等歟、將又雖被下院宣、武士不承引歟、若爲緩官軍之心、忽以被廻奇謀歟、猜思次第、迷惑恐歎、未散蒙霧候也、爲自今以後、爲向後將來、尤可承仔細候也、如此之間、還御亦以延引、每赴還路、武士等奉迎之、此條無術事候、全非公家之懈怠。

平家物語云、平家は去年の冬の比より押渡り西は一谷を城郭に構へ、東は生田森を大手の木戸口とぞ定めける、其間福原兵庫板宿須磨に籠る勢、山陽道八箇國南海道六箇國都合十四箇國を打從へて、召さるゝ所の軍兵十萬餘騎とぞ聞えし。一の谷は北は山、南は海、口は狹くして奥廣し岸高くして屏風を立たるに異ならず、北の山際より南の海の遠淺まで大石を重ねあけ、大木を伐て逆木に引き、深き所には大船どもをそばたてゝ掻楯にかき、城の面の高櫓には四國鎭西の兵とも弓箭を帶し雲霞の如くに并居たり、櫓の前には鞍置馬とも十重廿重に引立たり、常には城中大鼓を打ちて亂聲し、高き所には赤旗多く打立たれは、春風に吹かれて天に翻り唯火炎の燃上るに異ならず。二月四日、福原には故入道相國の忌日とて佛事式の如く遂行はる、此次に除目行はる、主上都をこそ出させ給ふと雖三種の神器を帶して萬乘の位に備り給へは、除目行れんも僻事に非ず。かく平氏既に福原まで攻め上りたる由聞えしかは、正月廿九日都には範頼義經院參して平家追討のために發向すへき由を奏聞し、二月七日卯の刻に一の谷の東西木戸口にて矢合とて定めける。○按するに一谷攻擊は一に山手なる鵯越突進を以て其決勝を見たり、鵯越の地理は別目に載す。其一谷陷沒の大意は東口生田の大手は範頼正面より迫擊したるに、西口搦手なる一谷先つ破れ平家は退却路を失ひ大敗に及ぶ。西口の義經は軍を分ち二團と爲し本隊は土肥實平熊谷直實等田井畑より鹽屋（明石郡乘水）に出て奇中の正攻を爲し、一團は義經みつから引率して鵯越より險阻を横絕して直に一谷城の背に突出す、即ち奇中の奇なり。平語文飾に失すと雖其要を採れは曰「源氏大手はかりにてはいかにも叶ふへしとも見えざりしに、七日の曙に九郞御曹子義經其勢三千餘騎鵯越に打上て、一の谷の城郭遥に見下し、（鵯越は須磨福原丹生莊の間なる山徑の名なり其一谷に出るは鵯越の一支なり）馬ども落して見給へは、平家の城郭越中前司盛俊か館の前にこそ立たりけれ。御曹子只落せとて眞先かけて落させけれは、皆つゞきて落す、其處しも小石交りの眞砂なりけれは、流れ落に二町許颯と落し、壇なる所に止まる。それより下を見渡せは

大磐石鈎瓶落しに十四五丈そ下りたる、三浦の佐原十郎義連進み出て是は三浦の方の馬場そとて眞先かけて落しければ、大勢皆之につゝき、大方のしわさとは見えず、唯鬼神の所爲とそ見えし。落しもはてぬに鬨を咄とそ作りける。先村上判官代康國か手より火をかけて、平家の屋形假小屋を片時の煙と燒拂ふ、黒烟すてに押懸りければ平家の兵共前なる海へそ多く走り入り、助舟とも幾らもありけれとも舟一艘に四五百人千人許こみのりたらんになしかはよかるへき、目前に大舟三艘沈みけり、後にはよき武者をは乘すとも雜人原をは制すへしとて、太刀長刀にて打拂ひけり。去程に大手にも濱手にもこゝを最期と責め戰ふ能登殿教經如何思はれけん高砂へ落給、生田の森の大將軍知盛の卿後を顧みあはや一の谷破れにけるとて汀の方へ遁のび馬にて海の面二十餘町泳かせ、大臣宗盛殿の御船へぞ參られける。薩摩守忠度は西の手の大將軍にておはせしが、控へ〳〵落ち給ふ所に岡部六彌太追かける之を打取奉、六彌太首を取れとも名をは誰とも知らさりけるが、箙に結ひたる文を見けれは旅宿花と云題にて、

行きくれてこの下影を宿とせは花やこよひのあるしならまし　忠度

とかゝれたり。凡東西の木戸口時移る程もなかりしに、源平數をつくして討れ、櫓の前逆木の下には人馬のしゝむら山のことし、一の谷小笹原緑の色を引替て、薄紅にそなりにける。軍敗れにけれは主上を始參らせて人々皆船に召し、汝に引かれ風に隨ひ紀伊の地に赴くもあり蘆屋に沖に漕くもあり、或は明石の浦つたひ或は淡路の瀬戸を渡る、泊さためぬ楫枕片敷袖もしほれつゝ、朧にかすむ春の月、心をくたかぬ者そなき。(忠度の墓とて今東須磨に之を傳ふる所あれど、信否を知らず)

過一谷、懷平源興亡事作歌、　賴　山陽

播之首、攝之尾、吾視其地何雄偉、山勢北來迫海濤、松柏露根亂崖草、怒潮淘沙出白骨、啼小鬼兮哭大鬼、聞說平氏曾此簇赤旆、歷歷爲城澎湃爲溝、左控王畿右甸服、咎業自期唾手收、何料東人有機智、要害早已被覘覦、九郎一身渾是膽、伏旗仆鼓出不意、蜀道雖艱不用氈、懸崖絕壁如平地、組練劃山訝懸瀑、蹄間三尋眞是鹿、奉宮殿宇從一炬、晉人爭舟指可掬、桓伊弄笛終貽羞、劉琨嘯歌亦遭戮、勝敗有機少人知、繪畫徒傳娛童兒、一自貂蟬出介冑、上下文恬又武熙、豈知養虎自遺患、羽翼已成猶守雌、敢忘越人殺其父、白旄一出誰敢支、宛如翡翠遇飢鷹、不怪毛血紛離披、獨有武州能捐軀、婦人群中見丈夫、吁呼諸君皆能學之子、不將寶劍附天吳、

一谷懷古　梁　星巖

二十餘春夢一空、豪華吹散海腥風、山背殺氣參差出、潮迸寃聲日夜東、憶昔滿宮悲去鷁、欲將往事問飛鴻、斕斑剩見英雄血、壓樹鵑啼朶朶紅、

谷かけに平家の人やさくの花、　田福

忠度の古墳一樹の松によれり

月今宵松にかへたるやさくらかな、　蕪村

平敦盛塔○三谷の西一町許に五輪石塔あり、高一丈餘梵字を刻す、或云實は北條貞時弘安の比平家一門戰死修福の爲めに建る所なり、何の世よりか無官大夫の墓と呼ひ傚したり。○須磨誌云、敦盛塔の前に蕎麥を𩞄て賣る家あり、一谷の名物として往時より之を稱す、或人の其詞を造る曰、

そばはあつ盛あんばいは義經、大茶碗に鐵枴やまもり、それを知つゝ九郎判官、うさんは色の白い玉織姫、酒は一の谷源平躑躅のもろはく、三うらの大杯で一盃のめば顔は辨慶、座敷は千疊しき水は帆掛船、紀州熊野浦まてやりツパなし、お茶はせツたい、薩摩守たゞのみ、御遠慮のお方は惡七兵衛、食ひにげしたら後ろに平山、草鞋は熊谷の陣屋の草鞋、破れる迄は受合に候。

松際旗亭蕎麪香、山當人面古城牆、分明走狗將毚兎、誰把殘杯酹九郎、　賴　山陽

風皺潮波嚙白沙、海鐵途傍翠屏斜、春探空眼王孫草、日暮誰憐刺史花、　草場　佩川

玉笛誰圖兆敗軍、梅花零落夜紛々、平家公子知多少、今日路人唯弔君、　同

八本松○須磨の西端に老樹亭々たり、稱して八本松と曰ふ。此邊は院本彦山利生記に、京極内匠が吉岡一味齋の娘菊と從者友平を殺害したりと云地なり、慶長年中の事とぞ。

界川(サカヒガハ)は攝播の國界なり、三谷の西五町細流步渉すべし、水中に榜示あり、西は垂水村鹽屋(明石郡)なり。

かたつむり角振り分けよ須磨明石、　桃靑

多(タ)井畑(ヰノハタ)

須磨村の大字、鐵拐鉢伏の陰にして後山(ウシロノヤマ)の西に在り、溪水は西南に趣き鹽屋(明石郡垂見村)に注ぐ。多井畑は平家物語に田井畑に作り、義經丹波路より播磨三草山を踰ゑ美嚢郡に出て以て一谷を襲ふに方り、先つ此地を奪ふて平氏を俯視したり、謂ゆる鵯越逆落これなり。鵯越は本美嚢郡より東南福原兵庫へ通ずる山路の名にて、源氏の軍鵯越より西に趣き多井畑に至り分れて二隊と爲り一は逆落の手段を取り、一は鹽屋に出てゝ敵城の西木戸に迫れり。平語云、熊谷の次郎直實搦手に候ひけるが、西の手の眞先かけんとしのびに落さんずる谷を弓手になし、馬手へ歩ませ行程に、年比人も通はぬ田井の畑と云古道を經て、波打際へそ打出ける、一の谷近う鹽屋と云所あり、未た夜深かりけれは此手の侍大將土肥の次郎實平七千餘騎にて控へたり、熊谷夜に紛れて其邊をつと馳通り、一の谷の西の木戸口にそ押寄せたる。○源平盛衰記には、義經鵯越より鉢伏山に登り蟻戸(アリト)

と云所に至る山を藏す、蠟戸今詳ならす、多井畑の近地に在るへき歟。

笈の小文云、須磨の後の方に山を經て田井の畑と云所、松風村雨の故里といへり、尾上つゝき丹波路へ通ふ道あり、鉢伏のぞき逆落しなと恐ろしき名のみ殘りて、鐘懸松より見下すに一の谷内裡やしき目の下に見ゆ。其世の亂れ心に浮て、二位の尼公君を抱奉、女院の御裳に御足もたれ船やかたにまろひ入らせ玉ふ御有樣、女嬬官人の類さまざまの御調度もてあつかひ、琵琶なんどしとねふとんにくるみて投入れ、供御はこぼれて鱗くづの餌となり、櫛筥は亂れてあまの捨草となりつゝ、千年の悲此浦にとゝまり侍るそや。

鵯越(ヒヨドリゴエ)

或は鵯越に作る、兵庫福原より播磨國美嚢郡へ通する山路なり。今神戸市夢野(ユメノ)より西北に走り、山田村(丹生莊)を經て、淡河村三木町等に至るを鵯越と稱す。

鵯越は東鑑に源九郎、先引分殊勇七十餘騎、著于一谷後山、號鵯越」とあり、平語に「御曹子三千餘騎にて一の谷後鵯越を落さんとて、丹波路より搦手へこそ向はれけれ」云々とありて其言ふ所支離に過ぎ信すくなし、坂落の一段最地理にそむく、唯其大意を採るへし。鵯越の本路は山田村藍那(アイナ)より東南夢野若くは長田に出つべきも、藍那より南に出てゝ多井畑に至り以て一谷に臨む別路あり、九郎は此別路を取りしに似たり、而て平語に又云「九郎義經こそ三草山(今加東郡上福田村)を責破りて既に亂入の由聞候、山の手が大事にて候へは能登守教經之を承り越中前司盛俊を先として三位通盛の卿を具し一萬餘騎にて、山の手へそ向はれける、此山の手と申すは一の谷の後鵯越の麓なり」と、教經は鵯越の本路に向ひて義經に會戰する能はず、一谷城早く已に敵の乘する所となりし歟、論者の詳考をまつ。

山田(ヤマダ)(丹生)

神戸市の北二里、山間の大村なり。舊丹生(ニフ)莊と稱し十三村に分れ、東西三里南北二里、東は摩耶山唐櫃山に至り、南は再度山鵯越の横嶺を以て須磨村と相分つ。地勢全く播磨に屬し、溪水は明石美嚢兩郡に向注す。○攝津志に山田村に鷲尾氏の家あり、鵯越の按内者たる鷲尾庄司の裔孫なる旨を說けり、鷲尾莊司は盛衰記平語に井見すれと此地の人と思はれず、丹波多紀郡に鷲尾村あり。

丹生山明要寺は大字坂本に在り、比叡延曆寺の裔末にして天台の古院なり、後世衰頹し今わつかに存す。丹生山は一名帝釋(タイシャク)山と云ひ、山田村の北界を爲し美嚢郡淡河村の上に聳ゆ。天正中別所氏の三木に據るや此に築塞し丹生城と稱す、之より先き南北朝の亂には官軍丹生寺に據れり。南山巡狩錄云「延元三年夏、播州丹生寺の宮方明石城に責よせ、加徳坂に於て合戰」の事島津氏古文書に見ゆと、本村の古へ播州に屬したるを知るべし。

(帝釋山)

有馬郡

有馬郡(アリマ)

東は河邊郡に至り南は武庫郡に至り西は播磨美嚢郡北は丹波多紀郡なり、周むに山嶺を以てし諸水一束して東南に瀉ゆ、即武庫川の上游なり。南北八里東西四里、今二町(三田湯山)十三村に分る人口三萬六千郡衙は三田(サンタ)に在り。

有馬は日本書紀「舒明天皇三年、幸攝津國有馬溫湯」とありて溫泉の名古今に著聞す、萬葉集に

大君の御かさにぬひて在間菅ありつゝ見れとことなきわき妹

とあるも此地の菅に寄托したる歟。和名抄、有馬郡、訓阿利萬、五郷に分つ。

有馬山(アリマヤマ)

此名は郡中の總稱なれば何處と限定し難し、攝津志湯山に擬するは非なり。又古歌を按するに有馬山は猪名野に取り合す、即猪名川に面へる羽束山名鹽山生瀨山船坂山なと六甲山の北に接續する諸峯を曰ふ者の如し。

しなか鳥居名野をゆけは有馬山夕きり立ちぬ宿はなくして、(萬葉集)

津の國の武庫の奥なるありまやま有とも見えす雲のたな引(新千載集)

生瀨(ナマセ)

有馬郡の東南端にして武庫川に臨む、(此に生瀨川と云) 即猪名野(池田伊丹等)より有馬山へ入る隘口なり。今名鹽と合併して鹽瀨村と改稱す、生瀨宿より北に進めば名鹽を經て三田に達し、西に船坂を踰ゆれは湯山に至るべし。○淨橋(ジヤウキヤウ)寺在り淨土宗の名藍なり、寬元元年僧證空(西山上人)開基、本尊彌陀は宇都宮彌三郎賴綱入道蓮生の念持佛なり、又寬元二年沙門證空(即善惠)款識の古鐘あり。

生瀨渡謁玉堂相公兩作　僧　義堂

水生石上路迷道、人馬分升忘上風、達者用公兩川手、小僧省得笑浮生、(空華集)

(淨橋寺)

四十八瀨(シジウハッカセ)

今坂鶴鐵道、池田より生瀨を經て三田篠山に向ふ。生瀨より西船坂山(フナサカヤマ)を踰ゆれは湯山に至る二里、幽溪に沿ふて行く、幾渡の灘多し、六甲山の陰にあたる。

遊馬山、涉四十八瀨、前後十數里、不見人家、

當路危巖皆虎踞、奔流迸水盡龍行、四十八曲天將黑、咳笑時聞木客驚、　牧　[illegible]齋

名鹽(ナシホ)

鹽瀨村大字名鹽は生瀨の西北一里に在り、更に西行二里を山口村と爲す。名產名鹽紙あり、縱須横長にして書信の用に供す、多く大坂に消費せらる、世に大坂半切と呼ぶ。○名鹽教行寺は眞宗本願寺派の名刹な

り。又鑛泉三所あり、微温湯也。○康正二年造内裏段錢記に「參貫文、八幡大乘院、攝州有馬郡内鹽莊」とあり、内鹽即名鹽なるへし、又長鹽に作ると云。

賀美郷（カミ）

和名抄、武庫郡賀美郷。○今鹽瀬村なるへし、武庫河の中游にして有馬山中に近接するを以て、後世有馬郡に隷するならん。

羽束郷（ハツカ）　（後川）

和名抄、有馬郡羽束郷、訓波都加之。○今高平村（大字羽豆川）西谷村（大字羽豆今川邊郡に屬す）是なり。鹽瀬村の北にして一條の長谷委蛇として七里に及ふ、羽豆川の水源は豐能郡杻根莊村天王峠に出て後川と稱す、末は武庫川に入る。

姓氏錄云、攝津國神別天孫羽束、天佐鬼利命三世孫斯鬼命之後也。又云、攝津國皇別羽束首、天足彦國押人命男彦姥津命之後也。○延喜式云、攝津國有馬郡羽束工戸、役十五日、不免其調、若有絶戸、並口分田準價責租、充雜工食、不給公粮。

つの國はつかといふ所に侍りける時道しける
秋はつるはつかの山のさひしさに有あけの月を誰と見るらん、〔新古今集〕　源　俊頼
津のくにの羽束の里にすむ人はけふかあすかと世をも歎かん〔家集〕　和泉　式部

拾芥抄に攝津國羽束郡の名を載す、當時私立の郡なりしにやあらん。

（羽東山）

高平（タカヒラ）

羽束郷の高平谷今高平村と稱す、大字酒井に延喜式河邊郡高賣布神社あり、郡界後世移動ありし歟。攝津志云、高賣布神社上棟文、永正十年越前守小野時家修補。○按に賣布神社は今河邊郡小濱村米谷に在り、參照すへし。又高平村大字十倉羽豆川の隅に大舟山あり、三峯高峙して絶壁斷崖を成す。

小野（ヲノ）

高平村の西を小野村と曰ふ青原峠あり丹波篠山に出る直徑之に係る。

小野の青原峠に母子と云ふ小山驛あり。母子の東に永澤寺あり、禪家の古刹なり、元亨釋書之を以て丹波國と爲せり、曰寂靈、豐後州人、幼誦讀書、不屑居俗、年十七、至州之大光寺、依定山禪師落髮、後遊諸方、應安元年、遂出世于能州總持、細川頼之皈創丹波永澤寺、寂靈爲其開山始祖。○青野川は青原峠より發し、武庫川の一支源なり。

（永澤寺）

中野（ナカノ）

此村は小野の南に接す青中莊と稱す。東寺古文書正和三年七條院領攝津國中莊あり、此歟、大字末に洞窟三十餘所、人造の者なるへしと云ふ、後の考究を期す。

四辻（ヨツツジ）

今本莊村と改む、四辻は三田より篠山に通ずる驛路にして西は播磨の國堺なり。四辻の北二里古市村あり、亦山驛なり、地勢當然有馬郡に屬すへく、實に本莊川の源なり、今丹波多紀郡に屬す。本莊川青野川と合し三田川と爲る、即武庫川の上游なり、四辻より三田に至る二里半。今阪鶴鐵道は藍村を經由す。

忍壁郷（オシカベ）　（藍）

和名抄、有馬郡忍壁郷、訓於之加倍、在上下。○今詳ならず、郡の北部にて、小野中野藍本莊の諸村にや。姓氏錄に「攝津神別、刑部首、火明命十七世孫屋主宿禰之後也」と見ゆるは即忍壁郷の部民なりしにや。

三輪（ミワ）

中野の南を今三輪村と爲す、三田町に接す、三輪神社あり、郡中の一舊祠と云。○大字樫下に寨址あり正平年中郡の豪族松山（今大字川除）大原（今大字大原）貫志（今貫志村）有馬の諸氏之に據り、官軍に應したり。○大字尼寺に菩提寺と稱する古刹あり、[illegible]、一簇角山は倒扇状の奇峯にして俗に有馬富士と稱す其裾野を志手原と曰ふ、遠望すれは駿州芙蓉峯の景に匹似す。

（角山）（香下）

三田（サンダ）

有馬郡の中央に居り、山中の小都會なり、戸數一千神戸市を去る八里とす、舊九鬼氏の塞あり、今郡衙を置く。阪鶴鐵道之を經由す。三田陣屋は元和七年松平丹波守平康長之に居り、寛永十一年九鬼大和守久隆之に代り、子孫世襲して封土三萬六千石なりき。○三田の車瀬は有馬氏の館址なり、有馬氏は播磨赤松氏の流にして與次郎則景本郡に移り美嚢郡淡河を兼併して宗族と爲る、乃有馬と稱す。其子重則淡河に轉し重則の子兵部卿法印頼則豐臣氏に歸伏し遠州横須賀へ移封せられ三萬五千石也。慶長五年頼則德川家康に服事し其子豐氏福原に戰功あり即有馬郡の故領二万石を加賜せられ、丹波福智山城に移る。元和六年更に筑後久留米城に移り二十一万石の巨封を受く。○南山狩巡錄に島津古文書を引き「延元四年八月、淡河岩岸三田等の城々にて、赤松律師（則祐）河原三郎島津忠兼等官軍と合戰」の事を記す、岩岸は今詳ならねど淡河三田は東西相去る凡四里。

（車瀬）

田中（タナカ）

今三輪村に大字下田中あり、此なるへし。細川兩家記云、永正十六年己卯の歲、秋の比より四國衆播州勢京上りに附き、澄元方に池田前筑後守息三郎五郎申されけるは、今度攝津國口の先陣は何かし仕り候へしとて申請、攝州有馬郡田中といふ所へ上り人數を揃へし所に、高國の方河原林對馬守正頼鹽川孫太郎相談し、彼田中へ同十月廿二日夜半に夜討、寄手鹽川孫河原林身にかわこぬ人あまたうたせ漸々にこそ引にけれ、池田三郎五郎は首三十あまり討取り阿波國へ注進申されければ、澄元御感ありて豐島郡一色に下され、彈正忠になされ申さなり。○三輪村の南にして、三田町の對岸に在り。

道場（ダウヂヤウ）

三田の南を道場村とす、湯山山口より三田に至る間路なり、道場の東大字生野に羚羊谷の奇勝あり
○攝津志云、羚羊谷、在生野村南、俗曰鎌倉、蒼崖千仞下臨一葉渓、奇岩抜出者數十丈、名之鍋佛岩、岩形似佛、其西横嶺透迤、名以鼎山、山形似斧竈、東有振鷺瀑、一

（羚羊谷）

葉淡之源也、噌峯百丈、水如綫而下。

大神郷（オホミワ） 和名抄、有馬郡大神郷。○今三田町貫志村等ならん。三輪の三輪明神は色葉字類抄に「大神、温泉脇（カンタ）香三僧大神者、是一體分身也、故號三和社」など見ゆ、貫志神は同村大字杏下に在り。

幡多郷（ハタ） 和名抄、有馬郡幡多郷、發多、在上下。○今八多村是なり、松畑莊と稱す大字西畑存す、大澤村直場村も此中なるべし。

有間（アリマ）神社は延喜式有馬郡の一座なり、今八田村大字中村に在りて山王權現と稱す〔攝津志〕

山口（ヤマグチ） 道場と湯山の間なる村名なり、攝津風土記に功地（クチ）山と云ふ此と云〔攝津志〕

（功地山）

公智（クチ）神社は延喜式有馬郡の一祠なり、今山口村大字山口の久牟知（クンチヤマ）山に在り天王宮と稱す〔攝津志〕風土記曰、有馬郡有久牟知川、右因山爲名、山本名功地山、昔難波長樂豐前宮御宇天皇世、爲車駕幸湯泉、作行宮於湯泉之時採材木於久牟知山、其材木美麗、於是勅云、此山有功之山、因號功地山、俗人彌誤曰久牟知山〔釋日本紀〕

湯山（ユヤマ） 三田の南四里、六甲山の北麓にして蒐原任吉停車場の北三里餘に在り。謂ゆる有馬温泉の所在地にして戸數四百五十、拔海一千一百尺の高に居り、山中の孤村なれど浴客常に來集するを以ておのづから佳麗の小繁華を爲す、湯山町と曰ふ。名産竹細工籠細工陶器等あり。

有間湯（アリマノユ） 有間の温泉は近く京畿の山に在るを以て古より著聞す、而も其涌出盛にして効驗多きが故に今に至りて益興る。浴場は近年改造を爲し、宿舍十餘戸浴婢を置き能く客を待遇す、舊温泉寺の宿坊たるを以て呼ふに二階坊御所坊奥之坊兵衛坊池之坊等の名を以てす、浴場は別湯並湯の二室に別れ、温度攝氏三十九度、多量の鹽化分を含み鹹味あり水色溷濁して赤褐の沈澱を爲す、効能は主として防腐解凝強壯催下制酸等に在り。又杉谷の冷泉（本泉の東）は炭酸泉にして俗に鐵砲水と稱す。上谷（カミタニ）に妬泉と云者あり時々怒號沸騰す、里諺に女子盛裝して之に臨めは妬心怒氣を生す故にウハナリノユと名つくとぞ、妬泉の西に明目泉あり、眼を洗へは善く翳を除くと云ふ。

○日本鑛泉誌云、有馬本湯鹽類泉にして泉口を一にし其槽を分つのみ、冬時は酸化鐵游離する爲め溷濁すれと夏時は常に澄清し游離炭酸少量を含み味甚鹹く澁濇なり、其反應は弱酸性にて燃灼すれは亞兒加里性を爲す、温熱百度と常とす。杉谷（スギタニ）炭酸冷泉は無色澄明にし硫臭微にあり酸味を帶ふ、固形分千中二、明治六年始めて開場し飲浴並に佳、此冷泉近傍に地獄谷の字あり、谷中智井あり鳥（トリ）地獄と稱す、鳥の此に近接し來る者井中發散の氣に觸るれは斃れずと云ことなし、又凹處を蟲地獄と稱す蟲類の窒息して死する者多し、盖皆過量の炭酸氣を發するに由る、舊名地獄穴と云へり、花（ハナ）湯は新湯と稱し本湯の上方數十間に在り、炭酸性似温泉にして熱八十五度に過ぎず、專ら湯氣の凝結せる者を採りて金瘡を治する用に供す。」

有馬温泉志云、此温泉の熱度、豐公以前の事は考へ難けれど、慶長元年の地震に依て俄に熱湯となり、豐公普請を命せられし後今の温泉となりたりと云ふ、而も猶熱高かりしにや羅山の記に「有間湯、舊得冷煖之中、而浴者有効、一旦會地震山崩、而後諸熱湯手如探湯、殆似投雞卵而黄白凝結也、故近歲引澗水于筧以注之、始獲浴焉、然其効亦可觀也」とあり、羅山の有馬に浴せしは元和七年にて、慶長の地震よりは二十五年の後なり然るに尚此の如し、又温泉圖附錄に「窮推斯泉也、往古來今、大温無比、是以泉頭常設樋汀水桶、使人含之以解浴煩、或以冷水滑盥手巾、戴諸百會、以禦頭疼眩暈、名曰枕水、又有提桶、別汲温湯盛之、高懸以灌浴者肩背、名曰打湯、以治頭瘡眼赤瘰癧肩氣耳底等等云、當時泉氣猶未得其所歟、故使浴者悸怖失心、往往有焉」と、此文に依て見れは昔は温度頗る高くして浴するもの動すれは眩暈など起すことあるを以て、手拭冷水に浸し頭に戴きて入りしと見えたり、然るに寶永六年（元和七年より八十八年後なり）貝原損軒入浴の時には温度下りしものと見えて、有馬山温泉記（損軒の著）には[illegible]の事も言はれず、正徳五年（損軒の入湯より纔に六年後なり）河合章堯の著せし有馬山温泉記追加には「唯有馬の湯のみ冷熱人の好に應ずるか如く、尤寒暑晝夜に少のたがひめありといへども、杓にてそゝぎあつくおほゆるを、つきめて入る時は湯和かにして、水を加ふるに及はず、自から中を得るか如し」とあり、是より又八十四年を經て、文化中に至り温度益下りしにや、拓植龍洲が與薗場に與へし書中に「舉世相傳、有馬温泉火氣過甚、不足適人之膚、初浴者必毛寒甚久、然後肌膚温温、猶曝背於秋陽、時嗟世俗不識泉性、亦何足與道哉、然其所以有此言者、盖泉氣之所在、其必有所不能使人無燃然也」と言へり、さて漸く温度の次第に下ることは、四面の水淵相合して温泉中に滲入するの致す所なりと論せしより、遂に泉底を浚へし事あり、されど温度は增加せざりし如し、又交譯中豐公の浴し給ふ時、藥師山の前の庭を鹽濱となし、此温泉を汲て鹽を煮させ給ひしに、其まゝ鹽となりしかは、律仁寺の南化和尚これを見て、

今見智謀過古賢、温泉流處汲潮煎、山非海上白松島、
寒月篩光鹽滿畑、

といふ詩を作りしよし、田中伯元の紀行に見え、又拓植龍洲の書中に「頃適有郵便、忽聞所寄呈、玄貝一朋、實是馬山温泉之鹽、是彼泉液、注諸于盞盤、文火煎沸一晝一夜、鹽湯液凝、成一大鹽塊耳」と見ゆ、温泉にて鹽を煮しはためし少き事なれは、姑く爰に記して話柄となす。

溫泉館、送同人回嵯峨、兼簡諸友、　義堂

馬山氷雪妨春色、幾樹櫻花門艷紅、佗鳥未遷南國晩、
孤雲自去北山中、橋邊詠古鶴詩宿、度月橋高馬過空、
會有故人傾問信、温泉且澡異頭蟲、

溫泉雜詩

昔聞行基雨下陽發、爭受靈山顯命來、誰法誰人并護國、
行宮門對寺門開、女神閣
風流荒宴破頭時、猶許[illegible]藏峭峨機、莫把嗔[illegible]易打、
[illegible]岸當[illegible]蘿々、[illegible]巖
誰將池[illegible]有山泉、引得[illegible]人照[illegible]寒、須信[illegible]波[illegible]是水、
往來莫作錢湯看、地獄泉（以上空華集）

丁亥孟夏偶到有馬　淺見絅齋

鑑[illegible]今日渡[illegible]橋、塵緣相間遠[illegible]、病安湯[illegible]外、

一條覺[illegible]

林[illegible]山有馬温泉記（今[illegible]寺[illegible]藏）云、攝州有馬郡、山口莊之湯泉、未詳其始也、舒明天皇、孝德天皇、並行幸于此、[illegible]已久矣、舊記曰、行基法師、自昆陽寺、來于有馬山、見一人病臥山中、問曰汝何疾病、而若此哉、答曰[illegible]湯[illegible]疾、而力疲不得進、且絶食已數日、行基[illegible]之、與飲食、病者曰今食無魚、行基乃至長洲濱、得魚以歸、[illegible]上人先試嘗之、其郎[illegible]、味甚美、於是[illegible]之、病者[illegible]、且告曰、我有黑[illegible]、上人若舐[illegible]、[illegible]痛可少忍乎、其[illegible]而[illegible]時、[illegible]見其形[illegible]作金身、即藥師佛之貌也、其人[illegible]拜、佛告曰我有[illegible]泉、[illegible]上人現病[illegible]、言已不見、基感歎不止、刻等身藥師石像、置于泉源出處、就建一宇、今藥師堂是也、以其所割之殘魚、放[illegible]昆陽寺池、化爲一目魚云、此山有三神、一曰湯山權現者藥師、一曰三輪大神者[illegible]、一曰[illegible]舌明神者千手大悲也、[illegible]來浴者[illegible]病多愈、蓋依佛神加被力乎、承德元年丁丑、天作洪[illegible]水、崩山[illegible]家、九十五年後、和州吉野僧仁西、詣熊野[illegible]、一夕夢神告曰、攝州有馬山中有湯、近歳荒廢甚矣、汝可往從事、西曰以何爲證、神曰庭樹葉有蜘、宜隨其絲所牽以赴焉、翌旦覺而見果然、既而至中野村二松下失蜘蛛、西迷道而立、俄有一叟、導西登山、投木葉曰、葉落處必是靈地、忽不見矣所之、遂就其佽、開舊跡、浚湯源、建寺及十二坊舍、置守湯人、時建久二年辛亥二月也、享祿元年、及天正四年、再罹[illegible]佽之災、堂舍人屋皆爲烏有、十三年乙酉、羽柴秀吉公之夫人、興建寺院、納封田、今之[illegible]者是也。○書紀、舒明天皇三年、幸于攝津國有間温湯　十年幸有間温湯宮。孝德天皇大化三年冬十月、幸有間温湯、左右大臣群卿大夫從焉、十二月天皇還自温湯云々。此温湯宮址は攝津志に杉谷と爲す、又大治三年白河法皇待賢門院の御幸、安元二年後白河法皇の御幸あり。

有馬の湯にしぬひて御幸ありける御供に侍けるに　湯明神をは三輪の明神となむ申侍るときゝて、　按察使資賢

めつらしく御幸を三輪のかみならはしるしありきの出湯なるらん（千載集）

溫泉神社　延喜式、有馬郡名神大祠なり、湯山町字鹽原山に鎭座す、後世三所權現と稱す、蓋[illegible]寺中[illegible]僧仁西[illegible]野神に擬し三所の號を立てたる也。神祇志料云温湯神は千載集色葉字類抄に據れは三輪社と云ひ大己貴命を祭る、山家要略記に攝津温泉神は大和三輪社と[illegible]とす。○釋紀引風土記云「有馬郡、又有[illegible]原山、此由聞在鹽湯此邊因爲名、始得見聞湯者、土人不知時世之號、但知島大臣時耳」と島大臣とは蘇我馬子の號なり。

色葉字類抄云、温泉三和社舊記曰、大己貴[illegible]泉[illegible]舌三[illegible]大明神者、是一體分身也、[illegible]號三和社、崇峻天皇始定神戸、[illegible]天武八年[illegible]帳。又云地獄穴事、古老云、神殿異方有穴、號之地獄、穴廣各二尺剩、凡生[illegible]之類、入此穴者、莫不損命、其證于今不絶云々。第一白馬不[illegible]向、第二女重服房内事有月事、第三當任國司不參詣、洩[illegible]之後房内之外不忌肉食云々。古老云、此湯明神者、東方淨土藥師如來之垂跡也、隨温泉底、有石佛像、其[illegible]藥師如來像也、自其左右[illegible]出温泉、承德年中、[illegible]洪水以後、不奉見尊容云々。古老云、參詣之輩、先造陽形、[illegible]社頭、是定習也、湯明神[illegible]婦女之姿給、近則入道太政大臣雅□[illegible]參詣之時、造[illegible]件形之條、尤不得止事也、[illegible]見[illegible]集[illegible]、其後人々有夢告、如元[illegible]造[illegible]。

（鹽原山）（地獄穴）

溫泉寺　湯明社の供僧なり、當嶺山と稱し眞言宗を奉す、本尊藥師如來、行基大德の創建と稱す、建久二年大和國吉野の仁西上人中興し衆徒十二坊を置き一山の事を管治す、寺の東に清涼院、宮阿彌等あり謂ゆる奥院なり、天正文祿の比豐臣秀吉夫妻の入浴あり温泉寺を改修したりと云ふ、此他佛刹稍多し。温泉寺の諸坊[illegible]院[illegible]清涼院[illegible]今亡ふ。

落葉山（善福寺）　湯山の西に峙ゆ、一名投木山又妙見山と曰ふ、天文年中三好宗三此に築城したるを以て今城山と稱す、山麓に善福寺あり、此寺は今曹洞禪を奉ずれど往時は温泉寺に屬せり、温泉寺の舊什物多く此寺に傳ふ。○三好家成立記曰、攝州有馬湯の谷の西童子山の城には三好宗三、甚其勢五百近國の寄便宜、播州三木の別所興後守是を可攻由評定有りて、明石浦を見[illegible]手、各嶺を分ち下りて燧石の峠に上り、童子山を見下し閲ゐ上る、後[illegible]の[illegible]も押寄たれど地形難所にて掛合せ可成にも非りし也、其後雨風烈しければ宗三云多勢に無勢始終難成とて、河内國へ引き退きしとなり。

鼓瀧　湯山の南八町許に在り、水源六甲山より出て温泉三丈六尺廣一丈樹石の布置頗る韻致あり、有馬温泉第一の勝景なり。赤松律師則祐の鼓瀧の歌耳比鳥利帖に載す、原本は湯山池之坊に藏すとぞ。

有野

湯山町の西を有野村と曰ふ、唐櫃山あり水晶を産出す故に燧石峠とも曰ふ、又其西に風越嶺あり、

之を踰ゆれば丹生莊山田村なり。

春木鄉（ハルキ） 和名抄、有馬郡春木郷、訓波留木。○今呼ならず、湯山町有野などにあたる、春木は墾開の義ならん。

近江

近江國（アフミ）（チカツアフミ） 北は越前若狹、西は丹波并に山城、南は伊賀并に山城、東は伊勢美濃なり。琵琶湖は州の中央に居り、四山の水皆之に歸し、西南に一溝を決潰して之を疏通す、即淀川宇治川の源地也。東西凡十二里南北凡十九里、面積二百六十方里、其他四十六方里は湖水なり、縣治を大津に置き、滋賀縣と曰ふ。

（近淡海）近江は近淡海（チカツアフミ）の假借にて、遠淡海に對比して此名あり、遠淡海は即遠江國なり。古昔には多く淡海（アフミ）とのみ稱し、（相海）或は相海に作る、本湖海の名を轉じて國名に呼べる也。（江州）中世以降江州（ガウシウ）と號し、江北江南に分ち、又江西江東に分つ、大抵滋賀高島を西近江と曰ひ、又淺井坂田伊香を北近江と曰ふ、地理を見て知るべし。本州は西南に畿内を控へ東北三道の要衝に當り、四方の樞軸に居る、（江東）畿外と云ふと雖實は京師の屬邑のみ、大路は江東を重要とす。○武智麿傳云、近江國者宇宙名地也、地廣人衆、國富家給、東交不破、北接鶴鹿（ツルガ）、南通山背、至此京邑、水海清而廣、山木繁而長、其壤壚黑、其田上々、雖有水旱之災、曾無不穫之恤、故昔聖主賢臣、遷都此地、鄉童野老、共稱無爲、携手巡行、遊歌大路、時人咸曰太平之代、此公私往來之道、東西二陸之喉也。

近江は和名抄知加津阿不三と訓み、十二郡を管す、延喜式之に同じ、中世善積郡の名あり、近時は東淺井郡の名ありしも今皆廢し、十二郡の舊に依る、土俗中郡（ナカゴホリ）の私謂あり愛知神崎の邊を指す。古の淡海國は江州の總名なれど、萬葉集に遠江（トホツアフミ）の語ありて江北を指す、

あられふり遠江の吾跡（アト）川楊かりとも亦生ふちふ余跡（アト）川楊、

吾跡川は今高島郡の安曇（アド）川是也、蓋國郡制置の前代には淡海は總名なれど、中にも江南の一方を殊に淡海國を指したるならん。古事記「境原宮、孝元段云、建内宿禰之子波多八代宿禰、淡海臣之祖」とありて、其氏人は崇峻紀に「遣近江臣滿、於東山道、使觀蝦夷國境」とあれど、其在所は詳ならず）古事記に「天押帶日子命者、近淡海國造之祖」と云ひ、國造本紀に「淡海國造、彦坐王三世孫、大陀牟夜別」と云ひ、又安（ヤス）國造、安部公などあり、其安國造と近淡海國造、又淡海國造と云ふは本來同姓なれど、姻親の關係上より一家門と爲れる次第は、野洲郡御上神社の條に注す。又坂田（サカタ）國造あり、坂田郡を參照すべし、是は江北を指せるなり、其地蚊野（カノ）蒲生三上などは皆淡海邑なり。姓氏錄に「淡海眞人、出自諡天智皇子大友末也」と見え又天智天皇大津宮に臨御ありし以て、之を近江朝廷と稱し奉る、之より先成務天皇は滋賀高穴穗宮に臨御ありしかど、古書の例天智をのみ近江朝廷と指す。

江州は武家興立以來佐々木氏の管國にして、子孫六角京極の二家に分れたり、室町幕府の末造に至り江北京極家は淺井氏の奪ふ所と爲る、天正中に至り南北共に滅し織田氏に歸す。織田氏安土（アヅチ）山に築城し鎭府と爲せしが霸業半途にして斃れ、豐臣氏八幡（ヤハタ）山に築城したりしが久しからず、德川幕府に及び彦根城を起し元勳井伊氏を封し、以て京畿を控制せしむ、[illegible]には江州撿地高七十餘萬石と稱し、[illegible]八十六萬石、

江州　島田忠臣

江州形勢自雄哉、[illegible]、[illegible]、
一泓湖[illegible]、[illegible]、
[illegible]、[illegible]。

江州道中　山縣周南

今年復行役、落日湖東州、湖樹含[illegible]、[illegible]雨浮、
乾坤[illegible]、萬[illegible]大江流、[illegible]風物、[illegible]、

江州　菅茶山

煙水蒼茫[illegible]、[illegible]、
六代[illegible]、[illegible]、
[illegible]、[illegible]、

過湖山　柴栗山

湖邊沙路[illegible]、[illegible]、
皇州近在[illegible]、

湖上即目　岡本黃石

越北羣[illegible]、[illegible]、

近江名勝按内記云、此國は土地肥饒にして收穫多し、然れども湖邊の村落は屢洪水の害あり、古來地租の重き所にして、民俗儉約なれば、中部の人は商賈を業とし、他州に店鋪を設く、其行商の風俗たる四方に往來し、貨物の有無を通ず、之を近江商人と曰ふ、初め其家を出るや天秤棒一本を肩にし、東西に利市し、歸家又棒一本を肩にするのみ。産業事蹟云、近江麻布は産地諸郡に散在す、高宮縞と云ひ、野洲晒と云ひ、[illegible]布と云ひ、加田布と云ひ、地平織と云ひ、種類一ならず、其産額甚多くして殆んど近江麻布の名聲を專有するものは絣花色等の絣布とす、其創始の年代未だ詳ならずと雖、今を距る百五六十年前に在て、江州商人が各地奔走の際、其製法を習ひ得て之を本國に傳へたる

ものゝ如し、乃之を事實に徴するに、麻布の産地たる神崎愛知犬上の三郡に於て、古今富豪を以て名あるものは概ね麻布に縁故ある屋號を稱し、且現今と雖も越後奈良能登等の麻布は、大半江州商人の手を經て諸國に販賣するを見て知るべきなり、往年は年々四五十萬反以上の産額なりしが、近時は減じて二十萬反内外に降れりと云ふ。

琵琶湖（淡海）

古は單に淡海と曰ふ又近江之海と曰へり、近代に及び專ら琵琶湖と云ふ。宇治川（末は淀川）の源にして、四山の水之に歸し、無雙の巨浸を爲す、古來此湖、東西十里南北廿里と稱するも、東西は廣狹一ならず、今實測するに南北十七里に過ぎずし、東西は狹處一里に滿たず、（堅田浦）廣處も六里許（長濱浦）とぞ、面積凡四十六方里。

續日本紀、養老元年、行幸美濃、行至近江、觀淡海。○海道圖會云、淡海又琵琶湖と號く、堅田より瀬多に至て狹く、形琵琶の頭首に似たり、勢多より宇治に至て彌々細ければ海老尾にたとへたり、柱には竹生島あり、佐々木百萬石は皆湖の潤澤なり（琵琶の名は何時代に起れりやを詳にせず）○書紀通證、近江國當圖曰、倭云[illegible]者、人王第七孝靈天皇五年、江州地坼、水初見湛云、淡海號出于此、東海諸國記、崇神天皇元年、開近江州大湖。○近江輿地志略云、琵琶の湖は、年代記に曰く「孝靈天皇五年、一夜地裂、湖出來、駿河國富士山涌出す云々、又説云、孝靈帝五年、地裂て湖となる、善積一郡すでに湖となるのち其土富士山となる、かるがゆゑに富士詣をなす人、風すさましく山はげしき時は、近江の近江のと呼はるときは、かならず風しつまるを以て、近江の人を先達となすといへり、皆淺言人を惑はすものなり。○日本後紀、弘仁六年四月、行幸近江國滋賀韓埼、便過崇福寺、梵釋寺、即御船泛湖、國司奏風俗歌舞。文華秀麗集云、

夏日臨泛大湖一首　御製（嵯峨）

水國追涼到、乘舟泛大湖、風前鱗浪起、雲裡落帆孤、浦香濃蘆橘、洲色暗蒼蘆、邑々採蓮作、村翁釣魚徒、畏景西山沒、清猿北嶼呼、沿湖興不已、弭棹轉歸艫、

過琵琶湖作　伊藤仁齋

古來云此水、一夜作平湖、俗説尤難信、世傳詎亦迂、百川流不已、萬谷滿相扶、天下滔々者、應憐異教趨、

過太湖　山縣周南

甸服攬東道、嶽陽開太湖、風波來萬里、壯志愧雄圖、

淡海　守屋東陽

琵琶湖潤一蒼茫、名勝相迎興激昂、大澤龍蛇雲夢遠、舊都文物歳華荒、山臨積水生秋色、帆接遙空引夕陽、神女祠壇杳無際、飛揚萬里欲褰裳、

遊于琵琶湖追賦　垣内海莊

淡海曾遊東、湖山氣勢壯、層城蒼[illegible]底、巨刹彩霞中、斷沖流紅日、横林生暗風、龍蛇何處去、漠々碧蘆空。三萬六千頃、浩々吞百川、卷雨聲搖嶽、濺星勢逼天、城松浜曉翠、島竹散晴烟、此景誰堪憶、詩人高浩然。落日湖復紅、湖樓欲御風、明晦無晝夜、江山送英雄、水流功名盡、雲在遺蹤空、感慨不成睡、月白濱歸鴻。

琵琶湖歌　岡本黄石

我邦分六十、淡海在中土、吾昇[illegible]歴觀、地勢何壯巨、北控三越四五畿、千山萬山成四圍、中有太湖之吞吐日月、得非造化鑿天池、蕩々三萬六千頃、百川會作巨浸來、終古水天同一色、宛然有似畫圖披、春融蕩分秋激[illegible]、籠朝陰分盪夕暉、浮嵐暖翠千萬狀、無時無處不清奇、幻[illegible]子越何足數、由知乾坤神秀鍾于[illegible]、一日飲湖亭、四山風景美、浩獣興未闌、山背殷雷起、黑風乍廻閃雲旗、百道驚波白雀躍、急雨傾天注射來、勢如萬弩發激矢、恍疑伍胥憤魂[illegible]、來駕怒濤、巫支騰踔神鞭駛、又訝共工再出頭觸不周山、翻疑提鼓走群鬼、第恐爲之天柱折地維裂、山岳崩壞人共死、須臾萬態悉消滅、翠屏玉鑑一時啓、方知天地靈怪不可測、丈夫意氣應如此、憶昔兵馬日倉皇、五畿七道妖氛揚、吾公一震佐英主、十年汗馬驅豺狼、遂以元勳充鎭國、收此勝概入封疆、留來二百餘年業、流峙居然抵金湯、我聞王侯守國天設險、毋乃形勢非此鄕、

湖上矚目　梁星巖

楓葉蘆花湖亦瀞、雨餘雲斂夕陽間、湖光一片明如鑑、照出文君黛色山、

淡海の海ゆふなみ千鳥なかなけば心もしぬに古おもほゆ、（萬葉集）あふみのみ涙かしこし風守り年はや經なむこけさはなしに、（同上）相坂を打出て見れば淡海の海白木綿花に浪立渡る、（同上）

湖上の八景は、明應九年近衞關白殿下江州に滯留の頃、瀟湘八景に擬して之を撰まれたりとぞ、世に近江八景と稱す、其題目は

三井晩鐘　石山秋月　堅田落雁　粟津晴嵐
矢橋歸帆　比良暮雪　唐崎夜雨　勢田夕照

等にして本邦各地の八景名勝皆之に因りて更に模擬を爲す、從來の尤なる者歟、詩歌多けれど陳々相依るに過ぎず。謡曲八景の詞は今の題詠（明應の撰歌）より稍異趣とす、明應以前の舊詞なるに似たり、賞味すへし、

あれに見えたる比良の山、小松か原に吹く嵐は、山市の晴嵐もかくやらんと思はれ、高野の入江の湖崎の眞砂は、雪かと見えて江天の暮雪に異ならず、あらおもしろやと見る程に、いさゝ心の澄渡る、堅田の浦の釣舟の、沖より家路に急ぐなば、遠浦の歸帆と打ながめ、雪の一むら殘れるは、夜の雨の名ごり歟、扨比叡山の鐘の聲を、遠寺の晩鐘かと打聞き、それ辛崎に翼をたるゝ沙鷗、平沙の落雁に之をなぞら

（鳰海）

へ、洞庭の秋の月には、鏡の山をたゞへたり、誰を漁村の夕照に、つりたる、者とは思ふべき。

又淡海をは鳰海と詠ずることあり、是は中世以降の事にして野洲郡邇保郷の下に注せる如く、郷名より出てし名也、鳰てるやと云詞も「邇保を出る舟」の原意より轉して淡海の枕詞とはなれり、源氏物語にはにほのうみと詠す、

風わたるにほの水海そらはれて月かげきよし神津しまやま、（續千載集）前關白

此湖水は元祿年中に瀬田川浚渫不開にして排水を爲さんとの議ありしと云ひ、又享保年中には山切拔の目論見ありしと云ふ、近年大坂敦賀間の運河を豫想する者あり、其説に水面は今海上八十六米突の位置を保ち、二億一千三百萬坪の積を有す、水深は最深八十米突もあらんと推測せらる、故に水深四十一米突を減し、標高四十五米突に至らしめは、一億六千萬坪の陸地を有へしと云々。

水産調査所報告云、琵琶湖に注入する河川は野洲、愛知、犬上、安曇の諸川とす、仁保、善利、知内、石田、比良、和邇は小流なり、四周の山脈は高しと雖北地狹小なるを以て大河なし、殊に西近江の南部には、急斜せる山腹より一射湖中に奔下し、其河床は兩側の原野よりも高きものあり、此の如くなるを以て平時は全く乾涸し、之を湖上より臨むときは恰も白蛇の山腹を下るに似たり、彼の比良讀の如きは即ち是なり、東近江は原野較廣くして長流ありと雖、平時は大に水量を減し甚しきは全く乾涸するものあり、毎年夏時霖雨の際には、漸次湖の水量を増加す、通例平水より増すこと三尺内外なり、時に五尺乃至八尺に至ることあり、殊に明治元年には非常に出水して、其水準一丈餘の高に達したりと云ふ、湖の面積の大なるに比すれは河川の灌集尙狹小なるを以て洪水は決して一時に來らず、而して其退減するや亦緩徐なり、又此湖水には海水の如く一種の運動あり、其表面流は常に風向に從ひ底流は之に反すと云ふ、故原田博士の説に據れば、本邦には土地搆成の結果として、本邦地形に並行して生したる裂罅數多あり、其越前より九州筑紫の海に至る一大裂罅は、深く凹落して地學上所謂地溝帶をなせり、琵琶湖は則ち此地溝帶の一部分に水の滯溜して生したるものなりと、琵琶湖の成れる此の如くなるを以て、其湖深の度は彼の霞ヶ浦の如く均一ならずして、諸處に暗礁の突起するあり、又湖中竹生島、多景島、白石、沖之島の諸島嶼あり、野洲郡木濱村及び滋賀郡堅田村以南は三尋乃至五尋を以て最淺の處とす、此最深部即澪筋は西岸に接近せり、故に東岸は遠淺にして西岸は急斜せり、又木濱及堅田以北に於ても最深の處は西岸に接近す、高島郡石田川口を距ること東方一里の沖は凡七十尋あり、是れ湖中最深の處とす、而して東岸は大抵遠淺にして多景島附近は三十尋計あり、然れとも姉川口沖は急に深くして竹生島の東方は二十尋あり、西邊は五十尋あり、白石は多景島西南西一里許を隔て、水面に露出する蕩滌岩なり、其南方十余町を隔て稍細長なる暗礁あり、ホシ島と唱ふ、礁上深さ凡十三尋あり、又愛知川口近傍にもナマヅ島と稱する一小暗礁あり、又高島郡北舟木邊里許の沖に、長さ凡三町許の暗礁ありて南北に横はる、礁上深さ凡十五尋あり、之をツルシ島と稱す　四周の沿岸は砂質若くは岩崖或は砂利なれとも、深さ二三尋以上に至れは漸く泥質となり、四五尋以上に至れは殊に柔軟なる泥質となる、狹小なる入江又は内湖にては深さ數尺にて已に泥質となる、水産の分布を按するに東岸の遠淺にして内湖の相連る處にはヨシ、サヽモの類を繁し、エビ、ホテの常栖所たり、又春夏の候フナ、コヒの産卵場に最も適する處なり、西岸一帶は水草に乏しくこひ、ふなの産卵場には適せされとも、かコアユの放卵する所たり、竹生島附近は夏期でアユの棲息したるか如し、安曇川、知内川、姉川の如きは春期にはあゆ、うぐい、はす等の溯上すること多し、いさゝは堅田木濱以北深き處に産し、ますも堅田木濱以南に來ること少し、而してわたか及びもろこは堅田及び愛知川以南に於て漁獲せらるること多し、しゝみは沿岸砂地の處に産し、ひがいは岩石のある附近に棲息すること多し、大津木濱村邊は魞漁業を以て鳴り、高島郡知内、舟木及び南濱米郡南濱はますの漁業を以て名あり、而して滋賀郡[illegible]村、蒲生郡沖之島、坂田郡磯村は古來專業者の多き處にして、能く波濤に堪へて出稼をなすの習慣あり、就中堅田村の漁業者を以て最とす

滋賀郡

滋賀郡　近江國の西界に居り、山城、愛宕宇治二郡と相限り、北は高島郡に至り東は琵琶湖に臨む、東南の一隅は勢多川を以て栗太郡と相分つ。地形狹長、南北十一里、東西一二里許。今大津町外十四村に分ち、面積十八方里、人口七萬（葛川村は地形高島郡朽木谷に入るべきを以て、本郡之に從ふ）郡衙は大津に在り。

（志我）

滋賀は古書多く志賀に作る、或は志我、磯鹿に作るあり。和名抄、滋賀郡訓志加、四郷に分つ。地勢湖山の勝區を占め、古聖帝の都邑したまへる所なり、成務天皇は高穴穂宮に御し、天智天皇は大津宮に御したまへ

り、古語に「狹々浪(サヽナミ)の志賀」と云へり。

(狹々浪)　(筱浪)

樂浪(サヽナミ)　狹々浪、又筱浪に作る、滋賀の別名にて本郡の舊號と做すべし。今滋賀村に大字漣(サヽナミ)あれど之に異なり、古は專ら此地の總名に呼び習はせり。日本書紀神功卷の狹々浪栗林(サヽナミノクルス)は後世の栗津の栗栖に當り、欽明卷の狹々波山は志賀山に同し、天武卷の「會於筱(此云左々)浪探捕左右大臣」と云は大津の京都に同じ。○古事記傳云、訶志比(カシヒ)宮(仲哀)段曰、出沙々那美悉斬其軍」これ志賀也、偖古は沙々那美は志賀より廣き名にて有けむ、萬葉の歌共に沙々那美の志賀と多くよみ志賀の沙々那美とよめるはなし、又同書には樂浪之平山(サヽナミノヒラヤマ)ともあれば平のあたりまでかけたる名にぞ有けむ。○冠辭考云、萬葉卷一(人麿呂)左散難彌之志我、又樂浪之思賀、卷二、(東人)神樂之志賀、左射禮浪、敷布(シクシク)爾、又集中に樂(サヽ)浪と云て大津の宮、故京、國都美神、大山守、平山風などつゞけたり、こは近江の志賀郡にある筱なみてふ地にて、そこの大名なる故に其邊りの處には冠らせたる也、書紀神功紀天武紀にも見えて筱とは小竹也、浪は借字にて靡の意なり、故なびく物につけて云へり、古事記應神條に「志那陀由布、佐々那美遲」とよみしも此筱靡道にて、しなへたゆふてふ語を冠らしめたるにて、狹々は清みて唱ふる也、近江の湖によせてさゝ波てふ語を冠らしむと思へるは委しからず。萬葉集名所考云、樂浪は古へ廣き名にて、後に志賀郡篠波なる一處の名となれるなるへし、今昔物語に志賀郡篠波山と見えたり、其後篠波を湖水のことゝ思ひ誤りたる趣往々に見えたり、さて集中佐々に神樂聲とも樂とも書き、又和名抄但馬國樂前(佐々久萬)とも見ゆ、此は神樂には小竹葉を用ひ其を打振音の佐阿佐阿と鳴に就て、人人も同く音を和せて佐阿佐阿と云ける故なるべし、猿樂の謠物に「さつくの聲ぞ樂む」と云も松風の颯々と云音より是に云かけたる也。

狹々波山(サヽナミヤマ)　按に猶樂浪山と云ふごとし、樂浪の地の山なれば何山と限るべからずと雖、欽明紀の本文に徴據するに志賀の大渡(オホワタ)の山なるべし、曰、欽明天皇三十一年、高麗使者漂着越濱、遣使者迎之、七月高麗使到近江、遣許勢臣猿與吉士赤鳩、發自難波津、控引船於狹々波山、裝飾船、乃往迎於近江北山。通證、是經山城國淀河、伏見宇治、而引至于勢多大津也。○今按に通證の解說は誤あり、宇治勢多の間は舟を控引すへからず、本文の意は難波の人人を遣して、狹々波山の津より湖上の北山なる津まで船を控引せしむと云ふのみ、又萬葉集に漣庫(ナクラ)山と云あり、即狹々波山なるへし、

佐左浪の漣庫山(ナミクラヤマ)に雲居れば雨ぞふるちふかへり來吾背、

(漣庫山)

再按に、栗田氏神樂入綾に引ける淺井家記錄に據り「近江國風土記云、淡海國者、以淡海爲國號、故一名云細浪(サヽナミ)國、所以目前向觀湖上之漣漪也」とある逸文を采錄す、疑惑なき能はず、古書に未た細浪國の號ありしを見ず、恐らくは後人僞托の語のみ、

逢坂(アフサカ)　大津(オホツ)町の南の阪路にして、今鐵道線は隧道を穿ちて之を通す。此山本來江州城州の分界なるに、近世山南なる大谷(オホタニ)町藤尾(フヂヲ)村まで江州に隸せしめ大津町に入る。本籍には大谷藤尾等を山城宇治郡に係屬せしむ、彼方を參考すべし。此山は南は音羽(オトハ)、笠取(カサトリ)、岩間(イハマ)の諸嶺に連り、北は比叡(ヒエイ)山、比良山に續きて界嶺を成し、阪路は百五十米突、(海水面)の隘處は通ず、大津町の湖岸は八十五米突とぞ、

(合坂)

日本書紀、神功皇后命武內宿禰、擊忍熊王、宿禰追之、適遇于逢坂以破、故號其處曰逢坂也。大化二年詔、北自近江狹々波(サヽナミノ)合坂(フサカ)山以來、爲畿內。

(相坂山)　(手向山)

をとめらに相坂山に手向草ぬさ取おきて我妹子に相海の海の云々(萬葉集)

賀茂氏冠辭考云、手向の麻は、幣料の木綿の布をはたゝみて手に捧けて手向くれば、木綿疊手向の山ともよめり、又紀行云、萬葉に、見近江海晩頭還來作歌「ゆふだゝみ手向(タムケ)の山を今日こえていづれの野べにいほりせむ子等」とあり、是は昔奈良の都より近江に通ふには、宇治川を渡りてあこねの原といふ原より山科(ヤマシナ)のいはたの森など過ぎて、相坂を越ゆる由、同書の長歌に見えたり。○參宮圖會云、逢坂山一名手向山、手向とは往昔旅行の人必山の嶺にてぬさを設して道祖神へ手向せしなり、是は此に限らぬ事にて今俗語に惣して嶺をたふけと云は、則ち手向の轉語なりとぞ。

もみち葉を關守神にも手向置きてあふさか山をすくるこからし(千載集)　實守

鳥居たつ逢坂山のさかひなる手向の神には幾ないさめそ(夫木集)　仲正

逢坂山の南にも北にも關明神ありて、北なる祠の背を手向山と云ふと。(名所圖會)按に逢坂關手向山なれば別に此と指すべき峯はあらさるへし、又浮疑[illegible]高山と云ふ名所も逢坂にありと云へど詳ならず。

相坂の關をは知らて人心浮疑のはらになさまよふらん、(夫木抄)　仲業

逢坂や花の木末のくるま牛、　智月

按に大津は京都の東北門戶を扼しければ、古へに在りては水陸の運輸みな此より牛車の力を假れり、大津牛の事諸書に見ゆ、中に砂石集に「昔尼君二人して大津を過るに、道の邊に車の輪の一あるを見て、一人が云ふ、此車は大乘誹謗のものにこそ、車の片輪のあるといふ、一人が云く大乘誹謗せぬものなり、片輪のなきといふ、云々」の小說は世に名高し。

相坂剗址

日本紀略云、延暦十四年、廢相坂剗　文徳實録云、相坂是在昔之舊關也、時屬鑾運、不閉門鍵、出入無禁、年代久矣、更始置之云々　○江談抄云、大入道殿爲家納言之時、夢過合坂關、雪降關路悉白、令見給、大令驚、雪者凶夢也、召夢解欲令謝合、令語給、夢解申云、此御夢想極吉想也、慥以不可有恐、其故人必可令進班牛、即令人進班牛、夢解指纒頭之、大江匡衡令參、此由有御物語、匡衡大驚、纒頭召返、合坂關、關白關字也、雪者白字也、必可令到關白、大令感給、其明年令蒙關白之宣旨給也。○枕草紙云、

夜をこめて鳥のそら音は計るとも夜にあふさかの關はゆるさし、　清少納言

逢坂は人越やすきせきなれと鳥もなかれは明けてまつとか、　中納言行成

按に相坂關の創設は史書に紀載なし、大化二年畿内の北限を此に定められし時、塞を建てられしにや。○名所圖會云、關の舊址は逢坂の峠の東にて、大津の上片原町に在り、尾寺の邊なり、又後藤記に永祿八年佐々木屋形より逢坂に新關をすゑられし由見ゆ　○近江輿地志略云、相坂剗この剗は字書に剗平の義と爲せと、榊尾山寺の縁起字書に剗は柵なりと稱せり、的當の言なり。○參考太平記云、永萬元年山門衆蜂起して、追手搦手二手につくり、搦手は大關小關四宮川原も打過て、苦集滅道や清閑寺歌中山まで攻寄たり、又云、治承四年十二月、三井寺三院の大衆會合して、大關小關堀築て、垣楯をかき逆茂木引て城郭を搆へたり、頭中將重衡一千餘騎の軍兵を率して發向す、大衆は大關小關二手に造て防戰けれとも打落され、重衡寺中に亂入す」と。長門本平家に此事を記して云、三井寺を攻らるへしと沙汰ありけれは、大衆起て大津の南北の浦に、掻楯かき櫓掻て防くへき由結構す云々、山槐記百練抄には大衆山科の邊に防戰せりと録す、大關小關南浦北浦と云ふ事不審なきに非す、長門本の南北の浦は南北の關の誤にや、然らは大小の關は南北に相並ひ、大谷藤尾と二路に關を設けたることし（大津の濱の關は又此に異なり）

夜こゆと誰か告けん逢坂の關閉むなり早くかへりね（伊勢家集）

あふさかのゆふつけ鳥にあれはこそ君かゆききをなくなくも見め、（古今集）

木綿着鳥は、京都四境の關の祭の牲なりとぞ、凡警虞ある時關へ向けて木綿着鳥を進め祭禱ありしなり、逢坂にのみ限るへからす、然れとも歌枕には專ら此に係けたり。

あふ坂の關のしみつに影見えて今や引らんもち月のこま、（拾遺集）　貫之

君か代に逢坂山の岩清水こかくれたりとおもひけるかな、（古今集）　忠岑

逢坂山有懐蟬丸　梅淵

走井水通逢坂關、蛾洋人去獨潺湲、沈吟立馬撫千古、雨脚琵琶湖上山、

（清水）

逢坂山の北谷は大津町の南端にして、片原町、關寺町、清水町なと相接比す。名所圖會云、關清水の峠、弘法大師火除名號石の傍にあり、又關明神の御旅所にもあり、後世準へ作るものか、鴨長明の時さへ明ならす、無名抄に三井寺に圓實房阿闍梨獨其所をしれり、尋てければ關寺より西へ二三町はかり行て、道より北のつらに少し立あかり侯處に一丈許なる石の塔あり、其塔の東へ三段許至てくほめる所、即昔の關清水の跡なりしに今尋ろにさたかならす、大略清水町のほとりなるか、谷間の水は北流して湖中へ入る、吾妻川又鏡川と曰ふ、歌には關の小川とよむ。

關寺

名所圖會云、關寺は今長安寺の西隣にして[illegible]と云ふを其跡とす、造り[illegible]道場なり、門寺本堂の[illegible]は榮花物語等の月の巻に載せ、今なほ牛塔と云ふもの長安寺の前に形ばかり殘る　東海道名所圖會云、關寺は近江清水町の左の山手に在り、拾芥抄、關寺、大津關村、志賀郡にあり、古は伽藍も廣かりしか、三井寺に屬し、眞心僧都も此に住給、今時宗となり本尊阿彌陀を安す、又云、關寺小町舊跡は相坂片原町阿彌陀堂とも云、又小町塚は清水町光寺にあり、何れも由緒定かならず　名所圖會云、小野小町は年老て關寺の邊に住ひたりと云ふ、其時の歌「あはれなり我か身のはてやあさみどりつゐには野への霞と思へは」又草庵の柱に書けりとて「終るまて身をは身とそ思ひたれみつからしつるのへの野送り」或云、小町關寺は住みし事何の書にも見る事なし、關寺といふ謠曲は小町になぞらへて人世の盛衰をささしめんかために作りたるのみ。○輿地志略云、相坂に一寺ありて、寺僧常に旅人を見て鉦を敲き[illegible]をなす、土俗之を以てあやまりて關寺といふ、春齋か博識なるさへ「坂畔に寺あり關寺と號す、蓋し小町舊跡か」と鵞峯文集に載られたり、關寺は近松寺の南、いまの小坂といふ地なり、いま此寺に小野小町百歳の像といふものあり、これは小町老衰の後關寺の邊に徘徊したりしとて、關寺小町のあひは鸚鵡小町なんといへる猿樂者流の謠あれば、好事の者この像をまうけしなるべし、またあみだ堂の向に一つの塔あり、南無阿彌陀佛を書す、是小野小町の墓なりなんど僞るものあり、はなはだしき僞なり、江戸の商人紀伊國屋某といふものゝ墓なり。○又云、三井寺の寺門傳記補録に考據せば、關寺は近松寺の南逢阪の岡の東に在り、關川を背にし東關里に接といへり、是等を以て考ふれば清水町及上中下の關寺町は往古關寺の境内なるへし

(牛塔)

しかれば伴の關山を越え今の向山寺(カウサンジ)山を過ぎ、博勞町邊に出で東に向ひ、また北に向て往古の關寺門前を過ぎ、吾妻川の堤を通り松本に出で、膳所(ゼゼ)が崎へ通路せしなるべし、夕所方角抄に「古昔の東路相阪嶺より六七町ばかり山麓を經て、松本の濱邊に出で此間を打出(ウチデ)の濱と云ふ」とあり、古今の相違あることを見るべし、抑逢阪の關を始めて置給ひしは桓武天皇の御宇なれば關寺も亦た其時分よりの事なるべし、牛塔の事は榮花物語に委く載たり、其關寺中創の時分彼天竺の雪山の牛乳を持來して[illegible]の用とし、金鷄の香合に入て納たるなるべしと、此寶塔ある處の畔を鷄坂といへば又據なき說にもあらず、其後關寺廢亡したるを萬壽年中に中興し、又其後牛あつて死したること寺傳の俗說緣起の通りなるべし、件の古昔の牛乳塔の故を以て、又其牛を其地に埋め塔を立て牛塔とはいへるなるべし。

向山寺(カウサンジ)址

輿地志略云、向山寺は手向(タムケ)山寺の義なるべし、堂塔廢絕、今大津市中の墓所にて其寺なし、近松御堂の領にて河内の國顯證寺支配なり、往古向山寺の本尊なりとて長三尺の阿彌陀佛は御坊が家に安置す、御坊とは賤者の稱にして人を葬るもの〻名なり、其いにしへは寺の僧にたのみて葬れる故に、喪家たつさんで御坊と云ふ、寺僧此事に倦て賤者を雇ふて葬をつさめしむ、終に誤つて賤者の名とせり、此地を月照とも云ふ事むべなり、この山に登れば湖上一面に眼下に見ゆ、明月東山に出で〻波間を照し、山下の樹葉の露にきらめくありさま尤も佳興あり。

あふ坂やいさゝせきあふ蟬の聲、　智月

東遊途上　頼山陽

五十三亭接海東、故關右折路岐通、湖南草樹春雲發、畿內峯巒夕日紅、流峙依然此形勝、興亡已閱幾英雄、分明攻守千年勢、莫論誰追賈誼風、

逢坂關　宇都木靜區

斜陽古關路、澁々客心愁、故關殘山拆、前途老樹危、一身甘棄物、多病過清明、可笑水雲跡、仍將書劍隨、

大津(オホツ)

逢坂山の北麓、琵琶湖の南岸に在り、民戸五千、大津町と曰ふ。西北は三井寺の寺域にして、今分割して兵營を置かる、東に松本馬場の二大字あり、幹線鐵道の車驛は卽馬場に在り、馬場より西北に支道あり湖岸の波止場に至り、以て湖船の運送に連絡せしむ。○大津は京都を去る三里、東北二道の咽喉にして水陸の要害を爲す、中世大津關の名あり。慶長五年の役に京極高次大津城を以て東軍に應す、德川幕府其城を膳所に移し仍代官を置き太倉を掌りまた市政驛務を監せしむ、明治維新滋賀縣を置き近江一國を管帶す。

大津　菊池海莊

湖城歌吹海、澤國自繁華、百里開清鏡、群山擁琵琶、桃花春雨際、柳色暮煙家、好[illegible]飛樓上、引盃看落霞、

宿遠帆樓和菊池士固韻　上街木海

遠帆望盡水無涯、日落橋烟聞晚鴉、春雨烟消芳驛柳、夜雲寒護舊都花、纖娥宮廚能共醉、客子登高不憶家、賦就當看翠鱗躍、蘭釭銀燭氣如霞、

按に古の滋賀大津は此に非ず、今滋賀村なりと云ふ、然れとも日本紀略「延曆十三年勅、近江國滋賀郡古津者、先帝舊都、今接輦下、可追昔號、改稱大津」と見ゆ、古津(フルツ)は倭名抄古市(フルチ)郷にして、古都廢したる後錦部(ニシコリ)古市の二郷に分れ、宮址は錦部郷今の滋賀村なれど、津頭は延曆再復の勅旨に任せ、依然其南に在りて、以て今日に到れるならん。中古には大津濱、又打出濱と曰へり　○延喜木工式云「凡近江大津雜材、自同津、至宇治津」と、大津に湖上の材木を集めて、瀬田より宇治川を下したる事知るべし。

我いのちまさきくあらは又も見む滋賀の大津によする白波、（萬葉集）　穗積老

君か世は大津の濱のまさこもて數にとるともつきしとそ思ふ、（名寄）　大江匡房

大津にて

雁の漕く舟は雲居にならねどもみやこの人は知らすや有らん、（家集）　赤染衛門

秋の日もなからの山のもみち葉は大津の里のかさしなりけり、（夫木抄）　隆祐

關こえてくるれはかへる大津馬おのか一連れ道いそくなり、（新六帖）　爲家

淡海志云、大津町四千餘軒、四道の禁喉にして馱馬牛車を以て洛中へ運送すること絡繹として絕えず、近世坂本の城を此に引かれし時、民戸も共に移り來りし故に、町の名に坂本と同き者多し　○按に大津坂本の二地は相去る五十町、地形相類似し、并に京都の東方の門戶なり、中世以降大津坂本の二關ありて、織田氏京畿を經略する時大津には驛吏を置き、坂本には城塞を築く、天正十年坂本城焚け、乃ち城を大津に移したるは豐臣氏の業なるべし、德川氏に至り更に大津城を膳所濱に移せり。

滋賀(シガ)縣廳

大津町の東、松本に在り、近江十二郡の治所とす、此邊東浦とも字す。

大津城(オホツノシロ)址

舊代官所址卽是なりとも云ふ、大津市の湖岸なり。初め天正年中、豐臣氏坂本の塞を轉して此に移さしめ、其將士を置く、慶長五年關原の戰後、德川氏再び城塞を轉して膳所濱に移し築く。按に越後治亂記に天正十四年六月、越後上杉景勝上洛、大津に着かれし時、城主駒澤雅樂頭の馳走ありし事を載す、天正十八年、豐臣氏前州主佐々木の子京極高次を居らしむ、慶長の亂起るや高次東軍に應し、逢坂を杜き米穀を收め、城下

を焚毀し以て防禦の備を蹈す、毛利輝元其叔元康秀包をして兵三萬を率ゐて來り攻めしむ、攻圍三日夜、遂に羅城を奪ふ、城僅に一面に湖に臨むのみ、餘は平地にして、關寺より園城寺に涉りて岡營壘を築き、城を下瞰す、相隔つ僅に三四町、敵兵大熕を岸に設けて屢々櫓樓を射、且湖上船筏を詣びて水陸並に迫る、會々大熕天主樓二重を毀ち、婦女恐懼す、たまたま僧興山來り扱を入れ、和議を爲さんと請ふ、高次之に從ひ、西軍と質子を交へ、城を致し園城寺に退きて紀州高野に遁る、後關ヶ原の捷を聞くに及び自悔恨に堪へず、德川家康人を遣して邀へて曰く、子事を危難の際に當て、援なきを知りて孤壘を敵中に守る、其義既に烈なり、功亦多しと、若狹國小濱城に移封す、(食邑九萬石)而て大津城を以て戶田左門一西に賜與し、之を大津の東に移さしむ、膳所城是なり　○大津の代官は慶長五年德川家康關ヶ原の一戰後大津に次したる時、龜澗の觀音寺(住僧其名經典と云)と十四屋(商人にて小野總左衛門と云)に命じて初て其職を賜りしに、觀音寺十四屋も其吏務を永く子孫に傳へず、前後は諸氏を替へて明治維新に至れり、又大津には百艘株と稱する特權あり、天正年中豐臣氏朝鮮役從軍の船舶百艘を課し、依て湖上運漕の權は都て此百艘に寄與せしめしに起る、明治維新に至り其制廢せり。(近江名跡案內記)

大津關址(オホツノセキ)　輿地志略云、大津關と云ふ名目何の故なりと云ことをしらず、或は云、古へ舟のつくところにしてみだりに乘船の人及び荷物を陸にあぐることをゆるさず皆改め通せり關守の關といふ意にやといへり、堅田浦などにても船を改むる事を關務といへり、足利尊氏の感狀にのりて堅田に今もあり、これらを以て見れば舟のつくところ、船改の義かなへるにや、扇子や八幡房などいへるは後につけし名なるべし。○按に名所圖會に日吉山王の祭禮の時、供御の料にとて七日以前より膳所の城下に一場所をかまへ、往來の人に錢をこふ、世に之を膳所の關と云ふと記せり、是は近世の事なるが其由來は中世の大津の關務に米錢を徵したる名殘りとも謂ふべし、元德二年叡山行幸記に「此頃關所と云ふ樣な物を見るに、作れば燒け、燒けては又作る有樣は、たゞ事ともおもほえず、誠に旅人往返の津料は、不淨物を擇ばざるうへ云々」とあれば元來大津の關務は日吉社造營料なりしと知らる。

疏水運河(ソスヰ)　大津町の西北、三井寺の東なる三保崎(ミホノサキ)に閘門を設く、明治十八年起工、湖水を引き京都市に通ぜしむ、五年を經て成る、三井寺觀音堂の下より隧道を穿ち暗渠と爲す者藤尾に至るまで一千三百四十間、其中間に坑井二處を造り陽光を注射し、舟楫航通の便宜をはかる。

大津繪(オホツヱ)　輿地志略云、此繪は今逢坂山の大谷町の邊の民家ごとにこれを畫きて旅人に賣る、或は追分繪と云、追分より片原町の邊までこれある故に名づく、或は大谷繪と云ふ、大谷町の名によれり、或は浮世繪と號す、其繪少年の瓢を以て鯰を押へ、一犬盲者の犢鼻褌を喰付き、夜叉羅衣を着て天鼓を敲き、婢女藤花を擔へる類の畫なる故に浮世繪といへり、鳥の子紙を用ひ、花鹿表部野なり、相傳ふ古昔土佐又平光興といふもの此地に在つて此繪を書始めたりと、今土佐家の人に此事を尋ぬるにかつてなしといへり、又狩野家の人の曰、古法眼の門人一とせ此地に寓居する事ありて、土民何某とかや云もの此筆法を習ふと、然れども三寫烏焉馬にて、今の如き風とはなれりとおもはる。

おほつゑの筆の初めは何ほとけ　　芭蕉

元祿十四年版河念佛云、西のすがたによせて、おほつ繪の阿彌陀一幅をかきたれど、厭きたれば念佛は申さず云々。

大津油坊(オホツノアブラボン)　輿地志略云、大津の油坊と云ふ怪火は、土俗アブラボンと呼ぶ、故事一綫に曰く、江州大津の町といふ町に明松の如くなる火見ゆる、此火の名を油盜といふ、昔志賀の郡に油を賣る商人、大津辻の地藏に毎月燈明をさゝげもせず、其油を夜々盜みたる者、死して後燐火となりて、今の世までも其の火消せずといへりと云々、湖中の漁人皆云、雨の夜はまゝ此火にあへり、時としては船の尾或は艫先に留り、亦飛行すなどいへり、或は炎の中に坊主の顏出て笑ふが如しなんどいへり、本よりわけもなき妄說なり、本草に謂ふ所の燐火と云ふ者の類のみ

四宮神社(シノミヤ)　今は天孫神社とも云ふ、社邊の民家を四宮町と曰ふ、大津の大社なり　故に四宮祭禮の舊式ありし由は、江源武鑑にも載せ、今もになはしき祭禮を行ふ、祭神緣起明白ならず、昔比叡山の末社にて三宮四宮と相次序したる歟、不詳　(淵見小川云、日吉山王祭は古より四月中の申日にて、賀茂の國祭即御阿禮日と同じ、今も四月の祭に先だち大なる榊を大津の四宮の惣政所に渡し、此時素箭とて早尾大行事と呼ぶ畵像をかけて、大榊の先に押立て篝火を燃し、行列行り共に坂本の榊宮と云處に送り、次に大宮の東脇なる出末宮跡へ安置す、是は賀茂祭の御阿禮の古儀とぞきこゆ。

丸山(マルヤマ)　輿地志略云、丸山は大津寺町の上方にて、町家と野路を隔つ、京都東山の景致に擬して圓山とも云ひ、靈鷲山正福寺あり、此寺は遊行他阿上人の開基と云ふも、洛東靈山緣起此地の事ありやと尋ねしに、福本緣起は紛失して無し新調の緣起十一卷あれども此地の事なし、然れども遊人飮客の爲めに座敷をかし精進食を製造して價を取れり、其の地高陽の處なれば眼下の景致によろし、就中秋の月眺林の觀頗白し。

松本（マツモト）　大津の町の東部にて、馬場の西に接する邊を松本と云ふ、其湖岸なば石場（イシバ）と字し、矢橋への渡船あり。江州海道圖會云、大津松本は昔大嘗會の卜占に依り、江州滋賀郡の獻稻をおほせらる、時は、大君松本村より貢ぐを舊例とせり、又此所に菊が濱と云ひ、石山寺記に昔宇多院の行宮を建てゝ菊を植られしとぞ、

謠曲綸馬云、風はうへたる松本や、ひばり落來る粟津野の、艸の茂みを分越して、瀬田の長橋打渡り、夢も一夜の旅寐かな。桃青望月賦云、さて松本に船さし寄せて、茶店の欄干に心を放てば、

名月や湖水にうかぶ七小町、

猶かたふく月の名殘には、辛崎の松も獨りやたてる、古き都の名もゆかしければ、尾花川の明ぼのをこそと、人々を催しぬれば、夜は早五更に過ぬべし、

三井寺の門たゝかばやけふの月、

やがて月に三井寺山の木の間にいりぬ

早發大津　　梁星巖

夢繞宮江曉行装、謹担把葉晴何、斜風細雨湖南驛、三井寺鐘枕上來、又一劍蹤鐵不計年、企宗復上大湖舡、兩岸青山是越前。

寛延元年桃園天皇大嘗會行はる、悠紀方奉うた

近江國松本村

松本の村の初穗をぬきそめてなほ萬世のためしとぞつく、　古事類苑

打出濱（ウチデノハマ）　大津町松本石場の邊の古名なりとぞ。○大和物語云、亭子の帝、石山寺に常にまうで給けり、國の司民つかれ國亡びぬべしとなんわぶるときこしめして、こと國々の御莊などに仰せおとの給へりければ、もてはこびて御設なつかふ年、諸かへらせ玉ふに打出の濱に、よの常ならずめでたきかりやどもを造りて、菊の花のいとおもしろきをうゑて、御設けつかうまつれりけり、國の守はおぢおそれて外にかくれなりて、たゞ黑主（クロヌシ）をなむすゑおきたりける、おはしましすぐるほどに、殿上人黑主はなどてさてはさぶらうぞととひけり、院も御車おさへさせ給て、なにしにここにはあるぞとはせたまひければ、人々とひけるに申ける、

さゞら波まもなく岸をあらふめり渚きよくは君とまれとか、

とよめりければ、これにめで給てなむ、とまりて人々にもの給て、返らせたまひける。○參宮圖會云、平家物語に木曾義仲は都より下り、今井四郎兼平は勢田より上るに、大津の打出の濱に行逢ふたりとあり、方丹集に昔の東國路は相坂の峠より六七町降り、右の手の山下を通り松本の濱邊へ出る、之を打出濱と云と、枕草紙に「濱は打出のはま」と載せらる。

關越てうちての濱のしののめにあさより送る鳥の聲かな、（夫木抄）　　爲相

雪いみじく降たりしに石山の涅槃會に詣て打出の濱にていと深く積りたりしに

聞こえておふみ路とこそおもひつれ雪のしら浪ここはいつくぞ、（家集）　　赤染衛門

○古事記、訶志比宮（仲哀）段、建振命出沙々那美、悉斬其軍、傳云、出と云おもしろし、宇治より山科を歷て、逢坂迄は山合處（ハトコロ）なるに、逢坂山を東へ越離るれば沙々那美の地にて、湖に向ひ打晴たるは誠に出と云つべき地形なり、萬葉の歌に逢坂乎打出而見者など有をも思ふべし、後に此あたりに打出濱と云名あるも其意也、拾遺集に近江ふる打立の濱の打出て云々ともあり。

石場（イシバ）　今馬場停車場の西北凡十町、湖岸に在り、往時は東國街道水陸の辻にて、送仰往來の客日夜絶えざる處なりしが、近年は通路一變し、昔日の狀なし。○輿地志略云、石場寶淨院は湖崖にのみ、高燈樓をあけて航舟のたよりと爲す、故に渡過の人に錢を乞ひ油料をたすく。

烏丸光廣東路記云、あかつき殘月に舟に乘り、矢ばせへわたる、蒼波漫々として其興あり、北に志賀唐崎長等山、南に粟津の里勢多の長橋はるぐと見えたり、あまたたびみなれたれど心をつくると恐なれば、景もまた勝絶なり、舟よりあがりて見ればむかひに三上山まかく、跡には比叡の高根をおびたり、しばらく徘徊して一吟す「行さきにむかふ三上の山よりもかへり見らるゝひえの大たけ」旅のならひにかりそめとおもへど、早くも京のかたゆかし。

精大明神社（シヤウ）　松本に在り、蹴鞠の精靈を祭ると云ふ、古今著聞集に大納言成道か鞠の精に逢ひたる事を記す、近世京都飛鳥井難波の二家は斯道の本家と稱し、當社の執事を爲すとぞ緣由詳ならず　名所圖會）

馬場（ババ）　大津町の南東にして、松本に接す、東は膳所（ゼゼ）村なり。今幹線鐵道の大津昇降場は馬場驛に在り、此驛より支線を湖岸に布設して大津の湖陸運送の便を爲す、長二十町許。

輿地志略云、馬場とは廢大光寺の門前なる櫻馬場の跡なれば此名あり、大光寺舊大高寺に作る相傳ふ往古此の松本山大津寺月見山大高寺と號せる寺あり、大津の皇子高市の王子の本願なり、中世の兵火にかゝり寺廢し大高寺ともに一寺となりて、大津町へ移す、今の眞常寺是なりと云、總じて此邊田畑の字に或は經田と號し、或は辨財天など稱する村落多し、皆大高寺の舊蹟なりと云。

近松寺（キンショウジ）　又高觀音と云ふ、大津の西南逢坂山の北尼の上に在り、大湖の眺望太だ佳なり、八詠樓の一字あり。此寺は舊三井寺五別所の一なり、近世其域内の地を分割して本願寺派の道場を置く、近松山

願寺と云ふ○輿地志略云、三井寺の五別所、近松寺尾藏寺微妙寺常在寺水觀寺たり、園山の東に近松尾藏微妙の三寺あり、傳へ言ふ敎待敎忍行叡の諸仙の會集する處なり、故に近松寺と名く、と今高き地に在るを以て人皆高觀音と云ふ。名所圖會云、近松御坊は西本願寺掛所河州顯證寺支配なり、昔本願寺蓮如上人に綠の比紫中より日華御門を大谷御坊へ賜りしに、山門の衆徒これを妬み宗門の邪道なりとて大谷を燒拂ふ、其時上人影像を篤く包みてのがれ出て三井寺を頼みとし影像と共に近松に入れ奉る、此時米五石を三井寺より分附せらる、上人もとより諸國經歴して又寺に歸り給ふ、其舊跡なり、一說に伯父の御坊高德院は其時近松寺の住持となりおはしたる故に、上人は近松寺に居給ひけるとなり。

(高觀音)

按内する子を備ひて三井寺より高觀音にのぼる所々こゝろに、夜は湖水の月など否さへまはらず語るも、實になるればおさたらしきものなと覺らして、

大津の子おつまさはいはぬかな、　鬼貫

安然峰（アンネンノミネ）　近松寺の上方、即逢坂山の西峰なり、近松寺の安然和尚の石塔此に在り、高三百米突　○名所圖會云、安然和尚相州の人也、比叡に登り顯密の敎を悟覺し、又花山僧正に就て胎藏法をうけ、普く經論を講窮す、中頃元慶寺に住して阿闍梨となる、智證和尚の法燈を慕ひ近松寺に錫を留めしと、さて此安然の峰は三井山嶺の峻秀にして雲霞腰を回り、湖上および四方遠近の山野郷里顧望到らざる所なし。

神出（カンデ）　大津町の西部三井寺の舊領内なるべし、南院とも曰ふ、鹿關（カセキ）町唱門師町など云地あり。輿地志略云、鹿關とは鹿の古名なり、鹿關町は神出の邊にて三井寺の傳に、教待和尚三尾の神を遙向の時鹿出で、前導したる故跡なりと、爲家卿の歌に、

山ふかくおこなふ法の皮衣よものかせきもきてなれにけり、

(鹿關)

莊嚴寺（ザウゴン）と云は神出に在り、三井寺界内なり、往古は三井の支院たれども何れの年か遊行派の寺となりて、寺領百三十石三井五千石の内なり、毎歳二季の彼岸三井の僧徒こゝに來て說法す、又唱門師（シヤウモンシ）は今新町又兩町と云、三井寺の中なり、唱門と云は咒文にや、今家々の門に立ち妙幢木を唱へ阿彌陀經を誦して金鼓を打つ一條院の御宇に寬敎供奉の造る咒文なりと云、夫は唱門師にして緒は梓巫なり、梓巫と云ふは人頼めば金銀を貪て死したる人の靈を梓弓にて呼出し、種々の生前過ぎの事を說く、

尾藏寺（ビザウ）　近松寺の北微妙寺の東に在り、輿地志略云、此寺慶祚阿闍梨の創する所、滋賀寺の靈像を遷へて本尊とす、都鄙遠近の道俗渇仰時有て登詣群をなす、往還繦素の輩、笠相軋て或は破れ或は脫する事あり、時の俗因て佛に字して波津禮笠の觀音と云ひ、又呼んで笠脫の觀音ともいふ、慶祚墳は寺域中に在り、昔正曆四年比法性寺座主の爭ひあり慈覺智證の兩門相鬩ぐ、祚難を岩倉の大雲寺に避く、幾ならずして園城に還り、尾藏寺の龍雲坊に栖止す、是に於て笈を負ふもの群集し、また三井灌頂の中興たり、永曆二年四月後白河法皇園城寺に幸して、尾藏寺の龍雲坊に入らせ給ひ、祚が影像を禁禮し給ふ、祚が德至れりと謂つべし、微妙寺は尾藏寺の西にて、亦慶祚の中興なり、祚は三井寺長吏餘慶僧正の弟子にて、釋書云、園城寺雖智證興建、徒衆倚寡、及祚之來、四方響至、三井之道、此時爲熾、徒屬征繁く

三井觀音堂（ミヰノクワンノン）　松近寺の西北五町、高岡の上に在り、山の眺望は近松寺の右に出づ、磴道南北の二路あり北は即園城寺の大佛堂及び兵營を下瞰す　○高觀音は西國巡禮の十四番の札所にして、堅田寺又正法寺ともいへ、後三條帝の御願所にて初め中院に在りしを文明年中此に移し、請人の結緣に便すと、近年陸軍營道に當下の大地を穿ち藤尾谷の方へ通す

觀音堂の南は逢坂山と長等山の間なる山際にして、花谷琴緒谷尚井谷等の名あり、總べて南院と曰ふ、南院の溪間をいへて尾崎まで山際十八町と云ふ　○三尾明神は三井寺五社鎭守の一にして、琴緒谷に在り、元高島郡三尾神を勸請したる也

三井（ミヰ）　大津の西北の地名なり、即園城（ヲンジヤウ）寺を三井寺とも云ふは井と呼ふ所以とす　俗說三帝の浴泉となふは非なり、三は慈愛の義にて御井に作るに同じ、昔里道證云、天智天皇九年、於山御井傍、敷諸神座、而班幣、中臣金連宣祝詞、御井雖此近江國滋賀郡長等山三井寺之地、三井稱作御井、寺之西岩有泉井、見元亨釋書、古今集云「滋賀の山路にて石井の許にて物云ける人の別ける節に讀る　掬手の雫に濁る山の井のあかでも人に別ぬる哉、後撰集云、志賀に詣て稀見る昔年の山の井は洗める影や朽果にけん、清正集云、近江へ降けるに山の井と云處に」○三井を三皇の泉と云は彼の釋書寺像志「園珍問大伴氏曰、此寺曰御井何、答曰寺之西岩、有泉井、天智天武持統三皇降誕時、汲此井水、爲浴湯、俗因而號御井寺、珍乃改御井、爲三井、因取三皇浴井之事也」などあれば、是亦舊き說なるべし、

いにしへの御代の初湯に汲みそめて遠くすむへき我寺の水、（名寄）

この御井は今園城寺金堂の側に在り、三密灌頂の閼加と爲し、慈尊三會の曉を期る、本大友太子の淸所なりし（名所圖會）など曰へり、之を要するに三帝は大和の京に生長したまへば、滋賀大津に降誕の浴井のあらん理

(御井)

由はなきなりこ

園城寺（ヱンジヤウジ）

(三井寺)

三井寺（ミヰデラ）と称す、天台宗寺門派の本山、大津町の西北に在り、弘文天皇（大友皇太子）の子大友の與多王創建したまふ所にして又大友村主の氏寺なり。貞觀年中僧圓珍（謚智證大師）中興し延暦寺別院に列せしめ、台教傳法の道場と爲す。圓珍廣布の宗門は、最澄空海の二流を調和し、天台に承くと云ふと雖、亦自ら異あり、殊に小角の修驗道をも兼攝して、盛に一風を成す、之に因り山門（サンモン）慈覺の徒衆と相惡し、天元正暦以降相分れ、乃寺門と號して大に之に當る、餘慶慶祚明尊行尊等益擴張する所あり、行慶僧正（白河皇子）仁平二年を以て三井長吏と爲り、之を道慧法親王（鳥羽皇子）に傳ふ、寺門愈起る、後遂に圓滿院聖護院實相院等の諸院寺中□門跡あり□、大寺を管帶す、澁内□□の首□たり。

今昔物語云、志賀の郡に昔大伴の皇子の起たりける寺あり、東は近江の江を湛へ、西は深き山なり、北は林、南は谷なり、金堂は□□を以て造けり、二階にして裳層を造たり、其内に丈六の彌勒在ます、寺の邊に僧房あり、寺の下に石筒を立たる一の井あり、名は三井と云ふ。（已上）又古今著聞集に智證大師緣起の文あり「園城寺、此地先祖大友太政大臣家地也、公家堺其四至被寬給也、東限湖棹立、南限大關下路、西限園境峰、北限崇福寺四至云々」と錄せり、然れども此緣起文は實の大師の遺書にあらず、後人の僞托なるべければ採らず、其北限崇福寺四至と云ふ如きは疑はし、近江輿地志略所引の古券には「大友村主寺利四至券曰、東限湖棹立、南限南下路金塚（キンヅカ）南邊下路、北限崇福現在谷山越道並下西」と古名は大友村主寺と曰へり、園城の號は圓珍の命ずる所にや。今日の地界を比照するに金塚は金□□と云ふ邊なるべし、中世には寺堺を中院北院南院の三に分ちたり、□□は□く寺の北院の中なり、西限は明ならざれども長等山の峯に至る、古今不易なるべし。○寺門傳記云、天智八年草創崇福園城、倶天智之御願、皇子大友奉詔而創兩寺、分位同等也、就中崇福建立。先園城一年、故首崇福（志賀山寺）矣、後大友五男與多麿、其男網堪麿再營」と、而て教待仙人陽悲の事は釋書云、教待不知何許人、久居園城寺、天安二年、圓珍法師、相勝師、到園城寺、待見珍如故舊、已而沒而不見、珍問檀越大友氏、待公本貫何所、生平行業何如、大友氏曰不知何人、居此寺已百餘歲、平居不□營齋、有時往湖濱取魚鱉、乾串當膳爲常、乃共大衆詣其房、見殘乾魚、皆悉□蓮之類、無化積、衆皆嘆異、年一百六十二歲、待字與清水寺行睿居士善、其來清水、著水尾敬語終日云」と。作氏の長等山風に弘文天皇の御事蹟を詳論し、大友村主三井寺の事に及ぼし、此寺は壬申亂後三年甲戌歲の起始と爲す、曰く

(大友村主寺)

園城寺はもと大友天皇の御爲めに、皇子與多王の建立し給ひし御寺なり、此ことは扶桑略記天武天皇十五年の條、「是歲大友太政大臣子與多大臣家地、建御井寺、今三井寺是也、依父遺誡建立之」とあり、又元亨釋書「園城寺者、大友與多所建也、大師薨、其子與多、承顧命、奏天武帝創之、元是大師之家基也、」と云ふ、此大師とは太政大臣の唐名にて大友天皇の御事なり、此こと記せるものゝ尤も古きは古今和歌集目錄、大友黒主傳の條に「皇代記云、天武天皇三年甲戌、大友太政大臣之子與多大臣家地、造御井寺、依父遺誡、建立云々、金堂內陣柱記云、今年甲戌、右大臣大友與多等、建立此伽藍云々、過隙平年中見出之」とあり、此古今目錄は顯昭法橋の古今集註に藤原仲實朝臣の作と云へり、寬治比の人なり、寬治より三十年前比に三井寺內陣のうす闇き柱に文字ある事を見留めて此文を得たり、是ぞ當時與多の世を憚りてかゝる幽闇たる所に秘記し給ひしものなるべし、かゝるやんごとなき御寺なれ共、人或ひは圓珍が開きし寺のごとくおもふもあり、おほけなきことにこそ。

(御井寺)

而て寺門傳記に此寺を以て志賀の崇福寺に比するも誤れり、崇福寺は正しき天智帝の御願の官寺にて、三井寺は稍事情を異にし、指して世に顯れざりける道福所なり、即前朝の右大臣與多王の子孫か、零落して大友村主と云ふ如き卑姓に降り給へるにて、其情實を推すべし。大友氏の裔孫夜須良麿に至り、貞觀年中本寺を圓珍に附與したる次第は、天台座主記、圓仁和尚譜に「貞觀元年九月、園城寺供養、第一座主圓仁云、爲天台末寺畢」とあれど詳ならず、楊鴫隨筆に古請狀を載せて曰、

貞觀六年狀曰、望請以園城寺長爲延暦寺別院、以件圓珍作主持之人、早垂恩愼、將慰夜須良麿并氏人愁吟云々、

又天台座主記安惠和尚譜に其官符を載せて曰、

貞觀八年、太政官下、近江國符偁、滋賀郡擬少領從七位上大友村主夜須良麿狀偁、太政官符、貞觀四年下國符偁、彼國解偁、大領從八位上大友村主黑主解偁、件寺傳燈滿位大法師位圓珍任別當、令加修治並演法音者、國司覆審、官裁依請、今圓珍引率衆從、勤力修治、望請長爲天台別院、以件圓珍作主持之人、兼別當者、□□門□之血脈、若無人方及圓宗云々、左勑依請者、

而て座主記なる智證大師貞觀九年の勅記文にも、依例當大友夜須良麿、同主麿、同黑主の連判あれど、緣起の旨意に於て詐謂ある事は彼長等山風に摘發せるが如し。又古今著聞集なる智證大師起請に「叡山末代必有

喧等、何者谷受北長下也」とあるに附て、或人の其僞作たる由を辯して曰へるは、

谷は山口たり、口には舌あり、是口舌を以て北に向ふ、北は坎の卦なり、其象を甲冑となし戈兵となす、是れ正く兵端を開くへき地形なるを云ふ、是より以下二百餘年云々の文を見れは此緣起或は圓珍の筆にあらず、圓仁圓珍の徒評論起り、圓珍の徒千光院を燒きて園城寺に退去し、山門寺門兩立し大に干戈を動かせし比、其徒圓珍歸朝より恰も二百年前後に當るをもて、先師の明によく未來を洞見せしめ、又且つ渕りて此兩立は新羅明神の豫め闘りおかれしものなりと云意に作りし者歟、云々。

又三井寺の五社鎭守と云は一に新羅明神（別項に見ゆ）二に三尾明神（南院琴緒に在り）三に護法善神（大門の側に在り）四に熊野權現、是は聖護院熊野三山を兼帶するに由る、五に新日吉社、是は延暦寺の山王權現を勸請する也。

園城寺金堂は中院の中央に在り、唐院三層塔五層塔大講堂法華堂大師廟寶藏經藏鐘樓等之を繞る、（二王門は甲賀郡西寺常樂院より移し來れる者とぞ）僧徒の住房其傍に數字相並ふ、圓通院は北に在り兵營に接す、本寺像寶の盛大は今一々に枚擧し難しと雖、大師圓珍貞觀六年唐國より歸朝し、十年傳法灌頂道場を此に興し唐院と名つけ、將來の佛像經籍を置く、乃之を推して至寶とす、是寺の法寶、中世の兵燹の災に會ひしも、尚數多の所藏あり、又圓珍師は畫を善くし畫く所黃不動、及び其唐より齎歸れる秘密佛畫一卷傳へて同寺に存す智證の作は空海と酷似し、其唐畫は以て彼等の畫風の原を探るへしと云ふ。

（唐院）

唐院所藏二上人印記

圓珍上人、遠辭本國、來赴大唐、開法尋師、頗得宗旨、傳寫經教、往見柿朽、洞曉清淨之門、深知生滅之理、懇請印狀、以表行由、便途所懷、亦足爲美、

大中十二年四月台州諸軍事守刺史嚴修睦批給

圓載闍梨、是東國至人、洞西竺妙理、稀出塵海以月緊時、淩百餘萬道途之劇、歷三大千世界之遠、仁文備於貝葉、智語出於葑纔、破後學之昏迷、爲空門之標表、洞體白水、淹留赤城、遊巡旣周、巾錫將返、懇求印信、以爲公憑、行業衆知、須允其請、

開成五年□月使持節台州刺史滕邁給

送圓載上人歸日本國　唐　皮日休

講殿談餘著賜衣、椰帆却返舊禪扉、貝多紙上經文動、如意瓶中佛爪飛、颶母影邊持戒宿、波神宮裡受齋歸、家山到日將何用、白象新秋十二圍、（異稱日本傳）

園城寺の中世しば〳〵火災毀壞にあひしは、世間稀有の一例なるへし、蓋山門延暦寺と相疾惡せるに因る。先つ正暦四年慈覺智證の兩門徒分離して、智證の徒の叡山を擯出せられしより、永保元年（即承保元）に至り山徒三井に押寄せ放火す。扶桑略記云、勘錄寺塔房舍燒失、御願十五所、堂院七十九所、塔三基、鐘樓六所、經藏十五所、神社四所、舍宅一千四百九十三宇也、官使實錄記也、廣學天竺震旦本朝、佛法興廢、未有如此破滅、蓋遣官使奉幣於日吉社、被告其台兩門徒闘諍之狀、山僧射矢如雨、公家遣前下野守源義家等、守三井寺殘房、山僧又重燒殘堂舍畢、堂院二十處、經藏五所神社九處僧房一百八十三處、但舍宅不注之」と其慘狀想ふへし、塵囊抄にも詳に此事を記し其燒都合二千四百餘所、殘僧小堂二宇僧房十四宇と曰へり。此後に至るも兩門の爭止ます、寺門重修すと雖保安二年保延六年連に山衆に焚毀せらる、應保二年に又焚かれたり、

三井寺やけて後作侍ける房をおもひてよめる

住馴し我ふる寺は此ころやあさちか原にうつら鳴らん、（新古今）　僧正行尊

斯て治承四年以仁王平氏を討たんと謀り、事洩れ三井の法輪院に逃れ僧兵を率して宇治平等院に退りたる、平氏之を怒り將士を遣して三井に放火し堂舍六百餘宇在家二千八百餘宇を亡し、僧八百人を殺戮す、建保二年文永元年文保二年元應元年等皆山門大衆の放火に罹る、延元元年には足利方細川定禪の營所と爲りければ、新田方は山門衆を語らひ之を襲ひ寺堵に放火す、太平記に「半日の合戰に大津松本の邊までに寺門の大衆死するもの七千六百人」と注したり、其後天文二十一年觀音寺城主佐々木氏と大津四宮祭の事につきて爭闘し又焚掠にあふ、凡千年間に十度の兵火を經へり、現今の建築は豐臣德川兩氏の助力に成る、又近世まで門跡は圓滿照高聖護實相の四院なりしが、慶長十九年方廣寺供養の事によりて照高院門跡中絶す。

三層塔は和州吉野比蘇寺の舊構を移したる者とぞ、又三井晩鐘は太湖八景の隨一にして種々の俗說あり。〇輿地志略云、古鐘堂は南僧井南にあり、俗或は破鐘堂と云へり、此鐘高さ五尺五寸厚さ三寸五分口徑四尺一寸龍頭一尺一寸五分、相傳此鐘は田原藤太秀郷が寄進する所なり、嘗て秀郷明神の約に依て三上山の蜈蚣を射、其報として龍宮より得る所なりと、破鐘なる所以の云、小蛇來りて夜每に此疵をなむる故に愈たりと、亦笑へし、抑銅の性は年經れば其きつ自ら癒合する者なり、龍宮の小蛇鐘をなめて疵を癒す妙あらはいかんそ疵つかざる樣に計らさるや、

新鐘樓は金堂の左にあり、鐘高さ五尺六寸五分徑四尺一寸五分厚四寸二分龍頭一尺二寸五分、慶長七年照高院法親王道澄の寄附也　又別に大師將來と傳ふる古鐘あり、太平十二年の銘を刻み、支那北燕馮跋氏の朝に成る者とす、口徑一尺七寸高二尺七寸龍頭七寸許、形

狀擬州觀滿寺の蒲牢と相似たり、製作壯麗也」

ささなみや三井の古寺かねはあれと昔にかへる聲は聞えす、（名寄） 定圓

山川のひとつながれの三井の水いかにかすゑのわかれ行らん、（拾玉集） 慈圓

つきてそのあかつきふかき法の御井なかれ汲む身となるかたふとさ、（夫木集） 光俊

玉三井寺 僧即非

台山靈麗衍湖傍、曉起徐行到上方、山色芳鮮王者氣、林花清淡佛具香、安禪俱是新條枝、觸目無非古道場、野衲寫然同我國、不知身已在他鄉、

三井寺晚鐘 藤東野

何來天地動幽陰、落日樓臺試一臨、秋入九江波浩蕩、雲連三越氣蕭森、湖靈鼓裂思無盡、楚客行吟恨意深、不似閶門城外夜、遊人撥曲調知音、

遊三井寺 服蘇門

園城古剎枕清流、淨室閑探庭之幽、下見行招三井潔、華鐘曾自九霄浮、威靈永鎭新羅廟、弘法長傳靈塔樓、更見北嶺靜之境、孤輪影落大湖秋、

秋さむし藤太がかぶらひゞく時、 蕪村

圓滿院(エンマン)

園城寺(ヲンジヤウ)長吏の住房にして、金堂の東北に殿屋一區を構へ、兵營と隣接す、殿中の障子には圓山應擧の畫、所なれば、其門址の修造なるべし。

圓滿院は初め洛東岡崎に在り、天次年中此に徙す、悟圓僧正を開基とすれど實は明尊の創めし所也、門跡相承次第云「悟圓、寺門第九世、又宇治平等院、村上天皇第三子、俗名兵部卿致平親王、入道親王の遺跡を明尊傳領し、以て三井の寺門の棟梁となししものに似たり。明尊は信頼々孫の門に出て時望あり、藤原頼通に依信せらる、護記云「從一位源隆姫、後中書王具平之女、宇治關白頼通北政所也、世號高倉殿、本寺常行堂本願、長久元年供養、以土佐國和食庄施入」一（輿地志略）とあるは即圓滿院なるべし、扶桑略記、長久三年三井寺圓滿院并寺大衆燒亡云々とあるも是なり、寬德二年長吏に補せられ、又頼通所建の宇治平等院を兼帶す、後行慶僧正入院し、道惠定惠等の法親王に傳統し、圓滿平等の二院は後世合一に歸す、又行慶は猶僧正又櫻井僧正の稱ありしを以て、猶櫻井の號は圓滿院につたへたり、近世は御領六百石なりき。〇按に三井寺は近世五千石高と云へり、聖護院千四百石、照高院千石、實相院六百石、圓滿院六百石は其額外に在りしとぞ。

長等山(ナガラノヤマ)

三井寺の西方に聳ゆ、南は逢坂に至り、北は滋賀の山嶺より比叡の大嶽に連接し、西は如意嶽に續く、山勢卑小なり。

ささなみの長良の山のながらへは久しかるへき君か御代かな、（家集） 兼盛

ささ波や志賀のみやこはあれにしをむかしながらの山櫻哉、（千載集） 忠度

長等山前陵(ナガラヤマサキ)

弘文天皇（帝大友）の御陵なり、近年推定して三井寺北院の藪間を以て之に充つ、今大津兵營の柵内に在り、古來忌む所ありて世には顯れさせ給はず、從ふて知る人も無りし也。長等の山風云、大友天皇の崩給へる地は壬申紀に「乃還隱山前云々」と見え、同紀の下文に「別將進至于山前、屯河南」とも見えたる所にて、其は長等山の山前にて其かみ一區の名なりしなるべし、宇治拾遺物語には山崎と書り、其地は天皇の皇子におはしましける時の家地なりけるが、御軍の敗れにて其地に還りまして遂にゆゆしき御事のありし也、其期に天皇與多王に遺詔給ひけるによりて其地を陵所として葬奉り、又後園城寺を建給ふ。〇今昔物語云、三井寺に荒たる一の房あり、年極て老たる僧一人居たり、委く見れば鱗骨などを食散したり其香穢きこと限なし、智證大師之を見て傍の房の僧に問へば、此老僧年來此江の鯉を取食ふことを役とせる者也と、大師老僧を呼出て語ひ給ふに、老僧云、我此所に住して既に百六十年を經たり、此寺造て後□□□歲になりぬ、幸に大師來り給へり、永く此寺を讓り奉る云々。〇近江名跡案內記云、弘文天皇山陵は明治十年六月龜丘(カメノヲカ)と推定せられ、兆域五十間を限り、長等山前陵と稱す、當時滋賀縣令の陳狀云、今營所構內に一塚あり龜丘と稱す、是れ天皇の邸地なり、長等山の麓にして北は山上(ヤマガミ)村に隣る、謂る山前の名義空しからず、寺門傳記に教待和尚龜を捕へ之を食ひ其甲を埋みたる塚と云、此說荒唐と雖當時園城寺々僧の忌諱を避けたる附會說なるべし、既に前年兵營の建築に際し、申請して龜丘四方五十間を空閑にし、頭骨更に命じて試堀を行はしむるに、果して鏡釼頭を堀出し、其御陵たるべきこと明白なり云々。〇海道圖會云、大友皇子亡び給ふ所は、三井寺別所北院常在寺の山中と云へり。陵墓一隅抄云、大友天皇陵、在志賀郡園城寺、或曰北院林中、有圓丘、稱龜塚恐是。〇按に龜塚と云ふは龜岡と同じき歟、山槐記近江名所の一にも龜岡あり。

萬代に千代をかされて見ゆるかな龜の岡なる松の綠に、（後拾遺集） 資業

（龜岡）

新羅神社(シンラ / シラギ)

三井寺圓滿院の北五町に在り、此邊を北院と字し西溪を蓮花谷と曰ふ、安樂行堂法明院及常在寺等の三井僧房此に在り。〇神社考云、圓珍自唐歸朝、忽有老翁、現于船舷曰、我是新羅國之神也、誓護汝、言訖已不見、珍入京、翁亦來曰、我有一勝地、己先相攸、建立院宇、度典籍、我加護、到滋賀郡園城寺、明神語珍曰、我卜居寺之北野、而後鳴輿、珍問曰執爲誰、明神曰三尾明神也、自此新羅神靈

僉員、三尾副今在寺南、明尊僧正小野篁孫也、寛徳二年爲寺長吏、永承七年始行新羅祭禮。○按に新羅社は其時勧請なされるにや、續古事談に「三井寺の新羅明神は、宇治殿頼通のお前に對面[illegible]りたりけるに、其所より神の衣の袖さし出たり、後冷泉院の御時使圓に社を造り御[illegible]行ひたり、祇園は牛頭天王と申し素戔鳴尊の御事なり、昔て新羅に渡りたまへる始末は古史に見ゆ。

しらぎより三井のながれに宿りきていく世すむへき神の心そ、（神道百首）　兼邦

輿地志畧云、伊豫守源頼義はた新羅明神を尊崇し、長男某阿闍梨は社側に兩護房を營み、三男義光をば當社の氏人と爲し新羅三郎と號せしむ、義光又長男を出家せしめ覺義と云ひ社傍に住せしめ金光院を建てたり、西塔覺光は胤續背久し。○又云、大系圖纂云、新羅三郎猶勞源朝臣義忠、嫡家相承天下榮名、相語郎從鹿島冠者、令討義忠了、彼鹿島三郎途本意、其夜馳向三井寺、告其子細之處、義光相副書狀、以鹿島三郎公忠、遣舍弟僧宿坊、而彼僧築堀遣[illegible]穴、即斬彼鹿島、暗穴埋殺之了、思ふに此邊なるべし、氏人は武田小笠原佐竹等其後胤なり、永承七年圓滿院前大僧正行觀始て新羅の祭祀を行ふ、園城寺畧記曰、曆應三年尊氏將軍御再興、尊氏の寄文あり曰、

寄進新羅社

近江國栗津別保地頭職事

右當社昔在去外國賊爽之城、遷本朝君子之列、云云

大津兵營（オホツヘイエイ）

近年三井寺北院の地域を割き兵營と爲す、方數町を占め、圓滿院の北新羅社の南なり、又營所の北數町大字山上（ヤマカミ）に射的場あり。

錦部鄕（ニシゴリ）

和名抄、滋賀郡錦部郷、訓爾之古利。今滋賀村なるべし、大字錦織存す、大津町の北にして山上滋賀錦織南滋賀滋賀里等の大字あり、以て坂本村穴太（アナオ）に接す、滋賀山を西に負ひ大湖に臨む、大津も古は錦部郷の中なりしならん。○元德二年叡山行幸記云、石田殿尾花井（ヲハナヰ）を過て、錦織の浦に出させたまへば、湖光渺漫として山色陸離たり云々。按に尾花井は今兵營の東岸に尾花川あり其邊なるべし、石田殿は詳ならず、錦織浦は古へ滋賀の大輪田と云ふと一境なるべし、

（尾花川）

山上（ヤマカミ）

（錦織）三井寺北院の北に接す、輿地志畧云、山上は古俗中世錦織（ニシゴリ）庄と曰へる地は即今の大字錦織なり。

志賀山上と云へり、惣へて錦織郷の中なりと傳ふれども、長等（ナガラ）山の麓にして別所の北にある村なり、日本紀に載せたまふ大友王子山前にかくれて自經給ふとにこの地の事にて、山前を今山上とあやまると松下見林は云へり。

宇佐山（ウサヤマ）

山上の北數町平尾（ヒラヲ）明神の西北なる一座の圓丘なり、大字錦織に屬し、今陸軍射的場に供用せらる、山下に八幡宮あり、又接續して大字漣（サザナミ）あり、古の漣と曰へるは滋賀郡の總名にて、此を限るべき名にあらず。○輿地志略云、錦織の西宇佐山は八幡の社あるが故に山の名とす、治曆元年源頼義建立、一間四面の社あり、濱に松ある地を御幸郷と云、寺門傳記補錄曰「錦織山八幡宮、豫州大守源頼義朝臣所創也、豫州嘗與錦織僧正行觀、有師檀之契、爲與之會爲云々」と又曰「豫州遂領錦織庄、終其身焉」豫州とは頼義のとなり、或は云頼義居館は今北俗の御所の跡を號する地なりと、今詳ならず、又戰國の比の宇佐山の古城亦此なり、古城のあと二町四方許、山上に櫓臺等のあと顯然なり、元龜元年庚午五月、信長暇を義勝に告て京を出で、近江に至り宇佐山に城を築き、森三左衛門可成をして守らしむ、淺井長政朝倉義景等これを攻む、同九月可成戰死の後其臣武藤五郎右衛門及肥田玄蕃等暫く在城をなすといへども戰死し、つひに其城を棄つ。○外史云、元龜元年、信長令森可成、守志賀宇佐山、會信長與三好黨相持、淺井長政朝倉義景謀之也、合兵三萬陣北賊處于坂本、淺井朝倉襲宇佐山、可成拒戰、[illegible]將樊苦戰、宇佐山城可成戰死、信長弟信治及近藤某道家某皆死、北軍遂攻宇佐山、頼森武藏守拒、北軍乃過大津、縱火焚園山外。

（漣）

輿多崎（コンタウ）

宇佐山の正西十五町、湖中に突出する四町許の沙嘴なり、北なる唐崎と相距る二十四町。○輿地志畧云、輿多崎八柳濱は大津の尾花川より北六町に在り、卯月と號し南二間計の沙川戊より長に流れ、湖水の中二町計出たる崎なり、此邊な土俗の云、[illegible]に結構大根などの土産あり、日吉記に曰く一天皇白鳳二年三月上巳、於大津輿多崎八柳濱、[illegible]接するに興多崎は興多王とも名づく、大友皇子の二男なり、父の同命なうけ寺基を寄て以て園城寺を建てし人なり、封主が寺刹四至の券状を考ふるに、いよく以て此地も昔興多が領地なれば、後世かくは名附しなるべし。

志賀山（シガヤマ）

今滋賀村の山嶺なり、北比叡の脈をうけ南は長等道坂に連る、山路の西に踰えて白川（山城愛宕郡）に通ずるを志賀山越と稱し五十町許あり、又三井寺の北院より登り如意山の北を繞る故路あり、然れども本路は大字滋賀里より登ほり山中（ヤマナカ）越と呼ぶ者是なり。○海道圖會云、昔より誤に云ふ志賀山越は滋賀里の本縁より登り、山中里白川村を經て京に出る、是を山中越と云ふ、新千載、法印定爲「句ひくる風の便を枝毎にて花に越行志賀の山道」凡志賀の山越のこと說種々あり、袖中抄に志賀の山越とは北白川の瀧の側より登て如意の嶺こえに志賀の方へ出る道也と、經賴卿記に云「後一條の御時、殿上人紅葉逍遊の爲め、志賀の山越に瓜生山を經て北行す云々」瓜生は白川の瀧の上也、慈覺法師が淨土寺の[illegible]の序に「月の光の

（山中越）

如意寺、瓜生山の麓」と書り、緝甍集、ある所の屏風の繪に滋賀の山越する所を「名に云へさなれるも見えす瓜生坂春の霞の立るなりけり」さよめる最證さすべし。

さゝなみや志賀の山路のつゝらおりくる人たえてあれやしぬらん、(六帖)

山中湖望琵琶湖　　垣内海莊

鳥道樹藤攀小亭、雄風搖笠響冷々、雲來春驛盤樓動、雨捲長橋龍氣腥、百里煙波連上國、千年嶽色宗精靈、吾儕今夜江村夢、月下吹笙過洞庭、

志賀大輪田（シガノオホワダ）

又輪田とも云ふ、滋賀の古の時の渡津にて、栗太郡草津へ渡したる湖岸の曲（ワダ）なり、其跡詳ならねど輿地志略に袖中抄を援き志賀山越を一名大輪田越と云へる由を擧げたり、然らば滋賀里の東なる唐崎即輪田なるべし、此湖岸は年々泥沙の堆積ありて古今の汀線は同じからざるべし。

さゝなみの志我の大和太よさむともむかしの人に亦も逢目やも、(萬葉集)　　柿本人麿

かち人のみきはの氷ふみならし渡れさぬるゝ志賀の大輪田、(續古今集)　　寂蓮法師

按に保元物語に鎭西八郎爲朝は輪田に隱れて捕れたるよしを記し、源平盛衰記には石山寺と爲す、然らば石山寺は志賀寺の誤聞にや、保元物語には「昔は深山に入りて身を隱し、夜は古き湯屋を借り常に下りて湯をぞしける、爰に佐渡兵衛重貞と云ふ者、宣旨を蒙り三十餘騎にて押し寄せてけり、爲朝眞裸にて有合ふ木以て數多の者をば打ち伏せたれども、大勢に取り籠められて云ひがひなく搦められにけり」と錄す。

滋賀大津宮址（シガノオホツノミヤ）

天智弘文二帝の遺蹟なり、當時の都邑は辛埼より粟津までの地即今滋賀村大津町町村に渉る、事は大津及び郡の條下にも曰へる如し、而て内裡の跡は何處にやと云に至りては諸説紛々たり。

東海道圖會云、大津宮址は今の代官所ならん。木曾路圖會云、昔の大津の皇居跡は今の石原氏、大津町の人なり）のあたり也とぞ。名所圖會云、大津宮跡と云は三井寺より廿町計北、錦織籔の邊りに御所のうち、又祇園田といふ字ありて、籔の中には庭樹の形あり、清泉不絶して旱天にも涸ず、又其邊土器塚とて堀ればかはらけの出る所ありと云へり。卷宮圖會云、志賀都の古跡志賀里西郡村に御所の内と字して、纔に一町四方計り上壇の地なり、此地の内に竹林有て清水涌出る此地を云とぞ。輿地志略ム、山上の北なる錦織村の内に御所跡と號する所あり、是大津の都の跡なりといふ、今に泉水岩ぐみ等の跡なす二町四方許あり、天智天皇の時分事實無なりと云ふとも都の總域は例之如此ならんや物變り星移りて舊都の界域も内裡の遺址も知れざるや明らけし、按するに此處は彼源頼義屋敷の跡にや、此邊までも大津の都の内なる事は明けし、三井寺の記に内裏より北西にあたりて崇福寺を建てられしとしるせり、崇福寺の舊蹟見世（ミセ）村の西五町ばかりにあり、こゝを以て見れば此邊は内裡の遺跡の一部なる歟。淡海地志云、大津は古尾花川の邊を本居とす、其地に田の字を御所の跡と云ふ所あり、是大津宮なり、今大津は後世引移りたるものなり。〇今按に諸説の中に就て稍信あるは、輿地志略の南滋賀村見世の崇福寺の南東と云ふ一説のみ、日本書紀に、辛未歳十月、天智天皇疾甚し皇太弟大海人出家せんことを請ひ「便往内裡佛殿、踞坐胡床、剃髮爲沙門」とありて十一月に至り「大友在内裡西殿織佛像前、左大臣蘇我赤兄臣右大臣中臣金連蘇我果安臣巨勢人臣紀大人臣侍焉、大友皇子手執香爐、先起而盟曰、六人同心、奉天皇詔」とあり、此内裡の佛殿は前年建立の崇福寺の外にあるべからず、之を輿地志略に三井寺記を引けるに參照せば、今滋賀村大字南滋賀なる崇福寺廢址、即大内裡の域なるを知るべし。

日本書紀、天智天皇六年、遷都于近江、十年十一月災近江宮、火從大藏省第倉出、十二月天皇崩于近江宮。

大織冠藤原鎌足家傳云、丁卯歲（當天智六年）遷都于近江國、即天皇位、是爲天命開別天皇、朝廷無事、遊覽是好、人無菜色、家有餘蓄、民咸稱太平之代、帝召群臣、置酒濱樓、酒酣極歡、於是太皇弟（一作皇太弟）以長槍刺貫敷板、帝驚大怒、以將執害、大臣固諫、帝即止之、太皇弟初忌大臣所遇之高、自茲以後殊親重之、即位二年冬十月、稍纏沈痾、遂至大漸、帝臨私第、親問所患、請命上帝、求効、翌日而誓願無徵、病患彌重、仍授大織冠、以任内大臣、改姓藤原朝臣、十六日辛酉、薨于淡海之第、時年五十有六。〇書紀家傳を參照するに、此内裡には天智帝丁卯歲營築、而て別に濱樓あり、辛未歲に火災ありて新宮に崩御あり、弘文帝即位翌年五月兵亂起り、七月に至り軍敗れ帝崩し、大海人踐祚あり、即都を大倭飛鳥に復したまへり。

過近江荒都時、柿本朝臣人麿作歌、

玉手襷、畝傍の山の橿原のひしりの御世ゆ、あれましゝ神のまにく、樛の木の彌繼つぎに、天の下知しめしゝを、空にみつ大倭を置て、青丹吉奈良山を越え、いかさまにおもほしめせか、天さかる鄙にはあれさ、石走る淡海の國の、樂浪の大津の宮に、天の下しろし召けむ、天皇の神の命の、大宮はここさ聞けとも、大殿はこゝと云へとも、春草の茂く生ひたる、霞ヶ春日のきれる、百磯城の大宮所、見ればかなしも、

さゝなみの滋賀の辛埼さきくあれさ大宮人の船まち

かれつゝ、（萬葉集）

いにしへの人にわれあれや樂浪のふるき都を見ればかなしき、（同上）　高市古人

さゝなみの國つ御神のうらさびて荒たるみやこ見れば悲も、（同上）　高市黒人

過滋賀　松平定通

古蹟曾於聽史諳、鸊鷉湖上水烟間、九重遺址草埋地、千載流芳花満山、玉輦不同春寂々、金鈴無響鳥關々、當時花園今何處、徑路逆行試一攀、

滋賀有感　頼杏坪

湖田麥秀菜花黃、偶問舊都已荒涼、豈料周公升帝位、寧由何處吊成王、

大津有感　梁星巖

古來吟客各寧工、沙鳥雲帆浦々風、尚批[illegible]帆、無人吊問大津宮、

あふみなるしがの花その里あれて鶯ひとり春ぞわすれぬ、（名寄）

さゞ波のあれにかけても思ひきや滋賀の花園を見むとは、　長流

燭うちの昔は志賀の都人、　乃路

（南滋賀）

南滋賀は三井寺の北廿五町許見世(ミセ)村に在家正光寺など云字ありて、正光寺の廢墟とて一町四方許の地に數十の礎を遺すと名所圖會に載せたり、此廢墟も崇福寺即大津内裡の遺蹟、崇福寺中世退轉して正光寺の名を冒したるにや。

春晩過滋賀山中　釋六如

故都遺跡時猶在、經過難討問史官、斷隴依稀龍虎迹、坎壈牧樵村、山花樹々微紅點、澗水時々響雨暗、拾得布紋殘瓦片、始知輦底是宮墟、

崇福(スフク)寺址　一名滋賀山寺(シガヤマデラ)又志賀寺と稱す、續紀大寶元年の條には志我山に作り、天平元年の條には紫郷山寺に

（志我山寺址）（紫郷山寺址）（見世）

作れり、此廢墟は以て大津宮の所在を辨哉すへき指標にして、重要の古跡とす、按に壬申の亂後大津宮やかて廢し、宮殿は舊境各本寺に歸す、本寺は天智帝戊辰に創建せられ、延喜式十五大寺の一なりき、後世亡ふ、或云天喜年中炎燬の事ありて其後に廢滅すと ○輿地志略云、南滋賀の見世の西五町許に廢址あり、本堂の跡なりとぞ、堂の大さ九間、是より一の谷の北に彌勒堂の跡あり、是より東南に觀音堂の跡あり亦南に鐘樓のあとあり、是より下東に石佛の釋迦存す大さ二間ばかり土俗是を志賀寺水向(ミムケ)の釋迦と云ふ、夫より下に焔魔堂の跡あり、其餘少しばかりの寺院の舊址多し、是皆志賀山寺の舊跡なり、後世に梵釋寺を引移して混一したり、古記には二條院長寛元年炎上の事見ゆ、榮花物語に「三月志賀の彌勒會に參らせ玉ふ、天智天皇の御寺なり、天平勝寶八年兵部卿正四位下橘朝臣奈良麻呂が行ひ始めたるなりとて、最あはれにおぼされて、萬の事とも急がせ玉ふ」云々。○延喜式「近江國正稅公廨、崇福寺修理料五千束、同寺傳法會料一萬束、梵釋寺料六百七十束、國興寺修理料一千束、淨福寺料七千束」一とこの國興淨福の二寺今詳ならず。○又扶桑略記云、康保二年近江國崇福寺火災、堂塔佛像經藏鐘樓僧坊等皆悉燒亡、天延四年六月十八日大地震、崇福寺法華堂南方額入谷底畔、寺堂僧房入谷中、鐘堂頽倒、彌勒堂上岸崩落居、堂上一大石落打損乾角。

波にたぐふ鐘の音こそあはれなれ夕さびしき志賀の山寺、（月清集）

扶桑略記、天智六年丁卯、遷都大津宮、本在岡本宮、天皇於大津宮、夜夢法師云、乾山有一靈窟、天皇宜出見、彼方之山、火焔廣照、長爲希有、即召大伴連櫻井類禎法師等、明日尋求其地、當火光處、有小山寺、一優婆塞念誦云、古仙靈窟伏藏地、佐々名實長等寺、其

（長等寺址）

地[illegible]骨、林樹森々、谷深嵯峨、流水清淡、寂寞閑空、可[illegible]、七年戊辰正月、於志賀山建崇福寺、始令平地、掘出奇異寶鐸一口、高五尺五寸、又掘出奇妙白石、長五寸、夜放光明、[illegible]、唐石臼円、大爲二恩、自備山澤、[illegible]人、無不歸依云々。○大日本史、持統元年、爲天皇[illegible]設法會於崇福寺、永爲國忌、聖武天平十二年、幸志賀山寺禮佛、孝謙天平勝寶八歲、施近江國朝法書一百卷、於崇福寺。○日本後紀云、嵯峨天皇弘仁六年四月、幸近江國滋賀韓埼、便過崇福寺、大僧都永忠護命法師等、率衆僧奉迎於門外、皇帝降輿升堂禮佛、便過梵釋寺、停輿賦詩、皇太弟及群臣奉和者衆、大僧都永忠手自煎茶奉御、施御被、即御船泛湖（[illegible]）、[illegible]公爲近江守國、[illegible]志賀山寺、[illegible]儀羅、[illegible]長齋、合造靡飫、[illegible]之、帝大悅。

仙人のひかり尋ねし跡やこれ[illegible]えたふ滋賀のあけぼの、（夫木抄）　定家

梵釋(ボンシャク)寺址　桓武天皇延暦五年の勅建にして、延喜式十五大寺の一なり、蓋天皇は大津宮御宇天皇天智の四世孫なれば、故宮の跡に就き營み給ふ所ありし也、崇福寺と相並び韓埼の邊に在りしことは日本後紀[illegible]國史の弘仁六年行幸の條に因りて明白なり。○續日本紀云、延暦五年、於近江國滋賀郡始造梵釋寺、依御宿願。日本逸史云、延暦十四年詔曰、眞教有屬、其來者人王、法相無邊、其要者佛子、朕雖遵有國之規、思弘無上之道、是以披山水名區、草創禪院、盡土木妙製、莊嚴御寺、名曰梵釋寺、仍置清行禪師十人、三綱在其中、施水田一百町食封一百戸、以充修理供養之費、二十二年制、崇福寺者先帝之所建也、宜令梵釋寺別當大法師常騰兼加檢校、類聚國史云、弘仁六年幸志賀韓埼、便過梵釋寺、停輿賦詩、群臣奉和、文華秀麗集云、

遊梵釋寺　　嵯峨天皇

雲嶺禪扃人蹤絕、昔將今日再攀登、幽奇巖嶂吐泉水、老大松杉離舊藤、梵字本無塵滓事、法筵唯有[illegible]羅僧、忽銷煩想夏還冷、欲去淹留暫不能、

扈從梵釋寺、應制　　藤冬嗣

一入閒道登梵釋、梵釋蕭然太幽閑、入定老僧無出戶、隨緣童子未出山、法堂寂々煙霞外、禪室寥々松竹間、永劫津梁今自得、囂塵何處更相關、

元亨釋書云、釋良源姓木津氏、近州淺井郡人、延喜十二年生焉、九歲隨母物氏、詣梵釋寺、覺闍梨見曰、此兒豈可居郷井乎、十二上叡山、師事理山、後補天台座主、賜諡慈惠。

黒主祠（クロヌシ）　南滋賀の字新在家（シンザイケ）に在り、大津宮址の西界とも言ふべき坡上に在り、西に登れば即志賀山越なり。○海道圖會云、新在家の大伴黒主は志賀郡の地主にて、大友與多麿の孫の都堵の子なり、陰陽頭たりしが唐崎にて祓して祿賜はりしと後撰に見えたり、此地其人の舊蹟にして、心靜石と云は祠の東田の中にあり、土人すゞみ石と云、明神此石に影向ありて、山を玩び玉ふ、神前に案田とて田の字にあり、稻を神供に奉るとぞ、此邊に紀貫之を祭る祠あり。○輿地志略云、寺門傳記補錄曰「黒主、近州志賀郡司大友都堵本（トム）麿之子、實大伴列妬之子也、弘仁天長之歌仙云々」と、また鴨長明無名抄曰「志賀郡に大道より少入て、山際に黒主の明神と申す神います、これ昔の黒主が神になれるなり、今に大伴の黒主の宮あり、所には蟻なしの明神と申、昔は蟻多かりしと」云々、此無名抄の言を以て考ふれば此宮地かなひ侍る、是を以て此側なる福王子はいよいよ紀貫之なることを知る。（大友郷參看）

唐崎（カラサキ）　又辛前可樂崎韓崎等に作る、滋賀村大字滋賀里の東十五町、湖濱の地を云ふ、一老松あり松下に小祠を置く、世に唐崎の一松（ヒトツ）と呼び、江州八景の隨一なり。古へは此湖頭即滋賀郡の大渡にして、勝絕の所なるべけれど、後世湖濱の泥沙年々に堆積し、水退きて田土と爲るを以て、今岸頭の景色はなはだ清からず、尙修禊の舊典を傳へ日吉明神の旅所と爲すも、往時至尊行幸の跡とは思はれず、孤松も補綴しば〳〵にして翠色あざやかならず。

　やすみしゝ我大君の大御舟まちかこひなんしがのからさき、（萬葉集）

　月影は消ぬこほりと見えながらさゝなみよする志賀の唐崎、（千載集）　藤　顯　家

　みそぎするけふから崎におろすあみは神のうけひく印なりけり、（拾遺集）　平　祐　擧

　からさきやかすかに見ゆる眞砂地にまがふ色なき一本の松、（風雅集）　二位爲子

　跡たれし神のみゆきの古へをおもへはさほき唐崎のまつ、（新千載集）　法親王慈道

（辛前）靈異記云、楢磐島、往於越前之都魯鹿津、而交易、以之運載船、將來家之時、忽然得病、思留船運、獨來家借馬、乘來至于近江高島郡磯鹿（シカ）辛前而、睠之者三人追來云々。

（可樂崎）類聚國史、延曆二十二年、行幸志賀可樂崎、弘仁六年、幸近江韓崎。東鑑、建久二年、於近江國唐崎邊、佐々木小二郎兵衛尉定重、止流刑被梟首。○輿地志略云、韓崎は平安城の大七瀨の名所の一にして、韓崎の祓は蜻蛉日記にも見ゆ、又日吉神の旅所なり、土俗の諺に日吉社を愛護若（アイコワカ）なりといひ、當社を網工の小次郎と云ふ、磯多とす、歎息するに堪へたり、是は秋の夜長物語と云書に似たることあるを附會せるものなり、長物語に云ふ、後堀川院の御宇西山の瞻西上人もとは北嶺東塔の衆徒、勸學院の宰相律師教戒といへり、夢に美少人を見て心にわすれずうかれありきしに、是は三井寺の少人三條京極の花園左大臣の子梅若と申すにてぞありける、梅若此由を聞て一夜唐崎の松の陰にやすらひしに、天狗に奪はれ失せたり、是より山門寺門の爭鬪となり、三井寺に火をかけてやきはらひ、又其後梅若歸り來りけれども我事故に佛閣殿舍火災に罹りしを悲み、瀬田の橋の下に身を投てむなしくなれりと、三井聖護院の梅若を愛護若とし、三條京極に住せる花園左大臣を二條の藏人とし、叡山の教戒が戀慕を繼母が戀慕とし、瀬田の橋下に身を投したりしを瀧に身を投げたりと謬り傳ふ。○日吉山王、毎年四月中の日の祭禮に、神輿渡御の事は、神輿大宮より下り、八ッ柳（土俗七本松と云は非也）船にて一散に漕つれ、辛崎松の邊の湖上に浮ぶ、膳所より來る神供船は音樂を奏し、七人の童は猿の形を眞似神供を湖上に散す、大宮一社の神供は神輿へそなへ、社人白幣粢一裹を添て船より船へ贈り日吉の社人へ渡す、神供船より相圖の大鼓を打てば七社の神輿又一散に若宮の濱へ還御なし奉る。（海道圖會參宮圖會）又唐崎孤松は尊朝法親王松記あり「天智の御宇に栽る所、天正中山門再興の事ありて日吉の祭禮もかたの樣に取り行はれ、唐崎の神幸も例に違はず松の邊に神輿の御船をならべ御供などそなへ奉る、然るに此松いつぞや風に倒れしを、大津城におはす新庄駿河守直賴、天正十九年に植ゑられたる也」云々、土人の諺に松の圍五尋高三丈餘、數千の枝葉四方へ繁く、遠く眺ば翠幄の如く近く視れば蟠龍に似たりと。（名所圖會俗說辨）

　からさきの松は花よりおぼろにて、　芭　蕉

　神樂歌筱波章

　ささなみや志賀の辛崎や、御しね搗くをみなのよささや、それもがも彼もがもいざこせの眞いざこせにせん、

大友郷

和名抄、滋賀郡大友郷、訓於保止毛。○今坂本村下坂本村雄琴村等なるべし、比叡山の東麓にして琵琶湖に沿ふ、輿地志略云、大友郷は坂本近邊をいふと見えたり。○按に、續紀「神護景雲元年、近江國人外正七位上大友村主人主、稻一萬束獻田十町、獻於西大寺」とあるは決めて此郷の豪家にして三井寺を古名大友村主寺と云ふも其氏寺なれば也、而て大津宮朝廷の皇嗣を大友と名附奉るも、此地名に因み給ふのみ、大友天皇の御子與多王、亦與多埼に因み給へり、然れども人主及黑主が實に與多王の裔なりや否は詳ならず。惟ふに村主姓の豪家と、與多王は姻戚依附の關係ありて、三井寺をば村主氏寺且は大友天皇の追福所と爲したるならん。大日本史には「大友黑主、世居大友郷、園城寺在郡中、故以黑主爲地主、貞觀中以園城寺、爲延暦寺別院、黑主爲神祠別當云々」と叙せり。伴氏長等山風云、後近江大津宮馭宇天皇の御名大友は地名なり、御父天皇此に遷都の後、其地を御封に賜ひたるによりて、始の御名伊賀を改め給へるなるべし、與多王の子孫に至りては大友を氏としたまへるは、御封の地名に依り裡には御名代の意しらひにて、みつから稱ひたまひたるなるべし、紹運錄に「與多王、賜大友姓」と注せるは後人の推量にて書る者なるべし又古書どもに與多王の子を都堵牟麿其子黑主と爲せど年數合はず、世嗣の次第詳にしがたし、又大友村主とも稱へたるは、當時在來し大友村主の氏人(推古紀大友村主高聰續紀にもあり)の聞ゆるに淆へて歟、又は其氏人に姻戚のありけるに、たまたま氏名の同しきを據にいひ合せ、私に村主の姓を稱へたりしにぞあるべき。

氏族志云、大友氏、村主姓、蕃志賀氏同祖、推古帝時、有大友村主高聰、稱德帝時、有近江人大友村主人主、清和帝時、有施藥院使大友村主家主、(日本書紀續日本紀三代實錄)同時有滋賀郡大領大友村主黑主及擬少領夜須良麿呂、(天台座主記)按皇胤紹運錄、以黑主爲帝大友之後裔、又聖武帝時、有近江人大友但波史吉備麿呂、世族皆貫于滋賀郡古市郷。

穴太

(南坂本)

今坂本村の大字と爲る、或は南坂本と曰ふ、滋賀村大字南滋賀の北十八町、日吉神社の南十二町、比叡山無動寺の東麓なる里なり、延喜式穴太驛馬五疋とあるは、湖西の北國路なり。○穴太より無動寺に詣り、愛宕郡修學院へ出づる山徑あり、白鳥越又は古道と云ふ、延元元年山門行幸の時、官軍白鳥に陣したりと云は、穴太山の事なるべし。大日本史、脇屋義助傳云、車駕再幸延暦寺、義助守東坂、敵瀕城、義助瞰之、乃開門突出、白鳥陸軍衝其左、湖上舟軍敵其右、敵大敗退。○太平記云、今道越三つ石のふもとを經て、無動寺に寄んとす、又云、今道古道音無の瀧、白鳥三石大嶽より人なだれをつかせて逃たりけり云々。

盛安寺は穴太の北に在り、天文年中、越前國主朝倉氏の家臣杉若盛安の建立とぞ、古刹の中興なるべし。(名所圖會海道圖會)

萬松院址

穴太に在り、天文年中將軍足利義晴の薨所なり。○淡海地志云、坂本の穴太萬松院は義晴公之に居りたまひ、穴太新坊と云ひ、公此にて薨す、御子宰相中將殿穴太を退き比叡辻の寶泉寺に移り、寶泉寺の御所に夏草の茂りて露の置添ふを御覧して、

別れ行く涙は袖にしほるゝをなけくと猶も露ぞ置添ふ。

名所圖會云、天文十八年足利義晴公三好に畿内をせばめられ、佐々木を頼み三井寺の別所常在寺を御所と定め御滯座あり、此所要害の地に非ずとて慈照寺の大嶽將軍地藏の山に新城を築き、其時御遊側なりしかど、おして御入城とて、常在寺を立て、この穴太新坊まで御輿を寄られしに、御違例ありて、天文十九年五月四日終に此寺にて薨せらる、依之東山慈照寺に納れり、萬松院と申けるなり、されば新坊をも萬松院と云ふとぞ、穴太村にあり、此地は又古の滋賀高穴穗宮在りし所故に、村中に大石など甚多し、八疊敷の石なども有しに、今は埋れてもさめがたし、又田の字に大門と云もあり、

志賀高穴穗宮址

成務天皇の皇居なり、穴太の西字高島と云は宮址なるべしと、古事記云、若帯日子天皇、坐近淡海之志賀高穴穗宮治天下也。○按に、穴太は延喜式并に朝野群載に載せたる驛にして、後紀「延暦十八年、淺井郡人從七位下穴太村主眞杖、賜姓志賀忌寸」と見ゆるは淺井は滋賀の誤にやと思はる、姓氏錄にも志賀穴太村主と云姓あり。日本書紀に「景行天皇、幸近江居志賀、三歳是謂高穴穗宮」とあれは景行成務二世の御所とす、仲哀天皇も此にて踐祚ありし也。名所圖會に「舊都跡を高島とも云、景行天皇成務天皇仲哀天皇三代皇居の地なり、是を高穴穗宮と云ひ三代の間凡七十年なるし」と、此に七十年と云は書紀々年なれば信據し難し。

坂本

(下坂)　(坂東)

今坂本村下坂本村の二と爲る、或は坂下に作る、比叡山の東麓にして湖水に臨む、延暦寺に登る路なれば或は東坂と曰ふ、之に對し愛宕郡修學院村を西坂と曰ふ、又南坂本と云は穴太にて今坂本村に屬す、下坂本村は湖岸の方を割きて其名あり。延暦寺開創以來、此地は僧房充滿し之を里坊と曰ふ、又日吉山王の祠ありて祠官神人の頗多し。○比叡山は京都の鎭嶽にして、兵亂ある毎に必先之を爭へり、故に坂本は往々陣營の所と爲り、要害を大津に比せり。中にも延元元年(建武三年)再度の御幸は、延きて南北分裂

の大亂源と爲り、最感慨に勝へざる所なるべし。寺僧勤王の事は太平記に「祐覺坊は元は法勝寺の律僧にてありしが、先帝船上に御座ありし時、大衣を脱きて山徒の叙に替へ、弓箭に携りて一時の榮花を開けり、山門兩度の臨幸に軍用を支へしこと、偏に祐覺が爲處なりしかば、山徒の中の張本なりとて、延元元年十二月廿九日、阿彌陀が峯にて斬られける」とあり、又南山巡狩錄、建武三年十月九日、坂本に於て東宮恒良親王に天子の御位をさづけられ、義貞とゝもに北國に下向ましまし、天下の成敗は義貞決すべきよし勅諚ある、是を承はるもの皆鎧の袖をしぼりけるとぞ、(此宮は成良親王及後村上院同腹におはし、冊立の事歷代皇記には建武元年正月廿四日皇太子としるし、紹運錄には正月廿三日立坊と云ふ、又太平記十七、瓜生心變の條を合考するに、三種の神器を春宮に渡しまゐらするうへはとしるせる文あり、思ふに吉野山まで齎らせ給ひし三種の神器のみ朝家の物にして、今東宮恒良親王にさづけられし物も、北朝にわたしまゐらせしものも、皆贋物にてありけるなりと推察し奉るべし)この日は受禪の儀、還幸の御粧ひに日くれぬ、先夜更るほどに義貞朝臣潜に日吉の大宮權現に參詣して、信心をこらして祈誓し、當家累代の重寶鬼丸と云ふ太刀を社檀にぞ籠れける、(太平記并梅松論には日吉の社に籠られし處は、重代の赤威薄金の鎧なるよしをしるす、いづれが定なるをしらず、扨又鬼丸の太刀の事を考ふるに、其說區々にして詳ならず)其當時の行在は日吉大宮の彼岸所と云ふ院なりき。

叡山懷古　　藤井竹外

千峯爭自五畿奔、比叡屹然如至尊、眼見寶刀藏岳廟、耳聞玉輦去山門、濕雲長宿老杉頂、流水自廻盤石根、北望越前何處是、無人和淚說延元、

新葉集、元弘元年八月、俄に比叡山に行幸なりぬとて、彼山にのぼりたりけるに、湖上の有明ことにおもしろく侍りければ、　文貞公

増かゞみむら時雨の卷云、元弘元年八月廿四日、花山院大納言師賢を(卽文貞公の事なり)山に遣し、忍びて帝のおはしますよしにもてなして、彼兩法親王(大塔宮尊雲親王妙法院宮尊澄親王也)こと行ひ給ひて、(中略)かゝりけれども帝笠置におはしますよし、程なく聞えぬれば、謀られ奉りにけりとて、山の衆徒も少く心替りぬ、宮々も逃出給ひて、笠置へと詣給ひける、大納言は都へまぎれおはすとて、夜深く志賀の浦を過給ふ、有明の月隈なくすみわたりて、よせかへる波の音もさびしきに、松ふく風の身にしみわたるさへ、取あつめ心ぼそし、

思ふことなくてそ見ましほの〴〵と有明の月の志賀の浦波、

坂本城址

下坂本村の松林の濱に在り、今一町計の地を字して城と曰ふ、元龜元年織田信長攝州合戰の時、其將森三左衛門可成宇佐山に築塞し北國勢に當る、淺井長政朝倉義景之を時機とし兵三萬を以て來り比叡辻(下坂本村の北今大字と爲る)に陣す、延曆寺衆徒之を援く、可成出て拒戰し奮鬪之に死す、翌年信長諸將に命じ延曆寺を圍み、焚毀殺戮いたく山徒を擊破す、又一城を置き之を鎭壓す、卽坂本城なり、明智光秀に賜ひ之に居らしむ、天正十年光秀の京師に信長を弑するや、光秀妻孥皆坂本に在り、已にして光秀羽柴秀吉の討つ所と爲り死しければ、光秀の從子光春城を焚き一族自殺す、秀吉乃ち丹羽五郎左衛門長秀を此に移し北國路を壓せしむ、遂に賤岳の捷あり、天正十二年、長秀を北國に封じ坂本城を停めて大津に更築す。〇明智光春坂本落城の事は、改正三河後風土記云「天正十年六月四日、明智左馬助は大津まで出陣したるに、羽柴勢は打出の濱邊まで押來り、左馬助と辻の邊にて出合頭に出逢て、力を盡し花々しく戰ひける、されども左馬頭が二千騎は大軍に引包まれ或は討れ、或は落去り、今は左馬助一人になりければ、終に一方を切拔て湖へ馬を颯と乘入れたり、左馬助其日の出立は、二の谷といへ名だゝき兜を着、白練に狩野永德が繪きたる雲龍の陣羽織にて、大鹿毛といふ駿馬にまたがり、さゝ波や志賀の浦風に立波を蹴立々々、唐崎の一木の松を目當として、閑々と馬を游がせたり、羽柴の大軍口々に今見よ〳〵とてたゞ悠々と望居たり、左馬助はやがて唐崎にあがり、追來る大軍を遠見して休みつゝ、追兵既に四五町に及ぶ時、只一乘に坂本へ馳入、十王堂の格子に馬を繫付、其身は坂本の城に入り、亡主光秀の妻(服部出羽守保章女也、台德公の御生母寶臺院殿とは再從姉妹なりといふ)自然天然といふ二人の子を天守に登せ、其身の妻子をも共に刺殺し、燒草に火をかけ天守半燃あがるを見て、其身も腹十文字に搔切、火の中へ飛入て名を今の世まで殘しける」。今戸津濱の東南寺址(今津堂とも云ふ)卽城址とぞ。

三津(戸津)(比叡辻)

下坂本の濱の古名なり、穴太の東なる唐崎より比叡辻の邊までに涉る、又戸津と曰ふ山槐記、元曆元年注進の近江名所に富津濱と記す、又元德二年日吉行幸記にも、戸津の升米を以て神殿造替の料足にせらるゝ由見ゆ、一方の關津なりき。〇輿地志略云、三津又戸津下坂本の惣名なり、猿樂者流猴平の謠に「富津坂本の人家まで殘なく見ゆ」と云も是なるべし、三津とは成務天皇志賀の高穴穗にましませしなれば、坂本の津を御津とは書すなり、三港の義にあらず、續拾遺集に「なゝそぢに三つの濱松老ぬれど千代のよはひはなほ

そはろけき」井蛙抄に此歌を評して近江坂本の三つの濱なりと云へり、刀劍工に來家のものに光包あり、戸津左助と號し花園院の御字の京なり、又中堂來と云は光包其比叡山の中堂に祈念して造る所とぞ。

もろひとの願を三つのはま風にこゝろすゝしきしての音かな、（新古今集）　慈圓

延暦寺傳教大師最澄は三津首百枝の子なり、即此地の人たるを知るべし、然るに大師寶龜十一年度牒に「三津首廣野、年拾伍、志賀郡古市郷、戸主淨足戸口」と載たるは疑なきに非ず、而て度牒の中に僧「國分寺僧最寂死闕之替」の由見ゆれば、最澄は初め國分寺に在りしに似たり、國分寺は即古市郷の地なれば、最澄父子は當時大友郷の三津を去りて、古市郷の國分寺の邊に移りしにや。

大和（ヤマト）

今坂本村の字森本（モリモト）と曰ふ邊を大和庄と號せり、延喜式、滋賀郡倭神社此に鎭座し、森本明神と稱す、蓋大倭三輪神を祭る者にして後日吉大宮と云ふは是を移せる者ならん、最澄此倭神の氏子なりければ、小比叡の地主神に配當して大比叡と申しゝ如し。○輿地志畧云、高島の北、作道（ツクリミチ）の南、往還より西の方、三町四方許を大和の莊と云、山家要略記曰、元慶七年、西三條女御施入、當國志賀郡大和莊、奉常住明王云々、保元物語曰、六條判官尋ぬらすべきよし、播磨守に仰付らる、十六日清盛三百餘騎如意山を越て三井寺を求むれども、なし、東坂本にある由聞えて、大和の庄泉が辻と云處を追捕す、是無動寺領なれば、大衆起つて寺領を追補する條無念なり、子細あらば山門に相觸れてこそ沙汰を致さめ、左右なく亂入の條狼籍ありとて、軍勢に向つて散々に相戰ふ、官軍神威に恐れて引き退く間、大衆勝つに乘つて又大津の東浦を燒き拂ふ。○按に保元物語に又爲義は三河尻五郎大夫景俊が家に在る由を記す、三河尻（ミツカハジリ）は三津の河尻にて泉の辻と云ふも同處ならん、平家物語、源氏追討使北國下向の段に「逢坂關より始めて片道を賜りければ、權門勢家の正税官物をも恐れず一々奪とり、志賀唐崎三河尻、眞野高島を通られける」云々、萬葉集に三河（ミツカハ）渕と云ふあり、又此歟。

三河（ミツカハ）のふちせもおちずさてさしに衣手ぬれぬほす子は無しに、（萬葉集）

來迎寺（ライカウジ）

下坂本村大字比叡辻の北に在り、天台宗延暦寺に屬す、殿堂輪奐殊に繪畫の幾幅に富む、創立興昌の縁起を詳にせず。或云、來迎寺の十界圖は天下の名品にして、六道十五幅巨勢弘高筆と傳ひ、方今海内無雙と稱せらる、近年十二天十二幅（高階隆兼筆）と共に國寶に列す、其他大羅漢十六幅以下數十點あり、寺境に森三左衛門可成の墓あり、元龜元年戰死の事、坂本城址の條に見ゆ。

西教寺

坂本村の北に在り、來迎寺の西北十八町、日吉神社の北十町、横川谷に通ずる奈良坂山徑の傍に在り、本堂高閣諸宇麗華潔なり、本尊佛は洛東法勝寺の藥師如來を奉せり、天台宗眞盛派の本山にして、叡岳中の別流なり。寺祖は即眞盛上人、文明明應の頃時譽を馳せ、公武の歸依頗厚大なり、横川衆徒の招請に依り此寺に講說したり、明應四年伊賀國西蓮寺に寂す、其教は專ら清淨念々佛に在り、其徒弟推して西教寺の一祖と爲し法流を分つ、勅謚慈攝大師と云ふ。近世寺僧に眞超と云者あり、其の著はす所、玄義訓釋玄籤十四卷、西教義解新鈔、六局觀心巽論訣、西谷名目抄、念佛選擇抄十宗畧記、破邪顯正記等數部あり、超嘗て日徒たりし時法華宗畧名目を著はす、後其の偏見を悔ゆと云ふ、萬治二年寂す。○西教寺に明智光秀一黨の墓あり、また國寶には惠心僧都經曼荼羅一幅この寺に藏む。

滋賀院（シガノヰン）

坂本村眞葛原（マクヅハラ）に在り、日吉神社の東南に接す、舊日光山輪王寺貫主天台宗管領法親王の里坊にして、明暦中創建す、同時に東照宮慈眼堂等を起し、江戸幕府の旨を體したり、近年寺内多く頽破に就くと云ふ、此邊延暦寺東塔の界内とす。

眞葛原（マクヅハラ）

滋賀院の邊の古名なり、洛東圓山の邊にも同名あり、相傳ふ、慈鎭和尚初め天台に居り、里坊は此眞葛原の房なりければ、後洛東に移りけるより世俗和尚の住所につけ、洛東にも眞葛原を立てたりと。

我戀は松をしぐれの染めかねて眞葛がはらに風さはぐなり、（拾玉集）　慈鎭

生源寺（シヤウゲンジ）

輿地志畧云、坂本作道（ツクリミチ）に在り、傳教大師は神護慶雲元年八月此處に降誕す、後一寺を建て生源寺と號す、今觀音堂七間四面なり、西塔院内の里坊とし、山門一山の世俗事を執行する處にて、山門八別所の其一なり、此處の鐘を猿ども集りて撞きたること太平記に見えたり。

(東坂本)

凡延暦寺は山谷に堂塔を立てゝ、修禪行道の所と爲せど、住宅は多く之を坂下に居き、東西共に山麓に僧房を營みたり、座主門跡の院室の如きは近世皆京都の邊に移されたれど、昔圓融院も東坂本に在りと云へり、圓融院今西坂本の大原三千院に合同し、梶井門跡と號す。

○平家物語、山門御幸の條云、壽永二年七月廿四日の夜、法皇は竊に御所を出させ、鞍馬へ御幸なれど、是は猶都近うて惡しゝとて、横川（ヨコガハ）へ入せおはします、大衆起りて東塔へこそ御幸はなるべけれと申しければ、東塔の南谷圓融房御所になる、かゝりしかば衆徒も武士も皆圓融房を守護し奉る、さる程に殿上人すへて加階を望み所職を帯する程の皆馳參し、房には餘に人多く集ひて堂上堂下門内門外ひまはさまもなうぞ滿々た

る、山門の繁昌門跡の面目とこそ見えたりける、木曾殿は既に廿二日を以て攻上り、天台山東坂本にみちたる事なれば、同廿八日法皇都へ還御なる、木曾五萬餘騎にて守護し奉る　近江源氏山本の冠者義高白旗さして先陣に供奉す、此廿餘年見ざりける白旗の今日又都へ入る珍しかりし見物なり。

比叡山（ヒエイザン）（ヒエノヤマ）

今坂本村に屬す、近江山城二州に跨り、南は滋賀山に接し北は遠く比良山に連る、山勢峭峻、絶頂を大嶽と曰ふ、拔海八五〇米突、峰巒起伏して方五十餘町に盤踞す。大嶽の東傍に延暦寺中堂あり、(拔海六八〇米突)大嶽の下に四明峰無動寺あり、大嶽の西北は西塔（サイタフ）の峰勢北走して大原焼山の嶺と爲る、横川（ヨカハ）嶺は大嶽と一縱谷を隔て其東北に横亘す。凡比叡の水、西面は皆高野川(賀茂川上游)に注ぎ、東面は横川谷に涯し大宮川と爲る、自餘は穴太御木の山より直に大湖に注ぐ　○此山は延暦寺の寺界にして、堂塔高所に散花し、幽邃の勝を占め、眺望の遠を攬れり、凡四嶺に分つ、東嶺(中堂并坂本)南嶺(無動寺)西嶺(西塔并釋迦寺)北嶺(横川安樂律院)是なり、坂路は東面を東坂、西面を西坂と云ふ、其登路は岐分して數路ありと雖、東坂は坂本村より中堂に至る二十八町、西坂は修學院より四十町。(雲母坂と云)○比叡は古昔日枝稗叡又は日吉に作り、其天台教を傳へたるより天台山と稱す、故に略稱叡山台嶺又日支に作る、

(天台山)　(叡山)　(日枝)

按に此山は夙に古事記に「淡海之日枝」と見ゆ、其は「遂須佐之男命、娶大山津見女、名神大市比賣、生子大年神、大年神娶天知迦流美豆比賣、生大山咋神、亦名山末之大主神、此神者坐近淡海之日枝」と載せたり、大山咋神の子は山城賀茂の神なれば其盛烈想ふべし、平城京の時、近江守藤原武智麻呂山中に禪室を搆へ、(神宮院卽是れにや、日吉禰宜口傳抄に神宮寺或は香積寺と云)其子仲麿、天平中又國守と爲り、先考の舊栖を訪ふ事古書に見ゆ、延暦中最澄の開山に先んじ已に人の着手あるを知るべし。武智麿家傳云、公欽翫無爲之道、咀嚼虚玄之味、優遊自足、託心物外、遂登比叡山、淹留彌日、爰栽柳樹一株、謂從者曰、嗟乎君等令後人知吾遊息之處焉。又懷風藻云、

五言、和藤江守詠裨叡山先考之舊禪處柳樹之作、　麻田陽春

近江惟帝里、裨叡寔神山、々靜俗塵寂、谷閒眞理專、於穆我先考、獨悟闡芳緣、寶殿臨空搆、梵鐘入風傳、煙雲萬古色、松柏九冬鮮、日月荏苒去、慈範獨依々、寂寞精禪處、俄爲積草墀、古樹三秋落、寒草九月衰、唯餘兩楊樹、孝鳥朝夕悲、

傳教大師「我立杣（ワガタツソマ）」の後に及び、世俗比叡とは天子大師と叡慮と等くし給ひ、以て道場を建て給ふか故に、此名ありと云ふ、妄誕の極なり。近年此山中に或人石器時代の遺物を拾得したりと云ふも、其原人の遺跡たり否やは未た明白ならず、貝塚ある事は下に擧ぐ

叡山　林羅山

艮嶽從來守紫宸、先王立作國家鎭、雲波五色三津浦、星斗千年七社神、湖水朦朧空待月、山櫻寂寞自過春、好風蕭索非無意、吾亦東西南北人、

將西歸、顧瞻叡山鈴上人、　釋六如

龍盤虎踞舊帝都、天台作麗天下無、春風　月千峰雪、片々吹落琵琶湖、吾將去棹月夜舟、請君酒擔江上樓、樓下百尺風濤紅、臥吹玉笙下鹿洲、

大嶽（オホダケ）

(大比叡)

四明峰の東北に並び、二一六〇尺、卽大比叡（オホヒエ）峰にして、西塔の正南、中堂の西南各數町を隔つるのみ。太平記山門合戰の時、敵山に登り官軍支へず大講堂の鐘撞きければ新田義貞兵六千東坂より馳上り、敵を切崩し遂に大嶽に屯し、接戰連日に及ぶ由見ゆ。

ひえのやま其大嵩はかくるれど猶水飲はなかれてそふる、(堀河後百首)　俊頼

大嵩のみねふく風に霧はれてかゝみの山に月もくもらぬ、(新勅撰集)　慈鎭

大たけの峰さは〱と吹風をしつめすはいさ法のともし火、(月清集)　良經

苗ならぬ草とりかへし植し田のひえのやますも生ひにけるかな、(躬恒家集)

水飲（ミツノミ）と云は西嶺無動寺に在り、又黑谷（クロタニ）と云は西嶺にして飯室と云は横川谷の屬なり、小比叡は横川嶺の南に尾にして一名波母（ハモ）山と曰ふ。

日吉神社（ヒエ）（ヒヨシ）

(山王祠)

又山王（サンノウ）權現社と曰ふ、坂本村の西、比叡山の麓に在り、横川谷の水祠前を過ぐ、卽大宮川と名つく。此神は延暦寺建立以來僧徒の奉ずる所と爲り、地主にましませしが故に山王と號せしめ、種々の附會を爲せり。平安京の時山門の寺僧事あれば毎に神輿を擧けて公家に迫る、之を神輿振と稱し京師最も懼れ甚しかりき、元龜二年、織田氏山徒の暴横を惜み、寺中を放火し山王に及ふ、天正十九年豐臣氏再興、明治維新の際山王權現の號を去らしめられ、官幣大社に列す。

舊說に據れば山王廿一社と號し日吉を比叡と訓み、大宮二宮に五座を配祀し之を七社と曰ふ、猶中七社下七社あり、都合廿一と爲し、其祭神を說する最妄誕なりき、例せば祠前の三溪梁は豐臣氏共に之を石に造替すれど、舊制は閣道にして之を橋殿（ハシドノ）と呼ぶ、其說に五水落合て五の色の波立、天地開闢の始より「一切衆生、悉有佛性、如來常住、無有變易」の響き止りて、土濃（ツチコマヤカ）なり、山王大權現其響を聞し召て大乘流布の靈地也と託宣あり、故此地を波止土濃と云と、

(橋殿)

橋殿のまきの板はし石はしにつゝきてのほろやまそ

かしこき、（夫木集）　爲家

又日吉山王の說は、神社考云、山王權現者、欽明天皇即位元年、自天降于大和國磯城郡、而現大三輪神、其後大津宮（天智）即位元年、現老翁形告曰、我是大比叡大明神也云々、按日吉神號者、傳敎於小比叡峯、見三光日輪、現釋迦藥師彌陀像、敎問其名、神告曰、竪三點加横一點、横三點添竪一點、言巳其光昇空而去、敎於文字見之、竪三點横一點爲山字、横三點竪一點爲王字・高大不動則山也、經緯三才者王也、由是為崇號曰山王、其山王本地諸佛、大宮權現者釋迦（天照大神之垂跡、一名法宿大菩薩）聖眞子者阿彌陀（八幡大菩薩之分身）二宮者藥師（小比叡）、八王子者千手觀音、客人宮者十一面觀音、（白山禪定ヶ靈神也）十禪師宮者地藏、三宮者普賢、又中七社、牛御子者大威德、大行事者毘沙門、早尾者不動、氣比者聖觀音、下八王子者虛空藏、王子宮者文珠、聖女者如意輪、下七社、小禪師者彌勒龍樹、惡王子者愛染明王、新行事者吉祥天女、岩瀧者辨才天、山末者摩利支天、劔宮者不動、大宮竈殿者大日如來、聖眞子竈殿者金剛界大日、二宮竈殿日光月光」と、其亂雜驚くべし。按ずるに大乘院座主慶命の時、初めて日吉の諸神の本地佛を立て、近世は更に垂跡神祇を配當したり、蓋日吉は延喜式一座なる倭神社を大比叡とし、先の日吉を二宮と爲し、聖眞子を加ふ、（此神は賀茂別雷神なるべし）後世に至り種々の附會を爲し遂に七社二十一社の數に至れるに似たり。公事根源云、「日吉社者、與松尾神爲同體也」と、之を古事記に合考すれば大山咋神なる事あきらけし、而も國常立尊の垂跡なりとて諸書に其談あり、日吉は二宮小比叡神を主と爲すべし、初め波母山に鎭坐す、波母山は横川嶺の南尾にして今牛尾又は東尾と云ふ、現在大社の上方の峰なり。

（波母山）

（小比叡）

はも山や小比叡の杉のみやま井はあらしもさむし問人もなし、（風雅集）　日吉神御詠

此山其南西なる大嶽より卑小なれば其名ありと知るべし、

大比叡や小比叡の山も秋くればさほ目も見えずきりのまがきに、（曾丹集）

日與志山と云ふも此に外ならず。

日よしやま七坐す神の跡たれてくもらぬ影は世を照すらん、（夫木集）　經任

大比叡小比叡の二神を延暦寺の法主と崇敬する事情は類聚三代格、仁和三年太政官符云、

應加試年分度者二人事

一人、爲大比叡明神分、大毘盧遮那經業、

一人、爲小比叡明神分、一字佛頂輪王經業、

右延暦寺座主法眼和尙位圓珍表偁、故祖師法印大和尙位最澄、延暦末年、奉使入唐、求法事訖、西朝重我國家、稱爲禮義之鄕、當寺法主大比叡小比叡兩所明神、陰陽不測、造化無爲、弘誓亞佛、護國爲心、所傳眞言灌頂之道、所建大乘戒僧之壇、祖師創開、事賴主神、若不然者、何立此業、永鎭國家、頃年度僧惣八箇人、其六人者於東塔院、其二人者於西塔院、就中一人爲賀茂明神分、一人爲春日明神分、主神獨無其分、貞觀二年擬奏其由、依違不言、默而至此、恐神明怒、且夫祖師、習得咒驗、仍於延暦天子聖躬不豫之時、依綸修法、奉資寶祚、山家之開泰、莫不賴此功、是以東西弟子、至今勤修、伏望蒙加度者二人、爲兩神之分、解地主之結恨、增護國冥威云々、

この仁和の官符に依れば當時巳に日吉社に加茂春日の二神を勸請せるに似たり、彼七社の中なる聖眞子は賀茂神を指し、大宮二宮と聖眞子ならば山家にては三尊又三聖と稱せり、春日神は十禪師と云ふに當る如し　還見小川云、延暦寺根本塔中の三聖と云ふは二宮權現小比叡大明神、大宮權現大比叡大明神、聖眞子菩薩（三神）ありと、天慶の古記に見ゆ、山家要略記には二宮を舊神とも記せり、山門堂舍記に載たる延喜十二年官符に「地主山王一切神祇」と記す。今按に山家要略記に相應和尙檢封記を引て曰く「二宮小比叡明神、國常立尊、地主權現、法號華臺菩薩、最澄本授、爲吾國之地主、爲吾山之山王云々、聖眞子、天武元年滋賀郡垂跡、八幡一御前、八幡大菩薩、賀茂大明神、一躰正哉吾勝命、舍利弗垂跡也、從佛口生之子也、法號聖眞子、最澄本授云々」と、この地主權現を國常立尊と混じ、聖眞子を八幡神又正哉吾勝尊と爲すなどは紛更も亦甚しけれど聖眞子は賀茂の明神（大山咋の兒別雷）を指したる古傳ののこれるを影ながらに認むべし。又八王子は玉男三女神にして客人は白山神なる由を注し、（天安二年北國より勸請）十禪師は「延暦二年天降、地主宮前天兒屋根尊也」と見ゆるにて其春日神たるを推知するに足る、然るに日吉禰宜口傳抄に「小比叡別宮曰樹下宮、又曰十禪師宮、件宮者貞觀々中、內供十禪師延秀、於香積寺蒙神託造、山中法師殊加崇敬、每於難殿爲論議決擇、玉依姬在樹下爲神、故曰樹下宮」とあるは疑ふべし。日吉禰宜口傳抄は永承天正兩度の奧書を加へ、城州賀茂社祝部牧麻呂の述作とぞ、稍信據の價値あり、然れども二三の疑惑なきに非ず、彼書に曰く「上代日吉神者、今八王子社也、此峯在比叡山東尾、又曰牛尾、又曰井天樋、其五百石村者、山末之大主神之陵也、世人曰牛尊、山末之大主神、又名大山咋神、又曰鳴鏑大神、其妻鴨玉依姬神相殿云々、崇神天皇七年有詔、祀井天樋之和魂於山本、以鴨鹿島爲祝、被附神戶、天智天皇七年、大比叡宮造營之後、以當社曰小比叡宮、大

小之名始于斯矣、山中法師、有波母山之感見以來、配祭國常立尊、年月未詳云々（案神七年と云に疑あれど猶古傳たるへし）大比叡宮、天智七年戊辰、詔鴨賀島八世孫宇志麻呂、祭大和國三輪大己貴神於比叡山口、曰大比叡宮、九年庚午、負祝部姓於宇志麻呂、被附粟津御戸代云々、（此條明了なり）天武三年、依[illegible]御願、造別宮於大宮之東、奉移田心姫神、世人曰宇佐宮、後曰聖眞寺宮、聖眞寺者在別宮之南、直僧通夜于此云々、弘仁年中、傳教大師[illegible]祭應神天皇、（此聖眞子の縁起最疑ふへし、賀茂明神の聖眞子と八幡大神の宇佐宮を混淆せる歟、城州愛宕郡なる加茂の本地堂に聖神寺と云ふは、即聖眞寺と云ふに同じ、以て宇佐大神に非るを知るへし）早尾社、大宮之別宮、同時造營、素盞嗚尊（またた不審なり）大行事社、祭大年神、大山咋神之父也、御陵在此傍、由[illegible]、又[illegible]、[illegible]、母陵[illegible]、新行事社、祭[illegible]加流[illegible]、大山咋神[illegible]也、仁和中大[illegible]行事[illegible]、新[illegible]行事弘[illegible]、故世學曰大行事と新行事社、[illegible]、大山咋神之兄也云々、小禪師社、祭[illegible]、延暦年中、[illegible]秀、弟子[illegible]、依[illegible]、世俗曰小禪師宮、延秀[illegible]後[illegible]、小禪師は實に玉依彦神を祭るに因り、春日明神の小禪師を玉依姫に誤れるに非すや）王子宮、別[illegible]降[illegible]、[illegible]也、在[illegible]齋館之北、中島之地、四月未日御祭、小比叡宮[illegible]神四柱行幸、被遣降[illegible]假儀、外[illegible]假儀、入夜[illegible]、酒灑[illegible]地、在地[illegible]人々、作[illegible]、儀仗一人、捧白羽箭[illegible]出、四柱神輿競先、出御於大比叡宮、貞觀年中、慈覺大師[illegible]文殊師利於中島、遣[illegible]云々、別雷神[illegible]天之時、丹塗矢鳴動飛去、在比叡社、其後飛去在乙訓社、又飛去在松尾社、今猶現在云々（此條は山城の賀茂松尾乙訓の諸社に參看すへし）天智七年、慶雲薄靡于比叡山之東尾、八人童子天降于井天堤之上、漸々歌舞而降于小比叡之華綴臺、人々皆曰五男三女神之化身、私建八柱小社、故曰八王子宮、又奉移其小祀于小比叡宮之南、曰三宮（山家要略記に「三宮女體、延暦六年、從空乘雲、金大巖傍、天降八王子中、三女也」と曰へり、按に三宮は比良明神白鬚明神なと〻稱する者に同しかるへし、高島郡水尾村の志呂志神社は俗に日吉三宮と唱ふ、但し比良神は女體あること元亨釋書に見えたるを、志呂志の白鬚に訛りたるより、其文字によりて老翁なりと想はれ、猿田彦神に轉化したる歟）其餘諸説長けれど、今大略を擧けて神佛の混淆、并に變化沿革を明にす。

聖眞子に奉りける　　良　仙

やはらくる光りはへたてあらしかし西の雲井の秋の夜の月、（續古今集）

客人の宮に奉りける　　良　經

こゝに又光りをわけてやさすかな越の白雲ゆきのふるさと、（同上）

名所圖會云、日吉神社[illegible]は永承兩三度、元龜二年信長山門破郤の時、廿一社ともに燒亡して、天正七年元のごとく建立ある、又神輿を振り天子へ嗷訴する事、堀川院長治二年大内[illegible]に振入[illegible]とし、其後[illegible]永[illegible]項迄凡十度にて、半は戰に及び[illegible]害多し、今におよび神輿の[illegible]に「さはらばひやせ」なとの俗言も其遺風なるへしと云ふ。

大比叡宮（オホヒエノミヤ）

即大宮（オホミヤ）なり、大和三輪神を祭る、蓋延喜式倭神社即其舊址にして、延暦寺創開の比、之を今の地に祝祭し、大比叡と稱ふ、以て小比叡に對比したる也。〇神祇志料云、大日吉神は又大宮と云ふ、今坂本に在り、三輪の大物主神を祭る、初め桓武天皇延暦中、僧最澄佛法を攻めむ事を三輪神に祈つるを以て、其延暦寺を建るに及て即此神をその守護神とし、古より此山に鎮座す大山咋神を甚く貶しめ奉りき、故れ此後大日吉神尤も顯る、（山家要略記、叡岳要記、袖中鈔、日吉社秘密記、元亨釋書、廿二社本縁）清和天皇貞觀元年從二位勳一等大比叡神に正二位を授け、陽成天皇元慶四年正一位に敍さる、（三代實錄）光孝天皇仁和年中に至り始て神殿を粧ふ事二宮の社制に准ふ、是よりさき本社尤矮小きを以て也、（日吉社記引大宮縁起鈔）後世日吉神、大日吉神に聖眞子八王子客人十禪師三宮の五座を加へて山王七社と云ひ、（諸神記廿二社注式）又大行事、牛御子下八王子早尾等の四座を祭る、（玉海諸神記）おもふに是皆僧徒私に假設る所の神にして、古の明神にあらざる也、（參酌山家要略記日吉秘密記大意）然れども朝廷又頗る其神威を崇め奉りき、（玉海百錬鈔一代要記）後深草天皇建長二年五座並に正一位を加ふ、上皇臨時の御祈に依て也、（帝王編年記、參取諸社根元記）正嘉二年新に神輿七基を造て本社に送り奉る、（帝王編年記）後醍醐天皇延元元年正月、天皇東坂本の皇居に坐時官軍の集さる事を歎給ひて、宸筆願文を大日吉社に奉り、十月新田義貞越前に赴く、時累代の寶刀鬼切を神殿に納めて戰勝を祈り申しき。（太平記）

二宮（ニノミヤ）（小比叡宮）

大宮の北に在り、小比叡神即是なり。（神祇志料）二宮舊比叡山の西谷横川の間小比叡にあり、後之を神路山に移す、（淡海地志東海道名所圖會）按に鼎神鈔、小比叡の峰を又波母山と云ふ、大年神の子大山咋神亦名山末之大主神又名鳴鏑大神を主として、御妻鴨玉姫神を配祀る、（古事記又名以下據日吉社禰宜口傳抄）口傳抄に、比叡山東尾並天樋五百津石村は大山咋神の墓陵にて、神宮寺御座大岩は鴨玉依姫神の墓陵と云へり、考ふへし、大山咋神は即賀茂別雷神の御父神也、（釋日本紀袖中鈔諸神記）平城天皇大同元年近江地二戸

を神戸に充奉りき、（新抄格勅符）是よりさき僧最澄佛寺を山上に建て三輪神を遷祭て日吉大宮と云ひ、本社を二宮小比叡神と云、蓋大宮を崇めて本社を貶したるなり、されど古より鎭り坐神なるを以て又之を地主神と云ふ、（山家要略記稿中抄山門堂舍記日吉社記廿二社本縁日吉社秘密記元亨釋書）清和天皇貞觀元年、從五位下小比叡神に從五位を授け、陽成天皇元慶四年從四位上に敍され、（三代實錄）醍醐天皇延喜の制名神大社に列る（延喜式）圓融天皇天元五年幣帛使を遣して音樂走馬を奉り、（日本紀略）後朱雀天皇長久四年勅して每年内藏寮官幣を奉るべく制給ひ、（師遠年中行事年中行事秘錄）後三條天皇延久三年十月行幸あり、日吉行幸此に始る、（百練抄扶桑略記一代要記日吉山王縁起鈔）四年四月壬申始て官幣を立て祭を行ひ、白河天皇永保元年永く廿二社の列に加へ奉り、（百練抄師光年中行事裏書）崇德天皇保安四年法皇日吉神輿を修めて本社に遷し奉らしむ、延暦寺僧徒平忠盛等と戰て神輿を棄去して以て也、（百練抄一代要記）初め鳥羽崇德の朝より後、延暦寺僧徒動もすれば神輿を舁て京に入り事を訴ふ、若し請ふ所を得ざれば神輿を棄て去る、朝廷唯神威を畏れて其罪を正す事あたはず、或は枉て其意に從ひ或は之を慰めて神輿を還奉らしむ時、必ず使を遣し幣を奉るもの史に記す事を絶たず、（玉海、東鑑、百練抄源平盛衰記大意）六條天皇仁安二年、太上天皇御幸し給ふ其儀行幸の如くにして甚盛なり、（百練抄兵範記）壽永二年、九月上皇御幸して正一位を授奉り、（參取玉海百練抄柱史抄諸神記廿二社注式）後鳥羽天皇文治元年六月法皇本社に幸し競馬を行ふ、平氏敗績に依て也、（天台座主記百練抄）建久三年法皇不豫の御祈に臨時祭を行しむ其儀賀茂臨時祭に准ふ、（百練鈔皇代記 凡日吉の祭每年四月十一月申日を用ふ、其冬祭之を臨時祭と云、（年中行事秘鈔公事根源日吉社記）今に至て四月大津浦に神幸あり、初め天智天皇庚午の年、鴨縣主宇志麻呂祝部として仕奉りしより、其裔世々大榊を執て神幸の祝詞を奏す、此日又幸鉾を立て炬火を燃し、志賀浦の桂を取て賀茂社に奉り、賀茂祭の後葵を本社に奉るは、蓋上古別雷神を天降し奉りし時の遺風なり、（鴨縣主系圖、日吉鎭坐記、日吉秘密記、日吉社記、詞林採葉鈔、此日以下參取年中行事和鈔伊勢名所圖會瀨見小河）凡大小比叡兩社に仕ふる者、禰宜、神主、祝、權禰宜、神主、祝等三十餘人各其半を分て左方右方と云ふ。（山家要略記日吉社記）○輿地志略云、山の田樂は坂本を始とめするにや、古昔ありて今はなし、日吉大衆は鄕民にて、神事の爲に猿樂を學び遂に一派となる。○按に、山王の使者は猿と云諺は、古へ此山に猿多く栖める故にや、又申日に祭禮ありし故にや、湊合して云ひはやす言にや詳ならず、叡岳要記に傳敎を援けし妄語耳、袖中抄に猿の異名をたかと云ふとあり、俊頼卿の歌に「たかの御子いさもかしこくみましける猿丸をしもひきたててさや」とあり、日吉社にては猿をばたかのみこと呼ふと和訓栞に見ゆ、又一名いその帶刀（タチハキ）と云ふと、靈異記元亨釋書に御上嶺の陀我神の使者は白猿なりし事を記載す。山末（ヤマスヱ）社跡は大宮の東に在り。瀨見小川云、日吉社に於て桂を神木の隨一とする事は日吉秘密記に錄せられ、神輿の幕紋は葵なり、賀茂の桂葵を用ゐる古事に同しかるべし、又其日も加茂祭と同く四月中の申日にて、御阿禮木をは大榊と呼ふの異あり、此大榊は即山末社に安置す、山末とは大山咋神の亦の名にて山末之大主神と申すを別に祭りたる荒祭宮の類ならん、秘密記に山末神は本地摩利支天にして、日吉神主の祖季御館宇志麿是也と云は妄說なり云々し

東より季の御館にさそはれて此山末にとまる松風、（秘密記）

天台座主にて侍りける時、日吉の祭の日禰宜匡長かもとよりかざしの桂を送り侍りければ、

法親王尊圓

ひさかたの天つ日吉の神まつり月のかつらもひかりそへけり、（風雅集）

延暦寺（エンリヤクジ）

比叡山（ヒエイザン）に在り、天台宗の大本山にして山門（サンモン）と號す、延暦七年僧最澄、諡傳敎大師 開創、初め一乘止觀院と曰ふ、後堂塔增加し東塔院西塔院の二と爲り、弘仁十四年嵯峨天皇勅して延暦寺の號を賜ふ。天長元年僧義眞を以て本寺貫主と爲し天台座主と曰ふ、文德清和の朝に圓仁（諡慈覺）圓珍（諡智證）幷に入唐傳法して宗風を振ふ、珍又三井寺を以て天台の別院と爲す、後世に至り三井の徒自立して戒壇を置くや延暦寺之を聽さず、兩寺確執決せず歷世相爭へり、凡中世僧兵の強盛本寺を推して第一と爲し、號して山徒山法師と曰へり、近世に至り漸く衰勢に就く。○延暦寺は名にし負ふ貴刹なれば、寶器亦多けれど、中世焚掠の災を免れざりし如し、今弘仁帝の哭澄上人の御製は靑蓮院門跡に傳へ、澄上人の將來目錄一卷羯磨金剛目錄一卷は本寺に所藏し幷に國寶に列す、寺塔の事は下に見ゆ、幾多の條目あり。

比叡山の荒法師の事は、其一例、平家物語に狀態を敍せり、「山門の堂衆と云は學生の所從なりける童の法師若しくは中間法師ばらにてもや有けん、一年金剛壽院座主覺尋治山の時、三塔決判して夏衆（ゲシユウ）と號して佛に花參らせし者なり、然るに近年行人とて師主の命を叛きて既に謀叛を企つ、是により平清盛承り官兵三千堂衆を攻めらる、堂衆日比は東陽坊にありけるが、之れ聞て近江の國三箇の庄に下向して數多の勢を率して又登

出し、さゝい坂に城郭を構へて立籠る、學生大衆三千人官軍二千人さゝい坂に押寄せければ、城の中より登しかけたりければ、大衆官軍敵てつへしを討れけり、堂衆に語ふ惡黨と云は諸國の窃盗強盗山賊海賊ともなり、慾心非常にして死生知らずの奴原なり」云々、また登を本源平盛衰記云「治承二年、天台の山上坂本都ならず、八月學匠は義竟四郎を大將とし堂衆の塔舍を襲構ひ、西塔東塔大納言の岡に楯籠て城郭を構ふ、堂衆我執を起し西塔北谷東陽房に向城を構て攻附け、義竟討れて學匠御引退く、堂衆は猶三個莊へ下向し國中の惡黨を相語ひ、九月數千の勢を具して坂本早尾に城を構へ籠りける」玉海云、「治承二年十月、山門合戰、學生方兵士等、爲攻堂衆、燒拂大津在家等」山槐記云、「治承三年十月、爲燒拂近江國三箇庄、被遣官兵、三日宿坂本、三、堂衆與横川無動寺爲城、三箇庄又依爲彼等、爲其依怙一歷代皇紀云「治承二年十一月、學生等寄戰早尾城、學生被追落、其後山門彌以荒廢、西塔禪衆外、凡無住侶、十二月漸以和融、三年六月、堂衆蜂起、以横川井無動寺爲城、學衆以東塔並坂本爲城、度々兵士等皆召上之、度々合戰、十一月前座主明雲還補、有和平」。

天台宗は一宗中古海內諸州に流布し、眞言と並行して盛大を極む、南都古京の六宗が初めより京畿に偏局したるとは頗相異せり、其諸州流布の源由と想はるるは、類聚三代格、承和二年官符云、

應令天台宗傳弘諸國事

右傳燈大師位義眞表偁、凡諸宗學業一不可、七宗年分度者、受戒之後、各試其業、依次差任、立義復講及國講師者、天台一門已立圓宗、大乘之學流轉未周、望請別立簡堪爲讀講師者各一人、毎年申官補之、令演傳作宗、其一任之門、毎年安居法服絶斷、依先法師最澄所奏年分之式、便收納當國令國郡官司相共一撿校、將用國內修造池溝耕田殿造船橋殖樹木蒔廳紵之料、講讀官裁者云々、勅依請、

又元慶五年官符云、

應天台眞言兩宗、次擬補諸國講讀師事、

右奉勅、件兩宗、各爭宗業、已致喧譁、論之彼道、豈謂平等、事須次第相承、彼此迭補、絶其競情、勿令違越、自今以後如此代補、永爲常事。

輿地志略云、寺界は叡岳要記に「延暦寺、在日本國近江國滋賀郡比叡山、大堺地三十六町、周山四方谷六里、傳教大師結界內地淨刹也、其結界、東限比叡社并天梃、南限登美溪、西限大比叡小比叡南峰、北限三津濱横川谷云々、又仁和元年(光孝天皇)太政官符云、近江國應早勘定言上延暦寺外堺事、四至、東限江際、南限宣谷、西限下飲水、北限楞嚴院」と、また「天長二年、依太上天皇(嵯峨天皇)先勅并當代詔勅、從近江國賜正稅九萬束、造立戒壇院、正殿一字并講堂綱殿一字也、圓融院之御時宣旨曰、左辨官下、近江國、應延暦寺代々御願堂塔造作修理間、免除東坂本并三津首邊村人臨時雜役事、天元二年八月下」とありとぞ、相傳ふ往古は比叡山九院十六院ありと、九院は止觀院定心院總持院四王院戒壇院八部院山王院西塔院淨土院也、今寺領五千石あり、內千五百石は上坂本、七十三石は葛川、豐臣秀吉公の御寄附、下坂本三千四百二十七石は東照神君の御寄附也、東塔四十六坊、無動寺谷(南嶺)十三坊、西塔三十一坊、横川十四坊、飯室谷五坊、合百九坊、坊領毎坊に二十五石つゝ、其中東塔正覺院南光院各百石、西塔正觀院横川惠心院各五十石を領す、山門執行代といふものあり三塔各一院之を掌る、中座殿といふ者四人あり僧にあらず、公人といふものあり是亦僧にあらず聚斂を常役なり、中衣といふあり又雜掌なり。

○近世延暦寺諸門跡は輪王寺を除き、妙法院青蓮院圓融院曼殊院の四門ありて、皆京都の近郊に散在したり、坂本には輪王寺の里坊滋賀院ありしのみ、凡天台座主の法親王は保元元年の最雲法親王に始まれり。

東塔（トウタフ）（一乘止觀院）

東塔院の義にして根本中堂此に在り、戒壇堂大講堂法華堂文殊樓等ありて一山の中央に居る、現在の諸建築は寛文年間の重修に係る者其多きを占むとぞ、坂本日吉社より登ること二十八町許、絶嶺の稍北東に在り。○元亨釋書曰、延暦四年、最澄上叡山、結草舍、讀諸大乘、乃發大願、時年十九、七年於山頂創一宇、名曰一乘止觀院（イチジョウシクワン）、今之中堂、所謂延暦寺也、澄自刻等身藥師像安之、廿五年、奏加天台法華宗、時大乘四家、華嚴法相三論律也、及此爲五宗、弘仁十年、奏乞建圓宗大乘戒壇、帝降表南京諸寺、詳定可否、沙門護命抗表斥之、沙門景深著論摘失、澄又反詰、南寺無辭、澄有願造六塔婆、東州三所中國二所、西邦一所、今睿山東西兩塔者、中國之二所也、弘仁十三年、於中道院寂、上制哭人澄上六韻、降手山、十有四年賜寺額、配紀元曰延暦、導先皇之洪範也、貞觀八年勅諡傳教大師。○瀬見小川云、寶龜十一年最澄度牒曰、三津首廣野、年拾伍、滋賀郡古市郷、戸主正八位下三津首淨足戸口云々、得近江國、僧、國分寺僧最寂死闕之替、應得度云々。

古事談云、昔傳教大師叡山建立の時、中堂立んずる地を引かるゝの間、地中より螺のからを多く引出さる、大師奇として比叡明神に尋申さる、答云、件の事吾の世の事にあらず、古人語侍しは、此所國宗於文を流布せらるべき地たるに依り、諸海神等集り會て此山築たるよし語侍しかば、海底の螺殼等出し侍歟云々。

傳教大師、容山に中堂建立の時、みつから斧を取て杣木をたちそめ給ける時の歌、新古今集歟

枕名寄〕
阿耨多羅三藐三菩提のほとけたちわが立杣に冥加あらせ給へ、

答澄公奉獻詩一首　　嵯峨天皇

遠傳南岳教、夏久老天台、杖錫凌溟海、躡虚歷蓬萊、
朝家無英俊、法侶隱賢才、形體風塵隔、威儀律範開、
袒肩臨江上、洗足踏巖隈、梵語翻經閣、鐘聲遶香臺、
經行人事少、宴坐歲華催、羽客親講席、山精供茶杯、
深房春不暖、花雨自然來、賴有護持力、定知絶輪廻、

傳教廟は今淨土院と曰ふ、中堂と西塔との間に在り、即ち中道院なるべし、慈覺廟は前唐院と曰ふ、光定廟は別當堂と云ふ、八部院址に妙見堂あり、千光院も東塔の中なり。○釋書又云、圓仁（慈覺）入唐、禮五臺山、心中思言、若稽返國、必建文殊閣、至心持念、及歸貞觀二年創文殊樓、仁禮五臺時、收其靈石及獅子脚迹土、歸達營構、埋靈石於五方基趾、填靈土於獅子四脚下、又同書圓珍傳、貞觀十年、珍爲延暦寺坐主、初傳教、於睿山搆三宇、北置多門天王像、號眞舍門護世堂、南度經律論、名一切經藏、中安藥師佛像、目一乘止觀院、以其居中稱中堂、久稍朽壞、珍合三宇爲一堂、今之中堂也、倚存昔號、或曰不忘本乎、又良源傳、康保三年、源補天台坐主、西山摎者二十年、山上堂宇敗焚者、皆復舊觀、文殊樓者、慈覺之所建也、昔於五臺、感獅子、收其足跡之土而歸、及創樓、以其土置獅子足下、樓已灰、靈土不可分矣、源於虛空藏峰、造文殊樓、偶開故篋、得一紙、裏書曰靈山獅子跡土、源喜以其土置猊足下。（良源は慈惠大師）

（中堂）

延暦寺園城寺の確執は天元中に起る、即慈覺門徒良源と智證門徒餘慶の爭是なり、扶桑略記云「天元四年、僧都餘慶任法性寺座主、于時慈覺門徒云、法性寺座主者、建立太政大臣貞信公、以慈覺大師門人補任之、仍長者四代之間、奏任座主九人、他門不交、而第五今長者、誤違舊蹤、以智證大師門徒餘慶奏任、五年正月勅云、傳聞延暦寺千手院、無一人住僧、智證大師經藏法文有紛失疑、宜仰三綱令守護者、又綸旨、天台座主良源所行、可燒亡千手院經藏并觀音院一乘寺之事、可殺害餘慶穆算等五人之事、已有其聞、極以不善者、座主良源請奏云、放火殺害是罪中之大罪、設入死門不可犯惡逆、況于法性寺事、只爲令不墜一門舊跡也、望請天裁、早被召問虛僞奏聞之人」云々、已にして正暦四年八月に至り、智證門徒の天台撤出と爲る、同書云「觀音院童子、山無實小事、禪院住僧放大愁、仍慈覺門徒、破燒千手院房舍、并智證門徒一千餘人、僧侶追出山門已畢、其後智證門徒、各占別所、不住叡山」云々と、なほ山門三井確執と題する史籍集覽本には「其後白河院御時、賜戒壇勅許之綸旨於園城寺、因茲山門蜂起、而以大軍推寄三井寺、金堂三院僧閣僧房不殘一字悉燒拂、凡白河院永保元年（即承暦五）至建保二年百四十一年之間、山門衆徒燒失三井寺五箇度」と記せり、長等山風には猶兩門の爭亂の始末を委細に述べたり。○瀨見小川云、叡岳要記曰「衆徒武門之起、慈惠大師（良源）治山之時也、彼釋云、無文則無親上之禮、無武則無威下之德、故文武和兼、以治天下、爰以拔愚鈍無才之僧侶、成武門一片之衆徒、是依有法之國、無正法之具也、夫以、上古者興世崇法、澆漓者人々疎信、於此高峯携兵具、鎭施入田園之違亂、以武勇誡邪義張行之諸宗、致正法之擁護、仍如本四天衆一」と、抑此寺は謂はゆる鬼門の内方にありておのれ其邪鬼の凶惡を行ひ都へ神輿を振り軍を起し世を亂したるはこよなき禍寺（マガテラ）にこそありけれ、太平記にも「山門毎年の祭禮に洛中の人民を煩し、三千の聖とも國土の庄園を領することさ、世の爲めに費多し、惟ふに有りて益なき者は山門なり、無くてよかるべきは山法師なり、但し白河院も朕が心に任せざるは、雙六の采賀茂川の水山法師なりと仰られ給ひけむ、山門もなくては叶ふまじき故候やらん」云々。

山王（サンワウ）院は又神宮（シングウ）院と曰ふ、日吉神の供僧の謂也。釋書云、最澄俗姓三津氏、滋賀郡人也、父百枝、嘗憂無嗣、詣叡山、在麓神祠、其地京細幽邃、百枝結草廬、爇香華、求子期七日、至第四曉、得靈感、其妻乃娠、草廬今之神宮院也、及最澄自唐還、立爲國師、百枝語曰、我昔祈神祠得汝、神貺未報、汝其代之、澄乃詣神宮院、勤修經典數日、香爐灰中得舍利、大如麻子、頂刻灰裏出金鐵器、大精化許、即盛舍利、寶供奉物云云、又云、比叡山山王院、千手觀音像、傳教大師之作也、昔近州有淨信女、欲造觀音像來良村、于時其山有一木、時々放光、女聞之、伐其木爲材、而求得巧工、偶一老翁來語女曰、我藍薄技、能成爾願、女喜付材、像成翁不見、其長五尺、感應無比、教得像安此院、智證大師後居於此、所謂山王院大師者也。○鼠禿（ほくら）は東塔域内に在り、鼠のほくらと稱す、古き物語に見ゆ、平家物語にも出づ、其大要は神社考云「白河院時、詔三井寺賴豪闍梨、祈中宮産子、曰若産子隨汝所乞、帥而生皇子、豪奏請立戒壇于三井寺、帝憚叡山不許、豪退怨曰、我所望已不許、我所祈皇子我又取而共入冥界耳、豪死其後皇子果殂、豪靈化爲鐵鼠、登叡山、咬破佛像經論、損害不少、於是立一祠祭之、今鼠禿倉是也」と。東塔の中に總持（ソウヂ）院と云ふは、木曾義仲叡山陣の時之に入り九院の第一なりしも後世廢絶す　釋書云、仁壽元年、圓仁奏曰、除災致福、熾盛光佛頂爲最、是以唐朝街東街西諸内供奉、恒修此法、鎭護國家、今須建持念道場、爲陛下修供、蓋大唐青龍寺裏立皇帝本命道場、是其儀也、便降勅、就延暦寺建總持院、擇二七僧、修

持師。○又定心院(チヤウシン)と云ふも東塔の貫利にて、延喜式に「延暦寺定心院料三萬束、西塔院料一萬五千束、文殊會料二千束、造院料二萬束」と載す、是等皆延暦寺へ充てられし賦税ならん。○扶桑略記云、延喜四年、太上法皇登幸叡山、御於阿闍梨増命房、作御室於千光院、五年、法皇於叡山戒壇受戒、六年、増命任天台座主、是千光院禁邑比也、十年、法皇増命爲師、習練護摩、滿山僧侶流涙隨喜、皆相語曰、天台之榮花、佛日之再中也、天皇傳聞、授以法眼和尚位、法皇手自捧其位記敬授。(按に宇多法皇の前蹤をふみ、此後は花山後白河の兩皇、登山受戒したまふ)

日本國最澄沙門付法文(天台霞標)

比丘僧道邃稽首頂禮天台大師竊以法王出世一音演説機感不同所聞各異故權實之義接於諸部大小之文森然殊流要其所歸無越一實故曰雖示種々道其實爲佛乘又曰開方便門示眞實相喩之以衆流入海標之以不二法門自他兩得同旨秘藏此經所由作之所以雖泪鶴林滅而法網放神足隱而宗殊塗不着只是得一心三觀而取證如反掌而一言一心三觀者本體不生能離因果常住不滅遍一切處當知天眞獨朗之一言本來所具之三諦也三即一相亦非一又曰非異一相一切相相即不相即無相此謂一言唯佛與佛知一切法教本一切法義中一切戲論息也雖名一名不通義理雖稱三觀不及毀譽是以經曰諸法寂滅相不可以言宣又曰諸佛兩足尊知法常無性佛種從緣起是故説一乘説一心三觀只在斯一言而已於是昔德相傳曰昔智者大師隋開皇十七年仲冬二十四日平旦告諸弟子曰吾滅後二百餘歳生於東國興隆佛法者有感應先是瑞靈則一法論投空而入空界衆雖怪訝終不知所届之已而今聖語有徴幸遇最澄三藏不是如來使豈有堪難辛然則開宗示與以法傳心化隔滄海相見杳然共持佛慧同會龍華

(國清寺)

大唐貞元二十一年歲次乙酉二月朔癸丑十五日丁卯天台沙門道邃

宋高僧傳云、貞元中、日本沙門最澄者、亦東夷升服中、剛決明敏僧也、泛溟渉達江東、慕天台之法門、求顗師之禪決、屬道家講訓、委曲指教、澄得旨矣、乃盡繕寫一行教法東歸、慮其或問從何而聞得誰所印、俾防疑慢、乃造邦伯作援證。(中略)澄泛海到國、誕敷教法、指一山爲天台、號一寺爲國清、風行電照、斯教大行、倭僧遙尊邃爲祖師。○佛祖統記云、十祖興道尊者道邃(中略)澄既泛舶東還、指一山爲天台、創一刹爲傳教、化風盛播、學者日蕃。釋門正統云、所謂天台教者、自安史挺亂、會昌籍沒以來、舊聞放失、傳者罔憑、所有法藏、多流海東、吳越錢忠懿王、叩教相韶國師、々稱螺溪寂洞明台道、王召寂延講創寺、爲遣使日本、求其遺逸。

春日遊天台山　　藤原信西

一辭京洛登台嶽、境僻路深隔俗塵、嶺檜風高多學雨、巖花雪閉未和春、琴詩酒興暫抛處、空假中觀閑念辰、紙閣燈前何所聽、老僧振錫似應眞、(無題詩集)

世の中に山てふ山はおほかれど山とはひえの御山をぞいふ、(拾玉集)　　慈鎭

法の水あさく成ゆく末の世をおもへばかなし比叡の山寺、(同上)　　慈鎭

無動(ムドウ)寺　中堂の南十町、大岳四明峰(シミヤウダケ)の東南に當る故に南(ナン)嶺(レイ)とも云ふ、(標高六一〇米突)比叡山の南界にして東に降れば穴太村なり、白鳥坂と曰ふ、西に降れば修學院白川村なり、雲母(キララ)坂と曰ふ。殿堂は大乘院不動堂辨天堂等あり、東塔の別所なり、此嶺は南方山低くして東西南の三面眼界開敞す、眺望頗佳なり。○無動寺の佛殿、即不動堂にして、相應和尚開基す、釋書云、寛平二年、上有齒痛、勅相應加持、時上夢高僧八賢、與應同聲相加、覺後上所患齒之落而不知所在、上以夢告應、應奏曰、理趣般若經、有八大菩薩、即八十眼倶胝菩薩之上首也、彼八大士擁護聖躬、邪魔歸山、見經隨上有一齒、急付近侍、奉御齒、上嘉歎曰、應師非凡也、授以僧官、兼賜度者、應受度牒、而辭僧官、初貞觀五年、應等身長刻不動像、六年創一字安置、號無動寺、又應奏請傳教慈覺二大師謚號。

つたへくる跡はつきせず岩が嶺の動くことなき寺のしるしか、(月清集)

無動寺より雲母坂を降る路に水飲(ミヅノミ)祖堂と字する址あり、古書に見ゆ。

(寶幢院)

西塔(サイタフ)　西塔院の義にして、根本中堂の西北十餘町に在り、元山城愛宕郡に隷屬したり、近時改めて滋賀郡に入る、北二十町に黒谷青龍寺別所あり、今尚愛宕郡八瀬(ヤセ)の管内にのこれり。○西塔には今釋迦堂相輪樘法華堂常堂元三堂常行堂等ありて、之を總へて寶幢院(ハウドウ)と曰ふ。帝王編年記云、天長二年、圓澄(天台座主二世)共延秀菩薩、(大師弟子)建立西塔釋迦堂。(一名轉法輪堂)○類聚三代格、貞觀元年官符云、應試度延暦寺年分者二人、一人奉爲賀茂名神、一人奉爲春日名神、右十禪師傳燈大法師位惠亮表偁、以去嘉祥三年陛下御東宮之日、殊垂恩感、毎降誕日、臨時得度今于八箇年、伏望永歲於比叡山西塔寶幢院、將試度之者、勅宜依來表。

(相輪樘)

相輪樘(サウリン)は釋迦堂の側に在り、俗に艮嶽の鬼門柱と曰ふ、古人謂ふ所の寶幢即是なり。○山門記云、寶幢院相輪樘、大師最澄撰銘、一基、其高四丈五尺、有九層、懸十一寶鐸、奉納諸經二十二部、

蓮華開廓、天主下生、短歌長歌、未防嶽兵、第三十主、初開梵雲、沈像燒舍、法鼓未鳴、聰耳立憲、乃信三期、使歸南岳、請經野卿、因果冷然、開悟群盲、時機未熟、淘汰五靈、天王出家、感得天平、受菩薩

戒、四花飄々、海內諸州、劉庭縱橫、雖敷法筵、未遣五濁、昔行先哲、恩天台評、新立圓宗、永壞火坑、年々兩度、紹隆妙化、爲悅眞道、超斯輪廻、叡嶺秀發、朝彩北都、神女嵯峨、夕臨東湖、山王一等、恩存給孤、法宿寶號、開顯提寶、亦塔小幢、延壽安身、惜耶惜兒、護國淨人、金口放光、汲引迷津、寶鐸流響、樂聞龍神、我昔發願、渴仰云殊、十生出現、普施等珠、信謗兩友、俱會四衢、同乘寶車、恒遊寂區、長講妙法、恒轉法輪、五忍恒說、永息煩毘、生涯未盡、此願不泯、成住壞空、不散此塵、

于時弘仁十一年歲次庚子九月中旬　沙門最澄撰

秋日登山謁澄上人　藤常嗣

城北一峯發、獨在叡山名、貝葉上方界、焚香鷲嶺城、飯依寂穫就、日飯鍊沙成、輕焚聰中曙、疎鐘枕上清、桐花秋霜色、鷄犬冷雲聲、高隱丹丘地、方知商嶽情、(經國集)

輿地志略云、西塔常行堂は法華堂の西に在り、始め般舟三昧院と號したり、新拾遺集に「心海、山の常行堂の鐘懸の鐘にかき附侍りける」とあるは此堂の事なり。

本覺の山の高根の鐘の音になかき眠りをおさろかすかな、(新拾遺集)　心海

横川(ヨカハ)

横川谷の嶺上なる堂塔を横川と號し、東西兩塔に幷べて三塔と曰ふ、東塔の正北一里、山を縱斷する所の横川谷を隔つ、西塔よりは嶺背を蹈破して之に至るべし、迂曲一里。飯室(イヒムロ)は横川塔の別所にて、東南麓二十餘町に在り。坂本村より横川嶺に登るに三路あり、一は西教寺前より飯室谷を經て登り之を奈良坂と曰ふ一は山王祠畔より小比叡の嶺を傳ふ之を本坂(ホンザカ)と曰ふ、一は横川谷即大宮川を泝る各一里許とす、北嶺(ホクレイ)とも稱す。

(楞嚴院)

横川の中堂を楞嚴院(リヤウゴン)と曰ふ、慈覺大師の開く所なり。○元亨釋書云、圓仁(圓慈覺)天長十年、年四十、身疲眼昏、恩命不久、於叡山北洞、結草庵、屏居三年、修練待濃然、夜夢天人與藥、其形似瓜、割食半片、其味如蜜、有一人告曰、是切利天妙藥也、覺尙口中有餘味、然後羸形更健、昏眸益明、於是以石墨草筆、書妙法華、且修四種三昧、以所書經藏小塔、置一庵名如法堂、其庵今之楞嚴院也、天下則之、書法華號如法經、國俗至今傳此儀爲精行。○横川中堂の東側に四季講堂元三堂觀音堂等あり、釋書「天慶中藤儀射師輔、於楞嚴院、營法華三昧堂、集衆鑽火燧而誓曰、若因三昧力、光榮家族、所鑽之火不過三、便鑿之應手火燄出、不至于再、儀射便以此火、點長明燈、于今不滅、乃以此宇、屬良源法業矣、爾來藤葉益昌」と、良源は永觀三年正月三日に逝るを以て元三僧正と稱し、勅諡慈惠大師と云ひ、山門の振起に大功あり。○扶桑畧記云、淨藏者禪定法皇之弟子也、籠居横川首楞嚴院、三箇年間、苦修練行、或時使者現形、人驚耳目、天慶三年正月、淨藏爲降伏將門、於首楞嚴院、期三七日、修大威德之法、然間將門帶弓箭、現立燈盞、人々見驚、然鏑自壇中出、指東去華、其日京洛騷動、將門之軍今入京都、淨藏奏曰、將門之首、今日持參也者、果如其言。

(鎌藏)

鎌藏(カマクラ)は比叡山の一山谷なるべければ今詳ならず、日本紀略、扶桑畧記幷云「永延二年十月廿七日、圓融法皇爲廻心、欲登台山、今夕宿御一乘寺、廿八日法皇登台山、廿九日法皇於延暦寺受灌頂戒、卅日法皇差使於鎌藏(一本作鎌倉)奉訪花山法皇」之を古事談に照らすに「花山院御出家、暫可住横川者」などあれば、横川の一所たること推すに足る、類字名所外集云、公任卿の

わすれ草かりつむ計成にけり跡もさゝめぬかまくらの山、(夫木、家集)

此歌は「相知れる人の鎌倉の坊に、今は人も住まで草生じけり、有る中にこれなん忘草といひしかばよめる」と前書せり、又歌枕名寄には「諱くらに、觀教のふるき内に、草生じける中にこれなん」云々に作り、比叡篇に收めたり、云々。

都より雲の八重たつ奥山のよかはの水はすみよかるらん、(新古今集)

横川に住みける頃人に答ふる歌

何ばかり深くもあらすよのつねの比叡の外山と見る計りなる、(大和物語)

飯室(イヒムロ・イハムロ)

横川塔の別所にして、寶滿寺(ハウマン)とも云ふ、北嶺の東麓にして坂本西教寺の北二十町許、溪水は苗鹿村へ下る、安樂律院不動堂慈忍堂以下數宇あり、慈忍僧正名は尋禪、横川小聖者と稱し、師輔大臣の子にて盛名の座主なり、源空等と同く良源に事へたり、源空は惠心僧都と稱し學匠の譽れ高くして法燕世に鳴る。釋書曰、源信、幼時夢有沙門曰、以此鏡与横川慧磨、覺而大悟、又不知横川何處、後上叡山事慈慧、始與恵事、勵精修學、過壯歲屏居横川、專以著述爲已任、所謂一乘要訣往生要集阿彌陀經疏大乘對俱舍抄因明相違注釋等也、

淡海地志云、飯室別所の安樂院は惠心僧都の隱所也、又叡桓僧都此に住し法華一萬部精誦して釋迦尊質を感見すと、本尊阿彌陀又叡桓と惠心との像あり、此律院にて昔惠心僧都往生要集を著し、宋國に贈る、時に四明智禮禪師深くこれに隨喜し、酬るに菩提樹一株を以てす、惠心之れを德とし以て植う、枝葉榮茂、後元龜の兵火に罹り樹枯る、然るに天正十九年此樹再び枝芽を生す、山門之れより再興す、後鑑の樹と云ふべし、又中納言義懷此坊にて落髮して隱遁す、榮花物語に見ゆ、又定家登山して此地の閑寂を愛し、預め小石塔を建て以て歿後の設けに擬すと云ふ、其時の歌に

ふむたにも緣にしなろてふ此山の土さなる身はたのもしきかな。

大日本史、藤原義懷傳云、及花山帝祝髮、披剃爲僧、改名悟眞、又更寂眞、時人疑、其雜染出從慾、不能堅守、而屏居飯室安樂寺、勤行精進。

遊飯室同衆院在叡山　　東　涯

羊腸分萬木、午梵控幽房、片石坐禪樹、華勝弘律場、
淵鳴知雨候、樹老閱天光、貪聽秋林鹿、任師半日忙、

比叡山　　岩垣彦明

澄公嘗昔占靈蹤、石磴迢々藥樹濃、經閣風迴驅鐵鼠、
相輪日照現金龍、雲間鐘磬三千寺、湖上煙霞八九峰、
一自名山艮方鎭、長知護國百神鍾、

雄琴（ヲコト）

昔比名にて、千野苗鹿（ナフカ）の諸村を總べしが、今村名さ爲る、坂本村の北に接し、西は横川嶺東は湖岸に至る、

松風の雄琴の里に逆ふにそ治まれる世の聲はきこゆれ、（金葉集）　敦光

苗鹿（ナハカ）（ナホカ）

那波加（ナハカ）神社は又雄琴明神さ曰ふ、下野國誌に「寬正年中、壬生官務家の庶流彦五郎胤業、下野國へ下向の時、雄琴明神を壬生城へ勸請す」さあり是也　○輿地志畧云、苗鹿、源平盛衰記に栄岡（ナナカ）に作る、土俗に云此の社は壬生官務の氏神なりさ、因て思ふに此地往古壬生氏の舊領なり、村内法光寺は即壬生氏の氏寺にて、小槻官務家の古文書あり。

苗鹿は保元物語に直河に作る、曰く、六條判官爲義は白河殿の戰にやぶれて、直河（ナホカ）の木工神主が許に隱れ、又三河の大夫近末さ云ふものの家に行きて、其れより東國へ下らんさしけるが、運や盡きたりけん忽に重病を請け、蓑浦（ミノウラ）の方へ行きて船に乘らんさする處に、中々東國へ下らんこさも叶ひ難しさて、又三郎太夫が家に立ち歸りて、日暮れしかば山上に上り、終夜祈誓せられたり、明くれば十七日西塔の北谷黑谷さ云ふ所に、二十五三昧行ふ所に行きて、出家を遂げ法名を義法房さぞ附かれける。

（岡崇）

千野（チノ）（チノモ）

橫川飯室谷の東に接す、今雄琴村に屬す、或は之を乳母村さ曰へりさぞ。○輿地志略云、乳母安養院に妙見堂あり、元三大師の母さ云誤りなるべし、叡岳要記山門記日吉記山家要略記等を考ふるに、傳教天師の母を妙見さ云さ、然ば若し此にや、亦妙見さ號する佛あり、其佛にや、未だ詳ならず、今に比叡山に屬す。

仰木（アフギ）

雄琴村の北にして、堅田村の西なる山村なり、即比叡山橫川嶺の北麓さ爲す。○延喜式、滋賀郡小椋（ヲムク）神社、今仰木村字樂瀨山に在り、俗に八大龍王さ云ひ、雨を祈る神なり。（神祇志料）

堅田（カタタ）

雄琴村の北にして、湖岸に沿へる村なり、元祿十一年、堀田備後守正高此地一萬石高を賜り、邸を置き六代攝津守正敦に至り、文政九年下野國佐野へ所替さ爲り、邸廢す。○堅田浦は琵琶湖の西岸、其地張出して野洲郡木濱（今速野村）さ對向し、太湖の狹隘部に當る、謂ゆる瓢のくびれめさ云に當る、埼頭に浮御堂あり東岸木濱を去る十餘町に過ぎず、南は大津を去る三里餘。○堅田氏は出自を詳にせず、兵部少輔廣澄は豐臣氏に服事し二萬石を食す、關原合戰に失敗し家遂に斷絕すさ云ふ。

堅田は湖西の北國道路に當るのみならず、湖東の航津なるを以て、古より其名著る、殊に元龜天正中織田氏は數北國勢さ此地を爭ひ合戰あり。○元龜元年の冬、堅田の地下人は信長公の勢を引入れ、朝倉淺井が役人を討取りければ、江北にて申けるは、東近江越前の通路を堅田にてさり切られなば、誠に鳥ならでは翔り難しさ、朝倉淺井兩軍二千にて無二無三に堅田へ押よせろ、坂井右近五百の小勢にて寺內に引こみしも敵し難く、右近終に討死したり、總して其時の責口は敵味方にて寺內の堀は平地さなりぬさ申侍る。（淺井三代記）

○輿地志略云、堅田に關屋さ云字あり即關塞の址也、相傳ふ往古關あつて船の往來を改めし地さ、往來のふれの十分一をさる、是を杪の錢さいふ、今はなし、この處より湖東木の濱へ二十一町船渡あり、かた田の渡十八町さいふも此事なり。

堅田鮒（カタタブナ）　書紀通證云、新撰六帖「いにしへはいさもかしこし堅田鮒つゝみやきなる中の玉章」古樂府曰、尺素如殘雪、結成雙鯉魚、要知心裡事、看取腹中書、蓋鮒以江州堅田產爲上品。○宇治拾遺云、大友皇子の妃は大海人皇子の女、十市皇女なり、近江の謀を父に告申さむさおぼしけれど、すべきやうなかりけるに、思ひわび給ひて、鮒のつゝみ燒のありける腹に、ちいさく文をかきて押入れて奉り給へり云々。○海道圖會云、昔より近江名產に源五郎鮒さ云ふあり、是は佐々木家一國を領せし時、錦織源五郎さ云者漁夫を司る、其漁する鮒の至て善なるを撰て官家に奉る、是により其支配の司を魚名に呼さぞ。（一說夏頃（ゲゴロ）の訛さぞ）

雲のゆく堅田の沖やしくるらんやゝかけしめる海人の釣舟、（拾遺集）

浮御堂（ウキミ）

堅田埼に在り、湖中に架せる小閣にして、中に佛像を置く、初め橫川の惠心僧都之を創め千體彌陀佛を安置す、其舊構荒敗の後、近世櫻町院の內旨に依り御能舞臺を下賜せられ再興す、禪僧之を守り滿月寺さ號す。○堅田浦は近江八景の落雁を配當したる處にて、唐詩の水碧沙明兩岸苔さも云ふべき境地さす。

堅田落雁　　近衛關白

鴻雁幾行更不孤、晚風帶月落中湖、疑沙背水堅田浦、
猶見孔明八陣圖、

湖上立秋　　　服仲英

蒹葭深處夕陽懸、湖北湖南淡水煙、七十二峰秋已至、西風吹滿打魚船、

病雁の夜さむにおちて旅寢かな、　　芭蕉

米くるゝ友をこよひの月の客、　　芭蕉

桃青既望賦云、望月の殘興猶やまず、今宵は二三子にいさめられて、船を片田の浦に馳す、月は待程もなく差出てければ、かの堂の欄干によれば、三上水莖（ミクキ）は左右に分れて、其間に水面玉塔の影をくたきて、あらたに千體佛の光をそふ、誠や惠心僧都の觀想の便にあらずと云ことなし、斯くしては月も横川の嶺に傾きて、夜牛の鐘もきこゆなるべし、

鎖あけて月さし入れよ浮御堂、
やすくと出ていざよふ月の雲。

堅田　　　賴山陽

委畝漁莊隔岸呼、晴波一束似葫蘆、平生漫讀天正記、始信濃軍飛渡湖、

衣川（キヌガハ）

仰木村より發源し、屈曲して堅田の南に至り湖中に入る、今民家あり、堅田村大字衣川を云ふ。昔延暦寺繁昌の時、凡太湖の西岸、衣川より大津まで漁獵禁斷の地界なり。○山槐記、元暦元年注進の近江名所に、志賀郡衣川（キヌガハ）見ゆ。

何にかはかけて見るへきわかるさて形見といひし人のきぬかは、（懷中抄）

眞野郷（マノ）

和名抄、滋賀郡眞野郷、訓末乃。○今眞野村存す、堅田村和邇（ワ）村等も此中なりけん、中世眞野入江と云ふ名所は、眞野川の末なる湖灣なるべし、今詳ならず。

眞野の浦のよさの繼橋こゝろにもおもふや妹がゆめにし見ゆる、（萬葉集）

眞野の池の小菅を笠にぬはすして人の遠名を立へきものか、（同上）

色かはる比良の高根の雲みれは初雪なりぬ眞野のはり原、（拾玉集）

うつらなく眞野の入江の濱風に尾花なみよる秋の夕暮、（金葉集）　　俊頼

からさきや長等の山にあられさもささなみよする眞野の秋風、（方角抄）

眞野は姓氏錄に眞野臣ありて舊邑なり、又延喜式、滋賀郡神田神社は大字普門（フモン）にあり、別當光明寺と云ふ、（輿地志略）此社はやがて眞野臣の氏神にして隣村和邇小野なとも相同し。姓氏錄、右京皇別眞野臣、大足彦國押人命三世孫、彥國葺命之後也、男大口納命男、難波宿禰男、大矢田宿禰後、氣長足姬皇尊（謚神功）征伐新羅凱旋之日、便留爲鎭守將軍、于時娶彼國王猶楷之女、生二女（中略）兒佐久命次武義命、佐久命九世孫和珥部臣鳥務大肆忍勝等、居住近江國志賀郡眞野村、庚寅年負眞野臣姓也。○按に姓氏錄攝津皇別に又韓矢田部造ありて、八部郡に眞野村の名を見る、近江の眞野臣と異流の家なれど參考する所あるべし、萬葉集の歌詠は此にや彼にや今詳ならず。○大日本史云、堀口貞滿、子貞祐、匿居堅田、方足利義詮東奔、貞祐以兵五百、邀戰眞野浦、斬佐々木秀綱。

伊香立（イカタチ）

眞野村の西なる山村なり、今龍花と合同して一村と爲る、西は城州大原（オホハラ）村と一嶺を隔つ、山槐記元暦元年注進の近江名所の中に志賀郡筏立野と云ふは此也。○近年この村の新知恩院所藏の彌陀二十五菩薩來迎圖（絹本着色）掛軸一幅は國寶に登錄せらる、洛東知恩院三世秀譽應仁年中開基。

（筏立）

龍華（リユウゲ）

今伊香立村に合同す、京師北國路の驛所にして途中（トチウ）と字する山驛あり、京師を去ること五里、和邇村へ二里なり。途中越は即栃生（トチフ）越と云ふに同じ、大宇村まで一里許の山徑を指すなり、輿地志略云、延喜式、近江國志賀郡龍花氷室一所とあるは都は龍の誤のみ、江家次第に龍華の氷室の事見ゆ、又古の江州三關の一なる龍華の關は、今上龍花の傍山に遺址あり、文德實錄「天安元年四月、始置近江國相坂大石龍華等三處之關剗、分配國司健兒等、備守之、晴相坂、是古昔之舊關也、時屬聖運、不閉門鍵、出入無禁、年代久矣、而今國守正五位下紀朝臣今守、上請如二處之關、而更始置之也」また平治物語に「横川法師四五百人、信頼義朝が落人を打留んとて、龍華越に逆茂木ひきかひ、楯かきて云云」かの齊藤別當實盛が衆徒大勢の中へ冑を投あたへて、衆徒中に打破てとほりしも「中宮進朝長が膝の口を篦深に射させし」とあるも、此所にてのことなり。

（途中）

和邇（ワニ）

今和邇村と云ふ、眞野村の北伊香立村の東湖岸に沿ふ、和邇川は龍華の山中より出つ長二里餘、この村は舊庄名に和爾と呼び、眞野村と同く和爾部小野臣の居邑なり、大字小野あり、又延喜式、和爾驛々馬七疋とありて、三尾へ接する驛路なり。○輿地志略云、北濱村中濱村南濱村高城村今宿村中村小野村以上七ヶ村を和邇庄と云ふ、古來崇福寺領なりしを相續して園城寺に御寄附の事、建武の狀に見ゆ、類聚國史曰、弘仁四年、小野朝臣野主等言、猿女之興國史記、其來不絕、今猶見在、又猨女養田、近江國和邇村、山城國小野郷、また姓氏錄を按するに、和珥部居住故に和邇の名ある也、宮城四角四界の祭に、和邇界もその四所の内なりと、朝野群載に見えたり○。類聚三代格云、貞觀九年官符、應令近江國司撿領和邇船瀬事、右得元興寺僧賢和牒偁、件泊故律師靜安去承和年中所造也、而沙石之構逐年漸頹、風波之難隨日彌甚、往還舟船屢遭沒溺、爰賢和修造、數月之間適得成功、云々。

（和邇泊）

(丸邇)

按に和邇は本和州の地名なるが、應神帝の比既に近江國に其氏人移れりと思はる、古事記明宮(應神)段「一時天皇越幸近淡海國之時、到坐木幡村(今山城)麗美孃子遇其道衢、爾天皇問其孃子曰、汝者誰子、答白丸邇之比布禮能意富美之女、名宮主天河枝比賣」と云一段に徵據すべし、丸邇即近淡海國の和邇なるべし、又蒲生郡に比布禮八幡宮あり、參考すべし。

小野

今和邇村の大字なり、古は小野臣あり、大和の春日臣と同祖にして山城國に其族繁衍し、近江には眞野鄉に居る。古事紀、掖上宮(孝昭)段云、御子天押帶日子命者、小野臣之祖也。書紀通證云、按系圖、以小野妹子、爲敏達帝孫、春日皇子子者、恐非也、春日臣同祖、孝昭帝之後明矣。

小野神社　延喜式、滋賀郡小野神社二座名神大と云、是也、○神祇志料云、小野神社、蓋天帶彥國押人命を祭る、即小野臣氏神也、(續日本後紀 光仁天皇寶龜三年、小野社木を採て西大寺の塔を造るに、祟あるを以て本郡の戶二烟を充奉りき、(續日本紀新抄格勅符)承和元年二月、勅して小野氏五位以上の人、春秋の祭に官符を待たず近江國滋賀郡小野氏神社に往還ふ事を聽し給ひ、三年無位小野神に從五位下を授く、遣唐副使小野朝臣篁が請申すに依てなり、四年勅して大春日布瑠粟田三氏五位以上、小野氏に准て春秋二祀官符を待たず、近江氏神社に向ふ事を聽し、(續日本後紀 清和天皇貞觀四年、正五位上小野神に從四位下を授く。(三代實錄)

木戶

和邇村の北にして、西に比良の高嶺を負ひ湖上に臨む、古鄉名を缺く、中世まで曠野にて村里なかりしにや。○木戶村に昔田中坊之尉定成と云ふ山門の家士あり、但し古記には比良の田中坊ともあり、元龜三年信長公に攻破られ木戶田中兩城ともに降參す、往時は延曆寺領の地たるべし。(輿地志略)

最勝寺野

比良山の麓にして、廣遠の野なり、廢寺址とぞ、按に續日本後紀に曰く、宜承前十二人外、妙法蓮華經最勝王經諳誦之人、經別一人、每年聽度隨業、各入近江國妙法寺并最勝寺云云、三代實錄廿、貞觀九年、詔以近江國滋賀郡比良山妙法最勝兩精舍、爲官寺、故律師傳燈大法師位靜安所建也、靜安弟子傳燈大法師位賢眞、從唐還、此白申牒、請預於官寺、從之云云、元亨釋書曰、釋靜安、從西大寺常騰、學法相、嘗居比良山、讀十二佛名經、禮拜修懺、其聲聞帝闕、詔州郡聞有聞者、因茲勅賜僧官云云、又曰釋慧達、姓秦氏、美州人、事藥師寺仲繼、學法相、嘗上比良山、修練者久云云、相傳ふ往古每歲二月二十四日此の寺にて法華八講を修す、之を比良の八講といふ、當國に俗比良の八講のあれとてこの日必ず風はげし、思ふに八講の謂にはあらず時候のしからしむる所なりと知るべし。輿地志略

比良

此村は今分裂し、南比良は木戶村に入り、北比良は小松村に入る、蓋比良は古への總名にして彼二村は卽其領界なり、日本書紀「齊明天皇五年、幸近江之平浦」とあるは此なり

(平浦)

高市連黑人羇旅歌

わか舟は枚の湖にこきはてむ沖へなさかり小夜深にけり

いさ、(萬葉集)

(枚)

枚湖と萬葉に見ゆるは平湊と訓むべし、比良明神は白鬚社と稱し、小松埼(明神埼)に在り、比良寺は木戶の最勝寺野を參考すべし、比良山は秘密行七高山の隨一也。

なかなかに君に戀ひすは枚の浦のあまならましを玉も苅つゝ、(萬葉集)

比良山

木戶小松二村の西に橫亘し、山勢雄偉、高頂は拔海二九〇〇尺、其絕頂を蓬萊と名つく、武奈嶽は其北なる一峰なり、南北すべて三里に涉る山背は葛川谷と云ふ。(今滋賀郡に屬す)此山江州に在りては伊吹と相對比して最高ければ雪の降る早くして夏に至るも猶消えず、土人は小松山とも曰ふ。

溶渀瀧

比良山中獅子谷に在り、上段高二十間下段高六十間と號し、江州第一の飛泉なり、扶桑名勝集に此谷の奇絕を記せり。

さゝ波や平の山風海吹けはつりする海人の袖かへる見ゆ、(萬葉集)

千早ふる比良の御山のもみち葉にゆふかけわたすけさの白雪、(夫木集)　安法

都にてさむさそ見ゆる茅盛の比良の遠山雪降りにけり、(現存六帖)　信實

小松

木戶村の北に連り明神埼を以て高島郡と相限る、即北比良の村里なり、山槐記、近江名所に志賀郡小松原と記せる地とす、山野廣漠なり。○淡海温故錄云、平治の亂に左馬頭源義朝軍敗れて小松里に落下り、暫く忍び玉ふ、二男右京進朝永は京都にて深手を負ひ爰にて逝去せり、其籠り給へし堂の舊跡今にあり、又此處に鎧岩と云ふ舊跡あり、赤はげの岸の上に武者形したる大石なり。○小松は夫木集正安二年の大歌に小松原とも小松里ともよみたり、又永久三年の大歌には

夕波やしけくよすらん近江路や小松の濱に千鳥なくなり、

とよめり、又

さゝなみや小松にたちて見渡せは三尾のみさきに田鶴むれてゆく、(堀川後百首)　仲實

白鬚神社

小松村の北界、大字鵜川の明神埼に在り、此埼は比良の麓にして滋賀高島の郡界に當り、又三尾埼と曰ふ、又打下濱と稱す。○白鬚明神は又比良神と

（比良神社）

日ふ、三代實錄貞觀七年比良神に位の事あり、蓋高島郡水尾神社の裔社にして、延喜式高島郡志呂志神社（三尾郷鵜村の三宮權現）に同じ、北野緣起に比良宮さ云ふも此也、日、「天慶九年、近江國比良宮にして、禰宜よしたねが子七歳なるに天神託宣ありき、右近の馬場こそ曉望の地なれば、我が身の邊に移るべし、其邊に松ならうべしさ仰せられける」云云、又古事談に、比良明神延暦中最澄法師に比叡山の故事を教示する一項あり、石山寺緣起并に又元亨釋書神仙考に、比良山王白鬚明神、天平年中良辨法師に託宣を示し、石山觀音堂を創めしめ給ふ由を載せ、又此神の奇異を說く「法勢、承和八年、往近州比良山下和邇、宿民家、家婦俄病、狂言曰、師持觀音普門品、我欲聽之、勢素持普門品、然恐狂病之言不易聞、便曰我無經本、故不能也、婦人曰師懷見經在傍、勢不得已、出經讀之、婦人合掌曰、我比良明神也、勢曰我聞神皆有本又長壽、昔釋迦文出世西天、未審知否、婦人曰我不住西印度、然千數百年前、諸天多西飛去、豈迦文出世時乎云云。〇輿地志略云、太平記及び江源武鑑等の書に、湖水旱のさき、三丈六尺底に、白鬚明神の前の湊に、二人して抱ばかりなる檜の柱を、間一丈八尺つゝ立並べて二町余にわたせる橋あり、亦竹生島より箕浦まで水の上三里、瑞垣のごさくなる切石を、廣さ二丈はかりの道を現じたりさ記し、或は白鬚社前の湊に、石の鳥居を現すなごゝ記せり、太平記江源武鑑採用にたらざる書なれば、是を論ずるは夢中に夢を說に似たり、又古事記に白鬚の神はこの國の地主の神にて、湖水の七度變じて芦原さなるを見たりなごしるせるは、例の附會無稽の言なり。〇按に三尾君（三尾水尾同し）古代湖西に於て有勢の豪族にて、其氏神の靈威をば僧家假托の寓言にあやなして、比良明神又は白鬚翁はた猿田彦などさ日へるならん、比叡山の山王七社の三宮（サンノミヤ）、三井の鎮守三尾明神さ云ふも皆同神のみ、（日吉山王社參看すべし）。松屋叢書云、白鬚明神は比良明神の一名也、神社考國花萬葉記等〈正體は猿田彦神にて〉（神祇正宗神社啓蒙和漢三才圖會〉聖武天皇の御宇老翁に現じ良辨僧正に逢ひ給ふ、石山寺緣起近江名所圖會）本地は不動明王なりさ云へり、緣起　慶安元年鵜川村にて先蹤に從ひ神領白石を寄附、天台宗福壽院を別當職に補せらる、行嚢抄近江輿地志）白鬚明神さいふ名のものに見えたるは、曾我物語、比叡山始まりの事の條に「ここにささなみや志賀の浦のほさりに釣をせる老翁あり、釋尊かれに向ひて翁もし此處の主たらば、此地をわれに得させよ、佛法結界の地さなすべしさのたまへば、翁答て申さく、我人壽六萬歲のはじめより此處の主さして、此水うみ七度まで蘆原になりし事もまさ目に見たりし翁也、されば此地結界さならば釣する處なかるべしさ、深く惜み申せば、東方より藥師如來忽然さ出給ひ、善哉々々早く佛法を廣め給へ、われ人壽八萬歲の初より此處の主なれども、老翁いまだ我を知らず、何ぞ此山を惜み申すべきさて立去給ふ、其時の老翁今の白鬚の大明神にてましましけり、如來は中堂の藥師にてぞましましけり。」

三尾埼（ミヲノサキ）

續紀に「天平寳字八年、惠美押勝、到高島郡三尾埼、與佐伯三野大野眞本等相戰」さ見ゆ、今專ら明神埼（ミヤウジン）さ日ふ。

おもひつゝ來れさ來かれて水尾埼（ミヲカサキ）眞長の浦をまたかへり見つ、（萬葉集）

眞長（マナカ）浦は卽今の高島郡大溝村の勝野津なるべし、埼北の小灣なり、大津の北八里、湖上の三尾埼堅田埼石場の三所は大畧一直線の位置をなし、また一佳觀の地さす、されば古人の詠にも、

さゝなみや大津の宮に月すめば見えこそわたれ三尾が埼まで（夫木集）

さはよめり。

古市郷（フルチ）

和名抄、滋賀郡古市郷、訓布留知、今膳所（ゼ）村石山村なるべし、今昔物語云「近江國滋賀郡古市郷の東南に心見瀬（ココロミ）さいふあり、郷の南に勢多河あり」さ、此文勢に因れは當時古市さは專ら粟津を指すに似たり、日本書紀壬申亂の條に粟津市さ載す、即市を本據さす、志賀大津の宮城廢したる後、延暦年中再び大津を打出濱に定められしに因り、粟津を古市さ稱せるならん。

粟津（アハヅ）

今の膳所村なり、古書粟津に作る、大津町馬場の南より勢多川の邊までを指し、粟津莊は東鑑「建久三年、將軍妹黃門室家領」さ見ゆたり。此地は志賀大津朝廷の時、津市なりしが、本來は朝家の御粟栖にて陪膳（オモノ）を獻進したる所也、故に後世は膳所（ゼゼ）さ稱す。

栗栖（クルス）

日本書紀、仲哀卷の末に云ふ「武内宿禰、出精兵而追忍熊王、及于狹々浪（ササナミ）栗林（クルス）而多斬、於是血流溢栗林、故惡是事、至于今其栗林之菓、不進御所也」さ、古事記傳云、狹々浪栗林（クルス）は催馬樂の鷹の子に「あはつのはらのみくるすの」さある處なるべし、大津より勢多に行く間に在り。按に栗栖は朝家の御料にて、其人民は本來國栖（クズ）さ同しく、通常の法制風俗に非ず、而て此栗栖も後世陪膳さ稱し魚味を獻じたるは「栗林之菓、不進御所」さの事由にもさつくにや。

粟津市（アハヅノイチ）　日本書紀、壬申亂條、七月辛亥（二十二日）男依等到瀬田、時大友皇子及群臣等、共營於橋西、而大成陣、不見其後、旗幟蔽野、埃塵連天、鉦鼓之聲、聞數十里、列弩亂發、矢下如雨、其將智尊率精兵、切斷橋中、而不能止云々、則大友皇子在右大臣等逃、村

(木津)

國造男依等卽軍于粟津岡下、壬子斬近江將犬養連五十君及谷直鹽手於粟津市、於是大友皇子走山前焉。續紀天平十二年、十二月壬戌車駕從蒲生郡宿發、到野洲頓宮、癸亥從野洲發到志賀郡禾津頓宮、乙丑幸志賀山寺禮佛、丙寅從禾津發、到山背國相樂郡」、按に禾津は禾津の譯にて、此頓宮に三夜泊御さ知るべし。

粟津森（アハヅノモリ）　參宮圖會云、粟津森さは膳所明神なり、今城下の大手に在れど昔は此に非ず、城内に榎の神木あり乃旧地さす、謠曲兼平に陽炎（カゲロフ）清水見ゆ、今明神の左方瓦之濱に在り、

關越てあはつの森はあはすさも清水に見えし影をわするな、(後撰集)

ふるさとのあはつの原のさくら花むかしの春もかくやにほひつゝ(能宣集)

關のあらし夜さむに吹くや秋さ涙のあは津の里に衣うつ也、(夫木集)

粟津野（アハヅノ）　東鑑、元曆元年正月、於近江國粟津邊、令相模國住人石田次郎、誅戮義仲兼平。粟津野は粟津濱に同じ、壽永二年七月木曾義仲上京の時、其先鋒加賀の大田兼定此にて平家の軍を取りしが、半歲にして義仲又此に戰死す。

驚く子によみにたうばらんや手にすゑて粟津の御栗栖（ミクル）のめくりのうつらさらさんやさきんたちや(催馬樂)

粟津野のあはてかへるは瀨田のはしこひてわたれさおもふなるへし、(兼盛集)

粟つゝや山から京のほさゝす、　丈草

木曾義仲墓は粟津野の北今大津町大字馬場に屬す。海道圖會云、木曾殿の墓は馬場村にあり、兼平墓は粟津松原より西北へ入ること三町、田畝の中に石塔あり、(參宮圖會、膳所緣心寺に兼平追福石塔あり墓さともに膳所城主之を建らる)天文廿二年、近江國司佐々木高頼、石山寺參詣の歸るさ此古墳を拜し、源家大將軍の古跡守戶なくてはあるべからずさて、一宇を建て、食田を寄附し、堂守を付らるさ、今義仲寺（ギチウ）さ云ふ佛堂に牌あり。參考本盛衰記云、去年六月、木曾義仲北陸道を上しには、五萬餘騎さ聞えしに、今四宮河原を落けるには、只七騎には過さりけり、粟津の原の終には、主從二騎に成にけり、今井兼平、あな向の岡に見ゆる一村の松の下に立寄、心閑に御自害候へ、其程は防矢仕て、軈て御伴申へしさ勸めければ、木曾は今井を振捨て、𩊱に任て步せ行く、比は元曆元年正月廿日の事なれば、つらら結べる田を横に打程に、深田に馬を馳入云々。愚管抄云、義仲を大津の田中に追はめて、打てけり。

(義仲寺)

義仲寺にてよめる　石川依平

大木曾の九山颪末終に雪さ散り行く粟津野の原、

粟津　中井櫻洲

粟津原上義仲寺、尙有殘僧掃斷碑、漢是北雄酣戰處、夕陽紅樹滿秋陂、

義仲寺　僧五岳

奇勳壓倒大頭公、深惜先鞭不合終、想像將軍當日恨、芭蕉葉畔立秋風、

芭蕉墓（バセヲ）　輿地志略云、義仲寺の將軍家の傍に在り、此芭蕉庵桃靑は伊賀の人にして、其の初め松永貞德に隨て俳諧の道をまなび、後自ら工夫發明し、其式を立て此道を弘む、門人尤も多し、專ら中興さ稱す、初め京都に在り後江戶に來る、此頃は俳人只翁さのみ云ふ、翁終に大坂に在て疾病して、元祿七年甲戌十月十二日死す、病中の句に「旅にやみて夢は枯野をかけめぐる」遺言によつて此地に葬る、門人榎本其角墓の銘を書す。

枯尾花の其角終焉記云、翁は長月晦の夜より床に倒れ、ゆめのさめたるはさて「旅に病て夢は枯野をかけ廻る」また「枯野を廻る夢心」さもせばやさ申されしが、是さへ妄執ながら風雅の上に死ん身の切に思ふ也さ悔まれし、此翁「先頼む椎の木もあり」さ聞えし幻住庵はうき世に遠し、「木曾殿さ塚をならへて」さ有し戲も後の語り句に成ぬるさ思へは、今更に臨終の聞えもなし、憚、眠れるを期さして、川舟にかきのせ伏見より義仲寺に移して、かたの如く木曾塚の右にならへて土瘞納たり、自らふりたる柳もあり、かねての墓の契さならんさ、其まゝ卵塔にまねびあら垣をしめ、冬枯のばせをを植て名のかたみさす、常に風景を好める癖あり、げにも所は長等山田上山をかまへて、樂浪も寺前によせ、漕出る舟も觀念の跡をのこし、樵路の鹿、田家の雁、遺骨を湖上の月に照すこさ、かりそめならぬ翁なり云云。

なきがらを笠にかくすや枯尾花、　其角

膳所（ゼゼ）

大津町の東南に接する大村なり、卽古の粟津市にて又曲膳浦（オモノ）さ云へり、陪膳を轉して膳所さ爲し、近世築城の事ありて後は專ら膳所さ稱す。(太平記には是世に作るさ云ふ)

海道圖會云、膳所は今城下町總て廿四町也、本は粟津野陪膳（オモノ）浦なるべし、山王祭に神供を獻する由緣あり、例祭の前七日の間此所の頭人の家に猿の紋を幕に張、往來の商人或行ところの諸荷を徵して、十分一の賽錢を收め神供料さす、此堤を守る（ロウ）に此湖邊に二人の總甲あり、名を近江粟津佐藤陽炎、一人は日吉近江佐粟津恒世さてありしが、鎌倉頼朝卿の台命さして近江國廿二箇所は彼兩人支配にて、九十九浦の初穗十分一は近江佐粟津恒世が支配さすさ、按に、日吉の社記に恒世が大津の八柳にて神供を奉りし事あり、又松本の精明神の末社に恒世祠あり、昔此社の神職ならんか、又

膳所に陽炎の清水あり、此所に住所せし歟、兼平の謠曲に「粟津の杜や、かけろふの、石山寺」と謠ふも是等の名をこめて作れるものならん。○按に比叡明神緣起云、天智天皇の御世に生魚の供御人、海部晴光田中恒世と云もの各船に乘て近江の湖上に出たる時、神人出來りて飢たりとて食を乞はせ給ふに、二人は粟飯を葉に盛りてたてまつれり、さて彼神を舟にて辛崎まで送りまゐらせけるに、琴御館宇志丸出でて其神を迎奉る則ち

大友の三津の濱邊をうちさらしよせくる浪のゆくへ知らずも

と告げさせ、比叡の麓に鎭り坐す（瀬見小川）と、蓋粟津のおものの濱は、古の粟栖なれば、土産海物を採獲して供御貢進に充つることも、古風俗の樣想ふべし、又文明亂の頃、大津の濱關（ハマノセキ）は青蓮院座主の所管なりしとぞ、是は延暦寺其關務を掌り佛神の威に托して行旅の人馬より徵收を貪れるならん、藤河日記云、「石山寺に詣てゝ、

さはき立世にも動ぬ石山はげに逢難き善也けり、濱の關とかやは、青蓮院の座主に申で通り侍りぬ、松本を過ぎ大津に至れ、其夜は坂本にとまる」云々、粟津の邊に關屋を置かれしことを想像すべし。

膳所（ゼゼ）城址　膳所は湖岸に在り、慶長六年、德川氏特に關西諸侯に課役して之を築き、畾壁樓墻の壯麗、湖上の一華觀たり、近世本多氏六萬石世襲の城府なりしが、明治維新の後廢毀せらる。○美豐茂之歌云、彼膳所の城とていと景色よく見えたる城ありしが、今は殘りなく毀ちて畠となれり、こは明治の初めつ方は城をば要なきものにして、善惡をいはず取毀ちて是れよしと誇りがに、賢したちたる人もありしとかや。○輿地志畧云、此城粟津の膳所崎に在り、大津口勢多口に門を構へ、中間を膳所城下といふ、西に相坂の險路あり、東に勢多の大河、後は湖水なり、軍學者流の所謂後堅固の城なり、慶長年中、神祖より戶田左門一西をして大津の城を廢して、膳所崎に築き、此地に封じたまふ、一西の子を氏鐵といふ、元和三年封を攝津尼崎にうつし、本多縫殿助康俊君を以て此地に封じ、今嗣俊次君封を三河國西尾城に受させ、菅沼織部正定芳を以て此地に封じたまふ、寛永十一年菅沼定芳を丹波國龜山に移して、石川主殿頭忠綱を以て此地の主たらしめ、慶安四年伊勢國龜山にうつる、俊次君此地に復封せられ給ふ、爾來他邦にうつらせたまふことなし、秩六萬石とす。

陪膳濱（オモノノハマ）　膳所の舊號なり、粟津の粟栖（クルス）を考すべし、延喜式「宮內省例貢御贄、近江國、郁子氷魚鮒鱒阿米魚」とあれは其獻進の一所なるべし。

滯る時もあらしな近江なるおものの濱のあまのひつきは、（家集）　兼盛

石坐（イハヰ）神社　延喜式、滋賀郡に列す、輿地志畧云、粟津の木下村のうち川より西の方の田を石神と字す、其社は今西庄に移して八大龍王と曰ふ。按に石坐神は今膳所村大字錦の高木祠なるべしと云ふ、此祠邊に眞宗の法傳寺あり、寺說に是滋賀寺址にして天智弘文の聖蹟と爲し、近郊に茶臼山と呼ふ古墳あり、此を指して弘文帝山前（ヤマザキ）陵也と云ふ、皆信用すべからず。

石山（イシヤマ）　今膳所村の南なる大字北小路鳥居川國分寺邊南郷等を合同して石山村と曰ふ、勢多川を以て栗太郡と相限り、西は音羽發取山を以て城州宇治郡と相限る。

鳥居川（トリヰカハ）　勢多川の唐橋の西頭を曰ふ、延喜式、六處堺川供奉御禊の一に近江勢田川あり、蓋此地にして、其禊場に鳥居なと建てたりしにや、又國分寺の寺門なる鳥居にや、其名を鳥居川と云ふ、今御靈明神と云ふ叢祠あり。○此邊は壬申亂に近江朝廷の官軍の陣したる所なるへし、書紀云、村國連男依等、到瀬田橋、時大友皇子及群臣等共營於橋西、其將智尊率精兵先鋒（一說、往時の勢田橋は國分寺の東と云へり）

國分（コクブ）　今石山村の大字なり、石山寺の北西に接す、往昔の薗栖址ありて、作人の末流土中より遺瓦古石を求むる者あれど、僞托の物たるへし。○海道圖會云、芭蕉翁栖址は[illegible]より山に至る途に標あり、是より八町許り奥にあり、幻住庵の記に石山の奥岩間の後に山あり、國分山と云、そのかみ國分寺の名を傳ふなるへし云々、芭蕉翁此に三歳の庵て、一夏九旬には一石に一字を染め法華廿八品を書寫せり、今謂ふしには此經石より出ろとあり。名跡案內記云、國分の鎭守を洞社と云ふ。幻住庵記云、麓に細き流を渡りて、翠微に上る、三曲二百步にして、八幡宮たゝせ給ふ、傍に住捨し草の戶あり、幻住庵と云ふ、山は未申にそば立ち、人家よき程に隔り、南薰峯よりおろし、北風海を浸して涼し、日枝の山比良の高根より、辛崎の松は霞こめて、城あり橋あり、釣たるゝ舟あり、笠取に通ふ木樵の聲、麓の小田に早苗とる歌、螢とびかふ夕暗の空、水雞のたゝく音、美景ものとして足らずと云ふ事なし、中にも三上（ミカミ）の山は士峯の俤に通ひて、武藏野の古栖も思出られ、田上（タナカミ）山に古人を數ふ、笹穗の嶽千丈の嶽袴腰（ハカマゴシ）と云山あり、黑津の里はいと黑う茂りて、網代守るにぞとよみけん、萬葉集の姿也、そゝろに興して魂は呉楚東南に走り、身は瀟湘洞庭に立つ云々。

國分寺址（コクブ）　輿地志略云、國分寺遺址は今國分村に在り、塔有し所とて大いなる礎存在せり、日本後紀曰、弘仁十一年十一月、近江國言、國分僧寺、延暦四年火災燒盡、伏望以定額國昌寺、就爲國分金光明寺、但赦本願釋迦

丈六、更應奉造、又臨修理七重塔一基、許之、延喜式、近江正公、國分寺料六萬束云云、江家次第、伊勢勅使進發條下曰、到勢多驛、國分寺前、勢多橋云云、今按ずるに勢多橋も今の架せる處よりは余程下の方と見ゆたり、盛衰記「今井四郎兼平五百餘騎にて國分寺の毘沙門堂に陣を取たりけるが、出合防戰ひけり、山本方等三郎先生義弘もこゝにうたれぬ云々」今存する礎を或は塔の礎ともいひ、或は門の圖ともいへり、石と石との間八間許あり、其外田圃の字に塔田堂前經田石佛垣の垣内風呂の垣内堂屋舗階藥師田箭谷墓尾など云ふ地あり、是皆國分寺の遺址なり、當國の國分尼寺何れの地と云ふなしらず、大津追分の兩國寺にや。○大日本史云、寛仁元年、近江國分二寺災、

（寺邊）

保良宮址

今石山村の國分寺址郎此ならん、同所に洞宮と呼ぶ小祀存す、輿地志略に寺邊庄は元洞庄と云へる由を載せたり、寺邊は今の石山村に當り、地理の狀亦古の別都にかなふに似たり、保良洞同じ。蓋薄宮西大寺に附せられ後國分寺と爲る（保良宮は孝謙帝の離宮にして、三年が程の遺跡なり、淡海地志に保良宮は野洲郡三上の濱邊にて、兵主神社は則其舊址と云ふも、太だ徴證に乏し、此保良と云地名は他書に見る所なけれど、寶龜十一年勘錄西大寺資財帳に「近江國十六卷中、滋賀郡保良庄圖六卷」とあれば孝謙帝宮地を以て西大寺へ附與せられしこと想見すべし。○續紀云、天平寶字三年十月、遣造宮輔中臣連張弓、越前員外介從五位下長對連君足、造保良宮、五年、使衞門督粟田朝臣奈勢麻呂、禮部少輔藤原朝臣田麻呂等、於保良京、班給諸司史生巳上宅地、十月賜大師及親王稻、以遷都保良也、甲子行幸保良宮、詔曰爲改作平城宮、暫移而御近江國保良宮、六年三月、保良宮諸殿及屋垣、分配諸國、一時就功、五月高野天皇、與帝有隙、於是車駕還平城宮、帝御于中宮院。（甲賀郡紫香樂宮址、勅旨を參考すべし）

石山寺

石山村大字石山に在り、天平中僧良辨開基、後僧觀賢中興して密教を傳ふ、靈驗世に聞ゆる大寺なり、近世は寺領五百石、仁和寺に依屬せり、花山帝の皇子僧都深觀は此寺の座主と爲りたまへりと雖、後世門跡絕ゆ。

海道圖會云、石山寺は西國巡禮十三番札所、その靈迹集に樂波大津宮に稱て紫雲の瑞を現して、地形の違坐を示し、其より一百の星霜を經て、時機漸純熟して、聖武天皇良辨僧正をして伽藍を建立せしめ給、昔上宮太子より歷代傳承の御持尊を八葉の巖石に安置し、百代の皇祚を守護し給ふ、本堂は眞雅僧正麗てより、承曆二年回祿し、鎌倉賴朝公再興あり、天正に至り荒蕪せしを豐臣秀賴公再營造殿修補し、莊園を復し給ふ、今の堂是也、本尊二臂如意輪觀音、腹内に籠て丈六の巨像とす、御即位の初曆には舊例として開帳あり、又三十三年目にも開帳す、延長六年亭子院の帝（宇多天皇）行幸初てありしより代々の帝行幸多し、東大門は賴朝公の時龜谷禪尼が勅進せしまゝなり、石山寺の額は行能卿の筆なり、鐘樓多寶塔祖師堂觀月亭あり、亭は塔の北にて湖上の景を見る、豁眸亭とも云ふ、源氏間と云ふは本堂の傍なる一室を指す、紫式部此に籠居して五十四帖をつゞりたりとぞ、其書像は近衞關白信基公の贊辭を載す。○石山寺は古來襲掠の災多からず、古書畫の藏珍あり、中にも越中國官倉納穀交替記（紙本墨書卷物一卷）延曆交替記（同一卷）佛涅槃圖（絹本着色掛軸一幅兆殿司筆）石山寺緣起（紙本着色卷物五卷隆光筆）等は近年國寶に列せしめらる、又多寶塔の一構は特別保護に與る。

美登茂之數云、石山寺の石は唐からめきたる態、かの太湖石とかやいふものに似て、彼れよりは殊に優れておやし、其石のあやさまにて、或は横ほり或は峙ち、雲のおりゐるがごとく、水のわきあがるが如く、浪の碎くるが如く、早瀨のそゝぐが如く、鳥けものゝ形に似たるもありて、雨露のいたくもればにか、苔深く黑みわたりて面白く可笑しきに、そこよここと立もさほりてみれば、此石の根はひとつにて、いろ〳〵に分れたるなりけり、又源氏間とて昔紫式部がこゝに籠りて、かの源氏の物語りを書きはじめしといへるは非なり、賀茂翁の新釋にもみえて、今論らふにも及ばずなん、此書にもいへる如くかの調度とてあるものを見るに、皆後の世のものなるをや。○元亨釋書寺像志云、石山寺者、聖武帝創東大寺、鑄大像、多聚金爲濵、此時本朝未有黃金、帝聞和州金峯山皆黃金也、命僧良辨祈金剛藏王、金剛藏王告辨曰、此山黃金不敢自恣也、今示汝別法、近州湖西勢田縣、有一山、如意輪觀自在靈應之地也、汝至彼持念、必得黃金、辨便赴勢多、時老翁坐大石上釣魚、辨問曰、汝何人、對曰斯山主比良明神也、此地觀音之靈區、言已不見、辨就其石、締廬安如意輪像、持誦不幾、奧州始貢黃金、爾後刻丈六大悲像、藏先像於中、亦造金剛藏王及執金剛神、安左右、其像各八尺、當夷基趾、地中得五尺寶鐸、蓋修靈地。

石山の堂の前に侍りける櫻の木に書附待る

東三條院石山に詣て給ふ時

うしろめていかて歸らん山さくらあかぬ匂を風にまかせて、（拾遺集）

法性寺入道

かくしつゝいつかは盡ん羽衣のたえず來なるゝ石山の橋、（名寄又明玉集）

赤染衞門

秋石山にまうでゝくもりたる夜谷に猿の鳴しをたよりなき旅さはわれぞおもひつる木をはなれたるさるも鳴なり、（家集）

都にも人や待つらん石山の峰に殘れるあきの夜のつき、(新古今集)　長能

石山峰頂を片腰岡（カクツ）と云ふ、昔淳祐內供此より片脊を遺して只其したりさてなり、又龍穴谷と云は祈雨の靈場さつたへたり。淡海地志云、

文祿五年八月十五日、佐々木居形の御聽座にて、石山にて、　近衞殿

石山やにほてる月のさやけさは唐土までも曇なからむ、

橘直幹石山寺に遊ぶ詩に曰ふ「蒼波路遠雲千里、白霧山深鳥一聲」時人頗る之れを稱す、又良岑春道石山寺に宿し立春の詩を賦して曰ふ「夜向殘更寒磬盡、春生香火曉爐燃」」と此句和漢朗詠に出でたり。○僧元政帥山集云、本朝麗藻、鵔源參州爲□石山寺小池蓮一絕、其後何乃出朗詠集中、膾炙人口、所謂「經爲題目佛爲眼、知汝花中疏菩根」是也、余因此尋蓮池、而無所見、蓋山僧不好事、不知有此詩、蓮池亦爲此沒也、嗟乎豈獨山僧而已哉。

輿地志略云、石山寺本堂の艮、祖師堂の後に、普賢院淳祐が墓あり、土俗惡源太の塚と爲すは非なり、淳祐は延喜年中の內供にて、時の積德たり、其師觀賢と共に釋書に見はる。

圓融院の石山におはしけるに九月晦日殿上人共うきはしと云所に參て作りけるに

我たにも歸る道には物うきにいかに過ぬる秋にありけん、(玉葉集)　公任

石山のいしにたばしるあられかな、　芭蕉

石山の螢谷にして

螢火や吹さばされてにほの海、　去來

やみの夜や子供泣出すほたる舟、　凡兆

登石山寺　拙堂

好事天仙蓄鐵鈕、琢成岩石萬狀奇、黑龍騰驤白虎伏、層々入雲丹梯危、上有香閣之高縹緲、下有太湖之碧玻璃、傳是源語成草處、風流千載稱紫姫、滂澁寄在名勝地、地靈人秀相得宜、畫圖風景湖山處、今日相訪不相疑、一笑當時詞林傑、甘向女郎立降旗、

(如何崎)　(螢谷)

心見瀨（ココロミノセ）

石山の下なる勢多川の急湍を謂ふならん、又供御瀨（グゴノセ）と稱するは氷魚の網代を置きて官へ調進したる所なれば也、山槐記元曆元年氷魚進の近江名所には、志賀郡心見里とあり、往時は勢多橋の通し難き事あれば此瀨を涉る、急湍なれば畏るゝ情より心見瀨と呼ぶならん、如何（イカガ）埼と云ふも同地にて同意の名目なり、輿地志略には心見瀨を石山寺の南なる南鄉なりと說き、其東岸は即栗太郡黑津なり、此激湍には水石の奇觀多くありしを、元祿年中岩石を斷割して河勢を變したりと云ふ、櫻谷螢谷と云ふも此に溪谷外ならず。參宮圖會云、北は勢多橋より南は供御瀨、凡二十五町水濱に螢多し、毎年芒種後五日より夏至後五日までを盛りとす、螢谷（ホタルダニ）と名つけ本名試之谷といひ、通常の螢に五倍の大さあり、夏至後は下流宇治へ降る、河水の早涸する時はこの瀨波くだけて鹿飛（シシトビ）の景に同じ、勢多は即宇治の上游にて相去る五里許（鹿飛供御瀨櫻谷等は栗太郡に在り、參看すべし）

近江へ下りけるに心見の瀨と云所を來けるに夜いさふかし

明ぬさやこゝろみ迄は來にけれどまた深きよの渡りなりけり、(清正集)

今昔物語、近江國志賀郡古市鄉の東南に心見瀨といふあり、鄉の南の邊に勢多川あり、その河の瀨に大海の鰐上りて江の鯉とたゝかふ、鰐負てかへり下て山背國に石となつて居たり、鯉は勝て後江にかへり上て竹生島を巡りていまにありといふ、心見の瀨といふは瀨多河口□瀨なりとなん、語つたへたりと云云。(此二字の滅は供御の二字なるべきにや、○蜻蛉日記云、石山にまゐりて舟にて歸るさて、いかゞ崎山吹崎なと云處を見やりて、あしの中よりこぎ行く云々。勝地吐懷編頭書云、按に、打出濱より石山邊までに伊加賀と名つくる所なし、名を失ひたる歟、もし水により流れたるにも有べし、宇治の橋の小島の水に崩れたるごとし

岩間寺（イハマ）

石山村南鄉の西嶺にして、大字內畑（ウチハタ）に屬す、此嶺は西北笠取（カサトリ）山に連り、江州城州の國界に當る、石山寺の南一里半、醍醐寺の東一里半、標高四五〇米突、勢多川は山腹を繞る。寺は正法寺と號し、醍醐寺の別院にして、理性院に屬す、西國巡拜第十二番の札所とす。○續古事談云、岩間山正法寺といふは、宇治郡上醍醐の奧の笠取山の東の峯なり、越の小大德泰澄法師、又金鐘法師とも云ひし越後國古志郡の人なり、白山に行て次に此所にきたれり、此所の木中に桂の木のありけるをきりて、自身等身の千手觀音を作り奉り、銅の佛を籠たてまつり云々(元亨釋書にも此事を載せたり)。

栗太郡

栗太郡（クリモト／クリタ）(栗本郡)

或は栗本に作る、西は湖水及勢多川を以て滋賀郡と相限り、南は山城國綴喜郡に至り、東は甲賀郡、北は野洲郡に接す、今十五村面積十三方里、人口五萬、郡衙を草津（クサツ）驛に置く。本郡は分ちて二部と爲すべし、草津以下十一村は、湖岸平原の地にして一部を成す、(金勝村は其高地に居る)一部は田上（タナカミ）谷にして、勢多川の東岸に倚り、信樂（シガラキ）谷と相接比して全

く山中の村落なり、今三村に分る僞。道線は國道に沿ひて草津に於て東北二線に岐分す、往時は田上谷より山城國宇治に通ずる別路ありしが、近世は廢す。天智天皇紀に近江國栗太郡とあるは追書なるべし、天智天武兩紀にも栗太郡と記す。和名抄、栗本郡、訓久留毛止、五綱分つとあれど、延喜式には栗太郡に作る、今も久利毛止と唱ふ、太字に不止の訓あれば、栗太の古音は不毛二音の混轉なるべし。今昔物語、栗田に作るは誤なるべし。

くりもとや瀬多の橋桁たわむまではこひつゝくるみつきものかな、（夫木集）

栗太は名義、此地に大歴木ありけるに因むと云ふことさ諸書に見ゆ、今昔物語には其說を載すれど、是は土中に石木。即石炭泥炭の類の埋藏するを見て、附會したるに非ずや、輿地志畧に靈仙寺は古の栗木の里なりと曰ふ、今大黃村の大字靈仙寺を指す、舒明紀に栗下女王の名あり。此地に因みある歟、按に、栗太郡に安國（即野洲郡）の分地なるべし、郡の大社建部神は、安國造の女婿にまします事、其條下に見ゆるごとし、又羞浦屯倉は今野洲栗太の交界にて、兩郡に跨る、又以て古は一國なるを想ふるに足る。

日吉社々領注進記（元應元年）に「栗本北郡二宮御田拾町」とあり、北郡とは當時の私謂なるが、二宮とは何祠にや、小槻神など歟。

田上

今上田上村下田上村大石村の三と爲す、勢多川左岸の山谷の總名なり、中世には田原庄又大石庄など曰へり、南は城州田原庄（今郷之口村）に接し、東は甲賀郡信樂谷に至る、或は曰ふ此山谷は和名抄甲賀郡老上郷の中なるべし 、按に小神山の北より發源して野路矢橋を流るゝを老上川と曰ふ、古は野路より田上谷に入り、勢多川を渡りしと思はるれば、今の老上川は即老上郷の山口の水名なりと知らる。

（上谷）　（上手）　（山上田）

田上は古書谷上又手上に作る、天孫本紀「饒速日命八世孫、倭得玉彥命、此命淡海國谷上刀婢爲妻、生一男一女云々」また書紀忍熊王の歌に多那伽瀰須疑氏と見ゆ、（田上すきて）勢多河即忍熊王戰死の地なり。又雄略紀「近江國栗太郡言、白鸊鵜居于谷上濱、因詔置川瀨舍人」とあるは、黒津供御瀨の網代の起因にやあらん。東鑑「承久三年六月十三日、軍士僉議、勢多相州（時房）手上城介（安達景盛）」と云ふ、此手上は田上に同じ、歌詠には田の上とも云。

ゆふたゝみ田上山のさな葛ありさりてしも今ならすとも、（萬葉集）

月影の谷上川のきよければ網代に氷魚の寄も見えけり、（拾遺集）

田のかみの網代は水のものなれは來て見よ夏のすゝみ所を、（拾玉集）　慈鎮

田のかみの山の木の葉にしくれして勢田のわたりに秋風そふく、（名寄）　中務

國分山の猿の腰掛にのほりて　尚白

秋風や田上山のくぼみより、

淡海溫故錄云、田上不動堂は石佛を祭る、大岩に作り掛けて建てたる堂なり、又報恩寺と云ふには賴朝公の御教書を傳來すと曰へり。○長明の方丈記に、猿丸大夫の墓を田上山に訪ねたる山を載せたり、本朝遯史云、猿丸大夫、不知何代人、蓋上世山林之隱逸也、近江國田上、有其舊跡云、鴨長明嘗涉田上川、訪認猿丸之墳塋、猿丸族胤不明、故倭歌之家、虛談不少、田上遺塚、猶不蕪滅、長明豈食言乎。（曾束に在り）

地學雜誌云、田上山の大谷と字する山中に、電氣石綠柱石煙水晶黃玉石等の寶石を產出す、凡田上山及び金青山（或は金勝山に作る田上山の東に遁接す）の花崗岩は、概して其成分善く發達したれども、建築材としては劣れり、此花崗岩の晶洞に、雲母長石水晶黃玉等の大小完全の晶体相逕積して產し、或も其空洞中に懸れるもの遊離して土砂と共に溪谷に流入し居るを以て採取せらるる也。○田上の羽栗村のはげ石（方言還石）は猛火に燒きて鎔けず堅く、器具を製し又水管を作て鉛管に代るに宜し、或は火爐坩堝に作るに適す、又磁器を製するに宜し、其粉末とすものは最も滑にして石鹼の如し、故に玻璃を研磨し衣服の垢濁を洗淨す可し、又機關の軸に塗て能く滑導を致すと、貿易備考）

大戸川

或は田上川と曰ふ、下田上村黒津に於て勢多川に會す、又信樂川と云ふ、源は甲賀郡信樂谷の南多羅尾の御齋峠に發し、北流五里、長野黃瀨を過ぎ西折し、一里にして大戸の大瀑布と爲り、小神山（田上山の別稱）の下を經て、黒津に至る、總長九里、氷魚の名產あり、大戸山は田上村大字大鳥居に屬す。

小神牧

今廢して上田上村の大字と爲り、單に牧と曰ふ、山槐記には岡見牧に作る、其嶺を小神山と稱し、老上川は其北に發して野路の玉川と爲る、小神山は東一里にして鷄冠山、又一里にして金青山あり皆相並ぶ。○日本後紀、延曆十八年、近江國小神舊牧賜諸（嵯峨天皇）

黒津

今下田上村に屬す、勢多橋の南一里、大戸川此にして勢多川に會ふ、古より氷魚の網代なり、供御瀨は黒津より石山村南鄕に跨ゆる渡涉あり、揭裟して絕ゆるへし、水石の奇勝と湖山の要害を以て、古より其名著る。輿地志略云、黒津は古歌に

たなかみや黒津の庄の瘦子男あしろもるとて色の黒さよ

といへり、水畔に大日堂あり崖上に建てり、之を水尾

山と稱す、又古歌に黑津のつかなみと云物あり、是は下賤の數物の名なるへし、

　つかなみの上に夜な〳〵旅寢して黑津の里になれにけるかな（散木奇歌集）　俊頼

供御瀬（クゴノセ）　黑津の勢多川の徒渉を云ふ、黑津は古史に谷上濱と曰へる氷魚の供所なり、氷魚は延喜式「宮內省、近江國例貢氷魚、正親寮近江國氷魚網代、始九月迄十二月貢之」とありて、山城國宇治と二所の供所とす。供御瀬に昔八箇の岩嶼ありて之を室八島（ムロノヤシマ）と呼べり、元祿中川村瑞賢淀川の水利を治し、此岩を除去したりと云ふ、石山の心見瀬（ココロミノセ）と云ふも即此なり、平家物語に「木曾方今井四郎兼平勢多を支へければ、稻毛入道の計として田上の供御瀬を渡し粟津へ向ふ」由を載たり。輿地志略云、供御瀬の八島（ヤシマ）は、元祿年中台命あり川村平太夫琵琶湖の瀬を穿ちほるとて、其六島をきり崩したり、今は僅に黑津の道萬島南郷島のみ八島のかたてのこれり、名寄に俊頼「田上より船にのりて、八島といふ處にて、霧のいふせかりければよめる、

　河霧の烟と見えて立なへに波わきかへる室の八島に、（室八島とは古書竈を云へり、地名の義理は詳ならず）

(室八島)

凡此瀬は黑津嶽堂より半町斗り北の方にて、勢多川幅百四十一間あり、古繪圖には川の廣さ二町とあり、元祿御改の新繪圖には二町十二間とあり、幅上下へ十間許りの間渡瀬なり、少く深き處に入れば二十間斗の間は有立なり、其外上下ともに皆人の身立たず、龜の甲なりに高き瀬なり、此瀬にて網代を設け魚を捕へて朝廷に貢す、故に貢御瀬と名つけしと云、盛衰記にも貢御の字に作れり、太平紀東鑑には承久の役此瀬を上り京攻めの事を記す、天正元年、足利將軍義昭信長を討たんと勢多橋を引きたる時も、柴田勝家田上へ廻り供御瀬へ渡りたり、今も每歲公儀よりの御目付必此瀬を改めたまふとなり。

關津（セキツ）　今下田上村に屬す、黑津の南二十町、文德實錄、天安元年近江國に新置せられしてふ大石關の跡なり、此關は勢多川に沿ひて宇治へ出づる路を扼せる者なり。餅居宮（モチヰ）　下田上村大字里に在り、田上鄕大石鄕の古鎭守なり、散木集に曰く

　田上に侍ける頃、上の里と云ける所に、湯わかして人のむかひければ、まかりけるに、鳥居の有ける前に、道しるべの者おろしければ、いかなる神のおはしますぞと尋ければ、もちゐの宮と申神のおはしますと云を聞て、俊重か戯れてよめる、

　あれこそはもちゐの宮と聞からにつく〳〵と思ふ事なこそ祈れ。

大石（オホイシ）　今大石村と曰ふ、關津の南なり、大石は中世は庄名に呼び、大石氏の宅址、大字中村に在り、東村淨土寺は其墓所とぞ、家祖は田原藤太秀鄕に出づ、大石黨と稱し鹿飛（シシトビ）山に寨を搆へ、之を關津と曰へり、其黨に櫻谷小山淀等の支流あり、天文年中大石黨離散したり淺野家に仕へし大石內藏助良雄と云ふは此黨の裔孫なり、小山系圖云「大膳大夫廣朝（改名滿秦）二男大石彈正良鄕」など或書に見ゆ。（名所圖會下野國誌）土俗大石をオイセと呼び、又男石に作る。

田原（タハラ）　大石の南に龍門小田原の二大字あり、龍門は山槐記元曆注進の近江名所に栗太郡龍門と載せたり、小田原は山城田原鄕（今綴喜郡鄕之口村）に接續す、古は彼此通じて田原鄕と唱ふ、東鑑「承久三年六月八日、官軍可向宇治勢多田原」云々、○氏族志云、藤原秀鄕、置別業於近江田原莊、因號田原藤太、子孫因居近江、（神明鏡）按太平記蒲生軍記載其說之所由、以俵錢米藏、其事怪誕不經、好事者爲之也、故今不取。

櫻谷（サクラダニ）　古名佐久奈度と曰へり、大石村大字東（ヒガシ）に在り、後世此名は心見谷と混同し勢多川の谷の舊名と爲る、蓋佐久奈度は今の鹿飛の瀬に基因す、輿地志略云、佐久那谷は京城大七瀬の一にして公事根源に見ゆ、

　にほてるや櫻谷より落來る波のはなさ、宇治のあじろ木、（夫木集）

　田上にて、八月許に何となく歩み出て、さくら谷の方へまかりけるに、道の遠かりければよめる、

　春ならぬさくら谷をは見にゆかし秋ともあきぬ道の遠さに、（散木集）

佐久奈度神社（サクナド）　今櫻谷神と稱し、每年六月茅輪祓の祭を行ふ、（神祇志料）此神は文德實錄「近江國佐久奈度神明神に列せしめられ」三代實錄、貞觀年中授位の事あり、延喜式、栗太郡に列し名神大と注せらる。

鹿飛（シシトビ）　詞人の謂ふ所の鹿跳渕なり、勢多橋の南二里、櫻谷に在り、供御瀬と共に勢多川の一灘なり。輿地志略云、鹿飛幅六間四尺あり、切通の長七間許、山と山との間兩方まで幅二十八間、大水の時は十間許、河の向よりこなたへ鹿も飛越えん、故に此名あるなり、公儀百日御目付必檢見あり、此瀬は古名を石頁（イシラ）瀬とも云ふ、散木集顯昭秘注に見ゆ

　氷魚も世をすみかたしとやおもふらん石頁か瀬にも網代打つなり（和名抄、鮎、俗云氷魚、白小魚也、長一二寸者）

(石頁瀬)

　鹿跳淵、是湖水瀉出爲深之處、以鹿跳可渡名焉、已丑五月往觀、紀以詩、

太湖三萬頃、其水西南傾、五州相爲鄰、雖有勢建瓴、護之以山壑、匪岸互柱撐、輸瀉漸狹窄、譬如湘出甖、有餘乃溢出、湖面無縮贏、脈々過苑道、混々赴茅涬、

長橋虹霓跨、大編羽毛輕、雖信尋其口、越如一潢横、係此造物巧、萬古安所成、近聞有獻策、決開利舟行、湖船可通海、運送捷路成、咄哉智錙智、敢欲鬪巨靈、

岩橋　輿地志略云、此地名今詳ならず、繪圖を考ふるに小田原の南に岩本村といふ地あり、昔此の處にや、承久記にいはく「武藏（泰時）供御瀬を下て宇治橋へ向はれけるが、其夜は岩橋に陣を取る」と。

曾束　今大石村に屬す、昔曾束庄と稱し山城國に屬したるにや、今綴喜郡宇治田原村と相通じ曾束山とも曰ふ。○輿地志略云、田上の曾東は、帥大納言源經信の別業にして、之を俊頼俊重三世相承して卜居す、故に此名を帥家といへり、今曾東の字に作れりとぞ、

田上にてよみ侍りける　源經信

旅寐する蘆のまろ屋のさむければ爪木こりつむ秋急くなり、（新古今）

故帥殿田上におはしましたりしに、具しまうされたる人々、歌よませけるに、月照網代を、

あしろには月の光もあるものをなに壯夫のかかりたくらむ、（散木奇歌）　源俊頼

田上に侍りける比、山のかひに人の數多物ひく音のしけるを問はすれば、山より船造りて下すなりと云を聞てよめる、

山彦はこのもかのもに答へつゝ音たかきこそ船くたすなり、

田上にて、川のほとりにたちかけたる柳の木に、そは麥と云ものかけたるが、月夜にくらく見えければよめる、

河柳さしもおほえぬ葉かなそははさみつゝ月にたてれは、

田上にてはした山を見てよめる

おく霜や染めはつすらむもみち葉のむらこにみゆるはした山かな、

ささふのたけにのぼりて

もも傳ふいそのささふ時雨してそつ彦眞弓もみちしにけり、

いかはかり涙しくるゝ色なれはなけきおほしの山を染むらむ、

田上に侍りける程、俊重も侍けるが登りてのち、都よりおくりて侍る、

紅葉せし小山の里の戀しさにしくれてのみもあけくらすかな、

自尾瀬至曾木途中　旭莊

絵谿繞畢又崔嵬、北向南旋幾百回、修葛縛柴孤筏截、垂藤挂若小橋開、澄潭木影龍蛇鬪、空谷跫音雉兎來、稍轉巖肩紅葉盡、夕陽一綫照青苔、

水際巖繆成洞者三、曰蛇穴曰相穴曰虛穴、虛穴尤深、見村女數輩手燭而入、

巖根有洞其口狹、廣可匍行高可立、三洞相隣東者深、水氣淪巖涵餘濕、此洞平日在水心、千鬼百怪所群集、逆波衝泝巧穿舟、名曰水府無人渉、一朝水落呀然呈、洞背唯見枯藻貼、元鼉蛟龍安在哉、紛々餓莩是魚妾、村女又知窺異泓、毎人手燭高歌入、

淡海地志云、勢田川に沿て供御瀬、黒津關津を過ぎて大石村に至る、怪岩奇石、布置はなはだ巧妙なり、已にして鹿飛に到るべし、曾東村と云ふ、其嶺に猿丸祠あり、又隔岸の地に猿丸の宅址あり、宅址は岩窟にして、青山に圍まれ碧水に臨み佳境なり、是より一嶺を越ゆれば石山寺に達す。

（瀬田）勢多鄉　和名抄、栗本郡勢多鄉。○今瀬田村老上村に當る、東南は田上谷と山嶺を以て相限り、西は湖水、北は木川鄉梨原鄉に至る、勢多の渡津は大字橋本に在り。

本鄉は中古國府の在所にて、延喜式、勢多驛馬三十匹と記せり、元亨釋書に近州湖西勢多縣とあれど、湖西にはあらず。○齊多濟は中古以來橋梁を架す、忍熊王敗死の處なり、日本書紀云、武内宿禰出精兵、而追忍熊王、及于狹々波栗林、忍熊王逃無所入、則喚五十狹宿禰、共沈瀬田濟、而死之、于時武内宿禰歌之曰、

あふみのみ齊多のわたりにかつくとりめにしみえねはいきどほろしも、

於是探其屍、而不得也、然後數日之、出於莵道河、武内宿禰歌之曰、

あふみのみ齊多のわたりにかつくとり多那伽瀰すきて于泥にとらへつ。

國府址　輿地志略云、勢多府址今の橋本の邊ならん歟、按に和名抄曰、國府在栗本郡云々、拾芥抄にもかくの如くしるされたり、延喜式の齋宮式に、頓宮は近江の國府とあり、花鳥餘情に、瀬田の頓宮は彼齋宮の御領の御櫛を儆して宮に入たまふ處なりとしるせり、是をもつて見るときは國府を勢多とするもの明なり。○延喜式、近江、大近國、管十二郡。和名抄、國府在栗本郡、行程上一日下半日。扶桑略記、天延四年六月、地震、近江國府廳井雜屋卅四字顚倒。志略又云、靑塵集曰、國府事都也と、源重之の「母の近江の國府に侍りけるに、むまこの東よりのぼりて、いそぐとて、此度はあはでのぼりぬることといひて侍りければ」と云こと、拾遺集第九に見えたり、按ずるに重之は冷泉院の坊の帶刀なり、然れは安和の頃重之の母此邊に棲止せしなるべし。

勢多川　琵琶湖の水、勢多の西に緊束し、一條の細流となりて南に潰走す、之を勢多川と曰ふ、田上谷を過ぎ、凡幾多の急湍と爲り、宇治に至り始めて平夷に就く、湖口より宇治まで六里餘、供御瀬鹿跳淵米浙瀬等の奇

勝あり、末は即宇治川淀川と曰ふ。○延喜式、六處京城界川御禊の一所は、近江國勢田川とす、瀨田橋鳥井川の邊を禊所址とす。

勢田橋（セタ） 今瀨田村大字橋本の西に架す、鐵道架梁は更に其北に在り、此橋は滋賀大津宮朝廷の時すでに其名見え、三代實錄「貞觀十三年、勢多橋火」の事を載せ、延喜式には「凡近江國、修理勢多橋用途帳、附朝集使、每年進上、備之勘會」と注せられ、嚴重なる官橋なり、枕草紙にも「橋はせたのはし」と記す。

みつきもの絕す備ふる東路の瀨田のなかはし音もとゝろに、（家集）　兼盛

瀨田の橋のもとにて歌よみける、前に魚とる舟ありければ、

波のよるいさり小舟の見えつるはいなれられれは見ゆるなりけり、（家集）　和泉式部

みやこ人まつほと過ておもふらんせたの橋舟今そこき行く、（家集）　赤染衛門

槇の板もこけむす計り成りにけり幾世へぬらん瀨田の長橋、（夫木）　大江匡房

天武紀、壬申亂の條下云、村國男依等討栗太軍、追之到瀨田、（六月二十二日）時大友皇子及群臣等、共營於橋西、其將智尊率精兵、以先鋒距之、仍切斷橋中、須容三丈、置一長板、設有搨板、度者乃引板將墮、是以不得進襲、於是有勇敢士、曰大分君稚臣、棄長矛以重擐甲、拔刀急蹈板度之、便斷著板綱、以被矢入陣、衆悉亂而散走之、智尊拔刀斬退者、而不能止、因以斬智尊於橋邊、則大友皇子左右大臣等、僅身免以逃之。○海道圖會云、拾芥抄曰、本朝大橋、勢多宇治山崎、歌に轟橋とも詠り、此橋帝城の要害にして、古來騷擾の時、引事度々なり、保元平治治承元曆の戰、承久元弘應仁の亂、皆此橋を伐て黑津供御瀨に軍すること數々あり。○輿地志略云、瀨田橋、俗說曰、後宇多院御宇、思性律師此橋を造り、其製造專ら西土の製に倣ふが故に唐橋と云ふと、又唐金の擬寶珠ある故に唐橋と云ふと皆信ずるに足らず、一說此橋古は今の在るところより南の方、阿痲の藥師堂の邊に架せり、竹をくみ板をならべ、筏にくみて綱にてからみ付たる故に搦橋といひしを、中略してから橋とは云なりと、此說是なるに似たり、玉野の浦の記に曰、景行天皇の御宇筏を組みて瀨田に船橋を掛ると、是等を以て見ればからみはしの說あたれり、亦今の所在の地よりは南たりと云の證據は、江家次第「伊勢公卿勅使進發條下曰、近江國祇承、到勢多驛國分寺前、勢多橋、不下馬」橋今の地にありては何ぞ國分寺の前を通行するに及ばんや、是を以て知るへし、古の東路は遙に南にして、平津村の西より船渡にて東の岸へ上り、勢多の中山を越て行しとなり、鵞峯文集曰 勢多小橋三十六間、大橋九十六間、自橋上望見石山寺、此所爲古戰場者數矣、壬申亂、天武大友戰于此、大友敗死、夫天智末崩、天武既辭儲位、則帝統非大友而誰哉、其天命不遂者、時運也、擧世以大友爲叛臣、痛哉」水戶義公大日本史を編輯なさしめ給ふに、大友を本紀に建て、近江の朝廷大友と爲す、亦同意なり

永き日や蝶とつれたつ瀨たのはし、　朱迪

ゆく年のせたなまはるや金飛脚、　蕪村

瀨田橋を俗に唐橋と呼ふ、唐橋とは韓國樣の架梁にて、三代實錄「元慶三年九月、鴨河辛橋火燒斷太半」と云事見ゆ、又三代格に「延喜二年、太政官符、應置守韓橋丁二人事、右件橋往還要路、人跡不絕」と載せたれば、京師の三條四條五條などの橋も韓國樣の架梁なりしと想はる、一說からみ橋の略なりと云ふは、殊に信遽すべからず。

（唐橋）

橋姫祠（ハシヒメ） 輿地誌略云、勢田の橋姫は橋の南に在り、一說に龍王女を祭るとも云ふ、宇治橋に橋姫を祭ること顯注密勘に見ゆ、其類ならむ、土俗田原藤太秀鄕の龍宮の談に附會するも、畢竟水府の靈祠なればなり、造橋毎に改修すること古來然りと爲す、海道圖會云、諺に曰、勢田の橋の下は龍宮城也と、近江國佐々木蒲生氏此橋を往來の度毎に、金の笄子（カウカヒ）を一枚つゝ龍神へ進物として投入られしと云傳ふ、

秀鄕祠（ヒデサト） 輿地志略云、橋姫祠と相接近して田原藤太秀鄕を祠る小宇あり、相傳ふ寬永年中此に創立す、初め此を去ること東南六七町計に、何の神を祭るにや小祠あり、寬永年中蒲生中務大輔忠知此地を過ぎ、土民に尋ぬるに橋邊に我先祖秀鄕の社あるへきことを以てす、土民卽ち彼無名の祠と定めて是なるべしと答へ、乃橋南橋姫の傍へ遷す、尋いて將軍家々綱公より修造ありて、雲住寺の僧之を護ることとなり、祠廟の緣起をも製作す、天和年中の事とす、其緣起に秀鄕は勢多川の邊田原（山城國）の人なり、又蒲生郡にも居る、故に田原と稱し、或は蒲生と曰ふ、河內守藤原村雄の子なれとも、母は下野掾鹿島の女にて、祖父豐澤も下野守にて、東國に其因み深かりしと

神社考低書云、世傳、初秀鄕徵行江勢多橋、橋上有大蛇、兩眸光耀、雙角尖銳、焰口鐵牙、甚可懼也、秀鄕心不動目不逃、直前跨蛇而行、蛇亦不駭、已而有一男、忽來詣秀鄕曰、我在勢多橋下、二千餘年、見人不鮮、未嘗有勇剛如公者、願爲我讎寇、恩不可忘也、秀鄕諾、與男俱歸勢多、自橋下凌湖水、行數里到一門、入而見、水精爲砂、珠石爲甃、朱樓紫閣、金欄銀檻、其壯麗不可言矣、請秀鄕坐上座、男整衣冠、指呼左右、具膳設宴、及夜闌、僉云寇可來、秀鄕挾弓矢而待之、雨風一陣、雷又激起、於是見比良峯有光來、其形二千

許、松明燃于二行也、秀郷以鏑百足馬蚿、及近前而射之、中而不洞、又射之而不貫、秀郷怪思唾鏃以射、中眉間貫喉下、其光俄滅、有山倒聲、果百足馬蚿也、彼男大歡曰、此所龍宮也、彼類陵我、我豈遭彼侮辱、今也公之惠也、以絹一卷鎧一領縛俵一銅鐘一授秀郷、曰公之家必有將軍、秀郷出、男又送、瞑目聞波濤聲、已而到橋側、秀郷旋都、絹隨裁隨長、俵從取米而從滿中、(和俗米苞曰俵)故號曰俵藤太、又送鐘三井寺、文保二年三井回祿、山徒取鐘、鐘不鳴、衆人多力、以巨杵撞之、其音如蒲牢之吼、山徒惡之、轉于無動寺岩下、破碎片散、緊拾而還三井、一日小蛇來擧尾敲之、經宿鐘如故無缺云

勢田(セタ)城址　淡海圖會云、勢田の舊族勢田氏は洪水防禦の術を善くし、安貞年中勅を承け賀茂川の洪水を防ぐ、勢田判官と稱さる、天文永祿の紀八內紀に勢田の掃部助見えたり、其後家衰へして、信長公の時、甲賀武士山岡對馬守同美作守の一族、勢田の城に籠る、明智光秀謀叛の時、勢多橋を燒落して光秀に從はず、其後慶長五年、關此城に石田方の兵屯す。○輿地志畧云、山岡氏の城址は近世寺境となり、臨江庵と曰ふ、山岡美作守景隆兄弟明智亂の時、德川家康公の甲賀山中を過ぎ玉ふに當り、嚮導したる事家忠日記に詳かなり、景隆の墓寺中に存す。○按に、山岡景隆の弟景友道阿彌と稱す、石田の亂の時東軍に隨從し、勢田城は西軍立花氏之に屯したり、亂後景友は栗太郡の邑一萬石を給せらる、慶長九年景友卒し其の封を收めらる、景友の治邑は田上の大鳥居なりとも云ふ。

建部(タケベ)神社　今勢田村大字神領(ジンリヤウ)に在り、一說初め神崎郡建部郷に鎭りませりとも傳ひ、(京華要志)竹部大明神と云ふ。志料云、蓋建部君の祖、稻依別王を祭る、(以前日本書紀古事記)是は日本武尊近淡海の安國造の祖、意富多牟和氣が女、布多遲比賣に娶て生坐る御子也、(古事記)之を近江一宮とす、(寺德集一宮記)貞觀二年、官社に列り、十年從四位上に敍され、(三代實錄)延喜元年、正四位下より從三位に進め給ひ、(扶桑略記裏書)其後名神大社に列り、(延喜式)應和二年正三位を授く、(日本紀畧)凡每年四月二午を以て祭を行ふ、(滋賀縣社進狀)其神主三人を置く、一老二老三老と云、蓋建部氏なり、(一宮巡詣記)○平治物語、佐殿東走の條に「勢田には橋もなくて、舟にて向ひの地へ渡り、社の見えけるを如何なる神ぞと問ひ玉へば、建部明神と申す、佐殿さらば今夜は此御前に通夜して、行路の祈を申さんとて留まり玉ふ」とある是社なり、今官幣中社に列す。

大江(オホエ)　輿地志畧云、神領の北を大江と云ふ、(今瀨田村大字)又津江村と云ふ地も今は大江村の中に在る字なり、古書に津倉と號せしも此津江のことなるべし、大津宮御宇より世々の調物皆玉出玉野の御倉に納て、膳所へ送り都に獻じたりと、今倉地の字に久保宮と云處あり是なり、御靈祠あり其供僧坊を常照寺と云ふ、大江の北を大萱村と云ふ、丹後侍從の塚と云ふ古墳あり、又東光寺の寺邊に、古瓦古錢等、大伽藍の遺物とおぼしきものを土中より得るとぞ。

玉野(タマノ)　大江より野路老上川の邊までを玉野と字す、中世の歌名所なり、玉川の名も之に因る。(輿地志畧)

あられふる玉野の原に御狩して天のひつきの贄たてまつる、(夫木集)

(狼川)

野路(ノヂ)　今矢橋村と合同して老上(オイカミ)村と曰ふ、瀨田村の東北一里、老上川は一に狼(オホカミ)川に作る、野路の南を流る、(田上山を發源し西北流、矢橋にて湖水に注ぐ、長二里)野路は玉野路の義なるべし。

打わたる瀨田の長橋ほどもなく一むら見ゆる野路の松原、(夫木)

(篠原)

月の入るなからの山を目にかけて今宵はすきん野路の篠原、(拾玉集)

近江路や野路の旅人いそかなん野洲か原とて遠からぬかは、(山家集)

うちしくれふるさとおもふ袖ぬれて行くさきとほき野路のしの原、(十六夜日記)

參考本盛衰記云、元曆二年六月廿日、內大臣(宗盛)近江國篠原宿に着ぬ、廿二日に勢多にて、大臣殿も右衞門督(淸宗)も各別の處に置奉、首はねらる。東鑑云、六月廿一日、廷尉(義經)著近江國篠原宿、令橘馬允公長誅前內府、次至野路、以堀彌太郎梟前右金吾、此間大原本性上人、爲父子知識、被來臨于其所々、兩客共歸上人敎化、忽翻怨念、住欣求淨土之志。(野路は往時東國通路の衝に當り、諸書に散見す、而て別に野洲郡篠原驛あり、往々混同の看あるを免れず、頗る注意を要す、野路篠原と云ふは大略此を指す)東鑑、建久元年、上洛、著御野路、又承久三年相州(時房)武州(泰時)等休息野路邊、幸島四郎行時、自杜山(モリヤマ)馳付野路驛、加武州之陣、于時酒宴砌也、武州感悅之餘、閣盃先請坐上、次與彼盃於行時、令太郎時氏引乘馬、剩至于所具之郞從及小舍童、召寄階與餉等、芳情之儀、觀者彌成興。云云

明日もこん野路の玉川萩こえて色なる波に月やどりけり、(千載集)　俊頼

(玉川)

諺に六玉川の名目あり、其一を野路玉川と爲す即此也、御供之數云「玉川或は老上川ともいへり、此川上に大神山といふ高山ありて、此山の麓神領村に建部神社といふあり、即野路の玉川も此流なり」此玉川は玉野といへるより、水名に移りたるならん、山槐記、元曆注進の近江名所に玉井(栗太)玉川里玉野鄕なと見ゆ、皆

此なるべし、海道圖會に野路村の西端道傍に埋れし小池あり、之を玉川の古跡と云ふとあるは、玉井の事にあらずや

矢橋（ヤバセ）（八馳）

又八馳に作る、今野路村に合同し老上村と曰ふ、勢多村の北一里、湖水に臨み大津の石場まで渡航一里、陸路勢田橋を迂回すれば二里、近江八景の一所にして世俗にきゝわたる地名なり、萬葉集に八橋に作り矢作（ヤハギ）に因めるが如くに詠ず、名義詳ならず。

淡海のや八橋のしぬを矢はかすてまことあり得むやこひしきものを、（萬葉集）

にほてるややばせの渡りする舟をいくそたびしつ勢田の橋守、（堀川後百首）　兼昌

舟とむるこほりもらしあつさ弓おして矢はせのけさの渡りは、（拾玉集）　慈鎮

名所圖會云、世に傳ふる月夜舟物語と云者は、八橋の事なり、其大意「昔湖に舟なくして、淡海なかりしに、志賀の邊りに月と云ふ遊女有けるが、夢のうちなる枕をかはして睦びける男、ある夜涙をながして云ふやう、今は何をかつゝまん、我は山田に年經たる楠の大木なるが、其木を切て舟に造り湖水の通ひにせんと、所の守より既にあす切べしと定まりぬ、然れども其舟千萬人よりてもいかでうごくべき、御身向ふに立て扇にてさしまねかば、忽ち舟ははしるべし云々、此物語は三井寺の謠に「山田矢橋の渡し舟の、夜はかよふ人なくとも、月のさそはゞ自ら船もながれ出らん」と云詞に附ての戯作とは見えぬ。

轆崎（ムナサキ）明神は矢橋村の鎭守にて、八幡宮とも白蛇祠とも云ふ、往時建久元年、右大將頼朝上洛の時、此浦を過ぎ馬上より彼社は何と問はせ、鞭を以て指したまへば、即轆崎と申すなど傳ふれど、信據し難し、神社啓蒙にも其説あり。今按に轆崎とは猶神崎と云ふごとし此に神祠あるに因り轆崎の名起る、和名抄に神字を本知と訓めり。

石津寺（セキシン）　矢橋に在り、天台宗を奉ず、輿地志略云、石津寺縁起によれば「傳教大師、作藥師之像二體、一體者安置于根本中堂、今一體者乃當寺之本尊也、利傳教誓令天狗、投三之石於虚空、其留所在鎭座也、然後此石留于矢橋浦云々、將軍源義詮有瑞夢之告、再建堂宇、然後乃戰國、堂宇頽廢焉」この本尊藥師は今武藏國東叡山中堂の本尊是なり、台命ありて彼へ移さる、當寺には金子を賜はり新佛を安置す。

木川郷（キノカハ）

和名抄、栗本郡木川郷、訓木乃加波。○今山田村笠縫村なるべし、山田村大字木川存す、梨原郷草津驛の西にして、湖岸にのぞめり。木川の南に今大字御倉（ミクラ）あり、輿地志略に、此は大津宮の御宇の頃、玉出の御倉と稱したる朝廷の納所なりし由を說けり、木川は草津川の別稱にて、本木名に困れる歟。

山田（ヤマダ）

今山田村と曰ふ、草津驛の西一里、古は矢橋と相並び大津への渡航ありし所なり、近世は往來も減じたれど猶大邑なりき。

笠（カサ）（笠原）

今笠縫（カサヌヒ）村と改む、山田村の北に接す、淡海温故録に笠村は和歌に笠縫とよめる地なるべしと推斷し置けり。

旅人のみのうちはらひ夕くれの雨にやどかる笠縫の里、（十六夜日記）　阿佛

笠の里と云ふを歌詞中には延べて笠縫と作したる歟、本名にはあらざるべし。又近江の笠原郷は悠紀方の歌名所にて、歌集に散見す、文政元年大嘗會の六帖屏風にも見ゆ、野洲郡なりと云ふ說あれど笠村にあらずや。

笠原郷、時雨數降、

君がめぐみさしてぞあふぐ笠原の里もらさずうるふしぐれを、（古事類苑）

支那（シナ）（志那）

志那又品に作る、今蘆浦と合同して常盤（トキハ）村と改む、笠縫村の北にして、湖上に臨み野洲郡堺に接す。支那は古村にして對岸は坂本村なれば渡航あり、太平記にも見ゆ　○按に續後撰集和歌に、

しなてるや鏡の水海こぐ舟のまほにも人にあひ見てしがな、

とあるは「支那出るや」より詠みつゝ、有浜なるべし、地名より出でゝ枕詞となれる者なり、枕詞此例多し、此地の舟の事、參考太平記云「建武二年、征討使近江の湖を隔て東西より下る、山田矢橋の渡し、志那今濱を浦つたひ、船に竿さす者もあり」云々、東國路の一便航たりと知るべし。又佐々木屋形の健時に、下總千葉の一族渡海して佐々木に依り、志那を賜り志那刑部少輔清胤と云へる人あり、又支那肥前三郎宗益と云ふも故里は此なるべし、此地蓮村なれば水田に多く蓮を植う、夏日觀るべし、里諺に「品のたんの堂による火をともす」と曰ふは陰火ならん、蓮堂と稱する葬所あり、本尊地藏菩薩にして婚儀王泰山府君などの古像を置く云々。（輿地志略温故録）

太平記云、建武三年正月、北畠中納言顯家卿、湖上の船共七百餘艘を點して、志那濱より一日が中にぞ渡られける、爰に宇都宮紀清兩黨、主の備後に依りて、五百餘騎にて打ち連れたりけるが、宇都宮は將軍方に在りと聞えければ、面々に暇を請ひ、色代（シキタイ）して志那濱より引き分れ、芋洗を廻りて京都へこそ上りけり。○輿地志略云、志那渡は東照公大坂陣の時渡航あり、爾來官船を備置かれしが、元祿頃に至り朽損と爲り焚捨らる、守山驛より此まで一里半は作道（ツクリミチ）と稱し、東照公道路の後は將軍家上洛の道筋と唱へたり

於伊津島しま守る神や居ますらんなみもさはらぬ童部の浦、（名寄）　紫式部

(於伊津島)　於伊津(オイツ)島葦部浦は支那の湖上に在り、(輿地志略)按に此歌の端書に「みつうみに、おいつしまと云洲崎にむかひて、わらはへの浦といふ入海のおかしきを、くちすさむに」とあり、老幼を比興したる也、一本居ますらんないさむらんに作る。

葦浦(アシノウラ)　又芦浦に作り又安食(アシ)村と云へる事もありし如し、今支那村と合同し常盤村と改む。日本書紀「安閑天皇、置近江國葦浦屯倉云々」當昨葦浦と曰へるは今野洲郡小津(ヲツ)村をも包含したるにや、大字三宅の號は小津村に存す。○安食(アシ)の名は太平記に見ゆ、南山巡狩録云、建武三年足利高經は北國を塞ぎ、又小笠原貞宗は野路篠原に陣取り、湖上の船をさしとめければ、山門に在る所の官軍朝暮の餉に及ばんとす、かくては叶ふまじ先近江の敵を追拂ひ、美濃尾張の道を開く可しとて、三塔の衆徒五千餘人志那の濱より打上り、小笠原と安食の馬場にて戰けるに、宗徒の山徒理教坊の阿闍梨を始として、三十餘人(流布本に三千に作る[illegible]今[illegible]本太平記による)まで討れければ、山徒終に叶はずして湖上を漕もどる、かゝりける處に江州は累代佐々木氏の所領なるに、今足利尊氏より小笠原貞宗に與へらるゝ事、佐々木道譽が面目を失ふ所なりとて、貞宗が許に行むかひ、尊氏より守護を命ぜられたりと披露し、官軍を追拂ふ云々。(安食)

(伊岐洲)　**印岐志呂神社**(イキシロ)　延喜式、栗太郡に列す、今葦浦に在り、由伎志呂宮と曰ふ、(神祇志料)太平記伊岐(イキ)洲に作り、梅松論伊伎代(イキシロ)に作る。輿地志略云、伊岐代明神は本地堂(虚空藏)あり、由伎代とも云、梅松論云、京方は山法師阿闍梨宿覺、山徒千餘人を相語ふて國人案内者たるによりて、江州伊伎代の宮に引籠、是は坂東勢を當國にさゝへて、奥勢を以て後詰をさせんとの謀なる間、武藏守師直を大將となし大勢を率ゐ、建武二年十二月臘日、彼城に押寄て一夜の中に攻落て、此處野路の宿より西、湖端なれば討洩されたる者どもは舟に乘て落行けるとも聞えしと云々。

觀音寺(クワンノンジ)　淡海温故録云、芦浦觀音寺は聖德太子開基、又作佛と云ふ、榮生(ナナマ)氏之を建つ、難波の天王寺の鑰を此家に預られ、御戸の開閉は榮生氏を役人に仰付られ、代々相續して近代まで此家ありしが、近き比斷絕したる由なり。○輿地志略云、此寺々領五百六十六石を有す、其緣由、慶長五年關原合戰終て、神君江州に於て、大津の十四屋某と觀音寺の住持とに、江州の御代官を命じたまひ、且又湖水の船の總司をも兼させたまふ、故に山王祭禮の時も、山の法師は觀音寺と云ふのぼりを立て、湖水に舟を出す、威光莫比なりしとなり。○按に此觀音寺舊記は慶長中大津の船司職を賜り、貞享二年此寺其職を解かれたるより給祿を附せらる。門前に安國寺あり、足利氏每州建立の一字と云ふ。天平十八年勘錄法隆寺資財帳に「庄一處、在栗太郡物部鄕」とあり、觀音寺は此法隆寺の寺莊に當るごとし、聖德太子開基の說も其據ある歟

物部鄕(モノベ)　和名抄、栗本郡物部鄕、訓毛乃倍　○今物部村大寶村なとならん、野洲郡守山驛の南に接し、草津驛の北なり、三代實錄「元慶六年十月、近江國物部布津神」とあるは今物部村の勝部明神に當るごとし、淡海温故錄に勝部明神は本地佛勝軍地藏なりと申し、舊跡大社にして境內廣し、相並びて城跡あり、勝部右近在位の居れる所と傳ふ、又勝部始觀堂は本尊閻羅大王小野篁の造像と傳ふ云々。(勝部)

(大寶)　大寶(ダイハウ)天王社は綣(ヘソ)村にあり、地方十餘村の氏神なりければ、今合同して大寶村と改む、土人大寶年中の鎮座と云ふも由來詳ならず、蓋野洲郡兵主神を祭る也、(綣)綣村或は綜村に作る、守山驛と草津驛の中間に在り、此社の西に大字靈仙寺あり。

草津(クサツ)　栗太郡の中央にして、名驛とす、今郡衙あり、敦賀美濃路(今幹線鐵道及北陸線)と伊勢路(今關西鐵道線)の交會にして、往時は東山道(美濃より信濃を經て東國に通す)と東海道(伊勢路を取る)の交會と爲せり。○輿地志略云、草津は驛次にして旅舍はなはだ多く、富祐の者なきにあらず、驛馬乘下の荷物貫目の制法あり、江戸より上るには品川驛にて改め、江戸に下る者は此驛に於て改むるを法とす、永正六年十月、足利家より六角を攻めんとて追手の大將大內義興都合その勢三萬五千餘騎、高橋三河守を先陣として相良遠江守杉十郎を相添草津に陣を取り、六角より青地市右衞門茂高守山まで進來く、其夜の曉に敵陣不意を見て火矢を射かけ、草津を燒く、高橋伊勢の方へ相退き矢橋をさして敗北すと云り。○按に草津とは種々の物貨の聚散せる津頭の義なるべし、此地は水津なきも陸路の走集なれば亦相通す、古來篠原驛と云ふ地即此なれど、當時は今の志津(シヅ)村大字追分を東北二道の交會と爲したるもののごとし。

今宵かはる草津の里の旅枕むすびもなれぬつゆそいぶせき(爲村卿紀行)　爲村

草津より湊にいでてたるかたなれや早日にかゝる志賀の浦舟(夫木集)　爲尹

草津川は古名木川ならん、金勝(コンゼ)山より出て驛の北を過ぎ木川鄕山田村にして湖に入る長四里、常に水涸れ砂礫を遺すのみ、故に砂川とも曰ふ。○名所圖會云、立木(キ)明神は草津村の鎮守にて、春日明神東國より遷座のときの影向の跡とぞ、又名物乳母餅と云ふを驛中にて賣る、土人の言、江州佐々木屋形、六角左京大夫義賢と云ふは、永祿十二年、織田信長の爲に亡されぬ、其子孫尚のこりて寛永の頃まで鄕代官の如きものにてあ

りしが、事によりて誅滅せらる、其時幼兒三歳なる者あり、乳母養育のたよりなければ、餅を製して往還の道に持出、大名高家の乘物などにすがり、憐きたる子はよしある子なり、其養くさにとて打なげきければ、自ら其信實を感じてこれを買ふ人多く、後遂に小店を開きければ、是を求る事往來の例となり、乳母が餅とぞもてはやしける。○草津驛の西なる新田村に一碑あり、正書十四字、(日本圖經)

養老元年十月十日□□

□□明疏

常善寺 東海道圖會云、草津常善寺は成菩提院と號す、淨土宗、相傳ふ良辨僧正開基、その後眞言宗となり與正菩薩大戒を貴賤に授け、是より布薩の事世に廣まりしが、訛て草津と呼ふ、延德中足利義尙公當國鉤村の館を移して本寺再興あり、什寶に田村將軍の寄附の大般若經あり、本尊の御厨子の扉に四天王の像を圖す、寛平中巨勢金岡の筆なり、又厨子の後の板面に彌陀來迎の相を畫く、莊嚴微妙也、當寺書院名高く、庭は細川三齋の好と云。○按に關原一戰後、德川家康敵を破り上京、九月十九日此驛に次り、當寺を館とし二泊、會石田三成擒せられて至り、海內の氣運愈定まる、家康因りて當寺に五十石の田を與ふ、尋いて二十三日秀忠此を經て又一泊す、是より當寺は將軍家の由緒地となる、寺中に石田の繫松とて三成擒捕の昔を傳ふる古跡存す。

梨原鄉 和名抄、栗本郡梨原鄉、訓奈之波良。○今草津村、志津村等に當るへし、淸女の枕草子に「驛はなしはら」と載たれば、古より其名驛たること想ふへし。

雪ふかし人めもさらになし原のむまやむまやとたれなまつらん、(正治二年二度百首) 家長

(岡田) 今草津驛の東南數町に大字追分あり、志津村に屬す、即古の驛家址なるへし、延喜式には岡田と曰ふ郎勢多三十疋岡田甲賀各二十疋とありて、岡田は今追分の傍に大字岡本の名を遺す。

あづま路に春やきぬらん近江なる岡田か原に若菜つむなり、(續拾遺集) 惠慶

見渡せは尾花かたよりささなみや岡田かはら秋風そ吹く、(夫木集) 行家

志津 中世の莊號なり、又青地莊とも呼びで、草津以東の諸村に被らせたり、今志津村と云は追分部田山寺等を合同したる也。

(青地) 戰國の頃青地氏と云ふは馬淵氏の庶流にて、五郎冠者廣定の裔なり、栗太郡の一陣四色一揆の中にて、黃旗を家號とし、代々戰功のほまれあり、青地駿河守茂綱は蒲生氏鄉の伯父に當る、志津社とて今野路村にあるは、古の志津庄の南界なる庄塚なるへしと。

小槻 延喜式に小槻大社小社の二座ありて、今志津村大字部田に小槻小社あり、池宮と稱ふ、大社は治田村大字下戸山に在り。○古事記傳云、玉垣宮(垂仁)段、御子落月王者小月之山君之祖也、按ふに此月の字諸本目とあれとも誤りなれは今改めつ、小月は大和高市郡にも小槻村あれと其には非す、式、近江國栗太郡小槻大社小槻神社あり此地なり、其氏人續記十二「小槻山君廣虫」續後紀十九「近江國栗太郡人、小槻山君家島、賜姓與統公」三代實錄廿四「近江國栗太郡人、小槻山公今雄同有緖等、改本居貫左京四條三坊。廿七、小槻山公今雄同有緖同眞眞等、並賜姓阿保朝臣、息速別命之後也」姓氏錄云「小槻臣、垂仁天皇之子、於知別命之後也」○今按に小槻は古事記に小月に作り、三代實錄小杖に作る、皆よみてをつきと云ふへし。

(落月) 小槻大社 神祇志料云、今小杖大明神と云ふ、(本社棟札文神社羅錄近江輿地志略、盖小槻山公の祖息速別命を祭る、(參取新撰姓氏錄三代實錄)貞觀五年小杖神に從五位下を授け、(國大曆參據)元慶六年從五位上を加へ、延喜十一年從四以下に進めらる、(三代實錄日本紀略)康永三年に至り近江栗太郡小杖社神主源重頼奏しけらく、當社は國中無雙の鎮守、郡內五所の第一也、凡其位記を授くるの例貞觀以來延喜に至るまで皆國史に詳なり、唯天慶三年より以來天下諸神一階を增奉るの詔數度あるを以て、建治元年既に從一位相當の神に坐り、且年中神事甚多か上に、殊に朝廷の爲に天下の平穩ならむ事を祈奉る時は、願くは、正一位小杖神の額を鳥居に懸て社頭を莊嚴ひ、神明の威光を增奉らむと請奏しき、(國太曆)云々 ○今治田村大字下戸山に在り、草津の東一里。

(小杖)

盧井 延喜式、栗太郡盧井神社あり、(刊本盧井に作る)今下戸山に五百井明神と云ふ、蓋是なり、(輿地志略)盧井造の祖神を祭る、日本書紀、壬申亂の條云「近江將犬養連五十君、遣別將盧井造鯨、率二百精兵、衝將軍吹負營」と、是れ大倭の古京なる戰なり、又

近江なるいほの井川の水すみて千年の數の見えわたるかな、(夫木集

いほの井川は則草津川の上游を指す者のことし。

治田鄉 和名抄、栗本郡治田鄉、訓發多。○今治田村葉山村なるへし、日本書紀、齊明記注云「辛酉年、百濟佐平福信所獻唐俘一百六口、居于近江國墾田」とあるは此鄉に當る歟。今の治田村は目川鈎川邊の近村を合同したる新稱なり、草津驛の東方に接せり、輿地志略には、治田鄉は鳩村ならん、鳩森と云ふ叢祠あり、治田神なるへしと曰へり。

(目川) 長唄花の旅云、草津の里の姥が餅、つく〳〵杖のした

くぐる、日川の水のしのぶ戀、なんぼ石部のおまへでも、心たかばすその手管。

灰塚山（ヘヒツカヤマ） 治田村大字川邊に在る小丘なり、土俗大柞（オホクヌキ）を焚きたる殘灰の岡を成せるものと曰ふ、輿地志略には灰塚とは火葬所なれば此名ありと辨す、温故錄は曰く「草津の灰塚山は、昔此地の大栗木の幹枝を切取りし時、其木屑を多く燒き、灰積て山となる、此大木のありし處故栗本郡と號す」と、此地より蒲生郡邊までスクモと云ふ物ありて、今も土中より掘出し、鄉氏常住の燒草にかへ用ふ、是昔の大木の葉土中に埋もれ朽しものなりと云ふ。〇按に今昔物語に栗太郡の大柞の事見ゆ、筑後三池郡の歷木（イヘキ）と一般の話なるべし、此にスクモと云ふは即石木にして、今日稱する所の泥炭なり、天智紀「三年、栗太郡人、磐城村主殷之新婦、床席端一宿之間、稻生而穗、其日垂穎而熟、明日之夜、更生一穗、新婦出庭、兩箇鑰匙、自天落前、婦取而與殷、殷得始富」と此の磐城（イハキ）といふも蓋地名を負へる人にて、當時此地方には石木の名目の在りしを知るに足る、今に磐城村の名なし。〇今昔物語云、昔近江國栗太郡に大きなる柞の木生たりけり、其圍五百尋なり、然れば其木の高さ枝を差たる程おもひやるへし、其影朝には丹波國にさし、夕には伊勢國にさす、然る間に其國の志賀栗田甲賀三郡の百姓、此木蔭にかくして日當らさる故に田畑を作りつるとなし、これに因て其郡々の百姓等天皇に此由をたす、天皇掃守の宿禰等を遣して此樹を伐倒さしめ給ふ、それより後は百姓田畑を作るにゆたかなることを得たり、彼奏したる百姓の子孫今其の郡にあり、昔はかゝる大なる木ありけり、是希有のことなりとなん語り傳へたるとなり。

(磐城)

鈎（マガリ） 今治田村の大字なり、草津驛の東北一里、足利義尚佐々木六角盛形を征伐せんが爲めに、江州に進發し鈎里に屯營す、營中に義尚が左氏春秋を講じたりと云事は、世に賞美せらるゝ逸話なり、延德元年三月疾作り陣中に薨去す。〇温故錄云、鈎には足利家尊氏以來御殿あり、義尚公六角攻の時鈎に御陣を居られ、天下の大軍を集め、長享元年九月七日京都を御進發ありて、翌年三月廿六日迄對陣の處、甲賀廿一家の者の夜討に二ヶ所御疵を蒙らせ、終に御他界なり、此に由て諸國の軍兵敗北し、已が本國へ逃下る故、高頼大勝利とはなりぬ。〇輿地志略云、勾の陣城は今寺內と曰ふ、長享丁未年新將軍義尚佐々木高頼を討ち鈎里に陣す、中納言實隆卿を勅使として今上皇帝忝くも陣中へ御製下されける、

君すめは人の心の鈎なもさこそはすくに治めますらめ、

將軍家より御返事を獻せらる、

人心鈎の里ぞ名のみなれ直なる君か代につかへつゝ、

其殿室は今草津常善寺の本堂是なり。

安養寺（アンヤウ） 鈎の東字寺內（テラウチ）に在り、將軍義尚此寺に滯留の事は重編應仁記に見ゆ、曰く、此に近江國主佐々木六角四郎高頼、近國に在ながら我意に任せて逆意を振ひ、剰へ山門の領知を妨て、山徒の訴訟頻なれは、御進發あり、越前守護朝倉故氏景が家督、彈正左衞門孝景多勢を催し馳上て味方に加はり、頓て高頼を攻られければ、高頼も一戰に打負け已が居所觀音寺山の城を落て、山賊の望月山中和田と云ふ者を頼み、甲賀の山中に隱れぬ、然れとも此甲賀山は深嶺幽谷、人跡絶えてたやすく攻入難ければ、速々に御誅伐あるべしとて、長享元年十月四日新將軍家坂本より御船に召されて湖上をすき、安養寺へ御陣を替へられたり、此旨御父東山殿へ御使を以て御法進ありける序に「坂本の濱路をすきて波安く養ふ寺に住と答よ」同二十八日鈎の里へ御着陣、云々。

伊勢落（イセオチ） 今六地藏高野などの數村と合同して葉山（ハヤマ）村と改む、治田村の東にして北は野洲川に至り、東は甲賀郡界に至り、實に伊勢路にあたる。此地に相坂寺と名つけし伽藍の廢址ありとぞ、（輿地志略）伊勢落は伊勢大路の訛ならん。

海道圖會云、六地藏村に、古より和中散を製して旅人に販與する藥方家あり、是齋と號す、此家今寶藥三店あり、元和の頃に其家は梅樹の下におりければ、爲村瘤紀行云

さくらさへちりぬる後の春ふかみしいさ青葉の梅の木の里。

(高野)

高野（タカノ）神社、延喜式、栗太郡に列せり、今詳ならず、葉山村大字高野あり此地なるべし、此邊は往時高野庄と呼び、近江歌枕の一所なりとも曰ふ。（輿地志略）

我君の千世の敕ともさみたれのたかのの村のまきのしつくは（新勅撰集）

金勝山（コンゼサン） 栗太郡の東嶺にして或は金青（コンシヤウ）に作る、南は信樂田上の山谷に跨り、阿星（アボン）山とも曰ふ、東一半は今甲賀郡石部村に屬す、山中に御園荒張觀音等の數村あり、今合同して金勝村と曰ふ。按に金勝（コンゼ）は金青が出せる山か、續紀「文武天皇元年、令近江國獻金青」とありて、此山は西南田上山に連接し、鑛物寶石類の產あり、土人呼ひてコンゼとも、コンジヤウとも曰ふ。僧朗辨の一名、金鷲又金肅又金勝と云ふ、此山寺を開きし英傑なれば也。

(金青山)

金勝寺（コンゼ） 金勝山の頂に在り、觀音寺とも曰ふ、草津の東三里、別院阿彌陀寺東寺西寺は北麓に在りて石部村に屬す、金肅菩薩の開基と稱し、續紀に金勝山大菩提寺と記せる定額の官寺なり、後世敗頹して佛堂山門等は

つかに存するのみ。○輿地志略云、續紀曰「天長十年、在近江國栗太郡金勝山大菩提寺、預定額寺」と當寺は朗辨僧正の開基にて、僧正を金肅菩薩と號すとぞ、聖武天皇の敕願として、天平五年草創す、弘仁年中別に八宗院を建て、歴代天子の叡信武家の崇敬あげて數ふべからず、中世兵燹にかゝりて烏有となる、近頃慶長年中、東照神君荒張村の内寺領三十石、山林境内往古の如く寄附したまふ、登寺の山路左右に黄木松あり、土俗曰、往古奈良の都のとき鬼門を守る寺あり、今の平安城に北叡山あるが如しと、中世より[illegible]寺の別院たり、嘉仁長享兩度の文書を藏して、前廢院領近江國金勝庄と録す、本尊釋迦如來丈六の座像也、狛坂觀音と云は滿作部狛坂寺の遺物にて、狛坂寺退轉するを以て此山に移す

類聚三代格、太政官符、

應試度金勝寺年分者二人事

一人、奉爲[illegible]郡[illegible]名神坂田郡山津照名神、

一人、奉爲野洲郡三上兵主兩名神、

可試法華經一部八卷、最勝王經一部十卷、兼法相宗、

右得近江國解偁、甲賀野洲兩郡解偁、謹案[illegible]古記、昔有[illegible]人、[illegible]金勝寺[illegible]、朝廷[illegible]民請使、[illegible]、故傳燈大法師位願安居此山、修練[illegible]、[illegible]弘仁年中、[illegible]、於是唱導郡領、[illegible]、厚沐朝恩、聞[illegible]、指造精舍、安置佛像、別建八宗院、書寫一切經合凡一千一百部、朝講法華夕演最勝、號之[illegible]、更立一堂、殊定七僧、始從明日至于晩際、[illegible]法華、稱之三昧、於是承和聖帝、殊降綸旨、施入[illegible]分、即改金肅、賜額金勝、今作四禪寺、國家所尊崇、人民所歸仰、因茲彼寺既作、國中部内攘禍招福之境、亦已久矣、就中三箇郡尤是爲近隣、望請[illegible]度者、仍[illegible]狀、謹請官裁者、從三位守權大納言兼右近衛大將行民部卿菅原朝臣道眞宣、奉勅依請、

寛平九年六月廿三日

金勝山は石部驛より登れば一里半、東寺西寺等其山腹に在り、また、金肅菩薩は僧朗辨を指す、奈良東大寺の金鐘寺なり參考すべし。

長安寺址（チャウアンジ）　扶桑略記云、欽明天皇十三年壬申、依百濟請、勅令大將軍佐良彥、時高麗、伐其王西逃、佐良彥遂入其宮、盡得珍寶、其鐵屋置長安寺、長安寺者在近江國栗太郡、多他郎寺是也。○長安寺今聞く所なし、或は多他郎は久多良の誤にて、愛知郡百濟寺歟と疑はるゝも、明徵なし。

安良（ヤスラ）　山槐記、元暦元年近江名所の一に栗太郡安良郷と注したり、榮華物語、長和元年の大嘗會歌に、

もろ人の願ふ心の近江なる安良の里の安らけくして。

甲賀郡

甲賀郡（カフカ）　東は伊勢（鈴鹿郡三重郡）南は伊賀に至り、鈴鹿余連山藏部山の嶺脈を以て相限る、北は蒲生郡野洲郡と接し、西は栗太郡及山城相樂郡に接す。山谷廣遠なり。面積凡三十四方里、地勢分れて二區と爲る、一は信樂谷にして、一は横田川の山谷なり、横田川山谷は其東方に於て二谷に分れ、一は伊賀に通する山隘にして、一は伊勢に通ずる山隘なり　古より東海道は横田川に沿ひて其二山隘の便を取れり、即鈴鹿越と曰ひ藏部越と曰ひ共に古より著る、近年鐵道線は藏部越に通す。○今甲賀郡二十五村、人口七万五千

（深鹿）

郡衙を水口（ミナクチ）村に置く、水口は横田川、山谷に[illegible]、鈴鹿越の衝に當る

甲賀古書に深又甲可に作る、天武紀、壬申亂の條云「七月近江別將田邊小隅[illegible]鹿深山、[illegible]卷旗挽鼓、屯于倉歷」と、鹿深山は甲賀川の山谷にして、倉歷は鹿深の山隘たり、[illegible]に見ゆる[illegible]地に因りて號を得しならん、河內にも甲可郷あり、[illegible]誌りてコーガと呼ふ。○氏族志云、姓氏錄[illegible]、有甲可氏、一本作甲可、權記、一條帝時、有甲可千枝、[illegible]田上[illegible]紀代司、恐亦甲可之訛、崇德帝時、有近江甲可郡大領甲可臣乙麻呂、東寺文書、村上帝時、有近江國甲可公是茂、朝野群載、○甲賀郡は山城相樂郡に接す、聖武天皇紫香樂村に離宮を造り、甲賀宮と號せしめらる、

中世甲賀の郷士陣の術に熟し世に重んぜらる、其因詳ならず、蓋し當時佐々木屋形（六角氏）に隨從し、六角滅亡の後離散して諸大名に仕へし也、伊賀郷士と並稱せられて甲賀者と呼ぶ、後人特に其術を說く者あれど、偶は是中者家の後にて、大抵附會に出づ、六角家の軍書は江源武鑑と云ふ者是なり。○俗說辨云、甲賀家傳に據れば、信州望月明府の仕人諏訪左衞門尉重賴と云もの、醍醐帝に仕へ勇名あり、男子三人、長男重家次男貞賴三男兼家と曰ふ、兼家即甲賀家祖也、當時若狹高懸（カウカケ）山中に賊ありて旅客を劫す、故に追伐すへき旨奉勅して、三人共に發向す、就中兼家武勇絶倫なる故、進て強戰を遂げ、賊徒不殘誅伐す、舍兄重家貞賴彼武勇を猜み深谷に突落し、我が高名なりと奏して、過分の恩賞を賜はる、然るに兼家穴に陷り姑くして蘇り、兩人の領地を併せて武威益強大となる、承平年中相馬將門、謀反のとき東國に下向し軍功他に超しより近江國の內甲賀郡を賜て居住

し、甲賀近江と改む。(此説稍疑はし、山村の伴谷の條を参考すべし)○淡海温故録云、甲賀武士は累代本領を支配し、古風の武士の意地を立て、過奢を嫌ひ質朴を好み、大形小身故に地戰計に出づ、然れども一分一分の武勇は晴故に、古今の世迄相續し家を失はず、國魂の家々とは各別の風儀なり、世に伊賀甲賀の忍の衆と名高く云は、鈎陣に神妙の働あり、日本國中の大軍眼前に見及し故、其以來名高く譽を傳へたり、元來此忍の法は隱形の秘密遁穴の法を傳授の山なり、其より以來關御無して伊賀甲賀衆多し、甲賀の十二家の目あれど共家名詳ならず。

老上鄕

和名抄、甲賀郡老上鄕、訓於保加美。○今詳ならず、後に信樂谷及栗太郡田上谷の地を指せる歟、今老上川に神山(又小神山)は信樂谷の西北に存し、栗太郡に屬す。

信樂

今多羅尾長野朝宮小原雲井の五村に分る、栗太郡田上谷と相抱擁して山谷の間に在り。大戸川の上游にして、北は金勝山飯道山を以て相限り、東南二面は伊賀國及山城相樂郡と土岐峠三國嶽鷲峰山を以て界す、西面は田上谷及宇治田原鄕(山城國綴喜郡)と相接す、東西三里南北五里。

信樂谷は聖武帝離宮を起したまへる地にして、古書に紫香樂に作る、當時相樂郡恭仁京に御しませる事なれば、山徑を開きて此に入り、谷中の勝地を採り給へるに似たり、中世には牧場に充てられ、甲賀杣と曰ふ、後世鄕士多羅尾氏あり、德川幕府の時に至る迄、多羅尾氏世襲して士籍に列し、また代官職を賜り近郡の民政を視たり。

淺茅原のみれ立かくす春かすみはれすも物を思ふころかな、(六帖)　云々

しからきや茶山しに行く夫婦つれ、　正秀

産業事蹟云、類聚國史、弘仁六年畿內并近江丹波播磨等に茶を植ゑしめらる、其地は何處にや、江州には即信樂谷なりと、又或は云愛知郡政所なりと、兩地共に書の以て傳ふるものなく、由來甚だ漠然たれども山中往々古昔の茶園たりし跡あるを見て、其來る甚だ遼きを知るに足る、信樂政所の兩地は其風土能く茶に適するを以て、古昔より連綿傳へて亡びざりしが、慶長七年の檢地帳に政所は茶畑反別拾五町六反、信樂谷上下朝宮は茶畑反別二十五町五反とあり、又元和五年彥根藩に於て定めたる六ヶ畑の茶運上帳に、總計三千九百九十四斤此銀一貫百五十目とあり、元和偃武の後に至ては、上王侯より下庶人に至るまで、朝夕茶を飲まざるものなく、其需用大に增加せしを以て、當國產茶の額も年々增加し、遂に正德享保の頃に至り、需給權衡を失ひ、茶價却に下落し、之れが爲め往々廢業する者相踵ぎ、今日は僅に二三萬斤を製出するに過ぎずと云。(地學雜誌云、信樂燒は谷中に製造する陶器を總稱するものにして、其原料は同國に發達する第三紀層中至る所に產出すと雖、黃瀨朝宮西村產を最良とし、製造所は黃瀨牧勅使等にあり。

朝宮

此村は長野村の西二里、田上谷大石川の上游に在り、他の信樂諸村と稍水脈を異にす、大石村に至り二里餘、此村古より、焙茶の名あれど、近年は其業振はず。

桃華禪閤藤河日記云、奈良を立ち、美濃國に赴く、泉川をわたりてより、新關を世の亂れに事よせて、おふさまに立置きつ、旅行のさはり道さまたけ、心くるしき事のみありけり、伊賀の國あさ宮と云所に至りぬれば、日も暮れ其邊に小家あるをかりて、一夜をあかし侍りぬ、

行暮て雨はふり來ぬ朝宮をあさたつまての宿やからまし、

あくれば朝宮たちて、野尻とひかはくらほれなど、木こり草かりならでは通はぬ所々を過ぎて、道のゆくてに石山寺に詣で、、云々。(此に伊賀とあるは甲賀の誤り也)

多羅尾

信樂谷の南極に在り、村の上方三國嶽は即江州山城伊賀の國界に當る、西南野尻峠湯船峠を踰ゆれは瓶原笠置に出つべく、東南に土岐峠を陟れは上野に出つ。○天武紀に莿萩野と云地名あり、書紀通證は之を以て多羅尾村に擬すれど詳ならず、當に伊賀國に在るべし。○多羅尾、一書鱈尾に作る、是非を詳にせず、多羅尾氏は信樂の鄉士にて、天正十年六月、德川家康本能寺の變に會ひ、狹赤歸國の時、宇治田原鄉より此地に入りけるを保護したり、幕府の世に多羅尾氏部如行千五百石を給せられ、代官職を世襲したるも、彼の舊因に由てしなるべし。○按に信樂鄉は中古近衛家の領邑にして、多羅尾氏其所司たりしにや、名跡記には多羅尾氏の祖は近衛左大臣經平の子師俊にして、師俊の子光教、多羅尾四郎次郎と云ひ、信樂別當と號すと述べたり。

長野

多羅尾の北二里、信樂谷の中央なる大村なり、水口町の西[illegible]四里。○長野の西南なる西村小川村等は今合同して小原村と曰ふ。南朝遺史云、嘉吉三年、楠二郎は[illegible]口法親王を奉し甲賀郡に忍び、改元して天靖の號を建つ、信樂谷小川村大光寺は法親王の暫く留まらせ給ふ所也と云々。

紫香樂宮址

聖武天皇天平年中の離宮なり、今雲井村大字黃瀨に遺址を存すと云ふ、甲賀宮とも稱し佛寺を置かる。按に此地大戸川の上游北岸に在り、金勝山飯道山其背を擁し、恭仁京の東北八里許とす、(金勝寺、栗太郡)飯道寺參考すべし。

（甲賀寺址）（黄瀨）

○淡海温故錄云、天平十五年、信樂谷に大佛殿造營有て、佛像も御建立にて、甲賀寺共信樂寺共號し、勝寶二年庚寅迄有し由、勝寶二年に奈良の東大寺御草創ありて、同四年に大佛成就、それより奈良へ替りたる由なり、黄ノ瀨村枚村の間に、大佛殿の舊跡内裡の舊跡な、寺野内裡野と云ふ、大きなる荒野にて、耕作もせず打捨てある故、今に礎の石など其ままにて殘れり。○輿地志略云、内裡野は黄野瀨より巳午の方にて八九町許四方の郊原なり、山を土田山といふ、土俗或は寺野ともいへり、甲賀寺の跡なればなり、今に礎石處々に殘れり、土中を穿ては多くは古瓦を得る事あり、何れの日に寺廢せしにや詳ならず、續日本紀始めには紫香樂宮に行幸と記し、後には甲賀の宮に幸すと載せぬれば、土地各別のやうに聞ゆれど同じことなり、紫香樂の行宮を轉じて甲賀寺となしたまひしなり、後の行幸のときは外の行宮なれば甲賀の宮と記せるなるべし、此地佛を鑄たてしるしに今に鑪治居跡などいふ處此傍にあり。

續日本紀云、天平十四年二月、恭仁新京、創宮室未成、始開恭仁京東北道、通近江國甲賀郡、六月癸未詔曰、朕將行幸近江國甲賀郡紫香樂村、即以造宮卿智努王爲造離宮司、己亥行幸紫香樂宮、即日車駕至紫香樂、九月壬寅朔、幸刺松原、乙巳車駕還恭仁京、十二月庚子行幸紫香樂宮。十五年正月辛丑朔、遣右大臣橘宿禰諸兄在前、還恭仁京、壬寅車駕自紫香樂至、四月壬申行幸紫香樂、乙酉車駕還京、七月癸亥行幸紫香樂宮、十月辛巳詔曰、粵以天平十五年歲次癸未十月十五日、發菩薩大願、奉造盧舍那佛金銅像一軀、盡國銅而鎔象、削大山以構堂、廣及法界爲朕知識、遂使同蒙利益、共致菩提也、壬午東海東山北陸三道二十五國調庸等物、皆令貢於紫香樂宮、乙酉始開寺地、於是行基法師率弟子等、勸誘衆庶、十一月天皇還恭仁宮、車駕留連紫香樂、凡四月焉、初壞平城宮殿、遷造於恭仁、四年於茲、其功纔畢矣、用度所費、不可勝計、至是更造紫香樂宮、仍停恭仁宮造作也、十六年二月、車駕從難波宮、取三島路、行幸紫香樂宮、三月運金光明寺大般若經、致紫香樂宮、比至朱雀門、雜樂迎奏、官人引導入宮中、奉置大安殿、請僧二百、轉讀一日、四月紫香樂宮西北山火、城下男女數千餘人、皆趣伐木、然後火滅、天皇嘉之、賜布人一端、又勅云、始營紫香樂宮、百官未成司、別給公廨錢總一千貫、交關取息、永充公用、不得損失其本、七月車駕還難波宮、八月詔、蒲生郡大領佐々貴山君親人、神前郡大領佐々貴山君足人、授位賜食封并絁布綿錢等物、斯二人並伐除紫香樂宮邊山木、故有此賞焉、十一月甲賀寺始建盧舍那佛像體骨柱、天皇親臨、手引其繩、于時種々樂共作、四大寺衆僧僉集、太上天皇自難波至。十七年正月己未朔廢朝、乍遷新京、伐山開地、以造宮室、垣墻未成、繞以帷帳、樹大楯槍、宴於御在所、五位以上賜祿有差、乙丑百官主典以上於朝堂賜饗祿、己卯詔以行基法師爲大僧正、四月戊午朔市西山火、庚寅寺東山火、乙未伊賀國眞木山（原書伊勢國眞木山に作る誤れり、今伊賀國槇山あり、信樂谷の東に接す）火三四日不滅、延燒數百餘町、即仰山背伊賀近江等國撲滅之、戊戌宮城東山火、連日不滅、於是都下男女競往、臨川埋物焉、天皇備駕欲幸大丘野、庚子夜微雨、火乃滅止、五月戊午朔地震、庚申地震、辛酉地震、遣栗栖王於平城藥師寺、請集四大寺衆僧、問以何處爲京、僉曰可以平城爲都、壬戌地震日夜不止、是日車駕還恭仁宮、以參議紀朝臣麻路爲甲賀宮留守、丙寅地震、發近江國民一千人、令滅甲賀宮邊山火、是時甲賀宮空無人、盜賊充斥、火亦未滅、仍遣諸司及衛門衛士等、收官物、車駕還幸平城、以中宮院爲御在所、諸司百官各歸本曹。○東大寺大佛記云、天平十五年十月十五日、於近江國信樂宮、奉鑄佛像云々。○按に此離宮は天平十四年より四年間の經營ありて、謂ゆる伐山開地の業を力めたり、斯る國偉の經營に造宮建寺の謀圖を立てたまへるは、猜疑惑なきにあらねど、主として佛像の發願によりて此事ありしと思はる、十七年に至り地震山火の災害に罹り、忽然停止と爲り、宮寺も此際に燬壞したるにや、後年聞ゆる所なし。○刺松原大丘野などは宮邊の地と想はる、今非に詳にし難し。

勅旨（ヂイシ）　今雲井村の大字にして、黄瀨の南一里、長野村の北十八町、古の勅旨隣田の地にや、輿地志略に「天平寶字年中の保良宮の址にや今も保良と字する地あり」曰へり。（滋賀郡保良宮址參考すべし）

今雲井村の大字にして勅旨と接比す、延喜式「左馬寮近江國甲賀牧」とあるは此なり。

牧（マキ）

滋賀樂の牧の杣川こほりして影もながれぬ冬の夜の月、（玉吟集）　家隆

雲井村は三雲驛より飯道山を踰えて至るへし二里許、深川驛より赴くも同程なり。

石部（イシベ）　甲賀郡西端の驛なり、今石部村と云ふ、草津（三里許）三雲（二里）間の鐵道車驛にして、横田川（即野洲川）の南岸に居る、古は磯部と曰へりとぞ、又此地に石灰を產出す、石部は石灰に因める名歟。○石部驛の端に金山（カナヤマ）と云字あり、天狗谷とも云ふ、中古銅鑛を出したりとて其坑口を遺す、南嶺を磯部山と曰ふ、即金勝山の尾なり。代匠記曰く

白まゆみ石部の山のときはなるいのちあらばや戀つつ居らむ、（萬葉集）

是は近江國石部なるべし、古今集に「梓弓いそべの松」とつけたる歌には人麿と注せり、人麿は近江守の屬

(礒部山)

宮にて下られしこと波集に見えたり云々。又近世佐々木氏の家臣に磯部の某あり、重代の家號なるべし、佐々木盛綱入道上州に移り彼地にも磯部と云ふ地に居れり、皆因由ある事なるべし。(海道圖會參宮圖會)

夏ころも行手もすゝしあつさ弓いそへの山の松の下風、(新勅撰集)　家隆

よこた山いそへ川原のよもき生に秋風さむみ都こひしき、(夫木抄)

路通に別るとて　智月

見ゆるさへ旅人さむし石部山、

石部鹿鹽神社　延喜式、甲賀郡石部鹿鹽上神社と云者是也。○神祇志料云、石部鹿鹽上神社今石部驛にあり。上下兩社とす、上を吉姫明神下を吉彦明神と云、郁驛家の生土神也、(和爾雅三才圖會東海道名所圖會)按、滋賀縣社進狀に田中に鎭坐して上田神社と云ひ、上田山鹿鹽屋蓮淨寺本社の別當を勤むとあり。

(阿星山)

東寺

石部村の南、大字東寺に在り、金勝山の麓にして此寺即金勝の別院なり、西寺と相並び共に阿星山と稱す、阿星は金勝の舊名にやあらん。○海道圖會云、東寺は阿星山長壽寺と云、聖武帝の勅願にして古代の佛殿今に存す、本尊地藏尊行基の作、東西兩寺は本聖武帝信樂宮造部の時、鬼門の守護也、堂前に大石塔あり、帝の御骨を收めし所と云、鬼儺とて正月十五日前三夜を間村民佛殿の内に集り、小齋二人は一箇月潔齋して赤鬼黑鬼の面を被り、鬼の舞と云式あり、佛前に於て大なる鰐口を打鳴して鬼を逐也、堂前に樺櫻あり ○東寺什物、羅淨圖(顔ヵ筆十六幅)今國寶に列す。

(檜物)

近江なる檜物の里のかばさくら花をはわきて祈人もなし、(新六帖)　衣笠内大臣

輿地志略云、檜物は即此里なるべし、長壽寺の什物に源頼朝及足利家の寄文多くありて、皆檜物莊東寺と記されたるにて知らる、(蒲生郡日野を參考すべし)

(常樂寺)

西寺

石部村、東寺の西に并ぶ、驛南凡十町、阿星山常樂寺と號す、東寺と同開基にして本尊觀世音なり、慶長年中西寺の山門を三井寺に移したる由、京華要誌に見ゆ。○輿地志略云、西寺、行胤上人再興にして、七堂の大伽藍なりしと云、然れども後世衰微頽敗して終に觀音堂及寶塔一基を存す、其營造甚美なり、高棟離已に千有餘歲を經て、攝津四天王寺釋迦堂の形に似たり、本尊觀音脇立二十八部あり、又この寺內なる三重寶塔に釋迦如來の像を安置す、應永五年釋延慶の再興する所なり。

阿彌陀寺は金勝山の別院小菩提寺の遺址にして、享保年中岩根村蓮華庵を以て菩提寺の寺號を繼がしめ黃檗禪の室とす、石部驛の北にて、横田川の北岸に在り。

夏身郷

和名抄、甲賀郷夏身郷、訓奈豆美。○今石部村三雲村なるべし、大字夏見は三雲に屬す、或は菜摘に作る。

神な月計りに、京へかへるに、紅葉を見て、

近江なるなつみの里の家居には秋のもみぢぞ今にのこれる、(家集)　祭主輔親

針川　今大字夏見に接して大字針あり、古歌に伊勢名所針川あり、然れども伊勢に其名を聞かず、此にやと云ふ。

から衣ぬふ針川のあをやなき糸よりかゝる春も來にけり、(家集)　躬恒

平松　今三雲村の大字にして、石部驛の東十町許、此山中にうつくし松と云ふ一種の松樹あり繁植す。○海道圖會云、平松の美松は葉細く根幹數尺尋常の雄松の如し、それより枝々數十に分れて、近く視れば蓋の如く、遠く望ば側柏に似たり、葉は雄松、株は雌松、山中悉同木也、隣山は常の松にして美松一株もなし、又他所へ移し或鉢植などするに程なく枯て育せず、和漢其類を聞かず、此に來て初て視る人賞歎せずと云ことなし、是風土の奇也。

三雲

石部村の東南二里、今市驛と爲る、横田川を渡り東一里餘にして水口村に至るべし。三雲は日雲の訛なり、山槐記、元曆元年注進の近江名所に日雲里と載せたり、佐々木家の家臣に三雲氏あり、此郷士にして其館址存す。長享年後兵亂記云、享祿三年八月義晴將軍先勢、三雲資胤蒲生等至坂本上洛、天文六年十月、觀音寺騷動、承禎三雲館へ御退き云々。

日雲宮　倭姬命世記云、活日入彥五十狹茅天皇(垂仁)即位二年、遷于伊賀國敢都美惠宮、(柘殖)四年遷淡海甲可日雲宮、四年奉齋、于時淡海國造進地口御田、八年遷幸同國坂田宮。○天照大神遷幸の頓宮址にして、土俗緋雲宮と稱する者是也

妙感寺　三雲村の南に在り、御作之數云、妙感寺は藤房卿の栖所にて、其墓とてあり、然れども信用し難し、種々の器物あれど皆疑はし。○海道圖會云、妙感寺は禪宗にして、開基は勅諡神光寂照禪師なり、師は俗名萬里小路中納言藤房卿なり、遁隱の後、中興仙峯竺頂和尚、本尊千手觀音、是藤房卿終焉の地、古墳あり、卿は芒後此山へ分入此寺を營み一首の歌を詠給ふ「世のうさをよそに三雲の奧深くすむ月影や山すみの友」かく錄して此に錫を留め給ふこと數十年、遂に康曆二年三月廿八日遷化し給ふ、壽八十五歲、和歌香合杖等什寶にあり、遠忌の時は今に萬里小路家より使者ありとぞ。

飯道山

又飯道寺山と曰ふ、三雲村の南、深川驛の西方に聳ゆ、北杣村大字三寺より登るべし。

飯道神社飯道寺在り、信樂谷雲井村の東北に當り、金勝山と相並ふ、登蹄五十町と稱す。

飯道神社（イヒミチ）　延喜式甲賀郡に列し、類聚三代格寛平九年金勝寺僧此名神の爲めに度者を奏請して聽さる、中世以降飯道寺を置き之に奉仕し、甲賀郡の靈場たり、山下の諸村に寺莊の名あるは其封邑なりしならん、織田信長の時右本坊梅本坊の二修驗道を定め寺領を給し、二百石の祿は近年まで附屬せり、此神は寺傳に熊野權現の影向と爲すも詳ならず。○神祇志料云、飯道神社今宮内村飯道寺の域内飯道山にあり、飯道權現と云、（神名帳考行疑鈔輿地志略）寶龜二年、近江地一戸を神封に充奉り、（新抄格勅符）元慶八年從五位上飯道神に從四位下を授け、（三代實錄）正平元年神祇官御體御卜に、社司等神事を穢奉る神祟ありと云を以て、使を遣して中祓を科す、卽是也。（官主秘事口傳）○海道圖會、飯道明神は元明帝和銅七年、天童妙相を現し、シヤウが嶽に降り、齋宮介と云人熊野權現の靈告を蒙り登山す、其告に云飯を盛たる形路傍に見ゆる也とぞ、かの齋宮介登山するに、梛の花飯を盛りたる形に見ゆるを（今石南華谷是なり）道標として登り、影向石の側に熊野三所權現を勸請す、故に飯道神社と號す、厥後聖武帝信樂宮に都を遷し給時、王城の鬼門守護として、天平十五年南都興福寺の安皎法師登山し、伽藍造立して兩部の靈場とす、醍醐聖寶尊師徒弟當山岩本坊梅本坊和州大嶺に隨身供奉して中興す、此時九月五日也、今に至て此日笈を負て社前へ渡す例式あり、是を笈渡しと云。○參宮圖會、久安年中飯道權現勅額を賜ふ、今寶藏にあり、此時甲賀の總社となる、織田信長尊信ありて登山し、鳥井坊に宿泊す神領を寄附あると古記に見えたり。

飯道寺（イヒミチデラ／ハンダウジ）　飯道山に在り、今北杣村大字三大寺に屬す、近世は天台宗を奉じたり、已往は金勝寺の所管なりしならん。○海道圖會云、飯道寺開基は眞辨僧正、安皓安峰三世相續て住職たり、中興は光定大師、（慈覺弟子）本堂には藥師彌陀釋迦十二神將を安す、又辨財天社當山金剛院に安す、此尊像は伽羅木にして織田信長の持尊也、和州信貴山城主松永久秀を此山より織田勢押寄追討す、其時當山衆徒加勢して勝利あり、其恩賞として此尊像を賜り山林の制限あり、故に地主神と爲すとぞ。

杣（ソマ）　今南杣村北杣村寺庄村龍池村宮村と爲る。中世は杣庄と稱す、飯道山以南藏部山眞木山に至る山谷を占む、盖元西大寺領にして後飯道寺に轉し、延暦寺の有に歸したる也。寶龜十一年勘錄西大寺寶財帳に「近江國野洲郡柴井庄一卷、甲可郡杣圖一卷、同郡綵道山圖一卷」なと見ゆるは此事證也、今は池原延暦寺山上廣德院など台家の寺字あり、古嶺の杣山たる事を傳ふ。龍池村磯尾は深川驛の南一里、伊賀國玉瀧へ越ゆる山道あり、卽藏部山越なり。○宮村大字柑子は、甲賀望月黨の故墟とぞ。

杉谷（スキタニ）　今南杣村と改む、深川の西一里。淡海温故錄云、杉谷善住坊は甲賀者にて、第一の鐵砲名人なりければ、元龜元年五月佐々木承禎に賴まれ、蒲生郡成就寺嶺に籠り、香津なる葛近椋木峠にて織田信長を狙ひたり。（是は勢州千草越の事なり）

杉谷のふる巣にやさる鶯のなくこそ春のしるしなりけれ、（名寄）　寶仁

山上の廣德寺（北杣村）は延暦寺の末寺なり、俗に甲賀の庚申堂と稱す、相傳ふ文錄中里民に藤右衛門といふものあり、家甚貧にして生計に苦み、七日絶食して此に祈念す、一夕夢に感じ銅に亞鉛を混じ眞鍮を鑄製するの法を發明し、京都に出で眞鍮を製せしに、業盛になりて其家大に富むと云々、此故に諸國の眞鍮を錬製するもの多く此寺に來り賽すといふ。（名勝地志）

寺庄（テラノシャウ）　深川驛杣谷の諸村なり、盖飯道寺々領の山谷なりければならん、今は深川驛の邊なのみ寺庄村と曰ふ、古の藏部鄕の地なり

深川（フカガハ）　三雲村の東南二里、伊賀國柘植驛の西北三里餘、今鐵道車驛と爲る、水口町の南一里餘。○延喜式、甲賀郡矢川神社、今深川驛に在り、矢川大明神と稱す。（神祇志料）

藏部鄕（クラフ）　和名抄、甲賀郡藏部鄕、訓久良布。○今寺庄大原油日の邊を指すならん、南は伊賀國柘植玉瀧と山嶺を以て相限る、卽倉歷山なり、山槐記、元暦元年往還の近江名所に列す。○部鄕考云、三井寺天平寶字二年南寮に「甲加郡藏部鄕音太部賣田、又同鄕椋人刀自賣田」なと見ゆ。

近江のくらふの里と云所にて月あかきを泊りて

よそには暗部の里ときゝしかとあまれくてらす秋の夜の月、（家集）　祭主輔親

大嘗會悠紀方、近江國暗部里

古に今をくらふの里人は世々に越たるみしれなそつく、（玉葉集）　俊光

倉歷山（クラフヤマ）　伊賀國柘殖を參考すべし、壬申亂の時の陣地なり、「天皇到伊賀柘殖山口、高市皇子自鹿深越以遇之」とあるも、鹿深越卽この山道なり、按ふに此山は東西四五里に渉り、西は眞木山より東は鈴鹿山に連る、其間に二道の山險あり、一は油日越にして今鐵道之を通す、一は内保越を曰ふ、壬申亂の陣地も此に外ならず、○天武紀、壬申歲七月、龍池村磯尾より玉瀧村に通す。○天武紀、壬申歲七月、別命多臣品治、率三千衆、屯莿萩野、遣田中臣足麻呂、合守倉歷道、甲午（五日）近江別將田邊小隅、越鹿深山、而卷幡抱鼓、詣于倉歷、以夜半之、銜枚穿城、劇入營中、則畏己卒與足麻呂衆難別、以毎人令言金、仍拔刀

而毆之、非言舍乃斬耳、於是足麻呂衆悉亂之、事忽起不知所爲、足麻呂僅得免、乙未(六日)小隅亦進欲襲莿萩野營、而忽發將軍品治遮之、以精兵追擊之、小隅獨免走焉、以後遂復不來也。

くらふ山下てるみちはみちさせに咲なるもの花にそありける、(夫木抄)　匡房

大原(オーハラ)　今深川驛の東南を大原村と云ふ、油日村の北にて舊莊號なり。盛衰記に法勝寺領と錄したり。

○輿地志略云、瀧川左近將監一益は甲賀武士にして、名聲を一世に馳す、大原村の人なり、伴四郎兼伎資兼が三世、富永助六郎後實が後胤なり、後實甲賀郡大原村に蟄居せしより子孫當國に多し、是を伴の黨と云、一益は鐵炮の達人にして、織田信長に仕ふ、信長頻に登庸して長臣とす、信長薨して後秀吉と戰ひ終に亡ぶ

○山槐記「大原山(甲賀東)」と注したり。

關岡家始末云、永正七年、京勢江州に發向す、關岡氏則一族を相具し野尻の城を固む、野田黑川土山水口に人數をくり出して京勢を拒がしむ、甲賀郡の諸士鶴飼池田野田の一黨、伴の一黨望月黨般若寺の衆徒まで相從ひければ、京勢は一戰に及はす敗退す云々。(今池田野田龍法師の諸村合同して龍池村と改む)

(池田)

油日(アブラヒ)　深川驛の東南二里、倉歷山中の村なり、柘植驛まで一里餘、山道を油日峠と曰ふ、溪水は西北四里にして土山川に會同して橫田川と爲る、即野洲川の支源なり。油日神は三代實錄元慶元年授位の祠なり、名跡記に油日神即川枯社なりと云ふ。○神祇志料云、川枯神社二座、今川枯村にあり、(神名帳打聞)其一座は盖川枯首の祖神阿目加伎表命を祀る(斟酌舊事本紀新撰姓氏錄)按に舊事本紀饒速日命の孫彥陽支命淡海川枯姫を娶て出石心命を生む、出石心命は大水口宿禰の父也、本郡水口神社川枯神社あり、共に由緣あり。

(川枯社)

(毛牧)

今油日村大字瀧あり、瀧川一益の生地にや、又大字毛牧(ケマキ)あり山岡景隆の故里と曰ふ、共に伴黨の人なり。

○淡海溫故錄云、壽永三年八月甲賀合戰の事は、諸書を考ふるに、平家殘黨伊賀伊勢の者、富田進士家助同兵衛尉家能同家清入道平田太郎家繼等伊賀を打出で、甲賀郡上野近邊に放火し亂妨をなす、當國勢今度西國發向の跡無勢なりけれども、佐々木源三秀義此由を聞て、子息四人は西國に下り、自らも老武者ながら殘兵を集め、五百餘人討て出、大原の庄油日明神のつゝき、上野の南に對陣を張り、小川を隔て矢軍を初め、平家の軍をかけやぶり、伊賀を平らぐ、秀義は終に八月十九日卒去せり、然れども軍は大利を得て、平家の餘黨皆退散す。

山槐記云、元暦元年七月十九日、伊賀伊勢平家郎等叛、仍遣官兵源氏郎等、今日午刻、於近江國大原庄合戰、平田入道被打取、兩國兵敗走。盛衰記云、甲賀上下郡の軍勢集り、佐々木秀義に相從ひ、法勝寺領大原庄に入、平家は伊賀の壬生野(ミブノ)平田に在り、行程三里には過ざりけり。壬生野新源次の計ひ申けるは、當國は分限せばし、大勢亂入なば國の煩人の歎なり、近江國へ打出て、鈴鹿山を後に當て軍せんに、敵弱らば亂てんず、健ならば山に引籠り、などか一戰せざるべきと云ければ、貞繼法師三百餘騎の兵を引率して、甲賀郡上野村遊雀篠畠田堵野に陣を取て、北に向て磬へたり、佐々木は大原油日の明神の列、下野に南へ向て陣を取る、小河を隔て兩陣七八段には過ざりけり。(貞繼は東鑑玉海等に家繼に作る者是なり)

和田(ワダ)　油日村の大字なり。溫故錄云、永祿八年、南都一乘院門主(覺慶)には、萬松院將軍の次男なりしが、三好黨のもの光源院殿(義輝)を討奉りし後、彼地を忍び出でゝ、甲賀郡和田和泉(秀盛)が館に在しけるを、細川藤孝和田と談合して、矢島正林寺に移し奉る、猶室町殿記に詳なり。

土山(ツチヤマ)　油日大原の北、水口村の東二里半、鈴鹿山の西麓なり、鈴鹿越の舊驛なれば、近年鐵道并油日越の方へ架したるを以て、土山水口は殆と廢驛と爲る。○土山の鎭守神田(タムラ)村社は、鈴鹿山に賊を誅滅したりといふ故事に因めるならん、即坂上將軍を祭るとぞ。鮎川黑川の二水、土山の西に會し西流す、土山川と稱す、即橫田川の源なり。

土山や歌にも歌ふ歌しぐれ、　閑　更

鈴鹿の峠常はここより湖水を見れどけふは霧ふかうてあやなし、狂歌　鬼　貫

鬼貫が鈴鹿の山にきたればや霧にくもりて見えぬ水海、

汗かきながら田村堂に詣てゝ瓦の奉加につく

六文が月をもらすな田村堂、

鳥部山物語云、日もやう〳〵重るまゝに、つち山と云驛につきぬ、あくる空は都へと志し、歎ひあへる中にも、いさゝ心やましきに、京よりとて文もて來り披き見れば、なやめる人昨日の暮になん絶入侍りぬと云ふ、云々。

嘉永元年大嘗會悠紀方、近江國土山村

うらにあふ土山村にぬき穗して君か千年のためしにそつく、(古事類苑)

應永三十一年參宮記云、寅の刻ばかり水口をたち侍る、道の程空も未た曇勝にて、見えわき難き野山の景色、月はなれなば見所多かりぬべき所々過行に、前野(マヘノ)と申は誠にはる〴〵と見えて、三千世界眼前盡と云詞ふと思出さる、土山雪の所々にのこりて、又雨のふり侍る、夜あけぬれば坂下(サカノシタ)に着ぬ。

黑川(クロカハ)　今山内(ヤマノウチ)村と改む、土山村の東に連り、鈴鹿山中

の里なり、大字山中猪鼻などあり、土山驛より黑川まで一里、更に一里にして鈴鹿の嶺上に至る、南下一里半即關町なり。○溫故錄云、天文十一年九月、伊勢國司家より當國を謀らんさて、惡黨共を語らひ、鈴鹿口より亂入りぬ、時に佐々木屋形の家臣山中丹後守秀國此地に在城しければ、勢州勢を猪鼻蟹坂に要擊したり、土俗に昔蟹あまた集りて大蛇を殺したる處さ云ひなして、追弔の石塔あり。

鮎川　土山の東北山内の北なる山村なり、本水名にして此間は綿向山鎌獄の奥より出て、西南流五里にして土山驛に至る、卽横田川(野洲川)の本源なり、鮎川越さ云は山嶺を東に踰え、勢州三重郡菰野水澤に出つる間道なり。

大野　土山の西、水口の東なる村なり、大字市場頓宮なさ云ふ所あり、此地髙古の甲賀驛なり、延喜式甲賀驛馬二十疋さありて、江家次第にも參宮刺使進發の條下に「到甲賀驛宿、國司供給」さ載す、頓宮さ云は伊勢齋王の行在に因める稱にて、又國司供給の一所なるべし、源平盛衰記養和元年奉幣使勢州へ下る條にも、近江國甲賀の驛屋さあり。○延喜式垂水頓宮さ云ふも亦同し、又延喜式六所界川御禊の一は近江の甲賀川さ曰へり、又此地の水流なるへし。

(頓宮)

嵯峨　今岩室村さ合同して狹山村さ改む、大野村さ土山川を隔て南岸に在り、或は儀俄に作る。儀俄氏あり。

南山巡狩錄、正平六年九月、佐々木定詮は八相山の大敵の中をかけ破り、佐々木にぞ歸りける、この時當國の高山伊豫守儀俄播磨守甲賀郡に起り、勢にのり國中を推ければ、佐々木四郎左衞門尉澁川中務大輔直賴大將にて觀音寺城に楯籠りしも、叶はじさ思ひければ八相山へ類並なうつて急なつぐ。(天正本太平記)

水口　今水口村さ稱す、土山川の北岸、大岡山(卽甲賀山)の下に在り、舊驛路に係りしが、近年鐵道は水口の西南を過き驛なし、三雲停車場の東一里半、今甲賀郡役所村内に置かる。

一說水口は舊名美濃部さ稱したりさ、美濃部天神社在り、又水口山蓮華寺さ號する眞宗專修寺派の精舍あり、

○甲賀一揆碑、水口大德寺の境内にあり、天保十三年幕府開墾田地を撿し、租を課せむさ欲し、丈量督促甚だ苛酷を極む、農民其命に堪へず竹槍席旗三上村に迫る、膳所水口の二城主之を制止するも退かず、幕府農民を捕拿し三十六人を刑す、世に之を甲賀騷動さいふ、明治二年七月大赦の令を下す、遺族因て此碑を建てゝ其靈を慰す。

水口神社　三代實錄、貞觀元年水口神授位、延喜式、水口神社、今水口村の西北大岡町に在り、大岡寺の鎭守さ爲し山王新宮さ稱する者是なり、大同類聚方云、水口藥、近江國水口神社祝等之家傳、元者大巳貴神力也、熱去寒來、日々時々渴、而腸內動氣劾云々。○兼良公藤河記云、水口を過くさて其日も雨風やまざりければ、

雨ふれは小田の水口せきもあへすすたく蛙の聲そあらそふ、

からうして五十町計行て新宮の馬場に至る、禪侶の庵をかりて宿す、新宮は山王にてましますさかや、所の司なさ來りて警固す、終夜雨風甚し、馬場をたつさて庵室にかきおく、

憶得三生石上緣、一庵風雨夜無眠、今朝更下山前路、老樹雲深哭杜鵑。

大岡寺　海道圖會云、大岡寺は水口東驛大岡山に在り、天台宗、本尊十一面觀音、長三尺二寸、胎中の像一寸八分、甲賀三郎兼家の守本尊也、此人勇猛にして山野に狩し、大蛇を斬殺し、其怨靈に因て、久しく苦惱せしが、大悲の功力によりて元の如くなりしさ、標石に鴨長明舊蹟さあるは僞書を信して誤れる也。○百練抄云、天仁二年二月二十五日、爲僧於近江甲可郡、尋得義綱、(賀茂次郎)於大岡寺出家、廿九日義綱配佐渡。○貞應三年源光行海道記云、夜景に大岳さいふ所にさまる、あくれば大岳の宿をたちてはるかに行けは、内の白河外の白河さいふ所を過きて、鈴鹿山にかゝる、山よりは伊勢國にうつりぬ、此路を何里さも知らず越行けば、羊腸坂きびしくして、驚馬石におしなえたり、すべて此山は一山の中に、數山をへだてゝ、千嚴の峯にさわり、一河の流百瀨に流て、衆客の歩みに足をひたせり。

(大岳)　(白川)

按に内白河外白河さ云は山槐紀元暦元年注進近江名所の中にも甲賀郡さ注し、海道圖會には土山川を外白川さ呼び、水口の松尾川を内白川さ呼ふ由載せたり、松尾川は水口の北より流るゝ細流なり。

水口城址　天正年中長束大藏大輔正家之を築く、慶長五年の亂に、東軍池田備中守長吉之を攻め、正家出降る、德川氏收めて監吏を置き、東西往來の行營に充つ、後城を毀つ、天和二年加藤佐渡守明英を此に封し、元祿八年鳥居伊賀守忠救之に代る、正德二年明英孫和泉守嘉矩復封す二萬五千石、明治維新に至るまで世襲す。○外史云、長束正家事豐臣氏爲奉行、後封水口、慶長五年四月、德川內大臣親東征、及石部、水口城主長束正家請饗之、會有告其謀者、乃乘婦人輿、夜過城下、正家驚追及於土山謝罪、內大臣諭言遣歸、及關原大捷後、池田長吉龜井茲矩過水口、獲正家還報、大以城內貨財賞賜之。○元和二年林道春丙辰紀行云、大相國(家康)去歲八月四日京より水口に着せ給ふ、雨降りければ三日逗留まし〳〵けるに、夜更るまで御前に余

も侍りし時、學而の篇をよめと仰ければ、跪きひらき侍りしに「能竭其力、能致其身」とある所を自ら御讀有りて、能といふ字に心をつくべきなり、なをざりにては忠孝立難しと、親には力をつくし君には身を致すといへば、いづれかまさると云ふ評論あるべしと仰けるに、余もかの趙色が故事を引て答奉りしが、只今忘れがたくてすゞろに袂をしぼり侍る。

甲賀山（カフカ） 輿地志略云、甲賀山は横田川の東、甲賀山の西に當り、要害の地なり、故に古人難を此に避る時は敵迫る能はず、又大岡山と稱す、天仁二年加茂次郎源義綱之に據る。玉海云、治承四年十一月廿一日、閣巻云、近江國又以謀逆賊了、前幕下之黨從、下向伊勢國之間、於勢多更野地等之邊、十餘人梟首畢、甲賀入道（年來住彼國源氏之一族、井山下兵衛尉、同源氏爲張本、入道者義光法師也、刑部丞義光之末葉、十二月二日、追討使知盛朝臣下向、三日、傳聞、今曉近州逆賊引率逆黨、仍官軍勢多野地等在家數千宇放火追攻、十五日、一昨日知盛資盛等攻甲賀入道井山下兵衛尉義經等、徒黨千餘騎、即時被追落畢、二百餘人梟首、四十餘人捕得、東鑑云、十二月、平知盛朝臣數千官兵、下向近江國、與山本前兵衛尉義經同弟柏木冠者義兼等合戰、知盛朝臣放火、燒攻彼等舘井郎從宅之間、義經義兼失度逃亡、十日義經等著鎌倉云、去一日遂被攻落城郭之間、任案歸參上云々、（その後長享元年六角高頼又此に據り、將軍義尚の出征あり、永祿十一年六角義弼又甲賀山に入り、以て織田氏の軍を拒む、改正後風土記云佐々木六角は攻めらるゝ時は甲賀の山奥へ逃入、敵去る時は首をさしのべて本國へ立歸るを以て、萬古不易の計略と代々思ひたるなり、依て永祿中も甲賀へ逃入しが、時代變じ其頃又異なれば終に再び舊轍を踏事あたはず、永く信長の爲めに其家を失へり、孝桂に膠して費弊に困循し、改革の時を失ふたくひ古今少からず。

川田山（カハタ） 水口村の南、土山川を隔てゝ内貴（ナイキ）村（今貴生川村）に在り、延喜式川田神社（二座並名神大）鎮坐す、今春日明神と云ふ、新抄格勅符、天平神護元年川田神近江地二戸を充奉り、三代實錄、貞觀元年川田神授位あり、書紀通證には川田神鳥取造祖天湯川板擧なるべしと曰へり。

柏木（カシハギ） 水口村の西に接する村なり、神鳳抄に近江國柏木御厨、三十六町三石、同新厨、三十町六石九斗と云地なるべし、重編應仁記云「飛鳥井雅康入道二樂軒は洛陽の亂を逃れて、甲賀郡柏木の里に閑居せる」云々、輿地志略によれば大字北脇は飛鳥井家の所領なりしと云ふ。瓦林政頼記云、永正四年六月細川六郎澄元は江州へ落たりけるが、青地が城に落附、甲賀郡に下て山中新左衛門尉をぞ頼まれける、七月澄元上洛ありて山中今度の忠節の賞として摂州かけの郡をぞ賜りける、山中が在名は打田と云ふ（○今柏木村大字宇田（ウタ）に甲賀武士山中氏の故墟あり。）

落葉だに殘らぬ頃の柏木に何をもるさて神のますらん、　應永三十一年參宮記

横田川（ヨコタ） 甲賀郡を横流し、野洲郡に入り野洲川と曰ふ、二源あり一は土山の鮎川にして蒲生郡三重郡の界嶺の間より出て、柏木村の南邊に至り、（凡八里）油日川を容る、油日川は織部山に出づる也、柏木以西三雲石部の邊に於て專ら横田川と稱す、末は湖水に歸す、總長十六里に上ると云ふ。

海道記云、若椙と云所を過きて横田山を通る、此山は白楡のかけにあらはれて、緑林の人おほき所ともきこゆれば、益なく覺えていそぎ行く、

はやすきよ人の心の横田山みどりのはやしかけにかくれて。

按に若椙と云は今其名なきかず、横田川の邊に外ならじ。

山直郷（ヤマナホ・ヤマノアタヒ） 和名抄、甲賀郡山直郷、訓也末奈保。○今伴谷（バンタニ）なるべし、山直を也末奈保と訓む事疑はし、直は姓にして阿多比と訓むべし、又古は江州には佐々貴山君と云著姓あり、其一族の山直氏の本居なるべし、中世には山村（ヤマムラ）とも稱したるにや、温故錄に山村氏は國中に一族多しと曰ひ、伴谷（バンタニ）村に大字山村下山村伴中山村なとあり、後に及び伴氏之に居れるなり、古の山直郷は伴谷岩根水口柏木大野なとの地を總べ、甲賀郡の首邑なりしと想はる。

（山村）（伴谷）

倭訓栞云、萬葉集に「夕占問ふ石卜もちて」と見に、埃嚢鈔に幸神の祠に丸石を置、其石の輕重をもて事の吉凶をトするを云ふ、今江州水口驛に近き山村に天満天神祠あり、此石卜の石ありて、世に靈異を稱せり、氏族志云、伴氏從源義家、征陸奧有功、賜伴四郎傔仗者也、奧州後三年軍記、建永中有近江人益五家次、貴察之裔、仕源實朝、（東鑑、本書、○作益訓通、蓋伴亦旨通）其族累世居近江、曰今松氏、曰甲賀氏

岩根（イハネ） 伴谷村の西、三上山の東南に在り、大字岩根朝國等を合同し一村を成す、山槐記近江名所に石根山を擧げたり、三上山より東へ連續する横嶺の名なるべし。

石根山やま藍にすれる小忌衣たもとゆたかに立でうれしき、（新千載集天仁元年大嘗會）　匡房

我君に仕へまつらんこけむしろ石根のむらのよろつ代までに、（名寄）　資業

つらさをもいはれの森の下に生る草のたもとそ露けかりける、（六帖）

あしたつの來居る石根の池なれは涙もや千代の數にたつらん、(夫木抄)　俊成

岩根池は今詳ならず、三上山の東に大池あり、亦岩根山の脈中なれば之を指せるにや、岩根村大字菩提寺の上方に當る也

善水寺（ゼンスヰ）　岩根山十二坊嶺に在り、本堂一字は近年政府特別保護を加ふることゝなる　東海道圖會云、岩根山藥師堂は昔傳教大師比叡山根本中堂を營給時、此山材を伐て横田川に筏して叡嶽に達せんとす、年旱して河に水なし大師登山して見給に、百似（モヽセンテ）の池に〓藥涌出たり、其葉に〓藥金留の四字あり、大師即池中を探給へは閻浮檀金一寸八分の藥師佛を得たり、是を本尊として請雨法を修し給に、河水滿々として〓材皆坂本當麓浦に着せり、大師こゝに寺を創し勅を奉て三尺の藥師佛を造り、金像を體中に收む、古嶺の宗風にして醫王善逝の〓中あればとて、善水寺とは號けたりと

朝國（アサク）　輿地志略云、朝國村は岩根の東南にあり、三雲の北也、山城名勝志に「爲年山眞如禪寺、佛光無學禪師碑、銘曰、建武丁巳、比丘尼聖宗喜捨江州岩根淺國兩庄、永充佛國禪師供養之用」云々

千倉（チクラ）　山槐記、元暦元年近江名所の注進に千倉山甲賀郡と注せらる、永和大嘗會記云、悠記の稻春歌は

かけつみて千倉にあまる稻なれはつきせぬ御代のためしにそつく、

石戸山（イハト）　今詳ならず、大嘗會悠紀方の名所なり、近くは文政嘉永兩度のものにも見ゆ、甲賀郡にや。

いはとやまいほつまさかきとりとりにいのるよことは吾君のため、(古事類苑、嘉永元年近江國風俗歌)

野洲郡

野洲郡（ヤス）(安)　東は蒲生郡、南は甲賀栗太二郡に至り、西北二面は湖水なり、横田川(即野洲川)蒲生川(即仁保川)の二水郡中を貫流して湖に入る、面積六方里の小郡なれども、不爽の地なれば今十三村に分れ、人口四萬五千あり、守山村野洲村を名邑とす。古書に益須郡に作る、古は安國造（ヤス）あり、後世の栗太甲賀は其領知内なりしならん、安國造の事は御上神社の條に詳にす。和名抄、野洲郡七郷に分つ、夙に民人の開發ありしを知るべし、蓋淡海國中第一の舊墳は即安を推す、神代卷に天安河の名ありて、神道家或は之を以て野洲川に擬するあれど、信川に勝へず。

近江なる野須の入江にひくあみのこほりもいをさけさぞ見えける、(重之集)かつまたの池のこほりのさけしより野洲の浦とそ鳴鳥もなく、(曾舟集)

小津（ヲツ）　近年三宅欲賀（ホシカヤマ）山賀等を合同して小津村と曰ふ、南は栗太郡芦浦(今常盤村)と接し、安閑天皇紀に見ゆる蘆浦屯倉は即此なるべし、古事記に倭建命の御子一足鏡別王、小津君之祖也」と見ゆ、足の鏡にして足は蘆浦の謂にて、鏡は蒲生郡鏡山の名を負ひ給ふにや、又小津とは湖上の一航津にて大津に對するにや、○神祇志料云、小津（ヲツ）神社今小津村にあり大宮と云、(和爾雅三才圖會神名帳考證)蓋倭建命の御子足鏡別王を祭る、實に小津君の祖也、(古事紀)康和五年六月、御卜に小津神の神事を穢せる祟あるを以て、社司に中祓を科す即是也、(朝野群載)

小津村大字山賀は文和元年足利義詮の園城寺に寄附したる山賀郷なるべし、南山巡狩錄に其古簡を採錄す。

矢島（ヤシマ）　今赤野井と合同して玉津村（タマツ）と改む、小津村の北に接す、矢島の少林寺は臨濟宗一休和尚の開基とぞ、永祿八年足利義昭此地に流寓したり、義昭當時沙門にして覺慶と名つけ、少林寺(一作正林寺)に居る。淡海地志云、義昭公矢島に三年〓居ましく、越年の御詠あり、

ことしよりなさまる御代に近江路の〓〓めぐみをそふる我宿、

八月に將軍矢島を御開きありて、木濱より船に召し北國にお越し、八月十五夜船中の詠あり、

落魄江湖暗結愁、孤舟一夜思悠々、天公亦慰吾生否、月白蘆花淺水秋、

よるべなき身となりぬれどながらぬ海の面にもうきめ見るかな。

按に、保元物語、源義朝の郎等に近江國住人八島冠者あり、此地の武士なるべし。○外史足利記云、義輝弟曰覺慶、爲南都一乘院主、三黨之弑義輝也、遣兵守覺慶、斥其黨、獨說細川藤孝、給仕焉、乃密謀佯稱疾、徵醫米田宗賢、宗賢宿直數日、託覺慶疾瘳、夜뜨酒於守兵、守兵皆醉、宗賢乃奉覺慶奔近江、藤孝父子、繹甲賀山、至矢島、館于和田秀盛家、覺慶養髮、更名義昭、

小島（コシマ）　今荒見播磨田の諸村と合同し河西（カハ）村と改む、玉津村の東、野洲川の西にして、南は守山村に至る、輿地志略に此村は三宅備後三郎高徳の領知せる所と傳ふ、高徳は佐々木家の血胤なりとも曰へば、其故なきにもあらずと說けり。

明見郷（アカミ）（ミヤケ）(宅三)　和名抄、野洲郡明見郷(安加美)在南北。○按に明見今詳ならず、河西村大字荒見、玉津村大字赤野井など名稱相類すれども、確實ならず、訓註に據ればアカミとよみ南北の二郷に分れたる地なり。○再按、明見は三宅と訓むへきにや、後世の方俗

に三宅を明見妙見に訛る例甚多し、然れども和名抄に於て早く三宅を明見に作り、訓を轉して安加美とほしたりとは想はれず、後の考をまつ、三宅とすれば今小津村大字三宅ありて、地理相合ふ。

野洲郷(ヤス)

和名抄、野洲郡驛家郷在南北。○延喜式、傳馬野洲驛五疋。○今守山村野洲村なり、野洲川を隔てて南北に分る、東國街道美濃路の驛家なり、延喜式野洲郡の馬路石邊神社も此郷内歟。

守山(モリヤマ)(モルヤマ)　(山杜)

今鐵道車驛は右岸野洲村に置かる。保元物語に野洲川の左岸なる驛なり、草津驛の北五十町、森山、東鑑に杜山に作り、古驛なり、紀貫之の漏山とよめるは詠歌の習にて正しからず、然れども宋集に「竹生島にまうつるにもる山と云ふ所にて」と云小序もあれは、古俗モリモル通用ならん。

白つゆもしくれもいたくもる山は下葉のこらす色附にけり、(古今集)　貫之

人目のみもる山になく呼子鳥しのひて誰をなくはなるらむ、(中務集)

すへらきを八百萬世の神も皆さきはに守る山の名そこれ、(千載集、嘉應元年大嘗會神遊歌)

近江、悠紀方御屏風　匡房

あしはらやみつほの國なもる山に豐のあかりのおもしろきかな、(夫木集)

此驛中に天台宗東門院守山寺と云ふ觀音堂あり、二王門の密迹金剛力士は諸書に靈驗の古像と曰へり、又大光寺と云禪利あり、寺記曰

持統天皇七年、近州益須郡醴泉出、刺史奏之、勅法眞善往眞義等試嘗、法眞偽靈區、創寺號醴泉、其後台宗祐元法印、應家天德和尚示誨、依此捨寺爲禪居、醴泉之迹至今在寺門南、俗呼曰甘香池、師住山後、征夷大將軍尊氏公、暇日請師問禪要、且間作々事、

(山賀都)

増加恭敬、延元元年丙申、將軍重建堂宇、佛殿方丈廚庫山門鐘樓全備矣、至天文年中諸堂悉炎上。

輿地志略云、都賀山醴泉故址は今周廻六十間許の池也、此山三宅村に在り、是を以て思ふに都賀山は往古長嶺にて、此邊までも尾つゝきにてもありしと見えたり、日本紀に曰く、

持統天皇七年、十一月已亥、遣沙門法眞善往眞義等、試飲近江國益須郡醴泉、八年正月巳亥詔曰、粤以七年歳次癸巳、醴泉涌於近江國益須郡都賀山、諸疾病停宿益須寺、療差者衆、故入水田四町布六十端、原除益須郡今年調役雜徭、國司頭至目進位一階、賜其初驗醴泉者、葛野羽衝百濟土羅々女人絁二匹布十端鍬十口。

按に此醴泉と云ふは鑛泉の一種なるべきも、今は廢池を遺すのみ、凡江州には鑛泉温冷ともに綱稀にして、醫療の用に供せらるる者之なし、地理上特異の現象と謂ふべし。○輿地志略云、望月と云ふ謠曲に、守山甲屋の亭主元は信濃國安田莊司友治か家士小澤刑部友房と云者なりし、主人安田は信濃國住人望月の何某にうたれし故、彼甲屋の亭主友房主の敵を打たることを載たり、又保元物語、頼朝馬眠してたゝれつつ只一騎森山の宿に入給ふ、源内兵衛眞弘頼朝を抱きおろし奉らんとす、頼朝目を覺し鬚切を以て眞向二つに打わり、安の河原へ出給とあるは、名高き武功なり。○氏家内膳正行廣は宇都宮の一族なり、豐臣太閤に仕へて勢州桑名の城主たり、其弟志摩守行繼は近江國守山にて一萬五千石を領しけるが、病死して斷絶すと、中興武家盛衰記に見えたり。(下野國志)○史料通信叢誌に、明治十五年八月、守山驛天王山に寶鐸十餘口を、堀得たりと記すは、野洲村小篠原の發掘と同事を傳ふるにやあらん。

吉見(ヨシミ)

守山村の大字なり、驛の東に接す、東寺文書「正和三年、七條院領、近江國吉身庄」と見ゆるは此なり。

君が世は吉身のむらの民もみな春をまつとやいそぎ立つらん、(長秋詠藻)

延喜式、野洲郡馬路石部神社は今立入の田中明神と云ふもの是なり。

立入(タテリ)

守山村の大字なり、永祿の比禁中の密旨を奉じ織田信長に勤王の業を起さしめたる立入宗繼は、此里を本居としたる人也。○温故録云、立入村は佐々木承禎公此處に城を築請せられんと支度ある折に、野洲合戰不意に起り敗軍す、故に築城成就せざりき。

うつろはてたてりの村の白菊はさて幾秋の露霜か經ん、(夫木集)　俊光

上新川神社は延喜式野洲郡に列し、三代實錄貞觀十一年授位の事あり、輿地志略、上新川社は野洲村に在り土俗之を立入明神の分身と云ふと記せり。○道家祖看記云、抑禁中御殿壞無正體之間、立入左京進(宗繼法名隆佐)萬里小路大納言惟房へ申上る次第は、禁中の御領山科岩倉なとも近年は從ひ不申、公家衆も京の住居成り難く國々へ下向候、三好松永なとほしいままの有樣也、尾張の織田彈正忠信長と申仁へ綸旨を被遣、天下被仰付可然と云々。

野洲川(ヤスカハ)　(河安)

守山村と野洲村の間にして、官道鐵道と交叉す、此河は甲賀郡鮎川村より發し、西北流して土山川と稱し、水口の西に於て油日川を容れ横田川と稱す、本郡に入り安河と稱し、木濱(今速野村の北に至り湖に入る、長凡十六里、江州第一の長流なり、平時は水涸れ沙磧廣し、守山驛の北に岐分し、一派は中洲村菖蒲に至り湖に入る。○天武紀、壬申亂の條に云ふ「七月(十三日)村國連男依等、戰于安河濱、大破之、獲社戸臣大口土師連千島、討栗太軍、追之到

瀬田」。

わきもこに又も相海の安河の安寐もねずにこひわたるかも、(萬葉集)

はるかなる御上の獄を目にかけていくせわたりぬ野洲のかは波、(新勅撰集)　後京極攝政

野洲河原に水を堰き入れて、村民布を晒す業を爲す、之を野洲晒と號し、江州綿布の佳品也。

野洲(ヤス)

今野洲、市三宅、小篠原久野部等を合同して一村と成す、野洲河の東岸、三上山の西北麓なり、乃ち驛道車驛と爲る。

續紀「天平十二年十二月、車駕從犬上發、到蒲生郡宿、翌日到野洲頓宮」と見ゆ、此の野洲頓宮は今野洲村大字市三宅にや、斯る地名の里は舊跡たる事、諸州に其例多し。

小篠原(コシノハラ)

野洲驛の東にして、篠原村の西に接す、今本郡々衙を置かる、此地に近年銅鐸を發掘せり、其始末は下の如し。

人類學會雜誌云、銅鐸は古銅器中の珍器なり、古史に天智天皇七年に近江國より出したりと云へり、我邦にて銅鑛山の開けたるは和銅元年を始とするよしなるに、夫より三十年も以前に、しかも土中より出しことなれば、不可思議に堪へず、明治十四年野洲郡小篠原村大岩谷に於て、一時に十四口を堀出したるは、斯事に關し最も著大の事例とす、近江國輿地志畧に由て考ふれば、其地即福林寺の跡ならん歟、當時村吏より官へ報告したるは、最大高四尺一寸七分(曲尺による)拾三貫匁高貳尺三寸參貫九百匁を初めとし、大小輕重不等高一尺五寸壹貫貳百匁高一尺六寸五分壹貫百匁に至る、其報告云、嘗て大岩谷の邊に別に三口を得たる者ありとぞ、此地字福谷又奥小松或は丸山とも呼ふ、去る明治八年字大岩山と改稱す、七年の頃古鏡三面曲玉矢の根七本及び同質にして管の如きもの八個を得、其埋藏の景况たるや、凡壹尺四方餘を朱にて詰め、其中に右の古鏡髪の毛にて狹み、其廻り五尺餘四方をれば土にて埋みあり、又該山より西北に字丸山字甲山(カブトヤマ)の二丘あり、右(甲山丸山)の距離壹町餘にて相對す、其形同一にして何れも古墳と見認む、其形狀甲の如し、また丸山の一丘は其巓より壹丈余全く持土にして、周邊より脊小石多く顯れ、近年該山の近傍より刀劍の類數本堀得しものあり、又字甲山は形丸山に同しく巓に岩屋あり、最も當村の山中何れも岩屋數多あり、皆巨石を以て築きたり、又西へ連續して字天王山と稱する一丘あり、又南に當て字堂山あり、距離十町餘にて該地に十二所神社あり、茲は往昔比叡山に屬せる伽藍あり、天正年間燒失す、今境内近傍に十三重の石塔存在せり、又大岩山より北西に當て字王塚山(距離四町余)あり、其形茶臼の如く、又東北に當て字屋棟川を貫き字吉祥寺山と呼ふ一丘あり、該地の往昔吉祥寺と稱せし伽藍ありしと云ふ。

(上三)

三上郷(ミカミ)

和名抄、野洲郡三上郷、美加無。○今三上(ミカミ)村即是なり、野洲村の東南、野洲川の北岸にして、三上山特起して東北は甲賀郡蒲生郡に至る、偏狹の地なり。○古事記傳云、三上は古事記御上に作り、和名抄に美加無と云は後の音便の唱なるべし。○加茂眞淵集云、和名類聚抄に此國の野洲郡に三上爾保篠原などの鄕名あり、延喜式には三上の神社を御上とかかれたり、萬葉に「さゞ波の國つみ神のうらさびて」とあるを或物に日吉の御神大物主にましませる故とあれども覺束なし、この山を御神といふは國つ神のましませる所なれば、其里をもみかみといひ、其浦をもさはいふべきにこそ。

三上村は今小村なれど、近世元祿年中より遠藤侯一萬石の陣屋あり、遠藤氏初め美濃國郡上に封ぜられ、其遺祠は東國千葉東(トウ)の門流に出つとぞ、慶應三年泉州吉見へ移封。

三上山(ミカミ)

此山南は岩根山につゞき、東は鏡山に接し、一峰獨り秀つと雖高からず、其容翠潤の風色、絶えて他の湖上の禿山に似ず、標高一千二百尺、遠望して其神峰たるを辨すべし。○淡海故錄云、此山登半里、嶮岨に峙ち立てり、四方より眺むるに形富士に似たり、昔此山に大なる蜈蚣ありて、勢田の龍宮城に寇せし故に、田原藤太秀郷之を射殺したりと云ふ俗談あり、太平記には比良の嶺より來る蜈蚣とあり、釋書には此山の神を陀我神社と記して、また白小猿なりと云ふ、一說に天御影命云々。○纂異記云、野洲御上嶺。

安和元年大嘗會風俗歌　能宣

千早ふる三上の山のさかき葉のさかえぞまさる末の世までに、(拾遺集)

元曆元年大嘗會風俗歌　季經

さゝはなる御神の山の杉村や八百よろつ世のしるしなるらん、(千載集)

元輔

萬代の三上のやまのひゞきには野洲の川水すみぞあひにける、(夫木集)

篠原や三上のみねを見わたせは一夜のほどにつゆの積れる、(夫木集)

三上の嶽をのぞみて野洲河をわたる　光行

いかにしてすむやす川の水ならんよわたる計りくるしきやある、(海道記)

參考本盛衰記云、野路の原を分行て野洲の河原に出にけり、三上嶽を見給へば、緑涼き山陰の麓の森に神ぞ住む、三上明神と名附たり、此神養老年中に天降り、日本第二の忌火にて、此所にぞ住給ふ、篠原堤鳴橋、

驅を早めて打程に、今日は鏡に着給。○三上の半腹に妙見祠あり、之を明現山と云ふ、近代天保年中、三上村の庄屋土川平兵衛以下が一揆を起し、撿田使を逐ひ終に刑死せしを追弔せる石碑を此に建てたり。○中村栗園明現山記云、江州山水、遊ぶ可き者枚擧す可らず、八幡の如きは既に已に人口に膾炙し、八幡之長命寺、三上之明現山、石部之金勝山、亦皆絶勝を以て聞ゆ、而して明現山は水口を距る最も近く、一日之行耳、路を岩根に取り、渉路より三上村に入り、石磴を躡みて而して登る、又石磴を攀づると二層、明現の祠有り、欄によりて縱觀し、江山の名狀を悉すを得たり。

御上(ミカミ)神社

此社は安(ヤス)國造の齋奉る氏神にして、淡海の國津御神と號す、彦國葺命(孝昭帝四世孫)日子坐(ヤスクニノキ)王(開化皇子)、倭建命等は此氏女に娶坐して、安郡公安國造安直などの姓を垂れたまへり　姓氏錄、右京皇別、安那公、天足彦國押人命三世孫、彦國葺命之後也、古事記、日子坐王娶御上祝以伊都玖天之御影神之女、息長水依比賣、生水穗眞若王、是近淡海之安直之祖、又倭建命、娶近淡海之安國造之祖、意富多牟和氣之女、布多遲比賣、生御子稻依別王。○按に古事記に「天押帶日子命者、近淡海國造之祖也」とあるは、姓氏錄、天足彦國押人命と云ふと同事異傳なり、國造本紀に「淡海國造、志賀高穴穗朝(成務)御世、彦坐王三世孫、大陀牟夜別定賜國造」とあるは古事記意富多牟和氣と同事異傳なり、而て神社考には「三上山明神者、元正天皇養老年中、自天降於此處」とある如き、又此神は陀我(タガ)の伊非諾尊に同じ、化現して白猿となり百足となりたまふなど、皆後世の附會なりと知るべし、現在の祠堂は本殿拜殿樓門の三字、莊潔の制也、政府特別保護を加ふ　神社志料云、御上(ミウエ)神社いにしへ三上嶽にあり、後之を山下に移す、淡海志　神名帳考證　東海道名所圖會)凡河内の國造等の祖天津日子根命の子天御影神を祭る、(古事記舊事本紀新撰姓氏錄)按に社家傳説に伊非諾尊天照大神を祭る、故に天御影日御影社と云ふとあるは謬れり、天御影神亦明立天御陰命と云ふ、(新撰姓氏錄)丹波彦多須美知能宇斯王の母、息長水依比賣は即此神の御女也、古事記　大同元年、近江地二戸を充奉り、(新抄格勅符)貞觀元年從五位下三上神に從五位上を授く、十七年從三位に敍され、(三代實錄)延喜の制名神大社に列り、祈年月次新嘗の案上幣に預る、(延喜式)凡本社神官は尤火を愼み、瓦釜を以て炊き陶器を以て食ふ、依て日本第一忌火と云ふ、(神社啓蒙行義抄)古は御上祝此神を齋奉りき、即御影神の神孫也、(古事記)○東鑑、建久元年、源頼朝上洛條云、著御野路驛、前右馬助得房自當國三上社、獻垸飯酒肴等、不合領納之云々、温故錄云、三上神官は清和天皇第二の宮を以て任補せられ、則代々此孫流を以て三上の神遠(カムヌチ)と云ふ。(清和云々は例の附會の妄言なれど、此御上祝の舊家なるを想ふ可し)釋書慧勝傳、勝遊方至近州御上嶺、陀我神側宿一舍、夢人告曰、爲我當讀法華、覺而恠之、明日小白猿來、語勝曰、我昔爲東天竺國王、彼國時有沙門數千、我下勅括比丘私度、而受報爲猿神、師願住此看讀、脫我苦趣、勝曰此地無供、不能久居、神曰勿慮也、我仲供養、又淺井郡有諸淨衆、願勸彼同讀、勝赴彼說此事、僧等不信、忽堂上有白猿、衆僧出見之、其間宏構大材、假倒壁、衆知猴神所爲、始信勝言、往彼同讀法華。

三上なるさくらの山の花さかり散てふことはあらじ
とぞ思ふ、(名寄)　匡房

(櫻)　今三上村の大字櫻あり、此なるべし、櫻の東方三上山の陰に大池あり、方敷町、岩根村菩提寺(甲賀郡)の北に當る、此邊尚池塘多し。

篠原(シノハラ)郷

和名抄、野洲郡篠原郷、訓志乃波良。○今篠原村是なり、野洲村の東北に接し鏡山村(蒲生郡)の西に至る、大篠原高木長島等の大字あり。篠原は古驛にして、往々栗太郡野路驛と混同の看あるを免れず、共に野路之篠原宿と稱すれば也、之を判別せんに行程の左右に依らん外なし、即野路驛は東北兩道の交會する草津の西にして、篠原驛は北道美濃路の一驛たるの差あるを想ふべし。平家物語に「野路の篠原も打過て、鏡の宿に至りぬれば」とある如きは此郷なり、延喜式、篠原驛馬十五匹とも見ゆ。東鑑文治元年六月、延尉(義經)著近江國篠原驛、令橘馬允公長、誅前内府、(木曾路圖會云、宗盛塚は篠原の東、鳴海橋のひだりにあり尋ぬべし)東關紀行云、野路と云所に至り、篠原と云ふ所を見れば、西東は遙に長き堤有、北には里人すみかをしめ、南には池のおもてとほく見わたさる。

敷智(フチ)郷

和名抄、野洲郡敷智郷、國用淵字。○今詳ならず、按に遠江國にも敷智郡あり、相因む所あるにや、又今の祇王村中里村の邊は郷名の當つべきなし、疑くは此敷智なるべし。

義王(ギワウ)

舊江(エベ)庄と曰へり、近年祇王(ギワウ)女の遺德に因みて村名と爲す、篠原村の西に接す、大字永原富波などあり。○温故錄云、昔江部庄田地養水乏しく土人難儀せしが、此庄に生れたる祇王、祇女と云ふ女あり、平相國清盛入道の妾となる、村民共祇王を以て入道殿へなげき、篠原の下より田中に大堀をほり、下溜を受けて水を流し用水足れり、此井を今に祇王井と呼ぶ、中北村富波村兩處に姉妹の堂存す。○一書曰、祇王祇女共に京堀川の白拍子也、母を刀自と曰ふ、又白拍子なり、近江益須郡中北村に生る、平清盛遂に祇王を見て之を召す、後佛御前寵を專にするに至り、潛に宮を

出づ、殿障に書して曰く「萌出るも枯るゝも同じ野邊の草何れか秋にあはではつべき」と、遂に嵯峨へ遁る、是より先妓王清盛に請ひて、溝を郷里益須に穿ち以て灌漑に便す、利澤三里に及ぶと云ふ。

永原 今義王村の大字なり、佐々木屋杉の時六角政頼の二男高賢此に居り、南佐々木と稱したり。(淡海温故錄)永原は往時驛舍にして德川幕府の初めまで其設あり、天文元年宗碩美濃紀行にも、此驛次見ゆ。

道より雨ふり、からうじて永原まで着、永原よりは都への海山かけて七里さきく、翌日永原より船出せしなまで深泥をしのぎて行き、しなより船出せしに、日さし登りて浪もなく靜なりしかば、

船出する朝日の影はしな照るやにほの水海浪そなきたる(美濃紀行)

木部 今比江西河原等を合同し中里村と改む、義王村の西に接す、木部は又木邊に作り、一向眞宗錦織寺此に在り、世に木邊派と稱し、眞宗の一分派なり。

錦織寺 温故錄云、門徒宗の一派一流の本山なり、開山慈空上人は一向宗に達て、代々聖僧念佛三昧の教法なり、末寺處々に多し、此寺は山本源氏錦織氏の人々發心の建立なりや、或は菩提所なるべし。○二十四輩圖會云、錦織寺は一本山也、天安堂には多聞天の像を安置す、中世此郷の領主石鼻氏部親鸞の徒となりて改宗するも、初め天台宗にて慈覺大師一宇を造立して天像を安じたまふといへり、本願寺存覺上人當院に住み給ひ、其息綱嚴僧都寺務有て中興す。○京華要誌云、錦織寺今眞宗五派の一本山なり、初め台家なり、嘉禎中一向宗の開祖親鸞東國より歸洛の途次、堂前に露宿ありしが、靈夢に感ずる所ありて、笈中なる一尺八寸の彌陀佛を安置す、是より專修念佛の道場となれり、天神護法錦織之寺なる宸翰は四條帝の賜ふ所なり。○按に木部錦織寺は古に聞ゆる所なし、近代は本願寺門跡に附隨し、堂上家の子弟を申下して寺主に仰ぎ、雲上明覽に列する事と爲れり、其法統は本願寺三代覺如の男存覺を初祖と爲し、慈觀慈達以下相續して今二十代許なり、沿革詳ならず。

比留田 今木部比江等と合同し中里村と曰ふ、延喜式野洲郡比利多神社と云は此に在り、輿地志略には秩父妙見社と云ふものを式社に充て、神祇志料には淺殿社と云ものを式社に充つ、其是非を知らず。

服部郷 和名抄、野洲郡服部郷、訓八土利。○今中洲村速野村なるべし、大字服部は中洲村に屬す、守山驛の西北野洲河の三角洲にして、西は湖上に臨む。

(幸津川)

新川神社は中洲村大字幸津川に在り、延喜式、野洲郡下新川神社是なり、(温故錄輿地志畧)三代實錄、仁和元年下新川神授位。○按に新川は丹生川にや、諸國に丹生神と云ふは山神水神にて和州吉野郡紀州高野山などに大社あり。

水保 今速野村と改む、幸津川の南に接す、古事記に「日子坐王は御上神の女を娶り、生みませる子水穗眞若王水穗五百依比賣ましますと」由を載す、此王孫の水穗は此地の名に因りて負はせ玉ふなり、御上神社參考すべし。

木濱 今速野村と改む、水保の西にして野洲河を隔てゝ相對ふ。○木濱は湖水に臨み野洲河の末に居り、滋賀郡堅田浦と相對ふ、湖中の狹窄部にして、兩岸二十餘町を隔つのみ。

山風は及はぬ方のさゝら波に木の葉の浦の名を散らすらん、(爲尹千首)

温故錄木之葉浦を以て此木濱に當てたり。○宗長手記、大永七年足利公方義晴江州下向の時、木濱山田矢橋守山などに二三日滯留の事見ゆ。○木之濱浦は戰國の頃六角家の重臣進藤氏の邑にて、永祿中進藤山城守賢盛と云ふは六角家の侍大將なり、此邊は中世速野庄と稱せり。

(速野)

兵主 又兵頭に作り、庄號なりしが近年村名に轉す、大字五條に兵主神社あり、軍八頭兵頭大神宮と號し、野洲郡の名祠なり、延喜式には名神大と注し、三代實錄貞觀中五回授位の事あり、又金勝寺僧三上兵主の兩名神の爲に度者を奏請したる事、類聚三代格に見ゆ。○按に兵主神は倭大實天王と曰ふ、栗太郡にも之を祭る、大和國大倭神社穴師神社の齋神なるべし。

邇保郷 和名抄、野洲郡邇保郷、在南北 ○今兵主村北里村なるべし、輿地志略に仁保の字は江頭村に在りと曰へり、今北里村即江頭にして、兵主村と邇保川を隔つ。

仁保川 蒲生川の末なり、蒲生郡綿向山より發し、日野町鏡山村を經て、北里村江頭に至り、湖水に注入す、長十里。

江頭 今北里村と改稱す、守山驛の北二里、八幡町(蒲生郡)の西一里、仁保河の畔の大村なり。

正安大嘗會歌、爾本川　兼仲

もろ人もよはひをのへてむすふなりにほの川瀬の菊の下露、(夫木集

古事記云、其忍熊王與伊佐比宿禰、共被追迫、乘船浮海歌曰、

いさあ君振熊がいたて負はずば邇本杼理の阿布美のうみにかつきせなわ、

即入海共死也。按に此に邇本鳥と云は後世鳰と云ふに同じく、琵琶湖には鳰多く住みければ「鳰鳥の淡海」と口吟めるにや、一說野洲郡邇保郷ありて其浦を邇保

(鳰)

の海と呼びたるが、又轉じて太湖の總名と爲れるにやとも云へり、今按に是は鳥名より出でゝ郷名と爲り、又後世「鳰鳥の淡海」の語に本づき、鳰海てふ名を定めたるならん、遁保海と云語は萬葉集には之なし、源語早蕨卷に初出す、

しなてるやにほのみづうみこく船のまほならねどもあひみしものを

鳰は漢名鸊鷉に作ることあり、小鴨に似て稍大なり、頭背翅に黑き斑あり、觜短く脚は赤し、常に水中に出没し、善く波底に潜る、枕辭に「遁保照や」と云は「鳰鳥や」の訛なりとぞ、又「鳰鳥の息長川」と云ふは息長は坂田郡の地名也、源語の歌なる「しなてるや」も栗太郡の地名支那にて「支那出るや」の義なりとぞ。

湖田　　玉乃五龍

[illegible]、[illegible]、漁屋閒農人、黄雲接[illegible]、[illegible]、[illegible]田、不似濃山路、稻花枯可憐、

蒲生郡

蒲生郡（ガマフ）

野洲甲賀の東北に接し、神崎の西南に並ぶ、江南の中央にして古より富強の名あり。國道は北偏を過ぐ、即八幡（ハチマン）町を車驛とす。日野は東南の山谷にして、自ら一區を成す、彦根より八日市を經て日野に通ずる鐵道支線あり○今面積凡二十四方里、人口十萬、二町二十三村、郡衙は八幡に在り。

古事記「天津日子根命者、蒲生稻寸等之祖也」とあり、蒲生は名義其文字の如く蒲草の野なるべし、蒲生野は天智天皇遊獵の標野（シメノ）にして神崎郡に涉る、神崎は蓋蒲生の分地なり、天智紀「五年、以百濟男女四百餘人、居于近江國神前（カムサキ）郡、八年、以百濟佐平餘自信鬼室集斯等男女七百餘人、遷居近江國蒲生郡」とあるは二郡の關係を見るべし、續日本紀、天平十六年蒲生郡大領佐々貴山君親人、神前郡大領佐々貴山君足人の名あり、佐々貴氏は蒲生稻寸に代り此地を領知せる家なるべければ、國郡制置の時蒲生は分れて蒲生神前の二と爲れると知るべし、又百濟人の古跡百濟寺、幷に佐々貴山君の領知せる久田（クタ）の蚊野（カノ）は後世愛知郡に在るを想ふに、愛知も亦神前の分地にて、本は蒲生野の中なり。文武紀「大寶二年、美濃國多伎郡民七百十六口、遷于蒲生郡」と見ゆるは卒野開拓の政治と知らる。○和名抄、蒲生郡訓加萬不、九郷に分つ、篠田とあるは篠笥の西郷にして、又蒲生郷を東生西生の二に分たるゝ由下に其說あり。

送人歸東、　　梁川星巖

人歸燕去尙掩留、搖落京城無限秋、一片離心逐帆席、鯉魚風裡過江州、王孫草色緑萋々、歸路綿山望轉迷、政是江東三月暮、楊花風白子規啼、

安吉（アキ）郷

和名抄、蒲生郡安吉郷。○今鏡山村苗村（ナ）馬淵（マブチ）村なるべし、輿地志略云「安吉は今の倉橋部（今馬淵）弓削須惠（スヱ）（今鏡山）信濃（今苗村）の邊を云ふなり」。○今昔物語に安義橋（アキノハシ）の鬼人を啖ふ一話ありて、今鏡山村大字橋本あり、此を謂ふにや、本郷南西は鏡山三上山岩根山の脈を以て甲賀野洲二郡に界し、

蒲生河（ガマフ）

蒲生川貫流す、土俗横關（ヨコゼキ）川と曰ふ。

推古紀、二十七年、近江國言、於蒲生河有物、其形如人云々。○此河は上流を日野川と云ふ、源を綿（ワタ）向（ムキ）山(西大路村)に發し、西流朝日野村に到り櫻川を合せ、鏡山の北を過ぎ横關川と稱し、野洲郡に入り湖に歸す、長凡十里、末には仁保川とも曰ふ。○淡海温故錄云、歌名所の玉造（タマツクリ）川と云は仁保川を云にや、又鏡山の邊の濁れる川なりとも云へり。

いく千度君が御代には近江なる玉造川すまんとすらん、(夫木集)　　元輔

鏡山（カガミヤマ）

三上山の東に并ぶ山名なり、山北に鏡宿あり、今此邊鵜川橋本弓削須惠横關藥師等の大字を合同し鏡山村と稱す、西南は野洲甲賀二郡に界し、北は桐原村馬淵村に至り、東は苗村に至る。

(吾名)

鏡は俗說天日槍の日鏡を收藏したる處と曰ふ、日本書紀、垂仁紀「新羅王天日槍、入近江吾名邑暫居、是以近江國鏡谷陶（アナ）人、則天日槍從人也」と見ゆれば吾名邑なり、吾名と云ふも此地の古名にや、鏡（カガミノハサマ）谷は鏡山の東麓にて、今須惠（スヱ）の大字即陶人（スヱツクリ）の遺墟なり、又鏡作（アメラ）の事は桐原を參考すべし。(吾名は苗村を見よ)

(須惠)

鏡山いさ立よりて見てゆかむとしへぬる身は老やしぬると、(古今集寛平大嘗會の歌)　　大伴黑主

天喜六年大嘗會風俗歌

花のちる山のふもとのかゝみ川日を經てはるはとくへかりけり、(夫木集)

(鏡)

鏡は古驛なり、近世は廢驛す、源平盛衰記に鏡宿と記し、源義朝の遺子牛若丸此に投宿したる所、元服して九郎義經と曰へる由見ゆ。木曾路圖會云、鏡宿今は名次なし、守山より是まで二里、武佐まで又一里半、今若丸投宿の家とて、京よりくだる左側澤氏と云、屋の棟に幟を立る者あり。○東鑑、建久六年、將軍上洛、古江州鏡驛前、羇路鞍馬給云々。

星崎（ホシガサキ）城址　鏡氏の故居なり、鏡宿に在り、鏡氏は東鑑「承久三年六月、鏡右衛門尉久綱、註姓名於旗面、殘留合戰、遂自殺、見旗銘拭悲淚」とありて勤王の勇士なり。○輿地志略云、鏡氏は佐々木十代定重を元祖

とす、承久亂に尾張にて討死せし鏡右衛門尉久綱は其二代目なり、愛智郡日夏氏も此流と曰ふ、鏡は代々屋形の旗頭にて、星か崎に在城なり、鏡陸奥守高規息兵庫正は定頼公承禎公に忠功有て、永祿の始め永原一族淺井に頼まれ逆意を起し、南部騒動の時、承禎公星か崎に籠するとあり。

苗村（長寸）舊庄號なり、鏡山村の東、朝日野村の西、馬淵村雪野山の南なり、苗村天王祠は大字綾戸に在り、按に延喜式蒲生郡長寸神社あり、寸は村の古字なれば那牟羅と訓みて、吾名邑の略なるべし。○温故錄云、苗村庄に天王社鎭坐す、何の由來やありけん、國中の賤職を作するもの年々寄集り、此神事を務る習あり、石切革屋革師の類の賤職に十餘流ありとなり、又塔兒船子なども、それ〳〵の役目を云渡す由なり、清淨の大神に、下賤の集り務るはいと不審なり。今按に苗村は大字川守山之上信濃鷲輿丁などあり、山之上保は昔京の祇園社領と云ふ、蓋長寸神は吾名邑の新羅人の祭れる者にして、後世牛頭天王に混したる也。（山之上）

雪野山 苗村と馬淵村の間、蒲生川の右岸なる丘陵なり。温故錄云、此山に雪野寺あり、安吉山龍王寺と曰ふ、昔は大伽藍にして、小野時兼と云人川守里に住し、一鐘を藥師如來に寄進す、之を野寺の鐘と曰ふ、文安三年回祿したり、然れども其本尊并に梵鐘は依然として今に在り。

蒲生野のしめのの原の女郎花野寺に見するいもか袖なり（夫木集）　匡房

按に此歌野寺一本野守に作るを是とす、蒲生野は雪野山以北の曠野にして、天智帝遊獵の處なり、萬葉集云、

天皇遊獵蒲生野時、額田王作歌、

茜さす紫野逝しめの行野守は見すや君か袖ふる、

此歌逝行とつゝけたるは行歩の義には相違なきも、雪野山の邊にて、地名を掛てよまれたるにやあらん、其野守の人は即此山に住居しけん、土俗の傳ふる小野時兼と云ふも野守職なるべし。

馬淵 鏡山村の西、雪野山の北、東は武佐村に至る、大字馬淵は國道に係る、其東南に大字長福寺千僧供倉橋部などあり。○馬淵氏は佐々木屋形定綱の五男廣定を祖とすと云　馬淵村には花崗石々村を伐出す、方言鵜川石と曰ふ、鏡山村に大字鵜川あり。○元和中、木村長門守重成は大藏卿局の姪青柳に夫婦の語ひを成しけるも、當時大坂城に在りしが、其五月重成討死のとき、彼婦悲歎を押へて、江州馬淵に所縁あれば、其所の莊官をたのみ、恙なく男子を産みて尼となる、翌年一周忌の營み終て、持佛堂にて心閑に自害を遂けたりと云、其後莊官彼孤を養育し、世を憚りて我家苗を名のらせ、我娘を娶合せ馬淵源左衛門と號して家督をつがせ、其子孫今に彼所にありと云々。（浪速全書）

日もくれぬわたせ其馬ふちもなきこのひさ川は瀨ふみせすとも（夫木集）　爲相

千僧供 是は山槐記元暦元年注進の近江名所に「千束橋、蒲生下郡」と注したる地なるべし、土俗、住蓮法師の供養を營みたるに因りて、此名ありと云は、附會の說のみ。○温故錄云、千僧供は千束とも書く、昔爰にて法然上人の弟子住蓮坊安樂坊兩僧を、鎌倉の御裁斷にて、佐々木九郎義實に仰付られ、刑罰せられ其塚あり、此住蓮坊は對馬守源頼親の苗裔也、其後承元元年兩僧の追善のため、爰にて千僧供養あり、故に所の名とす、又爰に大きなる塚幾つもあり、其由來は知れず、正保年中に馬淵繩手の道を作るとて、大塚を一つ崩しけるに、古き朽ちたる具足太刀色々出たる由聞けり。

桐原郷 和名抄、蒲生郡桐原郷。○今桐原村是なり、鏡山村の北に接し、岡山村の西なり、此桐原は古の鏡作天日一箇命の後裔、蒲生稻置の住所なりきと云ふ、鏡山と相接比するも、其故なきにあらず、今桐原村に在り。

菅田神社 延喜式に列す、今桐原村に在り。神祇志料云、蓋天津日子根命の子天麻比止都命を祀る、即菅田首蒲生稻置の祖神也、（參取新撰姓氏錄古事記）凡毎年九月十九日祭を行ふ、此日稻置の稻六十穗を伊勢多度神社に送るを例とす、（滋賀縣注進狀）桐原は今鑄物師とも稱する村にして、村北に字菅田あり、古へ稻置の舊地と云ふ。（鑄物師）

打なひくけしきを見れは女郎花すかたの野邊はおのれなりけり（夫木集）

菅田の地名は和州にもあり。

船木郷 和名抄、蒲生郡船木郷。○今岡山村八幡町宇津村等なり、桐原村の北にして湖水に臨む、大島郷（今島村）は本郷と一溝を隔てゝ湖中に在り。○高島郡にも船木村あれども之と異なり、源平盛衰記に「故刑部卿殿（平忠盛）近江國水海の船木の奧にて、海賊廿人を被搦進」たりとあるは、船木の奧の島即大島郷の凶徒を追捕せられしなり、又船木山と云は今の岡山にや、又奧之島山をさすにや、詳かならず。

さゝ波や船木の山のほとゝきす聲をほにあけて鳴渡るかな（家集）　顯輔

岡山 八幡町の西、北里村（野洲郡江頭）の東北に在り、本名水莖岡なり、永正年中、足利公方義澄江州に下向し、此に寓止せらる、舊記に永正八年八月十四日、公方江州丘山に逝去、年三十三におはす、元龜年中には、六角家臣輕甲斐守の居城也云々。○五林政賴記云、永正五年六月義澄將軍は九里か拵へたる岡山にて御座あり、同六年十月の一夜、夜討の上手閑珍とやらむ云者衆は、義澄將軍に頼まれ、京の御所へ忍入る云々。外史足利記、永正四年、大内義興奉山陽西海兵、

本足利義植西上、五年、將軍義澄奔近江、依六角定頼、義植義興入京師、詔復義植官爵、還予之義澄、六年八月、義澄薨于近江岡山。

(水莖岡)

水莖の岡のやかたに妹とあれとねてのあさけの霜のふりはも、(古今集)

水莖岡は同名筑前國にもあり、此歌は古今集大歌所の詠なれば、近江國悠紀方の名所たる事推知すべし。

(牧)

岡山の西岸に大宗牧あり、湖水灣曲して一江灣を成し、灣口に一岩嶼あり、景色頗佳なり、斷崖絕壁水深くして岩石の態亦奇なり、東北長命寺松崎を望む、水程十八町許、筆尖硯淵など云ふ景勝即此に在り。

槇の村つら〳〵つはきつら〳〵におもへはかへし君か八千代は、(夫木集)　匡　房

加茂 今岡山村の大字なり、加茂明神あり、社域殊勝に見ゆるとぞ、古は城州賀茂の御厨にして錦木郷也、と云ふこと錦織寺に其說あり。

八幡

江州南部の名邑にして、今八幡町と云ひ、蒲生郡役所あり、鐵道車驛は隣村宇津呂に在りて、八幡驛と稱す、居民富庶、北部の長濱と匹敵す、綿布の製造盛んなり、殊に蚊帳疊表は一種の特有物產とす。此地は天正十四年羽柴秀次八幡山に築城し、安土城下の工商を移したるより、初て市街を爲りたる也、安土村の西一里。

八幡城址 今宮山と曰ふ、八幡町の北に在り、津田細江の水其下を繞る、大湖の兩灣左右に斗入し、奥島其背に横はる、天正十四年、羽柴秀次安土城を壞ち此に築く、因て近江中納言と稱せり、文祿中秀次逝去の後廢城となれるならん。

八幡宮 木曾路圖會云、八幡宮元宮山の上に在り、佐々木屋形の時、神領を多く寄せ進められ三十餘個所に及び神威熾けり、初め長德三年放生會を行はれ、寬弘二年舊に一社を勸請して下の社と稱す、弘安中蒙古襲來の時奉幣あり、永祿十一年、信長公の爲に佐々木家十八箇城一度に亡びければ、神社も衰廢せり、其頃豐臣秀次此山に城を築しが、文祿四年に亡び、慶長五年平天下となりしより、神殿を再興し、舊觀にかへる、寬永十一年、關東の命に因て神領五十石神境の除地を賜ふ、湖中なれば景色よし、八幡山和歌序北村季吟法印作なり、比牟禮宮又火振八幡とも呼び奉る。○按に古事記應神妃の父の名に丸邇の比布禮と云人あり、滋賀郡和邇を參考すべし。

日杉山 八幡町の西南なる岡なり、願成就寺と呼ぶ天台家あり、此寺昔は八幡山に在りしを、築城の時之を移されたるなり

金臺寺 八幡町字寺內に在り、境內六町、本願寺の別院にして八幡御堂と稱す、顯如上人開基、初め安土に在りて金藏寺と曰へり。

宇津呂 八幡町の東を大林と云ふ、宇津呂八幡宮あり、故に今宇津呂村と改む。○輿地志略云、宇津呂は土俗相傳ふ、寬弘二年、宇佐八幡宮此地の松樹に移り來ます、因て其松を影向松と號したり、此神後世八幡山に遷座ありしも、舊址に別に一宮を置くと。

西光寺 宇津呂中村に在り、龍欽山大雲院と號して淨土宗なり、開山貞安上人、大檀那織田信長也、初め貞安能州西光寺に住し、亂を避け近江に至る、信長信敬して天正七年西光寺を建立す、即安土城大手の前田の中に建立成就す、然して後天正十四年八幡山に城を築き安土の町を悉く引うつす、寺も又移る、今の地是なり。

津田

八幡町の北、島村の南を曰ふ、今北津田南津田の字ありて、島村及岡山村へ割入す。津田入江と云は八幡山岡山の西北なる湖水の灣曲にして、東は細灣を以て安土の湖灣に通ずる隈を云ふならん、北津田に津田先生の宅址と傳ふる地あり。○大日本史云、平重盛、次子曰資盛、子親實、其母抱之匿近江津田、郷長取其母爲妻、遂育親實、爲越前織田劍官子、號織田權太夫、又稱津田先生、剃髮曰覺盛、嘗作和歌寓思、云々。

さみたれは津田の入江のみほつくし見えぬもふかきしるしなりけり、(續後撰集)　覺　盛

此覺盛法師は津田權太夫親實と號せし士なり、織田氏の祖なり、今織田氏の末孫津田を名のるは此津田によれり、細川藤孝「こほりゐし津田の入江もうちとけて國も豐に春風そふく」此歌は藤孝ぬし織田六角兩家の扱に下りたまひ、和睦の上にてよみたまふと云ふ。(輿地志略)

大嶋郷

和名抄、蒲生郡大島郷、今の島村是なり、八幡町の北にして津田の細江を以て相并す、東は安土の湖灣を以て神崎郡と相限る、北方の湖上に沖島と云ふ岩嶼あり。○島村は土俗奥島又北津田と曰ふ、源平盛衰記に舟木の奥と云ふも此奥の島を指す、周回三里、南西角を松崎と云ひ長命寺と稱する名嶠あり、又東北端に一岩嶼あり伊崎島と曰ふ、安土の湖灣の北を塞ぐ、地勢高下參差として、崖岸亂錯す、大湖の一勝景なり、岩石は役りて用材に供ふべし、水に泛べて諸方に運致す、其島山を傾山又蓬萊と曰ふ。大島神社は延喜式に列し、新抄格勅符に「大島神、神護景雲元年、神封一戸を充奉る」と見ゆ、今もこの祠奥島に在り。

(奥島)

長命寺 奥島の西南に在り、八幡町より五十町、西國巡禮三十一番の札所なり、津田の入江の北に臨み、湖山の勝景を攬るべし。○輿地志略云、奥島長命寺は拾芥抄に「長命寺、三尺聖觀音、武內大臣之願」と記す、

…寺ならずや、相傳ふ、昔野洲郡邇保郷に賴智法橋さ云ふ沙門あり、長明寺再興を爲しき、其後佐々木定綱、父秀義の菩提の爲に重興し、延暦寺に附屬す、大永六年、山門の學頭内供奉より贈れる證文に「當山長明命は天智天皇の御願にして、延暦寺西塔の別院なり」さ記す、元龜四年、織田氏の軍岡山城を攻めし時、此伽藍亦兵火に罹る、天正十年壬午、勸進の功により堂塔を造營す。○温故錄云、長命寺山に富士權現の母の墓さ傳ふる大石あり、此寺は佐々木屋形秀義の廟にて、寺僧は比丘方比丘尼方の二派ありて、寺祿百石を相續す、巡禮詠歌云、

八千させや柳もなかきいのち寺運ふあゆみのかさしなるらん。

江州長命寺、阻風、　　梁　星　巖

春容滿水蒲牢吼、擬問寶陀門士宗、何物羣魔敢相阻、滿湖吹起鐵蓮花、

松崎（マツガサキ）　長命寺の南の崖端を云ふ、安和天祿兩度の大嘗會風俗歌に松崎をよむ、即此景致に取れるなり、

ちとせふる松か崎にはむれゐつゝ田鶴さへあそふ心あるらし、（拾遺集）　元　輔

つるのすむまつかさきにはならへたるちよの例を見するなりけり。

伊崎（イサキ）　奥島の東北に接する一岩嶼なり、伊崎島さ云ふ、不動堂あり伊崎山阿彌陀寺の廢址さぞ、即沖津島の神宮寺なり。三代實錄云「貞觀七年、元興寺傳燈法師位賢和奏言、久住近江國野洲郡奥島、聊構堂舍、島神夢中告曰、雖云神靈、未脫蓋纏、願以佛力、將增威勢、擁護國家、安存鄉邑、望請爲神宮寺、叶神明願、詔許之」さ、此に野洲郡さあるは謬りなるべし。（輿地志略名所圖會」

沖之島（オキ）　奥島の北岸を去る十餘町、伊崎の西に在り、廻二十餘町の岩嶼にして、居民五六十口あり漁戸也、古は奥津島さ曰へり、今島村に屬す。

淡海のみ奥津島山奥まけてわかおもふいもか言のしけけく、（萬葉集）

風わたるにほの水海そらはれて月かけきよし奥津島やま、（續千載集）

ふる雪はそれさも見えてささなみやよせてかへらぬ沖津しま山、（新拾遺集）

奥津島神社（オキツシマ）　今沖之島に在り、延喜式、蒲生郡の大社なり、新抄格勅符、大同元年神封一戶を充てられ、三代實錄、貞觀元年授位の事あり。○此神島は竹生島さ匹敵すべき靈境なれど、太だあらはれず。

泊於淺島　　賴　山　陽

避風入湖隈、繋舟陰林樹、數家依崖住、汲路泥當渡、上岸借一枕、舟中忘蚊齧、浹旬滯藩城、紗幬中佔畢、不如漁父家、漁燈繙書帙、

篠笥郷（ササキ）　和名抄、蒲生郡篠笥郷。○今安土村老蘇村及金田村なるべし、和名抄本郡篠田郷さ云ふは、今其名を聞かず、蓋篠笥郷の謬にして金田村に當る、即篠笥の西郷の謂ならん。篠笥は笥に介の訓あり、和名抄、大角豆散々介さあり、介さ貴音便なれば古音相通なるべし、古書に佐々貴狹々城又沙々城に作り、後世は專ら佐々木に作る。○佐々木氏は姓氏錄「攝津皇別、佐々貴山君、阿部朝臣同祖、大彥命之後也」さあり、陵墓の事に因める氏號なるべし。雄略記に狹々城山君韓帒さ云ふ人あり、實に陵守を職さす、曰天皇恨市邊押磐皇子、陽期狡獵、勸游郊野曰、狹近江々城山君韓帒言、今於近江來田綿蚊屋野、猪鹿多有、相隨馳獵、於是大泊瀨天皇、（雄略）彎弓驟馬、而陽呼曰、猪有、即射殺市邊押磐皇子。顯宗紀、幸于近江國來田綿蚊屋野、掘出御骨造陵、狹々城山君韓帒宿禰、事連其後皇子押磐、臨誅叩頭、言詞極哀、天皇不忍加戮、充陵戶兼守山、削除籍帳、隸山部連、惟倭帒宿禰、因妹置目之功、仍賜本姓狹々城山君氏。○書記通證云、狹々城山君、倭名抄蒲生郡篠笥、狹々城御陵之在、古事記謂置目、於其蚊屋野之東山、作御陵葬、以韓帒之子等、令守其御陵。○氏族志云、佐々貴山氏、大彥命之後也、雄略帝殺押磐皇子也、近江狹々城山君韓帒、預與其謀、及顯宗帝即位、詔訪求皇子屍、有狹々城山君倭帒、妹置目者、能識其所、因得改葬、帝欲誅韓帒、韓帒叩頭乞哀、乃勅減死削籍充皇子墓戶、倭帒以置目之故免罪、賜其本姓（日本書紀　聖武帝時、有近江蒲生郡大領佐佐貴山公親人、同姓神前郡大領足人、續日本紀、陽成帝時、有佐佐貴山公是野、爲蒲生郡大領、三代實錄　朱雀帝時、有蒲生郡郡老佐佐貴山公房雄。（東寺文書）○同書又云、佐佐木氏、出自左大臣源雅信子參議扶義、扶義生成頼、鎭守府將軍、始居近江佐佐木莊、因氏焉、生兵部丞章經、其子經方、經方生行定季定、行定補佐佐木社神主、（尊卑分脈）稱宮野氏、季定生秀義、屬源義朝、及源家衰、不肯臣平氏、生定綱、經高、盛綱、高綱、義清、嚴秀、至源賴朝起兵、諸子皆從焉、爲幕府勳臣。）○按ふに佐佐木氏古の山君さ源姓の入り換りたる事は姓氏族黨の沿革に其例多くあり、史海云、佐々木系圖は宇多源氏にて、敦實親王の孫扶義を祖さす、扶義は一條後一條の朝に現達したる人なるに、其子成頼の佐々木社司さなりたるこさ疑はしかりしに、東寺に傳へたる卷物に醍醐帝の時既に佐々木氏あるこさを發見したり、思ふに敦實親王は藤原時平の聟にて子雅信も藤原朝忠の聟なれば、外孫の故にて藤原氏より近江莊を讓られ、佐々木社地を牢籠する手段に出たる者ならん。○佐々木源氏の中興は源三秀義を推す、其諸子鎌

（佐々木）

（狹々城）

倉武家に柰仕し、諸國に繁衍す、中にも江州には其後裔屋形と稱し、室町幕府の世に至り、其盛を極む。淺井三代記云、近江國は鎌倉源氏の御代より、三十六人の國衆、八十二人の御侍と申て、一國佐々木の威勢に從はずと云事なし、其時より愛知川より南を江南と申し、北を江北と申し、六角京極（六角京極共に京都の大番邸の地名に因る）の二に分れたり、明應年中六角義實は義澄將軍の妹聟なれば、其威をかり江北京極と相戰ふ、江北高清入道は病者なるにより、江南勢强く働き、愛知犬上二郡は六角に切取らる。○輿地志略云、佐々木源三秀義當國の主となつてより、子孫相續して封をうく、承久の役、佐々木信綱關東の催促にしたがひ戰功あり、故に信綱北條が爲に寵せらる、信綱が長子を泰綱といふ、佐々木六角の祖なり、次子を氏信といふ、佐々木京極の祖なり、六角家は織田信長の爲に亡され、京極は上坂淺井等が爲に地を掠めらる。○地誌提要云、佐々木信綱の子、泰綱氏信倶に將軍賴經に事へ、泰綱南境六郡（滋賀栗太甲賀野洲蒲生神崎）を領して六角と稱し、觀音寺城に居り、嫡宗を以て守護を襲ぐ、氏信北境六郡（愛知犬上坂田淺井伊香高島）を領して京極と稱し、膽吹上平城に居り、愛知川を以て界とす、泰綱八世孫義賢に至り、臣民離心、將軍義昭の來投する、依違命を奉せず、永祿十一年、織田信長師を興して罪を問ふ、義賢の子義弼と出亡し、地皆信長に歸す、京極氏信十世の孫高峰に至り、家臣淺井亮政專恣、永正十五年、遂に其地を奪ひ、小谷城（淺井郡）に居り、高峰僅に上平の一城を保つ、天正元年、信長淺井氏（亮政の孫長政）を滅し、一州平定す。○佐々木氏の家は、天正十七年豐臣秀吉の時、江北京極高峰の曾孫高次を取立て、大津に封し、其裔孫德川家に服事し、封を讚岐丹後但馬等に受けたり。

佐々木御厨は神鳳抄に近江國佐々木御厨とあり、又佐々木庄は東鑑「治承四年、有近江國住人佐々木源三秀義者、平治逆亂時、候左典廐御方、於戰塲竭兵略、而武衛（賴朝）坐事之後、不奉忘舊好兮、不諛平家之權勢之故、替相傳地佐々木庄之間、相率子息等、恃秀衡赴奥州、至相模國刻、澁谷庄司重國感秀義勇敢之餘、令之留云々、又建久二年、佐々木庄者、延暦寺千僧供領云々」

按に今金田（カナタ）村大字西庄、又西本郷あり、又金剛寺九里（クリ）など云字あり、此地は佐々木の西庄にて、和名抄篠笥の西郷（篠田郷とあやまれる者）ならん、金剛寺は延暦寺の千僧供領などなるべし、金田は中世の庄名なり。

（金田）

沙（サ）々（サ）貴（キ）神社 今安土村大字常樂寺に在り、佐々木氏の氏神にして、近世に神領一百石、又丸龜侯京極家より一百石の寄進ありしと云ふ、豐峰文集、佐々社記云、佐々木明神者、延喜式所載沙々貴神社是也、傳稱此社祀少彦名命、且來崇仁德天皇、今不得其緣起、則未詳鷦鷯其由來、雖然少彦名命、降自天、以白蘞皮爲舟、羽爲衣、隨潮到出雲國、仁德御名、奉號大鷦鷯天皇、鷦鷯此云婆々岐、乃是與沙々貴通用、與佐々木同訓也、此一神一帝之垂迹於茲、而并被崇信於世、則所傳稱、不爲無據也、宇多天皇五代孫、從五位下左近衞將監源成賴、初住佐々木莊、嗜弓馬、其孫源次太夫經方初爲此社神主、其嫡男兵庫助季定、爲武士續其家業、次男行定爲神主、掌社事、二流相分、其枝葉延蔓於本州、而延及他邦、逮鎌倉右大將領國國、而佐々木兄弟有武功、其後至列家爲武將時、佐々木氏族又有大勳、永祿天正以來佐々木氏不能居江洲、故此社荒廢矣、方今社役者之言曰、本社之外、有若宮聖、凡神輿三座也○神祇志料云、佐々貴宮勘文に第一殿少彦名命、第二仁德天皇、第三大彦命、第四敦實親王を祭ると云り、是は少彦名命は鷦鷯羽を以て衣とするの故事あり、仁德天皇は大鷦鷯尊と申し、敦實親王は佐々木源氏の祖なるに依り、後人社號より附會し、其主神とある大彦命に配祭りしものなる事著し。

常（シヤウ）樂（ラク）寺 今安土村の大字に呼ふ、舊沙々貴社の供僧坊の名なり。○溫故錄云、佐々木大明神、昔は神事祭式など色々ありと云も、今は絕てなし、社の東の方に腰越と云所あり、信長公安土に御坐の比、鎌倉の腰越に准て、番所を立置れし跡の由也、常樂寺は其神宮寺にて、永祿迄相續、元は佐々貴の本郷也と云、神官木村兵部少輔定通、屋形季定より譲を受し以來、神職を司り、河内守實久に至迄十六代、常樂寺に在住す。

豐（トヨ）浦（ウラ） 今安土村の大字にして、常樂寺の北に在り、安土山は即此地とす、東鑑に豐浦庄は桑實寺領なりし由見ゆ、然れども其實は、佐々木氏一門の顏蓋を免れ能はざりしにや、夙に經方の四男行實は豐浦氏と名乘り、伊庭、津田、種村の諸氏は更に豐浦氏の支出たりきと云ふ。

（桑峰）

桑（クハ）實（ミ）寺 今安土村の大字なり、寺名に因る、此寺は繖山の西峰にして藥師寺と曰ひ、又桑峰（クワミネ）とも曰ふ、天武帝の創建と傳ふ。○郡鄕考云、桑實寺古文書「天平感寶元年閏五月、藥師寺四至、東限神崎蒲生堺并沙々貴山長峠、南限鳥坂長峰、西限五條畔、北限大濱」○溫故錄云、桑實寺は觀音寺の西峰にあり、天武帝の創建と云ふ、豐浦莊に屬す、豐浦氏は七代の屋形經方の四男行實元祖也、十一代の屋形信綱へ、北條義時より當國一圓に領納の御奉書出づ、時に豐浦庄は先規より桑峰領の由訴有に出て、尾張の國長岡の庄を替地賜る由東鑑に見えたり。○名所圖會云、桑實寺は安土山惣見寺の東八町許、天台宗本尊藥師佛なり、白鳳六年此佛

潮水より出現ありしと、定慧和尚當時唐土より歸朝せられ、桑實を携來り此山に植しめ、蠶飼の法を教給ふ、即本寺建營の縁起とぞ。〇按に桑實寺峰、其名義相同くクハノミネの意なるべし。

慈恩寺　今安土村の大字なり、常樂寺の南に接す、舊寺號にして淨嚴院即是なり。〇慈恩寺は佐々木六角家の本願なり、六角家亡び、織田信長安土城を起したる時、之を變改して淨嚴院と爲す。

淨嚴院　輿地志略云、慈恩寺は昔の安土城下なり、安土の城市没落の後は分れつて村里となる、初め織田信長軍旅の序に栗太郡の金勝山に赴き、淨嚴坊明然に謁して出離の要行を問ふ、感答て曰く、佛教區々にして各其徒ありといへども、武門の徒戰場に赴くときは、露命旦暮にせまりつゝ、諸餘の行業恐くは成就しがたからんが故に、我祖師源空唯口に稱三昧一行を以て愚に教授す、然則公も復其恩へ爲、天正年中信長天下をしろに及て、感を安土の城に招き、慈恩寺淨嚴院を立て、命を國中に出し、一派の徒をして悉く末寺たらしむ、古簡云、

ごんぜの坊主寺領の事昨日如申聞可相渡候也自余之坊主も此方へ越候はゝ可遣候無左候はゝ皆可爲欠所取成其意可申付事專一也

十月十日　　信長朱印

長谷川竹との へ

野々村三十郎との へ

天正七年五月、淨嚴院に於て淨土法華兩宗の論義あり世に傳へて安土宗論と云者是也。〇溫故錄云、淨嚴院は初め成德院と號す、屋形政頼鈎陣の節當寺に忍居けるを義尚將軍押寄攻給ひ、長享元年十二月切腹、其後屋形高頼再興有て、承禎の時迄歸依信仰、永祿以後信長公六角家の菩提所と云を嫌ひて破却し、甲賀郡金勝山の麓阿彌陀寺を引取淨嚴院と號し、淨土宗に取立、今は念佛宗也、その門前を慈恩寺村と云、大地境内廣し、昔刀鍛冶高木貞宗豐の庄浦高木(タカギ)に住して、銘に高木とのみ有り。〇古刀銘鑑云、貞宗は延武年中の人「近州高木住貞宗」と銘す、弟子天九郎俊長は其文の比にて「江州甘呂俊長」銘とす。

(木高)

安土(アヅチ)　舊山名にて豐浦庄に在り、織田信長此に築き江州の鎭府と爲したるより其名著る、今豐浦佐々木兩庄の諸村を合同して安土村と改む。此地は江内の要衝にして、丘陵數座、東西に連接し、安土山は其西北端に在りて大湖に臨む、湖水は此に奥島伊崎島環圍して大湖と相分ち、別に内湖を成す、方二里許、安土湖と稱すべきごとし。神祇志料に據れば、延喜式蒲生郡石部(イソベ)神社は安土山に在りと云ふ。〇溫故錄云、安土は的梁の義なり此山の東北に接し、伊庭村(神崎郡)あり、即射的なるべし。

安土城址(アヅチ)　今鐵道線路城址の傍にて隧道を通ず、安土村大字下豐浦に屬し、湖涯の上方に在り。〇木曾路圖會云、安土天守臺跡に、信長公墓あり、處々に石垣を遺存す、信長記曰、安土山を城郭に構へ可有御移とて、天正四年建營、同十一年六月十四日、安土城の天守に明智左馬助火を放ち灰燼となる。〇外史、織田記、天正四年正月、信長欲徙治于近江安土山、以信長尾氏、惟住長秀董役、起大主閣、閣凡七層高七丈、布邸第于山下、天正十年、羽柴秀吉告、今圍高松城、而毛利氏大舉來救、信長令津田信澄及蒲生賢秀等守安土、而自以近臣百餘人入京師、館于本能寺、惟任光秀反、圍本能寺、信長自殺、報至、秀賢欲鎭衆拒守、衆一夜四五驚、將士多逃亡者、秀賢乃迎夫人以下、逃於其邑日野、光秀至與將士取天主貨寶、復入京師、明智光春守安土、聞光秀敗燒城、走坂下。

安土山懷古　　服部南郭

遺構山上寺、寶閣何昔燈、草木幾月古、往事慨惆悵、
憶昔今盛日、[illegible]一何壯、城池浮江水、高殿比桑宮、
制撰猶未已、征馬[illegible]西東、[illegible]知身上變、年起[illegible]墻中、
篡逆衆所嫉、三日[illegible]稱雄、皆天自不[illegible]、假手彼豐公、
悠々二百歲、電過[illegible]夢同、孤[illegible]櫻[illegible]、荒[illegible]啼青[illegible]、
香火長吊昔、梵唄日[illegible]風、

總見寺(ソウケン)　安土城址に在り、遠景山と號す、臨濟宗[illegible]可和尚の開基にして、織田信長の本願なり、三層塔は豐臣秀頼の寄進、近年まで三百石の寺祿を給せられたり、閣に倚り湖山の景を觀る、明[illegible]、奇[illegible]なり。

遊湖上、登總見寺、　　廣島　松南

秋風何處弔荒墟、古寺雲蒸雨[illegible]、[illegible]火消來劫灰冷、高松影裡佛燈青、

登安土城墟　　頼　三　樹

安土墟高雲裡巒、[illegible]化作[illegible]圖、晚霞如火人回首、一點螢螺認叡山、

安土總見寺、謁織田右府像、　　玉乃五龍

百尺城基出村顚、想他陣院映貨鮮、平[illegible]斜與五畿接、大道直從三越連、曾指荊榛接天日、何論樓櫓起蒼煙、寺門下馬謁遺像、半壁威風猶凜然、

信長記云、天正四年正月中旬より、江州安土山御普請、惟住五郎左衛門に仰附らる、四月朔日より大石を以て四方石垣を築かる、又其内に御天主を可被仰の旨にて、尾濃江勢三越州若州畿内の諸侍、京都奈良堺の大工諸職人等被召寄、瓦燒唐人の一觀被相添、爰に蛇石と申大石麓に雖被寄、一切に不上候、瀧川惟任羽柴三人合力して、一萬餘の人數以て夜晝三日に被上候、山も谷も動く計之次第也、御天主の次第、一重石くらの高さ十二間餘、二重南北廿間南北十七間、柱數二百四本總高さ十六間にして、七重に至り三間四方也、抑當城は山峯こう〱として、麓は歴々家を並べ軒を繼ぎ、光

源御結構の次第、中々申に足らず、西より北は湖水漫々として、舟の出入みちくて、漁浦の歸帆漁村の夕照、漁々のいさり火、湖の中に名高き竹生島あり、竹島とて峨々と聳たる巖あり、沖島山、長命寺、曉夕の鐘の聲音つれて耳に觸る、海上向ふは比良の嵩、比叡の大嶽、南は果々田畠平々として、富士と譬へし三上山遙なり、東は觀音寺近し、麓は海道往還の續きて晝夜絶る事なし、御山の南の入江渺々として、又山下には人家門を並べ、市の聲おびたゞしく、四方の景氣目を盡し、御殿は唐様を學びたり云云。

觀音寺（クワンオンジ） 今老蘇村大字清水鼻に屬す、即繖山の東峰に在り、之を佐々木山と稱す、西國巡禮第三十二番の札所にして、近世まで寺祿五百石の大坊なりき、佐々木屋形の時、其城府は即寺域にして、謂ゆる觀音城是なり ○此寺本尊千手佛にして觀音正寺と號す、拾芥抄に「近江繖寺、神崎郡三尺千手、繖笠山、不知願主、同袋縣」とあるは郡名を誤れり、土俗聖德太子と傳ふ、蓋南都古宗の別院なりしならん、凡此繖山の邊に五古刹あり、觀音寺桑峰寺石寺石馬寺(神崎郡)等なり。○繖は又衣蓋に作り、安土山の東に並び蒲生神崎二郡の交界なり、山色蔚蒼として、繖に似たりけるを以て此名ありと、○温故錄云、觀音寺山は佐々貴山とも云ふ、佐々木家の城跡は、平地ならば開發して耕しもすべけれど、山故に昔の儀に石垣池水踏段以下動かずして存す、麓の石寺は往時繁昌して近邊は皆市町なりしと云ふ。

(繖山)

觀音寺城址（クワンオンジノシロ） 觀音寺の上方に遺れり、蓋佐々木氏十八代四百年の宅と云ふ、沙々貴神社の東一里、永祿十一年六角屋形佐々木義賢義弼父子、織田氏の軍に攻められ、城を棄て、鯰江に走り、遂に其社稷を亡ぼす。梅松論云、正慶二年、六波羅北方は越後守仲時、南の方は親衛時益、二人相議して、主上を奉して東國へ下る、かゝる處に守山邊より野伏ども山野に起りて敗軍を追詰けるほどに、討取られ疵を蒙る者數をしらず、其夜は近江國觀音寺を一夜の皇居として、翌日五月九日東へ心ざして落行云々。○按に六角家の中興氏頼は時信の子なり、剃髪して崇永と云ふ、初め北條時益等の催促に從ひ官軍を禦ぎ、のち足利尊氏に降り近江守護に補せらる、尊氏の反する氏頼なほ幼なり、觀音寺城に據りて之に應ず、延元元年、東國の官軍尊氏を尾して近江に至り、大館幸氏をして攻めて氏頼の居城を抜かしめしが、幾もなく氏頼之を復す。長享年後兵亂記云、天文六年十月一日、佐々木四郎殿後藤父子三人生害、然者永田三上池田進藤平井其外後藤家來衆自燒、面々館へ取退く時に、觀音寺騷動、八日曉四郎殿二千計日野蒲生館御退、九日親父承禎三雲館御退、予時軍卒觀音寺亂妨、一字不殘燒失、本堂從同祿、麓石場寺三千家屋一時燒却、自北郡軍勢、至愛知川四十九院、取懸、其日[illegible]而打歸也、此時淺井者至高宮居云々、永田三上等者與北郡同心也。○按に足利幕府の世、六角氏強項、將軍の親征尚之を抜く能はざりき、天文六年の内亂以後漸衰頽に就き、遂に織田氏に乘ぜられき。

老蘇（オイソ） 安土村の東南、武佐村の東に接す、延喜式奧石神社あり、新抄勅格符、神護景雲元年近江地一戸を封ぜられし古祠なり、和俗には奧石森とよみ、土俗鎌宮と稱す、蒲生宮の祕祭。

(奧石)

忘れにし人をそ更にあふみなるおいその森に思ひてぬる、(六帖)

はこへともつきせさりけりみつきものおいその里の道のまもなく、(夫木)

源平盛衰記六、抑長光寺と云は、武佐寺の事なり、昔聖德太子蒲生郡老蘇の森におはしましけるが、法興元世廿一年壬子、太子と后と相共に彼寺に幸し、長光寺と定めらる云々、又云、天智天皇七年、新羅國沙門道行、熱田社の劔を盗出して、近江國蒲生郡まで行く、之を取返さんと追て行き、大磯の森より追初ければ、跡追ノ森とは云へり。

蒲生野（カマフノ） 古の蒲生野は繖山の南、雪野山の東、愛知川以北に至るまでを指せしならん、別に畝野の名あり、和名抄には此野中の村家を東生西生の二郷に分つ、後世原野大略開墾に就くと雖、倘武佐驛の南に蒲生野の名を存し、今方敬町の空地ありと云ふ(平田村)。和名抄、蒲生郡東生郷西生郷は東蒲生西蒲生の義なるべし、(郡鄕考、郎西不東不とよむべし、)西鄕は大抵武佐村平田村櫻川村に當り、東鄕は市邊村中野村玉緒村市原村等ならん。○天智紀、「七年五月五日、天皇縱獵於蒲生野」と、而て萬葉集には

天皇遊獵蒲生野時、額田王作歌

あかねさすむらさきのゆき標野ゆき野守は見ずや君か袖ふる、

と見ゆ、此歌につきて雜雪野山を參考すべし

かきふいの若菜のふちはむまま千世のあきまて匂へとそ思ふ、(夫木集)

(畝野)

類聚國史に「延曆二十二年、遊行宮于近江國蒲生野、尋行幸□□」と見ゆるも此野なるべし、其行宮址は武佐驛にやあらん。○温故錄云、蒲生野は宇彌野とも曰ふ岡陵起伏して畝を造る如くなれば也、

近江よりあさたちくればうねの野に田鶴そなくなる明ぬ此夜は、(古今集)

宿人は今かたつらん宇彌の野の有明の月にたつそ鳴なる、(壬二集)

武佐（ムサ） 八幡町の東、馬淵村の北なる驛なり、今南野村と合同し武佐村と曰ふ、三代實錄に貞觀十七年元慶六年兩度、牟佐上神牟佐下神井に授位せらる

即此地の氏神ならん、又武佐寺あり長光寺の古號とす。佐々木家記云、天文十年武佐より言上、地の三四尺或は一丈下に、木葉枝の朽たるを掘出す、其物黑く朽たる木の葉の塊なり、屋形は（佐々木義賢）希有の事とて、國の舊き日記を見給ふに、其記に曰く「景行天皇病惱あり、占者一覽曰く、當國の東に大木あり、甚く帝に敵あり、此木を伐り木屑を燒かば盡きなん、我も彼木の敵なる當なりと、即時に消失せて、彼木も倒れぬ、此木枝葉九里四方、太さ數百丈、其郡を栗本と號し、葉の積々のらずと云々、されば野洲蒲生兩郡何れの郡にもあり、今も國人つくもと名つけて之を掘て用ふ。

長光寺（チヤウクワウジ）

武佐村の西に在り、武佐寺と稱す、源平盛衰記平重衡東下りの條、又源光行東關紀行に武佐寺に逗留の事見ゆ。○溫故錄云、難産の時武佐寺に祈れば安產すとて、子安觀音と稱す、屋形滿綱信仰寄附の證文あり、至德二年の書也、又武佐に屋形の墳あり、此にて納拂せられ、軍用に從ある由にて、八合升を始て作り、四斗を五斗俵にして、國中是を用ひ、武佐升と稱す、本升を十合升と云ひ、年貢米は是にて計れり、又武佐に天正年中割竹小彌太と云ふもの、狐の化たるを常に召仕たる奇異の物語あり、夢遊集に出たり。○宗長手記云、大永七年二月に、公方坂本へ御下向、志賀木濱山田矢橋守山二三日、長光寺假の御所しつらはれ御うつり、築地以下普請輒く御座のやうに聞ゆ、長光寺名詮自性を、

　此時とあふかさらめや春の日の長き光りを四方にしきつつ、

東海道北陸西國中國の侍參給、萬の名乘、昔木丸殿の「ゆくは誰子ぞ」などもさながら、長光寺の今にや、あらく〱の行する筆にまかせ侍べし。○爲和卿集云、大永七年將軍家（足利義晴江州）長光寺にて御座間、爲和長く牢人にて奉公申也、七月廿七日守山まで御出張、御作申御先へ參、同九月十九日に東坂下まで御出張、佐々木彈正小弼御作、廿五日に渡海也、十月六日に越前衆坂下へ着陣同十三日に東山若王子まで御着陣、同廿四日東寺まで御着陣、十一月十九日に大合戰、明年四月六日に相國寺まで御陣替、同五月廿八日に又東坂下まで被移御座、近日又江州朽木御迯、彼移御座由其沙汰あり、今京都に公方と申は誰人の息共、諸人不知之。

長光寺城址（チヤウクワウジ）

按に、元龜元年織田氏の將柴田勝家長光寺に守備す、六角屋形義弼來り城を攻む、勝家固く拒む、父承禎亦來援、兵を增して圍み攻む、嘗に居民に御して城中の險易を問ふ、或人曰く水なしと、乃ち水路を斷つ、勝家士卒に令して曰く、城久しく保ち難しと、乃ち盥を設け衆と盡く蓄ふる所の水を飮み、自ら力を揮て水甕を打破し、士卒を激勵して、出でゝ敵軍を斫る、遂に大に承禎父子を破り、首を獲ること七百餘時人呼びて甕破柴田と曰ふ。

御所內（ゴシヨウチ）

武佐驛の傍なる大字なり。輿地志略云、御所內は土俗の傳ふる所に、古昔三條院しばらく住せたまふ、或は貞觀年中惟喬親王こゝにおはします事ありと、共に採るに足らず、若しくは武佐行宮の跡にはあらざるにや、按に皇年代略記曰「康安元年十二月八日、後光嚴院帝幸山門、依南方軍七清氏等襲來也、同日遷御武佐行宮」又紹運錄曰「康安二年正月五日、後光嚴帝、自武佐行宮、幸山門」云々是等を以ておもへば、武佐に近き地なれば、武佐の行宮ありしにや、然れども世に武佐寺をさして、かりの皇居とするゆゑに或は曰く是廢帝の都を建てられし保良の都の遺趾なりと、しかれども歲霜ふりし事ゆゑに詳知る人もなしといへり。○今按に續日本紀類聚國史に、聖武天平十二年蒲生郡に宿りたまひ、桓武延曆廿二年蒲生野に行宮を造營したまへる事を載す、是らの遺蹟に皆武佐驛なるべしと思はる、御所內の字も何の世の稱にや、至尊の御在所の跡を傳ふる者ならん。

西生來（ニシシヤウライ）

今武佐村の大字なり、武佐驛と老蘇村の間に在り。○溫故錄云、昔貴き大師西生來を過ぎ、路傍の家に笠を掛け、茶を飮て通りしが、茶屋の女大師に戀慕の心を發し、大師の飮殘しの茶の沫を飮たりしに、既に姙娠して男子を生めり、其後又大師此所を通りし所、彼女件の仔細有の儘に語りければ、大師彼子を取上て、フツト吹ければ、子に沫少し溜りて其子は消失たり、即大師自ら石に地藏を彫刻し、其子の菩提を祈られたる由、それより沫子の地藏と云さたりしもあり

木村（キムラ）（櫻川）

今川合小房石塔など合同して櫻川村と曰ふ。櫻川は佐久良谷より出て、即蒲生川の上流なり、武佐驛の東南一里、市邊村の南、朝日野村の北なり。○輿地志略云、木村左衞門尉行定は蒲生木村に在住す、佐々木經方の二男なり、男兵部少輔定清相續してこゝに居り、佐々木の神官職を譲與せらる、行定母は紀下野守盛宗の女なるを以て、祖母の姓を稱し木村權守紀の道政といふ、一時平に家詔讓し、壽永以後に又源家に屬し、西國討手の人數に在り、通盛を打取りたりし木村源五重章同源三成綱同三郎俊綱、みな此木村が一族なり。

石塔（イシダウ）

今櫻川村の大字なり ○溫故錄云、昔天竺阿育王國阿育王八萬四千塔の一を、一條院御宇寂基法師（俗姓大江）渡唐して清涼山に行住し、遂に此寶塔を感得し、因幡國靈位寺に流し寄せ、富弘三年佐々木氏此に移し置くと。

(阿育王塔)

法苑珠林云、「信州佛法暁至、未知已前、有阿育王塔、不彼國官人(唐貞觀中)答曰、彼國文字不識、無所承據、然土人開發土地、往昔得古塔靈蹤佛諸儀相、數放神光、種々奇瑞、詳此靈應、故知先有也」○書記通證云、「拾芥抄曰、本朝五奇異之一曰、近江國蒲生石塔、昔阿育王所造八萬四千塔、此其一也、毎年大衆群集、行道此塔」○按に此の古石塔は天智帝の時、當郡に配置の百濟人の造立にあらずや、後世其製作のおのづから奇古なるを以て、阿育王塔など云ひはやせるならん、來覓記曰、「定基出家して大唐國へ渡り、清涼山に登りたりければ、寺僧毎朝に池を廻る事あり、寂照故を尋ぬれば、昔佛在國の阿育王、八萬四千基の塔をつくり十方へ拋りしが、日本國江州石塔寺に一基留り給へり、仍日其影を出せば塔影此にうつると申ける」○寛政年中司馬江漢の西遊旅譚云、「石塔村は、其村内石垣、其外飛石、又は溝に投ぜらるゝ石、田の傍、家の隅、見る所踏む所、みな九輪の丸石、屋根形の石にて、石塔の片ならざるなし、程なく石塔寺に至る、石階あり、壇石悉く石塔の舊物を以て疊む、登ること二十間餘、其上は百歩四方の平地にして、石の大塔あり、其めぐりに石塔の小なるもの多し、此大塔は大石を以て造る、總高さ二丈五尺餘、文字なし、昔一時崩れてありしを石塔寺を創立して、此塔をも組上たりとなり、此外にも山中人跡絶えたる山に一塔あり、遠く望めば遙に見ゆ」、大塔の傍なる一小石塔に、嘉元二年と彫りたる者あり、寺字は石階の下に在り、此村は方今仙臺侯の屬邑にて、八千石の領地也。(本書同譚によるに、大塔は土壇の上に建つ、壇は四層を成し、石を以て欄と爲し階と爲し、累々として高し、塔又三層、其一重高五尺三寸、横四尺三寸、蓋石の一邊は九尺許、二重三尺宛第に減し、其頂に九輪檫を戴く、按に是等の石塔は天智帝の時、此地配置の韓人の遺跡たること殆んど疑ふべからず、櫻谷の小野の八角石塔參考すべし)

小房(コフサ) 今櫻川村の大字なり、古刀に「江州蒲生小房住助光」と銘する者ありとぞ、此地の住人なりしならん。〔古刀銘鑑〕

櫻谷(サクラダニ)

西州投化記云、「日本紀、天智帝之時、百濟達率鬼室集斯授小錦下、八年遷居近江蒲生郡、十年任學頭職、按今蒲生郡小野村、碣高一尺六寸、石磚文字不鮮、僅指數次、始見鬼室集斯墓字、又有朱鳥三年之字、其形存精緻之痕。」○今櫻谷村大字小野あり此に鬼室集斯の古跡ある歟、櫻川の源にて大字佐久良と云地もあり、按に鬼室集斯の墓石と云は、西遊旅譚八角塔(コノ)に同じ。西遊旅譚云、「日野より一里餘山路に入り、小野村に至る、甚の山林にして、田夫の茅舍をかりて、行厨をひらきければ、童子二三人麗傍に來る、伴糧など與へんとて出しければ、童は恐れて逃去りぬ、村より四五町許山徑に入る、路傍に四角の塞石立つ、救世(クセ)菩薩の墳と云、又人魚を殺したる所とも云、夫より、西の方に不動堂あり、堂の傍に八角の墓石あり、是人魚墳とぞ、其石方一尺三寸許、棹石高一尺一寸餘、笠狀の蓋石を戴く、文字見えず、此地は蒲生川の源なり、日本紀に推古帝の時人魚を得し事見ゆ。」

(小野)

市邊(イチノベ)

昔市(イチ)が辻と曰ふ武佐村の東にして、北は神崎郡八日市に接す、古の蒲生野の上なり。○溫故錄云、「糠塚(ヌカヅカ)は昔蒲生長者の作り置きたる山水の風景よき地なり、中に島あり汀には杜若生へ、特に勝れたる境なり、玉緒山(タマノヲ)とも云ふ、市邊押磐皇子も此長者の許に暫く御在せりと。○按に蒲生郡狛坂長者の靈佛と云者は、今聘寺(栗太郡)に傳へたり、又山槐記、元曆元年詣近江名所の一に「金杵、古麗長者持佛也」と記す、狛長者、即蒲生郡配置の百濟人の中なる狛種の首長なるべし、市邊の西に蒲生堂の字あり、狛坂の佛殿跡に非ずや、押磐皇子の事と相關せざるべし、此日東に八日市愛知川愛知郡など相接比せば、市は蒲生野東北の總名なるべし。○今市邊のつかじ塚と云ふ陵墓をば、市邊皇子の御墓と榜示せらるとも曰ふ、不審。中野村は市邊と八日市の間なる里にて、蒲生郡の中央との意歟大字小脇(コワキ)今(イマ)などあり。

(中野)

大森(オホモリ)

今柴原と合同して玉緒(タマノヲ)村と改む、市邊村の東に並び、櫻谷村の北なり。神崎郡御園村と相接す。○大森は德川幕府の時最上氏五千石の陣屋を置きし所なり、此家は羽州最上義光の裔にして、元和八年、源五郎義俊の家臣等相爭訟して、國政治らずとの故を以て、五十二萬石の摂封を除せられ、此に御置せられしなり。

今こそ見ゆる玉(タマ)の緒山の麓にてみちし蒲生の野邊のほたるを、(夫木集)

蒲生野の玉の尾山にすむ鶴の千とせは君が御代の數なり、(拾遺仁和の御時大嘗會の歌)

今大森の邊を玉緒村と云は土俗の所傳に因るならん

(玉緒)

市原(イチハラ)

玉緒村の東に並び、綿向山の北なり、神崎郡山上(サカ)村の南に接す、市原野甲津畑(カフツハタ)高木などを合同して今市原村と曰ふ。此村は甲津畑より東に千草嶺(チクサ)越え、伊勢國三重郡に通ずる間道あり、之を千種越と曰ふ、又南櫻谷を踰ゆれば一里にして日野町に至る。太平記に曰く「伊勢の仁木は近江國に打ち越え、葛木山に陣を取り、佐々木大夫判官入道崇永は箕作岡に陣を張り、數日を經ける處に、仁木方より市原城を攻めければ、佐々木は左手の河原に陣を取る」云々、此始末は畠山と仁木義長と不和の時、六角氏頼は國清に加擔し、義長の叔父義任は出て江州葛木山に據り、將に進みて市原城を攻めんとす、氏頼兵三百を以て河水を濟

り、三陣を作りて以て待つ、義任兵の兵の寡きを侮り、兵を縦ちて競ひ進む、氏賴迎へ戰て之を破り、將士五十餘人を斬獲し、首を京師に送れる也。

甲津畑（カフツハタ） 今市原村の大字なり、八幡町より市原野まで六里、市原野より此に至る一里、此より綿向山の下東をへ登る四里にして、江勢の國界なる千種峠に至る。元龜元年、織田信長歸路を六角氏に拒まれ、日野より此山徑を尋ねて勢州に出づ、甲津畑の山中に要撃に遭事あり 外史云、信長聞敵兵要于近江市原、乃以蒲生賢秀爲郷導、由千種、踰、六角氏募甲賀銃者杉谷善住、伏山木中、狙信長過、連發二丸、中其衣袖、從兵愕欲索之、信長不許、金森長近密與信長易衣、乘其輿而歸。

綿向山（ワタムキ） 市原村の東南、西大路村の東北に當り、東は江勢の國界なる御在所嶽鎌岳千種峠に連る、其北澗は愛知川の源となり、南澗は甲賀川の源となり、西澗は櫻川日野川の二となる末は即蒲生川なり、標高一千二百五十米突、江州四高山（伊吹山靈仙山比良山）の隨一にして、南都の鎮と爲す、中世以降修驗道の行場と爲し、熊野權現吉野藏王權現を勸請したり、一書に葛木明神をも山中に祭ると云ふ、日野町の東二里にして麓に達し、更に登ること一里と曰へり、日野大宮の梁簡銘には此山を鎗嶽又大嵩と記す。○温故錄 綿向山成願寺は江州熊野先達の坊なり、古は坊中盛なりしが近世零落し、今は石垣坊行滿坊計殘れり、古來より祈禱の神ガロシに唱るに「近江の國には禪鬼一黨光林坊」と申は此寺也、南の峯に大岩兩方峙て峨々たり、是天狗の居る所にて、人倫の通路なし、光林坊の栖なるべし。

日野（ヒノ） 綿向山の西南なる大邑なり、戸數三千、今分れて日野町西大路（ニシオホヂ）村等と爲る、舊は日野牧と曰へり、蒲生川の上游にして、南は甲賀山を限り、山間と雖廣境なり、南北部佐北比部佐鎌掛（カヾカケ）朝日野の諸村悉有す。○書紀云「天智天皇九年、幸蒲生郡、觀遺邇野、而觀宮地」

遺邇野（ヒノ） この遺邇野は古訓相傳へて北毛乃と注す、通證曰「訓義未詳、新撰六帖云、

近江なる比毛乃の里のかはさくら花をはわけて折る人もなし、

延喜檜物部也、檜皮日賀波、門轄也、今有日野町」、今按に檜物庄は甲賀郡石部村なりとし云ひ、日遺邇野の訓、正否を詳にせざれば、臆斷し難し。正中二年、最勝光院注進狀云、檜物庄、領家最勝光院、東寺文書

（音羽）

蒲生城址（ガマフ） 今西大路村大字音羽（オトハ）に在り、蒲生氏の遺墟なり。○氏族志云、將軍千晴裔孫俊賢、仕源賴朝、食本國蒲生郡、其子俊信初稱蒲生氏、（仕源賴朝以下、淺羽蒲生系圖）、其族有和田、小谷、儀俄、猪田、布施、狛月、佐治、青山、岩室、必佐、室木諸氏、俊信五世孫秀朝、號是利氏。蒲生系圖、作是利氏、據淺羽本）。○日本外史補云、蒲生賢秀、初屬佐佐木義賢部下、及義賢爲織田信長所滅、賢秀據其邑日野、欲拒織田氏兵、賢秀姉夫神戸藏人、說降于信長、子氏郷質于岐阜、永祿十二年、信長以女妻氏郷、遣歸日野城、天正十年、信長爲明智光秀所弑、信長夫人及諸將、欲棄安土入日野、氏郷率兵五百與五十鞍馬百匹迎之、遂保日野、及羽柴秀吉誅光秀、氏郷從信雄至京師、秀吉賞其功、增封五千石、後徙封伊勢松島。○名所圖會云、蒲生氏は田原藤太秀郷の二男、千晴の六代の裔孫、惟俊是を蒲生太郎といふ、日野牧音羽の城を築く、其子蒲生俊賢七代の孫、蒲生秀朝より又七代の末を蒲生貞秀、入道して知閑法師といふ、子息藤兵衛尉秀紀壯年にして自害す、秀行の弟左衛門大夫高郷の嫡男定秀は、日野總領式を取る、其嫡蒲生太郎賢秀、初めは佐々木義賢に屬し、後織田信長卿に隨ふ、賢秀の子鶴千代信長卿の婿と成て、蒲生三河氏郷と曰ふ、後豐臣秀吉公に隨從して伊勢松坂の城主と爲り、又奧州會津に移されて百萬石の大身と爲る。○蒲生氏の後は、寬永十一年豫州松山城主中務大輔忠知、氏郷の孫、秀行の子に至り、卒して嗣なく、其祀絕ゆ。○改正後風土記云、日野仁正寺蒲生賢秀は、安土城内男女悉く引具して、日野の城に歸り、善隆院の上壇に銃卒を配り、大窪口に柵をふり、千五百の勢をまとめ、敵賊寄せ來らば一戰せんと待けるが、賊は遂に其事なく誅滅せらる。○氏郷紀行云、はや夜も明行程に、蒲立つゝ行ければ、近江の國にいたりぬ、爰は我古國なりければ、故郷いさなつかしう思ひける、

おもひきや人の行へそ定めなきわかふる里をよそに見むとは

長享年後兵亂紀云、文龜三年、日野蒲生城、京勢亡間隙、大永二年七月、定賴公圍日野蒲生城、天文六年、後藤父子三人生害、觀音寺騷動、佐々木四郎殿二千許、日野蒲生館へ取退る。○輿地志略云、音羽の御骨堂、仁賢天皇の父市邊押磐皇子の御骨堂なり、或は云ふ蒲生智閑が骨堂なりと、按するに押磐皇子の御骨堂ならむ、土俗牛馬を牧せず、蒲生拾遺記に曰蒲生智閑が城を澤藏攻取ときゝ、蒲生家より狂歌して「澤藏がかけたるこやはやきかりに御骨の堂へ死骨こめたり」と云云やきかりと云ふ處は音羽林の界に本木村の田の字に在り、こゝを以て智閑が骨堂にあらざること明けし、智閑菩提所は即日野の信樂院なり。

（西大路）

仁正寺（ニシヤウジ） 近世は西大路（ニシオホヂ）村と改む、初め西大路を仁正寺と誤りたる者と云ふ、寬永年中市橋下總守長勝越後國三條城四萬石を除封せられ、嫡伊豆守長政に仁正寺二萬石を給せらる、子孫世襲して明治維新に至れり。

日野町　今戸數二千、西大路の西に接し、大窪村井松尾等の市巷あり、八幡町の東南六里、水口驛(甲賀郡)と一嶺を隔て、凡二里なり、民俗商販を好み、四方に行徃し、勤勉して家を興す者多しと云ふ、世に之を江州商人と呼び、日野八幡を其最と爲す。

馬見岡神社　延喜式、蒲生郡馬見岡神二座、今日野村井町に在り、大宮と稱す、又綿向大當明神と曰ふ。社邊に延慶三年の銘ある翁婆石ある由、西遊旅譚に見ゆ、(岡田梼亭に日野大宮の棟簡銘を載す、曰く此銘文の大書は、いと失ひけん、今ある所は轉寫したる者なれど、いと古びて虫ばみたり、近年其摂社を再建せる時、はからず取出せる也、此銘木工頭紀朝臣の作られしを、此邑にも寺宗ににて俗物を貢出したればならん、檢物いささは日野に遺れりとぞ、

大當名天神日合神世ノ古址也、於是、明天皇御宇六年、觀瑞以創祠於綿嶽、其大武帝白鳳甲申年、復啓業於筱谷、而靈儀兒信矣、踏然等島其遷分、春雨點其璃、圓滿速廻分、秋霜滿其瑱、淸宮既成矣、故令復上棟立棟、以金五作鋼、因以銘、萬門其則融、四衛定焉、昆彌協和、八荒安焉、四時序季、疾病除焉、十雨順節、穀稼豊焉、倚念神明叙理也、尙乘皇靈矣、敬白、

天慶八年乙巳八月二日、從四位下行木工頭紀朝臣貫之謹誌、神主正六位上出雲宿禰貞主、工匠無位藪部福足、

神祇志料云、綿嶽は即綿向の大嶽にして、筱谷と云は蓋今の社地なり。

正崇寺　日野に在り、一向眞宗本派に屬す、京師なる本派本願寺の三代講主、若霖、四代講主法霖は共に正崇寺主にて、若霖は林溪と號し享保中の人なり、其子若霖は日溪と號す、父子井に當代に名あり、内外の二典に通し本宗に於て無比の英傑たり、殊に日溪の門下に功存(六代講主)僧樸(陳善院)等の才子を輩出せしむ、叢本派本願寺の教學、即眞宗の教理研は最精微に赴けるは此際に在り、而て此研究の結果同學中に異論起り、文化度の宗意異亂一件生ず、即僧樸の弟子の時代の事なりとぞ。

鎌掛　此村日野町の東南一里、甲賀郡土山村の西北一里半、○輿地志略云、江州には日野鎌掛の邊に、土中より石炭と云ものを堀出し、柴薪の用とする事あり、栗本郡にては之を須雲と曰ふ、八幡町の湖中よりは岩木と稱し、黒色の泥を出す、亦薪の代とす。(これは享保比の事なり)

必佐郷　和名抄、蒲生郡必佐郷。○今日野町南に路村南比都佐村北比都佐村たるべし、後世日野牧と稱する山谷に當る、延喜式蒲生郡比都佐神社は郷中に在るべし。

駒月(比都佐)　今南比都佐村と曰ふ、日野町の南にして山村なり、甲賀郡水口村に近接す、蒲生氏に駒月必佐の家號あり、元應元年日吉社法進記に、蒲生上郡駒月谷神田は社領たりし由見ゆ。

小谷　今比都佐村と曰ふ、日野町の西に接す　○溫故錄云、小谷村には諸寺諸山の札を配り、祈念を作す山伏寄集り住居す、掃形定頼の代に、諸國の治亂盛衰安危を聞ん爲に、彼山伏を國々へ分け遣はし、代るゝ消息を告知らす、時世軍用の由也、又山伏に當國中の郡庄を分けて、旦那に致させ、春秋初穗を集め廻る、故に民俗是を小谷賓僧と云へりと。

岡本　日野町の西北一里半、今市子村麻生村と合同し朝日野村と改む、西は苗村に接す、溫故錄云、朝日野は市子の邊にて、朝日山は麻生なりと云ふ、日野の茶師堀井氏、前年辱くも後水尾院に御茶を進め奉り、朝日山といふ銘を下し賜る、是此地の名所に因めるものと申傳ふ。

神崎郡

神崎郡　蒲生郡の東北に接し、愛知川を以て愛知郡と相限る、地形狭長、東西十里に近きも幅は一里に滿たざる所なり、今面積八方里、人口四萬、八日市町外九村に分れ、八日市を郡治とす

此郡は蒲生郡の分地にして、天智紀に神前郡初出す、(蒲生郡の條參考すべし)和名抄、神埼郡、訓加無佐岐、七郷に分つ、其神埼郷は愛知川の河道變じたるが爲め、近世其北岸と爲り、今愛知郡に入り稻村葉枝見の二村と爲る。

山上　愛知川の上游、南岸は大枚木、北岸は愛知郡小椋村とす、故に東北たる小倉谷の諸山は今山上小椋二村に分屬す、小椋は永源寺に水を隔て相向ふ、故に亦山上寺の名あり、(小椋谷を參考すべし)山上陣屋は、元祿年中稻垣安藝守重定の置く所にして、近邑一萬三千石を領知し、世襲して明治維新に至る、八日市の東三里　○山上は甲賀郡市原村に接し、東方は勢州三重郡菰野に連り、重嶺を負ふ、甲津畑より踰ゆるを千種越と稱し、小椋谷と杠葉尾より踰ゆるを八風越と稱す。

御園　蕃柿之御園と稱したり、山上村の西に接し數村あり、今合同して御園村と曰ふ、古の高屋郷なり。○御園村大字岡田あり、溫故錄は之を以て古

の岡田驛なりと説けど誤れり、此地は驛路の經由すべき所にあらず、何の世の大嘗會の歌にや、

いはひつゝ今日の若菜を摘むも先づ御園のつとめたにする。（夫木集）

御園村大字神田に延喜式河桁河邊神社ありて、此社より南十餘町、熊野林に市邊押磐皇子の墓と稱する者あり、

高屋郷

和名抄、神埼郡高屋郷。○今御園村山上村なるべし、輿地志略に妙法寺の邊歟と曰ふ、

妙法寺

妙法寺は今御園村の大字とす。

高屋莊と曰ふ、源氏物語に高屋の妙法寺のこと見えたり、故老も亦しか傳ふ。（輿地志略）○叡山慈惠大僧正遺告云「高屋庄、田地數在券文、在神崎郡、右桑名忠村等、爲先祖成佛、所施入也」○按に妙法寺の大字は叡山の別院ありしに由る、陵墓一隅抄に、市邊押磐皇子の御陵に、御園郷妙法寺村に在りと注す、此邊は古の蒲生野の中なるべけれど、御陵の所とは信せられず、愛知郡蚊野を參考すべし

河合寺

妙法寺の西にして、又御園村の大字なり、此に御河邊神若松森と云古跡ありとぞ。（輿地志略溫故錄）

二葉なるわかまつの森としなへて神さびんまで君はましませ、（夫木集）

八日市

神崎郡の小繁華なり、御園村の西、市邊村（甲賀郡）の北にして、今彦根より日野に通する鐵道支線の車驛あり、能登川驛の南二里半、愛知川驛の南二里。

參考本盛衰記云、佐々木高綱野洲の河原に出けるに、帥鞍置たる馬追て男一人見え來る、何くの人ぞと問へば、是は栗太の者にて候が、蒲生郡小脇の八日市へ行者なりと答へたり。溫故錄云、此市場は近江第一の繁昌の市なり、昔佐々木四郎高綱關東へ下向の時、栗本の喜介と云ふもの、馬を牽て此八日市の市に出るを、馬を奪取て役喜助を切殺し、馬に乘て鎌倉に下るといふ事あり、さすれば其比も羣集の市と見えたり、建部の庄内なり。○貿易備考云、八日市場は專ら魚介野菜等を販賣す、而して其一日の販賣金額は平均二千圓に下らず、賣買人は多くは蒲生、神崎、愛知、犬上の四郡より來聚せり、而して春晩及び秋季は隆盛にして、夏季は甚だ寂寥たり。

建部

古は建部庄と曰ふ、八日市も庄內なりき、近年八日市の北なる諸村を合同して建部村と爲す、往昔栗太郡建部社領にて、十五村に分れし由一書に見ゆ。○邑人建部高光は織田信長に出仕し、內匠頭と稱す、佐々木族也、其子光重豐臣氏に仕ふ、慶長五年西軍に與し勢州に戰ふ、德川氏措て問はず、其子三十郎政長攝州尼崎城主たり、大坂役東軍に力を致し播州林田一萬石を賜はる。○天正中織田家に出仕せる建部紹智は、連歌師にて、慶長年中の建部傳內は、江戶幕府の祐筆たり、共に此地の一族なり。

瓦屋寺

建部村に在り、今禪院一字を遺す、本尊觀音は疱瘡の病を除きたまふとて、土俗芋觀音と稱し、芋を佛前に供ふ、又攝州天王寺の瓦屋なば此に造りたりとも曰ふ、按に瓦屋とは寺院の古名にて、歌には常に瓦葺とよみて佛寺に通す、必しも造瓦の故に非す、天智帝の時百濟人歸化して、神崎蒲生二郡に配置せらる、其人々の造立にあらずや。

箕作城址

建部村の西南に在り、扇山と稱し、北は繖山の觀音城址と相對し、距離十八町、國道即其中間を通す、佐々木六角氏の別邸にして、永祿天正中義賢（承禎入道拔關齋）義弼の居なり、觀音城は嫡流義秀を置きしも、軍國の大柄は義賢の掌握する所なりき。

淺井三代記云、永祿二年七月、六角義賢箕作より後藤但馬守を侍大將として三千餘騎にて打立、愛知川村に日暮れ、夜高宮へ入り太尾城へ押寄す、然るに、信長卿重て被仰出けるは、都までの道筋、江州南に佐々木六角承禎、彼もの〻甥に義秀觀音城に作る、是は鈍き者ときく、又云、永祿十一年江南には承禎子息とて子細候て、後藤父子を討し故、家中我がちになり、箕作なうとみはてたりしに、織田淺井兩旗にて江南に入り、觀音箕作兩城を攻めらる。○改正後風土記云、信長は大軍にて近江國佐々木六角が所領を放火し、箕作和田山兩城の間を切取、兩城を攻させらる、此城の守將建部源八郎秀明吉田出雲守重高全齋助六千餘の城兵を引連れ、矢玉を飛して防戰す、織田殿松平勘四郎信一の陣へ仰遣さる事有ければ、大手門際へひたひたと附き、塀を乘先登す、松平勘四郎信一大手の一番乘と高らかに呼はれば、城兵途に一の曲輪を攻破られ、二の曲輪へ引入、信一息なつかせぞひた攻に責よと眞先かけて進んたり、建部吉田の兩人は力なく搦手より落行しが、東光寺と云寺に入る、和田城の守將も箕作の形勢に聞おぢして、ひそかに忍び落うせたり。

神主郷

和名抄、神埼郡神主郷。○今詳ならず、建部村八日市町は古郷の系屬なし、蓋これなり、建部神社は當國の大社にして此地其神主どもに附與せられ、後世建部庄と號せるものゝ如し、錄して後考を竢つ。

小幡郷

和名抄、神埼郡小幡郷。○今北五個莊村南五個莊村東五個庄村なとなるべし、大字小幡は北五個庄に存す、驛家郷も本郷の邊にして、延喜式に清水驛と云ふに當る、建部の扇山と老蘇の繖山の間を驛址と爲す。

寶胤卿記云、永正十七年、近江國神崎郡小幡社、可奉

號總社大明神之由、被聞食訖、小幡山神官中へ執達

五個荘 今南北東の三村に分る、八日市の北、能登川の間なる廣邑にして、國道は之に係る、古の小幡郷及驛家郷なるべし、中世は或家の家領と爲りたるより、五個荘と呼ぶ、蓋延暦寺々封たりしこともありしにや、荘内に山王社あり。

驛家郷 和名抄、神埼郡の驛址今詳ならず、蓋東五個荘大字北町屋と云ふは其遺名にや、延喜式、傳馬神崎五疋とあり、又北町屋の南に清水鼻の大字あり、蒲生郡老蘇村に屬す、延喜式清水驛と云ふも即此にやと思はる、觀音寺山の東麓にて形勝の所とす。○延喜式云、驛馬篠原清水鳥籠横川各十五疋。○按に清水驛は、國郡沿革考に、愛知郡清水村（今豐椋村）に引あてたり、然れども舊傳道にて大路の通すべき所にあらず、又犬上郡清水郷あれど、鳥籠（犬上郡）と重複す、

（清水）

石馬寺 今南五個庄村に屬す、繖山の北に在り、即衣笠五寺の隨一にして、聖德太子開基と稱し、太子乘御の驪の斃て石に化したりと云ひ、其石存す、近世臨濟禪家の僧中興して、古跡を傳ふ。

和田山 今北五個庄村大字和田に在り、愛知川の右岸に臨む一丘なり、繖山の東北一里。

和田山の尾の上つゞきの高嶺に伏猪ありやと人ごよむなり、（新六帖）

和田山は、六角屋形政賴の三男和泉守高政の邑にして永祿十一年、織田氏來攻の時、和田、木村、馬淵の一黨この城に據り防禦せり

義賢聞信長西上、修築作和田山等十八城、以和田山當美濃之衝、最固其壘壁、守以精兵、欲待我軍攻之、而首尾相救、信長諜知之、使美濃三將備和田山、而宣言向觀音寺、因引兵襲箕作拔之、和田山亦望風解去。（外史）

小社郷 和名抄、神埼郡小社郷。○今詳ならず、社の訓は屋代にや又許曾にや、其地は今八條村をさすに似たり。

能登川 今八條村と改む、幹線鐵道彦根八幡の間なる車驛なり、西に接して大字伊庭あり、東一里餘にして愛知川村に至る。

（佐生） 佐生又佐雙に作り、訓みてさそうと云ふ、今八條村に屬す、此地の館址は佐生の西山にあり、後藤但馬守賢豐の居城也、賢豐は六角氏の將にして、武勇を以て稱せられ、進藤山城守と名を齊くす、六角義賢之を忌み誘殺す、時に永祿六年三月なり、今も猶礎石及び外濠等を存せり。

宇加神社（佐野） 延喜式神崎郡の官社なり、今八條村大字佐野に在り、宇賀明神と曰ふ。溫故錄云、此神の影向は次第に、昔大和國泊瀬川の邊に耕ける太麿と云ふ人、所縁やありけん、夫婦眷族ともに引伴ひ、此佐野の庄に來り住む、妻は秦氏なりと云ふ、子七人あり、甚貧しけれども賢にして、世に敬せらる、一夜夢に宇賀神明に謁す、夜明に見れば庭中に忽然と大杉七本生えたり、井水を汲めば酒泉となり、井椙枝垂れて金の子を生す、是より次第に富貴の大福長者となる、卽ち社を建立し此靈神を崇め奉りけり、故に神鄕と云ふ、此宮の東西の山は和田山なり、長照寺といふ伽藍あり、本尊藥師如來、古此社に副る寺なるべし、又此所の西北に狐塚とて二つ塚の如き小山あり、廻り四五十間計あり。（延喜式宇加を乎加に誤る）

近江路や佐野の濱邊にこまとめて比良の高根の花を見るかな、（藻鹽草）

佐野に廢善勝寺の址なりとて、伽藍の礎ののこれる所あり、此寺も繖山五字の一に列したる者とぞ。○輿地志略云、佐野は萬葉集に見ゆる都久麻佐野方の地なるべし、

沙額田の野邊の秋はき時しあれは今さかりなりかりてかさゝさむ、

萬葉には佐野方の訛尙多し、都久麻は坂田郡なれは、佐野方も其地なるへし、不審。

伊庭 今八條村に屬す、能登川驛の西に接する大村なり、安土山の北にして、裏湖に臨む、東大寺要錄、長德四年注文に「神崎郡因芳里、百廿一町」とあるは此地ならん。○溫故錄云、伊庭は射場と云ふなるべし安土に接す、伊庭氏は佐々木七代經方の四男、豐浦の冠者行實が流なり、伊庭出羽守重遠は義朝に屬して、平治の亂後蟄居、賴朝再興の後、鎌倉に出て、賴朝に謁し本領安堵の御教書を賜る事東鑑に見えたり、其以來屋形の四天王と稱せらる。○應仁物語に、伊庭庄を六角判官信義に賜ふ由見ゆ、又長享年後兵亂記に永正十一年二月十九日、伊庭貞隆父子破落、十三年八月、伊庭自北郡出張、同月敗北、同冬王松自岡山出仕、十七年六月、圍岡山、七月二十九日、行貞請取城、伊庭九里退出」云々この一亂の始末なるべし。

藤河記（一條兼良）云、猶さむさに逗留す、うちおくりの事伊庭に、申つけ捧げるが、三里許をへだてたる所に使にいてゝ留守なりければ、伊庭方へ使の行かへるあひた、時刻移るによりて也、その日は雨ふり風烈しくて、はにふの小屋の假臥、ならはぬ旅のものうさ、いはすともしるべし、一夜江邊聽雨眠、白髮更添新白髮。

垣見郷 和名抄、神埼郡垣見郷。○今八幡村柴見村是なり、八條村の北に接し、安土の裏湖に臨み、愛知川の南岸なり、八幡村大字垣見存す、種村神郷長勝寺體光寺阿彌陀堂などの大字あり、古は叡山山門の寺領なりと云ふ。

栗見 八幡村の西にして、大字福堂あり、栗見は太湖と裏湖の間なる狭地にして、奥島伊崎（今蒲生郡島村）と相接し、細溝を以て分界す 愛知川は近世其河道を改め、栗見村の北に至り太湖に入る、往時は河道栗見の北一里なる薩摩（今稲村）に至り、太湖に入りしなり、故に神埼郡神埼郷は、今郷にて愛知川の北岸に在り、愛知郡の領域と爲る、○按に栗見庄は叡山千僧供料にて、近世愛知川庄中を貫流し、南北の兩庄と爲る、栗見大宮は其北なる本庄に在り、温故錄本庄今葉枝見村と改む、此本庄は即和名抄神埼郷にして、其北に接し稲村に大字甲崎の名遺る、古へ愛知川の其邊を流れしなり。

湖村雜興　中村淡水
逐涼來宿水雲間、月色風聲滿淺灣、一帶湖村三四里、門々楊柳綠知山、水田在々笑聲聞、香稻入鎌人成群、落日秋風裏湖上、歸舟一一載黄雲

愛知郡

（依智）

愛知郡 古書に愛智又依智に作る、南は愛知川を以て神崎郡と相分ち、北は犬上郡に接す、宇曾川郡の西偏を貫流し、土地平坦なり、小椋谷は東偏に在りて、伊勢國界に連り、山谷頗廣し。本郡今面積二十方里、十四村、郡衙を愛知川村に置く、鐵道は西偏を通過す。

日本紀養老元年九月の條に「車駕還自美濃、至近江、免志我依智二郡今年田租」とあるは即當郡にて、依智とは蓄市の義なり、今も愛知川村大字市の名を遺す、庶民立市の墟なるべし、而も本は蒲生の分地たるべきこと、蒲生郡の條に其說あり。和名抄、愛知郡、訓依知とありて六郷に分つ、後世神崎郡の神崎郷を併す。

志賀氏云、秦氏、皇極天智間、秦造朴市田來津最顯、（日本紀）醍醐帝時、有右大臣忠平少書吏依智秦友頼、（東寺文書）村上帝時、有近江権大掾依智秦公廣範、（朝野群載）後鳥羽帝、有近江掾依智秦盛清、（吉記）蓋皆朴市秦造之裔也、朴市依智音訓相通。

神崎郷 和名抄、神崎郡神崎郷、訓加無佐木。○今愛知郡に入る、稲村葉枝見村是なり、中世愛知川の水脈變じたる爲め、神崎郡を離れたる也、稲村に大字甲崎あり、即神崎の訛なりと云ふ、温故錄に此川尻に昔大社あり、故に神崎と名つけしと說く、蓋延喜式神崎郡川桁神社を指す

栗見大宮 今葉枝見村大字本庄にあり、此地は往時栗見北庄と稱し、叡山山門領なり、即其鎮守とす、又大字尊光寺には廢院の跡あり、敗瓦斷礎を遺す。

（桁川）

川桁神社は延喜式神崎郡の官社也、今稲村に在り、高藤明神と曰ふ。○輿地志略云、高藤明神は、河田森と曰ひ、式内川桁社なるべし。

久方のさけきそらな今日見れは河田のもりはかすみ來にけり、（夫木集）

此社をよめるにや

薩摩 今稲村と改む、大字甲崎と相接し、愛知川の舊河道の末に在り、湖辺にして航舟の便あり、此里は嘗薩摩隼人の舊邑とす、延喜式に近江に隼人の在住して隼人司に屬せる由見えたり。○淺井三代記云、織田徳川の二將若狹越前へ働かれしに、江北の淺井其うしろを切りければ、急に敦賀へ立ち若狹路より江西の舟木の浦に行き、村長を頼ませられ、舟にて南近江の佐津摩浦へ上らせ給ひ、それより千種越して歸國したまふ。（薩摩より西北、湖上三里にして、高島郡木崎に至るべし）。

平田郷 和名抄、愛智郡平田郷 ○今日枝村なるべし、大字肥田あり、蓋平田の訛なり。西は神崎郷、東は犬上郡、南は長野郷に至る、北に平流山あり湖水に臨む。

肥田 愛知川驛の北一里許、今稲枝村と改む、大字稲部野良田などあり。○淺井三代記云、永祿三年六角承禎は江北淺井勢の亂入を聞き、中道肥田の城にて一戰せんかと評議まち／＼なりしが、即肥田の城へ取入れ、宇曾川に對陣す、遂に野良田表に一戰あり、承禎父子敗北せられ、肥田へ歸ることならずして、箕作さして退給ふ。

野良田 今稲枝村の大字にして、肥田の北に接す、淺井長政の大捷の故跡也。○江濃記云、淺井休外齊入道橘高政は、朝倉の吹擧にて、京極殿一跡を給はり、其子下野守光政の代に成て、武勇父におさりけるにや、六角家にたより、子息備前守を若年より六角の家老平井加賀守か聟に定め、南部の下知にしたかひける、爰に備前守長政十六才の時、六角家の下屋に立まじさて、平井加賀守の姫を送り返し、六角と無事をやぶる、六角屋形義賢是を聞、大にいかり、其勢二萬五千餘騎野羅田表へ出張して、敵おそしと待かけたり、淺井父子是に驚き、則勢を催し六千餘騎野羅田表へ押出す、頃は八月中旬、淺井備前守もせい共をすぐり、敵の本陣に打てかゝりければ、大將義賢忽に打まけ引退き給ふ、其後北近江の城どものこらず淺井が下知にしたがひけり。

宇曾川 秦川村高取山より發源し西北流、蚊野八木吉田等を經て肥田の北を流れ、平流山を繞り湖中に歸す、長凡五里。○淺井三代記云、永祿三年、淺井備前守長

政江南へ働き、野良田へ押出し、先勢は宇曾川より二町計北に陣取り、長政本陣は吉田口にすゑ給ふ、六角勢は肥田の城へ取入れ、宇曾川を隔て、陣取る、其日兩軍一萬計の人數段々にもみあひ、一度に川へ驅込戰ひたりしが、六角勢敗北と爲り、箕作へ退給ふ、長政は佐和山へ引取、愛知川邊に仕置して、小谷へ歸城。

平流山（ヘルサン）　又荒神山と曰ふ、稻枝村の北にて湖岸なる一丘なり、北麓は犬上郡日夏村なり、山頭の眺望太た佳なり「土俗、昔大蛇あり、天竺靈山の一峰を盜み取り、之を太湖の濱に置き其下に隱る、蛇は化して巨岩と爲り、今に平流山に在り」と、三國傳記に見ゆ。（名所圖會）日夏を參考すべし。

枝（エダ）　今日枝村と改む、稻枝村の東にて、大字吉田大町高野瀨などあり、北は犬上郡に界す、宇曾川に沿ふ、古は千枝村と稱せる由、溫故錄に見ゆ、何の世の大嘗會の歌にや、

榊葉を千枝の村にゆふしでてさよのおかりの手向にぞする

吉田（ヨシダ）　溫故錄云、吉田は近江名所の一にて、吉田氏は佐々木源三秀義の六男、吉田冠者嚴秀を祖とす、近世吉田流と稱する弓術家は此家の傳に出づ

せく水もよしだの里に植る田はむれて年へんけにぞ見えける、（長秋詠藻）　俊成

高野瀨（タカノセ）　高野瀨氏は六角家の諸士に其號あり、今日枝村の大字に遺る。○輿地志略云、天稚神社は高野瀨に在り、此神は三代實錄「貞觀十三年、天若御子神授位」と云ふ者なるべし。○古事記傳云「神代卷曰、遣天津國玉神之子、天若日子、於葦原中國、至于八年、不復奏」、三代實錄、近江國正六位上天若御子神とあるも此神にや、古今集序の細注には、此神を阿米和加美古と云り、又狹衣物語に、大將を天より迎へ來し人を阿米知加美古と云ふも、本此天若日子の事より起りて、後世に天より下る人をば凡て然稱ふにこそあらめ。○按に、此天若御子は、新羅王子天日槍を指すにあらずや、日槍が近淡海に來りたる事は鏡山（蒲生郡）吾名邑（坂田郡）に其說あり。

（天稚御子神社）

長野鄕（ナガノ）　和名抄、愛智郡長野鄕。○今愛知川村日枝村なるべし、愛知川村に大字長野あり。輿地志略に、長野村に長野大領宮と云ふ古祠ありと、即郡家址ならん。

愛知川（エチカハ）　水名にして、又村名なり。愛知川は小椋谷の山中に發源し、愛知神崎の二郡の間を貫流し、湖水に歸す、長凡十二里、高野山上より西北下游には、大略西北向すと雖、山中に諸溯屈曲す、或は越溪と曰ふ。○又市川に作る、彥根より八日市日根に赴く支線鐵道の車驛なり。

愛知川に岩こす棹のさりもあへず下す筏のいさ早き瀨や、（散木奇歌集）

參考本盛衰記云、白井法橋幸明は、三塔第一の惡僧にて、山門に安堵し難く、千僧供の料所愛知川胡桃庄に忍居たりけるが、木曾義仲蒲生の陣に見參し、古山當家同心の秘計廻すべしとて、遠火の語ひを爲し、山に歸る、山の大衆尤と同しければ、遠火を合せよとて、勢持院の上嶺に火を燒き、愛知河原にもこれを悅び、遠火を燒たりけり。（胡桃庄は栗見に同じ）

愛知川（驛）今長野村と合同して、愛知川村と曰ふ、小市街を成し郡衙あり、愛知神崎二郡衙す、南岸は北五個庄村なり　愛知川驛は高宮驛（犬上郡）の南二里、武佐驛の北二里、能登川停車場の東一里とす。延喜式、石部神社今この村に在り。

愛知川の古驛は、今大字沓掛と云地なり、淺井三代記に、六角勢愛知川に陣を取り、沓掛の宿まで馳附けるなどあるは是也。○太平記云、奧州國司顯家卿、建武三年正月、江州愛智河の宿に着かれたり、其日大舘中務大輔幸氏は、佐々木判官氏賴其比未幼稚にて楯籠りたる、觀音寺の城郭を攻め落して敵を討つ。○巡狩錄云、正平六年九月、佐々木道譽の甲賀庄に着し時、其勢僅に三百騎たらざりける、道譽此儘に引籠なばあしかるべしとおもひければ、尾城に篝火をたかせ、その身は愛智河原に打て出、まばらに陣をぞ取たり。

愛知河を土俗江南江北の分界と爲すは、往時佐々木屋形の比、六角家と京極家の疆域を此に定めたる事あるに由る、而も天然の地勢は磨針嶺に分界するを以て、犬上愛知二郡は常に兩家の爭奪を被り、南北の間にさまよへり。

大國鄕（オホクニ）　和名抄、愛智郡大國鄕。○今豐國村豐椋村東押立村西押立村なるべし、中世は大國庄と稱し、東大寺要錄「長德四年注文、大國庄七町」とあり、東寺文書「正和三年、七條院領大國庄」とあり、康正二年造內裏段錢引附に大國上庄とあり、愛知川村の東に接す

平井　又平居に作る、今豐國村と改む、豐滿大明神あり。○淡海溫故錄云、大國平井氏は河內守滿季の後流にて、小倉源氏の隨一なり、東鑑には平井八郎清賴とあり、太平記には平井九郎と出づ、天文永祿まで悉く軍記に見えたり、淺井長政の初妻は平井定武が娘なり、此娘を長政に離別せられし故、永祿元年より同七年まで大亂に及び、國中大に騷動したり、大國庄は一庄みな豐滿大明神の氏子にて、神主を磯部氏と云。

押立（オシタチ）　今東押立西押立の二村に分る、舊庄名なり。溫故錄云、押達庄は比叡山客人宮の氏子にて、即白山權現を祭る、新千載に、道玄押達客人をよ

みて、

わきて尋ねむ心も深きかな跡たれそめし雲の白山、

續古今に、後京極攝政の宮に在る、

役にまた宮を分ちて宿すかな越の白根や雲の古里

〇西押立村大字横溝は、元暦の亂に横溝五郎常忠の事蹟に見ゆ、此邑人也、大字勝堂には大石以て築きたる塚あり、其數四十八所と稱す、皆古塚なるべし。

八木郷（ヤギ）

和名抄、愛知郡八木郷。〇今八木庄村なり、押立村の北、秦川村の西南に接し、宇曾川の兩岸に瀕ふ、愛知川村の東なり、大字八木島川などあり

蚊野郷（カノ）

和名抄、愛智郡蚊野郷。〇今秦川村なり、大字目賀田安孫子上蚊野北蚊野輕野などあり、宇曾川の上流にして、北は犬上郡甲良郷に接す。

（安孫子）

蚊野は古事記伊邪河宮（開化）段云「御子日子坐王之子、邪本王者、葛野之別、淡海蚊野之別祖也」とありて、夙に著れし地なり、蚊屋野と云ふも此なるべし。

輕野神社は延喜式愛智郡の官社なり、今北蚊野に在り、蓋蚊野別の祖神とす〇神祇志料云、按に姓氏錄輕我孫公は日子坐の後とありて、輕野蚊野輕井に同音にして、今蚊野を我孫庄と云ふ時は、其證左ます／＼明白なり、土人傳說に、輕野別の裔、久田若熊取君德島君并に此地に據りと曰ふ。

（輕野）

蚊屋野（カヤノ）

按に、此野は佐々貴山君の領知せる所にて、蒲生神崎愛知の三郡中に在るべきは必定なれど、今に其詳を聞かず、日野谷に在りと云ふは採り難し、又御園村妙法寺に押磐皇子御陵ありと云ふも徵證に乏し、古事記傳に、山城近江若狹の堺なる山中に在りなど云ふに至りては妄誕甚し、要するに蒲生郡の境を遠く離ることなし、而て書紀には久田綿蚊屋野とありて、久田の綿と云ふ總名の下となる蚊屋野と云ふ義なるべけれど、久田綿の名は今聞く所なし、（古事記、久多綿之蚊屋野）蓋蚊野輕野は共に狩場の義にして、蚊屋野は萱生の義なり、其義相通するのみならず、音も相近し疑ふらくは一處ならん、故に之を此に係けて後の定めをまつ。〇古事記石上穴穂宮（安康）段云、淡海之佐々紀山君之祖、名韓帒白、淡海之久多（此二字以音）綿之蚊屋野、多在猪鹿、此時大長谷王子、相率市邊之忍齒王、幸行淡海、到其野者、各異作假宮而宿、乘馬出行、大長谷王子、佯怒以矢、射落其忍齒王、乃亦切其身、入於馬槽、與土等埋、又近飛鳥宮（顯宗）段云、天皇求其父王御骨時、在淡海國賤老媼參出白、王子御骨所埋者、專吾能知之、爾起民掘土、求其御骨、即獲其御骨、而於其蚊屋野之東山、造御陵葬、以韓帒之子等、令守其御陵、然後持上其御骨也、而召其老媼、賜名號置目老媼、仍召入宮內、敦廣慈賜、欲退本國、天皇見送歌曰、

置目もや淡海の置目あすよりみやまかくりて見えずかもあらむ。

（久田綿野陵）

日本書紀云、顯宗天皇父、市邊押磐皇子、於蚊屋野見殺、因埋、及天皇即位、廣求御骨、有一老嫗曰置目、進曰知埋處、天皇將老嫗、幸于近江國來田綿蚊屋野中、掘出而見、果如嫗言、臨穴哀號曰、自古以來莫如斯酷、仲子之尸（皇子帳內佐伯部賣輪名仲子）交横御骨、莫能別者、爰有磐坂皇子乳母、奏曰仲子者上齒墮落、以斯可別、於是雖由乳母相別髑髏、而竟難別四支諸骨、由是仍於蚊屋野中、造起雙陵、相似如一、葬儀無異、以狹々城山君韓帒、充陵戶兼守山。

松尾寺（マツノヲデラ）は秦川（ハタカハ）村大字北蚊野（キタカノ）の東山に在り、高取山の麓にして、金剛輪寺と稱し台宗に屬す、天平年中の開基と傳ふるも詳ならず、伊吹山三修上人の創立とも云ふ、今大悲閣二天門 待龍塔法華 塔鐘樓等 山上に列し、其下に僧房ありて、古刹の風儀を存す、寛永年間の修繕也〇矢取地藏堂は大字岩倉に在り、温故誌云岩倉の矢取地藏は傳記也、狩野の庄の傳記曰、檜井莊從五位上本間道、代々狩野の庄の領主たり、此左衛門藏を信じ、當所に地藏堂を建立し、常に崇敬す、それより以來高道まで代々信仰す、此時高道一門に北さ隨に戰に及びしに、小法師出で、矢を拾ひ取り、不慮に勝利を得たりとて、此より矢取の地藏と號す、

（松尾寺）

養父郷（ヤブ）

和名抄、愛智郡養父郷。〇今詳ならず、訓は也不なるべし、即養父の義なり、蚊野の南なる角井（カクヰ）村などに當る歟

百濟寺（ヒヤクサイジ／クダラ）

今角井村に在り、近年中野村に及び大覺寺百濟寺等を合同して角井と改む、小椋村の北にして、秦川村（蚊野）の南なり、東に小倉谷の山嶽を負ふ、愛知川驛の東二里餘。

百濟寺は又久多里寺と曰ふ、百濟國人の居住せし南部に配置せられしこと、天智紀に見ゆれど、其故跡なるべし、或は曰く、此地は安康顯宗紀に載せる久多綿の蚊屋野にして、久多寺なりと、寺は江南屈指の名所にして、中世より比叡山に依屬したり、近世は寺領百五十石を領し、百濟國の僧院と稱せり。〇近江輿地誌云、釋迦山百濟寺は聖德太子の創立にて、百濟國僧の住持したるより其號あり、往古は三百坊の寺院ありしが、度々沿革の末、寛永年中本堂再建の綸旨を賜り、慶安三年落成す、東谷に藥師堂、南谷に阿彌陀堂、閻魔堂西谷に阿彌陀堂、北谷に地藏堂あり、西大門の前には日吉劍宮あり、東大門の前に八幡、白鬚、及び不動堂あり、花の木と云ふ奇樹あり、花は春に開く紅色にして山梨に似たり、秋は紅葉して佳觀なり。

參考本盛衰記云、壽永二年七月、木曾義仲蒲生に陣取り、日數を經て兵糧米なかりければ、使者を百濟寺へ遣して是を乞ふ、僧侶衆議して五百石の兵粮を送る。

木曾井に懸して當寺の御油料として、押立五郷を寄進せり〇飛鳥井亞槐集、應仁亂世以來、近江國柏原へなり／＼下りてすみ侍し比、おなじ國百濟寺西谷の曼陀羅堂の前に、古鞠懸あり、三本岡たるを植繼たきよし、彼寺僧とも頻望侍る云々、

園　今角井村の大字なり、久壽二年の大嘗會悠基方なる近江國園里は此なるべし。

神うくるとよの明りに木綿園のひかげかつらそはへまさりけり　千載集　　永範

鯰江

今西小椋村と改む、舊小倉庄內にて、愛知川の上游北岸に沿へる村なり、江南六角屋形義賢義弼父子、觀音城沒落ののち、小倉氏に依賴し、鯰江城に據る、天正元年八月、織田氏江北及越前を平定し九月柴田勝家を以て鯰江を攻めしむ、六角氏出降り、江南屋形遂に亡ふ。

鯰江城址

溫故錄云、六角高頼三男高品の後裔、小倉森鯰江と一家たり、小倉備前守實治、同又太郎定雄は觀音寺城沒落の後、一分を以て鯰江に籠城し、信長の軍に抗敵す、永祿十一年冬より、天正元年九月四日まで六年の間堅固に籠城せり、小谷已に落城し、越前も沒落の上は、本望達すること叶ひがたしとて、本城を出て、退散す

永源寺

今東小倉村大字高野に在り、神崎郡山上村と越溪を隔てゝ相對し、小倉谷の谷口に當る、越溪即愛知川の上流也〇永源寺々記云、寂室は、元應元年入元し、七年留學す、佐々木氏頼之を崇信し、此地に伽藍を建立し、儀保を以て寺領とす、康安元年入寺し貞治六年入寂す、年七十八、勅して圓應國師の諡號を賜ふ、其法弟に松嶺異仲彌天越溪の四人あり、之を四派といふ、相續て住職となる、又山上寺と曰ふ、明應四年勅して本寺を鎌倉圓覺寺の上に班せしめられ、後奈良帝の時に至り、嵯峨天龍寺に準せしめらる、寛永中東福門院の綸旨に依り、井伊侯を以て當寺の外護に充てらる、濟家無比の名院なり〇溫故錄云、高野は小倉の山口也、此所に永源寺とて臨濟家一派の本寺あり、草創は佐々貫六角判官氏頼、殊に禪宗鎌倉の大覺禪師の宗風に歸依あつて、分國に一寺を建立すべしとて、一宗に道德の聞ある寂室和尙を招て開山とし、造營ありしより以來、代々相續すと云ふ、山號を瑞石山といふは、境內に龍門の瀧あり、こゝに靈石あればなり、又山號を飯高山とも云ふ、是は堂前にある山飯を盛たる形の如し、故に名付くとも云へり、又山上寺とも云ふ、神崎郡山上村と川を隔つ、其後永祿の亂に零落せし所、一絲和尙再び法燈をかゝげて當山の中興たり、一絲に羽柴武藏守此所に在住の事あり、此武藏守は小倉左近大夫實親が嫡を信長公へ出し、其腹に男子を生む、信長公本能寺にて滅亡の後、其嫡彼男子を伴ひ小倉に歸りけるを、秀吉に呼出し小倉の庄二萬石與へられたり、然るに慶長の亂に石田三成に黨し終に沒落すとぞ。〇畫僧周文は此寺より出しにや、越溪と號せり、如雪を師として畫法を學ぶ、出藍の譽あり、應永廿一年如雪より畫譜君臺觀を授かる畫家の秘本なり、周文は胸に王泉を含み眼に東郭を見む、畫中の三昧手なりと、近世雪舟小栗狩野等の徒、宋元の堂に上ることを得るは、皆周文の階梯あるによるとぞ。（本朝畫史林春齋人傳）〇輿地志略云、永源寺は東福門院ふたゝび御造營ありてのち、皇女二宮の尼にならせれし時、御硯を當寺に納め給ふとて

海はあれど君が御影のみる目なき硯の水のあはれかなしき。

永源寺　　後藤松陰

琵琶湖外古禪關、楓樹千章夕照間、佛地莊嚴殊不俗、展將霜錦裂寒山、

小椋谷

愛知川の源にして、神崎、愛知二郡に分屬す、山中數方里、東は伊勢國（三重郡員辨郡）と御池嶽藤原嶽八風嶺千種嶺御在所嶽の脈を以て相限り、北は犬上郡大瀧山に至る、南は甲賀郡鮎川山に至る、山中の部落相谷萱尾杠葉尾等は山上村（神崎郡）に屬し、政所蛭谷君畑茨川等は東小倉村と曰ふ。〇伊勢に踰ゆる山徑は八風越千種越の二路あり、高野より各四里許、大字政所には銘茶を産す、君畑の銀鑛は今廢坑と爲る。

（君畑）

溫故錄云、小倉谷は八風越の路なり、天文年中君畑山に銀坑開け、六角の支配たり、君が畑は昔惟喬親王の舊跡なりと傳ふ、初め親王同郡小倉の山口郷に入玉ひ、猶も幽閑の處を求めむと、深山高峯に分入り玉ふ、則君が畑の地に住居を定め、御賢慮ありて其邊り大木をきらせ、諸器の木地を挽くことを御工夫ありて、木地を挽かせ渡世の助けとなし玉ふ、是本朝木地挽の始なりともいへり。（按に、惟喬皇子を木挽の祖なと云ふことは、事理を解せざる士俗の妄說なるべし）

萱尾瀧

高野永源寺の東一里餘に在り、高十八間、瀧壺八間四方、傍に小祠あり、神祇志料此祠を以て式內川桁神に擬し、天湯河桁命を祀るとしたれども疑はし。其說に曰く此祠の前を流るゝ愛知川の南淵、大岩並立る上に、桁の如く横はれる石上を、水瀧なして落る故に、川桁の名あり、又神崎愛知二郡田に灌く水を湯川と云ふ、近隣百五十餘村の田畝皆其水利を被るを以て、民人豐熟を祈り、秋稻を神社に納むるを例とすと云り。

犬上郡

犬上郡

北は坂田郡に至り、西は湖水、南は愛知郡なり、東は三國嶽靈仙嶽を以て美濃伊勢に堺す、犬上川芹川の二水ありて、湖中に歸す。堺入江は坂田の交界に在り、磨針嶺の西麓下なり一裏湖なり、鳥居本村は地勢全く本郡に係れど、今坂田郡に屬す、本郡今面積十三方里、人口七萬五千、彥根町外十九村に分つ、彥根は德川幕府の時井伊氏の鎭所にして、江州第一の要害を爲したる所なり、即江北江南の交界に當り、古來幾度の戰爭を見たる地とす。

犬上は古書に狗上に作るあり、日本書紀「景行天皇々子、日本武尊子、稻依別王、是犬上君之始祖也」又姓氏錄「未定雜姓、犬上縣主、天津彥根命之後也」などあれば、古より此地民族の成立ありしを知る、多何神社は蓋其氏神とす。○古事記傳云、犬上の氏人は神功卷に犬上君祖倉見別あり、推古卷に犬上君御田鍬あり孝德卷に犬上健部君あり、齊明卷に犬上君白鷹ありて、天武十三年に犬上君に朝臣姓を賜ふ、姓氏錄「左京皇別、犬上朝臣、出自謚景行天皇子日本武尊也」○按に多何は本郡の大祀なれば、犬上君の氏神なるべきは事理の當然なるに、後人古事記の一本に據りて、伊邪那岐命を祭ると爲すは頗疑はし。○又書紀通證に「活津彥根命、是近江國彥根明神也」と注するは、蓋天津彥根命と同神と見做したる故歟。

和名抄、犬上郡、訓以奴加三とありて、十一郷に分つ、其鳥籠驛家郷は今の鳥居本村に當る。

青根郷

和名抄、犬上郡青根郷。○温故錄に八坂村の浦を青根浦と稱すとあり、即其邊なるべし、今磯田村(大字八坂)日夏村南青柳村(大字甘呂)など歟、犬上川の川尻にして、湖岸に在り

八坂

今磯田村と改む、犬上川の川尻南岸に在り、湖岸其西に並び大字洲越三津屋などあり、湖心なる白石島と云ふ岩礁を通じて一線に船木崎（高島郡）を望むべし。○温故錄云、八坂は昔は八十の湊と呼び、廻船往行の津たりき、南の濱を青根浦と云ふ。藤河日記云、坂本を出て船に乘るとて、

さゞ浪やけふは日よしの船出せむ追風送れ唐崎の松

されども順風なければ、日ねもすろをおして行く、堅田の浦に船をよせ、又出て山おひを過る時、嵐烈しければ、片帆に風をうけて走らしむ、時の程に三四里ばかり過ぬ、夜の四時にはつさかといふ里に、舟をよせて暫く休息す、これより夜舟を出して、明日のほの〴〵に朝妻につきぬ。

磯前をこきたみ行けは近江の海八十の湊に田鶴さはに鳴く、（萬葉集

近江のみなとは八十ありいつくにか君か舟はて草むすひけむ、（同上

此歌、後の一首の八十と云は、數の多きを言掛たるなれど、前首は正しく八十湊と稱する地名に聞ゆ。

犬上川

大瀧村大君畑の奥なる三國山（江濃勢の交界）に發源し、一之瀨川を并せ西北流、高宮村の西を過ぎ、八坂の北に至り湖に入る、長凡七里。日本書紀、壬申歲七月、近江（朝廷）命山部王蘇賀臣果安巨勢臣比等、率數萬衆、將襲不破、而軍于犬上川濱、山部王爲蘇我臣果安巨勢臣比等見殺、由是亂以軍不進、乃蘇我臣果安自犬上返、刺頸而死、云々、長等山風に曰、按に山部王は、心變して吉野方にならむとし給へる事の顯れて、討れたまへるなるべし。○一說に、犬上川は不知哉川と同しと云ふもの謬れり、不知哉川は今大堀川なるべし、然れども今大堀に、土俗血吹川と呼び、聖德太子の古戰場と傳ふる所あり、其は壬申亂の事を傳へ訛れるや明了也

窟田郷

和名抄、犬上郡窟田郡　按に窟は字鏡に孔穴とあれば、訓阿奈なるべし、今其地を知らず、愛知郡輕野神社の傳に、敏野別の裔孫に、穴田君と云ふ家あり、是は此郷に移住せられし人々ならん、今本郡の郷村の布置を見るに、川瀨村歟。

川瀨

八坂の東南一里、犬上川の南畔なる村なり、大字犬方葛籠町などありて、幹線鐵道の車驛を置く、彥根の西二里。

温故錄輿地志略等に、延喜式神崎郡川桁神社は、安食庄川瀨村に在り、江東中郡の大社ありと曰ふも、採るべからず、此川瀨は安食庄の中なれば、延喜式犬上郡阿自岐神二座の其一社に非ずや

日夏

八坂の南、平流山の東にして、愛知郡界に接する村なり、坂田郡日撫神社（息長村）の神封にや、日撫直は安食使主と同族にして、此村は安食郷の中なりと思はるれば、日撫氏の舊邑たりしこと明白なり。

東大寺要錄「長德四年注文、犬上郡覇流庄、田百十三町七段四十六歩、又同郡水庄、田七町八段二百五十三歩」○按に犬上郡覇流莊今詳ならず、平流山あり犬上愛知の郡界に當る、平流は覇流の訛にや、覇流莊は安食庄の舊名にや、此地四十九院を首とし極樂寺普薬寺金剛寺辻堂森堂大堂など廢墟最多し、東大寺の別院にやと疑はるゝも其故なきにあらず。

安食郷

和名抄、犬上郡安食郷　○中世は安食庄と稱したり、今の日夏村豐郷村安水村に當るべし、川瀨村も安食庄に籠められたることあり。

阿自岐神社

延喜式犬上郡の官社也、二座と注す、按に安

食岡自岐は相同くして、阿智使主の裔孫の氏神なるべし。日夏村及び坂田郡顔戸の日撫神を参考すべし。

四十九院（シジフクヰン）

今豊郷村と改む、川瀬村の西に接す、本は寺號にして今唯念寺と曰ふは其遺跡とぞ。

藤河記云、小野の小庵に一宿し、此を立て多賀と云所を過ぐ、社あり、

ふりはてて神さびにけり高の宮誰代にかくは祝初めけん、

四十九院を物の名にあらはす、

亂れ行く世に近江路のなのかしじうくいむへきは我身なりけり。

木曾路圖會云、四十九院は兜率天寺と稱す、相傳ふ聖武帝の御宇、行基大師草創、本願寺實如上人の時、本願寺派となる、文和中に後光嚴院の行在なりきとて今竹林の内に古跡あり、又山號の鎮守春日明神の尊號宸翰を賜ふ、庭中假山水は行基の作、紫石とて庭の松ヶ崎と云所にあり、翌日雨天にならんとする夜は、深更に及で土中に鳴る也。○柳庵雜筆云、四十九院唯念寺は、昔寶篋院將軍義詮卿、正平七年閏二月より三月まで住玉ひし處なり、近比新造せしが、指圖は舊の通にして、少しも改めずと云へり、さて唯念寺の營造、實に正平以前ならば、其玄關も未だ山殿の前のものとす、鐘あり鐘子あり宵庇あり、禪刹の玄關と大同小異のみ、今時の玄關と似べくもあらず、依て今の玄關は東山殿よりと定む、又或書記に、鎌倉侍の家ならず、玄關無用と仕官の役御とあるは、板倉伊賀守勝重朝臣と聞ゆれど、當時よりさる制も出來しなるべし云々

（唯念寺）

尼子郷（アマコ）

和名抄、犬上郡尼子郷。○今西甲良村是なり、大字尼子下之郷などに分る、中世は甲良庄に籠められたる事あり、川瀬村の東南一里。○佐々木屋形、江北京極の一族に尼子あり、郎此に住したる也、出雲國に移り大名と爲る、然るに雲州軍話に、出雲守鹽谷高貞の遺子三歳なるを、尼の弟子と爲して、助命養育し、之を尼子家の祖と爲すと云は、大に謬れり、尼子備前守高久、雲州の守護職を兄高詮より傳授せられ、途に彼地へ赴けるのみ、其子持久、三世清久、四世經久等なり。○陰德太平記云、佐々木道譽三男高秀、其子嫡男高詮、次男尼子備前守高久、此高久江州の尼子に居住、是江州尼子の祖なり、其嫡男出雲守満秀、次男上野介持久、（號正雲寺）持久始めて出雲の守護職と成て、彼州に下向す、是出雲尼子の初なり。

甲良郷（カフラ）

和名抄、犬上郡甲良郷、○今東甲良村なり、尼子郷の東に並び、南は愛知郡に接す、土俗河原又高良に作る。○園太曆云、觀應元年、石塔中務大輔爲大將、江州甲良庄逢庄々放火。○應仁略記云、日吉神人の訴に於ては、一事相違あるべからず、山門の訴訟のごとく、甲良庄永代御寄進、其外毎々望にまかする旨、御教書せらる。○輿地志略云、佐々木京極三郎左衞門持高、領内に甲良社あり、因て稱號とす、持高より七代の末甲良三郎左衞門光廣、時々京師に遊て、建仁寺門前の匠家によつて、其術を見る、遂にその弟子となる、これ甲良氏建仁寺流の番匠の祖なり、光廣より五代の末豐後守宗廣、その業に精く工事にひいで、慶長年中東武番匠の棟梁としたまふ、是より子孫相續す。

西明寺（サイミヤウジ）

幕下に在り。

又池寺と曰ふ、東甲良村に在り、川瀬停車場の東南一里、海内無雙の古建築にして、鬼神呵護の寶坊なり。○京華要誌云、西明寺は寺傳に仁明天皇の勅願所、承和年中僧三修の開基創立と曰へり、今本堂寶塔等十七字を存す、一千年の遺構と稱し、就中三重塔の内部は壁畫を存す、實に稀世の觀なり。○輿地略云　池寺本尊瑠璃光如來、佛堂は西向七間四面軒まはり十三間半あり、三重塔は高十一間五尺、天正中兵火の爲めに、仁王門以下の堂宇燒亡したるを重建したり。西明寺本堂は明治卅一年、政府より特別保護の命令あり、即本堂一宇、七間四方向拜三間（屋根入母屋檜皮葺）の建築なり。

（池寺）

大瀧（オホタキ）

東甲良村の東なる山村にして、犬上川の源なり、大字富之尾一之瀬萱原大君畑等に分れ、山谷方三四里の廣を占め、東嶺は三國嶽と稱し、江濃勢三州の交界なり、北は芹谷と峰を隔て、南は小椋谷（愛知郡）と峰を隔つ、其勢州員辨郡に通ずる山徑を燒尾越と曰ふ。○大瀧は、犬上明神を瀧宮と稱し、傍に瀑布あるに由る、山槐記、近江名所の一に大瀧山と云は是なり。

布さらすふもとの里の數そへて卯の花さける大たきの山、（藻鹽草）　俊成

溫故錄云、大瀧山大明神は、世に多賀宮の奥院なりと云ひ、本地佛は彌勒菩薩と定めらる、一說犬上明神即此と曰へり。○輿地志略云、富尾の大瀧山犬神は、土人の俗說にも唱ふる所にして、三國傳記にも載せたり、然れども採用に足らず、古事記日本紀に據れば、犬上君は日本武尊の子稻依別王の後なれば、犬上明神は此二王子の外にあるべからず、又新撰姓氏錄に據れば犬上縣主は天津彥根命の後と爲す、然らば天津彥根をやがて犬上明神と稱ふべきのみ。○三國傳記曰、昔獵師ありけり、其名を知らず、近江國の鳥籠の山の邊の野山に遊て、諸鳥を取り、夜は深谷に入て獸を取り一生の業とす、常に坂田郡枚方村の日撫柳と云犬の子、小白丸と云犬を愛し、暫も身を放たず、連れ歩きけるが、或時山に入る折節、何となく物すごく怖畏の

心起りければ、弓に雁俣取添て、例の小白丸を側に伴ひ、大木の朽たるに倚掛を取て、夜の明くるを待けるが、深更に及て、彼の犬頻りに飛上り飛掛りて吠かゝる、猟師叱りけれども猶吠やまず、時に猟師怒を發し、劍を抜て小白丸を一打に頸を打落す、其首飛上り、朽木より大蛇の下りて目を開き猟人を呑んと窺かゝる蛇にしかと嚙付たり、猟人大に感じ、悔けれども詮方なく、神祠を營祝ひて犬の神と崇む、今の犬神の社是なり云云。（此俗説は泉州犬鳴瀧の故事と相疑似す）

佐目（サメ）　今大瀧村の大字なり、富之尾の東北一里。○五鈴遺響云、江州高神社より五里許東、山中に佐目村あり、此地に風穴と稱して風を起出す洞穴あり、高二丈餘濶二丈其三四丈、一町許にして、數十の洞穴左右上下に別れ、又一町半許にして、蜂窠の如く方嚮を失ひ入るを難し、此窟上下左右寸地もなく石鐘乳を生ず、大者一圍長六尺或一丈二丈にして地上に垂る、其餘巖壁に貼く者鏡面の如し、其形状述し難し。

三國嶽（ミクニ）　大瀧村富之尾の東北四里許に在り、江濃勢三州の境界にして、南は御池嶽に連り、北は霊仙山に連る、大君畑（大瀧村大字）より登り、其險さぞ、江州屈指の峻嶺なり。

田可郷（タカ）　和名抄、犬上郡田可郷　○今多賀（タガ）村と曰ふ、犬上川の北岸、高宮村の東一里、多可大社此に在り、邦俗おたがと稱す、田可多賀、その本義は高地と云ふに在るべし　高宮郷は本來本郷と一域なりしを分ちしならん。

多賀氏は勝元記應仁記等に見ゆ、高宮氏と異同を詳にせず、本朝通記云、文明元年、多賀豐後守高忠、率兵援勝元、既歸國、高忠者京極族也、嘗爲洛所司代、有美名、住於江州多賀城。○高宮及び敏満寺を參考すべし。

多賀神社（タガ）　古書多何又田鹿などに作る、此社は蓋犬上縣主又犬上君の祖神也、一說伊奘諾神と云ふ、古事記に「伊邪那岐大神者、坐淡海之多賀也」とありて、日本紀には「伊弉諾尊、神功既畢、登天報命、仍留宅於日之少宮、又曰構幽宮於淡路之洲、寂然長隱」と錄す、然れども古事記の淡海は淡路の誤なるべし、淡路にも多賀の地名ありて、伊佐奈岐神社鎭坐せり、古事記明應古寫伊勢本には、淡海を淡路に作る、之に從ふべし。

又後に多賀宮は延喜式多何神社二座とありて、名神大の注はなく、國史にも授位奉幣の事少し、官家にては左のみ崇重せられざる方なりき、伊弉那岐大神の大宮としては疑なきに非ず、且古事記應永古本（綱代弘訓本）には「此神者、坐淡路之多賀也」とありて、大神の淡海國に御座する事不審と謂ふべし、また舊事紀の一本にも「淡海之多賀」と云を淡路に作る、恐らくは此江州なるは犬上縣主又は犬上君の祖神ならん、然れども此祠を伊弉諾神の日之少宮と爲すも古來其說あり、釋日本紀に既に「日之少宮、少陽之宮、東北方之地也、即艮方、又曰之日隅宮者、即是伊弉諾尊、留宅近江國犬上郡多賀之宮也、出雲國杵築上、又ヶ日隅宮、案之、多賀宮在艮者、日出方之隅也、杵築在乾者、日入方之隅也、仍共得此號」など辯論を爲せり、日之少宮は日隅宮と同一にして其出雲にあることは信據すべきも、方位を論じ日の出入又少陰少陽などに牽强するは採るべからず、犬上氏神の事は大瀧の條犬上君の條に參考して、本社即其祖廟なることを知るべし。○木曾路圖會云、多賀大社は伊弉諾尊、右の方に神明両社、左の方に三の宮、其外末社神樂殿繪馬拜殿樓門等、近年社頭皆回祿して假宮なり、日の出杉とて神木本社の右の方にあり、當社は天照大神のたらちねの神にて、此等參宮の者道を枉げて多賀へ詣するなり、例祭は四月二十二日の日、別當不動院、神領三百五十石、社地廣くして、竟は此國の大社なり。○神祇志料云、今多賀村上山の麓にありて、多賀大明神といふ、（村上道淵日記、行嚢抄、木曾路記）伊邪那岐大神を祭る、（古事記）上古、伊邪那岐大神天神の詔の隨に天下を修理成して復命し給ひ、後又淡海の多賀になも坐ましき、即ここ也、（日本書紀　古事記）天平神護二年、近江六戸を神封に充奉り給ふ、（新抄格勅符）凡祭時に必幣帛を神に奉あり、（類聚抄）神官は大神主山田神主日向神主及禰宜四人を置く、（行嚢抄）

温故錄云、土俗多賀を江州の府中と云ふは誤りなり、府は昔栗太郡とす。○史學雜誌云「華啓、陽江州多賀大明神者、日域神靈也、國家人民、昔從今及當、不異崇仰之者遂尽、故知與不知、其說有不詳矣、業甲武田大膳大夫晴信、誕生辛巳歲也、今歲念丑、當生年、謹賀所疑于神子璽、爾有神除厄災、令爲謝鶴算、蓋得無奇靈鏡垂乎、若無因感、諸佛妄語也、惜哉乎、次文德天皇、所願令自由、如指掌者必也、諸願圓滿、黄金二兩、太刀奉獻寳殿者也、天長地久矣、時天文十四歲龍集乙巳、大膳大夫晴信花押　敬白」

此御神は人の性命を護らせ給ふ御事とて、昔非時願の往古今踵を絶たずと云へり、そは此御神の御誓に「吾則當日將千五百頭」と宣り給ひしに緣由すとなん。

日向神社（ヒムカ）　延喜式犬上郡の官社、今多賀大社の域内の西に在り、蓋多賀の裔神なり、新格抄勅符、天平神護二年近江地二戸を此神に寄せ奉られき。

敏満寺（ビンマン）　多賀社の南西數町に在り、今大字に呼ぶ。○温故錄云、多賀の郷に昔清涼山敏満寺と云寺あり、伊吹

山飛行上人の弟子、三童子の内、敏満童子開基にて、飛行上人草創と云、本尊は大日如来なり、永祿の頃までは數坊ありしが、久徳左近兵衞實時を、淺井長政方に賴りて急に責滅す時、當寺は實時に加勢す、長政怒り當寺を放火し、法師武者を討捨て破却すと云、此より零落して、今は福壽院と云一院計り殘れり、當寺の法具等亂暴して、伊香郡己高山鷄足寺に寄附の由、今に彼處に殘れりと云。○野史云、京極高清は、文明十七年、江北の支族なる、慶賀氏父子の徒私獄を起すや、敏満寺に居る、十八年四月、下坂秀隆の弟任記（或は壬記に作る）多賀兵衞四郎大成と相謀り、火を縱ちて下坂邸を焚き、十月を以て大成將に亂を作さんとす、高清因りて之を三雲に避け、十月兵士を發して大成を討ち之を平ぐ、長享元年四月大成美濃より入りて中野に陣す、五月高清之を攻め四方(?)に敗りて中野に走る、大成終に山田(?)にて自殺す。

神戸郷（カンベ）

和名抄、犬上郡神戸は今其名なし、蓋久徳（コトク）村なり、多賀村の北に接し、芹谷の川口に當る。

久徳（キウトク）

多賀村の北にして、大字久徳の東に月之木（ツキノキ）等あり、延喜式には多賀神社の御供所にて、和名抄神戸郷と云ふは即此村に當るを知るべし、延喜式山田神社は又多賀の首（?）にして、大字月之木に在り、此神は新抄格勅符、天平神護二年近江地田戸を寄奉られき。

久徳城址　温故録云、久徳氏は姓を知らず、多賀山中の城主也、永祿の比、平井定武城形承(?)に誘て淺井を討んと欲す、久徳は元來定武の親類なれば平井に見放す(?)、長政久徳を囲み、久徳討落て自害しぬ。○淺井三代記云、永祿三年、高宮三河守義、江北淺井家へ歸参し、久徳城主左衞門(?)を討取るべしとて、二十八日の夜(?)討向はれ、急に押よせ合戰す、城中には多賀の神官共加勢に來り籠りけるが、高宮に内通して中より火をかけゝれば、久徳一家は二百計悉く討れにけり。

芹谷（セリタニ）

（五僧）

芹川の源にて、多賀村久徳村の東北なる山村なり、今芹谷村脇畑（ワキハタ）村の二村に分る、三國嶽靈仙嶽の峻峰其東北を障塞し、大字五僧（今脇畑村）より美濃國多羅谷（今養老郡）へ通ずる間道あり、島津越と稱す。○輿地志畧云、五僧越と云は犬上郡芹川の山中五僧（ゴソウ）村より、美濃の國石津郡土岐多良村に出るの間道なり、高宮の驛より國界に至て三里、國界より美濃の國土岐多良村に至て三里なり、土岐多良村より關原にいたつて四里餘、之を島津越といふは、慶長五年關原の戰に、薩州島津義弘敗れければ、其臣入江權右衞門を先驅として脱走す、南の方へ一の瀨土岐多良山に匿せ、五僧保月の山路を經て、多賀に出、それまでは知る人もなかりしに、島津はじめて通路せし故に、島津越とはいふとぞ。

靈仙嶽（リヤウセン）

彦根の東四里、即磨針嶺の上方なり、南谷を芹谷と曰ふ、西麓は鳥居本村、北麓は醒井村にして、東は美濃國不破養老の二郡に跨る。○温故録云、靈仙の嶽は江州にては、三の高山なり、阪田犬上の二郡に跨り、美濃との國界たり、昔伊吹大明神と當山權現と山の高下を爭ひ、空に樋を渡し見玉ふに、兩方牛角なりければ、當山權現の下にかひ物をかひ給ひて、當山の勝になりたりと、世俗に云習はす、當山權現の由來知れず、山中に丹生村あり、醒井驛の南にあたる。

高宮郷（タカミヤ）

和名抄、犬上郡高宮郷、今高宮村是なり、犬上川の北岸にして、彦根町の南一里、國道之に係る、多賀神社は東一里に在りて本郷は其口なり。○續紀、天平十二年十二月行幸の時、横川の頓宮より犬上頓宮に到りますとあるは、頓宮亦此地なりしならん、又中古より近世まで、高宮布とて、縞布を名産としたり。

悠紀方御屏風、高宮郷、七夕有引糸之家、
七夕にけさ引いともながかれと君をぞいのるたか宮の里、（詠藻）　　俊成

御屏風、高宮里、雪尤深、
あさまたきふりさけ見れは白妙の雪つもれるもたか宮のさと、（家集）　　顕輔

道はたに多賀の鳥居の寒さかな、　　尙白

高宮城址　淺井三代記云、大永元年九月、江北勢高宮城へ押よせけれど、城主三河守は已に佐和山へ籠り、敵一人も取合ず、依て高宮川原に陣を張り、前勢は大堀瀨村川に着したり、六角定頼は本陣を千(?)川山に据ゑ、佐和山を攻動さる、其後三河守頼勝は、再び江南へ歸参す、永祿三年、高宮三河守頼勝は已に嫡子勝義に家をゆづりしが、子細ありて勝義江北へ内通し、淺井に附く。○外史補云、大永元年、六角定頼討高宮、高政親小聞、合越前守朝倉宗滴拒定頼、定頼退、永祿二年、六角義賢來侵、脇高宮、守將高宮頼勝乃降、三年、淺井長政將兵入佐和山、高宮頼勝子勝義來降、使將鑑護河守高宮、元龜二年護河叛、應織田信長。

沼波郷（ヌナミ）

和名抄、犬上郡沼波郷、○今千本（チホト）村高宮村（?）なるべし、高宮郷の北に接し、犬上川芹川の間に在り、彦根町の外郊なり、千本村に大字沼波あり、大字小泉（コイヅミ）と接す、

平田（ヒラタ）

今南青柳村と改む、彦根町の南郊にして、芹川の南岸に在り。○淺井三代記云、永正七年六月、江北勢上坂泰貞の計略にて、急に佐和山を三方より囲み、平田山に打上り備を立る、江南の諸士之を聞き、追々に馳付ければ、敬當寺にて其勢三千餘人となり、平田山へ押寄せしに、程なく佐和山落城しければ、平田表に兩軍合戰あり。

（芹川）

不知哉川（イサヤガハ） 今大堀（オホホリ）川又芹（セリカハ）川と曰ふ、鎧岡の岸谷より發し、久德村に至り西北流し、彥根町の南に至て湖水に入る、長五里、○按に、此川千本村大堀の北に、一支を分ち、北流し、里（サ）根山の下を経て、彥根町の東に至り、四川（ヨツカハ）の裏湖（ウチノウミ）に會注す、此北流は古河道にして、彥根築城の時、更に西に疏通したる者歟。

萬葉集名所考云、不知哉は犬上郡鳥籠山より流出る川なるべし、源氏物語にいさら川とし、後の物にいささ川とよめるも、皆此不知哉なり、不知哉をいさとのみ訓ては、いかでさばかりの誤れりけむ、契沖は犬上川歟とにやと云へり。○按に犬上川を不知哉川と云ふ事、諸書に散見すれど、鳥籠山は摺針（スリハリ）嶺小野驛、里根山の邊と想はるれば、此川も犬上川には非ずして、其邊なる大堀川なるべし。木曾路圖會云、多賀より田隴を側て一里許北めば、不知哉川の堤に出る、大堀（オホボリ）村の東端にて、此川一名大堀川とも云ふ。

淡海路の鳥籠の山なる不知哉川けのこのころはこひつゝもあらむ、萬葉集 岡本宮天皇

狗上の鳥籠の山なる不知也河いさとをきこせ余名いらすな、同上

渡るべきあさせもいさやさみだれに水まさり行く床の山川、（草庵集）

又按に古今集に「犬上の床の山なる名取河」とあるは、萬葉集なる歌の傳へ違ひと思はるれば、別に名取河と云は無かるべし、又鳥籠驛の條に鳥籠の山浦の事を辯ず、倚彼所を參考すべし。○永享四年堯孝覧富士記云、犬上と申あたりにて、不知哉川は何處と尋ね侍れども、定かに答ふる人もなし、里の行く手に山川の末、かすかに見えたる所あり、是ならんかしとおしはかりて、

いさと問ふ名に流れたる川音やさと云へといはれの水のしら波、

清水鄉（シミヅ） 和名抄、犬上郡清水鄉、○今彥根町 青波（アヲナミ）村等なるべし、温故錄に安清（ヤスキヨ）清水の地名ありて、今彥根町に入る。又延喜式に近江國清水驛あれど、此にあらず、清水鳥籠は對驛にて、鳥籠は今鳥居本村の中なるべし、而て清水は蒲生郡神崎郡の界に在りて、今北五個莊村北町屋と云ふ邊、觀音寺山の麓と爲す。○淺井三代記、永正七年、江南勢佐和山へ向け進發し、前勢は清水村平田邊まで滿ち／＼たり、それより二手に分ち、上道は佐和田瀬邊へ打向ひ、一手は湊手へまはる。

彥根（ヒコネ） 今彥根町と曰ふ、人口一萬、湖中の都會なり、舊井伊侯の鎭城にして、德川幕府の重侍たりき。西は大湖に臨み、北に裏湖を湛へ、芹川里根山佐和山其三面を塞ぎ、又東北の間道を磨針嶺に扼し、江南中郡（ナカ）の平野を控す、要害無雙の地なり。○淡海地志云、彥根は舊佐和山城の傍也、慶長六年より井伊直政大城を築き立る、當城は元觀音閣在りて金龜山と云、其觀音を松原口へ移せしより、彥根寺とも金龜寺とも云、城下凡そ七百軒、本領三十五萬石、其二十八萬石は犬上坂田伊香淺井神崎蒲生の六郡に跨る。○今彥根は犬上郡衙の在所にて、幹線鐵道の車驛は市街の東に在り。

（彥根山）

彥根の號は、犬上縣主の祖、天津彥根命を祭れる山名より出づ、一書に天津彥根命此山に降臨すと曰へり、彥根山は即井伊氏の築城せる岡にして、扶桑略記に觀音堂の在りし事を載す、此佛宇は金龜寺と號したるを以て、又金龜山の名あり、四津川の裏湖を陰にし、市街は其陽に居る、佐和山佐渡山は其東に並接す。

西寺（ニシテラ） 扶桑略記云、承曆三年、攝津國水田（ミヅタ）郡、石眞里、有沙門慶滿者、去年二十歲、兩眼忽盲、經三箇年、參詣諸寺、祈請佛驗、徒步出、參籠長谷寺、至第七日、夢見自御帳中、童子出來云、我力不及、汝當往近江國犬上西郡彥根山寺、至第七日、之處、致祈願、夢覺、參詣彥根山寺、祈請之間、兩眼忽開、始見佛前灯明、件僧今往彼寺、常修行誦、（已上出西寺驗記）寬治三年十一月、藤原朝臣師通、參詣近江國犬上西郡、彥根山西寺觀音、鎭護天下偁之地也、內府頃年、耳根頗不聰利、然參寺後、其聽忽然、十五日、攝政從一位藤原朝臣、（師實）並右大臣源朝臣、（俊房）同車、詣於彥根寺、廿二日、太上天皇（白河）引率王公卿相等、參入同寺、凡[illegible]貴賤、海內緇素、男女老少、皆以參寺、遠者繼日[illegible]、使者[illegible]策匹馬、或觀音入夢、延其齡於遐年、或當時出身、得人望於斯須。○西寺は彼世の金龜寺と稱し、慶長年中其山に築城せらるゝ事となりければ、西麓に移さる。

（金龜寺）

彥根山あまねきかげと聞しかど八重の雲居にまとひぬるかな、（夫木抄） 經信

世をてらす彥根の山の朝日にはこゝろもはれてしかぞかへりし、（同上） 辨乳母

是の歌どもは、此彥根山を詠じたるや否や知らずと雖、假に此に係く、神代名なる天津彥根命の故事を詠じたりとも想はる、中古の歌人たゞ此山の觀音大士の靈驗に附會して、故事をよみ合せたるにや。

彥根城址（ヒコネジヤウシ） 即彥根山なり、井伊直勝の築く所、慶長八年はじめて工を起し、歲を閲すること廿年にして竣功せり、德川秀忠伊賀伊勢尾張美濃飛驒若狹越前の七箇國に役夫を課し、以て之を助けしめたりといふ、城廓周圍一里餘、其中央に巍然として聳ゆる三層の天守樓は、京極高次が大津に築きしものを移す、西城の二層樓は淺井長政が小谷の城閣なり、天

(樂々園)

天秤櫓門は羽柴秀吉が築きし長濱城門なり、皆當時の移建にして、明治維新後廢城と爲るも、尙毀撤を免る、樂々園は城北三之丸の湖岸に在り、井伊氏の別邸にして、舊は槻御殿と稱したり。○輿地志畧云、彦根は水陸形勝の所なり、其の地たる、三の口あり、高宮八幡口澤山切通口船手松原口なり、八幡口をもつて追手といふ、其道平地にして善利川を隔て要害とす、橋あり善利橋といふ、澤山口を以て搦手とす、その路鳥居本より彦根にいたるの間、山嶽を鑿開て路とす、故にその坂路險し、松原口は船手と稱し、直に湖水に通す、當城は東家者流に所謂平山城なり、本丸は金龜山の上にあつて、二三の郭次第に低し、初め此城金龜山の東北一里澤山にあり、澤山の城と號す、慶長五年九月、關原合戰、澤山城主石田治部少輔三成敗北の上、澤山落城に及びければ、神祖乃ち井伊掃部頭直政を此地に封じ給ふ、翌六年二月なり、直政以爲らく澤山の城地狹少にして水利便ならず、移遷を請ふと、同八年直政の子直勝台命を蒙り、城を金龜山に築く、今の彦根城是なり。○日本外史德川紀、慶長七年春、井伊直政卒、直政以關原功、首賜石田氏故邑、居于澤山、奉命城彦根、未成而沒、其子直勝襲封、十九年大坂之役、井伊直孝、以兄直勝病不勝事、代攝其軍有功、將軍遂命領其國、直孝辭曰、直勝雖病、有先臣養士在、每有若事、臣據馬役可矣、今以庶孽先嫡年、臣所不安也、又因安藤直次力請、將軍嘉賞、而不許。○德川加除封錄云、慶長六年井伊兵部大輔直政六萬石に賜、上野國高崎城より近江に移さる、前封を併せて十八萬石、元和元年、右近大夫直勝に別封三萬石を上野國に賜り、直孝(直勝弟、掃部頭)に本宗を繼がしむ、近江國に於て五萬石を加賜、同五年又五萬石を加賜せらる、寬永十年、直孝大老職たる業勳を以て五萬石を加賜せられ、直孝少時の封一萬石を并せ、合三十四萬石、享保年中墾田一萬石を加ふ、文久二年直弼の子直憲、其父大老職の日、王家に對し敬禮を缺き、公武の一和を失ひ、人心騷擾の基を開きたりとの責を以て、封十萬石を削らる。○日本敎育史資料云、井伊直孝の彦根の城に居る、以爲らく彦根の地たる京師に接近し、船路殊に便なり、若し文學を以て主とするときは、或は恐る士氣文弱に陷り、武道の本意を亡失せん、如かず武を主として士氣を養成せんにはと、是に於て武道を以て專門とし、文學を以て羽翼とす、直興の時に至り、世は益々泰平に歸し、文武對講に非ざれば治道を布き難きを以て、儒臣佐藤直方を聘して之を抗禮し、自ら文を學び諸士をして就て學習せしむ、是より後專ら兩道を練習せしむ、然れども尙は私の家塾にして、學校の設立あらず、寬政十一年、直中の時に至りて、遂に講堂を以て學校を創設し、爾來諸士をして就て文武を修練せしむ。

琵琶湖春望　　龍草廬

春染琵琶湖上山、山青湖白暮雲間、花浮晴動金龜影、雨後虹懸竹馬灣、千里風煙時極目、百年天地此怡顔、却恃孤客萍蓬態、不似淸江鷗夢閑、

彦城　　梁星巖

好似勾吳山水國、山成保障水成圍、雷霆遠勢控三越、浩蕩餘波及五畿、邑有善謳知政績、野無惡草見風威、舊封二百年屛翰、虎豹依然護九關、

彦根　　賴山陽

雄藩形勢控湖關、有客觀光一往還、積水橫包畿內地、浮雲斜指越前山、四疆魚稻豐饒處、百雉城樓縹緲間、雖々節侯兼戰績、渠魁廢址不違顔、

松原 舊名千千松原と曰へり、今北青柳村と改む、彦根町の北に接し、松原口とも稱す、即湖岸の狹地にして太湖と內湖の間なる一島なり、南北に延びて北は磯山の埼頭に至る、長凡五十町、(幅二三町)故に五十町濱とも稱す　○輿地志畧云、千々松原は古の屯倉の墟なるべし、類聚三代格曰、夫畜貯者爲國之本、宜運近江國近郡五万斛、貯納於松原倉者、伏望准據舊例、運件國綠江ロ郡穀、收穀倉院、續即運送越前國物、便塡其代、云々。按に山槐記に千松原は犬上郡と注し、大松原は志賀郡と注したり、松原穀倉院は此兩處の中なるべし。

けふよりぞ千々の松原ちきり置き花は十返り君はよろつ世、（續古今集）　　爲長

多景島 松原の正西、五十町許の湖心に在り、白石島の北東北に並べる岩嶼なり、周廻數百間、上に竹叢多し、明曆年中の塔寺と曰ふ庵を建したる事あり、日蓮起草山集に見ゆ。

堺入江 彦根山の北なる裏湖を曰ふ、此江は坂田郡朝妻まで浸し、西は松原崎と磯山崎を以て、太湖と隔離し、長凡二里、幅廣きは十餘町狹きは一町許、朝妻入江とも呼ぶ、其四津川とも稱するは狹長なる流れ江なればならん。（坂田郡朝妻參看）

さゝなみや堺の入江かけ見えて旅人通ふはまいにへみち、（夫木集）　　爲家

(四津川)

今米原梅原より、佐和山切通口へ掛け鐵道線を通ず、即入江の東岸なりと知るべし。

佐和山城址(澤山) 佐和山一に澤山、又佐々山に作る、彦根町の東に在る岡陵なり、永正以後城塞ありて、數次の戰鬪ありし所也。大八洲遊記、云淸涼寺、舊島左近邸地、至近時大門猶存、寺僧無知、毀撤爲薪、堂閣頗壯、其背即佐和山故城、丹羽長秀所築、後石田三成居之、井伊侯亦初居此、後移居金龜、寺有大久保忠隣墓、又有懸崖、云女郞墜、東軍破佐和山、城中

婦女投之多死、龍潭寺舊井伊侯香火院、風致亦清涼。○今佐和山の下には清涼龍潭の二寺あり、上には石田氏の祀れる愛宕祠あり。

泛舟金龜山下、升佐和墟作歌、　山陽

金龜曳尾太湖水、背負廢城白雉起、越山若山倒朝來、漕帆直到高家市、勤王諸將功第一、庚子之事竟誰決、東指勝算遣蒼兕、關原在彼事可識、對峙一墟隔清波、渠亦府獨跆斷、廢興熊羆互相代、龍蛇起跡却同科、天賜國材各因類、知弧彎敵赤夜叉、想見入封整鐵仗、戰血未乾赤腥草、舊恨在心亦東去、湖波映出太平色、

新秋湖上　岡本黄石

大火初流白雁翔、何來爽氣和江皐、今朝試上水西閣、七十二峰秋色高、

外史云、江北京極氏高清、有病讓封於其將上坂泰貞、治于上坂、永正七年、泰貞入江南、居松原、下佐和山、永正十五年、淺井亮政、移京極高清于高岑於小谷、使高岑遣使招降佐和山高宮、大永元年、六角定賴攻佐和山、亮政擊六角氏軍後、佐和山城將磯野伊豫出城夾擊之、定賴脫走、元龜二年、織田信長圍佐和山、磯野員正救、降信長○外史云、天正元年、信長入京師、圍三條城、途與足利義昭行成、而還至守山、召丹羽長秀耳語曰、室町氏必再擧、再擧必阻勢多矢橋、汝伐澤山木、造舟艦十餘艘、乃歸岐阜、既而義昭果再擧兵、信長直馳至澤山、乘其一艦、夜濟朝妻渡、日日達坂下、直入京師、縱火呼譟、烟焰漲天、義昭兵拒勢多矢橋者、返顧而潰、京人大驚曰、織田公豈飛來邪。

淺井三代記云、永正七年、江北にて佐和山の城を切かへさんとて、評定あり、侍大將上坂泰貞申けるは、佐和山の一里此方、米原太尾山に要害を拵へ、出張の足たまりにして、人數を二手に分ち、海手廻りは、磯山に楯こもる松原彌三右衛門成久を責さすべし、一手は島井口へ廻し、佐和山へ寄せ、小河孫七郎を責べしと一決す、即三月十六日、江北勢横山を立て、すりはり米原口へ押出したり、十七日江北勢は鳥居本に南向に備立て、江南勢は佐渡(サトヲ)根山に押上り、敵味方二町計の合にて鬨を上ぐれば、佐和山城より小河切て出て、合戰一時計にて相引と觸り、翌日再度の合戰、又決せずして引分る、同年六月十一日、江北勢急に磯山より松原村へ亂入し、切通口へ寄せければ、佐和山にて防ぐ樣もなく、久德高宮は變心し、江北勢を案内して尾末山へ押上りければ、小河孫七郎も是迄なりとて佐和山を退き、觀音寺へ落行けり、即江北より磯野某を以て佐和山を守らしめらる。（輿地志略云、佐和山の城は京極家の時、磯野右衛門大夫員昌、子丹波守員政相續して在城したり、元龜三年織田信長來て攻ること急にして、城つひに潰ゆ、信長その臣丹羽五郎左衛門尉長秀にたまふ、後長秀封を若狹に受て移る、太閤秀吉(天正十一年)堀久太郎秀政を此地に封し此城を賜る、その後秀政を越前國北莊に移して、此城を石田治部少輔三成にたまふ、三成二十三萬石を領す、慶長五年、秀頼の命を偽て、諸將を招き軍を起す、九月十五日、關が原の一戰に敗す、このとき石田三成が父爲成、兄木工頭重成、その子左近太夫朝成、宇喜多下野守賴忠等在城す、神祖筑前中納言田中兵部大輔をして之を攻めしむ、神祖は佐和山の南正法寺に陣營あり、福島正則は高宮愛知川の邊に陣す、城兵長谷川右兵衛反忠して火を掛ければ遂に落城す、九月十七日なり、翌年井伊直政此城を賜りしが、水利便あらずとて、城地を彦根山に換へられたり。

里根(サトネ)　又佐渡根に作る、佐和山の東南に連る岡也、今青波村大字里根。○淺井三代記云、永正七年三月、江北勢佐和山城を攻めんとて、敵すでに小野村大堀村に着しければ、江南は急ぎ佐和山の尾つゞき、佐渡根山へ千五百騎を押上る。○里根山には大洞(オホボラ)弁天堂あるを以て、或は大洞山と呼ぶ、堂宇は井伊氏の置く所にして、湖山の景勝を占む、山下に天寧寺あり、羅漢像五百餘軀を置く、文政中修造す、寺中に井伊直弼埋髪墳あり（延喜式於富布良社は伊香郡木之本に在り）

彦根城　茶山

暮帆遙映女墻飛、大洞山頭雲未歸、眞箇江城如畫裡、臨風誰憶謝玄暉、

泛湖遂登大洞山　山陽

半湖殘照落帆遲、且就津亭倒一卮、病負白鷗明月約、來逢紅葉鱸魚時、又　湖山雙髻開襟懷、相對容與憺忘歸、忽然憶起昔曾句、更上洞山看落暉、

觀花於天寧寺　黄石

石磴半攀湖鏡開、山花宛作白雲堆、分明認入莊嚴界、一面琉璃映發來

鳥籠(トコ)　古驛名なり、蓋今の鳥居本村(坂田郡へ入る)にして、中世は小野驛と稱す、後驛家は其北に移り鳥居本宿と云ひ、鳥籠小野は廢滅したり、此驛は延喜式に、篠原(野洲郡)清水(神崎郡)鳥籠(犬上郡)横川(坂田郡)各十五疋と次第したる者にして、和名抄、犬上郡驛家郷とあるに當る、地形を觀察するに磨針嶺は實に郡邑天然の分界にして、其南麓には一驛亭を要す、而も後世郡界紛亂し、鳥居本村は今坂田郡に屬す、無稽はなはだしと謂ふべし。

鳥籠山(トコノヤマ)　日本書紀壬申亂の條に「七月戊戌、村國連男依等、討近江將秦友足、於鳥籠山斬之」とありて、萬葉集にも不知哉川と讀合せたり、今鳥居本村の南、大字原の上方なる正法寺山を鳥籠山と呼ぶ、不知哉川の北岸に在り。木曾路圖會云、鳥籠山は大堀川(即不知哉川)の上にあり、俗に鍋尻山とも云ふ。

鳴鹿は峰かふもとのさこの山旅の枕に聲おくるなり（夫木集）　俊成

枕草子には「とこの山は、わか名もらすなと、帝のたまひけん、いとおかし」と載せたり、是は古今集讀人不知に、

犬上の床の山なる名取川いさとこたへて我名もらすな、（古今集）

（床山）

とあるを岳本天皇と思惟したる也。此鳥籠の山は中世以後其名亡びたる事は、小島口吟「犬上床の山不知哉川など云所は、痛く目に立ともなければ、いづくとも思ひわかず、されど名ある所は、たづねまほしかりしを、かゝる旅の空にすきずきしからんもうるさくて、すぎ侍りし」云々とあるにても推知すべし。又床浦と云は不詳、即堺入江にて、鳥籠山の西なる江濱を指すならん、又鳥籠山を廣く指せば、正法寺山より西は里根山佐和山の邊まで、都て鳥籠の古驛（鳥居本村大字小野）より見上る傍嶺と做して可なり。

あれはてゝあらはぬ袖のうきにのみ哀れいく世の床の浦風、（家集）　定家

小野（ヲノ）

今鳥居本村に屬す、村南に在りて里根山の東なり、即古の鳥籠の驛家址とす。○輿地志畧云、小野は昔の驛舍にて、繁昌の地なりしとぞ、盛長記に小野の宿と記せり、今は高宮鳥居本など驛次となりて、小野は農家となれり。○騎地吐懷篇頭注云、名寄に出たる、宗尊親王鎌倉の將軍職を離れて、御歸京の時の御歌「浮身世に」の詞書に「小野の宿にとまり侍れば、なへての秋たにも露けかりぬへきに、旅寐の袖はまことにしほる計なり」とあり、これは近江路の小野の宿にての述懷の御歌なるべし。

小野宿にとまりて、云々、

浮身世にいろかはり行く淺茅生の小野のかりねの袖そ露けき、（名寄）　中務卿親王

東の方へまかりけるに、近江の小野といふ所にて、

忘れつゝこれも夢かとおどろけは馴れぬたびねの小野の山風、（夫木）　參議雅經

輿地志畧云、小野莊は、古老の傳ふる所、後鳥羽天皇和歌所を置かせたまひて、當庄を附屬し給ふ、即和歌所の預人、藤原俊成、定家、爲家等相續して領せる地なりと、

鳥居本（トリヰモト）

彦根町の東北三十餘町、國道の驛舍なり、今小野矢倉及び、東方頭仙の谷なる武奈佛生寺莊嚴など云ふ大字を合併し、鳥居本村と曰ふ、磨針嶺の南麓にして、北國街道は之を過ぐ、其西に、支路あり、米原驛を經て長濱より越前北國に達す、鐵道は今鳥居本に車驛を置かず、米原に於て東西に岐路を分つ、鳥居本驛より米原驛まで四十町、磨針嶺の西崖の下、朝妻入江に沿ひて往來す。○鳥居本村、今坂田郡の管治なり、

鳥居本の名は、多賀神社の鳥居なりと、又日撫神社（坂田郡）の鳥居とも曰ふ、其鳥居門のありしより、此名起れるは必定ならん、或は疑ふ、往時嶺仙獄に祀場ありて、其門を此山口に置きしにや、嶺仙は鳥居本驛の直東二里に在り。

淺井三代記云、永正七年三月、江北の侍は米原長野井口に働きければ、江南方には高宮三河守久徳左近、佐和山へ後詰し、鳥居本村を燒かせ備を立つ、江北勢は摺針嶺より打おろし合戰に及ぶ、其一手は米原より打つて、矢倉と云所に押よせ戰たり、江南勢小河孫七郎取て返し寄手を破り、其間に佐和山城の内へ引入ける。

坂田郡

坂田郡（サカタ）

犬上郡の北、淺井郡の南にて、西は湖に至り、東は美濃に至る、東南二面は磨針鎰伊吹の諸嶺環峙し、北は大略姉川を以て淺井と相界る。面積凡十五方里、人口七萬、長濱町外十六村に分ち、郡衙は長濱に在り。○鳥居本村は今坂田郡に屬すれど、地勢全く犬上に入るへきを以て、本編之を彼郡に係ぐ。

和名抄、坂田郡は佐加太と訓し、九郷に分つ、吾名息長の地は夙く古史に著れ、息長坂田（サカウド）氏は淡海國の盛族なり　姓氏錄、右京皇別、坂田酒人眞人、息長眞人同祖、（息長眞人、出譽田天皇謚應神皇子稚淳毛二派王之後也）一云、坂田眞人、出自諡繼體皇子仲王之後也、左京皇別、坂田宿禰、息長眞人同祖、應神皇子稚淳毛二派王之後也、天淳中原瀛眞人天皇（謚天武）御世、出家入道、法名信正、娶近江國人槻本公轉戸女、生男石村、賜姓坂田槻本公、男外從五位下老、男從五位上奈弖麿、次從五位下豐成、又曾人、至皇統彌照天皇（謚桓武）延曆二十二年、賜宿禰姓、於是追陳文忠、取祖父生長之地名、改槻本、賜坂田宿禰、今上弘仁四年、同奈弖麿等改賜朝臣姓、又右京諸蕃、坂田村主、出自百濟國人嬰（一作頸）貴村主也。○古事記傳云、明宮（應神）段に「御子若野毛二俣王、生藤原之琴節郎女」とあるは衣通姫の事也、其兄に大郎子、亦名意富々杼王者、坂酒人君等之祖」とある坂の下に田字脱たるにて、皆近江の坂田に就て在りしよしなり、書紀允恭天皇卷に「弟姫容姿絶妙、號衣通郎姫、ヵ隨母以在於近江坂田」と記さる。○按に息長坂田氏の事は、息長の地名の條下に詳説する如き皆姓なるが、繼體天皇の妃に息

(坂田國)

長眞手王の女麻組郎女、又坂田大股王の女黑比賣ならび納れたまひ、其皇子仲王は又坂田眞人の一家を爲したまふ、以上貴種の息長坂田に因みある者五六家あり。○氏族志云、坂田氏、眞人姓。繼體皇子仲王之後也、姓氏錄、壬申功臣、有坂田公雷、十二年改賜眞人、〔日本書紀〕、除常時、有右近衞大志坂田兼平、〔外記日記〕蓋其後也。

又天日槍は吾名邑に滯留したれど、其族黨の在否を審にせず、推古紀「十四年、佛工鞍作馬、給近江國坂田郡水田二十町」とあるは、姓氏錄「坂田村主出自百濟國人母利村主也」とあるに當る歟、おのづから一家なり。○國造本紀、淡海國造の次に額田國造と云ふ者ありて「志賀高穴穗朝御世、和邇臣祖、彥訓服命孫、大直侶宇命定賜國造」とあり、度會延佳の說に額田は坂田の誤りたるべしと曰へり、按に開化天皇は丸邇臣の祖日子國意祁都命の女を娶り、日子坐王を生み、日子坐王に更は其妹を娶りて、息長宿禰王の祖と爲りたまふ、而て息長坂田は一處なるを思惟すれば、國造本紀に額田國造とあるは、坂田と一所なるべき事信用に庶幾からん、丸邇は和珥にも作り、大和添上郡を本とし、族葉は城州江州に繁茂して、滋賀郡にも和爾の地名を遺せり、又往時の坂田の國境は淺井伊香郡をも籠めたるならん。○再按、或人の說にも坂田は佐奴加太の略言にして、萬葉集の句に「都久麻左野方息長之遠知能小菅」とあるを證すべしと述べたり、坂田額田は正略の別に出づと云ふは疑ふべしと雖、一地二名と思惟せば如何、令義解天長三年の勅宣に明法博士額田國造今足と云人あり、政事要略にも同じく額田國造今足の名を載せ、歷々たる名家とす。和名抄美濃國池田郡に額田鄕あり、一說彼地を以て額田國造の舊境とす。

あふみぢや坂田の稻をかりつみて道あるみよの初めにそつく、〔長秋集近江國風俗歌〕

坂田宮、坂田御厨は今法性寺村の中に在りと思はる。

米原（マイバラ）

今入江村と改む、磨針嶺の西崖下にして、朝妻入江（即堺入江）に臨む、鐵道車驛にして美濃路越前路此にて岐分す、彥根の北二里とす。○淡海溫故錄云、米原の北に當て荒神山と云ふ一座の岡山あり、俗傳、往古湖の沙を以て富士を築き給ふ時、諸の神達運び疲れて、爰に暫く休み給ふ、其時足に付たる砂聊か落て此岡となりたりと云、又古歌に堺の入江とあるは、此米原の入江なり、坂田犬上二郡の堺にある故なり、入江の北岸は、即筑摩朝妻の里なり。

梅原（ウメハラ）

米原の南なる大字なり。○輿地志略云、梅が原は藤原重光が續後集に、常德院義尚公江東に留陣のころ、一日湖上に舟をうかべて御遊ありけるに、童子舟に棹さしつゝ來れり、何のところの者ぞとありけるに、梅が原の者にて侍ると申ければ、大樹是をきこしめつつ「湖邊白異山林與、童子寄梅原小舟」と云ふ二句御意にかなひけり云々。

春の日の光はさはもなけれども先さく花はうめはらの山、〔歌枕〕　俊成

按に梅原山は城州愛宕郡にも同名あり。

太尾城址　此塞は米原に在り、文明年中、佐々木家の米原平內四郞の居る所にて、大永元年、六角定賴箕浦合戰の時、一手は太尾を攻めしが、拔けずして止み、永祿二年、江南勢遂に之を陷れたり、翌年淺井長政擊ちて之を下し、進みて江南を犯す事諸書に見ゆ。〔淡海地誌與地志畧淺井三代記〕城址の下に青岸寺あり。

朝妻鄕（アサツマ）

和名抄、坂田郡朝妻鄕、訓安佐都未。○今入江村是なり、大字朝妻筑摩磯多良米原などあり、磨針峠の西麓にして、息長川（一名天野川）の末なり、西は太湖に臨み南に夜湖を控す、夜湖即朝妻入江にして、又堺入江と稱す。○輿地志略云、朝妻は古昔湖東の大湊にして、往來の船ここにかゝりて繁昌せり、百五六十年以前より、船かゝらずなりぬ、慶長の頃より、湊は米原へかはるが故なり。

あさつまのみゐのこの影しけりあひて榮えにし世を見るかたのしさ、〔兼盛集大嘗會歌〕

朝つまや旗さすこまの聲たてゝ勢多の長橋ひきわたす也、〔永久次四年郞百首〕

朝妻の浦にとまりて、其のあさおき侍りて、　仁和寺仁海

見し夢のあさ妻ふねや立かへるなみた計りを袖にのこして、〔東路記〕

なちかたや朝妻山にてる月のひかりをよするしかの浦波、〔治承三年右大臣家歌合〕

にほのうみやあさつま舟も出にけりつなくこほりを風やさくらん、〔夫木集〕

あはれなりさしてよるへもなみまくらあさつま舟のうかれ妻はも　伴蒿溪

朝妻船の圖とて、遊君の棹さすかたは、原據する所を知らずと雖、元祿中英一蝶の畫く者ありて、世にこれを傳播す、其詞に曰ふ、

あたしあた波、よせてはかへる波、朝妻舟のあさましや、ああ又あすの夜は、誰とちぎりをかはして、まくらはつかし、いつはり勝なる、わか床の山、よしこれとても、世の中、

筑摩（ツクマ）

今入江村の大字にして、朝妻の西に接す、太湖の濱なる漁村なり。○筑摩は中古の御厨にして、殊に名高し、延喜式云「凡內膳司、近江筑摩御厨長、歷六年爲限、又止親司、諸年料雜菜、造醬鮨鮒各十石、味鹽鮒三石四斗、近江國筑摩厨所進、凡筑摩長擇膳部中補之」、また扶桑畧記、延久二年、永く筑摩御厨を停止

せらるる旨を載す、萬葉集に託間野と云ふも此なるへし。

託間野に生ふる紫こそもしめいまたきすしていろに出にけり、(萬葉集)　笠女郎

近江には有と云ふなるみくり(御厨)くる人くるしめの筑摩江の沼、(後拾遺集)　道信

つくま江の沼江の水や深かりし人くるしめのあやめ引なり、(夫木集)　公朝

(狹野方)

筑摩江と云ふは即朝妻入江を指す歟、又息長川の末を指すにや、詳ならず、○萬葉集、卷十三の長歌に「しなたつ都久麻左野方息長の遠智の小すげあまなくに一云々と詠す、略解云、筑摩息長共に坂田郡なれば、左野方は其筑摩の郷の內にて、遠智は息長の內に在る地名なり、(一說狹野方は額田と云へる地名の中の一所にて、狹額田といへるなりと、坂田國を參考すべし)。

狹野方は實にならすとも花のみにさきて見えこそ戀のなくさに、(萬葉集)

沙額田の野邊の秋はき時しあれは今さかりなり折てかささむ、(同上)

筑摩(ツクマ)神社

筑摩の生土神なり、土俗市杵島姫を祭ると云ふ。○雜和集云、近江國つくま明神と申神おはします、其神の御誓にて、女の男したる數に隨て、鍋を作て其祭の日奉るなり、男あまたしたる人は、見くるしかりて、少し奉りなどしつれば、物のあしくてやみなどしてあしければ、數の如くして祈れば、なほりなんとする「近江なるつくまの祭はやせなんつれなき人の鍋の數見む」とある和歌集に出たり。○神祇志料云、筑摩神は筑間浦に在り、(佐々木見聞錄、和爾雅、行嚢鈔)蓋御食津神を祭る、(參酌延喜式本社傳說)仁壽二年從五位下を授く、(文徳實錄)凡二月初午日、農器三具、奉て之を祭り、四月八日八乙女各鍋釜を戴き、神饌を備ふ、即古の遺風也、(佐々木見聞錄、參取伊勢物語拾遺和歌集)按拾遺和歌集云「いつしかも筑摩の祭はやせなむつれなき人の鍋の數みむ」蓋本社の祭に婦人改嫁せる者をして、鍋を戴て祭に從はしむ、其鍋の數又改嫁の數の如くならしめて、二夫に見ゆる事を戒むる也、(此筑摩祭の故事と、越中國鵜坂祭は相同じかるべし、俊頼秘抄云「筑摩明神の御誓にて、女の男したる數に從ひて、土鍋を祭の日奉る也、男あまたしたる女は見苦しがりて、少し奉れば病してあしければ、つひに數の如く奉りて祈り、ことなほりけり、鵜坂祭の日は、榊にて女の男したる數に從て打也」云々。

磯崎(イソザキ)

今入江村に屬し、大字磯と曰ふ、筑摩の南にして朝妻入江と太洞の間なる一島なり、狹長にして南端は彥根の松原埼に隣る、其堺溝を四川と呼ぶ、○磯村は土俗香積島と云ふ、磯崎明神は息長氏の祖神なる日本武尊を祭るにや、白鳥明神とも稱し、本地堂あり不動明王を安置すれば、明王崎と呼ぶ者あり

磯前をこきたみゆけは近江のみ八十の湊に鶴さはに鳴く、(萬葉集)　高市連黒人

さゝれなみ磯越路なる能登瀨川音のさやけさたきつ瀨毎に、(同上)　波多臣

按に八十の湊は今詳ならずと雖、磯前は必定此ならん、後なる能登瀨川の詠は疑はし、息長川の邊に能登瀨の地名あれど、越路と云は和州の巨勢山なるべしと曰へり、磯は發語に過ぎじ、再考を要す、

磯山(イソヤマ)城址　磯前山に在り、六角京極兩家爭奪を競へる塞也、淺井三代記云、永正七年三月、江北勢米原表へ働き、一手を浦へ廻し、磯山に栖籠る松原彌三右衛門尉成久が城へ押よせける、成久二百五十騎にて打て出で明神山の上にて暫しが程支へしが防ぎかれて城中へ引取りて丈夫に固めたり、江南の援兵後藤但馬守之を聞き、五十町濟を直に急ぎけるが、昨夜の雨にて四川(ヨツカ川)水增り、白浪青海をうち、中々渡すべき樣なし、此磯山と申は、東は佐和山の尾つゞき二町計間きれ、入江廻て底深く、南は四津川常に步渡りなれども、入江の水裾なれば、水增れば二町計りも海面になる、西は湖水渺々として限りもなく、北も入江に引つゝまる、凡入江と海の間は一町半計の陸路あり、磯筑間朝妻と詠ぜし村も此間に續ぎ、江北よりは道の便りよし、去れば江南勢四津川の入江の端に猶豫し、兵船七八艘押出し、平駄と云小舟三艘明神山へ乘切る間に、磯山の城はすでに叶はじとて、成久切腹したりけり、江南勢今は力なしとて、其陣十町引取、五十町濟に備を立つと云々

阿那(アナ)鄉

和名抄、坂田郡阿那鄉、(今息長(オキナガ)村箕(ミノ)浦村なるべし、朝妻鄉の東に接し、息長川の谷なり、南に磨針嶺あり、中世は箕浦村と曰へり、今北箕浦を息長村と稱す

古事記孝昭段に「御子天押帶日子命者、阿那臣之祖也」とあるは此地の邑主の家なり、(姓氏錄「右京皇別、眞野臣、和邇部、安那公同祖、天足彥國押人彥命三世孫、彥國葺命之後也」とありて、即ち淡海國造和爾臣など一族にして、其後裔は吉備の穴國造と爲る。國造本紀に「吉備穴國造、纏向日代朝(景行)御世和邇臣同祖、彥訓服命孫八千足尼定賜國造」と見ゆ彥訓服は彥國葺に同じ、天押帶日子命の三世孫なり。○日本書紀垂仁紀の一書「注曰、天日槍自莵道河泝、北入近江國、暫住吾名邑、是以近江國鏡谷(蒲生郡)陶人、則天日槍從人也」と、而て通證曰「坂田郡、今吾名邑、有天日矛之故蹤」。

按に阿那吾名は舊號にして、其後應神天皇の皇子、若

(息長)

野毛二俣王の領地となり、其王孫相續して息長（オキナガ）氏と曰ふ、是より後は息長を以て此なる地名に轉したり。野洲郡なる三上神の女に、名は息長水依比賣と申すは日子坐王の御妻にして、夙に此地に住せたまへるにや、日子坐王また丸邇（ワニ）臣の祖の女に娶りて、山代の大筒木眞若王を生み、大筒木眞若王の三世孫を息長宿禰王と申し、神功皇后即其女にましまして息長帶姫と號し奉る、故に應神天皇の御子若野毛二俣王に、息長眞若弟比賣を娶り意富富杼王を生みたまひ、其後裔に息長坂田酒人君これなりけり、而て日本武尊の一妻之子、息長田別王、此王之子杙俣長日子王、此王之子眞若弟比賣一(古事記)とあるに參照すれば、息長氏の由緒の深きを知るべし、日本書紀、天武十三年、息長公等十三人、賜姓曰眞人、姓氏錄、息長眞人、又息長連、稚渟毛二俣王之後也。○氏族志、按三代實錄、貞觀中使近江坂田郡穴太氏譜圖、與息長坂田酒人二氏、同爲神官、又往生極樂記、有坂田郡人息長某、息長近江地名、即其本貫也、一條帝時、有近江筑摩御厨長息長光保、見于外記日記(山城綴喜郡の息長を參照)

息長墓（オキナガ）　延喜式云、息長墓、舒明天皇之祖母、名曰廣姫、在近江國坂田郡、兆域東西一町南北一町守戸三烟。○按に廣姫は息長眞手王の女にて、敏達天皇の皇后と爲り、押坂彦人を生む、王孫踐祚、之を息長足日廣額天皇と號し奉る、後諡して舒明と曰ふ、廣姫の故里は即此坂田息長なりしならん。今御陵の在所詳ならず、一說大原村大字村居田（ムラヰダ）の古墳を以て之に擬すれど、信據に足らず、息長村大字顏戸の日撫神社の南數十間にして、息長宿禰王の墓あり、此邊に在るべし。

日撫神社（ヒナデ）　延喜式に列す、今顏戸（カホト）に在り、此社の南一町許に息長宿禰王の古墳と傳ふる者あり。(輿地志略)○按に新撰姓氏錄續日本後紀に、山田造火撫直ありて、共に後漢靈帝四世孫阿知使主の後と云ふ、又坂上系圖に據れば、二氏の族或は此地に居る者、其祖先を祀れる乎(神祇志料)但し皇極紀に息長山田公と云ふは、同地なれど異族にやあらん、犬上郡に安食郷日夏にあり、阿自岐神社も在り、亦參考すべし。(番場の山田參看)

顏戸（カホト）　今息長村の大字なり、大字箕浦の北に接し、長濱町の南二里とす、江南江北勢の箕浦合戰の時、淺井亮政顏戸山に旗を擧げたる事あり

息長川（オキナガ）　今天野川又箕浦川と云ふ、伊吹山の西南、彌高（イヤタカ）大清水の邊より發し西南流、長岡醒井を經て西に折れ、筑摩（ツクマ）の北に至り湖に入る、長凡五里、天武紀に息長の横川と云ふも此なり

にほとりの於吉奈我河はたえすとも君にかたらむこと盡めやも、(萬葉集)

横川の驛家は即今の醒井の宿にして、壬申亂の戰場も彼處なるべし、下の横川の條を併看すべし、舊說息長を沖中と說く、和訓栞云、息長川は沖中川とも書く、川の水底の海中に入て、猶水すむの靑みたちて見ゆるを云ふと曰へり、賀茂季鷹云、息長川は近江に在り、沖中の說いかがにや、伴信友云、舊說に沖中と云ひ海の中を流るると云、河海抄に曰ふ、にほ鳥のおきなが川はたえぬとも云々、是は鳰は息長き鳥なれど、久く水底に得耐へぬ事を云ふなるべし。

箕浦（ミノウラ）　中世の庄名にして、今息長村南箕浦村の二と爲る、大字箕浦の息長村に屬し天野川の北岸に在り、大字新庄（シンシャウ）と相接す、戰國の頃、箕浦氏新庄氏と云は、即此地の鄕士なり。○箕浦は古の息長里にして、江北江南美濃三路の交會たり、保元物語に六條判官爲義坂下(滋賀郡)より箕浦に走り、東國に赴かんと欲して果さゞりし由を記す、箕浦亦此なるべし、六角淺井の箕浦合戰は、長享年後兵亂記には享祿四年四月六日の事と爲す、他書には大永元年と爲せり、寫針嶺地下由を考すべし。○溫故錄云、箕浦庄に、江州山本源氏義定の流に、箕浦冠者明あり、同上領地たり、太平記には箕浦次郎左衛門、同息四郎左衛門同彌次郎などありて、坂田郡の古豪たり、近代には今井新庄二氏あり、織田家へ降附したり、新庄駿河守直頼は封庄と爲り、德川幕府の時常州麻生邑一萬石を食す。○野史云、新庄直頼、近江人也、内藏頭校行俊十二世孫直俊、住坂田郡新庄、因以爲氏焉、父直昌稱藏人、事細川晴元、直頼初稱新三郞、天正中稱駿河守、慶長庚子之亂、與石田三成、掠略伊賀、軍終減死一等、配于會津、遇赦爲常陸麻生田、

(新庄)

能登瀨（ノトセ）　今息長村の大字なり、大同類聚方に、乃止瀨藥と云ふは、此邑より出でし方術ならん、能登瀨の東北に又城址あり、堀能登守の本據門根城と曰ふ者蓋是なり。

山津照神社（ヤマツテル）　能登瀨に在り、今青木大梵天王（アヲキダイボン）と曰ふ、金勝寺僧徒、此神の爲めに廣若を奏請して聽されたる事、類聚三代格に見ゆ、南後相原鄕に僧侶を置き、山津照神を以て鎭守と爲す、祭る所は蓋古の息長氏の祖神ならん、祠邊に息長宿禰王の古墳と稱する者あり、新抄格勅符、天平神護二年、近江地六戸を此神に奉り、三代實錄、貞觀八年授位、延喜式に列せる官社なり。

(青木祠)

輿地志略云、青木大梵天王は能登瀨村にあり、往古は大社にして嚴重なりしと云ふ、當社の繪馬獻佃開眼の法則一卷、植原成菩提院にあり、甚愍賞すべきものなり、當社に神記なし、近頃西京の僧鳳灌略記を記す、曰く「江州琵琶湖の東坂田郡に山あり、大光山と號す、

五廟あり、第一社は青木の大祖止一位鎭守府將軍武藏守時長なり、其先は乃ち大織冠鎌足公の七世、正一位越前守藤原高房公の男なり、母は藤の眞夏卿の息女なり、第二社は鎭守府將軍武藏守正二位利仁なり、勳績天下に聞ゆ、それより已降孫子みな藤原武門の嫡葉と稱す、是に繇て後代祭祀の時、必群國の藤家武族をして執祀の儀を司らしむ、第三社は武藏守正一位青木大宮大明神の廟と號す、第四社は武藏守吉信、正一位青木新宮大明神の廟なり、第五社は伊豫武藏守正一位青木新宮大明神廟なり、以上凡九代、太祖時長より歷代北陸道管領となりて、越前の城に在府たり、十三世武藏守賴忠に至る、文治の初岸浦河の邊に五廟を立つ云々」と、光嚴帝院宣あり、

近江國青木大梵天王本社爲勅願之儀遂修造之砌殊可奉祈天下泰平者

院宣如此仍執達如件

曆應六年十月四日　　按察使經顯

本願上人御房

○按に山津照神は、夙に新抄格勅符に載すれば、藤原時長利仁など、混亂せらるべきに非ず、鳳凰の廟記に云ふごとき妄說は世上に其例なきにもあらねど、其粗漫も亦極れりと謂ふべし、近年山津照祠と青木祠を分割して、其祀職を別異す。

磨針嶺（スリハリタウゲ）

南貝浦村に屬す、東は靈仙嶽に連り、西は鳥居本村、山北は醒井村にして、美濃路之に係る、其絕頂は番場驛の西南に在り、湖山の觀望太だ廣し、鐵道今嶺の西麓を繞り、米原を車驛とす。

雜眞公藤河記云、すりはり峠を南へ下るとて、右にかへりみれば、筑夫島（ツクブ）などかすかにみゐて、遠望まなこをこらす、麓に神田（カウダ）といふ所の、一つなき田などみゆ、又左の方にそびえたる岩に、松一本ある、その下に石塔あり、西行法師が塚といひ傳へたるとなん、（按神田は今鳥居本村大字甲田（カウダ）なり）

南行數里下陽坡、西望平湖遠不波、孤島蛇然何所似、瑠璃萬頃一青螺、

たびごろもほころびぬれやすり針の峠にきてもぬふ人のなき。

過磨針山　　　僧義堂

行到磨針最上峰、一湖春水浸芙蓉、眸光稍覺王居近、五色雲浮喜氣濃、（空華集）

戊辰正月九日、發京欲歸大垣城、

路到磨鍼嶺忽生、馬頭湖水夕陽明、掃除天下兵塵了、與此湖光一碧平、　　小原鐵心

謠曲東國下云、まだ通路もあさぢふの、小野の宿よりも見渡せば、斧斤を磨きしすり針や、番馬と音の聞えしは、此山松の夕嵐、旅寐の夢もさめが井の、自ら結ぶ草枕　○大永六年九月、六角定頼江北へ向け進發せられ、先づ其本陣は摺針山に揚らる、淺井は七千騎番場の上地頭山（ヂトウ）に本陣をすゑらる、十二日、亮政地頭山の西六波羅山へ移り、其南の蓮華寺を引包む、伏勢は南山の間といふ森に隱し置く、定頼は此の南東五町計の岑へ打上り、遂に合戰に及ぶ。（淺井三代記）

番場（バンバ）　（馬塲）

今南番浦村と改む、息長川の南岸にて、磨針嶺に在る山驛なり、南は鳥居本まで一里、北は醒井まで一里とぞ○溫故錄云、番場宿は關劉の跡にて、當時番衛の人々居れり、故に番場の名起れりと、鳥居本村の百々氏は此關所の奉行なりき、元弘の亂六波羅を始め、北條家の大將軍以下四百八十餘人、番場にて自害のこと太平記に見えたり、又六角定頼淺井亮政と地頭山にての戰、當國に聞え高き軍なり、三代記に詳なり。（再考、山田祠の馬場（ハバ）の義也）

梅松論云、兩六波羅の仲時時益は、主上を奉じて東國へ落行きけるに、番場の宿の山上に、先帝の御方と號して近江美濃伊賀伊勢の惡黨共旗を上、楯をつきならべて海道をさしふさぎぬ、大將仲時いはく、我等命を生て、君を敵に奪はれんこそ恥なるべけれ、命を捨て後は何事か有べきとて、酉の時計に自害する間、從へる輩數百人同く命を落す、南方時益は、去夜四宮河原にて、流矢にあたりて死去。○大日本史云、元弘三年五日、守良親王起兵、要擊北條仲時于近江番場、仲時入蓮花寺自殺、從死四百人、墓在焉

蓮花寺（レングヰジ）

木曾路圖會云、蓮華寺は八葉山と號し、番場の驛中に在り、弘安七年、俊聖法師建立、願主道日法師（俗姓土肥元頼、堂の左の方に墓あり）時宗三十五世他阿上人こゝに來て時宗となす、元弘三年五月九日、當寺米山の麓一向堂の前に於て、北條越後守仲時隨士四百三十四人、京都を落て爰に自害す、當寺過去帳にあり、執筆糟谷十郎と記す、寺より向ふにあたる山を六波羅山と云、其屍を埋し塚あり、太平記に所謂「五百餘騎辻堂の庭にぞおり居たる」と云處なり。○蓮華寺過去帳は摸寫本世に傳ふ、鎌倉武士の最期の悲哀を傳ふる一卷なり、太平記は記事誤謬あれど、下に引くべし。

太平記云、元弘三年五月計り、兩六波羅京都の合戰に討ち負けて、關東へ落さるるよし披露ありければ、安食、篠原、日夏、老曾、愛智河、小野、四十九院、摺針、番馬、醒井（サメガヰ）、柏原、其外伊吹山の麓、鈴鹿河の邊の山賊、强盜、溢者共二三千人、一度の程に馳せ集りて、先帝第五の宮御遁世の體にて伊吹の麓に忍びて御座ありけるを、大將に取り奉りて、錦の御旗を差しあげ、東山道第一の難所、番馬の宿の東乃ち小山の峯に取り上り、岸の下なる細道を、中に夾みて待ち懸けたり、夜明ければ越後守仲時、篠原の宿を立ちて、

(六波羅山)

仙蹕を竜山の深きに促し奉る、都を出でし昨日までは、供奉の兵三千騎に餘りしかども、次第に落ち散りけるにや、今は僅々七百騎にも足らざりけり、仲時は運つきたりとて自害す、都合四百三十二人同時に腹をぞ切りたりける、死骸は庭に充滿して、屠所の肉に異ならず、主上上皇は此死人どもの有樣を御覽ずるに、氣も心も御身にそはず、只あきれてぞましましけるを五宮の官軍ども、主上上皇を取り進らせて、其日先づ長光寺へ入奉り、三種神器并に玄象下濃二間の御本尊に至るまで、自ら五宮の御方へぞ渡されける。○近江名蹟記云、蓮華寺は往古は米山の下に在り法隆寺と曰ふ、中絶の後筑州竹野庄司永泰の子俊聖法師、弘安十年此地に來り土肥入道道日と力を協せ中興し、時宗の念佛場と爲す、十七代明道上人は時衆あり、永祿五年勅願の綸旨を賜り、天和三年、妙法院堯延法親王蓮華寺縁起を撰述せさせ給ふ、六波羅山の古墓は、本寺の西四町許とす。○後聖中興の事は鐘銘「敬白奉鑄江州馬場宿蓮華寺突鐘事右當寺者彌陀安置之道場念佛勤行之鐘也(中略)禪定大法主共鑄人檀那有其大御助成(中略)弘安七年(下略)」などあるにて知らる

地頭山（ヂドウヤマ） 外史補淺井記云、大永元年九月、六角定頼來侵江磨針、淺井亮政使赤尾教政拒之、於其常堂、而自軍六波羅山、依兵蓮華寺及地頭六波羅兩山間、已而亮政軍敗走、新庄保今村城、定頼陣地頭山、而高政即夜分兵、向門根解井口識岐口、而親率精兵登地頭山、約已定、而城將今井頼弘素通於敵試濟、定頼圍地頭山、亮政欲自殺、大橋秀元諫之、井口義氏貌似亮政、自擐亮政甲代死贈其首敵中、定頼乃解圍還。○按に大永元年の箕浦合戰は、長享年後兵亂記に『享祿四年四月六日、箕浦合戰、淺井敗北、京極得勝」と云ふに同じかるべし、江濃記三代記の年紀疑ふべし。

(上丹鄕)

山田神社（ヤマダ） 延喜式に列す、今番場驛に在り、神祇志料 按に書紀云、皇極元年、初發息長足日廣額天皇(舒明)喪、息長山田公、奉誄日嗣云々」この息長山田公の祖神即此なるべし、而て天皇の祖母息長廣姫は息長眞手王の女にませるを想へば、此祠は息長公の祖若野毛二俣王を祭るならん。

醒井（サメガ井） 今醒井村と曰ふ、醒井の驛の南は靈仙嶽そびえ、山中に丹生と云ふ大字あり、此村は箕浦庄の東に接し、息長川の南岸に在り、磨針嶺番場の北一里、柏原驛の西五十町なる山驛なり、即天武紀(壬申亂の條に)「村國男依等、與近江軍戰息長横河、破之」とある地にして、續紀「天平十二年十二月、車駕幸伊勢、遂到美濃、歸從不破發、至坂田郡横川頓宮、又延喜式「驛馬鳥籠横河各十五疋、坂田郡傳馬五疋」とある皆此也、和名抄には坂田郡驛家郷と曰ふ、而て今の丹生を上丹（カミニフ）郷と錄したるを見れば、此驛家は下丹郷と稱したるならん。

居寤水 古事記、日代宮段云、倭建命、騰伊服岐能山（イフキノヤマ）還到玉倉部（タマクラフ）之清水、以息坐之時、御心稍寤、故號其清水、謂居寤（ヰサメ）清水也 ○按に玉倉部は柏原村のタケクラと稱する地、若くは美濃國不破郡玉村なるべし、然れども此醒井驛も古より倭建命の故跡を傳へ、殊に其一妻に息長田別比賣と申奉るありて、即息長君の外戚家なれば、參考の爲めに此に係ぐ。○木曾路圖會云、居醒清水は今醒井驛の中、民家の前に在り、傍に倭建命の腰懸園較掛さて大石あり。○古事記傳云、居醒の清水は美濃ならむ、然れども東關紀行に「昔に聞しさめがゐを見れば、陰くらき木の下の岩根より、流れ出る清水、あまり涼しきまですみわたりて、實に身にしむ斗りなり」撰集抄に此清水を「延喜の末に旱のせしとき、仲算と云僧の水を涌さむとて劍して、山の岸を切たるに、忽流出初たる由」記せり、されど醒が井の名は倭建命の御ことに依れる如く聞ゆ。藤川日記云、さめが井と云所、清水いは根より流る、一筋は上より一筋は下より流れて、末にて一つに流れあふ、まことやらむ、此水は養老の瀧につゞきたりと曰へり、暫く此にやすみて、

夏の日も結へは灘き氷にて暑さややかて醒が井の水。

横川（ヨコガハ） 息長川の一名にて、古は東山道の通路こゝに至り息長の溪澗に沿ひて東西に走るを以て横川（ヨカハ）の名を負へるならん、(比叡山の横川と混ずべからず)更科日記曰「不破の關あつさ山 柏原村梓河内なとこえて、近江國おきなかと云、人の家にやどり云々」横川驛は即醒井にて、息長とも呼べるならん。

柏原（カシハバラ） 醒井の東につゞく山驛なり、梓河内（アツサカウチ）と云ふ山を隔て五十町許り、又美濃國界を去る一里にて停車場の東南一里、伊吹山は驛北三里にあたる。東關紀行云、柏原と云所を立て、美濃國關山にもかゝりぬ、越果ぬれば不破の關屋なり、藤川記云、かしは原にて、

ふく風やまたこぬ秋をかしは原はひろかしはの名にはかくれず。　兼良

おひ下る山のほそ野の柏原もとつ葉ましりしくる頃かな、(海道百首)　雅相

東鑑、建久元年の條に近江國柏原庄、又承久三年の條に近江國柏原彌三郎と云人あり、皆此にや、和名抄伊香郡にも柏原郷あり。○南山巡狩錄、正平八年正月、佐々木佐渡判官入道道譽、北野社參と稱して近江國に下向し、柏原城に閑居なすよし披露す、是は去年饗庭命鶴丸氏直上洛してより、義詮に相はかりて、尊氏に讒をかまへけるよしをつたへきゝて、鬱陶に堪へず

してひそかに知音をかたらひ、こゝに及ぶ所なり。

（園大暦）梓山の路の中道たえしよりわか身に秋になると知り　好忠

(梓山)

にき、（名寄）

成菩提院（ジヤウボダイ）　柏原驛に在り、今延暦寺の別院にして、院内に山津照明神を存す、舊は金勝寺の法相精舍にして、寛平九年の創立歟、類聚三代格、寛平九年官符に「應試度金勝寺年分者二人、一人每年甲賀郡飯道名神、坂田郡山津照名神、可試法華經一部八卷、最勝王經一部十卷、並法相宗」云々とあり、後世金勝寺衰へ、此別院遂に叡山に歸したるならん

○輿地志略云、成菩提院は寂照山圓乘寺と號し、天台宗延暦寺の末、柏原の一隅にして、柏原寺談所と呼ぶ、相傳ふ往古は同山、七堂伽藍の靈場たり、然るに嘉暦元丙寅の年、叡山平泉寺の衆徒等堂塔を破壞す、應永の初北谷山門の住侶實圓院貞舜法師再興す、後永祿年中織田信長當寺に止宿の節、騎馬の變に遭ひ、今の寺は慶長年中當山の法師建立す、此とき東照神君關ヶ原陣の殘米二百石を以て、當寺番匠の勞費に充玉ふ、本尊十一面觀音なり、堂内に文珠藥師地藏の三像あり、就中文珠の像は天竺傳來の佛像なりとぞ、當寺領御朱印百六十石五斗、末寺法流八十箇寺、靈寶什物ははなはだ多し、又歷代著述の書多し、其中七帖見聞（或は天台類聚ともいふ）柏原安立（或は寶要安立ともいふ）嵐海十帖等世に行はる。

清瀧寺（キヨタキ）　柏原驛の西北六町、清瀧山に在り、佐々京極家、即江北屋形の菩提所にて、十八代の墳墓在り、靈通山德源院と稱す、永仁三年、京極家祖近江守氏信入道善奉し此に葬る、諡して清瀧寺殿と曰へり、爾後天正中高吉に至るまでの塋域なり、天台宗を奉ず。○京極家の居館、太平寺上平寺は並びに伊吹山に在り、柏原の北二里餘の（寛文二年丸龜藩祖高和君なも此に葬る）

柏原山寺　　　　釋　六　如

丁字橋南十字沙、前山閣日歛餘霞、紅殘烏桕村邊樹、紫吐蕎麥水際花、廢皮氷溪蹄跡陷、鷺翹風渚頂絲斜、詩材當背無人拾、一段荒涼也耐嗟、

源具行墓は柏原驛の北三町餘に在り、土人今法華塔と呼ぶ　太平記云、元弘二年源中納言具行卿をば、佐々木佐渡の判官道譽（京極高氏）路次を警護して下し奉り、近江の柏原にて斬り奉るべきよし、上使おそひ來り言ひければ、街道より西なる山際に、松の一株ある下に、御輿を舁き据ゑたれば、具行卿敷皮の上に居直らせ、辭世の頌を書れける、

生死逍遙、四十二年、山河一革、天然洞然、

六月十九日某とあり　西讃府志云、具行卿墓に、峠地藏の前に在り、石の高七尺、裏に貞和三丁亥十一月二十六日とあり　○又柏原の南田圃の中に、王塚と云者あり、元祿十年官より檢察ありて、土人は柏原天皇の山陵と曰ひ成す（名跡記）

寢物語（ネモノガタリ）　柏原村東の界、大字長久寺（チヤウキウジ）と美濃國不破郡今須（イマス）驛の間なる民家を、寢ものがたりの里と名づく、一國の人輕ながら、兩隣相語するが故とぞ、又長競（タケクラベ）と字す、二國の山共たけを競ぶるが故とぞ。○藤河記云、柏原すぎて、たけくらべと云ふは、近江と美濃との山を、左右に見て行く所なり。○按に長競は古史に見ゆる玉倉部（タマクラベ）邑歟、古事記に倭建命伊服岐山より降り、玉倉部にて居寤の清水を汲みたまふと曰ひ、（醒井を參看すべし）天武紀に「七月、近江軍將羽田公矢國、出雲臣狛破、兩軍于犬上川濱、忽放精兵衝玉倉部邑、出雲臣狛擊却之、村國男依等、戰息長横河、破之」とあり、善不破と横川の中間に玉倉部邑あるを知るべし、後世長競と云もの、必定玉倉部の訛のみ。

(長競)

(玉倉部)

れものがたりの里をとほりて、

ふむ足や美濃に近江にゝさの露、　鬼　貫

長岡郷（ナガヲカ）　和名抄、坂田郡長岡郷、訓奈加乎加。○今東黑田村（ヒガシクロ）及柏原村なるべし、大字長岡は東黑田村に屬し、近世此邊を黑田庄と稱したり、息長川の上游にして、大原郷の南に接す。

長岡（ナガヲカ）　伊吹山下の鐵道車驛にして、深谷と相次ぐ、米原驛の東三里許。

鎌羽（カマハ）城址　又同氏の城とも曰ふ、今東黑田村大字本郷と、息長村能登瀬の間に在り、堀氏の居館とぞ。○堀氏の祖、彌太郎親常は、文治の亂に源家に屬し、平宗盛を擒にしたる事あり、功を以て江州にて所領を賜り、子孫相續したり、永正永祿の頃には堀能登守賴定、同遠江守同次郎、三代江北の一豪たり、元龜中淺井に叛き、織田家に屬す。○淺井三代記云、元龜二年織田淺井の兩家の大軍、横山小谷對陣の比、本願寺の下坊主とも一揆して、堀がこもれる本郷の城を攻めしが、横山より木下藤吉郎之を見つきたり、一向坊主凡幾千萬の寄手なりしが、本郷表にて討取たる耳鼻一千八百と注しけり、太閤秀吉は五百にて一千八百の首取ること、一代の號言とぞきこえける。

深谷（フカヤ）　今鐵道車驛を置き、長濱に至る貨車の往復を爲す長岡驛の東一里、人家稀少なり、關原驛の西二里餘、長濱に至る凡四里とす　○深谷の南大野木（オホノキ）（今柏原村大字）に淺井家の隊將、大野木土佐守秀國の邑なりしと云ふ

春照（シユンセウ）　膽吹山の南麓なる村なり、今藤川村を合同し春照村と曰ふ、柏原村の北一里餘、北國太平記に「天正十年、柴田勝家江州木本へ着陣し、是より二手に分れ、一手は前田利家大將にて美濃通り春照の宿まで燒拂ふ」と載す、此頃より美濃越前間の一驛た

りしせて

藤川（フヂカハ）　今春照驛の東一里半、地形美濃國に入り、關の藤川の源なる一村なり、伊吹山の下なれば江州へ屬せしむるならん。

奥のあらしさそふ伊吹の山さくら花をもらすな關の藤川、　建保百首

伊吹山（イフキヤマ）　伊服岐又膽吹に作る、江州濃州の堺上に在り、拔海四千三百尺、形勢頗雄偉なり、北は連峰逶迤さして越前の山に續き、南面は截然さして壁立し、下に隘路を通ず、即東山道なり。○斯山峰倭建命の登陟ありしより、其名史籍に著れ、江北の鎮山さ爲す、平安京の時七高山の一に列せしめ、神社佛字の設あり、佐々木氏信當國の守護職を賜り、京極家を起し、乃ち館を山腹に置きて、江北殿さ稱し、子孫世襲三百餘年の治所たりき。此山今伊吹村春照村に分屬す、東部は美濃揖斐郡春日（カスガ）村に屬す。

（彌高山）

名跡記云、此山高大にして江濃二州の間に盤亘し、冬春の間は雪其峰に滿つ、西南麓なる春照驛よりこれに登るに、上野さ云地に民家あり、女一權現祠あり、其北に彌勒堂址あり、此邊松柏茂生し山谷に藥草多し、土人採りて他に販賣す、上野より登り十町にして、小高野さ云地に三所權現祠あり、又十町登れば禪場さ云ふに至る、是より上方は古來婦女の攀るを許さず、凡山の六分目に當るさ云ふ、此の上へ登れば手掛岩行道岩などを經、山徑險にして、登攀すれば面を摸づが如し、山の九分目を覺之曲さ名づく、岩石累々たり、絕頂を彌勒さ名づく、方四町許、略平坦なり、常に疾風あり、草木疎々たり、中央に石を積み、彌勒の石佛を安置す、更に頂を南に降下すれば、阿彌陀峰さ云に至る岩窟に彌陀三尊を安置す、須臾にして彌高（イヤタカ）寺に至るべし、觀音堂あり、楓樹溪を蔽し、秋霜の候は錦繡の觀あり、此溪は姉川の源たり。彌高寺の下數町にして、山麓の大道に達す、上平寺は彌高寺の東十餘町、大道の北畔にして、藤川の源なり又太平寺は伊吹山の西麓にして、伊吹明神（今伊吹村大字伊吹）の北に在り、此地に羚羊多く栖み、角を崖石に掛けて休ふ者あり、太平寺の客殿より西望すれば、琵琶湖眼下に來る長尾（ナガヲ）寺は更に太平寺の北に在り、大久保村さ曰ふ、此邊に石灰山ありて、山下は姉川の急流の繞るあり。○溫故錄云、伊吹山、嶺に風水龍王さ云者あり、是は即伊吹大明神にや、石を積て彌勒佛さなす、飛行上人の開基共云ふ、上人此山に栖む數百年、其色身輕きこさ僅に三銖、依て時人三銖沙門さ稱す、當山に三處寺を開く、長尾彌高太平三寺是なり、上人に給仕の童子三人有り、是も又同く神變不思議の化人なり、名超童子松尾童子鈴杵童子さ號す、大上郡松尾寺敏滿寺阪田郡名超寺を開き住持すさ云、山上彌勒堂さ云へるあり、石をたゝみたるまでにて寺なし、此山異草奇木多し、殊に伊吹艾は天下の名産なり、古歌にさしも草さ讀む　○北越軍記云、慶長五年、三州苅屋にて水野を打たる利野江彌八は、元來尾張浪人也、隱れもなき剛勇大膽もの也、慶長元年の比にや、江州伊吹山の谷間に、盜賊數多集て、形を鬼神の姿に似せて、往來の旅人を逐驚し、近鄉の男女を劫しけるに因て、野人山樵畏れ慄き、難義に及ける折節、加々野江是を聞て樵夫の體に樣を替、鐵棒を杖にして分入尋ね求る所に、峨々たる岩を栖に篠大木の茂りたる其內を捿さして、大の男五六人、鬼面赤熊を蒙り、皮の衣を被て、種々の手鉾を提げ驅廻る、加々野江得さ見て、傍の邊り立寄りてからからさ笑ひければ、盜賊原山賊さ見て罵りける所を、仕すましたりさ彌八踏込て、鐵棒を押取のべ、大將さ覺しき大の男の眞向を、瓜破りにぞしたりける、殘る奴原是を見て、討てかゝる、彌八是を弓手馬手に薙倒し、投々腰骨弱き鬼共故、閻魔王も愁嘆さんめさ、顯かぬ體にて歸りける。○按に伊吹山は下野國にもあり、後拾遺集の「かくさたにえやは伊吹のさしも草」さ云歌、又「下野やしめつか原のさしも草」さもよみて、皆下野なるこさ、袖中抄に其說明白なり。

冬なかく野はなりにけりあふみなる伊吹の外山雪ふりぬらし、（續古今集）　好忠

吹すてゝ風は伊吹の山のはをさそひていつるせきの藤川、（夫木抄）

おほいかた伊吹おろしの風さきにあさ妻舟のあひやしぬらん、（山家集）

さゝれ石のいはほさなれは近江なる彌高の嶺いやたかになる、（夫木集）　好忠

伊夫岐神社（イフキ）　伊吹山の西南麓、伊吹村大字伊吹に在り、文德實錄三代實錄に伊福貴神授位の事數回見ゆ、延喜式に坂田郡（近江）伊夫岐神不破郡美濃伊富岐神の二座に分れ、兩國にて之を祭る、美濃なるは相川村に鎭坐し此地さ相跡る四里也、參考すべし。

（夷服岳）　（膽吹山）

○帝王編年記云、霜速比古命之男、多々美比古命、是謂夷服（イフキ）岳神、女須佐志比女命、是夷服岳神之姊、在久志峰、次淺井比咩、是夷服神之姪、在於淺井岳　○景行紀、日本武尊自東征還、留屋張、聞近江膽吹山有荒神、即解劍置於宮簀媛家、而徒行之、至膽吹山、山神化大蛇當道、爰日本武尊不知主神化蛇之、謂是大蛇必荒神之使也、既得殺主神、其使者豈足求乎、因跨蛇猶行、時山神之興雲零氷、峯霧谷曀、無復可行之路、乃捿遑不知其所跋涉、然凌霧强行、方僅得出、於是始有痛身　○古事記傳云、記紀の二書、倭武命の登山の事を錄すに相違あり、伊吹てふ名義は山神毒氣を吹よし紀に見ゆ、谷川氏は是に因るかさ曰へり、藤原武智麿公傳さいふものに、公登山の事を記すには「公徒爲

江守、於是拔行至坂田郡、宿日山川、曰吾欲上伊福山頂瞻望、士人曰、入此山疾風雷雨、雲霧晦暝、群蜂飛螫、昔倭武皇子調伏東國悪鬼神、歸到此界、仍即登也、登欲半爲神所害、變爲白鳥、飛空而去也、公不聽、率五六人、披蒙籠而登行、將至頂之間、忽有雨蜂、飛來欲螫、公揚袂而拂、隨手退歸、從者皆曰、德行感神、敢無被害者、終日優遊、徘徊瞻望、風雨共靜、天氣清晴、此公勢力之所致也」と云り、源平盛衰記に寶劔の由來を云ふ處に云「素盞嗚尊即劔を天照大神に奉る、大神たに悦びましくて、吾天岩戸に閉籠りしさき、近江國膽吹か嶽に落たりし劔なりさ仰せける、彼大蛇さいは膽吹大明神の法体なり」さ云り、此等の書さ偕に確き事ならし、さて萬葉には此山の歌なし。

伊吹寺（イフキ） 觀音護國寺さ稱す、伊吹山の南麓に在り、春照村に接す。○輿地志畧云、觀音護國寺は伊吹の下にて、村居驛より五十町以北なり、寶龜年中、三修沙門(安祥上人)天皇の御願によりて伊吹山に四個の梵刹を建立す、所謂觀音寺護國寺太平寺長尾寺なり、寺記曰、伊吹山觀音護國寺は、四個の隨一、長勝の梵字なり、後醍醐天皇佐々木信綱の綸旨、並當國長岡庄鳥羽上郷を寄る、貞和三年丁亥寺を今の地に移さしめ玉ふ、佐々木道譽か大旦那官は、先祖追孝のために、應永十甲申の年より毎歲法華千部の讀經をなす、寄附の寺領日々倍增して、堂舍僧房數をならべ、七堂伽藍の靈地たり、然るに織田信長淺井を攻むるのとき、當寺の伽藍を破壞し、横山に向ひ城をかまへぬ、其後兵火にかゝりてこと〴〵く燒失せり、其後纔に再興する所あり。

元慶元年十二月、詔以近江國坂田郡伊吹山護國寺、列於定額、沙門三修申牒偁、少年之時落髮入道、脚歷名山、又不周遍、仁壽年中、登到此山、即是七高山之其一也、觀其形勢、四面斗絕、人跡希至、昔日深帥聖身、令建一精舍、修藥師念佛、三修居止以降、歲月漸積、堂舍有數、誠非靈場、庶擬靈山、望請天慈、賜預定額(三代實錄)

太平寺（オホヒラ） 伊吹山の西麓に在り、伊吹山四院の隨一にして太平護國寺さ曰ふ、今僧房わづかに存す。按ふに佐々木江北岸形は此に城府を設けたれば、登靜法親王の入りたまへる伊吹寺は即此なるべし。○大日本史云、元弘三年五月、後伏見上皇、光嚴帝、花園帝、從御六波羅、足利尊氏在後醍醐帝詔、攻六波羅、上皇大驚、與二帝東出、幸伊吹山太平護國寺、留十八日、歸京師、又同書皇子傳、龜山皇子守良親王、薙髮法名覺靜、居居伊吹山下、元弘之役、北條仲時、挾新主走抵近江、傍近民兵、欲奪其帝王、護兵潰散、(○長尾寺は太平寺の北にて、總持院さ稱し、彌高寺は太平寺の東南に在り、悉記にせず)

太平寺城址（オホヒラジノシロ） 佐々木京極氏の遺墟なり、京極は佐々木信綱の子氏信を祖とす、其京極さ稱するは京邸の在所に因る、氏信が來て江守に任し、江北(愛知以北)六郡を子孫に傳領す、太平寺に居城を築き、江北岸形さ號す、高氏入道道譽、元弘建武の兵亂に武功多し、足利氏に從屬し、其子高秀幕府の侍所司に任せらる、高秀の子高詮出雲隱岐の守護を加賜せられ、高詮の弟尼子高久に傳へ、文明年中高清の時、部下の將に屢しば相鬪ふ、上坂下坂多賀の一族最強項なり、高清は國齋藤朝倉兩氏の兵を請ふてこれを平らげ、既にして高清又淺津に奔る、明德八年、上坂泰貞高清を奉して歸館す、永正六年、高清は平城を築き之に移り、國務を泰貞に讓る、太平寺は城館是より廢す。淺井三代記云、江北江南は、明應年中江南より愛知犬上二郡へ働き切取らるれど、京極入道高清は病者なるにより、終に軍勢催さるゝ事もなし、環山寺殿と申す、臣下に上坂治部大泰貞さ云者あり、前の京極政經の三男の末なれば、江北の侍大將に被仰附、京極殿は伊吹の太平を引退き、同山の内上平さ申所へ引籠給ふ。(此上平寺は、伊吹山の東南麓なれば、太平寺さ一里餘を隔つ)

上平寺（カミヒラ） 伊吹山四院の一にして、東南麓に在り、地形全く美濃に入り、藤川の源に在り、今春照村に屬す、又上平城は京極家末路の柵所なりさいふ。○外史曰、京極高清與六角定頼構兵、高清與犬上愛知二郡、左袒封其將上坂泰貞子上平、永正十四年高清卒、子高峯嗣、淺井亮政攻上平、高峯乞和、十五年、高峯與六角氏、攻亮政大敗、亮政移高峯於小谷

大原郷（オホハラ） 和名抄、坂田郡大原郷、訓於保波良 ○今伊吹村春照村大原村なるべし、伊吹山の西南一帯の曠野なり、長岡郷東黒田村の北に接す。○大原の大道を市場さ字す、其南に夜叉池さ曰ふ塘あり、又た字いちいちは少田に作る、其意義を知らず。

皇后塚（クワウゴウ） 大原村大字村居田に在り。輿地志略云、享保年中より三十年前許の事に、土人之を穿ちしに、石棺を得て、中には天冠のごときものありき、官吏聞て大に驚き、もとの如くに埋藏せしむ、是塚恐らくは息長廣姫の御陵墓ならん。

上坂郷（カムサカ・カミサカ） 和名抄、坂田郡上坂郷、訓加無佐加 ○今北郷（キタガウ）里村神照村（カミテル）是なり、北郷里村に大字上坂存す、坂田の上郷の義なり、北は姉川を以て淺井郡さ相限り、東は大原郷、西は細江郷、(今淺井郡へ入る)南は下坂郷に至る ○按に東大寺要錄長德四年注文云「坂田郡庄田七十六町二段、同郡杉市庄田四町九段、又同郡息長庄十九町二段」など見ゆ。此莊田の跡は今寺院など存在せざれば、何地さ推知し難かるべし、六條村大字田村に七堂伽藍の跡さ稱するものあり、是ぞ東大寺別院の遺跡ならんさ云人あり。

上坂城址　淺井三代記に依れば、上坂氏は梶原景高の子景信の後裔にして、中比京極政經の子を以て家を繼がしむ、即江北屋形の家門なり。○外史補云、京極高淸、賜封於上坂泰貞、領江北治于上坂、永正八年、泰貞無子、已養高淸子男泰舜爲嗣、守今濱、又養美濃土岐某子泰信、守上坂、十三年泰貞卒、淺井亮政以計襲上坂、泰信走今濱、亮政壞上坂城。○上坂泰舜は長享年後兵亂記には上坂治部信光に作り、又一書に治部泰貞を最重に作る。

横山寨址（ヨコヤマ）　今北鄕里（ギタゴウ）村大字小屋（コヤ）に在り、上坂の南に接す、横山とは、大原村東黑田村と北鄕里村上坂、西黑田村の間に横はる岡陵なり、北端は姉川に觸る、之を龍鼻と稱し、南端は箕浦川に至る。○外史補云、元龜元年、織田信長自將來攻横山城、守將大野木秀俊三田村國定告急、淺井長政赴之、敗于姉川、横山遂陷、信長令羽柴秀吉守横山、二年長政攻本鄕城、秀吉自横山赴龍鼻。

龍鼻（タツガハナ）　今北鄕里村大字上坂の東にして、横山の岡の北崖なり、峰下は姉川東より來り西に流る。淺井三代記云、永正の比、上坂泰貞の計略にて、土岐殿の子息をたつが鼻の川邊に捨あるを拾ひあげ養育したり、十三歲の時元服させ、兵庫頭泰信と申ける、又元龜元年淺井織田合戰、信長公横山城を攻めらるべしとて、觀音坂犬飼坂へ手を分けて、本陣は龍が鼻の出先の山に据ゑたまふ、城中の大將大野木三田村勇氣をはげまして支へけり、長政は小谷を出て大寄山に打上り、五十町をへだてゝ對陣あり。

石田（イシダ）　今北鄕里村の大字、石田治部少輔三成の故里にして、慶長五年關原合戰に三成大敗し、身を脫して伊吹山より草野谷に入りしが、食を求めて大原村井之口に至り、田中兵部少輔吉政の兵に捕縛せらる、井之口は石田の東一里許。○溫故錄云、石田長衞門は淺井家祐筆にて、代々能書なり、石田村の生れなり、治部少輔三成は秀吉公の祐筆にて、後立身して十八萬石にて、犬上郡澤山に在城し、關ヶ原軍の棟梁にて、滅亡斷絕す。

國友（クニトモ）　今山階（ヤマシナ）新庄等の諸村と合同し神照（カミテル）村と曰ふ、神照寺と云ふ古刹あるに因る、北鄕里の西、姉川の南、長濱町の北一里許とす。外交志稿云、葡萄牙船種子島に來るや、將軍義輝てうしくちと云者を召し、近江國友の地を給し、以て鐵砲鑄造及び射擊の法を傳へしむ、天文以降西人の我邦に入る貿易利を計るの外多くは耶蘇傳敎の徒にして、皆識見卓絕、學問博洽、國主城主の崇ぶ其敎を奉ずる者多し、弘治元年（西曆一千五百五十五年）也　○溫故錄云、國友村、此處は鐵砲を製し始る處なり、弘治年中南蠻國より長十口と云ふ者琉球に渡り、多禰島より本朝に來着す、公方家より當國の屋形に命ぜられて、國友に鐵砲を製して以來、此處に傳來すと云ふ。

宮川（ミヤカハ）　今神照村國友の字なり、淺井三代記に「淺井亮政宮川の左衞兵衞とて、久しき武功の家あるを味方に引入れて、今濱の城（即長濱）を乘取る」云々　○宮川陣屋は、元祿年中、堀田豐前守正休、一萬石の封祿を此地に賜りたるより之を置く、明治維新の際まで相續したり。

神照寺（カミテル シンシヤウ）　新莊に在り、（今神照村と改む）國友の西南なり。輿地志略云、日出山神照寺と號す、眞言宗の禪林所御朱印百五十石あり、宇多天皇の勅願所、本覺大師の開山なり、往昔の靈場今は多く郊原となりぬ、幸に毘盧の尊像千手の靈軀靈寶等、百分が一にして殘るゝものあり、亦開祖以來相傳の樂器多しと云々。按に神照寺の邊を福永（フクナガ）莊と號し、神鳳抄に「近江國福永御厨、外宮二百五十町六十四石三斗、上三石内馬上庄、長日御幣紙六十帖、百員東日入料十石」と注せる地なるべし、今神照寺境内に宣守神明宮あり、蓋此永福厨址なり、神照寺と共に倶衰せりしなら（永福）ん。

黑田（クロダ）　本庄名とも、横山の東西に跨る、今東黑田村と云ふは、和名抄長田鄕にして、西黑田村は和名抄下坂鄕の中なるべし、大字常喜名超などあり。

名超寺（ナコシ）　常喜院とも稱す、伊吹山彌高寺の別院にして、三修法師の弟子名超童子の創建と云ふ、寺世に正治元年後鳥羽法皇密幸して此寺に入らせ給へる事ありと曰ふ、寺門傳記に民部卿本院家領坂田郡の常喜院に寄附のこと見ゆ、此地にあらずや。（輿地志略名跡記）

宇賀野（ウカノ）　今長濱世繼加田などと合同して法性（ホフシヤウジ）寺村と云ふ、息長川の北にして、西は大洞に至る。

坂田宮（サカタ）　日本書紀云「垂仁天皇、詔倭姬命、遷天照大神宮、姬入近江國」云々、通證、儀式帳曰、坂田宮、今在坂田郡宇賀野　○倭姬命世記云「遷幸淡海甲可日雲宮、四年奉齋、遷幸同國坂田宮、二年奉齋、于時坂田君等進地口御田、遷幸于美濃國伊久良河宮」。○今宇賀野に在りて、岡天王社と云ふ、享保年中井伊侯社殿を重興す、（溫故錄神祇志料）即延喜式岡神社是なり、神鳳抄によれば近江國坂田岸下黑丸などの御厨ありしかど、今其地を知らず。

長澤（ナガサハ）　今法性寺村に屬す、長濱町の南一里、近江名所の一にやあらん、長澤の池とよめり。

君が代のながき例に長澤の池のあやめは今日ぞ引かるる、（夫木集）

淺井三代記に、長澤の福田寺は一向宗の大坊にて、

元龜二年江北一揆の魁にて、淺井長政小谷沒落の時、遺孤を福田寺に託附したる事を載せたり、江北にて有勢の僧院なりき。記曰、淺井長政の賴みにより、本願寺顯如上人より江北へ御書ありて、長澤の福田寺へ相渡され、三郡の一向坊主一揆を起す、浦の誓願寺四千二百人、新庄の金光寺二百人、榎の乘願寺千五百人、上坂順慶寺五百人、ゆすき村の淸動寺、木之本新敬坊、都合八千七百人は後備なり、尊照寺村の稱名寺二千人、唐川長照寺増田眞宗寺は三番に備ふ、長澤福田寺四千五百人、いのゐ村の福照寺三千二百人にて、本郷の堀が城を圍む云々。

下坂鄕（シモサカ） 和名抄、坂田郡下坂鄕、訓之無佐加。○今長濱町六條村法性寺村西黑田村などなり、西は大湖に臨み、東は上坂鄕横山に至り、南は息長川に至り、北は淺江鄕に至る、下坂田の謂なり、六條村に大字下坂あり。

平方（ヒラカタ） 今六條村の大字なり、長濱町の南に接す。○溫故錄云、平潟通は下坂の湊なり、昔此處に日徳聖と云名僧の大ありて、其子を小白丸と云、靈あるを顯し、後大上明神と祭らると云こと、三國傳記に見えたり。○按に、日本書紀、繼體天皇の時、近江毛野臣の妻の歌に「比攞哿駄喩」の句あり、釋紀に「平形也、古近江之所名也」と注せり、即此地なるべし、比攞哿駄喩は平形よりの意にあらずして、平形への心なるべし、毛野臣は即此坂田の公の族にて、直に歸葬したる歟、
比攞哿駄喩笛吹き上るあふみのや毛野（ケナ）のわくこい笛吹き上る、
在任那時、到對馬、逢疾而死、送葬尋河而入近江、其妻歌日云々、釋云、凡歌意者、毛野臣於任那海邊死、自海路送近江也、笛吹者、毛野臣久任韓國之間、依韓家之例、葬禮發笛哭、且又本朝上古、有發哭笛於葬禮之事也。

德勝寺（トクショウ） 舊小谷山の下に在りて、淺井家の菩提所なり、淺井亮政の營域にして、德勝寺殿と號せり、天正中之を長濱に移し、近世井伊氏命じて平方に移さしむ。○名跡記○按に淺井三代記に、天文十五年亮政逝去、小谷山の麓なる救外寺に葬ると載す、德勝寺と同異如何。

長濱（ナガハマ） 江北の都會にして、湖水に臨み、北國街道の衝に當る、鐵道車驛なり、米原驛北二里、敦賀驛（越前）南凡十三里、別に貨車鐵道を東に分ち、深谷驛（長岡關原の間）に至り、美濃路に通ず、湖上の滊船は今津（高島郡）大津等に往復す、戸數二千、名産縮緬蚊帳及絹布類あり。

長濱城址（今濱） 湖岸に在り、舊今濱（イマハマ）と稱したり、永正の比、上坂泰貞之に築城し、其子に傳ふ、淺井亮政攻めて之を焚く、天正元年、織田信長淺井を滅ぼし、羽柴秀吉に其故地を賜ふ、秀吉乃今濱に城き、改めて長濱と曰ふ、（封凡十八萬石）已にして秀吉西征の將と爲り、妻孥を此に留む、十年本能寺の變、淺井舊將阿閉淡路守貞之、長濱を襲ひ取り明智に應ず、秀吉の妻孥難を伊吹山に避く、貞之其資財を奪ふ、尋て明智に從ひ、後敗死す、柴田勝家越前に在り、之を見て長濱を略有し、養子勝豐之を守る、勝豐素と勝家と隙あり、秀吉之を招降し、命城堡を築き、其蝕化を備へ、以て越前の衛路を拒み、遂に賤嶽の大捷あり。爾後八幡及佐和山の屬城となり、德川氏一統の後は、慶長十一年内藤豐前守信成長濱五萬石を賜り、近江美濃飛驒三國に課し城築を役す、寛永五年泉州高倉に移封、長濱城廢絶す。○溫故錄云、今濱城は、上坂泰宗入道泰貞齋の始めし所、羽柴秀吉公當郡に攻入り、横山に在城の後、淺井を滅亡して、信長公より江北三郡を賜ふ、此時今濱を改て長濱と號し、即ち在城なり、又屋形京極高吉の御料人を秀吉公へ嫁す、故に江北の先方衆大方秀吉公へ召出され屬す、此御料理人を後に松之丸殿と申す、天正十年、柴田勝家預りて柴田氏の兵在城す。○豐鑑云、天正二年の春、小谷山は北にさかひ、雪いさふかく、さねまさる空のくるしみあり、三里餘戌亥にあたり、今濱とて古き城あり、海にそひて雪淺く、舟の往來も便ありて、今信長の御座安土山へも程遠からねば、かふり住るに煩なし、此所に住まむとて、堀を深くし石ぐらを打まはし、殿造りして移り給ひぬ、今濱の名を改めて長濱となん、
　　君が代も我よも共に長濱のまさこの數のつきやらぬまで、

長濱八幡宮（ナガハマハチマン） 江北の大社にして、江州の北今宮、蒲生郡八幡町に比す、開創詳ならず、別當は新放生寺舍那院と稱し、源義家將軍の勸請なりと傳へ、近世は百七十石の社領を有したりき。○參考本盛衰記云、壽永二年七月、木曾の軍兵越前の國府を立、今城に着、敦賀山を右になし、能美山を越、柳瀬に打立て、高月河原を打渡し、大橋の村、八幡の里、湖上遙に見渡して、平方朝妻筑摩の浦々を過ぎ、千本の松原を打通り云々。（此大橋村今詳ならず）○淺井三代記云、淺井亮政は今濱の城へ押よせ、先侍町へ火を放たせ、町屋を殘らず燒きまはり、八幡森より勢を以て城の土手へかゝり、上坂泰舜兄弟を尾上へ逐落す、永正十三年の事なり。

惣持寺（ソウヂ） 長濱下司町に在り、眞言宗新義派、後花園帝の勅願所、永享二年僧實濟の開基なり、往時は長谷寺小池坊と相頡ひ、新義派の許狀を發行せしめし所と云ふ、寺領百二十石。○輿地志略○按に此寺は紀州根來山の別院なるべけれど、緣起をさかず、本尊藥師如

來、堂宇は客殿大門古雅なれど、佛殿やゝ遜色あり。

妙法寺(メウハウ)　日蓮宗、舊小谷山に在りしが、羽柴氏在城の時此に移さる、天正四年十月、秀吉の男次郎早逝して本寺に葬る、法光院朝覺禪定門と謚す、依て妙法寺及知善院に寺祿各三十石づゝを給せられしとぞ、知善院は天台律宗なり。

大通寺(ダイツウ)　眞宗東本願寺の別院にして、慶安二年宣如上人の創建、殿堂廣大なり、長濱御坊と稱す。

長濱近在の諸村は、養絲機紡の業を善くし、江北の名産とす、中にも縮緬は、寶暦年中淺井郡南濱村の民、中村林助乾庄九郎等の創製にして、長濱の市場に販賣し、今に至るも其名聞り、號して濱縮緬と曰ふ、又蚊帳地の綿布麻布を織て、毎年五六萬張の出額と稱す、即濱蚊帳と曰ふ。

長濱春望　伊藤坦庵

春風千里湛湖傍、浦岸徐波見客來、浩蕩天隨山共遠、佐和島在水中央、鷗鷺閑飛鶴鶯聲、帆影入雲認却亡、驛路馬蹄看卒去、不能留宿幸相望、

細江郷(ホソエ)　和名抄、坂田郡細江郷、訓保曾江。○今淺井郡南濱村に大字細江存す、蓋是なり、按に坂田淺井は、本姉川の流を以て相限りしなるべけれど、水流の變遷ありて、堺上の地域錯亂せるに似たり、淺井郡の川道大井の二郷も、姉川の南に沿り、坂田郡の細江郷は之に混して淺井郡に屬す。

淺井郡

淺井郡(アサヰ)　南は坂田郡に至り、北は伊香郡に至り、東は金糞(カナクソ)山國見山伊吹山の脈を以て美濃國、相限る、西は湖水なり。面積凡三十一方里、姉川は東北隅草野の山中より發し、郡の南界を繞る。高月川伊香郡より來り之に會合し、以て湖中に歸す。○今人口四萬二千、郡治は木之本驛に在り。

(東淺井郡)

淺井郡は續紀「神護景雲二年、近江國淺井郡人、從七位下穗原直新麿、賜姓桑原公」と見ゆるを初めとす、蓋坂田郡の分地なり。天武紀に淺井田根とあるは、當時郡名にあらざるべし、姓氏錄に見ゆるは追書なり、曰く「治田連、開化天皇々子彥坐命之後、四世孫彥命征夷有功効、因割近江國淺井郡地、賜之、爲墾田地、大海宿禰等舉開彼地、因爲居地、大海六世之後、熊田宮平等因行事、賜治田連姓也」、而て靈異記、天平神護二年、坂田郡遠江里」とありて、延喜式、淺井郡小江神社あれば、遠江小江一地にて、其頃に分郡ありしならん、國史に其事を見ず　○淺井郡は和名抄阿佐井と注し、十三郷に分つ、後世鹽津郷を西淺井と稱し、本郡を東淺井と稱す、鹽津郷は今鹽津永原の二村に分れ伊香郡に屬す、此鹽津は湖水を隔てゝ本郡の西北に在り、地形全く相離る、如何なる因由にて之を淺井郡に屬せられしにや、他に例なき事實なりき。

帷野(カタノ)　姉川の上游にして二溪谷に分る、東を東草野村と云ひ西を上草野下草野二村に分つ、東西二里南北五里許、東界は伊吹山國見山の嶺を以て美濃揖斐郡と相限り、北には金糞(カナクソ)嶽峙ち、姉川の源を成す。○草野庄には、昔庄司家康あり、源氏に屬し、平治の亂に源義朝父子を隱したり、大吉寺是なり、平家物語劍卷に、東近江の人草野庄司、賴朝を此寺の承塵の上に匿くしたる由見ゆ、慶長五年の亂には、石田三成亦此谷に入れり。

(金糞嶽)

東草野(ヒガシクサノ)　姉川の支源梓(アヅサ)川の上游にして、伊吹山の西谷なり、板並甲津畑等の大字あり、北に新穗越を踰れば揖斐郡廣瀬村に出づ。○天正十年六月、羽柴秀吉の母妻家族など隱れたるも此谷にて、當時、濃侍廣瀬兵庫と云者の領知なりしとぞ、又關原亂に、石田召捕の事は、家忠日記云「三成を捕縛して大津の御陣營に獻ず、三成關原の戰場を遁走、去て東北草野の奥に隱居して、綴衣を着し、草刈鎌を携へ、破笠を以て顏を隱し、樵夫の姿にまねび、腹病て傾て苦居たり、田中兵部少輔釣命を承りて尋捜の間、忽に求出す、田中が兵士澤田庄右衛門三成を見知るによつて擒にす、三成懷中に一尺二寸の刺刀を携へたり。

高山(タカヤマ)　姉川の支源草野川の源にして、上草野村と改む、北に金糞西に己高(コダカ)の二嶺を負へる里なり、高山志料に、延喜式、淺井郡上許曾神社は、今高山村に在りて世代田神と云ふ由、元和中文書を引きて之を證せり。

大吉寺(ダイキチ)　上草野村大字野瀬(ノセ)に在り、天台宗、淺井治家と云人の開基、本尊觀世音なりと云ふ、名跡記、草野庄司の氏寺にして、大吉堂是なり、源義朝此寺に潛匿の事は、東鑑　文治三年　去平治元年十二月、合戰敗北之後、故左典廐令赴美濃國給、于時與風被召具、白雪埋路、不進退行歩、而此關東功士、太夫屬定康、忽然而令參向其所之間、爲遁平氏之追捕、先令隱于氏寺大吉寺堂天井之內、且院主僧願功以下住僧等、警固之後、請申私宅、至翌年春、竭志節、而近江國領所、平家在世之時者、稱源家之方人、被收公減亡、今又寄讃定綱爲兵粮米、點定之、仍企參上、嘗中古勞之間、停止勞狼藉、如元可領掌之旨、今日被仰下。

宿大吉寺、寺在江州、相傳古昔有四十九院、稱大伽藍、今止僧房一字、亦甚傾壞、　六　如

珠宮[illegible]歌殘年來、殘垣淒涼秋氣哀、薜石留題新歲月、霜林想見舊樓臺、風蘿怪菌生庵柱、雨暗栖蝙拂壁煤、自顧余無回幹力、暝投空賞冷厨回、

野村（ノムラ）

今七尾（ナナヲ）村と改む、下東野村の南に接し、姉川の北岸なり、元龜元年姉川合戰の時、淺井長政小谷を出て、此に陣したり、姉川の南岸は即織田の陣所橫山龍鼻なり、朝倉勢の陣所は野村の西に接せる三田（ミタ）村（今湯田村大字）なり。〇溫故錄云、龍鼻陣は初め淺井家討勝て、既に利運に成るべき處、朝倉衆東照宮に討負け、切崩されて大に敗軍する故、信長公勝利となるなり、此軍磯野丹波守員正は淺井家魁の大將にて、名譽をのこす、名高き軍にて姉川合戰とも云ふ、

（野村は、小谷山の東南二里、長濱町の東北二里）

湯次郷（ユスキ）

和名抄、坂田郡湯次郷、訓由須木。〇今湯田村と改む、姉川の北、西は虎前御村、北は田根村に至る、湯次庄とも曰へり。延喜式、淺井郡湯次神社、今湯田村大字湯次に在り

〇溫故錄云、正平六年九月、尊氏の勢に錦旗をうち立、湯次野（ユスキノ）高月河原に陣取りたりと聞えしかば、直義も細川陸奧守顯氏畠山阿波守國清桃井右馬頭直常を大將とし、其勢二萬餘騎近江國へぞ向はせける、兩陣行合ければ軍ありといへども、はか〳〵敷勝負はなし、來る十日に雌雄を決すべき議定せらる、太平記園太曆、按に高月河原と云は今虎姫（トラゴゼ）村に當る、高月川其西を流る、

大寄山（オホヨリ）

今湯田村大字八島大依（オホヨリ）の北なる嶺にして、己高（コタカミ）山の南端なり、田根村草野村の分界に當る、小谷城の南東の屏障を爲し、西は虎御前山と相望む距離一里、江北合戰の爭地なりき、龍鼻の北五十町。〇外史補淺井記、天文元年、六角定賴侵江北、乞援於美濃齋藤秀龍、亮政出拒於大寄山、克之、外史織田記、元龜元年、信長攻橫山城、陣龍鼻、淺井長政朝倉景健合兵、軍于大寄山、信長夜望大寄山、顧呼宿直諸將曰、柴田木下佐久間在乎、皆答曰在、信長乃召前之、指示曰、北軍爛火徹宵、是將乘曉襲我也、乃下令軍、引兵西向、天明過北軍于姉川、北軍大驚〇三代記云、淺井亮政は京極勢の押寄るをきゝ、東の手は大寄山と小室山の間に兵をかくし、西の手は大洞虎御前山に伏勢して之をまつ、又云長政代替の時、亮政の古例にて、大寄山に旗本をすゑ、諸軍矢野島に旗を列ね備へたり。

八島（ヤシマ）

今湯田村の大字なり、淺井三代記に此地を以て足利義昭の寓所とすれど、野洲郡にも矢島ありて同事を傳ふ。〇淺井亮政、天文十五年逝去、小谷山の麓なる田川山邊に寺を營し、敎外寺殿と贈名して諡あり、又是は昭公南都を落たまひ、甲賀郡和田和泉が許に滯在のうち、淺井之を迎奉り、矢島野の敎外寺にかりの御座をうつし、御館を普請し奉る、云々。淺井三代記、又三代記に、小谷山築城の時、一手を尊照寺へ出す由載す、尊照寺は八島の西なる大字なり、

田根郷（タネ）（川田）

和名抄、淺井郡田根郷、訓多禰。〇今田根村と曰ふ、中世は種川とも稱せり、大谷山と小谷山の間なる溪澗にして、田川（タガハ）と云ふ流あり、南流して姉川に注ぐ。

日本書紀壬申亂の條下に「斬近江右大臣中臣連金、於淺井田根」とあるは、此地なるべし、東鑑「建久元年、近江國田根庄者、按察使大納言朝房領所也、地頭佐々木左衞門尉定綱」などとも見ゆ。

小室（コムロ）

今田根村の大字なり、慶長中、小堀遠江守政一秩一萬二千石を賜り、陣屋を此に置く、政一は本郡の人にして、豐臣家に仕へ、茶道を以て寵遇せらる、後德川氏に倚り、上方奉行伏見奉行等に任ぜられ、老後宗甫と號す、子孫茶事及奉行職を以て歷仕せしが、天明五年、和泉守政方貪濫の事あり、伏見市民の訴ふる所なりと、不法の罪を問はる、家士及伏見市民連坐する者五十人、小堀氏亦その版籍を除かる。

朝日郷（アサヒ）

和名抄、淺井郡朝日郷、訓安佐比。〇今詳ならず、蓋淺井を轉じたるなり即郡上（ヤウ）の地なるべし、郡上は郡家の舊址なるべければ、今小谷村の郡上驛伊部など云ふ邊なるべし、朝日庄の名は今の朝日村に在れど、彼地は郡字郷なれば相異ず、

いつしかと朝日のさとをたちいでていみきつきものかな、頓輔家集、近衞院時大嘗會風俗歌、

小谷（ヲダニ）

小谷山の下なる諸村、今合同して小谷村と曰ふ、伊部（イベ）郡上（グンジヤウ）丁野（ヨウノ）山田などと云ふ大字あり、

郡上（グンジヤウ）

田根村の西、虎姫村の北なり。木之本春照間の一驛にて、北國脇往還に當る、田川の北岸小谷山の南麓なり、古の淺井郡の郡家址なるべし、小谷寺あり。〇輿地志略云、小谷寺は、大寶觀音大士、開基は春上人の作なり、始め常勝寺と號せしな、中興勢傳法印、淺井亮政と相談して今の寺號に改む、寺内に六坊あり、御朱印四拾四石餘の高領なり。

小谷城址（ヲダニ）

小谷村の北嶺にて、己高山の南の尾なり。〇外史補、永正十三年、淺井亮政築小谷山城、據濱及上坂城、十四年、京極高淸來攻、而不克、備亮政子久政、長政皆居小谷、至元龜中、織田信長圍之、四年八月、長政出城戰死、淺井氏亡。〇輿地志略云、是れ亮政久政長政三代の城地なり、京極丸は山田の下の方南なり、此間に下野守久政が隱居所あり、次に二の丸次に本丸あり、淺井記に大嶽といへる處は、今大築か嶽と云是なり、天正元癸酉の年八月、織田信長淺井が小谷山の城を攻落す長政父子自殺す、其城址の南谷なり。〇淺井三代記云、伊部の小谷山に城を取立べしとて、永正十三年人數を出し、尊照寺と雲

(大嶽)

雀山とに備を立てさせ、淺井亮政は浮武者になりて、普請を番闘し晝夜急ぎければ、十日許の間に無類上手堀出來ければ、上平の城より小谷の小屋場へ兵糧を入る、此處構ふ三方は山山、先は東に池の奧と申て、山のすみに渡り二町許なる大池あり、南に大沼あり、西は淵水深し、山は手を立てたる如し、北は山引廻す、去れども開かれて村落あり、秘して通ふときぬけ道は、美濃越前に到るべし、翌年二町許引上げて、大嶽の方へ築直しありしなり。○改正三河後風土記云元正元年十月、織田殿は佐久間柴田の兩將に、大軍を添て大嶽(オホヅク)は淺井が守れる大嶽の北、山田山に陣を張、近江と越前の通路を取切り、後詰させじと議らる、是より先大嶽の下に燒尾といふ砦あり、こゝには淺井が家人淺見對馬守を籠置しが、この淺見もいつしか、織田殿に内通し、織田勢を引入ければ、其勢燒尾をとりて大嶽の城を攻め落し、直に丁野の城に押寄たり(○)按に淺井三代記は信僞相半す　長享年後兵亂記云「大永三年、北郡上坂治部信光沒落、閏三月京極宗意出奔、同五年、定頼公(六角)淺井城大津見參向、九月亮政沒落」などあるを考ふるに、大永三年の上坂沒落は三代記に永正十三年の亮政の謀叛の事跡に當り、大津見沒落と云ふは、大津見は大嶽の訛なるべければ、三代記「永正十五年、六角氏の兵小谷を圍み、磯野鎌貝山田より打上りて大嶽を燒きたる」事跡に當る。

丁野郷(ヨボノ)

和名抄、淺井郡丁野郷、訓與保乃。○今小谷村の中、大字丁野山田などなるべし、小谷山の西北の地にて、北は伊香郡界に迫り、山田山は直に小谷山の北に接せり。

丁野は、淺井三代記に據れば、實に亮政の故里にして、其家系は三條大納言公綱に出づと云ふ、曰公綱(後改氏政)三條家の御知行所として、江州淺井郡丁野村に蟄居す、爰にて子一人を生む、其子孤と成りて、丁野村に成育して、十四歳の時、京極持清其里を合力せられ、淺井新治郎重政、後新左衛門と名のる、其子一人あり、新三郎忠政と云、其子三人あり、嫡男新治郎賢政、二男新十郎是三田村の家を繼ぐ、三男新八郎是大野木の養子となる、賢政四子あり長男新治郎教政は後赤尾駿河守と稱す、二男新三郎亮政、三男新助政信後大和守と曰ふ、亮政上坂を討ちて家名を起し、小谷山に移り備前守と號し、江北の大將と爲る、一說云、敏達天皇守屋大臣の後裔俊忠、其子忠政初めて武家と爲り、淺井郡に五箇所を知行し、亮政に至りて二十七代と申し、則其卷物もあれども不審、然れども忠政以下四代が間は數ならぬ小身人にて、亮政武略を以て上坂を乘取までは、細作と聞えたる。(淺井三代記)

山田(ヤマダ)

今小谷村に屬す、伊香郡馬上山(北富永村)と相接する山村なり、神明宮あり、伊勢に擬して山田と稱すと傳へり。古跡記、諸神記抄、淺井御厨にや、同書云「近江國淺井御厨、二宮御領代々國司免判文畢、供祭物、上米分三石同入料米五石　近代宮司忠直係石領納之」と、其邑なりしをおもふべし、猶細按せば其地を得ん歟。

虎姬(トラゴゼ)

又虎御前に作り、山號より起り、今山内の諸村中野月瀨三川大寺五村宮部大井等を合同して虎姬村と曰ふ、姉川及田川に跨り、小谷村の南、湯田村の西なり、西は高月川に至る、高月野と稱し　北國街道の傍なり。

虎御前山(トラゴゼンヤマ)

小谷山の南、孤立の岡陵なり、高月川其西麓を流れ、田川姉川は南方を繞る、一名長尾山。○土俗相傳ふ、昔此岡の桃谷(モモス)より、美女顯出し、せせらき長者の妻と爲るを虎御前と申せり、御前懷妊して小蛇を生みしかば、耻ち畏みて岡東の河淵に投じ死せりとぞ。(輿地志略名跡誌)○元龜元年中、小谷攻圍の頃、陣地となりしことは、外史(織田氏)、元龜元年、信長攻淺井長政于小谷城、城堅險、信長上虎御前山、築攻城寨、佐久間信盛曰、拔之不難、殺傷我兵、未若且身任天下、何必爭此、信長乃去城而西、百還、三年又圍小谷、聞朝倉義景來救、遣於虎御前山待之、義景以二萬騎至、會義昭使來請弭兵、乃令木下秀吉、守虎御前山、天正元年、信長攻降大嶽、令信忠守虎御前山、而進、擊破朝倉氏、引兵還虎姬山、使淺井長政與父久政自殺、

八相山(ヤアヒ)(ハッサウ)

虎御前山の西峯なり、今虎姬村大字中野に屬し、延喜式、淺井郡矢合神社在り、八相大明神と曰ふ(或云やさうと呼ぶと)○[illegible]太平記に「正平六年九月、八相山に於て直義尊氏の兩人和睦あり、天下の政務は義詮にまかせ給ふとして、細川顯氏畠山國清頻りに執し申したりしかば、直義も子細あらじと領掌せられ、やがて金剛の大御堂にて尊氏兄弟義詮と和睦の對面ありし處に、桃井直常この事を憤りける故、和睦やぶれ、細川畠山も尊氏方に屬したるよし」みゆれど信じ難し。○太平記云、尊氏卿は高倉入道が兵衛督を追討すべしとて、鏡の宿に陣を取る、當國美濃國の勢馳せ參りける間、其勢程なく一萬餘騎に及ぶ、去程に高倉入道石塔畠山桃井三人を大將として、各二萬餘騎の勢を差し副へ、同九月七日近江國へ打ち出て、八相山に陣を取る、兩陣堅く守りて雌雄を決せず、翌日入道方の大將に異儀ありて、結句越前の國へ引き返す。○淺井三代記云、元龜三年七月信長郷江北發向、八千餘騎を小谷と虎御前の間なる雲雀山に押上る、本陣は矢島の南の野に備へさせ給ふ、虎御前の内八相山にも附城出來しければ虎御前に木下藤吉、八相山は柴田修理を留め置かれ、人數を橫山に引

入んせらる。

玉泉寺(ギョクセン) 今虎姫村大字三河(ミカハ)に在り、元三大師の誕生所にて、大師の廟あり、大師諱良源、勅諡慈惠、比叡山の山門強盛に力を致し、永觀三年正月三日示寂す、故に山門の習として元三と呼ぶ。

岡本郷(ヲカモト)

和名抄、淺井郡岡本郷、訓乎加毛止。○今虎姫村是なり大井郷と相接比し、古書に眞の郷貫を大井郷とも岳本郷(タカモト)とも曰へり、岳本とは虎御前岡の下なれば也。延喜式、淺井郡岡本神社あり、本郷中に鎭坐せるならん、神祇志料岡本神は淺井比咩命を祭る、是は夷服神の姫にして、淺井岳(帝王編年記)に坐すなりと述べたれど、其淺井岡を早崎の岡に引き當てたるは謬れり。

（江井岳）

秋はまだ淺井の岡の小篠原むすびやすらん千代のはつ霜、(夫木集) 俊光

天台座主記云、横川首良源、諡慈惠、定心房、治山十九年、近江國淺井郡岳本郷人、木津氏。

大井郷(オホヰ)

和名抄、淺井郡大井郷、訓於保井。○今虎姫村へ入る、大字大井は姉川の南岸に在立すれど、河流の變移によれるならん、古は北岸の地なりし歟。○釋家官班記云、良源、諡慈惠、和尚、延暦寺座主、近江國淺井郡大井郷人、木津氏、天台理仙弟子、○按、良源の誕生所は、今姉川の北岸大字三川(ミカハ)の玉泉寺是なり。

宮部(ミヤ) 今虎姫村の大字なり、姉川の北岸に沿ふ、元龜中淺井氏の驍將世上坊(又善祥に作る)繼潤此に居り、織田の軍を拒ぐ、羽柴秀吉之を招降して、隊長に任ず、後中務卿法印に補せられ、但州豐岡城に封せられ、功を以て因州鳥取城に移り、終に二十萬石を食む、慶長四年卒す、翌年其子長房西軍に謀を通ずるが故を以て籍沒せられ、其部下多く藤堂氏に歸す ○外史織田記、元龜三年、信長攻淺井長政于小谷、朝倉義景來援之、信長屯虎姫山待之、會義昭使來諭弭兵、乃令秀吉守虎姫山、宮部繼潤守宮部、鑿山開道、以便往來。

姉川(アネガハ)

二源あり、共に金糞嶽に發し、南流し東草野村を過ぐるを梓(アヅサ)川と云ふ、上草野下草野を過ぐるを草野川と曰ふ、梓川伊吹山の西に到り、西に折れ姉川と稱し、湯田村に於て草野川を容れ、虎御前村の西に至り高月川に入る、長凡九里、末は僅一里許にして湖に入る。

（梓川）

姉川

長流滔々遶原田、萬頃穲稏斜日天、龍拏虎攫知何處、一劍秋風度姉川、 玉乃五龍

元龜年中の淺井、織田の姉川合戰に、大寄山龍鼻の間に起る、今湯田村(淺井郡)北郷里村(坂田郡)邊と知るべし、故に又龍鼻陣とも曰へり。○述故錄云、姉川の名は俗に聞え王の姉の女神主となり、此川に酒玉ふ故に姉川と號す、此川上に瀧水と云處あり、兩峽對峙し、昔此處に大岩あり、高さ丈餘あり、常に瀧水漲り、白波をなす、伊吹山の長尾寺の慶然法印之を鑿ち、忽ち兩峽の大岩瀧淵に沈沒したりと云傳たり、又杣の比いとかりとぞ、此姉川を梓川とも云、河上に梓の杣山有る故なり。按に古書に「夷服の神の姉を、首佐忘姫と呼び、久惠(クヱ)の峯に居る」と曰へり、姉川は蓋此神話と相關係し、久惠峯と云ふも水源の一山ならん今其名を失ふ。

（久惠峰）

數ならて梓の杣に立ぬとも杉いもとをはいかて忘れん、(齋宮家集)

南福(ミナトミ)

蒋庄名なり、今姉川高月川の合流以西、兩岸の諸村を合同して南福村と曰ふ、古の坂田郡細江郷淺井郡新居郷錦織郷川道郷等を併せたる地なるべし、細江新居錦織川道の大字歴々として現存す、方一里許の面積に過ぎず、蓋河流の變遷ありしのみに止らず、其面積の甚狹小なるは、中世湖岸に一大地變ありて、村里沒し、地域以て蹙少したるにや、不審。

川道郷(カハミチ)

和名抄、淺井郡川道郷、訓加波美知。○今南福村大字川道(カハミチ)あり、姉川の南岸にして、大字細江(舊坂田郡細江郷)に接す。

新居郷(ニヒヰ)

和名抄、淺井郡新居郷、訓爾比井。○今南福村大字新居あり、姉川の北岸にして、大字錦織に接す。○康正二年造内裏段錢引附云「江州新井郷一」又新千載集一文保二年大嘗會悠紀方、淺井郡新居里、

いにしへにやゝ立まさるみたからのにひゐの里はにきはひにけり。(新千) 俊光

錦織郷(ニシゴリ)

和名抄、淺井郡錦織郷、訓爾之古里。○今南福村大字錦織あり、神祇志料に延喜式大羽神社は磯(ス)村に在りて、錦織庄の總社と曰へり、磯村は今虎姫村に屬す、すべて此邊は地變ありしにや、郷村の配置の跡甚だ疑はし。

益田郷(マスダ)

和名抄、淺井郡益田郷、訓末須太。○今竹生(チクブ)村是なり、大字益田存す、西は大湖に臨み竹生島を望む。

麻蘇多(マソタ)神社 延喜式、淺井郡に列す、蓋眞(マサ)田の義なり、安藝國の古郡名に沼田あり、證すべし。

大嘗會御屏風、益田社祭神所、

すへらきをよろつよますたの森なれやあからかしはのあからめもせす、 顯輔卿集

豐臣氏八奉行の一人たる、增田仁右衛門長盛は此邑人にして、武功軍職并に衆に勝れ、和州郡山城二十萬石を食せり、關原役後除封せらる、子盛次、元和元年、大坂役に城中に於て戰し、奮闘して死す。

早崎(ハヤサキ) 今竹生村の大字なり、早崎一名淺井埼と曰ふ、湖

崖の地にして、竹生島を望む、相去る五十町、竹生参詣の人は舟を此より出す。

田中

今朝日村と改め、山本今西尾上津里などと合同す、余吾川の末に居り、湖濱に在り。豐臣氏の將士に田中久兵衛吉政と云者あり、此邑人にや、德川氏の時、筑後三十二萬石を領し、子忠政に至り、元和六年除封。

すへらきの千年の秋の初には田中の村のわさ穗をそつく、（夫木集）

今西

今朝日村大字なり、東鑑、建久三年、將軍妹蔵門（藤原能保室）領卌所之一に、今西庄あり、即此なるべし。○神祇志料云、延喜式、淺井郡比佐多理神社は今西村に在りて、日吉神と云ふ。

都宇郷

和名抄、淺井郡都宇郷。○今朝日村なるべし、大浦津里存す、都宇は津の義にて、字は都宇、都の韵なり、猶紀を紀伊に作るごとし、同名備中國に都宇の郡あり、越後頸城郡に都宇の鄕あり、皆湊津の地に名づく、此地には尾上港あり。○萬葉集名所考に、都宇の埼とよめるも此歟と曰へり。

濱邊にはたつかね哭きてみなと風さむく吹らむ津乎の埼はも、（萬葉集）

山本

今朝日村と改む、朝日山の麓なり、朝日山は淺井山と云ふに同じかるべし、賤岳余吾山の南の尾にして、余吾川其麓を繞り、湖水に歸す。

朝日山ふもとの里の卯の花をさらせる布とおもひけるかな、（萬代集）　　　　顯　　　　輔

近江源氏に、山木遠江守義定 同判官義經など云名あり、甲賀郡に住しけん、一説に此邑人なるべしと。温故錄云、昔淺井郡に山本柏木錦織とて三流の源氏あり、新羅三郞義光の曾孫たる遠江守義定を祖とす、山本氏は保元平治の後蟄居して忍在る處、治承四年高倉の宮の令旨ありて、源氏を促されければ、即山本一族江北三郡を相催し、山本山に楯籠る、此事京都に聞え、新中納言知盛二萬餘騎を卒し、江北に進發也、山本黨之を聞て城を開き、壽永二年、木曾義仲の起るに至り、越前府中の陣に参て、山本左兵衛尉義恒江州の先導となると云へり。○山本山の城は、京極家の臣磯野氏の陣にて、要害無雙の稱あり、後淺井氏の屬塞と爲り、織田の軍を拒ぎたる事あり 天正の比に及び、阿閉淡路守貞之之に居り、織田氏に屬せしが明智亂に與黨して誅戮せらる。○山本山と磯野山間に里なり、淺井勢永正十五年之に押よせ、磯野鄕のこなた「あや」と申す所に、京政本陣を構たり、磯野右衛門は川を前にあて、大森山の切通口へ勢を出してふせきたり、數度の合戰の後、淺井勢より山本川の堤切落し、忽ち徒歩にて押込めば、磯野山の加勢源三郞も途に討たれ、右衛門大夫は片山坂を下り、熊野村の方へ落行く。（淺井三代記）

尾上

今朝日村の大字なり、余吾川（山本川）の末にして、湖崖の突出地なり、竹生島葛籠尾崎と相對向し、鹽津灣の東角を成す。○輿地志略云、尾上は朝日の湊とも曰ふ、餘吾川の末なり、相傳ふ、昔より子細之あつて、今に湖中の獵船より杪の錢と號し、運上をさる、土氏云綸旨をなし下されて、湖水の獵頭となる、故に堅田の獵師等よりうぐひ百樽二を、正月廿日に尾上村へおくると云、尾上城淺見對馬守俊孝在城なり、淺見は舊き家筋にて、東鑑にも淺見太郞實高出る、淺井三代記云、永正中、淺井對馬守は文武二道に達したる侍なりしが、尾上村の城を拵へ隱居したりけり、永正十四年、淺井の爲めにせばめられ、俊孝尾上をひらき、高島郡の知行所新莊へ落行く。

小江

今の尾上は小江の訛にあらずや、延喜式、淺井郡小江神社あり、又靈異記に「近江國坂田郡遠江里、有一富人、姓名未詳也、天平神護二年、作一山寺、奉寫瑜伽論百卷」と見ゆ、淺井郡は往時坂田郡の分地なれば遠江小江同しかるべし。

速水郷

和名抄、淺井郡速水鄕、訓波也美。○今速水村是なり、朝日村の東、高月川の西にして、北國街道之に係る、大字馬渡速水高田青名八日市などあり。○北國太平記云、天正十四年、柴田勝家江州木の本の宿に着陣して、是より二手に分れ、其一手は佐久間を大將にして、長濱の道筋を早水村迄放火。○速水に陣森と云舊跡あり、寺墟と傳ふ、又速見氏は山本源氏の一族にて、足利氏の頃江北の名家たり。（輿地志略）

波彌神社

延喜式、伊香郡に列す、波彌速水音相近ければ、即速水の伊豆明神を指す歟。○按に古事記境原宮（孝元）段「建内宿禰之子、波多八代宿禰者、波見臣之祖也」と載せ、延喜式近江と丹後に波彌神社あり、即波見臣の氏神なるべし、神祇志料は播磨風土記を引き、花波神を祭るべしと云ふ「花波神は、昔近江國より、播磨國託賀郡花波山に移ります時、其妻淡海神追奉りて川合里に至りきと」然らば波彌速水花波は一語の相轉訛したるにや、古音今詳にし難し、甲斐國志には、逸見も古名波美に同し、蛇の義と曰へり。

高田　大字速水の南にして、大字馬渡の北なり、慶長元和の頃、藤堂家驍將、渡邊勘兵衛了の故鄕と云ふ。

寛治元年大嘗會、風俗歌、

天かしたかくこそは見めかつはしや高田の村はえぬさしそなき、（夫木集）　　　　匡　　　　房

（此高田は甲賀郡なるべしとも云ふ）

天祿の大歌、

名にたてる吉田の里の稻なれはつくさもつきし君か

萬代、(拾遺集)　兼盛

(此吉田は坂田郡とも云ふ)

竹生島(チクブシマ)

琵琶湖の北部に在り、淺井郡竹生村に屬す、竹生村早崎(ハヤサキ)の西五十町の水心にして、北は菅浦(伊香郡永原村)の葛籠尾崎(ツヅラヲ)を去る十八町、島形菱實の如く、南北に長し凡二十一町、東西は稍減ず、一塁の岩嶼にして、東面に小港を開き、其上に都久夫須麻神社及び佛閣僧房あり、此島は斷崖削立、神巧鬼作の趣あり、樹草蒼蒼として、湖光山色に掩映し勝絕言ふべからず、長浜へ四里、今津へ一里、大津へ十六里。

竹生島の緣起は古人種々の異を說く、神社考云「竹生島者、在江州湖中、其嚴石多水晶寶珠、木內石奇異之一也、傳曰、孝靈天皇四年、江州地坼、湖水始湛、駿州富士山忽出矣、景行天皇十年、湖中竹生島俄涌出矣、昔行基菩薩登此島時、靈異現形湊甚、基剏建寺、置辨才天女像、此所十箇閻浮提中、有淵海中、有水精輪山、即天女住也、是曰大辨才功德天女、本地法身大士、而好妙音、故名妙音天女、頂辨于此、因曰竹生島大明神」而て、神社啓蒙に至りては竹生島神は宇賀神魂神なりと說けり、然れども帝王編年色葉字類鈔に據り、淺井比咩と云ふ地主神を祭るとする方を正とす、淺井比咩は土俗虎御前と稱する神なるべし、帝王編年記云「古老傳曰、霜速古命之男、多々美比古命、是謂夷服岳神也、女真佐志比女命、是夷服岳神之姉、在久夷峰、次淺井比咩、是夷服神之姪、在於淺井岳也、是夷服岳與淺井岳、相競長高、淺井岳一夜增高、夷服岳神怒、拔刀劍殺、淺井比賣之頭、墮江中而成江島、名竹生島其頭乎」また竹生島緣起(古事類苑所引)「古老口傳云、此島出花嚴經說、故自金輪際出生、金剛寶石者、自神代在之、淺井姫命下坐此寶石上、後召諸魚、此石周圍疊竜石、隱寶石也、仍雨も無相違、淺井姫命今號地主者、釋迦如來化現也、故下坐在世說法之金剛座也」

都久夫須麻神社(ツクフスマ)

延喜式、淺井郡に列す、今竹生島に在り、中世以來本地佛を立てゝ辨財天女と稱し、藝州嚴島相州江島と并稱して、日本の三辨天と曰へ、祠殿は慶長八年豐臣氏の重修する所にして、伏見城の舊殿なりと云ひ、日暮(ヒグラシ)御殿と呼ぶ、近年神佛の混同を解き、其供僧寶嚴寺は別立す。○神祇志料云、都久夫須麻、三代實錄筑夫島に作る、夷服岳神多々美比古命の姪淺井比咩命を祀る、此神竹生島を造り成こ即眞寸給ひき、天平神護元年、從五位上勳八等を授く、○美押勝を誅給ふ時、神佑ありしを以て也、帝王編年記色葉字類抄、按に元木田氏系圖に、天兒屋根命八世孫久志宇賀主命を以て、竹生島大明神とす、未だ據ある事を知らず、又後に一代要記、清和天皇の朝竹生島神始て潜る。○元亨釋書云、天平寶字八年九月、大師藤仲、拒官師于江州高島郡、大師敗走、乘舟將浮湖而逃、大將軍淡海大國竹生島誓曰、普天之下莫非王土、率土之濱莫非王臣、今名山大川、皆各有神、寶唯王國、彼竹生島神者有靈、乞發神力、加助皇威、于時大風俄起、吹賊船等、着高島濱、遂誅賊黨、[illegible]、勅授神朝請大夫。○北條叢記云、元慶三年、[illegible]竹夫島神社前。日本紀略云、昌泰三年十月、太上法皇(宇多)幸近江國竹扶島、

(竹扶島)

目にたてゝたれか見さらんちゝふ島波にうつろふ朱の玉垣、(懷中抄)　隆祐

竹生島詩　高積善

靈島聞名遙寄懷、秋風尋到立徘徊、邑松古柏相遮揷、怪石奇巖似欲頽、行雨終朝連水見、孤雲薄暮抱山廻、有神此上歲年久、天下精誠任淚來、(本朝麗藻)

春夜、送人卜隱湖中、　釋六如

東溪烟樹逗微月、一隱寒梅香初發、深澗三聲雨餘島、陰崖去年今年雪、聞說竹嶼卜隱居、烟水僅隔十里餘、湖上山中隱相憶、漁笛雲磬共有無、

竹生島辨天堂(チクブシマ)

本尊辨才天女、即都久夫須麻神の本地佛として、此に奉崇せられし也。○感通傳云、松室の仲算に事へし童ありけり、後竹生島に住めり、一日童子來り、每年三月十八日には竹生島に於て神仙會あり、吾も其役也、願くは師の琵琶を借らん、仲算是に琵琶を與ふ、仲算も湖水に浮み、一夜沖島にかゝる、仲算詠ず「神さなる聲に海の深ければ深くぞ頼む沖の島かな」明神御返歌「春の夜の浪間の白き朝ぼらけ漕行船や月の乘らん」十八日に船を嘆く、雲井遙に音樂聞ゆ、空中ありて音して船の内に落るものあり、見ればさきに童に與へし琵琶也、仲算是を見歎息やまず、則この琵琶をこゝに納る、仲算後に箕面瀧に登りて、其終る所をしらず、釋書に出づ、又源平盛衰記曰、平經正此島に詣で、神明法樂の爲に一曲を彈んとて、仙童の琵琶を請て、樂二つ三つ彈て後、弦上石上と云秘曲を彈じ玉ふ、神納受やし玉ひけん、社壇より白狐出て遊びけるこそ不思議なれ。(本朝詩圖會)或書に雲海の句に「綠樹影沈魚上木、月浮海上兎奔波」と云は竹生島にて詠じたりと曰へり、謠曲島廻(シマメグリ)にも見ゆ。

竹生島觀音堂(チクブシマ)

辨天堂に并び、西國三十三番第三十の札所にて、供僧を寶嚴寺(一作本業)と曰ふ、眞言宗、寺寶に聖武帝の宸筆大唐新譯聖教序一卷、玄上琵琶撥一握、其他古經卷多し。

秋夕泛琵琶湖　梁田邦美

琵琶湖上白雲秋、若樹依微笠島幽、神女樓臺何處是、徒教明月照扁舟、

（伊知遲島）

上竹生島　岡本黃石

雲衣影落古壇淨、金榜光飛深窟明、猶有天風吹不斷、環々宛作步虛聲、

聞人將游湖中適有此寄　齋藤拙堂

落木哀鴻湖上秋、輕舟試蹈向空洲、知君還弔平公子、萬頃琵琶千古愁、

按に古事記應神帝の御歌に「此蟹や何處の蟹、百傳ふ角鹿の蟹、よこさらふ、いつくに至る、伊知遲志麻美志麻にとき、美保とりの潛きいきつき」云々とある、此伊知遲島美島は湖中の島とおもはるれば、若くは竹生島の古名にやあらん。○東涯文集云、竹生島、四面削成如屏、無塢可緣、其高數十仞、茂樹滿山、蓊薈蔽日、唯聞衆鳥啾々耳、南巖之間有灣、可入舟、遂登焉、有磴數十級、上有僧房九間、無復人字、皆嶄崖架屋、下臨無地、觀者神悸脚酸、茶于普王院、去遊吉祥院、暫而上大士堂、導者云、此豐太閤饗明使游擊沈維敬亭子也、皆盡輪奐之美、東南而下、臨水有華表、奇石錯立、險不可近、登覽既畢、遂歸于舟中、回棹而南、面々皆巖、殊形怪狀、亦倍前所見、大抵嶼負陰而抱陽、周廻一里餘、其奇東南爲多、行數町西東有小嶼、皆石也、峭拔ヶ崗意、高可十丈餘、距大嶼四五十步、往時水淺、可褰裳而過、近者湖水常長、不舟不能上、巔有小祠、祭羅刹云、暫維舟其下、導者緣崖、別石華風園。

伊香郡

伊香郡

近年西淺井郡（鹽津鄕）を併す、古唱伊加賀又は伊加古、今は伊加と呼ぶ、東北西の三方は皆山嶺を以て限る、東は美濃國揖斐郡及本州淺井郡、北は越前國敦賀郡南條郡、西は本州高島郡なり、南は湖濱及び淺井郡の平野に接す、北國街道は高月木之本柳瀨を縣とし、刀根越椿取越の二あり、鐵道刀根越を通す。○本郡今面積凡四十方里、人口三萬五千、役所は木之本に在り。

伊香郡和名抄伊加古と訓み、八鄕に分つ、今坂田の分郡にして、伊香の名は河内國より遷す、其說伊香鄕の下に注す、坂田酒人君の祖意富々杼王の祀あり、伊香具神社と稱す

笠朝臣金村、伊香山作歌、

伊香山野へにさきたるはき見ればきみか家なる尾花しおもほゆ、（萬葉集）

近江の伊香古と云所にまかりける人のもとへ、

いはばやな知らてや人のいそくらんいかごの浦はみる目なしとも、（散木奇歌集）

安曇鄕

和名抄、伊香郡安曇鄕。○此安曇は高島郡の海津名河名と同じ、阿曇知と訓むべし、古史に海神の裔安曇と云ひ、信州にも其の地名ある者と、全く相異す、此安曇は本來アヅチの下略歟、今古保利村に阿閉あり、即是なり、伊香鄕の西南端の地にて、郡家（即伊香鄕）と相接せるを以て、近世郡庄と呼び、今古保利村に改む。

阿閉

蓋安曇の本唱にして、今古保利村の大字なり、神祇志料云、延喜式、伊香郡片櫟前神社は西阿閉に在り。○按に延喜式、淺井郡片山神社二座、今古保利村大字片山あり此なるべし、阿閉の西にして、淺井伊香の郡界に接す。○阿閉氏は此地の鄕士にて、淺井亮政自立の初め之に抗爭し、後屈從せしが、織田氏の近江北を徇すに及び之に降る、淡路守長之は天正十年明智光秀の一擧に應じ、兵を出して長濱を掠め、幾もなく敗死す。

柳野

今古保利村に屬す、余吳川の畔にして、古の安曇鄕の屬なるべし、和名抄本郡楊野鄕あれど、配置の跡を考索するに、楊野鄕は後の柳野に非ずして、今の木之本村に當る　○淺井三代記、永正十五年、亮政は柳野に陣を張りけれど、山本山磯野兩城の人々出合されば、柳野を引取處に、磯野員大夫矢を以て立出で、藥師堂と云所の川の此方にひかへ射出したり。

比賣陀

柳野の古名なるべし、延喜式、伊香郡比賣多神社は東柳野に在り、神祇志料、古事記伊邪河宮（開化）段「御子日子坐王、生大俣王、大王之子、菟上王者、比賣陀君之祖」○神祇志料云、延喜式、伊香郡久留彌多神社は、舊東柳野の字久留彌に在りしが、今廢れたり、舊日子坐王の但沙本大闇見戶賣を祭る、土人の傳說に、本社の神と比賣陀神とは御姉妹に坐りと云ものは、比賣陀神即日子坐王を祭ればなり、比賣陀君姉姓の事は、古事記若櫻宮（履中）の段に載す。

伊香鄕

和名抄、伊香郡伊香鄕、訓伊加香。○今七鄕村なるべし、中世郡庄と稱し、郡家の在所なり、余吳川の畔にて大字物部磯野横山布施などあり。○按に、伊香は河内國を本據とし、孝元帝の頃に伊賀河色許賣伊賀迦色許男出でたまひ、物部氏之より起る、蓋物部の庶流の此地に移るありて、里名先づ立ち、後之に因り鄕郡の稱を定めたる也、物部の大字今に至るも現存するは最信據に足る。（伊香小江參看すべし）

物部

今七鄕村の大字なり、伊香色雄命の後裔物部連の舊邑なり、延喜式所載官社、伊香郡多太神社 兵主神社并に本邑に在りて、多太森兵主森の古跡猶存す、

(神祇志料)和州三輪の神を移し祭れるならん、又式内乃伎多神社の舊址あり。

横山　今七郷村の大字なり、物部に接す、兵主森あり、又延喜式伊香郡横山神社在り。○東鑑「元暦元年、以近江國横山、寄附園城寺」と云ふは此庄なりし歟。

磯野

今七郷村の大字なり、延喜式伊香郡赤見神社在り、今赤見三社明神と云ふ。(神式志料)○磯野氏は戰國の頃江北の驍將なり、初め永正中磯野右衛門尉員詮、其子源三郎員昌、磯野山本の両城を守り、京極家の爲に淺井長政を拒ぐ、已にして爲員戰死し、員昌出て降る、乃爲員の從弟平八を以て後を襲がしめ、丹波守員正と稱せしむ、佐和山城を賜り、數織田氏の軍を敗る事、軍書に散見す。

柏原鄉

和名抄、伊香郡柏原郷。○今南富永北富永の二村なるべし、高月川の邊に在り、大字柏原は南富永に屬す、富永荘名也

(富永)

按に姓氏錄「左京神別、柏原連、伊香色男命之後也」と見ゆるは、本郷に出てし氏なるべし、又東鑑「正治二年、近江國住人、柏原彌三郎、追討之宣下、又彌三郎住柏原庄」など見ゆ、是は坂田郡にも同名あれば、其いづれに當る歟、今之を詳にしがたし。○醍醐寺雜事記云、近江國柏原莊、應德二年、白河院奉爲前中宮賢子御菩提、被建立圓光院之刻、永可爲不輸租田之由、被下官符、被施入院家、受領主源盛清、年々致年貢之未進、其積及三千石之間、鳥羽院御時、所被附庄務於寺家也。

落川觀音○紫雲山嚴長寺と稱す、近世廢頽して草堂一字を遺すのみ、然れども地方に名高き靈佛なり。

高月

今南富永村の大字なり、敦賀鐵道の車驛にして、長濱の北三里、木之本の南一里半。○織田記、天正元年、信長軍于山田、淺井氏兵守焼尾、朝倉氏兵守大嶽、與山田相持、信長與柴田勝家佐久間信盛、陣于高月、絕越前援路。(外史)

近江なるたか月川の底清みのどけき御代のかげぞうつれる、(夫木集)

高月川

山槐記、元暦元年注進の近江名所の一なり、又延喜式伊香郡神高槻神社あり。○高月川は又高時川と曰ふ、淺井郡にては馬渡川とも曰ふ、水源は、中河内(今片岡村に屬す)の北板取越椿木峠の下より發し、南流高時村に至り杉野川を容れ、高月驛馬上山の間にて淺井郡に入り、南福村に至る、凡十里、田川姉川之に會し、西流一里にして湖水に灌す

宇根

南富永村の大字なり、高月驛に接す、延喜式、伊香郡乎禰神社在り、乎禰と曰ふと、宇根は乎禰の訛なるべし。

馬上

南富永村の大字なり、高月川の東岸にして、小谷山田山に接す、延喜式、伊香郡波彌神社今馬上に在り。(神祇志料)○淺井三代記云、永正十四年、朝倉太郎左衛門尉は淺井加勢として、小谷表に出陣し、先手を馬上山へ打あげければ、六角勢は一支もさゝへ得ずして引取り、虎御前山へのぼる、又小谷城籠城の時、羽柴秀吉は馬上山をば先づ打取りて、數日の間城中と迫合し、北國勢をば物部高月の邊にて支へらる。

渡岸寺

高月驛に在り、天台宗の古刹にして、傳教大師の開創と云ふ、本尊十一面觀音(木造立像)并に大日如來(木造坐像)は即大師の遺作と稱し、近年官の鑑査を經て國寶に編入せらる、此寺中世兵火に罹りしも、古佛は其難を免れ、永祿の比井口彈正中興したりと傳ふ。

井之口

今北富永村と改む、高月と木之本の間なる一村なり、大字雨森尾山などあり、淺井家政の臣に井之口彈正と云勇士あり、其女は久政の妻にて、即長政の母たり。

楊野鄉

和名抄、伊香郡楊野郷。○今木之本村なるべし、溫故錄に木之本の地藏堂の前に昔柳木ありしにより、柳之下と呼び、上略して木之本と云ふと述べたり、又一書に地藏堂淨信寺は初め柳木山と號し、後長祈山と改むと、按に本名楊木を下略して郷名には楊野と定められし歟、今古保利村大字柳野あれど、諸郷配置の跡を考るに、楊野郷を木之本村に引當る方、穩なるごとし。

木之本

伊香郡の首邑にして、鐵道車驛なり、長濱の北四里、敦賀の南八里。○賀島備考云、木之本の牛馬市は、藩政の頃、乘馬の買收に依り、頗る繁盛なりしも、廢藩以降稍々衰微し、爾來著しき盛衰なし、年々牛は一千頭馬は三百頭にして、其代價を合計すれば數萬圓となす、賣買主は北陸諸國より來集す、而して其賣主の多きものは丹波但馬兩國及び能登國等と爲す。

曉發木下驛　　清田儋叟

山夜正寥寥、欲曉偏難睡、蓐食更衣裳、把火照行李、月影尚啣山、村中人未起、隔塘聞古人、辛苦渡淺水、澗道次第高、群山何累々、回看過來阿、林木朦朧裡、

淨信寺

木之本地藏堂と云ふ、溫故錄云、淨信寺本尊地藏佛、白鳳五年來分明神を勸請し大音と號し鎭守と爲す。○三代記云、木之本地藏菩薩は、白鳳元年竺土より難波の浦へ漂漾し、海上に輝きたまひければ、浦の長之を帝へ奏し奉る、帝即ち藥師寺の祚蓮法師に勅命せられ、尊像を取下げ、難波に金光善寺を營み給ふ、其後宣旨あり、祚蓮當國へ安置し、長祈山淨信寺と曰ふ。○史籍年表云、淺井三代軍記、淨信寺別當雄山所著也、雄山父橫山成陣、母長政孫、長澤福田寺僧女。

意富布良神社延喜式伊香郡に列す、今木之本驛大鉤山に在り。○木之本村大字田部は朝倉義景の陣所歟、又黑田にも田之上山あり。○天正元年八月、朝倉義景は淺井長政籠城窮迫の由を聞きて、其後詰の兵二萬三千を率し、伊香胡郡に着陣有て、田部山に陣取す信長公は高槻村に對陣あり、籠る所に淺井家の軍已に敗れければ、早速に引取り刀根越を防止めんとて、八月十五日夜に入て軍兵を引揚け退けり、信長公此を聞き追掛け、柳ヶ瀨より刀根越の山中にて、三千餘討れにける。（信長記）

木之本營址 木之本の西十八町、天正十一年羽柴秀吉の軍木之本を本陣と爲し、山谷數里の間に寨柵を造り、以て柴田勝家の軍を拒み、遂に賤嶽の大捷あり。○北國太平記、天正十一年、江北對陣段云、秀吉、賤嶽木本田などの寄所、詰り〳〵に晝夜を分たず要害を拵へ玉へば、不日に城は出來す、賤ヶ嶽の城には桑山修理亮羽田長門守を籠置し、木之本田上山の要害には小一郎秀長、是を本陣と定め、東野山菅浦谷の城には堀久太郎秀政、大岩山の要害には中川瀨兵衛尉清秀、其尾を七八町隔て、岩崎山に、高山右近、堂本山の尾崎に山路將監、同右の方には大鐘藤八、其一段上には蜂須賀彦右衛門尉家政、其左の手の尾崎には木村小隼人籠置る、堀が要害東野山より、山路が要害道本山の鼻迄柵をふらせ、其中間に小川土佐守を入置れ、海津口の押へには丹羽五郎左衛門尉長秀、斯の如くに手配せり云々。

石作神社 今木之本村大字千田に在り、延喜式伊香郡石作玉作の二社ありて、今一所に合祀す、三代實錄「貞觀七年、伊香郡人、石作部廣繼」と云名あり。

黑田 今木之本村の大字と爲る、驛の西北數町、賤嶽の東に當る、延喜式、伊香郡黑田神社此に在り。○輿地志略云、黑田に穗先谷と云地あり、觀音堂に穗先長者の墓あり、相傳、元弘三年鎌倉六波羅沒落のとき、佐々木黑田判官此地にのがれきたり、子孫豪富となり穗先長者といふ、則黑田判官の墓なりといふ、貝原篤信等も「黑田の元祖、佐々木黑田判官宗清の在所なりといふ」と諸州巡の記にしるされたり。○名跡記云、黑田の家系は、京極佐渡守滿信の二男宗清、右衛門尉に任じ、伊香郡黑田に住す、依て黑田と號す、其六世孫右近大夫高政、備前國福岡に移る、高政の曾孫を官兵衛孝高と爲す。

北國太平記云、天正十一年四月二十日、佐久間玄蕃允が俄に陣立て、秀吉後詰とて馳付かれしと聞けば、大崎對馬守某見て參んと、蜂峰筋を馳下り、黑田の觀音坂の峠まで下り立て、南を屹と見やりければ、東西の兩道は松明ひしと立つゝき、宛も白晝の如く、餘焰天を焦して夥し。○賤嶽合戰記云、羽柴小一郎殿は、本陣として田上山に要害を拵へ、游軍は木本邊に宿陣してけり、田上は黑田山の內にて、北國勢の取出は柳瀨の中尾を本城としたり、賤嶽より中尾山まで二里餘

己高山 木本驛の東、高時村の峻嶺にして、北は金糞嶽に連り、南は尾を引いて、小谷山と爲る、山下に大字河合古橋石道などあり、山中に鷄足寺あり。温故錄云、鷄足寺は石道村に屬す、延曆年中傳敎大師の開基とぞ。三代記云、己高山は、傳敎大師みづから正觀音の像を作りて、暫く安座したまふ所也。

ころもてに余吳のうら風さえ〳〵てこだかみ山に雪降にけり、（金葉集 源賴綱

あなうめに人もうらみしこだかみのみねより奧にいほりむすばむ、（松葉古今集）

法華寺 今高時村大字古橋に在り、眞言宗の古刹なり。輿地志略云、法花寺は高時川の上流、古橋の民家より八町奥なり、石田治部少輔三成幼少のとき、手跡をこの寺の三珠院にならふといふ、故にや寺中に三成が墓あり、神使熊山法花寺と號す、此奧にむかし智珍和尚といふひとあり、元より秘密の教法をまなび、聖寶尊師の風雅をしたふ、神變加持の應驗、感通不思議の驗者なり、河伯山神を御使に勅令としたりと、又尸羅池と云ふは寺の山頂の東南に在り、尸羅とは龍神の名にて、不破拾遺に其奇談あり。○按に尸羅池は一名夜叉池、美濃國揖斐郡の北山に在り、己高山の東北數里を隔つ、輿地志略之を法華寺の下に係くと雖も遠近の辨あるを要す、又法華寺鎭守七所權現の第一は世代と稱す、即延喜式伊香郡與志漏神社歟。

余領郷 和名抄、伊香郡余領郷。○今詳ならず、延喜式本郡に與志漏神社ありて、今高時村に此祠存す、余領は蓋與志漏と訓むべし、然れども一說余領は余胡の誤にやと曰へり、與志漏神社は中世僧家に住され、戶岩藥師堂と稱し、神は其鎭守と爲る、近年神佛分離す、前邊に古墳墓ありとも云ふ。

河合 今高時村の大字なり、延喜式伊香郡佐波加刀神社在り、佐波加六所明神と稱す。○河合は木之本の東北一里、杉野川と中河內川此に落合ひ、高時川（即高月川）と爲る。

遂佐郷 和名抄、伊香郡遂佐郷。○今高時村及杉野丹生村にあたるか、神祇志料に河合村は遂佐郷なりと曰へり、又遂佐の訓は止久佐にや、明徵を缺く。和名抄、長門國宅佐郷、今得佐に作る、又山草の名にさくさと云ものあり。

杉野 高時村の北東なる山村なり、己高山金糞山其東南を圍み三國嶽、土倉嶽中尾峠等其北に連

り、美濃揖斐郡と相限る、西は丹生村と一横嶺を隔つ、山中三里餘に渉る、杉野川は高月河の一支源なり。○延喜式、伊香郡等波神社あり、杉野村大字音羽に當る歟。

丹生(ニフ)

杉野村の西に並び、高月川の發源なり、山谷の形勾るを以て、源頭の地中河内(ナカカハチ)は片岡村の北に當り、今片岡の大字と爲りぬ、凡此山谷の長里餘に涉り、三國嶽椽木峠(板取越)を以て越前南條郡に界し、長野尾を以て越前敦賀郡に界す　西は一横嶺を以て片岡村余呉河の源頭と相限る

丹生(ニフ)神社は、延喜式、伊香郡丹生神二座、今大字上丹生に在り。神祇志料云、蓋息長丹生眞人の祖、稚沼毛二俣王意富杼王を合祀る、(古事記姓氏錄)其祭には本社の東北なる丹保野赤土を採り祈るを例とす。

洞壽院(トウジユヰン)

丹生村大字菅並に在り、曹洞禪宗　輿地志略云、鹽谷山洞壽院、護國禪寺と號す、境内三十餘町四方、御朱印三十石、近江半國の僧綱所なり、寺記に曰「當寺開山者和尚、諱は天闇如仲と號す、應永十年癸未の春開基、鹽水流出す、依て鹽谷と名づけたり」と○天闇は、洞上聯燈錄に據れば信州の人、伊奈端に崇信寺を開き、永享年中逝す。

中河内(ナカノカウチ)

丹生村高月川の源にして、柳瀬驛より板取(イタトリ)驛(越前南條郡)に通ずる國道之に係る、故に今片岡村の所治に歸す、南柳瀬驛まで二里、大黒山椿坂の險あり。板取驛(一作虎杖)まで三里、椽木峠を越ゆ。西は長野尾崎の間道ありて、敦賀に至るべし、三里餘。東南渓間に從ふて降れば、丹生高時に至るべし。

片岡郷(カタヲカ)

和名抄、伊香郡片岡郷。○片岡村是なり、余呉川上流にて、柳瀬驛今市東野文室等の大字あり、西は刀根越山行市(ギヤウイチ)山足海(タルミ)峠等を以て、敦賀郡及鹽津郷と相限る、東北は丹生谷と相表裡し、南は余呉村につらなる。

(刀根越)

刀根(トネ)越は柳瀬(ヤナガセ)山と稱し、柳瀬驛より西に方り、敦賀に向ふ坂路なり、椿坂は北に直道し、中河内より板取驛に向ふ、共に北國街道なり。今鐵道は柳瀬山を貫通し四隧道ありて、其長は四千四百餘呎に及ぶ、柳瀬敦賀の間に疋田驛あり、越前の域内とす　○甲鑑云、天正元年八月比、信長又小谷に軍をよせ、虎ごぜ山に軍だてし給ふ、淺井又越前に助の兵を請しかば、朝倉頓て兵共を江北小谷に差向、其軍刀根山にゆきしと聞て、信長掛向戰しに、越前の軍無下に破れ、命を失ふ者多かりければ、續て越前に亂入、朝倉義景を討けり。

柳瀬(ヤナガセ)

今片岡村に屬す、鐵道車驛なり、越前の通路なるを以て、古より兵の當はる、殊に天正中織田朝倉井に羽柴柴田の大戰此に在りき　徳川幕府の時、關所を置き、彦根藩をして之を守らしめたり。○天正元年八月、朝倉義景江州柳ヶ瀬に陣し、それより田神山に陣取てひかへしが、大嶽丁野を皆敵に攻とられしと聞大に驚き、十三日の子刻に陣營を自燒して逃去る、信長之を見て馬廻の小姓ばかりにて、自身馬に鞭打て追かけらる、討首三千餘級と聞えたり、其中に、前美濃國の領主齋藤右兵衛門太夫龍興は、先年領國を信長に責取られしより、義景に養はれしが、今度の軍に討死しけるぞ哀れなる、信長の大軍引續き、十四日に越前敦賀の津まで着陣。(改正三河後風土記)

小谷(ヲタニ)　柳瀬驛の南に接せる大字なり。溫故錄云、大谷刑部少輔吉隆は此村の出生にて、幼名を慶松と云ひ、秀吉公に仕へ立身し、後大名になり、關原陣に勇戰して死すと、舊大谷に作りし歟、吉隆は敦賀五萬石を領知したり。

中打尾山(ナカツチヲ)　小谷の北東に在り、天正十一年、柴田勝家の陣所なり、此より西行市峯まで一里餘、幅三間の作道(ツクリミチ)あり、(輿地志略)挾山、又間瀬(マセ)の中尾山と云ふ是なり。賤嶽合戰記附錄云、北國勢の取出は、柳瀬の中内尾木城なり、佐久間は行市山に居す、其外取出の跡數所あれども、何れを誰と定め難し、原不破前田德山などの砦の居せしなるべし、南方勢の取出に比すれば、中内尾の如き纔々たる者は南方になし、凡柳瀬より越前の府中までは、雙方大山にて、一騎立とも云ふべき難所なり、就中江越堺の邊五六里と聞に、雪深く積所にて、時によりは丈餘にも及ぶ、誠に北陸道の咽喉(キタノ)口ともいふべし。○北國太平記云、柴田勝家は北之庄(シヤウ)を打立、江州柳瀬の中尾山に陣營を構へける、秀吉は其時賤嶽の尾續りを攀登り、味方の要害共を見玉ひて、又須山の大岩山と、岩崎山と二箇所に、要害を築くべしと下知せられ、柴田が本陣中尾山まで遙見あり。

行市峯(ギヤウイチ)

片岡村大字池原の西嶺にして、敦賀郡の堺峯を成す　溫故錄云、行市峯東野(ヒカシノ)は行市と云ふ鄕士の要害跡にて、天正十一年、佐久間玄蕃陣取の地なり　續谷山は德山五兵衛の在陣にて、毛受勝助戰死の地なり、中谷山は前田又左衛門陣所とぞ。○賤嶽合戰記云、十九日山路將監は佐久間玄蕃に中入をすゝめ、余呉の海の東なる、中川瀬兵衛が要害大岩山へかゝる、廿日早朝西の方のおさへには前田又左衛門利家父子、賤嶽のおさへには原彦次郎、東野のおさへをば勝家みづから押へ、佐久間大將にて一萬餘騎余吾の海へ降る、其日大利を得中川を討取り、上下氣ゆるまり彼處に在陣し、翌日小篠が上の露もろともにおちまろひて起てば、南方の勢は已に支度を調へ、敵退ば附かんと待居し事なれば、未だ陣拂もせざりし内に、早ひしと附て

見えたりけり、原彦次郎漸々賤嶽の方より仕掛て、一手に成り殿に殘りしに、之には甚はざりけり、柴田三左衛門は昨日の内に南へ張り、賤嶽の峯筋なる堀切を越て備たりけるが、秀吉卿は旗本を以て附討せられ、佐久間はやう／＼にして余呉の海の北へ押上る、前田は茂山の鉈高き處に備へたり、暫にして南方勢谷間より水の涌く如くに溢れ、峯よりも木枯のおろす樣により合ひ、北國勢總敗軍なり、柴田勝家東野の堀久太郎を押へてありしが、如此なる上は極陣なり、北庄へ歸城心掛に自害すべしとて、毛受勝助に五幣の馬印を渡され、小性馬廻を隨へ、原彦次郎居たりし明き取出へ取入れらる、(翌廿二日暮に北庄へ歸城)南方は柴田が馬印を見て、之を取卷しに、勝助兄茂右衛門と共に甚ふ敵を追ひ拂ひ、時移て切腹したりけり。

東野

柳瀬村の大字なり、驛南凡一里、天正十一年、羽柴方より此に寨を起して、北國勢を拒む、堀久太郎秀政第一番の備として之に據り、天神山堂木山等に兵を置る、輿地志略云、堂木山は其初め東野越前守道義の要害にして、當時蜂須賀木村の陣所とす。○北國太平記云、羽柴の先手は堂木山の岸崎には山路將監を入れ置き、其奥より堀が要害東野山まで柵をふらせたり、山路は柴田方へ驅こみ、變心して佐久間玄蕃を進めて中川瀬兵衛を打取る、勝家は「一戰の上は佐久間引取よ」と云送れども應ぜねば、備を押出し、今市と東野の間なる孤塚に陣取りせらる、忽敗軍の由告來りしかば士卒早拔々に落行く。○賤嶽合戰記云、秀吉軍勢を賤嶽へ押出し十三段に備へ、一番堀久太郎、二番柴田伊賀守なり、取出の城々普請等丈夫に拵へ、天神山の城は聊出過ぎて益なしとて、十町計引退き、本山に要害を拵へ給ふ、左禰山も彌丈夫に拵へ、堀久太郎を入置かれぬ、爾月本に至り本山の要害に柴田伊賀守の家來山路將監謀叛あらはれ、將監北國陣へ引退く、十九日佐久間山路より賤嶽へ働き、勝家は堀が東野をおさへ對陣せしが、佐久間勝に乘り引取らず、夜半の比より四方物さはがしく、翌日早朝、北國勢總敗軍なり。○按に合戰記附錄云、寶山は里人菖蒲谷といふ、堀久太郎之に居れり、本山は里人堂山といふ、此堂山は北國太平記に堂本山、輿地志略に堂木山とあるに當るごとし。

與胡

和名抄、伊香郡に此郷名を缺きて、余領郷あれど與胡余領各別也、郡郷考には延喜式也本郡與志略瀬神あるを以て、余領は即與志瀬と訓むべき歟と曰へり、今郷村の配置の實跡に就き稽ふれば、余呉村中之郷の邊に郷名を缺く、且領字は胡字の誤無かと想はるれば、疑惑猶多し、此地は片岡郷の南、大社郷の北なり、余呉湖在り、古風土記逸文與胡郷、伊香小江と云に合す

余呉川

柳瀬川とも山本川とも曰ふ、源は片岡村椿坂に發し柳瀬驛を過ぎ南流、余呉湖の剩水を容れ、淺井郡山本村(今朝日村)に至り、西に屈折し、尾上湊にて琵琶湖に入る、伊香郡内の地を貫流すること六里、其末一里許にして湖に歸す。

中之郷

余胡の中郷の謂にて、今下余具坂口等を合同して余呉村に復す、鐵道車驛なり、木之本柳瀬を去る各二里。

淡海地志に、平維茂しばし此余呉里に栖みたまふに因りて、餘五將軍の稱ありと述ぶれど疑はし、舊史には維茂從祖父貞盛に養はれ、年最少く、行列の順十餘五に在り、故に餘五と曰ふと載す。○延喜式、伊香郡大水別神社、今中郷の大水谷に在り、洞窩に水を湛ふ、名て夜叉神と云ふ即是也、又同式鉛練日古神社、今中郷の山王社江迎宮是なり、(輿地志略神祇志料)按に鉛練は一書は鈴練に作る、神名地名にも類例少き者とす。

(鈴練神社)

菅山寺

今余呉村大字坂口の大箕山に在り、眞言宗、相傳ふ天平寶字八年、照檀上人の創立、寛平年中、菅原道眞修理を加へ、因て菅山寺と曰ふと、縁起にぞ疑はし、然れども此寺に大藏經の藏置せられたれば、本より平凡の小地ならざりしを知る、其經卷は後江戸増上寺に運致せらる。○日本教育資料云、慶長十八年九月、將軍家康御覽、光記に「江州いかご郡菅山寺の密嚴院來る、一切經之目錄持參、五千四百七十一卷、彦坂九兵衛披露にて、九月五日に目録[illegible]御目也」、とあり、淨土宗[illegible]圓鑑成語等に「第一[illegible]本、舊在于江州北郡菅山寺、卷數凡五千七百十四卷、欠本若干卷、慶長十八年[illegible]乃[illegible]以采地、而充俸給、且近隣山林供寺、兎租徭云、右經本今安置輪藏者是也」云々、この本は元[illegible]とぞ。

余呉湖

余呉村の西に在り、峰巒圍繞し、剩水は其東北隅字江戸に決して、柳瀬川に合し南す、湖面今南北三十町東西十町、賤嶽は湖の南方に峙立し、琵琶湖の間障を成す、二湖の相距二十町許、

さえまさるいふきが嵩の山風に氷はてたるよごのうち海、(現存六帖)

いかごかた余胡のうらわに引網のめをなしへてもあはてやめさか、(夫木集)

木曾路圖會云、余吾湖、東西二十町南北三十町、北の峯より滴集りて湖と爲る、餘水は尾上川に流れ琵琶へ入る、雜和集「昔近江國余湖のうみに、織女の下りて水あみけるに、きりはた大夫と云男行逢て、ぬぎ置る天の衣をとりたりければ、たなばたへ歸り登らで、やがて其男の妻になりて居給へけり、子共生て、年頃になりにけれども、天上へ登らん志失ずして、常はれを

(伊香潟)

のみなきけるに、此男ものへ罷たる間に、其子父の隱し置たる天衣を取て與へければ、母喜でそれをきて、飛上りにけり、此子に契りけることは、吾はかゝる身にあれば、おぼろにては逢まじ、七月七日毎に下りて、此湖の水をあぶべし、其日にならば相待べしとて、別の涙を出し流しける、彼其子孫今まで有となん、申傳たり」、曾丹集に「よごのうみきつゝなれけん乙女子が天の羽衣ほしつらんやは」。

伊香小江（イカゴノヲエ）　余呉湖の古名なり、帝王編年記に伊香小江の異聞を錄す、蓋古風土記の逸文にして、轉和集の談も之に因りて訛れる者なり、云、古老傳曰、近江國伊香郡與胡郷、伊香小江、在郷南、天之八女、倶爲白鳥、自天而降、浴於江之南津、于時伊香刀美在於西山、遙見白鳥、其形奇異、因疑若是神人乎、往見之、實是神人也、於是伊香刀美即生感愛、不得還去、竊遣白犬、盗取天羽衣、得隱弟衣、天女乃知、其兄七人飛昇天上、其弟一人不得飛去、天路永塞、即爲地民、天女浴浦、今謂神浦是也、伊香刀美與天女弟女、共爲室家、居於此處、遂生男女、男二女二、兄名意美志留、弟名那志登美、女名伊是理比咩、次名奈是理比賣、此伊香連等之先祖是也、後母即捜取天羽衣、着而昇天、伊香刀美、獨守空床、吟詠不斷也　按に風土記の文に伊香刀美を、吾大神に作る、或書は天女の降島に對する舎目歟、又之に據れば伊香連の祖神是人也、伊香連の物部氏たるは伊香社の條に注す」

川並　今余呉村の大字にして、余呉湖の北西に在り、羽衣石の西に白神あり、是は川並より西に通ふ謂ゆる間路なり　○北國太平記に「佐久間玄蕃允は市山打立、忍んで嶺をつたへ、足和峠を下り、余呉の入江のたへ/\に、公方山の麓へ打廻し、賤嶽を打圍まむ」、云々。

賤嶽（シヅガタケ）（志津嶽）　今伊香具（イカゴ）村大字大音の西嶺にして、余呉湖の南に盤據す、西は塩津村に亘り、山南は皿に琵琶湖に浸さる、飯浦（ハンノウラ）と曰ふ。此山余呉琵琶二湖の隔障を爲し、東尾に岩崎大岩等の字ありて、北國街道に臨む、天正十一年四月柴田羽柴の両軍、此に對陣し、二十日北軍賤嶽の諸壘を攻陥す、翌朝引退に際し、急に南軍の大擧追撃に會し、北軍遂に敗る、之を賤嶽合戰といふ。賤嶽又志津嶽に作る、登路十町餘、嶺に造きされど、古戰場の名ここに高し。○外史豐臣記、天正十一年、山路將監共附佐久間盛政、耳語曰、敵諸壘皆固、獨中川清秀之壘、在賤岳之麓、去我爲遠、而其備不固、吾潜兵襲之、出其不意、必獲志矣、秀吉在大垣、不能速來、子急擊之矣、盛政大悦、往告勝家、勝家曰可也、擊而勝速還、慎勿留也、盛政乃與其弟勝政、將萬人夜而馳、晨至其營、清秀力戰而死、盛政既勝留不還、勝家召還之、使者五反、而日已暮矣、秀吉急馳擊之、大破之、擒勝政、追擊盛政、又大破之、盛政走還　○北國太平記云、佐久間は、余呉の入海の傳へ/\に、公方山の麓を打廻し、賤嶽を取圍ませ、大野路山に盛政本陣を構たり、又云、秀吉急ぎ賤嶽へ後詰あり、已に茱山の堀切を押廻せば、後陣の勢段々に馳續く、秀吉は猿も馬場に床机を卸させ腰打かけ、暫息をつかせける　○輿地志略云、岩崎山は余吾湖の東に在り、高山右近陣取し處なり、大岩山は岩崎の西につゞける山にて、中川瀬兵衛の陣所なり、岩崎より少し高し、瀬兵衛清秀の墓大岩山に在り、墓石高一丈餘、天和二年之を建つ。合戰記附錄云、中川瀬兵衛尉清秀墓碑曰、

天正十一年三月秀吉使清秀爲此城守將押柴田氏時佐久間盛政率數萬兵圍此城急欲屠之于秀力戰高山右近雖有側砦不并力敵乘勢競進欲拉之也清秀開門出戰然衆寡不遇見其遂不可勝歸城自殺四月二十日也擧世感彼驍勇此地年代既久古塚頽側茲清秀第五世孫中川佐州刺史久恒歎之新建一基石浮屠云天和二壬戌四月二十日

浄信寺住持沙門雄山謹誌

此文に中川自殺とあれど、流布の實錄と同じからず、志津嶽の碑高五尺許、從軍戰死之英碑と二石相并ぶ、志津嶽第古之碑その側に在り、

寶曆十二年閏四月將歸藩取路岐岨十四日過江州志津嶽元君莊嶽公之墓有感往事門恭賦五言一律刻石以述懐云

昔日屯軍地悵然憶指揮巖塵山勢迫碑濕雨痕滋登
陟空懷舊射落時功名垂竹帛千載仰英威

豐後州岡城主中川修理大夫源久貞頓首拜男久
徳謹書

又合戰記云、志津嶽の尾崎に中川瀬兵衛尉、其居七八町北の方高山右近、岳の城には桑山修理亮なり、賤津湊口の押へには丹波五郎左衛門尉長秀にて一萬にて固めたり、長秀卯月廿日五六艘に出船、賤嶽の汀近くなるに随て、鐵砲の音繁くなりければ、長秀敵は賤嶽を攻落しやする、急ぎ船を漕よせて、百姓に問へば「今曉中川高山の要害を攻められ、落城したるにや、唯今火の手あかり申候、此賤嶽に有し桑山修理亮も見驚き落て逃れり」と申ければ、長秀即急ぎ其城へ入ぬ。

大社郷（オホヤシロ）　和名抄、伊香郡大社郷、按に社は杜の誤なるべし、今伊香具村大字大音（オホト）あり、即是なり、余胡郷の南、伊香郡の北。○類聚國史「貞觀八年授近江國正六位上大社神從五位下」と、此大社も大杜の誤歟、不審、凡杜社の二字古人混同し、其杜を社の

代用として、森の義に假れり、大社郎は保村と訓むべきにや、後世此地にては大音に作る

大音（オホト）　今赤居飯浦山梨子などゝ合同して、伊香具村と曰ふ、和名抄大社郷に當る、大音大明神あり、延喜式の伊香郡名神大社伊香具神是なり。

伊香具神社（イカグ）　今伊香具村大字大音に在り、大音大明神と曰ふ、三代實錄、貞觀元年、近江國伊香神從四位下を授くとあるは是なり、伊香具坂神社（今伊香具村大字北布施に在り）と共に延喜式に列す、與具志祭神祇志料、蓋意富富杼王を祭る、即坂田酒人君息長君布勢君等の祖也、延喜式伊香郡布勢石立神社は今伊香具村大字是に在り、其北に大字北布施あり、意富富杼王（一名大郎子王）は應神天皇々子稚野毛二俣王の子にまします、繼體天皇四世祖に當る、北淡海及越前國に其皇裔の繁榮したること、記紀姓氏錄に因りて證すべし、俗說大音神は伊香津臣（中臣祖）なりと云ふは附會のみ。○古事記傳云、萬葉十三に劍刀鞘從拔出而伊香胡山とつゞけたり、冠辭考に鞘より拔出して鋭とつゞけたるにて伊は發語に取れる也、伊香胡山は和名抄に近江國伊香郡伊香とある所なりとあるを思ふに、建御雷之男神はかの迦具土神の頸を斬賜へる時、御刀の本に着る血の、湯津石村に走着て成坐る神にて、血は母の如く御刀は父なり、今此劍神をいざなひ起せる功を以て、劍を拔出て擊（カク）心に稱たる名にもやあらむ、式伊香具神社は此迦久神を祠れるもあるべし、然らば伊香てふ地名も、此神社より出たるべし。○按に伊香の地名の本つく所は、伊香郷の下に注したり、意富富杼王の裔孫伊香の地にて祖廟を建てゝ、之を伊香具神とは申す也。

山梨（ヤマナシ）　今伊香具村の大字なり、琵琶の湖に臨み、賤嶽の南也。按に天孫本紀物部系譜に「物部山無媛連公、輕島曾明宮御宇天皇、立爲皇妃」と載す、若くは此山梨は其名代の地歟。天正十一年、江北對陣の時、丹羽長秀は賤嶽の急を聞き、速に所部を招き、兵船を發せしめ、山梨子に到り、大音を歷て嶽に登り、羽柴秀吉に坂路に謁す、北軍の潰ゆるを見て曰く快なる哉と、乃ち兵を麾き馳騎、敵の後軍と接戰、遂に之を走らす、（野史）長秀は當時坂本城の鎭將なり。

外よりも光さひしくさやけきは月のかくろゝ山なしのさと、（夫木抄）

（西淺井郡）

鹽津郷（シホツ）　和名抄、淺井郡鹽津郷、訓之保津。○今鹽津村永原村是なり、淺井の屬なれども形全く離れて、伊香高島二郡の間に在りければ、近世は西淺井郡と稱せり、明治廿九年一郡二村を伊香郡へ編入す。○此地琵琶湖の北岸にして、大浦鹽津の二灣を抱き、山高く水深し、崖岬崩裂、葛籠尾崎は中央に突出し、竹生島と相望む、大崎山は西界を成し、高島郡と相限る、其南角を大崎と曰ふ、行市山の脈は西に延て、越前敦賀郡の堺嶺と爲り、愛發（アラチ）山に續く。

鹽津浦（シホツノウラ）　鹽津村の湖灣にして、葛籠尾崎と尾上崎（伊香郡）を口角とし、北方に斗入すること百町許、浦上の港を鹽津と曰ふ。續日本紀、天平寶字八年九月、惠美押勝乘船、向淺井郡鹽津、忽有逆風、船欲漂沒、於是更取山道、直指愛發。○延喜式、淺井郡鹽津神社、今鹽津村の鹽土山に在り、下鹽津神社、今同村の集福寺に在り。○盛衰記劍卷云、平治の亂に源義朝都を落て、西近江比良と云ふ所に至り、比良を立て高島を通りけるに、頼朝馬眠りして父に後れたり、其夜は鹽津庄司が許に宿して、夜半許に道しるべして東江州へ移りけり。

笠朝臣金村鹽津山作歌

鹽津山うち越行けば我のれる馬そつまつく家こふらしも、（萬葉集）

紫式部の鹽津山を通りて、賤の男いとあさましきさまにて、猶辛き道かなと云を聞て作る、

知りぬらん往來にならす鹽津山世にふる道はからきものそと、（續古今集）

盛衰記に、北國源氏追討軍の行路を紀し「片山春の浦鹽津宿を打過て、能美越中河虎杖崩より還山へ打出たる」とあり按に片山（今古保利村片山）春の浦（今伊香具村飯浦）當時湖岸を傳ひて往來したるにやと思はる、能美越は柳瀨の邊歟、中河は中河内にて、其以北は越前南條郡の域内とす。又太平記新田義貞北國落の條に云「鹽津海津に着き給ふ、七里半の山中をば、越前の守護尾張守高經大勢にて、差し塞ぎたりと聞えしかば、是より道を替へて、木目峠をぞ越え給ひける、河野土居得能は三百騎にて後陣に打ちけるが、天の曲にて前陣の勢に追ひおくれ、行くべき道を失ひて、鹽津の北におり居たり、佐々木の一族と熊谷と之を取籠めて討取る」云々、按に此記事地理に合はざるの疑あれど、前軍は鹽津山を越ゆ敦賀に入る事を、鹽津即木目峠と爲して、斯く錯れり、木目峠は敦賀の東北にて、南條郡府中に通ずる山路なるを、聞き違て誤まれる歟。○氏族志、熊谷氏、系出平盛方、子直貞居武藏熊谷、因氏焉、直貞二子直正、直實、直正孫道貞、承久中勤王死節、子孫居近江。○應仁記云、其比近江國鹽津の住人、熊谷と云奉公の者あり、智仁勇の三德を兼備へて、文武に惑を不懷者あり、當代の御政道の不正事を悲て、密々諫言を綴て、目安の狀を進上す、義政將軍被御覽、僉言忽に逆耳さゝや、史記云く、其人にあらずして其官に居す、是謂亂天事とて、所領を沒收せられ、熊谷左衛門其身を追放せられけるぞ、淺

開發ける ○按に戰國の頃若狹國にも熊谷氏あり、鄕士なり、亦鹽津の一族にや、此地より若狹へは程近し。

鹽津越 鹽津の浦邊より北二里にして、山嶺あり新道野越とも稱し、之を過ぐれば即敦賀郡にして北海を望むべし、近江此山を開穿して水路を通ずる議あり、土俗七里半切拔と曰ふ。○名跡記云、享保十一年、江戸の人辛阿彌伊豫同長貞松田招齋の三人、鹽津より敦賀まで新川を堀り、高瀨舟を浮べんと計畫し、其願を幕府に申出で、則ち行井澤彌兵衛平稱清右衛門に巡見を命ぜらる、當時三國の大爭にて湖水面と陸地を測りしに、鹽津の濱より沓掛の落合橋まで長さ八百九十六間、此にて陸地の水面より高きこと十三丈七尺と曰へり。○湖水疏通の想像は、近年更に大坂敦賀間の運河設計と號し、世に喧說せらるゝも是なり、凡湖水は海面上八十六米突に當り、鹽津より敦賀まで直徑二十吉米突に過ぎずと云ふ。

永原 舊庄名なり、今大浦菅浦月出庄村矢田部等を合同して永原村と曰ふ、鹽津村の西に並び、南に一灣を抱く、葛籠尾崎と大崎を門とし、斗入一里許。○永原村より西高島劍熊村へ通ずる山路を卍峠と曰ふ、南方に延び、謂ゆる大崎山の横嶺と爲る、最勝寺觀音堂は其嶺に在り、大湖を下瞰す。

大浦 又大浦庄と曰ふ、三代實錄「元慶五年勅、淸和院大浦庄 在墾田卅八町、在近江國淺井郡、依院牒也、永施捨延曆寺文殊樓料」萬葉集に遠津大浦と詠めるは此歟とも曰へり、一說紀伊國とも曰ふ、

綾ふり遠津大浦によする波よし得よすともにくからなくに

月出 大浦の東なる大字なり、鹽津の灣に臨む、新拾遺集に「はるくくさくもりなき世なうさむなり月出の崎のあまの釣舟」とよめるは此歟と云へり。

菅浦 大浦の南一里、葛籠尾崎の西側に在り、竹生島と相去る一里、高島郡足利の船木崎を去る五里。

高島の足利のみなとをこきすぎて鹽津菅浦今かくこらむ、(萬葉集)　小辨

沖つなみ高しまめくりこきすぎて遙になりぬ鹽津菅浦、(萬葉集)　長方

高島郡

高島郡 北は若狹越前の國界を限り、東は湖水及伊香郡に至り、西は丹波南山城及滋賀郡に至る、西近江の北部にて中世以降は江北の屬郡なり、○高島朽木谷は安曇川の上游に在りて、山谷頗廣し。○高島は今郡衙を今津村に置き、十七村を管治す、人口五萬二千、面積四十餘方里。

高島郡、和名抄、太加之萬と訓み、十鄕に分つ、日本書紀、繼體元年の條に高島郡とあるは追書なれど、天皇は此地高島宮に御坐しませるより、高島の名は著れしなり、釋紀に上宮記を引き彌乎國高島宮と曰へり、彌乎は一に三尾に作り、此地の舊總名なるべし。

(彌乎國)

高島鐵穴 今詳ならず、續紀、天平寶字五年、賜大師藤原惠美押勝朝臣、近江國淺井郡高島郡鐵穴、各一處。

海津 西近江路、湖北の一埠頭なり、今海津村と曰ふ、今津の北二里餘、伊香郡界なる大崎の西北灣に在り、大崎は湖中に突出すること二十町許、怪巖古木多く、湖北の奇觀なり。○海津驛より愛發山を踰ゆるを七里半越と云ふ、敦賀湊まで七里半の程なればなり。海津鹽津は湖北の水驛にて、古より並び稱せらる、近世の事なれど長唄色香の詞中に「遙々此に三越路や、鹽津海津にごれごれ、それあれあれ、はりがうら釣するあまのうけなれや、心ひとつを定めかれ、敦賀こまんの吸附煙草」など見ゆ、鹽津貝津の娼家の事を詠ぜるならん。

(大崎)

あらち山雪消のそらになるまゝにかいつの里にみそれふりつゝ、(堀後百首)　仲實

參考太盛衰記云、養和二年、征討使の軍兵、近江の湖を隔て東西より下る、西路には今津海津を打過て、荒乳の中山に懸て、天熊國境匹壇三口行越て、敦賀津に着にけり。○温故錄云、海津は昔萬貫長者と云富人ありて、其遺跡を存す、又温泉あり湯屋谷といふ。○神祇志料云、延喜式、小野神社、今海津の中小路なる上尾山に在り、海津小野大明神と曰ふ、蓋小野臣族の祭る所の神也、又延喜式、大前神社は中小路の大崎山に在り、按に大前神は彼岬角の鎭守なり、其上方の嶺上に大崎寺あり。

鞆結鄕 和名抄、高島郡鞆結鄕、訓止毛由比。○今の海津村劍熊村西庄村なるべし、劍熊村大字浦は即古の鞆結驛なり。○慈眞僧正讓狀、九間二面屋材木一具、鞆結庄所進、又鞆結庄一所、所當田地六十餘町、此庄元角好文先祖領也、故刑部大輔武衛口入相添、本公驗永施入了

劍熊 古の鞆結にして、中世以降劍熊(一作見之曲)に改む、海津村の西北にして敦賀に通ずる山隘を曰ふ、今劍熊村と稱し、大字浦小荒路在原などあり。○劍熊關は、德川幕府の時、和州郡山藩の戍所にして、西近江路の要害を爲せり、古は愛發關を山北敦賀郡に置けり、而て鞆結驛に小荒路の字あるは、愛發山兩國の界嶺にして、南北に跨るを以てなり。○延喜

式、鞆結神社、大荒比古神社并に今河村に鎮坐す、大荒比古は、高荒路山の神の謂なり、延喜式、鞆結驛馬九疋

（見之曲）南山巡狩錄云、建武三年十月十二日に、北國下向の官軍、春宮を供奉しまゐらせ、はる〴〵と旅行し、後陣に打ける河野土居得能が三百騎の勢、見の曲といふ所にて、前陣におくれ、鹽津の北に出けるを、佐々木が一族熊谷の者共取圍て討取る云々。（按に盛衰記太平記并に天之曲に作る此天を見に轉ずること其故を知らず）（天之曲）

牧野（マキノ）　剣熊村の西、今開田寺久保蛭口の諸村と合同し、西庄村と改む、牧野より西北栗柄山を越えて、若狭國三方郡に通ずる山徑あり。○輿地志略に「牧野に古墳あり、大塚にして小山の如し、其傍に小塚二在り、善積出羽守斉頼の墓なりと曰へり、其大塚山の如し」と云ふ、是は猶古代のものにて、斉頼時代の墓にあらざるべし。（善積郷參看）

大處郷（オホトコロ）　和名抄、高島郡大處郷。○今詳ならず、鞆結郷の南なる百瀬村にや、神祇志料云、延喜式、大處神社今森西村に在りと、森西は百瀬の大字なり。

百瀬川（モモセ）　今此水畔の大字森西知内等を合同し、百瀬村と曰ふ也、西庄村栗柄山より發し、東流、相合同して南流、知内に至り湖水に歸す、長一里。

知内（チナイ）　今百瀬村の大字なり、延喜式、大川神社在り、知内川は剣熊村荒路山中より發し、知内に至り湖中に注ぐ、長三里。

角野郷（ツノ）　和名抄、高島郡角野郷、訓都乃。○今川上村なるべし、百瀬村の南、今津村の北なり、津野神社在り、中世は此地川上庄と稱したれど、和名抄川上郷にはあらず、山槐記、善積郡河上里と云ふは此にや。

津野神社（ツノ）　今川上村大字北仰に在り、蓋都奴臣の祖木角宿禰を祭る、神官を角氏と曰ふ、神祇志料に注進狀
○古事記姓氏錄に據れば、都臣角朝臣は、武内宿禰の子、木角宿禰の後裔なり、天平寶字八年の亂に「惡美押勝、走高島郡、而宿前少領角家足之宅、是夜有星、落于押勝臥屋之上、其大如㼛」と續紀に載せたり、此角家足も本郷に住せしにや。

都野の岡みなさにかほる梅の花君かみかさにかよふなりけり、（夫木集祭紀方御屏風歌）　大江匡房

都野日（ツノチカ）と云ふも此にや、郡郷考には角野は勝野の上略なりと録すも採り難し、津野社の東北に湖水の小灣曲を成すあり、師宿野の水門ならん。○延喜式、櫟(イチハラ)神社は今大字桂の市原に在り、日置神社は大字日置前に在り。

酒波寺（サナミ）　川上村大字酒波（サナミ）に在り、寺傳に行基法師の創建と曰へり、慶長年中、佐久間大膳正勝修理する所あり、寺の鎮守を劍大菩薩角明神と曰ふ。（輿地志略）

善積郷（コシツミ）　和名抄、高島郡善積郷。○今今津村三谷村なるべし、古名は脚身（アシツミ）と云ふと、東鑑「文治二年、所濟中原信房、賜近江國善積庄、是雖爲國勝寺領、信房致所望之上、依被可祖道濟正宗尼爲寄附、如此」云々、拾芥抄に近江國善積郡と云ふも此庄を指せるなり。○推古紀「三十一年、征新羅、將軍小德近江脚身臣飯蓋」ありて、延喜式、阿志都彌（アシツミ）神社あり、今今津村大字弘川の上野原に鎮坐す、善積郷の總氏神なり。（神祇志料、阿志都彌を善積と改めて、郷名に立てたるならん。○善積氏の事は、輿地志略に、善積斉頼の墓は、牧野村に在り、此斉頼は（多田の滿政次男忠澄の男）にして出羽守兼出雲守たり、兵衛尉に任官す、康平元年、源頼義朝臣鎮守府の將軍となつて下向の時、出羽守にて相具足し、陸奥にて戰功あり、鷹飼の名人なり、今世に斉頼流と云ふ、武田流鷹の書等の印行の書に、斉頼を政頼に作り、唐崎大納言と書するは虛僞なり、斉頼の父忠澄は善積氏祖にて、初て善積の庄を領す、斉頼に四子あり嫡子を善積□、八□行といひ、二男を□季と云、三男を左兵衛惟家と云、四男景賢は小椋氏の祖なり。（脚身）

（善積郡）山槐記、元曆元年注進、近江名所の一に河上里を善積郡と注し、拾芥抄にも善積郡を近江の一郡に立てたり、中世の私稱なるべけれど、高島郡の北半を分割して、かくも曰へるなるべし。

今津（イマヅ）　高島郡の小繁昌にして、若狭路の衝要に當る、湖上の水運あれば、東は直に長濱に航すべし、五里餘、今本郡の郡衙を此に置く、今津村と稱し、大字弘部大供（ヒロベオホトモ）弘川などあり。

今津は近代加州金澤藩の領邑なりき、三州志云「今津は、天正九年、若狭より出驛荷物往還の事に就き、大溝城主織田信重の古簡あり、古より江北の要津たること知るべし、文祿二年、今津を□□氏より前田家へ賜る」。○温故錄云、今津は越前敦賀と若狭小濱へ往還の路にて、國中の津なり、昔佐渡判官道譽、攝津の國守を加領に賜はり、支配の事太平記に見えたり、其時攝津の國の河原林對正を當國に伴ない引寄せ、此今津を宛行ひ住居させ玉ふ、依て代々相續して此處に在城す、天正中まで相續す

さよふけて夜中のかたにおほゝしくよひし舟人はてにけむかも、（萬葉集）

たひなれは三更（ヨナカ）をさして照る月の高島山にかくらく惜も、（萬葉集）

（夜中）温故錄に、夜中潟は高島郡なりと、萬葉集古義にも高島郡なるべしと曰へり、其處を詳にせねど此に係へ、

夜中は浦邊と想はるれば、夜中潟と云ふも妨なきにや。

保坂（ホサカ）

今三谷（ミタニ）村と改む、今津村の西にして、若狹路の山中に在り、石田川は保坂の北大字角川より發し、南に又東流して今津に至り湖中に歸す、長凡五里。○今津より保坂驛まで二里、保坂より杉山の國界を越え、若州小濱まで七里。

木津（コツ）郷

和名抄、高島郡木津郷、訓古都。○今饗（アヘ）庭（バ）村に當る、今津村の南、新儀村の北、廣瀬村（舊名）の東なり。輿地志略云、饗庭庄は古へ木津庄と號す、比叡山延暦寺領なりき、古簡に

政所下文案木津庄道之

可早停止古賀貞積以内濫妨任御何打任示事右當庄者日吉御待保年中頂彼寄附山門領劃定置四至等云々

建保四年八月三日　　小寺法印　　大法師

　　　　　　　　　　　　　　大法師

修理別當法橋上人位在之

上座法橋上人位在之

按に、盛衰記の北國源氏追討使出發の條に「西路には大津三井寺片田の浦比良高島木津の宿」と續けたり、木津郷の西に古賀貞積（即今津）南郷に接する山野あり、今も方一里餘の曠野あり、饗庭野と號す、庄村の名は之より起る歟、温故録には一説饗庭庄と云へるは、貞信を王御所を饗へたり、御一座を送り過させ玉ふ、始めて庭にて饗したりける故に、アヘバの庄と申すなりと、今に其塚あり、又饗庭大明神と號する是なりと云々と記く、是非を知らず、

（饗庭）

熊野（クマノ）

今饗庭村の大字なり、延喜式、熊野神社波衛名神社は字土生谷に在り、神祇志料云、木津村に熊野山あり。神社の舊址なり、蓋物部氏の族、熊野速田部連の祖、味饒田命を祭る、延喜式、又田部神社相並ぶ、舊事本紀新撰姓氏錄を參考すべし。

名跡誌云、木津莊の人五十川了庵は、曲直瀨道三に學び春昌宗知と稱す、慶長七年印版を造り、太平記を刊行し、德川氏に召されて駿府に赴き、又東鑑を刻したり、我邦刻本の祖と謂ふべし。

桑原（クハハラ）郷

和名抄、高島郡桑原郷。○今新儀村なるべし、新儀（シンギ）村は舊比叡の新庄と稱し、木津庄の屬なり、即饗庭村の南に接す、大字北畑あり、按に桑原は古訓桑田又波多と云ひ、雄略紀に、宜桑國縣殖桑ことありて、自田の地を指し桑原と曰ふ、又古歌に江州桑原は湖を詠ぜり、新儀村の地、湖中に在りて畑のいたゞあるは、其桑原郷たるを推知するに足る。○淡海地志云、昔白鬚明神此に七度桑田の變じて海と成れることを見たる所とぞ。

すめろぎの御世はつきせじ桑原の濱田は三たび海となるとも、（方輿集）

道經

見るめなきなみたにからはにほの海やまた桑原となりもこそせめ、（擧白集）

又按に、桑田碧海の故典は漢籍より出でしなれど、歌人之を白鬚明神の事に附會して章を成せるなり、信彦に雷鳴の時桑原と云ふも、彼桑倉の大字と云は人身の片辭にあらずや、奧州桑原にも、土俗の一說あり、參考すべし。

新庄（シンシヤウ）

比叡の新庄と云へる地なれば、延暦寺領なりしならん、今新儀村と改む、淺井三代記に、新庄の玉林坊と稱する僧兵あり、此地の土豪なりしならん。

太田（オホタ）

延喜式、大田神社あり、今新儀村大字太田の鎭守なるべし、太田大工と云ふは、近世京都の棟梁中井氏に隨從し、天正年中の朱印狀を傳へたり。（輿地志略）

船木（フナキ）

今本庄（ホンシヤウ）村と改む、安曇（アト）川の末なる、堆洲の地にして、古は延暦寺の領庄なれど、其河海は加茂社領にて、安曇川御厨と稱したり。此堆洲は江西に於て最も東方に突出し、船木埼と號す、湖上二里を隔て、白石（シライシ）島と稱する岩礁あり、犬上郡彦根の多景島と相距る一里許とす。淡海地志云、船木より二里沖に白石あり、水際より六七間もぬき出で、石の相三峰三株を爲す、船の廻り樣にて、いくつにも見ゆる故にばけいしとも云ふ。（蒲生郡にも船木郷あり、同名異地なり）

（白石島）

船木庄は、建武式目追加にも載せ、擧白集には元德二年、日吉上井社行幸記を引き「宇土船木庄、徒木主之提出、可被付山門」とあり宇土は安曇の誤にて、即安曇なり。

川島や船木のはるの鶴千鳥たのれの名をも年さたのまん、（夫木集寛治元年大嘗會歌）　大江匡房

安曇（アアトツ）川（カハ）

今船木の西に大字川島存す。

又船木川朽木（クツキ）川と曰ふ、朽木谷の奧翠黛（スヰタイ）山の陰より發し、北流八里、朽木市場に至り、東に屈折し、三里半にして船木埼に至り湖水に歸す。○萬葉集古義云、阿戸は高島郡の遠（トホ）江（アノ）といふ里にある地なり、今あずみ河又あど河と曰ふとぞ。

竹島の阿戸河なみはさわけともわれは家おもふいほりかなしみ、（萬葉集）

あられふり遠江の吾跡川やなき刈れともまた生ふちふ余跡川楊、（同上）

足利もひてこきゆく舟は高島の足速の水門にはてにけむかも、（同上）

（足速）

足速（アト）の水門は、即船木湊なるべし。船木の田荘は一円領なれど、其河海は賀茂社領なりし由は、東鑑嘉禎四

年の條に「賀茂別雷社領、安曇河御厨内藤江村」などと載す、又神社啓蒙に引ける古文書云、

賀茂社江州安曇河御厨宣旨云々、今備所貺安曇河御厨許也、而件御厨度漁河流、各所釣海浦云々、元暦元年。又後堀河院官旨に、件安曇河御厨者、令漁河海之魚鱗、備毎朝夕之御贄、所無退轉也云云、安曇河上者限滴水、下者迄河尻、不可有他人希望之由、嚴制重以如此、宜被停止云云、仍称木北濱供祭人等、可令漁進、是則只以河內、被充置供祭料之故、其河縱雖流入何庄公、任官旨状、可不漁進日供御贄哉、俊之或號有権門勢家之御領、或雖山門日吉之庄園、於河漁者則是非其所之成敗、只隨流水併爲御厨成敗者也。

青柳(アヲヤギ)

本庄村の南なる村にて、大字横江小川などあり、萬葉集に古跡河楊の詠あれば、青柳里の名も由來する所ある歟。然れども元暦元年注進の近江名所なる青柳里は志賀郡と注し、頼長公康治元年大嘗會記には野洲郡を悠紀に定めとあるを、夫木集、康治元年大嘗青柳村をよめるは、

君が代は民の心の一方になびきて見ゆるあをやぎの村、(夫木集)　顯輔

とあり、而て今野洲郡に青柳の地名をきかず、不審。

藤樹書院(トウジュ)

青柳村大字小川(ヲガハ)に在り、中江藤樹の講堂なり、藤樹名は原字は惟命、通稱與右衛門と曰ふ、其學術德行は世に喧傳する所なり。また近江聖人と呼ばれ、江西學の目あり。○輿地志略云、藤樹書院は界内二十間ばかり、書院四間に八間、茅葺の一字なり、傍に祠堂あり、先生の神主を安置す、大溝城主分部氏の修補する所とす、先生の墓塋は村内玉林寺に在り。

藤樹書院　大鹽中齋

院畔古藤花盡時、泛湖來拜昔賢碑、餘風有似比良雪、流滅無人致此知、

藤樹先生　後藤春艸

孝唯將一母、忠不事二君、積錢嘗償債、上表言情陳、童齡讀大學、知學在修身、宜哉父老語、淡海出聖人、勿尤信王氏、行實我所忻、蘋蘩何處薦、大淵渺白雲、

高島郷(タカシマ)

和名抄、高島郡高島郷、訓太加之末。○今安曇村及本庄村(舟木)青柳村なるべし、安曇河の南にして三尾郷に至る、今三尾の神戸郷を高島村と稱するも、古郷の地には非ず、安曇村大字田中は古の郡家址なること、下に見ゆる如し。

夢にのみつきて見えつゝ竹島のいそこす波のしくしくにおもほゆ、(萬葉集)

(竹島)

田中(タナカ)

今安曇村と改む古の高島郡家なり。○温故録云佐々木十一代の屋形、壹岐判官信綱の二男を高島郡司とし、田中に住し次郎信高と曰ふ、其後代々田中家相續す、野史には、田中久兵衛吉政は蓋高島郡田中里の人、姓橘氏と述ぶ、不審、淺井郡にも田中あり。○延喜式、宇伎多神社、今田中の字宇伎多に在り、(神社志料)此村は大溝の北一里、今津の南二里、朽木谷の山口に當る。

三尾里(ミヲサト)

田中と相接し、今安曇村の大字なり、延喜式、箕島神社在り　○輿地志略云、三尾里は三尾君の邑歟、石橋は其字とす、古今著聞集曰「佐伯氏長始て相撲の節めされて、越前の國よりのぼりたるとき、近江國高島郡石橋を過侍たるに云々」按するに、三代實錄、仁和二年五月の條下に、「膂力之士、左近衛阿刀根繼、右近衛伴氏長相撲之、最天下無雙」と載せたり、今は石橋に機多の種類多く住す。

二重生(ミヘフ)

田中の北、大字五番領を三重生莊とも號し、延喜式、三重生神社此に在り、土俗繼體天皇の御母振姫此に坐て皇子降誕ありと云ふ。〔輿地志略名跡記〕按に三重生は三尾振の訛にて、三尾振姫を祭るにや、延喜式二坐と注す、繼體天皇の入間の状は、古事記に「小長谷若雀命(武烈)無太子、天皇既崩、無可知日續之王、故品太天皇五世之孫、袁本杼命、自近淡海國令上坐、而合於手白髮命、授奉天下也」と載せ、書紀に男大迹天皇初め高島郡三尾之別業にましますとありて、釋紀云、

男大迹天皇、譽田天皇五世孫、彦主人王子也、母曰振媛、上宮記曰、汙斯王、坐彌乎國高島宮時、聞此布利比賣命甚美女、遣人召上、自三國坂井縣而娶、所生伊波禮宮治天下乎富等大公王也、父汙斯王(○彦主人王)崩去而後、王母曰我獨持抱王子、無親族部之國難養育、爾時下去於在祖三國、坐多加牟久之也。

上宮記の說に據れば、三重生社はやがて高島宮址と爲して可なり、此社の西方の山野を秦産寺野と曰ふ、中世繼體帝降誕の遺跡につきて、精舍を起したるにや、秦産の名實に其以あり。

(高島宮址)

秦産寺野(タイサンジノ)

田中の西方の山野にして、今南東西一里南北十餘町の閑地を見る、其高峰を阿彌陀山と曰ふ、山中の石硯材に供ふべき者あり、呼びて高島石と曰ふ、其上品は蒼黑堅勁にして、善く墨を發し、石理緻細にして、指頭之を摩すれば粲々清音あり、彼歙州石と甚相似たり。

萬木(ヨルギ・ヨロギ)

田中の東なる大字にて、今安曇村に屬す。○温故錄云、萬木と書してよろきと訓む、萬種の木集りて林を成せば、萬木の森と曰ふとぞ。

昔よりよろきの森のすむ鷺の安きいもねずこひあかしつつ、(六帖)

たか島やよろきのもりの鷺すらもひとりはねしとあらそふものを、(六帖)

按に延喜式與呂伎神社あり、即萬木森なるべし、山槐記には萬木泉に作る、泉は森の誤なるべし、萬を與呂に假りたる也、別に萬種の意あるにあらず、若くは寄木の心にやあらん、湖水などを流れ寄れる木の義歟。

三尾郷（ミヲ）

和名抄、高島郡三尾郷、訓美乎。○今大溝（オホミゾ）村なるべし、其西に接する高島村水尾村は三尾の神戸郷なりしならん、和名抄神戸郷を載せたり、南は三尾埼（同神埼）を以て滋賀郡に界す。

三尾は、古事記垂仁天皇の御子石衝（イハ）別王を、羽咋君三尾君之祖と錄し、國造本紀云「羽咋國造、三尾君祖石撞別命兒、石城別王定賜」とあり、而て繼體紀には繼體天皇の父彦主人王は近江國高島宮に御坐し、伊波都久和希（即三尾君之祖）の女振媛を娶りたまふ、繼體天皇も三尾君の女を容れたまふ事記紀に明白なり、當時强盛の貴族の占居したまへるを想ふべし ○天武紀壬申亂の條に「羽田公矢國、出雲臣狛、合共攻三尾城」とあるは本郷なるべけれど、今遺址を知らず

水尾（ミヲ）神社

延喜式に列し、三座並名神大と注す、續紀に延暦三年高島郡三尾神授位とある是也、新抄格勅符に、天平神護元年三尾神に近江地十三戸を寄奉ること見ゆ、和名抄、高島郡神戸郷蓋是也、三尾君の祖を祭る ○按に此神は、土俗三尾埼の白鬚（シラヒゲ）明神と云ふに同じかるべしと雖、猿田彦天鈿女などを祭れるに非じ、三尾君の祖神のみ。今二座、其一は今水尾村に屬し、其一は高島村に屬す、其間に三尾川流れ、山を拜戸（ハイト）山と曰ふ、即三尾山なり。

高島や三尾のなかやま杣たててつくりかさねよ千代のなみくら、（拾遺集）

輿地志略云、水尾社は即三尾山の麓、川を隔て二社あり、祭所の神二座、南は猿田彦命河南の社と名つく、北は天鈿女命なり河北の社と名づく、今兩社の間五町をへだつ、この社地白鬚山の尾續なり、當社あるを以て湖邊の出崎を水尾がさきといふ、古は社領も多くありて繁榮なりしに、今は僅に其形のみのこれり。○水尾村大字鴨は古の三尾の神戸の遺稱なるべし、鴨別雷社領なりと曰ふ說あれど疑はし、延喜式、志呂志（シロシ）神社あり、今日吉三宮と曰ふ、延暦寺にて此神を勸請し、比良神白鬚など唱へし歟、志呂志白鬚の語言は轉訛附會の餘地あり。

高島（タカシマ）院

禪智院と稱す、今高島村大字高島の上、拜戸（ハイト）山に在り。○此院伏見殿姫宮龍淨聖王禪尼の開基なり、御朱印百二十石、開基より四代まで伏見殿の姫宮住職す、第五代を光淨聖貞尼といふ、久我内府の女なり、第六代を御室聖高禪尼と云、轉法輪前左府公の女なり、第十七代に當りて又伏見殿親王の姫宮なり、此の如く連續するを以て、土俗高島の尼御所といふ（輿地志略）

拜戸（ハイト）山

高島水尾の兩村に跨る、即平尾山なるべし。○輿地志略云、拜戸山の中に石窟あり、志賀郡南坂本栗太郡田上里村の山中にも石窟多し、十侍十姉の火雨の說ないへども、はなはだ妄誕なり、此等の如きは隧道顯然として有れは、疑もなき古昔の墳墓なるべし、今亦按するに、惠美押勝が家族三十餘人を、三尾崎に斬りしことあれば、彼徒類などの墳墓を、所緣の人の築かれしも知るべからず

伊黒（イクロ）

今高島村に屬し、大字黑谷と曰ふ、三尾川の源にして、武奈嶽の陰なり ○淺井三代記云、元龜二年、伊黒の城主新庄法泉坊、信長卿へ味方して近邊を責取る、海津信濃守は小谷に籠城して居けるが、之を聞き討手を望みける、長政公も又此法泉坊忽にすて置なば、高島一郡を押靡けんとて、海津信濃守に勢千三百騎を添られ、伊黒の城を攻めしめらる、法泉坊も火出る程戰ひけるが、城は遂に乘取られぬ。

武奈嶽（ブナガダケ）

比良山の北峰にして、伊黒の南方に聳ゆ、其山中に八池（ヤツイケ）の瀧と曰ふ奇勝あり。

勝野（カチノ）

今大溝村と改む、明神埼（三尾埼）の北にして、湖水に臨み小灣を抱く、勝野津と稱す、延喜式云、諸國運漕功賃、若狹國、海路自勝野津至大津、船賃米石別一升。

何處にかわれはやどらむ高島の勝野の原に此日くれなば、（萬葉集）

大御舟はててさもらふ高島の三尾の勝野のなぎさしおもほゆ、（同上）

勝野は湖上の運漕の衝に當るを以て高島津とも稱し、中世高島氏之に居る、築城して大溝と曰へり、萬葉集に香取浦と云ふも此なるべし。

いつくにか舟のりしけむ高島の香取の浦ゆこぎいでくる舟、（萬葉集）

大溝（オホミゾ）城址

古の高島氏の城跡を、長寶寺山と曰ひ、近世又分部氏の築塞あり。淺井三代記云、永正十五年、淺井亮政高島郡を責取るべしとて、水陸の二手にて大溝城に押寄せける、高島立蕃允一族之を支へたれども力なく、立蕃打死し城陷る、高島郡之より淺井氏の有と爲る、海津長門守政元の伯父信濃守政義大溝に居る。○高島氏は本來海津同族にや、今詳ならず、天正元年には皆織田の軍に攻滅せられしならん、織田七兵衞信澄更に築城して之に居り、天正七年に至る、天正十四年、京極高次大溝二萬石を賜り、尋て大津に移る、元和五年に至り、德川幕府、分部左京亮光信を勢州より移し、二萬石を給ひ陣屋を置く、子孫世襲して明治維新に至る、（輿地志略名跡記野史）○溫故錄云、大溝の城池は、永久年中、佐々木屋形信綱公の二男信高の願

さす、次郎信高高島郡司に任じ田中に居り、後に高島越中と云ひ此所に在城す、其跡を海津氏繼ぎ、元龜三年、信長公大軍を以て大溝に攻寄、終に海津氏討死し、信長公より七兵衛尉信澄に賜はる、天正十年六月信澄攝津國にて亡失しけるに由て、明き城になりける故、菅分の預にて丹羽五郎左衛門在城あり。

永田(ナガタ)は今大溝村の大字なり、延喜式、長田神社此に在り、永田の西を音羽山と曰ふ觀音堂あり、和州長谷寺の大悲像は此山の楠以て造れりと、長谷寺縁起に「高島郡三尾前山、石深谷、號白蓮谷」と見ゆるは即此なり。

明神崎(ミヤウジンザキ) 三尾埼と云ふに同じ、大溝村の南音羽山の東の尾にして、高島滋賀郡界は此に分る、打下濱とも曰ふ白鬚明神祠此に在りて、今滋賀郡小松村に屬す。

古賀(コガ) 今廣瀬(ヒロセ)村と改む、安曇川の南岸に在り、朽木谷の出口なり、饗庭村安曇郡の西に接す。○輿地志略に木津(即饗庭村)と古賀の境界論の制狀を載す。

山門雜掌與聲勝院雜掌、相論近江國木津庄者、如古賀境事、帶文書見之、如執當代官高久狀、并佐々木大膳大夫入道高通代官者、彼論所十三段之通、爲木津庄内門領山之段、無子細云々、此上者、聲勝院雜掌可停、山門雜掌所務之由、所被仰下也、仍執達如件、

應永十三年四月二日　沙彌判

佐々木備中入道殿

朽木(クツキ) 朽木谷と稱す、安曇川の上游にして、今朽木村葛川村久多村の三に分る、東は比良山武奈嶽、南は翠簾山、北は大悲山知井山木地山等並列し、山城國愛宕郡丹波國北桑田郡及び若狹國の山谷と相接す。○朽木谷は京都を距ること遠からねば、深山幽谷とは云へど、往來の便多し、故に久多村は今城州愛宕の郡治に歸すと云ふ、山村なれば林産多し、朽木の杣は古より其名あり。

さゝ波の大山守のしめゆゑに朽木の杣のはなさかりかも、〔夫木集〕

さみたれに川音たててたかしまやくつ木の杣木ひく人もなし、〔溫故錄所引〕

市場(イチバ) 今朽木村と改む、今津の西三里朽木谷の大邑なり、朽木氏の邸あり、德川幕府の時四千七百石の祿高にて、交代寄合の家格なりき。○按に朽木氏は佐々木信綱の子高信を祖とす、應永年中朽木出羽守能綱あり、其裔稙綱信濃守稙永、享祿の亂、將軍義晴難を朽木谷に避るや、稙綱居邸を修繕して迎へ入る、義晴淹ことも なくして京師に歸る、稙綱毎に柳營に候し、申次七人の員となる、天文八年閏六月、京師騷擾す、稙綱復義晴に柳營に入り、公子義輝を扶けて八瀨里に移る、義輝元服を加ふるに逮ひて、稙綱その役に侍す、十九年義晴穴太の山中に薨す、稙綱終始懇懃を盡す世之を稱す稙綱の子晴綱、天文十九年、高島越中守と田原坂に戰ひ之に死す、元龜元年、織田信長越前を伐つ、淺井長政其歸路を扼す、信長若狹より朽木谷に入る、元綱之を導きて其過兵を全からしむ○西北紀行云、朽木谷は江州高島郡なり、此谷の形南北は長く東西せばし、朽木殿の居宅あり、朽木氏は佐々木氏の庶流なり、興林院とて禪寺あり、京極家の女（豐臣秀吉の側室松の丸殿の妹）朽木氏に嫁し、死後此寺に葬る、方丈の前に假山水あり、享祿元年、將軍足利義晴三好が亂をさけて、朽木稙綱が許に住居せられ、五年を歷て、天文元年歸京せらる、此寺は義晴の居住し給ふ宅なり、此谷は水南より北にながれ、朽木より又東に轉ず（舟木に出てゝ湖水に入る、川下をあど川と云）、凡南北數里は朽木谷なり、世諺に昔は市井朝木と云ふ兩村あり、寬文二年五月朔日大地震の時、東の山崩れて、村里を埋み、兩村の人皆死すと云ふ、東の山は比良の高峯の西側なり、

久多(クタ) 此村は市場の西南四里、葛川村の西に並ぶ、大悲山其西に聳ゆ、溪水は安曇川に注く、今城州愛宕郡の郡治に係る、久多庄の名は醍醐三寶院古文書に山城國久多庄とあれば、山城州に屬せるも久しき事なり。

葛川(カツラカハ) 朽木谷の奥にして、今葛川村と曰ふ、東に比良山、南に翠簾山聳ゆ、郡治は滋賀郡に屬す。

葛川寺(カツラカハデラ) 葛川村大字坊(バウ)にあり。輿地志略云、葛川の不動堂は北嶺山息障明王院葛川寺と號す、開山は無動寺相應和尚也、清和天皇の皇后[illegible]子の創立と傳す、本尊は[illegible]昔にして、天降堂の不動明王は相應和尚の所作なりと云ふ、帝王編年紀に曰く「貞元元年、相應和尚、於葛川第三瀧、拜生身不動」。○西北紀行云、葛川谷と云は即朽木谷の奥なり、坊村息障明王院に、地主權現の社あり、色弗(シコブチ)明神と稱す、昔は高貴の人もおほく參籠あり、南殿に義満義持義教、常德院義尚義政の室勝富子、非蔵臣の札木堂に掲て、今にあり、山中にては珍らしき大なる堂なり。○紀通證云、天武紀、忌部首色弗、色弗、持統紀作色夫知、文武紀曰、正五位上忌部宿禰色布知卒、詔贈從四位上、以壬申年功也、世傳、色弗(カフ)口訣八箇祝詞、式外近江滋賀郡色弗明神社、在葛川谷坊村、古來稱之地主神云。

（色弗祠）

川上郷(カハカミ) 和名抄、高島郡川上郷、○今川上村と云ふ者あれど、彼處は角野郷なるべし、朽木谷に郷名なきを思へば、川上郷は即朽木にやあらん、古今著聞集に「高島郡平等院川上庄」の名を載す、執を指すにや、山槐記の近江名所川上里は善積と注せり。

文政元年大嘗會悠紀方六帖屏風、
河上郷六月祓、
川上の里のなかれのきよきせに君よろつ世とみそきをそする、(古事類苑)

板倉(イタクラ) 江州大嘗會悠紀方の歌名所なり、一書に高島郡と注せり。詞花集に、近衛院大嘗會の屏風に、近江の國板倉の山田に稻を多く苅積あり、之を人見たるかた書きたる所、
板くらの山田につめる稻を見てをさまれる世の程をしるかな。

伊賀國

伊賀國(イガ) 東北二面は伊勢近江に至り、山嶺を以て相限る、南西二面は大和(宇陀山邊及添上)諸郡と交錯し、村落相雜る、東西凡七里、南北凡十里、四山擁合し沿河の地稍平坦なり。今人口十一萬面積約四十七方里、地勢を以て之を視れは、木津(キツ)川(淀川支源)の上游に居り、當に畿内に附屬すべし。而て其北域を舊伊賀阿拜山田の三郡にして、全く伊賀川の一溪なり。其南域は舊名張郡にして、宇陀山邊(ヤマベ)の諸水、西南兩面より之に亂注し、壤界最不整なり。明治廿九年、伊賀名張を合同し名賀(ナカ)郡と改め、山田阿拜を合同し阿山郡と改め、境域益不整なり。縣治は三重に屬す、是れ津藩藤堂氏の故習に依る者也。

伊賀は和名抄、以加、管四郡とあり、大彦命(孝元皇子)の裔孫此に居り、伊賀臣と稱す、蓋伊賀國造の祖なり。姓氏錄云「皇別、阿閇朝臣、大彦命男彦背立大稻興命之後也、伊賀朝臣、大稻興命男、彦屋主田心命之後也」○日本書紀「持統天皇六年、幸伊勢、賜所過神郡及伊賀伊勢志摩國造冠位」、然るに國造本紀は之に異なり「伊賀國造、志賀高穴穗宮(成務)御世、意知別命三世孫、武伊賀都命定賜國造」と、意知別は書紀垂仁皇子祖別(オチワケ)命、古事記落別(オチワケ)王に作る者是なり、本國に大内の地名存す。國造本紀又云「伊賀國、難波朝(孝徳)御世、隷伊勢國、飛鳥朝(天武)代、割置如故」と扶桑略記倭姫世紀に參考するに、天武天皇九年「割伊勢四郡、建伊賀國」云とあり、惟ふに大化改新の際、畿内を定めて東は名墾の横河(名張川)以來と爲され、伊賀國を停め其東部四郡を伊勢に隷せしめ、西部宇陀郡を大倭に入れ、天武帝の時再ひ伊賀國を置かれしに似たり。

伊賀伊勢は平氏の嘗て據る所也、壽永の亂、平賀惟義(信濃人)守護と爲り平氏餘黨を討平す、其弟朝雅子惟信相尋て州職を賜り大内氏と稱す、佐藤朝光又州守に任し、其子孫伊賀氏を稱す。南北朝の際、足利氏仁木義長をして伊賀伊勢を兼知せしめ子孫に傳ふ、應永の初め足利氏地を割き北畠顯泰(南伊勢の國司)に與ふ、勢州軍記に「伊賀四郡者、仁木家之領地、雖然名張伊賀二郡之侍、不從之」とある是也、永正の末、仁木氏衰へ、諸族相鬩く、天正七年、北畠信雄(織田氏)擊て諸族を滅す、十一年信雄豐臣秀吉と隙あり、秀吉の臣脇坂安治上野城を襲ひ之を取る、十二年秀吉大和國主筒井定次を伊賀に移封す、(八萬石)以て慶長十三年に至る、徳川氏其封を收め之を藤堂高虎に賜ふ、藤堂氏世襲、上野に鎭將を置き之を治めたり。伊賀は一に伊州と稱す、伊賀風土記殘篇と云ふ者あり、伊賀吾(アカ)郡と曰ふなど說く所あれど、信憑すべき書に非す。

(伊州)

伊賀越(イガゴエ) 伊勢鈴(スズカ)鹿關より本州柘植(ツゲ)に踰え、(大岡寺(オホカウジ)峠)山城國笠置に向ひ、以て京都奈良及び大阪に通するを伊賀越と稱す、平城造都の時官道と爲る。又古の高市(タカチ)京の東海道線を按するに、是は宇陀郡三本松(サンボンマツ)より本州名張に至り柘植に會せし也。又倉歷(クラフ)山道と云ふ者あり、柘植より近江甲賀郡へ赴くものなり。○今關西鐵道は關(セキ)より來り、柘植に至り二分し、一は上野を經て笠置に向ふ、即伊賀越なり、一は直に北折して深川石部(甲賀郡)に向ふ、即倉歷山道なり。

伊賀專女(タウメ)は、源氏物語、東屋卷にいかたうめとありて、狐の異名と云ふは疑はし、岷江入楚云、伊賀の諺に、中立ちをたうめと曰ふ、新猿樂記にも「伊賀專の男祭、叩蚫苦本舞」とつゝけたり。三國地誌云、專女は老嫗の謂なり、古言に物の一むきなるをたうめと云へば、皆絕經の婦を稱するならん。○伊賀衆(又伊賀者)とは、徳川氏旗本輕卒の一團隊なり、舊伊賀の鄉士土兵にして、徳川氏之を招致し、江戸開府の後、尙其團結を解かず、之に邸宅を給し、子孫奉仕、仍故貫に依り、累世伊賀衆と稱したり、蓋天正七年織田氏伊賀討平の頃、散亡して徳川氏に歸參したる者ならん。

名賀郡

名賀郡(ナカ) 明治二十九年、名張伊賀兩郡を合同し、名賀の號を立つ、郡衙を名張町に置く、管する所凡十八村、四方凡五里。

名張郡(ナバリ) 明治二十九年廢し、其地名賀郡へ入る、伊賀國西南部、境域不整の小郡なり、大畧三角を成す、東北は伊賀郡と分水嶺を以て相限り、東南の一角六(ロッ)

簡山郷は伊勢一志郡に鄰接す、南は大和宇陀郡と錯り、西は大和山邊郡と錯る、宇陀川南より來り、西偏を過ぎ北流す、名張川と稱す、名張町郡の中央に在り。(名張俗唱ナンバリ)

(隱)

名張古書或は隱に作る、天武紀に「車駕東行、到莵田大野、(宇陀郡三本松村)以日落也、及夜半到隱郡」と、隱を古書奈波利と曰ふ。○和名抄、名張郡、訓奈波利、分三郷とあれど、其西南は大和國と錯雜するを以て、東大寺要錄、長德四年注文、伊賀國笠間荘は和名抄、宇陀郡に屬し、今は又山邊郡に移る等の沿革之あり。

吾夫子はいつく行らむおきつ藻の隱の山を今日か越ゆらむ(萬葉集)

(名張山)

古事記、大倭日子鉏友命(懿德)弟、師木津日子命之子二王坐、伊賀那婆理之稻置等之祖。姓氏錄、皇別、名張、阿閇臣同祖。大日本史云、承和中、伊勢盜衆名張郡山中、私鑄錢、坂上當宗率近衛夷俘等、索捕獲之。伊賀考云、天正伊亂記曰、名張中村(今箕輪村)の住士中村半六、かれ等先祖は太平記に載たる名張八郎が子孫なり。

名墾川

(横川)

和州宇陀川の末にして、伊賀に入り西川と曰ふ、孝德天皇大化二年、畿内を定め、東は名墾横河以來と爲さる、横河即西川なり、更に曾爾郷(宇陀郡)より來注する瀧川東川(長瀬川)等を併せ、名張町の西を經て北流す、乃月瀬の北に至り、山城相樂郡に入り、伊賀川と合し淀川の上游と爲る。

黒田

名張川の西岸に在り、西は笠間三本松(共に大和國)等に接す、今錦生村に屬す、東大寺古文書、「天喜四年、黒田郷」東大寺要錄「永久三年官符、寺領黒田莊同新莊同出作」又神宮年中行事に「寺領黒田莊」見ゆ、往時は名張郡の大莊にして、東は六箇山神戸に至る。

安部田

今錦生村と改稱す、黒田の南に接す、永亨十二年東大寺文書「安部田村井手村」。(共に今錦生に屬す)三國地誌云、安部田は今郷名に呼び、黒田は之に屬す。

矢川

矢川今錦生村に屬す、名張川の南岸、安部田の南に在り、東大寺古文書延久以下の者に矢川郷又矢川條多く見ゆ、又龍口一井寺垣内(丈六寺なり)等も見ゆ、矢川の郷内なり。三國地誌云、類聚國史、貞觀九年授位の鹿高神は矢川に在り、東大寺文書にも散見し、今春日神社と呼ぶ。

瀧川

赤目瀧の流末諸村、今合併して瀧川村と曰ふ、大字檀長屋栢原星合等は、東大寺嘉曆二年古文書に見ゆ。○三國地誌云、道觀長者宅址、一井(今瀧川村大字)に在り、方二町許、道觀芝と云ひ墓存す、又青蓮寺山の上、字八幡山にも宅址あり、相傳ふ道觀近隣九郷を領して此に住し、八幡山より良材を出して、東大寺二月堂を修造す、其所由を以て今に至るまで秉炬木を調進す、秉炬木一荷に精米一斗二舛宛東大寺より出す、正保年間八幡山爭論ありて、四五年の内中絶せしが、東大寺より訴へて一ノ井極樂寺にて製造して下行を給はる、此事實ありと雖、道觀がと詳ならず。

赤目瀧

一名阿彌が瀧と曰ふ、宇陀郡曾爾郷の南高見山より發源し、屈曲四里、瀧長坂に至り懸水と爲り、琵琶淵に落ち、更に飛流激湍と爲り、四十八所の多きに及ふ、其尤魁たる者を瀧壺布引千手不動伶人等是なり、末は一里餘にして名張川に入る。○三國地誌云、赤目山は形八葉にして、正中を妙法と名つく、山中に胎内洞屛風岩等の奇あり、精舍を瀧寺延壽院と曰ふ、堂舍の結構尤儉素なり、僻地絕險なれば、山氣肅索として、梵境の幽邃、伊州の最と云へし、四至八町、族家施入の地なり、建武二年、住侶領黒田莊の土民と爭論の古簡を藏せり。

赤目山、有四十八瀑、其大者十二、曰行者曰千手曰不動曰靈蛇曰曳布曰龍壺曰縋藤曰柿漥曰横潭曰荷擔曰琵琶曰巖窟、(節錄五首)　梅墩

潭光明可鑑、人影散游魚、何有盤陀石、面鐫行者書、
飛流激巖口、散沫白紛々、亂點亂飄花、春風吹不分、
大響搖坤軸、高勢自雲中、峭壁如屏立、雪花細夏風、
細路依垂藤、間裏纔古松、一水當巖碎、忽成双白龍、
水氣沾衣袂、迴岩幽且深、樵人時已盡、風葉在樹林、

丈六寺

瀧川村大字丈六に在り、相傳ふ古は七堂坊舍の大伽藍にして、今安置する處の本尊は其遺像なりと云ふ、東大寺永享十二年文書に丈六寺、嘉曆二年文書に丈六郷見ゆ。丈六の東栢原より僧妙澤と云者出たり、此僧夢窓國師に嗣法して、後は天龍寺壽寧院に住み畫を能し、中にも不動三尊に妙を究む、世に妙澤不動と稱す。(三國地誌)

夏見郷

和名抄、名張郡夏見郷。○今箕曲村に大字夏見存す、本郷は往時瀧川國津比奈知の諸村をも總べたるならん、夏見栗栖は東大寺文書康保元年のものに見ゆ、夏見河は東川の別名也。

夏見神社

春日社記に見ゆ、鹿島神遷幸の遺跡とぞ、二十二社註式云「神護景雲元年六月、伊賀國名張郡夏身郷一瀨川御沐浴、以鞭爲驗立給、成樹生附」と即此なり。○三國地誌云、中村青蓮寺國津神戸等の名は、東大寺長承三年文書に見ゆと、中村今箕曲村に屬す。

青蓮寺瀧

夏身の南、山中に在り、其地を青蓮寺と字す、飛泉三段、凡二十丈、源は曾爾郷に發す、青蓮寺山の東に三國山あり。

六箇山

夏見の東川(長瀬川)の上游にして、今大和伊勢伊賀三國に分隷す、太郎生村(一志郡)御杖村(宇陀郡)國津村比奈知村(本郡)是なり、古は六箇山郷と稱す。東鑑、元久元年、平氏の餘黨富田基度三浦盛時亂を起せる時、大内朝雅兵を以て伊賀に入り、盛時を六箇山に攻め、之に克たる事見ゆ。三國地誌云、比奈知郷長瀨郷長木(今國津村大字長瀬奈

須）は東大寺承安二年文書に見ゆ、又神鳳抄に多良牟六箇山の神戸あり、蓋皆此地なるへし、多良牟は即太郎生とす、天承二年、伊勢太神宮領六箇山、并東大寺領黒田莊等境を實檢せしめん爲め、官使下向の事舊案之あり、古圖にも出たり、今下比奈知の國津明神社地を六箇山と曰ふ、國津社は本郡各處に多し、慶長十八年の舊案に、下比奈知瀧原（今比奈知村）奈垣布生（今國津村）多羅生神末（今御杖村）を六箇山と載たり。○按するに、三國地誌「六箇山はもと一社地の名と云とも、六邑を神戸と爲し貢調を供するを以て、六箇山郷と稱する歟」とあるは事理本末を違へり、國津社は神戸の居なれは、後世其社を六箇山とも呼へるならん。○延喜式、名張郡名居神社今比奈知村に在り、山神と云ふ、郡内各處に分祠して二十餘に及ふ、而て此所を推して總社と爲す、前年まて本地佛觀音菩薩を祭る、（三國地誌）按するに名居神社は即六箇山の地主祠にて、國津神と稱するもの歟。

（比奈知）（國津）（名居神社）

三國山 六箇山郷の西に峙ち、伊賀伊勢（一志郡）大和（宇陀郡）の交界點に當るを以て此名あり、高七千尺、伊賀第一の峻峰と云ふ。（首嶽を參考）

名張鄕 和名抄、名張郡名張鄕。○又隱時家と稱し、中世簗瀬莊と云ひ、今の名張町是也。

名張 人口四千、本州の名邑なり。東川西川本鄕の南に會し、名張川と號す。○日本書紀、（大海人皇子東行段）夜半到隱郡、焚隱驛家、因唱邑中曰、天皇入東國、故人夫諸參赴、然一人不肯來。萬葉集の隱野は後世加久禮野と訓む、本歌は

暮にあひてあした面なみ隱野のはきはちりにきもみち早つけ、

よひに會て朝おも蕩隱にか氣なかき妹かいほりせりけむ、

又□山、

わかせこは何くゆくらむおきつ物隱の山を今日か越らむ。（萬葉集）

名張は梁瀬とも曰ふ、倭姫世紀に梁作瀬の細鱗魚を奉る由見ゆ、是地名の起る所也、東大寺文書、元德元年及養和元年簗瀬莊とあり、（三國地誌）又東大寺要錄「承久三年官符、當時寺領貳拾參箇處之一、伊賀國梁瀬莊」。

（梁瀬）

市守宮 皇太神宮遷幸の時、隱の市守宮に次りたまふ事、倭姫世紀に載せ、崇神帝の朝に在り、今名張の市中に坐す小祠是なり、俗之を惠比須堂と云ふ、其處を夷町と呼ぶ、昔は毎月六度の市ありて、隣國より人民輻湊せり、蓋古の遺風とぞ、市守の名空からさるを知る。（三國地誌）

宇流富志禰神社 三國地誌云、梁瀬鄕平尾に在り、三代實錄授位の宇奈根神即此なり、東大寺古圖に「簗瀬條宇禰明神」と標す、春日神の遺跡とぞ、公事根源曰「春日明神、鹿島より御住所尋ねに出給ふ、御乘物は鹿にて、柿の木の枝を御むちに持たせ、伊勢の國なばりの郡につかせ給ふ、御ともには中臣の連時風秀行と云人なり」。○三代實錄、貞觀三年、高藏神高松神宇奈根神並授從五位下、十五年、宇奈根神授從五位上。

名張塞址 津藩藤堂氏の將士を置き地方を鎭せる所也。伊水溫故云、簗瀬城は、慶長の初め、羽柴伊賀守（筒井）が與力松倉豐後守重政八千石を領し此に住す、（天正十三年より慶長五年の比まてなるべし）三國地誌云、寒松廟（藤堂高虎）寛永十三年、宮内少輔高吉君をして名張に第を造り居らしむ。菅笠日記云、名張は阿保より三里とかや、町中に此わたり知る藤堂何かし主の家あり、門前を過きて、町屋のはつれに、川の流れ合ふ所に板橋を二つわたせり、名張川簗瀬川（東川）とぞ云、古へ名埜の横川と云ひけんはこれなりかし。

周知鄕 和名抄、名張郡周知鄕。○今薦原村藏持村等なるへし、三國地誌云、薦生郷八幡村（今薦原村）は舊名周琴里、永閑名所記に周知鄕は周琴里なりと爲す。周知は古事記「大倭日子鉏友命（懿德）弟、師木津日子之命之子、二王座伊賀須知之稻置等之祖」とありて、延喜式、阿拜郡須智荒木神社、續紀に須珍都計王（阿拜郡柘殖鄕）などあるは、此地より出たる稱なるべし。（阿保鄕參照）

薦生 今薦原村と改む、名張町の北、名張川の東西にわたる。仁德紀「遣兵伐隼別皇子、追及于伊勢蔣代野、而殺之」或は蔣代は即薦生ならんと曰ふも疑はし、蔣代は素珥山の東一志郡の地なるべし。○東大寺要錄「長德四年註文、伊賀國薦生莊、庄甲莊台四町二百八十步」とありて、後鳥羽院御巡禮記に薦生村莊と見ゆ、中山春日明神本鄕に存す、即院の御巡拜ありし者也、春日社記に「大神遷幸の時、薦生中山に御贄の栗を植うるに、蕃茂したる事」を傳へ、今も八幡村に燒栗井と名つくる神供水あり。東鑑、文治二年、平六傔仗時定、於宇多郡、與伊豆左衞門源有綱（仲綱息義經聟）合戰」と、俗説辨、伊賀地志云、有綱は伊賀國に至り、薦生にかゝる、當國の勇士服部六郎時定之を討取る。

大屋戸 今藏持村に屬す、杉谷神社あり、鳥羽天皇の勅建と稱す。○三國地誌云、大家戸村は、東大寺文書天喜元年の者に載す、康保年中には大屋戸鄕見燒村とあり、又大江寺とて、大江定基の創めたる精舍本鄕に在りしが、後世廢絕す。

關岡 此地名は今詳ならず、名張郡の中邨と想はるれは、此に揭出す。關岡家始末云、伊賀國には服部黨大名にて、北郡に威を振ひ、信樂の多羅尾も相從ひける、二千人の大將にて、國司（北畠家）の與力なれば、關岡家と水魚の交を爲す、關岡の屋形は上野と名張の境目に在りて、多藝御所に近し、元祖大宿左馬助氏則の末孫なれど御所の與力にて千五百人の大將なり、甲賀の地侍も與

力しければ、三千人の大將とも云べし。(拓植の質問を參照すべし)

伊賀郡 或は阿我郡と稱す、明治二十九年廢し、名賀郡へ併す、北は阿山郡に至り、東は伊勢一志郡に界し、西南は舊名張郡なり、四面圍むに山嶺を以てし、溪澗は相會し一東北流す、即伊賀川なり。本郡は國名に取りて之を命ず、天武天皇紀に「車駕急行、到伊賀郡」の文あり、和名抄、伊賀郡、分六郷、其長田郷大内郷は今阿山郡に入る。○舊郡沿革考云、凡國名と同き郡名は、中世皆改稱したり、伊賀郡は、郡内阿我郷あるに因みて、阿我郡と曰ふ、正保國圖之に從ふ、寬文年中伊賀に復す。

(阿我郡)

種生 伊賀川の源頭にして、名張の東にあたる、今種生村と曰ふ、其東を矢持村と曰ふ、共に三國岳の陰なり。

兼好塚○兼好法師、觀應元年伊賀に卒し、國分寺に葬る事、園大曆に見ゆ、而て國見山に其墳在りと云事、國人の傳唱する所なり。三國地誌云、種生村に國見草蒿寺あり、準后伊賀記に國見山草蒿寺の名ありて、信西法師の開基本願なるが、頽敗したるを、元祿年中僧祐雲の再建する所也、永閑名所記曰「名張の奥、國見山に近き邊に、由井の莊と云ふ所に、兼好法師の石塔あるよし、至寶抄に侍る故、尋參りしに、由井と云ふ村のちいさき杉むらの中に、兼好庵の跡とて侍る」と、今草蒿寺の境内に兼好塚あり、元祿年間土民其荒たるを修め築ける者なりとぞ。(國見山は三國岳の別稱ならん)

極樂寺 種生村大字老川に在り、三國地誌云、當寺本尊趺坐銘曰「東大寺金堂壇上于時弘安七年正月八日、造東大寺大勸進沙門聖然之」云々、鰐口銘曰「伊賀國老川極樂寺應永六年己卯九月三日、勸進聖一

首岳 一名大山岳、種生村大字高尾の南一里餘、東は一志郡にして、西は六箇山郷太郎生村なり、岳陰の水は伊賀川の濫觴と爲る、伊州の高嶺にて、北は布引山に連る。準后伊賀記曰「三國岳、藤原千方朝臣之城墎也、霧生郷、千方將軍之墓所在、千方、村上天皇御宇、叙從正二位、經其甲斐、日吉之神爲東夷、而富國霧生郷居、紀朝雄爲副將軍、討之」と此千方の城跡と云者、三國岳と笛吹山の中間半腹の地に在り、石塀竪立す。(千方は大系圖に載せ、稗史に傳ふる所あれど、其事明徴なし、霧生は今矢持村と改稱す)

阿保郷 和名抄、伊賀郡阿保郷。○今阿保村上津村是なり、西は阿我郷に至り、東は一志郡に堺す、佐田村垣内を經て安濃津に至る間道あり。(土俗阿保を呼いて阿於と爲す、延喜式には早く於保と訛れり)阿保は舊穴太と呼ふ、垂仁皇子息速別王の居邑なり、後の阿我郷神戸二郷をも總べたり。○古事記玉垣宮(垂仁)段云「御子伊許婆夜和氣王者、沙本穴太部之別祖也」と、沙本は大和にて、穴太は伊賀なり、日本書紀、雄略天皇穴穗部を置きたまふと云は之と相異なり。續紀云、延暦二年「武藏介建部朝臣人上言、臣等始祖息速別皇子、就伊賀國阿保村居焉、逮於遠明日香朝廷(允恭)詔皇子四世孫須珍都斗王、由地賜阿保君之姓、其胤子意保賀斯、武藝超倫、足示後代、是以長谷朝倉朝廷(雄畧)改賜建部君、望請返本正名、詔許之」又姓氏錄云、皇別、阿保朝臣、垂仁天皇々子息速別命之後也、息速別命幼弱之時、天皇爲築宮室於伊賀國阿保村、以爲封邑、子孫因家之、允恭天皇御代、以居地名賜阿保君姓、天平寶字八年、改公賜朝臣姓。○三國地誌云、阿保村に字石室又西之森と云所あり、堡址に似て地勢最よろしき地なり、息速別命の遺跡なる歟。○皇太神宮遷幸の時、穴穗宮に次ります事、儀式帳に見ゆ、後の神戸郷の地、其舊址とす、神鳳抄神宮雜例集等に阿保神田と云ふは、本郷に屬せる供御田なるべし。

(穴穗)

安保頓宮址 續紀、天平十二年、幸伊賀國、到伊賀郡安保頓宮宿、大雨途泥、人馬疲煩。○三國地誌云、阿保村六本松に城殿と云所あり、其地凡五間四方の舊址を見ゆて、其形のこる、其側は野山にして、勢州の官路にあたれば、是頓宮の所なるべし。

延喜式、伊賀郡大村神社は阿保村の訛なり、今阿保村に在り、大森明神と曰ふ、三代實錄、貞觀五年授位。○阿保の北大字寺脇に吉祥院寶巖寺あり、多く古佛像を收藏す、文永四年龜山天皇の勅建と稱す。(三國地誌)

伊賀中山 阿保村大字岡田に在り、天武紀云「車駕急行、到伊賀郡、焚伊賀驛家。還于伊賀中山、而當國郡司等、率數百衆歸焉」書紀通證云、中山在岡田村下河原村(今上津村)之間、今中山寺之名存矣。

なかむれば伊賀の中山きりはれて月に數ふる雁かねの數、(家集)　源三位頼政

菅笠日記云、道の左に中山と云山のいはほいと奇く、

河つらの伊賀の中山なか〳〵に見れば過きうき岸の岩むら、　本居宣長

かく云は昨日越えし阿保山より出る阿保川の邊なり、朝川わたり、岡田別府など云里過て、左に近く阿保の大森明神おはします、伊勢路より阿保の宿まで一里なり。

上津 阿保村の東に接す、東大寺文書、康平七年の者に阿我郷上津阿保等あり。延喜式、伊賀郡比々岐神社は今北山郷上津に在りて、鹿島明神と稱す、(三國地誌)今北山伊勢路等を合せ上津村と改稱す。

伊勢地 伊勢路の義にて、天武紀に見ゆる伊賀驛家此なり、今も之より東阿保山を踰ね、一志郡佐田村垣内宿まて山徑四里、大峠と稱す、按するに天皇東行の時、名張より此に至り、故ありて東踰を果さず、中山に還り、更

に栃植郷を取り給へる也。

阿我郷

和名抄、伊賀郡阿我郷。○今神戸村の一部、及び美濃波多村古山村等なるへし、神戸村大字上神戸に我山の名存す。本郷は元神戸郷と同く阿保郷の分属なるへし、三郷の區分錯雜甚し、天智皇女に阿雅の御名あり、本地に因める者也、其母郎伊賀釆女宅子姫なり。又中世伊賀郡を改め阿我郡と稱したる事あり、准后伊賀記に阿我郷五保と稱す、指す所詳ならず。

我山

三國地誌云、上神戸の小邑に我山あり、觀音堂廢跡をのこす、天正の兵亂に堂塔燒亡し、其遺像は今古山村の吉田寺に在る者是也、准后記曰「阿我郷觀音寺、玄賓僧都開基」、永閑記曰「阿我觀音堂、畠山宗興入道築所」。○又云、岡我山蓮明寺に兒塚と云者あり、生率都婆と號し松自生す、此生塔婆の説紛々として俗談多し、永閑が名所記にも其説あり。

比土

比土村は上神戸の南に在り、今神戸村に屬す、延喜式、伊賀郡比地神社今高士明神と稱し、延喜式、伊賀郡高瀬神社今織部明神と稱し、並に比土に在り。(三國地誌)然れども此地は比地に非ず、長田郷肱山なるへし。

身野

身野は今美濃波多村宮是なり、南は名張の薦原村に連り、北は花垣村に接す。持統紀「三年、禁斷漁獵、於伊賀國伊賀郡身野二萬頃」、身野即禁野にして、薦原古山花垣に跨れる御料地なりけん。

古山

(湯屋谷)

神戸村の西にして、岡陵の上に村居す、名張上野間の小驛なり、大字湯屋谷に石滲より出る鑛泉あり、冷水にして効驗少し、寂寞集に「甲寅春、以湯醫浴于伊陽温泉」と見ゆ、今は瑠璃石鑛水の名を傳ふるのみ。○延喜式、伊賀郡田守神社今古山村大字鍛冶屋に在り、雷明神と曰ふ。(三國地誌)

神戸郷

和名抄、伊賀郡神戸郷。○今神戸村の下神戸及比自岐村なり、即穴穂神戸の地にして、延曆儀式帳、外宮伊賀神戸と云ふ是なり。

穴穂宮

下神戸に在り、穴穂は阿保と相通用したり、延暦儀式帳、皇太神宮遷幸の紀事に「次伊賀穴穂宮坐、次阿閉栢殖宮坐」とあるは此なり、神宮諸雜事記云「垂仁天皇御宇、倭姫内親王、奉戴之、先伊賀國伊賀郡一宿御坐、即國造奉其神戸」○三國地誌云、穴穂宮は神戸社是なり、永閑記に觀勝寺は穴穂宮の供僧にて、兵範記に出てし由見ゆ。

本朝高僧傳云「釋行然、賀州人、文永初盤旋舊里、與營天道山無量壽福寺、戒定并修」この寺は今下神戸に存す。

比自岐

(火食)

神戸村の東北に接す、或は押に作る、今比自岐村と曰ふ、東大寺康平七年文書、阿我郷火食村、准后伊賀記云、當帝御領比自基。比自岐神社○延喜式、伊賀郡に列す。神祇志料云、今比自岐の森邑に在り、大森明神と曰ふ、今集解延喜式を参酌するに、蓋伊賀比自岐和氣の祖神を祭る。

猪田郷

和名抄、伊賀郡猪田郷。○今猪田村存す、古山村の北に接す、東は依那古村に至る。延喜式、伊賀郡猪田神社本村に在り、又東大寺天養元年文書、猪田郷の名見ゆ。○猪田の西なる花垣村は地勢舊名張郡に入れど、猪田に近接すれは本郷内歟。

花垣

此村名張川の東岸にして、和州添上郡月瀬と相對し、梅樹多し、一帶の清溪なり、古山驛の西にあたる、延喜式、伊賀郡予美神社は花垣村大字桂に在り。

(野余)

沙石集云、上東門院とて后おはしましける、興福寺の八重櫻を都に召けれは、大衆いと便なし、寺へ命はともあれ、櫻を堀て得こそ参らすまじと申す、女院斯と聞召し給て、奈良法師は心なき者とこそ思ひしが、誠に色ふかしとて、櫻はめさずなりける。殊に伊賀國余野莊を寄給ひ、それより花盛七日か間、宿直をして守らせ給ひける、斯ありければ、余野莊を改て花垣莊とそ名附らる。(古今著聞集之に同じ)三國地誌云、余野の地名に花前あり、古の八重櫻のありし所ならん、又今川了俊の歌あり、

伊賀よりの歸るさに花垣の里に至りて

けふとてもうつるにほひは九重にちかきあたりの花垣のさと。　源　貞世

花垣の莊は、そのかみ奈良の八重櫻の料に附られけると云傳へ侍れば、

一里はみな花もりの子孫かや、　芭蕉

依那古

猪田村の東に接す、此村は康平七年東大寺文書に大内郷依那具村とあり。延喜式、伊賀郡依那古神社を載す、三田地誌、高野社を以て之に擬し、伊水温故、小泉瓊社の相殿なる江大神是なりと云ふ。○依那古村大字上郡下郡相並ぶ、蓋古の伊賀郡家なり、其他大字才良市部等あり。

才良

延喜式、伊賀郡坂戸神社、今依那古村大字才良に在り、杉谷明神と曰ふ、同所に引谷山利生院あり、本尊不動明王、智證大師開基、天正の兵火に罹り律師祐泉再興す。(三國地誌)

誰其森

永閑記に依れは、哀其森と共に市部の田間に在りと云ふ。(三國地誌)

さよふけて誰その森のほとゝきすなのりかけても過きずなるかな、(夫木集)

かきくらし雨の降夜はほとゝきす鳴てすぐなり哀れその杜、(名寄集)

伊水温故、延文の頃兵亂に、伊賀權守楠成忠と云人有しに、河内國交野の郷の住人遠地入道、南帝の勅命を蒙り、此國の楯岡山にたて籠り、諸民をつゐやしけるに、成忠かれをうちほろぼす、しかる所に遠地は菊水の旗をなびかし、服部川に進み、多勢おそひ來て責ける程に、叶はずして此誰其森に入て自害す、其古墳此社頭にありとき

こゆ。

大内郷（オホチ） 和名抄、伊賀郡大内郷。○今名賀阿山兩郡に分屬す、依那古村(名賀郡)淺宇田村花之木村(阿山郡)等是なり。○[illegible]抄、伊賀郡大内御園、又推后伊賀記、大内郷十五保なと見ゆ 伊水温故に「大内下莊は今阿拜郡に入る、(花之木村)而て上莊は伊賀郡に在り」と、此上莊は今猪田村に編入す。○建長二年道家處分記、大内東莊、故禪閤(兼經)御時、被寄附春日唯識會供料。按するに國造本紀「伊賀國造、志賀高穴穗宮(成務)御世、皇子意知別命三世孫、伊賀都命定賜國造」とありて、垂仁紀、祖別命（古事記落別王に同し）の名跡は本郷たるへし、和名抄祖父を於保知と訓む、大内是なり、又源氏勃興の際信濃の人平賀惟義伊賀守護と爲り戰功あり、弟朝雅子惟信共に大内と稱す、盖亦本郷に居住せしに因るが如し。(祖)

伊賀の山家にうにと云物あり、土底より堀出して薪とす、石にもあらず木にも非ず、黒色にしてあしき香あり、或人之を考て日本草に石炭と云物ありと、いかに申傳て、此國にのみ燒ならはしけん、いとめづらし、

香に匂へうにほる岡の梅の花、　芭蕉

阿山郡

阿山郡（アヤマ） 明治二十九年、阿拜山田兩郡を合同し、阿山郡の號を立つ、衙所上野町に在り、管する所凡十九村、東西七里南北三里餘に及ぶ。

阿拜郡（アベ・アハイ） 明治二十九年廢し、其地阿山郡に入る、古は阿閉又敢に作る、後世綾（アヤ）郡に訛り、正保國圖綾之郡と標し、寛文中復舊すと雖、土俗訓かて安波以と爲す。(綾郡)(阿閉)

此地阿閉臣の故里にして、敢國（アヘノクニ）の稱あり、(日本書紀延喜式)倭姫世紀敢郡に作り、天武紀に東留宿阿閉（アベ）とあり、阿閉里は今府中村印代郷なるへし。○和名抄、阿拜郡、訓安部、分六郷、後世伊賀郡長田郷及大内郷の一部之に入る。勢州軍記云「伊州綾郡河合有綾杉」と今阿拜の河合村なり、又類聚往來に阿辨（アベ）に作れり。

淺宇田（アサウダ） 今小田（オダ）村に屬すれど、古は伊賀郡大内郷内なり、上野町の南にして、名賀郡の境上に在り、東大寺天喜中舊案に大内郷安佐小田村と云者此なり、伊賀考に其說あり、又建長二年道家處分記云「東福寺領伊賀國淺宇田莊、法性寺殿(忠通)御時、爲報恩院領寄附」。○四十九院は淺宇田の東に在り、九品寺と號す、行基大德の創建とぞ、今衰ふ。（三國地誌）

下之莊（シモノシヤウ） 今花之木（ハナノキ）村と改稱す、淺宇田の西に在り。三國地誌云、正應四年古文書に「加藤左衛門尉、伊賀國大内住」とありて、今大内下莊に加藤將監の宅址と云者あり、天正中まで其家存せりとぞ。

法華寺址（ホッケジ） 今花之木村大字法華に在り、是れ國分尼寺にして、其廢墟歴々たり、神祇志料云、三代實錄、貞觀五年十五年兩度授位の伊賀國應感神は法華寺に在り。

長田郷（ナカタ） 和名抄、伊賀郡長田郷。○今長田村是なり、上野町と伊賀川を隔てゝ其西に在り、東鑑「元曆元年、長田莊」萬壽寺記「長田莊院田」なとあるは皆此なり。○天正十一年、國主織田信雄の羽柴秀吉と不和に及ぶや、秀吉の臣脇坂甚内安治伊賀に打入り、上野城を襲ひ、瀧川雄利を逐ひ長田市場に在陣して國務を執る、翌年筒井定次上野へ入部す。

民の戸の烟もかせになひき行く末はなかたの里のかやり火、（永閑伊賀名所記）

花苑森（ハナソノ） 三國地誌云、長田市場に在り、永閑記には名張里より一里西北に在るよし、八雲御抄に侍るとあれど、詳ならず、長田森と稱する者に同しかるへし。

相知りたる女、伊賀國長田森と云所にありときゝてよみ侍る、（一書に之を攝津の長田とす）　爲頼

いのちだに長田の森のなかりせばたよりに君かやさを見ましや、（家集）

源平盛衰記云、義經新居河原に磬へさせ、又道はなきかと問給へば、是より長田里花苑と云所を廻りて、射手大明神の御前を登道にかゝりても、道のよく候と申す。

射手神社（イテ） 今長田村字寺内（テラウチ）に在り、推古伊賀記に天武天皇勸請、猿田彦神と爲す、古は此を去る四十町、射手森(島原驛の南)に鎭座したるを、天正以後に移したる也、盛衰記一本にイトト明神とあるも之を指す、別當佛性寺。（三國地誌）○伊賀記又云、佛性寺、六條殿顯房開基也、遍照院在其南、徒然草野槌云、少僧都弘融、與兼好房有因緣、貞和三年、兼好佛性寺之遍照院居住。○古今著聞集に西行「伊勢國分寺の鎭守、射手の社に詠歌」の事見ゆ、是は伊賀の誤にて、國分は法華尼寺なるへし。

伊勢に住せし頃、國分寺に折ふし通ひ來て、射手の明神は此寺の鎭守なればとてよむ、　西行法師

あつさ弓引きしたもとは力なく射手のやしろにすみかめの袖

西蓮寺（サイレンジ） 長田村に在り、天台宗眞盛派の名刹なり、東國高僧傳云、西教寺沙門眞盛、明應四年在賀州西蓮寺、四十八夜、念佛說法、俄病而逝。○三國地誌云、此寺は眞盛師の開く所にして、其墓塔を遺す、後土御門院御塔亦寺内に存すと、眞盛は有德の僧にして、公武の尊信を得て、其名聲當代に振ふ、彼御塔も其故ある事ならん。

比地山（ヒチヤマ） 長田村の字百田（モヽタ）に在り、常住寺と稱する琰王殿あり、相傳ふ攝州淸澄寺慈心房尊惠伊勢參宮の歸路、長田

驛百田氏の宅にて死す、其遺佛琰王像を後につたへ、筒井定次慶長年中爲めに造營を加へ、寛文年中藤堂家より重修あり、寺内に神明宮ありしが今廢す、延喜式伊賀郡比地（ヒチ）神社は是なりしならんと云。（三國地誌伊水温故）○蒲生氏郷記の伊賀國阺山と云は此ならん、曰「氏鄕は秀吉其主の仇討被申上は、自餘に可申合に非ずとて、秀吉公得同心、其後柴田修理勝家と秀吉公と合戰の刻は、伊賀伊勢の敵無心許とて、氏鄕を兩國の押得に賴被置、江州日野の居城に被居、其節伊賀より八度まで甲賀得伊賀守打出、氏鄕其度每にかけ合戰追返して、筒井伊賀守の阺山を落す。

鳥屋野（トヤノ） 三國地誌云、此野は萬葉集に等夜野に作り、白鷹記に「鳥屋野の原の雪の跡を尋ねても、田獵の遊興を催さすと云ふこともなし」と叙す、今長田村の南に朝屋（トモヤ）の里あり、其西に續きて高野なる開曠の山野なり、是れ古の田獵の遺なるべし、朝屋は鳥屋の訛轉か（下總印幡郡にも鳥矢鄕あり）

はし鷹のとやの、淺茅ふみわけて己れとかへる秋のかり人（新續古今集）　順德院

(朝屋)

新居鄕（ニヒヰ）（ニヒノミ） 和名抄、阿拜郡新居鄕。○今新居（ニヒヰ）村島原（シマガハラ）村是なり、長田村の北にして伊賀川に沿へり、古の新家驛新居河原は新居村大字東（ヒガシ）の地なり、後世驛家は其西一里餘に移る、島原是なり。

新家（ニヒノミ） 續日本紀云、和銅四年、始置都亭、伊賀國阿閇郡新家驛。又三代實錄云、貞觀十六年、伊賀國節婦新家公福刀自。又源平盛衰記云、義經は伊賀國一之宮大菩薩の御前心計に再拜して、斯新居河原に磬へたり、西に平岡あり、里人を招きて、是より宇治へ向はんに、何地か道はよきと間給へば、西に見に候平岡は、あた山と申、其より前に頭落（カシラオチ）と云所を過には近く候と申す。○和銅の置驛は平城造都の初にして、當時之を通じて、東海道の道口と爲されし也。三國地誌云「新居東村に栁町池町上官舍等の地字存す、古驛の墟なれば也」義經は東村より伊賀川北岸の捷徑を問ひしも、地名不吉なれば、南岸を迂回し、長田村より笠置へ出つ、長田鄕を參考すへし。○平野佛土（ブツド）寺と云は東村に在り、往昔台家の大伽藍にして、今尙雁塔多寶塔を遺し、古文書佛像等觀るべき者多し。依那古村仲滿寺藏、古經櫃に題して「伊賀國新居鄕嘉曆三年妙覺寺願主了意」と曰ふ、妙覺寺は今詳ならず。（三國地誌伊水温故）

三國地誌云、新居西村に諏訪明神あり、天正二年仁木長政と云人の造營棟札あり、此社は三代實錄、貞觀三年授位の高藏神なり、同所に補陀落寺廢跡ありて、建長五年癸丑の銘ある石碑存す。○又云、新居西山村に頸墜瀧（クビオチ）あり高二丈許、青田山と云は今開きて白田と爲す、亦同所とす、盛衰記一本アダ山に作る、頸落瀧も一本頸落に作る。

(佛土寺)

島原（シマガハラ） 長田村の西にして、伊賀川南北に民居す、島原宿と稱し、伊賀越西口の驛家なり、今鐵道通過して車驛と爲り、西は城州大河原笠置に接續す。○一條兼良美濃路記云、上野小田など云所を通る、タヤマ越は河水未た渡りかたかるべしとて、笠置とほりに赴き、島の原川を渡る。（たやま越今詳ならず）

岩か根のながれをたにず住む龜の知るやよもきの島が原川、（永閑名所記）　今川　了俊

島が原山おろし吹く夕しぐれ笠もとりあへぬ旅の空かな、（獨清集）　玄惠　法師

島原より西笠置（カサギ）まで四里、流に沿ふて峰巒高下し、奔湍走石の奇觀あり、又北方嶺を踰ゆれば、近江國多羅尾に至る、凡二里。

觀菩提寺（クワンボダイ） 東大寺二月堂の別院にして、正月堂と稱す、島原驛の北に在り、正堂樓門十三級石浮屠等あり、子院四坊、共に天正の寇火を免れ、伊州の寶刹なり、本尊十一面觀音、金皷の銘云「應永三十一年豐前國傳法寺莊法華院鰐口」。（三國地誌）

小田（オダ） 上野小田と云ふは、美濃道記に見ゆ、中世小田鄕と稱するは後の上野城をも籠めたりと云ふ、藏王權現宮あり、此宮は淮后伊賀記にも見ゆ、其側に阿拜神社あり、上野城西丸を築く時、彼地より移すと、（三國地誌）三代實錄に、貞觀六年伊賀國安倍神伊賀都彦神並授位とある、伊賀都彦は此社にや、國造本紀なる意知別命三世孫伊賀都命を祀る歟。○今小田村は上野町と相離れ、大内鄕淺宇田と合同す。

上野（ウヘノ） 今上野町、戶數三千、伊州の都會なり、文祿年間、筒井定次築城して國府と爲す、慶長十三年、德川幕府定次の封を奪ひ、藤堂高虎に與ひ、以て伊勢の支鎭と爲す。今城廢し、阿山郡衙を置き、鐵道東驛あり。（安濃津を去る十二里）

上野は伊賀川の東、服部川の南なる高地を占め、伊賀一州の田野は、上野四郊を最廣とす。美濃路記に、服部の菩提寺を立て、上野小田など云ふ所を通ると錄せり。三國地誌云、上野は中世小田鄕に屬し、（和名抄阿拜郡服部鄕なるべし）往時上野と云は、今の農人町にあたる、是れ舊民家の部分なり、築城以後形勢變す、上野平樂寺と云精舍は、今の伊豫殿丸に在りて、平相國淸盛の創建と傳へしが、天正の寇火に燬り、郭外に移し再興して、今萬福寺是なり。平樂寺の伽藍神天滿（テンマン）宮は、萬治三年藤堂家にて之を農人町に移し、社田を寄附し上野町の鎭守と定めらる。○上行寺は、初め天正十六年藤堂高虎之を紀州粉川山に創建し、豫州封侯の時、彼地に移したるも、勢伊を賜ふに及び、更に此に移す、藤堂家の家廟墓塔あり、廣禪寺は元和元年渡邊了の創建せる禪房なり、了は勘兵衛と稱し、藤堂氏に仕官し、大坂役に戰功あり、名擧の武士なり。

(上野天滿宮)

芭蕉翁故郷塚〇上野町愛染院の境内に在り。松尾宗房、其先柘植氏より出て、此地にて人と爲り、遁世して桃青と號し、近世俳句の宗祖と爲る、世に芭蕉翁と稱す。〇枯尾花云、此翁孤獨貧窮にして、德業に富めること無量なり、二千餘人の門弟、近遠ひとつに合信する、因と縁の不可思議、いかにとも勘破し難し、去ぬる年深川に庵を結び、しはし心とゝまる謌にもとて、一株の芭蕉を植たり、

野分して盥に雨をきく夜かな　　桃青

と佗られしに、壊感の友しけく通ひて、自ら芭蕉翁と呼ぶ事になんなりぬ。

雲と隔つ友かや雁の生きわかれ、

譚海云、俳諧發句、創基於聯歌、古者以滑稽詼謔爲主、鄙俚猥雜、不過爲閭巷謌語也、芭蕉翁起而極力排之、其辭卑近、而其旨趣深遠、一句十七字、有千萬言不能盡者、未可以鄙近之言輕易之、翁歿其門人相繼益盛、殘香剩馥二百餘年不衰、是豈偶然也哉、翁伊賀柘植村人、名宗房、稱忠左衛門、仕國主藤堂氏世臣藤堂良精、々々子曰良忠、號蟬吟子、受和歌於北村季吟、翁亦隨學焉、無幾良忠病歿、宗房悲痛切情、乃書俳歌一首於門去、歴遊諸州、剪髪着道服、自號桃青。

鍵屋辻（カギヤ）〇上野の郊外の字なり、寛永十一年、渡邊數馬其仇河合某を此に要撃す、劍客荒木又右衛門數馬を援け、遂に其志を成す、世に伊賀越復讎と稱す、渡邊河合は共に備前池田侯の士なり、荒木は本郡荒木（中瀨）村の人、池田侯其俠勇を褒美し、召して家臣と爲せりとぞ。

上野黑門、是寛永中渡邊某復仇處、　山陽

伊賀城頭西闉門、復讎有跡恍血痕、仇人騎驕魚貫過、挺刀一呼褫渠魂、姉夫慷慨兼從義、脊令原寒同雪寃、一水西渡是崎原、苗時投宿館尙存、吾來挑燈思往昔、想見淬及侯輩嗷、嗟哉士風猶使薄夫敦、寛永之俗今誰論、

上野城址（ウヘノノシロ）

上野町に在り、初め天正中、北畠氏の臣瀧川雄利こゝに營す、筒井定次本州に封せらるゝに及び、此に築造を爲す、文祿年間の事なり、定次伊賀侍從と稱し、羽柴姓を賜はる、慶長十三年、定次淫虐度なく、家臣中坊飛騨と相爭訟するの故を以て、封土を沒收せらる（八萬石）藤堂高虎同年を以て安濃津上野二城を賜はる、後藤堂氏世々城代を置き、士卒を配賦し之を鎭す、明治の初に至り廢墟と爲る。

服部郷（ハトリ）

和名抄、阿拜郡服部郷。〇今府中村大字服部及び中瀨（ナカノセ）村上野町等にあたる、古服部氏の邑にして、延喜式、伊賀國貢織綾一とあるは蓋其所造なり、後世綾郡の名起るも偶然に非じ。〇服部氏の裔、平家物語に、服部の下司平六時定あり、觀世系圖云、觀世之先、伊賀杉内服部氏之子、幼名觀世、爲春日社掌樂、更名淸次。異制庭訓往來云「伊賀八鳥之茶園」八鳥は卽服部なり、今も伊賀茶の稱あり。

羽取山（ハトリ）

東鑑、元暦元年五月、伊勢國馳驛參着申云、去四日、波多野三郎大井兵衛次郎實春山内瀧口三郎并大内右衛門尉家人等、於當國羽取山、與志太三郎先生義廣（系圖爲義之子志田義廣といふ）合戰、殆及終日、爭雌雄、然而遂獲義廣之首云々、此義廣者、去々年率軍勢、擬參鎌倉之刻、小山朝政依相禦之、不成而逐電、今屬義仲訖。

服部川をわたりて菩提寺に至る　　一條　兼良

たび衣きのふも今日もくれ服部あやに織しき奈良の古里、（美濃路記）

服部（ハトリ）川は山田の東阿波（アハ）村より發源し、西流四里服部に至り柘植川を併せ、長田の北にて伊賀川に入る。

小宮神社（チミヤ）

延喜式、阿拜郡に列す。伊賀考云、小宮は服部氏の惣社にして、伊賀國二之宮と曰ふ。三國地誌云、昔は服部のやから、阿拜郡を領知せる故に、服部の社もありと、永閑記に見ゆ（土俗なべて服部氏を秦人の裔と爲すは非也、姓氏錄に、速日命、[illegible]宿禰、允恭帝の時織部司に任じ、服部連と爲れる由見ゆ、凡服部の氏族は滋蔓して伊賀一州に散在したり、或は平内左衛門尉家長盛衰記に著れ、其名最高ければ、桓武平氏と爲すは誤れり、服部六郎時定（平家物語）服部伊賀守宗純（浪合記）等あり、又圓覺律師これは服部廣元の子にして、京都法金剛院及淸凉寺の住侶にして、應長元年寂す。

荒木（アラキ）

今中瀨（ナカセ）村と改稱す、上野町の東にして、山田村の西、府中村の南なり。三國地誌云、荒木村は今昔物語に載せ、服部郷に屬す、天正の頃、又右衛門と云者あり、菊山氏、擊劍を善くす、今も其一族存す、元祿年中、荒木の農民一種の稻を出す、實粒大にして太繁茂す、四方に傳播して荒木白子と曰ふ。

須智荒木神社（スチノアラキ）

荒木に在り、須智は名張郡周知郷と相因む所あらん、今昔物語に「伊賀の荒木なる白髮明神は、相殿に武内宿禰の子、葛城襲津彦なり」と云へり。

葛城の其津彦まゆみ荒木にもたのむやきみの吾名のりけむ、（萬葉集）

顯阿法師の十樂庵記に、靈社荒木宮と云も此なるべし。

菩提寺（ボダイ）

荒木に在り、應仁記、今出川義視勢州下向の條に「伊賀の服部荒木の菩提寺に御着」又藤川記に「菩提寺に至る是も招提門徒の律院なり、設の事は法印申付て伊賀のもの共沙汰せしむとなん、廿七日菩提寺に逗留す、伊賀のもの共去り難く抑留するが故なり、」

菩提樹下古精藍、殿閣微凉來自南、暫借藤床兼瓦枕、駒々一睡味方甘。　一條　禪閤

車塚（クルマツカ）

（杉坂）三國地誌云、荒木の車塚は阿雅皇女の墓なり、類聚國史「和銅二年、阿雅皇女崩御於杉坂（スギサカ）驛、葬伊賀國、賜封田如例」〇皇女は弘文帝の同胞なり、杉坂驛は卽荒木の別名にや、永閑名所記に、信西國分記と云者を援き、伊賀釆女宅子娘は山田郡司の女にて、大友皇子（弘文帝）

阿閉皇子阿雅皇女を生み奉る由見ゆ。

印代郷 和名抄、阿拜郡印代郷。○今府中村の内、一宮の邊にあたる、大字印代存す、郡郷考に今稲代と書き、イシロと訓むと云者此なり、古訓以奈之呂たるべし、服部郷の北に接し、柘植川の南側なり、其東部に敢國祠あり、北岸三田郷に國府址あり。

敢國神社 府中村大字一之宮南宮山に在り、今國幣中社に班す、延喜式、阿拜郡の大社に列したり、廬岐記に一之宮南宮大菩薩と云者是なり。頓阿十樂庵記云、當社一宮に程近き里を千座（今千歲）といふ、此は神供など調ふる處になん、御手くらそこら數見えて、里の童鋒などそぎて持運ふ。三國地誌云、一宮は、天正の兵火に社頭破壞しけるを、藤堂家、慶長十四年修營し、社領一百石を祀田として寄進せらる。○此神は阿閉臣の祖神なるべし、中世南宮權現又少彦名命など云ふは信據し難し、三代實錄「貞觀六年、安倍神授從五位下、九年、敢國津神授從五位上、十五年、敢國津大神授正五位下。

佐那具 今府中村に屬す、道路四通の便あるを以て、鐵道車驛たり、一宮の北に接す、東は柘植驛に至るべく、北は河合玉瀧を經て甲賀郡に通ずる間道あり。

青墓 日本書紀、雄略天皇、遣物部菟代宿禰物部目連、以伐伊勢朝日郎、朝日郎聞官軍至、即逆戰於伊賀青墓。○此遺跡詳ならず、佐那具の古墳蓋是なり、阿保氏の墓などにや、三國地誌に「粟生某と云者の墓佐那具に在り、土俗粟生は新田義貞の從士と傳ふ」云々、粟生は青の訛にて、此塚の名なるべし。○同書又云、佐那具御墓山は、東西十九間、南北五十間許、四邊に埴輪をのこす、土人呼びて天子の陵なりと云も詳ならず、一名明星山、頓阿十樂庵記に「若林山の内、粟生左衛門入道長慶軒の石塔、四五年以前に築きぬ、佐那具の後邊に在り」と云者亦詳ならず。

府中 今府中村と曰ひ、印代郷の諸村を併入す、本府中郷と稱し、東條西條に分る、和名抄三田郷の地にして、柘植川の北岸なり、此川總湊の號ありと永閑記に見ゆ、蓋國府の津なればなり、然れとも舟楫の利ある流には非ず。

人をのみこふの湊による波はそでをのみてそうちぬらしけれ、〔夫木集〕

國府址 和名抄、伊賀國府、在阿拜郡、行程上二日下一日、延喜式、伊賀近國、管四郡。○日本書紀、宣化天皇元年、詔曰、阿倍臣宜遣伊賀臣、運伊賀國屯倉之穀、修造官家於那津之口也、永閑記云、國府には國中の土貢をおさめらるゝ所にて、御倉の跡など今に侍る、此脇に伊賀守宗光の石塔あり。○三國地誌云、府址は府中郷の西條に在り、宗光塔は今見えず、宗光は伊賀前司朝光の子にて、式部入道光西と號す、又伊賀屯倉故墟を傳へされど、國府に外ならじ。○按ずるに佐藤朝光は東鑑「建保二年、佐藤伊賀前司」とありて、其子季光宗光并に伊賀判官と稱し、北條義時に姻婭し、鎌倉府樞要の地に居る、朝光伊州に所知ありて、子孫實に此地に來往したるに似たり。

新國分寺 伊賀國々分寺料五千束と云こと、延喜式に見ゆれど、後世廢絶しければ、府中坂之下の樂音寺藥師堂を以て回國參拜の札所と擬へたり、樂音寺は上野城の艮位に當るを以て、鬼門鎭護の爲め、藤堂家より四方四町の地を寄進せられし大坊なり、享保七年に至り、公裁を得て國分寺の號を之に附與せらる。桃青の句に「初櫻折しもけふはよき日なり」伊賀の藥師寺初會に題すとあるも此なり。

土橋 今府中村の大字なり、准后伊賀記云「當帝領、土橋村、又國府湊三宮」と、三宮は土橋に在りて、延喜式、阿拜郡波太伎神社是也、同く宇都可神社、三代實錄「貞觀十五年、伊賀國宇豆賀神授位」とありて、本土橋の大堀山に在りしが、今三宮に合併す。〔三國地誌〕

三田郷 和名抄、阿拜郡三田郷。○今の三田村なり、府中の西に接す、國分僧寺の廢址あり、廣大其古規を想ふに足る、支院址は安福寺山西條坂之下の三處に存す、十樂庵は頓阿法師の幽栖にして、國分寺に在りしが、又同く亡ぶ、十樂庵記は世に傳ふ。永閑記曰「三田の瑞瀧寺は今絶え、朝光の石塔のみ國分寺に殘る」と、朝光は承元四年任補し、佐藤前司と稱す、其遺塔五輪石今に存す、又仁木氏の守護館の址、本村に在り。〔三國地誌〕○永閑記云、昔大和城上郡の女淺子、興福寺の兒を見そめ狂氣し、三田の古井に身を沈む、

いもはたゝ淺子の井戸の淺ましき契りと身をばなし沈めけん。〔藏玉集〕

頓阿十樂庵記云、國府天王は、河合の社より此頃移しまつりて、其神宮寺は、今出川右府の久う扶持し給ふ童の國丸か頭をおろせしになん。（此天王社三田に在り）○三國地誌云、三田村の廢跡安國寺は、舊平等禪寺と曰ふ、足利氏諸州安國寺配置の時、之を改む、永仁三年、顯覺僧正の祖母尊阿相傳の地なりしを、顯覺法師捨てゝ寺と爲したり、本寺正安二年文保二年以下元德等の古文書は、今郡內に散在す。

（安國寺址）

丸柱 三田府中の北にして、近江國信樂多羅尾の山谷と一嶺を隔つ、舊音羽郷と稱し、山峰重疊す、其一峰を笹嶽と呼ぶ。延喜式、阿拜郡佐々神社、今本村大字音羽に在り、文德實錄「嘉祥三年、佐々神授位」に云者此なり、神祇志料は伊水溫故を引き、佐々木明神と稱するに因れは、阿閉臣同祖佐々貴君の祖神ならんと云ふ、然れとも古事記伊邪河宮段（開化）云「御子日子坐王生小俣王、小俣王者佐々君之祖也」と見ゆ、此佐々君の祖にあ

（佐々神社）（音羽）

らずや。○九柱村と槇山より製出する瓷器を伊賀燒と曰ふ、其古窯は筒井家前後の事にして、大抵信樂燒に類す、藤堂家に及び、更に公命を以て茶器を造進せしむ、故に土俗御家窯と云ひ之を珍重したり、(三國地誌)今伊賀燒衰ふ。

川合郷（カハヒ）

和名抄、阿拜郡川合郷。○今河合村玉瀧村鞆田村等にあたる、三田郷の東北、柘植郷の北にして、山谷曠遠なり。

河合（カハヒ）

萬壽禪寺記に、伊賀國川合莊と云ふは此なり、永閑名所記に「河合里高松宮」と云は、延喜式、阿拜郡陽夫多神社に同しく、三代實錄授位の高松神を之に配祀すと、後世高松祇園と稱し、社僧を高松山吉祥院と云ふ、(伊水温故神祇志料)今河合村大字馬場に在り、頓阿十樂庵記に、此祇園天王を三田郷に勸請したる由見ゆ。

ゆふかけて猶こそきかめほとゝきすたむけの聲の高松の里、(美濃路記)　一條　兼良

勢州軍記云、伊州綾郡河合、有綾杉之名木、北畠殿信雄之侍、誤斬其木。○三國地誌云、天文年中、江州佐々木の家臣安房守實之と云者、河合に來居し、河合氏を稱す、又云、河合郷石川の天津宮は、延喜式、阿拜郡穴石神社なるへし、天津とは國津に對稱したるにて、古言東北風をアナシと呼ふ、此地實に國の東北に當る。

玉瀧（タマタキ）

河合村の北なる山村なり、西に槇山あり、江州長野(信樂)に踰ゆへし、北に内保山あり、甲賀郡深川に踰ゆへし。美濃路記云「伊賀の服部につくへき支度なれど、洪水道をとほること易からず、同國玉瀧寺と云律院にとまる、本尊は藥師如來にます、玉瀧をたちて、かは井と云所を通る、一つ橋あり、高松宮は右の方に在りて見やる、北川と云ふ川はた水なほ落ちず、住人におほせつけたるによりて、藤長寺といふものどもきたりてこしをかたにかけて渡す、又服部川を渡りて、菩提寺に至る。(これは文明四年兼良禪閤の紀行なり)○東大寺要錄「承久三年官符、寺領伊賀國玉瀧莊」。○三國地誌云、玉瀧寺は現存し、境内に八景の勝致あり、又本村には堡壘の跡大小十餘所あり、皆天正年中伊州の郷士が、織田氏の軍を拒さし者とぞ、玉瀧一に玉他儀に作る。

槇山（マキヤマ）

玉瀧村の大字なり、九柱村の北に接す、延喜式、阿拜郡眞木山神社あり、今白石明神と曰ふ。(近江國紫香樂宮址參看)

鞆田（トモタ）

玉瀧の東に接する山村なり、東大寺要錄に承久三年官符、寺領伊賀國鞆田莊と云ひ、村中に伊賀盛景の諸子、山尾鷹山中谷等諸家の宅址あり、土人謂ふ所の盛景は服部家長に同し。

柘殖郷（ツミエ）

和名抄、阿拜郡柘殖郷。○今東柘植西柘植壬生野の三村に分る、川合郷印代郷の東にして、方二里餘の山野を占む、其南は舊山田郡、東は鈴鹿郡加太(伊勢)北は甲賀郡油日、共に山を以て相限る。○觀古雜帖云、東大寺所藏古田券に、柘殖郷長解文あり、拓殖は、和名抄郡郷部に、柘を枯に誤り訓註なし、木類に柘を都美と註す、乃ち都美惠なり、音便して今は都介と云、殖字も植を用ふ。○續紀、延暦三年阿保氏の本系を叙する言中に、須珍都計王の名あり、此須珍は伊賀の地名と思はるれば、都計も本郷を指すに似たり、又東大寺古文書大安寺資財帳萬壽寺記等に柘植莊散見すれば、其寺領たりしを知る。天武記に「車駕到積殖山口」の文ありて、之より伊勢に入御、又盛衰記云「九郎義經は伊勢より伊賀路に懸て攻上けるが、鈴鹿山の麓を過ぎ、八十瀨の白浪分つゝ、加太山にか懸ける、此山の體たらく、峯高く峙て上る岩嶮しく、谷深くして漲落る水早ければ、足を危して渡る、角て山路を出ぬれは柘殖里に至る」と。

(山殖嶺)

限りなくおもふ心をつけの山やまくちをこそたのむへらなれ、(松葉集)

都にもゆかぬさきより嘗のまくらにつげのやどのあけぼの、(永閑名所記)

源平盛衰記に、柘植十郎正重は源行家に從ひ、播州室山合戰に死すとあり、本郷士なるへし。天正伊亂記には、柘植の一族は池大納言賴盛の從士、彌平兵衛尉宗清の末流と云ふ、大日本史平宗清傳云、平氏亡、宗清不知所之、按柘殖系圖曰、平氏亡、宗清避地伊賀山中、子孫爲柘殖氏、而平氏系圖曰、柘殖宗清、爲少納言平信實子、而非平兵衛尉宗清。三國地誌云、柘植氏の後、近世日置彈正正次と云ふ射術者あり。

柘殖宮○これは天照皇太神宮の嘗て經行しませる遺跡なり、今柘植の上村に小祠を存す。内宮延暦儀式帳に「阿閉柘殖宮」倭姫世紀「敢都美惠宮」に作る。(今東柘植)

柘植（ツゲ）

柘植山は鈴鹿峠の西南二里、伊賀近江伊勢の交界點に當るを以て、或は三國山と曰ふ、坂路鈴鹿に比すれは急峻ならざるを以て、今鐵道は鈴鹿を避けて之に由る、柘植車驛を以て分岐と爲す、東柘植村に在り。

倉歴山（クラフ）

柘植山油日越の別名なり、甲賀郡油日は舊臧部郷と稱す、日本書紀壬申の亂に「天皇(天武)到伊賀積殖山口、高市皇子自鹿深越(甲賀山)以過之、又云、近江別將田邊小隅、越鹿深山、而卷幟抱鼓詣于倉歴」と、當時攻守の要隘たりしを知るへし。○三國地誌云、倉歴山は即柘殖山を曰ふ、上柘殖(東村)に倉部山藥師寺と云ふ古刹あり、淮后伊賀記「當帝御領藏部」とあるも此なり。

秋霧の立ぬる時はくらふ山おほつかなくぞ見ねわたりける、(後選集)

風森（カゼノモリ）

盛衰記、九郎義經京都へ攻上る時、伊賀路に懸り風森に投宿の事見ゆ、上柘殖に今誰哉森と呼ぶ老杉あり此ぞと、(三國地誌)伊勢鈴鹿郡加太より大岡寺峠を經て柘植に來れるを推知すべし。

うらみじな風の森なるさくら花さこそあたなる色に咲とも、(夫木集)

柘岡（タテヲカ） 闘岡即此地歟、今西柘植村の大字なり。三國地誌云、延文年中、恩地入道と云人、柘岡に來り、國守橘成忠と市部に戰ふて敗死、盖南方の士なり。伊水温故云、爰に昔柘岡の長者とてゆゝしき長者あり、其祖河内國交野と云里の住士、遠志入道、延文の頃、南帝の命を請て、此柘岡山に籠ると雖、終にうたれけると也。○南山巡狩錄、闘岡家始末を引きて曰く、大館氏明氏清は文中の頃伊賀國に闘をすゑ、往來の譏をあらためけり、國司北畠は氏清が功を賞し、顯能卿の婿となりければ、國人氏清を稱して闘岡の屋形と仰ぎ、近江國甲賀郡及び伊賀の國の者とも歸服す。又大日本史云、大館氏清、正平十六年、往屬其舅家伊勢國司源顯能部下、居伊賀闘岡城、顯能以女妻之、氏清累建戰勲、國内兵士、自服部柘植諸氏莫不服從。○闘岡柘岡已に地名に相異あるのみならず、恩地大館の事蹟亦異あり、錄して後考をまつ。

柏野（カシハノ） 今西柘植村の大字なり、東大寺要錄「長德四年註文、伊賀國阿拜郡、柏野莊田廿町九段」とある此なり。湛后伊賀記云、柏野、内膳職預也、市自日中至暮、是又當家之隱分也。○三國地誌云、柏野の謂なるべし、今市場の字も残りて、其東に在り。

柏野の市女のそてもひとたびはうつる心の花にそめけり、（永閑名所記）　今川　了俊

壬生野（ミブノ） 西柘植村の南に接し、山田村の北にあたる。東鑑の元曆元年、宇都宮左衛門尉朝綱、拜領伊賀壬生野郷地頭職、又建保四年、伊賀國壬生郷の若林御厨社是なり、和歌藏玉集に「春日神經行の時、壬生野の里坂下の御厨に宿りたまふ」と云ふ。（三國地誌）盛衰記云、元曆元年七月、平田四郎貞繼法師、伊賀伊勢兩國の勇士催し、謀叛を起し壬生野平田に在り、壬生野新源次能盛と云者の計ひにて、三百餘騎柘植郷與野道芝打分て、近江國甲賀郡上野に一戰あり、能盛は敵に射落さる、乘替の耆飛下り主の首を掻落して、壬生野の館に馳歸る。

若林（ワカバヤシ） 東鑑、文治四年、新中將殿、伊賀國若林御園地頭被拜じ、永閑名所記には佐那具の若林山と曰ふ、壬生野佐那具相接す、今壬生野村大字西之澤の邊の名なるへし。三室（ミムロ）池○古今著聞集「文治の頃、伊賀國住人、女子を持たりけるが、三室の池の龍にとられけり」云々、此池は壬生野の蛇食（ジャクヒ）池なり、三室は壬生の訛なるべし、土俗相傳ふ、昔石成氏の女子此池に入り、蛇と化したりと。（三國地誌）

莿萩野（タラノ） 天武紀壬申六月車駕東幸の條に「會明到莿萩野、暫停駕而進食、七月、遣紀臣阿閉麿多臣品治等、帥兵數萬、自伊勢大山、入倭國、多臣品治率三千衆、屯莿萩野、田中臣足麿、守倉歴山道」。書紀通證云、莿萩野、當作莿萩野、今云多羅尾、與近江甲賀郡相接。按に通證は多羅尾に引あつれど、不審也、車駕經由の路程は、伊賀郡家（今阿保村）と積殖山口（今柘植村）の間にして、戰陣の跡を見るも、積殖の大山と倉歴の山道（甲賀越）の近地とす、今此名稱なし、盖江州の多羅尾も、原莿萩（タラオ）生の義なるべけれど、同名異地也。

山田郡（ヤマダ）

明治二十九年、阿拜郡に合併して、阿山郡と爲る、阿拜の東南に接したる小郡なり、服部川の上游にして、山間の隘地、東に踰ゆれば伊勢國長野に出づ。○和名抄、山田郡、訓也末太、分三郷。永閑名所記云、信西國分曰、山田郡に御所の内とて、大なるかまへ侍る、此は昔此國より釆女にたてまつりける郡司の娘宅子（タカコ）姫と云あり、天智帝へ仕へ奉て、御子三方おはします、一かたは大友皇子、一方は阿閇皇子、一かたは阿雅皇女とそ申ける、伊賀釆女と云ひしも此事なり、郡司程なく德つきて、後はいみしき長者のやうになりて、此國に子孫も猶すゑ〲までも侍ると云へ（山田郡司宅址山田村鳳皇寺參考すへし）

竹原郷（タケハラ） 和名抄、山田郡竹原郷。○今山田村なるへし、竹原の名亡ひて鳳凰寺村と稱する由見ゆ、○山田村の千戸平田鳳凰寺喰代（ハカノナ）村邊々に穀洞あり、土俗之を壙と曰ふ。（三國地誌）

山田（ヤマダ）（平田） 舊山田郡の首邑なり、別名平田（ヒラタ）と云ふ、又中村（ナカムラ）郷と稱したり、今山田村と號す、中瀬村の東に接し、筒井氏國主の比は、箸尾半三郎の館あり。○山田平田は伊賀平氏の居邑なりき、中にも平田冠者太郎家定、筑後前司平貞能、平田入道貞繼（一に家繼に作る）は兄弟にして、治承壽永の兵亂に武名を墜さず、百練抄東鑑等參考すべし、又盛衰記に平忠盛（刑部卿）の家子山田莊司行末、其孫山田小三郎伊行（惟之にも作る）盡同族なり（三國地誌）○盛衰記云、壽永三年七月、伊賀國山田郡住人、平田四郎貞繼法師と云者あり、是は平家の侍肥後守貞能が弟なり、平家西國に落下て、安堵し給はずと聞えければ、日頃の重恩を忘れず、多年の好みを思て、當家に志ある輩、伊賀伊勢兩國の勇士を催し、平田の城に衆會して、謀叛を起しける、其志は哀れなれども、大氣なしと覺たるが、三日平氏と笑はれけるは此事なり。（大日本史、壽永三年、關信兼平田家繼聚兵二百人、襲守護所大内惟義、吏兵拒戰不克、家繼引兵入近江、斬佐々木秀義、已而惟義追擊之、斬家繼及富田家資平家能家清等）○又云、平家滅亡の後、兵衛佐殿（頼朝）律淨房（日胤）が事尋給ひ、高倉宮の御伴して、光明山の鳥居の邊に打死と申たりければ、其人なければとて兼て存せしこといかでか空しかるへきとて、伊賀國山田郷を三井寺へ寄られて、報恩とそ聞ゆる。（大日本史云、千葉常胤子、僧日胤、受頼朝密旨、限一千日、詣石淸水社、默禱以求神助、死于以仁王難、頼朝悼之、附山田郷、于園城寺、薦日胤冥福）

いかに世はかくまてつらき身の秋にあはて山田の山にくちなは、〔永閑名所記〕

千戸（センド）　山田村の大字なり、佛光寺と云は、古の下千戸の山寺と云者にして、志太先生義廣の墓あり。東鑑「元暦元年、於羽取山合戰、獲志田三郎先生義廣首」と、舊說之を以て伊勢奄藝郡と爲すは誤れり、羽取山は千戸の西中瀬村に在り、服部郷の地なり、彼處に戰死して此寺に葬れるならん、源頼朝の叔父に當る。〔三國地誌〕○平家物語云、志田三郎先生義憲は、伊賀下千戸の山寺にしのびてありと聞しかば、服部の下司平六正綱、頓て其勢二百餘騎にて押寄せ鬨を作る、義憲ある坊にありけるが、火をかけて自害す。大系圖云、義廣、奉經廻伊賀國之間、爲頼朝卿御付、當國住人服部六郎時定、於彼國千戸寺彼誅之時自害。

鳳凰寺（ホウワウジ）　山田村の西に在り藥師寺とも曰ふ、寺觀今廢し大字に遺るのみ、古伽藍の斷礎散在す、里俗聖武帝の創建と曰ふ、蓋山田古郡司の本願ならん、寺迹に城内（ジヤウノウチ）權現祠あり、弘文天皇を祭ると稱す、帝母は郡司の女と云ふ、而て城と呼ふ者郡郡司の宅址也。〔淮后伊賀記永閑名所記三國地誌〕

本代郷（ホシロ）　和名抄、山田郡木代郷。○此郷は和名抄木代に作れど、木本の謬あるに似たり、今喰代里ありホウシロと呼ぶ、蓋是なり、故に之を正す。本は保音に假り保字に充たるなり、而て喰は波年の訓義に假り、波字保字に轉したるならん、今友生（トモノフ）村に當る。

喰代（ハウシロ）　今友生（トモフ）村の大字なり、襄異記、伊賀國山田郡嗷代里とある是なり。和名抄、本代に作る。今昔物語は靈異記に據り「嗷代（ハウシロ）の里に高橋東人と云者あり、家大に富みて財に飽き滿ちたり、死たる母の恩を報せしむるか爲めに、心を發して法華經を寫し奉て供養したる事」を載す。

（代嗷）

○按するに嗷代の高橋東人と云ふは、山田郡司（伊賀采女父）同人に非ずや、阿閉臣伊賀臣同族に高橋あること、書紀姓氏錄に明なり。○東大寺古文書「天喜四年、山田郡喰代村、四至東限高山、西限里山、南限山、北限谷口」と此東限高山と云は、今も高山の大字存す、又神鳳抄喰代御厨あり。

友生（トモノフ）　今友生村と曰ふ、山田村の南に在り、東大寺嘉暦三年古文書に伊賀國友尾とあり、淮后伊賀記云「公田分納尾村」。

川原郷（カハラ）　和名抄、山田郡川原郷。○今布引（ヌノヒキ）村阿波村なるへし、三國地誌には之を千戸の邊と爲せど非なり。謠曲井關山に「廣瀨川原や井關やま」の句ありて、其地は即布引村なり。

廣瀨（ヒロセ）　今布引村と改稱す、布引山の下なれば也、謠曲に見ゆる井關山は此に在り。東大寺舊案「建仁元年、廣瀨村十八町、淨土寺三町、有九名廿七町三段大」。

流れいつる淚計りは先き立ちて井せきの山をけふ越るかな、〔新續古今集〕　道命法師

此所は山田阿波兩驛の間にして、伊勢路の別徑之に係る、大字川北の路傍に石窟あり、蓋塚穴なり、此邊に猶數穴ありと云ふ。〔人類學會雜誌〕○神鳳抄云、伊賀國廣瀨山田本御厨。

馬野（バノ）　一に番野に作り、笠取山より布引山に至るまで一面の草生にして、古より牧馬の地と爲せり、東大寺曆應三年文書曰「馬野者、寺家根本十三大會、并八幡宮轉讀之料莊」

（引布）

布引（ヌノヒキ）山は馬野の東南に橫亘ずる大嶺にして、東は伊勢一志郡榊原村とす、嶺勢綿延布を曳くか如し、故に名つく、今山下の村名に轉用す。

阿波（アハ）　布引村の北にして、其驛舍を平松（ヒラマツ）と曰ふ、東長野（ナガノ）峠を以て伊勢國に堺し、安濃津より山田上野に至る便道なり。○東大寺建仁元年舊案云「阿波保廿七町小、同新別府三町二段、同名三町」、又東大寺要錄、永久三年官符、寺領伊賀國阿波莊」

阿波神社（アハ）（松平）　大字下阿波（シモアハ）に在り、延喜式、山田郡に列す。○三代實錄貞觀三年同十五年授位、延喜式、山田郡に列す。○三國地誌云、本社鰐口銘云「阿波谷杉尾大明神、文祿五年丙申五月日」又狛狗像あり頗古雅なり、土俗杉尾白髭明神と稱し、猿田彦を祀ると爲す、按するに是れは、日本書紀神功皇后紀に於て請教したまへる、淡郡（アハノクニ）神なるへし、其神語に「幡荻穗（ハタスヽキ）に出てし吾や尾田吾田節（ヲタアタフシ）の淡の郡に居る神なり」と宣りたまふ。（今按、淡郡神は此にあらず志摩國に在り）○延喜式、山田郡葦（アシ）神社は、今大字上阿波別府に在り、八王子と稱す。〔伊濕故三國地誌〕

新大佛寺（シンダイブツ）　大字富永（トミナガ）に在り、東大寺古文書「建仁元年、山田郡内念佛堂莊八十一町九段」、又周光大師行狀に、東大寺俊乘房重源は念佛を信仰のあまり、七箇所の不斷道場を興隆せる事を述べたり、伊賀には新大佛と云ふ即是なり、一名神龍寺と稱し、源賴朝本願佐々木秀義の菩提を吊へる者とす、相傳ふ俊乘坊創建の初め十一宇の大伽藍なりしが、後世頽廢し、大雨の時、山壑崩れて堂舍破壞したり、本尊も土中に埋沒したるを、漸くにして修補し、今の如く石座の上に安置す、又古佛像の頭の內より長五寸の白銀量廿五分の舍利及香木を發見したる事あり建仁の銘ある千體佛印を現藏す、佐々木塚は五木谷の頂に方三尺計り石塚なり、又別に經塚あり。〔三國地誌〕○淮后伊賀記云、佐々木源三秀義者、源爲義之養子也、保元平治軍中、其譽多、壽永三年七月、於山田郡平田城、武勇甚勵、老骨負痛手死、七十三歲、則自關東、被定當代第一勳功、御感之餘、伊賀御免築墳墓。

阿波の莊と云所に俊乘上人の舊跡あり、護峰山新大佛寺とかや、名ばかりは千歲の形見となりて、伽藍は破れて礎を殘し、坊舍は絕て田畑と名のり

替り、丈六の尊像は苔の緑に埋れて、御ぐしのみ現前と拜まれさせ給ふに、聖人の御影はいまだ全くおはしまし侍るぞ、其代の名ごり疑ふ所なく、涙こぼるゝばかり也。石の蓮臺獅子の座などは、蓬葎の上にうづたかく、双林の枯たる跡も、まのあたりにこそ覺えられけれ、

丈六にかげろう高し石のうへ、　[illegible]

さまぐの事おもひ出す櫻哉、　桃靑

伊勢國

伊勢國(イセ) 境域東は内海に臨み、北は尾張美濃に至り、西は近江伊賀大和、南は志摩なり、東西十二里、狹處四里、南北凡二十七里、面積約二百十五方里。(度會郡南九村は志摩の地を除く)山岳三面に連亘し、北界い少部は木曾川の洪波を以て尾張と相限る、土壤肥沃にして山海の産亦豐なり、人口七十萬。古昔天照皇大神の鎮座(垂仁の朝倭姫之を奉す)したまふ處にして、號して神國と曰ふ、昔人云、伊勢、山海平均、勝於餘州、仍爲國祖(クニオヤ)、([illegible]往來)す縣治を三重と稱し、安濃津に廳舍を置く。(國道は東海(トウカイ)線北部を貫き、參宮(サングウ)線は南北に馳せ四日市と神宮を連絡す、今鐵道北部を貫く者は鈴鹿嶺の西方より伊賀に通じ、龜山驛に於て參宮鐵道と會ふ。

神代紀一書云、猨田彦神曰、吾則應到伊勢之狹長田(サナダ)五十鈴川上」其猨田彦の裔を宇治土公(ウヂツチキミ)と爲す。神武天皇、熊野浦に進軍して、吉野宇陀に向ひたまふ時神風の伊勢(イセ)の海」の御歌あり、論者或は之に因り、天皇伊勢を經て宇陀に入りたまふと爲せど非なり、當天皇の御時は丹敷浦(ニシキ)荒坂津の海を伊勢と呼びたまへるにて、後世の内海と其所指異なりとす。(丹敷荒坂は後世志摩國及紀伊國牟婁郡に屬し、其海面をも熊野灘と稱す)風土記に據れば當時國主伊勢津彦(倭姫世紀曰、出雲神子、出雲建子、一名伊勢津彦、古事記傳云、伊勢都彦は建御名方神に同し)有り、天皇天日別に命し之を問ひ、逐去せしめらる、天日別仍て伊勢を定め、其子孫國造と爲り、又神主を兼ぬ。

伊勢風土記(釋日本紀所引)曰、伊勢國者、天御中主尊七十二世孫、天日別命之所平治、天日別命、神倭磐余彦天皇、自彼西國征此東州之時、隨天皇到紀伊國熊野村、奉勅東入數百里、其邑有神名曰伊勢津彦、天日別命問曰、汝國獻於天孫、答曰吾覓此國居住日久、不敢聞命矣、天日別命發兵欲戮其神、于時畏伏啓云、吾國悉獻于天孫、吾敢不居、遂來波而東焉、近往信濃國、乃爲天日別命之村、號云、天日別命奉[illegible]、自熊野村、直入伊勢國、殺戮荒魂、堺山川定地區云々。國造本紀曰、伊勢國造、橿原(神武)朝、以天降天牟久怒命孫天日鷲命、勅定賜國造、(標註曰、牟久怒、牟禮久母志之脱誤、日鷲、日別之誤乎)。大同本紀曰、皇太神御鎮座之時、大幡主命白、己先祖天日別命、賜伊勢國内礒部(イソベ)河以東、神國定奉、即大幡主命、神國造并大神主定給。姓氏錄、伊勢朝臣、天底立命六世孫、天日別命之後也。持統紀曰、六年、天皇幸伊勢、賜所過神郡、及伊賀伊勢志摩國造等冠位。○垂仁天皇の時、大神宮を度會に奉し、其封邑を神國と名づく、孝德天皇の時、國郡制を布き、十二郡と爲し、其度會多氣を神郡と云ひ、其舊に仍る、天智天皇の時、多氣より飯野を分ち、十三郡と爲る、(延喜式、和名抄、伊勢、訓以世、管十三郡、近大國)後神郡增封ありて、飯野を加へ、神三郡と稱し、更に員辨三重朝明の三郡を加へ、道(ダウ)前(セン)道後の目を以て之を分てり、又安濃を東西に分ち、飯高を南北に分ち、封郡に列せしむ、此に於て神八郡の稱あり。平維衡國守に任し、子孫之に繁殖して清盛に極まり、神封の地多く平族の侵略を被る。鎌倉幕府制止する所あれども、復する能はず。延元以後に及び、國勢益分裂し、國司北畠顯能一志郡多氣に居り、吉野朝廷の藩屏と爲る、足利氏仁木義長土岐頼康を本州守護に任し、北畠氏を攻めしむ、此に於て南伊勢北伊勢其號令を異にす、北畠政具(顯能五世孫)の時、北勢を定め全州一致す、其曾孫具教に至り、織田信長の滅する所と爲り、乃郡邑を諸將に分封す、德川幕府に及び、山田に奉行を置き、神宮及海船の事を監せしめ、其近傍十八萬石を和歌山藩の兼知に屬せしめ、安濃津城二十萬石を藤堂氏に給す、其他小侯數藩あり、桑名城は城主屢改變ありて振はず、明治維新の際全州草高七十萬石と云。(明治二十九年、朝明郡を三重に併せ、河曲奄藝を廢し河藝郡を置き、飯高飯野を廢し飯南郡を置かる)

伊勢志摩は境域相接し、當一國なり、國郡制置の後も、境堺の變遷あり、度會郡伊氣郷は志摩に入り、志摩の道潟答志芳草三郷は度會郡に歸す、本編は其三郷(今九村)を舊貫に仍り志摩郡の下に移し、以て地形に順應せしむ。

○伊勢の名義、及び出據詳ならず、書紀通證云、延加翁曰、伊勢五十瀬也、出自五十鈴川之名也」と參考すべし、後世勢州(セイ)と稱し、又雲津(クモツ)川に由り、北伊勢南伊勢の別を爲す。

俗諺に伊勢濱荻、伊勢平氏、伊勢曆(神宮司廳參考)、伊勢音頭(古市參考)など云事あり、濱荻は伊勢海の條に掲け、平氏を此に附説すべし。此諺は盛衰記に出て、平氏と瓶子を通用せるなり、五鈴遺響云「昔河曲郡土師(ハジ)村の陶工壺を出す、今其業廢せり、之を伊勢壺又伊勢瓶子と曰ふ、一休禪師梅法師の詩に曰、

五月黄梅沒落時、起靑道心成法師、欲問疎影橫斜古、

伊勢壺底暗殻眉、

北畠材親卿記に曰く、昔平忠盛と云ふは、多度の神に詣て、其の願みてなん夜の夢に、一の壷をたびけり、うれしき事にて酒ぞとおもひければ、酢瓶なりけり、それより目をわづらひ、一とせの間にすがめとなれども、官加階心にまかせ昇殿まで許されしとなむ、されども孫にてありける世に亡ひけるとぞ、これより伊勢のならひとなりて、目出度ことぶきには、酢おくらぬためしとはなりき、此事安野寺の縁起に見ゑし云々、源平盛衰記曰、豐明節會の夜、平忠盛の舞けるときに、俄に拍子をかへて、伊勢平氏はスガメなりと囃しけり、此の忠盛は桓武天皇の後胤とは申しながら、中比は無下に打下りて、官途も淺く、近來より都の住居もうと〱しく、常は伊賀伊勢にのみ居住せし人なれば、此一門をば伊勢平氏と申しけるに依て、彼國の器に准へて、忠盛右の目のすがみたりければ、伊勢平氏はスガメ成りけりとは囃しけるにこそ云々、今考ふるに前說は多度の神酢瓶を賜ひしに據り、盛衰記は伊勢の國の産の陶器に據て謔名せしなれば、其旨相異なり、忠盛の生地は安濃郡産品(ウブシナ)村とぞ、○按するに、忠盛は其高祖維衡伊勢に任國し、父正盛忠盛父伊勢守を賜り、伊賀伊勢に其族黨の多かりし事、各地の條下に散見す。

伊勢海(イセノウミ)

今は伊勢尾張及參河志摩間の內海を指せど、古は志摩國も伊勢島と稱し、一境と見做したるより、志摩の南海をも此名の下に攝したり、卽熊野灘の東北部をも包有したりと知るべし、故に伊勢海人と呼へるは、大抵志摩人なり、彼伊勢蝦と云ふも、皆志摩の産也。

伊勢の海の磯もとゞろによするなみかしこき人に戀渡るかも、〔萬葉集〕伊勢の海に釣するあまのうけなれや心ひとつを定め兼つる、〔古今集〕

源氏物語に「伊勢をの海人」と云詞ありて、伊勢の海の義なりと云ふ、名寄は之に本づき、大神宮を雄の宮とよめる者を收めたり、此雄(チ)と云ふも魚の義より轉して、海の意となれるにやあらん。

うきめかるいせをの蜑を思ひやれもしほかるてふ須磨の浦にて、〔源氏物語〕月影もたゞずやすまん五十鈴かは伊勢をの宮の世々のふる道、〔歌枕名寄〕

「伊勢の濱荻を難波にて葦と呼ふ」てふ諺あり、今東二見村三津(ミツ)浦に片葉の葦あり、是なるべしと云、〔俗說辨神都名勝志〕

碁檀越、往伊勢國時、留妻作歌、

神風の伊勢の濱荻折ふせてたびねやすらむあらき濱邊に、〔萬葉集〕

伊せのうみの伊勢の海の淸き渚の潮かひに名のりそや摘まん貝や拾はん珠やひろはん、〔催馬樂伊勢海章〕

日本水路志云、伊勢海は、鳥羽港門の北側をなせる菅志島を西角とし、伊良湖崎を東角とし、此處幅凡六海里、中間に神島あり、此島と伊良湖崎との間を伊良湖水道と曰ふ、海灣の長さ南北大凡三十五海里、分れて二灣となる、西部は卽ち本灣にして、東部は三河灣なり、水深は最深處二十尋を踰ゑずと雖、割合に岸に近きて深し、北隅の熱田(アツタ)灣（卽ち木曾川口と日長(ヒナガ)地角の一線以內）は頗る淺く、固より大船の行く可き所に非らず、又此海灣の中部は平底にして、岸に近づくに從ひ徐かに水深を減し、且泥底なる爲め至極船を導き易く、靜穩の日に於ては到る處に假泊地を得べし、又陸地の總觀に於ては、西側は一般に平低にして、白沙青松之に沿ひ、濱より內地凡十二海里にして、長き高山脈に達す、知多半島は凡三〇〇呎に過ぎざる一帶の低山脈にして、西面に稍々險に東面に夷なり、三河灣と伊勢灣とは此半島の爲めに分る。

伊勢神風○此は上古の諺にて、風土記逸文〔萬葉仙覺抄釋日本紀〕に出づ。曰「天日別命、令問伊勢津彥曰、汝之去時、何以爲驗、啓曰吾以今夜、起八風吹海水、乘波浪將東入、此則吾之却由也、天日別命、整兵窺之、比及中夜、大風四起、扇擧波瀾、光耀如日、陸海共明、遂乘波而東焉、古語云神風伊勢國者、蓋此謂之也、伊勢津彥、近住信濃國」云々、本居氏云此伊勢津彥は諏訪建御名方神に同しければ、此避國東入の事は、神武天皇の時にあらず、其已往天孫降臨の初に在りと、神代史の事なれば、今明白の理會に苦むも、逸文及倭姬世記延曆儀式帳等を合考するに、伊勢津彥の裔孫の此國土に地主たりし事は、其徵證多し、蓋天日別が神武帝の命令を以て、此國を懷柔したるは、伊勢津彥の裔孫の世の事にして、風土記は其裔孫の歸順をば、其祖の避國の故言に混同し、神風の諺を此に引きたるなり。

鈴鹿郡

鈴鹿郡(スヾカ)

北は三重郡并に近江甲賀郡に至り、東は河藝郡、南は安濃郡、西は伊賀阿山郡也、西北は峯巒綿亘し、一水諸洲を併せて東流す、之を鈴鹿川と曰ふ。○本郡は、大和山城兩京の昔、東海道の咽喉に當り、關塞を置かる、今鐵道は名古屋より來る者を關西線と稱し、關驛を過ぎ西伊賀(イガ)に入り、柘植(ツゲ)驛に至り舊京に向ひて二分す、故に關は間驛と爲る。又參宮鐵道は本郡龜山より起り、南馳して神宮に向ふ。○本郡今人口五萬五千、二町十八村に分れ、面積約十九方里。〔文祿檢地四萬九千石、元祿檢地五萬二千石〕

倭名抄、鈴鹿郡、訓須々加、七鄕に分ち、當國々府の所在なり。日本書紀、天武帝壬申亂の條に「車駕入伊勢、宴國司守三宅連等、參遇鈴鹿郡」と見ゑたり、延曆儀式帳

に味酒鈴鹿國とあり、古事記明宮(應神)段に須々許里と云韓人醸酒の事を載す、之に因みて味酒の枕詞ある歟、而も鈴鹿は山名に原つきたる者にして、篶の生へたる義なるべし。○倭姫世記延曆儀式帳を參考するに、本郡及河曲は古川俣縣と稱したり。

鈴鹿鄕

和名抄、鈴鹿郡鈴鹿鄕。○今關町坂下村加太村是なり、郡の西界に在り、坂下は近江に通ずる山路にして、加太は伊賀に通ず。參宮圖會云「鈴鹿關は、古來九度其所を換らる、凡崇神帝以來東海道往來は皆伊賀路に由る、近江より通するは、光仁帝仁和二年、新道を開かれしより始まる」、九度と云事明かならねど、通路の沿革數々なりしを想ふべし。

鈴鹿川

二源あり、一は加太村大岡寺峠より發し、一は坂下村三子山より發し、關町の西に於て相會し、東流して河藝三重兩郡の間に入り海に朝宗す、長凡九里。

鈴鹿川八十瀨度りて誰故か夜こえに越んつまもあらなくに、(萬葉集)

鈴か川すずかがは八十瀨の瀧を皆人のめぐるもしるくや時にあへる時にあへるかもや、(催馬樂鈴之川)

八十瀨とは、同じ山かはを彼方此方と幾度も渡れば也、(萬葉略解)萬葉集に見ゆるは加太越の溪澗を曰ふ、(卽今の鐵道線)後世は坂下村一瀨谷掛の邊に、八十瀨の號を移したり、鈴鹿川は關驛の邊には關川とも呼ふ。

鈴鹿山

鈴鹿鄕の西北を擁塞する山嶺の總名なり、古は伊賀路加太村の方をのみ鈴鹿山と呼べり、後に至り近江路を以て孔道と爲したれば、鈴鹿峠の稱は坂下村に移りぬ、新舊の別ありと知るべし。鈴鹿山は篶之山の義にて篶草より起れる歟、古名須受我嶺、後世栖鹿又鈴鹿と訛るは、原地に相干與せず。

(須受我嶺)

天武紀(壬申亂條)「自伊賀積殖山口、越大山、至伊勢鈴鹿、發五百軍士、塞鈴鹿山道」とあるは古道にて、今の加太山なり、萬葉集に「須受我禰乃波由馬宇馬夜」と曰ふも之に同じ。平安京の御世に至り、東海東山兩道は、近江國草津より岐分せしめ、鈴鹿驛に達せしむ、然れども其鈴鹿山横絶は、尙柘植加太に於てしたる歟、其今の如く坂下村を經て土山驛(近江甲賀郡)一線の定まれるは、何世の事にや、沿革審ならず。

參考本盛衰記云、平田四郎貞繼法師(太郎入道家繼に同じ)伊賀より近江國へ打出て、鈴鹿山を後に當てゝ一戰せしが、源氏の爲めに散々に蒐立られて、今に返合するに及ばずとて、鈴鹿山に引籠、夫よりちり〲にてこそ成にけれ、平家重代の家人なれば、相傳の志は哀なれども、大氣なしとぞ覺えたる、三日平氏と笑けるは此事也、東鑑曰「元曆元年七月五日、大內維義於伊賀國、爲平家一族被襲、十九日、與平家餘黨等合戰、逆徒敗北、其內張本、富田進士家助、前兵衛尉家能、家淸入道、平田太郎家繼入道等也」、玉海曰「元曆元年七月八日、傳聞、伊賀伊勢國人等謀叛畢云々、又伊勢國之和泉守信兼已下、切塞鈴鹿山、同謀叛畢云々、廿日傳聞、昨日伊賀伊勢之黨、出逢近江國、與官兵合戰、官軍得理、廿一日傳聞、謀叛大將軍平田入道家繼、被梟首、忠淸法師家資等籠山畢」、(本書に三日平氏とあるも、東鑑玉海に參照せば三日平氏にあらず、蓋元久元年四月の條に、別に三日平氏あり、三重郡富田、關の三日城址を參考)本書又云、八月十一日、義經は和泉守平信兼が、伊勢國瀧野と所に城郭を構へ、西海の平家に同意すと聞て、軍兵を指遣す、信兼城內に籠り、矢種盡にければ火を放ち、信兼以下自害して炎の中に死にけり。東鑑曰「八月、今度伊賀國兵革事、偏在出羽守信兼子息等結構歟、而彼輩遁關之中、不知行方、十日、廷尉義經招信兼子息兼衡信衡兼時等於宿廬、誅戮之」、山槐記曰「八月十二日、義經發向伊勢國、爲伐信兼」。(この瀧野の城も鈴鹿山にして、關の三日城址にあたる歟と想はるれど、明徵なし、今南伊勢に多藝谷あり又瀧野の村名あれど、信兼の故墟にあらざるべし、(又薩州頂峰院文書に信兼黨類領の波出御厨あり)

下伊勢國波出御厨　左兵衛尉惟宗忠久

補任地頭職事

右件所者故出羽守平信兼黨類領也、而信兼依發謀反令追討畢、仍任先例爲令勤仕公役所補地頭職也、早爲彼職可致沙汰之狀如件以下

元曆二年六月十五日　(花押)

鈴鹿山ふるの中道君よりもきならすにこそをくれかたけれ、(齋宮集)

鈴か山伊勢路に通ふみせ川のみせばや人にふかきこゝろを、(夫木集)

すゝ鹿やま伊勢をのあまの捨衣汝なれたりと人やみるらん、(後選集)

鈴鹿嶺　越　鐵兜

古木回巖望欲迷、秋煙匝地失東西、將軍祠外青杉雨、

鳥不知名學鬼啼、

加太

又鹿伏兎に作る、鈴鹿川の源頭にして、四面皆山、其伊賀國柘植驛に通ずる山路を大岡寺峠と曰ふ、今鐵道此村を過ぐれど車驛なし。○平家物語云、元曆元年正月、義經範賴上洛の時、義經は搦手の大將にて、鈴鹿山の麓の關を通し、八十瀨の波を凌ぎ、加太山にかゝり、峯高く嶮岨にして身を側ち傳ふ、谷深く水急なれば、馬蹄危うして過させたり。

(鹿伏兎)

鹿伏兎氏は平氏關家の一族なり、其城墟は加太の字市場に在り、壘壕の址古井等存す。(伊勢名勝志)勢州四家記云、關の三家督と云は鈴鹿郡龜山、河曲郡神戸、鈴鹿郡國府關峰、軍兵千の大將也、同五大將といふは、鈴鹿郡國府關家、鹿伏兎關家と三家督となり、何も五百の大將也、關勢與力五千人、此五家は各足利の侍也、關家幕紋は上羽

の蝶也。

坂下 加太の東北、關町の西北にて、鈴鹿川の支源一瀬の源頭に在り、多津加美坂の下なるを以て、此村名あり。坂を西北に越ゆれば土山驛（近江甲賀郡）に至る、凡二里半。（關町へは凡二里）本村は往時國道往來の旅客盛なりし頃は、人馬の繼立特に多かりける所なるも、今は廢絶して寂寥を極む、慶安年中、坂下宿洪水に罹り、今の地に移る、舊驛は十町許西、鈴鹿明神の下なりとぞ。

多津加美坂 一に立神に作る、蓋馬鬣の義なり、坂路八町廿七曲、其高峰を三子山と曰ふ。○五鈴遺響云、三子山は路を挾み三峰崔嵬、深谷幽澗嶮岨にして南北に聳えたり、土俗に八百八谷ありといふ、官道の坂路廿六町、樹木陰鬱として、屈曲すると羊腸に似たり、且は嶮なる邊八町許廿七曲あり、東海道第二の險難の處なり、相摸筥根山に伯仲すべし、故に古昔より鬼魅綠林の寇賊あり、彼田村將軍の事は固より徴證なし、太平記に「鬼切丸と申すは源家の寶刀にして、武將田村將軍より帝に獻ず、是は鈴鹿の御前、田村と鈴鹿山にて劒合せの大刀なりと」あるのみ、蓋し鬼魅と稱するものは、奸盜にして、今昔物語に「鈴鹿山の萱堂に鬼ありて人の宿ることを得ず、然るに旅客三人宿りて怪に遇たる事」見えたり、古今著聞集、朱雀門女強盜の事を記して「昔こそ鈴鹿山の女盜人とて云ひ傳へたるに、近き世にも斯る不思議侍るにこそ」と云へり、又神宮雜事記云、抑古記文曰、醍醐天皇御代、昌泰元年十二月、祭使下向之間、鈴河山内白河强盜出來」云々、田村麻呂鈴鹿御前の劍合といふ事は、田村草紙となふ作り物語、及び謠曲に見ゆ。有方錄云、鈴鹿山中、有將軍坂上田村麻呂廟、或曰、昔賊挾妖術、據山擁道、剽奪行旅、朝廷還將出兵、討之無克、後擇材武卓偉、以田村麻呂充之、田村麻呂禱觀音大士、依冥祐得勝、是以此山有祠、然於史傳無所見、按古朝廷有事、勅固三關、鈴鹿三關之一、凡關鎭塞以武爲重、故祠田村將軍不絶也。

（參宮圖會東海道圖會）

（三子山）

鈴鹿關　　林　春齋

勢州鈴鹿鎖關家、九折八町嵩徑斜、秋色嵐光多感慨、護花聲裡却啣花、

鈴鹿關　　草場　船山

將軍殺賊事千秋、鈴鹿關荒草木稠、勢北峰巒從此盡、殘山起伏入江州、

花をふんで岩にかどなしすゞ鹿山、　曉臺

俚謠に「坂はてる〳〵」と、卽多津加美を云ふ。

秋なれば思ほゆるかな鈴鹿山しかと霧とのたつかみの坂、（夫木抄）

のぼりくだりのおつゞら馬よ、さてもみごとな手綱染かいな、まご衆のくせか高聲で、鈴をたよりに小諸節、坂はてる〳〵すずかはくもる、あひの土山雨がふる、（端唄）

鈴鹿御前社 坂下村に在り、諸書之を以て、延喜式「鈴鹿郡片山神社」に當てたれど、信ずべからず、神祇志料、片山神は關町古厩に在りと云ふ者に從ふべし。○俗說辨云、弘安元年勅使記曰、鈴鹿山鈴鹿姬坐、坂頭之北邊、世傳坂上田村麿奉勅、征此山鬼女、且相婚、而女自伏罪就囚、獻之朝廷、亦逃入山、後田村麿追到、爲夫妻、其鬼女是鈴鹿姬也、按此征役事、不見于史籍。○應永三十一年參宮記云、鈴鹿川を渡り、鈴鹿姬と申す小社の前に、人々祓などし侍るなれば、しばし立よりて心の中の法樂ばかりに、彼立烏帽子の名石の根、ねも不思議におぼね侍りて、

鈴鹿ひめ重き罪をば改めてかたみの石も神となる也。

筆捨山 坂下村の南、大字沓掛より一瀬の邊なる石峯を曰ふ、山は全く岩石を以て疊成せる如く、古松其間に生ず、俚諺に狩野古法眼此勝景を寫し、心に逮はずとて筆を捨てしとぞ、疑ふらくは振捨の訛にて、定家卿又圓位上人の詠に因めるならん。

（振捨山）

すゞか山浮世をよそに振り捨てゝいかに成行我身なるらん、（新古今集）　西行

關 今關町と曰ふ、往時關剗を置かれし地なり、加太村の東二里餘人口三千鐵道車驛あり。和名抄、鈴鹿郡驛家郷と曰ふは此とす。○關の驛舍、今中町と曰ひ、其東口を木崎と呼び、龜山町に至る凡一里半、西口を新所と曰ふ、寬永年中、東海道往來の路程を定められし以後の事也、其已前は鈴鹿川の南岸、今古厩と云地を東海參宮兩道の衢と爲したり、延喜式鈴鹿驛馬二十匹と云者之に同し、古關址は明ならず、時々變移したるならん、○關谷と云は、龜山より加太までの總名なり。

（關谷）

鈴鹿關址 大和京の時は加太を山隘とし、山城の京の後には坂下を要害したるならん、關址明白ならず。○大日本史云、養老五年太上天皇崩、遣使固三關、（按後世有大喪、必固三關、蓋昉于此）寶龜十一年、帝病大漸、遣使伊勢美濃越前固關、延曆八年、廢三關、天慶三年平將門作亂、又固三關。

伊勢の勅使に伴れて、鈴鹿關を越とて、　藤原定家

得こすきぬこれやすゞかの關ならんふり捨かたき花の影かな、（新後撰集）

振すてゝ誰かは越むすゞか山關屋は夜半の月ももりけり、（新拾遺集）　荒木田氏忠

古厩 今關町の南、鈴鹿川右岸の大字なり、卽古の驛亭址とす、延喜式、片山神社大井神社並に此に在り。○五鈴遺響は古厩の八王子權現を以て大井神社に擬し、神祇志料は之を片山神社に當つ、蓋二社一境なるへし、大井は井神にて筒井と云者此に在り。

須受賀禰のはゆまうまやの都追美井のみつをたまへな

いものたゞ手よ、（萬葉集）

片山神社（カタヤマ） 延喜式に列す、今古廐に在り、八王子と稱す、社南二嶺ありて片山と唱へ、社東の田畠道を限て西をは皆片山と字し、社域の廻りにも片山と字する田畝あり。（神祇志料）○神社考云、皇太弟踰伊賀國、入鈴鹿山、闇夜迷路、遙見火光、到一柴屋、以假宿、老翁無見曰、此人有王氣、因令一女看之、太弟幸之、於是告曰、吾是皇太弟、避亂到此、會大雨、鈴鹿河渉不得、[illegible]、乃乘肩渡、故改號曰會見（アフカ）河（神社考には[illegible]）ど、壬申亂の時天皇往復共に鈴鹿に宿りたまふ、狹尊すへし、片山神社は彼勝狩の祖神たるべし）

新所（シンジョ） 又新城（シンジャウ）に作る、關中町の西に接す、古は關中務氏十八世盛信の築く所にて、龜山の支砦なり、後は其子長門守一政、天正十五年、美濃國土岐に移封せられ、此[illegible]す。○五鈴遺響云、新所は左傳に[illegible]あり、城址[illegible]といふ、龜山城主關安藝守盛信入道萬鐵と號す、新に所築にして隱居地なり、天正十一年、盛信父子京師に在る留守を窺ひ、盛信が臣岩間七郎左衛門一黨四十三人[illegible]逆して、桑名城主瀧川に屬す、十二年正月江州より蒲生氏郷、關盛信父子出兵し龜山城を攻め返し、萬鐵齋入道に隱居邑として此地をば再び賜る。○大永年中、僧何似齋の別當に此驛、宗長手記曰「龜山より程三里はかり山に入る、三町へだてゝ新福寺といふ律院の内成就院旅宿、寄闇の掃除目を致し侍る、十日餘り休息、毎日の懇にやゝ忘かたくぞ侍りし、連歌一座あり、

八十の瀬のみなかみたかし秋の聲　何似

ながれも霧のおくふかきやま

又こゝにも鈴稱軍の用意隙もなし、江州蒲生の城主[illegible]より退治數日になりて、こゝかしこ浪人あつまり、後語の合戰度々と聞ゆ。

木崎（キザキ） 關中町の東に接する大字なり、川上山瑞光寺と曰ふ曹洞禪家あり、關萬鐵齋の建立とぞ、此邊は古名出羽村と曰ふ。（參宮圖會）按に出羽（イツハ）は伊勢の式なるへし、岩石に因む、出羽社あり、今羽州羽黑權現を勸請すと云は、例の附會ならん。

（出羽）

嵐ふく川上かけてすむ月のいつはのもりにかげぞさやけき、（歌枕名寄）　行濟

赤阪（アカサカ） 續日本紀、聖武天皇、天平十二年十月、行幸伊勢、至鈴鹿郡赤坂頓宮。○赤坂宮址は瑞光寺の後に在り（五鈴遺響）木崎に屬し、字を内山と曰ふ。（伊勢名勝志）

三日城址（ミカノシロ） 木崎山に在り、伊勢平氏の據りたる古跡なる。（五鈴遺響）平家物語「平肥後守貞能が伯父平田入道貞繼を先として、伊賀伊勢兩國の官兵等、皆もたまらず攻落さる、平家相傳の家人、昔のよしみを忘れぬ事は哀れなれども、思立こそおほけなけれ、三日平氏とは是なり」云云、又東鑑「元久元年三月、伊勢平氏等塞鈴鹿關所、凡須臾雖云兩國、蜂起既不軼三日、十一月、伊勢國三日平氏跡、新補地頭」○按に三日城は伊勢平氏諸族の[illegible]なるへし、關氏は平資盛の後裔と云ふも疑はし、平家[illegible]命に關出羽守信兼あり、蓋此苗孫のみ、伊勢名[illegible]志は、伊勢平氏伊藤武者景綱の後裔國綱と云を、關一黨の祖と爲せり。信兼は養和元年、瀧野惡[illegible]戒光等が二見浦に亂入せるを擊退し、壽永三年、伊賀の平田氏に與[illegible]して克たず、後瀧（タキノ）野城に據り、九郎義經の攻滅する所と爲る、瀧野と云も鈴鹿山中にや、今傳ふる所なし、

大日本史、平資盛、常爲父重盛所遂、屏居伊勢、生盛國、後還京師、生盛寶、源賴朝特宥盛國、爲北條氏臣、盛國二子實忠、盛綱、實忠左近衞將監、食伊勢關谷邑、稱關氏、子孫仕足利氏、門葉廣盛、其族有鹿山、神戸、峰、國府、鹿伏兎等氏、盛綱稱長崎氏、世[illegible]北條氏執事。（勢州四家記、伊勢國司傳記、桓武平氏系圖一[illegible]、勢州軍記、北勢關の一黨は太政大臣平清盛の後胤、傳左近大夫將監實忠建仁四年初めて勢州鈴鹿郡關の谷を給はり關家と號し北條家の與力となり鎌倉に居住す、北條家滅亡の後、關四郎は足利尊氏公守護方の手に屬し、子孫多し、關家元來富人なりき、すべて鈴鹿河曲諸郡中に於て領地を給り、子孫大に繁昌せり。（關氏は、元和三年伯州黑坂城にて除封さ爲る）

關地藏堂（セキノヂザウダウ） 關中町に在り、九關山と稱す、里俗鈴鹿關は九度の治革あれば、九關の名ありと曰ふ、附會なるべし、本尊地藏菩薩にて、寶藏寺と曰ふ、蝦夷（エゾ）櫻と曰ふ、老株あり、此は宗家卿の「エゾスキズ」の歌詠に因める者なり。○五鈴遺響云、關の地藏堂は、勢陽府志に「元應年中炎燒、此時尊像火滅せり、文明四年再び尊像を興し、本堂も建営、洛北大[illegible]寺眞珠庵一休和尚を開眼の導師とす、宗長及び紹巴の記に行基の作と載せ、東路記に一休開眼の事を載す、今の堂宇は元祿九年再建す」とあり。○岩佐又兵衞回國記云、關の地藏はふりたる堂の中に、大の地藏のおはします、相好尊く見ゆれけれど、紫磨黄金の肌もよごれ、御衣の袖のいろわかず、闇ならく六道能化にてましませば、旦とても道のはた也、導かせ給へ、此堂の軒ならびに數多家ども作りつゝけ、旅人の爲にとて、多くの飯をもりならべ、これかや物の喩にも、地藏かしらの飯なるべし、此にも又女の白きものにて、顏ぬれるが立出てゝ、軒の柱によりそひて、そらぐしくうたうそぶいて、吾こそぶりたる有樣を、見るも中々片腹いたくて、馬にまかせて行く。

琴橋（コトノハシ） 鈴鹿の琴橋は定かならねど、名高き故跡なり、或は坂下村の一瀬の辨天橋是なりとも曰ひ、又關町の南なる田間に琴橋あり、近傍に楓木と字すと、禁秘抄に「玄上、又鈴鹿、六絃、累代寶物、但每年御神樂用之」江次第に「和[illegible]鈴鹿、累代帝王渡物也」など見ゆ平家物語にも載せり。多氣窓云、昔當國鈴鹿の橋板にて造りける和琴（ヤマトゴト）、

いとめてたきものにて、代々帝の寶物とはなれり、其橋坂のかなさは橋姫に造り、鈴鹿の社に納しさなり、今之を求めけるに、坂の下と云所に板橋辯才天とて祀るあり、開かせて拜むに、尋常の辨財天には非す、まがふべくもなく橋姫なるべし。

神戸郷　和名抄、鈴鹿郡神戸郷。○今神戸村龜山町及白川村是なり、中世には關谷の中に攝したり、延暦儀式帳に鈴鹿川俣縣造祖大比古が神田幷に神戸を奉りたる由見ゆ、神宮雜例集に、鈴鹿神戸十戸とあり、其神庤址は今大字野村に在り。

小野　今神戸村の大字なり、關町の東に接す。○保元物語云、伊勢の住人故市伊藤武者景綱、同じき伊藤五伊藤六、同じ郎等ながら、公家にも知られ進らせたる身なり、其故は伊勢の國鈴鹿山の强盜の張本小野七郎を搦めて、副將軍の宣旨を蒙りし景綱がかし。○小野に城址あり、殿內と字し、今も五十餘間乃至百間の壕其形を遺す、若菜五郎盛高の故跡とぞ、盛高は元久元年平氏蜂起の時其黨魁たり、鈴鹿山を塞き所々横行之後、平賀朝雅の爲めに關小野にして斬らる。〔東鑑五鈴鹿遺響伊勢名勝志〕

忍山　延暦儀式帳倭姫世紀等に、鈴鹿郡神戸鄕忍山ありて、一に奈具波志小山に作る、皇太神宮の頓宮在りし所也。

(小山)

今布氣の小山觀音堂は頓宮址なるべし、延喜式忍山神社は今皇館神明宮是なり、又延喜式布氣神社は同所鈴鹿川の北崖に在り、龜山町大字野村に屬し、白鳥大明神と稱す。〔五鈴遺響神祇志料〕○按に布氣神社は穗積忍山氏の祖神なるべし。古事記傳云「成務天皇、娶穗積臣等之祖、建忍山垂根之女、名弟財郎女、生御子和訶奴氣王」と、此忍山は伊勢の地名か、書紀に此天皇の皇子ましまさねば、和訶奴氣王卽倭建命の子稚武王なるを傳へ誤れる歟、書紀に倭建命后弟橘比賣の父を穗積山宿禰と曰へり、又繼体記に穗積臣押山と云人見ゑたり。

(布氣)

龜山　今龜山町と曰ひ、本郡の治所たり、人口七千。又參宮鐵道は、本車驛を以て幹線に連絡し、東西に通す、西は柘植に至る十三哩、東は名古屋に至る卅七哩、南は津に至る十哩。

龜山城址　龜山町の北偏に在り、關氏の築く所にして、天正十五年、豐臣氏岡本下野守重政を此に封す、十九年重政大に土木を興し修造を加ふ、慶長五年、重政西軍に應し守禦を爲す、因て德川氏の沒收する所となり、爾來城主數易す、關長門守一政、松平下總守淸匡(元和元)三宅越後守康信(寬永十三)本多下總守俊次(慶安四)石川主殿頭昌勝(寬文九)板倉隱岐守重常(寶永七)松平和泉守乘邑(享保二)板倉近江守重治、延享元年、石川主殿頭總慶入部以後六万石、世襲して近年に至る。○本城址の外に字若山と云ふも、關氏の城址とぞ、大字野村は關氏の舊館なりしを、後世若山に移り、岡本氏の時又修造を爲しゝ者の如し。關氏は伊勢平氏にて、永祿年中、盛信は長野工藤氏と數兵を構へしが、後織田氏に服從し、故あり拘禁せられて江州日野に置かる、天正十二年盛信蒲生氏鄕に倚り、織田の臣屬を擊破して故封を復す、其子を長門守一政と曰ふ、天正十五年封三万石を美濃國土岐に賜り之に徙り、庚子の亂、一政東軍に屬し、功を以て又故封に歸りしが、慶長十五年、更に伯州黑坂五万石を賜り彼地に轉じ、數傳して元祿中廢絕す。
龜山大神宮は西町に在り、關氏の奉祀する者とぞ。元祿年中、濱松浪人石井源次郎龜山城下に復讎したる事あり、〔五鈴遺響伊勢名勝志〕野史云、石井兵右衛門、仕濱松城主太田資定、同僚赤堀源藏殺兵右、兵右之子兵助、欲報其讎、反爲仇所殺、兵助二子半三郎三助皆幼、有僕曰常右衛門、育養二孤、誓復其仇、元祿四年、往龜山狙仇、遂扶二孤斬源藏。
大永年中の宗長手記に「龜山は慈恩寺新福寺阿彌陀寺長福寺など律院の七堂見ゆ、各々の宿所宿所ありて、東西に市あり、又の日鷲の巢山(今龜山町大字住山ならん)を見に行くとて、乘ものにて何様齋藤引、岸の細道滑かにて、上よりみなぎる水谷廣くひたして入たる海の如し、たまく手をかくる岩も足は留らず、むかし山寺ありけるとなむ、鉾楯の用意にや、おのづからの巖を櫓矢倉、門は石を棟柱、四方五十町谷廻りてみゆ、凡數万軍兵とりむかへるとも、罹るべくも見ゑず。

槇尾　龜山町の南にて、鈴鹿川を隔つ。延喜式、眞木尾神社は大字阿野田に在り、神名抄、豐田御厨と云は此とぞ、〔神祇志料五鈴遺響〕槇尾蛭生の二村は和名抄鄕の貫屬を詳にせず、續日本紀「天平十七年、伊勢國眞木山火、三四日不滅、延燒數百町、卽仰山背伊賀近江等國撲滅之」とあるは此なるへし。〔再考此眞木山は伊賀國の誤也〕

蛭生　槇尾村の南に在り、河藝郡栄川に臨む、東鑑に「文治三年、伊勢國蛭生莊預所、齋院次官親能代官、民部大夫親重」とあるは此とす、今下莊中莊三寺の三大字と爲る。○神祇志料云、延喜式、大井神社は下莊に在り石神社は三寺に在り。

(蛭)

五鈴遺響云、東鑑、養和元年、關出羽守信兼蛭伊藤次郎を具し、熊野惡僧を二見浦に誅したる事見ゑたり、蛭は蛭生の略也、古今著聞集に「仁和の頃、伊勢の國蛭生莊より、百姓かりける法師のぼりて、五條坊門富小路に屋とりて居たりけり」云々、蛭生莊といふは卽今の上莊中莊下莊其餘四邑の屬なり、猶方俗蛭生谷七鄕と稱す。

下莊　蛭生村の南部なる大字にて、參宮鐵道の車驛也、龜山を去る凡四十町、南は一身田驛を去る三里許。

國府　今國府村と曰ふ、槇尾村の東に接し、鈴鹿川の南岸に居る、北は枚田村及井田川村に至る、古枚田鄕の中なるへし。

伊勢國府は延喜式に「伊勢、大近國、管十三郡、在鈴鹿郡行程上四日下二日」と錄す、式内三宅神社在り、總社と稱す、天武紀に、本國々守三宅連石床と云ふあり、其祖神なるへし、(神祇志料三宅神は今在藝郡三宅村と云ふ)式内江神社は城山に在り。(五鈴遺響江神は下莊と云ふ)○城山と曰ふは壘壕の形縱に遺る、往古府廳の跡にして、後關一黨の據れるならん。相傳ふ、元弘年中、關實治の二子盛門、國府に築き、子孫國府氏と稱し、天正中に至り廢絕。(五鈴遺響伊勢名勝志)

王塚 國府村西方、字西野に在り、鈴鹿川に近し、面積二千六百餘坪、高二丈許、南面したる古陵なり、陵上古樹林を成し、周圍に湟址を見る、土俗王塚と呼ふに因り、倭武尊能保野御墓に擬すれど採り難し、舊古の川俣縣造のものなるへし、王と云ふも大墓の訛のみ。

座頭塚 座頭塚、又金かけ松といふあり、元和四年、陸奥國より京都へ官途に上洛する瞽者四人、參宮を志して此地に係る處、平野と國府の間にして、盜賊の爲に官金を奪はれ終に殺害、京都檢校是を奉行人に訴ふ、故に此處に高札を建て、黃金三十枚をかけて犯人を求めしむ、古昔平野國府より鈴鹿川の南を通して、古馬屋村に至り關城に出るを街道とす、院本に戀女房染分手綱といふ文談は、此座頭塚を摸して作れるものと憶はる、俗謠と云へとも本州の關の小まんといふ當草に作り合せたる也と云々、(五鈴遺響)今大字平野は國府村に屬し、其西に存す。

枚田鄉 和名抄、鈴鹿郡枚田鄉。訓比良多。○今國府村(大字平野)枚田村(大字平田)及び井田川村に當る如し、井田川は鈴鹿川の北岸にして、西は龜山町川崎村に接す。○此地は鈴鹿郡首邑にして、古は川俣縣造の起れる所なり、續日本後紀、承和十三年、鈴鹿郡枚田鄉戶主川俣縣造藤繼女の名ありて、川俣神社は井田川村富田に在り、其條を參照すへし。

平田氏は伊勢平氏にて、伊賀平田と同族ならん、字御門垣內に城跡と傳ふ所あり、永享年中平田嘗國海善寺(今井田川村)に居り、後此に移り、永祿十一年賢元に至り織田氏に攻滅せらるとぞ。神鳳抄、鈴鹿郡平田御　と云は此地なり。

甲斐 今枚田村に屬す。神祇志料云「延喜式、河曲郡夜夫田神社、今鈴鹿郡甲斐村の藪田に在り」と、此なり、又岡太神社も今鈴鹿郡へ入ると、岡田の大字は甲斐の西に接し共に郡の交界に在れば、古今の變移あり○鈴鹿川を此邊にては甲斐川と曰ふ。

川俣 今井田川村と云ふ、和田井尻川合小田和泉富田海善寺等の大字あり、枚田鄉の屬にして、野登川西北より來り、此地にて鈴鹿川へ注入す。和田は貞和四年古文書「伊勢國、和田莊」と見ゆ、(三國地志)川合海善寺小田は和田の東に接す、小田の東和泉は、鴨長明の

伊勢ひとはひかことをこそしけれ津島より甲斐川ずきて和泉の原(歌枕名寄)

とある地なり、富田は更に其東にて、莊野村に連る。

川俣神社 延喜式に列す、今井田川村大字中富田に在り、土俗川又八王子と曰ふ、舊鈴鹿川俣縣造祖大比古命を祭る、延暦儀式帳倭姬世記に、倭姬太神を頂きて鈴鹿小山宮に座す時、大比古神田神戶を進れる事見ゆ、續後紀、承和十三年、鈴鹿郡枚田鄉戶主川俣縣造藤繼女の名あり其氏人とす。○東海道圖會云、富田八王子祠は、街道を背にして立たり、鶯村が紀行に「降雨に風さへ添て今日笠の峯も繁き森の下道」とあるは此なり。

英多鄉 和名抄、鈴鹿英多鄉。訓安加多。○今川崎村及野登村莊內村に當る如し、井田川村の西、龜山町の北にして、野登川の谷なり、川崎は舊稱縣村と曰へり。

(崎川)

縣主神社 延喜式に列す。今川崎村に在り、方俗穗落明神と曰ふ、蓋伊勢縣主の祖倭武尊を祭る、古事記に「倭武命御子、武貝兒王、伊勢之別、宮首等之祖」とありて、姓氏錄には「縣主、日本武尊之後也」と記す。○延喜式志波加支神社は河崎村峯城址の北に廢址を遺す、那久志理神社は河崎村字名越に在り、彌牟居神社は縣主社の西十町に在り、林尾崎天王と曰ふ。(五鈴遺響神祇志料)

田村大塚 川崎村の南、大字田村の女坂に在り、一名丁子塚と曰ふ、面積一千六百坪、周回一百八十間、高二間許、土俗倭武尊能保野御陵と曰ふ、能保野は鈴鹿郡東北の山野を總稱せるにて、川崎村の西なる野登山も之に因める稱なれど、此塚は御陵に擬すへからず。

峯城址 川崎村の高處を曰ふ、關の一黨峯氏の城墟也、故に殿町と字す。○峯城址は、北東南は水田繞り、西は山脈を承く、高七十尺、山頭平坦にして、天守臺石壘の跡明なり、元弘年中、關實治の五子、政實之に居り、峯氏と稱し、子孫世襲して天正年中に至り、其家滅し城廢す。(勢州軍記伊勢名勝志)○峯城は、天正十一十二年の比、羽柴方織田方相戰ふに當り爭へる所なり、關萬鐵齋一旦之を略取し、後廢毀したるならん、峯氏は之より先き織田氏の兵に攻滅せらる。

野登 川崎村の西なる山地にして、今野登村莊內村の二に分る、野登山は鈴鹿山の北に迎り、三重郡の溪嶺に接す、其西背は近江甲賀郡に屬す、野登の高峯を鶏足山と名つけ、野登川之より發し、川崎村の東に至り椿川を容れ富田に至り鈴鹿川に入る、長凡四里。○古事記傳云、能煩野は一連の大野にして、鈴鹿郡の北部東西の極まてわたり、西方は漸く高くして登る地なれは、名も登野なるべし、斯くして兩極は高山並續きて、近江の國堺を成し、其中に野登山と云ふあり最高し。

(山足鶏)

野登寺 野登山中に在り、字を坂本と曰ふ、此寺延喜年中

僧仙朝開基、慶長六年國一政寺領を定めたるより、後絶山城主代々先規により給與する所なり（伊勢名勝志）

遍法寺 野登山と號す、大字遍法寺に在り、今不動院と曰ひ眞言宗に就く、東鑑、文治三年の條に、遍法寺領の事あり、當時大江廣元の所職と見えたり（五鈴遺響）。

原 今三畑と合同し莊内と改む、川崎村の北に在り、原村の八島明神は、延喜式天一鍬田神社なりと（神祇志料）天一とは神代卷に天目一箇命と曰ふ神にや、此神は刀斧鐵鐸を造り、伊勢忌部の祖なる由、日本書紀古語拾遺に見ゆ。○原村に松尾道場の廢址あり、此は鎭正の比高田派流專修寺眞慧上人留錫の所にて、當時峯城主關氏と寺衆と不和の事ありて、此を去り一身田に就けりと云ふ（伊勢名勝志）

庄内山 原村の北椿村の交界に在り、白色の巨岩聳立す、高二百間周五十間許、頗壯觀なり、土俗石大神と曰ふ。

長瀬郷 和名抄、鈴鹿郡長世郷川、奈加世（今深伊澤村及椿村なるへし、川崎村の北、椿川の谷にして、東は高宮郷に至る、西北堺は三重郡甲賀郡に至る山嶺之を限す。（熱田宮平縁起云、日本武尊、渡鈴鹿中瀬、隨其水時、年三十、仍號其瀬曰能知瀨、今改爲長瀨誤也。○日本武尊東征の歸途、此にして長逝したまふ、其路程は三重郡より鈴鹿川の岸に沿ひて登りまさず、却て野登の上方の地を經過したまふに似たり、迂回の故を詳にし難し、從て御陵墓の所在に就き二說あり、一は長瀨鄕長澤に在りと云ひ、一は高宮に在りと云ふ、二所相去ること二里許、其是非判別し易からず、兩擬陵并び擧けて、後の考定をまつ。

長瀬神社 今深伊澤村大字長澤に在り。神祇志料云、長澤村深廣寺は長瀨山と號し、寺藏惠心筆の壽像にも長瀨山白方院と題す、本村卽長世鄕なり、延喜式長瀨神は、今白鳥大明神と云ふ（慶長六年棟札神名帳考證神名帳校錄）舊日本武尊を祭る（寶平縁記慶長六年棟札深廣寺舊緣記）初め日本武尊伊勢に移り、能褒野に至り給ひ、鈴鹿山を過坐時、御病いと危篤、鈴鹿河中瀨を渡りて、忽に逝水と共に絕給ひき、故其瀨を能知瀨（能知は命終ると云詞也）と云、今改て長瀨と云は誤也」（寶平緣起）とある卽是也。○古事記傳云、長瀨村の古塚は日本武尊御陵に非ず、然れと尊の氏人など遠祖の御陵の趾を慕ひて、此野に葬りしにもあらむ、長瀨神社の神像は背の長さ御像なりと云ば、日本武尊御長一丈餘とあるに似たり。

（長澤）

建部塚 日本武尊の御陵なるへしと云ふ、塚蹟數所あり、舊日本武尊の裔孫、建部氏縣主などの古墓なるへし、寶平熱田縁起に長瀨に薨崩の事を記すれば、由緒ある地なり、之を日本武尊陵と稱するも、以なきに非ず。○五鈴遺響云、長世郷の曠野の中に陵墓あり、俗に多氣比墓又武備塚と云ふは、建部の訛なるへし、この塚は石藥師驛より二里餘西方、長澤村の北なる林中にありて、高六七尺許の小塚なり小き木竹など生茂けり、前に社ありて之を武日明神と曰ふ、近世建部綾足私に石を建て御陵と曰ふ、其北五町許の塚は、西にあるを寶裝塚、東にあるを開田塚と俗稱す各石標に建てたり、其塚廣三間四方許、東西の二塚相去ると十間許とす、其西一町許にも車塚と云者あり、すべて此の古墓は高大ならず、又村の西南の方の野中に、高一丈あまり、周十丈許の古塚あり、東面の半腹の土の崩れたる處に穴ありて、三子穴ともいへり、其邊こゝかしこに大石どもに地に埋れたるが、聊か露れたる者幾つもあり、又此塚の西の方にも一塚あり。

建部綾岱は陸奥の人、江戶に徙り俳歌及繪事を以て生業を爲し、家產以て富む、是時に當りて加茂眞淵大に萬葉の古風を唱へ、名聲籍甚、綾岱乃妻をして從ひ學ばしめ、已れ亦因て其說を聞くを得たり、是より俳歌を鄙しみ、自ら一家の言を立んと欲し、始めて片歌を唱ふ、片歌は日本武尊を以て開祖とす、京師に上り專ら片歌を以て徒を誘ふ、伊勢能褒野は日本武尊薨去の地なり、綾岱碑を樹てゝ之れを誌す。

椿 深伊澤村の西北を椿村と爲す、舊是山莊內山西南を蔽ひ、北は入道嶽を以て三重郡界を限る、椿川は南注して川崎に至り、野登川に入る。○入道嶽の山麓より江州鮎川村に山徑を通ず。

椿大神社 延喜式に列す、椿大社神社と稱すへきか、椿村大字小社の名あり。三代實錄、貞觀七年椿神授位の事見ゆ、今大字山本に在り、社宇は寬永年中龜山城主本多氏修造する所なり。神祇志料云、椿大神は今山本村椿嶽の麓にあり、一宮椿大明神と云、卽伊勢一宮也（本社所藏康曆永德明德等書寫大般若經跋一宮記神名帳考證勢陽雜記惜齋記式內社檢錄）社の坤位域內に前方後圓西向の大墳あり、高山陵と云、是大神の墳陵なるへしとぞ。○椿神は本國諸所に在り、祭神詳ならす、延喜式三重郡、椿岸神社は本社の北一里餘、椿尾山に在りしを、何の世にや移し來りて、今本社の東北旅所森に在り、又式內小岸大神社あり、同く椿神の裔社ならん今大字小岐須に鎭坐す。

椿山 椿村小岐須より坤位十八町、小岸山野登山の陰也、東西五十間高二百間許の巨巖あり、此嶺を指して方俗石大明神と稱す、石神社より十丁餘奥に瀧山或は瀨山御鋒山といふあり、屏風岩あり高五十丈許、其流水の前に俗に括りと云ふ所あり、岩石徑六七間重り括るの如し、兩巖絕壁にして石大神に同く白石なり、此邊岩窟あり入ること七八間許、石鍾乳に似て白色なるものあり、方俗骨石といふ、鮎とめの瀧あり。○西遊旅談云、石太神は石藥師驛より四里山中に入る、白石直立して數丈の高あり、石太神よりすこし入れは屏風岩あり、十八九町許の

（石大神）

閒溪水の兩岸絶壁其色白し、松楓等之に生じ、秋は紅葉して畵のごとし。

高宮郷

和名抄、鈴鹿郡高宮郷、訓多加美也。○今高津瀬村莊野村石藥師村等なり、枚田郷の北、長瀬郷の東なり、其東は河藝郡川曲村に隣比し、其北久間田村は舊三重郡葦田郷の地なるべし、鈴鹿川は郷の南界に在り。

庄野

今莊野村と曰ふ、近世は官道の驛家なりしが、今は車驛を高宮にうつさる。○五鈴遺響云、莊野は古の莊園の地にして、能褒野の内なるが、寛永元年より驛亭を置て驛となれり、神風抄「内宮、庄野御薗」とあり、驛中に火米を桃李實の如く小俵子に造りて、毎戸に售れり羅山の丙辰紀行にも此事を記したり。○囘國道記（岩佐又兵衛）云、馬にまかせて龜山に着く、今日本の御主古今不双の名大將にて、江戸の地に城郭をしめ給へは、江戸往來は高麗もろこしの人まで滿ちみち、折々上洛ましませば、此海道の廣き事はゞ十五間に道作り、双に千代ふる松を植ゑ、江戸と都と其間百三十里の道なれど、山はたかびき引ならし、川には船橋うちわたせり、此龜山と聞く名さへめでたかりける名所なり、龜山過れはせう野の里なり。○庄野と高宮は南北相接比す。

高宮

今津賀村幷瀬村と合同し高津瀬の新號を立つ、上月記に長祿元年勢州高宮庄と曰ふは此なり、今鐵道車驛あり、龜山を去る二里、四日市を去る四里許。

綺宮址は、高宮村御所垣内の地なりとも、又字宮崎なりとも云ふ、蓋綺は此里に倭文を織れるを以て其名起る、景行天皇此に居たまへる事あり、日本書紀云、天皇從東國還之、居伊勢也、是謂綺宮。○按に綺は加牟波多と訓み川俣と相近似す、綺宮即川俣宮かと疑はるれど、明證なければ今舊說に從ひ、高宮の號も此等の事に由れるもの也。

(綺宮址)

倭文神社

延喜式に列す、今高宮に在り。五鈴遺響云、此郷俗紡織を業とし、或は縞文の類を織出す、高宮縞と稱す、倭文は青布に文ありと注すれども、文采は織難し卽縞にして今俗シダウ島と稱するはシトリ縞の訛にして、倭文なるべしと思はる。

正法寺址○此寺明治五年廢す、椎山と稱し、高宮村字的場に在り、相傳ふ天平中開創と、東鑑文治三年、伊勢國遍法寺領慈悲山領と見ゆ、慈悲卽椎山にて、寺内に椎樹多かりしと云。（伊勢名勝志）

能褒野陵

日本武尊の御陵なり、今高宮の鵯塚蓋是なり、延喜式能褒野墓、日本武尊、在伊勢國鈴鹿郡、兆域東西二町南北二町。又日本書紀云、日本武尊入膽吹山、逢大蛇、於是始有痛身、然稍起之、移伊勢、逮于能褒野、而痛甚之、崩于能褒野、仍葬於野時、尊化白鳥從陵出之、指倭國而飛之、群臣等因以開其棺櫬、而視之、明衣空留、而屍骨無之。○古事記云、倭武命御病甚、急爾御歌曰、

をとめのとこのへにわかおきしつるきのたちそのたちはや、

歌竟而卽崩、爾貢上驛使、於是坐倭后等及御子等諸下、到能煩野而作御陵、卽匍匐廻其地之、那豆岐田而哭。

東海道圖會云、白鳥塚は莊野より十町許東、高宮村に在り、土人誤て鵯塚と曰ふ、陵高十八間東西二十五間南面す、其邊より土器の類出づ。○五鈴遺響云、高宮村の南椎山の山脈に續きて一堆の山丘より、形圓にして上下二段に重疊して、茶臼に似たり、方俗茶臼山或丸山或經塚山或鵯塚といふ、是白鳥の陵なり、北は廣瀬野に續きて馬鬣封の威儀遺れり、往年曲玉及埴輪甕壺の類を堀出せしとぞ。○古事記傳云、能褒野御陵は高宮の白鳥塚なるへし、甚高く大にして圓し、周に堀の形なともかつく殘りて、全く上代の御陵どもの状なり、先は此ならむとぞ覺ゆる、谷川氏ひよとり塚と云是也、度會延佳の曰へる建部墓は御陵のさまに非す。

能煩野

野登川崎井田川深伊澤椿莊野高津瀬石藥師の諸村に渉る山野の總名ならん、鈴鹿川を以て南界と爲し、地勢南北に向ふて漸高なり、登野の義ならんと云ふ。古事記傳云、鈴鹿郡の北方は過半みな野にて、古へ能煩野と云しは大名にてぞありけむ、今の廣瀬野（廣瀬原は猶三百數十町の空閒を遺す）鞠賀野及五十師原など云も、此野の中なり。○按に大安寺資財帳に「鈴鹿郡、大野古町、四至東北野、西高山、南石閒河之限」とあり、蓋能煩野の中ならん、今椿村に大字大野あり、西は高山と云地勢なれば其邊にや、

古事記云、倭建命到能煩野之時、思國以歌曰、

夜麻登はくにのまほろばたゝなつくあをかきやまこもれる夜麻登しうるはし、又歌曰、いのちのまたけむひとはたゝみこも幣具理能夜麻のくまかしかはをうずにさせそのこ、此歌者思國歌也、又歌曰、はしけやしわきへのかたにくもゐたちくも、此者片歌也。

(廣瀬野)

石藥師

今村名と爲る、石藥師堂西福寺あり、高宮の東にて官道の驛舍なり、舊名を高富里大木と曰ひ、元和二年より驛次に定まる、東郊を鞠賀野と曰ひ川曲村山邊に接す。○萬葉集に「山邊の五十師原」の句あり「今石藥師佛と云は、地の上に白に立る大きなる石の表に、佛の形をいり附たるにて、此石あやしき石なり、因て思ふに佛をいり附たるは後の仕業にて、上代よりあやしき石のありしによりて、石の原とは名に負たるならむ」と略解に見ゆ。延喜式、本郡石神社あれど今此地になく、寶生村又椿村に石神と云者存す、猶考定すべし。

西福寺

又石藥師寺と曰ふ、眞言宗を奉し、神龜年中僧泰澄開基と稱す、本尊石像長七尺五寸、金輪際より出現の靈石也、天正の兵燹に罹て佛閣一時に煙となる、幸に本

俤は災を免れ時の住持の夢中に示現あり秘法を教へ玉ふ、稚木を加持し此土に與へ病氣を癒せ、殊には乳汁なき婦人に乳出る事白い如しと、是を寄附の八割茶といふ、一鄕近在の依當國師日尾の時、種々の奇特を感じ本堂院内に在り。

石藥師　　深草　元政

寶鑑山野邦、有寺從高樓、西福門前景、東方世界秋、百間無有性、四大一浮漚、刻石藥師佛、此言須點頭、

西行法師山家集に「伊勢の西ふく山と申處に侍りけるに庭の梅芳しく匂ひける」とあるは石藥師西福寺の事ならずや。

石やくしにてかきつく

國富や藥師のまへの綿はつ穗。　鬼貫

三重郡

三重郡（ミヘ）　東は海、西は八峰(ハップ)鐃岳を以て江州に界し、南は河藝鈴鹿二郡に接し、北は桑名員辨(イナベ)二郡に至る、明治二十九年、舊朝明(アサケ)郡の地を本郡に併入したる也。今面積凡十七方里、人口十一萬、一町二十九村に分る。〇本郡鐵道は國道と相並ひ、海に沿ふて走り、富田四日市河原田の三驛あり、四日市は海運の利を享け、北勢の都會なり郡衙を此に置く。

舊三重郡は千草坂部以南の諸村なり、（文祿檢地五萬六千石）和名抄、三重郡、訓美倍、五鄕に分つ、南界三重鈴鹿兩川の間に、村里古今の出入あり、神宮雜例集に、員辨朝明三重を神郡に加へ、道前と號する由見ゆ、東鑑「建久元年、加藤左衛門尉光員謙申云、伊勢國道前郡政所職者、爲祭主爲恩願之間、所從其成敗也、神領知行事者、本自國發之地、寶附神胤許也、曾稱押鋏」〇古事記云、倭建命、幸到三重村之時、亦曰、吾足如三重勾、而甚疲、故號其地謂三重」日本書紀、天武天皇、從駕者衣裳濕、以不堪寒、及到三重郡家、焚屋一間、而令熅寒者。按に三重村と郡家は一所にて、采女鄕に同じ、古事記傳曰、朝倉宮（雄略）段に三重婇見え、今も采女村あり、三重川もそこに近ければ、其邊なるへし、三重勾とは和名抄に「糫餅、形如藤葛者也、和名萬加利」字鏡に「餲、萬我利餅、又饘餡同、万加利」と見え、大嘗會祭式供神雜物中にも勾餅あり、上代より有し者なることを知るべし、御足の腫まさりて勾餅の如く成れるに、譬へ給へる也。

采女鄕（ウネメ）　和名抄、三重郡采女鄕、訓宇禰倍。〇今内部(ウツヘ)村（大字采女）及鈴鹿郡久間田(クマタ)村是なり、内部川の中游に居り、東は川後鄕西は蘆田(アシタ)鄕なり、采女一に婇に作る。

天武紀に見ゆる三重郡家は卽本鄕にて、三重川は今内部川と稱ふ。古事記傳云、朝倉宮の御時、伊勢婇三重子が歌よみて罪を免れ祿を賜ること見たり、後世采女鄕と云は全此婇がいさゝ名高かりし故なるべし、但し鄕名字禰倍とあれば、婇部の意なり、延喜式にも采部と見えたり、此は宇那宜(ウナケル)彌の切たるにて、物を項(ウナシ)に掛るを云ふ、神代卷に所嬰などある是なり。

（婇）

采女城址今内部村大字采女の北山に在り、古井墳墓の廢址あり、後藤實基元久元年平氏の遺類を誅伐し、亂後本郡を管治し、男基淸は承久の亂に敗死す、其裔孫本邑に給食して、永祿年中に至ると云、（伊勢名勝志）神鳳抄、采女御廚。

杖衝坂（ツヱツキ）　古事記云、倭建命、到當藝野、自其地差少幸行、因甚疲、衝御杖稍步、故號其地謂杖衝坂也、幸到三重村。〇古事記傳云、延佳曰、按伊勢國、自桑名郡入來、則經尾津、次三重、次杖衝、次能褒野、是皆之間所經也、由是考則自「自其地、出幸二十町許、至其下文「三重」之下手と、此坂は實に三重と能褒野の間にて、采女村の西のはづれより登り、頂は平野なり、但昔の本道は今のより三町許北方さす。〇按に此坂上より直ぐ鈴鹿は順路にして、西南一里を隔つ、長澤（今采井澤村）の管部郡家は西北二里を去り巡路に非ず。

「桑名よりくはて來ぬれば」と云ふ日永里より、馬かりて杖つき坂上るほど、荷鞍打かへり馬より落ぬ

歩行ならば杖つき坂を落馬かな　芭蕉

と物うさのあまり云出侍れど、終に季のことは入らず。〔笈小文〕

囘國道記、（堯惠作又兵衞）石藥師の宿を出、たどり〳〵て行程に、實にや其名も旅の道、杖つきにこそ着にけれ、

老らくのためにはよしや杖つきのつきぬ旅路をたどるこの日に。

内部川（ウツベ）　水澤(スヰサハ)村鎌岳入道岳より發源し、東流蘆田鄕采女鄕を過ぎ鹽濱にて海に入る、長六里、舊名三重川なり。一說、四日市の御瀧(ミタキ)川を三重川に擬するは謬れり、大安寺資財帳云「三重郡采女鄕、十四町、四至東公田、南岡山、西百姓宅、北三重河之限」とあるに據れば、三重川は采女鄕に接比し卽内部川たる事明白也。

わかたゝみ三重の河原の磯うらにかはかりかもと鳴く河蝦(カハツ)かも、（萬葉集）

（三重川）

小古曾（コゴソ）　今内部村に屬す、三重川の北岸に在り、延喜式、三重郡小許曾神社在り。

小松（コマツ）　今内部久間田(クマタ)兩村に分屬す、采女の西にて、月見山中山寺の故跡此に在り。專修寺高田正統傳云、又采女の城主後藤采女正が妻室、大神宮に參詣兩度に及び、御拜を不遂を甚た歎き、眞惠上人に語る、上人卽守の札を與へ玉ふ、往て恙なく兩宮拜ありて、喜悅限なく上人に

歸依す、彼守行を聞き見るに大さいへる字あり、采女正怒て我妻に畜生の行を與へしとて、軍兵を發し中山寺を襲ふ、眞忠退て吉尾に趣き、更に蒔菱稲垣田宮兩の招きに應して、黒田に迂り玉ふと云々。

葦田郷（アシミタ）　和名抄、三重郡葦田郷、訓安之美多。○今水澤（スキサハ）村及小山田村なるべし、内部川の上游に在り、古事記傳に「安之美多は倭健命三重（ミヘ）にて、足を痛みなやませ玉ふに因めるならん」と曰へり、然れとも姓氏錄「大和未定雜姓、葦田首、天麻比止津乃命之後也」とありて鈴鹿郡に天一神あり、葦田氏の住みける地ならんとも思はる。

足見田神社（アシミタ）　今水澤（スキサハ）村に在り、八古明神と曰ふ、〔神祇志料〕或は云ふ此神は倭健命を祭ると〔古事記傳〕延喜式、三重郡に列す。

水澤（スキサハ）　此村の西嶺字入道嶽（ニフダウ）に黄玉石煙水晶電氣石を産出す、又字中谷に、花崗岩中より、黄鐵鑛と交り、原砂現出す、土砂中に往々水銀の滴り居ることあり。○水澤村字神野に温泉あり、鑛泉の類にて炭酸瓦斯に滿つ、文化六年、菰野（コモノ）藩土方氏遊賞して、碑を立て之を勒す。水澤の北一里を菰野村とす。

（入道嶽）

河内（カウチ）　水澤村の字に遺る、延喜式、椿岸神社昔此地に在りしを、今鈴鹿郡椿村一宮に移さる、大安寺資財帳に河内原椿社の名見ゆ。

鎌嶽（カマガタケ）　一に冠山（カムリ）と稱す、直立三千六百尺、水澤村の西嶺にして、山背は江州甲賀郡に屬す、大安寺資財帳に鎌山と曰ふもの此也、〔資財帳〕云「三重郡河内原六十町、四至東椿社、南鎌山谷道、西山北以木之限、右天平十六年納賜者。」

（冠山）

冠山澤布瀑呼雪嶺上人　江村北海

雪嶺上人冰雪心、自道山水是知音、曾遊南豫又北越、到處名山窮討尋、今年金錫此寺州、高躅特試冠山道、冠山奇絶世罕識、巨靈欲候上人來、山寺鳴鐘衆村集、早東啓關轉入溪、澤聲漸狭泉漸高、松杉風回笙竽齊、棲鶻在巣語崩崖、陰洞往往見巣花、石路難攀謝公屐、若梯堪岡王者車、觸夫氣喘寸不進、牆面栄蓉幾千仞、上人杖履如蹈平、同侶因何目得隣、大石若屋或似門、紫蔦深碧繞其根、左山右山爭出峽、前水後水相逐噴、始疑白虹倒絶壁、徐知瀑布瀉巨壑、噴珠散亂大如斗、雲浮電掣開霹靂、冠山瀑布奇又奇、上人收拾盡與詩、畫傳其狀詩傳神、詩畫併寄達京師、明窓炷香披展間、感極慨然歎人寰、山水爲儞亦有待、世上虚名好是閑、

河後郷（カハシリ）　和名抄、三重郡河後郷、訓加槃之利。○今河原田村（大字河尻）日永村鹽濱村に當る、内部川の末に居る、神鳳抄「河後御厨、二宮方神田」と見ゆ。

河原田（カハラダ）　内部川の南にて、采女郷に接す、五鈴遺響に「神鳳抄、今河御厨と云は此なり、采女郷に屬せる地なり」と曰ふ、今此に鐵道車驛あり、鐵道は此地にて西に折折し、南方神戸（一里）に達せず。○河原田の東に一溝あり、内部川と鈴鹿川を交通す。

大治田（オバタ）　今河原田村に屬す、内部川の北岸に在り、舊名小幡なり。○東鑑、承元元年十一月の條に曰「小幡村者、爲伊勢平氏富田三郎基度、年來忽諸領家押領之、滅亡之後、又爲收納地、被補新地頭之間、領家女房相訴申之、爲大夫入道善信奉行、今日停止其職、如本可爲領家進止之由、被仰遣」云々、又玉葉集の詞書曰「二條院讃岐、いせの國にしる所侍りけるに、わつらひあるによりて、鎌倉右大臣にうれへむきて、あつまにくたり侍りけるに、ほいのことゝなりてのぼり侍りければ、申つかわしける、

（小幡）

おはたゝの坂田の橋のさたにしをふみなほしてもわたる君かな　善信

朽ぬへき板田のはしの橋つくりおもふまゝにもわたしけるかな。　讃岐

按に前書此歌の作者善信は、尋靈上人の法諱と同しければ、此歌の作とするは誤なり、東鑑に載る處の小幡は富田基度が押領せる東富田に遠き處なれば、三重の大治田なるに必せり、領家の女房と云は二條院讃岐にして、源頼政の女なり、善信は三善朝臣康信の法名なり、然るに此小幡に小墾田坂田の橋を詠入たるは、大和國の名所を引たるなり。〔五鈴遺響〕

日永（ヒナガ）　河原田村の北神鳳抄日長（ヒナガ）御厨此也、字追分（オヒワケ）は東海道と參宮道の岐にして、驛舍あり、神宮まて十六里。四日市へ一里半。

行わひぬいさ濱村に立よらん朝明すぎては日長なりけり〔夫木集〕　長明

濱村と曰ふは、今の鹽濱（シホハマ）村なるべし。

六呂見（ロクロミ）　今日永村の大字にて、海濱に在り、觀音堂は濱宮内院と稱し、本尊四足八鳥の像の上に立つ、後花園院御宇、僧良忠開基とぞ、〔參宮名所圖會〕土俗四足八鳥をロクロミと訓む、其意を詳にせず。

鹽濱（シホハマ）　日永河原田の東なる海村なり、神鳳抄、三重郡鹽濱御園とある地なり。勢州四家記云、永祿年中、工藤は北畠家につき、關は江州六角家につき、工藤北畠家の諸侍と示合て船にて迫り、三重郡鹽濱へ寄たりし所に關衆兼てや知つらん、陸に人數を隱し待かけ、舟より上る所へ打寄戰ひ、大勢切取、是へ谷取也、夫より關家威を振ひ、北方諸侍大形五人の手に付屬せり。○内部川（三重川）は鹽濱の東南にて海に入る、此鹽濱一帶の砂嘴は四日市港の南方を塞き、風浪を防くと云。

楠（クス）　鹽濱村の南にて、鈴鹿川内部川の間に在り、大字本郷（ホンガウ）五味塚（ゴミツカ）等の地は、舊鈴鹿郡の地なるべしと想はるれと、明徴なし。○五鈴遺響云、楠郷和名抄所載の郷名に非ず、古昔楠氏居住に據て名くる處なるべし、伊勢軍記曰、永祿十一年二月、信長北伊勢へ發向、千草宇野赤堀以下悉く幕下に屬す、諸勢を率して楠の城を攻らる、楠家勇を

押ふといへども不遂して終に降參す、北畠物語曰、永祿十年八月、信長楠の城に押寄らる、楠家終に降參し、先驅の案内者となる、楠家は五百人の大將なり、

日野 今八王子村と合同し、四鄕村と改稱す、日永常磐兩村の西なり、平家物語、伊賀伊勢兩國の官兵の其中に、日野十郎と云古兵ありと見ゆ、此村人なりけん。

安國寺址 今四鄕村大字西日野に在り、廢址に五位鳥山と刻せる石標を立つ、足利氏曆應の比、諸州興立の其一院なり、天平の國分寺に亞ぐべき歟。

柴田鄕 和名抄、三重郡柴田鄕、訓之波多。○今常磐村四日市町等なり、朝野群載「康和五年、三重郡柴田鄕專當」と見ゆ、又神鳳抄「柴田鄕弘永名」とあり、今柴田の大字は常磐村に屬す。

赤堀 今常磐村と改む、四日市の西南に在り。○赤堀城址は田間に存す、高一丈餘の小丘にて、應永の比、下野國赤堀庄の住人、田原景信、當所榮原村に來り築城して之に居る、後長子景宗は羽津に、二子季宗は赤堀に、三子忠秀は濵田に分邑し、天正年中に至り其家亡ふ、(伊勢名勝志)勢州四家記に見ゆ。

松本 今常磐村に屬す、赤堀の西にて、川島の東南に在り、此邊を吉田鄕とも稱したり、神鳳抄「松本御厨」、古へ平氏墓松本三郎盛光居住す、盛光は中宮進士教光の三男、富田進士盛基が弟なり、日永城主楯三郎に與力して、元久元年亡ぶ、事跡は東鑑に載たり。(五鈴遺響)

川島 此村は四日市の西二里許、御瀧川の南岸に在り、字東谷西福寺境内に伊勢義盛墓と傳ふる者あり、慶安四年之を發掘したるに、棺槨大小相かさなり、一大甕を獲しに、中には小壺ありしと、(伊勢名勝志五鈴遺響)蓋上代の古墳ならん。

四日市 北伊勢の都會にして、人口一萬八千、德川幕政の時、陣屋を置き代官を派出したり、明治維新の初、三重縣廳を建て、北勢を管治せしが、後之を安濃津に移す。○四日市の海運は、幕政の時より伊勢海灣の大埠頭たり、近年町人稻葉三右衛門港内の淤塞を憂ひ、一家の貨財を傾けて築造に從事し、波止場を設け淺水面を埋め、溝渠を通し漕輸の路を開く。凡東海の海運は、神戸橫濵の中間に、四日市を推して第一と爲し、貨物の聚散最盛大なり、(年額三千萬圓と稱す)又關西鐵道は初め基點を此に定め、先之を草津(江州)に通し、尋て名古屋及び奈良大坂の連絡成れり、海内屈指の海市と謂ふべし、(特別輸出港に列す)又紡績製紙の工場あり、五鈴遺響、四日市は明曆年中七百餘戶、海陸都會の地にして、富有の商買あり、林氏癸未紀行に「四日市驛人爭趣、處々商買相共遇」の句あり、亦古驛なり、之より尾州熱田の宮驛に至る舟行を、四日市乘と稱す、巨船回漕は陸岸より五町餘の沖に舟がゝりす、二町餘の遠淺ありて、小舟ならでは着岸し難し、相傳ふ天正十年六月、織田信長公京師本能寺に害せられける時、東照神君堺津より伊賀路を歷て、本州に潛行あり、本邑に到り玉ひて、舟行して尾張國大野に渡りしとき、驛長小林李左衛門に、御賞として舟年貢免許あり、今の如く尾張熱田に至る十里の海路を涉る御朱印を恩賜す、又此地の漁人、冬月多く雁鳧を捕るに、海上に黏繩を張りて捉へて市に鬻く、其繩を他領の海中も厭はず張るとをも恩免ありしと云。今に至り然り、是を流し黏と稱す。○聖代實錄、明治九年十二月、三重縣農民、地租の事を以て數千黨を成し蜂起す、縣令岩村定高說諭して之を鎭んとす、暴徒聽かず、大衆四日市に入り、支廳及び區裁判所を焚き、徵役場を毀ち囚徒を放ち民家を劫掠し、轉して尾張美濃諸國に侵入す、地方諸縣爲に騷然たり、二十三日、事始て平ぐを得たり。

諏訪神社は四日市の總鎭守にて、市民の崇敬他に異なり、祭禮にぎはし。建福寺は曹洞宗總持寺の輪番所也、寺堂了源和尚開基にて、地方の名藍なり。

四日市の北偏に御瀧川(又三岳川)あり、水北を濵一色と曰ふ、又四日市の南を濵田村と曰へり、今共に市内に編入せられ、都合人口二萬五千餘、四日市市と號す。

(濵田)

御瀧川 又三岳川と曰ふ、菰野の西御在所嶽より發し四日市に至り海に入る、長七里、一說之を以て三重川に擬すれど謬れり、三重川は今の内部川なるべし。

神前 四日市の西一里餘、御瀧川に沿へる村落なり、大字高角に延喜式神前神社あり、今東カンゼンと唱ふ、神鳳抄には高角神田の名あり。

(高角)

高角城址は今神前村大字寺方の乾位にあたる山頭に在り、五鈴遺響云、東鑑「元久元年五月六日、朝政飛脚進到來、去月二十九日到伊勢國、平氏雅樂助三浦盛時、並子姪等、構城郭於當國六箇山、數日雖相支、朝政勵武勇之間、彼等防戰失利敗北、凡張本若菜五郎城郭構處、謂伊勢國日永若松南村高角關小野等也、遂於關小野亡其命」云々、按に朝政は右金吾朝雅なり、伊勢平氏雅樂助は中宮長司度光が男、富田進士三郎基盛なり、高角城の舊址より享保五年、太刀鐔子の器の朽たるを堀出せり、上人其祟を畏れて舊土に埋めりと云。

菰野 櫻村は神前の西にて、菰野の東なり、良米を產出して之を櫻米と曰ふ、菰野は精良第一と稱せらる。○產業事蹟云、伊勢米の精良は、三重郡菰野を推す、明治維新後は、貢米の制限を解き金納に改正ありしを以て、自然農家に於ても米質の如何を顧慮するものなく、只收獲の多からんことのみに注目し、加ふるに精撰乾燥俵裝等の法も亦粗惡となり、舊藩時代に比すれば漸く劣れりとぞ、初め菰野村の農惣吉、萬延元年秋、千本の中より

一穗を撰出し之を培養せしに、品質佳良なるのみならず、收穫甚た多く、之に加ふるに稿桿強くして、風害等の爲めに倒るゝこと少きを以て稱して、關取米を曰ふ、之より其價格は普通米に比すれは常に一割を高くし、關取の名四方に聞ゆ。

菰野は神鳳抄「菰野御厨」とありて、天正年中、瀧川一益織田氏の命を以て管領したる時、代官を置ける所なりが、慶長五年、土方河内守雄久の封邑となる、雄久館を置き寨を築き、子孫世襲して明治維新に至る。

菰野湯（コモノユ）　湯山と稱し、創見詳ならず、貞享四年、修治して遠近の客を招きたるより、今に衰へず、四日市を去る四里、山路稍東を通す。〇此湯は單純温泉にして、八十五度の常温を有ち、山腹に泉竅三所あり、之を延き浴槽を造る、浴客宿數戸あり

御在所嶽（ゴザイショ）　菰野の西嶺にして、山背は江州綿向（ワタムキ）山に連る、北は八風山、南は鎌嶽に且り、北勢の西界を爲す、御瀧川の水源なり、直立四千尺許。

西遊旅談云、天明戊申、日永村にて七月盆のツンツク踊を見て、三里餘菰野（コモノ）に至る、土方侯一萬石の陣屋あり、市中一二町、此より東十餘町にして河原あり、雨降れは水漲る、青瀧（アヲタキ）の末なり、方一里程の原あり小磧多し、溪を渉り山中に入れば、山皆土砂流れて、山骨露れ、大石道路を塞く、又溪水にあひ、石を踏み之を躍り越ゆ、又一溪を過ぎ人家を見る、山を挾みて坂に屋舍を作ること十軒計、湯宿は火を焚きて湯となす、此地嶮岨、樹すくなく五穀生せず、土なく皆こいしなり、大山は冠が嶽御座が嶽と云ふ、此山越四里人家なし、江州日野に出つ。

千種（チクサ）　菰野の北なる山村にて、澗水は東北に傾き、朝明川に入る、西には千草越ありて、江州神崎郡に通す。中世土豪千草氏此に居り、北勢の諸族と競へり、一書千草氏は千種少將源忠顯に出づと爲す、是非を知らず、天文天正の頃、千草常陸介忠房あり、初め江州六角氏に降附し、後北勢諸家と同く、織田氏に攻滅せらる。

閏田（ウルタ）　今千種村の大字なり、神鳳抄「閏田御厨」とあり、又潤田に作る、大安寺資財帳に「三重郡日野百町、四至、東堀溝、南大河、西百姓宅、北閏田里之限」とあり、大河とは御瀧川を云。

赤水（アカウヅ）　今縣（アガタ）村と改む、千種菰野の東にて、其北に鵜川原（ウカハラ）村あり、赤水は舊名赤松なり、大安寺資財帳に見ゆ、帳云「三重郡赤松原百町、四至、東上無清泉、南甲杜山道、北郡界、西山之限、右天平十六年納賜者」と、之に因れば今千種鵜川原二村は、當時朝明郡の屬なるを想ふへし。

刑部郷（オサカベ）　和名抄、三重郡刑部郷、訓於佐加倍　〇今三重村海藏（カイザウ）村是なり、四日市の西北にて、縣村の東南なり、海藏川郷中を貫き、四日市の北に至り海に入る。〇刑部は今坂部の名遺る、頭音のオをば上畧したる也、此例往々之あり。〇大日本史云、天平二十四年、土岐頼康使勢州、北畠顯能令子顯泰、拒戰於刑部、卻之。

坂部（サカベ）　今三重（ミヘ）村と改む、即刑部郷の本據なり、舊事紀に景行天皇皇子「五十功彦命、伊勢刑部君、三川三保君祖」と載す、今延喜式江田（エタ）神社此地に在り、蓋五十功彦を祭ると云ふ。〇坂部に字御館（ミタチ）と云ありて、神宮御厨址なるへし、（神鳳抄坂部御厨）諸書之を以て三重村頓宮址と爲し、近年之に因みて三重村の名を立つれど、三重村の舊地は此に非ず。〇鑛泉志云、御館鑛泉は炭酸泉にして、温六十度、田畝の間より涌出し、四日市を距る六十町の近きに在り。

（御館）

五鈴遺響云、西坂部東坂と云は、小坂氏の館址なりとぞ、源平盛衰記、砥並山合戰條に曰「伊勢國住人館（タチ）太郎貞康、八十餘騎にてひかへたり、貞康か叔父小坂（チサカ）三郎宗綱と云ものあり、名を得たる兵なり」云々、按に官軍は平家六波羅勢にして、館太郎貞康は伊勢平氏黨とす、小松維盛に屬して木曾義仲に對陣の時なり、小坂三郎宗綱本州に小坂の地名なし、疑らくは刑部を下畧して小坂と稱せしなり、又坂部城址は同處にあり、元久元年、平氏黨若菜五郎が萩原小太郎に命して守禦せしむる處なり。

阿倉川（アクラガハ）　この村は今末永（スヱナガ）村と合同し海藏（カイザウ）村と改む、海藏は古訓即阿久長なるべし、四日市の北に接す。神鳳抄「飽良川御厨、末永御厨」并び載せたり、海藏の北は羽津村、舊朝明郡の地なり、郡界此間に分れたり。〇勢州四家記云、阿久長川家は平貞盛の末、館太郎貞治が後裔なり、天正元年四月、濱田家の侍二百騎率し、阿倉河の城近まで來る、阿久良川の館彌三郎貞隆勇者なりしかば、逃るを追事法過たり、薩摩守貞晴矢倉の上より之を見、彌三郎危し續けと下知す、案の如く菰野道の邊にて、敵伏勢をして彌三郎打死す。

賀保宮原（カホノミヤハラ）　今詳ならず、賀保は延喜式「三重郡加富（カフ）神社」と云者にして、大安寺資財帳云「三重郡宮原四十町、開十三町、未開田代廿七町、四至、東賀保社、南峰河、北大川、西山之限也」と。

朝明郡（アサケ）　明治二十九年廢停せしめ、其地を擧けて三重郡に入る、此郡は朝明川左右の地にて、和名抄、朝明郡、訓阿佐介、六郷に分ち、延喜式「朝明、驛馬十匹傳馬五匹」とあるは、今朝日（アサヒ）村の地なるべし、壬申の亂に、天武天皇朝明郡迹太（トホ）川邊に天照大神を望拜み給ふと云も此驛なり、文祿檢地二万四千石。

姓氏錄「右京未定雜姓、朝明史、高麗帶方國主氏韓法史之後也」と、此史氏の故墟は此歟。〇日本書紀、雄略天皇の時「物部目連斬伊勢朝日郎、乃賜猪名部（ヰナベ）」とあり、朝日（アサケ）は蓋朝明に同じ、其猪名部の來住したるは即員辨郡なり、因て按に朝明員辨は初め一國にて、朝日郎の主帶せる地

（朝日）

なるへし。大日本史云、物部目、物部菟代、奉詔伐伊勢朝日郎、朝日郎聞王師至、迎戰於伊賀青墓、自矜善射、發洞重札、軍中恐懼、菟代不敢進撃、相持二日、目親執大刀、令筑紫聞物部大斧、手持楯叱進、朝日郎射中大斧手、矢穿楯洞重甲、入膚一寸、大斧手以手楯蔽目、目即獲朝日郎斬之、帝乃奪菟代所領猪名部、賜目。

杖部郷

和名抄、朝明郡杖部郷、訓鉢世部加倍。○今羽津村などにやあらん、杖部は姓氏錄に丈部にも作ることありて、走使部の義なるべし。（走使部を下略して走と呼び、羽津に謬る歟）

（別名）長谷神社は延喜式朝明郡に列し、羽津村の北字別名に在りと云、〔五鈴遺響〕又大矢知村西南の山に在りて「八幡と云ふ、舊址は八幡の東南觀音堂の地なり、其東麓の久留倍民家を長谷町と呼ぶ是也」と、〔神祇志料〕按に長谷は杖部の略なるべし、此地は訓覇郷と相接地す、而も今長谷町と久留倍一區に混同するは後世の事にて、已往は其別ありしならん、大略羽津村を杖部郷とし、大矢知村富田村を訓覇郷とす。

羽津

四日市の東北一里なる海村なり、天正十二年十一月、羽柴秀吉羽津に陣し、織田信雄と和議の事あり。又羽津氏は赤堀の一族にて、天正の初に滅亡す。○勢州四家記云、赤堀羽津濱田は元一家にて、田原又太郎忠廣の末也、羽津先祖は赤堀衛門太夫と云、六代右京助は元亀三年六月、茂福城主山口次郎四郎とは縁者なる故、料理を振舞たしと謀られて、籠にころさる、然とも羽津に残る一族城を不渡取合ありしとぞ。

四泥崎

羽津の濱を曰ふ、延喜式、朝明郡志氏神社此に在り、今高御前と呼ひ、土俗風伯神と爲す。

をくれにし人をおもはば四泥の埼木綿とりしでゝ往むとぞ思ふ、〔萬葉集〕

志氏社境内に古墳あり、面積百餘坪、樹木叢生す、嘉永五年、社殿營造の時、之を發見し、曲玉土器等數□出せり。〔伊勢名勝志〕

伊賀留我○羽津村の西北別名に隣る字なり、神鳳抄鵤御厨と曰ふ、延喜式、朝明郡伊賀留我神社在り、

訓覇郷

和名抄、朝明郡訓覇郷、訓久留倍。○今大矢知村富田村なるへし、大矢知に字久留倍の地ありと五鈴遺響に見ゆ、蓋訓覇は呉部に同し、紡織を業とせる部民の稱なり。

久留倍八幡宮は、一説式内長谷神社に擬し、又朝明郡式内長倉神社にも擬せらる。

大矢知

羽津の北、富田の西にて、民家林野の間に居る、神鳳抄、大矢知御厨と曰へり、享保年中、村内の廢寺址より、寶鐸二箇を掘出したり。○字挾間に浮石層あり採りて、磨砂の用に供すべし。〔地學雜志〕

布自

延喜式、朝明郡布自神社、今大矢知村に在り、富士權現と稱す、又同式同郡櫻神社も同所櫻谷に在り、同く富士權現と稱す。

下之宮今大矢知村の大字にて、延喜式、朝明郡耳常神社在り、神鳳抄「下之宮、神領二十町云々」

富田

羽津村の北に在り、其東に接する海村を富田一色と曰ひ、今富洲原村と曰ふ。○富田は東鑑に富田莊、神鳳抄に富田御厨とあり、數邑に分れ、其東富田村は驛舍に當り、民戸最多し、鐵道停車場あり、今富田村と曰ふ者是なり、西富田は即大矢知村也。

富田城址

東富田茶屋町にして、今民宅と爲る、富田進士平家資の墟とす、元暦元年平氏蜂起の時、家資之に與し、大内惟義に斬らる、元久元年、平氏再擧、家資の子基度又之に張本たり、平賀朝雅に撃たれ敗死す。東鑑云、元久元年三月、安伊勢平氏等、寄鈴鹿關所、塞險阻之際、人馬難通、武藏守朝政出京、廻美濃國、二十七日入伊勢國、自四月十日至十二月合戰、先襲進士三郎基度、朝明郡富田之館、挑戰移剋、誅基度并舍弟松本三郎盛光等、次於安濃郡、攻撃岡八郎貞重、次到多氣郡、與庄田三郎佐房等相戰、彼黨敗北、又生虜河田刑部大夫、凡狼唳雖靡兩國、蜂起不軼三日、殘黨猶在伊賀國、云々。○同書文治三年「院御領、工藤左衛門尉祐經知行、富田莊」と云も此にや、鈴鹿郡川俣にも富田村あり。

鳥出神社

延喜式、朝明郡に列す、今富田村に在り。古事記傳云、倭建命の陵造りの時、八尋の白鳥に化て天翔り濱に向て飛行きぬと云由見ゆ、鳥出神社も、一説に其白鳥の飛出給ひし地と傳ふ、富田と云も鳥出の訛れるなるべし。（和州琴引原の白鳥陵をも富田里と云ふ）

廣永

今八郷村と改む、大矢知村の北なり、五鈴遺響云「廣永は朝明川の崖に民居す、神鳳抄、弘永御厨六十町、又東鑑、文治三年、伊勢國穗積莊、預所式部大夫とあり、（穗積）穗積即此なり、延喜式、朝明郡穗積神社、今此地にて、川島明神と稱す」。

萱生

今八郷村の大字なり、一に加用に作る、塞址あり、富田氏の屬塞にて、永祿年中、春日部時家之に居り、千草氏の與黨なりしとぞ、神鳳抄に能原御厨とありて、延喜式、朝明郡能原神社鎭坐す、日本紀略、天慶三年能原神授位。〔五鈴遺響伊勢名勝志〕（能原）

大金郷

和名抄、朝明郡大金郷、訓於保加禰。○今下野村八郷村なるへし、大字大鐘は下野に屬す。○五鈴遺響云、此は古代金作部の住地なりけん、續日本紀、養老六年、伊勢國金作部牟良忍人安得の名を載す。

大神社

延喜式朝明郡に列す、今下野村に在り、〔神祇志料〕蓋大和國多神社の裔社なり、天武紀壬申亂の時、伊勢の將士に多臣品治あり、古事記に依れは開化帝の四世孫曙立王者伊勢之品遲部君之祖と曰へり、按に品遲部絶ね、多臣にて其名を負へるにや。

下野

此村、大字山城は見永氏寨址とぞ、見永藤七郎秀宗

足利氏に屬し屢戰功あり、故に此地を恩賜して歴代居城す、永祿十一年十月、織田信長の爲に滅す、萱生村春日部氏と同時なり、櫻雲記、曆應二年四月五日條に「於南朝、阿曾宗貫に勢州朝明郡を賜て地頭職に補す」云々、阿曾氏の廢亡の後、見永氏永祿中に至り居する處とも云へし。〔五鈴遺響〕

田光郷 和名抄、朝明郡田光郷、訓多比加。○今朝上村竹永村保々村に當るへし、朝明川の上游に居り、南は千種村に至り、西は八風峠を以て江州に界し、北は員辨郡石榑村に至る。

保々 此村は神鳳抄に保々御厨とあり、大字市場に延喜式朝明郡殖栗神社鎭座す、縣明神と稱す、大字小枝の若宮塚は明治十五年發掘し、金環を獲たり、近傍に大塚と云巨塚あり、又[illegible]崎と云に十餘の古墳あり。〔神祇志料伊勢名勝志〕

田光 田光田口杉谷切畠等、八風峠の下なる諸村を合同し、今朝上村と稱す、田光に延喜式、朝明郡多比鹿神社在り、[illegible]に一昔伊勢武者に田光[illegible]と云は、後一條院の時、きれもの年間がこそなり、朝明一郡の主なれは、人にも敬せられぬ」と見ゆ、此に住める士豪なるべし。

切畑 八風峠の下なり、延喜式、朝明郡伎留太神社此に鎭座す、和名抄に切畠をは「横截山作畠」と注したり。○田口は神鳳抄 田口御厨廿一町と云此なり、○地學雜誌、朝明郡いつくれ山より黄玉石煙水晶電氣石柘榴石螢石等を産出すと云は、田光山の事にや。

永井 今竹成村と合同し、竹永村と改稱す、田光の東南に在り、神鳳抄、長井御厨四十町とありて、延喜式、朝明郡井手神社鎭座す、大堤あり田野の養水と爲す、此池より五町許苅屋澤に石鏃を拾ふことあり。

八峰山 今八風峠と曰ふ、田光及び員辨郡石榑より、江州山上村へ通する間道あり、或は根平越と

(八風峠)

稱す、朝明川の水源とす。

東鑑、元久元年三月條云、武藏守朝政飛脚到着申云、去月雜樂助平維基子孫等、起伊賀國、中宮長司臺光子息等、起伊勢國、各叛逆云々、彼兩國守護人山内首藤刑部丞經俊、相率子細之處、無左右企合戰、經俊於無勢逃亡之間、凶徒等虜領二箇國、固鈴鹿關八峯山等道路、仍無上路之人云々。

朝明川 二源あり、一は八峰山朝上村より出て、一は千種山より發し、下野村に至り二流相會し、東流稲崎(川越村)に至り海に入る、長凡六里、日本書紀、天武天皇迹太川邊に望拜の事見ゆ、蓋は此川と云ふ。

額田郷 和名抄、朝明郡額田郷、訓沼加多。○神宮雜例集には「朝明郡額田神田」とありて、今朝日村なるべし、古の朝明驛家止保御厨なと云は朝日の大字繩生に當る如し。

小向 今朝日村に屬す、繩生の南に接し、國道に沿ふ、焙蛤を旅客にすゝめ、萬古燒の窯元なるを以て、驛路に名あり。

はまぐりのやかれて鳴くや郭公、　其角

延喜式朝明郡井後神社は、朝日村大字柿に在り、同式同郡移田神社は同村大字埋縄に在り。〔五鈴遺響〕

產業事蹟云、伊勢の萬古陶器は、近世盛行し、一種の式となれり、此陶器は元文中沼浪弄山なる者の創製せるに權輿す、弄山通稱五左衞門と云ふ(一說、萬古燒の祖を柿沼館次郎と云ふ、世にこれを弄山に誤ると) 朝明郡小向村に住し、製陶を好み極めて雅致あり、其彩紋は多く唐草を描き、又草花を寫す、其着色は赤黄淡青等にして、就中瑠璃の一種大に世人の稱賛を得たり、五左衞門の家萬古屋と號するを以て、之を陶器の名とせしと云ふ、其名漸く遠近に傳はる、後江戸に出て小梅村に寓し幕府御用陶師となりしが、數年にして罷め、安永六年沒す、文政年間、小向の人森與五左衞門なる者あり、有節と號す、萬古燒再興の志あり、乃手捻の壺類を造り、素燒にして之を試み、漸く發明する所あり天保年間、陶窯を改良し、殊に菊花盛上法及臙脂色の彩料を發明し、又模型に數箇の木片を用ひ、製成の後拔出すの方法を案出し、勉めて精緻の良品を主とせり、是を以て名聲大に世に著る、又同國四日市末永村の人、山中忠左衞門なる者あり、有節の家法を秘して世に傳へざるを憾み、嘉永年度以來、屢々製造を試み、百方驗經を積み、明治三年に至り、終に精良の器具を製する事を得たり、乃ち廣く其法を人に授く、是に於て萬古陶器を製造する者、頓に其數を加へ、近時四日市及び桑名を合せて營業者數十名、一箇年の產出代價凡四萬圓餘に達せり。

繩生 (町屋川) 今朝日村と改む、小向と相接し、北は町屋川を隔て、桑名の市街を望む、古は金綱驛と稱し、町屋の構なりしを以て、員辨川をは後世町屋川と改むとぞ、即朝明驛家なるへし、神鳳抄には金綱御厨と見ゆ。五鈴遺響云、繩生富士權現は、延喜式、朝明郡苗代神社なりと、苗代即苗生にて繩生と云ふに同しかるへし。○繩生塞は、天正中、羽柴瀧田合戰の比に聞ゆ、桑名の屬塞なり。

迹太 神鳳抄、止保御厨とありて、日本書紀「天武天皇元年、於朝明郡迹太川邊、望拜天照大神」と云地なり、今繩生小向の間、官道の傍に遙拜所ありて、參宮の旅人尙此に詣つ。○按に迹保川は朝明川に非ずして、員辨川ならん、繩生遙拜所は員辨川に近くて、朝明川に遠けれは也。

豐田郷 和名抄、朝明郡豐田郷、訓止與多。○今川越村是なり、朝日村の東に接し一方は海に至り、他方は朝明員辨の兩川あり、大字豐田一色高崎等あり、東鑑「文治三年、豐田莊地頭、加藤太光員」と見ゆ此な

り、今土俗トイタと唱ふ。延喜式、朝明郡八十積椋（ヤソツミクラ）神社は豊田に在りと、神祇志料に記せり。

福崎（フクサキ）　今川越村と改む、朝明川此にて海に入る、神鳳抄、福崎御厨廿五町とある地なり。

延喜式、朝明郡菟上（ウナカミ）神社は今所在を知らず、古事記に開化天皇子日子坐王の子大俣王、大俣王の子　曙立王、次菟上王、此曙立王者伊勢之品遅部君、菟上王者（伊勢之）比賣陀君之祖」とあれば怪々たる事跡なれど、之を詳にする能はず。○同式、同郡櫛田（クシタ）神社石部（イソベ）神社又詳ならず石部神社は員辨郡石榑村に在りと云ふも、石榑は朝明に混ずべき地に非ず。

員辨郡

員辨郡（ヲナベ）　伊勢國の北端にして、三重郡の北に接す、藤原山脈を以て近江國と相限り、三國（ミクニ）岳の山脈東南に馳せ、多度（タド）山に連亘し美濃國界を爲す、四面皆山、東南町屋川（員辨川）に從ひて微く開く所あるのみ、面積約七方里、人口四萬五千、二十二村に分る、幽僻の境なれば名邑なし、郡衙を楚原に置く、桑名の西四里。和名抄、員辨郡訓爲奈倍、五郷に分つ、蓋朝明の分地にして、雄略帝の時、朝日郎罪あり、物部目之を誅斬し、因て其所領猪名部を此に移せる也、事は朝明郡の條下に注出せり。○猪名部は元攝津國の爲奈に起る、姓氏錄「神別、猪名部造、伊香我色男命六世金連之後也」とあれば、物部氏の部民たる事明なり、續紀神護景雲三年、員辨郡人猪名部文丸。

（阿刀野）

大安寺資財帳云、員辨郡阿刀（アト）野百町、四至、東百姓之田御井、西高山、南武賀川、北河胡登山道之限。（此野今詳ならず）

元慶の御禊の伊勢のうた

君が世は限りもあらじ長濱のまさごの數はよみつくすとも、（古今）（按に、此歌は光孝帝即位の時、伊勢國員辨郡主基方の詠なれど、其地を知らず長濱に砂をよむによれば、海濱なるべければ、員辨郡には臨海の村落なし疑ふべし）

白瀬（シラセ・シレシ）　員辨川の源頭に在る山村なり、三國嶽乾位に聳ゆ、即伊勢近江美濃の交界なり、大字本郷を主里と爲し、西は燒尾（ヤキヲ）越を渉り犬上郡に至るへく、北は篠立村（今立田村）を經て養老郡に出つる山徑あり。○大安寺資財帳に「員辨郡志理斯（シリシ）野百町、四至東山井河」云々とあるは、此地なるべし。五鈴遺響云、山口と云は篠立の坤位にありて、白瀬郷の内なり犬上郡に至る山徑あり龍華越と云ふ、本郷村とは白瀬郷の魁たる故に名づく、神鳳抄「内宮、志禮石御厨、三十町三石」と載す、東鑑にも見ゆ、白瀬砦跡、本邑の内にあり、北畠物語に領主白瀬家あり然れども白瀬郷の名は和名抄になし、東鑑犬治中より私稱する處なり、神鳳抄志禮石と塡るといへども、志禮世と訓じて通へり。

（志理斯）

篠立（シノタテ）　今立田（タテダ）村と改稱す、三國嶽の麓にて、白瀬本郷の北一里、員辨川の水源なり。○五鈴遺響云、篠立山觀音寺は村の坤位山中にあり、此山麓に方俗風穴と稱する洞穴あり、高十間許、洞口より五六町許は、流水足を浸して至て淸冷なり、六七町に至て石鍾乳多く、左右の窟上に附着して其深さ究め難し、此溪を北に踰嶺すれば石津郡なり西は犬上郡なり。

長尾（ナガヲ）　今相場村と合同して中里と改稱す、白瀬村の東に接す、神鳳抄、長尾御厨饗（アヒバ）庭并ひ載せたり、猪部氏の古蹟を傳ふ、一は館址にして長尾の字南馬場に在り春治宮繩館とぞ、一は古墳にて面積十坪許、小石を敷存す、進上行綱墓とぞ、五鈴遺響には式内猪名部（キナベ）社も長尾に在りと主張したり、今善繩行綱の事は別目猪名部神社の下に詳にす。

石加鄕（イシカ）　和名抄、員辨郡石加郷、川以之加（○今東藤原村西藤原村治田（ハッタ）村阿下喜（アゲキ）村等に當り、東藤原に大字石川（イシカハ）あり、郷名の遺れる也。神祇志料に、延喜式石（イシ）神社は石加郷石川に在りと爲す者、また之を證す、而て今石榑（イシクレ）村を以て石加と改稱したるは、其所由なし。○石河は藤原（フヂハラ）嶽の麓にて、阿下喜村の西なり、神鳳抄、石河御厨東禪寺御厨なと云へる地なり。

（藤原）

野尻（ノジリ）　今東藤原村に屬す、字羽場に三朝塚と云者あり、文祿年中、北畠氏の裔孫具成、桑名城主に仕へ、此地方を管治し、遠祖親房顯能等が南朝三代より傳授せられたる遺物を埋藏したりと、具成墓其傍に在り。（伊勢名勝志）

治田（ハルタ・ハッタ）　治田は藤原の南に接し、龍嶽の麓なり、此山中字新町の上は、往時銀鉛銅の出たる地なるが、今尙多少の稼行あり。○治田は八田と訓む、明曆圖に新町と載す、市街の如く民家列居す、山中より舊時銅を出すといへども、今は聞く所なし、神鳳抄治田御厨と載する處なり、近江國犬上郡君が畑村に至る二里八町、山路あり治田越と云ふ、治田砦跡村内にあり、伊勢兵亂記に當村に治田山城守居住す、太閤記に楠七郎左衞門橘正具居すとも云へり。（五鈴遺響）

（龍嶽）

賀毛神社（カモ）　延喜式に列す、神祇志料云、今治田郷垣内に在り、蓋治田連同祖鴨君の祖、彥坐命を祭る、開化天皇の子に坐す、古事記姓氏錄參考すへし。○人類學會雜誌云、伊勢國石器散布の狀は、未た多く聞かず、唯治田鄕垣内賀毛神社境内に出づと云ふ、千種村（今三重郡）にも出づ。

阿下喜 白瀬の南一里餘、治田の東北にある山村なり。〇五鈴遺響云、式内石神社は飯倉山地高寺洞音堂の東に坐す、阿下喜は員辨川水涯に民居す地廣濶にして商農あり、養蠶家多し、繭糸絹を產す、町屋川の水畔なれは、桑名より船を通せ、山中より出す諸の產物を運漕す、然れとも此地より以北には舟上らず、神鳳抄「内宮、阿下喜御厨五十四町」とあるも此地なり。

丹生川 治田の南に接する村名なり、龍嶽の麓にて、山林蓊欝幽邃なり、神鳳抄に丹生川御厨は十町と載せ、村内大字片日も御厨なりき。賀神社大字上村に在り、神鳳抄に賀大明神神田の事見ゆ、祭る所は治田村賀毛神に同じかるべし、共に延喜式に列したり、又大安寺資財帳に見ゆ。

宿野原 大安寺資財帳云、員辨郡宿野原五百町、開田卅町、未開田代四百七十町、四至、東至鳥社、南坂河、西山、北丹生川之限」〇此野は五百町と稱すれは、廣大想ふべし、石榑の山野まて縮絡したるならん。

石榑 今北石加南石加三里の三村に分裂す、丹生川の南にして、西南は郡界を爲す、一說、和名抄石加鄉を石榑に擬するも採り難し、神鳳抄、石榑御厨高椰御厨宇賀御厨などあり。〇石榑の田野、處々に火塚と呼ぶ者あり、積起數尺、大小一ならず大略圓形にして、周圍十二三間より三十間に至る、石を疊む所あり、其數二十條、(伊勢名勝志)蓋古墳なり。

野摩鄉 和名抄、員辨郡野摩鄉、訓也末。〇今詳ならず、阿下喜の東なる其原麻生田などを合同して、近年山郷村と改稱したり、所由ある事なるべし、然らは其の邊の地とせん歟、舊作風土記殘篇に野摩池ありて、今の笠田池に當るに似たりと云說あれど、僞書の事なれば擧くるも益なし。

麻生田 今山郷村に屬す、大字一名茶臼山と云古墓あり、大小二所相竝ふ土俗は麻績連の墓と稱す。(伊勢名勝志)

笠田 山郷村の東、大泉原村の北にあり、神鳳抄笠田御厨此なり。〇五鈴遺響は、笠田村を以て和名抄笠間鄉に擬したれど、附會なるへし、笠田池は方一里と稱すれど、左のみ濶大ならず。

宇野 今笠田村の大字なり、砦址あり後藤氏の裔宇野部某之に居れりき、(五鈴遺響)勢州四家記云、弘治年中、近江國六角左京兆源義賢、伊勢を打取へしとて、小倉三河守に三千の兵を相副、先つ千種を攻め、千種服從の後、宇野部常生以下を打從ふ、永祿十年八月、織田信長初て桑名表へ發向あり、北方諸侍宇野部常生以下之に隨ひ、其後楠の城を攻める。

大泉 今大泉村大泉原村の二に分る、石榑の東大社、北にて、郡中の首邑に推さる。

大泉原（楚原） 近年楚原を改め大泉原村と云ひ、本郡々治の所とす、縣廳を去る十三里、(桑名の西北四里)阿下喜の南二里とす神鳳抄に大泉楚原井に御厨とあり。

長尾寺址 五鈴遺響云、大泉に在り、永祿天正中、長島門徒の亂に焚毀の禍に罹り後廢す、智證大師眞筆十六善神畫幅及大般若經一部六百卷今に遺り存す、奧書に永享十一年十月長尾寺什物と記す、大泉金井西方二邑の村正等、其什物を賞して、年預に領して藏せり、當國守護土岐世保刑部大夫持賴墳墓、同邑圓福禪寺にあり、永享十二年五月十六日自刎して死す、標石あり土俗石佛と稱す、南方紀傳及櫻雲記云、永享十年五月、武家より命して一色左京大夫義貫、世保刑部大夫持賴大軍を率し和州に趣き、國々の一揆を伐ふ、永享十二年更た柳營足利義敎の命に依て、土岐興安軍士を將ひて和州多武峰に至りて、世保持賴を伐つ、持賴自殺。

美耶鄉 和名抄、員辨郡美耶鄉、訓三也。〇今詳ならず、神鳳抄宮村御園なりと云ひ、今大泉原村に大字御園あり、此の邊即古の宮村にや、後の考定をまつ。

笠間鄉 和名抄、員辨郡笠間鄉、訓加佐萬。〇今詳ならず、神鳳抄「笠間鄉、荒祭宮神田、又笠間鄉司職田」など云事見ゆ、近年大泉原村の南、鳥取山田の邊を神田村と號するも、笠間神田なりや、蓋員辨鄉は美耶笠間いつれかに當るべし。

梅戶 今大井田と合同して、梅戶井村と改む、石榑の東にて、南大社村の北に接す、神鳳抄梅津御厨大井田御厨と云者此なり。光運寺と云は往昔大坊なりしにや、其門前の民居おのづから二村を爲したり、此門前に城址あり、昔梅戶高實の居所なるが、天正三年十月の役に、高實遂に長島に戰死せり、伊勢軍記に曰く、梅津家は伊勢平氏宮田家資の後胤にして、江州佐々木承禎の四男を養ひ嗣となすと、蓋し高實の事なるべし。〇宗長手記に、梅戶より江州に赴ける路程を記す、大永年中の事也、曰「八峰峠になれば、送りの僧俗と盃を傾け、梅戶よりの迎の人來りて、その日には峠をこえぬ、此峠は昔より馬輿とほらぬ仔細ありと聞ども、老の足一あしも進まず、人に負るれば胸痛み息もたえ、谷にも落入ぬべく覺え侍れば、老のこしかき、二三十人梅戶よりやとひ與ひて、左右の大石をふまへ、おち瀧津波をまたけ、度々心を惑はし、空へもかきあぐるこゝちして、やう〱峠の一屋に一宿、翌朝江州山上の曾下寺一見して、麓のたか野といふ里に日たかく一宿。

南大社 大社は員辨川を挾み、南北の二村に分る、今南大社は長深と合同し大長村と稱す、神鳳抄「大社神田四反、長深御厨」など見ゆ明治八年、長深の字生木に一古墳に發きしに、中は石塼南面し、金環及土器類

を出せりと云。

（大谷）南大社梅戸の邊に、往時大谷と云里ありと神祇志料に見ゆ、曰「員辨郷の南に神貝と云地あり、三十年前は三戸ありしが、後皆大泉に移り、今は一戸もなし、唯神明社遺れり、今梅戸村領南山の谷一里も邇りて、大谷の稱あり、世人もよく知れり、明應の震災に延喜式大谷神社も人家も流され、人民は大泉に移り、廢址は白河原となりしを、大泉より出て新開せるなり、是即大谷御厨の舊址にして、其神明祠即本社なり、されと人民移居の後、經隔の地故、神明の靈形を大泉春日社に遷す」。

北大社（キタオホヤシロ）

今稻部（イナベ）村と改む、東は神田村と相並ひ、古の員辨氏の墟なり。員辨は即猪名部にて、攝津國を本據とし、雄略天皇の朝に、物部大連目、當國の賊朝日郎（アサケノイラツコ）を誅し、所領の猪名部を此に移す、其氏人猪名部造財麿は本郡少領たりしが、孫善縄學術を以て仕官し、貞觀年中累遷して參議正三位に至り、春澄朝臣姓を賜ふ、嘗勅を奉し續日本後紀四十卷を修選す、同時に掌侍春澄高子あり蓋善縄の一族なり。○大日本史云、善縄、員辨郡人、達官後移籍于左京、祖財麿、父豐雄、善縄幼明慧、骨格非凡、財麿奇之、加意撫育、傾產無所惜、弱冠入學、博洽多通、天長之初、及弟補俊士、承和十年、遷文章博士、仁明帝親從子禮受莊子。（下の大木の條參看）（員辨）

猪名部（エナベ）神社

延喜式に列す、今北大社員辨寺址の邊に在り即員辨氏の祖神也。姓氏錄云「爲奈部、伊香我色男命六世、金連之後」三代實錄云「貞觀元年、員辨大神授位、十五年勅、掌侍從五位下春澄朝臣高子、賜稻一千五束、奉幣氏神、向伊勢國」員辨寺址○今猪名部社の邊に、鐘つき、寺うへ、寺前等の字あり。其北員辨墓と云は山田村に在り員辨寺浦の義ならん、［神祇志料］山田より鳥取まて亘れるにや、此間に大御堂大堀跡、古堂地藏塚、供佛田三百坊なと云字あり、天正年中廢滅すと云。（伊勢名勝志）○

大木（オホキ）

今稻邊村の大字にて、北大社の西北に接す。勢陽雜記拾遺に、員辨進士三郎行綱は此に住したりと云ふ、行綱は東鑑に大領又五位前司と見え、其子行經賴綱並に廷尉に補任し、北勢の著姓なり、按に行綱は伊勢平氏に黨し、元久元年の亂に與るも、宥されて舊領を安堵したり、南北朝以後の世に、此氏人聞ゆる所なし、蓋謂ゆる伊勢平氏に混同して、舊系を失へるならん。○大木の東六把（ロッパ）野に古墳散在す、小金（コガネ）塚と云は圓冢なり、三（ミツ）塚と云は三墓相并ふ、文久年中、土人小金塚を發きしに、中室は方九尺、石を以て疊む、土器五六箇を見たりと云。〔伊勢名勝志〕

鳥取（トトリ）

今山田穴太筑紫の諸大字を合同し、神田村と曰ふ、稻邊村の東に接す。延喜式鳥取神社鳥取山田神社の二あり、今共に大字山田に存す、神鳳抄には山田御厨阿奈（アナウ）字御厨など見ゆ此地なり、鳥取とは古の鳥取部の民の住所なりけん。○鳥取に反身（ソリミ）坂と云字あり、

雲いくへひばり鳴なるそり身坂。　芭蕉

星川（ホシカハ）

今七和（ナナワ）村と改稱す、神田村の東にて、桑名郡々界に接す、南は員辨川に至る、故に或は星川を水名に假ることあり、神鳳抄、星川御厨。

星川神社は延喜式に列し、此地は武内宿禰の裔なる星川臣平群臣等の族黨の來住せるを徵すへし、星川の南岸志知村（今久米村）に平群神社あり、是皆裔民が其祖神を祭れる者也。

員辨川（ヰナベ）

白瀬（シラセ）村三國嶽の下より發し東南流し、悉く郡内の溪澗を併せ、星川の東に至り、桑名郡に入り、以て海に朝宗す、長凡九里、古は星川と稱し、近世通して町屋（マチヤ）川と呼ぶ。

限あれば橋とそならぬ鵲のたてるにしるしほしかはの水、（歌枕名寄）　長明

桑名よりくはで來ぬれは星川のあさけはすきぬ日ながなりけり、（方角抄）　宗祇

久米（クメ）鄉

和名抄、員辨郡久米鄉・訓久女。○今久米村并に桑名郡桑部村是なり、桑部に久米の村名ありし事五鈴遺響に見ゆ、員辨川の南岸にして朝明郡の地と相隣比す、神鳳抄云「久米鄉神田、又久米鄉司職田」。

志知（シチ）

今久米村の大字なり、字平群澤に塁址あり、其山岡に延喜式平群（ヘグリ）神社あり、社後に古墳と想はるゝ一丘あり、平群は神鳳抄に平栗新田三町と載たり、平群星川は共に大和國の地名にて、部民の移住につれて起れる者也。三代實錄（卷五）曰味酒首文雄味酒首文主味酒首文宗等三人並賜巨勢朝臣、先是巨勢朝臣河守奏言、文雄欵侢、先祖出自武内宿禰大臣也、大臣第五男巨勢男韓宿禰、是巨勢朝臣之祖、第三男平群木菟宿禰、即是文雄之祖也、木菟宿禰之後、賜味酒臣姓、淪落伊勢國、至于文雄祖、改臣賜首姓、是以改姓之望、朝夕刻忠、但須順祖胤之稱、賜平群之姓、而平群之字、稱謂是凡、巨勢之文、義理堪變、從之。（平群）

田邊（タナベ）

今久米村大字中上（ナカガミ）の舊名なり、神鳳抄田邊御厨あり、字北山（キタヤマ）は、文祿慶長の頃、岐阜城主織田秀信の室臣木造具康の館址にして、空湟土壘及家士の邸址猶存す、當時二萬五千石を領知したりとか。（伊勢名勝志）○延喜式、多奈閇（タナベ）神社在り、蓋伊勢國造天日鷲命を祀る、即田邊宿禰の祖なり、舊事紀姓氏錄參考すへし。（神祇志料）

桑名郡

桑名郡

伊勢の東北隅に在り、北は多度山を以て美濃(海津郡)と相限り東は木曾川に浸され、今鍋田川筋を以て尾張(海西郡)と相限る、西は員辨郡に至り、南は三重郡に至る、南東の一隅海に臨む、面積凡七方里人口六万、桑名町に郡衙を置き、十六村を管治す。和名抄、桑名郡、訓久波奈、五郷に分つ、文祿檢地二万一千石、明暦年中、江海洲沚の澤地開墾成り、新田高一萬九千石を増加し、元祿年中四萬七千石の檢帳高を見る。(五鈴遺響)○桑名は姓氏錄「右京神別」桑名首、天津彦根命男、天久之比乃命之後也」とありて、卽其故里也、天武天皇東國巡幸の途次、往復共に桑名郡家に宿したまふ事日本紀に見ゆ。

桑名鄕

和名抄、桑名郡桑名鄕訓久波奈○桑名町益生村是なり、東南は江海に接し今赤須賀城南の二村あり、西北は大山田村及額田鄕(在良村)に至る。○天武紀、元年六月、車駕停于桑名郡家、令起軍陣、高市皇子遣使於桑名郡家、請御于不破、督諸軍事、卽日留皇后於桑名、而入不破、九月車駕發美濃、宿于桑名郡家。續紀、天平十二年、幸伊勢國、至桑名郡石占頓宮。天武天皇祠○今桑名鍋屋町に在り、舊址は益生村大字本願寺なりとぞ、(五鈴遺響東海道圖會)一說大山田村蠣塚楊柳寺なりとも曰へり、按に此地に本祠あるは、天皇郡家行在の跡なれば也、神社考俗說辨にも見えたり。

矢田

今益生村と改む、桑名町の西に接す、一市街を成す、神鳳抄、八太御厨とあり。天正十二年、織田信雄羽柴秀吉矢田河原に會見して和議の事あり、城山と號する壘址存す、此邊往時は員辨川横流したる所と云も、今は士民宅舍之に滿つ、慶長年中、桑名城修築以後然りと爲す。○大日本史云、北畠顯能、延元元年、歸于伊勢、會高師秋受足利尊氏命、來襲北勢、顯能乃命將士卷兵、急攻矢田城、却師秋、興國年間、屢戰與師秋破之、正平六年遂擒殺之。

矢田八幡宮は、天武天皇の頓宮址なりと云ふ說あれど、五鈴遺響は之を非と爲し、延喜式立坂神社を後世八幡宮に誤れる也と曰へり。

桑名

今桑名町と曰ふ、東北は木曾川の別流揖斐川に倚り、海口に近く水陸の都會也、溝渠市街を貫流し、北部に艇舟の泊所あり、戸數四千、舊城は江海の要衝を相し、水を利して防禦を爲せり。四日市を去る三里半、名古屋を去る七里、鐵道車驛西偏にあり、東北木曾川を横絕し、彌富驛(前箇須)まで二里。

(三崎)（石占）

桑名神社

延喜式に列し、二座とあり、卽桑名首の祖神とす、今三崎明神と稱し、春日神を配祀す、往時は神宮寺佛眼院を置き、田祿五十石を給をられたり。又石取と云神事あり、古の石占の遺風ならんと云ふ。日本書紀、日本武尊の從者に善射者石占横立あり、聖武天皇は本郡石占頓宮に御したまへり、或は疑ふ石占は此地の別名なるを。○延喜式佐乃富神社舊溝野村に在り八劍宮に同しきを後世桑名寶殿町に祭る、延喜式中臣神社舊香取村に在りしを、後世寶殿社の域内に移したり。(五鈴遺響)

榎撫

桑名の古驛名にて、盖江之津の訛なり、延喜式「伊勢國驛馬、榎撫十疋。」○日本後紀「延暦廿四年、伊豆國椽山田宿禰豐濱、奉使入京、至伊勢國榎撫朝明二驛之間、就村求湯」云々「弘仁三年、伊勢國言自桑名郡榎撫驛、達尾張國、既是水路、而徒置傳馬、久成民勞、伏請一從停止、永息煩勞、許之。」○按に朝明と桑名は兩驛相距る一里許、設置の必要を見ず、唯桑名以東江海淼々之れを渉る困難多し、去れば榎撫驛の置かゝる事となり、又水路なればとて、馬匹を停めらる、延喜式に馬を錄したるは、舟の誤にあらずや。

間遠渡

桑名より尾張熱田驛に航する船路なり、桑名七里渡とも曰ふ、伊勢物語に「伊勢尾張の間なる海」と云ふも此也。

有明の月にまとほのわたりして里にいそかぬ夜の舟ひと、(名所圖會)

舟泊桑名城下　　梁　星巖

遠水無波日已沈、万檣簇々立如林、青樓紅粉多年夢、
白露兼葭此夕心、斷續弄風江上笛、丁東搗月女郎礁、
舉々未肯無情思、來話篷窓半夜吟、

伊勢物語云、むかし男ありけり、京にありわびて、あづまにいきけるに、伊勢おはりのあひの海のつらをゆくに、浪のいと白くたつを見て、

いとゝしく過行かたの戀しきにうらやましくもかへる浪かな。

五鈴遺響云、桑名客船の岸に繫する處を船場と稱し、大鳥居一基を建て、船の的の爲に燈籠を挑け置けり、又看監所あり、諸侯公卿東關往還するは、城主より官船を裝て、凡て風濤の虞なし。○桑名より木曾川を上下する舟筏亦多し、木曾美濃の木材米穀等は皆桑名に回漕し、後熱田四日市に轉致す。此木曾川筋津島往來の事回宗長手記(大永年中)に見ゆ曰く、尾州津島へは、河のほど三里ばかりなり、桑名衆老若舟にて雨後河水をさしのぼす、數盃の中、津島より又迎ひの舟に乘移り、おくりの舟もしばし川上に浮べてさしやらず。(津島舟は佐屋廻と稱す)

桑名城址

伊勢名勝志云、桑名町の東北部に在り、東は揖斐川(木曾の別流)を帶にし、今吉之丸三之丸と字す、按に桑名鄕は古には桑名首の居る所にして、後郡家を設け郡司の住する所たり、文治中、伊勢平氏の黨桑名三郎左衛門尉行政、幕府の命を受け此地を管す、戰國の時桑名を二分し、東方は伊東武左衛門、(卽ち今の城址)北方三崎は矢部右馬允之を領し、南は樋口内藏介之を領し共に三城たり、永祿中伊勢氏直之を領し北畠具敎に屬す、

天正二年、信長本州征伐の時、瀧川一益に命して長島城を守り、兼て本城を鎮せしむ、四年大に城郭を修補す、十一年、羽柴秀吉天野景俊をして之を守らしむ、十二年、小牧の役、酒井忠次及び石川數正之を守る、十五年、丹羽氏本城に居る、文祿四年、神戸城の天守を移し修築す、七月氏家行廣封を此に受く、慶長五年關ケ原の役、行廣石田三成に黨し封除かる、本多中務大輔忠勝來り鎮し、封邑十五萬石、子忠政元和三年に至り、播州に移り、松平隱岐守定勝(久松氏)之に代る、封十四萬石　○豐鑑云、天正十二年、羽柴殿は和平なさばやと、桑名の南の河原に出給へば、信雄もともに御座して對面あり、秀吉膝を折り手をつかね、詞を出されず、涙をすゝり給ふとなり、秘藏して持し太刀を進上し、本の陣に歸り給ふ、さてこそ兩軍泰平のうたをなし悦ひあへり、秀吉信長の臣として信雄に從はず、刃をとも事其罪明けし、信雄父の仇を討ちし秀吉を亡さむとし給ふ事、義にあらざるべし、春秋いかに誰すへきや、愚心わきがたきにこそ。○氏家常陸介卜全は、元龜元年、信長公長島合戰の退口に討死し、其子内膳正行廣は二萬石を知行、秀吉公に仕へ、桑名に居る、後石田に黨しければ、慶長五年家康公四日市に着、氏家より使者を以て桑名に於て宴を奉り、船にて送り奉るど申出つ、井伊直政氏家何の謂あらんと申上け、公は直に渡海ありければ、氏家は籠城し、山岡道阿彌に攻め落され、行廣遂電して剃髮道喜と云ひ、元和元年大坂に入り、天王寺口に奮戰、遂に自殺す。(北越軍記下野國志)○久松松平の祖定勝は、德川家康の異父弟なり、長子定行、寛永十二年、豫州松山城を賜り、次子越中守定綱を城州淀城より此に移居せしめらる、封十一萬石、孫直定寶永七年越後に移され、又白川城に轉す、桑名は松平下總守忠雅に賜ふ、文政六年、越中守定永(白川樂翁公定信子)に至り、故封に復す、戊辰の亂、城主定敬越後國柏崎に奔り、家士を率て各處に轉戰し、會桑の両名東軍に冠たり。

淨土寺は清水町に在り、寶治元年、僧道觀中興す、慶長十五年、城主本多平八郎忠勝の墓所を此に定む、淨土宗也。○本統寺は今一色町に在り、本願寺教如上人女長姉の開基にして、今東派に屬し、土俗桑名御坊と稱す、法盛寺は當町に在り、相傳ふ參州矢矧柳堂を移すと、本願寺准如上人の孫教全中興し、今西派に屬す。○五鈴遺響云、十念寺は桑名に在り、創建朝明郡田光村にして、行基僧正の開基なり、嘉祿年中中興、良忠上人、三重郡六呂見西足八島山觀音寺に於て、專念淨土宗を稱讃して世に弘む、其弟子譽阿彌此寺に住し、淨土宗に改めたり、其後文明年中、又天正年中、今の地に遷せり、西方寺は高田派の中興上人眞慧の開基、初め眞慧野州より出て江州戸津の濱妙林寺に遷り、又朝明郡大矢知靑木山光明寺を創建して、又此地に移り、又三重郡北小松に遷住し、又今の一身田に專修寺を建營す、其大矢知廢寺の跡より、享保年中銅鐸二口を掘得たり、今當寺に什藏す、中興上人の遺址なればなり。

赤須賀（アカスカ）

桑名の東に接し、木曾川入海の邊なり。五鈴遺響云、赤須賀新田は、勢陽雜記に載せず、明曆圖に見ゆ、赤須賀廻船堂海邊の東の隈の上にあり、堂の側に常燈籠あり、海船の渡海の的標とす、寶曆中より始て置けり、白魚塚は芭蕉俳士の句標なり「白魚や水より白き事一寸」と刻す、白魚は即鱠殘魚なり、網して獲る地は、桑名より四日市の間海上三里許にして、其塚に方俗横まくらと稱する處あり、これより東は尾州愛智郡の地なり、是より西は本州の地にして、尾州の界内は蜆多し白魚なしと云、又桑名は蛤貝を名産とす、白魚を漁る海灣に之を獲る也、桑名蛤の名とするは、他郡に産と異にして、殼大に肉充滿し淡味なり、他郡は鹹味甚し、其用は海潮の淡鹹に據れり、旅店に松毬の火を焼て炙り食す、過を名産と稱す、又醬を以て蛤の肉を煮山椒乃薑等を和し、日を經て食ることなし、方俗時雨ハマグリと稱す、初冬より製造すればなり。

額田郷（ヌカタ）

和名抄、桑名郡額田郷、訓奴加多。(今在良村是なり、大字糠田あり、益生村の西に接し、員辨川の北岸に沿ふ、南岸桑部村は一説員辨郡久米郷の屬なるへしと云ふも、地形を按ずるに額田郷の屬なり。

額田神社（ヌカタ）

延喜式に列す、額田部氏の祖神なり、姓氏錄に二流あり「額田部宿禰、明日名門命三世孫、天村雲命之後也」又「額田部湯坐連、天津彦根命子、明立天御影命之後也、允恭天皇御世賜姓」。○神祇志料云、今糠田に在れど、増田に在り社址遺る、増田に額田山源流寺の名あり、大福田寺文龜元年勸進帳に因れば、額田部祖神を祭る、而て勸進帳を按するに「大福田寺と云ふは、後宇多院の朝に、額田部實澄の草創、彼先祖をは神戸開發の領主門錄と云、大神五十鈴川鎮座の初、社職に任補せられてより、實澄まて累代不易の神職なり」と、門錄以來額田郷に居て、桑名神戸の司に補せられしなるべし、されど額田部に宿禰姓あり、湯坐連あり、臣あり又村主ありて、何れよりの出身なるかを詳にせず、恐くは天津彦根命なるべし。○伊勢名勝志云、糠田村の字高塚、遠祖前祖塚石塔山の諸所に、往々玉類陶器の出つるありて、石室の崩壊せる者あり、是額田部氏の墓址ならん。

蓮花寺（レンゲジ）　大字糠田の東に接し、又大字なり、此に浮石層あり、採掘して磨砂に供用す。(地學雜誌)

益田（マスダ）　元莊號にて、増田にも作り、中世矢田村桑名町まて廣汎したり、今大字増田を遺し、糠田と相並ぶ、神鳳抄、増田御厨。○五鈴遺響云、東鑑嘉禎四年、從五位下行隱岐守藤原行村法師、法名行西、年八十四、于時在伊勢國益田庄、此間向彼所、按に今ウノキと云地は行村の住

址とぞ。

桑部（クハベ） 三重郡縄生の西、員辨郡久米村の東に接し、町屋川の南岸なり。神祇志料云、延喜式、桑名郡長谷（ナカタニ）神社、今桑部村字長谷の水邊に在り。

尾野山（チノヤマ） 大山田（オホヤマダ）村大字桑名に在り、矢田の北に接し、一座の丘なり、丘北を大字東方と曰ひ、民戸寺字丘を壓す、桑名町の西十町許、字入江に延喜式尾野（チノ）神社あり。五鈴遺響云、尾野神社は舟着大明神と稱し、東方を土俗本村（モトムラ）と曰ひ、舊邑を舟着と曰ふ、按に、日本武尊の「尾津（チツ）の孤松」と咏したまへる尾津濱は即此與、山野には尾野と稱し、江津には尾津と稱したるに似たり、然れども舊説、大略尾津を今多度村大字戸津古濱（トツフルバマ）村大字御衣野の邊に定めたり、今說に依れは大山田村は古の桑名郷内と爲すべし、後の考をまつ。

五鈴遺響に、尾津濱又御衣野濱と云は、海崖なるべし、又横野濱の名あり、是等の濱は皆今の桑名町の邊にて、多度山中にはあらざるべしとの意を述べたれど、明白ならず（多氣管□云、むかし吉田と云へる者來り、伊勢の府に來り馬を飼へけるが、權目正行其藝をつたへ、高名のものになりにき、正行は白河院の上北面源正親か子なり、宅は桑名の濱はた[illegible]のといふ所なり）

東方（ヒガシカタ） 今西方播磨汰上（ハリマコリアゲ）等を合同して、大山田（オホヤマダ）村と改稱す、尾野山以西の山野にわたる、高塚（タカツカ）山あり、播磨の南に當り、高九十米突許なれど、木曾川長島より尾州の廣野を平臨す、日本武尊の御歌「尾張にたゞに向へる尾津の崎」とあるも想ふべし。

照源寺（セウゲンジ） 東方に在り、淨土宗、寛永元年、桑名城主松平氏創建、初め崇源寺と稱したり、松平氏の廟墓を置く。

大福田寺（ダイフクデン） 東方に在り、神寶山法皇院と稱し、眞言宗、多く寶器を所藏し、北勢の名刹なり、初め矢田の南、今大福（ダイフク）と字する地に在りしを、万治年中、尾野山へ移す。

用明天皇の草創と云ひ、所傳の緣起あれど信從し難し、土俗桑名大寺と呼ふ、蓋額田部氏の所建也。○五鈴遺響云、福田寺々記は、悉く信し難しと雖、此寺もとは神戸のありし地に建て、後此邊に寺を遷したりと謂へり、今詳にするに、桑名郡神戸の御厨の地なるべし、然る故に大神を奉祀す、又大福にも其神祠の遺址あり與とすべし。（額田郷額田神社參考すべし）

蠣塚（カキヅカ） 今大山田村の大字にして、播磨の北、汰上（ユリアゲ）の西なり、岡に倚り東面す、勢陽雜記に柿塚に作り、楊柳寺とて天武天皇頓宮址ありと見ゆ、今桑名町に寺を移したり。人類學會雜志云、桑名の北一里許にして、小山の裾に蠣殼の重疊して塚をなすを見る、其上に二三の家を建つ、其前面及び左方は皆田なり、田中に硫氣水を生す、浴場の設あり、介墟中より種々の土器を出す。

深谷（フカヤ） 大山田村の北、野代（ノシロ）村の南、西は山に倚り、東は揖斐川に臨む、延喜式深江（フカエ）神社は大字下深谷部に在り、縣明神と稱す。此村は上下の二村に分れ、深谷部（フカヤベ）と稱したりしが、今合併す、戰國の頃、邑主近藤氏の壘址あり。（伊勢名勝志神祇志料）

野代郷（ノシロ） 和名抄、桑名郡野代郷、訓乃之呂。○今野代村深谷村是なり、延曆儀式帳及倭姬世記に桑名野代宮と云あり此とす。

野志理神社（ノシリ） 延喜式に列す、神祇志料は之を以て大福田寺の神明に擬したれど何如にや 勢陽雜記云、野代宮に垂仁天皇の時、天照太神尾張國中島宮より桑名に遷幸、此に暫くましまして、次に鈴鹿郡忍山に還幸し給ふ、桑名府の乾行一里に在り。

すみれおふ野代の宮のあたりとてつむ人なしに過る春かな、（神祇百首） 度會 元長

野代の東に大字大鳥居（オホトリヰ）あり、多度神の門址なりと云ふも、或は野代宮の門址にや、天正二年長島合戰の時織田方より大鳥居に押寄せ、男女二千人の耳鼻を截り取りたる事、當時の軍書に見ゆ、大鳥居の對岸、即長島郷なり。

（大鳥居）

尾津郷（チツ） 和名抄、桑名郡尾津郷、訓乎都。○今多度村古濱村ならんと曰ふ。勢陽雜記、戸津を以て尾津に擬し、八劔宮を以て日本武尊の遺址と爲したるより、此說稍定まれるに似たり。勢陽雜記云、今尾津と云所なし、戸津と云所ありこれなるべし、八劔宮とて溝野といふ所にあるは、即尾津神社なるべし、戸津と溝野相並へり。○按に戸津は今多度村に屬し、溝野（御衣野）は今古濱村と改め、野代の西北に接し小山と呼ふ一丘を挾み、多度山を背にし、東西して香取江揖斐川を隔てゝ尾張海西郡の澤地に臨む。

尾津神社（チツ） 延喜式に列す、蓋日本武尊の遺蹟にして、謂ゆる尾津崎、尾津濱の地に在るべき也。○日本書紀云、日本武尊還於尾張、便移伊勢、而到尾津、昔日向東之歲、停尾津濱、而進食、是時解一劍置於松下、遂忘而去、今至於此劍猶存、故歌曰

をはりに　たゞにむかへる　ひとつまつ　あはれひとつまつ　ひとにありせば　きぬきせましを　たちはけましを。

又古事記云、倭建命、到坐尾津前（チツノサキ）一松之許、先御食之時、所忘其地御刀、不失猶有爾、御歌曰、

をはりに　たゞにむかへる　をつのさきなる　ひとつまつあはれ　ひとつまつ　ひとにありせは　たちはけましを　きぬきせましを　ひとつまつあはれ。

又古事記、倭建命御子、足鏡別王者、小津石代之別祖也。舊事紀云、日本武尊兒、稚武彦命、尾津君揮田（フキタ）君武部君等祖。○按に此尾津と云は尾州より勢州の通路に當り、江濱にして埼頭なりしなり、斯る地形は今の尾野山以東桑名町を推して恰當と爲す、因て再考するに、和名抄尾津郷は即桑名町にて、桑名郷は大山田村にあらずや、彼

（尾津前）

三崎大明神は近時式內桑名神社に擬したるも、其實尾津神社にあらずや。

御衣野

或は溝野に作る野代村の西に接し、今古濱村と改む、力尾猪飼等の大字あり、多度村小山の南なる澗を占め、水は東流して香取江に至り、多度川に會し以て揖斐に注入す。○書紀通證は勢陽雜記を援き、尾津孤松此に在りと爲す、曰「此松號曰劍掛松、其地云溝野、與戸津相隣、村西有八劔祠、村長稱草薙氏」と、伊勢名勝志「太刀掛松は溝野の西に在りしと、今松亡び耕地と爲る、蓋往昔は海潮の去來したる地ならん」云々。五鈴遺響は、御衣野古野川の谷は海濱と謂ふべからず、八劍宮は式內佐乃富神社に當り、尾津孤松の所在に非ずと爲し、又

伊勢しまやみその〻濱のまつか枝に年經てたてる大刀もかしこし

さ、勢陽雜記に引ける古歌をも疑ひぬ。

猪飼

今古濱村に屬す、古野川の北岸にて、多度神社の南山の陽に在り、壘址を存す、元弘建武の頃、小串詮行足利氏に屬し此に居る、六世孫詮道は天正の初に至り、織田氏の兵を拒き戰死す、(伊勢名勝志)小串氏は蓋多度祠官の一族なり。○猪飼の西山は多度谷に連接し、浮石層あり硅酸より成るを以て採收して、硝子の原料と爲すべし。(地學雜誌)

戸津

今多度村に屬す、多度谷の口に當り、御衣野の北凡十八町、神鳳抄、富津御厨とある地にして、一說尾津の訛なりと云ふは疑ふべし。

小山

戸津の民家の西、御衣野の北多度社の南、猪飼の東なる一丘なり、高百米突許、東に向て傾斜綏なり、戸津の田野は堤防を以て揖斐川を支ふる地なれば、往時は海潮香取江より浸漸して、小山の下を洗へるも知るべからず、延喜式小山神社あり、今牛頭天王と稱す。

八劍宮

小山神社の南に在り、一說延喜式尾津神社二座是なり、近傍に尾津山圓正寺と號する者あり、又一證に備ふべし、蓋尾津君氏の祖、日本武尊の子、稚武王を祭る。〔神祇志料〕○古事記傳云、戸津は桑名より二里許西北・多度神社より廿町許東南なり、戸津と溝野の間に、八劍宮と云社あるは、尾津神社なりとぞ、孤松は此に其蹟を遺せり、此地は古より美濃伊勢の通路にて、戸津は美濃國界より一里南とす、此あたり今は海より遠けれど、古はやがて海邊にて、尾州津島より渡る泊所なりしと傳へ、多度山より尾埼の長く引延たる端にて、其山埼を里人は鼻長と云り、實に尾津の崎と云へき地形なり。○按に尾津の地點疑なきに非ず、諸說を並擧して、計較の料に供ふるのみ。

多度

今戸津小山の諸村を合併す、多度山の下に在り、多度神社は戸津の西、大字多度に在り、桑名を去る三里。

(多度山)

美濃國には養老山を多度山と稱す、續日本紀、養老元年の條に見ゆ、伊勢の多度山は養老の南五六里、連峰相接比し、揖斐川の西屏を成す、蓋同山彙なり。○多度祠後の峰を朝拜と名つけ、西峰を甕尾と呼ひ、東峰を岩名と呼ふ、猶上方三十町を鷲倉又愛宕と稱し、濃尾の野を下瞰すへし。

多度大神宮

延喜式、名神大社に班し、續日本後紀に多度大神宮と曰ふ、初め神宮寺を置き、歷朝の崇敬ありしが、中世頽衰へ、幕政の時神領五十石を定む。○延暦元年、多度神叙位、貞觀元年、遣右中辨大枝音人、向多度神社、奉神位記財寶、五年、多度神加正二位。(續日本紀三代實錄)○此社は天津彥根命を祭る、古事記云「速須佐之男命、乞度天照大御神所纏御髻之珠所成神、御名大津日子根命」姓氏錄云「桑名首、天津彥根命男、天久之比乃命之後也」古語拾遺云「天目一箇命、筑前伊勢兩國忌部祖也」又姓氏錄云「天津比古禰命子、天麻比止都禰命」(古事記傳神祇志料)○東海道圖會云、多度大神、天津彥根命、相殿新宮明神內母明神、攝社一目連祠等あり、社說曰、北勢洪水暴風の時、此神其難を防かせ給ふ、往昔は多度柚井戸津小山猪飼等の地皆神領なりき、永祿天正の頃、長島合戰連年止まず、神社兵火に罹る、慶長に至り、桑名城主本多忠勝再營あり、爾後累代桑名侯の尊崇する所と爲り、大略舊觀に復し、供僧法雲寺を再置す、神庫に古鏡三十面古劍一口古陶古錢數十品を藏む、神域に老樹奇草を生し、巖石の怪異なる者多し、八壺谷の幽溪は勝景特に著る。

法雲寺

多度神宮の東、愛宕山の下に在り、寬永年中、桑名城主松平氏舊寺址を重興せしめ、供僧坊と爲す、眞言宗を奉し、鎮守愛宕權現あり。多度大神宮寺は、天台の一院たる由、續日本後紀承和六年の條に見ゆ、東寺文書には眞言院と爲し、訴訟の事見ゆ、古寺は後世廢滅し、五輪石塔散在するを以て、此所即其故跡たるを知る。東寺文書、長治二年辨官符云、東寺所司等解狀偁、多度大神宮法雲寺者、爲寺家末寺、既經數百歲、而以去寬治年中、俄依有延暦寺之相論、經奏聞、任國史旨、爲眞言別院之由、被下宣旨(中略)爰彼山住僧仁學、相語伊豆前司源國房、隨數多軍兵亂入多度寺所領庄々、苅取作田等、兼又令損亡任人等、其子細旨載寺家氏人盛正所進解狀云々、又嘉承二年辨官符云、東寺解狀偁、多度神宮寺、往古之比、滿願聖人依多度大明神託宣、建立堂舍、安置佛像所草創也、而承和十四年、彼寺僧壽龍爲眞言宗、可奉祈鎮護國家之由、請官裁(中略)件多度神宮寺並本宮石本、任往古之例並前官符旨、停止延暦寺妨云々。五鈴遺響云、多度の祠官は、小串氏と曰ふ、然れとも多度庄司と云家あり、異同如何、北畠國司材親卿の多氣窓囊に曰、昔三條殿の御領に、多度の國友匠材の上手にて、

京にめされ清涼殿造りける、いとめでたく造りいたしければ、大工の官たまひけり、多度の郡にたいこのはたといふめるは是か領なりとぞ、准后暫く此所にましまし、多度の庄司に百貫文からせ給ひける、

さための事

鵝眼百貫は軍用ふそくにてむつの國司に送る料とて當庄の人々かし給ひよろこび思しめしぬ代もゆたかにかへらす時ごさうばいにて返し賜はらむ事に三神かけ奉るもの也

年の九月三日　　ちかふさ

たどの庄司どの

今詳にするに、今多度神領の中に古野あり、大皷野の署して轉訛せしにや、陸奥の國司は中納言顯家卿の弟春日中將顯信なり、文中の軍用の料は南朝興國五年（北朝康永元年壬午）九月より、其十月、准后親房卿及び其男顯信其弟少將顯時等、一品宗良親王を奉して奥州下向の時なるべし

八壺谷

多度祠の西數町にして、溪澗兩岸相對し、之を泝る數十町、危岩削絶、溪流高下し、松楓の間に掩映す、中にも八壺と稱するは、兩崖相峙み幽谷を開み、飛泉急湍あり、潭を爲すこと八處、故に八壺谷の稱あり。此下溪岩淵は水地底に潜り、四五町を經て再湧出し、滔々として東す。

たどの權現をすぐるとて

宮人よ我名をちらせ落葉川、　　芭蕉

布子着てないよりは皆し桃の花、　　支考

柚井は戸津の北に在る大字なり、延喜式宇賀神社、今此地の字宮山に在り。（神祇志料）

香取

今七取村と改稱す、多度古野の溪水此に滙集し、江湾を成し、揖斐川に通ず、桑名郡の北界にして、美濃國大田村（海津郡）に至る一里。○東鑑云、文治元年、伊勢國香取五箇郷、大井兵三次郎實春賜之。五鈴遺響云、香取は戸津の東也、桑名府に次て富有の地、近郷の庶民交易す、方俗香取市と稱す、信長記、鹿取を鶴島と記す、撰者の肉莽なり、香取と稱する名義は、常陸國鹿島香取大神、神護景雲元年、鹿島より迂幸、此地を過玉ひ、奈良の春日山に鎮座ありとぞ、式内中臣神社の舊地なるべし。

熊口郷

和名抄、桑名郡熊口郷、訓久末久知。○今此名なし、香取邊にあらずや、一説長島に駒江村ありとて之に擬するも、採るべからず、且長島は江中の洲にして、全く澤地なれば、古代開村の所とは爲し難し。○揖斐川の中游（海津郡）駒野村あり、其末に駒江の名あるを思ふに、揖斐川に沿ふて本來熊又駒の地名ありて、香取の邊は其口部に當るを以て此郷名ありしにや、錄して後考に備ふ。

木曾川

木曾揖斐の二川は、香取の東に會ふ、即勢濃尾三州の交會にして、洪水の激衝に當る、油島千本松と號する築堤ありて之に備ふ、土俗油島締切と稱し、二水滙過の中間を屏塞し、各分流に就かしむる者也。延享年中、幕府美濃伊勢の水患を救はんが爲め、薩藩に助力を課し（手傳普請と號せり）之を築く。揖斐川直に桑名を過ぎ海に入るも、木曾川は鍋田筏の二支を東方に分ち、本流は伊曾島村を貫き後海に入る。近年木曾川の西支長島江鍋江の二口は、杜塞工事を施し、之に因り揖斐川桑名方面の隄防は、木曾川洪水の壓迫を免れたりと云ふ、凡香取より以南桑名長島の輪中（南北三里東西若干）は、泰西謂ふ所のデルタ地也。（尾張美濃に於ける木曾川及美濃揖斐川油島參考すへし）木曾川は信州に發源し、長凡五十里、揖斐川は西美濃に發源し、長凡廿五里。

（揖斐川）

長島

揖斐川鍋田川間の大洲にて、木曾の幹流其東偏を貫くを以て、分れて二洲を爲し、其東洲を今木曾岬村と曰ふ、南部は海に濱し江渠沙堆相雜る、伊曾島と曰ふ、長島の本郷は西偏に在り、今長島 楠 の二村に分つ。

長島は元龜年中門徒蜂起の地にして、瀧川一益築城して之に居る、天正十二年、織田信雄之に移り、羽柴の兵を拒ぐ、江中に在るを以て、防禦の便多し、豐臣氏の時、之を清洲城主に隷せしめ、福島掃部頭正頼を置く、慶長五年、正頼和州宇陀に移り、長島一萬石は其兼治と爲す、元和以後、桑名城主の兼知と爲り、元祿十五年、増山兵部少輔正彌に賜與せらる、封高二萬石、城邑は桑名の北一里、長島江を以て揖斐川に通航す、今纔に壘址を遺す。○伊勢名勝志云、文明年中、安濃郡長野の族、伊藤重晴長島に據り、押付殿名竹橋の三處（桑名志五處に作る）に堡砦を置く、永祿中、服部友定砦を修して之に據り、北畠氏に屬す、元龜二年五月、一向宗願證寺の僧證意、檀徒の强梁なるものを誘ひ亂を作し、重晴を逐て此に據り、自ら長島殿と稱す、威を近國に振ひ、織田氏の威令一も行はれず、天正二年七月、信長大軍を發し遂に之を滅す、尋て之を一益に賜ひ、北勢五郡を管せしむ。○五鈴遺響云、元龜元年、諸州門徒蜂起して國主に抗敵し、織田殿に叛きぬ、時に桑名長興寺の門徒、下間三位法印を招き、一揆して數万騎長島城に據て籠居し、勢濃州の門徒の村々を押領す、瀧川一益制すといへども敗軍に及ぶ、信長の弟信興尾州灣江の城に戰死す、信長之を聞て大に憤り、同二年五月十日、自ら五万餘騎の兵を率して長島を討つ、同十三日退陣のとき、長島一揆濃州大田川へ舟五六十艘出し、軍卒を乘て横さまに織田勢を支へ、所々に追打す、元龜四年九月、織田信長大軍を發して桑名に至る、門徒詐り降る、二十五日、信長歸陣せむとす、長島より急に三千餘兵を發して追蒐ふ、後陣林新三郎以下百餘人悉く戰死す、天正二年七月、信長又之を討ち四手に分ち進發

（長島城址）

せり、市掖口、香取口、沛江口、桑名口より攻入る、一揆は篠橋大島居櫃島大島市江五島に城砦あり、織田の軍悉く之を圍り、男女數千を殺す、八月十二日長島城中力盡きて降らんとす、長島寺曰く男女助命ならば一人生害して開城すへしと、信長之を許す、一万餘の門徒の男女群り遁れ去らんとする時、伏兵鳥銃を放ち、其三千餘人を殺す。

河内 長島及び尾州海西郡市江島の總名とす、市江の北佐屋より蟹江の南に通し、往時佐屋川の支流あり、故に名つく。○三國地誌、長島及一江島七村を指して河内と言ふ、往古願證寺を川内御堂と號し、古佛の背に「伊勢國横郡川内某村某寺某」と記し或は長島御堂と呼ふ、乃ち川内は河内にして、長島一郷四面河を繞らす、故に此名あり。

長島御堂址 即長島城の地らん、佛堂願證寺又顯證寺と云、○伊勢名勝志云、天文中、僧蓮如の十二男蓮淳の開基にして、始め長島に創建し、川内御堂と號す、元龜二年、四世證意長島城に據り、織田信長に抗す、其子顯忍繼て居る、天正二年信長來り攻め、顯忍自殺す、世子准恵免れて民家に養はる、長ずるに及びて再び願證寺を桑名に營す、正徳中、宗派を更め寺終に廢し、其寺字を一身田專修寺に移す。

度會郡

度會郡 伊勢の南堺に在り、東及南は志摩郡及北牟婁郡に至り、北西は多氣郡と交錯す。今四町三十一村に分れ、面積凡四十八方里、人口十二萬、郡役所を宇治山田町に置く。通路は參宮鐵道龜山安濃津より來り、宮川を終驛と爲す。熊野街道は一に札所道と稱し、田丸より西南に赴き、大内山荷坂峠を經て、北牟婁郡尾鷲に向ふ。本郡は地勢宮川の東流に因り東に向て開く、然るに今宮川の上游大杉谷以下の六村を多氣郡に附け、嶺南なる志摩の九村を本郡に管せしむるは、稍不當の區畫なり。

(渡相)

度會は古書に渡遇又度合に作り、垂仁帝の朝に皇太神宮の鎭座ありて、神國と稱す、神功紀に「神風伊勢國の百傳ふ度逢縣」と云者此なり、後分割して多氣飯野の二郡を置く。伊勢風土記(倭姫命世紀所引逸文)に度逢の說あり、曰く「畝傍橿原宮御宇天皇、詔天日別命覓國之時、大國玉神遣使奉迎、令以梓弓爲橋、而度焉、爰大國玉神資彌豆佐々良比賣命、參來迎相土橋郷岡本村申、天日別命歎地主之參相曰、刀自爾度會焉、因以爲名也。」(神郡の沿革は別に見ゆ)○度會神主は續紀「和銅四年、伊勢國人、礒部祖父高志二人、賜姓渡相神主」とありて、伊勢國造同祖、天日別命の後、大幡主命(一名大若子命)の裔孫なり。

和名抄、度會郡(和多良比)十三郷に分つ、其伊氣郷は今志摩郡に入る、類聚國史天平寶字三年、伊勢志摩國堺を爭ひ、尾垂剗を葦淵に移すと云者、此郷なるべし。延暦儀式帳、神界東限を尾垂嶺と爲す、尾垂蓋伊氣郷の西二見郷の交界ならん。○度會郡制置の事は、延暦儀式帳に明なり、曰「難波朝廷(孝德朝)評を立て給時に、十郷を分て度會の山田原に屯倉を立て新家連阿久多督領礒連牟良助督仕奉き」

奉賀人勢州拜神宮　梁田蛻巖

乘轎經松阪、臨岐進竹都、春川催舫度、寶殿攝衣趨、
天樂養梓鼓、太爨越席厨、從兹神眷渥、瑞靄滿遥陬、

(宇治山田)

宇治郷 和名抄、度會郡宇治郷。(延喜式、太神宮、在度會郡宇治郷、五十鈴河上。)(伊勢風土記云、宇治村、五十鈴河上、造作宮社、奉太神以爲内郷也、今以宇治二字爲郷名。)(神名秘書)今宇治山田町の中、内宮神路山及宇治館町今在家町中之切町浦田町及四郷村大字中村楠部等の地なり神域内の謂を以て内と云ひ、後世内宮の稱因りて起る、本郷は東(朝熊山)南(神路山逢坂峠)西(鷲峰)は峰巒環繞し、二水其上方に發源し、内宮の南に至り相合ひ北流す、即五十鈴河なり。○宇治より西北浦田坂を經て古市町に通し、以て山田町に至る、(宇治橋より宮川橋まて)民家連接し六十町に及ぶ、人口三萬、今合同して宇治山田町と曰ふ、抑地名は、佳稱二字と云事、古聖王の遺旨あれば後人と雖尚留意すへき所なり、而て今宇治山田と云ふ如き、不雅無稽にして古に違ふ名を立てしは、神都の爲めに惜まるゝ業なり、此地の如きは世俗の新奇に迷ふなく、必ずや其古の本稱に歸り、度會町と云ふこそ當然なれ。

(島路山)

神路山 宇治内宮の神苑を繞り、殊に南方に擴延する地積にして、欝蒼たる山林地、今神路島路の二御料地に區分し、南界は志摩郡礒部村神原村に至る(南極の峰を築地又須波留と云)東北は朝熊山、西は鷲嶺前山に至る、方二里餘に上るとぞ。參宮圖會云、神路山は一名天照山と曰ふ、又鷲日山と詠するは、天竺靈鷲に比したるにて、好て呼ふへきに非す。弘安參詣記、神地の山の嵐の音、有爲の宕雲も忽に晴れ、御裳濯川の浪の音、无始の罪障も早く濯したる心地して、承り及びしにも過ぎて、身の毛よだち云々。○元亨釋書云、予詣勢州神祠、高山環峙、清河繞流、杉林森聳、大數十圍、高百餘尺、一鳥不鳴、幽邃閑寂。

ふかく入りて神路の奥をたつぬればまた上もなき峰の

松風、（千載集）　沙門　西行

かくしつゝそむかんまでも忘るなよ天照山の秋の夜の月、（歌枕名寄）　後鳥羽院

太平記仁木義長參南方條曰、近年此の人、伊勢の國を管領して在國したりしに、前々更に公家武家手を指さゞる、神三郡に打ち入りて、太神宮の御領を押領す、是によりて祭主神官等京都に上りて、公家に奏聞し武家に觸れ訴ふ、開闢より以來斯る不思議やあるとて、嚴密の綸旨御教書を成されしか共、義長曾て承引せず、剩我を訴訟しつるが惡しきとて、五十鈴川を堰きて魚を取り、神路山に入りて鷹を仕ふなど、惡行日來に重疊せり。

五十鈴川（イスズ）　（御裳濯川）

神路山の南嶺より發し、北流四里西二見村に至り海に入る。神都名勝志云、一名御裳濯川（ミモスソ）、俗に大川と云ふ、水源二派あり、共に伊勢志摩國界より出づ、其一逢坂山より出で、皇太神宮の南を繞り、一は神路山より出て、龍か嶺大麻小流の溪流をうけ、此二流神宮西南に至り、一道の大河となり今在家中之切浦田等の東に沿ひて北流し、鹿海にいたりて朝熊川を入れ、又二派に分れ、一は三津江村松下等を經て二見浦に注ぎ、一は汲合に至り、下流は勢田川を合せて海に入る、長さ大約四里、濶さ六十間なり、此川二源あるによりて、五十鈴川御裳濯川の別をなす說あれども非なり。（國邑志云、五十鈴は河瀨のいと淸けきを鈴に比して名づけたる歟、又鶯川にや、又濯川の義にて、伊須岐河にや、不詳）

御裳すその岸の岩根によをこめてかためたてたる宮柱かな、（山家集）

おりたたん事も畏こし神垣やみもすそ川の淸きなかれは、　八田　知紀

（宮[illegible]）

日本書紀云、倭姬命興齋宮、于五十鈴川上、是謂礒宮（イツ）、則天照大神始自天降之處也、倭姬命世記云、御河瀨にして御裳裾長く穢れ侍るを[illegible]、從其以來號御裳須蘇河也。神名秘書云「風土記曰、八少男八少女逢此沼（イスズキ）楯接因以爲名也」○東鑑云、建長二年三月、依爲大神宮祈年祭例日、相州（北條時頼）被奉幣物、東條次郎大夫爲御使、參宮之間、彼御裳濯河水色如紅、一日一夜歸本流。

神都名勝志云、五十鈴川神路山の奥に、奇勝の境地多し、先づ一瀨は山口也、水中石疊を置き人を通ず、維新前までは此の所に番屋ありき、御贄小屋（オムベゴヤ）といへり、南海の浦々より魚藻を擔ひて市場に出る道にして、漁人其の荷前（ノサキ）を神宮に納めし所なり、一之瀨より五十鈴川に泝る、溪澗凡十四五町の沿途には、巨岩大石互に奇狀を呈し、其の間奔湍衝激して、水は石と相搏ち、珠沫霏々たり、人をして恍惚柳州小石潭に遊べる想をなさしむ、就中鏡石龍淵熊淵海鼠石屛風岩御船石行屛などを最奇と爲せり、鏡石とは、高さ二丈橫五尺許の巨岩にて、西面削るが如くして、晶光物を鑑みること、白銅鏡に異ならず、土俗鏡と稱す、大瀧と云は神路山の上方に在り、高七丈許幅四尺、距山嶽仞の上より霏々直下せり、兩岸の楓樹、飛泉に根を洗ひて恰も麈尾の如し。

大神宮（ダイジングウ）　（宮內）（五十鈴宮）

五十鈴川の上、神路山の麓に在り、（宇治山田町の東南大字宇治館町南）正殿南面す、國家無上の太祀なり、拆釧（サククシロ）五十鈴宮と號し、古は礒宮又宇治宮と稱す、後世專内宮（ナイクウ）と呼び奉り、之に對し山田豐受大神宮をを外宮（ゲ）と曰ふ、卽伊勢兩所神宮にして、通俗オイセサマと唱奉る、畏き邊にては宗廟とも申さる。神皇正統記云、垂仁帝の御時皇女天照大神を齋き奉り、伊勢の國度會郡五十鈴の川上に宮所しめ、是より皇太神とあがめ奉て、天下第一の宗廟にまします。拾芥抄云、兼豐注進曰、宗廟事、太神宮（伊勢）石淸水（八幡）御當也、口傳曰、宗廟社稷之號分別事云々、皇帝祖神號宗廟、又勅願社稱社稷、（又塵添壒囊抄にも此說見ゆ）神宮雜例集、永曆元年宣命云、去年兵革俄起之間、爲凶徒之輩、雖掠取內侍所、依宗廟之厚助、正體自然出來給、云々。

（天照皇太神宮）

伊勢遷宮の年よみ侍りける　鎌倉右大臣

神風や朝日の宮のみやうつりかけのどかなる世にこそ有けれ、（玉葉）

いすず河あらたにうつる神かさや年ふる杉の影はかわらず、　本居　宣長

拜太神宮作　伊藤　東涯

惟皇垂帝統、無外庇蒼生、首出乾坤位、照臨日月明、茅茨餘古朴、俎豆屬昇平、萬室比甍集、一川夾宇淸、我來何所禱、文教日斯成、

神都名勝志云、太神宮また朝日宮と稱す、齋き祀れる御靈代は、大御神の天岩窟に幽居し給ひし時、石凝姥神の造り奉りしは、八咫の御鏡なり、皇孫瓊々藝命の此の國に降臨し給はむとせし時、大御神御手づから此の御鏡をさらせ給ひて「此之鏡者、專爲我魂、如拜吾前、伊都岐奉」と詔らして授け給へりき、されば此の御鏡は全く大御神の現御身に異なる事なし、そは息長帶比賣命に神憑ましし時に「神風伊勢之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮、所居神名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命」と宣り給ひし大御言以ても著しき御事なり、又此正殿には相殿神ます、皇太宮儀式帳に「相殿坐神御船代、二具」とあり、延喜式「太神宮、船代三具」とある註に、二具は相殿神料とありて、皇太神宮儀式帳の分註には、天手力男命萬幡豐秋津姬命とし、御靈代は弓劒の二種とせり、されども女神の御靈代に御劒を用ひし例なし、弘安參詣記には日本書紀を引用して、天兒屋根命一名思兼命及び太玉命なるへしといへり、儀式帳奏上の當時分註のありしものなるか、はた後人のかき添へたるものなるか、今定かに知りがたし、（古事記云「天照大神詔者、此鏡專爲我御魂、而如拜吾前伊都岐奉、次思兼神者、取持前事爲政

此二柱神者、拜祭佐久久斯侶伊須受能宮」と、二座は斯く門口なれば、後に追記ありし神は、又太玉命なること下條に其論あり、之に從ふを可とす）

神祇志料云、皇大神宮三座、今宇治郷五十鈴河上に在り、古之を渡遇宮と云ふ、（日本書紀二所太神宮神名略記）天照皇大御神を齋祭る、靈御形八咫鏡に坐せり（日本書紀古事記延曆儀式帳）皇大神之を日神と申し、又天照大神亦名大日靈貴、又天照大日靈尊とも申奉る、（日本書紀）即天日嗣知看皇孫命の大祖神に坐て、四方國を看はるかし坐し、天下の福祥禍災を知りて、百姓を惠み給ふ甚も尊く畏き大神に坐り、（參取日本書紀古語拾遺延喜式小右記）故五穀の種を穫ては水田物陸田物を殖る法を定め、養蠶織服の道を敎給ひ（日本書紀）朝廷の御爲には狹國を廣く、峻國を平けく、遠國を八十綱掛て引寄る如く順服はしむるを以て、大神の神處とは爲給ひける、（延喜式）故日本武尊神宮を拜奉りて、蝦夷を伐給ふに、賊類忽に順ひ奉り、息長帶姫命神敎に依て韓入を馬飼の奴と仕奉らしめ給ひき、（日本書紀古事記）大凡外蕃の貢物を必ず神宮に奉る事は蓋又此故也（日本書紀類聚國史日本紀略）上古天照大神天石屋に隱り給ふ時に、八百萬神等神集々て、思金神に思はしめて、常世長鳴鳥を聚鳴しめ、石凝姥神に日像の鏡を造らしめ、天鈿女神に歌舞て咲樂はしめ、其鏡を賢木に取繫け、天太玉命天兒屋命に廣き厚き稱辭もて、神祝はさかしめて招出し奉り、即新宮に遷り坐しめき（日本書紀及一書古事記古語拾遺）日像の鏡は即八咫鏡也（日本書紀古語拾遺）皇孫瓊々杵尊筑紫に天降坐しより後、御世御世大神の大詔の隨に、寶鏡を同殿に齋奉り給ひ、崇神天皇に至て、深く神威を畏奉り寶鏡を豐鍬入媛命に託て、倭笠縫邑に齋祭らしめ、垂仁天皇の御世、倭姫命に託奉て大神を鎭め坐べき處を求て菟田に至り伊賀國に入り（伊賀國據延曆儀式帳）更に還りて近江に入り東方美濃國より伊勢に到りたまふ時に、（昔皇孫命の啓行して伊勢狹長田五十鈴川上に到坐る、猨田彥命の裔、宇治土公の祖）大田命參來て五十鈴の川上に好大宮處ありと申す（日本書紀神裔以下參取延曆儀式帳倭姫世記神名秘書）即見そなはして、宮處を定賜ふ時に「大神是神風の伊勢國は常世の浪重浪寄る國、傍國の可怜國也、是國に居む」と敎し給へる隨に、齋宮を興奉りき、是即今の大宮也（日本書紀延曆儀式帳）相殿神二座、左方に坐を天兒屋命と申す、靈御形弓に坐す、右方に坐を天太玉命と申す、靈御形劍に坐す（日本書紀參取倭姫世紀）

按に相殿神、古事記には其一座を思金神とし、儀式帳に天手力男神、萬幡豐秋津姫命とす、されど手力男神は佐那縣に坐とみえ、神名帳に佐那神社もあれば相殿に坐へき由なく、又秋津姫命は姫神に坐して其御靈形の劒に坐す事も疑はし、故にとらず、日本書紀に「天祖皇孫に齋鏡を授けて、同殿共床の詔を下し給ひ、次に天兒屋命太玉命に敕して、殿内に侍ひてよく防き護り奉れと詔ふ」事見え、鎭座本紀弘安九年大神宮參詣記等にも二座を相殿とする事同し、故今日本紀倭姫世紀の說に從へり、また鎭座本紀に相殿二座昔は天兒屋命太玉命なるを、雄略の朝神託に因り天手力男神萬幡豐秋津命を本宮に祭られきとあれど、古書に徵なければ輙く信じがたし。

其大宮を定給ふ時、八尋機殿を建て、大神の神衣を織奉り、（機殿儀式帳神名秘書鎭座本記）又有爾鳥墓村に神庤を造り、雜々の神政を行仕奉らしめ、孝德天皇御世、神庤を改て御厨とし、神郡を割て度會山田原と竹村に屯倉を置、天智天皇甲子年、多氣郡を割て飯野高宮村の屯倉を立給ひき、（延曆儀式帳神名秘書）凡神界の四至東は石井朝熊尾張峯等を山界とし、北は比奈多島志婆崎阿婆良岐島、都久毛島小島等を海界とし、南は志摩の鵜椋山坂を界とし、西は飯高、下樋小河を神の遠堺とし、飯野郡土部河を國の近界とす（延曆儀式帳）大同元年、大和伊賀伊勢志摩尾張參河遠江の地一千百卅戸を神封に充奉る（新抄格勅符）初め垂仁天皇の朝、諸國進寄奉る所の神戸三百五十三戸之を本神戸といふ、延曆廿年神宮封戸は毀滅の限に非る事を制給ひ（神宮雜例集神宮雜事記）嵯峨天皇弘仁十二年伊勢大神宮司に勅して多氣度會兩神郡及七處の神戸田租を檢納しむ（類聚三代格）天慶三年平賊の報賽に尾張三河遠江各封戸十烟幷に員辨一郡二百煙を寄し給ひ（日本紀略神宮雜事記）應和二年、三重郡二百一煙を充、天延元年、安濃郡三百八十九煙を奉り、（小右記日本紀略神宮雜例集）後寬仁元年に至りて、更に御願に依て朝明郡を寄奉る（小右記左經記）合せて之を道前三郡といふ（神宮雜例集）長曆元年封戸百煙を充給ひき（扶桑略記）此後二所太神宮の神田御園御厨甚多く五畿七道大凡神戸あらさるものなし（神鳳鈔神領目錄大要）養和元年、金銅鎧を奉て兵亂の事を祈り給ひ、壽永二年祭主大中臣親俊禰宜荒木田成長太神の神敎に依て、寶殿の御劒を後白河法皇に奉りき（吉記百錬鈔大中臣荒木田據中臣本系帳荒木田系圖）初垂仁御世より後封戸神田甚多し、是に至て東國神領神戸所司神人等、事を兵亂に寄て所當神稅を妨け、祭祀の闕乏を致せり。（參取延曆儀式帳日本紀略神鳳抄東鑑）○按するに神宮雜例集、道前三郡道後三郡の外に「安濃郡、謂之東西郡、文治元年九月、飯高南北兩郡、謂之神八郡」とありて、文治には飯高の一郡を割き、神郡と爲されしと見ゆ、初め天智の朝に飯野を分割して公郡とせられしが、光孝天皇仁和五年一代の間奉寄の勅あり、寬平九年に至り更に永代の官符を下し給ふ、神三郡と云者是なり、多氣度會と相接して道後と曰ふ、封戸九百七十二烟、御厨二十所御園百五十八

所あり、貞辨三重朝明は道前にして、貞永式目追加に伊勢國道前三郡政所と云名見ゆ、諸國神封の大數は承久注進の神鳳抄に載す。又神宮の變災を視るに、歷代の久き火盜の事往々にして之あり、中にも兵亂の爲に事を生し、因て以て神宮の衰替を招けるは、平氏暴橫と兩宮爭鬪の二者に在り。東鑑治承五年の條に曰「平相國禪門儲畜之餘、蔑如朝政忽諸神威、破滅佛法、惱亂人庶、近則放入使者於神三郡、充課兵粮米、追捕民烟、天照大神鎭座以降千百餘歲、未有如此例」云々、建仁三年條曰「伊勢國三日平氏跡、新補地頭等募武威、停止太神宮御上分米之由、本宮訴申之、彼地者富國散在之田畠也、平氏雖管領地下、於上分米者、備進本宮之條、所見分明之間、爲清定奉行、守先例可致其辨之由、今日被仰下」云々、また內外兩宮兵亂記に曰「長享二年六月、此度宇治の滅亡する所以をたつぬるに、多氣の國司御所より、宇治衆へ御扶持あるに因て、宇治衆萬づ無禮の振廻法に過るに依て、在々所々より之を不愿云となし、故に山田衆よき折節ぞと、近邊に示合、大勢にて發向す、先山田三方を始とし て、濵七鄕三箇鄕神部七鄕五智白木上野一宇田原外木田の勢幾千騎と云數不知けり、朝熊鹿海兩鄕も山田に組す、去程に六月廿三日早天より、諸勢押寄る、長官傍官物忌衆は今度の大亂能々思案を加るに、先年外宮御殿炎上ある間、內宮の御事も無心許存じ、宮中に伺公し奉り、祈念致す所に、如案既に上館御麿子長舘まて燒上る間、御殿に掛る焔は秋の木の葉の嵐に散が如し、落合口御山峠の手負神殿へ迯入に依て、敵數百人御階の下まて亂入し、生害二人あり、同廿四日に死人ともをば、山田より皆取退る」云々、此宇治山田の不和は後年まて餘習を遺し、各自奉事する所の神宮に就て相主張し、多く不祥の事態を見たり、每二十年正殿造替の故儀も廢しける比、漸く比丘尼の勸進に因り遷宮を行ひし時もありき。○神領名勝志云、北畠國司の頃、神領は宮川東より宇治沼木高向箕曲繼橋の五鄕と、多氣郡齋宮寮の舊址及相可(アフカ)鄕とのみになりにける、神領此の如く減削せしかば、大宮司の神政を執りし離宮の廳院を始め、神税を納めし正倉も遂に廢れ亡ふるに至れり、天正十一年、國司北畠信雄より兩宮御供料として、多氣郡齋宮上野有(ウヘノウニ)爾中村の四村高二千五百貫文の地を寄附せり、同十二年國司廢絕の後、豐臣家より三郡を蒲生氏鄕に與へしが、特に皇太神宮に四千餘石の地を寄贈し、德川家に至りても舊例により、朱印の證書を寄せたり、寬永十年に至り、二見(フタミ)鄕の人民の愁訴により、兩宮御鹽の料として、同鄕にて高二千三拾餘石を復舊せり、爾後明治維新の際まて變る事なかりき、明治四年、海內改封給祿の時、神領はすべて上地せしめらる、爾來兩宮年中祭典の供御より百般の調度に至るまて、皆國庫より支辨せらるゝ事と爲り、特に神宮司廳を置かせられ、祭祀を司らしむ。

神祇志料又云、謹按に凡歷世天皇太神宮を齋祭り給ふ、必其誠を致し其敬を盡し給ふ、故踐祚大嘗即位及國の大事潦旱疾疫ある每に、必大極殿に御して幣使を發遣し、其神宮に至るまて、日每に御拜を行ひ、御衣を脫ずして暖に就き給ふが如き、後世に至る迄皆古に異なる事なし、(參取類聚國史日本紀畧中右記伏見院御記大意)其幣神宮には錦綾、豐受宮には緋縹黃皂帛を用ふ、王臣以下輙く幣を供る事を得ず、皇太子と雖も朝廷に奏して後之を獻る、凡二所太神宮に參入る者、兵仗を帶く事を許さず、(延喜式)牧を奉りて神宮に詣る者、沐浴潔齋し、必佛像佛具穢惡の物を家中に置事を得ざらしむ、若適之を犯す時は、神嘗立處に著る、(台記公卿敕使記)凡佛法僧尼の類に至ては尤も神宮の忌給ふ所なるを以て、僧徒神境に入る事を得ず、其制甚嚴也、(延喜式參取元亨釋書太神宮參詣記)其祭祀に供ふる舖設雜器松薪炭等の類、皆神戶雜徭をして修備へしむ、凡神宮朝夕に神饌を奠奉り、又歲時に祭る、祭每に必豐受宮を先にして大神宮を後にす、又宮地は預め二處を定め置き、造替奉遷の所と爲す、乃ち二十年を經る每に、正殿寶殿及外幣殿みな新材を操て造替、更に遷る、豐受及別宮等之に準ふ、初天武天皇遷宮の制を設給ひしより、時或は例に違ふ事ありと雖、後世に至るまで又之を改る事なし、(參取園太曆神宮雜事記日本紀畧太神宮例文大意)凡神宮諸院及齋王神宮に參る時の館舍は、宮司並神戶調庸をして破に隨て之を修め、損壞ふ事ならしむ。(延喜式)

荒祭宮(アラマツリノミヤ)

太神宮の攝社第一に居り、正殿の背に在り。續日本紀「寶龜三年八月、荒御玉神預官社」と云ふもの此也、延曆儀式帳「荒御魂宮、以鏡爲靈形」延喜式「荒祭宮一座、大神荒魂、去大神宮北二十四丈」○倭姫命世紀云「荒祭宮、皇太神荒魂、伊邪那大神所生神、名八十枉津日神也、一名瀨織津比咩神是也」○日本紀畧に長元四年荒祭神齋王に託りまして、甚く神威を著したまふ由見え、東鑑、文治三年、源賴朝此神に馬一匹を進獻す。

風宮(カゼノミヤ)

本宮の西南二町水を隔てゝ鎭座す、風神社又日祈(ヒノミ)神社と稱し、風雨旱霖の祈ある所也、延曆儀式帳に見ゆ、弘安四年蒙古來寇の時、此神大に神威を顯揚したまふを以て、正應六年宮號宣下あり。風宮の傍に往時僧尼拜所一字あり、僧尼は宇治橋以內に入るを禁せられしを以て、五十鈴川の西南を迂廻し、此に至りて皇太神宮を遙拜せしむるを例としたりとぞ。

この春は花をおしまてよそならん心を風のみやにまかせて、(山家集)　僧　西行

風宮の西數十步にして、五十鈴川の二源流の集會する墳を落合(オチアヒ)と曰ふ、此に瀧祭の場あり、延曆儀式帳に見ゆ、延喜式には瀧祭は神殿なきを以て大神宮攝所二十四社の外とす、儀式帳に二十五社と云は之をも數へしを知る。

伊勢の神路山の月、杉の木末にかくれ、御もすそ川の西の落合かはらに影見えければ、

月ははや神路の峰にいてぬらし御河の西の影ぞすゝしき、（絡門葉集）　僧正　通海

神苑　内宮西北に接す、此地もと館町と稱し、神官の齋所也、近年人家五十餘戸を撤去し、樹石を布置し苑囿と爲し、神宮の風致を添ふ。○神苑の東邊、荒祭宮の北に當れる地より、往々茶臼石と云者を拾取る、此石は管玉の類なれど、何の故にて此に發見せらるゝや、詳ならず。

神宮司廳　神苑の南に接し、正殿の西北に在り、神宮は朝家王政の盛代には、齋王祭主宮司以下、定制に從ふて奉仕し、兩所は一統の齋宮祭大神宮司に管掌せられしが、中世以降神封亡ひ舊制破れ、度會荒木田（中臣姓）の禰宜神主等纔に神德の洪大を說きて、諸州に勸募し辛うして祭事を濟す、之より兩所の神官各家は皆競ふて郡邑の信者を結緣し、其關係佛寺の師檀に同し、明治維新の際、悉く如是の弊習を除き、祭主は親王諸王の任補に歸し、宮司禰宜以下の官制を布かれ、神宮使は臨時官と爲さる。（神都名勝志）

伊勢曆と云は、往時兩宮の御師神主より、每年其檀信へ御祓（大麻）と共に頒與したる者を云ふ、其頒曆の事は何時より起りし歟、蓋德川氏以後の事ならん、神都名勝誌に正保五年の舊本ありと曰へり、今政府は帝國頒曆の特權を神宮司廳に附與す。（齋宮祭大神宮司址參考）

子等館址　子等とは神宮奉仕の幼童の風俗舞樂なり。神都名勝誌云、每年神宮兩月次の三祭禮に、度會郡野篠矢野山神積良蚊野の諸村より、親禰宜幼童數人を率ゐ來り、原村よりは歌長彈琴笛生等來りて、玉串御門前にて舞を奏する事ありき、之を鳥名子舞と稱せり、維新の後廢れ今は亡ふ、建元年中行事六月々次祭の條、

從酉剋計、鳥名子等參候、瑞垣御門外方擎志多良、叩手也、謳歌、件歌中、

シダラウテト、テ、ガノタマヘバ、ウチハムベリ、ナラビハムベリ、アコメノソデヤレテハムベリ、オビニヤセム、タスキニヤセム、イザセムく、タカノヲニセム。

慶長十二年國母仙院より兩宮の子良館に貝桶を下し賜ひしことあり、今猶廳庫に保存せり、其の蓋の裏に良恕法親王の題あり。

貞享五年、きさらきの末、伊勢に詣つ、我れ御白洲の土を踏こと、既に五たひに及侍りぬ、一つく年の加るに從ひて畏くもかしこきおほん光も、思ひまされる心地して、かの西行の跡をしたひ、增賀のまことを悲びて、內外の御前にぬかつきながら、袂をしぼる計になん、

何の木の花とはしらず匂ひかな、　芭蕉

神垣の內に梅一本もなし、いかに故有事にやと、神主などに尋侍れば、只何とはなし、おのつから梅一もともなくて、子良の館の後に一もと侍るよし語る、

御子良子のひともとゆかし梅の花、　芭蕉

宇治橋　神苑館町の北に在り、宇治今在家町へ架す、卽五十鈴川の梁なり、往時は此橋上流に在りて、神苑の東邊瀧祭の秡所の北なりき。神都名勝誌云、今の宇治橋の邊、昔は洲にて人家もなく、神官家も大牛中村に居住せり、其の後川の洲平地となり、人家も立ち續き、神官家も宇治に移住し、宜きに就きて大橋を今の邊に架せしなり、昔の大橋は蒼茭川原に在りしと云ふ、士佛參詣記に曰、「瀧祭神とて、河の洲崎に松杉なんど一村立てる計にて、御社もましまさず、其より北を望めば長橋の流をきるあり」と云々、此橋往古は假に岡田郷の中央より東岸なる岩井田山に架したりしを永享六年、足利義教參詣の時、今の所に移して、堅牢なる大橋となしゝならむ。

（今在家）

林崎文庫　宇治今在家町の西側、皷ケ岳の下に在り、文庫の設廣大に非るも、古より其名ありて遠く聞ゆ。○神都名勝志云、林崎文庫は前山の半腹にあり創立年月詳ならず、舊丸山に在りきといふ、貞享三年故ありて今の地に移せり、天明年中、權禰宜荒木田神主蓮乘尙賢傑友と謀り、書庫講堂塾舍等を建てつらねたり、現今神宮司廳の所轄に屬せり、藏書は在來數萬卷ありしに、猶珍籍奇書を廣く天下に求めしかば、獻納する者ともありて、年に月に增加す、鷲嶺皷岳桐嶺島路神路朝熊の峰巒三面を圍繞して、一方は楠部中村鹿海等の村落遠近に顯はれ、五十鈴川の淸流は其東麓を縈廻して、四時の風光いはむかたなし、文人墨士の常に杖履を容る所也、文庫創立碑、一は南庭にあり、本居宣長の選文、屋代弘賢の書なり、一は北庭にあり、柴野邦彥の撰文、磯野長祚の書なり。

津長原　宇治今在家町の西、林崎の下に接す、今此邊は民家滿ちて郊原の舊形なし、倭姬命世紀云、「大神之御船泊在處を津長原と號き」。

宮木ひく津長の原の春の雪こゝろもとけぬあとをこそ見め、（神祇百首）　度會　元長

津長大水神社、又大水神社二座、延喜式に見ゆ、今井ひ存す、內宮攝社二十四座の中にて、蓋度會地主の祠神なり。

慶光院址　今神宮祭主官舍是也、宇治浦田町の東側に在り、院宇は天正慶長の比、住持比丘尼豐臣氏の力を假り造營する所にして、書院廊廡今に巍々乎たり、明治維新の初め尼院を停廢せられ、神宮司廳と爲し、後祭主官舍に充つ。

慶光院は神宮造顯の日に造營勸進の功あり、宇治の浦田

に在り、背は山田の西河原にあり、天正中此に遷り住す、當院は他の寺堂に異にして、佛像及梵唄鐃鈸等無し、住持は歷代傳奏を經て勅許あり、賜紫衣の比丘尼にして、宗旨は禪宗、無本寺地あり、近代の尼公には權門の女を乞て寺主とす、戚族他院に殊なり、開山清順上人、（順一作臨）尾州の産中世兵革に因り、二所大神宮遷宮、百餘年の間斷絶して頽廢す、清順尼深く之を憂ひ、諸州を勸進して造營の料を寄せんとす、然るに僧尼の所勸を以て造營するは、神慮も畏るべく、祠官等も末世の瑕瑾なるべしとて許さゞれば、其尼の御師足代弘興に託して、其料を送り公訴に及ぶ、永祿年中遂に正遷宮を勸行せしと云ふ、其後兵亂連綿して、又遷宮及宇治橋等廢す、其弟子前例に准し其料を送り寄す、天正慶長中の寺主、豐臣氏に昵近して造營し、この時庫裏客殿等修營す、今に至り伊勢上人と稱す、是前世に諸州を經過して勸進せる時の名の遺りたるなるべし、郷談交雜に曰ふ、第二世守悅上人、文明中御裳濯橋を造營す、第三世清順上人、天文中內宮假殿正遷宮、四世周養上人、天正中內宮假殿及正遷宮を執行て、又外宮正遷宮を行ふ、其後守清上人守長上人相續き寛永慶安の正遷宮を行ふ、其後其造營執行を停らる云々（五鈴遺響）〇東照宮實紀云、慶長八年、伊勢慶光院に御朱印を下さる、伊勢兩宮遷宮の事、先例にまかせ執行べしとなり、是は應仁この方、四方兵革の中なりし故、伊勢兩宮荒廢さはまる事百年に過たり、天正十三年、慶光院開基清順尼豐臣家に請ひて造營の事はかりし先蹤を以て、斯く令せられしなるべし。

菩提山（ボダイサン）

朝熊山の西の尾にして、內宮神苑東北凡十町、（今四鄕村大字中村の屬）佛寺址在り、（蓬萊山）寺名）續紀「孝謙天皇天平神護二年、遣使造丈六佛像、於伊勢大神寺」と云者此なり、寺傳云、聖武皇帝勅願、僧正行基開基、往古は大伽藍なりしが、數度の火災に罹り、文治元年良仁上人中興の後、弘長中回祿し、寶曆年中に及び朝熊山尊陸阿闍梨重修す、佛堂山門等近年まで存じき。（參宮圖會神都名勝志）〇按するに神宮に佛寺を置き、本地垂跡の習俗を釀成したるは、聖武帝の御宇にして、行基良辨等の主張に出つ、本朝神社考は太神宮雜事記を援き、天平十三年、行基詣神宮請敎、七日之夜、神殿自開、大聲唱之曰「實相眞如之日輪、照却生死之長夜、本有常住之月輪、爍破煩惱之迷雲、我今逢難逢大願」其十一月右大臣橘諸兄、拜神宮、天皇夜夢、大神告之曰「日輪者大日如來也、本地者盧舍那佛也、衆生悟之、當歸依佛法也」云々、是れ東大寺造佛の本緣にして、恐らくは奸僧の僞言ならん、然れども又其事の必無を斷し難し、天平神護二年の造佛、蓋非常の聖慮に出つ、漫に非佛の念を挾むへからず。〇康永參詣記云、香煙風は薰す、弘正寺の淨場、梵唱煙幽なり菩提山の禪坊、かゝる寺々一見して、朝熊の宮にまおりぬ。

伊勢にて菩提山上人房に月に對して述懷せしに

めくりあはて雲井のよそになりぬとも月になれゆくむつび忘るな、〔山家集〕　西行

菩提山にて

山寺のかなしさつけよところ堀、　桃靑

神垣やおもひもかけず涅槃像、　同

菩提山の古墟より經文を刻せる瓦を發見すべし、兩面に刻みて、年紀は山田天神山に掘取る者と同く、大抵承安四年なり、又山中に古墳三所あり、近年其一所を發掘したるに、瑪瑙金銀鐶太刀土器等の埋藏を見たり、其搆造石を以て室を疊み成したり、恐らくは宇治土公氏（猿田彥裔孫）の墓ならん。

西行谷（サイギヤウ）

菩提山の西三町許、宇治館町（ウヂタチ）の巽五町、圓位上人西行の栖址なり、谷の邊を世木（セキ）とも字す、保延の頃上人伊勢に來り、二見山と此谷に庵を縛し住止す、當時御裳濯川歌合宮川歌合の撰あり、此に近年まで草屋を置き、尼僧住みて上人の古跡を傳へたり。

西行谷の麓に流あり、女共の芋洗を見て、

芋洗ふ女西行ならば歌よまむ、　桃靑

中村（ナカムラ）（河原田）

北中とも云、宇治の市街の東北十六町許、五十鈴川の下流に沿へる村なり、今四鄕（シガウ）村に屬す。往古は河原田（カハラタ）村とも、宇治鄕河原里ともいひき、宇治岡陽田の片岸より、此の村を經て皇大神宮に參詣せし古道あり、荒木田氏の舊家多くは此の所に居住したりきとそ。建久年中行事、六月月讀宮月次祭祝詞、

度會の宇治の河原田村の下津岩根に大宮柱太敷立て高天原に千木高知て云々、

此地は宇治鄕の舊里にして、今の宇治市街（今在家町浦田町等）は後世の造立なり、月讀社宇治社等あり、又荒木田神主の墓所あり、此神主は太神宮本紀に垂仁天皇卽大鹿島命を祭官と定め給とある家にして、續紀、天平十九年、伊勢國人伊勢直大津等七人、賜中臣伊勢連、天平神護二年、中臣伊勢連大津、賜姓伊勢朝臣」と云、亦此氏人なるべし、田邊鄕參看すべし。

中村をすさて

秋のかせ伊勢の墓原なほすごし、　芭蕉

五鈴遺響云、大永年中、內宮の一の禰宜荒木田守武、世中百首を造る、世に稱して伊勢論語といふ、卷首に「世の中の親に孝ある人はたゞ何につけてもたのもしきかな」と、百首の體敎導を要領とす、此を以て論語の名を冒すなるへし、又享祿三年守武百韻を聯ね、天文九年獨吟千句を綴る、是聯句百韻千句等の權輿あり、其後山崎宗鑑獨吟千句の出るあり、而して松永貞德御傘淀河等、連歌式の書著述成りて、俳諧大に興れり、故に伊勢は俳諧權輿の稱あり。

宇治神社〇延曆儀式帳云、宇治山田神社一處、稱大水神

兒山田姫命、形無、倭姫内親王御世祝定。○今中村に在り、内宮攝社廿四座の一なり、(神都名勝志)盖葭原神と共に度會地主神と爲す。

葭原神社 延暦儀式帳云、葭原神社、大歳神兒佐々良比古命、形石坐、又宇加乃御玉御祖命、形無、又伊加利比女、形無。文德實錄云、天安二年、在伊勢國正六位上葭原神、預官社。○今中村の月讀森の南に坐せり、内宮攝社廿四座の一なり、(神都名勝志)參宮圖會に、與玉森は都波岐明神と呼び、月讀の南に在り、猿田彥の舊址とぞあるも此歟。

月讀宮 中村北森也、延喜式「月讀宮去大神宮北三里」とありて、今道十八町に當る。仁壽二年洪水、殿舍漂流し、宣旨あり新地を定められ奉遷す、或云久世戸坂の下水田の中に森二所あり、俗に二光森と稱するは、月讀伊佐奈岐の舊址ならむと。(神都名勝志)

治承四年、還都の時、伊勢大神宮に返り詣てゝ、

君の御祈念し申侍りてよめる、　大中臣爲定

月よみの神し照らさはあま雲のかゝる浮世も晴れさらめやは、(千載集)

末見れは秋に限らぬ名なりけり春おもしろき月よみの森、(家集)　西行法師

神祇志料云、月讀宮二座、神宮の北三里、今宇治郷河原田村にあり、(延喜式神名帳考證神名略記)伊弉諾尊の御子、月讀尊及荒御魂を祭る、月讀尊靈形は紫御衣を着て金作太刀を佩馬に乘給へる男神の形に坐す、(日本書紀延曆儀式帳)荒御魂命は鏡を以て靈形とす、(神名秘書)月讀尊又月神月弓尊月夜見尊と申す、其光彩日神に亞き、夜の食國を治し滄海原潮の八百重を知し坐神也、(參取日本書紀古事記)光仁天皇寶龜三年八月、京師雨風の災あるは、此神の御祟なりと卜申すを以て、毎年荒祭神に准て馬を奉り、伊佐奈岐神並に官社に預る、(續日本紀)仁壽二年、月讀神殿伊佐奈岐神と同しく洪水の爲に流失たるを以て、勅して布施河原兩里の間に正殿を造り、齊衡二年九月に至て成り、御體を遷奉る、(神名秘書神宮雜事記)貞觀九年兩社を改て宮と稱し、延喜の制大社に列し、凡荒祭瀧原瀧並伊佐奈岐月讀伊雜風宮は之を内宮七所の別宮と云ふ。(神名畧記)

(森讀月)

伊佐奈岐宮 月讀森に在り、月讀宮と同所に鎭坐し、其沿革を同くすと云ふ。○神祇志料云、伊佐奈岐宮二座、神宮の北三里にあり、(延喜式)今月讀宮同地の西に在り、(神名帳考證)天照大御神の御祖伊弉諾尊伊弉冉尊を祭る、靈形並に鏡に座す、(日本書紀三代實錄延喜式靈形操神名秘書)初二神天神の詔の隨に此葦原中國を治め給ひき、其神功威烈尤盛にして且大也。(日本書紀古事記)

楠部 中村の北東に接し、古市町久世戸より朝熊岳及鳥羽港に到る通路にあたり、今は四郷村の大字也、太神宮諸雜事記、月讀宮奉遷の條に「宇治郷十一條廿三布施里、同條廿四川原里等之間」とあれは、布施は楠部の舊名にて、川原は中村なり。

(施布)

大土神社 延喜式内宮攝社二十四座の一にして、楠部の東鳥羽路の左側に在り、所御社とも稱す、延曆儀式帳「大土神社一處、稱國生神兒大國玉命、次水佐々良比古命、次佐々良比賣命、形石坐、倭姬内親王定祝」○按するに古事記に「大年神生子大土神、亦名土之御祖神」と云名あれど、伊勢なる此神は之と異なるべし、度會大國玉神社を參照するを要す。

國津御祖神社 大土神所御社の域内に在り、御子社とも稱す、延曆儀式帳云「國津御祖神社一處、稱國生神兒宇治比賣命、形石坐、又田村比賣命、形無、倭姬内親王御世定祝」。

家田 大土神社の近地の舊名なり、家田田上の頓宮は皇太神五十鈴川に行幸の初め、暫止の遺跡とす。○神都名勝志云、此は倭姬命大御神を戴き奉りて坐しましける時、猿田彥神の裔孫、宇治土公の祖先なる太田命參りあひて「五十鈴川上に吉き大宮地ある由」答へ奉りし所なり、皇孫命降臨の御時には、猿田彥神御前仕へ奉り、茲に又太田命の大宮地を奏し奉りしは、靈天上よりの御幽契にして、深き故ある御事なるべし、さて其の舊趾を案ずるに、大土神社の南に當れる地を家田(今は尾崎)と云へり、田上は御常供田の邊を云ふなり、(宮崎御常供田の邊に坐す社をも田上大水神社と稱せり)仍りて本村家田にて、神田に近き森を尋ねたるに、產土神八柱神社を得たり、城内古木鬱葱として、自ら千古の風を存せり、恐らくは是卽行宮の遺跡ならむか、大神宮本記及儀式帳に本文あり。○伊勢名勝志云、内宮の大御田は楠部に在り、外宮の大御田は藤里に在り、共に天長田と稱奉る。

我くにゝ長田の早苗うつさすはいかゝせん世のとみ草の花、(神祇百首)　度會元長

皇女森 神都名勝志云、栲幡皇女は五十鈴川の邊にて自經し給ふ、其所詳ならず、此皇女は稚足姬皇女とも白髮内親王とも稱す、雄略天皇の皇女におはしつ、第五代の齋宮に坐す、阿閉臣國見の讒により、寃罪を蒙りて縊死し給ひき、或は云ふ、楠部の皇女森は卽其の舊址ならむと。

浦田 宇治中村の西を曰ふ、其西北高地を浦田坂と曰ひ其南は今宇治の市街と爲り、浦田町と呼ふ、神宮祭主官舍在る所是也。○猿田彥神社は浦田町の二見氏の搆内に坐す、同氏は世に宇治の土公と稱せり、猿田彥大神の裔孫、太田命より系統連綿として今に至るといふ。(神都名勝志)○倭姬命世記云、興玉神、無質殿、衢神猿田彥大神是也、一書曰衢神孫太田命、是土公氏遠祖神、五十鈴原地主神也。

(祠玉興)

陽田鄉 和名抄、度會郡陽田鄉、川比奈多。○神鳳抄、度會郡陽田鄉、又内外兩宮兵亂記に陽田見ゆ、

今詳ならず。神都名勝志は古書を引き宇治岡の東に字陽(ヤウ)田片岸の名ありと論ず、之に因れば浦田坂以北、間之山中之町櫻木町古市町久世戸町等すべて宇治郷の西北纏橋郷の南を謂へるに似たり。

宇治岡（ウヂ）

神都名勝志云、古市より東南浦田坂に至る高地を(前山の尾なり)宇治岡と云ふ、古は一帶の丘陵蜿蜒横亘し、其間石路迤邐して、纔に人馬を通じたりき、故に長峯の稱あり、天正年中、神都の奉行を兼ねし田丸の城主稻葉藏人道通(諸書に通直に作れるは非なり)豐臣家の命を受け、岩石を斷鑿して坦途を開き、路の兩側に松櫻の樹を植ゑしめ、參拜人に便を與へたりといふ、太神宮諸雜事記に、治曆四年九月の條に「宇治岡之東、字潟(ヤウダ)田片岸」と見え、又東鑑治承五年正月の條に「江西郞經太神宮御厨幷神道山、道[illegible]宇治岡」とあるは此也。

間山（アヒノヤマ）

宇治岡の今名なり、古市尾上(チヘ)坂と宇治浦田坂との間にして、兩神宮の中山なれば也、天正以後、參宮路を此に通したるを以て、民屋櫛比し、路傍に三味を彈き客を呼び錢を乞ふ婦女あり、間山の阿杉阿玉と稱し、伊勢參宮の一名物なり、此歌妓は蓋歌比丘尼の流なるか、今は[illegible]聞くに勝へず、閨女の句に「三絃の拍子にかゝるさくらかな」と云ふは巧なり。(神都名勝志云、間山唱歌の起因は、行基の跡を逐へる法師が、參宮の人に無常の旨を歌ひ授けしに在り、近世寬文延寶の頃に、兩間の山(尾上坂浦田坂)の路傍に小屋を作り、女は紗綾縮緬を纏ひ三絃を彈き、男は編笠を被り簓を摺り、子兒を踊らせ錢を乞ひき、其の謳ふ歌いと哀にして、文句もよく聞き分けられたるよし、神都長領記等に見えたり、此の歌を院本などに挿みて、今に間の山節と稱す、山東京傳の著しゝ二見の仇討といへる書に、僅かに一首を載せたり、

我に涙をそへよとや、ゆうべあしたのかねの聲、じやくめつ爲樂とひゞけども、きいて驚く人もなし、のべよりあなたのともとては、けちみやく一つに珠數一れん、これがめいどのともとなる。

(峰長)

古市（フルイチ）

山田宇治兩宮の間に在る小繁華なり、妓樓娼戸最多し。此地は往古郷中の市立せし場所なれば、其名あるへし。伊藤武者景綱上總介伊藤五忠清は古市の人なる由保元物語源平盛衰記に載す、亦久しと謂ふべし、然れども今日の賑ひは近世に起れる事なり、寬文初年刊行の伊勢道中記云、

古市町、此の町を過ぎて中の地藏にかゝる、中の地藏といふも町の名なり、此の町には茶屋多きなり、遊女あまたあり、あやつり見物芝居此の所にて取り行ふ、是よりめてにあたりて、二町ばかりもあなたに、寒風(サムカゼ)といふ所あり、左右に並木の松あり、昔より此所には人の家居もなかりけるが、近年あそこ爰に人家も出來にけり。

神都名勝志云、古市の名は久しと雖、妓家は慶長元和の頃に、路傍並木の間に竹格子揚部の家を設け、婦女を養ひ往來人に茶菓を供せしが濫觴なり、夫より年月を經るに從ひて、漸殷盛に赴き終に一大遊廓となり、娼樓酒館、列肆繁錯して構造最雄麗を極めたり、されども明治維新の頃までは、尙古風を存し、店前に茶釜を架けおきたりとぞ、或は此廓を呼び長峯(ナカミネ)里と曰ふ、又劇場在り、新撰古今役者大全に「田舍芝居の第一と立つるは、伊勢の芝居にて、尤も由緒深し、毎年正月末より五月までは、二軒はあれども、一軒もなきとなし、昔は伊勢の芝居を藝の示めし場として、是を首尾よく勤め評判よき役者を、京大坂の二番目師にしたるものなり」と見えたり、今は一場のみ殘れり、又伊勢音頭の始を考ふるに、上世は歌垣とて、春秋に若き男女立ちまじりて、音頭をあげ歌舞を行ひたるとありき、後にはその風俗すたれたれど、秋のふみ月にのみ月にうかれて歌ひ踊る事、ひなの國にぞ殘りける、この國にても伊勢踊と唱へて、其遺風を行ひ來りしを、寬延の頃、古市備前屋の主人感する所ありて、この今の如くに仕組みたり、こは往古彌生望の月毎に、この國なる小俵郷より、齡六十路にあまる夫婦の者等の來て、外宮に鶴の舞といふ者を奏せし古例ありしを思ひ出てゝ、少女子等にねり踊らせて、伊勢詣の人どもの見物に供せむとて始めたるものなりとぞ、土俗或は之を河崎踊と云ふ。○妓阿紺(オコン)墓碑は大林寺の境内にあり、江戸俳優某の建てし所なり、阿紺は本町青樓油屋清右衛門の抱妓なり、阿紺の事よりして、宇治浦田町なる醫師孫福齋(院本福岡貢に作る)が數人を斬殺したるを、伊勢音頭戀寢刄と題して院本に物せしより、世に名高くなりぬ。

南遊絕句　梁川　星巖

羅綺樓臺翡翠簾、搖々酒旆閃風帘、南遊剩遇無多願、
只買珠娘一笑鹽。

伊藤五忠清は古市の人、膽勇を以て著る、平清盛に事へ右衛門尉と爲り、上總介に遷る、治承中源氏兵を諸處に起す、忠清軍に從ふて之を擊ち、後富士川にに大敗す、又北陸道に出戰し克たず、忠清亡命し去る、平田家繼兵を伊賀に擧ぐるに及び、忠清往て之に屬す、家繼敗死す、忠清逃れて志摩の麻生浦に匿る、源氏の家來執へて之を京師に送り、竟に斬らる、子あり忠光と曰ふ、上總五郎兵衛尉と稱し、平宗盛に事ふ、宗盛滅後脫走して民間に匿れ、建久三年潛に鎌倉に入り、源賴朝を刺さんと謀り、遂に果さずして執へられ、死に處せらる、世其志氣を憐むと云。○俳月仙は古市寂照寺の住持なり、丹青の妙技を極め、令名を後世に傳ふ、今寺中に墓碑あり、文化六年、世壽六十九と曰ふ、寂照寺は淨土宗、延寶五年僧知鑑開創。

前山（マヘヤマ）

古市山田の南、五十鈴宮川兩水の間に盤據す、神路山の西側を成し、南界は菖蒲谷(今沼木村に屬

す）に至る、方五六十町、其高頂を鷲嶺と曰ふ、鼓岳其東北に堀起し、内宮の西に當る、北尾は分れて高倉山島神山宮崎坂山等と爲る。

神都名勝志云、前山は兩宮間の山嶽の總稱なり、古文書には左貴山の名あり、神路山の先の義ならん、（神路を奥山と曰ふ）傳へ云、昔大和街道より神宮に詣づる人々は、宮川の東岸佐八村より山間を攀ぢ登りて此所に出で、宇治郷浦田坂に通じたりと、又山北には永祿年間までは、世義寺三寶院光明寺等の巨刹、勝概を占め居たりきといふ、當時の名殘にや、今なほ處々に假の老樹を存せり。

鷲嶺　前山の南なる嶺峰なり、拔海凡五三〇米突、西南は沼木村大字上野鳥蒲等の地なり、鷲嶺に石鍾乳洞あり、三坊嶺の東南に當る。或記曰「水從洞中出、從流入之、把炬傴僂而入也、漸涉水、覺岩嶮泥滑、燭光所射、垂露嶔崟如也、凡十八步路稍闊、見石傍及兩石砫、如人標置、先入左穴、石下嵌空、透下得路、始不覺出何許、乃知昔岩孔、一湔復出故道、更於傍右稍高處、得一穴、漸入有飛泉、其下大石森立、泉左又有一小穴、腹行僅得入、益入益窄、不可復前、乃進燭照之、上下岩勢如斷齶相合、水布其底、左右淙潺、傍人者遥呼曰、得源矣、退從之、仄行又得一穴、入而上、高二丈許、周徑若干、狀若闇道、由此又入一穴、下五六尺、豁然軒豁、洞之所窮也、所覆之岩特奇古、瀑布二丈許、噴沫飛散、下有一白石、突起承之、日夜寒水之所噴、肌剝髓露、水湛々貯其下、意必與餘所覺斷斷下水通脈也。」

さやかなる鷲の高嶺の雲ゐより影和くるつきよみの森　西行

（山家集）

鼓嶽　前山の東、宇治今在家町の上に聳ゆ、標高三六〇米突、宮川の佐八村より、大字前山（今宮本村に屬す）を經て、鼓嶽の下を浦田坂林崎に通ずる林徑あり。

林崎まではいかゞ通るへき鼓がたけをうちなかめつゝ（歌枕名寄）　鴨長明

蓮臺寺址（勢田）　鼓嶽の北麓、大字勢田（今宮本村と改む）に在り、神都名勝志云、正暦年中、祭主大中臣朝臣永頼卿、靈夢に感じて創立せられたる眞言宗の寺なりしよし、古事談に見ゆ、近年廢毀して、舊趾のみを存せり、境内に鏡池といへる小池あり、又上方に鼓瀧と云飛泉あり、高一丈七尺。

大神宮參詣記（群書類従本）云、茲有大禪師別峰和尚、永德二年春、始詣伊勢大神宮、而後寓居御山蓮臺寺數月矣、欽惟、天照大神者、天神七代之苗裔、地神五代之尊祖、日本第一之宗廟也、天下萬民所敬崇也、誰敢不瞻仰乎、茲年四月上旬、有檜垣大長官貞尙五代之孫、四禰宜貞昌者、大神夢告曰、我社藏由良心地上人所授之藕絲袈裟、爾取之付與蓮臺寺別峰和尙、自此山田數万家、及國中人民、競詣蓮臺寺、譬如百川之流水、歸于大海。

繼橋郷（土橋）　和名抄、度會郡繼橋郷、訓都木波之。○今宇治山田町の中、山田の東部倭町より、外宮の東までなるへし。

延暦儀式帳「繼橋郷美乃乃村」（此郷は古風土記には土橋とせり、後之を繼橋と改む、光明寺所藏天福二年の文書に繼橋郷大河原村とあり、皇太神宮儀式帳異書、山宮神事祝詞、神名秘書、釋尊寺沙汰文等に就きて考ふるに、南は前山より宮崎岡本岩淵吹上の邊まで、此の郷に屬せしなり。

尾上（下部）　或は下部に作る、尾上坂の上を倭町と稱し、古市の西に接す、舊常明寺門前と云ひ、繼橋郷と宇治郷との境なり。常明寺一名尾上寺、神萱洛神社の別當たり。近年まで堂宇山門巍然たりしが、遂に廢絶せり、長德檢錄に尾上寺とあるは常樂坊にて、泉寺とあるは常明寺を指せるなるべし、度會益弘の說には、尾上寺は古の尾上の陵守の栖みたる處にて、常明寺一代の住僧彼の寺役の料を取りて隱居す、是今の常樂坊なりといへり。

尾上古墳　神萱洛神社の巽の方、叢林の中にあり、巨岩相覆ひて入ることを得ず、土俗倭姫命の御墓なりと云ふ、然れども古記の徵すへきものなし、近年此の所より曲玉金環忌瓮等を掘出せり、何にまれ貴人の墳墓にて、千年以上の物なるべし。

經峰は、尾上坂の南の峰をいふ、又傳ふ倭姫命の御墓なりと、未た其の證を得ず、毎年十月世義寺の僧徒夜中如法經を納むる式ありき、因りて此の稱あり、倭姫命世紀云「雄略天皇二十三年二月十五日、自退尾上山峰石隱坐」（神都名勝志）○曼陀羅石は、經峰東南の尾崎竹林の中にあり、高さ六尺許の碑石二基、二三尺許の斷碑數基立てり、いつれも苺苔斑斑、字畫磨滅して定かならず、纔に建武二年月日藤原保重、源幸、大中臣、荒木田氏女等の數字を讀み得べし。

今尾上町と云所は近年まで妙見町と稱したり、妙見祠在れは也、西は岡本町接す、南は岩淵町吹上町、北は河崎町也。

光明寺（岩淵）　尾上の南岩淵町に在り、臨濟禪院なり、寺傳に曰、初め天平十四年、聖武天皇の勅によりて前山に草創せられ、何の頃にか山田吹上村に移りしに寺運漸衰へたり、元應年間に至り、住職惠觀之を禪宗に改め、伽藍を修築せしかば道風復振ひぬ、世に中興開山といへり、爾來東福寺の末刹となる、寬文年間、本支院とも祝融の火に罹りしにより、此の地に再築せり、惠觀は月波禪師と稱す、南朝の忠臣結城上野介入道宗廣朝臣の遺族なりしを以て、入道自筆の勅制軍中法幷に軍中日記及び室家の消息、其の他院宣北畠准后の袖判等數通を什襲せり、往年水戸藩に大日本史を編輯せられし時、之を採收して光明寺殘篇と曰ふ。○古鐘一口、小樓に懸く、常盤井攝政關白藤原實氏の寄附せしものなりとそ、古來

神苑に於ては、梵鐘を撞くこと禁制なりしかば、神宮等之を止めしに、天正年中、寺僧郡奉行上部越中守に愁訴し終に豐臣家の特許を得てより、毎日二回此の鐘を撞く事とはなれり、其の朱印今に當寺に藏せり、因にいふ白河天皇の第二の皇女媞子内親王、第五十二代齋内親王として、伊勢に居給ひし頃、其の外祖母なりし六條右大臣の息女伊勢に下り給ひしに、鐘聲の聞えければ「神垣のあたりとおもふにゆふだすきおもひもかけぬ鐘の聲かな」と詠ぜられしよし、金葉集に見えたり、此の歌のは此の鐘の事なりとの說あれども、年代違へり〔伊勢名勝志神都名勝志〕○光明寺に後白河院及源賴家結城宗廣の供養石塔、幷に番月波の墓あり、宗廣入道道忠は月波の父にして、延元四年、八宮義良王に随行し東國へ進發し、一船破れ果てず、安濃津に着す、其の今藤方山に在り、一說光明寺に在し、卽此に葬ると云ふ。

岡本

尾上町の西に接し今岡本町と稱す、外宮の東也、倭姬命世紀伊勢風土記に土橋郷岡本村の名見えたり、高河山の開創以前、六カ山の東麓に人家散在したりしを岡本里と曰ふ。

染めあかぬもみち葉のこるうきくものしくれてかゝる岡本の里〔新名所歌合〕　大中臣定忠

世義寺

岡本町□□山に在り、眞言宗□□寺の末なり、舊前山□□に在りしを、永禄年中外宮の西に移し、寛文十一年今の地に移す、天平年中の開創にして、往時は堂宇盛大塔頭十九坊ありしと、後威德院を遺し自餘は皆廢せり、本寺例歲に如法經會を修行す、俗にドウヒと稱し、播州書寫寺の法會に同し。〔參宮圖會勢名勝志〕

□なみの山こしにきく鹿の音にねさめさびしき岡本のさと〔新名所歌合〕　荒木田成定

高坐山

前山の北尾にして、直に山田外宮の上を蔽ふ、通じ高倉に作る、古名賀利佐嶺と曰ふ。天日別命が地主伊勢津彦に會見したる古跡なり、外宮の東南を擁し、山林は千古斧斤の侵さゝる所なれば、老幹直立積翠滴るか如し。或は多加佐山と稱し、山中岩窟あり、之を天岩戸と呼び四十八ありと云ふも、今は二三所を見るのみ。

君か世に濁りもあらし高くらや麓に見ゆる忍穗井の水〔新名所歌合〕　度會仲房

天岩戸

神都名勝志云、外宮神苑の東、高神山麓より凡九町許にして岩窟に達す、是古代の墳墓なるべしともいへり。洞口東位に向ひ、稍入れは廣敞大厦の如し、左右天井ともに巨岩怪石を以て疊めり、其の石質を檢するに多くは海石なるべし、貝族の付着せるもの今尙存せり、遠雨の後には常に鹽氣を吐きて石常に濕なりとぞ、海濱を距ること數里の絶頂に、かゝる大石を運搬せしは、實に容易の業にあらず、其の非凡の大土工たりしを察すべし、康永參詣記曰「外宮後の山に神代の岩窟あり、仙客常に來り諸神常に集ると申傳へ、四十八洞と云へり、唯今まで人のおたると覺ねて、石面の暖なる所も有り、又よの常ならぬ翁の人に行きあふ時もあり、漢家に三十六の洞天有り、かれは道士が方術を行ふ靈窟なり、當山に四十八の靈崛あり、是は神仙遊戲をなす化域なり」云々。○按ずるに天岩戸南の小岩戸あり、(大石谷)玄門閉ぢて人をして窺はしめず、未發の古墳なるべし、又上俗高倉の窟巓を高天原と呼び、神代史に因り山中に種々の所會を爲したるが、近年は多く亡びたり。

いたしへの神世の影はのこりける天の岩戸のあけかたの月〔金槐集〕　鎌倉右大臣

(嶺佐利賀)

倭姬命世紀云、裏書勘注曰、風土記曰、畝傍樫原宮御宇神倭磐余彦天皇、詔天日別命、覓國之時、度會賀利佐嶺火氣發起、天日別命覗之曰、此小佐居乎、禮使遣命見、使者還來申曰、有大國玉神、賀利佐到、予時遣使奉迎天日別命、因令造其橋、○又風土記云、(古風土記逸文本)伊勢者云、伊賀事忌社坐神、出雲神子出雲建子命、又名伊勢都彦、又名天櫛玉命、此神昔石造城坐於此、於是阿倍志彦神來集、不勝而還却、因以爲名也」と、此石城と云は何處にや、高坐山の石戸の類ならん。

客神山 (大國谷)

高倉の麓を曰ふ、一に高神又荒神に作る。其南の尾大國谷に度會大國玉比賣神社あり、延喜式に列し外宮攝社十六座の一にして、延暦儀式帳に擧れは大國玉命佐々良比賣命二座を奉祀し、伊加利比女命社は其傍に在り、謂ゆる地主の神なり。凡此國に於て地主に擬すへきは伊勢津彦と猿田彦の二神なるが、後代奉祀の者は皆伊勢津彦及其裔神なりるが如し、此なる度會大國玉社も伊勢津彦なり。○古事記傳云、古風土記に神武天皇中州に入り坐し、天日別命を遣して、伊勢國をうしはける伊勢津彦と云神を言向けしめたまふ、此神は建御名方の亦名にて、神武天皇の御世と爲せるは、天皇の御歌に「神風の伊勢」と云詞の初て見へたるより傳へ誤れる者なるへし、(此說いかゝあるへき原書の方却て通し易し)今も高倉山の岩屋は、伊勢津彦の住りし跡なりと傳ふ、暫く此に隱れ居て後信濃國へ去りたまへるにやありけん、(此說岩戸を居室と爲し隱所と云ふも不當)高神山に客神社とて、建御名方神を祭ると云ふ。○因云「神風の伊勢」てふ枕辭は本居氏「伊勢津彦が風を起し、之に乘りて去れりと云、故典に基けるならん」と說かる、國名の下に註するごとし。

宮崎文庫

大國谷の東に在り、岡本町に屬す、坊山の南なり、宮崎は一に豐宮崎と曰ふ、豐受宮の崎山の義なり。○神都名勝誌云、宮崎文庫は慶安元年外宮禰宜度會神主延佐(出口氏)弘正(與村氏)等首唱し、衆庶に資財を募りて創建せし所にして、神官の子弟修學の黌舍なり、當時延佐弘正末清正清の功績朝廷に達し、皆榮爵に敍せられき、當府儒生林道春文庫記を作る萬治三年に至り、幕府

より修繕費として米貳拾石の釆地を寄附、尋いで貴紳家よりも其の擧を賛同して、珍籍奇書を附付せしかば、和漢の書籍及圖畫刀劍等倉庫に充棟したり、傍に講堂學舍數宇を設く、室直清、貝原篤信、伊藤長胤、井澤長秀、谷重遠近くは大鹽後素、藤森大雅等來りて書を講せり、明治十一年の春、祝融の災に罹りて講堂其の他烏有に歸せしが、書籍及大綱社の一構は幸に其の災の免れたり、書籍中にも貞享年間島原城主源忠房の寄進せる古文尚書十二巻は、清家々傳の遺册にして希代の一品也、庫側に外宮神主の碩學度會延佳足代弘訓の瘞社を建つるは、鄉人追仰の志也。

田上大水神社（延喜式に列す、宮崎に在り、外宮の攝末也、其地を丸山と呼び、又車塚と曰ふ、社後に古墳あり。

沼木郷（ヌキ）

和名抄、度會郡沼木郷、訓奴木。○今宇治山田町、外宮以西の地に當る、近年前山鶴領の南なる諸村を合併し沼木と曰ふは之と異なり、或書に沼木とは沼澤に木あるを以て此名ありと爲すは、文字に因れる附會にて、本義に非じ。

神都名勝志云、沼木鄉は外宮鎭座の處也、古は宮川の支派山田の平原を繞り、池沼叢樹の其の間に錯落せるを以てかく名づけたりきと、止由氣大神宮儀式帳延喜式等に沼木鄉山田原と見ゆ、神鳳抄に度會郡沼木郷、光明寺所藏安貞二年文書に度會郡沼木郷上山幡村など見えたり、中島、二俣より宮後田中の邊に至るまで此の郷に屬したりき。

豐受宮（トヨケ）

（外宮）

山田の宮後町の北に在り、南面して高倉山に對す、宇治大神宮と共に國家の大祀なり、故に兩所伊勢神宮と稱し、内宮に比し外宮の號あり、古書に「大神宮西七里度會宮」と云者是也、七里は今路四十二町也。

神都名勝志云、外宮は等由氣宮又度會宮と曰ふ、祝奉る所は豐受大神なり、此神日本書紀に「伊弉諾尊又飢時、生兒號倉稻魂命、倉稻魂此云宇介能美陀磨」また保食神とも見ゆ、古事記皇孫命天降の段に「次登由宇氣神、此者坐外宮之度相神也」和名抄に「保食神和名宇介毛知乃加美」また「稻魂宇介乃美太萬、俗云宇加乃美太萬」など見え、又大宜都比賣とも申し奉り、百穀發生の原素を掌り、天下の人民に衣食を幸ひ給ふ神なり、抑此大神はもと丹波國丹波郡比沼の麻奈爲原に坐しましゝを、雄略天皇の御宇度會神主の遠祖大佐々命をして、此の大宮地に鎭め奉らせ給ひしなり、相殿神三座おはます、延曆儀式帳正殿一區の註に「同殿座神、參前稱相殿申」また「相殿神、御船代貳具」とあり、延喜大神宮式に「度會宮、船代四具」とある註に二具相殿神料とありて、西の御船代に二座、東の御船代に一座ましますなり、さてまた延喜太神宮式に「神殿三座、裝束帛被三條、絹被三條、帛衣三領、絹衣六領、絹裳九腰」とあり、御裳をも調進せられし上は、女神にましますか、弘安九年通海參詣記に「當宮には左右の相殿三座おはします、何れの大神にて御座するよし、人いまだ知り奉らざるとなり」とあり、大同本紀には御伴の神三前と見えたりし。○神祇志料云度會宮四座、今山田原村に在り、天照大御神の御饌神登由氣大神を祀る、蓋伊邪那岐神の子、和久産巣日神の子豐宇氣毘賣神即是也（延曆儀式帳古事記）上古皇孫命の天降し給ふ時、天神の詔をもて此神の御魂を副降し奉りき（古事記）而して丹波國與佐の比沼の眞名井に鎭め坐しゝを、雄畧天皇の御世、大御神天皇の御夢に「我御饌津神等由氣大神を我許もか」と誨奉り給ふを以て、大佐々命に敕して、布理奉れと宣ひき、故罷往て布理奉り、即御饌殿造奉りて、大御神の朝の大御饌夕の大御饌を日別に供へ奉らしめ給ひき（延曆儀式帳上代本記皇字沙汰文）東御形鏡に坐す（倭姫世記神名秘書）相殿神三座、御伴神三前を祀る（大同神事供奉本記）皆女神に坐り、（止由氣宮儀式帳延喜式）（一書、三座は瓊々杵尊天兒屋命天太玉命なりと云ふは、後人の妄誕）初め豐受宮の艮角に御饌殿を造り、朝夕の御饌物を調備へ、捧持して太神宮に參向ひ仕奉れるを、聖武天皇神龜五年正月、例に依り本宮より皇太神の朝御饌を備て、先天村雲命の孫に捧け齎しめて參る處に、途なる宇治山の谷道に死人の有るを見つゝ持參り、天見通命の孫荒木田禰宜に授渡し仕奉り、終て後二月餘りを經て、天皇御惱急き御坐して重く祟り給ひき、故宮司高良比連千上其由を奏すに依て、使を遣して之を祈日さしめ、神主川麻呂御炊内人弘美等に大祓を科せ、三月敕して新に御饌殿を立て、永く神宮に持參ることを停め給ひき、凡饌殿内東方に天照坐皇太神を御奉り、西方に止由氣大神を坐せ、又御伴神三前を坐奉り、大佐々命の定奉る拔穗を舂炊き御器に盛り奉らしめ、終て神主物忌を率て其殿前に侍ひ、祈辭み「天皇朝廷常石堅石に護り幸へ奉り給ひ、百官に仕奉る人及天下四方國の人民を平に慈給へ」と申て、皇太神を八度止由氣大神を八度、御伴神を八度拜奉りて、毎日朝夕に供へ奉りき。（皇字沙汰文神宮雜例集所引大同本記參取神宮雜事記）

（御饌殿）

何事のおはしますかは知らねどもかたじけなさに涙こぼれて、（山家集とよけの宮にて）　圓位　上人

はたすゝき尾花かりふき神風や内外のみやはよろづ世までに（夫木集）　鎌倉右大臣

かけまくもかしこき豐の宮柱直きこゝろはそらに知らるゝ（續後撰集）　藤原　俊成

日本書紀（神代卷一書）云、天照大神、聞葦原中國有保食神、遣月夜見尊就候之、保食神自口出品物而饗之、月夜見尊忿拔劍擊殺、然後復命、天照大神怒不須相見、乃與

月夜見尊、一日一夜隔離而住、是後遣天熊人往看之、保食神既死、其體生種々物、天熊人悉取持去、奉進之、乃以爲陸田種子水田種子。〇古事記傳云、等由氣大神は天照大神の御食の神にます、神祇官の御食神は卽此也、然れども膳夫(カシハテ)の神など云はいみじき非なり、されば天照大神よりも貴き尊なるやと云んに、さには非ず、天にも地にも天照大神より尊き神坐すことはなし、唯其大神も又祭りたまふ神はある事にて、世々の天皇の天神地祇を祭らせたまふと同じ。〇按するに、內外兩所宮は相殿數座に上り、古來朝廷の崇敬之を視て同一と爲したまふは、皆天照大神の神慮に因るべしとこそ申奉れ、差別の說は後世の議論に出つ、彼陰陽に配し火水に當て、宗廟社稷若くは對比高下の辨を立つる等、後人知巧の見を以て古の神道に擬するは、いかで誤謬なかるべき、之を支那の道家印度の佛者の理說に習合し、(若しくは泰西學者の鬼神論に比較して)云々するも、皆本邦の古風儀を悉す能はず。我中世以に習合神道の起るあり、兩祠の祠官其典冊を傳へ、三部書又は五部書と云ふ、五書中倭姬命世記獨り信據に足る、而も是れ大神宮本紀の殘缺にして、天慶以降大治以往の纂集に係る、開卷先つ曰ふ、

天地開闢之初、神寶日出之時、御饌津神、與大日靈貴、豫結幽契、永治天下、或爲月爲日、永懸而不落、或爲神爲皇、常住以無窮、」

と後人の竄入を視るべし、又神託を錄して、

心神則天地之本基、身体則五行之化生、肆元元入元初、本本任本初、神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲初、

と、理談の發達を視るへし、遂に豐受大神をは大自在天の子と註し、亦天御中主尊と說けり、大自在天を兩所御靈座傳記は伊舍那天に作る、是佛說に假れる者也、外宮御鎭座本紀は首揭し、

天地初發之時、大海之中、有一物、形如葦芽、其中神人化生、名號天御中主神、亦曰豐受皇太神也、

と揚言し、造化の始元を極めたり、而も內宮を國常立尊と爲し、高下の分を示せり、然れども是等の事古書に見ねず、皆外宮祠官が私に造れる妄語のみ、蓋外宮をば內宮よりも貴くせんとする奸計に出つと云ふ。寶基本紀は延喜以後天慶以前の纂錄なるべし、中に

因茲奉代皇天、西天眞人以苦心辭喩、教令修善、隨器授法、

などと說き、又內宮を火德、外宮を水德に對比し「日月變化、水火德用」と談せり、又

神道則出混沌之堺、歸混沌之始、三寶則破有無之見、展寶相之地、神則罰穢懸導正源、佛亦立敎令破有相、

と曰ふ、習合論の開展頗力めたるを知る、然れども此寶基本紀には未た外宮を以て造化之神天御中主と爲さず。永仁四年、兩宮の祠官の間に、皇字沙汰の訴訟起る、鎭座本紀鎭座傳記等の僞造は、當時已に成れるや明なり、是より以降「外宮は天御中主を祭り、內宮は國常立尊を祭る」と云ふ事殆世の通說と爲る。德川幕府の初めに、儒生往々神道を談ず、亦多くは五部書に據る、山崎垂加の流派を其魁としたり。元祿の比より復古の學風起り、神道又漸く變し、以て近時の勢を成せり。

又按するに、中世亂離、大神宮司の政廢し、內外兩所の祠官相抗爭して止まず、其極武家の抑制に會ふを常とせり、中にも文明中の爭鬪は、北畠國司の干涉する所なり、神域に殺戮炎燬の珍事を見たり、兩宮兵亂記曰く、先年山田外宮衆より、岡本に番所を置、諸國道者を內宮の宿へ通さず堅く相止め、但參宮の上下計を通ずる間、內宮より種々の山田へ仔細を申と雖、不承引、彌堅く止るの間、多氣の御所を賴み、御口入有て可給由、目安廳宣を以て、致訴訟所に、內宮より申事無余義の由仰られて、山田へ仔細を被仰付といへとも、不承引、剩へ檀倉掃部助氏則本人として文明十九年十月二十四日より、內宮の通路を一向に止む、然間宇治衆兵粮以下萬づ及迷惑の間、多氣殿御成立にて、同十二月十九日御勢を遣され、同廿日に山田三方悉く放火せらる、檀倉一類は宮中に走入り、火を掛け奉り腹を切る、翌年より無爲に治り、山田三方の面々還住也、去るに因て、山田の破れ偏に宇治の所行そと意趣を殘す。(神都名勝志云、山田三方は須原方坂方岩淵方と曰ひ、三方の年寄集會して執政する法なりき、近年三方年寄會所とて、大世古町に在りき)

忍穗井(オシホノヰ) 御饌水(ミケツミツ)なり、御井社其傍に在り、外宮御炊殿の西百廿丈、藤岡の麓にて、稱へ奉りて天眞井(アマノマナヰ)とも天長井(アマノナガヰ)とも曰ふ、伊勢國造度會神主の遠祖天村雲命、天孫降臨の時、天上より移し下したる者と傳ふ。

代々をへて汲ともつきじひさ方の天より移す忍穗井の水(風雅集)　度會　延誠

花咲は眞名井の水をむすぶらん藤岡やまにおからめなせる、(神祇百首)　度會　元長

度會國見神社は延喜式外宮攝社十六座の一なり、延曆儀式帳によれば、彥國見加岐建與束命と曰ふ、蓋亦度會地主の裔神なるへし。參宮圖會云、國見社は其舊址藤岡山に在り、今石を積置き藤(フチ)社と曰ふ。

高宮(タカノミヤ) 外宮正殿の東北なる高嶺に在り、豐受大神第一の攝社也。延喜式云、多賀宮一座(豐受大神荒魂)去神宮南六十丈、凡二月祈年幣帛者朝使到日、大神宮司引使者先參度會、次太神宮奉獻幣帛、其高荒祭宮、使者自進奉、餘宮令禰宜等進奉。〇倭姬命世紀云、多賀宮一座、豐受荒魂也、伊弉那伎神所生神、名伊吹戶主、亦名曰神直日大直毘神、靈形鏡坐。

神苑(シンエン) 宮域の四至は延長四年の官符に定め給ひしに、中世以來其境內に人家建ち聯り、自然に市街をなすに至れり、近年之を慨き、公私協議、一擧して人家百餘戶を撤去し、

池沼を穿ち岡阜を築き、松杉疎密の間に四季の花木を植ゑ、大に神苑を開きたり、農業館は別區に設置して、百穀草木播種の道に資く。○坂士佛參詣記に「出家の輩は五百枝の杉と申靈木の下に詣て、宮中へは參らず」と見えたり、此杉今はなし。

月夜見宮　外宮攝社十六座の一にして、外宮の後に在り、内宮攝社月讀神と同體、豐受神に因みまします神也、延暦儀式帳延喜式に列す。○神都名勝志云、月夜見神社は承元四年宮號宣下ありて、別宮に列し、神殿を増作せられたり、宮域の四至封疆池湟を繞らし、その内には老樹蓊鬱として實に千古の風致を存せり。又高河原神社同域に坐す、延喜式川原國生社と載せたる社なり、相傳ふ舊社域は此處より一丁許東、西河原藪世古なりきといふ、又須原大社ならむといふ説もあれども證とするものなし應永年中頭工日記の文によれば、其の頃已に今の地に坐しゝ趣なり。○康永詣記云、月讀宮に參りて拜すれば、森の朽葉跡をかくして、庭の冬草壘をなせり、月讀の御名を思へば、神代の事もきゝなれたる心にて、
　いくとせか露の玉垣ふりぬらんかみよの秋の月讀のみや。

平尾　平尾頓宮址は、月讀宮の東高河原の邊なりといふ、雄略天皇二十三年、豐受大神宮丹波國與佐の宮より御遷幸の節、所々の行宮を經させられ、當國一志郡山邊の行宮より、先此の所に移り給ひ、三箇月の間坐しましゝ靈跡なりと。（神都名勝志）

山田原神宮司址　又御厨と曰ふ、高河原に在り、遺址今詳ならず、御厨とは初め神庤と呼び、神邑神戸の租税を徴し、貢物を收むる政所なりき、垂仁天皇の御代、皇太神宮御鎭座の當初は、有爾郷鳥墓村に設けられしを、孝徳天皇の御代に至り、大神宮司の職を置かれ、中臣香積連須氣を以て之に任ぜられたり、是太神宮司の權輿なり（此太神宮司の職務を執る所を御厨政所と云）以來凡一百五十年、神宮の諸政を執行せし舊址なり、また此の所に齋内親王の別館諸司宿舍まで數棟ありて、この一郭内をすべて離宮院とも稱したりしが、然るに延暦十六年の水難によりて、湯田郷宇羽西村に移轉せられし由古記に見えたり、此の近傍の地名を察するに河原大河原（繼橋郷）高河原（沼木郷）等の名ありて、中古までは宮川の分流月夜見の宮の北裏（俗にきとらと曰ふ）を通りたりと覺ゆれば、其の水害に罹りしを知るべし（延暦儀式帳神宮雜例集神都名勝志）

（高河原）

山田　山田町又山田郷と曰ふ、外宮の在所なり、今内宮宇治郷に合併して、宇治山田町と稱す。

山田は舊沼木郷山田原と稱し、又沼木平尾と稱し、平郊の地にて、外宮鎭座以後神邑と爲り、中世より民口富庶の名あり、康永參詣記にも「宮川を渉り端山繁山の陰に至りて見れは、此面彼面の里道をひらきて、誠にひとみやこなり」と載せ、南勢第一の都會なり。延暦儀式帳云「等由氣太神宮院事、今稱度會宮、在沼木郷山田原村」と、東鑑、養和元年の條には山田郷と記したり。此地本神封なれば、宮司政所の治下なれど、戰亂荒廢の後は、武家の干渉を免れず、北畠國司の頃は已に田丸城を置き、將士をして神邑の政治に參與せしめたり德川氏に至り特に山田奉行廳を置き、將士を派して神邑の民政及び大湊船廠の事を司らしめ、卒を附屬せしめずと雖、水主七十五人を支配せしめ、役料千五百俵を給す、明治維新の際、此に度會縣を置き南勢を管治したりしが、後廢し、今度會郡衙あり。

　神のます山田の原の鶴の子は歸るよりこそ千代はかぞへめ、（玉葉集）　源　順

元文年間、旅人小憩の爲めに、茶屋を設けたるより濫觴して、妓館を生し之を新町と曰ふ、又文政年間新地を開き、遂に一區の娼家を成す。

城山　山田の南、常磐町の上方に在り、高百尺許、民家あり、是は文明十八年宇治山田一揆爭亂の時、山田方の要害城として、村山掃部介武則陣營を設け、北畠國司の軍勢を拒みし所なり、其の事蹟は伊勢軍記勢陽雜記及志本年代記先規錄官司引付遷宮次第記文明一亂記等に掲載したり。（神都志）

大間國生神社　城山の下、常磐町字大間に在り、草名伎社同域なり、其東に清野井庭神社あり、並に延暦儀式帳延喜式に列し、外宮攝社十六座の中とす。

天神山　城山の西にして、二俣町の南に在り、往昔山下に菅廟ありしを以て名くと云ふ、山上に經塚あり、此地より曼陀羅梵文梵字の彫刻ある古瓦を發見すべし、或云留は大日經の文にして、承安四年の紀贈の物ありと。

中島　山田東部の總稱にして、中にも中島町と云は宮川上渡の街路に當る、文明十八年、山田一揆村山掃部此城にて北畠氏の兵と戰ひ克たず、慶長五年、鳥羽城主九鬼嘉隆西軍に應じ田丸城を攻めたる時、中島に退く、敵兵追擊、北畠藏辰親戰死す、其事を錄せるを中島兵亂記と曰ふ。○宮川の畔に三好塚と云何墳あり、三好長秀（阿波三好元長の子とぞ）北畠親逃の二人、永正五年此地にして北畠國司村親の殺す所と爲り、因て此に葬ると云ふ。（伊勢名勝志）

蕗野井庭神社○今中島辻久留町に在り、大河内神社同域なり、共に延暦儀式帳延喜式に列し、外宮攝社十六座の中なり、打懸社と云は儀式帳に見ゆ、亦同域とす、古記に沼木郷山幡村と曰へり。

宮川　度會郡を貫流する大水なり、神宮の傍を過ぐるを以て宮川の名あり、即宇治山田町の西限を成し、其西岸小俣村に宮川停車場あり、參宮鐵道の終驛とす。

　度會の大河の邊のわかくぬ樹わか久ならばいも戀むか

も、（萬葉集）

水源を大和紀伊伊勢三國の堺、大臺原巳か瀬より出て大杉谷、三瀬谷を經て野尻川に會し、又一の瀬谷の流と合ひ、其の餘多氣度會兩郡の溪流數百條を一括して東北に走り、大湊に至りて海に入る、水源を距ること二十餘里なり、古は度會川とも、又度會の大川とも、齋の宮川ともいひき。渡口三箇所、上を柳の渡といひ、下を磯の渡と云ひ、中を櫻の渡といふ、國道の渡口なり、天平勝寶三年に、此の渡口に船橋を設けしこと、太神宮諸雜事記に見ゑたり、近年又長橋を架し、小俣の宮川驛を山田市街に相接す

河原祓所址 昔齋王勅使例幣等參向の時、祓を受けられし所なり、延喜式云「齋王參度會宮、祓度會川、參入神宮」（中嶋町東の北なり、詳に神宮雜志に見ゆ）

契りありて今日みや川のゆふかつら永き世までもかけてたのまん、（新古今集）　定家

御はらひする宮川の瀬なみの數よりも君をなほいのるかな、（新拾遺集）　朝[illegible]

古は宮川洪水の度に堤防壞れ、河水山田の原に溢れて、宮域までをも浸しし事屢なりきといふ、其の度毎に公家よりの沙汰ありて堤を修補せられ、或は度會地主神大土御祖神に土宮の宮號を宣下し給ひし事さへありしを、應保長寛のころ、中納言平清盛勅使として參向せし時、堅牢なる堤防を改築したりとぞ、故に上宮今尚東岸を清盛堤といひ傳へたり。（參宮圖會神都名勝志）○應永三十一年參宮記云、さむ風と申處と申所にて、誠に此頃は寒風相應の名所にて侍りけると覺えて、

吹くからに稻葉かぜの里人はなれてもさすが袖しぼるらし、

（寒風）

宮川を見わたせば、此邊彼邊に人々垢離かく、齋宮の御跡は此あたりにと人の申に、よそながら見奉れば、木竹いみじく繁りあひたる計也。（此にさむかぜと云ふは、宮川の渡口三箇の瀬の義にて、當時三箇瀬の名あり、之を寒風とは言ひかへたり、一說、今の古市の邊に寒風里ありしと云ふ、從ふへからず）

河崎(カハサキ)

宇治山田町の北に接し、漁船小艇の埠頭なり、小溝を以て神社港大湊汐合川二見浦等に通ず、各一二里に過ぎずと雖、兩宮神都の海漕は一に此口に由るを以て、出入の舟多し。宗碩日記にも、山田にて尾張國へ渡る舟をまち、川崎と云ふ邊より釣舟をまうけて、大湊にさしよせぬ、ここの旅宿は黒瀬の某成俊が所なり、明日つとめて舟出すへき由かまへ侍る」と敍したり。

河崎、舟中雙韻浦　山陽

春帆不嫌緩、舍艤就江濤、瞻望三河郡、斜陽隣勢山、此行從何岸、何處不鄕關、到岸投村店、鮮魚酡醉顏、

黒瀬(クロセ)

河崎の北に接し、鳥羽二見瀬通路なり、今一色神田久志本の諸村と合し、濱郷(ハマガウ)村と曰ふ、長寛二年古文書「[illegible]黒瀬村」とある由神都志に載せたり、二見箕曲兩鄕の間なる江渚に臨む。

橘神社(タチバナ)

黒瀬路傍の祠にて、古は橘氏の氏神なるべし、橘大臣諸兄の母縣犬養宿禰三千代は伊勢の人と傳ふれば、其因みにては古跡を遺す歟、（參宮圖會神都名勝志）尚同の縣神社參考すへし。

鹿海(カノミ)

黒瀬の南、楠部の北、今楠部一宇田(イチウタ)朝熊の諸村と合併して四郷(シガウ)村と曰ふ、五十鈴川の右に臨み、朝熊山に對す。○神都志云、鹿海は大神宮本記に加奴彌と錄し、村中に止鹿淵見佐山(トカノフチミサヤマ)あり、鹿海橋の東、鷲崖の下、澄潭碧を湛へ、古樹其上を蔽ふ、見佐山之に對し、西岸に聳ゆ、水之を環圍して宛然たる墳丘なり、山腹に石をたゝめる所あり、其傍往々古土器を出すといふ、疑ふらくは宇進部比女の墓にや。

朝熊(アサクマ)

楠部鹿海の東なる聚落にして、東嶺を朝熊山と曰ふ、（今四郷村の屬）神都志云、此村應永年中まで、西北蛭川(ヒルカハ)山に在りと、故實鄕談に見ゑたり、朝熊の名義には諸說あり、僧空海求聞持法を山中に修めし時、朝に熊出で夕に虛空藏現せりよりてかく名づけたりと、又古語聞書には熊野は淺隈なり、五十鈴川の下流迂曲し此の地其の淺水の隈に當れるを以て名づけたりと云へり

朝熊神社(アサクマ) 延喜式に列し、内宮所攝二十四社の一なり、寬文年中再修す。延暦儀式帳云「小朝熊神、稱神櫛玉命兒、大歳神兒、櫻大刀自、形石坐、又苔蟲神形石坐、又大山罪命子、朝熊水神、形石坐、倭姬内親王御世定祀」○按に、櫻刀自是れ亦度會の土地神伊勢津彥の裔ならん、或云、富士神を淺間(アサマ)と稱へ木花開耶姬(コノハナサクヤ)を祀ると傳ふ、朝熊淺間山相近し、淺間(センゲン)櫻又古言を同くす、蓋相因る所あるに似たり。（神都志云、朝熊神は本村の西北の山腹に鎭座、櫻の宮とも鏡の宮とも云ふ、儀式帳には小朝熊神社とあり、小は美稱なる可し、社域はさまで高からざる山の西端にあり、鹿海川を負ひ朝熊川に面す、對岸の洲嘴に坐せるは鏡宮なり、其傍に虎石汝子石等の奇石あり、又櫻大刀自神の由緣にや、境内なる櫻樹多し、彌生の頃は松杉の間に掩映し、風色の幽媚なる事、此の地を以て神都中の第一とす。

小朝熊の神の地の角に六七段計を去りて奇石あり、其上に櫻樹あり、高さ三尺計なり、此木往昔より以後、年を送り春を迎へて花を開き年を結ぶ、今に枯れずしてあり、是を櫻大刀自の神の神體と申す說もあり、（文永十年思問參宮記）

神世より光りをとめて朝くまのかゞみの宮にすめる月かけ、（續拾遺集）　隆辨

神かせにこゝろやすくぞ任せつるさくらの宮の花のさかりを、（續古今集）　西行

（宮櫻）

(宮鏡)

神都志又云、鏡宮(カヾミノミヤ)は同處別域、水を隔てゝ丘上に坐す、往昔より二面の神鏡を奉崇す、其由來する所詳ならず、山籠坤の水涯なる大石の上に坐しまして、潮にも沈み給はず、浪にも流れ給はざりきとぞ、時ありて坐さゝれば、奏聞を經るに從ひ、朝廷に於ては御卜を行はれ、特に公卿勅使を立て給ひて、祈謝し給ふを例とせり、又時宜によりて神殿に奉安すれば、忽元の處に飛び出で給ひし事もありきとぞ、寛文三年神鏡を堀り出しに、小蛇蟠屈して護衛したりと云ふ、かゝる靈鏡なれば、其事蹟多く舊記に散見せり

月さひてあはれいく世になりぬらん波になれたる朝熊の宮、(續古今集)　嘉春門院越前

俗說辨云、類聚神祇本源曰、小朝熊神、鏡二面、大和姫命、朝熊(アサクマ)海上にして奉鑄白銅鏡也、正治元年、祝礒部時次解文曰「朝熊社東御前社寶殿者、共在高山之上、件山下坤方、崩江二十餘丈之程、水邊岩上、件御鏡二面坐」○參宮圖會云、朝熊神社、寛文十年大宮司精長舊地を求め再興あり、鏡宮は晝川(ヒルカハ)の尾崎に在り、石上御前(イシノヘノゴゼ)と曰ふ。

月はたゝひるかは山に雲きえてひかりもみちぬ汝合の濱、(歌枕名寄)　長明

(山川畫)

音無山(オトナシヤマ)

朝熊神社の上方にして、北は二見郷に對する嶺なるべし、長明伊勢記に見ゆ、曰「二見の音無山とて、人々登りて遙に海山を見るに、東は參河遠江駿河など越て、富士の山はのかに見ゆ、艮に當て甲斐の白根信濃の御坂(ミサカ)あり、北に美濃尾張の山ともの上より、加賀の白山見ゆ、乾に多度の山鈴鹿の三子(ミツゴ)、西に布引山阿坂(アサカ)山伊賀の山とも名を知らず、南は朝熊山志摩國の方なり、朝熊川を隔て晝川の横根と云あり、其西のはなに鏡の宮おはします」云々。

櫻木(サクラギ)

是朝熊の古村なるへし、伊勢名勝志云、今此里亡ぶ、元和年中水害にあひ、居民一字田に移る。

月にくれて近つくまゝに白雲の花になりゆくさくら木の里、(新名所歌合)　大中臣定忠

永松庵(エイシヤウアン)

朝熊の里中に在り、朝熊嶽金剛證寺に屬す、林泉幽邃にして、杜鵑花多し、秋田城介入道安倍實季の墓あり、慶長七年、實季幕府の譴を受け此に謫居し、萬治二年卒す、幼女及侍女の墓相並ふ、家は子俊季繼き、三春城に居るを以て、高乘院を造り追吊を爲すと云。○朝熊村に製藥家あり、世俗朝熊萬金丹と曰ひ、實季入道の遺法と爲すは非なり、尾州知多郡野間氏の家傳のみ(神都志)

栖のかたはらに、夕かほといへるものゝ、おのづから生ひ出て、あれたる垣根ともいはず、青きかづらのおのれひとり心地よげに、はひまつはれ侍るを見るに、あの花折れとの給ひし、ふるごとおもひ出でられて、よみ侍りけり、

住みわぶる宿とも知らで夕顔の花のみゑみの眉ひらくなり、(永松庵所藏筆跡)　實季

按に實季は安東太郎と稱し、羽州檜山館より起り、秋田數郡を平定し、十九萬石を領知す、庚子の役、觀望反覆の故を以て、江戸幕府の收封する所と爲り、仍朝熊に竄逐せらる、後其子俊季を赦し祀を存せしむ、奧羽第一の舊家也。

朝熊岳(アサクマダケ)

山嶺南北に延ひ、伊勢志摩の分水界と爲す、其山勢北は海に沒し神崎と爲り、南に崛起し最高峰を生ず、抽海五五〇米突、內宮の正東に當り、神路山の東北塚を成す、(內宮より登る五十町朝熊より登る二十町)登臨の眺望最雄大なり、東海の富岳北陸の白山を見るへしと云ふ、峰の東側に寺宇在り。

跡たれていく世へぬらん朝熊や御山をてらす秋の夜の月、(續拾遺集)　荒木田延季

金剛證寺(コンガウシヨウジ)

朝熊岳に在り、開創詳ならず、弘法大師中興と稱し、本尊虛空藏なり、中世衰微したるを、建長寺東岳和尚重修して、禪宗の叢林と爲す、勝峰山兜率院と號す、寺北の別院は吞海と號し、本尊地藏を安す、神宮より鳥羽二見經廻の客、登陟する者多し。

二見郷(フタミ)

和名抄、度會郡二見郷、[illegible](今東二見村西二見村及濱郷村大字一色皆是なり、東は伊氣郷(今志摩郡)に至り、西は淺水の海灣を隔て、箕曲郷(大湊神社港)に對す、北は海洋にして南に汝谷(シヤアヒ)の入江あり、坂土佛參詣記云「倭姫の皇女神鏡をいたゝき奉りて、御鎭座あるへき所を御尋ねあり、伊勢の海つらに歷覽、あきたらずおぼしめさるゝ所ありて、二度御覽ありし故に二見の浦とは名つく」と、然れども大神宮本記には「大神御船、二見濱坐時、大若子命に國名何問給白く、速雨(ハヤサメ)二見國と白き」とあれば、倭姫の名つけ給ふと云は非なり。○延喜式云、凡齋王到國之日、取度會二見郷礒部氏童男、卜爲戸座　延曆儀式帳に大内人宇治土公礒部小紲あり、之に據て考ふるに、礒部氏は盖宇治土公姓にして、昔倭姫命に大宮地を教奉れる太田命の裔にて、齋王に由緣ある故に、其氏人を以て戸座とせし歟。(神祇志料)

東鑑、養和二年四月廿一日、熊野山惡僧等、去五日以後亂入伊勢志摩兩國、合戰及度々、燒拂二見浦人家、攻到固瀨河邊之處、平氏一族關出羽守信兼、相具蛭對伊藤次郎下軍兵、相逢船江邊防戰」と固瀨舟江共に郷内ならん。○二見郷は神鳳抄に錄し、擇鹽の御料なるが、武家の押領と爲り、鳥羽九鬼氏の知行に歸したる事あり、寛永年中、一色村の長愁訴して、幕府より二見郷一千三百石高は神宮に附せらる。(勢州名所集參宮圖會)

二見山(フタミ)

御鹽(オシホ)山とも稱し、二見浦に臨める丘陵の名なり、江海環繞して、全く島を成す、峰勢五分しあるを以て、五峰山とも呼ふ、或は密嚴寺(ミツゴンジ)山と呼ふ。(神都志參宮圖

會〕
玉くしげ二見の山のこの間よりいづれば明くる夏の夜の月、〔金葉集〕　親房
康永參詣記云、二見浦より磯山かげの路をつたへ行程に、あはれに心すごき古寺あり、安養山と申處なり、是は西行上人の住み侍りける舊跡とかや、
此地空餘山寂寞、昔人去後幾劫昔、緣盡居肯絶蹤跡、只有松風敲寺門。　坂　士佛
參宮圖會云、安養山の寺址は西二見山田原の南に在り、此は宇治の西行谷よりはふるく住止せられ、年も長かりしやにおぼゆ、千載集にも「高野の山を住うかれて、伊勢國の二見山に侍りける」云々との自叙あり。

佐見之山

[illegible]云、倭姫世記に「佐美津彥佐見津姫[illegible]」と云るは二見浦の大夫松と云大樹の生たる山、即佐見の山なるべし、今も其[illegible]の小川を佐見の川と云ふ、[illegible]をそへ、去來見の山と云は此なら[illegible]、坂十佛が[illegible]記に二見の浦に佐美明[illegible]にて、古き跡ましますと書し、即佐見津[illegible]を[illegible]るなるべし。
わきもこを去來見の山をたかみかもやまとの見ゑぬ國とほみかも、〔[illegible]去來見山は飯南郡[illegible]瀨に在り〕

三津

今東二見村の大字なり、二見山の南、汝合川に瀕する小村にて、[illegible]を呼ふ片葉[illegible]は此地に生すとぞ。
伊勢にまかりけるに、三津と申所にて海邊春[illegible]と云ことを神主よみけるに、
過る春しほの三津より船出して浪の花をやさきに立らん、〔山家集〕
我が[illegible]はかくろ伊勢島や[illegible]しきひさをみつの浦なみ、〔夫木集〕
三津の東北は江村二見浦なり

江

今東二見村と改む、此村汝合川に臨めば江の名あり、江水を隔て東に松下村（今東二見に併す）ありて、志摩郡鳥羽小濱の地界に接す、北は二見浦なり。○延喜式、江神社此に鎭座す、內宮所攝廿四座の一なり。文明五年正廣日記云、伊勢の山田に四五日やすらふ事ありて、大江と云所より舟にのり、伊良胡の渡とてすさまじき所を越し侍るに、こよひは十五夜なりけり、
古へを思ひいちこの月見ればかいのしつくが袖におちそふ。
源延寺義經の從士に伊勢三郎義盛と云者あり、相傳ふ其父[illegible]は三重郡[illegible]村の人にて、義盛二見鄕に住り、江三郎と稱す、或は鈴鹿山中に入り燒下小六と號し、後東國に[illegible]と上野[illegible]にして義經に從ふと[illegible]參宮圖會〕○江村と三津の間に內塵山と云[illegible]址あり、士人正平年中伊勢守[illegible]仁木京兆義長の築く所と稱す、安政四年村民此地より古刀劍土器を發掘したる事あり、〔伊勢名勝志〕古墳にあらずや。

大江寺

江村の西、二見山の中[illegible]に在り、眞言宗、開創詳ならず、貞享中火災に罹り頽廢す、觀音堂なり。○康永參詣記云、山陰を遠くめぐれる入海のかたを尋て、江寺と申す觀音の靈地に參りぬ、苔ふみのぼる石ばしは盤折にて、谷のせゝらぎ音幽なり、黃葉を拂ひて古き跡を探り、脩竹を携て遙なる[illegible]に到る、
浦松似[illegible]夕陽爰、老眼摩挲費苦吟、水自細流通海脈、波横鳥嶼對天心、雲[illegible]起山高下、潮去潮來月淺深、六十餘年[illegible]淹留、江湖風景不如今。
江山（二見山の東端）の頂に天覺寺廢址あり、東大寺衆徒參詣記に文治二年、俊乘坊重源勅命に感し、院宣を奉して僧侶六十名を率ゐ參宮したる時、此天覺寺に掩留せる由」見えたり。〔神都志〕

二見浦

二見村の海を云ふ、東神崎を以て志摩郡伊氣浦と相界し、東北は阿波良岐島答志島と斜に相對す、西は一色大湊に至る、其中央立石崎打越濱の邊を絶景の勝地と稱す。
ますかゝみ二見の浦にみがゝれて神風きよき夏の夜の月、〔拾遺愚草〕　定家
夏の夜は玉ゆらもなし玉くしげ二見の沖にあくるつきかけ、〔夫木集〕　家隆
千尋の濱と云ふも二見浦なるべし、二見の干潮につけて起る名か、參宮圖會云「毎年十一月望日の子刻に、大湊二見浦の海汝干となり、おびたゞしく陸地と爲る、破船の碇などを拾ふ事あり、之を七汝干と呼び、一國の[illegible]なり、七里あなたなる伊良胡崎まで步行すべし」と、此七里の干[illegible]につけて、千尋の濱とも成ると云ならん、共に過甚の荒唐談なりかし。
伊勢の海千尋の濱に拾ふともいまはなにてふ貝かあるへき、〔後撰集〕　敦忠
はまぐりのふたみに別れ行く秋ぞ、　芭蕉
二見かた月かけさえて更る夜に伊勢島遠く千鳥なくなり、　景樹
蒔絹松と云ふ、今詳ならず、康永參詣記の文に「二見の浦の景色を見るとて、彼寺より麓の浦に下りて眺望するに、汐清波を隔てゝ所々の松、絹にかけるかごとし、是や音に聞く蒔絹の松ならんと思へども、誰に問べしとも覺えず」とあり、江寺の下にして彼方に水を隔て、松の在るへきは、松下（今東二見村大字）の山なり、此山の北尾を神崎と稱す、此に擬すべき歟。

神崎

東二見村大字松下の北岬なり、即二見浦伊氣浦の界と爲す、倭姫命世紀に荒崎と曰ふ、延喜式神前神社在り、〔內宮所攝〕延曆儀式帳に據れは、國生神兒荒崎比賣を祭る。○神前の岬端に屋大の巨岩あり、洞門天成して干潮

には徒歩之に入るべし、故に潜島と呼ふ。

秋をやく神崎山はいろ猜てあらしの末に海人のいさり火、　鴨　長明

此歌は伊勢記に「西行法師の住侍りける安養山と云處に、人々歌よみなどし侍りし時、海邊落葉と云事をよみて」と題したり、唐詩の江楓漁火對愁眠の句意を翻せるに似たり、情景ともに善く當れり。

立石崎(タテイシサキ)　江村北轍町、二見山の尾海に入り、双岩を峙て其側に暗礁を布く、双岩之を立石と呼び、二見浦の景致此に盡く、暗礁は周圍二百數十間に上り、嘉永年中の地震以來、満潮の時稍に礁頭を露すと云ふ、此所は土俗垢離掻場と呼び、古來身を清むる所と爲し、海藻を湯に入れ沐浴するを無垢鹽湯と曰へり、(参宮圖會地志提要)近年は海水浴場の設あり。

さかろ押す立石崎のしらなみは荒き汐にもかゝりけるかな、(夫木集)　西行

(夫婦岩)

神都志云、立石崎の双岩は、崎東數十間に在り俗に夫婦岩と云ふ、其の北の方の大なる岩は高さ二丈九尺、周二十二間、其の南の方の小さき岩は高さ一丈二尺、周五間あり、兩箇の距離三間餘なり、満中に屹立す、何の頃よりか此の岩に太やかなる注連繩を掛けて、興玉の神の拜所とせり、太平記劔巻に「彼の鏡は伊勢國蒜見浦に一里計の沖に岩に副ひて御坐す、海のなぎたる時は、船にて押し渡りて、先達ありて拜むなり」とあるは小朝熊の神鏡と混同したる說なり、されど勢陽雜記に潮干石海中にあり、世俗鏡石と云ふと見えたれば、餘巷の説は即興玉石の事を指したるならむ、また世に描がくなる二見浦の圖には、夫婦岩の上に必富士峯と旭とを添へたり、是丹青家の虚搆に非ず、四時いつにても風恬に波穏なる時には、富士峰の雲間に聳ゆるを仰き、朝陽の海上に浮び出づるさま、金蛇萬丈たゞなびき渡りて、其壯觀たとへむに物なし、別けて夏至の頃には、玉芙蓉の上に光耀暉を昇るをおがみ奉らむとて、前夜より人々群をなして集ひあふなり、又云、賓日館は、初め文久三年、阿濃津藩藤堂氏の、神宮御警備の爲めに築きし砲臺なりき、廃藩の後久しく草萊に委ねしを、明治十九年神苑會にて購求したり、尋いで土木の工事を起し、日ならずして館舎を經營せり。

双鑑湄、觀出日歌、　賴　山陽

金烏新浴大東洋、帶濕朱輪赤吐芒、金山遠山猶宿霧、滿湄灩作赤金光、三萬六千中一日、來此始見全日出、瞬息飛升難正視、乃信催吾白髮長、今日春嵩欲呼觥、傳語我和且徐行、

(清渚)

立石崎の西は打越濱と呼び、神宮の御鹽殿あり、凡て立石崎より一色村(濱郷村)まで、礒に潮満ちぬれば其邊を通行し難し、山越を爲すと云より打越の名あり、清渚とて催馬樂にうたふも此なるへしとぞ、神都の人々喪の服はてし時、必此渚に潮あみするを古法したりと云ふ。(参宮圖會)

伊勢しまや濱の打越しに月さえてしほ風あらき冬の濱荻、(新名所歌合)　荒木田延行

伊せの海のきよき渚のしほ貝に名のりやつまむ貝や拾はむ玉やひろはむ、(催馬樂)

公の使に伊せの國にまかりて歸り詣て來て久しう問はず侍りければ

人はかる心のくまはきたなくてきよき渚をいかて過きけん、(後撰集)　少將　内侍

汐合川(シハヒ)　五十鈴川の末にして、分派渟滯、江灣の狀を成して海に入るを曰ふ、一派は東に流れ江村の北にて二見浦に注き、一派は北に向ひ二見箕曲兩郷の間に淺水の鹵灣を成す、一色神社大湊の諸村此灣港に臨む、此江水満潮には兩方より潮流を生し込み合ふを常とす、神鳳抄「度會郡鹽合御園」と云は此邊に在りける御料なり。

伊勢記云、明ぬれば二見へ行く、伴なる人潮時はいかゝあらむ、今は汐にはのぞみぬらむかし、駒を早めよと云ふ、此邊に鹽合といふ事は、東西のみなとよりみちくる汐の、爰に行あへばなるへし、

二見潟とほの湊はいかならむ汐合は鴫の爪もかくれず、　長明

鹽合合戰とは、永祿十二年六月、木造左中將具政子具康等、志摩二郡の諸士と合して、欵を小田信長に通じ、國司北畠不知齋具教に背きしかば、國司、野呂越前守源實をして之を討たしめき、則鹽合川の邊に於て接戰したり、是より先北畠國司他領を蠶食し、處々に關門を設けて參拜人を止むか等、縦横恣の擧動ありき、是に於て山田三保の神官、宿憤を晴さむとして、志摩勢に應援して國司の兵を横撃す、事不意に起りしを以て、國司勢遂に利を失ひ、越前守以下波多瀬の一族、此の處にて戰死いたす。(神都志)

箕曲郷(ミノワ)　和名抄、度會郡箕曲郷、訓美乃和。○今大湊町神社町及御薗村の中大字小林新開等なるべし、汐合川宮川の末分派して郷内を繞り、北は海波と激衝し時々浸沼陸を浸すを見る、箕曲は即水曲の義なり。○光明寺文書「元德二年、度會郡箕曲郷河邊村」と今河邊の名亡ふ、延喜式延暦儀式帳に、川原大社并に川原淵神社ありて、(外宮所攝)舊記に箕曲郷勾村に鎭座と云ふも後世水害に會ひ新開(神鳳抄新開御薗今御薗村に屬す)河崎の兩處へ移す。

住む人やくるれば窓にあつむらん河邊の里に飛ふほたるかな、(新名所歌合)　荒木田尚長

大湊(オホミナト)　山田の北一里半、宮川汐合川の匯集に在り、北は海に背き、港口は東に開く、方十町の淺水灣を抱き船舶を容る、南十餘町を距り神社町あり、又一埠頭なり

○大湊は今日猶入舶を容るゝなしと雖、尚南勢の良港なり、其往昔より名津の一に數へらるゝは、蓋此地京畿神部より東海に航走する門戸に當り、且伊勢志摩熊野の居民の、善く海上の業務を營む者、此地を便近と爲すに由る、南朝偏安の時、北畠國司之を以て要港と爲し、徳川氏治世して之に依る、近時船舶大に變じ、之を往時に比するに其界背壞[illegible]、故に港湾の形勢[illegible]一變したり。

神都志云、大湊町は宮川及其他數派の會流する海口なり、故に古書には江門と記せり、此地勢東に斥り、海中に突出して、遙かに遠江灘の衝に當り、自ら神境北端の要港となれり、南方は數百の人家畔を列ね、概ね造船製造を以て業とす、此地古より造船の業に熟せしにより、[illegible]元年、[illegible]其造營上[illegible]下向[illegible]・近十條擬[illegible]て船を[illegible]造し、文禄元年、[illegible]用を[illegible]り、天正元年、織田家[illegible]征[illegible]艦[illegible]等く、[illegible]間、朝鮮の役にも、九鬼長門守[illegible]此所にて[illegible]船を[illegible]し事あり、其後[illegible]川[illegible]より[illegible]大[illegible]造船を命じたることもあり、[illegible]野分[illegible]成[illegible]氏[illegible]此地に件[illegible]せるも[illegible]なり。○太平記云、延元三年、結城七郎入道は、奥國より再び京都へ攻め上り、[illegible]を當かむとて、第八の宮の今年七歳にならせ給ふを[illegible]させて、春日少將顯信を輔弼とし、結城入道[illegible]を[illegible]として奥州へ下し奉らせられけるが、當時陸路は皆敵強にして通り難し迚、此の勢皆伊勢大湊に集りて、船を調へ風を待ちけるに、九月十二日の宵より風やみ雲收りて、海上殊に靜りたりければ、船人纜を解きて、萬里の雲に帆を飛ばし、兵船五十餘艘、宮の御座船を中に立て、遠江の大灘を過ぎける時、忽ち風夜の浪にかゝる云々。

大湊船倉址（オホミナトノフナクラ）　今大湊町の南、小林（コバヤシ）（御薗村大字）に存す、奉行の址亦同處なり、奉行は山田奉行と稱し、慶長年中徳川氏之を置く、其政務を取りし公廨は、當時の奉行の便宜によりて、所々に移轉せしが、寛永十八年、石川大隅守在任の時、この所に奉行屋舗を設置したり、爾來明治維新の際に至るまで、數代の交替あり、其府倉には常に航海を準備し、御用船孔雀丸虎丸等數艘を藏し、水主七十餘人附屬したりき、此の藏も宮川の西岸有濱にありしを、寛永十一年こゝに移せり、享保六年孔雀丸を解きて[illegible]、また安政二年諸船の朽破の由を徳川家に申告し、同四年に至り虎丸以下を解きて、是に至りて終に廢れたり、蓋虎丸は文禄慶長の頃、長曾我部元親より豐臣家に献ぜしものなりといふ、每年正月某日船おろしを行ひ、時の奉行[illegible]を率ゐて乘船し、水主[illegible]名[illegible]頭に立ち歌乃を唱へて巡覽したり、又大湊町の東湖濱に船木場あり、造船に備ふ、享保五年、山田の奉行保科丹後守の築く所、當時一千金を費したり、世に伊勢船と云は、[illegible]形を高く[illegible]けて造れる者を指す、又諸國の海船往時多くは大湊に於て製造しければ、之をも伊勢船と曰ひ、一の[illegible]とはなれる也。（神都志五箇[illegible]）

神社（カミヤシロ）　大湊の南數町、山田河崎より一里を通して湛泊あり、大湊の支港なり、近年神都の海運は專ら此地に由る、又名大口（オホクチ）と曰ふ、港は東西九十間南北四百五十間、港水なれば大船は皆大湊の沖に碇泊し、端舟にて運搬の便を執れり、日々定期汽船を發し、紀伊の熊野の浦々、志摩の鳥羽、三河の豐橋、尾張の武豐熱田、當國の桑名四日市[illegible]諸港に往來す、岸上市街[illegible]、旅館割烹場あり、春夏の候は遠近の參宮人輻湊して繁昌す、神社町と曰ふ、山田を去る一里。（神都志）

水戸御食神社（ミトミケツ）　神社村に鎭坐す、此神は延喜式外宮所攝十六座の一にして、延喜儀式帳に據れば速秋津日命を曰ふ、即海船の出入あるにより、此神を祀へたるならん、神社の港、名も偶然に非ず、又古の大湊と云ふは今地にあらで此なるべしとも思はる。

小林（コバヤシ）　今御薗（ミソノ）村に屬す、大湊町の南、神社町の西なり。神[illegible]抄、小[illegible]御園とありて、近代には大湊船倉を此に置かる。神都志云、大湊と小林の間に、大[illegible]御園と云地ありしが、明應七年八月廿五日、地震海嘯の爲めに、人家百八十餘戸擧りて流失す。

高向鄕（タカムコ）　和名抄、度會郡高田鄕。○原書高田とあるは高向（タカムク）の誤なり、神鳳抄「度會郡高向鄕」今御薗（タカ）村に大字高向あり此なり、山田の北十町、東北は大湊鄕に至り、西は宮川に至る。

高向の宇須乃野（ウスノ）神社は延喜儀式帳延喜式に列し、外宮の所攝なり、相殿に縣（アガタ）神社あり、[illegible]神社高向に鎭坐とあり、此[illegible]（神都志）按に河崎の橋神社は、橘氏の由緒神なりと云へは、此社は橘氏の[illegible]縣犬養宿禰三千代の産土にあらずや、檢宮寮記（山城名勝志所引）橋宮、大中臣字中祭大若子、伊勢度會神主遠祖、加佐良古命、小若子其弟也。色葉字類鈔、引橘氏譜牒云、橘宿禰出自縣犬養宿禰之。

伊蘇鄕（イソ）　和名抄、度會郡伊蘇鄕、訓以曾。○今鳥濱（トロハマ）村北濱（キタハマ）村是なり、鳥濱に大字磯あり、宮川の西岸、北は海、西は多氣郡に至る、南は小俣村に接す、延喜式、度會郡磯神社、又延暦儀式帳「磯朝廷、度會山田原立磯倉、新家連阿久多督領、磯連牟良助督仕奉」

大若子命墓（オホワクゴ）　磯村の字墓田（ハカマダ）と字する地に古墳あり、面積一畝二十歩、土俗若子の塚と呼ぶ、即大若子命の葬處、大若子は一名大幡主と曰ひ、倭姫命に隨從し、太神宮[illegible]の際に[illegible]し、伊勢國造兼大神主と定めらるゝ事古典に散見す、天日別命の裔にして、度會神主の祖なり、後世神部の號に磯田氏大[illegible]氏と曰ふは、其族黨なり。○按に延喜式度會郡磯神社及磯上神社あり、磯部姓は和銅四年

(田祢)

（磯）

度會神主と改め、其氏人の神宮に奉事したる事は、續日本紀延暦儀式帳等に瞭然たり、又倭姫世記に「從飯野高宮、遷幸于伊蘇宮、大若子命主拾伊蘇國と申して御饌濟定奉」とあるも此也、或は伊勢は磯の轉訛とも說けり。○甲陽軍鑑、石水寺物語に「延尉義經の妾白拍子靜の母は伊勢磯村の人なりければ、磯禪師と呼ばれたる」由載す、古の歌舞の堪能は多く寺社の伶人巫女に在りければ、磯禪師と云も其類なるべし。

美會箇瀬（ミツカセ）　宮川の末なりと云ふ、磯村の邊ならん、宮川は磯村の東より分裂し、數派と爲り大湊有瀧の間に於て海に入る、洲推沙嘴を作す。○長明伊勢記云、宮川の末を渡るに、水上り流るゝ樣に見ゆるを、是はいつくとか云何とて水はのぼるぞと云へば、或人鹽のさしとて水の逆上るなり、こゝはみそか瀬となん申と云をきゝて、

さかしほはみそかせまぜて指しのぼる渊を過きゆきて人に問はゞや。

有瀧（アリタキ）　今北濱村に屬す、神鳳抄、有瀧御薗と見え、宮川の一支其傍にて海に入る、德川氏の初世には、山田奉行所轄大湊の船舍此に在りきと云ふ。

村松（ムラマツ）　今北濱村と改む、北濱村の北、西は多氣郡大淀村に接す、神鳳抄、度會郡村松御厨。

蟬の貝の聲かときけば村松の岸うつなみのひゞきなりけり（夫木集）　齋宮　越前

村松の西大字柏（カシハ）に延喜式、多氣郡加須夜（カスヤ）神社あり、神鳳抄柏尾御薗とある地にて、何の世にや度會郡に入る、明星野の北部なり。

驛家郷（ウマヤ）　和名抄、度會郡驛家郷。○今小俣（ヲバタ）村城田（キタ）村（上地）に當るべし、湯田郷の驛家なり、古の字羽西村も此に在り、日本後紀弘仁八年、及び延喜式に度會郡驛家と云は亦同し、近世には城田郷に并せられて外城田（トキタ）と曰へり。

（明野）

小俣（ヲバタ）　宮川の西岸に在り、山田町と一橋を隔つ、參宮街道の宮川驛は此に當る、此村は神鳳抄小俣御厨東鑑文治三年伊勢國小俣（ヲマタ）田莊と云者ならん、文政年中、北郊湯田野を開墾し今明野（アケノ）と呼び農園あり。

延喜式、度會郡小俣（ヲマタ）神社、今此村に遺る、外宮の攝社と爲す、又板田橋と云歌枕の名所あり、（三重郡に大治田あり、彼所を實とす）をばたゞの板田と云ふは續後拾集に見え、本萬葉集なる「小墾田（ヲハリタ）の坂田（サカタ）の橋」を誤りたる者にて、玉葉集は更に小俣をば之に引附て讀みたる也と云ふ。

（上地）

宇波西（ウハシ）　今城田（キタ）村是なり、神宮雜例集に「延暦十六年、湯田郷宇波西村へ、沼木郷高河原離宮院を移立すと云」者にして、後世上地（ウハチ）と訛る、院址は上地の北、小俣驛の南に存す。

離宮院司廳址（リクウヰンノシチヤウ）　今參宮鐵道宮川停車場の邊是なり、延暦十四年、大神宮司奏請して、御厨離宮及び諸宿舍破損且水患あるを以て、遷替の勅許を得、十六年、大中臣諸魚沼木鄕舊院を撤ち、之を湯田鄕宇波西村に遷つ、御厨即神宮司廳にして、齋王の別殿在り、故に離宮院と稱したり。官舍神社（延喜式）區内に在り、即荒木田神主の祖神にして、中臣神社とも云ふ、後世此神廳院の亡滅と共に一時廢絕せしが、荒木田尚長再興し、今院址に小祠を見るのみ。○神都名勝志云、神宮御厨は廳院と稱せり、神三郡并に六所神戸の政務を行ひ、其の調庸を納むる所なり、故に司廳調御倉宿館官舍等數棟ありき、三代格に正倉官舍卅一字を修理すべきよしの官符見ゆ、中世廢絕、元長參詣記に當時廳院の垣濠など尚其なごりをのこせる由を載たり、又大神宮司政印は、天平十一年、神祇官の上奏に因り鑄造の事、續紀に見え、寶龜三年、宮司宿館（沼木鄕）燒亡の時災に罹り、齊衡二年、再鑄して下さる、印筥に「太神宮司正印筥、元彡木也、而大宮司公忠長德四年五月廿日鑄改於銅」と銘す、荒木田神主の家に傳來して、今に神宮司廳に藏すと云。

湯田郷（ユタ）　和名抄、度會郡湯田郷。○今有田（ウタ）村と曰ふ、古は宇羽西小俣等をも包有したる郷名なれど、中世以降は其西部に制限せらる、大字湯田（ユタ）に延喜式湯田神社あり、內宮所攝卅四座之一なり。○明野を湯田野とも云ふ、里は其南に在り、湯田とは齋田の義なり。（和訓栞行旅抄）

竹川や湯田野を見ればはるばると山田のはらの松はくもれり（歌枕名寄）　長明

本郷の北は多氣郡有爾郷（明星村）に接し、西南は田邊（タノベ）郷田丸町に至る、參宮名會云「湯田野の東、離宮院の舊地に千引（チヒキ）石と云者あり」と、或は此歟などにや。

君かため湯田野をわけてひろひつる千引のいしに誰かあふべき（家集）　俊賴

（荒木田）

田部郷（タノベ）　和名抄、度會郡田部郷、訓多乃倍。○今田丸（タマル）町及東外城田村西外城田村是なり、田丸に大字田邊（ダノヒ）存す、後世城田（キタ）郷に合併せられ、外城田（トキタ）と稱したる事あり、田部とは佃民の謂にて、此地舊名坂手と呼び、神田在りしに由る　神都志云、田邊及田上に作る、神宮神田の所在地なりしを以て此の稱あり、大神宮本紀に「從其處幸行、高水[illegible]仙を、汝國名何問給、白高田坂手國と白て田上御田進き」と見え、皇太神宮儀式帳に坂手（サカテ）神社存す、又荒木田は即田上の神田なる由載らる、田部神田は土俗みかうだと稱せり、古來皇太神宮の御供田なり荒木田神主の遠祖太阿禮命、其の姉大宇禰奈と共に大和國宇陀の秋山より、大御神の御供仕へ奉りて、此の坂手國に移り住めり、子孫最上に至りて、田上の神田三千代を開墾せしかば、其功勞によりて荒木田の姓を賜はりし由、延喜年中の譜圖帳に見えたり。三代實錄云、元慶三年、伊勢國度會郡大神宮氏人神主有三姓、荒木田神

主、根木神主、度會神主是也、而自進大□荒木田神主首麿以後、說満荒木田三字、今裔孫向官披訴、故因書加之。骨董雜誌云、讃岐の或家に、古銅印「己酉首九」の四字を刻めるものを藏す、己酉首九は荒木田神主の祖なること明確也、今の荒木田神主の宗家藤波氏にも、古銅印「神主石敷」と刻せるものを藏せらる、系圖に據れば成務帝の御宇に神主最上始て荒木田と稱し、長本の比藤波里に居れるより藤波を家號とし世々神宮の一禰宜職たり、

天兒屋根命十一世孫天見通命―布多由岐命―大貫連伊己呂比命―大阿禮命―大貫連波巳利命―神主最上―神主佐波―神主葛木―神主巳波加爾―神主牟年賀牛―神主酒目―神主押刀―赤冠荒木田神主藥―神主刀良―神主黑人―神主首麻呂―神主石敷―佐禰麿(一門澤田氏)
―田□長(二門藤波家)

坂手國生神社(サカテクニナリ)　田丸城址の西十餘町、大字上田邊の岡上に在り、傍に池溝多し、杉原(スキハラ)社は神名帳考に氣岐波良と訓み、上田邊の西字久田(アサクタ)に在りと爲す、共に延喜式の官社也　倭姫世紀に、天見通命の田邊氏神社と爲す、

(狹田)

狹田國生神社(サタクニナリ)　田丸城址東三町、大字佐田に在り、延喜式所載、內宮の攝社なり、彼狹田と所謂あるにおち字。神都志云、佐田常町の道の北側に坐せり、倭姫命字久留より小川を泝り給ひし時、速河比古參りあひて、國の名を問ひ給ひ狹田國と答へ申せり、其々上神田を作りし由太神宮本紀に見えたり、今に外城田川の南岸にサヽカミと字せる村地ありとぞ、皇太神宮儀式帳に云、狹田神社一處、稱須麻留女神兒速川比古速川比女山末御玉三柱、形無。

田乃家神社(タノベ)　延曆儀式帳云、太神宮所管、度會郡田邊神社、稱大神御(ミツキ)田川神、形鏡坐、大長谷(八瀬)天皇御宇、定祝中、地東限五百木部浄人家。○書紀通證は本社を以て栲幡皇女の御遊ならんと爲す、雄略紀曰「栲幡皇女侍伊勢大神宮、爲阿閉臣國見所譖、皇持神鏡、詣於五十鈴河上、伺人不行、埋鏡經死、天皇疑皇女不在、使東西求覓、乃於河上虹見、如蛇四五丈者、掘虹起處、而獲神鏡、移行未遠、得皇女屍。○今東外城田村大字積良(ツフラ)に田乃家社存す、田丸城址の西南三十町許、積良の東北に大字田宮寺(タミヤシ)あり。神都志云、田宮寺(テンクウジ)、神□慶長年中燒失して長く中絶せしを、長德年中一禰宜荒木田神主氏長再興したる由、內宮引付に見ゆ、維新の後全く癈れたり、或はいふ此の地は田の家神社の舊地ならむと。
蚊野(カノ)は田邊城址の西二十四町、矢野は蚊野の南にして、田宮寺の西なり、蚊野神社は內宮所攝二十四座の一に列す、矢野は萬葉集に詠みたる神山なるべし今矢野の南に大字山神(ヤマカミ)の名あり。(城田郷有爾社は大字山神に在りとも云)

(矢野)

つまこもる矢野の神山つゆしもににほひそめたりちらまく惜も、(萬葉集)

外城田川(トキタ)　外城田郷を貫流し、宮川に入る長六里、一條の細流なれど、相鹿瀬の北、西外城田村(今多氣郡)大字野中より發し、東北流、田丸城址を回り、小俣驛西を經て、磯村有瀧の間に至り宮川に會し、直に海に入る。○外城田郷は今西東下の三村に分る。

田丸(タマル)　今田丸町と曰ふ、山田の西一里、北は有田(ウタ)村東は上地(ウハチ)に至る西は熊野(紀伊)街道吉野(大和)街道に通じ、又參宮鐵道の車驛たり。神鳳抄、玉丸御薗と云は田丸に同じ、又三橋御薗あり、三橋の字は邑北に存す、德川氏の世には、和歌山藩其家宰久野氏を此に置き、五萬石を給し、附近郷村を鎭制せしめたり。

田丸城址(タマル)　田丸町大字佐田(サダ)と下田邊の間なる岡に倚り築爲したり、方五町許、外壕石壘尚存す、舊愛洲(アイス)氏の館にして、元和五年、德川頼宣の宰臣久野丹波守宗成之を修築し、子孫世襲して明治維新に至る、神宮の外衛たりき、古記に延元三年七月、玉丸城軍勢等寄來宮田村放火之間、忠綿朝臣宿所炎上云々、又興國三年八月、宮方は勢州田丸の城に立籠る、高土佐守師秋是を攻落す」云々のことを記す、蓋し愛洲氏の族類之に居りしか、其後北畠政郷の庶長子政□田で、愛洲忠行の後を承け、田丸氏と稱す、子孫相繼て住す、天正三年本郡岩手城を築き之に移る。(愛洲氏の事は飯南郡阿波曾參考すべし)○神都名勝志云、田丸城は與見宗德寺記に「曆應元年七月晦日、玉丸城軍勢等寄來宮田村」とあり、又南方紀傳櫻雲記等に「興國三年八月廿八日宮方は勢州田丸城に立籠る」と見えたり、されば本城は延元以前に南朝方にて築きしものなるべし、其後七十餘年の間は何人の占據せしか分明ならず、應永の頃は已に北畠國司に屬したりし由、南方紀傳に見えたり、北畠國司の臣愛州忠行といふもの此に據り、國司北畠政郷の庶長の男政勝を養子として、當城を讓る政勝國司の一族なるを以て權勢頗る盛にして、玉丸御所と稱せり、其後玉丸氏天正三年まで城主たり、永祿十二年、織田信長北畠國司父子を大河內城に攻む、城固くして落ちざりしかば、終に和を講し、二男茶筌丸を國司具房の養子とし、信雄(具豐信意ともいひき)と名づけて北畠氏を嗣がしめ、當城を玉丸忠顯より回取し、天正三年本所と定めたり、天正八年、本城回祿に罹りしかば、信雄松島城に移りぬ、同十二年、豐臣秀吉より多氣度會の地を蒲生氏郷に賜ふ時に忠顯は氏郷と所緣あるを以て、其の旗下に屬し、再田丸の城に主たり　○按に天正十八年蒲生氏會津に移封せられ、稻葉一鐵孫の牧村某此地に封せられ、岩手に居る、文祿征韓の役牧村戰死し、其遺封を一鐵の子稻葉藏人道直(或云一鐵孫一作道通又道周)に傳ふ、慶長五年道直增封五萬石に及ひ、更に田丸に移る、元和二年、子

(玉丸城址)

淡路守紀通、攝津中島に移され、後久野氏の居城と爲る。

城田郷（キダ）

和名抄、度會郡城田郷、訓木多。○今下外城田村内城田村なるべし、神鳳抄に外城田内城田の二郷ありて、後世は廣・湯田田部の諸郷に及ほせり。

（石鴨）

石鴨（イシカモ）神社、神宮雜事記云、天平廿年、宮司從五位下津島朝臣小松、度會郡城田郷字石鴨村、新築園地一處。○延喜式、内宮所攝石鴨神社、延暦儀式帳に大水上命兒石巳呂別命と爲す。

宮古（ミヤコ）

（廣泰寺）

今下外城田村に屬す、内宮所攝那長原（ナノハラ）姫神社あり、又大水上命の子にて靈形は石とぞ。○宮古廣泰（クワウタイ）寺は神照山と稱し、明應三年僧玄虎の創立にして、伊勢一州曹洞禪家の禪司なり、玄虎は洞上の卓識にして、阿坂淨眼寺（一志郡）同開基なり、玄虎の入滅は此寺にて其墓存す。

岩出（イワデ）

又岩手に作る、今下外城田村に屬す、山田町中島の西南一里、佐八（サハチ）の對岸、宮川の西畔の部落なり、此地は大中臣祭主家の田莊にして、謂ゆる藤波の里也。

岩出祭主宅址（イハデサイシュ）

神都志云、岩出の村中に存す、大中臣輔親卿より（長保年間）清忠卿の頃まで（應永の比）凡四百年の舊墟なれは、第宅の規模尚探るべし、古今著聞集に「祭主神祇伯輔親、伊勢國岩出と云所に家を建て、瞻西上人を請して供養を遂けし由」を載す、今寺屋敷の字あり合せ考ふべし。

伊勢の祭主輔親が立たるいはて寺より、三昧堂のほら貝の失せたるをこひ侍りけるを、遣はすとて、

かすかなる谷のほらとぞ思ひやるあき風のみや吹きてさふらん、（新拾遺集）

伊勢に侍ける比、祭主定親のいはでといふ家にまかりて後、向ひの山つら優なりけるを思ひ出てゝよめりける、

遠方や外山のすそをこひしともいはておもへは知人もなし、（家集）　俊頼

大中臣祭主家は荒木田神主同祖の後なれど可多能古大連大神宮祭主に任ぜられ、其四世孫清麿、聖武孝謙の朝に神祇伯を拜し、大中臣朝臣姓を賜ふ、寶龜年中大納言東宮傅と爲り、累進して右大臣に至り、仍ほ祭主を領す、國家の耆老と稱せられ、延暦七年八十七を以て薨ず、子孫因りて大に起る、清麿七世孫能宣輔親父子並に國詩を善くす、世々伊勢の祭務を管掌し、京勢の間に往來す、應永以後京師に常住し、藤波を家號とす。

岩手（イワテ）城址は祭主の故墟に同し天正三年、田丸中務具直之に築き、天正十八年、豐臣氏牧村兵部利貞に賜ひ二萬石を領知す、利貞戰歿し、其妻弟稻葉通直之を襲ぐ、慶長五年の亂に通直東軍に應じ、九鬼嘉隆の來攻を拒む、乃功を以て增封田丸城に移り、岩手を毀つ。○管窺武鑑云岩手山へ九鬼大隅守押掛て、町口まて攻破候と雖、城主稻葉藏人家來計り閉籠り、大功の者なれば、堅固に持怨へ剩へ、九鬼を突退る。

佐八（サハチ）

山田町中島の西南一里、宮川の東畔にして、岩出と相對す、（今宮本村に屬す）内宮所攝の一なる河原神社此に在り。○神都名勝志云、澤道小野（サハチノヲノ）は今の佐八村の事なり、澤地とも相地とも見えたり、往昔倭姫命大宮所を覓め給ひ、野後より宮川の東岸を次第に巡幸し給ひし時、御通過ありし舊蹟なり。

（藤波）

藤波里は佐八村の西にあり、今に田圃の字を藤波と稱す、往昔皇大神宮の祭主大中臣家の居住せし所といふ、蓁莉の間に土壘の遺存せるものあり、當時の傳説忍ひやらる、此地川の東西ともに藤波といひしにや、蟄居紀談拾遺に、「いづれの祭主か、岩出に住み給ひし時の歌とて、吾が庵は岩出岩代宮のうへ、松にかゝれる藤波の里」といへるをのせ、又新名所歌合荒木田成言の歌にも、兩岸の事をよめり、明徳應永の頃まで代々岩出に居給ひ、京都に還られし後其の由縁を忘れじとて、岩出と稱し後藤波と號せられきともいへり、新名所歌合二巻、冷泉中納言爲世卿の判にして、其一巻は内宮神苑會古館に收藏す。○參宮圖會云、藤波里は澤地の北、從間森の西、宮川の畔に屋舗跡あり、新名所歌合は輔親祭主十一代忠臣の集むる所也、

春ふかき御牧の小野のあさ茅生に松はらこめてかゝる藤波、（新名所歌合）　荒木田成言

御牧野は延喜式「凡大神宮京神馬於御牧」とある所にて、岩出の野なりと云。（參宮圖會）

圓坐（エンザ）

今上野（ウヘノ）と合併し、沼木（ヌマキ）村と改む、佐八の南にして、神路山鷲嶺（シウレイ）の西麓の村落なり。○神都志云、岩波里（イハナミ）は其舊址今詳ならず、佐八村の南、圓坐村の南西に當り、宮川の水涯に突出せる巨岩あり、奔流これに激し白浪つねに雪を卷けり、岩上には龍蛇の蟠屈したるが如き老松近年まで生ひ茂りてありき、恐らくは此の所なるべし

秋風はかは音たかくふくる夜に月もさゆるいはなみの里、（新名所歌合）　大中臣定忠

大野木（オホノキ）

今内城田（ウチキダ）村と改む、岩出佐八の西に接し、南は一之瀬小川郷に至る、三瀬谷の東なり。○大中臣系圖鎬矢記等に、祭主輔親卿大野木村に釋尊寺を造立せし由見ゆ、（神都志）大野木は沼木郷に對せる名歟、大野木の西十餘町に大字久具（クグ）あり、神鳳抄、久具御厨と曰ひ、内宮所攝久具神社あり、大水上命の兒久求都彦二柱を祭り、其形は石とぞ。

一之瀬（イチノセ）

（久具）

大野木久具の南、三里餘に一溪あり、一之瀬谷と稱し、今小川一瀬二村と爲る、東は[illegible]山、南は東宮山を以て海表五箇所諸浦（タシカラ）と相限る。○一之瀬御所と云は、田丸具直其子具良と與に、天正年中織田氏を避けて、田丸より移りたる山栖なりと云ふ、其地は大字脇出（ワキデ）なりとも、南中なりとも曰へど明白ならず、脇出の民家に織田信雄（北畠養子）の書翰を藏せり。（伊勢名勝志神都名勝志）一之瀬は、延元二年（建武四）鎮

澄法親王の入山ありし事あり、其前後の始末詳ならねど南方の義軍を招致したまはん爲めに、經廻ありしならん、御詠あり玩味すべし、

延元二年の夏の比、伊勢國一瀬といふ山の奥にすみ侍しに郭公をきゝて、

深山をはひとりな出でそ時鳥われもみやこの人はまつらん、（御集）　宗良　親王

鸚鵡石（アウムセキ）　一瀬川の南極、大字南中（ミナミナカ）に在り、一瀬の水源は南方二里に出て、末は宮川に入る、全長六里、土俗カケ石と呼ふは[illegible]と云小島の善く他島の聲を眞似ればならん、近世探勝者[illegible]と云ふによせて、此名を命ず、蓋此石の傍に發音せば（音氣の震動）返響すべき理學的形状を有する者[illegible]石を山中に横臥して[illegible]、其高十丈、色[illegible]なり、行[illegible]に在りて互に[illegible]、石中[illegible]に答ふるが如し、昔[illegible]此石を聞き、[illegible]に入れ、[illegible]を作らしめる、此石[illegible]、又此傍[illegible]石は[illegible]郡村にも在り

瀧原（タキハラ）　宮川の上流十里、支流野後（ノジリ）川の谷に在り、[illegible]宮を去る十一里、古書に瀧原、在伊勢國度會郡山中、去大神宮西九十里[illegible]云者是也、古道六町一里、即今十六里強にす、[illegible]は、古道の制に依る）野後阿曾等の三大字に分る

瀧原宮（タキハラ）　神武[illegible]志云、大神宮の西九十二里に在り、（延暦儀式帳延喜式）今度會郡上三瀬村に在す、（度會郡神社帳）天照大神の遙宮と云、延喜式[illegible]を以て無形とす、（延暦儀式帳）延喜の制大社に列り、[illegible]年月次新嘗の案上幣帛に預る、（延喜式）又[illegible]宮[illegible]より[illegible]馬一疋を[illegible]、（東[illegible]）瀧原竝宮　大神宮の[illegible]宮といふ、瀧原宮地内に在り、（延喜式）[illegible]形[illegible]に坐す、（神名秘書）延喜の制祈年神嘗次に預る、凡内人二人物忌及父各一人を置く。（延喜式）

野後（ノジリ）　熊野札所街道の一驛なり、瀧原宮鎭座す、大神宮本紀によれば、倭姫命三瀬川より眞奈胡御の船に乘り給ひ、大川を泝り、船木を經て川合より野後川に入り、此の所に上陸し給ひし時、美しき宮地なりと見たなはして、此の地を萬世不換の大宮地とし給はむ御心なりしかども、大御神の御神託ありければ、又此の地を出させ給ひて、遂に五十鈴宮に鎭り座しきとぞ、其の時四年の間此の宮に鎭りましき、よりて遙宮として、別宮に列せられたり、因にいふ瀧原は此野後川に落る瀧、四十八ヶ所あり、是等の瀧の間にある郷原なるを以ちて、かく稱せしなるべし、また[illegible]に[illegible]御仙と申す、[illegible]大神宮　御[illegible]山に御座せり、大神宮の西を去れる事九十里なり　云々、三十三所圖會云、瀧原大神宮の[illegible]は、一圓に杉の大樹生繁りて[illegible]し、當社は内宮第四の別宮にして、兩宮にひとしく廿年ごとに一度御造營、兩宮より一年前に行はるゝ事、伊雑（イザハ）の宮に同じ、傍に神宮寺あり、本尊は不動明王を安んじ、別に三十三體の觀音安置あり。

白いとのたはすおちくる瀧の原[illegible]しれそめて幾世へぬらん、（夫木集）　延[illegible]

野後川は荷坂（ニサカ）峠より發源し、東北流して船木に至り宮川に入る、全長凡五里、飛泉多し、中にも御幣（オンベ）瀧最美觀なり

阿曾（アソ）　野後の南一里餘に在る閑驛なり、寶暦年中より此に鑛泉の名あれど埋沒し、近年更に鹽宮の傍に炭酸泉を湧み浴場を開く、温七十四度、此鹽宮は古社地にて老樹亭々たる岡阜なり、重炭酸の鹽分に凝結せる木の葉、草根して自然岩石状に化する者あり。（鑛泉志[illegible]）

大内山（オホウチ）　瀧原より柏崎（カシハザキ）村を經て、三里にして間弓（マユミ）宿あり、荷坂峠の麓にて、大内山村と曰ふ、荷坂は延暦儀式帳に鋸坂と曰ひ、神界の西限と爲す、今度會郡と北牟婁郡（古志摩國二色郷）の交界なり、三十三所圖會云、荷坂（又二坂）上り十二丁、下り十八丁、勢紀の國界なり、山田より卅六丁道凡十五里餘といふ、藤代まで五十丁道六十三里餘、此間をすべて熊野といふ、峠より向ふを眺望すれば東南の滄海渺々として、紀の路の浦々遠近に連り、長島二江（ニコウ）なんど眼前にありて、風景言語に絶す。

大杉谷（オホスギダニ）　瀧原の西方十里に餘る大山谷にして、即宮川の上游なり、今多氣郡に屬すれども、本[illegible]は地形の當然に因り、三瀬谷と共に度會郡に繫く。

大杉谷は今大杉（オホスギダニ）谷村、[illegible]内（リヤフナイ）村荻原（オギハラ）村、江馬）の三に分れ巨材良杉多し、北は[illegible]谷（飯高郡）西は川上[illegible]北山郷、吉野郡南は[illegible]原村及び島相賀の浦に至り、山岳[illegible]、殊に西境は大臺（オホダイ）原山にして、最高處を爲す、[illegible]神都志云、大杉谷は度會川の源、[illegible]して[illegible]合す、人跡[illegible]にして、[illegible]ものは[illegible]と水[illegible]とのみ、[illegible]年は神宮式年御造營の料材を此の谷にて伐採せしとありしかども、運搬に不便なるを以て、近世終に止みたり、其大杉といふは[illegible]丈高八十五尋ある靈木なり、周回玉垣を繞らし、鳥居を立てたり、山中に飛泉巖石[illegible]、五鈴遺響云、大杉谷は高谷[illegible]の間に民居す、大臺原は和州吉野郡に[illegible]り、[illegible]宮川の水源なり、万山千[illegible]水滴り巨流を成り、行程二十里にして東海に入る、俗説大杉谷に式内の神祠ありと云は非なり、凡本州の古社は[illegible]僻の地に在ることなし、鈴鹿片山神社の如き、瀧原宮の如き官道の傍、又は由緒の處に建置せらる、[illegible]外なり

○大杉谷は其良材に富めるを以て、和歌山藩政の時、特制を布き林務を[illegible]けしめたり、近年吉野の[illegible]林[illegible]官に[illegible]ふて經營し、大臺原の[illegible]に民戸を見るに至れりと、此山頂凡一万尺の高ありて、一説に、大臺原の北に[illegible]す

(大臺原山)

ろ國見山稍高くして、一萬三百尺を數ふと曰へり。

三瀬谷　大杉谷の下游、舟木三瀬より出是嶺の邊までを云ふ、今三瀬谷村川添村西外城田村（多氣郡）七保村中川村、度會郡）の五を總る、宮川を此にて三瀬川と曰ふ、長四里許。

（木舟）

三瀬舟木は對岸にして、瀧原の北一里、大杉谷野後谷の交會にて、和歌山藩政の時、此に番所を置き木材薪炭の流送及舟筏の上下を監視したり。（五鈴叢書）〇神都志云、舟木は御舟木村と云ふ。此の地より上下數里の間、層巒重岩屹然として對峙し、浩瀚たる大江其の中に盤廻せり、或は奔湍奇鳥の如く、或は湍泉澄盛と浮ぶ、礫磈の簇立せる所水之が爲に怒り號ぶ、景色いはむかたなし、又小舟を浮べて急灘を降れば、唐の李白が詩に所謂「兩岸猿聲啼不住、輕舟已過萬重山」の想あり。○按に古事記白檮原宮（神武）段に「神八井耳命者、伊勢舟木直等祖」とあり、此舟木は何處の族にや。

三瀬御所と云は、天正年中、北畠國司の隱居を謂ふ、其居址は上三瀬の字窪通に在り、（伊勢名勝志）甲陽軍鑑云、永祿十二年信長伊勢に發向あり、國司（具教）は昔は多氣（大河内）を出、内山の三瀬と云所に隱居し、信長二番目の子息茶筅（信雄）を聟にす、國司の御前方は近江佐々木の息女男子（信意）有と雖、殊の外肥滿にて然も盧人なれば、妹聟に國司を讓り玉ふ、乃三瀬を大御所、ふとり御所を中と仰き、茶筅を御本城と仰く、元龜三年極月、信玄公遠州味方原勝利、翌年正月、三瀬の大御所より使者にて、天下に御旗を建らるゝに附ては、御舟を可進と堅き誓紙を以被仰入候、然に同年四月信玄公他界也、天正四年霜月に三瀬にて、大御所切腹。

相鹿瀬　宮川の中游北岸に在り、岩出の西三里、三瀬の東四里、今多氣郡に入り、西外城田村と改む、古書には大川瀬逢鹿又相可瀬とも書く、其名大神宮本紀にも見ゆ、相可村の南一里半。

逢鹿瀬寺址　相鹿瀬の字廣といふ所にあり、今も往々古瓦を掘出す事ありとぞ、天平神護三年、此の寺を以て永く大神宮寺となすへき旨宣旨を賜ひ、また寶龜六年に、同寺の僧侶大神宮の御贄を穢し奉りし罪によりて、大神宮寺を停止し、飯野郡に移すへき宣旨を下されし由、共に大神宮諸雜事記に見えたり、（神都志）多氣郡丹生神宮寺及飯南郡神山村參看すべし。

多氣郡

多氣郡　度會郡の西、飯南郡の東、北は海に至る、郡界頗不正なり。今面積凡廿九方里、人口五萬、十七村に分れ、郡衙を相可村に置く、然れとも其六村宮川に沿ふ者（大杉谷三瀬谷逢鹿瀬）は、本編之を度會郡に繫く、地勢差絶すれば也。

多氣は俚俗或は多喜に訛り、文祿檢地四萬石、古は神三郡（道後）の一郡にて、和名抄、多氣郡訓竹七郷に分てど、櫛田郷は多氣に屬すべからず、若飯野郡に入るへきを誤りたる也。後世郡界變遷し、丹生郷（和名抄飯高郡）兄國郷（和名抄飯野郡）の地今本郡に屬す。〇倭姫命佐々牟江の行宮に座して、地名を問はせ、竹首吉比古の答に「百枝刺竹田國」と曰へるは此とす、孝德天皇の朝、丙午歳、天下に評（郡に同し）を立てられし時、竹村の屯倉を建て、度會より十郷を分ち、之を多氣郡と爲し、天智天皇の朝、甲子歳、更に本郡より四郷を分ち、飯野郡と建つ、其度會多氣を神二郡と稱す、後飯野を之に加へらる。

有貳郷　和名抄、多氣郡有貳郷、訓字倍。〇今明星村是也、東南は度會郡湯田郷、西は多氣郷、北は麻績郷に至る、有貳湯田の郷の間は林叢の地にして、之を明野及明星野と呼ぶ、此野も近世開拓し、殊に齋宮村より小俣驛に至る國道を通じたるより、民戶路傍に櫛比す。○神宮雜例集、永久四年有爾村土師長の者ありて其土師の遺習にて、毎年三千八百の土器を神宮に貢進し、土師御器と稱したり。

有貳神社は延喜式に列す、土師氏の祖神とぞ、又有貳櫟神社同式に列す、神鳳抄、櫟御薗と云ふ地ならん。

海田神社　延喜式、天大海田水代大刀自神と曰ひ、有貳の西北、齋宮村の南字宇田に在り。（齋宮舊蹟）

あけぼのの宇田の畔より立つ鴫の羽ねかく音や萬代の數、（家集）　俊頼

堀川塚　大字中村字發志に古墳數基あり、高約丈餘徑六尺、往年其八其一所を發掘し、銀と鐵劍土器等を見て之れを停止したり、此邊堀川溝の字を遺すに據り、六十一代齋王悼子内親王の墓かとも曰ふ、悼子は承安二年多氣に薨去ありて、堀川齋宮と稱したまふ。（伊勢名勝志神都志）

鳥墓庤址　明星村大字箕の鳥墓の地に小祠あり、此なるべし、垂仁天皇の朝に、齋宮異座ありし以後、此に神庤を置き祭政を執行したり、孝德天皇大化五年、度會郡湯本郷山田原に移し、之を御厨と改む、即大神宮司也、（伊勢名勝志神都名勝志）延曆儀式帳云、纏向珠城朝廷以來、至于難波長柄豐前宮御宇天皇御世、有爾鳥墓村造神庤、爲雜々神政行仕奉、而同朝廷御時、初大神宮司、所謂神庤司中臣香積連須氣仕奉、是之時度會山田原造御厨、改神庤號御厨、即曰大神宮司。

安養寺　神都志云、此寺明星野に在り、德治年中東福寺僧大愚の建立する所にして、天正中兵火に罹り、後今の堂

を再建せり、土俗云ふ舊趾は國道の南なる叢林の中に在りきと、今なほ此の林の中央に、元祿年中の建設に係る開山大愚の碑あり、寺に大愚の資財狀及北畠足利等よりの祈願書を什藏せり。

大淀

明星村齋宮村の北、海水を東北に受く、西は上御絲下御絲二村に至る、方數町の潟湖あり、水淺く岸平にして民家は其傍に簇集す、昔は「倭姫命佐々夫江宮より御船にて出でさせ、此海は江みに淀おほて、大與度社を國定め給ふ」と世紀に見ゆ、延喜式、竹大與杼神社是なり、此社は古の禊場なるべけれど、今は海汀を去る數町に及ふ。

大淀浦は小野湊とも云ひ、波浪水灣是なり、此浦歷天災地妖にあひ變革し、小野古江の跡、疑處の最多し。

昔男、狩の使より歸りきけるに、大淀のわたりに宿りて、いつきの宮のわらはべに言ひかけゝる、

みるめかる潟やいづこぞ棹さしてわれに敎へよあまの釣舟、〔伊勢物語〕

昔男ありけり、伊勢の國なりける女をえあはで、隣の國へいくとて、いみしく恨みければ、彼女

大淀のはまに生ふてふみるからに心はなぎぬ語らはねども

さいひて、ましてつれなかりければ、男

袖ぬれて海士のかりほすわたつみのみるを逢にてやまむとやする。〔伊勢物語〕

大淀の松はつらくもあらなくにうらみてのみも返る波かな、〔新古今集〕

大淀の御禊いく世になりぬらん神さびわたる磯のひめ松、〔拾遺集〕　雅隆

大淀に業平松とて一老幹ありしが、延寶年中、風に倒されければ、時の山田奉行吉郡重年植繼を爲したりと。〔參宮[illegible]〕〔小野湊は延喜式堆野湊に同し、麻績郷の水門の義なり、故に歌枕には苧生海に作る、其流江と云は、明星野の水此に注すればなり。神都志云、小野湊又小野古江と云は、所在詳ならず、古來諸說あはざも從ひ難し、延喜齋宮式に「五月十一月晦日、隨近川頭爲禊、八月晦日、尾野湊爲禊」と見え、拾遺集源雅隆の歌に「大淀の御禊幾世になりぬ」ともと見え、又新古今集齋宮女御の歌の端書に「大淀の浦にみそぎし侍る」なとあるを考ふるに、小野湊は此の大淀の浦なること疑ふへからず、さるは齋宮に近きわたりの海岸にて、御禊し給ふ例なればなり。

(尾野湊址)

伊勢記云、御禊の橋といふ處有り、これは霜月の新嘗の祭に、齋宮御しほあみ給ふとて、濱へいて給へるゆゑに、かくなづけたるなり、もとは爰をは小野の古江といへば、小野の江の橋と云をきゝてよめる、

うしほくむ賤のいも井年ふりてやゝ朽にけり小野の江の橋、　長明

金葉集云、俊頼朝臣伊勢の國にまかる事ありて、出たちける時、人々馬のはなむけし侍りけるによめる、

伊せの海のをのの古江にくちはてゝみやこの方へ歸れとぞ思ふ、　師頼

伊せの海小野のみなとの流れ江のなかれても見ん人の心は、〔續後撰集〕

大淀城址

北畠國司具敎の隱居處として築ける者なり、永祿十二年、九鬼嘉隆織田氏の命を承け、水軍を以て之を攻む、後廢墟と爲り、天保年中洪浪の爲めに壞さる、今尙一丘を存す。〔神都志〕

麻績郷

和名抄、多氣郡麻績郷、訓乎宇美。○今上御絲村下御絲村及大淀村是なり、齋宮村の北なる廣邑にして、祓川(一名稻木川)兩畔に渉る。○本郷は其名に負ふ如く、紡績に長せる民村にして、古は神宮に奉仕し麻績氏と稱し、今も御絲村と呼び松坂木綿の産地なり、麻績は下略して乎とも曰ふ。

麻績神社

延喜式に列す、麻績氏の祖神なるべし、古語拾遺云、長白羽神、伊勢國麻績祖、今俗衣服謂之白羽此緣也。延喜儀式帳云、難波朝廷、分竹村十郷、立屯倉、麻績連廣背督造仕奉。○舊事紀に「天八坂命、伊勢神麻績連等祖」とあり、是は長白羽神裔と一類なるべし、神麻績機殿は本郷の西南機殿村(飯南郡)に現存す。

佐佐牟江

大淀村の西、下御絲村大字根倉の東なる細流を曰ふ、田間の水之に注き、北流三十町許にして海に入る、笛川とも呼ぶ。

音にたちて根やせまし笛川の瀨による竹のをのがうきふし、〔延保百首〕　九條內大臣

竹佐々夫江神社

根倉に在り、延喜式に列し、儀式帳には佐牟江に作る。神都名勝志云、佐々夫江行宮址は此神社の近傍ならむ、今所在を詳にせず、大御神御遷幸の時の行宮の趾なり、大御神此の佐々牟江の宮に座しし時、眞名鶴一羽北の方より飛び來て、夜晝となく鳴き居たり、倭姫命怪み給ひ、足速男命をして鶴の跡を追はしめ給ふ、葦原の中に本一株にして八百穗に茂榮せる稻あり、皇女いたく歡び給ひ、竹連吉比古等に仰せて、其の稻を拔り取らせ給ひき、これ懸税行事のおこりなり、かくて其の葦原をば竹連の一族開墾して、御刀代田と稱せり、根倉物忌神田を鑒造して、神嘗祭の大御饌に進る、儀式及[illegible]、神郡稿、神部、拔穗大税を貢獻する道例、近年まで行はれたり。

根倉

今下御絲村の大字なり、佐々夫江の西、祓川の東なり。延喜式、根倉神社(根一作根)延曆儀式帳、根倉御饌御田とあり、櫛田根倉御田と稱するは此なり、又「根倉物忌は石部稻依女」と同書に見ゆ、多氣郡の舊族磯部氏は即同族類なるべし。本郡制造の時、磯部眞夜手は助督を拜し、續紀には「神護景雲元年、伊勢多氣郡人敢磯部忍國、獻赤白鵠絹五百疋稻一萬束、授外正五位下、

伊勢　多氣郡

六年散位部忍國、男姓敬臣」

月夜には根くらの森もくらからずまして白良の濱いかならん、（齋宮貝合）

白良濱根倉の北大字濱田の海濱なり、神鳳抄に「濱田御園鹽三斗、號名高御園神田」云々とある地也。（五鈴遺響）

藤原 今下御絲村と改む、祓川の西岸にして海に接す、延喜式服田神社二座此に存す、神鳳抄に藤原御園の名あり、北藤原の大字煙草に、御塩山と云ふ小丘あり、相傳ふ齋宮の御饌を鑿して獻せる所なりと（参宮圖會神都志）

行く先きの御すみの山をたのむにはこひをぞ神に手向つゝ行、（懷中抄）

藤原の南十餘町、大字志貫は、神鳳抄志貫御厨、佐貫與栖神社（延喜式）此に在り。（神都志）

中海 今上御絲村と曰ふ、祓川の東、齋宮村の北に接す、中麻續の郷なり、延喜式仲神社在り、三代實錄「貞觀六年、伊勢國多氣郡百姓麻續部豐繼、中臣氏百敎云、豐城入彥命之後也」光明寺元亨元年の文書に「五條一麻績里」あり、藤波氏所藏乾元寄少浜寫宗の書状に「多氣郡麻續郷內中麻績住人、殘狠藉之事」とあり（五鈴遺響神都志）

馬之上 上御絲村の大字なり、中海の東佐田の南、此地小松山に古墳あり、面積百八十坪、高一丈二尺、圓形を成し、傍に陪從墳四基あり、樹木繁茂す、近年官家にて修理あり、齋宮四十一代隆子內親王（醍醐皇子章明親王の一女）と爲す、蓋此齋王小松の宮號ありたまへれば、斯く擬定したるならん、此墳の東南は茫々たる林野にして、南齋宮村に至る、二十町とす。

流田郷 和名抄、多氣郡流田郷、訓奈加禮田。○今東黑部村是なり、下御絲村の西にして、櫛田川の東、機殿村の北なり。延喜式、流田流田上の二社を載せ、今飯南郡櫛田村大字清水に此社在りと云は不審なり、五鈴遺響は因て流田は飯野郡乳田郷に同しかるべしと爲す、按に神宮雜例集に「神服機殿、在多氣郡流田郷服村」と見ゆ、神鳳抄にも多氣郡流田郷と記すれば、長田と混すべからず、今東黑部村大字大垣內に機殿あり、即服村なるべし。

東黑部 此村は櫛田川の東岸にして、北は海に接す、西黑部は飯南郡に屬す。神都志云、吹井松は東黑部字西之越に在り、昔此なる老樹を北畠國永賞美したることあり、後世朽損しければ、嘉永年中、村民更に數株を植繼ぎ、齊藤拙堂の文を乞ひ石碑を立つ。○黑部は吳部の轉歟、度會郡吳部郷參考すべし。

的形浦 流田郷東黑部の浦の舊名なり、麻刀方神社は大字垣內田に在り、今海岸を去る十餘町に及ぶ。

藤原宮御宇天皇二年、舍人娘從駕作歌、

ますらをがさつ矢手挿み立ち向ひ射る圓方は見るにさやけし、（萬葉集）

仙覺萬葉抄曰、伊勢風土記、的形浦者、此浦地形似的、故以爲名也、今已絕成江湖也、天皇（持統）行幸浦邊、歌云「麻須良遠能佐都夜多波佐美年比多佐流伊流麻刀加多波美流爾佐夜氣佐」。櫛田川は往昔小灣なりしを、中世以降祓川の水之に傾注し、旦流と爲れりと云ふ、的形浦も此水道の爲に因り、地形益其故態を改めたる歟。

（垣內田）

服部麻刀方神社 延喜式に列す、倭姬命世紀に「八尋機殿、圓方機殿是也」とありて、後世の大垣內の機殿は當初此に在りしならん、今東黑部村大字垣內田に屬し、機殿の西北十町。○神都志云、垣內田は神守の西北に接し、機殿神事ロ記に「在所のいと田まへかたつふかた二社」と載たるは、麻刀方の訛也。寶德三年勢陽雜記拾遺に神鳳抄壺方御園は此と曰へり、

服部伊刀麻神社 ○延喜式に列す、東黑部村大字出間に在り、下館と稱す、麻刀方に對せる名ならん、機殿の北八町の處なり、出間の東に接し、大字上口路あり、此に延喜式國乃御神社鎭坐す、國乃御神は常の濱に造進す、其式何は延喜儀式帳に列す、此社(?)

服部機殿 東黑部村大字大垣內に在り、神宮の御衣を此に造進す、其式例は延暦儀式帳伊勢神宮部何 以下に在り、麻績機殿は本殿の南十八町井口村（今飯南郡櫛田村）に在り。○神都志云、倭姬命皇大神を奉じて、飯野の高宮に坐します時、其國なる長田郷に神服麻績の兩機殿を建て給ひ、服部連等に御衣を織らしめ給ひしを始とす、其の後いつの頃にか此兩機殿を當村に移されしを、これ神名帳なる多氣郡紀伊神社ならむか）垂仁天皇の御代に、神御衣の調進を止められ、此の儀一時中絕せり、天武天皇の御代に之を復し給ひ、多氣郡流田（服村、今の大垣內村なり）に兩機殿を建て、其守の社を造らせられしを、寶暦三年に宣旨ありて、麻績機殿を飯野郡井手郷井口村に移されたり、夫より以來儀式恆例となりて今に變ることなし。

（竹部）

多氣郷 和名抄、多氣郡多氣郷、訓多介。○今齋宮村是なり神宮雜例集に「齋宮寮、在多氣郡竹郷」と見ゆ、齋王の御在所なるを以て、竹都の稱あり、西は祓川に、東は有爾郷に至る。

ときはなる竹の都の石なればうれしきふしを數へてぞ見る（散木集）呉竹の世々の都ときくからに君が千世のうたがひもなし（新拾遺集）

延暦儀式帳云「難波朝廷、評を立て給時に十郷を分て竹村に屯倉を立て麻續連廣背督領」神名秘書引風土記云「難波高津宮天皇丙午年、伊勢多氣郡、竹連某某補此郡」○此郷は大化年中屯倉を置かれしと云は詳ならねど、其齋宮寮は何世の創置にや、初め神庤にて齋王の供給を司りし如し、南北爭亂の際に至り齋王絕ゆ、後世たゞ村名を

（齋宮）

傳ふるのみ。日本書紀「文武天皇二年、遷多氣太神宮、于度會郡」と云事あり、稍不審なり、宮の下遷座する歟、或は疑ふ、齋王離宮院多氣に在りしを、度會の山田原御厨に徙したる事にや、凡齋王兩宮に向ふ毎に先離宮に着くと云へり。

竹(タケ)神社 延喜式に列し、一に竹上(タケノヘ)神社と曰ふ、今齋宮村大字竹川の八王子と云祠此なり、蓋竹連の祖神ならん。

齋宮寮址(サイクウレウ) 大字竹川(タケカハ)に在り、有爾鄕[illegible]の西北十餘町、國道南北に通り、[illegible]坂本の御館の邊にして、方數町に亘る、櫛川其西傍を過ぐ。

神都志云、延喜齋宮式を按するに「凡[illegible]四至[illegible]」云々と見えたり、其の四至に就いて檢するに、其の境を[illegible]川をいふ、西は國道より坂本に至る路の東傍を限とす、北を字[illegible]といふ、南は天正年豊田圖を開發せしより、人家[illegible]に[illegible]して、[illegible]一色を[illegible]、[illegible]木鳥(ニホリキ)と呼へり、[illegible]、又御館御川(ミカハ)上川[illegible]原[illegible]、これ齋宮内中外二[illegible]なり、[illegible]、齋宮に[illegible]、古の築地[illegible]にて、草木[illegible]、[illegible]れて[illegible]打續きたる田[illegible]に横たはれる、人かに[illegible]知らせずは、只[illegible]のみか見てすぎなまし、齋宮と申すはたえて久しき跡なりしを、近頃再興有るべしとて、花やかなる[illegible]有りしかど、芳野山の櫻花なきかせに[illegible]はれて、[illegible]原の女郎花、あだなる露にしほれしかば、[illegible]名のみ殘りて、齋宮の[illegible]降にも及ばず、御旅[illegible]うけやぼしき[illegible]なりけるとぞ、此の時こそ思ひ合せ侍りしか、是は近き程の事なり」云々。

竹のみやまがきに植て千世までもいはひそめけん此君ぞこれ、(夫木集) 俊成

齋宮かはらから高園は齋宮頭なり、五月五日、參りて宮の御前のやり水を、みかはの池となん云けるを、たいはん所に、

ことし生のみかはの池のあやめ草ながきためしに人もひかなん、(齋宮家集)

竹川の橋の爪なるはなかのにわれをはゆるせぬさしたてへて、(催馬樂々章)

御溝(ミカハ)は延喜式齋宮寮十七座中御川水(ミカハミツ)神あり、又竹川の舊蹟は今も田野に斷續ものおほしとぞ。(齋宮舊傳伊勢名勝志)

神祇志料云、「昔崇神天皇御世、皇女豐鍬入姫命太神を齋奉り給ひ、垂仁天皇御世、倭姫命之に代て伊勢に齋鎮め奉り、是後世毎に齋宮(イツキノミヤ)を置く、齋宮古へ御杖代と云、(日本書紀延喜[illegible]、國史延喜儀式帳)凡天皇位に卽給ふ時に、内親王を卜定て齋王とす、其外淨野をトて野宮を造り、朔日毎に木綿[illegible]を着け、遙に神宮を拜み奉る、凡京にして齋し給ふ事三年、其八月に朝廷大祓を行ふ、九月上旬齋王河に臨て禊し、轉て近江國甲賀垂水伊勢鈴鹿壹志の頓宮を經造しめ、又此月内、京畿伊勢近江等國、燈を北辰に奉り及[illegible]等の事を禁む、其發給ふ日に至て天皇大極殿に御し、齋王の御額に櫛を刺加へ坐て、之を遣し給ふ、(齋王御髮以下江家次第)從行群官甚多し號して齋王群行といふ、(齋王群行江家次第)其齋宮奉仕の諸事務は齋宮寮を置て之を掌る、初め神龜四年寮官一百餘人を任し、(續日本紀)此後或は置き或は廢め、又定制なし、(續紀、令集解大意)天平二年、詔して齋宮供給の年料は官物を用ひしめ、神税を停め、(續日本紀)弘仁二年、神税の外正税十三萬三千束の息利を擧て之に充給ひ、(日本後紀)天長元年、多氣齋宮に遠く便利ならざるを以て、度會離宮を常齋宮とし(類聚國史)承和六年、齋宮火にかゝるを以て、又多氣宮をト定て齋宮とす、十二年、寮頭及助をして神宮及多氣度會二郡の雜務を檢校へく制給ひ、(續日本後紀)貞觀六年、銅印一面を以て齋王神司に充て、元慶五年本國正税稲一萬束を宮司に附け、其出擧の利を以て齋宮雜舍を修理の料に充しむ、(三代實錄)初め崇神天皇皇女を太神に仕奉らしめ給ひしより、世々相繼き、後醍醐天皇元弘中に至て、齋王終に絕たり」(歷代皇紀齋宮記)

祓川(ハラヒ) (竹川) 齋宮(サイクウ)村と濟代(コイシロ)村稲木(飯南郡)の間を流る、古は多(タ)氣(ケ)川と稱し、波瀬谷の高見嶺より發源し、東流十五里、相可の東に至り、分裂して櫛田多氣の兩川となり、三里にして各海に入る、稲木に津梁あるを以て、稲木(イナキ)川とも曰ふ。○神都志云、此水は往時伊勢齋宮の群行、及勅使例幣使參入等の時、大神宮司の卜部此の川にて修祓したりき、故に祓川の名あり、稲木川なども稱せり、櫛田川の一分派にて、三里有餘四十間、案ずるに此の川は即古の櫛田川なり、今の櫛田川は永保二年七月大洪水の節分派したる者なり、伊勢太神宮神領記に「園河、安濃河、雲津河、竹河、宮河」と次第し、竹河の分注に或は櫛田川といふとあり、延喜齋宮式、江家次第等にも下樋小河、多氣河とありて、其中間に櫛田河の目なし。

延喜十七年、伊勢いつきの宮の御むろの屏風の歌の中に、

もみちはのなかるゝ時は竹川の淵のみどりもいろかはるらん、(家集) 大河内躬恒

たのもしな名にもあるかな見てゆけは[illegible]の橋をわたらん、(名寄) 大貳 高遠

齋宮圖會云、幸橋とは、昔齋王參宮向の時、多氣川に架したる梁なり、今稲木の渡の下方なりとぞ。

兄國鄕(エクニ) 和名抄、飯野郡兄國鄕、訓江久爾。○今本郡に入り、相可村の東部なり、北は櫛田川を隔て、乳部鄕(今飯南郡射山村)に對し、南は佐那村なり、大字兄國あり。○神都志云、延喜式、多氣郡伊呂止(イロト)神社の名ありて、神鳳抄「飯野郡伊呂止御園」あり、惜ふに舊は伊呂止(イロト)伊呂止と曰ふ地を、兄國弟國とも呼びたる歟、

（牟國）

即此呂國郡なり、此は櫛田川の東にありて、國より多氣郡の内なり、然るに和名抄には飯野郡の内郡と爲せり、和名抄にも飯野郡の下に出せり、又寶治七年二月、宮田前大宮司に總官日記に「飯野郡大須呂國相可庄の事あり」、これは郡家本居の地を、其の郡に付屬せしめたること、櫛田、田村なるべし、朝長、田丸田宮の諸村此の郷に屬したりき。

相可驛）多宮識道、松坂より來り、神山村一乘寺の下にて櫛田川を絶り、朝長國の間に停車す、之を相可驛とす、相可は相和の市に山を東に去る三十町。

（大國）

大國は東寺文書「承和十二年、大國莊、四至、限東宮保村高岡、西中萬氏堂、南多氣郡佐奈倉崎、北四神山東櫛本大道」〔神祇志〕按に此宮保は今齋宮村大字宮内なるべし、倉崎は佐奈村大字近佐奈なるべし、四神山は後の一乘寺にて、大道は即櫛田川の舊流なり（櫛田川參考）大國莊國通用、今もオホクニと唱ふ。

相可郷

和名抄、多氣郡相可郷。○今相可村の西部及び津田村なり。

相可

郡中の小都邑にして、役所を置く、佐那村の北に在りて、櫛田川を臨て、射和村と相對す。○勢陽志〔伊藤東涯〕云、射和相可兩村、商片股賀、五屋多產、櫛田川流于其間、山明水媚、寫有高山在田畝。

相可神社

延喜式、相鹿上神社と云ひ、土俗上宮と稱す、大鹿首の祖大鹿根命を祭る、大鹿首は書紀に見ゆ、「敏達天皇妃、伊勢大鹿首小熊女、曰菟名子夫人、生二女、長曰太姫皇女、更名桜井皇女、次曰糠手姫皇女、更名田村皇女」〔神祇志〕云、大鹿は相可、相鹿なり、河曲郡に屬す、相可と混ずべからず）○延喜式、相鹿牟山神社、相鹿中神社（一云木太御）共に此地に在りしならん、牟山社今存す、中社詳ならず。○五鈴遺響云、相可村の横部寺の林中に、儀宮と云古祠あり、皇太神選寺の跡とい

（正田）

近長谷寺文書、天暦七年資財帳に「多氣郡相可郷、十六條三近田里四近田里、相可里、津留里」など見ゆ、近田津留は皆相可の西に在り、今津田村と改め、其大字に遺る、近長谷寺は寺北三十町許。

三宅郷

和名抄、多氣郡三宅郷、訓美也介。○三宅は神鳳抄にも多氣郡に載れさ、今此名なし、蓋佐那村なり、佐那は佐那縣と稱したる古邑とす。

（式部川）

佐那の谷を東北に流るゝ一水あり、片野瀬の北より發し、平谷に田佐那村大字を經て、相可村池上朝長に至りて櫛田川に入る、延喜の式部川なり、長凡三里。○式部川は延暦儀式帳に「飯野高部川、宮麻神通堺、飯高下樋小河、[illegible]神遠堺」とありて、當時多氣の神郡と飯野の公郡の交堺を此瀬に擬かる、即ち和名抄多氣の三宅郷（佐那村）、及飯野の呂國郡（今相可村東部）との交堺たるを知る、古屋草紙此式部川は池上村の西にて、末は相可池に入ると云ふ、今池上は相可村に入り、池はむでて田野と爲す。

佐那

佐那は相可村の南、度會郡外城田村の西北にして、西は丹生村に接し、一村は谷に倚りて成る。神祇志云、佐那村は上古には佐那縣と稱しき、曙立王の子孫、佐那造の居住せし所なり、日名古事記に見えたり、今多氣郡に屬す、其佐那神社、土俗大森社といふ、祭神は佐那縣造の遠祖曙立王命を祀りしなるべし、また其内に宗長と稱する一社坐せり、此は手力男神を配祀したるならむ、古事記云、「手力男神者、坐佐那縣也」○古事記傳云、佐那縣は佐那賀多と訓べし、本書に「手力男神者坐佐那縣也」とありて、書紀には長田に神伊勢之狹長田に降り坐すとあるも此地の事なり、延暦儀式帳日、倭姫命、飯野高宮坐き、彼時佐奈の縣造御代宿禰を、汝國名何問賜き、白く許母理國志多備乃國眞久佐牟氣草向國と白き即神御田并神戸進き」とあり、其眞久佐牟氣草向

（獨長田）

國とは、[illegible]申すにて、長田の神の宮坐の大宮の國見を申したる御言、[illegible]稱なるべし、

佐那神社

延喜式に列す、皇太神宮儀式帳に文武天皇の大寶二年、多氣大神宮を度會郡に遷す、云は此頃なるべし」と云ふ、古事記傳云、佐那神社は今佐那谷の仁田村にありて、大森社と申す、式に二座とあり、一座は手力男命たる古事記に明白なり、今一座は大氣都比賣神の子、若沙那賣神、古事記に見ゆる者に引き當てたり、此は若に因みて押當てにはあらぬ歟。○古事記云、伊邪河宮（開化）段云、御子日子坐王、生大俣王、大俣王之子曙立王、伊勢之品遅部君、伊勢之佐那造之祖」○佐那神社は大字仁田の西南、田間に在り、其西三町に神坂、長谷みな舊跡の地なり。

（仁田）

須麻漏賣神社

佐那村の西十町、大字平谷の岡上に在り、延喜式、多氣郡四十五前の第一に列し、神宮雜例の國に屬する十三社の一なり、土俗一之大宮と稱す（佐那を消皆十三社の一なり、

神坂

大字仁田の西二十町、延喜式、守山神社此に在り、又北岡に金剛座寺あり、天台宗の古刹なり、高治十中市修す（五鈴遺響、伊勢名所志）或は日ふ金剛座寺は昔谷穴師寺、延喜式「穴師神社」即此なり。○式内社考證「近長谷寺資財帳云、穴師子寺田、藤波氏所藏の文書、伊勢國者賀穴師内寺稱言如此」とある穴師寺を求むるに詳ならず、豊寄寺は今も佐奈字神坂村にあり、其の西山に金剛座寺あり、中間の山谷を神坂と云ふを以て考合するに、金剛座寺即穴師寺にて、其域内に穴師神社もありけむを、山下に遷せるにて、神坂村の森神即當社なるべし、神祇志料「神坂は神乞抄神坂御園」とありて、其傍なる前村は同「前村御園」此なり。

近長谷寺

佐那村大字長谷の北岡に在り、下剛座寺の西

十五町、南方に下れば丹生村なり、故に丹生山と稱す、近長谷寺は相州箱根寺に擬し、本名九明寺なるを[illegible]く呼ぶ。

神鳳志云、近長谷寺は創[illegible]の年月詳ならず、元禄年間までは丹生の神宮寺に屬したりき、今に天暦七年の資財帳を蔵せり、中院北畠國司及び羽柴[illegible]等、[illegible]より寄られし[illegible]あり

勢州[illegible]五郡中、[illegible]寺領[illegible]、[illegible]丹生[illegible]寺[illegible]、相州[illegible]寺十一面觀音自在薩埵の御衣木一體分身として上代より[illegible]の御[illegible]なれば、[illegible]門前市をなす[illegible]、然[illegible]しるしかや山中坊中悉退轉せり時節なれば不及了簡事也、國中無奴之觀音堂退轉候得者公私外聞實不可然事也、山[illegible]間、[illegible]之[illegible]に可[illegible]、[illegible]可申[illegible]

正月十八日　　羽柴侍從

氏鄕　花押

丹生[illegible]寺[illegible]御

[illegible]寺[illegible]は史[illegible]と[illegible]可し、其節書下の如し、古鄕條里坪の田制、歷然として明なり。

[illegible]寺[illegible]

舍

[illegible]　法名[illegible]寺

[illegible]山[illegible]

[illegible]十六條三[illegible]田里五坪二段八坪二段[illegible]段

四至云々

右治田故高[illegible]子以去寬平七年施入（在願文）

十七條一列田里云々

右治田相可故大司大中臣良扶家傳過料

十六條四[illegible]田里云々

右治田[illegible]在子只[illegible]十三年奉於大[illegible]常燈料

同條一[illegible]里

右治田[illegible]以大[illegible]廿一年施入[illegible]料

十七條四小山里云々施入[illegible]里云々十六條七[illegible]里云々

右治田故物部康相以去延長二年施入

十七條五大[illegible]里云々

右治田故麻績孝志子延暦五年於寺家在本券新券二枚

同條二列田里云々

右治田[illegible]町以天暦二年施入

同條矢田里云々

右治田[illegible]大[illegible]神宮御[illegible]伊勢[illegible]生以延喜十七年[illegible]

同條甲九坪云々

右治田故高[illegible]大[illegible]四年施入

十八條三晉生里云々

右治田[illegible]故高[illegible]二年施入

廿條一津留里云々

右治田[illegible]以延長九年施入

同條[illegible]里云々

右治田[illegible]以天曆三年施入

廿一條[illegible]里云々

右治田物部茂世之施入延長二年

同條甲四坪云々

右治田[illegible]施入延喜十五年

飯野郡九條二柴原里云々

右治田中[illegible]以延長八年施入

多氣郡十六條五相可里云々

右加内前[illegible]大[illegible]去天慶二年施入

同條相可里云々

右加内[illegible]原[illegible]九年施入

廿條一津留里云々

右治田大法師[illegible]施入

以前[illegible]田地[illegible]寺[illegible]之先[illegible]六位上[illegible]之御[illegible]勸内外近長谷寺[illegible]九年[illegible]云々

天曆[illegible]年歳次[illegible]三月

[illegible]　東大寺傳燈大法師在名

[illegible]　延暦寺傳燈大法師在名

本願[illegible]子[illegible]

[illegible]五位下藤原朝臣在判

（以下交名四人）

件田[illegible]寺施入明白也仍在地加證署

散位　大中臣

藤原朝臣

[illegible]

[illegible]部

郡判

件田[illegible]明白也仍與判

[illegible]天慶三年十二月十七日

大[illegible]外正六位上[illegible]

少[illegible]外従八位下[illegible]公　（[illegible]神都志）

近長谷寺の高處より、東方海面を望むべし、城山と曰ふ、此は飯高[illegible]の古城を稱す、城中往々土器を出す。（伊勢名勝志）

丹生郷

和名抄、飯高郡丹生郷、訓爾布。○今[illegible]八[illegible]、丹生村[illegible]の二[illegible]稱る、佐那村[illegible]西にして、櫛田川の右岸なり、丹生の西、櫛田川の上流大石波瀬等の八村（川俣谷）は、今飯南郡に屬す、和州吉野[illegible]する[illegible]は[illegible]係る。

丹生

此地[illegible]、山[illegible]、[illegible]し、古[illegible]名[illegible]、[illegible]秋[illegible]には、[illegible]一勝區なり、丹生八景と云は、貞享年中、長谷川某の撰にして、今尙潮澤碑を遺す。○會見雜談曰、遠瀨相國、伊勢丹生[illegible]、有御[illegible]之事、[illegible]國[illegible]之、[illegible]云々。（書紀通證）

丹生鹽之湯（鹽類泉、無色無臭、透明にして味甘なり、煮沸すれは白濁を生ず、常温五十六度、浴場は村中に在りて、風景稍佳なり、此地松坂町を去る四里、相可村を去る二里、道路險惡ならず。(日本鑛泉誌)神宮寺の西一町許に在り、四方に石を疊み井の如くなせり、晝夜時を違へず湧出す、傳へいふ僧空海の發見したる所なりと、故に弘法湯といふ、又御湯井とも稱す、近傍に入浴場を設け、患者の治に供せり、浴客一ヶ年大約六千人に下らずといふ。(神都志)

丹生神社　延喜式、飯高郡丹生神社、丹生中神社の二あり、朱砂と銀の產出あるに因りて祭られたる地主神なるべし。○日本書紀、持統天皇、賜沙門觀成絁十五匹綿卅屯布五端、美其所造鉛粉。書紀通證云、伊勢於志呂伊、出於射和、爲精品。續日本紀、文武二年、伊勢國獻朱砂雄黃、和銅六年、令伊勢國獻水銀、今丹生山、出礦入歌合、所謂丹生太山之堀金是也。○神都志云、丹生の廢坑、丹生神社の東南中谷に在り、此の丹坑の事は續日本紀外宮神領記職人盡歌合等に見えたり、最古くより水銀丹砂を堀り出しゝなるべし、近世は丹坑切れしにや、發掘せず、洞穴あり、入ること十五六間許にて、數箇所に横穴あり、當時朱砂を運搬せし手桶、今神宮寺に藏せり。

(丹生丹坑址)

神宮寺　今眞言宗を奉し、勸修寺に屬す、天正中三瀬左京の兵亂に燒失し、貞享中重修せり、此寺は勅操僧正開基の大神宮寺にして、字野尻に不動瀧あり、域内九十坪、巨檜あり傍に石二箇を置く、行基神宮に詣てし時大神の託宣を蒙き、舍利一粒を此に藏し、不生菩薩と名つくと。(伊勢名勝志)○大神宮寺の事は、初め宇治岩提山又逢鹿瀬に在りと云ひ、寶龜六年之を飯野郡へ移さる、丹生神宮寺、寶龜五年勅操開基と云者は、之を誤り傳ふるにや、不審なり。○神都志云、丹生神宮寺、寶龜五年、僧勤操、觀音堂を創め、弘仁七年、僧空海重修し、高野山に摸擬す、中世數度の兵燹にかゝり、今尚大師守護觀音堂、經藏、二王門等を存せり、又什寶に般若心經（天平十四年僧行基刊）一巻同經三巻（僧空海の書と傳ふ中に鼠足心經最妙也）同一巻（永万元年僧文覺印）牙印一枚方二寸「魏國之寶」と刻する者等あり。○丹生正明寺は今廢す、往年僧日遠此に自書の題目石塔を建しが、天正の頃之を身延山(甲州)に移したりと云。(伊勢名勝志)

飯南郡

飯南郡　明治二十九年、飯高飯野二郡を合併し、飯南の號を立つ。多氣郡の北にして、西北は一志郡に至る、地形分れて二區と爲すへし、一は櫛田川上游の地にして、神山村以下十村に分る、西は和州吉野郡高見山に至る、面積二十一方里、一は其北に接し、櫛田川及び坂内川の沿岸にして、松坂市街其中央に在り、北面して海灣を控す、面積約六方里、一町八村に分る。人口合七万五千、郡衙は松坂に在り。

飯野郡　明治二十九年廢し、飯南郡へ入る、多氣郡の北、舊飯高郡の東、櫛田川下游納岸の地なり。和名抄、飯野郡訓伊比野、六鄕に分ち、其兄國鄕は後世多氣郡に入る、又多氣郡に屬せしめたる櫛田鄕は、本郡の中央に在り、蓋和名抄の誤なり、文祿元祿の檢地二万三千石。○延暦儀式帳云「纒向珠城朝廷、倭姫皇女仕奉大神、齋奉飯野之高宮、近江大津朝廷天皇、御代以甲子年、小乙中久米勝麿、多氣郡四箇鄕申割、立飯野高宮村屯倉、即爲公郡」と、飯野は多氣の分地にして、多氣又度會の分地なれば、其已往には神國の分域たるを知る、延喜神祇式には飯野の諸社皆多氣郡に列せしむ、續日本紀「天平[illegible]年、伊勢國飯野郡[illegible]十七人、賜[illegible]姓」按に此郡は[illegible]に同じ、[illegible]址なり、又神山村字八太の大字遺れり。[illegible]旨ありて、飯野の公郡を停め、神封に復し、[illegible]に列す、延喜式云、[illegible]郡、度會多氣[illegible]内十一町六段神田、其餘封戸也」

乳熊鄕　和名抄、飯野郡乳熊鄕。○乳熊は[illegible]中當に作り、今射和村高山村(大字中萬)に當る、櫛田川の北岸にして、南は相可村(多氣郡)に對す、松坂の南三里。

射和　或は伊澤に作る、延喜式、多氣郡伊佐和神社あり、今射和村と曰ふ、相可の市街と一水を隔てゝ相望み、北には岡陵起伏す。○射和蓮生寺々域に在り[illegible]、蓋伊勢氏の古址なり。(伊勢名勝志)

(伊澤)

相州兵亂記曰、伊勢國住人新九郎宗瑞、伊澤と云所の人也、明應の比相州に來て旗を擧け、子孫相續五代、關東の權柄を司りて號北條、其武功後代に傳はる什名不可勝計矣、予先祖より彼家人となり、戰功を積む、加之五代間の數味方合戰勝劣を記置し云々と、野史云、長氏初名氏茂、其先出于[illegible]、[illegible]曾孫[illegible]任上總介、子孫世居伊勢、其十一世孫貞行、叙伊勢守、仕足利義滿、爲[illegible]、子貞國孫貞親相繼任之、甚有威權、貞親弟貞藤、叙備中守、娶尾張人横井某女、生長氏於任處、長氏及長、爲足利義視近士、應仁中從義視赴伊勢、義視還京、長氏獨留。○産業事蹟云、射和村の人竹川竹齋(名)三郎と稱す、家富み志常に經濟にあり、初め射和村戸口蕃殖稱して殷富の地とす、而して輓近漸く衰頽し逋逃日に多し、竹齋以爲く是皆此地畑多くして稻少く灌漑の利を興し畑を變して稻田となすに如かずと、乃ち大に農業、土木、堤防、溝洫、及測量の術を學ひ、救濟を以て己の任とす、會天保丙申

以來大に餓へ、餓莩途に滿つ、同七年、竹齋幾多の私財を拋ちて土功を起し、專ら射和、阿波曾の村民を役す、老幼各課する所あり、以て墾田を興す、前後三十七町、嘉永中海外諸國來りて互市を求む、竹齋謂らく我國民心情弱智識未た開けず、富強を計るに足らずと、乃ち射和文庫を創設し、圖書壹萬卷、農商を招集して、殖產の事を勸誘す、安政二年、窯を園中に築き、細民授產の爲に萬古陶を造らしめ、海外に輸出せんとす、產する所精にして雅、射和萬古の名四方に鳴る、慶應二年三月、幕府召して諮ふに國事を以てす、竹齋病を勉めて江戸に詣り、對へて曰く、開港以來、各道の村驛徭役太た繁く、民力疲弊す、宜しく江戸より大坂に四日市に滊船の航行を開き、以て諸侯の兵を輸し、又其運輸の利を以て各驛に貸し、茶園を開かしめ以て民力を養ふへしと、明治十五年、病を以て家に沒す、享年七十四、鄕民今に至りて欽慕して止まずと云ふ。

射和寺今廢し、僅に藥師堂一宇を遺すのみ。神都志云、此寺は中世國司北畠氏の祈願所なりしに依り、長祿、寬正年間、同氏より此の寺に寄せたる文書數十通、今に小隅文庫に藏せり、又延命寺地藏院今尚存す、開基詳ならず、本尊は行基作とぞ、文明六年、眞光學頭徽之を淨土宗に改めたり、盛觀以に高德の擧あり、北畠氏の崇敬淺からざりき、其の後北畠氏の亡ぶるに及び、諸堂字次第に廢壞せしを、正保年間、僧然譽再建、惣門の如きは當時國司より寄附せしものなりと云へり。○射和輕粉世に伊勢白粉と稱す、氏經日次記、三郡內神税徵納注文の條に「白粉倍還神税」とあり、何時の頃より始めしにか、此の地の村民丹土を採り、汞に合せて輕粉を製造す、多氣郡丹生の丹鉛參照すへし。

本宗寺（ホンシウ）　射和の大伽藍なり、眞宗東本願寺に屬す、寬永年中參州土呂本宗寺を此に移し、眞樂寺舊墟に建造したるなり、此寺は慧燈大師(蓮如)文明の比參州に開基し、參河門徒の道場たり、永祿中門徒亂を與し松平氏に抗敵し、本宗寺災に罹りたる事あり。

阿波曾（アハソ）　射和村大字阿波曾、五鈴遺響は之を以て愛洲（アイズ）氏の故據と爲せり、太平記に「伊勢の愛洲伊勢守は、當國の敵を退治して、江州へ發向すべしと注進したり」とあり、又田丸城は愛洲氏の居れる所と曰ふ、此より田丸へ移りたるにや、志摩の五箇所浦にも愛洲氏の墟あり。

御麻生園　射和の大字なり、河波曾の西二十町、大字莊（シヤウ）村と相接す、延喜式多氣郡紀師（キシ）神社在り、土俗岸（キシ）御林（ノオハヤシ）と曰ふ、延曆儀式帳云「大神機殿、遷於岸村、此處立社、稱岸社」○庄村字切林に石窟あり、高拾尺濶六尺深貳拾七尺許、內部は各方石を以てたゝみ上げたり、外面は樹木繁茂す、何人の所造なるやを傳へずと雖、蓋古墳穴の發露せるものなり。

神山（カウヤマ）　射和の東を今神山村と曰ふ、大字中萬（チウマ）八太蛸路（タコチ）山添等の名あり、山峰中萬の東櫛田川の北岸に屹立す、之を神山（カウヤマ）と稱す、高宮古跡神宮寺址及ひ一乘寺皆此なり。

中萬（チウマ）　射和相可の東數町、櫛田川の北濱に居る、神鳳抄飯野郡中萬鄕、又中萬神田、又中万御厨七十町」など見ゆ。勢陽雜記云、神生山乳照寺、松坂より巽行程二里、和名抄に乳照とある此所なり、今も三間四面の觀音堂あり。勢遊志云、休于安樂寺、經山添村、尋飯野高宮、登神山遊一乘寺、尋仁木義長故壘、左中萬村、造蛸路村。○延喜式石前（イハサキ）神社、神都志云、今中萬字戸笠に在り。神山は中萬の東十餘町、櫛田川に臨む高百三十米突、其東南に一乘寺の伽藍あり、參宮鐵道は山下に於て川を絕る、川は直に分岐して(本流及祓川)二流と爲り、東に赴く。○神都志云、神山とは今一乘寺の占據する嶺を曰ふ、平地を拔く三十六丈、登臨すれば、近海遠洋、尾參の群嶂、志摩の諸嶼目前に來り、万景烟波縹緲の間に隱見す、山腹に磨崖碑あり、伊藤東涯の弟子奥田三角の造る所也。

修林夾囘磴、香刹倚神山、未至小天下、已知超世間、
雲深參白足、泉涌照蒼顏、行欲窮奇絕、此途更往還、
享保庚戌四月隨師遊此有詩鋟念勒石于路傍擬磨崖碑
遂乞智巖和尚得償四十九年志成人不可以無壽也安永
丁酉夏五月望　津　奥田子亨書年七十五

一乘寺（イチジョウ）　神山の頂に在り、天台宗を奉す、開基不詳に元中年中、北畠國司仁木守護を此に攻む、後北畠教具堂宇を修造し、文化年中、津藩藤堂氏又修理を加ふ、什寶に延德明應年中の北畠氏古簡數通あり。○仁木京兆義長の石塔高十尺、元中元年、國司北畠顯能と戰ひ敗績し、一乘寺に入り自刎す。(伊勢名勝志神都志)○大日本史云、足利尊氏起兵、仁木義長屢立戰功、爲參河伊勢伊賀等守護、食邑數百所、其人凶殘、賞罰任意、驕恣特甚、豪占神戶三郡、祭主訴之京師、後光嚴院命尊氏、下書責還、義長怒祭主訴己、肆意漁獵神路山五鈴川、正平中叛據長野城、足利義詮令佐々木氏頼土岐賴康攻之、相持二年、義長族黨降者多、乃遣使吉野歸順、二十年又請降義詮、義詮思其舊功、宥罪還京師、後薙髮、天授二年死。

飯野高宮址（イヒノタカミヤ）　延曆儀式帳に「飯野高宮」と見えたり、伊勢國風土記には「飯野高丘（タカヲカ）宮」に作れり、其の所在は御遷幸圖說に「飯野郡神山藥師山ならむ」と云ひ、又神名帳考證に「神山神社、在乳照鄕山添村神社北麓、土民稱鑰取神」と見えたり、今其の地形を察するに、神山の東麓より石階を登り、稍高き所に至れは東面に神殿拜殿御饌殿等あり、老樹繁茂して千古の風を存せり、此の社こそ正しく行宮の舊址ならめ、近年社域を横斷して參宮鐵道を架設せるにより、大に風致を損じたり。

大神宮寺址（ダイジングウジ）　續日本紀に飯高郡度瀨（ワタセ）山房を大神宮寺とす由を載す、飯高は飯野の誤にして、度瀨山と云は神山の

督名にや、伊勢名勝志は諸書を引き、神山の中に神宮寺の字ありと曰ふ、此地は櫛田の度瀨なれば合考すへし。○續日本紀、寶龜三年、神祇官言、伊勢大神宮寺、先爲有祟遷、建他處、而今近神郡、其祟未止、除飯野郡之外、移造使地者、許之。（度會郡逢鹿瀨多氣郡丹生を參考すへし）

滑代郷　和名抄、飯野郡滑代郷、訓古以之呂。○和名抄の漕代は誤にして滑代なるへき由、神都志に辨明あり、曰「飯野郡に漕代郷の名なし、神鳳抄に井手郷あり、漕代は滑代の誤にて、即井手郷に同し、神宮雜例集に「麻績機殿、在飯野郡井手郷」と見ゆ、光明寺文書、仁治三年、飯野郡四條四高橋里廿五坪井手郷加知買田」ともあり、後世の法田早馬瀨井口保津等の諸村なるへし○今漕代村機殿村是なり、祓川櫛田川の間、北は下御絲村東黑部村（多氣郡）に至る。

稻木　今漕代村と改む、和名抄滑代を漕代に誤れるを採りたる也、國道之に係る、稻木の西櫛田川の津梁あり、早馬瀨と云ふ、今大字と爲る、稻木は神鳳抄に「中稻木御薗」と云地にあたる、又稻木の北數町大字高木に延喜式多氣郡神垣神社あり。

（漕代）産業事蹟云、伊勢の壺屋革、即擬革紙は、近年製出、代價每歲七萬圓に上る、初め天明年間、飯野郡稻木村の人壺屋清兵衛（池部氏）の創意に成り、當時は桐油紙に類したる製にして、多く煙草袋に充てたり、後年更に工夫を加へ、今の擬革紙を獲て、大に時好に投し、種々の器用に適することゝなる。

井口　今魚見保津の諸村と合し、機殿村と改む、漕代村の北に接す、大字中村に大神宮の機殿あり。○大安寺資財帳云「飯野郡中村野八十町、開三十町、未開田代五十町、四至、東南大河、西横河、北百姓家、拜道、右飛鳥淨御原御宇天皇歲次癸酉納賜者」と、此中村野は今の井口中村なるへし、其四至東南大河と云は祓川にて、西横河は櫛田川の舊道なり、往時祓川大にして櫛田は其支分なりと云事、兩川の各條下に其說あり、參照に供すべし。

麻績機殿　井口中村に在り、每年大神宮御衣荒妙和妙を織りて供進する處也、服部機殿（多氣郡東黑部村）の南十八町許、機殿は初め服部村一處兩殿なりしを、承曆三年井手郷に麻績殿を移さる、其始末延儀曆式帳神宮雜例集に詳なり、此獻織の例も、後花園院の御世の頃より中絕しけるを、元祿年中再興ありて、故實を復せらる。（參宮圖會神都志）

腹太　今機殿村の大字と爲る、井口の東に在り、延喜式、多氣郡宇留布都神社此に鎭座す、神鳳抄、腹太御園。（神都志）○腹太の西北、大字保津に延喜式天香山神社あり、其西大字六根に延喜式大國玉神社あり。（參宮圖會）

魚見　井口の北櫛田川の邊なる大字なり、神鳳抄「若菜御廚」と曰ふ此なり、延喜式多氣郡魚海神社二座と云者今存す、太神宮本紀及遷幸要略に倭姫命櫛田河の後江至ります時、魚御船に入りければ魚見と名づけたまへる由見ゆ、後江と云は今北魚見の鯉池にして、神社は其坤に在り。（參宮圖會神都志）

櫛田河　飯南郡の巨流にして、其河道神山以東に於て變革多し、古は祓川を本流とし、櫛田河は其支流に過ぎず、故に大安寺資財帳に飯野郡中村野の四至を記し、祓川を大河と曰ひ、此の川を横河と曰ふ。延喜式に「凡齋內親王參入之日、飯野郡櫛田川浮橋者、大神宮司專當其事、令神郡人臨時勞作」とあるは、此河道に非ずして、今の祓川に當ると云ふ、然れとも此二水は古より一流の分岐せるにて、相去る近ければ、古書の謂ゆる櫛田川は彼此通用したるならん、殊に櫛田郷は祓川に在らずして此に在れば、櫛田河の名此方を正當とすへし。

君がすむくしだ川にやみたれたるかみの心も打とけぬらん、（散木）

雲津川わたりてあや井がさと申所につきぬ（あや井がさ今詳ならず）櫛田川を渡り侍るに

浦近き伊勢をのあまの櫛田川さゝでや是も藻鹽燒らん（應永參宮記）

神都志云、櫛田河は郡の西境なる高見山より發し、數多の溪澗を容れて東流し、漸大河となり、相可射和の間を經神山の南東に於て二派に分れ、其南を祓川と云ひ、北なる本流は黑部に至り海に入る、長凡十八里、濶百間、下流七里五十石以下の船舶を通ず、此川元は祓川より井堰を以て耕地に水を引きし大溝なりき、其證は東寺所藏承和十二年の國符に「大國庄四至、限東字保村高岡、限西中萬氏墓、限南多氣郡佐奈倉崎、限北四神山東繩手大溝」とあり、又保安三年大國庄田堵等愁狀に「抑謂堰者堤塞所謂櫛田河之名也、件河廣五十餘丈也、又埋損本溝七八町類失之時、可改堀之溝、廿餘町也、件溝廣二丈餘深一丈六尺許也」とあるを見て知る可し、此の渠溝遂に一大江河となりたりとぞ、神麻續神部脇田氏所藏の古記に「人皇七十三代白河天皇御宇、永保二年壬戌七月十日、中伊勢の地大に震ひ、同月十三日早朝より大に風雨、祓川流を變し櫛田川へ流れ入り、田地六百餘町を破壞し、社祠十二宇を流失す」と見ね、古今河流の變遷する實に驚くに堪へたり。

櫛田郷　和名抄、多氣郡櫛田郷、訓久之多。○今櫛田村是なり、神山村の北、櫛田川の西岸の地なれは、全く多氣郡と隔離す、神鳳抄には「飯野郡櫛田河原御薗」と見ゆれば和名抄之を多氣郡に屬せしめたるは誤れり、東鑑「文治三年、伊勢國齋宮條田、櫛田郷」云々。

櫛田　今大字豐原に國道通過し、之を櫛田驛と爲す、古村

は其北に在り、延喜式に多氣郡櫛田神社ありて、倭姫世紀云「從飯野高宮幸行、御櫛落給き其地を櫛田と號給、櫛田社定賜き」此社は今村社に列せらる、其他大櫛神社櫛田槻本神社幷に式に列し、今本村に遺る。(參宮圖會神都志)

清水 櫛田村の大字なり、五鈴遺響に此村は舊長田郷に屬し、延喜式流田神社は其伏拜の古祠是也と曰ふ、不審。○參宮圖會云、清水村は松坂の東一里半、(櫛田川を渡り井口村に通す)此に伏拜と云田の字あり、參宮の古道にして錢掛松と云者も同地なり、北畠國永家集に見ゆ、

二月清水と云所を通りければ、民のかまどの荒果るを、

設人もなくて過して來て見れは野中の清水み草居にけり、

其後年霜ふりたる松のありけるを、いかにやと尋侍りければ、伏拜とて天照大神宮遙向の松と答へ侍りける程に、

天照す神の御前とふしおがみ松の葉がすの世をいのるかな。

七見は清水の北の大字なり、延喜式、多氣郡奈延美神社此に在り。

神戸郷 和名抄、飯野郡神戸郷、飯高郡神戸郷。○今神戸村是なり、山室川蓋飯野飯高の古郡界なれば、其東西に渉る。櫛田村の西、松坂町の東、北は鈴止村朝見村に至る。此地近代飯野飯高の郡界移動し、悉皆飯高郡に入りし事あり、然れども山室川の東大字上川下村久保等は、飯野神戸にして、其西垣鼻大津田原等は飯高神戸ならん、三代實錄云、元慶七年、伊勢國飯野郡神戸百姓貞成、向官訴、太神宮司大中臣貞世、犯用神物。○神都志に下村に河館神社あり、是は神戸の館なるを、勢陽雜記に飯高郡意非田神社に充たるは非なりと曰へり、此神館は即飯野の神戸に屬すべし。神都名勝志は、神二郡多氣度會の近堺たる磯部川を神戸村中に求め、山室川の古名を龍瀨と云とて、古圖書を引き論斷したるは善し、然れども、郡界は、上川にて、「此流即磯部川」と爲したるは採るべからず、本編は古屋草紙に從ひ相可村大字池上を以て磯部川の所在と定む。神都志は又延曆儀式帳に飯野磯部川とあるに據り之を以て飯野以西に擬したれど、當時は神郡多氣度會に限られ、飯野郡は天智朝に割出して公郡と爲りたるまゝ、尙神郡に復せられず。○神都志云、磯部川は儀式帳に神近堺と爲すとありて、飯高飯野の郡界なるべき事は論を俟たず、然るに其所在を詳にせしものなし、古屋草紙に「磯部河は池上村の西にあり、下相可の池に流れ、末櫛田川と一所になる」と載せ、皇太神宮儀式解には「相可にある磯部寺の邊ならむ」と云へり、共に池上村磯部寺等の名より牽強せし說にて、郡界を探究したる考證にあらず、仍りて延德の古圖を按するに、飯野郡「四條一宮田里、六條一堺里同條二長田里」とあり、その西に川を畫き、多津賀瀨と註す、其の西は飯高郡の「一條十麻生里、二條十一須木里」なり、此の川下流は上河と合し、大口と西黑部との間を過き海に注けり、是即ち古の磯部河にして、中世多津賀世と稱せしならむ、又貞治七年宮田前大宮司の紛失日記に「林一所、飯野郡西黑部字北庭、四至限東川限南川、限西龍瀨限北道」とあり、今實地に就きて推考するに、櫛田村大字豐原と、神戸村大字上川との堺に小流あり、水源は神山より流れ出て、港村大字大口の東にて海に入る、今之を眞盛川又金剛川と云ふ、此の川即飯高飯野兩郡界の流るゝ近神堺の跡ならむ。

長田郷 和名抄、飯野郡長田郷、訓奈加多。○今朝見村及び西黑部村是なり、櫛田神戸二村の北にして海に至る、東鑑文治三年、伊勢國長田郷、加藤光員知行」と云は此なり、和名抄訓奈加多は乎佐多の譌と云ふ。○神都志云、神鳳抄「飯野郡長田郷四十六町五段」延曆儀式帳に「機殿立長田郷」と見え、紛失日記に飯野郡長田郷三條四火所里また、澤氏所藏延德二年の古圖に「飯野郡、六條一堺里、同條二長田里」と見えたり、長田朝田音訓ともに相似たるを以て、後世轉じて朝田とかけり、和名抄に奈加多と訓ぜしは誤なるべし。

長田麻續神社 延曆儀式帳云、昔倭姫皇女、傳奉大神齋服飯野高宮、于時機殿立長田郷、此處立社號麻績社、又川崎社云、是大神籞也、于後機殿、還於岸村。○長田麻績機殿址、今詳ならず、岸村と云は今射和村麻生園是なるべし、又倭姫世記云、倭姫命入坐飯野高丘宮、作之機屋令織大神之御服、從高宮而入坐磯宮、因立社於其地、曰神服織社、號麻績郷者、郡北有神、此奉大神宮荒衣、神麻續氏人等別居此村、因以爲名也。

朝田 今朝見村と改む、朝田寺と號する天台敎の精舍あり、寺傳云、延曆中僧空海創立、正應年中、僧尊重伏見院の院宣を奉し、七堂伽藍を建つ、後世衰へ、承應の比、今宗に改む、飯野郡の土俗死者あれは衣を此寺に納るゝを例とす。○延喜式、多氣郡意非多神社、今朝田に在りて長田天王と稱す、此神は俗說に、源義朝を弑せる長田の忠致の靈也と云事神名帳考證俗說辨等に見ゆ、蓋長田氏の氏神なればならん。(意非多は古言負田の義歟)

佐久米 朝田の北大字佐久米の字廣田に古墳在り、東西十九間南北二十四間、圓形を成す、土人傳へて紳君長者の墓と曰ふ、又字角田に丸山塚と云あり、土人亦長者の跡と曰ふ。

和屋 今朝見村の大字なり、朝田の南櫛田村に近し、昔は和屋及勝田(今度會郡東外城田村)に樂戸伶人あり、神宮にも奉仕し、之を散更と曰ふ、和屋太夫勝田大夫之に春王を加へ伊勢三座と唱ふ、されは和屋村の字辻垣内の田

間、翁塚(オキナツカ)と云者あり、字藤木破戸二所に面塚と云者あり、皆古人假面を獲て埋めたる古跡なりと。(勢國見聞錄參宮圖會伊勢名勝志)

西黒部(ニシクロベ)

朝見(アサミ)村の北に接し、櫛田川村中を貫き字高須の北に至り海に入る、東は東黒部村(多氣郡)西は港村に至る。神鳳抄、二宮黒部御厨と云は此なるべし高須(タカス)の前面は淺水の小灣を成し、港村大字大口は其灣首に居る、北に向ひ開き、方十町許、櫛田川及び山室川鈴止川等之に瀉す。○神都志云、西黒部の灣には船舶運送の便ありて、本村は紡績の業最盛なり、世間流布する所の松坂木綿は方今本村及多氣郡機殿村等より産出する者也。(一志郡呉部(クレベ)郷參看)

飯高郡(イヒタカ)

明治二十九年廢して其地は飯南郡に入る、飯野の西に接し、櫛田川の上游、廣大の山地を占めたり、文祿檢地三萬八千石、元祿に及び四萬六千石に上れり、此一郡は坂内川筋松坂附近、及び櫛田川筋河俣谷の二區に分裂す。和名抄、飯高郡訓伊比多加、七郷に分つ、其丹生郷は櫛田川の南岸に在り、今多氣郡に屬す、餘六郷は皆坂内(サカナイ)川筋に在り。○古事記、室秋津島宮(孝安)段「兄天押帶日子命者、伊勢飯高君之祖也」と見ゆ最舊國なり、倭姫世記云「于時、飯高縣造祖乙加豆和命を汝國名何問賜白く、意須比飯高國と白て進神田并神戸、倭姫命飯高しと白事貴と悅賜き」この意須は延暦儀式帳に忍に作る、飯の冠詞なり、食の義なるへし、郡内に意悲神社あり、意須比の訛ならん。○飯高氏は孝安帝の皇兄に出てゝ、倭姫世記に著るゝが、郡の際には神郡に入らず、其氏人は天平寶龜の間に名あり、續日本紀に散見す、今英太郷に詳にす。又同書「天平十年、飯高郡人伊勢直族大江、授外從五位下、神護景雲元年、飯高郡人漢人部乙理等三人、賜姓忌寸。」

(飯高)

鈴止(スヾトメ)

菅岸江(キシエ)と云ひ、松坂町の東に接す、和名抄驛家郷にあたり、其南なる大津垣鼻(カイハナ)田原等は、即神戸郷なり、延喜式「飯高驛馬八疋」と注す此也。神都志云、鈴止村は岸江矢川の大字ありて、往古驛使此に到るや、神郡の口なれば、鈴を止めし所とぞ、飯高驛家は即此村を云ふ、往古の官道は保曾久美(ホソクミ)平生(ヒラフ)、大口江津(オホクチコウツ)より東(ヒカシ)岸江(キシエ)を過ぎ、朝田(アサタ)、立利(タテリ)、清水(シミツ)等を經て、齋宮に通ぜし由、今の國道は松坂城を移しゝ後に改めたるものなりとが伊勢勅使部類記に見ゆ、神鳳抄岸江御厨あり、祓所(ハラヒド)舊趾は東岸江にそり、今猶老松一株存せり、古下樋小河の修祓を行ひし處なりとぞ、○神戸村田原は神鳳抄手原(テハラ)御園なり。

(岸江)

下樋小河(シタヒノチカハ)

神都志云、飯高の下樋小河を神遠界と爲し、飯野の礒部川を神近界とせる事、延暦儀式帳及神宮雜例集に見ゆ、之を延喜式には太神宮界また堺川とも載せたり驛使も此の堺に入れば鈴の口を塞げりとぞ、さばかり由緒ある所なりしかども、中世兵亂あひつぎて遂には其の位置すら定かならずなりにたり、太神宮本記に「佐奈縣(サナクアカタ)の造の答に許母理國志多備國(コモリクシタヒ)とあるを」此の下樋に附會して、多氣郡佐奈に在る小河なりといひ、又飯高神戸の下村を下樋村の略なりとして、其の村の東なる中川なりと云ふも非なり、按ずるに延德二年黒部村界の古圖に飯高郡一條十麻生里、二條十一須木(ズヤ)里の一里西、一條九河副里とありて其の間を通ずる川あり名を上川(ウヘカハ)と記せり、麻生里は今の大津にて、須木里は今なほ、杉村と稱せり、河副里は今の江津(コウツ)なれば、其の地理に依りて考ふるに、今松坂市街の東部を通せる川あり、愛宕(アタゴ)川また町屋(マチヤ)川とも稱す、水源は松尾村に屬せる坂内川より分派して、城隍の下流に合し、愛宕平生(アタゴヒラフ)の兩町界を過ぎ、矢川の東岸江の西を經て北流せり、是古の下樋小河にて、中世上河と稱せしならむ、永享參詣記に「彌生廿日うへ川の橋と申す所にて、旅人の影さへ見ゆる渡かな春引く水の上河の橋」と詠ぜしは此の川に架せる橋なり、さて江家次第、中右記等にもまた下見(シタミ)橋のことあり、神名秘書には下樋(シタヒ)橋と云へり、此等の書にいふ下見橋は即勅使祇承の交代する所なれは、うへ川は即下樋小川の別名にて、下見橋即下樋橋なることを察知すべし。

(上川)

松坂(マツサカ)

南伊勢の都會なり、參宮鐵道の車驛は邑東に在り其北二十町にして港村に大口(オホクチ)の埠頭あり、以て海運を通ず、又飯南郡衙の廳舍あり、四面皆田野、坂内(サカナイ)川其西北を流れ、四五百森の岡陵(即舊城址)市街の西傍に特起す、高六七丈。神都志云、松坂町、街巷十八、戸數二千五百、巨商豪賈殊に多し、此の地舊北畠國司の治下に屬して、元龜元年其の臣潮田長助始めて四五百森(ヨイホ)に城を築く、天正十六年蒲生氏郷本郡松島細頸(ホソクビ)城より此に移りし時、社寺の樹石を伐採し、大に工事を興し、城郭の規模を壯大にし、名を松坂と改稱せり、市街の整理したるは、此の時よりの事なるべし、同十八年、氏郷の奥州若松城に轉せし後は服部一忠の所領に歸し、文祿四年より、吉田重勝之を領せり、元和五年に至り、終に德川頼宣の封土となる、それよりこのかた維新までは、紀州藩より世々宰臣を置きて民政を執らしめたり、即六万石の治所たりき、廢藩毀城の後、南龍公(頼宣)の祠を建て、故恩を紀すと云。○松坂木綿は古の麻績服部氏の遺業にして、來由する所久し、寛文延寶の頃、三井八郎右衛門高利と云大賈起り、松坂江戸京都の間に商販を爲しけるより、本品の製造初て大なり。產業事蹟云、松坂木綿は、天正の比は麻絲にて織成し、後綿絲となり、寛文年間、織製及縞柄等に注意し、大に面目を革むる所あり、殊に藍絲を交織し之を菅縞と稱して、(當時一反二丈八尺)專ら諸國に販賣し名聲を博す、天和年中より松坂木綿の名稱益顯る、元祿寶

永の頃江戸に輸販すると最も盛なり、當時該品を販賣せんが爲め、三井氏初め松坂より江戸に出店するもの七十餘戸にして、諸侯の用達を爲せり、以て其盛況を窺ふに足らん、而して寶永二年大廟參拜群集の際（俗に御蔭參りと云ふ）旅人みな土產として需求しければ愈聲價を得たり、此時に當り飯高、飯野、一志、多氣の四郡各村織製に從事する者頗る多し、文化文政年度に至り大に產額を增し、加ふるに晒木綿栗皮茶木綿諸國へ輸販すると前年に倍す。

三井家奉公履歷云、三井越後守高安、江州鯰江より伊勢に移り、其子三井則兵衛高俊、元和年間松坂に居り、釀酒の業を營む、人呼て越後殿の酒屋と云ふ、越後屋の屋號此に濫觴す、長男三郞左衛門俊次、長して京都に移住し、又呉服店を江戸に開く、四男八郞兵衛高利、寬永中江戸に出て、兄の商店を管理し、延寶元年別に一店を開き、現金掛直なしの方を設けて、賣品に正札を附したり商業大に繁昌す、是より先高利は則右衛門孝賢、吉右衛門高古の兩人を養子とし、之を松坂に留め、自ら京都に往き、呉服仕入店兩替店等を開き、又手代をして別に荷物の運送を營ましめ、尋て江戸駿河町に兩替店及綿店を開き、又長崎に一商店を開く、貞享四年、幕府より呉服調度爲替用達を命せられ、元祿四年、大坂に呉服店兩替店を開く、又禁裡御所御掛屋御用を命せらる、高利諸子に諭し協力同心以って家を守らしむ、卽高利を以て中興の祖とす。○按ふに三井高利又八郞右衛門と稱し、法名宗壽、男子十三人女子五人、其家を成すもの六、之を六本家と呼び、嫡流を總領と稱し連家若干あり、一族宗支共同維持の法を立つ宗壽の孫宗竺に至り家業愈起る、宗竺遺書あり家法の大綱を示す、子孫之に由り孜々業を勉む。近年に至り益顯著する所あり、蓋近世市買の冠冕也。

來迎寺は松坂當町に在り、天台宗、永享八年北畠村親創建、僧盛品開基する所也。常念寺松坂中町に在り、天台宗、觀音寺と稱す、文明三年僧眞惠中興、初め松島に在りしを、天正十七年今地に移す、繼松寺同地に在り、眞言宗、創建不詳、本尊は二見浦人三津某の海中に獲たる者とぞ。淸光寺同地に在り、淨土宗、初め松島に在り、神光寺と云ひ、密教を奉す、大永年中僧超譽今宗に改め、天正年中津川氏蒲生氏の菩提所たり、後此地日野町に轉し、元和中僧信阿今境に於て重修す。（地志提要名勝志）○愛宕山龍泉寺は松坂の東、垣鼻町に在り、眞言宗、舊瀧川山に在り、後世松島に移り、又此に轉ず、古田兵部重勝の墓あり。（參宮圖會野史）

松坂城址

市街の西に傍ふ、菱形を爲し、中に二丘を擁す、北丘を牙營と爲し、石壘尚遺れり、南丘を別營と爲し、意非祠在り。南北六町東西五町、坂内川愛宕川の細流之を繞る、天正十六年蒲生氏鄕の創築する所、舊名宵森と曰ふ、慶長五年の亂に、城主古田重勝（三萬七千石）東軍に應ず。野史云「庚子之亂、重勝從德川公東伐、令家士守松坂、石田三成遣人誘之、家士不聽、會重勝歸邑分兵援安濃津城、鍋島勝茂率兵一万來攻松坂、而遠圍匪日、關原軍敗、德川公賞賜重勝二万三千石、弟重治繼嗣元和五年徙千石州濱田城。○大八洲游記云　松坂城本依山城築、然與陵山脉不相屬、如天爲此城、設一山者、眞爲堅城、々上遠眺、四望皆佳、街則烟火三千、棟甍相含、田圃村落、從而環繞、瀛海亦擁其東北、今勝爲公園、建南龍公祠。

四五森

四五百森又宵杜に作る、松坂城の舊名なり、今此城址南丘に延喜式飯高意悲神社在り、之を四五森と云ふ此神は蒲生氏築城の初にも鎭守と崇めたり。（伊勢名所志神祇志料）

（森宵）

此頃の月見る宵のもりならはゆくたひ人の立やよらまし（永享五年參宮記）　法印　堯孝

按ずるに四五は意悲の訛にして、意悲は倭姫世記に「飯高縣造の祖乙加豆知が意須比飯高國」と稱へたる意須比を原據とすべし、卽食飯の義なり、蓋飯高氏の故墟にして、其祖先を祭れる處歟。○松坂は古へ何鄕に屬したるにや、神戸鄕驛家鄕黑田鄕等其東南に接すれば、今何れと擬定し難し。

下枚鄕

和名抄、飯高郡下牧鄕。○今昔物語に伊勢國平鄕と云ふありて、和名抄に上枚下枚に分る

（平尾）

松坂町の北なる平野、今伊勢寺村松江村湊村等に當る、其下枚は蓋湊村なり、大字町平尾大平尾等あり、此地は松島村（一志郡）の南に接し、海灣に臨む、俚稱新松島とも云ふ。

大口

大口鄕津の二大字は、平尾の東南十餘町、西黑部の灣頭に在り、松坂町の海運は之に由る。五鈴遺響云、延喜式飯高郡加世智神社は大口に在りと、加世智は加豆知の訛に非ずや、飯高國造の祖に乙加豆知の名あり。（倭姬命世記）又延喜式久豆都神社は今鄕津に在りて、乙加豆知命を祀ると傳ふ。（五鈴遺響神祇志料）

上枚鄕

和名抄、飯高郡上枚鄕、訓加無都比良。○今松江村大字田枚あり、松江伊勢寺兩村は蓋本鄕なり。（枚字に平夷の義なしと雖、平枚其訓を同くするを以て、此に枚をばタヒラに假借す）

船江

今松江村と改む、松坂町の西北坂内川を隔て國道に沿ふて民居あり、大字田枚は其西十餘町伊勢寺村に近し。

（枚田）

○船江は一に府内に作る、管窺武鑑云　永祿十二年、信長公二番目の子息於茶筌を、伊勢國司北畠家の聟にして家を讓り、三瀬と云所に隱居し、大御所と云、於茶筌を御本城とて、是れ本の國司なれとも多氣には置かすして、府内と云所に居給ふと、此なるべし。

伊勢寺　今村名と爲る、松江村の西、堀坂山の東麓を云ふ、大字伊勢寺岩内深長等あり。

(國分尼寺址)

惠雲寺は國分寺と稱す、伊勢寺村に在り、古の尼寺なるへし、河曲郡國分寺は僧院なりけん。(伊勢名勝志五鈴遺響)○日本後紀云、大同四年、始遷志摩國國分二寺僧尼、安置伊勢國分寺。○日本往生極樂記に見ゆる、上平郷の尼と云ふも此に住せるにや、曰「尼某甲、伊勢飯高郡上平郷人也、暮年出家、偏念彌陀、尼多年意剝手皮、奉圖極樂淨土、雖有懇志、不能自剝、于時一僧來問、剝尼手皮、忽焉不見、圖淨土之相、一時不離其身、命終之時、天有音樂」○延喜式、飯高郡物部神社、今國分寺々域に在り、(五鈴遺響)日本書紀、繼体天皇二十三年の條に、物部伊勢連あり、舊事紀云「物部建彥連公、伊勢荒比田連等祖」

堀坂山　伊勢寺の西方の嶺なり、延喜式、飯高郡堀坂神社は此地に鎭坐せるならん、山太た高きに非ず、眺望に佳なり。

岩内　大字伊勢寺の北なり、岩内氏は北畠國司の一族なりき、瑞巖寺と云精舍あり、巖面に觀音菩薩の大像を刻す、山色溪聲賞すへき境なり。(伊勢名勝志)

深長　岩内の東なる大字なり、延喜式、飯高郡大神社此地に在り、泉の森と呼ふ。(五鈴遺響)

黑田郷　和名抄、飯野郡黑田郷。○今花岡村是なり、大字大黑田小黑田存す、大黑田は松坂町の西南連檐の邑なり、神鳳抄、飯野郡黑田郷と見ゆ、後世飯高郡へ編入せらる。

(花岡)

神都志云、大黑田は松坂の西南に在り、元は北黑田と云ひき、同所に北畠の家臣中津下總守の城跡あり、神鳳抄に南黑田御厨と云、驛部田は小黑田の東に在り、紀州德川家の宰臣、三浦長門守近年まで寨堡を置きし處なり。

(驛部田)

山室　大字山室は今花岡村に屬し、驛部田の南にあり、神鳳抄に山室吉光七町とあり。本居宣長墓は妙樂寺より三町許、山室山の巓にあり、墳上に櫻樹を植ゑたり、宣長は松坂の人、著書頗多く、國學中興の祖たり、其の書齋今尚存せり、墓碑は自筆にて本居宣長之奥墓と書けり、傍に平田篤胤の碑なり「なきからは何處の土となりぬともたまは翁のもとにゆかなむ」と云ふ歌を彫れり、明治八年社殿を建設して山室山神社と稱せり、同十三年七月勅使參向して幣帛を賜へ、近年社殿を松坂市街に移轉したり。

しき島のやまとこゝろをひとゝはゝ朝日ににほふやまさくら花、　宣長

山室城は、建曆二年九月、伯耆の人山室兼高始なるもの始めて之を築き、歷世之に居る、兼氏に至りて子なし、北畠具敎の三子具郷を養ひ嗣となし兼郷と稱す、天正四年、父子倶に田丸城に自殺し城廢す、其跡今奥殿と曰ふ。(伊勢名勝志)

英太郷　和名抄、飯高郡英太郷、訓阿加多。○今松尾村大字阿形存す、神宮雜例集神鳳抄に「飯高郡英太神田、又英太御厨、縣御薗」などありて、飯高縣造の祖乙加豆知が供御田を定めたる所也、坂内川の北畔なり。

續日本紀、天平十年、飯高郡采女、飯高君笠目之親族、縣造等、皆賜君姓、神護景雲三年、飯高郡人、飯高公家繼等三人、賜姓宿禰、寶龜六年、飯高公若舍人等十一人、賜姓宿禰、八年、典侍飯高宿禰諸高薨、飯高郡人也、性甚廉謹、志慕貞潔、葬奈保山天皇(元明元正)御世、直內敎坊、遂補本郡采女、飯高氏貢采女者、自此始矣、歷仕四代、終始無失、薨時年八十、九年飯高公大人諸丸二人、賜姓宿禰。續後紀、承和三年、左京人、飯高宿禰全雄、改賜朝臣。

立野郷　和名抄、飯高郡立野郷、訓多千乃。○今松尾村大字立野存す、坂内川の南畔にして、阿形を去る十餘町に過ぎず、大河内村も本郷の屬なるべし。立野神社、神鳳抄、飯高郡立野の名出て、延喜式には立野社あり、舊事紀に「物部建彥連、伊勢立野連公等祖」とあれば此祖神ならん。(神祇志料)

大河内　立野村の西を大河内村と云ふ、坂内川の源頭にして、俗に深山谷と呼ぶ、大河内は北畠國司の廢墟にして、其古跡を傳ふ。○吉野日記曰、應永二十一年、先頃南帝皇子に位を讓らるゝに依て、伊勢國司北畠滿雅、欝憤を含み武家に背て軍士を駈催す、其一族顯雅大河内城を守る、正長元年七月後花園院卽位、十二月、前南帝皇子寬成親王(稱小倉殿)帝位を繼嗣せざる事を憤り、潛に嵯峨を出て勢州に至る、永享元年、滿雅の軍敗す、爰に於て寬成親王力竭き、滿雅及ひ其子顯雅降參す、永享十二年滿雅卒す、其遺跡其子中將顯雅相續して、大河内城を守る、其弟少將敎具多氣城を守る、北畠家代々南朝に忠ありといへども、南方悉く衰微して、爰に至て武家の招に應ず、一族皆以て武家に屬す」又伊勢兵亂記曰、北畠中納言具敎卿、永祿の末に織田信長襲來の由聞えしかば、多氣は要害宜しからずとて、大河内に城郭を構へ、嫡子信意を居ゑ、大江内御所と稱す、具敎は多氣郡大淀に隱居して、入道不智といひける、旣に永祿十二年、信長南伊勢を撃べき由聞えしかば、籠城を牒し合ける、大河内城には大御所黃門入道不智、御本所信意父子相從ふ、大河内の境地は七尾七谷の嶮岨にて、寄手は不馴、國司方は案内を知り、駈引自在なれば、每軍寄手不得利して退屈せり」云々。○大河内より西に一嶺をこゆれば、櫛田川の川俣谷に出つ、大石驛まで二里、又大河内より東北松坂町へは凡二里半。

(深山谷)

坂内　大河内村の西限にして、其西は一志郡多氣谷の重嶺

に連る、應永年中、國司北畠滿雅其一族雅俊を此に居き、子孫一家を成し、坂内氏と曰ふ、天正中共に亡ふ、其城址存す、絶險の地とぞ。（五鈴遺響伊勢名勝志）○坂内川は大河内の諸水を集め、東北流し、松坂町を經て港村平尾に至り海に入る、長四里。

（坂内川）

大石（オホイシ） 櫛田川の上流にして、松坂より高見越和州吉野郡に通する山驛なり、神鳳抄に飯高郡大石御薗と見ゆ、此地大石磊々にり、河南は丹生谷と曰ひ、今多氣郡に屬す。

大石を行ける折節、人のもとへ返事に、
とにかくにつらきは人のこゝろかな千曳の石もひけばひかるる、（家集）　北畠　國永

河俣谷（カハマタ） 櫛田川の上流、和州路八里間の總稱なり、粥見驛より波瀬驛に至る、今粥（カユ）見（ミ） 宮前（ミヤノマヘ） 川俣（カハマタ） 森 波瀬の五村に分る、神宮雜事記に「延久元年、河俣山に惡人散位爲房同近助同宗近等乃居したるを、飯高郡より前駿河守平惟盛討手に向ひたる由」を載す、此山中なるべし。
大石より粥見驛まて凡二里、粥見より宮前驛まて凡一里半、宮前より七日市（今川俣村）まて凡三里、七日市より波瀬驛まて凡二里、波瀬より高見山國堺まて凡一里半。

瀧野（タキノ） 源平盛衰記、元暦元年、和泉守平信兼が城郭、伊勢國瀧野見ゆ、信兼は伊豆目代八牧判官兼隆が父なり、今宮前（ミヤノマヘ）村大字瀧野あり此與、不審。（鈴鹿郡に信兼の瀧野城址ありと想はる）

川股途中　久野　玉城
危案又曲徑、水響馬頭驚、丁丁伐木遠、老樹書猶寞、樵家上代劍、梵字古鐵銘、行盡驛村近、幽煙出竹青、

波瀬（ハゼ） 櫛田川の源、高見山の下なる山村を云ふ、波瀬の南を森村と曰ふ、大杉谷及び北山郷川上郷（共に和州）と相表裏し、最僻遠の山地也、森村蓮（ハチス）瀧は高九十丈幅二間。
波瀬城址、今山林たり、天正四年、北畠氏の亡ふるや、具教の弟僧伊賀六箇山に走り、長木（ナガキ）の吉原某に遁り、還俗して具親と改む、因て義故を集め兵を擧し、來屬するもの多し、波瀬峯乙栗栖の諸族之を奉して森城に入る、五年春、河俣谷瀧野有馬野鐵中の諸柵を築く、北畠信雄其將瀧川一益をして之を攻めしむ、諸城陷る。（伊勢名勝志）

去來見山（イザミ） 波瀬村の西嶺高見（タカミ）の別名なりと云ふ、此山は古來和州勢州の交通路にあたれば、萬葉集に詠せらるゝも其以あり、（伊勢名勝志）高見山、高凡七千尺と稱す。

石上大臣從駕幸于伊勢國作歌
わきもこを去來見（イザミ）の山を高（タカ）みかもやまとの見えぬ國遠みかも、（萬葉集）

川股途中　菊池　梅軒
古碑字殘存、停節問農者、不知誰氏冢、想經千年也、蒼崖知幾仞、脚底白雲生、林動疑人過、老猿負子行、山田防猪柵、籬戸養牛欄、疑是長官過、野人冷眼看、

壹 志 郡

壹志郡（イチシ） 今一志に作る、飯南郡の北、安濃郡の南也、東は海に至り、西は伊賀宇陀（和州）に至る、雲出（クモヅ）川西南隅の山中より出で、郡中の諸水を併せ海に入る、其河畔近海の地數方里は平夷なるを以て、文祿檢地九萬石の草高あり、今久居（ヒサヰ）町外卅八村に分れ、人口十萬、面積約卅六方里、郡役所は久居に在り、鐵道は海濱を通す。

（一志郡）

古事記、室秋津島宮（孝安）段「皇兄天押帶日子命者、伊勢壹師君之祖」とありて飯高と其國祖を同くす、其氏人は續紀以下の國史に散見す、又古は此地方を阿邪訶（アザカ）國と稱したり、阿坂參考すへし、又續後紀「承和三年橘岑繼賜壹志郡空閑地一百三十町。○雲出川の上流八知（ヤチ）驛より、和州宇陀郡曾爾（ソニ）に通ふ山路は、仁德帝の朝より往來の事古史に見ゆ、此上流は宕野（タキノ）鄉と稱し、北畠氏中世之に據り、國司職を世襲したり、謂ゆる多氣御所是なり。

宕野鄉（タキノ） 和名抄、壹志郡宕野鄉、訓多木乃。○本郡の西偏、雲出川上游の山地を總稱す、今面積十餘方里、多氣（タケ）村八幡（ヤハタ）村伊勢地村八知（ヤチ）村家城（イヘキ）村竹原（タケハラ）村八山（ヤヤマ）村境村下之川村川口村波瀬村佐田村大井村大三（オホミツ）村等十四に分る。○多藝（タキ）谷又小倭（コヤマト）鄉とも云ふ、多藝は古訓タキなるを或はタケとも唱ふ。

（多藝谷）

盛衰記云、元暦元年九月、九郎義經は和泉守平信兼か伊勢國瀧野と云所に城郭を搆て、西海の平家に同意すと聞て軍兵を差遣して是を責。（この瀧野は飯南にや又鈴鹿にや）○勢州四家記云、北畠國司は先祖源親房卿、後醍醐天皇に味方せられしより、勢州南方並和州宇陀郡を守護し、一志郡多藝に屋形あり、代々多藝の御所と曰へり。○宗碩佐野渡日記云、泊瀬より伊勢へたちぬ、鞍置馬ともあないして迎のよし曰へり、かく曰ふはすがの野など曰ふあたりなり、夜に入りて多藝へ行きつきぬ、又のあした北畠の少將家に參る、御對面あり、それより急ぎたちて相可と云所に行きぬ。（此に見ゆるすがの野の地名今詳ならず、伊賀の山中にやあらん）

多氣（タキ・タケ） 雲出川の源頭、局岳（ツボネダケ）の麓を多氣（タケ）村と曰ふ、下之川（シモノカハ）村其北に接し、西は八幡伊勢地八知（ヤチ）と一嶺を隔て、南は飯南郡大石川俣谷に至り、東は宇氣鄉中鄉（ウキサトナカサト）に至る、共に山谷を以て相限る、險阻の地なり。北畠顯能此に城き、南朝の藩屏たり、子孫繁衍、世襲して國司と曰ひ、南伊

勢五郡大和宇陀郡及志摩熊野皆其制を受く、養兵萬六千人、謂ゆる木造田丸大河内坂内岩内藤方大坂阿坂波瀬八山の諸氏皆其族也、顯泰（顯能の子）の時に至り南北媾和し、其曾孫政具に至り北伊勢を畧定し、長野神戸の族黨を樹立す、政具の曾孫具敎に至り、織田氏に降附し、後亡ふ。

多氣御所址（タキノゴショ）　多氣村、大字下多氣に城址二所在り、一を霧山と曰ひ、古の壘壁の跡歷々徵すべし、盖多氣府城の要害也、一は字を六田と云ひ、東御所と稱す、小丘にして今耕地たり。建武二年、北畠親房の第三子顯能州守に任し、始めて柵城を此に築き、後多藝御所と稱し南朝の藩屛たり、此歲足利尊氏高師秋を州の守護となす、顯能屢々之と戰ひ、又兵を本州及び伊賀大和近江等に出す、顯能嘗て歌を詠ず曰く「いかにして伊勢の濱荻ふく風のをさまりにきと四方に知らせん」と、七世具敎に至りて、永祿の初め、大河内城を修理し之に移り、族北畠政成をして代り本城を守らしむ、天正四年、織田信長計を以て具敎を三瀨に殺さしむ、政成亦之に死す、北畠氏二百四十有餘年、此に至りて亡ふ、又大字上多氣の字馬場と稱する民家の邊に、北畠氏館舍の址あり、下多氣城址の南に當る、今北畠神社あり、杉樹鬱茂し、池あり池畔奇石起伏し、櫻樹其間に點植す、寬永二十年、北畠氏の裔孫舊址に一寺を創立し、眞善院と稱す、後亦廢滅に歸す。（三國地志名勝志）

多藝懷古、北畠氏舊墟、　　齋藤　拙堂

青山依舊列蛾眉、不似人間陵谷移、春雨牛耕調馬埒、薰風蛙吠放魚池、天何勦絕忠賢裔、世尙珍傳弓劍遺、荒草凄煙陳迹在、蘋蘩長薦國司祠。

應仁略記に、足利義視（今出川殿）伊勢へ下向し、生山の國司館に入と云ふ、此生山は詳ならず、多氣御所と同異如何、應仁元年北畠敎具の時なり。又同書云、今出川義視殿は、伊勢の國へ下向し、北畠國司の館生山と云所あり、十月の初帝都を御出、生の山家へ入申、寂寞の閑居御本懷とおぼしたり、則上意として國中半濟の御成敗あり、是は今出川殿御在國を助け申せと云御下知也、爰に當國の守護一色方、今度西方と成て御敵たる間、國の守護有名無實なりし、今の世保孫三郎政康久方の御軍に參りつゝ、奉公の勳役其聞れあつて、小國へ强ち入部せり、これによつて守護方より半濟の奉行を追執、國中平均に執沙汰す、國司の手無念至極せり、初めは國司の手打勝て世保を追出しけれ共、終には世保打取て半濟奉行を執沙汰す、連々の合戰若干の者討る、在々處々損滅せり、角て生の山家に旅客の栖も、心よりし給ふ閑居にもあらず、公方樣より生の山へ御內書あり、歸洛せらる。

（山生）

丹生俣（ニフマタ）　多氣村の嶽頭を曰ふ、此地字萩原に五輪塔あり、赤松播摩守滿祐の子敎康の墓とぞ、敎康父子、嘉吉元年其主君を弑し奉り討伐にあひ、敎康は北畠國司を依賴して此に隱れしも、國司遂に庇ふ能はず、斬りて其首を京師に傳へたり。（伊勢名勝志）

伊勢地（イセヂ）　多氣村の西、八幡村の北に接す、岩坂峠を踰ゆれは和州宇陀郡曾爾村神末に至るへし、大字三多氣に眞言宗眞福院と云寺あり、僧正聖寶の開基と稱す、伊勢地の西太郎生村は、地勢全く伊賀國に屬すれと、今本郡に編入せらる、東鑑に伊賀國六箇山と錄せる地なり。（三國地志伊勢名勝志）

（太郎生）

八知（ヤチ）　伊勢地の北なる山驛なり、伊勢地の國界を去る二里餘、北川口村を去る亦三里餘とす。○八知の北一里竹原村に大字八手俣あり、延喜式、壹志郡波氏神社は此に在り。（神祇志料）

八知の西に首嶽聳ゆ、伊賀種生村に跨る峻嶺なり、其嶺脉境村大字城立に藤原千方の城址と云者あり、山上白五十步許の平坦あり、石窟之に傍ふ、千方の事蹟は、太平記に「天智帝の時藤原の千方、金鬼風鬼水鬼隱形鬼を驅使し、伊賀伊勢を押領し、爲めに王化に從ふものなし、因て紀朝雄宣旨を奉じて下り討つ、朝雄一首の歌を詠し鬼に與へて曰く「草も木も吾か大君の國なればいづくか鬼のすみかなるべき」と鬼之を見て遁れ去り、千方遂に殺さる」と、（三國地志伊勢名勝志）

（首嶽）

家城（イヘキ）　雲出河の兩岸に跨る村にして、竹原川口村の間を占む、日本書紀に廬杵に作り、東鑑「文治三年、家城莊地頭常陸六郎」と見ゆ、按に家城とは家に似たる石城あるに因む歟。古事記傳曰「川を隔て北家城のあたりに、石を疊みて造れる窟ありて、里人夫婦窟と云り、是れ隼別雌女二王の御墓なるべし、其窟の上に塚あり、是下方崩れて內なる岩搆への顯れたる者なるへし」云々、然らば二王の御墓成りて後、家城の名起り、仁德紀に「以二王屍埋于廬杵河邊」と明記しあるは、追書の意にや。○仁德紀云、隼別皇子、率雌鳥皇女、欲納伊勢神宮而馳、天皇遣吉備品遲部雄鯽、播磨佐伯直阿俄能古、追之至菟田、（今宇陀郡）迫於素珥山、時隱草中、僅得免、急走而越山、雄鯽等急追、及于伊勢蔣代野、而殺之、乃以二王屍埋于廬杵河邊、而復命。（蔣代野と云ふも家城の山野なるべし）又雄略紀云、阿閉臣國見、譖栲幡皇女與湯人廬城部連武彥曰、武彥汙皇女、而使任身、武彥之父枳莒喩聞此流言、恐禍及身、誘率武彥於廬城河、偽使鸕鷀沒水捕魚、因其不意而打殺之。○書紀通證云、廬杵河卽今家城川、有景勝、名瀨門淵、與河口關隣比、姓氏錄曰、五百木部、火明命之後也、今按家城井生（今大井村大字井生）二邑相隣、疑井生卽湯人之轉也。

伊勢名勝志云、瀨戶淵は南家城の雲出川流域に屬し、奇石怪岩多し、水には鮎を名產とし、年々遊賞の客あり、津藩主藤堂氏常に之に至りければ、御殿場の字を遺す、寬文四年藩堂の家人山中爲綱此地の水理を修治したるこ

（廬杵）

とあり、文政中郡宰碑を建て、其事を記せしも、碑石今逸す。

川口

家城の東に接する山村なり、古は此に關塞ありて和州勢州の通路を監察したり、其東は大井村（大字大仰穴井生）とす、皆雲出河に沿ふ、文政八年、下川口村東風呂谷に銅鐸一口を獲たりと云事、古今要覽稿に見ゆ、此地なるべし。○書紀通證云、續紀天平十二年、天皇（聖武）行幸伊勢、到一志郡河口頓宮、謂之關宮也、遣從本幣帛於大神宮、車駕停御此宮十箇日、河口蓋家城川之口也、今有河口村、又云岫田關。

（河口關址）

くもりなき月もるとてや河口の關の荒垣まさほなるらん、（後拾集）

河口のせきの荒垣や關のあらかきや、まもれども、（一段）まもれども、いてゝ我れねぬや出てゝわれ寢ぬや、關の荒垣、（二段）（催馬樂河口章）

（岫田關址）

守りにくる岫田のせきを河口のあさきにのみは負せさらなん、（源氏物語）

伊勢名勝志云、河口頓宮址は今王住と字する所とも、又醫王寺境なりとも云ふ、關址は今與五郎坂と云ふ所也。

天平十二年冬十月、依太宰少貳藤原朝臣廣嗣謀叛、發軍幸于伊勢國之時、河口行宮内舍人、大伴宿禰家持作、

河口の野邊にいほりて夜のふれはいもかたもとし思ほゆるかも。（萬葉集）

小倭

中世の郷名にて、今大井村大三村佐田村等を指す如し、雲出川邊にて、北は榊原に至り、南は川口に至る、小倭とは山間の義なり、或は小山戸に作る。

和遲野

續紀、聖武天皇天平十二年、行幸伊勢、獵于和遲野。（此野は川口村より井生村に亘る、（伊勢名勝志）井生は今大仰と合併して大井村に改む。

大仰

雲出川の北岸の大字也、眞盛上人（江州西教寺）は此邑の人にて、幼時國司具教に仕ふ、十四歳に及て遁世、薙髮して比叡に登り、天台律宗を究て世に弘む、今の眞盛派是なり、明應四年、伊賀西蓮寺に寂す、五十三歳、上人嘗て國司の暴行を諫止す。（五鈴遺響）○勢陽要覽云、文明十八年丙午十二月、伊勢國國司發向於山田、悉令退治外宮、社頭迄悉燒拂、其以後又明應二年癸巳八月廿二日、礒城責落、山田發向、上人諫書曰、

唯今御神御恐肝要候太神成怒給難測候仍未御開陣無之由不及候無心元候乍次存分趣申候凡北畠御家公家乍武家御振舞中間大刀被持候事限候云々、

佐田

大井村より大三を經て佐田村垣内に至る、伊賀國阿保へ通する別徑あり、戰國の頃小倭七黨ありて、紀氏其一に列す、今佐田村紀貫之古鄕梅と云古跡を傳ふるは、紀黨の葉なるべし。（三國地志伊勢名勝志）○改正三河後風土記云、小山戸六十六鄕とは、鄕士ありて小倭衆曰ふ、天正十二年、蒲生氏鄕松島城入部の後、小倭衆歸服なかりければ之を責め、口佐田奥佐田の二城を圍まれけれど容易に落城せず、北畠具親扱を入れ調和となる、具親は故國司の門族たりしが、織田信長に怨みありて、伊賀國を切取り、家名再興の志ありしが、其事成らず氏鄕の麾下に從ふ、而も本意にあらざりければ、遂に病死して遺跡絶ゆとぞ。（按に、小山戸六十六と云ふときは、多藝谷をすべて含めるにや、如何）

（小山戸）

八太鄕

和名抄、壹志郡八太鄕、訓鉢多。○今川合村（大字八太）高岡村是なり、雲出川の北方に彎曲せる圏内の地を曰ふ、波瀨川南西より來り之を貫き、雲出川に入る。神鳳抄「一志郡八太御厨、又八太御園」とあり、大字八太と田尻（高岡村）は波瀨川を挾み、鄕中の首邑にて、伊賀宇陀への通路之に係る。

（田尻）

十市皇女、參赴於伊勢神宮時、見波多横山巖、吹黄刀自作歌、

河上のゆつ磐村に草むさずつねにもかもなとこ處女にて、（萬葉集）

略解云、波多横山は今も一志郡に八太里横山と云地有て、大なる岩ども川邊に多しとぞ、延喜式、壹志郡波多神社。○菅笠日記云、三渡（松崎村字六軒）より二里、八太と云驛あり、八太河（波瀨川）は板橋なり、渡りて田尻村と云より、漸々山路にかゝりて谷戸大仰なんと云里過ゆく、大きなる川あり、雲出川の川上とぞいふ、川邊を登り行くあたりの景色いとよし、大きなる岩ほども山にも道にも川の中にもおほくて、所々に淵のあるを見くたしたるいとおそろし、彼吹の刀自歌よめりしも此わたりならんと、縣居の大人の曰れしは、實にさもあらんかし。○八太山班光寺址、大字八太中野に在り、大寶院と號し、天正中兵火に罹り、全く亡ふ。（伊勢名勝志）

應永年中、北畠國司滿雅の修造なりしと云ふも、天正中兵火に罹り、全く亡ふ。（伊勢名勝志）

川併神社は延喜式一志郡に列す、今川合村須賀瀨に在りと云ふ、此は八太川宮古川の雲出に會流する所也、東寺文書「承和十二年、伊勢國川合莊」。

（川併）

青巖寺

川合村大字小山に在り、眞宗專修寺末なり、創建は詳ならねど、初め慈恩寺と號し眞言なりしを、文明七年、僧了珍中興改宗す、慶安中和歌山藩主の祈願所と爲り、地方の名刹に列す。（伊勢名勝志）○小山の傍に大字片野あり、北畠國永記云「羽林の母堂、ちかき頃は片野と云所におはしけるを、久くおとつれも申侍らねば、花のころに尋參りけるに小原と云を通り侍る。（三國地志）

小川鄕

和名抄、壹志郡小川鄕、訓乎加波。○今中川村大字小川あり、其傍を宮古川經過す、此水は西南宇氣鄕村大字上小川小原より發し、雲出川に入る、長四里餘、其流域中鄕村豐地村も本鄕の屬地なりけん、

延喜式、本郡小川神社見ゆ。

小川鄕は卽壹志鄕にて、壹志驛家は今中川村大字宮古な

るべし、參宮圖會云、天仁元年齋宮群行の時、宮古の忘井の歌ありて、千載集に出つ、其古跡存す。

（古宮）

別れゆく宮古の方の戀しさにいさ結ひてんわすれ井の水、（千載集）　齋宮　甲斐

續紀、天平十二年、天皇從河口發、到壹志郡宿。延喜式云、凡齋王將入太神宮之時、頓宮者近江國々府甲賀垂水伊勢國鈴鹿壹志總五所、並國司依例營造。○一志驛は延喜兵部式に市村に作り、東鑑養和元年の條にも見ゆ、之を宮古と曰ふは、多氣郡齋宮寮を竹都と呼へる例ならん。○神祇志料云、仁安元年齋王群行に當て、伊賀伊勢在廳官其供給を設けず、或は破輿を以て齋王を迎奉り、或は寮の官武士に傷けらるゝ如き不法甚多し、一志驛に及て宮司は事を勤る事なく、寮頭は御膳を供奉らず、山路又嶮しく御輿行なやむを以て齋王泣悲み給ふに至りき。

天花寺（テンケヂ）　中川村に屬す、大字宮古の南數町に在り、天平年中僧賢憬の草創と傳ふ、元和中和歌山藩主祈願所と爲す、又此地廢城あり、松樹茂生し壁濠の地を存ず、里人傳へ云ふ往昔薗大納言城を築き之に居る、源賓朝の時久我三郎居城す、（東書國誌に文治中久氣二郎領と記す）永享中修理大夫なるもの之に居る、本州の守護船木光俊之を攻め利あらずして自殺す、其子主計助北畠政具に仕へ、嘉吉元年本郡曾原の城主となる。

一志（イチシ）　今豐地村と改稱す、天花寺の南方に接す、古の一志氏の墟なるべし、大字一志の傍島田古屋舖と云處に古墳あり、往年之を發掘したるに、高幅共に三尺長六尺の石棺を獲、中に金銀環銅鏡土器并に枯骨を納れあるを見たり、里人稱して壹師君墓と爲す、又近所に黄金塚小塚等數多あり、又字北山口の山腹に兄弟塚（イトト）と云窟、双穴相并ふ、幅約三尺高九尺中室五坪許、石を積みて之を造る、又島田の西數町釜生田（カマオタ）（今中郷村）に俚俗四十八塚と云者あり今尚十餘塚を存す、皆石をたゝめる古墳なり。（三國地志伊勢名勝志）

一志驛家は宮古村にて、此邊は壹師君の故宅なるべし、相距二十町許、壹師君は郡名の條に引ける如く、孝安天皇の皇兄天押帶日子命に出て、續紀（十三）壹師君族古麿、續後紀（十九）壹志君吉野、三代實錄「貞觀四年左京人壹志宿禰吉野賜姓大春日朝臣、天足彦國押人命後也」（彦國押人は孝安御諱なり相混同す）又日本後紀、弘仁四年、令伊勢國壹志郡、貢郡、司子妹年十六以上二十已下、容貌端正堪爲釆女者一人」（壹志縣造遠祖建呰子と云あり阿坂參考せよ）一志の西南宇氣（ウキサト）郷村大字原上小川は、多藝谷國司の御所に通ぜる山の口なり、北畠家の故蹟も多かるべし。

民太郷（ミノタ）　和名抄、壹志郡民太郷、訓三乃多。○今阿坂村（大字美濃田）米之莊（ヨナノ）村なるべし。延喜式、壹志郡敏太神社と云も此なり、小川郷の東須賀郷の南にして、飯南郡に接し、東は海に至る。

阿坂（アサカ）　此村大阿坂小阿坂の二に分れ、古書に宍往（シヽユク）呰鹿國と云者是也。當時壹師君の主帶せる地の總名に通用したり、神鳳抄「一志郡大阿射賀御厨小阿射賀御厨」とあり、其地西山を負ひ東海に至る二里、古事記に猨田毘古神此に居り、漁りして比良夫貝に手を咋はれて死したるやに書成せり、比良夫貝と云は其實人名にや、中川村宮古の傍に大字平生（ヒラオ）の地名遺れり、神鳳抄一志郡平生御厨とあり。

（呰鹿）

（平生）

時まちにおつるしくれの雨やみを朝香の山のもみちしぬらし、（萬葉集）　市原王

（淺香山）

淺香城は一に白米（ハクマイ）城と稱し、大阿坂に在り、其跡を升形と字す、建武の昔北畠國司顯能の兵を擧けたる時之を起し、爾後其將士を配置す、永祿十二年織田氏の兵來攻し其陷る所と爲る。（參宮圖會伊勢名勝志）

阿射加（アサカ）**神社**　延喜式、三座并名神大とありて、續後紀、承和二年、奉授阿邪賀大神從五位下、三代實錄、貞觀元年、授從三位と載す、猨田毘古神并に阿佐鹿（アサカ）伊豆速布留神壹志縣造建呰子（アサコ）を祭る、今其社大阿坂小阿坂二所に并ひ在りて、共に土俗は龍天祠と曰ふ、神殿各三宇あり、何方か本ならん、小阿坂なるは閏座藥師と云寺の縁起文に其社は行基の勸請なりと記す、然らは大阿坂を本とすべき歟、又一名嬉野社と稱す。（古事記傳參宮圖會）

うれし野とみことのりせし草の原つゝむそでなきふちはかまかな、（神祇百首）　度會　元長

古事記云、猨田毘古神、坐阿邪訶（アサカ）時爲漁、而於比良夫貝其手見咋合、而沈溺海鹽、故其沈居底之時、名謂底度久御魂、其海水之都夫多都時、名謂都夫多都御魂、其阿和佐久時、名謂阿和佐久御魂。○倭姫命世記云、大神遷座于阿佐加藤方片樋宮積年、歷四個年奉齋、是時阿佐加の彌尼に座て伊豆速布留神百往人五十人取死、卌人往人廿人取死、如此伊豆速布留時、倭姫命朝廷に大若子を進上て彼神事を申せ者、種々大御手物彼神進屋波志、志豆目奉と詔遣下給き、于時其神を阿佐加の山嶺、社作定て其神を夜波志志都米上奉て勞祀き。○延曆儀式帳云、大神壹志藤方片樋宮座、其阿佐鹿惡神を平、驛使阿倍大稻彦命、即御供仕奉き、彼時壹志縣造等遠祖神建呰子を汝國名何問賜き、白く宍往呰鹿國と白き即神御田并神戸進き。○按に阿邪訶は往時壹志と同く地方の總名なり、其藤方村は今安濃郡へ入る、建呰子か進たる御田と云は、後の阿射賀御厨にて、民太郷と云ふも御田に因める稱なり、敏太神社は神戸の民の祝祭る者なるべし。

淨眼寺（ジヤウゲン）　阿坂の禪刹にして、大空玄虎の開く所なり、玄虎は洞上聯燈錄云、虎初め遠州石雲寺崇芝岱に謁す、芝一見即掛塔を許し、命じて藏典を主らしむる廿年發悟する所あり、一時勢州の淺香に菴居す、鄰丘窮谷あり晝夜炎燒熱湯涌出す邑民地獄谷と名く、虎其側に禪座す數日にして大湯自ら熄む、郡守信を發して、淨眼寺を營建し、虎

を延て住持せしむ、永正乙丑頽世。

餘戸郷

和名抄、壹志郡餘戸郷。○今松崎村なるべし此地は阿坂の海濵にして、古事記猿田毘古の漁りし給ふ云ふ處ならん、残礁ありて、土俗之を一志浦と呼ふ。

伊勢しまや一志の浦のあまたにもかつかぬそてのぬるる者かは、〔歌枕名寄〕

三渡（六軒）

六軒とも稱す、今松崎村に屬する鐵道車驛也、南は松坂を去ること二里、阿坂山より出る涙川と云ふ細流あり。

菅笠日記云、三渡の橋のもとより、道は西に分れて、津屋莊と云里を過て、はる〳〵と遠き野原をわくれば、小川村に至る。

松崎

六軒の東を松崎浦と曰ふ、其南を松島と曰ふ、其處に蒲生氏古城址あり。○長明参詣記云、松風のいささむきに三渡濵にもつきぬ、遠なる入海に向ひて、旅行人の休に事とへば、遠き道をめぐらじとて、汐のひる間を待はべるよし答へし、汐ひぬれば、こなたの崎よりかなたの崎へ渡る也、牛は濡ぬれば松か崎と云所を渡りて、汐みちぬれば此らをば得渡らで尚遠く廻りて、市場と云所を渡る、汐干に隨ひ、其渡三所にかはれば、三渡りとは云也、

三わたりの磯わの上道なほふかし朝みつしほのからきけふかな。　長明

みわたりの瀬に流る、涙川袖岡山のしつく也けり、〔歌枕名寄〕

按に三渡は、阿坂山の下より一志浦まで、往時は潮水の干滿ありし地と見ゆ、長明記に市場と云は今米之莊村大字市場なるべし、又三渡の北を津屋莊と云ふも、古の渡津の謂なるべし。

松島城址

松崎の東南に在り、天正十二年、九鬼嘉隆筒井定次等、羽柴氏の命を以て海陸之を攻めたる事あり、當時織田信雄の將瀧川雄利の守る所なりき、後蒲生氏郷此に修築し、南勢を鎭壓し十四萬石の地を知行したり。初め天正八年、田丸城燒亡し、信雄更に松崎に築かしめ、一名細頸城と曰ふ、五重の天守を揚けたりとぞ、同十二年、氏郷入部し、十六年に至り松坂に移る。○五鈴遺響云、城址は字を丸之内と稱し、天正十八年廢城の後寛永十四年紀州侯御船奉行を此地に置かれ、寶曆三年より之を松坂奉行の兼務に歸せしめらる、仍船手組頭一人與力二人大船頭二人手代水主五十八人を松島に居住せしめ船政に從はしめらる。

須可郷

和名抄、壹志郡須可郷。○今豐田村（大字須賀）中原村（大字須賀領）天白村（大字曾原）等の地なるべし、松崎村の北に接し、小川郷の東なり。延喜式、一志郡須賀神社今豐田村に屬し須賀權現と云ふ。○難太平記云、伊勢の國に蘇我と云所の領家足利甚氏の妹婿とかや聞及びし也。○郡郷考云、須可と云は海邊に在る洲處の義ならん、此須可郷も地勢しかり、應仁記に須可の積善寺と云名あり、亦此ならん。

曾原

今天白村と改む、松崎の北浦なり、洲原の義ならん此地に塞址あり、北畠國司の臣天花寺氏の居なりきと、又字上之腰に勅使塚或は御門塚と稱する古墳あり、養和元年八月祭主大中臣定隆源氏誅滅の勅諚を奉じ、伊勢神宮參詣の途次、病みて卒し、此に葬ると云ふ〔伊勢名勝志參宮圖會〕曾原より北星合濵烏崎等は雲出川の河口にて、一帶の洲渚なり。

星合

今鵲村と改稱す、雲出川の南岸にて、東は海なり。星合濵と曰ひ、七夕の鵲に取合せて改名したる歟、北岸を烏崎と曰ふ、又星合社とてあり、是は棚機姫を祭るとぞ。〔參宮圖會參考〕

伊せのうみ名にあらはれて波枕かはしやすらん星あひの濵、〔歌枕名寄〕　九條内大臣

小野江

雲津川南岸の村にして、星合濵の東なり、長明参詣記に「雲出川の早き波をしのぎ小野の古江なんど申名所を過行く」と錄したり、然れとも多氣郡に麻績郷ありて、古江の名所は彼所なるを、此にも擬へたる也。小野江の大字甚目に觀音堂の舊址と云所あり、此は尾州甚目寺の先蹤とぞ。〔伊勢名勝志〕

呉部郷

和名抄、壹志郡呉部郷、訓久禮倍。○呉部の名今一志郡になし、疑ふらくは星合小野江などに當る歟、多氣飯南二郡には東西の黑部村あり、麻績機織の神民其處に居れる事明白なり、此呉部と云ふも其類にて、星合祠麻績江の此に在るも偶然には非じ、然らは黑部と云ふは即呉部の訛にして、彼呉服部の裔民の住居なりし歟、或は呉部とは繰部ならんと云ふ、舊古書に繰部の名目なしと雖、呉羽服織など云ひ、皆呉部也、

雲津川

雲出にも作る、源は多氣谷の丹生俣に發し、川上川を合せ北流、家城村を過き東折し、尚姉折して長野川を容れ、又八太川宮古川を容れ、小野江の東に至り二分し、小烏洲を挾みて海に入る、長凡十里國俗北伊勢南伊勢の界を此に定む。

雲つ川せき入てまける苗しろに秋のそらてそかねて見えけれ、〔文治百首〕　俊頼

延元三年、北畠顯家東國の大軍を以て美濃に出て、足利氏の支ふる所となり、轉じて伊勢に入る、高師泰追ひ至り、之と雲津川に戰ひたる事太平記難太平記等に見ゆ、其故跡は北岸雲出村大字伊倉津なりとも云ふ〔伊勢名勝志〕櫻雲記南方紀傳等に「延元三年二月十四日、伊勢國雲津川阿保川に於て度々合戰、官軍利あらず」と、是役なるへし、阿保川と云は伊賀國にして、雲津に沿ひ西上し、佐田村より彼國に踰えたる所を阿保村と曰ふ。○大永の比、此河邊に地變ありし事、宗長手記に見ゆ、曰「長阿

は伊勢の國より北地旅行、やう〳〵雪になるべく殘かれて、大永二年八月十六日に思ひ立ちぬ、雲津川阿野の津のあなた、當國年楯の堺にて、里の通ひも絕たるやうなり、あなたは關民部大輔（今は隱遁何似齋）となたは多氣より宮原七郞兵衞尉盛孝なり、山田を立ち平尾の一宿のあした、夜をこめて出、辰の刻より雨頻りに降りて、みわたりの舟渡り鹽高くみち、風にあひて雲津川又洪水、乘物人多く添られ送りとゝけらる、此津十餘年以來荒野となりて、四五千軒の家堂塔跡のみ、淺茅蓬か杣、誠に鷄犬はみえず、鳴鴉だに稀なり、折ふし雨風だにおそろし。（此に見ゆる平尾は松坂の北にて、三渡とは卽六軒なり、當時沿海の風景を敍する事想像に堪たり）

烏洲（カラス）　今矢野村と曰ふ、小烏御前祠あるを以て、通俗烏と稱す、歌枕名寄に烏崎と云ひ、又雲津崎と曰へり、雲津川之を抱き兩分して海に入る、白沙青松勝色の洲濱なり、雲津は其南支星合濱に沿ふ者を新川と稱し、北支伊倉津に向ふ者を本川と稱す。

いせ島や月のみふねをこぎて吹く雲つが崎の松のむら立、（歌枕名寄）　大中臣親守

雲津路上　梁川星巖

雲津渡口雨濛々、烏浦磯邊落照紅、一紙遠來秋未達、鯉魚吹老鯉魚風、

小烏祠（コカラス）　土俗小加良須御前と號す、祠畔の風光は住吉に似たりとて、安濃津の人常に遊賞す、祭神は稚日女尊（生田神）なりとも、稻葉神、（延喜式）又安濃郡加良比神、（延喜式）を移したりとも云へど、皆詳ならず、志摩郡礒部村の粟島坐神に因みあるに似たり。

倭訓栞云、烏羽に文字を書て高麗より渡せしこと敏達紀に見えたり、新拾遺集に「烏羽にかく玉つさの心ちして雁なきわたる夕やみのそら」（西行法師）多氣窓螢に曰、昔西行からすの社に參りて、扇をひろへり、烏多くかきたるに「烏羽の文字よりいはひそめければ」かやうによみける時、虛空に聲して「かゝるうたにもあふき得しかな」とありしと、此烏社は今一志郡の海濱にあり。

島拔鄕（シマヌキ）　和名抄、壹志郡島拔鄕、訓之末沼木。○今雲出村桃園村是なり、大字島貫本鄕は雲出に屬す、此地は雲出川の北岸にて、神鳳抄、島拔御厨と見ゆ。

木造（キヅクリ）　今桃園村と改む、島拔本鄕の西に接す、木造莊は東鑑元曆元年の條に見ゆ、北畠國司顯能の二男顯俊之に城き、國司家の重鎭たり、子孫世襲具康に至り絕ゆ。○野史云、木造俊康、顯俊子也、應永年中叙任、遂至權大納言正二位、二十一年、國司滿雅（俊康從兄）擧兵迫足利幕府、俊康不應、却通北勢、與仁木滿長土岐持益等伐滿雅、應仁三年薨、裔孫復屬國司、具康之時、徙日置城。○伊勢名勝志云、木造城址二所、一は字稻垣に在りて、今宅地たり、北畠顯能の二男顯俊城を築き之に居る、子俊康足利氏に仕へ、爵位並に隆高なり、應永二十一年、本宗滿雅兵を擧げ先つ本城を攻む、會々俊康京師に在り、家人等防戰城遂に陷る、後足利氏此城を復し再び俊康に與ふ、六代の後俊成に至り、城地堅固ならざるを以て、之を別所に遷す、今耕地草生地となれり、新城址と稱するもの是なり、俊茂の孫具康、天正四年本郡戶木城に移り、城遂に廢す。

新家（ニノミ）　今桃園村に屬す、木造の西に接す、雲津川の邊、東鑑、文治三年の條、伊勢國新屋莊と云は此歟、上古には物部新家連の邑なり。

物部神社（モノノベ）　延喜式、壹志郡に列す、今新家に在り、（五鈴遺響）蓋物部新家連の祖神なり。日本書紀、宣化天皇、詔物部大連麁鹿火、宜遣新家連、運新家屯倉之穀于筑紫、脩造官家那津之口」と見ゆ、新家は卽新家屯倉の略也、舊事紀曰「物部竺志連公、新家連等祖」又姓氏錄曰「新家首、汙麻志足尼命之後」、さて此氏人の伊勢にも移りたる事は、延曆儀式帳「難波長柄（孝德）朝廷、天下立評時度會山田原立屯倉、新家連阿久多督領とあり、神宮雜事記には度會郡小領家新連公人丸の名見ゆ。

（桃園）新家より北の方本村の邊に桃林多し、花候には滿野錦繡を鋪くかごとし、此樹は大抵元文年中に培植の業を創め相繼きて今に至る、二十五町歩三萬七千五百株に及ぶと稱す、（伊勢名勝志）近年之に因みて、村號を桃園と改めたり。

高茶屋（タカチヤヤ）　雲出桃園の北を小森と曰ふ、今高茶屋村と改む、參宮鐵道の車驛あり、津市阿漕車驛を去る南二里とす、古は燒手里と曰へる地とぞ、神鳳抄に燒出御厨鹽九斗と云は此なり。（伊勢名勝志）

（燒出）うち過る人も煙になれよとやもしほやきての里のまつかせ、（夫木集）　澄心

小森（コモリ）　此村は安濃郡藤水村と共に古の壹志神戶ならん、和名抄に鄕名見ゆ、神宮雜例集に壹志戶神廿八戶と見ゆ。

小森の大塚と云は古墳なり、面積凡八十八坪、瓢形を爲す、土人相傳ふ往年之を發きたる事あり、中に石棺を得たり、縱七八尺橫四五尺、側に小棺あり縱四尺橫三尺許、棺中には人骨を納むと、近傍字向野山若林山四野山天下山瓦釜山等亦大小三十餘の塚あり、村人其一を發きしに石棺より土器朱塊及び刀劍矢鏃の類を得たり、何人の墳なるを知らず、記して後考に供ふ。（三國地志伊勢名勝志）

久居（ヒサヰ）　久井にも作る、一志郡衙の在所にして、小市街を成す、郡の北偏に居り、安濃津市を去る二里に過ぎず、地勢岡陵相連り、南は雲出川に至り、西北は漸く高く、榊原長野の山地に向ふ、風早池邑傍に在り、其水東流二里にして阿漕浦に入る、此池は古の一志池なるべし。

さくら咲むろの山風吹ぬらし一志の池にあまるしらなみ、（新古今集、和州にも同名あり）　定圓

池は戸木村に屬し、風早明神あり、神祇志料に此社地をヒムタと字せば、卽延喜式一志郡敏太社なりと曰へり。○久居は藤堂家の支封にして塞を置かれし所なり、寛文十年、佐渡守高通新墾五萬石を分賜せられ、子孫世襲して近年に至る。○久居桃林とは本村(小戸木)新家一帶の地にて、南方雲出川に至るまで、花時の觀覧に佳なり。

日置郷（ヒオキ） 和名抄、壹志郡日置郷、訓比於木。○今戸木村本村(小戸木)久井町等に當る、其西方七栗稲葉榊原等も之に屬せるにや。○古事記傳云、日置は和名抄、に比岐久比於木々訓めど、古は幣岐なるべし、伊勢にては今も戸木と唱ふ、比於木とあるは後人のさかしら訓にやあらむ。○高善寺記、(群書類從本)勢州木造莊日置莊。

戸木（ヘキ） 天正年中、木造具康(一作長政)之に築城して移居す。野史云、具康日置城主也、永祿十二年、與弟雄利作亂、招織田信長兵、此國司北畠具教、逐康具教、奉信長子信雄爲具教嗣、天正十二年、信雄封賤、具康據戸木城抗戰、後往岐阜、仕織田秀信、有勇名。○改正三河後風土記云、天正十二年、織田信包津城に在り、蒲生忠三郎氏郷は松か島に入部して、國法を沙汰す、松か島と安濃津との間に戸木新美といふ兩城ありて、此城主木造左衛門佐長政は織田信雄の味方にて、猶義操を守り籠城せり、抑木造といへるは今に於て七代、國司家の庶流たり、此城南は雲出川岸岨ち兩淵深し、西は伊奈白川水たたへ谷深く、北は深田東は漫々たる曠野なるを、所々堀切て柵を組、寄手力責には攻拔がたく、野邊河原高野日置風早宮山所々番兵を置く、數十日にして信雄秀吉和睦と、のひしかば、長政も戸木の城を開渡し、尾州へ引取しが、後に長政は岐阜中納言秀信卿(三法師丸の事)に仕へ、其後遂に福島左衛門大夫正則か家人となる。

稲葉（イナバ） 此村は戸木の西一里半に在り、長野谷(安濃郡)の口にして、西は榊原七栗郷に接す、延喜式壹志郡稲葉神社二坐、三代實錄、貞觀七年、稲葉神授位、此の社は今穗落大明神と曰ふ、蓋大年神を祭る。(神祇志料)

七栗（ナヽクリ） 今七栗榊原二村に分る、七栗温泉は榊原に屬す、戸木の西小倭郷の北にして、北は長野谷(安濃郡)に至る、溪澗は東流して長野川に合し、莊田にて雲出川に入る、西は布引山の縦嶺峙ち、伊賀國と相限る。

莊田（シヤウダ） 今七栗村に屬す、長野川(長四里)此に至り、雲出川に合す。元久年中莊田三郎佐房其子師持等の館址あり、東鑑に此人々見ゆ。(五鈴遺響)

榊原（サカキバラ） 温泉あり、七栗湯と稱す、枕草子に錄せる七くりの湯と云は此ならん、延喜式壹志郡射山(イヤマ)神社此に在りて、土俗湯大明神と曰ふ、蓋射は湯の轉音なり。

(射山)

一志なるなくりの湯も君かため戀しやますと聞はものうし、(夫木集)

(七栗)

榊原湯は單純温泉にして、無色透明無味無臭なり、常温七十五度、溪畔に湧出す、其湧量は晴雨に關せず、自ら增減あり、津を去る四里、松坂を去る六里、山徑車を通ずべし。○赤部谷に古井廢壕の址ありて、榊原氏の故墟とぞ、北勢守護仁木義長の裔清長此に移り、榊原を家號とし、子氏經は北畠國司に屬す、其子孫邑を失ひ參河に移り、松平氏に仕ふ、小平太康政に至り、家康を輔け功勲あり、遂に家號を顯す。

布引山（ヌノヒキ） 榊原の西嶺なり、北は長野峠に接し、峯巒連亘す嶺西は伊賀國阿波郷なり、布引山は長明伊勢記に載す。

あらし吹くかこのはたてのぬきをうすみむら消渡る布引の山、(歌枕名寄)　長明

安濃郡

安濃郡（アノ） 或は阿濃に作る、壹志郡の北、鈴鹿河藝二郡の南、東は海に至り西は、山嶺を以て伊賀國と相限る、安濃川一郡を貫流し、其末に當り安濃津の城市あり、人烟繁昌、勢州の首都なり。○本郡は東西五里餘、南北二里若くは三里に過ぎず、面積十一方里、一市十八村、人口六萬七千。

安濃は倭姫世記に草蔭(クサカゲ)の安濃の國と呼ばれ、中世分れて安東安西に分る、神鳳抄、及ひ安東郡專當沙汰文(群書類從本)共に安東安西を載す、大抵今安濃村の左右を以て相分つ、正保國圖に阿濃に作り、文祿國圖以後安濃に復す、和名抄、安濃郡、訓安乃、九郷に分つ、文祿檢地五万七千石。○安濃氏は三代實錄「貞觀四年、安濃郡人瓜工仲業、賜姓安濃宿禰」とあり、又節用集に安濃をアコギと訓む、郡東の海灣に阿漕浦の名あり。地名の本據蓋其江灣に在りて、洞穴の狀ありしに由る。

(安東郡)(安西郡)

長屋郷（ナカヤ） 和名抄、安濃郡長屋郷、訓奈加也。○長屋の地名今なし、疑ふらくは長野の誤にや、又は長野の嘉名にや。

長野（ナカノ） 長野谷は安濃郡の西南に別區を爲す、其水南流して雲出川に入る、北に經ヶ峠立し、西は布引山の脉を延き、山隘を長野峠と曰ひ、伊賀國阿波郷へ通す、伊賀上野と安濃津の要路なり、此谷今分れて長野高宮の二村と爲す。

北長野（キタナカノ） 今長野村に屬す、山巓にして長野氏の城墟あり。○伊勢名勝志云、長野城址は石壘各所に遺り、之に登れは山海歴々たり、延應中工藤祐長(一に祐政に作る)此地に來り長野庄地頭職となる、藤房に至りて國司北畠氏に屬す、興國三年、足利氏の將高師秋大兵を發し來り脅す、藤房之に從ふ、北畠顯能之を攻む、藤房等奮戰自殺す、子豐騰出奔す、顯能其邑を以て雲林院細野二氏に分ち與

ふ、正平七年、足利氏仁木義長に命じ本州の守護とす、乃ち豐藤を嚮導となし、來りて本城を攻め之を取る、(或は云義長の居城は本郡桂畑村字荒井の山上に在りと)兵勢漸く盛んなり、十五年義長南朝に降る、已にして之に背く、後豐藤再び本城を取る工藤氏復興る。勢州軍記云、「濃伊勢の工藤の一家とは、伊豆國住人工藤左衛門尉藤原祐經の後胤親光、元弘元年初めて安濃郡長野を給ふ、其後足利家に仕て守護の手に屬す、延文五年守護仁木右京大夫謀反を企て長野に楯籠り、後數年にて再び將軍の味方に參り、安濃菴藝兩郡を給はり、子孫繁昌なり、工藤兩家督とは安濃郡長野菴藝郡雲林院家なり、其外一家は安濃郡草生家、同郡家所家、丼に安濃郡細野家、同郡分部等、長野の與力となる。○野史云、長野氏、世與北畠國司爭封境、永祿之初、祐則請北畠具教二子具祐爲家嗣、而親族不相和、以招織田氏兵、分部政壽、請織田氏子信包爲長野家嗣、寘之別府上野城、具祐逃歸多藝、長野氏亡。

千手寺址（センジュ）　長野村大字南長野に在り、今耕圃と爲る、五輪石塔散在し、堂宇庭園の址存す、長野氏歷代の菩提所たり、天正四年長野氏亡ひ、寺亦廢亡す。(伊勢名勝志)

義犬塚（イヌ）　長野村大字平木（ヒラキ）に在り犬塚と呼ひ、一石を置き小屋を架す、津藩儒臣阪孝綽詩あり、曰く「賢愍救主必死首猶飛鬪、忠義欺中人、人中鮮有歟。」

桂畑（カツラハタ）

長野村の西、布引山の麓なる大字なり、此なる片麻岩中より、石墨の扁豆狀を爲して出つるあり、石質上品なれば、産量多からざる由、地學雜誌に見ゆ。

五百野（イホノ）

今高宮（タカミヤ）村と改む、長野村の東南にして、津市及び久居高茶屋より來る兩路は五百野に合し、長野驛を經由して伊賀國に通す、神鳳抄「五百野御厨廿八町」とある地也。

五百野皇女墓、字宮本に在り、高五尺東西二十三間南北二十間の墳起を見る、古來相傳て皇女墓と爲す、盖景行帝の女にして、伊勢齋王に立ちたまへる皇女の遺跡と云。(三國地志伊勢名勝志)

縣縣郷（カダカタ）

和名抄、安濃郡縣々郷、訓加多加多。○今片田（カタタ）村(大字片田)是也、五百野の東、神戸村の西にて、櫛形村も本郷の屬なりしならん。五鈴遺響に神鳳抄「安西郡、郡司織田廿二町」とあるを引き、此織田は片田にて、郡家の在所ならむと說けり、今片田は津と長野の間の小驛なり。

(田片)

長谷寺（ハセ）

片田の北に在り、寺畔樹木蔚茂として巨岩削立し溪水其間を流る、閑雅愛すべし、今臨濟宗を奉す、本尊觀世音、卽和州長谷に擬せる也、(三國地志伊勢名勝志)舊長谷置染連の創立にやあらん。

產品（ウブシナ）

今分部（ワケベ）村に併せ、改めて櫛形と稱す、此地は古へ安濃宿禰爪工氏の邑にて、長谷置始連と云ふも同族なるべし、其產土なれは置染神社ありて鎭座す、天武紀壬申亂の時伊勢の將士の中に、置始連菟の名あり、盖亦此氏人なり。

置染神社（オキソメ）

延喜式、安濃郡に列す、姓氏錄云「長谷置始連、饒速日命之後、又大椋置始連、神魂命之後也」○神祇志料云、今產科村に在り、三代實錄曰、安濃郡人爪工仲業に姓安濃宿禰を賜ふ、多氣窓螢曰「安濃府生兼光は伊勢の人にして、安居多都命廿九世安濃宿禰裔也」之に據りて考ふるに、安濃宿禰は盖置始連同族乎。

產品村は平忠盛誕生の地と傳へ、北畠材親卿記には昔忠盛此國の人にて、多度神を信し壺を賜はり、其家與る由を載す。(五鈴遺響三國地志)

分部（ワケベ）

今櫛形村と改む、片田の北、安濃津の西一里半に在り、此地は長野の支族分部氏の故里とす、分部左京亮光高、其子政壽は上野(奄藝郡)に徙り、江州大溝藩祖と爲る。(上野を參看すべし)

英太郷（アカタ）

名和抄、安濃郡英太郷、訓阿加多。○今神戸（カンベ）村なるへし、大字野田牛田などあり片田村の東なり、津市の西南に接す。五鈴遺響之を安濃村に當つれど疑はし、安濃は內田郷に屬すれば也、此英田昔安濃縣造より神戸として寄せ奉れる地なるべし、神鳳抄、縣莊一町五反。

藤方（フヂカタ）

今垂水（タルミ）村と合併し藤水（フヂミツ）と改む、古は壹志郡神戸郷の屬地と思はる、延喜儀式帳に壹志藤方片樋宮に大神遷幸の事見ゆ、日本書記雄畧帝の時、「土師連祖吾笥、進攝津國來狹々村、伊勢國藤形村、贄土師部」とあるも此なり、贄崎の名遺りて東海を藤方浦、又阿漕浦と呼ふ、倭姫世記には安濃藤方片樋宮に作る。

さゝくさも萌えぬらめやは春さなはわか菜つむへき藤潟の山、(家集又歌枕名寄)　曾根　好忠

伊勢の海の浦かせ近て藤方や安濃のしほかま雪ふりにける、(夫木集)

藤方垂水より小森の邊まて古は燒出（ヤキデ）御厨と曰ひ、鹽を神宮へ納めたる里なり、又北畠國司の一族刑部少輔入道璽由此に住み、藤方御所と稱したり。(參宮圖會伊勢名勝志)

加良比神社址（カラヒ）

延喜式、安濃郡に列す、諸書之を以て一志郡矢野村加良洲の神に擬すれど、地界相違す、後世彼邊に轉徙したるにや。○神祇志料曰、加良比神は盖贄土師部の祖可美乾飯根命を祭ると、是は日本書紀雄略巻安閑巻に伊勢贄土師あるを、姓氏錄に參酌したる說也。

書紀通證曰、今藤形村土人言、開掘出古陶器於田野、安閑記曰、伊勢國來狹々（クサヽ）登伊贄土師部二邑、此二邑未詳。○按に片樋（カタヒ）加良比は一聲の相轉のみ、垂水の千年山（チトセ）盖其舊址歟、後世千年山に八幡宮と稱して一祠ありしを、寬永九年藤方浦の松原に移建せられ、今の安濃津八幡と爲るとか。

(址宮樋片)

安濃津八幡宮（アノツハチマン）

今津市八幡町に屬す、岩田橋の南二十

町、藤方に接比す、參宮圖會に此八幡は異社と稱し昔平忠盛歸勸請なりしを、寛永九年藤堂家之を此處へ移し造營ありと云ふ、此祠は藤堂家の祖高山公高虎（又寒松公と云ふ）を配祀し、三百石の祭田を給付したる大祀なりき、此境内に結城宗廣とて宗賓入道道忠の遺蹟あり、三國地志には其事を錄せず、五鈴遺響には、此八幡宮は其實道忠の靈を祭ると聞くと曰へるは、高虎と道忠を混同するにや疑ふべし。

結城宗廣墓は藤方八幡宮の境内に在り今結城神社を建つ（度會郡光明寺參考）○御[illegible]之數云、今書曰「結城上總介宗廣、元弘延元の世に當り、竭身盡力、勤王の忠終始不貳、忠烈深く御追感被爲在候、阿濃郡藤方村字八幡山者、墳墓のある所にして近く御巡幸の途に接す、因て特旨を以て祭祀料下賜せらる」宗廣の墓は、其碑の高さ六尺許、方二尺あり、据石方一丈、高さ六尺・中の段の石これに適ひていと大きなり、外のかこひも石の柵なり漢文の銘あり、文政十一年、藤堂氏にて建られしものにて、いと嚴かなり、社も碑と全し頃に建てたるものゝよしなれど、いと荒れたり、此社はすなはち八幡社のうちにて、松杉其外もくさ〳〵の樹（ユフキ）さも立茂りて、いと物古りたり。（近年祠堂を興し結城神社と云ふ、別格官幣に列す）○太平記云、延元三年九月の初、勢州大湊より兵船あまた奥州へ下向せしめられしが、結城上野入道（道忠）が乘たる舟悪風に放たれて、渺々たる海上にゆられ漂ふ事七日七夜、伊勢の安濃へぞ吹着られ、爰にて十餘日を經て後、猶奥州へ下らんとて渡海の順風を待ける處に、俄に重病を受け卒去。

（結城神社）

垂水（タルミ）　藤方垂水は津市の南に接し、民戸櫛比す、塔世寺康平年中古文書に垂水里の名を載す、參宮圖會に昔垂水膳信と云人、後冷泉帝に仕へ、讒言納れたまはさりければ退きて此に住す、諫爭錄と云書ありと說く、其諫爭錄は僞書にて廣信と云ふも烏有也。

阿漕（アコギ）　津市の東南面なる藤方浦は、烏崎（雲出崎）其南を蔽へ、灣狀を成す、之を阿漕浦と稱す、故に其陸岸岩田橋以南の市街をも或は阿漕と呼ぶ、今參宮鐵道の車驛立ち、亦阿漕と曰ふ。○阿漕とは安濃をば詠歌香流の句調強ふる爲めに、異様によめるに起る、今專ら贄崎（ニヘサキ）港と呼び、其岩田川口を、津市の泊舟地と爲す。

逢ことのあこぎの島に引く鯛の度かさならば人も知らなん、（古今六帖又歌枕名寄）　よみ人不知

忘るなよたびをかさねて鹽木つむあこぎが浦になれし月影（新後拾遺集）　崇全　法師

阿古木草紙と云書に、平盛光の子次盛と云男あり、神宮御贄の禁を犯し、此に網引したる始末を記す、古き物語ならん、近時之を淨瑠璃曲に演ず。○參宮圖會云、阿古木浦安野（アノ）の松原は、明應の地震に、此津大變あり、彼松原も海水に沈めり、阿古木島の所在も詳ならず。

いせの海あのの松原まつとてもいひし日數になみは越つゝ、（夫木集）　爲家

阿漕浦　琴　春樵

佛燈一點影殘闌、海氣吹腥飛雨寒、想得當年如此夜、孤舟提網上空灘、

阿漕浦　齋藤　誠軒

長堤斗入水成灣、子母弄波鷗鷺閑、忽地狂風吹海立、驚濤失却尾州山、
歸棹遙穿[illegible]路雲、五更城皷捲篷聞、喬松斜月菅三廟、衰柳殘燈平二墳、

阿漕陶器は其初め萬古陶の祖弄山の弟子に瑞牙と云ふ者あり、寛保年中、津藩藤堂氏に聘せられ、津に住して陶業を創む別に一家を爲す、之を安東燒と云ふ、嘉永年中、松壽亭と號する陶工工夫を費し、眞鍮線を以て各種の象眼をなす、故に名けて象眼燒と云ふ、窯は阿漕の地に在り。（産業事蹟）

（阿漕浦）（贄崎）

石田郷（イハタ）　和名抄、安濃郡石田郷、訓伊波田。○今津市岩田川の邊より以南にあたる、津興（ツオキ）阿漕等の地なり。神鳳抄、安東郡岩田御厨とありて、吉野日記に「永享元年、北畠國司滿雅兵を擧けしかば、武家より討手差向られ、岩田に合戰あり、國司方敗軍の由」と載す。○岩田川は片田村より發し、津城の西に至り、安濃川と水脈を通じ、仍東流して海に入る、長四里許、古は岩田江と呼び、津城の南を繞り、一面の沼澤なりしとぞ、藤堂家築城以後地勢大に變したり。

あさぼらけいは田の松は霧こめておほつかなしやあの板橋、（夫木集）　隆心　法師

安濃板橋は即岩田江の架梁なりしならん。

大市（オホイチ）神社は延喜式、安濃郡に見ゆ、今津市岩田町に在りて川松明神と曰ふ。（三國地志伊勢名勝志）○岩田は即古の安濃津にて、泊舟ば岩田江にかゝりしと思はる、大市と曰ふも此地貿易の所なりければならん、或は云大市神は村主（スクリ）村妙法寺にあり。

（岩田川）

驛家郷（ウマヤ）　和名抄、安濃郡に見ゆ、今此名なし、蓋岩田の分郷にして、安濃津の中なりけん、後考を竢つ。

伊勢へまかりける途にて、阿野と云所にてあまの家に泊りてよめる、

い勢の海士の苫屋の末の梶枕洗ふさなみに目をさましつる、（散木）

津（ツ）　今津市と曰ふ、即安濃津なり、人口三萬、東は贄崎港阿漕浦に臨み、岩田安濃の二水、舊城を挾み市街を横貫す、石田建部二郷の地に跨り、南北二里に及ぶ、西偏を新町（シンマチ）と稱し、今別立す、參宮鐵道は西偏を通過し北部塔世（タフセ）に在るを津驛と云ひ、南部なるを阿漕驛と曰ふ。古の安濃津（アノツ）は驛家郷にして今市の南部の地なるべし、其江灣は即藤方浦阿漕浦に同じと知るべし、明應三年同七

（安濃津）

年兩度の地震にあひ、古今の地勢相異すと云。昔は出羽守平正衡の三男三郎貞衡此に住し、子孫數代知行したる由一書に見ゆ、又平家物語云「清盛未た安藝守たりしとき伊勢國アノ、津より、舟にて熊野へ參られけるに、大なる鱸の舟に踊り入たりけり」云々、坂士佛伊勢大神宮參詣記云「康永元年十月十日あまりの頃、大神宮參詣の志ありて、安濃津と申す所に行きて侍りし程に、故郷にて聊見侍りし人のとゞめ申しゝかば、兩三日逗留し侍りぬ、此津は江めぐり、浦遥かにして、往來の舟人の舟に漕ぐ聲旅泊の曉の枕に聞えて、荒き波風の音忍ひかたく侍りしかばよめる、

風寒きいそ屋のまくら夢さめてよそなる波にぬるゝ袖かな。

津城春陰　梁川　星巖

鳩喚花梢午未晴、浮烟漠々欲沈城、也知過燰遂成雨、海口忽高春浪聲、

早發津城　齋藤　拙堂

周道如絲行樹濃、群山初曙見春容、兒童牽袂問前路、遙指雲間三子峯、

神風抄云「安濃津御厨御贄六九十二在家別」○五鈴遺響云、安濃津は沿海の濵に在り江山の產物を交易し、諸州の船を繼ぐ明國の書、武備志に洞津（アナツ）と錄せり、豪商富民多し、其市坊は艮位に塔世川を限り、巽位は岩田川を限て、凡て南北三十丁餘、民屋二千五百餘戶、產物は綟子布、方俗に津綟子と稱す。○大八洲遊記云、津古藤堂侯治所、今置三重縣廳、々初在四日市、故云三重、後治於此、猶襲故號、實非三重郡也、市坊八十餘、居民二萬二千、爲一都會、津城樓櫓隍塹、猶依然、此城富田知信所築、知信領六萬石、故城稍小、藤堂侯本城在伊賀上野、以此地繁盛、移居此城、領三十二萬石。

（津洞）

津城址（ツノシロ）

津市の西偏に在り、城北は安濃川（塔世川とも云）流れ、城南は岩田川繞る、城西を新町（シンマチ）と曰ひ、城東を乙部と曰ふ。天正三年、織田信長其弟信包を安濃津に置き、長野氏に代り地方を制せしむ、文祿元年、豐臣氏信包を去り富田信濃守知信を封ず、（五萬石）本城の基因は信包知信の時に在り、慶長五年、東西兵起る、知信城に據り西軍を拒ぐ、力支克たず城陷る、戰後知信二萬石を增賜せられ歸城す、十四年豫州板倉（宇和島）に徙封せられ、藤堂和泉守高虎之に代り、本城を領知す、遂に修造して子孫に傳ふ、封凡三十七萬石、其五万石を分地して久居藩と曰ふ、高虎は元德川氏の舊勳に非す、慶長元和の際家康の知遇を得て、軍國の政に參與し、畫策頗る盡す、仍て功を以て大祿を給し、井伊に比せらる、俗に東國三十三州の旗頭と號す、藩人は高虎を廟祀して高山公と曰ふ。○野史云、慶長庚子の亂知信は家康に小山に從ふ、上國兵起るに及ひ、家康知信に謂て曰く、汝先づ歸りて居邑の阿濃津城を保て、靑野が原の地は東西の衝に當れり、吾嘗て預め謀るに、事起るときは海路便ならず、汝速に往きて保衛し、以て吾の至るを竢てと、乃ち分部政壽と俱に西上す、時に八月なり、吉田に抵り城主池田輝政に依て舟艦を調へ、將さに海路よりして發せんとす、九鬼氏の兵船と海中に遇ふ、知信克つ可らざるを謀り、輕舸を寄せて詐りて曰く、知信大坂に屬せんと欲して城に歸るなりと、乃ち脫るゝことを得て歸る、長束政家津の城を攻めんと欲して發途す、知信の兵船數千艘阿濃津の濵に入るを望み、來りて知信を招ぐ、知信陽に諾し、夜陣營を斫て大に之を破る、二十三日、毛利秀元宍戶隆家吉川廣家等諸將と兵三萬餘を以て來り圍む、明日知信火を放ち西來寺を焚く、餘焔町舍に延燒す、敵機に乘じて外郭に登る、知信牙城を出で、殊死して戰ふ、知信の夫人は宇喜多忠家の女なり、美にして武あり、軍の急なるを聞き、帶甲單騎にして出つ、鎧胄鮮麗、衆皆目を屬す、力戰知信を扶けて入る、敵爭ひ踰り二三郭を奪ふ、二十五日昧爽、敵將さに牙城に乘らんとす、知信門を闢きて奮戰す、臣士死する者五百八十人、乃入て壁を守る城殆んど危し、秀元岐阜の急なるを聞き、高野の僧興山をして成を行はしむ、知信遂に城を致して去り、專修寺に入りて剃髮し、遂に高野山に遁る、事平ぎてのち家康知信の勞を嘉みし、召して舊封に復し、益すに邑二万石を以てし、併せて七万石を食む。○文政三年、藩主藤堂高兌城内に學校を建立し、儒臣津坂孝綽をして之が督學たらしむ、有造館と稱す中に養正寮（童蒙習學の處）時習館（士子講習の處）講武堂（兵學講習の處）等を設け、又館の四周に演武場二十八區を列置し、騎射劍槍銃筆法等を闔藩の子弟に敎授す、爾後人材輩出、列藩の士人又來りて業を問ふもの多し、廢藩の時之を罷む、齋藤拙堂石川竹崖齋藤誠軒土井聱牙川喜多梅山等皆斯校に從事し、當代に名あり。○御仵之數云、津の公園入口に高山神社といふ縣社有、これは藤堂氏世々の祖を祀れる靈社なり、園内さばかり廣しとにはあらねど、樹立深う所々に家ども立つらねて、心を盡したり、されど新しくしつらひたるけにや、見所すくなし、此津の町はいと長やかなる市まちなるが家ども立つゞきていと賑はし、昔海なりしを埋めて築出たりとぞ、かれこゝを津となんいへりける、今も行在所願王寺の向ひに築地といふ名殘れり。

觀音寺（クワンノンジ）

今大門町に在り、往昔は今の津興村邊に在りしが、明應三年同七年の地震に、土地海中に沈沒せるに依り、今地に移る、慶長五年、兵燹に罹る、藤堂高虎堂宇を修理し、歷世の祈願所たり、寺地市街の衝路に當り、諸人群詣頗る熱鬧を極む、每歲二月祭事あり鬼押と稱す、藤堂氏洋田六大院と云古刹を本寺に合併し、田祿百石を給與したり。

建部郷（タケンベ）　和名抄、安濃郡建部郷、訓太介留倍し（今津市の中央部及び北部にあたり、大略岩田川以北大部田に至る、謂ゆる乙部中川原塔世下部田大部田等皆之に屬する歟。

日本紀姓氏錄幷に出雲風土記に因れば、建部は日本武尊の御名代なり、古事紀に「建部笠□連公、阿努建部君祖」とあるは即此郷の故族なるべし、神鳳抄建部御厨あり。

乙部（オトベ）　乙部中川原は津城の東なる總名なり、神鳳抄、乙部御厨とありて、中川原に長野黨乙部兵庫頭藤政の館址あり。（五鈴遺響）藤永參宮記云、あのゝ津を過行に橋あり、名を問へばおとめの橋となん申す、

石に立てるあまつおとめの橋柱これも世々へて袖やふりけん、

このよはくぼ田と申所に着。

西來寺（サイライ）乙部に在り、天台宗眞盛派昔は阿漕に在りしを、慶長五年兵火の後、此に移す。○天然寺、同所に在り、淨土宗、慶長中創建、信譽□開基にして往時は同宗の錄司を兼帶したり。

願王寺（グワンノウジ）　乙部に在り、天台宗、慶長十四年藩祖藤堂高虎の創立にして、累世の菩提所たりき、堂宇高大なること、勢州屈指の精舍なり

三重縣廳（ミヘ）　津市大字下部田（シモベタ）に在り（安濃川の北塔世の境津城の南）、伊勢伊賀志摩三國幷に紀伊國牟婁郡（今北牟婁郡の地）南牟婁郡（共に今紀伊國の屬）を管治す、王政維新の初め、三重郡四日市に三重縣廳を置き、後治所を津に徙すも、其舊名に仍る者也。

塔世（タフセ）　今津市に入る、安濃川（一名塔世川）以北の總名なり。五鈴遺響云、塔世は今町家と爲り、別に農人の居る塔世村と呼ぶも、往昔はさにあらず、塔世寺（四天王寺）康平五年の古田文によるも、七百餘年前の稱する所なり、其古田文は

民部田所
勘注四天王寺領田畠事　字塔世寺
右伊勢國安濃郡
一條一塔卅坪一町十二坪一町十三坪一町（中略、地名と思はるゝ者のみを標出す、缺損多くて全からず）
五條三上岡里　六條三津見里　八條四百安宅里
三條七八田里　一條五乘木里　九條□加茂里
十九條一黒坂里　廿一條一無涌里　廿二條一忍田里
右依例宜引勘弘仁十二年天長五年等圖帳勘注如件
康平五年五月十三日　少錄中原奉任
大丞藤原孝範

四天王寺（シテンノウジ）　本尊藥師如來、俗說に國分寺なりと云は非なり、鎌倉武家の頃、邑主加藤氏の重興にや、又山之庵と云へば、舊は山頭に在りし歟、永享年中禪僧永瀧中興す、元龜の比、北畠國永此寺に祈願したる由、國永卿記に見ゆ、文祿三年、織田信包の母堂（即信長の母）津にて逝去し此に葬る、富田氏寺祿五十石を給附し、藤堂氏堂宇を修造す、塔世藥師堂と稱す。○五鈴遺響云、文化二年、塔世寺藥師佛開龕して、諸人に拜せしむ、佛軀の中空處にして物を容るゝに似たり、探り見るに一巻軸及び絲巻樣の物に坪系を巻纏するあり、又準尺一本を得たり、其冊子及古牒を披くに、承保四年及び康平五年の古文書あり、其文に藥師佛は僧定嚴物部美沙尾本願に依て、物部吉守服部重孝等此像を造りて佛體中に秘むといふなり、此冊子及古文書は四天王寺に今に藏せり。

以承保四年二月二日藥師如來御像中納言民部（缺文）
門作未作各結名等
一內作物部吉守作本願施主物部美沙尾先所本
願也而未代緇成本願佛菩薩一體
左右故僧定嚴至用滴時冷之此像造作之
依此爲當來大願□勞一々俗名當像御中所納如右
以承保四年二月二日
內作物部吉守　同吉未
末作服重孝　同重清
所司等　上座僧泰圓
寺司僧長圓
別當大法師
此時（缺文）
願主　寺家御目代僧定嚴

按に塔世寺は物部氏安努建部君の創立なるべし、五鈴遺響は承保四年の造立と爲せど、康保舊案に弘仁天長の勘註を曰へば、弘仁以前なるやも知るべからず。

部田（ベタ）　大部田下部田等の大字ありて今津市に入る、塔世の北に接し、河藝郡界に在り、大部田近世河藝郡に隷せる事あり、神鳳抄「安濃郡部田御厨二十八町」。

下部田（シモベタ）　此地藤堂氏の別墅を置きたる所にて、象潟亭省耕臺など山海の勝景を攬れる所なり、近年轉して公園と爲る、三重縣廳も下部田に在り。

加藤氏宅址は下部田に在り、字南羽所と曰ふ、明治十年三重縣廳舍を建つる時、此舊址は廳內に入る、龜山加藤系圖に云、景通二子景貞（一作景清）伊勢國目代職たり、柳馬入道の婿となり其所知を承けたり、景貞の子景員伊豆に住したり、景員の子光員は伊勢道前郡（神領の地）の所職に補せられ、其弟景廉は道前郡所職及伊豆狩野莊の所職を繼くと、蓋此に居れるならん、土俗或は惡七兵衞景清の宅址と說くあれど信ずべからず。（伊勢名勝志）

大部田（オホベタ）　延喜式、安濃郡小丹（チニ）神社は大部田の西岡に在り、土俗大部田を小丹郷と稱す。五鈴遺響云、大部田村は往昔には現今の地より十五丁東南の海瀕に居せり、明應七年の地震に、波濤の爲め其地海に沒して、又四五町東に隱屋と字する地へ移居せり、其後又洪水のとき波濤を避て今の地に移れり、方俗小丹郷又雄丹郷と稱して、其隣

（小丹）

屋と云國を小丹の驛屋と稱す。

跡部郷（アトベ） 和名抄、安濃郡跡部郷、訓阿止倍。○今安東村なるべし、建部郷の西に接す 五鈴遺響云、一色に跡部の字ありと、今安東村大字一色漣見等あり。

一色（イッシキ） 是れ諸州郡に多き地名なり、蓋一跡の訛にして、中世私田私邑の傳領をば、一跡又は跡職と稱せるに起因す、其蓋寺家にて門跡と云ふに同し。○近世大賈三井家の祖を高利と云ふ高利の父八郎兵衛高俊、高俊の父越後守高安は一色村に住し、津城主富田氏に仕へりとぞ、高俊は慶長元和頃の人なるへし、高利に至り商を營み大に家をおこす。

漣見（レブミ） 今安東村の大字なり、塔世寺康平五年文書に漣見里あり。

青やきのしぶみの山のうしろ田にのりすりおけと梟の啼く、（勢陽雜記） 西行

志夫彌神社は延喜式安濃郡に列す、今漣見八幡宮是なり、古事記に伊邪河宮（開化）の御子「日子坐王子、志夫美宿禰王者佐佐君之祖也」と見ゆ。（參宮圖會神祇志料）

河路（カウチ） 今南北に分れ、北河内は安東村に屬し、南河内は津市に入り新町と曰ふ、延喜式、安濃津小川内神社は當に此地に在るべし、其祠は今亡びたるにや、諸書に小川内を雲林院村河内谷に擬したり。

刑部（オシカベ） 今津市の新町に屬する大字なり、倭訓栞云、倭名抄郷を名刑部をおさかべと訓せり、允恭紀に忍坂大中姫の御名代として刑部を定むと見えたれば、忍坂部と通ふ、刑罰は推問するより推し考る意にて、斯く訓せしにや、或は忍壁にも作る、伊勢の安濃郡刑部村はおしかへと唱ふ、神鳳抄に一町御笥神田四、押加部三十一坪曾與利町と見ゆ、

村主郷（スグリ） 和名抄、安濃郡村主郷、訓須久利。○今村主村及明合村辰水村草谷村等にあたる歟、神鳳抄に村主郷見ゆ、片田村の北、長野村の東にして經峯の麓なり。（村主は古語スクリと云或は勝字を充てたり）

大市神社（オホイチ） 神祇志料云、今妙法寺の水羽佐開山に在り、妙法寺は山號を大市と云ひ、大市川大市田の字ありて、村名も大市なりしを、後世寺に因みて妙法寺と呼ふ、（今村主村に屬す）分部の西に接す。

經峯（キヤウミネ） 安濃郡の西に崛起す、海を拔くこと七百米突、北は雲林院村、南は長野村に屬す、辰水村草谷村其山中に在り。山頂に經塚を築きたるより其名あり、長野黨の所爲ならん、塞址存す。

登經峯 僧 明了

石磴芳林鍾秀靈、登臨絕頂入無形、荒城空見英雄氣、古塚長藏般若經、雪隔雲霞幽谷白、煙呑宮殿曠原青、躊躇日晩迷樵路、極目茫然向孰聽、

船山（フナヤマ） 延喜式安濃郡船山神社あり、今辰水村大字船山に伊豆權現と云者此也。

草生（クサオ） 今草谷村と改む船山の東北なり、長野黨に草生氏あり、又延喜式、比佐益知神社と云は今草生に在りと、神祇志料に見ゆ。

粟加（アハカ） 今明合村と改む、村主村の北、安濃村の西なり。大字大塚に古墳あり、東西六十間南北百二十間、一大丘陵を成す、上に巨石を安置し、土俗は經塚と呼べり。（三國地志伊勢名勝志）

内田郷（ウチダ） 和名抄、安濃郡内田郷、訓字知多。○今安濃村明合村安西村雲林院村等にあたる、安濃に大字内多あり、蓋安濃縣造の主帶の田園にて、片田英田など、對比の名なるべし。五鈴遺響は安濃驛家も此なりと曰へり、多氣窓螢云「昔近衛院の御字に安濃造桑道と曰ふものあり」と。

（安濃）

阿由太神社は延喜式安濃郡に列す、今安濃に在り、古屋草紙に「吉田兼好法師安濃の社に詣て丶、一七日の間に古今和歌集を書寫すといふ」も持なきにあらじ。（五鈴遺響）

（安努野）

くさかけの安努野な行かむとはりしみち阿努野はゆすてあらくさたちぬ、（万葉集）

（安濃川）

草蔭の阿野と曰ふは、神宮の古書に見ゆ、莽蒼たる草野の義なるべし、凡て安濃川に沿ひ、津に至る一帶の山野を呼べる者ならん、此川は雲林院の奥、河内谷錫杖岳に發源し、東南流七里、津市の塔世に至り海に入る、故に塔世川の名あり。

細野（ホソノ） 安濃村大字安濃に在り、長野黨細野伊豆守藤光の居址なり、九郎左衛門尉藤敦に至り、城池を修理す、工商來聚し繁富の邑なりき、永祿十一年、織田氏に降り其後亡ふ、今廢墟より古瓦陶兵具の類を穿出すことあり、（五鈴遺響）安濃川の東岸也。○永祿十一年、織田氏兵入北勢、將攻長野氏、先攻細野城、々主九郎普拒不屈、既長野氏亡、雲林院草生中尾諸族皆降、附織田信包。（野史）

曾禰（ソネ） 今安濃村に屬す、大字安濃の南一里に在り、東鑑及神鳳抄に曾禰莊又曾根御厨と見ゆ、醍醐雜事記「天曆五年、伊勢國曾禰庄」と云も此歟。

岡本（チカモト） 今安西村と改む、東鑑「文治六年、伊勢國岡本御厨」○五鈴遺響云、東鑑、元久元年四月伊勢氏平謀叛の條に「於安濃郡攻擊、岡八郎貞重及子息件類」とあり、伊勢軍記に岡氏は即岡本の邑主と曰へり。○岡本の西に大字萩野あり、東鑑「文治三年、伊勢國荻野莊」とあるは萩野の謬にや。

雲林院（ウジヰ） 安濃川の源頭なる村名なり、神鳳抄に「雲林院六町二反半」と記す、五鈴遺響云、舊名美濃夜と曰ふ。美濃夜神社は延喜式安濃郡に載す、今雲林院村美濃川の邊なる、瀧淵明神是なり。（神祇志料）

五鈴遺響云、雲林院氏は長野工藤氏に出つ、祖出羽より兵部まで歴代十一世の邑主也、北畠物語曰、永祿年中、北

勢州の一黨工藤兩方に分て、關は工藤を亡さむとし、工藤は關家を討んとする故、兵亂不止、或は一黨工藤家を攻めて或工藤家一黨を切かす、關方雲林院表に討出合戰數度に及ふ、永祿十一年滅亡す。○按に雲林院は京都紫野に同名の古刹あり、之と所由あるにや、疑ふらくは雲林院は内院の義にて内田郷中の一區、別納の倉院ありし所なるべし。

河内谷 雲林院村の西にして、錫杖岳と經峰との間に介在し、安濃川の水源なり、神祇志料に式内小川内神は河内谷の南垣内に在りと云ひ、五鈴遺響に、伊勢新九郎長氏は河内谷の産にて、東國に赴き家を起すと云ふ、共に信じ難し、太た幽僻の境なれば、近年の新村なるべし。(錫杖岳)は、北は鈴鹿郡加太村に跨り、西は伊賀國阿波郷を蔽ふ、地方の名山なり。

忍田 雲林院村の北に接す、(今河藝郡明村に屬す)塞址あり、忍田氏の居にして、忍田美濃守忍田平左衛門尉等の名あり、[illegible]役社の棟札に「康和五年癸未、忍田地頭宗重」と記すと云。(三國地志伊勢名勝志)

河藝郡

河藝郡 明治二十九年河曲奄藝二郡を合同し、其地を以て河藝郡を立つ、東は海、西北は鈴鹿郡、西南は安濃郡に至る、北の少部は三重郡と接す、其鈴鹿川の以東の村今三重郡には地勢本郡に入る、古は河曲郡の地と爲るべし。○本郡は佐倍に倚り海濱に居る高岸なし、高宮の富村は西に延ひ、鈴鹿安濃二郡の間に突出し、[illegible]、今白子町神戸町外二十村に分れ、面積約十方里、人口七萬あり、郡衙を白子に置く、參宮鐵道は郡の西部を斜斷し、一身田に車驛あり、卽津と龜山間一線なり、又關西線は川曲村を掠め去るも、車驛を置かず。

按に、地形の當然を論ずれば、河曲郡は鈴鹿に合すへく、奄藝郡は安濃に屬すへきに似たり。

奄藝郡(扇郡) 明治二十九年廢止、河曲郡に合同して河藝郡と爲る、白子町以西の地を曰ふ、近時は通俗アンゲと呼へり、中世には安藝郡、扇の郡の稱あり、文祿檢地四萬四千石。

和名抄、奄藝郡、川阿武義、六郷に分つ、拾芥抄に奄治とあるは訛れるなり、此郡もと鈴鹿より分れたるにや。

伊勢に侍りける頃都の方より知たる人のもとへ、扇にそへておくり侍ける歌の返し、鈴鹿山は扇の郡にあり、

ふりすてゝ越にざらましや鈴鹿山扇のかぜの吹きこましかは(散木奇歌集)　俊頼

田井郷 和名抄、奄藝郡田井郷、訓多井。○今高野尾村椋本村明村等なるへし、高野尾の東に字野崎あり、舊名山田井と曰ひ、延喜式安藝郡多爲神社あり、今御厨八王子と稱す。(參宮圖會五鈴遺響)

高野尾 此村は窪田より椋本に至る野中に在り、字三月田の林中に城址と稱するは、元久年中、伊勢平氏關貞重の據れる所にて、平賀朝雅攻めて貞重を殺す、又正平年中、北畠國司の兵守護土岐氏と此に戰ふ、今百塚野と稱す、又高野尾の東なる豊國野に錢指松と云者ありて、太神宮遙拜所なり。(名所圖會五鈴遺響伊勢名勝志)

(豊國野) とよく野の末、遙々と限りなく通り行くに、音に聞ゆる武藏野とても、是には過ぎ侍らずやなど、なかめやりとりくに思ひなされて、狂言つゝけ侍る、

武さし野に伊勢の豊く野くらぶれはなほ此國ゾ末はるかなる、

やうやう浦のけしき、沖も渚も遙に見渡さる、暮れぬれば安濃津につきぬ。(應永參宮記)

椋本 椋本は高野尾村の西なる小驛にして、安濃津より鈴鹿關に通する路に當る。(南は雲林院村に接す)

長唄花の旅云、大竹小竹坂のした、心のたけはつくされぬ、筆捨山の其中を、關にせかるゝ椋本の、むすめ心の一筋に、津の町とほる阿彌陀笠。

林 今明村と改む、椋本の北にして榮川(上野村に至り海に入る)の源頭なり、館址あり今耕鋤の地と爲る、明應中長野工藤氏の一族祐行之に居り、林を家號とす、子民部行藤孫次兵衛奐春等あり、天正年中、津城主織田信包は其子民部信良を此に置きしが後隨す。(五鈴遺響)

事忌神社 林村の北に在り、方俗八賢天王と稱す。(五鈴遺響)參宮圖會云、延喜式、奄藝郡事忌神社は坂部村の南東に在り、橋を例禊洲と名つけ、齋王通行の時禊あるを例とす、橋の東田中に齋塚あり、橋の東二町許に田間の森之を事忌社と爲す、今春日明神と爲すは非なり。(此坂部と云は林の北楠原の一名にや)○伊勢國風土記曰伊勢云(云原作久)者伊賀事忌社坐神出雲神子、出雲建子命、又名伊勢都彦神、又名天櫛玉命、此神昔石造城坐於此、於是阿倍志彦神來集、不勝而還却、因以爲名也。古風土記逸文抄に、此文を引き事忌は倭姫世記に參考すれは穴志なるべし、伊賀阿拜郡穴石神社あり、云々)

楠原 今明村に屬し、榮川の上流、其北に居る、鈴鹿街道にあたる小驛なり、神鳳抄「鈴鹿郡楠原片淵御厨七十五町」應仁記に世保孫三郎政康が與力楠原落城と云事見ゆ。

石山洞 楠原に在り、石山と字す岩石列峙し山巓に巨巖あり、兩淵の間に跨る、形馬背の如し、方俗呼びて馬背と

曰ふ、之に上れは北方鷄足（ケイソク）山錐岳を望むべく、東は海洋を下瞰すべし。（伊勢名勝志）

窪田郷（クボタ）　和名抄、安濃郡窪田郷。訓久保多。○今大里（オホサト）村及び一身田（イッシンデン）村是なり、高野尾村の南にして安濃郡界に接す、大里村大字窪田存す。○東鑑「文治三年、伊勢國窪田、因幡前司大江廣元知行、」神鳳抄「奄藝郡窪田御厨。」參宮圖會云、窪田村に馬場町政所堀田内なと云字ありて、古寺の廢址も見ゆ。○窪田六大院にて宗長法師の句「すゝか山色々になる心かな」、此六大院は藤堂氏にて之を津城下の觀音寺へ合併せしめらる。（宗長手記五鈴遺響）石積（イハツミ）神社は延喜式奄藝郡に列す、窪田の字石積の地に在り（五鈴遺響）

川北（カハキタ）　今大里（オホサト）村に屬す、窪田の北なり、川北氏は長野工藤氏の族にて、正平年中、川北式部は土岐氏と戰ひ、永祿年中には川北久左衛門と云ひ、織田信長の弟上野介信包を請ふて、長野氏の跡を相續せしめたるは、久左衛門の力也、のち長野氏北畠國司の家相續を亡ふ。（三國地志伊勢名勝志越後新編風土記）○越後新編風土記、川北文書織田より川北に與へしもの二通を載す、

如兼約上野介長野之家家督仕者申度堅一味之家老連判早速致調進□貴所才覺無油斷候云々永祿十二巳八月」

國司一類切腹之事瀧川三兵衛密談申附候處貴所指圖少茂無相違登入茂不殘爲遂切腹令滿足候以來者本所上野介別而入魂之處貴所分別不可過候也天正二戌九月」

一身田（イッシンデン）　本郡の南界に在りて、專修寺の所在地なるを以て、村落殷賑なり、參宮鐵道の車驛なり。南津市に至る一里、北下莊驛に至る二里餘とす、西は窪田村に接し、東なる海村を白塚栗眞（シラツカクリマ）と曰ふ。一身田の名義は、三代實錄元慶三年の條に、荒蕪田を勅賜ありて一世に限るを一身田と曰ふ由見ゆ。

大古曾（オホコソ）　今一身田村の大字なり、延喜式奄藝郡大乃已所（オホノコソ）神社は大古曾中野に在りて、見目（ミツメ）大明神と曰ふ、神鳳抄大古曾御厨あり（五鈴遺響勢志料）○大古曾に三階氏の館址あり、是れ文明年中長野工藤氏の臣與、三階忠保の居りし所にて、永祿十年神戸の時に至り家亡ふ、遺子某は專修寺の家從と爲る。（伊勢名勝志三國地志）

中山（ナカヤマ）　今栗眞（クリマ）村と改む、白塚村と共に海濱に居る、一身田村の東なり、栗眞莊とは白子の古名なり、此に徙したる意詳ならず、又白塚は白洲處の訛なるへし。

專修寺（センシユウジ）　一身田村に在り、眞宗高田（タカタ）派の本山にして、一に無量壽寺と號し、見眞大師一向專修の法統を相承す。此寺初め下野國芳賀郡大内郷高田に創建し高田派又下野流と稱す、化導多く東國に行はる、寛正六年、十世眞慧上人の時此地に移す、上人は本願寺慧燈大師蓮如と時を同くし、處に諸國を巡化す、專修寺之より頗に本願寺と競ひしが後稍屈す、十一代應眞僧都以後初めて僧綱に補せられ、十六代堯圓僧正は京納花山院の男を以て寺を嗣きたるより、爾後は大抵京師高貴の家より子弟を申降ず。又本願寺に附隨して門跡號を冒し近年擧げられて華族に列し子爵を賜ふ、家號を常磐井と曰ふ、佛殿祖堂以諸宇下巍々たり。

五鈴遺響云、本願寺建立は文永九年、即親鸞聖人入寂より十一年後にして、高田專修寺建立より四十七年以後なり、本願寺祖覺信尼は聖人の息女覺如は尼の子とす、高田三代顯智上人上洛の時、洛東大谷に地を買得し聖人の廟堂を建営し、覺信尼に附與して預たり、覺信自筆の預り狀、又覺如上人より高田專空上人へ贈る舊文書、今に當寺に存せり、抑高田流の祖は眞佛上人、下野國大内郷の人にて、宗祖親鸞聖人の法弟也、三代顯智氏姓未詳、第四世專空（雲上明覽作三世專恵）は眞佛の甥大内氏、第五世定專、第六世空佛、第七世順證、第八世定順、第九世定顯、第十世眞慧上人に至り次第相承して大内氏の俗姓なり、眞慧上人中國弘法の願を起して、賀州越前江州等を經化し、當國に至る、寛正六年下野國より聖人隨身の法具眞佛の舊跡、其外眞影什具等悉く移し、其後[illegible]永年中回祿の事ありしに、稍く建立して諸堂全備せり、南方に滿淵大明神當國守林院の守護神にして、眞慧弘法のとき此處に鎭座せり、又云、十代眞慧十一代應眞は共に賀州富樫氏の外孫たり、應眞初て僧正に任し四妻あり、京紳飛鳥井家の女を娶り十二代堯恵を生み、又安濃津邑主乙部氏の女を娶り十三代堯眞を生み、又尾州犬山邑主織田遠江守の女を娶り十四代堯秀を生む、又松坂城主古田兵部の女を娶り十五代堯朝を生む、十六代堯圓は京貴花山院家の男なり。○按に專修寺の門跡號を准許ありしは何の頃にや、本願寺と同時にや、晴豐記云「天正八年六月六日、伊勢一身田門跡内參申入られ、内參之御禮十帖金參兩」と、其詳說をきかず。（江戸幕府の時は寺領三百五十石）名高き覺信尼の置文以下舊案數通あり。

「右このしきぢはけんちほうのかひとりしのごほう御ゐひをあんち被申候なかくなしゐあるによりてあまにあつけ置申なりしからばたとひかくしんがしそんなかくしやうにんにほうから申候ともたかたの義をそむき候てふかうたるへく候のちのよのために一筆かきまいらせ候穴賢

けんち三ねん十一月七日　あまかくしん判

ゑんらん上人のいなかの御てしたちのみなかへ」

「右當寺者顯智法師爲報恩謝德令勸進親鸞上人御門弟等以院宣幷公書令修造處也尙者於後々末代雖爲子孫令相傳管領聽不可違犯彼義也爲後日證文如件

正安四年壬寅二月廿二日覺如在判

阿味陀寺專空御房」

「下野國大内庄高田專修寺之事爲一向專修念佛道場之本寺自往古至于今受於法流無錯謬義之由申披上下候之間任憲法之沙汰於彼門徒中者混亂無碍光類不可有之退治者

也仍而執達之狀如件

寛正六年七月二日　　慶純在判一

「下野國專修寺門流之事任先規不可有相違之由天氣所候也仍而執達如件

文明九年六月九日　　右中將」

「下野國高田專修寺住持職之事

如先々相續義勿論候然は諸國之末寺諸門徒專任關白下知之旨如往古不可有相違候別而越前國勝鬘寺專光寺西光寺專西寺三川滿明顯寺等可有進退之由　天氣所候也仍而執啓如件

天正十三年七月　　右中辨」

高田專修寺住持堯眞僧正御房」

朝倉始末記云、何の比よりか、高田本願の兩寺北國に於て互に法の淺深を爭ひ、寺の本末を論し、毎度諍歎勝負に及ひける處、終に榜槍の端と爲り、双方已に合戰を挑ける、富樫泰高此旨聞給ひ、長享元年十二月、加州に歸り仰けるは、宗旨の評定は知らねども、闘諍の前後は分明なり、夫高田は往年親鸞聖人六角堂救世菩薩の告命に依て、坂東修行に趣ける時、嘉祿二年、下野國大内庄高田と云在所にて、始て專修寺を建立せり、斯て二十年の寒暑を經、其後歸洛ありて、弘長二年遷化なり、即大谷に墓構へられ、其後文永九年始て本願寺を造立す、此外澁谷の佛光寺、江州木部の錦織寺、又相州當州にも眞宗一派の寺あり、此等皆御弟子廿四輩の庶流にして、正く聖人開基の地は下野の高田計とかや。富樫記曰、富樫政親妻女は、眞田太宮司友平息女(巴女)を或公家の養子にして、政親に嫁す、長享の亂に彼妻尾州へ歸る、大宮司則ち其息女を勢州高田宗一身田專修寺に嫁す、是故政親後宗旨信同の遺志を續候者歟、夫より六年目永正三年八月、一身田より加州尾州三州の末寺末徒をひきゐ、藥子の妙果寺を大將にて、越前へ發向す、北國諸檀徒も一同して越前九頭龍河邊にて合戰す、此時本願寺方大將備後公昭賢討死す、夫より加州へ打入けるが、又勢州方悉討負、本國に引歸る、夫より卅二年目、天文四年五月十一日、富樫泰高又爲一揆自害す、富樫亡ひ北國は本願寺領となる。

黑田郷（クロタ）

和名抄、奄藝郡黑田郷、訓久呂多。○今黑田村上野村等なるへし、東鑑「文治三年、伊勢國黑田庄」神鳳抄「北黑田南黑田御厨」。

彌尼布理神社（ミネフリ）

延喜式、奄藝郡に列す、今北黑田の稻降山に在り、大歲神を祭ると曰ふ、神域狹大、喬樹溪澗を界き、嶺上に徑ある事五町許、恰平地を行くが如し、峯經の稱あること宜なり。(參宮圖會神祇志料)

五鈴遺響曰、專修寺眞慧上人、文明の比、弘法の爲に賀州越前及江州等を經回して當國に至り、黑田村從士藤藏なる者崇信して、邀て此邊に寓せしむ、其後寛正五年今の一身田に專修寺を創建して移住し玉へり、事は高田正統傳後集に瞭たり。

上野（ウヘノ）(保別)

上野は黑田の東にして、海に濱せる大村なり、津を去る二里餘、舊名を大別保又別府と曰ひ、其浦を白塚(又白須賀)と云ふ、別保（ベッポ）とは戶令義解に「別里、若不滿十戶者、令伍相保、附於大村也」と見ゆ。

古今著聞集、伊勢別保といふ所へ前刑部少輔忠盛朝臣くだりけるに、浦人日ごとに網を引けるに、或日大成魚を得たり、かしらは人の樣にて有ながら、齒は細かにて魚にたがはず、口さし出て猿に似たりけり、身はよのつねの魚にて有けるを、三喉ひきいたしたりけるを、二人にてになひたりけるが、尾なほ土におほくひかれてけり、人の近くよりければ、たかくおめくこゑ人の如し、又なみだをながすも人にかはらず、驚きあざみて二喉をば、忠盛朝臣のもとへもて行、一喉を浦人にかへしてければ、浦人みな切くひてけり、されどあへて事なし、其あぢはひことによかりけるとぞ、人魚と云ふなるは、これていの物なるにや。

上野城址（ウヘノ）

廢墟を城屋敷と呼ふ、天正中、織田信包長野氏の跡を承け此に入る、本長野黨分部左京亮の居なり、分部は因て中山に徙る、(今栗眞村中山の地)信包安濃津に移築くに及び、分部之に復す、元和五年更に江州大溝に移封せられ、本城廢す。○野史云、分部氏世爲長野氏附庸、左京亮光高無子、因養細野藤光二男政壽(或作司光嘉)嗣家、永祿十一年、織田氏兵入北勢、政壽及河北内匠助出降、請織田信包爲長野家嗣、寘之別府上野城、政壽移居中山城、文祿初年、信包失邑、豐臣秀吉留政壽于上野城、給邑一萬石、庚子之亂、政壽受東軍之命、就食邑、城壁淺隘而四隣皆敵、西軍且逼、乃棄之投阿濃津城、因其東面西軍攻圍、政壽拒戰被傷、會僧興山來和解兩軍、政壽與富田知信避城而去、後錄功增邑一萬石、元和九年、徙封于近江國大溝、子孫襲侯。

尾前（チサキ）神社は延喜式、奄藝郡に列す、今上野村大字千里の尾崎浦に在り、上御門と稱す。(五鈴遺響神祇志料)

服部郷（ハトリ）

和名抄、奄藝郡服部郷、訓波止利。○今天名村合川（アヒカハ）村是也、上野の西北栗村の西にして、栗川に瀕り、鈴鹿郡下莊(豐生村)に隣接す。

服織神社は延喜式、奄藝郡に列す、今天名（アマナ）村大字御薗の八幡山に在り、舊址を一宮波止利森と呼へり、大永八年の社記あり、榜幡千々姬命を祭ると爲す。(神祇志料)

三宅（ミヤケ）

今合川村の大字なり、五鈴遺響に三宅村に式内加和良神社あり、方俗八王子と呼ふと曰ふ、詳ならず。○三宅の字金堤に、夢窓國師疎石の誕生所と傳ふる墟あり。五鈴遺響曰、此地は鈴鹿國府に近く、國司所知の別邑なるへし、國司を國師にきゝひかめ、疎石に附會したる也、此地は國鈴鹿府址の南方三里許。

東大寺文書、足利義持教書、

寄附東大寺八幡宮　伊勢國安濃郡德末名同郡司田職田
鈴鹿郡北條田井中臣須賀村等
右所寄附當國也於奉行職者可宮正光繼可被沙汰其
状如件　寛永卅一年七月日

此に見ゆる德末名は、今合川村大字德末なるべし、中臣は康暦元年足利義滿教書に河曲と號すと註したれば今の一宮村大字中戸ならん、川曲村には大字須賀存す。

奄藝鄉（アムキ）　和名抄、奄藝郡奄藝鄉、訓安無木。○今榮村是なり、大字郡山（コホリヤマ）の名遺る、則古郡家の地なるべし、上野村の北、白子町の西にして、榮川（一作坂部川）の末に在り、東は海に至る。

(郡山)

榮川（サカエ）　明（アキラ）村福德山より發源し、本郡と鈴鹿郡の間を縫ひ、礒山に至り海に入る、長五里。○衣手山は郡山の丘にて榮川の邊なり。（五鈴遺響）

こゝろもての山のふもとに立つ鹿のうらさびしさはあけぼのの空。（夫木集）　顯仲

酒井（サカヰ）神社は延喜式、奄藝郡に列す、今榮川の傍に在り、郡山明神と稱す、相傳ふ稲生神を移し奉ると、故に稲生新宮とも曰ふ。（參宮圖會神祇志料）

(久留森)

横道下神社（ヨコチ）　延喜式、奄藝郡に列す、今榮村大字越知（チチ）の久禮（クレ）森に在り、豐服織の下社なり。（五鈴遺響神祇志料）

○參宮圖會に西行法師の詠なりとて、

木鎌にて稗田を苅れば秋水や稲しほたれて越知子地のさと、

木鎌稗田秋永越知子地みな地名とぞ。

礒山（イソヤマ）　今榮村に屬す、酒井川此に至り海に入る、白子と上野の中間に位置す。○人類學會雜誌云、近世何れの頃にや、礒山村荒蕪地より銅鐸一口を獲たり、兩面共に浮紋にて格子を造り四分畫し、其一格子の中に畫像種々あり讃岐所出の銕鐸と畫紋相類す、現物は東京博物館に所藏す。日本紀神代卷「天目一箇命造雜刀斧鐵鐸」又古語拾遺曰「天目一箇命伊勢忌部等祖也」と。參考すべし。

鹽屋鄉（シホヤ）　和名抄、奄藝郡鹽屋鄉、訓之保也。○今白子（シロコ）町稲生（イナフ）村是なるへし、奄藝郡の北境なり、東は海に至る。

稲生（イナフ）　白子町の西に並ふ、東國（トウコク）岡（カナカ）と云所あり、七尾八谷の景勝ありて、登臨すれは遠山近水の大觀絶佳なり。（伊勢名勝志）

伊奈富神社（イナホ）　延喜式、奄藝郡に列す、今稲生村の松山に在り、稲生大明神又大宮殿と曰ふ、三座に區分し、殿宇高大也。（神祇志料）嘉承二年社司狀を攝政右大臣藤原忠實（姓名并中右記）に致して云、本社四至「西は國府、東棧河、東は白子濱、南は井手橋、北は奄藝川曲の郡界を限り、其地利を以て時節の祭を勤むる事年久し、然るに栗眞御庄住人等神田を耕し神民を傷ふの如き濫行尤甚し早く之を停止しめ給へ」と申しき、忠實即書を庄司に下して非論を止しむ。（朝野群載）祭神不詳。

加和良神社（カワラ）　延喜式、奄藝郡に列す、今稲生村字鹽屋の高良明神是なり。（郡鄉考神祇志料）○古事記傳に「筑後國高良玉垂命神社は加和良と唱ふ、甲の古名なり」と說きありて、高良社は武内宿禰を祭るとも稱す、姓氏錄河內國鹽屋連ありて、武内宿禰男葛城曾都比古の後と載す、因由あるに似たり。

大安寺資財帳曰「奄藝郡城上原四十二町、開十五町未開田代三十七町、四至、東濱、南加和良社并百姓田、西同田、北濱道之限、右飛鳥淨御原御宇天皇、歳次癸酉納賜者、奄藝郡長濱五十町、四至、東海、南沼、西河道、北道之限、右依前律師道慈法師寺主僧教義、啓白平城宮御宇天皇、天平十六年歳次甲申納賜者」云々。○按に此城上原と原長濱と曰ふは鹽屋鄉にて、加和良社の邊なる事明白なり、稲生の東に大字寺家（ジケ）あり、今白子町に入る、寺家の名は彼大安寺より起れるに非ずや、白子も舊名寺屋と曰ふとぞ、又寺家領の中なりけん。

(寺家)

白子（シロコ）　昔奄藝郡の北境にして、海濱に接す、白子町と稱し、郡衙を置かる、津市を去る四里、神戸町を去る三里。○參宮圖會云、白子は本名寺屋（テラヤ）村、城山の北半里、人家一千軒、繁昌の湊なり、素綿染形紙を名産とす、又此里の習俗姪婦も帶を加へず、昔は伊勢平氏の家子に白子黨あり、治承四年宇治橋の合戰に「白子黨の兵共、赤印を附なから、水に流され網代にかゝりける由」盛衰記平語等に載せたり。

月かけと白子の濱のしら貝はなみもひとつに見え分ぬかな。（家集）　凡河内躬恒

觀音寺（クワンオンジ）　白子町大字寺家（ジケ）に在りて、地方の名藍なり、參詣者多し、庭中に不斷櫻の老木あり、相傳ふ此櫻常稱德天皇の叡聞に達し、之を宮中に移されしが、一夜にして枯衰しければ、御製一首を添へ返し給はる、

誓ありていつもさくらの花なれば見る人さへも常磐なるべし

云々、此緣起は信ずべからずと雖、宗祇法師の句に「冬の花かみ世もきかず櫻かな」と曰へり、亦久しき事なるべし。○本寺の地主神は延喜式奄藝郡比佐豆知（ヒサツチ）神社是なり、寺は其供僧なりしならん。（前項寺家を參考すべし）

栗眞（クルマ）　東鑑「文治三年、伊勢國栗眞莊、円幡前司大江廣元知行」又太平記「元弘三年、大塔宮を得取りたらん者には、伊勢車間莊を授けん由」の事ありしと載す、應仁記には「國司北畠設具は世保政康を伐たん爲め、栗眞莊のうち白子へ着陣」と記す。按に栗眞は本郡中世數鄉にわたれる莊田なるべし、延喜式、奄藝郡久留眞神社あり、今白子町に之を祭るを見れば、此社を本據とすべし。海道記に車の里見ゆ、

立わかれひとり車のいなむしろ旅寝の中のたびぞかなしき。

(車間)

（久留眞神社）

再考、久留眞は呉羽の說にて、服部と相因む者に非ずや呉部郷黒部村の條を參考すべし。倭訓栞云、久留眞神社は、久留眞やがて呉津女の義ならん、即雄略紀にいふ伊勢衣縫の祖なる弟姫を祀るなるべし、淡路國にも伊勢久留眞神社あり、伴氏云、桑名郡額田郷は久留倍と註す、壹志郡呉部と同じ義なるべし、又久留倍木と云ふ語は今も車木と稱し、紡車をいふ、和名抄及び萬葉集に見ゆ、安藝國の郷名には訓覔に作る。

請右記、永祿十年十一月十三日の案文云、

仕丁共雜下候間彼御出候乃藥直壯御公用之儀近年御無沙汰之段國錯亂に附而無是非候然者此比御譴之儀候條急度被申附可然候（中略）

河北内匠助殿　齋藤左衛門尉殿　御宿所

河曲郡

明治二十九年、廢せられ、奄藝郡と合し、其地を以て河藝郡と爲す、郡名は鈴鹿河の曲隈に在れば斯の如し、延暦儀式帳に、河曲鈴鹿小山宮と曰ふは、鈴鹿郡川俣の地なり、天武紀壬申亂の條に「伊勢國司三宅連石床、發五百軍、塞鈴鹿山道、[illegible]到河曲坂下、而日暮也」とあるは今川曲村大字山邊なるべし、東鑑、文治三年の條にも、伊勢國河曲村あり、文祿檢地三萬三千石、神戸町を首邑と爲す。

和名抄、河曲郡、加波和、八郷に分つ、鈴鹿川の末なる楠村は今三重郡に屬するも、古は本郡海部郷の中ならん。

深田郷

和名抄、河曲郡深田郷、訓布加多。○今若松村なるべし、大字北若松の深田と云地に延喜式河曲郡深田神社在る由、神祇志料に見ゆ。

若松　白子町の北、玉垣村の東にて、北海濱を若松原と稱す、大字南若松の忠花山は、元久元年、伊勢平氏の餘黨三浦盛時の據れる所にて、平賀朝雅に攻滅せらる。（五鈴

遺響伊勢名勝志）

天平十二年十月、いせの國にみゆきし玉ひける時、

妹に戀吾乃松原見わたせば　しほひのかたに田鶴なきわたる、（萬葉集及新古今集）　聖武天皇

伊勢しまや汐干のかたのあさなきに霞にまがふわかの松原、（新古今集）

延喜式、河曲郡貴志神社、今若松村大字岸岡に在り、十九所權現と曰ふ、小川神社は大字南若松の春日明神是也とぞ。（神祇志料五鈴遺響）

（吾）

神戸郷

和名抄、河曲郡神戸郷。○今神戸町及び飯野村玉垣村なるべし、深田郷若松村の西北にして、川曲村の南なり、西は鈴鹿郡枚田村に隣比す。

玉垣　若松の西神戸の南なる村なり、神鳳抄、河曲郡玉垣御厨此なり。延喜式彌都加伎神社を鎭守とす、此址は方俗土御前と稱し、神域廣大之を圍むに隍池を以てす、（參宮圖會神祇志料）蓋土師社と相因む所ある者也。

土師　今玉垣村に屬す、大字柳と相接比す、土俗波世と呼ぶ、延喜式土師神社は此に在り、大一大寶天皇と云ふ、此地は伊勢壷又瓶子と曰へる土器を出せる所とぞ。（五鈴遺響神祇志料）

矢椅　土師の西なる大字にて、今玉垣村に屬す、延喜式、矢椅神社此に在り、今八王子と曰ふ。（五鈴遺響）

神戸　今神戸町と曰ふ、延暦儀式帳神宮雜例集等に河曲神戸三十八戸など見ゆ、神宮雜事記には治暦三年河曲神戸預大鹿武則と云人あり、神館址は大字石橋にあり、神明社存す。

延喜式、河曲郡高市神社は今神明社内に合祀す、舊址は十日市場の南東とぞ同飯野神社亦神明社内に合祀す、舊址は飯野村西條に在りとぞ、（神祇志料）五鈴遺響、古の神戸邑は今の西條にて、弘治年中、其東に築城ありしより、地勢變すと、西條は近年飯野村と改め別立す。

（野飯）

神戸城址　神戸は古城二所あり、一は神戸町今本多と字する廢墟にて、一は飯野村西條に在り澤城と曰ふ。廢城本多と字するは、近世享保以降、本多伊豫守の居城なりければ也。天正年中、織田信長本國を略し、三七信孝を以て神戸友盛の養嗣と爲し、將士を之に屬せしむ、既にして信孝敗死し、北畠信雄神戸を以て瀧川三郎兵衛雄利に與へたり。野史云、雄利一名勝雅、木造具政二男也、初爲僧住于現常院、智勇好武、見北畠國司氏衰、謀與兄木造具康、竊通織田信長、永祿十二年、還俗乞信長將瀧川一益冒其氏號、天正十三年、北畠信雄與羽柴吉有隙、雄利屬信雄、爲守松島城、十八年、信雄失封、秀吉乃召雄利賜名勝雅、食邑三万石、庚子之役、黨石田三成、軍敗籍沒。○伊勢名勝志云、神戸城今遺址を存す、初め關實治の子盛澄（又實重に作る）本郡澤城を築き之に居る、四世具盛に至り本城を築き移り居る、（一說七世友盛築く所とす、今神戸錄神戸家略傳に從ふ）友盛の時に至りて、永祿中關氏諸族と、長野工藤氏の兵を三重郡鹽濱に迎へ擊ち之を破り、威武大に振ふ、十年織田信長其三子信孝を以て友盛の嗣となし、北郡を鎭せしめ、友盛を澤城に寘く、信孝城郭を修造す、天正十年、信孝信雄と隙あり、信雄の臣林與五郎攻めて之を取り、神戸與五郎と稱す、十二年、與五郎尾張に奔る、後生駒親正水野忠重瀧川雄利等諸氏交々代りて之に居ろ、慶長五年、代官水野九右衛門之を支配す、六年一柳直盛此城邑に封せらる、寛永十三年伊豫西條城に移り、代官佐野平兵衛代りて之を支配す、慶安四年、石川總長封を此に受く、總茂の時に至りて、享保十七年常陸下舘に移る、本多忠統之に代る、明治二年版籍を奉還し城廢す。○龍光寺は神戸の古刹なり、臨濟宗、悅叟大折和尚開基、後花園天皇の勅願所なり。（參宮圖會五鈴遺響）

澤城址　飯野村大字西條に在り、字城掛と荒堀の間な

り、遺址わつかに辨すべし、正平二十二年關盛澄此に築き、子孫世襲族たり、神戸氏と稱す、具盛の時今の神戸城を改築す、弘治中の事なり。（五鈴遺響伊勢名勝志）○應仁記云、應仁二年、今出川義視公は、土岐の世保孫三郎政康上意に違背の條、北畠國司へ被仰出、御退治無異義也、國司は栗眞の莊のうち白子へ着陣、五月廿八日、世保本城上箕田林崎并外城柳若松同時に被責落、同廿九日、世保か與力楠原城落也、世保は當時關豐前守盛元を頼み、其聟なりしが、神部と申在所にして國司群勢之を亡ぼす、最後尋常に働きて陣屋に火掛て、生年卅四歲腹切けり。（世保は美濃土岐氏の一族當時本州の守護なり）阿自賀神社は延喜式、河曲郡に列す、今川曲村大字須賀八幡宮なりとも、又飯野村大字安塚の飛鳥明神なりとも云へり。（五鈴遺響神祇志料）

箕田　今林崎堀江を併せ箕田村と曰ふ、神戸町の東にて、若松村の北なり。神鳳抄「河曲郡箕田安田御厨」と載せたり、應仁記に世保孫三郎政康が本城は上箕田に在りと記し、古屋草紙に應永年中足利幕府より土岐世保を以て本州守護代に任し、若松を領知せしむる由載す、土岐持賴を指す歟、政康に至り北畠國司に攻滅せらる、久久志彌神社は箕田村大字下箕田に在り、福住明神と云ふ、延喜式河曲郡に列す。（神祇志料）○神鳳抄「河曲郡南堀殖水田名廿三町」と、南堀殖は即箕田村大字堀江にあたる、永恒其小名なるべし。

林崎　今箕田村大字林崎是なり、神鳳抄、奄藝郡林前御厨とあるは不審なり、又東鑑文治六年の條「林崎御厨事、爲平家與黨人家富田家資跡、雖加沒官註文、就大神宮訴申之、不可付地頭之旨被下院宣之間、今日有沙汰所被停止、字佐美平次實正知行也。」和名抄、河曲郡賀美郷旹母郷あり、按に神戸の箕田の上下二郷の義にて、今箕田村なるべし。

海部郷　和名抄、河曲郡海部郷○今此名亡ぶ、蓋一宮村大字長太及三重郡楠村なるべし、鈴鹿川の入海邊にて、海部の邑里なりしならん。

長太　今一宮村に屬す、鈴鹿川の南畔にして、東は海に臨む、古は此浦を津島と呼ひ、伊勢海を尾州へ渡りたる所とす、近世は此渡津を航する者少し。（五鈴遺響參宮圖會）

舟人の津島のわたり波たかみすきわつらふや此世なるらん、（夫木集）　中務鄉親王

伊勢人はひがことゝけり津島より甲斐川行けば泉のの原、（歌枕名寄）　鴨　長明

長明歌は實踐のものなるべし、今長太の西に甲斐川（枝田村大字）和泉（井田川村大字）の地名遺り、鈴鹿街道に當り、路程符合す。○又按に大安寺資財帳「河曲郡牛屋窪二十町、四至、東島沼橋、北南岡、西椿迫之限、右平城宮御宇天皇、天平十六年納賜者」と見ゆ、椿は方俗須岐と訓む、今椿宮は北長太に在り、即牛屋窪と云ふも此地なるべし、桑滄の變ありしにや。

須岐神社　延喜式、河曲に列す、今北長太の椿宮八王子と云者是なり天和三年棟札に杉野氏四人の名を記したり、（神祇志料）須岐即椙にて、古の浮寶の材なり、度會郡舟木村にも椿屋神あり、又延喜式河曲郡大木神は椿宮の東に在り。

大木神社　長太須岐神社の東にあり、古事記云「神八井耳命者、意富臣伊勢舟木直之祖也」と、此は舟木直姓の氏人等の祀たる處と云べし、然れども今閲するに此社域は舊に非す、舊趾は此堀江村の西、今の大木神社より南位五丁、一株の老樟樹あり、字をはアヲ木と稱す、憶ふに青木大木通訓す、是舊神社の址なり。（五鈴遺響）

中跡郷　和名抄、河曲郡中跡郷、訓奈加止。○今一宮村大字中戸あり、長太の西に接す、東鑑、文治三年の條に伊勢國中跡庄見ゆ、又延喜式奈加等神社あり、神祇志料云、蓋中跡直の祖、天椹野命を祭る。

一宮　中戸の椿田の地に在り、即奈加等神なり、式内都波岐神を合祀す、一宮と云は一郡の最たる意ならん。

高岡　今一宮村に屬す、中戸の西に在り、延喜式、高岡神社は觀音堂の東なる小祠是なりとぞ。（五鈴遺響）○高岡の茶山は塞址にて、壘礎の址存す、永祿の比、神戸氏の家臣山路彈正の居とぞ。（伊勢名勝志）○伊勢四家記曰、永祿十一年、信長伊勢州發向あり、北勢諸侍何も不殘相從ふ、信長又高岡の城を圍み神戸藏人太夫と和睦す、神戸には女子一人ありて男子なし、信長の三男三七殿十一歲の時養子に遣さる、神戸家信長へ一味に依て、峯國府鹿伏兎稻生家以下も信長に從ひぬ。

川部郷　和名抄、河曲郡川部郷。○今川曲村是也、鈴鹿川の南北に跨る、大字山邊あり、川部と云は山部の譌にや、又延喜式河曲郡川神社ありて、五鈴遺響は之を本村大字川田に在りと曰へり、然らは南岸を川部郷、北岸を驛家郷と爲す歟。

河曲　延喜式「傳馬、河曲五疋」とありて、和名抄に驛家郷と標す、「天武天皇元年、到河曲坂下而日暮也」と云は此なるべし、即今の大字山邊にて、持統天皇再度の行幸の時、行宮を起したまへるも亦此地とす。

山邊行宮址　山邊は鈴鹿川の北岸にして、石藥師村の東南凡十三町、此に歌仙山部赤人の棲所跡と稱し東西百間南北八十間許、老松並ひ立つ、（此村には古墳と思はるゝ者あり）日本後紀に、延曆十二年、山邊眞人春日罪覺れ逃れりしを、伊勢國より捕へて以聞したる事を載す、此人此に隱れたるにや。（五鈴遺響伊勢名勝志東海道圖會）

神風の伊勢の國は、國見れはしも、山見れは高し貴し、河見れはさやけく淸し、水門なす海もまひろし、見渡しの島の名高し、此邊をしもまくはしみかも、掛巻も文に恐き、山邊の五十師の原に、内日さす大宮つかへ、

朝日なすまくはしも、夕日なす浦細しも、春山のしなひ盛りて、秋山の色なづかしき、百磯城の大宮人は、天地と日月と共に、萬代にかも、〔萬葉集〕

略解云、此歌、持統天皇伊勢に幸きまし、折の、行宮のさまをよめりと見ゆ、今山邊村に赤人の屋敷跡と後人の附會せし處ぞ、其行宮の趾なるべき、さて其山邊村はマリガ野と云野の東のはづれの、低に下りたるきはの低き岡なる故に、東の方より見れば、小山の麓なり、されば反歌にも山とよめり、

山邊の五十師の御井は自成れる錦をはれる山かも、

和銅五年夏、遣長田王于伊勢時、山邊御井作歌、

山邊の御井を見がてり神風の伊勢をとめども相見つるかも、〔萬葉集〕

又云、此御井は山邊村に二つの井有て、一は水かれずしてあり、貝原益軒東國紀行に、山邊御井の事見ゆ。五十師の原と云は、石薬師村に及ぼせる名なるべし、

國分（コクブ） 今川曲村の大字也、山邊の東北に接す、國分寺は今淨土宗を奉し、常樂山と號す〔東海道名勝圖會〕蓋僧寺なり、飯高の伊勢寺を參考すべし。

（大鹿）

大鹿三宅神社は今國分の大鹿（オホカ）山に在り、天神と稱す、延喜式に列し、神宮雜書に「建久三年、大鹿村號國分寺領」と見ゆれば、村名並大鹿、蓋伊勢大鹿首の居邑なり、社畔土中より古瓦を出す。〔五鈴遺響、神祇志料〕○敏達紀曰、采女伊勢大鹿首小熊女、曰菟名子夫人、生太姫皇女與糠手姫皇女。姓氏錄曰、大鹿首、津速魂命三世孫、天兒屋根命之後也。○古事記傳云、大鹿首は伊勢より出たる姓なり、續紀(十七)伊勢大鹿首、又(廿三廿四)大鹿臣子虫、神宮雜事記、治曆三年、河曲神戶預大鹿武則、東鑑、伊勢國大鹿俊光、大鹿兼重、大鹿國忠など云人見ゆ。

鬼（キ）太神社は延喜式、河曲郡に列す、今川曲村大字木田（キタ）の八王子是なり。

志摩國

志摩國（シマ） 伊勢の南に在りて、伊勢島（イセシマ）の稱あり、地跡海表に斗出し、島嶼洲嶼錯然として碁布す、土壤偏少なりと雖、江灣極めて多し、舟楫必由の所たり。昔は志英虞の二郡ありて、其西界は二野浦楯崎に至りしが、後世紀伊牟婁郡伊勢度會郡に侵す所と爲り、國土大半を失ふ、即其東偏の地に二郡の名を立てしも、明治二十九年、更に合倂して志摩郡と曰ふ、志摩の國號殆此に至り亡ぶと謂ふべし。志摩古來俗して志州（シシュウ）とも曰ふ。

（志州）

今志摩郡、東西凡三里南北凡七里、面積約二十方里、然れども其以西度會郡東宮（トウグウ）浦より北牟婁郡長島尾鷲南牟婁郡賀田浦までを測らば、東北より西南に走せ、延長二十五里、幅約三里、面積は六十方里に上るべし、即志摩の古國境なり。地理を考察するに、朝熊山の山脈西南に走り瀧泉山東宮山荷坂峠と爲り、大臺原に至り高宗を極め、其南界は八鬼山、楯崎に斷ゆ、此等沿海一帶の地十七里は古の志摩國たるべし。（例證は各鄕浦の下に出せば此に省く）○志摩は國郡の境界變遷しばしばなりしに由り、種々の臆想を撰れり、書紀通證云「按續日本紀、分志摩國揩志郡、始置佐藝郡、此郡今則亡、或曰、志摩本在伊勢參河之間、歷世已久、而爲海水所淪沒、後來割伊勢東偏爲一國也」和訓栞云「志摩は島之義也、續後紀に伊勢國答志郡と見え、伊勢島など云へり、或は此島古は伊勢三河の中間に在りしが、淪沒せられて後、伊勢の東邊を割きたりと、地形を見察するに、さもありぬべし、畔乘（アノリ）の邊伊雜の浦に數千尋の海底に鳥居のありし物語も證とするに足れり」と、然れども佐藝郡は英虞郡の舊名にして、島の國と云ふは、島々崎々の多かるに名つけたるなれば、左のみ臆想を勞すべきに非ず、又淪沒と云事は徴證なければ、人間歷史に要なし、何の世の變にや。

志摩（和名抄訓之萬）は古事記神代巻伊勢の猨田彥及猨女の條に、島之速贄（ハヤニヘ）と云事あり、本居氏云「島は志摩國なり、此國は御食津國の中にも、殊に御贄を獻れりし國にて、萬葉集に

御食津國志摩の海部ならし眞熊野（マクマノ）の小船にのりておきへ漕く見ゆ、

とあり、三代實錄「元慶六年、志摩國年貢御贄、四百三十一荷、令近江伊賀伊勢等國、驛傳貢進」亦延喜式其他にも志摩の御贄後世まで斷えざりし樣見ゆ。○志摩は海濱の天成、すでに漁人の居に適ふ、鮮介の產最饒なり、延喜式曰「內膳司、高橋朝臣一人任之、乾鰒汁漬一、」職原抄に「志摩國、高橋氏爲內膳正者任之、仍他人不任之」と高橋氏は膳職兼島司たりしを見るべし、續日本紀「文武天皇元年、直廣肆高橋朝臣島麿爲伊勢守、神護景雲二年、敢礒部忍國爲志摩守」など云ふは、志摩は本伊勢國の管地にして、敢臣は高橋氏同族なれば、謂ゆる膳職の干係を知るに足る。○志摩國造は、國造本紀に「島津國造、志賀高穴穗(成務)朝、出雲臣祖佐比禰足尼孫、出雲笠夜命、定賜國造」とあり、此島津は萬葉集の詞に「伊勢の海の蜑の志摩津」と見ゆる如く、島人と云義にて、古は斯る稱もありけん、其出雲氏の子孫と云は、即伊勢都彥の一族たるを知る、伊勢風土記逸文及倭姫命世紀に、出雲神子伊勢都彥と云が、昔伊勢國主にて、神武天皇の時避去したる由を記す、然れとも此國造は遷替あり、初め出雲臣なりし者絕ねて、高橋臣之に代りたる歟、日本書紀「持統天皇六年、賜伊勢志摩國造等冠位」とあるは高橋氏な

（島津國）

らん、又文武天皇、國郡の制置を爲し給へる時は、志摩は答志一郡と定め、國は廢停せられ伊勢へ入りしかど、養老三年答志佐藝二郡と定め、昔に依て志摩國立つ、然れど偏少の域なれば、猶伊勢島の稱を失はず、視て伊勢の屬邑の如し、亦自然の勢なるべし。○志摩は田土の乏しき事、續紀「神龜二年、以伊勢尾張二國田、始班給志摩國百姓口分」又延喜式「凡志摩國司、不充事力、其職田五町、以伊勢國給之、又公廨料、用尾張國海郡正稅穀」などありて、口分田府庫穀共に自給する能はざりし狀を知るべし。（明治の初、伊勢國草高七十萬石の田に、人口六十萬あり、志摩は草高二萬石、人口五萬に及ぶ、其比例亦參考に資すべし）○志摩の海產鰒を推して上味と爲す、延喜式「志摩國御厨、鮮鰒螺」延暦儀式帳「志摩國神戸百姓、供進鮮鮑螺等御贄」とあり、朝家も神宮に進進したる也、後世熨鮑と稱するは延喜式に裁鰒と云者なるべし、世に伊勢海人の採る所と爲すも、實は志摩の產なり、和名抄「鮑一名鰒阿波比」、

伊勢のあまの朝な夕なにかつくとふあはびの貝のかた思ひにして（萬葉集）伊勢の海の蜑の志摩津があはびたまとりて後かも戀のしげゝん（同上）

日本書紀に阿波毘之羅陀魔とあるを、私記に眞珠と釋す、卽阿古也玉一名志摩白玉と云者是也（此に志摩津と云は志摩人の謂にて、國造本紀に志摩國を島津に作る）○志摩は中世伊勢國司北畠家の下知に屬し、豪族橘氏は鳥羽に居り、九鬼氏は波切に居り、皆之に依賴す、橘氏相傳て宗忠に至り嗣なし、鳥羽を以て女婿九鬼嘉隆に讓與す、永祿の末北畠氏亡ひ、嘉隆織田信長に屬す、天正十年、紀伊新宮城主堀内氏善來侵し、長島浦に至り、是より長島以東は牟婁郡に入る、其濱島以西長島に至る諸浦の度會郡に割入したるも其比歟、詳ならず。○本編は北牟婁郡（今紀伊國に屬し而も三重縣治也）及び度會郡の數村、其志摩國に屬せる方域は、志摩郡の次に出す。

志摩郡

志摩郡

明治二十九年、志摩國答志、英虞二郡を合併し、志摩郡と爲す、面積約二十方里、人口六萬、鳥羽町外二十二村に分つ、郡衙を鳥羽に置く、度會郡南海濱の四村は舊志摩國の屬地にして、形勢相聯接すれば、本編之を此郡下に繫く、皆三重縣治に屬す。

答志郡

明治二十九年廢して英虞郡に併せ、志摩郡と爲す。英虞答志は本來志摩國の別名なり、神功紀に吾田節之淡郡と云語ありて、淡郡は延喜式粟島に作り、卽答志郡伊雜郷に在り、國郡制置の初め、志摩國を答志郡と改めらる、養老三年、搭志郡五郷を分ち佐藝郡を置く、（佐藝後改めて英虞と爲す）和名抄六郷に分ちたれど、和具郷は英虞に入るべきに似たれば、五郷なり

（田節

後世度會郡伊氣郷を併せたれば、西北隅の地、又境界の變あり。○志摩伊勢國界の爭論は、續日本紀の往時に在りて、伊氣郷の去就は之に源因す、其天平寶字三年紀に曰く「去天平勝寶五年、遣左大辨紀飯麿、限伊勢大神宮之界、樹標已畢、而伊勢志摩兩國相爭、於是遣尾垂剗於葦淵、遣武部卿巨勢關麿神祇大副中臣毛人少副忌部呰麿等、奉幣帛於神宮」と此尾垂剗葦淵共に今其所を失す、〔原書尾垂作屋乘〕延暦大神宮儀式帳云「四至神界、以東尾垂嶺等爲山堺」と蓋尾垂葦淵は神界の東方なる伊氣郷に在り、其郷の東西兩限たる事、以て推知すべし。○志摩舊地考云、伊勢光明寺康保三年文書に、答志郡少領島

（尾垂）

實雄あり、安和二年郡判に、大領島直あり、長德二年文書に、答志郡司島直稱あり。

伊氣郷

和名抄、伊勢國度會郡伊氣郷、訓伊介。○今鳥羽町にあたる、伊氣浦の名は、大字堅神に存す、北に伊氣浦を抱き、東は鳥羽浦に臨み、西は和合山を以て度會郡東二見村と相限る、南は加茂村（古神戸郷）に至る。續日本紀、天平寶字三年、勢志兩國が國堺を爭へるは卽本郷の地にして、尾垂剗と云ふは西堺和合山の關塞に當り、葦淵と云ふは鳥羽浦の江濱にや、後の考定を待つ。

池浦

東二見村神前を口と爲し、南方へ灣入する三十町、岸頭の民家を堅神と曰ふ、東方は小濱の半島を以て鳥羽浦と隔離す、青山白水錯落して畫を成す、海灣風波穩にして池の如くなれば名つけしならん。行嚢抄云、松下村（東二見）の東の山の中へ入たる海を、伊氣浦と云、冬月鯔を取所にて、里俗いけすの浦と云。○倭姫世紀云、其鹽淡滿盈浦名を伊氣と號、其處に參相て御饗奉て淡海子神と號て社定給き。○延暦儀式帳延喜神名帳ともに度會郡粟皇子神社あり、又神宮雜例集に度會郡二宮御領伊介浮島御厨あり、（神鳳抄にも見ゆ）此等の遺跡は大字堅神に屬すべし。

（堅神）

松にふく伊氣の浦かせわたるらん波にたゝよふ浮島の山（夫木集）

浮島は凡河内躬恒家集、延喜十七年伊勢齋宮御屏風の題詠にも載せたり、伊氣浦の水心に一岩あり、中洲と曰ふ之を指すか。

（浮島）

小濱

今鳥羽町の大字と爲る、鳥羽灣の北西部に臨み、半島狀の頸地に居る、其背は卽伊氣浦なり、神鳳抄、志摩國梲濱とありて、伊介と注せり。○志陽略誌云、小濱村、在堅神村東北、鳥羽以北二十一町也、諸國廻漕之船、多繫泊岸。神都名勝誌云、小濱の港と云は、東西

(日向)

凡壹丁餘、南北凡貳丁あり、船舶の繋泊する所をは森下(モリシタ)と稱す、東は答志島に對せり、其中に介して日向(ヒナタ)と云ふ危礁あり、其間を大關と云ふ、北五十間許を小關と云ふ、南水恰激箭の如し、天文年中小濱將監眞宗、此に砦を築き、北畠國司家の要害たることあり、かくて眞宗より五代景隆に至る比まて、此所に住み居たり、永祿十二年、九鬼大隅守嘉隆織田家に通し、鳥羽の兵を合せて來り攻む、景隆援を千賀志摩守に乞ひ防ぎ戰ひしかども、衆寡敵せず、終に三河國に逃る。〇史學雜誌云、甲陽軍鑑に載する海賊衆の內、小濱左衛門尉景隆と向井伊兵衛政勝の父伊賀守正重は、もと伊勢の北畠家の臣なりしが、並に信玄に仕へ、水軍に練達するを以て、船將となれり、武田氏亡びて德川氏に仕へ、仍は水軍を掌り、向井氏の如きは歴世御船手頭たり、是は南朝の時より北畠家の仕込にて、國人海船に熟したれば、向井小濱兩氏の武田德川二代の船將となるも、原因ある事なり。(向井は今北牟婁郡尾鷲港に此大字あり、向井氏の故里なり)

音たかく小濱のなみそきこゆなる貝たち寄する風ぞ吹くらし、

三國地誌云、小濱貝寄の謂は、昔し寶貝合集に見ゆ、今も三月三日、鳥羽浦に貝寄と云事あり、此日は潮干にあたり、種々の貝は沖より邊に吹寄せ、男女群集して之を採る。

鳥羽(トバ)　今鳥羽町と稱す、志摩の都會にして、東海の要津なり、山田(伊勢)の東三里、港灣を鳥羽浦と云ふ、前面に答志島菅島等ありて外洋を屏障し、渟泊最安穩なり。此地は熊野灘遠州灘の中間に位置し、且伊勢海の門戸たり、實に東海の要衝と謂ふべし、外洋時々惡風怒浪の生するありて、往來の船舶之を憚る者、皆鳥羽に入りて難を避く、故に大候風あれば、不時の寄船多し、然れども港內狹少、もとより多數の碇繋に堪へず、且軍防上東海の必爭地たるを以て、今官家制定して、海軍要港と爲し、造船製鐵貯炭の設備を置く、人口五千。〇近年鳥羽藩士近藤眞琴、海軍の振興を志望し、德川幕府明治政府公私諸種の務に從ひ、最も心を海人(シーマン)養成に盡す、東京に攻玉社を創め、船員學業の場補と爲したり、亦一世の奇材なり。

(鳥羽灣)

鳥羽灣は鳥羽小濱の陸岸を西界とし、答志島を北側とし、菅島坂手島を南側とし、菅島の東北角に白崎燈臺ありて、入船の望標と爲る、東西二海里、南北狹くして其三分の一に過ぎず、小濱答志間、及ひ菅島坂手間に狹水道あり、潮勢急激なり、外洋は白崎の東北凡三海里に神島あり、神島の東北二海里にして參河伊良胡崎に至る、此兩崎間を伊勢海水道と爲す、是等一帶の東方は大洋にして、遠州熊野兩灘の交界と爲す。

三國地誌云、鳥羽は千家甍を並へ、輻湊の船輪艫相接き人物の會集、浪華に亞くと云ふ。〇志摩舊地考云、鳥羽は泊の義ならん、神鳳抄「答志郡泊浦御厨(トマノウラ)」(神宮雜例集同之)是ならむ、光明寺古文書「建武四年、泊浦小里住、兵衛太郎」と云者あり、又文明年中の文書には「泊大里、泊民部少輔」の名あり、其頃未た鳥羽に改めさりし也、今に大里(オサト)小里の字は遺れり。

(泊浦)

鳥羽港　　　菅　茶山

鬧熱花外竹枝謳、何處何追歡妓行、曲浦繞將小平遠、
不知島背是鵬程、

舟船收泊鐵危檣、鳥羽城頭正夕陽、颶壯橫空蜃氣惡、
孤鷗飛滅大東洋、

鳥羽　　　鹽田　隨齋

灘邊碧樹繞青山、校雨晨晴何日閑、一片布帆天外白、
城中少婦望郎還、

鳥羽城址(トバ)　今海軍省の營地と爲る、天正年中、九鬼右馬允嘉隆の造修にして、子守隆に傳へ、寛永十一年、攝州有馬郡へ轉封せられ、內藤志摩守忠重之に代る、其曾孫忠勝、延寶九年收公せられ、尋後土井利益松平乘邑板倉重治松平光慈等の賜邑と爲り、享保十年、稻垣攝津守昭賢城主と爲り、封三萬石、世襲して明治の初年に至る。〇相傳ふ、鳥羽は保元平治の比より橘氏代々之を領知し、永正年中、次郎宗忠に至るまで連綿たり、世に泊殿と稱す、宗忠嗣子なかりければ、其婿九鬼嘉隆に讓與す、橘氏の宅址即鳥羽城なり、又其北岩崎に橘氏の砦址あり。(志陽略誌三國地誌)〇九鬼嘉隆は織田氏に屬し水軍の將たり、大坂攻擊の比、海賊船を以て南海中國の軍船を破り、又豐臣氏に隨ひ征韓の外役に赴けり、慶長五年、東西兵起るや、嘉隆西軍に通し、子守隆德川公に從ふて東行す、已にして嘉隆船を出して尾張參河の海岸を刧掠し、糧を大垣城に送る、又海上を警邏し敵船を支ふ、尋て鳥羽を以て新宮城主堀內氏に托附し、田丸岩出の城を攻め克たず、守隆東軍の命を以て、歸り其父を招く、嘉隆肯はず、守隆附乘(アノリ)に陣し、西軍の戰艦を支ふ、嘉隆又至り遂に交戰に見る、已にして關原の軍決す、嘉隆懼れて紀州新宮浦に奔る、守隆南勢五郡の恩賜を致して、父死を贖はんと請ふ、允されて嘉隆を桃取村に安置す、幾もなく嘉隆自殺す。

常安寺(ジヤウアン)　筧山(カケヒ)に在り、九鬼長門守守隆の本願にして、亡父追福の爲めに建立す、延寶三年、九鬼季隆塔を重修す、鳥羽の大伽藍なり、明治十年、至尊軍艦に御し東海航過の次に寄泊せられ、寺を以て行在に充てられたり。(吉祥寺、此寺は初め岩崎の茶臼山に在り、橘氏(泊浦故主)の菩提所たり、延寶年中移造す。)

日和山(ヒヨリ)　鳥羽の北西に屹立する一丘なり、高七八十間に過ぎざるも、眼界極めて廣く、島嶼縱橫に列して、參河尾張の海山をも并せ收め、風光奧州松島に比すべし、而も其秋晴の日、遠く富士峯及ひ甲信の峻嶺を望むに至りては、奇觀中の奇と云ふ。〇凡東海廻漕の舟は、熊野浦より此に至り、更に七十里の長灘を經て、豆州下田港に入

る、其間繋泊の便所を缺く、故に鳥羽に次る時、善く陰晴險易を卜定し後解纜す、故に舟人多く此丘に上り、天象を察し、開洋の遲速を議すと云ふ。

答志鄉（タフシ）

和名抄、答志郡答志鄉。○今答志村及坂手村神島村菅島村等是なり、鳥羽の東に在り、海中羅列の島嶼より成る、答志島最大なるを以て、島名より轉して鄉名郡名に移る。

答志島（タフシ）（桃取）

小濱の東北に在り、延長三里、鳥羽灣の北側を成す、幅數町に過ぎず、西の部落を桃取と曰ひ、東の村を答志崎と曰ふ、續日本後紀「承和七年、以在志摩國答志島、賜無位常康親王」とあるは此也、東鑑、文治六年の條にも答志島見ゆ。

いせのたふしと申島には、碁石白の限り侍る濱にて黑は一もましらず、向のすが島と申は、黑の限り侍るなり、

すがしまやたふしの碁いしわけかへて黑白まぜよ浦の濱かぜ（山家集）　西行

磯等崎（イサラカサキ）

桃取礒を云ふ、其小濱日向礁に對する岬を柴前と稱す、北西には數町を隔て阿波羅岐の諸礁列布す。

いさらか崎に釣つるあまも釣あまも求わきも子か爲と釣つる海士も釣海士も伊勢島の蜑の刀根等か焚く火の氣、おけおけ、（催馬樂々章）

みさご居るいさらか崎にあさりせるあまの見るめは猶もとめたり（六百番歌合）　中宮權大夫

三國地誌云、志摩の潜女は延喜式に見ゆ、伊勢海人と云ふに同じ、今鮑取と云ふは、相差の近里の婦女其事を習て業とする者多し。

阿波羅岐島（アハラヤ）

答志島の西に列する礁なり、東二見村岬前の東北十餘町より起り、八礁相連り五十町許、伊氣浦及び小濱海峽の北を掩蔽す、又淡羅毛と云ふ。○倭姫命世紀曰「從柴前以西之海中在七箇島、從其以南海、鹽淡く有き、其島を淡良伎島號き」、神宮雜例集曰「正月六日、內宮御饌料奉取、祝部向阿波羅岐、若布菩進本宮」。延曆儀式帳に「神界四至、北比奈多島（今小濱の北日向島）志毛前（今答志島西角柴崎）阿婆良岐島都久毛島小島、鷲海界」と見ゆ、此なるべし。

あはらけの島はなゝしまその中に氣なし加へて八島なりけり（夫木集）

或は云、伊介の浮島御厨と云ふは、彼竪神の內浦に非ず、此外浦なるへし、浮島の名、列礁の一所に遺る。

手節崎（タフシノサキ）

答志島の東端にして、今黑崎とも曰ふ、漁戶數十あり、岬端に大築見小築見と號する礁あり、築見の東一海里餘にして神島に至る、即伊勢海水道の西口なり。

幸于伊勢國時、留京柿本人麿作歌、

釧つく手節の崎にいまもかも大宮人のたま藻かるらむ（萬葉集）

神島（カミシマ）

海中に孤懸し、地全く岩嶼なれば穀蔬を生せず、島人魚介を以て常食とす、此湖は神宮雜例集に歌島に作る者是也。○日本水路志云、伊良湖崎の西南方凡二海里半にありて、伊勢海口の中央に峙立し、島容赤色を呈す、南北の長さ凡七鏈半、濶さ六鏈、其東側嶮崖より高聳して、高さ五八七呎に達す、各方より島頂を望むに、極めて顯著なり、又松樹疎立し、四面險絕、泊船の地なし又島の四周は海底險惡にして近つく可らず、北側に一小村あり、島北は即ち伊良湖水道にして、潮水奔流す。

菅島（スガシマ）

答志島の南に在りて、鳥羽灣の南側を成す、西は坂手安樂二島を隔てゝ鳥羽町に向ふ、東西一里、南北は減削す、南は鎧浦に對す。神鳳抄、須賀島に作り、東鑑、建久元年の條に「菅島、伊勢本宮御領」とあり。○山家集に菅島の烏濱、夏身浦の吟詠あり、

からす濱はまの小石とおもふかな白にましらぬすか島の里、すかしまや夏見の浦によるなみのあひだもおきてわれ思はなくに。

日本水路志云、菅島の燈臺は、島の東北角白崎に設置す、晴天光達十五海里、神島より菅島に至る間には、數多の岩礁列布し、且潮流強きを以て舟人甚之を恐る。○海運記云、河村瑞賢建議、志摩の鳥羽港口、菅島附近數十里の間、巨石波底に盤結し、運船常に風雨昏黑の時に於て往々抵觸破碎す、乞ふ島上の山崖に就て、每夜の烽火をあげ、航海者をして方所を辨認し、以て廻避を得せしめむと、乃菅島に烽火を置く。

坂手島（サカテ）

今坂手村と云ふ、菅島の西、鳥羽町の東に當り、鳥羽灣の南偏に在り、方數町の低洲なれど、漁家船戶多し、一名千賀島と稱す、相傳ふ、往時泊浦の邑主橘氏、入港の舟に收斂して、帆別錢一千貫文を數へたる故跡と云ふ、神宮雜例集、志摩酒瀧島と云あり、即坂手にあたる歟。（三國地誌神部名勝志）○萬葉集、佐堤の崎と云は此島なるべし、網兒山吾兒浦は答志崎泊浦同處なりと思はるれば也。

網兒の山いほへかくせる佐堤の崎さてはへし子の夢にし見ゆる（萬葉集）　市原王

阿胡浦（アコノウラ）

鳥羽浦の異名なるべし、日本書紀萬葉集を合考するに、持統天皇阿胡浦の行宮に臨幸あり、柿本人麿の詠歌に手節崎五十等兒島嗚呼兒浦を詠入たり、又市原王の吟に「網兒の山五百重かくせる佐堤の崎」の句あり、手節崎は答志島に在り、佐堤崎は坂手島に在るへければ阿胡浦は鳥羽浦なること推斷すべし、殊に參河國なる五十等兒を詠じたるにて、此地たる事明瞭なり。三國地誌に「持統帝阿胡行宮址詳ならず、阿胡山は甲賀村に在り」と、甲賀は英虞國府の在所なれど、五十等兒と相對する地に非ず、且神功紀に「吾田節の淡郡」の語あれば、吾と田節は別立の名稱に非ず、佐藝郡を後世英虞と改めたるより、古の阿胡を英虞郡に求むるは不當なりとす。

〇持統紀、六年、行幸志摩、御阿胡行宮時、進贄者、紀伊國牟婁郡、阿古志海部河瀬麻呂等兄弟三戸、復十年調役雜徭、又免挾抄八人、今年調役。

幸于伊勢國時、留京、柿本人麿作歌、

嗚呼見の浦に舟のりすらんをとめらか珠裳のすそに汐滿つらむか、（萬葉集）

渡賀地濱は今詳ならず、山家集に見ゆ、蓋鳥羽浦答志島の地なり。

いらこ崎にかつを釣舟ならび浮てはかちの濱に流れてぞよる、（山家集）

神戸郷　和名抄、答志郡神戸郷。〇今加茂村是なり、鳥羽町の南なる朝熊青峰南山の麓に居る、延喜式に鴨部に作る。

加茂　鳥羽の南數町、鳥羽の支灣、淺木の頭に舟津と云民家あり、即加茂木浦と稱し、延喜式「志摩國、鴨部、驛馬四疋」と云地は此とぞ、加茂明神あり、舟津の南谷には河内松尾等の大字ありて、山嶺之を環繞す、中にも西境朝熊山（度會郡に詳にす）南境青峰山を高峻と爲す。

虚空藏寺　加茂村河内に在り、圓珠山と號し、本尊菩薩は弘法大師の刻と云ふ、本堂の東に飛泉あり、又祀雲壯虹の二大石相對す、最勝景の境なり、貞治年間、東海上人と云者此に萬座の護摩を修し、求聞持法を行ひ、遂に入定したりとぞ。（三國地志）寺の西嶺は即朝熊山なり。

青峰　加茂村大字松尾の南嶺なり、標高六百米突、志州第一の絶嶺とす、山南は磯部村的矢村とす。

遊志州作　隨齋

青峰絶頂俯蒼茫、山共天空海色長、何數東溟廿八九、寸眸下瞰大東洋、（青峰）

屈曲山蹊上碧岑、遠瞻蒼莽散海中心、春天雲凝瞭晴翠、島樹汀柳淺又深、（鹽屋嶺）

苧浦　今加茂村大字安樂島及び鏡浦村是なり、加茂村の東にして北に菅島あり、海水灣入して西北鳥羽灣と水路を通す。東鑑、文治元年、於志摩國麻生浦、加藤太光員郎從等、搦取平氏家人上總介忠清法師、傳京師。

安樂島　今加茂村に屬す。鳥羽の東なる半島狀の地なり、東北は坂手島菅島の間に狹水道を通す、民家は東面に在り。〇三國地志云、一書荒島に作る、加布良古崎あり、延曆儀式帳に赤崎加布良古神と云ひ、和論語に志摩大明神安樂島に坐す、前の海を加村子い瀨渡と云ふなど見ゆ、此瀨渡即菅島荒島の間也。又云、荒島に「蒔かず麻」と云野草あり、萬葉集の櫻麻と云は是ならん、

さくら麻のをふの下草つゆしあればあかれていゆけはははしるとも、

古今集、伊勢歌、との浦の地名あり、顯注密勘曰「麻生浦なり、志摩國にして、齋宮御莊、號梨之島」云々、今浦村に片樫神社あり、梨樹は亡し。

麻生の浦にかたえさしおほひなる梨のなりもならすもねて語らはん、（古今集）

伊可郷（石鏡浦）　和名抄、答志郡伊可郷。郡鄕考云、神鳳抄、志摩國伊志賀御廚あり、伊可は志の字を省きたるなるべし。〇今鏡浦村大字石鏡あり、其海中岸を距る數百間に石鏡と云奇岩あり、之に因り古麻生浦を改めて鏡浦と稱す、本郷の地は鏡浦長岡の二村の域に當る。

國崎（相差）　今長岡村と改稱す、東は外洋に面し、海岸暗礁多し、國崎相差の二大字に分る、相差の南岬を菅崎と曰ふ、的矢灣口の北角に當る。〇國崎相差は潛女の名所にして、之を伊勢海女と稱し、伊勢神宮へ年々鮑を進獻する事、三國地誌に見ゆ。倭姫命世紀曰「島國國崎島鵜倉椅等島に朝御饌と詔て由貴潛女等定給」神宮雜例集國崎神戸に作る。〇大日本史に太平記を援きて云「伊勢國國崎神戸、有僧圓成、謁大神宮、獲寶劍、齋造藤原資明、納之于宮、藤原經顯奏之、光明院從之、還其劍而納之平野社。」

的矢　今的矢村と曰ふ、長岡磯部二村の間にして、港灣あるを以て小市邑を成す、神鳳抄、的屋御厨。

暮抵的箭港　隨齋

燈影依微暮靄横、便風直向海門行、扁舟著岸月光白、四面濤波潮有聲、

的矢灣、東向し、其南角安乘埼と北角菅埼との間幅凡六鏈半なり、大船の最好錨地は、偏北風の時には、港の北部畔蛸村の前に於て、安乘埼燈臺を南東に望みて泊す、小船の避泊地は處々にありといへども、就中的矢村落の南面を第一とす、即渡鹿野島ありて、其錨地の南方を塞ぎ、的矢浦を包む、此灣は尚西方に屈折すると凡二海里半にして、廣闊なる淺き鹹湖と爲る。（日本水路志）

千賀　千賀畔蛸二村は、今長岡村に屬すれど、的矢灣に臨み安乘村と相對す、北に青峰の嶺脈を負ひ、海水亦深きを以て、船舶の風濤を避けて入泊することあり。

伊雜郷　和名抄、答志郡伊雜郷。〇伊雜本書伊椎に作る、延曆儀式帳「答志郡伊雜村」と云ふによりて改む、伊雜に上下の兩郷あれば、本郷は下郷に當るべし、今磯部村の南部大字下之郷穴川坂崎及的矢村等なるべし。

的矢灣の一支、西に斗入して鹹湖と爲る、伊雜潟と曰ふ下之郷穴川坂崎等を繞る、上之郷は其北方高地にして、青峯の南麓なり。〇坂崎は永承五年官案に「答志郡坂崎東磯地并鹽田解文」あり（三國地志）坂崎より東に踰ゆれは、國府村、南に踰ゆれば鵜方村、共に英虞郡の域なり。

磯部郷　和名抄、答志郡礒部郷。延喜式、志摩國礒部驛馬四疋。今礒部村大字上之郷沓掛の邊に當る、即伊雜の上郷にて、沓掛と云は驛舍の舊地たるべし、延曆儀式帳「伊雜宮一院、在志摩國答志郡伊雜村、太神宮相去八十三里」と此宮は今大字上之郷に在りて、宇治内

宮神域を距る二里餘とす、八十三里(六町一里)は過長の疑あり、蓋八は凡字の誤歟。

伊雑宮(イザハノミヤ)　今磯部村上之郷に在り、官幣に列す、高宮と稱し、又一宮と曰ふ、天照大神の遙宮にして、倭姫命初めて之を祭り、神功皇后、筑紫軍中に神教を請ひ給ふ時「幡荻穗に出る吾は尾田の吾田節の淡郡神」と名宣らせ給ふ、蓋大神の妹稚日女尊を祭る、即武庫の生田に祝奉る神也、後世巫祝の徒往々異說あり。延寶中、本宮の神主某偽て大潮と謀り、舊事大成經を贋造し、一世の視聽を駭したることあり。

(乎田)

倭姫命世記云、伊雑宮一坐、初め垂仁天皇御世、鳥聲高く聞に晝夜止まず囂しかりき、倭姫命此異しと宣て、大幡主命等を使に差遣して、其を見せしめ給ふに「島國伊雑方上の葦原の中に、本は一本にして、末は千穗茂り生たる稻あり、其稻を白眞名鶴咋持廻りつゝ鳴つる」由返申す、時に倭姫命「事問はぬ鳥すら神田作りて皇大神に奉る物を」と詔給て、物忌始給ひ、伊佐波登美神をして其稻を拔穗に拔しめて、大神の御前に懸久眞に懸奉り又乙姫に其稻もて清酒作らしめ御饌に奉り始さ、仍て其地を乎田と號て、即伊佐波登美神宮を造り奉り、彼神教あるを以て玉柱屋姫命を配祭る、(神敎已下撰鎭座傳記)玉柱屋姫は天牟羅雲命裔、天日別命(伊勢國造)の女なり。○延曆儀式帳云、伊雑宮一院、稱天照大神遙宮、御形鏡座。延喜式云、伊雑宮一座「伊勢皇太神宮遙宮、在志摩國答志郡、去太神宮南凡十三里、(凡原作八)又云、答志郡粟島坐、伊射波神社二座、並大。○按に伊雑宮は粟島の乎田(倭姫世記一作千田)と云地なり、同處に神乎多乃御子社あるに參考せば明白なり、神功皇后筑紫の神教亦之に因りて徴すべし、又伊雑宮一座二座の相異あるは、配祀を數ふると否とに關す。

神祇志料云、伊雑宮、大同元年神封二戸を充奉り、(新抄格勅符)祈年神嘗の祭に預り、内人二人物忌父各一人を置く、(延喜式)太神宮別宮七處の一也、(神名略記)後世蓋玉柱屋姫命を相殿に配祭る、(倭姫世記元享三年記)養和元年正月、熊野堪増の徒志摩國に濫入り、伊雑宮を破り神寶を奪ふを以て、禰宜成長等御体を内宮に移奉り、之を鎌倉に訴ふ、文治三年、將軍源頼朝弟義經追捕の祈に依て、神馬を奉らしむ、(東鑑)永久元年、朝廷太神宮別宮伊雑宮の御体を本宮に移す事を議せらる、熊野惡徒等島々を亂るに依てなり。(百錬鈔)

粟島大歳宮(アハシマオホトシ)　伊雑宮同處に在り、大歳宮又穗落宮と稱す。延喜式「答志郡粟島坐神乎多乃御子神社」是なり、倭姫命白鶴の稻を咋持ち田作りて天照大神に供奉るを看給ひ、其眞鳥を稱號して大歳神と云ひ、伊雑の乎田に祝奉る由緣、詳に世記に戴せたり、大同元年粟島神に志摩地二戸を封奉る。(新抄格勅符)

(穗落宮)

安國寺(アンコクジ)　磯部村大字沓掛に在り、安國と云は足利氏毎國創置の浄刹なり。○沓掛は上之郷の北、青峯の下にして、北は加茂村[illegible]部驛に通す、此地は古の磯部驛舍の址なるべし。

(沓掛)

逢坂山(アフサカ)　逢坂山は、磯部村上之郷より惠利原を經て、西北宇治内宮に至る通路にあたる、上之郷より凡一里半にして、分水界に至り、更に神路山御料林を經て、神苑に達す、又一里半と云ふ。○逢坂の麓、路を去る三町許に、鸚鵡岩と云者あり、高十七間、横七十間、善く音響を反射し、石のもの云ふに似たり、土俗カケイシと呼ぶ、又逢坂の頂に近く水穴風穴の二洞あり、水穴(距路二町在左谷)土俗瀧祭窩と名つけ、奇石重疊、相抱擁して猛獸の口を開くが如し、清流淙々として其中より奔出す、燭を照らし之れに入れば、凡六丈にして一瀑布の在るあり、風穴と云は(距路三町在右谷)岩石の狀略相同し、口を北面に開く、之に入れば洞中更に數所の支洞あり、或は狹く或は大に、延長三百餘尺とす。(神都名勝志)

蓋石鍾乳洞なり。

石邊山中　　隆齋

雲煙漠々晩山稠、雪作氷花結樹頭、點々石徑行不盡、
四十八曲亂溪流、

英虞郡(アゴ)　明治二十九年廢し、其地を答志郡に併せ、志摩郡の新號を立つ、和名抄阿呉と訓し、八郷に分つ、其答志郡和具郷も本郡の屬と思はるれば、都べて九郷とす。○初め養老二年答志郡五郷を分ち佐藝郡を置く、後沿革して之を英虞に改む、其改號の事史書に所見なし、延喜式和名抄以下に英虞の名あり、之より先き持統天皇六年阿胡行宮に臨幸の事あり、然れども當時の阿胡は答志島坂手島の邊を指し、後の鳥羽なるに似たり、(阿胡浦參考すへし)後世その名を假り郡號を立てしのみ。國郡沿革考云、佐藝郡改稱のこと史に見えず、然れとも答志郡を割きし地は、英虞郡之に充つべき者なし、且今も波切以南の半島を、猶崎志摩と呼ぶは土人の舊習なり。○本郡の西部、十中の七は後世牟婁度會二郡に入り近世は濱島村以東方三四里の地を剩せるのみ、卽和名抄、甲賀郷名錐郷和具郷等なり、其他船越道潟芳草の三郷は度會郡に併せられ、二色郷は北牟婁郡と爲り、神戸餘戸の二郷は其實地を失ふ、本編は便宜の爲め、其舊地を志摩郡の次に列記すへし。

(佐藝郡)

安乗(アノリ)　今安乗村と云ふ、的矢灣の東南岸に居り、其東は大洋に向ふ、燈臺あり的矢灣口の南角に當る。此地は國府村の東北に突出する長四十町許の岬角にして、的矢灣の屏障を成す者也、船舶は的屋千賀浦に入泊す。○安乗舊畔乘に作る、台記「久壽元年内膳預畔乘御廚と、太神宮伊雑神戸相論の事」見ゆ。此地は慶長五年東西戰亂の際、鳥羽城主九鬼父子對陣にあたり、子守隆の陣處也、

(畔乘)

徳川幕府の時、貢穀轉漕の一泊所と定め、條目を頒布せられ寄船多し、志州四港の一なり。(三國地誌)○野史云、九鬼守隆、慶長五年不得入鳥羽、修繕畔乘寨據之、關氏家行(桑名城主)迎兵攏、出兵奪之、家康賞其功、約賜南勢五郡。

檣帆如雲萬斛舟、盲風怪雨護檣頭、東西不辨乾坤黑、一點星燈是志州、
百尺斷崖波萬山、巨鯨如擲等閑推、幾船往海平如居。
歸帆漁舟帶月來、　隋齋

國府（コフ）　鵜部村の東、安乘村の南に在り、東は大洋に面ふ、和名抄「志摩國府、在英虞郡、行程上六日下三日」○三國地誌云、國分寺山此村に在り、上に堡址を見る、是は三浦新助の據る所にて、新助は豆州の士、三浦四品義同の季子となり。(永正中三浦氏亡び其族渡來せる歟、又伊勢平氏の一黨に夙く三浦族あり)按に此地は海上荒茫の海岸にして、最も磽土なり、然れども其國分寺址を殘すに止らず、土俗コフと稱するは、古の府廳在所たるを徴すべし。蓋和名抄甲賀郷に屬す、三國地志は阿胡山の稱は甲賀郷に存すと云ひ、國郡考は阿胡行宮に就き英虞國府を定めたるならんと云ふ(日本後記、大同四年、始遷志摩國國分二寺僧尼、安置伊勢國國分寺)

(國分寺址)

甲賀郷（カフカ）　和名抄、英虞郡甲賀郷。○今甲賀村國府村安乘村等にあたる、南は波切村に至り、東に海洋を抱く、神宮雜例集云「志摩國甲賀村神田」。

名錐郷（ナキリ）　和名抄、英虞郡名錐郷。○今波切村立神村二和村船越村等是なり、甲賀郷の南に接し、西南は船越の地峽を以て御座半島(即崎志摩)に接續し、東に外洋を控へ西に御座灣を抱く。

波切（ナキリ）　今波切村と呼ふ、志州東南端に當り大王崎に倚り小港を作る、然れども海面險惡、航走に難んずる所なれば、靜和の日小舟に非れば出入するなしと云ふ。神鳳抄名切に作り、東鑑菜切島に作る、東鑑曰「治承五年正月、關東健士、平家所遣伊豆江四郎、警固志摩國、今日熊野山衆徒、競集菜切島、襲江四郎之間、郎從多被敗走」と、又戰國の世に九鬼氏此地に來住し、砦を起し船を造り、遂に海上に雄張す、此地は熊野灘の東堺にて、北に折れて遠州洋に接す、東海の一要害なり。○三國地志云、九鬼氏は其先熊野法師湛増より出て、九鬼村(北牟婁郡)に住したり、孫次郎隆義始て波切村に來り砦を構へて之に據る、隆義五世の孫嘉隆、永祿十二年、織田氏に屬し、勢州合戰の時、船將を以て武功あり、遂に加茂五郷(答志郡)九郷を略取し、鳥羽に移り大隅守と稱す。○野史及續日本史云、九鬼嘉隆八世祖隆良、殿與七島人克之、尋波切名田畔名立神等地、高祖泰隆、援北畠氏、與山田神官戰破之、受二見郷地、兄淨隆繼家七島人併兵來攻、淨隆曾疾而死、子澄隆嗣、年尚幼、嘉隆以叔父輔之、澄隆又死、嘉隆承祀、嘉隆初稱右馬允、擊破七島兵降之、七島者石川(石鏡)相差和具小濱(越賀)荒島甲賀濱島是也。

(菜切島)

聖八峯下千山低、大王標外萬里迷、昨宵投宿知何處、
浦雲隔在夕陽西、
島雲俯盡放春晴、波截巖頭鵜亂鳴、東海日升金閃爍、
遙山白雪半天明、　隨齋

大王崎（ダイワウ）　波切大鼻と稱す、巉岩東南に突出する凡一百五十間、西南斜に麥崎に對し、相距る凡三海里、北は安乘崎を去る凡五海里とす、崎東三鏈半に大王岩あり、高十九呎、海底險惡なるを以て、半海里以内は近くべからず、名田(ナッタ)は波切の北に接す、今三和村と改む。船越(フナコシ)は波切の西に在り、御座灣と大洋兩面に臨み、崎志摩半島の頸に居る、都て船越と云名は、地峽に命せらるゝを例とす、古人舟を負ふて左右の江灣に移越したるに因るにや。

(船越)

立神（タチカミ）　船越の北なる村にて、神鳳抄にも見ゆ、鵜方村と共に御座灣の奥に居り、山海分裂、缺者浦と爲り、張者岬と爲り、凸者は島と爲り、凹者は江と爲り、狀態紛雜を極む、高處に倚りて顧望、亦州の一景なり。

和具郷（ワゲ）　和名抄、答志郡和具郷。○和名抄には和具を答志郡に屬せしめたれど、和具村今崎志摩に在りて、此邊郷名を缺けば、和名抄の謬なること著し、故に今改む、神鳳抄に和具見ゆ。

崎志摩（サキシマ）　今御座越賀(コシカ)和具布施田(フセタ)片田の五村に分る、此地は東西三里南北里に滿たず、波切の西南に横はる一島なり、唯船越村に於て幅數町の頸地ありて、之に接續す、北面を洗ふ海水は御座崎より灣入するを以て、或は御座(ゴザ)半島と曰ふ。○人類學會雜誌云、和具は志摩南端に在る半島、俗にサキシマと云ふ處の中央にあり、純粹の漁村にて人家六百許り魚類を捕ふるとは、志摩國第一等と云ふ、蜑女に二種あり、第一種は三四尋まで入るものにて、此等は十數人隊をなして一所に行き、各自に一個の大桶を浮べ獲物を之に入れ又之に取りつきて休む、第二種は十尋乃至十二尋にも入るものにて、是は真の蜑女なり、夫婦にて一舟に乘り、婦は水に入りて生き物を拾ひ、夫は櫓を漕ぎ又ひしにて魚を刺し取る、此等は年中水に入るが業にて、嚴寒にも休まずと云へり。

片田(神鳳抄片田御厨)布施田二村の間には麥崎突出し、其南海は危礁亂立す、和具越賀御座の諸村次々に列す、越賀(コシカ)は今エツガと訓む者あり、志州四港の一所なれど良泊に非ず、其背に金毘羅山聳ゆ。

(越賀)

麥崎（ムギザキ）　日本水路志云、麥崎は御座崎の東方五海里許、大王崎の南西凡三海里にある一斗出角にして、奇形なる一叢林あり、高七十呎、岩灘多く海底險惡なり、麥崎の西南二嶼あり、此二嶼の四方は長礁奇岩散布し、海浪之に激して飛散す、是れ大王崎附近の强潮が波濤を誘起するに因る也、最著明にして礁帶の白浪を吐くもの七箇あり、之を鳴神礁といふ、又神の島は土俗オカメと云、鳴神礁の

南なる一岩礁にして、半面に露出す、海浪常に之に激して飛散す。

御座（ゴザ）崎志摩の西端なる村なり、箇用集伊勢國に御座島（ゴザシマ）郡の名を擧けたるは、本村に因りて崎志摩を指せる私稱なるべし、御座灣は濱島灣の東支にして、深入五海里、幅三海里に上る、許多の淺瀬岬埼ありて、島嶼岩礁之に雜る、船舶の泊地に適せず。○御座崎は濱島灣の東角にして、御座灣の南角を成す、欝蒼たる石崖にして、其左右に沙礫の洲濱あり、東に金毘羅山を負ひ、遠望各方極て顯著なり、白良濱（シララ）と號する山、三國地誌に見ゆ。

波よする白良の濱のからす貝ひろひやすくもおもほゆるかな、（山家集）

鵜方（ウカタ）磯部村の南にして、御座灣の淺瀬に臨む、東南は立神村に至り、山海の形狀、分裂して摸索に苦む、神鳳抄、鵜方御厨と云者此なり。○按ずるに和名抄英虞郡神戶餘戶の二鄉今其處を知らず、鵜方濱島の古鄉名は當に其一に居るべし。

濱島（ハマシマ）鵜方村の西にして、今志摩郡の西限と爲す、濱島村と云ふ、濱島港は中央に在り、御座崎と相對し南北相距る一海里半、其北なる大字迫子、西なる南張（ナハリ）共に神鳳抄に載す。○三國地誌云、濱島港は志州四箇津の一にして、水深十仞、風濤の口と雖、港中の繫泊は覆沒の患なしと稱す。

濱島渡　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　蘭齋

島嶼縈環浦口廻、海門中斷一天開、紫瀾灩碎白波立、
百道驚風捲雪來、
女郞搖櫓截洪濤、奔沫翻珠濺客袍、南紀山遙滄海濶、
賽陀釜雪刺天高、
蜑戶鮫人聚作家、層崖聳暗接平沙、春風微馆南州路、
開遍山茶樹々花、

濱島灣は南に開き、田曾崎を西角とし、御座崎を東角とし、灣口三海里、濱島港は其東北隅に位置し、浦口に鬥洲あれども、善く各方の風を避け、小船の錨泊に可なり、灣勢尚東に向ふて深入し、許多の淺瀬ありと雖、暗礁散布して船を行るに危險なり。

船越鄉（フナコシ）和名抄、英虞郡船越鄉。○今五箇所村（ゴカショ）（大字舟越）神原（カンハラ）村南海（ミナミ）村穗原（ホノハラ）村宿田曾（シュクタソ）村是なり、度會郡に屬し、東は志摩郡濱島村に至り、北は沼木村、西は一之瀨村中島村に堺し、皆限るに山嶺を以てし、南は大洋に向ひ、中に五箇所灣を抱く。船越の名は今五箇所村に屬し、中津濱と云半島を前にし、其頸部に居る、凡古人船越を以て地頸に命名せる例諸方に多し。神鳳抄、志摩國船越御厨。

五箇所（ゴカショ）今五箇所村と曰ふ。五箇所浦の首邑にして、北に龍泉山峙つ。（三八〇米突）○日本水路志、五箇所灣は田曾埼相賀埼の間に在り、口幅大凡一海里、偏北に入ると四海里、中央に於て三支に分る、其西方の二支は澳口を共にし、西南と北々西とに入る、東方の一支は北と東に曲入し、狹き舟越半島を狹みて、西支と相隔つ、各支内又小澳多し、五箇所村は東支の東澳是なり、本灣の好錨地は、西支の[illegible]間（ハサマ）村附近深浦を第一とす、此處能く各方の風を遮斷す、他の支澳は南方より强浪來ること多きを以て、碇泊に便ならず。五箇所村字城山に塁址あり、雜木茂生し、壕櫓濠塹古井の跡を遺す、古老傳へ云、中世愛洲氏之に居る、天正年中重明の時、北畠國司具教に攻滅せらると。（五鈴遺響三國地誌）因て按ずるに五箇所東宮古和の諸浦、英虞郡を離れて、度會郡に入るは、此時にやあらん。田曾（タソ）は五箇所灣の東角にして、東は御座崎に對す、田曾宿の二浦は今併せて宿田曾村と曰ふ、灣前に桂島と名くる小嶼横はる。

（田曾）

（濵浦）

佐々良（ササラ）浦は今礫浦（サヽレ）に作り、村名を南海（ミナミ）に改む、神鳳抄、「志摩國佐々良御厨」此なり、水深七八尋、船舶の來泊あり、土俗フクラと稱す、フクラの南相賀（アフカ）に赤石鼻あり、田曾埼に對向す、一名里前（サトマヘ）崎と曰ふ、神鳳抄「志摩國相可御厨」○佐々良浦の西嶺は尾を南方に延き、慥柄灣の東側を蔽ふ。

道潟鄉（ミチカタ）和名抄、英虞郡道潟鄉。○潟本書浮に作る、後世道方（ミチカタ）村あり、又神鳳抄、志摩國道方の名あるに因り之を正す。（三國地誌紀伊續風土記）○今度會郡中島村鵜倉村是なり、東は船越鄉、西は芳草鄉に至り北は東宮山を以て一之瀨村と相限る、道方と云ふ大字は中島村に屬す。

慥柄（タシカラ）中島村の西に接し、今鵜倉（ウクラ）村と改む、慥柄灣は贄島其西角を成し、筆島其東角を成し、阿曾（中島村）慥柄の小港あれど、佳泊に非ず、一名贄浦と云ふ○神都名勝誌云、慥柄浦は道方鄉にして、倭姫命世紀井に神宮雜例集に鵜倉の慥柄島とあり、國崎と同く皇太神宮朝夕の御饌御贄處と定められし舊蹟也、今に其の神戶社存せり、又皇太神宮儀式帳に神宮の四至南の遠界は鵜倞島を限るとあり、慥柄の西に大山と稱する山あり、是鵜倞島ならむか、其の山の東に連絡せる小山を今に宇久良山といふ。

（鵜倉）

贄浦（ニヘノウラ）舊慥柄灣の別名なり、今灣中一港の名と爲る、阿曾浦の西、大石鼻の陰なる小泊處を云ふ。神都名勝誌曰、贄浦は南海船舶の上下する者、必此に潮かかりするを以て、酒家妓樓軒をつらね頗殷賑なり、赤灣曲には牧島雀島などありて、風光謂はむ方なし。○古事記傳云、錦浦（今北牟婁郡）より今道五里計東に贄島と云あり、其十町計海中に、大石と云ていと大なる石あり、白檮原宮御宇天皇御歌に「加牟加是能伊勢能宇美能意斐志爾波比母登富呂布志多陀美」云々とあるは此地とぞ、凡て上代には由

もなき他國の事を引出しよめることゝばなし、彼錦浦までも天皇幸行しかば、其時に親しく看そなはして、御目に附たりしかば、後に念出られつるなり、今も其意斐志に細螺(シタヽミ)多く生附(ハヒツケ)けりと。(此說附會ならん)

東宮(トウグウ)

(奈屋浦)

今鵜方村に屬す、昔土貢(トグ)島と云ふ、贄浦の西にして、別に一浦を爲す(今奈屋浦(ナヤウラ)とも稱す)北に東宮山を負ふ、即鵜方の極にして、高凡五百米突、浦口は贄島と方座崎を以て兩角と爲す。○日本水路志云、奈屋浦は檣柄の西にある一灣なり、灣口闊さ一海里、贄島に由て檣柄浦口と相隣す、此灣は灣入二海里半にして、狹窄なる二支に分る、一は北々東に向ひ、灣首に奈屋村あり、一は北々西に向ひ灣首に神前(カンサキ)浦河内浦あり、(吉津村) 奈屋浦灣内小嶼多く皆石界なり。

神都名勝誌云、東宮の村社は土俗ヘンバイの森といふ、此の社に大なる石の鳥居あり、寛文三年河村瑞賢の建したりといふ、明の歸化人陳元贇の銘を刻せり、河村瑞賢は東宮浦に生れ、經濟の大才を展へて、名聲を當代に馳せ、功利の後世にする、者あり、江戸に殁し鎌倉建長寺金剛院址に葬る、紀府諸官楠原正曄其墓碣を序銘す、其文中に曰く、

君諱義通、元和四年生於勢州度會郡東宮莊、生而穎悟有氣、年甫十三往江都、倜儻不羈、日與都下少年游、人未有知之者也、既冠稱十右衛門、其用才能施之治生、居無幾致富、以貲雄一世、而未嘗貪近功小利、爭錐刀之末矣、人亦莫能窺其以何才而然也、當時權要皆以爲材、而未及用焉、寛文中始擧、掌與羽等州漕運事、巡觀東山北陸山陰西海山陽東海等、瀕沿海地方、風梳雨沐、跋涉殆乎萬里、籌策處置、巨細悉備、官賜若干、銖升斗以上、□達于江都、其所施設、以爲有司之法也、大君嘉賞、賜黄金三千兩、延寶天和之間、攝河二州之民、海苦水患、天和癸亥三月、少國老稻葉某奉命、巡觀河道、以求濬治之策、君亦從之、具其所見、既而發功之議定、九月君奉差、專掌工役事、貞享改元、其二月起役、疏濬築鑿、各有條理、要之濬壅導滯、使河水直達于海而已矣、苦心任勞、五年而河功始完、水患既平、寶貞享四年五月也、元祿二年、專管各所山場、開採金銀礦、前辨奥州豆州等坑、四年移病辭事、十一年賜祿百五十俵、命從少國老指揮、時年八十、先是歸佛參禪、自稱法名曰瑞賢、至是更稱平大夫、奉命管守攝河等州河功、蓋前年餘功猶有可治者也、十二年河功畢、三月歸江都復命、此日臨其一子見之、六月十六日、以疾終于正寢、享年八十二、君爲人剛毅方正、外威嚴内淵雅、慕古人非常之功、視世俗屑々、君無一足爲者、慨然有志軍國之略、而無時施之矣、若夫身起市井、致富巨萬、終獲食祿、時人雖極爲榮、而非君之志也。

(土貢島)

參宮圖會云、土貢島(トクノシマ)俗にとうくと云、昔此島より柏葉を神宮にさゝげ、柏流しと云事風宮(カゼノミヤ)に行はれ、其葉の流るは吉、沈むは凶と判したり 神都名勝志云、東宮は舊記に土貢或は土具外具と書けり、此地に神役人十家ありて、毎年神嘗祭の節、兩神宮へ秘密物(土の團子を三角柏の葉に包み賢木の枝に掛たる者也)を貢獻する古例ありて、其料として和歌山藩領の時は、田十石の高を充て給はりき。

思ふこと土貢の御島のなかかしは長くぞたのむしげきめくみを、(壬二集) 寂阿

古事記傳云「仁徳天皇の大后、豊樂(トヨノアカリ)したまはんとして、御綱(ミツナ)柏を採りに木國(キクノクニ)に幸行まし、其還ります時、難波崎に其葉を散て、故柏濟(カシハノワタリ)と云ふ」記紀并に見ゆ、鴨長明伊勢記曰「此國に三角柏と云者あり、小侍從が歌に

神風や三つのかしはに問ふことの沈むに浮くは涙なりけり、

とよめり、是にて占ふ事あるにや、この度人に尋ぬれど聞及ばぬよし」云々、今の世には志摩國とその島と云處に、木の上に蔓の樣にて生たるを、昇りて伐り下すに、其蔓ひらに伏すを、取らず墜さまに落たる計り取る、神宮の祭に奉る物なりと、或人の許より贈れるに、柏の樣にて、廣三四寸長三尺計り、誠に常の草木の葉には似ずとあり、袖中抄曰、俊頼詠に

神風や三つのかしはに事問ふて立つを眞榊に包みてぞ來る、

私云、伊勢大神宮に三つの柏を取て占ふ事あり(投るに立つは叶ひ、立ぬは叶はぬ也、此故に逢ふ事を占ふに、立ては取て袖に包みて悦ぶ也。明徳記(古事類苑所引)伊勢神宮の祭禮に、三角(ミツヌ)の柏葉(カシハ)の盃とて、二見の東なるサラ島と云所にて、柏の葉を取事あり、此島險阻にして通路なく、高鹽の絶たる時島陰に船を浮めて、此柏の葉を浪の上へ切落し、其神杯になるべきは必浮ふ、是を柏の神と號す。

芳草(ハウザ)郷

和名抄、英虞郡芳草郷。○今度會郡津島村(大字方坐)吉津村(大字神前)是なり、西は二色郷長島驛等にして、北牟婁郡に屬す、北は瀧原村大内山村と山脈を以て相限る。

吉津(ヨシツ)

(神前)

今吉津村は河内神前等の大字ありて、神前は小隰を爲す、神鳳抄、「志摩國、吉津御廚」、東寺百合文書「正和三年、七條院領、吉津御厨」○拾玉集云、神宮之中、禮奠之間、爲永例者、長柏謂之三角柏、件柏者、志摩國吉津島土貢島内、在山中生木上也、吉津島、風土記曰、昔行基菩薩、請南天竺婆羅門僧正佛哲、植三角柏、爲太神宮御園、天平九年也」云々。

方坐(ハウザ)浦

今島津村、大字方坐、東宮奈屋浦の西、古和浦の東也、神前隰の南徼町に在り。日本水路志云、此浦は浦口濶凡半海里、狹窄なる二支灣あり、其東灣首に方坐村あり、諸舟に危險なれど、水深くして而も狹きに過ぎ、錨地に

通せず。

古和 今島津と改む、吉津村神前の西一里にして、北牟婁郡錦村を去る二里。○日本水路志云、古和浦は方座の西二海里、浦口九鏈、偏北に向ふ一海里にして、濶さ四鏈と二鏈との二支に分かる、二支倶に一小村なり、東支は古和浦にて、北東に向ふ八鏈濶さ平均二鏈、中央に一小岩あり、岩上に廟宇あり、西支は西北西に向ひ浦中水深しと雖狹きに過き、勧むへきの錨地に非ず、船舶若し此に泊せんとせば、西支の灣首を擇むべし。

北牟婁郡

北牟婁郡

伊勢國度會多氣郡の南、大臺原山の東面なり、南は紀伊國南牟婁郡に接す、舊志摩英虞郡二色郷の地にして、天正十年、新宮城主堀内氏嘗略取して、牟婁郡に併入す、和歌山藩治の時、之れに因り與熊野浦と總稱す、近年牟婁郡を分割し、其南牟婁北牟婁は之れを三重縣治に屬せしめらる。地理を按ずるに、南牟婁は本有馬村と稱し、其形勢紀伊に屬するを當然とす、故に本編は唯北牟婁を取り、志摩國の下に係くと云爾。

本郡は荷坂峠を以て度會郡に通し、西南に走る事十里、八鬼山に至り南牟婁郡に連る、大臺原其背に盤踞し、大杉谷(多氣郡)北山郷(大和國吉野郡)は山嶺相限る、前面は熊野洋にして、東に崎志摩を望むへし、山高く水深しと雖、田土に乏し、纔介竹木の産を以て生計を資く。港灣多しと雖尾鷲の外大邑なし、今一町九村人口三萬、郡衙を尾鷲に置く。○三國地誌云、節用集伊勢國二色郡と云は、和名抄志摩國二色郷に當るへし。

(二色郡)

二色郷 和名抄、英虞郡二色郷。○今錦村北牟婁郡の東端に存す、二色は本廣く南牟婁郡の邊まて被むれる名なるべし、神武天皇の舟師到着せる荒坂津丹敷浦は、南牟婁郡栖崎の西に存すれば也、因て按ずるに和名抄英虞郡二色郷は、彼丹敷浦の一部にして、志摩に入れる者を曰ふ、又英虞郡餘戶郷あり、蓋二色の剩餘にして、此二郷今の北牟婁郡ならん、中世志摩錦御厨と云ふは、即今の錦村長島村二郷村等に當る如し。

荷坂峠 錦村の北に聳ゆ、拔海五百米突に及ひ、東宮山(古鵜椋嵩)と大臺原の中間なる山隘なり、延暦儀式帳に大神宮の禰界を記し、南は志摩國鵜椋嵩錦山坂と曰ふ、其錦山坂即此なり、今荷坂と呼び、其下に二鄕あるは、贄の譌りにや、即度會郡北牟婁郡の交界にて、札所順禮街道之に係る。

錦 今錦村、舊錦浦と云ふを以て、諸書に山家集に「伊勢の邊地の錦の島」と云ふを此に充つ、南牟婁郡荒坂村も二木島の名を遺せは何地を眞と爲すへきや、紀州名蹟考云、錦浦を島方とも稱す、志摩方の義なり「伊勢のへちの錦の島」と云も此なるへし、伊勢につゝけは也と。○按するに、神鳳抄「志摩國錦御厨」又東寺文書「正和三年、七條院領、錦島御厨」あり、前者は此にて、後者は二木島なるへし、同名なれど兩地相異と知るべし。日本水路志、古和浦より錦浦に至る間は、海岸三海里半、幾んと直條の岩崖にして、海に面し山脈險峻、頗高く、樹木鬱然たり、錦浦は長さ八鏈、其附近及錨地倶に危險多く、船舶に無用の地なり。

長島 長島村は度會郡大内山荷坂峠の南なり小驛にして、泊船の浦あり、長浦と云ふ、二郷村赤羽村錦村等之を繞る。紀伊續風土記云、長島御厨は水本莊司文書に見ゆ、本志摩國なり、天正中、新宮城主堀内安房守氏善、北侵して長島城を取りたるより、從來く牟婁郡に屬す。

三十三所圖會云、長島浦は札所街道の宿にして、商家旅籠屋乏しからず、原來海濱なれば漁師の家多く、平日に樹鬼鈎を垂れて活業とし、殊に鰹節を製す、故に、家毎の軒に、竹簾をのべて、鰹の肉を乾し或は煮と又は削るもありて往來の左右せきまでに並べたり、諸國に於て熊野節と稱ふるは、此邊より出るなるべし。○日本水路志云、長浦の海面に一島あり、大島と名づけ、南北長三鏈濶一鏈、其樹頂高三四〇呎にして、海方より望めば著明也、佐波留島は大島の頂より南東にある黒岩なり、大島頂の北微西二海里に長浦あり、四季小船の好錨地とす、然れども大船に在ては南風を避くるよし、此灣に近つくに當て遠く海方より望むときは、險岩の散點するもの多きか如しと雖も、皆許多の小嶼にして遠く離れて航過せば、敢て危險ならず、灣の北濱は礫灘より成り、其西側に長島二郷の二村あり、二村の間一河口あり、此河の流通せる溪谷は能く耕種を施し、各側の山は高くして樹木蔚蒼たり。

(長浦)

島勝 長島浦の南四海里、引本浦の東なる半島地に在り、長島々勝の間、陸岸に近接して鈴島及び五六の岩嶼あり、島勝は今引本村に屬す、此半島は尾鷲灣及引本浦の屏障を成す者也、須賀利浦は島勝浦と表裏して、其南面に在り。

日本水路志云、長島浦大島の西南西三海里半に島勝浦あり、一小半島の北岸に居る、小船は偏西風の間、茲に避泊するを常とす、灣内二澳あり、南澳は濶さ僅に二鏈、岸傍に村落あり島勝と云ふ、北澳は東方に開き沙濱なり、二叉埼は島勝浦の東方凡一海里に在り、埼頭北東に向ひ、二支に分れ其東一鏈半に二岩嶼あり、其形秀拔なるを以て認め易し、其高さ略ぼ相同ふして、低潮には此二嶼幾

んと相逆接す、海底嶮惡なり。

須賀利(スカリ) 今引本村に屬す。○產業事蹟云、須賀利浦は漁村也、其捕鰤の術は灣中に於て立切り、魚を要所に驅逐して捕ふ、一般普通の法にあらず、而して又捕網と稱する敷網を入れて捕ふ、此等の漁法を發明せしは文政五年の事にして、同浦芝田吉之丞と云ふ人なり、又同郡矢口浦の鰤漁は其網の構造須賀利浦に同じ、該地の創業は浦中藤兵衞に起る、實に寛政十一年なり。日本水路志云、須賀利浦及び本須賀利浦、此二浦は尾鷲灣の北濱にあり、倶に狹窄にして水深し、島勝と同半島に在り、須賀利浦は能く諸風を拒ぐを以て、和船は村落前面の岸に接して滯泊す、然れども大船を容るへからず、其東方寺島埼の本須賀利浦は、須賀利浦の如く水深からずと雖、不便利且避泊に適せず。

引本(ヒキモト) 長島村の南三里、相賀村の東に接す、港灣太佳なり、浦の北東に接るを大字矢口と云ふ、島勝半島の頸部に當る、又浦の西相賀村との間に一小湖あり、大臺原山より出づる諸溪澗之に湊集す。○引本は古相賀莊に屬し粉本(コノモト)浦と曰ふ、木本莊司氏古文書、寛喜三年、志摩國木本(コノモト)御厨は此なるべし、南牟婁郡の木本浦に相分たんが爲め、東木本とも曰へり。三十三所圖會云、船津より粉本に至る、此地は入海の船着にて、人家多くして繁昌なり、河岸に蛤剣石の觀音堂と云があり、向南には朋越峠に岩船地藏堂あり、左の峯に天狗の岩屋あり、之を廻りて尾鷲浦へ出づる路あり。日本水路志云、引本浦は其大さ尾鷲灣に次き灣の北部にあり、尾鷲浦口より北々西に向ふこと一海里夫より北東に折入すること二海里、到る處水深し、灣首矢口村落附近に向ひ、漸次に水深を減し、八尋の處に全く諸風を遮隔せる好錨地あり、又此の浦の西側曲處にある引本村落の東面は、岸に近く水深く大船を泊すへし、其西に河あり、銚子川と曰ふ、河口より半里以上端舟を行るべし、河口を上る凡半里にして左岸に臺石湖に入るの口門あり、銚子川は溪間を曲折流通し、各側の山は樹木密生し高且險にして、山下は耕圃あり。

（粉本）（木本）

相賀(アフカ) 今相賀船津引本の三村に分る、舊相賀莊と稱す。木本文書、弘安九年、志摩國合賀御厨と云もの此なり。船津(フナツ)山相賀の北に在り、卽大臺原山の支峯にして、其陰は勢州宮川の源、大杉谷なり、船津村より大臺原に登陟するは、西方三里餘、無双の險嶺絶壁なり。

尾鷲(ヲハセ) 今尾鷲町と云ふ、相賀引本の南一里に在り、北牟婁郡衙の所在にして、戶數一千、熊野洋上の一要津なり、三重縣津市を距る三十里。○尾鷲は大臺原山の南麓にして、西は北山郷(和州吉野郡)峯嶺を抑へ、東大海に向ひて放つ、謂ゆる山大に海濶く、竹介竹木の產、饒富の地たり、中にも尾鷲浦の傍鞍谷(クラタニ)の江南竹は、和歌山藩主の移植せる者にして、地方第一の良林と稱す。○三十三所圖會云、尾鷲は古本(引本)より行程一里半、亦舟着の津にて、工商の家列ぶ、近隣に比びなき繁華なり、此より矢之濱を經て、南は八鬼山にかゝる也。日本水路志云、此灣は多樹の高山之を繞り、九木埼と寺島埼との間にあり、灣口濶さ四海里、深入四海里半、灣內四支に分る、尾鷲、引本、矢口、須賀利と曰ふ、尾鷲引本の外は和船の泊地に過ぎず、凡此灣は夏時は驟雨多く、冬時は温和にして氷雪稀なり、尾鷲浦は西南にあり、四支中最大也、門口東に開く、其浦內水深は灣首長沙濱の北邊にある尾鷲村落の方に向ひ漸次減少す。

（尾鷲灣）

八鬼山(ヤキヤマ) 尾鷲の南に在りて、今北牟婁郡の南界をこゝに限る、舊志摩國と紀伊國の境は八鬼山の南四里、荒坂村楯崎なりと云ふ、或は然らん、九鬼村は八鬼山の東浦にして、本郡に屬す。三十三所圖會云、九鬼村の西北に松本浦あり・中古行野(コウノ)浦の民屋を此所に移して、今は行野と云ふ、相傳此地は釋陽勝仙法を修したる熊野山松本の峯にて、陽勝叡山の舊友に逢て談話して去りしと元亨釋書に云へるは此浦の西八鬼山歟、八鬼(ヤキ)山は上り五十町下り四十五丁、山路險阻也、月輪寺と云は嶺より一町北方にあり、本尊三寶荒神、尾鷲より此所迄七十五丁、是より三木浦へ七十五町、新宮へ十二里半。

九鬼(クキ) 此村今行野(ユキ)を併す、八鬼山の東麓にして、尾鷲の東南三里、其南は南牟婁郡北山內(ワウチ)村三木(ミキ)浦に接す、三木崎を以て海上の交界點と爲す。○九鬼浦は波切鳥羽の城主九鬼氏の故里なり。九木埼は、尾鷲灣の南角なる高崖角にして、高さ七四八呎、上に一小樹林あり、其內方に鬱蒼たる樹叢あり、高さ一三五〇呎、是より山徑西方に蜿蜒して、八鬼山の山脊及び尾鷲灣上の高き山脊と相連なる、海岸は二三の露岩あり、三木崎と九木埼との間、海岸に灣を成す、其北灣を九木浦と曰ふ、灣入一海里半、灣首に於て距濱凡一鏈半、水深十二尋の處を小船錨地とす、其狹口は濶さ一鏈、中界の水深八十尋乃至八十五尋、和船は多く此に泊す。

（[illegible]）

紀伊國

（紀州）（木國）

紀伊國　北は和泉河内と葛城、雄之山の脈を以て相限り、東は大和伊勢に至り、南西は海洋に對ふ。地勢大別して熊野浦、高野山の二域に分つへし。熊野浦は牟婁、日高の地方にして、高峰大山を北に負ひ衆水皆南に向ひて海に入り、高野山は有田、海草、那賀、伊都の地方にして紀之川阿瀨川の二水西流し、野山は其間に屹立し水畔平夷の地多し。故に云ふ、紀州西北膏沃、東南山僻、海濱廣斥にして魚介に富み且柑橙の產饒なりと、其良材の產あるは卽木國の名を負ふ所以也。○紀伊は國形箕舌の如く、沿海の汀線一百五十里、海道七十餘里と稱す、横幅は狹處凡九里廣處十四里、面積三百八十方里。今海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁、南牟婁、北牟婁の九郡に分る、凡南牟婁北牟婁は三重縣治に屬し、自餘は皆和歌山縣に隷す、人口六十万、紀州とも曰ふ。

紀伊は木國の義なり、日本紀神代卷に「素戔嗚尊之子、號曰五十猛命、妹大屋津姫命、次抓津姫命、凡此三神、亦能分布木種、卽奉渡於紀伊國也」と、故に古書紀國にも作る、伊は添字にて發聲せずして可なり、地名此例多し。國造本紀に據れは古へ紀國造、熊野國造の二家あり、而て紀國造に宇治氏と荒河刀辨の二流ありしに似たり、宇治氏は武內宿禰の外戚にして其家大に興る、以て今日に傳統す。荒河刀辨は後世聞ゆるなし。また記紀二典并に古語拾遺を合考するに、出雲の素戔嗚尊の諸裔神夙に本州に往來したまひ、伊弉冊尊の舊跡亦熊野浦に遺る、延喜式本州所載の明神大祀は大略出雲の諸神に係る、紀雲二州親密の交涉あるを知る可し。而て神武帝の時に名草戸畔あり、崇神帝の時荒河刀辨あり、並に女子の家刀自にや、此女家恐らくは往時出雲の諸神に結へる一流ならん。○延喜式、和名抄、紀伊國七郡、南海道に隷す、然れとも續紀「養老三年、始置按察使、五年、紀伊隷大和國守焉」と云ふことあれば天武文武の兩朝に南海道に隷屬せしめられし後、一時は畿內に改屬せし事もありしに似たり、地形より論すれは之を南海とも云ふべく、亦畿內と爲すも可なり、而て仲哀天皇の紀に「巡狩南國、至紀伊國、而居于德勒津宮」とあるを想へは、本國を南海道に隷するも由來久しと云ふへし。○孝德帝大化改新の發令ありし時、紀國の兄山を以て畿內の南限と爲したまふ、兄山は伊都郡の西界に在り、當時伊都郡は大和國吉野郡に屬したる歟、不審。又戰國の比熊野新宮の堀內氏志摩國の地を侵略したるより、後世荷坂峠以西を牟婁郡に屬せしむ、今の北牟婁郡卽此侵地なり。本篇は地理の自然に從ひて北牟婁を志摩國に係屬せしむ。

紀伊水道　凡紀伊の海洋は、南方は熊野浦にして之を熊野洋又紀州灘と云ふ、西方は四國と相對し之を紀伊水道と名つく、其狹隘部淡路島に對する所を紀淡海峽と云ふ、卽友島瀨戸なり。○水路志云、紀伊水道は四國の東岸と紀伊の西岸との間にあり、日ノ御埼と蒲生田埼とを以て其外口を成し、夫より淡路島に至る迄其長さ約二十海里幅十六海里乃至二十五海里なり、紀伊水道より內海に入るの好航路は友島水道なりとす、若大阪或兵庫に行くへき用なき時は、鳴門を取るは捷徑にして前航路より近きこと三十五海里なりと雖、最好の時機に投するにあらされは決して之を取るへからすと云ふ、此水道に於ては豐後水道と同樣にて屢々强き北風あり、而して紀伊海岸近傍に於ては地風多く、時として山嵐來る。

紀州木綿○此國古は「麻もよし」の冠辭ありて、續紀「大寶三年、紀伊國、奈我名草二郡の布調を停め絲を獻せしむ」とあり、延喜式には細布の二種并に紙麻の國產を載たり、近世は河泉二州と同く木綿の生產大なり、文政嘉永皆其流なり。○名所圖會云、木綿は當國第一の名產にして、他に比類なし、諸所の村秋季には宛も雪景の如し、當國に麻もよしと詠したる古歌を見えたり、古は麻を多く作り出せるならん、今は其のさたなし、專ら木綿を作るとにはなりぬ、麻綿は同く物類にて土地の氣候に應ずるなるべし、又近き比は紋羽を織る、此木綿は寶曆七年に起る、和歌山城下の足袋職の綿底地を織りたるより始るなり。○產業事蹟云、明治四年、中之島へ吉田某和歌山藩兵の被服に供せる小倉織の綿製織條を交ぜ布の毛に擬き、種々の工夫を經て舶來フランネルに擬似する者を成すを得たり、乃翌年より其方法を市中の織工に傳へ專之を製す、號して紀州ネル又綿ネルと云ふ、今年額百數十万圓の價ありと云。

紀州蜜柑○蜜柑の產地各所にあれども、其風味出類を比すれは紀州を推して海內第一とす、其果實は原來本地の產に非す、天正二年の比、有田郡系我庄中番村の人、肥後の八代より苗木（溫州橘なるべし）を求め得て之を栽植せしより、漸次各地に繁植し、遂に今日の如き著名の物產となる、近時の調査に依れは柑橘田の段別千百五十町步、產出額百八九十萬籠の多きに登り、其の最產出の多きは有田郡、之に亞ぐは海部郡なりとす。天正の頃に溫州蜜柑本邦周防にありしにや、大內家に之を進獻せる古文書、新編武藏風土記に見ゆ。（產業事蹟）

寄興　祇南海

宗藩雄府屹如桓、表裡山形龍虎蟠、江灣千今南國紀、
金湯自古大邦翰、炎洲翡翠巢珠樹、碧海珊瑚拂釣竿、
更有蓬萊稱仙窟、憐慈佳氣五雲蟠、
六鰲湎處是蓬萊、徐福當年醉不回、十二樓臺空縹緲、

五十猛女何在哉、理髪[illegible]還、金[illegible]王[illegible]宗推、
官說三山在海外、海外無人[illegible]來、

海草郡

海草郡 明治二十九年、[illegible]名草[illegible]二郡を合同して海草の名を立つ、和歌山市中央に居り市街を布く、[illegible]十一村人口十三萬、[illegible]を各村の秋月に置く。

名草[illegible]本と一境なれは古は名草を總名とし、其沿海の地[illegible]、三宅濱中[illegible]を海部郡と爲したるのみ、後に延[illegible]、[illegible]海部の[illegible]名草に[illegible]けたり、近年合併[illegible]之[illegible]名[illegible]に復せずして、漫に不[illegible]字の名[illegible]今[illegible]たる[illegible]

名草郡 明治二十九年廢して其地域は海草郡に入る、名草は[illegible]名[illegible]、[illegible]名[illegible]ありて之を詳にし難しと雖二十餘郷あり、即苑部、直川、野應、大屋、島、日前、[illegible]、大田、有真、大宅、[illegible]部、[illegible]、須佐、伊太祁曾、津麻、且楽、大野、[illegible]なり、[illegible]せは國[illegible]と日前神戸郷の如き神社の所在より而て神戸と稱する神封之に混同し、郷の分域太た明瞭を[illegible]推せは二郷一境なれど、日前神戸は別に[illegible]の地に在りしや[illegible]はる、[illegible]式に「紀伊國、名草、[illegible]」とあれば之を伊勢の度會郡に比視して政治のつかさ他に異なりしを知る、天照大神の前[illegible]なれば也

日本書紀神武天皇東征の時「軍至名草邑、[illegible]名草戸畔者」とあり、（名草山[illegible]山陵[illegible]考すべし）舊事紀云「素戔嗚命六世孫、[illegible]御[illegible]主命[illegible]紀伊名草[illegible]爲妻、生男大御食主[illegible]」又[illegible]命、[illegible]紀國造智名曾[illegible]中名草姫」とも、名草戸畔は蓋古時[illegible]國の女酋にして、即出雲の諸神の眷族たり、凡出雲の諸神の紀伊國を開きたまへる事は國名の下に注する如し。又神武帝天道根命を以て國造と爲したまへるより子孫世襲し、其國郡制度を定められし後は大領に兼補せられし者あり、聖武紀「神龜元年、幸玉津島、造離宮、名草郡大領紀直摩祖爲國造」と見ゆ、後世に至るまて一州の名族たり

海部郡 明治二十九年廢して其地域は海草郡に入る。和名抄、海部郡四郷に分ち阿末と注す、仲哀紀に阿[illegible]利[illegible]とあり、正保圖[illegible]海士に作れり、此一郡は本[illegible]明天皇名草の濱に[illegible]部屯倉を置きたまふに起因し、後[illegible]て、[illegible]るも名草郡の海濱三區を分割したるなれは、境域[illegible]合せず、即余戸賀太二郷は紀之川の北なる峯山の[illegible]とす、[illegible]家郷は即[illegible]倉の地にして雑賀埼に在り、濱中郷は既に和歌浦の南に[illegible]大埼に在り、故に後世二郡の境界變易すること數々なりき。又近世日高郡の海部に南海土郡の私稱ありしも本郡に關與せず。

延喜式云、[illegible]大嘗祭、凡應[illegible]神御[illegible]加物[illegible]料者、差卜部三人、遣三國、紀伊國所獻、[illegible]生鰒各六籠、[illegible]郡志[illegible]古毛各六籠、螺貝[illegible]十顆、直[illegible]賀多潜女十人量[illegible]採備之、此海產の獻備は古の海部屯倉の民の所職にして、[illegible]政の一要事と爲したる者ならん。

紀之川（木川） 紀伊川又木川に作る、上游は即吉野川（和州）にして大臺原及高見山に發源し、西流十數里にして本州伊都郡に來り始て木川と稱す。高野山より出る丹生川野上川を容れ、那賀海草二郡を貫流し數堰を分ち、和歌山市の西北に至り海に入る、長三十里。川口より州界に至る十三里、舟楫は仍其東五條に通す、凡十四里。吉野山中の木材は筏に組みて流下し、紀之川口に至り更に大船に積替以て遠地に運致すと云ふ。○紀之川は往時和歌山市の東部に支派を分ち南流二里和歌浦に注く、今の雜賀川と云ふ溝渠は其遺跡なり、又豐臣氏の南征に方り紀之川を岩出郷に塞き之を太田城に浸灌せしめし事あり、今の六箇堰は[illegible]流なり。近世南岸の堤防を完全にし洪水の害を除く、河口變遷の事は尚其[illegible]邊に述ぶる所あり。

春たけて紀の川しろく流るめり吉野の奥に花やちるらん、（夫木集） 平 泰時

入紀 頼 山陽

幾樹青松夾路堆、遙看城環[illegible]開、沙川[illegible]人呼渡、此水知從芳野來、

余戸郷 和名抄、海部郡余戸郷、○今貴志村木本村等の地なり、刊本余を全に誤る、蓋余戸は海部と同義にして阿麻利とも曰へるに似たり、故に紀文集「紀の國のこほりともよめる、いさ、なか、なくさ、あまり、ありた、ひたか、むろ、いとなかきよはなくさますあまりありたえすひたかんむろにすまはや。」

此に古言海部と余戸と同訓にて余餘亦俗相通也、貴志は天平神護元年海部郡岸村行宮の地にして、木本村は大安寺領なれば八幡宮あり。其海岸を紀伊濱と稱したり、今の松江村なるべし、紀之川の北岸なり。

貴志 和歌山市の北一里、東は楠見村に至り西は木本村に至る、北は男之山[illegible]を負へり。○名所圖會云、貴志庄坂谷の猿引貴志氏あり、家系に云其先は小山判官政氏より出て、當國に住すると既に久し、先代淺野紀伊守幸長のきこゆるありて國中に命じてあまたのさるひきをかれが配下に屬しむさいふ。猿引は東鑑「寛元三年四月、左馬頭入道正義、自[illegible]作國領所、稱將來之由、獻猿於御所、彼猿舞踏如人倫」なと見ゆ、古より此業ありし也。

岸村行宮址 續紀、天平神護元年、行幸紀伊國、到玉津

島、還到海部郡岸村行宮。○岸村今貴志庄といふこれなり、志かるに其ところさたかならず、或曰いにしへより士人榮谷行宮といへることを口實とすれば此ところなるへし、此村の田にみかどと字するところあり、おそらくはこれならんか、なほかんかふへし。〔名所圖會〕今貴志村大字榮谷。

（榮谷）

紀伊濱 今木本村の南大字小屋井に松江村の礒なるへし、正應二年湯淺黨結番次第に「十番、他門、六十谷（今有功村六十谷）紀伊濱」とあり。永承三年關白賴通高野詣記の玉津島遊覽のつゝきに「未剋、還御御船、寶殿供御湯漬、國司獻檜破子荷、申剋於木濱、御御馬、自笠道山令通給、其端海濱作月、亥剋之終、着御日根御宿、國司御儲如例」と見ゆ、此路程は紀之川を渉り木濱より貴志村大字梅原の奥なる三笠谷を踰えて、泉州深日浦淡輪浦を經過せしと思はる、男之山を越ゆるに此を最平易となせばならん。又賀茂文書に寛治四年御厨八所の一を紀伊國紀伊濱と爲す當時其神領なりしと見ゆ。

（松江）

野崎 貴志村の南に接し、紀之川の北岸なる一村なり、大字北島は和歌山市と水を隔てゝ相對し長橋を架す、加太浦より泉州谷川深日淡輪等に通する便道なり。紀之川は北島の西南二十町にして海洋に入る。

詠懷　祇　南海

楚天一望海雲徹、南客秋来未得歸、弱水月明鴻雁泊、
松江霜落蓴鱸肥、家曾白鷺洲前住、身仍青山雲外依、
借問故人誰得在、蘆花零落舊釣磯、

總持寺 野崎村大字梶取に在り、淨土宗西山派の一檀林也、寶德二年開基、明秀光雲上人、赤松播磨守則村の息信濃守範資が第二の子なり、後奈良院正親町院の兩帝志きりに勅願の綸旨たまひて官寺に命ぜらる、志かのみならず代々國主の喜捨ときとして絕えたることとなし、宗風の光輝日々にあきらかなり。〔名所圖會〕

木本 今木本村西脇野村の二と爲る、蓋紀伊濱の本村の義にして中世は東庄西庄の二に分る、西脇野即西庄なり。貴志村の西、加太村の東南にして海灣に臨む、其西角を田倉崎と曰ふ。○名所圖會云、木本村は古へ堺浦と曰ふ、總して海濱には往々あることながら此地昔は遠淺の海なるが、その干潟に墾田して民戸も建つゝきて、遂に村里となれるなり。

紀の海のさかひの浦の沖つ藻をはるのひくらしかつく海部人、〔夫木抄〕　律師　賴尚

按に貴志村に榮谷あり、木本村に堺浦ありもと同語にて酒部の義にや、府中の酒部を參考すへし。又西脇野村大字礒脇は萬葉集に礒浦とよめる地なりとぞ、

礒のうらに來よる白波返りつゝ過きかてぬれは岸にたゆたへ、〔萬葉集〕

木本は大安寺資財帳に木本鄕と記し「紀伊國、木本鄕、葉原佰漆拾町、四至東川、西百姓興田、南松原、北山之限、右飛鳥淨御原宮御宇天皇歲次癸酉納賜者」とあり。中世は湯淺黨の掠有にして正應二年結番次第に「十四番、他門、木本東庄、十五番、同、西庄」とあるは此なるべし。然るに牟婁郡にも木本浦あり亦湯淺黨の掠有と說く者あり、按に木本の名は此なるを本とし熊野浦へは後世移したるならん。（牟婁の木本參考すべし）

木本八幡宮 西庄（今西脇野村）に在り、神功皇后新羅國征伐の歸途、武内宿禰に命し皇子（應神天皇）を奉して横に南海を渡り、此に至り船を泊て上陸したまへる遺跡とぞ。續風土記云、木本庄は上古紀之川の海口にして、東南今の湊村の地と相對して灣曲の海津なり、日本書紀に紀伊水門とあるは此海口を云ふ、後沙濱を海面に起して廣野西南に開けたり、且紀之川の委口しばしば變遷し、雜賀の方へ移りたる事あるより、數經悉開けて今の姿と爲る、木本八幡宮の社傳に「武内宿禰、乃奉命、横出南海、泊紀伊水門、遂上陸而造行宮、始駐蹕、因名此地、曰志曁斯之原」と曰へり。○按に此社は大安寺八幡宮を勸請したる者ならん、應神駐蹕の遺跡と云ふは疑はし、日高郡衣奈八幡宮を參考すべし。今木本八幡宮に嘉慶應永永享の間、平氏盛、前對馬守惠盛、中務丞盛直等の古帖を藏む、又文久元年孝明天皇御願の旨ありて、正一位を授け寶鏡を進奉したまふ。明治二十九年征清紀念碑を域内に建つ、碑銘に「昔者神后扱旅入紀、駐蹕茲土煮營壘時、奉祀千歲至今凛烈云々」の句ありとぞ。〔名勝地志〕

田倉埼 木本村の西方に突出し、南は浦初島に對し東に斗入する和歌山灣の北角を爲す。萬葉集畧解に飽等は今加太庄の西に在りとあるは、即田倉なるべし、古今の轉訛にや。

（飽等）

木の國の飽等の濱の忘れ貝我はわすれずとしはふれとも、〔萬葉集〕
網引する海子とや見らむ飽浦のきよき荒礒見にこし吾を、〔同上〕

日本水路志云、田倉埼は友島水道口の東角にして埼傍深水なり、一里を離れて航す可し、加太浦は田倉埼の北にある一灣にして、其中央水深四尋乃至六尋の處に錨地ありて、南側に波止場あり好上陸處なり。

賀太鄕 和名抄、海部郡賀太鄕。○今加太村なり、木本村の西北に接し葛城山男之山の脉の西端に在り、淡路國と相對し相去る四海里許、即大阪灣和泉灘（茅渟海）の南隘にして無比の要衝なり、近年此に防備の築營を修成せらる。

加太 續紀、大寶二年、始置紀伊國賀陀驛家、また後紀「天長二年、慶雲見於紀伊國海部郡、賀多村江島」とあり。延喜式に賀太驛馬八疋、又賀多潜女十人など見え、靈異記に蚊田と作る、太は濁りてよむべし。○諸州巡覽記云、加太は民家千軒ありといふ、富人多し、加太と淡島は民家つゞけり、淡島大明神の社あり少彥名命なり、此所は

(形見浦)

和泉の山よりつゞきたる出崎なり。○名所図會云、加太浦は淡路の瀬戸にして、諸國廻船上下みな此に汐掛りする所也、市店軒を連ね海には二つの島ありて友か島と云ふ、南なるを沖の島北なるを地島といふ、沖の島の瀬戸を西の渡また由良の渡ともいふ、淡州の由良に對せし島なればかくいふなるべし、所謂和泉名所とする地にはあらず、地の島と沖の島の間を中瀬戸といふ、また北なる地島に近きを牛ケ首の瀬戸といふ風光佳勝にして至ては先竹の画賛に形見浦とつらねたり。

藻苅舟おきこぎ来らし妹が島形見の浦にたづかける見ゆ、〔萬葉集〕[illegible]風立つ[illegible]には在れく往く次の過ぎにし妹がかたみとそ来し、〔同上〕其名のみ形見の浦の友千とりあとを忍はぬときのまもなし、〔玉葉集〕　前[illegible]

[illegible]文左と云者、五十[illegible]氏、紀州加田浦の人、[illegible]紀州より[illegible]、以て風帆に充て、海上[illegible]して之を三都に售ぐ、一年東都[illegible]大に作り、[illegible]方の海船皆風に悩れて敢て發せず、文左一行十有九人、[illegible]必死を期す、[illegible]一晝夜にして江戸に達す、都商欣迎して以て神助の致す所となす、文左乃ち價を定め[illegible]、利市萬倍、一朝にして五萬金を[illegible]、即十萬[illegible]を買ひ又船載して之を京攝の諸國に鬻ぐ、幾もなくて富一郷に甲たり、遂に江戸に移り、享保中年六十餘にして死す。〔本朝[illegible]新志〕

淡島神社　延喜式、加太神社名帳に列す、海部は郡名草の分地なれは前編に因れる也、今加太村に在り、淡島明神と稱す。初め伴島の神島に鎭坐したり、後世神道者流之を伯耆國粟島の少彦名命に引當るは誤れるなり、蓋賀太浦女の氏神なるへし。

俗説辨云、粟島神社加太村の西南に在り、古は友島の小島手と云所に鎭坐、後此所に移す云、俗説に粟島大明神は女體なる故に婦人の病を守り給ふ、是住吉大明神の妃也、帶下の病に因て陽神嫌みて粟島に流し給へり、此故に婦人の病を祈る必感應有と云へり、白井宗因曰粟島明神女體に非す、高皇産靈尊の子少彦名命也、神代巻に大巳貴命少彦名命心を並せ天下を經營し、或は成る所もあり或は成らさる所もありて、淡島に至り給ふと記せり。○按に少名彦の居れる粟島は、日本紀に伯耆國相見郡と注したれは本國の淡島と相混亂すべからず。此淡島は古事記に見えし神代紀には淡州に作る、其考證は下條に見ゆるごとし。本社は今四坐を祭り、[illegible]神名帳に海部郡坐從四位上粟島大明神と號す、攝社中言神は俗に結婚神と稱す、四坐は今少名彦名命、月讀命、大巳貴命、神功皇后と云ふ、又古来の傳説に粟島神は婦女の守りを皆まさせ給ふと云ふ、[illegible]にて曰く神功皇后嘗て少名彦の御形を祭り、阿末加豆と名けたまふ、是れ本朝雛人の濫觴にして、粟島神の婦女を守らせ玉ふ所以と、皆證なきに非す。○延喜八年報判住吉大社解状に據れは、粟島は小島辛島鈴刀島と共に住吉御厨たり、

住吉本小島辛島粟島鈴刀島御厨本縁起

右皆息長帯姫皇后御宇依大神御願所奉寄朝食夕食御厨所御厨也

と見ゆ、此小島辛島鈴刀島は詳ならねと、本國の中なる古くは本字を冠せるにて知るへく、俗説粟島神は住吉大神の妃にましますと傳ふるも、住吉御厨なりけれは附會せる者の如し。之を要するに粟島神は加太の濟女の祭れる者なれは、婦女擁護の説あるのみ、爾餘の事は信據に足らず。

海南竹枝　　祇　南海

郎報歸期在月前、探得神籤答金釧、料得淡島布帆影、不是房船是萍船、

加田竹枝　　久野　玉城

落浦千帆夕陽高、瓜皮賣盡[illegible]肩一緊[illegible]三月、占得春[illegible]不[illegible]、

加陀寺

加太村の背なる高地に在り。名所圖會云、葛城山修行の道場にて、役小角開基、代々山寺をみかきて巍々然たりしに天正兵火に烏有となる、然りといへ共、毎年三月には三百餘の行者諸國より集り来りて、友ケ島をはじめ當浦にある所の行所のこりなく修法す、されは聖護院宮三寶院門主南山御[illegible]行の側、かならず當院に入御ならせ玉ふ舊例にして、是當院を葛城一の宿とする所以なり。

友島

或は伴島と曰ふ、[illegible]一島と記せり。其加太浦に近接せるを地島と呼ふ、加太の北城が埼深山より距離九町、地島の西に虎島と呼ふ一岩礁ありて、沖島は更に其西南に在り。近年紀淡海峡の防備を此に修められ、附近の諸陸は禁截の法令を布かる。○名所圖會云、友島古名妹かしま地しま沖しまの外に神島を加へてすへて三島なり、古しへ傳へて神仙の幽栖とし敢て窺ひ探るもの一人もなかるとなし、嘗て役の角仙足跡を苦しより、遂に修驗道の行所となれり。○日本水路誌云、友島水道は淡路の南東角(由良生石鼻)と紀伊の北西端(加太崎)との間にして、沖島と地島とを以て三水道に分割せり。其西水道は由良瀬戸と稱し其濶二海里然れども由良大[illegible]臺より半里間は淺堆あり、沖島の南西部より三鏈間は礁脈あり、中水道は中瀬戸と稱し濶さ一鏈に過ぎすして淺灘あり、其東水道は加太瀬戸と稱す、又友ケ島燈臺は沖島西端山上に設置す、晴天光達十七海里。

(伴島)

類聚國史、祥瑞部云、天長二年、慶雲見於海部郡賀多村伴島上、右大臣藤原緒嗣等[illegible]、孫子瑞應圖曰、慶雲太平之應也、夫島名聖諱、(淳和帝諱大伴)表一人之有慶、斯實曠古之所稀有。○紀藩文學、川合春川友島記云、友島、

多怪岩危石奇卉異艸、古傳以爲神仙窟宅、役小角修道所也、島三斷而浮、曰地島、曰沖島、曰虎島、謂之地島者、以距海岸不遠也、周廻可十里、樹唯松、若蔚蒙蘢、潮氣起下、則見一片青翠、冲天而懸、沖島在其坤位、二島相距間甚狹、故潮水聲怒、雷震百里、海波之險、舟人比諸鳴門、地島沖島爲張翼勢、若双眉、然神島側居西海、爲眉上一點、地島有牛首赤砂嘴之諸勝、然無大異觀、其奇絕特在沖島、望之波間、如欲噬者、爲虎原、一片石三十仞、其廣三之一半以下、累々乎爲両字、爲積環、踰以登則、可以容足跟、石面彫作「友島五所、禁殺生穢惡、觀念窟、序品窟、閼伽井、深蛇池、劍池」等字、是國初南龍公命李商正所書也、字大可三尺、亦一奇觀也、少下左畔有穴、徑可二尺、懸而下、得觀念窟、々廣可二丈、有碑在其中、道晃親王所書、筆力勁古、西北崗有口、攀附爲巨獸喙、窟外有道、由崖而作之、崖之北畔、上下爲破裂狀者、曰閼(ノツキ)、怒濤噴出、水齧所致也、南下一百五十步許、大石叢々、林立海中、移舟上岸、援蔦蘿上十尋、巨靈一擘裂者、爲序品窟、其廣方可容人、歛仄以入、則恢々乎有餘地、態徑而上、鶴啄而下、稍出窟後、計可六十尺、西南而山、一百二十步許、得滿越(ミツコシ)、地形島中最昇、故前後汎瀾滿、則舟可越山、所以有滿越之名、一小山突起、如駝背、東北歷指攝之諸山、南下得閼加井、々前今有碑記耳、自閼加井達于神島、二里而近、舟從島之西邊而行、危石峭立、歸塌萬狀、攬幽之頃、應接不暇、神島周廻三百步許、其西南岸蔚、劍池在艮位、土人傳言、少彥名神祠、故在于此、南行一里、得蛇潭、壑谷所注、滙爲潭、過國山、東北轉、倚累出海中者、爲海獺瀬、是爲友島南界、東折百許步、得道鳳埼、山勢超海、波底皆石、東北二百步、得女濱、比之道鳳、石亦不峭、有牧馬場、乃上舟北行、一里得蒲浦、有深蛇池、徑百許步、古老言、友島一曰妹(イモ)島者、以神功皇后謂之乎、今少彥名祠、合祀皇后、或曰以二島爲妹兄也、寛政戊午冬、奉命遊于友島、紀事以上。

(妹島)

淡島(アハシマ)　古事記云、伊邪那岐命伊邪那美命、於淤能碁呂島天降坐、而立八尋殿、於是生子水蛭子、此子者入葦船而流去、次生淡島、是亦不入子之例。○日本書紀には同事を記し淡洲に作り、又「以淡路洲淡洲爲胞」ともあり、又水蛭子を蛭兒に作る。是は二神の國土を修理固成したまへる舊事なれは人間歷史の理法を以て律すへからずと雖、淤能碁呂島は今の沼島にして淡島は友島に當ること仁德帝の御製に徵據すへし、之を要するに友島古名淡島なるや疑なし。

古事紀云、仁德天皇欲見淡道島、而幸行之時、坐淡道島遙望歌曰

おしてるや、那爾波のさきよ、いてたちて、わかくにみれは、阿波(アハ)志摩、淤能碁呂志摩、阿遲摩佐能志摩もみゆ、佐氣都志麻みゆ、

淡路の沼(ヌ)島の條を參考すへし、此歌は由良海峽にて詠み給へるならん。

苑部鄉(ソノベ)　和名抄、名草郡苑部鄉。○今有功(イサチ)村楠見(クスミ)村なるへし、余戸鄉の東に連る、有功村に大字園部(ソノベ)あり。

源平盛衰記云、壽永二年紀の國の住人園部兵衛重茂も源氏に志ありけるが、淡路の安摩六郎は能登殿に追返されて和泉の國吹飯浦に着きたるときゝて、一つに成りて上洛すへしと聞えけれは、能登守教經紀伊路へ押渡り、園部か館へ攻入て散々に追拂ひ、三十六人か首をきり福原へ進らする。○園部氏の館址は、今一樂寺といふ淨土宗の地と爲る。

伊達神社(イタテ)　園部に在り、續日本後紀文德實錄等ま授位の事見え、延喜式に名草郡に列し名神大と注したり、蓋五十猛神を祭る、卽伊太祁曾(イタケソ)神社に同し。日本書紀に「所以稱五十猛命、爲有功之神、卽紀伊國所坐大神也」と記せ、古事記傳に伊太祁曾は五十猛有功(イタケイサチ)に同し、佐褒を切れは曾と爲ると辨す、按に五十猛命は或は園韓神又園韓神と號し、鄉名苑部は猶神戸と云ふごとし、三代實錄清和帝即位の初めに紀伊國に勅使して園韓神日前國懸大神に宿禱を賽給ふ事見ゆ、又播磨風土記に伊太代又因達の大神と錄したり。日本書紀に此神妹大屋津姫都麻津姫と共に紀伊國に來ります事を載せ、初め此三神をは本社に祭れることとし、大寶年中三神を三所に分遷する由は續紀に見ゆ。○近年此鄉を有功村と改稱したるも、伊達神の德に因める者なるべし。

伊也土神社(イヤト)　今有功(イサチ)村大字六十谷(ムツタニ)に在り、大彌彥(オホヤヒコ)神と云ふ、蓋古事記に見ゆる大屋毘古神を祭る。記云、八十神、欲殺大穴牟遲神、爾其御祖命、取出活、告其子言、汝有此間者、爲八十神所滅、乃速遣於木國之大屋毘古神之御所。○按に名所圖會に此神は越後國伊也比古神社と同神にやと疑へるも參考すへし、舊事紀には五十猛命卽伊達神は亦名を大屋毘古神といふと爲せり、又下なる鳴瀧伊久比賣を伊也比賣の誤にあらずや。○伊久比賣神社は延喜式名草郡に列す、今楠見村大字市小路に在りと云。〔名所圖會〕

六十谷(ムツタニ)　今有功村の大字なり、正應三年湯淺黨結番次第に「十番、他田、六十谷、紀伊濱」とあれば往時鄉士の在住を知るへし、六十谷彥七定尚は建武元年飯盛山に籠り、官軍の追討を被り敗滅す。飯盛は此地の北嶺にて、泉州深日の上方に聳ゆ、深日飯盛山を參照すへし。○有功村の山中なる鳴瀧の溪は、奇岩怪石の間に楓樹多く、秋後霜に染むときは遊賞の士女群をなせり、また六十谷大同寺は南叡山法華院と稱し延暦寺の子院なるが近世頹く衰へたり、兩界八萬四千の如來とて泥土より成れる佛像あり、皆掌中に握るへし、土俗握りほとけと曰ふ、緣起明四

(鳴瀧)

ならねど古稿等たるべし。

直川郷

和名抄、名草郡直川郷。○今直川村存す、有功村の東紀伊村の西なり、府中紀伊村も此郷内なりしならん。

大福山　直川村の上方にして葛城山脈の一峯なり、名所圖會云、直川千手寺は役氏開創、葛城四十九院の其一たり、其後由山を大福と稱し本尊をもつて寺を千手と號せり、興國寺の開山法燈國師、法弟龍寶上人に附會し、移して禪宗の淨刹とす、僧坊都て十有二舍、諸堂巍々然たりしが、天正の兵火に罹つて一時に灰燼となれり、終に天和年中日蓮宗の高僧日恩上人を請して中興の開祖とし、寺號を改て本興寺と云ひ法華宗とはなれり、蓋法域は大福山辨天窟より北に登る五十町、又修驗行所也、岩石嵯峨たり。

府中

今紀伊村を改む、直川村の東なる聚邑なり、即古代國府の在所とす、府中神、上井に總社明神を祀す、舊土は大字田井の北村に在り。延喜式、紀伊、上遠國、管七郡、和名抄云、國府、在名草郡、行程上四日下二日。

府中神社　名所圖會云、府中宮を白鳥宮と稱す、土俗聖天宮ともいふは其謂れを知らず、府中庄府中村の東に在り。三代實錄に曰「貞觀十七年、奉授紀伊國從五位下府中神、從四位上云々」と、太平記十六卷に曰「日本武尊終にうせ玉ひけるに、白鳥となつて南をさしてとび、紀伊國名草郡にしばらく落とまりけるが、此所も惡しくや覺しけんまた東國へとひかへり、尾張國松子島にぞ留る」云々、されば其故跡を傳しにや。

田屋　府中の南に在り、今紀伊村の大字と稱る。續風土記云、田屋村森氏は忌部宿禰の裔孫にて、古より傳へし文書多く遺せしも、今存するものは建久三年解狀等數通と、古へ當家より建立せし村中正法寺の僧迎、又永德三年の文書并に永享九年位牒等の書云、慶長十二年田屋村宮座の事及び坐席の裝束の式など記せるものあり、又永仁六年安樂寺の別當祢聖が記せる田券あり、安樂寺は村中に存す。

酒部　今府中の小字に遺ると云ふ。續風土記云、田屋の忌部氏、永仁六年文書に國請田酒部浦と云ふ言あり、按に酒部は古事記景行天皇段に「神櫛王者、木國之酒部阿比古、宇陀酒部之祖」とありて天武天皇紀に「紀酒人直、賜姓曰連」と見え、酒を造る部の居し地なるより地名となりしなり、そは伊勢國人の藏せる貞觀三年本國の田券に「名艸郡直川郷、酒部村」とありて田數を記せる奥に國司以下の證判あり。

野應郷

和名抄、名草郡野應鄕。○今山口村の大字西村藤田の邊なるへし、靈異記に名草郡能應里と見ゆ、名義は野にて應は添等に過ぎざるへし。南は大屋郷、西は直川郷、東は那賀郡也。

山口　一驛所にして、西村と曰ひ、泉州街道中山の下に在り、古は野應里と曰ふ。(名所圖會)○大日本史云、大館氏淸、居伊賀守岡城、橋本正高舉兵于紀伊、足利義滿遣山名義理細川賴元攻之、正高請援氏淸、乃率兵撃義理等于山口山中、卻之。

（中山）

驛家郷は古野應の古驛にして、今山口村大字瀧畑なるへし、中山と稱し紀泉の山隘にして白鳥關址あり、平治元年平淸盛平重盛熊野詣の歸途鬼の中山にて六波羅の使者に會ふと使物語に見ゆるも此なり、男中山とも云ふ。

名所圖會云、中山の王子社は今山口庄瀧畑村にある小祠なり、すへて熊野參詣の道九十餘所の王子と稱するも、或は修睦をなし給ひ或は遙拜をなしたまふ所の地にして、畢竟其時々たつるところの神祠ののこれるなり、是を王子と稱するものは熊野の大神の御子と准らへ奉りての名なるべし、定家卿熊野道間記云(建仁元年)拂曉出道、參信達一之瀬王子、又扮坂中祓、次參地藏堂王子、次參宇羽目王子、次參中山王子云云。又平家物がたり淸盛熊野詣の條に云、和泉と紀伊の國のさかひなるを中山にて、云云。

雄之山　男之山又男山なとにも作る、葛城の脈にして紀伊の北界を成すを總稱して雄之山と曰ふ、故に山北に和名抄呼唹鄕あり、山南に日本紀雄之水門(古事記男之水門)あり。○雄山は今專中山を指す、其山隘は葛城山脈の內にありて阪路甚だ險ならず官道なり、雄の山の西に雲山峯あり又南の森と稱す、葛城連峯中最高峰の一にして近海漁航の指針となる。

白鳥關址　此塞は又紀伊關といふ、中山の南大字湯屋谷に在り。名所圖會云、紀伊關は和泉國より當國へ越ゆる雄山の南の麓なる山口庄湯屋谷より東一町をいふ、其所に今に關守の子孫と稱する民家あり、關はもと大化二年關塞防人を置とあれば、其時の事歟、今考ふべからず、うつは物語には此關名見ゆ。袖中抄云「たつか弓とは紀伊國の風土記を考るに弓のとつかを大にする也、それは紀伊の國の雄山のせき守が持弓なりとぞいへる」云云、又今昔物語に、紀伊に住ける男の妻、弓と化りて身をかくせる一話を載す。○按に、白鳥の關の手束弓の故事は、今昔物語訓林采葉集秘抄等に見ゆ、大意云「昔男あり女を深く愛惜しけるに、其女一夕形影を隱しけるに、男驚き夢かと計りに見しに、枕上に手束弓たてり、即弓なほ女の遺せるかたみと爲し、身を放たず月日を經ぬ、此弓後に白き鳥になりて飛び去りにけり、男其跡尋ねて行きしに、鳥又化して人と爲り「朝もよひ紀之川ゆすり行水のいつさやむさやいるさやむさや」とよみたりけるとぞ」

吾背子か跡履み求めおひゆかは木の關守やいとさめむかも、(萬葉集)　金村

引とめよ紀のせきもりがたつか弓春のわかれをたちや返ると、(壬二集)　家隆

せきもりの紙子もむ矢かたつかゆみ、　其角

按に府中神社を白鳥宮と云ふも此紀關守の故事に因るならん、太平記劔巻の設牽強にちかし。

思ふにはちきりも何にかあさもよひ紀の川上の白鳥の關、〔夫木集〕　長明

大屋郷（オホヤ）　和名抄、名草郡大屋郷、又大屋神戸郷。○今川永（カハナガ）村是なり、大屋都比賣神社あり、宇田森と曰ふ、山口村の南、紀之川の北岸なり、東は那賀郡に至る

大屋都比賣神社（オホヤツヒメ）　延喜式名草郡、名神大社なり、今川永村大字宇田森に坐。○日本書紀云、素盞嗚尊之子、號曰五十猛命、妹大屋津姫命、次抓津姫命、凡三神亦能分布木種、即奉渡於紀伊國也。按に此神等の此國へ渡御ありしは即木國の開基とも云ふべく、太古の事なるべければ今詳にし難し、初めは苑部の伊達社に鎭坐せしにや、續紀「大寶二年、分遷伊太祁曾、大屋都比賣、都麻都比賣三神社」と載せたり、新抄格勅符に大同元年大屋都姫へ神封七戸を寄せたまふと記す。

永穗（ナンゴ）　土俗ナンゴと呼ふ、即川邊村に合同して今川永村と云ふ。○足利方の當國守護たりし山名修理義理壘跡、永穗の西に在り、是より西南に隍の跡ありしかど寶永年中墾田となれり、又是より東三町に二十五本松畷（マツナハテ）と云有り、往昔の戰場なりとかや、事跡は大野城趾の條下にみえたり。〔名所圖會〕

川邊（カハナベ）　永穗の東に接す、日本書紀「安閑天皇二年、置紀國經湍（フセ）河邊屯倉」と、河邊やかて此にて、經湍は紀之川を隔てゝ相對ふ、和佐村布施屋是なり。○川邊は小字川邊中村の二に分れ、川邊王子中村王子の二祠あり、熊野參道の九十九王子の其一なり。

中世紀伊國府出仕の郷士ありて、國判連署と稱す、直川の助太夫紀朝臣、中村の三郎太夫秦宿禰、永穗の中小太夫藤原朝臣と云類なり、署名の古文書往々にして存す。〔名所圖會〕

和佐（ワサ）　舊莊名にて、今和佐西和佐の二村に分る、紀之川の南岸、東は那賀郡に至り西南は山東庄宮村に至り、廣好の地なり。古郷名を知らず、蓋神戸散在して諸社に分屬したるならん。

布施屋（フセヤ）　和佐村の大字なり、紀之川に近し。南山巡狩錄に正平六年、紀伊國布施屋郷地頭職を二見太左衛門太夫に下賜ふと〔東南院古文書〕あるは此なり。又日本書紀「安閑天皇二年、置紀國經湍屯倉、注經此云府矣」と云ふは、經湍（フセ）即ち此にて、往時紀之川を此にて渡津として往來し、屯倉をも置かれしならん、同時に定められたる河邊屯倉も經湍の對岸地なり。

（經湍）

和佐山（ワサヤマ）　和佐村の南嶺にして、嶺南は山東庄最初峰（サイショガミネ）と相去る一里餘、延文四年の陣場なり。○太平記、龍門山軍の條云、四條中納言隆俊、三千騎紀伊國最初か峰に陣を取ておはす由聞えければ、畠山入道道誓が舍弟尾張守義深を大將にて、白旗一揆平一揆諏訪祝部（スハノハフリ）千葉の一揆杉原が一類彼此都合三萬餘騎、最初か峰へ差向らる、此勢則敵陣に相對したる和佐山に打上りて、屏の橋を構たる間、宮方の大將鹽谷伊勢守其勢を引き龍門山にそ篭りける云々。○名所圖會云、下和佐の慈光寺は眞言律宗にて、古は和佐山の觀音寺と號せしを、寛文年中今の名にあらたむ、和佐八幡宮の別當にして、元弘建武の兵燹に罹りて廢頽しかたばかりの本堂のみ殘りしが、寛文のころ中興、林泉幽邃にして頗る風流の賞をむさぼるにたれり。高積（タカツミ）神社は延喜式名草郡高積比古高積比賣の二社是也、今和佐村大字禰宜（ネギ）の和佐山の巓に在りて、嶽（タケ）の明神と云ふ者是なり、高積は嶽上（タケモチ）の義なるべし。○名所圖會云、禰宜村の歡喜寺は嶽御前（タケノゴゼン）の別當にて、由良興國寺に屬す、初は眞言宗なりしを臨濟の正流に變ぜられ、繼きて兵火に古記等すべて燒亡すといへとも、なほ寄附狀亂妨制禁狀等數通を存せり。

（禰宜）

岩橋（イハハシ）　栗栖村と相接し、近年合同して西和佐（ニシワサ）村と號す、岩橋は舊湯橋（ユハシ）に作り東鑑文治六年の條に此名出てたり、又國府の國判連署の郷士に湯橋新六大夫宿禰の名あり、建武四年古文書に岩橋太郎丸と云郷士あり。○車谷は岩橋の西南の地也、古碑石あり何の爲に建てし者なるを知らず、字多くは磨滅し僅天平寶字三年の六字のみ見えて其餘は讀べからず、好古の士幸に審へ徴さば、古記の闕を補ふにたらん、土俗つま山ともいふ、此山において往々陶器をほり出す事ありと云々。〔名所圖會〕

島郷（シマ）　和名抄、名草郡島神戸郷。○今中之島（ナカシシマ）村四箇郷村（松島）に當るへし、西和佐村の西北に接し紀之川の南和歌山市の東北に接す、河水縈迴の地にして實に島と名つくべき也。按に古は紀之川本郷の西に滯溜して南は和歌浦に通し、西に雄水門を開きたり、雜賀崎吹上岡は外洋と内海の隔障を爲したり、近世和歌山城の後地形一變す。

（中之島）

志磨神社は延喜式名草郡の名神大祀なり、續日本後紀三代實錄に紀伊國志磨神授位の事見ゆ。此社は雜賀一揆の兵亂に痛く廢頽し今中之島村に纔に存す、嚴島明神と稱ふる者是也。〔名所圖會〕

妙見寺（メウケン）　中之島の明見寺は舊梅見村市小路に在り、妙見堂と云ひ、其妙見菩薩は即市小路に鎭ります伊久比賣神の御正體にませば、本地佛とはなし奉れり、然るに寺も幾程なく天正の兵火に烏有となりて、寺號のみを存して荒蕪、茲に享保十四年國君之を中興し、五大尊の靈像を寄附せられ、祈願所に命せらる。〔名所圖會〕

德勒津（トコロツ）　古の雄之水門に臨める津頭にして、中世德勒津（トコロツ）郷と稱し今中之島村の東に字を存す、四箇郷（シカゴウ）村大字新在家（シンザイケ）に屬す。日本書紀云、仲哀天皇、巡狩南國、而從駕二三卿

大夫、及官人數百、而轉行之、至紀伊國、而居于徳勒津宮、熊襲叛之、不朝貢、天皇於是將討熊襲國、則自徳勒津發之、浮海自幸穴門云云。○國郡沿革考云、徳勒津は今の新在家なり、國造家建徳二年書記に藤津郷(トコロツ)とある者是なり。○名所圖會云、徳勒津は新在家の東北三町許に舊名を存す、日前宮寛永年間の文書に藤津とあり、天正十三年豐臣氏の田城を攻めし時居民逃亡して其遺蹟を失ふと雖、今尚田野の字に呼ぶ所あり、又土人に得津の家號を唱ふるものあり　万葉の遠津は即ち徳勒津の訛か。

（遠津）あられふる遠津(トホツ)大浦によする浪よしもよすとも憎からなくに、（萬葉集）

日前鄕(ヒノクマ)　和名抄、名草郡日前郷○今宮村大字秋(アキ)月(ツキ)なり、下なる國懸郷も此なるへし。

國懸鄕(クニカヽス)　和名抄、名草郡國懸郷○今宮村大字秋月なり、日前國懸の二神社此に在りて、紀國造之に奉仕し、本州の大祀とす。

秋月(アキヅキ)　日前宮(ニチゼングウ)の門前なる部落にして、今宮村と改め海草郡衙を此に置かる、和歌山市の東一里、日前宮(ニチゼングウ)は宮郷秋月村の西北半町許に在り、代々紀氏國造社務たり、天道根命の裔なりとぞ、今華族に列し男爵を賜ふ

名草山とるやさか木のつきもせず神の榮しけきひのくまの宮、（夫木集）　紀俊文朝臣

日前國懸宮(ヒノクマクニカヽスノミヤ)(ニチゼンコクケングウ)　今官幣大社に列し、宮村大字秋月に在り、二社一境にして俗に日前宮と唱へ奉る　日本書紀、朱鳥元年[illegible]、奉幣於居紀伊國國懸神」また持統天皇六年、遣使者奉幣于四所、伊勢大倭住吉紀伊大神、告新宮」なとに見え、崇拜の特に大なるを知るへし、延喜式、社頭に名神大と注したり。新抄格勅符二社神封一百十六戸、又中右記に「寛治五年十一月、止依日前國懸宮日時」と見え、東鑑に貞應元年、紀伊國日前宮、依作事成功、而可造畢之旨、被宣下」なども見え、歴世崇重なる儀を備へしを知る。天正年中國造家豐臣氏の旨に忤ふ所ありて太田(オホタ)の水責と爲り、神宮兵禍に罹る、徳川氏入國の初南龍公頼宣兩宮を再興して稍面目を復し、以て今に至るとぞ。

名くさやま峯もる月のかけよりも御影ありたかき日の前の宮、（家集）紀俊長　かしこさは伊勢の神垣へたてなく此もあまてる日のくまの宮、（家集）平宣長

書紀通證云、日前國懸、兩社同地、左爲日前、右爲國懸、以日御像、爲日前大神、以日矛爲國懸大神、崇神天皇時、使天道根命、祭二神寶於此云、野府記曰、鏡三面、伊勢大神、紀伊國日前國懸○兩宮の由來は日本書紀古語拾遺及釋日本紀に參考すへし、今便に依り神祇志料を援くへし。曰、日前神社は天祖天照大神の前の御靈日矛(ヒホコ)を祭る、國懸神社は大神の前の御靈日鏡を祭る、之を紀伊坐大神と申奉る、上古天照大神天石窟に隱り坐し時、思兼神思慮りて大神の象を鑄造りて招禱奉るへしと白して、石凝姥命を冶工として天香山の金を採て日矛を作らしめ、又眞名鹿の皮を全剝に剝て天羽鞴を造り、日像鏡を鑄しむ、初度鑄たる鏡少しく神等の意に合はず、次度に鑄たる鏡其状美麗し、故其鏡を五百箇眞坂樹に掛て大神を招出し奉りき、（日本書紀、參取古語拾遺）其初度に鑄たる一鏡は國懸大神に坐り、（日本書紀、古語拾遺、大倭本紀、明文鈔）又皇御孫命(スメミマノミコト)天降り坐時、天祖の詔以てこの御鏡を齋鏡(イハヒ)として天璽の神寶と共に副降し賜ひき、（日本書紀、大倭本記）蓋此後世々二神を大殿に齋奉り、垂仁天皇御世に及て名草宮に崇奉りき。（參酌古語拾遺、大倭本記、小右記大要、垂仁以下據國造系圖）

按、日本書紀一說石凝姥を冶工とし、天香山の金を取りて日矛を作る、是卽紀伊國に所坐日前神也とあり、古語拾遺には初度に鑄る所の鏡は日前神也と見えて、其説異なるに似たれど、日前國懸兩大神もと同體の神にますを以て、其鏡形の事を語り傳へしが、彼と此とを混ひたるのみなり、故日前神の神體は書紀一説により、國懸神の神體は大倭本記によれり、又古語拾遺に據れは崇神天皇齋殿を別ち給ひて、神物をは笠縫邑に移し奉り、遂に伊勢に齋奉りき、此時本社の神鏡も共に天照大神御璽に附添て宮中に齋奉りしを、同しく模造りし也、小右記に天徳四年の災を記せる村上御記を引て、鏡三面其一は伊勢大神、其一は紀伊國大神、其一は其形破損せすとあるは宍師大神と聞ゆれば、三面共に模造ありし事も、大殿に齋奉られし事も知られたり、又釋紀にひける大同元年大神宮本紀倭姫世記に、崇神御世豐鋤入姫命大神を戴奉り、宮處を求給ふ時、木の國奈久佐濱宮に三年齋奉るとあるに據て考ふるに、恐らくは此時二柱の神體をは名草宮に留め奉りて、永く鎭り坐しめ給ひしにやあらむ、又按、國造系圖に神體[illegible]毛見郷舟着浦の山上にありしを、垂仁天皇十六年國造大名草比古命に神教あるを以て今地に遷し奉れりと云へり。（以上神祇志料）○名所圖會云、日前國懸兩宮御神體の事、その説區々なれど、釋日本紀に引ける大倭本紀の傳最正しく聞ゆ、國造家曆應の解状と合せ考ふし。大倭本紀「一書曰、天皇（邇々藝命を申す）天降來之時、共副護齋鏡三面、子鈴一合也」本書註に云、「一鏡者天照大神之御靈、名天懸大神也、（日前宮御靈是なり）一鏡者天照大神之前御靈、名國懸大神、（國懸宮の御靈是か）是也、日矛を直に鏡と云へる證は、舊事記に[illegible]此鏡少不合意とあり）今紀伊國名草宮崇敬解除大神也、（今國宮の地是也）一鏡及子鈴者、天皇御食津(ミケツ)神、朝夕御食、夜護日護、齋奉大神、今之卷向穴師社宮、所坐解除(マセマツル)大神也」とあれは、天懸國懸と對へて稱へ奉れる御名なり、又國造家に傳れる曆應三年の兩社宮解状

の草案に「諸考古實、日前國縣之南宮者、天照皇神之前靈也、和光早卜南海之月、崇敬年舊、霧猶亦留北闕之雲、禮騎日新也」と見えたれば、此文を證として釋記の註に一の前者天照大神之御靈とあるも、前の字を補ふべきにや、猶考ふ可し。

今按に、日前國懸の大神は共に天照大神の御靈として齋奉らるゝは上の如くなれど、其日矛と云は矛にて鏡に非ずと古事記傳に見え、古史傳には日矛と云は其矛に着け奉る鏡なれば、即此に日矛と稱へたるなりと辨せり。

紀國造家は古より日前國懸大神に奉仕し、連綿たる名戸なり、今華族に列し男爵を授けらる。其家譜云、天道根命、神武天皇、以當國賜于天道根命、初自補國造職、奉仕于兩大神」と、書紀云「景行天皇三年、屋主忍男武雄心命、娶紀直遠祖菟道彦之女影媛、生武内宿禰」と、古事記云、比古布都押之信命、又娶木國造之祖宇豆比古之妹、山下影日賣、生子建内宿禰」と、家譜云、宇遲比古、天道根命六世孫云々。○古事記傳云、國造本紀、紀伊國造、橿原朝御世、神皇產靈命五世孫、天道根命定賜國造。姓氏錄、河内神別、紀直、神魂命五世孫天道根命之後也、和泉國、神別、紀直、神魂命子御食持命之後也、又神功紀に紀直豐耳とあり、敏達紀に紀國造押勝とあり、國造と直とは同氏也。又續紀、神龜元年、紀伊國名草郡大領紀直摩祖爲國造。天平元年、紀直豐島、爲紀伊國造。延曆九年、紀直五百友、爲紀伊國造。又續後紀承和二年、三代實錄貞觀五年紀直氏の人に宿禰の姓を賜しと見えたり、續後紀「嘉祥二年、紀伊守伴宿禰龍男、與國造紀宿禰高繼不慍」云云と見えたり、貞觀儀式に出雲國造と紀伊國造とを任ず式を載られたり、他國造と此家の殊なる由は殊なる大神を齋祭る故なるへし、此國造は日前國懸二大神の祠官にて、今に至るまで此氏相續て紀國造と稱ふ、其系圖を見るに、天道根命を始祖として日前國懸兩大神天降坐の時御從奉仕と記せり。○國造本紀考云、紀伊國造系圖を按るに、天元年中國造奉世男子なくして、國守紀行義に職を讓る、行義より卅四世慶俊の時又子なく、藤原氏飛鳥井三冬を養子とす文化年中の事なり、されば此國造家神別絶て皇別の系となり、又藤氏となれる也。

大田郷

和名抄、名草郡大田郷。○今宮村大字大田是なり、秋月の西にして和歌市の郊外に當る。播磨風土記云、昔呉勝從韓國度來、始到紀伊國名草郡大田村、其後分來移到於攝津三島、賀美郡大田村、又遷來於此、是本紀伊國大田以爲名也。

大田城址

大田村の東南、田野の中に其跡わづかにのこる、紀國造家の要害にして天正十三年豐臣氏の軍に圍まれし所也。○紀國造家舊記に曰、當境は往昔より一國宮郷とす、しかるに應仁文明の比、諸國蜂起の徒地を略し城を構ること世の常なれば、時の國造俊連朝臣神領の蠶食せられんとを恐れ、延德年中、所々に城郭を築きて、防禦にそなへらる、所謂秋月の城には飯垣周防守、忌部山の城には村垣因幡守、三葛郷の城には田所平左衛門を置てまもらしむ、而して當所は國造家の居城たり、其後天正の始雜賀の鄕士雜賀孫市なるもの、小宅郷の西藏六の芝中野島の地を爭ふをもつて、合戰におよぶことしばくなり、天正十二年國造忠雄秀吉の兵威に抗し、泉州岸和田に發向し合戰におよぶ、秀吉これを深くふくみて同十三年三月當國に亂入し、根來寺を燒亡し、つゞいて大田城を水攻にし、音浦山のふもとより、日前宮の森中を西へ、北は八冊屋の川岸へすべて土堤を築廻し、紀の川を激入れ、岩出より宮井川小倉井川へ落せば、陸地はみるがうちにあたかも漫々たる湖水のごとく成りぬ、是則四月朔日のとにして、住僧永意は國造忠雄と共に難を避けて、高野山に入る云々。

妙幢寺

大田の西南に在りて夢野妙幢寺と呼ばる、枕草紙春曙抄に謂ふ所は、妙幢菩薩は夢の吉凶をつかさどるぼさつなり、戀しき人をゆめにみんとおもふときは此菩薩の御名をとなへ、夜の衣をかへしていぬるときはかならずゆめに見ゆるなり、うたに「いとせめて戀しきときはぬばたまのよるのころもをかへしてぞぬる」と云々、こゝをもて世人夢の妙幢と稱す。(名所圖會)

有眞郷

和名抄、名草郡有眞郷、○今鳴神村なり宮村の東南に接す。此村に鳴神音神・香都知神鎭坐するは熊野浦有馬村に伊弉冊尊の葬處あるに合せ考ふれば、鳴神音神も香都知神も母尊火神を生みたまふ時現れたまへる御子なるや明白なり、神代巻の古語に因り出雲より移せる靈蹟なるべし。

鳴神社

此祠鳴神山下に在りて其東北三町に音神社あり其地を有馬と字す、香都知神社は鳴神と相距る二町、並に延喜式に列すれど、鳴神は名神大社にして音神は陂陀音神社に作れり、紀伊國神名帳には有馬音大神と曰ふ、有眞郷の東は忌部郷にて熊野浦にも有馬忌部(今南牟婁郡有井村)の二村相接在するに同し、按に有馬の里人が花を以て神を祭り又鼓吹幡旗もて歌舞すと云ふも皆忌部の風俗にて、其氏人が楯矛を造るも吉凶の禮相通用したる歟。上古天照大神に坐す時、紀伊國忌部祖彦狭知命讃岐忌部祖手置帆負命と共に種々の神寶矛楯を造り仕奉りき、其裔孫名草郡御木荒香二郷に在り、(古語拾遺)後世に及て鳴神の祝また氏人等なほ大嘗會の楯矛を造り奉るは即其事の本也。(康富記永享大嘗會記)

人類學雜誌、鳴神村字岩盛に貝殼塚あり、疑もなく原人の產の貝塚とす、此岩盛の地たる和歌山市を東に距る一里、和佐山の西麓に連る一丘地にして前は宮郷の村落諸方に散在し、北は遠く紀の川を隔てゝ葛城山脈を望む、今や海邊を距る殆んど一里半餘、桑滄の變實に驚くに堪へたり。○按に宮村宮前村四箇郷村など和歌山市の東郊は、

往時紀之川と和歌浦の間なる入江にて、河水の流勢は或は南し或は西し變遷の變ありしや明かなり、然れども歴史上の古代には早く已に卑低の陸地たりしならん。

大宅郷（オホヤケ）

和名抄、名草郡大宅郷、○今宮前村なるべし、宮村の南に接し雑賀川の東に沿ふ、岡崎村の西に在り、大字手平は古名大宅なる由名所圖會に見ゆ。

忌部郷（イムベ）

和名抄、名草郡忌部郷、○今岡崎村にて、大字井邊は即忌部の訛れるなり、荒賀郷と云も近接地にして今岡崎村に外ならじ、紀伊國忌部の本居なり、かの御木郷と曰ふも此歟。

荒賀郷（アラカ）

和名抄、名草郡荒賀郷、○原は八荒賀に作る、八は衍入に似たり故に删る、忌部氏の本居にて即ち麁鹿郷なり、古語拾遺云、神武天皇の時、橿原、經營帝宅、仍令天富命、率手置帆負・彦狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正殿、故其裔今在紀伊國名草郡御木麁香二郷、採材、齋部所居、謂之御木、造殿齋部所居謂之麁香、是其証也、續紀、寶龜十年、紀伊國名草郡人、外初位下神奴百□等言、己等祖□忌部支波美、自午年至大寶二年之籍、並注忌部、而和銅元年造籍之日、據居里名注神奴、望請從本改正者、許之」とある、この神奴と云ふ居里名とあるも今の岡崎村大字神前の此なるべし。又延喜式云、踐祚大嘗、□□北門所建、戟八竿、各長一丈八尺、左右衛門府申官、令紀伊國依例造備、紀伊國忌部氏造之。古の雜氏錄云、右京神別、齋部宿禰、天太玉命之後也、古語拾遺曰、天太玉命、所率神名、曰彦狹知手置帆負。名所圖會云、井邊村の忌部里神社を土俗東御前と云ひ、大衣笠持神社を土俗西御前と云ふ、並に忌部の祖神なり、小手穂の満願寺は鳥羽上皇離宮の址にて、熊野御幸記に載す。（新續會津風土記、加須屋氏文書に井上庄と云も忌部ならん。

（麁鹿）

（神奴）

（井邊）

「網封寺住　□正仲書記中　紀伊國井上新庄（號立野）公文職田畠山野并當寺敷地散在以下事云云

應永十四年五月」

山東（サンドウ）

舊庄名にて今東山東西山東の二村に分る、和佐の南忌部の東なる山村にして、那賀郡野上郷と最初峰の山脈を以て相分つ、源平盛衰記に山東とある此なり。

須佐郷（スサ）

和名抄、名草郡、須佐神戸郷、○今西山東村大字須佐存す、蓋延喜式在田郡須佐神社の神封にして、紀伊國神名帳に名草郡須佐大神と載するは此地に祭れるならん。

伊太杵曾郷（イタキソ）

和名抄、名草郡伊太杵曾郷、○今西山東村大字伊太祁曾存す、須佐郷の東に接す、和名抄此下に神戸郷あるは伊太杵曾の封色なるべし。

伊太祁曾神社（イタケソ）

今國幣中社に列し、神域山峰を繞絡し社殿亦廣麗なり、延喜式名神大と注し、五十猛命を祭る。和名抄郡郷考云、伊太祁曾社は相殿に大屋津姫命麻津姫を祭り、正平承久明應の綸旨を所藏し、文安寛喜正應延元の奉書あり、其延元の奉書に當國一宮伊太祁曾と記したり。○日本紀云、初五十猛命、天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之內、莫不播殖而成靑山焉、所以稱五十猛命、爲有功之神、即紀伊國所坐大神是也、按に此神は妹二神と共に紀伊國に來巡の事は書紀に明記し、初め其社は今の宮郷伊達神社なりしを、大寶年中三所に分遷ありし者の如し、今の宮郷より移すと云は疑はし。○神祇志料云、伊太祁曾神社に坐三柱の神は即紀伊國造が齋祀る神等也、（續日本紀、參取舊事本紀等）初三柱の社共に宮殿を同して宮郷に鎮り坐しを、垂仁天皇の御世日前國懸大神を齋祀るに及て即今の地に遷り給ひ、（伊太祁曾社傳）大寶三年紀伊國伊太祁曾大屋都比賣、都麻都比賣、神社を分遷し奉る、（續日本紀）大同元年、是よりさき伊太祁曾神に奉る神封五十四戸に十二戸を加奉る。（新抄格勅符）

藥王寺址（ヤクワウ）伊太祁曾の南數町、大字境原に在り。紀伊名曰、紀伊州名草郡、有一道場、曰藥王寺、行基菩薩昔所建立也、聖蹟雖舊、風物恒新、前有日月星之水、後有黃幡纐之林、有草堂有鐘屋、有經藏有僧機、有竹園有藥圃、又日本靈異記曰く、聖武天皇の御宇に紀伊國名草郡櫻村の物部麻呂磐春と云者、藥王寺の藥料米を借りて酒をつくりて償る、麻呂卒して後一ツの牡犢となりて藥王寺にいりて塔の下に伏す、寺の者怪みて追出せども又來りて去らず、いかなる者か牛となりと方々に尋問ふに知る人なし、此故に寺に飼置てつかへり、五年にあたる時、藥王寺の旦那岡田村の石人が夢に、牡牛來りて曰我を云々玉ふやと、石人答てしらずといふ、彼牛膝を屈て涙をながし我は櫻村にありし物部麻呂なり云々、□常照りて衛にし佛堂の趾は田野の字となり古瓦礎は所々に見えて、春苔厚く滿地の落花は春寂々としていと淋し。（名所圖會）

（藥王寺址）

津麻郷（ツマ）

和名抄、名草郡津麻郷、○今東山東村なるべし、大字平尾に都麻神社あり、和名抄本郷の次に神戸郷あるは都麻の神戸なるべし。

都麻都比賣神社（ツマツヒメ）

東山東村大字平尾に在り、新抄格勅符に大同元年神封七戸を充て奉る、延喜式名神大と註す、此神顕坐の縁起は伊太祁曾神社伊達神社等参考せば明白なり、紀伊國開創の名神とす。

明王寺（ミヤウワウジ）

今東山東村に在る、春精舍の名なり、矢田池の西にして大字鹽谷に近接す。名所圖會云、矢田の明王は開基□□上人、古より當庄伊太祁曾大神の奥の院として、供僧の輩當村に住し、神佛一如のことはりこゝにあらはれて、一方の大巨刹なりしも、天正十三年三月、根來寺の兵火と共に灰燼し、今僅に其遺跡存するのみ。

最初峰（サイショガミネ）

東山東村の東に在り、正平十五年（延文五年）四條大納言隆俊此に陣し、合戦の事太平記龍門山軍の條に見

ひ、當時の守護代鹽谷某は本村大字鹽谷の郷士なるへし、

和歌山　今市制を布く、人口六萬、紀之川の南岸に倚り、海濱の民家は自立して湊村と曰ふ。大阪を距る十七里、本州の都會にて工商の業頗盛大なり、徳川氏の時紀藩を此に封し五十五萬五千石を附與して南國の鎭と爲したるより士庶大に集り、今に至るも縣廳兵營諸官衙此に在り。鐵道は北泉州尾崎より來る者、東和州五條より來る者共に此に會す。

和歌山市は雜賀川(紀之川支流和歌浦注くもの)に跨り、南は雜賀埼に連る、舊名草郡に依屬す、古の雄之水門吹上濱の地に當る。天正十三年豐臣秀吉本州を平定し族秀長(大和大納言)に加封す、乃其將桑山修理亮重晴(果報院法師)をして吹上の岡に築かしめ、地方を守備せしめたり。文祿三年秀長の嗣秀俊薨す、慶長五年東西軍起る時重晴諸孫と和歌山を守り東軍に應す、戰後重晴和州布施に移封せられ、(封一萬六千石)淺野紀伊守幸長之に代り入部す封四十萬石。幸長大に城市を築き面目一新す、二十餘年を經て淺野氏安藝に移り、德川常陸介賴宣入部あり、賴宣即紀州大納言南龍公にして尙武崇文の賢侯也。○和歌山は或は若山に作る、此名は吹上築城の後和歌浦に對して起れる者ならん。

(若山)

和歌山城　市の中央特起の岡阜に依りて築き、雜賀川の水を其東に引き壘壕市繞す、今旅團の兵營に充てらるゝは即其內郭なり。○名所圖會云、若山の府城は市街の中に聳ちて、四面の曲輪は八重垣を成し、岡山南に連りて、年經る松の木立蓊欝として或は龍の蟠れるか如く或は虎の踞るが如し、木川東より流れ北み繞り長峰北山は影面に壁なはり背面に連り、那賀名草の田面千代八千代は一目に見渡されて竈の煙賑はし、古昔羽柴氏の築きしより淺野氏の時を經、元和以降更に內外の廓いと嚴かに備はりつゝ、城門の水常に湛へ、萬世に易るまじき鎭となれは誰かは仰ぎ尊まさらん。○德川氏の時紀伊と南伊勢は和歌山藩主の支配下に在りて、傳相は田邊城主安藤氏、新宮城主水野氏なり、田丸城は久野氏之を守り、南勢を控制したり。

登城樓　菊池　梅軒

龍祖曾從遷此州、鎭來經歷幾春秋、紀泉海抱峰巒走、阿淡山連濱渤浮、基業一朝寧望漢、本支百世尙懷周、陣圖不問指其掌、豪氣臨風與自適、

紀濟書懐　賴　山陽

藩府形便控鎭臺、吾公昔日前尙裘、山分幾甸遠遙遠、海擁西南芳港開、平蔡功勳憑祖氏、鳴殷戈戟鹹廉來、移封二百星霜變、誰識孤臣頭數回、

本居　宣長

はろ〳〵と和歌の浦わのいそ山につきのよろしきわかやまの御城、

和歌山縣廳　西汀町に在り、紀伊國七郡を管治す、人口六十餘萬と云。

宇治　和歌山市の東北部の總名なり、一說此地は古史に見ゆる名草郡宇治里ならんと云ふ、然れとも紀三井寺の南にも內原の名遺り、彼地即史上の舊跡なるへし、此なるは靈異記木國宇治大伴連、又三代實錄、貞觀六年名草郡大伴連宅子なとの故墟なるへし。○名所圖會云、宇治古書に散見し或は菟道に作り、古は此邊の總名なりき、後世分れて鷺森、七日市、六日市の三村となり釘貫、田木四日市等の小名ありとか、(昔佐武伊賀守と云ふ人あり其父を元昌と云ひ、室町家に仕へ永祿年中軍功ありて鷺森釘貫の地二千石賜ふと云へり)慶長の頃宇治村鷺森村と二村になり、其後府下に屬して、二村の地を割て內町を商戶とし、宇治を士邸とす、內町は方今城下最殷賑の街と爲る。○釘貫里は府城の北、今內郭となれる地を舊釘貫村と云ひしぞ、天正年中府城を築くに及ひて郭外に移し市廛を開かしむ、今北町と云、釘貫の名は木工の釘拔より起れるにはあらざる可し、古昔に村を釘貫と云へることあれは此地も同事なりしにや、(名所圖會)

(釘貫)

鷺森　今宇治の西を鷺森と曰ふ、鷺森神社此に在り延喜式名草郡朝椋神社と云ものにして、今國津明神と稱す。(神祇志料名所圖會)一說舊名鬼森なりとも、又古書生玉の鷺森の名を取りたりとも云ふ、天正八年本願寺光佐(顯如上人)生玉の石山城を退去し此に移り道場を建つ、即鷺森御坊と號す。

鷺森別院　鷺森御坊、今眞宗西派に屬す、本堂十七間四面、其會所茶所及門廊鐘鼓樓など備りて廣大の建築なり、享保十年の再修と云ふ。○名所圖會云、當御坊は顯如上人草創にして、當時門徒鈴木孫六(又雜賀孫市)雜賀谷八幡宮の祠に秘藏る繪像を移し之を安んず、則今の本坊是也、此道場は天正の石山合戰ののち宗門開運の舊蹟なれば、眞宗に於て南海隨一の靈地と稱す、鷺森の陣場踊は大踊として今に至るも之を傳へ其繼起あり、彼天正八年石山本願寺顯如上人子息教如上人(光壽)と共に退城、やかて紀州下向、雜賀の門徒、鷺森に別業を構へ、是に迎へまゐらせ、此所を假の御坊と定め、さて門徒には土橋平治郎を始とし鈴木孫市、岡本三郎太夫、島本仁左衛門、佐久間作右衛門其餘我も〳〵と馳せ加る云々。○按に光佐鷺森退去の後其子光壽抗敵の謀あり、織田氏の兵尙攻滅の志あり、信長薨去して秀吉に至り初て本願寺と和親を厚くす、天正十三年紀州平定の後光佐は大坂中島に遷り、尋て京師六條に本願寺を起せる也、又鷺森別院の東隣長覺寺は近時東派の別院と爲り殿堂をば營造せり。

晴豐記云、天正十年正月、雜賀本願寺より御使下向少進來候、廿二日、少進御使詔上候、安土前右府事外氣色能候て罷上候間、法橋當官法印に被成候て可然由余申也、尤被仰也、廿三日雜賀物共下候也、見やけ給候、門跡に

屆いた折、こうもん(興門にて興正寺をいふ)に屆云々、二月六日、雜賀にて去廿三日土橋を孫一打也、それにより門跡めいわくようしん申され候、信長人數を孫一申請也、門跡聲因をして野々村三十郎を被越申候。

雄之水門 日本書紀云、五瀨命矢瘡痛甚、乃撫劍而雄誥之曰、慨哉大丈夫、被傷於虜手、將不報而死耶、時人因號其處、曰雄之水門。(書紀通證云、□野竹坊說、名草郡若山有雄町、即竈山(五瀨命墓)三里許。)

つねならぬ世雄のみなさかうらむらん人の心の定めなきをは、(夫木集)

古事記云、於日下之蓼津戰之時、五瀨命於御手、負登美毘古之痛矢串、固待血沼、到紀國之男之水門、而詔、負賤奴之手乎死、爲男建而崩、故號其水門、謂男水門也。(古事記傳に男水門は和名抄日前郡呼赤鄉なる、とさあるは固より誤れり、今和歌山市の西北部に小野町ある村の名稱あるを據く爲すへし、寛文年中此に石碑を建て、故蹟を標示したる事ありきぞ。名所圖會に、雄水門は今地形大に變す、亦遠津と云へり、今日の如き深濠は元弘年間の津浪にて出來たりといふ、往昔は紀ノ川名草山の麓の方へ流れ、今安原村の邊まては入江にてありけり、其讃は今も彼の近所村々に、吉田濱の名の殘れる所處々に在り、此地往昔は名草山の水門、又は山の井の水門とも云ふよし日本書紀に見えたり」云々、此山或山井をも紀之川口に充つるは牽强なり、泉州の呼唹鄕にこそ山城水門を求むべけれ。○又按に萬葉集に遠津大浦及遠津大濱と名あり、遠津卽男水門なるへし、遠字止保と訓むもされど止保津の地あることを聞かず。(□勒津を參照)

霰ふる遠津大浦によする浪よしもよすともにくからなくに、(萬葉集)

山こえて遠津之(大の誤ならん)濱の岩つゝしわか來る迄に含みてありまて、(同上)

大八洲遊記云、水門祠傍有一松、號以雄、傳云神武帝皇兄、五瀨命、爲雄誥處、今稱此坊曰小野町、雄、小野國訓相通、此地古之紀伊河口、所謂雄水門者、今則沙泥堆積爲平地。雄芝碑銘曰、(今小野町港神社域内に建つ)海部郡宇治港、昔雄顯國社、合於竈兒神、余生此鄕、嘗聞、此地蓋五瀨命雄誥而薨之處、因名男之芸、社邊阡陌也、名曰雄之町、(中略)今告祠官邑長、別立一區、封土蒔艸、石以局焉、余故勒片石、以壽于無窮。寬文九己酉歲六月二十二日、梅溪李全直雄之并書、(歸人李眞榮之子)

和歌山港 紀伊之川口は雜賀埼の北方三海里にあり、川口の上流一里半、左堤上に孤立せる一小山は和歌山にして、其山頂に城域あり、海方より望むに頗壯なり、城下は市街にして人口凡六萬餘、此川口に門洲あり、其附近積水地擴延するを以て雜賀埼より田倉埼迄の□岸は錨皆之を避く。

名所圖會云、和歌山の川口築地は、南は大雁木塘より南は城山の塘に至る間也、天保七年五穀熟らず、飢民餓に及ふもの多し、官此を憂へて川さらひの事あり、窮民をして土砂を堀せ地を築かしめ、其用度を與へて餓を救はしむ、此擧五月中旬より始めて九月上旬に至り、人數老若男女總て日々數千人に及へり、築地の廣袤南北八町許東西一町、漸く宅を築き魚市の場とし、河海の運送も以前に倍せり。

吹上 和歌山市の西南部より雜賀村に至る邊の古名なり、今の和歌山城は卽吹上嶺と呼へる地なるへし、吹上とは海面又野の面より風の吹上くる原野の謂ならん。○名所圖會云、吹上は今府城の西にて名所なれど今は昔の俤なく、衛士靈を連て出る月も家より出て家に入るの風情とは變りぬ、淸少納言枕草紙に云「濱は吹上の濱」(後拾遺)「都にて吹上の濱を人問はゞけふ見るばかりいかゞ語らん」□□法師(新古今)「浦風に吹上の濱の濱千鳥波立くらし夜半に鳴なり」(新古今)「月そすむたれかはこゝにきの國や吹上の千鳥獨なくなり」攝政太政大臣。○吹上は宇津穗物語に吹上卷ありて、此地の雅興を叙述しく物したり、是は小說なれと參考すへし、□土讃野紀行に云「紀の國の吹上の濱にとまれる、月最と面白し、此の濱は天人常に降りて遊ぶと云ひ傳へたる所なり」又四條大納言公任卿集に云「吹上の濱に至りぬ、風のいさこをふき上ぐれば霞のたなびく樣なり、實に名に違はぬ所なり」。

時しあれはさくらとそ思ふ春風の吹上の濱に立るしらなみ、(新勅撰集) 家隆

秋の夜は吹上の根の木からしに横雲知らぬ山の端のつき、(玉吟集) 家隆

近世吹上の古地に吉野の櫻を移植したる時祇南海の歌とて人の傳ふるは、

けふことによしののさくら春風に名を吹上の濱に見るかな。

宇津保は小說なれど當時の風情景致を想ふに足る、中にも云「牟婁の郡に神南備の種松と云ふ長者、たゝ今國の政事人にて吹上の濱のわたりに、ひろくおもしろき所をえらひもとめて、金銀るりのおほ殿を作りみがき、四めん八町のうちにみへのかきをし、三のついぢをすへたり」云々、又藤井宮の事は「藤井宮とて大なる殿のほとりに、五葉百尺ばかりある小河に臨みたるにおもしろき藤木毎にかゝりて只今さかりなり、木の下の砂を敷きたると霞はしう高き檜皮の殿三ツ建あり」云々。名所圖會に藤井宮と云は今の辨天山の趣に似たりと說けり、又吹上菊と云は寛平年中の題詠に上る、古今集云

寛平の御時せられける菊合に、洲濱を造りて菊の花を植たりけるに、加へたりける

秋風の吹上にたてる白菊は花かあらぬかなみのよするか、 菅原朝臣

吹上祠は宇津保物語にも見ゆ、今吹上なる和歌浦路の傍大島某の庭に老松あり、之を吹上宮跡なりと云ふ。〔名所圖會〕山家集云、

道より大雨風吹て興なく成にけり、去りとてはとて吹上に行き着たりけれとも、見所なき樣にて社にこしかきすゑて、思ふにも似さりけり、

天くたる名を吹上の神ならは雲はれぬきてひかりあらはせ、

かく書附たりけれは、やかて西の風吹かはりて忽に空はれうらうらと日なりにけり、末の世なれど志さし至りぬることにはしるしあらたなることを、人々に申つゝ信起して、吹上より和歌の浦おもふやうに見て歸られける、云々。

白波を吹上の濱と見ゆるかな網師（アミシ）の岡にふれる白雪、〔夫木集〕

網師岡は吹上岡の事にや、片岡（今岡町村と云）の事にや詳ならず、吹上濱は一名吹飯濱と曰ふ、泉州にも同名の浦ありて勝地吐懷編には一地兩國にかゝれるふやと疑へど、同名二所各別とすへし。○冠辭考云「天風吹日の浦におるたづのなどか雲井に歸らざるべき」、此歌清正家集の詞に「紀の守になりて、まだ殿上もかへりせで」と有、又大和物語に「右京のかみ宗于の君云々亭子院の帝へ紀伊より石つきたるみるをなむ奉られけるを題にて、人々歌よみけれは右京のかみ、沖つ風吹飯の浦に立波のなごりにさへや我はしづまむ」是によれは紀伊國なりと知らる。

(岡)

片岡 續日本紀云、神護景雲三年、陸奥國牡鹿郡俘囚、大伴部押人言、傳聞押人等本是紀伊國名草郡片岡里人也、云々。名所圖會云、和歌山市の南に接續して岡山、岡嶺、岡町、岡の谷、岡の宮等あれば凡て此の邊を云ふなるべし、續日本紀玉津島兩所に頓宮を營み岡の東に離宮を造るさ見えたるもこの片岡の里を云ふか、今は定りて指す所なし。

岡宮（ヲカノミヤ）今岡町村字岡之谷に在り、即延喜式名草郡刺田比古（サスダヒコ）神社なり、古事記傳神祇志料に刺田は刺國の謬にて大國主神の母刺國若姫の父刺國大神を祭るならんと論せり、土俗は國栖（クズ）大明神と號したるを元祿年中卜部家の勸文に據り復古して刺田社と云ふとぞ。〔名所地志〕

辨天山（ベンテンヤマ） 岡町に在り、近年開きて公園と爲し、或は天妃山（テンヒザン）と呼ふ、山頂に古來辨財天を祀るを以てなり。園記云、岡公園、辨天山舊址也、初元和中徳川頼宣、封於紀伊也、諸士第宅、環繞山麓、而辨天山、秀乎其中、一登鳥瞰、城内可俯視也、以故藩制不許登臨、維新以降、第宅頽敗、翔鳥茂艸、而辨天山、草樹彌茂矣、明治十三年、舊藩主徳川茂承、縣令神山郡廉諸人、憑前從軍殉難者、爲建碑於此、相地興工、草樹去而奇石出、灌莽除而淸景迸、尊於山下、設亭榭、以爲遊息之所、二十七年始請官以爲公園、地在岡山之東、國史云、聖武天皇、神龜元年、幸玉津島、造離宮於岡東、蓋斯地也、命曰岡公園、翌年於巓、建我縣討淸軍人紀念之標云々。辨天山の西麓に松生（シヤウシヤウ）院あり、此寺は蘆邊（アシベ）寺とも稱し、其寺傳に元讃州八島浦に在り、乾元元年本尊不動明王の夢告有って當國和歌山蘆邊の浦に堂宇を移し、今の寺號に改む、降て天正の兵亂に、暫く名艸郡山東の莊黑岩村に移りしが、淺野紀伊守幸長入國の砌り當所に移轉すと、佛像堂宇古色を遺し、探訪の客多し。○吹上の邊に護念寺、光明寺等あり。禪林寺は和歌山市の南端原見（ハラミ）坂の北に在り、臨濟禪を奉し創開を傳へず、淺野氏在城の時の菩提所にして、寛永九年德川氏僧央山をして重修せしむ。○感應寺は禪林寺に隣る、元和年中僧日陽德川氏に隨從し、駿河より移り之を建つ、法華宗を奉す、舊名要行寺、南龍公の母蔭山氏（養珠院）の祈願所なり。

報恩寺（ハウオンジ） 和歌山市の南吹上（フキアゲ）の僊境（センキヤウ）山に在り、法華宗の大坊なり。南龍公夫人加藤氏（淸正公の女）の墓所にして、瑤林院と號す。寛文年中二世大納言光貞の建立する所なり、開基僧日順、堂塔宏麗なり。

和歌道（ワカミチ） 和歌山市より南して和歌浦に至る一里、其西は吹上濱にして東に片岡あり、今直道を通し行樹を交へたり、然れども直道は元和以後の造築にして、古路は其以西に係れるに似たり。名所圖會に永承三年十月關白賴通の高野詣記を引き、之に注釋して古路の次第を說く、

日十八日晴、所々歷覽、令立御宿給之間、當國司定家、（此人傳不詳、名草郡藥勝寺に下せる治歷の官符に據るに、永承二年本國の守に任し同五年任を辭たり）賜御馬一匹、鵯毛、方樟華船、迄于木御川尻、令下給、（川上より船に召して今の八幡の邊にて上陸されしなるへし）此行路之便、爲御覽吹上濱和歌浦也、巳剋之終、著御湊口、（此湊口と云ふは大抵今の宇治より湊のほとりを云なる可し）御馬乘人々馬共、遊覽之間、光景欲傾、棹舉難抑、仍先召國司陪從、近邊所在之馬、各宛騎用、先御覽吹上濱、朱紫比袖、鞭鼻爭行、于時蒼海渺渺、晴砂崔嵬、如登天山、似向葱嶺、（湊より今福（イマフク）村を過き西濱村關戸村の渡りを通らせ給へるとなん、此邊は一面の砂濱にて高きは山の如く卑きは谷の如く、夫より高松のわたりへ出て松原へかゝらる）頃之經雜賀松原、（公任卿集になりあひの松原と見ゆる是なり）令向和哥浦給、翠松傾蓋、白浪洗蹄、（是和哥浦に至りて海邊の境にある松原を經て濱邊に出らるゝなり、翠松傾蓋白浪洗蹄は公任卿の集に翠の松小暗き中より白浪の起るも見通さるゝと云へると一つなり）毎見風流之飾地勢、彌感土宜之稟天然、猶指點吹上濱和哥浦、雖山邊之說、柿本之詞、合若、各任志之及、乘興之餘、殆忘日暮云々。

古今地形の變易と風致の異同を考ふるに足る、又源平盛衰記に平維盛讃州八島より脱走して高野へ上る路程を記して曰く「中將維盛は與三兵衞尉重景と石童丸と云童、又船に心得たるものとて武里と申舍人此三人を具したまひ、あのびつゝ八しまの館を出て、阿波のくに由木浦にぞつきたまふ、さても御船にのりうつりたまひ、音にきく阿波の鳴戸の沖をこきわたり、紀伊路をさして櫓をとり、こゝはいづこなるらんと尋たまへは、名にしおふ紀伊國和歌のうらとぞ聞たまふ、夫よりあら〳〵の濱いまさこに、ふきあげのうら濱打通り、日前國懸乃古木のもり、面しろかりける云々。

春海　　野呂　松廬

常波如箭界連天、一髮青山日落邊、爲是伊丹遷謫跡、頽帆依約度吾煙、

𡢽家郷

和名抄、海部郡𡢽家郷、(今雜賀村和歌村なるへし、𡢽家を美也計と訓む、之由は國邑志云、按字書𡢽同婎、美女皃楚之間謂好曰婎、益川美也比、則𡢽家美也計也、同屯倉、欽明紀十七年、紀國置海部屯倉、即是」と、まことに審く説かれたり、郡郷考に𡢽家の誤ならんと云ふは從ふへからず、和歌村妙見山ありて今に至るも行宮塗瀬遺址を傳ふ、蓋屯倉を訛りて妙見と爲し、佛剎を置く者のみ。

雜賀

和歌山市の南に連り、其東部を和歌村と稱し西部なる雜賀崎村と曰ふ、今宇須、西濱、關戸、鹽屋を合同して雜賀村と爲す、郡合之村也。中世雜賀庄(東鑑建長三年)と曰ひ、萬葉集に狹日鹿浦又左日鹿野と曰へる即此なり。

雜賀川

和歌山市宇治より和歌浦に通する溝渠、長二里、一名和歌川と云ふ、古は紀之川の幹河此水道に循注したる事ありと云ふ。

雜賀黨里址、雜賀莊は中世雜賀名草兩郡に渉り、郷士團結して雜賀の三搦と云へり、戰國の比は本願寺門徒と爲り武力を競ふ。天正五年織田氏石山本願寺攻撃の際、先つ雜賀の援を絕たしめんと欲し大擧して雄之山紀之川に至る、雜賀黨は江海の要害を固うし之を防く、黨魁鈴木孫市其克たさるを慮り降を請ひ、本願寺に援兵せさるを誓ひ事平く、然れとも尚本願寺を庇保し天正八年門跡光佐石山を退去し雜賀黨に依賴して鷺杜に移る、或書に當時織田氏より雜賀門徒に與へし古簡を載す。

今度本願寺門跡光佐赦免候上者紀州雜賀幷組中諸宗同前相容訖此時別而可勵忠節然爲誰一人至大坂不可相通萬一大坂相殘之輩有之者則呼越通路等堅可相留者令相違者可爲曲事候也

五月廿三日

名所圖會云、雜賀の鈴木氏館址は養珠寺山の尾埼なり、天正年中雜賀陣場師由來の書に云ふ、當時雜賀方には彌勒寺山を根城の要害と定め、小雜賀の上下名帥濱、玉津島の邊の河中に補齒の類を埋め、人馬の足をなやまさんと備へ、北は吹上の峯にとりてをかまへ、雜賀川へは紀の川の水をせきいれ、原見坂より宇須山東禪山の砦は鈴木孫一これを守る、左右なく一戰に勝利を得、ふたゝび世運をひらくべしとて、あたかも物ぐるひのくるへるとく、刀脇差を帑とし、弓鳥銃をうちふつて、指ものをさしかさし、關戸村なる矢宮の廣前におさりつれてよろこびしは、理りせめていさましく、かゝる吉例なれば、雜賀踊と名づく云々。

雜賀鉢と云ふ胄の名古書に見ゆ、此地の製作なるべし、續日本紀、養老六年の條に「紀伊國、韓鍛治、杭田鐙作名斥等、合七十一戸、雖姓涉雜工、而尋要本源、元來不預雜戸之色、因除其號、並從公戸」と見ゆ、此韓鍛治の遺風にやあらん。(名所圖會)

雜賀埼

雜賀村西濱の南なる村名にして、鷹巣の岬角あるに因り此稱起る。和歌浦の北角にして、南は大崎に對し日方内海浦の口を成す、古の狹日鹿浦と云も此なるへし。

木の國の狹日鹿の浦にいて見れは海人のともし火波間より見ゆ、(萬葉集)

(狹日鹿浦)

鷹巣岬は怪岩亂樵爭ひ立ち、空洞石壁の奇、海風樹色の景致ほさんと神仙遊會の境に幾しとす。

雜賀崎村の東に連り、雜賀川の西なる村落なり、

和歌

南面して海灣を控へ、中央に一條の沙嘴あり、長二十町以て和歌浦の内灣外灣を分つ、内灣は東に在りて其東岸に紀三井寺の大伽藍立てり。

和歌は續日本紀、神龜元年、聖武天皇詔、改弱濱名爲明光浦、宜置守戸、勿令荒穢」とある勝地なり、和歌と安可は音通にして、伊勢にも筑前にも同名の地ありて和安相通せり、又稱美して眞若とも詠めり。

衣袖眞若の浦のまなこ地のまなくときなくわかこふらくは、(萬葉集)

(弱濱)

雪つもるわかの松原ふりにけり幾世經ぬらん玉津しま守、(續後撰集)

秋日遊明光浦　　祇　南海

東南山水美、未有若明光、惜乎數千載、奇詭無一章、吾今傚雲月、斗酒攪枯腸、安得李太白、百篇共商量、

遊和歌浦　　服　蘇門

壯遊南海上、秋色滿蒹葭、風捲松根露、潮來鶴影斜、漁村舟作市、神島玉爲沙、更見宗藩地、煙霞幾萬家、

妙見山

和歌村に在り、和歌山市の南一里山上に妙見堂あり、菩薩を祭る。此地一座の丘陵、即古の屯倉址にして、美也計を妙見に轉したる者とす。蓋聖武天皇望海樓行宮の遺墟にして、左日鹿野と云ふも此邊の一名なりし也。伽羅石産するを以て伽羅山と曰ふ、土人殿山と曰ふ、天保中藩主覽 供 山碑を樹つ。續日本紀云、神龜元年十月、天皇幸紀伊國、癸巳行至那賀郡玉垣頓宮、甲午至海部郡玉

(伽羅山)

(望海樓離宮址)

津島頓宮、留十餘日、戊戌造離宮於岡東、海部直士形進位二階、詔曰登山望海、此間最好、不勞遠行、足以遊覽、故改弱濱名、爲明光浦、宜置守戸、勿令荒穢、春秋二時、差遣官人、奠祭云々。又天平神護元年、天皇行幸紀伊、遂至玉津島、御南濱望海樓、奏雅樂雜伎、權置市廛、使從官及當國百姓、爲交關云々。○又日本後紀、延暦二十三年十月壬子、幸紀伊國玉出島、癸丑上御船遊覽、國造紀直豐成等奉獻、詔曰此月波閇彌之天國風御覽須時止奈毛常毛聞所行須今御座所乎御覽彌礒山毛奇麗久海瀲毛淸晏彌之天御意母於多比彌御坐坐云々、甲寅自雄山道、還日根行宮。○又萬葉集云

神龜元年甲子冬十月五日、幸于紀伊國時、山部宿禰赤人作歌一首、

安見ししわが大王の外つ宮と、仕奉れる左日鹿野の、背上(ソカヒ)に見ゆる奥つ島、きよき渚に風ふけは、白浪さわき潮干れは、玉藻刈つゝ神代より、しかぞ尊き玉津島山、

登妙見山、按稱德帝神護元年、幸明光浦、詣玉津島、御望海樓、奏歌舞雜伎、今妙見山、乃是望海樓遺址、　祇　南海

望海樓何處求、玉津島北石巖頭、翠華不返烟波濶、沙邊雲帆神護秋、

養珠寺(ヤウジユジ)　妙見山下に在り僧日護開基、承應三年藩主南龍公創建して生母蔭山氏の墓所と爲す者とす、其の寶塔は玉出島に在り。

玉出島(タマデシマ)　和歌村の南なる妹背山の舊名なるへし、山部赤人の歌に奥津島(オキツ)とも玉津島山とも云ふ是なり。神龜元年行幸の時「詔曰、宜春秋二時、遣官人、奠祭玉津島之神、明光浦之靈」と、又日本後紀「延暦二十三年十月、幸紀伊國玉出島、三代實錄、元慶五年、紀伊國玉津島神授位」など見ゆ。此神は中世より衣通姫(允恭帝妃)を祭ると云ふは如何なる故にや、契沖法師の說あり最聽くへし。續紀、神龜元年、明光浦行幸の條に「忍海手人大海等、兄弟六人、除手人名、從外祖父、外從五位上津守連通姫」とあり、此通姫の姫は姓の誤にて、通は人名なり、此津守連通養老七年授位の事同書に見ゆ、然るを後世の人通姫を人名と誤りて、玉津島神は通姫なり、卽衣通姫命なとど唱へしならん。又玉出島は攝州住吉浦にも其名ありて、上代の人の靈境を崇むる稱なるへし、然るに袋草紙云、津守國基住吉社淨土寺建立の時壇の石を採らむとて紀伊國和歌浦に至る、玉津島の神あり處の者語て曰、此地の景おもしろきによりて衣通姫神と現れ跡を垂れ給ふと申ける、云々。衣通姫說は此袋艸紙に起る、又按に玉出とは玉石などの奇異なる者の顯れ出つる義にや、今も伽羅石妹妖石と云ふもの和歌浦の名物なり。(住吉の玉出島岩出森を參考すべし)○名所圖會云、或書に北畠准后曰光孝帝御惱ありし時、帝の御夢に赤きはかま着たる女房御枕に立て「立かへり又も此世に跡たれん其名うれしき和歌の浦波」と、此歌を誦しければ帝御夢の中に、誰人にてましますぞとたづねさせ玉ひければ、我は衣通姫なりと答へたり云々、しかれども宇津保(ウツボ)物語吹上の巻に「年を經て浪のよるてふ玉の緖にぬきとゞめなん玉いつるしま」主之君「おぼつかな立寄浪のなかりせばたまいつる島といかてしらまし」侍從とあるのみ、續日本紀を按ずるに「奠祭玉津島之神明光浦之靈」といへるは何の神といふとを記さゞれども、東野州の書に「玉津島には社一つもなく唯漫々たる海のはたに古松一本橫たはれり、これを玉津島の垂跡のあるしとするなり」と云へり、袋草紙に津守國基採石に來りし時は神社ありと云ふに思合すれば、中頃は社頭荒廢して斷絕したる者なり、近世國祖南龍公新玉津島再興あり。

玉津島見れとも飽かずいかにして裹みもてゆかむ見ぬ人の爲め、(万葉集)玉つしま能く見てよく坐せあをによし奈良なる人の待問はばいかに、(同上)玉つしま岩根のすゝき穗にいてゝ招けばかへる和歌の浦波、(夫木集)　源　雅昌

此岩嶼は中世祠宇斷絕し、近世は更に嶼北の陸岸に新玉津島を建てらる、而て嶼上には養珠寺の多寶塔を置く、慶安二年の事にして德川賴宣の供養する所也。○名所圖會云、妹妖山多寶塔は、慶安二年東照公卅三回の追福として御宸翰の題目を染させ、ならびに公卿百官の所書題目石部數二十一萬を寶塔の下に收たまふ、此地いもせ山と云は造塔の時雌雄の二石を得たりとて改められし也、已前は杜鵑(ホトヽギス)山(ヤマ) 又 辨天(ベンテン)島(シマ)と呼び、相州繪島江州竹生島などに比せり、島は伽羅山にならひて石質相同く、往昔は今の和歌出じまてふものもなく、此はとり一面の入海にてありしにや、其石面浪にされて伽羅の木理に似たればとてかくはいふなり、國祖君御造營より、三の橋をわたし山のめぐりは石を疊み山上には寶塔高く聳え、山水絕妙言語に絕たり。

明光浦　菊池　溪琴

水畔樓臺映落霞、石欄人影過橋斜、伽羅山上霏織雨、飛濕仙娥廟裡花、

玉津島神社(タマツシマ)　此神は山部赤人の歌に「神代よりしかぞ尊き玉津島山」とありて、江中の孤嶼に鎭坐せしならん、今嶼の北なる陸岸に小祠を見るは寬文中興の時よりの事なるべし、社藏宸翰の中に後西院上皇の御製、

寬文四年六月朔、玉津島奉納、詠浦霞

おもふにぞ霞もはれて玉つ島光にあたる和歌の浦人。

神祇志料云、此神蓋稚日女尊を祭る、(日本書紀本社傳說)此神息長帶姫命の新羅を征け給ふ時大に靈威を顯し給ひき、(日本書紀)聖武天皇神龜元年勅して春秋二時官人を遣して玉津島 神明光浦の靈を奠祭らしむ、是よりさ

き天皇此地に幸し山川の眺望を賞給へるを以て也。(續日本紀)

和歌東照宮 玉津島の北なる伽羅山(一名おぼろ山)の西につゝける岡上に在り、舊時和歌山藩奉祀の祠壇なるを以て崇敬他に異なりしが、近年供僧坊(天曜寺)及三重塔を撤去し頗舊觀を失ふ、然れとも俗謡に「一に權現、二に玉津島、三にさがりし松、四にしほかまよ」と曰ふごとく、和歌浦名所の中に金碧の目を驚すもの、尚此權現祠を推すべし。○名所圖會云、和歌浦東照權現は別當和歌山天曜寺雲蓋院、天台宗にして本尊藥師如來を奉安す、三重の浮圖あり、元和六年の御造營にして、麓より山上に至りて石欒左右に立ならび、朱の玉垣奥深く、林巒の積翠に映帶して一段の幽邃を釀し、神威おのづから嚴におかまれ玉ふ、寶殿は山上に建てり。○東照宮の岡下に南龍神社あり、明治八年創建す碑記あり、前和歌山藩知事德川茂承撰。曰元和五年、我始祖源賴宣公、從駿河移封紀伊、紀伊京畿之咽喉、國家之要鎭、時承干戈之餘、民未聊生、公養士撫民、奮然以天下安危自任者五十年、藩屏之基、於是而立、傳來奕世二百年、及慶應三年、幕府奉還政權、王政復古、而明治二年、茂承奉還版籍、七年和歌山縣士族、相共謀曰、舊藩祖、積德累業、風化所出、永世不可忘也、上請祭社祀之、是歳十一月見允、乃相地於和歌浦、爭措財鳩工、茂承恐直勞衆力、出私貲助之、至八年十一月、社字落成、社之爲地、舊藩時公原廟所在、東隣東照宮、西接天滿社、山水之勝、輪奐之美、粲然相映、云々。○天滿宮は東照宮の西に迪ふ緣起詳ならず。名所圖會云、當社は三聖廟の一にして、筑紫の宰府京都の北野と和歌浦是也、既に西上人が撰集抄にも載られたり、天正の兵火に社頭すべて烏有となりしが、尋て慶長十一年、淺野左京太夫幸長ふたゝびこれを新にし、元和七年、國祖君當山において東照廟を創建なしたまふ砌り、當社をもて地主とし、神威を光耀玉へり云々。

熊野にましますん權現は、名艸の濱にぞおりたまふ、和歌の浦にましませば、年はゆくともわか王子、(梁塵口傳集)

和歌浦(明光浦) 雜賀埼より毛見埼まて、和歌村紀三井寺村の江灣を云ふ。一に明光浦に作ること和歌の條に見ゆるごとし、和歌村の南に沙嘴あり南に延伸する二十町出島と呼ふ、天橋立三穗松原なとゝ地形を同うす。此洲の東小江灣にして和歌川(紀之川の分派なり)之に注き出島浦と呼ふ、往時は紀之川の幹流之に傾入し、灣面廣かりしと云ふ、一說紀之川之に入りし比は出島なかりしと云ふは信すべからず、和歌浦に入江の別在したる狀は古歌にて明白なり、又出島は往時單に松原と云へし者也。

若の浦にしほみち來れは潟を無み葦邊をさしてたつ鳴渡る、(万葉集)　山部赤人

和歌の浦に白浪たちておきつ風さむき夕はやまとし思ほゆ、(同上)

わかの浦にて種まく翁を見て

若のうらにたねまく賤そあはれなりかり穗の程もありかたき世に、(家集)　行尊

若の浦を松の葉こしにながむれは木末によするあまの釣舟、(新古今集)　寂蓮

和歌の浦や入江のあしのしもの鶴かゝる光りにあはんとや見し、(新千載集)　家隆

玉津島入江こきいつるいつて舟五度あひぬ神やめつちらん、(新續古今集)　頓阿

にごりなき玉津島江の小松原あらはに千代のかけて見えける、(良玉集)　相摸

夕なきの春日の汐はしつかにてかすみに遠き和歌の松原、(夫木抄)　中務卿親王

和歌の浦あまの鹽屋に燃たてかすみの間より花そにほひし、(夫木抄)　行尊

題和歌浦圖　蛻巖

明光浦上秋、風渚水煙收、玄鶴帶淸唳、飛過蘆荻洲、

和歌舟中所見　溪琴

仙娥宮畔碧雲閑、帆落樓奕塔影間、露氣沈々天近雨、蛾眉帶睡淡州山、

出島の松原は今は斬伐せらるれど、古の狀景想ふへし、鹽屋は雜賀村の大字に殘れり、又葦邊の干潟と云ふへき入江の東南邊は近世大半變じて田土と爲る。南龍公遺事云、布引村(今紀三井寺村)はもと砂磧なり、公地形を見て開墾せしめらる、因て出島浦の洲渚を增築し激浪を避けしめ、終に一村落を成す、有司又和歌浦の開墾すへき者を圖にして以聞す、公曰く小利を營まん爲めに名山水を毀つべからず。○南遊紀行云、和歌浦は東照宮上に立たまふ、宮つくり大にして甚美麗なり、神領多し、僧舍六坊あり、是よりわかのうらを望めば、其景すぐれたり、今日は此邊櫻盛に咲きて、光景もいとまされり、蘆邊の田鶴など詠せし處は東照宮の下天神の鳥居の有ところなるべしといふ、和歌浦にしほみちくれば片をなみと古歌によめるはしほみち來れば潟なくなるといふ意なり、此浦の佳景聞しにまさりて目をおどろかせり。○名所圖會云、和歌浦は名立る勝地にして、東西廿餘町、濱松の色濃くあしべの田鶴波間のちどり、江水は洋々たり、東方には名艸山金剛寶寺、東南には生石が峯つらなりて、藤白の御坂雲際たかくそびえ、其麓には冷水浦鹽津浦の湊と賑はしく、西南は蒼海漫々として、うらの初島あら磯にみるめかるわらは、千尋の底にあはびとる海士、潮汲むしつのめ、みな世をわたる業くれさまぐにして、いつれか哀れならざるはなし。紀述文集曰、自府城西南行一里計、而有渠海、有小島、倚嶮上、有亭子、可以觀

海、[illegible]日[illegible]山、遙[illegible]玉津島[illegible]、西[illegible]和歌浦、廻十餘里、西[illegible]南、長岡連阜、左右[illegible]、地[illegible]南、雜賀崎、突乎北、一[illegible]萬頃、[illegible]於此矣。○八洲遊記云、明光浦、島嶼[illegible]立、翠色連空、浦後山嘴、遠[illegible]傍、[illegible]東[illegible]公社、其隣村家[illegible]、平田渺漫、環以和歌川、景色明媚、齋藤拙堂嘗遊此地、極口稱揚、頼山陽不取此勝、縷々費辯解。

明光浦　祇　南海

風鳴江華夜漫々、神女不凝秋月團。二十五絃[illegible]雁影、霜華如夢水雲寒、

明光浦　藤井　竹外

上下明光水與天、天低水盡西南間、一帆不動午風靜、青點洋心何處山、

棹歌　菊池　溪琴

九老峰南水若天、一帆風力破長煙、新潮送月依々去、直到神娥古廟前、

蘆花夢覺水禽啼、淡々秋湖望轉迷、五兩輕帆漁老[illegible]、長風吹落夕陽西、

紀三井寺(キミヰデラ)

和歌浦の東岸、名草山の西端に在り。今寺邊の諸村三葛(ミカツラ)布引毛見内原等を合同して紀三井寺村と稱す。和歌村と出島浦雜賀川を隔て、相望み、和歌山市の南五十町。

金剛寶寺(コンガウハウジ)護國院は即紀三井寺の法號なり、石磴二百餘級を躋り山門に達す、山門は鐘樓と同く爲光法師創建の舊制と云ふ、本堂十一間四面寶暦三年重修、傍に二層塔あり文明四年重修、開山堂大師堂觀音堂及び住僧の坊舍羅列し壯麗の精舍なり、眞言宗を奉し、寶龜八年唐僧爲光の開く所とす、近年本尊十一面觀音木造立像以下三軀は國寶に登錄せらる、即爲光法師の遺作なりと云ふ。○名所圖會云、金剛寶寺は名草山にあり、本尊大士は爲光上人一刀三禮の作、寶龜中開基とす、西國順拜第二番の札所なり、鐘樓堂は本堂の前にあり其龍宮よりおくるところの梵鐘は所在をしらず、樓閣翠微をぬきんで丹青波瀾に俯し寶樹に映發しては、天台の[illegible]へるかと疑はる、寺中に三所の靈水あるに依り三井の號あり。○羅山集云、紀州三井寺造觀音、世傳、昔有一僧、常信觀音、住此處、一旦龍神來請僧、乃俱入水府、及其歸、有一梵鐘、出海畔、繫布於松、連之於鐘、追以牽之、所謂布引松、是其緣也。

(金剛寶寺)

遊紀三井山　祇　南海

天下三十三福地、此山亦是古靈場、潮音和梵蓮洋潤、林樹起痾花雨香、昌國一燈傳聖焰、翠屏三井灑清涼、威神巍々金剛窟、幸聞光明秘密藏、(注云、補陀落山、在昌國縣海中、其八景中有洛伽燈火蓮洋古渡、天台翠屏山有三井、山有藥樹、傳是自龍宮來、往歲本堂啓龕結緣)

紀三井寺　祇　南海

[illegible]山門飛閣重、丹霄客過響吟筇、亦當海岸孤絕處、況是蓬萊第二峰(原注、禮山凡卅三所、熊峰爲第一、以此地爲第二、蓬萊指熊峰云)海獻聖燈藏寶氣、山稱名艸探芳蹤、借他千載少顯跡、醉筆[illegible]揮滿壁龍、

紀三井寺　藤井　竹外

舟近南方小補陀、遊人齊仰翠嵯峨、一痕月印水心夕、若個松巔鶴喉多、

登名艸山　久野　玉城

靈區此處是滄瀛、百級石壇受履聲、潮打寶堦天水碧、一行鳴鶴過江城、

見あくれはさくら仕舞て紀三井寺、　桃青

名草山(ナグサヤマ)

紀三井寺の上方、和田村(今三田村)安原(ヤスハラ)村の間に特起する所の孤嶺を云ふならん、即名草郡の本據は此なるへけれど、和名抄此に充つへき郷名なし、蓋神戸なれば歟。名草濱宮の舊址は紀三井寺の南毛見浦(ケミノウラ)に在り、紀伊國に名草郡の[illegible]も寺東安原村に在り、神武紀なる名草邑と云も此間に外ならじ。

名草山こゝしありけり吾戀の千重の一重も名草まなくに、(萬葉集)歎しらす身よりあまれるおもひには名草の濱の貝もなきかな、(宇津穗物語)

名草濱宮址(ナグサノハマミヤ)

(毛見)

紀三井寺村大字毛見(ケミ)浦に在り、毛見は和歌浦の南界にして出島の沙嘴と相對す、名草濱の北なる布引浦に外ならず、近世墾田して舊形を失ふ、即和歌浦の東邊と知るへし。濱宮は崇神天皇の時、天照大神を暫し齋祀れる所にして、大神は其御鏡を伊勢に移し奉ると雖、其前靈なる日矛鏡二面を此に殘し奉りぬ、後之を今の宮郷に移し日前國懸大神と申す。倭姫世記云「崇神天皇五十一年、大神遷木乃國奈久佐濱宮、積三年之間奉齋、于時紀國造、進舍人紀麻呂良、地口御田」と、日前國懸宮の條を參考すへし。○按に毛見は此邊の別名にて紀三井の寺名も本は毛見(ケミ)なるへし、江州園城寺に比擬して紀三井に作るは後世の附會に出づ。(國造家譜云、毛見郷琴浦)

しほたるゝわかみのかたはつれなくて琴浦にこそ煙立ちけれ、(後拾遺集)　道命　法師

うち出てゝ玉津島よりなかむれはみとり立そふ布引の松、(太閤記)　太閤　秀吉

(布引)

毛見浦を一名琴(コト)の浦と曰ふ、和歌浦の南にて、丹州天橋立に比せは切戸と云ふへき地形なり。布引(ヌノヒキ)の松原は紀三井寺の鐘の緣記に見ゆ。東涯文集云、布曳海、淺汐舟膠、以手掬泥、必得二三蜆子、凡此間、濱海之地、多有鹵田、堆沙作堤、[illegible]石煮鹽。

内原(ウチハラ)

紀三井寺の南に接し、古は熊野參道の一驛なり。長秋記云、長承三年二月五日、於内原借舍、有晝食事、元儀藤代(フヂシロ)也、然而依日高過之、於是有此事也、過雄山間遇法眼行覺云々。人車記云、仁平二年、今度御熊野詣、每事不吉、御上道、於内原御宿、夜中御[illegible]形燒亡、御[illegible]

竈附油草云々。

宇治 此名今亡ひたり、名草山の邊にて紀三井寺村大字內原は正しく宇治原の義なるへし、內原の東北に接する安原村に宇治彥の古跡あり、即紀國造の本居なりと知るへし。

古事記傳云、紀國造系圖を考ふるに第一天道根、第二比古麻、第三鬼刀禰、第四久志多麻、第五大名草比古、第六宇遲比古と序たり、今和歌山の宇治と云ふ所あり、此による名なるへし。〇按に宇治は和歌山市にも在れど、名草山こそ本據なれ、古事記、境原宮（孝元）段云、御子比古布都押之信命、娶木國造之祖、宇豆比古之妹、山下影比賣、生子建內宿禰、日本書紀云、孝元天皇皇子、彥太忍信命、是武內宿禰之祖父也、景行天皇、卜幸于紀伊國、將祭祀群神祇、而不吉、乃車駕止之、遣屋主忍男武雄心命(一云武猪心)令祭、爰屋主忍男武雄心命詣之、居于阿備柏原、而祭祀神祇、仍住九年、則娶紀直遠祖菟道彥之女影媛、生武內宿禰、と、記紀は武內宿禰の父祖を述ふるに相異あれど、其母は宇豆比古即菟道彥の女と爲すは同一なり。

阿備 今安原村大字相坂松原なとの古名なるへし、紀三井寺の東一里、山東莊に接す、宇治彥の故墟なり。〇名所圖會云、武內彥生井は松原村のうち柏原といふ、方十間ばかり松林ありて、其中に有り、側に碑を立てこれを標す、相坂村八幡宮の社司これを支配す、八幡宮の社傳云「武內宿禰、懷皇子、泊紀莊、還幸于江南郷、興行宮居之、隱備出遊之、與離宮阿備柏原西岡」云云、今彼社をさると五町ばかり東南に安備柏原といへるは、則武內宿禰降誕の地にして、上古は宿禰の親族あまたこゝにおはしまし、皇子隱しまおらせんには最上の所なるへし、又御鎮座本記にも當社は御行宮の跡なるよし記せれは、かたくうたかひなきものをや、此餘那賀郡に志野村あり小竹宮の地なりといふ、また伊都郡に天の祝の舊名あり、また日高郡に薗村八幡宮あり、皇子の行宮の遺跡なりといふ。

名草神社は安原村大字吉原に在り、紀伊國神名帳名草郡名草彥名草姫と云ふ者是なり、今中言神社と號す。凡郡內諸處中言社妙見宮と云ふは皆名草神を勸請するものと云、〔名所圖會〕名草郡の條を參考すへし。

（安原）

和田 安原村の西、紀三井寺村大字三葛の東、宮前村の南なり、名草山の北麓とす。今坂田田尻と合同して三田村と改む。

阪田寺 大寶院了法寺と稱す。〔名所圖會〕云、坂田寺は天台宗の高識行善上人の開基にて、古は淨土寺と號し、中華以降度々の兵亂に荒廢、寬文六年に至り再興す、或說に行善上人は元慶仁和の頃の人なりとあり、國造家の舊記のおもむき是とおなし、そのかみ此邊はみな日前宮の神領にて、數十町の田園を國造家より寄附ありし事彼家の舊記にあり。

靜火神社 延喜式名草郡の名神大祀たり、續日本後紀、文德實錄、三代實錄等に授位の事を載せ、鳴神村の鳴神音神等と相因み火神を齋祭れる也。〇和田村の北に靜火社あり、其邊に靜火坪と云ふ字を遺す。〔名所圖會〕

竈山神社 三田村大字和田に在り、延喜式名草郡竈山神社と錄し、神武天皇の皇兄彥五瀬命を祭る、近年祠宇を改修し官幣中社に列す、和歌山市の東南二里。〇古事記傳云、此社は竈山明神とて和田村の西南三町許に在り、近世は國の殿より年毎に使をも遣はさせ給ふ。神祇志料云、此社は舊雄水門今の湊町に在り、後和田村に移したり。

竈山陵 延喜式、竈山墓、彥五瀬命。在紀伊國名草郡、兆域東西一町南北二町、守戸三烟。〇日本書紀云、神武天皇、與長髄彥、會戰於孔舍衛坂、有流矢、中五瀬命肱脛、天皇引軍還到于紀伊國竈山、而五瀬命薨于軍、因葬竈山焉。〇古事記傳云、竈山の御陵の斯く後世まで式にも載せ、毎年御幣を奉り賜へるを以ても、此命は天津日嗣にましけるが、早く崩座し故に神武帝の其後を嗣きたまひしことしるし、若押なべての皇子に坐まさんには然る事あるべからず、凡上代の皇子たるの御墓の中に諸陵式に載るは五十瓊入彥命、日本武尊、菟道稚郎子なとの外は例なし、今和田の竈山明神の近地に丸山と云て大なる塚あり、もの舊たる大樹とも生繁れり、是や御陵ならん。

雄たけびのかみ世の御聲おもほえて嵐はげしき竈山の松、　本居　宣長

今按に竈山神社は舊雄水門(今和歌山市の西北なる湊町)に在りと云ふ一說は、竈山と水門は一處なりと爲すものにして、當年征陣の跡を追考するに疑多し、神皇軍は孔舍衙坂の敗後血沼に舟を泛へ雄水門に至り、此に上陸ありて名草戸畔を誅殺したまへり、當時彥五瀬命は已に痛手を負へたまへど、舟にて崩御なく、雄水門より進軍竈山までの間にて事切れに及へるならん、而て名草戸畔の誅せらるゝも此間の事なるへし、然らは雄水門は竈山と相去る二里、混同すへきものに非す。〇又按に神武天皇名草より熊野に進軍したまへる征路は海船に倚りたまへる狀明白の事なれど、別に陸路をも取り給へるにや、牟婁郡荒坂津狹野などを參考すへし。又天皇の名草戸畔を此地に擊ち循紀之川を溯りて大和國に入りたまはさりしは、當時否塞して通し難き事情のありけれはならん、孔舍衙と云ひ名草と云ひ、大和進入の便路たるは勿論なるふ、此をは得進み給はさりしは、當時非常の形勢を想ひ知らる。

旦來郷 和名抄、名草郡旦來郷、〇今龜川村なり、大字旦來あり、安原村の東に接す。和名抄郡鄕考云、旦來は但馬國朝來郡を安佐古と訓むを考ふるに、

亦安佐古なるべし、和儀雅に且來氏をアツソと訓み、今紀州には且來村よりてアツソと呼ぶはつめて云ふ者也。且來八幡宮は、畠山尾張守義深が寄附状には兵亂の餘荒廢におよべるよしみえて、神器の紛失をくはしく載たればわづかに其昔のさかんなりしを想像にたよりあり、又古簡中云「正平八年二月、彼八人衆、打入山口河邊、致種々亂妨之處、行向武家杉原手、即日被誅伐、被懸其首於且來山峰」。

多田　且來村大字、此地に三上院千光寺と云ふ古刹の址あり、近衛天皇の伯父某上人の住院なりとて三上御庄官公文左近衛府生秦某の古簡を傳ふ、（名所圖會）按に三上庄は且來鄉大野鄉に渉れる御庄にて、近衛天皇々妹八條女院の領知なりし事、東鑑に見ゆ。○又多田妙臺寺は、伊賀國平田貞繼の枝族に大橋太郎左衛門尉通貞といへるもの、文治二年鎌倉に召捕れ終に其罪を宥められ、これ偏に大乘妙典の利益なりとて、ともに讀誦おこたるとなく、嫡子貞昭、日朗上人鎌倉比企の谷におはしけるよし聞しかは、終に文永二年鎌倉にくだり上人に謁し、當國にかへり妙体寺を修造し、体の字をあらためて妙臺寺とぞ號しけり、當國一宗の權輿とす。（名所圖會）

大野鄉　和名抄、名草郡大野鄉、○今大野村と曰ふ、龜川村の南、日方村の東なり、巽村も此鄉の地なり。日方村の邊も鄉名を缺けと詳にし難し、中世は日方、藤白、黑江皆大野庄に屬せられ、守護職の在所たり。

大野城址　大野村大字野中に在り、日方村の東南黴町、山峰の上に據る、今矢倉跡最高く、二九の跡に礎石多し、當城を築し時代つまびらかならず、建武の年間には淺間入道沙彌覺心在城し、延元の比子恩成なり、正平九年よりは細川淡路守宗茂これを領し、至德年中より明德の比までは山名修理大夫義理居城せらる、同氏清同幸滿反逆し内野合戰よりして山名一族亡びたり、乃ち明德記曰「山名修理は我身は大野に有なから、舍弟草山駿河守に美作勢を指副て都合其勢七百餘騎、雄の山の切所を切塞き雨山土丸に構籠て討手の敵を待懸たり」と是なり、義理亡びて大内周防介義弘に當國を賜ひしかは、義弘の臣平井豐後守守護代として大野に在城す、尋て義弘亦亡び畠山基國の分國と爲り、其家宰遊佐某守護代として大野に來住し、子孫世襲して天正中に至る、館舍は藤白浦に在りしと云ふ。（名所圖會名勝地志）

三上　大野村春日明神の峰を今三上山と曰ふ、中世三上院三上庄と曰ふは此神領より起れるにや。春日祠は大野村の生土神にて供僧金剛院あり、三上庄は東鑑に見ゆ。建久元年「御隨身左府生秦兼平、去比進使者、是八條院領、紀伊國三上庄者、兼平譜代相傳地也、而自關東所被定補之地頭、豐島權守有經、於事對捍抑留乃貢、早可蒙恩裁之由訴申」と、多田の千光寺參看すへし。

三瀧別所　今巽村と改む、大野村の巽に在り。名所圖會云、三瀧別所は西行法師撰集抄に三瀧上人の庵と記し、近衛天皇の伯父洪覺上人久壽二乙亥年の開創、待賢門院の御願所なり、則境內八町四面標石あり、星霜漸かさなりて遂に應仁の兵亂に及ひ又天正年中兵燹の後わつかに一堂をのみ存す、「奉讓渡別所之山地覺悟事、在紀伊三上院西野鄉奥山中、字三瀧別所願成寺、四至、東限峰道、西限衣笠山、南限瀧上黑山終、北限日大野界迄千古田口、壽永二年正月。」

黑江　日方の北に接する海村にして、紀三井寺村の南に當り阪路を隔つ。黑江の海を萬葉集久漏牛潟に充つる説は信なるへし、略解には「黑牛は今黑瀨と云ふ、名草郡なりしが今海部郡に入る」と、蓋此地のみ。

（黑牛）　大寶元年辛丑冬十月、太上天皇大行天皇、幸紀伊國時歌、

黑牛方鹽干の浦をくれなゐの玉もすそひきゆくはたか妻、（萬葉集）黑牛の海くれなゐにほふもゝ磯城の大宮人しあさりすらしも、（同上）

名所圖會云、黑江浦は今專ら諸椀桶を拵へるを業とし、西國關東の遠まで商ふ、海陸の便よく、工商軒をつらねて錐を立る閒もなく、はんじやう富饒の地なり。（貿易備考云、黑江塗と云漆器は寛永年間漆工某（按するに天正十三年當國根來寺廢滅し、僧徒四方に解散す、其僧漆に巧なる者此地に來て起業せしものゝ當なる可し）始て漆地椀を製し、續て折敷及ひ日用の什器を作て之を販賣す、乃土人倣ふて之を造る、歲月を經て其業漸く盛なり、天保十年、國主德川氏は仁井田好古等をして、黑江村戶口の概略を檢せしめしに、戶數一千三百餘人口四千五百餘なり、其他諸國より來て賃傭する者二千人なりしと云ふ、寛永年間此地の戶口を檢せしに甚た鮮少なりしに、漆工の業起てより人口歲月に增殖して殆と七千の多きに至る、安政五年外交の開けしより以來黑江の漆工等又外國人の時好に適する蒔繪の漆器を製す、其業益盛なり。

日方　黑江の南に接する海驛なり、和歌山市の南二里半、湯淺の北四里半、海灣を西に受く。此灣は毛見埼を北角とし冷水埼を南角とし、東へ入る二海里橫は稍減す、黑江日方名高藤白の諸村其岸上に列す、西北は和歌浦にして西南隣に鹽津浦あり。

くるゝ閒に鹽つるらし夕汐の干潟の浦にあまの袖見ゆ、（萬葉集）

名所圖會云、日方浦は往昔其名のごとく遠淺なる鹽干の潟にして、家居もなくして北の山ぎはを通路せしとなり、元弘元年の地震よりして陸となり、いつとなく市店出來せしより、あるひは大船をつくりて北海東海にかよひ、万物を積み交易してその利倍を得るもの多し。○又云、井松原は日方浦に在り、相傳ふ天正五年大野庄鄉士十番頭、織田信長公へ内通して計略をなすゆゑに、鈴木孫市

をはじめとし愛洲、玉置、湯川、白樫、橋本、花光、冬川、崎山、則岡、神保、花田、矢船、貴志、竹中、川島その外口六郡の郷士のこらず孫市にみかたす、稲井、岡本のかたには坂本、田しま、藤田、宇野邊、井口、尾崎、羽坂そのほか舟津、井田近村の百姓等一味し今市にたむろをかまへ、名高かたには川よりみなみに砦をすゑて井松原にて一戰す、戰死のともから敵味方合して二百餘人、八月十六日未の刻と日方のうら永正寺の過去帳にしるしたりと、是は石山本願寺合戰の餘波と知らる。

名高　名高浦藤白浦今合同して内海村と曰ふ、日方村の南に接す、或は中田浦と曰ふ、小字名方あり。

木の海の名高の浦によるなみの音高みかも相はぬ子故に、〔萬葉集〕紫の名高の浦のまなこ地に袖のみ觸れていねずかなりなむ、〔同上〕

略解云、名高浦に紫川と云細流あり、名高は名方ともいひて、黒牛につゝける邑なり、紫は枕辭にあらず。○名所圖會云、日方浦の南に接するを名方と云ひ、其南に接するを名高と云、國造家舊記に「崇神天皇五十四年、天照大神、吉備名方濱宮に遷座し給ふ事」を記せり、此吉備とは山陽道の三備にはあらで、此地の大名なりしが、後世其名廢れたるなるべし、されど里傳に聊徴すべき事もあれば、遷座の地は今の閘引森にて古は濱の宮とも云ひしなるべし、又倭姫世紀には名草濱宮より吉備國名方濱宮遷るとあり、此吉備國と云も三備の地にはあらで名草の内と知るへし。

藤白　今名高浦に合併して内海村と曰ふ、藤白浦其東を鳥居と呼ひ、西を冷水と稱ふ、南は藤白坂の嶺にして東は三上山に連る、中世足利方の守護職は大野庄に治所を置き、藤白に館舍を設けたり、鈴木龜井なと云郷士の末裔今に此地に住し、種々の傳說あり。

紀伊の藤白を通りける比、此所に三郎重家の末今にありと聞およひぬれは尋入、

炭かまやすずき龜井が軒の松、　其角

書紀通證云、古昔、紀州熊野山中、藤白、出名墨、見新續古今集、古今著聞集、尊圓法親王記等、今猶熊野山中出松煙云。○按に書紀通證藤白を熊野と爲すは疑はし、藤白墨は今は此地に製せざれど其傳說あり、然れとも齊明紀に有馬皇子の薨去せられし藤白坂は日高郡岩代濱にありて、熊野に接近する地にも藤白と云ふ名ありしに似たり。又播磨風土記に出つる管川藤代峰は高野山の邊にて、之と相混なり。

太寶元年、太上天皇大行天皇、幸紀伊國時歌、

藤白の三坂をこゆと白たへの我ころも手はぬれにけるかも、〔万葉集〕藤しろや御坂をこえて見わたせはかすみもやらぬ吹上の濱、〔續後撰集〕逢事を松にあけたる藤白の墨の名しるき格のたまつさ、〔爲重家集〕

藤白若一王子社　熊野參道の中に著名なる王子祠なり、大字鳥居は本社の門前なれは也。源平盛衰記、平維盛高野を出る條云、三上といふ所へ出たまひ、藤白の王子にまゐりゑばし法施をたてまつりたまふ、此上に登りて海上を眺望すれば、千帆眼にさえぎり風光斜ならずして、春の日の傾くをもしらず。○建仁元年御幸記に藤代王子和歌會の事を記し、中に「海邊冬月」

浦さむく八十島かけてよる浪を吹上の月に秋風そ吹く、　後鳥羽院

千早ふる君か千とせを松の葉にかゝりてさける藤白の神。〔名寄〕　安藝

冷水　藤白浦の西に接したる漁村なり、眞宗了賢寺は清水御坊と云。阿彌陀佛裏書曰「方便法身尊形、大谷本願寺、釋蓮如判、延德四年壬子十月廿三日、紀伊國名草郡清水道場常住物也、願主釋賢了」と。此寺は紀州にて本願寺門徒第一の舊跡と推すべきもの也。

藤白坂　藤白より南、上下十八町にして加茂村橋本に至るへし、坂路北面の眺望絶佳なり、頂上に延命院地藏峰寺と云ふ一字あり。名所圖會云、此寺永享以降の古文書を所藏す、藤白地藏堂と云ひ、石像の地藏尊なり、背面に銘を勒して元享三年云々とありとぞ、御所芝は地藏堂の西半町許にありて今は纔なる平地なり、今も聖護院宮御入峰の時毎に此所にて御休息あり、歷代御幸の度毎に駐蹕ありし遺址なるべし、此外御所が谷、御所の平、御所の井等の名所々に殘れるもみな同し、此地熊野參路第一の美景なり、其勝槩をいはむに、まづ明光の奇勝累々として眼下に集まり、宛も一盆の假山の如く、すべて葛城嶺より以南の地形、山河の縈曲たる、村落の碁布せる、坐して一々に指點すべし、西は滄海漫々として淡阿の蒼翠雲浪の間につらなる、沙鳥風帆一として奇ならざるはなし、峠より少し南の坂に礙あり、欠きとりて温石とす、色青黒く其質甚堅からず、延喜式「典藥式云、紀伊國温石」と、蓋是物ならん。

御所野　今詳ならず、卽藤白峠の御所芝に外ならさるべし、平家物語云、丹波侍從忠房は八島をおちて、紀伊の國の住人湯淺權守宗重かもとに隱居給へり、鎌倉殿聞召て阿波の民部大夫成良に仰て責らる、成良紀伊國に御所野と云所に陣を取てひかへたり」云々、有田郡岩村を參考すへし。

濱中鄕　和名抄、海部郡濱中鄕。○今濱中村、加茂村、仁義村、大崎村、鹽津村、椒村の六に分る、中世は庄名に呼ひ又加茂谷と稱したり。東北は藤白、三上の山脉に限り、南は有田郡と頂界を以て相分れ、西に大崎灣を抱きて自ら一區を爲す、鹽異記に仁躇之濱中村と云ふ是也。

加茂　藤白坂の南麓に加茂川あり、依て加茂谷の名あり、今橋本沓掛の邊を加茂村と稱す。橋本の西小松原に館址

（橘本）

あり、高廿間許の小山にして三方に堀切の跡あり、東は加茂川に臨めり、加茂氏は中世此地の領主なりっ當村中尾某が藏せる文書に據るに、初は南朝に奉仕し後畠山氏に從ひし人と思はる、天正年中に至り家亡ふ。〔名所圖會〕

岩屋山（イハヤサン）　藤白峠に接し、福勝寺と云ふ密教の精舍あり、勝地也、裏見瀧は福勝寺の境内にあり、此所大巖峨々として屹立し其下嘘然として窟を爲す、深四間許、巖上より飛流懸瀉して簷溜の如し、窟中より瀧の背面を望むを以て南龍公宮て裏見瀧と名づけ給ふとぞ、傍に老杉古楓鬱然として幽趣かぎりなし、石鐘乳窟中より出づと云ふ。

蕪坂（カブラザカ）　加茂村の南、大字沓掛に在り、有田郡界に當る蕪坂王子社は御幸記に載せたり、或云萬葉集、

木の國の昔弓雄の響矢（カブラ）もち鹿子とりなびけ坂のへにぞある

は此坂の典故なるべしと。

仁嗜（ジギ・ジンギ）　後世仁義と改め濱中と并稱して庄名と爲せど、靈異記に仁嗜之濱中村とあれは初めは大名なりしと思はる。今橘本の東なる引尾の邊を仁義村と稱す、立神（タテガミ）社あり、加茂の名は此神より起るにやあらん。名所圖會云、立神社は加茂川の源にて社の側に奇しき巖ならび立てるを指して立神と稱ふ、其巖一は高さ六丈餘横八間許厚さ一丈許、巍々として將に仆れんとするか如し、西の端突出て鳥觜のものを喙むに似たり、一は高さ少し劣れりといひとも双立抗衡の勢あり、巖を立神とたゝへて祀れるためし本國及び諸國に多し、出雲風土記に神名樋山に石神ありて旱に雨を乞へば必零らしむと見ゑたるに同し、古風の遺れるなるべし、雩祭の踊歌あり、曰く、

（神立）

きよき水上たづねきてィャ加もの宮居に參るなり。しちやふやふりくるあめのあしィャ御世もをさまるみこぞもの。○たのむしるしをみなづきのィャそらもひとつにあめがした。○杉の木蔭で月みればィャなばしくもりて雨が降る。

長保寺（チヤウハウジ）　濱中郷上村（カミムラ）に在り、上村は今下津浦（シモツウラ）と合同して濱中村と改む、橘本の西一里とす。此寺は長保年中の創建と號し、天台の精舍なり、寛文十一年國主南龍公薨去、即長保寺に就き塋域を定め、爾來藩主累代の墓所と爲す。堂塔諸像頗古雅にして、往時の遺風を觀るへし。○名所圖會云、長保寺本堂七間、本尊釋迦如來なり、右多寶塔、東護摩堂、左横食堂、左阿彌陀堂及鐘樓堂あり、大門金剛力士あり古色尋常ならず、僧坊陽照院と云、寺傳に云、此寺一條院の勅願所にして長保年中の草創なり、故に寺號とす、開基は慈覺大師の門徒なり、其後應永年中にいたりて眞言宗に改め、七堂伽藍子院十二箇所ありしに、寢亂の世子院中は廢絶し、綸旨院宣の類も次第に紛失して、一も遺るものなしといふ、寛文六年更に天台宗に復る、大門の額に慶徳山長保寺と書し、裏に應永廿四年六月一日妙法院宮御筆とありしとぞ、然れば今の堂舍は應永再建の儘なべるし、棟宇矮狹にして彫鏤も飾少なしといへとも、規則朴質にして古色餘りあり。○名勝地誌云、長保寺は和歌山より五里半、鹽津浦の南に當る、開基僧性空、堂塔は延慶四年重修、仁王門嘉慶二年重修す、鐘樓彌陀の二堂は近年倒壞す、寺域一萬七千歩、古木蓊然たり。

長保寺　　永田　平庵

山頭孤殿在、造建是何朝、空廟蒼苔鎖、斷碑古心搖、
濕衣春靄起、注月碁江遙、四顧傷神處、老僧獨寂寥、

才坂（サイカカ）　長保寺の南にて、蕪坂に並びて有田郡の堺也。萬葉集の小鷹手山をさおでの山と訓む、其さおて坂を訛りて才坂といへるなるべし、萬葉集古本にヲステノヤマと訓みて本國の名所とし、略解に緒捨山牟婁郡にありといへれと、今の蕪坂つゝきの山ならざれば安太へゆくと云ふ詞に合はず。

安太部ゆく小鷹手の山の眞木の葉も久しく見ねはこけむしにけり、〔萬葉集〕白玉の緒すての山の月影にみたれてみかく眞木のしたつゆ、〔後拾遺集〕

大崎（オホサキ）　加茂村の西を大崎村と云ふ、藤白長峠の脈西に延きて海中に入り荒埼の岬角を爲す、角端に一岩礁あり、荒埼の北面は和歌浦にして、雜賀崎と相去る四海里、大崎灣は崎の南東に斗入す、水路志云、灣の北側の大埼浦又は灣頭の下津浦に各々小船繋地あり、此灣口南角荒埼の南々東一鏈に一岩礁あり、灣の南角は高さ四〇〇呎にて觀音崎と曰ふ、浦初島に接す、云々。

鹽津（シホツ）　荒埼の東一里、北面して小灣を爲すを鹽津浦と云ふ、今鹽津村と改む、和歌浦の直南四海里許、航渡の便多し。東は藤白浦に連り、一里を隔つ。

神（カム）　大崎の邊の總名なり、加茂と云ふも古言相通なり。名所圖會云、大崎は海面に突出て其内灣曲をなしきよき湊なり、因て村中船宿を業とするものあり、萬葉集に曰く、

大埼乃神之小濱者雖小百船人毛過迹云莫國（オホサキノカミノヲハマハ）

按するに、此歌「天平十年、石上乙麿卿、配土佐國時」の一の反歌なり、始の長歌に待乳山に還り來ぬかもといふ句あり、待乳山は大和紀伊の堺なれば、本國より渡海せしが如し、然らは此地を過ぎし時の歌とも云ふへし、又白木濱（シラキノハマ）は大埼浦の南一町許の瀨をいふ、八雲御抄は白木濱を本國の名所とするは此地をいへるか、萬葉集に曰く

鹽滿者如何將爲跡香方便海之神我手渡海部未通女等（カタノウミノカムカテワタル）

此歌の前後玉津浦を詠するが、其他本國の名所の歌を載せたれば、方便海も亦本國の地名なるへけれど、方便の字訓みかたし、今按するに大埼の神の小濱といひ、方便海の神が手と云ひ、又此歌の下に神か前荒石も見えずと詠みたり、神は必定地名なるへし、又同集に神之渡肆之門など見ゑたるも同所か、然らは神はカムを訓みて此地の總名加茂谷の加茂と同義ならん、暫くこゝに擧て後へ

肴をまつると云ふ。又大埼浦の中の方海濱を白上磯と云ふ、其所に白き大巖あり、昔紀伊の石帶と稱して五位以上の革帶の飾に用ゐたる石なり、又大崎の白石も石質純白なれども、水晶の如くには瑩徹せす石帶の事延喜式和名抄に見ゆ。

椒（ハジカミ） 濱中村の西、大埼灣の西南なる高崖に在り、西面して海に臨み、南は有田川の河口に連る。海に浦初島（ウラノハッシマ）と呼ふ二岩嶼横はる。靈異記云、

長屋親王、服藥自害、天皇勅、親王骨流于土佐國、時其國百姓多死云、百姓患之、而解官言、依親王氣、國內百姓皆死亡、天皇聞之、爲近皇都、置于紀伊國海部郡椒村奥島。

名所圖會云、左大臣長屋王の舊跡今詳ならず。按に今薑をのみはじかみと云ふも、和名抄に蜀椒を「奈流波自加美」薑を「久禮之波之加美」とよみてともにはじかみの名あり、然れども椒のかた專なりしかば、靈異記にも此村の名に椒の文字を用ゐしなるべし、此村西福寺の廢址に藥師堂一宇を存す、農民助四郎といふ者西福寺の古文書數通を藏む、文書に據るに此地京仁和寺眞光院の領なり、仁和寺法室記に寺領四五處とある其一なるべし、當寺嘉曆元年海又四郎入道大空を別當職に補す、夫より重代相傳せし事又文書に見えたり。

浦初島（ウラノハッシマ） 椒村の海上七八町、地島沖島の二あり、島の廻り各三十町許。地島の西面に紫色の岩石聳立し稜々たる觀あり、沖島の東端にも紫石露出す、盆石庭石に供すへしとて採取せらる。此島陰は泊舟して諸風を避くべければ常に帆檣の旅する所なり、初島は泊島の義たるへし。

紀のうみや沖のなみまのくもはれて雪に殘れる浦の初島、「新續古今集」

斷金鄉（タカ） 和名抄、名草郡斷金鄉、○今詳ならず、タキとよむへき歟。

誰戸鄉（アタベ・タカベ） 和名抄、名草郡誰戸鄉、○今詳ならず、萬葉集略解に阿多部とよむへき歟と曰へり。

那賀郡

那賀郡（ナガ・ナンガ） 海草郡の東に接し紀之川の流域なり、其東は伊都郡に至り北は葛城山(古名雄之山)の脉を以て和泉國と相限り、南は生石（オヒシ）峰毛原（ケハラ）山の脉を以て有田郡と相限る。東西凡五里、南北凡七里、紀之川北偏を貫流し、龍門山南偏に聳え高野山と相並ふ、野上（ノカミ）川は高野山の西谷天野（アマノ）より發源し龍門の南西二面を環繞して紀之川に入る、長十二里。○今村數三十六、人口九万、郡衙は岩出村清水（シミツ）驛に在り。

和名抄「那賀郡、賀音如鵝」とありて、續紀「大寶三年、令紀伊國、我名草二郡、停布調獻絲」とあり。該郡名は奈に本きたる者にして賀は助辭ならん、猶筑前の儺を那珂郡と定めらるゝ如し、今土俗ナンガと唱ふ。又和名抄鄉は七に分ち、荒川鄉と云ふあり、崇神帝妃遠津（チツ）年魚目目微媛の生邑とぞ、又其舊地たるを想ふへし。

埴埼鄉（ハニサキ） 和名抄、那賀郡埴埼鄉。○今小倉（コクラ）村なるへし、大字吐前（ハンサキ）存ず。北は紀之川、西は和佐村（海草郡）東南は貴志（キシ）村なり。

吐前（ハンザキ）（小倉） 小倉村大字吐前の王子社は、建仁元年熊野山御幸記に見ゆる吐前王子なりと。淨土宗光恩寺は秀翁上人信譽の開基にて、同宗高僧傳に小倉光恩寺信譽の事見ゆ、天正中の人なり。○吉水院文書、建武元年小倉庄。（庄園考）

三毛（ミケ）（御木） 小倉村大字新庄、藏王（ザワウ）山の下に御木森（ミケノモリ）と云ふ社あり忌部氏の本居御木鄉にやあらん、海草郡忌部鄉を參照すへし。其東に大字三毛あり、小倉と云ふも此森の別名より出てゝ庄名と爲りたるならん、今は村名に轉したり。三毛の西より紀之川の水を堰入れて和佐村より和歌山市の方へ溝を通す、長四里六箇堰（ロクカセキ）と稱し、天保年中重修す、按に天正十三年太田城水攻の時も此水脉に依れり。

神戸鄉（カムベ・カウド） 和名抄、那賀郡神戸鄉。○今中貴志村大字神戸（カウド）あり、此鄉は中世貴志庄と稱したる地なるへし、十四村、近年合同して中貴志村西貴志村東貴志村調月（チカツキ）村丸栖（マルス）村等と爲す、野上川の兩岸に渉り、北は荒川埴埼の二鄉に接す。

貴志（キシ）（國主） 中世の庄名にして今も西貴志村に大字岸宮（キシノミヤ）あり、東貴志村に大字岸小野あり。生土神を國主（クニヌシ）社と云ひ、中貴志村大字國主にあり、此社は峭岩深淵の側に鎭坐し一勝境なり、毎年祭禮に供膳を社頭及淵上に備ふ、之を貴志の大飯といひて一種の土俗なり。○中世本國名草郡の豪兵に貴志氏あり、此地其屬邑なりしなるへし、又有田郡に移住したるにや、彼地に館址を傳ふ。名所圖會云、尼寺（アマデラ）(今中貴志村大字)の北に白岩谷と云ふは、夫婦石烏帽子石たゝみ石なと各形によつて名を設け、最奇觀なり、土人之を蜘蛛石なとよひて、怪談紛々たり。

調月（ヂカツキ） 東貴志村の北なる一村にて、安樂川村の西に當る。此村大歳（オホトシ）社の鐘は音律にかなふと云ひ銘に紀州吉仲御庄大歳宮鐘也、建治參年丁丑九月十四日、大工河內國平重永とあり、此宮の傍に大日寺といふ寺あり、大日堂の丸瓦古色あり蝶と月を摸したるは調月（テウツキ）の村名を紋樣に依りて寫し出せるなるへしと、名所圖會に說けり。

野上川（ノカミカハ・ノジヤウ） 高野の西谷より發し二源あり、一は大門（ダイモン）口の湯川細川の溪水にして、西南流長谷（ハセ）宮毛原宮を過ぎ七里にして天野川に會ふ。天野川は天野村より出て眞國宮志賀（シカ）野を過ぎ二流相會す、即野上川と爲り北に屈折し、貴志庄を貫き安樂川の西方丸栖（マルス）村の東にて紀の

川に落合ふ。○盃石は野上川の奥の谷より出る、こゝの石質堅く色青黒く其形さまぐあれど、大体富士峯のごとく成もの多し、かならず白色あつて白雲のごとく殘雪に似たり最愛ずへし。

野上

舊庄號なり、今東野上村(動木驛)北野上村南野上村中野上村小川村の五と爲る。卽野上川の兩岸に渉り、貴志庄の南なる山中に在り、野上黨は山東貴志と丼ひ太平記に載せらる。

動木

今東野上村と改む、野上庄の大邑にして、其西大字小畑に野上八幡宮あり。和歌山市より東南(山東庄を經て)五里に當り、高野山丼に龍神に赴く間道之に係る。○名所圖會云、野上八幡は一庄廿四村の生土神にて、山林かうがうしき大社也、多寶塔本地堂等を備ふ、其鰐口の銘に「永祿七年甲子八月十五日本願江州眞賢上人敬白紀州那賀郡野上郷八幡宮鰐口」と刻む、八幡託宣記の奥書に「至德改元甲子霜月初卯日誌之嘉慶三年三月九日書之別峰叟判」と、當社の草創を尋ぬるに、野上莊は往年石淸水八幡宮の神領なりしかば、阿波の國司に勅して此地に別宮を造營せさせ給ひ、大神を勸請し神領の鎭守と崇敬して、神官供僧番頭沙汰人職事追補使圖師公文田所下司等の職皆男山より補任して神事祭式他に異なりしとなん、建治年間此莊の下司に木工助入道信智といふものあり、其女と嫁と二人同時に重病に罹る、其比海士郡由良にて大德の聞え高き法燈國師(山地房覺心といふ)を請じて加持せさせければ、大菩薩種々の託宣ありて二女ともに恙なく本快せしこと託宣記に詳なり。砂石集に「建治二年の比紀州にして八幡大菩薩の御託宣のありけるにも、世に在る人は我身を思ひ妻子を思ふ兎に角に物を思ふか罪にてあるなり、片時も物を思はぬか目出度事にあるなり」云々。此時のことなるべし。

延久四年太政官牒(石淸水文書)

(野上八幡宮)

紀伊國那賀郡字野上莊河南田參拾貳町壹段

四至　東限佐々小河丼星河　　南限津介乃高岑丼在田郡　　西限玉乃河丼名草郡　　北限鷲栖蓮華宮堺

壹圖壹里拾肆坪貳段(中略)別院金剛遍寺金剛宣寺田野上貳圖壹里漆圭肆段(中略)

右治安二年國司牒彼宮寺狀云件庄宮寺建立之後爲根本庄以地利充用每年行幸於下院奉修放生大會御服也云々

小川

動木驛の南に一郷を成すを小川村と曰ふ。南嶺は卽有田郡生石峰にして大字中田より登る二十町、其絕頂の笠石は圍五十間蒼黑にして白紋を生し、太だ怪異の看あり。

望生石峯　　　　自寬齋

遮斷南天高且團、三春餘雪望中寒、禮容本向何人是、雲作衣裳石作冠、

神野

野上庄の東に接するを神野庄と曰ふ、今上神野下神野の二村に分る、下神野の大字市場を首邑とす、動木驛の東一里にて、古刹あり滿福寺と云ふ、寺鐘の銘云、

滿福寺

紀伊國那賀郡高野山　　寺領内神野庄

正平十三年戊戌九月三日　　願主放阿彌

此寺相傳、寶龜元年庚の靑龍寺の威光(或は爲光と書す)上人の開基にして、舊は神野寺といふ、威光上人の名は拾芥抄に見えたるのみにて傳記あらざれとも、古文書等に據れは本國にて寺院を造立せし始祖ともいふべし。(名所圖會)

猿川

神野庄の東に接す、猿河郷の名古文書に見ゆ、今猿川村と云ふ。○猿河郷田村に國覓氏と云ふ舊家あり、國覓は姓氏錄卷末に附せる二十一氏の一にて、緬淵村にも國覓守近と云人の文書ありとぞ、蓋此山中の著氏なり。東寺文書に「延喜十七年、陽成院判官代、散位正六位上國覓伊美吉吉宗」の名出づ。(名所圖會史料通信叢志)○今按に國覓はクルヘキと訓むへし。(田中村大字久留壁)

天曆元年丁未開發田□□合一所　在紀伊國那賀郡猿河郷

四至　限東三頭毛無原峰大道二重石向原昏□□岩

限南阿世河北高峰

限西靑□□□峰登萬河峰

限北眞國□□

右國覓福成分讓嫡子福富又讓與猿川地主職事四至本券右件地主職者宗家先祖相傳之所領也而間永嶋分宗吉畢不可有他妨之狀如件

萬壽二年　月　日　　　國覓宗家　判

此に限北眞國とあるは、今の眞國村に當るべし。

毛原

今長谷と合して長谷毛原村と曰ふ。猿川村の東北に連り、猿河郷國覓氏古文書に毛無原とあるは蓋此なり。

毛原宮

同名の大字に在り、動木驛の東凡四里とす。此祠は丹生大明神を祭る、高野山御手印緣起に犬甘籬津姫社と云ふ者是なり。○名所圖會云、毛原宮所藏鰐口銘云「紀州有田郡湯淺庄多村神國寺奉施入願主家元敬白應永三十年臘月廿三日」と、又毛原宮の立石と云は溪流の中央に在り奇石なり、昔し狩場明神供の爲に此に獵す、其時大猪出て、明神をめかけて走り來る、明神此立石の上に登りて、遂に猪を射留めたりと云傳ふ、是に依りて谷に犬飼谷といふもあり、丹生系圖に據るに犬黑比といふ人の遠を祭れるなり、其延曆系圖「三野國在牟毛津と云人の兒犬黑比と云者、彼御犬一件率引て弓箆を手取持、大御神坐阿帝川の下長谷川原に犬甘の神と云名得て石神と成て在今」云々、(此に阿帝川とあれど、此谷は野上川な

り、不審）また毛原宮の西に朝日寺といふあり、梵鐘一口其銘云

紀伊國那賀郡毛原鄕　朝日寺鐘

弘安八年乙酉二月二十二日　東大寺鑄物師大工山川助永

長谷宮（ハセミヤ）　毛原宮の東北一里半、高野の西口大門谷に接す、大門まで凡二里半。此宮は丹生明神を祭り、土俗楮皮森と呼ひ、古鐘あり、銘云、

高野山延壽院　奉施入鐘一口

爲僧照禪僧聖應源時房尼妙法　爲法界衆也

安元二年二月六日

勸進入唐三度聖人重源

願主　尼　大覺

眞國（マクニ）　動木嶺の東北、志賀野村を經て二里半にして眞國宮あり、天野川の谷にして鞆淵細野眞國志賀野の四村相連り、龍門山南の一溪を占め、四里餘に涉る。○眞國は攝川の万壽年中國覓氏文書に見ゆ、宮は卽天野の丹生明神を勸請せる也。

（志賀野）

鞆淵（トモフチ）　眞國村の東北三里を鞆淵村と云ふ、伊都郡天野村の西に連接す、大字上中下の三番あり。○名所圖會云、友淵八幡宮は上番に在り、山中といへど、由緖ある社なり、所藏の神輿一基は安貞二年山城國男山八幡宮より贈る處にして、其時の添狀今猶存す、神輿の粧を見るに、上はことごとく滅金にて菊の花葉を鏤め、下には種々の飾物をかけ、又四面に鏡六面つゝを掛く、轅も滅金にて包めりすへて稠密なり、又緋のかけつなも美麗なり、數百年の古物なれは處々破損せしに依りて往年修造す、重さ百二十貫目あり希代の神輿といふへし、又寶劍二振古寫經及宇佐八幡宮繪緣起あり、繪詞の書體古風の文字多し、繪はすへて彩色を用へず甚た古雅なり、是又貞安二年に石淸水より納むる處歟。○石淸水文書、延久四年官牒云、紀伊國那賀郡鞆淵薗、水田拾參町、寬弘五年宮寺牒國衙狀、陳免田謝口之旨、不載御薗之根源、然而其後代々國司所免判來也。

麻生津（チフツ）　鞆淵村の北二里、其間に飯盛山あり、紀之川の南岸にして高野山に登る山口也、大門まで凡五里、和歌山或は粉川より高野詣の便道とす。崇神帝妃は本國造荒川刀辨の女にて名を遠津年魚目目微比賣と申す、遠津は訛りて麻生津と爲れるならん、此村の西は卽荒川鄕なり。

飯盛山（イヒモリヤマ）　麻生津村の南に聳え、龍門山の東に并ふ、其高さ稍低下なり。山下大字西脇に寨址ありて、天正中織田氏の兵高野に向ふ時僧徒之に據り拒きたりと。又山上に飯盛城址と傳ふるあり、一說建武元年凶徒此に籠り官軍并に野山の大衆に攻破せらると云ふ、泉州淡輪の南（紀州界）なる飯盛山を參考すへし、今兩所并存して疑をつたふ。

麻生津村坤位なる西脇より鎌倉谷の危嶮を經ると百步にして、巘巒重疊、路斷續するところ、巽方一里許が程を桂谷といふ、既に絕頂に至らんとする邊忽ち二箇の喬木あり、雌桂は大幹已に朽て粗其形を存する者數尋、根底より蘖を生じ一叢數幹に分る、雄桂の大さ雌桂に一陪して同根十四五幹に分立し、合せて其圍凡十丈許、笙管一匏に聚るか如く天籟颯々として暗に律呂の音を落す。〔名所圖會〕

（勝神）

龍門山（リユウモンザン）　麻生津村の西南に當り、飯盛山の西に竝ひ、安樂川庄を前にし野上の奥谷を後にす、山容富士に似たるを以て、紀州富士の稱あり。山下に勝神村（今龍門村）あるを以て勝神山とも呼ふ、此山延文五年の古戰場なり。

名所圖會云、龍門山は絕頂に無塵池あり、其傍に仙人石あり、山嶺高峻、上磽落を摩し下曠野を壓す、百峰其膝下に連り、たとへは童子輩の大人を揖するか如く、府下より之を望むに、其形宛も富岳に似たり、或は紀り富士といふ、諸國より若山の湊に來泊するもの必す海上の標的にすとぞ、半腹に嶋上村あり、村より登ること半里許り、嶺に至りて四望すれは、無邊の山海眸に入るへし。

太平記に曰く、四條中納言隆俊は紀伊國の勢三千餘騎を率して、紀伊國最初か峰に陣を取て在よし聞けれは、延文四年四月三日、畠山入道道誓か舍弟尾張守義深を大將にて白旗一揆平一揆諏方祝部千葉の一族杉原か一類かれこれ都合三萬餘騎最初か峰へ指向らる。此勢和歌山にうち上りて塀を塗り櫓をかきける間、宮方の侍大將鹽谷伊勢守其兵を引與して最初か峰に引退き龍門山にそ籠りける。畠山之を見て追ひかけ馳向ふ、彼龍門山と申は岩龍頷に重りて路羊腸を繞り、峰は松柏深けれは嵐も関の聲をそへ、下には小篠茂りて露に馬蹄を立てかねたり、されとも麓まて下合ふ敵なけれは坂中まて驅上り一段平なる所に息ふ處に、輕々としたる一枚楯にうつほ引き附たる野伏共千餘人、東西の尾埼へ立渡り散々に射る。畠山か執事遊佐勘解由左衛門三百餘騎僅なる谷底に控へたる故如何せんとする所に、鹽谷伊勢守と名のりて眞前に進めは野上山東貴志山本恩地牲河志宇津禿の兵共二千餘騎かゝりたりける。敵なじかは一足も支ふべき三十餘町ぞ逃けたりける。鹽谷は餘りに長追して岩埼より轉ひ落ち討たれけり。斯くて紀州の軍に寄手若干討たれ今は和佐山の陣も怺へ難しとありければ、新手を副えて畠山に力をつけよとて、同四月十一日畠山式部大輔今河伊豫守芳賀伊賀守など其勢七千餘騎重ねて紀伊路へそ向けられける。四條中納言は此由聞ねしかは猶もとの陣にて戰はんや、平場に進み懸合すると評定ありけるに、湯川庄司心替りして後に旗を擧け熊野路よりかゝるとも披露し、船を汰へて田邊より上るとも聞えければ、此陣かくては如

何あるべきと按し煩ひておはしけるを見て、大手の一の木戸を堅めたる越智降人になりて芳賀が方へ出たりける。さらでだに猛き淸黨少も滞るべき、龍門の麓へ打寄せ梧をもつかず矢をも射ず扱連れて攻上りける程に、さしもの兵と聞えし恩地牲河貴志湯淺田邊別當山本判官半時も支へず、龍門の陣を落されて、阿瀨川の城へぞこもりける。○按に今安樂川村市場驛の南東にあたり、寨址と思はるゝ者あり、卽四條中納言の陣址なるへし、龍門山の西の尾埼とす。又此邊に鹽馬塚など云ふ當年の戰死者の墓ありて、鹽塚は彼紀伊守護代山東庄の住人鹽谷のしるしなるへしと云、〔名所圖會名勝地志〕最初峰は海草郡和佐村にて、相去る三里。

普通寺は龍門の麓荒見に在り、當寺舊は龍門庵禪頭寺といひしに、應永二年喜多某の祖先運勝居士といふ人、愚中大通禪師を平安より此地に請して爰に卜居せしむ、よりて愚中菴と號す。〔名所圖會〕

奥安樂川

龍門山の西南麓の谷なり、今奥安樂川村と云ひ大字黑川大原などあり。其谷口に御船明神あり、安樂川庄の氏神とぞ、其地をは神田と呼ふ、安樂川市場の南數町。名所圖會云、御船明神湯釜銘に「安樂川莊三船御寶前御湯釜永正十一年甲戌九月吉日□□敬白」○三代實錄、貞觀三年、授紀伊國正六位上御船神從五位下。

安樂川

舊荒川に作り、鄕名又庄名とす。貴志庄の東にて龍門山の下なり、大字市場元村をば本據とす、市場の南東に延文四年龍門合戰の跡、又御舟明神の祉などあり。○名所圖會に據れは安樂川庄なる市場村の五輪の石塔は寶永年中の建立なれど、是は美福門院の墓なり、修禪尼寺ありて女院の遺跡を表す。女院は鳥羽院の天皇の后にて、此に隱栖したまひて終に崩御したまふと云ふ、按するに荒川鄕は女院の湯沐邑なり、古文書に見ゆ、當時吉仲庄とも稱したり。

院廳下　荒川莊官等可令早任鳥羽院御使盛弘長承三年停止田仲莊吉仲兩莊相論當莊四至内領地事

四至　東限檜橋峰幷黑川　南限高原幷多須木峰

西限尼岡中心幷透谷　北限牛景淵幷紀伊淵

右彼莊今月日解狀偁謹案舊貫御莊建立之後雖及數十年全無此牢籠之人然間故鳥羽院崩御之後卽恣押取當御莊内爲彼田仲莊領之條其理豈可然哉任御使盛弘注文四至停止田仲吉仲兩莊異論可爲美福門院領狀所仰如件莊官宜承知依件行之敢不可違失故下

平治元年五月廿八日

田仲莊は紀之川の北岸にて、今田中村と曰ふ、此地と相對向するなり。

荒川鄕

和名抄、那賀郡荒川鄕。○今安樂川村龍門村麻生津村等なり、北は紀之川を帶ひ、西南は貴志村(古神戸鄕)に接す。

日本書紀云、崇神天皇妃、紀伊國荒河刀畔女、遠津年魚眼眼妙媛、生豐城入彥命豐鍬入姫命。古事記水垣宮段云、天皇娶木國造、名荒川刀辨之女、遠津年魚目目微比賣。舊事本紀云、伊香色雄命子、大新川命、珠城宮御宇天皇御世元爲大臣、次賜物部連公姓、則改爲大連、紀伊荒川戸俾女、中日女爲妻、生四男。○名所圖會云、荒川刀畔と云は上古荒川鄕の邊を領せし人なるへし、木國造とあるを以て今の國造家の祖とすれとも系圖には見えず、別の著姓なりしならん、居宅の地今詳ならず、鄕の東に接きて川邊に麻生津と云ふ鄕あり、麻生津は遠津と音近きを以て轉訛せしならん。此邊の川に鮎を名產とす、戸弁の眸眼のうるはしきことを、其遠津の鮎の目の美きにたとへ云へるなるへし。又云、古の制諸國に軍團あり紀伊の團の遺址今知り難し、按に那賀郡荒川鄕に段村あり是古荒川團と云ひて、大伴氏等の兵士武を講せし一所なり

(段)

しが、通音を以て段村と改めたるなる可し、抑武事は天忍日命を以て始とす、其裔大伴佐伯の二氏に分る、本國上古大伴氏の徒名草那賀二郡に充滿せしかば、武事盛なりけん事知る可し、其一二を云はゝ敏達天皇の御世に宇治大伴連あり、寶龜年中に大伴孔子古其子船主其子益織其子貞宗等あり、降りて元弘年中の文書に和佐又次郎大伴實村・小倉孫十郎大伴兼綱等見えたり、神中抄に遣唐使大伴宿禰佐手麿記と云を引て、天平勝寶二年紀伊國に歸着すと云へり、是も亦本國の人なる可し、又雄略の御世新羅征伐に大伴談連及紀岡前來目連力戰せし事を載す、岡前連は今名草郡岡の鄕の人なるべければ、談連も本國より出し人にやあらん、古本姓氏錄に大伴大田宿禰は「天押日命十一世孫談連之後也」とありて、大田は和名抄名草郡の鄕名に見えたれは、本國の地名より起れる氏なるへく覺ゆれはなり。○今按に段は安樂川村の大字なり、彼の大伴談連は多牟とよむにや、又加多理とよむにや多牟ならは卽此地に因みありとも謂ふへし。

山崎鄕

和名抄、那賀郡山崎鄕。○今山崎村根來村なるへし。南は紀之川、西は山口村(海草郡)北は根來山を以て泉州と相限り、東は岩出村に至る。近世は庄名に呼ひ山埼庄根來坂本村など云へり。東寺文書、承和十三年田券那賀郡司解に、

合試拾漆町參段陸拾貫　並在山前鄕狛村大綠野並萩原村野田等

墾田一町三段六十貫　荒

野田十町　四至東至道西至山路南至驛路北至栗林

黑谷池山十町　四至東至松尾路西至法師峯南至山路北至横峯云々

とあるも本鄕の地なるへし、狛萩原等の字詳ならず。

根來

那賀郡の西北、葛城山脉の中なる山村なり。大傳法院と云へる眞言宗の大道場あり、往時盛强を極めたるを以て根來の名世に著る、寺門の驛舍は西坂本東

坂本の二大字に分れ、當時の繁昌を想はしむ。○名所圖會云、粉川寺より巡禮せば東坂本根來山の入口に、阿彌陀佛の碑あり天正十一年とあり、西坂本入口にも同し阿彌陀佛の碑あり天文二年とあり、其他根來山中に古碑多し、道遥院内府記「寺のなくねころなる日頃かな」とよまれたり。

至根來寺　　久坂　玄機

滿袖春風入紀伊、自嗟長劍似尙時、道傍碑表根來寺、想得當年惡法師、

中古根來寺の繁昌なりし時、山内の院々及谷々或は西坂本等にて朱塗の椀折敷を製す、今播州の書寫塗と並ひ賞する根來の膳椀是なり、居尻等に天文天正年間の銘殊に多し、いつの頃より製せしや詳ならず。又根來彫は硯箱或根附にあし古拙にして賞玩すへし、其製今絕えたり。

根來寺

〔名所圖會〕大傳法院と稱す、眞言宗新義派の總本山なり、根來村の山上に在り。衆峰四圍して寺畔に四池あり、其水南流して岩出村に至り紀之川に注く長二里。其地幽寂と稱すへからすと雖、亦練行の一勝境たるへし。

根來寺の堂塔は天正十三年豐臣氏の兵に焚燬せられ一山大に衰ふ、開山覺鑁初め高野山に在り、卓立の見識時衆に容れられず鳥羽上皇に依り勅旨を得、此地に構營して一宗を立つ大治五年の事とす。爾後法風振起、戰國の際に及ひ僧兵の强項根來を推して第一と爲す、遂に武家の妒く所と爲る、然れとも德川氏の初世に當り學頭小池坊は和州長谷に移り、智積院は京都東山に移り、承緖を墜さず新義を廣布し、今に宗派の一宗門とす。覺鑁は元祿年中諡號を賜り興教大師と曰ふ。○大傳法院の大塔（二層高三十八間其方八間）并に傳法堂（方十二間高二十八間重閣を成す）は天正の兵火を免れし者にして、蓋天文中の建築と云ふ、不動堂（八角寶形造りにして方三間）は大治中の遺構と云ふ、僧房は書院と稱し最廣大なり、光明堂聖天堂護摩堂等と相連接す、其他大師堂求聞持堂大聖院大門等の十數字ありて布置す、寺藏根來形と稱する釜は世の工藝家の賞稱する所なり。○名所圖會云、初め寶治年中此に修驗者あり一字を建て興福寺と云へり、興教大師覺鑁上人之を轉して大傳法院を建てらる、本尊大日長一丈八尺、鳥瑟に鳥羽上皇の御髮をこめらる、左金剛薩埵長一丈六尺、右尊勝佛頂長一丈六尺、花趺に美福門院の御髮をこめたてまつるとぞ。挿富山の本願興教大師初根來山に伽藍を建んと欲し、先一祠を岩手の庄に營立して、三部權現と崇め奉る、大治五年花藏王院聖慧法親王高野山に詣てたまふさき、當與日あらずして成り、丈六の尊勝佛頂を安置し學侶三十六口を置、後に小傳法院といふこれなり、されども狹隘にして、大會を行ひ難ければ、更に奏して大傳法院をたてらる、其十月傳法密嚴同日に落慶し此日上皇臨幸したまひ夜に入て大傳法院にてはしめて傳法大會をおこなふ、莊園七所、石手、弘田、山崎、岡田、山東、相賀、志富田、又別に遠州初倉の庄を曼荼羅供の用度に賜ふ、長承三年冬十二月、上皇詔して「傳法院の座主かねて金剛峰寺の座主たるべしと云々」、金剛峰寺の住衆嫉妬やまされは根來に圓明寺を創建し、上皇命あり御願寺としたまふ、是より佛塔神祠經藏僧坊等數十區を造置かる。○西行上人撰集抄云、近頃高野山に覺鑁上人とてやむことなきひしりおはしけり、眞言宗をさとりきはめて、一印頓成の春の花にほひを寂莫の霞の衣に移し、禪心台峯の秋の月はひかりを無垢の心のうちにてらして、弘法大師の昔の跡をおいて傳法院といふ所をたて、龍花三會のあかつきをまちて入定したまへりけるとかや、（中畧）大きさゝて我山にいかなる行德のあるものなりとも、いかて大師の御まねをしては侍るべき、いざ彼覺鑁の入定さまさんと議して儀によせにけり、覺鑁の門徒ふせぐへき力なくて、本寺の僧入定のところに亂入て見るに不動尊二体おはしましけり、一体は覺鑁の日ころの本尊の不動にて、今ひとつは聖の化したると覺ゆ、但しいづれと見わきがたし、いかがすべきとためらひける に、ある僧の一体の不動をさぐり奉り侍れば、少しあたゝかにおはしければ、これぞ覺鑁よとて、太刀にてきりけれとも露きれざりけるを、何かはとていたくきる程に、覺鑁定さめてつゐにきられたまへり、其後覺鑁ては心にもまかせぬわざかな、我此所にすまじとて、紀伊國根來といふ處に庵を結びておはしけるが、四十九といひける十二月十二日おん往生の素懷をとげたまへりとなん、偖も書置たまへる言ばの中に、禪三昧のときわれを謗し我をうちたりしとも、がうをすべてそばめかれくにおもふとなし、信謗同く利せんとこそかき置れけれ。寶隆高野詣日記云、根來に至り、輿ながら大門の内まで乘りたりし、後にきけはおるべかりし所になむ、斯くてすぐに諸堂巡禮し侍り、本堂傳法院にて思ひつつけ侍りし、

高野山わかれてても殊更に法を傳へむ世々の爲にも

錐もみ不動を拜見して、

動きなき身を分けてける姿ぞと血の淚をぞ流してぞ見る。

圖會又云、根來の兩學頭を妙音院知積院と云へり、近代に至り妙音院和州長谷寺に移し小池坊と云ふ、智積院京師東山に移す、或云賴瑜法印學頭たるとき天朝に奏し奉りて、正應元年傳法密嚴二基をあけて高野より根來山に引うつす、このとき傳法院方の大衆こと〴〵くきたるによりて、根來寺大に繁榮するなり、しかるに建武以來二百餘年世間靜ならず、軍卒の猖獗甚しかりければ、行人の徒甲冑をちやくし兵仗を操りて山寺を守護す、然

（大傳法院）

（根嶺）

るに大坂の命に從はざるに依て、天正十三年三月廿一日、神社佛閣作坊等すへて二千七百餘宇一時に灰燼となりぬ、慶長のころ、國王淺野左京大夫命して根來山の四至榜示を正し山林濫伐を禁止す、されと行人等割據血腥の固執いまた除かず、數年山中穩ならざりければ、明曆元年國君の命にて行人等を逐ひはらひ、蓮華律乘兩院をもて兩學頭と定められ、六十石を寄て僧厨を資け給ふ、まことに根嶺丹興は此君の力に依れり。〔名所圖會〕○佛者にて高野を野山と云ふに對し、根來をは根嶺(コンレイ)と云ふ。又根來燒亡の事は、豐鑑、天正十三年の春秀吉軍を紀伊國にむけ給ふ、三月廿一日秀吉根來に移り給ふ、寺々はみな明けうせ僧俄に落行きたりと覺ゑて御器以下取散して置けり、兵とも寺々に入みちて是を取したゝめなどす、申の刻はかりに何の寺ならむ火出てほのほ空にあがり兵どもあはて騷き物具やう〳〵携てにげ出けり、軒を重ねて作りこみたる寺どもなれば一も殘はなかりけり、秀吉宿所せんしき坊にも火掛ければ、上の山へにげあがり給ふ、明る日の辰のをはりまてもえあひけり、かくばん上人いとなみし大傳法院計そのこりし也、この時粉川もともに燒れけり。

（今畑）

名所圖會云、根來の奧今畑(イマハタ)と云地に白髮黨高山氏と云ふあり、黨の元祖は江州なる佐々木三郎秀義より六代高山六郎實信の曾孫を又右衛門義貞と云ふ、此人初めて茲に住して數代の間武名あれども、其子孫編戶の民となる、白鬚明神は其家族の祀る所にして昔近江國より勸請す、元弘建武の文書には村名を芋畑としるし、永德の文書には今畑と記せり。

新出義貞以下凶徒誅伐之事所被下將軍家之御教書也於子御方致軍忠者可行恩賞之狀如件

建武三年十月十七日　源國清判

荒田(アラタ)神社　延喜式那賀郡荒田神社二座、今根來大字森に在り西坂本の南に接す。此社は應神皇女荒田郎女と緣由あるに似たり、日本書紀に依れば御母は仲姬にて古事紀には木之荒田郎女に作る。○森村は荒田森の義なるへし、中世は廣田庄と呼ひて根來寺領たりき、岩出大宮の熱田明神と云ふは蓋此神にて、荒田を熱田に訛れるにや。

白山(ハクサン)神社は根來山東坂本(ヒガシサカモト)の傍、大池(今上岩出村)に在り。此社内に古碑一基銘「正平十四年十一月八日」書體甚古雅なり、傳云長水二年覺鑁上人越前國白山權現を勸請し社領を寄附し社殿壯麗なりしを、根來寺とともに衰へたり、祭禮の舊蹤今も根來山中所々にありて古のさま想像すべし。〔名所圖會〕

水栖(ミヅス)　今上岩出村(カミイハデ)と云ふ、根來山の麓にて東坂本大池國分荊本(イバラノモト)の諸大字あり。荊本は往時根來の市場にて古市辻の名を遺す、岩出驛と根來寺の中間に在り。

小傳法院(セウデンバウヰン)　水栖に在り大日寺と稱し根來山の別院にして即覺鑁遺址也。泉水塚其門前にあり、覺鑁上人の母堂妙海禪尼火葬の地なり、もとは塚の四方に水をめぐらしゝ故に泉水塚といひしが今は水なし。寺傳云、肥前國府知(フチ)津(ツ)莊總追捕使伊佐平次兼元の妻橘氏は覺鑁上人の母なり、上人根來を創造ずときゝて來れども根來は女人結界の地にして上人の密室に入がたければ、上人すなはち此邊に廬を結び圓寂の後其地を淨刹とし室字甍をならべしを、天正の兵火に消はてゝ今は露のかたみを殘せり、

（西方寺）

西(サイ)方(ハウ)寺と云も同山麓にあり、眞言宗古義、勸修寺に屬す、傳へ云ふ役優婆塞弘法大師等留錫の寶刹にして、天正亂後廢せしを、元文五年名草郡出水村の廢寺號を乞受て再建す、近年又修營して堂舍壯麗なると郡中に類なし、什物木像畫像等の古佛多し。〔名所圖會〕

國分(コクブ)　今上岩出村(カミイハデ)の大字なり、原國分寺の所在にして、其僧寺は廢し尼寺獨法燈を傳ふ。○國分僧寺址は岩手驛の艮十町、塔芝(タフノシバ)と云、方一丁許の芝生なり、いにしへ勝地を簡定して建る所の國分金光明寺の廢跡なり、今は彌勒室大門鎭守拜殿等の跡のみ纔に殘れり、中にも大塔の礎石依然としてあり、梵唄響絕て牧笛擊起り荒土の勝景致くべからず、此あたり布目ある瓦礫の散亂するを見て當時を想像すべし。延喜主税式云、紀伊國分寺料二萬束。三代實錄云、元慶三年二月、紀伊國金光明寺火、堂塔坊舍悉成灰燼。また國分尼寺は僧寺の東に在り、今は轉して眞言宗を奉し醫王院と稱す、天平の草創にして國分僧寺に相對し法華滅罪寺と號し、巍然たる靈區なりしに、中世棟宇大に傾圮し多くの星霜を經たり、慶長年中土人等高僧を請じて其廢を興し殿堂門廡奐然として一新す。續日本紀曰、神護景雲元年、那賀郡大領外正六位上日置毘登弟弓、稻一万束、獻於當國國分寺。授從五位下。

岩出(イハデ)　岩出村は大字淸水(シミヅ)を以て驛所とし、今本郡衙を置かる。和歌山市の東四里、紀之川の北岸に臨む、歌名所なる岩手里は此なりと云ふ、攝津國にも同地名あり。

（岩手）

思ふこといかに忍ひし誰か世より岩手の里の名をとゝむらん、〔玉葉集〕　三位　爲子

咲ぬとはいはての里のいはねともよそまてしるく匂ふ梅かな、〔夫木抄〕　左中將基氏

中世には岩手庄と呼ひ、八雲御抄宗祇國分等には岩手里を紀伊國としたり。

岩出神社は岩出驛の西に在り大宮と號す。名所圖會云、岩手大宮は境内廣豁にして所祭二座なり、其熱田明神と云は日本武尊を尾張國より勸請し、三部大權現は興教大師(覺鑁上人)高野山に在りし時、紀川邊を過くるに岩手莊の奧秀を得たり、券主尋來り岩手莊を上人に寄附し其志願を助けむとて自ら請て下司職となりぬ(法綱集并に元亨釋書にも此事見ゆ、法綱集和解を按するに券主重て簡を添ふ其略に云「件村、平爲里先祖相傳之私領也、奉

爲高野山正學坊上人覺鍐傳法供料、乃至代々可勤仕之狀如件、大治元年丙午七月日平爲里判）かくて大治元年根來山に伽藍を創せんとして先富社を建て、次に六十餘座の神を勸請して根來寺の鎭護とせりとぞ。

田中（タナカ）

舊田中庄と云ひ、岩出の東に接し北は池田庄なり。今村名に轉し大字井坂上野打田（ウツタ）等あり、安樂川村と紀之川を隔てゝ相對ふ。

山王權現、大字打田に在り、田中庄延暦寺領たりし時勸請したり、一庄の鎭守なり。名所圖會云、花野（ケヤ）に常樂寺あり昔は比叡山の領地なりし時、此寺より二丁ばかり西に七堂伽藍あり惠福山觀音寺と號す、中頃伽藍退轉して當寺の南に遷す其地今觀音跡といふ、其後又破壞に及ひしかは之を併す。源平盛衰記云、堀河院御宇嘉保二年、山門の衆徒等解狀を捧て嗷訴しければ、時の關白師通公夢もうつゝも山王の御崇恐ろしく思召ける程に、御頭のきはにあしき瘡出來させ御祈ありて愈させ給ひければ、紀伊國田中莊は殿下の渡り庄なりけれども八王子に御寄附あり、是に因て問答講とて今に退轉なし云々。○東鑑元暦元年條云、有尾藤太知宣者、此間屬木曾朝臣（義仲）而内々任御氣色、參向關東武衞（賴朝）云々、今日直令問子細給、信濃國中野御牧紀伊國田中池田兩庄令知行之旨申之、以何由緖令傳領哉之由被尋下、自先祖秀鄕朝臣之時、次第承繼處、平治亂逆之刻、於左典廐御方、牢籠之後得替、就愁申之、田中庄者、去年八月、木曾殿賜御下文之由申之。召出彼下文覽之、仍知行不可有相違之旨、被仰出云々。

田中井戸址とて、此村の大字窪（クボ）に草の生ひて澤の如く見ゆる處あり、催馬樂に「田中の井戸にひかれる田葱（タナギ）摘め云々」松葉抄藻鹽草に田中井を紀伊の名所としたり。

田中村大字竹房（タケフサ）は古名神崎（カンザキ）と云へり、今神崎山放光寺龍藏院とて眞言古義の寺あり。元享釋書云、釋明算姓佐藤氏紀州神崎人、年十一、登高野山、翌歲薙染、隨成尊法師、學秘密法、初金剛峯寺自從營構之始、至此已二百餘歲、院宇曆頽密學疎荒、算慨念持明之宗依正俱替、苦修勵學、度適倫儔、未終十年、兩部職位諸尊軌儀無不貫穿、南嶺密乘再興者、世推力於算、嘉承元年寂、年八十六。又高野山往生傳云、檢校阿闍梨貝禪、紀州那賀郡神崎人也、俗姓坂上氏云々、永承三年戊子誕生、其後隨中院阿闍梨明算受兩界灌頂、保延五年化、歲九十二。

井坂（キサカ）

田中村の西を大字井坂と云ふ、鎭守神を羊宮（ヒツジノミヤ）と號けたり。○此地（下井坂）に三塚（ミツカ）と云者田畝の中に鼎立す、其一を八幡塚といふ塚上に松の大樹あり、一は芝山にて北面をあばきたり、其内を窺ふに四方に石を積あげ巨石もて其覆どし廣さ丈四方許、今は乞兒の居とす、一は大に發きて塚の形なし、並に古人の墳墓にして郡中所々にあるものと其形皆同じ。（名所圖會）

久留壁（クルベキ）

田中村大字にて、或は邊土に作る、何の義に由るを知らず。猿川村の國覓氏は今クニマキと呼ふも古訓はクルベキなるへし、和名抄鄕名訓覓と云者あり。○名所圖會云、邊土（クルベキ）の村人は行基法師の弟子聖どもの末なりとて、其由緖を傳ふ、淺野侯の時までは諸役御免なりしとぞ、今猶古文書をもてり事しげゝれば略きつ、邊土の文字を以てくるべきとよむと詳ならず、淸少納言枕草紙に森はくるべきの森とありて、八雲御抄に國しれずとあり、或はこの村の事にや、此村にある極樂寺は什物多し、古の安國寺の舊物と云へり、五十三人碑一基銘「天正二甲申六月五日」相傳ふ田中庄と高野領と山論の時粉川庄より加勢五十四人を出し裏責をせんとす、折しも紀川大水にて兵船を乘りしづめ溺死せしを回向すといふ。安國寺同村にあり、今退轉して天蓮山寶勝寺といふ、左衛門督源直義朝臣、曆應二年天下各州に安國寺を創めん事を奏し、卽高僧碩德を請して開山とし、或は古寺を再營して國家鎭護の靈場とせられし所とぞ。（名所圖會）

（土邊）

那賀鄕（ナガ）

和名抄、那賀郡那賀鄕、○今池田村田中村岩出村上岩出村等なるへし、倭名抄に賀を鵞と訓み濁るへしと云へり蓋中間の義にあらず、又長の義にあらずして別に所由ありと思はる。續紀、神護景雲元年、紀伊國那賀郡大領日置毗登弟弓とある人は本鄕の住なるへし。

池田（イケダ）

中世は庄號なり、今村名に轉す、田中村の北に接し根來上岩出二村の東南に並ふ。山中に海神池あり、其水を引きて田野に灌漑す、故に池田の名あり。

海神社（ウナカミ）

池田村の北、海神池の傍に在り、大字を神領と云ふ、海神は一に浦上（ウラカミ）に作る。○名所圖會云、海神社の太刀は粉河國次作、銘に「明應癸丑八月吉日作紀州池田庄海神前國次」とあり。延喜式神名帳云、紀伊國那賀郡海神社。三代實錄云、仁和元年、授紀伊國正六位上浦上國津姫神從五位下。社傳にいはく浦上國津姫神初和泉國の海中より現はれ給ふ、中世兵亂社地さへ荒わたりしを、慶安二年に至りて境内殺生禁札を給はり更に大社のかたち備はれりと云へり。

粉川靈驗記云、藤原奉成は大和國佐保の住人なり、笠置の解脱上人の勸に千日千反の觀音の寶號を念す、生年十一歲より當國池田庄に移り住むと。選集抄には那賀郡ぬかうたと云所に、紀四郎奉成といふ農夫ありと記し、小畠也、按に尾藤氏は此奉成と別族歟、同族歟中三谷（ナカミタニ）の金剛寺は明恵上人上開基尾藤太知宣の建つる所なり。氏族志云（大日本史）「尾藤知廣、玄孫知信、徙居紀伊國池田、爲池田氏」と、知宣の事田中村を參考すべし。○中三谷の春日明神亦明恵上人の勸請と云ふ、太平記に此神域に合戰の事、南方蜂起の條云、

根來大衆はか樣に味方の落行をも知らず、與力同心の兵相集て三百人紀伊國春日（カスカ）山の城に楯籠り、二つ引兩

の旗一流打立て居たりけるを、恩地牲川三千餘騎にて押よせ、城の四方を取巻て一人も餘さず討ちにけり。

北大井（キタオホヰ）　池田村の大字なり、村中の驛所とす、車塚と云者あり、土俗相州大磯の虎女熊野詣の途中此にて死し、其車とともに葬ると曰ふ、尚古代の墳墓なるへし。

福琳寺（フクリンジ）　池田村大字豐田（トヨダ）に在り、今眞言宗。寺傳に古の慈氏寺なりと云ふ、寬仁二年再興、下總國平忠常謀叛の時凶徒調伏の御祈をせさせられ勅願所に列したり、金岡山と號す。〔名所圖會〕○慈氏寺の事は靈異記に出て、元亨釋書之に因り寺像志に述へて曰く、紀州那珂郡慈氏寺、佛像經年背落、沙彌信行居寺執役、見像背墮、以絲縛著其頸、寶龜二年行在殿內、夜半聞悲吟聲、其音妙細、言痛哉痛哉、行巡殿尋求無人、累夕如是、行怖興問趁聲所、先所縛之像也、乃呼沙門豐慶見之、二人歎異、勠力畢工。

福門鄉（フケト）　和名抄、那賀郡福門鄉。○今長田村大字深田（フケタ）あり、蓋長田粉河の二村に渉れるものならん。東は名手鄉に至り、西は那賀鄉に至る。

長田（ナカタ）　舊庄名、今村號に轉す、粉河村の西に並ふ。名所圖會云、長田庄別所の觀音寺は世に長田觀音と呼ぶ靈佛なり、如意山蓮華院と云ふ、三重塔は近年建立にして壯麗なり、塔上に登るに眺望よし、初め元和年中、薩州の沙門道擧小堂を營み側に僧房を築き、寬文年間、國君其地に巡遊し、今の境地に移させ、水田若干を寄せ再興の志を勵し給ひしより、一伽藍の場となれり。

風森（カゼノモリ）　長田村大字島に在り、長田庄の生土神なり。或は風市森と呼ふ、粉川寺緣起に河內讃川郡馬飼市佐太夫の歌に風いちのもりとよめり、粉川八景詞に
粉川寺の西南十八町ばかりにあり、官符に「西限風杜」といへる是なり、傳へて粉川の地主神なりといへり、境內緣竹生しげり松老い櫻榮えたり、南に馬場あり紀川横に近く流れ左右に水田陸田町をなし、北に驛路あり、其のかみ風市村と云へる是也、河州の長者粉河寺を尋ねし所とそ「はやたつの子の川浪もしるしあれや松はこたふる風市の森」

粉川寺にまうてつきて、風の森と云所にて、
、、、、、、あたりはあたなれといかに散るらん
吹風のもり、〔家集〕　大納言公任

志野（シノ）

（小竹）

今長田村に屬す、其北部にして南北の二大字に分る。櫻池は北志野にあり志野谷の水を受く、堤長百五十間近鄉の大池なり、慶安三年の春、官命ありて字櫻田といふ地より造作にかゝり三ケ年を經て功畢るとなむ、又小竹行宮（シヌノカリミヤ）舊跡は定めて北志野南志野の中にありしならんも今其跡詳ならず、或は產土の神地は其跡にて、東屋御前は則神功皇后を祀るともいふ、神功皇后、三韓を征伐して歸り給ふ時、南方紀伊國に詣まし、日高にて太子（應神天皇）にあひ給ひ小竹宮（シヌノミヤ）に遷りましぬ、此時にあたりて晝暗きと夜の如し、紀直祖豐耳命（オヤトヨミミ）是は阿豆那比（アヅナヒ）の罪とて、此地の神に仕ふる小竹祝と、是より東南の方三里天野社に仕ふる天野祝と死にければ合せ葬りし事侍りきと委曲に奏しけり、即其墓を開かせ改めて各異處に埋ませ給ひしより、日影きら〳〵しく照りて夜晝の別ちありければ、皇后甚く悅び給ひて、こゝより大木峠を越給ひ和泉の方に赴き給ひけりとなん、此事日本紀及古老の傳へなどによれり、東屋（アヅマヤ）峯は葛城山の一峰にて櫻池の乾に當る東屋の北に千葉嶽そひゆ。〔名所圖會〕志野より葛城山を横ぎり泉州に出つる山路を薦坂（コモサカ）峠と曰ひ金剛童子祠あり、即大井關川の源なる大木村大鳴山の往還にして峠に大松數株あり、此處より遠望するに、上は龍門山より下は阿淡の島嶼まで眼下にあり、就中木川の長流連綿として歸する水色いはん方なし。

粉河（コカハ）　長田村の東にして、一溪に沿ひて村を成す。大伴氏建立の古伽藍あり、世に聞ゆる所也、古名鎌垣（カマカキ）村と曰ふ。名所圖會云、中山（ナカヤマ）に西方院中山寺あり、粉川寺本願大伴孔子古の裔方麻呂建立の氏寺にて古は諸堂盛大なりしとぞ、當時の丸瓦一枚今に殘せり、其巴のところに凸文あり。又大伴船主故居は中山の東にあり、粉河寺の西南にあたる、船主は孔子古の子にして粉河寺の緣起に見ゆ、故居の南半丁許に古墳あり近來石槨を發て田疇とす、是船主の墳ならむと云へり。又伴益繼故居は其地詳ならず、益繼は孔子古の裔にして貞觀年中の人、初て粉河寺の俗別當となる是を最初の長者と云ふ、孔子山雄貞宗等あり、凡孔子古の後裔數十戶にわかれ今猶多く存す、本國の名家といふへし。三代實錄云、貞觀十四年、紀伊國那賀郡人、左少史正六位上伴連貞宗、父正六位上伴連益繼等、改本貫隷右京、之より先に續後紀「嘉祥二年、紀伊守伴宿禰龍男、與國造紀宿禰高繼不愜」なとも見ゆ。（荒川村を參看すへし）

誓度寺址（セイドジ）　粉河村大字中山に在り、昔粉河寺に十學生とて佛經の源義を研究する僧十人ありしが、寺中に學問所を建て誓度院と號けてともに會集せり、其後粉川寺大門建立供養の時、由良の法燈國師を導師として當所に請じけるに、釋門興隆の功多かりしかば、報謝の爲にかの十學生ども當院を國師に附與せしより、其弟子至一上人永享二年其院を猪垣に移す、足利義教公歸依淺からず、大慈山誓度寺と山號を賜ひ、寺領も若干ありしかとも、星霜移りて終に廢頽せり、然れども建長年中より明應の頃までの綸旨下文等の類凡て五十通餘、又什物もあまたありて、今は由良興國寺に藏む。至一上人は鎌垣庄西河原村の人、北田三郎太夫といふ者の孫なり。〔名所圖會〕粉河は古より金工の名匠あり。名所圖會云、鑄物師頭領左兵衞の元祖は吹井福芳は、弘法大師請來の佛器を此地にて鑄し家なり、今は故ありて福井と改む、又蜂屋とい

ふもあり、其祖源頼勝南都東大寺大佛像を鑄たり、四代孫俊勝弘法大師高野山草創の比より此地に移住すとぞ、又刀鍛冶國次は本國諸社の神寶に有銘の作多し、中に明應の年號の物あり、其傳統詳ならず。○粉河の大衆は高野根來に亞ける強盛者なりき、故に往々闘爭に與れり。寛正四年六月、畠山尾張守政長畠山右衛門佐義就粉河邊にて戰ふ事數回にして、義就衆に敵すると能はず既に自殺せんとす、湯淺次郎自ら義就と稱し其鎧を着しこれに代りて戰死し、中村將監等三十人皆死す、義就纔かに免れて岡の城を保つと云へり、是より先建德元年に宇都宮氏綱敗軍して粉河に退く事南朝紀傳にあり、天正十三年豐臣氏の軍南下の時、粉河寺其焚く所と爲る。

粉河寺(コカハデラ)

粉河村風猛(カサラキ)山の麓に在り施音寺(セオンジ)と曰ひ、天台宗を奉し、枕草子に「寺は石山粉河滋賀」と記され、札所第三番、古今不易の名藍なり。○粉河詠歌は「父母のめぐみもふかき粉河寺ほとけのちかひたのもしの身や」觀音堂十五間十四間、塩囊抄には七間四面の堂なりと見えたり、今の堂は享保年中の再建なり。本尊等身千手觀音は童男行者の作なりと、本堂の側に千手堂六角堂行者堂丈六堂など相並び一區を成す、中門の外に出現池(オイケ)あり、池中に童男堂あり、常念佛堂御池坊其側にあり。御池坊(オイケバウ)は當山の貫主の住所とす、又律院あり十禪院と曰ふ、鎮守明神は大門の内に在り、門外は即驛舍なり。

(施音寺)

粉川寺の縁起は元亨釋書寺像志「粉河寺者、寶龜元年建、故老傳云、紀州那賀郡有獵者、姓大伴名孔子古(クジコ)、常棲山谷、屏身樹上、夜窺猪鹿而射、一夕山中有光、大如笠、伴氏驚怖疑恠、即下樹欲見光處、遂失所以無定所、如是現光三四夜、伴氏納香、乃知其地、猛省曰吾非宿緣、爭遂瑞光、便就光處結庵、又思安得佛像置精舍、居未幾有一童子乞宿、伴家許之、童悅曰家主有何所須、我願加助、伴氏語瑞光事、曰我此地思安佛像、未得佛工耳、童曰我是拙工、家主若許願効小伎、伴氏大悅曰我刻像有二願、一爲法界有情、二我息任奧州吏、途路覓返、願安穩還鄉、伴氏延童見菴所、童曰我於此菴中一七日刻像、其間願莫來見、功畢吾往告、伴氏諾、童入庵閉戶、至第八曉聞叩門聲、伴氏出見無人、乃詣庵、金色觀世音像千臂巖如、而不見童、伴氏喜恠、自此投弓矢、供像精修、其後盧河郡有佐太夫者、一子沈痾、万醫拱手、一日童子來舍、太夫語病子事、童曰我試呪之、即誦大悲陀羅尼、病立愈、父母大喜賂童、々不受唯取一箸筒而出、太夫送門曰、恩意深不知謝、所住何處、願通音問、答曰我住紀州那賀郡風市村粉河寺、語已辭去、不幾太夫牽婦子向彼、至風市村、無粉河寺者、踟蹰顧視、傍有一淵且東西、沿流而下、河水甚白如粉漿、見林中有一宇、閉戶無人、便思念恐是與未決、偶日已沒、體勞疲、開戶而入、無火燭、雖不見像、以其佛字、探花盈几而已、衆人共困憊、中夜像前、燈焰自然熾火、堂内赫奕、太夫驚起見之、千手大悲宛然近看、童所取箸筒、挂施無畏之臂也、即知童子此像之應化、感嘆敬禮、並告四來、於是伊部郡識田村富家寡婦聞此事、捨住宅改精舍、爾來靈應日新」と。又寺藏の粉川緣起一卷は草創より壽永まで靈驗十三箇條を書す、尋常の寺院の緣起とは異にして古書に徵する事多く、世に珍らしき緣起なり、古寫本の奧書に「應永十九年十一月十三日依法水院僧都長算所望於三條坊門室町扇屋書寫本勘解由小路入道讃岐將御誂云々」とあり、元亨釋書以呂波字類抄塩囊抄玉葉集風雅集其外古書に當寺の事を記するもの皆此書によれり、延喜式に「紀伊國正稅云々祐河寺料四百束」と載するは祐は枯の誤りなるべし。○名所圖會云、昔保元の比にや御池の住僧と一山の衆僧と爭論ありし時、佛像を携て由良の湊に安置し、其後三百三十三年を經て文明十八年に夢想ありて舊の如く迎ひ奉る、又後白河法皇は當寺に藏れる三尺の尊像を移して京都卅三間堂の側の千手堂の中尊とし給へり、攝關家も亦信仰厚く永承三年には宇治殿、永保元年には京極殿、康治三年には富家殿、又應永廿八年足利義持公、永享三年には足利義教公など御臺所と共に香華を取り給ふ、都鄙の士庶の群參はいふもさらなり、堂塔も其數凡て五百有餘宇に及びしと、天正年中豐太閤の大擧に至りて皆一時の焦土となりしとなん、慶長以後天下治平に屬して廢を起し絕を繼ぎ輪奐の美古に加ふ、實に盛なる靈場といふべし、坊舍二十二箇所に及ぶ、御池坊出現池の西にあり、一山の頭坊にして寶曆四年高百石を寄附せらる。

太政官符紀伊國司

應免除粉河寺所領鎌垣東西村四至内雜役等事

在那賀郡

四至　東限椎尾水無川辨財天南限南山峰

西限風祉柴尾門川辨天北限橫峰

右得彼寺永延二年十月廿日解偁謹案舊記此地白粉流水時現神變之相點處而發願結柴而構庵未及力功顯紫磨金之尊像以之號自然佛矣大伴連公孔子古寶龜年中所奉造也云々

正曆二年十一月廿八日

永承三年宇治殿御通高野詣記云、妹山妹山云々、其西不經幾程、覽之止御船、自岸邊迄于粉川寺大門十餘町、更令參寺、頃之出御於便所、移御御船、國司献菓酒等、着御市御宿。(市は荒川鄕の市場にや)源平盛衰記、三位中將平維盛は此次に粉河寺へぞ參られける、此寺は大伴小手と云し人、我朝の補陀落は是なりとて甍を結べる所なり、去治承の比小松殿熊野參詣の次に彼寺に參り給ひたりけるに書置給へる打札あり、彼札を御覽ずれは落淚に墨消て文字の貌は見えねども、重盛といふ字ばかりは彫て墨を入れたれば、有しながらに替らねば泣々是をぞ見給ひける。

砂石集云、相知たる人の子息の兒、粉川寺にて身まかりて後彼母のもとに使けるものゝ夢に見けるは、淸き川の流れたるほとりに秋草の花の色々に咲みたれて、よろづ物さびしくわりなき氣色せる叢の中に、彼兒の聲ばかりしてうち咏じける、

別れ路の中に流るゝ泪川袖のみひちてあふよしもなし。

玉葉集云、

ひとの子のそこの心のにごれるはおやのなかれのすまぬとぞ知れ、

此歌おなじ寺の別當なりける僧不調なりける事ありてかの寺にもすまずなりて侍りけるが、年へて後熊野にまうづとて粉河寺の前を通けるとき、ふしおがみて涙をながして、

見るたびに袖をぬらして通るかなおやのなかれのこかはとおもへば

とよみて侍けるに、佛の御返しとて夢に見えけるとなむ。

風雅集云、「ふたらくのうみを渡れる者なれば見る目に更に惜からぬ哉」これは長治の比、ある人目しひたる子をあひぐして粉河寺にまうで、彼子をひざにすゑてよくよくいのり申とて「補陀落の海におふなる物なれば子のみる目をばたまへとぞおもふ」とおもひつゝまどろみたりける夢に觀音のしめし給ひけるとなむ。〇雪玉集云、粉川に詣て侍れは堂の樣など莊嚴巍々として殊勝極りなくなん、本尊は十一面の千手觀音となん、額の文字施音の二字は常の文字にて寺といふ一字なん古文字に侍る、誰人の筆に侍るか、すぐれたる見ものに侍る。

風猛山（カザラキヤマ）は粉川寺の後にて葛城山の一案の尾と知るへし、玉葉集云「花衣かさらき山に色替て紅葉の外に月をながめよ」此歌は素意法師いまだ出家し侍らざりけるとき、粉河の觀音にまうで發心してやがてこもり侍りて、いづれの所にてか出家し、いづくにてか佛法修行して往生をとげ侍るべきと、いのり申けるに、內陣よりかくしめし給ひけるとなん。

中津川（ナカツガハ）　粉川寺の北に連り山中の里なり、今粉川村に屬す。阿彌陀堂ありて文安年中以下護摩修行の札を納む、棟木には「永德元年辛酉三月修理上棟、執筆權少僧都覺祐、村人等、若江光正若江重廣安部重正深爾宗久藤原有末」と書し、鰐口には嘉吉年中の銘あり、屋上の鬼瓦は四隅に二枚つゝ重ね其形各異にして或は怒或は傲、尋常の物に非ず、されど結構大に古て落甕の秋になん〳〵とす、即葛城修行の山伏の壇場とす。〔名所圖會〕粉河八景詞云、かつらぎは本和州にあり、峯長くして紀の粟島といふ所につゞけり、是をすべて葛城といふ、處々に役の小角修練の名跡あり、粉河寺の後につゞきて峻乎としてそばだてるは葛城の横嶺なり、官符にいへる北限横嶺とはこれなり、「春花秋葉好風色、都映金園寶樹來」と謂ふへけれ云々。

鎌垣（カマガキ）　粉川村の古名なること寺藏の官符に見ゆ。名所圖會云、鎌垣船とは古へ紀之川の通船なるへし「延喜民部式云、年料別貢雜物、紀伊國鎌垣船九隻」又行宮址は粉川村の東畑の中にあり、今は少しの形ばかり殘れり。續日本紀云、天平神護元年冬十月甲戌、進到紀伊國伊都郡、十八日乙亥到鎌垣行宮、通夜雨降。又玉垣勾頓宮（タマガキマガリ）址、鎌垣の行宮より十丁許東北、井田村の南にあり、中古其地に寺を建て玉垣寺（タマガキデラ）といふ、今玉垣庵とて小庵あり。續日本紀云、神龜元年冬十月辛卯、天皇幸紀伊國、癸巳行至紀伊國那賀郡玉垣勾頓宮。

名手郷（ナテ）　和名抄、那賀郡名手郷。〇名手は刊木右手に作る。郡郷考云、高野山元久文書に荒川名手長柄大野指理大谷山田村主と列ね、早く保元の比のものに指與大谷名手庄と連ねたれば、右は名の誤にて今の名手庄なるへくおぼゆ、名義未考。〇今名手（ナテ）村王子村狩宿（カリシク）村川原村上名手村等なるべし、名手市場を驛舍とす。岩出の東四里、橋本の西五里、那賀郡の東界也。

富士埼（フジサキ）　王子（ワウジ）村の紀之川の岸に在り、此邊より南に渡れは麻生津村に至り、高野山の西口に通ず。名手川は粉川寺正曆官符に水無瀨川と曰ひ、川原村の山中より出て狩宿を經て富士埼に注ぐ細流なり。〇埼邊、怪石壁立し、巖頭松樹多く、偃蓋凌霄、根を結び枝を接へて淵にのぞみ蒼翠掬すべし、東南に孤島あり長さ百歩許、碧岸白砂奇勝かぎりなし、島の側に富士石とて川中に特起せる奇石あり、紀川の長流舟中の美景此間を最第一とす。〔名所圖會〕

名手神社は名手村の東大字穴伏（アナフシ）に在り、俗に六社明神と曰ふ。境內廣くして狩場明神の影向石あり、紀國造補任の歸路當社に詣ずるを古例とするとぞ。穴伏川は又靜川といふ或は志津川と書す、源葛城山三國岳より出て伊都郡四鄕谷を經て穴伏村にて紀川に入る、兩郡の堺なり六伏村に此川を堰て田園にそゝぐを龍口の堰と云ふ。古代國造讓補記云、

曆應三年八月廿九日、爲丹生社志津川御解除、經雄山（チノヤマ）川邊（カハベ）著粉川宿、九月一日、燭乘時刻、有志津川御祓、新上於川西、向巽方御座、祓後流鮭。

葛城山（カツラギサン）　名手村の北方に於て三國岳と云ふは、葛城山の一峰にして紀伊と河泉の交界に當るを以て此名あり、北に延くものは七越嶺尾の諸嶺と爲る。凡此山は紀伊と大和河內の交界なる金剛山高天の峰より西に伸ひ、加太の田倉埼に至る十五里餘、一條の横嶺を成して紀之川の流に沿へり、古名啖之山（チノヤマ）と呼ふ。

伊都郡

伊都郡 紀之川の流域にして那賀郡の東に在り、北は葛城山岩涌山の脉を以て和泉河内兩國に界し、東は大和國宇智郡に至り、南は十津川郷（大和吉野郡）及阿瀬川郷（有田郡）に至る。紀之川郡の北偏を貫流し、南偏に高野山蟠踞す。郡域東西凡五里南北凡六里、今二十二村に分れ人口六万、郡衙は橋本村に在り。

（伊刀郡）

伊都は又伊刀に作る、蓋伊都部の舊邑なり、「垂仁天皇皇子、伊登志和氣王因無子而爲子代、定伊都部」と古事記に見ゆ。日本書紀は伊登志和氣王を膽武別命に作り、舊事記は五十建石別命と曰ふ。〇天武紀、八年、紀伊國伊刀郡、貢芝草、其狀似菌茎、長一尺其蓋二圍、〇和名抄、伊都郡五郷に分つ、或云都字は古書大抵ツに假る、此にトに假れる也と、續紀にも伊刀郡と載せたり。筑前には怡土郡に作るも同く伊都部なるへし。

桑原郷 和名抄、伊都郡桑原郷。〇今詳ならず、疑ふらくは笠田村大谷村等郡の西偏の地なるへし、靈異記に伊刀郡桑原狹屋寺と云者あり、笠田村大字佐野は古の狹屋の地にや。（山田村を參看せよ）

笠田 昔庄名にて又加勢田荘田に作る。史徵墨寶考證云、神護寺緣起、壽永元年十一月、法皇蓮華王院御幸、翌年十月紀伊國挊田莊を寄進せしめらる。〇加勢田庄は今笠田村と改む、紀之川の北岸にして那賀郡名手村の東に連る、背山萩原中村東村佐野等の大字あり。

（田荘）

背山 今笠田村の大字なり、一に兄山に作る。孝德天皇大化改新の際畿內の境域を分ち、兄山を以て南界と爲さる、當時伊都郡は大倭國に屬せしめられたるに似たり、書紀云「南自紀伊兄山以來、爲畿內」と猶考ふへし。古歌に妹背山とよめるも此地なれど、大和吉野郡にも同名を存し、古來二所幷ひに世に著る。或云吉野なるは妹山にて紀伊なるは兄山なるを、いつれも妹兄山の稱を冠らせて詠歌したるならんと、二所相參考すへし。

（兄山）

（妹背山）

麻ころも着れはなつかし木の國の妹背の山に麻まくわきも、（萬葉集）

わきも子に吾戀行けはともしくも並ひ居るかも妹と勢の山、（同上）

名所圖會云、妹山は背山村に在り今鉢伏山と云也、妹山その對岸澁田村に在りて今長者屋敷と云ふ、兩山の間なる紀之川の中に一岩あり孤舟の狀あり舟岡島と呼ふ、島中に辨財天祀あり老松奇岩の勝景あり、或說妹妋山は吉野と爲すは甚き誤なり、地形此地兩山の間岸樹迫り唯一條の流を通す、大化年中詔して爰を邦畿の南の限と定め給ふ、兄山は狹き山の義にして地形より起れる名なる可き、を、史に兄山と書けるは假字なるへし、是に對する川南の山を妹山と稱しとりく〳〵風詠せしに依りて妹妋山の名普ねく天下に聞えたり、何れの世にかあらん此わたりに雛子長者と云へる富豪の者ありけり、妹山の形なだらかにして風景よきを賞し、山を平らけ玉樓を構へ絲竹管絃の遊びをなしければ、いつとなく長者屋敷と呼ひなして遂に妹山の名を失ひ、妋山も亦山足をきり開きて今の官道とせしより妹妋の姿大に變轉せりとぞ、又近世妹妋山と云ふ俳優に雛鳥と云ふ姫の妹山に逍遙するをあり、こは長者の名雛子と云ふに本づけるものならんとぞ。

袖中抄云、顯昭云、いもせの山とは紀伊國にあり、吉野川を隔てゝ妹の山背の山とてふたつの山あるなり、昔いもとせうとゝ河をへたてゝ中の界を論しけり、つひに妹かちてせの山の方近く堀りて吉野川をはなかしたりといへり、かのいもとせうとこの二つの山の中に小山あり、それをいもせ山といふとぞ。

按此說信し難しと雖とも古き俚諺なる可し、實に妹山と舟岡山の中間堀わりたるさまに見ゆ。

頓通高野詣記云、十七日壬午天晴、辰刻供御膳所之饗饌了、令立宿給之間、國司艤葦船於河邊、令候氣候、殊有許容、忽以移御、爰解纜而漸櫂、妹山妋山之紅葉浮沉、忍珠簾而閑望、斜岸遠岸之青苔展茵、或有碧潭之湛々、或有白沙之漠々、奇巖怪石繞之、參差古松老杉亦又雜挿、凡毎所无不驚眼、毎物莫不發興、其西不經幾程、覽之止御船。（永承三年十月）

江吏部集、妹背山下卜居　大江　匡衡

一從山脚卜林泉、與事無傻正澹然、鸞帳月前開鏡匣、松嶺風底撫琴絃、陽臺曉夢雲相似、女几春心水自傳、萬歲藤爲隨手杖、攜來乘興弄潺湲、

萩原 今笠田村の大字にして背山の東に接す、古驛なり。日本後紀云「弘仁二年、廢紀伊國萩原名草賀太三驛、以不要也。三年、更置萩原驛」と又「延喜式、紀伊國驛馬、萩原八匹」とある此也。

寶來山 名所圖會云、萩原村寶來山大明神は加勢庄の本居神にして、大永年中仙人翁と云者家富にして當社を尊敬し宸筆の額をたまはり、正一位勲八等日本第一大福田寶來山大明神と顯したまふ、又當社に文覺上人の畫像あり、上人壽永年中當庄を後白河院より布施を受られて賜はりしとぞ、文覺佃と呼ふ養水なほ遺れり、上人の造りし者とぞ、仙人翁に賜りし綸旨は高野山巴陵院に所藏す、

下綸旨於我國紀州伊都郡

高野山禁裏御宿坊之事小田原御所坊也並唐船高麗琉球船祈禱守可任先例候次下山天野御宿御殿役人參内仙人翁是吉也兼又三宮青蓮院有去子細高野住山之時是吉種々忠節無比類候由門跡一同奏上叡感之餘紀州泉州堺南

北信伊信官位之御代官永可傳家者也

大永五年八月廿七日　　右 大 辨

今内仙人翁是吉

今按、仙人翁の事實求むへし、寶來山と云は各所にて古墳を指すことあり、此なるは古の伊登志別王なとの遺址にあらずや。

揖理鄕（イフリ）
(飯降)

和名抄、伊都郡揖理鄕。○今妙寺（メウジ）村大字飯降（イヒフリ）と云は此遺稱なり、萩原古驛の東に近る、揖理は刊本揖に作る。○和名抄鄕考云、高野山御影堂文書、元久年間以下のものに揖里と云村名多く見え、揖は揖の誤字にて飯揖の古體なり、イフリと訓へし、今飯降に作り名倉妙寺の間に村名遺る、名義不詳。

妙寺（メウジ）

妙寺は今村名にて、吉野和歌山間の一驛なり。橋本驛の西三里にして、和歌山を去る凡九里。

村主鄕（スグリ）

和名抄、伊都郡村主鄕。○和名抄郡鄕考云、此鄕今廢せれど山田村に村主と云家ありと聞けり、此邊の大名なりしが早く廢したるなるべし、高野山御影堂元久の文書に山田村主兩庄事云々と見え、其外にも山田村主と相つゞけたり。○按に今の山田（ヤマダ）應其（オウゴキ）岸上（シカミ）の諸村なるべし。

(小田)

小田（チダ）神社は延喜式伊都郡に列す、舊祠は廢絕し元和年中石のほくらを建てゝ今小田村に在りと。〔名所圖會〕小田は今應其（オウゴ）と改む、應其は高野山木食聖の名僧なり、所因あることとなるべし。

山田（ヤマダ）

舊莊名なり、今村名と爲り出塔（デタフ）神野々等の大字あり。○名所圖會云、神野野（カウノノ）村の坤に桑原てふ字ありて、其邊に狹屋（サヤ）寺屋敷と云ふあり又大門と云ふ字あり、大門と云ふ地に一大礎石存せり、那賀郡塔の芝にある者と同樣なり、此邊の田畝に古瓦多し或は佐野（サヤ）村の地に此寺ありしと云ふ、今決し難し。

靈異記云、聖武天皇の御代、紀伊國伊刀郡桑原狹屋寺の尼等、發願して彼寺に於て法事を備へ、奈良の右京の藥師寺の僧題惠禪師を請して十一面觀音を悔念して悔過をなしけり、時にかの里にひとりのさかしら男あり、姓を文忌寸字を上田三郎と云、(川南に上田鄕あり即その人なる可し)天骨邪見にして三寶を信せず、上毛野公大椅の女を妻にもつ、(按に上野は眞土山のふもとに上野（カウツケ）村あり上田鄕より一里許あり上毛野公も其地の人なる可し)妻夫の留守に一日一夜八齋戒を受け、彼寺に參して群の中に居たり云々。

出塔（デタフ）

今山田村の大字なり、橋本村の西北一里許。日本後紀云「延曆廿四年五月、遣修行傳燈法師位惠福、於紀伊國伊都郡、立三重塔、爲聖朝平善也」とありて出塔は大塔（ダイタフ）の訛に非ずや。○三重塔趾は其地詳ならず、出塔（デタフ）村に高さ六尺五寸橫一尺四寸許の五重石塔あり是三重塔の基跡にて、後人五重小塔をは立てたるかと云へり、覺束なし。〔名所圖會〕

錢坂城（ゼニサカノシロ）址は出塔に在り、廻り六町許、西は嶮なけれど東南北三面は高五六丈の崖を爲す、即南北朝の際官軍に應したる生地（オフチ）氏（一作恩地）の遺墟とす、生地氏の事は相賀及び學文（カムロ）路村を參考すべし。

相賀（アフカ）
(東家)

庄名にして今橋本村紀見村に當る、相賀驛は大字東家（トウケ）市脇に在りしなり。河内國界紀伊見峠（キノミタウゲ）の南七十町、京大阪より高野詣の路、此にて吉野和歌山街道に會ふ。○名所圖會云、東家は橋本驛と接續し旅舍多し、甘露寺親長卿記に合賀宿とあるは是なるべし、紀之川の北岸にして渡津を踰ゆれは淸水學文路を經て高野（カウヤ）へ上るへし、古書に峠川と云ふ。○室町殿日記云、寄衆寄妙之事、信長公高野山討手の大將に松山城主一萬六千にて押よせ、峠川のこなたの宿より陣取りて本陣は谷うちと云處にすへたり。

市脇（イチワキ）

東家の西に接する大字なり、古の市（イチ）驛ならん。永水三年關白秀吉高野參詣記云、十月十三日、着御紀伊國市御借屋、民部卿所營造、去高野山之南卅許町、紀伊川之北不經幾、古構木食應其上人之趣」と此なり。○市脇藥王寺に坂上晴澄の墓と傳ふる者あり、晴澄は伊都郡の豪族にて今昔物語に「紀伊國伊都郡に坂上晴澄と云者兵の道に極めて緩び無かりけりと」と曰ふ、其氏人なり。

名所圖會云、坂上晴澄は四條院比の人也、市脇の墓は高一丈許南方を塡つ、内空虛にして方一丈許左右石を疊み後と上とは全石を以て覆ふ、其傍に五輪の石塔ありて銘に「永仁二年正月廿八日孝子坂上長澄敬白」と書せり、長澄は晴澄の子にして建治永仁の頃名あり、銘近年磨滅して石塔を寺の門前に移せり、按に墳墓の制斯の如きもの諸國に多しと雖も、大抵墳主の名を失せるを、好古の者上古其地に緣ありし人の墓所に附會するを例とす。

(妙樂寺)

市脇の藥師院妙樂（メウラク）寺は高野大師空海の姪如一尼の住址と傳へり、天正九年兵亂に燒失し寺寶今は少けれど、弘安元年興正菩薩の書二冊、元中元年田地寄附狀等尙遺れる由名所圖會に見ゆ。又文明五年の勸進啓白狀を藏す

　請殊崇十方檀那合力早果一寺再興大願途佛閣塔婆等造營子細狀

右紀伊國伊都郡高野山麓相賀莊妙樂寺者西大寺末流三十四箇所之隨一東方敎主藥師如來安置之靈場也云云抑寺之爲體東者吉野之山櫻供花於醫王之前南高野峯月挑光於本尊之燈西妹背之川浪鳴殊佛境之響北者葛城之山雪添色於堂舍之梁是則自然所得之勝境也爰永仁六年之比依興正菩薩之敎依被成御祈之願所云云

　文明五年癸巳三月廿一日　勸進沙門悟阿敬白

大我野（オホガノ）

相賀野に同し、古今の轉訛なり。萬葉集「大寶元年辛丑冬十月、太上天皇(持統)幸紀伊國時歌十三首」の中に

山路にはさこえも往く紀大我野のさゝ葉かりしき廬せりとは、

橋本(ハシモト)

東家と連接し其東に在り、市街を爲し郡中の小繁華なり、和州五條(宇智郡)を距る二里半、和歌山を去る十二里、鐵道東驛にして水陸の便利あり。○橋本町は天正年中高野山木食上人應其(オウゴ)の開きたる所、古の相賀驛を濫さたる也。當時紀之川に長橋を架し高野往來の渡津と爲したる故に此名あり、但其橋は三年許にて大水に壞し破られ、其後は專ら船にて之を渡したり。應其寺は天正十六年架橋の時創建せし者にて、上人略答の文書を留存す。

橋本より和歌山に往來する舟を川上船(カハカミ)と呼び、一日にして下るべし、木材貨物の運送頗る大なり。○橋本町の東に大字古佐田(コサダ)村あり、古佐田には一大古墳あり誰人にや詳ならず、妻(ツマ)村は古の妻杜の所在地なり、萬葉集に其歌ありて一書に坂上忌寸人長の作とぞ。

紀(キ)の國にやますかよはむ妻の杜つまよりこせね妻と言ひながら、

陵山記云、橋本里より北の方三町許に陵山(ミサヽギヤマ)とよぶ小山あり、松杉など暗き迄生繁り正南に石壇あり、其西おもてに庚申寺と云ふ寺あれば、こゝに通ふたよりにやあらん今は西の方に道を開きたり、其より數十歩にして高さ七尋はかり周り二町許りの圓く築きたる塚ありて、幅二間許の湟を環せり、其あたりにて勾玉管玉なんど拾ひし人もありとか、此塚總て數間もなく石を疊めるが上に、苔衣厚く重ね頂少し窪にして小祠あるを里人は庚申(カウシン)の祠なりと云へとも、寛永年間の記には御陵埼(ミシャザキ)の宮と記せり、御陵埼はみさゝぎの訛にて里人陵の字を知らずして遂にたゞるなるへし、其窪めるあたりを踏めはとどろ〳〵と打響くさま、うつろなりと覺しきは、古か綿の大石を疊みて作れるなるべし、かく嚴しく築きたるは大かたの塚にはあらざる可し、或さかし人は紀古佐美朝臣の墓ならんと云ふ、そは紀伊國を紀氏の據とし、此地を古佐田(コサダ)村と云へば古佐美田(コサミタ)の美(ミ)を省けるにやと云ふ說なり、いと諾ひかたし、又或る里人は中昔の比此あたりに坂上(サカノウヘ)氏多ければ其遠祖阿知使主(アチノオミ)などの墓にやと云へれど、古き墳は國々にいと多かるを是彼と見つれど、人臣の墓にかばかり兆域の大なるは見えず、云々、(名所圖會)

紀見嶺(キノミタウゲ)

橋本村の北に横亘す、即葛城山の脉にして東は金剛山に至り、西は岩涌山蔵王峠(飯降より河州瀧畑に踰ゆ)七越山に連る 嶺陰は南河内郡にして嶺上より天見村を經て三日市驛まで二里餘、橋本東家までも同距離とす 今嶺下の柱本細川胡麻生等を合併して紀見(キミ)村と稱す、其胡麻生(ゴマフ)に牲川(ニヘカハ)氏の宅址あり。○長祿紀云、寛正四年四月十五日、嶽山及落城了、畠山義就以下落人は木皆峠にて一首かくなん、

うき落る木のみ峠の行末は知らずばげにも道理なりけりと打詠して、牲川さうかの里を過さをいちが城に着ぬ、(生地なるべし)五月岡の城に入る、其後畠山政長より萬蒲谷長山なんとに陣取り、六月粉川合戰、義就北山へ沒落す。

葛城(カツラギ)連峯の中此嶺最も卑くして平易なれば北方の諸州より本國に入る通路とす、河内國錦部郡天見(アマミ)村に接せり、昔諸帝高野山に行幸し給へるも皆此峠を越させたまふ、永承年中關白賴通公御參詣の記に隱踰山(チノヤマ)を越るよし見へたるも猶此路なり、隱踰山は葛城續きの北山の惣名なれば茲をもしか云へる事他にも證あり、斯くて南山登詣の緇素年々歳々に多きを以ていつの頃よりか山嶺に茶店を開き客舍を營つかねしかは、酒旗春風に靡きにくからぬ者にて往來の旅人を招くもある可し、又嶺の下なる胡麻生の大崎に牲川(ニヘカハ)氏宅址あり、牲川或は贄河に作り本郡の一豪族なりき、其祖を多々良(タヽラ)五郎義春と云ふ、治承年間源賴朝公に仕へ伊豆國江川(エガハ)莊(シャウ)を領す、其四世の孫を太郎重範と云ふ承久亂に領地を本國に受け那賀郡野上(ノガミ)鄉に住し、楠正成の祖父掃部頭盛仲が女を娶りて三子を産む嫡子を野上孫三郎賴重と云ひ、次男を牲川三郎右衛門賴俊と云ひ、三男を江川左衛門重幸と云ひ皆官軍に屬し、多々良三ぶと稱す、賴俊屢軍功を顯はすと雖ども南朝遂に衰へしかば十津川鄉に遁る、賴俊か子孫守護畠山尾張守の旗下となり城を細川村長藪(ナガヤブ)に築き、豐太閤に敵して遂に討死す、(名所圖會)

隅田(スダ) (眞土山)

何太又須田に作る、橋本村の東にして郡の極界なり。眞土(マツチ)山を以て和州宇智郡と相限る、舊庄名にて二十餘村に分る、今隅田村と爲る。(眞土山は宇智郡に出せり、參考すべし)

中古此地の豪族を隅田黨と曰ふ、太平記に楠正成と合戰したる隅田高橋は即是なり、高橋の名は大字中下(チウゲ)に殘れり、平家物語に高橋判官長綱と云ふは又此氏人なるべしとぞ、大字兵庫に氏寺あり護國寺と云ふ、近年林中より古石塔の五輪百四五十基を發見したりしに、正平元中明德應永天文延德永正天正等の年號ある者之に交れりと云。

名所圖會云、隅田黨は紀之川の南北二十一村に散在し名家の裔とて古文書古器等を藏す。南六波羅の頃より南北朝の時に至り莊中を分割して押領し、或は南朝に仕へ或は北朝に從ひ屢々軍功を顯はす。一族の陣幕各瞿麥を紋所とす、太平記に見えたる須田(スダ)高橋の姓皆一族なり、天文廿三年一族の氏寺利生護國寺(リシャウゴコクジ)にて誓紙の交名三十一人あり、永祿天正の頃には廿五人の名籍れたり、生地(オフヂ)牲川根來湯川(ネゴロユカハ)等に同じく軍事を專にし守護畠山氏に屬す、畠山滅亡の後は織田公に屬せり。元

和討初の比廿五人の中より十五人を召出されて隅田組と稱す、葛原平兵衛所藏の文書一二を左に載す

楠木兵衛正成事押寄隅田庄之時度々及合戰數十人兇徒討留云々殊神妙也依執達如件

正慶元年十月五日　左近將監花押
越後守　花押

須田一族中

依大塔宮幷楠木兵衛尉正成事自關東尾藤彈正左衛門尉所上洛也有可被仰付之子細不廻時刻可被上洛仍執達如件

正慶元年十二月十九日　左近將監花押
越後守　花押

隅田一族中

(隅田八幡宮)

正平二年楠正行岸和田助氏を召具し隅田城を攻めたると助氏申狀に見え、南山巡狩錄に載せたり。○隅田八幡宮は本郷の名祠なり、供僧を置き殿屋壯麗他の諸村に比す可らず。什寶古鏡一面あり、相傳へて神功皇后韓國より收め給ふものと云ふ、其古鑑を觀るに徑五寸三分蒼然たる青緑の銅にて黄色を含む、緣薄く背面の紋奇工精密にして文字すべて四十九字あり、古體にして讀むべからず、按するに鐵網珊瑚云「漢用小篆隷書、三國用隷書」とあり此書體篆の如きあり隷の如きあり又楷の如きもありて、昔年筑前國怡土郡三雲村にて土中より堀出しものと形狀よく似たり、漢魏の古物なると自明なり、然るときは寺僧傳ふる所古傳ならん歟。又宋板三國志に船三艘に鏡をつみて皇國に贈りしことありと或(アルヒト)云へり、その一面にや二千年に垂として全體を存せるを奇珍と云ふ可し、本州古器之を最第一とす。又當社の創草詳ならず、何れの御代より石清水の領となれるにか、當社を隅田の別宮と稱し男山より政所を置れて、鳥羽天皇の保安年中隅田黨の中藤原忠村と云ふ人をして當社の別當職に補せられ、其裔連綿として此職に任せられき。

石清水文書延久四年官牒云

紀伊國伊都郡字隅田庄水田貳拾玖町

右本寺注文云件庄大入道大相國建立一條院三昧堂四季懺法等料者勘所進文書依去寬和二年七月牒狀國司奉免云々

賀美郷(カミ)　和名抄、伊都郡賀美郷。○蓋隅田村橋本村戀野(コヒノ)村なとに當る、紀之川の上方なれば也。

戀野(コヒノ)　隅田村の南岸を曰ふ。此村は東は和州宇智郡に接し南嶺は富貴村にして、謂ゆる管川(ツヽカ)の藤代峰なり。

富貴(フキ)　高野山の東谷にして今筒香(ツヽカ)村を併す。東南は和州賀名生郷十津川郷に至り、北は戀野村に至る、幽僻の山村なり。○名所圖會云、富貴郷に享保中名迫(ナザコ)伊光と云ふものあり、其比凶年打續き此地の人逃亡して、五十餘戸空屋となれる時、猪鹿山林田圃に充滿して殘れるものも皆亡滅せんとするを悲しみ、高野山に訴へて未進若干を免され、農事を助け十年の間に舊の如き村となれり、其時本藩に願ひ鐵砲の上手を賴みて八ケ年の間に千百六十一の猪鹿を打取りしとぞ、享保十年生ながら祠を建て、其人を祭り名迫明神と稱す。

管川(ツヽカ)　今筒香に作る、丹生川(ニフカハ)の源にして、高野山の東北を繞り九度山に至り紀之川に注入す、長凡七里。

藤代峰(フヂシロノタウゲ)　富貴(フキ)村大字上筒香の東山にして、和州十津川郷天(テン)之川辻に連接す。神祇志料云、伊都郡丹生神社古へは藤代峰に在りしを後天野(アマノ)村に移せるなりとぞ、昔は息長帶比賣命(神功皇后)の新羅國を平服給はむとして播磨國に下坐て諸神に禱奉る時に、爾保都比賣命卽國造石坂比賣命に敎て詔く能我前を治奉らは我善き驗を出して比々良木の八尋桙根底不附國(ネソコツカヌクニ)、越賣(チトメ)の眉引(マユヒキ)國、玉匣賀々益(カヽヤク)國、若尻有寶國(タカラノクニ)、(按若尻一本或作苦尻)白衾新羅國(タクフスマシラギノクニ)を丹浪以て平服はむ、如此教給ひて赤土を出し給ひき、故其土を天之逆桙に塗り神舟の艫舳に建て又御舟裳及御軍の背を染め、又海水を攪濁して渡り坐す時に、底潜る魚も高飛鳥も前に遮らず新羅を平服(コトムケ)給ひき、其神功成烈尤盛なり、故れ還上り坐て此神を管川の藤代の峰に鎭め奉りき

〔播磨風土記〕

學文路(カムロ)　或は禿に作る、高野山の北にして紀之川南岸に沿ふ。東は戀野村、西は九度山(クドヤマ)村に至る、大字清水は北岸なる橋本の驛市と相對し大和河内街道より高野詣する者は皆此を渡津とす、故に清水より西學文路驛を經て河根(カネ)村不動坂を登るを京口と呼ぶ、又清水より直に南方に攀ぢ黑川を經て千手谷に入るを大和口と呼ぶ、幷に高野山七口の一なり。

(兲)

名所圖會云、清水西行堂は圓位上人の栖址とぞ、堂内に昔上包を負へる七寸許の像を置く、

西行の草履かゝれや松のつゆ、　芭蕉

衣懸櫻は堂の前に在り、按に太平記光嚴法皇御臨幸の條に云、日を經て紀伊川を渡らせ給ひけるとき、橋柱朽て見るも危き柴橋あり、橋の半に立ち迷ひておはするを、武士七八人跡より來りけるが「此なる僧の臆病なる見度もなさよ、是ほど急き道のひとつ橋を渡らばとく渡れかし、さなくば後にわたれかし」とて押のけ進らせける程に、法皇橋の上より押落され水に沈ませたまひにける、順覺あら淺ましやとて、衣着なから飛入て引起しまゐらせたれば、御膝は岩のかどに當りて血になり、御衣は水に濡りてしぼり得ず、なくなく傍なる辻堂へ入て進らせて、御衣を脫替させ進らせけり、古もかゝる事やあるべきと、君臣ともに捨る世をさすがに思召出ければ、涙のかゝる御袖はぬれてほすべきひまもなし云々、此御危難の所は衣懸櫻を其故跡とするにやあらん。

生地城址(オフチ)　學文路村大字清水の南なる畑山に在り。大日

本史云「天授六年、高野政所(姓名缺)隅田某等、與山名氏清戰于紀伊敗走、氏清陷生地城」と此なるべし。名所圖會云、伊都郡の名家生地(又恩地)の祖、坂上忌寸朝澄、承久年中采地を本國に受て相賀の莊を領し、城を禿村の東岡に築き畑山と名く、其孫を尹澄と云ふ、北條氏未た盛なりし頃郡司と稱して威權を專らにす、楠正成朝臣妹を以て是に娶せ交を厚くす、其著姓なる事知る可し、尹澄即ち楠公の旗下に屬し南朝に奉仕す、其比より姓を生地と改む、尹澄の子を安澄と云ふ、父に從ひて千劒破赤坂等に屢戰功ありと雖も、南方微運にして正成正行の二將も打續きて討死せられしかば、安澄も時の至らざるを歎きて故郷に皈る、其孫を俊澄と云ふ、本國の守護畠山基國に屬して、義滿將軍より舊領安堵の御教書を給はり、永享の初畑山の城を出塔に移す之を生地中興の祖とす、俊澄七代の孫を新右衛門吉澄と云ふ、天正二年畠山滅亡の後織田家に屬し、慶長五年關原の役に討死すと云。

苅萱堂 學文路村の驛所に在り、殿堂備具す。此邊旅舍多し、又禿物狂と題す謠曲の故跡とて路傍に石上小祠を造く所あり。清水より此まて一里、此より河根まて一里、坂路嶮なり。○苅萱の一話は世に鳴る事なれど、異說區々なり、法燈國師年譜及寶簡集にも載する所あり、苅萱道心といへるは、筑紫博多の守護職加藤兵衛尉繁昌の子なり、父繁昌石堂川の邊にて地藏菩薩の寶珠の石を賜はりてより其妻懷姙し、生れし男子即左衛門尉繁氏と號す(幼名を石堂丸と名付て、苅萱の關におはしければ世人苅萱道心といふ)剃髮染衣の身となり等阿法師と名く、永萬元年の春高野山に登りて隱家を營み居るに、妻千里の前繁氏の行へを尋ねて播磨國に來り、明石の大山寺にて出産ありし男子に、父の幼名を與へて石堂丸と名つけ、十四歲の時母諸共に父繁氏を尋ねて此里に來り、朝の露と消失られしを、石堂丸は母の墓所に供給し、仁安元年の秋法師に尋ね逢ひしが、法師は我父なりとはいはねども、出離の要を說て未來永劫の値遇を誓ひたまひ、是こそ眞實の孝心ならめと說示さるゝ理に伏し、即ち等阿法師の弟子となり信生法師と號す云々。

河根 高野山の北谷にして、富貴村より西北流する丹生川の谷なり、之に千石橋を架す、高野詣の京口にあたるを以て大橋と稱す、橋の邊即河根村なり。

稱名院右府高野詣日紀云、三月三日くだりつゝ見れば麓なるか顱川、昨日はわたりしにけふは橋打渡してきつきけり、水村山郭酒旗風の姿、杏謝桃嬌奪晩霞、所々のうららかさも心地よげなり、節句のさかつきよひ出して各々祝ひけり。

神谷 河根村より登り一里を神谷辻と曰ふ、九度山村慈尊院より登る間道も此に至り京口(即不動坂口)に會ふ、此辻より更に登ること一里をば不動坂と曰ふ。

(不動坂) (花折)

不動坂の上には不動堂あり、之を登るに坂路盤廻して行くもかへるが如し、且往古より斧斤林に入ることを許さゞれは只古柏老杉のみ蔚々として錐を立つべき地なく、遠く之を望めは山の形象俗に所謂釋迦頭の如し、即山上の壞境なり。坂路なる花折は女人堂より下に在り、參詣の諸客此所にて花を折て大師に捧るもあり、又「折りとれは手ぶさにけがるたちながら三世の佛に花たて奉る」と誦へて過るもあり。(女人堂は高野七口皆之あるも京口最大なり、諸山の女人を此に留めたる也。不動堂より金剛峰寺大塔は路十町に過きず、保延六年密嚴院覺鑁上人(興教大師とおくり名す)弘法大師に擬して入定せんとす、大衆大師の德を奪はんとを恐れ鑁師を襲ふ、鑁師馳せて此堂に入り全身變じて不動明王となる、大衆等權實辨し難し、試に錐を膝上に採む、鑁師の變身血出ずして却て御作の不動紅血迸り出つ、因て錐採不動といふ、其後鑁師出奔して根來山に赴き弘布に從事せりとぞ。

九度山 高野山の北谷にして、學文路河根二村の西に並へる村なり、大字九度山慈尊院古澤等あり、其九度山慈尊院は紀之川の岸に近く丹生川を挾みて居る、古澤は慈尊院より大門口に至る溪澗にして長三里に渉る。○久度山善名稱院は寬保元年大安上人眞田氏の故宅を轉して精舍と爲したる也、昌幸父子武勇の名擧世に馳するを以て往訪の客亦多しとぞ。

善名稱院は九度山村にあり、土人傳云、眞田安房守昌幸并に左衛門尉幸村閑居の地なり、慶長年中昌幸此地に死す、葬地今尚ほ堂前に儼然として寶篋印塔を建たり、傍に幸村の石像あり、幸村討死の後に土人等寺となして善名稱院と云ふとぞ、然れば今に眞田屋敷の名を存す、土人又云、眞田氏閑居の時組紐を製りて販く、是今の眞田紐の濫觴なりと。(名所圖會)

慈尊院 同名の大字に在り、今久度山村に屬す。高野山の古の登山口に當り、金剛峰寺の政所を置ける地なり、故に下院の名あり。近世に及び此登山路を尋ぬる者少く、大抵學文路の京口、又は麻生津の和歌山口より入る。

名所圖會云、慈尊院は高野大師の母公の遺跡にて、三會の曉を期せんとて長く此に結縁せしめ給ふ、故に結縁寺とも云ふ、二重寶塔に本尊大日如來を安置せらる、此塔弘仁年中大師創造なり、後炎上して田所某再建す、又天文の洪水に流亡し又再造せり、初め弘仁年中大師南山を開き此所を政所と名け、陪從の者に命して一山の貢物雜事等出納の事を司らしめ給ふ、大師の世に山上山下堂塔住坊多かる中に下院と云ふは是なり。承和元年母公讃州より大師を慕ひて爰に來り暫く山棲の地とす、明年二月五日入寂し給ひしかは全身を廟窟に藏し奉り、夫より慈尊院を通稱とす。

慈尊院寶塔の側に町率都婆あり、此より高野の山上大門

(即寺域を曰ふ)まで一百八十町、南に向ふて攀づ、坂路なれど甚險ならず、文永年間建立の標石毎一町に之あり町石と呼ぶ、故に町石道の稱あり、字矢立の地に麻生津口の山路と相會ひ、更に五十八町にして大門に達す。抑至尊の高野御幸は宇多法皇(昌泰三年)白河法皇(寛治二年同五年大治二年以上三度)鳥羽法皇(天治元年大治二年長承元年以上三度)後宇多法皇(正和二年)後醍醐天皇(延元三年)光嚴上皇(觀應三年)等數度の前蹤ありて、皆慈尊院より登らせ、或は此より殊に下乘させ給ひ、町毎に御持念ありて、玉歩を進めさせけるもありとぞ。

正和二年法皇高野山に御幸侍りし時、世々の跡に越えて山のほど御輿にも召されさりしかは、思ひつゝけ侍りける、

高野山みゆきの跡はおほけれとまことの道は今そ見えける、(續千載集)　僧正　道順

町率都婆は文永二年覺斅阿闍梨の石もて改造せる者にて、施主の名を刻し、中には尊貴の方々まで彫附奉り、今に遺存する者尚多し。大門は即金剛峰寺の惣門にて西向す、故に西口とも云ふ、側に女人堂あり、此女人禁制の事は古來の山法なれど近年廢す。○沙石集云、一條院の御時にや、時の攝政御堂關白道長の御女二歳にならせ給ひけるが、后にも立ちんと思食してかしづき給ひける程に、少し惱みて俄に息絶給ひぬ、餘りに悲しく思ひ給ひけるまゝに、いかにして助けんと思ひめぐらし給ふに、高野の大御室こそ賴もしくおはすれとて、錦の袋に姫君を入れて我御頸にかけて高野山へ馳せ登りて事の子細を申し入れ給ひければ、幼くはおはせども女人なれば惣門の内へは入れたまうまじとて、五古ばかりを以て門の外に如持し給ひければ、蘇生して遂に后に立たせ給ひけり、上東門院の女院是れなりとなん。

(女人堂)

高野山 (高野)

伊都郡の南偏に盤踞する山嶺にして、横亘數里。其山上を今高野村と曰ふ、稍平夷にして金剛峯寺の寺域なり、弘仁七年僧空海(即弘法大師)上表して此四面高嶺平原幽地の所に相し以て禪院を立て、遂に四方七里を結界し高野の山中と爲す、後沿革して今に至り、眞言宗の靈場たり。○大八洲遊記云、高野老檜滿山、森蔚殆不見曦影、登盡得平地、所謂金剛峯寺、寺域六十七萬五千坪、周回十三里、眞爲海内巨刹、寺院諸房凡七百餘、市廛開舗、百貨湊集、別爲一天地。

高野は初め天野祝か祭れる丹生神の領知にして高野社ありしを、空海之に就き聞さて修禪場と爲せる也。姓氏錄に「和泉國神別、高野、大名草命之後也」と載す、名草は紀伊の地名なれば此なる氏人にや。神社考云、紀州丹生明神者、弘仁七年空海師、求勝地、上高野、巖樹嶒嶸、林木榛蕪、不知所之、時婦人出來、曰妾者山神也、夙負殺罪苦、處幽陰、思歸眞乘、未逢其人、今師到此、妾之幸也、此山方數百里、願施師懺罪、乃導海至山下平坦所、曰是福地也、宜構於此、初海入唐歸朝、泛船之日、手執三鈷杵、祈願曰、密教入日域、渡此杵先占靈區、便擲之、今其杵懸松在此、於是知神女之言不虛、便奏建金剛峯寺、神女者丹生明神也」と、而て性靈集に載する弘仁七年上表には

沙門空海言、山高則雲雨潤物、水積則魚龍化產、是故耆闍峻嶺、能仁之迹不休、孤岸奇峰、觀世之蹤相續、尋其所由、地勢自爾、又有臺嶺五寺、禪客比肩、天山一院、定侶連袂、是則國之寶民之梁也。伏惟、我歷代皇帝、留心佛法、金刹銀臺櫛比朝野、談義龍象毎寺成林、法之興隆於是足矣、但恨高山深嶺、乏四禪客、幽藪窮巖、希入定賓、實是禪教未傳、住處不相應之所致也。而今准禪經說、深山平地、尤宜修禪、空海少年日、好渉覽山水、自吉野南行一日、更向西去兩日程、有平原幽地、名曰高野、計當紀伊國伊都郡西、四面高嶺、人蹤絶蹟。今思上奉爲國家、下爲諸修行者、芟夷荒藪、聊建立修禪一院。經中有誡、山河地水、悉是國王之有也、若比丘受用他不許物、即犯盗罪者。加之、法之興廢、悉繋天心、若大若小、不敢自由、望請蒙賜彼空地、早遂小願云々。

史徴墨寳考證云、高野山はもと社地なる事は丹生大明神告門に「品田天皇、依奉給神界、東至丹生川、西至星川並神勾、南至阿諦河南横峰、北至吉野川」と見え、空海自筆の遺告に「皇命給家地、以萬許町、南限南海、北限日本河、東限大日本國、西限應神山谷也」(日本河は和州吉野川にて、大日本は即大和を云ふと知るへし)と錄せり、弘仁七年の上表に無主の空地かの如く見ゆるも、眞に非す。○按に大師遺告の「南限南海」と云は山南の空山を熊野浦まで占斷したる心にや、不審とす、應神山谷とは天野の星山星川にや、又大師誥記には「弘仁七年、嵯峨帝賜官符曰、空地一處、在伊都以南深山中、曰高野、四至四方高山、東限丹生川上峰、南限當川南長峰、西限應神山、北限紀伊川南峰」と曰ひ最明白也、其東限は即管川藤代峰のことなるべし。三代實錄、貞觀十八年、金剛峯寺水陸田三十八町、在紀伊國伊都那賀名草牟婁四郡、勅免其租、永爲寺田。延喜式、金剛峯寺料、五千六百十六束、同寺燈分并佛聖料二千八百束、修功德料米十斛、油一斛、以紀伊國正税辨備、國司檢校、運送寺家など見ゆるは王朝の事なり、其後莊園の寄進の事多し今一々に備錄する能はず、天正年中織田氏の兵を被り一山危殆なりしが、木食應其の周旋により免るゝ所あり、豐臣氏より吉野川以南の山野田宅二萬一千石高を檢錄附與せられ、明治維新に至り寺祿の改正に會ひ、又時勢の變に隨ひ近年頗衰色ありとそ。高野山修して野山とも云ふ。名所圖會云、此高野山と云ふは、高山の頂上に平原曠野

(野山)

(上山)　(八葉峰)

あるを以てなる可し、其創興の時に當りて、二神の出現双犬の前導し、飛鈷の松梢に掛り、寶劔の地上に跳れる抔、皆大師行化の至る處、凡俗の得て思儀すべきものにあらず、其後世々の法皇聖帝以下運歩の勞を厭ひ給はず登嶺有し事蹟て記籍に顯然たり、今山上に在處の坊舍總して一千許にして結構奇麗言語の及ぶ處にあらず、(坊舍屋上悉く檜皮を以て葺けり、古は瓦にても葺きしにや、賴阿法師登山のときの歌に「瓦には松さへおひて古寺の昔のむしろも法ぞしくらむ」とあり)眞雅僧正當山開記に、徑途廻々として躋る事三十里、山嶺壁々として屏する事千萬渓、周匝せる連峰は法身の花臺を表し、正平なる幽原化佛の淨土に類す、惡獸毒虫も斯に趣けば曾て害心なし、煩惱即菩提の理觀つ可し、深谷高峰も之を經れば亦嶮難なし、生死即涅槃の道察す可し、纔に歩を指者は往因を悦ぶ可く、歎して止むる者は前業を恨む可し云々。○金剛峰寺々域を山上と曰ふ、壇場西に在り、奥院東に在り、支院諸房數百字之を繞り各溪澗に區處し、某谷と呼ぶ。山上は東西五十町南北二十町、低濕あり無熱池と稱し、水流れて西北に下り不動谷川と爲り丹生川に落合ふ、故に山上の大勢稍凹地をなして峰之を圍む、八葉峰の名あり。登路は數條あれど大門口(西口又矢立口)を正路とし、慈尊院若くは麻生津に通ず、不動坂口は副路にして學文路に通ず、其餘南は大瀧相浦等有田川の源より登る者なり、東口は十津川郷より來る、俗に七口と云ふも時宜により一定せず。○八葉峰に内外の別あり、大塔の四隅に繞り望まるゝを内八葉と曰ふ、壇場奥院の四外を圍むを外八葉とは名つけぬ。姑射山、摩尼山、楊柳山、轉軸山、小塔峯、金剛峯、山王峰、遍照峰、(以上内八葉)虎峰、獅峰、小塔峰、神應峰、山王峰、今來峰、遍照峰、業峰、(以上外八葉)性靈集高野結界啓白文に曰く「沙門遍照金剛敬白、十方諸佛云々、所有東西南北羅上下七里之中、一切惡神等皆出去我結界、所有一切善鬼神等、有利益者、隨意而住」と、この七里結界は高野山四至の大畧を云ふならん。○名所圖會云、高野山大塔の四方四隅に遶れる峰を内の八葉といひ、壇場奥院の外に聳ゆるを外の八葉といふ、凡山上稍円やかにして彼八葉の峰四方に周り、木立いと暗く生ひしげり、うき霧朦朧として滿渡りて晴れみ曇りみ四のとき定まれる事なし、されば正月二月も冬にかはらず冴えわたり、やう〳〵三月の末四月のはじめに櫻は吉野初瀬の色におくれず、極樂淨土の七重の寶樹眼のあたりなり、郭公はおのが五月の時を違へずしば〳〵聲ふり出で、五月雨暗き槇の雫にきほひつゝ、黃泉路よりの言傳を談るに似たり、さればにや其鳥の落し文といふ諺もあり、古歌に

ほとゝぎす初聲よりも待るなり高野の山の曉の空、

土さくる六月七月も暑いと薄く麻衣を着る事なく、老僧などは綿入の衣を重ねて着るもあり、夕つけても蚊の名のり絶えて聞えず、宵ながら明行く月影もそゞろに身にしむ心地して、起ふし甚安ければ暑を避くる爲に來り遊ふ風流男も多かり、八月ばかりよりは霜うちさやぎて谷々の鹿の聲いと悲しく、一夜宿かる旅人もうき世の夢を覺して曉の袖を絞るめり、紅葉いさとくそめわたして墨染の袖にみたれ、雪は秋の末より降そめて十月の頃にも動もすれは道を埋み、十一月より後は常に三尺許の深にて、高き障子を著き雪浴衣といふものうち着て法師たちの行かふさまあやしむへし、鐵塔彫樓などは一遍の白玉界といふべく「降る雪のつもればいとゞ高野山うき世の道やへだてはつらむ」とよまれたるも實に左こそと思はるゝ也。此山に雜事登りと云ふとあり、早蕨の春より茸狩の秋かけて四季をり〳〵の供物は山童の來りひさぐを待とりて是を買ふと雖、山上には一區の畝田もあらざれば、一ひらの青物も自由ならず、されば四方の麓の村々より四時の野菜なにくれとなくとり集めて、おのがさま〳〵苞にひきゆひ小附の花の色香さへわれ劣らじと嚮寒をいとはず、かの嶮岨山路を攀て大師の廟前にさゝげ、歸依の寺院に贈るを雜事登といふ、此事怠る年は其家必らず凶事ありといひ習せり、又口々の村々に雜事懸といふものを造りて、春の若菜より始めて種々の花などもそれに懸てのきに釣り垣にくゝり置けば、供米を運ぶ馬男薪を負へる山賤など、早く見つけて重荷にそへつゝ上ると一日も絶ゆるとなし、すべて何にまれ一苞を荷に添へざれば道の間にて禍を受るとありとぞ、是れ全く大師千載の威靈によれり、里人法德に懷くこと此の如くなれば、寺々の庫裏には常に青物の山をなして專ら賓客を饗すになん。

おとなしきしぐれをきくや高野山、　鬼貫
雲のみね嶺々としてたにの坊、　淡々
ほろ〳〵となく山鳥やさりの玉、　蕪村
・稻妻や座禪のこゝろひきて見る、　也有

枕草紙云、てらはたかの、こうほう大師の御すみかなるがあはれなるなり、

晩秋高野山言志　藤原敦光

雲嶋谷身宿善催、此時投歩謁靈埃、群生世父多慈愛、
五代國師富辯才、後素寫眞今賤像、眞丹求法昔浮杯、
九流智水尋源決、三密教門占處開、鳳漢遺文垂露妙、
龍華嘉會幾霜廻、幽林路窄攀紅葉、絕澗梯危踏翠苔、
妖艶妹山綵煙遠、老嫌祖木厚皮摧、(此山之傍有一山、號妹山、又山中有一樹、枝條摧折、其大十圍、傳曰此樹者大師所息、後人無剪取、)千峰月色秋看雪、百谷泉聲夜聽雷、俗骨縱無交紫府、佛恩必有導蓮臺、非榮非寵非名利、偏爲當生得道來、(日本詩選)

登高野山　落合双石

不待飄搖挾羽仙、蹇裳直入大巔天、老林盤地藏千刹、

般若摩訶拆八蓮、拜佛人蹤何鏤界、焚香僧誦貝多編、
疑看放手金剛閃、嫻々松梢白日懸、

高野山夜起　廣瀨　梅墩

無風杉檜忽成聲、知是空中天狗行、一万僧徒齊入定、
峯雲淵月夜三更、

高野にまうで侍ける時、山路にてよみ侍ける、

跡たえて世をのがるべき道なれや岩さへ苔のころもきにけり、（千載集）　仁和寺法親王守覺

高野山あかつき遠くまつの戸にひかりをのこす法のともし火、（新葉集）　法親王性勝

寶隆高野詣日記云、高野山十八町の坂は、一里の遠き所どもありて、俗に結解なしとかや云ふとて、戯に

雨けとは見つつも出でて濡れにけりけつけなしなる今日の道かな、

かくて山中に至りて、雨風はなはだし、からうじて御山にのぼりつきて、人々休みぬる程に、郭公の頻に聞えしかば、

高野山佛法僧の聲をこそ待つべき空に鳴杜鵑、

翌日草鞋をつけて諸堂順禮、大塔は造作あらましなり、金堂は形の如く取建てたる樣なるが、三鈷の松も昔のは燒けて、其種生とていがきめぐらしたるを見て、

今は其まつ曉や近からむ千年ふる木も生かはりけり、

金剛峰寺

高野山の山上に在り、眞言宗古義派大本山なり、支院末寺の山谷間に在る者數十、之を總攝して金剛峰寺と曰ふ。區分して壇場（即大塔）奥院（即大師廟）の二と爲し、諸山谷を之に附屬せしむ、惣て某谷の稱あり。谷とはいへども平地にて溪間にはあらず、その谷々の内に子稱あり、西院谷（祓川、湯屋谷）南谷（照岡）谷上、本中院谷、小田原房谷（西光院谷、上壇、寶相院谷、浄土院谷、湯屋谷、向壇）往生院谷（往生峰、西谷、北谷）蓮華谷（寶幢院谷、花折谷、清淨心院谷）一心院谷、五之室谷（光臺院谷、千手院谷（六坊小路）等の十谷を以て其大綱とす。

大門は山上の西口に當る、（建坪百二十坪）安置の金剛力士佛師康意の作、寶永二年供養す、當山の惣門にして銅甍高き事十丈餘、雲外の岫に湧出して先法界の莊嚴を視す。往昔大師花表を建て西方の門となしたまへるを、寛喜二年改めて樓門とす、元祿元年にいたり祝融氏の災ありて悉焦土せるを以て、十三年より經始して寶永二年に落慶す、今存する所これなり。是より内を山上といふ、伽藍坊舍透間もなく立双ふ、大門より大塔まで凡十五町。大塔は即高野山の中央にして、弘法大師ここに寶塔を建て、眞然之を繼ぎ規模を成したる所也、元亨釋書曰、眞然弘法甥也、法臨入定、語然曰、我以此山付汝、々其勵志營構、爲鎭護之靈區、眞言之教場、汝其勗乎、蓋金剛峯寺此時未成、故有此遺訓、然盡心於營造、以故高野之峯、爲然之門流。○高野の堂塔は營構廢頽、近世寛永元文の比逐年に重修する所ありしが、天保十四年失火大塔以下東塔金堂影堂等一切燒滅し、寶藏は獨災を免れたり、爾後修造の功今に至るも完きを得ず、其多寶塔は方十六間高十六丈、再建の構營未だ終らず。此塔婆は弘仁十年大師の始めて置ける者、其十六丈は蓋南天の鐵塔に擬す、二層の畵甍は霞の際に挿み、九輪の金塔は雲の表に聳えたり。太平記光嚴院法皇高野御登臨の條に云、

正平七年の頃窈に詣て給ひけるが、山また山、水また水、登臨いづれの日か盡さむと、身力つかれておぼしめさるゝにも、先年大覺寺法皇のこの山に御幸なりしに、奉供の卿相雲客諸共に一步に三度の禮拜をして頭を地につけまことをいたされけるもありがたかりける御願かな、我在位の代譲なりせばなどか其芳躅をふまざらんとおぼし召准へらる、さて御山にも御着ありしかば、大塔の扉開せて兩界の曼陀羅を御拜見あれば、胎藏界七百餘尊金剛五百餘尊をば入道太政大臣淸盛公手づから書きたる尊容なり、さしも積惡の淨海いかなる宿善に催されかゝる善根をなしけむ、六大無礙の月はるゝ時ありて、四曼相即花さくべき春をまちけり、さてはこれもひたすらなる惡にてはなかりけるよと、今更に思召しゝらせたまふ。

清盛建立の事は平家物語に云「淸盛公未だ安藝守たりし時、安藝國を以て高野の大塔修理せられけるに、渡邊の遠藤六郎賴方を雜掌に附られて、六年に修理畢りぬ」と又東鑑文治二年の條に「仙洞御願、爲被宥平家怨靈、於高野山、被建立大塔」と見ゆるは何の塔婆に當るにや。

○金堂は一名御願堂と云ふ、本尊藥師如來丈六の坐像なり、（高野開闢の地鎭の本尊佛といふ）不動明王降三世明王（長各七尺二寸）金剛薩埵金剛王普賢延命虛空藏（長各八尺五寸）弘仁十年嵯峨天皇の御願によりて創する處の二重の高閣にして、都卒内院の四十九重の摩尼殿を現し、鎭守明神の託宣に、都卒の淨土に往生する者の集會所なりと示し給へりとか。（萬延元年に重修する所也、二層の高閣、方十三間高二十五間にて大塔と相并ふ）

佛生日上高野金堂　川合　衡

十里淸風鈴鐸流、登臨旦刹倚神丘、半地綠叢蟠龍窟、
五色雲關孔雀樓、靈鳥呼名來樹上、寶花供佛發溪頭、
小僧結文頭如雪、閑轉法輪白日悠、

仁和法親王將登高野山、途經浪華以奉呈、　篠崎　小竹

大師傳舊跡、法駕入名山、風景秋冬際、津梁幾旬間、
靈場紅樹媚、仙梵白雲閑、載筆群臣在、應題叡製還、

灌頂堂准胝堂三昧堂孔雀堂等は天保の災後重修に就く、其他著名なる塔堂を擧くれば、○御影堂は海大師在世の時實惠大德建立し大師持念したまへる所の道場なり、故に念誦堂といふ、其畵影は眞如親王の御筆にして、卽大師

自眼睛を點したまふ所なり。堂前に三鈷松あり、大師入唐の時、かの唐土明州の津にて密教相應の地に留るべしと誓ひて投げたまへる三鈷、碧落に冲り萬里の滄波を飛こえて終にこの松梢に留まれりとぞ。○鐘樓は世俗高野四郎といふ、此鐘重さ九千九百八十一斤廿一兩一分白錫一千九百六十一兩二分を以て鑄る處なり、性靈集によるに原は大師の鑄造し給ふ所なりしが、大永元年の火に燒亡し、今懸る者天文十六年に鑄造す。○西塔は高九丈、光孝天皇の勅により大師の素願を繼ぎ眞然僧正の創むる所なり、數百年を歷て破壞に及びけるとき、鳥羽院御幸ありて大治二年落慶供養、今に現存す。○六角堂は本尊釋迦如來四天王深沙大將執金剛神ともに安阿彌の作なり、平治年中鳥羽上皇の御爲に美福門院の建たまふ所にて、紺紙金泥の一切經を納め奉る、表紙は盡く女院の御眞筆なり、且本州荒川の庄を寄附して燈料となし給ふ故に荒川經藏ともいふ。○大會堂(タイエダウ)は一に蓮華乘院といふ、又略して會堂といふ、鳥羽院の御爲に安元元年五辻齋院內親王東別所に建立したまふを、治承元年爰に移し、佐藤兵衞尉憲淸(西行)是を奉行す、且この堂長日御談義料として邊々の庄園を寄られ、其綸旨教書等數通納めて寶庫にありとぞ。○東塔は本尊尊勝佛頂不動降三世、白河院の御願にして等身の尊勝佛頂を安置すといふ。○勸學院は壇場蓮池の側にあり、此院に於て毎年八月廿一日より十日の間學業を試む、文祿年中德川家康登山のとき此會の事を具に聞付して、往昔天平延曆の頃勅有て定められし度料及第の舊風唯この山に殘れる者か、尤も殊勝の事なりとのたまひけるとぞ。

天野宮(アマノノミヤ)丹生大明神は大塔の西御社山(オヤシロヤマ)に在り、卽高野山の鎭守地主社にて、二殿相並ぶ北は丹生津姫南は高野大神にて天野村丹生都神社の別宮也、一名狩場(カリバ)明神と申す、或は云ふ眞然傳に天野一宮丹生女形本地は大日、二宮高野男形藥師、丹生氏覺日房傳に一宮本地胎藏大日女體なり、二宮本地金界大日俗體なりと。(史徵墨寶考證)○祈親上人當山の荒廢を歎きて、天野宮に祈念し夢告を受けたる歌一首風雅集に收めたり、祈親は元亨釋書云、「高野山、大師定後八十餘年、廢毀尤甚、親見之、委身修營、不幾榛棘復輪奐、金剛峯之再興者、實親之力也」と。又當山古文書云

金剛峯寺鎭守天野宮八講理趣三昧並禪事等用途米事
合拾參斛者以備後國大田御庄所令御寄進也
和勝元年六月廿五日　僧鍐阿

按するに鍐阿は法花坊と號す足利義兼朝臣の法名なりとも云ふ、異年號尤も多しといへとも和勝の文字他に見はるゝものなし、建久五年七月の文書に天野八講理趣三昧配當と記す、是に因るに文治の末か若は建久のはしめ頃ならんといへり、今按するに建久改元の比和勝と改むべき流言なとありしを誠とこゝろえてかゝれたるならん、但建久は四月の改元なるに六月とあるはいまだ誠の改元をゑらざりし間の事なるべし、百練抄に「承安二年壬辰十二月近日諸國稱有改元之由、披誠卯、其號泰平元年云々」とあるをも思ひ合すべし。(名所圖會)

金剛峯寺寶庫は御影堂の後に在り、大師飛行三鈷杵幷に螺鈿蒔繪小櫃は今國寶に列せらる、其他大師入唐請來の道具、眞蹟手印の緣起、綸旨院宣御教書大臣以下諸名家高僧の墨跡にいたるまて藏せざるはなし、中にも

新院欲有入御堂山之處衆徒依支申無其儀之由注進之條殊以神妙向後於御方致忠節有祈禱之精誠者殊可令興隆當山狀如件
建武四年正月四日　尊氏判
高野山衆徒中

是れ武家の教書なり、同時に

敬白　立願事
一天野社就垂跡本地可奉甚深法樂事
一行幸高野山可興密宗事
一爲當山佛法紹隆寺領可寄田地事
右條々天下靜謐之時可早遂之狀如件
延元々年十二月廿九日　天子尊治敬白

此宸簡小き紙に書させ給へり、包紙に吉野御牟居より御願文とあり、天子の二字宸簡にその例あるを聞かず、此年尊氏光明帝を立て後醍醐天皇を私に廢帝と稱す、此時にあたりて世人或は此帝の天皇なることをゑらざるものあり、故に此二字を書させ給へるなるべし、其御世のあぢきなさを察すべし。(名所圖會)○金剛峯寺の法寶五大明王畫像は高祖大師の監造にして眞言教の本宗なり。眞濟上人筆大師影像勤操影像、又鳥羽僧正筆大威德明王像幷に著名の作なり、近年國寶に登錄せるは不動明王木像(智證大師作立像親王院) 地藏菩薩木像(成蓮院)八大童子一軀(木造立像不動院)運慶作彌陀一軀(木造立像淸淨心院)狩場明神像一軸(絹本着色弘法筆龍光院)藥師十二神將一幅(絹本着色惠心筆櫻池院)文殊一幅珍海筆(無量壽院)不動明王一幅(智證大師筆絹本明王院)等なり。

青巖寺(セイガンジ)　卽金剛峯寺貫主の住所なり、小田原谷に在り。昔眞然上人の廟所なりしを文祿二年豐臣太閤木食興山上人應其に誂り更に營造を爲し、太閤母公靑巖尼の菩提所に充つ。應其は非凡の器にして太閤の鑑識に因り一山の中興を任せられ、文祿慶長の間道俗の事に盡力し世に畏敬せらる。寬永五年寺背に東照宮を建て經藏を起し、奧州平泉の鎭守將軍藤秀衡が寄附せる經卷を收めたり。靑巖寺に豐太閤登山の殿舍あり、勅使門を備へ廣麗を極めたりと云も天保十四年の火に蕩燼し、元治元年再修して寺主の坊と爲す。豐臣秀次は文祿二年應其を賴み此寺に入り、助命の周旋未た果さゝるに自刄す、其室を柳之間と呼び今に遺存すと云。○史學會雜誌云、木食應其は一個

の武人にて始め越智阿波守に仕て驍勇名を顯はせしが、主家滅するに及び弓を折り髮を薙きて高野山に入り錬行すること十三年に及べり、是則木食の名ある所以なり。秀吉の高野山を侵んとするや山僧計の出る所を知らず、應其出てゝ請ふ所あり高野山兵禍を免る、是より終に秀吉公の寵用を得たり。常に興隆を以て我任となし、文祿慶長の間堂塔の荒廢を再興すること八十餘字大佛殿を初とし東寺の金堂五重塔、叡山の金堂、嵯峨の釋迦堂等の如きは其大なるものなり。關原役後高野を去り江州飯道寺に住す、死したる年月闕けて傳はらされど蓋し慶長六七年のころなるべし。○江戸幕府の時野山を三方に分ち、學侶方百八十三院、青巖寺法務たり知行一千石、行人方二百八十坊、興山寺法務たり、知行千七百石、聖方三十六坊、大徳院檢校たり。

名所圖會云、東別所(小田原谷)と云は壇上の東二丁許に當れり、城州小田原教快上人の住せし地なるを以て號くと云ふ、發心集に見ゆ。文祿雜記云、豐太閤文祿三年三月五日登山せられ新作十番の內高野參詣の謠一軸に金印を押して賜はり、青巖寺に於て御能ありしと。金剛三昧院に尊氏將軍南無釋迦佛全身舍利の夢想を感せられしによりて、彼字を假名に分ちて題とし公家武家の內にて歌に名を得たる人々幷和歌四天王と聞ゆる四人に命じて、短冊百二十枚詠せしめ給ひ、題辭は光明院の妙筆を染給へるを當院に藏す。中院(チウヰン)壇場の艮を本中院谷と曰ふ、祖師最初の修禪中院あるを以て本中院谷といふと。瑜祇塔は龍光院境內にあり、金剛峯寺樓閣瑜祇塔と稱す、又大塔に對して小塔と云、貞觀年中創する所にして五峯八柱の構四九三十六の數、妙巧精絕宛鬼工のごとし、金剛峯寺稱號の權輿、深秘大塔幷に此塔にあり、四柱に九尊づゝ八柱に八大菩薩及び八祖等並に會理僧都の畫く所なり。僻後數度の興廢あり寛永三年直江山城守の後室これを再興せるも、文化六年の火に災せられしを近時又造營す。○本中院谷の路側に福島氏寄進の鐘樓あり、洪鐘の銘文は假字交にて「南山高野金剛峯寺は大師草創より此方密教さかりにして」云々元和四年又「福島宰相日省正印大居士在世の時洪鐘を鑄て萬世に殘す寛永七年災にかゝる孝子福市丞正利こゝろざしをつく寛永十二年」云々の欵識あり。

頓阿法師高野日記に云ふ、

大師この山の圖をかゝせ給ひて法性院の坊にあり、大師この山をきり開かせ給ひて堂たてさせ給ふに、此道のたくみ文字の事をしらねば印合す可きことわりもなしとて、以呂波の四十八字を敎させ給ひしより、末の世の人のたすけにもなりぬと聞え侍りしかば、さらばとおもひていろはを冠に置て四十八首を綴りて影前に供ふ。

按するに空海のいろはを製せし事、內膳正仲雄か詩に「字母弘三乘眞言演四句」と見えたるよりはじめて其證古書に多し。

謁海上人　　內膳正仲雄

道者良難衆、勝會不易遇、寢興思馬鳴、俯仰謁龍樹、一得灌吾師、歸會口渴住、飛龍馴道眼、動植潤慈澍、字母弘三乘、眞言演四句、石泉流鉢童、鑪炭煎茶孺、眺矚存閑靜、栖遲忘劇務、寶幢拂雲日、香刹干烟霧、瓶口挿時花、瓷心盛野芋、磬鳴貝梵徹、鐘響老僧聚、流覽竺乾經、觀釋子流賦、受持灌頂法、頓入一如趣、

一心院谷に不動明王堂あり、建久九年八條女院御願、行勝上人開基の一字なり、梁間六間桁行五間半の構造にして、當時の遺作儼然、山內第一の古建築とぞ。菩提心院陵は鳥羽皇后美福門院藤原得子の納骨塔なり。往生院谷菩提心院の東北一町に在り、皇后の弟備後守時通遺旨により御骨を首にかけて高野に登ること世繼物語に詳なり、今兆域三百八十歩。

美福門院のかくれさせ給ひて後、高野のみやに納め奉りけるよし消息して侍りけるによめる、

おくれ居て思ひやることそ悲しけれ高野の山のけふの御幸は、(續後撰集)　俊成

辨天嶽は谷上(タニガミ)谷に在り、登ること八町にして絕頂に至る、蓋高野の第一峰にして拔海三千尺に及ふ可しと云ふ。西望すれは阿波の海山を見る、山溪の水は南に流れ奧院の玉川を容れ屈曲して西流す花園村に至り大瀧と爲る、即阿諦川(アテガハ)(有田川)の源と知るべし、

奧院(オクノヰン)　蓮花谷の東を奧院谷とす。千歲の老杉百丈の古檜陰蒼として蔭を結ひ檻に日影を逆ふ、只清泉瀨々天風颯々として幽邃寂寞塵寰を隔つること彌遠し。其入口なる溪梁をは一之橋又は大橋といふ、師廟まて十八丁、道の左右に公家武家をはじめて浮屠氏は更なり海內の諸名家農商の男女伴伶の類まて其碑碣累々として幾千萬と云ふ數を知らず、各院之を守護して香華を捧け菩提を吊ふ事怠なし、就中一番石塔の如き高大眼を驚かすあり、朝鮮役士の碑の如き武夫を慷慨せしむるあり、本阿彌の六石塔、親鸞上人の碑の如き、制作の甚奇なるあり、其趣種々なりといへとも皆高祖大師と共に三會の曉を期すといひ、深き因緣ある事ならん。性靈集高野結界の文云、

沙門遍照金剛敬白、此道場者、昔以五類諸天、及地水火風空、五大諸神、並此朝開闢以來、皇帝皇后等尊靈、一切天神地祇、爲檀主、伏乞一切冥靈、晝夜擁護、助果此願、

太平記、光嚴法皇即奧の院へ御參詣ありて「大師御入定の室をひらかせたまへれば、嶺松風をふくみて瑜伽上乘の理をあらはし、山花雲をこめて赤肉中台の相を秘す、前佛の化緣は過ぬれども五時の笛今耳にあるかと覺え・慈尊の出世は遙なれとも三會のよそほひ既に眼に遮るが

如し、三日まで奥院に御逼夜ありて、曉出させ玉ふに一首の御製あり、

　たかの山まよひの雲もさむるやと其曉をまたぬ夜かなき。

一番石塔と云は、高三丈趺石二間四方、駿河忠輝公忠長、其母崇源院(徳川秀忠夫人)の爲めに建てたる也。芭蕉翁石塔は「父母のしきりに戀し雉子の聲」と題し、石[illegible]に[illegible]太の文あり。

　卵塔のきりおや實にも神無月、　其角

　花を見た顔をなかすや奥の院、　野坡

　　高野の奥院へまおり侍ける時、

世をすてゝすまれぬ身こそかなしけれかゝる深山の跡を見ながら、〔[illegible]後葉集〕　前太政大臣

島津家[illegible]碑は長七尺幅二尺二寸餘厚七寸許の小石なれど、世に名たかきはまれを稱む。

慶長二年八月十五日於全羅道南原表大明國軍兵數千騎被討捕之内至當手前四百二十八伐果畢

同十月朔日於慶尚道泗川表大明人四萬餘兵擊亡畢爲高麗國在陣之間敵味方鬪死軍兵皆令入佛道也

右於度々戰場味方士卒當弓箭刀杖被討者三千餘人海陸之間横死病死之輩具難記矣

　　慶長第四己亥六月上澣　薩州島津兵庫頭藤原朝臣義弘建之

　　同子息　忠恒

　石文の昔おもへば後の世のしるしぞ朽ぬ鏡すきのもと、　伊達千賓

奥御室址(オクノオムロ)○此御室は仁和寺性信法親王の始めたまふ所とぞ、覺法覺性御中興ありて性助も入らせ給へり、何の世より絶えしにや。

　冬のころ、入道法親王高野にこもりて侍りけるに、おくりたまひける、

ふる雪は谷のとぼそをうづむとも三世のほとけの月や照らさん、　崇德院

　同かへし

てらすなるみよの佛のあさひにはふる雪よりも罪やきゆらん。〔續千載集〕　覺性法親王

　入道二品親王高野にこもり侍りけるころつかはしける、

いかはかり高野の奥のしぐるらむ都は雲のはれまだになし、　宗尊親王

　同返し

あくるらむみやこの空におもひ知れ高野は雪の雲そかさなる、　法親王性助

燈籠堂は即大師御廟の禮堂也、又拜殿といふ、眞然僧正の創造にて。治安年間入道殿下道長公再造し給ふ、其後鳥羽帝初めて常燈を献じたまひしより、燈籠堂の名起れり。そもく\、聖廟の功德内典に其說見え、大師入定の後祈親上人[illegible]を[illegible]て一燈を挑く、高野明神是を悅ばせ給ひ形現して上人に和歌をしめし給ふ、

　我あらばよもきえはてじ高野山高きみのりの法のともしび、

かの上人の挑けしと云ふ火をば後世持經燈といふ、又白河法皇御幸御手自一燈を挑げ給ふ、かの持經燈に對する一燈即これなり。納骨所は大師廟の右方に一宇を建置く八角造の堂なり。今ある所は元和年中の造立なり、虎關が元亨釋書に國俗亡人の骨を以て高野山に定むるは弘法大師の龍花三會の大定に侔はむ爲めと見えたり。又大師廟の左方に經藏あり石田治部少輔三成の奉進する所、高麗版大藏經を收む。廟前玉川の彼岸に近代王室の御寶塔數基たゝせたまへり。此地は摩尼峯北に聳へ、東に楊柳、西に轉軸、南に姑射相對峙し、林中に靈鳥栖み、心のすめる幽境なり。

　遺骨をおさめさせ給ふとて、

高野山おろすあらしのはげしくもこのはれのこれ後の世までも、〔室町殿物語〕

佛法僧鳥はこの山の名物也、其雄は鳩に似て痩せ尾の端黑く嘴細く脚とゝもに赤色なり、鳴く聲「ブッポウソウ」といふ、契沖阿闍梨のいはく佛法僧鳥のなくやうは佛法とさやかにふたこゑ三こゑなきて後にひきて僧となくとなむ。高野詣日記(實隆卿)奥院へ詣つる路すから、聞置きしにも、想ひやりしにも過ぎたるあはれさ、ありかたさになむ、御廟の前の今度供養の堂、燈明其數限なく光り耀きて得も云はれず、内より下緇はりし御小のきれを納め、此御爲に卒堵婆立てさせ、其外人々の髪をさめ、みつからの年頃落たる歯ともをも納め奉る。〔雪玉集〕

弘法大師[illegible]は奥院の正殿ともいふへし、佛者は入定洞と云ひ世には[illegible]の窟とよむ、南面して寶形造り寶素の一宇なり、相傳ふ大師三密の加持力を以て奄然入定し御龍華三會の曉をまちて今に現然たりと、元亨釋書曰、承和二年、海在金剛峯寺、三月廿一日結跏趺坐、作毘盧印、泊然入定、先七日、共諸弟子、念彌勒寶號、至此日瞑目氣絕、蓋持定身待龍華也、年六十二、門人爲七七忌、其間鬢髮生身体暖、經五旬、諸徒剃鬢整衣、欲全身盤石窟壇、立窣堵婆其上、定後四日、上勅内舍人、弔之曰、

眞言洪匠、密教宗師、邦家憑其護持、動植荷其攝念、豈圖崦嵫未逼、無常遽侵、仁舟廢棹、弱喪失歸、嗚呼哀哉、禪關僻在、凶問晩傳、不能使者奔赴、相助荼毘、言之爲恨、悵悼曷已、思忖彼窟、悲凉可料、今者遙寄單言、弔之、[illegible]弟子、入室桑門、悽悼奈何、兼以達旨、〔續日本後紀承和二年の條に見ゆ〕

空海師入定の後七十年、醍醐天皇の御宇、寬平法皇及び僧正觀賢の奏聞によりて弘法大師の謚號を賜ふ、その詔書に曰く「琴絃已絕、遺音更清、蘭叢雖凋、餘芳猶播、故大僧正法師大和尚位空海、[illegible]、[illegible]、至三十

七品之修行、去九十六種邪見、既而佛日西沒、渡溟海而仰餘輝、法水東流、通陵谷而導淸浪、受密語者多滿山林、習眞趣者自成淵藪、況太上法皇、旣味其道、追憶其人、誠雖浮天之洪濤、何忘積石之源本、宜加崇飾之典、諡號弘法大師。○釋書又曰、延喜二十一年、上夢弘法大師、奏曰我衣弊朽、願忝宸恩、覺後送紫衣一襲於野山、觀賢中選、入山啓定扉、如隔雲霧、不看儀容、賢作禮默祈、須叟眞儀漸見、猶如霧斂月影、賢謂衆曰、我猶見難矣、況下我者哉、後世浮矯者、不容易見、恐疑謗、胥議重石固封焉。

宋高僧傳云、(瑜伽密教二祖不空灌頂國師傳)不空弟子、有慧果者、元和中日本空海入中國、從果學、歸國盛行其道、鐵庵曰、自金剛智諸師、爲末代機緣、有宜密教者、故東傳此道、以名一家、然嗣其後者、功效寢微、唐末亂離、經疏銷毀、今其法盛行於日本、而吾邦所謂瑜伽者、但存法事耳。

ありかたきたからの山のいはかけふ大師は今もおはしますなる、〔拾玉集〕　慈鎭

贈綿空法師　弘仁帝

問僧久住雲中嶺、遙想深山春尙寒、松柏斜知甚靜默、烟霞不解幾年飡、禪關近日消息斷、京邑如今花柳寬、菩薩莫嫌此輕贈、爲救施者世間難、

南山中、新羅道者見過、　弘法　大師

吾住此山不記春、空觀雲日不觀人、新羅道者幽尋意、持錫飛來恰如神、

玉川（タマガハ）

奥院大師廟の側を流るゝ細澗にして、有田郡阿諦川の源なり。或は風雅集の詞に據り此水に毒蟲ありとて、即一之橋の東二町許なる汙溝に引き當てたり。○或書に云、風雅集の大師の歌の前書は誤れり、蓋作者の本意は參詣する人に高野の奥へ登りなば、其山の淸き流れを汲み給へ、是れ則ち秘密の瑜加の餘りなりと語りて、其登るに臨み殊によみてつかはしたるならん、一首の意味はこの物語りしぬる言を忘れても、正しく登りなば汲み給ふらんと心をこめたる也云々。又或人の句に「忘れては醫者も手を出すぬるみ哉」。

高野の奥の院へ參る道に、玉川と云川の水上ふ毒虫の多かりければ、此なかれを飲むましきよしを示しおきて、のちよみ侍る、

わすれても汲みやしつらむ旅人のたかのの奥のたまかはの水、〔風雅集〕　弘法　大師

名所圖會云、高野山寶庫の文書中に元中二年太上天皇の御祈願狀あり、云

敬白　發願事

右今度之雌雄如思者殊可致報賽之誠之狀如件

元中二年九月十日　太上天皇寛成

按するに寛成王は南方後龜山帝の同腹皇兄にましくて、正平廿三年東宮にたち給、天授の末辭して太上天皇と稱せられ給ふ、後紀州玉河の山中に御籠居あり、よりて玉川宮と號すといへり、本國に玉川と云ふ郷名なし、所謂高野の奥の玉川の事にて、奥院より東の山村にましくけるなるべし。○今按に長慶帝の玉川御座所は、奥院の東なる西峯(ニシガミネ)平原東又杖薮(ツヱガヤブ)など丹生川上の村落にや、富貴村曾川と相接す。史徵墨寶考證、長慶帝玉川宮は高野山の背に當り、于今御在所の遺蹟を傳へたり、長慶の字は遺令詔の奉號に似ず、文明本紹運錄朱書に長慶寺とあり、嵯峨天龍寺の塔頭に長慶寺ありしと云へは、南北合一の後後龜山帝と共ふ嵯峨に御座し、崩後此寺に荼毗納骨し、因て諡號となしたるならん。

花園（ハナゾノ）

高野山の南谷にして、有田郡阿瀨川の源なり、東西三里に餘る、舊花園莊と呼び十三村に分れしが、今合同す。高野山の古結界四至の文書に南は當川(アテガハ)横峯に至ると云へり、此を指すなり、當川即阿瀨川に同じ。

大瀧（オホタキ）

同名の大字に在り、高野辨天嶽(ベンテンダケ)の一之瀧の水隱所川(オソカハ)と爲り奥院を經て此に至り、瀑布と爲るなり。○大瀧は野山の南にして相去る五十町、東南は十津川郷に通し西は山保田鄕に通し南は龍神熊野に連り、山嶺重疊すと雖信徒行者の來往を見る所也　新子(アタラシ)は大瀧の西二里同く花園村の大字にして、有田郡八幡(ヤハタ)村淸水(シミヅ)驛を去る五里。名所圖會云、此に珍きは古寫大般若經六百巻を新村氏神の境内觀音堂内に納む、經の端に大﨑寺永享己未林鐘吉日と銘ありて經本には天平勝寶延喜寛和長德万壽延久永保永久大治天承保延建長弘長延文永享寶德等の奥書あり。

(子新)

天野（アマノ）

高野山の西谷にして野上川(那賀郡)の源なり。西北星山(ホシヤマ)の脉を以て見好(ミヨシ)村(舊溢田)と相限り字發環合の中にあり、天野祠の名は神功皇后紀に載せ、上古より丹生都神を奉して本州の豪家たり、其先祖を國主神と云ひ、品太天皇の比に、阿牟田の女を紀直豐耳に嫁せしめしより、其子を以て丹生祝と爲し、子孫相續すと。

丹生都比女神社（ニフツヒメ）

延喜式伊都郡に列し名神大社なり、空海高野を開く時此神化現して犬と爲り海を導きたまひ狩場(カリバ)明神と稱へ奉るとぞ。按に此神初め高野山東丹生川の源曾川藤代峯に座す、今富貴村なるへし、播磨風土記云、息長足日女命、欲平新羅國下坐之時、禱於衆神、爾時國堅大神之子、爾保都比賣命、着國造石坂比賣命、教曰好治奉我前者、我出善驗、而比比長木八尋桙根底不附國、越賣眉引國、玉匣賀賀益國、薦枕有寶國白衾新羅國矣、以丹浪而將平伏賜、如此教賜、於此出賜赤土、其土塗天之逆桙、建神舟之艫舳、又染御舟裳及御軍之着衣、又攪濁海水渡賜之時、底潛魚及高飛鳥等、不往來不遮前、如是而平伏新羅、已訖還上、乃鎭奉其神於紀伊國管川藤代之峯、〔釋日本紀〕或は疑ふ、今見好村星川(ホシカハ)即管川にて星山は藤代峯にや、此祀は其星山の東に在り星古名(オシ)ツツ

と曰へり。○丹生都神今天野宮と呼ひ、金剛峯寺にては專ら丹生と曰ひ地主鎭守と爲す。高野山西口志賀驛（大門を去る二里今天野村に屬す）の北一里に神域あり、老樹森々として池水洋々、華表樓門巍々乎たり、殿堂は四座に分ち別に八幡宮あり。社傳に品田天皇（卽八幡大神）親ら丹生大神を祭りたまへりとて告門を遺しつたふ。其中に云「品田天皇、依奉給神界、東至丹生川、西至星川並神勾、南至阿諦河南横峯、北吉野川」。

名所圖會云、天野四所明神は高野一山の鎭守にして、其一宮は延喜式には伊都郡丹生都比女神社とあり、「三代實錄云、貞觀元年紀伊國從五位下勳八等丹生津比賣神授從四位下。山史云、寬平九年、鎭守大明神祓授從三位」淳方勘狀云、天曆六年、奉增一階、又云、永曆五年又被奉增一階、永治元年奉增一階。百錬鈔云、壽永二年、紀伊國丹生高野神奉加一階。寶簡集云、壽永二年勅正二位丹生明神今奉授從一位」と、二宮高野御子は天野祝の遠祖にして彼比賣大神いまだ此地に鎭座しいまさざりし以前は天野祝專ら此神に奉仕せしにそあらん、此二神は大師開山の時より密教擁護の御誓ひ淺からず屢は出現ましまして山上の弘隆を守護したまふ、三宮氣比大神を正應官符には三宮蟻通明神と云ふは一名にや、（蟻通宮は和泉にあり氣比宮は越前なり）四宮は嚴島明神なり、後の二座勸請は永元年中行勝上人の時とそ。○按に此に氣比嚴島の二座配祀の事は、平家物語に淸盛高野大塔建立の時「大師の告に、越前の氣比の宮と安藝の嚴島は兩界の垂跡にて候が、氣比は榮えたれとも嚴島はなきか如くに荒れ果て候が、あはれ同く修せさせ給へかし」とあるに基因する如し。弘法が此神を地主と爲せる事は今昔物語云「弘法大師、始建高野山語、今は昔、大師老に臨み給程に、我唐にして擲けし所の三鈷落たらん所を尋ねむと思ひて、弘仁七年大和國宇智郡に至り一人の獵人に會ぬ、其形面赤くして長八尺計也、靑色の小袖を着せり、骨高く筋太し弓箭を以て身に帶し、大小二の黑き犬を具せり、此人大師を見て曰く我は是南山の犬飼なり、三鈷の所を知れりとて犬を放ち走らしむるの間、犬も人も忽失せぬ、大師夫より紀伊國大河の邊に宿しぬ、此に一人の山人に會ひ問給に、此より南に平原澤あり是其所也と、相具して行く間、密に語て曰く我は此山の主也、速に此領地可奉と、山の中百町計入ぬ、山の中は正しく鉢を伏たる如くにて、廻に峯々立登り、檜の謂む方なく大なる竹の樣に生並たり、其中の檜の上に三鈷被打立、是卽大師禪定の靈崛と知れぬ、彼山人丹生明神となむ申す、犬飼をば高野明神となむ申す」云々、この趣にて弘法が丹生神の山野を附與せられて、寺塔を與したる次第明白なりとす。

○丹生大明神告門云、紀伊國伊都郡奄太村の石口に天降まして、大御名を伊佐奈岐伊佐奈美の命の御兒丹生津比咩（中略）川上水分の峰に上りまして國かゝし給ひ、下りまして十市の郡、、に忌杖刺給ひ、品太の天皇御門代田五百代奉り給ふ、下り坐て巨勢丹生に忌杖刺給ひ下りまして、宇智郡布々岐丹生に忌杖刺給ひ、下りまして伊都郡町梨の御戶代に（十四圖一里二坪同二坪同三坪員八段）御田作給ひ下りまして波多倍家多村の字堺梨と云田（十五圖二里坪二百十六步同里五坪二段六十步）并に天沼田云（十五圖一里卅二坪三百十八步同里卅三坪四段二百七十二步同里卅四坪三段）御田作給ひ、下りまして豐の明り仕へまつりて上りまして伊勢都美に坐します、（奄太は慈尊院村の舊號なり石口瀧あり、三谷村酒殿神社の西南に當り丹生明神根本垂跡の地とて榊山とも稱す。川上は吉野山なるへし、十市郡も大和國なり。宇智郡布々貴は今伊都郡の富貴村にや、昔は宇智郡に屬せし歟。町梨は今入鄕村にや、圖と云は條里の條に同し、波多倍家多は今の大野村の邊なるべし。）

（志賀）

（奄太）

上りまして巨佐布の所に忌杖刺給ひ下りまして、小都知之峰に坐し上りまして、天野原に忌杖刺給ひ、下りまして長谷原に忌杖刺給ひ、下りまして神野麻國に忌杖刺給ひ、下りまして那賀郡松門の所に大坐し、下りまして安梨諦夏瀨の丹生に忌杖刺給ひ、下りまし日高郡の丹生に忌杖刺給ひ、返りまして那賀郡赤穗山の布氣と云所に大坐して、品田天皇奉り給物は淡路國三腹郡白犬一伴、紀伊國大黑小黑一伴、此口代に赤穗村の布氣田千代、美野國の三津柏又須木綿奉り給ふ、遷りまして名手村の丹生の屋の所に夜殿に大坐し、遷りまして伊都郡佐夜久の宮に大坐し、然而猫田村の御戶代作り給ひて、神賀奈淵に豐明仕へ奉り、則天野原に上り坐す。

（巨佐布は伊都郡古佐布村也、小都知峰は天野神祠の後に小粒か峯あり是にや、天野原卽社地とす。長谷、麻國、神野等はみな今庄名に遺る、松門は今猿川庄田村の艮一里餘、友淵庄界の山上に松戶ありとぞ。夏瀨は田殿庄出村に夏瀨森存す、江川は眞妻山の麓なり。赤穗山布氣田は今赤尾村あり、又深田村あり。）

この丹生祝詞は古風土記と對比すへき古語なり、此に引く所は地名關與の條のみとす。又此祝詞に據れは丹生神は正しく女神におはし、皇典講演に栗田氏の擧けたる「天野社傳曰、丹生大明神者、天照大神之御妹、稚日女尊也。高野山所藏、長承二年官符、高野山王大明神、天照大神御妹也」に據るも女神とすべし。然るに今昔物語以下の丹生明神を說く、皆山人の化現とせば、女神と云ふこと疑なきに非す。殊に延曆八年職判住吉大社宮司解狀には丹生神を住吉同躰と爲す、

紀伊國伊都郡丹生川上社、天手力男意氣續流住吉大神祭御神社、子孫傳爲氏神。

右毒滿九國領、不令貢調時、文忌寸材滿、調伏祈請、

天手力男意氣續流神と云ふは他に見えさる名なり、意

氣とは大食にて、御膳の義ならん。抑伊太祁曾は紀州にては和歌浦に玉津島神と呼はれ、攝州にて生田神と呼はれ、志州には粟島坐伊射波神と呼はる、常國加太浦の淡島も同神にやと疑はる、神功皇后征韓の時威力を顯示したまへるより論すれは住吉神と同功とも謂はん歟。されは女神ながら武勇の德さへましませる事想ふべし、住吉解狀に之を住吉神と混同せるは其所以なきにしもあらず、尙考覈するところあるべし。文忌寸と云は天野祝と同家を指すにや、又疑なきに非す。○名所圖會云、丹生一麻呂の家は社地の坤に在り、大別器とて自器に非されは飮食せず、旅行にも家從に器を負するを例とす。日本紀に天野祝と見え、神代より子孫連綿として希代の舊家なり、古文書數百通を藏す、惣神主殿と呼ふ。（天野社所藏の銀銅蛭卷太刀兵庫太刀幷に今國寶に列す）

去閏四月廿一日天野社群烏悉去只一双之外不見社頭其上同日三谷酒殿（明神御幸時御出之處）御戸自然開同曉自彼社有神馬鈴音指西而去之由神主常家等注申候去弘安四年夏頃抽懇祈候所感應掲焉間依爲佳例言上如件祐信恐惶謹言

七月十六日　　　校撿法橋祐信狀

秋田城介殿

按に丹生の天野祝の家は家譜に「豐耳命娶國主神女兒阿牟田戶自生兒、小牟久君が兒等、伊都郡に侍る丹生眞人の大丹生直、丹生祝、丹生相見、神奴等三姓の始め」云々と載せ、紀國造と同祖の舊姓也、天野社記に據れば、小牟久は品太天皇の時の人とす、國主は國栖と同言也。日本書紀云、神功皇后時、晝暗如夜、紀直祖豐耳曰、是怪何由矣、時有一老父曰、是謂阿豆那比之罪也、問何謂也、曰二社祝者共合葬歟、因以令推問巷里、果小竹祝與天野祝合葬焉、更異壙以埋之、則日暉炳燿。天野社の西南四町に西行堂とて近年まて故跡を傳へり。

上人暫らく山上及此地に在りて行法を修す、故に高野の風讀尤多し、妻子並に娘も亦尼となりて此地に居たること撰集抄西行物語發心集等に見ゆ。山家集に待賢門院の中納言局小倉を捨て高野の麓天野に住ける頃、同し院の師の局諸ね來ること見えたり。

西行法師のりさよと云ひし時の妻、尼となりて天野にすまれし跡とて、今猶草庵あり、秋のころなれハ、

なく虫の草にやつれて幾秋かあまのにのこる露のやどりが、　　似雲

有王丸墓とて天野の社の西一町はかりに在り、源平盛衰記に法勝寺執行俊寬流島せられて死せるに、其從之童さへ出家せんとて從者有王丸に具し高野の藩天野の別所といふ山寺に入り、有王は俊寬の骨を奧院に納めたる由載せたり、後此にて死したるならん。（名勝地誌）平家物語には俊寬の姫は十二の年に尼になり、奈良の法花寺に行すまし、有王は高野へのほり蓮花谷にて法師になり主の後世をそ吊ひけると記す。

今星川日高三谷の諸村を合併して見好村と云ふ。

澁田

天野村の西北に在りて一嶺を隔て、紀之川の南岸麻生津村の東なり。澁田は粉川寺緣起に澁田大刀自と云者ありて屋舍を轉して彼精舍と爲せりと錄す。史徵墨寶考證に高野領闕位法師古文書に設他莊に日前宮樽爪木を伐る事を載せたりとあるも、設他即澁田の訛ならん。

星川

丹生告門の詞に「神界西は星川並に神勾に至る」とあり、神勾は詳ならねと、星川は澁田の南に大字を遺したり。高野山の大師遺告に寺界は西應神山谷を限ると云も卽星川の事なるへし、按に此星川の上方に星山と呼ひ大字に遺る、卽天野丹生都神社の背なり。播摩風土記に紀伊國管川藤代之峰と云ふは此歟、星は古訓都々と云へり。

神戶鄉

和名抄、伊都郡神戶鄉。○盖天野の丹生の神戶なるへければ、今の天野村見好村なとに當る。

有田郡

有田郡（在田郡）（阿提郡）（足代）

舊在田に作る、北は海草那賀に至り東は高野山（伊都郡）南は日高に至る西は海なり。在田川は高野山より發し海に入る、東西凡十里南北凡三里、今二十一村に分れ人口七萬、郡衙は湯淺に在り。土産柑子は世に謂ふ所の紀州蜜柑也。

在田は安諦の改稱なり、續紀、大寶三年、令紀伊國阿提郡獻銀也、天平三年、紀伊國阿底郡海水變如血色、日本後紀、大同元年七月、改紀伊國安諦郡、爲在田郡、以詞渉天皇諱也。（天皇諱安殿）萬葉集には足代に作る、續後紀「承和十五年、在田郡爲上郡、以戶口增益課丁多數」而て倭名抄、在田郡訓阿利太五鄉に分つ、五鄉は承和以前の數なるへし。又在田有田中世以降通用したり。○名所圖會云、續後紀に在田郡は上郡とあれは戶令に照すに十二鄉以上ならさるべからず、和名抄わつかに五鄉とす脫名せる歟、又仁壽四年、東寺の眞濟大德が在田郡新田井家地畠地買得立券云「和佐村丹生村大豆田村吉備鄉之小島村野村粟栖村」等の名あり、（その丹生は生石村に存し小島は藤並村に存し野村は宮崎村に存す和佐大豆田粟栖は詳ならず）云々。

在田蜜柑○元亨釋書、高辨傳云「辨姓平氏、紀州在田郡人、二親諱佛祠求子、母夢有人授柑子、尋而有孕焉」と、當時此地早く柑子の植樹ありしを想ふべし。按、和訓栞云、甘子は續日本紀に見え、性靈集に大柑子小柑子あり

て其大柑子は今の蜜柑なり、かうじと呼ふ、續紀「神龜二年、初甘子從唐國來、中務少丞佐味虫麻呂、先殖其種結子」と延喜式には内膳寮園地に小柑子四十株と載せ、三代實錄仁和二年太宰府例貢小柑子の事あり、江家次第明月記宇治拾遺には大柑子の名見ゆ、蜜柑の名は後世の事なり、永享日記云「永享七年十一月、崇光院獻蜜柑一」と、蓋蜜柑は大柑子の別種にて、後世支那より舶載したる歟。○大八洲遊記云、柑園皆據山、甃石爲防、形如疊壁、種柑其中、其下亦倣之、層累相屬、以至平地、有田一郡、環以山阜、毎山皆然、或有種似批把者、紀柑聞於天下、而柑之美、此郡爲第一、毎年鬻之四方、得四十萬金云、其盛可知矣、南龍公時、始命種柑、至今日其盛如此、英主所産、眞可仰也。○名所圖會云、相傳ふ天正中肥後八代より乳柑を得、糸鹿莊にうゑたりしに、勝れて氣味甘美なれば、近郷の村々にも相競いて接樹せしとぞ、今は在田郡中延袤數里の間に、數萬株の乳柑茂林をなして最大の産物とはなりぬ、初の頃は其數も少なく、京坂等へ小船にて積送せり、寛永十一年、四百籠ばかり大船に積てはじめて江戸へ送りたりしに、かの所にて大に之を賞玩す、それより年々盛になり、明暦三年、鎌倉河岸にて商賣の地を賜ひ、今に至りては在田郡より百萬籠餘、海士郡濱茂谷より十萬籠餘、年々諸國へ送り下すといへり、すべて北湊地島にて海船へ積入るなり。

安諦　　　　　　　　溪琴

千古何人闢草萊、村墟亭大樹如雲、群山兀々皆平俗、
不見嵯峨入眼來、　奇峰空岬秀、人住荒烟
雨間、千古漁樵和外、曾無一個答青山、　洋氣
剛過萬戶煙、耕山接半田、居民尙仰龍公澤、橘柚
留香三百年、

奈耆郷（那耆野）

和名抄、在田郡奈耆郷。○原書奈郷に作る、郷名二字の定則より考ふるも脱字必定なり、書紀通證は奈耆なるへしと云ふ、今之に從ふ。日本書紀、持統天皇三年、禁斷漁獵、於紀伊國阿提郡那耆野、二萬頃云々。按に奈耆郷は今の宮崎村田栖川村に當る如し。宮崎村大字野村あり、其南は一嶺を成し田栖川村に連り一面の曠野なり、糸我山の西にして半面は海灣に臨めり。仁壽四年東寺眞濟大德田券(名所圖會所引用)在田郡野村栗栖林ありて、栗栖は卽田栖川村大字栖原なるべし栗栖神あり、又春日權現驗記に、明惠上人紀伊國白上と云所に在しけるに、橘氏女と云が神託を蒙り上人の渡宋を停めたる由を載す、橘は卽奈耆に同しければ當時郷名は亡びたるも、土着人の家號に此名の遺れるを知る。

宮崎

在田川の末を宮埼と稱す。海角の東北七村を宮崎莊と呼びたるに因み、今合同して宮崎村と曰ふ。民家は河の南岸に散在し大字箕島北湊を首邑とす、北は海草郡椒濱に接す。

箕島（北湊）

在田川の海口にして人家多し、北湊は其西端に在り、諸國廻船の商賈群居する所也。○名所圖會云、北湊の海口西端に坡塘を築き小船を入る便とす、秋冬の比に至れば郡中産物の蜜柑各所より川船に積下す數萬籠山嶽の如し、皆此坡塘に積み置きて又小船にて瀨とりし、地島にかゝれる大船につみて江戸へ運送す、此地北の方は海部郡椒村と界を接す、故に舊は南椒村ともいへり。○北湊は郡内物産を輸出する所なり、其の東に接する箕島は戶口稠密にして小市街を爲し、郡中の一名邑たり。田中善吉は箕島の農なり、字を孝敎といふ、夙に殖産の志に篤く多年盧樹の培養に力を竭し、遂に郡中の一大物産をなすに至れり、後人其の德を慕ひ安永年間祠を建てゝ之を祠り田中神社と稱す。(縣史談)

宮埼○名所圖會云、北湊の西南に突出す、此地長流蕩々として海に入る所、其北岸に箕島の村舍數百戶水に臨み南岸は山崖峻然たり、龍か濱雌の浦雄の浦等山足にならび列り、透迤として正西に走りて長く海中に突出せり、故に其岬を呼びて宮崎のはなといへり、西面の海岸青壁峨々として驚波水烟の中に聳え、恰も斧もて劈に似たり。○水路志云、湯淺灣の北角なる宮埼は陡險の半島にして、高二二〇呎、東方は山脉高起し一、五〇〇呎以上となる、此埼の北東方約一里に有田川あり、小形の和船にて泝航し得可し、又埼の近傍は深水にして、西北二海里に浦初島地島と云ふ二嶼あり。

淨妙寺（小豆島）

宮崎村大字小豆島に在り、臨濟宗にて藥師堂多寶塔は古伽藍の遺物なる由、詳に名所圖會に載す。曰く藥師堂須彌壇は靑貝の薜蘿古雅なり、佛像十二神四天王日月二菩薩を安置す皆春日佛師作とぞ、多寶塔一基飛驒工匠作と云ふ、塔中に十王幷に八祖成道の繪圖あり、七寶莊嚴の釆色古色あり、惜むべきは近世の住僧諸人の禮拜群集して喧きを厭ひ洗ひ去りしとて、釆色盡く漫滅し今は唯釆色の跡彷彿と殘れり、塔の柱など總て黑漆塵滅して自ら斷紋を生じたり、五智如來も又春日の作といひ傳へたり、又古伽藍の佛像火災に取出せしにや、面貌手足支離の像を塔中に安置したり。當寺は大同元年平城天皇御母乙牟漏皇后の御建立にして、開山は唐僧如寶和尚といふ、七堂伽藍の古刹なり、(或は阿波の尼西阿彌といふ者の建立と云ふ)湯淺氏の兵亂に堂舍及緣起記錄等殘らず燼燹し、藥師堂多寶塔は奧院にて山林茂れる中にあれば終に其災厄を免れしといふ、卽今の藥師堂多寶塔なり、元和年中國君深く其頹廢を歎かせ給ひ、若山吹上寺開山圭瑞和尚に此寺を賜ひ堂塔を修復したまふ。○此寺藏漆螺鈿須彌壇、今國寶に列す。

野村

日本書紀持統天皇の時禁野と定められし那耆野は此

なるべしとも云ふ、今宮崎村に屬し小豆島の東にして保田村に近接す、宮崎氏の城墟あり。○名所圖會云、宮崎城址、野村の内生殿に城の内と唱ふる所方一町許あり、宮崎氏の事南北間の軍記に見えず、（太平記に六波羅の殘兵番馬の辻堂にて自殺せし人名に宮崎三郎同太郎次郎等の名あり、此地の人にはあらざるか）土人の傳に嘉應元年田邊別當湛全の弟左衛門定範この地を領し、城を野村に築き子孫宮崎氏と稱すといへり、（尊卑分脉に湛增の子に湛全あり、承久の亂に誅せらると見えたるは法印快實の誤なりければ、別當湛全の名おぼつかなし、又嘉應は承久より五六十年も前にして時代もたがへり）按ずるに應德年中より此地に那智山の神田あれば、那智より社家の苗裔を地頭に置たるなるべし、その子孫近境を併せ神社佛寺などを創建せしならん、其後隱岐守定之の時にいたりて豐臣氏のために沒落せしとぞ、大永年中此地に合戰ありし事古文書に見ゆ、又應德三年文書に宮前庄と云ふ。○史徵墨寶考證に、天正元年十一月、足利將軍義昭紀州宮崎に如き、遂に備後鞆津へ走ると云は此地より發船したる事なるべし、卽宮崎隱岐守定之の時なり。

在田川（アリタガハ）

源を高野山の南溯に發し蟠屈して尙西に向ふ、石垣村松原に至り瀑をなし、以下緩流に就き北港に至り海に入る、長凡二十二里。松原瀑以下は舟楫を通ず凡五里。

兩岸霜楓一葉舟、畫圖難寫滿川秋、急湍飛沫夜來雨、　小出　元明
魚自黃柑影裡流、

露濕吟囊欒艸芬、纔過一水曉煙分、青山漠々疎鐘遠、　菊池　保定
王子祠前竹似雲、

世をいとふ心はかりは在田川岩にくたけてすみそわつらふ、（拾遺集）　僧正　慈鎭

按ずるに在田の名他國にもあれど、此僧正熊野詣などの時の述懷の歌なるべければこゝに載す。

水源は高野山におこり大瀧となりて花園庄に落ち、嵩郡山保田石垣兩莊の諸溪合流し田殿糸我宮原保田宮崎等の諸莊を貫き海に入る、川の流總て廿里餘、安諦川は丹生の告門に見ゆ、又星尾神光寺弘長二年の文書に、あての堺を限ると見えたるあても此川なり、郡名改りし後も川は猶古名を存せり。（名所圖會）

須佐鄕（スサ）

和名抄、在田郡須佐鄕。○今保田村糸我村是なり。宮崎村の東、藤並村の西にして、北は在田川、南は糸我山に至る、須佐神社あり。

須佐神社（スサ）

保田村大字千田の南、中山の腰に在り、神域方四町許、土俗劍難除の神と稱し崇敬あつし。三代實錄、貞觀元年、奉授紀伊國從五位下須佐神從五位上、延喜式「有田郡須佐神社、名神大月次新嘗」とある是也、本國神名帳には有田郡從一位須佐大神と載す。

朝もよし木路のしけやま分けそめて木種まきけん神をしおもほゆ、　本居　宣長

名所圖會云、此社其名の如く素盞嗚尊を祭る、卽伊太祈曾神の父神なり。須佐伊太祈曾二社の神戶は、和名抄名草郡に在り、今猶須佐上下二村に分れて素盞嗚命を祀れり、又日高郡富安莊にも當社と伊太祈曾との神田ありし事、并に當庄の内にて田二町伊太祈曾の神田なりし事ども久安年中の文書（今伊太祈曾神社庫藏）にみえたり、是等皆父子の大神の親しみ給へる緣故にこそありけめ、又須佐の鄕名廢して保田莊といへるもやゝ舊き事とおぼしくて、明惠傳記建仁元年の條に紀州保田莊中の須佐明神の使者と云ふ者夢中に來れる事を載たり、其後天正七年豐臣氏この地を略せし時、湯淺の地頭白樫左衛門尉實房内應をなし、神祠を毀壞す、其後修造して今の如し。

保田（ヤスダ）

舊莊名なり、今村名と爲り大字千田星尾辻堂等あり。保田庄は建仁嘉禎弘長等の文書に見えたり、弘長のものには地頭左衛門尉宗業とあり、正應二年湯淺黨結番次第にも保田莊載せたり、即湯淺一族なるを知るべし。今辻堂に城址ありて保田莊司貫志掃部助宗朝の舊と傳ふ、（名所圖會）南山巡狩錄、興國四年貫志御房丸と云も保田庄司ならん、又太平記に楠正成少時紀州の安田を討ち之を平けし事を載す。楠木合戰注文の「正慶元十二月日爲楠木被取籠湯淺黨交名」の中に安田次郎兵衛尉重顯、阿天河孫六入道定佛などあり。或書に千田の耕地より銅鐸を掘出したる事あり、高一尺六寸五分なりしと。

保田道中　　菊池　溪琴

數里林蹊晚、高歌携牛還、東風猶料峭、野水自潺湲、海氣連春曙、雲容欲奪山、歸鴉翻應倦、飛入翠微間、

星尾寺（ホシノヲデラ）

保田村大字星尾に在り。弘長二年保田庄地頭左衛門尉宗業の寄附狀には「保田莊內、星尾の屋敷をさりて三寶に寄進する所の四至境事、東限糸我莊境、西限桑原田之西、南限中山峯分、北限在田川北端、上は糸我宮原莊さかひ、下は西のさかひのずゐまですぐにとほして境とす、此内山川東西八町三段南北九町二段梅尾の上人の御遺跡たるうへに、かたじけなくも春日大明神御影向の所なり、仍て相傳の屋敷をさりて佛神に寄進する事已に廿年を經畢ぬ」云々とあり、興立の緣起を知るに足る、爾後星尾寺と號し六坊を備へしが天正の兵火に亡び、今は神光寺の一坊を遺すのみ。謂ふ所の春日明神影向の跡には社を建て卒堵婆を置き「法懸菩薩、建仁二年癸亥正月廿九日、春日大明神御託宣之處」と表題す。（名所圖會）

糸我（イトガ）

保田村の東北に接し在田川に臨み、南嶺を糸我山と曰ふ湯淺の通路なり。東鑑、天福元年紀伊國糸我庄とあり湯淺結番次第にも見ゆ、卽庄名なりしが今村名に轉したり。

鶊山（ヒバリヤマ）

雲雀山得生寺は糸我村大字中番に在り、右大臣藤原豐成の女中將姬其家人春時に扶助せられ建立せる遺跡とぞ。什寶曼荼羅の大幅あり、繪畫太だ精細なり。

名所圖會云、當麻寺享祿縁起に豐成公の姫十歳の時繼母の讒により葛城山の深谷に捨てられ、又武士某に命して更に紀州在田郡鍋山の麓に誘はせひそかに是を害せしむ、武士罪なきを哀れみ命を助け其地に柴庵を結び、忍びて養育すとあり。糸我山の東北に聳えたる山を寺傳には鍋山と云ふ也、一說には雲雀山を大和宇陀郡ともせり、そはともあれ當麻寺縁起と當寺の傳とに因るに、當寺は中將姫の屏居の地ぞといふも古き傳へならんかし。○謠曲、雲雀山云、とにもかくにも、故里のよそめになりて葛城や、高間の山の峰つゞき、此に紀の路の境なる、雲雀山に隱れ居て、霞の網にかゝり、目路もなき谷陰の、鶉の草ぐさならぬ身の云々。

絲鹿山（イトカヤマ）

糸我山は萬葉集に絲鹿に作り、糸我村の南嶺にして湯淺に踰ゆへし、古は之を以て熊野街道としたり、今稍其東に移れり。

足代（アテ）すきて絲鹿の山のさくらはな散らずもあらなん還りくるまて、（萬葉集）

足代は即安諦なるが、河名として此によみしか、又英多（アカタ）郷をは斯く指せる歟詳ならず。源平盛衰記に名たかき逸話あり、

白河院熊野御參詣あり、平忠盛北面にて供奉せり、糸鹿山を越給けるに、道の傍に蓍蕷の蔓枝に縣り、零餘子玉を連らねて生下り、いと面白く叡覽ありければ、忠盛を召してあの枝折て進せよと仰す、忠盛零餘子（ヌカゴ）を折進するとて「抑下し給へし女房平産してをのこ子ならは汝か子とせよと勅定を蒙りき、年を經ぬれは若し思召忘れたる御事もや、次を以て驚奏せん」と思ひて一句の連歌を仕る「いもが子は這程にこそ成にけれ」是を捧げたり白河院打うなづかせ御座して「たゞもりとりてやしなひにせよ」と附させ御座けり云々。

吉備郷（キビ）

和名抄、在田郡吉備郷。○今藤並村是なり、須佐郷の東なり。靈異記に安諦郡吉備郷あり、又倭姫命世記に天照大神吉備名方濱に頓宮の時吉備國造より釆女吉備津比賣を進らせたる事を載す。名所圖會云、藤並庄下津野村に吉備野あり、又石垣庄の內庄村の北川に吉備の淵といふもあり、其傍に吉備の井といふものあり、皆古名の殘れるにて郷名は既に廢れたり、田殿の庄長田村に國主（クズ）の神社あり、元文五年吉備名方濱宮と云碑を建て又吉備野にも同じ碑を建たるは吉備郷の名に依れるなれども、名方濱宮は名草郡にあれは、此地たるへからず。

東寺文書、眞擣大德が仁壽四年の賣得田券に、

家地一町三段　在吉備郷　直稲伍佰伍拾束
一所三段　在丹生村　直百五十束
一所一町　在野村　四至東至栗林畠南至紀臣波白女地西至古垣并栗栖林北至野田大溝　直稲四百束
畠一町　在吉備郷小島村　四至東至於比寺地南至神奴知島地西至紀朝臣並倉地北至大溝　直稲三百束

（小島）今藤並村に大字小島（コジマ）存す、丹生は生石村に入り、野村は宮崎村に入る、和名抄の郷域と并せ考ふへし。

藤並（フヂナミ）

今莊名を轉して村名と爲す、糸我の東にして田殿庄の南、石垣庄の西なり。正應二年湯淺黨結番次第に他門藤並庄と録したり、又花營三代記云「永和五年二月九日、山名修理大夫同陸奧前司伊與守、打入紀州藤波之間、湯淺城沒落」と是は南朝天授五年山名義理亂入して官軍を打亡はせる也。

宗祇法師誕生地は下津野村小名吉備野に在り、應永廿八年此地に生る、父は伎樂師なり。（吉備野は昔し伎樂師の居所なりしにや、今に至るまで隣邑有せず）宗祇生れて性風流を好み少より伎樂を廢てゝ學ばず、一律院に入て薙髮し專ら志を和歌連歌に寄す、連歌は永享文明の間尤盛なるが中に十住心院の心敬世に聞えしかば、宗祇本國を去て心敬に年頃親炙し、遂に一家をなし花の本の宗匠と稱し、貴族公子爭交を結へり。花の本の名は後嵯峨院の御時、毘沙門堂法勝寺鷲の尾等の花下にて春ころに連歌興行せしより、花本の好士と稱して地下に名を得たる人多かりけり、されは後世遂に地下宗匠の美稱とはなれり。當時宗祇の名天聽に達し敕して參內せしめ給ひ俗姓を尋ねさせ給ひしかば、卑賤の身なることを憚りて湯川政春か族なるよしを勅答す、湯川は本國の著姓にて政春は宗祇か門下なれは假初にかくは申せしなり、後政春に此事を語りけれは政春か面目なりとて深く悅びしより遂に湯川氏を冒せりとぞ、後東國に行脚して箱根山に卒し駿州に葬る。

英多郷（アガタ）

和名抄、在田郡英多郷。○今宮原村田殿村なるへし。英多は上田（アガタ）の義にて御縣の謂なり、

（荒田）此地を古は荒田（アラタ）とも安田（アタ）とも呼ひしに似たり、其說下に見ゆることし。○英多郷和名抄に見えたれど今は廢せり、又訓註欠たり、按するに英多は元縣の義なり、又荒田皇女（アラタ）は日本紀應神天皇二年に見えたり、古事記には木之荒田郎女（キノアラタイラツメ）と書したれは荒田は本國の地名なる事疑なし、按するに靈異記に見えたる安諦郡荒田村と同所にて此皇女を封し玉へるなるべし、然らは荒田は宮原莊などの古名にて此皇女の宮ありしより宮原の稱起れるならむ。（名所圖會）○万葉に「安田部去小爲手の山の眞木の葉も久しく見ねはこけむしにけり」と云歌ありて、前後數首を參考するに紀伊國なる事疑なし、略解は「アタヘユクヲステ」と訓みて曰く在田郡英多郷即安田なり、へはたの如く讀むへし、又名草郡誰戸（アタヘ）郷あり其處にや、牟婁郡に今も緒捨山あり云々。小爲手村はサヰテと訓むへく、今濱中村大字小畑に才坂（サイ）ありて宮原村へ通ふ山徑とぞ。

宮原　吉備村の東に在り、北は歳文を以て加茂村（糸我荘）に堺し、南は在田川に臨み、東は田殿村なり。名所圖會云、宮原は加茂谷より一里半、糸我村南村をさず驛所とす、此地より在田川を渡りて中番村に至り糸我山を越ゆるを熊野道とす。姓氏錄、右京諸蕃に宮原宿禰あり、此地より出てたる人にあらずや。康正二年造內裏段錢并國役引付云、五貫文畠山兵部少輔殿紀州宮原段錢とあり、又一本明應傳云「元久元年眞良新右了、從中陰間、居住宮原眞宗宅」とあれは湯淺一族なるべし、正應二年湯淺宗藤結番次第に能門宮原莊とあり。

岩村　岩村城址は名所圖會云、今岩村の城跡と呼び、宮原道村の辰巳の方にて東村の岡の上に在り、麓より城跡迄登十町許あり、寛永雑記に云ふ畠山卜山の三男小太郎政氏始めて此城を築て政氏長男政國政能三代是に居る、政能是を藤川原に移すとあり、按ずるに此より先湯淺氏の築きし岩むらと云ふ城あり、この山巖むらがりて實に石むらといふべき形勢なればむろはむらの訛なるべし、一本平家物語云（壽永四年）小松殿御子息六人おはしけるも、妥かしこにて誅せられさせ給ひて、末の子丹波の侍從忠房とておはしけるが、讃岐國八島の戰に落て行方もしらざりけるが、紀伊國の住人湯淺權守宗重が許に隱居給へり、平家の侍越中の次郎兵衛尉盛次惡七兵衛景清などもつきたりけり、鎌倉殿聞付て阿波の民部大夫成良に仰て責らる、成良紀伊國に越て御所野（今詳ならず石垣の御靈野にや）といふ所に陣を取てひかへたり、此上熊野別當湛增法眼に仰て責らる、湯淺には究竟の城あり、岡村（今不詳）岩野（今詳ならず石垣庄に岩野川と云ふ所あり、嘉禎の四年の文書に見ゆ、合考すへし）岩村の城に五百餘人楯籠る、此外湯淺が家の子郎等數をしらず中にも湯淺が甥神崎尾藤太（神崎は名草郡神崎村にや、又那賀郡竹房村も昔は神崎といへりしとぞ、東鑑に紀伊國田中池田□所を知行せし尾藤太知宣といふ人あり、同人にや）舍弟尾藤次弟に藤良の十郎（淺湯系圖に見にたる藤並十郎是なり）其猶子に泉源太源三兄弟岩殿三郎宗賢など云ふ一人當千の人歩ども楯籠たる間、たやすく責おとしがたし、湛增の賴切たる侍須々木五郎左衛門允（鈴木は熊野の著姓なり）以下多く討れにけり。（御所野は藤白に在るべし）

秦里　今宮原村大字畑是なり、蕪坂の下にて大字道村の北に接す靈異記に見ゆ。名所圖會云、安諦の玉坂は靈異記に見ゆれども今詳ならず、道村の戌の方二十町許に海部と堺せる峠を小原越ともほけとう越ともいふ、ほけとうは寶篋印塔の訛なり、峠の西側に小庵ありて石地藏を安す是古の石塔の古蹟によりて後人の建し堂ならんか、靈異記に云

紀伊國海部郷、仁嗜之濱中村、海部與安諦通而往還、山有山道號曰玉坂也、從濱中指正南、而踰到乎奈里、當卑小子入山拾薪、其山道側、嚴遊木刻、以爲佛像、累石爲塔、以嚴刻佛而居石寺、時々嚴遊、白壁天皇之世、愚夫以斧毀破、棄之云々。

田殿　宮原村の東、生石村の西、在田川の兩岸に跨り、南は藤並村に接す、舊は庄名にして御幸記及弘安正應等の古文書に見ゆ。大字尾村に崎山氏と云ふ舊家あり、湯淺宗光の後裔にて、正應二年結番次第に「第一番田殿庄下方十六番田殿庄上方」とあるは是也、古文書を所藏す。〔名所圖會〕

內崎山　田殿村大字井口に在り、今小庵を存するのみ、明惠上人高辨の古跡なり。元亨釋書云、高辨姓平氏、紀州在田郡人、二親禱佛祠求子、母夢有人授柑子、遂而有孕焉、承安三年生、九歲父母繼亡。從高尾文覺諳倶舍頌、不旬日便能誦、十許歲早事遊學、聞密乘於尊實、習雜事於景雅、附尊印學悉曇、十六就文覺剃落、東大寺有聖詮者、講倶舍宗、講益日新、自爾北十北山栂尾、□□管首宗、今所皆遊、永元二年歸紀州、於內外山剛間靜、四年又歸栂尾寂（以下寺を參看すべし）

石垣　中世の莊名にて、田殿藤並二庄の東にて四十四村あり、丹生氏文に石垣と云は此なるへし、湯淺宗藤結番次第には河北庄河南庄の二に分ち、後畠山氏の邑と爲る。今石垣御靈生石五西月島屋城岩倉の六村と爲る、金屋市場（今鳥屋城村）は在田川の右岸に在りて、此一莊の首邑なり。

（金屋）

在田肉桂は石垣庄中に最多し、此樹は蜜柑に亞ける産物也、昔何の世にか市場村邊に鳥の糞より生じたる香木やゝ生たちたるを、土人假初に皮を剝きて鬻きて若干の價を得、始めて肉桂の利益あるを覺り、其根の製法をも習ひ得たり、文化の頃より近郷にも多く培養して遂に一種の産物となれり、文政の末より天保に至りては山腰を開墾し地を爭ひて植ゑ、一時に千万株を倒して諸方に運送せしかは價やゝ下落し、是よりして以前に較れは其益少しといへども大抵年々萬金に及ぶといふ、其製法を聞ふに年々三四月木の芽を出す頃に十年以上十五年許り經たる幹を倒して、悉く根を切り水に浸して土を去り婦女等槌を持て擣ち叩き皮を剝くといふ、山野處々に之あり香氣烈し。

大乘寺　金屋驛の西、御靈村大字德田に在り、此邊御靈野の古名あり、之に因み近年庄村德田等を合同し御靈村と改む。大乘寺は淨土宗鎭西派の名藍にして、堂宇は寛延三年再修す、寺中に陀祇尼天祠あり。○大乘寺開基法山上人初め金戒光明寺に住し黑谷の法流をうけ一世に名あり、永祿十二年熊野詣して在田郡宮原郷に錫を留め其宗風を弘めたりしに、領主畠山尙政此地鳥屋に居住し、當寺を建立、即上人を請ふて石垣庄中の眞言宗を改宗させ或は癈寺を修理して其末寺とせしかば、今に至りても庄

中三十二箇寺あり、當寺嘗は源性寺といひしに正徳六年故ありて今の名に改めたり。〔名所圖會〕

鳥屋（トヤ）

今金屋市場中野中井原等を合同して鳥屋城村（トヤジヤウ）と云ふ、古の石垣河北庄にて[illegible]湯淺黨の領邑なるへし。南北亂以後は守護職畠山氏の據ふ所と爲る、

鳥屋城址は中井原村の東に在り、麓より登ると十八町許、本丸一の丸三の丸の蹟あり、花營三代記云「永和五年二月十一日、[illegible]於石垣城之邊、[illegible]」云々と、蓋南軍の築きしものなるべけれとも、朝南暮北と定めなく[illegible]しなるべし。花營三代記に據るに山名義理か爲に陥られて遂に武家の有となれるならん、其後畠山左京大夫満国（[illegible]）是を保ち世々畠山氏の持城となりしに、天正年中豊臣太閤の爲に[illegible]城せり、武徳編年集成に[illegible]城主神保云云降參すと見えたり、神保は畠山の家人なり。〔名所圖會〕

如意輪寺（ニヨイリンジ）[illegible]、中野にあり、相傳ふ國主畠山氏城主神保氏當寺を[illegible]とし、寺領を[illegible]附ありしに、天正十三年[illegible]亡の時其兵火に罹りて[illegible]悉く燒亡し、[illegible]起[illegible]まで[illegible]なるへ、當時僅の兵火を免れしを今堂中に安んず、[illegible]畠山氏の位牌及石塔多くあり。什物に畠山植長自筆の[illegible]の後に當寺に寄する處の願勧の[illegible]二年の[illegible]あり。〔名所圖會〕

糸野（イトノ）

今生石村と改む、[illegible]村の北、田殿村の東にして生石川東より來り此にて在田川に會ふ。○名所圖會云、延寶三年糸野村八部山成道寺（ジヤウダウ）の境内に梵鐘を掘出す、文明十八年に鑄る所の[illegible]なり、[illegible]の由[illegible]を叙む、又明惠行状記に[illegible]元年湯淺宗光糸野部の[illegible]寺の後に南三人草庵を結びて上人を請じ、宗光[illegible]を加持したることを[illegible]、[illegible]

戸關と云ふ、行人魚貫してこゝを過るに一帶の溪流淅瀝として脚下に鳴る、幽韻限りなき地なり。

生石峰（オヒシミネ）

金屋驛の北東二里、山勢東西に亘る、山下の村落今合同して五西月村（ゴニシツキ）と云ふ。

秀誉樓集

傑石侵巖久所聞、如今看怪出神斤、亭々雲起三千丈、半是青苔半是雲。　垣内　溪琴

生石の峻峰は延坂の瀧の上方にして、山容太た雄渾なり、虎の蹲に蹲るに似たり、頂上に笠石と稱する十二三間許の巨巖あり、那賀郡と在田郡の郡界にあたる、半腹に奇岩數多ありて雨後には處々に瀑泉を成し頗壯觀なり。

次之瀧（ツギノタキ）

生石峰の下延坂（ノベサカ）にあり、高七十五尋といひ傳ふ、[illegible]の大瀑の外當國に比類なし、瀧子口の上十間計は岩の上を斜に流れ落て深淵を爲せり。○或云次瀧の末を皐月川（サツキ）と曰ふと、五西月（ゴニシツキ）の名は之に因むか、後の補正をまつ。○五西月村大字本堂に觀音院興善寺あり、生石山と號す、永享二年の銘ある鰐口一口あり。

吉原（ヨシハラ）

今石垣村と云は此なり、金屋驛の南にして德田大乘寺の東なり、在田村の左岸に居る。觀音寺は水を隔てゝ相對ふ　○石垣見神社は即吉原村に在り、登ること三町許にしていとものふりたる社地なり、社地の後巨巖刻峙して垣墻の如くなるより神號とせしなるべければ、直に石垣を祀れるにてもあるべし、然らは庄名の石垣も此より起けるならむ。

歡喜寺（クワンキジ）

今石垣村の大字と爲る、觀音寺は毘樂來迎山と稱し高辨の上足喜林房建立の精舍なりしが、後世頽敗して今わづかに草堂を存し、宗風改替して遺蹟泯絶す。○名所圖會云、觀音寺、上品堂は峰に在り中品堂は南に在り下品堂は本堂の側に在り、不動堂は中央の山に在り、所藏の文書に貞應七年沙門喜海寄附狀、永仁六年沙門西佛寄進狀、明德三年寺領讓文、永仁二年地頭源松石丸寄進狀、建治三年宗辨（淨林房へ遺言の書、[illegible]三年讓狀等ありて古は梵字も多く今の客殿の地は昔の金堂寶搭の跡なりとぞ、永祿の頃淨土宗と爲る。八所遺跡記に曰、石垣吉原の觀音寺は明惠上人誕生の地なり、喜林房宣陽門院に子細を申入れ、此地を以て別納不輸の地として一堂を建立し觀音寺と號く、湯淺宗光の三男左衛門尉宗氏上人の遺德を敬重し同心合力して土木の功を營む云云。明惠上人は父を平七武者重國といふ、母は湯淺宗重の女なり、承安二年吉原村の邸宅に於て此上人を生みけるとぞ、祝髮具戒し名を成辨と呼びたりしが後に高辨と改めけり、建久年中華嚴宗興隆の事にて學徒等爭論を起し、高雄山騷がしかりければ故郷に歸り須原村の後背なる白上峰に修禪苦行の草庵を結び、誓にて右の耳を割落して佛に供し、更に又石垣庄の山奥なる筏立といへる處に移住しけり、これは上人の叔父なる湯淺宗光が請申によれりとぞ、建永年中後鳥羽上皇院宣ありて新に栂尾一山を上人に賜ひて高山寺と號し興隆華嚴の一大淨刹とはなりぬ云々。

○歡喜寺の東十餘町、大字松原は在田川の上流下流の交界にして、水流此にて急湍をなす、之を松原瀧と曰ふ。

歡喜寺の惠心作彌陀木造立像一軀、及宮原村廣利寺の十一面觀音木造立像一軀、田殿村淨教寺の佛涅槃圖絹本著色掛軸一幅、并に明治三十一年國寶に登錄せられたり。

白馬嶽（シラマダケ）

石垣村の東南より阿瀬川庄の山中に亘る大山なり、西に延ける餘脉は鹿背峠（シカセ）と爲る、即在田日高の郡界を成す者なり。石垣村大字修理川より登路あり。

鈍白瀧（ドシロノタキ）

石垣村大字宇井苔に在り、即白馬山（シラマ）中に屬す、高三十間二層に落下し、頗る壯觀なりと云ふ。

岩倉（イハクラ）

石垣村の東、在田川の右岸に在り、粟生（アハフ）岩川（イハノカハ）立石の諸村を合同し今岩倉村と曰ふ。○岩倉明神は粟生村に在り、在田川の中流砥柱に似たる大岩是也、高

丈丈木竹之に激し水流を成る、岸接ほとり石出て風光はなはだ奇麗なり、並在田川の內攻此を推して第一と爲す。

阿瀬(アセ)
(阿瀬川)

これ國造本紀に「以大道根命爲紀伊國造、卽紀伊阿瀬直祖」一(本書阿を河に誤る)と載する山谷也、在田川の上游、或は安諦と云ふ、安今諦村、(押手)八幡(ヤハタ)村城山村五(ゴ)村の四村に分る。或云在田川の發源地花園村は舊阿瀬川庄の中なりしを、後世伊都郡へ入れるならんと、中世は金剛峯寺領なりけるが文覺上人の知行となり又湯淺氏の手に歸せるより阿瀬川氏起る。

山保田(ヤマヤスダ)
(阿弖川)

名所圖會云、山保田庄は石垣庄の東二十六村を總べ、郡の東邊にて東は伊都郡花園庄及び大和國吉野郡に堺す、四方山嶽環擁して村落多くは川の左右に傍ひ或は谷々に別れたり、下流の保田庄に對して山保田といふ、古名は阿弖川(アテガハ)莊なり。東鑑に

元曆元年、紀伊國阿弖川庄者、大師御手印官符內之庄也、而今日自寂樂寺致濫妨、早停止彼妨、如舊可爲、金剛峯寺領云々、又承久四年、湯淺兵衛尉僧得上人讓狀、陛中安堵御下文、宗光爲御家人、有功之間、準新恩充給之旨、被成政所下文、

かくていつの頃よりか湯淺氏をして此地の地頭とせしむ、又建久八年僧文覺も此地の下司職となり、後湯淺兵衛宗光に讓れり、事詳に高野山文書に見えたり。丹生(ニフ)神社は日物川(ヒモノカハ)村に在り、大永八年戊子修造の棟札あり、其文に「奉棟上丹生四所大明神御地頭高野山奧院衆十二仁御宿老」とあり、又當社古寫の大般若經三百巻を藏む、全部六百巻を當村及大谷二川三村に二百巻づゝ分ち藏むといふ、第十七巻の末に「此經者是書寫沙門行心一切經內也而爲結緣釋尊寺住經尊之奉書帙也」とあり、又年號を書す寬治六年庚午十二月とあり、いつれの巻も此時のものなり。(名所圖會)○日物川は今城山と改稱す、楠本驛の南一里にて岩倉村の東なり。

楠本(クスモト)

今八幡村に屬す、金屋驛より東三丁に在り、清水まて一里半を隔つ。北は一嶺を踰ゆれば那賀郡野上鄕動木驛まて二里とす。

清水(シミヅ)
(八幡)

今八幡(ヤハタ)村と改む、石清水八幡宮を鎭守とし其山上に阿瀬川氏の城址あり、八幡山と呼ふ。○清水は土俗寺原(テラハラ)と呼び、山保田庄中には此邊をは開けたる地と稱すへし。按に丹生氏文に石垣石清水當川(アテガハ)なと見ゆ、石清水は此なり、後世八幡宮を勸請したるも因む所あり、當川を阿瀬川と訛ることは、既に萬壽二年那賀郡猿河鄕の處分狀に阿瀬川と見えたり、はた中古より下流は在田川と稱ふれとも上流は猶古名の阿弖川又阿瀬川ともいへる事古文書にも多し。(名所圖會)

阿瀬川城址(アセガハノシロ)

今八幡山是なり、湯川南より來り山下にて在田川に會ふ、創築の事詳ならず、されと中世湯淺氏此庄の地頭にして、其裔孫六入道定佛元弘年中(一云元德年中)河內國赤坂を守護せし時、所領紀伊國阿瀬川より人夫五六百人に兵粮持せて夜中に城へ入れむとせしを、楠氏に奪ひ取られ遂に南朝に降り、延文四年龍門山の敗軍に四條中納言隆俊卿及恩地牲川貴志田邊別當山本判官等と共に此城に引籠る事太平記に見えたれば其頃築きしなるべし。○殘櫻記に、文安元年後村上院第六皇子、上野太守說成親王の御子に前圓滿院門主大僧正圓悟(或は圓胤)法王と申ておはしけるが、還俗して義有王と名のり給ひ尊秀王を助けて大和河內和泉わたりの浪人をかたらひて、是も吉野の山奧に接きたる紀伊國牟婁郡北山(尊秀王の御在所の北山に接きたる地と聞ゆ)といふ處に座まして御旗を擧げ玉ひり、(南方紀傳に忠義王のごとく記せるは誤なり)やがて同國八幡城にたてこもり給ふ、武家大に驚き管領畠山持國入道等に下知して八幡城を攻めさせけり、城兵ども防ぎかねて其城をすてゝ頓て同國湯淺城にぞ立籠り給ひけりと見えたる八幡城も此城なるべし、牟婁郡北山を去ると遠しといへども、此地東は大和國吉野郡と境を接し山を隔て日高牟婁の兩郡と境に接したれば、各郡の土民間道を忍びて竊に南方に通じ宮を奉じ恢復を謀りしなるべし、されど義有王の在しける北山といへるもおほらかなる書しざまなれば、實は牟婁日高在田の山村何處とも詳には知りがたし。○南朝遺史云、文安三年義有王兵を擧げて阿瀬川の城を堅固に構へ、敵に足を留めさせじと軍配を廻らし、鋭く討て出て馳せかゝり敵を寄せ付けず、足利勢度々の戰ひに敗をとる而已、散亂辟易して悉く敗れ漸々にして粉川(コガハ)寺(紀伊那賀郡)へ逃げ歸る、遂に足利勢阿瀬川の城を圍み湯淺合戰となり城陷り王以下みな死す。○氏族志云、紀氏之族、有湯淺氏、平治之亂、湯淺宗重隷平宗盛、其子兵衛尉宗光、源賴朝命賜阿瀬河地頭職、(東鑑、平治物語、源平盛衰記、湯淺系圖、仁和寺日次記)故又曰阿瀬河氏、後醍醐帝時、阿瀬河入道定佛、從楠木正成勤王。(太平記)○名所圖會云、土人傳曰湯淺權守宗重の後裔を保田三助友宗といふ、河內國高屋城主畠山秋高に屬してこの城に居す、或時三助高屋に出仕せる留守に乘じ一揆起り此城を襲ふ、湯川直春双方を和解し一端事は靜るといへども、三助宿憤の餘天正十一年四月十日一揆の巨魁六十三人を誅す、その子弟是を憤り高野の僧徒を誘ひて此城を圍み大に戰鬪ありしとぞ、後幾もなく豐臣氏の南征あり阿瀬河氏も絕ゆ。

湯川(ユカハ)

清水の東南を湯川谷と云ふ、二村に分る、今幷に八幡村に屬す。東界の山を日光山と曰ひ、之を以て十津川鄕に相限る、其俊峰を白口峰と呼ふ、日光明神は其南峰に在り。城森(ジヤウガモリ)山は湯川より日高郡龍神山地へ踰ゆる山徑に當る、登り七十町にして札の辻といふに至る、卽ち二郡の榜示處なり、高峻と雖温泉來往の人之を過ぐる者多し、祇南海龍泉紀行に曰く、

城森、山最高路最險、斗折蛇行捫蘿而登、登九里始至

山椒、風吹鬢髮、不可久憩、南下九里云々、

押手　今安諦村と改む、清水驛の東北三里なり、更に一里にして花園村に至り、又三里にして高野山に達す。丹生神社あり、板に刻める神體を納め、背に永享三年の願書あり。名所圖會云、押手は土人大志傳と唱ふ、志傳と云大樹ありと、是は四手柳一名四手櫻と云ふ喬木なるべし。

吉川　糸我山の南に在る村名也、今田村栖原と合同し田栖川の村號を立つ、無替の名稱と謂ふへし。○南山巡狩錄云、畠山家譜、興國四年紀伊國の官軍玉置庄司貞頼いかなる所存やありけん、畠山國清に就て尊氏に降參せむと申程に、同國千住名遠江式部太夫道倫か跡を貞頼にあたへられける、然るに幾程なく尊氏を叛きける故に畠山是をいかり貞頼を攻めむとす、是をき〻湯淺八郎左衞門貫志御房九郎地下野守等貞頼の後詰をなし吉川表にて合戰に及び、大に畠山が勢を打破ると云。(貫志氏は保田庄司なり)○吉川は一名逆川と曰ふ、本郡は流水の大勢皆西に向ふも此地の水は東に向ひ轉折して湯淺浦に注く、細流なれど熊野街道糸我山の下なれば古より其名著れ、後鳥羽院御幸記に載す。

き〻わたる名さへうらめし熊野路や逆川の瀬をいかにせむ、(夫木集)　民部卿爲家

栖原　今田栖川村の大字なり、宮埼の海角を去る東へ二里、湯淺灣に臨む。蓋古の那耆野の中にして栗栖村とも呼へる地なり。(那耆野參照すべし)湯淺黨結番交第に湯淺莊多須原と記す、多は今田栖川村大字田村にして、栖原の西に接す。

田村　名所圖會云、湯淺宗重の九男森九郎景基は田村須原等の領主なりし事古文書に見ゆ、國主神社在り。

國主神社　田村に在り、蓋國主は栗栖の訛なり、湯淺村顯國神社(田中の地に鎭坐)も此神を勸請せるにて國津神とも唱ふ、國津の祭禮は湯淺庄の一盛觀なりと云ふ。

九月南中祭土神、青龍白虎畫旗新、滿路紅塵玉驄躍、萬人爭見錦衣人、　菊池溪琴

名所圖會云、國主神社は古くより久授呂宮と云ひつたふ、久授は國栖にて呂は助語なるへし、上古吉野の國栖人來りて此地に祀る所と云へり。○按に國主栗栖國栖の三語は古人相通して同義となせるごとし、續紀「天平神護元年、名草郡大領紀直國栖」とふ云は「紀伊國神名帳、名草郡、正一位紀氏栗栖大神」と相因む所あらん、又栖原は栗栖原の畧名にやとの按を那耆郷の下に出せり、國栖は必しも吉野に限るへからず、丹生家譜并に天野社記に國主神の名多く見え、謂ゆる地主神也。

海上書感　溪琴

熊海南折風濤惡、雷雨日夜露鮫鰐、舟子船郎伏無聲、孤客欲度膽先落、空洋望斷摩秋眸、豫山超々天末綠、

登古碧樓　溪琴

天外數峰遥靄空、新秋海氣拭青銅、鳴門晴落千帆影、木國秋生萬樹風、明晦景歸詩筆下、登臨感在酒盃中、故人冥寞半黃土、隔水幽蘿古梵宮、

白上　栖原山の一名にして、磯をも白神磯と呼へりとぞ。春日權現驗記に、明惠上人紀伊國白上と云所に在しけるに、揶氏女と云もの建仁二年上人の渡宋を停止せしめん爲に、大明神の託宣を蒙る事を載す。

施無畏寺　白上山下、即栖原浦に在り、眞言宗栂尾高山寺に屬し明惠上人の開基、由緒明白の精舍なり、建久六年創始とぞ。○明惠上人傳云、建久六年の秋衆中の交を辭して高尾山をは出て、聖教を負ひ佛像を荷ひて紀州に下向して湯淺の栖原村白上峯に一字の草庵を構へて占住す、其山の樣、峯は岌峩として、碧石聳え、前は西海に對し、雲濤渺茫として眼界窮め難し。

當寺は明惠上人練行せし白上峯の麓にて「當初森の九郎景基此地をトして一堂を建立し、上人を屈請して供養の梵筵を巣原浦に展へ、上人の滅後に弟子高信彼の影像を安置し奉り、并に三部華嚴光明眞言を施入し護林房に田一處を寄付す」と八所遺跡紀に見えたり。僧坊は堂舍の下にありて西南の海に面し、毛無苅藻の島々は手にも取る可く、鷹島黑島は稍々離れて共に此靈場の佳景を加ひ、浪の響き松の聲馴れ更に懷舊の情を起せり、又藤原景基か寄付狀に、郡中一門四十九員交名を書連ねて上人加判せる寬喜三年の文書、及ひ遺物の寶劍五鈷等皆尋常の物ならず、其他古證文古券數百通を藏したれは好古の一助ともなりて、文雅風景共備の精舍なり。(名所圖會)

栖原は紀州豪富の淵叢にして、皆是れ陶朱猗頓の徒なり、されとも所謂江戸棚持なれは貿買貨殖の產業は彼地にて營々し、此には之を見ず、故に邑中第宅の美麗人目を驚すも、却て瀟洒として市氣なきを怪むと云ふ。

霞峰新製釣舟、命曰隨鷗、邀余同泛栖淺之間、是日也風烟淸美、海山如笑、予乃倣張志和詞、聊寫蕪辭、以代四時棹謳云、　海莊

春江日落柳花飛、一舸隨流猶未歸、漁歌遠村笛微、水風吹上綠蓑衣、

雨笠烟蓑伴白鷗、桃花夾岸水如油、白神山下黑雲開、酒盆溢魚上鈎、不須和夢說滄洲、

蒼鶻州前白雨來、風料峭浪喧豗、鳴門潮勢雪爲堆、孤舟風露濕裳巾、綠酒黃柑魚似銀、張志和賀季眞、江山自古屬閑人、

溫笠郷　和名抄、在田郡温笠郷。○今湯淺村廣村等に當る、延喜式には温笠驛馬八疋とあり、當時此より阿波國へ官使の航路ありしにや。後世は温笠を湯淺に訛る、御幸記(後鳥羽院熊野詣)云、湯淺入江邊、松原之勝景、奇特也。

湯淺灣　水路志云、此灣白埼と宮埼の間にあり、灣勢は其兩側漸次に狹縮して灣首に至り湯淺浦となる、浦中水深七尋乃至八尋、泥底の錨地とす、西微南より來る風の外能く各方の風を防ぐ、灣首沙濱の南端小村落の附近に一防波堤あり、廣浦と稱する一淺灘を形造り和船の繋泊地となる、鷹島苅藻島及二三の岩ありて灣面を掩ふ。

明惠上人傳云、當初上人一の島に遊び給ふ其名を苅藻と云ふ、月に伴ひて船に乘り風に任せて島に渡る、無情の漁父釣客、遊覽の興を催さすと雖、勝緣對境して其心をすゝめさるはなし、此島は東西長く南北短し、陸地より一里許を隔て海中に峙てり、又南二十町許を去りて鷹島久禮島あり、西方は海畔大虛と連れり、西天の境隔なければ戀慕の思を通するに便あり、上人と道忠僧都并に喜海と三人相共に彼の島に渡り、南端の西面の洞に纔に數枚の板を差掛けて、假りに草庵に擬す、西に向ひて釋迦像一軸を懸け奉る云々。

湯淺　同名の灣頭に在り、郡中の大村にして今郡衙を置く。南は廣村と云ひ人家相櫛比す、和歌山を去る十一里半、熊野街道の衝に當る、舊字湯豈に作る。○湯淺は廣浦を港泊と爲し商賈富家多し、戶數二千紀州の盛邑なり　醬油醸戶あり、世に湯淺醬油と稱し遠國に運送販與す。

湯淺驛は熊野路の咽喉に居り市廛旅舍軒を連ね往來常に絡繹たり、海邊は遠近の商舶風に從て出入、蜑戶の漁艇は艫舳啣啣として更に間斷なし、實に海陸輻湊の地と云ふ可し、昔湯淺氏此地に居し頃、甲冑の良工ありて其四方に聞えしことゝも古書に見え、もとより尋常の村落にはあらず、况んや天正年中海濱に石垣を築き入江の松原を開きしより以來商賈市街をなして千戶に及ひ、遂に郡中の都會とはなれり、故に建保建仁の頃和歌の御會ありし行宮、元久元年に退ゝ會を修せし宗景入道か石崎の館など市街の塵に埋沒して今これを尋ぬるに由なし。(名所圖會)○異制庭訓往來云、鎧者鎧形劍首竹角等、一向蓮古躰、宗當世樣、召寄紀伊國湯淺、乃至洛陽邊、問候物具細工共、自核調至爲立、隨分認手碎心、所結構也。太平記西院本、主上山門臨幸條云、湯淺莊司進出て申けるは、威毛こそ好み候はね共、我等が手づからため拵て候物具をば、如何なる鏡紫の八郎殿も左右なくうらかへする程の事はよも候はじ云々。

建保四年八月廿日五首、御熊野詣路次當座和歌、

湯淺宿、(錄一)　後鳥羽院

おなじ秋のたか里に先詠むらん高ゝ峯よりいつる月かげ、(御集)

深專寺○寶德年中明秀上人草創、湯淺の邑主白樫左衞門尉法名秀月宗悅の建立とぞ。平賀鳩溪の物類品隲に、湯淺深專寺墻人樹の大木あり、高七八丈圍一丈七尺と見えたるは、今尙枝葉繁茂せり。

薰籠火老斷煙乾、柳外輕風吹不寒、深專寺畦人如海、滿院香雲拜涅槃、　垣内　霞峯

淺浦詞　垣内　溪琴

輕雨初晴微月浮、西臺寺畔綠蘋洲、幸漁上餉春潮緩、好載阿嬌進細舟、　三郎祠畔漁人居、二月春江潮上初、生石東風猶送雪、家々爭居膾殘魚、(生石山名)　酒能江樓日未斜、嬉春正陽野僧家、香幽粉陣帶歌過、護國山頭花似霞、　一曲繁絃標有梅、唱得街頭去復來、蝶思蜂情狂苦海、龍麝香浮漆雲頽、(標有梅、士女中元踏歌中詞)　安諦吉利一郡柑、千船幾々積靑籃、到日都人應相語、載來霜氣滿雲帆、　舟子船郎水上扉、朝來暮去約幽期、海煙不隔繁華夢、爭唱浪華新竹枝、

湯淺館址　鍛冶屋町の北に殿屋敷と云地あり、此處は卽湯淺氏累代の故居にして、石崎館と云者卽、湯淺氏は大日本史氏族志には紀氏の族と爲す、中世以後、藤原姓を冒稱し紀伊國の名家たりき、源平爭亂の際に權守宗重あり家聲之より大なり、南北朝の時忠著る、己にして眞へ山名畠山入國以後屈して振はず、文安中南朝の皇孫を此地に奉し兵を擧けしが克たず、皇孫以下皆歿し湯淺氏遂に散亡す、畠山氏其邑を收め其家人白樫某を置く、天正十三年豐臣氏の南征するや白樫の裔孫尙在りしと云ふ。

○史學雜誌云、湯淺氏は紀州在田郡に住居しける土豪にて、鎌倉時代以前には極めて微々たる地侍なりしが如し、然るに治承壽永亂に宗重源賴朝に黨し勲功あり、又義經出奔の際にも其節を變せず、是を以て賴朝に信任せられ漸く家門を興せり、湯淺氏の史に顯はるゝは此時を以て始とす、崎山文書に其證歷々たり、湯淺系圖にも宗重を以て始祖とし姓氏不詳とさへ記せり、紀伊國續風土記に「源賴光の末孫に安田莊の地頭職忠宗の子權頭宗重、湯淺城(今有田郡青木村に城址あり)に居るを以て湯淺を取り氏とす、莊名は阿弖川の阿弖の轉訛なる安田を誤讀してヤスタとし、之に保田の二字を塡完したるなり」との說あれど、正應二年十二月宗重跡在京結番次第にも保田莊と阿弖川上下莊を並擧け、又鎌倉時代の公文に據れは湯淺總領は藤原氏なり、是又以て如何あらん。之を要するに阿弖川莊(又阿底川安世川に作る)は弘法大師以來鎌倉時代を通して金剛峯寺の本所領にて、寶簡集に明かなり、文覺上人之を湯淺宗光(湯淺總領系圖に據れは宗重四男にあたる)に讓與してより湯淺氏は高野領世襲地頭の家と爲りしなり云々。名所圖會云、紀州湯淺氏は藤原を姓とす、諸藤氏の内何れより分れたるを知らず、世々此地に居して武勇を以て稱せらる、康和元年藤原宗長と云ふ人始めて粉川寺の緣起に顯ると雖、其後平治年間權守宗重の名天下に聞ゆるを以て皆宗重を祖とす、宗重の子孫

蕃殖して數十家に分る、寬喜三年郡中一族の連署に五十人許の姓名を載せたるにても其盛なる事を槪見すべし、鎌倉以降北條氏執權の時にも、此一家一門京都の辻固をなして朝廷を警固せり、(太平記評判に、傳云賴朝の代より大番役に準へて、西國より京中の辻々四十八箇所へ篝を立て一篝の役人數五百人なり、紀伊千人とあり、)南北の兵亂に孫六入道定佛の名あり、今藤並の崎山某か家に古系圖古文書を多く傳ふ、中にも奇珍なるは、

湯淺の入道と申候者は文覺坊に就きて素より志し候者にて候なり定めて斯樣の時は紀の國なんどにぞ候らん御使を遣はして京へ召して安堵すへき由仰せ含めてめしも還はせ給ふ可く候又はたうせうのれんばうなんど尋ねまにらせてれはしまさば斯樣に湯淺の入道か事をば鎌倉殿より仰せられて候と披露し申し給ふ可く湯淺入道にも文覺か申させ給へばはうしんある可き由候など披露し給ふ可く候恐々

元曆元年二月四日　　在御判(賴朝)

九郞殿

追申返々も湯淺入道をば如何に申共打せ給ふへからずいとほしく仕給ふ可く候也

湯淺城址(ユアサノシロ) 湯淺村の東青木山(アヲキヤマ)に在り、湯淺權守宗重の所築なり、平家物語一本に、小松殿(重盛卿)の子息の一人丹波侍從忠房八島の戰より身を脫して湯淺に隱れしに、鎌倉殿より阿波の民部田内成良に討手を命せられし事を載す、宗重は當初こそ平家方なれ、八島合戰の頃は已に源氏に歸附したりと信せらる、不審の事なりと謂ふべし。(舊村參考すへし)○外史云、後村上天皇子泰成、生圓胤、圓胤滿泰信正、蓄髮更名義有、嘉吉三年、楠二郞之弟某、奉義有起兵、據八幡、迎擊畠山氏兵、大破之、細川氏來攻、楠氏不利、退入紀伊、據湯淺城、文安四年冬、畠山氏將遊佐來攻、城終陷、義有遁逃、楠某死之、(阿瀨川庄淸水八幡の條項を參考すへし、義有王の始末異說多し)殘櫻記云、文安元年八月、管領畠山持國入道紀伊の國人等に下知して宮の八幡城を攻させけり、城兵とも防き兼て其城を棄て、頓て同國湯淺の城にぞ楯籠り給ひける。○又之より先き南朝天授元年に當り、宮方湯淺沒落の件あり、此頃より湯淺氏は衰へ遂に南朝と最期を同くしたるごとし、

花營三代記云、永和元年九月廿五日、紀伊國所楯籠之宮方沒落之間、翌日守護人已下攻入在田郡(湯淺等)之間、所々宮方城沒落云々。十一月五日夜、紀伊國大將細川兵部大輔使者到來、去二日凶徒打取之間、合戰大將引籠移云々。

別所(ベッショ) 湯淺村の東青木山(アヲキヤマ)の南を云ふ、後白河天皇勅願所滿願寺の舊址あり、滿願寺は法性寺に屬せる寂樂寺と云者と同しかるへしと。別所とは寺院所在の別境を指す、諸州に其例多し。

護國山滿願寺は後白河院の勅願所にして、光秀上人の開基なり、昔は七堂伽藍三十六坊ありしに、天正の頃高野山の僧木食應其上人豐太閤に乞ひて、本堂は山城國醍醐へ、本尊は高野山、二王は熊野那智山へ引移せりと云ふ、今纔に堂舍あるのみなり。奥の院を別所山藥師院勝樂寺と云ふ、寂樂の後淨土宗となる。今按するに正應二年法性寺末寺在田郡寂樂寺と高野山と阿弖川庄を爭ひ關東に訴へし事あり、所謂寂樂寺は此寺の事ならんか、當寺より勝樂寺の邊に堂塔の名二十許田地の字に殘れり。(名所圖會)

廣(ヒロ) 舊庄名にて、東鑑文治二年の條に「紀伊國廣由良莊、蓮花王院領とあり。(由良は日高郡なり)今廣村南廣村津木村の三に分れ、廣村は卽廣浦と云ひ湯淺灣の埠頭なり。安政元年十一月地大に震ひ、廣村の全土殆んど破壞し、水退くさ雖とも人心洶々、邑人濱口梧陵同族吉右衛門と謀り官に白して自ら費を出して堤防を造る、其の長さ凡そ十五町橫八間なり、其他梧陵の率先して業を導き利を興し、或は橋梁を修し、或は道路を治する等、一にして足らずと云ふ。

江隈竹枝詞　　溪琴

南岸垂楊北岸花、春流一帶蘸紅霞、絃歌細々微風碎、鴉子津頭賣酒家、
鰐魚風起片帆低、日落孤樵海鹿啼、劇信如斯郞莫渡、就中險惡是白岸、
江隈十月欲氷時、魚少寒宵上網遲、江柳煙衰瘦難掩、江郞生計細如絲、
風光入眼忽鎖神、紙幟紗燈出閭門、白首翁媼揮涙立、倚偕歸水冥孫、

廣城址(ヒロノシロ) 村東に在り土俗高城(タカシロ)と呼ふ、畠山氏の築く所なり。永祿中、畠山高政廣村に居ること阿州將翁記に見ゆ。同書に曰く、畠山右衛門督高政、前將軍の時より牢人して紀州廣といふ所に居けるを、義輝將軍より密かに免狀をさしつかはし、三好實休を可討由被仰付、高政と細川三好家は年來の讎敵なるゆゑ也。高政畏て紀州諸侍熊野根來までかりもよほし其勢一萬五千餘騎、永祿三年二月下旬に紀州を立て先泉州岸和田の城を攻、是は阿州より實休をおびき出すべきとの謀なり。岸和田の城は實休上洛中やどりの城、舍弟安宅攝津守をこめ置けり、案の如く此由を聞つけて阿州より實休人數を引つれ後卷仕る。さて久米田といふ所にて一戰に打負、同年三月五日に實休自害す、依之高政忽に運を開けり云々。

秋日登藥師寺、々畠山之故址也、　　溪琴

偶過山氏址、風日屬荒涼、夢艸封遺壘、歸雲擁山房、樵歌雜鳥哢、牛笛送殘陽、無限登臨感、茫々入酒腸、

應永六年、畠山基國朝臣當國を領し、名草郡大野城を築き、遊佐豐後守入道同民部を守護代とす、其後此城を築きて本城とす。(郡中、石垣鳥屋が城宮原岩室、名草郡岡城同大野城等を附城とすと云へり) 基國朝臣五世の嫡

男尚順入道(卜山)明應年中より天文年中まて此城に居す、天文三年、湯川直光勘氣を崇りしを恨みて、南部の浪士をかたらひ火をかく、卜山は船にて淡州須本(スモト)浦光明寺に奔ると云ふ、永祿の比は紀伊守高政此に居りき。(名所圖會)

廣八幡宮は大字中野に在り、應永年中梅本覺言勸請、覺言は畠山氏の家人ならん。社畔に造陶の窯あり、文政十年より此業を創め磁器を造る。○養源寺は廣村の北に在り、日蓮宗を奉し、寶永四年有德公(吉宗將軍)潜藩の比當寺の大黑天を拜し堂宇の修造あり、因りて出世大黑と稱す、此像は日蓮頭字大藏卿法印某の畫なり、近世肥後の海船畫幅を獲て歸航の時風浪に會ひ之を廣浦に留めて去れる者とぞ。

名所圖會云、廣八幡宮の棟札に依るに天文以前は此地門部家なとの御領なりしに、天文の頃より湯川氏此地を領して始めて別當寺を置きたり、天正十三年豐臣氏南伐の時兵燹に罹り社領も亦沒收せらる、慶長六年淺野氏社領十石を寄せらる、神庫に藏むる所古寫の紺紙金泥の法華經及ひ大般若經の古寫六百卷あり、卷末に康曆永德至德等の年號を記す。

廣村の西南に貝の化石を産す、蛤螺等に類せる者なり、色理堅軟種々ありて同しからず。地學雜誌に湯淺に朱羅層の植物化石を産すとあるも、此地の事とす。

鷹島(タカシマ)

湯淺灣の中央、稍南に在り、周回三十町、西廣埼より二十五町、船を寄すへき泊所あり、地浦と呼び能く北風を防く、西面を堂浦と云ふ、明惠上人結庵の古跡あり。(湯淺灣を參照すへし)

おれさりてのちに忍はん人なくは飛てかへりね鷹島の石、(玉葉集)　高辨　上人

鹿瀬山(シシガセヤマ)

廣村(在田郡)と内原村(日高郡)の界嶺なり。相傳ふ昔は鹿瀬庄司ありて熊野八庄司の一なり、其地は卽廣村なりと。

鹿瀬山は廣村より一里許にして頂に至る、一名井關山と云ふと。元亨釋書には肉背山に作る、曰釋圓善遊熊野、於肉背山卒、其後沙門壹睿、行宿山中、夜聞誦經、天明無人、傍有髑骨、同中有舌如紅蓮、曰我生平起誓言、誦法華六萬部、存日纔半數而夭、願力不拔、尙誦經耳云々。○名所圖會云、井關八郎(道命法師)は此地の人なるへし、又言釋法華堪は此の辺に碑を立て古跡をつたへり。

流れいつるなみたはかりをさきたてゝ井せきの山をけふ越ゆるかな、(新續古今集)　道命　法師

玉海云、治承四年九月三日、傳聞、熊野權別當湛增叛謀、人家數千、鹿瀨以南併掠領了。又五年九月廿八日、傳聞、熊野法師一同叛了、切塞鹿背山。○大八洲遊記云、天正十三年、豐臣氏南伐紀、湯川直春、與熊野諸豪合兵、據此險拒北軍、北軍諸將、夜竊乘船、出其背、直攻直春居城小松原陷之、直春軍背顧不戰而潰云、近年大加脩治、而不能通車、嶺路險難、似跛鹿背、故名。

宿鹿背山下　祇　南海

昨夜雨蓬船海煙、峯廻路轉上靑天、江山未許還家夢、才過波濤又石泉、

日高郡

日高(ヒタカ)郡

北は在田郡、東は西牟婁郡及和州十津川郷に至る、西南二面は海洋を控へ、紀伊水道と熊野灘の交界を日御埼(比井埼)と曰ふ、日高川は郡の中央に盤旋し、御坊(ゴバウ)村に至り海に入る、村落田野は皆水に沿ひ平地ある少し、南北凡七里東西凡十一里。○今人口十萬、三十七村に分れ、衙を御坊に置く。

日本書紀云「神功皇后、自新羅還之、向京、聞忍熊王起師以待之、南詣紀伊國、會太子於日高」と、此日高行宮の遺蹟は衣奈(エナ)村に之を傳へり。續紀「大寶二年、令紀伊國、阿提飯高牟漏三郡、獻銀也」と此飯高(イヒタカ)は日高に同し。續紀、天平寶字八年の條には氷高郡に作る。和名抄、日高郡訓比太加、六郷に分つ。南北亂の比より湯川氏本郡の豪族を以て四隣を威攝したりしが天正十三年亡滅す。

(飯高郡)

余戸(アマベ)郷

和名抄、日高郡余戸郷。○余字餘の俗通にて版本に全に作る、非なり、今南海部(ミナミカイフ)と曰ひ六村に分る。近世は南海部郡と稱し衣奈由良二莊に分ちたる事もありき、名草の北海部に對比したる也、白埼日御埼の間なる海村なり。

(南海部)

衣奈(エナ)

白埼(シロサキ)の北にして、湯淺村(在田郡)の西南に連る。衣奈小引(コビキ)の二浦に分れ、海上に黑島と云ふ岩嶼あり。此地は應神天皇尙孩提にましまず時、武内宿禰抱き奉り南海を横絕して着船したまへる日高行宮の舊跡とす、衣奈は胞衣(エナ)の義にや、筑前國に宇瀰八幡宮あり、江奈八幡宮と相對比すへし。

衣奈八幡宮(エナハチマングウ)

衣奈村大字衣奈浦の岡上に在り。應神天皇武内宿禰に抱かれたまひ筑紫より南海土佐沖を横絕し着船したまへる日高行宮卽此也。日本書紀云、神功皇后、自新羅還之向京、聞忍熊王起師以待之、命武内宿禰、懷皇子(應神)横出南海、泊於紀伊水門、皇后南詣紀伊國、會太子於日高。○按に古書紀伊水門は紀川口に德勒津と云ふに同しかるへしとも曰へり、而て此に紀伊水門とあるは日高の由良港なるへし、續風土記には海部郡の木本(キノモト)八幡宮を天皇來泊の紀伊水門(卽德勒津)の古跡と爲す、不審。○名所圖會云、古老傳曰、昔應神天皇の御船當郡大引浦に着し、夫より上陸し給ひて此地に行宮を建て、しばし坐しければ、土人尊ひて其遺趾に神宮を作り、後

世衣奈御園の八幡宮と尊祟奉る、尋常勸請の社地とは類を異にす、衣奈八幡宮緣起は花山院明魏大德(長親卿)の詞書にして畫様亦非凡の繪卷なり、應永九年の所造にて當社に藏む。

延久四年太政官牒　(石淸水文書)

海部郡　字衣奈園　水田肆町陸段

右本寺汪文云件薗五月五日御供和布幷放生大會桂松所勤仕可者捌所進文書云去天元四年國司判狀免除件治田壹町貳段餘官物租稅皆従後代々國司肆町巳下隨見作勘免云々

黒島(クロシマ)

衣奈浦の沖十町許、周囘三十町、湯淺浦の高島と相對す。明惠傳記に苅藻島より南に久禮島ありと云へるは此を指せる也、南面に舟を容るへき洞窟ありて深四十仞、中に一石立、佛石(ホトケ)又チヨボ石と云、大人の長揖する狀あり。又衣奈浦の陸岸に十九島(ツヽシマ)と呼ぶ徛標あり、水中錐立備山の趣を備ふ、蓬萊と號す。

白崎(シロサキ・シロサイ)

([illegible])

衣奈村大字小引浦の西南に突出するを白埼と云ふ、埼南に大引浦あり、今白崎村と改む。○水路志云、白埼は由良港の西隣、大引浦の北角にして石灰石より成り雪白色を呈す、故に此名あり、海驢島(アシカシマ)は埼西四鏈の邊に在り。

大寳元年辛丑冬十月、太上天皇(持統)大行天皇幸紀伊國時歌、

白崎はさきくありまて大船にまかちしじぬきまたかへり見む、(萬葉集)湯羅(ユラ)の前(サキ)しほひにけらし白神の磯の浦わをあへてこぎとよむ、(同上)

按に萬葉集湯羅の前なる白神の磯とあるは即白埼なり、埼端と海驢島、一座の岩礁)間は航走自在なり。○名所圖會云、白崎は大引(オホヒキ)浦の西北に在り、雪の色を奪ひて海際にさし出てたる眞白の巖むらはしも、二十丈にもあまりて高く聳え、大寳の昔人の又かへり見んと契りてこざいにし跡も戀しきに、いつよりか住馴けん鷺に群かれる猿ぞ沖行く船を呼び、島陰に眠るあしかは梶の音に夢をさませり。松盧遺稿云、

(大引)

白埼、萬葉集既有什、其名舊矣、在日高西界、山足入海、可三四里、巨巖鬱聳、横立累壁、奇態萬狀、下有石穴、中敷千席、其深匪測、時有鈴聲、而似巫奏、故土人名以巫舞洞、蓋水石相激、而爲異響巳。

由良(ユラ)

(湯羅)

白崎村の東南に接し、一灣を抱ける海村なり。大字里村畑村門前阿戸等あり、里(サト)を本據とす、古書に湯羅に作り大寶元年至尊遊幸の處なり、東鑑、文治二年蓮華王院領紀伊國由良莊とあり。港灣は良好にして紀伊水道の一要地なり。○水路志云、此港は日の御埼の北方凡四里にあり、其幅四鏈乃至七鏈、灣入大約二海里、而して蟻島(二五〇呎)と稱する尖峰島と港門の南方角小浦附近にある廣濶なる露出礁(一ノハヘ)ありて港口を蔽ふ、然れとも西至南西の强風に暴露す、港頭に一大村落あり由良及び阿戸と曰ふ、茲に旗風標あり、此港の北側に吹井浦あり、又小澳なり。

大寳元年太上天皇(持統)行幸時作歌

朝ひらきこきいてゝ我は湯羅の前釣するあまを見てかへりこむ、(万葉集)

妹かため玉を拾ふと木のくにの湯等の三埼に此日くらしつ、(同上)

仲秋賞月于由良港　　菊池　溪琴

風拂簫檮玉露寒、洞簫聲絶水雲間、杳々仙鶴尋何處、月白關南第一山、

由良崎と云は由良港の北角神谷(カミヤ)埼なるへし、埼頭に一岩嶼あり蟻之島(アリノシマ)と南北相對す。○名所圖會云、由良の里は横濱とも云ふ、其西左右岬三十町餘海面にさし出て、徑りは大凡二十町に及べり、其形髣髴へば牛の双角を張に似たり、由良溪川の小流游湲として東より來りて此間に瀉注す。○古歌に由良の門とよめるは紀伊と淡路兩所あり、又丹後にもあり、同名異所と知るべし、皆海部の住宅なり、本來何の義にや。

興國寺(コウコクジ)

由良村大字門前(モンゼン)に在り、衣奈浦東廿四町、由良浦北十八町、臨濟宗、妙心寺末法灯派の名藍なり、山谷の幽邃を占め、佛殿祖堂法藏鐘樓地藏堂大門等相列ず。○名所圖會云、法燈國師名は覺心、號を心地と云ふ。鎌倉實朝公或夜の夢に吾前生は宋の溫州雁蕩山に夙因ありて、其功力を以て日本の將軍となれりと見て、近臣葛山五郎景倫に命じて入宋せしめんとす、偶ま將軍薨す、景倫歎の餘剃髪して願性と稱し、高野山に登り金剛三昧院に住して將軍の菩提を吊ふ、二位の尼此旨を聞て由良の庄地頭職を下し賜ふ、承久三年始て此地に來り、安貞元年當寺を建立し實朝の石塔を建て、明惠上人を請し西方と云ふ寺號を授る。由良の庄領家方は修明門院(後鳥羽院皇后)の御領なれば、御代官の伊王左衛門能茂入道西蓮も願性と心を同くして所領の地若干を當寺に寄せ、御菩提所とす。願性兼て法灯國師入宋の志あるを知りて、彼將軍の分骨を雁蕩山に納めんことを託す、師之れを諾ひて、寶治三年二月此地より船を發し、博多津より商船に附て宋國に到り、徑山(キンザン)に寓止し一字の堂を建て將軍の遺骨を等身觀音の肚内に安す、又無門和尙に禪意を問ひ、首尾六年を經て歸朝、鷲峰興國寺と名づく。戰國の亂に寺塔大に荒廢せしが、慶長年中淺野氏若山龍源寺主天叔と云ふ僧に命して堂塔を中興せしめ、本領若干を寄附せしより法燈の靈光再ひ世に輝きて、佛殿諸堂年を追て備はり、當國の大禪刹となれり。又云、當寺に國師遺書あり、昔無門禪師「心即是佛、佛即是心、心佛如此、亘古亘今」と云ふ偈を以て國師に授く、國師常に之を以て人に示されける故に。今世に傳ふる墨蹟みな此偈にあらざるはなし、其他寺中に和漢古書畫數百幅あり、名品尤も多しと、

は那賀郡吉度寺に傳ふる所の文書什寶をも納めたり、吉度寺は那賀郡荒河庄猪垣村にあり、其寺廢す、故に什寶を當寺に移す。

(普化谷)

普化谷(フケダニ)、寺の後にあり、又風呂堀とも云ふ。法灯國師歸朝の時法普國佐理正宗恕と云ふ四居士を從へ歸り、洛室を去らしめて此谷に居らしむ、四居士は所謂普化宗諸派の虚無僧の濫觴にして、其徒弟相繼ぎて住せしに天正兵火の後諸國に離散して今は普化谷の名のみ殘る。按に虚鐸傳記に國師宋にありし時、普化禪師十六世の孫張參に虚鐸(尺八)一曲を授かり、歸朝の後宗子寄竹に傳ふ、又國佐理此法普宗恕の四居士も此管を學へり、後年寄竹行脚の志を以て此地を去り道路の家毎に此音を發して世人に知らしめしより普化宗起るとぞ。近世宗門の本寺數所ありて、新義派括惣派寄竹派小菊派小笹派梅地派等諸派に分れたるが中に、洛東の明暗寺は當寺の末寺にして、其寺を嗣ぐもの必ず當寺に來りて受戒せるは此由緣に依るなり。又按に虚無僧の字勸進聖歌合には薦僧と書し、判詞に「薦僧の三昧、紙きぬ肩にかけ面桶腰に付け、貴賤の門戸に依りて尺八吹く外には別の業なきものにや云々」とあり、七十一番職人盡歌合等に暮露と見えたるも亦薦僧なり。

元亨釋書云、覺心姓常澄氏、信州神林縣人、建長之初、泛舶蹈宋域、從無門傳眼、六年歸朝、隱高野之故居。弘安中、文應上皇、請居城東勝林寺。(今南禪寺)後辭歸紀州、鷲峰元多妖魅、有涉境者必遭惑亂、心居于此屢見怪異、一々降攝、自爾魅事息。正應四年、晴空大雷墜鷲峰之東嶂、怪至甫所、有一顆寶珠、心乃埋珠鎭山門。始心遊鷲峰、樂其絕勝、營構梵宇、名曰西方寺、栖此四十餘歲、化被南紀、諸黃野者取路之近必禮謁、不則爲虛行云。永仁六年逝、壽九十二、勅諡法燈禪師。○皇年代畧記、文和二年八月、於河州行宮、上皇(光嚴)御落飾、延文元年、於河州離宮、由良覺明和尚奉授禪衣(按に此に河州離宮とあるは、天野行在なるべし、覺明は南北兩朝の歸敬を得たる英傑にして、泉州に大雄寺を起せり)

比井崎(ヒヰザキ)

由良庄の西南、日御埼に至る諸浦、今合同して比井埼村と曰ふ、方杭(カタクヒ)浦小浦津久野浦比井浦産湯浦阿尾浦等に分る、蓋比井は日の訛なるへし、(比井)比井浦は小浦埼の東南に在り、阿尾(アヲ)浦は更に其南に在りて港灣は阿尾埼と小浦埼を口角とし、南北一海里餘東西は(阿尾)稍減し小港數支あり。○産湯(ウブユ)浦は衣奈八幡宮に因み、皇子湯沐を爲したまふ所と傳ふ、小浦(コウラ)は小港なれとも最良泊と云ふ、港口西南に開く。

(小浦)

名所圖會云、比井阿尾なとは三尾莊に屬し數村あり、比井の湊は西北小浦湊と礒山を境し、比井唐子の二村灣に沿ふて家居を並ふ、此浦は暴風何方より吹來るとも障りなく又潮の干滿にも拘らず、大船常に入來り繁榮の湊なり、此邊の諸村は凡て廻船の船頭水主等を職として常に四方に出て、航游す、故に或は風波のために海外に漂流し又は洋中に溺死するもの古より少からずと云ふ、或人の詠に

みつきもの運ふ小舟や寄來らし唐(カラコ)子の浦の蚤のさへつり、

若一王子社は比井浦にあり、寶曆七年修理の時、境内にて土器を堀り出したるに、中に銅の筒あり頓寫の法華經八卷を納め、其跋に保元三年戊寅とありとぞ。○榕樹は比井の海邊に多し土俗あふきの木と呼ふ。此樹大なる者は高さ數十尺周圍數抱に及ふ、葉は冬青に似て夏に至り花なくして實を結ふ其形無花果(イチヂク)に似たり採りて食ふへし、年を經るものは其枝條に絲の如き嫩條を生し垂々として下降し、末梢終に地に達し土に入りて根を成す、更に此より萌葉を生し一樹となる。此樹薩摩にありては方言あかうと曰ふ、又此樹に菌を生す、土俗之をあふきたけと云ふ味淡なり、但其材は薪にもならず他の用途あるを聞かず、所謂散木なり、故に近年伐り捨てらるゝ者多し。(名所圖會)閩中南道志云、紀中及晉州有榕樹、皆爲旋地故也、柳子厚柳州二月詩云「榕葉滿庭鶯亂啼」記地異也、乃知紀南風土、畧與西土嶺南同。

日御埼(ヒノミサキ)

(比井埼)

又比井(ヒヰ)埼と曰ふ、阿尾(アヲ)浦の西南二十町、埼端の高地を日山(ヒノヤマ)と呼ふ、往にし王朝の盛時に烽火を置きし址ならん、今燈臺を設置せらる、其下なる濱邊に屏岩(カミイハ)あり人の拜禮する狀を成す、此海風浪險惡古は風早濱と曰ふ。

大寶元年太上天皇(持統)幸紀伊國時歌

風早(カザハヤ)の濱の白浪いたつらにこゝにより來る見る人なしに、(萬葉集)〇此歌、原書風莫之濱とあり、

水路志云、日御埼、紀伊水道外口の東角にして、嶮しく突出せる一大岬なり。埼の外端に位する日の山は高さ六七五呎海面の斜坡より成る、此埼は陸界なれとも其南方の灣より潮流奔出して波浪を激す、北風に會すれは殊に甚しとす。此埼と田邊灣との間なる凡十九海里の海岸は稍々南東に向ふと雖とも、此埼と市江埼との一直線より灣入すること二海里乃至四海里なり、此濱岸は一條の低地にして處々に小山散在し。又内地には數高山あり。日御埼燈臺は埼上に設置す、水面上二六〇呎、晴夜光達二十海里。

名所圖會云、堤中納言物語に「かまと山と日のみさきとの絶間にまれ云々」と、按るに阿波國由岐泊と云所に儘の御崎あり、海を隔てゝ此日高の御崎に向ふ、之を物語に曰へるならん、戯に設けたるには非す。日の御崎は三尾浦より坤の方坂道二十三町に在り、遠見の番所を置かる、岬角宛然長鯨の波間に游泳するもの西に向ふて走るの狀をなす、熊野の御崎土佐の御崎(足摺と云ふ)と三方鼎足の勢を成し、共に風濤險惡の處なれば舟師等之を懼

る丶こと尤甚し、古へは天子牟婁の行幸にも御舟を由良湊に止め、陸路を取りて南巡したまへるも、此海岬を避けたまへるなるべし。

三尾（ミヲ）　日御埼の東北陰に在り、三尾浦と呼び今三尾村と曰ふ、古は三穂浦に作り、其名夙に著る、御坊村の西二里。

風早の三穂の浦わをこぐ舟のふな人さわぐ浪立つらしも、〔万葉集〕

三穂石室（ミホノイハヤ）　（早風）　名所圖會云、三穂は今三尾と書く、此浦の浪打こゆる岩群ある所をあさはいと字す、即風早（カサハヤ）の名の遺れるなり。三穂の石室は浦の後（ウシロイツ）と云處に大窟あり是也　其石窟は深さ十六間幅五六間高さ七八間より十二三間もあるべし。海上に南面して磯邊に小大の巖むら重れり　此窟海面に臨みたると雖も敢て風濤衝突の憂なし、上古はいかゞあらん今考かたけれども、現に三尾の名を存しかゝる巖穴あれは万葉集に見えたるは此地なるべし。かの歌どもは船中より見てよめりとおぼし、上にいへる風早の濱の白浪なども合考べし。近来乞食のすみかとせしより土人等清めて窟の口に志米縄を纒たり、又窟より西にヌケ穴といふもあり、形在田郡苅藻島に似たり。○古事記傳云、三穂石室は紀伊にも出雲にもあり凡紀伊と出雲とは相通へる事多し、此三穂も出雲より移れる名にて故ありけん、万葉集巻三

大汝小彦名のいましけむ志都（シヅ）の石室は幾世經にけむ、

又巻三「博通法師、往紀伊國、見三穂石室作」とあるは錯亂にて、久米若子の坐せしは播磨國なり、

博通法師往紀伊國三穂石室作

はたすゝき久米の若子かいましける三穂の石室は見れどあかぬかも、〔万葉集〕常磐なす石室は今もありけれど住ける人ぞ常なかりける、〔同上〕

万葉集略解云、弘計皇子は來目稚子と名を改めたまひ、播磨國にて其侍臣余那郡使主の縮見石室に死せたる事あり、之をば紀伊國にても云傳て斯くよめるにや、又皇子と此歌なる稚子は異人にや。○名所圖會云、万葉集なる「風早の美保の浦わの白つゝじ見れどもさぶし亡人思へば」と云歌は三穂石室久米若子の事を懐へる作なり。

和田（ワダ）　三尾村の東に接す、御坊村の西一里、和田浦と云ひ（今和田村　字本脇に御埼大明神あり。此社は三代實錄に載する三前神なりと云ふ、然れど三前は眞熊（マクマ）とも訓むべければ、新宮早玉神を三前神と呼へるやの疑あり。

三埼神社（ミサキ）　名所圖會云、和田浦は中古熊野本宮の神領にて小字本脇に御埼神あり、三代實錄「貞觀十七年、授紀伊國正六位上三前神從五位下」と。社家の傳に此神は上古より鎮坐し給ひて日御埼を守ります故に御埼を過る者必奉幣す、神主を鹽埼氏と曰ふ、正平十年の古文書に鹽崎小山一族の中と其名をしるす。○按に熊野本宮神主は和田を家號とし、延喜式牟婁郡海神社と云ふあり、僞は那智村濱宮と思はるれど潮岬串本浦にも海神社ありと云、然らは其三座とあるは一座は日高郡和田浦にあらずや。

別里（ワケノサト）　和田浦蹟（ワダノウラ）。靈異記云、刑罰賤沙彌乞食、以現得頓惡死報縁、第三十三曰、紀直吉足は紀伊國日高郡別里椅家長公なり、性惡くして因果を信せず、延暦五年伊勢沙彌とて藥師經十二夜叉神の名を誦して里を歴て食を乞ふあり、家長逐ひ捕へ大石を以て其頭にあてゝ神咒を強ゆ、家長即地に倒れて死す云々。（小字本脇（ホンワキ）あり）

和田浦は巨巖奇波の底に潛まり立るを以て、冬の頃より春をかけて千万の鮫群をなし聚り來り、海潮爲めに色を變ず、之を漁ること大凡一日に五六千を常とし、多き時は十万餘にも至るとぞ。（名所圖會）

志賀（シカ）　今小池村に合し、志賀村と曰ふ。志賀小池は中世の莊號なり、和田浦の北、高家の南にて、比井崎村の東也。名所圖會云、熊野本宮大永年中神領覺書に志賀四十貫とあり、小池莊二尾山は和田浦鹽崎氏正平十年文書に見ゆ。又云、志賀莊久志（クシ）村に淨安寺あり、當寺は德本行者を以て開祖とす、行者は寶曆八年を以て此地に生れ、其行德たる近世緇林に稀なることありて、奇特の談紛々として人口に膾炙す、今も其一流を承くる木食無言の行者世に絕えず。

内原郷（ウチハラ）　和名抄、日高郡内原郷。○今東内原村西内原村及志賀村なるへし。續紀云、天平寶字八年、從二位文室眞人淨三等奏曰、紀寺奴益人等七十六人訴云、紀袁祁臣女粳賣、嫁本國氷高評人内原直牟羅、生兒身賣狛賣及長袁祁、令寄食紀寺、至庚寅歳編戸、入奴婢籍、其族益人等告訴、積年不理云々。○名所圖會云、和名抄板本内厚郷、厚は原の誤なり、此郷今廢せりと雖、原谷村の里神社及鎧掛社慶長の棟札に本願政所内原喜左衛尉と云ふ人あり、又内のはたといふ地名あり、原谷（ハラタニ）もやがて内原谷の略なるべし、此邊の郷名なること知るべきなり。

原谷（ハラタニ）　在田郡界鹿瀬（シシカセ）峠の下にて、小驛なり。今萩原を合同し東内原村と曰ふ、御坊の北三里。○原谷驛は鹿瀬山の麓、谷の内北より東に曲りて長さ五十丁餘の間に村居散在せり、故に里人の語に原八十町の唱ありとぞ、御所谷（ゴショダニ）は原谷村の艮廿二三町鹿瀬山の西十四五町に在り、後鳥羽院熊野御幸の頓宮址とぞ、鎧掛（カヤカケ）王子社即鹿瀬山の麓に在り、御幸記に「鹿瀬山を越て沓かけ王子」とあり此社なるべし、又内畑（ウチハタ）王子社は萩原村の小名内の畑に在り、舊時は熊野の古道にありしを後世今の地にうつす、御幸記に「内のはたの王子」と見えたり、又た槌王子とも云ふ、又高家王子社は小名東光寺に在り、高家村に接せり故に古は高家王子といひ今は東光寺王子又は若一王子の社と

もいふなり、盛衰記に云く維盛は蕪坂（カブラザカ）をうち下り、鹿か瀨山を越過て、高家の王子を伏拜み、日數漸く經る程に、千里の濵も近付けり。〔名所圖會〕

萩原（ハギハラ）　原谷の南に在り、今東内原村大字萩原。○名所圖會云、八雲御抄藻鹽草等に萩原を本國の名所とするは此地なるべし、新千載集に定家卿「萩原や野邊より野邊にうつり行く衣にしたふ露の月影」按に御幸記、切目王子御會の條に野徑月明の題ありて、歌欠たり、恐らくは此歌なるべし、彼御幸記云「次出柴原、又過野、萩薄遙靡、眺望甚闇、此邊高家云々」此文に依るに此邊萩多かりしより村の名となれること知るべし。

高家（タカヘ）　今小中村と合同し西内原村と改む、志賀村の北に接す。○小中（ヲナカ）村若一王子權現社は明應以下の棟札數多あり、天保十三年冬、池堤を築く時社地の土を運ふ者、思はず古墳に堀り當りしに、穴中には骨壺及ひ土器曲玉管石多くあり大小長短均からず、又劍矛鏃などもありしかど皆錆て用ゐ難かりしと云ふ、傍に同形の塚ありしも同しく發かれたり、社殿の下も同形の塚なるに似たり、上古の墳に架して造れる祠なり。〔名所圖會〕

財部鄕（タカヲ）　和名抄、日高郡財部鄕。○今湯川村（大字財部）御坊村及藤田村矢田村等なるへし。中古は園莊の稱あり、日高川の西岸にして郡中の富邑なり。○名所圖會云、財部（タカラベ）村は寶とも書く新宮の建曆古文書に園寶鄕とあり、續日本紀大寶三年飯高郡をして銀を獻らしめたまへり、此邊其銀寶を鑿しものの居所なるによりて財部の名あるか、猶考ふべし。

湯川（ユガハ）　近年小松原富安（トミヤス）丸山財部の四村を同して湯川村と曰ふ、實に中世湯川氏の廢墟なり。御坊の北、矢田（道成寺）の西南にて、熊野街道之に係る。

富安（トミヤス）　湯川四村は當富安莊と稱す、大字富安は萩原の東に小松原の北なり。富安王子は御幸記に田藤次（デントウジ）王子と云者也、上富安の西山半腹に古墳一所あり、大石にて築立て入口あらはれ人を容るへし。〔名所圖會〕

鳳生寺は富安の西小谷に在り、禪宗にて惠解（エゲ）の鳳生寺といふ、湯川氏の七世天養居士の建立、莫外和尚の開基、湯川氏の時は近鄕熊野村に寺領ありしと云ふ、佛殿のかたへに湯川直光の木像を安す、慶長の文書に爲け永宅老とあり。

小松原（コマツバラ）　原谷驛より二里、家居多く甍をつらねたり。○御幸記に云「小松原御宿、御所邊、四宿の處已無之、國之沙汰、人成敗、獻之假屋乏少之間、無緣者不入其員、占小宅立簡、此御所有水練便宜、臨深淵、構御所」と此地なり。又湯川氏宅址は驛乾田中に在り、近年古瓦井に沛芥の類を堀出せり、鬼瓦は今村中法法林寺に藏む、法林寺亦湯川氏の所創なり。

湯川城址（ユガハノシロ）　湯川村大字丸山に在り、丸山は大字財部と接比し小松原の西にて御坊町の北一里とす、古城は龜山と云。○名所圖會云、龜山城跡は官道の西方に特起して丸山村の中央にある山なり、故に丸山ともいふ、湯川氏の築きし城地にして殘壘所々に今猶存せり。湯川實記に據れは其先は甲斐源氏武田家より出つ、元祖を惡三郞信忠といふ、弘安の頃にやありけん、罪ありて熊野湯川に遠流せらる、（湯川は今道（ドウ）の湯川村といふ）是より芳養（ハヤ）の内梅といふ所に居住す、三郞の孫孫六信有勇力人に勝れ、南北朝の時熊野八庄司の其一人なり、軍功の賞によりて在田日高二郡をも併せ領し、本國の旗頭となりて此山に城くと云ふ、孫太郞より五世某、莫外を請じて鳳生寺を建つ、永正十九年に死す（康正元年造内裏段錢引付に湯川中務少輔とあるは此人はなるべし）其子政春宮内少輔に任す、連歌に長じて宗祇を師友とし、居地の傍に嘉辰堂を建て連歌の會をなせりといふ、政春の子直光は民部少輔に任す、永祿年中、畠山高政が前軍を率ゐて三好實休と戰ひ、河内國教興寺の陣に戰死す、直光の子を直春といふ、豐臣太閤本國征伐の時、宗族悉く降參せりと雖、直春獨り之を拒み、其女甥玉置氏を味方に招かんとす、玉置氏從はず、直春兵二百餘人を以て和佐の城（玉置氏の居城）を圍む、玉置氏驚きて湯佐の白樫氏石垣の神保氏と共に事の急を太閤に告ぐ、京軍海陸を掩ひて至りしかば直春牟婁郡に走り、翌年出て降り殺され、湯川氏亡ぶ。又湯川の庄司は湯川の實記に依れば孫太郞といひし人なるべけれども、太平記等に名を記さざれば考ふべき由なし、太平記、南方蜂起條に「熊野には湯川の庄司將軍方になりて鹿が瀨蕪坂（カブラザカ）の後に陣を取て、阿瀨川入道定佛か城を責めんとしけるを、阿瀨川入道山本判官田邊別當二千餘騎にて押寄四角八方へ追散して、三百三十三人の首を取り、田邊の宿にぞ懸たりける、湯川庄司が宿の前に作者芋瀨の庄司と書て、

宮がたの鴨頭になりしゆの川も都に入て何の香もせず」。

因に云ふ、此歌湯の川を柚の皮に比喩したるなり、又精進魚類物語に柚の皮庄司と見えたるも同し、鴨頭は方言にて所謂吸口又上置などいふに同し、芋の上置に柚の皮を用へたる義にとりなしたるなり。抑湯川氏は（政春直光直春）其三世以前の名傳はらず、湯川實記或は落城記といへる書あれども、近世の物と見えて信用し難き事多し、されど又た他の證すべき事なければ暫らく之を引用す。

御坊（ゴバウ）　今御坊村は園浦名屋浦島村を合せたり、古の園鄕にして、日高川原谷川の相合して海に注く處に在り。郡中の大村にして市街を成す、海舶は日高川口に來泊し、大船は濱瀨浦に掛る、和歌山へ十八里、田邊へ八里、郡衙の在所也。○御坊の稱は本願寺別院在るを以てなり、古は園浦を總名とし、船津と呼べる所なるべし。

(浦園)

名所圖會云、此地本願寺御坊あるを以て村をも御坊と名つく、島村園浦（ソノウラ）等に接して民屋軒を連ね市街をなし、郡中にては此邊を繁昌の地とす、

寺傳に曰く、湯川民部少輔直光、播州江口にて三好長慶と戰ひて敗北せし時、本願寺證如上人直光か軍を助けて騎馬三十人を副へて小松原の城に歸らしむ、直光其恩を謝せん爲めに天文元年郡中吉原村（園浦の西にて今の松見寺の地なり）に一宇の堂を建立し、靈夢に依りて在田郡星尾寺の彌陀佛を安置し、二男治部少輔信春入道祐存を住僧として眞宗を唱ひ本願寺に隨順せしかば、上人自身の肖像幅を贈りて是を賞す、裏書に「本願寺釋證如判 釋顯如判 天正三年乙亥三月九日書之證如上人眞影 紀州日田河郡吉原坊舍常什物」とありて今も存せり、後來直春吉原浦より園浦の古寺の内に遷し、文祿四年此地にうつすといへり、日高御坊と稱す。

(寺)

（熊野新宮古文書）

院廳下　紀伊國在廳官人等　召使藤井近里

可早任□寄文并國司廳宣等爲熊野新宮領使與國使相共堺四至打榜示令立券言上薗寶（ソノノタカラ）還壹處事

在管日高郡内

四至東限泉水際西限田井船津出井南限廿田龜石富島北限岩柱九寸水際

彼鄕所當永命注文定佰玖拾斛內新宮陸斛禰宜給本宮二拾斛味僧給那智拾斛社堺本仕等給如此可宛置也於殘拾斛者一院御幸小松原御宿大粮料也云々

建曆二年　月　日

延久四年太政官牒

（石淸水古文書）

紀伊國日高郡字薗財庄

右本寺注文云件御莊并切目薗共宮寺御領也而停切月薗偏免除薗財庄者如所進文書去長元八年紀廣明等以私公驗爲彼寺常施入者其後長曆二年國司任施入之狀堺四至免判但荒田參拾町畠貳拾町鹽濱等云々

濱瀬（ハマノセ）

御坊村の西南、（原谷川をへたつ）日高河口に接し、海洋を控へ、今吉原浦田井村と合同して松原（マツバラ）村と改む。水路志云、濱瀬浦日高川口東西沙濱の前面にして、距濱凡半海里、水深四尋乃至九尋の處に錨地あり、此沿濱は該河口附近より西方に至るに從ひ水較〻深く濱も亦較〻陡なり、日高川口の西角附近には長沙嘴あり、又東濱鹽屋浦の附近に二三の礁脉あるか故に五〇〇石以上の船は入るへからず、一〇〇石內外の和船は泝航し天田村園浦名屋浦等に入ると云ふ。

日高川（ヒタカガハ）

本郡の東界龍神（リウジン）村鉾尖（コサキ）嶽に發し、西南に向ひ屈曲蛇行す（支源は安堵峰の北なる上山路村に發す）凡二十五里、下流七里は舟楫を通ず、舊說五十里と云ふは過長なり。○日高川の上流は山路川上の二莊に分れ、激湍奔流其間に蜿蜒す、今龍神寒川（サムカハ）上山路（カミヤマヂ）中山路下山路川中川上船着早蘇（ハヤソ）丹生（ニフ）の十村に分る。

名所圖會云、日高川は昔時官道小松原の邊にて渡津ありと見ゆ、今は御坊村名屋浦より鹽屋浦天田（アマタ）へ渡航す、卽天田渡といふ、水源は山地庄大和國界及在田日高二郡の堺の山中より發して鹽屋浦にて海に入る、海口より大和國界の源まて陸地は廿里許といへとも、河邊は四十八里といふ、其屈曲多きことを知るべし。道成寺緣起云

日高川便船にて渡りぬ、安珍舟渡しにいふ樣、かゝる者の只今追て來るべし、定めて此船に乘らんといはんずらん、穴賢々々のせたまふなといひけり、此僧はいそぎ逃げゝり、あむの如く姬一人來りて渡せと申けれども、船渡しわたさず、其時衣を脫捨て大毒蛇と成りて此川をば渡りけり。

○日高潮は靈異記に見えたり、潮はみなとゝ訓むべし、此海口變遷詳にしがたければ姑くこゝに載す、同書考證に潮は湖なるべしと。靈異記云、

紀伊國日高郡潮に紀萬侶朝臣といふ人ありけり、網を結びて魚を捕る事を業とす、同國安諦郡吉備郷の人紀臣馬養と、海部郡濱中郷の人中臣連祖父麿と二人万侶朝臣に備賃はれて年の價を受くるに、此人晝夜のわかちなく二人を苦行駈使して、網を引かせ魚を捕らせけり、然るに寶龜六年六月六日天卒に風だち夕だち降りしきりて、湊に大水漲川上より雜木流出しかば、二人は此木を取りて桴に編み共にうち乗りて往かむとするに、水勢はけしくして忽綱絶えて筏さけ離れ湊を過て海に入しかば、各一木にすがりて漂流しけり云々。

藤井（フヂヰ）

今吉田村と相合せ藤田と改む、湯川村の北、矢田村の南にて日高川の西岸也。名所圖會云、日高名産紡絲（カセイト）は多く藤井の舖行にて宿出して京都へ送る、製品特佳なれば本座紡と稱美す。

矢田（ヤダ）

富安の東、藤井の北を矢田莊と曰ひ、數邑あり、今合同して矢田村と呼ふ。道成寺の伽藍は大字土（ハ）生（ブ）に在り。○名所圖會云、軍器考に正平章と云ふ物異國より來れども又南朝の朝廷にて染させられしを、嘉慶の比鹿苑院公方（義滿）紀伊國矢田莊より其板あまた進せられしとも云ふ、當時此莊内に造華せるなるべし、されど今其事跡詳かならず。

道成寺（ダウジヤウジ）

矢田村大字土生（ハブ）に在り、御坊の北四十町、天台宗を奉じ、天音山千手院と號す、阜上に堂舍排列蕩々たり。本堂（十間半九間半）後堂釋迦堂護摩堂念佛堂十王堂三重塔樓門の諸宇なり、僧舍は古へ十六坊と云ふ中世没倒となり慶長六年淺野家の時更に寺祿を定めらる、本堂古瓦に天授享祿などの年號あり其比の修造なるへし、爾餘の諸宇は元祿比の重修と云ふ。

此寺は其名廣く聞え、殊に熊野參詣西國順拜の徒訪はざる者なし、寺傳に文武天皇の勅願所にて紀大臣道成奉行して建立すと云ふも、道成の事は徵證も之なし。本尊は

日本前出の千手千眼大聖菩薩、義淵僧正の作とぞ、正平中鑄造の寺鐘は、天正の兵亂に京軍の收むる所と爲り、轉傳して今京都妙滿寺に歸す　其銘云、

開鐘聲智慧長菩提生煩惱輕離地獄出火坑願成佛度衆生
天長地久　御願圓滿　聖明齊日月　叡算等乾坤　八方
歌有道之君　四海樂無爲之化
紀伊州日高郡矢田莊
文武天皇勅願道成寺治鑄鐘
勸進比丘　瑞光別當法眼定秀
檀那源万壽丸幷吉田源頼秀　合力諸檀男女
大工　山田道願　小工　大夫守長　正平十四年己亥三月十一日

又尾上鬼瓦の銘云、（吉田は今藤井村と合同し藤田村と改む是也）

一方大壇那吉田源藏人頼秀二男源金毘羅丸　天授二二戊午年春月造

（吉田）

吉田氏は蓋當時矢田莊の豪家なり。道成寺緣起繪詞二卷は寺の重寶なり、書は後小松院の宸翰にて畫は土佐畫所光興の筆と傳ふ、詞は古雅にし繪も亦中世のさまを想見するに足る、天正元年足利將軍義昭の署名を其卷尾に加へたり。○法華驗記今昔物語元亨釋書及當寺緣起に見える安珍法師の傳は世に異說多けれど、其大略に曰ふ、昔延長六年八月の頃、奥州より見目よき僧の熊野詣するあり、牟婁郡眞砂里の清次の庄司と云ふものゝ家に宿す、其家の娘（世に其娘女の名を清姫と傳ふは清次の女なればならむ）彼僧に戀想し夜半計に臥邊に至り迫りて婦とならむとす、僧驚きて固辭すと雖も聽かざれば、參詣の宿願を遂けて後其志に從ふべしと言ひなだめ置き、安珍その歸路に及び家の門前を走りて過ぬ、娘覺りて恨を生し身を大蛇に化し逐ひ來りければ、安珍當寺に入り救を求む、衆徒卽寺鐘の中に身を匿さしめしに、彼蛇鐘に纏へて忽に火焔燃上り蛇は其形をかくしぬ、衆徒之を見て安珍を出したるに唯骸骨のみ鐘の下にとゞまれりとぞ、按此の道成寺安珍清姫の事は謠曲にも造り世に鳴渡れり、清人徐葆光の中山傳信錄に琉球國樂伎を記して鐘魔の一事あり、是れ琉球人が道成寺の鐘の謠曲を彼地に傳へ擬作せるものならむ云々。（名所圖會）本堂の傍に入相櫻と云老木あり、枝條廣く地を被覆して四十間の庭面を庇ふ、又三重塔の傍に安珍塚あり、古の鐘樓の址ならん、享保七年似雲法師之を弔ひて

おそろしな胸のおもひにわきかへりまとひし鐘も湯とやなりけん、　　似雲

道成寺　　拙堂

蕭寺千年據峻岡、埋沙缺瓦色猶蒼、春風好在老櫻樹、花撲客衣吹古香、

川上（カハカミ）

日高川の上游を總へて川上莊と曰ふ、又山地川上寒川の三莊に分ち、中世には玉置氏の領邑なり。○名所圖會云、川上莊、五十二村を總ぶ、其地山中にして東西七里南北四里に餘る、康正二年造内裡段錢幷國役帳に

五貫文玉置民部少輔　紀州川上莊

とあり、卽ち玉置氏の領邑なりしを知る。（今丹生早蘇舟着川上川中龍神寒川上山路中山路下山路）

丹生（ニフ）　（和佐）

今和佐山野江川等を合同し丹生村と曰ふ、矢田村の東日高川の左岸に在り。名所圖會云、和佐村に玉置氏の故居あり土居と字す、玉置氏は家系詳ならず、或は云ふ平中將資盛の後にして資盛伊勢の萬野に居りしが、壽永の亂に逢ひ其子萬野十郎資平熊野の山中に匿れ玉置山の社人となる、承久以後に及び鎌倉の家人となり八十五町の莊を領し玉置氏を名のる、五世孫盛高は大塔宮の熊野に入りたまふ時拒み戰へる由太平記に見ゆ。玉置庄司盛高子なかりしかば左衞門尉藤直光は女緣を以て其養嗣となり玉置を冒す、三子あり一子は玉置山別當となり二子は山地莊の東村に移りしが當時川上釆女と云ふものありしを襲ひ殺して其所領を畧有し、一人は川上の和佐に居を占め一人は山地の鶴城に留まる、康永元年の古文書に玉置庄司貞頼といふものあり、武家方に似たり、天正中に玉置氏亡ふ、大膳亮直和と稱し湯川直春の女を娶りたる人の時也とぞ。

眞妻山（マツマ）　（江川）

名所圖會云、川上莊山野村大瀧川の南にあたり眞妻てふ高山聳ゆ、山上に觀音堂あり、丹生告詞の文に日高郡江川之丹生とあるは此地ならむ。抑此山は當郡の靈山にして江川の源なり、其南麓（切目莊松原村）に眞妻神社あり、社傳に丹生の姫神なりと云ひ、凡切目川上の二莊は悉く丹生眞妻の二神を祭る、丹生神社は和佐村にあり。

矢筈嶽（ヤハツダケ）

眞妻山の東に連り、田尻村（今川中村）の上方に聳ゆ。南は切目谷にして本郡の中央に當る、峰巒重疊し日高の重鎭と稱す形容仰くべし。山中に鶴川の瀧あり、加納諸平の詠に「あら鷲のあまくもはふく風早み岩切る瀧の音とよむ也」とあるは此山とぞ、清冷山は矢筈の北に接す。

船着（フナツキ）

矢田村の東北二里、日高川の右岸に在り嘗舟津に作る。凡日高の山中は此地より上へは舟楫を行り難し、上游五所の瀧ありて纔に瀧舟を以て行くべし、瀧舟とは細き小舟にして炭薪を積み險を冒して急灘奔湍を航するものなり、瀧舟と川船常に此に湊會して上下の運送を便す、故に船津とは名つけぬ。（名所圖會）大字高津尾に炭酸泉あり。

初湯川（ウブユカハ）

今川上村と改む、舟着村の東三里、北は白馬嶽の連峰横亘數里に及び、地勢最險峻なり。

神場に鑛泉（炭酸性）一所あり。

神場（カンバ）

初湯川の神場温泉は日高川の右岸にして北には白馬

岳の高嶺あり、在田郡に通ずる山徑わづかにあり、山谷の環合四抱せる間に寛大の餘地をトして浴室を構へたり、其始を問ふに正徳年間に直河の遍照寺の僧順榮といふ者始めて此地の澗間の水に硫黄の氣あるを見て汲とりて湯とし、新に浴室をも建そへたりとぞ。（名所圖會）

（阿田木）

阿田木權現は初湯川の西、大字皆瀨に在り。○名所圖會云、此社舊保緣起奧書に「元弘四年二月五日於高家東光寺邊眺燒筆」云云」とあれども文中を考ふるに建保四年に書るを寫し改めたるなり、中に云ふ、熊野大神出雲より新宮に遷座の後數世を經て、延喜廿二年日高川の上阿田木原にうつりたまふ。

寒川

初湯川の東を寒川莊と云ふ、十四村今寒川村と稱す。大字串本は初湯川の南岸に在り。串本の大瀧は日高川の幹流に在り、長一町許の間激湍急流にして筏をも通せず、故に傍の巖を穿ちてこゝを通ずる。天婆伊の瀨とは激流斷岸の間を流れ水石相搏ち飛沫雪を卷に似たり、筏師のこゝを乘下る死生實に瞬息の間に懸けりと云べし、莊子に所謂能忘水者にあらざればいかで此危險を凌ぎ得むや云々。（名所圖會）

山路

舊山地莊と云ひ數十村に分れしが、今上山路（大字西村東村）中山路（大字柳瀨）下山路（大字甲斐川）の三村と爲る。北は寒川龍神の二村と相連り、東は安堵峰の高嶺を以て熊野十津川の三郷と相限り、南西は山を以て切目南部二郷と相限る、東西七里南北二里。○山地氏は玉置の一族にて其宅址は東村（上山路）に在り、按に元弘の比は玉置莊司盛高あり、大塔宮の熊野へ入りたまふ時盛高へ武家方として宮を拒みて戰へる事太平記に明かなり、盛高子なし左衞門尉藤直光を以て家督として所領を讓る直光三子あり長子は玉置山の別當職を受けつぎ、次男三男は日高郡川上莊同郡山地莊の二所を略有して別當となる、天正年中に亡びし歟。

龍神

山路村の北にして、鉾尖白馬の二嶽の間に在り。東は十津川郷北は在田郡に至る、溪澗は南流山路村に向ふ、卽日高川の源なり。湯山の崖下に炭酸泉涌出す、浴場を造り六槽を置く、無臭無味の淸泉にして温一百零二度太だ明澈なり、旅舍十餘戸あり亦空山中の一樂地なり。西南御坊村より十九里、南田邊より十里。○祇南海溫泉紀行云、

泉之土甚狹、居民十餘家、高下其丘居焉、兩山爲峽、隱蔽日月、非停午不見晷、山多丁香花、滿香襲人、又多瓜蔞、居人曬根、造粉以賣、溪中游魚數品、鱗魚尤美。

名所圖會云、日高の川上の極處、東西二里南北五里に餘れる山中に、二三十町つゝを隔て、八所に家あるをすべて龍神と云、其南端湯本の里は山ふところに似げなく、湯あみの人の旅舍すきまなく建つらねたれば、自ら此處の名となりて龍神の湯と云、此特に楊梅瘡には奇功あり、故にかゝる深山なれども峰を超え谷を渡りて、國々より來る人四時絕間なく、春秋は殊に賑し、按此温泉の事古書に見えず、玉海に文治二年十月十日の文に「長光朝臣、日來爲湯治、下向紀伊國所知、今月三日於高野、忽出家入道、今日示送此由、誠哀事也」と見えたり、此地高野山へは便なれども當國所々に湯あれはいつことも定めがたし、土人の傳に此湯在田郡山の保田庄上湯川村の湯平といふ所に涌出しに、いつの頃よりか轉して此地に涌き出て、元和の頃に至りて初めて功驗顯はれしかば、國主の命ありて浴屋を作らしめらると。

岩淵郷

和名抄、日高郡岩淵郷。○今野口村鹽屋村等なり、野口に大字岩内あり岩淵の訛なり。日高川の東岸にして財部郷と相對比し、南は海に至る、御幸記云渡河參いはうち王子」此なり。

野口

今熊野岩内の二村を野口に并す、湯川村と河を隔て南は鹽屋村に至る。

熊野

名所圖會云、熊野の權現祠内に往年村民徑寸餘の白玉二顆古鏡二面太刀等を發掘したる事あり、此社の神樂歌寬文十年に記したる者にて古辭と思はれ、考按の料に供ふべし。

熊野權現神樂歌

はつ王子の峰の細道はそくとも、〻、細くともつれだにゆかば車路とせう。はつ王子の峰の道こそおはしませ、〻、おはしませ春吹上のほでのさむきに。東山かいろうの峰にれほれ出、〻、おぼれいて外山に落ちやうの早さよ。奥山や大峰杉にそなれいで、〻、そなれいで峰なる花を折くたすさよ。朝日さす夕日かゝやく熊野山、〻、いづれもだけに雲やかからん。（按するにいづれもだけはいつものたけを訛れるにて出雲の熊野によしある事か）筑紫舟登るさ聞けばべに附て、〻、紅粉つけて歯黒かされて出てずきあう。やった王子を宮とは申せども西は海、〻、西は海東は渚御前ましまず。燿の子はいづくか住所丹生の山、〻、丹生の山今おり居所は耳鳴の宮。まうたちは揃ゆるをりは深山なる、〻、深山なる大黑小黑もをしからず。日の御子は日の山からぞおはします、〻、おはします帶釼さきて今ぞましまず。

鹽屋

日高川の河口其東岸を鹽屋浦天田村と曰ふ、今鹽屋村と改む、御坊町の南に在り。此浦より切目峠を踰え田邊に至る凡七里海に沿ふて行くべし。道成寺緣起に鹽田の圖あり、詞に「此は鹽屋といふ所」と云へれば其頃には鹽をやきしを知る、王子社は北鹽屋に在り。

白河法皇熊野へまおらせ給ひて、御供の人鹽屋の王子にて歌よみ侍ける時、

思ふこと汲みてかなふる神なれは鹽屋にあとをたるる

也けり、(千載集)　後二條大臣

鹽屋浦に權現森と云所あり、浦南に鰹(カツチ)島浮び(海上十二町に在り草木生せず)遥に日御埼を望む景色佳なり、此に礒の岩頭に松ありて權現松と呼び熊野大神の跡と云。按に建暦文書、鹽屋莊南は甘田龜石富島を限るとあり、甘田は今天田と書し龜石は近頃まで海口に龜の形ある巖ありしに土沙に埋沒せしといふ、然して富島の名は知るものなしと雖も、甘田龜石に接せる地に似たれは此礒邊の事にもあらんか、且此礒もとは離れ島なりしともいひ傳ふるなれはかた〲據あり、然る時は人車記に見えたる富島御宿も亦此地の事にやあらん。

(天田)

名田(ナタ)

鹽屋の東南なる野島上野浦井を土俗灘と呼ふ、今合同して名田村と曰ふ、卽海洋に因める名也。

野島(ノシマ)

鹽屋の南に連る村落なり。名所圖會云、野島浦の草履塚は、道成寺縁起に女の草履を脫する圖あるより、好事のもの標せしと云ふ、又山臥塚は草履塚の邊より打つゞきて古塚十三累々として上に小さき五輪を建てたり、古老の傳に、むかし出羽國羽黑山の山臥熊野に詣んとて此の地を過けるに、阿波國海賊あまた上陸して、其山臥を盡く殺害して旅用の貲財を奪ひとりぬ、里人十三人の屍を分ちて葬り、又海賊等をうち亡し山臥のために仇を報ひ、其賊等の尸を合葬したるを千人塚と云ふ、此地の海上阿波國鉄八丁といふ所に向へり、其地にあたりて折々陰火もゆる事あるは海賊等の亡念なりと、熊野遊記には、天正年中和泉國淡輪村桃原一宗海賊になりて、此事に及ひしと云へり、何れか是なるを知らず。万葉集名所考云、日高郡鹽屋浦の南に野島里と云あり、其邊の海邊を阿胡(アコネ)禰浦と云て、貝多く寄り集る處なりとぞ。

あか欲りし子島は見しをそこふかき阿胡根の浦の珠ぞひろはぬ、(萬葉集)

上野(ウヘノ)

名田村大字野島の東南なり。續古今集云、熊野に詣て侍りける時上野にてよみ侍りける、入道前太政大臣

昔見し野原はさとなりにけり數そふ民のほとぞ知らるゝ。

いく汝か由良のみなとをこき出てぬ上野の鹿のどよむなり、(夫木集)　覺講　法師

由良のみなとは上野より西北にてやゝ隔たり、此歌熊野詣の折由良より田邊などに渡海する舟中にてよめるなるべし、昔海陸とも參詣の多かりし事は、由良興國寺縁起の奥書にも見えたるを、此歌と併せ見て、その實をしるべし、又此浦邊の里をは近郷のもの灘といふ、灘の鹽屋は攝津國の名所とのみ定めたれど、正治の御幸の時、切目の御會に海邊晩眺望と題にて「漁火の光にかはる煙かな灘の鹽屋の夕ぐれの空」と家隆卿の咏したまへるは、この灘鹽屋なれば、攝津國の灘とは同名異所にこそありけれ。(名所圖會)

印南(イナミ)

名田村の東なり、今印南村稻原(イナハラ)村の二と爲る。南に小海灣を控へ驛舍なり、御坊を去る三里、田邊を去る五里。

紀州印南本郷地頭職事所宛行也云々、應永六年判(議村)小山八郎殿(名所圖會、小山氏藏書)

(原稻)

切目(キリベ)

印南の東に接し切目切目川眞妻(マツマ)の三村に分る、切目川に沿ふ。切目は古書或は殺目切部に作る。

古の切目(キリメ)驛は卽切目村にて、今西野地島田の二大字に分れ、切目川の末にて、南は海に臨む。平治物語云

平治元年十二月十日の曉、六波羅より立し早馬切目の宿にて追付たり、大貳淸盛は熊野參詣を遂げずして切目の宿より馳上る。(愚管抄切目を田邊に作る)

名所圖會云、扶桑略記に「延喜七年、法皇熊野行幸切尾の湊より舟に御す」とあれども今其所在を失へり、按するに、切目川の海口の西のかたにさし出たる切目崎を切尾と云ひて、其邊に湊ありしか、尾は則尾崎といへるに同し。

五體王子社(ゴタイワウジ)

熊野大神の離社なり、五躰と云は五男神を祭る故なるべし、切目王子と稱す、古より名高し、字西野地に在り。凡熊野王子は諸處數おほしと雖、切目王子最著る、天正中兵火に罹り神寶燒失す、寛文二年和歌山侯より殿宇修造ありて神木の梛(ナギ)と楓(カヘデ)を植ゑしめらる。長寬勘文に載する熊野縁起に、大神當國に垂跡の初め先つ切目の玉名木の淵にあらはれ給ふとありて、卽梛を神木と爲す、(漢名竹柏又木葱)平家物語に「切目王子のなぎのはを稻荷の社の杉の葉にとり重ね」と曰へるも好對比なるべし。

保元物語云、後鳥羽法皇日ごろの御參詣には、天長地久に事よせて切めの王子のなぎの葉を百度千度かささんと思し召しに、今は三つの山の御幣もこれを限りと思し召云々。平家物語云、通盛宿願に依り熊野へ參りけり、切部王子御前にて相人に行逢たり、通盛に見て相して、御邊は諸道の才人哉、但寸首劍のさきに懸りて露命を草上にさらすといふ、如何して遁るべきといふに、いざ出家してや遁れんずらんとぞいふ、さてこそ出家して少納言入道信西とそ云ける。

御所跡は切目王子の社地の艮にあり、後鳥羽院熊野御幸に正治二年十二月三日此御所にて歌の御會ありし事、新古今集雜部に「熊野にまうて侍しついでに切目宿にて海邊晩望と云へる事をおのこどもつかうまつりしに」と見えたる是なり、件の御幸の記に云、

參切部王子、入宿所、最狭小、海人平屋也、御所前也。礀中閤波、野徑月明。うちも寢ぬとまやに浪のよるの聲たれをと松の風ならねとも云々、於此宿所、鹽垢離カク、眺望海、非甚雨者、可有興所也、病氣不快、寒風吹枕云々。

(部切)

寄題切目王子宮　　祇　源瑜

蓬萊之山海中峙、六鰲負載嘘噏跡、玉府銀臺知多少、
五雲玲瓏金霞紫、切目神殿第幾宮、不老貝闕何歳起、
貝闕窈窕玉樓柜、碧砌青蘿水寒葱、(水葱樹名在熊峰)
樗湯梅泉天洲鎮、萬古菁燈金鬢丹、南山往々金丹穴、
中是群仙所窟盤、紺碧銀月秋如水、芸蓋風帆鶴六鸞、
帝子降來山之阿、風塵々分環珮々、鸞鳳雲㵎神方樂、
玉檻慈音乘芳蘭、憶昔元弘草昧年、豹虎捕蛇鯨鯢猴、
王家南狩攖塵昏、誰知輝光照九乾、宮前夢回太白高、
龍飛日月旌旗繞、上皇示夢陛仙蹕、羽從森々星冕帶、
寶籠歌奏風來遊、杳嗟天南富風物、天南風物天下奇、
禹跡探討窮者誰、孫綽天台空有賦、馬遷禹穴跡難追、
欲問仙宮眷老矣、極目滄海波一鷗、

名所圖會云、切目王子社の東大藪屋敷と云に大塔宮祠あり、按するに天正本太平記に「宮は鬼狗して大峰禅定の秘所池の峰を上り轉法輪の嶽を過て十津河に着き給ふ」云々といへり、秘所池の峰轉法輪の嶽いまだ詳ならず、其他切目より十津川までの路次委しく書せるものなく、土人の口碑も區々にして往々傳説と唱ふる所迂迴にして便道の地にあらず。

太平記、熊野落の條に、般若寺を御出有て熊野の方へ落させ給ひける、(按ふに元弘二年九月廿九日笠置落城の後、ほどもなく落させ給ふさまなれど月日詳ならず)宮を始奉りて御供の者共皆柿の衣に笈を掛け、田舎山伏の熊野參詣する体にぞ見せ切目の皇子に着き給ふ、其夜は叢祠の露に御袖を片敷きて通夜祈り申させ給ひ、未明に御悦の幣帛を捧げ給て十津川を尋てぞ分け入らせ給ひける、其道の程三十里の間には絶えて人里もなければ云々。

切目川(キリメガハ)　矢筈山眞妻山の間より發源し、南流七里にして海に入る　眞妻村は其上游に在り、大字小原より山地莊柳

瀬又は南部荘本庄へ通ずる山徑あり。(切目川村大字古(フル)屋(ヤ)と云は古へ花山院熊野御詣の通路にや、切目山の北なり。)

(古屋)

　雨のふる日もりける所を御覧じて　　花山院

年經たるやゝを古屋といふことは雨のたまらぬ名にこそあるかな、(玉葉集)

又按に万葉集に「虎にのり古屋を越えて青淵に鮫龍とりこむ劍太刀かも」の詠あり、此古屋と云も此にや、其故居龍の詠ありしにやと想はるれど徵證なし。

殺目山(キリメヤマ)　島田(シマダ)より東に一嶺あり、南方に突出し海角を爲す切目埼と云ふ。日御の埼東南十海里に在り、山路を中山(ナカヤマ)と呼びて岩代村に通ず、熊野街道の一名所也。

殺目山(キリメヤマ)ゆきかふみちのあさかすみほのかにたにや妹にあはさらむ、(万葉集)

きりめやまをちのもみち葉ちりはててなほ色のこすあけの玉垣、　　右大將通親

通親の切目王子の詠歌は世に傳ふる切目王子懐紙の中に在り。(名所圖會)

岩代(イハシロ)　切目山の東南部(ミナベ)村の西に在り、今東岩代西岩代の二大字に分れ、其海濱を千里濱と稱す。○日本書紀、齊明天皇四年、幸紀温湯、有間皇子、與留守官蘇我赤兄、謀用兵、然知相之不祥、倶盟而止、夜半赤兄、捉皇子、送紀温湯、絞於藤白坂、按に藤白(イハシロ)は磐白の誤ならん、万葉集有間皇子自傷の詠に參考すべし。

　有間皇子、自傷結松枝歌、

磐白の濱松か枝をひきむすびまさきくあればまた還り見む、(万葉集)

　中皇子命、往于紀伊温泉之時、御歌二首、

君か世もわかよも知らむ磐代の岡のかやねをいさや結ひてな、わかせこはかり廬つくらすかやなくは小松か下の草をからさね、(万葉集)

(白磐)

磐白の松は今も海岸の磯馴の中に一老株ありて、土人之をさして結松(ムスビノマツ)と呼ぶ。

いはしろの野中に立てるむすひ松こゝろもとけす古へおもほゆ、後みむと君かむすへる磐代の子松かられをまた見けむかも、(万葉集)

たのみこししるしもいかゝいは代の野中の松に結ふ恨を、(御集)　　後鳥羽院

近年の人は石代といふ所のあるとはしらで、らせたる人の業なり、結松と云は志るしに植たる木なり、されば此所にてはよむまじきよしを云は僻事にや。(無名抄)

名所圖會云、松を結ぶ事は万葉集に「たまきはる命はしらず松か枝をむすぶ心はながくとぞ思ふ」とあるが如く命の長く千とせも經るまじき事を、神にいのりて結ぶ古の風俗なるべし、同集に「八千種の花はうつろふ常磐なるまつのさ枝を我は結ばん」とよめるも同意に聞え、即有馬皇子も彼謀反あらはれて牟婁湯の行在所(今湯崎)に召るゝ時、此地を過給ふとて結びおき給ひしなり、此地今はさしたる巖もなけれど、海底はことごとく巖なれば、古は海濱すべて巖なりしが漸く缺て海底に殘れるなるべし、さて巖多き地なれば磐代と號つけたるに、その巖の堅きに肖んとて松を結び草を結び給へるなるべし。

　巖城結松　　那波　道圓

別離雖惜事皆空、綰柳結松情自同、馬上哦詩猶吊古、寥々一樹立秋風、

又平家物語の「元暦元年平維盛熊野落の條に、藤代の王子を初として王子王子をふし拜みまゐり玉ふ程に、千里の濱の北岩代の王子の御前にて狩裝束したる者七八騎か程行あひ給ふ程に、是は當國の住人湯淺權守宗重が子に湯淺七郎兵衛宗光といふものなり云々。

千里濱(センリノハマ)(チサト)　磐白の濱を曰ふ、訓智佐止又字音にても唱ふ。南

部目津崎か、大抵十二三町の間の海濱を今千里濱といへども、古は岩代より南部まで浦つたひする間をもおほらかにいへるなるべし。大鏡云、

花山院の御出家の本意あり、いみじう行はせ修行をさせ給はぬ所なし、されば熊野の道に千里の濱といふ所にて御心地そこなはせ給へれば、濱づらに石のあるを御枕にて、

旅のそら夜半の烟とのこりなば蜑のもしほ火たくかとや見む。

太平記云、元弘元年七月三日、大地震ありて紀伊國千里濱の遠干潟俄に陸地となる事二十餘町」と此地に妖變ありければ形勢も古今の相異あるへし、清少納言云、千里の濱こそ廣くおもひやらるれ云々。

末とほき千里のはまに日はくれて秋風おくる岩代のもり、〔夫木集〕

名所圖會云、千里濱に珊瑚の碎たるが砂に入りまじり奇石異貝多し、昔此濱より礫(サザレ)石と云名物出てゝ都にて之を賞玩ありし事伊勢物語に見ゆ、其石は後世轉傳して今安藝國福王寺に藏すとぞ。和訓栞にも其説を述べたり。

むかし山科のぜんじの皇子の宮に、瀧おとし水はしらせなどしておもしろくつくられたるにまうで云々、三條の大みゆきせし時、紀の國の千里の濱に在けるいとおもしろき石たてまつりき、大みゆきの後たてまつれりしかば、ある人の御曹子の前の溝にすゑたりしを、たてまつらむとのたまひて、隨身舍人してとりにつかはす、この石聞しよりみるはまされり、これをたゞにたてまつらばすゞろなるべしとて、人々歌よませ給ふ云々。〔伊勢物語〕

南部郷(ミナベ)

和名抄、日高郡南部郷。○今南部村上南部村及岩代村等なるへし、中世は御南部(ミナベ)荘と曰ふ。史徵墨寶考證、治承五年、五辻女院より西行上人建立の

（三名部）

高野山蓮花乘院へ寄進、御南部庄南部本荘新荘及南部荘山内村なども あり。（南部村大字山内上南部村大字本庄）○古事記開化天皇の御子に「豐波豆羅和氣王者、御名部造之祖」とあり、本郷は此御名代の地なるべし。

大寶元年十月、太上天皇(持統)大行天皇、幸紀伊國時歌、

三名部の浦しほなみちそね鹿島なる釣する海人を見てかへりこむ、〔万葉集〕

名所圖會云、南部の驛舍は印南の東三里、田邊へは二里、今山内氣佐藤南道北道等市街をなせるをすべて南部といふ、商賈多し。芝村安養寺は昔惠心院源信僧都住して七堂伽藍の地なりと云ふ、天正年中舊記緣起等皆燼滅し其後眞言宗となる、近年境内より勾玉瑠璃玉鐵石金環瓦器等を堀り出し、又文永十年の石碑數基を堀出す、文字磨滅して讀むべからず唯「爲先考往生極樂御造立比丘尼持運文永十年十二月日」等の文字のみあり。○今昔物語云、

今昔、天王寺に住む僧有りけり、名をば道公といふ、熊野に詣て紀伊國の美奈部郷の海邊を行く程に日暮れぬ、然れば其所に大なる樹の本に宿す、夜あけぬれば樹の本を廻り見るに、道祖神の形を造りたる有り、其形舊り朽て多くの年を經たりと見ゆ、男の形のみありて女の形はなし、前に板に書たる繪馬あり足の所破れたり、道公其繪馬の足の處の破たるを糸を以て綴り本の如く置きつ、道公其日留て尚樹の本にあり、夜半計に年老たる翁來れり誰人と不知、道公に向て拜して云く、昨日の馱の足を療治し給へるに依て行疫神を乘せ送りぬ、尚草木の枝を以て小き柴の船を造て我木像を乘せて海の上に浮べて給へと云て、掻消つ樣に失せぬ、道公道祖の言に隨て忽に船を造りて海の上に放ち浮ぶ、其時に風不立波不動して柴船南を指して走り去るとなん語り傳へたる。

埴田(ハネタ)

今南部村の大字にて驛舍の南に在り、梅林多し、海濱沙嘴あり埴埼(ハネ)と呼び、之を去る八町に一岩嶼あり鹿島(カシマ)と呼ふ。往古は埼端より島まて干潮の候に徒渉したりとなん、嶼上に樹木叢生し神祠あり。

本莊(ホンジヤウ)

今上南部(カミミナベ)村と云ふ、大字西本庄に[illegible]御靈社あり、南部庄の大社にして供僧は安養寺なりき、明德文安本庄

瓜溪(ウリタニ)

南部川の一溪にして西本莊に近し、溪中に盆石を產す、邊に採る事を免さず。本國盆石を產する所は此溪と牟婁郡古屋谷と二所にして、古屋谷(フルヤ)の方世に名高く聞えたれば此谷の石をも或は古屋谷の產とす、然れども石質品位少く異なれり、古屋谷の方は山峰尖りて黑色多く、此谷の方はなだらかにして青色のもの多し、然れども共に奇態萬狀にして好事家の把玩に充つるは一なり、溪琴山房集に林谷山人へ瓜溪石を贈する詩あり「他時對石若相憶彷彿七十二峰雲」。以下の標札あり。

瓜谿　　溪琴

遠認洞天霞、來入洞天花、此中與世別、從古自桑麻、半畝闢草萊、結茅構白屋、山童出北去、下澗飲黃犢、

南部川(ミナベ)（清川）

清川村の東虎峰(トラガミネ)の山中より發し、西南流して南部村に至り海に入る、長凡七里。○清川(キヨカハ)村は南部驛の北四里に在り、北嶺を踰え一里餘にして山地莊柳瀨に至る、龍神温泉に赴く山徑なり。

清水郷(シミヅ)

和名抄、日高郡清水郷。○今詳ならず、印南切目の邊鄕名を缺けは或はそこなるへしと云ふも徵據なし。

西牟婁郡

牟婁郡

（武漏）

西は日高郡に至り、北は十津川北山兩郷（大和吉野郡）に接し、東北隅は志摩（北牟婁郡）に達り、南方は洋海に臨む。東西凡二十里南北凡十里、地界廣遠、紀伊に屬すと雖亦一州の大あり、古は熊野國と稱せり。○牟婁郡今東西南北の四に分る、然れとも其北牟婁は舊志摩國の域内にして、今三重縣治に屬するを以て志摩の下に繫けたり。南牟婁は地勢東牟婁の一部半面を成し、三重縣治に屬すと云と雖、山海の形狀當に彼を離れて此に詠すへきを以て、本篇東南二郡を混同したり

和名抄、牟婁郡、訓牟呂、五郷に分つ。續日本紀「大寶元年、車駕幸武漏温泉。三年、牟漏郡獻鐵」と見ゆ、蓋牟婁は郷名に出て今瀨戸鉛山を本據とす。（温泉讃坑幷存）萬葉集「紀伊國之牟呂之江」の名見ゆ。

紀の國のむろの郡に行くひさは風のさむさもおもひ知られし、又、紀の國の室の郡に行なから君と衾のなきぞ悲しき、（大和物語）

熊野

（熊野國）

今牟婁郡を云ふ、古は熊野國と稱す。國造本紀云、熊野國造、志賀高穴穗朝(成務)御世、饒速日命五世孫大阿斗足尼定賜。姓氏錄云、熊野連、阿刀連同祖饒速日命孫味饒田命之後也。○神武天皇東征の時、海路此地に到り軍を分ち伊勢を平けしめ、自ら險を踰えて吉野に進みたまふ、紀記二典及伊勢風土記是文に徵すへし。古事記傳云「神倭伊波禮毘古命、迴幸到熊野村之時、大熊出、髣髴卽失」此熊野の名は大熊の故事より起れる歟、又出雲國熊野より移せる歟、定め難し。南紀名勝志云「すべて牟婁一郡を熊野と云ひ、新宮の舊紀に昔大熊出たるにより熊野と曰ふとあれと受け難し」。按に神代卷に「紀伊國熊野之有馬村」とあり、伊奘冊尊の遺跡を留むる所なれは其舊地なる事は想ふへし、彼大熊の出てしと云も當時神祇を崇祭せる部民ありて皇師に對敵したるを譬喩せる者のごとし、卽熊野の神人は伊奘冊素盞鳴二尊の昔より起れるを知るへし、謂ゆる神と人との混同せる舊事を傳ふる也。名所圖會に熊野神は出雲より移り來ると斷定したり、故跡地名も出雲と同しき者多し、凡て出雲を本國とすへき歟。○熊野八庄司と云事は太平記に見ゆ、中世八箇の莊に分裂したる歟、今俗口熊野奥熊野の名あり、口とは西牟婁郡にして奥とは東牟婁郡也。又三熊野と云ふ三は眞の義なり、美稱にて吉野を三吉野と云に同し。（三前郷を參考すべし）

熊野は沿海四十里、江灣屈曲して漁獵に利あり、山中は大嶽高岬其雄峻を競ひ木材に富む、海山の形勢最盛なり、而て南方は淼々たる烟波直に大洋の航道に當り、潮流の近く之を過ぐるありて古より殊域の人物來歸の門戶と號す。○外交志稿云、孝昭帝の時南蠻船熊野浦に來る、たまたま惡風にあひ船壞れ免るゝを得る者僅に七人、三人舶を造り本國に還る、四人留て我民となり熊野祠に奉事す、子孫繁昌して遂に新宮氏と稱す、或は以て秦人徐市の黨となす、續紀伊風土記に曰く、天保中我儒官仁井田好古秦徐福の碑文を撰び之を熊野に建つ、中に長寬勘文引く所熊野社記を擧け、曰く往昔甲寅年天台山王子信の舊跡なり、又曰く漢司符將軍橘子眞俗權現を極本に勸請す、又曰く孝昭天皇の時南蠻江賓主船に乘じ來ると、此數說同しからすと雖其殊域の人たるは一なり云々。

熊野は名神靈佛の在るありて、古より四方往詣する者頗多し、俗に伊勢熊野を幷稱して順禮參拜の第一と爲す。熊野街道は東北伊勢に通し、新宮那智を熊野の中心とし、北は本宮を經て十津川を溯り吉野大和路に出つべし、西は田邊を經て和歌山に出つ紀州路卽是なり。○三十三所圖會云、熊野の西路は大邊地中邊地の二あり、大邊地は海岸の街道也、中邊地は山路の街道也、其那智濱の宮より那智山に登り大雲鳥坂を越て本宮に至り、三越嶺野中近露を過て田邊に出つ、行程凡二十一里是を中邊地道と云ふ、順禮道者多く此道を本道とす、其那智濱宮より左へ取て浦神古座を過て田邊に出つる行程凡三十里許、之を大邊地通といふ也。又雍州府志曰、往昔役行者入峰の路を開き、年每に熊野より葛城の大峰に入て吉野に出つ、之を順の峰入といふ、然るに聖寶吉野山より大峰山の後に入り遂に熊野に出つ、之を逆の峰入といふ云々。春秋の峰入は春を順の峰入といひ本山方聖護院之を勤む、秋を逆の峰入といひ當山方三寶院之を勤む、故に聖護院峰入の節は中邊地を通行し、三寶院峰入には大邊地を通らせ給ふ。

熊野浦

（三熊野浦）

此名は熊野海面の總號なれは、牟婁郡の沿岸を指すや明なり、然ば海上の形狀を劃ふに潮岬大島を中心とし海岸は其東北と西北に向ふて延伸す。其東北は志摩郡麥崎に至る直徑七十餘海里、其西北は日高郡日御崎に至る直徑五十海里許、幷に熊野浦と稱すへし。卽西は紀伊水道に至り東は遠州洋伊勢海の交界に接す、然れとも世俗謂ふ所は多く其東北面潮岬より楯崎の海岸を指す。熊野浦古言三熊野浦と曰ふ。

三熊野の浦のはまゆふもゝへなは心はおもへどたゞにあはぬ鴨、（萬葉集）御食つ國志摩の海部ならし眞熊野の小舟に乘りて沖邊漕く見ゆ、（萬葉集）三くまのの濱木綿生る浦さびてひとなみ〳〵に年ぞ重ぬる、（山家集）濱木綿は濱木とも云ふ、芭蕉に似たる莖にて葉は萬年青に似たり、花は四手を幣にかけたる様あり、故に名づく）

神武天皇御兄弟と熊野浦に漂はせ給ふ時、稻飯命歎きて曰く「嗟呼、吾祖は天神、母は海神、如何そ我を陸に厄め、又海に厄めたまふや」と言たまひ海に入て鋤持神と爲る、三毛入野命亦恨て曰く「我母及姨並に是海神、いかんぞ波瀾を起して溺すや」と言て浪の花を踏て常世の

郷に往きしぬ云々」(日本書紀古事記)熊野船及熊野海賊の事は東鑑太平記等に散見す、其起因沿革は貴重の史料なるべし、本篇所々に注すれど詳ならざる所多し。○產業事蹟云、熊野捕鯨業は世に聞ゆる所也、相傳ふ斯業權輿は古昔にありて、彼の徐福が當時秦の虐を避け遠く日本に航し、紀州熊野浦に着し始めて此地に於て捕鯨の業を行ひ、是より後漸く本邦各地に傳播するに至れりと稱す、此說果して實ならば捕鯨業は秦代徐氏の遺法にして、我邦に於ては紀州熊野浦を以て嚆矢とするは全く謂れなきにあらず、而して其捕鯨の歌は「大島原からよせくるつち(槌鯨)を二十艘秦氏かさしてとる」本邦に於て秦姓を冒す者は總て秦氏の末族と言ひ傳へり、然れは徐氏も秦の人なれば此歌中の秦氏とは或は徐氏のことを云ひしものならんか、之を詳にするに由なし近世捕鯨の術は慶長十七年に起る、太地(タイチ)浦及ひ三輪崎古座(コザ)の三所に漁戸あり五組となり銛擲を以て漁業を營みしが、當時丹後國入江に鯨網を以て稀に捕鯨する者を傳聞し其術を研究する者あり、遂に延寶五年に至りて苧網を發明し以て捕獲を試みしに、頗る便利にして捕獲多きを以て、刺銛手之か爲めに衰へたり、是に於て漁者一般太地角右衛門の網組に合併して尙ほ角右衛門其主長たり、享保三年に至り和歌山藩より其業を直轄し、又新宮藩主水野家及ひ其他より資金を下したり、現今諸浦村民の共同經營とす。(太地を參考すべし)○三十三所圖會云、三熊野浦とは楯が崎より鵜見崎迄とぞ。歌枕抄曰、仙覺抄に三熊野に浦の濱ゆふと讀たるは伊勢國なりと云ふ說に付きて、三熊野に濱ゆふと讀たる歌を收めて伊勢の名所に立たる本あり、此說尙ほ覺束なし、此名所に限らず伊勢紀伊國の名所混亂多し、萬葉に「幸于紀伊國之時」とあるを異本に「幸于伊勢國之時」と書たるの本あるよし、斯樣の義によりて相違の說とも之れあるかとも見ゆ、又熊野土俗の說に新宮より北楯が崎と云所より長島と云ふまで今は紀州の内になりたれど、往昔は右の楯ケ崎よりあなたは伊勢國なりと云へば國境古今の相違もあり、童蒙抄の說に「大嘗の時、鳥の足を包む料に伊勢國三熊野浦へ濱ゆふを召す」と云へり、兩國にわたる名なるへし。(此に伊勢と云ふは即志摩のみ)

(熊野洋)

熊野浦の航道は、海客熊野洋と稱し、危險の懼多し、是れ全く潮流の進退に由ると聞こゆ、其險所は大島潮岬(シホミサキ)を焦點とす。

地學雜誌云、近年横濱と神戸との間に於て汽船の沈沒せしもの甚た多く、明治十九年土耳古軍艦エルトグロー號の如き最も世に傳へらる。抑黑潮の限界即幅と其速力とは大に支那海の信風に左右せらるれども、其方向に至りては太平洋の暴風の爲めに著しき影響を受くるものなり、大氣の有樣に異狀なきときは黑潮は大隅海峽を通過して大島(紀州)を掠めて殆と直線に神子元島に向て流れ、黑潮北界の内側には必ず判然たる二條の水脉あり、其一は黑潮に接するものにして常に運動せず、而して一は日本を圍繞せる潮帶の一部分なり、此潮帶と日本海流との間にある水脉は通例靜止すと雖、時としては黑潮と反對に走ることあり、此水脉の幅は風の方向及强弱に從て變化するものにして、風南方及東より吹くときは濱岸の方に流れて終に潮流と混して該海岸に沿ひ非常に高く且强き潮汐を惹起す、而して其時の天氣は一般に密高なり、此の恐るべき向岸流あるときは汽船は十六時間に十六里濱岸の方に推し流され、大島を右船に認めずして却て之を左舷數點に見ること屢々之あり、此地を航せんと欲するの船長は心に銘記し、能く注意警戒して、針路を定めざるべからず。

伊勢島やあらき濱邊の浦つたひ紀のうみかけてみつる月影、(續古今集)

熊野舟(クマヌブネ)は古より其名ありて、一種の船制を成しゝごとし。

○日本紀、神代卷、熊野諸手船(モロタブネ)亦名天鴿船。釋云、伊豫國風土記曰、野間郡熊野岬、所名熊野由者、昔時熊野止云船設此、至今石成在、因謂熊野本也、播磨國風土記曰、明石驛家者、高津宮天皇之御世、伐楠造舟、其迅如飛、一檝去越七浪、仍號速鳥、按之鴿船者、速鳥之義、速迅之謂也。○萬葉集名所考云、熊野舟と云は舟の名なり。島隱の歌は播磨にてよめる者にて、御食國の歌も伊勢にてよまれたるなれは早船の類なるべしとも曰へり。按に今も熊野浦の鯨漁船は種々に綵りて花形など畫けるとぞ、土佐などにても鯨とる船は皆さやうにして餘の船に異なれり。上古より熊野にては然る樣にせし事歟、さらは其樣にならひて造れる船を何國のにても熊野とぞ云けむ、なほ考へし。

浦みこく熊野舟はてめつらしくかけておもはぬ月も日もなし、(萬葉集)島がくりわかこきくれはともしかも倭へのほる眞熊野の舟、(同上)

讀梧溪師熊中吟、有句云「英雄跡入亂山遠」謹誦可喜、蓋記大塔王之事也、同游屈指尙未十年、而師已歸淨土、感愴不堪、抽毫作長句、　溪琴

太古神皇立國本、龍車鸞駕度重巘、爾來日出幾千年、旌旗不動干戈偃、何物妖氛蝕玉扆、天步艱難挽不返、翠華西巡日月愁、絕島海煙荒霜蔓、一朝老龍蟄赫々、龍子報國勞屯蹇、恨殺骨肉餌豺狼、竟放凶焰天地滿、年遠跡遥何處求、切日祠前老檜秋、梧溪師丘壟之隱、錫鉢曾作訪久悠、吾亦南朝忠義孫、兩條精鐵偶齎恩、布衣久仰乃祖績、空將吟筆慰先魂、鐵笛裂震大澤晚、魑魅屏氣魍魎遯、白雲飛盡天風高、英雄跡入亂山遠、

熊中雜詩　溪琴

問君目何年、來住萬山裡、蕭寺存古鐘、村民識舊史、我亦脫世塵、好隨赤松子、此言何日遂、相對碁山紫。堂々豫章木、半壓據南州、劍璽已歸北、未忘斬大讎、

或借風雲際、豈曰無良謀、徒傳ヽ鵬技、子孫擁海鎮

西牟婁郡（ニシムロ）

牟婁郡の西部にして、西北は日高郡に至り、南方は皆海、東は即東牟婁郡なり、田邊を郡會とす、郡は西偏に在り、古の牟婁郷の地と云ふ。本郡は口熊野と稱し大塔嶺を以て奥熊野と相限る、水脈之に從ひ西南に傾注す。〇今田邊町に衙を置き、四十一村を管治す〈其潮岬本浦岬等は地勢全く東牟婁に入る、故に本編は彼に繫けり〉

牟婁郷（ムロ）

和名抄、郡牟婁郷、訓無呂。〇今田邊町瀬戸鉛山村附近の地なるべし。日本書紀、齊明天武ゝ紀に牟婁温湯の事を載せ、續日本紀に武漏温泉、牟漏泉山、牟婁埼等の名見ゆ、皆今の瀬戸鉛山の地に在り。

芳養（ハヤ）

田邊町の西一里に、下芳養村あり、芳養川此にて海に注ぐ、長四里其上流に上芳養中芳養の二村あり。東郡の西界にして日高郡南部村に接す、正應二年湯淺黨結番次第に「十一番芳養庄東西」とあり、湯淺黨亡しののち康正二年造内裏記に「参拾貫文、湯河安房入道跡紀州芳養庄所々段錢」とある此なり。湯川氏泊城址は下芳養村に在り、天正十三年豐臣氏を拒みたる所なり。〇天正十三年湯川直春京軍に打破られ、芳養泊城に遁れ、又龍神近露山に保ち嶮岨に籠城せしかば、京軍死傷するもの數を知らず、遂に田邊の城に引退き、兵を分ちて一濔城を圍む、兩陣相対する事一月餘り、京軍山谷嶮岨にして進退自由ならざるに苦み、遂に和睦して旋へる、翌年豐臣公の命に依りて本領を安堵し其族三百人を率ゐ和州郡山の城に參候す、豐秀長直春を旅舍に毒殺す、其臣湊右京遁れ還りて泊の城を攻て戰死す。

延久四年太政官牒〈石清水文書〉

（芳養）

紀伊國牟婁郡　字出立庄

右件所進文書大德二年佛子[illegible]助等連署堺四至[illegible]入御寺

其後寛弘五年[illegible]云[illegible]出立庄寄人臨時雜[illegible]庄田任

坪付[illegible]寛仁五年絶[illegible]荒[illegible]作武拾町爲者國司注文云件芳

養庄前司良宗任所立也無[illegible]官省符任[illegible]請以前云々

遊湯潮居士、詩十芳養　[illegible]

[illegible]潮居士瘦[illegible]仙、平生[illegible]、二月海南韶華早、
夢入海花記昔年、[illegible]山有由名芳養、白雲[illegible]竹八九株、
居上[illegible]怨不能持、又向杖頭掛酒錢、十里五里春山路、
竹外一枝已可[illegible]、獨木橋邊路[illegible]轉、詩脾犯渇掬清泉、
林樹新靄平野遠、[illegible]南方[illegible]綠滿川、[illegible]到[illegible]化處、
白雲[illegible]竹尚依然、曲浦[illegible]岸[illegible]映帶、花皆漠々和[illegible]煙、
任見似[illegible]林[illegible]動、美人[illegible]立[illegible]、老[illegible]香[illegible]々、
素娥下[illegible]妍々、[illegible]真[illegible]三万斛、莫是[illegible]山種玉田、
不[illegible]下[illegible]師[illegible]、世人[illegible]說夢[illegible]、何似詩[illegible]子、
[illegible]有萬首[illegible]、

田邊（タナベ）

今田邊町と云ふ、北に山を負ひ南は湊灣に臨む、西谷湊の二村之に接比す、田邊灣は瀬戸埼鉛山其南方を塞ぎ、灣口西に向ひ岩嶼碁布して括囊の如し。商船來泊、交易大なり、推して熊野浦第一の盛邑と爲し、水陸の要に居る。〇大八洲遊記云、田邊、灣環得良港、船舶下碇、帆檣林立、奥言、正平中脇屋義助至田邊、從三百餘騎、逆淡路武島是也、舊安藤侯所治、居民七千四百、於熊野最爲繁盛、故城枕海、樓櫓睥睨、皆已撤去、獨存壘石耳。〇三十三所圖會云、田邊城下熊野路の南道大邊地中邊地の兩道の落合にして、順禮の徒は遙々熊野路の嶮岨を凌ぎ漸々に此地に出つるを歡び、山祝とて旅籠屋に於て餅を搗き旅籠屋の賑ひ甚壯まし。

牟婁港（ムロノミナト）

田邊港の古名なり　盧主集なる熊野詣の紀行中に云「其夜むろのみなとにとまりぬ、しぐれいそかしうふるに（中略）御山につく程に、木の本に手向の神多かれは、水飲にとまる」云々其路程より推すも明白なり。蓋牟婁は室の義にて灣形より出たる名なり。郷名同出考云、牟婁は大和の郷名紀伊の郡名又郷名也、大和は御室村をもむろつみと讀めれは御室によれるにや、紀伊は風土記に海津の館あるより起れるか、又は温暖の義にして其地の暖なるより起れる稱ならむ、大和物語に「きの國のむろの郡にゆく人は風の寒も思ひしられし」とあるを引けり、按ふに牟婁は熊野の神の靈り坐を以て御室の義とされるにはあらざるか、なほよく考ふべし、この他諸國に室原室津室野などは室の如き形勢によりて名けしものなるべし。

田邊城址（タナベノシロ）

海に臨み秋津川の下流に在り、徳川氏和歌山侯の家老安藤氏に附與し三万八千石を給す、乃祖安藤帶刀直次元和五年入部、子孫世襲して近時に至る、今[illegible]す。〇按に田邊は南北朝の頃湯川氏の所領なり、天正十四年湯川氏亡ひ豐臣氏杉若某を田邊に置く、慶長五年杉若主殿助西軍に屬し封土三万石沒收せられ、本國は擧けて淺野氏に給せられ、尋て徳川氏に歸す。一書云、田邊城は慶長八年淺野殿上山より湊崎に移され、同十年暴浪にて破壞し翌年改造あり淺野左衛門佐之に居る云々。

鳥合宮王子（トリアハセ）

（田部）

此社は田邊の東南、湊村大字神田に在り、土俗鳥合宮と曰ひ、又田邊社と稱す、蓋熊野連の一族、田部連〈姓氏錄〉の祖神なり、後世新熊野權現と改む、別當湛增湛快等、當時熊野黨の魁帥たり。〇源平合戰の時、熊野別當湛增法眼は頼朝には外戚の姨聟なりと雖、舊來平家安穩の祈禱いたしけるが又今更に平家を捨てんことも昔の好を忘るゝに似たりと、進退思ひ煩ひつゝ、神明の冥覽に任すべしとて、文治元年田部の新宮にて臨時の御神樂を始む、神明巫女に託して曰く白鳩は白旗に付くと、湛增猶之を信せず、御前にて赤きは平家白きは源氏とて七番の雞を合せけるに、赤雞白雞を見て一番も番ず逃にけり、此上はとて、熊野三山金峰吉野十津川の兵ど

もを語らひ聚め、若一王寺の御正体を下し奉り、榊の枝に餝り付け、旗の紋楯の面には金剛童子を書に顯はし、兵船二百餘艘を調へて紀伊國田部の湊より漕渡り源氏に加る。〔源平盛衰記〕○熊野別當湛増は平家重恩の身なりしが、何としてか聞きいたしけん、新宮十郎義盛こそ高倉宮の令旨賜ひ既に謀叛を起すなれ、那智新宮の者どもは定めて源氏の方人をせんずらん、湛増は平家の御恩を天山に蒙りたればいかてか反き奉るへき、一矢射かけて其後都へ仔細申さんとて、ひたかぶと一千餘人新宮の湊へ發向す、新宮には鳥居の法眼高房の法眼、侍には宇井鈴木水屋龜の甲、那智には執行法眼以下其勢一千五百餘人鬨つくりて矢合し、源氏の方にはとこそ射れ平家の方にはかくこそ射れと三日の程戰ひたれ、去れどもおほえの法眼湛増は家子郎等多くうたせ我身手負ひなくなく本宮へこそ還りけれ。〔平家物語〕按に此に本宮大江法眼と田邊別當湛増を混亂する如し。○三十三所圖會云、田部別當湛増の後裔は今尚此地に有りて本願院と號す、當社鳥居の外右の傍に在り、按に熊野別當教眞が妻は爲義か女鶴原(タヅハラ)が女房にして其子五人本宮新宮那智岩田田邊五ケ所に分ち、湛増は田邊の別當たりしよしは愚の巻にも記たり、又此人々が源氏に加擔したる證跡は、百練抄に「治承四年十月六日、熊野別當湛増謀反、彼山の常住寺等に仰せて追討す可きの由宣下」とあり、玉海には九月三日とす、何れか是なる哉、疑らくは九月に謀反の事聞えて、十月に追討の宣下ありしにやあらん、盛衰記に湛増鳥合を爲して決心し、初て檀浦へ赴きし由記せども、是も又違へり、東鑑に「元暦二年二月廿一日、義經主既渡阿波國、熊野別當湛増、爲合力源氏同渡之由、今日風聞洛中」斯れは平家屋島に在し程なり、是等の説による時は、治承の時既に謀反の色顯はれたり、其時源氏は未た朝敵なり夫すら此山の常住寺制し兼ねたるを、文治に至りていかで兩端の志あるへきや。○太平記云、小豆島すてに宮方となり四國の通路開きぬとて、脇屋刑部卿義助は暦應三年四月一日、勅命を蒙りて四國西國の大將を奉りて下向とぞ聞えし、紀伊の路に懸り通られけるに、先づ高野山に詣で千里の濱を打ち過ぎて田邊の宿に逗留し渡海の船を汰へ給ふに、熊野の新宮別當湛譽湯淺入道定佛山本判官東四郎西四郎以下の熊野人ども出迎ふ、かくて順風になりにければ熊野人ども兵船三百餘艘調へ立て淡路の武島へ送り奉る。

海藏寺(カイザウジ)　田邊町の東に在り、慈航山天授院と稱し臨濟宗を奉す。文化年中南部濱の漂着木材を採り重修し、大殿廣厦輪奐の美を盡し其奇巽の木材海内無双の名ありき、近年失火して烏有に歸す、再修すれども舊時に比せず。

瀨戸鉛山(セトカナヤマ)　舊瀨戸浦湯崎鉛山村とて一地三名なりしを、土俗の習に從ひ今瀨戸鉛山村と定めらる。田邊の南二里、海中突出の一大崖角なり。東は富田村に至る、西方に瀨戸埼鉛山埼の二岬あり。○田邊より瀨戸鉛山に赴く陸路三里迂遠なり、田邊灣を横絶せば舟航最便なり、江上の景色頗佳なり。

瀨戸浦(セトウラ)　村の北部にて、瀨戸埼沈島桝島等其北に在り、田邊灣の南方を塞く。○三十三所圖會云、瀨戸浦に安達藤九郎盛長塋祉あり、其墓と稱する者もあり、社記曰盛長は鎌倉に仕へしに無實の罪を蒙り、紀州瀨戸の浦に配流せらる、去れども數年の勤功に依りて嫡男景盛に本領安堵の御教書を賜はる、盛長は瀨戸の浦に年を經て富田の庄川村に遊び終に正治二年に卒す云々と。白良(シララ)の濱は瀨戸村より湯埼村に至る間にあり、此濱の砂極めて白し、銀沙步と名く。建仁元年十月熊野御幸の時瀧尻王子社和哥に白良濱の題あり。

(白良濱)

冬きてもまた降初めぬ雪の色に同じ白らの濱の月影。

紀のくにの紀の國の、やしらゝの濱にましらゝの濱におり居る鷗、はれその玉もてこ、〔催馬樂紀伊國〕

重浴鉛山泉　南海

泉臟金寶氣、山孕水精苗、日月西東海、風雷旦暮潮、二豎跡已遁、三山路不遙、新知同病客、傾蓋便相邀。

鉛山七境詩(祇南海)曰、銀沙步在浦東、北口有七寶山、一峰只白沙、望之如鎔銀、山下一帶、細沙如雪、

一望銀沙地、海潮洗更白、秋霜長不消、夏雪亦盈尺、

不見眠鷗鷺、唯看數[illegible]跡、

牟婁温泉(ムロノイデユ)　日本書紀、齊明天皇三年、有間皇子、往牟婁温湯、僞療病、來讃國體勢、曰纔觀彼地、病自蠲消、天皇聞悅、思欲往觀。四年、幸紀温湯　天武天皇十三年、地大震、十四年、紀伊國司言、牟婁温泉沒、而不出也。續日本紀、大寶元年行幸紀伊、遂至武漏温泉。○今瀨戸鉛山村字湯埼(ユノサキ)に在り、此地海上斗出の山麓にして數箇泉あり、沙中所々温を覺ゆる者あり、海底亦湧出の所あるを見るへし、皆炭酸泉なり、其浴場六所客舍二十戶頗殷賑なり。○埼之湯無色無臭味軟甘にして且滑し、炭酸量百中三奇零二二を含み遊離并半包合二奇零三五に及ふ、温百三十六度。濱之湯は泉色少濁、温百六度、元之湯(温八十二度) 屋形湯(温百二十二度) 礦湯(温百九度) 疝氣湯(温百廿二度)皆無色無臭とす。〔鑛泉志〕○大八洲游記云、元湯、巨巖自然爲槽形、温泉湧出、崎湯、廣四丈、長二丈半餘、幅或三尺、深三四尺、出於造物神工、不假人力、所謂金液泉石槽也、今村戶八十餘、有鉛礦故云鉛山、德川氏時專以鑿鉛爲業、以礦脈入海底廢之、今則以漁業及湯泉爲生活云。○牟婁温泉碑は村内金福寺門前に在り、天保中建つる所なり、其略曰

(湯埼)

海内温泉不可勝數、其最顯於古者莫先於豫之熟田津、攝之有間、紀之牟漏、々々温泉頗多、其有名者二焉、曰湯埼曰湯峰、古史所紀乏言紀温湯、不斥其地、故世或疑焉、書紀齊明天皇、四年冬十月、帝幸紀温湯、先

是有馬王子、來浴牟婁温湯、歸奏曰、其地形絶、遠涉其境、病自蠲消、帝聞之、南巡之意決焉、帝之幸也、皇太子亦從焉、此卽　天智帝也、又書紀云、持統天皇四年九月、　天皇幸紀伊、又續紀云、文武天皇、大寶元年九月、太上天皇、幸紀伊國、冬十月　車駕至武漏温泉、蓋此時二聖相偕幸也、則持統帝乃併前幸則、萬葉集所載亦是以徴矣、然則此地、温泉之美、唯□之時、所稱於古者、其最美豈、今村中有湯崎、御□□鄕卽是者、臨幸之遺□云、蓋茲地横出於海中、有□□歳、如臥□序然、北與田邊城相對、西勢海灣、□大十有餘里、其間有□□壁之削立、□浦長洲之灘□、漁村之點綴、島嶼之□□、□□□□、不可殫形、□□□之、□如人側□、其連壁□、□□□□、□□分形、□□□□表、大瀛渺□、□□□□、□□□□、往來出沒於風濤□□之中者、一□目前是□、□□□□□也、有□□□賓病之□不□云々、

鉛山七境詩曰、□□湯泉、各有名號、□□、□□、七湯□可入、曰之金波□□大地有洪□、□□□□、萬古石□□、□々清且鳴、□□□□□、併□□□、行宮址、在崎泉上、相傳日河□□□此、□□□一□□湯泉上、行宮有古蹟、□□□□□、玉□□石苔、□□□□□、□□□去來、」□□石、在浦西南□□、形如□□、□□□、□□□之千疊岩、□□一片石、萬人可以□、□□□□、□□□、五色□菓、□□□□、□□□□、非是補天餘、□□□□□□□□開八百洲、先□□□□仙丘、石門一穴斷□□、□□□□□不□、境□□□□□客、□□□□□舟、□□□□□□□、安得丹青附虎頭、」

ましらの濱の走り湯浦さひて今はみゆきのかけもうつらす、(夫木集)　　仲　實

鉛山(カナヤマ)　和歌山湊の行代の比に、湯崎山に開鑛し、採鉛の業一時に盛なりしと云ふ、今は□比に歸す、按に□日本紀、大寶三年、牟婁郡獻琛の事を傳す、此地の所産なるへし。

鉛山浦　　　　祇　南海

鉛山之浦何蜿蜒、金寶待世不後天、自古青州俱綠石、予今赤岸接銀川、幾々青礦穿丹穴、步々暗泉吐紫烟、借問年々來浴者、何人幸遇爾羊仙、

鉛山卽事　　　祇　師璞

茅屋荊山百草黃、綠是秋□沈頂□、一溪晴□□□雨、半□殘□□□人、□□形骸空白骨、羊腸岐路□紅塵、明時未試鉛刀割、須與老農欲卜隣、

鉛山崎は湯崎に突出し瀬戸崎と相幷ふ、牟婁崎と云ふも此なるへし、□日本紀、天平□□十二月、入□副使吉備眞備、□□□久島、自益久島進發、六年正月、□□紀伊國牟婁崎。

秋津(アキツ)　田邊町の北に上秋津下秋津秋津川稲成の四村あり會津(アヒツ)川の谷を占めたり。河は長□里餘、西南流して田邊町に至り海に入る　○稲成(イナナリ)村に蝦蟆(ガマ)岩といふ一奇あり、大□四丈許形状相類す故に名く、其前に觀音洞あり廣十歩許中に佛を安置す、稲秋津の山中種々の形状を成せる岩石多しと云。

見渡せはとり目の山もかすみつゝ秋津の里は春めきにけり、(夫木集)

秋津野は吉野郷に在り同名異地なり、一説万葉集なる人國山岩倉山は此秋津里に在りと、隨駕の人々の詠したるにや。

常ならぬ人國山の秋津野のかきつはたをし夢に見しかも、(萬葉集)石倉の小野ゆ秋津にたちわたる雲にしもあれや時をしまたむ、(万葉集)

人國山(ヒトクニヤマ)は秋津村の西萬呂(マロ)村に在り、岩倉山の號は下秋津村寶滿寺に遺る　(三十三所圖會)

三栖(ミス)　田邊町の北東三里、本宮に赴く通路にて小驛なり。此路は卽中邊(ナカヘチ)と稱し鹽見峠近露三越峠を經て本宮に達す。

熊野へ参りけるに、やかみの王子の花面白かりければ、社に書附ける、

待ちきつる八上のさくら咲にけりあらくおろすな三栖の山風、(山家集)

鹽見峠(シホミ)　三栖村の東なる横頭にして、之を踰れは栗栖川村なり、(三十三所圖會)云、此新宮田邊の間中邊廿里許潮を見る事なく、往還の前後左右共に連山峨々と聳へ山深く道狹くして頗る難所の坂路のみなり、然るに漸く此地に來りて始めて道の平なるを踏み、既に峠に至りて西に向へは大海渺漫として絶景言ふ可らす、されは熊野の奥より出て始めて海潮を見るを以て峠の名を潮見阪と云ふ。

栗栖鄕(クルス)　和名抄、牟婁郡栗栖鄕、○今栗栖川村及三栖村近野村なとに當るへし、田邊本宮の間なる山村なり。

栗栖川(クルスガハ)　鹽見峠の西麓にて富田川の上游なり、今村名にして又驛名なり。往時は鹽見峠にかゝらず澗に沿ふて南下し、石船(イシフネ)眞砂(マサゴ)之□若田なとを經て田邊に通したる別路もありし也。石□王子(今栗栖川村大字石舟)眞砂とも(今栗栖川村大字眞砂)の事古書に見ゆ。○道成寺縁起に熊野眞砂莊司清次か女清姫(キヨヒメ)□□の談を成す。

三熊野の石ふり川の早くより願ひをみつのやしろなりけり、(夫木集)　平　忠度

安堵峯(アンドガミネ)　栗栖川の北四里に在る大嶺なり。和田峠虎峰(トラガミネ)と相並ひ、嶺陰は日高郡山路龍神(ヤマヂリユウジン)の谷なり、栗栖川之に發源し岩田川又富田川と云ふ、南流十里餘にして海に入る。

近露(チカツユ)　栗栖川村の東に一嶺を隔つ、今野長(ノナカ)村と合併し近野(チカノ)村と改む、本宮三越峠の西麓とす、(本宮を去る十四里田邊を去る七里)日置川の上游にして河口を去る十

僻里、四方絕險の邑なり。天正十三年湯川氏京軍に窘められ近露に保み(ツボ)、山路(ヤマヂ)龍神を擁護せんとしたるも果さずして出降る。

參考本盛衰記、康賴法師熊野詣の祝言の條云、鹿瀨蕪坂重點高原瀧尻と志し、谷川を渡れは岩田川に進へ、近津井湯河音無の瀧云々。此なる地名、重點高原なと云ふは今詳ならず。○近露氏は野長瀨(ノナカセ)とも稱し山中の一豪族なり、後湯川氏に屬し天正中に至り家衰ふ。○南朝遺史云、尊雅王は市川宮と稱す、小倉宮(後龜山帝皇子實仁)第四王子、則ち尊義王の弟とあり、或は尊義王、王子とあり。紀伊國續風土記に殘櫻記を引て曰く、尊義王の第三の皇子尊雅王母は色川左衛門尉平盛氏と云ふ強族の女とも云へり、西牟婁郡色河鄕の家譜に盛氏の女後村上天皇に奉るとあるも、尊雅王の母とは見えず。又紀伊國西牟婁郡近露村に野長瀨の莊司の孫胤あり、此家の家譜に六郎盛矩の女とある所に尊雅王とあり、盛矩は小倉の宮に奉仕伊勢國司左中將滿雅と共に討死とあり、野長瀨莊司は吉野十津川鄕中古分裂し今十二村鄕と云所の野長瀨村の人なり紀州近露村を領す。○按に野長瀨は今近野村大字野中なり、之を吉野郡十津川鄕に求むるは誤れるのみ。太平記云、紀伊國の住人野長瀨六郎同七郎其勢三千餘騎にて大塔宮の御迎に參る、是を見て玉置が勢五百餘騎叶はじとや思ひけん楯を捨て旗を卷きて忽に四角八方へ逃げ散りぬ、其後野長瀨申しけるは、昨日の晝ほどに年拾四五ばかりに候ひし童の名をば老松といへりと名のりて、大塔宮明日十津河を御出ありて小原へ御通りあらんずるぞと觸れ廻り候云々。

岩田(イハタ)　田邊町の東二里、富田川の中游に在り。此村今は通路に當らねど往時は田邊より此に出て、潮を泝り市之瀨鮎川を經て栗栖川に至り本宮に向へりと思はる、卽中邊(ナカヘチ)街道の別路とす。岩田村の南一里朝來(アツソ)村は今大邊街道の路頭に當る。

岩田川渡る心のふかけれは神もあはれとおもはさらめや、(續拾遺集)　花山院

源平盛衰記云、三位中將維盛入道は高野(カウヤ)より熊野に向はせ、日數經て岩田川に着給ひ、一の瀨に垢離をかき給ひ、我都に留め置きし妻子の事露思ひ忘るゝ隙なければ、さこそ罪深くあらめ、一度此川を渡る者無始の罪業悉く滅す、されば今は妄執煩惱の垢もすゝぎぬらんと賴もし氣に仰られて、

岩田川誓の船に棹さして沈む我身も浮ひぬる哉

と詠じ給ひて、又小松大臣の御熊野詣の悅の道に、兄弟此河水に浴戲れて上りたりしに、權現に祈申ことある淨衣脫替べからず御感應ありとて、是より重ねて奉幣ありし事思出給ひても、觴さは落る涙なり云々。

朝來(アツソ)　田邊町の東二里餘、富田浦まて二里餘。此村の名朝來に作り阿都素とよむこと不審、

富田(トンダ)　瀨戶鉛山の東に連り、鉛山崎と市江崎の間一灣を成す、沿岸三里許之を富田浦と呼ふ。今東西南北の四村に分る、卽大邊街道の西界に當る。富田驛は東富田村に屬し、田邊町より此に至る四里餘。

富田川(トンダガハ)　安堵峰より發し南流、栗栖川岩田川等の稱あり、富田浦に注くを以て、今富田川と曰ふ、長十里。

齋藤拙堂南遊志云、從田邊到三山、有兩路、北由三栖入山路者、曰中邊地、香客皆就焉、南由富田沿海岸者、曰大邊地、除吏役士人外、少經過者、故無酒茶店、無逆旅家、就村長若土豪之家、辦宿食、富田村有富康、不愧地名、有艸堂寺、殿閣頗壯、上嶺險殊甚、三里入鑑、有水簾亦壯、流爲澗水、沿路回繞、或左或右、觸履三十餘處、得瀨川、無復一滴水、蓋下爲洑流也。

市江埼(イチエノサキ)　東富田村大字朝來歸(アサラギ)に在り、此地單純溫泉あり、(溫八十度)椿湯と稱す。○市江崎より湖岬までの浦は僻陋の極にて、大邊(オホヘチ)皆之に通し、[illegible]山[illegible]深なり。

日本水路志云、湖岬より市江埼に至る凡二十一海里間の海岸は、一帶に高山の脚下なり、陸岸にして西北に[illegible]走す、市江埼より一折して北西北に[illegible]崎に至る、[illegible]間に田[illegible]落あり。

日置(ヒキ)　富田浦の東方二里を日置浦と曰ふ、日置川之に注く。浦の南角を安宅(アタキ)埼と曰ふ、東は周參見(スサミ)浦に至る。

安宅(アタキ)　今日置村に屬す、熊野海賊船の一隻帥安宅氏の故墟なり。○史學雜誌、和訓栞に「舟にあたけ丸といふも安宅丸とかけれと仇氣の意にや、あたけの大船とも見えたり、龍頭つくりのよしいひ傳へり」とありいかゝあるへき、牟婁郡安宅村は外海に面し風波荒きゆゑ、その船堅牢高大にして他所の船に異なるを以て之に大船の名を爲す歟、

徵古雜抄(紀伊國牟婁郡安宅庄安宅村安宅新之所藏)

淡路國沼島以下海賊退治事早速可致忠節之狀如件

觀應九年六月三日　(花押)(義詮)

安宅一族中

右の文書は又南狩遺文紀伊國續風土記等に載す、安宅氏は續風土記に據れは橘姓にして居地の名を以て氏とす、南北の間に賴藤と云ふ人あり、觀應元年足利義詮(續風土記に橘氏とあるは誤なり)賴藤の一族に命して淡路の海賊を防く爲に仝國由良に居住せしむ、其後賴藤北朝に背き正平十四年南朝より備後守に任せられ、周參見氏と共に命を受けて阿波を討ち、同十七年仝國の內南方の地を賜はる、其家今に綸旨數書等を藏せり。

日置川(ヒキガハ)　近露の北安堵峰の東より發源し、南流大塔峰の西に發せる諸水を併せ日置浦に注く、長凡十二里。○日置

川の山谷は廣大の地を占め、今三舞(安居)川添(市鹿野)玉川村(合川)豐原(熊野)近野(近露)富里(平瀬)等六村と爲る。

安居　今三舞村と改む、日置浦の上流凡二里に在り。大字向平に炭酸泉あり、温九十三度。

合川　日置川の上游に在り、海を去る七里許、此より下游は舟筏を通す、今三川村と改む。

古屋　合川の南なる一淵にして俗に古屋谷と曰ひ、奇勝の奇石を産す採りて盆中卓上の珍と爲す、一拳の大と雖、峰巒溪泉の趣を備へ風雅の客の尙ふ所也、古屋石と呼ふ。熊野は合川の東北二里餘、今豐原村と改む、大瀑布あり百間瀧と號す高六十丈幅二間、那智に比すへし、然れとも隱絶の地なるを以て詣者少し、其東一里大字木守に三階瀧あり、其東方に大塔峰聳峙す。

周参見(和深)　日置村の東一里許、南に小港を控へ大邊の一驛なり、江住を去ること三里、周参見の東は串本浦潮岬まて八里、江住和深田並の諸浦に分るれと總稱して和深山とも稱す、日和深の大字は周参見村に屬す。

江住(田並)　江住浦和深村の西一里半に在り、今江住村と云ふ。田並浦(今田並村)は更に和深の東二里にして、串本浦に至るは尙二里の行程あり。

身のうさをおもふ泪はわふか山なけきにかゝるしくれなりけり、(歌枕名寄)

東牟婁郡　南牟婁郡附

東牟婁郡　西は西牟婁郡に至り、東は南牟婁郡に至る。十津北山の二川和州吉野郡より來り本郡に入り相會す、之を熊野川と曰ふ、新宮に至り海に注くを以て新宮川の名あり、今本郡は一町二十九村(北山を除く)人口七万、郡衙は新宮町に在り。

東牟婁は熊野の奥區にして奥熊野と稱す、山高く谷深く水遠く海廣し、郡中大別して本宮那智古座及新宮の四部に分つへし、而て其新宮は七里濱(今南牟婁郡)と部分を同くすへし、大島は古座浦に在り潮岬と相並ひ熊野洋の南角を爲す。

神戸郷　和名抄、牟婁郡神戸郷。○今本宮村に當るへし、神武紀に「越狹野、到熊野神邑」とあるは之と異なり、此に神邑と云は即新宮に當る、即三前郷とす。神戸郷は山中にて音無里是なり。

本宮　熊野坐神社此に在るを今本宮村と曰ふ、熊野川の左岸にして、新宮を去る事水程九里陸路七里。○三十三所圖會云、本宮は田邊城下より三越嶺を經て行程凡十三里半、市街は工商の家ども軒を列ね交易に隙なく、且社職御師の宅若干ありて國々を定めて支配の社家夫々旅客を一宿せしむ、所謂伊勢の御師にひとし、御祓牛王寶印等をも御師より出す、又町宿の類は音無橋より北に多し、至て繁昌の地なり。○明治二十二年十津川新宮川筋大洪水、熊野山中其害を免れし所少く、本宮の如き神殿民戸皆流亡し、舊態を一掃したりと云ふ。

熊野坐神社(證誠殿)　今國幣中社に列す、熊野本宮證誠殿と稱す、新宮那智を并せて三山と云ふ。明治廿二年洪水、神殿破壞し石寶殿二所を留むる外一切蕩盡し、其後之を祓戸に移し再興し四殿を建つ。第一殿熊野牟須美神(即伊弉册尊)第二殿速玉男神、第三殿家都御子神(素戔嗚尊)第四殿伊勢大神とぞ、往時は之を上四社とし中四社下四社あり皆石寶殿の制にて都て十二社を祀れり、社藏には建仁御幸記同御幸略記等あり。(名所地志)○三十三所圖會云、熊野本宮は音無川の上に在り、古は音無里と曰ふ、社領千石高なり、十二社幷び立給ふ、其禮殿は往時桁行二十八間梁行十三間にして大木の九柱を以て造る、柱員百廿九本にて大和大納言秀長卿建立と云ふ、然るに明和七寅年回祿にかゝりて炎上す、其後再興なし今は假りに小禮殿を營す、則ち其舊跡は小禮殿の後に在りて、俗に千疊しきの跡といふ、例年正月牛王寶印神事此殿に於て行はる、回廊は六十間四足門三方に秀で彫物美を盡せり、南門の前に流れて大河あり、參詣の男女此より船に乘て新宮に至る(歩行七里半)船路九里八丁の急流なり、水流速なり三里一時の間に至る、按に熊野權現は諸書に載する事區々にして極らず、都て三山ともに各十二所を以て天神七代地神五代の神を祭る、故に日本第一宮と號す、是神道の秘する所なり、猥りに筆すべからずの悉なきに非らず云云と盛衰記に見ゆ、往昔帝王御幸の事は平城天皇宇多法皇花山上皇白川上皇堀川院鳥羽上皇、後白河上皇後鳥羽上皇土御門上皇龜山上皇等にして、就中後白河法皇は三十四度詣でさせ給ふ。○神社啓蒙云、伊弉諾尊、與伊弉册尊誓之、乃所唾之神、號曰速玉之男、次掃之神、號泉津事解之男、凡二神矣、今按速玉之男事解之男伊弉册尊是熊野三所權現也、古今皇代圖云崇神天皇六十五年、始建熊野本宮、景行天皇五十八年建熊野新宮。○舊紀通證云、熊野十二前、并祀天神七代地神五代、垂迹紀所謂五躰王子四社而神是也、或稱日本第一宮、大中臣日記曰、熊野權現、孝昭天皇廿五年出現長寛勘文、熊野權現垂跡緣起云、庚寅の年石多河の南、河内の住人熊野部千與定と云犬飼、猪長一丈五尺なる射、跡追尋て石多河を上行、犬猪の跡を聞て行に、大湯原に行て件猪の一位の木の本に死伏せり、宍を取て食、件木下に一宿を經て、木末の月を見附て問申さく、何そ月虚空を離て木末に御坐と申に、月共何に答卿て云、我をば

（川無音）

熊野三所權現とぞ申、一社を證誠大菩薩と申、今二枚の月をば兩所權現となむ申と仰給ふ。

忘るなよ雲はみやこをへだつともなれて久き三熊野の月、（玉葉集）　後白河院

はる〳〵とさしかき峰を分すきて音無川をけふ見つるかな、（夫木集）　後鳥羽院

戀わひぬ音をたになかむ聲たてていつこなるらむ音無の里、（拾遺集）

日本書紀云「素戔嗚尊、居熊成峰、而遂入於根國者矣」とありて本居氏は熊成は熊野なり、ナスを切ればヌと爲ると曰へり、蓋出雲國熊成の名をば彼より移り來ませる神人の共に此に移し給へるならん、神武帝東征以前の事なり。神武帝の時に神邑熊野村と云は今の新宮なり、後に及ひ山中にも之を祭り、熊野坐神社の名之に歸せるより從ふて本宮と爲すのみ。水鏡帝王編年記等本宮鎭坐は崇神帝の時など曰ふは疑あり、採り難きに似たり、又謂ゆる五躰王子八王子など、熊野にて王子と云は、皆素戔嗚尊の五男三女の神にあたるごとし。○神祇志料云、熊野坐神社、今那智山の西北七里、大字原に在り、蓋出雲の熊野大神建速素盞嗚命を遷せる、（日本書紀延喜式參酌長寬勘文大意）之を家都御子大神といふ、（新抄格勅符紀伊國神名帳）

按家都御子大神を素盞嗚尊と申す由は、神代卷一書に素盞嗚尊韓國に降り坐て種々の木種を殖生し其用ふべき法を定め、又其啖ふへき八十木種をも播生し給ふ御功ますを以て、出雲にては熊野大神櫛御氣野命と稱へ奉りしにて、櫛御氣野は奇御木主の儀なる事著く、又其御子五十猛命大屋津媛命抓津姫命の三神も能木種を分布し給ふを以て、紀伊國に渡し奉り樹木の暢茂れる事も他國に勝るを以て木國と名け、後に熊野神も出雲より遷し奉りてこの國にては家都御子大神と稱せり、家都御子とも家都美御子とも申すは木津の御子にて御子は同殿にます伊弉冉尊の御子と云義なれば、櫛御氣野命と其意異なる事なきを知るべし、本宮の傳說に家都御子大神に伊弉諾尊伊弉冉尊二神を合せて第一殿の證誠殿に祭り、熊野夫須美大神御子速玉大神を第二殿に祭るとある伊弉諾伊弉冉二神は後人の附會なるべし、其は夫須美大神は卜部兼隆の諸社大事に結宮は女躰とみえ、今も現に熊野神伊弉冉尊なるべく思はれ、はた此神ありては重複なるが上に國内神名帳に家都御子大神熊野夫須美大神御子速玉大神と記せる順序の社傳と同しきにて、三神の外に別神を祭るべき由なき事著ければ也、而るを世に夫須美神を櫲樟日命と音近きを以て熊野櫲樟日命なりと云說も聞ゆれど、さては自餘二神の御子とあるをいかにとも云べき由なき也。

貞觀元年熊野大神從二位を加へ、延喜七年宇多法皇熊野山に幸し給ひ熊野早玉神に從一位、熊野坐神に正二位を加ふ（日本記畧長寬勘文）熊野行幸此に始る、（熊野略記濫觴抄）延喜式熊野坐神名神大に列す、天慶三年二麼祇に正一位を授奉る、承平中海賊の事を祈りし報賽也（長寬勘文）白河天皇應德二年中納言平清盛を遣して宸筆宣命及神寶を奉り、又太神宮に准て御拜せさせ給ひき、寬治四年白河上皇熊野山に幸して百餘町地を三山に寄し、（百鍊鈔帝王編年記一代要記）元永二年上皇又紀伊阿波讃岐伊豫土佐五國の地各十烟を奉りき、（中右記）此後朝廷此神を崇奉りしより鳥羽後鳥羽上皇相繼て屢本社に詣給ひしを以て之を御熊野詣と申したりき（百鍊鈔扶桑略記中右記東鑑中資王記明月記）長寬元年群臣に勅して伊勢熊野同神なるや否を議さしめ給ふ、時に刑部卿藤原範兼大外記博士中原師光等謂らく日本書紀に伊弉冉尊を紀伊熊野の有馬村に葬ると云り、是卽熊野神にして實に天照大神の御母なる時は、熊野伊勢其名異なれとも其實相同じと云ひ、或は本宮は伊勢内宮、新宮は外宮、那智は荒祭宮に同じ、或は熊野[illegible]神は熊野[illegible]日命也、熊野高倉下命也、早玉社は伊弉冉尊也と奏しき、又太政大臣藤原伊通（據公卿補任）議しけらく、國史經式を按ふるに櫲樟日命は素盞嗚尊の子、高倉下は神武天皇の侍臣、速玉之男は伊弉冉尊の子也、太神宮同體の神にあらず、古今皆貴曰「天照大神は惟祖惟宗にして尊き事二つなし、自餘の諸神は乃子乃臣なれは之に抗すべからず」日本紀に云「天照大神は是諸神之最貴也」延喜御記に「太神宮と豐受宮と君臣の如し」と云り、豐受宮猶然り、況や他神をやと奏しき。（長寬勘文）寬元四年覺仁法親王を以て熊野三山檢校とす、熊野檢校此に始る、（華頂要略紀伊續風土記）此中世以來僧徒專ら神事を掌りしより本社を輕く[illegible]し、末社の神を合せて十二所權現と云ふが如きに至りき、其事尤妄なり、（參酌熊野文書熊野社傳僧官補任[illegible]江談鈔大意）後醍醐天皇元亨元年、護良親王を率て熊野に至り坐す時、熊野神に祈りけらく「兩所權現は是伊弉諾伊弉冉尊に坐せり、（此兩所權現と云は當時の誤傳にて然り）今上其苗裔として大陽浮雲の爲に隱さるゝ事[illegible]しきに似たり、神若し神たらは君何そ君たらさらん」と[illegible]して神敎を得て十津川に入る事を得たりき、（太平記）其神主本宮に仕ふる者を和田氏と云ふ、實に熊野連の裔也、り按に熊野三山檢校は覺仁法親王に始る、後鳥羽皇子也、近世は此職聖護院の兼帶に歸す、而て覺仁の名は聖護院法系の中に見えず。○熊野牛王と云は權現の護符にて、又烏の牛王と稱す符文烏影に似たる奇字を載せたる者なれは也、又一說牛王とは璽の俗字壐を誤りて尓王と思ひ違る也と。又倭訓栞云、熊野山より牛王寶印を出す、寶印の事は牛王守護神咒經に見ゆ、巫祝之に依りて神符と爲す、或は牛王の二字は生土の義ありと云は拙し、寶印に烏點を用るは烏を熊野の神使とする故也、其裡書起請

の碑文の事は風に源平盛衰記に見えたり。抑烏を熊野の神使とする俗習は、彼の神武帝東征の時にも八咫烏の奇瑞ありし事古史に載せらる、定めて縁起のあることならん。

熊野路次、瀧尻宿卽事、　藤原　信西

幽奇靈籠號熊野、一趁永無塵垢侵、月下嵐前攅拜思、當來現世利生心、石門松老攀煙過、巖戸泉寒叩凍斟、本地卽知西土主、每[illegible]引□讃難禁、（本朝無題詩集）

山中雜詩　溪　琴

神聖跡自閟、巖洞幽花芳、百世弓弦田、三山鼎足分、波開鯨鯢園、雲養龍蛇窟、長[illegible]王孫劔、樵家[illegible]。滿地甘棠[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]歲三千、日出[illegible]萬里至、世遠相將傳[illegible]籍、時[illegible]風雨[illegible]山川、天壇夜[illegible]、[illegible]秋高日月懸、

天手力男神社（アマノタチカラヲ）は延喜式に列し、又續[illegible]「[illegible]二年、以紀伊國大手力男神、預官社」とある是也、今本宮境内に在りて御戸開神と曰ふ（神社志料）

三越（ミコシ）

今の本松峯と合同し三里村（ミサト）と改む、本宮村の北に接し果無山（ハテナシ）（十津川郷に界す）三越山の下に在り、三越峠は牟婁郡近露に通ずる山嶮にて、口熊野奥熊野の界なり、盛衰記に「高原の峯吹く風に身を任せ、三越の嶺を越えたまふ」など曰へり。

雲の居る三越か嶺をみこしにて[illegible]心をかゝれとそ思ふ、（家集）　俊　頼

發心門址（ホッシンモン）　熊野本宮の總門なりしが、後世廢し今尚三越（ミコシ）に礎をのこす、明月記に定家卿發心門に詩を題せる由載せたり、

書發心門柱　藤原　定家

恩日光南[illegible]界根、大慈道上發心門、南山月下結緣力、西刹雲中弔旅魂。

うれしくも神のちかひをしるべにて心をおこす門に入りぬる、（千載集）　經　房

湯峯（ユノミネ）

今四村（ヨ）と改稱す、本宮の西南一里に及はず、温泉あるを以て此名あり。

湯之峯溫泉は三所あり、光明湯（クワウミヤウ）は硫黃泉にして無色透明、水素臭を帶び、甘味あり、溫百六十八度、玉湯は炭酸泉にして無臭無味あり溫百八十六度、小栗湯（チャリ）は鹽類泉にして無臭鹹味あり溫百八十八度、共に水中に涌出す、浴場五所に分れ旅客常に潤なり、旅舍客樓十餘戸頗繁盛なり。（續風土記）此溫泉は舊熊野本宮の管理に成る、初め東光寺を置き之を掌らしめ、天仁元年鳥羽天皇勅願として此に三面の寶塔を起さしめらる、近年東光寺廢し寶塔亦毀壞せらる。○三十三所圖會云、湯峯は溪谷にては無双の勝地、溫泉數多ありさはめて熱湯なり、入湯客の旅舍は凡そ十六軒、座敷奇麗にして客のもてなし叮嚀也、傳へ言ふ往昔は湯壺は遠い谷に在りて東光寺とへたたりしが、後世溫泉涌出の口もかはり、且繁榮にしたかひ今の如く構をつくり自由をなせり、又河湯（カハノユ）と云事あり、是は河水のなかれの底より所々に溫泉を涌き出つ、何れも河原の石を穿ちて湯とす、凡四五ケ所あり、水多く交れは溫ならず、又水の增る時は埋れて其所を失ふとぞ。

熊野路や雪の中にも沸かへる湯の峰かすむ冬の山かせ、（草根集）　正　徹

東光寺（トウクワウジ）

近年一旦廢し三間四面高三丈二層の塔は毀壞の災に會ふ、信徒又相謀り寺名再興し藥師堂を以て本寺に充つ。內陣本尊は長二丈一尺の巨像なりと云ふ、胸部以下は地中に埋没し其上部に無數の竅ありて湯花（ユノハナ）之に附着す、蓋自然の岩石にして往時佛胸より溫泉沸を出でたりき、龕扉は菩薩の彩畫、花殿司の銘とぞ、豐臣氏本堂修繕の後和歌山藩世其資料を給したり。○三十三所圖會云、藥王山瑠璃光如來長七尺餘座像、長五尺をあらはす、溫泉の湯花にて自然と成所といふ、脇の邊に穴あり、古は此所より溫泉湧出せしとぞ、故に尊像は地上よりのべつけなり、又多寶塔は本尊釋迦佛並に文殊普賢を安す春日の作といふ、內陣四面の板壁には六祖大師の像を圖す、什傳云飛驒內匠の造る所なり後鳥羽院の御建立と聞ゆ、什寶には平相國淸盛書寫の菩薩戒羯磨文一卷（紺紙金銀泥一行づゝ交書）○又云、一遍上人名號石は湯峯川の橋の向に在り、凡一丈餘の紫石なり、上人之を爪書（ツメガキ）の名號と稱す、石面に勒して曰く、

南無阿彌陀佛

熊野三所權現十方本卒都婆并百萬遍念佛書寫畢

乃至法界衆成所願也　正平廿年八月十五日　勸進佛子敬白

請川（ウケガハ）

四村（ヨ）の東南に在りて一村を成す、本宮の南一里許、大塔峯雲取山等其南方を限り、山中方數里の曠あり。七越峯と云も此間に在りしなちん。

立のほる月のあたりに雲消えて光りかさぬる七越の峯、（山家集）

請川は大峯川に作る、同名の水あり大塔峰（オホタフ）に發源し東北流四里、大字請川に至り熊野川に入る　○大字皆瀬川（ミナセガハ）に硫黃泉あり、（湯峯南一里許）又祿中劇見、溫百五十八度、大塔川の岸に在り客舍數戸あり。

（皆瀨川）

大塔峰（オホタフ）

請川村の西南に盤據す、頂點三千八百七十尺、熊野第一の峻嶺なりと云ふ。北は法師峰より三越峠に連り、東は雲取山那智山に至り、西南は山岳涸脈紛羅を極め、古座川日置川の水源を爲す。凡大塔峰は土俗相傳へ「山根蟠亘、廣袤十里に亘り、溪行五六里、山頂二峰に分るゝを見る」と云ふ、適大の言に似たり。

小口（コグチ）

請川（ウケガハ）の南にて大雲取小雲取二山の間に在り、日足（ヒタリ）村と一谷を成す。小口川東流四里、熊野川に入る。

雲鳥や志古の山路はさておきて小口河原のさひしかりける、（山家集）

志古山とは今の小雲取山(コクモトリヤマ)なり、(三十三所圖會)日足(ヒタリ)は熊野川の畔にて山驛なり、本宮新宮の中間に當る。

九重(クヘ)（宮井）

今宮井(ミヤヰ)村を併す、玉置山の南にて本宮の東に在り。北山川十津川(熊野川幹流)の交會所は其北岸に在り。○地學雜誌云、熊野の宮井村に産出する石炭は北山及び十津川の合流する所に、僅少の傾角をなして粘頁岩中に介在し、其厚さ四尺ありて良質の無煙炭を出すと云ふ。

玉置山(タマキサン)の瀞谿(ドロタニ)の奇勝は、本篇之を和州吉野郡に繋たりと雖、此にも刊錄すへし。瀞は俗にドロ八町と稱す、近年大洪水の後稍毀損を被るとも云ふ。○大八洲游記云、北山川、岸崗與熊野川(十津川幹流)相若、水稍淺梅清冷、水底礙石平鋪、湍激聒耳、兩涯碩礫、歸堆鶴渚、無復沙土、二棹人、一引百丈、沿岸而上、屁高於頭、如飢鶴伏喙、一人棹舟、每遇急灘、棹人亦入水、推之、猶輓夫於車、泝流二里餘、兩崖絶、水猶亦斷、已而至玉置口、是爲瀞谿、○探奇小錄云、小航北山川を泝り洞谷に至る、內は左右壁石直立千尺、頂に樹松雜木を戴き一撮土無き者の如し、水は則ち深綠色にして其巖底を作すに似たり、一棹崖を廻れば則ち溪口峻崖數尋屹立して門を作す、門而して深さ數十尋測る可らざる也、滾々として流れず、舟子櫓を按じ徐々として進む、崖壁幾曲、觀曲に隨ひて改まり、崖岩盡く奇なり、其最も奇なる者右崖にして趺石蛙岩等なり。

熊野川(クマノガハ)（新宮川）

又新宮川(シングウガハ)と曰ふ、源を吉野大峰に發し十津川と曰ふ。牟婁郡に入り北山川を合せ漸く巨流と爲り、笠川(ウケガハ)小口川和氣川大野川等の諸澗を容れ蜿蜒縈廻して新宮に至り海に入る長三十五里、其河口より郡界に至る十二里は舟棹を通すへし、明治二十二年十津川大洪水、やまつなみを起し沿川一帶非常の災變を見たり。○熊野川には上り船ありて本宮に至る、航路九里八町、兩岸頗る絶景なし、然れとも那智山に參詣の者は順路の勝手よからず陸路を行べし、又吉野より十津川に出て果なし越を經て本宮に參る者は本宮より舟にて南新宮に下るへし。(三十三所圖會)○本宮より舟を下せは宮井に至る、兩岸は層巒起伏して水と共に東走し、左に請川右に敷屋(シキヤ)の村落あり、屏風島を過れは網代淵あり巨岩淵に臨み奇險眼を愕す、宮井に至れは長流來會、汸々然として洪なり。(名所地志)大八洲游記云、熊野川之舟、新宮距宮井五里、兩岸奇巖怪石、往々在焉、或如巨人、或似浮圖、或爲卷絹帛狀、形狀不一、岸上諸山、間有石骨迸出者、與青嶂巒翠、樹映如畫、或有瀑布、隱見於老樹蔽蔭間、如白蛇下飮澗。熊野遊記云、和氣村(日足村)石崖流受、與上游異觀、既左嶺岸然而起、怪巖森々、立者側者、若將翔者、若將走者、若神擬蛇者、若六首八臂者、且怒且狂、奇形異狀、山海王會、不按圖而目擊悚然、右方蒼壁數仞、葛藟覃焉、走數十步許、古松插岩隙、有飛泉、至瀨原村、左山點布黑白、縱橫有法、宛然行陣哉、流稍濶、山益濶、舟行緩、目得少間、仨見攢峰若指、曲岸溫灣、複上流之所未觀也、左曰大伴埼、右岸斧劈片々相倚、植墨子頂、乃新宮山之背也。

新宮に詣給とて熊野川にて

くまのかは下す早瀬のみなれ棹さすかみなれぬ波の通路、(新古今集)　後鳥羽院

熊の川せきりにわたす杉舟のへなみに袖のぬれにけるかな、(續古今集)　後嵯峨院

三前(ミタマ)鄉

和名抄、牟婁郡三前鄉。○今新宮町三輪崎村及其附近に當る。三代實錄貞觀十七年十月の條に紀伊國三前神とあるも卽熊野神なるし、三は古言眞の義にて美稱の辭也、神武紀熊野神邑(ミワ)とある亦此なり。○南紀名勝志云、新宮莊に上熊野中熊野下熊野の三村ありて今新宮と云ふ、原は熊野村の中なれと新宮大神鎭坐あれは後世かく云ふ、諸書に熊野村と云ふは卽此なるへし。

新宮(シングウ)

熊野川[illegible]、七里濱(シチリノハマ)の南部に在り、舊社名なれと今は新宮町と曰ふ、紀南の一都會にして和歌山を去る五十七里、郡衙を置かる。

○參考本盛衰記云、文覺上人は渡邊より舟に乘り、住吉玉津島をよそに見て、由良の戸、田部の沖、新宮湊に船を着、熊野山を伏拜、南海道より湧廻て、遠江の國名田沖にぞ浮たる。○水路志、新宮は此近海の和船貿易の大市場にして、其貿易品は重に平底舟にて、熊野川より落し來る木材及下等の石炭を輸出す。川口北角附近に高さ十五呎の數小岩あるを以て認め易し、川口より入ること一海里半にして南岸に新宮の大邑あり、邑の前面に位する新宮城は今や敗壞に屬すと雖海面より望めは樹間に白壁を現し極めて顯著なり。その他の望標、三輪埼は熊野川の南西方二三/四海里にある岩角にして礫瀨の沿岸なり、凡二鏈の間は危石險岩あり、而して內方の山脈は高さ三、〇〇〇呎以上に達す。

新宮は熊野[illegible]の本據にして、社人僧徒の神威に籍り舟師を養ひ以て一方に雄視せる故墟なり、慶長五年邑主堀內氏西軍に與し敗亡したるより積勢拔かる、卽新宮城は和歌山城主の屬鎭と爲り淺野氏に歸し淺野右近忠吉之に居る、元和五年德川氏に轉歸し其家宰水野出雲守重仲に附せられ封三万五千石を分ち之に鎭せしめたり。○三十三所圖會云、堀內氏は世新宮の人なり、其先は熊野別當湛譽に出つると云ふ、豐臣氏の時に新宮城に依て固守す、後に豐臣氏に臣たり、慶長庚子の亂に國除せらる、當今城下は新宮權現を始め靈地多く、殊更運送便宜の湊なるか故に、商家工家軒を並へて賑はしく、熊野中無雙の一都會なり、城は社頭の東なり、舟着湊は新宮の町より東十町許にあり、朝夕商舟出入して交易し頗る繁華の湊也。

（史料遺佚叢誌云、熊野炭は近世著名の物產にして官業なりき、今は人民の私營也、販路は江戸に出すもの八分、其他は皆大阪及近國の需用に充つと云、御仕入方役所は奥熊野に三箇所ありて、專ら炭を製し之を販賣することを掌り、當時製炭は一切藩の專賣品にして私に之を輸出するを許さず、其仕入手續は受負人を命し製造の事を任す、又江戸には炭竈役所ありて互に其氣脈を通し網濫販賣の事を力めしめけりと、）

舟中雜詩　　遠　琴

九里鏡塘、北顧宋坪、海城前氣閟、雲路鷗然開、地分人煙密、舟帆員客來、旅亭酒可飲、半到八陽頽。入風吹旅髮、飛樓接大虛、海天茫無際、万里送濤腥、室水不成眠、下歐仍帶星、此際し遊矣、仙塲入杳冥。

新宮城址（シングウノシロ）　新宮町の東に在り、天正年中堀内氏善の築く所也。兵家茶話云、天文中熊野別當堪藏の子孫堀内氏虎熊野の諸邑を管制し新宮に居る、其子氏善北畠氏を破り志摩を侵し、後其子の就に二國せらる。野史云、堀内氏善、或作可侵、稱安房守、熊白る吉衛南海也、氏善拾新宮城、防禦不備、遂請和降之、文祿二年、率兵八百五十、從征朝鮮有功、慶長庚子之役、軍敗脫居、後慶長十九年入大坂城、子甫朝氏久富與之、甫朝氏敵僕擒郡邑、已而大坂陷、淺川氏收之、居于京師。（大八洲游記云、新宮城、即水野侯所築、固阜、四面皆磐石、拔地數十丈、城構略同、崔嵬雄峙、其址北枕熊野川、河川堞城入海、河北則峰岫、蜿蜒起伏、消海連伊勢、西瞰新宮坊市、煙火三千、櫓閣參差、其背則神倉諸山、聳立摩空、引尾南走、南國鳥陵陀、東則平疇桑麻、虛空中映、遠以紫濱、南大洋、日日無際、舟帆出沒、眺望之美、在紀南諸城之上。）

新宮古館址　新宮町字下熊野に在り、六條判官爲義の季子十郎行家か居しそ、行家は前名義盛と云ふ。（三十三所圖會）按に當時熊野別當は源氏に結托し、熊野縣僧縣起の事玉海東鑑等に散見す、古館とは即別當坊の要害ならん。（源平盛衰記高倉宮令旨使節の條に云、抑も令旨の御使誰か勤むべきと仰ければ、三位入道賴政申けるは新宮十郎義盛折節在京に候れは召されたしと申りて、即ち十郎畏まつて曰く、平治年中より新宮に隱れ籠りて、如何して素懷を遂けて再び家門の恥を灌めんと存する所に、今蒙命を蒙る條然しながら身の幸ひに候ると申せは、當座に藏人になされ、義盛を改名して行家と名乘る、治承四年三月九日令旨を給て蘇芳を肩に掛け柿の衣に裝束して、熊野に見當ひたれは山伏の學をして海道に係つて下りけり、此由を聞國内道の事なれは、平家の馳の節に本宮大江法眼之を聞き、新宮十郎こそ高倉宮の令旨を給はり東國に下り平家を亡さんとするなるが、那智新宮大衆等源氏の方人せんとて用意ありけれ、いざや押寄滅さんとて、三千余騎舟に乘て新宮の渚へ押よせけり、新宮那智の大衆此事をきゝて那智の執行正寺司権寺司羅僕羅在橋爲の法眼等同心して大衆二千余人新宮の湊に陣を取る、一日一夜火の出るほどこそ戰ひたれ、されども大江の法眼軍に負て退きけり云々、八田屋の高倉宮の條を參考すへし）

（東仙寺）

丹鶴山東仙寺（トウセンジ）は新宮村にあり、傳云六條判官爲義の息女鳥居の禪尼の建立のよし。按に六條判官爲義か女は鶴原とて熊野別當教眞が妻なり、老後剃髮して鳥居の禪尼と號せしなるべし、則ち田邊別當湛增も此教眞の五男にて源氏に與せす、無量壽寺は比丘尼寺なり、開基詳ならず、什物法灯國師の畫像贊は法灯の自筆と言へり、佛涅槃の畫像應擧の由筆者知らす。（三十三所圖會）盛衰記云、源爲義は熊野にも女房あり、娘をはたつたはらとの女房とそ申ける、白河院熊野御參詣の時此山には別當ありやと御尋ありけるに、父にウイスキ筆と申すは權現擘御院國より我朝へ飛渡給し時、左右の翔を爲て、又わたりし者なるに依て、熊野をば我ままに管領して、又人なへ大振舞けるが、折しも權現の御前に花備て籠りたる山臥教眞を別當になすへき由、すすき計らひ申ける、別當は市代すべき者なり、聖にて叶ふべからず、妻を合よとて爲義か娘たつたはらの女房よかるへしとて教眞に合ける、其後洛中騷動ありける時、教眞常住の寄付山内の縣院等上下を嫌はず崔立て、一萬餘騎の勢にて都に上る、參考本云、按教眞即湛快也、而系圖無堪快號教眞之文、可疑、又湛快子爲湛也、而系圖曰湛增實源爲義子也。

熊野速玉神社（クマヌハヤタマ）　謂ゆる新宮是なり、往時は社殿宏壯にして三山の第一に推されしか、明治の新政幣の列に入らず、同十六年火災に罹り、山伏燒き畢りぬ、神輿帳寶藏等幸にして難を免れたれ、故に神輿一基神幸用船一隻其他神寶類計六種は美術工藝品の目を以て明治卅一年國寶綠に登錄す、殊に夫須美神（木造着色）坐像一、伊邪那美神（木造着色）坐像一軀は同時に國寶に入る、猶著名なるは古鞍丼鐙一具御劍二口鉾四本弓矢平胡籙等また鏡手函櫛笥の類、中古近古の帝王將相の家より進獻せしめたる者多し、古箭は土御門天皇の詠進和歌三卷を初め文書類數十通あり。

熊野新宮にてよみ侍る　　菅原　師光

天降る神や願をみつしほのみなとにちかきちきのかたそき、（玉葉集）

後鳥羽院熊野にまゐらせ給ひける時、新宮の御會に庭上冬菊と云をよめる　　藤原　定家

霜おかぬ南の海の濱ひさしひさしく殘るきくのしらぎく、（拾遺愚草）

山の尾にこれをさしてか御舟島神の泊りにことよさしけん、（盧主集熊野詣記）

（御舟島）

新宮には同年九月十五日、神輿を船にのせ海上渡御ありて、御船島(ミフネジマ)にて磯邊の小嶼に移し奉り、即日還御なり。

みくまのの浦輪に見ゆる御舟島神の御幸に漕きまはる也、〔藻鹽草〕　少將　内侍

神祇志料云、熊野早玉神社(延喜式名神大、新抄格勅符早を速に作る、今新宮庄熊野村の海濱に在り、〔南紀名勝志陽國名勝志〕蓋出雲の速玉神同神にして伊弉諾尊の御子速玉之男神を祭る、〔延喜式釋日本紀　長寛勘文日本紀纂疏〕蓋仍て御子早玉大神と云ふ、〔紀伊國神名帳〕景行天皇御世始て神社を建つ、所謂新宮即是也、〔帝王編年記皇年代略記熊野略記〕天平神護二年、神封四戸を速玉神に充て奉る。〔按に此新宮は、延喜七年宇多法皇熊野山に幸し給ふ早玉神に從一位を加ふ、熊野行幸此に始る、天慶三年正一位を授け奉る、白河天皇應徳二年早玉神遷宮あり、勅使權中納言平清盛を遣され宸筆宣命を奉り、又大神宮に准して御拜せさせ玉ふ等熊野坐神と同格の社なり。三代實錄貞觀十七年紀伊國三前神授從五位下と云も早玉社ならん、延喜七年早玉神從一位熊野座神正二位とあり而て之を新宮と稱するは不審なり、此地は神武紀にも神邑熊野村とあれば當時既に早玉社の在りしを思ふ可し、蓋此新本の稱は中世無識の輩の牽強より遂には世の公稱に移れるならん。早玉男神は書紀「一書曰、伊弉冊尊、至黄泉、將出還、亦悲焉、乃所唾之神、號曰速玉之男、次掃之神、號泉津事解之男」とありて蓋不淨を掃ひ清むる神靈なり。

熊野は往時本宮新宮那智田邊等の大邑には皆社務寺役に參與する宗族ありて、神佛奉仕の業と俗事とを兼しは中世の習なりき、之を熊野党と稱す。治承文治中の本宮別當行明、建武年中の本宮別當道有、大坂亂の本宮別當竹坊等皆軍國の興敗に關係したり、中にも新宮三黨と云は宇井(ウキ)鈴木榎本の三家なりき。○扶桑略記、永保二年、熊野山犯來大衆、三百餘人、向負新宮那智御神輿、來集粟田山、(京都東山)訴安御輿於井山口、大衆欲入公家、訴尾張國館人殺大衆等之狀也云々。〔大日本史氏族志、穗積氏、其族居紀伊者、有榎本宇井鈴木等氏、〔鈴木系圖〕鈴木氏曰重基、重基二十六世孫、曰重家重清、重清稱龜井六郎、與重家倶從源義經。

飛鳥(アスカ)神社　新宮攝社にして字上熊野(カミクマノ)に在り。相傳ふ早玉神初め切部山玉那木の淵に天降り、次に神倉山(カンノクラヤマ)に移り、次に阿須賀森に移り、景行帝の御宇に今新宮の地に移し奉ると、長寛勘文熊野略記に見ゆ。〔今阿須賀神社神寶類十四種美術工藝品として國寶簿に錄せらる。〔平家物語云、三位入道維盛、新宮へ參られ神倉(カンクラ)を拜み給ふに岩樵たかく聳えて嵐妄想の夢を破り、龍水淸く流れて塵埃の垢をすゝくらんとも覺えたり、飛鳥の社伏拜み、佐野の松原さし過ぎて、那智の御山に參り給ふ。

神倉山(カンノクラヤマ)　速玉社より南七町許、險道を踏み之に登る凡二百尺。山頂に巨石あり、謂ゆる天磐盾(アマノイハタテ)是なり、熊野早玉神の舊座所也。〇三十三所圖會云、神倉山權現は古より靈所なりとて中の刻を限りて登山を禁ず、俗に新宮の奥の院と云、或は龍藏(リウザウ)權現と稱す、額に曰く日本第一熊野根本神藏權現と、本社は巽に向ひ山腹の岩磐を以て神座とし、其前に建架けたる棧造りなり、此欄干より近く臨めば新宮の城下の街衢縱横に連なり、遠くは東南の蒼海一望にして絶景なり、又相傳ふ神藏山は古神武帝の御跡、武甕雷神韴靈(フツ)の寶劒を下し給へる、高倉下命の庫の址なり、故に神倉と號すとぞ、委くは日本紀に見えたり。〇神武紀云「到熊野神邑、且登天磐盾、仍引軍、漸進海中」と盾は一木舟に作る。釋紀云、天者例文、磐者堅磐之義、盾者干櫓之屬、然則舟中所奉安之大楯也。されは天磐盾といふ者は岩石の義にあらさるに似たり、今是非を詳にせず、平家物語には神座(カンノクラ)に作り、熊野新宮の所在と爲せり、天磐盾と云ふ、畢竟時の座所を指して石にも稱にも比擬せる者歟、古事記云、到幸熊野村之時、大熊髣出入即失、天神御子忽爲遠延、(遠延即病疲)及御軍皆遠延而伏、此時熊野之高倉下、齎一横刀、到於天神御子、伏地而獻之時、天神御子即寤起、其熊野山之荒神、自皆爲切仆。

按に古事記序に「化熊出川、天劔獲於高倉」の句ありて本居氏は川は山の誤かと曰へり、而て「到熊野村之時、大熊髣出入即失」の一段は本居氏髣は從山の誤ならんと云ひ、山田以文校本には「卜部兼永所摸寫曰、日本紀作髣髴按書紀無此文恐指古事記」と注し近刊本に得出山所載熊野縁起所引此記文亦作髣髴と付ふ、又天孫本紀には「磐余彦尊、發自西州、帥軍、東征之時、往々有命者、蜂起守住、前到熊野邑、惡神吐毒、人物咸瘁、爰高倉下命、在此邑中云々、饒速日命兒、天香語山命、亦名高倉下命」と見ゆ。

三熊野の神倉山の石たゝみのぼりはてゝも猶いのるかな、〔續古今集〕　前太政大臣

神倉山、攀燈四町、有巨石、大四五丈、形如蟾蜍、其旁巨石差小者、二四相倚、兀立爲洞形、貴擬石有高倉下祠、額朽不存半條、神武帝紀、到熊野神邑、且登天磐盾、磐盾即此山也〔大八洲記〕

徐福塚(ジョフクヅカ)　新宮城東の海岸なる田間に在り、老樟二株、其下に石あり、秦徐福之墓と刻む、之を距る三町許の地に小塚七あり、亦徐福の徒の墳と傳ふ。〔三十三所圖會云、徐福墓上熊野地村飛鳥社より五町許西南にあり、國君南龍院殿しるしの碑を建給ふ書は李梅溪なり、墳の上に樟木二三本あり之を蔽ふ。南紀名勝略記云、徐福祠、新宮庄熊野村の西南にあり、今祠なし土人其處を楠藪と云ふ、廟禮細見に、新宮の下馬より十六町東、徐福祠あり世俗蓬萊山と云ふとあり、ともに此處を指し

て云へるなる可し。紹海錄、蕉堅稿云、洪武九年、太祖高皇帝召見、至板房、指日本圖、顧問海邦遺跡熊野祠、

熊野峯前徐福祠、滿山藥草雨餘肥、祇今海上波濤穩、
萬里好風須早歸、　御製賜和
熊野峯前血食祠、松根琥珀也應肥、昔時徐福求仙藥、
直到如今竟不歸。

按、和漢合運に孝靈天皇七十二年秦徐福來との事を載せたるは、史記後漢書及神皇正統紀等に始皇仙方を好み徐福をして蓬萊神仙を求めしむと曰へるを雜採して其年代を推したるならん。續西遊紀云、徐福童男女五百人を率て蓬萊山を尋て熊野に至り、土著耕作し童子を養育して子孫さて熊野の長となりて繁昌せりと云傳ふ、其着船の地は新宮の東六七里去て阿多須浦なりとそ。○西州投化記云、徐福、又作徐市、[illegible]編云、市乃古福字、非兩人也、秦始皇遣徐福、將童男女三千人、資之五穀種々百工、入海求蓬萊神仙、不得、徐福畏誅、不敢還、(史記後漢書吳志按[illegible]六帖作五百童女)孝靈帝七十二年、[illegible]熊野(和漢合運東諸國記)按、史記曰、得平原廣澤、止王不來、後漢書吳志爲夷洲澶洲、圖書編別載徐福島、然義楚六帖歐陽全集太平御覽羅山集世法錄等書、皆以日本之地、今從之、劉氏鴻書兩朝平攘錄、以日本爲[illegible]之後、[illegible]紀伊、其地名[illegible]村、其塚在熊野山下、([illegible]見聞錄)○攬[illegible]志云、古來談者、以[illegible]、凡海內稱之者非一、富士熱田[illegible]、[illegible]紀中熊野[illegible]有據、按[illegible]七言古詩、其首云「大瀛海岸古紀州、山有[illegible]通海流、徐市求仙乃得死、[illegible]人愁」見[illegible]、

[illegible]　　海　莊
[illegible]、海上[illegible]五色[illegible]、今日秦[illegible]人藥、
二千年前已有[illegible]、
熊中吟　　海　莊

汗漫不期過、飄然任杖策、吟眠無塵土、壯懷撫盤石、
澗路遠杳々、泉聲聞清激、[illegible]然嶋、豪氣隱木客、
危梯攀巉巖、捫蘿攀翠壁、上有千年洞、雲[illegible]鍾乳滴、
服之忘朝飢、追隨化人蹟、古刹何處住、疎鐘破幽寂、
渡水從樵者、欲去寒山夕、山下款柴門、道人氷雪顏、
飲我松花酒、芳洌非人間、一醉眠石牀、不覺雲影寒、
初[illegible]玉佩[illegible]、清露落林端、

三輪崎(ミワサキ)　新宮の南なる一村なり、海灣を抱き東南に開く、同名の岬角を以て新宮港七里濱と相隔離す、今三輪崎の邊を佐野庄とも呼び三輪崎の西南に接し大字佐野の名遺る、萬葉集に神之埼狹野のわたりと曰ふも此なり、神字を三輪に假れるは三輪神(大和國)に因由すれど別に義理あるに非す、本義は水涸なるべし。

佐野(サノ)　今三輪崎村の大字に遺る。○神武紀云、皇軍至名草邑、則誅名草戸畔者、遂越狹野、而到熊野神邑、且登天磐舟(舟一本作盾神倉山參看)仍引軍、漸進海中、卒遇暴風、皇船漂蕩、而進至熊野荒坂津。○按に狹野(サヌ)は神武天皇々師進軍の路程を推定する中樞と謂ふへし、荒坂津丹敷浦は佐野岬倉山の以東に在るへき事以て證明するに足らん、一說荒坂津は佐野以西の那智浦に在りと云者信據し難し。

くるしくもふりくるあめか神之崎狹野(ミワカサキサノ)のわたりにひともあらなくに、(萬葉集)

三輪の埼荒[illegible]も見えすなみたちぬいつくへ行かむよき道はなし、(萬葉集)

忘れすよ松のはこしに波かけて夜ふかくいてし佐野のつきかけ、(夫木集)　後鳥羽　院

(狹野)

三十三所圖會云、三輪崎村は御手洗坂の下なる浦里なり、新宮より此所まで行程一里、鯨突の漁場にして、鯨舟數艘あり、此より佐野の邊、海上遠にして際もなし、所謂風景の地なり。○大八洲遊記云、佐野小[illegible]落也、神武帝紀所謂、越狹野至神邑、蓋此地也、濱海小礫堆壘、大如棊子、黑白相間、最可愛也、世呼爲那智黑石者是也。○那智黑石は那智の濱より產するものにあらず、瀧を離る東へ殆ど二里許なる宇久井王子川(小溪流なり)の河口の兩傍より產するものにして、河口より西の地は產出少く、王子川の東佐野村の海岸最夥く顯はる、地盤は悉く那智黑及び圓石にて、海岸[illegible]々と海水に洗はれ以て之を曝露するものなり。(地學雜誌)

佐野莊は東鑑に見ゆ「貞應元年、以烏井禪尼所領紀伊國佐野莊地頭職、尼一期之後、子息[illegible]法橋可相傳之由被仰、彼禪尼者六條廷尉禪門妹、故右[illegible]下之姨母也。(新宮東仙寺を參看)○神代卷一書曰、狹野尊、亦號神日本磐余彥尊、所稱狹野者、是年少時之號也、後撥平天下、掩有八洲、故號神日本云々。按に狹野とは此地にも合へど偶然の事のみ、若くは筑紫の地名にて年少の頃の御名に負せ玉へる也。

宇久井(ウクヰ)　宇久井は佐野の東なる海村にして、東方に突出し那智浦の北を蔽ふ。大字狗子川(クジノカハ)は卽那智浦の北側を成し、一岩嶼あり山栗島と曰ふ、平維盛入水の故蹟とぞ、不審。又一說此浦を丹敷浦と曰ひ、荒坂は卽狗子(クジ)坂の古名なりと、

三十三所圖會云、宇久井村の西に坂あり小鯨(コクヂ)峠大鯨(オホクヂ)峠と云、那智浦は鯨を漁する地にして、三輪が崎太地(タイヂ)崎など專ら之を業とす、故に鯨の名を稱る者ならん、白[illegible]の濱は大くじ坂を下りて小灣あり、此礒に打よする[illegible]かも雪を積か如し、水[illegible]旅人の衣裳を濕す、丹敷(ニシキ)の浦とも云、日本紀に荒坂の津と云へるは、此所の事なりとぞ、濱之宮まで一里許。

那智浦(ナチノウラ)　三輪崎を北角とし宇久井崎を中にし太地(タイチサキ)崎に至る滑海を曰ふ、一名丹敷浦、又赤色浦と云ふ。宇久井濱之宮(ハマノミヤ)成浦太地等小港其間に布く。那智黑

石は宇久井佐野の磯に產し、那智川は濱之宮にて浦に注ぐ。

平家物語源平盛衰記共に維盛入水の事を述ふ、平語云、熊野御山の參詣事故なく遂げ、濱の宮王子の御前より一葉の舟に竿さし、遙の沖に成りの島といふ所ありき、それに漕寄せ岸にあがり松を削り書き附られける「祖父太政大臣平朝臣清盛公法名淨海、親父小松內大臣左大將重盛公法名淨蓮、三位中將維盛法名淨圓年二十七歲、壽永三年三月二十八日於那智之沖入水」と、又舟に乘り沖へ漕出高聲に念佛百遍計り唱へ給ひ、南無と唱ふる聲共に海にぞ飛入給ひける、舍人石童丸と云內人の童もつゞきて海にぞ沈みける。又源平盛衰記云、小松の三位入道維盛は濱の宮の王子の御前より一葉の舟に棹さして万里の浪にぞ浮び給ふ、遙の沖に小島あり金島とぞ申ける、彼島に上りて松の木を削りつゝ自ら名籍を書き給ひけり「平家の嫡々正統小松內大臣重盛公の 子息權亮三位中將維盛入道、讃岐屋島の戰場を出てゝ三所權現の順禮を遂け那智の浦にて入水し畢ぬ、元曆元年三月廿八日生年二十七」と書給ひ奥に一首を遺されけり「生れては終に死てふ事のみぞ定なき世に定めありける」。

　右近衛中將維盛熊野浦にて失せにけるよし聞きて
　よみ侍る、
かなしくもかゝるうき目をみくまのの浦わの浪に身をぞ沈むる、（風雅集）　建禮門院　右京大夫

按に那智山の奥なる色川村に、維盛は入水といつはり色川谷に隱れたりと傳ふ、不審なれど世にはかゝる說は多きものなり。

濱宮（ハマノミヤ）（天滿）　那智村大字濱之宮に在り、濱之宮は大字天滿（テマ）と接し那智川の入海處にて那智浦の中心なり、那智川は大雲取山より發源し此に至る、長凡三里。○濱宮神社は渚森と稱す、其境內に若宮あり、神武天皇の頓宮址と稱し、又鎮宮は丹敷戶畔を祭ると云。（名所地志）

よもすから沖の鈴かも羽ふりして渚の宮にきねつゞつみうつ、（夫木集）　仲正

むらしぐれいくしほ染めてわたつみの渚のもりは色に出らん、（續古今集）　衣笠　大臣

渚の地名は河內國交野にもあり、又和州香久山に啼澤杜（ナキサハノモリ）あり、之と混すべからず。○按に濱宮三座は今天照大神彥火出見尊大山祇神を祭ると云も、古は唯王子權現と曰へり、源平盛衰記に明なり。而て續古今集「わたつみの渚の杜」と云に就き再考するに本社は延喜式牟婁郡海神社三座とある者是乎、（神祇志料に海神は串本浦に在りと爲す）神武帝東征の舟師此に著船し因て海神の祀祭あるにあらずや、不審。

補陀落寺（フダラクジ）　濱宮（ハマミヤ）の側に在り、天台宗、白華山と號す。本尊千手觀音は無双の靈佛と稱し、楣上に日本第一補陀落山寺と題額し、五間四面寶形造、文化四年再修、舊濱宮の供僧なり。○按に補陀落山は佛典に出て天竺に在り、支那東海の絕島に其名を移し、亦補陀山と曰ふ、此なるは再三其稱を擬したるにて、元亨釋書に「慧蕚、齊衡初入支那登五臺、感觀世音像、抱以歸本邦、舶過補陀之海、夢結廬海嶠、以奉像、成寶坊、號補陀落山寺」とあるに因めるに似たり。

東鑑「天福元年、熊野那智浦、有渡于補陀落山之者、號智定房、下河邊六郞行秀法師也云々」とありて本寺の創建は智定にやあらん。冥應集には東鑑に據り增補して說を爲したり、曰く貞永二年五月の末、紀州糸我の莊より一封の書を武藏守平泰時に奉る、昔右大將頼朝卿那須野の御狩の時、下河邊行秀は面目を失ふ事ありて、出家して智定房と名を改め、那智の浦より舟に乘りて、南海補陀落山にぞ渡りける、其用意は屋形舟に入りて後に外より戶を釘づけにし四方に窓もなし、食物には菓栯を少しづゝ命をたすけ、一心に法華を誦讀して、三十餘日にして到り着きぬ、岸に上りて山の姿を拜みめぐるに、山嶺危く險しく岩谷幽邃なり、山の頂きに池あり大河を流して山を巡りて海に入る、池のほとりに石の天宮あり、觀世音の遊行し給ふ所なり、智定房此山に五十餘日留りて又舟に乘りて熊野にかへりつゝ、同宿の沙門に書を渡つちへ、武藏守の在俗の時の弓馬の友にて候ひしとて、出家以後の事どもを具に記して奉りぬ、哀れなりける事ども多かりけり云々。

　當寺の僧、往古は補陀落山に渡るとて新しく船を造り、二三日の食物を貯へ、風に任せて南海へ放ちやる、是は觀音の道場へ生なから至ると云へりと、中古より此事廢せり、只今も補陀落寺の住持遷化の時、死骸を舟にのせ此浦の沖に捨るなり、是を補陀落渡海と云ふ。（南紀名勝略志）

那智山の古歌にも「補陀落や」と云ふは、此山海を總べて彼の普陀に擬したる也。

那智山（ナチサン）　那智村大字天滿（テマ）の西北に當る、大字市野々（イチノノ）に屬し大雲取（オホクモトリ）妙法の二峰を以て高峻と稱す。山中に熊野夫須美神社あり、即那智權現又飛瀧（ヒロウ）權現と稱し、熊野三所の其一に居る。

那智神社（ナチ）（夫須美神社）　那智村天滿の西北一里、大字市野々に在り、今熊野夫須美（フスミ）神と曰ふ。十二所拜殿神庫樓門等皆備れり、嘉永四年の重修なり、大飛瀑を去る凡六町、社畔に青岸（セイガン）渡寺（トジ）あり即本社の供僧なり。○南紀名勝誌云、那智山權現の創建何の代といふこと詳ならず、延喜式に本宮新宮を載せて那智を載せず、又本宮新宮に禰宜祝部ありて、那智は沙門僧侶のみ、然れは後世浮屠氏觀音安置の後權現を勸請し奉るか、又那智山記に僧裸形はじめて建立し、其後空勝明喜等つゞきて十二所の神殿を造立すと云ふ。○神祇志料云、那智神、今牟婁郡那智山に在り、那

(宮結)

智權現と云ふ、〔南紀名勝志〕盖熊野十神の御祖伊邪那美命を祀る。〔參酌日本書紀諸社大事〕之を熊野牟須美大神と申す、〔新抄格勅符紀伊國神名帳〕後世本宮新宮那智を合せて三山と云ふ、〔帝王編年記〕又熊野三所と云ひ、〔江談抄諸神記〕寛治二年、那智の瀧宮に依て、院講より神寶を獻る卽是也。〔百錬抄〕〔平家物語云、那智の御山に參り給ふに、三重に漲り落る瀧の水數千丈までよちのぼり、觀音の靈像は岩の上に現れて補陀落山ともいひつへし、霞の底に法華讀誦の聲聞ゆ、靈鷲山とも申しつへし、抑權現當山に跡を垂れさせましてより以來、貴賤上下利生に預らすと云ことなし。○盛衰記云、康賴法師、我身の晩には今樣こそ第一と思侍れとて「佛の方便なりければ神祇の威光たのもしや扣けは必響あり仰けは定て花そ咲く」と三偏指て歌ひつゝ、先は證誠殿に手向奉り、二度三度は結早玉に奉るとて、心を澄まし歌ひける。

青岸渡寺 那智觀音堂と稱し、夫須美神社と相並ぶ、台宗を奉し、西國順禮三十三番札所の第一なり、昔那智權現の仕僧なりしが近年分離す。大堂十三間四面、天正十八年豐臣秀長の重修にして、鐘樓寶藏等之に傍ふ。按に平家物語に觀音は瀧の下岩の上に在りと爲すは瀧本堂の事なり、當時彼堂の佛を本尊としたるならん、大堂はなかりしにや。○三十三所圖會云、青岸渡寺は社僧坊中數多あり、天台眞言兩派あり、孰も妻帶なり、順禮の道者を宿せしむ。本尊如意輪觀世音菩薩は長一丈二尺の座像なり、開基は裸形仙人と云、相傳ふ在昔小船風に吹はなたれ熊野の浦に漂ひ着く、船中に居るもの七人、六人は本國に歸り、一人住る之を裸形といふ。冥應集曰、是れ天竺の沙門ならん、裸にして而かも袈裟を掛ける故觀て裸形上人といへるならん、始は神藏に在て練行の功を積み、夫より那智山に登り、或時瀧壺より八寸の尊像を感得す、仍て柴の庵を結んで安置し、勤行怠ることなし、其頃は佛法未た本朝に傳はらざれば、世に知るものなし、裸形入滅して後此事世に顯はれ、時の天子叡感斜ならず、本堂を建立し給ひ長一丈の座像の如意輪を造り、裸形感得の尊像を胸の中に納め奉るとぞ。靈驗眞抄曰、那智山の體たるや、補陀落山の東門、惣じて三山十二の玉の垣、悉く八万四千の靈光推かし、是を以て神驗違はず谷の響に應ずるか如し、佛力限なく月の水に移るか如し云々。又順禮歌に「補陀落や岸うつ浪は三熊野の那智の御山に響く瀧津瀬」按に補陀落とは觀音の淨土なり、花嚴經曰「於此南方、有山名補陀落迦、彼有菩薩、名觀自在云々」此補陀落山の岸に打よする浪の音は歷劫不思議と聞えて聽ものよく諸々の苦を滅せり、其岸うつ波も吾朝の那智の瀧の水の音も、同じく妙音微妙の響なりとの心なり、畢竟は那智の御山は本朝の補陀落山觀音の淨土なりといふ義なるへし。

昔は那智山に歌比丘尼と云者あり、諸國に勸化して熊野比丘尼と呼はれ、近世まで有りし也。○鹽尻云、那智の勸進比丘尼は山臥を夫として諸歌曲を以て勸進す、近世東都には色を賣る比丘尼數千人ありて多く修料を貪る事故、一山富て豐なりとぞ、熊野びくにとて文庫に牛王をいれて地獄の繪解をして處々修行しけるが、いつしか遊女と伍し同しくしけるなり。○殘口記云、歌比丘尼、昔は脇はさみし文庫に巻物入て、地獄の畫說として哀れを泣かする業を爲し、年こもりの戾りに烏午王を配りて熊野權現の事ふれめきたりしが、いつのほどよりか隱しれしろい、薄紅つけて、つけ鬢帽子に帶はゞ廣くなりぬ。○東海道名所記云、歌比丘尼唱歌は聞もわけられず、唯あああと引く計也、びんざゝらにのせて歌ふ、綠の眉ほそく薄化粧して、齒は雪よりも白く、黑き帽子にて頭をあぢにつゝむ。

西國順禮札所 此札所三十三番は那智山補陀落寺を第一として、其順路は伊勢神宮の後路を西に取り熊野を經由し京畿の靈佛を巡拜する者とす。近世其三十三所といふは紀州三所泉州一所河州一所和州四所城州八所丹波一所攝州三所播州三所丹後一所若州一所江州六所美濃一所とす。○三十三所圖會云、冥應集曰、巡禮の權輿は德道上人なり、攝州中山寺を第一とす、其後中絶せるを花山法皇と河内石川寺の佛眼上人、書寫山の性空上人と辨光僧正、共に絶たるを繼き巡禮し給ふ、其時に那智を第一番とし給ふ云々。されば德道を順禮の草創とし、花山法皇潤色し給ふ、故に法皇を中興開山と稱するか。又拾芥抄に云る三十三所の靈場は古今異同あり、一書云、三十三所の權輿は花山法皇より發り、後花園帝の御宇、永享三年の頃より始まると、按ふに法皇のはしめさせ給ひしより、又中絶して永享の頃までは盛に巡らざりしなるべし、閑田次筆曰、三十三所を今西國と呼ふは、原東國の人の言なるへし、道のついで東國の方より上り、伊勢內宮に詣て八鬼山を越えて熊野に至り、國々を經て近江の長命寺觀音寺、美濃の谷汲に終りて東國の故郷に歸るは次第順路なり、されは其二番紀三井寺の歌に「故郷をはるぐ\こゝに紀三井寺花の都も近くなるらん」といへるは關東の人にはあひて、中國の地の人の爲には聞えず、一說に關東にては老若に拘らず既に巡禮したる者を上座に列ね、未た巡禮せざる者をば下座に居らしむと言へり、故に都鄙遠近皆巡禮せりと。○日本社會事彙云、西國巡禮と云ふは三十三所の觀音を巡り詣ふつる者にて、回國の路すがら人の門戶に立ちて詠歌をとなへ、物を乞ふなり、其始めは古きことにて嬉遊笑覽に曰、花山院御發心の後國々を御修行ありし是ぞ始めなるべき、新拾遺集に修行せさせ給ひける時、粉河の觀音にて御札にかゝせ給ひける御歌、花山院御製「むかしより風にしられぬともし火の光そはる、後の世のやみ」、又千載集に、三十三所

の觀音おがみ奉らむとて所々まおり侍りける時、みのゝ谷汲にて油の出るを見て、よみはべりける、大僧正覺忠「世を照す佛のしるし有けれはまた灯火も消ぬなりけり」卅三所も異同あり、拾芥抄に卅三所を舉て或人の本と校合するに合類廿二個所はあひ、廿一所は異なるよし見えて、もし同所異名類はた又有異說數とあり、そは同所異名のやうにおもはるゝもあれど、もとより異なるもあるべし、後に廢したる寺などある故なり、其内しめぢがはらの歌は新古今雜に觀音の御歌とて出つ、嵯峨の歌は「鷲の山再びかげのうつりきてさかのゝ露に有明の月」續古今に出て寂蓮の歌なり、その餘はいとふつゝかなる口ずさみとみゆ」○按に順禮修行は、戰國以來幕府封建の世には諸國山川道路の交通あしかりしのみに非す、關塞の設け城府の備へ皆旅行に善からされば、志ある人も止むなく身を順禮に粧へるもありけん、道場巡拜の眞意一つにもあらざりし歟、今世に及び痛く衰へ、殆と絕ゆるに似たり。

那智瀧（ナチノタキ）

那智山に在り、靑岸渡寺より上方六町、此山中には瀑布數多ありて、四十八所と號すれど、其大瀑は一之瀧（イチノタキ）是なり、高八十四丈幅三間、雄偉にして美麗、矯々として龍の雲霄を拂するが如く、雷撃震動、洶涌旋轉して山谷皆鳴ると云ふ。（名勝地志）○續西遊記云、那智の瀧の事は幼時より聞居たるが、かやうにも有へしと思ひしには似もよらず、格別に異なり、瀧の全躰を譬へ云はゝ力士の荒たるが如く怖くて眼留めて見ん事なるましと思ひ居しに、今見るに左はなくて其趣と美人の羅衣を着て立たる如き者也、瀧の落る處は一枚の岩にて壁を作りたるか如し、其石壁の橫幅五町も十町もあり、程よく木生へて空は誠に天より水の落る心地すれとも、水の幅は殊の外狹く大抵幅一間許に見ゆれど、遠き所なれは二三間もあるへし、高さは直下五六十間と見ゆ、上の方は水滴通りて見ゆれど下方は石面に水碎けて霧となりて飛散し、其みごとなる事言盡すべからず、下には大石多けれと瀧壺と云へき淵なし、其音も甚しからず、瀧に近よるも神氣の遠々しくなる樣にはあらず、文覺上人の荒行も虛言にはあらしと見ゆ、世の人の高二百間幅三十間なと云は賞美に過て實を失へる也。○文覺那智荒行の事は平家物語に見ゆ、之より先き花山法皇の那智修行あり、（神社考云、花山法皇、入那智山、不出三年、其精修勵苦行者、皆取法法皇、置寶珠于岩屋、納念珠于千手院、以爲地鎭、苦行上首、傳之至今、九穴海貝一枚、沈於瀧底、俗曰、食九穴貝者、永年不老、飲諸得延齡。）元亨釋書によれば法皇已前仲算眞義等此に講誦したり、當時瀧下に堂宇ありし如し、曰「仲算、安和二年、於熊野山那智瀧下、講般若心經、忽現千手千眼之像、講已、昇岩上、自此不見、唯遺草鞋云。又曰、眞義、詣紀州那智山、乃到瀧下、講般若心經、私念、神若欲講、乞見祥異、于時瀧水逆流、衆人無不歎、正曆二年爲僧正」と。按に那智山寺千手院は謂ゆる瀧本堂にて今廢す、後世靑岸渡寺如意輪堂を以て本寺と爲し、裸行仙人開基なとゝ附會したるならん。

石はしるたきにまかひて那智の山高根を見れは花の白雲、（夫木集）　花山院

那智のやま雲居に見ゆる岩根より千ひろにかゝる瀧の白糸、（夫木集）　光明峰寺攝政

那智のたきの有樣かたりしを

三くまの那知の御山に引くしめの打はへてのみ落る瀧かな、（金槐集）　鎌倉右大臣

久かたの天の川瀨もあせぬらんくもより落る那ちの大たき、　西田直養

三十三所圖會云、此瀧三重に落下る、凡百丈橫巾凡八間ばかり、壁の如く立たる嚴崖より落る光景、綿を繰り出す如く雪の吹く如し、[?]傳に牟婁郡より高六尺木以て造る、之は其槇にして其の[?]は貯藏に納むといふ、其の牌面の文に曰く「太上天皇和仁（弘安四年二月二日）初度」と、按するに是より先き後白河法皇參詣の時にも瀧本に卒都婆を立させ「智證門人阿闍梨實賢行眞」と書かせ給ふよし源平盛衰記に見えたり。

瀧下（タキモト）千手堂址は安和二年僧仲算開基にして眞言沙門[?]等の修法したる所なり、即那智山寺是なり。後世靑岸渡寺起り彼如意輪堂を本寺と定めたり、近年此堂廢し千手像は靑岸渡寺へ移す。又一之瀧の上に不動堂ありしが是亦廢す。○三十三所圖會云、一之瀧の上に劍淵（ケンガフチ）あり、[?]禪定とて身を淸めて之に上る、不動堂并に花山法皇の御庵址と云ふあり、少平地にて捩寫石と云此なり。

花山院の御庵室のあとの侍ける前に、櫻の木の侍りけるを見て「木の下を栖家とすればおのつから花みる人になりぬへきかな」とよませ給ひけん事思出られて、

木のもとに住けん跡をみつるかな那智の高根の花をたつねて、（山家集）

二之瀧は不動堂より四丁半許に在り、高凡三十間或は三十丈ともいふ、其流れ岩に當て摧け散る光景尤も奇なり。西行山家集に「那智に籠りて瀧に入堂し侍りけるに、此上に一二の瀧おはします、夫へまおるなりと申す、住僧の侍けるにぐして參りけり、花や咲ぬらんと尋ねまほしかりける折ふしにて、便ある心地して分まつりたり、二の瀧のもとへ來りつきたり、如意輪の瀧となん申すと聞て拜みければ、少し打傾きたるやうに流れ下りて、たうとく覺えたり云云」三之瀧は高さ凡そ十間餘、二之瀧より五丁餘奥に在り、其勢二の瀧にかはらず又一奇とすべし、西行は之を三重瀧とよめり。

三重の瀧を拜けるに、三業の罪もすゝかるゝ心地

して、身につもることはの罪も洗はれて心すみぬる三重(サンヂウ)のたき、〔山家集〕

贈台芳禪師　　菊池　溪琴

清矣人□山、凌雲瀾飛瀑、蓮峯七十二、洞天三十六、羽人任去留、雲車自往復、攀躋不可窮、溟顥大無極、一笑訪芳公、巖花發幽馥、採之日已曛、手掬遺恩宿、蘭若何宏麗、異材開華屋、維昔結構初、龍女獻奇木、空公大神通、群靈助成蹟、靈蹟于今故依然、白鹿銜花青牛眠、明月遙想碧海前、躋攀徘徊方松邊、芳公牽我衣、要我賦眞篇、青牛白鹿如有知、澗邊頑石能解禪、天宇蒼々山聳立、喚我殘留共遊仙、

大雲取山(オホクモトリヤマ)

那智瀧の上方にて、拔海一千米突　那智山の北峰なり、山陰は小口(コグチ)村とす、此峰は上下二百町と稱し、山徑險艱なり。〇人名辭書云、野呂介石は紀州の畫師なり、嘗て黄一峯の天池赤壁の圖を觀て一本を摸寫し、のち其筆意に倣ひ遂に一品の高致を得、介石晩年熊野に到り其奇巖絶谷を歴覽して專ら其自然の山水を法とす、云く「攀躋此處師傳得、皆派□聲五十回」と、那智山の巨瀑は古來到り極むる者なし、介石一の修驗者と□り米□及び食糧を背に負ひ、手に葛繩を携へ行々繩を以て木に繋け、巖石を攀ぢ絶壁に登り危險を渉り七日七夜にして終に瀧頂を遂くと云ふ、文政十一年を以て卒す年八十二。

妙法山(メウホフサン)

那智山の南嶺にして拔海凡七百六十米突、西南は色川谷(イロカハダニ)なり、元亨釋書に「一佛妙心、登一□妙法山、清天怨泉、祥雲下覆」云々とある此なるべし、覺心は由良興國寺の開基也。

阿彌陀寺は妙法山に在り、青岸渡寺を距る西南二十五町、寺傳云、應□中具く、應照那智山に居り法華を誦して身往生したる事東國高僧傳に見ゆ。〇三十三所圖會云、阿彌陀寺は奥院を樒(シキミ)山と曰ふ、當寺は本尊□迦如來長三尺

餘の木佛なり、大寶三年癸卯の春、唐土天台山蓮寂大士之を造りて渡したりとぞ、其後弘仁年間應照上人此山に上り釋尊を拜し、堂舍を起す、其後破壞に及び近世科玉和尚來住し、佛殿僧坊以下境内の結構を再興す、門外より向ふを望めは南海渺々窮むべからず、眼下には濱の宮諸の森字久井の浦森の浦太地の端、遠くは浦神より大洋往來の廻船、恰も目を遮らずに等しく、風景言語に絶す。

勝浦(カツウラ)　(赤島)

那智村大滿(テマ)の南に接し、太地灣の北支港なり、溫泉あり。〇鑛泉志云、赤島(アカシマ)硫黃泉は勝浦に在り、陸岸通路なきを以て舟を掉し之に往來す、寶永年中地震泉涸れ、明治五年より再興す。又勝浦の西字湯川に三鑛泉あり、鹽純泉鹽類泉硫黃泉にて、是等はすべて常溫百度内外に在り。

勝浦港は那知濱の南に隣り、浦口に中島なる一小嶼を控え東方は長さ一海里濶さ一鏈の長角を擁するを以て安穩に泊し得べき小港なり、凡此長角の東側は高巖岸にて高さ二七八呎乃至一六〇呎あり、この高巖崖と勝浦近傍幾多の尖岩尖峰は容易に航者の眼に入るべし、是れ此近境に於て一も類似のものなき故なり、港内は水深三尋乃至六尋にして泥底なり、港の北側に一村あり、東濱に二溫泉あり能く僂麻窒斯を治す浴客多し〔水路志〕

太地(タイチ)

勝浦の南二海里許に太地村あり、海灣は東北に向ひ北支港は即勝浦なり、西支港は森浦(モリウラ)と曰ふ。太地浦は森浦の東に並ぶ、浦中に一岩嶼あり、太地埼は浦の東岸を成し北に突出する一大高角にして那智浦の南角に當れり。〇太地高角の北端、相距東方一鏈半の間は數多の小岩出沒し、埼の西方には二灣あれとも共に淺狹多くして泊船に適せず。〔水路志〕

三十三所圖會云、太地浦は一村皆漁夫にて鯨を捕ふるを產業とす、其宗家を和田何某と云、漁師千人を從へ漁舟數百艘を持てり、岬の端には斷崖の小屋ありて平生遠望鏡

を以て海上を候ふ、一朝事あり相圖をなすときは舟速きこと箭の如くに集まり、槍を空中に抛てば翻り下りて鯨を刺す、小さき矛の如きものを銛(モリ)といふ、凡そ鯨に種々あり性好んで鰯を啖み諸魚に敵せず、冬は北より南に行き春は南より北に去る、肥前五島(ゴタウ)平戶邊は節分の前後を盛とす、紀州熊野浦は仲冬を盛とす。捕鯨圖考云、大和本草の說には、我古へは鯨を弓にて射て取ると云へり、然るに鯨記によれは「元龜年中、參河國內海の者、船七八艘にて初て銛にて突取り、其後丹後但馬の邊にも三河の者行て取りしかども、利無して止む、文祿の初めに至り、紀州尾佐津或は熊野邊にて取る」と記せり、又或書には「慶長十一年に、紀州牟婁郡太地浦の和田金右衞門なるもの、與平次と云へるを羽差とし創めて鯨を捕へたり」と、土佐鑑記に「吾川郡浦戶に於て鯨を捕獲し、時の國主長曾我部元親より豐臣太閤へ丸ながら之を獻し、且其捕獲をも上言して賞譽を受しとあり、是れ實に天正十九年正月□日なり」と云へり、鯨記云ふ所の文祿に先つ三四年なり、又和名抄に土佐幡多郡に鯨野鄉と云へる所ありと記せり。今の伊佐村なり、伊佐は鯨の古名なれは或は此國に古く鯨獵ありしにや、九州の鯨獵は是れ全く紀州より傳りし如し、鯨記に「元和二年、西國にて初て取りしより、寛永年中に至りては、鯨組とて彼しこの島嶼の浦に、人數を揃へ場所を定て突取ことになり、明曆萬治の頃いよく盛にして、七十三組まて組を立て取りし」と云へり、然るに大和本草に「慶長年中筑紫諸浦の漁人、始てほこを以て突て取りし」とあり、又勇魚取繪詞序を見るに「或說に、明應のころまでは紀伊の熊野の漁人、壹岐の瀬戶の浦にくだりきて、鯨捕をなりはひとし、そこの島守に夷三郎殿の社をいつきまつれるより、所の名をゑびすの浦とよぶ、これたぐひなき鯨網場なるを、後に肥前大村の漁人深澤の某（鯨史稿云ふ所の深澤

義太夫ならん）その業を受つたへ、遂に網組出の術をはじめ、寛文延寶の頃になりて弘く行はれて、網組を出す處おほくなりたれど、今は生月（イケツキ）島の益富に肩をならぶる者なし」と云へり、此說は大に前の疑問を確むるものにして、抑も紀州の鯨獵は其營業の体面を整へたるは、或は鯨記等の云ふ所の如くなるへきも、鯨を捕へ始めたるは長享延德以前の事なるべし、何となれは此書云ふ所の明應は三河國の捕鯨（元龜年間）に先たつと凡そ七十餘年なり、要するに紀州は捕鯨業の元祖にして、其起原遠く上代にやあらん。（神武帝の御歌にいずくはしくぢらさよゝりの句あり、是は熊野より宇陀へ打入りたまへる頃の御詠と聞こゆ、當時已に捕鯨の事ありしを想ふに足る）

熊中雜詩　溪琴

沮溺海上山、蒼然落日寒、風帆鷁沒處、空水貝淼漫、途逢屠鯨客、鑑肉大於盤、高揖如舊識、言語挾狂瀾、

熊野浦雜詩　拙堂

埔頭日夜望亂邊、起倚欄干飯熟前、煙霧冥濛天未曙、白帆隱見蜜柑船。　一隻鯨魚潤七鄉、漁夫誇獲氣揚々、窮冬亦已作正月、醉舞酣歌人欲狂。

岡田鄉（チカダ）

和名抄、牟婁郡岡田鄉。○今詳ならず、推定を以て之を言は丶、太田村下里（シモサト）村なとにあたる歟、太田川の谷にて上游を色川と曰ふ丶、太田岡田相ちなまざるにもあらず。

太田（オホタ）

今上太田下太田下里の三村に分る、近世は太田鄉と曰へり、色川（イロカハ）は那智山の西陰より發し浦神（ウラカミ）灣に入る長四里、太田川と稱す。

下里（シモサト）

太田鄉の下里の謂なるへし、太田川此にて浦神灣に入る、太地村の西二里に在り。大字浦神は灣首に居る、此灣は玉浦（タマノウラ）と呼び歌枕の名所なり、万葉集名所考には那知山下の粉白浦と云ふ。

紀伊國作歌

(玉浦)

吾戀る妹はあはさず玉の浦に衣かたしきひとりかもねむ、（万葉集）あり磯よりもましてしのふか玉の浦離小島の夢にし見ゆる、（同上）

浦神（ウラカミ）

水路志云、此港は大島樫野埼（カシノサキ）の北東凡六海里半にあり、入港の際は港の南口角より東北東凡半海里の間に斗出せる一連の岩嘴を避くるに注意すへし、岩中高き者は三十呎に上り立石と呼ふ、或は水面下に伏するあり、港は西南西に縱入すること一海里、港小なれとも、水深四五尋底質硬泥の處は最好の避泊地なり、但し滊船の避泊に最適すと雖、幅僅に1/4里に過ぎさるを以て帆船は入港に困難なり、何となれは港外は順風なるも港口に於ては港頭溪谷の方向より直に海方に吹出す所の風屢起るか故なり。

色川（イロカハ）

太田川の上游にて今色川村と曰ふ、那智山の西陰なり。大字口色川は那智瀧の西一里半。

熊中雜詩　溪琴

長歌携淑侶、行々摘秋蘭、溪窮碧巖折、獨木架驚湍、漂乎不可留、無風膚自寒、去訪平氏孫、山深世情寬、茅屋兩三家、尙存古衣冠、

大日本史云、平維盛、至熊野乘舟、浮那知海、佯爲沉海死、匿牟漏郡藤綱、子孫遂爲土人首香那知、因名其地曰香饗、小松氏色川氏其裔也。又氏族志云、維盛、左近衛中將、西海之役、逃至紀伊熊野、佯爲投海死者、匿居牟漏山中、有子孫爲土人、曰小松氏、色川氏。（源平盛衰記、色川家譜、參取熊野人口碑）

古座（コザ）

下里村の西二里餘、同名の河口に在り。古座浦と稱し南海には大島及黑島等の岩嶼あり、今二村に分れ東岸を古座村と呼び西岸を西向（ニシムカヒ）村と呼ふ、西南串本（クシモト）村に至る二里。○水路志云、浦神港の南西方凡六海里に古坐河口あり、其東岸に一小邑あり古坐浦と曰ふ、河口に移動門州あれとも其水道は兩側概して破浪あるを以て辨別し易く、小形の和船は常に之を用ゆ、又小舟に在ては颶風を凌くに最好の處とす、此古坐浦は鯨漁の地なりと云ふ、黑島は古坐河口の南六鏈にあり、樹木繁茂し黑色を呈し、大島は更に其南二海里に在り。

古座川（コザガハ）

大塔峰の東南、七川（シチカハ）村大字松根の山中より發し佐本谷小川（コガハ）谷の諸水を併せ屈曲して古座浦に注く、長凡十里。沿溪の村落は今明神三尾川（ミチカハ）小川佐本（サモト）の四村に分る、三尾川村大字大川以下は小舟を通す凡六里。○古座浦より西行二里、川口驛は明神（ミヤウジン）村に屬し小川谷の口なり、尙泝ること二里餘大字相瀨に一枚岩と云奇境あり、壁立高百七十間幅二百六十間、往々訪尋の客ありと云。○大八洲遊記云、古座川上流有奇勝、在藍瀨村、壁立二百仞、高潤亦如之、挿脚江中、非舟不能造、其色如紫鐵、牆面不生草木、如仰見、堅城鐵壁、絕巔松樹扶疎、土人呼曰一枚岩、往年齋藤拙堂、撰雅名、爲獅巖。

(三尾川)

大島（オホシマ）

古座浦の南、串本浦の東にして、潮崎は其西に相並ふ、紀南の極界に在り。今一海島稱して大島村と曰ふ、港泊は島の西岸串本浦と相對す、相去る一海里許。

水路志云、大島は東西凡三海里半、幅凡一3/4海里、島形岸線俱に亂れ、谷間は樹木繁茂し其他は耕圃多し、島の平頂は北部にありて高さ五三五呎なり、島内三村あり大島浦樫野（カシノ）浦須江（スエ）浦と曰ふ、人口凡一、七二〇餘農漁に從事す。大島港は西北岸にあり、樫野崎燈臺は大島東角に設置す、海面上一三〇呎にして晴天光達十七海里半。○樫野浦に土耳其國軍艦埃耳土屋羅耳遭難之碑を建つ、明治二十三年九月土國特派大使海軍少將阿斯曼巴西亞一行の非命を哀悼する者也。碑文大意曰、使事既畢、陛辭還國、九月十六日夜、過熊野海、遇颶風起、檣折機摧、熊野海自古稱絕險、多築燈臺、標識航路、此夜霧雨晦暗、咫尺不辨、加以艦内機關失其用、竟觸暗礁、艦遂覆沒、乃使

(樫野埼)

以下六百五十人皆溺、艦長若稗將亦死、獲免者僅六十九人、嗚呼悲哉痛哉、其見覆於樫野埼、埼角有燈臺、守者未曾知、曾有一髮徒跣者、相踵而來、言語不通、皆負傷、既而知土國軍艦覆沒也、發船捜收漂骸於亂礁怒濤間、瘞之於樫野西南原上云々。

大島港（オホシマ）　港泊は大島と潮岬東側の間にあり、安且便なる錨地なり。凡大島の南西側の錨地は全く諸風を遮蔽する能はず、水頗深し、故に和船は大島浦を以て風待の最好場とす、島岸には大島村あり、陸岸串本の大邑は沿岸貿易の物品に富む、近地は村山或は耕種せる溪谷あり、港の北部に一列の奇岩あり、高さ十五呎乃至七十呎にして橋杭（ハシクヒ）村東方の濱より半里の間南に斗出し、多少は北東を保障すと雖、此列岩の間は水深くして、充分の防波とならず（水路志）

串本（クシモト）　古座浦の西南、潮岬半島の地頸に居る、港泊は東面に在りて大島港卽是なり、串本村今西牟婁郡に隷すれど地勢は當然東牟婁に入る、潮岬村古二橋村等三村之に同じ。

串本浦は人口二千、一海驛なり、東に大島港あり又西に二色（ニシキ）浦あり、（今富二橋村大字二色）背腹海水を受く。○神社覈錄云、延喜式牟婁郡海神社三座、串本浦に在り、神主を津守氏と曰ふ、新宮の祭に此社より魚味を備ふと、串本は間串本歟。拙堂南遊志云、經二部二色（ニアニシキ）南嶺、達串本、宿無量禪寺、殿堂宏麗、不類僻境、障壁皆貼應擧畫雪之圖、人物動植並皆生動。

橋杭浦（ハシグヒ）　串本村の東北數町、岩石橋柱の狀を成す。○大八洲遊記云、橋杭浦、沿岸巖石、高者廿餘丈、低者三四丈、並立海中、形如柴筍、巖石朝天、其間相距八九丈、凡十七八柱、呼爲橋杭石。拙堂南遊志云、橋杭浦口、奇巖羅列、三十餘座、如搢笏如玉筍、如圭之植、如魚之立、如倚天之劍、如書空之筆、不可悉狀、雖大小長短不齊、亦皆拔地峭立、類西土所云石筍者、土人名此爲橋杭、杭卽柱、所名之意乃同、外有大島蔽之、布列行島嶼之間、布置已妙、點綴又工、可謂天下奇觀矣。

潮岬（シホノミサキ）　串本の南なる半島地を潮岬村と曰ふ、民家は上野浦出雲浦の二處に分る、東西一里南北半里許、西南角を潮埼と云ふ、一に鹽見埼に作る、東角出雲埼は大島の須江埼樫屋島と相對す。○續日本紀云「天平勝寶五年十二月、入唐副使吉備眞備船、來着益久島、自是之後進發、六年正月、漂着紀伊國牟漏崎」とあり牟漏崎とは此處、又牟婁郡鹽山岬を指すにや。○史學雜誌云、南朝舊記所載、日高郡色川氏文書云「□□□□□延元元年三月七日自□□□□□□□蓮之間參御方同□□□一木戸、□那智致合戰之處色河一族等廿□□□年同五月十四五同日押寄濱宮佐野同廿七日致新宮山合戰之處尊氏之一族等石堂□□□御下熊野法眼以下凶徒等取乘數百艘之船鹽崎邊落行之間兵船乘寄五六日致合戰此等次第不可□□下略、延元元年七月日色川氏判」とあり、其年三月朔日は尊氏兄弟筑前に逃下り、多々良濱に必死の合戰して菊池阿蘇等の兵を破りし比なり（石堂殿と云は石堂少輔四郞歟與入道義房と同異如何）

潮岬は日本本洲の最南角にして、大島港の西側を成せる平頂高角半島の南西端なり、凡此高角の濱邊は小嶼離岩布列し離岩は高潮界より遠距離の處にて干出するものあり、岬の附近は漲潮落潮俱に強き競潮及大湍潮あり、而して漲潮の時を殊に強烈とす、又偏東風の後は大湍潮常にして岬周を打ち來る、燈臺岬頭に設置す、白色圓形石造にして第一等不動白色を顯し、明弧は西一三北より北を經て南東に至る、燈高は基礎上六十三呎海面上一六三呎にして晴天光達二十海里。（水路志）

望海　　廣瀨旭莊

濤頭起立入雲間、不見青山見雪山、此是蜻蜓洲盡處、漁舟一々破天還、

南牟婁郡（ミナミムロ）

今三重縣治に屬すと雖、地勢全く東牟婁郡に倚り、其東半面を成す。故に本編之を東牟婁郡に幷ふ。此郡は衙を木本（キノモト）町に置き十八村を管治す、其新鹿阿田和（アタシカ）等九村は熊野浦に臨み尾呂志（上野）卽川（神上）等九村は熊野川の東岸に列す、人口五萬許。北界八鬼（ヤキ）山は登降三里の絶險なり、伊勢路は八鬼山を通する古道とし、其西矢之川（ヤノカハ）峠を踰ゆるを新道とす。○自新宮町より木之本に至る七里、木之本より尾鷲（ヲハセ）驛（北牟婁郡）に至る六里、卽伊勢路也。

輪内（ワウチ）　八鬼山の南、曾根峠の北に一海灣を抱く之を輪内浦と曰ふ今北輪内村南輪内村の二と爲る、卽賀田（カダ）灣なり。三木浦は北輪内に屬し、賀田浦曾根浦は南輪内に屬す。

三木（ミキ）　三十三所圖會云、八木山の麓なり、此地入海の船着にして、商家旅籠屋立列なりいと賑はしき地なり、是より曾根に至る山路二里、其中間に加田村と云へる浦里あり、又此三木浦より曾根に至るに入海一里の舟渡あり、陸路二里の山道を一里の渡りにて容易いたるへし所謂弓と弦の如し、内灣を輪内と云ふ、山家集に曰く「年經たる浦のあま人こと〱はん波をかつきて幾世過にき」とかゝる所をよめるならん。

賀田（カダ）　水路志、賀田灣は神須埼と三木埼の間にあり、灣入三海里三支に分る、東支を三木浦と曰ひ、西支を阿須賀浦と曰ひ、北支を三木里（ミキサト）浦と曰ふ、西支の錨地は能く諸風を障ふ、此灣は樹木鬱蒼たる高山脈之を圍み、灣首の上に聳ゆる諸山は高さ二、五二〇呎とす。

荒坂（アラサカ）　今二木島浦甫母（ホボ）浦須野浦を合同して荒坂村と曰ふ、輪内の南、新鹿の北にて一灣を成す、三木島

浦と曰ふ。荒坂と云は神武天皇紀に見え、新鹿蓋其遺唱にや、今相傳比するを以て荒坂の一名を此に帶てたるならん、不審。

楯崎（タテガサキ）　荒坂村東方に在り、須野浦神須崎（カンスサキ）の南に突出し、土俗相傳ふ昔は伊勢(即志摩)紀伊の國界を此に分ちたりと。

うつ波にみちくる汐のたゝかふを楯かさきとは云ふべかりける、(家集)　増基

二木島浦（ニキシマウラ）　今荒坂村と改む、輪内曾根浦の界嶺を曾根峠又甫母峠と曰ふ、甫母浦は荒坂村の大字なり。二木島は蓋丹敷戸畔の故墟にして、丹敷浦と云即此なり。〇三十三所圖會云、二木島の浦は甫母峠の南なり、入海の舟着にて繁昌の地なり、村中に川あり往昔此逢（アイ）川の東は志州英虞（アゴ）郡なり、又橋より西は紀州牟婁郡なり、故に今御英（ア）虞子（ゴシ）神社牟婁子（ムロシ）神社あり是其證なり、楯ヶ崎を以て勢紀の界なりしと云へるも、疑らくは志摩の國境ならん。〇水路志云、楯崎は神須崎(賀田)の南西凡一海里半にある崎嶇嶮岸の山嘴にして、高さ五八六呎甚顯著なり、二木島浦は楯埼と楯野島の間の一灣なり、水深くして錨泊に適せず、灣岸に二小村あり和船は西隅の海堤に接近して繋泊す。

丹敷荒坂の名は日本書紀神武天皇東征の條に見ゆ、曰「進至熊野荒坂津、因誅丹敷戸畔者、注亦名丹敷浦」と浦一本洋又津に作る、河社云、後拾遺集道命法師「名にたかき錦の浦を來て見ればかつかぬあまはすくなかりけり」是は神武紀荒坂津亦名丹敷（ニシキ）浦と云ふ、そこなるへし。〇山家集云、伊勢の邊の錦の島に(新古今集磯のへ（ヘ）ちの方に修行し侍り)磯輪の紅葉の散けるを、

波にしてもみちの色をあらふ故錦の島と云ふにやありけん、

按に和名抄志摩國二色郷あり、今北牟婁郡錦浦あり、丹敷の名は此熊野浦一帶の總名にも使用したる如し、那智浦並串本浦の傍にも二色浦の名あり。書紀通證云「今那智浦之濱有小祠、傳言祭丹敷戸畔」と、然れとも丹敷の本據は必定二木島にして、新鹿村と相隣比するは荒坂津の亦名たるを徴すへし。今又二木島甫母浦に稻飯命三毛入野命の祠ありと云も附會にあらさる如し。(丹敷浦の事は三輪崎及宇久井那智浦參考すへし)

(丹敷浦)

神武紀云、天皇遂越狹野、到熊野神邑、且登天磐舟、(舟集解本原書作盾)仍引軍、漸進海中、卒遇暴風、皇舟漂蕩、時稻飯命相歎曰、嗟乎我祖則天神、母則海神、如何厄我於陸、厄我於海乎、言訖乃拔劍入海、三毛入野命亦恨之曰、我母及姨、並是海神、何爲起波瀾、以灌溺乎、則踏浪秀、往乎常世郷矣、(中略)天皇獨與皇子手研耳命、帥軍而進、至熊野荒坂津。

新鹿（アタシカ／アラシカ）　二木島の西に並へる浦にて亦一灣を成す、相去る一里、中間を狼坂（オホカミザカ）と曰ふ。新鹿村より大泊浦を經て木本町に至る二里、此地即神武紀「皇舟遂至熊野荒坂津、因誅丹敷戸畔」とある所ならん、後世新鹿（アラシカ）に作り今阿多志（アタシ）鹿と云は轉訛なるべし、又大字波田須（ハタス）あり、個は泊洲（ハテス）の義歟と、並に未詳。

續西遊記云、秦人徐福祠は新宮にあり、其徐福の船より初て陸にあがりし地は新宮より六七里東にて、波多須村と云所なり、此所の古老の言傳に、徐福十二月晦日波多須村の矢賀の磯へ着船して、此邊に暫く住居し、後に本宮新宮那智の方へ移り住めり、波多須の矢賀の丸山と云所に蓬萊山と云楠ありて、小き祠もありしに、三十年許以前の洪水に楠も祠も流れ失せぬ。〇按に徐福の事は疑はしけれど、漂着人の故事を傳ふるや明なり、蓬萊山と云は古墳の謂なり、其例多し。

水路志云、新鹿浦、高陸之を圍繞し、南を除く外能く諸風を保障す、灣首新鹿村あり、東濱の灣首に亦一小村あり、南東角附近に小岬あり峽角と曰ふ高さ凡一〇〇呎、又西側に獅子岩あり長さ一鏈高さ五十五呎、

(波田須)

大泊（オホトマリ）　大泊古泊の二浦は一灣に相並び、今木本（キノモト）町に屬す、浦上に比音（ヒオン）山清水寺と號する觀音堂あり、蓋京師清水音羽の精舍に擬したる者也、正德天保の修造を經、今二間の假堂六間の拜堂あり、岩洞に倚り結造す。

按に今昔物語に「雲淨と云持經者、熊野に詣てゝ志摩の國を過るに、日暮れ大海の邊に岩の洞あるに宿りけるに大蛇出つ」云々とあり、此堂それらの遺蹟なるべし。〇三十三所圖會云、大泊清水寺は浦の山上に在り、寺南三町許山の半腹に窟あり高三十間、又木本峠は大泊村より上る、鬼が城は木の本峠の東の山にあり、峠よりは見えず、船に乘りて見物すべし、岩屋は波打際より凡二丈五尺餘上り平地あり、夫より又八尺はかり上に二十疊はかりの平地あり、夷賊の輩蟄居し事もありなんと覺え、魔見（マミル）が島は木の本峠より左の沖の方に見える巨巖なり、清水寺の縁起に見えたり。

水路志、大泊灣は猪の鼻とイジマ鼻との間にあり、灣内其東側附近に箱島と稱する一小岩あり高さ廿五呎、此灣は南に開き絶えて危險物なし、小船は灣の中央水深凡八尋泥底にして、箱島とマミルカ島の北端とを一線に望み箱島を距る二鏈半各側の濱を距る凡同距離の處に於て、偏北風の時避泊し得へし、イジマ鼻より熊野川に至る十海里間は一帶の礫濱なり。

木本（キノモト）　今木本町と曰ふ、和歌山藩治の時代官所を置かれたるに沿襲し、猶郡衙を置き三重縣に屬す。(安濃津へ四十一里和歌山へ六十四里) 木本より新宮に至る七里は一條の礫濱にして、熊野浦の沿岸中奇異の形狀を爲す所也。木本より北に保色（ホイロ）山あり、北山郷(大和)と相接比し南朝の古跡を傳ふ。

氏族志云、崇德帝時、有紀伊牟婁郡人息長常貞、任木本

御厨檢校職、子孫或爲莊司職、其後爲莊司氏。〔紀伊莊司氏文書〕○史學雜誌云、

大將軍一見狀

湯淺木本新左衛門尉宗元申飯盛城爲凶徒對治大將軍御發向當所之後今年正月晦日紀州張本人六十谷彦七定向討取之畢此條爲御實檢畢云々

建武二年二月一日　　左衛門尉宗元

進上御奉行所　　承了御判

湯淺木本氏の領知は何處にありしや確知し難きも、多分牟婁郡木本邨なるべし、木本邨は木本浦・大泊村・古泊浦・波田須村・新鹿村・遊木浦の六村より成り、沿海の漁村にて舊と新宮の所領なりしならんとの說あれは、木本氏は舊と新宮領の地頭なりしやも計り難し、湯淺宗家の起りしも漁村にて其兵の精銳なりしは熊野灘の怒濤に膽氣を養へる漁民より成れはならん。（海草郡木本參考すべし）

有馬（七里濱）

木本の南一里今井戸と合同し有井村と改む、神代の名蹟有馬の花窟は木本有馬二村の中間に在り。

○三十三所圖會云、木本以南有馬阿田和の浦俗に七里の御濱と云ふ。新宮に到る街道にして、右の方は雜木の松連り、左は東南の蒼海渺々として白浪磯に打寄せ、向ふに新宮の岬を見渡し風景言語に絕す、此濱邊は一圓に碁石のみにして則ち那智黑と稱するものなる可し。

心ある有馬の浦のうら風につきて木の葉も殘らさりけり、〔家集〕　增基

花窟

有馬の北に在り、大岩高凡百七十尺幅凡百八十尺、巍然海岸に屹立す。岩下に小祠を置き大神を祭る、每年十月五色の萌花を岩に懸けたる注連繩に插み之を飾る、則ち上世よりの慣例とぞ。

神祭る花の時にやなりぬらん有馬のむらにかくるゆふして、〔夫木集〕　光俊

紀の國のありまの村にます神のたむくる花は散らしとそ思ふ、〔夫木集〕

みくまのの御濱によする夕浪は花のいはやのこれそ白木綿、〔山家集〕

三十三所圖會云、七里濱有馬村の花窟は日本紀所謂伊弉冊尊を葬り奉りし所なりしとぞ、例年此巨巖の上より濱松の梢に注連繩を引渡し、繩を以て旗を作り是に付る、祭禮は二月十月の二日にして、神官始め村中の男女花を備ふること恰も丘の如し、是神代よりの風なりと、故に花の窟と云ふなる可し、花窟と稱すれとも岩窟の類にあらず、只た高さ二十四五間計りの巨巖なり、然れとも此地に神の鎭まりましますに依り則ち此磐を以て御屋と崇むれは磐屋と稱するならんか、王子岩屋は花の岩屋に對ふ、此所は大神軻遇突智を葬る地と云、伊弉冊尊化去ます時伊弉諾尊十握の劍を以て軻遇突智を斬給よし神代紀に見ゆ。揖堂南遊志云、有馬村邊一層巖、高數十丈、俗曰花窟、々在巖根、巖面作龕像形、其顯狀甚奇異、如怒猊攫物、其東側四石章被之、瑟倩可愛、蓋太古諸神寄住天上、至諾冊二尊、生國土遂降居焉、人間有陵墓、實以此爲始、萬古瓊矣、如神在、拜跪而去、此間地陸入洋海、高浪蹴岸而至、過者往々爲浪所卷去云、數町爲木本浦。○日本紀、神代卷一書曰、伊弉冊尊生火神（軻遇突智）時、被灼而神退去矣、故葬於紀伊國熊野之有馬村焉、土俗祭此神之魂者、花時亦以花祭、又用鼓吹幡旗、歌舞而祭矣。○書紀通證云、那智三卷書曰、有馬村有產田宮。今按閼之新宮人、合祭冊尊火神也、云花窟、海濱突出、大巖壁也。松下見林曰、有馬村產田宮、乃冊尊神退之地、東有陵窟、亦曰產立窟、又曰花窟、葬冊尊處也、藂春以繩作花及幡旗形、圍繞於窟、歌舞祭之、蓋神代遺法也。○按に產田產立は產屋の義なるべし、古俗海濱に產屋を建てたりと見ゆ。古事記云「伊邪那美神者、葬出雲國與伯伎國界、比婆之山也」とありて舊事紀亦同じ、書紀と所傳を異にす、是れ神道家の大疑とする所也。凡て紀伊と出雲は并に熊野の地名ありて神社亦同名の者多し、此兩國南北相距れりと雖太古の神人は密邇の關係を爲したる所とす。（海草郡有眞郷鳴神を參看）

（井上）

大佐神社○三代實錄、貞觀十七年、紀伊國大佐神授位。神祇志料云、今有馬莊井上村に在り、井上は蓋忌部の訛なり。

阿田和（尾呂志）

木本の南四里、新宮の東二里餘、七里濱の中なる一村なり。阿田和の北一里に市木村あり、又阿田和川の上游に上野村ありて今尾呂志と改む、共に地方の大邑なり。

鵜殿

今宇和野村と改む、熊野川七里濱の邊に在り、南岸は新宮町なり。熊野新宮祠官鈴木氏に鵜殿と云ふ一家あり、此に起れる者なるべし。

口北山

大和吉野郡北山郷の一部なり、其本部に屬する者は入鹿村西山村神川村五郷村飛鳥村の五村に分る、北山川の左岸にして神上を以て首里と爲す、俗に口北山郷と云ふ。

神上

北山郷に屬し今改稱して神川村と曰ふ、保色山は東を蔽へ、木本浦に至る三里。殘櫻記に「北山宮尊雅王は、吉野郡なる北山郷高野上の高福寺に遁れましけるが、御劍の惱重りて云々」南方紀傳には「南帝御手を負はせ給ひ、高福寺に還幸、則崩御」と見ゆ、此なるべし。

興福寺は神上の東二里、飛鳥村大字神山に在り。尊雅王の墓なりとて石の小寶殿及像あり、寺中の神牌高福院殿南天皇都正位尊儀と記す、寺號は光福又高福に作る。（名勝地志）○南朝遺史云、尊雅王は口殿と號し給ふ、口北山莊の謂にて紀伊國の北山を口の莊と稱す、靈牌今紀伊國南牟婁郡神の山村光福寺に祭れり、墓は光福寺より

凡三十町經て寺谷村と云ふ所に在り、此國風土記にも赤松滿祐などゝ口に傳ふるは其比武家の世を畏れ憚を變して云ひなしたるものならん。○大日本史云、嘉吉三年、前權大納言日野有光、挾兵入禁中、取神璽寶劍、擁王子萬壽寺僧金藏主者、據延暦寺、敗死、棄寶劍於清水寺側、吉野賊民奉神璽、擁王子二人據吉野。注曰、吉野高峰福源寺、有一古碑、曰一宮自天親王、二宮忠義大禪定門。紀伊色川氏所藏文書曰、色川郷先皇舊地、其宿孫既幸大河内行宮、宜速赴其幡之下。(この高峰福源寺と云は高福寺と異なるへき歟、北山龍川寺の事にや、再考すべし。)

淡路國

淡路國(アハヂ)

瀨戸内海の東に横たはり、四至皆海、淡路島と明石瀨戸を隔て對し明石瀨戸と云ひ、西南は阿波に對し鳴門瀨戸と云ひ、東南は紀伊に對し由良瀨戸と云ふ、故に其海洋は東北に在りては大阪海灣(茅渟海又和泉灘をも總へて云ふ)なり、西北面は播磨灘なり、南方は沼島灘にして今紀伊水道と稱す。○一洲一國、山川巨大ならずと雖、嶺頭海陬皆卜居すべく、號して魚稻の郷と曰ふ、面積三十六方里、今二郡に分ち、人口凡十九萬。

淡路は又淡道に作る、蓋阿波に至る途上の島なれば此名あり、和名抄阿波知と注す、此島所々に伊弉諾伊弉冊二神の古跡を傳へ、其名は神代巻に著る。應神仁徳の諸帝屢遊幸ありて御原(ミハラ)を置き、又海部をして魚味を進貢せしめ、紀伊伊勢若狹等と幷稱せられ御食津國(ミケツクニ)と曰へり。萬葉集に「御調(ミツキ)の國、日々の御調と、淡路の野島の海子(アマ)」

など詠けたり、應神紀云、淡路島、是島者横海、在難波之西、峰巖紛錯、陵谷相續、芳草薈蔚、長瀾潺湲、亦麋鹿鳧雁、多在其島、故乘輿屢遊之と、仁徳履中允恭の御幸は其紀に載す。延喜式、淡路國調完一千斤、雜魚一千三百斤、白絵鰒鹽、中男作物雜鮨など見ゆ、完は宍に同し、謂ゆる麋鹿鳧雁の調を指す、即御原の貢進なり。○淡路常磐草云、淡路は南海道に屬し、畿内を左にす、四國を右にし、此一島實に大八洲の中央に位せり、日月の照す所其よろしきにかなひて、寒暑酷烈ならず、土壌に水清く、庶物生を安くす、瑞穂の國の開闢も此國よりぞはしめをなせりとぞ、神代卷曰「伊弉諾尊伊弉冊尊磤馭慮(ヌコロ)島に降りまして、共爲夫婦(ミトノマグハヒ)して洲國を産むとおほす、産時にいたりて先淡路(アハヂ)洲をもて胞とす、意に快ざる處あり、この故に吾恥洲といふなり、其一書曰、大日本秋津洲樹を産たまひ、次に淡路洲をうむ、又曰、おのころ島を以て胞として、淡路洲をうむ、諸說多くあれと省きてゐるさず、洲を生たまふといふ理などもこゝには漏らしつ、吾恥の說は釋日本紀に據る、古事記曰、淡島是不入子之例、改更狹合生子、淡道之穗之狹別島(アハヂノホノサワケ)(　)按に淡島を穗之狹別島とも稱へしは、一說穗之狹別は島主の名なるへしと云ふ。應神紀の御歌に「阿波旎辭摩いやふたならひ、阿豆枳辭摩(小豆島)いやふたならひ、よろしき島島云々」の句あり、眺望の佳かりしこと、夙に世に著る。

難波かた鹽干にたちて見渡せば淡路の島にたづわたるみゆ、(万葉集)住の江の岸に向へる淡路しまあはれと君を言はぬ日はなし、(同上)わきもこを行きて早見む安波治之縣くもゐにみえぬいへつくらしも、(同上)わたつみのかざしにさせる白妙の波もてゆへる淡路しま山、(古今集)大鹽やあはちの瀬戸のふきわけにのほりくたりのかたほかくなり、(堀川百首)淡路潟いそわの千鳥聲しけしせとの鹽風さえまさる夜は、(山家)

源氏物語云、(明石卷)たゝ目の前に見やらるゝは淡路島なりけり、阿波門はるかになと、のたまひし、「阿波門みるあはちの島のあはれさへ残るくまなくすめる夜の月」、

淡路の國造は舊事本紀に難波高津朝(仁徳)御世、神皇産靈尊九世孫、矢口足尼、定賜國造とあり、矢口の氏姓は他に見えず、姓氏錄に朝臣あれど「宗我石川宿禰の後」なれば時代合はず。延喜式に大嘗會の由加物器料は淡路國阿波國にて、當國凡直(オフシ)氏一人、若木連一人、執贄木、引率」とあり、凡直は凡海(オフシアマ)直同族にて、即國造家ならん。凡海直は姓氏錄「右京神別地祇、凡海連、安曇宿禰同祖、綿積命六世孫小栲梨命之後也」、又、攝津神別地祇、凡海連、海神綿積豐玉彦命之後也」とある者皆同族歟、阿波の凡直氏は板野名方阿波の三郡に住居したること、續紀神護景雲元年の條に見ゆ、淡路の海人は、御原野島の野人最も盛大にして日本紀に出つ、而て海人を統率するは凡海氏の世職なる事古史に明なれば、淡路國造の家系略推斷すべし。和名抄を按するに三原郡阿萬郷ありて、今の阿萬村を本據とすれば、由良沼島福良より三原湊までも其領せる郷名なるが如し。中世には阿萬氏當國の豪族たること、平家物語太平記にて明白なり、殊に國分寺佛像銘、曆應三年のものに大施主海氏女と記す、亂の世には此海氏海賊衆に變し、足利尊府の時尚強盛の名あり、後天正年中に至り海部の裔末全く散亡したるごとし。○東鑑に據れば鎌府の初め、佐々木經高横山時兼當國の守護職を賜はり、後長沼宗政之に代る、又加治氏あり蓋佐々木の庶流歟。建武以後細川氏の領國と爲る、而も幕府は其海部を制壓せんが爲め、安宅頼藤を熊野浦より招き由良に居く。安宅氏是より淡路海賊衆の魁帥たり。細川屋形は師氏(頼春の弟)州守に任し、子孫世襲六世尚春に至り、

三好家に献せられ、一州驕奢、天文の末、三好長慶の弟冬康安宅姓を冒し、由良城に據り州守と爲る、天正九年、子貴康織田氏の軍に降る。後仙石秀久(洲本城)脇坂安治(同上)加藤嘉明(志知城)池田忠雄(由良城)等かはる〲本州に封せられて船手を領す。元和元年全州を以て蜂須賀至鎭(阿波德島城)に加封せられしより、其臣稻田氏を洲本に置き城代と稱す、以て明治維新に至る。

（粟嶋）

武庫の浦をこぎたむ小舟粟島をそがひに見つゝともしき小舟、(萬葉集)粟島にこぎわたらむとおもへども赤石の門浪いまださわけり、(同上)

萬葉集に粟島(アハシマ)とよめる歌多し、仙覺抄に「讃岐國屋島、北去百歩許、有島名曰阿波島」と注すれど、武庫赤石と相對せる地に非ず、紀伊の友島も古名粟島と稱へりと雖、此歌と縁り合はず、粟島は淡路島の一名として詠めるにや、又淡島などの別名にやあらん。

（淡州）

○淡路之を修して淡(タン)州(シウ)とも云ふ。

津名郡

津名(ツナ)郡 本國の北東部にして、土俗上(カミゴホリ)郡とも稱す、東は由良海峡大坂海灣に臨み、北は明石海峡に至る、西は播磨灘なり、南は三原郡に接す、今四町二十九村に分れ、郡衙を洲本(スモト)に置く。和名抄、津名郡、田豆奈、十郷に分つ、後世其二郷は三原郡に移屬す。淡路常磐草云、津名郡を土俗上郡といふは、京畿に近ければ也、三原を下郡と云に對へて稱するも也、廣田郷(三原郡)との間、南北に亘りて山を限つる故に、古は廣田以東を津名としたり、中世以來廣田の二郷を三原に屬せしむるは古制にあらず。

舊事本紀(天孫本紀)火明尊十三世孫、金田屋野姫命、甥品陀眞若王、生三女王、譽田天皇並后妃、其弟姫命生淡路三原皇女、次兎野皇女と、此兎野皇女は津名の地名を負はせ給ふに非すや、ツナツ(ツヌ)ヌ音便相通す。○津名は本郷名にて和名抄に津名郷あり、今岩屋(イハヤ)の邊の稱也、後世郡名にのみ遺れり。本郡には、伊弉諾神の古蹟あり、松帆浦由良(ユラノト)又由良明石兩瀬戸の隘口を扼するを以て、岩屋繪島などの勝景凡に世に著る。和訓栞云、淡路の津名社は伊弉諾神を祭る、大同類聚方に淡路藥は津名社司中臣好根の傳なりと曰へり。

津名(ツナ)郷 和名抄、津名郡津名郷。○後世津名の郷望なし、淡路常磐草に鳥飼(トリカヒ)村の海邊に角川(ツマカハ)の名遺る、角は津名の轉したる歟と注すれど詳ならず、又由良濱は郷名を缺く、即津名郷歟とも曰へり。今按ふに本郷は郡號の起因地にて、津名郡の眼目の位置に居りしならん、故に之を由良に擬するも故なきに非ず、然れども岩屋野島等明石海峡に面へる地、亦郷名を缺き、而も其景著名の漁村とす、蓋津名の郷は此に外ならじ、由良は阿南海の隅にして、淡路郡部の邑のみ、宿田良の條を參考すべし。

松尾(マツヲ)埼(サキ) 岩屋村の西北、字江崎(エサキ)に屬す、淡路島の北端にして、明石海峡の南角を成す、北岸明石の地を距る二海里許。○松尾は古名松帆と云ひ、瀬海の總名を松帆浦と稱す、今燈臺の備あり。

松帆(マツホノ)浦(ウラ) 常磐草云、岩屋浦に今松尾崎と云海角あり、西州上下の船舶常に寄泊して風をまつ、其磯山に生ひつらなれる松の緑、波にうつりて清く、須磨明石目前にありて風景美しき處なり、松尾の尾は帆の訛なり、此浦の名によりて此名に稱らしめ、岩屋浦を松帆の浦とも云ふなり、松尾崎の西に並ひて江崎村あるも、江は繪の轉訛にて、繪島か崎の略稱なるべし、萬葉集に神龜三年幸於播磨國印南(イナミ)野時作歌、笠朝臣金村、

名寸隅(ナキスミ)の船瀬ゆ見ゆる、淡路島、松帆浦に、朝なぎに玉藻苅つゝ、ゆふなぎに藻鹽やきつゝ、海未通女ありとはきけど、見にゆかむよしのなければ、丈夫のこゝろはなしに、手弱女の念ひたわみて、たちとまり吾はそ戀ふる、舟梶をなみ、

此の歌の意は松帆の浦に往て見さるは恨めし、此故に戀ふ事やまずと也、新勅撰集に藤原定家「こぬひとをまつほの浦の夕なきに燒やもしほの身もこかれつゝ」。天正十五年細川玄旨道之記に「高砂の浦より松ほの浦見物せんとて、七月廿二日のあかつき、夜船こかせてゆくに、あかしのあたり浦風をかたほにかけて、はる〲とあはぢ島によりて「有明の追風さほふあかしかた片帆に月をそむけてそみる」さて松帆の浦近くなれは、舟をよせて見るに、明石かたの月波に浮ひてみえけるに「あらし吹きまつほの浦の雲はれて浪よりしらむ有明の月」。又按するに三原郡湊浦近をあたりを俗に松帆浦と稱す、故に國人今松帆浦といふ名は三原郡にありと爲すは誤れり、抑松帆の浦とは和歌によみ始めたる人は笠金村朝臣にて、印南野の道中明石潟より遠く望みて其名高く聞ゆれば、三原郡は遠くして目路の及ぶ處にあらず、二位法印玄旨も岩屋の浦邊にて松帆の浦と詠王へり、嘲詠せしなり、三原郡の江井湊福良などの地には、近世まで塩戸多くして鹽を燒く、和歌に藻鹽燒とよめれば三原郡なるべし、岩屋浦には鹽やく海人なければ古歌に合はずと、此説非なり、藻鹽燒と云ふは、海濱に寄り來る藻を燒て灰となし、たれて鹽とするをいふ、古は岩屋の海人も其わざをなせるなるべし、今も海濱にある沙灘を鹽濱といひて、乾し燒て籃に盛り、潮水を澆

て其水を鍋にて煮れば鹽となると云へり、今阿讃播備等の諸州に鹽濱多く開き白鹽を買求るには容易なれば、いつくにも藻鹽たる、海人もなく、松帆の浦にも今は藻鹽やかずなりにき、俗說辨に曰、苔衣は四巻本にて其抄本を松帆物語と名つく、苔衣云、昔侍從君と云美童、岩倉の宰相法師といふ者と男色の睦あり、時の相國の子侍從君を懸想しけれども聞入れざりしかば、宰相法師を淡路國松帆浦に流す、法師此浦にて病出して「くやしきはやかて消ゆへきうき身ともしらぬわかれの道芝の露」とよみ置きて空しくなる、其後侍從君松帆浦に尋下りて「おくれじの心もしらてほとゝほく苔の下にも我をまつらむ」とよみしなり。

江埼　松尾埼の西南に隣接する海崖の名なり、燈臺の設ありて播磨洋より明石海峽に入る航路を標識す、燈高は海面上一五八呎、晴夜光達十八海里半。

岩屋　今岩屋町といふ、松尾埼の東南半里、假屋浦（今來馬村）の北二里半、明石海峽の東口なる南側に在り、海峽通過の帆船多く來集す。○播磨風土記云、息長帶日賣命（神功）度行於韓國之時、船宿淡路石屋之時、風雨大起、苫編首祖大仲子、以苫作屋」と、石屋卽この岩屋浦なるべし、又人類學會雜誌に此浦に古墳二所あり、近年開墾の際曲玉と德利樣の陶器を得たり、其一所は石廓崩壞して唯形狀のみを遺せり云々と記す、岩屋の名は蓋古墳墓の石屋に因む。（下に明神の窟と云あり參考）常磐草云、岩屋浦は州の北極にて、須磨明石に對ふ、延喜式石屋に作る、大なる石窟あるに因れり、繪島の浦松帆の浦などいふも此浦の異名なり、此浦に漁戶多くして海の深き處にも鐵义を差おろし、魚を見ずして突とるを盲突と云、魚多き故なるべし、又岩屋の海に別當汝と云潮あり、潮勢強くして此潮に入たる舟は、梶の力及はずして一かたる引れゆく也、別當潮と云ふは此浦に寺あり別當坊と云ふ、昔其寺に猛狗ありて日々に堺にゆく、此大潮を渡らんとするに、先濤にて木を流し試みて堺の方に流るゝをよき汐時と知りて、槎に乘てその一潮に渡りしとなり、太閤記の八物語に、播磨灘にして其風をうけ、帆の開合を以て、別當汝の波のうねくを見わけ、云々とあるは此事也。○又云、古は岩屋の烽と云事あり、岩屋浦は須磨明石への渡口にて、淡路の褐門にのそめば、其渡航のために岩屋浦にて火を焚く事あり、之を飛火を立つとも、しるしの煙を揚ぐるとも云ふ、續日本後紀、承和十二年八月、淡路國、明石濱、始置船并渡子、以備往還、（延喜式に載する官道は、紀伊國加太より由良へ渡る、然らは此なる石屋より須磨明石の渡りは副線別路也）又袖中抄云、須磨と岩屋は渡りにてあるに、淡路へ下るいそきの便船のなければ、すまの浦にて火をたくなり、これに淡路の岩屋の濱に火をたきてあはするなり、さてむかへふねをつかはすとそ申す、其火たくを飛火たつと云、又火あくとも云なり、夫木集、故六條左京兆顯輔・淡路といふ女のもとへ遣す歌「いかにせむ飛火も今は立詑ぬ聲もかよはぬあはち島山」新勅撰集、前內大臣「淡路島しるしの煙見せわひて霞をいとふはるの舟人」正治百首、寂蓮法師「淡路島かよふしるへもたつけふり霞にまかふ須磨の明ほの」○又云岩屋浦の黃砂は庭砌に鋪くによろし、岩屋礫の名あり、すべて此海山に大小の石材多し、神功紀に二王子淡路島の石を取り播磨にて山陵を造りたまふ事見ゆ、今も明石に荒陵遺れり、土人は傳へ言ふ、岩屋の五色石にて築かれければ、五色塚と稱ふとなん。

石屋神社　岩屋浦繪島の南に在り、土俗天地明神と稱す、又繪島明神とも曰ふ、延喜式津名郡石屋神社是なり、常磐草云、天地明神は式の石屋神にて、其何神と云ことを注せず、後世より之を定め難かるべし、能因歌枕に淡路國いはやの社といへるは是なり。明神窟○常磐草云、繪島を去る五十步許、天地明神の北の海邊に在り、古城山の崖下なり、此石窟昔は甚廣かりしを、城を築く時、窟を切たてゝ、今殘る處の岩窟、斯く狹くなりたりと云、惜き事なり、石窟の中に小祠あり、土人は石楠尊といふ、いぶかし、或說に石窟は伊弉諾尊隱れませる幽宮なりといふ、因て按るに、舊事記に幽宮を淡路洲に構りて隱れますといひ、亦淡路の多賀に座すといふ、日本紀にも幽宮と日之少宮とを分て擧たれば、日之少宮を多賀とし、幽宮を石窟に擬していふにや、石窟近き海濱に石礫ある處を鉾島鶺鴒島などいふ、是は石窟の口を切穿ちたるが殘りたる礫石なるべし、瓊矛を指下してといひ、交道を鶺鴒に學ぶなどいふ神代のふる事を以て、岩島の名とせるなり、別當坊同浦に在り、眞言宗、寬永中養宜山中にて古き金口を堀出す、銘に岩屋別當と見え、今此寺に納む。○按に岩屋神社を淡路之幽宮に比擬するは誤れり、彼日之少宮は出雲なれば、淡路幽宮は多賀に外ならじ、而て岩屋神を蛭子命と云ふは、却て理由あるが如し、日本紀に蛭子を磐櫲船に乘せて放たれし事を錄し、蛭子は紀州加太浦の淡州にも祭られ、岩屋浦にも粟島と云ふ一島の在りしこと、萬葉集に見ゆるに非ずや「武庫の浦をこきたむ小舟粟島をそがひに見つゝ」又粟島にこきわたらむと思へとも赤石の門浪云々、又

百つたふ八十の島わをこきくれと粟の小島は見れとあ
ぬかも

などあるは、此浦の繪島大和島などに當ると思はる、仙覺抄に見ゆる讃岐の阿波島は、又此と相異なるものとす。常磐草云、續古事談曰、六角堂の如意輪觀音は、淡路國いはやの海にから櫃に入て鎖子さして打よせられたりけるを、聖德太子あけて御覽して、本尊とし給ひける云々、

（岩屋城址）

今岩屋浦に觀音堂あり、開鏡山と號し、溪澗を攀躋すること三十町許也、觀音堂のある處より山頂に登りて眺望すれば、松尾崎より須磨明石見えわたりて、海山の景絕よし、岩屋の後山、潔淨にして水精葡萄石を生す。又岩屋古城蹟は同じ浦の南にあり、傳說に安宅紀伊守岩屋浦に居れりといふ、南海記に由良の安宅氏より岩屋の城を持とあり、此城を守れるなるべし、後太平記曰、天正元年、將軍義昭信長と隙あり、義明備後へ下りぬ、毛利其命に應して軍を率て上京せんとす、此時畿內中國の兵招きに應する者多し、丹地太郎兵衛尉、神野加賀守、小林民部少輔三百餘兵を率て淡路岩屋城に攻入、これを取て將軍及門跡を援けて大坂に兵粮など籠たり云々、丹地等は毛利方の兵將にて、此時も岩屋は安宅氏の居城なるへし、天正九年織田家の將羽柴秀吉池田之助淡路を征略し、安宅氏之に降りぬ云々、城跡の字を三對山と曰ふ。

繪島

岩屋町の東端なる岩崖の名なり。淡路志云、松尾崎の南東の一海里半許に、岩崖の二小半島あり、一を繪島といひ、高四十七呎、一を大和島といひ、高四十呎、大和島は樹林に掩はれ、北西或南東より望めば嶄然離島の如し、岩屋浦は南より西を廻り北西に至るの間の諸風を避くへき好錨地あり。○繪島は高九間半、周四十間、艮の方に六十間許の平場あり、頂上に寶篋印塔一基を安置す、此島ささやかなれど、土砂の色澤光輝あり、赤壁蒼崖、筆を以て畫き成せるごとし。〔史料通信叢誌〕按ふに、此島に赤き所、黃なる所、黑き所ありて、之を浪に洗はれて種々の畫文を成し、老松之に生じたり、奇狀いふはかりなし。〔名勝地志〕

常盤草云、繪島と云は岩屋天地明神の磯邊につゞける一塊の丹石にして、之を望めば赤珠のあまた凝り聚まれる者のごとし、其石紋自ら人物鳥花の象ありて、彫かごとく繪くがごとく、玲瓏として賞す可し、海より寄せくる波に石面を磨して、畫文を成したるにや、又島の頂には一石塔を立けり、何人の所爲なりや知らず、綠樹數株あり、崖壁直峭にして攀登りがたし、島の盤根は平かにして、席を設たるごとく、海潮に臨て潔し、雪月の時尤賞遊すべし、日本奇跡考に、播磨海濱の石繪あり故に繪島と云ふと、按するに播磨は淡路の訛なり、播磨に家島あるを誤て、ゑじまと呼ぶ、混するを勿れ、平家物語「福原の新都にある人々、名處の月を見むとて、須磨明石を經て、淡路の灘をわたり、繪島が磯の月を見る」選集抄「むかし行平中納言といふ人、いまそかりける身にあやまつ事侍りて、須磨の浦に流されても、しほたれつゝ浦つたひしありき侍りしに、繪島の浦にてかつきするあま人の中に、世の心に止まり侍りけるにたより給ひて、いつくにやすみぬる人にかと尋給ふに、此海人とりあへず「白波のよする渚に世をすこす海士の子なれはやともさためず」とよみてまきれぬ、中納言いとゝかなしうおぼえて、淚もかきあへ給はずとなん、なみのよるひるかつきして、月やどれとはぬれねども、心ありけるたもとかな、波になみしく袖の上には、月をかさねてなれし面影、そのぬれ衣をかたしきて、船の中にて世をおくる海人の中にも、かゝるなさけあるたぐひも侍りけると思ひて、特にあはれに侍る歌げにゆうに侍り」按するに本朝列女傳にも此事を載せて繪島を播磨とせるは非なり、岩屋を繪島の浦とも云なり、千載集、前參議親隆「はりまかた須磨の月よみ空さえて繪島が磯に雪ふりにけり」新勅撰集、後德大寺左大臣「淡山とことはにふく潮風にゑしまの松は波やかくらむ」玉葉集、羇旅、藤原資隆朝臣、しほのゆあみに淡路の方へまかりけるに、扇つかはし遣る中に、繪もかゝぬ扇のかたつまに書付侍ける、前左兵衛督惟方「歸り來てとふ人あらは見すばかり繪島をこれにうつせとぞ思ふ」（按するに鹽湯ありし處も此浦なるへしや）幽齋紀行、繪島といふ磯を見るに、山のかさなりてしまあれは「幾重とも波路はるかにたゝみなす山や誠の繪しまなるらむ」、源至鎮公發句「松に雪白きを後の繪しま哉」○大和島は同じ浦、繪島の南、石屋神社の祠前にあり、大繪島とも稱す、此島神靈の棲息する處と云ひて、島上に登る人なし、萬葉集「あまさかるひなのなかちをこえくれはあかしのとより大和島みゆ」此歌は袖中抄には長途鄕を濱ひて明石に至り忽大和の遠山を見て故鄕の近きを喜ぶ也と注したり、新勅撰集、旅、土御門院御製「あかしかた大和島根もみえざりしかきくもりにし旅のなみたに」此御歌には明石潟大和島ねとつゝけさせ給へは、淡路の倭島なるへきにや、土御門院さすらへさせ給ふ時、明石潟の舟中にて、此あたりの地名を舟子に問知り給ひて、よませられけるにや、且は其名によりて、畿內の遙峯とも願望して、鄕思を述させ給ひしにもあるべし、疊嶂の餘情感慨多し。○道起上人紀行云、仁治四年仲春二日の暮方、淡路の石屋に着きて巡覽するに、靑岩の形、綠松の粧、碧潭の色、晩風の聲、其感に不堪、懸緒を忘れたり、偖繪島の明神に詣して、法施法樂の暇にかくなむ、「見るはかりいかにかたらむゑしまかたむへなり神も此に住ます」。○按に繪島は胞島の義にて、古の謂ゆる磤馭盧島なるへしと云說多し、古事記傳には書紀に「以磤馭盧島爲胞」とあるに因る歟と說く、石屋神社も伊弉諾神の蹤跡に似たれは、胞島の說も棄て難けれど、神代の事なれは尋常の理義のみにて推量すへからず、今之を闕くも可矣、但仁德帝の御製に入れる淤能碁呂志摩は、由良の西南なる沼島たるへし。

（大和島）

野島

今野島村と云ふ、岩屋の西なる海村なり、播磨灘に向ひ富島淺野の諸村と相連り、明石海峽の內側南邊に在り。常盤草云、野島は蟇浦村の海邊なり、里人の曰、むかしは一二町も澳へ出て、高く平らかなる野あ

り、波に崩れて今はなし、古松の村立る汀を野島といふ也、岩屋にあり、野島の蟇鼻と云ふ、富島に向に見ゆる如く、昔は清濱に堤防を築て舟を泊る處僅く、西州往來の者船要津とせしなるへし、風波に土石崩れて、後修理する事を得ず、南石砂なとも近く見わたされて、景よき在なり、野島に鹿ある事多しといへとも、此條は見えず、又或説に野島は沼島の事也、乃ち奴と通する故也と、此説然るへからず、萬葉に辛荷島を過る時赤人の歌に「なはみおの野しまを過ぬ、いなみつまからにの島、島間より」とよめるは淡路の北、野島を過て播磨に有といふ辛荷島とつゝけたる方、次序宜し、南方の沼島なより過たるやうには聞えず、然れは蟇(ヒキ)の浦なる野島出崎なるへし、又夢野の鹿の野島に通へるふる事も、夢野は兵庫のうしろといへば、明石の海を渡るは一里にもたらぬ程にて、およきつくほとの間なれば、さも有へし、野島の海に鹿の瀬と名つけたる淺瀬も、此故事によれりと思はる。(播州夢野を参考すべし)○野島村或は仁(ニ)井(サ)村と曰ふ、(津名郡誌に云)大字仁井あり。

珠藻刈る敏馬(ミヌメ)を過きて夏草の　野島の崎に舟近かつきぬ、(萬葉集)珠藻刈る處女(ヲトメ)をすきて夏草の野島か崎(サキ)にいほりすわれは、(同上)淡路の野島の前の濱風に妹かむすへる紐ふきかへす、(同上)

風吹けは波にや床の　あれぬらん　野島か崎に朝鳴くなり、(雄保白首)　家　隆

地學雜誌云、淡路島野島及浦本(浦村)の地に夥多の介化石を埋藏す、其種屬は皆第三紀に當り、陸近き淺海に棲息せる貝類とす。

來馬(クルマ)郷

和名抄、津名郡來馬郷、訓久留萬。○今來馬村浦村釜口村などなり、來馬村には大字久留麻の名尚存す、東浮濱(大坂海灣)に臨み、岩屋(津名郷)と志筑の間に居る。○延喜式、津名郡伊勢久留麻神社は今大字久留麻に在り、土俗伊勢明神と曰ふ、按に伊勢の名は神部に久留麻神社ありて、服部呉部(ハトリクレベ)の徒の兵部なりしと思はる、此なるも其部民の移住して更に伊勢神と稱へたるならん。

假屋(カリヤ)浦

今東浦村の大字なり、岩屋町の南二里半、志筑町の北三里半とす、小市にて、西は一嶺を隔て、野島富島(トシマ)に至る各二里。○浦(ウラ)村は假屋の北に一村を成す。

釜口(カマグチ)

來馬村假屋浦の南一里、海岸は東南に開く、背に妙見山(メウケンヤマ)あり、常隆寺山と相接す。○常盤草云、釜口村は土俗三立岡座といふ、法華宗(本能寺末)妙勝寺と號する一院あり、相傳ふ昔足利尊氏西國に赴く時、舟を此浦に泊てゝ寺に詣て、太刀一腰を寄進したりと、建武三年二月の兵庫發船の時の事にや、又寺什古簡一通あり、

此城妙勝寺御祈禱彌可被致精誠候恐々謹言

十二月十日　尚　春　判

此牘を按するに尚春は細川淡路守源尚春なるべし、淡路守護義宜大土居の主、第六世を成春と云、文明十七年卒去す、尚春は成春の子なるべし、明應中成相社の棟札に淡路守尚春とあり、其頃より三好一族五畿内南海近國に威を振ふて、淡路の地士も皆三好に從屬す、故に尚春その逸を避け出奔し釜口に籠城せしなるべし。

佐野(サノ)

釜口の南一里、常隆寺山の南東なる海村なり、南一里にして生穂(ナマリホ)村に至るべし、志筑町は更に生穂(ナマリホ)の南一里許にあたる。○賀茂社文書、壽永三年、神領佐野生穂庄。

生穂(ナマリホ)

中右記云、賀茂上社司申、被領淡路國生穂庄、爲官使友兼國司目代國之等、被滅亡、件庄、先年依毎日供御有宣旨被立、而後國司移立他郷、今推渡本郷、投棄神寶、破損神殿也。

富島(トシマ)

今富島村と云ふ、野島村の南、淺野村の北、播磨灘に向ふ。○常盤草云、富島は机浦の北に在り、按に播州魚住(ウヲスミ)泊より、津國大和田泊(今の兵庫)まで一日行の間に舶を泊むべき處少し、東南の風あらき時岩屋の泊門(セト)を[illegible]には、富島は湊なきに舟を泊めて、風を[illegible]也、この故におかしは富島の湊に堤防を築きて、舟を泊る入江となせしなるへし、因て築江(ツクエ)と名づけたるを、後世音を以て机と書替たるなるべし、其堤防いつの世にか風波に崩れて、今富島野島と名のみ遺れる事、譬へば大和田の泊[illegible]して築島の名存するか如し、[illegible]して舟人の[illegible]なれは、大なる仁恩なるべし。○今机浦(ツクエウラ)の名[illegible]、野島より富島村淺野村育波村の邊、室津(ムロツ)村までの總名なるべし。

(机浦)

風早みとしまが崎をこきゆけは夕波千鳥たちゐなくなり、(金葉集)　神祇伯顕仲

あなし吹くとしまか崎の入汐に友なしちとり月になくなり、(夫木集又正治百首)　喜多院守覺法親王

淺野(アサノ)

今淺野村と云ふ、富島村の南育波村の東なり、淺野は万葉集に見え、古人の舟を野島の築江なとに寄せたる頃に賞味せられたる名所なり、今も淺野村の上方十町許、溪澗に一飛泉あり、紅葉(モミヂ)瀧と呼ふ、即常隆寺山の西面とす、瀧高凡五丈。

海若(ワタツミ)はあやしき者か、淡路島中に立置て、白浪をいよにめくらし、ゐ待ち月明石(アカシ)の戸ゆは、ゆふされは鹽をみたしめ、あけされは鹽をほさしめ、鹽さゐの浪をかしこみ、淡路島礒かくり居て、いつしかも此夜あけんと、待からに寐のかてねば、瀧の上の淺野の雉、あけぬとしたちとよむらし、いざ子どもあへて漕き出む、にはも靜けし、(万葉集)

常盤草云、斗之内(トノチ)(今淺野村大字)は十市の訛なるへし、能因歌枕に淡路國とをちの池とあり、此池は今斗之内(トノチ)妙應寺の池なとにや、又此地机南の字あり、机浦の南と云心なるへし、机南に馬塚鞍塚など云古墳あり、土俗奇怪

の說を傳ふ。

常隆寺（ジヤウリウジ） 淺野村の南なる字久野々の栗村山に在り、（一說此寺は野島村大字仁井に屬すと）勝福院と號し、仁王門、拜殿（本尊觀音大士）大師堂、行者等あり、早良皇太子（崇道天皇）の[illegible]安寺の址とす、寺の高峰は[illegible]海に[illegible]、東西の海洋南北の[illegible]嶺を見はるかし、[illegible]望に[illegible]し、常隆寺山と稱す。（常磐草云、常隆寺は久野々村[illegible]山に在り、大寺の古跡にて、棟札諸堂の礎石など殘れり、此寺は[illegible]持の僧なし、十七區の上院より仕[illegible]勤行す、今[illegible]に千手十一面の像を安置す、桓武天皇御宇[illegible]し玉ふ、日本後紀に「桓武天皇延暦二十四年、[illegible]して崇道天皇のために、寺を淡路國に建玉ふ」按るに[illegible]にて早良太子の山[illegible]地も育波鄕に近ければ、[illegible]寺は[illegible]常隆寺なる事[illegible]べからず。（今[illegible]國史日本紀云、[illegible]二十四年、正月、[illegible]不豫也、奉爲崇道天皇、[illegible]淡路國、四月、令[illegible]國奉爲崇道天皇、建小倉、[illegible]稻四十束、並[illegible]國正稅、[illegible]之例、謝怨靈也大日本史云、皇太子早良、[illegible]淡路、途死、載屍葬之淡路、後人言其死、[illegible]、追號曰崇道天皇、[illegible]創安寺於淡路（早良皇太子[illegible]山陵は、[illegible]賀村の大字河合に在り）

育波鄕（イクハ） [illegible]名[illegible]、[illegible]育波、訓以久波。○今育波村[illegible]村[illegible]村等なるべし、即机浦とも稱する村にて、[illegible]北[illegible]、播磨洋に臨み、南は[illegible]に至る、[illegible]二里（古事記、[illegible]原宮[illegible]孝元[illegible]、[illegible]長江[illegible]的臣等之祖也」と見え、仁德紀に、的臣の祖盾人宿禰は、鐵的を射貫きたる功によりて、的戶田宿禰の名を賜へる由を載す、延喜式に[illegible]國に[illegible]神社あり、此なる育波鄕も的氏の住居なりしにやあらん。

[illegible]のみを過るに、はきのしけくおもしろきに、露おきたるを見て、

小萩原わけつる程にぬれにけりいくはくかりに置ける露とも、（[illegible]仲家集）

（伊久） 南海記曰、永正十五年、大内義興周防に還る、近年細川家臣淡路の伊久志摩守、淡路の渡にて西國より運輸の軍貢を[illegible]しかは、義興歸るさにこれを攻取、按るに伊久は伊久波の訛か、伊久波を以て稱號とせしにやと思はる。

（室津） （常磐草）、今育波村と室津（ムロツ）村は東西接比の民家なり、[illegible]瀬の淺海を西北に五海里に視るべし、瀬戶內航走の大[illegible]、[illegible]は皆此[illegible]の西[illegible]を過ぐと云ふ、此に室津と云も古は瀬戶內の海の一所なれは、其名の負ふならん。

郡家鄕（グウケ） 和名抄、訓[illegible]、[illegible]久[illegible]（今郡家村[illegible]江井（エヰ）村[illegible]尾崎村など皆本鄕の屬なりしならん、津名郡の大邑なり、[illegible]鄕の表[illegible]を成して播磨洋に臨む。郡家村に淡路の郡家はミヤケと呼びたる由を[illegible]す、按に此地は崇道[illegible]陵の所在にて、小倉を建造かれて正稅を納め、以て怨靈に謝し奉れること國史に見ゆ、ミヤケとは其稻倉の遺名にやあらん、今はグンケ村と呼ぶ。

郡家（グンケ） 今の郡家村[illegible]中村[illegible]村を呼び、鄕中の衆水之に會集して海に入る、東は多賀村に接し、西は江井村を望み、土地稍平[illegible]なり、志筑町へ二里、都志町へ二里半。（常磐草云、郡家中村は田村某の食邑なりしと云、赤松氏に、田村[illegible]守、中人の[illegible]は、郡家に在りと[illegible]す、田村氏は天正中に廢亡したるならん。

江井（エヰ） 郡家村の西に接する小灣を江井浦と云ふ、灣の北に[illegible]を、江井[illegible]一方を[illegible]、帆檣の停泊に宜し、今江井村、云ふ、江井柳澤の二大字に分る。此海濱は漁獵の利多く、殊に[illegible]を以て[illegible]を捕ふること[illegible]なり、一種[illegible]と云ものあり、往時は此に[illegible]須賀氏の行所を置かれしことあり。○常磐草云、柳澤（ヤナギサハ）に延喜式石（イハ）神社あり、

（柳澤）

奇異なる石を安置す、土人誤りて時平大臣（シヘイダイジン）社と呼ぶ、時平と云こと何の謂なる歟、詳にし難し。

多賀（タガ） 今河台（カハヒ）村井谷（キタニ）村を合同して多賀村と云ふ、大字多賀には伊佐奈岐神社あり、當國の一宮にして、即國幣小社に列す。○按に淡路の多賀の名は、古事記に載せられしを、後世之を淡海の多賀と混亂するは、路を海に誤れるに因る。

淡路伊佐奈岐神社（アハヂイサナギ） 今多賀（タカ）大[illegible]神と云ふ是也。神祇志料云、伊弉諾尊を祭る、上古伊弉諾尊天下を修固め給ふ始めに、先淡路島を生成し、次に群神を生坐て、神功既に畢る時に、幽宮を淡路之洲に構りて、長く鎭り坐き、（日本書紀、古事記）故之を島神とも云ひ、（釋日本紀）津名郡に坐を以て、津名神とも申しき、大同元年、神封十三戶を充奉り、（新抄格勅符）貞觀元年、無品勳八等伊佐奈岐命に一品を授奉り、（三代實錄）延喜の制、名神大社に列らしむ、（延喜式）元久二年、本國東神代八木[illegible]鄕荒野十町を以て一二宮[illegible]料田に宛つ（常磐草引[illegible]國寺所藏文書）○常磐草云、或說に岩屋浦絵島の石屋神社も、伊弉諾尊にして幽宮の遺址なりといふ、又或說に式に載たる近江國犬上郡多賀神社は伊弉諾尊にして、日之少宮といふ、因て思ふに是みな後人の臆說なるべけれども、近江の多賀は古へ淡路の多賀伊佐奈岐神を移せるなるべし、然れは淡路の多賀社を日少宮といはんこと宜なり、又石屋神社も石窟あれば、之を幽宮に擬せんこと其據なきにあらじ。

書紀神代卷云、伊弉諾尊、神功既畢、搆幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣。舊事本紀云、伊弉諾尊、功既至矣、德亦大矣、登天留宅於日之少宮、復還[illegible]寂、是以搆幽宮於淡路之洲、寂然長隱、亦座淡海之多賀者矣。○按に書紀の「亦座淡海之多賀者矣」の九字は、後人の古事記に據りて補へる者ならん、而て古事記に「伊邪那岐大神者、

淡海之多賀也」の文ありて、應永年間古寫の伊勢本には淡海を淡路に作ると云ふ、蓋其淡路に作るは眞本にして、淡海と云は誤れるのみ、舊事紀の之を竄入せしは特に採るへからず、然れとも釋日本紀已に幽宮を淡路とし、少宮を淡海とす、因襲する所久しと謂ふべし、釋紀に幽宮の解をなして云「大八洲既立、何故終隱不充子數之洲哉、曰、凡人終始可同、神道然、此淡路之洲者、是最初生出者也、故亦終隱、或說、君者陽也、陽方者正南也、今此洲正在南方、是人君之本住也、故殊隱此洲耳、神名帳曰淡路伊佐奈岐神社」と、此解釋は理說に流るゝも猶聽くべし、日之少宮の解に至りては曰「少宮是東北之地也、是則少陽之宮也、日者盛在東方、若少北則是少陰之地也、又謂之日隅宮、以其在東北隅也、卽近江國犬上郡多賀之宮、正値此方也、然則此云少宮者、非謂在天上也」と牽強も亦甚し、少宮(ワカミヤ)に東北の義理の在らんやうなし、古事記に淡海淡路の誤ありしより、斯る附會の起れるのみ、近江の多賀は犬上氏の氏神にて、伊弉諾神には關係なきが如し、唯其中世以來久年の誤謬なれば、今にして論述せんも頗其判定に苦む所多し。○履仲紀に、淡路島に居る伊弉諾神の神託の事見え、允恭紀に、淡路の島神の神卜の事見ゆ、釋紀に引ける天書には「允恭天皇、行幸淡路、祠伊弉諾大神」と錄したり、上古に在りて此神の威靈の稜想ふべし、近江の多何神の事は上古に聞ゆる所なし、且日之少宮と云ひ、日隅宮と云ふは、共に出雲に在るが如し、今之を江州に求むるは、太た因由に乏し。

淡路高島陵(アハヂタカシマ)

(川合)

崇道天皇(皇太子早良)の御陵なり、今高島の字あり、故に私に高島と稱し、以て淳仁天皇陵に別異せしむ。多賀村大字川合に在り、多賀社の東南五町許、一座の圓丘にして、往年まで牛頭天王の祠を置けりと云ふ、河合(カハヒ)は舊川井(カハヰ)に作る。○常磐草云、川井は川堰の義なるへし、崇道天皇山陵は下川井にあり、俗に高島と稱す、松の生たる圓山なり、里人淡路廢帝の陵と稱して、毎年正月九日八月九日に神祭をなす、西峯翁前王廟陵記を著していへらく「淡路陵、或曰在神宅之東二十町許」と記せり、神宅は多賀一宮の地を云、陵の松ある處に近し是は里巷の說を聞てかくしるしたれど、俗傳の誤なり、證とすべからず、早良皇太子の陵は國史に地名をしるさずといへども、津名郡にて陵戸を付せられたれば、川井にある古陵なる事疑ふべからず、水鏡に云「早良太子をあはぢの國へながしたてまつり給ひしに、山崎にてうせされ給ひにき」日本後紀、延曆十一年、諸陵頭調使王等を淡路國に遣し、令して某の親王(早良太子)を葬る守冢一烟、兼て隨近の郡司その事を專當して、警衞を存せず、祟あることをいたせり、今より以後塚下に隍を置て、濫に穢しむることなかれと、延曆十七年、勅使參議五百枝を淡路國に遣して、早良親王の骨を迎て大和國八島陵に收め葬る、近年親王祟によつて、世の人多く病み亡ぶればなり、是よりさき二度勅使を遣しけれど、神の祟止まず、風波官船を衝盪して漂沒せしむ、十九年詔して曰、朕思ふところあり、故皇太子早良親王を崇道天皇と追稱し、其墓を山陵と稱すべしと、丹波守大作是成をして陰陽師衆僧を率しめ山陵に鎭衞せしめ、津名郡戸二烟を分て崇道天皇の陵を守らしむ、少納言從五位下稻成主等をして、追尊の事をもて崇道天皇の陵に告しめ玉ふ、二十四年、勅して崇道天皇のために寺を淡路國に建て玉ふ、諸國に令して崇道天皇のために小倉を建て、正稅三十束を納しむ、並に國忌奉幣の例に預る、是怨靈を謝するためなり。

都志郷(ツシ)

和名抄、津名郡都志郷、訓豆之。○今都志村山田村鮎原村(河上)廣石村鳥飼村及び堺村(堺村今三原郡に隷す)などなるべし、郡家郷の南に接し、先山の西北に當る、一面は播磨洋に對へり。○郡鄉考に都志は出石(イッシ)の伊を略せしならん、天日槍の出石刀子に因みある歟と論す、按に垂仁紀に天皇淡路島の出淺邑を天日槍に賜ふとも見ゆ、常磐草に據れば出石刀子の故事は生石神社に傳へ、出淺の地名は但馬國に出石(イッシ)と云ふに同し、然れば都志郷も、亦出石刀子に因由なしと謂ふべからず。

龍寶寺(リウハウ)は都志村の東なる葛尾山に在り、堂宇には不動明王を祀る、文安の比慶蓮法師の開基とぞ。○常磐草云、淡島隨筆曰、慶蓮、淡路津名郡人也、壯年爲僧、文安年中修密法于葛尾山、及初七夜、而感龍燈、號龍燈山龍寶寺、今龍寶寺に加藤嘉明より山林寄附之證文あり、(天正十六年十二月)「都志之内龍寶寺之事、近年令破壞處、盛秀法印依再興建造畢、最神妙候、然者山林竹木畠等、令寄附候條、全可被仰付候事、專一候、仍如件、堀部市右衞門尉」。

河上(カハカミ)

(鮎原)

都志村の海濱を東に去る一里許は河上と曰ふ、今鮎原村と改稱す、志筑町多賀村を去る各三里許、廣石村まて一里、山間の小驛なり、鮎原神社あり。○常磐草云、延喜式曰、津名郡河上神社と、按するに河上の名久しく廢して知る人なし、然りといへども鮎原(アユノハラ)天神の社地、都志河上にありて、山により流に臨みて、水土潔淨にして、松杉老蒼の色を呈す、天神は地祇に對して稱するなり、世俗には天神といへば多くは菅神の事とのみ覺えて、當社をも天滿天神と稱す。

鳥飼(トリカヒ)

鳥飼浦(今鳥飼村とす)は都志浦と三原湊の間に在り、鳥飼川は先山の西に發源し、西流二里にして海に入る、廣石(ヒロイシ)村堺村は鳥飼の東に在り、同く一溪に居る、堺村は三原津名二郡界の義にや、今三原郡に隷す。○常磐草云、鳥飼濱、此あたりの村里を鳥飼庄と稱す、昔鳥養部を置し處にや、船瀨濱、佛崎同し處也、此磯の砂石明潔にして、五色あり、庭中に撒し、又は碎て盆石の

鋪石とす、他處にも黒白の砂石多けれとも、此島砂殊によし。○地學雜誌云、松帆浦より鳥飼濱の邊に、光澤五色の礫磯、波打際に堆積せり、這般の礫磯は、海に迫り斷崖を成せる第三紀新層の粗造質礫岩、海波の盪擊にあたり碎けたるなり。

志筑郷

和名抄、津名郡志筑郷。○今志筑町中田村生穗村等の地なるへし、郡家郷の東安平郷の北にして、其海に臨む。常磐草云、志筑は津名郡の東海岸なり、和名抄一本訓みて志都奈きあるは不審、奈は支の誤なるべし。

志筑浦 今志筑町と云ふ、洲本の北三里、淡州東岸の一海[illegible]なり。同州府志記云、足利高氏は、母もろともに、天[illegible]三年、四國へ心さし下りたまひしが、先淡州志筑の浦に、一日逗留し給ひしを、同州[illegible]殿守より泡備をさし[illegible]し、[illegible]參の國府へ渡り、平島に[illegible]かる。(延喜式、[illegible]筑[illegible]は志筑町の今田井に在り、今天神と稱す)

安平郷

和名抄、津名郡安平郷、訓阿[illegible]。○按に本書高山寺本平安に作れり、高山寺本安乎と[illegible]す、常磐草云、平安は今安呼に作る、安呼下村の名を存す、[illegible]に安宅氏の邑なりき、安呼下にて[illegible]と云ふ岩洞に[illegible]を[illegible]る、觀瀾考云、今阿部[illegible]、安呼下村と云ふ[illegible]は平安なるへし、(今安乎鹽田村中川原村などに當る、先山の東北[illegible]に屬り、[illegible]海[illegible]に[illegible])

安乎 [illegible]阿字加、又は安呼下に作る、和名高山寺本にも平を乎に誤る、平をヘカに假借するは、相をサガに假るに同し。人類學會雜誌云、津名郡にて塚穴の最多く存在するは、安乎地方なり、現に二十餘所を見ると云へり、次は[illegible]津札浦の地方とす。

鹽田 安乎村の北十餘町を鹽田浦と云ふ、(今鹽田村字下司に屬す)覺土寺と云古利あり。常磐草云、覺土寺五智如來は、寺傳聖武の御創、行基の開基と云、又慶久七年大永七年再興の化疏あり、此寺久しく廢せるを元祿中高岩比丘興建して律院となす、俗に赤堂と云ふ。

物部郷

和名抄、津名郡物部郷、訓毛乃倍。○今物部村潮村洲本町千草等に當る、西は加茂郷に至り、東は海灣を抱く、洲本川之に會注す。物部村は今洲本城址に接し、上下の二部に分れ、物部太郎と稱ふる池塘あり、潮村は洲本川の北岸に居る。○常磐草云、物部殿司と云は物部郷より出たる畫僧なり、何村の産にや、淡島随筆曰、明兆父は大神氏、淡州物部郷の産なり、父卒去して母獨り存す、廿歲にして至孝なり、母に贈る[illegible]の畫幅南明院にあり、天文中、東福寺住持彭叔和尚も、また明兆像に賛して曰「[illegible]兆上人者、日本國長利淡州人、天賦[illegible]、頗少人情、[illegible]入於神、丹青得其妙者、[illegible]公世壽三十二、永德二年壬戌夏六月十八日寂」按るに大道一以禪師三原郡安國寺に寓する時、其師資となれるにや。

洲本

(須本)

今洲本町と云ふ、戸數三千、推して淡州の都會と爲す、廣田加茂都志築の諸水此地に歸注し、直に海に入る、洲本川と曰ふ、(長四里許)市街は其南岸に布置す、港灣は、宮埼東方に張ること二三町、以て南を[illegible]するに過きず、日々船舶の出入あり、大阪神戸の交通最繁し、津名郡役所は市中に置かる、[illegible]町を去る六里、市村(三原郡役所)を去る四里半、岩屋を去る九里とす、神戸港に至るは凡二十五海里と云ふ。(洲本一に須本に作る)

常磐草云、洲本府は物部郷に屬せりとぞ、地形を按するに南は乙讃山高隈山曲田山に續き、東は海濱に至り、西北は物部川を環らして、其流海に入る、中間壕門臺の東を内町といひ、西を外町といふ、十八町の坊名あり、寛永中由良の故府をこゝに移してより以來、士民富庶なり。○洲本は近世稻田氏の邑にして、淡路の府城なりき、明治維新の際に廢城と爲る、稻田氏は本蜂須賀家の附庸にして、家老の列に斑すと雖、特に洲本城を賜與し、二万石を給附せらる、故に民を治め士を養ふ、自ら別に封土あるもの〻如し、本藩の士或は之を猜む、稻田邦植は戊辰の始め別に洲本兵を出して官軍に屬し、大總督を護衛し頗る功あり、德島人益々之を忌て曰く、稻田獨立を圖らむとす、今日にして之を絶たずんは、後日悔ゆるも及ふ事なしと、平瀬[illegible]大村[illegible]等十餘人首謀たり、翌年五月十五日、其黨百餘人を率ゐて須本を犯し城を焼く、藩内大に騷擾す、朝廷卽ち其の情状を審糺せしめ、八月に至て悉く其主謀者を斬に處し、其[illegible]を[illegible]治す、邦植[illegible]て舊臣を率ゐて北海道へ移住す。

洲本城址 市街の南、高隈山の尾に在り、[illegible]壕の形狀猶[illegible]接ふへし。此地は大永年中安宅氏の一族始めて築營したる所にて、安宅秘錄云、大永六年に安宅[illegible]岐守治興と云人始て此山に城を築き、[illegible]河内守冬一相[illegible]て居す、時に天正九年十一月織田信長の將として其臣羽柴筑前守秀吉、淡路退治ありし時、安宅の一門皆降參し、城を開き渡したりと聞ゆ。常磐草云、洲本城は國主(蜂須賀氏)の殿舍、國老稻田氏の第宅たてつゝき、山上山下に[illegible]く、布政吏務の官廨少なからす、此城もと由良の安宅氏の族人居住せしを、天正九年安宅河内守織田公に降參せし後、同十年仙石秀久に賜ひて居住す、同十三年乙酉より慶長五年までは、脇坂安治居す、封地四万八千石といふ、(此時加藤氏は志知城に居る)安治の時、城壘を再修し、元和元年先太守公へ當州を加賜有し後、寛永中興源院公の時、家老稻田氏長谷川某に命して本城を經營し玉ひ、石壁既に成ぬ、此時東都一國一城の命ありて此事止ぬ、然るに此城西州要路の地なれば、石壁を壞る事無らしむ、唯樓櫓を設ざるのみ。

常磐草云、洲本八幡宮は物部郷の鎭守神なり、供僧坊あり、津田と云ふは洲本の南部の字なり、津田の小路谷は古茂江浦とも稱し、由良浦を望みて風景よろしき礒邊なり、津田の岡山に安樂寺と云ふ眞言宗の一院あり、寺記曰、一條院御宇中、藤原兼家の族、藤原成家淡路國司代たりし時、此寺を創立す、藥師像は行基作、二王は運慶作、寶弘上人此寺を再建すと、按するに道範道の記に「淡路に配流の人は炬口にとゝまると侍る」と、其時此寺に入りしにや。

炬口 今潮村と改む、男山八幡宮、元曆二年文書に炬口庄と載せ、近世は潮崎村とも曰へり、洲本川の北にして、洲本灣の西北邊に在り。道範上人紀行「仁治四年仲春四日、石屋を立て炬口に至る、海路七里餘、西は淡路島、そひゆけは奇岩長汀山水渺々たり、東は千里滄山霞こめたり、眺望のおにあたりて、南のかたに高野山ほの見えたりしに、山門寺中の事など思ひやられ、あはれに覺えて」云々と、當時洲本は未た海驛を成さず、炬口を埠頭と爲したる歟。○常磐艸云、炬口浦は海邊の磯馴松愛つべし、炬口の城跡は西北の山に在り、安宅氏居城すといひ傳ふ、一說に大永の頃安宅二郞三郞入道、一說に安宅監物、一說に安宅甚太郞といふ、按るに甚太郞は信長記にも出たり、由良安宅の氏族なるべし、天正年中に亡ぶ。

築狹 今千草村と改稱す、洲本町の南一里、柏原山の麓に在り、日本紀に見ゆる出淺邑の地歟とも云ふ。

（千草）○常磐草云、千草は物部の南也、延喜式には築狹に作る、竹原上田原など云支落あり、猪鼻山古壘は同村西南にあり、大河内とも云ふ、安宅氏の居城とも云ひ傳ふ、由良安宅の氏族なるべし、遠き山間に上人と云石塔あり、文字磨滅す、天正三年七月の字ありと、築狹神社も同村にあり、祈年國幣に預る神なり、今諏訪明神と稱し、紅葉か杜といふとぞ、八幡神祠亦同村にあり、金口銘曰「奉掛筑佐郷八幡宮寶前施入金口一面事延慶二乙酉年平氏初若女敬白」里民此社を上の社といひ、築狹社を下の社といふ。

出淺 垂仁紀に天皇淡路島出淺邑を天日槍に賜へる由を載す、出淺は伊豆佐と訓むべし、今出淺の地名本州になし、(一說伊佐々とよむへしと)或は云ふ都志郷は伊豆志の上略ならんと、按に出淺と上略せは豆佐と爲る、延喜式築狹は豆佐によむべきにや、此築狹は由良の西北に隣り生石神社と相近ければ、天日槍と相因むことなしと云へからず、且築狹は物部郷に屬し、日槍將來の寶器をは、物部氏奉祀の石上神府に藏め給へることもあれば、其故なきにもあらざるべし、生石神社を參看すべし。(日本紀原書には、淡路の宍粟播磨の出淺と爲す、是れ宍粟の地は播磨にて、出淺は淡路なるを倒置せる也)

柏原山 千草村の南一里、由良町の西一里半、上灘村の背に聳ゆ、直立五百七十米突、西は論鶴山に連接し、淡州の南方に山脈を成す。○常磐艸云、柏原山は千草の奥にあり、高山にして由良上灘、海山遠望の景よし、昔は深樹良材多しといふ、今も里人の農歌に「由良の湊に唐船造る櫃原山の鋸の音」と謳ふ。

由良 今由良町と云ふ、淡州の東南角に當り、紀淡海峽の西疆に居る、其友島と由良の間なる水道を由良海峽とも稱す、今要塞の設備ありて、南海の鎖鑰と爲さる。○水路志云、由良港は友島水道の西側に在り、前面に沙礫より成れる低島(長一海里半)横はり、恰も長大の波戸の如し、以て此港界を成す、此低島には灌木之を蔽ひ、北角に高さ一二六呎の峻山あり、南角に砲臺あり、港の南と北に各狹口あり、北口は新川口と稱し、大低潮に水深十呎乃至十一呎、其幅半鏈なり、其南口は今川口と稱し、最も狹く、水深二乃至三呎なり、其港内最闊部も幅半里に過ぎず。○由良海峽は最狹部三十町許とぞ、

（由良戸）又由良港は其內港の水淺きを以て、低島の北なる天川浦に泊舟する者多し、由良戸の名は應神天皇の御歌に入り、又生石神の古跡あり、其古今異なる形を想ふべし。

應神紀云、官船枯野者、伊豆國所貢之船也、是朽之不堪用、然久爲官用、功不可忘、何其船名勿絕、而得傳後葉焉、令有司取其船材爲薪、而燒鹽、於是得五百籠鹽、則施之周賜諸國、因令造船、是以諸國一時貢上五百船、悉集於武庫水門、初枯野船爲薪、有餘燼則奇、其不燋而獻之、天皇異之、令作琴、其音鏗鏘、而遠聆、是時天皇歌之曰、(釋紀)訶羅怒をしほにやきしが、あまりことにつくり、かきひくや由羅能斗の、(由羅之戶也在紀伊國之湊也)なかのいくりに、(中の石に)ふれたつな、(觸れ立つ勿)つぬきの(鐵の)さやさや。(按に由羅の戶を釋紀に紀伊とすれど疑はし、由良には出石刀子の古跡あれば、淡路の由良たるを知るべし)

常磐草云、由良浦は洲本府城の南三里、紀伊國加太浦を去る海程三里なり、長汀海に出て、港中潤く、諸州の海船來り泊る者多し、國君の市あり、漁家商家軒を並ふ、洲崎の青松、伴島の綠螺拘すへし、伴島は是より一里沖にあり、紀伊國に屬く、東鑑云「元曆元年、池大納言之領、如元爲彼家之管領、由良莊(淡路)等十七所」と、此池大納言は平賴盛なるべし、延喜式に由良驛と記し、加太より渡海して大野福良二驛を經由して、阿波に向ふ路程なり、即南海道是なり、釋日本紀に、淡路紀伊兩國之境由理驛など見ゆるは、理は良の誤なるべし、又續日本後紀、承和十一年、淡路國言、他國漁人等三千餘人、賫王臣家牒、群集須浦、寃凌土民、伐損山林、穢濁海散、濫惡不休、又官舍驛家、皆在海邊、而接居漁間、譬猶魚鱗、縱有火災、可難撲滅、勤加禁斷、國力不足、請官符、皆悉禁制、なと見ゆ、此官舍驛家なとあるも、由良の地

勢に合ふことし。○又云、延喜式に由良表神社列せり、今由良に八幡宮あり、社說曰、末社に東御前西御前荒神天神社伊勢太神宮とて五社あり、その天神社太神宮二社は中頃より絕たり、八幡宮の攝社に王子權現の社あり、八幡宮勸請の後王子の社は古よりの產土の神なりとて、八幡宮の攝社に加へたりといひ傳ふ、此王子社即表神社なるべし。

由良城址（ユラノシロ）　二所あり、一は古城山と稱す、安宅氏の墟也、一は成山（ナリヤマ）と稱す、池田氏の墟なり、安宅氏は紀州熊野浦安宅の一黨にして、觀應年中足利氏の命を以て、淡路の海賊を討ち、遂に由良に據る、族黨繁衍して、岩屋洲本炬口安乎（アヘカ）（三原郡）等を略有し、淡州の豪家と稱る、謂ゆる海賊衆なり、三好氏の來り領するに及び、其下風に就けりと云ふ。○常磐草云、古城山は今陸田となれり、安宅氏の傳說には、文正の頃安宅甚五郎居城すと云ふ、安宅氏數世の後攝津守冬康、其家を興しより、三好氏の一族となりて、天正九年にいたりて、織田公に降服せしと見えたり、其の間事なしく知れず、凡兩郡の中に、古城跡と云處多し、皆建武年中以來室町の代に、海內分崩せしより村里の地士、塘壁を構へてその侵凌を防ぎ、當鄉を掠略せしなるべし、織田信長家譜曰、淡路安宅野口は三好の族なり、三好實休の弟攝津守冬康、安宅本家を續く云々、成山は浦の東北に在り、慶長中、池田氏の築ける府城跡なり、按に、慶長五年、池田輝政播州にて當國を兼領せられ、十八年三男松平宮內少輔忠雄に分ち領せしむ、當國六萬三千石なり、忠雄一とせ此城に居住有りしといふ、元和元年、蜂須賀先侯淡路を加賜し給ひしより、府城を洲本に移さる、又云、慶長十五年池田輝政に播磨備前淡路三國を封與せられ、此時末子宮內少輔忠雄に淡路を讓られ、岩屋浦の古城を補修し、爰に家臣をこめ置けれども、十七年由良の成山に城を築き、岩屋より引移られたり、池田氏國を領する事渾て五年なり、元和元年蜂須賀氏當國一圓に拜領、是より由良府を以て官所とする事凡十七年、寬永八年の頃洲本城經營あり、由良府を洲本へ引移し、十九年一國一城の掟ありて、由良城廢す。○日本戰史、大坂役云、慶長十九年の冬、淡路浪人藤田某來て大坂城中に在り、淡路人民の心を大坂に歸する多きを以て、池田氏の由良城を拔き、由良岩屋に番船を置き、四國九州の輸送船を抑留すべしと告け、船五十艘を請し、將に發せむとす、大野治長大に驚き曰く、妄に兵を擧け、若し利あらざれは兵氣を挫折せむと、急に其船を燬かしめしが、治長後に至て大に悔ゆ。

生石埼（オヒシザキ）　由良の南敷町、淡州の東南端なる岬角なり、埼背の山を佐比山と云ふ、みな柏原山の尾なり、此地は盖天日槍の裔孫の占居したる所にして、生石社其古跡を傳ふ。（生石又御石に作る）

生石神社（イブシ）　神祇志料云、此神今由良浦佐比山の生石崎に在り、生石明神と云ふ、（淡路常磐草國史見在社攷證帳）盖新羅王子天日槍命を祀る、出石刀子を以て靈形とす、初垂仁天皇御世、天日槍新に渡參來し時、天皇命して淡路島出淺邑（イツサノ）を賜ふて之に居しむ、此後其曾孫清彥に仰せて、彼天日槍か持來れる神寶數種を獻らしめて、神府に藏め給ひたりしに、出石刀子（イツシノカタナ）自ら失ぬ、故清彥に問しむるに、昨夕其刀子自然に臣家に至つるを、今朝失ぬと奏す、天皇惶恐よして、又更に覓め給はざりき、此後出石刀子自然に淡路島に至れるを、島人神なりと謂て、祠を立て之を祀りき、（日本書紀）即今生石社是也。（釋日本紀）○常磐草云、生石社は由良浦佐比山の下、生石崎の海濱に在り、釋日本紀云、出石刀子、至于淡路島立祠、淡路國例式曰、正月九日國內諸神奉朔幣事、正六位上生石社、先師說曰、生石可謂之伊豆志也、云々、然則淡洲出石社、雖不載式、生石社鎮坐爲是之條、國例式炳焉也、按するに生石（オイシ）は御出石（オイツシ）の急呼なるべし、御出石生石同訓なり、又今此生石崎の西にあるは、即生石明神の社なり、其東四五丈計に新社あり、是は三好の家士を祭る社なりといふ、これを混ずることなかれ、生石崎の邊を佐比（サヒ）山といふ、思ふに是はむかし出石の神劍を祭れる社なれは、韓鋤（カラサヒ）の劍ある處なりとて、佐比山と命けしなるべし、神代巻には蛇韓鋤之劍と云名あり、神武紀には「拔劍入海、化爲鋤持神」と云事もあり、古は劍を鋤とも鉏とも云へる也、今御石權現社、同處生石社の東にあり、三好記曰、淡州由良湊の西、御石（オイシ）崎、近年海上物騒しく、潮の光渡る事夕陽の沈めるが如く、海底の鳴事百千車を轟すが如し、漸もすれば往來の舟に風波の惱をなし、破損する事も數を知らず、浦の漁夫とも是を苦しむ事云ばかりなし、其由來を尋ぬるに、先年阿波の屋形細川殿御代に、弓箭數多調させ玉はんため、大舘主膳正有光といふ侍を、和泉の堺へ遣し玉ふ、有光思ひの儘に兵器を調へ、急ぎ舟に乘て順風に帆をあげ、泉州谷川表を吹かれ下る處、和泉の谷輪の海賊、淡州灘本の海賊舟共、主膳が船を目がけ付來て、御舟へ物申さむと云、又紀州田邊雜賀の海賊舟數十艘馳來て、遂に主膳か舟を奪ふ、又近年三好實休より桑村隼人亮といふ侍を、堺へ兵具調へに遣はし給ふ處に、くたんの御石崎表にて、海賊舟數十艘付來て、隼人亮も討死す、是より猶騒しく成て、往來の舟共に風波の惱をなす事やむ時なし、故に實休の仰として、尊き僧數十人供養して六萬卷の陀羅尼を誦し、亡し侍共を權現に祀揚ひてより、今に至るまで此海靜まり、往來の舟に障なきとぞ聞えし。

（佐比山）　（御石崎）

上灘（カミナダ）　由良の西南二里、柏原山の南にして海洋に面ふ、西南下灘（シモナダ）と連接し、海崖一帶凡六里、灣曲する所なし、沼島灘の謂なるべし。○常磐草云、柏原山の南、中津川相川畑田三村を上灘といふ、津名郡に隷す、畑田

後の嶺を越れば廣田郷鮎屋村に出るなり、古へ廣田郷は津名郡に隷く、故に此三村も其昔より津名郡に屬するなるへし、上下灘ともに其村田畠少し、居民山に入薪を伐て生業とす、山に猪鹿猴多し。○按、由良郷は和名抄に之を缺き、下灘上灘沼島阿萬福良等は和名抄三原郡阿萬郷の名を以て總したる歟、阿萬は卽海部(アマベ)にて、由良より福良まで、皆此部落なりしならん。

賀茂(カモ)郷

和名抄、津名郡賀茂郷。○今三原郡加茂村大野村是なり、何の世よりか三原郡に隷せしむ、此地は物部郷と接比し、地形全く三原に屬せず。○常盤草云、賀茂は今郷廢して上下の加茂村ありて、延喜式、津名郡賀茂神社は上加茂に在り、山城國加茂の舊記に、欽明天皇の時、諸國に神田各一處を置かせ給ふと云へば、此は淡路にて、其神田の在りし所にや。

參考本盛衰記云、淡路冠者は、爲義か四男左衛門尉頼賢が子、掃部冠者は、同五男掃部助頼仲が子也、當國住人兩人の下知に隨ければ、讃岐國在廳も、同く之に隨き附く、平家より攻寄せ、二人を討取、百三十二人切殺、按、系圖、爲義第十一子、有淡路冠者義房、或作義久、第十二子、有加茂冠者義嗣、或云近是。刊本平家物語云、元曆元年、四國の人々平家に叛く、淡路には源氏二人ありと聞え、故六條判官爲義の末子、加茂冠者義嗣、淡路冠者義久と聞えしを大將に頼て、城郭を構へ待所に、能登守殿押寄て、散々に責玉へば、加茂冠者討死す。○加茂冠者と云は、此地の名を苗字とせるならん、又俗曲に「むすめ還るなら加茂へやりなされ、加茂は田所米所」と曰ふとぞ、地理の一端を徴するに足らん。

大野(オホノ) 賀茂郷の中なりしならん、加茂村の西に並ふ、延喜式に「淡路國驛馬、由良大野福良各五疋」と云ふは此なるべし。常盤草云、由良より内田千草物部宇原を經て、大野に至る、行程三里、大野より廣田養宜國衙を經て、福良に至る、行程四里。

先山(センザン)

加茂村の西北に聳ゆ、此山本島の中央に居り、一州の鎭と稱せり、古名三上山(ミカミヤマ)と曰ひ、山中に千光寺あり、麓より登坂十八町にして、千光寺に至る。

千光寺(センクワウジ) 常盤草云、先山千光寺の東峰を三上岳と稱す、三上は卽先山の舊名なるべし、千光寺は寺領五十石、觀音堂三層塔祖堂經藏鐘樓二王門護摩堂等あり、鎭守神には諾冊二尊を祭る、卽三上社ならん、先山鐘銘「淡路國日本最初先山之鐘也、云々、弘安六歲次癸未、二月十八日鑄之、大工貞弘、本願主忍阿彌陀佛、當本願主別當忍望、助成沙彌妙德、比丘尼西阿彌陀佛、當國一亂之時、此鐘既可下賣定畢、然安宅乃與買留、寄進所也、永正十六年己卯六月日」。

廣田(ヒロタ)郷

和名抄、津名郡廣田郷。○今三原郡廣田村是なり、廣田の西に、洲本河と三原河の分水嶺あり、古郡界は之に因れり、後世之に從はずして、廣田賀茂を三原郡に入れしは、地勢に協はず。東鑑に、本郷を攝州廣田神社の封邑にせられし事見ゆ、本來此地廣田神領なりしを、元曆中復寄附ありしにや、廣田村に今八幡宮と稱するは、蓋廣田神の序なるべし。

常盤草云、廣田郷養宜郷は山を隔て、分界す、古は廣田郷の津名郡に屬せること宜なり、東鑑、元曆元年、淡路廣田庄を攝津國廣田社へ寄進せらると見ゆ、是は平家追討の陣中祈禱の爲なり、然るに廣田郷八幡宮へ寄進せし事と意得る人あり、又岸河(キシカハ)神社は本郷の字岸河にあり、今山王權現と稱す、延喜式、津名郡岸河神社。○又云、廣田郷德原の堂丸と云畑中より、古器を堀出す、寶鐸に似て口平にして、高は一尺餘、全體唐銅にて、穴八つ有、手にて持へき處もあり、青錆を生し重さ七百目、差亘し五寸餘、横亘り九寸程、すこし扁平なりき、享和二年の事とぞ。鮎屋(アユヤ)瀧は、廣田村の南に在り、又淺野瀧と呼ぶ、瀑布高五丈、萬葉集に見ゆる淺野の瀧は此に非ず。

(河岸)

三原郡

三原(ミハラ)郡

淡路國の南西部にして、土俗下郡(シモ)とも稱す、西は播磨灘及び鳴門海峽に臨み、南は紀伊水道の海浪に浸さる、沼島は洋中に在り、東北は津名郡に接す。今一町二十村に分れ、人口七万、郡衙を市(イチ)村に置く。和名抄、三原郡美波良を注し、七郷に分つ、後世津名郡の賀茂廣田の二郷之に歸す。淡路常盤艸云、淡路は大抵其上郡に山谷多きも、下郡は平原廣く、水皆西流す、三原の名義は御原なるへし、應神仁德履仲允恭諸帝の行幸ありて、遊獵したまへる所なれば也、(常盤草に、御帝を擬さ、三原部と訓みたるは誤れり)○[illegible]紀に「妃[illegible]、生淡路御原(ミハラ)皇女」とあるを、古事記には三腹に作り、舊事紀には三原に作る、此地の名を負はせ給ふ、又應神紀に「兄媛、吉備臣祖御友別之妹也、請省親之、仍[illegible]淡路御原海人八十人、爲水手、送于吉備」と錄す。御原海人は和名抄三原郡阿萬郷の名を遺す、淡路海人の中にも殊に强大なる部民にて、由良沼島福良一帶の海人は之に隷屬したるにやあらん、海部海賊の事、淡路國條下に錄する所あり。

(原御)

養宜(ヤギ)郷

和名抄、三原郡養宜郷、訓夜木。○今八木(ヤキ)村是なり、東は廣田村(古の津名郡廣田郷)と一嶺を隔て、西は市村(古の三原郡神稻郷)と連接す、武家執政の頃、國府を此地に置かれ、八木府と稱せりとぞ。

八木(ヤギ)館址 常盤草云、八木の館址(ヤカタ)は中八木(ナカヤギ)に在り、大土居(オホドヰ)と稱し、(東西六十歩南北百二十歩許あり)四方に築地

壕を回らせり、上八木の一の瀬といふ國より、壕の水を引たる溝形今にあり、壘壁の内は今麥圃となりて、藥師の小堂あり、近世中八木の戒壇の森より移し來ると云ふ、堂傍に奇石堆壘す、蓋假山なとの遺れる跡なるべし、壕外の西にも築墻を環らせる一第地あり、小山田氏の宅地と云傳ふ、或は東西に兩臣の第ありて、郎主を輔佐す、里民の鄙歌に「月は東に昴（スマル）は西に御主（オヤカタ）は正中（マンナカ）に」と謳ふはこの事なりとぞ、兩臣を月昴に比したるなるべし、按するに源右大將鎌倉に幕府を開きてより、諸國に守護職を置く、養宜の館も一國の守護所なりき、仁治四年（今年寛元と改定す）僧道範紀行（南海流浪記）に、船を下て陸地に出行て、淡路國府八木（ヤヤ）に至ると爲す、是は北條氏時頼の頃にて、之より先に守護所起る、此時朝廷の政令行はれず、古の國府は漸々衰廢して、養宜は新府の如く有しなるべし、當時小笠原の氏族守護たるにや、已にして足利氏興りて南北の爭の間とはなれり、興國二年、北朝暦應三年、脇屋義助南朝の命を奉して、細川頼春、伊豫の官軍を征せん爲に、伊豫に向へり、淡路の兵もこれに從ふ、當時細川師氏の淡路入國は今年にやあらん、淡路の守護、養宜館の一世は細川淡路守師氏なり、尊氏將軍の時、細川和氏頼春兄弟、阿波淡路讃岐伊豫四國を管領して、阿波讃岐に居れり、其弟淡路守師氏命を受て淡路に來る、賀集山古記を按するに、師氏入國のはしめ、賀集八幡神社の禰宜を乞請て、矢合の事に捷を得たり、これより養宜の城館を守りて、一國の守護となり、宗家地頭も細川の命に從ひけらし、師氏入國は暦應三年のころなるべし、室町幕府の管領は名家にあらされは免されずといふ、師氏も細川の高族なれは、免されて養宜の屋形と稱せるなり、暦應三年より永正四年、七主尙春まて都て百六十八年に及べり、これより後、養宜細川の家は絶て、國人皆三好に從屬せしなるへし、抑細川頼之四國の管領執事の重職となりて將軍を輔佐せしより、嫡流は相續て管領となりて京都に居る、是を上の屋形と云ふ、頼之の弟詮春は阿波國勝瑞に居る、是を下の屋形といふ、世々相嗣き凡五畿内四國等十餘國細川の管轄となりて威柄天下に振ふ、故にその支流皆樞要に居れり、淡路屋形もその別派右族なれば門戸最高かりしと聞ゆ、阿波屋形はこの後四十年を經て、天文の末に三好が爲に廢絶せしなるべし。

安國寺址（アンコク）　今八木村の南に在り、大久保の寺山と云所是也。常磐草云、大久保の安國寺山は、國主細川淡路守氏春、大道禪師を招て創建せし處なり、池傍の平地に門の礎あり、佛殿其寺等の跡、山谷の間に遺れり、是棲賢山安國寺の故址なり、八木川の上流にあたる、扶桑禪林僧寶傳、無徳至孝禪師傳曰、古山源公（左武衛）常言、安國利民莫如佛法、乃令天下各州建安國寺、按するに、古山は左兵衛督源直義、法名慧源、號古山、尊氏の弟なり、焦堅橋曰、泥紫宿直堂、山淡州護賢、路人望而讃拜、邦君賢以前事、若茲遺蹤、慶留古國、天神七代、地神五代、執斯造化之元、像法千年、末法萬年、自任宗教之重、儀冠肯慶、秩禹相從。

笶原（ノハラ）　八木村の西を篠野又野原と呼ぶ、今大字笶原と稱し、延喜式、三原郡笶原神社あり、笶は玉篇に式氏切俗矢字とあれど、和名抄、讃岐香川郡笶原郷を乃波良と訓むを見れば、邦俗此字を篠と同義に使用せり。○常磐草云、八雲御抄に「あはちのややはらのしのを矢にはくさ」なとあり、是は萬葉集「淡海之哉八橋の小竹を矢にはかて」とあるを誤れる句ならん。

天野（アマノ）　八木村の西南を今天野と曰ふ、天野神社は成相寺（ジヤウサウジ）の鎮守にて、昔は馬廻（ナラヒ）村と稱したり、又成相谷（ナラヒメニ）と曰ふ。○常磐草云、成相寺は、相傳ふ仁治年中高野山の僧寶弘法師淡路國に配流の時、高野山を摸して堂宇を成相谷に

建て、護國山成相（ナラ）寺と號すと云、寺に成相伽藍の古圖一舗あり、昔は金堂大塔大門中門護摩堂釋迦堂大日堂聖天堂祖師影堂なとありて、今も礎石遺れり、堺内も最廣かりしとぞ、後山に鎮守祠あり、緑林陰森たり、前は成相河蛇磨石に板橋を架す、西北界の鳥居まて十八町ます、界内すへて方十八町と稱す、成相寺中世衰頽せしを、乗源法師再興し、文明の頃信秀和尙、明應の頃賓秀僧都住持す、文明二年七月、請三原郡成相寺鎮守回廊之上葺、且満寺内之紹隆状畧曰、右當寺者實弘上人之建立、乗源和尙之再興也、本尊有藥師如來、鎮守者熊野金峯天野明神、社壇莊嚴、然去寶德三年炎上、仍雖有立柱之企、未遂上葺、雖有再興志、敢无造畢、依之請十方之助縁、云々、今藥師堂及大日堂成相院鐘樓大門中門あり、大門は河向に板橋を距ること六十間にあり、中門は板橋の東にあり、林中に菩提樹多し、實弘上人種を持來りて植るといふ、奥院の址は谷奥にあり、往生谷と稱す、高野奥院に擬したる遺と云、野字名所傳曰、實弘、讃州人、不知何許之人、少登高山、智師年尙矣、什悉地院、有崇肇、興道之浮、禪話常忘坐、仁治四年春、由根嶺之事、配流淡州、年不淺、屢有靈異、州人相欽、立路傍（廟也）而奉焉、號寶弘宮、昔有齊明惟不虚焉、按するに實弘は飯山寺（イヒヤマデラ）に終焉せり、飯山寺は今寶光寺と云ひ、大日嶺の遺址を存す、又云、成相寺の天野四所明神は即鎮守にして、實弘上人の祠る所也、古き棟札に「今度當國太守淡路守源朝臣尙春、爲御願、三社御寶殿令修造云々」と記す、又寺界内蛇磨川の邊の民家に、石の湯釜と稱する石盤あり、徑五尺、應永廿三年云々の銘を勒す。

神稻郷（クマシロ）　和名抄、三原郡神稻郷、訓久萬之呂。○今市村神代村に當るへし。養宜郷の西、榎列郷の南にして、福良阿萬の東北に當る。○神稻は本久萬之扁と訓むへきを、轉して久萬之呂とも曰へるならん、和名

抄「糯米(久萬之禰)廣雅注糯稻米所以字神也」とあり、和名類聚云、粳米は久萬之禰・今姓に神代と書り、新撰樂記に糯米に作り、又糯字をも訓む、久萬は美の義なりと、按に常磐草に神稲を斯く訓むは、供米代(即神田)の義ならんと云ふは穩ならず。

市(イナ)

八木の西一里を市村と曰ふ、神代村と連接し、三原郡の中央に位置し、一小驛市を成す、即古の國府の市なり、今三原郡衙の在所とす、福良を去ること二里、湊(三原湊)を去ること二里、譲葉山は其南方に聳ゆ。

國府址(コフ)

常磐草云、淡州府中の異名は小榎並(コエナミ)村に在れど、此より十一箇所(ジフイツカシヨ)市村の邊、二三町が間、皆國府の古跡なるべし、市村はもと國府市と云ひ、國司館は市村の中に國衙と云字を遺せり、又學野原(ガクノハラ)と云字あり、謂ゆる國學を府中に置かれたる其廢墟たるへし、又市村の西數町にして別に國府村あり、是は後世彼處にも移したる事のありし故とぞ。○和名抄、淡路國府、在三原郡、行程上四日下二日海路六日。○今昔物語、將門純友伏誅の話中に曰ふ、藤原純友は伊豫讃岐阿波淡路をかすめけるが、阿波介藤原國風と合戰す、國風敗軍して警固使坂上敏基とゝもに阿波國を出て、淡路國にゆく、純友國府に入て放火し、公私の財物をうばひとる、國風此事を言上し、二箇月を經て、人數を催し、讃岐に還り、官軍の到來をまつ。○常磐草云、賀集山古記に、元久中の廳宣は留守所に宜すとあれば、其頃近國府に官吏任在せしにや、又云、市村に夷社あり市の神とぞ、按に市を立て有無を交易するは古よりの良法なり、此法廢れて今は城市にのみ賣買す、藻鹽艸に市場に祭る神を市姫といふとあり、此社も昔は市姫にや、今十二月廿八日士女輻湊して、厄拂とて市餅を買ひ、身を摩てこれを捨去る、穢除の遺意にや、市餅を買ふ事は昔よりある事歟、山槐記に、治承三年四月六日、東宮(安德)御五十日也、早旦市餅を買しむとあり。○國學古址は三條(サンデウ)村に學(ガク)か原といふ處あり、是國學の跡なるへし、古は學校を國府に立て、其國司をして監せしむ、六十二國二島多褹島に至るまでみなしかり、博士權博士明法博士など、年俸を支給せり。

(三條)

○惣社(ソウシヤジフイツ)は十一箇所(カシヨ)村にあり、總社十一明神と稱す、古へ式社の祈年祭に、國幣を奉る時は、國守以下散齋致齋して祭に會し、幣を頒つ事延喜式文に見へたり、淡路國は式社大社二座小社十一座國中に散在す、故に吏務の國司祭の時各社にいたりて奉幣する事難し、唯大社二座に於ては自其祭に會せさるを得ず、因て餘の小社十一座を國府の中に祭場を造りて、國司其祭に會して幣を頒つととす、各處の十一座を一社にいはふ故に惣社とはいふなり、天正二甲戌年、十一箇所多賀坊傳說を記す、「第一天照大神、第二(左東)伊奘諾尊(右西)伊奘册尊、第三(左)月讀尊(岩屋)第四(左)蛭子(淺明神)第五(右)素盞嗚尊(野原)第六(左)淡路廢帝(野邊宮)第七(左)岩貴宮(國府八幡應神天皇)第八杉尾明神(二宮峰本)第九掃守氏明神宮造、第十久斗明神宮造、第十一守宮荒人神云々、殿舍等を以て葺き、社座十一各扉を設く、其製古雅なり、野邊(ノベ)宮、同しく惣社の東に小祠あり、淡路廢帝を祭ると云ふ、界內七百步計ありて竹樹生ひたり、按するに是又惣社の界內なるへきにや、或は廢帝淡路に配流し玉ふ時、國府の側なれば幽居まします一院のありし處にて、其處に祠を立て祭れるにもあるべし、國史に明證なければ、其事知りがたし。○今按に、山陵志に野田宮と云は、即野邊と云ふもの是なるべし、然れとも野邊宮には山陵の形狀なしと云へば、此は廢帝の御したまへる院字の址にして、後世追祀して宮と云ふ者歟。山陵志云、三原是國府所在、廢帝以孝謙之雄猜、降封淡路公、而幽于其府、既而公不堪憤、踰垣而逃、國守佐伯助掾高野虛不等率兵邀之、公還、厥翌暴崩、則其葬當去府不遠、府址今距洲本之治、西南可三里、曰市村、

(十一箇所)

(野邊宮)

其中有國司館址、此也、乃其西可三町、有古墳存焉、[illegible]方二十步、森然也、廢帝陵即此、而其村曰野田、今在[illegible]、○按に常磐草は市村及其大字三條十一箇所を[illegible]、[illegible]させしは、[illegible]はし、[illegible]は志知村などを[illegible]其北も[illegible]べ、神稲は其南にて市村共に國府址は正しく神稲[illegible]郷中[illegible]るべし。

國分寺(コクブ)

市村の北數町笑原(ノハラ)に國分寺存す、是は僧寺にして、尼寺は北新庄と字する地に、纔に廢址を傳ふとぞ。○常磐草云、國分寺は其僧寺尙存すれど、尼寺は一小堂を遺すのみ、其地界相接近す、國分僧寺は大永年中沙門俊泉之を再興し、後三原浦に水定に入り終りたる事あり、其後寺塔朽損し、唯佛像と礎石とのみ殘り、正保の頃僅に一院ありて、僧快尊住し、大像を草堂に置く、寛文五年僧快[illegible]新寺を建て住す、貞享元年本堂[illegible]立して古像を安置す、丈六釋迦の像中に記あり、曰「淡州國分寺、本尊釋迦像一體、敬白、暦應三年歲次庚辰、三月手斧始、同四月廿[illegible]日庚戌、本開眼、四年歲次辛巳、六月廿五日辛未、御安座、新[illegible]聖人僧[illegible]□(式[illegible]房同寺住)大願主[illegible]盛尊(尊忍房當寺住)大施主海氏女、大佛師兵部法橋[illegible]圓(觀地房昔者洛陽住今者阿州名西庄第十蓮福寺住)結[illegible]細工番匠僧流泉(戒忍房入太□光寺住)僧盛弘(良忍房上田八幡住)僧重信(性[illegible]房當寺承仕)[illegible]心結緣[illegible]僧□□[illegible]賢房阿州名西庄中島郷延福寺僧)平光久、治部[illegible]藤原[illegible]實□□□僧禪尊若[illegible]□□□」と文字所々滅却するは誠に惜むへき事なり、大永五年乙酉、沙門俊泉、淡州國分寺本堂再興勸進疏一卷あり、其略に曰「聖武皇帝於六十六箇國、建立國分寺、本尊一丈六尺座像釋迦、行基菩薩之作也、本堂五間四面之伽藍、莊嚴巍々、世及澆季、寺社供料墜落、佛閣朽損、爰六十六部之聖某、至于此、被[illegible]伽藍之敗壞、有志興復、於是勸進云々、大永五年沙門俊泉敬白」按するに今大日堂のある處は、日本後紀に所謂所

納金光明經七重塔の址なりと云ふ。(延喜式、淡路國國分寺料、五千束、又東鑑、建久四年七月、横山權守時廣、引一疋龍馬、參宮中將軍覽之、有其足九、前足五後四、是出來于所領淡路國國分寺之由、又總裝記に、寶龜六年、紀伊の人紀伊麻養、淡路國の南田野浦に漂着して、國分寺に入り、僧と爲れる奇談を錄したり。

神代

南村の西南に接し、賀集村の北なり、大字地頭方は今神代とも稱し、神代寺と云古刹あり、其西に接して大字國衙あり卽和名抄神稲郷の一部なり。續紀、神護景雲二年三月、高向朝臣家主言、淡路國神本驛家、行程殊近、乞從停却詔許之」と見ゆ、一說神本は神代の誤にやとも云へど、同村に現に神本寺の名遺れば、神本驛は此郷にて、三　毛生と訓むごとし

國衙

今神代村に大字國衙あり、武家以來以古國府のつから時し、莊園國に満たるより、領家地頭の支務のみ盛なり、此國衙は其領家地頭の古地にぞ常盤草云、武家より守護職を置しより、北條氏の時に至り、諸國の古國府はみな衰く廢したり、此時國衙村に新官府を置て、領家に莊園を事を寧らせけるを、國衙と稱せしなり、此村に領家の地名あるも、此故なり、地頭方村此村に隣れり、公家を領家と云ひ、武家方を地頭方と公武を分けて、役所を置るなり、今三原郡中の國衙の名に、領家座地頭方座あり、武家守護以來の名目なり、これを倚にシヤウケと呼ぶは領家の轉訛也。(久度神社、國府の支邑久度にあり、三代實錄に見え、又延喜式に列せり。

上田(座久)

今神代村の南に大字上田あり、藥樂山の麓にして、東に大村とも稱し、上田寺の舊址在り、上田寺は賀集八幡宮の古記に見ゆ。

賀集郷

和名抄、三原郡賀集郷、訓加之乎。(今賀集村是なり、　稲郷の西南、阿萬郷の東北に在り、接ふに賀集は和名抄に加之乎と註するを見れば、名の爐尾なり、後世文字に因りて加之不と呼ぶは訛れる也、南海流浪記に「賀集をたちて、由鶴に至る七里」なると見ゆ、淡路廢帝の山陵、又忌部八幡宮なとあり、西は福良浦阿萬浦に接す。忌部は蓋延喜式の凡直に同し。

賀集八幡宮(忌部)

賀集村大字八幡に在り、八幡は舊名忌部と曰ふ、國衙の西一里、南邊寺山の南にして、福良に通する國道の傍に居る。(常盤草云、忌部は八幡村の舊名なるへし、八幡宮は寶永の比國主より再建あり、社領を附せらる、抑八幡は源家の氏神なれば、鎌倉幕府に尊崇ありしより、諸國之に傚ひて、武家守護職と入部の初め、此にその宮を營建せしなるへし、蓋宜細川屋形にいたりて、特に當社を崇敬ありしと見えたり、當國八幡祠の始は當社なるへし、當社の古圖一幅あり、本社攝社拜殿鐘樓長日護摩堂多寶塔二王堂神宮寺僧坊十四區許あり、礎石遺る、今本殿攝社拜殿鐘樓二王門等あり、近世馳道の左右に櫻を植て、花の時尤壯觀なり、賀集山古記に、細川師氏入國の時、當社に祈願し、鏑箭を由ゐろして、矢合に捷を得たり、因て宇原兵衛入道か還跡を寄附せらる、その後修理料僧坊料樂料齋料等の田地を寄せらる、毎年神馬太刀等を献せらる、事見えたり、貞和より元龜年中までの古文書多し、護國寺は同しく北側にあり、眞言宗、八幡の社僧なり、昔は僧坊料田十四町、修理料八町、樂料三十町、齋料五町、一切經會料等ありし事文明中の文書に見えたり、當寺に什寶多し、大日像(寶塔本尊)弘法作、不動(護摩堂)智證大師作、毘沙門(經藏)智證作、阿彌陀(本堂)行教作といふ、十六善神畫像屛轍、五大尊畫像、また鉢此螺器あり、八幡大神宸筆といふ、畫側に金字の讃あり曰「八幡大菩薩」、九條殿御筆、唄己蔵讃寶、密藏秘中尊、釋行教」花押あり、賀集山古文書の中に「淡路國諸寺諸山供養注文、賀集供養、弓弦集供養、千光寺供養、志筑大神供養、廣田金屋供養、安養寺供養、上田堂供養、飯山寺御堂供養、一宮毎年一切經供養如是、二宮毎年法會式如是、賀集八幡宮毎年一切經供養、右賀集八幡宮樂頭、國中の樂頭にて候を、安國寺一切經供養の爲め別の伶人をめされ候ほどに、如形目安進上仕る」とあり、又文明元年六月、陣夫を免されんとを請ふ狀にも「賀集神宮寺大破に及、造營を企んとするに、毎月一人陣夫を出す故、一山迷惑なり」云々、文明二年、諸國寺結番定書あり「一番野田村高萩村寺方正井殿下總殿、二番西山村西田殿河田殿、三番法華寺村牛内村久米殿伯耆殿土居殿、四番鍛冶屋村中村西殿栗井殿北島殿、五番忌部村立河瀬村賀集殿、六番福良」とあり、又寄進狀多し、應永四年加集庄高階義忠、同年中村氏成、同六年(地頭方領家方)栗井太郎右衛門入道(本家方)肥田彌三郎政俊、藤原氏近藤孫四郎、同七年(地頭方)政氏、同年南條春時、同七年平々四郎、同十八年近藤次郎左衛門入道淨灯、長祿二年加集美濃守公文栗井千若丸近藤助四郎爲吉福良藏人太夫政貫久米四郎左衛門入道々珍吉川民部丞經信海老名加賀入道々昌帶刀先生親經右近太夫將監親祖兵部太夫道隆、同廿九年久米四郎右衛門尉家守、文正元年福良助解由左衛門政幸、文明三年加集美濃守高階安親などの判物なり。

(南邊寺山)

南邊寺地藏堂は賀集八幡宮の北に特起する峰に在り、山容遠近より觀望すへし、標高二百六十米突、山の北麓を志知村とす。

淡路陵

淳仁天皇(淡路廢帝と云ふ)の御陵なり、賀集村字中村に在り、天王森と稱し、今山陵高七間、東西二十間、南北七十間許、制定して兆域と爲さる。延喜式、淡路陵、廢帝、在淡路國三原郡、兆域東西六町守戶一烟。(常盤草云、天王森或は杉尾森とも云ふ、山陵周廻三百七十間許、其東は山に添ひ池あり、界内に天王社あり、別に修隣信の寺あり、社南に當り高塲と呼ふ

墓、則ち曾櫃を藏め奉るならん、上には綠樹茂れり、一說に野邊宮の地を淳帝陵と云ひ習はせど、山陵に擬すべき形さへ無し、寶龜三年改葬の事國史に明記せは、其造陵おろそかに非す、而も今三原郡中に山陵と云ふへき者、賀集中村の天王森のみ、山を築き隍を穿てる形狀、眞に陵墓の古制によく合へり、又前王廟陵記に、津名郡多賀の神宅の東と錄せるは、崇道天皇と混亂したる說なり、又按するに此淳陵今天王森と稱し、土俗牛頭天王の祠なりと心得居るは、中世諸陵衰廢して陵戶絕え、其名を亡ほしたれば也。

淡路墓○淳仁帝の母、山背子の墓なり、上總守當麻眞人の女とす、帝陵の南六七町、字鍛冶屋の馬目（ウマノメ）と稱する域是なり、延喜式、淡路墓、當麻氏、在淡路國三原郡、兆域東西二町南北二町、守戶正丁五人。○大日本史、天平寶字八年、太上天皇遣兵、圍中宮院、廢帝、帝偪遑、與所生當麻氏、至小子門、乘以驛馬、衛送配所、幽之一院、廢帝不堪憤、踰垣而逃、國守佐伯助率兵遮之、其翌薨崩、寶龜三年、遣三方王於淡路、改葬、設齋度僧、永修功德、九年、尊廢帝墓、稱山陵、所生當麻氏墓、稱御墓。

榎列（エナミ）郷

和名抄、三原郡榎列郷、訓江奈美。○今榎列村の大字榎列及び志知村是なり、榎列は江の邊に並み續く里の心にて、三原川の江に副へる地なり、北岸は幡多郷にして、今の榎列村は幡多郷を合同す。○此郷は神稻郷の北に接し、字小榎並に市中の稱あるを以て、常磐草には市村三條十一箇所なとの地も本郷の屬なりと判定せらる、今之を採らず。

三宅（ミヤケ）

今榎列村大字榎列の中なる大榎並に三宅の名あり、日本紀に、仲哀天皇淡路屯倉を定めたまふ由を載せたるは、其遺跡蓋此とす、應神仁德履中の諸帝の此地に行幸ありて、御原を立てたまへるは、亦此屯倉に起因せる事ならん。常磐草に榎並は蜂須賀氏の時、放鷹の禁野たり、鶺鴒鳧雁の類多しとあるも、古來此地遊獵の勝境たるを證明するに足る。應神紀云、天皇狩于淡路島、是島者、峰巖紛錯、陵谷相續、芳草薈蔚、長瀾潺湲、亦麋鹿鳧雁多在、故乘輿屢遊之。

志知（シチ）

市村榎列村の西を今志知村と云ふ、古の榎列郷の屬地なるべし。中世に當り、鄕士野口氏之に居り、松本城を築き、天正の末まで其家相續し、加藤嘉明に歸附す、嘉明は天正十三年に此地に封せられ、海部の士民を領して、豐臣氏の水軍たり、慶長二年、嘉明伊豫へ移り、後數年にして志知の城廢す。三原湊は志知の北に接す、今湊村と曰ふもの是なり。

常磐草云、志知は庄號なり、松本村の伊勢明神棟札曰「天正四丙子年仲冬日、野口孫五郎長宗建立」と志知城、即松本城の跡も同村にあり、城臺方一町許、四方壕あり、第二の壕は田となり、東は松本河、西は鍋河なり、按るに菅氏代々志知庄に居して、後野口と改稱せしと聞ゆ、太平記を考るに、延元元年、後醍醐天皇再び叡山に遷幸し玉ひ、義貞京を攻めたる時、阿方志知の人々山門に至り、阿彌陀が峰に陣取たりしが、細川卿律師に打負て退きぬ、延元三年、吉野先帝崩御し玉ふ、吉野執行吉水法師宗信曰く世の危を見て命を輕せん官軍は云々、淡路に阿間志知云々、義心鐵石の如にして一度も變せぬ者共なり、曆應三年、脇屋義助南朝の勅を奉じて伊豫に下向の時も、阿萬志知の一族武島より船を浮べて、備前の兒島へ至りしとぞ、其頃細川師氏下向して、淡路の官軍を擊ち守護職となりしより、志知も細川に服從せしなるべし、此時も野口氏なりけむ、細川氏衰弱に及んで、野口氏も三好の族となりしなり、將軍家譜曰「淡路安宅野口等、三好一族也、寶休弟冬長、續野口家」、南海記曰、阿波撫養住人篠原自遁、信長の四國を征せんといふを聞て、羽柴秀吉に和親を乞ふ、是より先き淡路の諸將等も音信を姬路に通して親和せり、思ふに此時孫五郎長宗も秀吉に歸服せしなるべし、土人の傳說に秀吉由良攻の時は長宗嚮導せしとなり、天正十三年、加藤嘉明志知城に入、此時食祿一萬八千石、文祿元年秀吉朝鮮を征す、三月諸軍渡海す、此時左馬助嘉明は其兵七百五十人、志知浦の南の郭外蛇瀨にて船を造り、行裝既に成て其軍を發す[illegible]、或は云ふ本知六萬二千九百石なるべし、慶長二年、加增十萬石にて、伊豫松山城へ移封あり、加藤の後代官三枝丹波守暫く志知城に入るといふ、又慶長六年、石河紀伊守志知城の石壁を壞て、感應寺を築きしとぞ、

殿さまござりや百姓の弱り、松本日暮のさゝを見よ、

是は嘉明入部して松本に來住し、課役を加へし時の俗謠なるへし、又

志知の御城も夜半に落る、粟原山に陣とらさ、

是は志知の野口氏京勢に追落されたるをよめるなり、粟原山は神代の南、上田の寨とぞ、又志知の光明寺には畠山卜山の墓ありと云ふ、小五輪の石塔三四基あれど、今詳にし難し、按に志知の野口氏は游佐氏の一族なれば、卜山來寓せられしなるべし、「畠山卜山、名尙順、畠山政長子、老而號卜山、避於紀州比呂（ヒロ）城、享祿中、湯川莊司直光爲亂、卜山避於淡州、客死光明寺云々」と一書に載せたり、又光明寺に曼陀羅三舖あり、唐畫といひ傳ふれども、左には非ず、背書に天文十七年新に圖畫して、西神代の三社に寄附すとあり、開眼導師は國分寺の龍智院主、施主中島村樋坊云々とあり、古流鉢あり、朝鮮製なるべし、文祿の役の獲物にや。

（志知城址）

片田（カタダ）

今志知村の大字なり、此地には古より土器を造る。常磐草に延喜式「淡路國所造、御由加物」と云ふことあり、土器は其由加の遺俗なるべしと說く、式云「踐祚大嘗會、凡應供神、御由加物、器料者、差卜部三人、遣三國云々、淡路國所造瓷二十口、比良加一百口、坩二百口、造訖、

使當國凡直氏一人、着木綿襲、執賢木引導」と此凡直氏と云は、凡海直にて、淡路の海部の長なとにやあらん。

幡多郷

和名抄、三原郡幡多郷、訓波多。今榎列村の中大字幡多井に掃守の地なるべし、淡路二宮大和國魂神社此に在り。

神本

幡多郷の一名なるべし、卽大和國魂神の鎭します地なれば此称あり、三宮と称ふべきにや、今も神本と名つくる寺院の一院あり、續紀、神護景雲元年三月、南海道巡察使高向朝臣家主言、淡路國神本寺家、行程殊近、乞從停却、許之

二宮

延喜式名神大に列する大和國魂神社是なり、幡多山に鎭座す、大和國より遷したるべけれど、其年詳ならず。三代實錄云、文德實錄曰、仁壽元年、以淡路國大和大國魂神、列於官社、延喜式、神名帳曰、淡路國、大和國魂大神社同、まろ人の無をうこなすさは、人是を謗し、思を心におもふものを法輪則是を謗すなり」此社に往年に在近の士民群集し、宮主して櫻花を賞す、是を二宮の櫻會といふ、むかしは音樂なさありて、盛なる祭禮なりしとなり、此寺宮[illegible]山の古記に見ゆ、又智積山護國寺に蔵る處の元久の古文書に、一二の宮法華櫻會の舞樂料田を寄らるゝ事見えたり、此櫻會の事なるへし、又此社に古神印一枚を藏む、文に大和社印と曰ふ、此印近年土中に得たりと、又此社に伊奘諾伊奘冊神をいる、故に二宮と云ふと傳ふ、此說大に誤れり、二宮とは多賀宮を一とし、此宮を其序第二とせるのみ、延喜主税式には、淡路國大和大國魂神八百束とあるを見れは、一宮より殊に厚くとしますを知る、又社家の說に幡多山を鼻子山と呼ふ、鼻子をはハナコと訓むはわろし、ウヒコと訓むへし、日本紀に大和州磐余田池條に「[illegible]鼻子之洲」とあり、鼻は始端の義あり、故に初子と云ふに同し、此に大和の名あり、一宮の内の觀音堂を鼻子觀音と唱ふ、又猿樂の淡路といふ謡あり、その說に「二宮とは一二の謂にあらず、伊奘諾伊奘冊二神にてましませば、二神の宮といふべきを、二宮と云ふなり、當地は日本第一の宮也、二柱の神淡路島にありて、大八洲を作り、草木萬物を出生し、日神月神蛭子素盞鳴皆此島に降誕あり、かゝる皇子達に御世を譲りて、諾栞の權現とあらはれ玉ふ、又うば玉のわか黒髪も亂るらし、結び定めよさよの手枕と詠しも、當社の神詠也」と、猿樂の謡は足利の衰世に起りたる俗樂にて、其詞は滑稽の釋子杯の妄作したるものなれば、證とすべからず。

(鼻子山)

磤馭盧島社

二宮の畔なる田中に在り、蓋神代の舊事を沼島に傳へしを、後世二宮の社家の此地に移したる也。○常磐草云、自凝島社は円行寺河の側なり、圓山の小丘にあり、青松の茂林に小社立り、伊奘諾伊奘册尊を祭るといふ、按るに磤馭盧島をこの圓山に移せるなり、彼島の事は沼島の條に委し、神代の事を以て名つけたる處、此あたりに多し、天浮橋、豐葦原、鼻子山の類、皆此例なり。○大八洲遊記云、淡之三原幡多村、有一阜、高五六丈、周回百四五十間、上有一小社、土人傳爲磤馭盧島、卽伊奘諾册二神開闢之地、神州號名之起原、是爲大初也、長松簇立、別無雜木、四面皆水田、其南有幡多川、水涸礫磊隗堆、西距海半里餘、此際平田瀰漫、土人曰往古阜外皆海也、後世埋爲田疇、故今則一小阜、已非島嶼也、故後人或疑以爲非是、以本國南海島當之、或以淡島當之。

掃守

幡多の西北に在り、今榎列村の大字とす、掃部にも作る、和名抄河内國にも此郷名あり、此地より移せる名にや、古語拾遺に、掃守連の遠祖天忍人命の故事を載す、延喜式に淡路の凡直氏と云ふは、當掃守の族にて、海人の長ならん。

倭文郷

和名抄、三原郡倭文郷、訓志止里。○今倭文村松帆村なるへし、幡多掃守の郷の北にて、津名郡界に至る。

かちん帷子は掃守衆の衣裳よ、赤い手拭は倭文衆よ、

常磐草云、此謡は往時船越なと云ふ武士の横行せる頃のものなるべし、船越氏の館址は庄田に在り。

庄田

今倭文の大字にて、先山の西麓に在り、倭文郷の大邑なり。常磐草云、委文八幡は庄田に在り、土人は其拜殿飛騨工立たりといふ、謬傳なるべし、委文八幡宮の拜殿及御供屋の瓦に彫刻したる記あり曰「當社造營、大工五郎左衛門光弘小工天王寺より二人下る、本願加地左京之進、同加地六郎兵衛、坊主權少僧都慶信、天文八年二月」とあり、船越氏の館址は同しく村の西にあり、壕塁堀の跡殘て大なる屋敷也、大土居と云ひ今田と成れり、傳說に曰、船越氏は駿河國の人也、委文庄を領して下向し、慶野浦に着船して、其浦人を嚮導とし、先領主を討果して、自ら領知せしとぞ、因りて按るに、文明中細川成春守護の時、藤原[illegible]爲領主なる事感應寺舊記に見えたり、永正年中の記に、委文莊感應寺とあれば、親秀は委文庄の領主なるべし、然れば其後の子孫此庄に住しを、船越氏の爲に滅たるにや、船越氏は天文の頃と云傳ふも有れば、三好家に屬して委文庄を掠奪せしにや、三好は大永の頃より國權を握り、天文の末には阿波屋形[illegible]屋形を[illegible]せり、此時代の事か、船越氏初代は左衛門尉某、此人大蛇を射其害を除くとぞ、其子一花、一花の子[illegible]之進、[illegible]之進の子五郎右衛門まで、連綿として倭文一庄の主にて、五郎右衛門豐太閤に仕ふと傳へり、蛇の事は故事國說及碎玉話なとにも載たれ共、其說少しく異なり、里人曰、船越邸の近邊に、寬文中方二尺の蛇骨を掘出し、加地氏宅にも五六斤許の蛇骨出で、共に今洲本官府に藏むといふ、按するに此の大蛇は蟒蛇白花蛇なとの類にやありけん、蛇骨を掘出せりと云は恐らくは蛇の蛻骨にては有まじ、背牛といふ谷河の石なるべし、形似たるを以て蛇骨

龍骨なと云ひ、處々にある物にて、金瘡の血を止る藥也と○又云、加地氏の舊址も庄田村に在り、最廣大也、加地日向同石見なと云人の故第と傳ふ、天文中の瓦記に左京進六郎兵衛とあるも、その子孫といふ、今も加地氏世々故宅に家す、是亦その孫裔なるよし、或は加地納南氏は船越の老臣なりと説くも、未た從ふべからず、嘗て東鑑を檢するに建久建武より文應弘長までの間に、加地氏の事蹟間斷なく載たり、彼越後國加地庄の事も彼書に見えたり、委文の加地も其氏族なるべし、船越氏も文治二年船越三郎等狐崎にて梶原景時と戰て功あり、建長二年船越右馬允あり、皆東國にて名ある士と見えたれば、鎌倉の代又は室町の時よりも、委文郷の釆地に來住せし事あるべし、傳説分明ならねば、其履歴知りがたし、當國守護細川氏衰廢せしより、諸氏皆三好氏に服從し、織田家の時船越は羽柴氏に歸降し、加地は此郷に留止せし歟。

松帆（マツホ）　今飼飯（ケヒ）野の近傍を松帆村と稱し、其海を松帆浦と云ふ、湊村の北、倭文村の西にして、三原川の右岸に在り、飼飯野は舊慶野に作る、蓋古の御原の禁野の一にして、飼野（カヒヌ）の訛なり、瑞井宮の舊跡を傳ふ。

（飼野）

感應堂（カンノウダウ）　松尾山感應寺と稱し、飼飯の松原に在り、勝景の境なり。常磐草云、慶野（ケイノ）の海濱、その地廣平にして江を引き海に臨み、千松翠を積て、風を呼び濤を起す、江頭の臺上に大悲閣を架して、雪月に攀躋すれば空を陵ぐが如し、絶妙の佳境なり、近世の人此地を松帆の浦と稱す、州人も皆名所の松帆浦は此地と思へり、古人の詠吟せしは岩屋にあるを正とすべし、此地を松帆と稱する事は委文郷松尾山より感應寺を移し來りしより、後の人の誤り呼べるなるべし、源光隆君此浦に來遊せさせ給ひて「沖津波緑を帶て木のもとによする松帆のうらの初春」と、感應堂は臺榭の上にあり、國君より營建し給ふ、聖觀音の古像を安措す、毎年六月十六日の夜、民俗聚會して商賈市を爲す、叶堂の市といふ、或は十七夜會ともいふなり、此堂の舊地は委文郷土井村の東山にありとぞ、永正五戊辰年、感應堂再興化疏曰「三原郡委文庄松尾山、感應堂安聖觀音」云々、古鐘一口あり、傳説に此鐘中ころ播磨國の山寺へ盜取けるか、後に還ると云ふ、二の銘あり新山寺とあるは播磨の寺號にや、鐘に彫刻して曰「淡州三原郡松尾浦感應堂推鐘、天下泰平、國土安穩、御守護源成春、領主藤原滋秀、大工安坂藤原貞吉、本願慶輔妙嶺尼、請坂藤原貞次藤原有友、文明七年乙未九月廿六日」按るに三原郡の下、松尾浦とある小書三字は後に彫添たる樣に見ゆるなり、源成春は養宜館の第六世細川淡路守なり、領主は委文庄の領主なるへし、又小銘あり曰「新山寺鐘、大工山里藤原宗家、願主藤之方性俊、院主祐源、天文三年甲午九月十八日」「慶長六年、石河紀伊守光遠感音堂を北の松原へ退け移して、其跡に壘壁を築く、其後紀伊守卒し、同八年本堂を故址へかへされ再興すと、俚歌に

感應堂の城は緣なし機よたてこしらへて居りもせず、文祿元年、志知の加藤氏豫州へ移封し、其跡へ豐臣家の代官三宅丹波守石川紀伊守なと來り、三宅は志知に居り、石川は感應堂の地船手の便よしとて、寺を除き去らしめ、志知の石壘を運送し來り、築城したり、而も間なくして廢墟と爲る、俚謠に見ゆる所は、蓋之を詠せるなり。

（慶野）

飼飯（ケヒ）　今松帆村に大字笥飯野あり、或は慶野に作る、飼飯海の名は萬葉集に見ゆ、萬葉名所考云、飼飯は飼は笥の誤にやと思ふ人あれど、誤字とは云ひ難し、集中に飼飯を氣比と訓むべきもの三所あり、畜類を飼ふ料を古へ飼飯とぞ云ひけむ、カヒの切キなるをケに轉じてケヒと云るなるべし、畜類をケモノと云ふも、飼物の義なるを思ひ合すべし。

飼飯の海の庭よくあらしかりこものみたれいつ見ゆ海人の釣船〔萬葉〕

是は淡路の飼飯野の海なるべし、越前の氣比浦としてはさらによしなし。○按に、續紀に淡路は牛馬牧地の多き由を載せ、延喜式に同宍一千斤を錄す、蓋此等は御原の飼飯野に牧養せる者にして、飼飯野の北に鳥飼村の名あるも皆之に起因するごとし。

瑞井宮（ミツヰノミヤ）（産宮）　又産宮（ウブミヤ）と云ふ、今松帆村大字瑞井の檪田に在り、寬文中、國主蜂須賀家より營造して古跡を傳ふ、社傍に清泉あり、産池（ウブイケ）又穢池（ヨゴレノイケ）と云ふ、土俗孕婦此池の暑を掬り服すれば、産時安泰なりと稱し、安産の祈を爲す人多し。○常磐草云、古事記に曰く「師木津日子玉手見命、河股毗賣の兄殿延の女、阿久斗比賣を娶りて、師木津日子命を生み、此命の一子和知都美命は、淡道の御井宮に坐す」と、按ずるに玉手見命は安寧天皇也、御井宮は瑞井宮と同しかるべし、又姓氏錄に反正帝の御誕生の事を記す曰「皇子瑞齒別尊、誕生淡路宮之時、淡路之瑞井水奉灌御湯、于時虎杖花飛入御湯瓮中、色鳴宿禰、稱天神壽詞、奉號曰名治比瑞齒別命、乃定多治部、諸國爲皇子湯沐邑」云々、此産宮は其古跡にや、當時淡路宮に御坐ましし、淡路の瑞井の水を汲てあみせ奉りし也、又和知都美命御井宮に坐すとあるも、瑞井と同じかるべければ、此地なるべし、淡路三原皇女もこゝにて生れ玉ひければ、かくは名つき玉へるにや、思ふに上古の天皇淡路を遊獵の地として行幸なとありしかば、安寧懿德の頃よりも此處に行宮を建造せられて、淡路の宮御井の宮なと名つけ給へるにやあらん、その頃の天子行幸の事國史にも見え侍らねとも、史の闕略もあるなれば、量り知るべからず、應神より仁德履中允恭の行幸は、古史にも見えたり、その后妃なとも御駕に從ひ、又はよし有て此行宮に來り住せ給ふ事なきにもあらじ、今の産宮と云ふは淡路宮の故址なるべき歟、又淡路之瑞井は今江尻の潮清水（一名松

本六）と云ものの是ならん、老楠のうつほ木、徑六尺深七尺なるものを以て、井筒となせり、むかしは此あたり近潮の漲り入し也、鹹泉その中に涌出るゆゑ、潮清水といふと、その井の傍に北洞溪に架たる圯あり、高橋と云ふ、此圯を渡りて產宮へ通路近し、古史に淡路島清水淡路瑞井と稱するは此水なるべし、古事記曰、仁德帝の御世兎寸河の西に高樹あり、其樹の影旦日にあたりては淡路島に逮び、夕日に當ては高安山を越たり、故に御樹を切て船に作る、甚捷行舟なり、其船の名を枯野といふ、且夕淡路島の寒泉を酌て大御水を献る。○按に淡路に天子遊行の行宮の在りしことは明白なれど、淡路宮又淡道宮と記せる中に、丹治比（タヂヒ）宮と訓むべき者有り、古事記、淡道之御井宮、姓氏錄、淡路宮、又反正紀、天皇初生于淡路宮、有井曰瑞井、汲之洗太子、時多遲（タヂ）花有于井中、因爲太子名也、多遲花者今虎杖花也、とある淡路宮は皆河內、丹治比に建るなるべし、但し此に御井の水產湯の水を淡路島より汲み取ることこそ、仁德記姓氏錄にも見え、古代の習として島、水を尊みしは、別に因由あるにや。小川氏云、淡路島の水と云は神代卷に「以淡路島爲胞」といふことをあげて、伊弉諾の鎭り坐すが故に、古人は常に淡路島の水をば尊みしにやあらん

江善寺（コウゼンジ）（江七）

今松帆村大字七江（ナヽエ）の江尻に在り、淨土宗也、一碑あり、二十餘人、法名を彫て、文祿元年七月七日高麗陣打死衆々帶す、按するに是豐臣氏朝鮮の役、加藤嘉明に從行して戰死したる人々なり、又藥師畫像一幅、金泥傍書して曰「高麗乙丑正月日畫我聖王□大王」云々の字あり、年文は消して見えず、文祿の役嘉明の剽掠し來りて、江善寺に納むと、又涅槃像一幀、彩色鮮明なり、共に韓國の製作なるべし。

三原湊（ミハラノミナト）

今市村と云ふ、三原川の委口にして、西北に開く、即播磨洋なり。此江湊東北は松帆島飼の濱に至り、西は津井村の雁來埼に至る、廣さ二海里、北風を遮る者なし、然れども帆船の寄泊するもの多く、古より湊村の名を負たり。

淡路の國のみはらの湊と云所にて、月のあかきに、
宮古にて見しにおとらぬ月なれやもしほの煙たちまかふとも、〔橘爲仲家集〕

延喜式、三原郡湊口（ミトグチ）神社は今この村にあり、三代實錄、貞觀元年、淡路國湊口神授位の事あり。○常磐草云、長寬勘文曰「天慶三年二月、有諸社位記請印事、去承平五年依海賊事、被祈申十二社位記也、正四位下湊口神社」、按るに朱雀院承平四年より、山陽南海に海賊起り、官兵に命して捕しめらる、同六年、海賊の大將藤原純友伊豫國に起りて、阿波淡路なとを掠め、阿波介藤原國風も敗軍して淡路國に來りしなり、湊口神に祈られしは、此間の事なるべし。○三原川は先山譲葉山の諸澗を源と爲し、數派の細流相會して此名を負ふ、其流の長さ四里に上るものなし。

湊村の西字登立に翁媼石と號する奇狀の岩あり、濱に屹立す、又地學雜誌云、砂石の薄層を累重する頁岩は、湊村の海濱に露れ、岩体中に異樣なる甲介の遺骸を留む、其狀陽燧貝に似て、牛角を屈曲したるか如き貝殼を有せり、之をアンモン貝と云ふ、現今は絕種なれども、中生界に在ては底深き海中に群居せし軟体動物なり。

伊加利（イカリ）

湊村の西南二里、阿那賀浦の北なる山村なり、溪水は北流して津井浦に至り海に入る、長二里、此村に近世民平燒（ミンヘイヤキ）と號する陶器を製す、往々古雅の製造ありて、世に推稱せられ、專ら淡路燒と曰ふ。常磐草云、伊加利村は或は猪狩に作る、八幡宮あり、上梁文曰「永正元年壬申四月、伊加梨庄八幡宮再興」と又大般若經具書曰「至德二年十月廿五日、以葛原八幡宮御本一校了」と、此村に新羅谷井に大[illegible]原と云ふ字あり、古へ投化の韓人の居たる所なるべし、又晴明塚と云ものあり。

阿那賀浦（アナガウラ）

阿那賀の浦の義なるべし、今阿那賀村と號す、小港洞穴の狀あり、福良村の西一里、山嶺を隔てゝ相並ふ、鳴門海峽の北口東岸に當る、海峽の隘處の東北二海里、奔潮激浪一望の中に歸す。凡鳴門の渡航は、南風急甚なる時は、福良撫養の間行き難きを以て、阿那賀浦より撫養の北泊に向ひて渡ると云ふ。常磐草云、阿那賀浦は南風の時鳴門の渡口と爲す、阿那賀埼は浦の東南隅に在り、相傳ふ邑主武田山城守、其子彥五郎、彥五郎の子滿正といひ、天正年中、阿那賀浦の領主たりしと、武崎は湊口の西岬にて、千歲腰甲に似たり、伊比島は港の東南を塞ぐ、阿那賀浦は北十餘町にして、草香浦の字あり、凡山埼西方に突出し、其陽に泊船の便地を見るべし

福良（フクラ）

今福良町と云ふ、淡州の西南海、鳴門海峽の南口東岸に在り。港灣東西十町、南北十二町、形括嚢の如し、延喜式に福良驛と記し、古來南海道の官道之に係り、由良と相對比すべし、今人口五千許、州の出入港多なり。○水路志云、福良は灣口內山に最良の錨地あり、水深七尋泥底にして錨抓を容し、灣の西北側に二嶼あり、一を煙島と曰ひ圓錐形にして密樹之を掩ふ、一を洲崎と曰ふ、砂洲なり。常磐草云、福良浦は港廣くして、前後の山相對ひ、煙島洲崎島其中に浮ひ、灣容湖水の如し、商家漁戶數方あり、船舶來集す、阿州撫養浦を距ること三里、即鳴門の瀨戶の渡口なり、延喜式福良驛、今も浦の東に馬宿と稱する地あり、驛家の故址なるべし、煙島には宗形三女神を祀る、浦の西字吹上なる蛇舘は樹淨く埼長き白濱なり、龍蛇の水に浮へる如し、洲崎に連接する勢あり、松樹列立て天の橋立など想像らる、新羅浦は西の濱邊にある地名なり、古へ歸化の韓人を居きし地なる可し。

又云、鵜島は古城の跡なり、浦の西南に在り、元暦元年源氏要害を構へし處と云傳ふ、平家物語に曰「平家一の谷へ渡し後は、四國の者とも一向隨奉らず、中にも阿波讃岐の在廳なと、皆平家を背て、源氏に心を通はしけるが、門脇中納言教盛、越前三位通盛、能登守教經父子三人、備前國下津井に在すと聞て、兵船十餘艘にてそ寄たりける、能登守大に怒て昨日今日迄我等か馬の草剪たる奴原か、何たか契を變するにそ有んなれ、其儀ならば一人も漏さず討やとて、小船共押浮へて追れければ、四國の者共人目ばかりに矢一射て除んとこそ思ひしに、能登殿に餘りに手痛く攻られ奉て、叶はじとや思ひけむ、遠負にて引退き、淡路國福良の泊に着にけり、其國に源氏二人ありけり、故六條判官爲義の末子加茂冠者義嗣淡路冠者義久と聞えしを、大將に頼て城郭を構へて待處に、能登守殿押寄て散々に責玉へば、加茂冠者討死す、淡路冠者は痛手負て虜にこそせられけり、殘り留て防矢射ける者共、百三十餘人か首斬懸させ、討手の交名記して福原へこそ參られけり」鎌倉實記に、琵琶法師傳を引きて曰「阿波讃岐淡路在廳の中、五條太郎菅原定賓は讃岐に居り、飽浦三郎元信は淡路に居り、安部左五郎時任、宇留島十郎元有は阿波に居り、大宮藏人實春は淡路國松帆に居り、是みな平氏に背く者なり」又曰「淡路國人安摩六郎宗益も平家に背けり」又曰「小松平重盛、嘗て鞆浦より和田御崎に赴く時、船を淡路に繋たり、淡路冠者雅餉を供ふ、重盛之を賞して福浦上樹里白町を冠者に賜ふ、大宮藏人實春も亦義久か弟なり」云々、按するに鵜島の壘趾その履歴詳ならず、思ふに足利爭亂の世に福良氏の人なと防禦に備へたる處にても有るべし、福良氏は福良に居住の鄕士と聞ゆ、嘉吉中に福良石見あり、長祿に福良藏人大夫政貫あり、文正に福良勘解由左衞門政幸あり、賀集山古記に見ゆ。

鳴門埼（ナルトザキ）　福良町の西五十町に在り、岬嶼蜿蜒、海中に突進すること二十町、以て鳴門海峽の隘口を扼す、阿波の孫埼と相距る十町に過ぎず。○常磐草云、鳴門埼は直に瀬戸に臨む、瀬戸の中心の礁を中瀬と稱す、潮汐生ずれば浪たち起りて、海面ひたしろく、船を通ぜず、潮和ぎ渡平なるに及で、海人小船指出して、藻刈釣する者多し、磯曲に巉岩奇石疊か列りて、尤奇絶なり、磯邊に海藻貝螺多し、裙帶菜最佳、蒼聞集に「鳴門はよき女(メ)の上る處」とあり、阿波の方によりて飛島淡島門下島などの海中にあり、大毛の孫崎、里の鋲の濱崎、目下にあり、南を望めば阿波椿泊の湯島紀伊の日御崎、北は讃岐路小豆島など見ゆ、凡鳴門は潮の差引強くして、汐時他處にかはれり、古書に淡路の鳴門ともいふ、蒼聞集曰「篳篥師用光、南海道に發向の時、海賊にあひたり、用光を既にころさんとする時、海賊に向て曰、我久しく篳篥を以て朝につかへ、世にゆるされたり、今いかがなく害されむとす、是宿業のまからしむるなり、しばらくの命にさせよ、一回の雅聲をふかんといへば、海賊ぬける大刀をおさへて吹かせけり、用光最後のつとめと思て、泣々臨調子に吹にけり、其時なさけなき群賊も感涙をたれて用光をゆるしてけり、剩へ淡路の南流(ナルト)止迄送りてけり」○四國北國動座記云、大將豐臣秀長、於淡路福良、艤船揃人數、欲渡鳴門、大船六百艘、小船三百艘、諸勢一度相計臨時、漕出鳴門沖、譬如千行鴻雁翔天、即時從福良押着阿州土佐泊、五里也。

淡路かた瀬戸の追風吹そひてやかて鳴門にかゝる舟人、（新後拾遺集）あはち島ゆきあふ瀬戸の汐ざきに安くもわたる友千鳥かな、（夫木抄）

行者嶽は鳴門埼の背なる高嶺なり、峰勢東は南邊寺山に連り、絶壁海に臨めり、絶頂に行者堂あり、相傳へて曰、役小角鬼神を驅使して此岳に來り、鳴門の海逆浪險にして舟人の悩めるを見て、阿淡の間を陸道とせんとて斯りけるに、珠數を貫ける緒の絶えて、飛び散りければ、其大願も成らざりきと、舊城山の故事に依倣せる俗説なり。

阿萬鄉（アマ）　和名抄、三原郡阿萬郷、（今阿萬村北阿萬村存す、福良町賀集村の南なり、）按に淡路の海部の事は古書に散見し、强大の部民なり、阿萬郷は其本據にして、福良下灘上灘沼島由良も郷名を缺けるは其阿萬の隷屬なるべし、淡路國の條下を參考すべし。

阿萬本庄（アマホンジヤウ）　今阿萬村と曰ふ、其南濱は鳴門海峽の東側を成し、北に押登埼あり、南に潮埼ありて、弧狀の灣を抱く。○常磐草云、阿萬庄は昔より武人の住居せる處にて、太平記に阿万志知の人々杯とあり、阿万六郎なともこゝに住せしにや、平家物語曰「阿波國人安摩六郎忠景、是も平家を背て源氏に志を通しけるが、大船二艘に兵粮米積、物具入、都を指て上りけるを、能登殿福原にて此由を聞き玉ひて、取追かけれは、安摩六郎は叶はじとや思ひけむ、和泉國吹飯浦に着ける。○又云、阿萬八幡宮は阿萬鄉の總社にて、本庄の鶴岡に在りて名を鶴岡に比す、社地も亦龜甲玄武の象あり、神庫に奉納の佛經多し、十部百九十一巻一函に入れ、函に記して曰「元亨四年甲子五月十四日奉入之、願主淡路太夫判官入道沙彌昌建」とあり、又三部紺紙金泥一函に入れ函に記して曰「永享八年丙辰卯月、奉寄捨阿萬本庄八幡宮、沼島住人梶原越前守平俊景」とあり、又大般若經函には記して曰「寶德二年庚午卯月、願主藤原久長、別田守長、宿實宥傳」とあり。

稻田（イナダ）　今北阿万村の大字なり、淡路燒の窯元は此に在り。一書云、淡路燒は加集珉平の創意なり、文政十二年製陶を志して黃色青色の釉を發明し、天保五年京師に赴き陶工尾形周平を伴ひ歸り、共に陶事を研究し、資産を蕩て之を勉む、遂に邑主稻田氏の聞く所となり、官窯を起し其業初めて成る、近時益盛大に赴き、珉平燒の名廣く世

に聞ゆ。

下灘(シモナダ) 今灘村と曰ふ、本來上灘に對して下灘の稱を正とす、阿萬賀集の南に一嶺を隔て、沼島に向へる一帶の海岸、長五里許の汀浦なり、汀線灣曲なく峯嶺險峻なり、中にも[illegible]山最雄大とす。

潮埼(シホノサキ) 下灘の大字にして、同名の岬角あり、淡州の西南端にして、鳴門海峽の南口の東角に當る、阿州の里浦埼(サトノウラ)に對す。○常磐草云、潮埼は山家集に見えたり、西行法師、淡路の南の海邊を經過せしこと、撰集抄に見ゆれば、其時の作なるべし、

小網引く網のうけ繩よりくゆりとしおさなる汐崎の浦

芳野浦(ヨシノウラ) 下灘の大字にして、[illegible]山の下に在り、撰集抄に[illegible]と云ふは、[illegible]なるべし。○撰集抄云、往にし比、淡路の國に[illegible]りし事ありしかば、其國見まほしく侍りしに、[illegible]と云ふ[illegible]り、前は南向の海、[illegible]として[illegible]もなし、後は[illegible]山けはしきにして、おぼつかなにも、人のかよふ[illegible]にも侍らず、しかはあれども藤野と云ふ名の、何となくむつましく覺えて侍りしかば、たどる〳〵踏りて侍りしに、あやしくあさましき庵の、[illegible]侍るなり、[illegible]かに[illegible]て見侍りしかば、庵のには[illegible]、[illegible]ばかり見え侍る、傍なる[illegible]、[illegible]侍り、さては此[illegible]に住む[illegible]、おはしけるよと、哀れに覺くおぼえて、すずろに[illegible]侍りき、其日は[illegible]て侍りしに、夕に成て[illegible]北山の上よりいまそかり、山櫻の花をなむ手折玉ひて、下りたまへり、こはいかにとよ、何として尋いたりたるぞや、都の方に何わざの事の葉か侍らむとこそ、思ひをりたれとの玉ひしに、御返事申すまでにもおよはず、[illegible]の涙をせきかねて侍る、其夜は御庵の傍に侍て、何となく[illegible]ども申出て互に袖をしぼりて、さて有へきにも侍らざりしかば、泣々別れ奉りき。

(諭鶴羽山)

諭鶴羽山(ユヅルハヤマ) 又諭鶴羽山に作る、下灘村大字芳野の北に聳え、市村神代村の南に當る、標高凡三百米突、何の世よりか熊野山十二所の明神を勸請し、號して弓絃葉權現と曰ふ、謠曲淡路にも載せたり。○常磐草云、讓葉は南海に臨める高峰にして、山に[illegible]葉權現社あり、國君より營建の所なり、賀集山古記に弓絃葉[illegible]にて、舞樂の法會ありし事見えたり、昔は讓葉の頭として大[illegible]ありし事なといひ傳ふ、大永六年、沙門宥尊の諭鶴羽山再興縁起曰「淡洲之諭鶴羽山、元曰多々横峯、人王九代之時、天竺摩迦陀國神、乘鶴羽來此山止、因名諭鶴羽山權現、天智朝、播日本無双之靈名、天曆之年、振夷狄降伏之靈威」云々、天正二年丙子、諭鶴羽山誌文曰「諭鶴大菩薩(一社三間一面)二兩所權現(一社三間一面)三若宮王子(一社二間一面)四五躰王子(一社五間二面)五四[illegible]明神(一社四間二面)六滿山護法(一社)七地主神(一社)八護法神(一社)九常行堂(一宇三間四面)十經堂(一宇三間四面)十一長床(一宇七間四面)十一舞殿(一宇五間四面)十三鐘樓(一宇二蓋)十四大門(一宇二蓋)十五三面回廊下渡廊十六不斷如法道場(一宇三間四面)十七金堂(一宇七間四面)十八湯室(一宇三間四面)已上十八宇」、按するに諸社道場みな廢して、今本社拜殿遺る、界内に古石碑ありと雖、文字漫滅して讀むべからず。

南田野浦(ナタノウラ) 日本靈異記に、寶龜六年、紀伊國安諦郡、吉備鄕の人紀臣馬養海中にて風に逢ひ、舟淡路國の南田野浦に着くと云事を錄す、南田は灘にて、灘之浦なるべし。

沼島(ヌシマ) 三原郡に屬し、灘村の海上に在り、周廻二里、西北に小灣ありて下灘に對す、距離三海里許、眇乎たる孤島なれとも、古より漁民栖止し、履中紀に淡路野島海人と見ゆ、今も沼島千軒と稱し、行舟獵魚を營くし、沼島村と云ふ、民戶二百。○此島は古書に野島(ノシマ)又武島(ムシマ)にも作り、相傳へて、淤能碁盧(オヌコロ)島即此と爲す。

常磐草云、沼島は西北面に漁家群を成す、其泊浦(トマリウラ)と云ふ地即泊舟の所にして、南浦を流河と云ふ、此島の海人等、或は伊勢の海對馬の海に行て釣魚するものあり、沼島を、太平記に武島と書るは、沼武音相近きを以て譌れるなり、紀貫之土佐日記に「阿波のみとをわたりて、[illegible]さきはかりにぬしまといふところをすぎて」とあるは、即此地なり、萬葉集に野島の埼と讀めるは津名郡の野島濱なれと「淡路の野島(ヌシマ)の海子(巻六)」及「あはちの野島もすぎ」云々など皆此沼島なるべし。

朝なきに梶の音きこゆみけつ國野島の海子の船にしあるらし、(萬葉集)わかほりし野島は見せつそこふかき阿胡根の浦の珠そひろはぬ、(同上)

(野島)

又云、沼島の南の磯に平波倍(ヒラハヘ)と云ふ岩礁あり、長四十丈、廣十五丈、石面平坦なり、毎年六月三日海神を此岩上にて祭る、神樂讀經あり、其に差出たる石を方言に波倍といふ、上立神(カミタテガミ)、平波倍の北の磯の海中にある石の名なり、高拾四丈餘の奇石なり、直立柱の如し、下立神は平波倍の西南の磯の海中にありて、高七丈許の石なり、柱の如く挺立す、屏風岩は峙立し屏障の如く、但屏岩は中腹に綠苔を生し、畫彩するものに似たり、其下に洞穴あり、其餘島の四方に種々の奇岩、種々の波倍あり、中にも鏡石は方丈許の白石、滑にして鏡の如し、その濱邊を鏡浦といふ、又過石溪間にあり、燒て痛齒をあたゝめ、彫て硯とし、爐とし、石印とす、又氷柱石あり形相似たり。

(平波倍)

同書又云、此島太平記に武島(ムシマ)と記し、尊良親王の御息所の漂流したまふ始末あり、島人も御息所は大寺と云一院に住はせ給ふと傳ふ、其大寺は今廢す、太平記曰「御息所の御船に乘ける水主、船を浦寄て淡路の武島と云ふ處へ漕着奉る、此島の躰たらく、回り一里に足らぬ處にて、

(武島)

釣する海士の家ならでは、住人もなき島なれば、浪あばらなる葦の屋の、憂節滋き栖に入進せ、波の立ゐに御袖をしぼりつゝ、今年は此にて暮し給ふ、明る年諸國軍起て、六波羅鎌倉九國北國の敵亡びたりしかば、先帝は隱岐より還幸、一宮は土佐の畑より都へ歸り入らせ給ふ、一宮は唯御息所の今世に座ぬ事を歎思食ける處に、淡路の武島にいまだ生て御座有と聞えければ、忽御迎を下され、都へ歸り上らせ給ふ、かくて又中一年ありて、一宮は越前にて御自害あり、御息所は御思ひのつもりにや、御中陰の日數いまだ終らざるにはかなくならせ給ふ」云々とあり、按するに增鏡の說にては、御息所は宮にさき立ちて死し玉へり、然れば太平記は妄說なり。〇又云、沼島の館址は今は多く畠と爲る、太平記曰「脇屋刑部卿義助、曆應三年四月、南朝の勅命を蒙り、四國西國の大將を奉て、伊豫國に下向す、紀州田邊宿より熊野人とも兵船を調へ、淡路の武島へ送奉る、爰には安間志知小笠原の一族共、元來宮方にて城を構へて居たりしかば、樣々の酒肴引出物を盡して、三百餘艘の船を構へて、備前兒島へ送奉る」云々、此頃沼島にも城柵の設ありしにや、沼島の館主は梶原氏と稱せり、加集山古記に梶原平次郎と見ゆるは、細川國主の時の人なり、阿萬八幡宮の經函に永享中の人とて、沼島住人梶原越前守俊景と銘記したり、梶原氏永正の頃は三好に與力し、天文中には梶原景時、天正中には梶原秀景、沼島の領主たりしことは、沼島八幡宮の棟札に明證あり、天正九年、京勢當國略有の頃、梶原氏も亡ひしなり。〇豫章記云、正平二十二年十月、伊豫守入河野通直、已に鎭西に於て吏部親王に從ひ奉り、豐前小倉に於て策を爲し、淡路の沼島へ上向す、小笠原海賊の一族、多年南方なれば、之に依らんとて也、此時の船人數は村上長門守以下、屋代島(周防)より取乘て、如和年須岐兩島竝に新居津倉淵(伊豫)を燒沸、沼島に上着し、相尋ぬる所、小笠原一族多年の功を捨て、將軍方へ參じ、僅に四十餘日也、細川殿管領として籌策に依て楠正儀同く降參せりとぞ、通直も力に及はず罷下る。(小笠原と梶原氏異同を詳にせず)管領記曰、大永元年三月、公方義植細川高國とおん中不和になり、京を出てさせ給ひ、淡路の武島へ御渡海ありければ、京には若君義晴播州より上洛あり云々。陰德太平記云、足利公方義植公、大永元年、潛かに都を出給ふ、泉州境の南庄に暫くの程御座を居へられければ、四國の武士馳集て警衛し淡州に渡海有て、或幽僻の地に菟裘の處を相て、黑木作の御殿を建られ、其後如何思召れけん、阿波國に漕渡らせ、纜を轟鳴門の礒邊に繋きたるに、如何なる者の所爲にや有けん、一首の狂歌を書て礒邊にぞ立たりける、

　たそや此鳴門の沖に御所めくは泊り定めぬ流れ公方か

磤馭盧島(オノコロ)

沼島の古名なり、仁德帝の御詠に入り、其所指を知るを得、神代卷に見ゆる磤馭盧島も亦推して此と爲すを得べしと雖、太古の事なれば、必しも究めず。

古事記云、仁德天皇、欲見淡道島、而幸行之時、坐淡道島、遙望歌曰、

　おしてるや、那爾波の埼よ、いでたちて、わかくにみれは、阿波志摩、淤能碁呂(オノゴロ)志摩、阿遲摩佐(アヂマサ)の志摩もみゆ、佐氣都志摩みゆ、

(淤能碁呂島)

常盤草云、淡路と紀伊の中間に伴島(トモ)あり、伴島の東の陸岸、濱邊に海部郡加太の淡島社あり、然れば伴島の舊名淡島なるべし、此御歌難波の崎より出立玉ひて、伴島より沼島をかけて見わたし玉ひ、其餘の島々を眺望給ふ意なり、伴島沼島の間近くみわたさるゝ處なり、釋契沖が厚顏抄にあちまさのしま、檳榔島の名今聞えず、名を變じたるなるべし、さきつしま此島亦詳ならずとあり、按ずるに崎々島の意にや。〇今按ふに、阿波志摩を伴島と爲し、淤能碁呂志摩を沼島と爲すは至當の說なるべし、佐氣都志摩は、さきなる島の意にて、此と指す所はなけれど、紀伊阿波の海なる島々ならん、殊に阿波の湯島(ユシマ)は沼島の南に當る、或は是島なるべし。檳榔は榕樹なぞと同く、紀伊阿波土佐日向なとの南海岸に生長すべき樹種とす、今は紀伊阿波の暖地にも、檳榔の存在を聞かざるは、中世絕種したるにやあらん、榕樹は纔に遺れり。

古事記云、天神詔伊邪那岐命伊邪那美命、賜天沼矛、故二柱神立天浮橋、而指下其沼矛、以畫者、鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴而、引上時、自其矛末垂落之鹽、累積成島、是淤能碁呂(オノゴロ)島、於其島天降坐、而立八尋殿。〇神代紀云、二尊、立於天浮橋之上、共計曰、底下豈無國歟、迺以天瓊矛、下而探之、滄溟凝成一島、名之曰磤馭盧島、便以彼島、爲國中之柱、生大八洲。〇釋紀云、磤馭盧島、有何意名之哉、是自凝之島也、今見在、淡路島西南角、小島是也、或說、今在淡路國東、由良驛下、或說云、淡路紀伊兩國之境、由理驛之西方小島云々、彼淡路坤方小島、于今得此號也、(弘仁私記)又云、古說、天神所賜瓊矛、既探得島、即以矛衝立此島、爲國柱、化爲小山也。(弘仁私記)

鹿子湊(カコノミナト)

今詳ならず、古風土記に見ゆ、鹿子水手(カコ)相通す、蓋淡路海部の住所にして、三原湊を指せるにや、淡路風土記云、應神天皇、淡路島遊獵時、海上大鹿浮來則人也、天皇召左右詔問、答曰我是日向國諸縣郡牛也、角鹿皮着、而年老雖不與仕、以尙莫忘天恩、仍我女髮長姬貢也、仍令榜御舟矣、因之此湊曰鹿子湊。(出阿詞林采葉鈔)〇此事は應神紀には播磨の鹿子湊とす。

淡路島　新井　君美

萬歲幽宮閟、孤洲積水回、風雲天柱壯、煙霧海門開、
樹色波間動、潮聲月裡來、蒼梧南狩後、落日望中哀、

明治三十三年六月十五日印刷
明治三十三年六月十八日發行

地名辭書一冊ノ下奥附
定價金參圓五拾錢

不許複製

著作者　吉田東伍

發行者　東京市神田區裏神保町九番地
合資會社冨山房

代表者　合資會社冨山房社長
坂本嘉治馬

印刷者　東京市京橋區西紺屋町廿六七番地
青木弘

印刷所　東京市京橋區西紺屋町廿六七番地
株式會社秀英舍

發兌書肆　合資會社冨山房
（電話本局一〇三六番）

豫約取次所

札幌區	萱間左右太
小樽區	川南重祐
函館區	魁文舍
弘前市	今泉道次郎
青森市	今泉謙吉
八戸町	伊吉商店
秋田市	成見清兵衛
盛岡市	上村才六
一の關町	文港堂
山形市	五十嵐商店
同	牧野德太郎
鶴岡町	日向源吉
米澤市	素月晨平
酒田港	鈴木喜八
仙臺市	高藤書店
同	藤崎書店
福島市	漸進堂書店
若松町	田中善平
白河町	奥村書店
郡山町	虎屋書店
前橋市	煥乎堂書店
長野市	西澤喜太郎
松本町	水琴堂書店
飯田町	皆川半四郎
上諏訪	日新堂書店
越後長岡町	目黒十郎
水原町	西村六平
新潟市	櫻井產作
高田町	高橋書店

佐渡	中山萬平
富山市	中田書店
高岡市	學海堂書店
金澤市	近田書店
同	宇都宮源平
福井市	日新館書店
同	品川書店
宇都宮	內田濱吉
水戸市	川又銀藏
千葉町	多田屋支店
佐原町	堤安五郎
加須町	松柏堂
浦和町	高野幸吉
横濱市	天野弘集堂
同	丸屋書店
甲府市	柳正堂書店
同	內藤書店
靜岡市	吉見書店
同	廣瀨市藏
濱松町	谷島屋書店
名古屋市	川瀨代助
同	三輪文次郎
同	片野東四郎
岡崎町	伊藏小文司
津市	河島書店
同	豊住書店
同	關西圖書株式會社
岐阜市	郁文堂
彥根市	廣田七二郎
京都市	松田庄助
同	大黑屋書舖

大阪市	三木佐助
同	吉岡平助
同	柳原喜兵衛
同	梅原龜七
奈良町	圖書卸賣合資會社
和歌山市	三宅小次郎
神戸市	吉岡支店
姫路市	矢內書店
岡山市	森博文堂
同	武內書店
松江市	川岡清助
廣島市	積善館支店
山口町	桂梅吉
同	小原松千代
福岡市	森岡書店
同	積善館支店
久留米市	菊竹書店
佐賀市	河內壯助
長崎市	安中虎與號
同	安中集英堂
熊本市	長崎次郎
大分町	甲斐治平
同	守田書店
宮崎町	津野融貫堂
鹿兒島市	吉田幸兵衛
高知市	澤本駒吉
高松市	宮脇仲次郎
松山市	土肥與平

發行所 東京市神田區裏神保町九番地 合資會社 冨山房
明治廿九年六月設立 （電話本局千〇三十六番）